I. インド
（India）

＜目次　～インド～＞

第 1 章　市場環境の特徴 3
第 2 章　金融制度概要 4
1.　金融機関の種類 4
(1)　指定商業銀行（scheduled commercial banks） 5
①　公的銀行部門－ステイト銀行グループ（State Bank Group） 5
②　公的銀行部門－国有銀行（nationalized banks） 6
③　民間銀行部門－民間銀行（private sector banks） 7
④　民間銀行部門－外国銀行（foreign banks） 8
(2)　地域銀行（local area banks, LABs）・地域農村銀行（regional rural banks, RRBs） 9
(3)　協同組合信用機関（credit co-operatives） 9
(4)　ノンバンク（non-banking financial companies, NBFCs） 10
(5)　全インド金融機関（all india financial institutions, AIFIs） 11
2.　監督官庁と指導体制 11
3.　インドの金融制度の特徴 11
4.　預金保険制度の枠組み 12
5.　個人資産運用に関わる税制全体の中での預貯金税制 14
第 3 章　郵便貯金の概要 16
1.　郵便貯金銀行の設立目的・沿革概要 16
2.　組織・経営形態 16
(1)　経営形態 16
(2)　金融サービス提供の形態 18
(3)　窓口取扱時間 20
3.　主な業務内容 20
(1)　預金業務概要 20
(2)　資金運用方法 22
(3)　貸付業務概要 22
(4)　送金・決済業務概要 23
(5)　国際業務概要 23
(6)　付随業務概要 23
4.　会計基準と財務諸表 24
第 4 章　金融セクターにおけるリテール金融機関の特徴 25
1.　郵便貯金銀行 25
(1)　郵便貯金銀行の特徴 25
(2)　金融市場の中での郵便貯金銀行の競争力 25
2.　地域農村銀行 26
(1)　地域農村銀行の特徴 26
(2)　金融市場の中での地域農村銀行の競争力 27

(3)　マハラシュトラ・グラミン銀行（Maharashtra Gramin Bank） 28
3. 協同組合信用機関 29
(1)　協同組合信用機関の特徴 29
(2)　金融市場の中での協同組合信用機関の競争力 29
4. 金融セクターにおけるリテール金融機関の位置付け 29
5. 家計の金融資産・負債の動向 30
(1)　預金等の受入れ（商品、預金残高） 30
(2)　資金の貸付等（商品、融資残高） 31
第 5 章　最近の金融動向と今後の展望 32
1. 最近の金融動向 32
(1)　マイクロファイナンス機関に対する規制の動向 32
(2)　金融包摂政策 「Jan-Dhan Yojana」 33
(3)　新銀行設立 34
(4)　金融関連法案 37
①　ブラックマネー関連 37
②　租税回避関連 38
(5)　不良債権問題 39
2. 最近の金融動向（フィンテック、キャッシュレス化、モバイル決済） 40
3. 郵便貯金の今後の動向 43
(1)　新たな個人金融サービスの提供の動向 43
(2)　郵便総局による 「All-Women-Bank」の設立構想 43
(3)　郵便総局による支払銀行設立 44
＜出所資料一覧＞ 46

＜略語集＞

略語	原語（英語）	日本語訳
AIFIs	All India Financial Institutions	全インド金融機関
BFSPL	Bandhan Financial Services	バンダン・フィナンシャル・サービシズ
CBS	Core Banking Solution	コア・バンキング・ソリューション
CGCI	Credit Guarantee Corporation of India	インド信用保証公社
DIC	Deposit Insurance Corporation	預金保険公社
DICGC	Deposit Insurance and Credit Guarantee Corporation	預金保険信用保証公社
DIF	Deposit Insurance Fund	預金保険基金
DMFC	District Micro-Finance Committee	地方マイクロファイナンス委員会
DoP	Department of Posts	郵便総局
EXIM Bank	Export Import Bank of India	インド輸出入銀行
FATCA	Foreign Account Tax Compliance Act	外国口座税務コンプライアンス法
IDS	Income Declaration Scheme	所得申告スキーム
IGA	Inter-Governmental Agreement	政府間協定
iMO	Instant Money Order	即時送金サービス
IMPS	Immediate Payment Sercvice	即時決済サービス
IPPB	India Post Payment Bank	インディア・ポスト支払銀行
LABs	Local Area Banks	地域銀行
MoF	Ministry of Finance	財務省
MSMEs	Micro, Small and Medium Enterprises	零細・中小企業
NABARD	National Bank for Agriculture and Rural Development	全国農業農村開発銀行
NBFCs	Non-banking Financial Companies	ノンバンク
NBFCs-D	Deposit-taking NBFCs	預金受入型ノンバンク
NBFCs-ND	Non deposit-taking NBFCs	非預金受入型ノンバンク
NBFCs-ND-SI	Non-deposit taking systemically important NBFCs	システム上重要な非預金受入型ノンバンク
NHB	National Housing Bank	全国住宅銀行
NPCI	National Payment Corporation of India	インド決済公社
NPS	National Pension System	国民年金システム
PIB	Public Investment Board	公共投資委員会
PLI	Postal Life Insurance	郵便生命保険
PMJDY	Pradhan Mantri Jan-Dhan Yojana	首相による人民の富計画
POSB	Post Office Savings Bank	郵便貯金銀行
RBI	Reserve Bank of India	インド準備銀行
ROR	Resident and Ordinary Resident	通常の居住者
RPLI	Rural Postal Life Insurance	地方郵便生命保険
RRBs	Regional Rural Banks	地域農村銀行
SBI	State Bank of India	インドステイト銀行
SHG	Self-help group	共助グループ
SIDBI	Small Industries Development Bank of India	インド小企業開発銀行

STT	securities transaction tax	証券取引税
UPI	Unified Payment Interface	統一決済インターフェース
WOS	Wholly Owned Subsidiary	100％出資の子会社
WUFS	Western Union Financial Services	ウェスタン・ユニオン社

第 1 章　市場環境の特徴

図表 1: インドの概要

分類	項目	
一般事情	面積	328万7,469平方キロメートル（2011年、中パとの係争地含む）
	人口	13億3,422万人（2018年、IMF推計）
	首都	ニューデリー
	民族	インド・アーリヤ族、ドラビダ族、モンゴロイド族等
	言語	連邦公用語はヒンディー語、他に憲法公認語が21
	宗教	ヒンドゥー教79.8%、イスラム教14.2%、キリスト教2.3%、シク教1.7%、仏教0.7%、ジャイナ教0.4%
	在留邦人数	9,147人（2016年10月）
政治体制・内政	政体	共和制
	元首	ラーム・ナート・コーヴィンド大統領
	議会	二院制（上院250議席、下院545議席）
	首相	ナレンドラ・モディ
経済	主要産業	農業、工業、鉱業、IT産業
	GDP	2兆6,900億ドル（2018年、IMF推計）
	1人あたりGDP	2,016ドル（2018年、IMF推計）
	実質GDP成長率	7.3%（2018年、IMF推計）
	通貨	ルピー。1ドル＝73.99ルピー、1ルピー=1.54円（2018/10/31）



（出所）IMF、外務省等をもとに作成

図表 2: インドの主要経済指標

	単位	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
人口	万人	115,032	116,721	118,400	120,066	121,720	123,359	124,982	126,626	128,292	129,980	131,690	133,422
名目GDP	億米ドル	12,387	12,241	13,654	17,085	18,231	18,276	18,567	20,391	21,024	22,736	26,023	26,900
1人あたりGDP（名目）	ドル	1,077	1,049	1,153	1,423	1,498	1,482	1,486	1,610	1,639	1,749	1,976	2,016
実質GDP成長率	%	9.8	3.9	8.5	10.3	6.6	5.5	6.4	7.4	8.2	7.1	6.7	7.3
消費者物価上昇率	%	6.2	9.1	12.3	9.5	9.5	10.0	9.4	5.8	4.9	4.5	3.6	4.7
経常収支	GDP比%	-1.3	-2.3	-2.8	-2.8	-4.3	-4.8	-1.7	-1.3	-1.1	-0.6	-1.9	-3.0
財政収支	GDP比%	-4.5	-9.0	-9.5	-8.6	-8.3	-7.6	-7.0	-7.1	-7.2	-7.2	-7.2	-6.6
政府債務	GDP比%	74.0	74.5	72.5	67.5	69.6	69.1	68.5	67.8	70.0	69.5	71.2	69.6

（出所）IMF　“World Economic Outlook October 2018”をもとに作成

第 2 章　金融制度概要

インドにおける銀行の主要根拠法は「1949 年銀行規制法」（Banking Regulation Act, 1949）である。同法において、「貸付又は投資をするために、公衆から、払戻請求により払戻しができ、又は小切手等により引落としができる預金の受入れを行うこと」が「バンキング（banking）」と定義され、バンキング業務を実施する会社が銀行（banking companies）と定められている[1]。

1.　金融機関の種類

インドの銀行等の業態分類は図表 3 の通りである。

図表 3：銀行等の業態分類（2017 年 3 月末）

業態（英名・機関数）				総資産（シェア*）	預金残高（シェア*）	根拠法	特徴
銀行部門（Banking Sector・96,103）	指定商業銀行（Scheduled Commercial Bank・92）	公的銀行部門(Public Sector Banks・27)	ステイト銀行グループ（Stete Bank Group・6）	33,232　(23.5%)	25,846　(23.3%)	1949年銀行規制法	1994年銀行会社法(Banking Companies Act)により、公的銀行の政府保有株式の放出が規定された。49%まで民間所有が可能
			国有銀行（Nationalized Bank・21）	64,124　(45.3%)	54,947　(49.5%)		
		民間銀行部門(Private Sector Banks・65)	民間銀行（Private Sector Banks・21）	36,015　(25.5%)	25,648　(23.1%)		従来の伝統的民間銀行（12行)と1993年以降に設立された新民間銀行(9行)からなる。公的銀行と同一の商品やサービスを提供
			外国銀行（Foreign Banks・49）	8,095　(5.7%)	4,655　(4.2%)		1行当たりの規模が小さく、支店開設数・地域等に制限がある
	地域銀行(Local Area Banks・3)			8	6		財務省の提言により1996年に創設された地方部の民間銀行
	地域農村銀行(Regional Rural Banks・56)			4,771	3,719	1949年銀行規制法、1976年地域農村銀行法	農業等投資のため、中央政府によって設立
	協同組合信用機関（Credit Cooperatices・95,946）	都市協同組合銀行(Urban Co-operative Bank・1,562)		5,399	4,434	1949年銀行規制法、協同組合法(州法)	1900年代初期から展開されている都市部のマクロレンディング機関
		農村協同組合信用機関(Rural Co-operative Credit Institutions・94,384)		9,178	5,124		1900年代初期から展開されている農村部のマクロレンディング機関。顧客は個人事業主が多い
	小規模金融銀行（Small Finance Banks・6）			276	50	1949年銀行規制法	中小企業や小規模農家など、他の銀行が提供していない経済部門に財政的介入をするために、預金や貸付に関する銀行業務を提供する機関
ノンバンク金融機関(Non-banking Financial Institutions・11,547)	ノンバンク(Non-banking Finance Companies・11,522)	預金受入型(NBFCs-D・178)		2,755	N/A	会社法	預金受入か貸付のいずれか片方のみを行う等銀行業に含まれない業務を行う与信機関
		非預金受入型(NBFCs-ND・11,344)		16,917	N/A		
	全インド金融機関(All India Financial Institusions・4)	全国農業農村開発銀行(NABARD)		6,034(4行合計)	2,467(4行合計)	個別設立法	主に長期の国策融資を行う政府開発機関
		インド輸出入銀行(EXIM Bank)					
		全国住宅銀行(NHB)					
		インド小企業開発銀行(SIDBI)					
	プライマリーディーラー（Primary Dealers・21）	銀行型(Bank-PDs・14)		N/A	N/A		政府公認の証券ディーラー。中央政府の許認可により業務を行うことが可能
		独立型(Standalone-PDs・7)		N/A	N/A		

（注）総資産、預金残高の単位は 10 億ルピー
　　総資産、預金残高のシェアは、指定商業銀行におけるシェアを示す
　　地域銀行、地域農村銀行、都市協同組合信用機関の総資産額は 2017 年 3 月末の値
　　農村協同組合信用機関の総資産、預金残高は 2016 年 3 月末の値
　　非預金受入型ノンバンクの総資産と預金残高は、総資産 50 億ルピー以上の機関のみの値

（出所）インド準備銀行 “Report on Trend and Progress of Banking in India2016-17”84, 94, 95, 96, 99, 102, 114, 137, 153 ,172,173 ページ、インド準備銀行 “ABOUT US Regional Rural Banks”[2]、 “Statistical Tables Relating to Banks in India、2.Liabilities and Assets of Scheduled

1 インド準備銀行 “The Banking Regulation Act, 1949”第 5 条（b）
https://rbidocs.rbi.org.in/rdocs/Publications/PDFs/BANKI15122014.pdf
2 https://www.rbi.org.in/scripts/AboutUsDisplay.aspx?pg=RegionalRuralBanks.htm

Commercial Banks、28.Consolidated Balance Sheet of NBFCs-D、30. Consolidated Balance Sheet of NBFCs-ND-SI,"等をもとに作成
https://www.rbi.org.in/scripts/AnnualPublications.aspx?head=Trend%20and%20Progress%20of%20Banking%20in%20India
https://rbi.org.in/Scripts/AnnualPublications.aspx?head=Statistical%20Tables%20Relating%20to%20Banks%20in%20India

(1) 指定商業銀行（scheduled commercial banks）

商業銀行とは、インドにおいて最も古く、最も大きなプレゼンスを有する金融機関である。インド準備銀行法 42 条に基づき、インド準備銀行に一定の準備基金（Cash Reserve）を義務付けられる指定銀行（Scheduled Banks）と、義務付けられていない非指定銀行（Non-Scheduled Banks）が存在する。現在の商業銀行はほとんどが指定銀行である[3]。

指定商業銀行は、さらに公的銀行部門と民間銀行部門に分けられる。指定商業銀行は公的銀行、民間銀行とも多数の ATM を展開しており、2017 年 3 月末で全国に 208,354 台の ATM が設置されている[4]。指定商業銀行によるクレジットカードやデビットカードの発行枚数も多く、2017 年 3 月末までの累計でクレジットカードが 2,980 万枚、デビットカードが 7.7 億枚発行されている[5] [6]。クレジットカードよりデビットカードの発行枚数が多いのは、インドの平均所得がまだ低いためクレジットカードを利用できるほど信用力が高い層が少ないこと、現政権の金融包摂政策に伴い、デビットカードの発行が急増したこと等による。

① 公的銀行部門－ステイト銀行グループ（State Bank Group）

公的銀行部門には 1955 年に国有化されたインドステイト銀行（State Bank of India, SBI）とその関連銀行（associate banks）5 行の計 6 行からなるステイト銀行グループ（State Bank Group）と、21 行の国有銀行（Nationalized Banks）が含まれる。

SBI の前身は、1806 年に設立されたカルカッタ銀行（Bank of Calcutta）や、1921 年にカルカッタ銀行を含む 3 行が合併して誕生したインド帝国銀行（Imperial Bank of India）で、根拠法は 1955 年インドステイト銀行法（The State Bank of India Act, 1955）である。現在の SBI の設立は 1954 年の「全インド農村信用調査委員会報告」（Report of the All India Rural Credit Survey）の勧告に従ったものである。同報告は、協同組合銀行の送金機能等が不十分であったことを指摘し、協同組合銀行制度の強化にあたって国営の大手銀行を介することを提唱した。

その結果「強力な、統合され、国家によって支持される、国家をパートナーとする商業銀行」（one strong, integrated, state-sponsored, state-partnered commercial banking institution）として SBI が設立され、更に 1959 年までにイギリス植民地時代に設立された州立銀行（state banks）7 行が SBI の関連銀行（associate banks）として再編された[7]。関連銀行のうち、2007 年にサウラシュトラステイト銀行[8]（State Bank of

3 川名剛「インドの金融制度について」 357 ページ
http://www.fsa.go.jp/news/19/sonota/20070711-1/03-9.pdf
4 インド準備銀行 "Report on Trend and Progress of Banking in India 2016-17" 85 ページ
https://www.rbi.org.in/scripts/AnnualPublications.aspx?head=Trend%20and%20Progress%20of%20Banking%20in%20India
5 インド準備銀行 "Report on Trend and Progress of Banking in India 2016-17" 86 ページ
https://www.rbi.org.in/scripts/AnnualPublications.aspx?head=Trend%20and%20Progress%20of%20Banking%20in%20India
6 カード発行枚数は国内指定商業銀行のうち 56 行の計数
7 絵所秀紀「独立後インドの金融制度の歴史」（一橋大学経済研究所アジア長期経済統計所収、1997 年）
http://www.ier.hit-u.ac.jp/COE/Japanese/discussionpapers/DP97.14/esyo1.htm
8 oneindia "State Bank of Saurashtra is SBI now" 2008 年 8 月 15 日

Saurashtra）、2010 年にインドールステイト銀行[9]（State Bank of Indore）がそれぞれ SBI 本体に統合され、関連銀行の数は 5 行となった。

更に、2017 年 2 月、連邦財務省（Ministry of Finance, MoF）は SBI による関連銀行 5 行の合併を承認した。2017 年 4 月 1 日に、SBI は 5 行の関連銀行（ビカネール・ジャイプールステイト銀行（State Bank of Bikaner & Jaipur），ハイデラバードステイト銀行（State Bank of Hyderabad），マイソールステイト銀行（State Bank of Mysore），パティヤーラーステイト銀行（State Bank of Patiala），トラヴァンコールステイト銀行（State Bank of Travancore）），および女性向け国有銀行バーラットマヒラ銀行（the Bharatiya Mahila Bank）と合併した。SBI は合併により世界でトップ 50 位以内の大きな銀行[10]（従業員数 264,000 人、顧客 4 億 2,000 万人、支店数 22,000 以上、ATM 台数 59,000、2018 年 3 月）となった。

SBI は単体で 34.5 兆ルピーの総資産規模を誇るインド最大手の銀行であり、支店数は 22,000 以上にのぼる（2018 年 3 月末）。海外にも 206 の支店とオフィスを展開している[11]。日本には東京と大阪に支店を持ち、日本企業のインド進出支援として地方銀行を中心に投資情報提供や貸出業務の面で業務協力を行っている。

なお SBI の株主は、以前はインド準備銀行（Reserve Bank of India, RBI）であったが、株主と監督機関が同一であると適切な監督が実施されないとの疑いを持たれることから、2008 年からインド政府が直接株式を保有している。SBI の株式のうち 58.03 %をインド政府、21.83%を国内金融機関が保有しており、外国の投資家の持分は 12.63%である（2018 年 3 月末）[12]。

② 公的銀行部門－国有銀行（nationalized banks）

2017 年 3 月末、国内に 21 の国有銀行（nationalized banks）が存在し、総資産額の合計は 64.1 兆ルピーに達する[13]。国有銀行設立の背景には、インド政府による農村や地方居住者に対する金融包摂の推進政策がある。

大規模な銀行が多く、中でもパンジャブ・ナショナル銀行（Punjab National Bank）、バロダ銀行（Baroda Bank）、バンク・オブ・インディア（Bank of India）、カナラ銀行（Canara Bank）の各行の総資産額は、5 兆ルピーを上回る（2017 年 3 月末）。

このうち、パンジャブ・ナショナル銀行は、インドのニューデリーに本拠を置く国営企業である。同行は 1894 年に設立され、2017 年 3 月 31 日時点で、6,938 の支店、10,681 の ATM を有している[14]。2017 年 3 月末における同行の総資産は 7.2 兆ルピーであり、指定商業銀行におけるシェアは 5.1%である。総資産で比較すると、インドで 4

---

http://www.oneindia.com/2008/08/15/state-bank-of-saurashtra-is-sbi-now-1218789188.html
9 インドステイト銀行（SBI） “ACQUISITION OF STATE BANK OF INDORE”
http://www.sbi.co.in/portal/web/investor-relations/acquisition-of-state-bank-of-indore
10
https://economictimes.indiatimes.com/industry/banking/finance/banking/govt-planning-another-sbi-like-mega-bank-merger-report/articleshow/64448861.cms
11 インドステイト銀行 “Annual Report 2017-18” 52 ページ
https://www.sbi.co.in/AR1718/download_pdf.html
12 インドステイト銀行 “Annual Report 2017-18” 90 ページ
https://www.sbi.co.in/AR1718/download_pdf.html
13 インド準備銀行 “Statistical Tables Relating to Banks in India” 2. Liabilities and Assets of Scheduled Commercial Banks
https://dbie.rbi.org.in/DBIE/dbie.rbi?site=publications#!4
14 Punjab National Bank “Annual Report 2016-17 (Full)” 18 ページ
https://www.pnbindia.in/annual-reports.html

番目に大きい銀行となる。営業利益は 3654.6 億ルピー、税引き後利益は 980.1 億ルピーである。また、預金残高は 6.2 兆ルピーであり、内訳として普通預金 0.5 兆ルピー、貯蓄預金 2.1 兆ルピー、定期預金 3.6 兆ルピーとなっている[15]。2018 年 2 月、パンジャブ・ナショナル銀行の行員が、外部の宝石商と共謀して 1,150 億ルピー（1,875 億円）を横領する事件が発覚し、同行の管理体制が問われている。

また、国有銀行部門には、旧公的金融機関のインド産業開発銀行（Industrial Development Bank of India, IDBI Bank Limited）が含まれる。同行は 1964 年にインド産業開発銀行法（Industrial Development Bank of India Act）を根拠法として設立された「公的金融機関」（public financial institution）[16]で、設立以来産業やインフラ向けの長期融資を主業務としてきた。2004 年 10 月に指定商業銀行となり、公的金融機関時代からの産業向け融資以外に、個人・中小企業・農業従事者向け金融サービスも幅広く展開するようになった。2017 年 3 月末の総資産は 3.6 兆ルピー[17]、預金残高は 2.7 兆ルピー[18]で、総資産において国内第 10 位の規模の銀行である。

③　民間銀行部門－民間銀行（private sector banks）

民間銀行部門は民間銀行（private sector banks）と外国銀行（foreign banks）に分けられるが、民間銀行は、伝統的民間銀行（old private sector banks）12 行と、1993 年以降に設立された新民間銀行（New Private Sector Banks）9 行の 21 行が含まれ、公的銀行部門と同一の商品やサービスを提供している。

21 行全体の総資産は 36.0 兆ルピー、総店舗数は 24,661（2017 年 3 月末）で[19]ある。

HDFC 銀行（The Housing Development Finance Corporation Bank Limited）は、1994 年に創業した民間の指定商業銀行である。住宅ローンをはじめとする個人向けローンを中心に扱う HDFC（Housing Development Finance Corporation）にあたる同行は、マハラシュトラ州ムンバイに本社を置く。2018 年 3 月末時点で、2,691 の市町村に 4,787 の支店、12,635 の ATM を展開している。支店の内 53％が中・小規模都市及び農村地域に存在する[20]。

2018 年 3 月末における、同行の総資産は 10.6 兆ルピーで、指定商業銀行におけるシェアは 6.1％である。売上高は 9,546 億ルピー、当期純利益は 1,749 億ルピーである[21]。預金残高は 7.9 兆ルピーであり、内訳として普通預金 1.2 兆ルピー、貯蓄預金 2.2 兆ルピー、定期預金 4.5 兆ルピーとなっている（2018 年 3 月末時点）[22]。HDFC 銀行は近年急成長を遂げており、2017 年 3 月末時点でこれまで総資産でインド 2 位であった ICICI 銀行を上回り、同行がインド 2 位となった。

---

15 Punjab National Bank“Annual Report 2016-17 (Full)”120 ページ
https://www.pnbindia.in/annual-reports.html
16 公的金融機関は会社法上の組織であり、1949 年銀行規正法上の銀行とは異なる。
17 インド準備銀行 “Statistical Tables Relating to Banks in India” 2. Liabilities and Assets of Scheduled Commercial Banks
https://dbie.rbi.org.in/DBIE/dbie.rbi?site=publications#!4
18 IDBI Bank” Financial results for the quarter/ year ended March 2017”
https://www.idbi.com/pdf/financialresulats/Results_IDBI_31_03_17.pdf
19 インド準備銀行 “Report on Trend and Progress of Banking in India 2016-17” 66 ページ, 171 ページ
0RTP20161778B7539711F14E088A31D52351BF6440
20 HDFC BANK“Annual Report 2017-18” 25 ページ
https://www.hdfcbank.com/aboutus/cg/annual_reports.htm
21 HDFC BANK“Annual Report 2017-18”81 ページ
https://www.hdfcbank.com/aboutus/cg/annual_reports.htm
22 HDFC BANK“Annual Report 2017-18”85 ページ
https://www.hdfcbank.com/aboutus/cg/annual_reports.htm

ICICI 銀行は、インドのマハラシュトラ州ムンバイに本拠を置くインドの多国籍銀行および金融サービス会社であり、バドダラに登録オフィスを構えている。かつては「インド工業信用投資公社（Industrial Credit and Investment Corporation of India）」と称していた。2018 年 3 月末時点で、4,867 の支店、14,367 台の ATM を展開している[23]。

総資産で見ると、インドで 3 番目に大きい銀行である。投資銀行業務、生命保険、損害保険、ベンチャーキャピタル、資産管理の分野における様々なチャネルと専門子会社を通じて、法人および小売顧客向けに幅広いバンキング商品と金融サービスを提供している。

2018 年 3 月末における同行の総資産は 8.8 兆ルピーであり、指定商業銀行におけるシェアは 5.4%である。営業利益は 2474.1 億ルピー、税引き後利益は 677.1 億ルピーである[24]。また、預金残高は 5.6 兆ルピーであり、内訳として普通預金 0.9 兆ルピー、貯蓄預金 2.0 兆ルピー、定期預金 2.7 兆ルピーとなっている[25]。

ICICI 銀行のルーツは 1955 年に、世界銀行・インド連邦政府・産業界のイニシアチブにより国策的な開発金融機関として設立された ICICI Limited である。ICICI Limited はプロジェクトファイナンスを中心に産業向け融資を行っており、1994 年に子会社として ICICI 銀行を設立した。2001 年に ICICI Limited と ICICI 銀行が統合し、リテールからコーポレートまで広範な顧客層に金融サービスを提供する、実質的なユニバーサルバンクとなった[26]。

④　民間銀行部門－外国銀行（foreign banks）

2017 年 3 月末時点で、49 の外国銀行がインドで業務を行っており、総資産額は 8.1 兆ルピー[27]である。日本のメガバンクは 3 行とも支店を展開しているが、主業務はインドに進出している日系企業向け融資である。店舗数は、49 の外国銀行全体で 288 店舗[28]と指定商業銀行の合計支店数（116,394）[29]の 0.24%に過ぎない（2017 年 3 月末）。

インド政府は外国銀行の国内参入に対し、参入障壁自体を低めに設定しているものの、外国銀行支店は支店開設数や地域が限定され、支店開設にあたり中央銀行の許可が必要になる等の制限がある。

外国銀行の参入には、3 つのルートがある。第一は、支店設立の方式による参入である。ほとんどの外国銀行が、このルートで参入している。

第二は、直接投資による参入である。民間銀行業への外国投資は、インド政府による個別出資比率上限規制ガイドラインが適用される特定業種の一つとして、74%まで

23 ICICI BANK “Annual Report FY2018” 2 ページ
https://www.icicibank.com/aboutus/annual.page?
24 ICICI BANK “Annual Report FY2018” 111 ページ
https://www.icicibank.com/aboutus/annual.page?
25 ICICI BANK “Annual Report FY2017” 119 ページ
https://www.icicibank.com/aboutus/annual.page?
26 ICICI Group “HISTORY OF ICICI”
http://www.icicigroupcompanies.com/history.html
27 インド準備銀行 “Report on Trend and Progress of Banking in India 2016-17” 66 ページ
0RTP20161778B7539711F14E088A31D52351BF6440
28 インド準備銀行 “Report on Trend and Progress of Banking in India 2016-17” 172 ページ
0RTP20161778B7539711F14E088A31D52351BF6440
29 インド準備銀行 “Report on Trend and Progress of Banking in India 2016-17” 168～172 ページをもとに算出
0RTP20161778B7539711F14E088A31D52351BF6440

の出資が可能となっている。49%までの出資は事前申請の必要なく自動的に認可されるものの、49%以上74%以下の出資については政府の事前承認が必要である。

第三は、100%出資の子会社（Wholly Owned Subsidiary、WOS）の設立による参入である。インド準備銀行は2013年11月、外国銀行のWOS設立に係る枠組みを発表[30]し、支店開設などに関して国内銀行とほぼ同様に自由な権限をWOSに付与するとした。店舗拡大によるリテール業務の強化を目指す場合などに、外国銀行がWOSのルートで参入すると考えられている。ただし、既に地場銀行が支店ネットワークを築いて競争力を有していることから、WOSに関心を示す外国銀行は少ない。WOSのライセンスを得た外国銀行は、モーリシャス・ステート銀行（モーリシャス）とDBS銀行（シンガポール）の2行にとどまる[31]。

(2) 地域銀行（local area banks, LABs）・地域農村銀行（regional rural banks, RRBs）

地域銀行は農村に金融システムを浸透させるため、1996年に財務大臣の提言を受けて、「地域銀行制度」（Local Area Banks Scheme）のもとで設立された。地域の貯蓄を地域の機関により、地域に投資することを可能にすることを目的とする機関である。

2017年3月時点で、3つの地域銀行が営業を行っている[32]。地域銀行は単一州内の2つないし3つの地域（districts）に営業範囲が限定される等、インド準備銀行（Reserve Bank of India, RBI）の方針で業務が制限されていたが[33]、2013年に北西部のパンジャブ（Punjab）州で営業する地域銀行の「Capital Local Area Bank Limited」に対してインド準備銀行が営業範囲の拡大を許可したこと[34]等から、規制が緩和されつつあると考えられる[35]。

地域農村銀行は地方経済振興、小規模な農村協同組合信用機関で提供できない大規模な農村・農業向け融資のために指定商業銀行の要請を受けた中央政府によって設立された（中央政府が50%、関係州政府が15%、出資者となる指定商業銀行（Sponsor Banks）が35%の株式を保有）[36]。2017年3月末で、全国に56の地域農村銀行がある[37]。根拠法は1976年に制定された地域農村銀行法（Regional Rural Banks Act）である。

(3) 協同組合信用機関（credit co-operatives）

協同組合信用機関は、各州の協同組合法[38]（Co-operative Societies Act）によって設立され、活動領域によって都市協同組合銀行（urban co-operative banks：1,562行）と農村協同組合信用機関（Rural Co-operative Credit Institutions：94,384行）に大きく二分される（2017年3月末）が、更に下位の区分も存在する（図表4）。

---

30 インド準備銀行“RBI releases Framework for setting up of Wholly Owned Subsidiaries by Foreign Banks in India”（2013年11月6日）
http://rbidocs.rbi.org.in/rdocs/PressRelease/PDFs/IEPR936SC1113.pdf

31 Livemint” DBS Bank gets nod to operate as wholly-owned subsidiary in India”（2017年9月11日）

32 インド準備銀行“Financial Stability Report（Including Trend and Progress of Banking in India 2013-14）”（2014年12月） https://www.rbi.org.in/scripts/PublicationReportDetails.aspx?UrlPage=&ID=809

33 インド準備銀行“Guidelines for Setting up of Local Area Banks in the Private Sector”（1996年8月24日）、
http://www.rbi.org.in/scripts/BS_PressReleaseDisplay.aspx?prid=5817

34 拡大後の営業範囲もパンジャブ州内に限られている。

35 Capital Local Area Bank Limited ウェブサイト http://www.capitalbank.co.in/about-us/profile

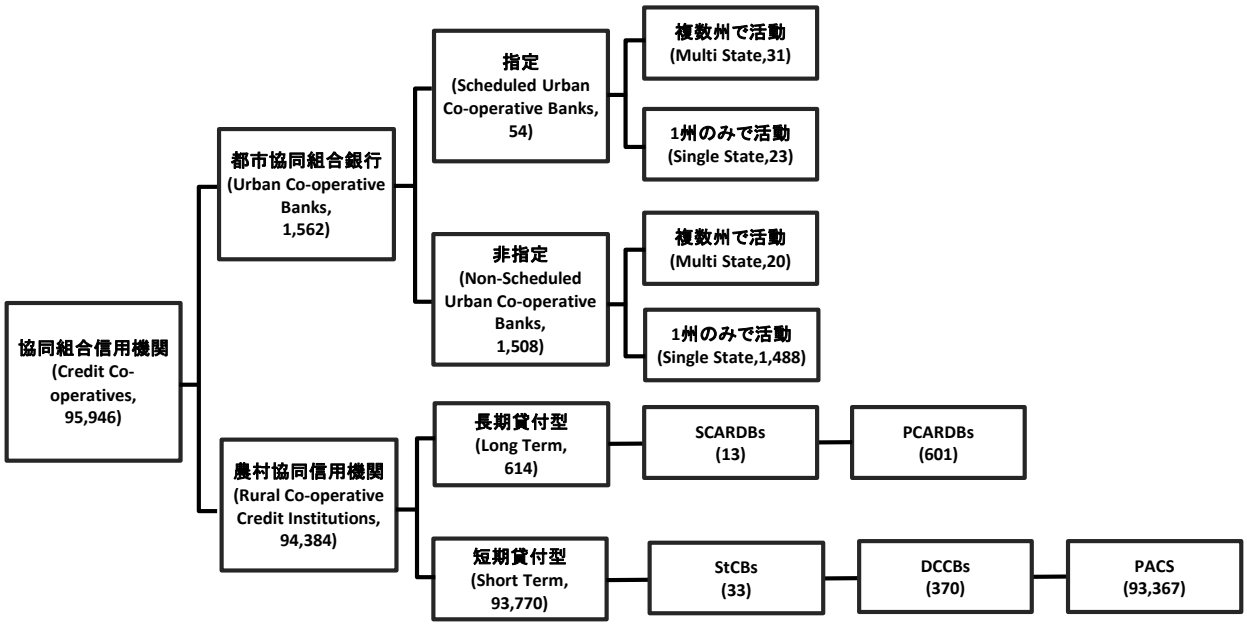
36 全国農業農村開発銀行（NABARD） “Regional Rural Banks” https://www.nabard.org/English/rrbs.aspx

37 インド準備銀行“Financial Intermediaries – Regional Rural Banks”、
http://www.rbi.org.in/scripts/AboutUsDisplay.aspx?pg=RegionalRuralBanks.htm

38 同法の制定時期は州によりかなり開きがある。例として、ヒマチャル・プラデシュ（Himachal Pradesh）州では1912年、マハラシュトラ（Maharashtra）州では1960年に制定された。

協同組合信用機関では個人の住宅ローンや企業の事業資金の貸付を実施しているが、事業主が貸付を受ける場合には財務諸表、保証人、担保等が求められる。

図表 4：協同組合信用機関の構造と機関数（カッコ内機関数・2017 年 3 月末）



（注）SCARDB：State Cooperative Agriculture and Rural Development Banks
PCARDB：Primary Cooperative Agriculture and Rural Development Banks
StCB：Short-term State Co-operative Banks
DCCB：District Central Co-operative Banks
PACS：Primary Agricultural Credit Societies
（出所）インド準備銀行 “Report on Trend and Progress of Banking in India2016-17”をもとに作成(2018 年 10 月 3 日閲覧)https://www.rbi.org.in/scripts/AnnualPublications.aspx?head=Trend%20and%20Progress%20of%20Banking%20in%20India#

(4) ノンバンク（non-banking financial companies, NBFCs）

インドでは、2013 年会社法（Companies Act, 2013）に基づく会社（company）であって、いかなる方法であるかを問わず預金の受入か資金の貸出のいずれか一方を行う組織をノンバンクと定めている。

ノンバンクは銀行と違い[39]、①要求払預金（demand deposits）を扱わない、②支払決済システムに参加できない、③自己宛小切手を振り出せない、④預金保険信用保証公社（Deposit Insurance and Credit Guarantee Corporation, DICGC）の預金保険対象外であるといった特徴がある[40]。

ノンバンクは「預金受入型ノンバンク」（Deposit-taking NBFCs, NBFCs-D）と「非預金受入型ノンバンク」（Non deposit-taking NBFCs, NBFCs-ND）に大別され、NBFCs-D が 178 機関、NBFCs-ND が 11,344 機関と、預金を受け入れないタイプのノ

39 ノンバンクと銀行の法律上の差異として、銀行の場合は、預金受入の目的が貸付か投資に限られており、それ以外の目的での預金受入や貸出を行う会社は銀行業とは見なされない（1949 年インド銀行規制法）。ノンバンクの定義については 1934 年インド準備銀行法第 45 条 I 参照。
40 インド準備銀行 “All you wanted to know about NBFCs”（2015 年 10 月 6 日最終更新）
https://www.rbi.org.in/Scripts/FAQView.aspx?Id=92

ンバンクが圧倒的に多くを占めている（2017 年 3 月末）。

更に非預金受入型ノンバンクのうち、総資産が 50 億ルピーを上回るものは「システム上重要な非預金受入型ノンバンク」（Non-deposit taking systemically important NBFCs, NBFCs-ND-SI）と分類され、より厳格な資本要求等の規制が課せられる[41]。

(5) 全インド金融機関（all india financial institutions, AIFIs）

全インド金融機関は、国策的な融資を提供するための政策金融機関である。政策金融機関は、それぞれの根拠法によって設立されている。

現在、中小企業融資向けに設立されたインド小企業開発銀行（Small Industries Development Bank of India, SIDBI）、農業・地方開発を目的に設立された全国農業農村開発銀行（National Bank for Agriculture and Rural Development, NABARD）、貿易金融を行うインド輸出入銀行（Export Import Bank of India, EXIM Bank）、住宅金融を提供する全国住宅銀行（National Housing Bank, NHB）の 4 行が営業している（2017 年 3 月末）。

2. 監督官庁と指導体制

インドにおける銀行やノンバンク金融機関等の与信機関の規制監督は、専ら中央銀行のインド準備銀行（Reserve Bank of India, RBI）によって行われる。その他、連邦政府も必要に応じて監督権限を行使可能である。また全インド金融機関の全国農業農村開発銀行（National Bank for Agriculture and Rural Development, NABARD）も地域農村銀行（regional rural banks, RRBs）や協同組合信用機関に対する監督や情報の管理等を行う。

RBI は 1935 年に根拠法の 1934 年インド準備銀行法（Reserve Bank of India Act, 1934）により民間機関として設立されたが、同法の改正により 1949 年に国有化された。1949 年銀行規制法（Banking Regulation Act, 1949）に基づきインド準備銀行は銀行への規制監督・検査、新銀行や支店の開設の許可権限を持つ[42]。

実務を行うのは、1994 年 11 月に RBI 内に設立された、金融監督委員会（Board for Financial Supervision）と、その指導を受ける金融機関別の監督局である銀行監督局（Department of Banking Supervision）・ノンバンク監督局（Department of Non-Banking Supervision）・金融機関監督部（Financial Institutions Division）である[43]。

3. インドの金融制度の特徴

41 2014 年 11 月以降、基準総資産額が 10 億ルピーから 50 億ルピー以上へと引き上げられた（インド準備銀行 “Report on Trend and Progress of Banking in India2014-15”）。
42 インド準備銀行 “Organisation and Functions” http://www.rbi.org.in/scripts/AboutusDisplay.aspx
43 インド準備銀行 “Department of Banking Supervision” http://www.rbi.org.in/scripts/AboutUsDisplay.aspx?pg=DeptOfBS.htm

インドの金融制度の主な特徴は、政策的に金融包摂へ注力している点と、公的銀行部門の存在感が非常に高いことである。

インドは国土が広い上、人口が世界で 2 番目に多く、地方居住者や低所得者層への金融サービスの提供が大きな課題である。金融サービスは公的銀行部門を軸に提供されている一方、僻地に居住する低所得者層は郵便局や地域農村銀行（regional rural banks, RRBs）、協同組合信用機関等が提供する金融サービスを利用する頻度も高い。

金融包摂の推進を目的に、インド準備銀行（Reserve Bank of India, RBI）は 2013 年 2 月に、10 年振りとなる新銀行の新規参入許可申請のためのガイドラインを発表した。

もう一つの特徴は、ステイト銀行グループと国有銀行から構成される公的銀行部門のシェアが高いこと、少数の大手銀行が銀行総資産のかなりの割合を占めることである。民間銀行及び外国銀行支店を含む指定商業銀行の総資産が 141.5 兆ルピーであるのに対し、公的銀行の総資産は 97.3 兆ルピーで、68.7%を占める（2017 年 3 月末）。総資産上位の指定商業銀行 10 行を見ても、7 行が公的銀行部門に属し、また 10 行の総資産合計で指定商業銀行の総資産の 6 割近くを占めている。

図表 5：指定商業銀行上位 10 行の総資産額（2017 年 3 月末）

順位	和名	英名	分類	総資産
1	インドステイト銀行	STATE BANK OF INDIA	SBIグループ	27.1
2	HDFC銀行	HDFC BANK	民間商業銀行	8.6
3	ICICI銀行	ICICI BANK	民間商業銀行	7.7
4	パンジャブ・ナショナル銀行	PUNJAB NATIONAL BANK	国有銀行	7.2
5	バロダ銀行	BANK OF BARODA	国有銀行	6.9
6	バンク・オブ・インディア	BANK OF INDIA	国有銀行	6.3
7	アクシス銀行	AXIS BANK LIMITED	民間商業銀行	6.0
8	カナラ銀行	CANARABANK	国有銀行	5.8
9	ユニオン・バンク・オブ・インディア	UNION BANK OF INDIA	国有銀行	4.5
10	産業開発銀行	IDBI BANK LIMITED	国有銀行	3.6
指定商業銀行合計		**All Scheduled Commercial Banks**		**141.5**
上位10行シェア		-	-	**59.2%**

（注）兆ルピー
（出所）インド準備銀行 Statistical Tables Relating to Banks in India“Liabilities and Assets of Scheduled Commercial Banks”をもとに作成
https://dbie.rbi.org.in/DBIE/dbie.rbi?site=publications#!4(2018 年 10 月 3 日閲覧)

4. 預金保険制度の枠組み

インドの預金保険制度は 1948 年のベンガル地方における銀行危機を契機に国内で設立に向けた検討が始まり、1960 年の 2 銀行[44]の破綻に伴って、1961 年預金保険法（Deposit Insurance Act, 1961）により設立された。米国に次いで世界で 2 番目に長い歴史を持つ預金保険制度とされる。同法の規定に基づき、実施機関の預金保険公社（Deposit

44 パライ・セントラル・バンク（Palai Central Bank Ltd）、ラクシュミ銀行（Laxmi Bank Ltd）の 2 行。

Insurance Corporation, DIC）が創設された。

DIC は成立当初、外国銀行支店を含む全ての指定商業銀行の預金のみを保証対象としたが、1968 年に同法の改正法により、協同組合銀行の一部預金も含むことになった[45]。

インド準備銀行（Reserve Bank of India, RBI）は 1978 年に DIC と企業信用保証業務を行う公的有限会社であるインド信用保証公社（Credit Guarantee Corporation of India, CGCI）を統合し、現行の預金保険信用保証公社（Deposit Insurance and Credit Guarantee Corporation, DICGC）として再編させた[46]。現在 DICGC は RBI の 100%子会社である。

DICGC は、各金融機関における預金者一人当たり 10 万ルピー（元利合計）を限度に預金を保証している。同一の預金者が同じ銀行に複数の口座を開設している場合は、同一銀行の預金額を合算して保証対象になる[47]。保証の上限額は、制度発足当初の 1,500 ルピーから順次引き上げられ、1993 年 5 月に現行の 10 万ルピー（約 16.3 万円）となった[48]。

銀行破綻時の支払原資となる「預金保険基金」（Deposit Insurance Fund, DIF）と「信用保証基金」（Credit Guarantee Fund）はそれぞれ加盟銀行からの分担金（預金総額の 0.1%）と保証手数料で賄われている。加盟銀行が分担金の支払いを延滞した場合は中央銀行金利（Bank Rate）プラス 8%を超えない範囲の率で延滞ペナルティー（delayed premium）を徴収することとなっているが、延滞の実績はない。DICGC の運用基金は合計で 5,484 億ルピーとなっており、すべて国債投資で運用されている（2016 年 3 月末）[49]。

預金保険の対象となる金融機関は全部で 2,125 行ある。うち 92.5%に相当する 1,966 機関が協同組合信用機関である。以下(1)～(6)を除く全ての対象機関の預金が対象であり、合計で 18.8 億口座、103.5 兆ルピーにのぼる（2017 年 3 月末）[50]。

（1）外国政府の預金

（2）国・地方政府の預金

（3）インターバンク預金

（4）州立協同組合銀行に預けられている州立土地開発銀行の預金

（5）インド国外で払戻しが行われる預金口座の預金

（6）インド準備銀行の事前承認により預金保険料免除措置を受けている預金

近年の保証実績としては、2006-10 年までは年間 30 件近くの支払件数があったが、2011 年以降は件数が減っている。支払の多くが、協同組合信用機関の破綻によるもので

45 預金保険信用保証公社 “Profile”http://www.dicgc.org.in/English/AU_Profile.html。なお、協同組合銀行においては州協同組合銀行（State Co-operative Banks）、県協同組合銀行（District Central Co-operative Bank）、都市協同組合銀行（Urban Co-operative Banks）で預入されている預金が対象

46 これに伴い、従来の根拠法であった 1961 年預金保険法（Deposit Insurance Act, 1961）は、預金保険・信用保証公社法（Deposit Insurance and Credit Guarantee Corporation Act, 1961）と改称された。

47 預金保険信用保証公社 “A Guide to Deposit Insurance”
http://www.dicgc.org.in/English/FD_A-GuideToDepositInsurance.html

48 インドルピーから日本円への換算レートは、1 ルピー=1.63 円（Bloomberg2018 年 11 月 30 日付レート）を用いた。本文中で同様の換算を行う際も、特に断りがない限り同じ数値を用いる。
https://www.bloomberg.co.jp/quote/INRJPY:CUR

49 預金保険信用保証公社 “Annual Report 2015-16”

50 預金保険信用保証公社 “Annual Report 2016-17” ix ページ
https://www.dicgc.org.in/PUB_AnnualReports.html

ある。

5. 個人資産運用に関わる税制全体の中での預貯金税制[51]

個人所得税制の根拠法は、1961 年インド所得税法（Income-Tax Act, 1961、1962 年施行）[52]である。給与等に対する個人所得税は、累進方式の総合課税が原則であるが、預貯金利子等については源泉分離課税（tax deducted at source）方式が採用されている。

主要商業銀行の預金金利は以下のとおりである。（2018 年 11 月 30 日確認）普通預貯金については、SBI 銀行、HDFC 銀行共にほぼ同水準に設定されている。定期預金については、1 年定期が最も金利が高く、HDFC 銀行が 6.75%、ICICI 銀行が 6.6%と他の期間と比較して高く設定されている。

図表 6：主要商業銀行の預金金利（2018 年）

（単位：%）

	ＳＢＩ銀行	ＨＤＦＣ銀行
46～179 日	6.25	6.25
180～210 日	6.35	6.75　※1
211～1 年未満	6.40	7.10　※2
1～2 年未満	6.80	7.30
2～3 年未満	6.80	7.40
3～5 年未満	6.80	7.25
5～10 年	6.85	6.50

（注）SBI 銀行、HDFC 銀行とも、2017 年 11 月を最新の更新データとして掲載
※1　期間は 6～9 カ月
※2　期間は 9 カ月～1 年
（出所）SBI（https://www.sbi.co.in/portal/web/interest-rates/domestic-term-deposits（2018 年 11 月 30 日閲覧））、HDFC（https://www.hdfcbank.com/personal/interest-rates（2018 年 11 月 30 日閲覧））

（1）証券利子所得（1961 年インド所得税法第 193 条：Interest on Securities）

国防債券（National Defense Bonds）、7 年物国民貯蓄債券（7 year National Saving Certificate）、特定のインフラ債（infrastructure bonds）等一部の証券を除き、一律税率 10%（実際は、更に教育目的税（education cess）3%が課される）

（2）配当所得（同法第 194 条：Dividend）

1 課税年度内において、配当総額（当該年度中のみなし配当も含む）が 100 万ルピーを超えなければ課税されない。超過した場合は証券利子所得と同様の課税がなされる。

（3）その他の利子（同法第 194 条 A：Interest other than Interest on Security）

51 最新の税率は、インド所得税局（Income Tax Department）のホームページによる（2018 年 10 月 31 日アクセス）。
https://www.incometaxindia.gov.in/charts%20%20tables/tds%20rates.htm
https://www.incometaxindia.gov.in/Documents/Left%20Menu/IND-Income-from-capital-gains.htm
http://economictimes.indiatimes.com/markets/stocks/news/ltcg-tax-on-equity-stt-left-untouched-in-budget-10-taxes-to-pay-when-you-invest/articleshow/56910639.cms を参考にした。
52 インド所得税局（Income Tax Department）　“Income-tax Act, 1961”
http://www.incometaxindia.gov.in/Pages/acts/income-tax-act.aspx

1 課税年度内において、銀行、協同組合信用機関、郵便貯金の貯蓄利子が 1 万ルピーを超えなければ課税されない。超過した場合は証券利子所得と同様の課税がなされる。

（4）キャピタルゲイン（同法第 45 条 Capital gains・111 条 A ほか）

キャピタルゲインに対しては、前課税年度の資産（capital asset）の譲渡から生じた利益が課税対象となる。譲渡収益から取得価額や手数料を差し引いた利益額を課税対象とし、給与所得等と合算して総合課税される。

譲渡収益の源泉となる資産は主に保有期間（36 ヵ月・上場証券の場合は 12 ヵ月）を基準に長期資産（long-term capital）と短期資産（short-term capital）に分類され、前者は基本税率 20%、後者は 15%で課税される[53]。長期資産に分類される上場株式・株式型ファンドのキャピタルゲインは非課税である。

また、登録証券取引所における株式・デリバティブ・株式型ファンドの売買には証券取引税（securities transaction tax, STT）が別途課される。STT の率は取引様態によって異なる[54]。

53 インド所得税局
http://www.incometaxindia.gov.in/pages/Individual-specific-content.aspx
54 PwC “India Individual Other Taxes”
http://taxsummaries.pwc.com/uk/taxsummaries/wwts.nsf/ID/JDCN-89HSLA

第 3 章　郵便貯金の概要

1.　郵便貯金銀行の設立目的・沿革概要

インドでは、中央政府の通信省（Ministry of Communication）[55]内の郵便総局（Department of Posts, DoP）が全国の郵便局を通じて各種預貯金サービスや保険商品等を郵便貯金銀行（Post Office Savings Bank, POSB）として提供している。POSB の銀行サービスは財務省（Ministry of Finance, MoF）の委託を受けて行われている。

郵便貯金の根拠法は 1873 年政府貯金銀行法（Government Savings Banks Act, 1873）[56]であり、POSB は一般の銀行と異なる、政府の貯蓄銀行（Government Savings Bank）として取り扱われる（第 3 条）[57]。通常の銀行と異なる位置付けのため、POSB はインド準備銀行（Reserve Bank of India, RBI）及び傘下の金融監督委員会（Board for Financial Supervision）ではなく、財務省の委託を受けて DoP が監督する。

提供可能なサービスや個別の金融商品については、1981 年郵便貯金銀行一般規則（The Post Office Savings Bank General Rules, 1981）等の規則（Rules）に具体的に定められている。2014 年 3 月にこの郵便貯金銀行一般規則が改定され、ATM やインターネットバンキング、即時決済等に係る規定が盛り込まれた。

郵便貯金の歴史は非常に古い。1854 年郵便局法（Post Office Act, 1854）の成立により、インド国内（当時英国領インド）での郵便業務を独占的に実施する権限がインド郵政当局に与えられた。これに伴い DoP が創設され、インド全体の郵便局が一つの組織のもとに入った。

同年、鉄道郵便も創設され、インド大陸内で 701 の郵便局を持つようになった。1882 年からは財務省の主導する少額貯蓄制度（Small Savings Scheme）のもと金融サービスの提供が始まり、1911 年には、世界で最初の航空郵便が始まった。

英国からの独立後は、郵便サービスが全国に拡大した。2017 年 3 月末の郵便局数は合計で 154,965 局にのぼり[58]、ネパールとブータンに挟まれたシッキム州等にも展開するインド最大のリテール金融ネットワークである。

2.　組織・経営形態

(1)　経営形態

郵便貯金（Post Office Savings Schemes）、郵便生命保険（Postal Life Insurance, PLI）といった金融業務は、通信省の郵便総局（Department of Posts, DoP）がインディア・ポスト（India Post）という全国の郵便局ネットワークを通じて提供している。

DoP の組織体制は、通信大臣を長とし、最高マネジメント機関（apex management body）の郵便サービス委員会（Postal Service Board, PSB）及び郵便総局局長（Director General, Department of Posts）、各事業担当の 6 人の局長（Member）と 「Joint

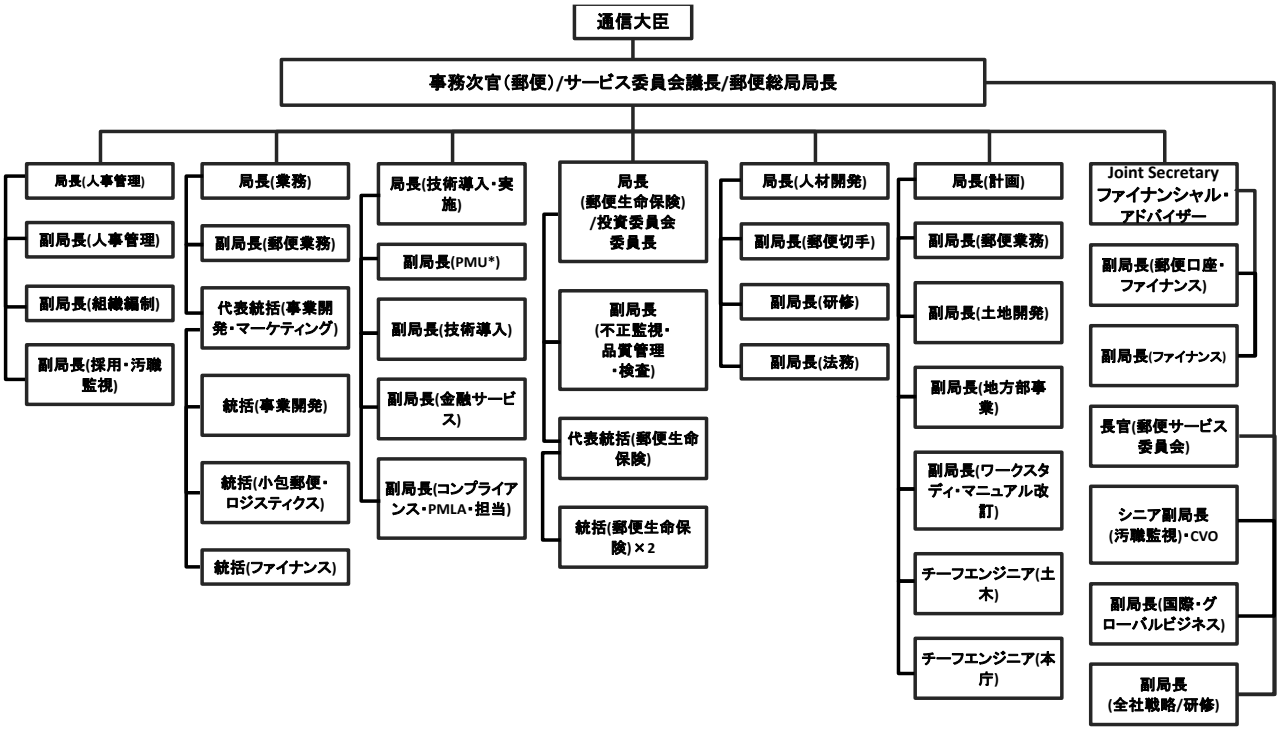
55 2016 年、省庁再編によって前身の情報通信技術省（Ministry of Communication and Information Technology）が 2 つに分割されて通信省（Ministry of Communication）と電子・情報技術省（Ministry of Electronics and Information Technology）が新設され、通信省が郵便を管轄する体制となった。
56 政府貯蓄銀行法（Government Savings Banks Act, 1873）。ただし 1959 年に改正された。
57 郵便総局“Post Office Savings Bank Manual Volume – III Acts and Rules of Saving Schemes（2006）”
58 インディア・ポスト“Annual Report 2017-18”27 ページ
https://www.indiapost.gov.in/VAS/Pages/AboutUs/AnnualReport.aspx

Secretary」、フィナンシャル・アドバイザー（Financial Adviser）等から構成されている。

地方組織としては、まず全国を 22 の大きな郵便圏（Postal Circle）に分け、統括郵政局長（Chief Postmaster General）を配置している。郵便圏の多くは各州の範囲と同じである。更にそれぞれの郵便圏は、地域（Regions）と郵便地区（Postal Divisions）へと分割される。地域には、郵政局長（Postmaster General）が配置されている。

DoP の組織図は以下の通りである。

図表 7：郵便総局の組織構造



（注） 略称の正式名称
PMU：Project Management Unit
PMLA：Prevention of Money Laundering Act
CVO：Chief Vigilance Officer
（出所）インディア・ポストウェブサイトをもとに作成(2018 年 10 月 4 日閲覧)
https://www.indiapost.gov.in/VAS/Pages/AboutUs/Organisation.aspx

(2) 金融サービス提供の形態

郵便局の根拠法は 1898 年インド郵便局法（India Post Office act of 1898）である。郵便局は、局間距離、人口数等を考慮して設置されており、全国に 154,965 局がある（2017 年 3 月末）。これは指定商業銀行全体の店舗数の約 12 万店舗を上回る規模である。スタッフ数は郵便局の全種別合計で 43.3 万人にも及ぶ。（2017 年 3 月末）。

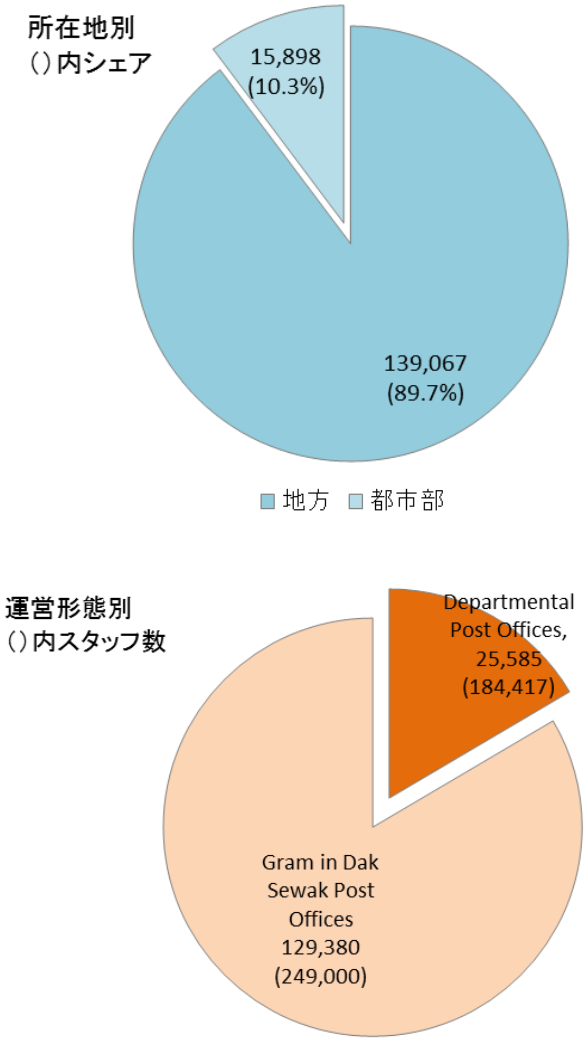
郵便局は、主幹（Head）局、サブ（Sub）局、支局（Branch）の 3 つに分類されている。主幹局は各州の主要な市や町に置かれることが多い。サブ局は、地方・都市いずれの地域にも存在する。主幹局とサブ局は正規の職員によって運営される「Departmental Post Office」である。支局は主に地方に配置され、「Gramin Dak Sewaks」（extra-departmental employees of DoP）と呼ばれる非正規のパートタイムのスタッフによって運営される[59]。

郵便局の分布をみると、地方部（rural）に全体の 89.7%に相当する 139,067 局が存在する。ユニバーサルサービス提供義務（Universal Service Obligation）を果たすため、農村等地方の郵便局には補助金が支出される。一方都市部の郵便局には採算が見込まれることから補助金の支出はない。

近年の地方部における郵便サービス需要の高まりとユニバーサル提供義務に鑑み、郵便総局（Department of Posts, DoP）はフランチャイズ制度（Franchise Schemes）を導入し、2017-18 年度に 200 ヵ所のフランチャイズ制度に基づくアウトレット（Franchise Outlets）を開設することを政策目標とした。アウトレットでは窓口業務のみを代行し、配送や郵便為替・郵便貯蓄といった金融サービス等は引き続きインディア・ポストの運営する郵便局の業務である[60]。2015 年から 2016 年の間に、郵便局は 195 のアウトレットを開設した[61]。

59 インディア・ポスト “Annual Report 2017-18”
60 インディア・ポスト “Revised Franchise Scheme （An Alternative Scheme） to Access Postal Counter Services in Urban and Upcoming Urban Areas”
http://www.indiapost.gov.in/Pdf/40-28-2010-Plg_17-09-2012_Franchisee_Scheme.pdf
ただし、今後郵便総局が定めることで現在規定にない業務を行うこともできる。
61 インディア・ポスト “Annual Report 2016-17,2017-18”
https://www.indiapost.gov.in/VAS/Pages/AboutUs/AnnualReport.aspx

図表 8：郵便局ネットワーク（2017 年 3 月末）



（出所）インディア・ポスト “Annual Report 2017-2018　9,ページ”をもとに作成
https://www.indiapost.gov.in/VAS/Pages/AboutUs/AnnualReport.aspx

他方、郵便貯金銀行（Post Office Savings Bank, POSB）では多くの金融機関との提携が進んでおり、例えば大手民間商業銀行のアクシス銀行（AXIS Bank）の ATM を一部の郵便局に設置している。また、他の金融機関が地方部の金融包摂を目的としたビジネス・コレスポンデントを配置する際に郵便局内のオフィスを提供している。

DoP は郵便局における店頭サービス以外に、デジタルチャネルを通じたサービス提供にも注力している。具体的には ATM・モバイルバンキング、インターネットバンキング等の整備を目的に、基幹システムを導入するコア・バンキング・ソリューション（Core Banking Solution, CBS）プロジェクトは、2017 年 12 月に、23,463 の郵便局にて運用を開始している[62]。

[62] インディア・ポスト”Annual Report 2017-2018” p23（2018 年 2 月 22 日閲覧）

(3) 窓口取扱時間

正規職員によって運営される「Departmental Post Offices」は 1 日 8 時間、「Gramin Dak Sewaks」と呼ばれるスタッフによって運営される郵便局（Gramin Dak Sewaks Post Offices）は 1 日 3 時間から最長 5 時間営業するのが一般的である[63]。

3. 主な業務内容

(1) 預金業務概要[64]

郵便総局（Department of Posts, DoP）は全国の郵便局で、預金証書を含む複数の貯蓄商品を提供しており、大手の指定商業銀行に比肩する 6.8 兆ルピー（提供商品合計）の預貯金残高を保有している（2017 年 3 月末）。郵便貯金銀行（Post Office Savings Bank, POSB）の貯蓄口座（Saving Accounts）の平均残高は 4,574.0 ルピー（7,456 円）である[65]。

POSB、地域農村銀行（regional rural banks, RRBs）、協同組合信用機関における主な貯蓄口座の預金利子は概ね同水準で、年 4.0%前後である。

また、指定商業銀行の最大手であるインドステイト銀行（State Bank of India, SBI）の貯蓄口座（savings account）の預金利子について、1 千万ルピー以下であれば年 3.5%であり、1 千万ルピーを超える場合は年 4.0%である（2018 年 10 月 31 日）[66]。預金利子について、POSB はインドステイト銀行と同水準あるいはそれ以上である。一方で、最低預入額について、POSB が 20 ルピーであるのに対して、SBI の場合は預入金額の下限がない。

郵便貯金銀行の貯金商品の内容は、財務省（Ministry of Finance, MoF）規則に基づいて定められている。利子率についても国債のイールドを基準に年 1 回程度改訂が行われてきたが、2016 年 4 月以降は四半期ごとに改訂されることになった。利子率は、政府審議を経て財務省経済局（Department of Economic Affairs, MoF）が告示等を出すことで発効する。

2018 年 9 月 20 日に公表された金利改定（2018 年 10 月から適用）によると、政府は少額貯蓄制度を構成する貯蓄商品のうち、貯蓄貯金（Savings Deposit：金利 4.0%）を除くすべての貯金について利子率を引き上げた。これらの貯蓄商品の利子率は過去 6 年に渡り低下局面にあったが、国債利回りが上昇していることを反映してようやく引き上げられた[67]。.

63 インディア・ポスト “Annual Report 2016-17”
64 インディア・ポスト “Post Office Savings Schemes”
http://www.indiapost.gov.in/POSB.aspx
65 インディア・ポスト “Annual Report 2017-18”
66 インドステイト銀行 “SAVINGS BANK ACCOUNT”
https://www.sbi.co.in/portal/web/personal-banking/savings-bank-account
67 Livemint “NSC, PPF accounts will fetch 8% as govt hikes small savings rates”（2018 年 9 月 20 日）
https://www.livemint.com/Consumer/qGlSw5yFmvFxOrtwjMDo6K/NSC-PPF-accounts-will-fetch-8-as-govt-hikes-small-savings.html

図表 9：郵便貯金銀行の主な貯蓄商品概要（2018 年 10 月 1 日）

種類	利率	新規開設時最低預入額 及び預入限度額	その他
貯蓄口座 （Savings Accounts）	4.0%／年	・最低預入額は 20 ルピー ・預入限度額なし	・誰でも口座開設可 ・小切手利用付き口座もできる（500 ルピー以上の新規預入が行われ、かつ 500 ルピー以上の預金が維持されている場合） ・新規預入時は、現金のみで預入 ・年 10,000 ルピーまでの利子は非課税（2012 年度から） ・成人 2-3 名での共同名義口座（joint account）も開設可 ・1 郵便局 1 口座まで
5 年積立預金口座 （5-year Post Office Recurring Deposit Account）	7.3%／年（四半期ごとの複利）	・最低預入額は月 10 ルピーと 5 の倍数 ・預入限度額なし	・誰でも口座開設可 ・現金又は小切手で新規預入可 ・開設口座数に制限なし ・毎月の預入がない場合には、過怠金が課せられる ・5 年満期ごとに 725.05 ルピー受取可
定期預金口座（Post Office Time Deposit Account）	1 年口座：6.9% 2 年口座：7.0% 3 年口座：7.2% 5 年口座：7.8%	・最低預入額は 200 ルピーとその倍数 ・預入限度額なし	・個人が口座開設可 ・現金又は小切手で開設可 ・開設口座数に制限なし
一括預入・利子毎月受取口座（Post Office Monthly Income Scheme Account）	7.3%／年	・最低預入額は 1,500 ルピーの倍数 ・預入限度額は個人口座では 45 万ルピー（共同名義口座：90 万ルピー）	・満期 5 年 ・現金又は小切手で開設可能 ・開設口座数に制限なし ・開設後 1 年経過後から払い戻しができるが、開設 3 年未満では 2%、3 年以上の場合は 1%の割引金利が適用される。
高齢者貯蓄口座 （Senior Citizen Savings Scheme）	8.7%／年	・1 口座 1 預金で、1,000 ルピーの倍数 ・預入限度額は 150 万ルピー	・原則 60 歳以上の個人が開設可 ・55 歳以上 60 歳未満の退職者や年金生活者も退職金受取後 1 か月以内であれば開設可 ・満期 5 年。満期日 1 年以内の申請で 3 年間延長可 ・満期前の払戻しには低利率（開設後経過期間に応じて 1%か 1.5%）が適用
年金基金積立口座 （15 year Public Provident Fund Account）	8.0%／年（年ごとの複利）	・最低預入額は 1 会計年度当たり 500 ルピー ・預入限度額は 1 会計年度当たり 15 万ルピー 一括預入又は 12 回分割預入	・個人は 100 ルピーから開設できるが、1 会計年度中の預金残高が 500 ルピー以上にならなければならない ・満期は 15 年で、満期日から 1 年以内の申請で更に 5 年間ずつ延長可 ・満期受取金額は延長及び更に預金をすることなく保持することが可 ・満期前の払戻は不可だが、開設後 7 会計年以降は引出しが可 ・利子は全て非課税 ・融資機能は 3 会計年度経過後可能 ・裁判所の判決による差し押さえはなされない
Kisan Vikas Ptra （KVP）	7.7%／年（年ごとの複利）	・最低預入金額 1,000 ルピー ・預入限度額なし	・2011 年 11 月 30 日で終了したが、2014 年 11 月 18 日に再開 ・発行日から 2.5 ヵ年経過後に現金化可能
Sukanya Samriddhi Yojana Accounts	8.5%／年（年ごとの複利）	・最低預入金額は 1 会計年度当たり 1,000 ルピー ・預入限度額は 1 会計年度当たり 15 万ルピー	・法定又は親権者（Legal Guardian/Natural Guardian）が女児の名義で開設可能（名義人が 10 歳未満に限る、1 名義人につき 1 口座） ・満期は 21 年で、名義人が 18 歳以上の場合は残高の 50%まで引出可能
国民貯蓄証書 （National Savings Certificate:NSC） 5 年物国民貯蓄証書 （Ⅷ発行）	8.0%／年（年ごとの複利）	・最低預入額は 100 ルピー ・預入限度額なし	・額面 100、500、1,000、5,000、10,000 ルピーの 5 証書

（出所）インディア・ポスト“Post Office Savings Schemes”、同 “Annual Report 2017-18”をもとに作成
https://www.indiapost.gov.in/Financial/Pages/Content/Post-Office-Saving-Schemes.aspx (閲覧日：2018 年 10 月 31 日)
https://www.indiapost.gov.in/VAS/Pages/AboutUs/AnnualReport.aspx

図表 10：郵便貯金銀行の貯蓄商品別口座数と残高（2017 年 3 月末）

種類	口座数	残高（億ルピー）
貯蓄口座 （Saving Accounts）	186,200,705	8,516.89
積立預金口座 （Recurring Deposit, RD）	122,703,759	8,445.55
定期預金口座 （Time Deposit, TD）	16,669,195	7,965.54
一括預入・利子毎月受取口座 （Monthly Income Scheme, MIS）	16,680,673	18,006.36
NSS Accounts （87&92）	285,125	325.70
年金基金積立口座 （Public Provident Fund, PPF）	2,465,767	6,336.19
高齢者貯蓄口座 （Senior Citizens Savings Scheme, SCSS）	1,123,387	2,945.33
積立定期預金 （Cumulative Time Deposit）	208,302	0.81
定期預金 （Fixed Deposit）	388	2.42
MGNREGA*	–	–
MSY 口座 （MSY Accounts）	457,608	0.29
Sukanya Samriddhi Yojana Accounts	9,919,137	1,382.42
小計	**356,714,046**	**53,927.55**
5 年物国民貯蓄証書 （NSC Ⅷ）	–	8,722.83
KVP （Kisan Vikas Patra）	–	5,357.48
小計	–	14,080.31
総計	–	**68,007.87**

（注）MGNREGA：“Mahatma Gandhi National Rural Employment Guarantee Act”という根拠法に基づく社会貢献事業的な側面の強い金融サービスの口座
（出所）インディア・ポスト “Annual Report 2017-18” 59 ページをもとに作成
https://www.indiapost.gov.in/VAS/Pages/AboutUs/AnnualReport.aspx

(2) 資金運用方法

郵便総局は、財務省の委託を受けて、郵便貯金銀行業務を行っていることから、資金の運用は財務省が行う。

(3) 貸付業務概要

インディア・ポストでは、貸付業務は実施できない。

(4)　送金・決済業務概要

即時送金サービス（Instant Money Order, iMO）という国内のオンライン送金サービスを全国 16,977 の郵便局において提供している（2017 年 3 月末）[68]。このサービスは、1 回の取引につき 1,000 ルピーから 5 万ルピーまでの送金ができ、同サービスを行っている郵便局であればどの郵便局においても送金後、数分で受け取ることができる。

一部の郵便局では、アメリカン･エクスプレス社の旅行小切手の販売や現金化サービスを提供している。

(5)　国際業務概要

2001 年より米国のウェスタン・ユニオン社（Western Union Financial Services, WUFS）と 9,942 の郵便局で、国際送金サービスを提供している。2017 年度の同サービスによる収益は 0.778 億ルピーである。[69]。

(6)　付随業務概要

郵便貯金銀行（Post Office Savings Bank, POSB）は、2001 年 1 月 22 日からインド産業開発銀行系列の IDBI-Principal 社と提携し、郵便局で投資信託の販売を開始した。このサービスは 4 つの都市の取扱指定郵便局で開始され、2001 年 6 月 15 日からは、取扱局が全国の主要都市の取扱指定郵便局に拡大した。現在は 2,000 以上の郵便局で「Principal」、「SBI」、「UTI」、「Franklin Templeton」、「Reliance Mutual Fund」といった投資信託商品を販売している[70]。

郵便局は年金サービスの窓口としても機能しており、主幹（Head）局では国民年金システム（National Pension System, NPS）の年金口座開設・掛金の預け入れが可能である[71]。

また、郵便総局（Department of Posts, DoP）は 1884 年に国家公務員のための生命保険である郵便生命保険（Postal Life Insurance, PLI）スキームを導入した。当初は郵政職員のみを対象としていたが、今日では中央政府、州政府、地方公共団体等の公務員に拡大されている。更に 1995 年には地方に居住する社会的弱者、女性労働者といった人々の保険をカバーするために地方郵便生命保険（Rural Postal Life Insurance, RPLI）を導入した。2017 年 3 月末の総契約件数は 1,936 万件、払込保険金の総額は 1.9 兆ルピーである（PLI、RPLI の合計）

PLI と RPLI の営業実績は図表 11 の通り。

---

68 インディア・ポスト “Annual Report 2017-18”
https://www.indiapost.gov.in/VAS/Pages/AboutUs/AnnualReport.aspx
69 インディア・ポスト “Annual Report 2017-18”
70 インディア・ポスト “Mutual Funds”
http://www.indiapost.gov.in/MutualFunds.aspx、インディア・ポスト”Annual Report 2014-15”
71 インディア・ポスト “Annual Report 2017-18”

図表 11：PLI・RPLI の実績（金額は 100 万ルピー/2017 年 3 月末）

種類	新規保険契約件数（2016 年度中･1000 万件）	新規契約金額（2016 年度中・億ルピー）	累計契約件数（10 万件）	累計保険金総額（億ルピー）
PLI	2.13	1,109.66	46.8	11,308.48
RPLI	3.75	685.04	146.84	8,398.34

（出所）インディア・ポスト “Annual Report 2017-18” 62 ページをもとに作成

4. 会計基準と財務諸表

郵便総局（Department of Posts, DoP）や郵便貯金銀行（Post Office Savings Bank, POSB）は政府の一機関という性質上、財務諸表を公開していない。郵便総局（Department of Posts, DoP）の 2016 年度における総収入(Total Revenue)は 1,293.8 億ルピー（2015 年度、1,163.5 億ルピー）、そのうち、POSB に関連する収入は 778.38 億ルピー（2015 年度、708.58）と、郵便総局の収入の約 60%を占める。純支出(Net Expenditure)は 1,894.7 億ルピー（2015 年度、1,789.5 億ルピー）であった。2016 年度における赤字（Deficit (Net Exp – Revenue)）は 600.7 億ルピー（2015 年度、625.9 億ルピー）であった[72]。

72 インディア・ポスト “Annual Report 2017-18”
https://www.indiapost.gov.in/VAS/Pages/AboutUs/AnnualReport.aspx

第 4 章　金融セクターにおけるリテール金融機関の特徴

インドにおける主要なリテール金融機関としては、郵便局ネットワークを活用する郵便貯金銀行（Post Office Savings Bank, POSB）の他に、地域農村銀行（regional rural banks, RRBs）、協同組合信用機関が挙げられる。

1.　郵便貯金銀行

(1)　郵便貯金銀行の特徴

郵便貯金銀行（Post Office Savings Bank, POSB）は財務省（Ministry of Finance, MoF）の「少額貯蓄制度」（Small Savings Schemes）の主実施機関として位置付けられている。少額貯蓄制度とは、社会のあらゆる階層の人々に対して、貯蓄習慣の奨励と少額貯蓄の動員を通じて国家の経済発展の中心的役割を果たさせることを目的とした財務省の制度である[73]。

2015 年 1 月 21 日、モディ政権は女性の教育資金や結婚費用の積立口座として「Sukanya Samriddhi Yojana」と呼ばれる女児向けの少額貯蓄制度を開始したが、この商品も POSB の取扱商品である（POSB 以外に、インドステイト銀行（State Bank of India, SBI）や ICICI 銀行等の大手指定商業銀行でも取り扱いがある）。10 歳未満の女児を名義人とし、法定後見人又は親権者が開設可能である。1 名義 2 人につき 1 口座のみ開設可能で、1 開設者につき 2 口座までしか開設できない（但し、双子や三つ子を出産した場合は 3 口座目を開設可能）。年利は 8.5%（2018 年 10 月 1 日以降）で、POSB で提供される他の貯蓄商品に比べて優遇されている。満期は 21 年で、名義人が 18 歳を迎えた場合、次年度から預金額の 50%を上限として期中引出が可能になる。郵便局による発行口座数は累計で 9,919,137 口座、預金残高は 138.2 億ルピーである（2017 年 3 月末）[74]。

(2)　金融市場の中での郵便貯金銀行の競争力

全国の郵便局で 6.8 兆ルピーの預金残高（提供貯蓄商品合計）があり（2017 年 3 月末）、インド最大手の預金金融機関の一つである。

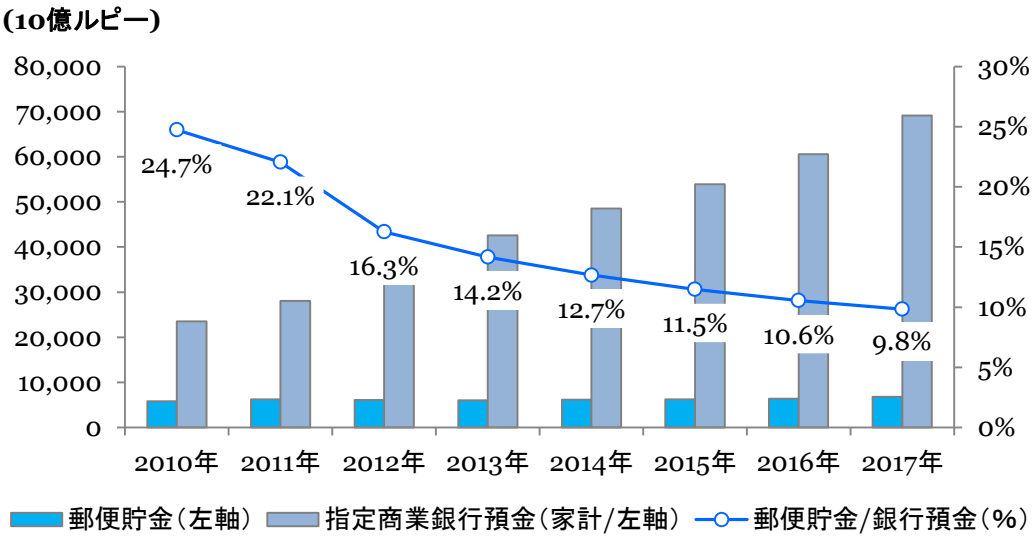
この預金残高の規模は国内行で資産規模首位のインドステイト銀行（State Bank of India, SBI）の預金残高が 20.4 兆ルピー[75]、第 2 位の HDFC 銀行が 6.4 兆ルピーであること（2017 年 3 月末）を踏まえると、預金の規模では最大手行に匹敵する。指定商業銀行の家計部門における 2017 年 3 月末の預金総額 69.1 兆ルピー[76]と比較すると、郵

---

73 インド財務省 ”Report of the Committee on Comprehensive Review of National Small Savings Fund”（2011 年 6 月）
http://finmin.nic.in/reports/report_committee_comprehensive_review_nssf.pdf
74 インド財務省公示 G.S.R.863(E).（2014 年 12 月 2 日）
https://rbidocs.rbi.org.in/rdocs/content/pdfs/494SSAC110315_A1.pdf
Sukanya Samriddhi Yojana ウェブサイト http://www.sukanyasamriddhiaccountyojana.in/
インディア・ポスト“Post Office Savings Schemes”
https://www.indiapost.gov.in/Financial/Pages/Content/Post-Office-Saving-Schemes.aspx、
ICICI 銀行ウェブサイト
https://www.icicibank.com/personal-banking/investments/sukanya-samriddhi-yojana-account/index.page
口座数、預金残高は郵便局のみの実績（出所：インディア・ポスト “Annual Report 2017-18”）。
75 インドステイト銀行 “State Bank of India's ANNUAL REPORT for the year 2016-'17”
https://www.sbi.co.in/portal/web/corporate-governance/annual-report-2017
76 因みに、指定商業銀行の 2018 年 3 月末の家計部門における預金総額は 74.1 兆ルピーである。

便貯金残高はこのうちの 9.8%に相当する。ただし、近年は預金総額に対する郵便貯金残高の占める割合が低下している。

図表 12：家計部門における銀行預金と郵便貯金の残高比較



（注）各年 3 月末の計数
（出所）インド準備銀行 RBI Bulletin “Composition and Ownership Pattern of Deposits with Scheduled Commercial Banks: March 2016”16 ページ,19 ページ
RBI Bulletin “Composition and Ownership Pattern of Deposits with Scheduled Commercial Banks: March 2015”33 ページ
https://rbidocs.rbi.org.in/rdocs/Bulletin/PDFs/1COMPOB6600407AAE946508400A17CC3D9E329.PDF
https://rbidocs.rbi.org.in/rdocs/Bulletin/PDFs/02ARA258D8D7EB1D4E48901BC0259917DD7C.PDF
https://www.rbi.org.in/scripts/BS_ViewBulletin.aspx
インディア・ポスト “Annual Report”（2010 年度版-2016 年度版）をもとに作成
https://www.indiapost.gov.in/VAS/Pages/AboutUs/AnnualReport.aspx

2. 地域農村銀行

(1) 地域農村銀行の特徴

地域農村銀行（Regional Rural Banks, RRBs）は、農業セクターに特化した政策金融機関の全国農業農村開発銀行（National Bank for Agriculture and Rural Development, NABARD）等を資金面でのスポンサーとしており、政府資金と合わせて零細農家や小規模農業従事者、職人層に特化した貸付業務等を行っている。

また、地域農村銀行はインド特有の私的団体である共助グループ（Self-help group, SHG）に対しても融資している。共助グループとは、近隣の女性が少人数で構成する共助を目的とした組織であり、社会的地位や状況が近い立場の女性が協力して生活の向上や自立を目指すものである。

2014 年から 15 年にかけて、インド準備銀行（Reserve Bank of India, RBI）は優先分野への貸付（Lending to Priority Sector）に関する回状「Master Circular」や「Master Direction」、告示（notification）を出し、地域農村銀行が優先して貸付を行うべき分野と、各分野に対する貸付割合等を定めた。

優先貸付分野に該当するのは、農業、零細・中小企業（micro, small and medium enterprises, MSMEs）、教育、住宅等である。地域農村銀行がこれらの分野に対して既往貸付額の 75%（優先分野に対する貸付合計）を目標に貸付を行うことを定めたガイドラインが 2016 年 1 月に発効した[77]。優先貸付分野と貸付割合は図表 13 の通り。

図表 13：RRBs の優先貸付目標（2016 年 7 月 7 日）

分野	貸付目標（総貸付額に対する割合/%）
優先分野合計	75
農業	18
小規模･零細農家	8
零細企業	7.5
その他金融の弱い分野（Weaker Sections）	15

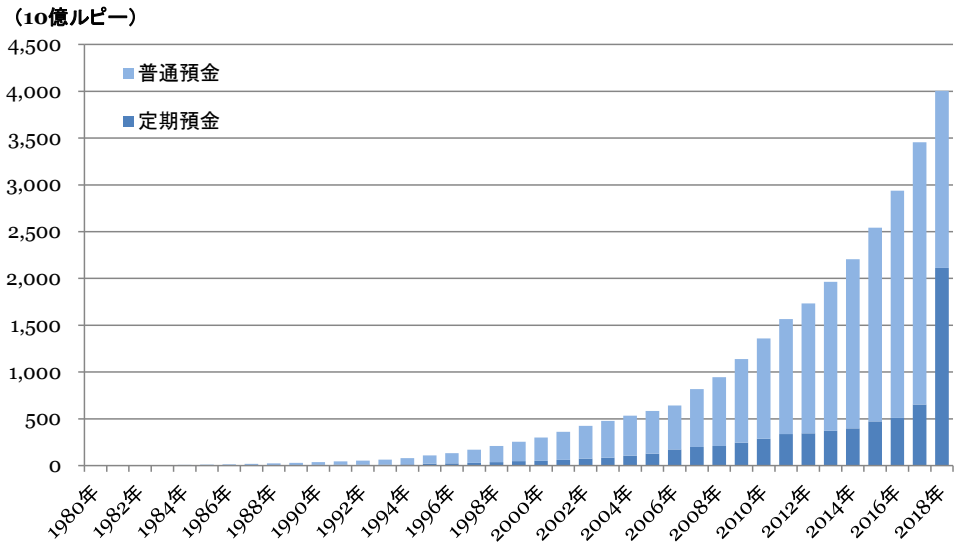
（出所）インド準備銀行“Regional Rural Banks - Priority Sector Lending – Targets and Classification”（2015 年 12 月 3 日）、“Master Direction - Regional Rural Banks - Priority Sector Lending – Targets and Classification”（2016 年 7 月 7 日）をもとに作成
https://www.rbi.org.in/scripts/NotificationUser.aspx?Id=10155&Mode=0
https://www.rbi.org.in/scripts/NotificationUser.aspx?Id=10496&Mode=0

(2) 金融市場の中での地域農村銀行の競争力

地域農村銀行（regional rural banks, RRBs）の預金残高は 1985 年以降、ほとんど毎年 10%以上の成長を遂げている（図表 14）。2017-18 年の預金残高は前年比 15.9%増の 4.0 兆ルピーである[78]。

77 インド準備銀行“Regional Rural Banks - Priority Sector Lending – Targets and Classification”（2015 年 12 月 3 日）
https://rbi.org.in/scripts/NotificationUser.aspx?Mode=0&Id=10155
78 インド準備銀行“Handbook of Statistics on the Indian Economy 61. Important Banking Indicators - Regional Rural Banks - Outstanding”
https://dbie.rbi.org.in/DBIE/dbie.rbi?site=publications
普通預金（demand）と定期預金（term）の合計値。

図表 14：地域農村銀行の預金残高の推移（1985-2018e/10 億ルピー）



（出所）インド準備銀行“Handbook of Statistics on the Indian Economy 61. Important Banking Indicators - Regional Rural Banks - Outstanding”をもとに作成
https://rbi.org.in/scripts/AnnualPublications.aspx?head=Handbook%20of%20Statistics%20on%20Indian%20Economy

(3) マハラシュトラ・グラミン銀行（Maharashtra Gramin Bank）

地域農村銀行の一つであるマハラシュトラ・グラミン銀行は、マハシュトラ州全域をカバーし、348 支店を有している（2018 年 2 月 1 日時点）[79]。同銀行はバングラデシュのグラミン銀行（Grameen Bank）とは無関係である。2018 年 3 月末時点で、総資産は 1008.4 億ルピーであり、2017 年度における売上高は 80.7 億ルピーである[80]。預金残高は 844.3 億ルピーであり、内訳として、普通預金 30.5 億ルピー、貯蓄預金 392.0 億ルピー、定期預金 421.8 億ルピーとなっている[81]。預金顧客は貧困層が中心で、融資は農業関係、中小企業、共助グループ等を優先分野としており、これらの融資が全体の約 62%を占める。

マハラシュトラ・グラミン銀行では政府主導で、ダイレクトベネフィットトランスファーという商品の取扱を開始した。同商品は、入金が無くても口座を開設できるもので、現在、IT に関する技術力の蓄積がある Vrindavan Branch において試行的に実施している。また、他の地域農村銀行（Regional Rural Banks）にもダイレクトベネフィットトランスファーの取り組みの拡大が予定されている。近年の特徴として貧困層においても、インターネットバンキング、クレジットカード、デビットカード等の最新のサービスへの需要があることが背景にある[82]。

79 Maharashtra Gramin Bank ウェブサイト“Branch Locator”
http://mahagramin.in/branch.aspx#
80 Maharashtra Gramin Bank, Database“Balance Sheet, March 2018”
https://www.mahagramin.in/downloads/BALANCE_SHEET2017-18.pdf
81 Maharashtra Gramin Bank, Database“Balance Sheet, March 2018”
https://www.mahagramin.in/downloads/BALANCE_SHEET2017-18.pdf
82 ダイレクトベネフィットトランスファーに係る記載は、2013 年 11 月実施の現地調査にてヒアリング

3. 協同組合信用機関

(1) 協同組合信用機関の特徴

協同組合信用機関は、地域・農村に密着したリテール金融機関である。

【参考情報:The Maharashtra State Co-Operative Bank】

・協同組合信用機関(Co-operative Credit Institutions)のひとつである The Maharashtra State Co-Operative Bank は、農村部の協同組合信用機関(Co-operative Credit Institutions)の中では最大のネットワークを誇り、46 支店と 3 つの出張所(エクステンションセンター)を有する(エクステンションセンターとは、金融包摂を目的とした出張所で、これらは農村部の郵便局の中にオフィスが設置されている)。

・The Maharashtra State Co-Operative Bank は、全国農業農村開発銀行(英名:National Bank for Agriculture and Rural Development, NABARD)からリファイナンス資金の融資を受けており、その資金が 40%を占める。

・The Maharashtra State Co-Operative Bank では,八百屋、さとうきび生産者、布製品生産者、農家などが顧客の約 95%を占める(残り約 5%は一般市民)。これらの顧客の日々発生する売上を預かっており(「everyday deposit」と呼んでいる)、預金金利は郵便局よりも高い。

・仕事が忙しく、銀行に来ることができない顧客のため、銀行員が 2 交代制で巡回して預金を預かってくる仕組みを構築している。このような集金のための職員は信用が必要となるためすべて銀行の正規職員である。

・融資は地方の農業法人向けが多い。融資は、収入証明書や事業計画の健全性を判断しており、一般的に貸倒れは少ない。水不足などの天候不順が発生した場合には農家からの返済が滞るケースがあるが、最終的には保険が適用され回収が担保される仕組みとなっている。

・預金は組合員以外からも受け付けるが、貸出は組合員のみである。

・The Maharashtra State Co-Operative Bank の強みは、顧客へのコンサルティング支援にある。顧客との対面でのコミュニケーションを重視しており、ATM の導入については消極的である。今後は、コンサルティングサービスをより高度化させるため、顧客のビジネスモデルの構築や大企業とのコーディネートなどの支援に取り組む予定である。

(出所) 2013 年 11 月の現地調査をもとに作成

(2) 金融市場の中での協同組合信用機関の競争力

協同組合信用機関は大きく都市協同組合銀行と農村協同組合信用機関に分かれるが、機関数は合計で 95,946 (2017 年 3 月末) と郵便局網に次ぐネットワークを有し、地域に密着したマイクロレンディングの実施機関として活動している。

協同組合信用機関の 98.4%を占める農村協同組合信用機関の預金残高は、全業態合わせて 5.12 兆ルピー (2016 年 3 月末) である。

農村協同組合信用機関の預金源は農業従事者にほぼ限定されているが、貯蓄口座の預金金利は年率 3.5%である (2018 年 9 月 21 日以降)。

4. 金融セクターにおけるリテール金融機関の位置付け

インドにおける主要なリテール金融機関としては、全国 154,965 局(2017 年 3 月末)の郵便局ネットワークを活用する郵便貯金銀行がある。そのネットワークは、指定商業銀行全体の店舗数の約 12 万店舗を上回る規模である。また、郵便貯金銀行の預金残

高（提供貯蓄商品合計）は 6.8 兆ルピーであり（2017 年 3 月末）、インド最大手の預金金融機関の一つとなっている。

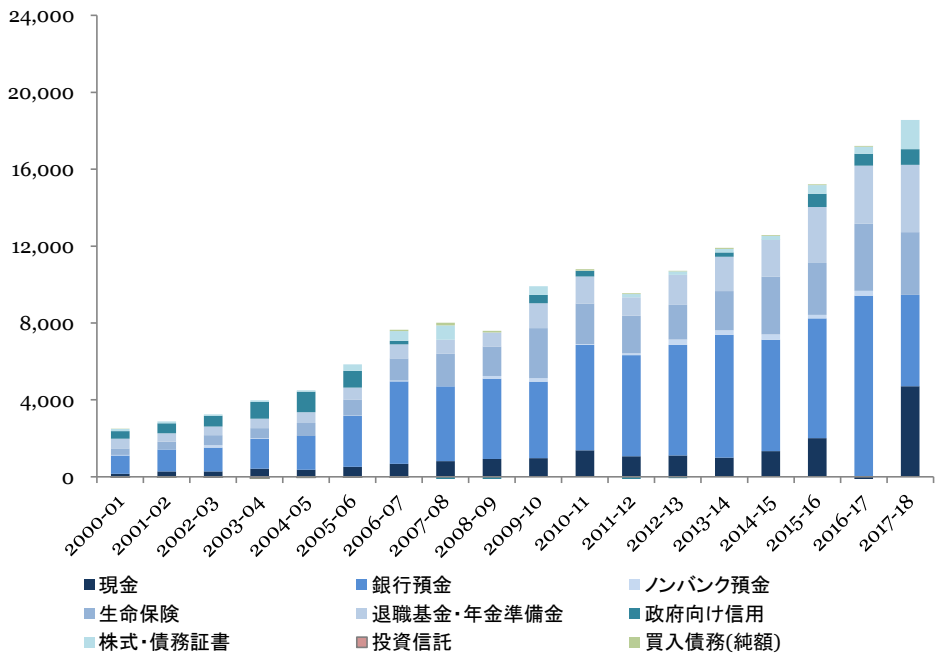
協同組合信用機関は、合計で 95,946（2017 年 3 月末）と郵便局網に次ぐネットワークを有し、地域に密着したマイクロレンディングの実施機関として活動している。協同組合信用機関の預金残高は、全業態合わせて 9.6 兆ルピー（2016 年 3 月末）であり、郵便貯金銀行を上回る。

地域農村銀行は、4.0 兆ドルの預金残高を有し（2018 年 3 月末）、郵便貯金銀行の 6 割に相当する有力なリテール金融機関としての位置付けである。

5. 家計の金融資産・負債の動向

インドの個人金融資産は、中期的に見て順調に増加傾向にある。個人金融資産の純増のうち、銀行預金（Bank deposits）と生命保険（Life insurance fund）が占める割合が高く、両者を合わせると 84.4%を占める。他は退職基金・年金準備金（Provident and pension fund）や株式・債務証書（Shares・Debentures）がそれぞれ 19.3%、11.9%を占めている（2017 年度）。

図表 15：個人金融資産の純増の構成（2000-2017 年度/10 億ルピー）



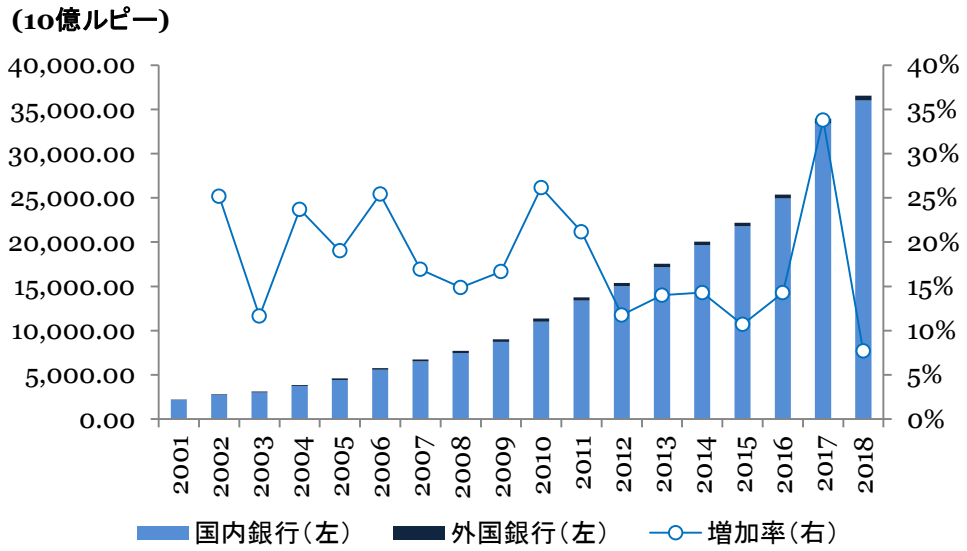
（出所）インド準備銀行 “Handbook of Statistics on Indian Economy 2017-18” 38 ページをもとに作成
https://rbi.org.in/Scripts/AnnualPublications.aspx?head=Handbook%20of%20Statistics%20on%20Indian%20Economy

(1) 預金等の受入れ（商品、預金残高）

貯蓄口座の預金残高は、指定商業銀行の口座合計で 36 兆ルピーであった（2018 年 3 月末）。預金残高はほぼ毎年 10%以上増加している。2017 年 3 月末については、前年 11 月に廃貨された高額紙幣が銀行に預金されたため、残高は急増した。2018 年 3

月末については、その反動で残高の伸び率が一時的に鈍化した。

図表 16：貯蓄口座の預金残高推移

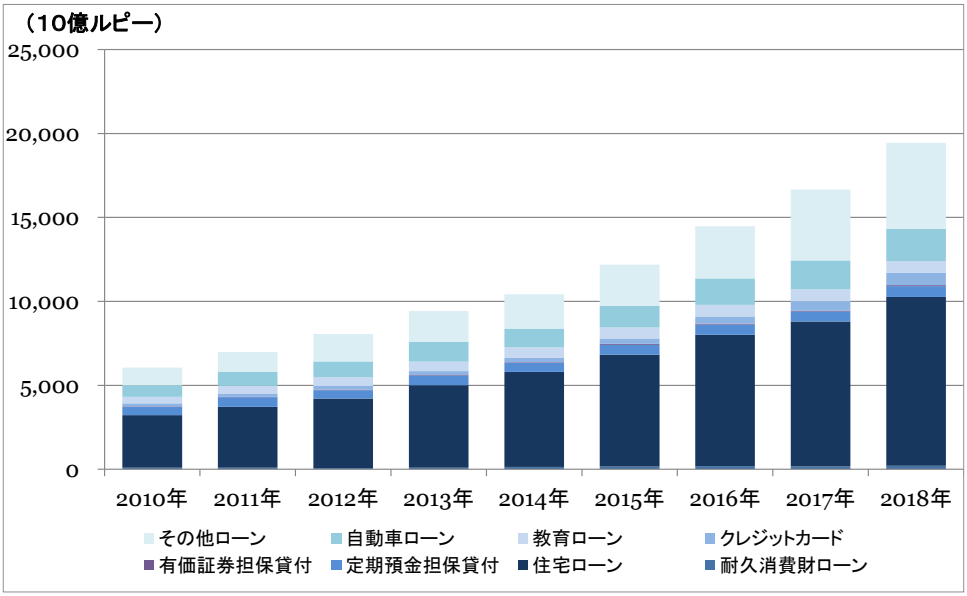


（出所）インド準備銀行 “HANDBOOK OF STATISTICS ON INDIAN ECONOMY2017-18” 98 ページ”をもとに作成

(2) 資金の貸付等（商品、融資残高）

個人向けローンは 2018 年 7 月末で 19.4 兆ルピーであり、内訳を見ると、住宅ローンの割合が 51.8%と過半を占めている（図表 17）。

図表 17：個人ローン貸出内訳（2010-2018 年）



（注）各年 7 月末の値。

（出所）インド準備銀行 “HANDBOOK OF STATISTICS ON INDIAN ECONOMY2017-18(268 ページ)、2016-17(282 ページ)、2015-16(284 ページ)、2014-15(286 ページ)、2013-14(286 ページ)、2012-13(291 ページ)、2011-12 (277 ページ)、2011-12 (277 ページ)、2010-11 (297 ページ)、2009-10 (277 ページ) ”

第 5 章　最近の金融動向と今後の展望

1.　最近の金融動向

(1)　マイクロファイナンス機関に対する規制の動向

現在、インドでは政府によるマイクロファイナンス機関に対する規制が議論されている。大手のマイクロファイナンス機関は既にインド準備銀行（Reserve Bank of India, RBI）の監督下にあるものの、その他の中小金融機関が 26-40%という高金利で、場合によっては同じ借入者に複数機関が貸す等の課題がある。

そのため近年では資金回収が順調に進まず、財務状況が逼迫しているマイクロファイナンス機関が増え、強引な資金回収方法を試みた結果、何人もの債務者を自殺に追い込んだとメディアで報道された。結果として、マイクロファイナンス機関の資金回収方法が全国的に話題を呼び社会的問題へと発展した。

それに対応して連邦政府は 2011 年 7 月にマイクロファイナンス機関に関する、「マイクロファイナンス機関（発展・規制）法案」（Micro Finance Institutions（Development and Regulation） Bill）を公表した。同法案ではマイクロファイナンス機関の規制当局を、各州政府から RBI へ移行し、マイクロファイナンス機関の財務状況を一元的に監督することとした[83]。またマイクロファイナンスの実施主体を、1949 年銀行規制法に定義される「銀行」ではなく「機関（organization）」と位置づけ、1 個人につき 50 万ルピー（RBI の許可がある場合 100 万ルピー）までの小額貸付手段を提供する機関と定めた。

同法案では、中央政府がマイクロファイナンス発展審議会（Micro-Finance Development Council）を創設し、マイクロファイナンス機関の発展のための方針や手段について助言を行う。更に、州マイクロファイナンス審議会（State Micro-Finance Council）を創設し、それぞれの州において地方マイクロファイナンス委員会（District Micro-Finance Committee, DMFC）の活動の調整責任を負わせることにした。

しかし 2014 年 2 月、同法案はインド連邦議会（ヒンドゥー語名：Lok Sabha）において否決された。その主な理由は、RBI は既に大手のマイクロファイナンス機関を監督しており、地方に点在する各マイクロファイナンス機関を監督するのは非効率かつ負担増につながると主張したこと、及び同銀行が全てのマイクロファイナンス機関を一元的に監督することにつき強く反発する州政府がある等、関係者間で十分な合意が形成されていないためである。

ただし議会の金融委員会（Standing Committee on Finance）は中央政府に対して、RBI、州政府を含む関係者との更なる協議を実施した上で、同法案を再検討するよう指示した。

アンドラ・プラデーシュ州では、従来の貸出機関にアクセスできない人に高金利で小額の貸付を行うマイクロファイナンス事業に関する法律が施行され、規制当局による厳正な監視が行われている[84]。

---

83 Wall Street Journal “India Releases Draft Bill on Microfinance Regulations”（2011 年 7 月 11 日）
http://online.wsj.com/article/SB10001424052702303365804576430911193252084.html
84 The Hindu “Parliamentary panel asks govt to bring fresh Micro Finance Bill” （2018 年 3 月 13 日閲覧）
http://www.thehindu.com/business/Industry/parliamentary-panel-asks-govt-to-bring-fresh-micro-finance-bill/article5699350.ece

(2) 金融包摂政策 「Jan-Dhan Yojana」

現ナレンドラ・モディ（Narendra Damodardas Modi）政権は低所得者等の社会的弱者への施策を立て続けに打ち出している。住宅供給、衛生向上のほか、国民の誰でも貯蓄口座・保険等基本的な金融サービスを利用できるようにするための国家的事業として「Jan-Dhan Yojana（JDY）」と呼ばれる政策が 2014 年 8 月に開始された。

同政策では、国内のあらゆる銀行（Business Correspondent(BC)を含む[85]）で簡易な書類手続きにより、最低預金残高の定めのない貯蓄口座、生命保険（支払限度額 3 万ルピー）、損害保険（支払限度額 10 万ルピー）、1 世帯 1 口座で 5,000 ルピーを限度とする当座貸越等のサービスが提供される[86]。

2014 年 8 月の開始以来、同政策で開設された口座数は 3.4 億口座（うち地方部 2.0 億口座、都市部 1.4 億口座）に達し[87]、8,423.8 億ルピーの預金残高がある（2018 年 11 月 14 日時点）[88]。

前シン政権下の 2011 年にも金融包摂キャンペーンが開始されていたが、銀行口座を有する世帯を増やそうとする JDY と比べると目標が限定され、成果も十分に上がらなかった。2011 年のキャンペーンは住民 2000 人以上の村落に対する金融サービスの提供に焦点が当てられ、対象となった 592,000 村落のうち、カバーできたのは 74,000 村落にとどまった[89]。

モディ政権下の JDY による銀行口座の開設は、他の 2 つの要素と合わさって JAM と呼ばれる三位一体の動きとして展開した[90]。第一に、JAM の J は JDY である。貧困層に給付する政府の補助金について、従来は仲介者が着服して必要とする人に行き渡らないという問題があったが、モディ首相が銀行口座に直接振り込むと宣言したことで、口座開設に拍車が掛かった。第二に、JAM の A は Aadhar（アーダール）と呼ばれるインド版マイナンバー制度である。生体認証（目の虹彩や指紋）を基に全国民に 12 桁の番号が割り振られた。Aadhar は前政権によって着手されたが、モディ政権によって精力的に進められ、生体認証の登録数が飛躍的に伸びた。戸籍制度が不十分なインドでは、口座開設に必要な身分証明は困難だったが、Aadhar によって容易に口座が開設できるようになった。第三に、JAM の M は Mobile Phone（携帯電話）である。

---

85 インド準備銀行は、銀行が支店を開設することができない遠隔地で、基本的な銀行業務を提供する仲介機関・代理人として企業および個人が働くことを認めている。このような代理人を Business Correspondent(BC)と呼ぶ。インド準備銀行によって、BC が行える業務は決められており、小規模の貯蓄口座、最低預金が少ない固定預金と定期預金、顧客への送金、マイクロクレジット、保険等を業務として提供することができる。当初、BC として働くことを許可された事業体は、NGO やマイクロファイナンス金融機関のみであった。その後、退職した銀行員や公務員、教師等、一般の個人も BC として働くことが認められるようになった。
indianeconomy.net “What is the Business Correspondent (BCs) model for financial inclusion?”
https://www.indianeconomy.net/splclassroom/what-is-the-business-correspondent-bcs-model-for-financial-inclusion/
公益財団法人 国際通貨研究所“最近のインドにおける金融包摂取り組み”
https://www.iima.or.jp/Docs/topics/2016/285_j.pdf
86 Pradhan Mantri Jan Dhan Yojana （PMJDY） “Scheme Details”
https://www.pmjdy.gov.in/scheme
87 2015 年、同政策に基づく口座開設数（2014 年 8 月 23 日-29 日：18,096,130 口座）がギネス記録（Guinness World Records）に登録された。
88 Pradhan Mantri Jan Dhan Yojana （PMJDY） “Progress-Report”
https://www.pmjdy.gov.in/account
89 Pradhan Mantri Jan Dhan Yojana （PMJDY） “Press Note - Launch of PMJDY”（2014 年 8 月 28 日）
http://pmjdy.gov.in/FILES/PRESS/ENGLISH/28.08.2014.PDF
90 Subbarao D” Digital Technologies Powering the Challenge of Financial Inclusion in India”（2018 年 9 月 27 日）
https://www.isas.nus.edu.sg/wp-content/uploads/2018/09/ISAS-Insights-No.-517-Digital-Technologies-Powering-the-Challenge-of-Financial-Inclusion-in-India.pdf

モディ政権期はスマートフォンの普及期と重なり、銀行支店やATMのない遠隔地でもスマートフォンを通じて口座に容易にアクセスできるようになったことで、口座開設の機運が高まった。また、文字の読めない人が多いインド人向けにスマートフォンアプリが開発されたことも、モバイルフォン・バンキングの普及に一役買った。以上のように、JDYによる金融包摂は、マイナンバー制度と携帯電話の活用に立脚している点に特徴がある。

(3) 新銀行設立

インド準備銀行（Reserve Bank of India, RBI）は、2013年2月に10年振りとなる新銀行の新規参入許可申請のためのガイドラインを発表した。過去20年において、インドは、1992年と2003年の2回しか新銀行設立（計12行）を認めておらず、3回目となる今回は、新銀行設立の目的の一つとして、低所得者層を金融サービスの利用者に引き込む狙いがある。

そのため、新銀行の設立のための申請のガイドラインとして、支店数の25%は農村地域に設立すること、新銀行の事業計画に金融包摂への取組みと実現手段を提案することといった要件が含まれている。

申請期限である2013年7月1日までに郵便総局（Department of Posts, DoP）を含む25の企業・公的機関が応募した。RBIは同行内にハイレベル諮問委員会を設け、申請内容を審査の上、2014年4月に、インフラファイナンス機関のIDFC Limitedとマイクロファイナンス機関のバンダン・フィナンシャル・サービシズ（Bandhan Financial Services, BFSPL）の2社に対して銀行設立に係る予備免許（in-principle approval）を付与した。この予備免許は18ヵ月間有効であり、その間に2社はインド準備銀行が定める設立条件を満たした上で正式な営業免許を2015年に取得した。

DoPも銀行免許取得申請を行ったものの、別途インド政府と協議した上で決定することが望ましいとされたため、この時点では予備免許の取得には至らなかった。

RBIは、2014年7月17日、更なる金融包摂を推進することを目的に、提供する金融商品には制限があるものの営業地域は限定されない銀行（支払銀行：Payments banks）或いは、基礎的な金融商品全般が提供できるものの営業地域には限定がある銀行（小型銀行：Small Finance Banks）を設立するための許可申請ガイドライン案を公表した。同案は、2014年11月27日に正式なガイドラインとして発効した[91]。

新設される支払銀行と小型銀行の概要は次の通りである。

①支払銀行

金融弱者にとって、金融サービスを受け、貯蓄口座を保有する需要は高く、送金サービスは、マクロ経済的にもミクロ経済的にも有益であるが、手数料が高いことから、その有益性を損なってきた。

このことから、支払銀行設立の主要な目的は、①少額貯蓄口座の提供、②海外労働者、低所得者、小企業、非公式団体等への送金・受払サービスの提供を行うことである。

支払銀行は、2013年会社法の会社（public limited company）として登録され、1949

91 インド準備銀行 “RBI releases Guidelines for Licensing of Small Finance Banks in the Private Sector”（2014年11月27日）
https://rbi.org.in/scripts/BS_PressReleaseDisplay.aspx?prid=32614

年銀行法により、要求払預金（当座貯金、貯蓄預金）の受入（顧客 1 人当たり 10 万ルピーを上限とする）、支払・送金サービス、インターネットバンキングの金融サービスの提供のみに限定される条件が付いた営業許可が交付される。貸付業務を行うことはできない[92]。

資金の運用方法として、集めた要求払預金の 75%以上をインド準備銀行が承認する償還期間一年以内の政府短期証券（T-Bills）へ投資することが求められる。また、同じく要求払預金の 25%を限度として自行以外の指定商業銀行の定期預金又は固定預金（time/fixed deposits）とすることが認められている[93]。

支払銀行には、他の銀行との違いを明確にするために、銀行名に「Payments Bank」の文字を入れなければならない。支払銀行を設立できる者は、銀行に該当しないプリペイド支払手段提供業者（non-bank Pre-paid Payment Instrument issuers）、ノンバンク金融会社、ビジネス・コレスポンデント会社、携帯電話会社、スーパーマーケット・チェーン、一般会社、不動産協同組合、公共機関である。

②小型銀行

小型銀行の設立目的は、①金融弱者に貯蓄手段を提供、②小企業、小規模農家、非公式団体等への信用供与を営業地域限定で提供することにより、更なる金融包摂を推進することである。小型銀行の営業地域は、自地域（district）と近接する地域に限定される。

小型銀行を設立できる者は、銀行業務の経験が 10 年以上ある者、一般会社及び協会、ノンバンク金融会社、マイクロファイナンス機関、地域銀行（Local Area Banks, LABs）である。支払銀行及び小型銀行の払込最低資本金は、10 億ルピーであり、そのうち設立発起人は 4 割以上を払込み、その額を 5 年間は維持しなければならない。

RBI は 2015 年 2 月、支払銀行、小型銀行の設立について、それぞれ 41 社、72 社から申請があったこと及び申請した機関名を公表した[94]。

2015 年 8-9 月にかけて RBI は支払銀行と小型銀行の予備免許（in-principle approval）を交付された機関名を公表した。予備免許は 18 ヵ月間有効であり、その間に各機関は本免許の取得作業を行うことになる。DoP も申請を出し、支払銀行の予備免許を交付された。

92 インド準備銀行“ Guidelines for Licensing of “Payments Banks”（2014 年 11 月 27 日）
https://rbidocs.rbi.org.in/rdocs/Content/PDFs/PAYMENT271114.pdf
93 インド準備銀行 “Guidelines for Licensing of Payments Banks”
https://rbi.org.in/scripts/bs_viewcontent.aspx?Id=2900
94 インド準備銀行“RBI releases Names of Applicants of Small Finance Banks and Payments Banks”（2015 年 2 月 4 日）
http://www.rbi.org.in/scripts/BS_PressReleaseDisplay.aspx?prid=33164

図表 18：支払銀行と小型銀行の予備免許取得機関・営業開始機関（2018 年 11 月末）

支払銀行 (Payment Banks)		小型銀行 (Small Finance Banks)	
銀行名	営業開始日	銀行名	営業開始日
Aditya Birla Idea Payments Bank Limited	2018年2月22日	Au Small Finance Bank Limited（Au Financiers (India) Limited, Jaipur）	2017年4月19日
Airtel Payments Bank Limited commences operations（Airtel M Commerce Services Limited）	2016年11月23日	Capital Small Finance Bank Ltd.（Capital Local Area Bank Ltd.）	2016年9月5日
Cholamandalam Distribution ServicesLimited	予備免許返上	Fincare Small Finance Bank Limited（Disha Microfin Private Limited, Ahmedabad）	2017年7月21日
India Post Payments Bank Limited commences operations（Department of Posts）	2017年1月30日	Equitas Small Finance Bank Limited（Equitas Holding P Limited）	2016年4月24日
FINO Payments Bank Limited commences operations（FINO PayTech Limited, Navi Mumbai）	2017年7月30日	ESAF Small Finance Bank Limited（ESAF Microfinance and Investments Private Limited）	2017年3月10日
NDSL Payment Bank Limited	2018年10月29日	Jana Small Finance Bank	2018年3月28日
Jio Payment Bank Limited	2018年4月3日	North East Small Finance Bank Limited（RGVN (North East) Microfinance Limited, Guwahati）	2017年10月17日
Shri Dilip Shantilal Shanghvi	予備免許返上	Suryoday Small Finance Bank Limited（Suryoday Micro Finance Private Limited, Navi Mumbai）	2017年1月23日
Paytm Payments Bank Limited commences operations（Shri Vijay Shekhar Sharma）	2017年5月23日	Ujjivan Small Finance Bank Limited（Ujjivan Financial Services Private Limited, Bengaluru）	2017年2月1日
Tech Mahindra Limited	予備免許返上	Utkarsh Small Finance Bank Limited（Utkarsh Micro Finance Private Limited, Varanasi）	2017年1月23日
Vodafone m-pesa Limited	未		

（注）銀行名カッコ内は、予備免許取得時の名称。カッコ外は営業開始時点の名称。
（出典）インド準備銀行プレスリリース“RBI grants “in-principle” approval to 11 Applicants for Payments Banks”をもとに作成
https://www.rbi.org.in/Scripts/BS_PressReleaseDisplay.aspx?prid=34754

通信大手の Airtel による支払銀行「Airtel Payments Bank」が 2016 年 11 月に同社のリテールサービス拠点を利用する形で営業を開始し、更に、2017 年 1 月 3 日に電子決済大手の Paytm がインド準備銀行から支払銀行営業の最終的な許可を交付され（申請上の名称は「Shri Vijay Shekhar Sharma」）、2018 年 5 月 23 日から営業を開始した。また DoP も 2017 年 1 月末より地域限定で営業を開始し、2018 年 9 月 1 日より正式に営業を開始した（詳細は次節「2. 郵便貯金の今後の動向」を参照）。

他方で、支払銀行の予備免許を交付された機関のうち「Tech Mahindra Limited」、「Shri Dilip Shantilal Shanghvi」、「Cholamandalam Distribution Services Limited」の 3 機関は本免許の取得を撤回したと報じられた。撤回の理由として、支払銀行は運用資産に定めがあり資金貸出の自由度が乏しいこと、顧客を集める為の熾烈な利下げ競争が懸念されることが挙げられている[95]。

図表 18 のように、2016 年以降、支払銀行の予備免許を交付された機関のうち、本免許取得を撤回した上記 3 機関と、未だに正式に営業を開始していない Vodafone m-pesa limited を除き、7 つの支払銀行が営業を開始した[96]。

95 FIRSTPOST “ 3 firms drop off payments bank list: What is spooking the aspirants?（2016 年 5 月 27 日）
http://www.firstpost.com/business/3-firms-drop-off-payments-bank-list-what-is-spooking-the-aspirants-2799624.html
96 インド準備銀行プレスリリース
“Airtel Payments Bank Limited commences operations”
https://www.rbi.org.in/Scripts/BS_PressReleaseDisplay.aspx?prid=38677
“FINO Payments Bank Limited commences operations”
https://www.rbi.org.in/Scripts/BS_PressReleaseDisplay.aspx?prid=40915
“Paytm Payments Bank Limited commences operations”
https://www.rbi.org.in/Scripts/BS_PressReleaseDisplay.aspx?prid=40528
“India Post Payments Bank Limited commences operations”

また、2016 年以降、小型銀行の予備免許を交付された機関のうち、「Capital Small Finance Bank Ltd.（Capital Local Area Bank Ltd.）」（営業開始日：2016 年 9 月 5 日）、「Equitas Small Finance Bank Limited（Equitas Holding P Limited）」（同 2016 年 4 月 24 日）、「Suryoday Small Finance Bank Limited（Suryoday Micro Finance Private Limited, Navi Mumbai）」（同 2017 年 1 月 23 日）、「Utkarsh Small Finance Bank Limited（Utkarsh Micro Finance Private Limited, Varanasi）」（同 2017 年 1 月 23 日）、「Ujjivan Small Finance Bank Limited（Ujjivan Financial Services Private Limited, Bengaluru）」（同 2017 年 2 月 1 日）、「ESAF Small Finance Bank Limited（ESAF Microfinance and Investments Private Limited）」（同 2017 年 3 月 10 日）、「Au Small Finance Bank Limited（Au Financiers (India) Limited, Jaipur）」（同 2017 年 4 月 19 日）、「Fincare Small Finance Bank Limited（Disha Microfin Private Limited, Ahmedabad）」（同 2017 年 7 月 21 日）、「North East Small Finance Bank Limited（RGVN (North East) Microfinance Limited, Guwahati）」（同 2017 年 10 月 17 日）「Jana Small Finance Bank Limited」（同 2018 年 3 月 28 日）が営業を開始した[97]。

(4) 金融関連法案

① ブラックマネー関連

2015 年 5 月、ブラックマネーの抑制を目的とした 2015 年「ブラックマネー（未申告国外所得と資産）・課税法」（Black Money（Undisclosed Foreign Income and Assets）and Imposition of Tax Act, 2015）が国会で承認された。同法はインドにおける「通常の居住者」（Resident and Ordinary Resident, ROR）を対象に国外の銀行口座や金融・不動産資産についての情報開示を求めるもので、隠蔽や申告漏れに対しては、高額の

---

https://www.rbi.org.in/Scripts/BS_PressReleaseDisplay.aspx?prid=39409
"Aditya Birla Idea Payments Bank Limited commences operations"
https://rbi.org.in/Scripts/BS_PressReleaseDisplay.aspx?prid=43207
"Jio Payments Bank Limited commences operations"
https://www.rbi.org.in/scripts/FS_PressRelease.aspx?prid=43549&fn=2
"NSDL Payments Bank Limited commences operations"
https://www.rbi.org.in/Scripts/FS_PressRelease.aspx?prid=45349&fn=2745

97 インド準備銀行プレスリリース
"Suryoday Small Finance Bank Limited commences operations"
https://www.rbi.org.in/Scripts/BS_PressReleaseDisplay.aspx?prid=39351
"Equitas Small Finance Bank Limited commences operations"
https://www.rbi.org.in/Scripts/BS_PressReleaseDisplay.aspx?prid=38034
"Suryoday Small Finance Bank Limited commences operations"
https://www.rbi.org.in/Scripts/BS_PressReleaseDisplay.aspx?prid=39351
"Utkarsh Small Finance Bank Limited commences operations"
https://www.rbi.org.in/Scripts/BS_PressReleaseDisplay.aspx?prid=39352
"Ujjivan Small Finance Bank Limited commences operations"
https://www.rbi.org.in/Scripts/BS_PressReleaseDisplay.aspx?prid=39436
"ESAF Small Finance Bank Limited commences operations"
https://www.rbi.org.in/Scripts/BS_PressReleaseDisplay.aspx?prid=39800
"Au Small Finance Bank Limited commences operations"
https://www.rbi.org.in/Scripts/BS_PressReleaseDisplay.aspx?prid=40212
"Fincare Small Finance Bank Limited commences operations"
https://www.rbi.org.in/Scripts/BS_PressReleaseDisplay.aspx?prid=41147
"North East Small Finance Bank Limited commences operations"
https://www.rbi.org.in/Scripts/BS_PressReleaseDisplay.aspx?prid=42001
"Jana Small Finance Bank Limited commences operations"
https://rbi.org.in/Scripts/BS_PressReleaseDisplay.aspx?prid=43524

課徴金に加えて罰金・禁固刑等が課される可能性がある[98]。ただし 50 万ルピー以下の海外銀行口座については確定申告が不要となる（ブラックマネー・課税法第 42 条、43 条）等、適用除外が設けられている[99]。

2016 年度にインド連邦政府は所得申告スキーム（Income Declaration Scheme, IDS）を導入した。これは 2016 年 9 月 30 日を期限として、未申告の収入を当局に申告する場合、通常よりも罰金・課徴金を軽減するという制度である[100]。

2016 年 11 月 8 日夜、モディ首相は声明を出し、翌 11 月 9 日より 500 ルピー紙幣及び 1,000 ルピーの高額紙幣が法定通貨の効力を失い、同時に新紙幣（500 ルピー、2,000 ルピー）を発行することを発表した。旧高額紙幣は 2016 年末まで預金として銀行への預入が可能としたことで、市民が銀行窓口に殺到し、銀行窓口や ATM での預金引出額に上限が課せられる等、発表当初は経済的に大きな混乱が生じた[101]。これは現金の形で保有されている不正蓄財を地上経済に還流させる目的があるとされる。この施策によって市中銀行には約 11 兆ルピーの現金が流入したが、過剰流動性のリスクを警戒したインド準備銀行が同行への法定準備率を引き上げたことで、銀行の手元流動性が減少し、業界からの反発が起こった[102]。

②　租税回避関連

インド政府は租税回避に関する国際協力を進めており、米国のオフショア口座に関する「外国口座税務コンプライアンス法」（Foreign Account Tax Compliance Act, FATCA）に基づき、米国との政府間協定（Inter-Governmental Agreement, IGA）に署名した（2015 年 7 月）。この協定に基づき、両国は自国における相手国居住者の口座情報等を互いに報告する。更にインド政府は G20 や OECD が租税回避対策のため共同策定した「自動情報交換に係る共通報告基準」（Common Reporting Standard on Automatic Exchange of Information（CRS））にも参画し、2017 年に加盟国との情報交換を開始済みである[103] [104] [105][106]。

「自動情報交換に係る共通報告基準」（Common Reporting Standard on Automatic Exchange of Information）は、経済協力開発機構（OECD）が参加している管轄区域間の税務署の金融口座情報を体系的かつ定期的に交換するために整備された。この国際的な取り組みは、米国の外国勘定税務遵守法（FATCA）や EU 貯蓄指令などの情報

98 PwC 「インド投資ガイド　2015 年」
99 India Code “Black Money （Undisclosed Foreign Income and Assets） and Imposition of Tax Act, 2015”
http://www.indiacode.nic.in/acts-in-pdf/2015/201522.pdf
100 JETRO ウェブサイト
101 2017 年 2 月 1 日をもって、ATM の現金引出制限が解除された。
102 日本経済新聞「インド高額紙幣廃止で銀行にしわ寄せ」（2016 年 11 月 30 日）
http://www.nikkei.com/article/DGXMZO10103520Q6A131C1000000/
103 インド所得税局 “Guidance Note on Implementation of Reporting Requirements under Rules 114F to 114H of the Income-Tax Rules, 1962”
http://www.incometaxindia.gov.in/news/guidance-note-for-fatca-crts-31-12-2015.pdf
104 The Economic Times“ Warning bells till Christmas for foreign account holders (2018 年 2 月 7 日閲覧)
https://economictimes.indiatimes.com/news/economy/policy/warning-bells-till-christmas-for-foreign-account-holders/articleshow/61043520.cms
105 OECD Latest Document
http://www.oecd.org/ctp/exchange-of-tax-information/latestdocuments/3/
106 OECD ホームページ（2018 年 11 月 30 日アクセス）
https://www.oecd.org/tax/automatic-exchange/crs-implementation-and-assistance/crs-by-jurisdiction/#d.en.345489

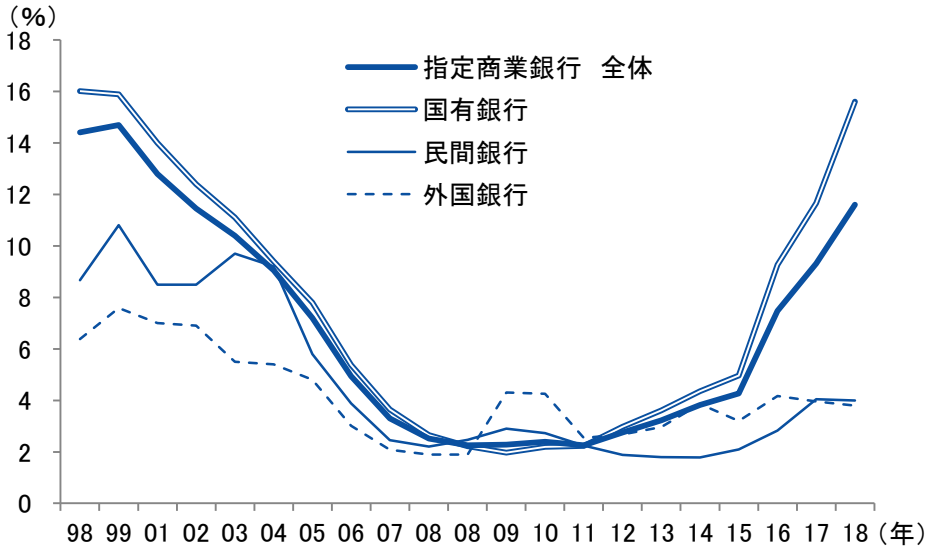
共有法に基づき、税の透明性と相殺措置を改善する手段として構築されている[107]。

このような国際協力の取り組みに伴い、2014 年から漸次 1961 年所得税法や 1962 年所得税規則（Income-tax Rules, 1962）の改正が行われてきた。今後は実施にあたって具体的なルールが順次策定されている。

(5) 不良債権問題

インドでは、2012 年頃から銀行の不良債権比率が上昇し始めた。2013 年に就任したインド準備銀行のラジャン前総裁は、不良債権の実態を把握するため、2015 年から一部の銀行に対する検査を厳格化し、2017 年 3 月までに適切な引当金を積むよう指示した。この措置を受け、不良債権比率は一気に跳ね上がった（図表 19）。

図表 19：不良債権比率と貸出条件緩和債権比率



（注）各年 3 月。
（資料）インド準備銀行 ” Financial Stability Report June 2018”、p22 をもとに作成
http://rbidocs.rbi.org.in/rdocs/PublicationReport/Pdfs/0FSR_JUNE2018A3526EF7DC8640539C1420D256A470FC.PDF

不良債権の大部分は、指定商業銀行の貸出資産ベースで 7 割を占める国有銀行部門が抱えている。対照的に、民間銀行と外国銀行の不良債権比率は抑制されている。また、セクター別では、PPP（官民連携）による交通や電力等のインフラプロジェクトや、鉄鋼、セメント、鉱業等、インフラ関連の部門が目立つ。

不良債権が増えた背景としては、2004～10 年の景気拡大期に企業の投資需要が高まったことに対して、銀行は積極的に貸出を行ったことがある[108]。しかし、①2010 年以降に景気が減速して事業の採算が悪化したことや、②政府の許認可を受けられる見込

107 KPMG “Automatic Exchange of Information –The Common Reporting Standard”
https://assets.kpmg.com/content/dam/kpmg/pdf/2016/06/automatic-exchange-of-information-the-common-reporting-standard.pdf
108稲垣博史「インドの不良債権問題～問題の根治にはまだ時間がかかる見通し～」みずほインサイト（2018 年 3 月 13 日）
https://www.mizuho-ri.co.jp/publication/research/pdf/insight/as180313.pdf

みで融資を実行したプロジェクトについて、汚職の続発で許認可行政が停滞してプロジェクトは中断したことなどから、不良債権が発生するに至った。

また、不良債権が国有銀行のインフラ関連融資に集中している理由については、国有銀行に対して政府からの圧力があったためと指摘されている。国策としてインフラ整備を進めるため、政府は国有銀行に対してインフラ関連分野への融資を指導し、国有銀行としても採算を甘く見積もって融資に踏み切った。ガバナンスの問題が、不良債権問題の根本的な原因である。

不良債権を処理するために、「3 つのＲ」が進められてきた[109]。第 1 のＲは Recognition（精査）で、2015 年からラジャン前総裁が厳格化した不良債権の洗い出しである。第 2 のＲは Resolution（処理）である。不良債権を処理する法的枠組みとして、破産法が 2016 年に改正された。約 100 年前に制定された旧破産法は現代の経済情勢に合致しておらず、清算処理を行うには長期の時間を要した。破産法改正により、インド準備銀行は市中銀行に対して迅速に清算手続きを開始するよう指導できる権限を得た。第 3 のＲは Recapitalization（公的資本注入）である。不良債権処理で損失が発生することに備えて、政府が国有銀行に対して 2.11 兆ルピー（約 3.4 兆円）の資本注入を行うと 2017 年に発表した。

不良債権処理の進捗状況を確認すると、2017 年にインド準備銀行が 12 の大口債務者（不良債権全体の 25%に相当）について、破産法に基づく手続きを開始するよう銀行に指導し、その処理が進行中である。また、約 30 社の準大口不良貸出先についても、同様の指導・処理が行われている。

また、大量の不良債権を抱えた 11 の国営銀行に対し、インド準備銀行は経営健全化のため早期是正措置を 2017 年から適用している。措置の内容としては、不良債権比率が 6%以上など特定の指標を基にして、銀行に対して新規貸出や支店開設の禁止などを科している。早期是正措置を巡っては、2018 年 10 月にインド準備銀行と政府の対立が表面化した。政府は、早期是正措置によって中小企業の資金繰りが悪化しているとして、インド準備銀行に対して措置の見直しを求めた。これに対し、インド準備銀行は中央銀行の独立性が損なわれると反発し、パテル総裁の辞任観測が浮上した。結局、2018 年 12 月 10 日、パテル総裁は任期を 1 年近く残して「個人的理由」から辞任し、後任にはダス元財務次官が政府によって任命された。

以上のように不良債権の処理が進められているが、なお年単位の時間を要するといわれている。銀行が不良債権を抱え、その処理を進めている間は、不良化した既存貸出債権の圧縮や、新規貸出の抑制などが行われよう。その結果、リテール部門への金融が滞る恐れがあることには注意を要する。

2. 最近の金融動向（フィンテック、キャッシュレス化、モバイル決済）[110]

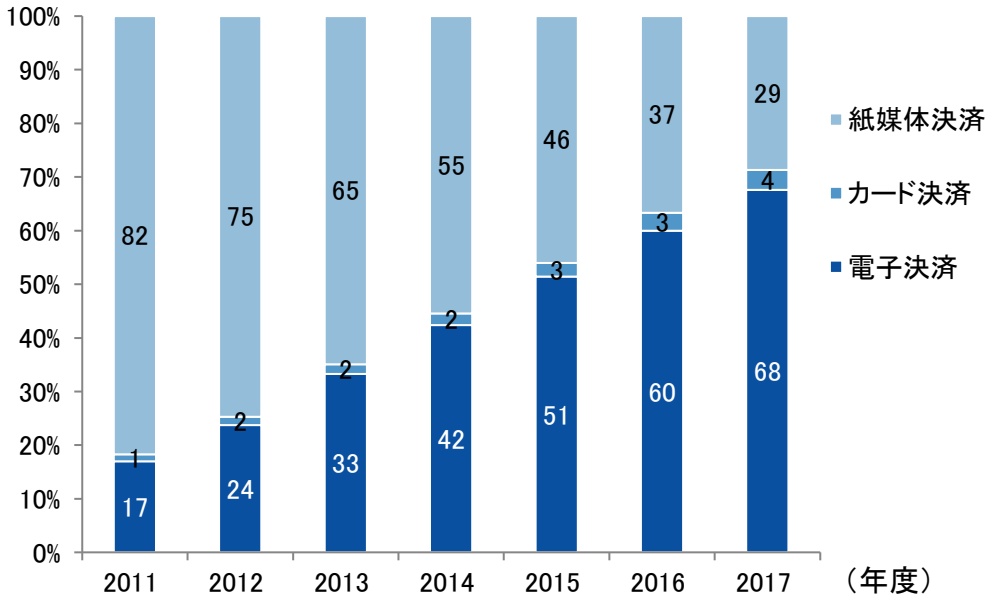
インドでは、政府が主導する国家プロジェクトとして、官民のデータ利活用基盤 IndiaStack を整備している[111]。IndiaStack をデジタルインフラと位置づけ、行政サー

[109]幸田円「インドの不良債権問題」財務総合政策研究所インドワークショップ講演資料（2018 年 3 月 22 日）
https://www.mof.go.jp/pri/research/conference/indiaws/indiaws2017_02_01.pdf
[110] 本節の記述に際し、インド政府のシンクタンク NITI Aayog の”Digital Payments – Trends, Issues and Opportunities-”（2018 年 7 月）を参考にした。
http://niti.gov.in/writereaddata/files/document_publication/DigitalPaymentBook.pdf
[111]黒川祥悟「インドに見るデータ利活用の未来像」みずほ情報総研レポート vol.15（2018 年）
https://www.mizuho-ir.co.jp/publication/report/2018/pdf/mhir15_india.pdf

ビスの改善や、企業のイノベーション促進、フィンテックの推進に成果を上げている。たとえば、行政面では生体認証データを活用したインド版マイナンバー制度の Aadhar（アーダール）があり、Aadhar は金融機関の顧客認証（Know Your Customer,KYC）を電子的に行う eKYC にも利用されている。また、以下に述べるように、政府が設立したインド決済公社（National Payment Coporation of India、NPCI）がイニシアチブを取って金融のデジタル化プラットフォームを整備し、それに金融機関が参加する形でフィンテックを活用したサービスが普及を始めている。

インドの小売決済システムは、デジタル化の点で近年に着実な変化を遂げている。現金や小切手等の紙媒体による決済は、2011 年度にリテール決済のうち 82%のシェアを占めたが、2017 年度は 29%に低下している。その一方で、電子決済のシェアは 17%から 68%に急増している（図表 20）。

図表 20：　リテール決済の比率



（注）リテール決済：決済は、金融市場取引に関わるものと、それ以外に分類され、うち後者に該当。
（資料）NITI Aayog ”Digital Payments - Trends, Issues and Opportunities-”、p38　をもとに作成
http://niti.gov.in/writereaddata/files/document_publication/DigitalPaymentBook.pdf

リテール決済が変化している背景には、情報・通信技術の革新や、政府・金融当局による環境整備がある。

情報・通信技術の革新につれて、携帯電話やインターネット上で用いられるプリペイド決済が普及し、ノンバンクも参入してプリペイド決済手段を発行するようになった。

デジタル決済の環境整備については、2008 年にインド決済公社（National Payment Coporation of India、NPCI）が設立されたことが転機となった。NPCI は、2010 年に即時決済サービス（Immediate Payment Sercvice、IMPS）を開発し、24 時間 365 日の即時送金を携帯電話で行えるようにした。2012 年には、国家統一 USSD（Unstructured Supplementary Service Data）プラットフォームを開発し、携帯電話のテキストメッセージを利用して簡易に送金をできるようにした。

そして 2016 年 8 月、NPCI はスマートフォンを利用して銀行口座間の即時送金を行

う統一決済インターフェース（Unified Payment Interface、UPI）を開発した。UPIの特徴の第一は、オープンなインターフェースであるため、参加銀行は独自にスマートフォン用のUPIアプリケーションを開発して利用者にサービスを提供できる。第二に、プリペイドマネーの場合は異なるシステムの間で資金のやりとりはできないのに対し、オープンインターフェースのUPIでは異なる金融機関の口座間で送金できる。第三に、国が開発したプラットフォームであるため、取引に係る手数料は限りなくゼロに近く、少額の取引にも対応できる。

以上の経緯を背景として、リテール決済における電子決済は総じて拡大しているなかで、2016年8月にスタートしたUPIは特に急成長している（図表21）。2016年11月にはモディ政権によって高額紙幣が廃止されたことは、ほぼ同時期に立ち上げられたUPIの利用を促進した。高額紙幣廃止は、脱税や偽札対策で行われたものであるが、一時的に不正資金を炙り出すだけでなく、金融取引のデジタル化を促して恒常的に不正を防止する狙いがあった。

図表21：リテール決済の金額と内訳

（単位：上段は10億ルピー、下段は前年比、%）

		2015年度	2016年度	2017年度
紙媒体決済		81,861 (▲4.2)	80,958 (▲1.1)	81,893 (+1.2)
電子決済		91,408 (+39.8)	132,324 (+44.8)	193,112 (+45.9)
	電子モード決済	2,711 (▲27.9)	183 (▲93.2)	125 (▲32.0)
	国家電子資金口座振替	83,273 (+39.2)	120,040 (+44.2)	172,229 (+43.5)
	IMPS	1,622 (+178.7)	4,116 (+153.8)	8,925 (+116.8)
	UPI	- (-)	69 (-)	1,098 (+1,481.0)
	国家自動手形交換所	3,802 (+211.4)	7,916 (+108.2)	10,736 (+35.6)
カード決済		4,483 (+34.9)	7,421 (+65.5)	10,607 (+42.9)
	クレジットカード	2,407 (+26.8)	3,284 (+36.4)	4,590 (+39.8)
	デビットカード	1,589 (+31.0)	3,299 (+107.6)	4,601 (+39.5)
	プリペイド方式	488 (+130.2)	838 (+71.7)	1,416 (+69.0)

（注）リテール決済：決済は、金融市場取引に関わるものと、それ以外に分類され、うち後者に該当。
電子モード決済：金融機関によって行われる大口決済。
国家電子資金口座振替：個別口座間で行われる振替。
IMPS：即時決済サービス（Immediate Payment Sercvice、詳細は本文参照）。
UPI：統一決済インターフェース（Unified Payment Interface、詳細は本文参照）。
国家自動手形交換所：銀行間のクレジット/デビットカード取引処理。
（資料）NITI Aayog ”Digital Payments - Trends, Issues and Opportunities-”、p38 をもとに作成
http://niti.gov.in/writereaddata/files/document_publication/DigitalPaymentBook.pdf

今後も、インドのデジタル決済は順調に拡大すると予想されている[112]。その拡大に貢献すると期待されているのが、世界的なハイテク企業の参入である。グーグルは、2018 年からインド市場向けに UPI のプラットフォームを活用した決済システム「Tez」を運用しており、既に多くのデジタル決済を仲介している。また、プリペイド方式で成功を収めていた地場企業の PayTM も、支払銀行のライセンスを取得して既に銀行業を稼働させており、グーグルと共に「Tez」を運用することや、UPI 対応の「Phonepe」を立ち上げている。

3. 郵便貯金の今後の動向

(1) 新たな個人金融サービスの提供の動向

近年、郵便貯金銀行（POSB）では基幹 IT システムに主眼を置いた事業改革プロジェクトを展開している。このプロジェクトは①郵便貯金銀行の顧客数を増やすこと、②顧客により近い多様なサービスチャネルを提供すること③送金を高速化し、より多くの顧客にアウトリーチすること④インド政府の金融包摂政策のためのワンストップ・ソリューションを提供することの 4 点を目的として進められている[113]。

具体的な施策として、コア・バンキング・ソリューション（Core Banking Solution, CBS）と呼ばれる集中型システムの導入と、CBS による文書や顧客情報の一元管理、取引の電子化や 24 時間化、全国電子送金（National Electronic Fund Transfer）を用いた送金や即時グロス決済（Real Time Gross Settlement）による決済の高速化等が盛り込まれている[114]。現在、正規職員の勤める「Departmental Post Offices」は全てコンピュータに接続され、経済的に後発の北東部を含む 17,000 以上の郵便局が CBS のネットワークに接続されている（2015 年 3 月末）。2015 年 5 月 15 日には、データセンター業務継続のための「災害復旧センター」（Disaster Recovery Center）が稼働を開始した[115]。

(2) 郵便総局による 「All-Women-Bank」の設立構想

財務省（Ministry of Finance, MoF）は 2013-/14 年度予算において、郵便総局（Department of Posts, DoP）に対し古くなった郵便局を利用して「女性による女性のための銀行」を設立するため予算を配分した。この銀行は 「All-Women-Bank」と呼ばれ、女性による銀行の設立が計画されている。女性が経営するビジネスや、前述の共助グループ（Self-help group, SHG）にも融資することが予定されていた。

しかし 「All-Women-Bank」構想には大きな進展が見られず、2013 年 8 月にインドで初となる全従業員が女性の銀行「Bharatiya Mahila Bank」がデリーに設立された（免許の交付と営業開始は同年 9 月）が、同行は 2017 年にインドステイト銀行に吸収合併された。。

[112] NITI Aayog（2018 年 7 月）、p34
113 インディア・ポスト “Core Banking Solution （CBS） IT Modernisation Project” http://www.indiapost.gov.in/it_modernisation_cm/Core%20Banking%20Solution_FAQs.pdf
114 インディア・ポスト “Annual Report 2014-15”及び同 “e-Post Office Saving Bank”
115 インディア・ポスト “Annual Report 2015-16”

(3) 郵便総局による支払銀行設立

2017年1月末、郵便総局（Department of Post, DoP）は新しい銀行業態である支払銀行の「インディア・ポスト支払銀行」（India Post Payment Bank, IPPB）の営業を開始した。インドでは地方部人口の60％以上が銀行サービスを利用できない（unbanked）又は銀行サービスへのアクセスが不十分（underbanked）であり、金融包摂の観点からは、容易にアクセス可能な送金決済手段や貯蓄手段が不可欠であると政策的に認識されてきた。DoPを含む金融機関は都市部で支払決済等の金融サービスを廉価で提供することに成功してきたが、一方でそうした金融機関は銀行免許を持たないため、顧客はサービスを受けるにあたって制限を受け、また困難に直面してきた[116]。

そこでDoPは、2012年に新銀行設立の許可を求めて、インド準備銀行（Reserve Bank of India, RBI）に対して銀行免許申請を行った[117]。銀行免許が付与されれば業務拡大が可能となる見通しであったが、2014年4月2日、RBIは申請があった25企業・公的機関のうち2社にのみ予備免許を与え、DoPの申請については、別途インド政府と協議した上で決定することが望ましいとして、この時点では予備免許の取得には至らず、DoPは2014年の支払銀行設立ガイドライン発表を待って、改めて申請を行った。

2014年に成立したモディ政権は、郵便総局に対して2015年9月に支払銀行の予備免許を交付した。2014年11月、アルン・ジャイトリー（Arun Jaitley）財務大臣は2016年度予算演説で、DoPの申請による支払銀行の新設の意向を公表し、DoPによる支払銀行はモディ政権の「Pradhan Mantri Jan-Dhan Yojana」（PMJDY）政策にも裨益するという考えを示した[118]。

新銀行設立にあたり、DoPは100％子会社を設立し、公開会社（public limited company）の形態を取る。また、世界銀行や国内外の大手商業銀行が地方に強力なネットワークを持つDoPと連携の意向を示しており、既にIPPBの支店（後述）に対し、総資産額で国内第5位のパンジャブ・ナショナル銀行（Punjab National Bank）が業務支援を申し出た[119]。

2016年2月19日、インド財務省傘下の公共投資委員会（Public Investment Board, PIB）が郵便総局による支払銀行設立に係る80億ルピー規模の投資を承認し、更に2017年1月20日にRBIから銀行免許を取得した。

2017年1月30日、IPPBは北部チャッティスガル（Chhattisgarh）州都のラーイプル（Raipur）とジャルカンド（Jharkhand）州都のラーンチー（Ranchi）の2つのパイロット支店で先行的に業務を開始した。IPPBは現在、3種類の預金口座の販売、国内送金、口座間送金による補助金等の受払、現金の引出・預入等日常的な金融サービス（同行では「Doorstep Banking」と呼称）の4種類のサービスを提供している。今後IPPBでは、1,000ヵ所のインディア・ポストのATMをIPPB向けに転換し、2018年中を目処に、国内の郵便局の地域本部において、650ヵ所の支店を構える予定を発表した[120][121]。また既存の郵便局は全局IPPBのサービス窓口として機能するようにな

116 IPPB “ Frequently Asked Questions”
http://utilities.cept.gov.in/dop/pdfbind.ashx?id=2121
117 The Hindu “Postal Department applies to RBI for banking lisence”（2012年2月1日）
http://www.thehindubusinessline.com/industry-and-economy/banking/article2850860.ece?ref=wl_industry-and-economy
118 インディア・ポスト “INDIA POST PAYMENTS BANK”（2015年11月23日）、
IPPB “ Frequently Asked Questions” http://utilities.cept.gov.in/dop/pdfbind.ashx?id=2121
119 livemint “ PNB to help India Post Payments Bank set up pilot branches”（2017年2月4日）
http://www.livemint.com/Industry/l6ZZfNNpCkxqz5BaNxRMvK/PNB-to-help-India-Post-Payments-Bank-set-up-pilot-branches.html
120 All 650 branches of India Post Payments Bank to be launched by April 2018（2018年1月4日）

る。

2018 年 9 月 1 日、IPPB は正式に業務を開始した。650 の支店と、予定を上回る 3,250 の ATM での開業となった。

想定顧客は銀行サービスを利用できなかった又はアクセスが不十分であった層を中心に、中小・零細企業、高齢者、学生、移民、低所得者層、特別なサービスを必要とする組織化されていないセクターやその他のグループ（unorganized sector and other groups with special service requirements）とされている[122]。

既存の郵便貯金銀行（Post Office Savings Bank, POSB）サービスも継続して提供されるが、POSB の顧客は IPPB にも口座を開設することが奨励されており、他方で IPPB の顧客も必要に応じて POSB に資金を移動可能とされている等、両行の接続性は保証されている[123]。

図表 22：IPPB の預金商品一覧

口座名	最低初期預入額（ルピー）	最高預入額（ルピー）	利率（年利）	その他
Regular Account - Safal	100	100,000	5.50%	月2回まで銀行間送金無料
Basic Savings Bank Deposit Account (BSBDA) - Sugam	なし	100,000	5.50%	-
BSBDA Small - Saral	なし	50,000	5.50%	-

（注）支払銀行は 1 顧客当たりの預金受入額を 10 万ルピーまでと定められている
（出所）IPSB ウェブサイト “IPPB - Schedule of Charges”をもとに作成（閲覧日：2018 年 2 月 21 日）
https://www.indiapost.gov.in/VAS/DOP_PDFFiles/IPPBScheduleofCharges.pdf

http://www.sify.com/finance/all-650-branches-of-india-post-payments-bank-to-be-launched-by-april-2018-news-bank-sbdtajdjfjgcb.html
[121]Live Mint “India Post looks to appoint board for payments bank in 1-2 months”（2018 年 2 月 14 日）
http://www.livemint.com/Industry/opdlVSfTCjBHHpRMKndCtK/India-Post-looks-to-appoint-board-for-payments-bank-in-12-m.html
122
IPPB ウェブサイト、
THE HINDU “ India Post Payments Bank starts pilot services”（2017 年 1 月 30 日）
http://www.thehindu.com/business/Industry/India-Post-Payments-Bank-starts-pilot-services/article17117583.ece
123 IPPB “ Frequently Asked Questions”
http://utilities.cept.gov.in/dop/pdfbind.ashx?id=2121

＜出所資料一覧＞

【国際機関・外国機関文献・データベース】

- Bloomberg
- CEIC Global Database
- IMF ”World Economic Outlook October 2015”
- 日本国外務省

【中央銀行・監督官庁・銀行協会等 HP】

- 預金保険信用保証公社（Deposit Insurance and Credit Guarantee Corporation, DICGC）
- インド銀行協会（Indian Banks Association, IBA）
- インド所得税局（India Income Tax Department）
- Lok Sabha（インド議会） ”PARLIAMENTARY BILLS INFORMATION SYSTEM”
- インド財務省（Ministry of Finance, MoF）
- Pradhan Mantri Jan Dhan Yojana（PMJDY）
- インド準備銀行（Reserve Bank of India, RBI）

【論文・雑誌・業界紙】

- 絵所秀紀「独立後インドの金融制度の歴史」（1997）
- 川名剛「インド」（金融庁『アジア金融センターの規制緩和に関する法制度研究』（2007）所収）
- 日本貿易振興機構、アジア経済研究所調査研究報告書「包括的成長へのアプローチ：インドの挑戦」（2009 年 3 月）
- PwC『インド投資ガイド』
- University of Manchester ”The Andhra Pradesh Microfinance Crisis in India: Manifestation, causal analysis, and regulatory response”（2011 年 10 月）
- Business Standard News
- Deccan Herald
- Economic Times
- The Hindu
- IBNLive
- Wall Street Journal
- Zee News

【郵政公社・郵貯等】

- インディア・ポスト（India Post）

【民間金融機関等 HP】

- Bharatiya Mahila Bank
- バロダ銀行（Baroda Bank）
- ICICI 銀行（ICICI Bank）
- インド産業開発銀行（IDBI Bank Limited）
- 全国農業農村開発銀行（National Bank for Agriculture and Rural Development, NABARD）
- インドステイト銀行（State Bank of India, SBI）

Ⅱ．インドネシア共和国
（Republic of Indonesia）

＜目次 ～インドネシア～＞

第 1 章　市場環境の特徴 2
第 2 章　金融制度概要 3
1. 金融機関の種類 3
(1) 銀行の業態 3
(2) 商業銀行（commercial banks） 6
(3) BPR 9
(4) シャリーア銀行（sharia banks） 10
2. 監督官庁と指導体制 12
3. インドネシアの金融制度の特徴 13
4. 預金保険制度の枠組み 14
5. 税制全体の中での預貯金税制 15
第 3 章　郵便貯金の概要 16
1. 設立目的・沿革概要 16
2. 組織形態 16
(1) 経営形態 16
(2) 金融サービス提供の形態 17
(3) 窓口取扱時間 19
3. 主な業務内容 19
(1) 預金業務概要（提供商品） 19
(2) 資金運用方法 20
(3) 貸付業務概要 20
(4) 送金・決済業務概要 20
(5) 国際業務概要 21
(6) 付随業務概要 21
4. 会計基準と財務諸表 22
第 4 章　金融セクターにおけるリテール金融機関の特徴 24
1. BTN 24
(1) BTN の特徴（ユニバーサル提供義務等） 24
(2) BTN の住宅向け補助金制度（Subsidized KPR（Kredit Pemilikan Rumah）） 24
(3) 金融市場の中での BTN の競争力 25
(4) BTN の経営戦略 26
2. BPR 27
(1) BPR の特徴 27
(2) 金融市場の中での BPR の競争力 28
3. 協同組合 28
(1) 協同組合の特徴 28
(2) 金融市場の中での協同組合の競争力 28

4. 国営質屋 29
(1) 国営質屋の特徴 29
(2) 金融市場の中での国営質屋の競争力 29
5. 金融システム全体におけるリテール金融（郵便貯金及び貯蓄金融機関等）の位置づけ 30
第 5 章 最近の金融動向と今後の展望 31
1. 最近の金融動向等（マイクロファイナンス等ソーシャルファイナンスの現況等） 31
(1) リテール・バンキングへの重点シフト 31
(2) 金融包摂（Financial Inclusion）に向けた主な取り組み 31
(3) 金融セクター改革 38
2. 最近のリテール決済の動向 40
（1）キャッシュレス化の状況 40
（2）モバイル決済の動向 41
（3）リテール決済に関する法規制の状況、フィンテックの動向 42
3. 今後のインドネシア・ポストの動向 43
＜出所資料一覧＞ 45

＜略語集＞

略語	原語（インドネシア語、英語）	日本語訳
Bapepam-LK	Badan Pengawas Pasar Modal dan Lembaga Keuangan（Capital Market Supervisory Agency and Financial Institution）	資本市場監督庁
BI	Bank Indonesia	インドネシア中央銀行
BPR	Bank Perkreditan Rakyat（Rural Banks）	庶民信用銀行
BPRS	Bank Pembiayaan Rakyat Syariah（Sharia Rural Banks）	シャリーア庶民信用銀行
BPS	Badan Pusat Statistik（Statistics Indonesia）	インドネシア中央統計局
BRI	Bank Rakyat Indonesia	インドネシア庶民銀行
BTN	Bank Tabungan Negara	国家貯蓄銀行
BTPN	Bank Tabungan Pensiunan Nasional	年金貯蓄銀行
GNNT	National Non-Cash Movement（Gerakan Nasional Non Tunai）	国家キャッシュレス推進運動
IDIC	Indonesia Deposit Insurance Corporation	インドネシア預金保険公社
LKD	Layanan Keuangan Digital（Digital Financial Services）	デジタル金融サービス
LP	Laku Pandai（Layanan Keuangan Tanpa Kantor dalam Rangka Keuangan Inklusif）（Smart Act Branchless Banking Service for Financial Inclusion）	金融包摂に向けたブランチレスバンキングサービス
NFC	Near Field Communication	SONY と NXP セミコンダクターズが共同開発し、国際標準規格として承認された近距離無線通信技術
NGO	Non Governmental Organization	非政府組織
NPG	National Payment Gateway	ATM、デビットカード、電子マネー、クレジットカードなど様々な決済手段を統一するシステム
OJK	Otoritas Jasa Keuangan（Financial Services Authority）	金融サービス庁
PKH	Family Hope Program（Program Keluarga Harapan）	貧困層支援策の 1 つ
SNKI	National Financial Inclusion Strategy（Strategi Nasional Keuangan Inklusif）	金融包摂にかかる国家戦略

第１章　市場環境の特徴

図表 1: インドネシアの概要

分類	項目	
一般事情	面積	約189万平方キロメートル
	人口	2億6,532万人（2018年、IMF推計）
	首都	ジャカルタ
	民族	大半がマレー系（ジャワ、スンダ等約300種族）
	言語	インドネシア語
	宗教	イスラム教88.1％、キリスト教9.3％、ヒンズー教1.8％、仏教0.6％、儒教0.1％、その他0.1％
	在留邦人数	19,312人（2016年10月）
政治体制・内政	政体	大統領制、共和制
	元首	ジョコ・ウィドド大統領
	議会	国会（DPR）：定数560名（任期5年）、地方代表議会（DPD）：定数132名（任期5年）
	首相	-
経済	主要産業	製造業、農林水産業、商業・ホテル・飲食業、鉱業など
	GDP	10,750億ドル（2018年、IMF推計）
	1人あたりGDP	4,052ドル（2018年、IMF推計）
	実質GDP成長率	5.3％（2018年、IMF推計）
	通貨	ルピア。1ドル＝13,877ルピア、1円＝127.19ルピア（2018/4/30）



（出所）IMF、外務省等を基に作成

図表 2: インドネシアの主要経済指標

	単位	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
人口	万人	22,456	22,776	23,101	23,430	23,764	24,199	24,543	24,882	25,217	25,546	25,871	26,199	26,532
名目GDP	億ドル	3,963	4,701	5,586	5,775	7,553	8,926	9,190	9,166	8,911	8,607	9,324	10,154	10,750
1人あたりGDP（名目）	ドル	1,765	2,064	2,418	2,465	3,178	3,689	3,745	3,684	3,534	3,369	3,604	3,879	4,052
実質GDP成長率	%	5.5	6.3	7.4	4.7	6.4	6.2	6.0	5.6	5.0	4.9	5.0	5.1	5.3
消費者物価上昇率	%	13.1	6.7	9.8	5.0	5.1	5.3	4.0	6.4	6.4	6.4	3.5	3.8	3.5
経常収支	GDP比%	2.4	1.4	0.0	1.8	0.7	0.2	-2.7	-3.2	-3.1	-2.0	-1.8	-1.7	-1.9
財政収支	GDP比%	0.4	-0.9	0.1	-1.6	-1.2	-0.7	-1.6	-2.2	-2.1	-2.6	-2.5	-2.5	-2.5
政府債務	GDP比%	35.8	32.3	30.3	26.5	24.5	23.1	23.0	24.8	24.7	27.5	28.3	28.9	29.6

※2018 年は、IMF 推計値

（出所）IMF 「World Economic Outlook October 2017」を基に作成

第 2 章　金融制度概要

インドネシアにおける金融機関の根拠法は、1992 年銀行法（1998 年改正）である。イスラム法に基づく銀行については、別途 2008 年シャリーア銀行法が定められている。

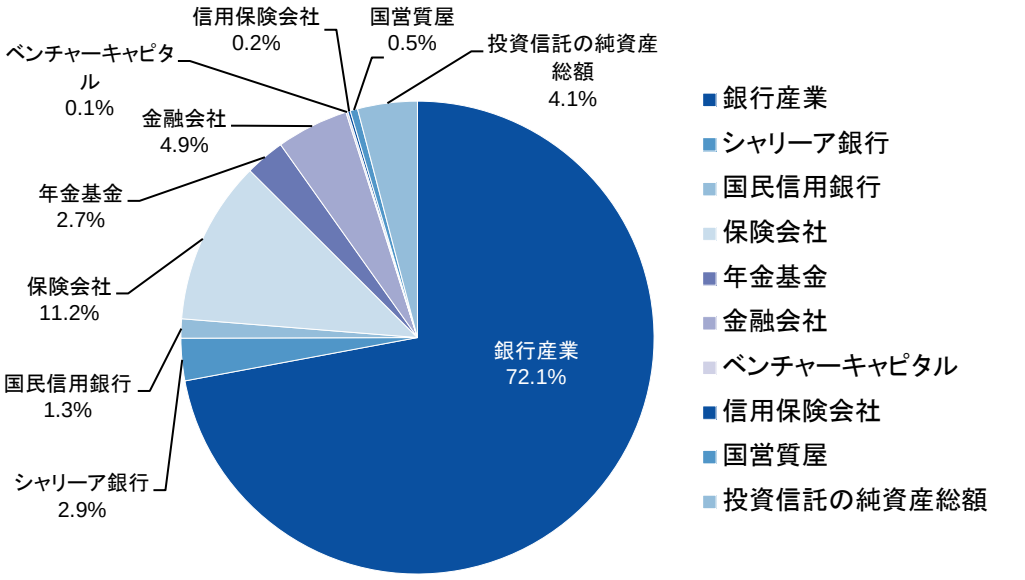
1.　金融機関の種類

(1)　銀行の業態

1992 年銀行法の 1998 年改正法（法律第 10 号）（Act of the Republic of Indonesia number 7 of 1992 Concerning Banking as Amended by Act number 10 of 1998）第 5 条によると、インドネシアにおける銀行は、商業銀行（commercial banks）と庶民信用銀行（Bank Perkreditan Rakyat, BPR）（rural banks）の 2 種類に分かれる。商業銀行は、通常の銀行業務全般を行うことができるが、BPR は、当座預金、外国為替業務、支払処理業務等は行うことができず、定期貯金、貯蓄口座等の預金業務、貸付業務のみができることになっている。更に、2008 年に制定されたシャリーア（イスラム）銀行法（Act No. 21 Concerning Sharia （Islamic） Banking）では、イスラム教原理に基づいて実施される銀行業務と、そうでないコンベンショナルな銀行業務とを区別しており、既存の業態に加え、シャリーア商業銀行、商業銀行のシャリーア部門、そしてシャリーア庶民信用銀行（BPRS）といった法律上の業態分類が存在する[1]。

インドネシアの金融部門は、銀行、保険会社、年金基金、金融会社等から構成される。うち、銀行部門が金融部門総資産の約 7 割超を占める（図表 3）。特に、国有銀行と国内民間外為銀行のプレゼンスが高く、銀行総資産の 8 割近くを占める（2018 年 2 月）（図表 4）。

図表 3: インドネシア金融機関の業態別資産シェア



（出所）インドネシア中央銀行（BI）「Financial Stability Review No.29」（2017 年 9 月）を基に作成

[1] 金融サービス庁（インドネシア名：Otoritas Jasa Keuangan, OJK、英名：Financial Services Authority）「Indonesian Banking Booklet 2015」

図表 4: インドネシアにおける銀行の業態分類

業態		銀行数（シェア）	支店数（シェア）	総資産（シェア）	根拠法	特徴
商業銀行 (commerial banks)	国有銀行 (state owne banks)	4 (0.2%)	18,269 (47.4%)	2,895,352 (38.6%)	1992年 銀行法 （1998年改正）	インドネシア政府が株式の過半数を所有する、1980年まで政策融資を中心に行っていた大手銀行。
	地方開発銀行 (regional devel opment banks)	27 (1.6%)	4,147 (10.8%)	612,853 (8.2%)		州政府が運営する商業銀行。活動地域が限定されている。
	国内民間外為銀行 (foreign exchange commercial banks)	42 (2.4%)	8,965 (23.3%)	3,012,262 (40.2%)		民間銀行の中では最大規模を持つ商業銀行。保険・証券の相互販売は禁止されている。
	国内民間非外為銀行 (non-foreign exchange commercial banks)	21 (1.2%)	513 (1.3%)	88,810 (1.2%)		国内民間外為銀行とはほぼ同一のサービスを提供することが可能（外為取引は禁止されている）。
	合弁銀行 (joint venture banks)	12 (0.7%)	341 (0.9%)	341,335 (4.6%)		外国銀行と国内銀行による合弁銀行。企業向け貸付が主要なビジネス。
	外国銀行 (foreign owned banks)	9 (0.5%)	49 (0.1%)	417,833 (5.6%)		企業向け貸付、外為業務、クロスボーダー金融等。近年リテール業務に注力。
	（※うち、シャリーア商業銀行） (commercial sharia banks)	13 (0.8%)	1,828 (4.7%)	289,487 (3.9%)	2008年 シャリーア銀行法 （シャリーア銀行のみ）	イスラム法に基づく金融商品のみを取り扱う。
庶民信用銀行 (rural banks,BPR)		1,615 (93.4%)	6,231 (16.2%)	126,211 (1.7%)		小口融資等の業務を行う。外為取引、支払処理業務等ができない。
	（※うち、シャリーア庶民信用銀行） (BPRS)	167 (9.7%)	450 (1.2%)	11,000 (0.1%)		イスラム法に基づき、小口融資等の業務を行う。
合計（総資産）		1,730 (100%)	38,515 (100%)	7,494,657 (100%)		

（注） 1. 総資産は 2018 年 2 月末、単位は 10 億ルピア
2. OJK が監督するインドネシアの金融機関には、上記の他、ノンバンクと国営質屋がある。いずれも預金の預入は法律上禁止されているため、割愛している
3. 2015 年 12 月より、上記中分類区分の統計はシャリーア銀行を分離せずに公表されているため、表中のシャリーア商業銀行、シャリーア庶民信用銀行については大分類内の内数として示した。

（出所）OJK「Indonesian Banking Statistics February 2018」、OJK「Sharia Banking Statistics February 2018」OJK「Indonesian Banking Booklet 2015」を基に作成

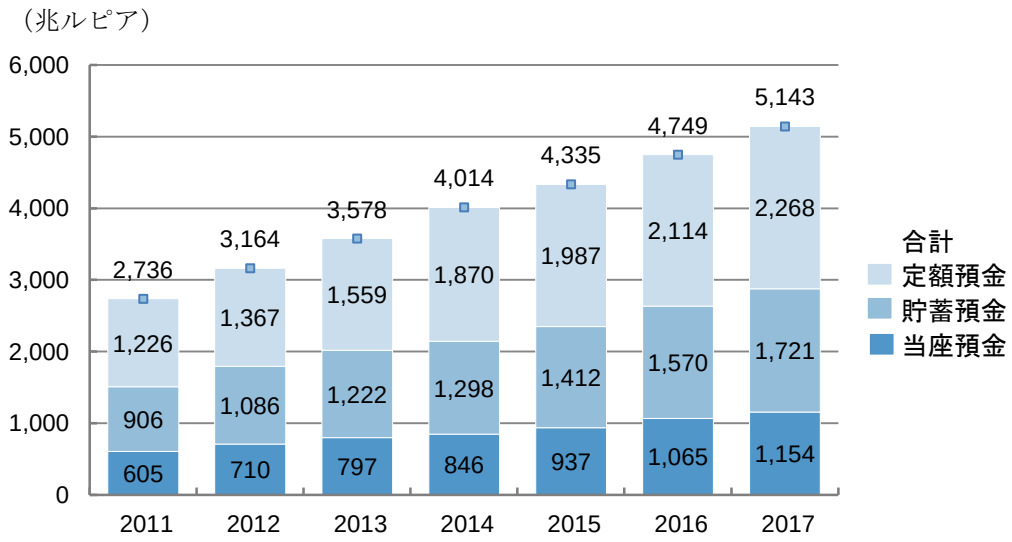
商業銀行と BPR の預金残高 5,143 兆ルピアのうち当座預金（demand deposits）は 22.4%、貯蓄預金（savings deposits）は 33.5%、定期預金（time deposits）は 44.1%の割合を占めている（2017 年 12 月末）（図表 6）。2011 年からの変化を見ると、同年末から 2017 年 12 月の間に預金総残高は 88%増となった。なかでも、当座預金は同期間に 91%増と大きく伸びている。

図表 5: インドネシアの主要商業銀行（単位：兆ルピア）

	銀行名	分類	総資産	貸出	預金	ATM（台）
1	Bank Rakyat Indonesia (Persero)	国有銀行	1076	708	803	24,684
2	Bank Mandiri (Persero)	国有銀行	978	644	730	17,766
3	Bank Central Asia	国内民間外為銀行	735	468	581	17,658
4	Bank Negare Indonesia (Persero)	国有銀行	662	417	487	17,966
5	Bank CIMB Niaga	国内民間外為銀行	263	199	193	4,500
6	Bank Tabungan Negara (Persero)	国有銀行	261	183	189	1,964
7	Bank Permata	国内民間外為銀行	197	127	138	1,000
8	Pan Indonesia Bank	国内民間外為銀行	161	112	122	981
9	Bank Maybank Indonesia	国内民間外為銀行	154	106	113	1,606
10	Bank Danamon Indonesia	国内民間外為銀行	153	98	111	1,396

（注）1. 総資産・貸出・預金、ＡＴＭ台数は 2017 年 12 月末
2. Persero は、国有株式会社を意味する
（出所）各商業銀行ホームページ、Bank CIMB Niaga 「Analyst Presentation Full Year 2017 Results」を基に作成

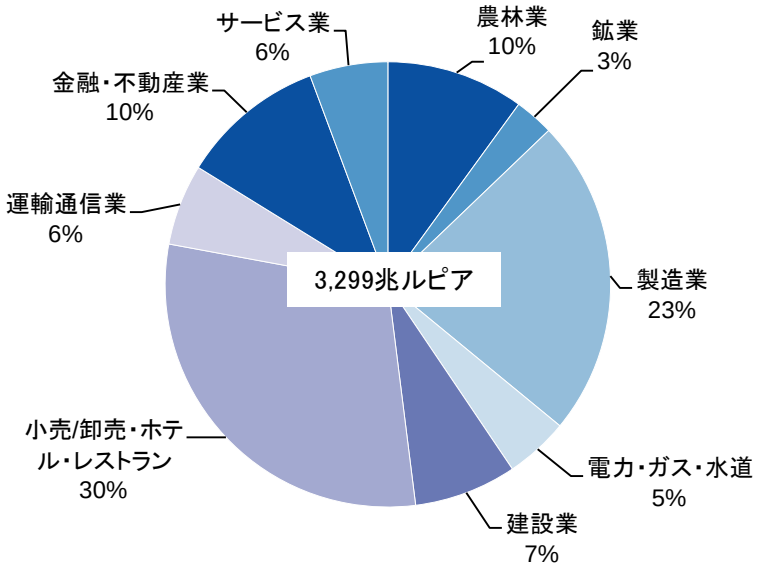
図表 6: 商業銀行と BPR の預金残高（合計）の動向



（出所）BI 統計（CEIC データより取得）を基に作成

BI の統計データによると、国内全銀行の貸出総額は 4,692 兆ルピア（2018 年 2 月）であり、うち産業向け貸出が 70%の 3,299 兆ルピアを占める。産業向け貸出の内訳においては小売/卸売・ホテル・レストランに対する貸出が 30%を占め、製造業（23%）と共に 2 大貸出先となっている。

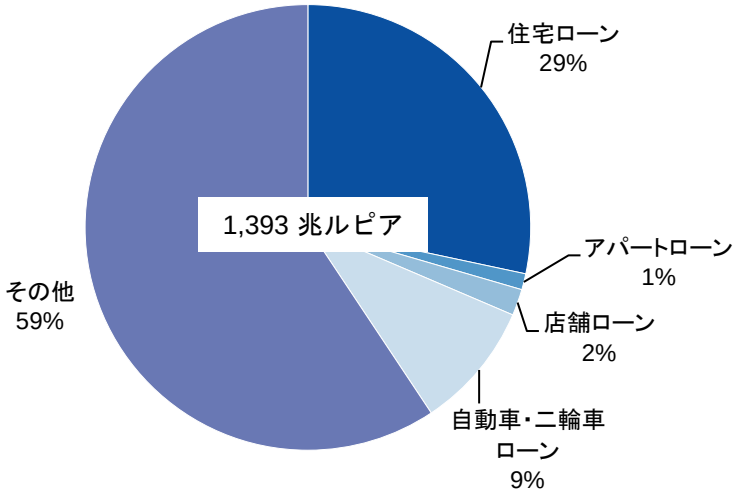
図表 7: 産業向け貸出残高の構成比（2018 年 2 月末）



（出所）BI 統計（CEIC データより取得）を基に作成

他方、家計向け貸出残高は 1,393 兆ルピアである。内訳では住宅ローンが全体の約 3 割を占め、次いで自動車・二輪車ローンの割合が多くなっている。

図表 8: 家計向け貸出残高の構成比（2018 年 2 月末）



（出所）BI 統計（CEIC データより取得）を基に作成

(2) 商業銀行（commercial banks）

① 国有銀行（state owned banks）

国有銀行（state owned banks）は、1945 年のインドネシア独立後、オランダや英国の銀行を接収し、国有銀行化したことが起源となっている。1980 年代まで、国有銀行はそれぞれの目的を持った特殊法人として経営が行われており、インドネシア経済の

優先分野、特別な分野への融資に専念してきた。その為、民間銀行とは競争関係にない業態とされてきたが、1992 年の銀行法の制定により、特殊法人としての形態が廃止され、株式市場への上場などが認められた結果、他の民間商業銀行とも競合関係に立つようになった[2]。

インドネシアの国有銀行は、インドネシアのマイクロファイナンスを代表する BRI（PT Bank Rakyat Indonesia （Persero） Tbk.）、マンディリ銀行（PT Bank Mandiri （Persero） Tbk.）、BNI（PT Bank Negara Indonesia （Persero） Tbk.）、郵便貯蓄銀行に源流を発する BTN（PT Bank Tabungan Negara （Persero） Tbk.）の 4 行である。同 4 行のみで銀行セクター総資産の約 4 割を占めるなど、依然として大きなシェアを有している。

銀行の規模では、BRI とマンディリ銀行がともに総資産 900 兆ルピア超、預金も 700 兆ルピア前後に達し、BNI と BTN を引き離す 2 大国有銀行となっている。

図表 9: 国有銀行 4 行の主要財務指標比較（2018 年 2 月、単位：10 億ルピア）

	BRI	Bank Mandiri	BNI	BTN
総資産	1,050,188	939,410	645,650	254,647
総貸出	714,814	592,525	401,757	179,191
預金残高	766,787	684,602	468,024	175,991
（要求払預金）	134,987	188,784	137,366	49,160
（貯蓄口座）	332,192	279,464	157,699	38,860
（定期預金）	299,608	216,354	172,959	87,971

（出所）各国有銀行ホームページを基に作成

なお、インドネシア政府は 2016 年 2 月、全ての国有銀行の株式を一括保有する持株会社を 2018 年までに設立する計画を明らかにした。既存の国有投資会社を活用するか、新会社を設立するかは未定とされているが、効率化と資本増強を図る方針である[3]。

国有 4 行は 2015 年 12 月に ATM の共同運営を開始し、各行は既存の ATM を統合して、国有 4 行の連合を意味する Himbara（Himpunan bank milik negara）をブランド名に冠する「ATM Himbara Link」の設置・運用を進めてきた[4]。現地報道によると、2018 年 4 月初旬で 15,000～18,000 台の ATM が既に統合されており、今後、約 60,000 台の ATM を統合する予定だ[5]。また、2017 年 11 月には、BTN を除く国有 3 行が、各行が発行するクレジットカードやデビットカードの決済端末器（Electronic Data

[2] 金融庁「アジア金融セクターの規制緩和に関する法制度研究」（2007 年）
[3] Reuters 「インドネシア、国営銀行の持ち株会社を 2018 年までに設立へ」（2016 年 2 月 16 日）
http://jp.reuters.com/article/indonesia-banks-idJPKCNoVP135 なお、2018 年 4 月時点の報道（Asia Insurance Review （April 23, 2018）「Indonesia:Formation of state-owned insurance holding company still in early stages」）によると、まだ持ち株会社は設立されていない。
[4] 日本経済新聞「インドネシア国有 4 行、ATM 共同運営」（2015 年 12 月 24 日）
http://www.nikkei.com/article/DGXLASDX22H1P_U5A221C1FFE000/ 、The Jakarta Post （November 2, 2016）「State-owned banks gear up for ATM integration 」
[5] Kontan（April 4, 2018）「Sebanyak 18000 lebih ATM Himbara sudah terintegrasi」

Capture：EDC）を統合することで合意している[6]。

【参考情報：BRI】

- 1895 年に創立されたインドネシアを代表する商業銀行の 1 つであり、創立以来マイクロファイナンスは同行の中核事業となっている。
- BRI ではマイクロファイナンスを以下の組織で構成する。マイクロファイナンスディレクタ＞4 部門＞18 地域＞5,060 のマイクロユニット＞2,150 のマイクロテラス＞400 のモバイル部門。全 7,000 以上のマイクロファイナンス部隊はすべてオンラインシステムでつながっており、本社からモニタリングが可能である。（マイクロテラスとは、商店街のビルの一部等に簡易サービスポイントを設け、金融サービスを提供する場）
- マイクロファイナンス預金は 132 兆ルピア（1.3 兆円）、約 2,800 万口座、融資は約 580 万口座。融資に当たっては口座を持つ必要がある。
- マイクロファイナンスの審査は、クレジットカードの審査とは異なり、小規模事業を開始する人々への融資と捉えられており、顧客との関係性を重視している。最小レベルの融資の場合は対面インタビューで、一定額以上の場合はクレジットスコアリングで融資を決定する。
- 融資の決定権は各マイクロユニットにある。
- 貸倒れはあるが、金額的な損失は大きくないため、他業務でカバーできる。

（出所） 2013 年 11 月の BRI へのヒアリングに基づく

② 地方開発銀行（regional development banks）

地方開発銀行（regional development banks）は州政府が運営する商業銀行として、地方での小口融資等を行っている。地方開発銀行は銀行法に基づき金融サービス庁（インドネシア名：Otoritas Jasa Keuangan, OJK、英名：Financial Services Authority）が監督している。

③ 国内民間外為銀行（foreign exchange commercial banks）

国内民間外為銀行（foreign exchange commercial banks）は民間銀行の中では最大規模の市場シェアを持つ業態であり、42 行の国内民間外為銀行の総資産は 3,012 兆ルピアであり、国有銀行をわずかに上回るシェア（40.2%）となっている（2018 年 2 月末）。

インドネシアで代表的な国内民間外為銀行としては、BCA 銀行（PT Bank Central Asia Tbk.）、バンク・メガ（Bank Mega Tbk.）が挙げられる。

④ 国内民間非外為銀行（non-foreign exchange commercial banks）

[6] The Jakarta Post（November 20, 2017） 「Government to integrate state lenders' EDC services」

国内民間非外為銀行（non-foreign exchange commercial banks）は国内民間外為銀行と業務範囲が似ているが、外為取引が禁止されている点で異なる。

国内民間非外為銀行は、（a）自己資本比率が 8%以上、（b）過去 24 ヵ月にわたり健全性が認められる、（c）払込資本金が 1,500 億ルピア以上、（d）国内民間外為銀行となるための組織、人的資源、外為業務ガイドライン（業務・監督組織含む）の準備を実施しているという 4 条件を満たすことで、国内民間外為銀行に転換することができる[7]。2018 年 2 月で、インドネシアには 21 行の国内民間非外為銀行が存在する。

⑤ 合弁銀行（joint venture banks）

合弁銀行（joint venture banks）とは、外国銀行と国内銀行による合弁銀行で、企業向け貸付が主要なビジネスである。合弁銀行は 1988 年の第二次金融自由化を受け、業態として政府に認められ、1992 年に制定された銀行法に基づき、商業銀行の中の一分類として位置付けられた。2018 年 2 月で、インドネシアには、12 行の合弁銀行がある。

⑥ 外国銀行（foreign owned banks）

OJK の規定上、外国銀行が 100%出資の現地法人形態で営業することは認められない[8]。外国銀行の支店に免許を交付するにあたっては、国際的に優良なランキング・評判を有し、全世界で総資産規模上位 200 行以内の銀行であること、3 兆ルピア以上の事業資金を準備すること[9]などが前提条件となっている。一方、駐在員事務所の設立に関しては、全世界で総資産規模上位 300 行以内の銀行であることが条件である[10]。

外国銀行は、主に企業向け貸付、外為業務、クロスボーダー金融等を行なっているほか、近年ではリテール業務に注力している。

(3) BPR

上記で述べた商業銀行と BPR との間には業務範囲に大きな差があり、免許や銀行業務規制等も異なっている。商業銀行が、いわゆる通常のフルバンキング業務を行うのに対し、BPR は、小規模庶民金融機関として、当座性預金を除く預金の受入れと、貸出のみが認められている[11,12]。

インドネシアでは 1,615 行の BPR があり、6,231 の支店を有している（2018 年 2 月末）[13]。

[7] OJK「Indonesian Banking Booklet 2015」
[8] OJK「Indonesian Banking Booklet 2017」
[9] 3 兆ルピア以上相当の外国通貨も認められる。
[10] OJK「Indonesian Banking Booklet 2017」
[11] Economist Intelligence Unit「Country Finance – Indonesia 2014」
[12] BPR はインドネシアの銀行間決済システムに参加していないため、当座預金の受入れは禁じられている。
[13] OJK「Indonesian Banking Statistics February 2018」

【参考情報：PD.BPR Kota Bandung】

- 西ジャワ州の州都バンドンにある BPR の PD.BPR Kota Bandung は、1968 年に設立された地方政府（バンドン市）の機関の一つ。バンドン市全域をカバーし、本店のほか、8 つの Cash Service（支店のようなもの）が存在する。Cash Service では、預金や保険金受取り等の実施が可能であるが、融資は本店のみで可能である。
- 顧客は貧困層が中心で、預金口座は約 12,000 口座、融資口座は約 3,000 口座を有している。融資を受けるためには口座を持つ必要がある。
- 預金商品として、1 年の満期を経過すると、金利の代わりに自動車や二輪車が付与される商品もある。
- 有担保の中所得者層の個人や企業を対象とする事業性融資が多い。担保は、家、車、会社の所有権、建物等の不動産など。融資条件を、①女性であること、②事業を行っていること、③女性 5 人グループであることとする無担保の融資商品も提供している。融資額は 1 人当たり 100 万～150 万ルピア。同行は審査が簡単で早いことが特徴。
- 他金融機関と比較して、顧客により近い存在であることが BPR の特徴である。同行では行員が日常的に顧客を訪問し、地域住民個々人との人間関係を築き、融資可否の判定においては、人物評価も重要な判定要素とする。民間銀行で融資を受けられない顧客を取扱うケースもある。貸倒れは発生するものの市の補助金でカバーされることもあり、自己資本比率は 40%と高い。

（出所） 2013 年 11 月の PD.BPR Kota Bandung 銀行へのヒアリングに基づく

(4) シャリーア銀行（sharia banks）

インドネシア銀行法によると、インドネシアの銀行が行う金融業務は、イスラム教原理に基づくものと基づかないものに大別される。イスラム教原理に基づく金融業務をシャリーア金融といい、シャリーア金融のみに従事する銀行をシャリーア銀行という。また、一般銀行でありながら、行内にシャリーア金融部門を設けている大手行も多い。シャリーア金融では預金者に金利を付与することを原則的に禁止しており、代わりに資金の運用から得られる収益を、預金者に分け与えること（損益分担システム）を原則としている。

シャリーア銀行は 2008 年に策定されたシャリーア銀行法（Act of the Republic of Indonesia Number 21 of 2008 Concerning Sharia （Islamic） Banking）に基づいて規制されており、一般の商業銀行の手数料や利息による収益をめざしたサービスというよりは、社会全体での相互利益を目的としたサービス提供を行っている[14]。シャリーア

[14] BI ホームページ「Islamic Banking in Indonesia in Brief」、http://www.bi.go.id/en/perbankan/syariah/Contents/Default.aspx （閲覧日：2018 年 6 月 5 日）及び Economist Intelligence Unit「Country Finance – Indonesia 2012」

金融に従事する銀行は、シャリーア監督理事会（Sharia Supervisory Board）を設けることが必要となる[15]。

インドネシア国内銀行資産においてシャリーア銀行（一般商業銀行のシャリーア部門含む）が占める割合は全体の 5.7%である（2018 年 2 月末）[16]。シャリーア銀行は、シャリーア商業銀行（sharia commercial banks）、BPRS、商業銀行のシャリーア部門（shariabusiness units）の 3 種類に大別される。

図表 10: 一般銀行とシャリーア銀行の概要（2018 年 2 月）

業種		銀行数（シェア）	支店数（シェア）	総資産（シェア）
一般商業銀行（commercial banks）		115 (6.6%)	32,284 (83.8%)	7,368,446 (98.3%)
一般庶民信用銀行（BPR）		1,615 (93.4%)	6,231 (16.2%)	126,211 (1.7%)
シャーリア銀行（sharia banks）	シャリーア商業銀行（sharia Commercial banks）	13 (0.8%)	1,828 (4.7%)	289,487 (3.9%)
	シャリーア庶民信用銀行（BPRS）	167 (9.7%)	450 (1.2%)	11,000 (0.1%)
	商業銀行のシャリーア部門（sharia Business Units）	21 (1.2%)	347 (0.9%)	128,870 (1.7%)
合計		1,730 (100.0%)	38,515 (100.0%)	7,494,657 (100.0%)

（注） 1. 総資産は 2018 年 2 月末、単位は、銀行数及び支店数は件数、総資産は 10 億ルピア
2. シャリーア商業銀行、シャリーア庶民信用銀行については大分類内の内数として示した。
（出所）OJK「Indonesian Banking Statistics February 2018」、OJK「Sharia Banking Statistics February 2018」を基に作成

BI と OJK では、インドネシアでのシャリーア銀行の需要増加に鑑み、商業銀行でシャリーア部門を持つことを推奨しており、シャリーア部門における優遇措置を採っている。その一環として、今後商業銀行の子会社であるシャリーア銀行に、親会社の支店ネットワークを通してシャリーア金融サービスを提供する許可を与える政策が検討されており、これはシャリーア金融の成長の重要な原動力になると期待される[17]。

もう一つ最近の動きとして、政府は 2017 年までに国有 4 行のシャリーア金融部門・子会社を統合し、政府の出資と合わせて国有シャリーア銀行を設立する方針を掲げていたが、2016 年 2 月に計画撤回の方針が示された[18]。ただ、ジョコ現政権がインドネシアにおけるシャリーア金融部門の強化を図るなど、政府の統合を推進する機運は続いており、BNI 及び BTN のシャリーア部門の統合可能性が模索されている[19]。国有 4 行のシャリーア金融の 2014 年の資産総額は合計で約 120 兆ルピアに達しており、国内シャリーア金融全体の 45%を占めていた[20]。

15 OJK「Indonesian Banking Booklet 2017」
16 OJK「Indonesian Banking Statistics April 2017」（閲覧日：2018 年 3 月 16 日）
17 ラクマン　ベディ　グンタ「世界のイスラム金融を牽引する主要 6 ヶ国：QISMUT」『野村資本市場クォータリー』2014 年夏号
18 News Net Asia「国営銀行シャリア部門、17 年に統合目標」（2015 年 6 月 16 日）
19 CNBC Indonesia　03 April 2018　「Mengukur Kekuatan Hasil Merger Syariah BTN & BNI」
20 News Net Asia「国営銀行シャリア部門、17 年に統合目標」（2015 年 6 月 16 日）

【参考情報：BRI のシャリーア金融サービス】

- BRI によると、同行はシャリーア金融サービスを今後の強化すべき分野と位置付け、各支店にシャリーア用の窓口を設けている。現在は支店レベルの取扱いに留まるが、同行のマイクロクレジット同様、組織を拡張していくことを検討中。
- 10 年程前からシャリーア金融は BRI の 1 部門として存在していたが、ニーズの拡大を見て、5 年前から組織を独立させた。今年だけでも貸付は 3 割伸びており、今後も成長が見込める分野であると認識している。
- シャリーア口座の利用者に制限はなく、一般の口座と重複してシャリーア口座を利用することは可能である。

（出所） 2013 年 11 月の BRI へのヒアリングに基づく

2. 監督官庁と指導体制

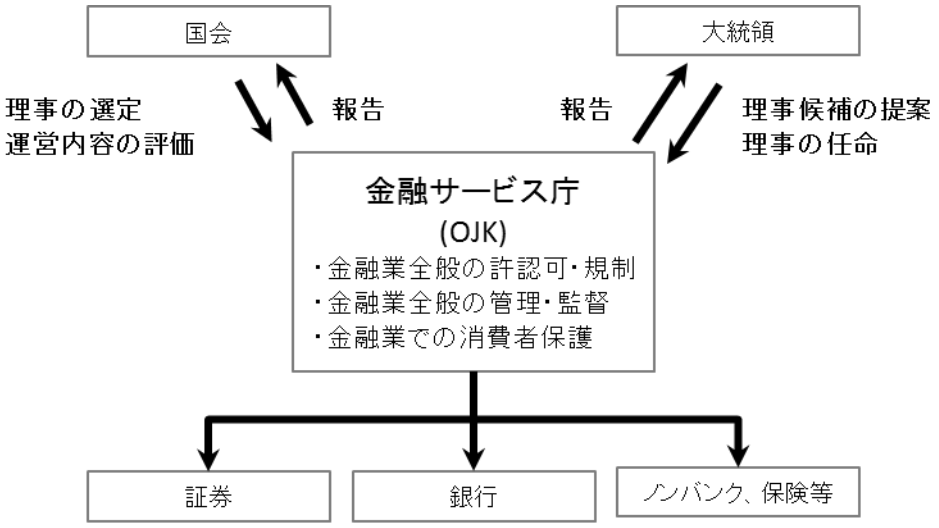
1968 年中央銀行法を改正した 1999 年 5 月 17 日付け「インドネシア中央銀行法（法律第 23 号）（Act of the Republic of Indonesia Number 23 of 1999 Concerning Bank Indonesia）」及び「1992 年銀行法の 1998 年改正法（法律第 10 号）（Act of the Republic of Indonesia number 7 of 1992 Concerning Banking as Amended by Act number 10 of 1998）」によって、銀行の免許付与・取消、監督はすべて中央銀行である BI の権限とされ、また、資本市場とノンバンク金融機関については、2006 年に誕生した資本市場監督庁（Capital Market Supervisory Agency and Financial Institution,Badan Pengawas Pasar Modal dan Lembaga Keuangan,Bapepam-LK）が監督当局として、規制監督を行なってきた。

2011 年 10 月 27 日に「金融サービス庁（OJK）法」（Law on the Financial Services Authority）が成立し、2011 年 11 月 22 日から適用されており、この法律により、OJK は政府機関から独立した機関として創設され、銀行、資本市場、保険、年金基金及び他の金融サービス機関の監視、監督、検査、調査を行う権限を有することになった。NGO でも金融に関わるものであれば OJK が監督するが、協同組合については、協同組合・中小企業省（State Ministry of Cooperatives and SMEs）が監督している。

OJK 関係者によると、OJK 設立の背景としては、①アジア通貨危機を経て打撃を受けた同国は、銀行監督の適切性の見直し、金融機関の多様化が進む中で、銀行とノンバンクセクターを別の機関で監督する体制の見直しが必要となったこと、②監督機関が複数あると抜け穴が生じがちのため、権限を一元化する必要があったことが挙げられている。OJK の設立に伴い、Bapepam-LK からは 2012 年 12 月末に、BI からは 2013 年 12 月末に、それぞれ権限が OJK に移管された。銀行監督権限移譲に伴い、BI から OJK には約 1,200 名が移籍し、全国 35 ヵ所のオフィスで活動を開始した[21]。

[21] OJK「Unlocking the Small, Medium Enterprises' Potential to Promote Financial Inclusion and Sustainable Economic Growth」、日本金融庁（JFSA）・アジア開発銀行（ADB）・国際通貨基金（IMF）合同会議、2014 年 1 月 27 日

図表 11： 2013 年末以降の金融監督体制



（出所）OJK 法（2011 年法律第 21 号）、OJK 発表資料（OECD-ADBI 12th Roundtable on Capital Market Reform in Asia, Tokyo, Japan on 7-8 February 2012）を基に作成

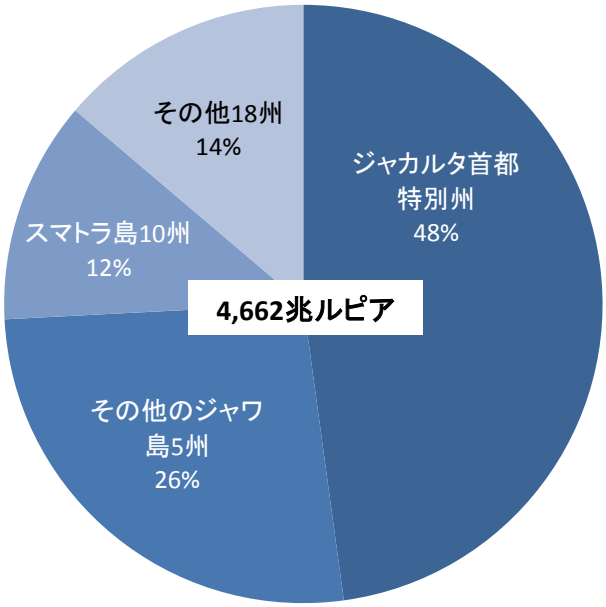
3. インドネシアの金融制度の特徴

インドネシアの金融システムは国有銀行をはじめとする商業銀行が主体である。また、インドネシアにおいては人口の約 9 割をイスラム教徒が占めていることから、シャリーア（イスラム法）に基づいた金融サービスを提供するシャリーア銀行（イスラム銀行）の制度設計も整備が進んでいる。他方、国民の金融サービスへのアクセスはまだ高いとは言えないのが実情である。

同国の特徴として、金融サービスの展開がジャワ島、特に首都ジャカルタに集中していることが挙げられる。商業銀行の貸出構成においては、総額の 48%がジャカルタに、4 分の 3 がジャワ島に集中しており、特に東部島嶼部における貸出は限られている。

近年インドネシア政府は、金融サービスの展開を全土に広げる観点から、金融教育の推進や中・低所得者向けのプログラムを推進している。

図表 12: 商業銀行の非銀行向け与信の地域別構成（2018 年 2 月）



（出所）OJK「 Indonesian Banking Statistics February 2018 」を基に作成

また、銀行セクターの構造的特徴として、中小商業銀行が依然として多いことが指摘される。OJK は金融セクターマスタープラン（2015～2019 年）において、銀行間の統合に対してインセンティブを付与していく方針である。また、更に小規模である国民信用銀行については、最低資本金水準の増額を図り、資本増強を促していく方針である[22]。

4. 預金保険制度の枠組み

インドネシアの預金保険は、2004 年に制定された預金保険法（Indonesian Deposit Insurance Law）に基づき、2005 年 9 月に設立されたインドネシア預金保険公社（Indonesia Deposit Insurance Corporation, IDIC）により運営されている。資本金は 4 兆ルピアである。IDIC は独立した公的機関として位置付けられ、大統領への報告義務を有する[23]。

国内で営業するすべての銀行は預金保険に加入することが義務付けられている。預金保険の対象となる銀行は、商業銀行（外国銀行の国内支店を含む）および BPR である（シャリーア銀行を含む）[24]。また、対象となる預金の種類は、当座預金、定期預金、貯蓄性預金、預金証書及びこれらと同様の性質を有する預金である[25]。

---

[22] OJK「Indonesian Financial Services Sector Master Plan 2015-2019」
[23] IDIC ホームページ「f.a.q」「The History of IDIC」
http://www.lps.go.id/web/guest/f.a.q http://www1.lps.go.id/web/guest/sejarah
[24] IDIC ホームページ「Membership」http://www.lps.go.id/en/web/guest/penjaminan-simpanan （閲覧日：2018 年 5 月 28 日）
[25] IDIC ホームページ「Insured Deposit」http://www.lps.go.id/web/guest/simpanan-yang-dijamin （閲覧日：2018 年 5 月 28 日）

IDIC の預金保険料は基本的に加盟銀行からの分担金により賄われており、加盟銀行は半期ごとに、同期平均預金残高の 0.1%を拠出する。その基金は国債で運用されている。破たん銀行への支払資金が不足する場合は、政府より補助金を受けることになっている。また、加盟銀行の不良債権のチェック等のため、2014 年 1 月より IDIC は銀行の立入り検査権限を有するようになった。

IDIC の保証限度額は、2008 年 10 月以降、1 預金者当たり 20 億ルピアである。以前の保証限度額は 1 億ルピアであったが、2008 年の世界金融危機を受け、国民の国内中小銀行不信やそれに伴う大手銀行への急激な預金移動を防ぐため、保証上限が 20 倍となる 20 億ルピアに引き上げられた。しかし、現在の保証上限が高いとして、引下げを検討する動きもある[26]。2018 年 5 月時点では、保証上限は変わらず 20 億ルピアであり、引下げは見られない[27]。

IDIC はこれまでに合計で 87 行の商業銀行と BPR の清算処理を実行してきている[28]。銀行が破綻した場合、銀行免許が取り消され、5 日から 90 日の間に預金者への支払いを実施する。預金保護請求の有効期間は、破綻銀行の銀行ライセンス取消しから 5 年間である[29]。

5. 税制全体の中での預貯金税制

預貯金からの利子所得には 20%の源泉分離課税が行われる。これは、居住者が債券から利子所得を得た場合の課税率（15%）[30]より高率であり、預貯金よりも債券の保有を優遇する税制である。配当所得には非居住者の場合は 20%、居住者の場合は 10%の源泉徴収税が適用される。キャピタル・ゲイン所得に対しては、一般の所得税と同様に 5%から 30%までの総合課税（累進課税）の税率が適用されるが、インドネシア証券取引所に上場している株式は、売買価格の 0.1%相当額がキャピタル・ゲイン税として源泉徴収される（IPO の時点で、創業株主は上場時の市場価格の 0.5%を追加課税される）[31]。

なお、2015 年 12 月から、企業が輸出によって得た資金を預金する場合には、利子所得に対して軽減税率が適用されることとなった。通常は 20%の源泉分離課税が行われるが、該当するルピア建預金の場合、1 ヵ月定期預金では 7.5%、3 ヵ月では 5%に減額される。更に、6 ヵ月を超える定期預金の場合は無税となる。当措置には輸出で得た資金をインドネシア内にとどめ置くよう促す目的がある[32]。

---

[26] The Jakarta Post（2013 年 10 月 3 日）「Over 22% of bank deposits do not comply with LPS」

[27] IDIC ホームページ、「FAQ: How much amount of deposit insured by IDIC?」、http://www.lps.go.id/en/web/guest/f.a.q（閲覧日：2018 年 5 月 24 日）

[28] IDIC ホームページ、http://www.lps.go.id/web/guest/bank-yang-dilikuidasi （閲覧日：2018 年 5 月 24 日）

[29] IDIC ホームページ「FAQ: How is the procedure of insurance claim payments to depositors?」、http://www.lps.go.id/en/web/guest/f.a.q（閲覧日：2018 年 5 月 24 日）

[30] PwC「Indonesian Pocket Tax Book」（2014 年 11 月）

[31] Deloitte, 「Taxation and Investment in Indonesia 2014」

[32] KPMG「Tax New Flash February 2016」
http://www.kpmg.com/ID/en/IssuesAndInsights/ArticlesPublications/Documents/TNF%20Feb%202016%20-%20Interest%20on%20Deposts%20Opt2.pdf

第 3 章　郵便貯金の概要

1.　設立目的・沿革概要

インドネシアにおける郵政事業体は、国有企業のインドネシア・ポスト（PT Pos Indonesia （Persero））である。インドネシアの郵便・電信業務は、オランダ領時代の 1746 年に開始され、1945 年の独立を経て 1961 年には、政府機関から国有会社（State Enterprise PN Post and Telecommunications）となった。インドネシア・ポストは、1965 年にその国有会社から電気通信業務が分離され、郵便、郵便振替の業務を行う事業体（PN Post and Giro）として設立されたものである。その後、公社化を経て、1995 年 6 月 20 日に、インドネシア・ポスト（PT Pos Indonesia （Persero））の名で、株式会社化されている[33]。

インドネシア・ポストは自社でオンラインサービスを備えた 4800 の郵便局を有しており、また、代理店などのサービスポイントは、58,700 にのぼる[34]。

インドネシア・ポストの金融業務は、郵便為替、郵便振替といった送金業務は自己の業務として行なっているが、その他の預金業務等については他の金融機関からの受託により実施している。

特に、BTN とは、同行がオランダ領時代の 1897 年に Postspaarbank として設立、独立後の 1950 年に郵便貯蓄銀行（インドネシア名： Bank Tabungan Pos、英名：Savings Bank Pos）に改名された経緯を持つことと[35]、貯蓄口座の受入れについて監督官庁から郵便局を使用することにつき許可を受けている銀行であることから、極めて緊密な関係を有している。BTN は、インドネシア・ポストを通じて金融業務を提供しており、2005 年に BTN がインドネシア・ポストと共同で開発したオンライン貯蓄口座（e'Batara Pos）は国民の人気を博している。現在、インドネシア・ポストは、BTN のほか、マンディリ銀行（PT Bank Mandiri （Persero） Tbk.）、ムアマラット銀行（PT Bank Muamalat Tbk.）と金融サービス提供における提携を行なっている[36]。

2.　組織形態

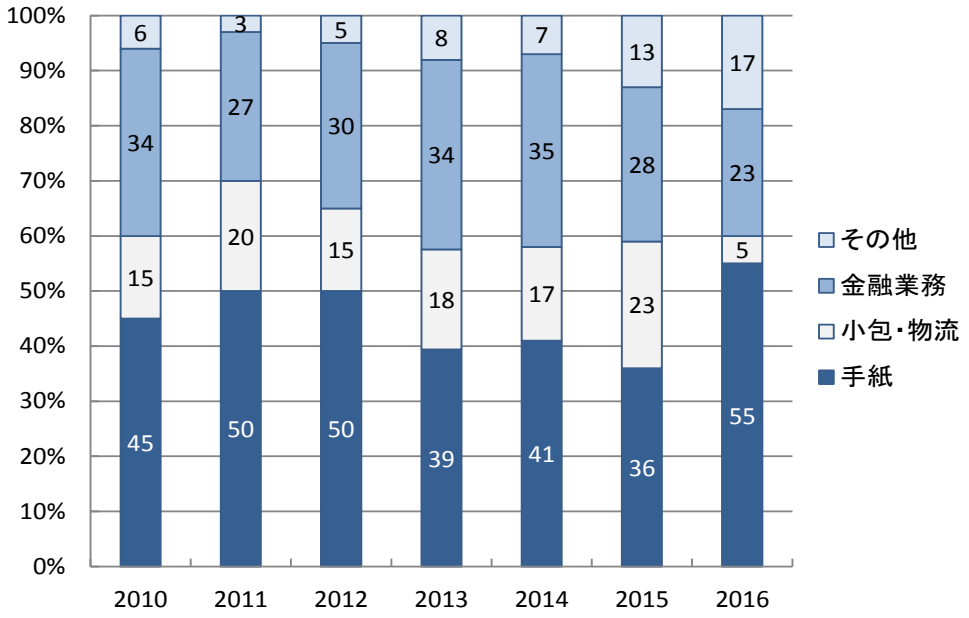
(1) 経営形態

インドネシア・ポストの業務範囲等を規定しているのは、1995 年政府規制第 5 号（英名：Government Regulation No.5 / 1995）である[37]。インドネシア・ポストのサービス別収入構成を見ると、手紙等の郵便業務の比率が最大である。

---

33 インドネシア・ポスト「アニュアルレポート（2016 年）」
34 インドネシア・ポストホームページ「Tentang Kami＜Pos Indonesia」（閲覧日：2018 年 6 月 5 日）
http://www.posindonesia.co.id/index.php/pos-indonesia/
35 BTN「アニュアルレポート（2017 年）」
36 インドネシア・ポスト「アニュアルレポート（2016 年）」
37 インドネシア・ポスト「アニュアルレポート（2011 年）」

図表 13: インドネシア・ポストのサービス別収益構成の動向



（出所）万国郵便連合（Universal Postal Union）データベースを基に作成

(2) 金融サービス提供の形態

インドネシア・ポストは自社で 4800 の郵便局を有しており、オンライン接続されている[38]。これらの郵便局では、郵便為替、代引払い（cash on delivery）、振替・振込（Giropos）といった金融取引が提供されている。

インドネシア・ポストでは BTN のみではなく、他金融機関とも提携関係にあり、マンディリ銀行（PT Bank Mandiri （Persero） Tbk.）、ムアマラット銀行（PT Bank Muamalat Tbk.）の金融サービス提供を仲介（bank channelling）している。BRI 銀行も以前は、郵便局を通じて金融商品を提供していたが現在は行っていない。BRI 銀行によれば、BRI 銀行の国内支店・営業所は 10,646 か所[39]に及び、郵便局の支店を利用するメリットが少ないためとしている。

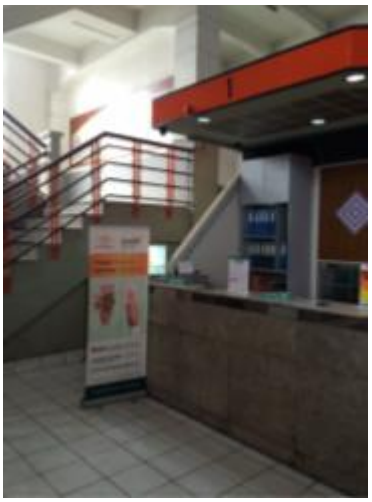
インドネシア・ポストとの業務提携を希望する銀行は多く、例えばインドネシア・ポストは現在 BTN から預金商品の「Tabungan Tabanas Batara」と「Tabungan eBatara Pos」の 2 種類を提供している。

[38] インドネシア・ポストホームページ「Produk&Layanan＜Jasa Keuangan＜Pospay」（閲覧日：2018 年 6 月 6 日）
http://www.posindonesia.co.id/index.php/pospay/

図表 14: インドネシア・ポストの様子



（左図） Bundung 郵便局カウンター



（右図） 郵便局内のマンディリ銀行カウンター

なお、BTN のネットワークは、支店が 75、出張所が 275、キャッシュ窓口が 485 となっており、その他イスラム金融の各拠点（支店 24、出張所 40）等も持つ。BTN は国内に 1,964 の ATM を有し、郵便局に設置してあるオンライン支払拠点を 2,954 拠点有する（すべて 2017 年末）[40]。

BTN と郵便局をオンライン回線で繋ぐことにより、郵便為替、代引払い（cash on delivery）、振替・振込だけでなく、BTN が提供している金融サービスの提供がオンラインにより可能である（キャッシュ窓口と同等のサービス提供が可能）[41]。

図表 15: BTN のチャネル網

オフィスネットワーク		拠点数
支社	Regional Offices	5
支店	Branch Offices	75
出張所	Sub-Branch Offices	275
キャッシュ窓口	Cash Offices	485
オンライン郵便局	System On-line Payment/On-line Post Office	2,954
プライオリティアウトレット	Priority Outlets	41
（通常金融拠点計）		3,835
イスラム金融支店	Syariah Branch Offices	24
イスラム金融出張所	Syariah Sub-Branch Offices	40
イスラム金融キャッシュ窓口	Syariah Cash Offices	7
自動現金預払機		71
自動現金預払機	ATM	1,964

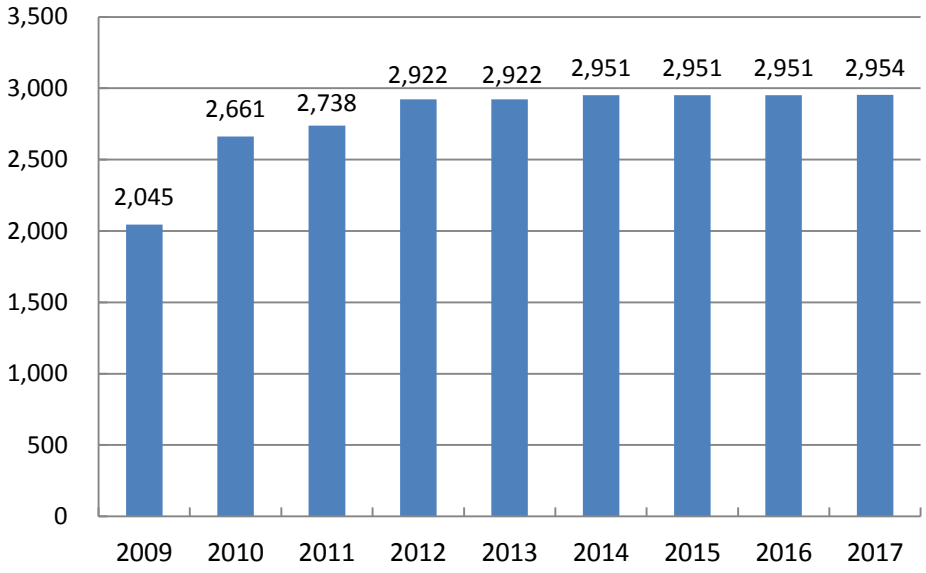
（出所） BTN「Annual Report 2017 」を基に作成

[40] BTN「Annual Report 2017」

[41] BTN「Business & Financial Performances as of September 30, 2014」

BTN は郵便局との連携を強化しており、BTN の金融サービスを提供する郵便局の数は大幅に増加してきたが、ここ数年は横ばい状態である。また、BTN の店舗網がジャワ島地域に集中しているのに対して、郵便局はスマトラ島地域やその他地域においても展開しており、BTN のネットワーク拡大に寄与しているが、BTN の担当者は、近年 BTN の支店の配置が郵便局の支店配置と一部重複してきていると指摘している。

図表 16: BTN のオンライン金融サービスを提供する郵便局数の推移



（出所） BTN「Annual Report 2017 」を基に作成

(3) 窓口取扱時間

窓口取扱日時について、地域の中心部にある郵便局では、月曜日～土曜日の 8:00～20:00 である。上記以外の郵便局では、月曜日～木曜日の 8:00～15:00、金曜日は 8:00～11:00、土曜日は 8:00～13:00 である[42]。

3. 主な業務内容

(1) 預金業務概要（提供商品）

BTN との提携の一環として、2,954 の郵便局と BTN の支店がオンラインで常時接続されている（2017 年末）。そのため、利用者が BTN の顧客であれば、BTN の新規口座開設や、BTN 口座への預金の預入が、郵便局でも可能である。

なお、郵便局で取り扱っている BTN の預金商品は、「Tabungan Tabanas Batara」と「Tabungan eBatara Pos」の 2 種類であり、同商品が同行の全貯蓄口座残高に占める割合は約 8%である。これら 2 商品は BTN でも取り扱うものであり、郵便局のみで取り扱う BTN の商品は存在しない。

[42] TERAA.NET（January 29, 2018）「Hari Kerja dan Jam Operasional POS Indonesia」

図表 17:BTN の貯蓄口座数/口座残高の構成

	2014		2015		2016		2017		伸び率（%）2016-2017	
	口座数	残高（10億Rp）	口座数	残高（10億Rp）	口座数	残高（10億Rp）	口座数	残高（10億Rp）	口座数	残高（10億Rp）
貯蓄口座合計	5,852,481	25,231	6,118,475	29,403	6,748,167	32,777	7,470,025	38,218	10.7%	16.6%
一般貯蓄口座（Tabungan Batara）	1,692,857	9,353	1,802,251	10,126	1,900,917	12,068	2,042,236	15,125	7.4%	25.3%
割増金付貯蓄口（Tabungan Batara Prima）	44,567	12,319	43,398	14,989	41,225	15,898	38,540	17,666	-6.5%	11.1%
その他貯蓄口座（Other Saving Acoounts）	2,716,215	1,473	3,126,878	1,837	3,828,661	2,166	4,351,373	2,496	13.7%	15.2%
郵便貯蓄口座（Tabungan Pos）	1,398,842	1,984	1,145,948	2,398	977,364	2,613	1,037,876	2,931	6.2%	12.2%
Tabungan Tabanas Batara	358,383	122	167,338	88	77,207	67	38,154	50	-50.6%	-25.4%
Tabungane eBatara Pos	1,040,459	1,862	978,610	2,309	900,157	2,547	999,722	2,880	11.1%	13.1%

（出所）BTN「Annual Report（2017 年）」を基に作成

(2) 資金運用方法

先述の通り、インドネシア・ポストはあくまでも BTN をはじめとする他の金融機関の預金・貯蓄口座商品にかかるサービスを提供しているに過ぎず、同社では預貯金資金の運用は行っていない。

(3) 貸付業務概要

BTN は 2011 年から個人向けローンの審査窓口を、郵便局の窓口に設置していると公表している[43]。

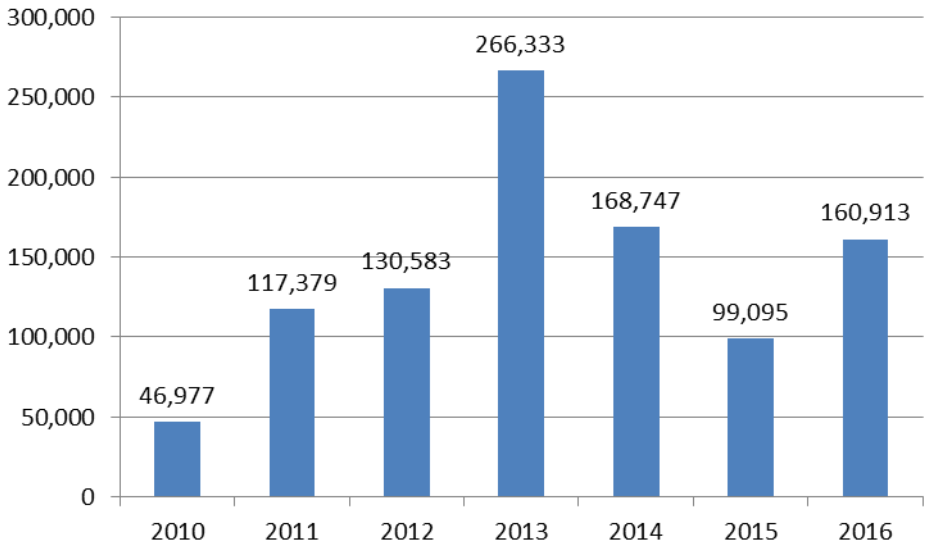
(4) 送金・決済業務概要

インドネシア・ポストは、郵便振替（インドネシア名：Giropos、英名：Postal Giro）のサービスを行っており、最近では同サービスをより強化するために新たなデータサーバ等の導入が行われている。但し、2014 年の郵便振替（Giropos）からの収益は 82 億ルピアにとどまった[44]。

また、各種の請求書に対する返済・支払い（インドネシア名：Pospay、英名：Post Pay）が可能であり、自動車や二輪車のローンなどの消費者ローンのノンバンクへの返済金の送金や公共料金・税・保険料の支払いなどに多用されている。但し、2014 年から 2015 年にかけては取引件数が 4 割以上落ち込んだあと、2016 年には 6 割以上増加した。急激な変動の多くは電力料金と電話料金支払件数の減少に起因している。

43 BTN「Annual Report 2013 年」
44 インドネシア・ポスト「Annual Report 2014 年」

図表 18: 各種の請求書に対する返済・支払い（Pospay）取引件数の動向



（出所）インドネシア・ポスト「Annual Report（2016 年）」を基に作成

インドネシア・ポストは全国に広がる店舗・人員網を活かし、送金（money transfer）や資金預払代行（payment agent）などの金融決済業務を拡大することで収益改善を図る方針である[45]。

(5) 国際業務概要

ウェスタン・ユニオン社との業務提携により国際送金サービスを提供しており、2011 年には業務提携 10 周年を迎えた。また、インドネシア・ポスト再活性化プログラム（Revitalization Program of PT Pos Indonesia）の一環として、今後国際送金サービスの拡充を目指すとしている[46]。

(6) 付随業務概要

2011 年 1 月より、インドネシア・ポストのサービス網を活用して、Asuransi Central Asia（ACA）社のデング熱に関する保険商品の販売が行われている（Dengue Insurance Service）他、2011 年 10 月にはシャリーア・マンディリ銀行（Bank Syariah Mandiri, BSM）による金の買取サービス（BSM Gold Pawn Service Channeling）との提携を発表している[47]。

近年、インドネシア・ポストは国際 E-commerce 物流事業での提携にも力を入れている。2015 年 2 月、中国 Alibaba グループの運営するショッピングモール（AliExpress）での配送につき、Alibaba グループとシンガポール・ポスト（SingPost）と提携を発表した。従来 1 ヵ月以上要していた中国からジャカルタへの配送時間を 2 週間まで短縮

45 Jakarta Post （2016 年 5 月 13 日） 「Pos Indonesia to expand storage facilities」
http://www.thejakartapost.com/news/2016/05/13/pos-indonesia-to-expand-storage-facilities.html
46 インドネシア・ポスト「Annual Report 2011、2013 年」
47 インドネシア・ポスト「Annual Report 2011 年」

し、インドネシア消費者の利便性向上を図ることとした[48]。また、ホームページ上での配送状況確認サービスも提供している[49]。

4. 会計基準と財務諸表

インドネシア・ポストの財務諸表はインドネシア会計基準（Indonesian Financial Accounting Standards：2011 年改訂）及び Statement of Financial Accounting Standards：2009 年改訂）No.1 に則ってなされており、総資産規模は、2013 年に 5.56 兆ルピアに達したが、2016 年末では 5.19 兆ルピアとなっている[50]。インドネシア・ポストでは 2016 年の金融サービスによる収益が 1.117 兆ルピアで、総収益の 23%を占めている。

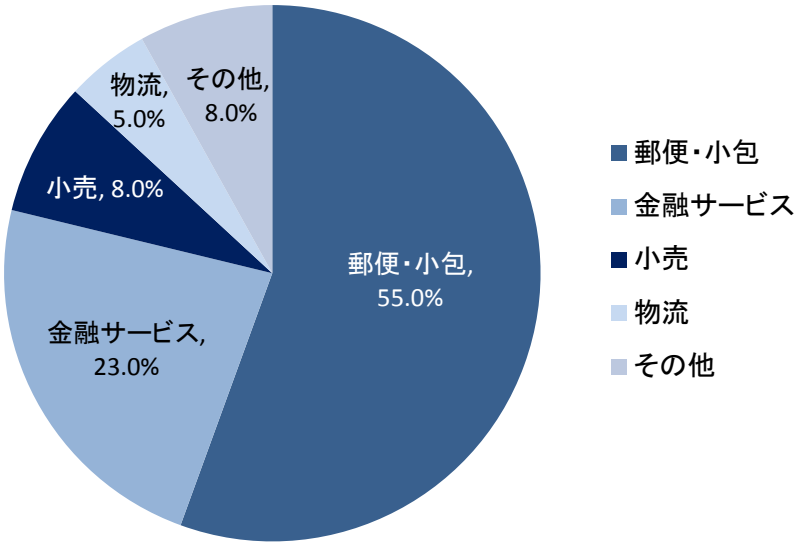
図表 19: インドネシア・ポストの財務諸表（主要数値抜粋、単位：10 億ルピア）

	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
総資産	4,231	4,445	4,194	4,576	5,562	5,020	5,183	5,189
流動資産	3,461	3,593	3,347	3,621	4,505	3,654	3,577	3,620
固定資産	771	853	847	954	1,057	1,366	1,606	1,569
流動負債	3,569	3,733	3,823	3,410	4,125	3,385	3,489	3,340
長期負債	265	272	317	402	461	559	791	795
純資産	376	419	564	764	976	1,076	903	1,054
総収益	2,492	2,683	3,079	3,404	4,233	4,361	4,569	5,014
税引前利益	110	46	156	212	317	201	19	303
税引後利益	92	46	145	173	246	215	30	204

（注）貸借対照表部分は、四捨五入により完全に一致しない部分がある。また、2009 年から 11 年にかけては負債項目に「政府補助（government subsidized）」勘定があるため、負債と純資産の和と総資産は完全に一致せず
（出所）インドネシア・ポスト「Annual Report（2013、14、15、16 年）」を基に作成

[48] Daily Social（2015 年 12 月 2 日）「Ali Express Bermitra dengan Pos Indonesia untuk Persingkat Waktu Pengiriman Barang」
[49] シンガポール・ポスト　プレスリリース
http://www.singpost.com/download/AboutSingPost/Media/NewsReleases/2015/pr20150211.pdf
[50] インドネシア・ポスト「Annual Report（2013、14、15、16 年）」

図表 20: インドネシア・ポストの収益構成比（2016 年）



（出所）インドネシア・ポスト「Annual Report（2016 年）」を基に作成

図表 21: インドネシア・ポストの金融サービス収益内訳（2014 年、単位：10 億ルピア）

	収入額	割合
金融サービス (Financial Services) 合計	1,417	100%
Pos Payサービス (Postal Pay Service)	708	50%
送金サービス (Remittances Service)	429	30%
ファンド分配サービス (Fund Distribution Service)	228	16%
銀行チャネルサービス (Bank Channelling Service)	44	3%
郵便振替サービス (Postal Giro Service)	8	1%

（出所）インドネシア・ポスト「Annual Report（2014 年）」を基に作成

※2015 年、2016 年のアニュアルレポートでは上記情報に係る掲載無し

第 4 章　金融セクターにおけるリテール金融機関の特徴

1.　BTN

(1)　BTN の特徴（ユニバーサル提供義務等）

BTN の起源にあたる Postspaarbank はオランダ統治時代の 1897 年に設立された。その後 1942 年にインドネシアを占領した日本の軍政下に置かれた際には、銀行名が「貯金局（現地表記：Tyokin Kyoku）」に改称され、業務の取扱いが凍結された。

インドネシア独立後、1950 年 2 月 9 日付け緊急法（Emergency Law）第 9 号により、郵便貯蓄銀行（Bank Tabungan Pos）という名称の国有銀行が創設され、その後、1963 年に 1963 年政府規則修正法（Government Regulation Amendment of Law）第 4 号により、銀行名が、現在の名称である BTN に変更され、財務省管轄の銀行となり、1968 年には国法の下で国有銀行となった。BTN は、2009 年 12 月 17 日にインドネシア証券取引所に株式の 30%を上場したが、それ以前は、政府が株式を 100%保有していた。2018 年 4 月 30 日の政府持分は 60.00%まで低下しており、29.91%を外国投資家が、残る 10.09%を国内投資家が保有している[51]。

BTN は、1974 年の財務省令によって中低所得層向けの住宅ローンの提供を要請され、住宅ローンの専門機関として発展してきた経緯がある[52]。その背景から、BTN の貸出業務の約 90%は住宅ローン関連が占めている。その他は中小企業、消費者ローン等の貸出しである。貸出残高は 199 兆ルピアである（2017 年末）。

BTN は、住宅ローンで国民に多大な支持を受けており、住宅ローンの最大返済期間はローンの種類によって 10～20 年に設定されている[53]。

図表 22: BTN の貸出構成（単位：10 億ルピア）

		2013	2014	2015	2016	2017
住宅関連ローン		87,005	102,614	124,927	147,948	179,228
	補助金付住宅抵当ローン	28,429	34,347	43,527	56,835	75,278
	補助金なし住宅抵当ローン	39,548	45,601	53,567	60,469	69,309
	その他住宅ローン	7,198	8,179	8,934	8,723	8,561
	建設ローン	11,829	14,486	18,900	21,921	26,081
非住宅ローン		13,463	13,302	14,029	16,498	19,763
	消費者ローン	2,597	2,916	3,839	4,738	4,813
	商業ローン	10,865	10,386	10,190	11,761	14,950
合計		100,467	115,916	138,956	164,446	198,991

（出所）BTN「Annual Report 2017 」を基に作成

(2)　BTN の住宅向け補助金制度（Subsidized KPR（Kredit Pemilikan Rumah））

[51] BTN ホームページ「Ownership Structure」（閲覧日：2018 年 5 月 29 日）https://www.btn.co.id/Investor-Relation-Home

[52] 根拠法は、Minister of Finance Decree No. B-49/MK/IV/I/1974 dated 29 January 1974（最初の住宅ローンは 1976 年 12 月 10 日に提供された。）　（出所）BTN「アニュアルレポート（2017 年）」

[53] BTN ホームページ「BTN Products」（閲覧日：2018 年 6 月 20 日）
https://www.btn.co.id/Conventional/Product-Links/Produk-BTN/Kredit-Konsumer/Pinjaman-Bangunan/KPR-BTN-Subsidi

BTN の低所得者向けの貸付として、住宅向け補助金制度がある。これは、”初めて住宅のオーナー”となる低所得者グループの家族・世帯を対象としたローンプログラムである。現行の補助金制度の対象者は、土地付き住宅については収入の上限が 4,000,000 ルピア（約 310,000 円/月）、共同住宅については収入の上限が最大 7,000,000 ルピア（約 55,000 円/月）に設定されている[54]。

(3) 金融市場の中での BTN の競争力

① 預金残高、融資残高等に占める BTN の位置づけ

2017 年末における BTN の預金総額は 192 兆ルピアである（図表 23）。同時点における全銀行の預金総額は 5,143 兆ルピア（図表 6）であり、預金額ベースでみた BTN のシェアは 3.7%となる。

うち、インドネシア・ポストの郵便局において預払サービスが共に提供されている 2 つの貯蓄商品の残高は約 2.9 兆ルピアにとどまることから（図表 17）、郵便貯金システムという面からみた BTN 商品の位置づけは必ずしも大きいとは言えない。

図表 23: BTN の預金構成（単位：10 億ルピア）

	2012	2013	2014	2015	2016	2017
要求払い預金	13,271	19,116	23,423	31,368	45,846	54,655
貯蓄口座	21,540	24,238	26,168	30,758	34,826	40,946
定期預金	45,856	52,854	56,880	65,583	79,315	96,872
合計	80,667	52,854	10,471	127,709	159,987	192,475
非定期預金比率	43.15%	45.06%	46.58%	48.65%	50.42%	49.67%

（出所）BTN「Annual Report 2017 」を基に作成

貸出は約 199 兆ルピア（2017 年 12 月）であり、全銀行の貸出総額 4,692 兆ルピア（2018 年 2 月）の 4.2%を占める。ただし、住宅関連ローンに限ってみると、国全体の統計における総額が 395 兆ルピア（家計向け）（2018 年 2 月）であるのに対し、BTN の貸出額は 179 兆ルピア（2017 年 12 月）と、大きな存在感を示している[55]。

② 預金利子、預金条件、融資条件等の現状（他の商業銀行等との比較）

貯蓄口座の預金利子を比較すると、BTN の預金商品のうち、郵便局で預金が可能な主力商品（Tabungan e’Batarapos）の利率は預金額 30 万ルピア超の時点で 1%であり、郵便局で預金が取り扱われない普通貯蓄口座（Tabungan Batara）や国有最大手行 Mandiri 銀行のルピア貯蓄口座（Tabungan Rupiah）よりも魅力的な利率となっている（図表 24、2018 年 6 月）。

但し、BTN における 1 ヵ月物の定期預金の最低利率は 5.5%、Mandiri 銀行においても 4.25%（共に最低預金額 100 万ルピア）となっており[56]、一定額の預金が可能な人々

54 BTN「Annual Report 2017 」

55 全銀行のデータは中央銀行統計より取得、BTN の貸出額は同行「Annual Report 2017」より取得。両者の定義や範囲は異なる可能性がある。

56 Mandiri 銀行ホームページ https://www.bankmandiri.co.id/en/suku-bunga-dana （閲覧日：2018 年 6 月 7 日）、BTN ホームページ（閲覧日：2018 年 6 月 7 日）
https://www.btn.co.id/id/Conventional/Product-Links/Produk-BTN/Produk-Dana/Deposito/Deposito-BTN-Ritel-Rupiah

にとっては各銀行での定期預金の方が魅力的な金利水準となっている。この状況も、郵便局で提供される貯蓄商品の残高が低水準にとどまっている理由の 1 つと考えられる。

図表 24: 貯蓄口座の利率比較（ルピア口座、年率）

BTN銀行				Mandiri銀行	
Tabungan BTN e'Batara pos（郵便局で預金取扱）		Tabungan BTN Batara（郵便局で預金取扱なし）		Tabungan Rupiah	
預金額	利率	預金額	利率	預金額	利率
～30万ルピア	0.00%	～100万ルピア	0.00%	～100万ルピア	0.00%
～100万ルピア	1.00%	～2,500万ルピア	1.00%	～5,000万ルピア	0.70%
～3億ルピア	2.00%	～1億ルピア	1.25%		
3億ルピア超	2.50%	～5億ルピア	1.50%	～5億ルピア	0.85%
		～20億ルピア	2.00%	～10億ルピア	1.10%
		20億ルピア超	2.50%	10億ルピア超	1.90%

（出所）BTN ホームページ「PRODUK BTN＜PRODUK DANA＜Tabungan BTN e'Batarapos、Tabungan BTN Batara」（閲覧日：2018 年 6 月 5 日）、Mandiri 銀行ホームページ https://www.bankmandiri.co.id/en/suku-bunga-dana （閲覧日：2018 年 6 月 7 日）を基に作成

③ 提供商品（貯蓄商品、保険商品、投資信託、貸付商品等）の現状（他の商業銀行等との比較）

BTN は、国有銀行に分類される商業銀行の 1 つであることから、他の商業銀行と同様に多様な商品を提供している。預金面では貯蓄口座の他に、普通/当座預金や定期預金を提供しており、どちらもルピアに加えて米ドル口座の開設も取り扱っている[57]。

貯蓄口座においては、12 歳までの子供を対象に口座維持手数料を無料とした Tabungan BTN Junior を設けている他、23 歳までの学生を対象にした Tabungan BTN Juara を設け、金融包摂の拡充に努めている。その他、BTN では各種イスラム金融商品も取り扱っており、貯蓄口座面では聖地巡礼資金を積み立てるための Tabungan BTN Haji dan Umroh iB という商品も設定している[58]。

貸付面の最大の特徴は住宅ローンが主力となっていることである。中でも、国有銀行として政策融資を中心に行なってきた背景から、中低所得層向けに補助金付き住宅抵当ローン（subsidized mortgages）を提供していることが挙げられる[59]。

(4) BTN の経営戦略

① 貸出戦略（住宅ローン）

BTN の現在のビジョンは 2015 年 12 月に設定された「住宅金融の最大手行になるこ

57 BTN「アニュアルレポート（2014 年）」
58 BTN ホームページ「PRODUK BTN＜PRODUK DANA＜Tabungan BTN Junior 、Tabungan BTN Juara 、BTN Batara Haji & Umroh iB 」（閲覧日：2018 年 6 月 7 日）
59 BTN「Annual Report （2017 年）」

と（To be a leading bank in housing finance）」であり、経営戦略の中核は個人住宅ローン貸出への特化である。BTN は政府による「One Million Houses Program」の推進役に任じられており、長年の住宅ローンのノウハウを活かした業務拡大を図っている[60]。2015 年 2 月には BTN 不動産ポータル（BTN Property Portal）ホームページを開設、ローン情報提供やチャット機能によるカスタマーサービスを行っている。同ホームページにて、ローン申請者は審査の進捗状況も確認できるようになった[61]。 また、不動産展示会である Indonesia Property Expo では、期間中の取引総額が約 8.36 兆ルピアであった[62]。

また、国有銀行として、低所得者層向けの補助金付き住宅ローンにも注力しており、市場シェアは 95%に上る[63]。

② 預金と金融包摂

貸出にまわすための低コスト資金調達手段としてのオンラインバンキングの導入や、運営コスト確保のための手数料ベースビジネス（チケット購入決済サービス等）が行われてきた。

他方で、政府による金融包摂プログラム（Laku Pandai）にも参加している。金融包摂への取組み強化は 2010 年に Tabungan BTN Cermat を導入したことが端緒である。2015 年 8 月から同貯蓄商品は携帯電話の USSD コード（通信会社との基礎的通信コード）利用が可能となり、インターネット接続を伴わないモバイルバンキングが可能となった[64]。 同サービスはインドネシアテレコム（PT Telekomunikasi Indonesia Tbk., Telesindo）社との協業によって実施されており、顧客は携帯電話の Telesindo 代理店で BTN の口座開設が可能になったほか、USSD コードの通信で下記サービスが利用できる。

- BTN 口座の残高確認、電子マネー（e-money）の残高確認
- BTN 口座残高を利用した、電子マネーのチャージ（top up）
- BTN への預金
- BTN からの引出

なお、この新サービスにより、Telesindo 社は優れたビジネスに与えられる「スティービー賞」の 2015 年アジア太平洋部門賞を受賞した[65]。

2. BPR

(1) BPR の特徴

BPR は、小規模企業や、地方のコミュニティに向けたサービスを提供する金融機関

[60] BTN「Annual Report （2017 年）」
[61] BTN「Annual Report （2017 年）」、BTN Property Portal ホームページ（閲覧日：2018 年 6 月 7 日）https://www.btnproperti.co.id/index.html
[62] BTN「Annual Report （2017 年）」
[63] BTN「Annual Report （2017 年）」
[64] BTN「Annual Report （2016 年）」
[65] http://asia.stevieawards.com/2015-asia-pacific-gold-winner-%E2%80%93-pt-telekomunikasi-indonesia

である[66]。

BPR の業務範囲は、定期預金、普通預金の受け入れ及び貸出であり、当座預金の受入れや、銀行間決済システムへの参加は禁止されている。また、外貨両替業務は認められているが、その他の外国為替取引業務は禁止されている[67]。また、BPR のサービスを全土に均等に及ぼすことを目的として、設立時に必要とされる払込資本金（paid-up capital）の最低額は地方によって大きく異なる（図表 26）。

図表 25: BPR 設立に必要な払込資本金額

地域		払込み資本金最低額（10億ルピア）
Zone1	ジャカルタ首都特別州、外国	14
Zone2	西ジャワ州、中部ジャワ州、ジョグジャカルタ州、東ジャワ州、バリ州	8
Zone3	東カリマンタン州、リアウ諸島、北スマトラ州	6
Zone4	リアウ州、南スマトラ州、中部カリマンタン州、南カリマンタン州、北スラウェシ州、南スラウェシ州、パプア州	4

（出所）OJK「Indonesia Banking Booklet 2017」を基に作成

(2) 金融市場の中での BPR の競争力

BPR は全国に 1,615 行存在するが、全行を合わせた総資産は 126 兆ルピアに過ぎず、全銀行総資産の 1.7%を占めるにとどまる（2018 年 2 月）。また、総拠点数が 6,231(2018 年 2 月末)であることから 1 行当たりの平均は 4 拠点程度である。1 行当たりの平均総資産は 781 億ルピア（約 6.2 億円）と、金融機関としては非常に小規模な存在である。

3. 協同組合

(1) 協同組合の特徴

協同組合は、共通する目的に向けて個人が自立的に集まった組織であり、2000 年以降、インドネシアの協同組合の大部分（96.96%）は、貯蓄と貸付を取扱う協同組合（savings and loan cooperatives、Koperasi Simpan Pinjam、Kosipa）である[68]。Kosipa の事業内容は、共同組合の構成員やその候補者、または他の協同組合から資金を集め、そしてその資金をその構成員に貸し付けるものである[69]。

(2) 金融市場の中での協同組合の競争力

Kosipa は全国に 110,189 存在しており、そのうち実際に活動している組織は 77,133

[66] BI ホームページ https://www.bi.go.id/id/perbankan/edukasi/Pages/edukasiperbankan9.aspx （閲覧日：2018 年 6 月 4 日）
[67] OJK「Indonesia Banking Booklet 2017」
[68] インドネシア中央統計局（BPS）「Statistik Koperasi Simpan Pinjam 2016（Savings and Loan Cooperatives Statistics）」
[69] BPS「Statistik Koperasi Simpan Pinjam 2016（Savings and Loan Cooperatives Statistics）」

である[70]。また、その組合員数は 20,861,905 人にのぼる。また、Kosipa の 2015 年における平均総資産は 68.4 億ルピアであり、そのうちの大部分（62.84%）が貸付となっている[71]。出所は異なるが、全国約 36,000 の協同組合の資産合計は 26 兆ルピアであった（2012 年 4 月）[72]。

4. 国営質屋

(1) 国営質屋の特徴

国営質屋（PT. Pegadaian （Persero））は、貴金属、自動車、二輪車、ノート PC、携帯電話、その他電子機器などを担保に、現金を短期融資している。通常の質入れでは 50,000 ルピアから 5 億ルピア超に至る借入が可能であり、申請書記入は非常に簡易で、最長貸付期間は 4 ヵ月（延長可）である[73]。

国営質屋の前身組織はオランダ植民地時代初期の 1746 年に設立されたが、質屋業務を国営として独占的に行う体制となったのは 1901 年である。現在同社の株式は国営企業大臣（Minister of State-Owned Enterprises）が保有しており、株式は未公開である。但し、同社は 1993 年以降 18 回にわたり社債を発行し、これらは全てインドネシア証券取引所（IDX）に上場されている[74]。

(2) 金融市場の中での国営質屋の競争力

国営質屋は全国に 12 の地方局（regional office）、59 の地域局、629 の支店、3,826 の出張所（branch unit office）を有する（2016 年末）[75]。2016 年末の総資産は約 47 兆ルピアであり[76]、インドネシアの金融機関の資産におけるシェアでは 0.5%を占める[77]。

国営質屋はあくまでも資金貸付の専門機関であり、預金受入は行っていない。

---

[70] The ministry of Cooperatives, Small and Medium Enterprises of the Republic of Indonesia（2016 年 3 月 15 日）「OJK International Seminar:“Bringing Indonesia’s Microfinance and Financial Inclusion to theWorld”」
[71] BPS「Statistik Koperasi Simpan Pinjam 2016（Savings and Loan Cooperatives Statistics）」
[72] ADB Institute「Financial Inclusion in Asia: Country Surveys」（2014 年 10 月）
[73] PT. Pegadaian （Persero）ホームページ https://pegadaian.co.id/produk/kca （閲覧日：2018 年 5 月 31 日）
[74] PT. Pegadaian （Persero）「Annual Report（2016 年）」
[75] PT. Pegadaian （Persero）「Annual Report（2016 年）」
[76] PT. Pegadaian （Persero）「Annual Report（2016 年）」
[77] BI「Financial Stability Review No.29」（2017 年 9 月）

図表 26: 国営質屋（PT. Pegadaian （Persero））の財務諸表（主要数値抜粋、単位：10 億ルピア）

	2013	2014	2015	2016
総資産	33,588	35,443	39,158	46,874
流動資産	38,644	30,321	33,559	38,270
固定資産	4,486	4,658	4,985	8,037
流動負債	17,630	18,099	18,577	23,962
長期負債	6,072	6,535	8,048	6,435
純資産	9,887	10,809	12,533	16,477
営業収益	7,865	7,801	8,897	9,708
税引前利益	2,563	2,379	2,645	2,997
税引後利益	1,907	1,762	1,938	2,210

（出所）PT. Pegadaian （Persero）「Annual Report 2016 」を基に作成

5. 金融システム全体におけるリテール金融（郵便貯金及び貯蓄金融機関等）の位置づけ

インドネシア・ポストは国民に身近な存在であり、低・中所得者層の顧客が多く、他金融機関と比較して口座管理手数料の低い預金商品を提供している。低所得者層を顧客とする金融機関が多いなか、民間最大銀行である BRI と比較すると窓口数では劣るものの、BRI がカバーしない山奥や国境近くの辺境地までカバーしており、より広範に金融サービスを提供している。

商業銀行には、低所得者層向け、特に中小企業向けの融資を積極的に展開している銀行もある。BRI では、マイクロファイナンス専門部署を設け、支店だけではなく、移動店舗も利用して広範囲なサービス展開を行っている。

各金融機関の支店数は、インドネシア・ポストで金融業務を取り扱う郵便局が約 4,800 局、BPR が約 1,600 行、協同組合が約 110,000 組合、国有質屋は約 4,455 あるが 、インドネシアは島嶼国であり、地方在住者にも金融サービスを提供すべく、各金融機関は直接店舗のみではなく、移動店舗や EDC マシーンの活用等、サービス提供形態は多様化している。

第 5 章　最近の金融動向と今後の展望

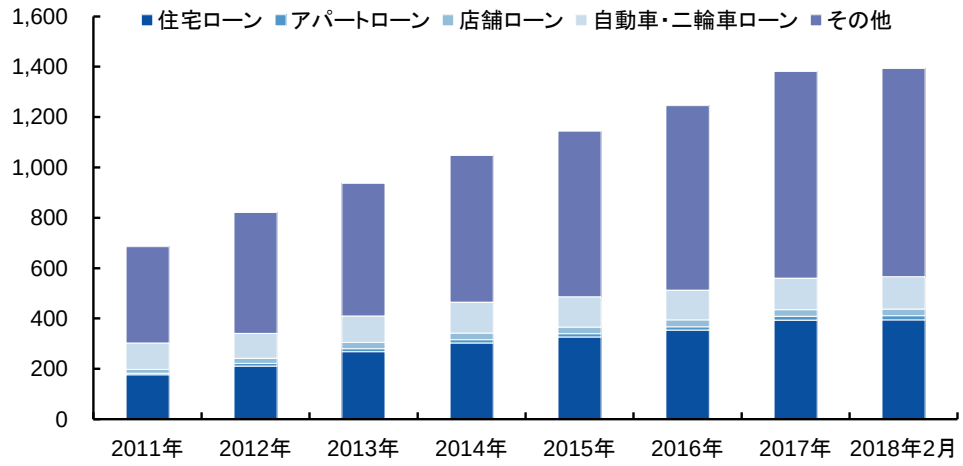
1.　最近の金融動向等（マイクロファイナンス等ソーシャルファイナンスの現況等）

(1)　リテール・バンキングへの重点シフト

外国銀行を含むインドネシアの銀行は、リテール金融へのシフトが今後の重点戦略の一つとなっている。所得水準の向上に伴って中間層の厚みが増し、インドネシアのリテール金融のビジネスチャンスが大きく広がってきている。

所得の上昇に伴い、消費意欲が旺盛になりつつある人々のニーズを取り込もうと、商業銀行は自動車ローンや住宅ローン、クレジットカード等の事業を急速に拡大している。全銀行の個人向け貸出残高を見ると 2011 年から 2018 年 2 月の間、約 2 倍に増加している。

図表 27: 個人向け貸出残高の動向（単位：兆ルピア）



（出所）BI 統計（CEIC データより取得）を基に作成

(2)　金融包摂（Financial Inclusion）に向けた主な取り組み

インドネシアでリテール金融へのシフトが重点戦略となる中、金融サービスへのアクセスの提供機会を高める、金融包摂に向けた取り組みが、世界銀行のイニシアチブの下で実施されている。2015 年には、世界銀行グループにより、「ユニバーサル・フィナンシャル・アクセス 2020」というイニシアチブが発表された。このイニシアチブでは、2020 年までに、世界で追加的に 10 億人が金融アクセスを得るという数値目標が設定された。このイニシアチブの中では、全世界で金融面でのアクセスから除外されている人々の 73%が住んでいる、25 カ国が優先対象国とされている。インドネシアはその 25 カ国のうちの 1 カ国に位置付けられている[78]。

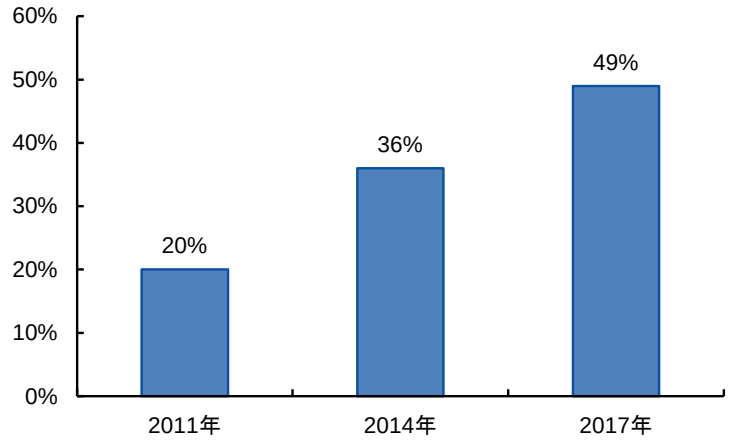
このイニシアチブのもと、インドネシア政府は、2016 年に National Financial Inclusion Strategy（SNKI：Strategi Nasional Keuangan Inklusif）を打ち出し、このな

[78] 世界銀行ホームページ UFA2020 Overview: Universal Financial Access by 2020 を参照。
http://www.worldbank.org/en/topic/financialinclusion/brief/achieving-universal-financial-access-by-2020

かで、口座、マイクロクレジット及び貸出に対する個人及び中小企業のアクセスを強化するための様々なイニシアチブを打ち出している。また、2019 年末までに成人の口座保有比率を 75%にまで引き上げるという野心的な目標も掲げている[79]。具体的な戦略としては、金融へのアクセス性を高め、金融サービスを拡充するための金融イノベーション、金融包摂を進めるためのインフラの改善、金融リテラシー向上等に向けた金融教育の推進等が挙げられる[80]。

こうした金融包摂に向けた内外のイニシアチブを背景に、インドネシアにおける金融アクセスは飛躍的に向上している。世界銀行の Global Findex によると、インドネシアの 15 歳以上人口の口座保有比率は、2014 年の 36%から、2017 年には 49%と大幅に拡大しており、2017 年時点で、15 歳人口の約半数がなんらかの形で口座を保有しているということになる。

図表 28: 15 歳以上人口の口座保有比率（単位：%）



（出所）世界銀行「Global Findex 2017」を基に作成

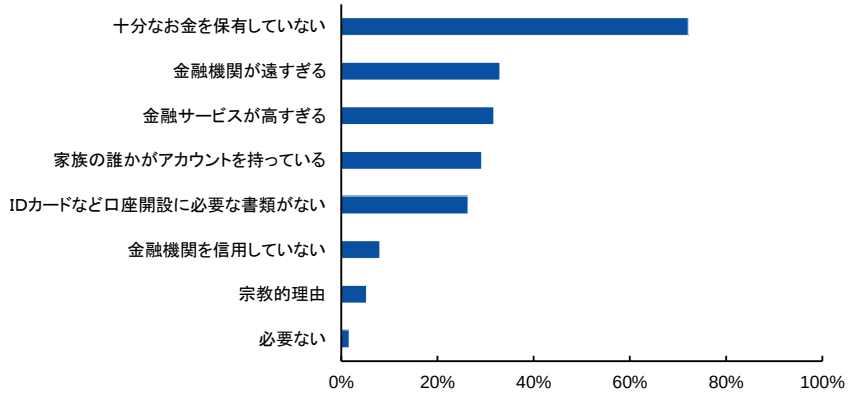
同じ世界銀行の調査によると、口座を保有していない理由として最も多く挙げられたのは、「十分なお金を保有していない」であり、次いで「金融機関が遠すぎる」、「金融サービスが高すぎる」という理由が挙げられている。また、少数ではあるものの「金融機関を信用していない」という理由も挙げられている。

こうした口座を保有しない理由をみると、金融包摂をさらに進めていくためには、口座の新規最低預入金、維持費やサービス料金などの金銭面でのハードルの低下につながるマイクロファイナンスの普及や、金融機関への距離などの物理的なハードルの低下につながるブランチレス・バンキングや、テクノロジーの進展、そして金融機関への理解と金融リテラシーを高める教育等が求められているといえる。以下、インドネシアにおけるこれらの分野における取り組みについて整理する。

[79] IMF、世界銀行（2017 年 6 月）「対インドネシア金融セクター評価」（FINANCIAL SECTOR ASSESSMENTREPUBLIC OF INDONESIA）を参照。
http://documents.worldbank.org/curated/en/104191505745150824/Indonesia-Financial-Sector-Assessment

[80] ANTARA News（18,November 2017）「Govt optimistic about increasing financial inclusion index」

図表 29: 口座を保有しない理由（単位：口座を保有しない人に対する割合：%）



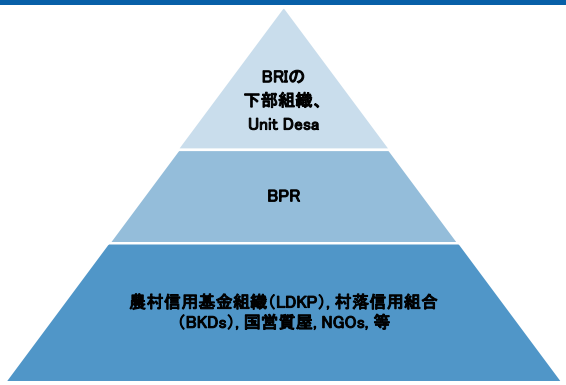
（出所）世界銀行「Global Findex 2017」を基に作成

◆マイクロファイナンス

マイクロファイナンスとは、貧困層やその家計、小規模企業等を対象とした、預金、貸出、支払い、送金、保険などの幅広い金融サービスを意味する。マイクロファイナンスの提供主体は、公式の機関（BPR、協同組合など）、半非公式の機関（NGO など）、非公式の機関（金貸し、店主など）に分けられる[81]。

インドネシアのマイクロファイナンスの組織体系は、下図のようなピラミッド型で表される[82]。マイクロファイナンスの提供主体として最も主要な役割を果たすのは、総資産、総貸出、預金残高のいずれの指標でみても国内最大の金融機関である BRI の下部組織である、ユニット・デサ（デサとはインドネシア語で村という意味）である。BRI のユニット・デサはインドネシアのマイクロファイナンスの分野で圧倒的な存在感を示しており、マイクロファイナンス分野の預金の 7 割を占める。なお、BRI が提供するマイクロファイナンスは、世界でも最も大規模なものの 1 つであり、アジア地域の銀行専門誌であるアジアンバンカーなどから、そのビジネスや提供する商品について、いくつもの国際的な賞を受賞している[83]。

図表 30: インドネシアにおけるマイクロファイナンスの各組織の概念図



（出所）世界銀行（2010）「Improving Access to Financial Services in Indonesia」を基に作成

81 マイクロファイナンスの定義に関する記述については、ADB（2000）「Finance for the Poor:Microfinance Development Strategy」を参考にした。

82 以下、インドネシアのマイクロファイナンス体系及び各組織の概要に関する説明は、世界銀行（2010）「Improving Access to Financial Services in Indonesia」を参考にした。

83 BRI 「アニュアルレポート 2016」を参照。

インドネシアにおける BRI ユニットデサに次ぐマイクロファイナンスの提供主体として挙げられるのは、BPR である。BPR の規模や活動範囲（都市部、地方部）等は多様である。

BPR に次ぐマイクロファイナンスの提供主体としては、金融協同組合、国営質屋、農村信用基金組織、NGO など、公式組織、非公式組織問わず様々な組織がある。特徴としては、こうした組織は非常に小規模な貸出を行っており、2005 年時点で 46,248 の組織があると言われている。

図表 31: インドネシアのマイクロファイナンス機関

マイクロファイナンス機関				根拠法等	機関	支店数
マイクロファイナンス機関（Micro Financa Instituons）	銀行（Bank）		庶民信用銀行（Rural Bank,BPR）	・1992年銀行法（1998年改正） ・金融サービス庁免許 ・監督、金融サービス庁	BPR	6,231
					BPRS	450
			商業銀行（マイクロユニット）（Micro Unit of Commercial Banks）	・1992年銀行法（1998年改正） ・金融サービス庁免許 ・監督：商業銀行支店、金融サービス庁	BRI Unit	5,380
					Teras BRI	2,545
					DSP	1,488
					マンディリ（Mandiri）	2,312
			農村貸付機関（Village Credit Agency）	・1992年銀行法（1998年改正） ・金融サービス庁免許 ・監督：商業銀行支店、金融サービス庁		3,569
	ノンバンク（Non-Bank）	公式機関（Fomal）	貯蓄貸付協同組合（Savings and Loan Cooperatives）	・1992年協同組合合法第25号 ・協同組合、中小企業省許可 ・監督：協同組合・中小企業省		110,189
			国営質屋（Pawns hops）	・政府所管 ・監督：金融サービス庁		4,455
			農村基金・貸付機関（Village Fund and Credit Institutions）	・各州知事許可 ・監督：地方政府/地方開発銀行		2,272
		非公式機関（Non-Bank）	NGO（Non Govermental Organizations）	–	–	
			共助グループ（Self Help Groups）	–	–	
			イスラム金融協会組合（Islamic Financial Cooperative）	–		5,500

（注）1. BPR 及びシャリーア BPRS の支店数は 2018 年 2 月末の数
2. DSP（インドネシア名：Danamon Simpan Pinjam）はダナモン銀行（Bank Danamon）のマイクロユニット。DSP 支店数は 2016 年末の数
3. BRI Unit と Teras BRI は BRI のマイクロファイナンスユニット。支店数は 2016 年末の数
4. マンディリ銀行（PT Bank Mandiri （Persero） Tbk.）のマイクロユニットの支店数は 2017 年末の数
5. 貯蓄貸付協同組合の支店数は 2016 年の数
6. 質屋の支店数は 2016 年の数
7. 農村基金・貸付機関数は 2012 年末の数
8. イスラム金融協同組合の機関数は 2013 年末の数
9. BPRS については大分類内の内数として示した。

（出所）金融サービス庁（OJK）「Indonesian Banking StatisticsNovember 2017」、BI「Indonesia's Experience on Micro Finance Institution and Small Scall Cross Border Transaction」（2012 年）、「Grassroots saving mobilization in Indonesia」（2011 年）及びインドネシア協同組合・中小企業省（State Ministry of Cooperatives and SMEs）、PT. Pegadaian （Persero）「Annual Report（2016 年）」、OJK「Sharia Banking Statistics February 2018」、PT Bank Mandiri(Persero) 「2017 Annual Report」、PT Bank Rakyat Indonesia（Persero）「2016 Annuarl Report」 によるデータを基に作成

【参考情報：BRI のデジタル化への取り組み】

- E-Pasar（電子マーケット） BRI：生鮮市場における最新の商品価格や在庫の状況を知ることができるプラットフォームの提供。
- 1 million Free domain：インドネシア情報通信省と共同で、BRI の顧客である中小企業に対して、無料で 100 万件のドメイン名を提供。
- BRI sat：広大な島嶼国での金融包摂の実現に向け、2016 年 6 月に金融機関としては世界初とみられる自社衛星打ち上げを実施。
- Teras BRI Digital：600 もの伝統的な生鮮市場に、デジタルバンキングへのアクセスが可能なデジタルサービスセンターを設置。

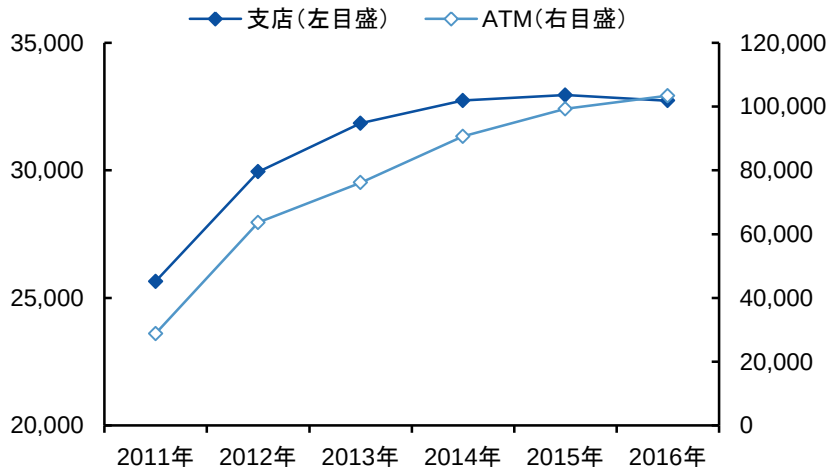
（出所）BRI 「アニュアルレポート 2016」

◆物理的なアクセスポイント拡大からデジタル化やブランチレスバンキング推進へ

金融包摂に向けた取り組みが模索されるなかで、支店の伸びは頭打ちの傾向がある。IMF の Financial Access Surveys によると、インドネシアの商業銀行の支店数は、2014 年以降 32,000 店舗前後で推移しており、2015 年から 2016 年にかけて店舗数が減少している。

一方、ATM は前年からの伸びは低下しつつも、直近の 2016 年まで拡大傾向が続いており、2016 年には ATM 数が 10 万件を超えている。

図表 32: 支店数及び ATM 数



（出所）IMF「Financial Access Surveys」を基に作成

こうした支店や ATM などの物理的なアクセスポイントの拡充以外に、金融機関へのアクセス向上に向けた物理的なハードルの低下が模索されている。

物理的なハードルの低下につながる取り組みの一例として、ブランチレスバンキングの取り組みがある。ブランチレスバンキングとは、従来の銀行の支店以外で提供される金融サービスである。代理人や代理店（Agent）、ICT 技術などを用いて、取引の

詳細についてやり取りがなされ、一般的には、POS システムや携帯電話などが用いられる[84]。

2013 年 5 月より、当時の監督機関である BI の下、限られた範囲でブランチレスバンキングの試験導入が行われた。当初対象となったのは、マンディリ銀行と BRI を含む 5 行と通信会社 2 社で、全国 5 州（西ジャワ州、中部ジャワ州、東ジャワ州、バリ州、南スマトラ州）で試験導入が実施された。試験導入の目的は、金融サービスの供給主体と地域コミュニティの双方に需要があるかどうか、インドネシアの状況に応じたビジネスモデルは何かを検討することだった。ブランチレスバンキングは、各地域の組織や代理人・代理店などとの協力や、携帯電話サービスなどを通じて提供された。この試験導入は 2013 年の 11 月に終了し、取引件数、代理店や代理人、口座数などの増加により高い評価を得た[85]。

2013 年 11 月のブランチレスバンキングの試験導入終了後、銀行やノンバンクなどの金融機関が、代理人・代理店にサービスを委託し、サービスの提供機会の拡大に努める取り組みが実施されている。電子マネーの取引については、LKD（デジタル金融サービス）の代理人・代理店が実施しており、預金や現金の引き出しを請け負っている。また、普通預金口座の手続きや、口座の開設等については Laku Pandai（デジタル金融サービス）の代理人・代理店がこの業務を請け負っている[86]。

マンディリ銀行は、このブランチレス・バンキング事業を強化している。2017 年 11 月時点で、代理人・代理店の数は 32,555 ヵ所にまで拡大しており、2017 年計画の 3 万カ所を達成している[87]。

◆BI の金融教育等への取組

インドネシア政府は金融包摂に向けた取組みとして、国民に対する啓発活動や、義務教育での金融教育、低所得者向けの少額貯蓄制度の導入を 2007 年から以下のように実施してきている[88]。

2007 年に、政府において、金融包摂に向けたワーキング・グループが創設され、銀行教育に関する実施計画書が作成された。

BI は 2008 年に「Ayo ke Bank（銀行に行こう）」というキャンペーンを展開し、銀行の金融仲介機関としての重要性と金融商品・サービスの特性について理解を深めることに重点を置いた。

---

84 ブランチレスバンキングの定義に関する記述については、世界銀行グループの研究機関 CGAP（Consultative Group to Assist the Poor）のホームページ（http://www.cgap.org/publications/branchless-banking-diagnostic-template）を参考にした。

85 BI ホームページ（https://www.bi.go.id/id/perbankan/keuanganinklusif/program/lkd/Contents/Default.aspx）を参考にした。

86 世界銀行（2017 年 6 月）「対インドネシア金融セクター評価」（FINANCIAL SECTOR ASSESSMENTREPUBLIC OF INDONESIA）を参照。なお、LKD は BI が、Laku Pandai は OJK が管轄している。

87 Kontan（05 Desember 2017）「Agen Laku Pandai & LKD Bank Mandiri telah sinergi」を参照。
https://keuangan.kontan.co.id/news/agen-laku-pandai-lkd-bank-mandiri-telah-sinergi

88 星貴子「インドネシアにおける金融包摂促進に向けた取り組み」（2012 年）

図表 33: BI の金融教育等への取り組み

2007 年	「Blueprint for Public Education in Banking（公衆金融教育計画）」を発表 同計画導入のためのワーキング・グループを創設
2008 年	「Ayo ke Bank（銀行に行こう）」キャンペーンを実施
2009 年	「3P（如何なる金融商品に対しても、メリット、リスク、コストの認識を）」キャンペーンを実施
2010 年	「インドネシア貯蓄キャンペーン」を実施 基本貯蓄口座商品「TabunganKu（私の貯蓄）」を紹介
2011 年	小・中学校のカリキュラムに「金融教育」を導入（パイロット・プロジェクト） BI のホームページでアクセス可能な情報範囲の拡大（消費者教育等に関する情報の追加） 移住労働者向けの金融教育
2014 年	中銀は、キャッシュレス化推進に向けた、「National Non-Cash Movement（GNNT）」を立ち上げ

（出所）BI「Financial Education in Indonesia Experiences & Evaluation」（2012 年）を基に作成

「Ayo ke Bank（銀行に行こう）」では金融商品のリスクやコストに関する情報が消費者に十分説明されなかったことから、それを補うキャンペーンとして、2009 年に、「如何なる金融商品に対しても“3P”：メリット、リスク、コストの認識を（Whatever the product, Remember 3Ps: Ensure Benefits, Understand the risk, Consider Costs）」をスローガンとしたキャンペーンを実施し、より多くの消費者を対象に、理解度を高めるべく啓発活動を強化した。銀行の種類、貯蓄・投資・融資、クレジットカード、デビットカードのテーマごとに様々なパンフレットを作成し、金融機関などを通じて配布するとともに、マスメディアや各銀行のホームページ、及び広報車が学校、市場、職場、住宅地など各地を巡回してキャンペーンが展開された。

また、2010 年に、「インドネシア貯蓄キャンペーン」を展開し、その一環として 2010 年 2 月に基本貯蓄口座商品「TabunganKu（私の貯蓄）」を導入した。この貯金は、低所得者の金融包摂を目的とした商品である。

TabunganKu には BTN を含む 70 行以上の商業銀行、1,000 行以上の BPR が参加しており、口座数は 1,200 万口座以上となっている（2014 年 4 月末）[89]。一般的には、民間銀行の場合、新規最低預入金は 50,000 ルピア、口座維持手数料は 5,000 ルピア/月、最低維持残高は 10,000 ルピアとなっているが[90]、TabunganKu は預入金 10,000 ルピアで口座開設が可能で、口座維持手数料を含む各種手数料は全て無料である。貯蓄促進を目的とするため、口座保持者が預金を使い切らないよう、10,000 ルピアの最低維持残高を設けている。また、口座残高が最低維持残高を下回っても、口座は 6 か月間維持される。

しかし、TabunganKu の導入以前から独自でマイクロファイナンス事業を展開している金融機関は TabunganKu の推進に熱心ではない。例えば、BTN の TabunganKu の取扱いは、約 11,000 口座、預金残高は 110 億ルピアであるが、同行の低所得者向け商品である「Tabungan BTN Cermat」の方が商品として認知度が高く、口座数（約 39 万口座）・預金残高ともに多い（2013 年 11 月末）。同様に、BRI でも TabunganKu の取扱い口座数は他銀行に比べて多いが、TabunganKu の存在は些少であり、同行の

[89] 世界銀行（2014 年 7 月）「Driving Indonesian Financial Inclusion through Basic Savings Accounts」
[90] BCA 銀行（PT Bank Central Asia Tbk.）の「Tahapan Xpresi」貯蓄口座の例（閲覧日：2018 年 6 月 8 日）
https://www.bca.co.id/id/Individu/Produk/Simpanan/Tahapan-Xpresi

低所得者層向け商品「Sinpedes」（約 2,600 万口座）、「Pritama」（約 940 万口座）の方が圧倒的に顧客の支持を受けていることから、その普及に力を入れている（2013 年 11 月末）。また、TabunganKu は、銀行法に基づいた金融機関でのみ提供可能であることから、インドネシア・ポストは TabunganKu の提供ができない。

また、2014 年 8 月に、インドネシア中央銀行は国家キャッシュレス推進活動（National Non-Cash Movement、Gerakan Nasional Non Tunai：GNNT）を立ち上げた。GNNT の目的は、ノンキャッシュでの決済方法に対する国民の認識を高めることにより、徐々に、物理的な現金（紙幣・硬貨）を使用しない、キャッシュレス化を進めることを目的としている[91]。、こうした政府によるキャッシュレス化に向けた取り組みや、携帯電話の普及拡大を背景に、後述する通り、インドネシアにおけるカード決済や電子マネーの利用が大きく拡大している。

【参考情報：政府の社会保障関連給付でもキャッシュレス化が進む】

- BI とその他関連の政府機関は、社会保障関連の給付を現金ではなく非現金で行い、給付の効率化を図るとともに金融包摂を進めている。
- この取り組みは、G2P（Government to Person）と呼ばれる。政府は、これまで、社会保障のための現金給付を、郵便局のネットワークを用いて現金により行ってきたが、G2P の取り組みにおいては、LKD の代理店・代理人を介し電子マネーアカウントを通じて実施することとなった。
- 2014 年末に、貧困層支援策の 1 つである Family Hope Program （Program Keluarga Harapan：PKH)に対して、G2P が試験的に導入され、携帯電話や電子マネーの普及に伴い、対象世帯が拡大している。

（出所）BI ホームページ「BFASILITASI PENYALURAN BANTUAN PEMERINTAH (GtoP)」https://www.bi.go.id/id/perbankan/keuanganinklusif/program/GtoP/contents/default.aspx、世界銀行（2017 年 6 月）「対インドネシア金融セクター評価」（FINANCIAL SECTOR ASSESSMENTREPUBLIC OF INDONESIA)、及び Mandiri Institute（December, 2014)「Research Paper Series on Financial Inclusion Indonesia:Moving Toward Digital Payment System」を参照。

(3) 金融セクター改革

BI の動きとして、2004 年 1 月に Indonesian Banking Architecture Plan（API）を発表し、2004 年から 2013 年にかけて 6 つの柱（①健全なバンキング体制、②効率的な規制体制、③効率的かつ独立した監督体制、④堅固かつ競争力のある銀行業界の創設、⑤適切なインフラ整備、⑥消費者の保護）に基づく改革を実施してきた[92]。本計画のもとでは、商業銀行は最終的に 2 つから 3 つの「International Bank」（最低資本額 50 兆ルピア、海外展開業務を想定）、 3 つから 5 つの「National Bank」（資本額 10 兆～50 兆ルピア、国内展開業務を想定）、30 から 50 の「Specialized Bank」（資本額 1,000 億−10 兆ルピア、リテールや地域金融業務を想定）で構成することを目標にしていた。銀行数の抑制における当初の目標は達成されなかったものの、財務改善の面では全ての商業銀行が資本額 1,000 億ルピア超に到達し、平均資本額は 4.6 兆ルピア

[91] BI ホームページ「Bank Indonesia Launches National Non-Cash Movement」
[92] BI ホームページ「Indonesian Banking Architecture」
http://www.bi.go.id/en/perbankan/arsitektur/Contents/Default.aspx

に達するなど、改革の成果が見られた[93]。その他、インドネシア政府は商業銀行を通じた中小企業支援（中小企業への貸付促進）、各銀行のリスクマネジメント計画提出の義務付け（Regulation 8/6/PBI2006 に基づく）等を進めている。

また、従来、銀行の株主構成はほぼ規制が無く外国銀行による出資比率は 99%まで認められていたが、2012 年の規制（No. 14/24/PBI/2012）導入により、現在は原則として単一金融機関による出資上限は（外国金融機関、国内金融機関を問わず）40%とされている[94]。但し、上記の出資上限には例外規定があり、既存銀行 2 行以上に出資して両行を統合（合併）する場合においては当該上限が適用されない。この例外規定は、過剰な商業銀行の統廃合を進めるためのインセンティブとなっているが、外国銀行にとってはインドネシアの銀行セクターに参入する上で利用価値の高い規定となっている。特に東アジアの金融機関は進出に積極的であり、韓国の新韓銀行（Shinhan Bank）は 2015 年 4 月にメトロ・エクスプレス銀行の株式（40%）取得承認を得、7 月にはセントラタマ・ナショナル銀行の株式（75%）を取得した模様と報じられている[95]。また、中国建設銀行（China Construction Bank）は地場銀行 2 行（ウィンドウ・クンチャナ・インターナショナル銀行、アンタル・ダラ銀行）の買収・統合を計画していることが報じられている[96]。

邦銀も例外規定を活かしてインドネシアの金融セクターへの参入を深めている。三井住友銀行は、2013 年にインドネシアの年金貯蓄銀行（BTPN）へ約 24%を出資し、2014 年には比率を 40%まで高めた。さらに 2018 年 1 月に、三井住友銀行は、BTPN と三井住友銀の現地法人を合併させる検討に入ったと発表している[97]。三菱東京 UFJ 銀行（現三菱 UFJ 銀行）は、2017 年 12 月に、インドネシアの大手ダナモン銀行の株式を 19.9%取得した。三菱東京 UFJ 銀行は、2018 年第 2～第 3 四半期の間にダナモン銀行発行済株式総数の 20.1%を追加取得して、発行済株式総数の 40%を取得することを予定している。さらに、時期に関する詳細は発表していないものの、三菱東京 UFJ 銀行は、関係当局からの許認可取得を条件として、発行済株式の 73.8%以上を保有する見込みを示している[98]。

政府は、2015 年から 2019 年にかけて、保険、年金基金、投資信託、リース、ベンチャーキャピタル等のノンバンク金融分野の成長に注力する方針である。その一環として、2015 年 7 月以降、老齢年金、雇用保険の給付等を拡充する国立社会保障制度を導入しいる[99]。

労働者向けの総合的な労働社会保障制度は、2015 年 7 月より、労働実施機関(BPJS Employment)において実施されている。同制度は、労災補償、死亡保障、老齢保障及び年金保証から成り立っている。労災補償及び死亡保障は雇用主が全額負担、老齢保障及び年金保証は雇用主及び労働者の負担となっている。制度の対象者は、労災補償、

93 数値は 2013 年 11 月の API 計画評価時点。（出所）OJK「Indonesian Banking Booklet 2014」
94 Internaitonal Financial Law Review「Outlook for foreign investment in the Indonesian banking sector」（2013 年 7 月）http://www.iflr.com/Article/3229284/Outlook-for-foreign-investment-in-the-Indonesian-banking-sector.html
95 News Net Asia「韓国の新韓銀行、東ジャワ小規模銀行を買収」（2015 年 7 月 3 日）
96 News Net Asia「中国建設銀、地元 2 行買収・統合で中堅規模へ」（2015 年 7 月 3 日）
97 日本経済新聞「三井住友銀、インドネシア現法と出資先の合併検討発表」（2018 年 1 月 29 日）
98 株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ、株式会社三菱東京 UF J 銀行「インドネシア大手商業銀行バンクダナモンへの戦略出資について」（2017 年 12 月 26 日）、「バンクダナモンの 19.9%株式取得完了について（第一段階）」（2017 年 12 月 29 日）
99 National Healthcare Security Agency （BPJS Kesehatan）ホームページ「History」http://www.bpjsketenagakerjaan.go.id/?lang=ENG 及び Deloitte Global Insight, 「Indonesia: National Manpower Security Agency （BPJS Ketenagakerjaan） and National Healthcare Security Agency （BPJS Kesehatan）」 （2015 年 1 月）

死亡保障及び老齢保障は、国政機関以外の雇用主の下で働く労働者及び非賃金対象者（事業者、雇用関係以外の労働者等）が対象であり、外国人は、6 カ月以上インドネシアで働く者が対象となっている。年金保障は国政機関及び民間労働者が対象であり、外国人については加入義務はない。

老齢保障は、積立制で、労働者が 56 歳に達した時点等に給付を受ける権利が発生し、積み立てた保険料及びその利子が一時金として支給される。年金制度は、2015 年 7 月から、公務員及び軍人・警察等並びに民間労働者を対象として実施されている。年金保障の形態は、老齢年金、障害年金、寡婦・寡夫年金及び遺族年金があり、老齢年金の満期年齢は、2018 年までは 56 歳であるが、2019 年 1 月 1 日以降、57 歳となり、65 歳に達するまで、以降 3 年ごとに 1 年加算される[100]。

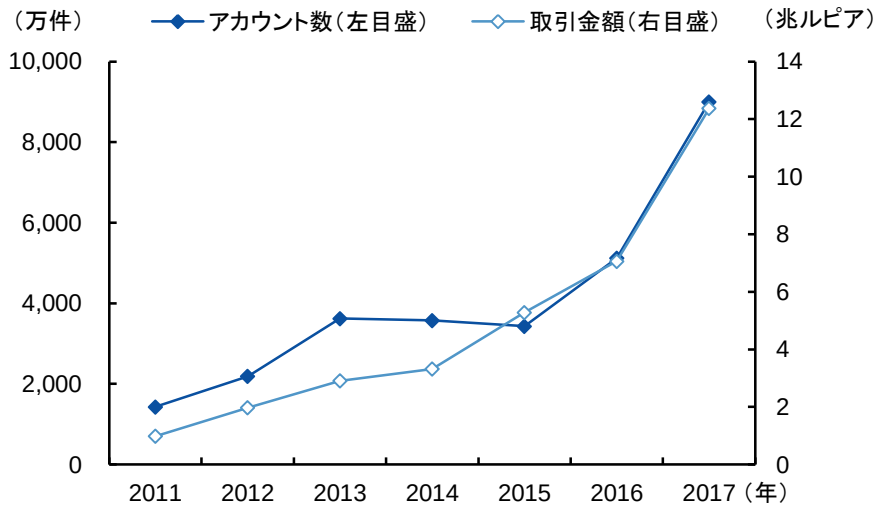
2. 最近のリテール決済の動向

（1）キャッシュレス化の状況

インドネシアでは、前述のとおり政府の金融包摂に向けた取り組みの 1 つとしてキャッシュレス化が進められている。その結果、キャッシュレスの支払い手段の代表的な例である電子マネーの発行数や取引金額は大幅な増加傾向が続いている。2017 年の電子マネー発行数は約 9,000 万件と、国家キャッシュレス推進運動が進められた 2014 年の 3,574 万件から、約 2.5 倍にも増加している。

また、その他の支払手段として、電子マネーほどではないものの、ATM ないしデビットカード（ATM/デビットカード）での取引や、クレジットカードでの取引など、非キャッシュの取引数も年々増加傾向にある。

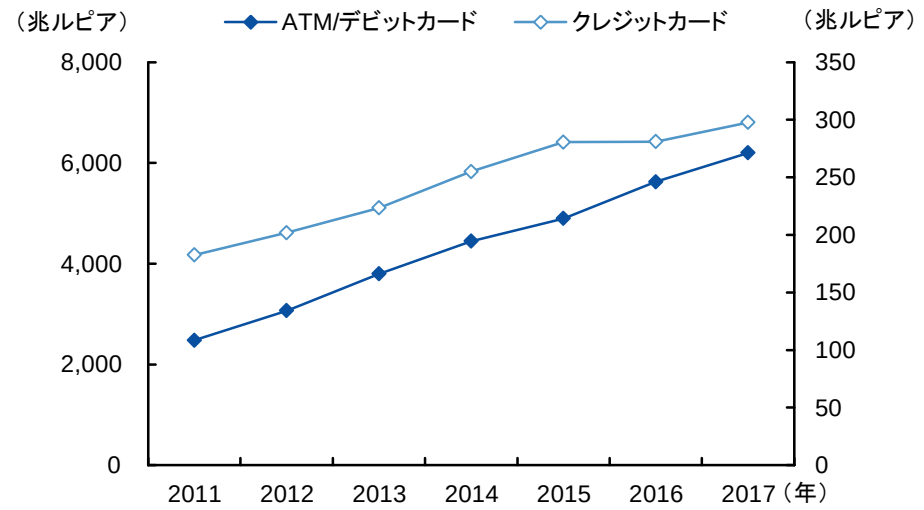
図表 34: 電子マネーのアカウント数及び取引金額



（出所）BI データベースを基に作成

[100] 厚生労働省「2017 年海外情勢報告」（閲覧日：2018 年 5 月 29 日）

図表 35: ATM/デビットカード、クレジットカードの取引金額



（出所）BI データベースを基に作成

【参考情報：高速道路料金の支払いは電子マネーで】

- インドネシアの高速道路システム運用会社、ジャサ・マルガは、2017 年 10 月 31 日以降、高速道路利用料金について電子マネーのみ受け付けると発表した。
- ジャサ・マルガはシステムの導入に備え、2017 年 9 月半ばより徐々にキャッシュレス化を進めてきた。
- 高速道路のキャッシュレス化により、高速道路の入口における長蛇の列が解消される可能性がある。ジャカルタでは、渋滞の一因として、こうした高速道路の入口における混雑が指摘されてきた。

（出所）The Indonesia Investment（31 October 2017）「From Now On Only Cashless Payments at Indonesia's Toll Roads」

（２）モバイル決済の動向

モバイル決済とは、携帯電話を用いて行われる購入、請求支払、寄付、他者への支払およびその他の支払処理であり、キャッシュレスの支払い手段の 1 つに位置づけられる。

インドネシアでは、携帯電話の契約件数は約 3.9 億件と、契約件数だけでみると人口の約 1.5 倍に達している。携帯電話のキャリアによって電波のカバーエリアが異なるために、1 人が複数のキャリアと契約している場合が多いことなどから、普及率が 100%以上であるとは言えないものの、銀行口座保有比率よりも、携帯電話保有比率の方が高いと考えられる。このように携帯電話の普及率が高まる中で、アプリなどの利

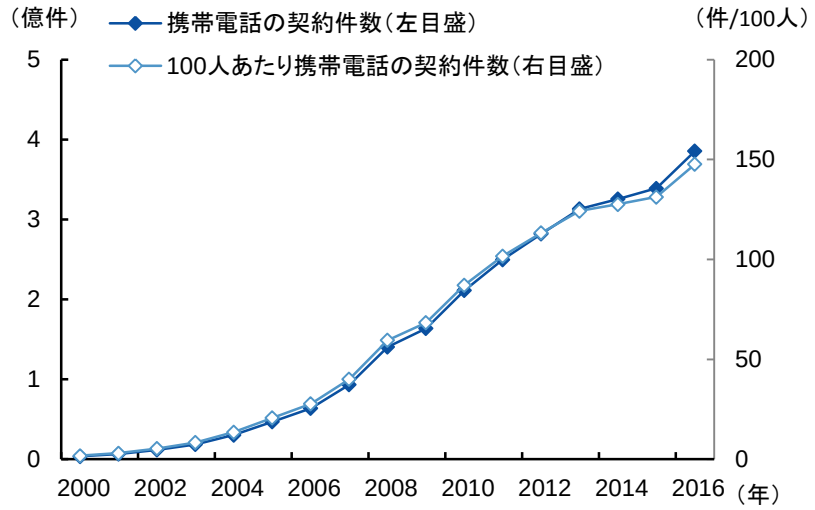
用が可能なスマートフォンの普及率もかなり高まっていると考えられ、モバイル決済普及の素地はできているといえよう。

実際に、FT Confidential Research の調査によると、インドネシアにおいて、調査対象 1,000 人のうち、約 3 割がモバイル決済を利用したことがあると回答しており、モバイル決済が浸透し始めていることが窺える[101]。また、同じ調査によると、モバイル決済を利用したことがあると回答した利用者のうち、7 割以上と最も多くが頻繁に利用しているモバイル決済システムは、「Go-Pay」であった。次いで 6 割以上が「Pay-Pal」、4 割近くが「GrabPay」を利用したと回答している。

「Go-Pay」や「GrabPay」はいずれもバイクや自動車などの配車サービス、「Go-Jek」や「Grab」から派生したモバイル決済サービスで、スマートフォンのアプリを通じてサービスを利用することができる。「Go-Jek」も「Grab」も、それぞれ、食事の宅配サービスや、マッサージ師や家政婦の派遣、チケットの手配といった幅広いサービスを提供している。このため、「Go-Pay」や「GrabPay」を通じて、バイク・自動車などの配車サービスに対する対価の支払いはもちろん、こういった多種多様なサービスの対価の支払い、ユーザー間の送金等も実施することができる。

また、「Pay-Pal」は、1998 年に米国で設立されたペイパルホールディングスが提供する電子メールアカウントとインターネットを利用した決済サービスであり、主に海外のオンライン電子商取引における決済手段として利用されている。

図表 36: 携帯電話の契約件数



（出所）世界銀行のデータを基に作成

（３）リテール決済に関する法規制の状況、フィンテックの動向

◆決済手段統一化の試み

インドネシアにおいて、電子マネーやクレジットカードなどのキャッシュレス決済が浸透するなかで、各銀行が発行するカードや電子マネー取引などの決済システムを統一化する試みが進められている。2017 年 12 月、BI は、全国決済ゲートウェイ（National Payment Gateway、Gerbang Pembayaran Nasional：GPN）という取り組

[101] Nikkei Asian Review（November 28, 2017）「Indonesia's mobile payments industry to enter defining year」

みを開始した。この取り組みでは、National Electronic Transaction Provider（PTEN）という、決済サービスのプロバイダー4 社で構成されるコンソーシアムが組成され、金融インフラの共有化が行われてインターバンク取引のコストを抑制したり、主要銀行が電子マネーを相互運用するための試みが実施されている[102]。

◆フィンテック関連企業に対する規制

OJK は銀行等金融サービス機関の監督を、BI は安全で効率的、かつ円滑な決済システムを確保することを目的に掲げており[103]、リテール決済、フィンテックについてもこうした目的を達成するための規制を設けている。

2017 年 11 月、BI はフィンテックの提供に関する規制（No.19/12/PBI/2017）を公表した[104]。この規制は、通貨の安定性及び金融システムの安定性や信頼性等を維持するため、消費者保護やリスク管理の原則を適用して金融の技術革新を推進することを目的に発布された。この規制では、フィンテックの提供主体の登録制度や業務内容、その義務（消費者保護減速を実施、消費者の秘密保持等）などが規定されており、また決済手段として仮想通貨を使用することが禁止されている。なお、この規制では、レギュラトリー・サンドボックス（革新的な新事業の創出を目的として、当該事業の実証実験に対する現行法の規制適用を、対象者を限定し、一時的に停止する規制緩和策）を導入し、一定期間内で実証実験が行われることも規定された。

2016 年 12 月末、OJK は IT を通じた個人間の貸出サービス（P2P）に関する規制を発表した。同規制では、P2P を取り扱う業者の最低資本金や、外資出資比率規制（85%以内）、貸出上限などが設定されている。OJK によると、2018 年 4 月時点で、P2P 貸出ビジネスを運営する業者は 44 事業者に達しており、約 100 事業者が OJK の許認可待ちの状態である。また OJK は BI と同じようなレギュラトリー・サンドボックスの導入をはかろうとしている[105]。さらに、BI は OJK とフィンテックの普及を支持しつつ、その発展によって生じるリスクを最小限に抑えるためのロードマップを共同で策定しようと試みている[106]。

3. 今後のインドネシア・ポストの動向

インドネシア・ポストは、2013 年以降、国有銀行であるマンディリ銀行（PT Bank Mandiri （Persero） Tbk.）とマイクロローン、社会保障給付金の分配制度、年金支払業務等の分野で業務提携を進めており、現在も引き続き大きな注目を集めている。また、同年には大手民間銀行である CIMB Niaga 銀行との業務提携契約も締結している他、インドネシア軍人社会保険（ASABRI）の支払いにかかる提携契約も更新するなど、BTN 以外との協業にも積極的である[107]。

---

[102] The Jakarta Post（December 4, 2017）「Bank Indonesia launches national payment gateway」、OpenGov（15 Mar 2018）「Indonesia ready for second phase of National Payment Gateway system」参照。
[103] BI ホームページ「Bank Indonesia Funaction」
https://www.bi.go.id/en/tentang-bi/fungsi-bi/misi-visi/Contents/Default.aspx （2018 年 5 月 25 日閲覧）参照。
[104] BI ホームページ「Peraturan Bank Indonesia No.19/12/PBI/2017 tentang Penyelenggaraan Teknologi Finansial」参照。
[105] The Jakarta Post（April 14, 2018）「Almost 50 peer-to-peer lending businesses licensed with OJK」
http://www.thejakartapost.com/news/2018/04/14/almost-50-peer-to-peer-lending-businesses-licensed-with-ojk.html
[106] The Jakarta Globe（February 09, 2018）「Central Bank to Prepare Fintech Regulatory Roadmap」
http://jakartaglobe.id/business/central-bank-prepare-fintech-regulatory-roadmap/
[107] インドネシア・ポスト「アニュアルレポート（2013 年）」

インドネシア・ポストは広範な国内ネットワークを保持しており、他金融機関からの業務提携の申込みも多く、今後サービス拡張を検討していく予定である。

その中で、インドネシア・ポストは傘下の物流事業体である Pos Logistik 社の IPO を通じ、同事業の拡大を図る方針を表明している。郵便事業の先細りが見込まれる中で 2019 年までに物流事業の売上構成比を 3 分の 1 以上にする目標を立てており、E-commerce 事業者各社との連携も強めている[108]。 また、上記事業拡大計画に平行して従業員の増員も進めており、新規採用規模は全国で 5,000 人にも達する見通しである[109]。

[108] Deal Street Asia 「Indonesia: Bank Rakyat to raise $333m from bonds in Feb; Pos Logistik mulls IPO in 2019」
[109] Official Website of West Java Province, 「POS Indonesia Recruited Thousands of New Employee」（2016 年 5 月 2 日）
http://jabarprov.go.id/En/index.php/news/998/2016/05/02/POS-Indonesia-Recruited-Thousands-of-New-Employee

＜出所資料一覧＞

【中央銀行・監督官庁・銀行協会等】

- インドネシア中央統計局（BPS）
  https://www.bps.go.id/
- 協同組合中小企業省（The ministry of Cooperatives, Small and Medium Enterprises of the Republic of Indonesia）
  http://www.depkop.go.id/
- インドネシア中央銀行（BI）
  https://www.bi.go.id/id/Default.aspx
- 金融サービス庁（OJK）
  https://www.ojk.go.id/id/Default.aspx
- インドネシア預金保険公社（IDIC）
  http://www.lps.go.id/home
- National Healthcare Security Agency （BPJS）
  https://bpjs-kesehatan.go.id/bpjs/
- 西ジャワ州
  http://jabarprov.go.id/En/

【国内金融機関等】

- BRI
  https://ib.bri.co.id/ib-bri/
- Bank Mandiri
  https://www.bankmandiri.co.id/en/home
- BTN
  https://www.btn.co.id/
- BCA
  https://www.bca.co.id/en
- Bank CIMB Niaga
  https://www.cimbniaga.com/in/personal/index.html
- インドネシア・ポスト
  http://www.posindonesia.co.id/
- 国営質屋（PT.Pegadaian）
  https://www.pegadaian.co.id/

【国際機関、自国外の政府機関・金融機関等】

- 国際通貨基金（IMF）
  http://www.imf.org/external/index.htm
- 世界銀行（WB）
  http://www.worldbank.org/
- CGAP（Consultative Group to Assist the Poor）
  http://www.cgap.org/
- アジア開発銀行（ADB）
  https://www.adb.org/
- 万国郵便連合（UPU）
  http://www.upu.int/en.html
- 厚生労働省
  http://www.mhlw.go.jp/
- 金融庁
  https://www.fsa.go.jp/
- 株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ、株式会社三菱東京 UF J 銀行
  https://www.mufg.jp/ 、http://www.bk.mufg.jp/

- シンガポール・ポスト
- https://www.singpost.com/

【その他報道機関等】

- KONTAN
  http://www.kontan.co.id/
- CNBC Indonesia
  https://www.cnbcindonesia.com/
- TERAA.NET
  https://teraa.net/
- The Jakarta Post
  http://www.thejakartapost.com/
- ANTARA News
  https://www.antaranews.com/
- News Net Asia
  https://www.nna.jp/
- Asia Insurance Review
  http://www3.asiainsurancereview.com/
- Reuters
  https://www.reuters.com/
- Daily Social
  https://dailysocial.id/
- OpenGov
  https://opengov.com/
- Deal Street Asia
  https://www.dealstreetasia.com/
- 日本経済新聞
  https://www.nikkei.com/
- Nikkei Asian Review
  https://asia.nikkei.com/

【論文・雑誌・業界紙】

- KPMG
  https://home.kpmg.com/xx/en/home.html
- Deloitte
  https://www2.deloitte.com/global/en.html?icid=site_selector_global
- PwC
  https://www.pwc.com/
- Internaitonal Financial Law Review
  http://www.iflr.com/
- Economist Intelligence Unit
  https://www.eiu.com/home.aspx
- 福田安志「インドネシアのイスラーム金融制度の整備・拡充の動向」JETRO アジア経済研究所『イスラーム金融のグローバル化と各国の対応　調査研究報告書』第 6 章（2009 年）
- アンワール・ナスティオン、ウィンボ・サントソ「インドネシアの銀行再編―課題と取り組み」国際協力銀行『開発金融研究所法』第 23 号（2005 年）
- ラクマン　ベディ　グンタ「世界のイスラム金融を牽引する主要 6 ヶ国：QISMUT」『野村資本市場クォータリー』2014 年夏号
- 門前太作「勃興するインドネシアのリテール金融ビジネス」『野村資本市場クォータリー』2012 年冬号
- 星貴子「インドネシアにおける金融包摂促進に向けた取り組み」『Business & Economic Review』（2012 年）
- 濱田美紀「インドネシアのイスラーム金融制度の整備・拡充の動向」 福田安志『イスラーム金融のグローバル化と各国の対応』調査研究報告書、アジア経済研究所（2009 年）

III. オーストラリア連邦
（Commonwealth of Australia）

＜目次 ～オーストラリア～＞

第 1 章 市場環境の特徴 2
第 2 章 金融制度概要 3
1. 金融機関の種類 3
(1) 概要 3
(2) 国内銀行 4
(3) 外国銀行 5
(4) 住宅金融組合･信用組合 5
(5) 金融会社・金融業者 6
2. 監督官庁と指導体制 7
3. オーストラリアの金融制度の特徴 8
4. 預金保険制度の枠組み 8
5. 個人資産運用に関わる税制全体の中での預貯金税制 9
第 3 章 郵便貯金の概要 11
1. 設立目的・沿革概要 11
2. 組織形態 11
(1) 経営形態 11
(2) 金融サービス提供の形態 13
(3) 窓口取扱時間 13
3. 主な業務内容 14
(1) 預金業務概要 14
(2) 資金運用方法 14
(3) 貸出業務概要 14
(4) 送金・決済業務概要 14
(5) 国際業務概要 15
(6) 付随業務概要 15
4. 会計基準と財務諸表 16
第 4 章 金融セクターにおけるリテール金融機関の特徴 19
1. オーストラリア郵便公社 19
(1) オーストラリア郵便公社の特徴 19
(2) オーストラリア郵便公社の競争力 19
2. 住宅金融組合・信用組合 20
3. 金融会社・金融業者 20
4. 家計金融資産・負債の動向 20
(1) 家計金融資産 20
(2) 家計金融負債 22
5. 金融セクターにおけるリテール金融機関の位置付け 23
第 5 章 最近の金融動向と今後の展望 24

1. 最近の金融動向 24
(1) 金融制度改革の動向 24
(2) 「金融包摂/排除（Financial Inclusion/Exclusion）」の取り組み現状 24
(3) マイクロファイナンス等ソーシャルファイナンスの現況 26
(4) コミュニティ銀行（Community bank）の設立 27
2. 最近のリテール決済の動向 28
(1) キャッシュレス化の動向 28
(2) モバイル決済の動向 29
(3) インターネット経由の買い物の状況 30
(4) フィンテック関連政策の動向 32
(5) フィンテック企業の取り組み 32
(6) リテール決済に関する規制の状況 34
3. 今後のオーストラリア郵便公社の動向 36
(1) オーストラリア郵便公社の経営形態 36
(2) オーストラリア郵便公社の郵便関連業務 36
＜出所資料一覧＞ 38

＜略語集＞

略語	原語（英語）	日本語訳
ADIs	authorised deposit-taking institutions	認可預金受入機関
APRA	Australian Prudential Regulation Authority	オーストラリア健全性規制庁
ASIC	Australian Securities and Investments Commission	オーストラリア証券投資委員会
CUA	Credit Union of Australia	オーストラリア信用組合
GSYFS	Good Shepherd Youth & Family Service	グッド・シェパード・ユース＆ファミリー・サービス
IFRS	International Financial Reporting Standards	国際会計基準
NAB	National Australia Bank	ナショナル・オーストラリア銀行
RBA	Reserve Bank of Australia	オーストラリア準備銀行
RFCs	registered financial corporations	認可預金受入機関ではない金融機関
SMSF	self-managed super fund	自己運用年金ファンド

第 1 章　市場環境の特徴

図表 1: オーストラリアの概要

分類	項目	
一般事情	面積	約769.2万平方キロメートル
	人口	2,515万人（2018年、IMF推計）
	主要都市	キャンベラ
	民族	アングロサクソン系等欧州系が中心。その他に中東系、アジア系、先住民など
	言語	英語
	宗教	キリスト教52%、無宗教30%
	在留邦人数	97,223人（2017年10月）
政治体制・内政	政体	立憲君主制
	元首	エリザベス二世女王（英国女王兼オーストラリア女王）但し、連邦総督（2014年3月28日、ピーター・コスグローブ元豪国防軍司令官が就任）が王権を代行。
	議会	二院制(上院76、下院150議席)
	首相	スコット・モリソン
経済	主要産業	農林水産業、鉱業、製造業、建設業、卸売・小売業、運輸・通信業、金融・保険業、専門職・科学・技術サービスなど
	GDP	1兆5,003億米ドル（2018年、IMF推計）
	1人あたりGDP	59,655米ドル（2018年、IMF推計）
	実質GDP成長率	3.0%（2018年、IMF推計）
	通貨	豪州ドル。1米ドル＝1.33豪ドル、1豪ドル＝81.15円（2018/6/30）



（出所）　IMF “World Economic Outlook April 2018”、外務省「海外在留邦人数調査統計　平成 30 年要約版」等を基に作成
http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/page22_000043.html（2018 年 6 月 13 日閲覧）

図表 2: オーストラリアの主要経済指標

	単位	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
人口	万人	2,148	2,187	2,217	2,253	2,294	2,332	2,367	2,401	2,439	2,476	2,515
名目GDP	億ドル	10,542	9,973	12,495	15,114	15,665	15,158	14,550	12,329	12,649	13,795	15,003
1人あたりGDP（名目）	ドル	49,090	45,609	56,355	67,093	68,282	64,994	61,462	51,344	51,873	55,707	59,655
実質GDP成長率	%	2.7	1.8	2.4	2.7	3.9	2.2	2.6	2.5	2.6	2.3	3.0
消費者物価上昇率	%	4.3	1.8	2.9	3.3	1.7	2.5	2.5	1.5	1.3	2.0	2.2
経常収支	GDP比%	-4.7	-4.7	-3.7	-3.1	-4.3	-3.4	-3.1	-4.7	-3.1	-2.3	-1.9
財政収支	GDP比%	-1.1	-4.6	-5.1	-4.4	-3.4	-2.8	-2.9	-2.8	-2.6	-2.2	-1.7
政府債務	GDP比%	11.8	16.7	20.5	24.1	27.7	30.6	34.1	37.8	40.6	41.6	41.7

（注）名目 GDP と 1 人あたり GDP（名目）の単位は米ドル。
（出所）　IMF “World Economic Outlook April 2018”を基に作成（2018 年 4 月 18 日閲覧）

第 2 章 金融制度概要

オーストラリアの金融機関は、原則として 1959 年銀行法（Banking Act 1959）に基づいて設立される。預金受入を行わない金融市場会社・金融会社については 2001 年会社法（Corporations Act 2001）が根拠法となる。

1. 金融機関の種類

(1) 概要

オーストラリアの金融機関は、オーストラリア健全性規制庁（Australian Prudential Regulation Authority, APRA）により預金業務取扱いの認可を受けた認可預金受入機関（authorised deposit-taking institutions, ADIs）と認可預金受入機関ではない金融機関（non-ADI financial institutions, registered financial corporations, RFCs）に大別される。

図表 3：オーストラリアの主な金融機関の業態分類

認可預金受入機関（Authorised Deposit-taking Institutions, ADIs）

業態	機関数（割合）	総資産 十億豪ドル（資産シェア）	根拠法	特徴
国内銀行 (Australian-owned banks)	33 (22.3%)	3981.7 (86.8%)	1959年銀行法	様々な主体に、ファンドマネジメントや保険を含む幅広い金融サービスを提供している。
外国銀行現地法人 (foreign subsidiary banks)	7 (4.7%)	129.1 (2.8%)		国内銀行と同じ業務を行う権限が付与されている。
外国銀行支店 (branches of foreign banks)	44 (29.7%)	423.9 (9.2%)		個人から預金の受け入れができない点以外は、外国銀行現地法人と同一。
住宅金融組合 (building societies)	3 (2.0%)	12.2 (0.3%)		主に預金や住宅ローン等個人向け融資、支払サービスを提供している。近年は統合・合併が相次いでいる。
信用組合 (credit unions)	54 (36.5%)	38 (0.8%)		預金や住宅ローン等個人向け融資、支払サービス等を組合員に提供している協同組織。
その他預金取扱機関 (other ADIs)	7 (4.7%)	4.3 (0.1%)		住宅金融組合・信用組合に決済サービスを提供する事業者など。
合計	148 (100.0%)	4,589.1 (100.0%)		

（注） 2017 年 12 月末。
（出所） オーストラリア健全性規制庁、“Quarterly Authorised Deposit-taking Institution Performance Statistics”[1]を基に作成（2018 年 6 月 14 日閲覧）

[1] https://www.apra.gov.au/publications/quarterly-authorised-deposit-taking-institution-performance-statistics

認可預金受入機関ではない金融機関　（Non-ADI Financial Institutions, Registered Financial Corporations）

業態	総資産	根拠法	特徴
金融市場会社 (money market corporations)	30.9	2001年 会社法	主にホールセール市場で活動。大企業、政府機関への融資・借入を行う他、アドバイザリー業務やコーポレートファイナンス、投資顧問等も。
金融会社・金融業者 (finance companies and general financiers)	153.6		家計や中小企業へローンを提供。

（注）　2018 年 3 月末。単位は 10 億豪ドル
（出所）　オーストラリア準備銀行ウェブサイト、“Assets of Financial Institutions”[2]、を基に作成（2018 年 6 月 14 日閲覧）

(2) 国内銀行

国内銀行（Australian-owned banks）は 1959 年銀行法に基づき、33 行が業務を行っている（2017 年 12 月末）。中でもオーストラリアを代表する大手行は、ウェストパック銀行（Westpac Banking Corporation）、コモンウェルス銀行（Commonwealth Bank of Australia）、ナショナル・オーストラリア銀行（National Australia Bank, NAB）、オーストラリア・ニュージーランド銀行（Australia and New Zealand Banking Group）の 4 行である。大手 4 行以外はその他国内銀行（other domestic banks）として位置づけられており、各地方の顧客に対しサービスを提供しているが、本店所在地は主要都市に集中している。また、過去に州政府が設立した州立銀行もあったが、経営破綻や吸収合併を経て、現在、州立銀行は業態として存在しない[3]。

また、監督機関の分類上は「国内銀行」とされるが、実態は信用組合や住宅金融組合と同様の形態（mutual corporate structure）である金融機関として 20 の相互銀行（mutual banks）があるが、これらのプレゼンスは小さい（2017 年 12 月末）。

図表 4：国内銀行の総資産ランキング（2018 年 4 月末）

単位：100万豪ドル

	銀行名	居住者総資産	預金	貸出
1	Westpac Banking Corporation	830,803	450,203	576,759
2	Commonwealth Bank of Australia	759,347	524,246	609,656
3	National Australia Bank Limited	693,732	361,813	460,595
4	Australia and New Zealand Banking Group Limited	589,361	309,235	393,999
5	Macquarie Bank Limited	81,335	47,913	43,821
6	Bendigo and Adelaide Bank Limited	63,128	51,454	51,644
7	Suncorp-Metway Limited	60,653	43,143	52,889
8	Bank of Queensland Limited	50,227	37,100	38,755
9	Members Equity Bank Limited	23,583	20,008	19,859
10	AMP Bank Limited	19,145	8,212	16,003

（注）　青ハイライトは大手 4 行を示す。統計上、国内銀行のサブカテゴリーとして大手銀行（major banks）が発表されている。
（出所）　オーストラリア健全性規制庁、“Monthly Banking Statistics,”April 2018 (released 31 May 2018)[4]

[2] http://www.rba.gov.au/statistics/tables/#al
[3] 2013 年 12 月のヒアリングに基づく。
[4] https://www.apra.gov.au/publications/monthly-banking-statistics

(3) 外国銀行

オーストラリアで展開している外国銀行は、外国銀行の現地法人、外国銀行の支店、そして駐在員事務所に分類される。外国銀行の現地法人はオーストラリア政府から銀行免許を受け、国内商業銀行と同等の金融サービスを提供することができる。一方で、外国銀行の支店は個人小口預金の受入れ（25 万豪ドル以下の預金）が原則禁止されている。例外として、非居住者や自行従業員の預金は少額から取扱い可能である。また、駐在員事務所は銀行業務を行うことができない。

オーストラリアでは 7 行の外国銀行現地法人、そして 44 の外国銀行支店が業務を行っている（2017 年 12 月末）。オランダの ING 銀行が資産・預金・貸出全ての面で最大であり、総資産では HSBC 銀行が続く。両行は共にオーストラリアの現地法人として営業している。日本のメガバンクはいずれも支店形式で進出しており、総資産面で、三井住友銀行（Sumitomo Mitsui Banking Corporation）は 3 位、三菱東京 UFJ 銀行（The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ）は 4 位と、プレゼンスも大きい。

2018 年 4 月 26 日時点で 12 の外国銀行が駐在員事務所を開設[5]しているが、日系銀行の駐在員事務所は存在しない。

図表 5：外国銀行の総資産ランキング（2018 年 4 月末）

単位：100万豪ドル

	銀行名	居住者総資産	預金	貸出	現法/支店
1	ING Bank (Australia) Limited	58,356	40,647	52,887	現地法人
2	HSBC Bank Australia Limited	27,643	19,079	18,672	現地法人
3	Sumitomo Mitsui Banking Corporation	23,157	15,255	17,716	支店
4	The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd	22,827	19,389	19,366	支店
5	Bank of China Limited	21,791	13,397	17,993	支店
6	The Hongkong and Shanghai Banking Corporation Limited	18,255	2,086	12,950	支店
7	Citibank, N.A.	17,393	7,745	5,206	支店
8	Rabobank Australia Limited	16,878	11,929	14,941	現地法人
9	JPMorgan Chase Bank, National Association	16,002	8,433	2,494	支店
10	Citigroup Pty Limited	15,559	6,852	13,344	現地法人

（出所） オーストラリア健全性規制庁、” Register of authorised deposit-taking institutions(Updated 25 May 2018)” [6] “Monthly Banking Statistics,”April 2018 (released 31 May 2018) [7]（2018 年 6 月 14 日閲覧）

(4) 住宅金融組合・信用組合

住宅金融組合（building societies）や信用組合（credit unions）は 1959 年銀行法により業務を行っており、認可預金受入機関の一業態として商業銀行と同様にオーストラリア健全性規制庁の健全性規制に服している。2017 年 12 月末時点で、オーストラリアには 3 の住宅金融組合、54 の信用組合があり、認可預金受入機関全体に占める割合をそれぞれみると、資産額では全体で 4 兆 5,891 億豪ドルのうち、信用組合が 380 億豪ドル（シェア 0.8%）、住宅金融組合が 122 億豪ドル（シェア 0.3%）である。また預金残高では、全体で 2 兆 7,453 億豪ドル、うち信用組合が 326 億豪ドル（シェア 1.2%）、住宅金融組合が 98 億豪ドル（シェア 0.4%）であり、いずれも金融機関の中

5 https://www.apra.gov.au/foreign-bank-representative-offices-not-adis（2018 年 6 月 14 日閲覧）
6 https://www.apra.gov.au/register-authorised-deposit-taking-institutions
7 https://www.apra.gov.au/publications/monthly-banking-statistics

でのプレゼンスは小さい（2017 年 12 月末）[8]。

住宅金融組合・信用組合と、これらに似た性質を持つ相互銀行を合算した全ての協同金融機関（mutual ADIs）の総資産額は 1,108 億豪ドルであり、合計資産シェアは 2.4%にとどまる（2017 年 12 月末）[9]。

いずれの取扱金融業務も個人向け小口金融に特化している。また、信用組合では、会員以外でも融資を受けることができ、金利も会員と非会員との間の差はない。実際は、10 豪ドルを出資すれば組合に加盟することができるため、会員となるケースが多い[10]。信用組合や住宅金融組合は地域のコミュニティに根ざした金融機関を目指すことを謳い、実際に銀行大手 4 行よりも高い顧客満足度を獲得している[11]。

【参考情報：オーストラリア信用組合（Credit Union of Australia, CUA）】

オーストラリア信用組合（CUA）は、1946 年に郵便局職員向けの信用組合として設立された。当初は非常に小さな組織であったが、今やオーストラリア最大の信用組合へと成長している。2017 年度時点の会員数は 45 万人で、家族単位の顧客を主なターゲットとしている。また、近年では若年層の取り込みにも力を入れている。具体的には、18 歳以下には有利な預金金利を提供（Youth eSaver Account）しているほか、モバイルバンキングアプリの導入やフェイスブック等 SNS の活用により、若年層が親しみやすい環境を整備している。

CUA では普通預金、定期預金、貯蓄預金のような預金メニューはもちろん、マイホームやマイカーといった特定商品の購入のためのローンなど、地元住人の生活を支えるための各種ローンを低金利・低コストで提供している。更に、ビジネス支援も実施しており、会員の起業、業容拡大、ビジネスの売却等の支援メニューを揃えている。

また、CUA は、オーストラリア 4 大銀行との競合を積極的に行い、預金、融資、保険ではより良い商品・サービスを提供し、顧客満足度向上に努めている。

(5) 金融会社・金融業者

認可預金受け入れ機関ではない金融機関（RFCs）に分類される金融会社・金融業者は、2001 年会社法（Corporations Act 2001）に基づいて設立される。ADIs がオーストラリア健全性規制庁の監督下にある一方で、金融会社・金融業者は預金業務を行っていないことから、オーストラリア証券投資委員会（ASIC）が監督官庁となる。2002 年 7 月に Financial Sector (Collection of Data) Act 2001 が制定されたことにより、資本金が 5,000 万豪ドルを超える RFCs は資産や負債などの金融データを ASIC に申告する義務がある[12]。現在、資本金が 5,000 万豪ドル超の金融会社・金融業者は、117 の企業が存在し、その資産額は 1,482 億豪ドルと金融会社・金融業者全体の 96%を占める。これらの企業は主に家計や中小企業向けの融資を行っている[13]。

---

8 オーストラリア健全性規制庁、“Quarterly Authorised Deposit-taking Institution Performance Statistics” を基に作成（2018 年 6 月 14 日閲覧））
https://www.apra.gov.au/publications/quarterly-authorised-deposit-taking-institution-performance-statistics

9 同上

10 2013 年 12 月のヒアリングに基づく。

11 会員協働金融機関組合（Customer Owned Banking Association）ウェブサイト、“‘Key Fact Sheet”
http://www.customerownedbanking.asn.au/images/stories/fact-sheets/2014/COB_Factsheet_June_2014.pdf
http://www.customerownedbanking.asn.au/images/stories/fact-sheets/2017/20171117%20COBA%20Infograph-FactSheet_Template.pdf（2018 年 6 月 18 日閲覧）

12 https://data.gov.au/dataset/finance-companies-and-general-financiers-selected-assets-and-liabilities（2018 年 8 月 2 日閲覧）

13 https://www.rba.gov.au/fin-stability/fin-inst/main-types-of-financial-institutions.html（2018 年 8 月 2 日閲覧）

2. 監督官庁と指導体制

オーストラリアでは、認可預金受入機関を含め金融サービス業を営むためには、原則として 2001 年会社法（Corporations Act 2001）に基づき、オーストラリア証券投資委員会（Australian Securities and Investments Commission, ASIC）に申請し、オーストラリア金融サービスライセンス（Australian Financial Services Licence）を取得する必要がある[14]。更に、認可預金受入機関として預金業務を行う場合には、1959 年銀行法により、オーストラリア健全性規制庁（APRA）に許可を求めなければならない[15]。

ASIC は、金融市場における不正をなくすべく、会社法（Corporations Act）及び金融に関する消費者保護法制の執行を担う機関である[16]。独立した連邦政府の組織として 1998 年に設立され、2001 年証券投資委員会法（Australian Securities and Investments Commission Act 2001）を法的根拠として業務を行っている。金融業を営むオーストラリアの会社、金融市場、投資・年金・保険・預金及び信用の取扱いや助言サービスを行う金融サービス提供者（financial services organisations and professionals）の 3 分野を規制する。消費者信用（consumer credit）については、銀行、信用組合、金融会社、住宅ローン・金融仲介業を含む消費者信用活動を行う者への許可・規制を行い、金融市場については、市場関係者が、秩序立った公正で透明な市場を運営するために法律を遵守しているかの評価を行う。また、新たな金融市場の認可に関して担当大臣への助言も行う。そして金融サービスについては、年金、投資信託、株式・債券、デリバティブ、保険等を取り扱う金融サービス提供者に業務遂行の許可を与え、そうした会社が効率よく、公正に業務を行っているかを監視する。

APRA は、金融機関の健全性規制を担う機関である。1998 年 7 月にオーストラリアにおける金融監督機関として設立され、その際にオーストラリア準備銀行（Reserve Bank of Australia, RBA）から監督権限を引き継ぎ、現在、認可預金受入機関、生命・損害保険会社、再保険会社、友愛組合、年金基金を監督している。APRA は、金融機関の健全性を保つため、多様な監督・指導体制を敷いている。年に 1～2 回、金融機関の経営者との面談によりリスクモニタリングを行う健全性コンサルテーション（prudential consultation）や、金融機関の現場で、3 日～1 週間ほど掛けてファイル管理のチェックや現場職員からのヒアリングを行う健全性レビュー（prudential review）等がある。また、金融機関から定期的にデータを提出させ、経営方針・手法やリスク管理に関する書類チェックを行うオフサイト分析（offsite analysis）も行っている[17]。

なお、APRA と ASIC は、2010 年 5 月 18 日に覚書（memorandum of understanding）を締結し、次のように役割を分担した[18]。ASIC は、会社法制及び金融サービス法制（financial services laws）の監督、規制、執行及び金融市場や信託会社を含む金融サービスと支払・決済システム全体における市場の信頼性推進と消費者保護を担う。また、ASIC は信用提供者及びその仲介者（credit providers and intermediaries）の業務

---

14 オーストラリア証券投資委員会（ASIC）ウェブサイト ‘AFS licensees’. http://asic.gov.au/for-finance-professionals/afs-licensees/

15 1959 年銀行法 Section 9. http://www.comlaw.gov.au/Details/C2014C00211

16 オーストラリア政府ウェブサイト、“Financial regulation », http://australia.gov.au/topics/economy-money-and-tax/financial-regulation

17 2013 年 12 月のヒアリングによれば、当該対応は義務化されているが、オーストラリア健全性規制庁によれば、これに応じない金融機関もある。

18 オーストラリア健全性規制庁ウェブサイト”Memorandum of Understanding between the Australian Prudential Regulation Authority and the Australian Securities and Investments Commission” https://www.apra.gov.au/memoranda-understanding-and-letters-arrangement

遂行許可・行動規制を含む消費者信用法制を管理する。他方、APRA は、銀行、住宅金融組合、信用組合、生命・損害保険会社、再保険会社、友愛組合、年金基金の健全性監督を行う。更に、APRA は預金保険制度（Financial Claims Scheme）を運営する。その機能を発揮し、預金者、保険加入者、投資信託保有者等の利益を保護するに当たっては、金融の安全性（financial safety）と効率性、競争、競争可能性、競争的中立性のバランスをとることが求められている。以上のように、ASIC がマクロ的観点から金融法制全般、消費者保護等の規制に責任を持つのに対し、APRA は預金受入金融機関の事業性・健全性等の監督責任を有している。

3. オーストラリアの金融制度の特徴

金融機関で中心となるのは銀行セクターで、前述の 4 大銀行（Westpac Banking Corporation, Commonwealth Bank of Australia, National Australia Bank Limited, Australia and New Zealand Banking Group Limited）が圧倒的な地位を占めており、資産額 5 位の Macquarie Bank Limited は Westpac Banking Corporation の資産の 1 割ほどにとどまる（前掲図表 4）。年金分野においても、主要な一般向けスーパーアニュエーション基金に資金を提供するリテールファンドのほとんどが 4 大銀行と保険大手の AMP が管理するファンドである[19]。

オーストラリア健全性規制庁（APRA）は、健全性監督の観点から、4 大銀行のシェアが高いことについては特段問題視していない。競争のある市場環境を重視していることから、銀行市場が独占状態でない限り、憂慮すべき事象ではないという考えである[20]。ただし、政府の「4 大銀行政策」によりこの 4 行間での合併は禁止されている[21]。

なお、4 大銀行に次ぐ資産額 5～7 位はオーストラリアの地場銀行が占めるが、8 位にオランダ系の ING Bank（Australia）が続くほか、10 位 HSBC、12 位三井住友銀行、13 位三菱 UFJ 銀行、14 位 Bank of China といった大手外資系銀行が占めるなど、対外開放度が比較的高いことも特徴である。

4. 預金保険制度の枠組み

オーストラリアは、公的な預金保険制度が導入されていない国として知られてきた。同国においてそれまで預金保険制度が存在しなかったのは、①債務者より預金者を優先的に保護する法令が整備されていたこと、②過去 100 年間で銀行が破綻した事例がなかった（州立銀行の破綻のみ）ことから、預金者が実害を受けた経験がなく、必要性が認識されていなかったことが背景にある[22]。

しかし、2008 年の金融危機への対応策として、同年に、オーストラリア法人の認可預金受入機関、すなわちオーストラリアの商業銀行、住宅金融組合、信用組合、外国銀行の現地法人が取り扱う預金について各金融機関における預金者一人当たり 100 万豪ドルまでの預金を救済する金融請求権スキーム（Financial Claims Scheme）が整備され

19 野村（2013）による。
20 2013 年 12 月のヒアリングに基づく。
21 オーストラリア貿易促進庁ウェブサイトによる（2018 年 6 月 18 日閲覧）。
https://www.austrade.gov.au/International/Buy/Australian-industry-capabilities/Financial-services/Financial-Services
22 2013 年 12 月のヒアリングに基づく。

た[23]ほか、2010 年 3 月までの暫定措置ではあるものの、100 万豪ドルを上回る高額預金に対しても、多額預金及び資金調達に対する保証スキーム（Guarantee Scheme for Large Deposits and Wholesale Funding）により、救済が行われた[24]。

その後も運営が継続された金融請求権スキーム（Financial Claims Scheme）は、2012 年 2 月 1 日以降、保証金額の上限が 25 万豪ドルまで引き下げられ[25]、現在も 25 万豪ドルが上限となっている。保障対象については、オーストラリア法人の認可預金受入機関の預金とされており、外国銀行の在豪支店や認可預金受入機関の在外支店等は対象外となっている[26]。また、2011 年 10 月 12 日以降、外貨預金も当該保障の適用外とされた[27]。

また、同制度は「金融請求権スキーム」として損害保険の請求権についても保障対象としており、損害保険会社の破綻時には原則 5,000 豪ドルを上限に保険金請求権が保障される。また、オーストラリア市民や永住外国人が個人として有する保険金請求権は、5,000 豪ドル超の部分についても保障対象となる[28]。ただし、保障対象は基本的に保険会社の破綻前に発生していた損害に対する保険金に限られ、保険契約の掛金や未発生の損害に対する請求権は対象外となる。なお、生命保険や健康保険は同制度の対象外である。

金融請求権スキームは、保証原資にまず破綻金融機関の資産を充当し、それでも足りない場合に他行から資金を徴収する仕組みとなっており、事前に資金を確保していない。各行の保険対象預金額に対して一律 0.05%の保険料率を課すことがオーストラリア準備銀行（RBA）から提案され、当時のラッド政権もそれを了承したものの、銀行業界から反発を受けた。2013 年 9 月の政権交代により就任した前アボット政権は、金融請求権スキームの充実により、預金者による銀行のモニタリング機能が働かなくなること、また、投資信託や社債等の他の金融商品よりも預金に投資するインセンティブが強まること等を理由に、保険料率の適用を保留し、現在も議論は続いている。

5. 個人資産運用に関わる税制全体の中での預貯金税制

オーストラリアでは、給与や賃金と同様、利子所得、配当所得も通常の課税所得とみなされ、総合課税に基づいた下記の税率が適用される[29]。

キャピタル・ゲインについては、1985 年 9 月以降に取得した資産が対象となる[30]。また、資産の保有期間により課税区分が異なり、12 カ月未満の場合はキャピタル・ゲインの額がそのまま総合課税の対象となり、12 カ月以上の場合は処分した資産からキ

---

23 オーストラリア準備銀行（Reserve Bank of Australia, RBA）ウェブサイトによる（2018 年 7 月 5 日閲覧）
https://www.rba.gov.au/publications/fsr/2009/mar/box-a.html

24 オーストラリア政府ウェブサイト ‘Guarantee Scheme for Large Deposits and Wholesale Funding.’
http://www.guaranteescheme.gov.au/

25 オーストラリア政府ウェブサイト ‘New Permanent Financial Claims Scheme Cap to Protect 99 per cent of Australian Deposit Accounts in Full.’
http://ministers.treasury.gov.au/DisplayDocs.aspx?doc=pressreleases/2011/109.htm&pageID=003&min=wms&Year=2011&DocType=0

26 オーストラリア健全性規制庁ウェブサイト ‘List of banks, building societies and credit unions covered under the FCS’
https://www.fcs.gov.au/which-adis-are-covered

27 オーストラリア政府 Financial System Legislation Amendment （Financial Claims Scheme and Other Measures） Act 2008, Section12. http://www.comlaw.gov.au/Details/C2008A00105/Download

28 オーストラリア金融請求権スキームウェブサイト ‘Insurance policyholders covered under the Financial Claims Scheme’
https://www.fcs.gov.au/general-insurance-policyholders-protected-under-financial-claims-scheme

29 Deloitte 「Australia Highlights 2018」
https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/global/Documents/Tax/dttl-tax-australiahighlights-2018.pdf

30 1985 年までオーストラリアにおいてキャピタル・ゲインは非課税であった。

ャピタル・ゲインの額の 50%を控除することができる。

なお、総合課税を受けるためには、予め金融機関に 9 桁からなる課税個人ナンバー（Tax File Number）を提出していなければならず、未提出の場合は、課税所得金額に関わらず、最高税率が源泉分離課税される。

図表 6：オーストラリア居住者の所得税率（2017-18 年度）　（2017 年 7 月 1 日から適用）

課税所得	課税額	実効税率
0－$18,200	0	0%
$18,201－$37,000	$18,200 を超える$1 毎に 19 セント	0 – 9.65%
$37,001－$87,000	$3,572 ＋$37,000 を超える$1 毎に 32.5 セント	9.65 – 22.78%
$87,001－$180,000	$19,822 ＋$87,000 を超える$1 毎に 37 セント	22.78 – 30.13%
$180,001 以上	$54,232 ＋$180,000 を超える$1 毎に 45 セント	30.13 – 45%［最高］

（注）　上記税率に健康保険税 2.0%が追加される。
（出所）　オーストラリア国税局（Australian Taxation Office）[31]を基に作成

[31] https://www.ato.gov.au/rates/individual-income-tax-rates/（2018 年 6 月 22 日閲覧）

第 3 章 郵便貯金の概要

オーストラリアの郵便事業は 200 年以上の歴史があり、現在は、1989 年オーストラリア郵便公社法（Australian Postal Corporation Act 1989）等により国営企業（Government Business Enterprise）として設立された公社形態のオーストラリア郵便公社（Australia Post）が運営している。

オーストラリア郵便公社は、金融関連業務として、公共料金（ガス、電気、電話、税金、保険料）等の払込及び為替等送金業務、旅行保険や自動車保険の代理店業務等を行っている。また、預金等の業務については、70 を超える他の金融機関からの受託業務として提供している[32]。

1. 設立目的・沿革概要

オーストラリアでは、1809 年に初めての郵便局が開設され、1854 年には電信サービスが誕生し、その後、各地域で郵便及び電信サービスの普及が進んだ。1901 年に当時 6 つあった英国の植民地が州となり、連邦制を採用するオーストラリア連邦国家（Commonwealth of Australia）が成立した際、郵政庁（Postmaster General's Department）と呼ばれる連邦機関が誕生し、6 つの植民地にあった郵便局と電信局が全国的に統合された。

そうした中、郵便局における銀行サービスは 1912 年 7 月にビクトリア州の州都メルボルンにあったオーストラリア・コモンウエルス銀行が本店と州内 489 の郵便局で提供を始めたのを皮切りに、翌年にはオーストラリアの全ての州都等の郵便局で同銀行のサービスを展開した。

その後、組織としては、1975 年に郵政庁がオーストラリア郵便委員会（Australian Postal Commission）とオーストラリア電気通信委員会（Australian Telecommunications Commission）に分離された。また、オーストラリア郵便委員会は 1983 年の郵便業務法（the Postal Services Act）改正により公的機関だけでなく民間の業務も代理できるようになった。更に、1989 年オーストラリア郵便公社法に基づきオーストラリア政府を唯一の株主とする公社形態のオーストラリア郵便公社となった。

2. 組織形態

(1) 経営形態

オーストラリア郵便公社は、1989 年オーストラリア郵便公社法等に基づいて運営されている公社である。同法は、第 26 条で商業的義務（Commercial obligation）（可能な限り健全な商慣行に沿ったやり方で運営すること）、第 27 条で社会事業的義務（Community service obligations）（ユニバーサルサービス）、第 28 条でその他の政府への義務（General governmental obligations）を定める[33]。

オーストラリア郵便公社については、公社化以降、民営化に関する議論が長く続いている。2016 年 7 月に実施された総選挙の直前に行われた討論会で、ターンブル前首

[32] オーストラリア郵便公社ウェブサイト http://auspost.com.au/money-insurance/bank-at-post.html(2018 年 6 月 25 日閲覧)
[33] 1989 年オーストラリア郵便公社法 http://www.comlaw.gov.au/Details/C2012C00142

相は、将来的には部分的な民営化の可能性は排除できないが、次期政権期間においては民営化を検討しないと発言していた[34]。

政府所有の公社であるため、郵便事業に関してはオーストラリア全体で均一なサービス提供が求められており（オーストラリア郵便公社法 27 条）[35]、全国 4,379 の郵便局のうち、2,546 の郵便局は地方・遠隔地（rural and remote areas ）に配置されている。店舗形態の内訳を見ると、公社直営局（corporate offices）が 720 局、認可郵便局（licensed post offices）が 2,880 局（フランチャイズ（franchised post office）を含む[36]）、コミュニティ簡易局（community postal agencies）が 779 局となっている（2017 年 6 月末）[37]。認可郵便局及びコミュニティ簡易局とは、オーストラリア郵便公社と契約を締結し営業する郵便局である。認可郵便局が振込や預金などの金融業務も提供するのに対して、コミュニティ簡易局は、約 9 割が雑貨店など他の業務を営む店によって運営され、郵便物の窓口交付や引受業務のみを取扱っており、金融サービスは提供していない。

業務としては、郵便事業の他に、750 を超える民間企業や政府機関から受託した商品・サービスを提供しており、預金や保険の取扱いや、公共料金等の払込、パスポート申請、運転免許証の更新等の受付けを行っている。

また、これらの業務委託に加え、2011 年 8 月 2 日に、長年地域に密着し、農業分野への融資等を専門にするルーラル銀行（Rural Bank）[38]とオーストラリア郵便公社が業務提携覚書（Non-binding Heads of Agreement）を締結した。この覚書には、全国の 1,400 の郵便局で同銀行の預金口座の開設ができることに加えて、農業地域にある 130 の郵便局（同銀行のビジネス開発マネージャーの配置局）においては同銀行のローンを提供すること等が盛り込まれていた。この覚書の具体化が、2011 年 11 月から開始され、オーストラリア南部（ニュー・サウス・ウェールズ及び首都特別地域）の 39 の郵便局で、同銀行の預金、定期預金口座の取引、ローン商品の仲介といった一連の金融サービスが提供されていた。

しかし、ルーラル銀行及びオーストラリア郵便公社からの情報によれば、最近ルーラル銀行との業務提携関係は解消された模様であり、その理由として、ルーラル銀行は、これまでオーストラリア郵便公社との提携は実りあるものであったとしながらも、サービス・商品の提供について同公社と考え方や優先するものが異なってきたため提携関係を見直したと説明している。現在、郵便局ではルーラル銀行を他の金融機関と同様の位置付けの中で、受託業務を行っている。

また、近年の動向として、2017 年 10 月にオーストラリア郵便公社の最高経営責任者（ＣＥＯ）に就任したクリスティン・ホルゲート（Christine Holgate）氏のもとでは、宅配事業の拡大が進められた。その一環として、2017 年末からは米インターネット通販大手のアマゾン・コムから配送事業を受託した[39]。

---

34 2016 年 5 月に行われたテレビ討論会での発言に基づく。
https://www.afr.com/news/politics/election/election-2016-live-leaders-debate-20160512-gou37y (2018 年 7 月 19 日閲覧)

35 第 27 条第 1 項に“Australia Post shall supply a letter service”とあり、第 3 項には“at a single uniform rate of postage”が、また、第 4 項には“reasonably accessible to all people in Australia”とある。

36 フランチャイズ局は、郵便公社側が郵便サービスに必要な設備を整備してフランチャイズするもので、提供するサービス内容は郵便公社所有の郵便局と同等である。営業時間は通常、月曜～金曜は 9～17 時、土曜が 9～12 時である。

37 オーストラリア郵便公社「アニュアルレポート（2017 年）」ページ 153
https://auspost.com.au/content/dam/auspost_corp/media/documents/Annual-Report-2017.pdf(2018 年 2 月 2 日閲覧)

38 ベンディゴ・アンド・アデレード銀行の完全子会社。オーストラリアで唯一、アグリビジネスを専門とする地方銀行として農業・農家の特殊事情を考慮した貸付条件を揃える。例えば、担保に土地、家畜、収穫した農産物等を設定できる。

39 各種報道に基づく。

図表 7：オーストラリアの郵便局数

年	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
公社直営郵便局	846	831	827	810	786	778	761	740	728	722	720
認可郵便局	2,969	2,977	2,969	2,963	2,948	2,934	2,924	2,915	2,899	2,886	2880
コミュニティ簡易局	634	645	637	642	685	716	744	762	779	784	779
計	4,449	4,453	4,433	4,415	4,419	4,428	4,429	4,417	4,416	4,392	4,379

（注）　各年 6 月末
（出所）　オーストラリア郵便公社 「アニュアルレポート（2011 年～2017 年）」を基に作成（2018 年 7 月 6 日閲覧）

(2) 金融サービス提供の形態

預金等の金融サービスについては、金融機関からの受託業務として行っている。郵便局での受託金融商品・サービスは、その取扱いがシンプルなものであることが第一の条件である。また、業務委託をする金融機関は、オーストラリアの銀行許可を得ている金融機関であることが前提で、郵便局がその金融機関の信用格付に基づいて審査を行い、郵便局と当該金融機関間で受委託契約を締結した後、郵便局のネットワークを通じて金融関連サービスが提供される。

提供している金融サービスは、受託業務として、預金業務や保険業務、独自のサービスとして送金・決済業務（公共料金等の払込を含む）などを行っている。

預金業務については、77 の金融機関（銀行 42 行、信用組合 28 組合、その他住宅金融組合等 7 機関）から業務の委託を受けており（2018 年 6 月末時点）[40]、全国の 3,500 を超える郵便局で提供している（2017 年 6 月末時点）[41]。預金業務を取り扱う郵便局には「Bank@Post」というロゴが表示されており、利用者は郵便局に設置されている ATM 等で預入や引出等ができる。原則として Bank@Post 利用による追加手数料は発生しない。

SMSF を管理する個人に対しては、2014 年 7 月より雇用者からの拠出金や各種通知受領のためにオンライン窓口の設置が義務付けられているが、オーストラリア郵便公社では有料でこの IT サービスを提供している[42]。なお、一部金融機関では資産信託業務と合わせたパッケージとして電子窓口を提供している例も見られるが、オーストラリア郵便公社は窓口サービス（gateway service）に特化している。

(3) 窓口取扱時間

設置場所に応じて営業時間が異なるが、多くの郵便局が平日午前 9 時から午後 5 時までとなっている。加えて、土曜日の午前中も営業している局も一部存在する。

なお、小売業店と併設している窓口は、その小売業の開店時間に合わせて営業時間を設定しているケースも多い。例えば、ショッピングセンターに併設している窓口は、一部の曜日に限り午後 9 時まで営業しているものもある。

---

https://www.nna.jp/news/result/1682318、https://www.nna.jp/news/result/1696936（2018 年 7 月 19 日閲覧）

40 https://auspost.com.au/money-insurance/transfer-money/bank-at-post(2018 年 6 月 27 日閲覧)

41 オーストラリア郵便公社「アニュアルレポート（2017 年）」ページ 24
https://auspost.com.au/content/dam/auspost_corp/media/documents/Annual-Report-2017.pdf

42 オーストラリア郵便公社ウェブサイト　‘Self-Managed Super Fund (SMSF) Gateway Service’
http://auspost.com.au/business-solutions/self-managed-super-fund.html

3. 主な業務内容

(1) 預金業務概要

金融機関（2018 年 6 月時点で 77 機関が参加[43]）からの業務委託として、預金については「Bank@Post」というロゴマークがある全国 3,500 以上（うち半分以上が、地方（rural and remote）に配置）の郵便局で提供している。Bank@Post で、現金・小切手の預入れ、現金の引出し、銀行口座の残高照会、クレジットカード請求の支払いなどが出来る。但し、口座がある金融機関によってサービス内容に制限がある。

(2) 資金運用方法

オーストラリア郵便公社自体は金融機関ではないので、資金運用業務は行っていない。

(3) 貸出業務概要

オーストラリア郵便公社自体は金融機関ではないので、貸出業務は行っていない。

(4) 送金・決済業務概要

送金・決済業務については、（1）公共料金支払等の Pay bills（Post Billpay）、（2）支払管理の Manage bills online（Digital Mailbox）、(3) 代金回収の Cash on Delivery、（4）インターネット決済の安全性を高めた Release payment on delivery（PostPay）、（5）郵便為替の Money orders、（6）売掛口座の Charge accounts と様々なサービスが提供されている[44]。

（1） の Post Billpay では、ガス・電力・電話料金、税・保険料等の支払いが出来る。1,000 を超える種類の料金支払いに対応し、3,200 を超える金融サービス取扱郵便局の窓口で当サービスの利用が可能である。また、24 時間利用可能なサービスとして電話、インターネットからの支払いに加えて、携帯電話・タブレットであれば、モバイルアプリを介して、バーコードをスキャンすることで簡単に支払いが行えるようになっている。（2）の Digital Mailbox では、インターネット上で個人の支払い管理が出来るサービスを無料で提供している。自動的にメールなどから請求書を見つけ出してくれる機能や、登録された小売店での購入履歴をデジタルレシートとして閲覧することができる。この機能では、1GB までの支払関連書類をオンライン保存することが可能である。（3） の Cash on Delivery は、業者が顧客の注文した商品を自分の近くの郵便局に持ち込むと、それを顧客の近くの郵便局に配達するとともに顧客に連絡し、顧客が商品を受け取る際に代金を回収するサービスである。代金は以下に紹介する Money Orders を通じて販売元に送金される仕組みとなっている。（4） の PostPay は、インターネットで商品を注文した際に PostPay を選択することにより、商品を受け取るまで決済されないというサービスである。（5） の郵便為替（Money orders）では、全国の 3,800 を超える郵便局窓口で購入する方法以外に、インターネット上で郵便為替

43 オーストリア郵便公社ウェブサイト“Bank@Post”、https://auspost.com.au/money-insurance/transfer-money/bank-at-post

44 オーストラリア郵便公社ウェブサイト、http://auspost.com.au/money-insurance/payment-services.html（2018 年 6 月 27 日閲覧）

を購入し郵便ないし e-mail で送る方法もある。（6） の売掛口座（Charge accounts）では、ビジネス顧客のために簡単に売掛口座が開設できるようになっており、承認されれば各種郵便サービスを信用払い口座で利用することができる。また、同口座はオンラインで随時確認可能である。この他にも最近では、中国最大規模のオンライン決済サービス支付宝（アリペイ）のバウチャーを郵便局で受け取り、そのバウチャーを利用して淘宝（タオバオ）や天猫(T-mall)といった中国のインターネット通販サイトで商品を購入できるサービスも開始されている。

(5) 国際業務概要

海外への送金業務については、米ウェスタン・ユニオン社（Western Union）の送金網を通じて、200 以上の国・地域の 50 万近くの代理店に送金できる。郵便局カウンターでの最大送金額は 7,500 豪ドルである[45]。

外貨の取扱いについては、店頭で 57 通貨（ニュージーランドドル・米ドル・英ポンド・ユーロ・香港ドル・日本円・加ドル・スイスフラン・南アランド・シンガポールドル・フィジードル・タイバーツ・インドネシアルピア・マレーシアリンギット等）の外貨現金の販売を行っている。最低両替額は 200 豪ドル相当、最高は 5,000 豪ドル相当である[46]。また、オンラインでも 57 の通貨を購入できる。配送に 2～3 日を要するが、郵便局での受領が可能であり、最高額も 5,000 豪ドル相当となる（最低は 500 豪ドル）[47]。

また、海外旅行者向けに、チャージ式の外貨プリペイドカードである、Load&Go Travel card（Visa、5 通貨まで）、Load&Go China card（Union Pay、中国元と豪ドル）、Cash Passport Platinum Mastercard（MasterCard、11 通貨まで）の 3 種のトラベル・カードを販売している。

(6) 付随業務概要

保険については、損害保険会社の代理店として、旅行保険、自動車保険、家財保険、ペット保険を取り扱っている。生命保険は取り扱っていない。旅行保険は Zurich Australian Insurance Limited 社、自動車保険と家財保険は Auto & General Insurance Company 社、ペット保険は The Hollard Insurance Company 社の商品をそれぞれ販売している。なお、ペット保険とは、ペットの医療費用の最大 80%を補償するものである[48]。

また、その他の付随業務として、パスポート申請や免許証の更新サービスなども取り扱っている。

---

45 オーストラリア郵便公社ウェブサイト（2018 年 6 月 27 日閲覧）
http://auspost.com.au/money-insurance/overseas-money-transfer.html?ilink=mm-overseas-money-transfer-1#send-online

46 https://auspost.com.au/money-insurance/organise-travel-money/foreign-cash （2018 年 6 月 27 日閲覧）

47 http://auspost.com.au/money-insurance/overseas-money-transfer.html?ilink=mm-overseas-money-transfer-1#send-online（2018 年 6 月 27 日閲覧）

48 https://auspost.com.au/pet-insurance?fm=search-organic（2018 年 6 月 27 日閲覧）

4. 会計基準と財務諸表

オーストラリアでは、2002 年に IFRS と呼ばれる国際会計基準（International Financial Reporting Standards, IFRS）の導入が決定され、2005 年から強制適用されている。IFRS は民間企業のみならず、非営利企業や政府等の公的機関にも適用され、オーストラリア郵便公社にも適用される。

なお、オーストラリア郵便公社は、金融機関から委託を受けて金融サービスを提供しているため、その委託手数料は取扱手数料と共に一括して記録されており、金融部門単独の財務諸表は作成されていない。

図表 8：オーストラリア郵便公社の連結損益計算書（2017 年 6 月期）

Consolidated ($m)	2017年	2016年	2015年
Revenue	6616.9	6451.6	6252.5
Goods and services	6.3	6.1	5.3
Interest	6623.2	6457.7	6257.8
Other income			
Rents	41.8	41.8	42.5
Other income and gains	142.2	62.7	73.5
	184.0	104.5	116.0
Total income	6807.2	6562.2	6373.8
Expenses (excluding finance costs)			
Employees	3007.3	2908.7	2784.2
Suppliers	3202.5	3116.3	3104.9
Depreciation and amortisation	348.6	330.3	340.1
Other expenses	81.6	131.1	465.7
Total expenses (excluding finance costs)	6640.0	6486.4	6694.9
Profit/(loss) before income tax, finance costs and share of net profits of equity-accounted investees	167.2	75.8	(321.1)
Finance costs	(47.6)	(34.5)	(31.3)
Share of net profits/(losses) of equity-accounted investees	6.5	(0.3)	0.3
Profit/(loss) before income tax	126.1	41.0	(352.1)
Income tax (expense)/benefit	(30.7)	(4.6)	130.4
Net profit/(loss) for the year attributable to equity holders of Australian Postal Corporation	95.4	36.4	(221.7)
Net profit/(loss) for the year attributable to:			
Owners of the parent	97.0	36.5	(221.7)
Non-controlling interest	(1.6)	(0.1)	–
Other comprehensive income			
Items that will not be reclassified to profit or loss			
Remeasurements of defined benefit plans	349.0	(172.8)	531.1
Other items	–	5.2	–
Income tax on items that will not be reclassified to profit or loss	(104.2)	50.2	(159.3)
Total items that will not be reclassified to profit or loss, net of tax	244.8	(117.4)	371.8
Items that may be reclassified subsequently to profit or loss			
Other items	(17.1)	9.4	(0.5)
Income tax on items that may be reclassified to profit or loss	4.4	(3.1)	–
Total items that may be reclassified to profit or loss, net of tax	(12.7)	6.3	(0.5)
Other comprehensive income for the year	232.1	(111.1)	371.3
Total comprehensive income for the year attributable to equity holders of Australian Postal Corporation	327.5	(74.7)	149.6
Total comprehensive income/(loss) for the year attributable to:			
Owners of the parent	329.1	(74.6)	149.6
Non-controlling interest	(1.6)	(0.1)	–

(注)単位は豪ドル

（出所）オーストラリア郵便公社、Australia Post Annual Report 2017[49]

[49] オーストラリア郵便公社ウェブサイト https://auspost.com.au/content/dam/auspost_corp/media/documents/Annual-Report-2017.pdf（2018 年 6 月 27 日閲覧）

図表 9：オーストラリア郵便公社の貸借対照表（2017 年 6 月期）

Consolidated ($m)	2017年	2016年	2015年
Assets			
Current assets			
Cash and cash equivalents	442.7	547.6	415.3
Trade and other receivables	722.3	698.3	483.4
Prepayments	117.0	116.5	158.4
Inventories	50.2	50.2	97.6
Other current assets	7.5	16.4	48.2
Asset Held for Sale	138.2	–	2.5
Total current assets	1477.9	1429.0	1205.4
Non-current assets			
Finance lease receivable	96.7	96.7	96.8
Net superannuation asset	700.4	403.6	612.9
Property, plant and equipment	1559.8	1525.8	1595.3
Intangible assets	859.0	950.2	938.9
Investment property	169.0	213.2	200.0
Deferred tax assets	400.4	387.1	413.5
Equity-accounted investees	247.9	2.2	
Other non-current assets	26.2	35.4	31.6
Total non-current assets	4059.4	3614.2	3889.0
Total assets	5537.3	5043.2	5094.4
Liabilities			
Current liabilities			
Trade and other payables	1102.1	1023.8	947.4
Employee provisions	769.7	745.0	653.0
Interest-bearing liabilities	–	285.3	–
Other provisions	29.4	35.2	58.9
Income tax payable	85.2	43.4	18.4
Total current liabilities	1986.4	2132.7	1677.7
Non-current liabilities			
Interest-bearing liabilities	702.7	423.2	713.7
Employee provisions	272.9	292.8	353.2
Other provisions	44.2	52.8	54.0
Deferred tax liabilities	356.4	249.6	320.7
Other non-current liabilities	56.8	53.2	61.6
Total non-current liabilities	1433.0	1071.6	1503.2
Total liabilities	3419.4	3204.3	3180.9
Net assets	2117.9	1838.9	1913.5
Equity			
Contributed equity	400.0	400.0	400.0
Reserves	4.9	17.1	7.2
Retained profits	1713.0	1421.8	1506.3
Equity attributable to equity holders of the parent	2117.9	1838.9	1913.5

（注）単位は豪ドル

（出所）オーストラリア郵便公社、Australia Post Annnual Report 2017[50]

[50] オーストラリア郵便公社ウェブサイト https://auspost.com.au/content/dam/auspost_corp/media/documents/Annual-Report-2017.pdf（2018 年 6 月 27 日閲覧）

第 4 章 金融セクターにおけるリテール金融機関の特徴

オーストラリアのリテール金融機関として、オーストラリア郵便公社、住宅金融組合・信用組合、金融会社・金融業者などが挙げられる。

1. オーストラリア郵便公社

(1) オーストラリア郵便公社の特徴

オーストラリアの郵便貯金制度は、民間の商業銀行が、郵便局を活用して預貯金業務を実施したことに始まる。現在、通信芸術省（Department of Communications and the Arts）と財務省（Department of Finance）の二つの省が共管するオーストラリア郵便公社が、郵便事業のほか、商業銀行や信用組合等金融機関等から金融サービス等を受託し、郵便局を通じて実施している。

金融業務については、ユニバーサルサービス（community service obligations）の提供義務は特に定められていない。ただし、前述のとおり、郵便事業についてはオーストラリア全体で均一なサービス提供が求められているため、郵便局数等については図表 10 のような達成基準が定められている。また、金融ユニバーサルサービスの提供義務は課されてはいないものの、オーストラリア郵便公社では地方・僻地では郵便局が重要な役割を果たしていると自任している[51]。

オーストラリア郵便公社によれば、全国に設置する 4,379 の郵便局のうち金融業務を行う郵便局が 3,200 局以上ある。最近では実店舗だけでなく、オンラインサービスにも力を入れている。金融業ではネット上で公共料金の支払や請求書の管理ができるようになったほか、郵便業務についても MyPost Account に登録すれば、オンラインで郵便物の追跡や送付住所の変更などが行える。2017 年 6 月時点では MyPost Account の登録者は 500 万人以上に上る [55]。

図表 10：オーストラリア郵便公社の CSOs 達成状況（2017 年 6 月）

拠点数	目標	実績
郵便局	4,000	4,379
うち、地方・遠隔地	2,500	2,546
郵便ポスト	10,000	15,217

（出所） オーストラリア郵便公社、Australia Post Annnual Report 2017 ページ 135 [52]（2018 年 6 月 28 日閲覧）

(2) オーストラリア郵便公社の競争力

前述のとおり、オーストラリア郵便公社自体は金融機関ではなく、金融機関と受委託契約を締結し、郵便局のネットワークを通じて、金融関連サービスを提供している。それゆえ、金融機関とは競争状態にあるわけではない。

---

51 オーストラリア郵便公社ウェブサイト、https://auspost.com.au/content/dam/auspost_corp/media/documents/Annual-Report-2017.pdf

52 オーストラリア郵便公社ウェブサイト https://auspost.com.au/content/dam/auspost_corp/media/documents/Annual-Report-2017.pdf（2018 年 6 月 28 日閲覧）

また、前述のとおり、金融部門単独の財務諸表は作成されておらず、同部門の収益性は不明である。

2. 住宅金融組合・信用組合

住宅金融組合、信用組合も、商業銀行と同じ銀行法のもとで管理されオーストラリア健全性規制庁（APRA）の監督を受け、商業銀行と同様に預金、貸付等の業務を実施している。資産規模では、認可預金受入機関（ADIs）の1%程度だが、地域に根差し、会員のための金融サービス提供機関として重要な役割を果たしている。取扱金融業務の殆どが個人向け小口金融である。

会員の住宅購入や建築時の貸付を行う住宅金融組合は、会員からの預金が主な原資である。また、信用組合も同様にその原資は組合員からの預金である。

3. 金融会社・金融業者

金融会社・金融業者については、ADIs としてライセンスを取得していないため、預金業務を行うことはできず、オーストラリア証券投資委員会（ASIC）の監督の下、主に個人向けや中小企業向けの融資を行っている。資産規模は、1,536 億豪ドルと ADIs と比較すれば大きいとはいえないが、最近では一部のフィンテック企業も金融会社・金融業者として活動しており、徐々にサービスの幅を広げている。

4. 家計金融資産・負債の動向

(1) 家計金融資産

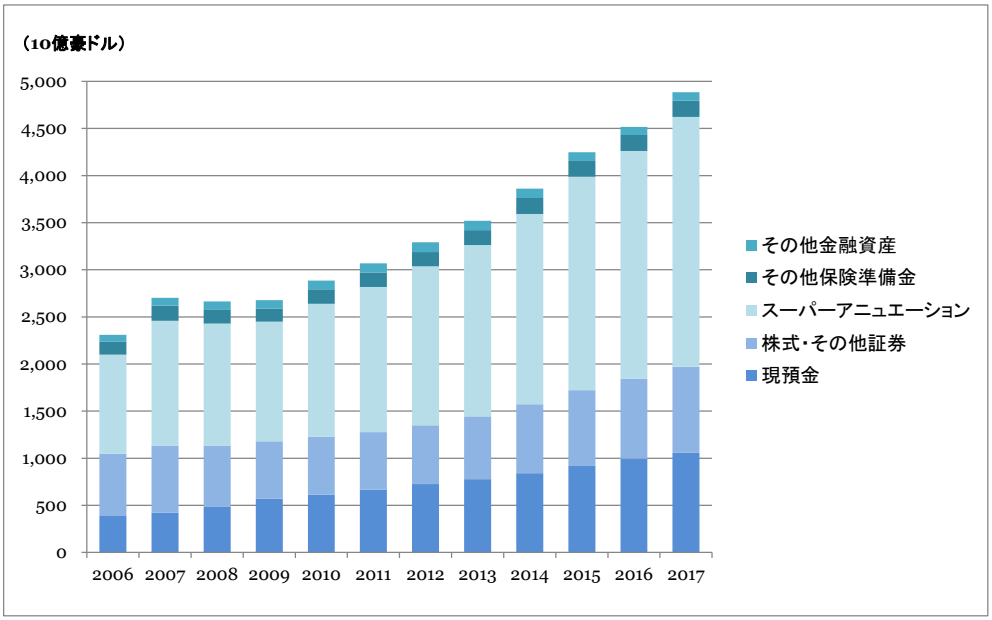
オーストラリアのリテール金融は、家計金融資産の大半を占める預金と年金の存在感が徐々に大きくなっている。2006 年から 2017 年の 11 年間で、個人金融資産の保有残高総額は 2 兆 3,093 億豪ドルから 2 倍以上となる 4 兆 8,859 億豪ドルへと膨らんだ。その構成比を見ると、株式・その他証券が 28.7%から 18.7%に減り、現金・預金が 16.7%から 21.7%へ、強制加入の私的年金であるスーパーアニュエーションが 45.5%から 54.3%へと伸びている。

スーパーアニュエーションは、事前積立方式で、当初は確定給付型（DB）だったが、今はほとんどが確定拠出型（DC）年金である。被雇用者は全員加入、自営業者は任意加入である。拠出は、雇用主が給与額の一定比率の拠出義務を負い、加えて雇用主・加入者ともに任意で追加拠出ができる。資金の運用先については、加入者に幅広い選択権が与えられており、米国の 401（k）プランや日本の確定拠出年金と同様である。雇用主からの拠出金や給与天引き型の追加拠出金には、所定の範囲で個人所得税の計算上 15%の軽減税率が適用されている。運用益には上限 15%の軽減税率が適用されるが、非課税とはならない。なお、60 歳を超えての引出については所得税の課税は行われない。

この年金制度は、1993 年スーパーアニュエーション産業（監督）法（Superannuation Industry （Supervision） Act 1993）によって規制されており、資産残高は 2018 年 3

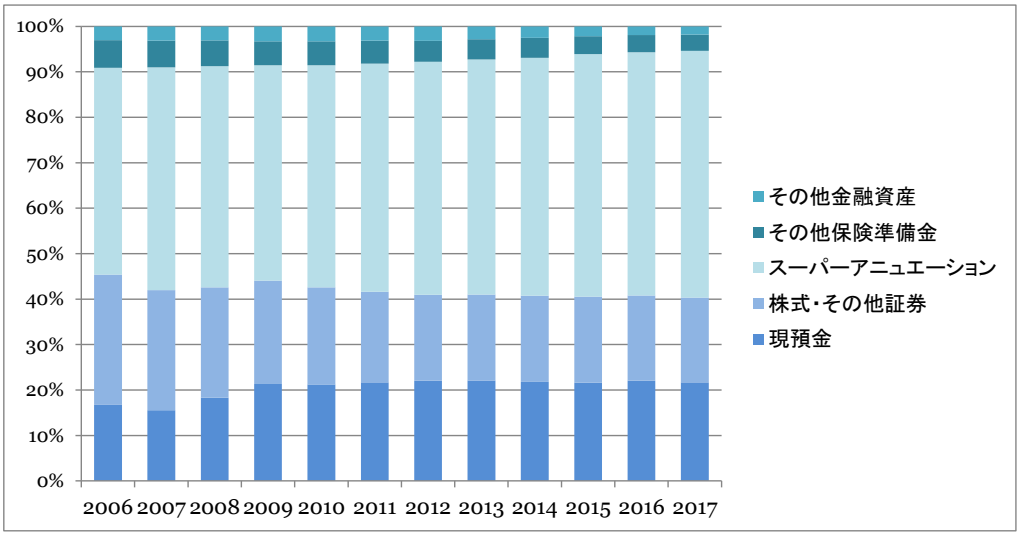
月末で約 3 兆 4,000 億豪ドルとなっている[53]。銀行や保険会社が運用を担っており、スーパーアニュエーション基金に資金を提供するリテールファンドのほとんどが大手 4 行と大手保険会社の AMP で占められている。

図表 11：家計金融資産の推移



（注） 各年 6 月末
（出所） オーストラリア統計局（Australian Bureau of Statistics）
5232.0 - Australian System of National Accounts, Table 34.Household Balance Sheet54を基に作成（2018 年 6 月 28 日閲覧）

図表 12：家計金融資産の構成比の推移



（注） 各年 6 月末
（出所） オーストラリア統計局（Australian Bureau of Statistics）
5204.0 - Australian System of National Accounts, Table 41.Household Balance Sheet5232.0 - Australian System of National Accounts, Table 34.Household Balance Sheet を基に作成（2018 年 6 月 28 日閲覧）

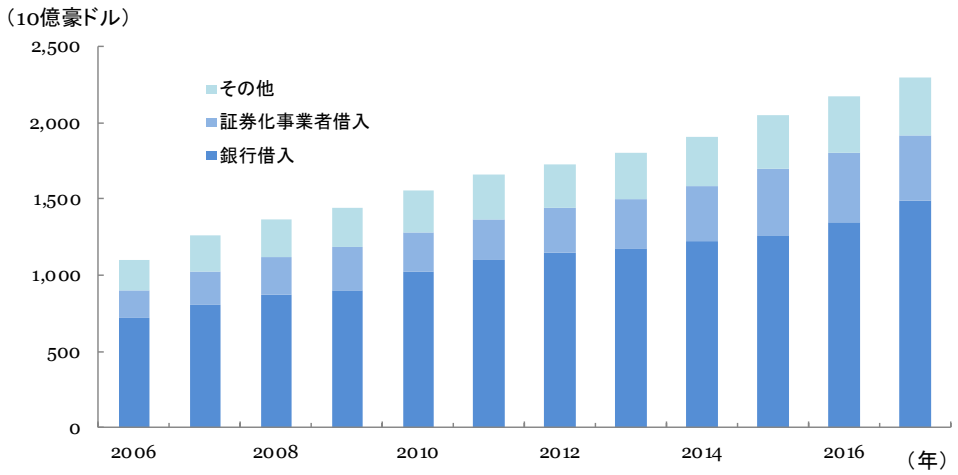
53 オーストラリア統計局（Australian Bureau of Statistics） 5655.0-Managed Funds, Australia
http://www.abs.gov.au/ausstats/abs@.nsf/mf/5655.0
54 オーストラリア統計局ウェブサイト
http://www.abs.gov.au/AUSSTATS/abs@.nsf/DetailsPage/5232.0Mar%202018?OpenDocument

(2) 家計金融負債

2017 年 6 月時点で、家計の金融負債額は 2 兆 3,008 億ドルと、金融資産と同様に 2006 年対比で 2 倍の大きさに膨らんでいる。金融負債の内訳は、主に銀行借入によって占められている。

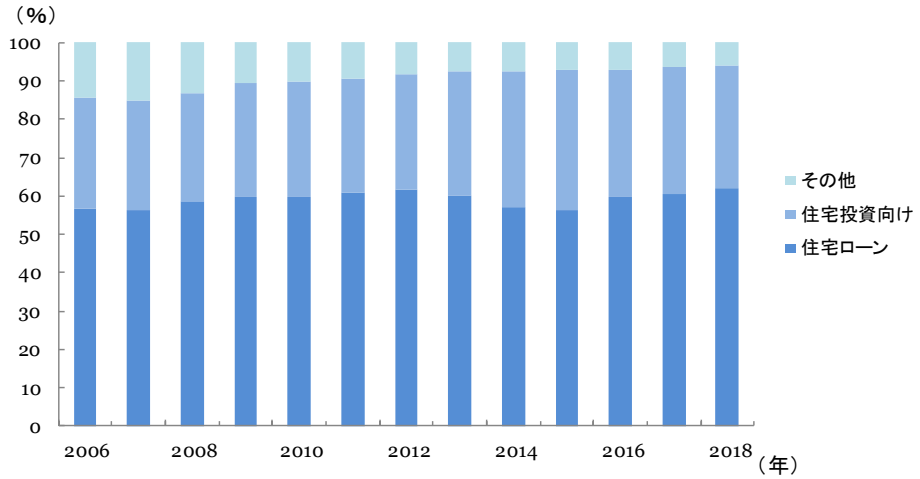
別統計で、家計部門の銀行借入の構造をみると、住宅ローンや住宅投資向けの貸出が家計債務増の要因となっている。この背景として、長らく中央銀行が低金利政策を維持してきたことや、海外からの投資が増加傾向にあったことなどを受けて、住宅価格の上昇が続いてきたため、家計部門の債務負担が増大したことなどが挙げられる。

図表 13：家計金融負債の推移



（注） 各年 6 月末
（出所） オーストラリア統計局（Australian Bureau of Statistics）
5232.0 - Australian System of National Accounts, TABLE 33. Financial Assets and Liabilities of Households [55]を基に作成（2018 年 8 月 1 日閲覧）

図表 14：家計金融負債の構成比の推移



（注） 各年 6 月末
（出所） オーストラリア統計局（Australian Bureau of Statistics）
Money and Credit Statistics, Bank Lending Classified by Sector – D5[56]を基に作成（2018 年 8 月 1 日閲覧）

55 オーストラリア統計局ウェブサイト
http://www.abs.gov.au/AUSSTATS/abs@.nsf/DetailsPage/5232.0Mar%202018?OpenDocument
56 オーストラリア統計局ウェブサイト

5. 金融セクターにおけるリテール金融機関の位置付け

預金取扱業務は、1959 年銀行法により認可された預金受入機関が担っている[57]。認可預金受入機関（ADIs）には銀行、住宅金融組合、信用組合等があり[58]、銀行は更に、国内銀行と外国銀行に分類される。一方、金融会社・金融業者は、ADIs としてライセンスを取得していないため、預金業務を行うことはできない。

オーストラリアには、33 行の国内銀行があるが、ビッグ・フォー（Big Four）と称される大手 4 行が、4.6 兆豪ドルに上る ADIs の総資産の 6 割程度を占め（2017 年 12 月末）[61]、残る 29 行はその他国内銀行（other domestic banks）として位置付けられている。国内銀行以外の ADIs には住宅金融組合と信用組合があり、いずれも個人向け小口金融に特化している[62]。3 の住宅金融組合は総資産 122 億豪ドル、54 の信用組合は総資産 380 億豪ドルを保有している。外国銀行は、7 の現地法人（Foreign Subsidiary Banks）と 44 の支店（Branches of Foreign Banks）がある（2017 年 12 月末）[63]。金融会社・金融業者は、1,536 億豪ドルの資産を有する。

【参考情報：ルーラル銀行（Rural Bank） **】**[59]

農業ビジネスへの融資を強みとするルーラル銀行は、ベンディゴ・アンド・アデレード銀行グループ（Bendigo and Adelaide Bank Group）の 100%子会社であり、オーストラリアの主要銀行が撤退した地方・僻地においてニーズの高い銀行サービスを提供するという使命を持って設立された[60]。同行は、2000 年、ベンディゴ銀行（Bendigo Bank）と農業ビジネスを専門に扱う投資会社エルダーズ（Elders）社が 50%ずつ出資しエルダーズ・ルーラル銀行（Elders Rural Bank）として銀行免許を取得し、開業した。ルーラル銀行という名称に変更したのは 2009 年であり、エルダーズ社が出資持分をベンディゴ銀行へ売却、翌年にはベンディゴ・アンド・アデレード銀行グループの 100%子会社となった。今日、他金融機関とのパートナーシップも含め、国内約 400 か所でルーラル銀行の商品やサービスが提供されている。

地方部での金融サービス提供を行うルーラル銀行では、“Relationship Manager”と呼ばれる担当スタッフを配置して、顧客の借入相談や融資業務を実施している。このポジションには、農業ビジネスの経験者、或いは知見や理解、関心のある専門家を起用している。こうして、他行では提供できない専門的な知識を持った職員が、顧客の細かい要求にも応えられる体制が整備されているため、高付加価値のサービスを提供できる点がルーラル銀行の強みである。

預金受入額の規模では、住宅金融組合と信用組合のプレゼンスは預金全体の 1.6%程度（2017 年末時点）である。貸出全体に占めるシェアは、住宅金融組合が 0.4%、信用組合が 1.2%、金融会社・金融業者が 3.7%（2017 年末時点）であり、これらリテール金融を総じて見れば一定数の規模となる[64]。

---

http://www.abs.gov.au/AUSSTATS/abs@.nsf/DetailsPage/5232.0Mar%202018?OpenDocument

57 1959 年銀行法 Section5. http://www.comlaw.gov.au/Details/C2014C00211

58 オーストラリア健全性規制庁ウェブサイト ‘List of Authorised Deposit-taking Institutions’ https://www.fcs.gov.au/which-adis-are-covered

59 2013 年 12 月ヒアリングに基づく。

60 ルーラル銀行ウェブサイト ‘Our History’ http://www.ruralbank.com.au/about-us/about-rural-bank/our-history

61 オーストラリア健全性規制庁「Quarterly Authorised Deposit-taking Institution Performance」 http://www.apra.gov.au/adi/Publications/Pages/adi-quarterly-performance-statistics.aspx

62 2013 年 12 月のヒアリングに基づく。

63 オーストラリア健全性規制庁 Quarterly Authorised Deposit-taking Institution Performance Statistics https://www.apra.gov.au/publications/quarterly-authorised-deposit-taking-institution-performance-statistics (2018 年 6 月 28 日閲覧)

64 オーストラリア健全性規制庁“Quarterly ADI Performance”、オーストラリア準備銀行”Finance Companies and General

第 5 章 最近の金融動向と今後の展望

1. 最近の金融動向

(1) 金融制度改革の動向

オーストラリアの金融制度全体については、2013 年 9 月に政権を獲得したアボット政権により、約 1 年をかけて様々な角度からレビューが実施された。オーストラリアでは 1997 年以降、長らく大規模なレビューがなされてこなかったために実施されたものであり、2014 年 12 月 7 日に報告書が公表された[65]。

同報告書は、金融制度の破綻を防ぐこと、また、万一の破綻時にそのコストを下げることを目的として、44 の提案をしている。その中で、銀行制度については、レバレッジ比率の導入、事前に資産を確保しない政府保障型の預金保険制度の維持、休眠口座扱いとする年限の 3 年から 7 年への引上げ、認可預金受入機関（ADIs）と金融会社（Finance Companies）等によって提供される投資商品の区分の明確化等が求められている。また、銀行制度以外の分野では、スーパーアニュエーションの競争促進、クラウドファンディングの制度整備等が提案された。その後、銀行の自己資本比率の引き上げなど、既に提案された内容の一部が実施されている。

また、最近では相次ぐ金融機関の不正行為をきっかけに、金融機関の監査機能の見直しが行われている。2014 年ごろから、4 大銀行などで、顧客のサインの偽造や提供していないサービスに対する手数料を顧客から徴収するなどの不正行為が相次いで発覚した。この事態を受けて、最大野党の労働党から批判の声が高まり、2017 年 12 月 14 日には金融業界の不正行為を調査する王立委員会（Royal Commission into Misconduct in the Banking, Superannuation and Financial Services Industry）が設置された。この王立委員会は、委員長のケネス・ヘイン判事と 5 人の補佐で構成される。王立委員会は、オーストラリアにおける公的調査委員会の中で最も権力を持ち、証人の召喚や証拠の請求ができるほか、委員会への出席を拒否したものを拘留したり、証拠提出を拒否したものに刑罰を与えたりすることも可能となっている[66]。

同委員会の設置以降、国内金融機関の調査が行われ、新たな不正行為が次々に明らかとなっている。王立委員会は、2018 年 7 月時点で、7,430 件の不正行為に関するパブリック・コメントを受け付けており、そのうち、66%が銀行関連、10%がスーパーアニュエーション関連となっている。同委員会は調査の結果を 2019 年の 2 月 1 日までに最終報告書にまとめる方針である[67]。

(2) 「金融包摂/排除（Financial Inclusion/Exclusion）」の取り組み現状

金融排除とは銀行や保険などの金融サービスから排除される状態を指し、金融包摂とは金融排除に陥っている人々を金融サービスにアクセスできるようにすることを意味する。

オーストラリア最大のマイクロファイナンス機関である Good Shepherd Microfinance によれば、オーストラリアでは 330 万人が金融排除に直面している、も

Financiers – Selected Assets and Liabilities”、” Financial Aggregates”に基づく。

65 金融制度調査委員会（Financial System Inquiry）ウェブサイト、“Financial System Inquiry Final Report” http://fsi.gov.au/publications/final-report/

66 https://www.legislation.gov.au/Details/C2016C00603（2018 年 8 月 6 日閲覧）

67 https://financialservices.royalcommission.gov.au/Pages/default.aspx（2018 年 7 月 26 日閲覧）

しくは必要なときに十分な金融サービスを受けられない状況にある[68]。

このような状況から脱するため、オーストラリア政府は 2015 年に G20 金融包摂行動計画（G20 Financial Inclusion Action Plan）や国連の持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）に合意し、金融包摂に向けた取り組みを行っている。この一環として、オーストラリア政府は Good Shepherd Microfinance の協力のもと金融包摂行動計画（Financial Inclusion Action Plan , FIAP）プログラムを始動した[69]。

FIAP は、銀行など他の機関とともに、全ての人が金融包摂の恩恵を受けることができる環境作りを目指している。金融包摂完了までの道筋（ロードマップ）を「①基礎作り（Establish & Engage）」、「②金融包摂に向けた不可欠要素の確立（Critical Mass）」、「③地方への拡大（Community-led）」、「④金融包摂の完了（Exit）」の 4 つのフェーズに分け、フェーズごとに参加企業や金融包摂の恩恵を受ける人数の目標を掲げ、その目標達成に必要な取り組みを設定している[70]。

現在、このプログラムには 4 大銀行を含む 30 の機関が参加しており、既に 580 もの取り組みが始まっている。具体的には、コモンウェルス銀行は 600 人以上の難民に対し口座開設の支援を行ったほか、ANZ 銀行は貯蓄や消費といった資産管理の方法などを学ぶ「MoneyMinded」というプログラムを通して、金融リテラシーの向上に貢献している。

FIAP が掲げるロードマップが達成されれば、毎年①GDP を 29 億ドル、②政府の貯蓄を 5 億 8300 万ドル、③家計資産を 118 億ドル押し上げることができると試算されている。

図表 15：金融包摂に向けたロードマップ

フェーズ		目標
フェーズ1	基礎作り （2015～2018年）	・参加企業：30社 ・雇用人数：25万人 ・包摂人数：200万人
フェーズ2	必要不可欠要素の確立 （2019～2022年）	・参加企業：200社 ・雇用人数：50万人 ・包摂人数：200万人
フェーズ3	地方への拡大 （2022～2027年）	・参加企業：750社 ・雇用人数：150万人 ・包摂人数：250万人
フェーズ4	金融包摂の完了	・全ての人々が金融包摂の状態

（出所） Good Shepherd Microfinance “From Foundations to Actions: Program Report March 2018”を基に作成（2018 年 7 月 26 日閲覧）

[68] Good Shepherd Microfinance ウェブサイト
http://goodshepherdmicrofinance.org.au/media/leaders-rally-millions-people-feeling-pinch/（2018 年 7 月 26 日閲覧）
[69] Good Shepherd Microfinance ウェブサイト
http://goodshepherdmicrofinance.org.au/services/financial-inclusion-action-plans-fiap/（2018 年 7 月 26 日閲覧）
[70] Good Shepherd Microfinance ウェブサイト
http://goodshepherdmicrofinance.org.au/assets/files/2018/04/FIAP-Program-Report-Part-One-March-2018-WEB-180423.pdf（2018 年 7 月 26 日閲覧）

(3) マイクロファイナンス等ソーシャルファイナンスの現況[71]

オーストラリアにおいては欧州ほどにはソーシャルファイナンスが盛んではないものの、近年は注目すべき取組みが見られる。

教会系の慈善団体である「Good Shepherd Australia New Zealand（GSANZ）」は、ナショナル・オーストラリア銀行（NAB）とパートナーシップを結び、「NILS (No Interest Loan Scheme)」という無利子融資制度と、「Step Up Loan」という低金利ローン、「Adds Up（追加貯蓄制度）」という貯蓄促進プログラムを提供してきた。

1863 年に仏グッドシェパード教会のシスターがメルボルンの女性を対象に生活支援や住居の提供を始めたことを起源に、それ以降、社会的に立場が弱い女性や若年層の支援を行ってきた。1976 年に、地域活性化や金融包摂の促進を目的に GSANZ の前身となる「Good Shepherd Youth & Family Service（GSYFS）[72]」を設立した。1981 年には、NILS を開発し、低所得層の個人及び世帯に、融資を行ってきた。現在の NILS の融資内容としては、冷蔵庫や洗濯機、家具、家電、パソコンといった必需品や、医療手続きなどのサービスについて、最高 1,500 豪ドルまで利用可能である。返済期間は 12 カ月から 18 カ月に設定され、少額での返済が可能である。NILS を受ける要件として、保険証または年金カードを持っているか、年間収入が 45,000 豪ドル以下であることが求められる一方で、信用調査は求められない。現金、家賃滞納、借金、請求書などの支払に対する貸出は行っていない。NILS は、オーストラリアの 600 以上の地域の 178 の地域社会団体が提供を行っている[73]。NILS の利用者の 68%が女性である。平均借入金額は 904 豪ドルであり、完済率は 95%にも及ぶ。これまでの延べ利用者は、20 万 5 千人である[74]。

2004 年 3 月に、Step Up Loan は GSYFS と NAB の共同の取組みとして、メルボルンで開始された。Step Up Loan は、800 豪ドルから 3,000 豪ドルまでの融資を年利 5.99%で提供しており、返済期限は 3 年以内に設定されている。この融資は、保険証または年金カードを持っている人や、家族支援給付金（Family Tax Benefit A）の受給者を対象としている。また、融資には信用調査が必要となる。Step Up Loan は、GSYFS と 13 のコミュニティ機関を通じて、すべての州で提供されている。貸出の用途には、主に車の修理、中古車、医療費や職業教育費等がある。NILS と同様に現金や借金、請求書の支払に対する貸出は行っていない。

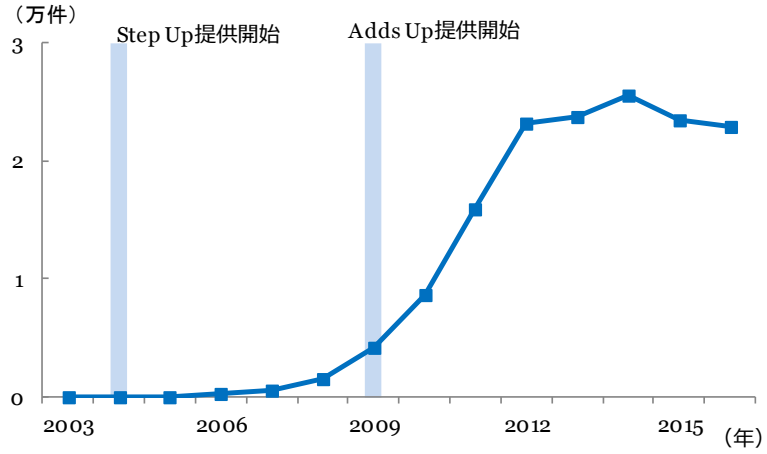
GSYFS と NAB は 2009 年 5 月に、Adds Up（追加貯蓄制度）と呼ばれる特徴的な貯蓄プログラムを開始した。Adds UP は NILS または Step Up のローン完済後に利用することができる。Adds Up はローン債務者の返済を支援し、さらに完済により債務者が貯蓄習慣を習得することを目的としている。Adds Up に対する需要が多いため、2017 年 4 月 30 日に Adds Up のサービス提供は一度は停止されたものの、一部プログラムの内容を改良した上で、今後再開される予定である。このような取り組みもあって、これまでのマイクロファイナンスの貸出件数は 15 万に達し、貸出額は 1.7 億豪ドルに及んでいる。

なお、GSYFS は 2014 年に「Rosemount Good Shepherd Youth & Family Services」と合併し、現在の「Good Shepherd Australia New Zealand（GSANZ）」に統合された。

---

71 2013 年 12 月のヒアリングに基づく。
72 主として女性向けのコミュニティサービス活動を行っている。
73 Good Shepherd Microfinance ウェブサイト
http://nils.com.au/（2018 年 7 月 3 日閲覧）
74 GoodShepherdmicrofinance ウェブサイト
http://goodshepherdmicrofinance.org.au/services/no-interest-loan-scheme-nils/（2018 年 7 月 3 日閲覧）

図表 16：マイクロファイナンス貸出件数の推移



（出所） ナショナルオーストラリア銀行（NAB） “Financial Inclusion Action Plan 2017”を基に作成（2018 年 7 月 26 日閲覧）

また、同じく教会系の慈善団体である「Brotherhood of St Laurence[75]」はコミュニティセクターの金融機関と共同で「Saver Plus」という教育向け資金提供プログラムを行っている。このプログラムは、 ANZ 銀行とのパートナーシップの下、低所得者がプログラムを通して貯蓄習慣を身に着けることを目的としている。このプログラムの参加者は、資産管理を学ぶワークショップに参加した上で、自身が設定した目標額に応じて 10 カ月以上の期間で貯蓄を行う。その目標が予定通り達成されれば、ANZ 銀行から最大で 500 豪ドルの資金が提供される。この資金は、学校の制服、教科書、パソコン、スポーツ用品といった教育資金に充てることを目的としている[76]。

(4) コミュニティ銀行（Community bank）の設立[77]

ベンディゴ銀行は、独自のビジネスモデルであるコミュニティ銀行を展開し、地域に根差した金融機関として成功している[78]。コミュニティ銀行は、まず 100 万ドルを上限に地域団体が設立資金を集め、設立する銀行の持ち分を保有することで銀行のオーナーになるという形で設立される。コミュニティ銀行で得た利益の 50%が地域の再投資に充てられ、地域の発展のために使われる。1998 年に設立されて以降 20 年間の再投資は、累計 1 億 8,300 万豪ドルに上る。これらの資金は主に、地域向けのスポーツ、教育、インフラ整備の投資に使われてきた。コミュニティ銀行は認可預金受入機関ではなく、ベンディゴ銀行の取扱商品を提供する代理店という位置づけである[79]。なお、当該ビジネスモデルは、ベンディゴ銀行が開発したものであり、特許登録済である。

---

75 主として貧困層向けの支援を行っている。

76 Brotherhood of St Laurence ウェブサイト
https://www.bsl.org.au/services/money-matters/saver-plus/（2018 年 7 月 25 日閲覧）

77 2013 年 12 月のヒアリング及び以下ベンディゴ銀行ウェブサイトに基づく。
https://www.bendigobank.com.au/public/community/community-bank（2018 年 7 月 25 日閲覧）

78 銀行の成長の前に地域の成長をというモットーを掲げ、コミュニティベースの銀行＝Community Bank を次々と設立している。

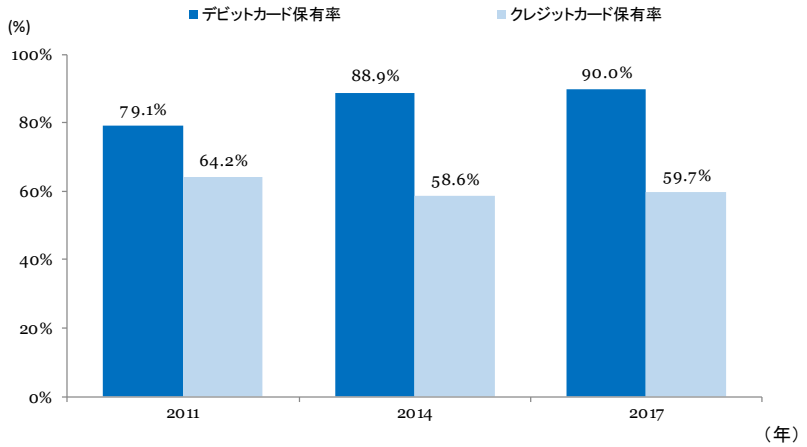
79 コミュニティ銀行は、ビクトリア州の小さな村（village）で、大手商業銀行の最後の支店が閉鎖されたことをきっかけに、村が独自の銀行を創設したことが設立起源。今日では 313 以上のコミュニティ銀行が設立されている。ベンディゴ銀行は、同行のモットーである、地域コミュニティの発展を推し進めるためのツールとして、商品・サービスやノウハウ、人事制度に関わる知見をコミュニティ銀行へ提供している。

2. 最近のリテール決済の動向

(1) キャッシュレス化の動向

世界銀行が行った調査「グローバル・ファインデックス」に基づけば、オーストラリアの 15 歳以上人口のクレジットカード保有率は近年ほぼ横ばいで推移しており 2017 年時点で 59.7%となっている。一方、デビットカードの保有率は年々増え続け、その割合は 90%にも及んでいる。クレジット・デビットの保有率いずれも、OECD 加盟国平均（クレジットカード：56.8%、デビットカード：84.2%）を上回っており、世界的にみても普及率が高いと言える。

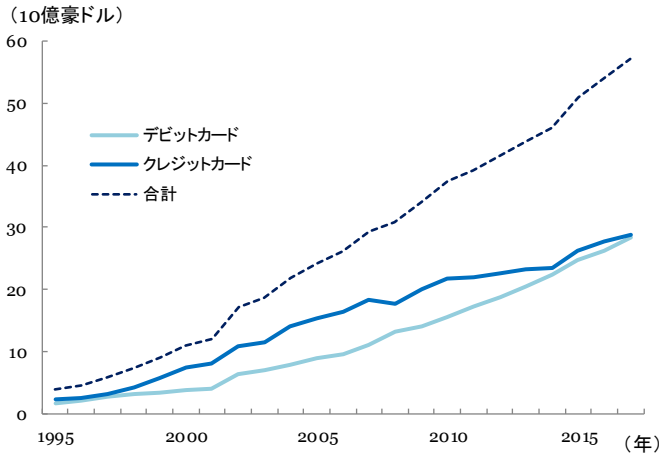
図表 17：デビットカード、クレジットカード保有率の推移



（出所）世界銀行，“ The Global Findex Database 2017”を基に作成
https://globalfindex.worldbank.org/（2018 年 7 月 26 日閲覧）

先述の通りクレジットカードの保有率は横ばい状態にあるが、決済金額は増加傾向にあり、2017 年時点では 283 億豪ドルに達する。デビットカードについても 288 億豪ドル（2017 年時点）まで増加しており、クレジットカードとほぼ同等の金額まで膨らんでいる。

図表 18：デビットカード、クレジットカードによる決済額の推移

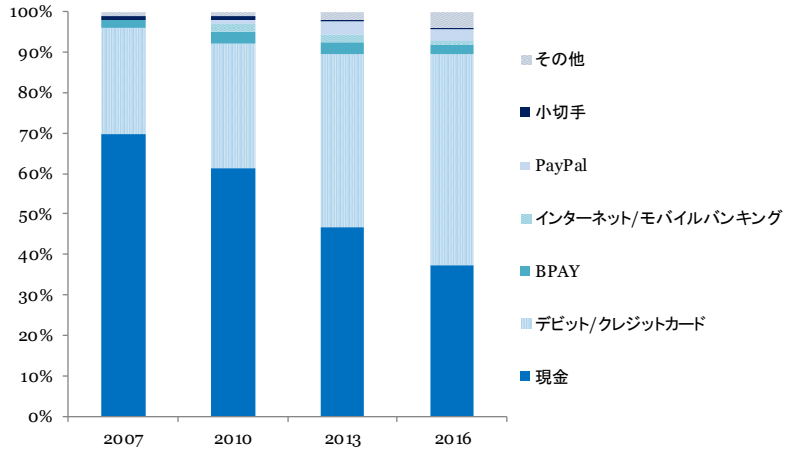


（注） 各年 12 月末
（出所） オーストラリア準備銀行（RBA）“Statistical Tables”を基に作成
https://www.rba.gov.au/statistics/tables/（2018 年 7 月 26 日閲覧）

オーストラリア準備銀行（RBA）と市場調査会社「Ipsos」が共同で行った調査によれば、クレジットカードやデビットカードによる決済は、現金決済を上回り、いまや主流の支払い手段になっている。特に最近では、レジに備え付けられた読み取り機にカードをかざすだけで決済が可能な非接触（Contactless）決済機能を具えたクレジットカードやデビットカードの普及が進んでいる。また、店舗販売におけるカード決済のうち、非接触決済カードでの支払いの割合は、2013 年時点が 20%程度だったが、2016 年時点では 60%を上回る水準まで拡大している[80]。

このようにキャッシュレス決済が普及した一つの背景として、小額でもカード支払いを受け付ける店が増えたこと、公共交通機関のカード払いが可能となったこと、タクシーのライドシェアが進んだことなどが挙げられる。

図表 19：決済方法の内訳



（注）　決済回数の内訳
（出所）　オーストラリア準備銀行（RBA）“How Australians Pay: New Survey Evidence”を基に作成

(2) モバイル決済の動向

モバイル決済とは、スマートフォンなどの携帯電話を用いて、財・サービスの購入、送金、請求支払いなどの決済を行う手段で、キャッシュレス決済の一つとして位置づけられる。

オーストラリアにおいて、店舗での支払いにおけるモバイル決済の割合は 1%程度（2016 年時点）にとどまるものの、徐々にモバイル決済サービスを取り入れる金融機関は増加している。

2016 年 4 月には、ANZ 銀行が他行に先駆けて Apple Pay との提携を実現したほか[81]2017 年 2 月より投資銀行大手マッコーリー・グループとオランダ大手銀行 ING グループなども Apple Pay をオーストラリア国内で提供するようになった[82]。ANZ 以外の大手

[80] オーストラリア準備銀行”How Australians Pay: New Survey Evidence”
https://www.rba.gov.au/publications/bulletin/2017/mar/pdf/bu-0317-7-how-australians-pay-new-survey-evidence.pdf
（2018 年 7 月 27 日）

[81] Sydney Morning Herald, 20 June 2016, “ Deposits lift on Apple Pay, says ANZ Bank”
http://www.smh.com.au/business/banking-and-finance/deposits-lift-on-apple-pay-says-anz-bank-20160617-gplpfs.html

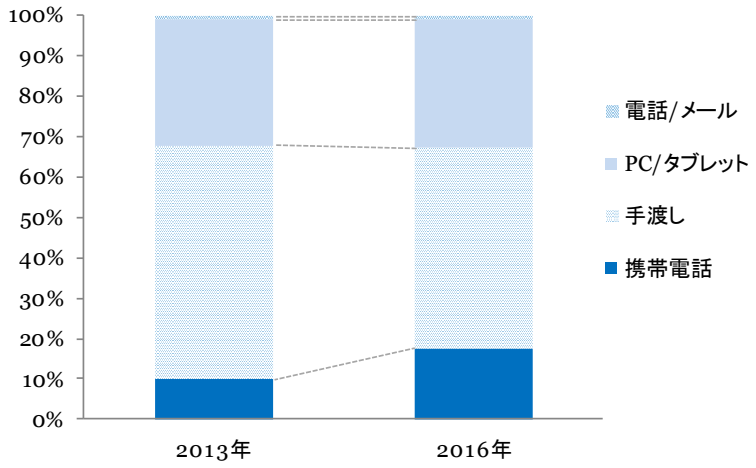
[82] ロイター,2017 年 3 月 31 日付
https://jp.reuters.com/article/apple-australia-idJPKBN17207H（2018 年 3 月 14 日閲覧）

3 銀行も Apple 社との集団交渉を目指しているが、当局からの承認が得られていない[83]。しかし、これらの銀行でも、スマートフォンに独自のアプリケーションをインストールすることでモバイル決済が可能となるサービスのほか、Google Pay や Samsung Pay といった Apple 社以外の支払いサービスを提供している。

先述の通り商品への支払い手段としては、モバイル決済の普及は未熟だが、最近では個人間の送金手段としては活用され始めている。例えば、自分が使用している銀行に関わらず、スマートフォンに「Beem It」というアプリをインストールし、Visa や Mastercard のデビットカードを登録すれば、個人間での送金や食事の際の割り勘なども簡単に行うことができるようになっている。先述した RBA と Ipsos の調査によれば、個人間における支払は、未だ現金の手渡しが大半であるものの、個人間の支払に占めるモバイル決済の割合は 2013 年の 10%から 2016 年には 18%まで拡大している。

RBA は同レポートで、現時点では、モバイル決済に関する知識がまだ十分に浸透していないことや、対応店舗が少ないこと、携帯電話が決済機能を備えていないことが、モバイル決済の普及を妨げていると分析している。しかしながら、これらの課題に関しては、技術の進展や上記に示したような金融機関の取り組みによって徐々に改善していくと見られ、今後はモバイル決済の利用も拡大していくものと見られる。

図表 20：個人間での送金における支払い手段



（注）10,000 豪ドル以上の支払いを除く。
（出所）オーストラリア準備銀行，“ How Australians Pay: Evidence from the 2016 Consumer Payments Survey”を基に作成（2018 年 7 月 26 日閲覧）

(3) インターネット経由の買い物の状況

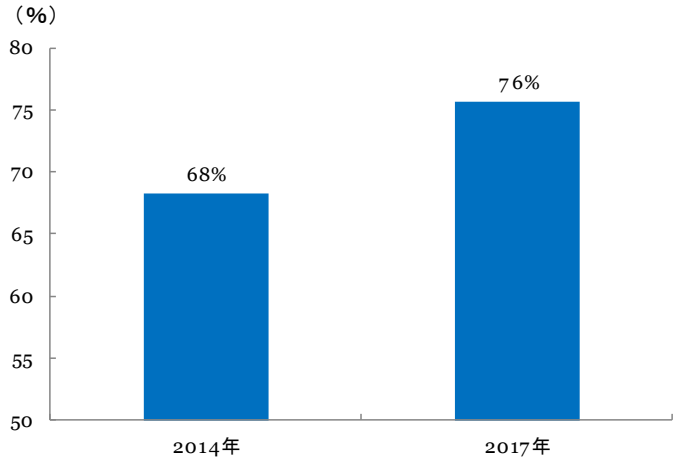
パソコンやスマートフォンの普及に加えて、ネットバンキングやキャッシュレス決済などオンラインでの決済手段が多様化していることを受けて、近年ではインターネット経由での買い物が盛んになっている。2017 年 12 月より、米通信販売大手の Amazon がオーストラリア市場に進出し、物品の販売だけでなく、インターネットを介して音楽や映画を提供するサービス（アマゾンミュージックリミテッド、プライムビデオ）を展開している。その他にも、Uber eats（米国系）、Deliveroo（英国系）、Foodora（ドイツ系）といった出前代行サービスの進出も相次いでいる。

[83] Reuters、2017 年 2 月 13 日「豪銀 4 行、アップルペイ巡る集団交渉方針を修正 当局に許可求める」https://jp.reuters.com/article/apple-pay-australia-banks-idJPKBN15S0AI

先述したグローバル・ファインデックスにおいて、オーストラリアで「過去 1 年間でインターネットを経由して支払いまたは買い物を行った」と答えた人の割合は、2014 年の 68.2%から 2017 年は 75.6%に大きく上昇している。

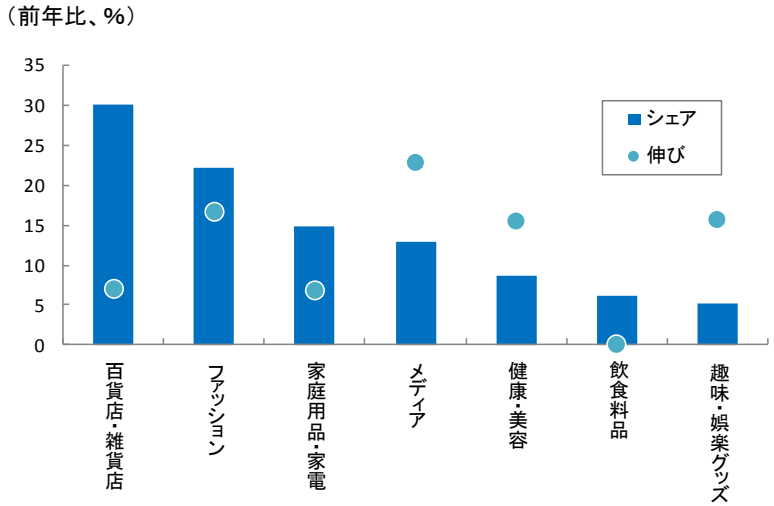
オーストラリア郵便公社のレポートによれば、インターネット経由の買い物は、百貨店や雑貨店からの衣料品やブランド物の取り寄せや、ファッション関連のシェアが大きくなっている。一方で、各商品の伸び率をみると、メディアや美容・健康の項目が拡大している。メディアについては、近年のペーパーレス化に伴って、インターネット経由での電子書籍の購入が増加している。また、美容・健康については、ネットユーザーは若年層が多いこともあって基礎化粧品やビタミンなどのサプリメントが人気のようだ。

図表 21：過去 1 年間でインターネットを経由して支払いまたは買い物を行った人の割合



（出所）世界銀行，“ The Global Findex Database 2017”を基に作成
https://globalfindex.worldbank.org/（2018 年 7 月 26 日閲覧）

図表 22：オンラインショッピングで購入した商品の内訳



（出所）**オーストラリア郵便公社**“ Inside Australian Online Shopping 2017”を基に作成（2018 年 7 月 26 日閲覧）

(4) フィンテック関連政策の動向

2016 年にオーストラリア政府は、世界的なフィンテックの潮流をオーストラリアにも取り込むべく、FinTech Advisory Group を創設した。FinTech Advisory Group はフィンテック分野の専門家を集め、同分野における政策へのアドバイスを行うほか、産業育成に向けた計画立案のサポートを行う[84]。

2016 年 12 月にオーストラリア証券投資委員会（ASIC）は、フィンテックの振興に向けて、金融業への進出における規制緩和（FinTech regulatory sandbox）を行っている。この規制緩和により、12 カ月はテスト期間としてライセンスを取得しなくても事業が行えるようになった[85]。

また、オーストラリア証券投資委員会（ASIC）はフィンテックの更なる進展を目指し、2017 年 6 月には、日本の金融庁とフィンテックに係る協力枠組みを構築した[86]。これにより、フィンテック企業の紹介、また紹介した企業へのアドバイスやサポートを求めることができるほか、ASIC と日本金融庁の間での規制や産業動向などの情報交換が容易になった。その他にも、ASIC は、中国証券監督管理委員会、香港証券先物委員会、マレーシア証券委員会といった海外機関とフィンテック分野における協力関係を結んでいる。

(5) フィンテック企業の取り組み

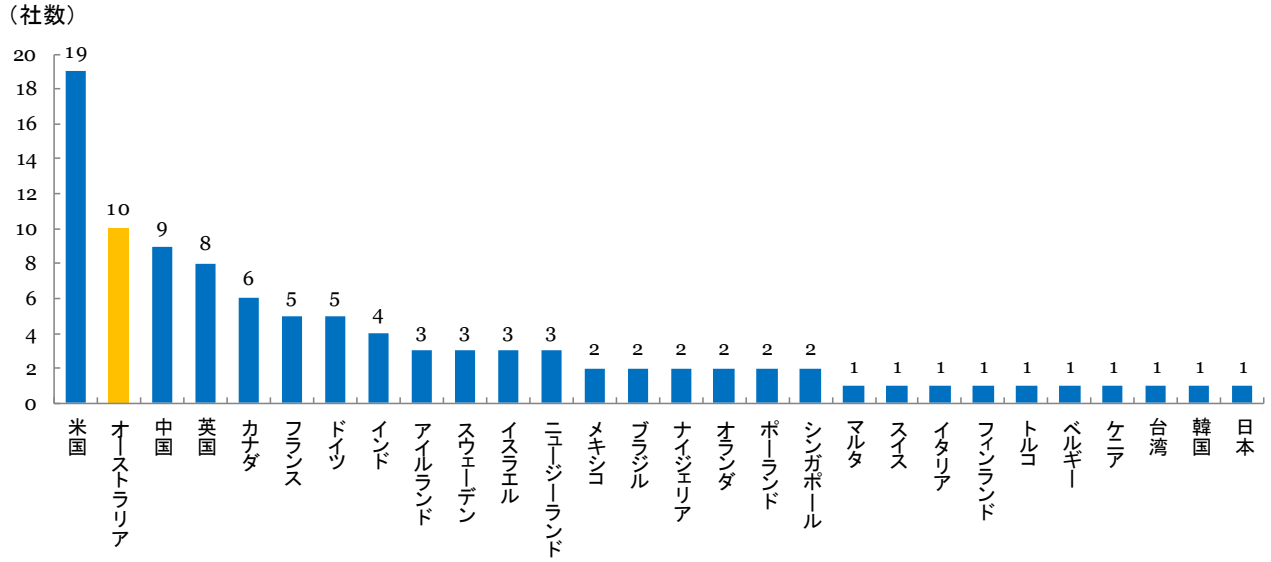
2017 年時点のオーストラリアにおけるフィンテック関連企業は 600 社に上り、前年対比で 2 倍以上の企業数となっている。大手国際会計事務所の KPMG は、「世界を牽引するフィンテック TOP100（The Fintech100）」報告書において、世界各国のフィンテック企業から「成功している 50 社（Leading 50）」と「注目の新興企業 50 社（Emerging Stars）」の計 100 社を選定している。2017 年の調査では、オーストラリアからは 10 企業が選ばれ、米国に次ぐ世界 2 位の多さとなった。Leading 50 には中小企業向けのオンライン融資を行う Prospa や、主に個人向けのオンライン融資を中心とする zipMoney などが、Emerging Stars にはクロスボーダー取引に特化する Airwallex や、電子商取引を行う事業者向けの保険を提供する CoverGenius などが選出されている。

投資分野では、利用者に投資がより身近に感じる工夫がなされている。例えば、新興企業の Moneysoft 社は、日々の支払いで生じるお釣りを自動的に投資に回してくれる投資アプリ（Round-ups）を開発した。また、Macrovue 社は、「人工知能」や「次世代自動車」といった 20 以上の流行りのテーマの中から投資したい分野を選ぶだけで、マーケットの専門家が厳選したポートフォリオへの投資ができるサービスを提供している。金融機関もフィンテックの技術をサービスに取り入れる動きがみられる。4 大銀行は先述したような携帯電話によるモバイル決済に加え、腕時計型の端末（スマートウォッチ）を使った決済サービスを開始している。また、コモンウェルス銀行（CBA）傘下のバンクウエスト（Bankwest）は防水機能が付いた指輪型端末（Bankwest Halo）も提供しているほか、ウェストパック銀行もオーストラリアのデザイナーと共同で、アクセサリー型の決済サービス端末（PayWear Accessories）の開発に着手している。

---

[84] http://fintech.treasury.gov.au/working-with-australias-fintech-industry/（2018 年 7 月 27 日閲覧）
[85] オーストラリア証券投資委員会（ASIC）ウェブサイト
https://asic.gov.au/for-business/your-business/innovation-hub/regulatory-sandbox/（2018 年 7 月 27 日閲覧）
[86] https://www.fsa.go.jp/inter/etc/20170623.html（2018 年 7 月 27 日閲覧）

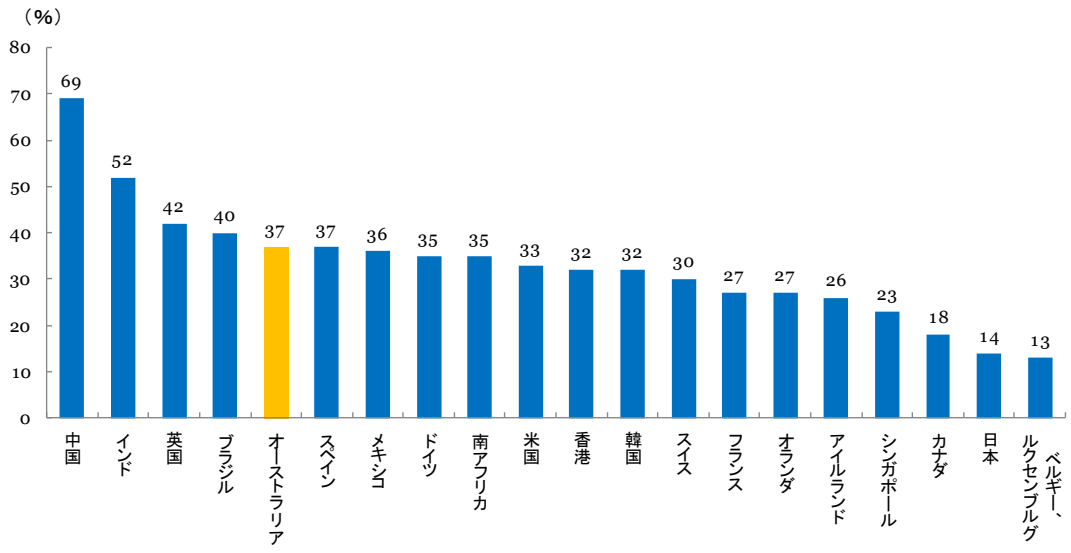
図表 23：「世界を牽引するフィンテック TOP100」に選出された企業数



（出所） KPMG“The Fintech 100”を基に作成（2018 年 7 月 27 日閲覧）

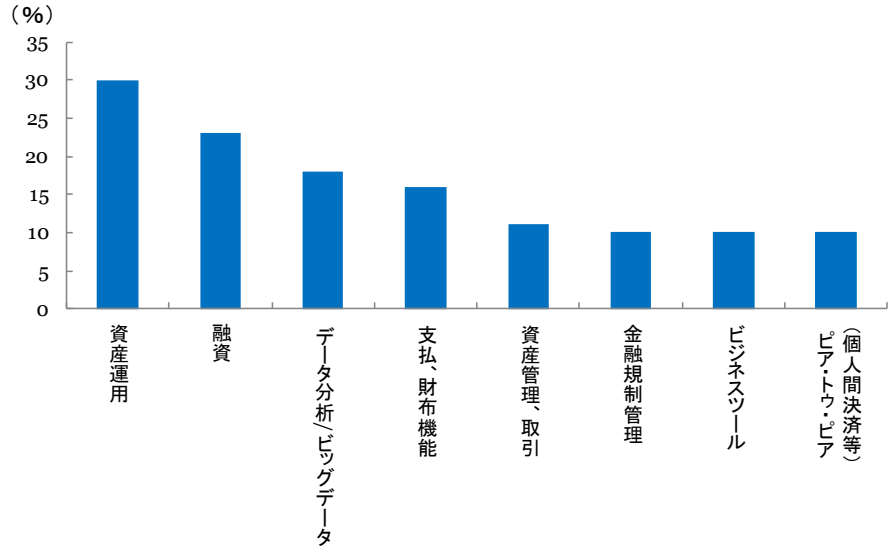
このような企業努力もあり、フィンテックは徐々に身近なものになっている。2017 年にアーンスト・アンド・ヤング（EY）が発表した「EY フィンテック導入指標(EY Fin Tech Adoption Index)」報告書によれば、オーストラリアにおけるフィンテックの普及度合いは調査対象となった 20 カ国中 5 位となった。その用途をみると、資産運用や融資といった分野でフィンテックが活用されていることが分かる。

図表 24：EY フィンテック導入指標



（出所）アーンスト・アンド・ヤング“ EY FinTech Australia Census 2017”を基に作成（2018 年 7 月 27 日閲覧）

図表 25：フィンテックの用途



（出所）アーンスト・アンド・ヤング“ EY FinTech Australia Census 2017”を基に作成（2018 年 7 月 27 日閲覧）

(6) リテール決済等に関する規制の状況

消費者向けの融資やリースについては、National Consumer Credit Protection Act 2009（NCCP Act）に基づき、オーストラリア証券投資委員会（ASIC）などが管轄し[87]、決済に関する規制は、Payment Systems (Regulation) Act 1998 に基づき、オーストラリア準備銀行（RBA）が管轄している[88]。

オーストラリアでは、融資や決済などの金融業務を行う事業者は、原則はライセンスの取得が必要だが、フィンテック分野においては、2016 年 12 月にオーストラリア証券投資委員会（ASIC）が、一定の基準を満たせば 12 カ月はテスト期間としてライセンスを取得しなくても事業が行えるよう規制を緩和した（FinTech regulatory sandbox）。一方で、RBA のブロック総裁補は、2018 年 7 月に中国で行われた会合での講演で、フィンテック企業の拡大は、金融業におけるシステミックリスクを増幅させかねず、当局による規制強化の重要性を訴えており、今後当該分野における規制について議論が進められる模様である。

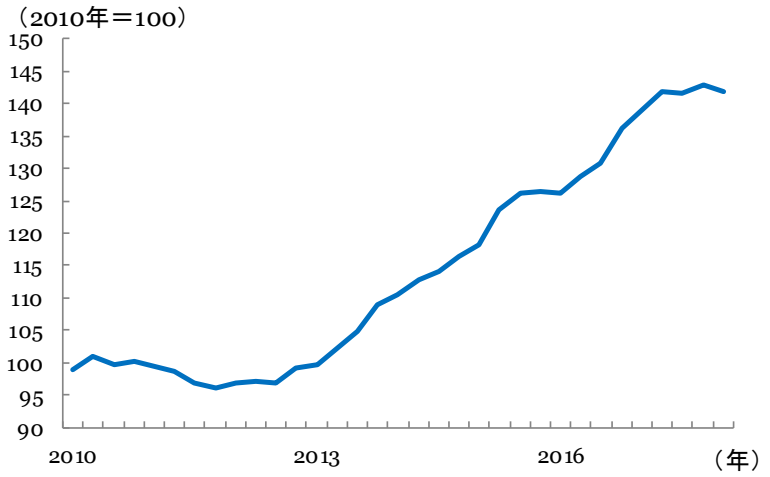
仮想通貨については、アンチマネーロンダリング（AML）やテロ資金対策（CTF）のため、2018 年 4 月より国内の仮想通貨取引所は、オーストラリア取引報告分析センター（AUSTRAC）に登録し、政府が定める AML と CTF の遵守と報告義務が課せられている[89]。また、2018 年 5 月に ASIC は、仮想通貨を使って資金調達を行う手法であるイニシャル・コイン・オファリング（ICO）を行う企業の監視を強化していくと表明した。ASIC は、投資家を欺く、または誤解を招くような企業や、ライセンスを取得していない疑いのある企業に対して質問状を発行することなどで、悪質業者の是正を図っている。この質問状に基づき、既に業務停止や業務の改善を行った企業もある[90]。

[87] https://www.legislation.gov.au/Details/C2009A00134（2018 年 7 月 27 日閲覧）
[88] https://www.legislation.gov.au/Details/C2004A00318（2018 年 7 月 27 日閲覧）
[89] http://www.austrac.gov.au/media/media-releases/new-australian-laws-regulate-cryptocurrency-providers（2018 年 8 月 7 日閲覧）
[90] https://www.asic.gov.au/about-asic/media-centre/find-a-media-release/2018-releases/18-122mr-asic-takes-action-on-misleading-or-deceptive-conduct-in-icos/（2018 年 8 月 7 日閲覧）

現金での決済について、オーストラリア政府は 2018/19 年度予算案の中で、2019 年 7 月 1 日から 1 万豪ドルを超える財・サービスへの支払いにおいて、現金での決済を禁止する意向を発表した 。この規制の発効後は、上限を上回る支払いは、クレジットカードやデビットカードなどの電子決済、もしくは小切手で行う必要がある。この規制は、税逃れやマネーロンダリングの取り締まりを狙いとしているが、個人や企業のキャッシュレス化の後押しとなるとの意見も出ている。

その他のリテール金融における規制については、オーストラリアでは、2013 年ごろからの住宅価格上昇に伴い、家計債務の増加が問題視されており、最近では住宅ローンの抑制策が打たれてきた。2014 年には APRA は金融機関に住宅投資向けローンの伸び率が前年比 10%を超えないよう通達を行った。また、一定期間は利息支払いのみを返済するインタレストオンリー（IO）ローンが増加していたことから、2017 年 3 月には ASIC は、認可預金受入機関（ADIs）に対して、新規住宅ローンに占める IO ローンの割合が 30%を超えないよう求めた[91]。主要銀行も IO ローンの貸出金利の引き上げを行った。足元では、徐々に住宅価格の上昇が一服しつつあることから、2018 年 4 月には APRA が実施しした住宅の投資向けローンの貸出キャップは廃止されているが、引き続き住宅市場の先行きは不透明な状況にある。

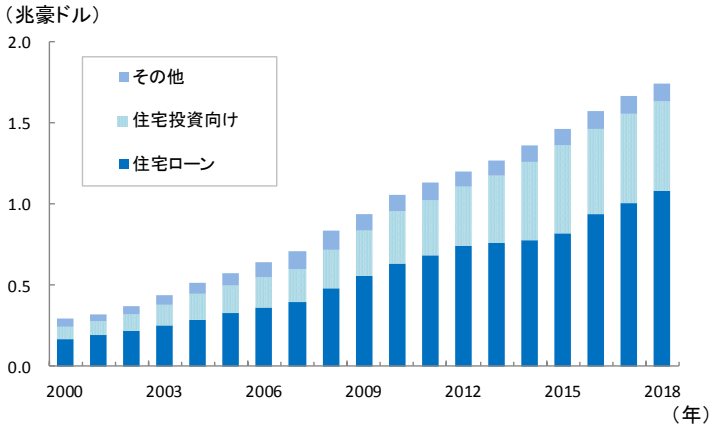
図表 26：住宅価格の推移



（出所）**オーストラリア統計局**, 6416.0 - Residential Property Price Indexes: Eight Capital Cities, Mar 2018,Table 7. All Index Numbers を基に作成（2018 年 7 月 27 日閲覧）

[91] APRA ウェブサイト https://www.apra.gov.au/media-centre/media-releases/apra-announces-further-measures-reinforce-sound-residential-mortgage

図表 27：銀行借入の動向



（出所）BIS“ Credit to the non-financial sector”を基に作成（2018 年 7 月 30 日閲覧）

3. 今後のオーストラリア郵便公社の動向

(1) オーストラリア郵便公社の経営形態

過去には、地方部で閉鎖された銀行支店が多かったため、政府系の郵便貯金を作るべきではないかという声が議会で出ていたため[92]、オーストラリア郵便公社が国営銀行を創設するのではとの見方も一部あったが、同社は銀行業務を始めるだけの資金・人材がないとして、これを否定し、今後も受託業務として金融サービスを提供していくと明言している。オーストラリア郵便公社は、国営銀行となって金融機関と競合関係に陥るよりも、オーストラリア全土で広く国民にサービスを提供できる機関として、金融機関の提供サービスを補完する立場でありたいとし[93]、2014 年 6 月には地方郵便局の維持をサポートするプログラムを開始している[94]。

(2) オーストラリア郵便公社の郵便関連業務

他方、本業である郵便関連業務については、今後郵便物数は減少すると見込んでおり、収益構造の変革にも取り組んでいる[95]。

金融業務については、重要な収益源として投資を集中させている。特に最近では、実店舗にとらわれず、ネット上でも公共料金の支払や請求書の管理ができるほか、送金もオンラインで申し込めるサービスを提供している。

郵便事業については、2016 年 11 月にはオーストラリアの小売り大手 Woolworths と、24 時間小包が受け取り可能なロッカーを 500 台以上設置することで合意したほか、2017 年からは自動運転技術を利用した宅配サービスの試験運転を開始するなど、省力化に取り組んでいる[96]。

2016 年からは普通郵便の切手額を 70 セントから 1 豪ドルへ値上げするとともに、

92 Asia Pulse, Nov 1, 2010, ”Opposition MP calls for Australia Post to get into banking”
93 Australian Banking & Finance, 2012 年 2 月 15 日付
94 オーストラリア郵便公社「アニュアルレポート（2014 年）」
http://auspost.com.au/annualreport2014/assets/downloads/AusPost_AR14_Full_report.pdf
95 2013 年 12 月のヒアリングに基づく。郵便事業は縮小していく方向だが、郵便公社がそれを理由に地方部の郵便局数を閉鎖する考えはないということであった。
96 オーストラリア郵便公社ウェブサイト
https://auspost.newsroom.com.au/MobileContent/Default/News/Article/Woolworths-and-Australia-Post-partner-for-easy-parcel-pick-ups/-3/2/6125（2018 年 7 月 31 日）

通常配送の所要日数を長くし、優先配送区分（1.5 豪ドル）を新設するなど収益改善に取り組んでいるが、郵便事業を黒字化するのは構造的に不可能とのコメントを発表し、郵便事業には見切りをつける姿勢を鮮明にした[97]。財務体質の改善と小包・金融など成長セクターへの投資資金を確保するため、オーストラリア郵便公社は総額 3 億ドルとも評価される各州都の郵便局建物を不動産信託ファンドの組成を通じて部分売却し[98]、並行して国内外での資金調達も模索中である[99]。

また、デジタル技術の活用も進めている。2017 年には Digital iD という携帯用アプリの提供を開始した。パスポートや運転免許証などの個人情報や指紋を登録することで、郵便物の受け取りの際や政府が行っているサービスを受ける際の本人確認の証明として提示ができるようになった。一部の州ではこのアプリを利用して、アルコールを購入する際の年齢の証明を行うことができるようになっている。[100]

[97] Australian Financial Review, 26 February 2016, “Dead letter day for Aussie Post” http://www.afr.com/news/economy/dead-letter-day-for-aussie-post-20160226-gn4ihd

[98] Australian Financial Review, 30 May 2016, “Australia Post offloads suburban retail property for $7.4m” https://www.afr.com/real-estate/commercial/sales/australia-post-offloads-suburban-retail-property-for-74m-20160530-gp72dt

[99] Bloomberg News, 7 July, 2016 “Australia Post to Meet with Debt Investors in Australia, Asia”

[100] https://www.digitalid.com/personal/use-digital-id-in-person（2018 年 7 月 31 日閲覧）

＜出所資料一覧＞

【中央銀行・監督官庁等・協会等ウェブサイト】

- オーストラリア政府ウェブサイト http://www.australia.gov.au/
- オーストラリア準備銀行（RBA）ウェブサイト http://www.rba.gov.au/
- オーストラリア健全性規制庁（APRA）ウェブサイト https://www.apra.gov.au/
- オーストラリア証券投資委員会（ASIC）ウェブサイト http://asic.gov.au/
- オーストラリア統計局ウェブサイト http://www.abs.gov.au/
- オーストラリア国税庁ウェブサイト https://www.ato.gov.au/
- 金融制度調査委員会ウェブサイト http://fsi.gov.au/
- 会員協働金融機関組合ウェブサイト http://www.customerownedbanking.asn.au/

【論文・雑誌・業界紙等】

- 野村亜希子（2013）、「オーストラリアのスーパーアニュエーション －1.6 兆豪ドルの私的年金の示唆－」、『野村資本市場クォータリー』、2013 年秋号、所収。
- 松島吉洋（1993）、「オーストラリアの金融自由化政策の経験」、伊東和久・山田俊一編『経済発展と金融自由化』、アジア経済研究所、1993 年、所収。

【郵便公社ウェブサイト】

- オーストラリア郵便公社ウェブサイト http://auspost.com.au/

【民間金融機関等ウェブサイト】

- ルーラル銀行ウェブサイト http://www.ruralbank.com.au/

IV．シンガポール共和国
（Republic of Singapore）

＜目次　～シンガポール～＞

第1章　市場環境の特徴 2
第2章　金融制度概要 3
1.　金融機関の種類 3
(1)　銀行の業態 3
(2)　商業銀行　(commercial banks) 5
(3)　マーチャントバンク (merchant banks) 9
(4)　ファイナンスカンパニー (finance companies) 10
2.　監督官庁と指導体制 10
3.　シンガポールの金融制度の特徴 11
4.　預金保険制度の枠組み 12
5.　個人資産運用に関わる税制全体の中での預貯金税制 13
第3章　郵便貯金の概要 14
1.　設立目的・沿革概要 14
(5)　シンガポール・ポスト 14
(6)　POSB 14
2.　組織形態 16
(1)　経営形態 16
(2)　金融サービス提供の形態 17
(3)　窓口取扱時間 17
3.　主な業務内容 18
(1)　シンガポール・ポスト 18
(2)　POSB 19
4.　会計基準と財務諸表 21
第4章　金融セクターにおけるリテール金融機関の特徴 23
1.　DBS 銀行 (DBS/POSB) 23
(1)　DBS 銀行 (DBS/POSB) の特徴 23
(2)　DBS 銀行の総資産、貸出残高、預金残高の推移 23
(3)　DBS 銀行の戦略 25
2.　UOB 銀行 (United Overseas Bank, 大華銀行) 28
(1)　UOB 銀行の特徴 28
(2)　UOB 銀行の総資産、貸出残高、預金残高の推移 28
3.　OCBC 銀行 (Oversea-Chinese Banking Corporation, 華僑銀行) 31
(1)　OCBC 銀行の特徴 31
(2)　OCBC 銀行の総資産、貸出残高、預金残高の推移 31
4.　主要行比較 34
(1)　預金利子、預金条件、融資条件等の現状 34
(2)　提供商品 (貯蓄商品、保険商品、投資信託、貸付商品等) の現状 36

5. 家計金融資産・負債の動向 37
6. 金融システム全体におけるリテール金融機関の位置づけ 39
第5章 最近の金融動向と今後の展望 41
1. 最近の金融動向等 41
(1) 国内銀行の海外展開 41
(2) マイクロファイナンスなど低所得者向けサービス 42
(3) 高利用頻度ユーザーの囲い込み 42
(4) 富裕層向けサービス 43
2. 最近のリテール決済の動向 44
(1) デビットカード、クレジットカードの普及状況 44
(2) キャッシュレス決済 46
(3) キャッシュレスと高齢者教育 48
(4) 電子決済を巡る規制の動向 49
3. リテール金融機関の今後の動向 50
(1) 銀行規制の動向 50
(2) フィンテック政策の動向 51
(3) フィンテック分野における企業の動向 55

＜略語集＞

略語	原語（英語）	日本語訳
ASEAN	Association of South‐East Asian Nations	東南アジア諸国連合
HDB	Housing and Development Board	住宅開発庁
MAS	Monetary Authority of Singapore	シンガポール通貨庁
NRIC	National Registration Identity Card	国民登録番号カード
POSB	Post Office Savings Bank	郵便貯蓄銀行
QFB	Qualifying Full Bank	適格フルバンク
SAM	self-service automated machines	セルフサービス自動受付機
SDIC	Singapore Deposit Insurance Corporation Limited	シンガポール預金保険公社
SingPost	Singapore Post Limited	シンガポール・ポスト
TAS	Telecommunication Authority of Singapore	シンガポール電気通信庁
Telecoms	Telecommunication Authority of Singapore	（旧）シンガポール電気通信庁

第 1 章　市場環境の特徴

図表 1: シンガポールの概要

分類	項目	
一般情報	面積	約 720 平方メートル
	人口	561 万人（2017 年 6 月、外務省）
	首都	–
	民族	中華系 74%、マレー系 13%、インド系 9%、その他 4%
	言語	国語マレー語。公用語として英語、中国語、マレー語、タミール語
	宗教	仏教、イスラム教、キリスト教、道教、ヒンズー教
	在留邦人数	36,423 人（2017 年 10 月）
政治体制・内政	政体	立憲共和制
	元首	ハリマ・ヤコブ大統領
	会議	一院制（選出議員 89　任期 5 年）
	首相	リー・シェンロン首相
経済	主要産業	製造業（エレクトロニクス、化学関連、バイオメディカル、輸送機械）商業、ビジネスサービス、運輸・通信業、金融サービス業
	GDP	3,497 億ドル（2018 年、IMF 推計）
	1 人あたりGDP	61,767 ドル（2018 年、IMF 推計）
	実質GDP成長率	2.9%（2018 年、IMF 推計）
	通貨	シンガポール・ドル（S ドル）。ドル＝1.34S ドル、1S ドル＝84.49 円（2017/12/31）



（出所）　IMF、外務省等を基に作成

図表 2: シンガポールの主要経済指標

	単位	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
人口	万人	440	459	484	499	508	518	531	540	547	554	559	561	566
名目GDP	億ドル	1,478	1,800	1,922	1,924	2,364	2,760	2,907	3,045	3,116	3,041	3,098	3,239	3,497
1人あたりGDP（名目）	ドル	33,579	39,224	39,722	38,577	46,569	53,239	54,717	56,389	56,959	54,241	55,241	57,713	61,767
実質GDP成長率	%	8.9	9.1	1.8	-0.6	15.2	6.4	4.1	5.1	3.9	2.2	2.4	3.6	2.9
消費者物価上昇率	%	1.0	2.1	6.6	0.6	2.8	5.2	4.6	2.4	1.0	-0.5	-0.5	0.6	1.2
経常収支	GDP比%	25.2	26.1	14.6	17.0	23.8	22.2	17.0	16.5	18.7	18.6	19.0	18.8	18.9
財政収支	GDP比%	5.4	10.1	6.1	0.0	6.0	8.6	7.8	6.6	5.4	3.6	3.3	6.0	2.3
政府債務	GDP比%	85.1	84.7	95.3	99.7	97.0	100.7	105.1	101.5	96.6	100.5	106.8	110.9	110.2

（出所）IMF "World Economic Outlook April 2018"を基に作成　（閲覧日：2018 年 5 月 31 日）

第 2 章　金融制度概要

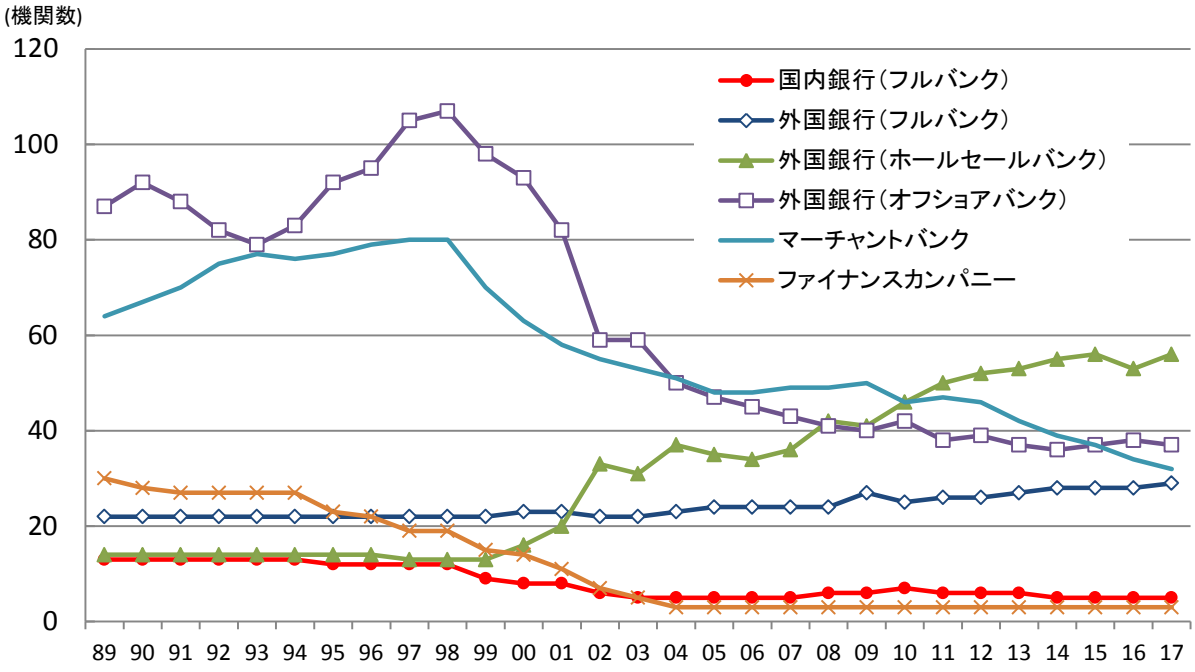
シンガポールの金融関連法として、銀行法（Banking Act）、ファイナンスカンパニー法（Finance Companies Act）が挙げられる。商業銀行に係る免許の付与、最低資本金規制、出資規制、出店規制などの規制は、銀行法に規定されている。

1.　金融機関の種類

(1)　銀行の業態

シンガポールは 1965 年にマレーシアから分離独立すると、金融セクターの振興を経済発展の柱の一つとしてきた。国内の資本不足を補うべく当初から外資導入に積極的であり、1968 年にアジア・ダラー市場を創設して以降、外国銀行（foreign banks）の数が国内銀行（local banks）を大幅に上回る状態となっている。銀行数がピークとなった 1998 年の国内銀行は 12 行、これに対して外国銀行は 142 行（うちフルバンク 22 行、ホールセールバンク 13 行、オフショアバンク 107 行）に上っていた。

図表 3: シンガポールの業態分類別機関数の推移（各年 3 月末）



（出所）シンガポール通貨庁（MAS）、CEIC より作成（閲覧日：2018 年 5 月 31 日）

更に、1999 年以来、シンガポールは外国銀行を積極的に誘致することで、国内銀行の競争力を高める施策を推進した。具体的には、1999 年 7 月に、外資による国内銀行の持株比率上限 40%を撤廃し、外国銀行のシンガポール参入を促した。結果、外国銀行の間ではオフショアバンクに比べてより業務の幅が広いホールセールバンクへの業務形態のシフトが見られ、国内の金融市場は更に高度化、活性化されることとなった。2016 年 4 月、シンガポール通貨庁（MAS）は、オフショアバンクのライセンス発行を停止し、既存のオフショアバンクもホールセールバンクへと業態転換させる方針を打

ち出した[1]。この結果、オフショアバンクはロイズ銀行 1 行が残るのみとなった。

他方、国内の商業銀行（commercial banks）に対し、積極的に統合・合併を行い、外国銀行と対等に渡り合える規模となるよう国内銀行の育成に注力してきた。これに伴い、国内銀行は、外国銀行との競争に対応すべく強固な経営基盤を作るため、合併・統合を進めており、この結果、DBS 銀行（DBS Bank）[2]による POS 銀行（POSB Bank）[3]の買収（1998 年）、UOB 銀行（United Overseas Bank, 大華銀行）による OUB 銀行（Overseas Union Bank）の買収（2001 年）[4]、OCBC 銀行（Oversea-Chinese Banking Corporation, 華僑銀行）によるケッペル・タトリー銀行（Keppel TatLee Bank）の買収（2001 年）[5]という 3 件の大型合併が行われた。結果として国内銀行数は、1990 年代に比較して半減している状況にある。

図表 4: シンガポールの商業銀行等の業態分類

<table>
<tr><th colspan="3">業態</th><th>機関数</th><th>総資産
（億 S ドル）</th><th>拠点法</th><th>特徴</th></tr>
<tr><td rowspan="4">商業銀行
（Commercial banks）</td><td>国内銀行
（local banks）</td><td>フルバンク
（full banks）</td><td>4</td><td rowspan="4">11,892
(国内部門)

11,729
(アジア通貨単位)</td><td rowspan="4">1970 年銀行法</td><td>銀行法で認められたすべての業務を提供する（狭義の商業銀行業務にとどまらず、証券、投資顧問・保険等にわたるユニバーサルバンキングが可能）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">外国銀行
（foreign banks）</td><td>フルバンク
（full banks）</td><td>29</td><td rowspan="2">シンガポール・ドルによるリテール業務に制限がある以外はフルバンクと同様の業務が可能</td></tr>
<tr><td>ホールセールバンク
（wholesale banks）</td><td>94</td></tr>
<tr><td>オフショアバンク
（offshore banks）</td><td>1</td><td>アジア通貨単位(注 1)でオフショア業務を中心に行う</td></tr>
<tr><td>マーチャントバンク
（merchant banks）</td><td>－</td><td>－</td><td>29</td><td>969</td><td>1970 年シンガポール通貨庁法、1970 年銀行法</td><td>企業金融、株式・債権の引受け、M&A、ポートフォリオ投資管理、経営コンサルティング、その他フィー・ビジネス等を行う。殆どの銀行は、シンガポール通貨庁(MAS)の承認を得て、アジア通貨単位を設けている。</td></tr>
<tr><td>ファイナンスカンパニー
（finance companies）</td><td>－</td><td>－</td><td>3</td><td>162</td><td>1967 年ファイナンスカンパニー法</td><td>定期預金や貯蓄預金、自動車ローン、耐久消費財ローン、住宅ローンなどの個人や企業に向けた融資を扱う。普通預金口座の取扱いは認められていない</td></tr>
</table>

（注 1）アジア通貨単位（Asia Currency Unit, ACU）とは、銀行のオフショア業務部門を意味し、国内銀行勘定とは切り離したうえで、海外の金融機関や投資家を対象にした外貨預金の受入れ、外貨貸付を行うための仕組み
（注 2）総資産規模は 2017 年 3 月末。
（出所）シンガポール通貨庁（MAS）ウェブサイト[6]を基に作成（閲覧日：2018 年 7 月 2 日）

1 シンガポール通貨庁（MAS）アニュアルレポート 2015/2016
http://www.mas.gov.sg/annual_reports/annual20152016/Annual%20Report.pdf
2 当時はシンガポール開発銀行（Development Bank of Singapore, DBS）。2003 年に改称。
3 郵便貯金銀行（Post Office Savings Bank, POSB）から 1990 年に改称。
4 UOB 銀行（大華銀行）“Overseas Union Bank Limited To Merge Into United Overseas Bank Limited”, 27 Dec 2001
5 OCBC 銀行（華僑銀行）“OCBC Bank and Keppel TatLee Bank are Legally and Operationally One”, 25 Feb 2002.
6 http://www.mas.gov.sg/Singapore-Financial-Centre/Types-of-Institutions.aspx
https://eservices.mas.gov.sg/fid
http://www.mas.gov.sg/annual_reports/annual20162017/MAS_AR_201617_Annexes.pdf

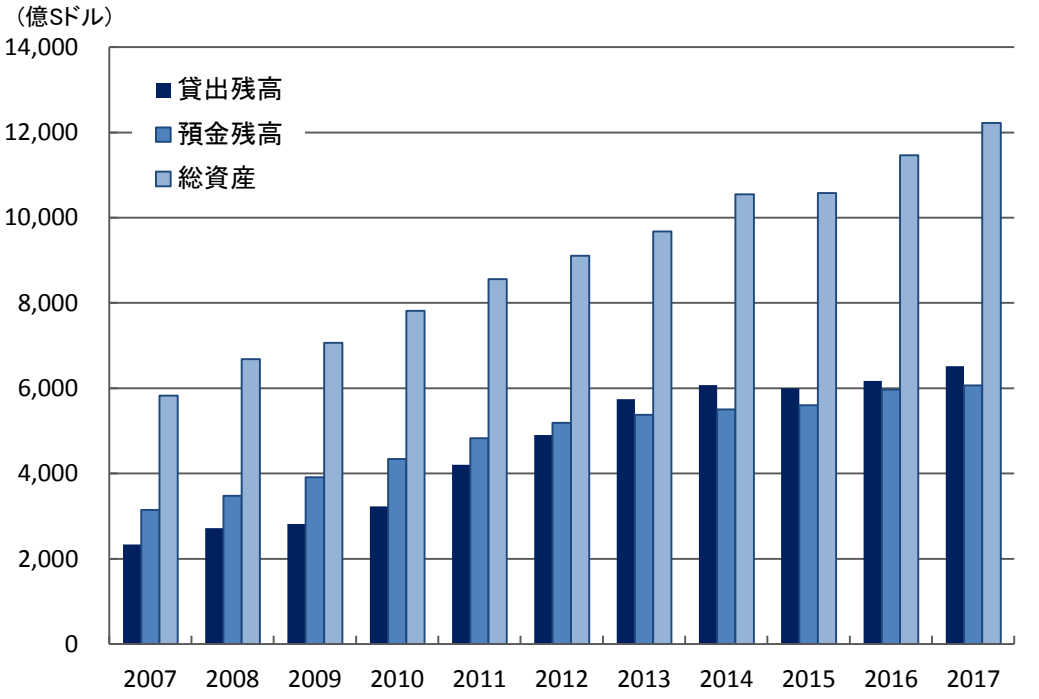
(2) 商業銀行 （commercial banks）

商業銀行は、1970 年銀行法（Banking Act）に基づきシンガポール通貨庁（Monetary Authority of Singapore, MAS）より免許を付与される。シンガポールには、128 の商業銀行があり、うち 124 行は外国銀行、4 行は国内の商業銀行である（2018 年 7 月 2 日）。商業銀行は、フルバンク（full banks）、ホールセールバンク（wholesale banks）、オフショアバンク（offshore banks）の 3 種類に分類されており、国内銀行 4 行は全てフルバンク、外国銀行は 124 行のうち、フルバンク 29 行、ホールセールバンク 94 行、オフショアバンク 1 行となっている。

このうちフルバンクは、MAS の関連諸規制に従う限り、通常の商業銀行業務にとどまらず、金融アドバイザリーサービス、保険商品の販売、資本市場サービスなど、ユニバーサルバンクとして広範な金融業務を行うことができる。

ASEAN 諸国の銀行の中でもシンガポールの国内銀行は規模が大きく（総資産で ASEAN 上位 5 行のうち 3 行がシンガポールの国内銀行[7]）、同地域の経済成長を取り込む形で域内での融資を積極的に増加させている。商業銀行（国内部門）全体を 2007 年末と 2017 年末で比較すると、貸出残高は 2.8 倍の規模に拡大している。これに対して、同期間の預金残高の伸びは 1.9 倍である。貸出残高を業種別でみると、住宅ローンの増加額が最も大きく、建設業、金融業、商業の順に続く。

図表 5: 商業銀行（国内部門）の総資産、貸出残高、預金残高



（出所）シンガポール通貨庁（MAS）ウェブサイト（閲覧日：2018 年 5 月 31 日）
https://secure.mas.gov.sg/msb-xml/Report.aspx?tableSetID=I&tableID=I.3A

7 ワールドアトラス ウェブサイト（閲覧日：2018 年 7 月 2 日）
https://www.worldatlas.com/articles/which-are-the-largest-banks-in-southeast-asia.html

図表 6: 商業銀行（国内部門）の貸出残高の業種別内訳

億Sドル

	2007年12月		2017年12月		
	金額	(構成比)	金額	(構成比)	(07年比増加額)
農業、鉱工業	2	0.1%	37	0.6%	+35
製造業	102	4.4%	262	4.0%	+159
建設業	375	16.1%	1,204	18.5%	+829
商業	223	9.5%	685	10.5%	+462
運輸・通信業	91	3.9%	221	3.4%	+130
サービス	46	2.0%	86	1.3%	+41
金融業	314	13.4%	989	15.2%	+675
住宅ローン	731	31.3%	2,002	30.7%	+1,271
自動車ローン	122	5.2%	84	1.3%	-38
その他	328	14.0%	949	14.6%	+621
合計	2,334	100.0%	6,519	100.0%	+4,185

（出所）シンガポール通貨庁（MAS）ウェブサイト、CEIC を基に作成
http://www.mas.gov.sg/About-MAS/Financial-Statements-and-Reports/Annual-Reports.asp
（閲覧日：2018 年 5 月 31 日）

① 国内銀行　(local banks)

シンガポールで営業している国内銀行 4 行のうち、大手 3 行は、DBS 銀行、UOB 銀行、OCBC 銀行である。他のバンク・オブ・シンガポール（Bank of Singapore Limited）は OCBC グループで富裕層向けプライベートバンク業務に特化しており、小口リテール業務は行っていない（最低運用資産は 2017 年時点で 200 万米ドル、2018 年以降段階的に 500 万米ドルまで引き上げるとの報道あり[8]）。また、ファーイースタン銀行（Far Eastern Bank Limited）は 1984 年以降 UOB グループの連結子会社となってきたが、2015 年に完全子会社化、2017 年 10 月に吸収されて消滅した[9]。

[8] RFi Group「ASIA: Bank of Singapore to hire more relationship managers and increases entry threshold」（閲覧日：2018 年 6 月 18 日）
https://www.rfigroup.com/rfi-group/news/asia-bank-singapore-hire-more-relationship-managers-and-increases-entry-threshold-0

[9] UOB「Merger of FEB into UOB」（閲覧日 2018 年 6 月 18 日）
https://www.uob.com.sg/uobgroup/febmerger/index.page

図表 7: 国内大手 3 行の概要（2017 年 12 月末、億 S ドル）

銀行名	英字	総資産	貸出残高	預金残高
DBS 銀行	DBS Bank Ltd	4,605	2,683	2,848
UOB 銀行	United Overseas Bank Ltd	2,969	1,805	2,152
OCBC 銀行	Oversea-Chinese Banking Corporation Ltd	2,699	1,435	1,781

（注） 総資産、貸出残高、預金残高は銀行単体の数値
（出所）各行アニュアルレポートを基に作成
(閲覧日：2018 年 5 月 31 日)

②外国銀行（foreign banks）

シンガポールで展開している外国銀行のうち、フルバンクは国内銀行と同一のサービスを提供することが認められているが、ホールセールバンクはシンガポール・ドル（S ドル）によるリテール銀行業務を行うことができず、オフショアバンクはアジア通貨単位（Asian Currency Unit, ACU）を通じた業務のみに制限されている。

図表 8: 外国銀行フルバンク 29 行リスト（2018 年 5 月 31 日）

社名	国籍	QFB
Australia & New Zealand Banking Group Limited	オーストラリア	○
Bangkok Bank Public Company Limited	タイ	
Bank of America, National Association	米国	
Bank of China Limited	中国	○
Bank of East Asia Ltd, THE	香港	
Bank of India	インド	
Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd, THE	日本	
BNP Paribas	仏	○
CIMB Bank Berhad	マレーシア	
Citibank N.A.	米国	
Citibank Singapore Limited	シンガポール	○
Credit Agricole Corporate and Investment Bank	仏	
HL Bank	マレーシア	
Hongkong and Shanghai Banking Corporation Limited, THE	香港	
HSBC Bank (Singapore) Limited	シンガポール	○
ICICI Bank Limited	インド	○
Indian Bank	インド	
Indian Overseas Bank	インド	
Industrial and Commercial Bank of China Limited	中国	○
JPMorgan Chase Bank, N.A.	米国	
Malayan Banking Berhad	マレーシア	○
Mizuho Bank Limited	日本	
PT Bank Negara Indonesia (Persero) TBK	インドネシア	
RHB Bank Berhad	マレーシア	
Standard Chartered Bank	英国	
Standard Chartered Bank (Singapore) Limited	シンガポール	○
State Bank of India	インド	○
Sumitomo Mitsui Banking Corporation	日本	
UCO Bank	インド	

（出所）シンガポール通貨庁（MAS）ウェブサイト、シンガポール銀行協会ウェブサイトを基に作成

外国銀行の優遇策として MAS は、1999 年から 2012 年まで 10 行の外国銀行に対し、適格フルバンク（Qualifying Full Bank, QFB）の資格（privileges）を付与した。一般のフルバンクの外国銀行に対しては、支店開設や ATM の設置に制限を課しているが、QFB 資格を有する外国銀行は、国内で最大 25 ヵ所まで拠点（支店と支店外 ATM 拠点

の合計）の設置、QFB 間での共通の ATM 使用等の優遇措置が認められている[10]。

現在、オーストラリア・ニュージーランド銀行（Australia and New Zealand Banking Group, ANZ）、BNP パリバ（BNP Paribas）、シティバンク（Citibank Singapore）、HSBC 銀行（HSBC Bank（Singapore））、ICICI 銀行（ICICI Bank）、メイバンク（Malayan Banking, Maybank）、スタンダード・チャーター銀行（Standard Chartered Bank（Singapore））、インドステイト銀行（State Bank of India）、中国銀行（Bank of China）、中国工商銀行（Industrial and Commercial Bank of China）の 10 行に QFB の資格が付与されている。これらの取得時期は以下の通りである。

図表 9: 外国銀行の適格フルバンク（QFB）の資格取得時期

取得時期	銀行名	英名
1999年	オーストラリア・ニュージーランド銀行	Australia and New Zealand Banking Group, ANZ
	スタンダード・チャーター銀行	Standard Chartered Bank (Singapore)
	シティバンク	Citibank Singapore
	BNPパリバ	BNP Paribas
2001年	メイバンク	Malayan Banking, Maybank
	HSBC銀行	HSBC (Singapore)
2008年	インドステイト銀行	State Bank of India
2010年	ICICI銀行	ICICI Bank
2012年	中国銀行	Bank of China
	中国工商銀行	Industrial and Commercial Bank of China

（注 1）オーストラリア・ニュージーランド銀行の QFB 資格は、1999 年に ABN Amro 銀行に与えられ、後に RBS 銀行が承継していたが、同行シンガポールリテール部門を買収したことで取得
（注 2）スタンダード・チャーター銀行、シティバンク、HSBC 銀行の QFB 資格は、当初各行シンガポール支店として取得。後に各行現地法人へ承継
（出所）シンガポール通貨庁（MAS）を基に作成（閲覧日：2018 年 5 月 31 日）

(3) マーチャントバンク（merchant banks）

シンガポールには、外貨取引を専門的に行う 29 行のマーチャントバンクがある[11]。

シンガポールでの外貨取引は、自国通貨取引と峻別されている。商業銀行が外貨取引を行う場合、外貨取引を専用に記帳するアジア通貨単位（ACU）を設けて、海外の金融機関やシンガポールの他のアジア通貨単位（ACU）との間で、オフショア業務を行っている。マーチャントバンクは、商業銀行機能は持たず、アジア通貨単位に特化した金融機関で、オフショア取引、株式や債券の引受業務等を行う金融機関である[12]。

日本企業では、Daiwa Capital Markets Singapore（大和証券グループ）、MUFG Securities Asia（Singapore）（三菱 UFJ 証券ホールディングス）、Nomura Singapore（野村ホールディングス）、Resona Merchant Bank Asia（りそなホールディングス）の 4 社がマーチャントバンクの免許を取得している。

[10] https://eservices.mas.gov.sg/fid （閲覧日：2018 年 5 月 31 日）
[11] シンガポール通貨庁（MAS）「Financial Institutions Directory」（閲覧日：2018 年 6 月 14 日）
https://secure.mas.gov.sg/fid
[12] シンガポール通貨庁（MAS）「Types of Institutions」（閲覧日：2018 年 7 月 11 日）
http://www.mas.gov.sg/Singapore-Financial-Centre/Types-of-Institutions.aspx

(4) ファイナンスカンパニー（finance companies）

シンガポールのファイナンスカンパニーは 1967 年に公布されたファイナンスカンパニー法（Finance Companies Act（Chapter 108））に基づいて業務を行っている。普通預金口座は取り扱えないが、定期預金や貯蓄預金、個人向けローン（住宅ローン、自動車ローン）等を提供している。その他、中小企業（Small and Medium-sized Enterprise, SME）に対する政府支援プログラム（ファイナンス、アドバイザリー）も実施している。

ホン・リョン・ファイナンス（Hong Leong Finance Limited）、シング・インベストメンツ＆ファイナンス（Sing Investments & Finance Limited）及びシンガプーラ・ファイナンス（Singapura Finance Ltd）の 3 社が営業している（2018 年 6 月 14 日時点）。

2. 監督官庁と指導体制

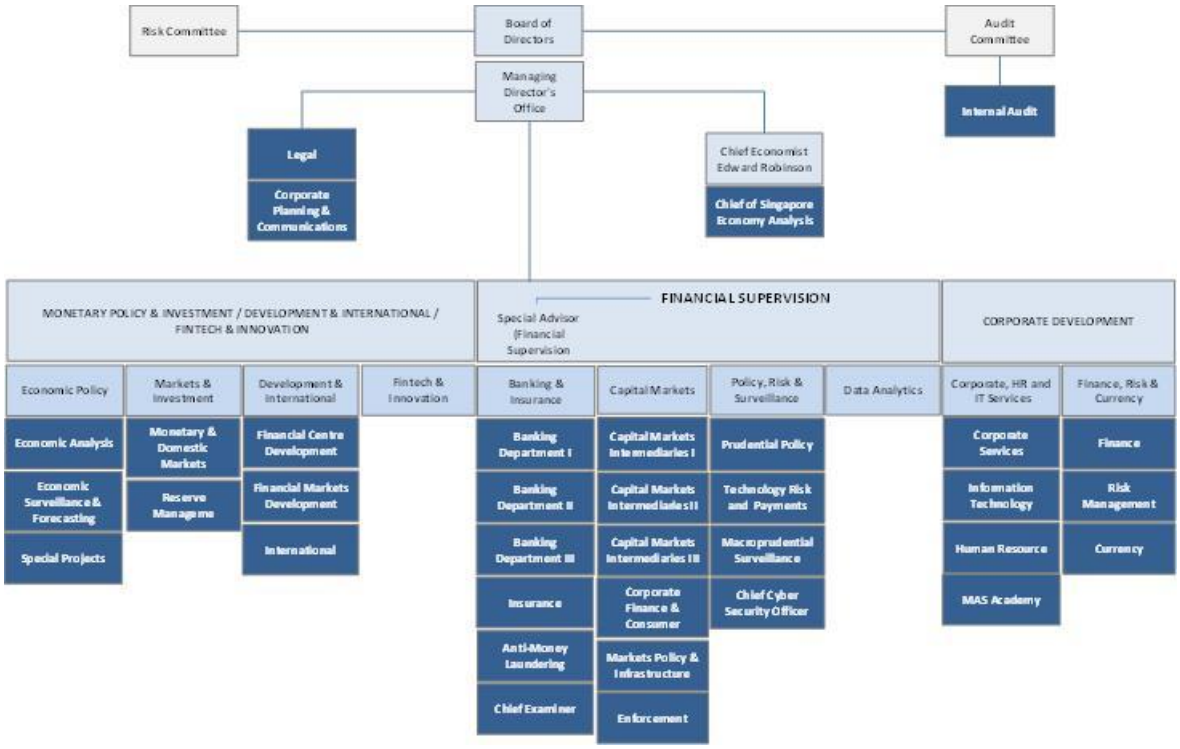
1970 年シンガポール通貨庁法（Monetary Authority of Singapore Act 1970）により、1971 年 1 月に設置されたシンガポール通貨庁（MAS）が通貨の安定、通貨の発行、外貨準備等の中央銀行の役割を果たしているほか、商業銀行、マーチャントバンク、ファイナンスカンパニーの他、保険会社や証券会社等に免許を交付し、包括的に規制・監督を行っている。当初は財務省傘下の独立機関として設立されたが、2006 年に首相府の傘下に移管された。

組織は「金融政策・投資/開発・国際/フィンテック・イノベーション部門」、「金融監督部門」、「管理部門」の 3 部門から構成され、金融監督部門において銀行、保険、証券分野の監督を行っている。

2017 年 3 月に、日本の金融庁は、MAS と、フィンテック分野の関係強化に向けた協力枠組みを構築すると発表した[13]。金融庁と MAS は、自国企業が相手国に進出する際の負担を削減し、互いの市場参入障壁を緩和するため、自国のフィンテック企業を相手国にそれぞれ紹介する。該当企業は、相手国での各種許可申請手続きや、規制枠組みに関する情報収集などで支援や助言を受けることができる。このほか両者は、金融サービスの技術革新に関する情報を共有する。シンガポールは、フィンテック分野の取組みを強化しており、日本の他、フランスやアブダビとも協定を締結している。

13 金融庁「金融庁とシンガポール金融管理局間の協力枠組みに関する交換書簡」（閲覧日：2018 年 5 月 31 日）
http://www.fsa.go.jp/inter/etc/20170313-1/01.pdf

図表 10: シンガポール通貨庁（MAS）の組織



（出所）シンガポール通貨庁（MAS）[14]を基に作成（閲覧日：2018 年 5 月 31 日）

3. シンガポールの金融制度の特徴

シンガポールでの商業銀行業務に係る各種規制は、銀行法（Banking Act[15]）に規定されている。MAS から付与される有効な免許を持たない者は、銀行業を行ってはならない（銀行法第 4 条）。免許を取得するための要件として、シンガポール国内で設立された銀行に関しては資本金が 15 億 S ドル以上、国外で設立された銀行は同 2 億 S ドル以上でなければならない（同第 9 条）。

銀行に係る外資規制は 1999 年に撤廃されており（従来は外資による出資比率は 40%が上限）、国内銀行と同等に、資本金等の要件を満たせば免許を申請することができる。外国銀行のフルバンクには拠点数に制限が課されているが、適格フルバンク（QFB）が付与された 10 行に関しては、拠点を 25 ヵ所（うち支店は上限 10 ヵ所）まで設置することが認められている（2004 年 MAS Notice 603[16]）。

なお、2012 年 6 月に MAS は、QFB 資格を有する外国銀行の一部に対して、現地法人の設立を義務付けた[17]。同措置では、QFB 資格付与行に現地法人設立を求めるにあ

14 シンガポール通貨庁（MAS）ウェブサイト（閲覧日：2018 年 7 月 6 日）
http://www.mas.gov.sg/~/media/MAS/About%20MAS/Structure%20of%20MAS/Organisation%20Chart/2018/MAS%20Org%20Chart%202%20Jul%202018.pdf

15 Singapore Statute Online ウェブサイト https://sso.agc.gov.sg/Act/BA1970（閲覧日：2018 年 7 月 11 日）

16 シンガポール通貨庁（MAS）ウェブサイト
http://www.mas.gov.sg/Regulations-and-Financial-Stability/Regulations-Guidance-and-Licensing/Commercial-Banks/Notices/2013/Notice-603-Branches-Places-of-Business-and-Automated-Teller-Machines.aspx（閲覧日：2018 年 5 月 31 日）

17 シンガポール通貨庁（MAS）ウェブサイト
http://www.mas.gov.sg/news-and-publications/media-releases/2012/mas-announces-changes-to-the-qualifying-full-bank-programme.aspx（閲覧日：2018 年 5 月 31 日）

たり、「国内市場に深く根付いているごく一部の銀行」に対しては、追加優遇措置として更に 25 ヵ所（うち支店は 10 ヵ所）、合計 50 ヵ所の拠点開設を認めることも検討するとしている。

なお、この追加優遇措置の「国内市場に根付いている」判断基準として MAS は次の事項を挙げている。

- 現地法人の役員会の過半数がシンガポール国民（永住権者を含む）で占められている
- 資産・利益のかなりの割合を国内市場が占める
- 主要事業と主な決裁権者が当地を本拠地とする
- 当該行が地元コミュニティ向けに包括的なサービスを提供している

また、同発表では、新たに適格フルバンク資格を付与する外国銀行に対しては、外国銀行の本店がある国・地域との自由貿易協定（Free Trade Agreement, FTA）の合意内容に基づき審査するとしている[18]が、国内に最大 25 ヵ所の拠点を設置する以前に、現地法人の設立を求めるとしている。支店開設の追加的優遇措置（追加 25 ヵ所の拠点設置）の検討においては、自由貿易協定交渉のパッケージの一環として考慮するとの方針が示されている[19]。

マーチャントバンクの認可はシンガポール通貨庁法に基づき MAS が行い、事業の運営内容はマーチャントバンク指令（Merchant Bank Directives）に規定されている。更に、アジア通貨単位（ACU）に係る事業は銀行法（Banking Act）に基づき行われる。

ファイナンスカンパニーの免許はファイナンスカンパニー法に基づき、MAS が行う。

4. 預金保険制度の枠組み

2005 年預金保険法（Deposit Insurance Act 2005）により、2006 年 1 月 13 日に会社法（Companies Act）上の非営利の有限責任保証会社（company limited by guarantee）として設置されたシンガポール預金保険公社（Singapore Deposit Insurance Corporation Limited, SDIC）が、シンガポールの預金保険業務を担っている。シンガポール預金保険公社は民間会社でありながらも、法律により業務が規定されている組織であるため、MAS 担当大臣への説明責任を有する[20]。全てのフルバンクとファイナ

18 これまでの自由貿易協定（FTA）では、米・シンガポール FTA（2004 年 1 月発効）でシティバンクが現地法人を設立。インド・シンガポール包括的経済協力協定（2005 年 8 月発効）ではインドステイト銀行（SBI）と ICICI 銀行に適格フルバンク（QFB）を認定している。また、中国・シンガポール FTA（2012 年 7 月発効）を受け、2012 年 10 月には中国銀行と中国工商銀行も QFB の資格を得ている（人民網日本語版「中国銀行と中国工商銀行、シンガポールで QFB 免許を取得」2012 年 10 月 10 日）。なお QFB ではないが、日・シンガポール経済連携協定（2002 年 11 月発効）の改定議定書を受けて日本に割り当てるフルバンク免許枠が 1 つ拡大し、みずほコーポレート銀行（現みずほ銀行）が 2008 年 7 月に同資格を取得した。

19 シンガポール通貨庁（MAS）「MAS Announces Changes to the Qualifying Full Bank Programme 」http://www.mas.gov.sg/news-and-publications/media-releases/2012/mas-announces-changes-to-the-qualifying-full-bank-programme.aspx（閲覧日：2018 年 5 月 31 日）

20 シンガポール通貨庁（MAS）「Establishment of Singapore Deposit Insurance Corporation Limited」http://www.mas.gov.sg/news-and-publications/media-releases/2006/establishment-of-singapore-deposit-insurance.aspx（閲覧日：2018 年 5 月 31 日）

ンスカンパニーが SDIC への加盟義務を有し、毎年保険料を支払う[21]。ホールセールバンク、オフショアバンク、マーチャントバンクは預金保険制度の対象外である。

なお、2011 年 5 月に、預金保険及び保険加入者保護法（Deposit Insurance and Policy Owners' Protection Scheme Act）が施行され、預金保険に加え、保険加入者に対する保証を実施することになり、同公社が、預金保険基金（Deposit Insurance Fund）、生命保険保護基金（Policy Owners' Protection Life Fund）及び損害保険保護基金（Policy Owners' Protection General Fund）の 3 つの基金を管理している。

預金保険料は、MAS が毎年各加盟金融機関の保険対象の預金残高を勘案の上、決定し、SDIC が各加盟機関より徴収する。シンガポール法人の銀行は一律 0.02%、外国銀行は各金融機関の資産維持比率（asset maintenance ratio）により、0.02-0.07%の保険料が課されるが、2017 年 8 月、MAS は 0.025～0.08%に引き上げることを提案した[22]。預金保険基金の資産高は 2 億 5,696 万 S ドルで、その内訳は国債・政府短期証券・MAS 短期証券が合計 98.1%、その他が 1.9%となっている（2017 年 3 月末）[23]。

保険対象預金としては、S ドル建ての貯蓄口座、定期預金、当座預金、退職年金制度での預金であり、外貨預金、仕組預金、投資信託は除かれる[24]。

預金保証限度額は、1 金融機関、預金者一人当たり 50,000S ドルであるが、退職年金制度上の預金は、この保証限度額とは別に 50,000S ドルを上限に保証される。MAS は、金融システムが発展する中で預金者に適切な保護を与え続けられるよう、国際的な保護水準や基準等も参照しつつ、おおむね 5 年毎に保証額の見直しを行う[25]。また MAS は、2019 年 4 月から、限度額を 75,000S ドルとすることを計画している[26]。破産等した場合の保険金の最終的な支払可否は MAS により決定されるが[27]、今までに支払実績は無い（2017 年 3 月末）。

5. 個人資産運用に関わる税制全体の中での預貯金税制

シンガポールでは MAS に許可/認可された銀行（商業銀行、マーチャントバンク）からの利子所得、キャピタル・ゲインは課税されないほか、配当所得は、一段階課税方式（One-Tier Corporate Tax System）により、法人が課税所得に関し納税した税金が最終課税となることから、法人が株主に支払った配当金は全て非課税になっている[28]。

---

21 シンガポール預金保険公社（SDIC） https://www.sdic.org.sg （閲覧日：2018 年 5 月 31 日）

22 シンガポール通貨庁（MAS）「Consultation Paper P014 - 2017 - Proposed Enhancements to the Deposit Insurance Scheme and Legislative Amendments to the Deposit Insurance and Policy Owners' Protection Schemes Act and Regulations」（2017 年 8 月）
http://www.mas.gov.sg/~/media/MAS/News%20and%20Publications/Consultation%20Papers/Consultation%20Paper%20on%20DI%20Scheme%20and%20DI%20PPF%20Act%20and%20Regulations.pdf

23 シンガポール預金保険公社（SDIC） アニュアルレポート 預金保険基金（2017 年）
https://www.sdic.org.sg/SDIC/apps/services/www/SDICSecureApp/desktopbrowser/default/public/pub_fin_statement

24 シンガポール預金保険公社（SDIC）ウェブサイト（閲覧日：2018 年 7 月 6 日）
https://www.sdic.org.sg/SDIC/apps/services/www/SDICSecureApp/desktopbrowser/default/public/di_scope_of_coverage

25 SDIC へのヒアリングに基づく（2018 年 6 月 21 日）

26 シンガポール通貨庁（MAS）「MAS Finalises Proposed Enhancements to Deposit Insurance Scheme and Policy Owners' Protection Scheme」（2018 年 5 月 17 日）
http://www.mas.gov.sg/News-and-Publications/Media-Releases/2018/MAS-Finalises-Proposed-Enhancements-to-Deposit-Insurance-Scheme-and-Policy-Owners-Protection-Scheme.aspx

27 シンガポール預金保険公社（SDIC）「Deposit Insurance Payout」（閲覧日：2018 年 6 月 15 日）
https://www.sdic.org.sg/SDIC/apps/services/www/SDICSecureApp/desktopbrowser/default/public/di_payout

28 シンガポール国税局 https://www.iras.gov.sg/irasHome/default.aspx （閲覧日：2018 年 5 月 31 日）

第 3 章　郵便貯金の概要

1.　設立目的・沿革概要

(5)　シンガポール・ポスト

シンガポールではシンガポール・ポスト（Singapore Post Limited, SingPost）が郵便業務を排他的に実施する権限を有している。1982 年に政府機関の郵便業務部（Postal Services Department）は、当時の電気通信庁（Telecommunication Authority of Singapore, Telecoms）と合併した。1992 年に、Telecoms は、新たな電気通信庁（Telecommunication Authority of Singapore, TAS）、シンガポール・テレコム株式会社（Singapore Telecommunications Limited）及び SingPost（シンガポール・テレコム株式会社の子会社）の 3 つに分割された。その後、2003 年 5 月に SingPost は、証券取引所に上場した。

なお TAS は、1999 年に国家コンピュータ開発庁と統合し、情報通信省の部局である情報通信開発庁となった。また 2016 年、情報通信開発庁とメディア開発庁は、情報通信省の部局である情報通信メディア開発庁と、首相府の部局である政府技術庁に再編された。

シンガポール・ポストは、1992 年電気通信庁法（Telecommunication Authority of Singapore Act 1992）により、電気通信庁から 25 年間の郵便業務実施許可（15 年間は排他的に実施する許可）を 1992 年に得ているが、2017 年 4 月に、情報通信メディア開発庁によりさらに 20 年間延長された[29]。郵便局は 57 局ある[30]。

(6)　POSB

郵便貯蓄銀行（Post Office Savings Bank, POSB）は、英国領時代の 1877 年 1 月 1 日に低所得者に貯蓄手段を提供する目的で設立され郵政庁（Postmaster-General）の管轄下において運営されてきたが、その後、1971 年 7 月 30 日に銀行経営に柔軟性を持たせ、財務の自由を与えるため、法定機関（Statutory board）となるための POSB 法案（Post Office Savings Bank of Singapore Act 1971）が可決され 1972 年 1 月 1 日に通信省（Ministry of Communications）の法定機関となった。

同法の施行に伴い、POSB は独立した法定機関となったことから、同省の郵便業務部（Postal Services Department）の下部組織ではなくなり、通信大臣により任命された POSB の取締役会（board of directors）により運営されることになった。その後 1975 年に財務省（Ministry of Finance）の法定機関へと管轄が変わり、1990 年には銀行名を POS 銀行（POSBank）に変更している。[31]

1998 年 7 月に政府はシンガポール開発銀行（Development Bank of Singapore, DBS、2003 年に DBS 銀行と名称変更）が POS 銀行及びその子会社を 16 億 S ドルで買収す

---

[29] シンガポール情報通信メディア開発庁「Licence to provide postal services granted by the Info-Communication media Development Authority to Singapore Post Limited under section 6 of the Postal Services Act （Chapter 237A） issued on 1 April 1992 renewed on 1 April 2017」
https://www.imda.gov.sg/-/media/imda/files/regulation-licensing-and-consultations/licensing/licensees/lops/singpostppl.pdf?la=en（閲覧日：2018 年 5 月 31 日）

[30] SingPost-List of Post Office Locations（閲覧日：2018 年 6 月 18 日）
http://www.singpost.com/our-network/list-of-post-office-locations.html

[31] National Library Board Singapore 「Post Office Savings Bank（POSB）」（閲覧日:2018 年 7 月 11 日）
http://eresources.nlb.gov.sg/infopedia/articles/SIP_2014-01-07_112742.html

ると発表し、財務大臣は、国会において、「POS 銀行は、合併により他の民間銀行との対等な競争、より高度なお客様ニーズに対応することができる」と述べている。こうして、1998 年 10 月 12 日に、DBS 銀行に売却するための「POSB（業務の移転及び解散）法」（Post Office Savings Bank of Singapore（Transfer of Undertaking and Dissolution）Act）が成立し、POSB の明確なアイデンティティは残すものの、DBS の一つの業務として運営されることになった[32]。DBS 銀行は、DBS/POSB 支店として 70 支店有している[33]。

買収の背景には、翌年からの銀行市場の外資開放（外資による国内銀行の株式の保有は 40%までという外資規制の撤廃）をにらみ、MAS が銀行合併による競争力（規模）の向上を狙って、国内の銀行同士の合併に向けて圧力をかけたことがある[34]。POS 銀行買収により DBS 銀行は資産規模で東南アジア最大となり、顧客数は 440 万人超に拡大した。

買収後、DBS 銀行は年間 3,000 万 S ドルを目標に費用削減に取り組んだ[35]。また、2006～2007 年には、POSB 店舗の老朽化が目立ったことから総計 49 店舗の集中的なリノベーションを実施した。

2011 年 11 月 11 日にはシンガポール・ポスト（SingPost）と業務提携を締結し、2012 年 1 月 3 日から 60 の郵便局において DBS/POSB ブランドの利用者に対し、カードによる現金の預払い（1 カードにつき最低預払金額：10S ドル、最高預払金額：5,000S ドルで 10S ドルの倍数の金額）を開始した[36]。

DBS 及び POSB は、いずれも DBS グループのブランドであるが、DBS のスローガンが「Singapore's leading consumer bank, financing Singapore's growth since 1968.」であるのに対し、POSB のスローガンは「Neighbours first, bankers second, serving generations of Singaporeans for over 130 years.」とされ、それぞれのブランドの特徴が残っており、ウェブサイトや店舗のイメージカラーも、DBS は赤、POSB は青及び黄色で、夫々、統一している。DBS 及び POSB は、それぞれのブランド・商品名で商品を提供しているが、預金金利等共通する部分も多い。

---

32 National Library Board Singapore 「Post Office Savings Bank（POSB）」（閲覧日:2018 年 7 月 11 日）
http://eresources.nlb.gov.sg/infopedia/articles/SIP_2014-01-07_112742.html

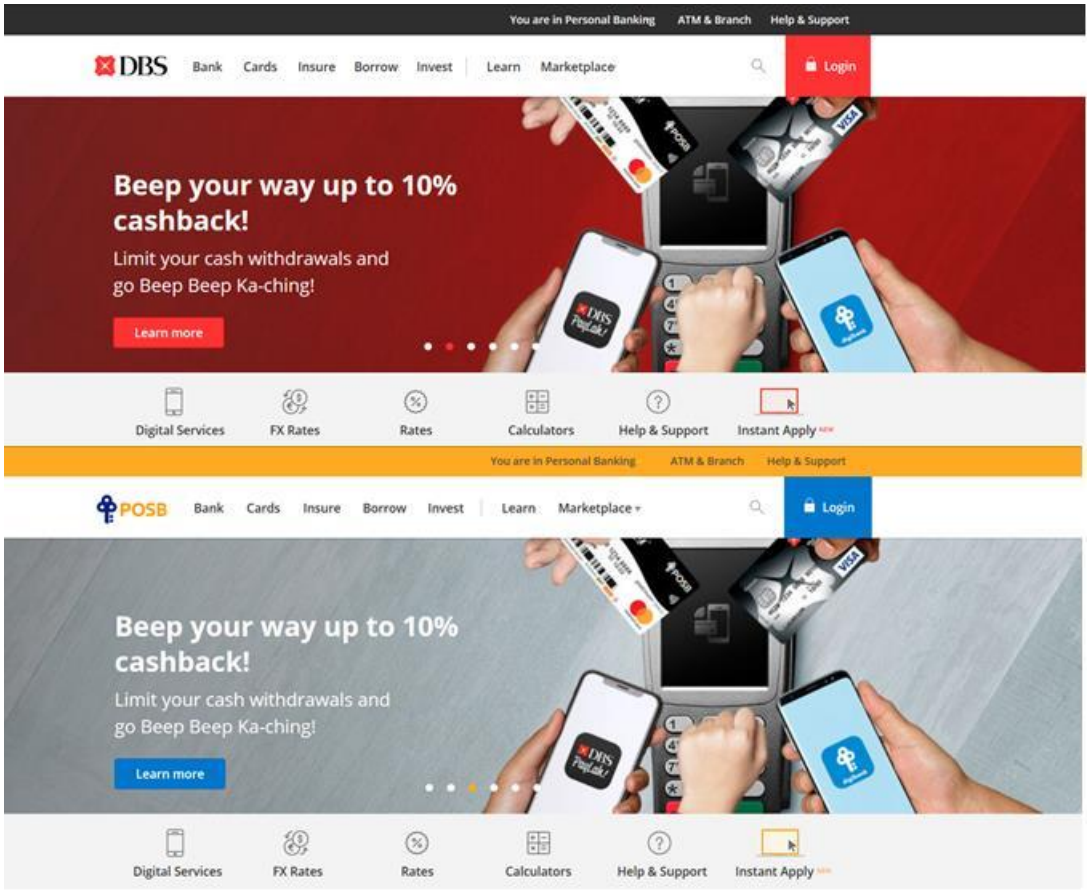
33 https://www.posb.com.sg/personal/locator.page（閲覧日：2018 年 6 月 25 日）

34 2013 年 11 月の現地調査に基づく。

35 DBS 銀行アニュアルレポート 1998。買収に伴う一時的な合理化コストは 6,000 万 S ドル
https://www.dbs.com/investor/group-annual-reports.html （閲覧日：2018 年 5 月 31 日）

36 DsBS Newsroom, “DBS partners SingPost to nearly double number of banking outlets to 140” 10 Nov.2011
https://www.dbs.com/newsroom/DBS_partners_SingPost_to_nearly_double_number_of_banking_outlets_to_140_MIGRT
シンガポール・ポスト ウェブサイト「Deposit/Withdraw Cash （POSB/DBS）」（閲覧日：2018 年 7 月 2 日）
https://www.singpost.com/more-services/money/posb

図表 11: DBS/POSB ウェブサイトのイメージ



（注） DBS 及び POSB のウェブサイトは互いにリンクを表示
（出所）DBS/POSB ウェブサイトより （閲覧日：2018 年 5 月 31 日）
https://www.dbs.com/default.page
https://www.posb.com.sg/personal/default.page

2. 組織形態

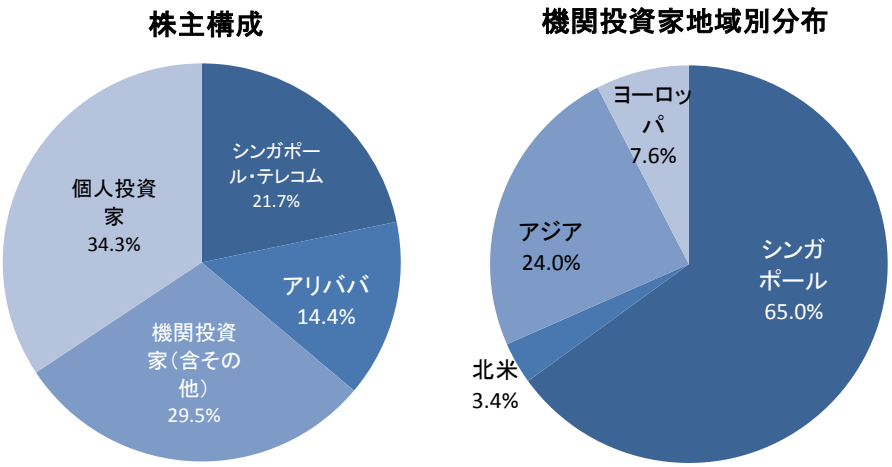
(1) 経営形態

シンガポール・ポストは、上場民間企業である。2014 年 5 月には、中国の電子商取引最大手のアリババ・グループの投資会社がシンガポール・ポストの株式 10.35%を取得することで合意、両者は e コマース物流事業で協業することとなった[37]。2017 年 3 月末の株主構成は、シンガポール・テレコム 21.7%、アリババ 14.4%、機関投資家とその他 29.5%、個人投資家 34.3%となっている[38]。

POS 銀行は、1998 年に DBS 銀行に買収され、以降 POSB のブランドのみが残った形となっている。

37 シンガポール・ポスト（SingPost）ウェブサイト（閲覧日：2018 年 5 月 31 日）
http://www.singpost.com/download/AboutSingPost/Media/NewsReleases/2014/pr20140528.pdf
38 シンガポール・ポスト アニュアルレポート（2017/2018 年）
https://www.singpost.com/sites/default/files/publications_file/2018/06/Singpost_AR201718.pdf

図表 12:シンガポール・ポスト株主構成（2017 年 3 月末）



（出所）シンガポール・ポストアニュアルレポート（2016/2017 年）（閲覧日：2018 年 5 月 18 日）
https://www.singpost.com/about-us/investor-centre/annual-reports

(2) 金融サービス提供の形態

シンガポール・ポストでは、金融サービスを含むリテールサービスを郵便局窓口、300 台以上設置しているセルフサービス自動受付機（self-service automated machines, SAM）及びポータルサイトの vPost（www.vPost.com）の 3 つのチャネルを通じて提供している。

POSB は、DBS 銀行のブランドとして DBS ブランドと併存する形となっている。金利水準をはじめ、POSB と DBS ブランドの間に実質的な差はない。

(3) 窓口取扱時間

シンガポール・ポストの窓口取扱時間は店舗によって異なるが、例えばタンジョンパガー郵便局では平日で 8:30～18:00、土曜日で 8:30～13:00 となっている。大多数の郵便局は週 6 日営業（日祝定休）であるが、ビジネス街のラッフルズプレイス郵便局・シェントンウェイ郵便局と、チャンギ空港第 2 ターミナル郵便局の 3 局は平日のみの営業（土日祝定休）である。他方、郵便総局（ユーノスロード）、オーチャード郵便局、ジュロンポイント郵便局の 3 局は日曜祝日も営業を行っている[39]。

POSB の営業日は平日と土曜日である（日祝定休）。窓口取扱時間は、大部分の支店で平日 8:30～16:30・土曜日 8:30～13:00 となっているが、8 支店のみ平日・土曜日とも 11:00～19:00、1 支店のみ平日 10:00～18:00・土曜日 10:00～14:30 である[40]。

[39] シンガポール・ポスト ウェブサイト（閲覧日：2018 年 6 月 19 日） https://www.singpost.com/list-of-post-offices
[40] POSB ウェブサイト（閲覧日：2018 年 6 月 19 日）
https://www.posb.com.sg/personal/locator.page?pid=sg-posb-pweb-header-default-atm-branch-textlink

3. 主な業務内容

POSB については、2012 年 1 月より、シンガポール・ポストで DBS/POSB のカード保有者に対する預払いサービスを提供することになったことから、従来の DBS 銀行（DBS Bank）の支店に、シンガポール・ポストが有する郵便局が加わり、金融サービスを提供できるチャネルは大幅に増えた。

(1) シンガポール・ポスト

金融サービスについては、DBS/POSB のカード保有者に対する預払いといった基礎的銀行サービスの他、AXA 保険との独占提携契約による保険の販売、スタンダード・チャーター銀行との提携によるクレジットカード（Standard Chartered SingPost Spree Credit Card）の発行、同行との提携によるビジネス分割ローン（Standard Chartered Business Instalment Loan）、各種請求書等の支払いの受付、国際送金サービスを提供している。

保険については、2005 年 1 月 19 日よりプルデンシャル保険（Prudential Assurance）の商品を取り扱っていたが、2015 年 1 月で契約を終了し、新たに AXA 生命（AXA Life Insurance）との独占契約の下、損害保険、生命保険の商品取扱いを AXA@POST というブランドを掲げた 34 店舗で開始した[41]。AXA 生命からは投資信託等も提供している。

クレジットカードについては、2012 年に開始したスタンダード・チャーター銀行との提携カードであるプラチナ VISA クレジットカードを衣替えする形で、2017 年にスタンダード・チャーター・シングポスト・スプリー・クレジットカードを投入した。シンガポール・ポストの一部サービスの割引や、利用額の 1%に相当するキャッシュバックなどを特徴とし、年会費 192.6S ドル（当初 2 年間無料）となっている[42]。

シンガポール・ポストでは、クレジットカード代金、中央積立基金（Central Provident Fund, CPF）の強制積立金を含む政府機関等への納付、交通反則金、保険料、電話・携帯料金、航空代金、医療費、銀行ローン、教育費など、各種請求書等の支払いに対応している[43]。郵便局の窓口、SAM Kiosk（セルフサービス自動受付機）、SAM Web/Mobile（オンライン決済サービス）という 3 つの支払い手段があるが、請求書の種類によっては、3 つのうち一部の手段にしか対応していない。

全ての郵便局で、ウェスタン・ユニオン社経由の為替送金サービス（Western Union Money Transfer）が利用でき、200 を超える国や地域への送金が可能である[44]。以前は郵便局窓口（一部の国宛てには ATM からも可能）からシンガポール・ポスト（SingPost）が提供する CASHOME サービス（Visa パーソナル・ペイメントサービス）を通じても提携銀行経由でインド、インドネシア、フィリピン、ミャンマー等 49 カ国に送金が可能だったが、同サービスは 2015 年 11 月を以て終了した。

また、金融サービス以外に、郵便局を商業地区及び中心地に設置するための戦略的

41 シンガポール・ポスト アニュアルレポート（2014/2015 年）（閲覧日：2018 年 5 月 31 日）
https://www.singpost.com/about-us/investor-centre/annual-reports
42 スタンダード・チャーター銀行ウェブサイト（閲覧日：2018 年 6 月 19 日）
https://www.sc.com/sg/credit-cards/spree-credit-card/
43 シンガポール・ポスト ウェブサイト（閲覧日：2018 年 6 月 19 日） https://www.singpost.com/pay
44 シンガポール・ポスト ウェブサイト（閲覧日：2018 年 7 月 11 日）
https://www.singpost.com/more-services/money/transfer

な施策として、入国管理局と提携し、パスポート、ビザ、ID カードの申請を 2008 年から受託し、2012 年からは長期滞在訪問ビザの申請を受け付けている（2018 年 7 月 9 日時点で 26 カ所の郵便局で実施）。

vPost は、1999 年に開始されたポータルサイトで、郵便局窓口、セルフサービス自動受付機（SAM）を補完するオンラインチャネルである。国内のオンラインショッピングサイト（Omigo.com.sg）を運営するとともに、海外（米国、欧州、日本、中国）の 50,000 超のオンラインショッピングサイト（当該国外への発送を取り扱わないサイト）の商品を vPost の現地倉庫宛で購入し、そこからシンガポールへ配送するサービスを提供している。vPost を利用してオンラインショッピングを行った場合は、vPost が商品に対する税関申告を代行し、輸入荷物をリパックして国内での郵便料金が割安になるようなサービスも行っている。

その他、Lock+Store と呼ばれる物品保管業務も提供している。

2016 年 11 月には、1 億 8,200 万 S ドルの建設費で、シンガポール東部に電子商取引（EC）向けの新しい自動化物流センターを開設した[45]。シンガポール・ポストは 2014 年に、中国のネット通販大手アリババ集団と資本・業務提携しており、東南アジアを中心に世界に向けた配送拠点を整備した。

(2) POSB

① 預金業務

POSB では、様々な種類の預金口座を提供している。シンガポール国民/永住外国人向けの預金サービスとしては、図表 13 の通りである。POSB Current Account 以外の口座は、原則として月々の口座維持手数料が 2S ドルかかる（但し、口座残高や年齢に基づく免除規定あり）。POSB の口座開設は、居住者であれば国籍を問わず店頭/オンラインでの申込みが可能である[46]。 シンガポール国民と永住外国人の場合は、国民登録番号カード（NRIC）と、居住地証明書類 1 点（過去 3 ヵ月以内の光熱費請求書など）も必要となる。

図表 13: POSB のシンガポール国民/永住外国人向け普通・当座預金サービス

商品名	商品概要
POSB Everyday Savings Account	一般口座。
eMySavings Account	月々自動的に貯蓄ができる口座。貯蓄額は 50S ドル～3,000S ドルまで、10S ドル刻みで選択できる。16 歳以上が対象。
POSB Current Account	手形・小切手を振り出すことができる口座。18 歳以上が対象。POSB Saving Account から自動的に残高が補充される。

（出所）POSB ウェブサイトを基に作成[47]（閲覧日：2018 年 7 月 11 日）

他方、外国人向けの預金口座は、図表 14 の通りである。POSB Payroll Account は、

45 日本経済新聞「シンガポスト、通販向け物流センター」（2016 年 11 月 2 日）
46 POSB ウェブサイト（閲覧日：2018 年 7 月 11 日）
https://www.posb.com.sg/personal/support/bank-account-new-opening.html
47 http://www.posb.com.sg/personal/deposits/savings-accounts/emysavings-account
https://www.posb.com.sg/personal/deposits/savings-accounts/current-accounts
https://www.posb.com.sg/iwov-resources/pdf/bank/posb_deposits_guide.pdf

2014 年 10 月から導入された。従来は、企業が外国人労働許可（work permit）を得て新規採用する際には、労働許可取得申請と給与振込用の口座開設の申請を別々に行う必要があったが、シンガポール労働省（Ministry of Manpower）と DBS 銀行の取決めにより、2014 年 10 月より労働許可取得申請時に併せて「POSB の口座を希望」と申請すれば、同時にオンラインで口座開設を申請できるようになった[48]。

図表 14: POSB の外国人向け預金サービス

商品名（外国人向け）	商品概要
eMySavings Account	月々自動的に貯蓄ができる口座。貯蓄額は 50S ドル～3,000S ドルまで、10S ドル刻みで選択できる。16 歳以上が対象。
POSB Payroll Account	労働許可取得（申請）者が対象。 労働許可申請時に給与振込口座開設申請が可能。 ・ ATM からの引出 ・ 口座残高の確認、ATM での直近取引 5 件のプリントアウト等
SMS Remit	労働許可取得者が対象。口座開設は無料。 SMS を通じ、最低 10S ドルから、優遇レートにて、インド、インドネシア、フィリピン向けに外国送金が可能。
SMS Banking	労働許可取得者が対象。SMS を使用し、以下操作が可能 ・ SMS を通じた基本的な銀行取引 ・ 口座残高の確認 ・ 携帯プリペイドカードへのチャージ
POSB Jolly App	労働許可取得者が対象。POSB アプリケーションを通じ、以下操作が可能 ・ 口座残高及び直近の取引情報 3 件の照会 ・ 携帯プリペイドカードへのチャージ ・ 携帯プリペイドカードの直近の取引情報 10 件の照会 ・ 海外送金

（出所）POSB ウェブサイトを基に作成（閲覧日：2018 年 7 月 11 日）[49]

また、近年は POSB ディジバンクオンライン（旧 i バンキング）と呼ばれるオンラインでの取引が活発になっている。残高照会や送金・決済などの通常の取引の他、独自のサービスとして取引後のメール通知（セキュリティ強化のため顧客宛てにオンライン取引がなされたという通知が送付される）等がある。また利用促進策として、店頭取引では 5～10S ドルを要する取引手数料の無料化（回数制限あり）、クレジットカードの即時発行などが実施されており、今日では 200 万人以上の顧客が利用している。更に、顧客の利便性向上のため、月次取引報告書の預金・投資・ローンの金額を DBS と POSB の口座残高を一本化して記載するサービスを開始している。

2017 年 4 月には、DBS 銀行および POSB は、画面を通じて対面の顧客サービスを提供するビデオテラーマシン（VTM）を導入し、国内 9 カ所に設置する等、新たなサービスを始めた[50]。1 日 24 時間、画面を通じた銀行員との対面サービスにより、残高照

48 シンガポール人的資源省ウェブサイト「Ministry of Manpower and DBS Launch Integrated Process for Work Permit Applicants」（2014 年 10 月 12 日）
http://www.mom.gov.sg/newsroom/press-releases/2014/ministry-of-manpower-and-dbs-launch-integrated-process-for-work-permit-applicants
DBS 銀行ウェブサイト「POSB Payroll Account」（閲覧日：2018 年 7 月 11 日）
https://www.posb.com.sg/personal/deposits/for-foreigners/posb-payroll-account

49 POSB ウェブサイト http://www.posb.com.sg/personal/deposits/savings-accounts/emysavings-account
http://www.posb.com.sg/personal/deposits/for-foreigners/posb-payroll-account

50 DBS 銀行ウェブサイト「DBS/POSB launches Singapore's first video teller machines across nine locations」（2017 年 4 月 25 日）
https://www.dbs.com/newsroom/DBS_POSB_launches_Singapores_first_video_teller_machines_across_nine_locations

会や証明書の発行申請などが可能なほか、トークン（ワンタイムパスワード生成器）やデビットカードをその場で受け取ることもでき、DBS 銀行の消費者バンキンググループの責任者は、本導入がシンガポールの銀行サービスの水準を引き上げるものとコメントしている。

② 貸付業務

POSB ブランドとして、下記のようなローン商品を提供している。

- 無担保ローン：給与振込がある場合には即時審査。実効金利は 7.56%～[51]。
- 教育ローン：通常金利は 5.88%、キャンペーン金利 4.60%となっているが、キャンペーン金利の設定が常態化している[52]。返済期間は 1～10 年。
- 住宅ローン：様々なタイプの金利が設定されている。一例を挙げると、ロックイン期間（借入金額の全額を返済すると違約金が発生する期間）2 年、8 カ月物定期預金金利（0.2%[53]）＋1.45%となっている[54]。
- 自動車ローン：自動車ローンの 7 年物キャンペーン実効金利として、4.29%が提示されている[55]。

4. 会計基準と財務諸表

シンガポール会計基準は、2018 年 1 月 1 日以降、IFRS に準拠している[56]。このため、シンガポール・ポストを含む上場企業は、IFRS に準拠した財務諸表を作成している。

SingPost の 2017 年 3 月期の売上高は 13.5 億 S ドル（前期比 17%増）、営業利益 0.6 億 S ドル（同 80%減）となった。全体の売上高のうち、セグメント別では「郵便」が 40%（前期比 1.5%増）、「ロジスティクス」が 47%（同 1.7%増）、「リテール・e コマース」が 20%（同 171%増）を占め、元来主力であった郵便事業以外の部門で伸びが著しいが、今なお郵便事業は営業利益で半分以上を占める稼ぎ頭であり、営業利益率も他の部門を上回っている。事業地別にみると、SingPost の海外展開強化に伴い海外売上高比率は 50.5%に達し、前年度の 43.9%から大きく上昇した[57]。

POSB は、ブランドとして残っているものの、法人としての POS 銀行は DBS 銀行に合併されている。このため、POSB 独自の財務諸表は作成されていない。

---

51 POSB ウェブサイト（閲覧日：2018 年 6 月 19 日）https://www.posb.com.sg/personal/loans/personal-loans/default.page
52 POSB ウェブサイト（閲覧日：2018 年 6 月 19 日） https://www.posb.com.sg/personal/promotion/study_assist
53 POSB ウェブサイト（閲覧日：2018 年 6 月 19 日）
https://www.posb.com.sg/personal/rates-online/singapore-dollar-fixed-deposits.page
54 POSB ウェブサイト（閲覧日：2018 年 6 月 19 日） https://www.posb.com.sg/personal/rates-online/home_loans.page
55 POSB ウェブサイト（閲覧日：2018 年 6 月 19 日） https://www.posb.com.sg/personal/promotion/carloan-online
56 POSB ウェブサイト（閲覧日：2018 年 6 月 19 日） https://isca.org.sg/tkc/fr/current-issues/ifrs-convergence/
57 シンガポール・ポスト決算発表プレスリリース（2016/2017 年）
https://www.singpost.com/about-us/news-releases/singpost-revenue-rises-171-cent-full-year-net-profit-falls-866-cent-impairment-charges
なお、2017/2018 年のプレスリリースでは、該当するデータは開示されていない。

図表 15: シンガポール・ポスト（SingPost）の財務諸表（百万 S ドル）

(百万Sドル)	Mar-13	Mar-14	Mar-15	Mar-16	Mar-17
Revenue	659	821	920	1,152	1,349
Operating profit	174	228	186	284	58
EBITDA	214	264	229	329	118
Net profit	137	149	158	249	33
Total assets	1,924	1,740	2,211	2,416	2,717
Ordinary shareholders' equity	690	766	1,117	1,204	1,359
Cash and cash equivalents	628	404	584	127	367
Net (cash)/net debt	-92	-170	-346	154	-3
Net cash inflow from operating activities	203	242	235	131	200
Capital expenditure (cash)	24	38	104	280	200
Free cash flow	179	204	131	-148	0.3

（出所）シンガポール・ポスト（SingPost）アニュアルレポート（2016/2017 年）、2017 年 3 月期決算資料を基に作成
https://www.singpost.com/about-us/investor-centre/annual-reports（閲覧日：2018 年 5 月 31 日）

図表 16: シンガポール・ポスト（SingPost）のセグメント別業績（百万 S ドル）

		Mar-13	Mar-14	Mar-15	Mar-16	Mar-17	(伸び率)
合計	売上高	658.8	821.2	919.7	1,151.5	1,348.5	17.1%
	営業利益	174.4	227.6	186.4	58.4	58.4	0.0%
	利益率	26.5%	27.7%	20.3%	5.1%	4.3%	
郵便	売上高	440.3	491.0	500.3	536.2	544.1	1.5%
	営業利益	141.3	142.6	144.0	157.3	150.7	-4.2%
	利益率	32.1%	29.1%	28.8%	29.3%	27.7%	
ロジスティクス	売上高	241.2	368.5	464.8	626.0	636.8	1.7%
	営業利益	6.9	14.2	21.5	38.8	23.6	-39.2%
	利益率	2.9%	3.9%	4.6%	6.2%	3.7%	
リテール・eコマース	売上高	83.7	86.7	92.0	98.4	267.1	171.4%
	営業利益	14.7	7.5	9.7	-7.3	-33.8	363.0%
	利益率	17.6%	8.6%	10.6%	-7.4%	-12.7%	
内部消去/その他	売上高	-106.4	-125.0	-137.4	-109.1	-99.5	
	営業利益	11.4	63.3	11.1	284.3	-82.2	

（注） 2013 年 3 月期と 2014 年 3 月期の間で「ロジスティクス」と「リテール・e コマース」セグメント間の調整が行われている
（出所）シンガポール・ポスト（SingPost）アニュアルレポート（2011/2012 年～2016/2017 年）、2017 年 3 月期決算資料を基に作成
https://www.singpost.com/about-us/investor-centre/annual-reports （閲覧日：2018 年 5 月 31 日）

第 4 章　金融セクターにおけるリテール金融機関の特徴

以下、リテール向けサービスを提供する代表的な金融機関である国内銀行上位 3 行（DBS 銀行、UOB 銀行、OCBC 銀行）のそれぞれの特徴、競争力等は次のとおりである。

1.　DBS 銀行（DBS/POSB）

(1)　DBS 銀行（DBS/POSB）の特徴

DBS 銀行（DBS Bank）の前身となるシンガポール開発銀行（Development Bank of Singapore）は、1968 年に政府系の投資銀行として設立された。その後、業務範囲を拡大させる中で、1998 年に POS 銀行（当時は財務省傘下）を買収し、POSB のブランドも取得した。2012 年 1 月より郵便局で DBS/POSB の基礎的金融サービスを提供することになった[58]。

ブランドイメージとして、POSB の顧客層は低～中所得者層、DBS は中～高所得者層を対象とするが、実際は DBS/POSB いずれも広域の顧客層を持つ 。DBS 銀行は POS 銀行を吸収したことにより、「シンガポールの全ての人にサービスを提供する銀行」のイメージを得た。ブランドとしての棲み分けはあるが、金融商品は全ての店舗で同じものを取り扱っている。

DBS 銀行は、シンガポール国内では DBS/POSB 支店、ATM 等の端末、提携会社の拠点を全て含めると 2,500 拠点を有している[59]。「21 歳未満若しくは 62 歳以上」であれば口座維持手数料月　2S　ドルを無料とする口座サービスを提供したり（POSB eSavings Account）、外国人労働者による口座開設手続きを簡素化したりと（POSB Payroll Account）、幅広い顧客層を取り込むための取組みを行っている。また、アジア全体では 280 以上の支店を展開し、法人顧客数は 20 万超、ウエルス・マネジメントを含む個人顧客数は 880 万人超となっている（2017 年 12 月）[60] 。

DBS 銀行は、2016 年に全国約 60 カ所の新聞売店「SPH バズ」で現金の引き出しを可能とするサービスを開始した[61]。更に、モバイルバンキング用の新しいアプリケーションとして、「DBS デジバンク」を開発し、同アプリケーションを通じ、QR コードの読み込みによる電子取引を可能とするなど、新たなサービスを展開している。

(2)　DBS 銀行の総資産、貸出残高、預金残高の推移

2017 年末時点で、DBS 銀行（DBS Bank Ltd、単体）は、総資産 4,605 億 S ドル、貸出残高 2,683 億 S ドル、預金残高 2,848 億 S ドルとなっており、国内最大の商業銀行である。また、貸出残高は前年比+7.4%、預金残高は同+6.7%となった。

58　DBS 銀行ウェブサイト「Singapore Post: DBS Partners SingPost to Double Number of Banking Outlets to 140」（2011 年 11 月 10 日）
https://www.dbs.com/newsroom/DBS_partners_SingPost_to_nearly_double_number_of_banking_outlets_to_140_MIGRT

59　DBS 銀行アニュアルレポート（2015 年）　https://www.dbs.com/annualreports/2015/pdfs/dbs-annual-report-2015.pdf
なお、2016 年版以降のアニュアルレポートでは、該当する記述がない。

60　DBS 銀行アニュアルレポート（2017 年）　https://www.dbs.com/annualreports/2017/pdfs/DBS-AR17-full.pdf

61　DBS 銀行ウェブサイト「DBS/POSB boosts banking footprint with POSB Cash-Point」（2016 年 12 月 7 日）
https://www.dbs.com/newsroom/DBS_POSB_boosts_banking_footprint_with_POSB_Cash_Point

図表 17: DBS 銀行、DBS 銀行グループの財務諸表（億 S ドル）

DBS Bank

	Dec-13	Dec-14	Dec-15	Dec-16	Dec-17
資産	**3,303.3**	**3,682.5**	**3,962.7**	**4,228.5**	**4,605.3**
貸出残高	1,918.9	2,182.3	2,292.9	2,497.4	2,682.7
(伸び率)	*19.5%*	*13.7%*	*5.1%*	*8.9%*	*7.4%*
負債	**2,983.1**	**3,356.4**	**3,600.9**	**3,820.0**	**4,171.9**
預金残高	2,246.5	2,446.7	2,500.8	2,669.3	2,848.0
(伸び率)	*23.3%*	*8.9%*	*2.2%*	*6.7%*	*6.7%*
資本	**320.2**	**326.1**	**361.8**	**408.5**	**433.5**
総収益	**65.0**	**71.0**	**80.3**	**85.4**	**97.3**
正味受取利息	41.1	46.7	53.9	55.6	58.3
(伸び率)	*7.5%*	*13.4%*	*15.5%*	*3.2%*	*4.8%*
支出	**30.3**	**33.2**	**35.5**	**42.0**	**51.8**
税引前利益	**34.7**	**37.8**	**44.8**	**43.4**	**45.5**
純利益	**30.1**	**32.5**	**38.4**	**37.2**	**40.7**

DBS Group Hodings

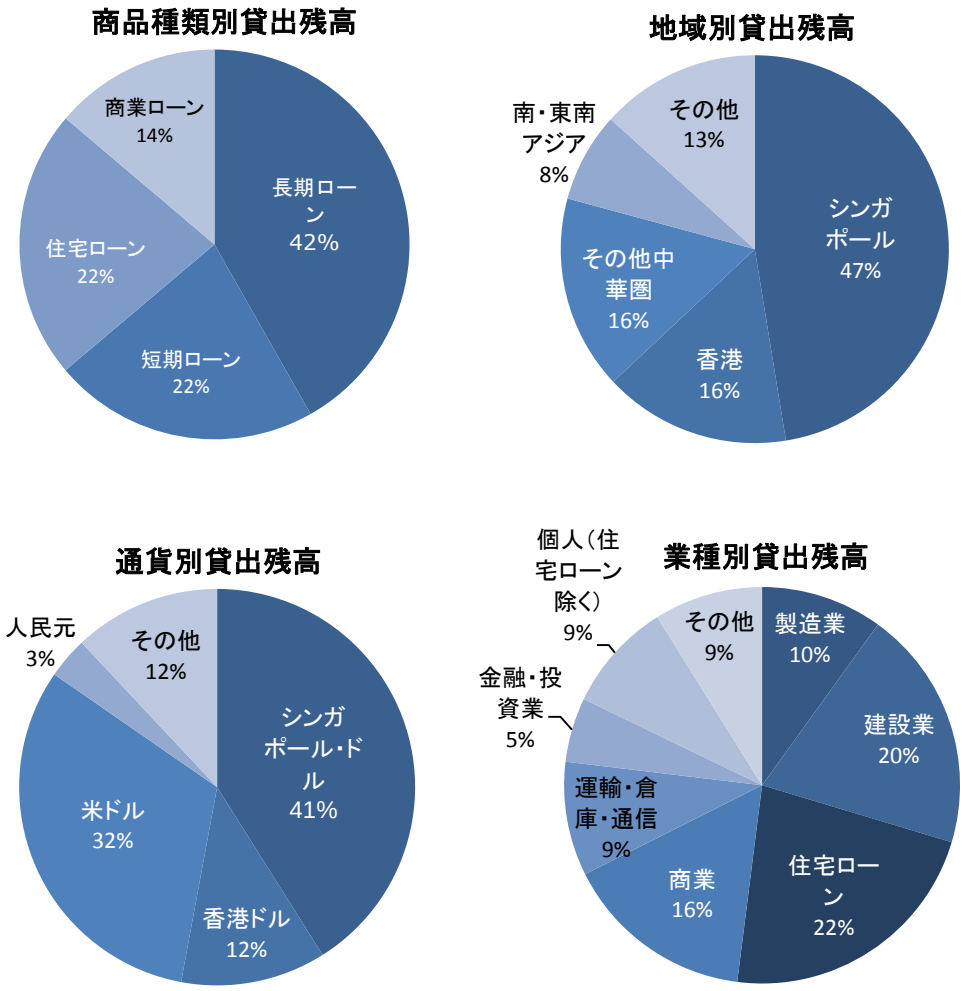
	Dec-13	Dec-14	Dec-15	Dec-16	Dec-17
資産	**4,020.1**	**4,406.7**	**4,578.3**	**4,815.7**	**5,177.1**
貸出残高	2,486.5	2,755.9	2,833.0	3,015.6	3,231.0
(伸び率)	*18.1%*	*10.8%*	*2.8%*	*6.4%*	*7.1%*
負債	**3,643.2**	**4,004.6**	**4,150.5**	**4,346.0**	**4,679.1**
預金残高	2,923.7	3,171.7	3,201.3	3,474.4	3,736.3
(伸び率)	*15.3%*	*8.5%*	*0.9%*	*8.5%*	*7.5%*
資本	**376.9**	**402.1**	**428.0**	**469.7**	**498.0**
総収益	**90.2**	**98.2**	**109.2**	**114.9**	**119.2**
正味受取利息	55.7	63.2	71.0	73.1	77.9
(伸び率)	*5.3%*	*13.5%*	*12.3%*	*2.9%*	*6.7%*
支出	**46.9**	**50.0**	**56.4**	**64.1**	**66.7**
税引前利益	**44.9**	**49.0**	**52.9**	**50.8**	**52.5**
純利益	**38.7**	**41.9**	**45.7**	**43.6**	**45.0**

（出所）DBS 銀行アニュアルレポート 2017 （閲覧日：2018 年 5 月 31 日）
https://www.dbs.com/investor/group-annual-reports.html

DBS 銀行グループ全体では、貸出残高は 3,231 億 S ドルであり、グループの貸出残高の約 8 割を DBS 銀行単体（2,683 億 S ドル）が占めている。グループ全体の貸出残高の内訳を見ると、対象地域別では、シンガポールが 47%で約半分を占め、香港・その他中華圏（主に台湾）が合計で 32%と、シンガポールに次ぐ主力市場となっている。通貨別では S ドルが約 4 割、米ドルが約 3 割と、二通貨で大半を構成している。業種

別では、個人向け（住宅ローン・個人の合計）が全体の 31%を占めている。

図表 18: DBS 銀行グループの貸出残高内訳（2017 年 12 月）



（注） 貸倒引当金を控除する前のグロス貸出残高に対する構成比
（出所）DBS 銀行アニュアルレポート 2017（閲覧日：2018 年 5 月 31 日）
https://www.dbs.com/investor/group-annual-reports.html

(3) DBS 銀行の戦略

DBS 銀行のリテール銀行業務における戦略は、若年から高齢者、中低所得から高所得層に至る幅広い顧客層の囲い込みと、インターネットバンキングや窓口業務改善による効率的なサービス提供である。

① リテール顧客獲得

DBS 銀行は子供から老人までを広くターゲットとするリテール業務の強化に注力してきた。外国人の口座開設も容易である。

POSB ブランドによる若年層対象の顧客開拓にも注力している。2010 年には小学校での硬貨預金キャンペーンを行った。2014 年には 3 地区の社会開発評議会

（Community Development Council）との協働で 8,000 人を超える児童を対象に Young Savers Program を提供した。また、シンガポールと国民に根差した銀行として 2015 年には建国 50 周年に合わせて National School Savings Campaign を復活させ、国内全ての小学校の参加を達成した。同キャンペーンは当初 1969 年から 80 年代にかけ実施されたもので、今でも人々の記憶に残り、支持されている貯蓄教育である。

POSB では更に、新生児と母親へのプレゼントキャンペーンなども手掛けている。POSB は社会家族発展省による児童成長口座（Child Development Account）の運営エージェントの 1 つに定められている。2015 年より、両親が児童成長口座を開いて入金すると、入金金額と同額の補助が政府から与えられることとなっている。補助上限額は、第 1 子と第 2 子は 6,000S ドル、第 3 子と第 4 子は 12,000S ドル、第 5 子以降は 18,000S ドルとなっている。2016 年 7 月より、両親からの入金の有無を問わず、3,000S ドルについては政府から自動的に贈与されることが決定した[62]。また、各種物品購入時の割引が受けられるカード（POSB Baby Bonus NETS Card）も導入されている。

並行して、高齢者層に対しても金融啓発プログラムを実施し、62 歳以上の POSB eSavings Account の口座維持手数料を無料とすることで、引退後世代の顧客層維持も図っている。

② リテール業務の効率化

DBS 銀行は、リテール業務の効率化を継続的に推進している。自行の窓口・ATM に加え、提携企業を含めると現金引き出し拠点は合計 2,000 以上に達している。

引出拠点の拡大に寄与している POSB Cash-Point サービスは 2013 年 7 月に 7-Eleven との提携を皮切りに開始された。これはコンビニやスーパーでの店頭のレジで、通常の物品購入と合わせて DBS/POSB 口座からのキャッシュの引出しを可能にするサービスである。物品購入時に DBS/POSB のデビットカード又はクレジットカードで決済することにより、カードに紐付く自分の預金口座からキャッシュを引き出すことができる（手数料は無料）。2016 年 12 月時点で約 880 の店舗で取引可能である[63]。引き出し上限は、多くの提携先で 100～200S ドル程度だが、スーパーのシェンションでは 1,000S ドル、シンガポール・ポストでは 5,000S ドルとなっている[64]。なお、2016 年に OCBC 銀行、UOB 銀行が追随し、7-Eleven 店頭での同種サービスを開始した。

62 シンガポール政府「partnering for the Future - Budget 2016」（閲覧日：2018 年 6 月 27 日）
https://www.singaporebudget.gov.sg/data/budget_2016/download/FY2016_Budget_Summary_ENG.pdf
63 DBS 銀行ウェブサイト「DBS/POSB boosts banking footprint with POSB Cash-Point」（2016 年 12 月 7 日）
https://www.dbs.com/newsroom/DBS_POSB_boosts_banking_footprint_with_POSB_Cash_Point
64 POSB ウェブサイト（閲覧日：2018 年 6 月 27 日）
https://www.posb.com.sg/personal/deposits/bank-with-ease/cash-point

図表 19: POSB Cash-Point（小売店店頭キャッシュ引出サービス）



（出所）DBS 銀行プレスリリース（閲覧日：2018 年 5 月 31 日）
https://www.dbs.com/newsroom/DBS_POSB_expands_banking_footprint_in_Singapore_with_POSB_Cash_point

並行して来店者に対する窓口業務の効率化も推進している。2010 年には 8 割の来店顧客に 15 分以内で対応できるようになった。2011 年には 10 店舗で営業時間を 19 時まで延ばすとともに土曜営業を開始し、より利便性を高めた。このような効率化の取組みによって、2010～12 年にかけ、来店顧客の待ち時間は合計 2.4 億時間短縮された[65]。更に現在では SMS による来店前の整理券取得（SMS 'Q'サービス）も行われている。

DBS 銀行は、デジタルバンキングにも注力している。2016 年には、インターネットバンキングのユーザーが 300 万人以上に達し、このほかモバイルバンキングのユーザーが 220 万人以上に達した[66]。インターネットバンキングによるコストは、店舗でのコストのおよそ 50 分の 1 と非常に効率的であることから、DBS 銀行は今後も IT を通じた「セルフサービス」化を一段と進めていく方針である[67]

[65] DBS 銀行アニュアルレポート（2012 年）
https://www.dbs.com/investor/group-annual-reports.html

[66] DBS 銀行アニュアルレポート（2016 年）

[67] The Business Times「DBS grows digital footprint while embracing POSB heritage」（2015 年 5 月 28 日）
https://www.businesstimes.com.sg/banking-finance/dbs-grows-digital-footprint-while-embracing-posb-heritage

2. UOB 銀行（United Overseas Bank, 大華銀行）

(1) UOB 銀行の特徴

UOB 銀行は 1935 年に United Chinese Bank として設立された（1965 年に UOB 銀行/大華銀行に改称）。設立当初は中国福建省を中心に事業を行っていたが、買収を繰り返しながら成長を遂げ、現在はアジア太平洋諸国、西ヨーロッパ、北米の 19 ヵ国に 503 拠点を展開している（2017 年 12 月末）[68]。主力市場は 62 ヵ所の拠点を展開するシンガポールに加えて、インドネシア（180 拠点）、タイ（同 154）、マレーシア（同 48）、中国（同 22）等のアジア地域となる。

UOB 銀行グループ傘下には、マレーシア、タイ、インドネシア、中国の 4 ヵ国にて銀行子会社を有する。銀行以外の分野では、保険業（United Overseas Insurance）、投資会社（UOB Capital Management、他）、投資顧問会社（UOB Asset Management、他）、不動産会社（PT UOB Property、他）、旅行会社（UOB Travel Planners）等を子会社・関連会社として展開している（2017 年 12 月末）。

(2) UOB 銀行の総資産、貸出残高、預金残高の推移

UOB 銀行単体の総資産は 2,969 億 S ドル、貸出残高 1,805 億 S ドル、預金残高 2,152 億 S ドルと、単体ベースでは DBS 銀行に次ぐ第 2 位のシェアを有している（2017 年 12 月）。なお、グループ全体で見ると総資産、貸出残高、預金残高とも OCBC 銀行グループの規模が UOB 銀行を上回っており、UOB 銀行グループの国内シェアは第 3 位となる。

2017 年 12 月の UOB 銀行グループの貸出残高 2,322 億 S ドルのうち、UOB 銀行単体は 1,805 億 S ドルと、8 割弱を占めている。内訳の構成比を DBS 銀行グループと比較すると、①地域別では DBS 銀行グループで 3 割を占める中華圏の構成比が 1 割強に留まる一方で、マレーシア、タイ、インドネシアが合計 22%を占めること、②通貨別ではマレーシア・リンギット、タイ・バーツ、インドネシア・ルピア建ての融資の構成比が 2 割と比較的高いこと、③業種別では個人向け（個人・住宅ローンの合計）の構成比が 40%と、DBS 銀行グループの 31%を上回ることが挙げられる。

[68] UOB 銀行　アニュアルレポート（2017 年）
http://www.uobgroup.com/assets/pdfs/investor/annual/UOB_Annual_Report_2017.pdf

図表 20: UOB 銀行、UOB 銀行グループの財務諸表（億 S ドル）

United Overseas Bank

		Dec-13	Dec-14	Dec-15	Dec-16	Dec-17
資産		**2,285.5**	**2,473.8**	**2,589.9**	**2,808.6**	**2,969.2**
	貸出残高	1,365.4	1,495.3	1,582.3	1,726.6	1,805.2
	(伸び率)	*19.8%*	*9.5%*	*5.8%*	*9.1%*	*4.6%*
負債		**2,053.4**	**2,217.3**	**2,322.3**	**2,518.6**	**2,644.0**
	預金残高	1,634.9	1,791.2	1,903.8	1,996.7	2,152.1
	(伸び率)	*20.7%*	*9.6%*	*6.3%*	*4.8%*	*7.8%*
資本		**232.0**	**256.5**	**267.6**	**290.1**	**325.1**

総収益		**45.8**	**52.4**	**57.1**	**56.5**	**62.6**
	正味受取利息	24.8	28.1	31.7	32.4	36.7
	(伸び率)	*4.6%*	*13.3%*	*13.1%*	*2.1%*	*13.3%*
支出		**19.4**	**21.9**	**25.9**	**22.5**	**25.0**
税引前利益		**26.4**	**30.5**	**31.2**	**29.4**	**34.3**
純利益		**23.0**	**26.9**	**26.8**	**24.8**	**28.4**

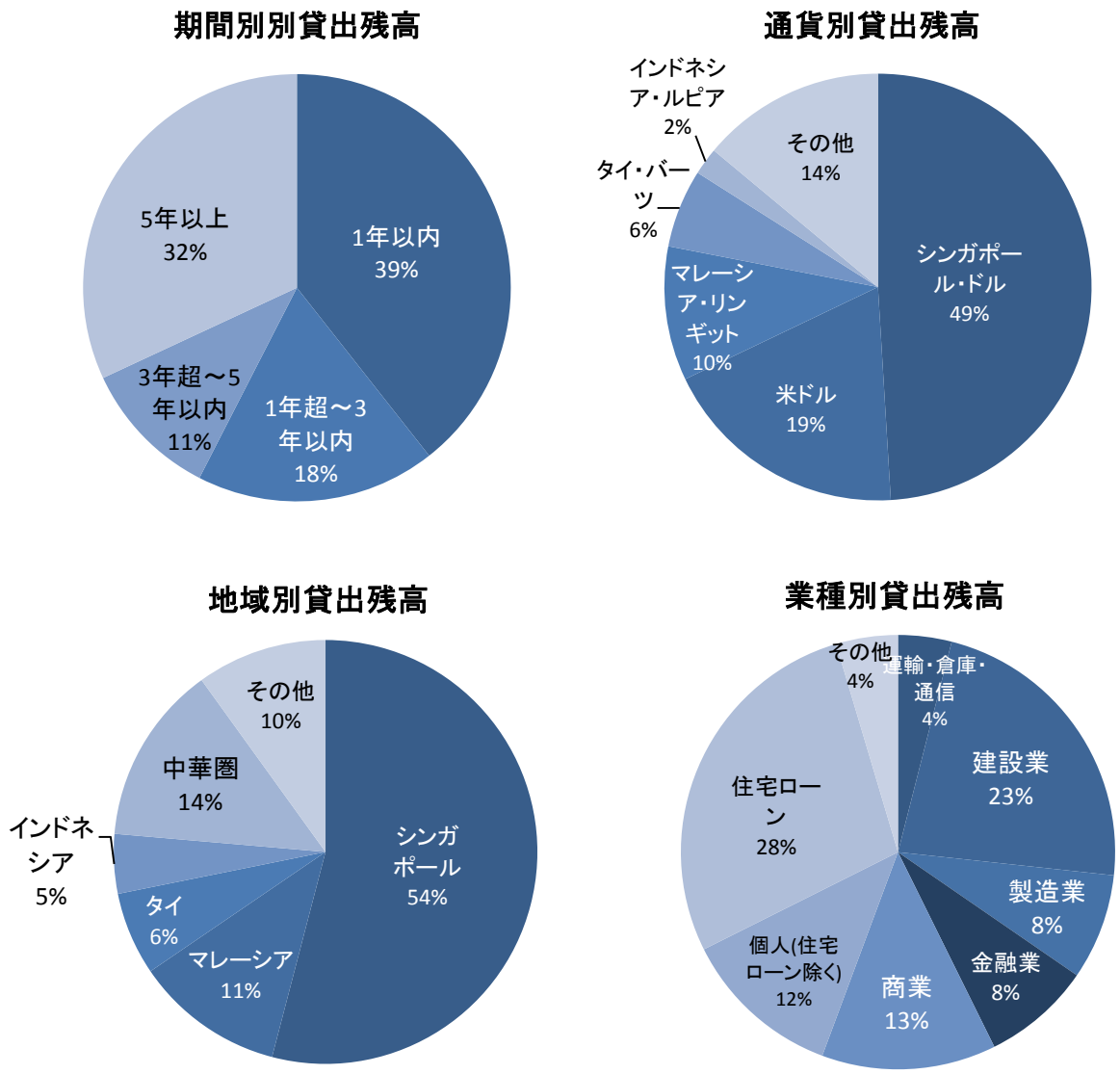
UOB Bank Group

		Dec-13	Dec-14	Dec-15	Dec-16	Dec-17
資産		**2,842.3**	**3,067.4**	**3,160.1**	**3,400.3**	**3,585.9**
	貸出残高	1,788.6	1,959.0	2,036.1	2,217.3	2,322.1
	(伸び率)	*17.0%*	*9.5%*	*3.9%*	*8.8%*	*4.7%*
負債		**2,576.5**	**2,769.6**	**2,850.9**	**3,069.9**	**3,215.6**
	預金残高	2,145.5	2,337.5	2,405.2	2,553.1	2,727.7
	(伸び率)	*17.9%*	*9.0%*	*2.9%*	*6.1%*	*6.8%*
資本		**265.8**	**297.7**	**309.2**	**330.4**	**370.4**

総収益		**67.2**	**74.6**	**80.5**	**80.6**	**88.5**
	正味受取利息	41.2	45.6	49.3	49.9	55.3
	(伸び率)	*5.2%*	*10.6%*	*8.1%*	*1.2%*	*10.8%*
支出		**33.3**	**37.8**	**42.7**	**37.0**	**40.3**
税引前利益		**35.8**	**38.2**	**38.7**	**37.8**	**42.1**
純利益		**30.1**	**32.5**	**32.1**	**31.0**	**33.9**

（出所）UOB 銀行アニュアルレポート（閲覧日：2018 年 5 月 31 日）
https://www.uobgroup.com/investor/annual/overview.html

図表 21: UOB 銀行グループの貸出残高内訳（2017 年 12 月）



（注）　貸倒引当金を控除する前のグロス貸出残高に対する構成比
（出所）UOB 銀行アニュアルレポート　（閲覧日：2018 年 5 月 31 日）
https://www.uobgroup.com/investor/annual/overview.html

3. OCBC 銀行（Oversea-Chinese Banking Corporation，華僑銀行）

(1) OCBC 銀行の特徴

OCBC 銀行単体の総資産は 2,699 億 S ドルと、DBS 銀行、UOB 銀行に次ぐシンガポール第 3 位の銀行である。1932 年に華僑系の国内銀行 3 行が合併して誕生した。OCBC 銀行は国内銀行上位 3 行の中で最も歴史が古く（OCBC 銀行の前身となる銀行の中で最も古いもので 1912 年設立）、シンガポール銀行協会が設立された 1973 年当初は 9 年間に亘って議長を務めるなどの実績を持つ。

現在はシンガポールを主力市場としながら、マレーシア、インドネシア、中国など、アジアを中心とする 18 ヵ国で事業を展開し、世界で 610 以上の拠点を有する[69]。なお、シンガポールにて国内銀行、Bank of Singapore（フルバンク）や Great Eastern Life Assurance（保険）、Lion Global Investors（アセットマネジメント）、OCBC Securities（証券）等のグループ会社を傘下に持ち、OCBC 銀行グループ全体としては時価総額で国内第 2 位のユニバーサル・バンク・グループである。

(2) OCBC 銀行の総資産、貸出残高、預金残高の推移

OCBC 銀行単体の総資産は 2,698 億 S ドル、貸出残高 1,435 億 S ドル、預金残高 1,781 億 S ドル。単体ベースでは DBS 銀行、UOB 銀行に続く第 3 位の銀行であるが（2017 年 12 月）、OCBC 銀行グループ全体で見ると総資産、貸出残高、預金残高とも UOB 銀行グループを上回る。

貸出残高で OCBC 銀行単体がグループ全体に占める割合は約 6 割である。グループの地域別ではシンガポール向けが 42%を占め、中華圏 25%、マレーシア 12%、インドネシア 8%と続く。但し、シンガポール向けの構成比は 2006 年 12 月の 65%から 2017 年 12 月の 42%へと低下基調が続いており、中華圏が 5%から 25%へと上昇している。業種別では、個人向け（個人・住宅ローンの合計）が 39%と、DBS 銀行グループの 31%と比べて構成比が高い。

[69] OCBC 銀行ウェブサイト（閲覧日：2018 年 6 月 25 日）
https://www.ocbc.com/group/media/group-business-banking-services.html

図表 22: OCBC 銀行、OCBC 銀行グループの財務諸表（億 S ドル）

OCBC Bank

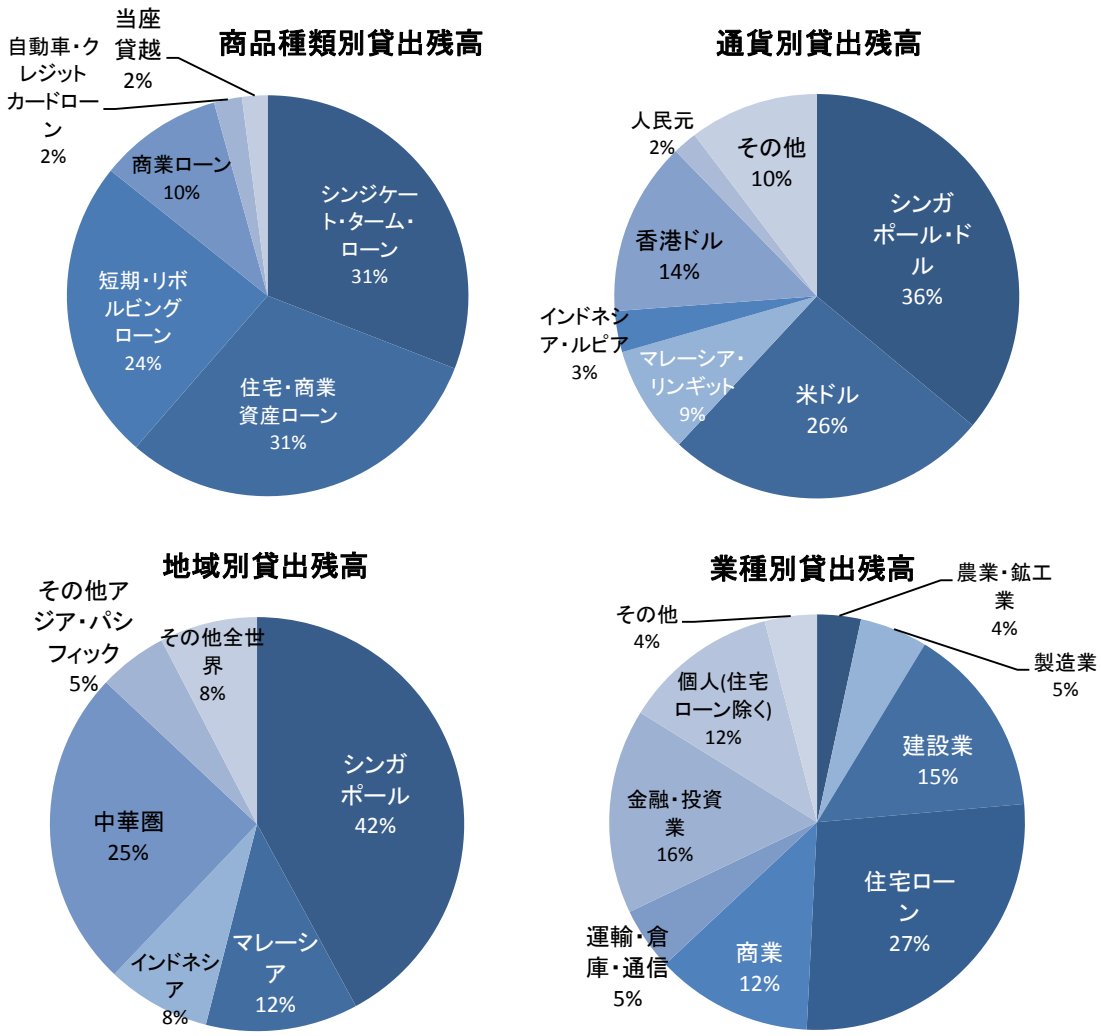
	Dec-13	Dec-14	Dec-15	Dec-16	Dec-17
資産	**2,237.0**	**2,399.7**	**2,319.6**	**2,378.5**	**2,698.6**
貸出残高	1,250.8	1,298.2	1,286.3	1,318.7	1,435.2
(伸び率)	20.1%	3.8%	-0.9%	2.5%	8.8%
負債	**2,043.8**	**2,152.4**	**2,052.2**	**2,095.6**	**2,410.9**
預金残高	1,428.5	1,544.7	1,541.7	1,557.5	1,781.5
(伸び率)	23.9%	8.1%	-0.2%	1.0%	14.4%
資本	**193.3**	**247.3**	**267.4**	**282.8**	**287.6**
総収益	**45.7**	**43.7**	**45.7**	**46.7**	**49.0**
正味受取利息	24.0	28.1	28.8	26.8	28.8
(伸び率)	6.4%	17.4%	2.3%	-6.9%	7.4%
支出	**15.7**	**17.0**	**19.2**	**16.6**	**17.7**
税引前利益	**30.0**	**26.8**	**26.5**	**25.6**	**24.2**
純利益	**27.1**	**23.2**	**23.2**	**22.9**	**20.9**

OCBC Bank Group

	Dec-13	Dec-14	Dec-15	Dec-16	Dec-17
資産	**3,384.5**	**4,012.3**	**3,901.9**	**4,098.8**	**4,549.4**
貸出残高	1,678.5	2,075.3	2,082.2	2,168.3	2,341.4
(伸び率)	17.9%	23.6%	0.3%	4.1%	8.0%
負債	**3,103.7**	**3,670.4**	**3,530.8**	**3,702.4**	**4,131.6**
預金残高	1,959.7	2,455.2	2,462.8	2,614.9	2,836.4
(伸び率)	18.7%	25.3%	0.3%	6.1%	8.5%
資本	**280.8**	**341.9**	**371.1**	**396.4**	**417.8**
総収益	**66.2**	**83.4**	**87.2**	**84.9**	**96.4**
正味受取利息	38.8	47.4	51.9	50.5	54.2
(伸び率)	*3.6%*	*22.0%*	*9.6%*	*-2.6%*	7.3%
支出	**31.1**	**36.9**	**42.5**	**37.9**	**40.3**
税引前利益	**35.7**	**47.6**	**48.3**	**42.8**	**52.2**
純利益	**27.7**	**38.4**	**39.0**	**34.7**	**41.5**

（出所）OCBC 銀行アニュアルレポート　（閲覧日：2018 年 5 月 31 日）
https://www.ocbc.com/group/investors/annual-reports.html

図表 23: OCBC 銀行グループの貸出残高内訳（2017 年 12 月）



（注） 貸倒引当金を控除する前のグロス貸出残高に対する構成比

（出所）OCBC 銀行アニュアルレポート （閲覧日：2018 年 5 月 31 日）
https://www.ocbc.com/group/investors/annual-reports.html

4. 主要行比較

(1) 預金利子、預金条件、融資条件等の現状

主要 3 行とも複数の預金口座サービスを提供しており、その内容によって預金金利は多少異なっている。また、預金残高によっても金利が異なる場合がある。なお、DBS と POSB の預金金利は、基本的に同水準に設定されている。

図表 24: 国内銀行 3 行の S ドル預貯金利率（年利、%）

		DBS 銀行		UOB 銀行	OCB 銀行
		DBS	POSB		
普通預貯金	10,000 S ドル以下	0.050	0.050	0.050	0.050
	100,000 S ドル以下	0.050	0.050	0.050	0.050
	350,000 S ドル以下	0.050	0.050	0.050	0.080
	650,000 S ドル以下	0.075	0.075	0.050	0.100
	1,000,000 S ドル以下	0.075	0.075	0.050	0.100
	1,000,000 S ドル超	0.100	0.100	0.100	0.150
定期 1 カ月		0.050	0.050	0.050	0.050
定期 3 カ月		0.150	0.150	0.100	0.100
定期 6 カ月		0.200	0.200	0.150	0.150
定期 1 年		0.600	0.600	0.250	0.250
定期 2 年		1.000	1.00	0.700	0.550

（出所）各行ウェブサイトを基に作成（閲覧日：2018 年 7 月 1 日）

POSB は、口座開設時に口座に入金しなければならない預入金が不要であるため、少額からの口座開設が可能である。また、月々の口座維持手数料（2S ドル）が無料となるための普通預金口座の最低平均残高は 500S ドルである。

UOB 銀行、OCBC 銀行では、15 歳以上については原則的に口座開設時の新規預入金が必要とされる。また、口座維持手数料が無料化される最低平均残高も、OCBC 銀行では 1,000 ドルと比較的高い。しかし、OCBC 銀行では顧客層拡大のために、2012 年に若年層向けの新ブランドである「Frank」を立ち上げ、25 歳以下の口座維持手数料を無料化するなど、顧客層拡大を目指す動きも見ることができる。

次に、国内銀行 3 行の無担保ローンの融資条件を比較すると、融資を受けることができる年収の金額、融資上限金額に若干の差異がある。年収 3 万 S ドル以上で、5 年の無担保ローンを組む場合を例に取ると、実効金利（effective interest rates）は POSB/DBS Personal Loan が共に 7.56%と最も低い。OCBC ExtraCash Loan は 17.13%、UOB CashPlus Personal Loan は 14.13%となっている（2018 年 6 月 22 日）。

図表 25: 国内銀行 3 行の預金条件の比較

	商品名	開設時 対象年齢	口座開設時 新規預入金	口座維持手数料（2S ドル）の発生条件
POSB	POSB Everyday Savings Account	16 歳以上	-	月平均残高が 500S ドル/日未満 (21 歳未満、62 歳以上は無料)
UOB	Passbook Saving Account	15 歳以上	500S ドル*	月平均残高が 500S ドル/日未満
	Uniplus Saving Account	15 歳以上	500S ドル*	月平均残高が 500S ドル/日未満
	Junior Savers Account	16 歳以下	500S ドル	月平均残高が 500S ドル/日未満
	Stash Account	15 歳以上	1,000S ドル	月平均残高が 1,000S ドル/日未満
	TX Account	16～21 歳	100S ドル	月平均残高に拘らず無料
OCBC	Frank	16 歳以上	0S ドル	月平均残高が 1,000S ドル/日未満(25 歳以下は無料)
	Statement Savings	15 歳以上	1,000S ドル	月平均残高が 1,000S ドル/日未満
	360 Account	18 歳以上	1,000S ドル	月平均残高が 3,000S ドル/日未満（開設 1 年目は無料）
	Bonus + Saving Account	16 歳以上	10,000S ドル	月平均残高が 3,000S ドル/日未満
	Mighty Savers	16 歳以下	0S ドル	月平均残高に拘らず無料

（注） *UOB の Passbook Savings Account、Uniplus Savings Account は、月収 2,000S ドル未満の国籍保有者・永住権保有者が基本預金口座（Basic Banking Account）として開設すれば、口座開設時の新規最低預入金額は 20S ドル。外国人の新規最低預入金額は 1,000S ドル。
**Monthly Savings Account 以外の Mighty Savers プログラム対象口座/信託は、15 歳まで対象となる
（出所）各行ウェブサイトを基に作成（閲覧日：2018 年 7 月 3 日）

図表 26: 国内銀行 3 行の主な無担保ローンの比較

	商品名	対象年齢	返済期間	年収	融資上限金額
DBS	POSB Personal Loan	21～65 歳	1～5 年	20,000S ドル以上	年収 120,000s ドル未満:月収の 4 倍まで 年収 120,000s ドル以上:月収の 10 倍まで
	DBS Personal Loan	21～65 歳	1～5 年	20,000S ドル以上	年収 120,000S ドル未満:月収の 4 倍まで 年収 120,000S ドル以上:月収の 10 倍まで
UOB	UOB CashPlus Personal Loan	21～65 歳	1～5 年	30,000S ドル以上	月収の 6 倍・最大 200,000S ドルまで
OCBC	OCBC ExtraCash Loan	21 歳以上	1～5 年	20,000S ドル以上 (外国人は 45,000S ドル以上)	月収の 6 倍まで 年収 30,000S ドル以上：S10,000 まで 年収 30,000S ドル未満：S4,500 まで

（出所）DBS と OCBC は各行ウェブサイト、UOB は bankbazaar.sg を基に作成[70]（閲覧日：2018 年 7 月 3 日）

[70] DBS 銀行ウェブサイト https://www.dbs.com.sg/personal/loans/personal-loans/dbs-personalloan
POSB ウェブサイト https://www.posb.com.sg/personal/loans/personal-loans/posb-personalloan
OCBC 銀行ウェブサイト https://www.ocbc.com/personal-banking/loans/fixed-repayment-extra-cash-loan.html
bankbazaar.sg ウェブサイト
https://www.bankbazaar.sg/personal-loan/uob-cash-plus.html?ck=Y%2BziX71XnZjIM9ZwEflsyDYlRL7gaN4WoxhuJSr9Iq7aMYwRm2IPACTQB2XBBtGG&rc=1
https://www.bankbazaar.sg/uob-personal-loan-interest-rates.html?ck=Y%2BziX71XnZjIM9ZwEflsyDYlRL7gaN4WoxhuJSr9Iq7aMYwRm2IPACTQB2XBBtGG&rc=1

自動車ローン（新車購入）の融資条件は、3 行とも返済期間は 7 年まで、融資上限金額は DBS/POSB と UOB で車体価格の 70%、OCBC で 100%となっている。なお、事業向け貸付においても、DBS 銀行は 2011 年に低所得者支援のため無担保のマイクロビジネスローン（5,000～50,000S ドル）を立ち上げるなど、零細事業者支援を行っている。

(2) 提供商品（貯蓄商品、保険商品、投資信託、貸付商品等）の現状

図表 27 は国内銀行大手 3 社、及び外国銀行の適格フルバンク（QFB）10 行のリテール向け提供商品の一例である。国内銀行は預金、投信・保険、各種ローン、クレジットカードなど、様々な商品を取り揃えている。

図表 27: 国内銀行のリテールサービス提供状況

銀行名		提供商品(例)						
		預金	投信・保険	無担保ローン	教育ローン	自動車ローン	住宅ローン	クレジットカード
DBS銀行	DBS	○	○	○	○	○	○	○
	POSB	○	○	○	○	○	○	○
UOB銀行		○	○	○		○	○	○
OCBC銀行		○	○	○	○	○	○	○
Bank of China		○	○	○			○	○
Citibank Singapore		○	○	○			○	○
HSBC Bank (Singapore)		○	○	○			○	○
ICICI Bank		○	○					
Industrial and Commercial Bank of China		○	○				○	○
Malayan Banking		○	○	○	○	○	○	○
Standard Chartered Bank (Singapore)		○	○	○		○	○	○
State Bank of India		○	○	○	○		○	

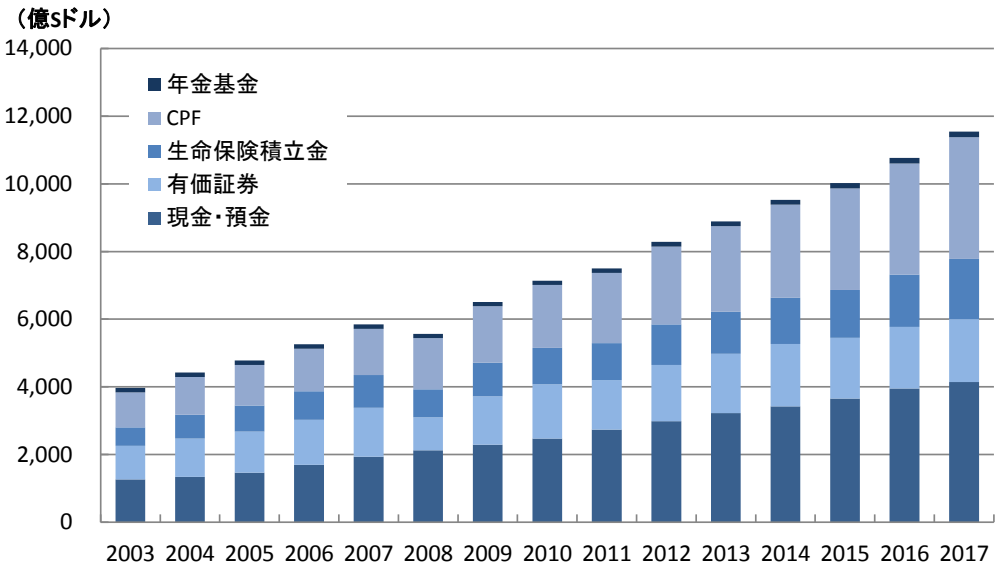
（注） ICICI Bank が提供する住宅ローンはインド国内向けであるので除外した。
（出所）各行ウェブサイトより作成（閲覧日：2018 年 6 月 22 日）

5. 家計金融資産・負債の動向

シンガポールの家計部門の金融資産保有残高を見ると、株式等有価証券の保有率が比較的高い。また、人口増加率は年間 2%弱であるのに対して、金融資産の保有残高は 2007 年から 2017 年の 10 年間で、1.97 倍と大きく伸びていることから、平均的な居住者が保有する金融資産は年々増えていると言える。2017 年末の個人金融資産の構成比は、総額 11,540 億 S ドルのうち、35.9%が現金・預金、16.2%が有価証券、15.4%が生命保険積立金、そして 31.2%がシンガポールの年金制度である中央積立基金（CPF）となっている。

有価証券の保有比率は 2000 年以降 20%台前半で推移してきたが、リーマンショックを受けて 2008 年末には 17.5%まで低下、2017 年末では 16.2%となっている。

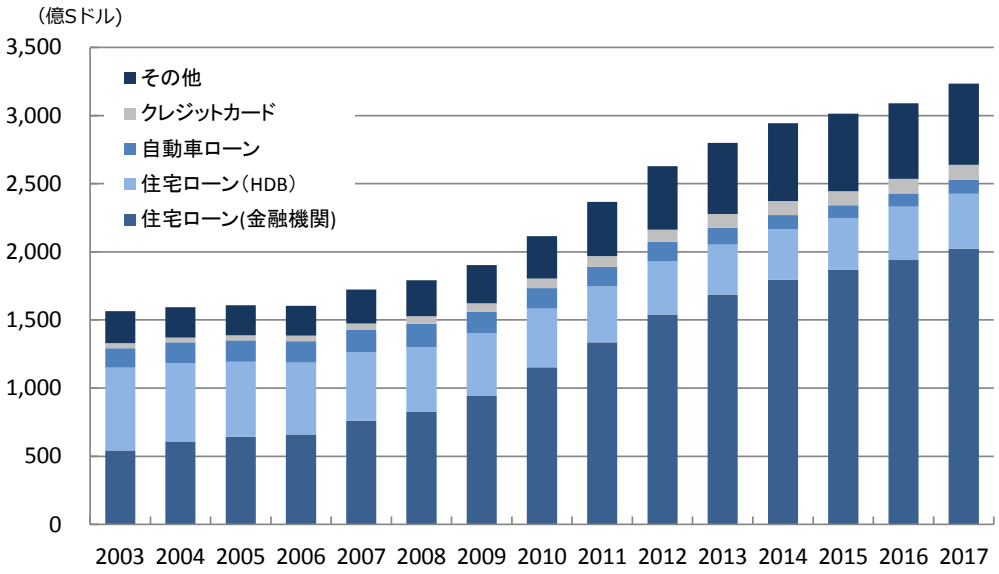
図表 29: 家計部門金融資産の保有残高構成



（注） 各年末。英文表記は、現金・預金が Currency and Deposit、有価証券が Share and Securities、生命保険積立金が Life Insurance、CPF が Central Provident Fund（個人単位の積立年金制度）、年金基金が Pension Fund

（出所）シンガポール統計局「Household sector balance sheet」を基に作成
https://www.singstat.gov.sg/find-data/search-by-theme/economy/household-sector-balance/latest-data（閲覧日：2018 年 5 月 31 日）

図表 30: 家計部門の借入残高構成



（注） 各年末。HDB は住宅開発庁（Housing and Development Board）を示す
（出所）シンガポール統計局「Household sector balance sheet」を基に作成（閲覧日：2018 年 5 月 31 日）

次に、2017 年 12 月の家計部門の借入残高を見ると、総額 3,235 億 S ドルのうち、住宅ローンが 2,426 億 S ドル（借入残高の 75%）と大半を占める。住宅ローンのうち、金融機関からの借入が 2,022 億 S ドル（同 62.5%）、住宅開発庁（Housing and Development Board, HDB）からの借入が 404 億 S ドル（同 12.5%）となっており、近年は金融機関からの借入が大幅に増加している。

参考までに、図表 31 では国内銀行 3 行の 2013～2017 年末の住宅ローン貸出残高、その他個人向け貸出残高をそれぞれ掲載した。各行の数値ともグループ全体の合計値であり、シンガポール国内外の子会社等の数値が含まれることに留意する必要があるが、家計部門の金融機関からの借入において、上記 3 行からの融資が大部分を占めるものと推測される。

図表 31: 住宅ローン・その他ローンの国内 3 行実績（億 S ドル）

住宅ローン貸出残高

	2013年末	2014年末	2015年末	2016年末	2017年末
DBS銀行グループ	491	529	586	645	733
UOB銀行グループ	505	547	564	615	656
OCBC銀行グループ	421	542	561	601	645
国内銀行3行合計	1,417	1,618	1,710	1,861	2,034
(参考)家計部門の住宅ローン残高	2,054	2,168	2,248	2,331	2,426
うち金融機関からの借入	1,686	1,796	1,869	1,942	2,022
うちHDBからの借入	368	372	379	390	404

個人向け貸出残高(住宅ローン除く)

	2013年末	2014年末	2015年末	2016年末	2017年末
DBS銀行グループ	192	238	241	251	294
UOB銀行グループ	246	260	260	270	282
OCBC銀行グループ	162	225	235	264	287
国内銀行3行合計	600	724	735	784	863
(参考)家計部門の住宅ローン残高	746	778	771	760	809
うち自動車ローン	124	104	99	97	104
うちクレジットカード	99	104	103	108	110
うちその他	522	570	569	554	596

（出所）各行アニュアルレポート、シンガポール統計局「Household sector balance sheet」を基に作成（閲覧日：2018 年 5 月 31 日）

6. 金融システム全体におけるリテール金融機関の位置づけ

シンガポールのリテール金融機関は、商業銀行（Commercial banks）、マーチャントバンク（Merchant banks）、ファイナンスカンパニー（Finance Companies）である。2017 年 3 月時点におけるそれぞれの金融機関の資産規模を見ると、商業銀行は 11,892 億 S ドル、マーチャントバンクは 969 億 S ドル、ファイナンスカンパニーは 162 億 S ドルである。また預金残高を見ると、商業銀行は 6,099 億 S ドル、ファイナンスカンパニーは 134 億 S ドルである[71]。

郵便貯金を前身とする POSB についてみると、DBS 銀行に買収された後もリテールネットワークがシンガポール中に巡らされて、リテール顧客に対応できる体制を整えている。DBS/POSB の 70 支店のうち、38 支店と過半が POSB ブランドとなっている。ATM は、DBS/POSB 両ブランドでシンガポール国内 832 カ所に設置されている。こうしたネットワークにより、全国津々浦々で顧客の利便性を確保している。

[71] シンガポール通貨庁（MAS）アニュアルレポート 2016/2017 付録統計 6-12 ページ
http://www.mas.gov.sg/annual_reports/annual20162017/MAS_AR_201617_Annexes.pdf

図表 28: POSB の支店網



（出所）POSB ウェブサイト（閲覧日：2018 年 6 月 22 日）

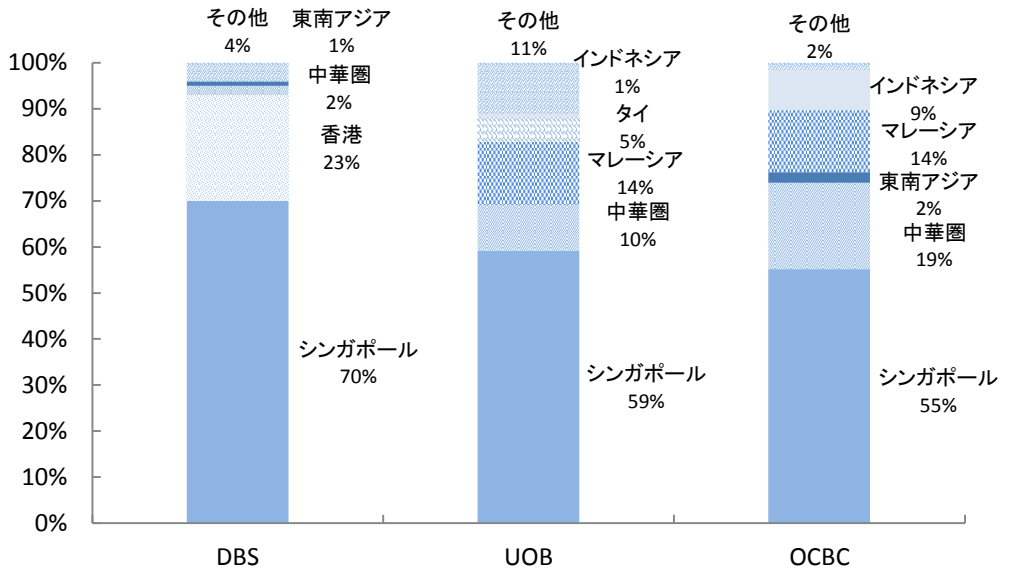
第 5 章　最近の金融動向と今後の展望

1.　最近の金融動向等

(1)　国内銀行の海外展開

シンガポールの国内銀行は近年、周辺アジア諸国を中心とする海外へ展開を積極化することで営業基盤を拡大している。税引前利益の地域別内訳をみると、3 行ともシンガポールが最大ではあるものの、周辺アジア諸国を中心とする国外での利益が全体の約 2-5 割を占めるようになっており、銀行によりその割合は大きく異なる。シンガポールでの利益率には徐々に差が出ており、DBS 銀行は利益の約 7 割がシンガポール（2015 年：69%⇒2016 年：78%⇒2017 年：70%）、UOB 銀行は利益の約 6 割がシンガポール（2015 年：61%⇒2016 年：63%⇒2017 年：59%）、OCBC 銀行は利益の 5.5 割がシンガポール（2015 年：55%⇒2016 年：50%⇒2017 年：55%）と、各行の地域戦略が変化してきている。各行別では、DBS 銀行は香港の利益貢献が大きい（23%）一方、マレーシアをはじめとする東南アジアでの展開は限定的である。OCBC 銀行と UOB 銀行は中華圏に加え、マレーシアをはじめとする東南アジアの利益貢献が大きい。このうち UOB 銀行はタイにも強い（5%）という特色がある。

図表 32：三大銀行グループの地域別税引前利益構成比（2017 年）



（出所）各行アニュアルレポートを基に作成　（閲覧日：2018 年 5 月 31 日）

2014 年は OCBC 銀行による積極的なアジア展開の動きが見られた。香港の永亨銀行（Wing Hang Bank）を買収して完全子会社化するとともに、中国の寧波銀行（Bank of Ningbo）への出資比率を 15.3%から 20%に引き上げた。また、ミャンマーでの支店開設認可も取得している。ミャンマー進出については、UOB 銀行も 2014 年に支店開設を認可されている。

2016 年 4 月 26 日に DBS 銀行は、インドにて同国初めてとなるモバイル限定の銀行「Digibank」サービスを発表した[72]。10 億人超のインド国民に発給されている生体認

[72] DBS 銀行ウェブサイト「DBS launches India's first mobile-only bank, heralds 'WhatsApp moment in banking'」（閲覧日：

証 ID カード（Aadhaar Card）の提示により 500 の提携カフェ店頭で口座開設を受け付け、無店舗でのモバイルバンキングを実現する他、人工知能（AI）による顧客対応を行う予定である。

(2) マイクロファイナンスなど低所得者向けサービス

① 小口貸付

現在のところ、大々的にマイクロファイナンスを提供している金融機関はなく、低所得者はヤミ金融業者から資金を借り入れている状況が続いている[73]。2009 年に、マイクロファイナンスの普及・啓発を目的にマイクロファイナンス協会（Microfinance Society）が設立されたが、2018 年 7 月 2 日時点で同協会のウェブサイトは閲覧不能な状態となっている[74]。

なお、大手 3 行の小口貸付としては、図表 26 でみた個人向け無担保ローンに加え、10 万 S ドル・4 年を上限とするビジネスローンが挙げられる[75]。

② 口座維持手数料無料の預金サービス

1998 年まで POS 銀行は、維持手数料無料の預金口座を提供していた。ところが、1998 年に POS 銀行を買収した DBS 銀行が、月々の平均残高が 500S ドルに満たない POSB の口座については 2S ドル/月の口座維持手数料を課すとしたことから、低所得者向けの預金提供に関する議論が始まった。2000 年初頭には、DBS 銀行、UOB 銀行、OCBC 銀行、他外国銀行 5 行の計 8 行が、月収 2,000S ドル以下の低所得者を対象とする維持手数料無料の基本預金口座（Basic Banking Account）を導入した。今日でもシンガポール通貨庁（MAS）は、金融機関に対して低所得者向けサービスの提供を促している。

(3) 高利用頻度ユーザーの囲い込み

近年、銀行利用度の高いユーザーに対し、一定残高について預金金利を優遇する口座を各行とも用意しており、主力商品の 1 つとなっている。こうした商品としては、2013 年に始まった OCBC 銀行の「360 Account」[76]、2014 年に始まった DBS 銀行の「Multiplier Account」[77]、2015 年に始まった UOB 銀行の「One Account」[78]が代表的

2016 年 4 月 26 日）
https://www.dbs.com/newsroom/DBS_launches_Indias_first_mobile_only_bank_heralds_WhatsApp_moment_in_banking

73 2013 年 11 月の現地でのヒアリングに基づく。

74 マイクロファイナンス協会ウェブサイト http://www.microfinance.org.sg

75 DBS 銀行「SME Micro Loan」（閲覧日：2018 年 6 月 26 日）
https://www.dbs.com.sg/sme/financing/working-capital/micro-loan
UOB 銀行「SME Micro Loan」（閲覧日：2018 年 6 月 26 日）
https://www.uob.com.sg/corporate/commercial-banking/loans/lefs-micro-loan-scheme.page
OCBC 銀行「Business First Loan」（閲覧日：2018 年 6 月 26 日）
https://www.ocbc.com/business-banking/loans/micro-loan.html

76 OCBC 銀行ウェブサイト「OCBC 360 Account a hit with young professionals」(2014 年 6 月 2 日)
https://www.ocbc.com/group/media/release/2014/ocbc-360-account.html

77 DBS 銀行ウェブサイト「Dbs Multiplier Programme Rewards Emerging Affluent For Consolidating Their Finances With DBS」（2014 年 3 月 27 日）
https://www.dbs.com/newsroom/DBS_Multiplier_Programme_rewards_emerging_affluent_for_consolidating_their_finances_with_DBS_MIGRT

78 UOB 銀行「2016 年アニュアルレポート」
https://pib.uob.com.sg/AR2016/pdf/UOB_Annual_Report_2016.pdf

である。

優遇内容や、優遇対象となる銀行利用の内容については、各行とも変遷がある。例えば DBS 銀行の場合、現在は、給与の振込み、クレジットカードの利用、住宅ローンの利用、保険の購入、投資商品の購入などが優遇対象となる。2018 年 6 月 26 日時点において、通常の普通預金金利は 0.05%だが、50,000S ドルを上限に最高で 3.5%もの金利が適用される[79]。

(4) 富裕層向けサービス

3 大銀行は、いずれも富裕層向けのサービスにも力を入れている。具体的な内容としては、発行するクレジットカード、提供する情報、適用する金利などで一般顧客と差別化が図られている。

富裕層向けサービスは預け入れ資産に下限が設定されており、DBS 銀行で 35 万 S ドル、OCBC 銀行で 20 万 S ドル、UOB 銀行で 10 万 S ドルとなっている。各行とも、より高額な預け入れ資産を有する顧客に対しては、さらに高度なサービスを用意している。OCBC 銀行は、最も高度なサービスはバンク・オブ・シンガポールのブランドで提供している。

図表 33：富裕層向けサービス

（単位：万 S ドル）

銀行	サービス名	最低預入資産
DBS銀行	DBS Treasures	35
	DBS Treasures Private Client	150
	DBS Private Bank	500
UOB銀行	UOB Wealth Banking	10
	UOB Privilege Banking	35
	UOB Privilege Reserve	200
	UOB Private Banking	500
OCBC銀行	OCBC Premier Banking	20
	OCBC Private Client	100
	（Bank of Singapore）	200万米ドル

（出所）各行ウェブサイトを基に作成（閲覧日：2018 年 6 月 26 日）[80]

近年の決算をみると、各行とも富裕層向け資産運用事業が好調で、同事業の収益力が高まっている。OCBC 銀行は、2016 年 11 月に英金融大手バークレイズのシンガポールと香港における富裕層向け資産運用事業を買収した。これにより、プライベートバンキング部門の資産運用残高は大幅に伸びた。同銀行はさらに、インドネシアで富裕層向け金融業務を開始し、2017 年 11 月にナショナル・オーストラリア銀行のシンガポ

79 DBS 銀行ウェブサイト「DBS Multiplier Account」（閲覧日：2018 年 6 月 26 日）
https://www.dbs.com.sg/personal/landing/dbs-multiplier/

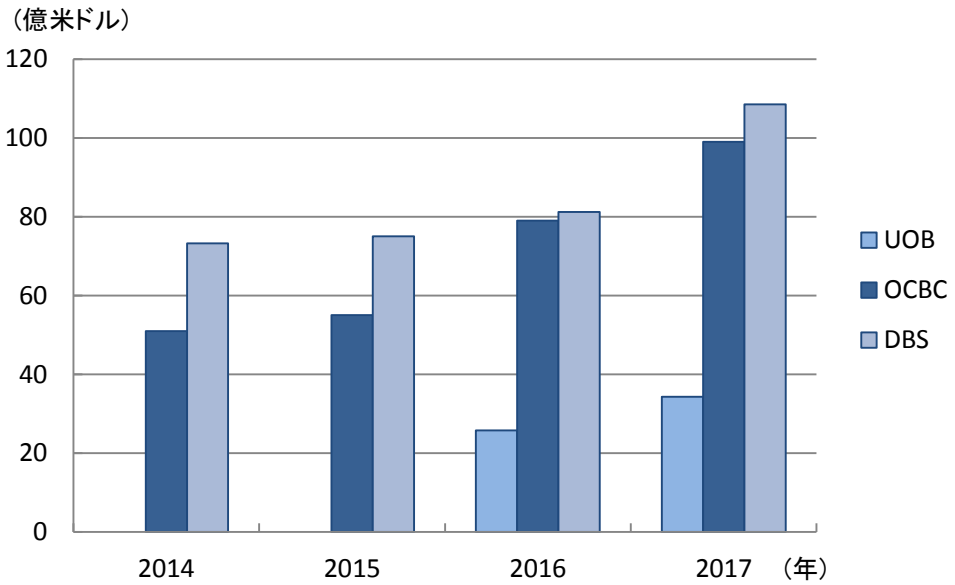
80 DBS 銀行ウェブサイト「DBS Treasures」https://www.dbs.com.sg/treasures/why-us.page
UOB 銀行ウェブサイト https://www.uob.com.sg/wealthbanking/tnc.html
https://www.uob.com.sg/privilegebanking/tnc.html
https://www.uob.com.sg/privilegereserve/benefits.html
https://www.uob.com.sg/private/en/contact-us.html
OCBC 銀行ウェブサイト https://www.ocbc.com/personal-banking/premier-banking/index.html

ールと香港における富裕層向け事業を買収するなど[81]、富裕層向け事業のさらなる拡大に意欲的である[82]。

これに対し DBS 銀行は、2014 年にフランス銀行ソシエテジェネラルのアジア富裕層を対象にしたプライベートバンキング部門を買収した[83]。また 2016 年に、オーストラリア・ニュージーランド銀行から、シンガポール、香港、中国、台湾、インドネシアの富裕層向け資産運用・リテール事業を買収すると発表[84]、シンガポールでは 2017 年 8 月までに移管作業を終了した[85]。現在シンガポールの大手 3 行のなかで、OCBC と激しく競合しつつも、富裕層向け資産運用の分野ではトップとなっている。

一方 UOB 銀行では、2015 年に専門の営業要員を 50 人から 100 人に倍増させる計画が報じられるなど[86]、DBS と OCBC に対し出遅れた富裕層向けビジネスを強化しようとしている。2018 年には、プライベートバンキング部門の一任勘定ポートフォリオ管理の運用資産残高が 3 倍に増加したと報じられている[87]。

図表 34: アジア（除.中国）におけるプライベートバンキング部門の資産運用残高



（注）OCBC はバンク・オブ・シンガポールのデータ。2014・2015 年の UOB のデータは不明。
（出所）Asian Private Banker ウェブサイトを基に作成[88]（閲覧日：2018 年 7 月 2 日）

2. 最近のリテール決済の動向

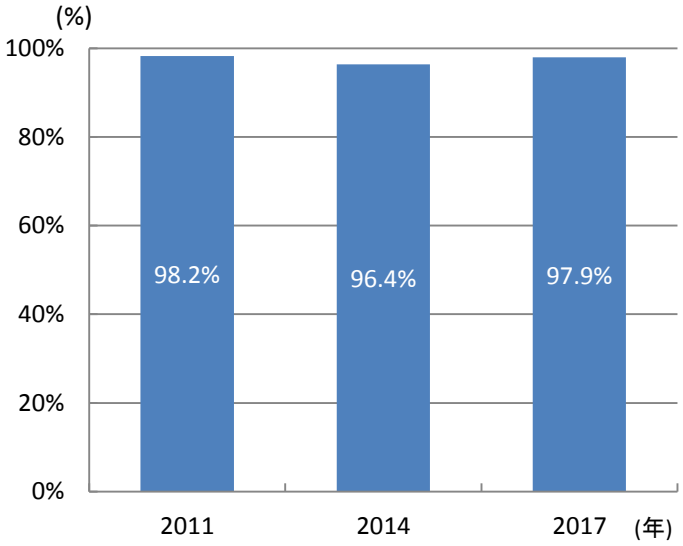
(1) デビットカード、クレジットカードの普及状況

先進国クラブといわれる OECD には加盟していないシンガポールだが、所得水準やインフラの整備状況などから判断すると、事実上世界でも最先端の先進国といえよう。

81 OCBC 銀行ウェブサイト（閲覧日：2018 年 7 月 2 日） https://www.ocbc.com/personal-banking/hellonab/index.html
82 日本経済新聞「シンガポールのＯＣＢＣ、インドネシア富裕層向け金融業務」（2017 年 5 月 24 日）
83 NNA「ＤＢＳ銀、仏銀の富裕層向け部門を買収」（2014 年 3 月 18 日）
84 NNA「ＤＢＳ、ＡＮＺから５カ国・地域の事業買収」（2016 年 11 月 1 日）
85 NNA「ＤＢＳ、国内でＡＮＺ資産管理事業を移管」（2017 年 8 月 10 日）
86 NNA「ＵＯＢがＰＢ部門の人員増強、事業拡大で」（2015 年 9 月 28 日）
87 NNA「ＵＯＢ銀、ＤＰＭの運用資産残高が３倍に」（2018 年 2 月 23 日）
88 https://asianprivatebanker.com/asia-2017-aum-league-table/?cn-reloaded=1

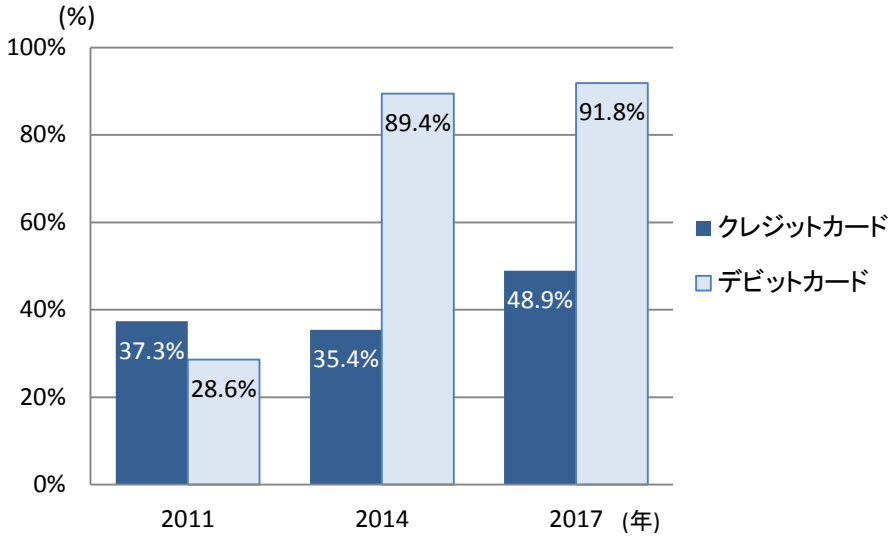
こうしたこともあり、銀行サービスの普及状況についても、すでに先進国レベルに達している。15 歳以上の人口に占める銀行口座を持つ人の割合をみると、多少の上下はあるものの、95%以上の水準で推移している。ほとんど全員が銀行口座を持っているといっていいだろう。

図表 35: 15 歳以上人口に占める銀行口座を持つ人の割合



（出所）世界銀行「Global Findex 2017」を基に作成

図表 36: 15 歳以上人口に占めるクレジットカード･デビットカードを持つ人の割合



（出所）世界銀行「Global Findex 2017」を基に作成

銀行カードの保有比率をみると、まずデビットカードは 9 割以上と極めて高い水準に達している。この背景には、近年発行される ATM カードには通常デビット機能が備わっていることがある。デビット機能は、国際ブランドのほか、シンガポール 3 大銀行が出資する NETS（Network for Electronic Transfers）も提供している。NETS が通用するのは基本的にシンガポール国内である。なお国際ブランドは、ほとんどが VISA

か Master だが、DBS は 3 大銀行で唯一、銀聯ブランドのデビットカードである“DBS UnionPay Platinum Debit Card”を発行している[89]。

クレジットカードについては、保有比率は 5 割近くとなっている。日本と異なり純粋な年会費無料カードはほとんどないが、利用状況に応じて、年会費支払いの時期に電話で無料にするよう申請することができる（却下されることもある）。このため複数のカードを所持し、レストラン等における割引など各種特典に応じて使い分けることが一般的である。ただし、先述のとおり各行とも、利用額に応じた金利優遇による囲い込みを強めており、特定銀行のカードへの利用集中を促している。3 大銀行が発行するクレジットカードの国際ブランドは、VISA、Master、アメリカン・エキスプレスが大部分を占めるが、UOB 銀行のみ銀聯ブランドの「UOB UnionPay Card」と JCB ブランドの「UOB JCB Card」 も発行している。このうち UOB JCB Card は、一部の日系小売店や日本食レストランを利用すると最大 6%のキャッシュバック（毎月 50S ドルが上限）を受けられたり、日本旅行の際に無料 Wi-fi を使えたりするなど、日本を強く意識したサービス内容となっている。

銀行以外では、ダイナース・クラブとアメリカン・エキスプレスが独自にクレジットカードを発行している。

(2) キャッシュレス決済

クレジットカード、デビットカード以外にも、キャッシュレス決済の手段が増えている。

まずプリペイド交通カードをみると、2002 年に導入された EZ-Link が草分けである[90]。このカードは、地下鉄の MRT や公共バスにキャッシュレスで乗車できることに加え、コンビニエンスストアなど多数の小売店での支払いにも使える。そして 2009 年[91]には、デビット決済を手がける前出の NETS が、NETS フラッシュペイを発売した。このカードの機能は EZ-Link とほぼ同じであり、両社は競合関係にある。

交通以外のプリペイドカードとしては、ホーカーセンター（フードコート）などを運営するコピティアムが 2004 年に導入したコピティアム・カードがある[92]。このカードは、同社が運営する飲食施設などで利用できる。また、Master Card が発行し、同カード加盟店で使える FEVO というプリペイドカードも流通している。

なお、クレジットカードとデビットカードの派生サービスとして、国際ブランドである VISA、Master、アメリカン・エキスプレスは、ポストペイ型のサインレス・非接触型決済サービスも提供している。発行する金融機関によっては、アップルペイなどのモバイル決済にも対応する。

---

89 後述する UOB 銀行の銀連ブランドのクレジットカードよりも、DBS 銀行の銀聯ブランドのデビットカードの方が後発である。デビットカードを選んだ理由として DBS 銀行は、①中国で発行されている銀行カードはデビットカードが主流であり、シンガポールに住む多くの中国人が慣れ親しんでいることと、②クレジットカードと異なり所得要件が必要ないことを挙げている。一方、銀聯国際は、①外国旅行の際に 1%のキャッシュバックがあること、②ほとんどの ATM・タクシーと 8 割の商店で銀聯カードによる支払いが可能なことを挙げ、中国に旅行するシンガポール人だけでなく、シンガポール人消費者が日常的に使うカードとなることを目指すとしている（The Straits Times 「DBS, UnionPay launch debit card to help visitors to China」2016 年 5 月 17 日）。

90 EZ-Link ウェブサイト（閲覧日：2018 年 6 月 27 日） http://www.ezlink.com.sg/

91 NETS ウェブサイト（閲覧日：2018 年 6 月 27 日） https://www.nets.com.sg/newsroom/smrt-launches-sale-of-30th-anniversary-farecards/

92 コピティアム ウェブサイト「Our Milestones」（閲覧日：2018 年 6 月 27 日） http://www.kopitiam.biz/our-milestones/

図表 37: クレジットカード・デビットカードのモバイル決済への対応状況

アップルペイ	DBS銀行/POSB、UOB銀行、OCBC銀行、シティバンク、HSBC銀行、スタンダード・チャータード銀行、アメリカン・エキスプレス
グーグルペイ	DBS銀行/POSB、UOB銀行、OCBC銀行、スタンダード・チャータード銀行、アメリカン・エキスプレス
サムスンペイ	DBS銀行/POSB、UOB銀行、OCBC銀行、シティバンク、スタンダード・チャータード銀行、アメリカン・エキスプレス、FEVO

（注）クレジットカード・デビットカードの種類や、搭載されている国際ブランドによっては、対応していない場合がある。
（出所）各社ウェブサイトを基に作成[93]

スマートフォンのアプリに財布の機能を持たせたデジタルウォレット（モバイルウォレット）については、2013 年におけるメイバンクの Mobile Pay を皮切りに、多くの銀行がサービスを開始している。これは、QR コードによる決済、携帯電話番号を宛先とした送金などを可能とするものである。また銀行以外でも、通信最大手のシングテル、ライドシェア最大手のグラブ、デビット決済の NETS といった企業が、デジタルウォレットサービスに参入している。このうちグラブの GrabPay については、必ずしも本国のシンガポールで高い支持を得ているわけではないが、クレジットカードやデビットカードの保有率が低いインドネシア等の周辺東南アジア諸国でも事業展開しているため、支払い手段として欠かせない要素とみられる。

図表 38: 主なデジタルウォレットサービス

	名称	提供機関	開始時期
銀行系	UOB Mighty	UOB銀行	2015年11月
	Pay Anyone	OCBC銀行	2014年5月
	PayLah!	DBS銀行	2014年5月
	CITI Pay	シティバンク	2016年11月
	Mobile Pay	メイバンク	2013年11月
	SC Mobile	スタンダード・チャータード銀行	2016年5月
その他	Singtel DASH	シングテル（通信最大手）	2016年5月
	GrabPay	グラブ（ライドシェア最大手）	2016年11月
	NETSPay	NETS（デビット決済・交通カード）	2017年10月

（注）スタンダード・チャータード銀行のみ、開始時期はグローバル展開の時期とした。
（出所）各社ウェブサイトを基に作成[94]

93 アップルペイ ウェブサイト「Apple Pay participating banks and card issuers in Asia-Pacific」（閲覧日：2018 年 6 月 28 日） https://support.apple.com/en-sg/ht206638
グーグルペイ ウェブサイト（閲覧日：2018 年 6 月 28 日） https://support.google.com/pay/answer/7351836
サムスンペイ ウェブサイト（閲覧日：2018 年 6 月 28 日） https://www.samsung.com/sg/samsungpay/

94 UOB 銀行ウェブサイト「The UOB Mighty mobile app is the first in Asia Pacific to enable contactless payments with tokenised security」（2015 年 11 月 24 日）
https://www.uobgroup.com/assets/pdfs/new-release/NR_Mighty_mobile_app.pdf
OCBC 銀行ウェブサイト「OCBC Bank launches cashless or code payments with its first standalone mobile payments app」（2017 年 5 月 30 日）
https://www.ocbc.com/assets/pdf/media/2017/may/ocbc%20media%20release%20-%20ocbc%20pay%20anyone%20app_web.pdf
DBS 銀行ウェブサイト「DBS banks on mobile to shape the payment space in Singapore」（2015 年 5 月 29 日）
https://www.dbs.com/newsroom/DBS_banks_on_mobile_to_shape_the_payment_space_in_Singapore_MIGRT
シティバンク ウェブサイト「Citi Unveils Global Digital Wallet: Citi Pay」（2016 年 11 月 7 日）
https://www.citigroup.com/citi/news/2016/161110a.htm
メイバンク ウェブサイト「Maybank launches Maybank Mobile Money, first P2P Mobile Payment Service in Singapore」

こうした個社による取り組みの他に、シンガポール銀行協会が主導する PayNow と呼ばれるキャッシュレス決済が、2017 年 7 月に導入された[95]。これは、携帯電話番号や国民登録番号カード（NRIC）番号を用いて、紐付けられた銀行口座に送金できるようにする仕組みだ。参加するのは、DBS 銀行、UOB 銀行、OCBC 銀行、中国銀行、シティバンク、HSBC 銀行、中国工商銀行、メイバンク、スタンダード・チャータード銀行の 9 行である。2018 年 8 月からは、企業による利用も開始されることになっており、個社に割り当てられた UEN（Unique Entity Number）番号を用いた送金が可能となる[96]。これにより、現金の流通を減らすことや、2025 年までに小切手の流通を廃止することが目指されている[97]。政府による PayNow 活用については、中央積立基金（CPF）からの積立金払い出しが挙げられる[98]。

図表 39: DBS の PayLah!でできること

- NETS 端末経由の QR コード、あるいはペイラーQR コードの読み取りによる支払い
- 携帯電話番号、QR コード、ペイメントリンク（url）を通じた、DBS・POSB の非顧客を含む相手とのおカネのやり取り
- モバイルウォレットの残高不足分について、銀行口座からの自動入金
- 割り勘
- 58 以上の機関に対する利用料金決済
- オンラインショッピングでの迅速な精算
- 電子お年玉の授受
- 携帯通信会社のスターハブと M1 のプリペイド SIM への入金
- 26 以上の慈善団体に対する電子寄付（アンドロイド端末のみ）

（出所）DBS ウェブサイトを基に作成（閲覧日：2018 年 7 月 2 日）
https://www.dbs.com.sg/personal/deposits/pay-with-ease/dbs-paylah

(3) キャッシュレスと高齢者教育

キャッシュレス化が進展すると、技術の進歩に高齢者をどのようにとりこんでいくかという問題が生じる。このため情報通信メディア開発庁は、2018 年 5 月、50 歳以

（2013 年 11 月 11 日） http://info.maybank2u.com.sg/about-us/news/2013/11nov13-2.aspx
スタンダード・チャータード銀行ウェブサイト「Standard Chartered launches mobile app, revamps Online banking platform」（2016 年 5 月 16 日）
シングテル ウェブサイト「Singtel launches Singapore's first all-in-one mobile payments solution」（2016 年 5 月 10 日）
https://www.singtel.com/about-Us/news-releases/singtel-launches-singapore-first-al-in-one-mobile-payments-solution
グラブ ウェブサイト「Grab delivers a cashless and seamless ride experience to everyone with GrabPay Credits」（2016 年 11 月 29 日）
https://www.grab.com/sg/press/tech-product/grab-delivers-cashless-seamless-ride-experience-everyone-grabpay-credits/
NETS ウェブサイト「NETS It With Your Mobile Phone」（2017 年 10 月 19 日）
https://www.nets.com.sg/newsroom/media-alert:-nets-it-with-your-mobile-phone/

95 日本経済新聞「シンガポール銀行協会、携帯番号で送金可能に　7 行の口座間で」（2017 年 6 月 27 日）
96 日刊工業新聞「シンガポール、電子決済基盤で現金利用減らす」（2018 年 6 月 22 日）
97 ブルームバーグ ウェブサイト「シンガポールは 25 年までに小切手廃止、現金引き出しも減らす」（2018 年 6 月 21 日）
https://www.bloomberg.co.jp/news/articles/2018-06-21/PANORV6JTSEA01
98 シンガポール通貨庁（MAS）ウェブサイト「"E-Payments for Everyone" - Keynote Speech by Mr Ong Ye Kung, Minister for Education and MAS' Board Member, at the 45th Annual Dinner of The Association of Banks in Singapore on 20 June 2018」（2018 年 6 月 20 日）
http://www.mas.gov.sg/News-and-Publications/Speeches-and-Monetary-Policy-Statements/Speeches/2018/EPayments-for-Everyone.aspx

上の国民と永住外国人を対象に、E-Payment Learning Journey と呼ばれる講座を開設した[99]。これにより、デジタルウォレットや交通カードに実際に入金することなどを学習できるようになる。講習参加費として 5S ドルがかかるが、3 大銀行が提供するデジタルウォレットのサービスに加入すると 5S ドルが入金され、また交通カードへの入金を成功させると 10S ドルのバウチャーを獲得できるため、実質的な費用負担は生じない。

DBS 銀行は、2018 年 5 月から 7 月まで、POSB ブランドで Smart Senior Pilot Programme と呼ばれるプログラムの試験運用を行った[100]。このプログラムは、スマートフォンを使うことが困難なさらに高齢の人を対象としているとみられ、健康増進やキャッシュレス決済の活用を目指している。具体的には、スマート・スリーブと呼ばれる万歩計付きの ATM カードケースを高齢者に配布し、交通機関に乗った際・NETS のデビット機能を使った際・10 万歩を歩いた際にキャッシュバックを得られたり、特定地点に到着すると家族にショートメールが届いたりするサービスがある。

(4) 電子決済を巡る規制の動向

現在、決済を管轄する法律は、電子的な記録を規定する決済システム法と、送金を規定する両替・送金業法にわかれているが、フィンテックにより両者の境目が曖昧になるとともに、どちらにも属さない業者も出現した[101]。このためシンガポール通貨庁（MAS）は、2016 年 8 月、両者を統合する新たな規制枠組みの叩き台となるコンサルテーション・ペーパーを発表し、消費者保護やマネーロンダリングの取り締まりなどの基準強化を目指すこととなった[102]。関係者の意見を集約しつつ、2017 年 11 月に 2 回目[103]、2018 年 2 月に 3 回目[104]のコンサルテーション・ペーパーを発表し、新法の制定を目指している。

仮想通貨の取引については、基本的に禁止されていない[105]。ターマン副首相は、禁止する強い根拠はないとしている[106]。ただしシンガポール通貨庁（MAS）当局者は、投資家保護のために規制が必要か検討していると述べた[107]。また、2018 年 5 月 24 日

---

99 情報通信メディア開発庁ウェブサイト「E-Payment Learning Journey」（2018 年 5 月 28 日）
https://www.imda.gov.sg/infocomm-and-media-news/events/2018/5/e-payment-learning-journey

100 POSB ウェブサイト「POSB Smart Senior Pilot Programme」（閲覧日：2018 年 7 月 3 日）
https://www.posb.com.sg/personal/deposits/digital-services/posb-smart-senior

101 金融庁ウェブサイト「シンガポールにおけるアクティビティベースの規制枠組みの提案」（閲覧日：2018 年 7 月 3 日）
https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/seido-sg/siryou/20171215/sankousiryou.pdf

102 シンガポール通貨庁（MAS）ウェブサイト「MAS Proposes New Regulatory Framework and Governance Model for Payments」（2016 年 8 月 25 日）
http://www.mas.gov.sg/News-and-Publications/Media-Releases/2016/MAS-Proposes-New-Regulatory-Framework-and-Governance-Model-for-Payments.aspx

103 シンガポール通貨庁（MAS）ウェブサイト「MAS Launches Second Consultation on New Regulatory Framework for Payments（2017 年 11 月 21 日）
http://www.mas.gov.sg/News-and-Publications/Media-Releases/2017/MAS-Launches-Second-Consultation-on-New-Regulatory-Framework-for-Payments.aspx

104 シンガポール通貨庁（MAS）ウェブサイト「Guidelines to Protect Users of Electronic Payments」（2018 年 2 月 13 日）
http://www.mas.gov.sg/News-and-Publications/Media-Releases/2018/Guidelines-to-Protect-Users-of-Electronic-Payments.aspx

105 シンガポール通貨庁（MAS）ウェブサイト「MAS cautions against investments in cryptocurrencies」（2017 年 12 月 19 日）
http://www.mas.gov.sg/news%20and%20publications/media%20releases/2017/mas%20cautions%20against%20investments%20in%20cryptocurrencies.aspx

106 ブルームバーグ「シンガポール、仮想通貨取引禁止する強い根拠ない＝副首相」（2018 年 2 月 6 日）
https://jp.reuters.com/article/singapore-virtual-currency-idJPKBN1FQ0AK

107 The Business Times 「Singapore looking at investor protection rules for cryptocurrencies」（2018 年 3 月 1 日）
https://www.businesstimes.com.sg/government-economy/singapore-looking-at-investor-protection-rules-for-cryptocurrencies

に MAS は、①8 つの仮想通貨取引所に対し、仮想通貨は証券先物取引法上の証券または先物に該当する可能性があり、その場合は MAS の認可が必要になることを警告し、また②イニシャル・コイン・オファリング（ICO）業者 1 社に対しデジタル・トークンの提供を停止するよう命じたこともあり[108]、今後規制が強化される可能性がある。

3. リテール金融機関の今後の動向

(1) 銀行規制の動向

2012 年 6 月、MAS は適格フルバンク（QFB）の資格を有する一部の外国銀行に対して、リテール部門の現地法人化を義務付けた[109]。同国のリテール金融市場で影響力が大きいと判断した外国銀行を国内市場により一層根付かせることで、国内の金融安定化をより確実にすることが目的である。シティバンクが 2004 年に、スタンダード・チャーター銀行が 2013 年に現地法人を設立しているが、MAS の公表を受けて、その他の主要な適格フルバンクの間でも現地法人設立、リテール部門の強化が行われる見通しとなっている。2016 年には HSBC 銀行がリテール部門を現地法人化（HSBC Bank （Singapore））し、5 月 9 日より新会社での営業を開始した。

一部報道によると、メイバンクもシンガポールのリテール銀行業務を分離して現地法人化することを認めている[110]。現地法人を設立すれば、外国銀行では QFB に限り認められている拠点数（25 拠点）に加えて、更に 25 拠点の設置が認められる可能性がある。今後も QFB による現地法人の設立の動きが広がれば、シンガポールのリテール金融市場において外国銀行のプレゼンスが一段と高まる可能性がある。

なお、MAS は 2015 年 4 月、バーゼル III の定める「国内のシステム上重要な銀行（Domestic systemically important banks, D-SIBs）」として、国内銀行 3 行（DBS 銀行、UOB 銀行、OCBC 銀行）、外国銀行 4 行（シティバンク、メイバンク、スタンダード・チャーター銀行、HSBC 銀行）の合計 7 行を指定した[111]。MAS は、「国内のシステム上重要な銀行」のうち国内に法人を有する銀行に対しては、バーゼル III で定める各最低水準に対して 2 ポイント高い水準を求める方針であることも明らかになった[112]。すなわち、現地法人化した場合、リスク資産に対する①「普通株式等 Tier1 比率」6.5%以上、②「①にその他 Tier1 比率を加えた比率」8.0%以上、③「②に Tier2 を加えた総自己資本比率」10%以上と、厳しい水準が求められることとなった[113]。

---

108 シンガポール通貨庁（MAS）「Share Print MAS warns Digital Token Exchanges and ICO Issuer」（2018 年 5 月 24 日）
http://www.mas.gov.sg/News-and-Publications/Media-Releases/2018/MAS-warns-Digital-Token-Exchanges-and-ICO-Issuer.aspx

109 シンガポール通貨庁（MAS）ウェブサイト「MAS Announces Changes to the Qualifying Full Bank Programme」（2012 年 6 月 28 日）
http://www.mas.gov.sg/news-and-publications/media-releases/2012/mas-announces-changes-to-the-qualifying-full-bank-programme.aspx

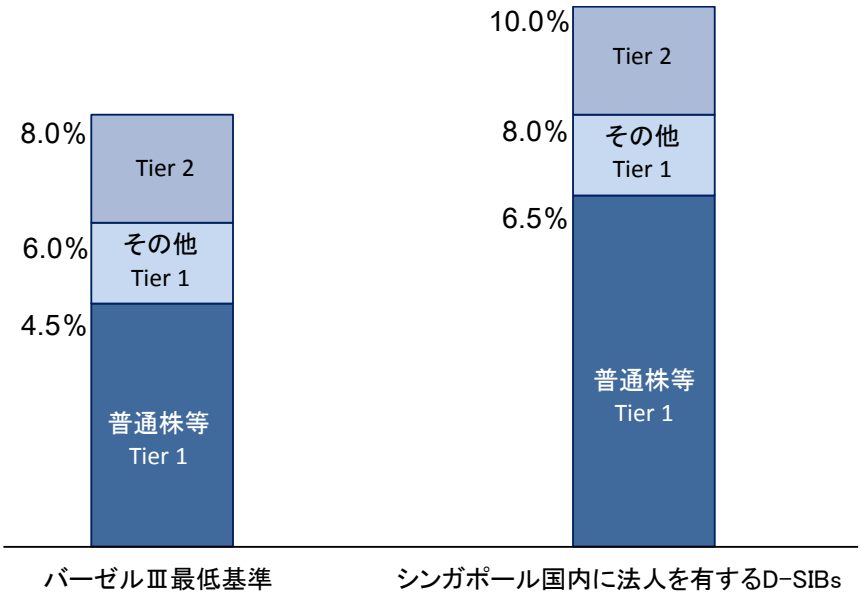
110 NNA「HSBC とメイバンク、リテール業務現法化」（2015 年 5 月 6 日）

111 シンガポール通貨庁（MAS）ウェブサイト「MAS Publishes Framework for Domestic Systemically Important Banks in Singapore」（2015 年 4 月 30 日）
http://www.mas.gov.sg/news-and-publications/media-releases/2015/mas-publishes-framework-for-domestic-systemically-important-banks-in-singapore.aspx

112 バーゼル 3 では損失に対する吸収力を向上させることを目的に、自己資本に関して①「普通株式等 Tier1」、②「①＋その他 Tier1」、③「②＋Tier2」の 3 区分に分けて最低水準を設けている。又、バーゼル委員会は各国当局に対し、破たんした場合に国内の金融システムに大きな影響を及ぼす銀行を D-SIB として選定することを求めている。自己資本に係る最低基準に対する上乗せ部分の比率は、各国当局の裁量により決定することができる。

113 これらの比率に対して、更に「資本保全バッファー」として 2.5%の上積みが求められる。

図表 40 国内に法人を有する D-SIBs に対する自己資本の要求水準



（出所）シンガポール通貨庁（MAS）ウェブサイトを基に作成　（閲覧日：2018 年 5 月 31 日）

(2) フィンテック政策の動向

アジアの金融拠点としての存在感を増しているシンガポールでは、新たに強化する取組みの一つにフィンテックの自国展開を掲げている。シンガポール通貨庁（MAS）は 2015 年 6 月、「スマート金融センター[114]」の創設を目指すことを発表し、フィンテックをそのカギとなる構成要素と位置づけた。そして 2015 年 8 月、MAS の「金融政策・投資/開発・国際部門」にフィンテック・イノベーション・グループを新設、その下に 2 つのオフィスと 1 つのラボ（研究所）を設置した。同グループは、革新的技術の活用を促進するための規制政策と開発戦略を担当し、金融部門におけるより高度なリスク管理、効率性の向上、競争力強化を目指すこととなった。

また MAS は、2017 年 9 月に発表した金融サービス産業変革マップにおいて、シンガポールを国際的なフィンテックのハブとする方針を打ち出した[115]。MAS が描く概念図をみると、地域的な意味でのハブとなるにとどまらず、シンガポールをフィンテック関連の様々な技術分野を結節するハブとする方針がうかがえる。そして、この変革マップの中で、フィンテック関連で毎年 1,000 人の雇用を創出することが目標として掲げられた。

---

114 金融技術の革新による、業務効率やリスク管理の改善、事業機会創出を目標とする。シンガポールの IT 企業と金融業界の協業、銀行システムのオープンプラットフォーム、新技術のテスト環境、優秀な人材などを活かすことが謳われている。（出所）シンガポール通貨庁（MAS）（閲覧日：2018 年 6 月 28 日）
http://www.mas.gov.sg/Singapore-Financial-Centre/Smart-Financial-Centre.aspx

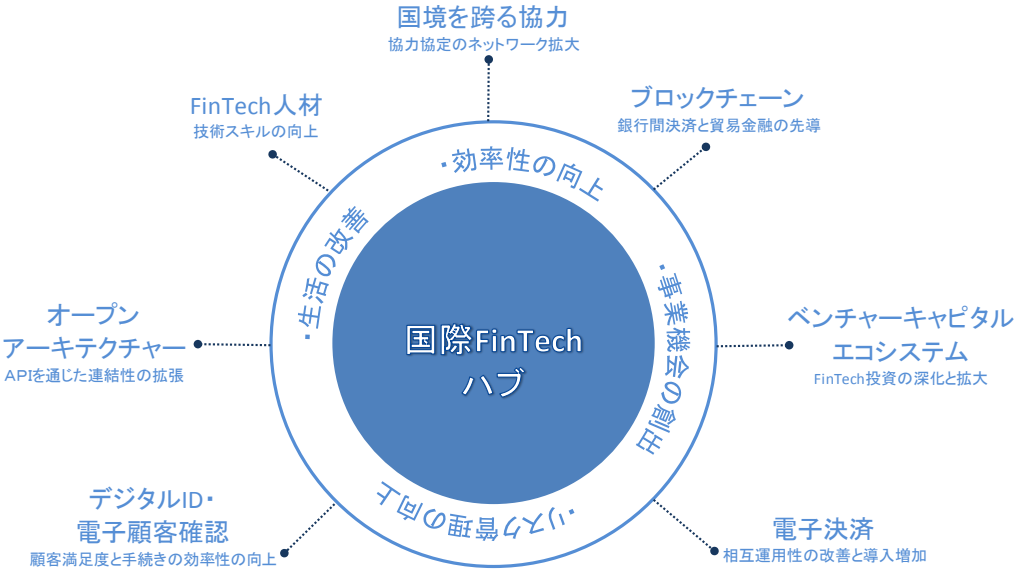
115 シンガポール通貨庁（MAS）「Roadmap for a Leading Global Financial Centre in Asia」（2017 年 10 月 30 日）
https://www.mti.gov.sg/MTIInsights/SiteAssets/Pages/ITM/Images/Financial%20Services%20ITM%20Press%20Release.pdf

図表 41: フィンテック・イノベーション・グループ

●決済・技術ソリューションオフィス
金融サービスに対する、規制政策を策定し、かつ簡単・迅速・安全な決済及びその他の技術ソリューションを開発する
●技術インフラオフィス
金融機関が利用するインフラである、クラウドコンピューティング、ビッグデータ、分散台帳などの安全で効率的な技術の開発に向け、規制政策や戦略策定に責任を負う
●技術革新ラボ
技術革新ラボは、金融業界に応用できる先端技術分野を研究し、また革新的な新技法を試験するために金融業界及び関係諸機関と協力する

（注）意訳を含む。
（出所）シンガポール通貨庁（MAS）ウェブサイト「Groups and Departments」を基に作成　（閲覧日：2018 年 6 月 28 日）http://www.mas.gov.sg/about-mas/overview/groups-and-departments.aspx

図表 42: フィンテックハブの概念図



（出所）シンガポール通貨庁（MAS）ウェブサイト「Financial Services Industry Transformation Map」を基に作成　（閲覧日：2018 年 7 月 3 日）
http://www.mas.gov.sg/~/media/resource/news_room/press_releases/2017/MAS_Financial%20Services%20ITM%20Infographic.pdf

MAS は、2016 年以降毎年 11 月に、フィンテック・フェスティバルと呼ばれる見本市を開催しており、多数のセミナーが実施されることに加え、関連企業への表彰、ビジネスマッチングなどが行われる。フィンテック専門の見本市としては、世界最大級とされており、2017 年については 3 万人が会場を訪れた[116]。これ以外にも、シンガポールでは多数のフィンテック関連のイベントが行われている。

116 シンガポール・フィンテック・フェスティバル ウェブサイト「13 - 17 Nov 2017 Singapore Fintech Festival Post Show Report」（閲覧日：2018 年 6 月 28 日）
http://fintechfestival.sg/wp-content/uploads/2018/04/04042018_SingEx_FinTech2017_PostFestivalReport.pdf

図表 43: 2018 年実施のシンガポールにおけるフィンテック関連イベント

イベント名	主催者	開催日程	概要
Blockchain Economic Forum	Latoken	2 月 4 日～6 日	ブロックチェーンのトップクラスの専門家を集めたセミナー
5th Annual AML & Financial Crime Asia Summit 2018	IQPC	2 月 26 日～3 月 1 日	マネーロンダリング、金融犯罪の防止等に焦点を当てたイベント
Big Data & Analytics Innovation Summit	Innovation Enterprise	3 月 7～8 日	金融を含む多数の産業を対象とするビッグデータ関連のイベント
Money20/20 Singapore	Money2020	3 月 13～15 日	決済や金融サービスに関するイベント
Blockchain & Smart Contracts for BFSI Summit	IQPC	3 月 20～21 日	ブロックチェーンや電子契約に関するイベント
Seamless Asia 2018	Terrapinn	5 月 3～4 日	参加者 6,000 人、アマゾン DBS 銀行などが参加。決済、E コマース、小売に焦点
innovfest unbound	シンガポール大学他	6 月 5～6 日	技術革新関連のイベント、情報通信メディア開発庁も協力
ZEEPIN Singapore Meetup	Zeepin	6 月 19 日	ブロックチェーン技術の活用
Blockchain For Finance Conference APAC 2018	FinTech Network	6 月 20～21 日	財務面におけるブロックチェーン技術の活用等に関するイベント
MoneyLIVE: Digital Banking ASEAN 2018	Marketforce Business Media	7 月 3～4 日	ASEAN から 150 人以上の銀行技術関係者が参加する、FinTech 等を議題とするイベント
FinTech Festival	シンガポール通貨庁（MAS）	11 月 12～16 日	FinTech 関連で最大級のイベント。2017 年は 3 万人が参加

（出所）FINTECH NEWS SINGAPORE、各イベントウェブサイトを基に作成
http://fintechnews.sg/（閲覧日：2018 年 6 月 27 日）

フィンテックは、情報通信など金融以外の産業にも深くかかわっている。このため MAS は、官庁間等の連係にも注力している。2016 年 5 月に通貨庁は、経済開発庁、情報通信メディア開発庁などとともに、ワンストップの窓口となる仮想官庁（Virtual Entity）のフィンテックオフィスを設置した。官庁間連係の具体例としては、2018 年 5 月に MAS が、経済開発庁、情報通信メディア開発庁、銀行・金融研究所と連携して、金融部門における AI 活用を促進することを打ち出したことが挙げられる[117]。具体的には、①AI 関連製品の開発： MAS が既に打ち出していた AI・データ分析（AIDA）助成金制度を補強するため、経済開発庁が関連企業を支援する、②ユーザーとソリューションプロバイダのマッチング：経済開発庁、情報通信メディア開発庁と連係し、情報通信メディア開発庁の AI ビジネスパートナーシッププログラムの対象を金融部門まで拡張する、③AI 技能の強化：情報通信メディア開発庁と連係して技能訓練の機会を提供するとともに、銀行・金融研究所と連係して金融機関のニーズに沿った大学カリキュラムを整備する、となっている。

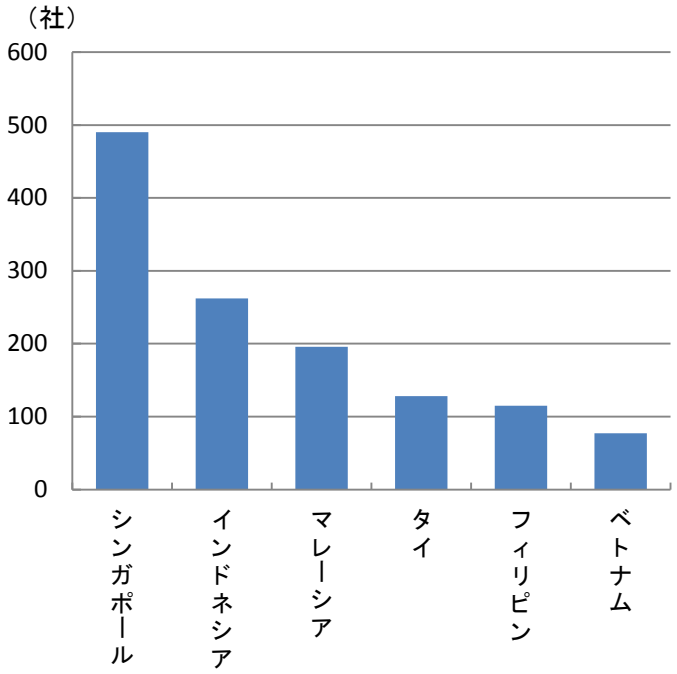
ちなみに AIDA 助成金は、2017 年 11 月に発表された総額 2,700 万 S ドル、最大でプロジェクトコストの 50%までを支援する制度で、金融機関による AI とデータ分析の活用促進を目指している[118]。また AI ビジネスパートナーシッププログラムは、2017 年 11 月に発表された産業政策である、情報通信メディア産業変革マップで打ち出され

117 シンガポール通貨庁（MAS）「Strengthening the AI ecosystem in Singapore's financial sector」（2018 年 5 月 10 日）
http://www.mas.gov.sg/News-and-Publications/Media-Releases/2018/Strengthening-the-AI-ecosystem-in-Singapore-financial-sector.aspx

118 シンガポール通貨庁（MAS）「New S$27 million grant to promote Artificial Intelligence and Data Analytics in Financial Sector」（2017 年 11 月 15 日）
http://www.mas.gov.sg/News-and-Publications/Media-Releases/2017/New-27-million-grant-to-promote-Artificial-Intelligence-and-Data-Analytics-in-Financial-Sector.aspx

た[119]。AI の活用を促進するために、AI のエンドユーザー企業と AI ソリューションプロバイダをマッチングさせるプログラムである[120]。

図表 44: ASEAN におけるフィンテック企業数



（注） 2017 年 12 月 9 日時点。
（出所）EY, 「ASEAN FinTech Census 2018」を基に作成
https://www.ey.com/sg/en/industries/financial-services/ey-asean-fintech-census-2018

図表 45: 3 大銀行のアクセラレーター機能

	名称	形態	目標
UOB	Finlab （2015年11月設立）	SG-Innovateとの合弁企業	フィンテック等の起業支援
OCBC	The Open Vault （2016年2月設置）	行内の部門	フィンテックの起業支援、行内での技術活用・技術向上
DBS	HotSpot Pre-accelerator （2015年9月開始）	行内のプログラム	フィンテック、社会的企業、デジタル関連の起業支援
	DBS Asia X （2016年11月設置）	行内の施設	フィンテックの起業支援やフィンテック企業との連係など

（注） DBS の HotSpot は既に終了している。
（出所）各社ウェブサイトを基に作成[121]

[119] シンガポール情報通信メディア開発庁「Infocomm Media Industry Transformation Map」（2017 年 11 月 3 日）
https://www.imda.gov.sg/about/newsroom/media-releases/2017/infocomm-media-industry-transformation-map
[120] シンガポール情報通信メディア開発庁「AI Business Partnership Programme」（2018 年 4 月 11 日）
https://www.imda.gov.sg/industry-development/programmes-and-grants/enterprises/ai-business-partnership-programme
[121] UOB 銀行ウェブサイト「UOB and IIPL launch The FinLab to support the region's most innovative FinTech startups」（2015 年 11 月 9 日）https://www.uobgroup.com/assets/pdfs/new-release/UOB_and_IIPL_launch.pdf
OCBC 銀行ウェブサイト「OCBC Bank sets up new FinTech and Innovation unit - The Open Vault at OCBC - to strategically harness open innovation for meaningful financial solutions」（2016 年 2 月 1 日）
https://www.ocbc.com/group/media/release/2016/ocbc-the-open-vault-fintech-innovation-unit.html

(3) フィンテック分野における企業の動向

政府の積極的な取り組みもあり、シンガポールには多くのフィンテック企業が集積している。ASEAN におけるフィンテック企業数は、2 位のインドネシアを引き離して圧倒的な 1 位となっている。3 大銀行も、アクセラレーター（起業支援）機能を通じてフィンテック企業の育成に力を入れており、さらにそうした新興企業の技術の取り込みも図っている。

3 大銀行におけるフィンテック関連の主な動きは、以下のとおりである。

DBS 銀行は、2018 年 5 月に、スマートフォンのアプリやパソコンのデジタルバンキングを通じて、包括的な金融アドバイザー機能である「Your Financial GPS」の提供を開始した[122]。予算管理機能を通じて収入と支出を自動的に分類し、その分析に基づいて助言を行っている。

UOB 銀行は、2017 年 11 月、アジアで初めて Fitbit のコンタクトレス決済機能である Fitbit Pay に対応した[123]。Fitbit はフィットネス利用者向けのスマート・ウォッチであり、運動量の管理といったアプリに強みがある。健康関連の支出は毎年 10%増えていることから、需要が多いと判断した。

次に UOB 銀行は、2018 年 4 月、中国の PINTEC 社と合弁で、信用評価ツールを開発する Avatec を設立した[124]。AI、機械学習、不正防止アルゴリズムを用いて申し込み者個人の信用力を数秒で決定しようというもので、銀行だけでなく小売・通信・旅行といった業種の企業が活用することを想定する。

OCBC 銀行は、スマートフォンやパソコンなどの音声アシスタント機能を用い、声で指示を出すボイスバンキングを開始した。まず 2018 年 2 月にアップルの Siri[125]、次に同年 4 月にグーグルアシスタントやグーグルホーム（スマートスピーカー）[126]を用いたサービスが始まっている。金融市場の動向に関する情報を収集したり、住宅ローンの限度額を調べたりすることができる。

DBS 銀行ウェブサイト https://www.dbs.com/hotspot2015/default.page（閲覧日：2018 年 7 月 3 日）
「DBS furthers commitment to shape future of banking with launch of new innovation facility」（2016 年 11 月 14 日）
https://www.dbs.com/innovation/dbs-innovates/beyond-four-walls-what-dbs-asia-x-means-for-us-and-the-innovation-community.html

122 DBS 銀行ウェブサイト「DBS launches Singapore's first holistic digital financial advisor "Your Financial GPS"」（2018 年 5 月 8 日）
https://www.dbs.com/newsroom/DBS_launches_Singapore_first_holistic_digital_financial_advisor_Your_Financial_GPS

123 UOB 銀行ウェブサイト「UOB the first bank in Asia off the starting block with Fitbit Pay」（2017 年 11 月 9 日）
https://www.uobgroup.com/assets/pdfs/investor/financial/2017/uob-the-first-bank-in-asia-off-the-starting-block-with-fitbit-pay.pdf

124 UOB 銀行ウェブサイト「UOB and PINTEC join forces to make it smarter and faster for companies to extend credit with next-generation digital credit assessment solution」（2018 年 4 月 16 日）
https://www.uobgroup.com/web-resources/uobgroup/pdf/newsroom/2018/media-release-uob-and-pintec-join-forces-to-launch-next-generation-digital-credit-assessment-solution.pdf

125 OCBC 銀行ウェブサイト「OCBC Bank is first in Singapore to Launch Voice-Powered Conversational Banking」（2018 年 2 月 23 日）https://www.ocbc.com/group/media/release/2018/ocbc-bank-first-in-singapore-to-launch-siri-banking.html

126 OCBC 銀行ウェブサイト「OCBC Bank is first in Singapore to roll out AI-powered voice banking services in collaboration with Google」（2018 年 4 月 18 日）https://www.ocbc.com/group/media/release/2018/ai-powered-voice-banking-google.html

＜出所資料一覧＞

【国際機関・外国機関文献・データベース】

- IMF “World Economic Outlook October 2017”
- Economist Intelligence Unit 「Singapore」
- 日本国外務省ウェブサイト
- CEIC Global Database

【中央銀行・監督官庁・銀行協会等 HP】

- シンガポール通貨庁（MAS） ウェブサイト、’Types and Number of Institutions’、「アニュアルレポート（2013/2014 年、2014/2015 年、2015/2016 年、2016/2017 年）」
- シンガポール銀行協会（The Association of Banks in Singapore）ウェブサイト
- シンガポール預金保険公社（SDIC） ウェブサイト、「アニュアルレポート（2014 年）」
- シンガポール国税局 ウェブサイト
- シンガポール統計局 ウェブサイト 「Household Sector Balance Sheet」
- シンガポール会計基準委員会（ASC） ウェブサイト
- シンガポール労働省ウェブサイト

【論文・雑誌・業界紙】

- News Net Asia ウェブサイト
- JRI レビュー「東南アジア諸国における銀行の経営構造－金融の発展段階による分類からの考察－」（2014 年 Vol. 7. No. 17）
- 榊 茂樹「解放経済で競争力を維持するシンガポールの現状」『金融財政事情（2014 年 2 月 3 日）』

【郵便公社・郵貯等 HP】

- シンガポール・ポスト（SingPost） ウェブサイト、「アニュアルレポート（2010/2011 年～2016/2017 年）」
- POSB ウェブサイト

【民間金融機関等 HP】

- DBS 銀行ウェブサイト
- UOB 銀行ウェブサイト
- OCBC 銀行ウェブサイト
- オーストラリア・ニュージーランド銀行 ウェブサイト
- シティバンク ウェブサイト
- HSBC 銀行 ウェブサイト
- ICICI 銀行 ウェブサイト
- メイバンク ウェブサイト
- スタンダード・チャータード銀行 ウェブサイト

- インドステイト銀行（SBI） ウェブサイト
- 中国銀行 ウェブサイト
- 中国工商銀行 ウェブサイト

V. 大韓民国
(Republic of Korea)

＜目次　～大韓民国～＞

Ⅴ. 大韓民国 1
第 1 章　市場環境の特徴 1
第 2 章　金融制度概要 2
1.　金融機関の種類 2
(1)　商業銀行(commercial banks) 2
(2)　専門銀行(specialized banks) 5
(3)　相互貯蓄銀行(mutual savings banks) 6
(4)　信用組合(credit unions) 6
(5)　コミュニティ信用協同組合(community credit cooperatives) 6
(6)　マーチャント・バンク(merchant banking corporations) 7
2.　監督官庁と指導体制 7
3.　韓国の金融制度の特徴 8
4.　預金保険制度の枠組み 10
5.　個人資産運用に関わる税制全体の中での預貯金税制 11
第 3 章 郵便貯金の概要 12
1.　設立目的・沿革概要 12
(1)　根拠法令 12
(2)　金融ユニバーサルサービスの提供義務 13
2.　組織・経営形態 13
(1)　経営形態 13
(2)　金融サービス提供の形態 13
(3)　窓口取扱時間 14
3.　主な業務内容 15
(1)　預金業務概要 15
(2)　資金運用方法 17
(3)　送金・決済業務概要 18
(4)　国際業務概要 20
4.　会計基準と財務諸表 20
第 4 章　金融セクターにおけるリテール金融機関の特徴 24
1.　リテール金融機関の特徴・位置づけ 24
(1)　総資産、預金残高とシェア 24
(2)　預金等の受入れ(商品、預金残高) 25
(3)　資金の貸付等(商品、預金残高) 26
2.　家計の金融資産、負債の動向 26
第 5 章　最近の金融動向と今後の展望 28
1.　最近の金融動向 28
(1)　マイクロファイナンスなどソーシャルファイナンスの現況等 28
(2)　国内銀行を始めとした韓国金融機関の収益多様化を後押しする規制改革案 30
(3)　不動産市況と相互貯蓄銀行の動向 31
(4)　バーゼルⅢの導入状況 31
2.　最近のリテール決済の動向 33
(1)　キャッシュレス化の状況 33
(2)　フィンテック(IT を活用した金融サービス)の動向 33

3.　今後の郵政事業本部の動向 39
(1)　郵政事業本部の構造調整と格安スマートフォン委託販売事業 39
(2)　4 大戦略 40
＜出所資料一覧＞ 42

＜略語集＞

略語	原語(英語)	日本語訳
BOK	Bank of Korea	韓国銀行
BIS	Bank for International Settlements	国際決済銀行
KFCC	Korean Federation of Community Credit Cooperatives	韓国コミュニティ信用協同組合連
AEFSO	Act on the Establishment of Financial Supervisory Organizations	金融監督機関設置法
FSC	Financial Services Commission	金融委員会
FSS	Financial Supervisory Service	金融監督院
FSCMA	Financial Investment Services and Capital Markets Act	資本市場統合法
KDIC	Korea Deposit Insurance Corporation	韓国預金保険公社
LCR	Liquidity Coverage Ratio	流動性カバレッジ比率
MSIT	Ministry of Science and ICT (2017 年に Ministry of Science, ICT and Future Planning(未来創造科学部)より名称変更)	科学技術情報通信部

第 1 章　市場環境の特徴

図表 1:韓国の概要

分類	項目		
一般事情	面積	10万平方キロメートル	
	人口	5,166万人（2018年、IMF推計）	
	主要都市	ソウル	
	民族	韓民族	
	言語	韓国語	
	宗教	仏教42.9%、プロテスタント34.5%、カトリック20.6%、その他2.0%	
	在留邦人数	38,045人（2016年10月）	
政治体制・内政	政体	民主共和制	
	元首	文在寅	
	議会	一院制（300議席）	
	首相(国務総理)	李洛淵	
経済	主要産業	電気・電子機器、自動車、鉄鋼、石油化学、造船	
	GDP	1兆6,556億ドル（2018年、IMF推計）	
	1人あたりGDP	32,046ドル（2018年、IMF推計）	
	実質GDP成長率	2.8%(2018年、IMF推計）	
	通貨	ウォン。1ドル=1,122ウォン、1ウォン＝0.10円(2018/11/30)	

(出所)IMF、外務省等をもとに作成

図表 2: 韓国の主要経済指標

	単位	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
人口	万人	4,868	4,906	4,931	4,955	4,994	5,020	5,043	5,075	5,102	5,125	5,145	5,166
名目GDP	億ドル	11,227	10,022	9,019	10,945	12,025	12,228	13,056	14,113	13,828	14,148	15,405	16,556
1人あたりGDP(名目)	ドル	23,061	20,431	18,292	22,087	24,080	24,359	25,890	27,811	27,105	27,608	29,938	32,046
実質GDP成長率	%	5.5	2.8	0.7	6.5	3.7	2.3	2.9	3.3	2.8	2.9	3.1	2.8
消費者物価上昇率	%	2.5	4.7	2.8	2.9	4.0	2.2	1.3	1.3	0.7	1.0	1.9	1.5
経常収支	GDP比%	1.1	0.3	3.7	2.6	1.6	4.2	6.2	6.0	7.7	7.0	5.1	5.0
財政収支	GDP比%	2.2	1.5	0.0	1.5	1.7	1.6	0.7	0.4	0.6	1.7	2.3	2.3
政府債務	GDP比%	28.7	28.2	31.4	30.8	31.5	32.2	35.4	37.3	39.5	39.9	39.5	40.4

(出所)IMF "World Economic Outlook October 2018"をもとに作成

第 2 章　金融制度概要

1.　金融機関の種類

韓国で展開している金融機関は、主に銀行(banks)、ノンバンク預金（金融）機関(non-bank depository (Nonbank Financial) institutions)、金融投資事業体(financial investment business entities)、保険会社(insurance companies)、その他金融機関(other financial institutions)、金融補助機関(financial auxiliary institutions)から構成されている。銀行は、商業銀行(commercial banks)と専門銀行(specialized banks)から構成される。ノンバンク預金機関には相互貯蓄銀行、信用組合等が、金融投資事業体には証券会社等が、保険会社には生命保険会社などが含まれる[1]。

(1)　商業銀行(commercial banks)

商業銀行(commercial banks)は、全国的に事業展開する都市銀行(nationwide banks)、特定の地方・農村地域を事業対象とする地方銀行(local banks)、外国銀行支店(branches of foreign banks)から構成される[2]。商業銀行の根拠法は、1950 年に制定された銀行法(Banking Act)である[3]。商業銀行の業務は大きく 3 つに分類される。まず、銀行本来の業務としては、預金業務、貸出業務、一定の証券業務(債券発行、商業手形割引)、外為業務があり、次に付随業務として信用保証、約束手形の引受、相互掛金、証券投資、現先取引、引受業務、証券販売、保険販売がある[4]。

①　都市銀行(nationwide banks)

1970 年代末における都市銀行の数は 5 行であったが、金融自由化及び金融業界の合理化による一部の金融機関の銀行転換が進んだこと等によって、1997 年末における都市銀行の数は史上最高の 16 を記録した。しかし、1997 年の金融危機の余波を受けての銀行閉鎖と合併により都市銀行の数は大きく減少[5]。都市銀行には、KEB 韓亜(KEB ハナ)銀行[6](KEB Hana Bank)、友利(ウリ)銀行(Woori Bank)、KB 国民銀行(KB Kookmin Bank)、新韓(シンハン)銀行(Shin han Bank)、韓国シティ銀行[7](Citibank Korea)、スタンダード・チャーター銀行コリア(Standard Chartered Bank Korea　Limited)がある。これに加え、2017 年にインターネット専業銀行として K バンク[8]、及びカカオバンク[9]が営業を開始しており、都市銀行は全部で 8 行ある（2017 年 12 月末）。

---

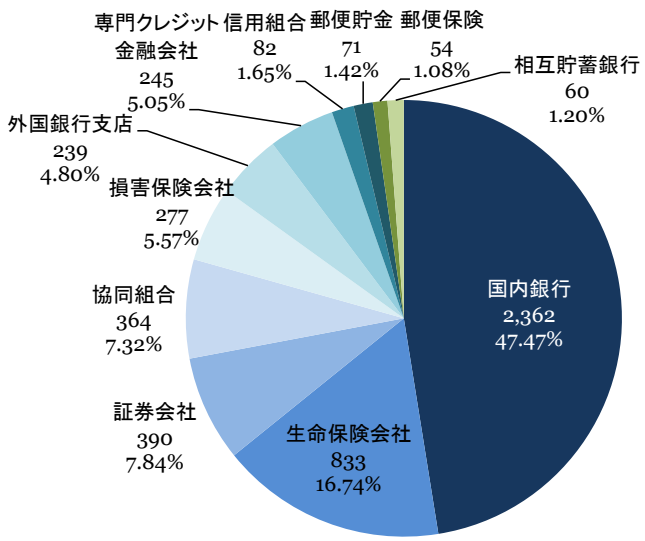
[1] 韓国銀行(BOK)ウェブサイト、https://www.bok.or.kr/eng/main/contents.do?menuNo=400097　（閲覧日：2018 年 10 月 30 日）
[2] 脚注 1 と同じ。
[3] P5 韓国金融監督院（FSS）　“FSS Handbook 2016”（2017 年 8 月 25 日）
[4] P6-7 FSS　“FSS Handbook 2016”（2017 年 8 月 25 日）
[5] P59 BOK “Financial institutions in korea ”（2011 年）
[6] ハナ金融グループ傘下のハナ銀行と韓国外換銀行(Korea Exchange Bank)が統合し、2015 年 9 月 1 に発足。
[7] 2004 年にシティバンクが韓美銀行を買収
[8] FSS ウェブサイト http://english.fss.or.kr/fss/eng/wpge/eng211.jsp　(閲覧日:2018 年 10 月 31 日)
[9] Bloomberg ウェブサイト https://www.bloomberg.com/research/stocks/private/snapshot.asp?privcapId=533852985 (閲覧日:2018 年 10 月 31 日)

図表 3: 金融機関の分類(2017 年 12 月末)

業態			機関数	総資産	根拠法
銀行 (Banks)	商業銀行 (Commercial Banks)	外国銀行支店 (Foreign Bank Branches)	38	238,770	銀行法 (1950年)
		地方銀行 (Local Banks)	6	2,361,990	
		都市銀行 (Nationwide Banks)	8		
	専門銀行 (Specialized Banks)		5		個別法
ノンバンク金融機関 (Nonbank Financial Institutions)	相互貯蓄銀行 (Mutual Savings Banks)		79	59,696	相互貯蓄金融会社法 (1972年)
	専門クレジット金融会社 (Specialized Credit Finance Companies)		97	245,011	-
	信用組合 (Credit Unions)		895	81,937	信用組合法 (1972年)
	農業、漁業、林業協同組合 (Agriculture, Fishery & Forestry Cooperatives)		1,283	364,193	コミュニティー信用協同組合法 (1982年)
保険会社 (Insurance Companies)	生命保険 (Life)		25	832,826	保険業法 (1962年)
	損害保険(Non-life)	一般損害保険 (General Non-life)	31	277,204	
		再保険 (Reinsurance)			
		保証保険 (Guaranty Insurance)			
		モノライン保険 (Monoline Insurer)			
金融投資事業体 (Financial Investment Services Providers)	証券会社 (Securities Companies)		55	390,035	金融投資サービス・資本市場法 (2009年)
	資産運用会社 (Asset Management Companies)		215	7,043	
	投資顧問会社 (Investment Advisory Companies)		166	718	
	マーチャント・バンク (Merchant Bank)		1	1,858	
	不動産会社 (Real Estate)		11	3,940	
	先物取引会社 (Futures Companies)		6	4,005	
金融持ち株会社 (Financial Holding Companies)			9	1,901,395	金融持ち株会社法 (2000年)

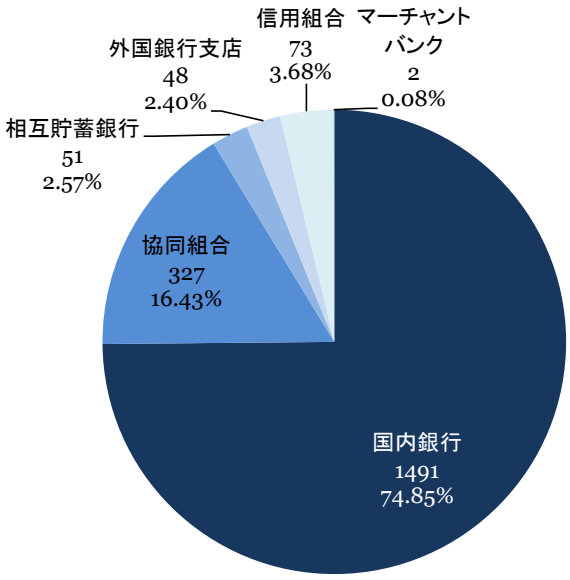
(注 1)金額の単位は 10 億ウォン
(注 2) FSS では、外国銀行支店は商業銀行の一部として扱われているが、本図表では BOK の分類に準拠した
(注 3)専門クレジット金融会社は、クレジットカード会社、リース会社、割賦金融企業、ベンチャー・キャピタル金融会社を含む
(注 4)その他金融機関および、金融補助機関については、総資産等の詳細が公開されていないため、記述を省略した
(出所)BOK ウェブサイト、FSS Financial Statistics Information System

図表 4: 金融機関の資産規模(2017 年 12 月末)



(注 1)金額単位:兆ウォン
(注 2)総額は 4,976.2 兆ウォン
(注 3)資産運用会社、投資顧問会社、マーチャントバンク、不動産会社、先物取引会社、金融持ち株会社は含まない
(出所)FSS Financial Statistics Information System ,Korea Post "Annual Report 2017"(2018 年 10 月 18 日閲覧)より作成

図表 5:機関別の預金残高(2017 年 12 月末)



(注 1)金額単位:兆ウォン
(注 2)総額は 1,992.3 兆ウォン
(注 3)預金等の内訳は次の通り。
・銀行:商業銀行及び特別銀行を含む国内銀行の預金(銀行口座)、信託(信託口座)、支払手形、表紙手形、CMA 預金(Cash Management Account)を含む
・信用組合、相互貯蓄銀行:預金
(注 4)金融機関の一部は含まない
(出所) FSS Financial Statistics Information System (2018 年 10 月 18 日閲覧)より作成

② 地方銀行(local banks)

地方銀行は、地方経済が発展する中、地方における金融サービスへのより良いアクセスを提供するため、1967 年に初めて設立された大邱(デグ)銀行(Daegu Bank)[10]の他、済州(ジェジュ)銀行(Jeju Bank)、全北(ジョンブク)銀行(Jeonbuk Bank)、光州(クァンジュ)銀行[11](Gwangju Bank)、京南(キョンナム)銀行(Gyongnam Bank)、釜山(プサン)銀行(Busan Bank)の計 6 行がある(2017 年 12 月末)。1997 年末には 10 の地方銀行があったが、1997 年の金融危機の余波を受けて閉鎖や統廃合が続き、現在の銀行数となった[12]。地方銀行は、地域の個人や中小企業向けに銀行業務を行っているが、一部の地方銀行はソウル等の首都圏に支店を展開している。

③ 外国銀行支店(branches of foreign banks)

外国銀行の在韓支店は外国資本を呼び込み、更に国際資本市場へのアクセスを改善することを目的に 1967 年に設置が認められた。1984 年には、政府は、国内銀行と同等の競争条件を与えるために、外国銀行の支店数に関する規制を撤廃し、1991 年には、複数の支店設置を認可するといった規制緩和を行った。現行の銀行法では、外国銀行支店に対し、国内銀行と同等の銀行業務の免許を発行している[13]。

多くの外国銀行はソウルに拠点を置いており、伝統的に法人向け金融サービスに特化している。市場の自由化や規制緩和を背景に、外国銀行においてもリテール事業への進出もみられている。しかし、地場系金融機関が強い中、必ずしも順調とは言えない[14]。

香港上海銀行(HSBC)は、収益性の高い事業に集中するため、2014 年 3 月に撤退し、サービスを停止した。残顧客対応のために 1 支店のみ韓国拠点を残している[15]。2016 年には英バークレーズと米ゴールドマン・サックス、スイスの UBS が撤退した。2017 年 3 月には都市銀行である韓国シティ銀行も営業店舗の大幅統廃合を発表した[16]。

(2) 専門銀行(specialized banks)

専門銀行(specialized banks)は 1960 年代に設立された政府系金融機関である。専門銀行は、当時、政府が特定した成長産業に対する資金調達を円滑化するための産業支援措置として導入されたが、現在では市場の変化に伴い、商業銀行ビジネスに業務を拡大してきている。しかし、元来志向していた特定分野に対する資本の配分は今なお比較的高い。資金調達に関しては、預金面では商業銀行と競合する形となっているが、中心は公的資金、債券発行に依存している。韓国で営業している専門銀行は、韓国中

---

[10] Bloomberg ウェブサイト https://www.bloomberg.com/research/stocks/private/snapshot.asp?privcapId=874196 (閲覧日:2018 年 10 月 31 日)

[11] ウリ・ファイナンス・ホールディングス傘下の地方銀行であったが、同ホールディングスの民営化の一環として、光州銀行は、JB フィナンシャル・グループの子会社となった(2014 年 10 月 15 日)。

[12] P60 BOK “Financial institutions in Korea ” (2011 年)

[13] P6 FSS “FSS Handbook 2016”(2017 年 8 月 25 日)

[14] 現地ヒアリングによる(2017 年 11 月)

[15] HSBC Korea ウェブサイト http://www.hsbc.co.kr/1/2/Misc/news_en/news_kt_en (閲覧日:2018 年 10 月 31 日)

[16] The Korea Herald (Jan 20, 2016) “Barclays to completely pull out of Korea”, The Korea Herald (Apr 13, 2017) “Citibank Korea to close 80% of its branches”

小企業銀行(Industrial Bank of Korea)[17]、韓国産業銀行(Korea Development Bank)、農協銀行(NongHyup Bank / National Agricultural Cooperative Federation)、水協銀行(Suhyup Bank / National Federation of Fisheries Cooperatives)、韓国輸出入銀行(Export-Import Bank of Korea)の 5 行である(2017 年 12 月末)。専門銀行はそれぞれ個別の根拠法に基づいて設立されている[18]。

(3) 相互貯蓄銀行(mutual savings banks)

相互貯蓄銀行(mutual savings banks)は地方居住者や地方で営業している中小企業向けの融資を行う目的で、1972 年に相互信用金融会社(mutual credit finance companies)形態として設立が容認されていたものが、1997 年のアジア金融危機を受け、消費者の信頼を回復するために、2001 年 3 月に名称が変更されたものである。根拠法は、1972 年に制定された相互貯蓄金融会社法(Mutual Savings and Finance Company Act)である[19]。相互貯蓄銀行は、商業銀行と異なり、クレジットライン、業務を実施する場所、支店設置に制約がある。相互貯蓄銀行の主要な資金源は、定期預金であるが、長い間、預金者が貸付を受けることができる積立預金に依存してきた。

相互貯蓄銀行の数は、相互貯蓄銀行形態が導入された 1972 年には 350 であったが、2008 年のグローバル金融危機、不動産の不良債権化が相次ぐなかで、多くの相互貯蓄銀行の経営が悪化、業務停止に陥り、2010 年 6 月末には 105 行、2017 年 12 月末には 79 行まで減少している[20]。

(4) 信用組合(credit unions)

信用組合(credit unions)は、地域、職域や団体を対象に設立される非営利の協同組合金融機関である[21]。韓国における最初の信用組合は 1960 年に設立された教会系病院等の職域を対象とする Holy Family Credit Union であり、その後各地で設立された。現在は 895 の信用組合が展開している(2017 年 12 月末)。信用組合の根拠法は、1972 年に制定された信用組合法(Credit Unions Act)であり、諸外国における信用組合と同様、原則として組合員に限定した資金の預入・貸出業務を行う[22]。

全信用組合における総組合員数は 592 万人である(2012 年 12 月末)[23]。信用組合が提供している金融商品は通常の預金口座の他、定期預金・積立預金といった貯蓄性預金、当座貸越や個人ローン等の与信商品、個人保険や団体保険等となっている。

(5) コミュニティ信用協同組合(community credit cooperatives)

---

[17] Industrial Bank of Korea の Annual Report2017 によると、発行済み株式の 51%を韓国政府、9%を Korea Development Bank、2%を Korea Exim Bank が保有している。
[18] P6 FSS “FSS Handbook 2016”(2017 年 8 月 25 日)
[19] FSS “Handbook 2016”
[20] FISIS(http://efisis.fss.or.kr/fss/fsiview/indexw.html)(2018 年 10 月 18 日閲覧), P102 BOK “Financial institutions in korea ”(2011 年)
[21] National credit union federation of korea のウェブサイト http://eng.cu.co.kr/ (閲覧日:2018 年 11 月 1 日)
[22] P108 BOK “Financial institutions in korea ”(2011 年)
[23] National credit union federation of korea のウェブサイト http://eng.cu.co.kr/pr/credit.html (閲覧日:2018 年 10 月 18 日)

コミュニティ信用協同組合(community credit cooperatives)は、信用組合よりも更に小規模な、近隣の市町村を基盤とする協同組合金融機関であり、韓国政府の行政安全部(Ministry of the Interior and Safety)の管轄下に置かれている。1972 年に制定された信用組合法の中で、コミュニティ信用協同組合は農村銀行(Village bank)と規定されていたが、1982 年にコミュニティ信用協同組合法(Community Credit Cooperatives Act)が制定されると、コミュニティ信用協同組合となった。提供商品は信用組合とほぼ同一であるが、手形の割引を行わない点が信用組合とは異なる点である[24]。

また、韓国コミュニティ信用協同組合連盟(Korean Federation of Community Credit Cooperatives, KFCC)という中央機関があり、KFCC は各コミュニティ信用協同組合へ資金を貸し出している[25]。

(6) マーチャント・バンク(merchant banking corporations)

マーチャント・バンク(merchant banking corporations)は手形引受や、証券発行・引受業務の他に、預金受入、貸付、投資顧問、リース、企業 M&A の仲介を行う金融機関である。韓国におけるマーチャント・バンクはウリ投資銀行(旧、錦湖(クムホ)投資銀行)の 1 行のみである。同行は 1974 年 6 月 29 日に設立され、総資産は 1.86 兆ウォンである(2017 年 12 月末)[26]。ソウルに本店、江南区、光州広域市、木浦市、大田広域市に 4 つの支店を持ち、従業員数は 81 人である(2017 年 12 月末)[27]。中長期ローン、決済保証、社債発行、プロジェクト融資、国際証券投資、M&A 等の金融サービスを提供している。

2. 監督官庁と指導体制

従来は、銀行の監督は韓国銀行(Bank of Korea)、証券会社は財政経済部(Ministry of Finance and Economy)[28]の証券監督院(Securities Supervisory Board)、保険会社は、同じく財政経済部の保険監督院(Insurance Supervisory Board)、ノンバンクも同様に財政経済部のノンバンク監督当局(Non-bank Supervisory Authority)が監督するという業態ごとの監督を実施してきた。1980 年代後半より監督機構の統合の必要性が指摘され、アジア金融危機を経て、1997 年 12 月の金融監督機関設置法(Act on the Establishment of Financial Supervisory Organizations, AEFSO)により、一元的な監督体制を整備する法規制が整った。同法により、1998 年 4 月に金融監督委員会(Financial Supervisory Commission, FSC)が設立され、1999 年 1 月にはその執行機関としての金融監督院(Financial Supervisory Service, FSS)が設置され、銀行、ノンバンク預金機関、保険会社、証券会社など、ほぼすべての金融機関を監督することになった。

2008 年 2 月 29 日には、市場のより効率的な監督を行うため、金融監督委員会は、

---

[24] P110,111 BOK “Financial institutions in korea ” （2011 年）
[25] Bloomberg ウェブサイト https://www.bloomberg.com/research/stocks/private/snapshot.asp?privcapId=25487043 (閲覧日:2018 年 11 月 1 日)
[26] P117 BOK “Financial institutions in korea ” （2011 年）
[27] FISIS(http://efisis.fss.or.kr/fss/fsiview/indexw.html)(閲覧日：2018 年 10 月 18 日), ウリ投資銀行ウェブサイト http://www.wooriib.com/en_index.jsp （2018 年 11 月 1 日）
[28] 現:企画財政部(Ministry of Strategy and Finance)

財政経済部の金融政策局(Financial Policy Bureau)と統合し、現在の金融委員会(Financial Services Commission)となった[29]。

2009 年 2 月に施行された「資本市場及び金融投資業に関する法律」(資本市場統合法)(Financial Investment Services and Capital Markets Act, FSCMA)により、従来、資本市場を構成していた証券会社、資産運用会社、総合金融会社、先物会社、信託会社などは業務範囲が厳しく制限されていたが、これらの会社が携わる業務を「金融投資サービス業(financial investment services)」に統合した結果、銀行と保険を除く資本市場に関わる全ての業務を兼業できるようになった。また、銀行でしかできなかった現金引出し、自動振込みなどの支払決済サービスも証券会社でできるようになった[30,31]。

資本市場統合法は、2013 年 5 月 28 日に改正され、同年 8 月 29 日に施行されたが、主な改正内容は、①韓国を代表する大手投資銀行の発展を促す規定、②少子高齢化を見据えた資産運用業の規制緩和、③資本市場インフラの改革、④直接金融チャネルの多様化、⑤不正取引慣行に対する規制強化という 5 分野である[32]。

韓国における金融関連の法令は、国会により制定される法律、国務院により承認される施行令、国務調整室による施行規定、FSC / FSS による規定から成り立っている。施行令や施行規則、監督規定に体系上の違いはあるものの、全て国会が制定した法律を実施、支援するものである。金融委員会の設立等に関する法律により、FSC と FSS の設立や役割が規定されている。FSC は、政府の規制機関として広範な権限を与えられており、金融市場政策の策定、金融関連法令改正の提案、規則の策定、免許の付与・取消、主要な執行措置を決定する。金融関連法案の作成と国会への提出は FSC が行っている。FSC 内には証券先物委員会(SFC)が設置されており、証券先物関連の事項は SFC に委譲されている。SFC の任務は、証券先物市場におけるインサイダー取引や市場操作などの市場濫用の調査を指揮すること、会計基準と監査レビューを確立することである。FSS は、健全性監督、資本市場監督、消費者保護、及び、FSC の委任によりその他の監督・執行を行う[33]。

3. 韓国の金融制度の特徴

現地の金融関係者へのヒアリングによると、都市銀行などの大手金融機関はほぼ人口の分布にそって拠点を設置しており、経済や人口が集中しているソウルに支店が集中している。また、「貯蓄銀行」についてはライセンスで営業地域が定められている。
地方銀行は淘汰が進み現在は6行しか存在しないことから、地方都市においては農協や漁協、信用組合、Korea Post等が金融サービスを提供している。

韓国では個人への与信の際に、CSS(Cresit Scoring System)による評価が行われており、1-10等級に分類されている。金融機関はこの評価に基づき与信の判断を行っている。一般的な銀行は「第一金融圏」と称され、1-4等級に該当する個人を与信の対象としている。個人等級5-6級からは銀行による与信が難しくなり、第二金融圏とされるノ

[29] P1,2 FSS “FSS Handbook 2016”(2017 年 8 月 25 日)
[30] Korea Deposit Insurance Corporation, http://www.kdic.or.kr/english/public/sub1.jsp
[31] P25 FSS “FSS Handbook 2016”
[32] 林 宏美「韓国金融投資サービス及び資本市場法改正法案と収益基盤の多様化を目指す韓国の証券会社」野村資本市場研究所『野村資本市場クォータリー』2011 年秋号参照。
[33] 金融庁「諸外国における金融制度の概要報告書」（平成 29 年 3 月）大和総研

ンバンク(消費者ローン)の利用が進んでいる。ノンバンクは利息が高く、金融サービスの二極化が進んでいる[34]。

韓国では、家計債務の増加傾向が続いている。国際決済銀行（BIS）の統計によると、韓国の家計債務は年々増加傾向が続いており、2017 年には GDP 比 94.8%に達している[35]。また、韓国銀行によると、家計に対する信用供与（Credit to Household）の総額は、2017 年時点で 1,450 兆ウォンに達しており、年々120 兆前後拡大している（図表 6）。前述の BIS の統計に基づけば、韓国の家計債務は先進国の中でも高い傾向にあり（図表 7）、懸念材料となっている。一方現地ヒアリングによると、韓国の家計債務は長い間の課題であり、国民はあまり深刻視していないという声も出ている。その背景には、韓国は個人債務が大きいが、政府債務や企業債務は低い水準にあるため、個人債務が急増しても、国として補填する余力はまだあるとの認識がある[36]。なお、BOK の統計に基づき家計債務の中身をみると、2017 年時点で、住宅向け貸出が約 720 兆ウォンで半分を占めている。

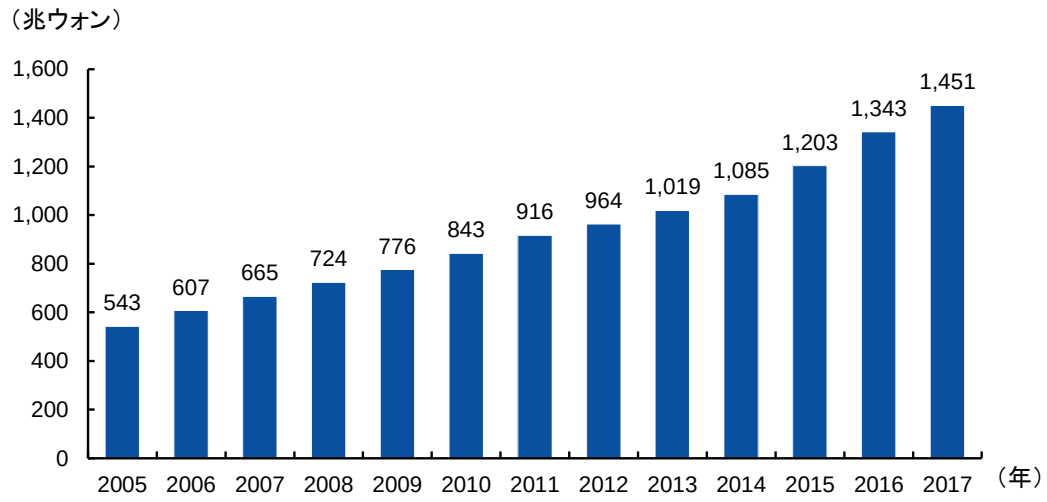
世界的な低成長・低金利基調が固定化していることにより、韓国の銀行においても、利息収益中心のビジネスモデルによる収益性悪化への懸念が継続している。銀行は低金利預金の獲得や利息以外で利益を創出できる手数料ビジネスの拡大等、新たなビジネスを模索しており、預金利息以上の収益性が見込まれる資産管理や不動産市場への参入が加速している[37]。

政府は、リスクの高い貸し出しを抑制するためのいくつかの政策を実施している。例えば、2017 年 3 月から、借り手の債務返済能力の精査を確実に実施すること等が定められた審査のガイドラインがノンバンクにも適用されることとなった。また、2016 年 10 月より、一部のノンバンクに対して、以前よりも厳格な LTV レシオ（担保資産価額に対するローンの比率）が課されることとなった。さらに 2017 年 6 月には、リスクの高い貸し出しに対する貸倒引当金の増額が求められている[38]。

さらに、不動産に対する投機的な動きや家計債務の伸びを抑制するため、政府は DTI レシオ（返済負担率、月々のローン返済額合計／1 カ月の総収入）を引き下げる措置を講じている。具体的には、2017 年 7 月より、ソウル、京畿道地区、世宗及び釜山の一部地域の DTI レシオを 10%引き下げた[39]。

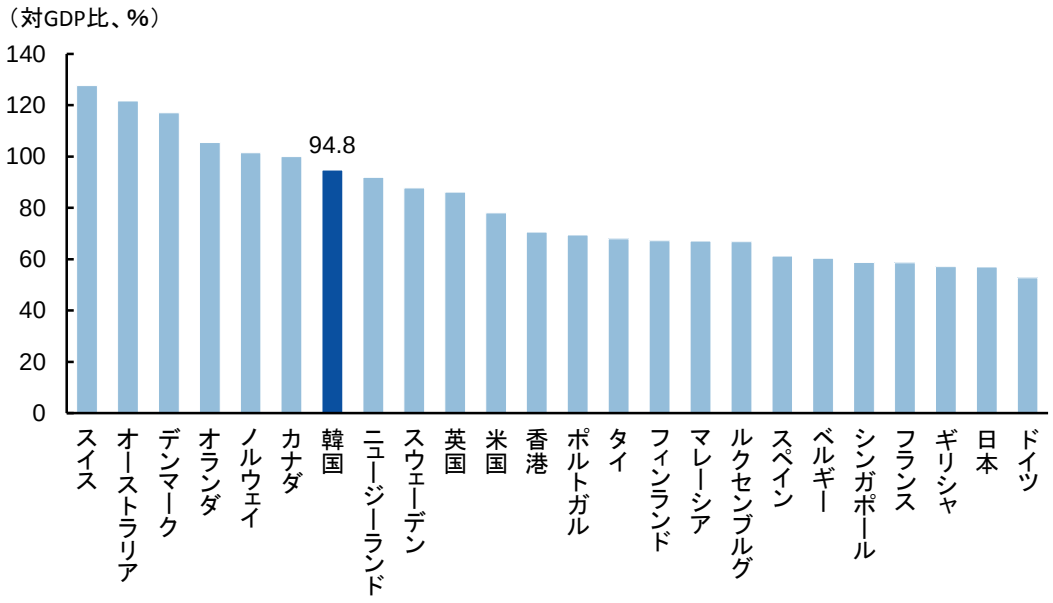
34 現地ヒアリングによる。
35 BIS ウェブサイト　https://stats.bis.org/statx/srs/table/f3.1　（閲覧日：2018 年 11 月 1 日）
36 現地ヒアリングによる。(2017 年 11 月)
37 現地ヒアリングによる。(2017 年 11 月)？
38 P40 Financial Stability Board（2017 年 12 月 6 日）”Peer Review of Korea”
39 The Korea Herald（Jun 19, 2017） “Korea tightens lending rules to curb property speculation”

図表 6:韓国の家計に対する信用供与額の推移



(出所) BOK

図表 7:主な先進国の家計債務対 GDP 比



(出所)BIS ウェブサイト　https://stats.bis.org/statx/srs/table/f3.1　（閲覧日：2018 年 11 月 1 日）

4.　預金保険制度の枠組み

韓国の預金保険は、1995 年 12 月に制定された預金者保護法(Depositor Protection Act)により、1996 年 6 月に設立された韓国預金保険公社(Korea Deposit Insurance Corporation, KDIC)が提供している[40]。

預金保険制度には、銀行(外国金融機関の国内支店、代理店を含む)、証券会社、保険会社(生命保険会社、損害保険会社)、相互貯蓄銀行など国内で営業している金融機関がほぼ全て含まれ、元本補てんができない金銭信託等を除いた預金などが保護の対象

[40] P4 FSS “FSS Handbook 2016”

となる[41]。

韓国預金保険公社が保証する保証限度額は 1 金融機関の預金者 1 人あたり 5,000 万ウォン(約 450 万円)である[42]。信用組合で預入されている預金は、韓国預金保険公社ではなく、韓国信用組合連合会(National Credit Union Federation of Korea)により保護される。韓国信用組合連合会が提供する預金保険の保証限度額は、韓国預金保険公社と同額の 5,000 万ウォンである[43]。

なお、政府機関として展開している郵便貯金は、韓国政府が 100%保証している。

相次ぐ相互貯蓄銀行の破綻を背景に、2011 年 4 月に、相互貯蓄銀行の金融面での健全性を回復するため相互貯蓄銀行向けの特別保証勘定（the special account for mutual savings banks）が設置された。この特別勘定の設置は、2026 年 12 月末までの時限的な措置である[44]。

預金保険に加入している金融機関の数は、296(銀行 56、証券会社等の金融投資会社 115、保険会社 44、マーチャント・バンク 1、相互貯蓄銀行 80)である(2018 年 7 月末)[45]。

これまでに、預金保険基金からは、相互貯蓄銀行、信用組合、金融投資会社の預金者に対し、5 兆 9,296 億ウォンの預金の払戻が行われている(2018 年 7 月末)[46]。

5. 個人資産運用に関わる税制全体の中での預貯金税制

韓国では個人(居住者)の利子・配当所得に対しては、所得税法第 129 条(2017 年 12 月 19 日改正)の規定に基づき、各種の源泉徴収税率が適用される。例えば、利子所得のうち、事業外貸付利子には 25%、その他の利子所得に対しては 14%が課される。

図表 8:個人所得の源泉徴収税率

	税率
利子所得金額	
事業外貸付利子	25%
職場共済会超過返還金	基本税率
その他の利子所得金額	14%
配当所得	
法第17条第1項8号の出資協同事業者の配当所得	25%
その他の配当所得	14%

(出所)JETRO「韓国 税制その他の税制詳細」より

41 KDIC ウェブサイト http://www.kdic.or.kr/english/deposit/sub2.jsp （閲覧日：2018 年 11 月 2 日）
42 KDIC ウェブサイト http://www.kdic.or.kr/english/deposit/sub2_3.jsp （閲覧日：2018 年 11 月 2 日）
43 韓国信用組合連合会ウェブサイト http://eng.cu.co.kr/service/index.html （閲覧日：2018 年 11 月 2 日）
44 韓国信用組合連合会ウェブサイト http://www.kdic.or.kr/english/major/sub1_3.jsp （閲覧日：2018 年 11 月 2 日）
45 P2 KDIC “KDIC Statistics –July 2018”、 http://www.kdic.or.kr/english/public/sub2.jsp
46 P9 KDIC “KDIC Statistics–July 2018”、 http://www.kdic.or.kr/english/public/sub2.jsp

第 3 章 郵便貯金の概要

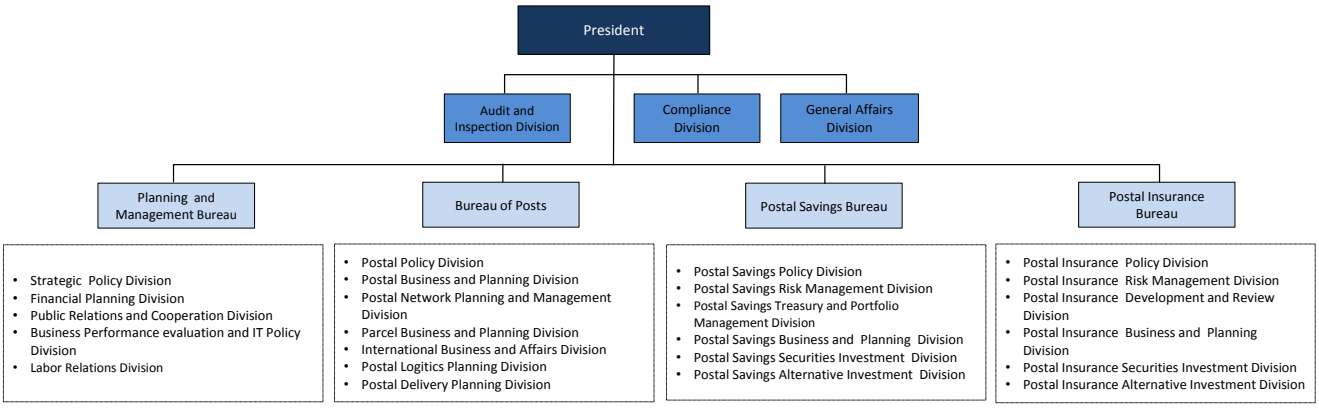
1. 設立目的・沿革概要

(1) 根拠法令

韓国の郵便貯金業務(postal savings services)は、2013 年 3 月 23 日以降、省庁再編により新たに創設された未来創造科学部(Ministry of Science, ICT and Future Planning, MSIP)の管轄下にある国営の郵政事業本部(Korea Post)の一業務として運営されていたが[47,48]、2017 年 7 月、MSIP が廃止され、新しく科学技術情報通信部(Ministry of Science and ICT, MSIT) となった結果、この MSIT の管轄下に置かれることとなった[49]。郵政事業本部は、郵便貯金業務の他に、生命保険業務(postal insurance services)、郵便業務(postal services)の 3 事業を一体的に独立採算制のもとで運営している[50]。郵便貯金は、1905 年に為替業務と同時に導入されたものの、長い間経営不振が続いたこと、農村地域において農協等との競合もあり、1977 年に農業協同組合に移管された。1980 年代に入り、公社化、郵政財政の健全化等のため郵便貯金を再興することとし、1982 年に「郵政貯金保険に関する法律」が制定され、再び郵便局窓口での取扱いが開始された[51,52]。

国営である郵政事業本部の金融業務は大韓民国監査院(Board of Audit and Inspection of Korea)によって会計検査等が実施される[53]。

図表 9: 郵政事業本部(Korea Post)の組織図



(出所) Korea Post ウェブサイトトより作成

---

47 Korea Post は 2008 年 2 月 29 日以降、知識経済部(Ministry of Knowledge ~~and~~ Economy) 傘下に置かれていた。
48 第 8 章 国立研究開発法人 科学技術振興機構 研究開発戦略センター 「主要国の研究開発戦略（2018 年）」
49 未来創造科学部ウェブサイト http://english.msip.go.kr/english/msipContents/contents.do?mId=Mjg1 （閲覧日：2018 年 11 月 2 日）
50 P7 Korea Post “Annual Report 2017”
51 Consumer Postal Council “Index of Postal Freedom”、 https://www.postalconsumers.org/introducing-the-postal-freedom-index-2012-edition/(2012 年 11 月末)
52 P114 BOK “Financial institutions in korea ” （2011 年）
53 大韓民国監査院ウェブサイト http://english.bai.go.kr/bai_eng/html/about/responsibilities.do?mdex=bai_eng8 （閲覧日：2018 年 11 月 5 日）

(2) 金融ユニバーサルサービスの提供義務

簡易郵便局では郵便業務のみが行われているほか、一部の郵便局においては金融サービスが取り扱われていない。金融のユニバーサルサービスの提供義務は課されていないことから、金融サービスは全ての郵便局において提供されている訳ではない。

郵政事業本部は全国に約 3,500 の拠点を持つが、そのうち、金融サービスを行う拠点は約 2,700 か所、郵便取扱代行拠点が約 800 か所ある[54,55]、

なお、郵政事業本部の ATM は、約 1,740 台設置されているが、運営維持費が高く、次第に削減する予定である。ただし、収益を重視する一般的な銀行とは異なり、公共性は求められるため、農村部等の地域住民の生活に支障が出ないよう、金融当局と相談しながら削減を進める意向を示している[56]。

2. 組織・経営形態

(1) 経営形態

郵政事業本部が郵便、貯金、保険の 3 事業を一体的に運営し、同本部の本社には、それぞれ郵務局、郵便貯金局、郵便保険局等の部局を有する独立採算制の企業体である。地方組織として 9 つの郵政局(Regional Office)、約 3,500 の大小の郵便局を有している[57,58]。

(2) 金融サービス提供の形態

郵政事業本部は総合的な個人向け金融サービスを提供している。また、「CyberKorea21」計画(国家計画の一つ)の一部として設立された「e-POSTBANK」サービスも提供している。これにより、顧客は郵便局を訪れなくても、パソコン操作によりインターネットバンキングサービスを享受できる。「e-POSTBANK」で可能なサービスとしては、資金振替、アカウントアクティビティ(ログイン履歴や入出金の操作履歴の確認)、顧客情報確認、その他のバンキング関連サービスである[59]。

郵便貯金に関する金融サービス(残高照会、送金等)は、郵便局窓口のほか、郵政事業本部が運営している金融サービスのポータルサイト「Ever Rich」で提供されている[60]。

---

54 現地ヒアリングによる。(2017 年 11 月)
55 P48 Korea Post “Annual Report 2017”
56 現地ヒアリングによる。(2017 年 11 月)
57 ソウル、イチョン(利子)、プサン(釜山)、チュンチョン(忠清)、チョンナム(全南)、キョンプク(慶北)、チョンプク(全北)、カンウォン(江原)、チェジュ(済州)
58 P48 Korea Post “Annual Report 2017”
59 News World(3, Dec, 2016) ”Korea Post Provides ‘Customers in Mind’ Delivery Services”
60 郵政事業本部ウェブサイト https://epostbank.go.kr/ （閲覧日：2018 年 11 月 8 日）

図表 10: 郵政事業本部の金融サービスのポータルサイト「Ever Rich」



(出所)郵政事業本部, http://www.epostbank.go.kr/ (閲覧日:2018 年 10 月 18 日)

図表 11: 365 日稼働の ATM 設置状況

365日稼働CD/ATMの新規設置台数

	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	合計
設置台数	1,078	120	71	132	133	98	76	1,708

(注)2014年は7月末時点

各地の365日稼働CD/ATMの設置状況

	ソウル	キョンイン（京仁）	プサン（釜山）	チュンチョン（忠清）	チョンナム（全南）	キョンプク（慶北）	チョンプク（全北）	カンウォン（江原）	チェジュ（済州）	合計
設置台数	178	309	267	245	179	197	123	114	20	1,632

(注)2013年末時点

(注)“2016,2015, 2014 Korea Post Annual Report”では開示されていない。ヒアリングによると ATM は、約 1,740 台とのことであるが、稼働時間や地域別の台数は不明。(2017 年 11 月時点)

(出所)“2013　Korea Post Annual Report”より作成

(3) 窓口取扱時間

郵便サービスは AM9:00 から PM6:00 まで、金融サービスは AM9:00 から PM4:30 までである[61]。

[61] 韓国観光公社公式サイト https://japanese.visitkorea.or.kr/jpn/AKR/AK_JPN_3_3.jsp（閲覧日：2018 年 11 月 22 日）

図表 12：郵政事業本部の ATM と店頭様子











(出所)左上は“2012　Korea Post Annual Report”より抜粋、その他は三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング撮影
(左下)資料館には世界のポストの模型が展示されている。(右下)配達用車両

3.　主な業務内容

(1)　預金業務概要

郵政事業本部は全国展開している約 2,700 郵便局で預金業務を展開している(2016 年末)。なお、地域別内訳のデータは 2012 年までしか開示されていないため、ここでは参考までに 2012 年の数値を記載する。2012 年は 2,769 ある預金を扱う郵便局の内、1/4 にあたる 698 店舗は大都市に、2 割の 565 店舗は中・小都市に、5 割強の 1,506 店舗が農村地域に配置されていた[62]。

[62] 2013 年度～2017 年度の年次報告書には内訳が開示されていない。

郵政事業本部の預金商品は現在、31 種類ある。内訳は、普通預金(Demand deposits)が 14 商品、定期預金(Time deposits)が 10 商品、積立預金(Installment savings)が 6 商品、その他(Repurchase Agreements)が 1 商品である。2016 年 6 月には、新商品として普通預金に Patriots/Veterans Keeper Account が設立されている。

図表 13: 郵便局の地域別配置図(2012 年末)

（店）	ソウル	キョンイン（京仁）	プサン（釜山）	チュンチョン（忠清）	チョンナム（全南）	キョンプク（慶北）	チョンプク（全北）	カンウォン（江原）	チェジュ（済州）	合計	
										店舗数	構成比
大都市	254	62	163	70	62	87	0	0	0	698	25.2%
中・小都市	0	179	79	68	46	62	64	50	17	565	20.4%
農村地域	0	168	230	295	244	259	165	125	20	1,506	54.4%
合計	254	409	472	433	352	408	229	175	37	2,769	100.0%

(注)“2017, 2016,2015, 2014, 2013 Korea Post Annual Report”にはデータが開示されていない。
(出所)“2012 Korea Post Annual Report”より作成

図表 14: 郵政事業本部の預金商品一覧(2016 年末)

普通預金(14商品)
Ordinary Deposit
Saving Deposit
Deumbbuk Prime Savings
Treasury Deposit
e-postbank Saving
Happiness Keeper Account
Sound Corporation MMDA
Ease of Mind National Pension Account
Smart Savings
Election Cost Management Account
Subcontractor Keeper Account
Dreams Account
Life-long safe Pension Account for Public Officials
Patriots/Veterans Keeper Account

定期預金(10商品)
Time Deposit
Champion Time Deposit
Silver Preferential Time Deposit
Neighborly Love Time Deposit
e-postbank Time Deposit
2040+a Time Deposit
Retirement Time Deposit
Smart Time Deposit
ISA Time Deposit

積立預金(6商品)
Time Installment Deposit
2040+a Free Installment Deposit
Smart Puzzle Installment Deposit
Post Office Fresh Start Installment Deposit
Post Office Dreems Installment Deposit
Post Office e-Point Installment Deposit

その他(1商品)
RP (Repurchase Agreements)

(出所)“2016 Korea Post Annual Report” p.13 より作成

中でも普通預金の口座数が大半を占めており、約 2,000 万口座の構成比は、普通預金 87.2%、積立預金 3.3%、定期預金 7.6%、その他 1.8%となっている(2010 年度のデータによる)[63]。また、2016 年の預金残高は 61.6 兆ウォンに達する。金額ベースの構成比は、普通預金 23.2%、定期預金 69.9%、その他 6.8%となっている[64]。

預金通帳が発行されないインターネットバンキング専用商品の e-POSTBANK 預金

[63] Korea Post “2012 Korea Post Annual Report”
[64] P24 Korea Post “2016 Korea Post Annual Report”

の利用者については、e ポストキャッシュカード、チェックカード、その他提携カードを用いて、郵便局だけでなく、地下鉄の駅などの公的機関にある Han-Net、韓国電子金融などのオンライン接続業者が金融機関と提携する形で運営する共同 ATM 機を通じて、口座からお金を引き出したり、口座を確認したりすることができる。さらに、e ポスト家計チェックアカウントの保有者は、1,500 万ウォンまでの借り入れが可能だ[65]。

郵政事業本部は、不正な郵便貯金口座の根絶に向けた取り組みを進めている。韓国の金融機関で、2014 年に不正な口座として検出された口座の数は 55,315 件にのぼり、前年から 163.1%増加した。その後、郵政事業本部は、不審なカードの発行を遅らせたり、政府からの情報提供を活用するなどして、不正な口座の割合を大幅に低下させている[66]。

図表 15: 郵政事業本部の預金口座数等

	2011	2012	2013	2014	2015	2016	伸び率
総口座数	20,226	20,030	20,077	20,530	20,455	20,560	0.3%
稼働口座数	17,539	17,563	17,774	17,896	17,520	-	
稼働顧客数	12,326	12,396	12,600	12,752	12,686	12,710	0.6%

(注)単位:1,000
(出所)"2015, 2014 Korea Post Annual Report"より作成。2016 年は現地ヒアリングによる。

図表 16: 郵政事業本部における不正な預金口座数

	2014					2015				
	1Q	2Q	3Q	4Q	合計	1Q	2Q	3Q	4Q	合計
事件発生の数	1,962	2,234	1,801	180	6,177	117	92	94	43	346
発生率(%)	0.71	0.95	0.98	0.12	0.73	0.07	0.06	0.07	0.04	0.06

(注)発生率:新規開設口座における不正口座の比率
(出所)"2015 Korea Post Annual Report"より作成 (2016 年にはデータが開示されていない)

(2) 資金運用方法

① 運用/投資対象

郵政事業本部が運営する金融業務は、郵便貯金と郵便保険であり、本部内の郵便貯金基金運用チーム(The Postal Savings Fund Management team)及び郵便保険アセット・マネジメント・チーム(the Postal Insurance Asset Management team)が、それぞれ資金運用を行っている[67]。

郵政事業本部の主要な運用手段は国債であるものの、近年の低成長・低金利のトレンドを背景に、一部、オルタナティブ投資と呼ばれる海外資産などの中リスク投資を始めるなど、投資運用手段の多様化を進めている。例えば、2015 年末に郵便事業本部が運用する資産 108.4 兆ウォンのうち、45.9 兆ウォンが郵便保険部門に、62.5 兆ウォンが郵便貯金部門に運用されていたが、その貯金部門の運用額の 15.3%が海外に投資

[65] 郵政事業本部ウェブサイト https://epostbank.go.kr/ (閲覧日:2018 年 11 月 12 日)
[66] P27 Korea Post "2014 Korea Post Annual Report"
[67] Korea Post Asset management ウェブサイト http://koreapostasset.go.kr/contents/engDpstIntro.jsp (閲覧日:2018 年 11 月 14 日)

された。その割合は 2012 年には 9.1%、2014 年には 12.1%であったことから、徐々に海外の比率が高まっていることがみてとれる。また保険部門についても、2012 年の 14.9%から 2015 年末には 25.2%に比率が高まっている[68]。更に、グローバル資産運用に精通したヘッジファンドマネジャーを雇用するといった取り組みも実施している[69]。

また、報道によると、2016 年にはアマゾンが本社を置くマンハッタンの 12 階建てビルディングに 3,000 億ウォン投資するなど、積極的に不動産投資を行った[70]。

更に、郵政事業本部の保険チームは、独特の投資戦略で収益を上げている Dominus Investment と Lindman Asia Investment を国内私募ファンド委託運用会社として選定し、各社に 300 億ウォンずつ運用を任せると発表している[71]。なお、前者は主に転換社債(CB)、ワラント債、他社株転換債(EB)などへ投資しており、後者は中国関連の投資に強いとされている。

② 資金運用に関する制約

資産運用の制約内容に関しては、Annual Report 等で開示されていない。

(3) 送金・決済業務概要

① 送金業務

郵政事業本部の送金業務について、郵便為替の振出件数及び金額については、図表 17 のとおりである[72]。傾向としては、件数、金額とも全体的に減少傾向にあるが、その中でも慶弔の機会に現金を配達する取扱が件数、金額とも圧倒的なシェアを有していることが特徴的である。一方、国際送金業務については、図表 18 のとおり、振出件数は 2006 年から 2010 年にかけては増加してきているが、国内あて送金は減少してきている。郵政事業本部は海外送金業務のニーズの変化に対応し、ベトナムやフィリピンの金融機関と業務提携し、海外送金業務事業を強化している[73]。

図表 17: 郵便為替

種類	2008		2009		2010		2011		2012		2013	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
通常為替	286	223	268	169	287	162	276	150	249	124	247	103
オンライン為替	306	598	284	579	261	546	234	496	220	493	225	543
慶弔現金配達	1,730	1,030	1,536	955	1,578	1,023	1,537	1,027	1,408	980	1,235	886
贈答カード	6.0	4.0	3.2	2.3	3.6	2.5	2.4	1.7	1.4	0.9	-	-
合計	2,328	1,855	2,091	1,705	2,130	1,734	2,049	1,675	1,878	1,598	1,707	1,532

(単位)件数 1000 件、金額：億ウォン

(出所)“2013 Korea Post Annual Report”より作成

“2016,2015, 2014 Korea Post Annual Report”にはデータが開示されていない。

[68] Korea Herald（Jul 28, 2016）”Korea Post to invest more in foreign, alternative assets”

[69] “2015 Korea Post Annual Report”

[70] Pulse、”Korea’s postal service invest $ 251.8 mn in Amazon NY bldg”(2016 年 6 月 2 日付) http://pulsenews.co.kr/view.php?sc=30800020&year=2016&no=396952

[71] The Korea Herald、“Korea Post chooses Dominus, Lindman Asia to manage PEFs”,(2016 年 7 月 4 日付)、http://www.koreaherald.com/view.php?ud=20160704000929

[72] 2016,2015, 2014 年度の年次報告書では開示されていないため、2013 年末のデータによる。

[73] “Korea to start int'l remittance service with Vietnam”(2012 年 11 月末)、 http://www.vnbusinessreg.com/korea-start-intl-remittance-service-vietnam/

図表 18: 国際送金の状況

種類	2006		2007		2008		2009		2010		2011		2012		2013	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
振出	23	142	43	279	53	356	59	441	62	439	59	509	59	540	56	902
到着	23	290	17	267	19	466	15	350	14	284	14	313	13	290	10	219
合計	46	432	60	546	72	822	74	791	76	723	73	822	72	830	66	1,121

(単位)件数 1000 件、金額：億ウォン

(出所)“ 2013, 2012, 2010 Korea Post Annual Report”より作成。

“2016,2015, 2014 Korea Post Annual Report”にはデータが開示されていない。

2016 年、郵政事業本部は「ポスト・ペイ」と呼ばれる簡易送金・決済サービスを利用できるスマートフォンアプリを提供開始した。これによると、公的証明書がなくても、相手方の携帯電話番号さえあれば、スマートフォンを使って慶弔金などを手軽に送金できる。金融機関の支店から遠く離れている地方に住む人々にとって、ポスト・ペイは、送金・決済を手軽に行うことができるアプリとなっている。また、ポスト・ペイには、ダッチペイ(Dutch pay)と呼ばれる機能がある。これは支払いを行う時に、複数のユーザーが分けて支払う割り勘をしやすくするための機能である[74]。

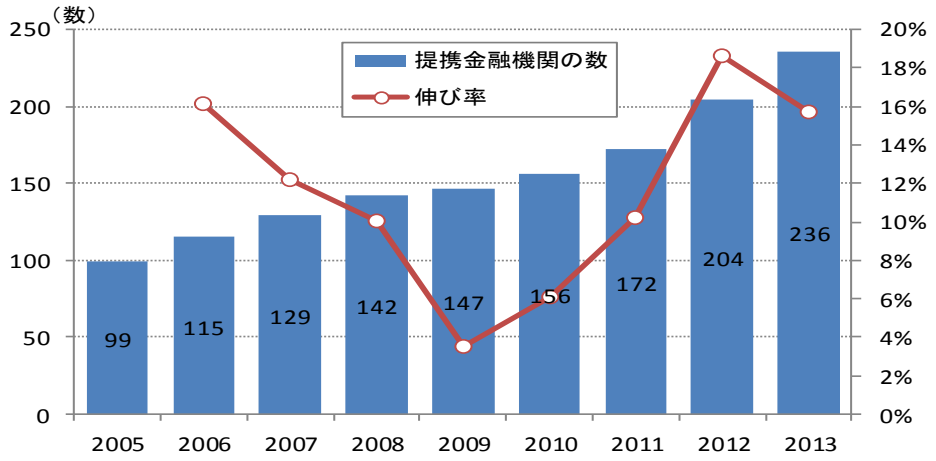
フィンテックサービスが増加し続け「ペイ・ウォー(Pay War)」と呼ばれる時代の中で、郵政事業本部は、政府が運営する金融サービス提供者としてサービスの対象範囲を拡大し、韓国国内の多くの人々に、サービスを提供していく考えである[75]。

② 民間金融機関との提携

郵政事業本部は民間金融機関が提供する預金の受払業務、外貨両替、海外送金、公共料金の支払業務等を受託しており、236 の機関と提携している[76]。2013 年 11 月には、全北銀行(Jeonbuk Bank、ジョンブク銀行)が、地方銀行としては初めて郵政事業本部との間でパートナーシップを結んだ。全国に展開する都市銀行と比べて金融サービスへのアクセスが相対的に限定的である地方銀行の顧客も、金融サービスを享受するスポットとして、郵便局を享受できるようになるため、郵便局が利便性の向上に一役買うことになる。2016 年には、新韓銀行と業務提携を締結し、全国約 2,700 の郵便局窓口で両替業務を開始している。これにより、例えば顧客がインターネットモバイルバンキングで両替を申し込めば、仁川(インチョン)空港と金浦(キンポ)空港の新韓銀行両替所で外貨を受け取ることも可能となっている[77]。

74 P40 KOREA POST “Annual Report 2016”
75 P40 KOREA POST “Annual Report 2016”
76 2016,2015,2014 年度の年次報告書では開示されていないため、2013 年末のデータによる。
77 MBC News（2016/5/22）우정사업본부, 우체국서 내일부터 환전 업무 시작

図表 19: 郵政事業本部と提携している民間金融機関



(注)“2016,2015, 2014 Korea Post Annual Report”にはデータが開示されていない。
(出所)“ 2013, 2012Korea Post Annual Report”より作成

図表 20: 郵便局における提携民間金融機関のサービス活用

	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
提携民間金融機関が提供する金融サービスへのアクセス	3,372	3,058	2,742	2,547	3,038	4,533	4,950
提携クレジットカード発行申し込みの受け付け	1,074	966	921	853	518	37	25
公共料金等の支払い	19,502	19,704	26,374	27,084	27,908	25,403	25,482
株式口座の開設	307	611	768	717	732	635	540
ATMの利用	7,325	7,275	7,448	7,415	7,545	7,185	6,802
オンラインバンキング	1	744	1,254	1,999	3,304	5,638	13,857
全体	31,581	32,358	39,507	40,615	43,045	43,431	51,656

(単位)1,000 件
(出所)“ 2013, 2012, 2011　Korea Post Annual Report”より作成
“2016,2015, 2014 Korea Post Annual Report”にはデータが開示されていない。

(4) 国際業務概要

郵政事業本部が展開している国際送金業務については、第 3 章(4)「送金・決済業務概要」を参照。

4. 会計基準と財務諸表

2016 年における郵政事業本部の郵便貯金部門は、総資産が 69.2 兆ウォンである。2016 年は前年比＋2.3%であったが、2017 年は同＋1.7%となっており、伸びがやや鈍化している。また預金についても改善の傾向がみられる。

一方、経常収益は過去 3 年間でみると年率 1.5%減と減少し、経常費用の減少率は年率 4.4%減と減少したため、経常利益は年率 31.6%増の 2,635 億ウォンとなった。また、純利益は 1,502 億ウォンで、年率 12.1%と増加している。

郵便貯金部門の貸借対照表及び損益計算書は次の通り。

図表 21: 郵便貯金の貸借対照表

	2014 金額	2015 金額	2016 金額
Assets			
Ⅰ. Cash	265,063	214,643	238,696
1. Cash and cashable assets	11,696	12,615	7,767
2. Due from banks	253,368	202,027	230,929
Ⅱ. Financial assets designated at fair value through profir and loss analysis	4,993	5,466	3,956
Ⅲ. Marketable securities	341,393	390,281	411,778
1. Securities held for trading	12,524	12,881	15,976
2. Available-for-sale securities	175,097	190,266	186,309
3. Held-to-maturity securities	153,771	187,134	209,493
Ⅳ. Loans	10,165	4,068	3,892
1. Overdraft for for checks	4,226	4,125	3,948
2. Other loans	6,000	-	-
Loan loss provision	-61	-57	-56
Ⅴ. Tangible assets	14,449	10,905	10,469
Ⅵ. Other assets	28,491	30,691	23,446
1. Guarantee deposits	91	88	86
2. Receivables	10	12	10
3. Accrued income	6,503	4,315	3,840
4. Prepaid expenses	44	633	784
5. Derivative assets	639	387	16
6. Intangible	62	96	58
7. Domestic exchange settlement debits	5,756	8,773	6,778
8. Miscellaneous types of other assets	15,387	16,388	11,875
Total assets	664,554	656,054	692,238
Liabilities	0	0	0
Ⅰ. Depository liabilities	582,871	571,032	607,682
1. Deposits in KRW	582,381	570,732	607,396
A. Demand deposits	10,953	11,881	12,716
B. Deposit with time limit	571,429	558,850	594,679
2. Postal capital503489300	489	300	287
Ⅱ. Debt liabilities	12,231	12,474	12,195
1.Bonds sold under repurchase agreement	12,231	12,474	12,195
Ⅲ. Other liabilities	22,150	23,878	21,261
1. Derivative liabilities	1,957	3,700	5,178
2. Agency	1,318	1,309	1,393
3. Domestic exchange settlements credits	4,181	4,447	5,456
4. Accounts for agency business	799	723	336
5. Miscellaneous types of other liabilities	13,895	13,699	8,897
Total liabilities	617,253	607,384	641,138
Net assets	0	0	0
Ⅰ. Internal net assets	-	-	-
Ⅱ. Reserves and retained earnings	22,152	22,949	23,701
1. Free reserves	19,292	19,648	20,370
2. Surplus from contributed fascilities	408	572	572
3. Other retained earnings	1,218	1,218	1,218
4. Unapproriated retained earnings	1,233	1,510	1,540
Ⅲ. Adjustment to net assets	25,150	25,720	27,399
1. Revaluation gains on tangible assets	7,096	4,227	4,327
2. Profits and losses on valuation of available-for-sale securities	18,001	21,498	23,083
3. Profit and losses on valuaation of derivatives	53	-5	-11
Total net assets	47,302	48,669	51,099
Total liabilities and net assets	664,554	656,054	692,238

(注)金額の単位:億ウォン

(出所)“2016 Korea Post Annual Report” p.70-71, “2015 Korea Post Annual Report” p.64-65 より作成。

図表 22: 郵便貯金の損益計算書

Account	2014 金額	2015 金額	2016 金額	CAGR
Ⅰ. Operating Revenues	24,711	24,702	23,984	-1.5%
1. Interest Revenues	16,708	15,382	13,759	-9.3%
2. Gasins on valuation and disposition of financial assetsdesignated at fair value through profit and loss analysis	221	122	122	-25.8%
3. Gains on valuation and disposition of securities	2,372	2,507	1,606	-17.7%
4. Gains on valuations and disposition of loans	3	2	1	-35.0%
5. Gains on foreign exchang	3,209	5,276	4,143	13.6%
6. Commission income	787	844	862	4.6%
7. Stock dividends	167	167	167	0.0%
8. Other operating income	1,244	402	3,324	63.4%
Ⅱ. Operating expenses	23,190	22,724	21,349	-4.1%
1. Interest expenses	13,327	11,058	8,667	-19.4%
2. Losses on valuation and disposition of financial assetsdesignated at fair value through profit and loss analysis	41	113	50	10.8%
3. Losses on valuation and disposition of securities	344	601	182	-27.2%
4. Losses on foreign exchange	998	221	772	-12.1%
5. Commission expenses	548	663	663	10.0%
6. Sales and administrative expenses	4,760	4,510	4,628	-1.4%
7. Other operating expenses	3,172	5,557	6,386	41.9%
Ⅲ. Operating income	1,521	1,979	2,635	31.6%
Ⅳ. Non-operating income	280	142	145	-28.0%
1. Rental income	54	55	119	48.5%
2. Gains on disposition of tangible assets	30	14	2	-73.9%
3. Other non-operating income	196	73	24	-64.9%
Ⅴ. Non-operating expenses	606	648	1,278	45.2%
1. Losses on disposition of tangible/intangible assets	12	24	6	-28.6%
2. Other non-operating expenses	594	624	1,272	46.4%
Ⅵ. Net income	1,195	1,473	1,502	12.1%

(注)金額の単位:億ウォン

(出所)“2016 Korea Post Annual Report” p.72
“2015 Korea Post Annual Report” p.66
“2014 Korea Post Annual Report” p.68
“2013 Korea Post Annual Report” p.72 より作成

第 4 章　金融セクターにおけるリテール金融機関の特徴

1.　リテール金融機関の特徴・位置づけ

(1)　総資産、預金残高とシェア

韓国における主要なリテール金融機関としては、郵政事業本部(Korea Post)の郵貯事業、国内銀行、農業・漁業・林業協同組合（協同組合）、信用組合、相互貯蓄銀行等が挙げられる[78]。業態ごとの総資産、預金残高とリテール金融機関全体に占めるシェアは次のとおりである。

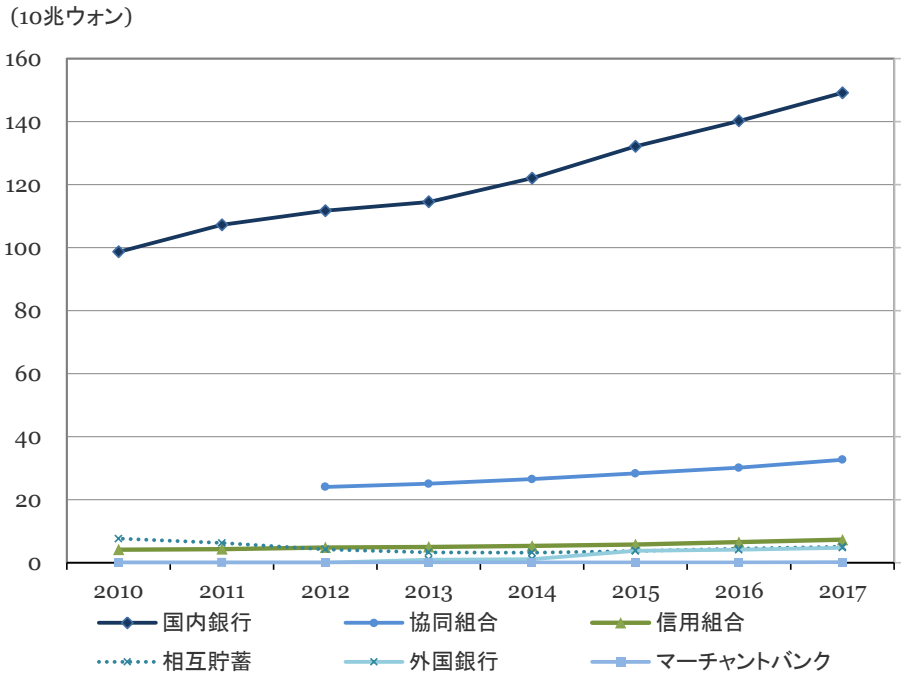
郵政事業本部郵貯事業の総資産は 70.6 兆ウォンであり[79]、リテール金融機関の総資産[80](3,183.4 兆ウォン)の 2.2%に相当する(2017 年 12 月末)。これに対し、都市銀行、地方銀行と専門銀行を合わせた国内銀行が保有する総資産は 2,362.0 兆ウォンであり、リテール金融機関の総資産の 74.2%と大半を占めている。協同組合は単体では小規模であるものの、全国に 1,283 存在することから、その合計の総資産は 364.2 兆ウォン、リテール金融機関の総資産に占め割合は 11.4%と比較的大きい。信用組合は総資産 81.9 兆ウォン（リテール金融機関総資産の 2.6%）、相互貯蓄銀行は総資産 59.7 兆ウォン（同 1.9%）とプレゼンスは小さい。

預金残高については、郵便貯金の残高は 63.2 兆ウォンであり[81]、リテール金融機関の預金残高 2,006.2 兆ウォン[82]の 3.2%となっている(2017 年 12 月末)。国内銀行の預金残高は 1,491.3 兆ウォンで、リテール金融機関の預金残高の 74.3%を占める。協同組合の預金残高は 327.3 兆ウォン（リテール金融機関の預金残高の 16.3%）、信用組合の預金残高は 73.3 兆ウォン（同 3.7%）、相互貯蓄銀行の預金残高は 51.2 兆ウォン（同 2.5%）である。リテール金融機関の預金残高は国内銀行を除くと、伸びが鈍化している。

---

78 韓国銀行(BOK)ウェブサイト、https://www.bok.or.kr/eng/main/contents.do?menuNo=400045　（閲覧日：2018 年 11 月 13 日）
79 P43 Korea Post “Annual Report 2017”
80 リテール金融機関の総資産額(3,112.8 兆ウォン)に郵貯事業の総資産額(70.6 兆ウォン)を合わせた金額。
81 P10 Korea Post “Annual Report 2017”
82 リテール金融機関の預金残高(1943.0 兆ウォン)に郵貯事業の預金残高(63.2 兆ウォン)を合わせた金額。

図表 23: 預金残高の推移(2010 年-2017 年)

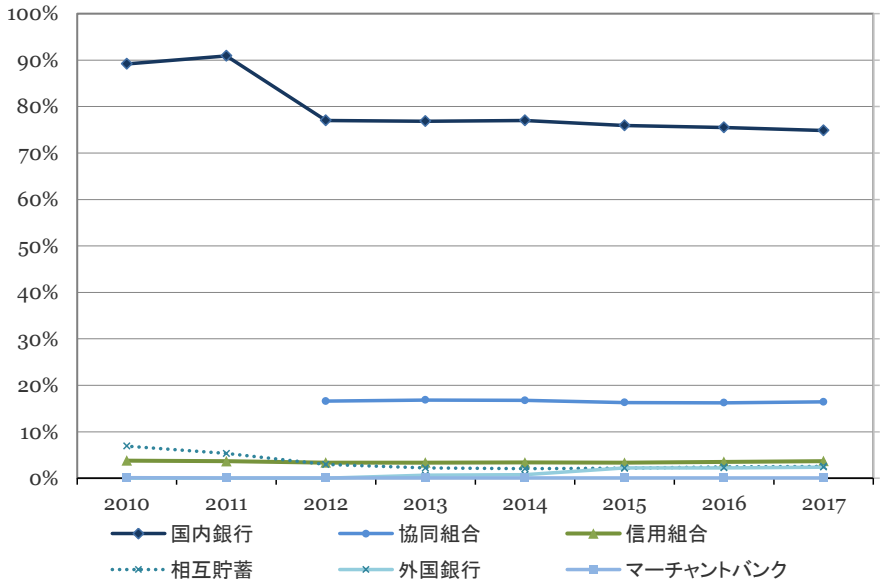


(注 1)各年末
(注 2)協同組合は、2011 年以前のデータは開示されていない。
(出所)FSS Financial Statistics Information System より作成(2018 年 10 月 22 日閲覧)

(2) 預金等の受入れ(商品、預金残高)

韓国における金融機関の預金残高の金融機関別構成比は下記の通りである。協同組合がデータに加わった 2012 年以降でみると、国内銀行に預入されている預金が金融業界全体の 70%超で推移しているものの、やや低下傾向にある(2017 年末で 74.9%)。

図表 27: 預金残高構成比の推移(2011 年～2016 年)



(注 1)データは各年末
(注 2)協同組合は、2011 年以前のデータは開示されていない。
(出所)FSS Financial Statistics Information System より作成(2018 年 10 月 22 日閲覧)

(3) 資金の貸付等(商品、預金残高)

国内銀行、外国銀行支店、相互貯蓄銀行、信用組合、協同組合、クレジット専門金融会社、保険会社、証券会社、マーチャント・バンクによる貸出残高は、2,487 兆ウォンであり、そのうち国内銀行が 71%を占めている(2017 年 12 月末)。

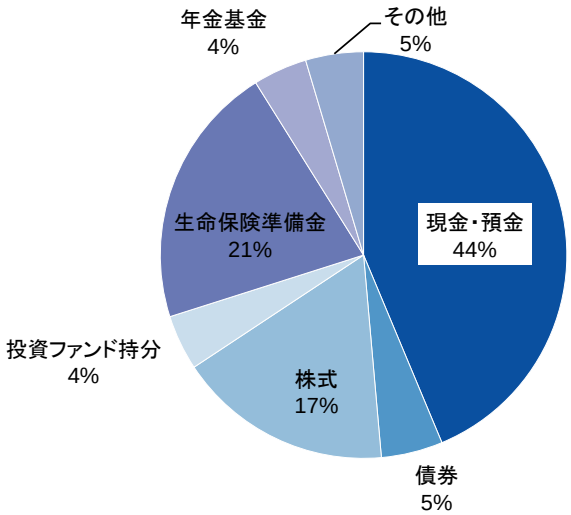
なお、韓国では、中小企業に対するファイナンスを促進するいくつかの政策が実施されている。例えば、韓国政策金融公社（KFC）等の公的機関が銀行に資金を貸し付けし、銀行はその資金を使って中小企業への貸し付けを実施するという制度がある。また、貸し手のリスクを減らすために、中小企業に貸し付けを行う銀行に対する公的な信用保証を実施することもある。さらに、韓国銀行は、Bank-Intermediated Lending Support Facility という制度を用意しており、銀行は一定の条件を満たせば優遇利子率で資金を借り入れ、それを貸し付けの原資とすることができる[83]。

主な金融機関の要注意債権(substandard and below loans)の割合をみると、相互貯蓄銀行が 5.1%と比較的高くなっている(2017 年 12 月末)。

2. 家計の金融資産、負債の動向

OECD のデータによると、2016 年の金融資産の構成比は預金現金が最大で 44%、生命保険準備金が 21%、株式が 17%となっている[84]。金融資産への考え方として、確実性に重点を置き現金・預金の構成比が 51.5%と高い日本と類似性が高い。

図表 24: 家計の金融資産構成比（2016 年）



(出所)OECD , Household financial assets. (閲覧日：2018 年 11 月 13 日)

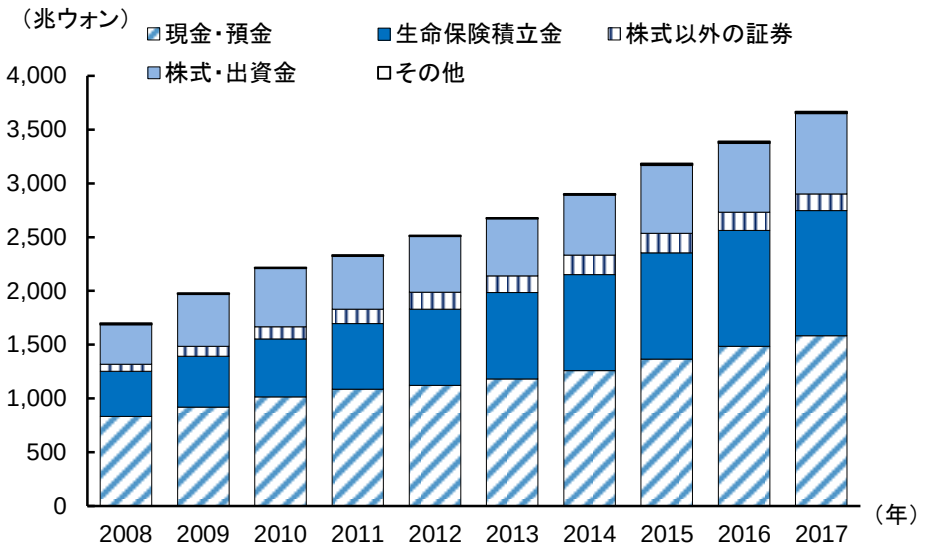
過去 10 年間の韓国の家計及び対家計民間非営利団体部門金融資産の保有残高の推

[83] P9-10 OECD Economics Department Working Papers No. 1162（Sep.16, 2014） “Promoting the Financing of SMEs and Start-ups in Korea”
[84] OECD , Household financial assets. (閲覧日：2018 年 11 月 13 日)

移をみると、年々増加基調にあり、直近 2017 年末の残高は 3,668 兆ウォンである。ただし、構成比率には大きな変化はなく、現金・預金の比率が最も多く、次いで生命保険準備金の比率が高い。

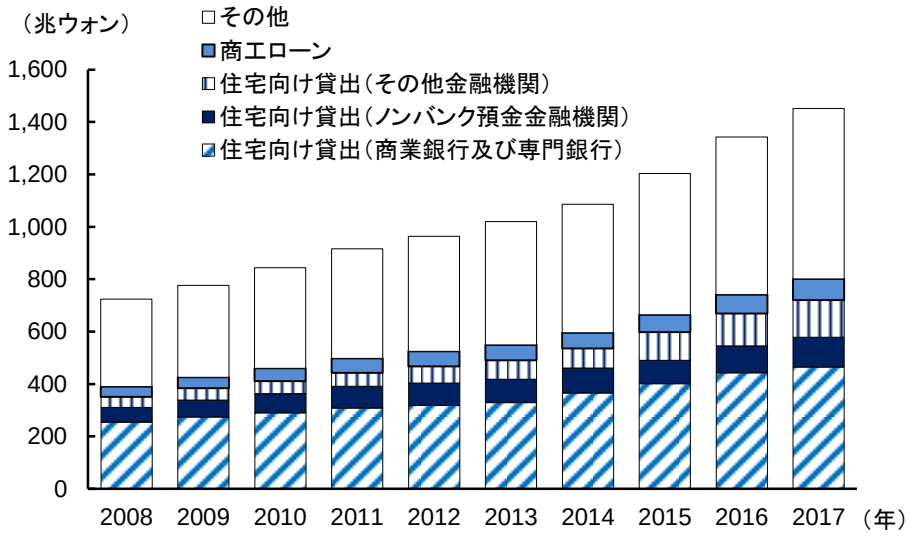
次に、2017 年 12 月の家計に対する商業銀行等金融機関からの信用供与額を見ると、総額 1,451 兆ウォンのうち、住宅向け貸出が 720 兆ウォンとなり全体の約 50%で、実に家計向けの信用供与額のうち半分が住宅向けである。

図表 25: 家計及び対家計民間非営利団体部門金融資産の保有残高構成



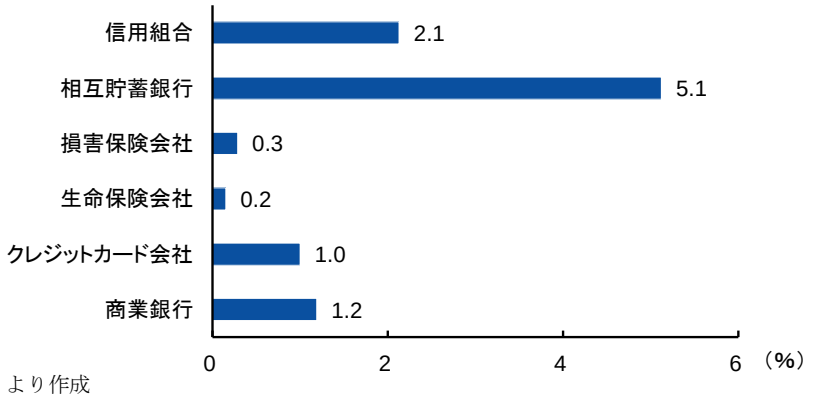
（出所）BOK（CEIC）より、みずほ総合研究所作成

図表 26: 韓国の家計に対する信用供与額の推移（内訳）



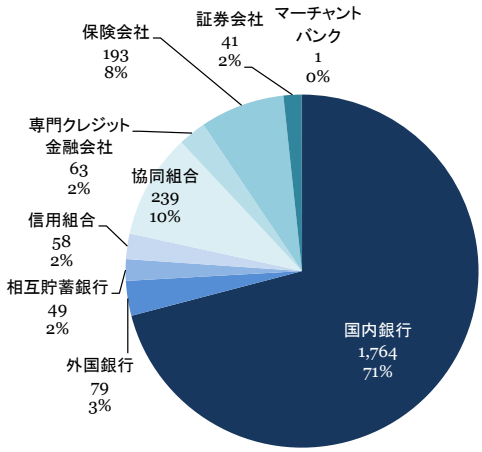
（出所）BOK（CEIC）により、みずほ総合研究所作成

図表 28：主要機関の要注意債権比率（2017 年 12 月末）



(出所)CEIC（FSS）より作成

図表 29：貸出残高(2017 年 12 月末)



(注)　単位は兆ウォン。総額は 2,487 兆ウォン
(出所) FSS Financial Statistics Information System より作成(2018 年 10 月 23 日閲覧)より作成

第 5 章　最近の金融動向と今後の展望

1.　最近の金融動向

(1)　マイクロファイナンスなどソーシャルファイナンスの現況等

韓国政府はマイクロファイナンスに対する関心が高く、民間金融機関と協同で低所得層向け融資に積極的に取り組んでいる。

2009 年 12 月に韓国政府は、低所得層向けに低金利(2.0～4.5%)で資金を貸し出すマイクロレンディング機関としてスマイル・マイクロクレジット銀行(Smile Microcredit Bank)を設立した。同行の貸出業務は民間金融機関が行い、政府は貸出資金を部分的に補助する(貸出金利は各金融機関が個別に設定するため、政府による貸出資金の補助は金融機関によって異なる)[85] [86]。

[85] Microcapital.org ウェブサイト、2010 年 8 月、“South Korean Government Launches Sunshine Microfinance Loan Program under Smile Microcredit Bank for Low-income Households”、

2009 年の発足以来、同行の利用者数は増加している。2009 年の発足から 2011 年 12 月までに 36,445 人に、2,000 億ウォン以上を貸し出している(一人当たり約 40 万円)[87]。

一方、近年は金融機関のマイクロファイナンス事業での東南アジアへの進出が相次いでいる。例えば、2015 年 7 月にはウリ銀行がカンボジアのマイクロファイナンス機関 Malis Finance を買収[88]。同年 9 月にはミャンマー政府よりマイクロファイナンス企業設立の認可を取得し[89]、ウリ・ファイナンス・ミャンマーを設立。また、同年 8 月にはハナ銀行がミャンマーにハナマイクロファイナンスを設立している[90]。2016 年 3 月には IBK キャピタルがミャンマーでマイクロファイナンス事業のライセンスを申請。同年 12 月に NH 農協金融傘下の NH 農協銀行は、12 月に同行初の海外法人として「農協ファイナンスミャンマー」を開設した。ヤンゴンを拠点に、小口資金を融資して貧困層に農業や商業などの事業を支援するマイクロファイナンス事業を行う。将来的に銀行業への進出も視野に入れている[91]。

アジア通貨危機以降、庶民金融市場を担当する関係金融機関の機能が弱まり、庶民金融問題が社会問題に拡大した。これに対し、政府は政策金融商品を通じ庶民対象の住居および生活安定、創業、学資などの目的資金を低金利で提供するようになる。

韓国のマイクロファイナンスは 2000 年代初めの少額金融機関から始まり、現在の政府主導の「微笑金融」に拡大改編された。その後、2008 年の金融危機には庶民金融市場の空白など市場の失敗によって政府主導の政策庶民金融制が導入された。

庶民金融振興院の前身は微笑金融であり、2016 年 9 月 23 日に施行された「庶民の金融生活支援に関する法律」により、「庶民金融振興院」が始動した。目的は、庶民の金融生活を支援することにより、庶民生活の安定と経済社会の均衡のある発展に貢献することである。「庶民」の明確な定義はないが、政策支援として個人信用等級で 6 等級以下或いは年収 4,500 万ウォン以下の人が対象となっている。一般的に「第一金融圏」からの貸出を受けられない信用評価が低い個人が対象となる。

---

http://www.microcapital.org/microcapital-brief-south-korean-government-launches-sunshine-microfinance-loan-program-under-smile-microcredit-bank-for-low-income-households/ (閲覧日：2018 年 11 月 14 日)

[86] Chan Woo Jeong、2011 年 3 月、「Community Finance in Korea: Policy Directions」

[87] Korea Times（2011 年 12 月）”Smile microcredit gains presence”

[88] The Korea Herald, “Woori to buy Cambodian microfinance institution” (2014 年 6 月 19 日),

[89] The Korea Times(2015-11-13) “Woori seeks expansion in emerging Asia ”

[90] Myanmar Business Today, “S Korea’s Hana Bank Lauches Myanmar Microfinance Unit” (2014 年 8 月 8 日)、

[91] NNA「NH 農協銀、ミャンマーに初の海外法人設立」(2016 年 12 月)

図表 30:政府からの資金支援による韓国 4 大政策による庶民金融商品例

	微笑金融	日差し ローン	新希望 ローン(ホルシ)	転換 ドリームローン
対象	6-10 等級	6-10 等級 年所得 3 千万ウォン以下	6-10 等級 年所得 3 千万ウォン以下	6-10 等級 年所得 3 千万ウォン以下
取扱 機関	庶民金融 振興院 ('16.09 設立)	相互貯蓄銀行 銀行	銀行	銀行 (幸福基金保証)
備考	微笑金融財団→ 振興院に移転	2015 年末終了予 定を 5 年間延長	金融当局と銀行 の連合商品	高金利貸出を一 般会社の低金利 に転換
資金 支援	年 0.5 兆ウォン → 0.6 兆ウォン 拡大予定	年 2.5 兆ウォン → 3.0 兆ウォン 拡大予定	年間 2.5 兆ウォン → 3.0 兆ウォン 拡大予定	年間 0.2 兆ウォン → 0.4 兆ウォン 拡大予定
供給額	(2012 年) 3.6 兆ウォン→ (2016 年) 5.2 兆ウォン→ (2017 年) 7 兆ウォン<目標>			

(出所)金融委員会(FSC)、Korea Post 提供(2017 年 11 月時点)

なお、Korea Post も郵便貯金による庶民・低所得層支援を行っている。基礎生活保護対象者、障害者、子どもだけの家庭など社会的脆弱階層のための多様な金融商品およびサービス提供している。例えば、社会的脆弱階層に資金提供するための公益型特別利子支給および各種金融手数料免除支援等がある。

その他、農漁村および島嶼地域等の不便な地域に居住する人々にも充分な金融サービスが行きわたるよう、Korea Post のネットワークを民間金融機関に開放し、収益性が低い農漁村および島嶼地域住民に都市水準と同等の金融サービスを提供している[92]。

(2) 国内銀行を始めとした韓国金融機関の収益多様化を後押しする規制改革案

金融委員会(FSC)は、2014 年 7 月、韓国の国内金融機関が新たな事業機会や成長促進となる分野を創り出すことを可能とする金融規制改革案を公表した[93]。背景には、グローバル金融危機が発生した後、韓国金融機関が、新たな利益モデルの追求が困難な状況に直面しているうえ、金融セクターに対する公衆の信頼を回復出来ていない状況がある。

主な規制改革案の中には、①国内金融機関が韓国の法律の下で国内で実施することが許可されていない業務であっても、進出先の海外の国の法律が容認するのであれば、海外で当該業務を実施することを許可すること、②保険会社や証券会社が海外の銀行を保有することを認めること、などが盛り込まれている。

韓国金融機関の今後の成長戦略として新興国でのリテール金融にも目が向けられている。政府は国内の金融機関に、海外の大手金融機関に匹敵する資産規模、商品ポー

92 現地ヒアリング調査による(2017 年 11 月)
93 Financial Services Commission, "FSC announced its Plan for Financial Regulatory Reform"(2014 年 7 月 20 日)

トフォリオ、金融商品のノウハウを蓄積させ、より強固な態勢で海外事業を展開させたいと考えている[94] [95]。

(3) 不動産市況と相互貯蓄銀行の動向

大手銀行の海外展開とは裏腹に、相互貯蓄銀行を筆頭に国内の中小規模の銀行は苦戦を強いられている。リーマンショック後の景気減速に伴い、2000 年頃から続いた不動産開発ブームが終息した。同時に、建設会社の業績が悪化し、不動産開発ブームに便乗して不動産向け貸付事業を拡大した相互貯蓄銀行では、不良債権の増加により経営が急速に悪化した。結果的に、相互貯蓄銀行に対する不信が広まり、相互貯蓄銀行への取付け騒ぎが相次ぎ、2011 年 9 月には 7 行の相互貯蓄銀行が、自己資本比率が 1%を下回っていた点などを理由に、金融委員会によって 6 カ月の営業停止処分を受けた[96]。

このような事態によって社会的信用が大きく損なわれた相互貯蓄銀行であるが、最近は合併・買収などの淘汰が進み、徐々に信用が回復しつつある。業績については、リーマンショック以降悪化していたが、2015 年は 7 年振りに黒字転換した。韓国には若い世代が多く、住宅への一定の需要が見込まれている。なお、住宅価格は上昇しているものの、中長期的には政府のコントロールにより現実的な価格に収まると思われ、今後は相互貯蓄銀行に対する信用も安定すると思われる[97]。

(4) バーゼルⅢの導入状況

郵政事業本部は 2007 年以降毎年、郵便貯金業務の自己資本比率を算出・管理し、金融委員会（FSC）に報告している。FSC は、2013 年 8 月 1 日に、10 社ある銀行持株会社に対し、2013 年 12 月からバーゼルⅢを導入すると発表した。韓国では、当初 2013 年 1 月からバーゼルⅢへの移行を考えていたが他国の導入状況を見る必要があるとして延期されたものである。バーゼルⅢの段階的導入予定は、図表 31 の通り。なお、アジア諸国については、シンガポール、中国、インド等において既に導入済みであり、日本は、国際業務を行う預金取扱金融機関に対し、2013 年 3 月からすでに導入している[98]。

2016 年末における郵便貯金事業の自己資本比率は 8.00%となっている。金融監督院(FSS)の規定する 8%と同レベルにある。ただし、米国の連邦預金保険公社（FDIC）が「自己資本が充実している（Well capitalized）」と判断するための自己資本比率（10%以上）は満たしていない[99]。

---

94 同上
95 FSS, “FSS Handbook 2011”(2011 年 8 月)
96 Reuters（Nov 17, 2011） “South Korea suspends 7 more ailing savings banks”
97 現地ヒアリング調査による(2017 年 11 月)
98 FSC プレスリリース（May 30, 2013）” BASEL III CAPITAL REGULATIONS TO BE IMPLEMENTED FROM DECEMBER, 2013”
99 セントルイス連銀ウェブサイト
https://www.stlouisfed.org/publications/central-banker/fall-2008/prompt-corrective-action-what-does-it-mean-for-a-banks-liquidity （閲覧日：2018 年 11 月 26 日）

図表 31: バーゼルⅢの段階的導入

	2016	2017	2018	2019
普通株式等Tier(CET-1)比率	4.50%	4.50%	4.50%	4.50%
資本保全バッファー	0.625%	1.25%	1.875%	2.50%
CET-1＋資本保全バッファー	5.125%	5.75%	6.375%	7.00%
Tier-1比率	6.00%	6.00%	6.00%	6.00%
自己資本比率	8.00%	8.00%	8.00%	8.00%
自己資本＋資本保全バッファー	8.625%	9.25%	9.875%	10.50%
流動性カバレッジ比率(国内商業銀行)		90%		
流動性カバレッジ比率(外国銀行支店)		40%	50%	60%
流動性カバレッジ比率(輸出入銀行を除く専門銀行)		80%	90%	100%

(注 1)普通株式等 Tier1 比率: 普通株式や内部留保をリスク資産で除した比率

(注 2)資本保全バッファー: ストレス時に取り崩し可能なバッファー

(出所)“FSS 2016　Handbook”より作成

図表 32:郵便貯金の自己資本比率

	2014	2015	2016	増加率
自己資本	55,983	56,835	51,081	-0.1%
リスク加重資産(RWA)	431,919	436,419	352,889	-0.2%
自己資本比率	12.96%	13.02%	14.47%	1.4%

(注)単位:億ウォン

(出所)“2016, 2015 Korea Post Annual Report”より作成

図表 33:地方銀行と郵政事業本部との自己資本比率の比較

	2011	2012	2013	2014	2015	2016
地方銀行	13.96	14.30	14.53	14.00	13.90	14.92
郵政事業本部	10.76	9.78	11.84	12.96	13.02	14.47

(注)単位:%

(出所)“ 2016, 2015, 2014 Korea Post Annual Report”より作成

また、金融委員会により、バーゼルⅢ規制に絡み、2015 年 1 月 1 日から、流動性カバレッジ比率(liquidity coverage ratio, LCR)規制が導入された[100]。バーゼルⅢ下では流動性カバレッジ比率が 60%以上となることが求められているが、韓国の国内銀行における現行の流動性比率に鑑み、商業銀行には 80%以上の流動性カバレッジ比率が適用されることとなった。金融委員会が商業銀行に求める流動性カバレッジ比率は、毎年引き上げられ、2019 年には 100%以上となる。また、専門銀行には 60%以上、外国銀

[100] Financial Services Commission, “Revision to “Regulation on Supervision of Banking Business”,2014 年 12 月 24 日、Financial Services Commission, “INTRODUCTION OF LIQUIDITY COVERAGE RATIO(LCR) UNDER BASEL III” ,2014 年 8 月 26 日。なお、LCR とは、質の高い流動性資産ストックを、30 日間のストレス期間での純資金流出額で除すことによって計算される。

行国内支店には 20%以上の流動性カバレッジ比率がそれぞれ適用されることになる。

2. 最近のリテール決済の動向

(1) キャッシュレス化の状況

韓国ではキャッシュレス化が進んでおり、少額の支払にもクレジットカードやデビットカードが利用されている。その背景には、企業や個人の経済活動を把握するために、政府がこれらのカード決済を推奨したことが挙げられる。具体的には、韓国政府が、1999 年にクレジットカード決済の金額に応じた所得控除、またクレジットカード決済の領収書による福引き制度を導入したほか、クレジットカード未加盟店への加盟促進（未加盟店への税務調査強化）等を内容としたクレジットカードの利用奨励策を導入した[101]。基本的に、小売店はカード対応を求められており、小規模な店舗やタクシーにもカード決済の端末が備え付けられている[102]。実際に、国際決済銀行（BIS）のレポートによると、2016 年時点で韓国における 1 人あたりクレジットカードの使用回数は 300 回以上であり、オーストラリア、米国、スウェーデンなど他の先進国よりも使用回数が多い[103]。また、世界銀行の Global Findex によると、クレジットカードの保有比率（2017 年時点）は、15 歳以上の成人人口対比 64%で、日本の同 68%と並んで高い割合となっている。

また 2016 年 5 月、韓国銀行は「Payment System Policy Roadmap – Vision 2020」を発表、決済システムの向上と安全性・効率性を確保するためのロードマップを提示した。ロードマップでは、第一に決済インフラの向上、第二に決済サービスにおけるイノベーションの推進、第三に中央銀行の機能強化が 3 つの戦略的目標として掲げられている。特に第二の目標では、決済サービスの利便性・安全性の向上や、デジタル通貨や分散台帳技術など新しい決済システムへの対応などが、2020 年までに実施すべき課題として掲げられている。

さらに、一部の日系企業は、韓国におけるキャッシュレス化の動きをビジネスチャンスととらえて参入している。例えば、2015 年 12 月に、JCB がクレジットカード大手の Hana Card や BC カードと覚書を交わし、韓国で IC チップ付きクレジットカードでの決済業務の協力に向けて動き始めている[104]。

こうした中で、個人情報流出などの事故も発生している。2014 年には、計 2,000 万人分の個人情報が大手クレジットカード会社（KB 国民カード、NH 農協カード、ロッテカード）から流出した[105]。

(2) フィンテック(IT を活用した金融サービス)[106]の動向

近年韓国の金融セクターでは、情報技術(IT)を金融と組み合わせた「フィンテック」を導入・活用する動きが急速に広がりつつある。金融機関の間ではフィンテックを通じた収益改善や業務効率化など、新しいビジネスチャンスの開拓に注力する動きが見られる。初期には既存フィンテック企業との提携のレベルであったが、次第に技術開

[101] P39 金融調査研究会（2018 年 3 月）「キャッシュレス社会の進展と金融制度のあり方」
[102] 現地ヒアリング調査による。(2017 年 11 月)
[103] P70 BIS Quarterly Review, March 2018 “Payments are a-changin’ but cash still rules”
[104] NNA Asia（2015 年 12 月 10 日）「ＪＣＢ、ハナカードとモバイル決済でＭＯＵ」
[105] Korea Herald（Feb 10, 2014）”KB, NH, Lotte card firms to see 40% fall in profits”
[106] 金融(Finance)と技術(Technology)を組み合わせた造語。

発への関心も高まり、独自サービスの開発にも取り組むようになった。

フィンテックの導入・活用の動きの背景には、金融当局がフィンテック産業育成に向けて従来の金融規制の枠組みの見直しを進めてきたことがある。具体的には、2015年1月、FSCは、「活動的で創造力に富むイノベーティブな経済を実現するための政策イニシアティブ」を発表し、そのイニシアティブの1つとして、インターネット専業銀行の設立や規制緩和による金融とITの融合支援計画を発表した[107]。同年7月、FSC金融改革イニシアティブの進捗状況について発表し、フィンテックセンターの設立などが確認された[108]。さらに2016年1月にフィンテック産業の促進が成長の牽引役であるとする金融政策計画を発表している[109]。さらに2018年3月に、FSCは「"Innovation Development Strategy」を発表し、非対面型取引、ブロックチェーン等新技術の導入に対する支援や規制緩和等の実施を掲げている[110]

2018年12月7日に「金融イノベーション支援法案」が国会を通過し、フィンテックにおけるイノベーションを促進するために規制を一時的に停止・緩和するレギュラトリー・サンドボックス導入の法的基盤が整った。同法は2019年3月に施行され、FSCの下に設置される審査委員会から「革新的サービスプロバイダー」と認定されたフィンテック企業は、最長2年間は規制を免除される形で自社が開発したサービスの試験運用を行うことが認められる。ただし、消費者利益の保護と金融安定の維持の観点から、「革新的サービスプロバイダー」の認定を申請する企業には、自社サービスの革新性と共に、消費者保護、リスク管理のための措置を講じることが求められる[111]。

このような政府の支援のもと、商業銀行がIT企業と提携して技術導入を図ったり、異業種がフィンテックを活用して金融セクターに参入する動きが広がるなど、韓国金融セクターの構図は変わりつつある。

前者の例としては、ウリ銀行は国内のフィンテック関連企業と提携し、クラウドファンディングの技術を積極的に取り入れている[112]。また、新韓銀行は、フィンテック関連のスタートアップ企業7社に20億ウォンを投資することを発表している[113]。直近では、2018年11月にハナ銀行と国民銀行が、韓国最大手の通信会社SKテレコムと共同でAIを活用した金融サービスを提供することについて合意したとする覚書(MOU)に署名したと発表した[114]。SKテレコムは2016年にAIスピーカーのNUGU、2017年には携帯できるAIスピーカーのNUGU miniを発売しており[115]、このAIスピーカーを通じて、顧客のカードの限度額や支払い期日に関する問い合わせに答えるなどのサービスを提供することが可能となる。

また、後者の例としては、流通大手のロッテグループが、「L.pay」と呼ばれるモバイル端末を用いた簡易決済サービスを導入した[116]。また、ロッテと富士通が共同して、「Hand Pay」と呼ばれる生体認証システムを導入した。このシステムより、事前に登

[107] FSCプレスリリース(January 15, 2015)"POLICY INITIATIVES FOR 2015 A'DYNAMIC AND INNOVATIVE ECONOMY'"
[108] FSCプレスリリース(July 1, 2015)"MAJOR PROGRESS IN FINANCIAL REFORM INITIATIVE"
[109] FSCプレスリリース(January 18, 2016)"2016 FINANCIAL POLICY FOCUS # 2"
[110] Crowdfund Insider(March 20, 2018)"South Korea Pursues New Fintech Innovation Development Strategy"
[111] FSCプレスリリース(December 10, 2018)"FINANCIAL INNOVATION SUPPORT ACT PASSED IN THE NATIONAL ASSEMBLY"
[112] Korea Herald(Mar 10, 2016)"Woori Bank to invest W2b in national crowdfunding program"
[113] Fintech Asia(January 12, 2016)"Shinhan Financial Group regularizes investment on Fintech"
[114] Korea IT Times(November 15, 2018)"SK Telecom to develop AI financial services with Hana and KB Card"
[115] Korea Herald(Aug 8, 2017)"SKT launches first Korean-based portable AI speaker"
[116] Business Korea(March 15, 2017)"'L.pay' Offers Simple Payment Service with Frequency"

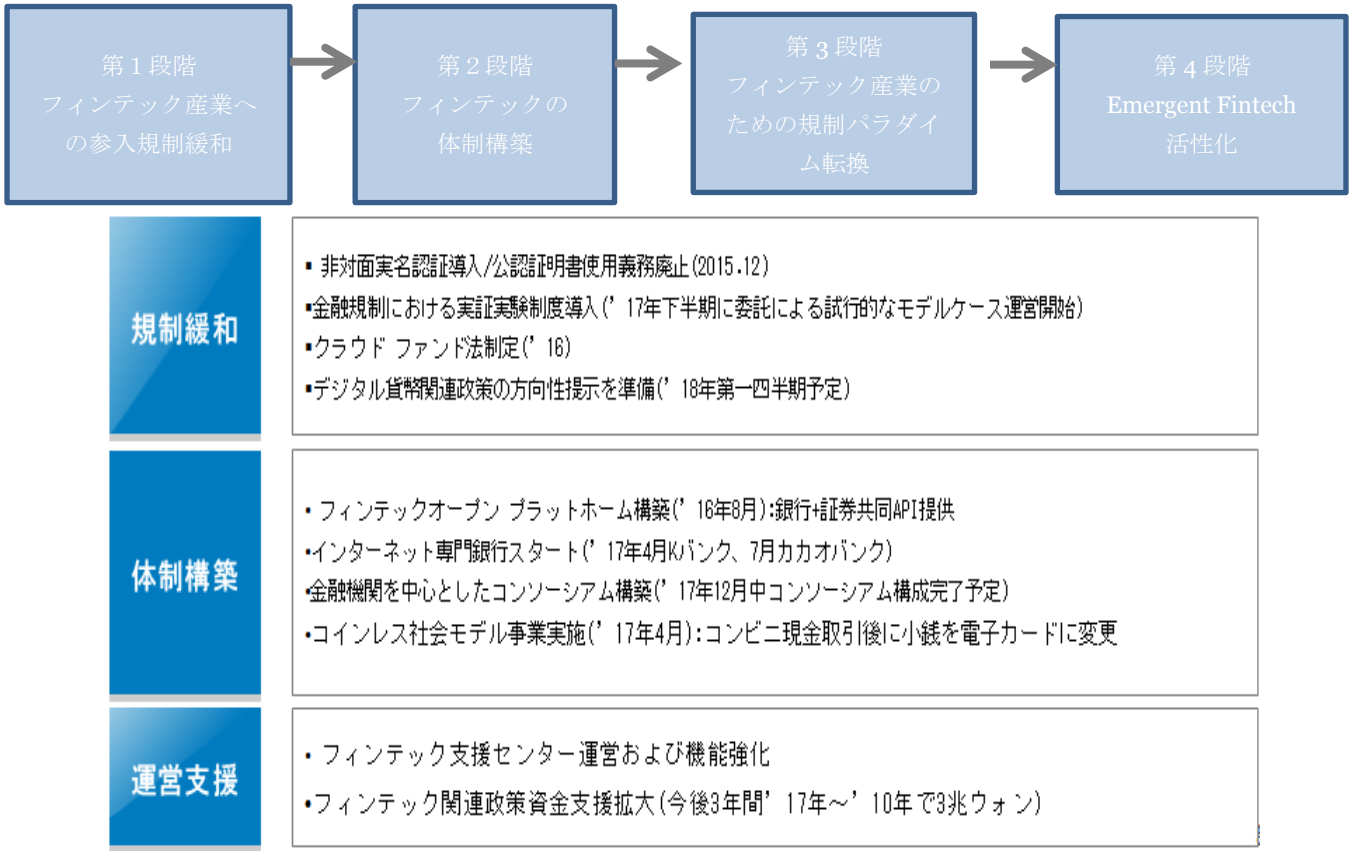
録すれば、顧客は小売店舗の入口で手をかざすだけで商品を購入することができる。さらに、この「Hand Pay」の技術を利用して、2017 年にセブンイレブンが、静脈による本人認証と 360 度のバーコードスキャンシステムを使って決済できる「無人レジ」の新店舗を開業したと発表している[117, 118]。

このほか、フィンテック企業の AIM は、AI を活用してスマートフォン上で資産運用アドバイス・管理を提供するサービスである Esther を 2017 年 12 月に開始した。AIM の CEO である Jenna Lee 氏によると、2018 年 1 月 29 日時点で Esther を利用する投資家は約 270 人、管理資産総額は 30 億ウォンとなっている[119]

フィンテックの導入・活用が官民を挙げてなされている一方で、やや停滞する動きも見られる。2016 年 1 月に、金融機関の信用情報を統合的に管理する機関として、全国銀行連合会や与信金融協会などが参加する「韓国信用情報院」が新たに発足し、これによりビッグデータの活用やフィンテックの活性化につながるものと期待された。韓国信用情報院は保有する金融業界の貸し出しと延滞、滞納および保険契約と事故履歴情報などを合わせた「信用情報標本データベース」サービスを 2018 年中に提供する計画だった。　しかし、このサービスの年内施行は不透明になった。この背景には、参与連帯など 12 の市民団体が、2017 年 11 月に、信用情報院や韓国情報化振興院など 4 つの非識別専門機関と SK テレコムなど 20 社に対し、個人情報保護法などに違反したとして検察に告発したことがあるとみられる。この告発でビッグデータ関連の研究と作業は事実上、中断している[120]。

[117] 日本経済新聞（2017/5/16）「韓国セブンに無人レジ　静脈で本人認証、現金不要」
[118] ソウル聯合ニュース（2017/5/16）「ソウルにセブンイレブンの「無人店舗」　静脈認証で決済」
[119] Korea Herald（Jan 20, 2018）”Aim leads robo advisor for retail investors, overcoming years of hurdles”
[120] 中央日報（2018 年 05 月 22 日）”先を進むジャック・マー、市民団体が足を引っ張る韓国「金融ビッグデータ」（1）”

図表 34:金融当局主導による金融業界におけるフィンテック発展ロードマップ



(出所)郵政事業本部提供資料仮訳(2017 年 11 月現在)

◆インターネット専業銀行

韓国におけるインターネット専業銀行の設立は 2017 年 4 月に設立された K バンクが第 1 号となっており、諸外国に比べ遅いとされている。大手通信会社である KT は 2015 年に申請を試みたが、当時の韓国政府は金融と産業を分離すべきとの考えから、非金融事業者による同社の参入は認められなかった。しかし、その後前述のとおり金融当局の規制緩和が実施され、異業種企業による金融事業参入が認められた。2017 年に入り、K バンク、カカオバンクの 2 社がインターネット専業銀行を開業、リテール金融における新しいトレンドを作るプレイヤーとして注目されている[121]。

Kバンクは、韓国の大手通信会社Korea Telecomの他、金融機関等数社が出資し、韓国初のインターネット専業銀行として2017年4月に開業した[122]。Kバンクは、営業開始後1年で70万人の顧客を擁するようになり、また預金残高は1兆ウォンを超えた。さらに、ローン総額は1.3兆ウォンで、そのうち40%が低~中級の与信者に対して実施された[123]。

カカオバンクは韓国最大のSNSプラットホーム「カカオトーク」を提供しているカ

[121] 現地ヒアリング調査による(2017 年 11 月)
[122] Korea Herald（Apr 3, 2017）"Korea's first online-only bank starts business"
[123] Korea JoongAng Daily（Apr 04,2018）"K bank sets goals for second year"

カオが2017年7月に開業した。チャットの使用者が親しみやすいUI[124]、使用者の利便性を考慮したサービスなどを基に、スタート当日30万口座を獲得するなど、急速に同国に浸透した。営業開始後2ヶ月の9月末現在、チェックカード発行280万口座、預金残高3兆1,200億ウォン、与信残高は2兆5,000億ウォンを突破している[125]。

図表 35:韓国インターネット専業銀行比較

区 分	カカオバンク	K バンク
資本金	8,000 億ウォン	3,800 億ウォン
主要株主	韓国投資金融：約 58% カカオ：約 10% 国民銀行：約 10% KOREA POST： 2%	KT：約 10% ウリ銀行：約 13% NH 投資証券：約 10% ハンファ生命：約 9% GS リテール：約 9%
プラットフォーム	モバイル (営業時間内に対応)	モバイル/PC (24 時間対応)
主要サービス	既存銀行より安い海外送金手数料、SNS メッセンジャー基盤、簡易送金	KT 通信料金割引カード、アプリによる文字メッセージで簡易送金

(出所)現地ヒアリング(2017 年 11 月現在)、Korea Herald (Jul 15, 2018)"K bank faces impasse on capital increase failure, regulation"

図表 36:韓国インターネット専業銀行の特徴(競争力)

区 分		特徴
価格競争力	高金利預貯金	・ 一般銀行に比べ高い金利(店舗維持費を金利で還元)
	安い手数料	・ 振り替え/ATM出金無料 ・ 安い海外送金手数料
利便性	早期商品開設	・ 限度額の多い貸出を早期に実施 ・ カードおよび通帳の簡単な発行
	モバイルバンキング	・ すべての金融取引が非対面で進行
	容易な振替	・ 公認証明書なしで簡便振替
	親しみやすさ	・ キャラクターを活用した身近なイメージ
フレキシブルな取引		・ 貸出における中途償還手数料免除 ・ 預貯金金中途引き出し可能

(出所)Korea Post 提供資料及び現地ヒアリング(2017 年 11 月)

インターネット専業銀行のリテール金融市場参入を受け、既存の銀行は顧客離れを回避するため、様々な手を打った。例えば価格競争力の向上(年利2%台の高金利預貯金特販商品の提供や、貸出金利の引き下げ、海外送金手数料の引き下げ等)や、モバイルバンキングサービスのアップグレード(UI整備、機能拡大、簡便化、セキュリティ強化)、

[124] UI(User Interface)の略。ユーザー・インターフェースとは、コンピュータシステムあるいはコンピュータプログラムと人間(ユーザー)との間で情報をやり取りするための方法、操作、表示といった仕組みの総称。
[125] 現地ヒアリング調査より。

フィンテック活用による24時間対応のチャットボット[126]の提供等を開始した。

韓国においては、インターネット専業銀行は既存銀行と同様の「第一金融圏」のひとつとして位置付けられており、特段サービス内容に対する規制は設けられていない。政策上も競争促進と自発的な向上による発展を推進する位置づけである[127]。

◆モバイルペイメント

モバイルペイメントサービスは、2015 年の Samsung Pay の導入を皮切りに年々拡大基調にある[128]。韓国銀行は、2016 年以降、「簡易決済（easy payment）」及び「簡易送金（easy transfer）」に関する統計を発表している。簡易決済とは、カードを基にした電子決済サービスである。顧客がパスワードを入力し自分の携帯電話を機械に読み取らせることにより、その決済サービスを利用することができる。また、簡易送金とは、プリペイド形式の電子送金サービスである。顧客は、このサービスを利用して、自身の口座から振り込みを行ったお金を、携帯電話や SNS を経由して相手に送金することができる。韓国では、2016 年 12 月末時点で、11 の事業者が簡易決済を、12 の事業者が簡易送金を提供している[129]。

図表 37:簡易決済と簡易送金の主な提供サービス名

簡易決済（easy payment）		簡易送金（easy transfer）	
提供企業の業種	サービス名	提供企業の業種	サービス名
ICT 関連	Kakao Pay、Naver Pay、K Pay、Paynow、Syrup Pay、UBPay、Payco	電子金融ビジネス	Toss、Naver Pay Transfer、Kakao Pay、Payco Transfer、CheckPAy、Kona I
小売、製造業関連	Samsung Pay、Smile Pay、SSG PAｙ、L pay	金融会社	Bank Wallet、Wibee Mobile PAｙ、N Wallet、IBK ONE Pay Transfer、Hana Members、Liiv money

(出所) BOK（June 2017）“Payment and Settlement Systems Report 2016”より、みずほ総合研究所作成

こういった簡易決済、簡易送金サービスの取引は日に日に拡大しており、2016 年中だけでも、一日当たりの取引量、金額ともに、3～5 倍も増加している。

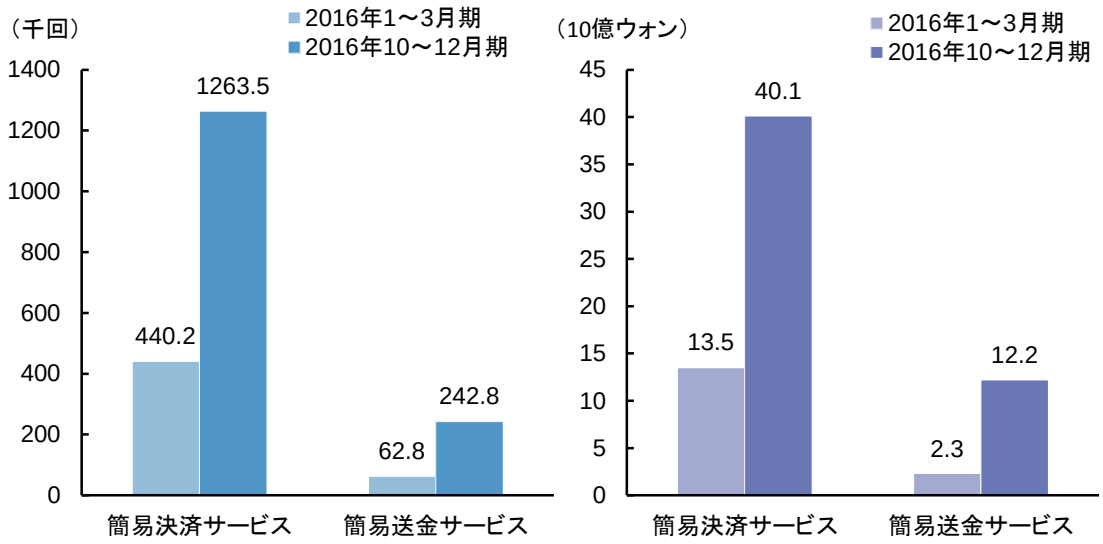
126 チャットボット(Chatbot)は、"チャット"と"ボット"を融合した言葉。ボットは「ロボット」の略称であり、人がコンピューターを用いていた作業を自動的に実行するプログラムのこと。チャットボットはテキストや音声を通じて、会話を自動的に行うプログラムである。

127 現地ヒアリング調査による。(2017 年 11 月時点)

128 Korea Herald（Apr 3, 2018）“Korea’s mobile payments market grows in both offline, online”

129 P30 BOK（June 2017） “Payment and Settlement Systems Report 2016”

図表 38:簡易決済と簡易送金の一日当たり平均取引回数（左）と取引金額（右）



(出所) BOK（June 2017）“Payment and Settlement Systems Report 2016”より、みずほ総合研究所作成

なお、2018 年 11 月 19 日、簡易決済、簡易送金サービスの両方を提供する Kakao Pay は、“Kakao Investment”というサービスの立ち上げを発表した。このサービスでは、ユーザーは Kakao Talk というメッセンジャーアプリを通じて、各種金融商品に投資ができる。金融商品は、クラウドファンディングプロジェクトから、株式、ファンドまで多岐に亘る。また、Kakao Pay は 2019 年の第一四半期を目途に、クロスボーダーでモバイルペイメントサービスを展開することも予定している[130]。

3. 今後の郵政事業本部の動向

(1) 郵政事業本部の構造調整と格安スマートフォン委託販売事業

郵政事業本部は、近年のスマートフォンなど情報通信手段の発達により郵便の利用が急減したことで、経営状態が悪化している。このような中、人件費を削減し経営改善を図るため、郵政本部組織を改編する構造調整が進められつつある。具体的には、郵便局員などの人員削減(1,000 名以上)、格安スマートフォン販売など高収益性事業の強化などである[131]。

郵政事業本部は 2013 年より郵便局において MVNO(Mobile Virtual Network Operator)による格安スマートフォン「Altteul Phone」の委託販売に乗り出している。政府機関であり全国展開する郵便局が販売を代行することで、格安スマートフォンに対する国民の信頼性が向上しており、利用者は急速に増加しており、2013 年 10 月から 2014 年 12 月の間で、利用者は 10 倍に拡大した[132]。

また、今後は新技術・新事業導入を通じ、民間レベルの金融専門性を備えた総合金融サービス提供機関を目指している。顧客ニーズに適した新商品の開拓、ICT

[130] Korea Herald（Nov 20, 2018）“Kakao to launch investment platform, cross-border mobile pay service”
[131] もっと！コリア、http://mottokorea.com/mottoKoreaW/KoreaNow_list.do?bbsBasketType=R&seq=20622(2015 年 4 月 14 日)
[132] Korea Joongang Daily（Jan 06,2015）“More subscribers are signing on to thrift phones”

を駆使した業務の効率化や利便性向上に加え、拠点数を活用した顧客との関係構築や、金融専門家の育成により、オンライン・オフラインを問わずに顧客との関係強化を目指している。

図表 39:郵政事業本部の方針



(出所)Korea Post 提供資料、仮訳(2017 年 11 月)

(2) 4 大戦略

郵政事業本部は、安定した収益に基づき、韓国民がいつでも、どこでもアクセスできるユニバーサル郵便サービスを促進することをミッションとしている。これを踏まえ、「郵便サービスの革新と拡大」、「持続的成長に向けた基盤整備」、「創造経済の推進と国民の幸福の支援」、「強固な金融サービスの提供」の 4 つを戦略として掲げている。

図表 40:郵政事業本部の 4 大戦略

○郵便サービスの革新と拡大 (Innovating and expanding postal service)	・競争力の強化 (Raising competitiveness)
	・収益構造の強化 (Enhancing profit structure)
	・郵便ロジスティクスの効率的運用 (Efficiently handling postal logistics)
○持続的成長に向けた基盤整備 (Laying the foundation for sustainable growth)	・郵便サービスの革新 (Innovating postal service)
	・人材育成 (Developing human resources)
	・良好な労使関係の醸成 (Creating a collaborative labor-management culture)
○創造経済の推進と国民の幸福の支援 (Supporting the creative economy and the happiness of the people of Korea)	・創造性が核となる経済の推進 (Bolstering the creative economy)
	・郵便ネットワークの開設と共有 (Opening up and sharing the postal network)
	・社会的責任を備えた管理体制の強化 (Enhancing socially responsible management)
○強固な金融サービスの提供 (Providing robust financial services)	・金融包摂時代の牽引 (Leading the era of financial inclusion)
	・効率的な資産の運用 (Ensuring efficient asset management)
	・金融健全化の強化 (Enhancing financial soundness)

(出所)p.6　Korea Post “ 2016 Annual Report” より作成

＜出所資料一覧＞

【国際機関・外国機関文献・データベース】

- IMF "World Economic Outlook October 2018"
- FSB "Financial Stability Board ", "Peer Review of Korea "(2017 年 12 月 6 日)
- OECD "Household financial assets"“Promoting the Financing of SMEs and Start-ups in Korea”
- BIS "Quarterly Review, March 2018 “Payments are a-changin’ but cash still rules”

【中央銀行・監督官庁・銀行協会 HP】

- 韓国銀行、" Financial institutions in korea"(2011 年), “Payment and Settlement Systems Report 2016”
- 金融委員会、"FSC announced its Plan for Financial Regulatory Reform"
- 韓国預金保険公社、 "KDIC Statistics"
- 金融監督院、http://efisis.fss.or.kr/fss/fsiview/indexw.html (FISIS)・"FSS 2016 Handbook"
- 韓国預金保険公社、https://www.kdic.or.kr/english/index.jsp・ “KDIC Statistics–July 2018”
- 韓国信用組合連合会、http://eng.cu.co.kr/service/index.html
- 大韓民国監査院、http://english.bai.go.kr/bai_eng/html/about/responsibilities.do?mdex=bai_eng8

【雑誌・業界紙】

- The Korea Herald、http://www.koreaherald.com/
- Pulse、https://pulsenews.co.kr/
- MBC News、http://imnews.imbc.com/index_pc.html
- Korea Times 、http://www.koreatimes.co.kr/www2/index.asp
- Consumer Postal Council、"Index of Postal Freedom"
- Chan Woo Jeong、2011 年 3 月、"Community Finance in Korea: Policy Directions"
- Microcapital.org、2010 年 8 月、"South Korean Government Launches Sunshine Microfinance Loan Program under Smile Microcredit Bank for Low-income Households"
- Global Post、2013 年 6 月 10 日、"South Koreans become world's top credit card users"
- 野村資本市場研究所『野村資本市場クォータリー』林 宏美、2011 年秋号、「韓国金融投資サービス及び資本市場法改正法案と収益基盤の多様化を目指す韓国の証券会社」
- 金融庁、2017 年 3 月、「諸外国における金融制度の概要報告書」大和総研
- 金融調査研究会、2018 年 3 月、「キャッシュレス社会の進展と金融制度のあり方」

【郵政公社・郵貯等 HP】

- Korea Post、“2017 Annual Report”“2016 Annual Report”“2015 Annual Report”, “2014 Annual Report”, “2013 Annual Report”, “2012 Annual Report, “Funding and sustaining the universal service obligation in Korea(Rep.)”, “Korea Post Financial Services”

VI. 台湾
(Taiwan)

＜目次　～台湾～＞

VI. 台湾 1
第 1 章 市場環境の特徴 2
第 2 章 金融制度概要 3
1. 金融機関の種類 3
(1) 国内銀行 5
(2) 外国銀行 8
(3) 信用合作社 9
(4) 農会・漁会信用部 9
(5) 中華郵政貯金事業 9
2. 監督官庁と指導体制 10
3. 台湾の金融制度の特徴 10
4. 預金保険制度の枠組み 11
5. 個人資産運用に関わる税制全体の中での預貯金税制 12
第 3 章 郵便貯金の概要 13
1. 郵便貯金の概要 13
2. 組織形態 13
(1) 経営形態 13
(2) 金融サービス提供の形態 15
(3) 窓口取扱時間 16
3. 郵便貯金の概要 16
(1) 預金業務概要(提供商品) 16
(2) 資金運用方法 19
(3) 貸付業務概要 20
(4) 送金・決済業務概要 21
(5) 付随業務概要 21
4. 会計基準と財務諸表 22
第 4 章 金融セクターにおけるリテール金融機関の特徴 25
1. 金融セクターにおけるリテール金融機関の位置付け 25
2. 中華郵政貯金事業 25
(1) 中華郵政貯金事業の特徴 25
(2) 預金残高、融資残高の現状 26
(3) 預金利子、預金条件、融資条件等の現状 26
(4) 提供商品の現状 26
3. 信用合作社 27
(1) 信用合作社の特徴 27
(2) 金融市場の中での信用合作社の競争力 27
4. 農会・漁会信用部 28
(1) 農会・漁会信用部の特徴 28

(2)　金融市場の中での農会・漁会信用部の競争力 28
5. 家計の金融資産・負債の動向 29
第 5 章 最近の金融動向と今後の展望 30
1. 最近の金融動向 30
(1)　政府は「金融発展行動方案」を発表 30
(2)　金融包摂（Financial Inclusion）の状況 30
2. 最近のリテール決済の動向 33
(1)　キャッシュレス・モバイル決済の動向 33
(2)　フィンテック関連政策の動向 35
(3)　リテール決済に関する法規制の状況 36
3. 今後の中華郵政貯金事業の動向 36
＜出所資料一覧＞ 38

＜略語集＞

略語	原語(英語、中国語)	日本語訳
AML	Anti-Money Laundering	アンチマネーロンダリング
CTF	Counter-Terrorism Financing	テロ資金対策
CDIC	Central Deposit Insurance Corporation、 中央存款保險股份有限公司	台湾中央預金保険公社
CPC	Consumer Protection Committee	行政院消費者保護会
EC	E-Commerce	電子商取引
FISC	Finaicial Information Service	財金資訊公司
FSC	Financial Supervisory Commission	金融監督管理委員会(金管会)
IFRS	International Financial Reporting Standard	国際会計基準
LBOT	Land Bank of Taiwan	台湾土地銀行
MOTC	Ministry of Transportation and Communications	台湾交通部
OBU	Offshore Banking Unit	オフショア銀行部門
TCB	Taiwan Cooperative Bank	合作金庫商業銀行
TFSR	Taiwan Financial Services Roundtable	台湾金融服務業聯合総会
TII	Taiwan Insurance Institute	財団法人保険事業発展中心
TWMP	Taiwan Mobile Payment	臺灣行動支付

第 1 章　市場環境の特徴

図表 1：　台湾の概要

項目		
面積	3.6万平方キロメートル	
人口	2,360万人（2018年、IMF推計）	
主要都市	台北、台中、高雄	
民族	-	
言語	中国語、台湾語、客家語等	
宗教	仏教、道教、キリスト教	
在留邦人数	21,054人（2017年10月）	
政体	三民主義（民族独立、民権伸長、民生安定）に基づく民主共和制	
元首	蔡英文総統	
議会	立法院	
首相	-	
主要産業	電子・電気、化学品、鉄鋼金属、機械	
GDP	6,027億ドル（2018年、IMF推計）	
1人あたりGDP	25,534ドル（2018年、IMF推計）	
実質GDP成長率	2.7%（2018年、IMF推計）	
通貨	台湾元またはニュー台湾ドル（NTドル）。 1米ドル＝30.73台湾元、1台湾元＝3.61日本円（2018年12月31日）	

(出所)IMF、外務省等を基に作成(2019 年 3 月 5 日更新)

図表 2：　台湾の主要経済指標

	単位	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
人口	万人	2,304	2,312	2,316	2,323	2,332	2,337	2,343	2,349	2,354	2,357	2,360
名目GDP	億ドル	4,170	3,921	4,461	4,857	4,959	5,116	5,305	5,256	5,306	5,726	6,027
1人あたりGDP(名目)	ドル	18,103	16,960	19,262	20,912	21,270	21,888	22,639	22,374	22,541	24,292	25,534
実質GDP成長率	%	0.7	-1.6	10.6	3.8	2.1	2.2	4.0	0.8	1.4	2.9	2.7
消費者物価上昇率	%	3.0	-0.4	1.1	1.4	1.6	1.0	1.3	-0.6	1.0	1.1	1.5
経常収支	GDP比%	5.9	10.4	8.3	7.8	8.9	10.0	11.5	14.2	13.7	14.5	13.8
財政収支	GDP比%	-2.7	-6.2	-5.1	-4.0	-4.3	-3.2	-2.7	-1.8	-2.2	-2.0	-1.9
政府債務	GDP比%	33.3	36.6	36.7	38.2	39.2	39.0	37.8	36.6	36.2	35.7	34.4

(出所)　IMF "World Economic Outlook October 2018"を基に作成(2018 年 11 月 21 日更新)

第 2 章 金融制度概要

1. 金融機関の種類

台湾の預金金融機関は、国内銀行(Domestic Banks)、外国銀行在台支店(Local Branches of Foreign Banks)や中国大陸地域の在台支店(Local Branches of Mainland Chinese Banks)から成る外国銀行、信用合作社(Credit Cooperatives)、農会信用部(Credit Departments of Farmers' Associations)、漁会信用部(Credit Departments of Fishermen's Associations)及び中華郵政貯金事業(The Postal Savings System)から構成されている(図表 3)。

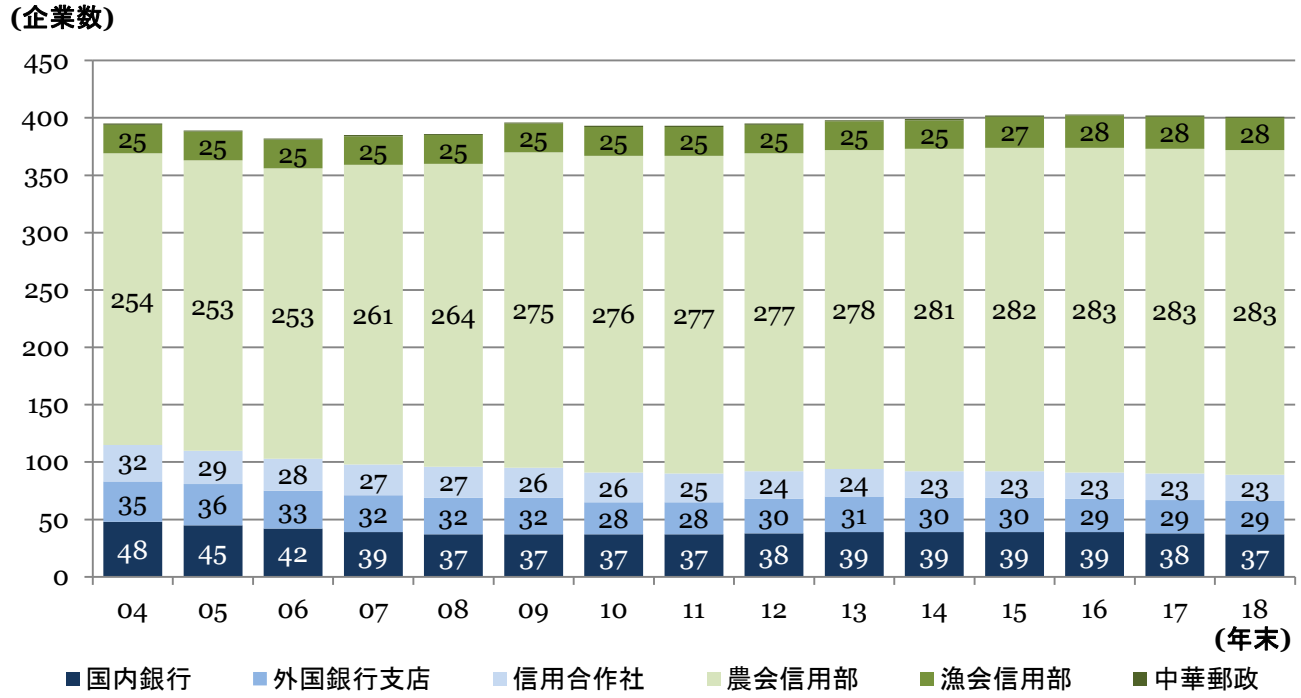
この内、支店数、総資産、預金残高において最も存在感の大きい業態は、国内銀行である。支店数は 3,403 で預金金融機関全体の約 6 割、総資産と預金残高は 8 割弱を占めている(2018 年 12 月末)。個別の金融機関では、中華郵政貯金事業が総資産で 6.4 兆台湾元、預金残高では約 6.1 兆台湾元と国内銀行の最大手の台湾銀行(総資産 5.0 兆台湾元、預金残高 4.0 兆台湾元(図表 6))を大きく上回る最大の金融機関である。

図表 3: 台湾の預金金融機関の業態分類(2018 年 12 月末)

業態名	機関数	支店数	総資産（10億台湾元）		預金残高（10億台湾元）		法的根拠
			（金額）	（構成比）	（金額）	（構成比）	
国内銀行 Domestic Banks	37	3,403	48,991	77.5%	33,352	78.3%	銀行法
銀行法外国銀行 （外国銀行在台支店） （中国大陸地域在台支店） Local Branches ofForeign and MainlandChinese Banks	29	38	4,983 (3,252) (1,731)	7.9% (5.1%) (2.7%)	636	1.5%	銀行法
信用合作社 Credit Cooperatives	23	276	734	1.2%	674	1.6%	信用合作社法
農会信用部 Credit Departments ofFarmers' Associations	283	817	2,089	3.3%	1,860	4.4%	農業金融法
漁会信用部 Credit Departments ofFishermen'sAssociations	28	43					
中華郵政貯金事業 The Postal Savings System	1	1,298	6,385	10.1%	6,051	14.2%	郵便貯金法
合計	401	5,875	63,182	100.0%	42,573	100.0%	

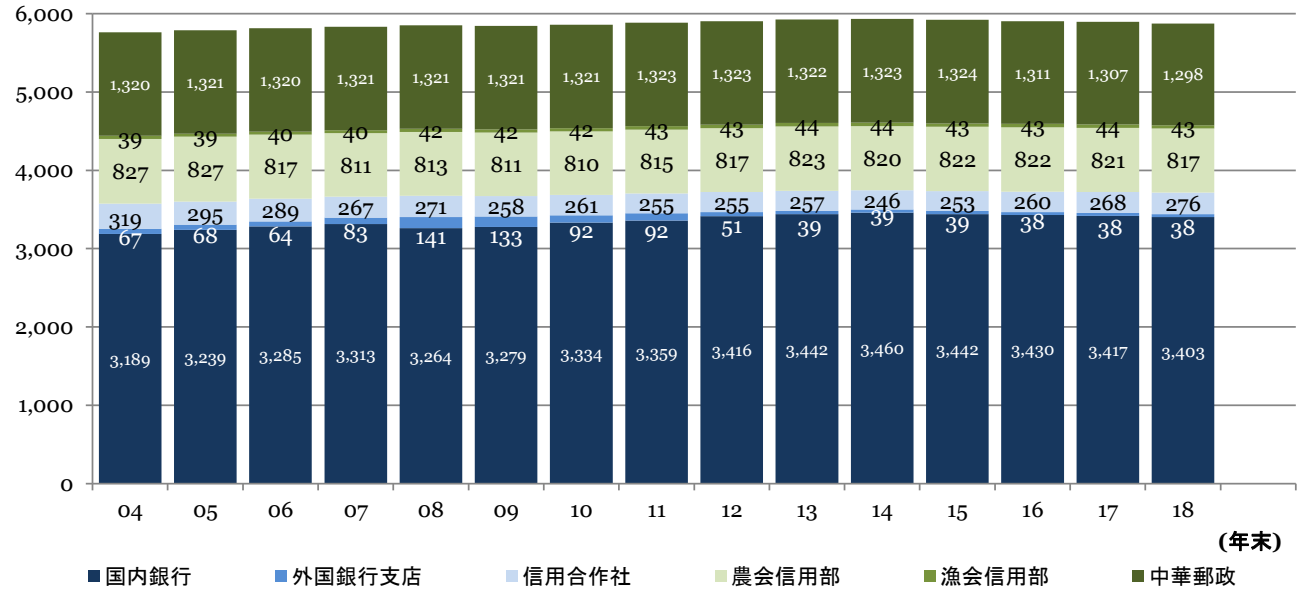
(出所) 金融監督管理委員会銀行局「金融統計指標」
(http://www.banking.gov.tw/ch/home.jsp?id=157&parentpath=0,4&mcustomize=bstatistics_view.jsp&serno=201105120001)
より作成(2019 年 3 月 4 日閲覧)

図表 4: 預金金融機関数の推移



(出所) 金融監督管理委員会銀行局「金融統計指標」
(http://www.banking.gov.tw/ch/home.jsp?id=157&parentpath=0,4&mcustomize=bstatistics_view.jsp&serno=201105120001)
より作成(2019 年 3 月 4 日閲覧)

図表 5: 預金金融機関の店舗数の推移



(出所) 金融監督管理委員会銀行局「金融統計指標」
(http://www.banking.gov.tw/ch/home.jsp?id=157&parentpath=0,4&mcustomize=bstatistics_view.jsp&serno=201105120001)
より作成(2019 年 3 月 4 日閲覧)

(1) 国内銀行

台湾には国内銀行が 37 行、3,403 支店ある(2018 年 12 月末)。国内銀行の資産総額は約 49 兆台湾元と、銀行部門全体の 78%を、預金残高は約 33 兆台湾元と、同 78%を占め、台湾の中核的な金融機関となっている(図表 3)。

国内銀行の根拠法は 1931 年 3 月 28 日に制定された銀行法である[1]。この法律は、銀行業務の改善や預金者の権利保護及び企業の発展と資金調達を積極的に支援し、金融政策の下で銀行の信用を維持するために制定された(2014 年 6 月に改訂)。2008 年には、バーゼルⅡ(自己資本規制)に関する基準が設けられ、自己資本比率が 90 日以上 2%を下回った場合、当該銀行の経営権は金融監督管理委員会(金管会、Financial Supervisory Commission, FSC)に譲渡されることが決定された。更に、2013 年 1 月 1 日から、台湾でバーゼルⅢ(自己資本規制)の導入が始まり、2019 年までに段階的移行期間を経て、リスクアセットに対する自己資本比率 Tier1 を 8.5%以上、総自己資本比率を 10.5%以上とすることを求めている。今後、地域密着型のリテール金融機関の自己資本の質の向上を図る一方、増資に伴う経営再建の課題が残っている。

1980 年代以降の経済成長と金融自由化の進展、企業活動の国際化に伴い、1990 年代には、①民営銀行の設立自由化、②公営銀行の民営化、③信用合作社の商業銀行への業態転換、④クレジットカード市場の自由化などの金融規制緩和、⑤金利の自由化、⑥外国為替の変動相場制への移行など、一連の金融制度改革が進められた。近年、台湾政府は金融セクターに対し、競争力の強化、金融商品の多様化、金融監督の強化を図っている。特に 2010 年以降、国内銀行の健全性は改善している。2018 年 12 月末の不良債権比率は 0.24%と、2003 年 12 月末の 4.33%から大幅に改善している[2]。

国内銀行の健全性は良好である一方で、収益力には課題が残されている。現在の台湾の金融セクターは銀行数が多く、一行当たりの資産規模が比較的小さい。このため、今後、外的要因等で銀行部門の収益性が低下する場合に、金融システムの不安が高まる懸念がある。2004 年から政府の指導の下で銀行の吸収合併・統合が進められ、国内大手銀行の育成が図られてきたが、十分な成果はあがっていない。政府は、国内銀行で資産シェアが 10%を超える銀行を 3 行にする目標を立てているものの、資産シェア 10%に達しているのは最大手の台湾銀行のみに留まっている。

図表 6、7 では、国内銀行の資産、貸出残高、預金残高のランキングと収益ランキングを表している。資産規模で最大手は 100%政府保有の台湾銀行(Bank of Taiwan)である。以下、中国信託商銀(Chinatrust Commercial Bank)、兆豊国際商業銀行(Mega International Commercial Bank)、合作金庫商業銀行(Taiwan Cooperative Bank, TCB)、が続く(図表 6)。

台湾では、上位行における政府の出資比率が高い。1 位の台湾銀行、10 位の台湾土地銀行(Land Bank of Taiwan, LBOT)は、台湾政府(財政部)が 100%出資する台湾金融控股公司(Taiwan Financial Holdings Co., Ltd.)の子会社である。また、3 位の兆豊国際商業銀行の出資元である兆豊金融控股股公司の筆頭株主(株式保有比率：8.40%、2018 年 4 月 16 日)、4 位の合作金庫商業銀行(TCB)の親会社である台湾合庫金控(Taiwan Cooperative Holdings)の筆頭株主(同：26.06%、2018 年 4 月 24 日)も財政部である。兆豊国際商業銀行の株主は兆豊金融控股股公司(100%)出資となっている(2017 年末現

[1]金融監督管理委員会銀行局・法規体系の「銀行法」による。
https://law.banking.gov.tw/Eng/FLAW/FLAWDAT0201.aspx?lsid=FL006378
[2] 台湾中央銀行「NPL Ratios of Domestic Banks」より作成。
https://www.cbc.gov.tw/ct.asp?xItem=32760&ctNode=522&mp=2（2019 年 3 月 6 日閲覧）

在)。なお、中華郵政は、兆豊国際商業銀行の第 3 位(同：3.56%、2017 年 12 月末)、合作金庫商業銀行の第 4 位(同：3.78%)の株主となっている。

台湾では、国内銀行からは、中華郵政貯金事業に対する民業圧迫批判は聞かれず、民間配慮義務等も存在しないとのことである[3]。

図表 6：台湾国内銀行の資産、貸出残高、預金残高ランキング(2018 年 12 月末)

銀行名	Bank Name	資産		貸出残高		預金残高	
		金額	(順位)	金額	(順位)	金額	(順位)
合　　計	Grand Total	48,991		28,482		38,734	
臺灣銀行	Bank Of Taiwan	5,047	(1)	2,592	(1)	4,026	(1)
中國信託商業銀行	Chinatrust Commercial Bank	3,171	(2)	1,735	(5)	2,493	(4)
兆豐國際商業銀行	Mega International Commercial Bank	3,179	(3)	1,875	(4)	2,298	(5)
合作金庫商業銀行	Taiwan Cooperative Bank	3,291	(4)	2,072	(2)	2,730	(2)
第一商業銀行	First Commercial Bank	2,843	(5)	1,697	(6)	2,164	(7)
國泰世華商業銀行	Cathay United Bank	2,771	(6)	1,555	(8)	2,191	(6)
台北富邦銀行	Taipei Fubon Commercial Bank Co., Ltd.	2,444	(7)	1,249	(11)	1,798	(10)
華南商業銀行	Hua Nan Commercial Bank, Ltd.	2,644	(8)	1,641	(7)	2,158	(8)
玉山商業銀行	E.Sun Commercial Bank, Ltd.	2,230	(9)	1,322	(10)	1,860	(9)
臺灣土地銀行	Land Bank Of Taiwan	3,007	(10)	1,993	(3)	2,618	(3)
彰化商業銀行	Chang Hwa Commercial Bank	2,071	(11)	1,332	(9)	1,679	(11)
台新國際商業銀行	Taishin International Bank	1,736	(12)	1,031	(13)	1,289	(13)
上海商業儲蓄銀行	The Shanghai Commercial Savings Bank, Ltd.	1,193	(13)	690	(16)	913	(16)
永豐商業銀行	Bank Sinopac Company Limited	1,525	(14)	916	(14)	1,182	(14)
元大商業銀行	Yuanta Commercial Bank	1,279	(15)	731	(15)	1,058	(15)
花旗(台灣)銀行	Citibank Taiwan Limited	779	(16)	324	(22)	592	(18)
臺灣中小企業銀行	Taiwan Business Bank, Ltd.	1,619	(17)	1,085	(12)	1,367	(12)
臺灣新光商業銀行	Taiwan Shin Kong Commercial Bank	872	(18)	565	(17)	742	(17)
凱基商業銀行	KGI Bank	679	(19)	340	(20)	422	(24)
滙豐(台灣)商業銀行	HSBC Bank (Taiwan) Limited	771	(20)	298	(24)	482	(23)
聯邦商業銀行	Union Bank Of Taiwan	640	(21)	330	(21)	520	(20)
台中商業銀行	Taichung Commercial Bank	684	(22)	457	(18)	590	(19)
渣打國際商業銀行	Standard Chartered Bank (Taiwan)	627	(23)	282	(25)	511	(21)
遠東國際商業銀行	Far Eastern International Bank	630	(24)	384	(19)	509	(22)
京城商業銀行	Kings Town Bank	279	(25)	155	(31)	189	(32)
安泰商業銀行	Entie Commercial Bank	312	(26)	193	(27)	264	(27)
星展(台灣)商業銀行	DBS Bank (Taiwan) Ltd.	454	(27)	259	(26)	398	(26)
中國輸出入銀行	The Export-Import Bank Of The Republic Of China	122	(28)	113	(34)	0	(37)
王道商業銀行	O-Bank Co., Ltd.	334	(29)	182	(29)	240	(28)
陽信商業銀行	Sunny Bank Ltd.	474	(30)	314	(23)	414	(25)
澳盛(台灣)商業銀行	ANZ Bank (Taiwan) Limited	138	(31)	23	(37)	56	(36)
日盛國際商業銀行	Jih Sun International Bank	246	(32)	159	(30)	200	(31)
板信商業銀行	Bank Of Panhsin	245	(33)	153	(32)	216	(30)
高雄銀行	Bank Of Kaohsiung	268	(34)	182	(28)	223	(29)
三信商業銀行	Cota Bank	165	(35)	116	(33)	150	(33)
華泰商業銀行	Hwatai Bank	139	(36)	88	(35)	124	(34)
瑞興商業銀行	Taipei Star Bank	87	(37)	48	(36)	69	(35)

(単位)　10 億台湾元

(注)　台湾中央銀行統計には全国農業金庫(農業金融法により設立)のデータが含まれるが、金管会の統計には含まれていない。

(出所)　金融監督管理委員会銀行局「基本金融資料」より作成。
https://www.banking.gov.tw/ch/home.jsp?id=157&parentpath=0,4&mcustomize=bstatistics_view.jsp&serno=201105120009
(2019 年 3 月 4 日閲覧)

[3]2015 年 11 月の現地金融機関でのヒアリングに基づく。

図表 7: 台湾国内銀行の業務粗利益ランキング(2017 年 12 月期)

業務粗利益ランキング	銀行名	業務粗利益	利息収入	その他	資金利益収入比率	税引き前利益
1	CTBC Bank Co., Ltd.	77,917	33,273	44,644	42.7	34,087
2	Cathay United Bank	52,997	27,686	25,311	52.2	21,865
3	Mega Intl. Com. Bank	50,468	33,556	16,912	66.5	25,117
4	First Com.Bank	42,889	28,844	14,045	67.3	17,608
5	E. Sun Com. Bank, Ltd.	42,536	19,002	23,534	44.7	17,120
6	Taiwan Cooperative Bank	42,351	32,301	10,050	76.3	14,884
7	TaipeiFubon Com. Bank	38,696	19,356	19,340	50.0	18,736
8	Hua Nan Com. Bank, Ltd.	36,429	26,446	9,983	72.6	13,034
9	Bank of Taiwan	32,830	25,522	7,308	77.7	11,156
10	Taishin Intl. Bank	32,438	17,726	14,712	54.6	12,244
11	Chang Hwa Com. Bank	30,794	22,655	8,139	73.6	14,184
12	Citibank Taiwan Limited	29,506	12,313	17,193	41.7	12,534
13	Land Bank of Taiwan	28,899	24,741	4,158	85.6	11,861
14	Bank Sinopac Company Ltd.	22,084	13,685	8,399	62.0	8,700
15	Shanghai Com. Bank, Ltd.	21,536	11,622	9,914	54.0	14,500
16	Taiwan Bus. Bank	20,583	15,316	5,267	74.4	5,717
17	Shin Kong Com. Bank	15,353	11,189	4,164	72.9	4,869
18	Yuanta Com.Bank	14,737	8,894	5,843	60.4	7,446
19	Standard Char. Bank (Taiwan)	13,458	5,326	8,132	39.6	2,587
20	HSBC Bank (Taiwan) Ltd.	12,357	2,583	9,774	20.9	5,146
21	KGI Bank	10,973	6,244	4,729	56.9	5,022
22	Taichung Com. Bank	10,283	7,754	2,529	75.4	4,278
23	Union Bank of Taiwan	10,265	6,657	3,608	64.9	3,330
24	Far Eastern Intl. Bank	10,195	5,384	4,811	52.8	3,289
25	King's town Bank	8,883	4,741	4,142	53.4	6,400
26	DBS Bank (Taiwan) Ltd.	7,029	3,809	3,220	54.2	697
27	EnTie Com. Bank	6,360	4,042	2,318	63.6	2,700
28	Sunny Bank,Ltd.	6,227	4,711	1,516	75.7	2,232
29	Ta Chong Bank	5,742	3,150	2,592	54.9	108
30	O-Bank	4,487	1,975	2,512	44.0	1,225
31	ANZ Bank (Taiwan) Ltd.	4,481	1,702	2,779	38.0	673
32	Jih Sun Intl. Bank	3,953	2,423	1,530	61.3	1,053
33	Bank of Kaohsiung	3,274	2,535	739	77.4	493
34	Bank of Panhsin	3,233	2,146	1,087	66.4	271
35	Cota Bank	3,012	2,506	506	83.2	1,062
36	Hwatai Bank	2,202	1,659	543	75.3	-1,213
37	Export-Import Bank of R.O.C.	1,478	1,214	264	82.1	692
38	Taipei Star Bank	934	677	257	72.5	217

(単位)　100 万台湾元
(注)　金管会の統計に合わせて全国農業金庫のデータを除外。
(出所)　台湾中央銀行「Consolidated Income Statement of Domestic Banks」より作成。
https://www.cbc.gov.tw/np.asp?ctNode=901&mp=2 (2019 年 3 月 4 日閲覧)

(2) 外国銀行

2018 年 12 月末での外国銀行数は 29 行、支店は 38 支店ある(図表 3)。古くは、1960 年代半ばに米国のシティバンク(Citibank、1964 年駐在事務所設立、1965 年支店設立)、バンク・オブ・アメリカ(Bank of America、1965 年支店設立)、タイのバンコク銀行(Bangkok Bank、1965 年支店設立)が設立された。その後、1990 年代の金融自由化の加速を受け、外国銀行の台湾進出が相次いだ。欧米諸国からは米国やカナダ、英国、ドイツ、フランス、スペイン、オランダ、スイスが、アジア諸国からは日本、タイ、フィリピン、シンガポール、香港の銀行が進出しているのに加え、2012 年以降は中国大陸の銀行も 3 行が進出した。

図表 8: 外国銀行在台支店リスト(2018 年 12 月末現在)

外国銀行名	英文名
日商瑞穗銀行	Mizuho Bank Ltd.
美商花旗銀行	Citibank N. A.
美商美國銀行	Bank of America, National Association
泰國盤谷銀行	Bangkok Bank Public Company Ltd.
菲律賓首都銀行	Metropolitan Bank and Trust Company
美商美國紐約梅隆銀行	The Bank of New York Mellon
新加坡商大華銀行	United Overseas Bank
美商道富銀行	State Street Bank and Trust Company
法國興業銀行	Societe Generale
德商德意志銀行	Deutsche Bank AG
香港東亞銀行	The Bank of East Asia Ltd.
美商摩根大通銀行	JPMorgan Chase Bank, N.A.
新加坡商星展銀行	DBS Bank Ltd.
香港上海匯豐銀行	The Hongkong and Shanghai Banking Corp.Ltd.
法商法國巴黎銀行	BNP Paribas
英商渣打銀行	Standard Chartered Bank
新加坡商新加坡華僑銀行	Oversea-Chinese Banking Corporation Ltd.
法國東方匯理銀行	Calyon Corporate and Investment Bank
瑞士商瑞士銀行	UBS AG
荷蘭商安智銀行	ING BANK, N. V.
澳商澳盛銀行	Australia and New Zealand Banking Group Limited
美商富國銀行	Wells Fargo Bank, National Association
日商三菱日聯銀行	MUFG Bank
日商三井住友銀行	Sumitomo Mitsui Banking Corporation
西班牙商西班牙對外銀行	Banco Bilbao Vizcaya Argentaria S. A., Taipei Branch
法商法國外貿銀行	Natixis
大陸商中國銀行	Bank of China Ltd
大陸商交通銀行	Bank of Communications Ltd
大陸商中國建設銀行	China Construction Bank Corporation Ltd.

(出所) 台湾中央銀行「38. 金融機構一覧表(民國 107 年 12 月底)」より作成(2019 年 3 月 4 日閲覧)

(3) 信用合作社

信用合作社(Credit Cooperatives)は、日本の信用金庫、信用組合に相当する協同組織の金融機関で、商業銀行業務を行っている。歴史は古く、日本統治時代の 1910 年に設立された台北信用組合が初の信用合作社である。現在では信用合作社は 23 社・276 支店と、2014 年以降支店数はやや増加している (2018 年 12 月末)。

なお、信用合作社は 1993 年に公布された信用合作社法(The Credit Cooperative Act of the republic of China)が根拠法となっている。

(4) 農会・漁会信用部

農会信用部(credit departments of farmers' associations)は農業、漁会信用部(credit departments of fishermen's associations)は漁業と、特定の職域に所属している組合員に対して、小口融資を行っている。日本の農協や漁協に似た協同組織の金融機関である。農会・漁会信用部は農業金融法の規定に基づき、2005 年 5 月に設立された全国農業金庫(Agricultural Bank of Taiwan)が上部機関として農会・漁会信用部への融資、余剰資金の運用、営業活動支援、モニタリング等を実施している。

農会・漁会信用部には計 311(農会信用部：283、漁会信用部：28)機関が、計 860 支店(農会信用部：817、漁会信用部：43)を展開[4]しており(2018 年 12 月末)(図表 3)、特に農村部や漁村地域等では重要な金融チャネルとなっている。

(5) 中華郵政貯金事業

中華郵政貯金事業は、1935 年「郵政貯金事業組織法」により設立され、幅広い店舗網を設置している(図表 3、詳細は第 3 章)。

[4]金融監督管理委員会銀行局「中華民国金融統計指標」

2. 監督官庁と指導体制

金融規制と監督は、中華民国行政院内にある金融監督管理委員会(金管会)が担っている。2003 年 7 月に制定された金融監督管理委員会設置法(Organic Act Governing the Establishment of the Financial Supervisory Commission)に基づき、2004 年 7 月、金管会は金融市場、金融サービス業を統一的に監督する独立機関として設立された。同会には、銀行局(Banking Bureau)、保険局(Insurance Bureau)、証券局(Securities and Futures Bureau)、金融検査局(Financial Examination)の 4 局が配置されている。これらの 4 局は、それまで財政部(Ministry of Finance)が所管していた銀行等金融機関を監督する金融業務局(Bureau of Monetary Affairs)、保険会社を監督する保険部(Department of Insurance)、証券会社を監督する証券委員会(Securities and Future Commission)の 3 つの機能を引き継ぎ、更に、それまで台湾中央銀行や台湾中央預金保険公社が実施していた検査業務(examination function)を一体的に実施している。

従って 2004 年 7 月以降、台湾中央銀行は、それまで定期的に行っていた個別金融機関に対する検査は行っていない。しかし、金融、外国為替政策、決済システムに関連した重要な点については、今も台湾中央銀行に「ターゲット検査」の権限が残されている。

3. 台湾の金融制度の特徴

台湾では、1960 年代半ばから 1980 年代半ばにかけ、製造業中心に高い経済成長を遂げてきた。1966 年から 1986 年迄の 20 年間の実質 GDP 成長率(年率平均)は、二度のオイルショックに見舞われたものの、+9.7%と高い伸びを記録した。この間、産業構造も農業中心から工業中心へ転換し、第一次産業の名目 GDP 構成比率は 22.3%から 5.4%へと低下し、第二次産業の同比率は 30.0%から 44.8%に上昇した。

同時に、実体経済の成長と資金循環構造の変化を受け、台湾の金融環境が大きく変わった。これまで台湾の金融体制は、政府主導及び公営金融機関(国営、省営、市営)が主体となっていたが、1980 年代以降に金融の自由化・国際化を進めるなかで、政府は 1989 年に銀行法を改正した[5]。同法の改正により、それまではフォーマルな金融組織とインフォーマルな金融組織が存在する「金融二元構造」だった台湾の金融体制は、現在の金融システムへと再編されることとなった。

1997～98 年のアジア通貨危機後には、過当競争の激化により一部銀行の経営が悪化し、加えて不動産バブルが崩壊したことで金融機関の不良債権が表面化した。このため、金融当局主導による金融再編へ向けた法整備や規制監督の強化が進展し、2000 年に「金融機構合併法」、2001 年に「金融持株会社法」が制定された。この 2 つの法制定には、①銀行の合併による規模拡大、②保険会社や証券会社の買収による業務範囲の拡大、③これら①②の結果として、銀行・証券・信託・保険など顧客の多様な資金ニーズに応じた総合金融サービスの提供を促す狙いがあった。

なお、台湾では銀行数が多いことから政府は合従連衡を進めたい考えである。特に中長期的成長が見込まれる東南アジア市場への進出が可能となるよう、銀行の規模拡大を図っている[6]。

---

[5]具体的には、①公営商業銀行の民営化、②金利の自由化・外国為替管理の緩和、③銀行の取扱い業務の拡大、④民間商業銀行の新設、信用合作社など他業態からの商銀転換促進などが含まれている。
[6]2015 年 11 月の金管会でのヒアリングに基づく。

4. 預金保険制度の枠組み

1985 年 1 月に制定された預金保険法(Deposit Insurance Act)に基づき、同年 9 月に財政部と中央銀行及び他の保証を受ける金融機関の出資により台湾中央預金保険公社(中央存款保險股份有限公司、Central Deposit Insurance Corporation, CDIC)が設立された。2013 年には、財政部の株主の権利が金融監督管理委員会(金管会、Financial Supervisory Commission)に移転された。2017 年 12 月末の株主構成は、金管会が 50.95%、中央銀行が 49.05%となっている。

台湾中央預金保険公社は、台湾の預金保険制度の担い手として、金融のセーフティネットの役割を果たしている。主要な任務は、預金保険業務、預金保険リスク管理、被保険機関の特別検査、倒産及び倒産の恐れがある機関対応等である。

1999 年以降、全ての預金金融機関(商業銀行、外国銀行在台支店、信用合作社、農会・漁会信用部、中華郵政貯金事業)は台湾中央預金保険公社に加入することが義務付けられており、約 400 機関が加入している(2019 年 1 月末現在)[7]。

また、台湾中央預金保険公社は、預入されている普通預金、定期預金、当座預金、郵便貯金を、預金者一人当たり最大 300 万台湾元(元本＋利子)まで保証している[8]。保証限度額は、設立当初は 70 万台湾元、1987 年 8 月からは 100 万台湾元、2007 年 7 月からは 150 万台湾元、2011 年 1 月からは 300 万台湾元へと引き上げられてきた。なお、リーマンショック直後の 2008 年 10 月には、一時的に預金の全額を保証することで金融の安定化を実現したが、2010 年 12 月末には当該措置は終了している[9]。

保険料率は、1985 年の制度創設以来、加盟預金金融機関に対して一律に課していたが、1999 年 7 月からは各金融機関の自己資本比率等によるリスク度合いに応じた保険料を徴収する制度(risk-based premium system)に変更した。リスク度合いにより金融機関を業態ごとに 5 段階に分け、異なる保険料率(five-tiered rates)を適用している。保険料は、保証限度額の対象預金総額に保険料率を乗じて算出された額及び保証限度額を超過した部分に対する保険料率を乗じた額となる。2018 年 12 月では、0.02～0.15%の範囲で保険料率が設定されている。金融機関ごとの 5 段階の保険料率は、以下の通り[10]。

・国内銀行、中華郵政貯金事業及び外国銀行在台支店

0.05%、0.06%、0.08%、0.11%、0.15%
(保証限度額を超過した部分に対する保険料率は一律 0.005%)。

中華郵政貯金事業は、一番低い保険料率(0.05%)が適用されている[11]。

・信用合作社

0.04%、0.05%、0.07%、0.10%、0.14%
(保証限度額を超過した部分に対する保険料率は一律 0.005%)。

---

[7]台湾中央預金保険公社(CDIC)(http://www.cdic.gov.tw/main_ch/docdetail.aspx?uid=298&pid=21&docid=1843)(中国語・2019 年 3 月 5 日閲覧)
[8]台湾中央預金保険公社(CDIC), “Deposit Insurance Act”(2010 年 12 月改訂版)、http://www.cdic.gov.tw/main_ch/docdetail.aspx?uid=33&pid=8&docid=9(2016 年 4 月公表)(2018 年 11 月 28 日閲覧)
[9]台湾中央預金保険公社(CDIC), “ANNUAL REPORT 2017)”
https://www.cdic.gov.tw/upload/annual/74089ef7-8896-4779-affb-c29886e00ae0.pdf (2018 年 11 月 28 日閲覧)
[10]台湾中央預金保険公社(CDIC)(http://www.cdic.gov.tw/main_ch/docdetail.aspx?uid=31&pid=8&docid=13)(中国語・2019 年 3 月 5 日閲覧)
[11]2015 年 11 月の台湾中央預金保険公社(CDIC)でのヒアリングに基づく。

・農会・漁会信用部

0.02%、0.03%、0.04%、0.05%、0.06%
(保証限度額を超過した部分に対する保険料率は一律 0.0025%)

預金保険資金の運用は、大半が台湾中央銀行への預金、一部が国債・社債で運用されている。これは、中央銀行預金に上限が存在するためで、上限を超えた分が債券投資に向けられている。2018 年 12 月の国債利回り（10 年物）は年 0.9%程度である。社債は電力債や公共インフラ債が中心であり、リスク評価の上で理事会の承認により投資が決定される。

実際の保険支払件数は 38 年間で 57 件に上る。金融機関の合併時、口座移転に伴う不足額を保証したケースもある。台湾中央預金保険公社はテレビ CM やインターネット等を通じた啓発活動も行っており、2014 年の認知度は 63%と、近年向上しつつある[12]。

5. 個人資産運用に関わる税制全体の中での預貯金税制

郵便貯金の普通預金口座(passbook savings)の利子は非課税である(郵便貯金法(Postal Remittances and Savings Act)第 20 条)[13]。

なお、金融機関への預金、国債、社債、金融債、信託、上場株式からの利子・配当金については、合算して 27 万台湾元までは所得控除(special deduction for savings and investment)を受けることができる(普通預金口座利子を除く)。

1974 年以降停止していたキャピタルゲイン課税は、2012 年 8 月に改正された所得税法や所得基本税額条例により、2013 年に一旦復活した。これによると、2013 年から 2017 年までは非上場株式等の譲渡益に対しては 15%相当が課税され、上場株式の譲渡益については 2017 年までは非課税措置がとられることになっていた。

しかし、2015 年 11 月に所得税法が再度改正され、2016 年 1 月からキャピタルゲイン課税は廃止された。

[12]2015 年 11 月の台湾中央預金保険公社でのヒアリングに基づく。
[13]中華郵政「郵便貯金法」、
http://www.post.gov.tw/post/internet/U_english/index.jsp?ID=240104&Elaw_1_ID=2&Elaw_2_ID=5&Elaw_3_ID=72

第 3 章 郵便貯金の概要

1. 郵便貯金の概要

中国における近代郵便は、清王朝時代の 1896 年 3 月に始まる。当時は、中国政府のために奉仕する外国人の下、税関(Customs House)が郵便業務を遂行していた。1898 年には金融業務も開始され、1911 年には郵便業務は税関から郵政総局(Directorate General of Posts)に移行された。1919 年には貯蓄口座(savings accounts)の提供も開始された。

1928 年に全ての郵便業務は、南京にある国民党政権下の郵政総局に移された。1930 年には、上海に郵便送金・貯蓄銀行総局(Directorate General of Postal Remittances and Savings Banks)が創設されたが、1935 年の郵便法(Postal Act)が制定された際に、郵政総局の管理下に入っている。また、同年、簡易保険もサービスの提供を開始した。なお、日清戦争後の 1895 年から第二次世界大戦終戦後の 1945 年までの日本の台湾統治時代において、日本政府は日本の郵便法制を適用した。

1946 年には台湾郵電管理局が創設された。1949 年 4 月 1 日には台湾郵政管理局が創設され、郵政総局は大陸から台湾に移動した。1980 年 9 月 1 日に、台湾郵政管理局は、北部、中部、南部の各地方郵政局に分割された。

2002 年 7 月には、政府の方針に従い、かつ、業務運営への制約を打破するため、1935 年郵便法(Postal Act)を改正し、この中で、郵便、銀行、生命保険の業務(postal, banking and life insurance operation)を一体的に運営する国営(state-run)の中華郵政(Chunghwa Post Co., Ltd.)を創設すると規定し(郵便法第 3 条)、2003 年 1 月に交通部(MOTC)が株式の 100%を保有する中華郵政が創設された。

2. 組織形態

(1) 経営形態

中華郵政貯金事業は、台湾交通部(MOTC)のもと、郵便、郵便貯金、簡易保険を一体的に運営する中華郵政(Chunghwa Post)の一部局として郵便貯金部門を担当する。

中華郵政の拠点数を機能別にみると、管理組織では本社と管理業務を行う郵便局 20 局が、事業組織では郵便区分センター1 センターと直営郵便局 1,307 局がある。更に、委託により業務を行う委託郵便局 579 局と切手販売所 454 ヵ所がある(2017 年 12 月末)[14]。2011 年 12 月末と比較すると、委託郵便局を含めた郵便局の数は、1,936 局から 1,906 局へと減少しており、直近のピークだった 2013 年 12 月末(2,010 局)からは 104 局減少している。直近の減少の主因は委託郵便局数の減少で、同局は 2013 年 12 月末から 2017 年 12 月末にかけて 89 局減少している。また、切手販売所の減少ペースはより顕著である。2011 年 12 月末の 655 所から 2017 年 12 月末には 454 所へと 201 所の大幅減となっている(図表 9)。

組織面では、中華郵政本社は 14 部署(department)、リスクマネジメント室等の 4 つの室(office)等で構成されている。この内、郵便事業、郵便貯金事業、簡易保険事業の部署は、別々の副総経理(部長)の下で管理されている。

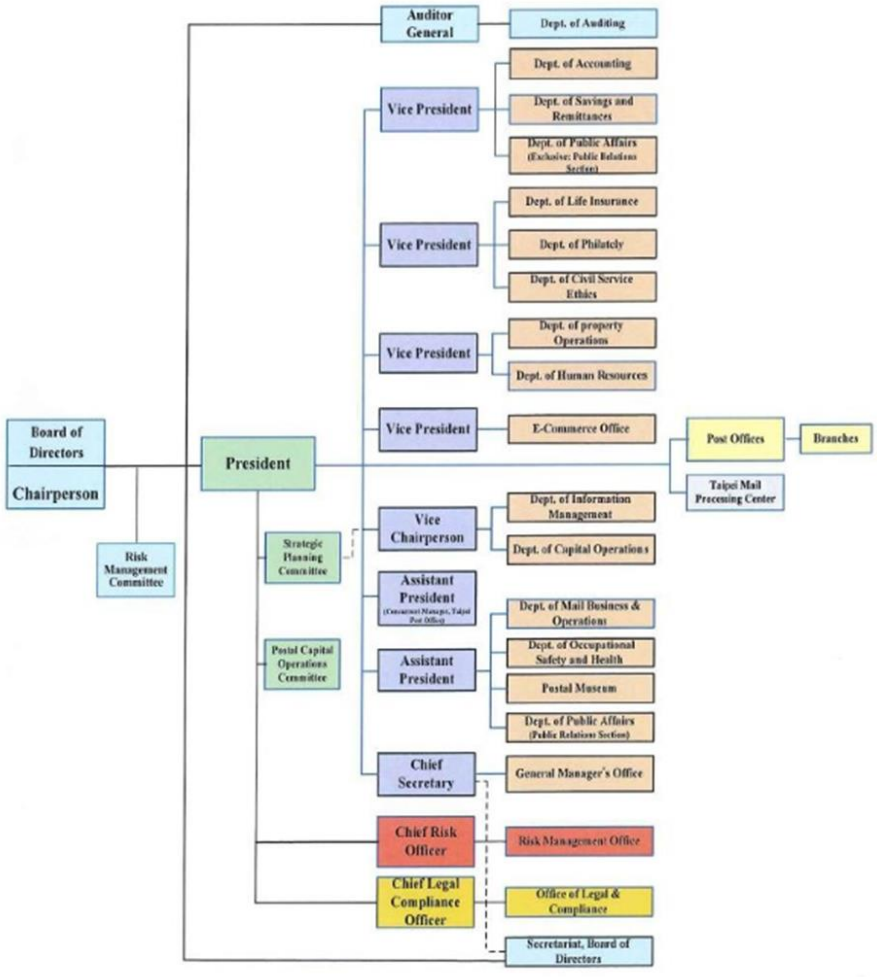
[14]中華郵政「アニュアルレポート 2017」16 ページ(2018 年 11 月 29 日閲覧)

図表 9: 郵便局数の推移

			2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2011年比増減
管理組織		本社	1	1	1	1	1	1	1	(-)
		郵便局	23	23	20	20	20	20	20	(-3)
		計	24	24	21	21	21	21	21	(-3)
事業組織	直営	郵便区分センター	3	3	3	3	3	1	1	(-2)
		郵便局	1,323	1,322	1,322	1,324	1,324	1,311	1,307	(-16)
		臨時郵便局	0	0	0	0	0	0	0	(-)
		計	1,326	1,325	1,325	1,327	1,327	1,312	1,308	(-18)
	委託運営	(委託)郵便局	590	631	668	630	613	586	579	(-11)
		切手販売所	655	630	595	566	502	471	454	(-201)
		計	1,245	1,261	1,263	1,196	1,115	1,057	1,033	(-212)
合計			2,595	2,610	2,609	2,544	2,463	2,390	2,362	(-233)
内、郵便局			1,936	1,976	2,010	1,974	1,957	1,917	1,906	(-30)

(出所)　中華郵政「アニュアルレポート」(2011～2017 年)、
https://www.post.gov.tw/post/internet/U_english/index.jsp?ID=1535961059954(2018 年 11 月 29 日閲覧)

図表 10: 中華郵政の組織図



(出所)　中華郵政公式 HP
(https://www.post.gov.tw/post/internet/U_english/index.jsp?ID=24010101)
(2018 年 8 月 29 日現在)(2018 年 11 月 29 日閲覧)

中華郵政の主な事業収入は、保険料収入(insurance premiums)と利子収入(interest income)である。2018 年の収入全体に占める比率は、保険料収入が 44.1%、利子収入が 33.5%であった。金融部門の収入が全体の 8 割弱を占めている一方、郵便収入は 9.6%と、全体の 1 割弱の水準となっている(図表 11)。

なお、その他収入には、手数料収入、保険料準備金戻入額、金融資産売却益、為替差益等が含まれている。2014 年は収入全体に占めるその他収入の比率が 29.9%と 2012 年以降では突出して高くなっているが、これは為替差益や保険料準備金払戻額などが多額となったためである。

収入の多くは保険料収入と利子収入から成るが、過去数年の傾向を見ると、収入については、保険料収入は 2018 年には 2012 年から 1.5 割ほど減少している一方、利子収入は僅かながら増加し 2018 年には 2012 年の 1.05 倍となっている。

図表 11: 事業収入の内訳(2012~2018 年)

(10億台湾元)	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	指数 2012年比
保険料収入	158	157	149	151	146	144	134	84.6
利子収入	96	98	102	104	97	97	101	105.0
郵便収入	25	25	26	26	25	27	29	117.7
その他収入	34	18	118	40	55	61	39	112.1
収入合計	314	299	394	320	324	329	303	96.5

(構成比)	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	変動幅 2012年比
保険料収入	50.4%	52.6%	37.8%	47.1%	45.1%	43.8%	44.1%	(-6.2%)
利子収入	30.7%	33.0%	25.8%	32.3%	30.0%	29.6%	33.5%	(-2.7%)
郵便収入	7.9%	8.4%	6.5%	8.0%	7.9%	8.1%	9.6%	(+1.7%)
その他収入	11.0%	6.0%	29.9%	12.6%	17.0%	18.5%	12.8%	(+1.8%)
収入合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	

(出所) 中華郵政「フィナンシャルレポート」(2012~2018 年)
https://www.post.gov.tw/post/internet/U_english/index.jsp?ID=240106(2019 年 3 月 6 日閲覧)

(2) 金融サービス提供の形態

中華郵政の金融サービスは、郵便局窓口を通じて提供される。業務内容は、貯蓄預金、送金業務、簡易保険業務、郵便年金などである[15]。

また、郵便局で発行されている専用の ATM カードを利用することで、営業時間外でも預入や残高照会等ができる。専用の ATM カードリーダーをパソコンに接続することで、ネット上で ATM と同等の金融サービスを展開する「WebATM」と称されるシステムを利用できる。物理的に ATM カードを必要とする認証システムが導入されており、比較的複雑な情報セキュリティのインフラが整備されている[16]。

[15]中華郵政「公司簡介」、http://www.post.gov.tw/post/internet/Group/index.jsp?ID=1010101
[16]中華郵政「WebATM」、https://webatm.post.gov.tw/postatm/index1.jsp(2017 年 3 月 7 日閲覧)

(3) 窓口取扱時間

一般の郵便局の営業時間は平日の 8:30～17:00 となっている。

台北の主要郵便局である北門郵局では、平日は郵便が 8:30～21:00、郵貯サービスは 8:30～21:00 となっている。土曜は郵便が 9:00～12:00 となっている。

3. 郵便貯金の概要

(1) 預金業務概要(提供商品)

中華郵政貯金事業は、台湾の預金金融機関の中で預金残高が最も多い。預金残高は約 6.0 兆台湾元と、預金金融機関全体(41.5 兆台湾元)の 14.4%を占めている(2017 年 12 月末)(図表 3)。

中華郵政貯金事業では、普通預金口座(passbook savings)、定期預金口座(fixed savings)、振替口座(postal giro)の 3 種類の口座が提供されている(図表 12)。振替口座は中華郵政貯金事業が提供しているサービスである。気軽に利用できる小口口座として位置づけられており、パソコンや電話を介した預金の自動引落しや払込みのほか、口座振替にも対応している。

口座別の預金残高では定期貯金が最も多く、2017 年末で 3.8 兆台湾元と預金残高全体(6.1 兆台湾元)の 62.8%を占め、次いで普通貯金残高が 36.4%を占めている(図表 12)。

利用者別の預金残高をみると、個人の残高が他を圧倒している。2017 年 12 月末の個人の預金残高は 5.5 兆台湾元と、全体の 9 割以上(90.6%)を占めている。全体の預金残高は 2011 年から 2017 年にかけて 1 兆 3,575 億台湾元増加しているが、同期間に個人預金は 1 兆 1,540 億台湾元増加しており、増加分の 85%が個人預金によるものである(図表 13)。

3 口座の 2017 年 12 月末の合計口座数は 3,590 万口座で、内訳は 78.3%が普通貯金口座、17.3%が定期貯金口座、4.5%が振替口座となっている。定期貯金の口座数が年々増加しており、2011 年から 2017 年にかけて、定期貯金口座の増加数は 160 万となっている。他方、2017 年 12 月末の振替口座は 160 万口座と 2011 年から横ばいである。

中華郵政貯金事業の預入残高が台湾の預金金融機関の中で最も多いこともあり、預入金利は大手国内銀行に比べて低い傾向にある。2017 年 12 月の預入金利を国内銀行最大手の台湾銀行と比較すると、同程度あるいは低利となっている。

定期貯金については預入額の上限はないが、500 万台湾元以上の金利は低くなる。3 ヵ月未満の定期貯金を例にとると、2019 年 2 月時点では 500 万台湾元未満の預金金利(固定)は 0.59%、500 万台湾元以上の部分については同 0.11%となっている。

図表 12: 口座種別毎の残高

(10億台湾元)	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	指数 2011年比
普通貯金口座	1,618	1,748	1,824	1,931	1,996	2,130	2,208	136.5
定期貯金口座	3,057	3,200	3,334	3,576	3,783	3,830	3,817	124.9
振替口座	42	49	44	40	43	43	49	116.7
合計	4,717	4,996	5,211	5,547	5,822	6,003	6,074	128.8

(構成比)	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	変動幅 2011年比
普通貯金口座	34.3%	35.0%	35.0%	34.8%	34.3%	35.5%	36.4%	(+2.1%)
定期貯金口座	64.8%	64.1%	64.0%	64.5%	65.0%	63.8%	62.8%	(-2.0%)
振替口座	0.9%	1.0%	0.8%	0.7%	0.7%	0.7%	0.8%	(-0.1%)
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	

(出所)　中華郵政「アニュアルレポート」(2011~2017 年)

図表 13: 預金者別預入残高(普通、定期、振替の合計)

(10億台湾元)	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	指数 2011年比
国営企業	19.6	18.2	20.2	23.1	8.1	5.1	4.9	25.0
政府機関	44.2	43.8	49.1	52.1	62.7	67.9	68.2	154.3
非営利企業	49.9	64.4	87.2	117.3	131.1	119.8	108.3	217.0
個人	4,347.6	4,596.2	4,775.7	5,053.0	5,253.5	5,434.4	5,501.6	126.5
その他	255.4	273.4	278.8	301.9	367.1	376.1	391.2	153.2
合計	4,716.7	4,996.0	5,211.0	5,547.4	5,822.5	6,003.3	6,074.2	128.8

(構成比)	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	変化幅 2011年比
国営企業	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.1%	0.1%	0.1%	(-0.3%)
政府機関	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	1.1%	1.1%	1.1%	(+0.2%)
非営利企業	1.1%	1.3%	1.7%	2.1%	2.3%	2.0%	1.8%	(+0.7%)
個人	92.2%	92.0%	91.6%	91.1%	90.2%	90.5%	90.6%	(-1.6%)
その他	5.4%	5.5%	5.4%	5.4%	6.3%	6.3%	6.4%	(+1.0%)
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	

(出所)　中華郵政「アニュアルレポート」(2011~2017 年)

図表 14: 郵便貯金の種類別口座数

(100万件)	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	指数 2011年比
普通貯金口座	26.4	26.7	26.9	27.2	27.5	27.8	28.1	106.4
定期貯金口座	4.6	5.0	5.4	5.8	6.1	6.2	6.2	134.8
振替口座	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	100.0
合計	32.7	33.3	34.0	34.7	35.3	35.6	35.9	109.8

(構成比)	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	変動幅 2011年比
普通貯金口座	80.7%	80.2%	79.1%	78.4%	77.9%	78.1%	78.3%	(-2.5%)
定期貯金口座	14.1%	15.0%	15.9%	16.7%	17.3%	17.4%	17.3%	(+3.2%)
振替口座	4.9%	4.8%	4.7%	4.6%	4.5%	4.5%	4.5%	(-0.4%)
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	

(出所)　中華郵政「アニュアルレポート」(2011~2017 年)

図表 15: 預金金利の比較

	中華郵政貯金事業	台湾銀行
普通貯金	0.20%	0.20%
当座預金	0.08%	0.08%

定期貯金	中華郵政貯金事業				台湾銀行			
	500万台湾元 未満		500万台湾元 以上		500万台湾元 未満		500万台湾元 以上	
	固定金利	変動金利	固定金利	変動金利	固定金利	変動金利	固定金利	変動金利
1ヵ月以上　3ヵ月未満	0.590%	0.590%	0.110%	0.110%	0.600%	0.600%	0.110%	0.110%
3ヵ月〃　6ヵ月〃	0.650%	0.660%	0.130%	0.130%	0.630%	0.660%	0.130%	0.140%
6ヵ月〃　9ヵ月〃	0.770%	0.780%	0.140%	0.140%	0.795%	0.835%	0.160%	0.170%
9ヵ月〃　1年　〃	0.770%	0.785%	0.160%	0.160%	0.910%	0.950%	0.190%	0.200%
1年　〃　2年　〃	1.040%	1.060%	0.210%	0.210%	1.035%	1.065%	0.230%	0.240%
2年　〃　2年　〃	1.040%	1.095%	0.220%	0.220%	1.040%	1.090%	0.250%	0.260%
3年　〃	1.040%	1.095%	0.230%	0.230%	1.115%	1.165%	0.280%	0.290%

(出所)　中華郵政全球資訊網「郵政儲金利率表」（https://ipost.post.gov.tw/pst/index.html）（2016 年 7 月 6 日）、
臺灣銀行「新臺幣存(放)款牌告利率」（https://rate.bot.com.tw/twd?Lang=zh-TW）（2016 年 11 月 1 日）
(2019 年 3 月 7 日閲覧)

(2) 資金運用方法

中華郵政貯金事業と保険事業の資金運用方法は、郵便貯金法(Postal Remittances and Savings Act)第18条と簡易保険法(Simple Life Insurance Act)第27条に定められている。郵便貯金の運用については、その運用先として、中央銀行を含む金融機関への預金、債券投資(国債、社債、金融債等)、株式投資、短期金融市場への投資、主要な公共投資や政府認可の民間投資への融資などが挙げられている。中華郵政のアニュアルレポートによれば、2017年12月末時点で、主要な公共インフラ投資や政府認可の民間投資に、運用額(6兆8,117億台湾元)の23.7%にあたる1兆6,126億台湾元が融資されている[17]。運用決定は資金運用部にて行うが、具体的な運用方針は非公開である[18]。

なお、郵便貯金法第18条第2項により、債券等(図表16の3)への投資に関して交通部(MOTC)、金融監督管理委員会(金管会)、台湾中央銀行は協議の上、投資額の上限、投資対象等を定めることになっている。また、株式等(図表16の4)への投資に関する制約等については、交通部と金融監督管理委員会が協議の上、定めることになっている。具体的な運用方針として、国債(government bonds)、短期国債(treasury bills)、中央銀行預金証書(certificates of deposit by the central bank of china)以外の債券(bonds)等への投資は、預金残高の2割以上投資してはならないことになっており、また、中華郵政の関係者が取締役、監査役、部長を務める企業が発行している社債等には一部例外を除き投資することはできないことになっている。

主要運用先は、①債券投資(1兆9,966億台湾元：構成比29.3%)、②定期預金(1兆9,007億台湾元：同27.9%)、③コールローン、短期手形(1兆6,683億台湾元、同24.5%)となっている(2017年12月末)。これらの上位3運用先で、全体の8割以上を占めている(81.7%)。

図表16：中華郵政貯金事業の可能な運用先

1 台湾中央銀行への再預金
2 台湾中央銀行以外の金融機関への再預金
3 国債（government bonds）、社債（corporate bonds）、金融債（financial debentures）、短期手形（short-term bills and notes）への運用
4 受益証券（beneficiary certificates）、上場株式（exchange-listed stocks）、店頭株式（over the counter stocks）への運用
5 インターバンク市場（interbank call loan）での運用
6 他の金融機関への預金を通じた主要な政府公共投資、政府認可民間投資への中長期資金の供給
7 交通部（MOTC）、財政部（MOF）、台湾中央銀行が承認した運用手段

(出所) 郵便貯金法(Postal Remittances and Savings Act)
(https://www.post.gov.tw/post/internet/U_english/index.jsp?ID=240104&Elaw_1_ID=2&Elaw_2_ID=5&Elaw_3_ID=72)
(2018年12月6日閲覧)

[17]中華郵政「アニュアルレポート2017」62-63ページ(2018年12月6日閲覧)
[18]2015年11月の中華郵政でのヒアリングに基づく。

証券投資の中核である国債は、台湾中央銀行の発行計画を見て運用判断を行っている。近年の傾向としては、定期預金の構成比が低下する一方で、海外投資、コールローン・短期手形の比率が上昇している。構成比の低い普通預金、住宅ローン、不動産は、横ばい傾向にある。2017 年 12 月末と 2011 年 12 月末との構成比を比較すると、定期預金が▲8.5%pt となったのに対し、海外投資は+2.9%pt、コールローン・短期手形は+6.7%pt となっており、これまでに比べて運用先のリスクを高めてリターンを追及する傾向が窺える。

図表 17: 預金・保険資金の資産運用ポートフォリオ構成

(10億台湾元)	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	指数 2011年比
普通貯金	180	206	217	196	228	245	231	128.3%
定期貯金	1,994	1,949	1,912	1,892	1,831	1,817	1,901	95.3%
コールローン、短期手形	977	1,071	1,198	1,404	1,519	1,667	1,668	170.7%
債券投資	1,643	1,784	1,869	1,913	2,015	2,026	1,997	121.5%
海外投資	502	547	621	709	799	793	825	164.3%
株式、ミューチュアルファンド	141	133	119	122	140	123	137	97.2%
住宅ローン	40	40	44	45	51	51	50	125.0%
不動産	1	1	1	1	2	2	4	400.0%
合計	5,478	5,732	5,981	6,282	6,585	6,724	6,813	124.4%

	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	指数 2011年比
普通貯金	3.3%	3.6%	3.6%	3.1%	3.5%	3.6%	3.4%	(+0.1%)
定期貯金	36.4%	34.0%	32.0%	30.1%	27.8%	27.0%	27.9%	(-8.5%)
コールローン、短期手形	17.8%	18.7%	20.0%	22.3%	23.1%	24.8%	24.5%	(+6.7%)
債券投資	30.0%	31.1%	31.2%	30.5%	30.6%	30.1%	29.3%	(-0.7%)
海外投資	9.2%	9.5%	10.4%	11.3%	12.1%	11.8%	12.1%	(+2.9%)
株式、ミューチュアルファンド	2.6%	2.3%	2.0%	1.9%	2.1%	1.8%	2.0%	(-0.6%)
住宅ローン	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.8%	0.8%	0.7%	(+0.0%)
不動産	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	(+0.1%)
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	

(出所) 中華郵政「アニュアルレポート」(2010～2017 年)
(https://www.post.gov.tw/post/internet/U_english/index.jsp?ID=1535961059954)2017 年版は 62 ページ、
(2018 年 12 月 6 日閲覧)

(3) 貸付業務概要

中華郵政は生命保険事業を通して、生命保険加入者を対象とした個人向け融資商品(Policy Loans)や、幅広く一般個人を対象とした住宅ローン商品を提供している。

生命保険加入者を対象とした個人向け融資商品では、生命保険に 1 年以上加入して保険料を支払っている被保険者は、支払準備金の範囲内で貸付を申請することができる。申請手続は、郵便局窓口や郵便局に設置されている ATM を通じて行うことが出来る。2017 年では、貸付件数は 129,149 件(前年比 2.1%減)、貸付残高は 159.2 億台湾元(同 2.6%増)となっている[19]。

住宅ローンについては、中華郵政保険事業は 1997 年から商品を提供しており、中華

[19]中華郵政「アニュアルレポート(2017 年)」55 ページ(2018 年 12 月 6 日閲覧)
https://www.post.gov.tw/post/internet/U_english/index.jsp?ID=1535961059954

郵政の生命保険に加入していない個人も借入が可能である。但し、住宅ローン商品には、一人当たり 50 万～1,200 万台湾元の融資限度額が設定されている。借入期間は 7 年、10 年、15 年、20 年、25 年、30 年の 6 種類があり、借り手の年齢や担保の状況に応じて決めることとなる(2018 年 3 月 20 日最終更新)。2017 年の貸付件数は 14,133 件(同 0.4%増)、貸出残高は 336 億台湾元(同 2.3%減)であった。[20]。なお、郵政の生命保険加入者は金利面で優遇されるほか、公務員に対しては他の金融機関に比べて金利が低くなっている[21]。

(4) 送金・決済業務概要

中華郵政の送金業務には、国内送金と国際送金がある。国内送金には、郵便送金、他の銀行への口座振替、郵便商品券(御祝金の送付等に用いる定額の郵便為替証書)等が含まれている[22]。国際送金業務には、国際郵便送金、海外向け送金、海外労働者向け送金がある。

また、中華郵政では、外貨両替やトラベラーズチェックの現金化も可能である。271 の郵便局で外貨両替業務が提供されている(2017 年 12 月末)。更に、郵便局以外にも 29 ヵ所の観光名所や空港内の窓口で、外貨の両替業務を行っている。2017 年の外貨両替業務を含む送金業務全体の件数は 1,676 万件(前年比 2.0%減)、金額は 1 兆 6,974 億台湾元(同 1.6%増)であった[23]。

(5) 付随業務概要

中華郵政が提供している郵便貯金業務や個人向け融資商品は全て自前の商品を提供している。民間金融機関から受託しての商品やサービスの提供は行っていない。

唯一の例外として、中国本土からの送金業務は、2009 年 2 月中旬からシティバンク銀行と提携している。中国本土から台湾へのドル建て送金業務を担当する外部業者を募集した結果、シティバンク銀行が選定された。シティバンク銀行を選定したのは、中国本土向け送金サービスは利用頻度が少ないと予想されたことから、中華郵政が自前で新規事業展開するには採算が合わないと判断したためである[24]。

[20]中華郵政 「アニュアルレポート(2017 年)」55 ﾍﾟｰｼﾞ(2018 年 12 月 6 日閲覧)
https://www.post.gov.tw/post/internet/U_english/index.jsp?ID=1535961059954
[21]2015 年 11 月の中華郵政でのヒアリングに基づく。
[22]中華郵政「アニュアルレポート(2017 年)」50 ﾍﾟｰｼﾞ(2018 年 12 月 6 日閲覧)
https://www.post.gov.tw/post/internet/U_english/index.jsp?ID=1535961059954
[23]中華郵政「アニュアルレポート(2017 年)」50 ﾍﾟｰｼﾞ(2018 年 12 月 6 日閲覧)
https://www.post.gov.tw/post/internet/U_english/index.jsp?ID=1535961059954
[24]Taipei Times, “Cross-strait postal remittance service to begin in mid-February”(2008 年 12 月 29 日)
http://www.taipeitimes.com/News/taiwan/archives/2008/12/29/2003432347（2019 年 2 月 6 日閲覧）

4. 会計基準と財務諸表

中華郵政の財務報告書の会計基準は、国際会計基準(International Financial Reporting Standards, IFRS)に準拠している。同社の直近 5 年分の財務報告書からは、資産規模が年率平均 2.5%のペースで増えていることが窺える。

図表 18: 中華郵政(Chunghwa Post Co., Ltd.)の貸借対照表

(million TWD)	2014/12	2015/12	2016/12	2017/12	2018/12
Cash and due from banks	354,232	334,132	308,399	402,471	460,069
Due from Central Bank	1,764,865	1,792,151	1,807,289	1,791,888	1,805,401
Receivales, net	48,215	46,874	42,727	43,723	43,291
Loans, bills, discounted etc.,net	44,966	50,503	50,240	49,749	48,199
Available-for -sale financial assets, net	303,779	387,555	390,386	405,616	-
Held-to-maturity financial assets, net	3,403,311	3,610,747	3,769,005	3,741,180	-
Property and equipment, net	86,416	91,151	93,525	98,471	102,937
Other assets, net	457,542	447,570	448,190	469,467	4,664,839
(Proportion)					
Cash and due from banks	5.5%	4.9%	4.5%	5.7%	6.5%
Due from Central Bank	27.3%	26.5%	26.2%	25.6%	25.3%
Receivales, net	0.7%	0.7%	0.6%	0.6%	0.6%
Loans, bills,discounted etc.,net	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%
Available-for -sale financial assets, net	4.7%	5.7%	5.6%	5.8%	-
Held-to-maturity financial assets, net	52.7%	53.4%	54.5%	53.4%	-
Property and equipment, net	1.3%	1.3%	1.4%	1.4%	1.4%
Other assets, net	7.1%	6.6%	6.5%	6.7%	65.5%
Total assets	**6,463,325**	**6,760,682**	**6,909,762**	**7,002,565**	**7,124,736**
(Proportion)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
Due to Central Bank and other banks	11,515	4,915	16,515	6,815	19,915
Payables	74,797	70,146	68,401	54,394	52,220
Deposits and remittances	5,542,898	5,813,762	5,994,921	6,065,297	6,163,070
Provision	651,415	690,954	656,325	700,241	706,939
Other liabilities	38,982	38,466	18,305	12,738	12,170
Total liabilities	**6,319,607**	**6,618,243**	**6,754,468**	**6,839,557**	**6,961,432**
(Proportion)	97.8%	97.9%	97.8%	97.7%	97.7%
Capital	40,000	65,000	67,311	69,479	72,082
Capital surplus	27,108	6,408	6,408	6,407	6,407
Retained earnings	43,379	44,730	45,193	46,862	54,472

Accumulated other comrehensive income	30,075	23,143	33,223	37,126	27,209
Adjustments under first-time IFRS adoption	3,157	3,158	3,158	3,133	3,133
Total equity	**143,718**	**142,440**	**155,293**	**163,008**	**163,304**
(Proportion)	2.2%	2.1%	2.2%	2.3%	2.3%
Total liabilities and equity	**6,463,325**	**6,760,682**	**6,909,762**	**7,002,565**	**7,124,736**
(Proportion)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(出所)　中華郵政「フィナンシャルレポート」(2013~2018 年)
2017 年版(https://www.post.gov.tw/post/internet/U_english/index.jsp?ID=240106)(2019 年 3 月 7 日閲覧)

図表 19: 中華郵政(Chunghwa Post Company Ltd.)の損益計算書

(million TWD)	2014/12	2015/12	2016/12	2017/12	2018/12
Operating revenues	**393,610**	**320,398**	**323,770**	**328,616**	**302,778**
Service revenue	25,554	25,676	25,453	26,767	29,202
Interest income	101,634	103,525	97,230	97,341	101,297
Insurance premiums	148,767	150,854	146,161	143,779	133,672
Reversal of premium reserves	68,525	0	31,154	0	0
Comission and service fees	2,387	2,473	2,495	2,490	2,440
Foreign exchange gains	34,288	19,555	0	0	25,352
Other operating revenues	12,457	18,315	21,278	58,239	10,815
(Propotrion)					
Service revenue	6.5%	8.0%	7.9%	8.1%	9.6%
Interest income	25.8%	32.3%	30.0%	29.6%	33.5%
Insurance premiums	37.8%	47.1%	45.1%	43.8%	44.1%
Reversal of premium reserves	17.4%	0.0%	9.6%	0.0%	0.0%
Comission and service fees	0.6%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%
Foreign exchange gains	8.7%	6.1%	0.0%	0.0%	8.4%
Other operating revenues	3.2%	5.7%	6.6%	17.7%	3.6%
Operating cost and expenses	**380,380**	**306,719**	**311,556**	**310,714**	**290,739**
Service cost	20,323	20,150	20,401	20,440	21,009
Interest expenses	52,429	55,657	49,565	45,170	44,593
Claims and benefits	233,384	119,882	191,961	119,404	142,850
Provisions for premium reserve	0	45,856	0	38,707	5,908
Service charges	883	978	1,109	1,206	1,362
Foreign exchage losses	0	0	18,466	56,369	
Other operating expenses	73,361	64,196	30,055	29,418	75,017
(Proportion)					
Service cost	5.3%	6.6%	6.5%	6.6%	7.2%

Interest expenses	13.8%	18.1%	15.9%	14.5%	15.3%
Claims and benefits	61.4%	39.1%	61.6%	38.4%	49.1%
Provisions for premium reserve	0.0%	15.0%	0.0%	12.5%	2.0%
Service charges	0.2%	0.3%	0.4%	0.4%	0.5%
Foreign exchage losses	0.0%	0.0%	5.9%	18.1%	0.0%
Other operating expenses	19.3%	20.9%	9.6%	9.5%	25.8%
Operating Income	**13,230**	**13,679**	**12,214**	**17,901**	**12,039**
Non-operating revenue	163	171	215	311	250
Non-operating expenses	104	110	112	562	91
Non-operating income (loss)	**59**	**61**	**103**	**-251**	**160**
Net income before tax	**13,289**	**13,740**	**12,317**	**17,651**	**12,199**
Income tax expenses (revenue)	1,294	1,960	2,510	7,043	-2,229
Net income after tax	**11,994**	**11,780**	**9,807**	**10,608**	**14,428**

(出所)　中華郵政「フィナンシャルレポート」(2013~2018 年)

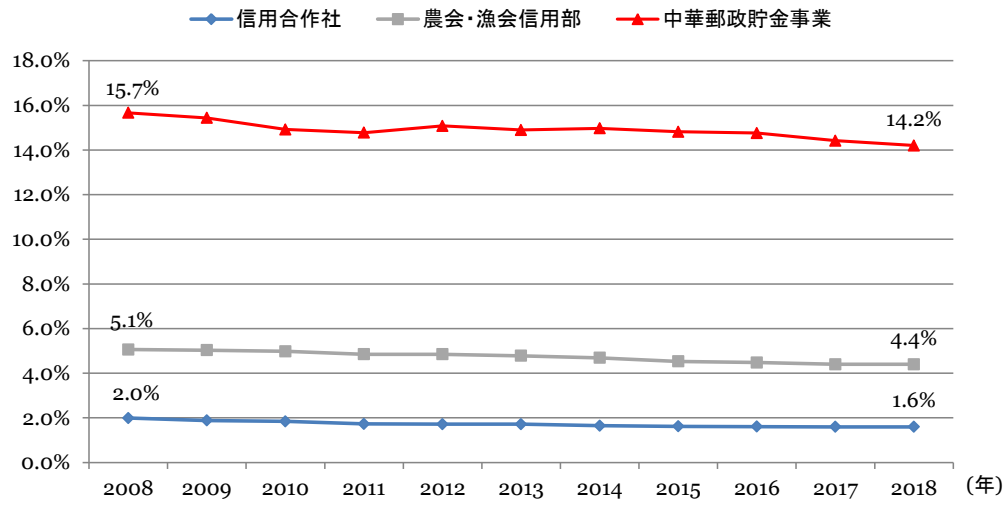
第 4 章 金融セクターにおけるリテール金融機関の特徴

1. 金融セクターにおけるリテール金融機関の位置付け

台湾の地域密着型のリテール金融機関としては、中華郵政貯金事業、信用合作社、農会信用部、漁会信用部が挙げられる。

2018 年 12 月末では、これらリテール金融機関の総資産合計は 9.2 兆台湾元と、預金金融機関全体(63.2 兆台湾元)の 14.6%を、預金残高では 8.6 兆台湾元と全体(42.6 兆台湾元)の 20.2%を占めている(図表 3)。リテール金融機関の中では中華郵政貯金事業が最大で、14.2%の預金シェアとなっているが、リテール金融機関全体としてシェアは低下傾向が続いており、特に信用合作社と農会・漁会信用部で顕著である。両者は 2008 年 12 月末のそれぞれ 2.0%、5.1%から 2018 年 12 月末には 1.6%、4.4%に低下した(図表 20)。

図表 20: 預金金融機関に占める預金額のシェア推移



(出所) 金融監督管理委員会「金融統計指標」より作成(2019 年 3 月 5 日閲覧)
https://www.banking.gov.tw/ch/home.jsp?id=157&parentpath=0,4&mcustomize=bstatistics_view.jsp&serno=201105120001

2. 中華郵政貯金事業

(1) 中華郵政貯金事業の特徴

リテール金融機関としての中華郵政貯金事業の特徴に、①台湾国内で最も預金残額が多いこと、②同国内で最も支店数が多いことが挙げられる。同事業の預金残高は、国内銀行最大手の台湾銀行を約 5 割上回る(2018 年 12 月末)。また、支店数も国内銀行全体(3,403 支店)の 4 割相当の 1,298 局に達している。他のリテール金融機関では農会信用部が 817 支店を展開しているが、同部は 283 機関から構成されており、1 つの農会信用部の平均支店数(2.9 支店)でみれば同事業との差は顕著である(図表 3)。

なお、中華郵政はユニバーサルサービス義務を負っており、台湾の 368 の自治体のうち 365 に郵便局を有する。高山などで人が少ない 3 地域には郵便局がないが、それらの地域では、近隣に ATM 等を配置している。郵便局は全国に拠点が多く、信頼され

ていることが強みである[25]。

(2) 預金残高、融資残高の現状

中華郵政貯金事業の預金残高は、台湾国内最大である。預金残高は 6.1 兆台湾元と、預金機関全体(42.6 兆台湾元)の約 14.2%を占めている(2018 年 12 月末)。

しかし、過去 10 年間(2008 年～2018 年)を比較すると、預金は年平均 3.8%増と預金金融機関全体の平均 4.9%を若干下回っている。

(3) 預金利子、預金条件、融資条件等の現状

中華郵政貯金事業は台湾最大の預入残高を誇ることから、同事業のコストとなる預入金利を、他行よりも高くするインセンティブは低い。実際、同事業の預入金利は、国内銀行の最大手である台湾銀行よりも低い傾向にある(2017 年 12 月)。

図表 21: 預入金利の比較(再掲)

	中華郵政貯金事業				台湾銀行			
普通貯金	0.20%				0.20%			
当座預金	0.08%				0.08%			
定期貯金	500万台湾元未満		500万台湾元以上		500万台湾元未満		500万台湾元以上	
	固定金利	変動金利	固定金利	変動金利	固定金利	変動金利	固定金利	変動金利
1ヵ月以上 3ヵ月未満	0.590%	0.590%	0.110%	0.110%	0.600%	0.600%	0.110%	0.110%
3ヵ月〃 6ヵ月〃	0.650%	0.660%	0.130%	0.130%	0.630%	0.660%	0.130%	0.140%
6ヵ月〃 9ヵ月〃	0.770%	0.780%	0.140%	0.140%	0.795%	0.835%	0.160%	0.170%
9ヵ月〃 1年 〃	0.770%	0.785%	0.160%	0.160%	0.910%	0.950%	0.190%	0.200%
1年 〃 2年 〃	1.040%	1.060%	0.210%	0.210%	1.035%	1.065%	0.230%	0.240%
2年 〃 2年 〃	1.040%	1.095%	0.220%	0.220%	1.040%	1.090%	0.250%	0.260%
3年 〃	1.040%	1.095%	0.230%	0.230%	1.115%	1.165%	0.280%	0.290%

(出所) 台湾中央銀行 http://www.cbc.gov.tw/sp.asp?xdurl=gopher/chi/busd/bkrate/banklist1.asp&ctNode=809
(2019 年 3 月 7 日閲覧)

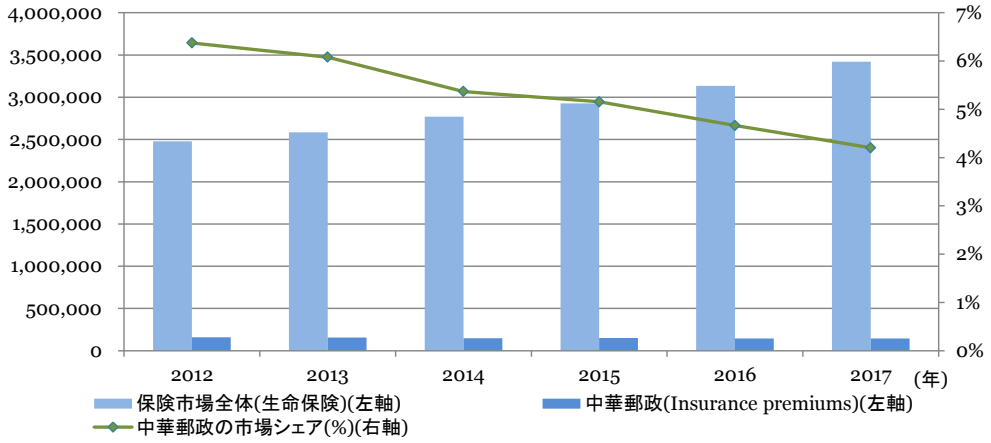
(4) 提供商品の現状

中華郵政の総収入の内、保険料収入の占める比率は高く、2017 年には 43.8%を占めている。しかし、2010 年代に入って以降、中華郵政の保険事業の業況は芳しくない。財団法人保険事業発展中心(Taiwan Insurance Institute, TII)の統計によると、台湾の生命保険市場は 2000 年から 2017 年にかけて、年率 10.7%のペースで拡大している。一方、中華郵政の保険料収入は、2011 年からは横ばいか減少傾向にある。市場全体に占める中華郵政の市場シェアも、2012 年の 6.4%から 2017 年には 4.2%[26]へと低下している。

[25]2015 年 11 月の中華郵政でのヒアリングに基づく。
[26] https://www.tii.org.tw/opencms/english/actuarial/ins3/result.html (2018 年 12 月 7 日閲覧)

図表 22: 保険料収入(生命保険)の推移

（単位：百万台湾元）



(出所)　財団法人保険事業発展中心より作成

3. 信用合作社

(1) 信用合作社の特徴

信用合作社は、日本の信用金庫、信用組合に相当する協同組織の金融機関で主に都心部に設置され、相互扶助の原則のもと、会員の資金を吸収し、会員や一般法人、個人に貸付を行う。但し、一般法人と個人に対する貸出には、政府(財政部)の承認が必要である。

他のリテール金融機関とは対照的に、信用合作社の数や店舗数は減少傾向にある。これは、都市部で業績の良い信用合作社が商業銀行へと転換したり、他方業績不振の信用合作社は 2000 年代半ばに不良債権処理を主眼とする政府指導に基づいて既存商業銀行と合併したりしたためである。2018 年 12 月末の合作社数は 23 社、支店数は 276 と、1998 年(54 社、446 支店)に比べて大幅に減っているが、2014 年以降支店数はやや増加している。

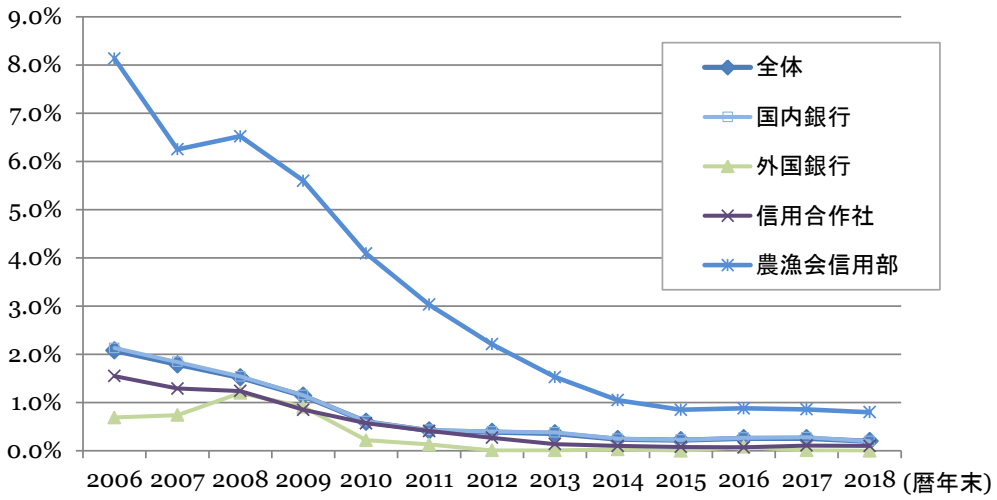
(2) 金融市場の中での信用合作社の競争力

支店数等の営業網は減っていることもあり、信用合作社全体の預金や貸出の伸びは低い。過去 10 年間(2008 年～2018 年)で見ると、預金は年平均 2.1%増、貸出は同 3.1%増であり、預金金融機関全体の平均伸び率であるそれぞれ 4.9%増、4.0%増を下回っている[27]。

一方、不良債権比率は大きく改善し、預金金融機関の平均を下回るようになった。2006 年 12 月末に 1.6%だった不良債権比率は 2018 年 12 月末には 0.1%に低下した。

[27] 金融監督管理委員会「金融統計指標」(https://www.banking.gov.tw/ch/home.jsp?id=157&parentpath=0,4&mcustomize=bstatistics_view.jsp&serno=201105120001)(2019 年 3 月 5 日閲覧)

図表 23: 金融機関(種類別)の不良債権比率の推移



(出所)　金融監督管理委員会「金融統計指標」(https://www.banking.gov.tw/ch/home.jsp?id=157&parentpath=0,4&mcustomize=bstatistics_view.jsp&serno=201105120001)表 10、(2019 年 3 月 5 日閲覧)

4.　農会・漁会信用部

(1) 農会・漁会信用部の特徴

農会・漁会信用部は、会員に限定して預金や貸付を行い、農漁業生産の促進を目的としている。同信用部では、送金業務も取り扱っている。

農会・漁会信用部は、数や支店数の減少が続いてきたが、2007 年以降は緩やかに増加している。2008 年 12 月末と 2018 年 12 月末とを比較すると、農会信用部では数は+19(264⇒283)、支店数が+4(813⇒817)、漁会信用部の数は+3(25⇒28)、支店数は+1(42⇒43)とそれぞれ増加している。

(2) 金融市場の中での農会・漁会信用部の競争力

このように営業網が 2006 年以降は若干ながら増えており、長期低落傾向に歯止めが掛かった形となっている。過去 10 年間(2008 年～2018 年)の貸出の推移を見ても、年平均伸び率が 4.7%と預金金融機関平均の 4.0%を 0.7%pt 上回っており、貸出を積極化させている様子が見て取れる。他方、預金の伸び率は過去 10 年間で年平均 2.9%増にとどまっており、預金金融機関の平均である 4.9%増を下回っている。

なお、農会・漁会信用部の上部機関として全国農業金庫(Agricultural Bank of Taiwan)が各信用部への指導、支援等を行う。また全国農業金庫は、各信用部の剰余資金の運用等を行っている。

不良債権比率は急速に低下している。依然として他の預金金融機関よりも高いことには変わりはないが、2006 年 12 月末の 8.1%から 2018 年 12 月末には 0.8%まで低下した。

5. 家計の金融資産・負債の動向

台湾の家計部門(非営利団体を含む)の資産の構成は、現預金が 39.3%、国内有価証券が 22.3%、その他資産が 38.4%となっている(2017 年 12 月末)。2007 年 12 月末比では、国内有価証券(▲4.6%pt)や現預金(▲0.8%pt)からその他資産(+5.4%pt)へのシフトが窺える。その他資産が増えた要因は、生命保険準備金や年金基金準備金など、長期性の金融資産が増えたことが背景にある。長期にわたり、家計部門の金融資産の中で最もウェイトが高いのは定期預金・外貨預金であったが、その差は次第に縮まっている。2017 年 12 月末には、生命保険準備金が最大(構成比 22.3%)で、次に定期預金・外貨預金(構成比 19.7%)となった。

家計部門(非営利団体を含む)の負債については、内訳などは不明であるが、2017 年の総額は 15.6 兆台湾元となった。同年の負債全体の伸びは前年比＋4.5%と、資産の伸び（同）＋7.8%を下回る水準で推移した。

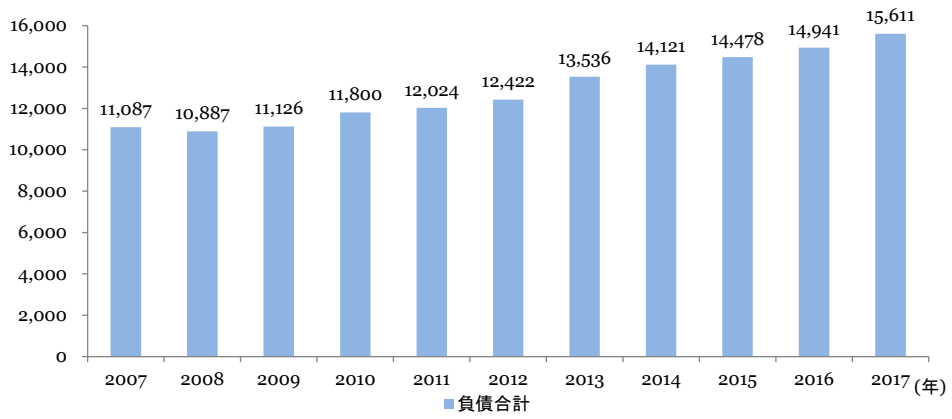
図表 24: 家計部門の資産の構成(非営利団体含む)

資産 (10億台湾元)	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2007 to 2017 年率成長率	2007 to 2017 構成比差分
現預金	21,837	23,387	24,454	25,544	26,801	28,090	29,459	31,350	33,684	35,368	36,606	5.3%	-(0.8%)
(資産比)	(40.1%)	(46.0%)	(40.8%)	(40.0%)	(42.0%)	(40.9%)	(39.9%)	(39.7%)	(40.8%)	(40.9%)	(39.3%)		
現金	525	668	729	819	932	993	1,120	1,263	1,341	1,452	1,575	11.6%	(0.7%)
当座預金	7,108	6,877	8,782	9,536	9,909	10,498	11,074	11,704	12,071	13,126	13,454	6.6%	(1.4%)
定期預金･外貨預金	12,706	14,331	13,485	13,840	14,602	15,001	15,569	16,468	17,397	17,689	18,321	3.7%	-(3.7%)
在外預金	1,498	1,511	1,458	1,349	1,358	1,598	1,696	1,915	2,875	3,101	3,256	8.1%	(0.7%)
国内有価証券	14,606	10,392	15,825	16,840	14,471	16,058	17,664	18,730	17,861	18,472	20,729	3.6%	-(4.6%)
(資産比)	(26.8%)	(20.4%)	(26.4%)	(26.4%)	(22.7%)	(23.4%)	(23.9%)	(23.7%)	(21.6%)	(21.4%)	(22.3%)		
短期証券	20	21	20	21	22	31	36	39	41	45	51	9.8%	(0.0%)
政府証券	87	94	64	54	61	53	56	65	69	46	43	-6.8%	-(0.1%)
社債	73	75	75	79	89	107	123	133	132	125	128	5.8%	(0.0%)
金融債	150	104	95	80	68	48	67	41	51	55	70	-7.3%	-(0.2%)
ミューチュアルファンド	1,202	806	1,060	1,030	968	1,073	1,086	1,118	1,105	1,120	1,207	0.0%	-(0.9%)
株式･出資金	7,622	4,363	8,743	9,330	6,960	7,860	8,827	9,025	8,204	8,603	9,862	2.6%	-(3.4%)
その他株式	5,452	4,929	5,768	6,246	6,303	6,886	7,469	8,309	8,259	8,478	9,368	5.6%	(0.0%)
その他資産	18,005	17,087	19,611	21,514	22,547	24,560	26,630	28,953	31,041	32,574	35,813	7.1%	(5.4%)
(資産比)	(33.1%)	(33.6%)	(32.7%)	(33.7%)	(35.3%)	(35.7%)	(36.1%)	(36.6%)	(37.6%)	(37.7%)	(38.4%)		
生命保険準備金	7,140	7,842	8,973	10,224	11,182	12,547	14,130	15,557	17,179	18,945	20,760	11.3%	(9.2%)
年金基金準備金	1,135	1,144	1,488	1,718	1,819	2,086	2,376	2,679	2,827	3,231	3,648	12.4%	(1.8%)
売り戻し条件付債権	514	610	417	428	558	384	218	236	322	295	182	-9.9%	-(0.7%)
貸付金(非金融機関)	95	63	60	41	60	48	42	53	65	65	57	-5.0%	-(0.1%)
その他債券	2,385	2,561	2,595	2,774	2,830	2,790	2,955	3,228	3,460	3,309	3,394	3.6%	-(0.7%)
対外直接投資	1,855	1,863	1,782	1,614	1,716	1,531	1,573	1,614	1,647	1,671	1,693	-0.9%	-(1.6%)
対外証券投資	3,337	1,913	2,454	2,667	2,231	2,787	2,652	2,597	2,515	1,926	2,572	-2.6%	-(3.4%)
その他(ネット)	1,544	1,091	1,842	2,048	2,151	2,387	2,684	2,989	3,026	3,132	3,507	8.5%	(0.9%)
資産合計	54,449	50,865	59,891	63,898	63,819	68,709	73,754	79,036	82,586	86,412	93,151	5.5%	
(資産比)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)		

(出所)　台湾中央銀行「中華民國資金流量統計」より作成。https://www.cbc.gov.tw/ct.asp?xItem=58658&ctNode=728&mp=1 (2019 年 1 月 31 日閲覧)

図表 25: 家計部門の負債（総額）の推移(非営利団体含む)

（単位：10 億台湾元）



(出所)　台湾中央銀行「中華民國資金流量統計」より作成。https://www.cbc.gov.tw/ct.asp?xItem=58658&ctNode=728&mp=1 (2019 年 1 月 31 日閲覧)

第 5 章 最近の金融動向と今後の展望

1. 最近の金融動向

(1) 政府は「金融発展行動方案」を発表

2018 年 6 月、金管会は台湾の金融市場に将来性と競争力を持たせることを目的に、「金融発展行動方案」を発表した。銀行、証券、保険、フィンテックの 4 分野についてそれぞれ具体的な数値目標を設定している[28]。

◆銀行分野について

金融機関の規模を拡大し、国際的な資産運用プラットフォームの構築を目指す。台湾のオフショア銀行部門（OBU）の資産は約 2,029 億米ドルだが、今後は商品の多様化をはかる。保有資産総額が 1 億台湾元を超える投資家に対して、資産管理サービスの差異化をはかり、金融商品をめぐる規制を段階的に緩和することで、台湾の OBU を金融センターとして活用する外資を誘致したい考えだ。

◆証券分野について

今後 2 年以内に上場企業（店頭公開を含む）を少なくとも 100 社増やすとした。また、証券会社の子会社がベンチャー企業に投資する場合、投資額が 3 億台湾元以下または資産全体の 20%以下であれば申請を不要とする。

◆保険分野について

今後 3 年以内に「保障型」と「高齢化対応」商品の割合を 6 割以上へと引き上げることを掲げた。また、政府が推進する「5+2」産業イノベーション計画に含まれる新興産業（アジアのシリコンバレー・スマート機器・グリーンエネルギー・バイオ医療・国防産業の 5 大イノベーション産業、および新農業と循環型経済）への投資額を 3 年以内に 1,500 億台湾元以上増やすことも数値目標とした。さらに、5 年以内にマイクロインシュアランス（低所得層、貧困層向けの小口保険）の被保険者数を延べ 100 万人以上に拡充することも目指す。

◆フィンテック分野について

今後 3 年で、金融イノベーション計画の申請を 1 年あたり 10 件受け付けるとした。事業を育成する際に、現行法の規制を一時的に停止する「レギュラトリー・サンドボックス」を適用し、自由度の高い金融実験場を目指す。

(2) 金融包摂（Financial Inclusion）の状況

◆政府・当局の取り組み状況

金管会において、金融包摂の推進は最も重要な任務の一つとされてきた[29]。金管会は、金融サービスの提供、金融サービスの利用、金融サービスの質といった点に関し

---

[28] 台湾行政院「金融発展行動計画」（https://www.ey.gov.tw/Page/5A8A0CB5B41DA11E/c0479fca-f3b4-42c8-a699-c67a3a7bef82）（2019 年 2 月 4 日閲覧）

[29] Financial Supervisory Commission Republic of China (Taiwan) “Promoting financial inclusion by Financial Supervisory Commission, Taiwan (FSC)”（https://www.fsc.gov.tw/en/home.jsp?id=74&parentpath=0,2&mcustomize=multimessage_view.jsp&dataserno=201611280001&aplistdn=ou=bulletin,ou=multisite,ou=english,ou=ap_root,o=fsc,c=tw&dtable=Bulletin）（2019 年 2 月 4 日閲覧）

て国際水準を満たすよう心掛けている。

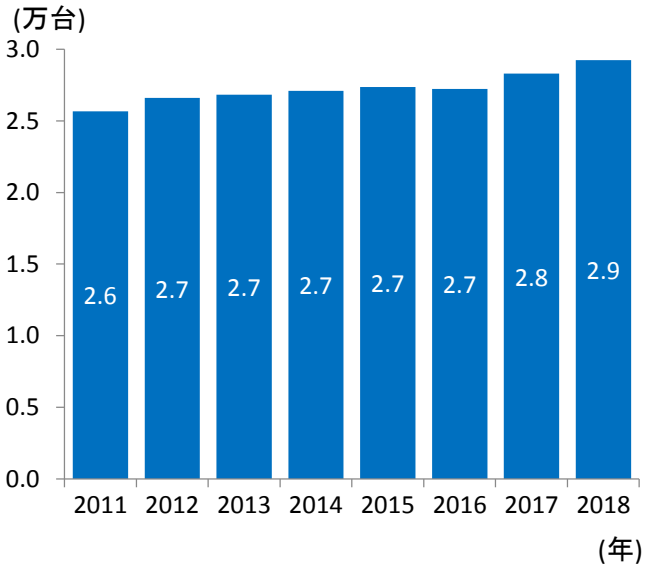
◆金融サービスの提供

2006 年に公布されている「金融機関の国内支店の管理弁法[30]」に基づき、金融機関は毎年 2 つ以上の支店の設立を申請することができない。ただし、設立を計画した場所が都市開発と農村開発のバランスを保つ場合、この制限は適用されない。

台湾の銀行による ATM 設置台数は、2018 年 10 月末時点で 29,252 台となり(図表 26)、新設台数は 2005 年以降で最高を記録した。密度で計算すると、台湾の ATM は人口約 800 人に 1 台という計算になる[31]。

金管会はさらに、車椅子利用者のニーズを満たすことの重要性についても指摘しており、新規または交換用の ATM には車椅子利用者のニーズを満たす ATM モデルが優先されるべきであると述べている。2018 年末には ATM 全体の 90%以上となる 26,412 台が車椅子利用者向けにバリアフリー化されている。また、視覚障害者のための ATM も同年には 1,259 台ほど設置されている[32]。

図表 26: ATM 設置台数



(出所) 聯合新聞網「國銀 ATM 密度 世界第一」を基に作成。
（https://udn.com/news/story/7239/3624107）（2019 年 2 月 4 日閲覧）

台湾では規模の小さい商業銀行が特定の地域の事業会社や居住者に対し、地域に密着したサービスを提供している。信用合作社や農会・漁会の信用部は小口融資を専門的に行っている。既存の金融機関の中で、マイクロファイナンスに該当する役割は充分に果たされているといえる。

---

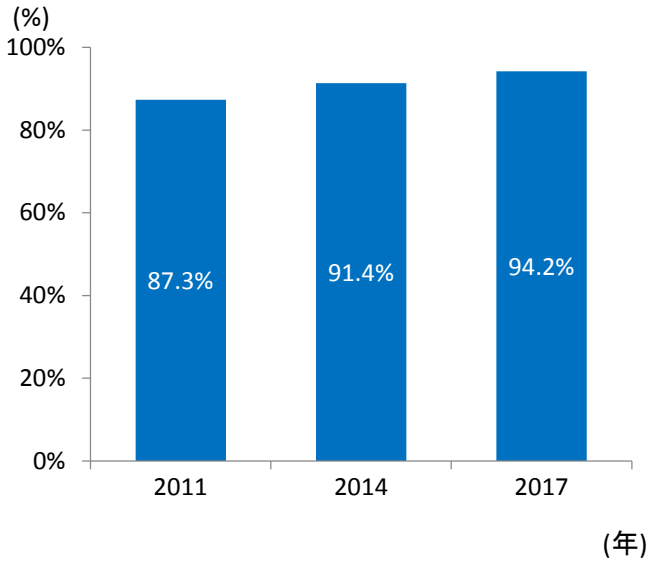
[30] 金融監督管理委員会「金融機構作業委託他人處理內部作業制度及程序辦法」
（https://law.fsc.gov.tw/law/LawContent.aspx?id=FL040528）（2019 年 2 月 4 日閲覧）
[31] 聯合新聞網（2019 年 1 月 31 日）「國銀 ATM 密度 世界第一」（https://udn.com/news/story/7239/3624107）（2019 年 2 月 4 日閲覧）
[32] 金融監督管理委員会「推動『普惠金融–樂齡扶弱』之成效」
（https://www.fsc.gov.tw/ch/home.jsp?id=96&parentpath=0,2&mcustomize=news_view.jsp&dataserno=201901310013&aplistdn=ou=news,ou=multisite,ou=chinese,ou=ap_root,o=fsc,c=tw&dtable=News）（2019 年 2 月 4 日閲覧）

台湾域内におけるマイクロファイナンスに焦点を当てた主だった活動は確認することができなかった。アフリカ等、第三国への支援活動が実施されている。例えば、台湾のボランティア団体「Token Knight Club」のマイクロファイナンスプロジェクトは、ケニアのカジャドと Kitui 地区のコミュニティに持続可能な経済発展の機会をえることを目的に活動を行っている。この活動はバングラデシュのノーベル賞受賞者ムハマド・ユヌスに啓蒙され、主に恵まれないマサイ族の農民や女性に 200 ドルのローンを提供している。マサイ族は伝統的に家父長社会であり、女性はしばしば家庭を出て働くことを禁じられているという。しかし、女性が援助を受けることにより一定の経済的自立の獲得が可能になることで、家長の承認を受けることに繋がるという効果が期待できることから、本プログラムを推進している。本プロジェクトは大学生や教員を中心に推進され、今後はさらなる進展を遂げるために NGO の設立を予定している[33]。

◆金融サービスの利用

台湾における金融包摂は、比較的高い水準にある。世界銀行の調査によると、15 歳以上の銀行口座保有率は 2017 年時点で 94.2%となっている(図表 27)。また、同様の調査では、15 歳以上の貯蓄状況をみたところ、金融機関に貯蓄していると答えた割合は 2017 年時点で 66.9%となっている(図表 28)。

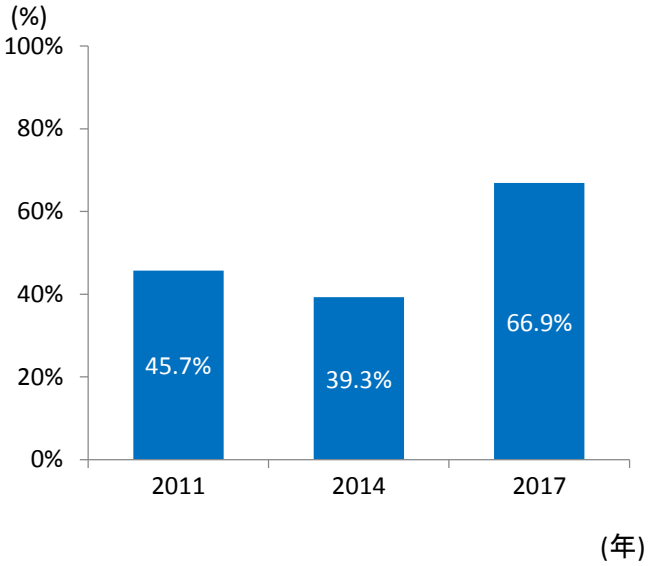
図表 27: 銀行口座保有割合



(注)　15 歳以上の銀行口座保有率。
(出所) 世界銀行, “The Global Findex Database 2017”を基に作成。
(https://globalfindax.worldbank.org/ 2018 年 2 月 4 日閲覧)

[33] Taiwan Today(2014 年 10 月報道)
(http://taiwantoday.tw/news.php?unit=10,10,23,10&post=21146)(2017 年 12 月 23 日閲覧)

図表 28：金融機関への貯蓄率



(注)　15 歳以上の金融機関への貯蓄率。
(出所) 世界銀行, “The Global Findex Database 2017”を基に作成。
(https://globalfindax.worldbank.org/ 2018 年 2 月 4 日閲覧)

◆金融サービスの質

消費者保護については、行政院消費者保護委員会（Consumer Protection Commission）が、1994 年 7 月 1 日～2011 年 12 月 31 日まで設置されていた。その後、行政院處務規程（Executive Yuan Regulations for Departmental Affairs）第 27 条に基づき、2012 年 1 月 1 日に行政院消費者保護会（Consumer Protection Committee: CPC）が新設され、消費者保護の方針や規制などについて協議している[34]。

2.　最近のリテール決済の動向

(1) キャッシュレス・モバイル決済の動向

世界銀行の調査に基づけば、台湾の 15 歳以上人口のクレジットカード保有率は近年横ばい傾向にあり、2017 年時点で 53.5%となっている。一方、デビットカードの保有率は増加基調にあり、2017 年時点で 74.4%となっている。しかしながら、クレジット・デビットの保有率いずれも、OECD 加盟国平均（クレジットカード：56.8%、デビットカード：84.2%）をやや下回っており、世界的にみてまだ普及を推進する余地があるといえる(図表 29)。

また、同様の世界銀行の調査によると、台湾で過去 1 年間に電子決済（支払または受取）を行った割合は、2017 年時点で 77.1%と世界平均の 52.3%を上回っているものの、OECD 加盟国間で台湾が分類される高所得国平均の 90.5%と比較すると、依然としてキャッシュレス化を推進する必要があるといえよう(図表 30)。

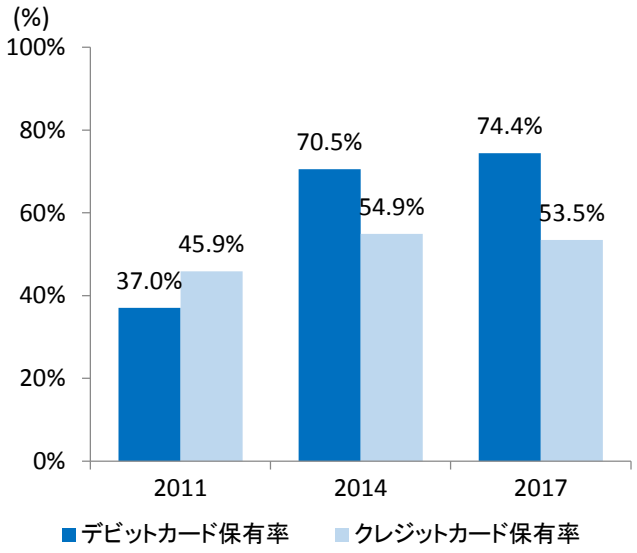
台湾でキャッシュレス化が進みにくい理由のひとつに ATM の設置台数の多さが挙

34 行政院消費者保護会「本會簡介」（2015 年 9 月 22 日）（http://webarchive.ncl.edu.tw/archive/disk36/43/79/57/29/70/201202093063/20160108/web/cpc.ey.gov.tw/cp4314.html?n=B9B4B97D1FFE77EF）（2019 年 2 月 5 日閲覧）

げられる。前節で述べた通り、台湾では約 800 人に 1 台の割合で ATM が設置されており、簡単に現金を引き出すことができるため、キャッシュレスが浸透しにくい状況にある。

こういったことを背景に、金管会は 2016 年 5 月にキャッシュレス化に向け、モバイル決済の比率を 2016 年の 26%から、5 年で 2 倍にする計画を掲げた[35]。政府は、一般の人々が身近なところで金融サービスを受けられるようにし、台湾をデジタル立国にしたいと考えているようだ。2017 年 11 月には、中華電信など通信事業者、金融機関、決済業者、小売り業者による「モバイル決済応用サービス聯盟」が発足した。さらに、頼清徳行政院長は 2025 年時点でのモバイル決済の普及率を 90%まで引き上げると表明している。

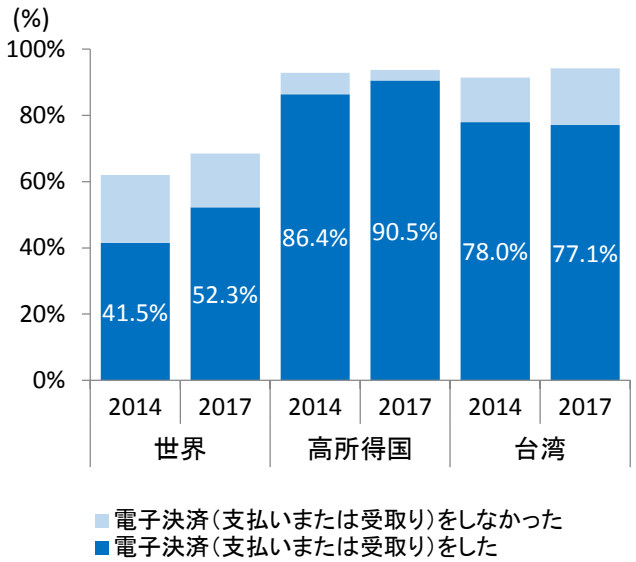
図表 29: デビットカード・クレジットカー保有率の推移



(出所)　世界銀行, “The Global Findex Database 2017”を基に作成。
(https://globalfindax.worldbank.org/ 2018 年 2 月 4 日閲覧)

35 Financial Supervisory Commission Republic of China (Taiwan) “ The FSC released FinTech Development Strategy White Paper”（2016 年 6 月 23 日）（https://www.fsc.gov.tw/en/home.jsp?id=74&parentpath=0,2&mcustomize=multimessage_view.jsp&dataserno=201608240002&aplistdn=ou=bulletin,ou=multisite,ou=english,ou=ap_root,o=fsc,c=tw&dtable=Bulletin）(2019 年 2 月 4 日閲覧)

図表 30: 過去 1 年間の電子決済（支払いまたは受取り）の状況



(出所)　世界銀行, “The Global Findex Database 2017”を基に作成。
(https://globalfindax.worldbank.org/ 2018 年 2 月 4 日閲覧)

キャッシュレス化推進の一環として政府主導で進めているのが、モバイル決済サービス「台湾 Pay」だ。台湾 Pay は「QR コード決済の統一方式」を実現したもので、台湾 Pay に対応した銀行カードを登録すると使えるようになる。台湾 Pay を推進している主要な機関には、臺灣行動支付（Taiwan Mobile Payment : TWMP）や財金資訊公司（Finaicial Information Service Co.: FISC）などがある。TWMP は、2014 年に台湾の大手決済事業者および 32 行の金融機関を中心に設立された決済サービス事業者で、クレジットカード等のモバイル決済プラットフォーム「台灣 Pay twallet+」を運営している。FISC は、中央銀行の直轄組織にあたり、台湾国内の銀行が加盟する銀行間ネットワークを運営している。また、金融情報の交換、銀行間決済のハブとなり台湾全体の金融サービスを提供するほか、決済システムのプラットフォームを構築する役割も担っている。

台湾の営業税は通常 5%であるが、2018 年 1 月にはモバイル決済利用時による店舗事業者の営業税を 2020 年まで 1%にすると発表しており、普及を後押ししている。

2018 年 10 月末までに台湾 Pay に対応しているクレジットカードやデビットカードの総数は 500 万枚を突破し、サービス開始から 1 年で決済総額が 130 億台湾元となっている。

(2) フィンテック関連政策の動向

台湾の金融業界でも先端技術を駆使した金融サービスを提供する「フィンテック」の需要が高まっている。2017 年～2020 年の国家発展計画では、フィンテックを中心とした金融イノベーションなどの構造改革の着実な推進が目標として掲げられた。また、政府は「金融科技創新実験条例（フィンテック発展およびイノベーション実験条例）」を 2018 年 1 月に公布し、同年 4 月末に施行した。

同年 9 月には「金融科技創新園区（FinTechSpace）」が正式に運用を開始した。FinTechSpace は、金管会の指導のもと、台湾金融服務業聯合総会（Taiwan Financial

Services Roundtable: TFSR）が共同資金を提供する、フィンテックに焦点を当てた台湾初の共創空間である。スタートアップ事業育成のために文字通り作業スペースを提供するだけでなく、海外のフィンテック事業者とのマッチングなどを行うハブとなることが期待されている。

金管会は同月 18 日、フィンテックによる金融サービスに実験の場を提供する「レギュラトリー・サンドボックス」第 1 号として、凱基商業銀行（ＫＧＩバンク）と中華電信によるスマートフォンでの身分認証技術を認可した。4,000 人を対象の上限とし、過去に金融機関における取引記録がなくても、中華電信の身元認証メカニズムを通すことで、ＫＧＩバンクにてクレジットカードおよび個人ローンの申請を行うことができるようになる。同実験は 12 月 5 日に開始し、期限は 1 年間とされている。

また、同月 25 日、TFSR は英国在台弁事処の代表と、フィンテック分野における協力覚書（MOU）に署名した。双方のフィンテック企業が相手市場に参入するために必要となる関連情報や協力の取得を強化し、フィンテック分野における双方の結びつきと協力を促進するほか、フィンテック分野のスタートアップによる相互交流を強化するために関連の対応方法を提示することなどが盛り込まれた。

(3) リテール決済に関する法規制の状況

仮想通貨については、アンチマネーロンダリング（AML）やテロ資金対策（CTF）のため、2018 年 11 月にマネーロンダリング防止法（洗錢防制法）が修正されている。同法は 1996 年 10 月 23 日に公布されているが、金融機関の内部統制および監査を強化するほか、仮想通貨に関する規制を含めるために修正された。

3. 今後の中華郵政貯金事業の動向

郵貯の経営形態については、今後も国営事業体として運営される公算が大きい。民間銀行から民業圧迫との批判が少ないことが背景にある[36]。

事業面においては、台湾は今後も人口の減少・少子高齢化が予想されることから、これらの社会環境や顧客ニーズの変化に応じた経営戦略や商品ポートフォリオを提供していく必要がある。預金業務では、近年は定期預金の取込み等で伸びてきたものの、持続的な新規顧客開拓による成長は難しい。このため、既存顧客に対し、他の商品をクロスセルする仕組みの組成や、ノウハウを生かしたマーケティング手法が求められている[37]。

また、2016 年に入ると、郵便局の効率的な配置の促進を検討し始めた。2016 年 2 月の現地報道に拠ると、中華郵政は預金業務のネットワーク化が進んだことに伴う措置で、同年 5 月から 1 日あたりの利用者が 100 人以下で局員も 1～2 名に過ぎない 5 局の閉鎖に着手する模様と報じている。さらに、同報道では 2017 年にも第 2 弾となる郵便局の閉鎖を中華郵政は計画していると述べている。

顧客の利便性を高める観点からは、経済関係が深まる中国大陸向けの事業の拡大や拡大する電子商取引(E-Commerce、EC)での収益機会の拡大が重要視されると予想される。中国大陸向けの事業では、2011 年 6 月 30 日から中国銀聯(China UnionPay)のキャッシュカードが中華郵政の ATM で利用できるようになった。他方、EC では、2016

[36]2015 年 11 月の現地金融機関でのヒアリングに基づく。
[37]2015 年 11 月の現地金融機関でのヒアリングに基づく。

年 7 月に、中華郵政は EC サイトで購入した商品を受け取れる新サービス「i 郵箱」を開始した。これは、EC 利用者が商品購入の際に受け取る郵便局を指定し、ATM または中華郵政のウェブサイト「e 動郵局」で決済すれば、利用者は指定した郵便局の専用ロッカーから、24 時間いつでも商品の受取が可能となるサービスである。「i 郵箱」は当初 8 ヵ所ではじめ、2017 年 12 月末には公共交通機関の駅や大学の周辺等を中心に、全域 300 ヵ所以上での導入を公表した。

＜出所資料一覧＞

【国際機関・外国機関文献・データベース】
- IMF, World Economic Outlook October 2018
- 日本国外務省ウェブサイト
- CEIC Global Database

【中央銀行・監督官庁・政府機関・銀行協会等 HP】
- 金融監督管理委員会銀行局「金融統計指標」(2018 年)
- 金融監督管理委員会銀行局「銀行法」
- 台湾中央銀行「中華民國資金流量統計」
- 台湾中央銀行「Local Branches of Foreign Banks (Taipei Branch Only)」
- 台湾中央銀行「金融機構一覧表」
- 中華民国信用合作聯合社のウェブサイト
- 中央預金保険公社「Deposit Insurance Act」(2010 年 12 月改訂版)
- 中央預金保険公社「アニュアルレポート(2013 年、2014 年、2017 年)」
- 国家発展委員会「国家発展計画書」
- 行政院「金融発展行動方案」（2018 年 6 月 14 日）
- 台湾財政部「営業税申報」

【論文・雑誌・業界紙】
- Taipei Times, “Cross-strait postal remittance service to begin in mid-February” (2008 年 12 月 29 日)
- 聯合新聞網「國銀 ATM 密度 世界第一」（2019 年 1 月 31 日）

【郵便公社・郵貯等 HP】
- 中華郵政「アニュアルレポート(2010 年～2017 年)」
- 中華郵政「フィナンシャルレポート」（2012 年～2017 年）
- 中華郵政「WebATM」
- 中華郵政「郵便貯金法」
- 中華郵政「公司簡介」
- 郵政儲蓄銀行「Interest Rates of Postal Services」

【民間金融機関等 HP】
- 台湾銀行ウェブサイト
- 兆豊国際商業銀行ウェブサイト
- 兆豊金融控股股公司ウェブサイト
- 台湾土地銀行ウェブサイト
- Citibank Taiwan ウェブサイト

VII. 中華人民共和国
(People's Republic of China)

＜目次　～中国～＞

第 1 章　市場環境の特徴 2
第 2 章　金融制度概要 3
1.　金融機関の種類 3
(1)　政策銀行（policy banks） 6
(2)　商業銀行（commercial banks） 6
(3)　中小農村金融機関（small- and medium-sized rural financial institutions） 9
2.　監督官庁と指導体制 9
3.　中国の金融制度の特徴 11
4.　預金保険制度の枠組み 12
5.　個人資産運用に関わる税制全体の中での預貯金税制 13
第 3 章　郵便貯金の概要 14
1.　設立目的・沿革概要 14
2.　組織・経営形態 15
(1)　経営形態 15
(2)　金融サービス提供の形態 18
(3)　窓口取扱時間 19
3.　主な業務内容 20
(1)　預金業務概要 20
(2)　資金運用方法 21
(3)　貸付業務概要 21
(4)　送金・決済業務概要 21
(5)　国際業務概要 21
(6)　付随業務概要 21
4.　会計基準と財務諸表 22
第 4 章　金融セクターにおけるリテール金融機関の特徴 23
1.　中国郵政儲蓄銀行 23
(1)　中国郵政儲蓄銀行の特徴 23
(2)　金融市場の中での中国郵政儲蓄銀行の競争力 23
2.　都市商業銀行 24
(1)　都市商業銀行の特徴 24
(2)　金融市場の中での都市商業銀行の競争力 25
3.　中小農村金融機関 26
(1)　中小農村金融機関の特徴 26
(2)　金融市場の中での中小農村金融機関の競争力 28
4.　金融セクターにおけるリテール金融機関の位置付け 29
5.　家計の金融資産、負債の動向 29
第 5 章　最近の金融動向と今後の展望 32

1. 最近の金融動向 32
(1) 民営銀行の新設 32
(2) 金融包摂に関する政策動向 33
(3) 金融包摂の進展状況 35
2. 最近のリテール決済の動向 38
(1) モバイル決済の発展状況 38
(2) リテール決済におけるキャッシュレス化の進展状況 42
(3) リテール決済に関する法規制の動向 43
3. 郵便貯金の今後の動向 47

＜略語集＞

略語	原語（英語）	日本語訳
銀監会	China Banking Regulatory Commission	中国銀行業監督管理委員会
銀保監会	China Banking and Insurance Regulatory Commission	中国銀行保険監督管理委員会
人民銀行	People's Bank of China	中国人民銀行
郵儲銀行	Postal Savings Bank of China Corporation Limited	中国郵政儲蓄銀行
郵政集団	China Postal Group	中国郵政集団
全人代	National People's Congress of the People's Republic of China	全国人民代表大会

第 1 章　市場環境の特徴

図表 1: 中国の概要

分類	項目		
一般事情	面積	960 万平方キロメートル	
	人口	13 億 9,698 万人（2018 年、IMF 推計）	
	首都	北京	
	民族	漢民族（総人口の約 92%）及び 55 の少数民族	
	言語	漢語（中国語）	
	宗教	仏教、イスラム教、キリスト教など	
	在留邦人数	12 万 4,162 人（2017 年 10 月） 香港・マカオを含む	
政治体制・内政	政体	人民民主共和制	
	元首	習近平国家主席	
	議会	全国人民代表大会	
	首相	李克強	
経済	主要産業	繊維、食品、化学原料、機械、非金属鉱物	
	GDP	14 兆 0,925 億ドル（2018 年、IMF 推計）	
	1 人あたりの GDP	10,088 ドル（2018 年、IMF 推計）	
	実質 GDP 成長率	6.6%（2018 年、IMF 推計）	
	通貨	人民元　1ドル＝6.85 元、1 元＝16.17 円（2018/8/31）	

(出所) IMF、中国人民銀行公示相場、外務省等をもとに作成

図表 2: 中国の主要経済指標

	単位	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
人口	万人	132,802	133,450	134,091	134,735	135,404	136,072	136,782	137,462	138,271	139,008	139,698
名目GDP	億ドル	46,043	51,217	60,664	75,221	85,704	96,350	105,345	112,262	112,218	120,146	140,925
1 人あたりGDP(名目)	ドル	3,467	3,838	4,524	5,583	6,329	7,081	7,702	8,167	8,116	8,643	10,088
実質GDP成長率	%	9.6	9.2	10.6	9.5	7.9	7.8	7.3	6.9	6.7	6.9	6.6
消費者物価上昇率	%	5.9	-0.7	3.3	5.4	2.6	2.6	2.0	1.4	2.0	1.6	2.5
経常収支	GDP比%	9.1	4.8	3.9	1.8	2.5	1.5	2.2	2.7	1.8	1.4	1.2
財政収支	GDP比%	0.0	-1.7	-0.4	-0.1	-0.3	-0.8	-0.9	-2.8	-3.7	-4.0	-4.1
政府債務	GDP比%	27.0	34.3	33.7	33.6	34.3	37.0	39.9	41.1	44.3	47.8	51.2

(出所) IMF "World Economic Outlook April 2018"をもとに作成

第 2 章　金融制度概要

現在の中国の商業銀行は「商業銀行法（2015 年改正施行）」を根拠法としている[1]。その他、政策銀行は 1993 年「金融体制改革に関する決定」[2]および 1994 年「国家開発銀行の設立に関する通達」、「中国輸出入銀行の設立に関する通達」、「中国農業発展銀行の設立に関する通達」に基づき設立され[3]、農村金融機関については 1996 年「農村金融体制改革に関する決定」などにおいて、それぞれ規定されている。

1.　金融機関の種類

中国が 1978 年 12 月に「改革・開放」路線へ転換し、近代化に邁進し始めて既に 40 年が経過した。

改革開放の実施と市場原理の重視に伴い、財政機能が後退し、金融機能の重要性が注目されるようになった。1979 年から中国政府は、事実上中央銀行に相当する中国人民銀行（People's Bank of China，人民銀行）1 行だけで全ての金融業務をカバーする体制の変革を急務とし、金融機関の整備を急いだ。現在、中国では図表 3 のように、中国共産党・国務院の下で、銀行、ノンバンク、証券、保険の金融機関の体系を形成している。これは、2009 年 11 月に人民銀行が「金融機関のコーディング規範」[4]を発表し、これまで金融機関の分類を統一したことに基づく。

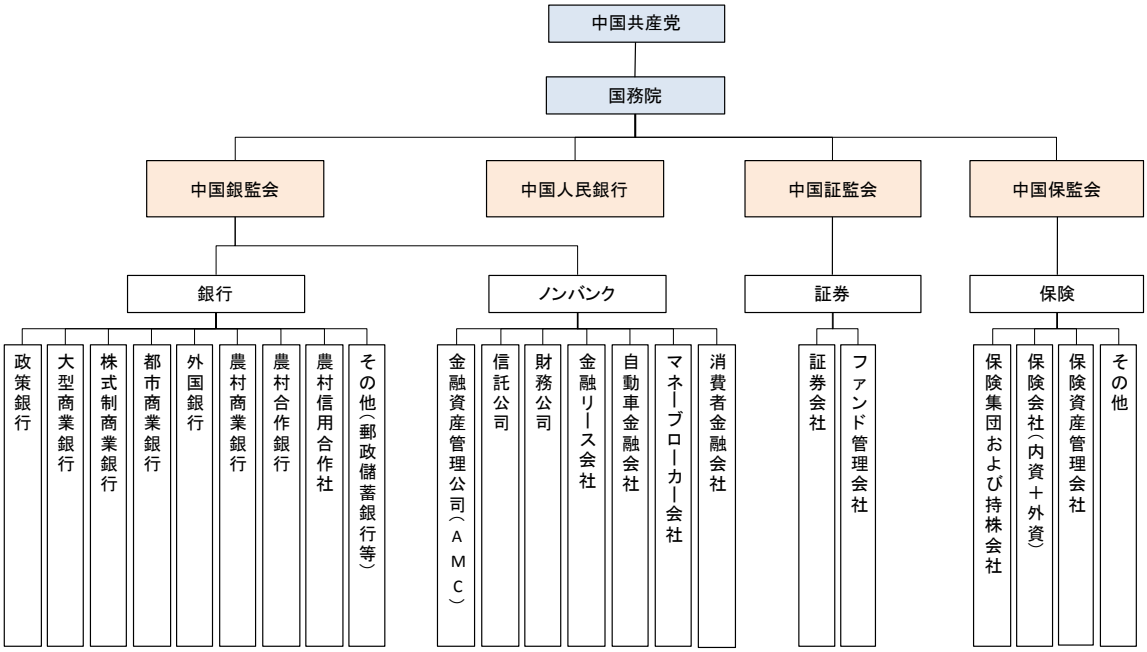
同規範に従えば、銀行業預金性金融機関には、政策銀行（3 行）、大型商業銀行（5 行）、株式制商業銀行（12 行）、都市商業銀行（134 行）、郵政儲蓄銀行（1 行）、外国銀行（39 行）、農村商業銀行（1,114 行）、農村合作銀行（40 行）、農村信用合作社（1,125 行）などが含まれる（図表 4）。

中国には、政策銀行、大型商業銀行、株式制商業銀行、都市商業銀行などの銀行業預金性金融機関、財務公司、金融リース会社、信託会社等のノンバンクを含む金融機関が全体で 4,398 機関あり、従業員は 409 万人である（2016 年末）。金融機関全体の総資産は、232 兆 2,532 億元あるが、そのうち、商業銀行（大型商業銀行、株式制商業銀行、都市商業銀行、外国銀行、農村商業銀行）の総資産が全体の 77.96%を占めている[5]。特に、大型商業銀行（ビッグ 5：中国工商銀行、中国建設銀行、中国銀行、中国農業銀行、交通銀行）の資産規模は 92 兆 8,145 億元と、全体の 36.8%を占めている（2017 年末）。中国の金融機関の規制当局である中国銀行保険監督管理委員会（China Banking and Insurance Regulatory Commission，銀保監会）の分類を基にした、金融機関の概要は図表 4 の通りである。

---

1 「商業銀行法」は 1995 年公布施行後、2003 年、2015 年に 2 度の改正が行われた。
2 http://www.scio.gov.cn/zhzc/6/2/Document/1070933/1070933.htm　（閲覧日：2018 年 10 月 10 日）
3 路国英、張治安主編『中国金融法律知識手冊』（1996 年）p.57-62、中国金融学会編『中国金融年鑑 1995』p.65-74
4 「金融機関のコーディング規範」は金融機関を銀行業金融機関、証券業金融機関、保険業金融機関に分類したうえで、取引と決済性金融機関、金融持ち株会社とその他の金融機関を付け加えた。うち、銀行業金融機関を更に銀行業預金性金融機関と銀行業非預金性金融機関に細分した（童適平『中国の金融制度』（2013 年）、p.27）。
5 中国銀行保険監督管理委員会「2017 年総資産、総負債」を基に作成（閲覧日：2018 年 10 月 3 日）。
http://www.cbrc.gov.cn/chinese/home/docView/44E986F2C2344E508456A3D07BC885B6.html

図表 3: 中国の金融システム体系



（注）銀監会と保監会が統合し、銀保監会が発足したものの、2018 年 10 月時点において 2017 年のアニュアルレポートは未公表
（出所） 中国銀行業監督管理委員会（銀監会）「アニュアルレポート（2016 年）」を基に作成

図表 4: 中国の銀行業金融機関（banking institutions）の業態分類（2016 年末）

業態		銀行数（シェア）	総資産(億元)（シェア）	根拠法	特徴
政策銀行 (policy banks) 国家開発銀行 (China Development Bank, CDB)		3 0.07%	229,935 9.90%	「金融体制改革に関する決定」(1993年)、「国家開発銀行監督管理弁法」(銀監会令2017年第2号)、「中国輸出入銀行監督管理弁法」(銀監会令2017年第3号)、「中国農業発展銀行監督管理弁法」(銀監会令2017年第4号)	国有商業銀行が担っていた政策融資業務を引き継ぎ設立。中国国家開発銀行、中国輸出入銀行、中国農業発展銀行の3行がある。
商業銀行 (commercial banks)	大型商業銀行 (large commercial banks)	5 0.11%	865,982 37.29%	商業銀行法（2015年改正施行）	預金の預入及び貸出ともに、業態としては最大規模。1994年以前は政策融資も行なっていた。2004年以降株式会社化を実施し、現在は上場企業である。
	株式制商業銀行 (joint-stock commercial banks)	12 0.27%	434,732 18.72%		預金の預入及び貸出。最低登録資本10億元以上。
	都市商業銀行 (city commercial banks)	134 3.05%	282,378 12.16%		都市商業銀行は比較的新しい銀行で、多くは都市信用組合から形態を変更した。1990年代に地方政府が5,000の都市信用合作社**(urban credit cooperatives)を合併・再編成したことで誕生した。最低登録資本1億元以上。
	民営銀行 (private banks)	8 0.18%	N.A		民間事業法人の出資で設立される銀行。2015年に解禁された。
	外資銀行等 (foreign banks)	39 0.89%	29,286 1.26%		中国で銀行免許を交付された外国銀行の現地法人、支店等。
	農村商業銀行 (rural commercial banks)	1,114 25.33%	202,680 8.73%		経済が比較的発展した沿海地域・大都市の郊外に集中。農村地域に立地し、農村金融を主要内容とする。また、資産規模が大きく比較的健全な農村信用合作社を統合し、設立。預金の預入及び貸出。最低資本金5,000万元のほかに、資産規模は10億元以上、不良債権比率は15%以下、自己資本比率は8%以上であることも必須条件。

(注 1) 農村商業銀行は、区分上商業銀行と中小農村金融機関の両者に含まれる。次頁もあわせて参照。

中小農村金融機関 (small- and medium-sized rural financial institutions)	農村合作金融機関 (rural cooperative financial institutions)	農村合作銀行 (rural cooperative banks)	40 0.91%	4,359 0.19%	1996年の「農村金融体制改革に関する決定」により業態の定義を規定。	農村信用合作社より派生。農村合作銀行は、協同組合制と株式制の性格をあわせ持った金融機関で、資本金(最低資本金2,000万元以上、自己資本比率4%以上）は、組合員の資格を取得するための「資格株」と、資格株の基礎のうえに出資して形成される「投資株」とによって構成される。
		農村信用合作社 (rural credit cooperatives)	1,125 25.58%	79,496 3.42%		1950年代の農村合作運動の中で設立され、農村地域の小規模企業、個人への融資の重要な役割を果たしてきた。しかし、所有形態が明確でない、企業ガバナンスが不十分等により不良債権発生による損失等の問題が発生。現在、改革途上であるが、その過程で経営形態を銀行に変えようとの動きがある。 1997年9月15日公布、施行の『農村信用合作社管理規定』(銀発[1997]390号)第2条で「中国人民銀行の認可を得て設立され、社員持分から成り、社員の民主管理を実行し、主に社員に金融サービスを提供する農村合作金融機関である」とされ、第9条で登録資本金は一般に100万元以上とされている。
	新型農村金融機関 (new-type rural financial institutions)	村鎮銀行 (village or township banks) **貸出公司** (lending companies) **農村資金互助社** (rural mutual cooperatives)	1,504 34.20%	95,072 4.09%		新型農村金融機関は主に中西部地域で農家や中小企業向けの金融サービスを提供。2014年末で、村鎮銀行のうち、62%は中西部に設置されている。2007年1月22日公布、施行の『村鎮銀行管理暫定規定』(銀監発〔2007〕5号)の第8条で県(市)に設立する村鎮銀行の登録資本金は300万元以上、郷(鎮)に設立する村鎮銀行の登録資本金は100万元以上とされている。また、第25条に「村鎮銀行の最大の株主或いは唯一の株主は銀行業金融機関でなければならない。最大の銀行業金融機関の持株比率は全体の20%以上」とある。 また、同日公布、施行の『農村資金互助社管理暫定規定』(銀監発〔2007〕7号)の第9条で県(市)に設立する農村資金互助社の登録資本金は30万元以上(払込資本金)、郷(鎮)に設立する農村資金互助社の登録資本金は10万元以上(同上)とされている。さらに同日公布、施行の『貸出公司管理暫定規定』(銀監発〔2007〕6号)、第8条で貸出公司の登録資本金は50万元以上(払込資本金、一括払い)とされている。また、第2条で貸出公司は国内商業銀行或いは農村合作銀行が全額出資する有限責任公司であるともされる。
中国郵政儲蓄銀行 (Postal Savings Bank of China)			1 0.02%		商業銀行法（2015年改正施行）	2011年株式会社制度を導入し、2012年に中国政府の許可を得て中国郵政儲蓄銀行株式会社として正式に発足。取扱局39,900、うち、70%は地方の郡又はそれ以下の単位に配置。 なお、上記70%は規定ではなく、現状説明。2016年9月9日同行発表によれば、「同行の全国拠点数は4万か所を超え、県または県以下の拠点数は全体の71%を上回り、県レベルのカバー率は99%近くに上っている」とある。
中徳住房儲蓄銀行 (Sino-German Bausparkasse)			1 0.02%	N.A		2004年にドイツのBausparkasse Schwaebisch Hall AGと中国建設銀行の合弁企業として設立され、住宅金融を提供。
ノンバンク (non bank financial institutions)			412 9.37%	79,311 3.41%		
計			4,398	2,322,532		

(注 1)　前頁の通り。

(注 2)　ノンバンク（金融機関の数）は、金融資産管理公司（4）、信託会社（68）、財務公司（236）、金融リース会社（56）、マネーブローカー会社（5）、自動車金融会社（25）、消費者金融会社（18）がある

(出所)　銀監会「アニュアルレポート（2016 年）」を基に作成（閲覧日：2018 年 8 月 31 日）
http://www.cbrc.gov.cn/chinese/home/docView/FDF4A782E9E34140B13ACFFE774FAB1A.html
農村商業銀行、農村合作銀行の最低資本金等の条件は 2003 年 9 月 12 日付中国銀行業監督管理委員会(銀監会)公布、同日施行の(銀監発[2003]10 号)『農村商業銀行暫定管理規定』の第 8 条、『農村合作銀行暫定管理規定』の第 9 条に各々規定されている。

(1) 政策銀行（policy banks）

1994 年に中国政府は国有商業銀行の経営健全化を図るため、政策性金融業務を国有商業銀行から切り離し、政策銀行を設立した。中国政府が主導する貿易金融やインフラプロジェクトへの融資を主要とする業務を国有商業銀行から引き継いだ形になっている。政策分野別に国家開発銀行（China Development Bank）、中国輸出入銀行（Export-Import Bank of China, China Exim Bank）、中国農業発展銀行（Agricultural Development Bank of China）の 3 行が設立された。

2017 年、国家開発銀行は、インフラ投資、教育資金の提供などで農村の貧困脱却を支援し、また「一帯一路」戦略に沿い計 176 億米ドルの関連融資を行なった[6]。中国輸出入銀行は、「一帯一路」建設など中国政府の対外戦略の実施に貢献したほか、プラントやハイテク製品等の輸出を支援し、中国製品の国際競争力を向上させた[7]。一方、中国農業発展銀行は、国の食糧安全、貧困脱却、農業の近代化、「三農(農業、農村、農民)」支援等で成果を上げた[8]。

(2) 商業銀行（commercial banks）

商業銀行では保険商品の販売は認められているが、証券取引業務と信託投資、自用に供する以外の不動産への投資や銀行以外の金融機関及び企業への投資は原則、禁止されている[9]。

① 大型商業銀行（large commercial banks）

1979 年から開始された経済改革の一環として、1983 年当時、中国財政部の一部であった人民銀行が中国唯一の銀行として併せて持っていた中央銀行機能と商業銀行機能（モノバンク制度）を分離した。商業銀行機能を担う銀行として、中国工商銀行（Industrial and Commercial Bank of China）、中国農業銀行（Agricultural Bank of China）、中国銀行（Bank of China）、中国建設銀行（China Construction Bank）の個別の専門分野を持つ 4 行の国有銀行が設立された。これにより、人民銀行は中央銀行としての機能（金融政策、金融機関の規制等）に特化した業務を担当することとなった。中国銀行保険監督管理委員会（銀保監会）によると、これら 4 行に交通銀行（Bank of Communications）を加えた 5 行が大型商業銀行とされている。

2001 年末の WTO 加盟以来、中国の金融改革は、①グローバル資本市場のビジネス展開、②透明性や情報開示を含む企業統治の強化、③自己資本の強化などを狙って国営企業から株式会社に転換させ、新規株式公開（IPO）計画を打ち出した。2005 年以降、大型商業銀行の新規株式公開（IPO）が香港・上海の株式市場で相次いで実現した。2005 年及び 2007 年の上場で中国建設銀行は 1,326 億元、2006 年に中国銀行は 1,100 億元、2006 年に中国工商銀行は 1,732 億元の資金をそれぞれ調達した。中国農業銀行も 2010 年 7 月に IPO を実施し、資金調達額はドル建てでは当時史上最大となる 1,487 億元（221 億ドル）を記録した。

なお、1994 年に、これら大型商業銀行から政策に直結する融資機能を分離して設立

6 国家開発銀行「アニュアルレポート（2017 年）」p.48
7 中国輸出入銀行「中国輸出入銀行、2018 年全行工作会議を開催」
http://www.eximbank.gov.cn/tm/Newlist/index_343_30738.html （閲覧日：2018 年 10 月 4 日）
8 中国農業発展銀行「アニュアルレポート（2017 年）」p.16-37
9「中華人民共和国商業銀行法（2015 年改正施行）」。
http://www.npc.gov.cn/wxzl/gongbao/2015-11/10/content_1951895.htm （閲覧日：2018 年 10 月 3 日）

されたのが、前述の政策銀行である。

② 株式制商業銀行（joint-stock commercial banks）・都市商業銀行（city commercial banks）

商業銀行は最低登録資本によって業態が決まる一方で、提供できる商品の内容等については、詳細に区別されていない。商業銀行法によれば、業種別の最低登録資本については、株式制商業銀行は 10 億元、都市商業銀行では 1 億元とされている。株式制商業銀行は、1978 年の中国政府による「改革・開放政策」の導入を契機とした、金融産業生成の過程で誕生し、企業や地方政府などの出資によって設立された。日本の第一地銀に相当する。本店は、北京、上海、広東省、福建省など沿海部の大都市に置かれ、更にそこから全国的に展開している。

都市商業銀行は、以前小規模な形で存在していた協同組織の都市信用合作社を起源とし、都市部で地域密着型金融サービスを提供している。リテール業務を主としている。

③ 外資銀行等[10]（foreign banks）

2001 年の中国の WTO 加盟を機に、それまで営業地域や顧客に対する外国銀行[11]への厳しい制限が緩和され、外国銀行による現地法人の設立が許可されるようになった。2014 年 11 月に公表された国務院による「中華人民共和国外資銀行管理条例」の改正においては、①外国銀行が中国で外商独資銀行、中外合弁銀行（本店）を設立した後に支店を設置する場合、本店から支店への運営資金の最低限度額を規制しない（従来は最低 1 億人民元が必要）こと、②外国銀行が中国で外商独資銀行や中外合弁銀行及び初めての外国銀行支店を設立するに際し、代表処(駐在員事務所)を設置してから 2 年以上経過していることを前提条件としないこと、 ③人民元取引業務の申請条件としての中国における開業年数を 3 年以上から 1 年以上に短縮するとともに、2 年連続の黒字要求も免除するなど、外国銀行の市場参入条件に関する緩和措置を実施した[12]。

2017 年 3 月、銀監会（当時）は「外資銀行の一部業務展開に関する事項についての通達」（銀監弁発[2017]12 号）を公布し、外商独資銀行および中外合弁銀行による国債引受業務の展開につき、行政許可の取得を経ずに実施することを認めたほか、財務顧問等のアドバイザリー業務についても、行政許可を不要とするなど、外資銀行業務に対する規制緩和を行った[13]。

2018 年 2 月、銀監会（当時）は「『中国銀監会の外資銀行行政許可事項実施弁法』を改正することに関する決定」（中国銀行業監督管理委員会令 2018 年第 3 号）を公布し、外資銀行が中国国内の銀行業金融機関に資本参加することが可能であることを明確化し、中国資本銀行と外資銀行の市場参入の同一化を図った[14]。

---

[10] 本稿では、「外資銀行」は外国の金融機関が中国国内に設立した外商独資銀行、中外合弁銀行等のことを指す。
[11] 本稿では、「外国銀行」は外国（中国以外の国・地域）において銀行業を営む金融機関のことを指す。
[12] http://www.gov.cn/zhengce/content/2014-12/20/content_9309.ht （閲覧日：2018 年 10 月 4 日）
[13] http://www.cbrc.gov.cn/chinese/home/docDOC_ReadView/3836565C4DF4456C94C1B569DAF4BB4A.html （閲覧日：2018 年 10 月 3 日）
[14] 「中国国内の銀行業金融機関」とは、中国内に設立された商業銀行、農村合作銀行、農村信用合作社などの預金取扱金融機関および政策銀行を指し、また中国内に設立された金融資産管理会社、信託会社、企業集団財務公司、金融リース会社、自動車金融会社、マネーブローカー会社、消費者金融会社および銀監会の承認を受けて設立されたその他の金融機関に対しても「銀行業金融機関」と同じ規定が適用される（第 62 条）。
http://www.cbrc.gov.cn/chinese/home/docDOC_ReadView/3C40D56C31DB4A9595382D03E36CA78B.html （閲覧日：2018 年 10 月 3 日）

2018 年 4 月 10 日、中国・海南島で開催されたボアオアジアフォーラムにおいて習近平国家主席は基調講演を行い、対外開放は基本的国策であり、中国が質の高い発展を遂げるためには必要不可欠な政策であると明言し、対外開放を推進する姿勢を示した。金融市場の対外開放は、その重点施策の 1 つに位置付けられ、外資規制緩和を着実に実行に移す方針が示された[15]。習主席の講演を受け、中国人民銀行の易綱総裁は翌 11 日に、金融業における外資参入規制緩和の具体策を発表し、銀行業については、中国資本の銀行・金融資産管理会社に対する外資出資比率規制を撤廃するほか、外資銀行の業務範囲を拡大する方針を明示した[16]。

上述の易綱総裁の発言を受け、銀保監会は 2018 年 4 月 27 日付で「外資銀行の市場参入をさらに緩和することについての通達」（銀保監弁発[2018]16 号）を公布し、銀監弁発[2017]12 号において認められていた国債引受業務のほか、外資銀行による政府債券の代理発行、引受業務等の展開につき、行政許可の取得を経ずに実施することを認め、外国銀行が中国国内に複数の支店を有している場合における人民元業務およびデリバティブ商品の取扱につき規制緩和を行い、外資銀行の業務範囲拡大を実行に移した[17]。

さらに銀保監会は 2018 年 8 月 17 日付で公布した「一部規定を廃止または改正することに関する決定」（中国銀行保険監督管理委員会令 2018 年第 5 号）において、「国外金融機関による中国資本金融機関への投資、資本参加に関する管理弁法」（中国銀行業監督管理委員会令 2003 年第 6 号）を廃止し、従来、外資による中国資本銀行および金融資産管理会社への資本参加について設けられていた出資比率上限規制（単独出資：20%、共同出資：25%）を撤廃した。

現在、中国において 14 ヵ国・地域の外国銀行が 39 の中国現地法人（外資 100%銀行 37 行、合弁銀行 1 行を展開しており、315 支店が設けられている（2016 年末）。加えて 26 ヵ国からの外国銀行 68 行が合計 121 支店を開設しているほか、145 の外国銀行が 166 ヵ所の駐在員事務所を設けている。外国銀行は中国 27 省 70 の都市において事業を展開し、地域の中小企業向けの金融サービス提供を通じて中国企業のグローバル化や地域経済の振興を支援している。外国銀行の総資産は 2.9 兆元となり、全銀行資産の 1.3%を占めている（2016 年末）[18]。

近年、香港・マカオや台湾の金融機関による中国への進出が活発となっている。背景には、中国と香港・マカオや台湾との間における経済協力の強化がある。2003 年 6 月、中国は香港・マカオとの間で「経済連携緊密化協定」（Closer Economic Partnership Arrangement）を締結し、2004 年から 2013 年までの 10 年において、毎年、補充協定を締結し、サービス貿易に関する開放措置の拡大や、貿易・投資の利便化措置を進めた[19]。2015 年 11 月には「サービス貿易協定」に調印し、2016 年 6 月より施行した[20]。

---

15 http://www.xinhuanet.com/fortune/boao2018kms/index.htm#wzsl （閲覧日：2018 年 10 月 4 日）

16 http://www.pbc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/3517821/index.html （閲覧日：2018 年 10 月 4 日）

17 「外資銀行」には、関連規定に基づき中国国内に設立された外商独資銀行、中外合弁銀行、外国銀行支店等が含まれる（第 1 条）。
http://www.cbrc.gov.cn/chinese/newShouDoc/18BA9972B7AB41DF83715BD2A2D54AF0.html （閲覧日：2018 年 10 月 3 日）

18 中国銀行業監督管理委員会（銀監会）「アニュアルレポート（2016 年）」（閲覧日：2018 年 8 月 31 日）
http://www.cbrc.gov.cn/chinese/home/docViewPage/110007.html

19 【香港】https://www.tid.gov.hk/tc_chi/cepa/legaltext/cepa_legaltext.html （閲覧日：2018 年 10 月 4 日）
【マカオ】http://www.cepa.gov.mo/cepaweb/front/itemI_2.htm （閲覧日：2018 年 10 月 4 日）

20 【香港】https://www.tid.gov.hk/tc_chi/cepa/legaltext/cepa13.html （閲覧日：2018 年 10 月 4 日）
【マカオ】https://www.economia.gov.mo/zh_CN/web/public/pg_cepa_cepa_acs?_refresh=true （閲覧日：2018 年 10 月 4 日）

「サービス貿易協定」では、香港・マカオのサービス提供者に対して、内国民待遇での市場参入を認めるネガティブリスト方式を採用したほか、香港・マカオのサービス提供者が中国本土で銀行業を展開する場合に、その他の外国投資家に比べて総資産に関する要求が引き下げられているほか、人民元取引業務の取扱における開業年数の要求が撤廃されているなど、優遇措置も設けられている。

中国と台湾との間では、2009 年に中国・台湾間金融協力協定（cross-strait financial cooperation agreement）及び銀行監督協力（banking supervisory cooperation）に関する覚書が締結され、定期的な意見交換の実施や、協力の拡大が進められている。2016 年、台湾の銀行は中国本土において新たに 1 現地法人と 6 銀行支店の設立が認可され、3 支店の設立準備が認可された。同年末台湾の銀行は、計 14 行が中国本土に拠点を設けており、3 現地法人(その下部に 9 支店と 17 のサブブランチを有する)、28 銀行の支店(その下部に 11 のサブブランチを有する)、駐在員事務所 3 ヵ所を有し、営業拠点合計は 68 ヶ所となる[21]。

④　農村商業銀行（rural commercial banks）

農村商業銀行は農村地域で事業を展開する銀行である。商業銀行法を根拠とし、区分上も商業銀行に含まれるが、同時に中小農村金融機関（後述）区分にも包含される。

(3)　中小農村金融機関（small- and medium-sized rural financial institutions）

中小農村金融機関は、伝統的な農村合作金融機関と、新型農村金融機関に大別される。いずれもリテール業務を主としている。

農村合作金融機関は、農村商業銀行（rural commercial banks）、農村合作銀行（rural cooperative banks）、農村信用合作社（rural credit cooperatives）の総称である。これらは全て 1950 年代以降各地で設立された農村信用合作社を起源とする。

新型農村金融機関は、村鎮銀行（village/township banks）、農村資金互助社（rural mutual cooperatives）、貸出公司（lending companies）の総称である。農村信用合作社を起源とする農村合作金融機関と異なり、2000 年代後半以降、農村における金融拠点網整備の一環として新たに設立されたものである。

2.　監督官庁と指導体制

従来、中国人民銀行（人民銀行）が、銀行部門の規制・監督業務を担当していたが、経済改革の一環として同行は通貨政策の制定、実行のみを担当することになり、銀行部門の許可・監督する業務については、独立した組織が担当することとし、2003 年に銀行業監督管理法（2003 Banking Supervision Law）により、中国銀行業監督管理委員会（銀監会）が国務院直属機関として設置された。

なお、同委員会の他に、1992 年に中国証券監督管理委員会（China Securities Regulatory Commission）が設置され、1998 年に中国保険監督管理委員会（China Insurance Regulatory Commission）が設置された。

[21] 銀監会「アニュアルレポート（2016 年）」（閲覧日：2018 年 8 月 31 日）
http://www.cbrc.gov.cn/chinese/home/docViewPage/110007.html

従来の業界毎の縦割り型監督管理に替え、横断的に業界の監督管理を行なうため、政府は 2017 年 11 月国務院金融安定発展委員会を設立し、馬凱副総理（当時）に同委員会の主任を兼任させた。2018 年 7 月、同委員会の主任には劉鶴副総理が、副主任には易綱人民銀行総裁、丁学東国務院常務秘書長が就任することを発表した[22]。

2018 年 3 月、全国人民代表大会（全人代）において、「国務院機構改革方案」が審議・可決された[23]。その一環で金融監督管理当局についても再編が行われ、銀行業監督管理委員会（銀監会）と保険監督管理委員会（保監会）の統合が実施され、新たに中国銀行保険監督管理委員会（銀保監会）が発足した。銀保監会の初代主席には、銀監会の郭樹清主席が就任した。また従来、銀監会、保監会が担っていた銀行業、保険業に係る重要な法律法規の草案およびマクロプルーデンス監督管理の基本制度の立案についての職責は中国人民銀行に移管された。

中国におけるバーゼル規制に関しては、銀監会が 2004 年 2 月に発表し、同年 3 月から施行された「商業銀行自己資本比率管理規則」がある。これは、バーゼルⅠを基に、自己資本比率を監督指標として中国の銀行業界に全面導入したもので、自己資本比率を 8%以上（うち、中核的自己資本比率を 4%以上）と定めており、2010 年末で中国国内の商業銀行は全てこれらの指標を達成している。

更に、銀監会は、商業銀行におけるバーゼルⅡ導入を促進するため、2007 年 2 月、「中国銀行業のバーゼル実施に関する指導意見」を公表し、国際業務が相当な比重を占めている大型商業銀行は、2010 年末（遅くとも 2013 年末）にバーゼルⅡ適用を開始し、それ以外の銀行は、2011 年以降に自発的にバーゼルⅡ実施申請を行うことができるようにした。

また、バーゼルⅢに対応するために、銀監会は、2011 年 5 月に「中国銀行業の新監督管理基準の実施に関する指導意見」（新基準）を公表し、限定的適用であったバーゼルⅡはバーゼルⅢに包含され、全銀行への強制適用となった。適用開始時期は、2012 年 1 月とし、期限については、システム上重要な銀行は 2013 年末までに自己資本比率 11.5%、レバレッジ比率 4.0%等、それ以外の銀行は 2016 年末までに各々10.5%、4.0%等を達成することが要求された。

しかしながら、監督管理指標が厳しすぎると銀行側から強く反対されたために、2012 年 1 月の実施は見送られた。銀監会は、改定を行い、2012 年 6 月に改めて国務院審議を経て、新規則である「商業銀行資本管理規則（試行）」(中国銀行業監督管理委員会令 2012 年第 1 号)を発表した。新規則は、バーゼルⅢをベースにした中国の銀行管理の枠組みをまとめたものであり、「中国版バーゼルⅢ」と呼ばれている。

バーゼルⅢ適用開始は、2013 年 1 月（1 年の延期）からとし、全商業銀行の対応期限は 2018 年末（2 年の延期）とされている。

（参考）バーゼル規制

バーゼル規制とは、バーゼル銀行監督委員会（Basel Committee on Banking Supervision）が公表している国際的に活動する銀行の自己資本比率注や流動性比率等に関する国際統一基準のことである。

---

[22] 新一届国务院金融稳定发展委员会召开第一次会议
http://www.gov.cn/xinwen/2018-07/03/content_5303229.htm （閲覧日：2018 年 10 月 11 日）
[23] 中共中央印发《深化党和国家机构改革方案》
http://www.gov.cn/zhengce/2018-03/21/content_5276191.htm#1 （閲覧日：2018 年 10 月 12 日）

バーゼル規制は、1988 年に最初に策定され（バーゼルⅠ）、2004 年に改定された（バーゼルⅡ）。その後、2007 年の世界的な金融危機を契機として、再度見直しに向けた検討が進められ、2010 年に新しい規則の枠組み（バーゼルⅢ）が合意された。

（注）自己資本比率とは、自己資本を分子、保有資産等のリスクの大きさを示す数値を分母として算出される比率のことで、銀行等の経営の健全性を示す重要な指標の一つ。

バーゼルⅠ

国際的な銀行システムの健全性の強化と、国際業務に携わる銀行間の競争上の不平等の軽減を目的として策定。これにより、銀行の自己資本比率の測定方法や達成すべき最低基準（8%以上）が定められた。

バーゼルⅡ

（1）最低所要自己資本比率規則（リスク計測の精緻化）、（2）銀行自身による経営上必要な自己資本額の検討と当局によるその妥当性の検証、（3）情報開示の充実を通じた市場規律の実効性向上を 3 つの柱として策定。バーゼルⅡでは、達成すべき最低水準（8%以上）はバーゼルⅠと変わらないものの、銀行が抱えるリスク計測（自己資本比率を算出する際の分母）の精緻化が行われた。

バーゼルⅢ

金融危機の再発を防ぎ、国際金融システムのリスク耐性を高める観点から、国際的な金融規制の見直しに向けた検討が行われた結果、合意が成立、具体的には、金融危機の経験を踏まえ、自己資本比率規制が厳格化されることとなったほか、定量的な流動性規制や、過大なリスクテイクを抑制するためのレバレッジ比率が新たに導入された。

バーゼルⅢは、世界各国において 2013 年から段階的に実施され、最終的には、2019 年初から自己資本比率 10.5%、レバレッジ比率 3.0%等が完全に実施される予定となっている。

3. 中国の金融制度の特徴

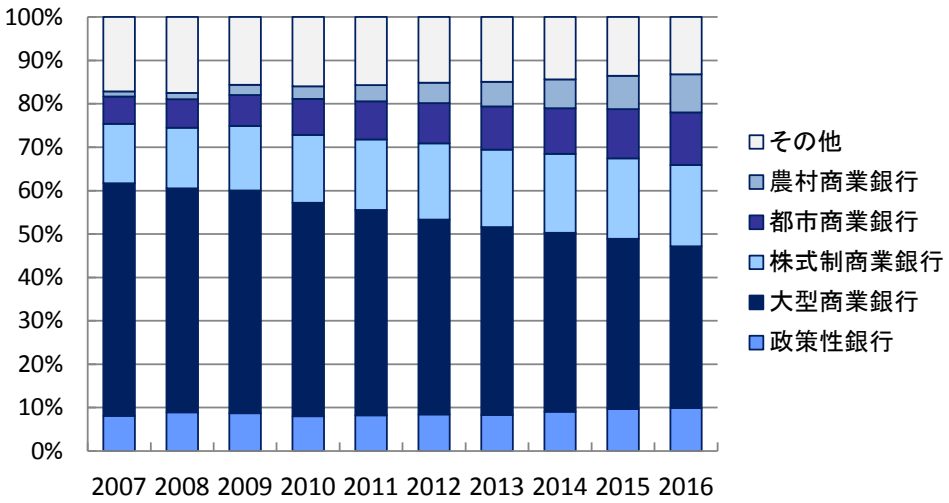
中国の金融システムの最大の特徴は、間接金融を中心とする資金調達体制である。国内の非金融部門の資金調達の 8 割は銀行経由である。1949 年に中華人民共和国成立後、1978 年に鄧小平が改革・開放政策を打ち出すまでの社会主義計画経済の時代、金融セクターは「モノバンク」（単一銀行）制度の下で、国家が独占していた。つまり、金融は財政の付属物に過ぎず、資本主義国にみられる金融市場や金融機関も存在しなかった。中国人民銀行（人民銀行）が唯一の金融機関であり、人民銀行の下部組織として中国銀行、農村信用社などが、また財政部の下部組織として中国人民建設銀行があったが、これらの金融機関は、すべて中央政府の指令と計画に基づいて運営されていた。

改革・開放政策のもとで、金融システムにも大きな変化が現れた。1983 年に人民銀行は中央銀行業務に専念し、従来行っていた商業銀行業務は四つの銀行に委譲された。すなわち、新設された中国工商銀行と中国農業銀行、人民銀行や財政部から独立した中国銀行と中国建設銀行の 4 大専業銀行である。この 4 大銀行は、それぞれ独自の役割を持つ専業銀行とされ、担当分野は中国工商銀行が一般工業、サービス業向けの金

融、中国農業銀行が農村金融、中国銀行が外国為替業務、中国建設銀行は企業の設備投資、社会インフラ整備のための投融資とされた。

上記 4 大銀行に交通銀行を加えた大型商業銀行の総資産シェアは低下傾向にあるものの、依然 4 割弱と高水準である。

図表 5：中国の銀行業金融機関の資産シェア



(出所) 中国銀行業監督管理委員会（銀監会）「アニュアルレポート（2016 年）」を基に作成
（閲覧日：2018 年 8 月 31 日）

4. 預金保険制度の枠組み

中国では長らく預金保険制度が存在しなかったが、中国国務院（政府）は 2014 年 11 月に預金保険条例案を公表し、その後 2015 年 5 月 1 日に正式に預金保険制度が発足した。1993 年の「金融体制改革に関する決定」において設立方針が明記されて以降、20 年越しで実現したものである。

預金保険保護の上限額は、一預金者一機関あたり元本と利息の合計 50 万元である。これは中国国民一人当たり GDP（2014 年）の 11 倍に相当する額で、世界平均の 2～5 倍の水準を大きく上回る。人民銀行は預金保険条例公布後の記者会見において、99%超の預金者の預金が全額保護されると説明している[24]。

対象には、中国国内で設立された商業銀行（外資含む）、農村合作銀行、農村信用合作社、中国郵政儲蓄銀行など全ての預金取扱金融機関が含まれる。人民元/外貨、個人/法人預金を問わず保護の対象となるが、例外的に金融機関間（インターバンク）の預金及び銀行経営陣が自行に預け入れた預金は対象外となる[25]。なお、流動性預金や貯蓄性預金などの区別は行われない。日本の制度と同様に、外国銀行の国内支店は保護の対象とならない。また、国内銀行の在外支店も対象外となる。

保険料は金融機関に課すこととし、保険料率は「基準料率」に「リスク別料率」を加

[24] 国务院法制办、中国人民银行负责人就「存款保险条例」答记者问（2015 年 3 月 31 日）
http://www.gov.cn/xinwen/2015-03/31/content_2840896.htm
[25] 中国国務院「存款保险条例（中华人民共和国国务院令 第 660 号）」（2015 年 2 月 17 日）
http://www.gov.cn/gongbao/content/2015/content_2843768.htm

える算出方式で、2015 年に人民銀行が公布した「預金保険制度実施に関連する事項についての通達」（銀発[2015]147 号）では、基準料率は 0.016%とし、破綻リスクの高い金融機関には段階的に高い料率を課し、経営の健全化を促す方針を示した。なお、0.016%を超えない料率部分の保険料は損金算入が認められる[26]。

預金保険ファンドの運営方法については、安全性、流動性や価値増大の原則のもとで、①中国人民銀行（人民銀行）への預金、②政府債券、中央銀行の手形及びその他安全とされる金融債券への投資、③国務院の認可を受けた資金運用方法に限定することとした 。なお、資金運用を含めた預金保険制度の実務は、暫定的に人民銀行金融穏定局が担当することになっている[27]。

預金保険制度の導入を急いだ背景には、金利自由化への備えがある。これまで、人民銀行は、金融システムの安定化を図るために、銀行の貸付や預金金利に制限を設け、銀行等の金融機関に一定の収益を保証してきた。その結果、中国の銀行業は国有大手銀行によって独占され、中小企業の資金繰り難やシャドーバンキング（影の銀行）の膨張といった問題が深刻化してきた。こうした問題を是正するため、金利の自由化は喫緊の課題となっている。一方、金利規制を完全に撤廃すれば、金融機関がより厳しい競争に追い込まれ、体力の弱い銀行の破綻も想定されることから、金利を自由化する前にセーフティーネットとなる預金保険制度の整備は欠かせなかった。

預金保険制度の導入意義について、中国の専門家は、①預金者権益を保護したことで金融市場や金融システムに対する信用が高まり、金融リスクへの対応における市場メカニズムの形成や、長期安定した金融システムの維持に有効であること、②金融セーフティーネットの強化により、リスクの早期発見や金融機関によるリスク対応力の向上に寄与すること、③市場規律からの拘束力が高まり、公平な競争市場環境の創出により民営銀行と中小銀行の発展を促し、中小・零細企業への金融支援の拡大が期待されること、の 3 点を指摘した。

なお、高利回りで人気を博している「理財商品（wealth management products）」は銀行窓口での販売が行われているものの、預金とは定義されていないことから保険の対象とはならない。

5. 個人資産運用に関わる税制全体の中での預貯金税制

個人の預貯金利子所得に対しては、1999 年 10 月 31 日までの分については、個人所得税が徴収されていなかった。その後 2007 年 8 月 14 日までの分については、20%の個人所得税が課されたが、2007 年 8 月 15 日以降の分は 5%に軽減され、さらに 2008 年 10 月 9 日以降の分は暫時免税とされ、現在に至っている[28]。それ以外の配当金、キャピタル・ゲインの所得に対しては 20%の源泉分離課税が課せられる[29]。

---

[26]「关于银行业金融机构存款保险保费企业所得税税前扣除有关政策问题的通知（财税[2016]106 号）」（2016 年 10 月 8 日）
http://www.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/caizhengwengao/wg2016/wg201611/201703/t20170324_2565226.html

[27] 新浪財経「存款保险暂不设独立公司 由央行下属机构管理」（2015 年 4 月 8 日）
http://finance.sina.com.cn/china/20150408/162721909493.shtml （閲覧日：2018 年 10 月 26 日）

[28] 財政部、国家税务总局「关于储蓄存款利息所得有关个人所得税政策的通知」（财税[2008]132 号）（閲覧日：2018 年 10 月 15 日）
http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810765/n812171/n812685/c1191167/content.html
国家税务总局「关于做好对储蓄存款利息所得暂免征收个人所得税工作的通知」（国税函[2008]826 号）（閲覧日：2018 年 10 月 15 日）
http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810765/n812171/n812685/c1191070/content.html

[29] 全国人民代表大会「个人所得税法」（2018 年 8 月改正、2019 年 9 月施行予定）第 3 条
http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2018-09/05/content_2060671.htm （閲覧日：2018 年 10 月 15 日）

第 3 章　郵便貯金の概要

1.　設立目的・沿革概要

中国郵政儲蓄銀行（Postal Savings Bank of China Corporation Limited，郵儲銀行）は、2007 年 3 月に国有の中国郵政集団（China Post Group，郵政集団）の全額出資によって設立された大型リテール商業銀行である。近年同行は中国における金融包摂（普恵金融）の普及に力を入れており、特に三農（農業、農村、農民）や中小企業、地域コミュニティ向けの融資において重要な役割を担っている。

郵儲銀行は全国に約 4 万ヵ所の営業拠点を開設し、約 11 万 9,200 台の現金取扱機（ATM 等）を設置している（2017 年末）[30]。個人顧客は 5 億 5,300 万人[31]に上り、総資産は 9 兆 0,125 億元に達した。2017 年の営業収益は 2,248 億元（前年比 18.6%増）、純利益は 477 億元（同 20%増）を計上した。同行は中国国内で最大の顧客基盤を持ち、特に農村部でのプレゼンスが大きい。個人口座のうち、7 割は農村部、3 割が都市部の顧客であり、地域別では、5 割が中部・西部地域の顧客から構成されている（2016 年 3 月末時点）[32]。沿岸部主導の経済成長モデルから内陸部開発による経済成長モデルの変革に伴い、郵儲銀行は内陸部での経済成長の恩恵を享受することが期待されている。

また、イギリスの金融誌「ザ・バンカー」の公表によれば、総資産で 2017 年度世界総資産額トップ 1000 行のなかの第 21 位にランクインし、前年度の 22 位からランクを上げた。

郵儲銀行の沿革概要は、以下図表 6 の通りである。郵儲銀行の根拠法は、商業銀行法である。

図表 6: 郵儲銀行の沿革概要

年　月	沿革概要
1898 年 1 月	清朝（1636～1912 年）・光緒帝時代に郵政による送金サービス「郵政匯兌」が初めて提供される。
1918 年 11 月	中華民国政府（1912～1949 年）により「郵便貯金条例」を公布。
1919 年 7 月	郵政儲蓄銀行の前身である郵政貯金局が設立され、北京、天津、上海などの大都市を中心に郵政貯金業務を提供開始。
1942 年 7 月	郵政貯金局は国民党官僚資本の傘下に入り、中央銀行、中国銀行、交通銀行、中国農民銀行、中央信託局と並んで「四行両局」と称される。
1949 年 11 月	中華人民共和国（中国、1949 年 10 月成立）財務院の決定により、郵政貯金局（翌年廃局）の業務が新設の中国郵電部によって引き継がれ、中国人民銀行（人民銀行）の管轄下に入る。
1953 年 9 月	郵政による貯金業務の提供が中止される。
1986 年 4 月	郵電部により「郵政貯匯局」が設立され、同局管理のもとで郵便貯金業務が再開される。

[30] 中国郵政儲蓄銀行「アニュアルレポート（2017）」p.65
[31] 中国郵政儲蓄銀行「アニュアルレポート（2017）」p.53
[32] 中国郵政貯蓄銀行「目論見書（2016 年 9 月）」p.200-201

1986 年 12 月	「中華人民共和国郵政法」が制定され、同法の規定により郵政貯金業務は郵政企業によって運営されると明記された。
1990 年 1 月	郵政貯金業務は、人民銀行の受託から自主運営に変更された。人民銀行に預けた郵貯資金に対して、従来の人民銀行による手数料支払いから、郵電部と人民銀行との協議によって決定された利子率で支払われることに収益モデルも大きく変わった。
1995 年 5 月	「中華人民共和国商業銀行法」が制定され、郵政企業の提供する郵政貯金や振替業務は同法の規定が適応される。
2003 年 8 月	政策の変更により郵貯で吸収した新しい資金は、人民銀行から預金準備率（年率 1.89%）に準じた利息が支払われるとともに、債券投資や大口協議預金など、郵貯の自己裁量によって同資金の運営が認められる。2003 年 8 月以前に人民銀行に預けた資金 8,290 億元は、人民銀行より従来の利息（年率 4.131%）のままで支払われる。
2005 年 8 月	国務院より「郵政体制改革案」が発表され、同案では、郵貯の自主運営を促すため、2005 年 8 月以降、人民銀行に預けた 8,290 億元は 5 年間に渡って段階的に郵貯に返金されることになり、人民銀行による無リスクの利息優遇は打ち切られる。
2007 年 1 月	郵政改革の一環として、規制機関の「国家郵政局」（交通運輸部管轄）と事業体の「中国郵政集団（郵政集団）」（財政部管轄）がそれぞれ設立される。
2007 年 3 月	郵政集団の全額出資により「中国郵政儲蓄銀行有限責任公司」が設立され、郵政の貯金などの業務が同行に移管され、中国銀行監督管理委員会の監督のもとで営業開始。
2012 年 1 月	国務院の同意及び中国銀行業監督管理委員会の認可を経て、「中国郵政儲蓄銀行有限責任公司」は、有限会社から株式会社へと組織を変更し、「中国郵政儲蓄銀行股份公司[33]（Postal Savings Bank of China Corporation Limited, PSBC）」に社名を変更した。
2015 年 12 月	海外金融機関を含む 10 の戦略投資家へ新株発行・割当（議決権ベース 17%）。
2016 年 9 月	香港証券取引所（HKEx）へ上場。

（出所） 中国郵政儲蓄銀行「アニュアルレポート（2017 年）」、「Global Offering Prospectus」（2016 年 9 月）など各資料を基に作成（閲覧日：2018 年 8 月 31 日）

2. 組織・経営形態

(1) 経営形態

中国郵政儲蓄銀行（郵儲銀行）は、2007 年 3 月に政府所有の中国郵政集団（郵政集団）全額出資で設立された。郵政集団の組織図は図表 7 の通りである。郵政集団のサービス収入の約 8 割が金融サービスである（図表 8）。2012 年 1 月、同行は従来の有限会社から株式会社へと組織変更された。同行は、その後も中国で唯一の未上場の国有商業銀行として営業していたが、2016 年 9 月に株式の一部を香港で上場した。

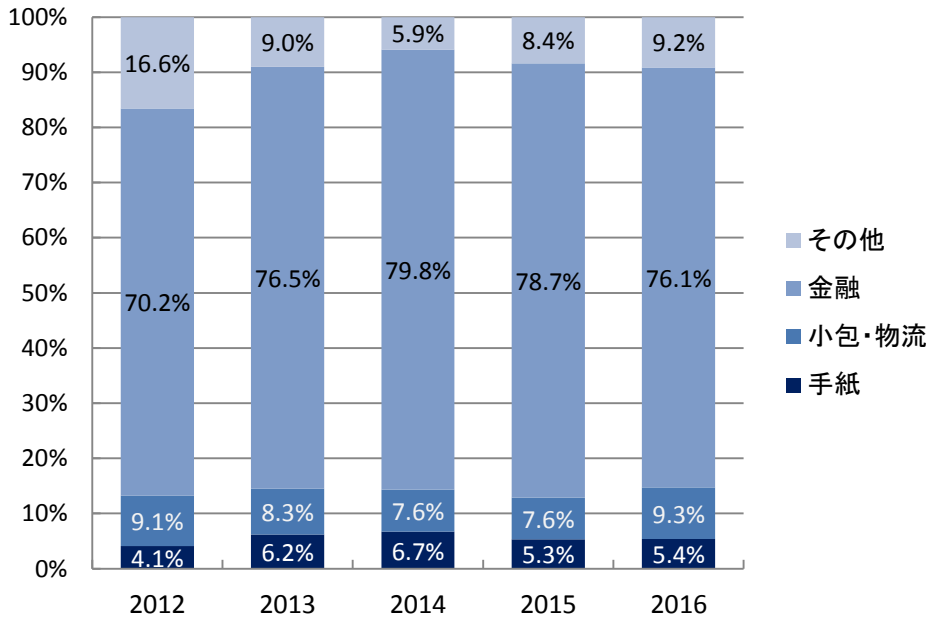
33 股份公司は株式会社のことである。

図表７：中国郵政集団



(出所) 中国郵政集団「アニュアルレポート（2016 年）を基に作成
http://www.chinapost.com.cn/html1/category/180747/378-1.htm　(閲覧日：2018 年 3 月 5 日)

図表 8：中国郵政集団のサービス別収入構成の推移



(出所) 国際郵便連合(Universal Post Union, UPU), Postal Statistics を基に作成
http://www.upu.int/en/resources/postal-statistics/about-postal-statistics.html
（閲覧日：2018 年 8 月 31 日）

2012 年の組織変更以降、同行は新規株式公開（IPO）の申請を進めた。ところが、2012 年 6 月に郵儲銀行は公告を発表し、前頭取の陶礼明氏と資金運営部部長の陳紅平氏が当局の取り調べを受けていることを明らかにした。両氏は違法な融資と収賄等の罪でその後司法当局に逮捕された模様である。中国証券監督管理委員会（China Securities Regulatory Commission）によれば、株式公開企業は申請時から遡って 3 年内に取締役や幹部の大きな変更がないことが前提条件となっているため、同事件の影響で同行による株式公開が予定より大幅に遅れたと言われている。

2015 年 12 月に郵儲銀行は戦略投資家を対象とした私募形式での新株発行による 451 億元の調達が確定したことを発表した。これは、中国金融機関としては過去最大の株式私募で、また 2011 年以降中国金融機関最大のエクイティファイナンスとなった[34]。

この私募発行は合計で全株式の 16.92%に相当する新株を 10 の戦略投資家に割り当てたものである。10 の戦略投資家とは、UBS 銀行、JP Morgan Chase、DBS 銀行、カナダ年金基金投資委員会、Temasek、IFC、中国人寿保険、中国電信、Ant Financial[35]、Tencent であり、この私募発行によって郵儲銀行の株主構成は多様化した。戦略投資家の募集は 2014 年 6 月以降正式に準備され、海外大手金融グループとの提携による経営技術の向上と、IT 関連企業との提携によるインターネット関連サービスの拡大が期待されている。

戦略投資家への新株発行はガバナンス体制を整える目的もあり、続く 2016 年 1 月には、IPO の幹事証券会社を 5 社選定した。その後 2016 年 9 月に IPO を実施して 566

34 人民网「中国邮政储蓄银行成功引进战略投资者」（2015 年 12 月 9 日）
http://money.people.com.cn/n/2015/1209/c42877-27907122.html
35 アリババグループの金融事業体

億香港ドル（73 億ドル）を調達し、香港取引所（HKEx）への上場を果たした。市況の低迷から調達額は想定額をやや下回ったものの、2015 年以降世界最大の IPO となった[36]。IPO により郵政集団の出資比率は 83%から 69%へと低下した。2017 年末において、郵政集団の出資比率は 68.92%となっている[37]。

(2) 金融サービス提供の形態

郵儲銀行は、中国郵政集団（郵政集団）の一員として、同社の郵便局のネットワークや窓口などを活用してサービスを提供している。郵政集団の郵便局数は約 5 万 4,000 局、郵儲銀行はその 8 割近い約 4 万局で預金サービスを提供している[38]。

残りの 2 割の郵便局では、中国郵政のサービスのみ提供されている。『中国郵政儲蓄銀行代理営業機関管理弁法』(銀監発[2015]49 号)によれば、上記約 4 万局の郵政集団公司及びその傘下の郵政ユニバーサルサービスを提供する各級拠点(郵便局)は郵儲銀行から委託を受けて代理で商業銀行業務を行なうことになっている。郵便局以外が郵儲銀行の代理店になることはできない。

2017 年の郵儲銀行のアニュアルレポートによれば、営業拠点数は 39,798 ヶ所、うち自営の拠点は 8,040 ヶ所、代理拠点は 31,758 ヶ所である。

2017 年のアニュアルレポートによれば、郵儲銀行は代理業務を行なっている郵便局に対し委託手数料を支払っている。2017 年は、人民元預金代理手数料 70,163 百万元、決済業務代理手数料 5,106 百万元、販売及びその他コミッション代理手数料 3,284 百万元、合計 78,553 百万元であった。

郵儲銀行は郵政集団および各省郵政公司との間で業務委託契約を結んでおり、同行の営業支出の 47.72%が郵便貯金業務の委託費用である[39]。

また、郵儲銀行は他の商業銀行同様にオンラインバンキングのサービスを提供しており、個人顧客・法人顧客ともにインターネット経由での取引が可能である。近年では、スマートフォン経由のモバイルバンキングも利用可能となっている。5 億 5,300 万人の個人顧客のうちインターネットバンキング利用者は 2 億 3,400 万人を超え、このうちモバイルバンキング（スマホ）利用者は 1 億 7,500 万人に上る[40]。

---

36 Reuters “ Postal Savings Bank of China IPO raises $7.4 billion after pricing at low end”（2016 年 9 月 21 日）
http://www.reuters.com/article/us-china-post-bank-ipo-idUSKCN11R08G
http://www.wsj.com/articles/postal-savings-bank-of-china-taps-5-banks-to-lead-potentially-10-billion-ipo-1453884743

37 中国郵政儲蓄銀行「アニュアルレポート（2017 年）」p.124

38 中国郵政集団、「发展概况」 http://www.chinapost.com.cn/html1/report/16086/2441-1.htm

39 中国郵政儲蓄銀行「アニュアルレポート（2017 年）」（閲覧日：2018 年 8 月 31 日）

40 中国郵政儲蓄銀行「アニュアルレポート（2017 年）」p.64

図表 9：中国郵政貯蓄銀行本店及び営業部





(出所) 現地にて撮影。　営業部ではロボットが来店客を案内する。

2015 年 1 月 14 日に、郵儲銀行が主導する「中郵消費金融有限公司」が銀監会（当時）によって認可され、同年 11 月に設立された[41]。新会社は広州市を本拠点とし、中国全土で個人向け消費者金融業務を提供している。設立当初の資本金は 10 億元で、郵儲銀行が筆頭株主として 61.5%、シンガポールの銀行最大手 DBS グループ・ホールディングスが第 2 位の株主として 12%それぞれ出資した。他に、中国航空大手の海航集団（HNA グループ）の渤海国際信託、テーマパーク運営大手の広東海印集団、第三者決済サービス事業者の LAKALA、小売事業者の広州市広百、不動産開発事業者の広東三正集団なども資本参加した。2018 年 3 月、増資を実施し、資本金を 30 億元とした[42]。

「中郵消費金融有限公司」の設立に関し、郵儲銀行は同行の金融包摂（中国語では「普惠金融」）理念を実践するための一環だと説明している。全国に約 4 万の店舗数と約 5 億 5,300 人の利用者を擁する郵儲銀行の参入により、中国消費金融業界の勢力図が大きく塗り替わりつつある。

(3) 窓口取扱時間

2017 年の窓口取扱時間は、企業取引は平日午前 8：30 から午後 5：00。土日祝日は休み。個人の預金取引は平日午前 8：30 から午後 5：00。土曜午前 10：00 から午後 4：00。日曜も営業する場合がある。祝日は休み。一部の店舗では冬季、夏季で営業時間に違いがある[43]。

41 中国郵政集団「中郵消費金融公司獲準籌建」（2015 年 1 月）
http://www.chinapost.com.cn/html1/report/15014/3560-1.htm
42 「国家企业信用信息公示系统」での情報（閲覧日：2018 年 10 月 15 日）
http://www.gsxt.gov.cn/index.html
43 中国郵政貯蓄銀行ウェブサイト

図表 10：中国郵政貯蓄銀行窓口(上海浦電路郵政支局)



(出所)現地にて撮影

3. 主な業務内容

(1) 預金業務概要

個人預金の残高は 6 兆 6,488 億元、法人預金は 1 兆 1,577 億元と、圧倒的に個人預金残高が大きい（2017 年平均残高）。中でも定期預金の割合が大きく、個人定期預金は全預金の 55.2%を占めている[44]。

外貨預金の残高は小さく、総資産に占める外貨建債務の割合は 0.4%にとどまる（2017 年 6 月末）[45]。2014 年 12 月で、中国郵政儲蓄銀行（郵儲銀行）は 3,821 の国際送金窓口を開設し、754 の販売拠点を傘下に持つ。

外貨預金商品として、郵儲銀行は下記の商品を提供している。

- 普通預金（Current Saving Deposit）：最低預入額は 1 ドル。預入と引出は随時[46]。
- 満期払い定期預金（Lump-Sum Time Deposit）：最低預入額は 10 ドル。期間は 1 ヶ月、3 ヶ月、6 ヶ月、1 年、2 年の定期があり、元金と金利は満期時に引き出せる[47]。

他に、譲渡性預金証書（Certificate of Deposit, CD）、外貨持出許可書（携帯証[48]、Foreign Currency Carry Permit）の発行などの商品・サービスがある。

---

44 中国郵政儲蓄銀行「アニュアルレポート（2017 年）」p.35
45 中国郵政儲蓄銀行「アニュアルレポート（2017 年上半期）」
46 中国郵政儲蓄銀行（閲覧日：2018 年 10 月 16 日）
http://www.psbc.com/cn/PersonalBanking/WH/YWJS/WBCX/2367.html
47 中国郵政儲蓄銀行（閲覧日：2018 年 10 月 16 日）
http://www.psbc.com/cn/PersonalBanking/WH/YWJS/WBCX/2370.html
48 中国では、個人が外貨現金を国外に持ち出す場合に、持出外貨現金が 5,000 米ドル相当以内であれば、許認可が不要だが、持出外貨現金が 5,000 米ドル相当超から 1 万米ドル相当以内のときは、銀行で外貨持出発行書を発行する必要がある。持出外貨現金が 1 万米ドル相当を超える場合は、一定の条件を満たすときに限り、所在地の外貨管理局で外貨持出許可証の申請手続を行うことができる（国家外汇管理局 海关总署关于印发「携带外币现钞出入境管理暂行办法」的通知　汇发[2003]102 号）http://m.safe.gov.cn/safe/2003/0828/5444.html　（閲覧日：2018 年 10 月 16 日）

(2) 資金運用方法

債券、銀行間預金、プロジェクトファイナンス、手形等の割引、シンジケートローン、個人向けの有担保融資やマイクロ・クレジットで資金運用している。

(3) 貸付業務概要

銀監会（当時）は 2005 年 12 月、福建省、湖北省、陝西省等で小規模な郵政貯金を担保にした融資を許可し、2006 年 3 月より試験的に開始した[49]。2007 年の中国郵政儲蓄銀行設立以降、個人向け融資については 2007 年に農民、商家向け融資、2008 年に個人事業主向け融資、2009 年に小規模企業向け融資をそれぞれ開始し、段階的に融資対象を拡大した。また法人向け融資は 2008 年に銀監会の許認可を取得し、2009 年に正式にスタートさせた。2009 年末における法人向け融資残高は 2,000 億元を超える規模であったという[50]。

2008 年 6 月から 2009 年 8 月までにマイクロローンや小規模の預金を担保にした融資を、主に地方部の中小企業向けに 700 億元（約 100 億ドル）提供した。1 件当たりの融資限度額は企業規模に応じて 10 万元～300 万元に設定されていた[51]。

設立経緯から貸付業務は預金受入に比して小規模であり、貸付総額は 3.6 兆元（2017 年 12 月）、預貸比率は 45.02%（2017 年）と前年より 3.7%pt 上昇した[52]。

郵儲銀行全体としては依然として個人向け融資（個人事業向け融資を含む）の割合が 52.7%（2017 年平均残高ベース）と高いのが特徴である[53]。

(4) 送金・決済業務概要

郵儲銀行のデビットカード（緑卡）の発行枚数は 9 億 1,642 万枚、クレジットカードの発行枚数も 1,705 万枚に達した[54]。両カードの利用額は年間 4.9 兆元を超え、銀行カードに関連する手数料収入も 86 億 2,500 万元に達している（2017 年）[55]。

近年、同行は電話・通信料金、電気料金、税金等の収納代行や給与、年金、食料補助金などの支払い代行業務も積極的に手掛けており、2017 年の収納・支払代行の取扱高は合計 3 兆 9,677 億元となっている[56]。

(5) 国際業務概要

国際郵便連合（Universal Post Union）の国際郵便為替、Eurogiro、Western Union を利用した国際送金を行っている。Western Union を利用した送金について、件数ベースのシェアで 43%を占め、商業銀行最大となっている。

(6) 付随業務概要

保険代行販売では、郵儲銀行は、グループ会社の中郵人寿保険股份有限公司（China Post Life Insurance Company Limited）とも事業提携している。中郵人寿保険股份有限公司は 2009 年 9 月 9 日に中国郵政集団によって設立された生命保険会社である。全

49 人民网「邮政储蓄小额质押贷款"开闸试水"」（2006 年 7 月 7 日）
http://finance.people.com.cn/GB/4568919.html （閲覧日：2018 年 10 月 29 日）
50 财新网「邮储的考验」（2011 年 11 月 28 日）
http://magazine.caixin.com/2011-11-26/100331646.html （閲覧日：2018 年 10 月 29 日）
51 Post & Parcel「Postal Savings Bank of China extends USD 10.2 billion in small loans」（2009 年 8 月 20 日）
52 中国郵政儲蓄銀行「アニュアルレポート（2017 年）」p.23
53 中国郵政儲蓄銀行「アニュアルレポート（2017 年）」p.33
54 中国郵政儲蓄銀行「アニュアルレポート（2017 年）」p.36
55 中国郵政儲蓄銀行「アニュアルレポート（2017 年）」（閲覧日：2018 年 8 月 31 日）
56 中国郵政儲蓄銀行「アニュアルレポート（2017 年）」p.55

国約 20,000 の郵便局を通じて保険販売を行っている。2017 年に郵儲銀行が代行販売した新規保険商品の保険料額は 3,747 億 900 万元である(前年同期比 1.73%増)[57]。

郵儲銀行は他の商業銀行同様、理財商品等ファンドの窓口販売も行っている。2017 年末時点における個人顧客が購入した人民元建て理財商品残高は 6,745 億 1200 万元に達した[58]。

4. 会計基準と財務諸表

中国郵政儲蓄銀行（郵儲銀行）の財務諸表 は以下の図表 11 の通りである。

2017 年、資産や負債の対前年比伸び率が一桁だったのに対し、営業収入、純利益は同二桁の伸びを示した。また、農業や小企業向け融資を増大させ、対象事業や企業の収益向上に貢献したとしている。

図表 11：中国郵政儲蓄銀行の財務諸表

貸借対照表 (単位：百万元)

科目	2013	2014	2015	2016	2017
資産総額	5,574,451	6,298,325	7,296,364	8,265,622	9,012,551
顧客向け貸付	1,492,605	1,875,748	2,471,853	3,010,648	3,630,135
(貸倒損失引当金)	29,345	43,681	59,258	71,431	88,564
(顧客向け純貸付)	1,463,260	1,832,067	2,412,595	2,939,217	3,541,571
投資証券及びその他金融資産	1,277,441	1,580,222	2,986,667	3,463,841	3,167,033
現金及び中銀預金	1,225,708	1,389,759	1,131,231	1,310,273	1,411,962
負債総額	5,433,404	6,110,416	7,025,533	7,918,734	8,581,194
顧客預金	5,206,468	5,802,946	6,305,014	7,286,311	8,062,659
銀行株主に帰属する権益	141,047	187,909	270,448	346,530	430,973
純資本額	160,529	211,744	329,848	444,919	555,445
コア Tier 1 純資本額	140,232	186,975	269,008	344,817	381,673
その他 Tier 1 純資本額	0	0	1	6	47,887
リスクウエイト資産	1,816,168	2,214,818	3,153,015	3,995,908	4,440,497

損益計算書 (単位：百万元)

科目	2013	2014	2015	2016	2017
営業収入	145,234	173,875	190,633	189,602	224,864
(うち利息純収入)	138,973	167,816	179,259	157,586	188,115
(うち手数料及びコミッション純収入)	5,965	6,479	8,672	11,498	12,737
営業支出	101,466	114,126	123,610	129,772	147,016
資産減耗損失	8,674	20,412	25,635	16,902	26,737
税前利益	35,094	39,337	41,388	42,928	51,111
当期純利益	29,668	32,567	34,857	39,776	47,709
銀行株主に帰属する純利益	29,668	32,567	34,857	39,776	47,683
経営活動から発生する純キャッシュフロー	19,781	680,953	929,417	220,457	-365,049

（出所） 中国郵政儲蓄銀行「アニュアルレポート（2017 年）」（閲覧日：2018 年 8 月 31 日）

57 中国郵政儲蓄銀行「アニュアルレポート（2017 年）」p.56
58 中国郵政儲蓄銀行「アニュアルレポート（2017 年）」p.56

第 4 章　金融セクターにおけるリテール金融機関の特徴

中国における金融セクターにおいて、リテール金融を主要業務としている銀行には、中国郵政貯蓄銀行のほか、都市部の経済発展促進を目的に設立された都市商業銀行、農村金融を主要業務とする中小農村金融機関（農村合作金融機関、新型農村金融機関）がある。

1.　中国郵政儲蓄銀行

(1)　中国郵政儲蓄銀行の特徴

中国郵政儲蓄銀行（郵儲銀行）の特徴は、全国 4 万ヵ所を超える営業拠点数である。中国郵政集団（郵政集団）の連結子会社として、郵便局窓口でのサービスを提供できることもあり、国有の大型商業銀行に並ぶ預金量を集めている。2017 年 6 月末の預金シェアは、全国第 5 位である。

財務面での安定性も際立っている。2017 年 12 月末時点における不良債権比率は 0.75%と他の大型商業銀行平均（1.53%）を下回り、不良債権引当金カバー率は 324.77%と、同大型商業銀行平均（180.45%）の約 1.8 倍に達した[59]。同行は 2017 年 12 月に「リスクマネジメント最優秀行」として表彰されている[60]。

(2)　金融市場の中での中国郵政儲蓄銀行の競争力

郵儲銀行は 2007 年の創設以来、資産規模や収益が共に拡大してきた。2017 年 12 月末の総資産は前年末より 9.0%増え、9 兆 0,125 億元に達した。2017 年 12 月の営業収益は前年同期より 18.6%増加の 2,249 億元、純利益は同 19.8%増加の 477 億元になった。

郵儲銀行の人民元建て預金金利は、2015 年 10 月に人民銀行が基準金利を引き下げて以降[61]、変更されていない。2015 年 10 月以降、郵儲銀行の普通預金は年 0.30%、満期払い定期預金の場合、1.35%（3 ヵ月）～2.75%（3 年～5 年）が設定されている。3 ヵ月～2 年物定期預金や 1～5 年物積立預金については、基準金利を上回る設定となっている。

---

59 中国郵政儲蓄銀行「アニュアルレポート（2017 年）」p.12
中国银行保险监督管理委员会「2017 年商业银行主要指标分机构类情况表（季度）」
http://www.cbrc.gov.cn/chinese/home/docView/6DA3A155780840C3A81BA162CE67CFDE.html

60 中国郵政儲蓄銀行「邮储银行 2017 年所获奖项」（2018 年 3 月 28 日）
http://www.psbc.com/cn/PsbcDemeanour/AboutPSBC/PSBCHonor/39402.html

61 中国人民銀行「中国人民银行决定下调存贷款基准利率并降低存款准备金率」（2015 年 10 月 23 日）
http://www.pbc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/2968725/index.html

図表 12：郵儲銀行の人民元建て個人預金金利

項目			年利（%）	
			人民銀行基準金利	中国郵政儲蓄銀行金利
1.	普通預金		0.35	0.30
2.	定期預金			
	2.1. 満期払い定期預金			
		3 ヵ月	1.10	1.35
		半年	1.30	1.56
		1 年	1.50	1.78
		2 年	2.10	2.25
		3 年	2.75	2.75
		5 年	-	2.75
	2.2. 積立預金			
		1 年	1.10	1.35
		3 年	1.30	1.56
		5 年	-	1.56
	2.3. 貯蓄預金（預入期間 1 年以上）		-	満期払い定期預金 1 年金利の 60%
3.	通知預金			
	1 日		0.80	0.55
	7 日		1.35	1.10

(注) 中国人民銀行および中国郵政儲蓄銀行の金利は 2015 年 10 月 24 日より適用されたもの
(出所) 中国人民銀行「中国人民银行决定下调存贷款基准利率并降低存款准备金率」（2015 年 10 月 23 日）、
http://www.pbc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/2968725/index.html
中国郵政儲蓄銀行「人民币存款利率表」を基に作成（閲覧日：2018 年 10 月 16 日）
http://www.psbc.com/cn/CorporateBanking/yewuzhinan/XXSJfabu/956.html

2. 都市商業銀行

(1) 都市商業銀行の特徴

都市商業銀行は、政府が 1995 年に、それまで小規模な形で存在していた協同組織の都市信用合作社を、一定の規模とリスクへの対応力を持った金融機関として「都市合作銀行」に転換させたことが起源となっている[62]。1998 年に都市信用合作社は都市商業銀行として改組された。都市商業銀行は、地元の経済発展のための金融サービスを提供することを目的として設立されているため、営業地域が制限されていた。

1995 年の人民銀行『都市合作銀行管理規定』に一つの都市には一つの都市合作銀行しか設立できないとあり、都市合作銀行が改組した都市商業銀行も同様に運用されていたと思われる。なお、2006 年 2 月 13 日に銀監会『都市商業銀行の異地支店管理弁法』が公布、施行され、所在都市以外の郊外区、県等にも進出できることになった。

しかしながら、人材や資金面で限界があり、都市商業銀行は株式制商業銀行のような全国展開は行っていない。

都市商業銀行の中では上場による資金調達を図る動きもみられ、2013 年 10 月以来では重慶銀行、ハルビン銀行、徽商銀行、盛京銀行の 4 行が香港市場に上場したほか、2015 年 11 月～12 月にかけては錦州銀行、青島銀行、鄭州銀行が相次いで香港市場で

62 国务院 「关于组建城市合作银行的通知」（国发[1995]25 号）

IPO を行った。2016 年 10 月にも上海銀行が上海市場に上場し、1,600 億円を調達するなど、この動きは継続している。なお、2017 年 1 月までに天津銀行、重慶銀行、ハルビン銀行、徽商銀行、盛京銀行、錦州銀行、青島銀行、鄭州銀行の 8 行が香港に、北京銀行、上海銀行、杭州銀行、江蘇銀行、南京銀行、無錫銀行、貴陽銀行の 7 行が上海に、寧波銀行が深圳に株式を上場している[63]。

(2) 金融市場の中での都市商業銀行の競争力

都市商業銀行の経営は比較的堅調なケースが多いが、今後各地の経済低迷が深刻化した場合には、不良債権問題が発生する可能性は残る。

預金金利の点においては、2018 年 10 月現在、中央銀行基準金利や中国郵政儲蓄銀行（郵儲銀行）の金利を上回る金利を設定しているケースが多い（例：北京銀行、江蘇銀行など[64]）

図表 13：都市商業銀行の人民元建て個人預金金利例

項目		年利（%）	
		人民銀行基準金利	成都銀行金利
1.	普通預金	0.35	0.385
2.	定期預金		
	2.1. 満期払い定期預金		
	3 ヵ月	1.10	1.54
	半年	1.30	1.82
	1 年	1.50	2.10
	2 年	2.10	2.94
	3 年	2.75	3.85
	5 年	-	4.2
	2.2. 積立預金		
	1 年	1.10	1.485
	3 年	1.30	1.755
	5 年	—	1.875
	2.3. 貯蓄預金（預入期間 1 年以上）	—	満期払い定期預金 1 年金利の 60%
3.	通知預金		
	1 日	0.80	0.80
	7 日	1.35	1.35

(注) 中国人民銀行の金利は 2015 年 10 月 24 日より、成都銀行の金利は 2018 年 4 月 24 日より適用されたもの

(出所) 中国人民銀行「中国人民银行决定下调存贷款基准利率并降低存款准备金率」（2015 年 10 月 23 日）、
http://www.pbc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/2968725/index.html
成都銀行「預貸金利表」を基に作成 （閲覧日：2018 年 8 月 31 日）
http://www.bocd.com.cn/icms/static/cdbank/zh/o6hxyopm/c4l26dzz/sl8v9hdk/sl8v9hdk.html?nav=2

63 各種資料から作成。

64 北京銀行：http://www.bankofbeijing.com.cn/personal/rmbck_lv.html （閲覧日：2018 年 10 月 16 日）
江蘇銀行：http://www.jsbchina.cn/CN/kjjr/jrxx/cdll/25176.html （閲覧日：2018 年 10 月 16 日）

図表 14：成都銀行の人民元預金金利表



（出所）現地にて撮影
左が人民銀行基準金利、中が成都銀行の通常の預金金利、右が 20 万元以上大口預金金利

3. 中小農村金融機関

(1) 中小農村金融機関の特徴

① 農村合作金融機関（rural cooperative financial institutions）

農村合作金融機関は、農村商業銀行（rural commercial banks）、農村合作銀行（rural cooperative banks）、農村信用合作社（rural credit cooperatives）の総称である。これらは全て 1950 年代以降各地で設立された農村信用合作社を起源とする。農村信用合作社は、1950 年代の農村合作運動の中で「農民による農民のための農民組織」として設立され、農村地域の小規模企業、個人への融資において重要な役割を果たしてきた。農村信用合作社は、全国で約 77,000 店舗を擁し、農業世帯向け融資の 77.4％を供給する等、これまで金融機関が業務展開していない地域（居住区ないし村）の 76％でサービスの提供を実現するようになった（2011 年末）。同社は県・市レベルで事業を行う小規模の金融機関であるため、全国的なシステムを持っておらず、広域の金融業務は展開できなかった。一方、他の金融機関にとっては、農村信用合作社のチャネルは重要な存在となっており、中国農業銀行（ABC）が担う農業総合開発などの大型プロジェクトや貧困扶助の政策投融資は、ほとんど同社経由で資金が供給されていた[65]。1996 年頃から同社の管理は一旦中国人民銀行に移管された後、2003 年頃から各省政府に移管され、現在に至っている。

1996 年に、中国政府が公開した「農村金融制度改革に関する決定」は、農村信用合作社を「農民が出資し、組合員が自主的に管理を行い、主に組合員のためにサービス

[65] 財務省「中国の金融制度改革とその課題」p.66（1992 年 3 月）

を提供する協同組合金融機関に変える」ことが目標として掲げた。これを機に経済が比較的発展した地域において、資産規模が大きく、比較的健全な農村信用合作社同士による統合が始まった。2003 年 9 月には『農村合作銀行管理暫定規定』及び『農村商業銀行管理暫定規定』が公布、施行され、統合後の農村信用合作社は最低登録資本が 5,000 万元以上に達する場合、農村商業銀行に転換でき、最低資本金が 2,000 万元以上、かつ自己資本比率が 4%以上の場合は、農村合作銀行へ転換できるよう枠組みも用意された[66]。

これまでの再編の結果、1996 年当時 3 万 5,000 社近くあった農村信用合作社は、1,125 社まで減少する一方、新しい金融機関である農村商業銀行は 1,114 行、農村合作銀行 40 行が誕生した（2016 年末）。2016 年だけでも、新設された農村商業銀行は 255 行に上る。

なお、農村商業銀行は、資産規模が大きく比較的健全な農村信用合作社の統合によって設立されたのに対して、農村合作銀行は、地域の零細企業を支援しつつ、株式制の運営メカニズムを浸透させるという中国政府の試みのもとで生まれた金融機関である。農村合作銀行は協同組合制と株式制の両方の性格をあわせ持っている。資本構成（最低資本金 2,000 万元以上）は、組合員の資格を取得するための「資格株」と、資格株の基礎のうえに出資して形成される「投資株」によって構成される[67] [68]。

② 新型農村金融機関（new-type rural financial institutions）

新型農村金融機関は、村鎮銀行（village/township banks）、農村資金互助社（rural mutual cooperatives）、貸出公司（lending companies）の総称である。農村信用合作社を起源とする農村合作金融機関と異なり、2000 年代後半以降、農村における金融拠点網整備の一環として新たに設立されたものである。

設立の背景としては、90 年代に国有銀行の商業銀行化が進み、国有商業銀行が収益性の低い農村市場に対する融資を減少させたので、農村では更に資金不足が拡大した。このため、2007 年中国銀行業監督管理委員会(銀監会)は広く金融機関や民間資本に農村金融市場を開放し、新型農村機関の設立を認めることとした。

2006 年末、銀監会は「農村地域における銀行業金融機関の参入政策を調整緩和し、社会主義新農村建設をよりよく支援することに関する若干の意見」を公表し、地域密着型の小規模金融機関の設立を促す方針を示した。結果として、3 種類の金融機関が、それぞれ村鎮銀行、農村資金互助社、貸出公司として設立され、これらは、新型農村金融機関と呼ばれている。

地元の出資を促すため、新型農村金融機関の最低資本金は低めに設定された。ただし、村鎮銀行の最大出資者は銀行業金融機関に限られ、発起人である法人銀行による出資比率が 20%を下回ってはならないとされている。その後 2014 年に同比率は「15%を下回ってはならない」に引き下げられたものの、依然として法人銀行によるガバナ

66 農林中金総合研究所「最近の中国における農村金融の現状と特徴」（2013 年）
http://www.nochuri.co.jp/report/pdf/n1302re4.pdf
67 日本銀行金融研究所「中国農村金融制度改革の現状と課題：銀行業金融機関の再生と三農政策に呼応した取組みの中間評価」（2010 年 4 月）、http://www.imes.boj.or.jp/research/papers/japanese/kk29-2-8.pdf
68 農村合作銀行の重要意思決定は株主代表大会で行われる。株主代表を選ぶ投票権は株主 1 人 1 票を原則とし、投資株を有する自然人株主は投資株 2,000 株ごとに 1 票、法人株主は同 2 万株ごとに 1 票を追加的に付与される仕組みとなっている。商業銀行が株主の場合、議決権は 1 株 1 票に設定されている。

ンスが期待されているとみられる[69]。なお、出資者に対するインセンティブとして、法人銀行が発起人になると自行の拠点 1 ヶ所の設立が認められる模様である[70]。

貸出公司を設立できるのも商業銀行と農村合作銀行といった比較的規模が大きい業態に限定されている。2012 年 3 月に銀監会は、農村銀行への民間資本の参入を奨励する方針として法人銀行による出資比率 20%は維持するものの、その残りの出資分について、企業法人や個人による出資を認めるとの考えを示している[71]。更に、外資系銀行も新型農村金融機関を設立できる。2008 年末には、HSBC 銀行、シティバンク及びスタンダード・チャーター銀行が 7 つの新型農村金融機関を設立していた。

また、政府は農村部への資金供給に力を入れており、金融機関に対し中国中央部、西部地域へのより多くの資金供給並びに農村金融サービスの質の改善に向けての改革、革新を強化するよう奨励している。こうした取組みによって、2009 年 10 月には 2,945 箇所であった金融機関の存在しない地域の数は、1,696 箇所にまで減少した（2011 年末）。2016 年には、新型農村金融機関の数が更に増え、1,519（前年比 142 増）の村鎮銀行（設立済みに加え設立準備中も含む）が創設されている(貸出公司及び農村資金互助社のデータは不詳)。村鎮銀行のうち、64.5%は中西部に設立されており、全国 12 の省・直轄市・自治区においては全ての県で村鎮銀行の設立が実現した[72]。村鎮銀行総資本に占める民間資本（間接出資も含む）は 71%、残り 29%は所在地の県政府等の傘下企業が持分を保有している[73]。貸出残高の 90%は農村家庭と中小企業に貸し付けられている（2013 年末）[74] 。

(2) 金融市場の中での中小農村金融機関の競争力

中小農村金融機関は都市商業銀行と比較しても 1 行当たりの規模が小さく数も多いため一概には論じ難いものの、預金金利は、人民銀行基準金利や郵儲銀行の金利を上回る金利を設定しているケースが多い（図表 15）。

[69] 2014 年 3 月 13 日公布、施行『中国银监会农村中小金融机构行政许可事项实施办法』(中国銀監会令 2014 年第 4 号)
[70] 2017 年 10 月中国東方資産管理股份有限公司からヒアリング
[71] Excite ニュース「民間資本の農村銀行への出資を奨励―銀行当局幹部」（2012 年 3 月 12 日）
http://www.excite.co.jp/News/chn_soc/20120312/Searchina_20120312004.html
[72] 中国銀行業監督管理委員会（銀監会）「アニュアルレポート（2016 年）」（閲覧日：2018 年 8 月 31 日）
[73] 2017 年 10 月中国東方資産管理股份有限公司からヒアリング
[74] 中国銀行業監督管理委員会（銀監会）「アニュアルレポート（2013 年）」p.12

図表 15：中小農村金融機関の預金金利例（成都農商銀行、海南農村信用社）

項目			年利（%）		
			人民銀行基準金利	成都農商銀行金利	海南農村信用社金利
1.	普通預金		0.35	0.35	0.385
2.	定期預金				
	2.1. 満期払い定期預金				
		3 ヵ月	1.10	1.54	2.32
		半年	1.30	1.82	2.61
		1 年	1.50	2.10	2.90
		2 年	2.10	2.94	3.77
		3 年	2.75	3.850	4.7125
		5 年	-	4.20	5.00
	2.2. 積立預金				
		1 年	1.10	1.485	2.32
		3 年	1.30	1.755	2.61
		5 年	-	1.95	-
	2.3. 貯蓄預金（預入期間 1 年以上）		—	満期払い定期預金 1 年金利の 60%	満期払い定期預金 1 年金利の 60%
3.	通知預金				
	1 日		0.80	1.08	1.16
	7 日		1.35	1.485	1.9575

（注） 成都農商銀行の金利は 2018 年 4 月 28 日より、海南農村信用社の金利は 2015 年 6 月 28 日より適用されたもの
（出所）成都農商銀行・海南農村信用社連合社ウェブサイトを基に作成（閲覧日：2018 年 8 月 28 日）
http://www.cdrcb.com/index/lilv.php
http://www.hainanbank.com.cn/html/2015/zlyh_0628/14638.html

4. 金融セクターにおけるリテール金融機関の位置付け

主なリテール金融機関である都市商業銀行、農村商業銀行、農村合作銀行、農村信用合作社といった農村合作金融機関[75]、新型農村金融機関及び中国郵政儲蓄銀行（郵儲銀行）の総資産の合計は 66.4 兆元であり、金融機関全体の総資産 232 兆元の 28.6%のシェアを占める（2016 年末、図表 4）。中でも、農村合作金融機関の総資産は、中国金融システムの全金融資産の 12.3%を占めている。2016 年末、中国郵政儲蓄銀行の預金残高は 7.3 兆元と、国内預金 155 兆元の 4.7%の市場シェアを占めている（全国銀行業の第 5 位）。個人預金に限ればシェアは 10.3%まで高まる。貸出金額は 3.6 兆元と、貸出市場全体の第 6 位（2.8%）である[76]。

5. 家計の金融資産、負債の動向

中国社会科学院が推計した家計金融資産の保有状況の推移を見ると、2004 年に 18 兆元であった金融資産保有残高が、2014 年末には 103 兆元にまで増加した[77]。内訳を見ると、人民元預金の比率が 49.1%と大きいシェアを占めているが、2011 年以降、理

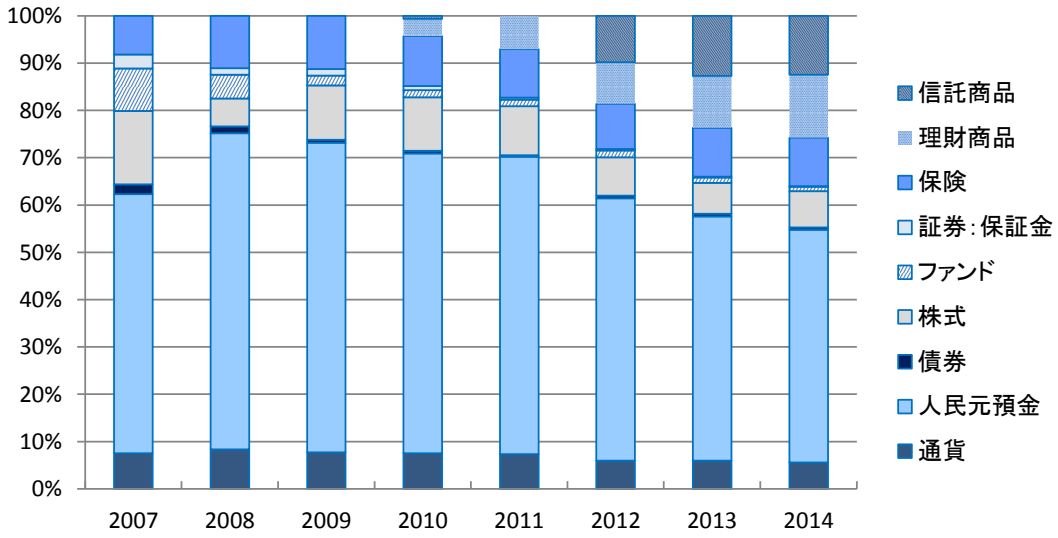
75 主として農村地域に立地し農村金融を主要業務内容とする。
76 中国郵政儲蓄銀行「アニュアルレポート（2017 年）」、中国銀行業監督管理委員会（銀監会）「アニュアルレポート（2016 年）」、中国人民銀行統計資料 （閲覧日：2018 年 8 月 31 日）
77 中国社会科学院『中国国家資産負債表 2015』（2015 年）p.96-100

財商品や信託商品の伸長が著しい（図表 16）。

また、中国証券投資基金業協会が発表している統計によると[78]、2016 年末の主な家計金融資産（銀行預金、株式、ファンド、銀行理財商品）の合計は 92 兆元で、うち銀行預金が 60 兆 6,500 億元と 65.8%を占めている[79]。

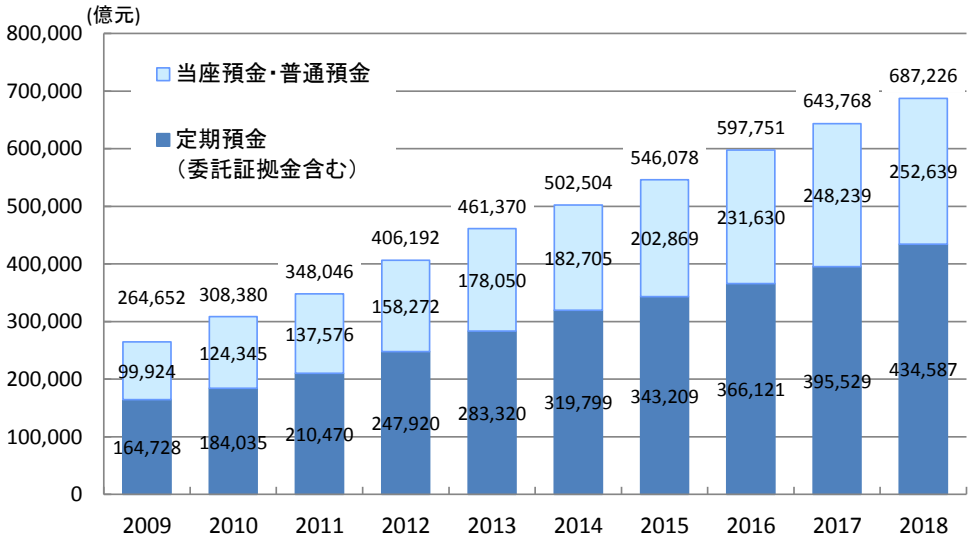
なお家計の人民元建て預金に限ってみると、2009 年から 2017 年までの 8 年間で、預金残高は約 2.6 倍に増加した（図表 17）

図表 16：家計金融資産の保有残高



(出所) 中国社会科学院『中国国家資産負債表 2015』（2015 年）p.96-100

図表 17：家計人民元建て預金残高[80]



（注）2018 年は 8 月時点の残高

(出所) 中国人民銀行、「金融机构信贷收支统计」を基に作成

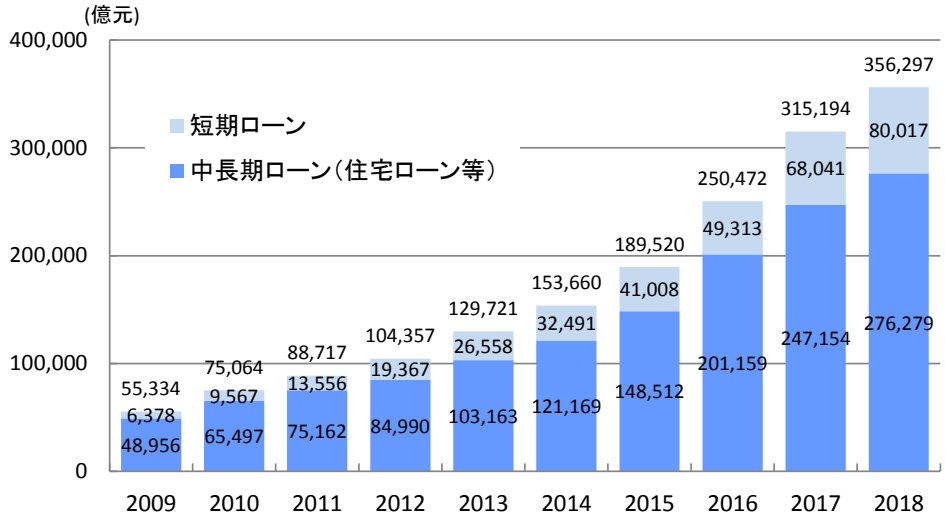
78 中国证券投资基金业协会「中国证券投资基金业年报（2016）」（2018 年 1 月 11 日）
http://www.amac.org.cn/tjsj/cbw/392710.shtml （閲覧日：10 月 8 日）

79 銀行預金のデータは人民元建て預金、外貨建て預金を含む。

80 中国郵政儲蓄銀行で預入されている預金も含まれている。

次に家計が保有するローン残高をみると、2009 年から 2017 年の 8 年間で、個人向け中長期ローン（住宅ローン等）が 5.6 倍、短期ローンは 12.5 倍と急増している。特に近年の増勢は顕著で、2017 年末の残高は各々前年比 22.9%、38.0%に上っている。（図表 18）。

図表 18：家計ローン残高



（注）2018 年は 8 月時点の残高

(出所) 中国人民銀行、「金融机构信贷收支统计」を基に作成

第 5 章　最近の金融動向と今後の展望

1.　最近の金融動向

(1)　民営銀行の新設[81]

近年、中国で広がる金融業への異業種参入が注目されている。なかでも、急成長する中国のインターネット金融は、伝統的金融業務に大きな影響を与えている。2014 年 7 月と 9 月に、中国銀行業監督管理委員会（銀監会）は、民間資本を中心とする 5 行の民営銀行の設立を認可した。具体的には、2014 年 7 月 25 日に認可した深圳前海微衆銀行、温州民商銀行、天津金城銀行の 3 行と、9 月 29 日に認可した浙江網商銀行と上海華瑞銀行の 2 行である。

深圳前海微衆銀行は、中国最大の SNS 事業者騰訊（Tencent、テンセント）及び飲料メーカーの百業源投資有限公司と電機メーカーの深圳市立業集団有限公司の 3 社が主要株主として出資している。同行は、2014 年 12 月 12 日に営業を開始した。

温州民商銀行は、電機メーカーの正泰集団と工材料生産などを手掛ける華峰集団の 2 社が主要株主として出資している。浙江省温州市に拠点を置き、温州市の零細企業、個人事業主、三農向けなどの金融サービスを提供し、中国の「普恵金融」（金融包摂）の発展を促進する。同行は、2015 年 3 月 26 日に営業を開始した。

天津金城銀行は、鉄鋼事業などを手掛ける華北集団と商業ビルなどを経営する麦購（天津）集団の 2 社が主要株主として出資している。

浙江網商銀行は、中国 E コマース最大手の阿里巴巴（アリババ）、復星工業、万向三農、金潤資産経営有限公司の 4 社が主要株主として出資している。

上海華瑞銀行は、上海均瑶と美特斯邦威服飾の 2 社が主要株主として出資している。同行は、2015 年 1 月 27 日に営業を開始した。

中国における民営企業による銀行の設立は今回が初めてではない。1996 年に 59 社の出資により設立された民生銀行が、非国有の株式制銀行第 1 号となる。その後も各地方で民間資本により都市商業銀行（営業地域を限定した小規模金融機関）が設立されたが、2008 年の世界金融危機後、民間資本の銀行参入は事実上禁止となっていた。

民営銀行設立が再開されたのは、金融規制緩和を推進する李克強首相（2013 年 3 月就任）の強い思惑からとみられる。今回の民営銀行の設立に当たり、特に注目されるのは、インターネット大手のテンセントとアリババの 2 社による参入である。

テンセントは、チャットサービスの QQ や微信で名を知られ、中国では 9 億人以上の利用者を擁し、同市場をほぼ独占している。一方、アリババは電子商取引で中国大半の市場を制し、2017 年、B2C 市場で 57.0%のシェアを占めている[82]。両社とも中国のネット決済で重要な役割を担う第三者決済サービスを提供しており、iiMedia Research によると、モバイル決済の市場シェアではアリババのアリペイ（支付宝）が 49.9%、テンセントのウィーチャットペイが 40.7%と 2 社で 90.6%のシェアを占めている（2018 年第 1 四半期）[83]。

---

[81] 李立栄「中国個人金融における異業種参入がもたらすイノベーションの進展　―インターネットを活用したサービスの多様化―」、第 15 回パーソナルファイナンス学会（2014 年）の講演資料

[82] 商务部电子商务和信息化司「中国电子商务报告 2017」p.20
http://dzsws.mofcom.gov.cn/article/ztxx/ndbg/201805/20180502750562.shtml

[83] iiMedia Research「2017-2018 中国第三方移动支付市场研究报告」（2018 年 4 月 23 日）（閲覧日：2018 年 10 月 17 日）

テンセントが「深圳前海微衆銀行」、アリババが「浙江網商銀行」にそれぞれ 30%出資済みである。いずれもインターネット事業で築いた顧客基盤や第三者決済サービスで構築した決済プラットフォームを活かし、ネットバンクの展開を中心に個人や中小企業向けの金融サービスを提供していくとみられる。

中国の銀行業は国有大手商業銀行の影響力が大きく、中小企業や民間企業などは銀行から融資を受けにくく資金繰り難が続いている。国有銀行の独占を打破するため、銀監会は今後民営銀行の設立を積極的に認可していくとしている。2016 年も、江蘇蘇寧銀行、中関村銀行など合計 9 行が新規に認可された。前者は家電量販大手の蘇寧雲商集団がインターネット通販のノウハウを活かしてネット銀行参入を試みているもので、個人顧客や中小企業へのサービス提供が期待されている。また、後者は北京の IT 企業が集積する地域である中関村の名を冠したもので、上場企業 11 社により共同設立された。ビッグデータ、AI など先端技術関連の中小企業へ融資を行う方針とのことである[84]。

民営銀行の拠点設置について、特に一行一支店等の制限はなく、各行所在地の銀監会との個別交渉により支店数が決められている(但し、天津市内、上海市内等地域の制限はある)。なお、微衆銀行、網商銀行は最初から支店は不要として支店申請を行なわかった模様である[85]。

なお、銀監会では、インターネット銀行、ダイレクト銀行等の銀行分類は行なっておらず、各々業務の名称に止まっている。

(2) 金融包摂に関する政策動向

中国政府が経済政策の方針において、初めて金融包摂に言及したのは、2013 年 11 月、中国共産党第 18 期中央委員会第 3 回全体会議（三中全会）で採択された「改革の全面的深化における若干の重大な問題に関する中共中央の決定」（以下、「決定」）である。「決定」では、「金融市場システムの改善」という項目において、金融業の対内・対外開放や多層的資本市場システムの改善等とともに、「金融包摂の発展」を改革の要点の 1 つに掲げた[86]。また 2015 年 3 月に李克強首相が行った政府活動報告では「金融包摂の発展を強化し、すべての市場主体が金融サービスの恩恵を受けられるようにする」と言及した[87]。

上述の方針を受け、国務院は 2016 年 1 月、「金融包摂推進発展計画（2016-2020 年）」（国発[2015]74 号、以下、「計画」）を発表した[88]。「計画」では金融包摂を「機会均等とビジネスの持続可能な発展の原則に則り、負担可能なコストにより、金融サービスを必要とする社会各層に適切かつ効果的な金融サービスを提供すること」と定義している。「計画」では、小規模零細企業、農民、都市部の低所得者層、貧困層、身体障碍者、高齢者等を重点的な対象とし、従前の金融システムでは充分な金融サービスを受けることが難しかった人々に対しても均等な機会を供与し、合理的な価格で金融サービスが受けられるシステムを構築する方針を示した。また 2020 年まで

---

http://www.iimedia.cn/61209.html （閲覧日：10 月 24 日）
[84] NNA Asia,「江蘇と北京の民営銀行 2 行、開業認可取得」（2016 年 12 月 23 日）
[85] 2017 年 10 月、中国東方資産管理股份有限公司からヒアリング
[86] 「中共中央关于全面深化改革若干重大问题的决定」 http://www.gov.cn/jrzg/2013-11/15/content_2528179.htm
[87] 「政府工作报告 2015 年 3 月 5 日在第十二届全国人民代表大会第三次会议上」
http://www.gov.cn/guowuyuan/2015-03/16/content_2835101.htm
[88] 国务院「关于印发推进普惠金融发展规划（2016—2020 年）的通知」（国发[2015]74 号）
http://www.gov.cn/zhengce/content/2016-01/15/content_10602.htm

に、小康社会（ややゆとりある社会）の全面的実現に相応しい金融包摂サービスシステムを構築し、金融包摂の発展水準が国際的にみて中上位の水準に達することを目標としている。

「計画」の公布を受け、銀監会（当時）は 2016 年 2 月、「2016 年金融包摂発展推進業務に関する指導意見」（銀監弁発[2016]24 号）を公布した[89]。同指導意見では金融包摂に関連する統計システムおよび金融機関に対する考課システムの構築を目標の一つに据えたほか、小規模零細企業向け融資の安定した増加を図るため、小規模零細企業向け金融サービスの多様化や、小規模零細企業の資金回転周期に合わせた柔軟な貸出期間・返済方式の設定を促した。また農業関連融資の継続した拡大のため、低コストで複製、推進可能な農村金融サービスの開発促進、中西部地区の貧困地区における金融サービスセンターの拡充なども目標に掲げられた。

また銀監会等は農民、中西部地区の貧困層に対する金融包摂の発展推進を図るため、2016 年 12 月に甘粛省臨洮県および和政県を金融包摂テスト地域に[90]、2017 年 7 月に河北省阜平県を金融包摂モデル地域に指定し[91]、農民の信用情報の構築や金融サービスセンターの設立等により、農村や貧困地域における金融サービスの向上を図った。

さらに銀監会等は 2017 年 5 月、大型商業銀行および中型商業銀行に対して銀行内に「金融包摂事業部」を設立し、小規模零細企業、三農、イノベーション、貧困地域に対して効果的な資金供給を行い、金融サービスの普及を促すように要求した[92]。

銀監会のほか、財政部、人民銀行も「計画」に対応するため、金融包摂に関連する政策を相次いで実施した。財政部は 2016 年 5 月、「金融包摂の発展に関する専項資金管理弁法」（財金[2016]85 号）を公布し、金融包摂の発展に向け、中央財政資金を①県レベルの金融機関による農業関連融資の拡大に対する奨励金、②農村金融機関の費用補助、③イノベーション・小規模零細企業向け融資に関する奨励・補助、④ＰＰＰ関連融資に対する奨励金の 4 項目に充当する政策を実施した。

人民銀行は 2017 年 9 月、小規模零細企業向け融資や農業関連融資等の金融包摂に関する一定の条件を満たした金融機関に対して、預金準備率を 5%pt～15%pt 引き下げると発表し[93]、2018 年 1 月 25 日に実施した[94]。人民銀行の説明によると、中小零細企業向け貸出や農業関連貸出の貸出総額に占める比率が、新規貸出ベースまたは貸出残高ベースで 1.5%に達している場合には、預金準備率を 0.5%pt 引き下げ、上述の比率が 10%に達している場合には 1.5%pt 引き下げるとしている。

さらに人民銀行は 2018 年入り後、上述の措置のほか、預金準備率引き下げを 3 回実施し（4 月、7 月、10 月）、商業銀行に対して預金準備率引き下げにより放出された資金を小規模・零細企業向け融資に使用するように奨励した。

---

89 中国银监会办公厅「关于 2016 年推进普惠金融发展工作的指导意见」
http://www.cbrc.gov.cn/govView_BEFA0DF1705A4D8581F5842D4F9FEE31.html （閲覧日：2018 年 10 月 18 日）
90 中国银监会 中国保监会 甘肃省人民政府关于印发临洮县、和政县普惠金融试点实施方案的通知（银监发[2016]52 号）
http://www.cbrc.gov.cn/govView_781F52E9B13C4078B9498D41744E23BD.html （閲覧日：2018 年 10 月 18 日）
91 中国银监会 中国保监会 河北省人民政府关于印发创建阜平县普惠金融示范县方案的通知（银监发[2017]36 号）
http://www.cbrc.gov.cn/govView_79AFEAE27AC44C83A2F365FD297A7BC4.html （閲覧日：2018 年 10 月 18 日）
92 中国银监会办公厅关于推进大型商业银行普惠金融事业部设立工作的通知（银监办发[2017]62 号）
http://www.cbrc.gov.cn/govView_FA322533F0DC4BBB82EF64BA46D5F521.html （閲覧日：10 月 18 日）
关于印发大中型商业银行设立普惠金融事业部实施方案的通知（银监发[2017]25 号）
http://www.cbrc.gov.cn/govView_7B0554FA439B432D86C9115B8121EC98.html （閲覧日：10 月 18 日）
93 中国人民银行决定对普惠金融实施定向降准政策（2017 年 9 月 30 日）
http://www.pbc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/3393332/index.html （閲覧日：10 月 18 日）
94 新华网「中国人民银行：普惠金融定向降准预计 25 日实施」（2018 年 1 月 18 日）
http://www.xinhuanet.com/money/2018-01/18/c_129793908.htm （閲覧日：10 月 18 日）

図表 19：金融包摂に関する主な政策

当局	期日	法令
国務院	2016 年 1 月	「金融包摂推進発展計画（2016-2020 年）」（国発[2015]74 号）
銀保監会（銀監会）	2016 年 2 月	「2016 年金融包摂発展推進業務に関する指導意見」（銀監弁発[2016]24 号）
	2016 年 12 月	「臨洮県、和政県における金融包摂試行実施法案の印刷公布に関する通達」（銀監発[2016]52 号）
	2017 年 5 月	「大型商業銀行における金融包摂事業部設立業務を推進することに関する通達」（銀監弁発[2017]62 号）
	2017 年 5 月	「大中商業銀行における金融包摂事業部設立実施方案の印刷公布に関する通達」（銀監弁発[2017]25 号）
	2017 年 7 月	「阜平県における金融包摂モデル県の創設方案の印刷配布に関する通達」（銀監弁発[2017]36 号）
	2018 年 2 月	「2018 年銀行業による小規模零細企業向け金融サービスの高品質発展を推進することに関する通達」（銀監弁発[2018]29 号）
財政部	2016 年 5 月	「金融包摂の発展に関する専項資金管理弁法」（財金[2016]85 号）
人民銀行	2017 年 9 月	「金融包摂に向けて的を絞った預金準備比率引き下げを実施することに関する通達」（銀発[2017]222 号）
	2018 年 4 月	4 月 25 日より預金準備率を 1%pt 引き下げ[95]
	2018 年 6 月	7 月 5 日より預金準備率を 0.5%pt 引き下げ[96]
	2018 年 10 月	10 月 15 日より預金準備率を 1%pt 引き下げ[97]

（出所）銀保監会 HP、財政部 HP、人民銀行 HP を基に作成

(3) 金融包摂の進展状況

中国における金融包摂に関する進展状況に関して、人民銀行は 2018 年 8 月、「2017 年中国金融包摂指標分析報告」（以下、「分析」）を発表した。「分析」によると、銀行拠点カバー率[98]は 96%に達し、70%の省では銀行拠点カバー率は 100%に達したという。また一万人当たりの銀行拠点数は 1.59 店に達した。

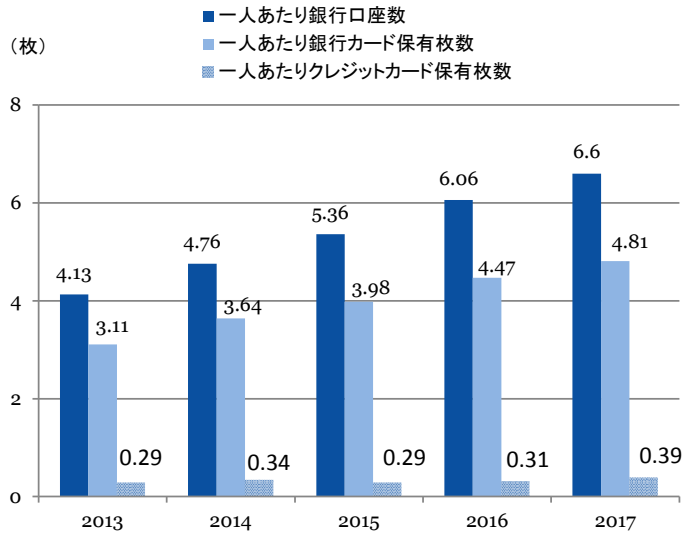
個人による銀行口座保有も増加傾向にあり、2017 年末時点において、個人の銀行口座数は前年比 10.42%増の 91 億 6,900 万口座に達し、一人あたり口座保有数は 6.6 口座（2016 年：6.06 口座）であった[99]。銀行カードの発行枚数は前年比 9.27%増の 66

95 中国人民銀行決定下调部分金融机构存款准备金率以置换中期借贷便利（2018 年 4 月 17 日）
http://www.pbc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/3522107/index.html （閲覧日：2018 年 10 月 18 日）
96 中国人民銀行決定通过定向降准支持市场化法治化“债转股”和小微企业融资（2018 年 6 月 24 日）
http://www.pbc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/3564334/index.html （閲覧日：2018 年 10 月 18 日）
97 中国人民銀行決定下调部分金融机构存款准备金率置换中期借贷便利（2018 年 10 月 7 日）
http://www.pbc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/3639441/index.html （閲覧日：2018 年 10 月 18 日）
98 「銀行拠点カバー率」とは、銀行等の預金取扱機関拠点を有する郷・鎮の、郷・鎮総数に占める比率を指す（「分析」p.9）。
99 一人あたり口座保有数、一人あたり銀行カード保有枚数は、前年末の全国常住人口に基づき、人民銀行が推計したもの。人民銀行「中国支付体系发展报告 2016」p.101
http://www.pbc.gov.cn/zhifujiesuansi/128525/128545/128646/3343451/index.html （閲覧日：2018 年 10 月 29 日）

億 9,300 万枚で、一人あたり銀行カード保有枚数は 4.81 枚（2016 年：4.47 枚）、一人あたりクレジットカード保有枚数は 0.39 枚（2016 年：0.31 枚）と、銀行口座、銀行カード、クレジットカードいずれも一人あたり保有数は小幅に増加した（図表 20 参照）。

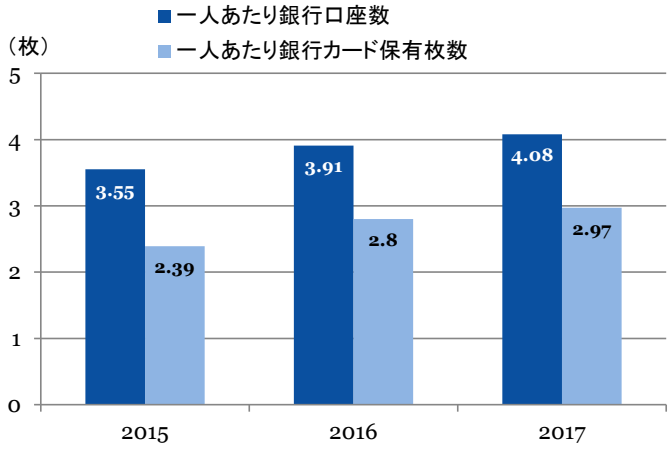
農村地域における個人の銀行口座保有数は 2017 年時点において 39 億 6,600 万口座で、一人当たり銀行口座保有数は 4.08 口座（2016 年：3.91 口座）であった。銀行カード発行枚数は 28 億 8,100 億枚で、一人あたりカード保有枚数は 2.97 枚（2016 年：2.8 枚）に達した（図表 21 参照）。

図表 20：一人あたり銀行口座保有数、銀行カード・クレジットカード保有枚数



（出所）中国人民銀行「支付体系运行总体情况」、「中国支付体系发展报告」を基に作成

図表 21：農村地域における一人あたり銀行口座保有数、銀行カード保有枚数



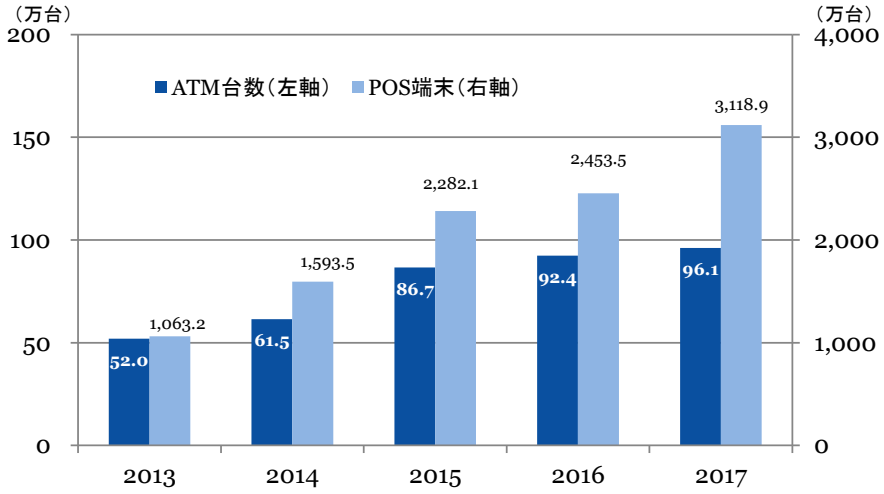
（出所）中国人民銀行「支付体系运行总体情况」、「中国支付体系发展报告」を基に作成

商業銀行によるＡＴＭの設置は、後述のようにモバイル決済をはじめとするキャッシュレス決済の普及に伴い、伸びは鈍化傾向にある。2017 年末時点のＡＴＭの設置台数は前年比 3.9%増の 96 万台（2016 年：92 万 4200 台）、一万人あたりのＡＴＭ台数は中国全土で 6.91 台に達しているものの、「分析」によると、約 30%の省では、一

万人あたりのＡＴＭ台数は減少しているという。銀行カードによる現金引出額も 2015 年以降減少しており、2017 年は前年比▲0.7%の 65 兆 1,000 億元となっている（図表 23）。

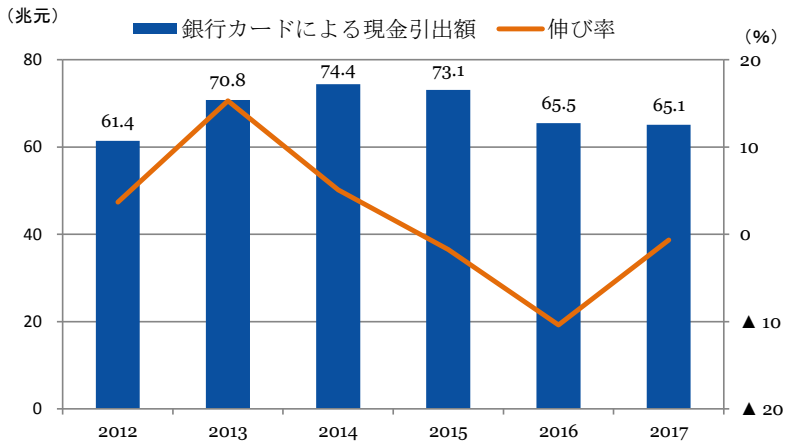
一方、ＰＯＳ端末台数は、銀行カードの普及や銀行カード決済以外にも対応したスマートＰＯＳ端末の登場により[100]、設置台数は増加傾向にあり、2017 年末時点において、前年比＋27%の 3,118 万 9,000 台（2016 年：2,453 万 5,000 台）に達し、一万人あたりの台数は 224.37 台であった（図表 22 参照）。

図表 22：ATM 設置台数、POS 端末台数



（出所）中国人民銀行「支付体系运行总体情况」、「中国支付体系发展报告」を基に作成

図表 23：銀行カードによる現金引出額



（出所）中国人民銀行「支付体系运行总体情况」、「中国支付体系发展报告」を基に作成

[100] 易观「中国智能 POS 行业专题分析 2017」（2017 年 3 月 27 日）
http://www.shujuju.cn/lecture/detail/2605 （閲覧日：2018 年 10 月 24 日）

上述のように、銀行拠点網や銀行口座・銀行カード保有数は普及に進展がみられるものの、資金調達難・コスト高といった問題を抱える小規模零細企業向け貸出の改善は停滞している。「分析」によると、金融包摂領域の小規模零細企業向け貸出残高[101]は2017年末時点において6兆7,738億9,500万元と、前年比伸び率は9.79%と全貸出残高の12.7%を下回った。

小規模零細企業向け貸出については、上述の「2016年金融包摂発展推進業務に関する指導意見」（銀監弁発[2016]24号）のほか、「2018年銀行業による小規模零細企業向け金融サービスの高品質発展を推進することに関する通達」（銀監弁発[2018]29号）において[102]、小規模零細企業向け貸出残高伸び率が、その他の貸出残高伸び率を上回るように指導しているため、今後、中国政府による中小企業支援策や金融機関に対する小規模零細企業向け向け融資の奨励策等が実施されるものと考えられる。

2. 最近のリテール決済の動向

(1) モバイル決済の発展状況

中国では、2013年が「インターネット金融元年」と呼ばれているように[103]、2013年以降、モバイル決済をはじめ、消費者金融、P2Pレンディング、資産運用、信用評価等の様々なインターネット金融サービスが急激に普及した。

また2018年3月の全人代において、李克強首相が「高速鉄道網、電子商取引、モバイル決済、シェアリングエコノミーは世界の潮流をけん引している」と述べるなど[104]、モバイル決済は先進国を上回る水準で発展を遂げている。

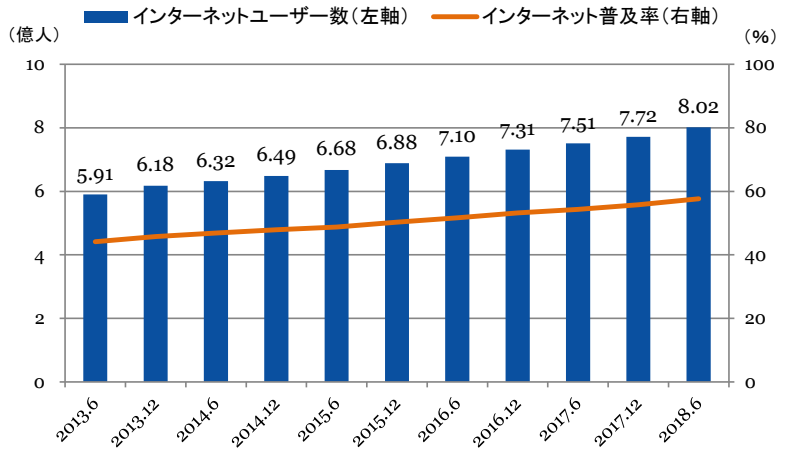
モバイル決済等のインターネット金融が発展した背景には、インターネットの安定した普及が挙げられる。中国のインターネットユーザー数は2018年6月には8億200万人に増加し、インターネット普及率も57.7%に達した（図表24）。このうち、モバイルインターネットユーザー数は、インターネットユーザー数の98.3%を占める7億8,774万人の規模に発展している（図表25）。

モバイルインターネットの普及に伴い、モバイル決済も着実に増加している。iiMedia Researchによると[105]、モバイル決済ユーザー数は2017年に前年比＋21.6%の5億6,200万人に達したという。iiMedia Researchは、モバイル決済市場はすでに成熟期に入ったとし、今後、モバイル決済ユーザーの伸び率は減速するものの、緩やかな増加を続け、2019年には7億人を超える規模に達すると予測している（図表26）。

---

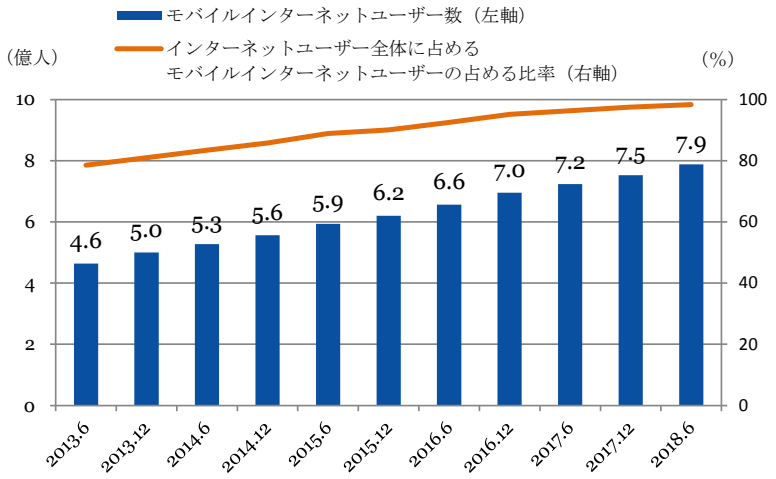
101 「金融包摂領域の小規模零細企業向け貸出」とは、与信規模が一社あたり500万元を下回る小規模零細企業貸出、個人事業主および小規模零細企業事業主向け経営性貸出のことを指す（「分析」p.6）。
102 中国银监会办公厅关于2018年推动银行业小微企业金融服务高质量发展的通知（银监办发[2018]29号）
http://www.cbrc.gov.cn/govView_D43FAF2811AF45CBA92CBD9596114FCF.html （閲覧日：2018年10月18日）
103 中国互联网协会「中国互联网金融报告（2014）」p.81
http://cac.gov.cn/files/pdf/zghlwjrbg2014.pdf （閲覧日：2018年10月18日）
104 政府工作报告（2018年3月5日）
http://www.gov.cn/premier/2018-03/05/content_5271083.htm （閲覧日：2018年10月24日）
105 iiMedia Research「2017-2018中国第三方移动支付市场研究报告」（2018年4月23日）
http://www.iimedia.cn/61209.html （閲覧日：2018年10月24日）

図表 24：インターネットユーザー数、インターネット普及率



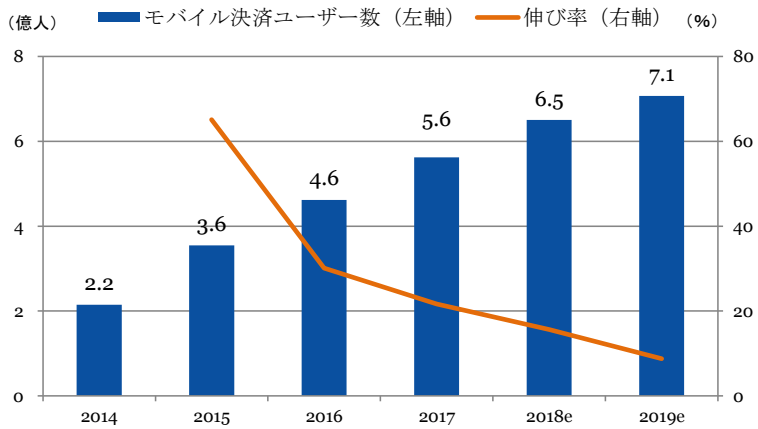
（出所）中国互联网络信息中心「第 42 次中国互联网络发展状况统计报告」（2018 年 7 月）を基に作成

図表 25：モバイルインターネット利用者数



（出所）中国互联网络信息中心「第 42 次中国互联网络发展状况统计报告」（2018 年 7 月）を基に作成

図表 26：モバイル決済のユーザー数



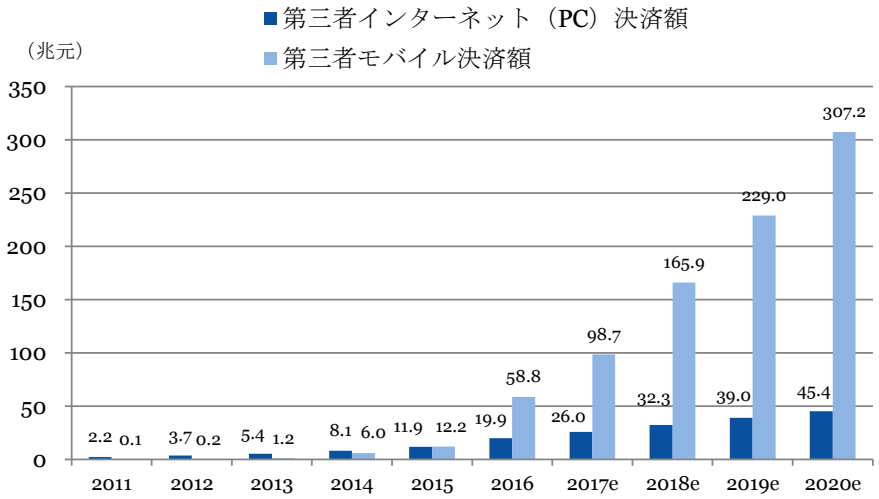
（注）2018 年以降は iiMedia Research による予測値
（出所）iiMedia Research「2017-2018 中国第三方移动支付市场研究报告」を基に作成

急速に発展するモバイル決済市場を支えるのは、上述のアリペイ、ウィーチャットペイといった銀行業以外の異業種からインターネット決済事業に参入した第三者決済機関と呼ばれる事業者である。

電子商取引の進展やモバイルインターネットの普及に伴い、第三者決済機関は自社プラットフォームによる決済サービスを提供するだけではなく、クレジットカードの返済、公共料金の支払、金融商品の販売といったサービスの拡充を図り、決済額も急速に拡大した。

iResearch によると、2016 年に第三者決済機関によるインターネット決済額は、パソコン端末で前年比＋67%の 19 兆 9,000 億元、モバイル端末で前年比＋382%の 58 兆 8,000 億元と、モバイル決済額が急速に増加し、その決済額もパソコン端末での決済額を大きく上回る規模に発展している（図表 26）[106]。第三者決済機関によるモバイル決済は今後、オンラインだけではなく、オフラインにも拡大することにより、2020 年には 300 兆元を超える規模に達すると見込まれている。

図表 27：第三者決済機関によるインターネット（PC）決済、モバイル決済額推移



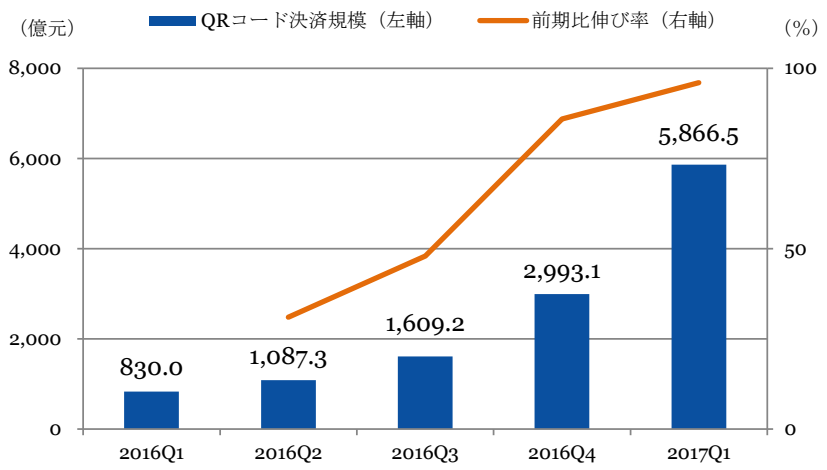
（注）2017 年以降は iResearch による予測値
（出所）iResearch「2017 年中国第三方支付市场监测报告」を基に作成

また iResearch によると[107]、第三者決済機関のモバイル決済額のうち、アリペイが 55.0%、ウィーチャットペイが 37.0%のシェアを占め、2 社で 94%の規模に達しているという（2016 年第 4 四半期）[108]。

106 iResearch「2017 年中国第三方支付市场监测报告」（2017 年 8 月 14 日）
http://report.iresearch.cn/report/201708/3035.shtml （閲覧日：2018 年 10 月 24 日）
107 iResearch 「2017 年中国第三方移动支付行业研究报告」（2017 年 6 月 12 日）
http://report.iresearch.cn/report/201706/3007.shtml
108 iiMedia Research によると、2018 年第 1 四半期において、アリペイが 49.9%、ウィーチャットペイが 40.7%のシェアを占めているという。
iiMedia Research「2017-2018 中国第三方移动支付市场研究报告」（2018 年 4 月 23 日）
http://www.iimedia.cn/61209.html （閲覧日：2018 年 10 月 24 日）

2016 年以降におけるモバイル決済の急速な拡大の背景には、この 2 社が提供する QR コードを活用したオフラインにおけるモバイル決済の普及がある。iResearch によると、2016 年の QR コード決済額は前年比＋1038%の 6,520 億元の規模に、2017 年第 1 四半期は前期比＋96%、前年同期比＋607%の 5,866 億 5,000 元に達したという（図表 28）。

図表 28：第三者決済機関による QR コード決済額

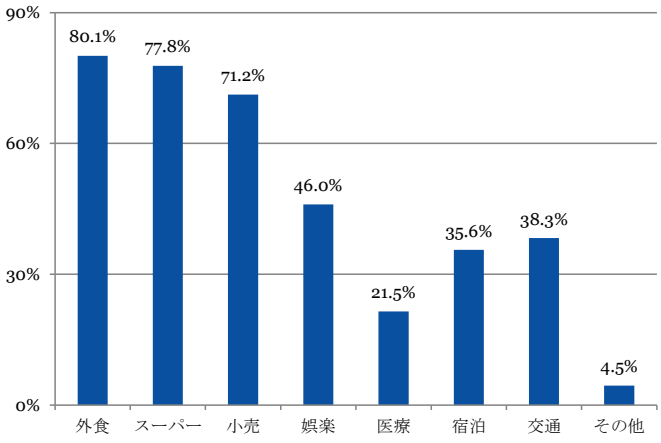


（出所）iResearch「2017 年中国第三方支付市场监测报告」を基に作成

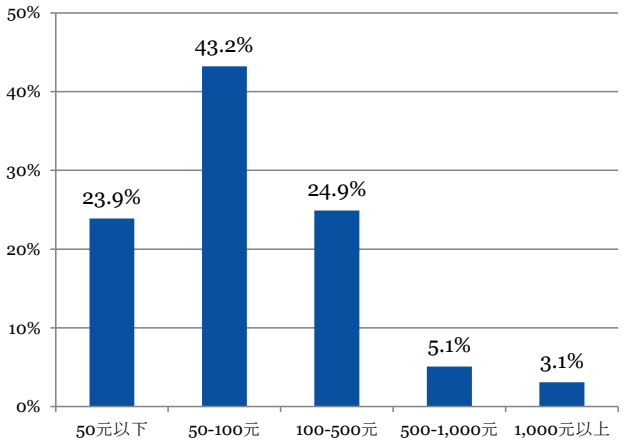
iResearch が 2017 年 4 月に実施したアンケート調査によると、オフラインで QR コード決済をよく利用する場面として、外食や小売等が大半を占めており、オフラインでの QR コード決済の平均利用金額も 500 元以下が 90%以上を占めている（図表 29）。

図表 29：オフラインにおける QR コード決済の利用場面、決済平均金額（2017 年）

オフラインで QR コード決済をよく利用する場面（複数回答）



オフラインにおける QR コード決済平均金額



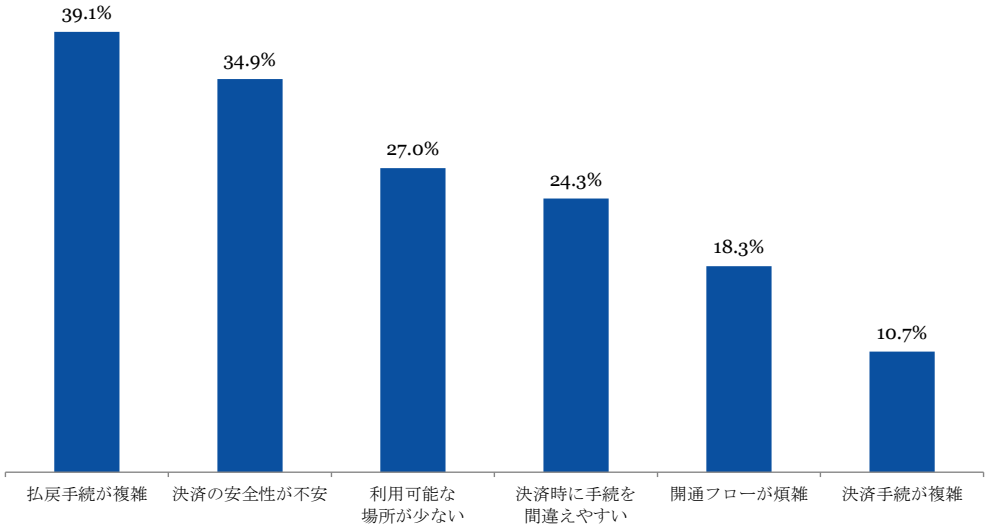
（出所）iResearch「2017 年中国第三方支付市场监测报告」を基に作成

iiMedia Research のモバイル決済ユーザーに対するアンケート調査では、モバイル決済を選択する理由として、ユーザーの 46.2%が「利便性」を挙げていることから[109]、外食や小売といった、利用頻度の比較的高い小口決済を中心として、QR コード決済が急速に普及したと考えられる。

一方、iResearch のアンケート調査によると、QR コード決済ユーザーの QR コード決済に対する不満要因として、「払い戻し手続が複雑」、「決済の安全性が不安」等が挙げられている（図表 30 参照）。こうしたユーザー心理が、オフラインにおける QR コード決済の大半が小口決済にとどまっている要因の一つであると考えられる。

また QR コード決済は、オフラインでの使用頻度が高いほど、平均利用額も高くなる傾向が指摘されていることから、将来的に上述のようなユーザーの不満要因が解消され、ユーザーの QR コード決済に対す依存度が高まり、高額消費の決済にも QR コードが多用されるようになった場合、オフラインでの QR コード決済規模がさらに拡大するであろう[110]。

図表 30：QR コード決済ユーザーの QR コード決済に対する不満要因（複数回答、2018 年 1 月）



（出所）iResearch「中国移动 NFC 支付行业研究报告（2018 年）」を基に作成

(2) リテール決済におけるキャッシュレス化の進展状況

上述のように、中国ではモバイル決済、特に QR コード決済の普及に伴い、リテール決済におけるキャッシュレス化が進展しつつある。iResearch の推計によると、2016 年のオフラインの消費活動におけるキャッシュレス決済の浸透率は 42.2%、このうち QR コード決済の浸透率は 1.9%であったとしている[111]。2016 年以降、小口決済を中心にオフラインにおける QR コード決済の拡大が顕著であるため、将来的にリテール決済のキャッシュレス化がさらに進展する可能性がある。

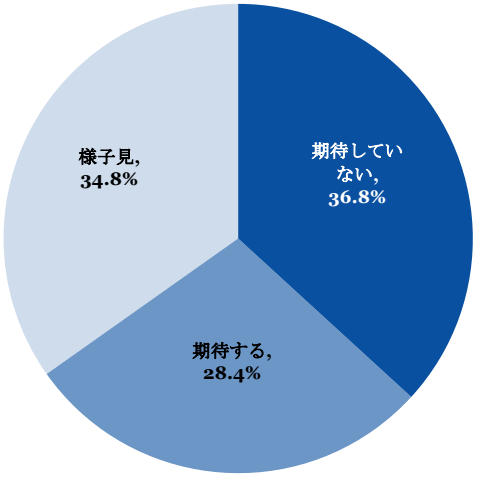
---

[109] iiMedia Research「2017-2018 中国第三方移动支付市场研究报告」（2018 年 4 月 23 日）
http://www.iimedia.cn/61209.html （閲覧日：2018 年 10 月 24 日）
[110] 後述するように、人民銀行は 2018 年 4 月より、QR コード決済に対し認証レベルに応じて 1 日あたりの限度額を設定したため、この規制が QR コード決済拡大の足かせとなる可能性がある。
[111] iResearch 「2017 年中国第三方移动支付行业研究报告」（2017 年 6 月 12 日）p.12
http://report.iresearch.cn/report/201706/3007.shtml

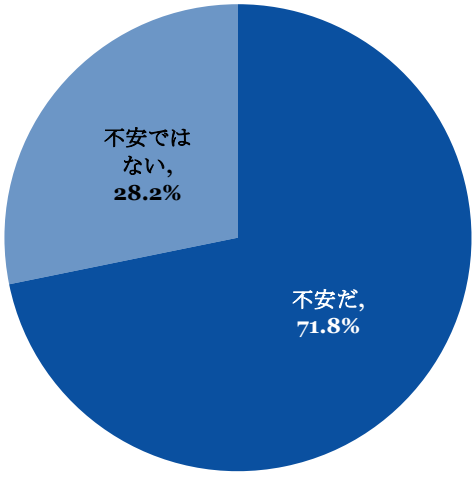
ただし iiMedia Research が 2017 年上半期にネットユーザーに対して行ったアンケートによると[112]、36.8%のネットユーザーはキャッシュレス社会に対して「期待していない」、34.8%は「様子見」と回答し、モバイル決済の安全性については、71.8%のネットユーザーが「不安だ」と回答した（図表 31 参照）。この背景には、QR コードの偽造やすり替えといったモバイル決済に関わる事件が頻発しているという社会問題があり[113]、　詐欺による盗難被害のほか、モバイルに搭載されたアプリに関連づけられている銀行口座や身分証明書といった個人情報の漏えいを懸念するユーザー心理を反映しているものといえる。今後、キャッシュレス決済が社会にさらに浸透するためには、モバイル決済等における安全性を確保し、ユーザーの不安を解消することが課題となるであろう。

図表 31：ネットユーザーのキャッシュレス社会、モバイル決済の安全性に対する見方（2017 年上半期）

キャッシュレス社会に対する見方



モバイル決済の安全性に対する見方



（出所）iiMedia Research「2017 年上半年中国第三方移动支付市场研究报告」を基に作成

(3)　リテール決済に関する法規制の動向

①　第三者決済機関に対する規制

上述のように、中国ではモバイルを中心に第三者決済機関による決済サービスが急速に普及している。中国のリテール決済の中心的役割を果たしている第三者決済機関が登場したのは 1999 年といわれており[114]、モバイル決済で最大のシェアを占めるアリババグループは 2003 年にアリペイによる決済サービスの提供をはじめ、2004 年に第三者決済機関（浙江支付宝网络科技有限公司）を設立した[115]。またテン

[112] iiMedia Research「2017 年上半年中国第三方移动支付市场研究报告」（2017 年 8 月 8 日）
http://www.iimedia.cn/53957.html　（閲覧日：2018 年 10 月 24 日）
[113] 法制日报「二维码诈骗花样繁多让人防不胜防」（2018 年 10 月 23 日）
http://www.legaldaily.com.cn/index_article/content/2018-10/23/content_7673267.htm　（閲覧日：2018 年 10 月 24 日）
[114] 1993 年 3 月よりサービスの提供を開始した首信易支付（設立当時の名称は「首都电子商城网上支付平台」）。
https://www.beijing.com.cn/product/product02.jsp
[115] 2008 年 1 月に会社名を「支付宝（中国）网技术有限公司」に変更した。
支付宝知托付 –大事记　https://ab.alipay.com/i/dashiji.htm　（閲覧日：2018 年 10 月 24 日）
iResearch「2017 年中国第三方支付市场监测报告」（2017 年 8 月 14 日）p.30

セントは翌年の 2005 年に第三者決済機関を設立した[116]。

第三者決済機関を設立した後、アリペイ、テンセントともにユーザー数を拡大させ、第三者決済市場は急速に発展していった。しかし市場形成当初、金融当局は第三者決済機関に対して「寛容・観察」的態度をとり、リスクを承知で敢えて数年間は規制を設けず、新興産業の育成を図る姿勢をとっていたため、第三者決済市場は参入基準や監督管理等が不明確なまま、市場規模が拡大していった[117]。

2010 年に入り、人民銀行は第三者機関に対する監督管理に着手した。同年 6 月、人民銀行は「非金融機関決済サービス管理弁法[118]」（以下、「弁法」）を、同年 12 月に「非金融機関決済サービス管理弁法実施細則[119]」（以下、「細則」）を公布し、第三者決済機関に対する規範化を行った。「弁法」および「細則」では、第三者決済機関を人民銀行の監督管理の対象とし、第三者決済サービスに従事する事業者に対して、人民銀行がコンプライアンス性、技術の安全性等を審査のうえ交付する「決済業務許可証」の取得を義務付けたほか、最低登録資本金、出資者要件等についても規定し、第三者決済市場の参入基準を明確にした。

2011 年 5 月には、決済業界における自主規制機関として「中国支払清算協会（Payment& Clearing Association of China）」が設立された[120]。人民銀行が協会の業務主管を務めている。中国支払清算協会は設立以降、「オンライン決済業界自律公約」、「モバイル決済業界自律公約」、「モバイル決済業界リスク防止ガイドライン」といった規範的文書を公布し、第三者決済市場をはじめとするインターネット決済市場における秩序の安定、リスク防止を図るほか、監督当局の委託を受け、決済機関に対する監督管理を実施している。

2015 年 7 月、人民銀行、工業情報化部、財政部等は連名で「インターネット金融発展に関する指導意見」（銀発[2015]221 号、以下、「指導意見」）を公布した[121]。「指導意見」では、急速に発展したインターネット金融に小規模零細企業や低所得者層の資金調達・運用ニーズにこたえるなど、金融包摂の面において寄与があったことは認めつつも、P2P レンディングをはじめとした金融サービスが野放図に拡大した結果、監督管理制度の未整備や投資家・消費者保護の欠如が顕著になり、金融リスクが高まりつつあることを指摘し、こうした金融リスクを防止し、インターネット金融の秩序ある健全な発展を促すために制定した、と説明している。

「指導意見」ではインターネット金融サービスを①インターネット決済、②P2P レンディング・小口貸付、③クラウドファンディング、④ファンド、⑤保険、⑥信託・消費者金融の 6 分野に分類し、それぞれ所管する金融当局を指定し、インターネット決済については、人民銀行が管轄当局に指定された。

「指導意見」を受け、人民銀行は 2015 年 12 月、「非銀行決済機関インターネット決済業務管理弁法」（中国人民銀行令[2015]第 43 号、以下、「43 号令」）を公布し、

---

116 テンセントは 2005 年に財付通（テンペイ）を設立。2013 年よりインスタントメッセンジャーアプリのウィーチャットにウィーチャットペイの機能を追加した。

117 中国人民銀行、世界銀行「全球視野下的中国普惠金融：実践、经验与挑战」（2018 年 2 月 11 日）p.64-68
http://www.pbc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/3481224/index.html （閲覧日：2018 年 10 月 24 日）

118 中国人民銀行令[2010]第 2 号「非金融机构支付服务管理办法」
http://www.pbc.gov.cn/tiaofasi/144941/144957/2845832/index.html （閲覧日：2018 年 10 月 24 日）

119 中国人民銀行公告[2010]第 17 号「非金融机构支付服务管理办法实施细则」
http://www.pbc.gov.cn/tiaofasi/144941/3581332/3586420/index.html （閲覧日：2018 年 10 月 24 日）

120 中国支付清算协会 HP：http://www.pcac.org.cn/index.php/index/index.html （閲覧日：2018 年 10 月 24 日）

121 中国人民銀行等十部委发布《关于促进互联网金融健康发展的指导意见》（2015 年 7 月 18 日）
http://www.pbc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/2813898/index.html （閲覧日：2018 年 10 月 24 日）

2016 年 7 月より実施した[122]。「43 号令」では、第三者決済機関に対して顧客の詳細な本人確認を要求し、本人確認のレベルに応じて口座を 3 種類に分け、提供可能な決済サービスを制限するといった措置を開始した（図表 32 参照）。

図表 32：「非銀行決済機関インターネット決済業務管理弁法」に基づく口座管理、本人確認方法

口座種類	決済機能	決済限度額	本人確認方法
Ⅰ類口座	消費、振替	口座開設日から累計 1,000 元	非対面方式で最低 1 種の外部ルートにより本人確認を実施
Ⅱ類口座	消費、振替	年間累計 10 万元	対面方式、または非対面方式で最低 3 種の外部ルートにより本人確認
Ⅲ類口座	消費、振替、理財商品	年間累計 20 万元	対面方式、または非対面方式で最低 5 種の外部ルートにより本人確認

（出所）「人民銀行『非銀行支付机构网络支付业务管理办法』答记者问」を基に作成[123]

上述の顧客口座の管理強化のほか、第三者決済機関が顧客から委託支払業務の前払い金として預かる資金（以下、「準備金」）についても段階的に規制強化が行われている。第三者決済機関は準備金を運用し、大きな収益源としていた。しかし金融当局は第三者決済機関の業務範囲が決済機能だけではなく、資産運用やその他の金融領域に拡大していることを問題視し、その収益源である準備金に関する規制を強化した。

人民銀行はまず、2013 年 6 月、「決済機関顧客準備金預入弁法」（中国人民銀行公告[2013]第 6 号）を公布し、第三者決済機関に対して、準備金を管理する専用口座を開設し、準備金は自己資金と分別管理を実施し、流用、占用、転貸等を禁止すると規定した。

2016 年 10 月、国務院は「インターネット金融リスクに対する特別整備実施方案」（国弁発[2016]21 号）を、人民銀行等は「非銀行決済機関リスクに対する特別整備業務実施方案」（銀発[2016]112 号）を公布し、第三者決済機関の準備金に対する規制をさらに強化する方針を示した。国務院および人民銀行の実施方案では、第三者決済機関に対して、準備金を流用、占用等してはならないと再度、明確に規定したほか、準備金を預け入れる専用口座の開設は人民銀行または条件を満たした商業銀行に限定し、準備金の専用口座資金に対する利息の支払いも禁止した。

さらに人民銀行は 2017 年 1 月、「決済機関顧客準備金集中預入管理実施に関する事項についての通達」（銀弁発[2017]10 号）を公布し、第三者決済機関に対して、同年 4 月 17 日より準備金の一定比率（12～24%、平均 20%程度）を人民銀行の専用口座に入金するように要求した。人民銀行は同年 12 月、2018 年 2～4 月にかけて準備金の預入比率を 10%ずつ引き上げるとし、2018 年に公布した「決済機関顧客準備金全額集中預入管理に関する事項についての通達」（銀弁発[2018]114 号）では、同年 7 月 9 日より再度、段階的に準備金の預入比率を引き上げ、2019 年 1 月 14 日には預入比率

122 中国人民银行公告[2015]第 43 号「非银行支付机构网络支付业务管理办法」（2015 年 12 月 28 日）
http://www.pbc.gov.cn/tiaofasi/144941/3581332/3588090/index.html4 （閲覧日：2018 年 10 月 26 日）
123 人民银行有关负责人就「非银行支付机构网络支付业务管理办法」答记者问（2015 年 12 月 28 日）
http://www.pbc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/2996377/index.html （閲覧日：2018 年 10 月 26 日）

を 100%にするとした。

② 網聯の構築

上述の国務院および人民銀行の実施方案では、準備金に対する規制強化のほか、第三者決済機関の決済業務に対して、決済資金の透明化、集中化を実現するため、「網聯」と呼ばれるインターネット決済のクリアリングプラットフォームを構築する方針を示した。実施方案では、従前の第三者決済機関が複数の銀行と接続し決済を行うモデルを廃止し、第三者決済機関の決済はすべて人民銀行が構築する「網聯」に接続することを要求した。2017 年 3 月に網聯プラットフォームのテスト運用が始まり、2018 年 6 月 30 日以降、第三者決済機関が受理する決済業務は、すべて「網聯」経由の決済に切り替わった。

③ QR コード決済に対する規制強化

中国人民銀行は 2017 年 12 月、「バーコード決済業務規範（試行）」（銀発[2017]296 号、以下、「規範」）を公布し、2018 年 4 月より施行した。「規範」では、QR コード決済を含むバーコード決済をリスク対応力に応じて A～D 級の 4 段階に分類し、決済時に必要となる認証要素およびバーコードの性質（動的または静的）により、ユーザーの一日あたりの限度額を設定した（図表 33 参照）。

静的バーコードとは紙に印刷された QR コード等のことを指し、1 日あたりの限度額を 500 元に設定している。一方、動的バーコードとは、有効期間、使用回数等に制限があり、繰り返し使用されることが防止可能なものを指し、デジタル証明書、電子署名、安全性が確保されたルートで生成されるワンタイムパスワード、指紋認証等のバイオメトリクスといった認証要素との組み合わせにより、限度額を設定している[124]。

人民銀行の説明によると、QR コード等のバーコード決済は偽造等の犯罪が多く、マネーロンダリング等の温床となっており、また、バーコード決済は銀行カード等の決済ツールと比較し、安全性に問題があるため、バーコード決済に対する規制を強化したとしている。

図表 33：「バーコード決済業務規範（試行）」に基づくバーコード決済限度額

リスクレベル	バーコード	認証要素	1 日あたり限度額
A 級	動的バーコード	デジタル証明書および電子署名を含む 2 種類以上の有効な認証要素	顧客との協議で確定
B 級	動的バーコード	デジタル証明書および電子署名を含まない 2 種類以上の有効な認証要素	5,000 元
C 級	動的バーコード	1 種類の有効な認証要素	1,000 元
D 級	静的バーコード	—	500 元

（出所）人民銀行「バーコード決済業務規範（試行）」、新华网「漫画解读央行『条码支付业务规范（试行）』」（2017 年 12 月 28 日）、新京报「静态扫码支付 每日限额 500 元，你够用吗？」（2018 年 3 月 21 日）に基づき作成

124 人民銀行「バーコード決済業務規範（試行）」、新华网「漫画解读央行『条码支付业务规范（试行）』」（2017 年 12 月 28 日）、新京报「静态扫码支付 每日限额 500 元，你够用吗？」（2018 年 3 月 21 日）。
新华网：http://www.xinhuanet.com/fortune/2017-12/28/c_129777403.htm （閲覧日：2018 年 10 月 26 日）
新京报：http://www.bjnews.com.cn/finance/2018/03/21/479834.html （閲覧日：2018 年 10 月 26 日）

3. 郵便貯金の今後の動向

2014 年 8 月、中国郵政儲蓄銀行（郵儲銀行）のインターネットバンキング利用者が 1 億人を突破した。2010 年 6 月に同サービスを導入してから僅か 4 年 2 カ月のことである。2017 年末時点において、郵儲銀行の 5 億 5,300 万人の個人顧客のうちインターネットバンキング利用者は 2 億 3,400 万人を超え、このうちモバイルバンキング（スマホ）利用者は 1 億 7,500 万人に上る[125]。

2013 年、「モバイル」や「SNS」サービスの普及に合わせ、同行は更に PAD 銀行、QR コード決済、微信（Wechat）銀行などモバイル向けのサービスを導入し、電子バンクサービスの充実を強化している[126]。

この PAD 銀行とは、iPad などのタブレット端末向けに開発された電子銀行サービスのことである。2012 年 8 月、招商銀行（China Merchants Bank）によって初めて提供され、以降中国の主要行が相次いで類似のサービスを開発・提供した。郵儲銀行は、2013 年 11 月に iPad 向けのアプリ「郵儲手機銀行 HD」を開発し、PAD 銀行サービスを提供開始した。なお、利用者は iTunes から無料で同アプリをダウンロードすることができる。

また、微信（Wechat）銀行は、チャットサービスの微信（WeChat）と銀行サービスが融合して誕生した。2013 年 7 月 2 日、中国大手銀行の招商銀行によって初めて導入された概念である。同行は、微信のシステムと自行のシステムとの融合を図り、微信ユーザー向けに自行の電子バンクサービス（デビットカードの残高照会、現金振替、クレジットカードの返済、ローン申請、カード新規登録申請、携帯電話料金のチャージ、公共料金の支払）のほかに、チャットサービスの機能を活かしたリアルタイムの顧客応対サービスも提供実現した。同行の導入を機に、他の大手銀行も追随して「微信銀行」サービスを提供開始し、市場が一気に拡大した。郵儲銀行は 2013 年 11 月に「微信銀行」サービスを導入した。

更に、2014 年 10 月、同行は汎用性やコスト競争力のある小型コンピュータによって構築されたコアシステムを稼働させた。取引量が急増する 11 月 11 日（双十一）のショッピングデーにも耐え、システムの安定性や安全性が確認できた。同行によれば、同システムを完成させるのに 3 年 4 カ月を費やしたという[127]。

郵儲銀行の董事長・李国華はインタビューで、同行はネットワークや資金力などの優位性を活かし、今後は三農「農業、農村、農民」や、中小企業、コミュニティ向けの金融サービスに注力して、中国における金融包摂（普恵金融）の発展の推進力と引率者を目指すことを明確に示した[128]。その際、今後の金融包摂にはデジタル技術の活用が重要として、ビッグデータを利用した信用情報やリスクの管理にも注力していく方針である[129]。

---

125 中国郵政貯蓄銀行「アニュアルレポート（2017 年）」p.64

126 中国郵政儲蓄銀行「電子バンク利用者 1 億人突破」（2014 年 8 月 1 日）
http://www.psbc.com/portal/zh_CN/Home/PSBCNews/53344.html

127 中国郵政儲蓄銀行「中国郵政儲蓄銀行董事長李国華：堅持自主可控践行普恵金融」（2015 年 1 月 13 日）
http://www.psbc.com/portal/zh_CN/Home/PSBCNews/58757.html

128 中国郵政儲蓄銀行董事長インタビュー「金融包摂の推進力と引率者を目指す」（2014 年 10 月 23 日）
http://www.psbc.com/portal/zh_CN/Home/PSBCNews/56217.html

129 中国郵政儲蓄銀行「Li Guohua Proposes to Promote Inclusive Financial Development with Digital Technology at GPFI External Seminar」（2016 年 3 月 10 日）
http://www.psbc.com/en/index/psbcnews/32.html

また、農業セクター向けサービスについては 2016 年 3 月に BGI Agriculture グループとの戦略的提携を発表した。郵儲銀行は最先端の農業技術に関する知見を獲得し、農業の近代化につながる金融サービスに注力していく方針である[130]。

2018 年 10 月、郵儲銀行は政府の貧困脱却政策にあわせ、三か年計画を発表し、貧困層向けの小口貸付や貧困地域のインフラ建設向け融資に注力する方針を示した[131]。また同月、郵儲銀行は政府の環境汚染対策に協力するため、環境汚染対策およびグリーンファイナンス発展に関する指導意見を公布し、併せて対応する三か年計画を発表した[132]。いずれの施策も、郵儲銀行が自身のもつ資金力や拠点網を活かし、中国政府が重点課題として掲げる問題解決に協力するものである。

[130] 中国郵政儲蓄銀行「PSBC and BGI Agriculture Reach Strategic Cooperation」（2016 年 4 月 1 日）
http://www.psbc.com/en/index/psbcnews/32.html
[131] 邮储银行出台助力打赢脱贫攻坚战三年行动的指导意见
http://www.psbc.com/cn/index/syycxw/50305.html （閲覧日：2018 年 10 月 25 日）
[132] 邮储银行出台关于打好污染防治攻坚战和发展绿色金融的指导意见
http://www.psbc.com/cn/index/syycxw/50285.html （閲覧日：2018 年 10 月 25 日）

＜出所資料一覧＞

【国際機関・外国機関文献・データベース】

- IMF "World Economic Outlook April 2018"
- 日本銀行金融研究所「中国農村金融制度改革の現状と課題：銀行業金融機関の再生と三農政策に呼応した取組みの中間評価」（2010 年 4 月）
- 日本政策投資銀行「中国における企業向け金融の実態と展望」（2005 年）
- CEIC Data「CEIC database」
- Universal Post Union「Postal Statistics」

【中央銀行・監督官庁・銀行協会等 HP】

- 全国人民代表大会 HP
- 国務院 HP
- 財政部 HP
- 中国人民銀行 HP
- 中国銀行保険監督管理委員会 HP
- 中国証券監督管理委員会 HP
- 中国商務部 HP
- 国家外貨管理局 HP
- 国家税務総局 HP
- 国家市場監督管理総局 HP
- 中国証券投資基金業協会 HP
- 中国支払清算協会 HP
- 中国インターネット協会 HP
- 国家開発銀行 HP
- 中国輸出入銀行 HP
- 中国農業発展銀行 HP
- 香港工業貿易署 HP
- マカオ貿易投資促進局 HP
- 全国人民代表大会常務委員会「商業銀行法」（2015 年改正）
- 国務院「金融体制改革に関する決定」（1993 年）
- 国務院「国家開発銀行の設立に関する通達」（1994 年）
- 国務院「中国輸出入銀行の設立に関する通達」（1994 年）
- 国務院「中国農業発展銀行の設立に関する通達」（1994 年）
- 国務院「預金保険知識に関する専門家の問答」（2014 年）
- 国務院による「中華人民共和国外資銀行管理条例」の修正に関する決定（2014 年）
- 国務院「預金保険条例（中華人民共和国国務院令 第 660 号）」（2015 年 2 月 17 日）
- 国務院、中国人民銀行「国务院法制办、中国人民银行负责人就『存款保险条例』答记者问」（2015 年 3 月 31 日）
- 国務院「关于印发『推进普惠金融发展规划（2016-2020 年）』的通知」（国发[2015]74 号）
- 財政部「中国の金融制度改革とその課題」（1992 年 3 月）
- 財政部、国家税務総局「关于储蓄存款利息所得有关个人所得税政策的通知」（财税[2008]132 号）
- 財政部、国家税務総局「关于银行业金融机构存款保险保费企业所得税税前扣除有关政策问题的通知」（财税[2016]106 号）
- 財政部「关于印发『普惠金融发展专项资金管理办法』的通知」（财金[2016]85 号）
- 中国人民銀行「金融机构信贷收支统计」（2007 年～2018 年 8 月）
- 中国人民銀行「非金融机构支付服务管理办法」（中国人民银行令[2010]第 2 号）
- 中国人民銀行「非金融机构支付服务管理办法实施细则」（中国人民银行公告[2010]第 17

号）
- 中国人民銀行「中国支付体系发展报告」（2013～2016 年）
- 中国人民銀行「支付体系运行总体情况」（2013～2017 年）
- 中国人民銀行「农村地区支付业务发展总体情况」（2015～2017 年）
- 中国人民銀行「中国人民银行决定下调存贷款基准利率并降低存款准备金率」（2015 年 10 月 23 日）
- 中国人民銀行、工業情報化部、公安部等「关于促进互联网金融健康发展的指导意见」（银发[2015]221 号）
- 中国人民銀行「非银行支付机构网络支付业务管理办法」（中国人民银行公告[2015]第 43 号）
- 中国人民銀行「人民银行有关负责人就『非银行支付机构网络支付业务管理办法』答记者问」（2015 年 12 月 28 日）
- 中国人民銀行「关于印发《条码支付业务规范（试行）》的通知」（银发[2017]296 号）
- 中国人民銀行「中国人民银行决定对普惠金融实施定向降准政策」（2017 年 9 月 30 日）
- 中国人民銀行「中国人民银行决定下调部分金融机构存款准备金率以置换中期借贷便利」（2018 年 4 月 17 日）
- 中国人民銀行「中国人民银行决定通过定向降准支持市场化法治化“债转股”和小微企业融资」（2018 年 6 月 24 日）
- 中国人民銀行「中国人民银行决定下调部分金融机构存款准备金率置换中期借贷便利」（2018 年 10 月 7 日）
- 中国人民銀行、世界銀行「全球视野下的中国普惠金融：实践、经验与挑战」（2018 年 2 月 11 日）
- 中国人民銀行「2017 年中国普惠金融指标分析报告」（2018 年 8 月 13 日）
- 中国銀行業監督管理委員会「農村地域における銀行業金融機関の参入政策を調整緩和し、社会主義新農村建設をよりよく支援することに関する若干の意見」（2006 年）
- 中国銀行業監督管理委員会「商業銀行自己資本比率管理規則」（2004 年 2 月）
- 中国銀行業監督管理委員会「中国銀行業のバーゼル実施に関する指導意見」（2007 年 2 月）
- 中国銀行業監督管理委員会「中国銀行業の新監督管理基準の実施に関する指導意見」（新基準）（2011 年 5 月）
- 中国銀行業監督管理委員会「商業銀行資本管理規則（試行）」（2012 年 6 月）
- 中国銀行業監督管理委員会「アニュアルレポート 2013 年～2016 年」
- 中国人民銀行「中国金融穏定報告」（2012 年、2015 年～2016 年）
- 中国銀行業監督管理委員会「关于 2016 年推进普惠金融发展工作的指导意见」（银监办发[2016]24 号）
- 中国銀行業監督管理委員会、中国保険業監督管理委員会、甘粛省人民政府「关于印发临洮县、和政县普惠金融试点实施方案的通知」（银监发[2016]52 号）
- 中国銀行業監督管理委員会、中国保険業監督管理委員会、河北省人民政府「关于印发创建阜平县普惠金融示范县方案的通知」（银监发[2017]36 号）
- 中国銀行業監督管理委員会「国家开发银行监督管理办法」（银监会令 2017 年第 2 号）
- 中国銀行業監督管理委員会「中国进出口银行监督管理办法」（银监会令 2017 年第 3 号）
- 中国銀行業監督管理委員会「中国农业发展银行监督管理办法」（银监会令 2017 年第 4 号）
- 中国銀行業監督管理委員会「关于外资银行开展部分业务有关事项的通知」（银监办发[2017]12 号）
- 中国銀行業監督管理委員会「关于推进大型商业银行普惠金融事业部设立工作的通知」（银监办发[2017]62 号）
- 中国銀行業監督管理委員会「关于印发大中型商业银行设立普惠金融事业部实施方案的通知」（银监发[2017]25 号）
- 中国銀行業監督管理委員会「关于修改『中国银监会外资银行行政许可事项实施办法』的决定」（银监会令 2018 年第 3 号）

- 中国銀行業監督管理委員会「关于 2018 年推动银行业小微企业金融服务高质量发展的通知」（银监办发[2018]29 号）
- 中国銀行保険監督管理委員会「关于进一步放宽外资银行市场准入有关事项的通知」（银保监办发[2018]16 号）
- 中国銀行保険監督管理委員会「中国普惠金融发展情况报告（摘编版）」（2018 年 9 月 28 日）
- 中国証券監督管理委員会「中国証券監督管理委員会香港証券及期貨事務監察委員会聯合公告」（2014 年 4 月 10 日）
- 国家外貨管理局、税関総署「关于印发『携带外币现钞出入境管理暂行办法』的通知」（汇发[2003]102 号）
- 国家税務総局「关于做好对储蓄存款利息所得暂免征收个人所得税工作的通知」（国税函[2008]826 号）
- 中国金融学会編『中国金融年鉴 1995』
- 中国保険年鑑編委会『2013 中国保険年鑑』
- 商務部電子商務情報化司「中国电子商务报告 2017」
- 中国証券投資基金業協会「中国证券投资基金业年报（2016）」（2018 年 1 月 11 日）
- 国家開発銀行「アニュアルレポート（2017 年）」
- 中国農村発展銀行「アニュアルレポート（2017 年）」
- 中国インターネット協会「中国互联网金融报告（2014）
- 中国インターネット情報センター「第 42 次中国互联网络发展状况统计报告」（2018 年 7 月）
- Australia Chamber of Commerce「ANZ becomes first Australian bank to receive Retail RMB license in China」（2012 年 3 月 5 日）
- 日本国外務省ウェブサイト

【論文・雑誌・業界紙】

- 鳳凰網財経「郵便儲蓄銀行、2015 年に上海と香港市場に上場？」（2014 年 6 月 26 日）
- 農林中金総合研究所「最近の中国における農村金融の現状と特徴」（2013 年）
- 李立栄「中国個人金融における異業種参入がもたらすイノベーションの進展　―インターネットを活用したサービスの多様化―」第 15 回パーソナルファイナンス学会（2014 年）
- Caixin、「Can Grown-Up Postal Savings Bank Manage Risk?」、（2011 年 11 月 30 日）
- Deloitte、「Taxation and Investment in China 2016」（2016 年）
- Excite ニュース「民間資本の農村銀行への出資を奨励－銀行当局幹部」（2012 年 3 月 12 日）
- Post & Parcel「Postal Savings Bank of China extends USD 10.2 billion in small loans」（2009 年 8 月 20 日）
- 新浪財経「存款保险暂不设独立公司 由央行下属机构管理」（2015 年 4 月 8 日）
- Reuters " UPDATE 2-China's Postal Savings Bank $7 bln stake sale pulls in UBS, JPMorgan"（2015 年 12 月 9 日）
- Reuters, 「中国の金利規制復活報道、人民銀が否定」（2016 年 6 月 28 日）
- Reuters " Postal Savings Bank of China IPO raises $7.4 billion after pricing at low endPostal Savings Bank of China Taps Five Banks to Lead up to $10 Billion IPO"（2016 年 9 月 27 日）
- Wall Street Journal " Postal Savings Bank of China Taps Five Banks to Lead up to $10 Billion IPO"（2016 年 1 月 27 日）
- 新华网「中国人民银行：普惠金融定向降准预计 25 日实施」（2018 年 1 月 18 日）
- 新华网「漫画解读央行『条码支付业务规范（试行）』」（2017 年 12 月 28 日）
- 人民网「邮政储蓄小额质押贷款"开闸试水"」（2006 年 7 月 7 日）
- 新京报「静态扫码支付 每日限额 500 元，你够用吗？」（2018 年 3 月 21 日）
- 财新网「邮储的考验」（2011 年 11 月 28 日）

【郵政公社・郵貯等】

- 中国郵政集団「アニュアルレポート（2015 年）」
- 中国郵政集団「中郵消費金融公司獲準籌建」（2015 年 1 月）
- 中国郵政儲蓄銀行「中国郵政儲蓄銀行股份有限公司公告」（2012 年 6 月）
- 中国郵政儲蓄銀行「アニュアルレポート（2016～2017 年）」
- 中国郵政儲蓄銀行「大事記」（2013 年 8 月 2 日）
- 中国郵政儲蓄銀行「預貸金利表」
- 中国郵政儲蓄銀行「外貨預金」
- 中国郵政儲蓄銀行「2015 年度世界トップ 1000 行中第 23 位にランクイン」（2014 年 7 月 2 日）
- 中国郵政儲蓄銀行「電子バンク利用者 1 億人突破」（2014 年 8 月 1 日）
- 中国郵政儲蓄銀行董事長インタビュー「金融包摂の推進力と引率者を目指す」（2014 年 10 月 23 日）
- 中国郵政儲蓄銀行「個人貯金 5 兆元を突破」（2015 年 1 月 5 日）
- 中国郵政儲蓄銀行（「中国郵政儲蓄銀行董事長李国華：堅持自主可控践行普恵金融」（2015 年 1 月 13 日）
- 中国郵政儲蓄銀行「2015 年度世界トップ 1000 行中総資産第 23 位」（2015 年 7 月 9 日）
- 中国郵政儲蓄銀行「郵政儲蓄銀行はリスクマネジメント最優秀行として表彰」（2015 年 12 月 24 日）
- 中国郵政儲蓄銀行「Li Guohua Proposes to Promote Inclusive Financial Development with Digital Technology at GPFI External Seminar」（2016 年 3 月 10 日）
- 中国郵政儲蓄銀行「PSBC and BGI Agriculture Reach Strategic Cooperation」（2016 年 4 月 1 日）

【民間金融機関等 HP】

- 成都銀行
- 成都農商銀行
- 海南農村信用社連合社
- 北京銀行
- 江蘇銀行

【その他】

- 路国英、張治安主編『中国金融法律知识手册』（1996 年）
- 童適平『中国の金融制度』勁草書房（2013）
- 中国社会科学院『中国国家资产负债表 2015』（2015 年）
- iResearch「2017 年中国第三方移动支付行业研究报告」(2017 年 6 月 12 日)
- iResearch「2017 年中国第三方支付市场监测报告」(2017 年 8 月 14 日)
- iReseach「中国移动 NFC 支付行业研究报告（2018 年）」(2018 年 6 月 27 日)
- iiMedia Research「2017-2018 中国第三方移动支付市场研究报告」(2018 年 4 月 23 日)
- iiMedia Research「2017 年上半年中国第三方移动支付市场研究报告」(2017 年 8 月 8 日)
- 易观「中国智能 POS 行业专题分析 2017」（2017 年 3 月 27 日）
- PriceWaterhouseCoopers、「Foreign Banks in China, 2011」

VIII. ニュージーランド
(New Zealand)

＜目次　～ニュージーランド～＞

第 1 章　市場環境の特徴 2
1. 国民党政権から労働党を中心とする連立政権への移行 2
2. ニュージーランド準備銀行における新総裁の就任と政権交代の影響 3
第 2 章　金融制度概要 4
1. 金融機関の種類 4
(1) 概要 4
(2) 登録銀行 5
(3) 住宅金融組合／信用組合 8
2. 監督官庁と指導体制 9
3. ニュージーランドの金融制度の特徴 9
4. 預金保険制度の枠組み 9
5. 個人資産運用に関わる税制全体の中での預貯金税制 10
第 3 章　郵便貯金の概要 11
1. ポストバンク 11
2. キウィ銀行の概要 12
(1) 設立目的・沿革概要 12
(2) 組織形態 13
①経営形態 13
②金融サービス提供の形態 16
③窓口取扱時間 16
(3) 主な業務内容 17
①預金業務概要 17
②資金運用方法 19
③貸出業務概要 20
④送金・決済業務概要 20
⑤国際業務概要 20
⑥付随業務概要 20
(4) 会計基準と財務諸表 21
第 4 章　金融セクターにおけるリテール金融機関の特徴 24
1. キウィ銀行 24
2. 信用組合及び住宅金融組合 24
3. 金融セクターにおけるリテール金融機関の位置付け 24
第 5 章　最近の金融動向と今後の展望 28
1. 最近の金融動向 28
(1) 金融機関の健全性強化 28
(2) マイクロファイナンスなどソーシャルファイナンスの現況等 29
(3) キウィセイバー 29
(4) キウィ銀行の動向 30

① キウィ銀行の戦略 30
② ニュージーランド・ポストによるキウィ・グループ・ホールディングス株式の一部売却 31
(5) 信用組合及び住宅金融組合の動向 32
(6) オルタナティブ・ファイナンスの動向 32
(7) フィンテックの対応に向けた動き 34
2. 最近のリテール決済の動向 35
(1) キャッシュレス化・モバイル決済の動向 35
(2) リテール決済に関する法規制の検討状況 37
3. 今後のリテール金融機関の動向 39

＜略語集＞

略語	原語(英語)	日本語訳
EFTPOS	Electronic funds transfer at point of sale	エフトポス
FMA	Financial Market Authority	金融市場庁
FSP	Financial Service Provider	金融サービス提供者
MBIE	Ministry of Business, Innovation, and Employment	ビジネス・イノベーション・雇用省
NBDT	Non-Bank Deposit Takers	ノンバンク預金取扱金融機関
NZ dollar	New Zealand dollar	NZ ドル
NZPL	New Zealand Post Limited	ニュージーランド郵便
PSD	Prudential Supervision Department	健全性監督局
PNZ	Payments NZ Limited	ペイメンツ NZ
RBNZ	Reserve Bank of New Zealand	ニュージーランド準備銀行

第 1 章　市場環境の特徴

図表 1：ニュージーランドの概要

分類	項目	
一般事情	面積	約27.5万平方キロメートル
	人口	約495万人（2018年IMF推計）
	首都	ウェリントン
	民族	欧州系、マオリ系、アジア系、太平洋島嶼国系、その他
	言語	英語、マオリ語、手話
	宗教	キリスト教26%
	在留邦人数	18,706 人（2016年10月）
政治体制・内政	政体	立憲君主国
	元首	エリザベス二世女王（英国女王）， 総督パッツィー・レディー（Hon. Dame Pasty Reddy, GNZM, QSO）（2016年9月着任，5年の任期）
	議会	一院制（120名）
	首相	ジャシンダ・アーダーン（労働党）（2017年10月就任）
経済	主要産業	第1次産品が主要産業であり、輸出は乳製品・肉類・木材・木製品・果実類・水産品・ワイン・機械類・羊毛類で輸出の6～7割程度を占めている。
	GDP	2,209億米ドル（2018年、IMF推計）
	1人あたりGDP	44,639米ドル（2018年、IMF推計）
	実質GDP成長率	2.9%（2018年、IMF推計）
	通貨	ニュージーランド・ドル（NZドル）。1米ドル=1.43NZドル、1NZドル＝75.70円（2018/5/31）



(出所)　外務省、IMF、ニュージーランド準備銀行より作成(2018 年 4 月 25 日閲覧)

1.　国民党政権から労働党を中心とする連立政権への移行

2017 年前半頃までのニュージーランドでは、最大野党・労働党の支持率が低迷する中、与党・国民党の手堅い経済運営手腕が評価されて来た。

しかし 2017 年 8 月 1 日に労働党の党首アンドリュー・リトル氏が支持率低迷の責任をとり辞任し、副党首であったジャシンダ・アーダーン氏が党首となった。アーダーン氏は子供の貧困からの救済や教育革命、福祉政策への注力などを力強く語り、多くの国民の心を捉えた。9 月に発表された世論調査では、労働党支持率は 40%前後まで急上昇したことから、2017 年 9 月 23 日の総選挙は接戦が予想されていた。

同日の選挙の結果、与党である国民党が 120 議席中 56 議席を獲得し、第一党を維持した。一方、労働党は 31 から 46 へと大きく議席数を伸ばした。国民党、労働党のいずれも過半数には至らない中で、最終的に 9 議席を獲得したニュージーランド・ファースト党(以下、NZ ファースト党)が労働党と連立政権を樹立することで合意に至り、8 議席を得た緑の党も閣外協力を行うこととなった(残り 1 議席は ACT 党が獲得)。

連立政権の発足に伴い、2017 年 10 月には労働党の女性党首ジャシンダ・アーダーン氏が同国最年少(当時 37 歳)の首相として就任した。新政権の副首相兼外相には、NZ ファースト党のウィンストン・ピータース党首が就任した。

総選挙運動の期間中、労働党は福祉政策の充実や安価な住宅の供給に加え、TPP11(包括的及び先進的な環太平洋パートナーシップ、CPTPP)の見直しや移民抑制といった保護主義的な政策に取り組むと主張していた。また、NZ ファースト党も、自由貿易協定(FTA)や海外企業の投資に批判的で、移民の大幅制限や高齢者福祉の拡充を要求していた。このため、政権交代直後には、新政権が TPP11 の交渉で大幅修正を求めること等によって経済成長を減速させるのではないかとの懸念が主に市場関係者の間で広がった。

しかし、アーダーン首相は、乳製品の輸出拡大を目指す国内酪農業者に配慮して TPP11 の合意を妨げる修正要求は行わなかったほか、移民の受け入れ数の即時削減を目指していないとの見解を示す等[1]、上述した懸念に反して柔軟な姿勢で政権運営に取り組み始めた。一方で、労働党が 100 日間計画[2]に掲げた項目のうち、2018 年 1 月からの大学 1 年目の学費無料化および学生ローンの増額や、2018 年 4 月からの最低賃金引き上げ(1 時間当たり 15.75→16.50NZ ドル)については、着実に実行している。

2. ニュージーランド準備銀行における新総裁の就任と政権交代の影響

ニュージーランド準備銀行(Reserve Bank of New Zealand, RBNZ)では、2017 年 9 月にグレアム・ウィーラー前総裁が 5 年の任期を満了した後、前副総裁が一時的に総裁代行を務めていたが、2018 年 3 月にエイドリアン・オア氏が新総裁として就任した。同氏は、RBNZ の副総裁やスーパーアニュエーション・ファンドの CEO(最高経営責任者)等を務めた経験を有しており、この人事によって RBNZ の金融政策が激変する可能性は低いとの見方が大勢を占めている。

一方、2017 年 10 月の政権交代を受けて、財務大臣に就任した労働党のグラント・ロバートソン氏は、同年 11 月に選挙公約としてきたニュージーランド準備銀行法(Reserve Bank of New Zealand Act 1989)の見直しに着手すると宣言した[3]。その手始めとして同氏は、RBNZ が「物価の安定」だけでなく「雇用の最大化」も政策目標に加えるようオア総裁に求め、これを実現させた。ただし、インフレターゲットが 1～3%と設定されたのに対し、雇用については数値目標が設定されておらず、オア総裁が今後、2 つの政策目標の折り合いをどのようにつけていくか注目される。

また、新政権は、金融政策の決定を総裁が単独で最終判断する現在の方式から委員会で判断する方式に移行することを、ニュージーランド準備銀行法の改正案に盛り込む方針を示している。政府は同法の改正を 2 段階に分けて進める方針であり、上述した決定方式の移行等を織り込んだ法案を 2018 年後半に提出するとともに、これとほぼ同時期に第 2 弾の見直し内容を固めることを予定している[4]。

---

1 報道資料「インタビュー：移民受け入れ数の即時削減は計画せず＝NZ 首相」(2017 年 11 月 7 日付)
https://jp.reuters.com/article/newzealand-politics-ardern-immigration-idJPKBN1D70G9 (2018 年 5 月 24 日閲覧)

2 ニュージーランド労働党 “Taking action in our first 100 days”
https://www.labour.org.nz/100days (2018 年 5 月 24 日閲覧)

3 報道資料 “Grant Robertson Announces Review of Reserve Bank Act” (2017 年 11 月 7 日付)
http://www.scoop.co.nz/stories/PA1711/S00035/grant-robertson-announces-review-of-reserve-bank-act.htm (2018 年 5 月 24 日閲覧)

4 ニュージーランド財務省
https://treasury.govt.nz/news-and-events/reviews-consultation/reviewing-reserve-bank-act (2018 年 5 月 24 日閲覧)

図表 2：ニュージーランドの主要経済指標

	単位	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
人口	万人	425	428	433	437	440	443	448	456	465	475	484	495
名目GDP	億ドル	1,349	1,355	1,217	1,453	1,671	1,751	1,870	1,998	1,758	1,854	2,015	2,209
1人あたりGDP（名目）	ドル	31,784	31,664	28,100	33,222	37,986	39,554	41,776	43,876	37,825	39,050	41,593	44,639
実質GDP成長率	%	4.0	-0.4	0.3	2.0	1.9	2.5	2.2	3.2	4.2	4.2	3.0	2.9
消費者物価上昇率	%	2.4	3.9	2.2	2.3	4.1	1.0	1.1	1.2	0.3	0.6	1.9	1.7
経常収支	GDP比%	-6.8	-7.8	-2.2	-2.3	-2.8	-3.9	-3.2	-3.2	-3.1	-2.3	-2.7	-2.6
財政収支	GDP比%	3.7	1.7	-1.2	-4.8	-4.5	-1.7	-0.8	-0.1	0.6	1.3	1.6	1.1
政府債務	GDP比%	14.1	16.5	21.1	26.0	30.8	31.3	29.9	29.1	28.4	28.2	26.4	24.0

(注)名目 GDP と 1 人あたり GDP(名目)の単位は米ドル。
(出所) IMF, World Economic Outlook Database, April 2018 より作成(2018 年 4 月 18 日閲覧)

第 2 章　金融制度概要

1.　金融機関の種類

(1) 概要

ニュージーランドの預金取扱金融機関には、1989 年ニュージーランド準備銀行法(Reserve Bank of New Zealand Act 1989)第 69 条により登録が義務付けられ、四半期毎の開示が求められている登録銀行(registered Banks)と、個別の法律により設立され、ニュージーランド準備銀行(Reserve Bank of New Zealand, RBNZ)から営業許可を受ける必要のあるノンバンク預金取扱金融機関(Non-Bank Deposit Takers, NBDTs)[5]がある。

ノンバンク預金取扱金融機関は、2013 年ノンバンク預金取扱金融機関法(Non-bank Deposit Takers Act)第 5 条により、2013 年金融市場行為法(Financial Markets Conduct Act)第 8 条に規定される金融市場で流通する債務証書等(debt securities)の国民への提供並びに資金の貸借業務(business of borrowing and lending money)の実施、或いは/及び金融サービス(financial services)の提供を行うものとして規定されており、登録銀行と同じような金融サービスを提供している。

ノンバンク預金取扱金融機関には、住宅金融組合(building Societies)、信用組合(credit unions)及び金融会社 (finance companies) [6]等がある。

住宅金融組合は、1965 年住宅金融組合法(Building Societies Act 1965)第 121A 条により、信用組合は 1982 年友愛組合及び信用組合法(Friendly Societies and Credit Unions Act)第 98 条により、金融会社は、有限責任会社(limited liability companies)として会社法(Companies Act)により設立され、金融サービス提供者(financial service providers, FSPs)として、2008 年金融サービス提供者(登録及び紛争解決)法(Financial Service Providers (Registration and Dispute Resolution) Act)第 9 条により、ビジネス・イノベーション・雇用省(Ministry of Business, Innovation and Employment)が所管する登記所(companies office)に登記をし、RBNZ から登録銀行と同様に営業許可(licence)を得る必要がある。営業許可を得ているノンバンク預金取扱金融機関は 25 機関(住宅金融

5　ノンバンクは、一般的には預金業務を行わない金融機関を意味するが、ニュージーランドのノンバンク預金取扱金融機関は、銀行ではない預金取扱金融機関を意味する。なお、同国では、登録銀行以外は、「銀行」という名称を使用することができない。

6　ここでの金融会社には、投資信託等の資金運用を行い、或いは、国民から資金を集めず、専ら他の機関等から資金を集め、融通する業務を行う会社は除かれる。

組合：3、信用組合：13、金融会社等：9)ある(2018 年 3 月 28 日現在)[7]。

なお、登録銀行についても、ノンバンク預金取扱金融機関と同様、金融サービス提供者(FSPs)として登記所に登記する必要がある。

図表 3：ニュージーランドにおける預金取扱金融機関の業態分類

業態(銀行数)		家計預金残高(シェア) (2016 年 12 月末)	家計預金残高(シェア) (2017 年 12 月末)	根拠法	特徴
登録銀行 (Registered Banks) (26)		159,333 (98.0%)	166,836 (98.1%)	1989 年ニュージーランド準備銀行法 (Reserve Bank of New Zealand Act 1989)	全国営業を行い、顧客層、商品･サービスは多岐に亘る。多くは外国銀行。
	キウィ銀行 (Kiwibank)	11,193 (6.9%)	12,192 (7.2%)		ニュージーランド郵便(NZPL)が株式の 53%を保有する銀行。
ノンバンク預金取扱金融機関 (NBDTs)	住宅金融組合 (Building Societies)(3)	1,489 (0.9%)	3,279 (1.9%)	2013 年ノンバンク預金取扱金融機関法 (Non-bank Deposit Takers Act 2013)	組合員によって保有されている組織。会員向けに、預金口座の提供、融資、保険など、登録銀行と同じようなサービスを提供している。
	信用組合 (Credit Unions)(13)				
	金融会社等 (9)	1,841 (1.1%)			サービス内容は、決済、預金、融資など多岐に亘る。
	合計	162,664 (100%)	170,115 (100%)		

(注) 預金額の単位は、百万ニュージーランド・ドル(NZ ドル)。
登録銀行の数は 2018 年 4 月 10 日現在、ノンバンク預金取扱金融機関の数は 2018 年 3 月 28 日現在。
NBDTs の家計預金残高に関する詳細区分は 2016 年 12 月までで調査終了。

(出所) ニュージーランド準備銀行ウェブサイト[8]、キウィ銀行 “Disclosure Statement”[9] を基に作成
登録銀行(https://www.rbnz.govt.nz/regulation-and-supervision/banks/list-of-registered-banks-in-new-zealand-past-and-present)
ノンバンク(https://www.rbnz.govt.nz/regulation-and-supervision/non-bank-deposit-takers/register)(2018 年 4 月 20 日閲覧)

(2) 登録銀行

登録銀行は、全国的に業務・営業を行い、個人・法人の両分野で、銀行、保険、投資サービスを提供する銀行であり、諸外国における商業銀行にほぼ相当する。

登録銀行 26 行のうち、外資系銀行は 21 行を占める(10 行が現法・11 行が支店)。最も新しく登録されたのは、2018 年 4 月に支店の営業が認められた中国銀行(Bank of China)である。これによって同行は、ニュージーランド国内で現法・支店の両方の登録銀行を有する外資系銀行のひとつとなった。

ニュージーランド籍の銀行は、ニュージーランド郵便(New Zealand Post Limited,

7 Reserve Bank of NewZealand ウェブサイト
https://www.rbnz.govt.nz/regulation-and-supervision/non-bank-deposit-takers/register (2018 年 4 月 20 日閲覧)

8 業界毎の家計預金データは、ニュージーランド準備銀行の統計の「c17 Household deposits」
https://www.rbnz.govt.nz/statistics/discontinued-statistics/c17 (2018 年 4 月 20 日閲覧)

9 キウィ銀行の家計預金データは Disclosure Statement for the year ended 31 December 2017 の“23. Concentration of funding” https://www.kiwibank.co.nz/downloads/misc/general-disclosure-statement.pdf?num=3 (2018 年データ再更新)

NZPL)の子会社であるキウィ銀行(Kiwibank Limited)、TSB 銀行(TSB Bank Limited)[10]、サウスランド住宅金融組合(Southland Building Society)[11]、ハートランド銀行(Heartland Bank Limited)[12]、コーポラティブ銀行(The Co-operative Bank Limited)である。

総資産シェアを見ると、Australia and New Zealand Banking Group Limited(現法・支店)が 36.28%、Commonwealth Bank of Australia(現法・支店)が 21.61%、Westpac Banking Corporation(現法・支店)が 21.20%、National Australia Bank 傘下の Bank of New Zealand が 11.17%と、上位 4 銀行(グループ)がオーストラリア資本で、計 9 割前後を占める。次いで、オランダ資本の Rabobank Nederland(現法・支店)3.04%、キウィ銀行が 2.33%となり、キウィ銀行はニュージーランドの地場銀行で最大である(2017 年 12 月末)。

[10] タラナキ地方に重点を置く。
[11] 1869 年に住宅金融組合として設立、2008 年 10 月に登録銀行となった。
[12] 2011 年 1 月に CBS カンタベリー住宅金融組合(CBS Canterbury)、サザンクロス住宅金融組合(Southern Cross Building Society)、MARAC 金融(MARAC Finance Limited)の 3 機関が統合し、同年 8 月にその統合したグループが PGG ライトソン金融(PGG Wrightson Finance)を買収、4 金融機関を統合し、2012 年 12 月にハートランド銀行としてニュージーランド準備銀行に登録した。(参照：ハートランド銀行ウェブサイト"Our History" http://www.heartland.co.nz/content/about/our-history.aspx)

図表 4：登録銀行の資産シェア(2017 年 12 月末時点)

登録銀行名	総資産 (百万 NZドル)	親会社	親会社 在籍国	総資産 シェア
Austaralia and New Zealand Banking Group Limited (Branch)	160,583	Australia and New Zealand Banking Group Limited	オーストラリア	18.36%
ANZ Bank New Zealand Limited	156,781			17.92%
Commonwealth Bank of Australia (Branch)	97,762	Commonwealth Bank of Australia	オーストラリア	11.17%
ASB Bank Limited	91,374			10.44%
Westpac Banking Corporation (Branch)	96,041	Westpac Banking Corporation	オーストラリア	10.98%
Westpac New Zealand Limited	89,403			10.22%
Bank of New Zealand	97,742	National Australia Bank	オーストラリア	11.17%
Coöperatieve Rabobank U.A.(Branch)	15,272	Coöperatieve Rabobank U.A.	オランダ	1.75%
Rabobank New Zealand Limited	11,321			1.29%
Kiwibank Limited	20,381	New Zealand Post Limited	ニュージーランド	2.33%
TSB Bank Limited	7,278	TSB Community Trust	ニュージーランド	0.83%
The Hongkong and Shanghai Banking Corporation Limited (Branch)	6,405	HSBC Holdings Plc	英国	0.73%
Southland Building Society	4,347	Southland Building Society	ニュージーランド	0.50%
Heartland Bank Limited	4,307	Heartland New Zealand Limited	ニュージーランド	0.49%
The Bank of Tokyo-Mitsubishi, Limited (Branch)	3,815	Mitsubishi UFJ Financial Group Inc.	日本	0.44%
The Co-operative Bank Limited	2,589	The Co-operative Bank Limited	ニュージーランド	0.30%
Citibank N.A. (Branch)	2,045	Citigroup, Inc.	米国	0.23%
China Construction Bank (New Zealand) Ltd	1,826	China Construction Bank	中国	0.21%
China Construction Bank Corporation (Branch)		China Construction Bank	中国	
Bank of China (New Zealand) Limited	1,666	Bank of China	中国	0.19%
Industrial and Commercial Bank of China (New Zealand) Limited	1,662	Industrial and Commercial Bank of New Zealand	中国	0.19%
JPMorgan Chase Bank, N.A. (Branch)	1,573	JPMorgan Chase & Co	米国	0.18%
Kookmin Bank (Branch)	425	Kookmin Bank	韓国	0.05%
Bank of India (New Zealand) Limited	120	Bank of India	インド	0.01%
Bank of Baroda (New Zealand) Limited	113	Bank of Baroda	インド	0.01%
合計	874,831			100.00%

(出所) ニュージーランド準備銀行 Financial Stability Report November 2017, 50-51 ページを基に作成
(https://www.rbnz.govt.nz/-/media/ReserveBank/Files/Publications/Financial%20stability%20reports/2017/fsr-nov-2017.pdf)
NZ 準備銀行ウェブサイト
(NZ の銀行と外国銀行の現地法人：https://www.rbnz.govt.nz/statistics/g1)
(外国銀行の支店：https://www.rbnz.govt.nz/statistics/g2) (2018 年 4 月 20 日閲覧) (2018 年データ再更新)

(3) 住宅金融組合／信用組合

株主のために利益を上げるのではなく、利益を優遇利率や顧客へのサービス改善を通じて地域に還元する協同組合的な金融機関には、住宅金融組合(building societies)と信用組合(credit unions)がある。

住宅金融組合は、1965 年住宅金融組合法(Building Societies Act 1965)により規制されている。同組織の目的は、会員が住宅を購入するための資金を提供することであり、最低 20 人の会員で住宅金融組合登記所(Registrar of Building Societies)に登記することにより、組合を設立することができる。住宅金融組合には、会員規則により定められた期日、或いは特定の条件が満たされた場合に終了する定期組合(terminating society)とそれ以外の永続組合(permanent society)がある。

信用組合は、1982 年友愛組合及び信用組合法(Friendly Societies and Credit Unions Act 1982)により規制されており、組織の共通のつながり、或いは会員規則の範囲において活動を行い、地域や職業をベースに組合を組成している。融資の対象は日常生活に必要なものであり、利子も低く抑えられている。これらは、100%、ニュージーランド国民により所有、運営され、預金等により集めた会員からの資金は、同国内において保有されることになり、運用にも外国資産等は用いていない[13]。

【参考情報】

◆ハートランド銀行

ハートランド銀行は、2 つの住宅金融組合と、2 つの金融機関が統合し、100%ニュージーランド資本の登録銀行となった銀行である。同行担当者によれば、統合の背景には、リーマンショックによるグローバル金融市場の悪化に伴い住宅金融組合の経営状況が立ち行かなくなったという事情がある。登録銀行になることのメリットとして、より低コストで資金調達できる点、顧客や社会への信用力も高まる点を挙げている。

同行の収益は、55%が農場主などを相手にする農業ビジネス、残りが自動車ローンである。住宅ローンは独自の商品・サービスは取り扱っておらず、キウィ銀行の商品を受託販売している。店頭にローン紹介資料を置き、サービス説明を行っている。この代行販売により、キウィ銀行から手数料を受け取っている。

このように、ハートランド銀行では、農業ビジネス、自動車保険といった特定商品を持ち、高度な専門知識と、顧客への丁寧できめ細かい対応を強みとし、他行との差別化を図っている。

なお、ハートランド銀行は、住宅ローンでキウィ銀行と提携した唯一の地場銀行である。キウィ銀行は、ニュージーランド国民のためにサービスを提供する銀行という点で、同じく 100%ニュージーランド資本であるハートランド銀行の経営ビジョンとも合致しているため、業務提携を決めたとハートランド銀行は説明している。

◆警察信用組合(Police and Families Credit Union)

警察信用組合は、警察官という強いコモン・ボンドに支えられ、会員同士や組合への信頼も厚く、組合の経営状況は極めて安定している。経営状況の厳しい信用組合が多いなかで、当該警察信用組合は特異な存在である。同信用組合では、会員(現役・退役警察官及びその家族)からの預金資産が多額となっており、余剰分は一般銀行に預金している。潤沢な資産のため他の金融機関からは投資や業務提携といった話を持ち掛けられるが、全て断っているという。会員のニーズを充足し要望に応えることを第一優先とし、闇雲に規模を追求することはしないという警察組合の考えに基づくものである。

(注)　2013 年 12 月の現地調査に基づく。

[13] 2013 年 12 月の現地調査に基づく。

2. 監督官庁と指導体制

ニュージーランドの金融市場は、ニュージーランド準備銀行(Reserve Bank of New Zealand, RBNZ)と金融市場庁(Financial Market Authority, FMA)の 2 機関によって規制されている。

RBNZ は、1989 年ニュージーランド準備銀行法に基づき登録銀行及びノンバンク預金取扱金融機関の健全性規制を行っている。RBNZ によると、主な任務はニュージーランド金融が円滑に機能するための環境整備に重点を置いている。例えば、貸付金利の上限設定、金融商品取扱いの資格設定や制度整備などは、RBNZ は関与していない[14]。登録銀行については、RBNZ の健全性監督局(Prudential Supervision Department, PSD)が、開示情報等を分析し、資本のリスク状況やガバナンス、格付けなどの各項目について条件を満たしているかどうかをチェックする。また、ノンバンク預金取扱金融機関(NBDTs)については、2013 年ノンバンク預金取扱金融機関法により、2014 年 5 月 1 日より RBNZ が規制機関となり、健全性規制の遵守については、受託機関(trustee companies)が監督責任を負っている。

金融市場庁は、2011 年金融市場庁法(the Financial Market Act 2011)に基づき、証券取引や情報開示等を規制している[15]。

3. ニュージーランドの金融制度の特徴

外資系の銀行が、登録銀行の上位を占めるなど、外国資本と競争の導入が進んでいる。また、欧州に比べると、組合組織を基盤とした金融機関は規模が小さい。

ニュージーランドには、公的な開発金融機関はない。長期の産業資金は債券発行による調達や、銀行からの長期の融資により調達している。

キウィ銀行は、ニュージーランド郵便(NZPL)が 2001 年に設立した銀行で、従来のポストバンク(Post Office Bank Limited)とは別の銀行である。郵便局を通じてサービスを提供しており、他の商業銀行と競争関係にある。

4. 預金保険制度の枠組み

ニュージーランドは OECD 加盟国の中で、オーストラリアと並んで公的な預金保険制度が整備されていない国の 1 つとして知られてきたが、リーマンショックに端を発した一連の金融危機の影響を受け、財務省は 2008 年 10 月 12 日に個人預金を全額保護する措置として、預金保険制度(Retail Deposit Guarantee Scheme)を 2 年間の期限付きで設けた[16]。その後、同制度は延長されたが[17]、2011 年 12 月末に終了しており、現在はニュージーランドに預金保険制度は存在しない[18]。

ニュージーランド準備銀行(Reserve Bank of New Zealand, RBNZ)によれば、預金保

14 2013 年 12 月の現地調査に基づく。
15 金融市場庁 https://fma.govt.nz/about-us/what-we-do/ (2018 年 5 月 30 日閲覧)
16 "New Zealand introduces deposit guarantee scheme" Global Banking News, Oct 14, 2008 他。
17 ニュージーランド政府 http://www.beehive.govt.nz/release/government-extend-retail-deposit-guarantee (2018 年 5 月 30 日閲覧)
18 ニュージーランド財務省 http://www.treasury.govt.nz/economy/guarantee/retail (2018 年 5 月 30 日閲覧)

険制度創設後の 2 年間は、全銀行が同制度に加盟し、保証金額の上限もなかった。延長後の 2 年間は、銀行の同制度への加入を任意とし、保証金額上限を 25 万ニュージーランド・ドル(NZ ドル)に引き下げた。しかしながら、大手銀行は保険制度の必要性を感じなかったことから、殆ど延長しなかった。RBNZ は、預金保険制度を計 3 年強の時限措置とした理由として、制度運営に要する政府のコスト負担を挙げている。また制度を享受する銀行側にとっても、預金保険制度を延長することにより、評価(レピュテーション)が下がるというデメリットを感じたのではと推察している[19]。

預金保険制度は財務省管轄の制度であったが、RBNZ によれば、預金保険制度の再開予定はないとのことである。また、預金保険制度を設けない理由のひとつとして元来ニュージーランド国民の預金率が低いことを挙げ、制度構築の必要性も他国に比して高くないと説明している[20]。

5. 個人資産運用に関わる税制全体の中での預貯金税制

ニュージーランドでは、給料、預貯金利子、配当利子を含む総所得に適用される源泉徴収率が預貯金の利子等に適用される。預金者は、預金する金融機関に、総所得がどの範疇に入るかを申告する必要があり(申告がない場合は、最も高い税率(45%)が適用される)、金融機関は利子を支払う段階で適用される税率により、源泉分離課税を行う(2017～2018 年度)[21] 。

・10.5%(年間総所得の見込みが 1 万 4,000 NZ ドル以下)

・17.5%(年間総所得の見込みが 1 万 4,000 NZ ドル超、4 万 8,000 NZ ドル以下)

・30%(年間総所得の見込みが 4 万 8,000NZ ドル超、7 万 NZ ドル以下)

・33%(年間総所得の見込みが 7 万 0,000NZ ドル超)

・45%(申告がなかった場合)

ニュージーランドには金融資産に係るキャピタルゲイン税はない[22]。

19 2013 年海外実地調査インタビューに基づく。
20 2013 年海外実地調査インタビューに基づく。
21 ニュージーランド内国税務局(Inland Revenue)
http://www.ird.govt.nz/how-to/taxrates-codes/rates/itaxsalaryandwage-incometaxrates.html
(2018 年 5 月 30 日閲覧)
22 ニュージーランド内国税務局(Inland Revenue)
http://www.ird.govt.nz/resources/0/6/06d206804ba3d5aeb3b5bf9ef8e4b077/ir295.pdf
(2018 年 5 月 30 日閲覧)

第 3 章　郵便貯金の概要

1.　ポストバンク

1987 年 4 月にニュージーランド郵政は、行財政改革によって国有企業 3 社、即ち郵便会社であるニュージーランド郵便(NZPL)、電信会社であるニュージーランドテレコム(Telecom Corporation of New Zealand Limited)、郵便銀行であるポストバンク(Post Office Bank Limited)に分離されたが、ポストバンクは、1989 年に ANZ 銀行(ANZ Bank New Zealand Ltd[23])に売却された。大幅な赤字を計上していたことがポストバンク売却の理由として挙げられている。その後、1994 年に ANZ 銀行は郵便局での営業から撤退した。キウィ銀行は 2001 年にニュージーランド郵便の 100%子会社として設立され、2002 年から郵便局でサービスを提供しているが、ANZ 銀行が買収したポストバンクを復活させたわけではなく、新たに設立された銀行である。キウィ銀行は預金と融資では他の商業銀行と競争するものの、高度な融資や国際的なファイナンスには関わっていない。

また、郵便局では、キウィ銀行の他に現地資本の TSB(Taranaki Savings Bank)及び韓国資本の国民銀行(Kookmin Bank)と提携し、預金や現金引き出しのサービスを提供している[24]。

なお、ANZ 銀行のポストバンク買収当時の状況を知る同行担当者によれば、ポストバンクの買収の背景として、当時、ポストバンクの経営状況が芳しくなかったこともあり、商業銀行として成功していた ANZ 銀行に対し、ニュージーランド政府よりポストバンクの買収について働きかけがあり、他方、リテールバンキングの強化が課題であった ANZ 銀行にとってもポストバンクの買収はメリットがあると判断し、買収を決定したとのことである。

更に、1989 年の買収後、1994 年に郵便局窓口での業務から撤退した理由として、一つ目に、買収後の経営状況が赤字には陥らなかったものの、想定していたよりも収益が得られなかったということ、二つ目に、経営方針も顧客層も異なるポストバンクと ANZ 銀行の二つの文化が融合し切れなかったことを挙げている。ビジネス性を追求する ANZ 銀行と、政府所有で公共性・社会性を重んじるポストバンクでは、顧客対応の方法も異なり、結局は顧客離れを招いたと指摘する。顧客離れを起こした他の要因として、コスト削減のため支店を閉鎖したことを挙げ、ANZ 銀行ではオンライン化を進めたが顧客はそれを望んでおらず、顧客の満足度を低下させたと振り返っている。

なお、ANZ 銀行の撤退に際して、ニュージーランド政府への事前相談や報告義務はなく、全て同行単独での決断によるものであったとのことである[25]。

---

23 ANZ 銀行のニュージーランド法人である ANZ National Bank Limited は、2012 年に ANZ Bank New Zealand Limited に商号変更。 http://www.anz.co.jp/about-us/profile/ (2018 年 5 月 11 日閲覧)

24 ニュージーランド郵便 http://www.nzpost.co.nz/payments-money-services/financial-services (2018 年 5 月 30 日閲覧)

25 以上、2013 年海外実地調査インタビューに基づく。

2. キウィ銀行の概要

(1) 設立目的・沿革概要[26]

唯一国有株式会社として残ったニュージーランド郵便は店舗網の合理化を図り、直営店を閉鎖する代わりに個人商店と委託代理店契約を結んだ。ポストバンクの窓口業務を含めたフル営業店は 5 年で 5 分の 1 程度にまで激減した。

一方、ポストバンク[27]を 1989 年に 6 億 7,850 万ニュージーランド・ドル(NZ ドル)で買収・子会社化した ANZ 銀行は、ポストバンクを吸収合併したものの、1994 年に郵便局窓口におけるサービス提供をやめている。また、大手外資銀行が、不採算支店を大量閉鎖したため、ニュージーランドの農村地域、小規模町村において金融サービスの空白地帯が広がった。ニュージーランド資本の小規模な地域金融機関が残っていたが、マーケットに対する影響力は殆どなく、都市部を中心として大手外資銀行を中心とした寡占市場が形成された。その結果、価格競争は実質的に失われ、オーストラリアのインフレ率に合わせた名目貸出金利や手数料の機械的な引上げ、預金金利の抑制、低所得者に不利な口座維持手数料の導入、利用するまで金額が分からない ATM 手数料等について、消費者の不満が高まった。つまり、①ポストバンクの ANZ 銀行への売却後、収益性の低い小規模コミュニティにおける店舗閉鎖が急速に進んだこと、②国有資産の民間への売却は必ずしも競争を促進するのではなくむしろ寡占状態を助長し、寡占料金体系によって低所得者層の生活に打撃を与えたことが明らかとなったこと、③その一方で、大手外資銀行が年間 10 億 NZ ドルの収益を海外に持ち出していることが国会でも明らかとなり[28]、政党や国民の民営化に対する見方が変化し始めた。

これらの事態を受け 1999 年選挙で政権奪回を狙っていた労働党は「政府による商業銀行活動への再参入」を党是として掲げた。同じ頃、郵便独占撤廃(1998 年)・電子メール普及といった経営危機に直面していたニュージーランド郵便は、既存ネットワークを利用した金融業への再進出によって収益源確保を目指していた。労働党とニュージーランド郵便の思惑が一致し、政権交代後、キウィ銀行の設立が、2001 年 3 月 19 日賛成多数[29]によって国会承認され、2002 年 3 月に 211 の郵便局で業務を開始した[30]。

2002 年以降、キウィ銀行は拡大を続けており、2003 年には取扱郵便局を 285 にまで増やし、利用者も 14 万 7 千人となった。更に 2004 年には郵便局数が 301、利用者は 25 万人超となった。2005 年には、中小企業向け貸出を開始し、2006 年には、ニュージーランド住宅ローン会社(New Zealand Home Loans Ltd)の株式を 51%取得した他、

---

26 以下、家森・西垣(2009)参照。

27 預金で集めた資金は、政府に貸し付けて運用していた。
(参考 Te Ara - the Encyclopedia of New Zealand http://www.teara.govt.nz/en/1966/post-office/page-7)

28 2000 年頃、ニュージーランドにおける実質成長率は平均して年率 1%程度であったが、同国銀行の収益率(ROE)は平均 26%であり、かつて二つの国有銀行を買収した ANZ 銀行に至っては 32%の年間収益率を誇っていた。海外に流出する銀行収益は少なく見積もって年間 10 億ニュージーランド・ドル、多く見積もれば 12 億ニュージーランド・ドルとも言われた。

29 New Zealand Herald 紙が行った調査(2000 年 6 月 19 日公表)では、全国民の 30%がキウィ銀行に預金をしたいと回答した。最大の理由は、ニュージーランド人が所有し、ニュージーランドに利益還元してくれる銀行を望んでいるから、というものであった。その他の支持理由としては、より低い料金への願望、より質のよい個人向けサービスへの願望、銀行業における競争の復活、大量の店舗閉鎖のために多くの小規模市町村が銀行サービスを受けられなくなったこと、安全な貯蓄・送金手段を失ってしまっていることが挙げられた。また、2001 年 2 月に公表されたオークランド大学マーケティング学部の調査によれば、50%以上のニュージーランド国民がキウィ銀行を支持していた。(家森・西垣(2009))

30 2013 年 12 月の現地調査によれば、ニュージーランド郵便は、キウィ銀行設立にはそれほど乗り気ではなかった(“reluctant”)と当時を振り返っている。その理由として、2000～2001 年当時、国際郵便事業が軌道に乗り郵便物量も増加し、将来への見通しが明るかったという状況下、キウィ銀行設立へは政府資金が投入されないことから、郵便事業により積み上げた資産を投じねばならなかったことを挙げている。

モバイルバンキングを開始している。2009 年には、キウィ銀行、キウィ保険会社(Kiwi Insurance Ltd.)を傘下に有するキウィ・グループ・ホールディングス(Kiwi Group Holdings)が設立された。

2017 年 6 月時点で、キウィ銀行は 100 万以上(80 万の個人顧客を含む)の銀行口座数を有しており[31]、その内、43.4 万人がキウィ銀行をメインの金融機関として利用している[32]。キウィ銀行は、設立当初、年 1%ずつ市場シェア[33]を伸ばし顧客を獲得していくという経営目標を掲げ、順調にこの目標を達成してきており、2017 年の市場シェアは 12%に達した。2017 年の個人住宅ローン市場における市場シェアは 7.0%前後、一方で事業者向け融資では中小企業に対して存在感を高め、市場シェアは 8.0%を確保している[34]。今後 10 年で市場シェアを 20%まで引き上げるとともに、新規顧客、特に若年層の利用者の獲得に注力するとしている。これは、今のうちから若い顧客を取り込み、そうした若者層が住宅を購入する世代になったときにキウィ銀行で借り入れてもらうことを狙っている。

(2) 組織形態

①経営形態

キウィ銀行は 2001 年 5 月 4 日に、政府が 100%株式を保有するニュージーランド郵便の 100%子会社ニュージーランド・ポスト金融サービス会社(New Zealand Post Financial Service Ltd, NZPFS)として 1993 年会社法(Companies Act 1993)に基づき設立された。更に、2001 年 11 月に銀行名を NZPFS からキウィ銀行に変更、1989 年ニュージーランド準備銀行法のもとで登録銀行として登録され、ニュージーランド準備銀行(Reserve Bank of New Zealand, RBNZ)による監督を受けるようになった。

キウィ銀行は、ニュージーランド郵便が新規に設立し、設立と同時に子会社化、民間金融機関と競争すべく、民間金融機関と同等の競争条件下の銀行である。郵便局のネットワークを通じて営業をするが、開業から 3 年経った段階で赤字経営に陥らないことが公約とされ、更に一定以上の純収益が上げられなければ撤退(民間への売却)も計画に含まれていた[35]。

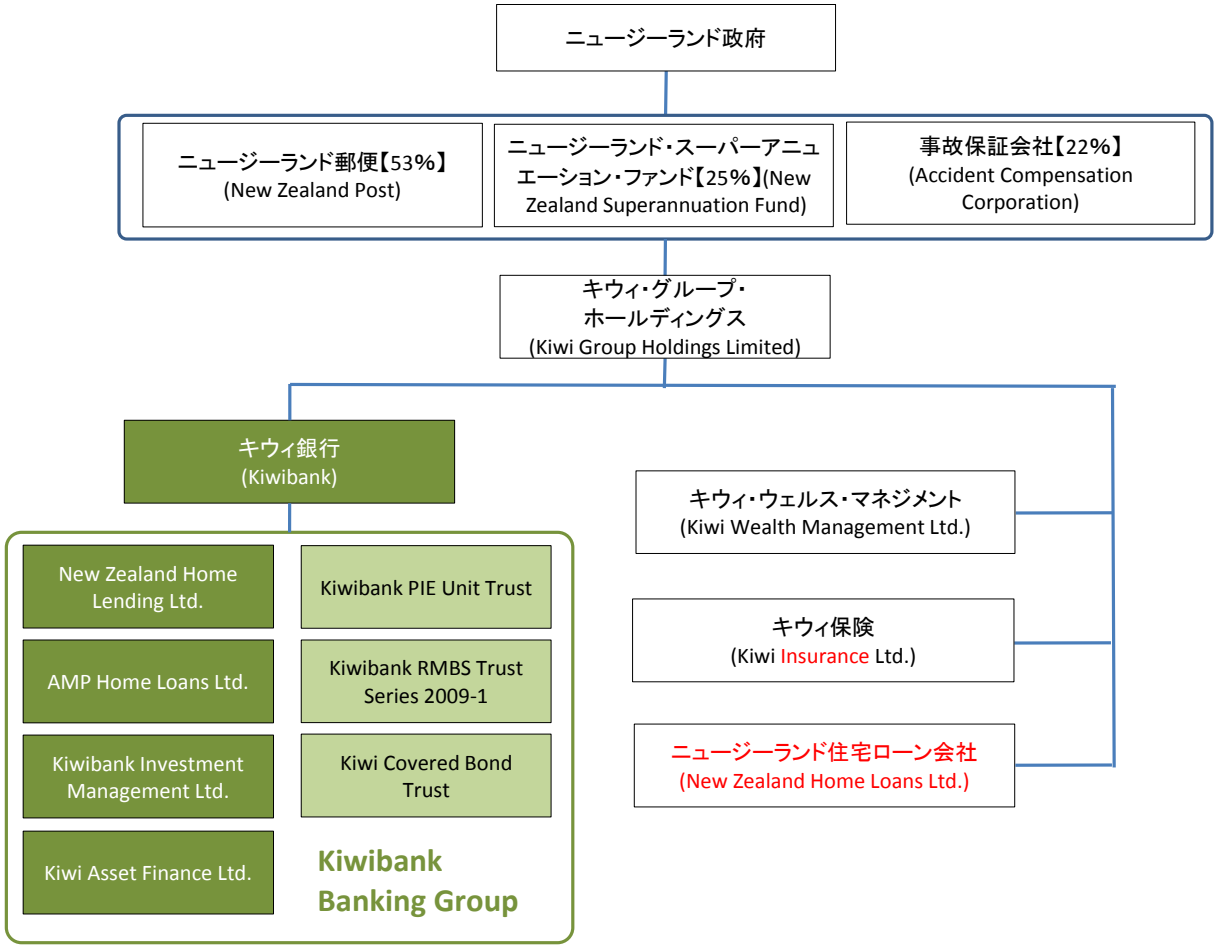
2016 年 10 月 31 日に、ニュージーランド郵便が保有するキウィ・グループ・ホールディングス株式の一部がニュージーランド・スーパーアニュエーション・ファンドと事故補償会社(Accident Compensation Corporation)に売却された。これにより、キウィ銀行の理事会メンバー9 名のうち 3 名は、ニュージーランド郵便とニュージーランド・スーパーアニュエーション・ファンド、事故補償会社により 1 名ずつ指名されることとなった。

2017 年 3 月 30 日にキウィ・キャピタル・ファンディング(“KCFL”、Kiwi Capital Funding Limited)はキウィ・グループ・ホールディングス(Kiwi Group Holdings Limited)から連結対象外となった。そのため、2017 年 3 月 31 日時点でキウィ・グルー

31 キウィ銀行 「ANNUAL RESULT for the year ended 30 June 2017」14 ページ
https://www.kiwibank.co.nz/about-us/investor-centre/reports-and-presentations/
32 キウィ銀行ウェブサイト(2018 年 4 月 20 日閲覧)
https://media.kiwibank.co.nz/media/documents/Annual_Results_2017.pdf
33 「市場シェア」は、全銀行顧客数に対するキウィ銀行をメインバンクとする顧客数の割合を示す。なお、「メインバンク」の定義は、給与振込み用及び住宅ローン返済用の口座を持つ銀行である。
34 キウィ銀行ウェブサイト(2018 年 4 月 20 日閲覧)
https://media.kiwibank.co.nz/media/documents/Annual_Results_2017.pdf
35 家森・西垣(2009)

プ・ホールディングスはキウィ・キャピタル・ファンディングの資産と負債を計上していない[36]。

図表 5：キウィ・グループ・ホールディングス組織図



(注)　キウィ・キャピタル・ファンディングの連結除外に伴い、組織図変化。
(出所)　キウィ銀行ウェブサイト[37]を基に作成(2018 年 4 月 20 日閲覧)

ニュージーランド郵便の郵便局は全国に 881 局存在する(2017 年 6 月)。そのうちキウィ銀行のサービスは、全郵便局のおよそ 3 割に当たる 270 の郵便局(PostShops/Kiwibank)で提供されている。それ以外の郵便局(PostCentres)611 局では、金融業務を取り扱っていない[38]。

歴史的には、1987 年 4 月の 3 分社化後、ニュージーランド郵便と契約を結んだ委託

36 Kiwibank “Disclosure Statement for the year ended 31 March 2017”、9 ページ 1.1 Reporting entity、12 ページ 7.Subordinated debt
https://www.kiwibank.co.nz/documents/general-disclosure-statement-mar17/　(2018 年 4 月 20 日閲覧)

37 Kiwibank “Half year results for the six months ended 31 December 2017”
https://media.kiwibank.co.nz/media/documents/Kiwibank_Half_year_results_Dec17.pdf
“Disclosure Statement for the six months ended 31 December 2017”、9 ページ 1.1 Reporting entity
https://media.kiwibank.co.nz/media/documents/General_Disclosure_Statement_Dec17.pdf
“Annual results for the year ended 30 June 2017”、4 ページ
https://media.kiwibank.co.nz/media/documents/Annual_Results_2017.pdf

38 ニュージーランド郵便「アニュアルレポート(2017 年)」　92 ページ
https://www.nzpost.co.nz/about-us/investor-centre/reports-presentations

店舗経営者はネットワークの 7～8 割を占めるようになっていたが、最終的にこの中でキウィ銀行の窓口業務を引き受けたのはごく少数にとどまった。キウィ銀行店舗網の拡大が予定よりも遅れたのは、多くの委託店主が経験のない金融業務の兼業を忌避したためと見られている。

図表 6：全郵便局数

	2009 年 6 月	2010 年 6 月	2011 年 6 月	2012 年 6 月	2013 年 6 月	2014 年 6 月	2015 年 6 月	2016 年 6 月	2017 年 6 月
PostShops /Kiwi Bank	325	326	307	287	277	276	274	274	270
PostCentres	656	627	626	614	609	608	606	608	611

(出所) ニュージーランド郵便「Investor Relations Presentation」
「アニュアルレポート(2013 年、2014、2015 年、2016 年(93 ページ)、2017 年(92 ページ))」を基に作成。
(https://www.nzpost.co.nz/about-us/investor-centre/reports-presentations) (2018 年 4 月 20 日閲覧)

キウィ銀行は、民間銀行と同等の競争条件の下で営業しており、ユニバーサルサービスの提供義務はない。この点についてニュージーランド準備銀行(Reserve Bank of New Zealand, RBNZ)は、地方部では大規模な農業ビジネス向けのサービスを行う専門銀行が事業を展開しているほか、キウィ銀行や他の商業銀行が地方部までカバーしており、また ATM 網の拡大やエフトポスの普及も進んでいるとその理由を説明している[39]。従って、地方部の住民にとって、銀行へのアクセスが困難であったり、金融システムから排除されるといった事態は生じていないとの認識を示している。事実、金融機関に口座を持つ成人の割合は 99%で、米国 93%、日本 98%より高い[40]。但し、キウィ銀行は、外資系銀行がサービスを打ち切った地域等における顧客獲得を増やすことを目標にしている。

ニュージーランド郵便は、ニュージーランド政府との取決め協定により、少なくとも、金融サービスを提供する 240 の郵便局を含む 880 の郵便局を維持することが求められている[41]。しかし近年、E メール普及による郵便物の物量減少に伴い、郵便事業での収益確保が厳しい状況に陥っている。このような状況下、当該取決め協定を見直し、より現状に即した柔軟性のある内容に改定するよう政府へ働きかけ、店舗数の削減についても交渉しているという[42]。

また、ニュージーランド郵便はキウィ銀行の債務を保証している。保証の対象は、特に文書により明示される場合を除くあらゆる債務とされており、キウィ銀行が顧客から集めた預金に関する支払債務も含まれている。保証金額の上限は設定されていない。キウィ銀行の預金に関する顧客との契約条件(Terms and Conditions)にはこの保証についても明記されている[43]。しかし、ニュージーランド郵便は、ニュージーランド・スーパーアニュエーション・ファンド(New Zealand Superannuation Fund)と事故補償会社(Accident Compensation Corporation)にキウィ・グループ・ホールディングス株

39 2013 年海外実地調査インタビューに基づく。
40 World Bank, “The Global Findex Database 2017”
41 ニュージーランド郵便「Deed of Amendment and Restatement」12 December 2013. https://www.nzpost.co.nz/sites/default/files/uploads/shared/2013-deed-of-amendment-restatement.pdf (2018 年 5 月 30 日閲覧)
42 2013 年海外実地調査インタビューに基づく。
43 定期預金の契約条件の事例：http://www.kiwibank.co.nz/downloads/personal-banking/kiwibank-term-deposit-terms-and-conditions.pdf?num=296 (2018 年 5 月 30 日閲覧)

式の一部を売却したことに伴い、2017 年 2 月 28 日で新規保証を中止した。同日までに預け入れられた預金は保証の対象となるが、それ以降に預け入れられた預金は、保証の対象外となっている[44]。

②金融サービス提供の形態

キウィ銀行は郵便局以外に、ATM、インターネット、電話、携帯電話でもサービスを提供している。職員数は 1,000 人以上である[45]。

インターネット上のオンラインサービスでは、口座に関する相談や口座間の資金移動、料金の支払い、個人間の資金移動が可能であるが、口座開設は、郵便局で行う必要がある。預金口座の開設のために、郵便局内にはパソコン端末を置いた別室が設けられており、口座開設業務を担当する職員が取扱を行う。また、店内には預金の預入ボックスが設置されている。混雑時等には、現金を封筒に入れ、預入ボックスに投函すると、職員がそれを回収し預金するという仕組みである。多忙でカウンターに並ぶ時間のない主に法人顧客にとっては、待ち時間の短縮となり、頻繁に利用されている。キウィ銀行の場合、ボックスに投函できる金額の上限は 1 回につき 3,000 ニュージーランド・ドル(NZ ドル)であり、ボックス内の現金は職員によって頻繁に回収されている[46]。

テレホンバンキングでは、24 時間・年中無休で資金移動などが可能である。

なお、郵便局では電気・通信費の納付、中央政府・地方政府への税金、罰金などの納付を受託している[47]。

③窓口取扱時間

郵便局の窓口時間は、平日午前 8:30～午後 5:00、土曜日は午前中営業しているところが多い。郵便局職員によれば、一般の商業銀行は午後 4:30 には閉店するため、午後 5:00 まで営業している点が郵便局の強みでもあるという。ショッピングセンターに設置されている店舗では、土日も営業しているところもある[48]。

なお、ニュージーランド郵便のコールセンターの営業時間は、平日午前 8:00～午後 5:30、土曜日午前 9:00～12:00 となっているが[49]、キウィ銀行の電話受付は、平日は午前 7:00 から午後 9:00 まで、土日祝日は 8:00 から午後 4:30 となっている[50]。

---

44 “NZ Post announces Kiwibank deal completion”
https://www.nzpost.co.nz/about-us/media-centre/media-release/nz-post-announces-kiwibank-deal-completion

45 キウィ銀行 ‘More about us’
https://www.kiwibank.co.nz/about-us/more-about-us/ (2018 年 4 月 24 日閲覧)

46 2013 年 12 月の現地調査によると、預入ボックスは、ANZ 銀行など他の銀行にも設置されており、銀行では一般的なサービスのようである。

47 ニュージーランド郵便 ‘Bill payments’
http://www.nzpost.co.nz/payments-money-services/bill-payments (2018 年 4 月 24 日閲覧)

48 2013 年海外実地調査インタビューに基づく。訪問した郵便局では、6 人の職員が配置されていた。全てニュージーランド郵便の職員であり、キウィ銀行の職員はいない。6 人は郵便等の業務のほか、それぞれ担当するバンキング業務を行っており、パーソナル・バンキング、預金、住宅ローン、ビジネスローンといった提供サービス毎に担当が分かれている。

49 ニュージーランド郵便
https://www.nzpost.co.nz/contact-support/contact-list (2018 年 4 月 24 日閲覧)

50 キウィ銀行
https://www.kiwibank.co.nz/contact-us/#general-enquiries-and-phone-banking (2018 年 4 月 24 日閲覧)

(3) 主な業務内容

①預金業務概要

通常口座、貯蓄・投資口座、外貨預金口座、生命保険、損害保険などを提供している。2017 年 6 月末のキウィ銀行の預金残高は 159.8 億 NZ ドルであり、2016 年 6 月末の 147.8 億 NZ ドルから 8.1%増加した[51]。キウィ銀行で取り扱っている商品ラインナップは次表のとおりである。

図表 7：キウィ銀行の金融商品

対象者	商品内容
個人向け	ローン(個人、住宅、自動車)、クレジットカード、預金口座、定期預金、貯蓄口座、投資口座、各種保険(生命保険、自動車保険、住宅保険、旅行保険)
企業向け	融資、小切手口座、貯蓄口座、クレジットカード、投資・商業サービス、ビジネス保険
国際サービス	海外送金(オンライン及び窓口)、外国為替、外貨口座、トラベラーズチェック発行、貿易サービス(輸出入のリスク管理)

(出所) キウィ銀行ウェブサイトを基に作成(2018 年 4 月 24 日閲覧)

また、個人向けの口座は図表 8 のとおりである。目的に応じて様々な口座が用意されており、キウィ銀行の住宅ローン利用者や、19 歳以下又は 65 歳以上など、一定の条件を満たす利用者は決済手数料が無料となっている。また、月に 15,000NZ ドル以上の入出金や、1 日に 3 度以上の決済をすると手数料がかかる点も共通している。

[51] キウィ銀行「ANNUAL RESULT for the year ended 30 June 2017」(10 ページ)
https://media.kiwibank.co.nz/media/documents/Annual_Results_2017.pdf

図表 8：キウィ銀行の主要な個人向け預金口座(2018 年 4 月時点)

	商品名	金利		主な特徴	手数料		
					口座管理	ATM 引出	オライン決済
通常口座	Now account	$0+	0.00%	・最も一般的な口座。 ・2 タイプある。 A)月々$5 払えば取引手数料が無料 B)口座維持費用はかからないが取引毎に手数料がかかる ・Visa デビットカード付与。 ・当座貸越も可能。 ・月々$5 プランは、企業、信託、協会は使用できない。	月々$5.0	$0.0	$0.0
					$0.0	$0.8	$0.4
	Free Up	$0+	0.00%	・オンライン口座。 ・インターネット、電話、EFTPOS[52]、ATM、携帯電話等で取引を行う。 ・Visa デビットカード付与。 ・企業、信託、協会は使用できない。	$0.0	$0.0	$0.0
	Front Runner	$0 – $3,999	0.00%	・$4,000 以上の預金があれば、諸手数料無料で、高い金利が付く。 ・24 時間 365 日アクセス可能。 ・Visa デビットカード付与。 ・1 カ月の中で、Front Runner アカウントの複合残高が$4,000 以下になると、月々$15.0 かかる。 ・個人利用客、信託、NPO のみが使用可能。	月々$15.0	$0.0	$0.0
		$4,000 – $14,999	0.10%		$0.0	$0.0	$0.0
		$15,000 – $49,999	0.10%				
		$50,000 – $99,999	0.25%				
		$100,000+	1.50%				
	Bill Blaster	$0 – $99	0.00%	・水道・電気等の諸料金支払いに便利な口座。 ・ATM で引出せないので、月々の諸料金を使ってしまうことがない。 ・当座貸越も可能。	$0.0	–	$0.0
		$100+	0.10%				
貯蓄・投資口座	First Saver	$0+	1.25%	・19 歳以下の者のみ開設可能。 ・半年毎に口座状況を郵送で通知。	$0.0	–	–
	Fast Forward Saver	$0 – $999	1.10%	・$20 以上の預金をし、1 か月引き出さない、もしくは送金をしなければ、ボーナス金利が付く。1.10%はボーナス金利を含めた利率。 ・金利は日々計算し、月ごとに付与される。	$0.0	月 1 度まで無料、以後引出毎$5.0	–
		$1,000 – $2,999	1.10%				
		$3,000 – $3,999	1.10%				
		$4,000+	1.15%				
	Back-up Saver	$0+	0.15%	・必要に応じて資金を引き出せる。 ・Visa デビットカード付与。 ・インターネット、EFTPOS、ATM、で取引を行う。 ・「Christmas shopping account」のように口座に名前をつけることができる。	$0.0	$1.0	$1.0
	Online Call	$0 – $1,999	0.00%	・電話又はオンラインで取引。 ・口座開設時の最低預入金額は$2,000。 ・金利は日々計算し、月ごとに付与。 ・残高$2,000 超の金利は 1 か月引き出さない場合のボーナス金利 1%含む。	$0.0	–	–
		$2,000+	1.50%				
	Notice Saver	32 日前申請	2.25%	・預金を引出す一定期間前に申請が必要。 ・引出前に必要な期間は 32 日と 90 日から選択できる。 ・残高$2,000 未満は金利なし。 ・オンライン又は電話で手続きをする。 ・得た金利に対し、最大 28%の課税。 ・$500 万以上の投資はできない(非個人である場合、投資上限額は$100 万)。	$0.0	申請期間前の引出しにはペナルティ料金	$0.0
		90 日前申請	3.25%				

(注) 表中の$は全て NZ ドル。

(出所) キウィ銀行ウェブサイトを基に作成(2018 年 4 月 24 日閲覧)
(https://www.kiwibank.co.nz/personal-banking/everyday-banking/)
(https://www.kiwibank.co.nz/personal-banking/rates-and-fees/fees/everyday-accounts-savings-accounts-investments/#everyday-accounts)
(https://www.kiwibank.co.nz/personal-banking/rates-and-fees/interest-rates/?open=front-runner-rates#front-runner-rates)
(https://www.kiwibank.co.nz/personal-banking/investments/online-call/)
(https://www.kiwibank.co.nz/personal-banking/investments/notice-saver/)

[52] EFTPOS(Electronic funds transfer at point of sale,エフトポス)とは、銀行のキャッシュカードの残高内で決済できるシステムを指す。

図表 9：キウィ銀行における定期預金金利(2018 年 4 月時点)

(満期時の利息：Interest paid at maturity)

期間	$1,000 以上	$5,000 以上	$10,000 以上	$50,000 以上
30 日	N/A	0.65%	0.75%	0.75%
60 日	N/A	1.40%	1.50%	1.50%
90 日	2.00%	2.65%	2.75%	2.75%
100 日	2.00%	2.70%	2.80%	2.80%
120 日	2.00%	2.90%	3.00%	3.00%
150 日	2.00%	2.95%	3.05%	3.05%
6 か月	2.00%	3.15%	3.25%	3.25%
200 日	2.00%	3.20%	3.30%	3.30%
9 か月	2.00%	3.30%	3.40%	3.40%
1 年	2.00%	3.30%	3.40%	3.40%
2 年	2.00%	3.60%	3.70%	3.70%
3 年	2.00%	3.75%	3.85%	3.85%
4 年	2.00%	4.00%	4.10%	4.10%
5 年	2.00%	4.10%	4.20%	4.20%

(中間利息：Interim Interest options)

期間	$1,000 以上	$5,000 以上	$10,000 以上	$50,000 以上
1 年	2.00%	3.25%	3.35%	3.35%
2 年	2.00%	3.50%	3.60%	3.60%
3 年	2.00%	3.60%	3.70%	3.70%
4 年	2.00%	3.70%	3.80%	3.80%
5 年	2.00%	3.70%	3.80%	3.80%

(注)　表中の $ は全て NZ ドル。

(出所)　キウィ銀行ウェブサイトを基に作成(2018 年 4 月 24 日閲覧)
(https://www.kiwibank.co.nz/personal-banking/rates-and-fees/interest-rates/#term-deposit-rates)
(https://www.kiwibank.co.nz/kiwibank_rates.pdf)

②資金運用方法

民間銀行と同様に、資産運用の制限は特にないが、総資産の中で、融資(loans and advances)が 180.27 億 NZ ドルとなり、89.3%を占めている[53](2017 年 12 月末)。前期の 174.28 億 NZ ドルに対し、3.4%増加となった。特に住宅ローンは 158.98 億 NZ ドルとその多くを占めている(前年は 153.85 億 NZ ドル)。

通常の銀行と同様に自己資本規制が課せられているが、キウィ銀行の資産運用は住宅ローンが大部分を占める。住宅ローンは、キウィ銀行の他、買収したニュージーランド住宅ローン会社(New Zealand Home Loans Ltd.)でも対応している。しかし、商品自体はキウィ銀行が開発している。キウィ銀行とニュージーランド住宅ローン会社での住宅ローンの取扱いの違いは、前者が低利且つ簡便な対応(必要書類や手続きを全て利用者側で揃え、郵便局へは申請のみ)であるのに対して、後者はフィナンシャル・プランナーが顧客の相談や要望に細かく対応し高度なサービスを行うという点である。融資限度額などに相違はなく顧客の求めに対応する内容の点が異なっている。また、担保不動産など与信審査も全てキウィ銀行が実施している。

53　キウィ銀行「Disclosure Statement For the six months ended 31 December 2017」(7 ページ)
https://media.kiwibank.co.nz/media/documents/General_Disclosure_Statement_Dec17.pdf

リーマンショック後、オーストラリア系大手銀行では貸し渋りが横行していたが、キウィ銀行は貸付を継続した。こうした営業姿勢も、顧客のキウィ銀行に対する信用を高め、順調な事業展開へと繋がっている[54]。

③貸出業務概要

住宅ローンは自前で提供しており、ニュージーランドの住宅ローン市場の 10.5%を占める(2016 年 6 月末)。クレジットカードについては、マスターカードを 2003 年 5 月から提供している[55]。また、2009 年 3 月からは Visa デビットカードの提供も行っている[56]。

事業向け融資は 2004 年 11 月にパイロットプログラムを開始し、2005 年 12 月末までに中小企業をターゲットにした 12 のビジネス・バンキング・センター(Business Banking Centre)を立ち上げた。

④送金・決済業務概要

キウィ銀行の外貨預金口座経由の送金も可能だが、ウェスタン･ユニオン(Western Union)経由での個人向け送金も可能である。

⑤国際業務概要

外貨預金、外国送金、外為業務、外貨建ての Visa デビットカード、ウェスタン・ユニオン経由の送金などの国際業務を実施している。

⑥付随業務概要

キウィ保険会社及びタワー保険会社(TOWER Insurance)と業務提携し、生命保険や住宅保険、旅行保険などの生損保の保険商品を販売している。

郵便局での業務としては、公共料金支払い、身分証明書の発行、選挙投票登録、海外旅行保険、自動車の名義変更、パスポート写真撮影など多様なサービスを代行している。このように、郵便局では日常生活に必要な様々な手続きが行えるようになっている。

---

54 2013 年 12 月の現地調査に基づく。キウィ銀行は、住宅ローンを導入する際の他の銀行の反応として、住宅ローン導入には反対であるが、同時に、導入したとしても大きな影響を与えるものにはならないだろうとの認識であったと説明している。

55 Economist Intelligence Unit, Country Finance, New Zealand, August 2003

56 キウィ銀行
https://www.kiwibank.co.nz/personal-banking/credit-cards/visa-debit-card/ (2018 年 5 月 30 日閲覧)

図表 10：郵便局の様子



(注)　郵便局は赤、キウィ銀行は緑のブランドカラーのもと、店内も郵便局とキウィ銀行とでカウンターが分かれている。
(出所)　2013 年 12 月現地調査

(4) 会計基準と財務諸表

財務諸表は、国際会計基準(IFRS)と同等と認められたニュージーランド IFRS に則って公表している[57]。

キウィ銀行(単体)の業績は 2011 年に一旦落ち込んだ後、2016 年まで順調に拡大してきた(図表 11)。2011 年 6 月期は税引後利益が 2,100 万ニュージーランド・ドル(NZ ドル)と、対前年比 54%減少したが、これは世界的な金融危機やカンタベリー(Canterbury)における地震の影響を受け、前年は 1,950 万 NZ ドルであった貸倒引当金への充当が 8,710 万 NZ ドルに上ったことによる。

2015 年 6 月期は、資金利益が前年比 25%増と大幅に増加し、税引前利益も同 18%増を記録した。2016 年 6 月期も資金利益は前年比約 5%増、税引前利益も同 4 %の増加を果たした。しかし、2017 年 6 月期の資金利益は対前年比 1.3%減、税引き前利益は対前年比 57%の大幅減となった。これは、同行が 2013 年から進めてきた基幹システムの更新プロジェクト(CoreMod)が頓挫したことを受けて 9,000 万 NZ ドルの損失を計上したためである。プロジェクトが失敗した理由としては、新システムが業務のフロント・エンドに重点を置いていなかったこと、近年の急激な技術進歩についていけなかったこと、2016 年 11 月に起きたカイコウラ(Kaikoura)地震の影響を受けたこと、等が指摘されている[58]。

57 External Reporting Board(XRB) 'Accounting Standards Framework'
http://www.xrb.govt.nz/Site/Financial_Reporting_Strategy/Accounting_Standards_Framework.aspx

58 報道資料 "Big IT project impairment hits Kiwibank's profit hard as new look board influenced by new shareholders reviews strategy" (2017 年 9 月 1 日付)
https://www.interest.co.nz/business/89622/big-it-project-impairment-hits-kiwibanks-profit-hard-new-look-board-influenced-new (2018 年 5 月 24 日閲覧)

図表 11：キウィ銀行(単体)の資金利益と税引前/後利益の変遷

(百万 NZ ドル)	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
資金利益(Net interest income)	133	191	252	269	286	357	373	368
営業利益合計(Total operating income)	305	356	417	446	469	453	477	494
税引前利益(Profit before taxation)	65	32	112	138	134	158	165	71
税引後利益(Profit after taxation)	46	21	79	101	95	110	124	53

(注)　各年 6 月期。

(出所)　キウィ銀行「Disclosure Statement アニュアルレポート(2011～2017 年)」を基に作成
2016 年、2017 年のデータは" Registered Bank Disclosure Statement 30 June,2017"
(https://media.kiwibank.co.nz/media/documents/Kiwibank_Disclosure_Statement_June_2017.pdf)10 ページより加筆。
(2018 年 3 月 14 日閲覧)

図表 12：キウィ銀行(Kiwibank Banking Group)の連結損益計算書

(百万 NZ ドル)	銀行グループ						
	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
	6 月期	6 月期	6 月期	6 月期	6 月期	6 月期	6 月期
受取利息 (Interest income)	720	773	790	798	957	898	831
支払利息 (Interest expense)	(529)	(516)	(514)	(505)	(596)	(525)	(463)
資金利益 (Net interest income)	191	257	276	293	361	373	363
金融商品公正価値における純損益 (Net gains/[losses] on financial instruments at fair value)	16	5	-	3	5	3	8
その他収益 (Other income)	146	157	170	183	194	195	201
営業利益合計 (Total operating income)	353	419	446	400	473	477	494
営業費用 (Operating expenses)	(242)	(273)	(304)	(265)	(284)	(301)	(339)
貸付金の減損戻入れ (Impairment reversals)	(79)	(35)	(7)	4	(13)	(11)	6
税引前利益 (Profit before taxation)	32	111	135	139	176	165	71
法人税等 (Income tax expense)	(11)	(32)	(38)	(39)	(49)	(41)	(18)
税引後利益 (Profit after taxation)	21	79	97	100	127	124	53

(出所)　キウィ銀行「Disclosure Statement アニュアルレポート(2011～2017 年)」[59]を基に作成
2017 年 6 月期データは" Registered Bank Disclosure Statement 30 June, 2017"
(https://media.kiwibank.co.nz/media/documents/Kiwibank_Disclosure_Statement_June_2017.pdf)9 ページより加筆。
(2018 年 3 月 19 日閲覧)

59　http://www.kiwibank.co.nz/about-us/investor-centre/

図表 13：キウィ銀行の連結貸借対照表

（百万 NZ ドル）	銀行グループ					
	2012 年 6 月末	2013 年 6 月末	2014 年 6 月末	2015 年 6 月末	2016 年 6 月末	2017 年 6 月末
資産（Assets）						
現金及び現金同等物（Cash and cash equivalents）	413	415	461	492	509	464
関連会社貸出（Due from NZP related parties）	1,035	77	77	77	77	80
その他金融機関貸出（Due from other financial institutions）	158	158	121	194	247	228
売買目的金融資産（Financial assets held for trading）	153	153	44	96	-	-
売却可能金融資産（Available-for-sale assets）	966	966	1,093	1,222	955	1,474
貸出金（Loans and advances）	13,167	13,202	14,630	15,598	16,689	17,815
金融派生商品（Derivative financial instruments）	129	129	130	480	658	370
子会社株式（Investment in subsidiaries）	4	-	-	-	-	-
有形固定資産（Property, plant and equipment）	15	15	13	20	23	28
無形固定資産（Intangible assets）	64	64	86	116	158	97
繰延税金資産（Deferred taxation）	16	16	5	32	25	34
その他の資産（Other assets）	14	14	16	17	16	26
資産合計（Total assets）	16,134	15,209	16,676	18,344	19,357	20,616
負債（Liabilities）						
その他金融機関借入（Due to other financial institutions）	270	270	185	325	135	59
関連会社借入（Due to NZP related parties）	930	14	27	6	4	12
預金及びその他借入（Deposits and other borrowings）	12,120	12,120	12,751	13,740	14,782	15,983
金融派生商品（Derivative financial instruments）	156	150	236	475	725	416
債券（Debt securities issued）	1,508	1,508	2,143	2,397	2,207	2,258
当期税金負債（Current tax liabilities）	12	12	8	21	15	9
その他の負債（Other liabilities）	66	67	76	92	102	94
劣後負債（Subordinated debt）	210	210	247	255	258	405
負債合計（Total liabilities）	15,272	14,351	15,673	17,311	18,228	19,236
株主資本（Equity attributable to owners of the parent）						
資本金（Share capital）	510	360	400	400	400	737
準備金（Reserves）	352	349	454	633	729	643
株主資本合計（Total equity attributable to owners of the parent）	862	709	854	1,033	1,129	1,380
非支配持分（Non-controlling interest）	-	149	149	-	-	-
資本合計（Total equity）	862	858	1,003	1,003	1,129	1,380
負債及び資本合計（Total liabilities and shareholders' equity）	16,134	15,209	15,209	18,344	19,357	20,616

(出所) キウィ銀行「Disclosure Statement アニュアルレポート(2012～2017 年)」[60]を基に作成。

[60] キウィ銀行
http://www.kiwibank.co.nz/about-us/investor-centre/ 、2017 年 6 月分
https://media.kiwibank.co.nz/media/documents/Kiwibank_Disclosure_Statement_June_2017.pdf (12 ページ)
(2017 年 9 月 20 日閲覧)

第 4 章　金融セクターにおけるリテール金融機関の特徴

1.　キウィ銀行

ニュージーランドにおけるリテール金融機関には、キウィ銀行、住宅金融組合(building societies)、信用組合(credit unions)がある。

キウィ銀行は、国有企業であるニュージーランド郵便(NZPL)とニュージーランド・スーパーアニュエーション・ファンド(New Zealand Superannuation Fund)、事故補償会社(Accident Compensation Corporation)の 3 社が株式の 100%を保有する銀行で、2001 年に設立され、翌 2002 年に 211 の郵便局で業務を開始した。同行は、民間金融機関と同等の競争条件となっており、また開業後 3 年で赤字を出さないことを公約としたほか、一定以上の収益を計上できなければ民営化するという計画もあった[61]。こうしたことからも窺えるように、同行は国有銀行ではあるものの、収益機会の拡大も目指している。登録銀行全体におけるキウィ銀行の位置付けをみると、資産規模では全体の 2.3%と小さいが、預金残高では全家計預金残高の 7.2%を占め、リテール分野では相対的に存在感が大きい(2017 年 12 月末)。

2.　信用組合及び住宅金融組合

信用組合及び住宅金融組合はニュージーランドにおいて 120 年以上の歴史を持ち、1980 年代には数百の機関が存在していた。ニュージーランド信用組合協会(Co-op Money NZ)によれば、傘下の信用組合及び住宅金融組合は、2003 年から 2013 年頃にかけて、約 300 機関から 17 機関[62]へとその数が激減している。同協会のホームページによれば、加盟機関数はその後 14 機関まで減少した(2018 年 5 月 30 日確認) [63]。組合間の合併や統合により、1 機関当たりの資産・資本規模を大きくしながら組合数を減らしてきており、今後もこの傾向は続くものとみられる。世界経済危機の中でも、ニュージーランドの信用組合及び住宅金融組合の組合員は一人として自己資産を失うことはなく、また、政府からの救済措置を求めることもなかった[64]。

信用組合及び住宅金融組合は、ノンバンク預金取扱金融機関(NBDTs)に属する金融機関であり、個人向けサービスのみを行っている。個人会員の預金により融資の原資を賄っている。家計預金残高でみると、金融機関全体の残高 1,626.6 億 NZ ドルのうち、両組合あわせて 14.89 億 NZ ドルに止まり、シェアは 0.9%と小さい(2016 年 12 月末)。

3.　金融セクターにおけるリテール金融機関の位置付け

2017 年 6 月末の家計金融資産は、総額 8,126 億 NZ ドルであった。うち、預金残高の総額は 1,639 億 NZ ドルであった[65]。前年同月比で家計金融資産は 2.7%、預金残高は 7.5%の伸びとなっている。

61　家森信善・西垣鳴人(2009) 「ニュージーランドの郵政民営化：「失敗」についての再検証」『会計検査研究』第 40 号、http://www.jbaudit.go.jp/effort/study/mag/pdf/j40d03.pdf

62　準加盟機関(5 機関)を含む。

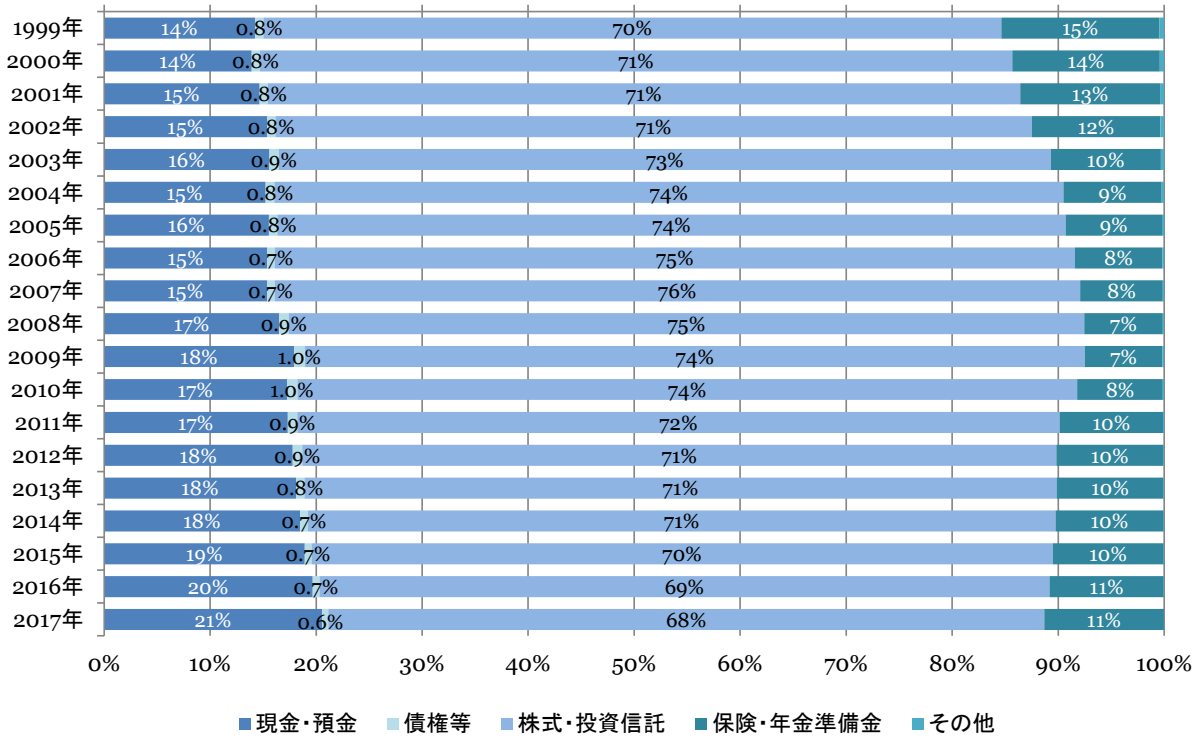
63　ニュージーランド信用組合協会 https://coopmoneynz.org.nz/wp-content/uploads/2018/02/Co-op-Money-NZ-PR-Kit-Dec-2017-Locations-of-Co-op-Money-NZ-Members.pdf#search=%27Location+of+Coop+Money+NZ+members%27 (2018 年 4 月 26 日閲覧)

64　2013 年 12 月の現地調査に基づく。

65　https://www.rbnz.govt.nz/statistics/c22/

個人金融資産の構成を見ると、株式・投資信託が 68%と 3 分の 2 以上を占め、現金・預金が 21%、保険・年金準備金が 11%となる。

図表 14：家計金融資産の構成



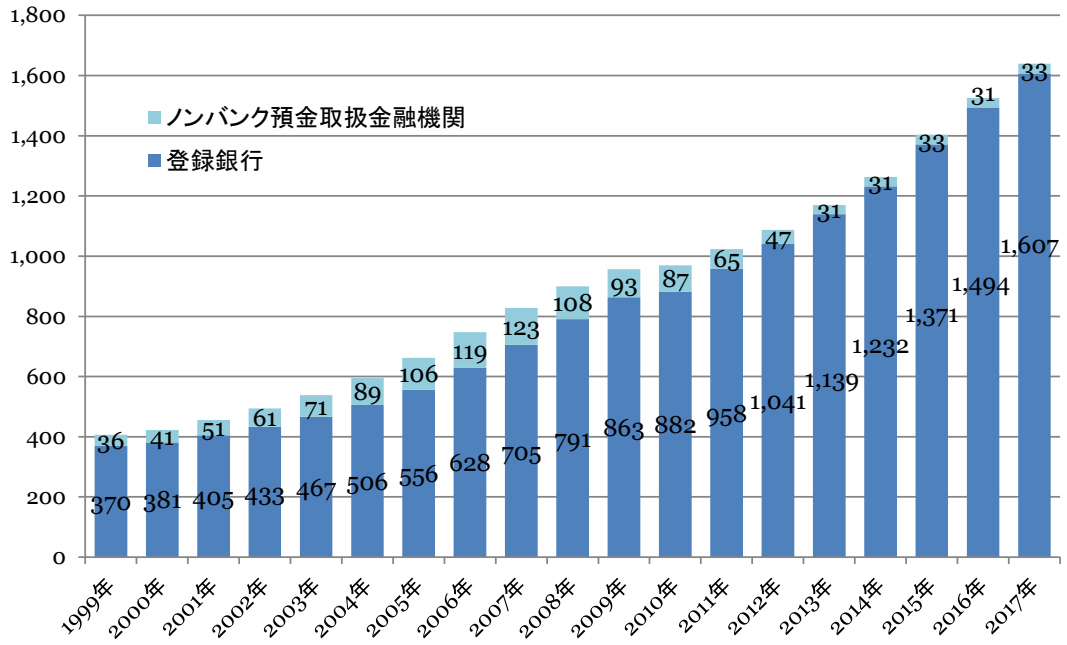
(注)　各年 6 月末の数字。

(出所)　ニュージーランド準備銀行、「C22 Household balance sheet ($m) 内、エクセルデータ Download the historical Household balance sheet - C22 (1998-current) 」[66]を基に作成。(2018 年 3 月 19 日確認)

家計の預金残高は、リーマンショック後は伸び率が一桁台となり、2010 年にはほぼ前年比横ばいとなっていたが、徐々に盛り返し、2015 年 6 月末は前年比 11.3%と 7 年ぶりに二桁台の伸び、1,426 億 NZ ドルとなった。2016 年 6 月では、1,562 億 NZ ドルとなっており、2015 年 6 月から 9.5%伸びている。内訳を見ると、登録銀行の残高は一貫して増大しているが、住宅金融組合や信用組合を含むノンバンク預金取扱金融機関の預金残高は、2008 年以降、2013 年まで減少を続けてきた。以後、徐々にではあるが増加に転じている。2017 年 6 月には、前年同期比 6.5%増となっている。

66　http://www.rbnz.govt.nz/statistics/c22/

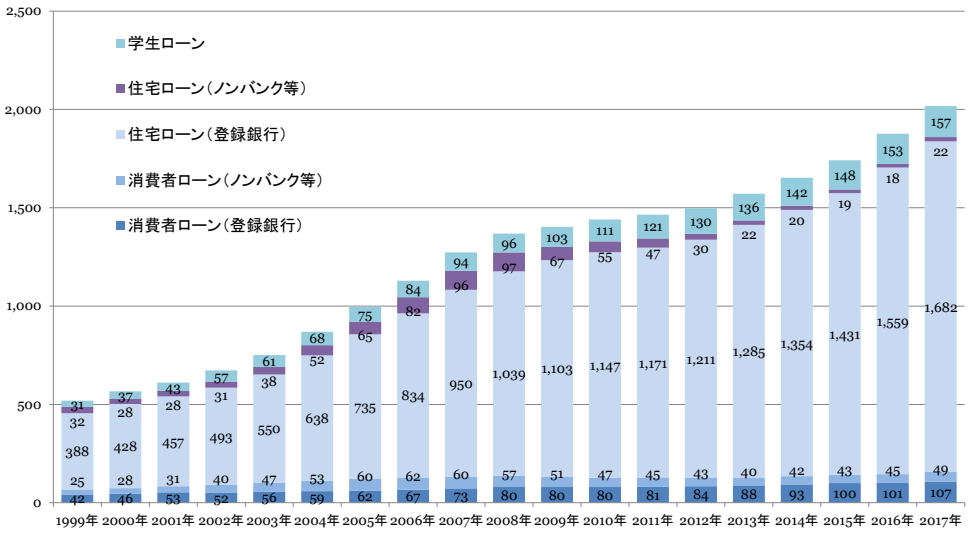
図表 15：家計の預金残高の推移



(注)　単位：億 NZ ドル、各年 6 月末の数字。
(出所)　ニュージーランド準備銀行「C22 Household balance sheet ($m)」[67]。(2018 年 3 月 19 日確認)

2017 年 6 月末の家計ローン残高は 2,017 億 NZ ドルで、内訳は住宅ローンが 84.5%、消費者ローンが 7.7%、学生ローンが 7.8%となっている。登録銀行の占める割合は、住宅ローンで 98.7%、消費者ローンで 68.5%となっている。

図表 16：家計ローン残高の推移

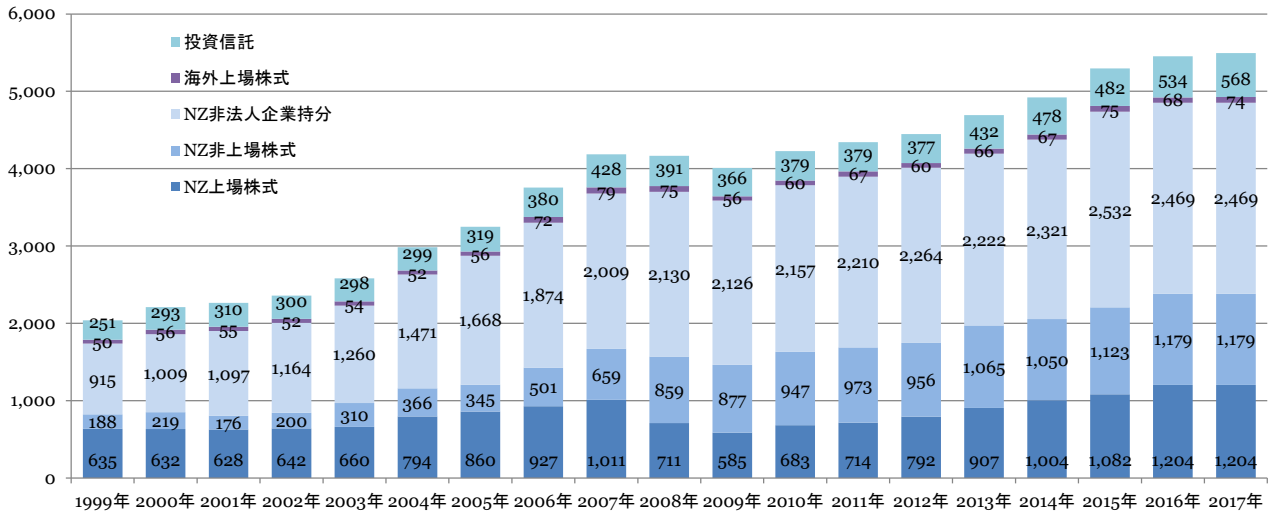


(注)　単位：億 NZ ドル、各年 6 月末の数値。
(出所)　ニュージーランド準備銀行「C22 Household balance sheet ($m)」[68]を基に作成。(2018 年 3 月 19 日確認)

67　http://www.rbnz.govt.nz/statistics/c22/ (Download the historical Household balance sheet - C22 (1998-current)) (2018 年 3 月 19 日閲覧)
68　http://www.rbnz.govt.nz/statistics/c22/ (エクセルデータ Download the historical Household balance sheet - C22 (1998-current))(2017 年 9 月 6 日閲覧)

家計の証券・投資信託の残高は、家計金融資産の 68.0%を占めている(2017 年 6 月末)。株式・投資信託残高の中で内訳を見ると、国内の非法人企業の持ち分が 44.9%、国内の非上場証券が 21.5%、投資信託が 10.3%、国内の上場証券が 21.9%、海外上場証券が 1.4%となっている。

図表 17：家計の株式・投資信託残高の推移



(注)　単位：億 NZ ドル、各年 6 月末の数字。
(出所)　ニュージーランド準備銀行「C22 Household balance sheet ($m) 」[69]を基に作成。(2018 年 3 月 19 日確認)

ニュージーランドにおけるリテール金融機関としては、キウィ銀行、住宅金融組合(building societies)、信用組合(credit unions)が挙げられる。これらのリテール金融機関が家計預金残高に占める割合は、2016 年 12 月末時点でキウィ銀行が 6.9%、住宅金融組合と信用組合が 0.9%であった[70]。キウィ銀行については、2017 年 12 月末時点でこの割合を 7.2%へと高めている。ニュージーランド国内における登録銀行の総資産の合計額に占めるキウィ銀行の割合が 2.3%[71]であることに照らし合わせると、同行はリテール分野で相対的に大きい存在感を示しているといえる。

69 http://www.rbnz.govt.nz/statistics/c22/ (エクセルデータ「Download the historical Household balance sheet - C22 (1998-current)」 (2017 年 9 月 6 日閲覧)
70 図表 3(5 ページ)参照。2017 年以降は、住宅金融組合と信用組合の家計預金残高に関する調査が実施されていない。
71 図表 4(7 ページ)参照(2017 年 12 月末時点)。

第 5 章　最近の金融動向と今後の展望

1.　最近の金融動向

(1) 金融機関の健全性強化

この数年、ニュージーランドでは金融機関の健全性監督が強化されている。2007 年 11 月にニュージーランド準備銀行(RBNZ)内に健全性監督局(PSD)が設置されるなど、以前からこうした動きは見られたものの、世界的な金融危機により市場の流動性が枯渇したことや、複数の資産運用会社が破綻したこと等を受け、金融規制改革は加速している。

とりわけ、登録銀行に比べて規制が緩やかだったノンバンク預金取扱金融機関(NBDTs)について、監督が強化されている。2008 年 9 月に 1989 年ニュージーランド準備銀行法(Reserve Bank of New Zealand Act 1989)が改正され、格付けの取得や、2 名以上の社外取締役の設置、リスク管理計画の策定、流動性確保等が求められるようになった。更に、2011 年 8 月以降、ノンバンク預金取扱金融機関の免許制化が議論され始め[72]、2013 年 12 月に新たにノンバンク預金取扱金融機関法(Non-bank Deposit Takers Act 2013)が制定された[73]。同法は「(a)健全で効率的な金融システムの維持を促進し、(b)ノンバンク預金取扱金融機関の破綻による金融システムへの重大な悪影響を回避すること」を目的とし[74]、ノンバンク預金取扱金融機関の RBNZ への登録を義務付けている。これにより、ニュージーランドで預金を取り扱う事業者は全て RBNZ への登録が必要となった。登録準備期間として、2014 年 5 月の法律施行から 1 年の猶予が設けられた。ノンバンク預金取扱金融機関として免許を獲得しているのは 25 機関である(2018 年 3 月 28 日)[75]。このうち、オーストラリア・ニュージーランド銀行グループ(Australia and New Zealand Banking Group Limited)の金融子会社である UDC ファイナンス(UDC Finance Limited)については、中国の複合企業である海航集団(HNA グループ)に 6.6 億 NZ ドルで売却されることが計画されていたが、2017 年 12 月にニュージーランドの外国投資審査機関(Overseas Investment Office, OIO)は、この計画を却下した。OIO は、その理由として企業構造の不明瞭さを挙げ、「オーナーや株主に関する情報が不十分あるいは不適当だ」とした[76]。

なお、隣国のオーストラリアにおいては、2017 年 12 月に銀行業界を調査する目的で設置された王立委員会(Royal Commission)等が、同国の主要銀行の不正行為(死亡した顧客からの手数料徴収、誤った住宅ローン利率の適用、満期後の定期預金に対する低い利率の不正な適用)を明らかにし始めている。これを受けて、オーストラリア資本の銀行の存在感が大きいニュージーランドでも、2018 年 5 月に金融市場庁(FMA)の CEO とニュージーランド準備銀行(RBNZ)の総裁が、国内の主要銀行に対し、不正防止対策の実施状況等について報告するよう求める公開書簡を送った[77]。この書簡には、FMA や RBNZ が必要に応じて実地監査を行う旨も明記された。両機関は、各行の報告

---

72 "Will financial sector reforms deliver better governance?" New Zealand Management, March 1st 2013.
73 2014 年 5 月施行。
74 2013 年ノンバンク預金取扱金融機関法
75 ニュージーランド準備銀行 http://www.rbnz.govt.nz/regulation-and-supervision/non-bank-deposit-takers/register (2018 年 4 月 20 日閲覧)
76 報道資料「中国海航集団の金融参入を拒否－ニュージーランド政府」(2017 年 12 月 21 日付) https://www.nikkei.com/article/DGKKZO24900310R21C17A2EAF000/ (2018 年 5 月 24 日閲覧)
77 ニュージーランド金融市場庁 https://fma.govt.nz/news-and-resources/media-releases/letter-sent-by-the-fma-reserve-bank-of-new-zealand/ (2018 年 5 月 24 日閲覧)

を踏まえたうえで、2018 年の秋以降に具体的な対策に着手するとみられている。

(2) マイクロファイナンスなどソーシャルファイナンスの現況等

ニュージーランドにおけるソーシャルファイナンスの取組事例として、Nga Tangata Microfinance Trust(NTMT)が挙げられる[78]。NTMT は 2010 年に児童貧困対策グループ、ニュージーランドキリスト教社会サービス評議会、ニュージーランド家族予算サービス連盟(NZFFBS)により設立された。借入資本はキウィ銀行が提供し、アドバイスやサポート、情報提供は 1982 年からオーストラリアで活動している Good Shepherd Microfinance(GSM)が行っている。NTMT は、ニュージーランドにいる全ての人々の経済的および社会的福祉を促進し、貧困の軽減により公平な社会構築の実現を視野に活動を行っている。目標の実現には安全・公平性を保ち、且つ返済可能性を持つプランによる融資を選択肢として提供している。

NTMT は低所得者の支援のために「NILS(No Interest Loan)」と「The Debt Relief Loan (DRLS)」の二種類の無利息ローンを提供している。「NILS」は原則 1,500NZ ドルを上限とし、家庭における必需品を購入するための融資を行う。対象の品目はテレビや寝具などの家財道具から眼鏡や携帯電話の他、教育関連費用も含まれている。また、「DRLS」は、債務整理を含む高金利債務者の救済を目的としており、上限額は原則 2,500 NZ ドルとなっている[79]。なお、NILS、DRLS とも上限額を 500 NZ ドル引き上げる例外的措置がある。

(3) キウィセイバー[80]

ニュージーランドでは、2007 年 7 月にキウィセイバー(KiwiSaver)という制度が導入された。同制度は、原則として勤労者を対象とし、老後のための自発的な資産形成を促進する任意加入の確定拠出年金制度で、様々なインセンティブが付与されている。積立金の料率は、給与の 3%、4%ないし 8%から選択することができ、1 ニュージーランド・ドル(NZ ドル)につき 50 セント、年間最大 521.43NZ ドルの税額控除を 5 年間受けることができる。更に、雇用者は 3%の拠出が義務付けられている。なお、2015 年 5 月 21 日午後 2 時までにキウィセイバーに加入した場合には政府から 1,000NZ ドルが口座に支給されたが、これ以降、同制度は終了している。

資金の引出しは、基本的に 65 歳以降とされているものの、①最初の住宅購入、②海外への永久移住、③金銭的な困窮、④重病の場合の引出しも例外的に認められており、若年層が住宅購入資金を貯めるに当たっても利用できる制度となっている。

対象者は 64 歳以下のニュージーランド居住者で、18 歳以上 64 歳以下の人は、就職する際に自動的にキウィセイバーに加入する。具体的な手順としては、①加入者が就職時に雇用者から説明を受け、必要書類を雇用者に提出し、②雇用者がニュージーランド内国税務局(Inland Revenue)に情報を送付すると、③雇用者が契約しているキウィセイバープランに口座が開設される[81]。但し、自動加入の場合、加入者はオプトアウ

78 Nga Tangata Microfinance Trust
https://www.healthpoint.co.nz/social-services/social/nga-tangata-microfinance-trust/(2018 年 4 月 25 日閲覧)

79 Nga Tangata Microfinance Trust
https://www.ngatangatamicrofinance.org.nz/debt-relief-loans (2018 年 4 月 25 日閲覧)

80 ニュージーランド内国税務局(Inland Revenue)
http://www.kiwisaver.govt.nz/

81 雇用者が特定の業者と契約を結んでいない場合は、政府が定めたデフォルト業者のプランに加入することになる。

トできる。また、自動加入したキウィセイバープランから、自分の希望するプランに変更することもできる[82]。

現在は、キウィ銀行系列の運用会社を含め 26 の金融機関がキウィセイバーのプランを提供している(2018 年 4 月 19 日)[83]。キウィセイバーの合計加入者数は 2018 年 4 月時点で約 284.8 万人と、前年同期比 4.2%増加した[84]。

(4) キウィ銀行の動向

① キウィ銀行の戦略

キウィ銀行は、自行の長期的な価値とビジネスの安定性を高め、収益源を多様化し、既存顧客との関係を深化させ、市場ニーズに応えることを目指している。その方策として、同行は次の 3 分野に注力している。

1 つ目は、「メインバンク利用の増加」である。2017 年 6 月末のキウィ銀行の顧客口座 100 万口座のうち、43.4 万口座(2016 年は 41.9 万口座)が給与振込や諸料金の引落し等の用途でメインバンクとして利用されており[85]、こうしたメインバンク機能を他行からキウィ銀行へ移したいという顧客も多いという。その期待に応えるべく、既存サービスのスマートフォン対応など、インターネットバンキングやオンライン決済サービス等の強化や、実験的な店舗運営を含む店舗改革等を進めている[86]。

2 つ目は、「多様化」である。負債の約 8 割を顧客からの預金が占める中、中小企業への融資拡大や身分証明書の発行、申請書の受理等の業務代行、保険販売・ウェルスマネジメント業の強化により[87]、収益源の多様化を図っている。ウェルスマネジメント(Kiwi Wealth)のキウィセイバー加入者数は 2016 年 4 月 1 日の 153,179 名から 2017 年 3 月末には 174,265 名に増加した[88]。

3 つ目は、「プラットフォームの構築」である。オペレーショナル・リスク・マネジメントの強化や、バックオフィスの効率化、コスト削減を目的に、人材やシステムへの投資を進めている。

また、キウィ銀行の担当者によれば、設立以降 10 年間の成果として、郵便局でのキウィ銀行の業務の開始と、順調に顧客を獲得してきたことの 2 点を挙げている。キウィ銀行の顧客満足度は高く、また国民がメインバンクにしたいと思う銀行の第 1 位である一方で、サービスや窓口の対応については、フレンドリーで親切ではあるが、他

---

82 変更する場合、加入者自ら業者に申込等を行う必要がある。

83 ニュージーランド内国税務局 “Locate a KiwiSaver scheme provider”
http://www.kiwisaver.govt.nz/providers/ks-providers.html (2018 年 4 月 25 日閲覧)

84 ニュージーランド内国税務局
http://www.kiwisaver.govt.nz/statistics/monthly/joining/monthly-long-description-members-by-age.html
(2018 年 5 月 16 日閲覧)

85 キウィ銀行 (2018 年 4 月 20 日閲覧)
https://media.kiwibank.co.nz/media/documents/Annual_Results_2017.pdf

86 2011 年 11 月よりキャピティ・コーストに試験的運営をする支店を設置し、同支店での結果を他店の改革に生かしている。

87 その一環として、2012 年にガレス・モルガン投資管理会社(Gareth Morgan Investments)を買収した。キウィ銀行は、ガレス・モルガン買収により、キウィセイバー市場での収益増も見込んでいる。
(参考 キウィ銀行「Kiwibank June 2012 Investor Relations Presentation」
http://www.kiwibank.co.nz/downloads/misc/investor-relations-presentation.pdf

88 キウィ・ウェルス「Kiwi Wealth Annual Report for the year ended 31 March 2017」
https://www.kiwiwealth.co.nz/hubfs/resources/Annual%20Reports/Kiwi%20Wealth%20KiwiSaver%20Scheme%20Annual%20Report%202017.pdf?t=1504735464298 (2018 年 4 月 26 日閲覧)

行の方がより専門性の高いサービスを受けられるとの評価を受けているという。こうした成果や評価を踏まえ、今後は、商品・サービスの質の向上と、より高度で専門的なサービス提供を課題としている。

更に、今後は店舗形態も変えていくとしている。現在あるキウィ銀行併設の郵便局のうち、50 程度の郵便局についてバンキングをメインサービスとする一方、郵便サービスはセルフサービス式にした店舗として、都市部を中心に展開していくことを計画している[89]。

なお、資金調達手段のひとつとして考えられる株式上場の可能性について、キウィ銀行民営化は当時の与党(国民党)のアジェンダにのっていないとのことだった[90]。

図表 18：キウィ銀行の新たな店舗





（出所） キウィ銀行ウェブサイト

② ニュージーランド・ポストによるキウィ・グループ・ホールディングス株式の一部売却

ニュージーランド郵便は 2016 年 10 月 31 日、保有するキウィ・グループ・ホールディングス株式の一部を政府系機関であるニュージーランド・スーパーアニュエーション・ファンド(New Zealand Superannuation Fund)と事故補償会社(Accident Compensation Corporation)に売却した。これにより、ニュージーランド・スーパーアニュエーション・ファンドはキウィ・グループ・ホールディングス株式の 25%、事故補償会社は 22%を取得した。それぞれの取得価額は 2 億 6,300 万 NZ ドルと 2 億 3,100 万 NZ ドルである。これらの取引の一環として、ニュージーランド郵便はキウィ・グループ・ホールディングスの資本増強を図ることを目的に、売却額の内 9,000 万 NZ ドルをキウィ・グループ・ホールディングスに再投資した。これらの動きにより、キウィ・グループ・ホールディングスは新たな資金調達先としてのニュージーランド・スーパーアニュエーション・ファンドと事故補償会社との関係構築やこの 2 社の投資関連の専門的知見へのアクセスが可能となるとしている。また、ニュージーランド郵便としては、コア事業である郵便事業への投資や債務削減を行う計画である。

ニュージーランド・スーパーアニュエーション・ファンドと事故補償会社は、キウィ・グループ・ホールディングス株式取得から 5 年間は政府関係機関以外の第三者への株式売却は認められていない。5 年経過後、同株式を売却する場合はニュージーランド政府が優先的に買い取る権利を有しており、政府が買い取りを行わない場合に第

89 2013 年海外実地調査インタビューに基づく。
90 2013 年海外実地調査インタビューに基づく。

三者への売却が可能となる。

(5) 信用組合及び住宅金融組合の動向[91]

24 ページに前述した通り、信用組合や住宅金融組合は、組合間の合併や統合により 1 機関当たりの資産・資本規模を大きくしながら組合数を減らしてきており、今後もこの傾向は続くものとみられる。他方、現在のところ信用組合の提供サービスは個人向けのみであり、法人はサービス提供の対象外となっている。これは政府方針によるものであるが、ニュージーランド信用組合協会は収益拡大のためにも中小企業向け金融サービスの提供を行えるよう、政府への働きかけを行っている。

信用組合及び住宅金融組合に関して、ニュージーランド信用組合協会は今後の課題として、チャネル拡大の促進を挙げている。つまり、支店での窓口対応だけでなく、オンライン、テレフォンサービスなどで効率・利便性を更に追求するというものである。しかし、信用組合を取り巻く環境は非常に厳しい。他の一般商業銀行や、特定商品を扱う金融機関の出現、更には昨今その勢力を拡大させている“Loan Sharks[92]”と呼ばれる低所得層を狙った違法金融業者が多数乱立している。このようなリテール金融市場の現状に鑑みれば、信用組合の統合は生き残り戦略のひとつと言える。ニュージーランド信用組合協会も、小規模な組合が乱立するよりも、ひとつの組織の規模を大きくすることにより、業務効率やコスト削減効果を高め利益を最大化できる点がメリットと認識している。

(6) オルタナティブ・ファイナンスの動向

金融市場行為法(Financial Markets Conduct Act)により、ピア・ツー・ピア・レンディング(peer-to-peer lending)及びクラウド・ファンディング(crowd-funding)が金融市場庁(FMA)のライセンス取得の対象となっている。

ピア・ツー・ピア・レンディングは、オンラインで資金の貸し手と借り手をマッチングするサービスで、サービス提供者は一定の仲介手数料を得るものである。原則個人を対象とする[93]。ニュージーランドでは、2014 年 7 月 8 日にハーモニー(Harmoney Limited)が初のピア・ツー・ピア・レンディング事業者として FMA からライセンスを取得した[94]。FMA のウェブサイトでライセンスを取得した事業者として公表されているのは、ハーモニーを含め 8 社である(2018 年 4 月 26 日確認)。ニュージーランドのピア・ツー・ピア・レンディングの市場規模は、2014 年 13.56 百万米ドル、2015 年 244.97 百万米ドルであった[95]。また、2017 年 6 月末時点のピア・ツー・ピア・レンディングの個人向け融資残高は 259.59 百万 NZ ドルで、貸し手の登録件数は 20,744 件、

---

91 2013 年 12 月の現地調査に基づく。2017 年 9 月 24 日にニュージーランド準備銀行のウェブサイトより一部修正。

92 Loan Sharks は、低所得層が容易にキャッシュにアクセスできるような貸付を行っている。すなわち、日用品購入の小口融資でも、信用組合なら与信審査を経て貸付を拒むような顧客でも、Loan Sharks は即時に貸し付ける。ニュージーランド信用組合協会(2013 年 12 月の現地調査時の組織名は New Zealand Association of Credit Unions, NZACU)によれば、すぐに手元に現金や物資が必要な低所得層は、たとえ年利 100～200%という法外な利子でも Loan Sharks を選択してしまい、またこうした違法業者を取り締まる法律もなく、まさに無法地帯と化していると述べている。

93 “Financial Markets Conduct Regulation 2014” “187. Additional eligibility criteria for peer to peer lending service”

94 FMA “FMA issues New Zealand’s first licence for peer-to-peer lending services” http://fma.govt.nz/news/media-releases/fma-issues-new-zealands-first-licence-for-peer-to-peer-lending-services/

95 University of Cambridge、Tsinghua University、The University of Sydney、KPMG、“Harnessing Potential” https://www.jbs.cam.ac.uk/fileadmin/user_upload/research/centres/alternative-finance/downloads/harnessing-potential.pdf (2018 月 4 月 26 日閲覧)

借り手の登録件数は 207,230 件、融資残高に占める滞納の比率は 8.61%であった[96]。

2017 年 9 月に FMA の CEO は、ニュージーランドではハーモニーを除くピア・ツー・ピア・レンディング事業者の取り扱う融資残高が小さいことや、同事業者のサービスを通じた資金の貸出がほとんど中小企業に向けられていないことに失望していると発言したと報道されている[97]。また、資金の貸し手が銀行をはじめとする機関投資家に偏っていることを懸念する声もある。

図表 19：ピア・ツー・ピア・レンディング ライセンス取得事業者

会社名	ウェブサイト
ChangeFund Pty Ltd	-
Citizens Brokerage Limited	-
Harmoney Corp Limited	https://www.harmoney.co.nz/
Lending Crowd Limited	https://www.lendingcrowd.com/
PledgeMe Limited	https://www.pledgeme.co.nz/
Southern Cross Partners Limited (旧 SCFL Management Limited)	http://www.southerncrosspartners.co.nz/
Squirrel Money Limited	https://www.squirrelmoney.co.nz/
Zagga Limited (旧 Lendme Limited)	https://www.zagga.com.au/

(出所) FMA ウェブサイト(http://fma.govt.nz/compliance/lists-and-registers/licensed-peer-to-peer-lending-services/)
及び各ウェブサイト(2018 年 4 月 26 日閲覧)

一方、FMA のライセンスの対象となるクラウド・ファンディングは、オンラインで資金を必要とする企業と主に小口投資家をマッチングするサービスであり、株式の割当てが行われるものである。サービス提供者は一定の仲介手数料を得る。2014 年 7 月 31 日にニュージーランド初のクラウド・ファンディングのライセンスがプレッジ・ミー(PledgeMe Limited)とスノウボール・イフェクト(The Snowball Effect Limited)に対し発行された[98]。FMA のウェブサイトでライセンス取得事業者として公表されているのは、プレッジ・ミーとスノウボール・イフェクトを含め 8 社である(2018 年 4 月 26 日確認)。2014 年の市場規模は 1.35 百万米ドル、2015 年は 11.86 百万米ドルである[99]。

---

96 FMA https://public.tableau.com/profile/fmaadmin#!/vizhome/PeertoPeerandCrowdfundannualregulatoryreturns2017/Story1 (2018 月 5 月 25 日閲覧、貸し手・借り手の登録件数や滞納の比率には、企業向け融資も含む)

97 報道資料 “FMA statistics show the fledgling NZ P2P lending sector is serving banks and fund managers well, but more needs to be done for retail investors and SMEs, Gareth Vaughan argues” (2017 年 12 月 2 日付) https://www.interest.co.nz/opinion/91093/fma-statistics-show-fledgling-nz-p2p-lending-sector-serving-banks-and-fund-managers (2018 月 5 月 25 日閲覧)

98 FMA ウェブサイト “FMA issues first equity crowd funding licences” http://fma.govt.nz/news/media-releases/fma-issues-first-equity-crowd-funding-licences/(2018 年 4 月 26 日閲覧)

99 University of Cambridge、Tsinghua University、The University of Sydney、KPMG、“Harnessing Potential” https://www.jbs.cam.ac.uk/fileadmin/user_upload/research/centres/alternative-finance/downloads/harnessing-potential.pdf 77 ページ (2018 月 4 月 26 日閲覧)

図表 20：クラウド・ファンディング ライセンス取得事業者

会社名	ウェブサイト
Alphacrowd Limited	-
Crowdsphere Limited (旧 Crowdarm Limited)	http://crowdsphere.co.nz/
Equitise Pty Ltd	https://equitise.com/
Pledgeme Limited	https://www.pledgeme.co.nz/
Crowd88 Limited (旧 Propellar New Zealand Limited)	https://www.crowd88.com/en/
The Snowball Effect Limited	https://www.snowballeffect.co.nz/
Collinson Crowdfunding Limited	https://www.joinfunding.co.nz/
Fulqrum Limited	-

(出所) FMA ウェブサイト(https://fma.govt.nz/compliance/lists-and-registers/licensed-crowdfunding-services/)
及び各ウェブサイト(2018 年 4 月 26 日閲覧)

2017 年 6 月末時点では、5 社が合計 34 件の投資案件を実行しており、このうち上位 2 社が 25 件を占める。資金調達額は合計 74.22 百万 NZ ドルで、このうち 94.5%を上位 2 社が占めた[100]。

2014 年にニュージーランドで初めてクラウド・ファンディングを活用し、70 万 NZ ドルを調達した地元ビール会社(Renaissance Brewing) は経営破綻に陥り、2017 年に任意管理手続きに入った。一方で、他のビール会社(ParrotDog Brewery)は 2016 年に 2 回目のクラウド・ファンディングを活用して 2 日間で 2 百万 NZ ドルを調達した。また、地元のチョコレート製造業者(Otago Chocolate Company, OCHO)も同年に 30 時間で 2 百万 NZ ドルを調達した。ただし、クラウド・ファンディングの利用までこぎつけられない企業も多く、スノウボール・イフェクトの関係者によれば、同社に仲介を要望する企業のうち、調達を実現できる企業の割合は概ね 5%にとどまるとのことである[101]。

(7) フィンテックの対応に向けた動き

ニュージーランドでは、1985 年にデビットカードのシステムであるエフトポス(EFTPOS)が導入されたほか、2013 年にピア・ツー・ピア・レンディングやクラウドファンディングに関する規制をまとめた金融市場行為法(Financial Markets Conduct Act)が制定された。このように、同国は、世界のなかでも先駆的に金融サービスの提供や同サービスへの規制を進めてきた歴史を持つ。

こうした歴史を背景として、2016 年 10 月にキウィ銀行が「フィンテック・アクセラレーター(Fintech Accelerator)」というスタートアップ企業向けの支援プログラムを

[100] FMA https://public.tableau.com/profile/fmaadmin#!/vizhome/PeertoPeerandCrowdfundannualregulatoryreturns2017/Story1 (2018 月 5 月 25 日閲覧)

[101] 報道資料 “Is crowdfunding the way to get in on the ground floor of the next Xero or Facebook?” (2017 年 12 月 9 日付) https://thespinoff.co.nz/business/09-12-2017/is-crowdfunding-the-way-to-get-in-on-the-ground-floor-of-the-next-xero-or-facebook/ (2018 月 5 月 25 日閲覧)

立ち上げたり、2017 年 2 月にニュージーランド技術産業協会(The New Zealand Tech Industry Association)が「フィンテック・ニュージーランド(FinTech NZ)」というワーキング・グループを設立したりする等、民間レベルでは近年、フィンテックへの取り組みが活発化している。フィンテック関連のスタートアップ企業のなかには、国際的な事業展開に乗り出している事例もある。

しかし、政府によるフィンテックへの対応については、業界関係者等から遅れが指摘されている[102]。英国のようにレギュラトリー・サンドボックス（規制の砂場）を設けてフィンテックのイノベーションを促す国もあるなかで、業界関係者は政府がフィンテック振興に向けて明確な戦略や方針を示すことを求めている。

一方、政府は 2017 年の政権交代後も、フィンテックへの対応について慎重な姿勢を変えていない[103]。日本の経済産業省にほぼ相当するビジネス・イノベーション・雇用省(Ministry of Business, Innovation, and Employment, MBIE)は、他国での動向等を見極めたうえで、政府の関与のあり方を検討したいとしている。ニュージーランドではオーストラリア資本の銀行のプレゼンスが大きく、かつ金融市場の規模が小さいことから、結果的には同省の姿勢が功を奏する可能性もある。

このほか、金融市場庁(Financial Market Authority, FMA)は、金融サービスの品質向上につながるイノベーションを歓迎しつつも、これを促すためにレギュラトリー・サンドボックスを設ける必然性はないとの姿勢を示している。ニュージーランド準備銀行(Reserve Bank of New Zealand, RBNZ)は、現行の規制がイノベーションを阻害するものではないとの見解を示しつつも、今後、フィンテックの動向を注意深く見守ったうえで、時間をかけて規制の方法や規制対象となる組織・行為の見直しを検討していく方針を明らかにしている。

2. 最近のリテール決済の動向

(1)キャッシュレス化・モバイル決済の動向

ニュージーランドでは、2017 年における 15 歳以上人口のクレジットカード保有率が 60.9%、デビットカード保有率が 96.2%に達しており、キャッシュレス決済が広く普及している[104]。

ペイメンツ NZ(Payments NZ Limited, PNZ) [105]によれば、キャッシュレス決済の主な手段別にみた 2017 年の 1 人当たり年間取引件数は、販売時のデビットカード取引(コンタクトレス・デビット決済を除く)が 214 件(前年比 18 件減)、販売時のクレジットカード取引(コンタクトレス・デビット決済を含む)が 123 件(同 20 件増)、電子クレジット決済(同一銀行内取引を除く)が 69 件(同 1 件増)、口座引き落とし(同一銀行内取引を除く)が 24 件(同 1 件増)、小切手が 4.6 件(同 1.9 件減)で、販売時のクレジットカード

[102] 報道資料 “Fintech in New Zealand Grows Despite Lack of Clear Strategy from Government” (2017 年 8 月 29 日付) http://fintechnews.sg/11063/fintech/fintech-new-zealand-grows-despite-lack-clear-strategy-government/ (2018 年 5 月 16 日閲覧)

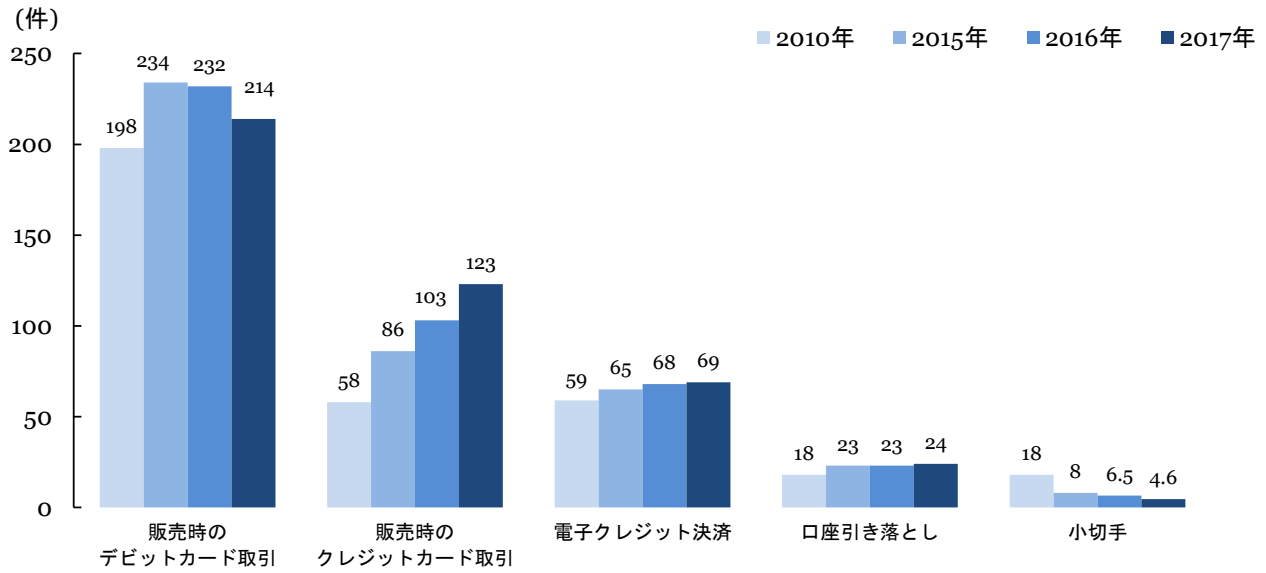
[103] ニュージーランド準備銀行「Financial Stability Report　November 2017」、41 ページ https://www.rbnz.govt.nz/-/media/ReserveBank/Files/Publications/Financial%20stability%20reports/2017/fsr-nov-2017.pdf (2018 年 5 月 16 日閲覧)

[104] World Bank, “The Global Findex Database 2017”

[105]ペイメンツ NZ(Payments NZ Limited, PNZ) とは、ニュージーランド国内の決済システムを管理する有限責任会社である。2010 年に設立された同社は、ニュージーランド国内で事業を展開する 8 つの銀行から出資を受けており、2018 年 3 月時点で 12 の本会員（銀行や金融機関）と 28 の準会員（関連産業に属する企業等）によって構成される。(参考　https://www.paymentsnz.co.nz/about-us/) (2018 月 5 月 21 日閲覧)

取引の伸びが顕著であった。これは、キウィ銀行の Visa デビットカードのように、デビット機能を有するクレジットカードの利用が増えているためとみられている。従来型デビットカードの代表ともいうべきエフトポス(EFTPOS)とは異なり、デビット機能付きのクレジットカードの利用には特典が付与されているケースが少なくないことが後者のカードの利用拡大につながっている。

図表 21：キャッシュレス決済の主な手段別にみた 1 人当たり年間取引件数

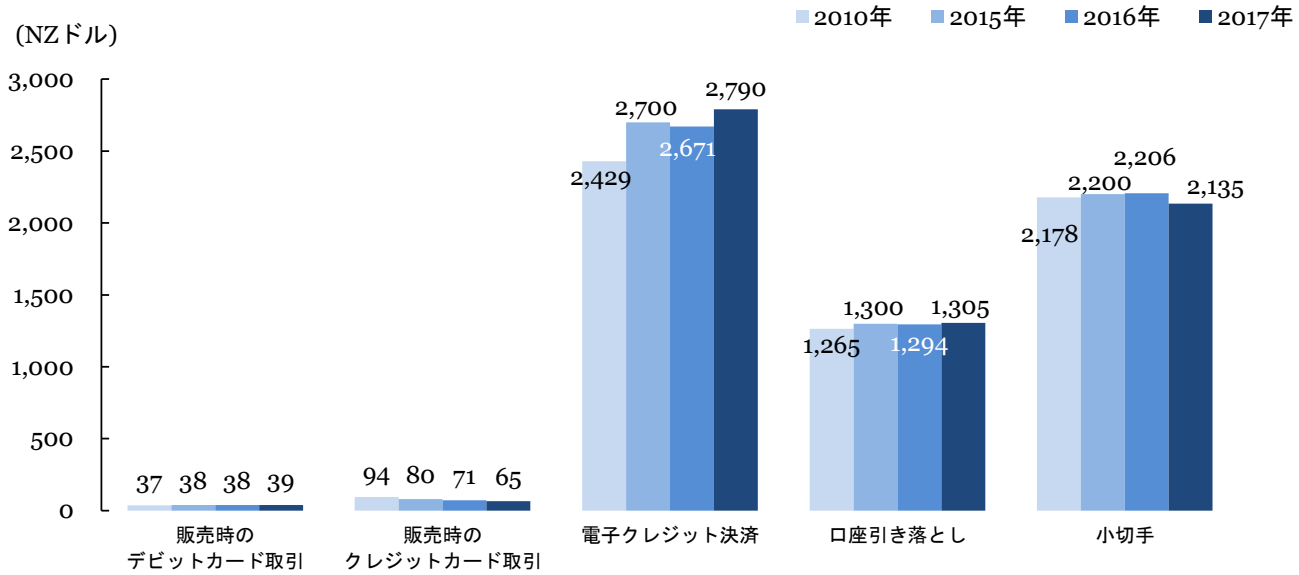


(注) 販売時のデビットカード取引は、コンタクトレス・デビット決済を除く。
販売時のクレジットカード取引は、コンタクトレス・デビット決済を含む。
電子クレジット決済と口座引き落としは、同一銀行内取引を除く。
(出所) ペイメンツ NZ, “New Zealand payments stats-2017 in review” [106]

[106] PNZ, “New Zealand payments stats-2017 in review”
https://www.paymentsnz.co.nz/resources/articles/new-zealand-payments-stats-2017-review/ (2018 月 5 月 21 日閲覧)

また、2017 年の決済手段別にみた 1 件当たり平均取引額は、デビットカードが 39NZ ドル、クレジットカードが 65NZ ドル、電子クレジット決済が 2,790NZ ドル、口座引き落としが 1,305NZ ドル、小切手が 2,135NZ ドルであった。一般的に、デビットカードやクレジットカードが少額の物品購入に使用される一方、電子クレジット決済や口座引き落としは高額の取引に利用される傾向がある。

図表 22：キャッシュレス決済の主な手段別にみた 1 件当たり平均取引額



(注) 販売時のデビットカード取引は、コンタクトレス・デビット決済を除く。
販売時のクレジットカード取引は、コンタクトレス・デビット決済を含む。
電子クレジット決済と口座引き落としは、同一銀行内取引を除く。
(出所) ペイメンツ NZ, "New Zealand payments stats-2017 in review" [107]

なお、民間の調査会社が行ったモバイル・バンキングのサービス内容に関する調査では、対象となったニュージーランドの銀行の平均が 100 点中 51 点と、オーストラリアの銀行の平均(同 64 点)を下回った[108]。ニュージーランドの銀行は、サービスへのログインのしやすさが評価された一方で、カスタマー・サービスの不足を指摘されており、後者の点において改善が求められている。

(2) リテール決済に関する法規制の検討状況

1989 年ニュージーランド準備銀行法の第 156 条によれば、ニュージーランドにおける決済システムの監督権限は、ニュージーランド準備銀行(RBNZ)にある。同条には、国内決済システムの指定権限を RBNZ と金融市場庁(FMA)が共同で保有する旨も明記されており、規制の運用に際しては、両機関が連携して同システムの健全性や効率性の維持に努める体制が構築されている。ただし、各決済システムが指定を受けること自体は法的に義務付けられていないこと等から、両機関による規制権限のレベルは比

[107] PNZ, "New Zealand payments stats-2017 in review"
https://www.paymentsnz.co.nz/resources/articles/new-zealand-payments-stats-2017-review/ (2018 月 5 月 21 日閲覧)
[108] 報道資料 "NZ mobile banking worse than Oz" (2017 年 6 月 17 日付)
https://www.nzherald.co.nz/personal-finance/news/article.cfm?c_id=12&objectid=11873132 (2018 年 5 月 21 日閲覧)

較的低い状態にとどまっている[109]。

一方で、ニュージーランドでは近年、電子決済の手数料の上昇傾向に対する商業者の不安や、諸外国におけるリテール規制強化の動き等を受けて、国内のリテール決済のあり方に関する議論が活発化しつつある。政府のなかで、こうした議論を展開している中心的な存在がビジネス・イノベーション・雇用省(Ministry of Business, Innovation, and Employment, MBIE)である。同省は 2016 年 10 月に決済システムに関する報告書を公表し[110]、ニュージーランドでは、カード加盟店契約会社(acquirer)がカード発行会社(issuer)に対して支払うインターチェンジ・フィーや、加盟店がカード加盟店契約会社に支払う加盟店手数料(merchant fee)が、英国やオーストラリアに比べて高いこと、デビット機能付きクレジットカードの普及拡大は、加盟店の負担増や EFTPOS のサービス縮小につながるおそれがあること[111]、等を問題点として提起した。また、こうした問題点への対処策として、オーストラリア等で導入されているインターチェンジ・フィーの規制、新たな決済手段の導入に伴う経済的・制度的・技術的障壁の引き下げ、決済システムのガバナンス改善に向けた行動規範の作成、等を政府が検討することを提言した。

図表 23：加盟店手数料の国際比較(2015 年)

決済手段	ニュージーランド	オーストラリア	英国
EFTPOS	0.00%	0.09 豪ドル	-
コンタクトレス・デビット	1.00%	-	-
デビット	-	-	0.36%
クレジット	1.70%	0.78%	0.89%

(注) Retail New Zealand（ニュージーランドの小売業団体）による調査。
ニュージーランドとオーストラリアのクレジットは、マスターカードと Visa のみが調査対象。
(出所) MBIE“Retail payment systems in New Zealand – Issues Paper” (2016 年 10 月)

上述の報告書を踏まえ、2017 年 9 月には、国民党政権下の商業・消費者問題大臣(Minister of Commerce and Consumer Affairs)のジャッキー・ディーン氏が、ニュージーランド国内の決済システムを管理するペイメンツ NZ(Payments NZ, PNZ)や主要銀行の CEO に対し、新たな決済手段のプラットフォーム構築や手数料の透明性向上に向けた自主的な対策を求める公開書簡を送付した[112]。同書簡には、PNZ に 2018 年 4 月までの回答を求める旨が明記されると同時に、PNZ の回答が不十分と判断された場合には政府が加盟店手数料に関する規制の導入等を検討する可能性が示唆された。2017 年 10 月に国民党から労働党へと政権が移行したことを受け、PNZ は後任のクリス・

[109] RBNZ “Reserve Bank perspective on payments” (2014 年 11 月)
https://www.rbnz.govt.nz/research-and-publications/speeches/2014/speech2014-11-10 (2018 年 6 月 18 日閲覧)
[110] MBIE “Retail payment systems in New Zealand – Issues Paper” (2016 年 10 月)
http://www.mbie.govt.nz/info-services/business/competition-policy/retail-payment-systems/issues-paper/retail-payment-systems-issues-paper.pdf (2018 年 5 月 21 日閲覧)
[111] MBIE は、加盟店が手数料を伴わないエフトポス(EFTPOS)を好ましい決済手段と捉えていることや、同サービスを利用する消費者に不利益をもたらしかねないこと等を理由に、同サービスの縮小に対する懸念を示している。
[112] MBIE “Cabinet paper: Retail payment systems: update on next steps Annex 1 - Letter to Payments NZ outlining expectations”
http://www.mbie.govt.nz/info-services/business/competition-policy/retail-payment-systems/document-image-library/annex-to-cabinet-paper-update-on-retail-payments.pdf (2018 年 5 月 21 日閲覧)

ファーフォイ大臣に対策を回答することとなった。

2018 年 3 月に商業・消費者問題大臣へ寄せられた、新たな決済手段のプラットフォーム構築に関する PNZ の回答には、PNZ が 2015 年から進めている戦略的構想「ペイメンツ・ダイレクション(Payments Direction)」の一環として、共有 API(Application Programming Interface、銀行と電子決済等代行業者とが安全なデータ、アプリの連携を行い、双方の顧客に対して利便性の高いサービスを提供する仕組み)の構築に向けた 2 つのパイロット事業に着手したことや、2018 年中に決済システム上の取引処理を週 5 日体制から 365 日体制へと移行させる方針であることが示された[113]。パイロット事業には、3 つの銀行(ASB Bank、Bank of New Zealand、Westpac New Zealand)と、3 つのフィンテック関連企業(Datacom、Paymark、Trade Me)が参加している。PNZ は、これら企業による会計情報の事前共有や電子決済等代行の仕組みづくりから得られた知見を 2018 年末までに公表したうえで、業界全体の共有 API 構築に乗り出す方針である。

このほか、手数料の透明性向上に関する PNZ の回答には、カード会社と交渉を重ねた結果として、マスターカードと Visa による 6 か月ごとのインターチェンジ・フィー水準の開示を実現させたことや、銀行による加盟店手数料の開示方法を検討中であることも記された。

PNZ への公開書簡においてジャッキー・ディーン氏は、英国や EU での政府主導によるオープン・バンキングに向けた動きを指摘する一方で、ニュージーランドにおいてはオープン・バンキングに向けた決済システム等の改革が民間主導で進むことを期待する旨を示唆した。しかし、後任のクリス・ファーフォイ大臣がオープン・バンキングや決済システム改革にどのように取り組むかは不明といわれており、今後の動向が注目される。

なお、ニュージーランドの法律事務所が作成したリポートによれば[114]、同国では公正取引委員会がオープン・バンキングに向けた情報開示を銀行に要請・強制する権限を持っておらず、連立政権下でこれを認めるための法改正を実現するのは容易でないとのことである。一方、ニュージーランド準備銀行は、登録銀行に各種規制を課す権限を有していることから、同行が国内の主要 4 行に対してオンライン・バンキング関連の各種取り組みを義務付けるべきとの声もある。ただし、このような規制については、金融機関から開示を受ける企業に規制が直接及ばない点や、高圧的な手段である点が批判されている。

3. 今後のリテール金融機関の動向

前述したペイメンツ NZ(Payments NZ, PNZ)から商業・消費者問題大臣への回答書には、今後、銀行業界が「ペイメンツ・ダイレクション」構想のもとで、「共有 API の構築」や「決済システムの 365 日体制への移行」以外の 4 つの重点項目[115]について対策を検討していく旨が記されている。

---

113 PNZ “RE: MAKING SURE PAYMENTS ARE SIMPLE AND SECURE FOR KIWIS” https://www.paymentsnz.co.nz/documents/206/Payments_NZ_Letter_to_Minister_of_Commerce_and_Consumer_Affairs_29_March_2018.pdf (2018 年 5 月 21 日閲覧)

114 Bell Gully “How open is New Zealand to Open Banking?” (2018 年 3 月) https://www.bellgully.com/Shared%20Documents/Open%20Banking%20update%20FINAL.pdf (2018 年 5 月 21 日閲覧)

115 PNZ “Payments Direction” https://www.paymentsnz.co.nz/about-us/payments-direction/ (2018 年 5 月 21 日閲覧)

第 1 の項目は、業界横断的な口座特定サービス(proxy identifier)である。このサービスを使えば、支払先の口座番号を知らない場合も、携帯電話番号や e メールアドレスといった識別子を用いて、決済を行うことができる。こうしたサービスは、同一銀行内の取引では既に提供されている。PNZ は、会員企業間の連携により同サービスの業界横断的な提供を実現するべく、ワーキング・グループを設け、ニュージーランドの市場規模等に適したモデルの選定を進めている。

第 2 の項目は、受取人起動で決済を行う「支払リクエスト(request to pay)」への対応である。PNZ は、支払人起動となる従来の振込とは異なるこの対応について、2018 年を通じて業界関係者やアドバイザリー・グループの意見を踏まえた検討を行っていくとしている。

第 3 の項目は、決済システムのスピード・アップである。この項目への取り組みはまだ初期段階にあり、ワーキンググループで検討すべき事項の絞り込みが進められている。PNZ は、ニュージーランドの決済システムは既にスピーディかつ効率的であるものの、諸外国でリアルタイム決済の実現に向けた動きがみられるなかで、スピード・アップが重要であるとの見解を示している。

第 4 の項目は、金融通信メッセージの国際規格である ISO20022 への対応である。PNZ は、決済取引に豊富な情報を埋め込めるシステムへの移行が、より多くの情報を求める消費者のニーズにかなうため、ISO20022 への対応を検討項目に挙げたとしている。ただし、本項目は、共有 API の構築や決済システムの 365 日体制への移行等への取り組みを優先させるため、2018 年半ば頃まで検討が一時的に保留される形となった。

なお、基幹システムの更新プロジェクトが頓挫したキウィ銀行では、元 ASB 銀行幹部のスティーブ・ジャーコビッチ氏が 2018 年 7 月末に新たな CEO として就任することが決定した[116]。就任決定に当たり、「ニュージーランドは、多様性が急速に高まりつつある、大きな野望を持つ国だ。それを尊重し、反映する銀行で私は働いていきたい。」と発言した同氏のもとで今後、キウィ銀行がどのような成長戦略を描いていくのか注目される。

[116] キウィ銀行 “Steve Jurkovich appointed Kiwibank CEO” (2018 年 4 月)
https://www.kiwibank.co.nz/about-us/press-releases/steve-jurkovich-appointed-kiwibank-ceo/ (2018 年 6 月 21 日閲覧)

＜出所資料一覧＞

【中央銀行・監督官庁・協会等ウェブサイト】

- ニュージーランド準備銀行　http://www.rbnz.govt.nz/
- ニュージーランド金融市場庁　http://fma.govt.nz/
- ニュージーランド内国税務局　http://www..govt.nz/
- ニュージーランド財務省　http://www.treasury.govt.nz/
- ニュージーランドビジネス・イノベーション・雇用省　http://www.mbie.govt.nz/
- ペイメンツ NZ　https://www.paymentsnz.co.nz/

【郵便公社・郵貯等 HP】

- ニュージーランド郵便　https://www.nzpost.co.nz/
- キウィ銀行　https://www.kiwibank.co.nz/

【国際機関・外国機関文献・データベース】

- IMF, “New Zealand : 2014 Article Ⅳ Consultation – Staff Report; Press Release,” June 2014.

【論文・雑誌・業界紙】

- 家森信善(2013)、「ニュージーランド・キウィ銀行の現状」、『経済科学』、第 60 巻第 4 号。
- 家森信善・西垣鳴人(2009)、「ニュージーランドの郵政民営化：「失敗」についての検証」、『会計検査研究』、No. 40。
- 西垣鳴人(2002)、「ニュージーランド郵貯の消滅と復活の実像をめぐって」、『岡山大学経済学会雑誌』、34(3)。
- University of Cambridge、Tsinghua University、The University of Sidney、KPMG、 “Harnessing Potential　The Asia-Pacific Alternative Finance Benchmarking Report”

IX.フィリピン共和国
（Republic of the Philippines）

＜目次 ～フィリピン～＞

＜略語集＞ 1
第 1 章　市場環境の特徴 2
第 2 章　金融制度概要 3
1.　金融機関の種類 3
(1)　概要 3
(2)　ユニバーサルバンク 6
(3)　商業銀行 10
(4)　貯蓄銀行 10
(5)　農村銀行・協同組合銀行 11
2.　監督官庁と指導体制 11
3.　フィリピンの金融制度の特徴 12
4.　預金保険制度の枠組み 13
5.　個人資産運用に関わる税制全体の中での預貯金税制 13
第 3 章　郵便貯金の概要 14
1.　フィリピン郵便貯蓄銀行の設立目的・沿革概要 14
2.　組織形態 15
(1)　経営形態 15
(2)　金融サービス提供の形態 15
(3)　窓口取扱時間 16
3.　主な業務内容 16
(1)　預金業務概要 16
(2)　資金運用方法 18
(3)　貸出業務概要 18
(4)　送金・決済業務概要 20
(5)　付随業務概要 21
4.　会計基準と財務諸表 21
第 4 章　金融セクターにおけるリテール金融機関の特徴 25
1.　海外フィリピン人銀行（旧フィリピン郵便貯蓄銀行） 25
(1)　海外フィリピン人銀行の特徴 25
(2)　海外フィリピン人銀行の競争力 25
2.　貯蓄銀行 25
3.　農村銀行・協同組合銀行 28
4.　金融セクターにおけるリテール金融機関の位置付け 28
第 5 章　最近の金融動向と今後の展望 29
1.　最近の金融動向 29
(1)　好調な預金・貸出 29
(2)　金融包摂（Financial Inclusion）の状況 30

(3)　金融セクターの改革 31
2.　最近のリテール決済の動向 33
(1)　キャッシュレス決済の状況 33
(2)　モバイル決済の動向 34
(3)　リテール決済に関する法規制の状況 35
3.　今後の海外フィリピン人銀行（旧フィリピン郵便貯蓄銀行）の動向 36
＜出所資料一覧＞ 37

＜略語集＞

略語	原語（英語）	日本語訳
BDO	Banco de Oro Unibank	バンコ・デ・オロ・ユニバンク
BPI	Bank of the Philippine Islands	バンク・オブ・ザ・フィリピン・アイランズ
BSP	Bangko Sentral ng Pilipinas	フィリピン中央銀行
CPRB	Consolidation Program for Rural Banks	農村銀行再編プログラム
DBP	Development Bank of the Philippines	フィリピン開発銀行
DOTC	Department of Transportation and Communications	運輸通信省
EIB	Export and Industry Bank	輸出産業銀行
HSBC	Hongkong and Shanghai Banking Corporation	香港上海銀行
IC	Insurance Commission	保険委員会
IFRS	International Financial Reporting Standards	国際会計基準
MBO	Micro Banking Office	マイクロバンキングオフィス
NBQBs	Non-bank Financial Institutions with Quasi-banking Functions	準銀行業務を行うことができるノンバンク
OFBank	Overseas Filippino Bank	海外フィリピン人銀行
PDIC	Philippine Deposit Insurance Corporation	フィリピン預金保険機構
PHLPOST	Philippine Postal Corporation	フィリピン郵便公社
Postbank	Philippine Postal Savings Bank	フィリピン郵便貯蓄銀行
SEC	Securities and Exchange Commission	証券取引委員会
SPRB	Strengthening Program for Rural Banks	農村銀行強化プログラム

第 1 章　市場環境の特徴

図表 1: フィリピンの概要

分類	項目		
一般事情	面積	約30万平方キロメートル	
	人口	1億741万人（2018年、IMF推計）	
	首都	マニラ	
	民族	マレー系が主体。その他中国系、スペイン系等	
	言語	フィリピノ語（国語、公用語）、英語（公用語）。80前後の言語がある	
	宗教	キリスト教（カトリック83%、その他10%）、イスラム教（5%）	
	在留邦人数	16,977人（2016年10月）	
政治体制・内政	政体	立憲共和制	
	元首	ロドリゴ・ドゥテルテ大統領	
	議会	上院：24議席、下院：297議席	
	首相	-	
経済	主要産業	農林水産業、サービス業	
	GDP	3,324億ドル（2018年、IMF推計）	
	1人あたりGDP	3,095ドル（2018年、IMF推計）	
	実質GDP成長率	6.7%（2018年、IMF推計）	
	通貨	ペソ。 1ドル=53.43ペソ、1ペソ=2.08円（2018/8/31）	

（出所）IMF、外務省等を基に作成

図表 2: フィリピンの主要経済指標

	単位	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
人口	万人	8,871	8,944	9,102	9,260	9,418	9,650	9,819	9,988	10,156	10,324	10,531	10,741
名目GDP	億ドル	1,494	1,736	1,685	1,996	2,241	2,501	2,718	2,846	2,928	3,049	3,134	3,324
1 人あたりGDP（名目）	ドル	1,684	1,941	1,851	2,155	2,380	2,592	2,768	2,849	2,883	2,953	2,976	3,095
実質GDP成長率	%	6.6	4.2	1.1	7.6	3.7	6.7	7.1	6.1	6.1	6.9	6.7	6.7
消費者物価上昇率	%	2.9	8.2	4.2	3.8	4.7	3.2	2.9	4.2	1.4	1.8	3.2	4.2
経常収支	GDP比%	5.4	0.1	5.0	3.6	2.5	2.8	4.2	3.8	2.5	-0.3	-0.4	-0.5
財政収支	GDP比%	-0.3	0.0	-2.7	-2.4	-0.3	-0.3	0.2	0.9	0.6	-0.4	-0.3	-0.5
政府債務	GDP比%	52.4	52.1	52.1	49.7	47.5	47.9	45.7	42.1	41.5	39.0	37.8	37.3

（出所）IMF "World Economic Outlook April 2018"を基に作成

第 2 章　金融制度概要

フィリピンの金融セクターでは、銀行が総資産の約 8 割を占め[1]、最大の存在となっている。銀行セクターでは、中小規模の農村銀行が全国に 500 行弱ある一方、ユニバーサルバンク 21 行に総資産や預金残高が集中している。銀行に対する規制・監督は、フィリピン中央銀行（Bangko Sentral ng Pilipinas, BSP）が担う[2]。

1.　金融機関の種類

(1) 概要

フィリピンの銀行は、2000 年一般銀行法（The General Banking Law of 2000）により、ユニバーサルバンク（universal banks）、商業銀行（commercial banks）、貯蓄銀行（Thrift Banks）、農村銀行（Rural Banks）、協同組合銀行（cooperative banks）、イスラム銀行（islamic banks）等に大別される。また、同法により銀行業務を営むためには、フィリピン中央銀行（BSP）の許可（authority）を得る必要がある[3]。

ユニバーサルバンクは欧州と同様、一般の商業銀行の業務に加え、投資銀行等の業務を行うことができる[4]。ユニバーサルバンクは、民間国内銀行（private domestic banks）、政府所有銀行（government banks）、外国銀行支店（foreign bank branches）に分類される。一般の商業銀行業務を行う商業銀行は民間国内銀行、外国銀行現地法人（foreign bank subsidiaries）、外国銀行支店に分類される[5]。

また上記に加えてノンバンク金融機関があり、準銀行業務を行うことができるノンバンク（non-bank financial institutions with quasi-banking functions, NBQBs）とそれを行えないノンバンクに分類される。準銀行業務を行うノンバンクは一般の預金業務を行うことはできないが、投資（investment）、リスク保険（risk pooling）、契約型貯蓄（contractual savings）、市場委託売買（market brokering）などの金融サービスを提供することができる。NBQBs は、フィリピン中央銀行からの許可を得る必要がある[6]。

銀行数は全国で 582 行があり、ユニバーサルバンクが 21 行（12 行の民間国内銀行、3 行の政府所有銀行、6 行の外国銀行支店）、商業銀行 22 行（5 行の民間国内銀行、2 行の外国銀行現地法人、15 行の外国銀行支店）、貯蓄銀行 55 行、農村銀行 459 行、協同組合銀行 25 行となっている。店舗数でみると、ユニバーサルバンクが 50%を占め、農村銀行が 21%、貯蓄銀行が 22%、商業銀行が 5%、協同組合銀行が 1%を占める（2018 年 6 月末時点、図表 3）。

一方、ノンバンクは 5,492 社があり、このうち準銀行機能を有するノンバンクは 9 社、準銀行機能を有さないノンバンクが 5,483 社である（2018 年 6 月末）。準銀行機能を有するノンバンクには、投資会社（investment houses）や金融会社（financing companies）等が、準銀行機能を有さないノンバンクには質屋（pawnshops）などが含

[1] p1　BSP“A report on the Philippines Financial System”（2nd semester of 2017）
[2] 2000 年一般銀行法
[3] 脚注 2 と同じ
[4] 脚注 2 と同じ
[5] p24　BSP “A report on the Philippines Financial System”(2nd semester of 2017)
[6] p27　BSP “A Status report on the Philippines Financial System”(2nd semester of 2013)

図表 3: フィリピンの銀行の業態分類

	機関数 （構成比）	支店数 （構成比）	総資産 （10億ペソ） （構成比）	預金残高 （10億ペソ） （構成比）	法的根拠	特徴
全銀行	582 (100.0%)	11,475 (100.0%)	15,562 (100.0%)	12,042 (100.0%)	-	-
ユニバーサルバンク及び商業銀行	43 (7.4%)	6,524 (56.9%)	14,151 (90.9%)	10,921 (90.7%)	-	-
ユニバーサルバンク	21 (3.6%)	5,991 (52.2%)	13,000 (83.5%)	10,097 (83.8%)	-	-
民間国内銀行	12 (2.1%)	5,392 (47.0%)	n.a.	n.a.	2000年一般銀行法 （共和国法第8791号）	一般商業銀行の業務のほか、証券の引受け、株式の売買業務及び金融業以外の分野においても投資業務が可能である。
政府所有銀行	3 (0.5%)	593 (5.2%)	n.a.	n.a.	個別法令に基づき設立される	政策的な貸出等を行うために、個別に設立。
外国銀行支店	6 (1.0%)	6 (0.1%)	n.a.	n.a.	1994年外国銀行自由化法 （共和国法第7721号）	海外企業との国際取引が多く、投資銀行業務、シンジケートローン、外国為替、金融派生商品の取引を活発に行っている。
商業銀行	22 (3.8%)	533 (4.6%)	1,151 (7.4%)	823 (6.8%)	-	-
民間国内銀行	5 (0.9%)	426 (3.7%)	n.a.	n.a.	2000年一般銀行法 （共和国法第8791号）	投資業務ができない点以外は、ユニバーサルバンクと同じ業務を行う権限を有する。
外国銀行現地法人	2 (0.3%)	103 (0.9%)	n.a.	n.a.	1994年外国銀行自由化法 （共和国法第7721号）	海外企業との国際取引が多く、低金利の貸出も行っている。
外国銀行支店	15 (2.6%)	4 (0.0%)	n.a.	n.a.		
貯蓄銀行	55 (9.5%)	2,463 (21.5%)	1,175 (7.6%)	954 (7.9%)	1995年貯蓄銀行法 （共和国法第7906号）	個人向けの小口貯蓄商品により零細な貯蓄を受入れ、中小企業や個人に低利の小口貸出を行っている。貯蓄抵当銀行、証券貯蓄貸付組合、民間開発銀行、マイクロファイナンス貯蓄銀行に分類される。
農村銀行及び協同組合銀行	484 (83.2%)	2,488 (21.7%)	236 (1.5%)	167 (1.4%)	-	-
農村銀行	459 (78.9%)	2,357 (20.5%)	217 (1.4%)	155 (1.3%)	1992年農村銀行法 （共和国法第7353号）	農業開発を支援する中小規模の銀行。
協同組合銀行	25 (4.3%)	131 (1.1%)	19 (0.1%)	12 (0.1%)	2008年協同組合法 （共和国法第9520号）	地方で職域等を共有している組合員が経営・管理している銀行である。

（注）機関数、支店数は 2018 年 6 月末、ユニバーサルバンク及び商業銀行、貯蓄銀行の総資産、預金残高は 2018 年 5 月末、農村銀行及び協同組合銀行の総資産、預金残高は 2018 年 3 月末
（注）上記に加え、共和国法第 7653 号を根拠法とした準銀行業務を行うノンバンクがある
（出所）フィリピン中央銀行「Statistics , Banking Statistics , Physical Network: Number of offices」「Statistics , Banking Statistics ,Financial Statements, Balance Sheet」より作成

まれる[7]。

フィリピンの銀行数は、合併、吸収、閉鎖により年々減少している。全銀行の行数は、前年 3 月末比 17 行減少して 582 行となった。一方で、支店数は前年 3 月末比 796 増加の 11,475 支店となっている（2018 年 6 月末）（図表 4）。

銀行数減少の背景には、1997 年のアジア通貨危機によりフィリピンの金融セクターも打撃を受け、その後政府主導で銀行の統合が進められたことがある。特に農村銀行・協同組合銀行の減少が著しいが、これはフィリピン中央銀行が閉鎖を命じ、複数の農村銀行がフィリピン預金保険機構（Philippine Deposit Insurance Corporation, PDIC）の管理下におかれ、精算手続きが進められたことによる[8]。更に 2010 年には、フィリ

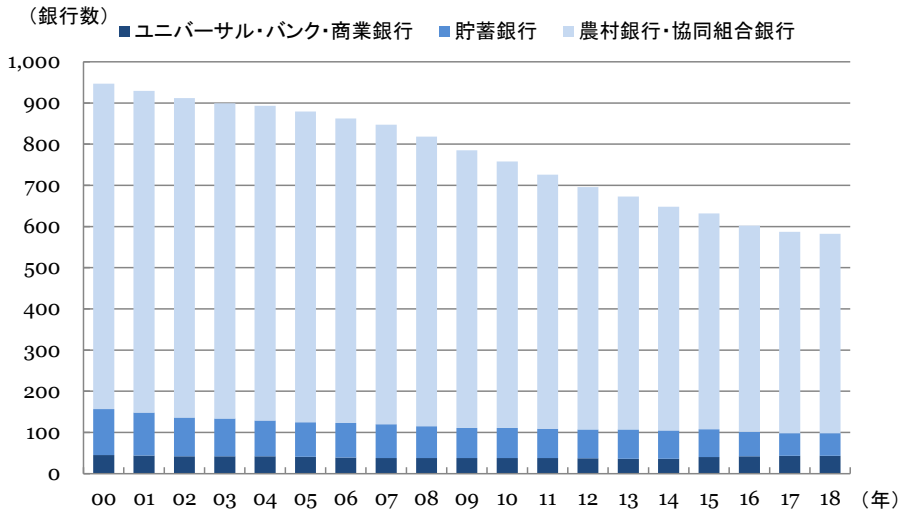
[7] BSP ウェブサイト Statistics , Banking Statistics , Physical Network: Number of offices 2018(閲覧日：2018 年 8 月 1 日)
http://www.bsp.gov.ph/statistics/statpnnopbs.asp
[8] 農村銀行の閉鎖については、p295　BIS Papers No 28 “The Philippine financial system:issues and challenges”参照。なお、金融機関の閉鎖手続きに関しては、p86 IMF OCCASIONAL PAPER 188 ”Financial Sector Crisis and Restructuring Lessons from Asia” 参照。

ピン中央銀行と PDIC が農村銀行強化プログラム（Strengthening Program for Rural Banks, SPRB）を開始し、小規模な農村銀行の統合を促進している[9]。

一方、支店数が増加した背景には、フィリピン中央銀行が金融サービスの普及・競争促進を目的として、2011 年にマニラ首都圏 8 市、2012 年には銀行数が少ない地域で支店開設に関する規制を撤廃したため、ユニバーサルバンク・商業銀行の支店が増加したことがある[10]。

全銀行の総資産は 15.6 兆ペソ、預金残高は 12.0 兆ペソであり、行数で 7.4%のシェアを有するユニバーサルバンク及び商業銀行が総資産及び預金残高シェアの約 9 割を占める。なお、準銀行業務を行うノンバンクの総資産は 2,103 億ペソ[11]で、全銀行の総資産の 1.4%である（2018 年 3 月末）。

図表 4: フィリピンの銀行数の推移

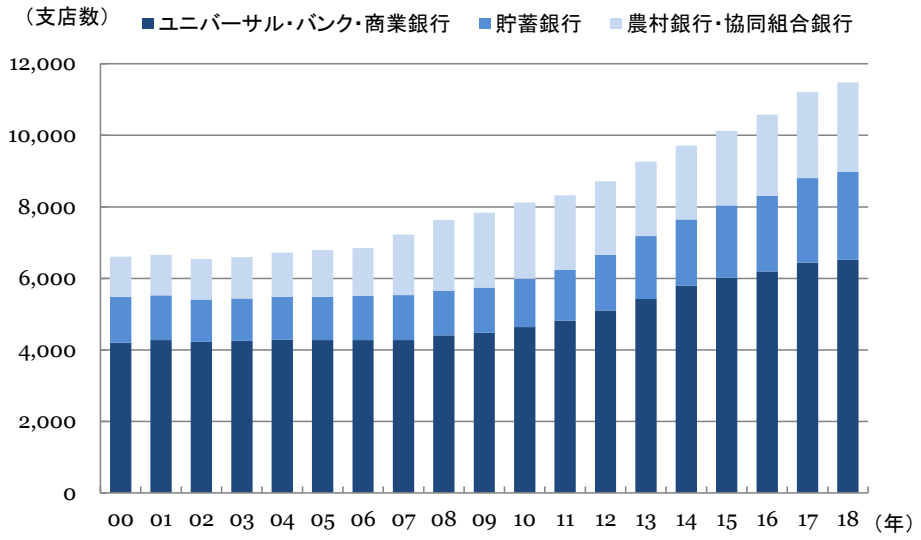


9 PDIC ウェブサイト About PDIC History 2010 (閲覧日：2018 年 8 月 1 日)
http://www.pdic.gov.ph/index.php?nid1=37&pdic50=1

10 BSP Circular No.728（2011 年）、BSP Circular No.759（2012 年）参照

11 BSP ウェブサイト Banking Supervision, Non-Bank with Quasi Banking functions 63 Consolidated Statement of Condition（閲覧日：2018 年 8 月 1 日） http://www.bsp.gov.ph/banking/pbs_new/63.htm

図表 5: フィリピンの銀行の支店数の推移



（注）12 月末、2018 年は 6 月末
（出所）フィリピン中央銀行「Statistics , Banking Statistics, Physical Network: Number of offices」より作成

(2) ユニバーサルバンク

ユニバーサルバンクは 1980 年の制度改革で認められた銀行形態である[12]。通常の商業銀行業務に加えて、証券引受、株式売買などの投資銀行業務が認められている他、銀行の系列企業でない企業（non-allied enterprises、例えば倉庫業、貸金庫業、保険業、建築業、住宅開発業）に対し、当該企業の株式総額の 35%までの投資が認められている（2000 年一般銀行法第 27 条）。ユニバーサルバンクとして、民間国内銀行のほか、政府所有銀行、外国銀行支店があるが、営業にはフィリピン中央銀行の許可を得る必要がある[13]。

2018 年 6 月末時点で 21 行のユニバーサルバンクが展開し、これらの総資産規模は全銀行の約 8 割に相当する。ユニバーサルバンクはほぼすべての銀行関連事業（貯蓄銀行、投資会社、リース会社など）を子会社や関連会社として有していることが一般的である。

① 民間国内銀行

民間の国内ユニバーサルバンクとしては、バンコ・デ・オロ・ユニバンク（Banco de Oro Unibank, BDO）、メトロポリタン・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（Metropolitan Bank and Trust Company）、バンク・オブ・ザ・フィリピン・アイランズ（Bank of the Philippine Islands, BPI）の 3 行が代表的である。この 3 行はフィリピン版メガバンクともいうべき規模を誇り、3 行合計の総資産及び預金残額シェアは、ユニバーサルバンク及び商業銀行全体のそれぞれ 43%、45%を占める（図表 6、7）。

[12] 柏原千英「第 6 章　フィリピンにおける金融部門の規制緩和―1980 年代～現在、再編なき改革―」国宗「国際資本移動と東アジアの新興市場諸国」調査研究報告書　アジア経済研究所　2009 年　参照
[13] 主要 3 行のウェブサイト参照（閲覧日：2018 年 8 月 3 日）

図表 6: ユニバーサルバンク及び商業銀行の総資産額ランキング（2018 年 3 月末）

順位	銀行名	総資産（100万ペソ）	シェア
1	BDO UNIBANK INC	2,665,307	19.1%
2	METROPOLITAN BANK & TCO	1,705,576	12.2%
3	BANK OF THE PHIL ISLANDS	1,649,267	11.8%
4	LAND BANK OF THE PHILIPPINES	1,633,082	11.7%
5	PHIL NATIONAL BANK	788,835	5.7%
6	SECURITY BANK CORP	703,320	5.0%
7	CHINA BANKING CORP	637,451	4.6%
8	DEVELOPMENT BANK OF THE PHIL	617,950	4.4%
9	UNION BANK OF THE PHILS	547,357	3.9%
10	RIZAL COMM'L BANKING CORP	475,765	3.4%
11	UNITED COCONUT PLANTERS BANK	304,956	2.2%
12	EAST WEST BANKING CORP	301,767	2.2%
13	CITIBANK, N.A.	294,975	2.1%
14	ASIA UNITED BANK CORPORATION	204,087	1.5%
15	HONGKONG & SHANGHAI BANKING CORP	165,643	1.2%
16	PHIL TRUST COMPANY	154,252	1.1%
17	BANK OF COMMERCE	127,615	0.9%
18	MAYBANK PHILIPPINES INCORPORATED	109,685	0.8%
19	ROBINSONS BANK CORPORATION	102,829	0.7%
20	PHIL BANK OF COMMUNICATIONS	98,367	0.7%
21	MIZUHO BANK LTD - MANILA BRANCH	76,434	0.5%
22	MUFG BANK, LTD.	63,990	0.5%
23	DEUTSCHE BANK AG	57,476	0.4%
24	STANDARD CHARTERED BANK	56,152	0.4%
25	BDO PRIVATE BANK, INC.	54,221	0.4%
26	PHILIPPINE VETERANS BANK	51,324	0.4%
27	SUMITOMO MITSUI BANKING CORPORATION-MANILA	43,356	0.3%
28	AUSTRALIA AND NEW ZEALAND BANKING GROUP LIMITED	42,576	0.3%
29	CTBC BANK (PHILIPPINES) CORP	40,860	0.3%
30	JP MORGAN CHASE BANK NATIONAL ASSN.	37,365	0.3%
31	ING BANK N.V.	24,270	0.2%
32	BANK OF CHINA LIMITED-MANILA BRANCH	21,801	0.2%
33	BANK OF AMERICA N.A.	17,977	0.1%
34	MEGA INT'L COMM'L BANK CO LTD	13,199	0.1%
35	KEB HANA BANK - MANILA BRANCH	10,513	0.1%
36	BANGKOK BANK PUBLIC CO LTD	7,781	0.1%
37	CATHAY UNITED BANK CO LTD - MANILA BRANCH	6,852	0.0%
38	INDUSTRIAL BANK OF KOREA MANILA BRANCH	3,811	0.0%
39	UNITED OVERSEAS BANK LIMITED MANILA BRANCH	3,773	0.0%
40	SHINHAN BANK - MANILA BRANCH	3,070	0.0%
41	FIRST COMMERCIAL BANK LTD MANILA BRANCH	2,296	0.0%
42	HUA NAN COMMERCIAL BANK LTD MANILA BRANCH	2,167	0.0%
43	AL-AMANAH ISLAMIC INVESTMENT BANK OF THE PHILS	738	0.0%
	合計	13,930,087	100.0%

（出所）フィリピン中央銀行「Ranking as to Total Assets, Universal and Commercial Bank Group As of March 31, 2018 」より作成

図表 7: ユニバーサルバンク及び商業銀行の預金残高ランキング（2018 年 3 月末）

順位	銀行名	預金金額（100万ペソ）	シェア
1	BDO UNIBANK INC	2,177,538	20.0%
2	LAND BANK OF THE PHILIPPINES	1,442,902	13.3%
3	BANK OF THE PHIL ISLANDS	1,351,914	12.4%
4	METROPOLITAN BANK & TCO	1,340,619	12.3%
5	PHIL NATIONAL BANK	614,770	5.7%
6	CHINA BANKING CORP	537,962	5.0%
7	DEVELOPMENT BANK OF THE PHIL	428,458	3.9%
8	SECURITY BANK CORP	422,304	3.9%
9	UNION BANK OF THE PHILS	397,024	3.7%
10	RIZAL COMM'L BANKING CORP	294,783	2.7%
11	UNITED COCONUT PLANTERS BANK	263,313	2.4%
12	EAST WEST BANKING CORP	241,908	2.2%
13	CITIBANK, N.A.	204,903	1.9%
14	ASIA UNITED BANK CORPORATION	164,848	1.5%
15	PHIL TRUST COMPANY	131,694	1.2%
16	BANK OF COMMERCE	108,483	1.0%
17	HONGKONG & SHANGHAI BANKING CORP	102,267	0.9%
18	ROBINSONS BANK CORPORATION	86,564	0.8%
19	MAYBANK PHILIPPINES INCORPORATED	81,869	0.8%
20	PHIL BANK OF COMMUNICATIONS	73,295	0.7%
21	MIZUHO BANK LTD - MANILA BRANCH	56,769	0.5%
22	MUFG BANK, LTD.	48,114	0.4%
23	PHILIPPINE VETERANS BANK	45,593	0.4%
24	BDO PRIVATE BANK, INC.	45,344	0.4%
25	STANDARD CHARTERED BANK	30,826	0.3%
26	SUMITOMO MITSUI BANKING CORPORATION-MANILA	30,182	0.3%
27	CTBC BANK (PHILIPPINES) CORP	29,556	0.3%
28	JP MORGAN CHASE BANK NATIONAL ASSN.	22,996	0.2%
29	DEUTSCHE BANK AG	22,582	0.2%
30	AUSTRALIA AND NEW ZEALAND BANKING GROUP LIMITED	17,299	0.2%
31	BANK OF AMERICA N.A.	14,410	0.1%
32	BANK OF CHINA LIMITED-MANILA BRANCH	10,343	0.1%
33	KEB HANA BANK - MANILA BRANCH	6,644	0.1%
34	MEGA INT'L COMM'L BANK CO LTD	4,579	0.0%
35	ING BANK N.V.	3,135	0.0%
36	BANGKOK BANK PUBLIC CO LTD	2,968	0.0%
37	INDUSTRIAL BANK OF KOREA MANILA BRANCH	861	0.0%
38	AL-AMANAH ISLAMIC INVESTMENT BANK OF THE PHILS	484	0.0%
39	UNITED OVERSEAS BANK LIMITED MANILA BRANCH	469	0.0%
40	SHINHAN BANK - MANILA BRANCH	312	0.0%
41	FIRST COMMERCIAL BANK LTD MANILA BRANCH	35	0.0%
42	CATHAY UNITED BANK CO LTD - MANILA BRANCH	35	0.0%
43	HUA NAN COMMERCIAL BANK LTD MANILA BRANCH	8	0.0%
	合計	10,860,962	100.0%

（出所）フィリピン中央銀行「Ranking as to Total Deposit Liabilities, Universal and Commercial Bank Group As of March 31 , 2018」より作成

② 政府所有銀行

政府が出資する銀行は、個別の法令に基づいて設立されている。

フィリピン開発銀行（Development Bank of the Philippines, DBP）は、1986 年 12 月 3 日付け大統領令（Executive Order）第 81 号（共和国法第 8523 号において改正）に基づき設立され、農業・工業関連の中長期貸出及び保証業務等を行っている[14]。

フィリピン土地銀行（Land Bank of the Philippines）は、政府による農地改革計画推進機関である。ランドバンキング（未開発土地の開発に向けた投融資）と農業改革を支援する目的で、1963 年 8 月 8 日付け共和国法（Republic Act）第 3844 号に基づき設立された[15]。

2017 年 9 月 28 日、ドゥテルテ大統領はフィリピン土地銀行がフィリピン郵便貯蓄銀行を買収した上で、海外フィリピン人労働者（OFW）向けの金融商品やサービスを提供する海外フィリピン人銀行に転換することを許可する大統領令（Executive Order 第 44 号）に署名した。この大統領令に基づき、2018 年 1 月に海外フィリピン人銀行が立ち上げられた[16]。

フィリピン・アル・アマーナ・イスラム投資銀行（Al-Amanah Islamic Investment Bank of the Philippines）は、1973 年に設立されたイスラム銀行である。当初は大統領令（Presidential Degree）第 264 号によってフィリピン・アマーナ銀行（Philippine Amanah Bank）として設立され、投資資金の 75%をイスラム人口が多数を占める地域に投資することが規定された。1974 年の大統領令第 542 号では、付利を禁止するイスラム原則による銀行となることが規定されたが、本格的なイスラム銀行に発展したのは 1990 年にフィリピン･アル･アマーナ･イスラム投資銀行憲章（Charter of Al-Amanah Islamic Investment Bank of the Philippines、共和国法第 6848 号）が成立して以降のことである。フィリピン・アル・アマーナ・イスラム投資銀行は同国最初のイスラム銀行であり、ミンダナオ島のイスラム自治地域の経済社会の発展を主な目的に、イスラム原則に基づく金融サービスを提供してきた[17]。

同行は 1990 年から 2007 年まで財務省の支援の下で経営を行ってきたが、2008 年 10 月にフィリピン開発銀行による政府持分の株式買収が終了し、現在はフィリピン開発銀行の子会社となっている[18]。

なお、フィリピンにおけるイスラム銀行は、2000 年一般銀行法では、「共和国法第 6848 号において規定されているイスラム銀行」として銀行業態の一つとして分類されているものの、長らく関連法規はなかった。つまり、イスラム金融は金融的包摂促進のツールとして注目されてきたものの、民間資本による他のイスラム銀行を設立するための法体制が整備されていなかったのである。しかし、2016 年 7 月にイスラム銀行関連法案が上院および下院に提出され、現在委員会レベルで審議中となっている[19]。

---

14 フィリピン開発銀行ウェブサイト History https://www.devbnkphl.com/about.php?cat=9（閲覧日：2018 年 8 月 22 日）
15 フィリピン土地銀行ウェブサイト History https://www.landbank.com/history （閲覧日：2018 年 8 月 22 日）
16 フィリピン土地銀行ウェブサイト https://landbank.com/OFBank-launch （閲覧日：2018 年 8 月 22 日）
17 Commission on Audit（監査委員会）関連資料
https://www.coa.gov.ph/phocadownloadpap/userupload/annual_audit_report/GOCCs/2013/Corporate-Government-Sector/Development-Bank-of-the-Philippines/AAIIBP_ES2013.pdf （閲覧日：2018 年 8 月 22 日）
18 フィリピン・アル・アマーナ・イスラム投資銀行ウェブサイト http://www.amanahbank.gov.ph/about-the-bank/history （閲覧日：2018 年 8 月 22 日）
19 CNN Philippines July 12, 2017 “BSP to prioritize financial inclusion, digital system under new governor”

③　外国銀行支店

外国の銀行（現地法人・支店）がフィリピンにおいて営業を行う場合は、1994 年 5 月に成立した 1994 年外国銀行自由化法（共和国法第 7721 号）に基づき、フィリピン中央銀行の許可を得ることになっている。

同法によると、設置申請時において世界でトップ 150 行、或いは本店が所在する国でトップ 5 行として認められている銀行が、フィリピンで銀行業務を展開できるとされていた[20]。しかし、2014 年 7 月に成立した共和国法第 10641 号でこの条件が修正され、信頼でき、かつ財政が健全な金融機関であれば参入が認められることとなった。

フィリピンで活動しているユニバーサルバンクに属する外国銀行は、ANZ 銀行グループ、香港上海銀行（HSBC）、ING 銀行、みずほ銀行、スタンダード・チャーテード銀行、ドイツ銀行である[21]。

(3) 商業銀行

商業銀行 22 行のうち民間国内銀行は 5 行ある。これは、2012 年 4 月の輸出産業銀行（Export and Industry Bank）の経営破綻[22]、2012 年 7 月のイースト・ウェスト・バンクのユニバーサルバンクへの転換、2013 年 2 月の Philippine National Bank による Allied Banking Corporation の吸収合併により[23]、5 行となったものである。商業銀行は、一般銀行法において預金・貸出・信用状発行・外国為替業務のほか、信託業務も認められているが、投資業務では制限を受ける。

商業銀行は中・大企業の銀行ニーズに対応している。特に、銀行間の電子ネットワークであるフィリピンディーリングシステムを通した外貨取引や貿易金融商品の発行など、国際的な取引ニーズにも対応している[24]。

(4) 貯蓄銀行

貯蓄銀行は 1995 年に共和国法第 7906 号（貯蓄銀行法）の規定に基づき設立されている。農業・サービス業・製造業に従事する民間企業や起業家（個人）が必要とする中長期の資金を手頃な条件で融資することを主目的として設置された。

貯蓄銀行法上、貯蓄銀行は貯蓄・定期預金の取扱い、有担保又は無担保の融資などが認められている。又、フィリピン中央銀行の個別の承認により、貯蓄銀行は信託事業[25]、外貨預金の取引・営業が認められている[26]。

貯蓄銀行は、貯蓄抵当銀行（Savings and Mortgage Banks）、証券貯蓄貸付組合（Stock Savings-and-Loan Associations）、民間開発銀行（Private Development Banks）、マイクロファイナンス貯蓄銀行で構成されている。貯蓄銀行は、預金を預かり、それを投資することに従事する。農業、サービス、工業及び住宅向けビジネスに対する貸付

---

[20] 共和国法第 7721 号、http://www.bsp.gov.ph/downloads/laws/RA7721.pdf （2012 年 11 月末）
[21] BSP ウェブサイト http://www.bsp.gov.ph/banking/directory.asp （閲覧日：2018 年 8 月 22 日）
[22] BSP ウェブサイト http://www.bsp.gov.ph/publications/media.asp?id=2861&yr=2012 （閲覧日：2018 年 8 月 22 日）
[23] Philippine National Bank ウェブサイト https://www.pnb.com.ph/index.php/about/corporate-profile.html（閲覧日：2018 年 8 月 22 日）
[24] フィリピンの金融機関にヒアリングして確認。
[25] 貯蓄銀行法
[26] BSP ウェブサイト http://www.bsp.gov.ph/regulations/regulations.asp?type=1&id=1562 （閲覧日：2018 年 8 月 22 日）

を実施するとともに、様々な金融サービスを提供している。特に中小企業、個人向けのビジネスに特化している[27]。

代表的な貯蓄銀行として、バンク・オブ・ザ・フィリピン・アイランズ系列の BPI Family Savings Bank、Philippine Savings Bank、リザル・コマーシャル・アンド・バンキング系列の RCBC 貯蓄銀行（RCBC Savings Bank）、フィリピンビジネス銀行（Philippine Business Bank）、プランターズ開発銀行を統合した China Bank Savings などがある[28、29]。

(5) 農村銀行・協同組合銀行

農村銀行は、1992 年共和国法第 7353 号（農村銀行法）に基づき設立されている。一方、協同組合銀行は、1990 年共和国法第 6938 号を改正した 2008 年共和国法第 9520 号（協同組合法）により設立されている。

農村銀行及び協同組合銀行の営業・業務範囲は、より地方のコミュニティに根付いた銀行である。役割としては、地方のコミュニティに対して基礎的な金融サービスを提供することで、地方の経済を活性化させること。農村銀行及び協同組合銀行は、生産、種の買い付け、商品の販売など各段階において、農家を支援している。農村銀行と協同組合銀行の違いは、農村銀行は民間所有の銀行であるのに対し、協同組合銀行は協同組合か協同組合連盟に所有されている[30]。

2. 監督官庁と指導体制

フィリピン中央銀行（BSP）が銀行（及び一部のノンバンク[31]）の設立許可、監督、規制を行なう。1948 年に成立した中央銀行法（Centrak Bank Act of 1948）に基づき、1949 年 1 月 3 日に前身となるフィリピン中央銀行（Central Bank of Philippines, CBP）が設立されたが、1987 年フィリピン憲法の諸規定及び 1993 年中央銀行法（共和国法第 7653 号）により、1993 年 7 月 3 日に旧中央銀行を引き継ぎ、財政面、管理面において政府から独立した中央銀行として BSP が発足した[32]。

一方、証券業務の監督については証券取引委員会（Securities and Exchange Commission, SEC）が[33]、保険業務の監督については保険委員会（Insurance Commission, IC）がそれぞれ所管している[34]。

SEC は、証券取引法に基づき設立された大統領から任命される委員長（chairperson）及び 4 人の委員（commissioners）からなる合議制の独立機関であり、保険会社を除く全てのノンバンク（インベストメントハウス、投資会社、ファイナンス会社、証券ディーラー/ブローカー等）の監督を担当している（フィリピン中央銀行から設立許可を得たノンバンクについては、フィリピン中央銀行の監督も受ける）。加えて、証券取

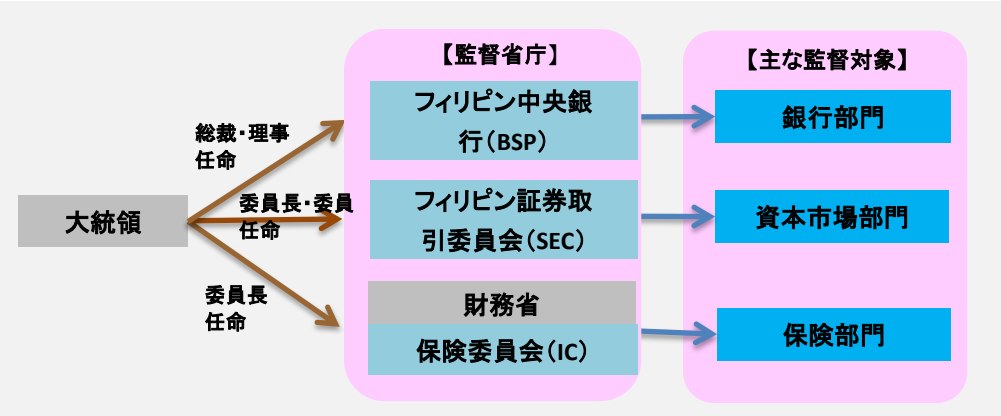
---

27 BSP ウェブサイト http://www.bsp.gov.ph/banking/bspsup.asp （閲覧日：2018 年 8 月 22 日）
28 http://cbs.com.ph/about-china-bank-savings/
29 BSP ウェブサイト http://www.bsp.gov.ph/banking/psoc_tb/assets.htm （閲覧日：2018 年 8 月 22 日）
30 BSP ウェブサイト http://www.bsp.gov.ph/banking/bspsup.asp（閲覧日：2018 年 8 月 22 日）
31 準銀行機能を有するノンバンク（NBQBs）及び、準銀行機能を有さないが銀行もしくは NBQBs の子会社や系列会社であるノンバンク
32 BSP ウェブサイト http://www.bsp.gov.ph/about/history2.asp （閲覧日：2018 年 8 月 22 日）
33 BSP Manual of regulations for banks Part1. Organization, Management and Administration(17.06.30)
34 BSP Manual of regulations for banks Part1. Organization, Management and Administration(16.09.30)

引所や振替決済機関の監督、会社法に基づいて設立される法人の登記等も行う[35]。

保険委員会は、全ての種類の保険会社（生損保会社、再保険会社、代理店、保険ブローカーなど）の設立許可、監督を担当している財務省の付属機関である。保険業の監督はかつて財務省銀行局が行っていたが、1949 年に従来の銀行局が保険業の監督に特化した保険委員会へと組織替えされた。保険委員会の委員長（commissioner）は大統領により任命される[36]。

図表 8: 金融業界の監督・規制の枠組み



（出所）各種資料より作成

3. フィリピンの金融制度の特徴

フィリピンの金融セクターの特徴としては、銀行が金融セクターの総資産の約 8 割を占め中核的な存在となっている点が挙げられる。また銀行セクターにおいては、1970～80 年代における IMF・世銀による構造改革とラモス政権（1992～1998 年）による自由化・積極的な外資導入を経て、商業銀行業務と投資銀行業務を兼務するユニバーサルバンクを中心とする現在の金融部門が形成されてきたことも特徴の一つである[37]。

銀行数では農業開発を支援する中小規模な農村銀行が全国に 500 行弱ある一方、少数のユニバーサルバンクに総資産や預金残高が集中しており、その存在感は大きい（図表 3）。

フィリピンは、1990 年代にはアジア通貨危機を経験し、構造改革と不良債権処理を通じて健全性が改善したこともあり、リーマンショックを発端とする世界的金融危機の影響は軽微なものに留まった。大手ユニバーサルバンクにおいては資産の健全性が高まっている一方、貯蓄銀行、農村銀行、協同組合銀行については、資産の質的な脆弱性が問題となっている[38]。。

35 SEC ウェブサイト http://www.sec.gov.ph/about/powers-and-functions/ （閲覧日：2018 年 8 月 22 日）
36 保険委員会ウェブサイト https://www.insurance.gov.ph/about/introductionhistorical-background/ （閲覧日：2018 年 8 月 22 日）
37 第 6 章フィリピンにおける金融部門の規制緩和 国宗浩三編（2009 年 3 月）「国際資本移動と東アジアの新興市場諸国」独立行政法人日本貿易振興機構アジア経済研究所
38 The Manila Times （October 10, 2016）“Financial system strong but small banks pose risks”、BSP ウェブサイト Bankins Statistics, Selected Performance Indicators http://www.bsp.gov.ph/statistics/stataqaukb.asp 、http://www.bsp.gov.ph/statistics/stataqarcb.asp （閲覧日：2018 年 8 月 22 日）

4. 預金保険制度の枠組み

フィリピン預金保険機構（Philippine Deposit Insurance Corporation, PDIC）が一人当たり一金融機関につき 50 万ペソ（元本＋利子）までの預金につき保証する[39]。

なお、フィリピン預金保険機構は財務省の附属機関として共和国法第 3591 号（1963 年預金保険機構設立法）により設立され、1968 年から業務を開始した。すべての銀行は預金保険制度に加盟することが義務付けられており、一定の保険料を同機構に支払う。預金保険の対象となる貯蓄商品は、債券、証券、信託等を除く全ての預金である[40]。

1963 年預金保険機構設立法によりフィリピン預金保険機構は加盟金融機関に対する調査権限を有する。

5. 個人資産運用に関わる税制全体の中での預貯金税制[41]

預貯金の利子所得は 20%の税率で分離課税される。外貨預金から得られる利子所得は 15%の税率で分離課税される[42]。

もっとも、フィリピンには、5 年以上の期間にわたって定期預金或いは投資信託等を継続的に保有した場合には、利子所得が非課税となる長期貯蓄・投資に係る金利所得等の非課税制度が存在する[43]（保有期間が 4 年以上 5 年未満で 5%、3 年以上 4 年未満で 12%、3 年未満で 20%となる）。同制度が適用されるのはフィリピン居住者であり、対象となる商品は、定期預金や投資信託等でフィリピン中央銀行が指定した商品である。

配当課税は一律 10%の分離課税である。キャピタルゲイン課税の税率は、取引所を介した上場株式の取引については売却額の 0.6%、取引所外取引については、15%である[44]。

---

39 JETRO ウェブサイト https://www.jetro.go.jp/world/asia/ph/trade_04.html （閲覧日：2018 年 8 月 22 日）

40 PDIC ウェブサイト History、FAQhttp://www.pdic.gov.ph/index.php?nid1=6&nid2=1&nid3=6 （閲覧日：2018 年 8 月 22 日）、PDIC “A Brief History of Deposit Insurance in the Philippines”（2013 年 12 月 13 日）

41 内国歳入局（BIR）ウェブサイト http://www.bir.gov.ph/index.php/tax-information/income-tax.html#it0012

42 BIR ウェブサイト https://www.bir.gov.ph/index.php/tax-information/income-tax.html#it_rates （閲覧日：2018 年 8 月 22 日）、なお、外貨預金から得られる利子所得に対する課税税率は、2018 年 1 月の包括的税制改革で変更となった。

43 Revenue Memorandum Circular No.18-2011(April 12, 2011)

44 配当課税、キャピタルゲイン課税についても、2018 年 1 月の包括的税制改革の結果変更となった。以下の報道を参考にした。PinoyMoneyTalk “Impact of New PSE Stock Transaction Tax” （2018 年 1 月 7 日）、The Manila Bulletin Business “Six income tax changes riding on the TRAIN”（2018 年 1 月 23 日）、Philtaxwindow“Capital gains tax under TRAIN LAW”（2018 年 2 月 28 日）、Companyformationphilippines “Dividend Tax in the Philippines”（2018 年 4 月 16 日）、The Business Times “At a glance：Taxes in the Philippines” （2018 年 7 月 4 日）

第 3 章　郵便貯金の概要

1.　フィリピン郵便貯蓄銀行の設立目的・沿革概要[45]

フィリピンにおける郵便貯金の歴史は、1906 年 5 月 24 日に成立した共和国法第 1493 号（Republic Act No. 1493）に基づき設立された郵便貯蓄銀行（Postal Savings Bank）に遡る。当時の郵便貯蓄銀行は、フィリピン郵便公社の子会社という現在の形態ではなく、郵政総局（the Bureau of Posts）の一部門として位置づけられていた。しかし、戦争により、郵便貯蓄銀行の原簿の 7 割が破壊されるなどして業務は停滞した。1945 年 6 月に経済を回復させるため、戦前の銀行を再開させる大統領令第 48 号が発令され 1946 年に業務が再開された。同年には、15,737 の預金口座、残高 4,104,223 ペソが記録されている。

預金残高は、1947 年には前年比約 250％増加して約 1,440 万ペソ、1948 年には、約 74％増の約 2,500 万ペソ、1949 年には約 32％増の約 3,300 万ペソと増加した。更に、郵便貯蓄銀行の貯蓄奨励キャンペーンなどを背景に、貯蓄銀行業務に対する需要が高まり、銀行窓口の拡大へと繋がった。1960 年代に入ると、民間銀行部門、特に農村銀行が貯蓄預金に対し高い利子を付けたことから、郵便貯蓄銀行の顧客がこれら民間銀行に移る結果となり、業績は悪化した。しかも、郵便貯蓄銀行と民間貯蓄銀行との競争は公平ではないとみなされ、1973 年 1 月 29 日付け大統領令第 121 号により、①郵便貯蓄銀行の支店は銀行サービスが存在する場所には設置できない、②このような場所に既に存在している郵便貯蓄銀行業務は 1 年後に停止する、③全ての郵便貯蓄銀行の業務を 3 年以内に完全に停止するとされた。1976 年 7 月に、郵便貯蓄銀行は大統領令第 241 号規定に基づき、清算人であるフィリピン国民銀行（Philippine National Bank）に吸収された。

その後、フィリピン郵便公社の設立法であり、その権限、機能等をも規定している 1992 年郵便業務法（共和国法第 7354 号、Postal Service Act of 1992）において、郵便貯蓄銀行業務を提供できる権限が規定された。これを受けて、フィリピン郵便公社は 1993 年 10 月 5 日に郵便貯蓄銀行を再開するための許可をフィリピン中央銀行（BSP）に申請した。1993 年 10 月 23 日のフィリピン郵便公社の理事会では、「地方へ十分な信用を供給することによる農村金融を発展させる」ため、子会社として郵便貯蓄銀行を再設立することを決議した。フィリピン中央銀行等との協議を経て、フィリピン郵便公社の理事会は、独自の資産、会計、社員を有する公社の完全子会社として郵便貯蓄銀行の再開を承認し、フィリピン郵便貯蓄銀行は 1994 年 7 月 21 日に業務を正式に再開した。

このようにフィリピン郵便貯蓄銀行（Philippine Postal Savings Bank, Postbank）は、小口預金・貸出を行う政府所有の貯蓄銀行であった。しかし、2017 年 9 月 28 日、ドゥテルテ大統領はフィリピン土地銀行がフィリピン郵便貯蓄銀行を買収した上で、海外フィリピン人労働者（OFW）向けの金融商品やサービスを提供する海外フィリピン人銀行へ転換することを許可する大統領令（Executive Order 第 44 号）に署名した。この大統領令に基づき、2018 年 1 月に海外フィリピン人銀行が立ち上げられた[46]。

海外フィリピン人銀行のウェブサイトによると、メインの機能が、海外フィリピン

---

45 本稿の記述は主に P6 フィリピン郵便貯蓄銀行　2016 アニュアルレポート、海外フィリピン人銀行ウェブサイト http://www.overseasfilipinobank.gov.ph/content/history-1　（閲覧日：2018 年 8 月 23 日）による

46 フィリピン土地銀行ウェブサイト https://landbank.com/OFBank-launch　（閲覧日：2018 年 8 月 22 日）

人労働者による送金などの金融ニーズへの対応であるため、そういった機能面での役割を表す名称に変更された[47]。こうした海外フィリピン人労働者のニーズに対応した金融商品、送金サービスの提供は、ドゥテルテ大統領の選挙キャンペーンにおける公約の 1 つであった[48]。なお、海外フィリピン人銀行となっても支店等の電話番号等も変更はない。ただし、海外に住むフィリピン人のニーズにさらに応えることができるよう、金融商品やサービスの幅を拡大する予定である[49]。

◆フィリピン経済における海外フィリピン人労働者の役割

フィリピン経済において、海外フィリピン人労働者は非常に重要な役割を占めている。フィリピン人海外居住委員会によると、海外に居住するフィリピン人の数は、2013 年時点で 1,000 万人を超えている[50]。フィリピンの人口は 1 億 741 万人と推定されており、実に人口の 1 割近くが海外に居住しているということになる。また、フィリピン中央銀行の統計によると、2017 年の海外フィリピン人労働者からの送金総額は約 280 億米ドルにのぼり[51]、フィリピンの 2017 年の名目 GDP（約 3,133 億米ドル）[52]の 9%にもなっている。こうした海外フィリピン人労働者から、その家族や親類への送金は、フィリピンの個人消費の安定的な伸びを支えている。

2. 組織形態

(1) 経営形態

海外フィリピン人銀行は、国有銀行であるフィリピン土地銀行の完全子会社であり、貯蓄銀行である。競合銀行よりも有利な送金レートを提供することで、送金市場におけるシェアを現在の 5%から 2022 年までに 25%に高めることを目指している[53]。なお、2017 年 3 月、フィリピン土地銀行副総裁が郵便貯蓄銀行の CEO に就任し、海外フィリピン人銀行に名称変更した後も同氏が CEO を務めている[54]。また、2018 年内の海外支店開設に向けた取り組みを進めている[55]。

なお、ドミンゲス財務大臣は、海外フィリピン人銀行のデジタル化を進めて黒字化した上で、2019 年にも海外フィリピン人銀行の一部民営化に踏み切りたいとの意向を示している[56]。

(2) 金融サービス提供の形態

---

47 海外フィリピン人銀行ウェブサイト http://www.overseasfilipinobank.gov.ph/news/2018/06/president-duterte-led-ofbank-launching（閲覧日：2018 年 8 月 23 日）

48 フィリピン大統領広報部 https://pcoo.gov.ph/news_releases/president-duterte-fulfills-promise-creating-bank-ofws/（閲覧日：2018 年 9 月 3 日）

49 フィリピン人海外居住委員会 https://www.cfo.gov.ph/downloads/statistics/stock-estimates.html（閲覧日：2018 年 8 月 31 日）

50 p iii　BSP 2017 Annual Report ”sustaining the growth momentum”

51 フィリピン中央銀行ウェブサイト http://www.bsp.gov.ph/statistics/efs_ext3.asp （Cash Remittances, by Country and by Source）（閲覧日：2018 年 8 月 31 日）

52 CEIC データに基づく。

53 Philippines Daily Inquirer（September 21, 2017）“Postbank sale to Landbank up for Duterte OK, says DOF”

54 フィリピン外務省ウェブサイト https://www.dfa.gov.ph/newsroom/news-from-our-foreign-service-postsupdate/13218-landbank-phl-consulate-general-discuss-financial-programs-for-ofws （閲覧日：2018 年 8 月 23 日）、フィリピン土地銀行ウェブサイト https://landbank.com/OFBank-launch（閲覧日：2018 年 8 月 23 日）

55 The Filipino Times（January 28, 2018）“Duterte to visit UAE in July 2018 to open OFW Bank”

56 The Philippine Star（July 2, 2018）“Government to sell stake in OF Bank next year”

海外フィリピン人銀行は、本店のほかに 24 の支店と 6 のマイクロバンキングオフィス（MBO：Micro Banking Office）を持つ[57]。

金融サービスは自行のネットワークのみで提供しており、PHILPOST の郵便局では、海外フィリピン人銀行の金融サービスは提供されていない。PHILPOST は全国 1,383 ヵ所に郵便局を持っている。なお、海外フィリピン人銀行の所有者が、PHILPOST からフィリピン土地銀行に変更となったことを背景に、海外フィリピン人銀行の PHILPOST との協業や提携関係についてはいったん見直されている。ただし、今後シナジーが期待される分野については、協力関係を築いていく可能性もある[58]。

現時点で稼働している ATM はマニラの本店にある ATM であり、今後全国に ATM の設置場所を広げていくことを目標に掲げている[59]。

図表 9: 海外フィリピン人銀行の本店、支店、MBO のある地域

種類	地域名	都市名
本店	ルソン（首都圏）	Manila
支店	ルソン（首都圏）	Malolos
		San Pablo
		Mabalacat
		Lipa
	ルソン（北部）	Dagupan
		Tuguegarao
		Asingan
		Baguio
		San Fernado La Union
		Tarlac
	ルソン（南部）	Naga
		Legazpi
		Sorsogon
		Tigaon
支店	ビサヤ	Tacloban
		Cebu
		Iloilo
		Himamaylan
		Tagbilaran
		Bacolod
	ミンダナオ	Cagayan de Oro
		Davao
		Manolo Fortich
		Dipolog
MBO（注）	ルソン	Bacacay
		Binmaley
		Bombon
		Bula
		Malinao
		Mapandan

（出所）海外フィリピン人銀行「Branches」より作成 http://www.overseasfilipinobank.gov.ph/branches （閲覧日：2018 年 7 月 30 日）

(3) 窓口取扱時間

営業時間は 9:00～16:00 である[60]。

3. 主な業務内容[61]

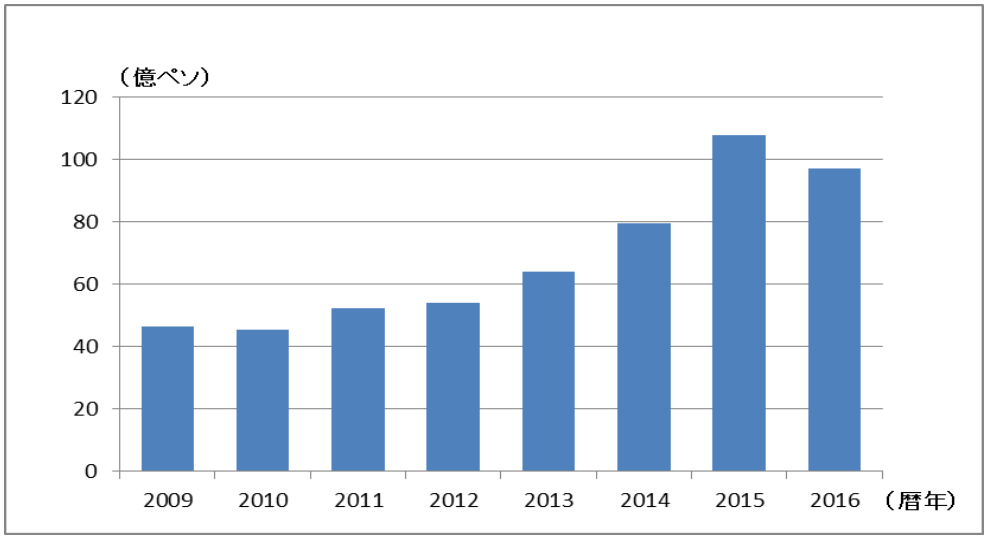
(1) 預金業務概要

2016 年末の預金残高は、前年比 9.7%減の 97.2 億ペソとなり、2009 年以来の減少となった。同行の預金残高の内、約 7 割が地方自治体や PHILPOST 職員の預金であり、民間部門の預金は全体の 3 割である（2016 年末、図表 11）。

57 海外フィリピン人銀行ウェブサイト http://www.overseasfilipinobank.gov.ph/branches（閲覧日：2018 年 8 月 23 日）
58 OFBank にヒアリングの上確認（電子メールによるヒアリング実施、回答日は 2018 年 9 月 14 日、以下同じ）。
59 OFBank にヒアリングの上確認。
60 OFBank にヒアリングの上確認。
61 本節において、「預金残高」、「預金者構成」、「貸出残高と不良債権比率」、「貸出残高内訳」、「総資産」、「税引後純利益の推移」、「貸借対照表」、「損益計算書」などに関する図表（9、10、12、13、15～18）および記述については、海外フィリピン人銀行のデータが公表されていないため、旧郵便貯蓄銀行のアニュアルレポートを元に作成している。

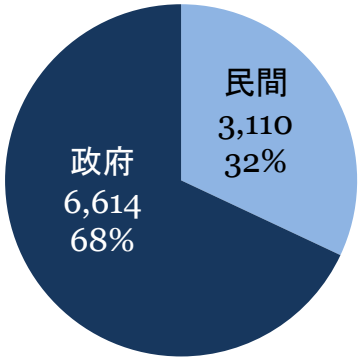
口座開設はフィリピン人であれば 40 分で完了する。外国人でも条件を満たせば口座を開設できる[62]。

図表 10: フィリピン郵便貯蓄銀行の預金残高



（注）12 月末
（出所）フィリピン郵便貯蓄銀行「アニュアルレポート（2010 年～2016 年）より作成

図表 11: フィリピン郵便貯蓄銀行の預金者構成（残高ベース、2016 年）



（注）金額の単位は 100 万ペソ
（出所）フィリピン郵便貯蓄銀行「アニュアルレポート（2016 年）」より作成

個人向け預金口座として、通帳型の貯蓄口座、ATM カードが使える貯蓄口座、当座預金（小切手振出し可能）、定期預金以外に、プレミアム貯蓄口座や自動振替口座（Automatic Transfer Arrangement）[63]のような預金商品を提供している[64]。。

プレミアム貯蓄口座は、最低預金残高が個人では 10 万ペソ、法人・政府では 10 万ペソに設定され、30 日以上 360 日までの満期の日数に応じて金利が優遇される定期預

62 OFBank にヒアリングの上確認。
63 OFBank にヒアリングの上確認。なお、OFBank によると、現時点でこの自動振替サービスはあるものの、今後新商品に切り替えていく可能性がある中で積極的に当該商品を進めてはいないとのこと。
64 海外フィリピン人銀行ウェブサイト http://www.overseasfilipinobank.gov.ph/content/products-and-services （閲覧日：2018 年 8 月 23 日）

金である[65]。自動振替口座は、小切手の振出しに応じて、貯蓄口座から当座預金に自動送金されるドル建て貯蓄口座（普通預金、定期預金）である。

図表 12: 海外フィリピン人銀行の預金業務

預金の種類		概要
ペソ建て		
	貯蓄預金(Passbook Savings Account)	・最低必要金額：個人500ペソ、法人・政府1万ペソ ・利子を取得するための平均口座残高：個人1,000ペソ、法人・政府1万ペソ ・金利：0.25%
	郵便貯金ATM(PostalCash ATM Savings Account)	・最低必要金額：個人500ペソ ・利子を取得するための平均口座残高：1,000ペソ ・金利：0.25% ・特徴は郵便貯金ATMを利用して24時間7営業日、国内のどこからでも銀行サービスにアクセスできる点である。
	当座預金（Checking Account）	・最低必要金額：個人5,000ペソ、法人・政府2万ペソ ・無利子
	定期預金(Peso Time Deposit)	・新規最低預入金額：個人2万ペソ、法人・政府5万ペソ ・金利：市場利率による ・期間：30日～360日
	プレミアム貯蓄預金（Premium Savings plan）	・新規最低預入金額：個人10万ペソ、法人・政府10万ペソ ・金利：市場利率による ・期間：30日～360日
ドル建て		
	貯蓄預金(US Dollar Savings Account)	・最低必要金額：個人100ドル、法人・政府1,000ドル ・金利：0.25%
	定期預金(US Dollar Time Deposit)	・新規最低預入金額：1,000ドル ・金利：市場利率による ・期間：30日～360日

（出所）海外フィリピン人銀行「Deposit Products」を基に作成、http://www.overseasfilipinobank.gov.ph/content/products-and-services（閲覧日：2018 年 7 月 31 日）

(2) 資金運用方法

資金運用は、同行の財務グループ（Treasury Group）が担当している。運用先は主に満期保有目的（Held-to-Maturity）の債券だったが、2014 年 12 月末で保有額はゼロとなっている。これに代わり、貸出ローンやフィリピン中央銀行預託が増えている。2016 年 12 月末では、貸出ローンが資産の 47.7%を、フィリピン中央銀行預託が同 15.9%を占めている（図表 18）。

(3) 貸出業務概要

2017 年 12 月末の貸出残高は前年同月比 17.0%減となる 48.7 億ペソ、不良債権額は前年同月比 22.2%増となる 25.7 億ペソとなった。それにともない、不良債権比率は前年同月の 35.9%から 52.9%に悪化した[66]。

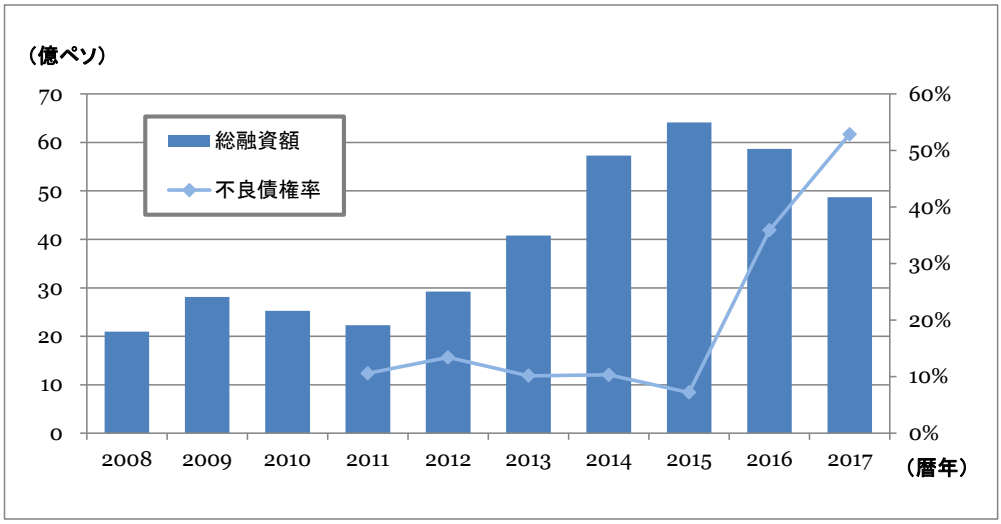
貸出残高の内訳は、民間企業融資が最も大きく全体の 44%を占める。次いで中小企業融資が 16%、消費関連の個人向けローンが 15%、不動産業者向け融資が 6%である。

[65] 海外フィリピン人銀行ウェブサイト http://www.overseasfilipinobank.gov.ph/premium-savings-plan （閲覧日：2018 年 8 月 23 日）

[66] 海外フィリピン人銀行“Audited Financial Statements (2017)”,

政府機関向けは全体の 7%、農業関連融資は 7%である（図表 13）。

図表 13: フィリピン郵便貯蓄銀行の貸出残高と不良債権比率



（注）12 月末
（出所）フィリピン郵便貯蓄銀行“Audited Financial Statements (2012, 2013, 2014, 2015, 2016,2017)”より作成

個人向けローンとしては、OFW 向けの多目的ローン、給与所得者向けの消費者ローン、年金所得者向けローン、自動車ローン、住宅ローンなどを提供している[67]。2014 年以降は、地方の個人向け小口消費者ローンの需要に対応するため、支店とは別に小規模なマイクロバンキングオフィスを開設している[68]。マイクロバンキングオフィスは、金融包摂を目的にフィリピン中央銀行（Bangko Sentral ng Pilipinas, BSP）が主に銀行アクセスの悪い地域に開設を認可している[69]。フィリピン郵便貯蓄銀行のマイクロバンキングオフィス（MBO）は 6 ヵ所にあり、いずれも地方自治体から無料でオフィススペースの提供を受けている。マイクロバンキングオフィスでは、一件当たり 300 ドルから貸出に対応しており、トウモロコシやマンゴーの小規模農家、トウモロコシの加工業者などに貸出を行っている[70]。

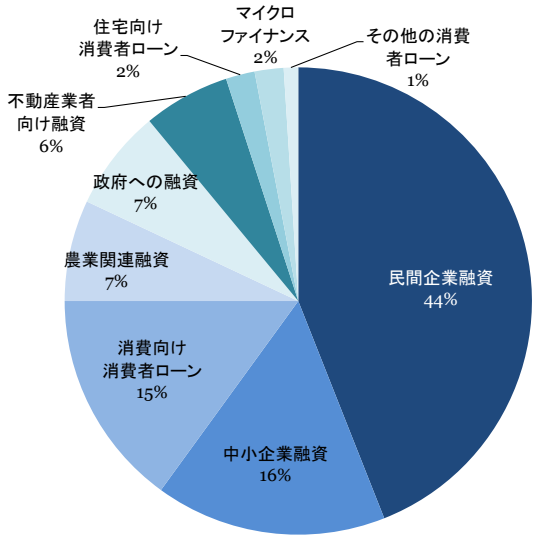
また、海外フィリピン人労働者からの送金の受け取り人が、自宅を建てたり、事業を始めたりする場合に利用することができるローンも提供している[71]。

企業向けには、設備投資資金等の長期融資や、運転資金融資（クレジットライン等）を提供している[72]。企業向けの融資の業種は、不動産、卸売・小売業など[73]。政府機関向けは、インフラ投資や政策プロジェクト資金の融資も行っている。

---

67 海外フィリピン人銀行ウェブサイト http://www.overseasfilipinobank.gov.ph/content/loan-products（閲覧日：2018 年 8 月 24 日）
68 海外フィリピン人銀行“Audited Financial Statements (2013)”,
69 フィリピン土地銀行ウェブサイト https://landbank.com/OFBank-launch（閲覧日：2018 年 8 月 22 日）
70 OFBank にヒアリングの上確認したところ、MBO に関する郵便貯蓄銀行の業務はすべて OFBank に引き継がれている。
71 BSP（2005 年 12 月 22 日）Cicrcular No.505 Branching Policy and Guidelines
72 海外フィリピン人銀行ウェブサイト http://www.overseasfilipinobank.gov.ph/large-scale-enterprise-loan （閲覧日：2018 年 8 月 23 日）
73 OFBank にヒアリングの上確認。

図表 14:フィリピン郵便貯蓄銀行の貸出残高内訳（2016 年）



（出所）フィリピン郵便貯蓄銀行「アニュアルレポート（2016 年）」

図表 15: 海外フィリピン人銀行の貸出業務

サービス		概要
消費者ローン (Consumer Loans)	海外フィリピン人労働者向けローン (OFW Multipurpose Loan)	海外フィリピン人労働者への多目的・無担保貸出
	給与所得者向けローン (Salary Loans)	政府及び民間企業で働く融資適格な給与所得者への貸出
	年金受給者向けローン (SSS Pensioners' Loan)	融資適格な年金受給者への貸出
	自動車ローン (Car Loans)	新車購入のための貸出
	住宅ローン (Housing Loans)	融資適格者に対する住居購入のための貸出
	プロパティマキシマイザー (Property Maximizer)	個人の資金調達ニーズに対応した多目的ローン
商業ローン (Regular Loans)	大企業向けローン (Large Scale Enterprise Loan)	固定資産取得、大規模開発・建設、運転資金等の貸出
	中小企業向けローン (Small and Medium Enterprise Loan)	固定資産取得、工場設備建設、運転資金等の貸出
	不動産開発業者向けファイナンス (Contract-to-Sell (CTS) Financing)	不動産開発業者向けの借換融資
	再割引ファシリティ (Rediscounting Facility)	融資適格な金融機関の運転資金を補完するための貸出
	バックトゥバックローン (Back-to-Back Loan)	OFBankの預金者の資金調達ニーズに対応した貸出
マイクロファイナンス (Microfinance Facilities)	機関向けファイナンス (Wholesale Microfinance Facility)	マイクロファイナンス機関や協同組合銀行に対するローンで、適格な借り手への再貸出
	アランカダ パサダ (Arangkada Pasada)	運送業組合等に対するローンで、適格な借り手への再貸出
	農家向けローン (Agricultural Production Loans)	小規模農家またはその貸出機関に対するローンで、適格な借り手への再貸出
地方自治体向け融資 (LGU Loan)		インフラプロジェクトやその他の経済開発プロジェクトへの融資

（出所）海外フィリピン人銀行のウェブサイトより作成

(4) 送金・決済業務概要[74]

現時点で海外フィリピン人銀行が提供する送金サービスは、①PostalCash ATM を経

74 海外フィリピン人銀行ウェブサイト http://www.overseasfilipinobank.gov.ph/content/other-products（閲覧日：2018 年 9 月 14 日）

由した国際為替、②アジア・ユナイテッド銀行（AUB）の送金プログラム、③フィリピンナショナルバンク、フィリピン土地銀行、ユナイテッド・ココナツ・プランターズ・バンクとの協業による国際送金である。今後送金サービスについては充実化を図っていく予定。

(5) 付随業務概要

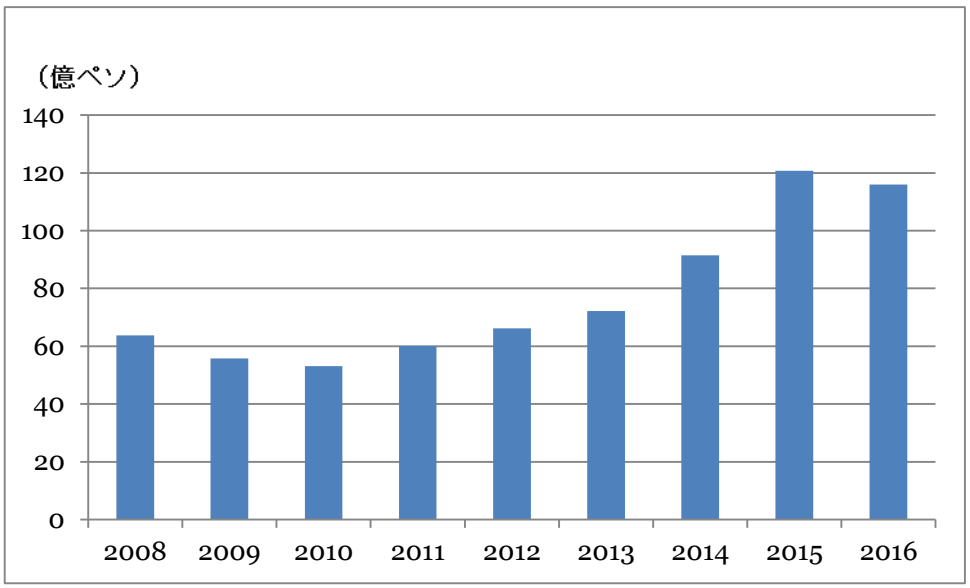
他社の金融商品の販売（保険など）も行っている。その他の付随サービスとして、現金輸送車による預金受取サービスや、貸し金庫などがある[75]。

4. 会計基準と財務諸表

フィリピンの金融機関は国際会計基準（International Financial Reporting Standards, IFRS）に準拠したフィリピン会計基準（Philippines Financial Reporting Standards）に基づいて財務報告書を作成することが求められている[76]。

海外フィリピン人銀行の業績は、貸出の積極化と業務改善などにより近年拡大傾向にあり、税引後純利益は 2011 年の 5.3 百万ペソから 2015 年には 134.7 百万ペソまで拡大した。しかし、貸出残高の減少と不良債権比率の大幅悪化によって、2016 年には一転して税引後利益は 12 百万ペソの赤字となった（図表 19）。

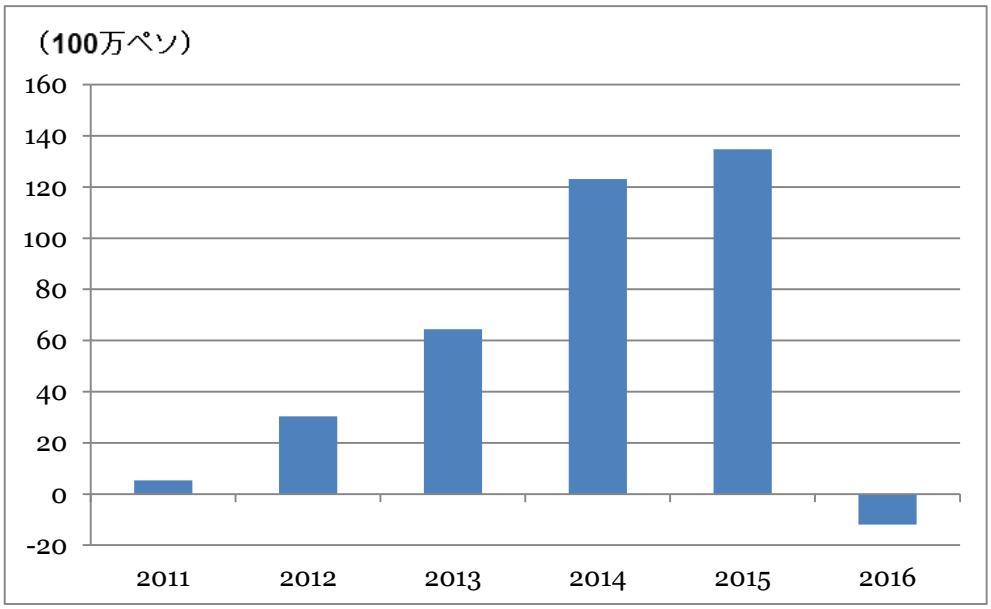
図表 16: フィリピン郵便貯蓄銀行の総資産



（注）12 月末
（出所）フィリピン郵便貯蓄銀行ウェブサイト「POSTBANK: Exploring Its Growth Potential」「アニュアルレポート（2015 年、2016 年）」より作成

75 海外フィリピン人銀行ウェブサイト、http://www.overseasfilipinobank.gov.ph/content/products-and-services（閲覧日：2018 年 8 月 24 日）
76 フィリピン中央銀行ウェブサイト http://www.bsp.gov.ph/regulations/regulations.asp?type=3&id=103 （閲覧日：2018 年 8 月 24 日）

図表 17: フィリピン郵便貯蓄銀行の税引後純利益の推移



（注）12 月末
（出所）フィリピン郵便貯蓄銀行「アニュアルレポート（2011、2012、2013、2014、2015、2016 年）」より作成

図表 18: フィリピン郵便貯蓄銀行の貸借対照表

ASSETS	2011/12	2012/12	2013/12	2014/12	2015/12	2016/12
Cash and Cash Items	101,383,577	134,964,048	96,395,579	126,029,706	106,939,280	97,919,576
Due from Bangko Sentral ng Pilipinas	809,954,463	584,190,478	923,989,583	2,908,218,350	2,658,121,435	1,849,700,615
Due from Other Banks	91,123,802	152,915,216	121,959,016	116,636,832	2,611,314,931	2,731,871,060
Financial Assets at Fair Value through Profit or Loss	0	0	0	0	0	0
Available-for-Sale Financial Assets-Net	371,292,653	434,391,495	134,696,666	133,289,740	22,437,127	547,538,108
Held-to-Maturity (HTM) Financial Assets-Net	695,232,615	1,296,579,749	1,219,367,341	0	0	0
Unquoted Debt Securities Classified as Loans-Net	477,187,186	477,651,935	297,170,944	97,156,329	60,266,452	50,085,797
Investments in Non-Marketable Equity Security-Net	0	0	0	0	0	0
Loans and Receivables - Net	2,975,286,997	2,694,220,112	4,081,422,352	5,320,245,441	6,114,575,872	5,535,735,961
Loans to Bangko Sentral ng Pilipinas	0	0	0	0	0	0
Interbank Loans Receivable	0	0	0	0	0	0
Loans and Receivables - Others	2,097,222,298	2,736,591,540	4,129,630,782	5,382,284,731	0	0
Loans and Receivables Arising from RA/CA/PR/SLB	910,000,000	0	0	0	0	78,892,402
General Loan Loss Provision	31,935,301	42,371,428	48,208,430	62,039,290	0	0
Sales contract receivables	117,026,697	118,063,982	114,142,656	80,981,151	32,272,651	34,465,101
Accrued Interest Income from Financial Assets-Net					59,468,886	0
Equity Investment in Subsidiaries, Associates and Joint Ventures-Net	0	0	0	0	0	0
Bank Premises, Furniture, Fixture and Equipment-Net	67,669,632	88,284,267	82,652,944	212,391,737	198,267,629	197,632,266
Real and Other Properties Acquired-Net	104,889,292	95,595,335	82,292,678	100,617,333	112,963,151	0
Non-Current Assets Held for Sale	0	0	0	0	0	41,000,328
Other Intangible Assets-Net	0	0	0	0	2,360,773	0
Other Assets-Net	203,979,804	146,482,744	64,354,958	56,327,591	95,178,277	164,408,872
Net Due from Head Office/Branches/Agencies, if any (Philippine branch of a foreign bank)	0	0	0	0	0	0
TOTAL ASSETS	**6,015,026,716**	**6,223,339,360**	**7,218,444,717**	**9,151,894,211**	**12,074,166,463**	**11,597,968,291**
LIABILITIES						
Financial Liabilities at Fair Value through Profit or Loss	0	0	0	0	0	0
Deposit Liabilities	5,239,196,073	5,402,136,972	6,385,760,582	7,956,442,877	10,756,261,084	9,723,641,069
Due to Other Banks	0	0	0	0	0	0
Bills Payable	0	0	0	0	0	650,000,000
a) BSP (Rediscounting and Other Advances)	0	0	0	0	0	0
b) Interbank Loans Payable	0	0	0	0	0	0
c) Other Deposit Substitutes	0	0	0	0	0	0
d) Others	0	0	0	0	0	0
Bonds Payable-Net	0	0	0	0	0	0
Unsecured Subordinated Debt-Net	0	0	0	0	0	0
Redeemable Preferred Shares	0	0	0	0	0	0
Special Time Deposit	0	0	0	0	0	0
Due to Bangko Sentral ng Pilipinas	0	0	0	0	0	0
Other Financial Liabilities	29,212,687	23,710,883	28,556,574	55,007,847	141,523,044	172,936,387
Other Liabilities	59,616,700	76,938,078	148,380,093	164,884,834	86,744,097	69,623,409
Net Due to Head Office/Branches/Agencies (Philippine branch of a foreign bank)	0	0	0	0	0	0
TOTAL LIABILITIES	**5,328,025,459**	**5,502,785,933**	**6,562,697,249**	**8,176,335,557**	**10,993,528,225**	**10,616,200,865**
STOCKHOLDERS' EQUITY						
Capital Stock	549,234,883	589,234,883	629,234,883	800,242,883	800,242,883	820,242,883
Other Capital Accounts	39,444,121	71,938,687	75,036,043	157,988,883	0	0
Retained Earnings	98,322,253	59,379,857	(48,523,458)	17,326,887	143,279,500	197,612,219
Undivided Profits	0	0	0	0	134,706,052	0
Other Comprehensive Income	0	0	0	0	2,409,803	-36,087,676
Assigned Capital	0	0	0	0	0	0
TOTAL STOCKHOLDERS' EQUITY	**687,001,256**	**720,553,427**	**655,747,468**	**975,558,653**	**1,080,638,238**	**981,767,426**
TOTAL LIABILITIES AND STOCKHOLDERS' EQUITY	**6,015,026,716**	**6,223,339,360**	**7,218,444,717**	**9,151,894,211**	**12,074,166,463**	**11,597,968,291**

（単位）ペソ

（出所）フィリピン郵便貯蓄銀行「アニュアルレポート（2010～2016 年）」より作成

図表 19: フィリピン郵便貯蓄銀行の損益計算書

Income &Expense Account	2011/12	2012/12	2013/12	2014/12	2015/12	2016/12
Interest Income	423,227,938	457,182,026	511,582,054	613,726,386	668,855,192	589,691,468
Interest Expense	100,850,750	123,732,471	106,965,258	101,002,887	135,532,671	155,861,419
Provision for Losses on Accrued Interest Income	111,185	54,636	1,734,527	3,633,110	1,109,476	7,692,706
Net Interest Income	**322,266,003**	**333,449,555**	**402,882,269**	**509,090,388**	**532,213,045**	**433,830,049**
Non-Interest Income (Loss)	**73,865,521**	**69,904,736**	**116,412,684**	**182,246,592**	**121,442,917**	**94,019,571**
Fees and commission Income	58,262,942	46,536,358	45,172,831	35,798,314	26,579,472	28,684,700
Gainas/(Losses) on Financial Assets & Liabilities Held for Trading	36,148	816	80,571	1,687	0	450,917
Gainas/(Losses) on Financial Assets & Liabilities Designated at FairValue through Profit or Loss					29,329	
Foreign exchange (Loss)/gain	-2,366	2,629	324,902	17,970	68,836	-10,863
Gains from Sale/Redemption/Derecognition of Non-Trading FinancialAssets and Liabilities	503,478	-	42,207,714	114,254,205	29,515,001	5,898,334
Gains from Sale /Derecognition of Non-Financial Assets	-2,261,177	7,677,349	6,478,342	13,333,223	6,061,582	6,169,379
Other Income	19,258,825	15,687,584	22,148,323	18,841,193	59,188,697	52,827,104
Non-Interest Expense	**390,087,263**	**373,094,790**	**408,947,039**	**447,505,689**	**430,100,759**	**534,830,883**
Compensation and Fringe Benefits			176,364,482	202,541,586	192,377,412	
Taxes and Licenses			25,835,369	38,046,083	35,156,546	
Fees and Commissions			1,843,578	2,317,957	2,788,878	
Other Administrative Expenses			152,798,591	174,539,671	174,684,030	
Depreciation/Amortization			34,474,926	28,681,827	24,688,900	
Provision			7,044,136	313,300	319,595	
Impairment Loss10,585,9571,065,26685,400			10,585,957	1,065,266	85,400	
(Losses)/Recoveries on Financial Assets	**-67,670**	**-60,498**	**29,390,086**	**74,413,481**	**-56,652,160**	
Bad Debts Written Off			414,601	-	-188,799	
Bad Debts Written Off			28,981,485	74,639,074	-57,859,124	
Recovery on Charged-Off Assets	-67,670	-60,498	-6,000	-225,592	1,395,763	
Net Profit (Loss) before income tax	**6,044,261**	**30,319,999**	**80,957,827**	**169,417,810**	**166,903,043**	**-6,981,263**
Provision for Income tax		**-**	**16,532,125**	**46,282,752**	**32,196,992**	**4,926,109**
NET PROFIT	**6,044,261**	**30,319,999**	**64,425,703**	**123,135,058**	**134,706,052**	**-11,907,372**

（単位）ペソ

（出所）フィリピン郵便貯蓄銀行「アニュアルレポート（2011～2016 年）」より作成

第 4 章　金融セクターにおけるリテール金融機関の特徴

1.　海外フィリピン人銀行（旧フィリピン郵便貯蓄銀行）

(1) 海外フィリピン人銀行の特徴

前述の通り、2017 年 9 月に、フィリピン郵便貯蓄銀行はフィリピン土地銀行へ売却され、海外フィリピン人銀行に改変された。海外フィリピン人銀行は、海外フィリピン人労働者のニーズに対応した金融商品やサービスを提供する政策銀行である。

海外フィリピン人銀行は、フィリピン土地銀行が全額出資する貯蓄銀行であり、送金マーケットにおける政府のプレゼンスを強化するために設立された。最終的には、銀行送金のコストの低下につながることを目指している。また、海外フィリピン人銀行は、フィリピン財務省、フィリピン労働雇用省、フィリピン外務省など様々な政府機関と協力していくことも予定している[77]。

(2) 海外フィリピン人銀行の競争力

2016 年時点の総資産は約 116 億ペソで、フィリピンの全銀行の総資産（15.1 兆ペソ、2018 年 3 月末時点）のわずか 0.08%にすぎない。フィリピンの金融機関の中での存在感はそれほど大きくないと言える。

① 預金残高、融資残高等に占める海外フィリピン人銀行の位置づけ

海外フィリピン人銀行の 2016 年時点の預金金額は約 97.2 億ペソで、同年の貯蓄銀行の総預金残高（9,350 億ペソ、2018 年 3 月末）の約 1%に相当する。

② 提供商品の現状（他の商業銀行等との比較）

前章のとおり、海外フィリピン人銀行は、預金と貸出の各種商品・サービスを提供している。預金としては、通帳型の貯蓄口座、ATM カードが使える貯蓄口座、当座預金（小切手振出し可能）、定期預金以外に、プレミアム貯蓄口座などがある（図表 12）。貸出としては、消費者ローン（教育ローン、自動車ローン、住宅ローン等）、商業ローン（中小企業向けローン等）、地方自治体への融資などがある（図表 15）。

2.　貯蓄銀行

貯蓄銀行は 55 行あり、銀行数の 9.5%を占める。総資産は 1 兆 175 億ペソで全体の 7.6%、預金残高は 9,541 億ペソで 7.9%を占める（2018 年 5 月末）。

代表的な貯蓄銀行には、バンク・オブ・ザ・フィリピン・アイランズ系の BPI Family Savings Bank（資産、預金残高共に貯蓄銀行首位）、メトロバンク・グループ系の Philippine Savings Bank（資産、預金残高共に 2 位）、リザル・コマーシャル・アンド・バンキング系の RCBC Savings Bank（資産、預金残高共に 3 位）など、大手ユニバーサルバンク・商業銀行系列行が事業を展開している。

① 預金利子、預金条件、融資条件等の現状（他の商業銀行との比較）

Philippine Savings Bank（貯蓄銀行）、Banco de Oro（ユニバーサルバンク）の定期預金の金利（ペソ建て）は下記の通り（図表 22）。

77 フィリピン土地銀行ウェブサイト https://landbank.com/OFBank-launch（閲覧日：2018 年 8 月 22 日）

図表 20: 主要な貯蓄銀行の総資産（2018 年 3 月末）

順位	銀行名	総資産（100万ペソ）	シェア
1	BPI FAMILY SAVINGS BANK INC	263,184	22.7%
2	PHIL SAVINGS BANK	223,409	19.3%
3	RCBC SAVINGS BANK INC	117,729	10.2%
4	PHILIPPINE BUSINESS BANK INC A SAVINGS BANK	88,524	7.6%
5	CHINA BANK SAVINGS INC	88,402	7.6%
6	CITY SAVINGS BANK INC	75,368	6.5%
7	PNB SAVINGS BANK	54,068	4.7%
8	STERLING BANK OF ASIA INC (A SAVINGS BANK)	37,274	3.2%
9	BANK OF MAKATI (A SAVINGS BANK) INC	31,342	2.7%
10	UCPB SAVINGS BANK	18,738	1.6%
11	BPI DIRECT BANKO INC A SAVINGS BANK	18,671	1.6%
12	FIRST CONSOLIDATED BANK INC (A PDB)	17,413	1.5%
13	HSBC SAVINGS BANK(PHILS) INC	15,354	1.3%
14	PRODUCERS SAVINGS BANK CORPORATION	14,977	1.3%
15	PHILIPPINE RESOURCES SAVINGS BANKING CORPORATION (PR SAVINGS	12,532	1.1%
16	WEALTH DEVELOPMENT BANK CORPORATION	8,608	0.7%
17	EQUICOM SAVINGS BANK INC	8,379	0.7%
18	MALAYAN BANK SAVINGS AND MORT BANK INC	7,753	0.7%
19	1ST VALLEY BANK INC A DEVELOPMENT BANK	7,217	0.6%
20	LUZON DEVELOPMENT BANK	5,662	0.5%
21	CARD SME BANK INC A THRIFT BANK	4,982	0.4%
22	CITYSTATE SAVINGS BANK INC	3,866	0.3%
23	BANGKO KABAYAN INC (A PRIVATE DEVELOPMENT BANK)	2,920	0.3%
24	PENBANK INC (A PDB) (FORMERLY: PENINSULA RB INC)	2,671	0.2%
25	YUANTA SAVINGS BANK PHILIPPINES INC	2,619	0.2%
26	ALLBANK (A THRIFT BANK) INC	2,567	0.2%
27	ENTERPRISE BANK INC (A THRIFT BANK)	2,395	0.2%
28	QUEEN CITY DEVELOPMENT BANK INC OR QUEENBANK A THRIFT BANK	2,258	0.2%
29	LEGAZPI SAVINGS BANK INC	2,159	0.2%
30	CENTURY SAVINGS BANK CORPORATION	1,594	0.1%
31	BANK ONE SAVINGS CORPORATION	1,576	0.1%
32	DUMAGUETE CITY DEV BANK INC	1,413	0.1%
33	ISLA BANK(A THRIFT BANK) INC	1,402	0.1%
34	HIYAS BANKING CORPORATION	1,373	0.1%
35	MERCHANTS SAVINGS & LOAN ASSN INC	1,372	0.1%
36	SUN SAVINGS BANK INC	1,202	0.1%
37	UNIVERSITY SAVINGS BANK INC	983	0.1%
38	NORTHPOINT DEV'T BANK INC	678	0.1%
39	FARMERS SAVINGS & LOAN BANK INC	633	0.1%
40	その他	4,434	0.4%
	合計	1,157,703	100.0%

（出所）フィリピン中央銀行「Ranking as to Total Deposits, Thrift Bank Group As of March 31 , 2018」より作成

図表 21: 主要な貯蓄銀行の預金金額（2018 年 3 月末）

順位	銀行名	預金金額（100万ペソ）	シェア
1	BPI FAMILY SAVINGS BANK INC	229,402	24.8%
2	PHIL SAVINGS BANK	186,012	20.1%
3	RCBC SAVINGS BANK INC	101,406	10.9%
4	CHINA BANK SAVINGS INC	76,755	8.3%
5	PHILIPPINE BUSINESS BANK INC A SAVINGS BANK	73,833	8.0%
6	CITY SAVINGS BANK INC	43,088	4.7%
7	PNB SAVINGS BANK	39,050	4.2%
8	STERLING BANK OF ASIA INC (A SAVINGS BANK)	32,120	3.5%
9	BANK OF MAKATI (A SAVINGS BANK) INC	20,290	2.2%
10	UCPB SAVINGS BANK	14,924	1.6%
11	HSBC SAVINGS BANK(PHILS) INC	13,407	1.4%
12	BPI DIRECT BANKO INC A SAVINGS BANK	12,978	1.4%
13	FIRST CONSOLIDATED BANK INC (A PDB)	12,025	1.3%
14	PRODUCERS SAVINGS BANK CORPORATION	8,952	1.0%
15	EQUICOM SAVINGS BANK INC	7,386	0.8%
16	WEALTH DEVELOPMENT BANK CORPORATION	6,812	0.7%
17	MALAYAN BANK SAVINGS AND MORT BANK INC	6,316	0.7%
18	LUZON DEVELOPMENT BANK	4,844	0.5%
19	1ST VALLEY BANK INC A DEVELOPMENT BANK	4,191	0.5%
20	PHILIPPINE RESOURCES SAVINGS BANKING CORPORATION (PR SAVINGS	4,170	0.5%
21	CARD SME BANK INC A THRIFT BANK	3,197	0.3%
22	CITYSTATE SAVINGS BANK INC	3,089	0.3%
23	BANGKO KABAYAN INC (A PRIVATE DEVELOPMENT BANK)	2,388	0.3%
24	PENBANK INC (A PDB) (FORMERLY: PENINSULA RB INC)	1,799	0.2%
25	YUANTA SAVINGS BANK PHILIPPINES INC	1,646	0.2%
26	QUEEN CITY DEVELOPMENT BANK INC OR QUEENBANK A THRIFT BANK	1,538	0.2%
27	LEGAZPI SAVINGS BANK INC	1,518	0.2%
28	ALLBANK (A THRIFT BANK) INC	1,498	0.2%
29	ENTERPRISE BANK INC (A THRIFT BANK)	1,467	0.2%
30	HIYAS BANKING CORPORATION	1,154	0.1%
31	DUMAGUETE CITY DEV BANK INC	1,115	0.1%
32	BANK ONE SAVINGS CORPORATION	952	0.1%
33	MERCHANTS SAVINGS & LOAN ASSN INC	759	0.1%
34	SUN SAVINGS BANK INC	726	0.1%
35	ISLA BANK(A THRIFT BANK) INC	690	0.1%
36	CENTURY SAVINGS BANK CORPORATION	573	0.1%
37	UNIVERSITY SAVINGS BANK INC	538	0.1%
38	FARMERS SAVINGS & LOAN BANK INC	467	0.1%
39	THE PALAWAN BANK (PALAWAN DB) INC	466	0.1%
	その他	2,574	0.3%
	合計	926,113	100.0%

（出所）フィリピン中央銀行「Ranking as to Total Deposit Liabilities, Thrift Bank Group As of March 31 , 2018」より作成

図表 22: 貯蓄銀行の預金利子と他行比較（ペソ建て定期預金）

Philippine Savings Bank （貯蓄銀行）	（ペソ）	30-90 日		1年
	10,000 ～ 99,999	0.750%		0.750%
	100,000 ～ 999,999	1.500%		1.500%
	1,000,000 以上	2.0%～3.0%		2.5%～3.25%

Banco de Oro （ユニバーサルバンク）	（ペソ）	30-90 日	180 日	360 日
	1,000 ～ 49,999	0.250%	0.500%	0.500%
	50,000 ～ 99,999	0.375%	0.625%	0.625%
	100,000 ～ 499,000	0.500%	0.750%	0.750%
	500,000 ～ 999,999	0.625%	0.875%	0.875%
	1,000,000 ～ 4,999,999	0.750%	1.000%	1.000%
	5,000,000 以上	0.875%	1.125%	1.125%

（出所）各行のウェブサイトより作成（閲覧日：2018 年 8 月 2 日）

3. 農村銀行・協同組合銀行

農村銀行は 459 行あり、銀行数では銀行全体の 79%を占めるが、総資産は約 2,167 億ペソにとどまっており、シェアは、フィリピンの銀行全体の 1.4%にすぎない。預金残高も 1,548 億ペソ（シェアは 1.3%）である（2018 年 5 月末）。

協同組合銀行数は 25 行と農村銀行に比べて数は少ない。総資産は 193 億ペソであり、シェアは、フィリピンの銀行セクター全体のわずかに 0.1%である。預金残高は 120 億ペソ（シェアは 0.1%）である（2018 年 5 月末）。

4. 金融セクターにおけるリテール金融機関の位置付け

リテール金融機関としては、土地銀行の子会社である海外フィリピン人銀行、貯蓄銀行、農村銀行、協同組合銀行が挙げられる。リテール金融機関の総資産の合計は 1.4 兆ペソであり、フィリピンの銀行総資産 15.1 兆ペソの 9.3%を占める。リテール金融機関の預金残高は 1.1 兆ペソで、銀行セクター全体の預金残高 11.7 兆ペソの 9.4%を占める（2018 年 1 月末）。

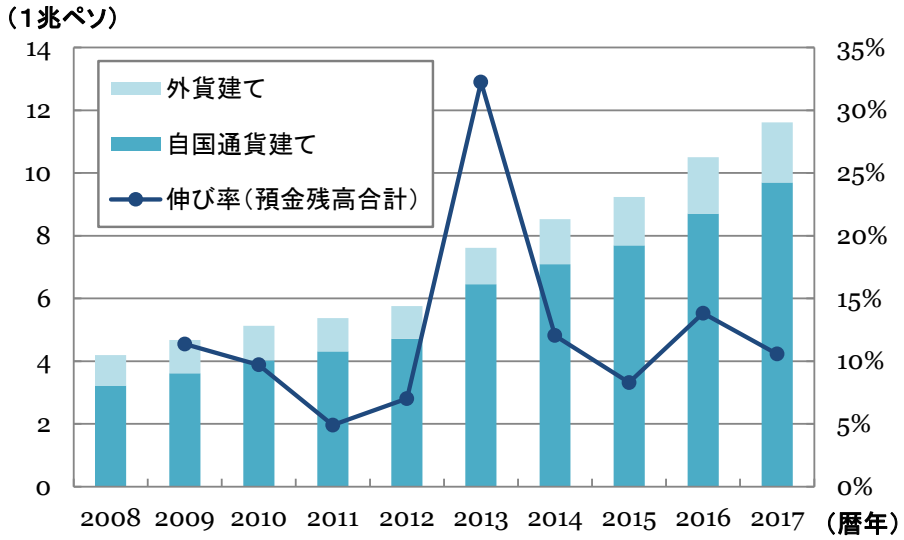
第 5 章　最近の金融動向と今後の展望

1.　最近の金融動向

(1) 好調な預金・貸出

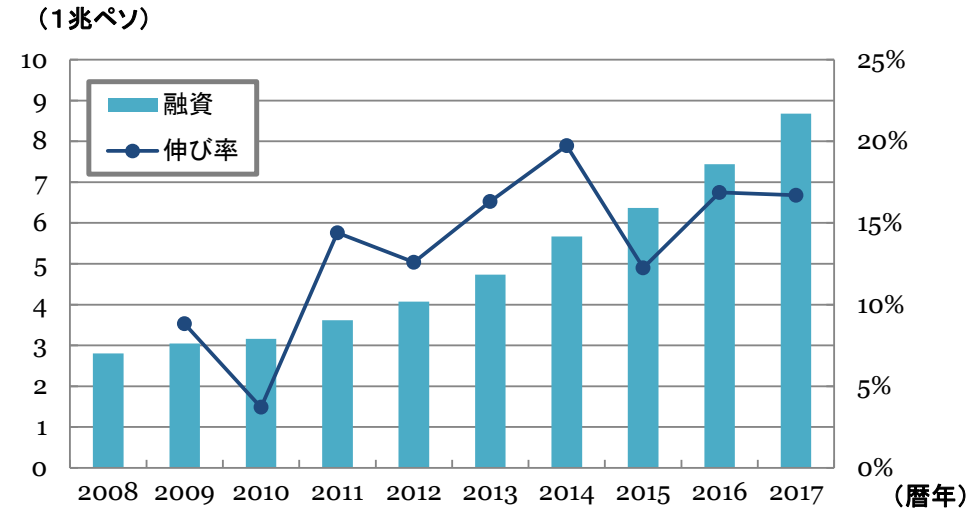
フィリピンでは、旺盛な民間消費に牽引され、好調な経済成長が続いている。この背景には、ドゥテルテ政権によるインフラ整備を中心とする経済政策や、海外フィリピン人労働者からの本国への送金が順調に拡大していることがある。このような状況下で、銀行セクター全体の預金、貸出ともに増加している。2017 年 12 月の預金残高は前年比 6.4%増の 11.7 兆ペソ、貸出は前年比 9.8%増の 8.6 兆ペソに達した。

図表 23: 銀行セクター全体の預金残高の推移



（注）12 月末
（出所）フィリピン中央銀行「Factbook2012, 2017」「Statistics, Banking Statistics, Balance Sheet, Philippine Banking System」より作成

図表 24: 銀行セクター全体の貸出残高の推移



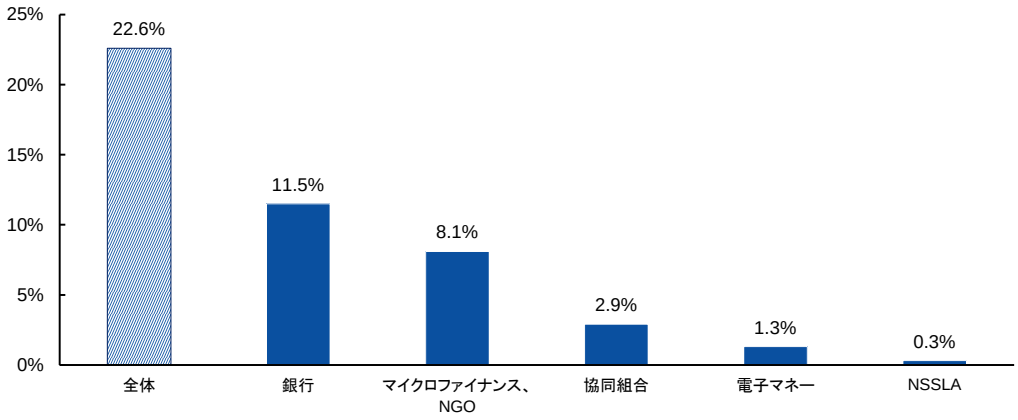
（注）12 月末
（出所）フィリピン中央銀行「Factbook2012, 2017」「Statistics, Banking Statistics, Balance Sheet, Philippine Banking System」より作成

(2) 金融包摂（Financial Inclusion）の状況

フィリピン中央銀行の調査によると、公式に金融機関に口座を保有する成人のフィリピン人は 1,580 万人と成人人口の約 2 割程度であり[78]（図表 25）、2017 年末時点で 1,634 のうち 554 の自治体で銀行がない[79]。また、同じフィリピン中銀の調査では、2017 年において、成人人口の約半分（48%）がなんらかの形で貯蓄を行っているものの、そのうち 7 割近くが家庭で貯蓄を行う、いわゆるタンス預金の状態であることが指摘されている。こうした状況を踏まえると、フィリピンにおいても、他の多くの新興国と同様に、国民の金融サービスへのアクセスを高めることは重要な課題の 1 つといえる。

こうした課題に対応するため、フィリピン中央銀行は、金融包摂に向けたいくつかの取り組みを進めており[80]、①効率的な決済システムの整備や、②低コストのアクセスポイントの拡充、③すべての人が口座を保有しデジタル金融商品を利用できるようにするといった目標を掲げている[81]。

図表 25：口座保有割合



（出所）BSP　2017 Financial Inclusion Survey　Moving towards digital financial inclusion”より作成

◆物理的なアクセスポイントの拡大

2017 年 12 月末時点の支店やその他のオフィスは、合計で 11,171 カ所あり、2016 年 12 月末時点の 10,576 から拡大した。この拡大の背景には、フィリピン中央銀行による銀行の支店拡大を後押しするための規制の合理化や、近年導入されたブランチ・ライトの取り組みがある[82]。ブランチ・ライトとは、例えば、各銀行の最低自己資本比率の算出要件とならない[83]、複雑な金融商品を提供しなくてもよい等、既存の銀行の支店と比べて設立の要件が緩和された店舗であり、設置が容易であることから[84]、これまで銀行が存在しなかった自治体にも店舗網が拡大することが期待される。

---

78 P11 BSP 2017 Financial Inclusion Survey “Moving towards digital financial inclusion” 参照。調査は 2017 年 12 月～2018 年 2 月に実施された。
79 Business world “BSP okays opening of 45 branch-lite units by lender”
80 P100　BSP 2017 Annual Report ” sustaining the growth momentum”
81 P2　BSP ” Financial Inclusion Initiatives 2017”
82 P100　BSP 2017 Annual Report ” sustaining the growth momentum”
83 各銀行の最低自己資本比率の算出要件の 1 つに「支店の数」がある。詳細はフィリピン中央銀行のウェブサイト参照。
http://www.bsp.gov.ph/publications/media.asp?id=3561　（閲覧日：2018 年 9 月 26 日）
84 Business world “BSP okays opening of 45 branch-lite units by lender”

また、銀行が存在しない地域では、質屋などが金融サービスを提供している。

◆電子バンキング

銀行は、預金取引、支払いなどの金融商品へのアクセスを改善するために、電子バンキングへの取り組みを進めている。現時点では 70 の銀行が、インターネット・バンキング、モバイル・バンキング、電子ウォレット、電子ファンドトランスファー、POS ペイメントなどの電子バンキングサービスを提供している。また、全国で 19,744 の ATM 機が設置されており、そのうち 44.1%が、コンビニ、スーパー、デパート、ガソリンスタンド、などより顧客のニーズに近い場所に設置されている[85]。

◆金融教育

フィリピン中央銀行は、金融教育と消費者保護を推進するための取り組み、特にインターネットを使った取り組みを強化している。2017 年の 7～9 月期において、フィリピン中央銀行は、1980 年代から 2000 年代初頭までに生まれたミレニアル世代を対象に、金融に関する情報を提供する PisoLit というフェイスブックのページを開設した。またフィリピン中銀は、預金口座の基本的な特徴、クレジットカードの使用方法、良好なクレジット履歴の重要性、仮想通貨を取り扱うことのリスクなどに関する情報を広く一般に公開している[86]。

◆マイクロファイナンス

低所得者層向けの小口融資であるマイクロファイナンスが拡大している。フィリピン中央銀行のテタンコ総裁によると、マイクロファイナンスの融資残高は 2002 年 12 月末に 26 億ペソであったが、2015 年 12 月末は 4 倍近い 113 億ペソへと増加、また、2002 年に 39 万人であった利用者は、147 万人へと増加した[87]。

マイクロファイナンス機関の数は、非政府組織（NGO）23、銀行 176、協同組合 14,711 となっている。大手プレーヤーとしては、フィリピン土地銀行（LBP）、フィリピン開発銀行（DBP）、LBP による経営監督下にある People’s Credit and Finance Corporation(PCFC)等の金融機関があり、なかでも LBP の融資残高が最も多い[88]。

(3) 金融セクターの改革

◆金融機関の再編（銀行数の抑制）

国内の銀行数は、2018 年 6 月末で 582 行と 2018 年 2 月より 3 行減少するなど、近年、銀行の再編・統廃合が進んでいる。内訳をみると、同期間で農村銀行が 3 行減となっている（外国銀行支店は 1 行増）。ただし、各銀行の店舗数は増加しており、同期間で 225 店舗増の 11,475 店舗となっている[89]。

政府は金融機関の再編を基本的に支持しており、2012 年 4 月の輸出産業銀行（Export and Industry Bank: EIB）の経営破綻に際しても、破綻処理方法として事業承継等ではなく、同行の閉鎖を決定している。なお、政府所有の商業銀行であるフィリピン土地銀行とフィリピン開発銀行について、ASEAN における競争力強化を背景に合併計画があり前政権時に大統領承認されていたが、ドゥテルテ政権発足後、両行の役割が異な

[85] P101　BSP 2017 Annual Report ” sustaining the growth momentum”
[86] p iii　BSP 2017 Annual Report ”sustaining the growth momentum”
[87] Business World, “Microfinance loans rise to P11.3B at end-2015 (May 18, 2016)
[88] Microfinance Council of the Philippines, Inc. 2016 Social Performance Country Report
[89] 図表 3 参照

ることを理由に合併は白紙撤回されている[90]。

農村銀行については、再編を促進する農村銀行再編プログラム（Consolidation Program for Rural Banks: CPRB）が金融委員会により承認されている。本プログラムは、フィリピン中央銀行、フィリピン預金保険機構（PDIC）、フィリピン土地銀行が協同して実施される。背景には、再編を通じて農村銀行を強化し、金融包摂と金融システムの安定化を促進する狙いがある。2015 年 12 月には、フィリピン中央銀行は同プログラムのガイドラインを発表している[91]。

◆新銀行開設に関する規制緩和

外国の銀行については、1994 年外国銀行自由化法（共和国法第 7721 号）により、新規参入が認められた。しかし実際には、「新規参入する外国金融機関を 10 行までとする」という運用規定が設けられていた。また、1999 年以降は銀行の新規支店開設及び銀行の新設は、銀行のない地域やマイクロファイナンスを志向した貯蓄銀行・農村銀行などを除き、実質的に不可能な状況が長らく続いていた。

このような中、2014 年 7 月に外国銀行の参入制限を撤廃する法案（共和国法第 10641 号）が成立した。これにより外国銀行は 100%出資による現地法人の設立や支店の設立が可能になった。邦銀でも駐在員事務所を構えるのみであった三井住友銀行が 2015 年 9 月にマニラ支店を開設した[92]。

さらに、フィリピン中央銀行は 2016 年 2 月、新銀行開設の制限を段階的に解除していくことを金融委員会（Monetary Board）が承認したと発表した[93]。これによると、第一段階として、現在営業中の貯蓄銀行は、ユニバーサルバンクもしくは商業銀行に業務形態を転換するためライセンス申請することができるようになる（2017 年 12 月末まで有効）。また第二段階として、2018 年 1 月 1 日より新銀行開設についてこれまで課されていた制限（立地制限など）が全面解除となった。

◆その他の規制緩和

為替ヘッジなどに用いる外国為替予約取引は従来、ユニバーサルバンク及び商業銀行にのみ認められていた。しかし 2014 年 11 月にフィリピン中央銀行は、貯蓄銀行にも為替予約取引を開放すると発表した。ただし、同取引を扱うためには、免許の取得が必要であるが、貯蓄銀行も為替信用状の発行など貿易取引に決済業務を行えるようになる。

また、フィリピン中央銀行は 2016 年、外国為替規制を改定し（Circular No.925）、煩雑な書類手続きなしに銀行で行える為替取引の上限を引き上げる（個人は 12 万ドルから 50 万ドル、法人は 12 万ドルから 100 万ドル）。本改定の目的は、外国為替取引を簡素化することで、正規の取引を促進することである[94]。

---

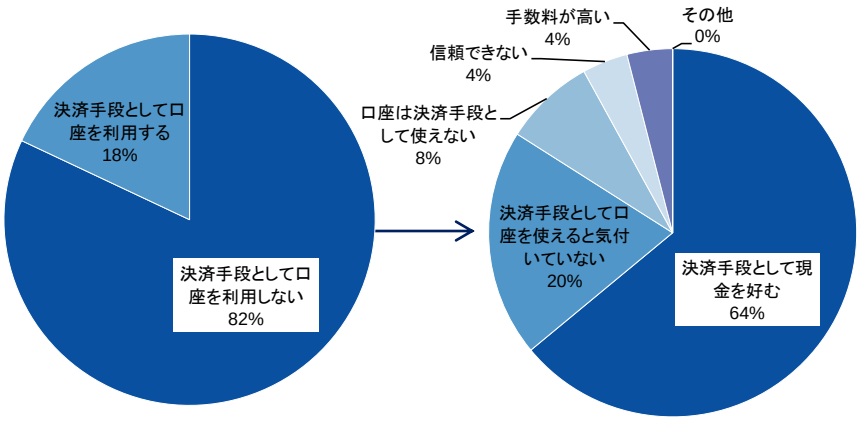
90 Inquire.Net, “Duterte administration stops DBP-Land Bank merger” (September 06, 2016)
91 Philstar Global, “BSP issues guidelines on rural bank mergers” (December 17, 2015)
92 三井住友銀行ニュースリリース「マニラ支店開設について」（2015 年 9 月 1 日）
http://www.smbc.co.jp/news/html/j200984/j200984_01.html （閲覧日：2018 年 8 月 9 日）
93 Inquire.Net, “BSP to lift moratorium on new bank licenses” (February 11, 2016)参照。また、Manila Bulletin”BSP approves branches rep offices of 4 foreign banks”（2018 年 4 月 28 日）によると、実際 2018 年 1 月に銀行ライセンス付与に関する制限は全面的に解除された。
94 Philstar Global, “BSP eases foreign exchange rules (August 13, 2016)

2. 最近のリテール決済の動向

(1) キャッシュレス決済の状況

フィリピンでは、キャッシュレス決済があまり進んでいない状況だ。前述のフィリピン中央銀行の調査によると、何らかの形で口座を保有する成人のうち、決済手段として口座を利用する人の割合はわずか18%程度で、残りの8割超は口座を保有しているにも関わらず、口座を決済手段として利用していない。その最大の理由が、「決済手段として現金を好む」からであり、また2割程度は、口座を決済手段として利用することができることに気づいていないからである（図表26）[95]。

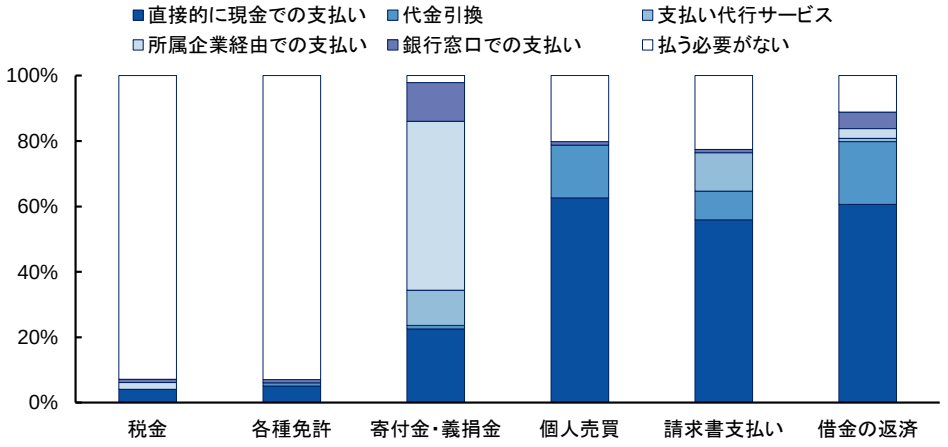
図表26：口座保有者の決済手段としての口座利用割合（左）と、利用しない理由（右）



（出所）BSP　2017 Financial Inclusion Survey　Moving towards digital financial inclusion”より作成

前述の調査によると、フィリピンにおいて成人人口の約9割が何らかの形で、政府または企業に対して支払いを実施している（P2B、P2G）。特に、ショッピングなどの代金支払いや、電気代、水道代などの請求書払い、借金の返済などのうち、およそ6割が直接的に現金で支払われている（図表27）。また、成人人口の約4割が過去6カ月の間に個人間送金取引を実施しており、そのうち約9割とほとんどが送金エージェントを活用している[96]。

図表27：支払先別支払い方法



（出所）BSP　2017 Financial Inclusion Survey　Moving towards digital financial inclusion”より作成

95 P5 BSP 2017 Financial Inclusion Survey　“Moving towards digital financial inclusion”
96 P6 BSP 2017 Financial Inclusion Survey　“Moving towards digital financial inclusion”

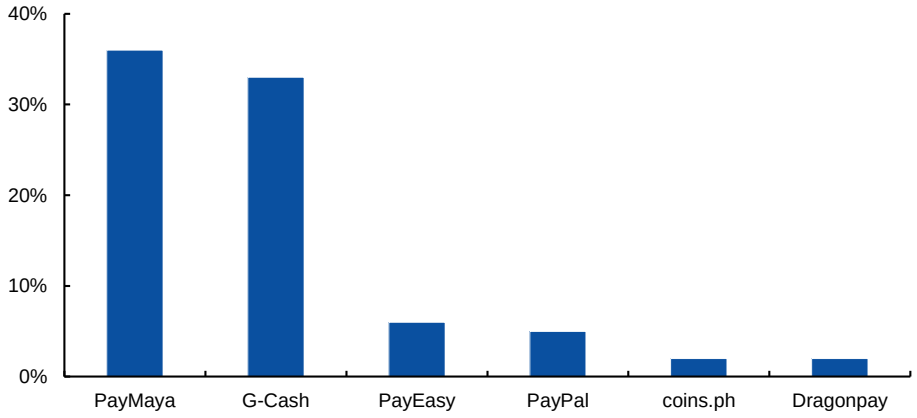
(2) モバイル決済の動向

前述の調査によると、フィリピンでは、成人人口の 38%がスマートフォンを保有している。また、過去 4 週間にインターネットを利用した人の割合は 42%にのぼる。インターネットを利用した層は、比較的高所得層で、マニラ首都圏に在住しており、年齢は 15～29 歳等であるという特徴がある。一方、インターネットを利用していない層は、貧困層で、40 歳以上、地方エリアに在住しているという特徴がある[97]。都市部と地方部などの居住地域、若年層と高齢層などの年齢層、高所得層と貧困層などの所得水準別にデジタルデバイドが進んでいると言えそうだ。

また、インターネットを利用した人のうち、86%がモバイルデータを経由してインターネットに接続している。次いで 16%が自宅でのインターネット契約を通じての接続、16%が公共の Wi-Fi を利用しての接続であった。こうしたインターネットへのアクセスが向上することにより、オンラインでの決済に対する認識が高まることが期待される。

最も広く認識されている電子決済サービスは PayMaya Philippines 社の PayMaya である（図表 28）[98]。同社は、フィリピンにおけるモバイルマネー、モバイル決済の先駆者であり、クレジットカードを保有しない人でもオンラインでの決済が可能となるアプリを提供している。同社は、フィリピン最大の電気通信企業であるフィリピン長距離電話（PLDT）の孫会社である[99]。次いで広く認識されているのは、G-Xchange 社の G-Cash である。G-Cash は PayMaya と同様、モバイル決済サービスを提供している。同社は、アヤラ財閥関連の通信大手、Globe Telecom 社の子会社である。なお、認知度は 2%程度とそれほど高くないが、coins.ph は、同名の coins.ph 社が提供するデジタルウォレットサービスで、銀行口座を保有していなくても、決済を行ったり、ビットコインなどを購入することができるサービスである[100]。

図表 28: 個別の電子決済サービスに対する認知度



（出所）BSP　2017 Financial Inclusion Survey　Moving towards digital financial inclusion”より作成

97 P26 BSP 2017 Financial Inclusion Survey　“Moving towards digital financial inclusion”
98 P26 BSP 2017 Financial Inclusion Survey　“Moving towards digital financial inclusion”
99 PayMaya Philippines ウェブサイト　https://paymaya.com/about/　（閲覧日：2018 年 8 月 14 日）
100 coin.ph ウェブサイト https://support.coins.ph/hc/en-us/articles/115000162741-What-is-Coins-ph-　（閲覧日：2018 年 8 月 15 日）

◆フィリピンにおける仮想通貨取引

前述のとおり、フィリピンでは仮想通貨取引のサービスが始まっている。ビットコインの統計とサービスを提供している Coin Dance によると、時期によって変動はあるものの、2018 年 8 月 11 日の週のビットコインの取引量は約 3,510 万ペソで、前年同期の 2017 年 8 月 12 日の週の取引量（約 376 万ペソ）から約 10 倍に膨らんでいる[101]。

このようにフィリピンにおいて仮想通貨取引が普及する背景には、フィリピン経済において重要な位置を占める OFW 送金の存在があると考えられる。仮想通貨取引により送金手数料が大幅に低下するというメリットは、働いたお金を 1 ペソでも多く家族に渡したい海外フィリピン人労働者にとっては非常に重要であろう[102]。

(3) リテール決済に関する法規制の状況

フィリピン中銀は、すべての金融サービスの利用者の多様なニーズに応えるために、安全で、持続可能で、便利でかつ利用しやすいデジタル金融のエコシステムを整備することを目指している。このために、フィリピン中銀は、デジタル金融のための、国家リテール決済システム（National Retail Payment System（NRPS））を進めている[103]。

NRPS とは、安全で信頼でき、効率的な決済システムを実現するための、政策や規制のフレームワークのことである。特に効率性を向上させるため、NRPS では、電子決済への移行が進められており、電子決済の比率を、2013 年の 1%から、2020 年には 20%にまで高めることが目標とされている[104]。

◆仮想通貨に対する規制

前述のとおり、フィリピンにおいて仮想通貨取引が普及するに伴い、それに対する規制なども整備され始めている。フィリピン中銀は、仮想通貨に対しては次のような規制を発布している。まず、2014 年に、仮想通貨の特徴や、取り扱うことの利益及びリスクに関する情報を提供する注意書を発布した。続いて、2017 年 2 月には、フィリピンにおいて、支払いや送金などに仮想通貨が利用される機会が増えたことを受けて、仮想通貨の取引における規制のフレームワークを整備した。フレームワークでは、仮想通貨取引所は、フィリピン中銀に対して送金・資金取引の企業として登録することとし、最低資本金や内規などを定め、反マネーロンダリング法の順守や、仮想通貨に関連するリスクを緩和するための適切なセーフガード措置を講じることが義務付けられた[105]。

2018 年 7 月時点で、約 29 の企業が仮想通貨取引企業のライセンスを申請しているが、承認が保留されている。2017 年に前述の coins.ph 社を運営する Betur Inc.と、Rebittance.Inc.の申請が承認されており、2018 年 7 月時点で、2018 年には BloomSolution、ETranss、Virtual currency Philippines Inc.の 3 社が承認されている[106]。

◆経済特区への仮想通貨取引所誘致

---

[101] Coin Dance ウェブサイト、https://coin.dance/volume/localbitcoins/PHP （閲覧日：2018 年 8 月 15 日）

[102] OFW 送金と仮想通貨の関係については、ABS-CBN News “Bitcoin start-ups in Asia take aim at remittances market” (Mar 14 2018)などの現地報道を参照

[103] P10 BSP 2017 Financial Inclusion Survey “Moving towards digital financial inclusion”

[104] BSP ウェブサイト http://www.bsp.gov.ph/payments/nrps_overview.asp （閲覧日：2018 年 8 月 15 日）

[105] BSP “Frequently Asked Questions (FAQs) on Virtual Currencies” www.bsp.gov.ph/downloads/Publications/FAQs/VC.pdf （閲覧日：2018 年 8 月 22 日）、p58 BSP 2017 Annual Report ”sustaining the growth momentum”

[106] The Philippine Star（July 6, 2018） “BSP OKs 2 more virtual currency exchanges ”

フィリピン政府は、スイス・ツーク州のような先行事例に倣い、同様の仮想通貨系フィンテックのハブであるアジアのクリプトバレー（Crypto Valley of Asia：CVA）を建設しようとしている。具体的には、フィリピンの北部カガヤン州にある経済特区のカガヤン経済特区（Cagayan Economic Zone Authority（CEZA））が民間の不動産開発企業である Northern Star Gaming＆Resorts Inc.と提携して事業を進めており、今後 10 年間で 1 億ドル以上の投資が予定されている。カガヤン経済特区は、インターネットデータセンターや自家発電の設置、ブロックチェーンに関する学術施設などの設置について、すでに 25 の企業から支援の申し出を受けていると表明している [107]。

3. 今後の海外フィリピン人銀行（旧フィリピン郵便貯蓄銀行）の動向

前述の通り、2017 年 9 月に、フィリピン郵便貯蓄銀行はフィリピン土地銀行へ売却され、海外フィリピン人銀行（OFBank）に改変された。OFBank は、海外フィリピン人労働者のニーズに対応した金融商品やサービスを提供する政策銀行である。

また、OFBank は、海外に居住するすべてのフィリピン人の需要に応えるための様々な金融サービス（預金、貸出、投資、送金、支払い）の展開を標榜している。具体的には、競争力の高いペソ建て貯蓄や、定期預金、当座預金の提供、OFW に対する住宅向け、起業向けの貸出、OFW 向けの投資信託、社会保険料や年金の支払い、最も手数料の安い送金サービスなどである[108]。

[107] Nikkei Asian Review(August 20, 2018)“Asian countries vie to set up region's 'crypto valleys'”、Business News Asia（August 4, 2018）“‘Crypto Valley of Asia’ Launched in the Philippines”

[108] フィリピン大統領広報部 https://pcoo.gov.ph/news_releases/president-duterte-fulfills-promise-creating-bank-ofws/（閲覧日：2018 年 9 月 3 日）

＜出所資料一覧＞

【中央銀行・監督官庁・銀行協会等 HP】

- フィリピン中央銀行（BSP）
  http://www.bsp.gov.ph/
- フィリピン預金保険公社（PDIC）
  http://www.pdic.gov.ph/
- フィリピン開発銀行
  https://www.devbnkphl.com/
- フィリピン土地銀行
  https://www.landbank.com/
- フィリピン監査委員会
  https://www.coa.gov.ph/
- フィリピン・アル・アマーナ・イスラム投資銀行
  http://www.amanahbank.gov.ph/
- フィリピンナショナルバンク
  https://www.pnb.com.ph/
- 中国貯蓄銀行
  http://cbs.com.ph/
- フィリピン保険委員会
  https://www.insurance.gov.ph/
- 内国歳入庁（BIR）
  https://www.bir.gov.ph/
- 海外フィリピン人銀行
  http://www.overseasfilipinobank.gov.ph/
- フィリピン大統領広報部
  https://pcoo.gov.ph/
- フィリピン人海外居住委員会
  https://www.cfo.gov.ph/
- フィリピン外務省
  https://www.dfa.gov.ph/
- フィリピンマイクロファイナンス協会
  http://www.microfinancecouncil.org/

【国際機関・外国機関文献・データベース】

- 国際決済銀行（BIS）
  https://www.bis.org/
- 国際通貨基金（IMF）
  http://www.imf.org/external/index.htm
- 日本貿易振興機構（JETRO）
  https://www.jetro.go.jp/
- 三井住友銀行
  http://www.smbc.co.jp/
- PayMaya Philippines
  https://paymaya.com/
- coin.ph
  http://coin.ph/
- Coin　Dance
  https://coin.dance/

【その他報道機関、雑誌等】

- CNN Philippines
  http://cnnphilippines.com/
- Manila Times
  https://www.manilatimes.net/news/
- PinoyMoneyTalk
  https://www.pinoymoneytalk.com/
- Manila Bulletin Business“
  https://business.mb.com.ph/
- Philtaxwindow
  www.philtaxwindow.com/
- Company Formation
  http://www.companyformationphilippines.com/
- Business Times
  https://www.businesstimes.com.sg/
- Philippines Daily Inquirer
  https://newsinfo.inquirer.net/
- Filipino Times
  https://filipinotimes.net/
- Philippine Star
  https://www.philstar.com/
- Business World
  http://www.bworldonline.com/
- Philstar Global
  https://www.philstar.com/
- ABS-CBN News
  https://news.abs-cbn.com/
- Nikkei Asian Review
  https://asia.nikkei.com/
- Channel News Asia
  https://www.channelnewsasia.com/news/business
- 国宗浩三「国際資本移動と東アジアの新興市場諸国」調査研究報告書　アジア経済研究所　2009 年

X. ベトナム社会主義共和国
（Socialist Republic of Viet Nam）

＜目次　～ベトナム～＞

第 1 章　市場環境の特徴 2
第 2 章　金融制度概要 3
1.　金融機関の種類 3
(1)　銀行等の業態 3
(2)　商業銀行 5
2.　監督官庁と指導体制 9
3.　ベトナムの金融制度の特徴 10
4.　預金保険制度の枠組み 11
5.　個人資産運用に関わる税制全体の中での預貯金税制 12
第 3 章　郵便貯金の概要 13
1.　設立目的・沿革概要 13
2.　組織形態 14
(1)　経営形態 14
(2)　金融サービス提供の形態 15
(3)　窓口取扱時間 16
3.　主な業務内容 16
(1)　預金業務概要（提供商品） 16
(2)　資金運用方法 17
(3)　貸付業務概要 17
(4)　送金・決済業務概要 18
(5)　付随業務概要 19
4.　会計基準と財務諸表 20
第 4 章　金融セクターにおけるリテール金融機関の特徴 21
1.　リエンベト郵便銀行 21
(1)　リエンベト郵便銀行の特徴（ユニバーサル提供義務等） 21
(2)　金融市場の中でのリエンベト郵便銀行の競争力 22
(3)　リエンベト郵便銀行の戦略 23
2.　人民信用金庫 24
(1)　人民信用金庫の特徴 24
(2)　金融市場の中での人民信用金庫の競争力 25
3.　金融システム全体におけるリテール金融（郵便貯金及び貯蓄金融機関等）の位置づけ 25
第 5 章　最近の金融動向と今後の展望 26
1.　最近の金融動向等 26
(1)　「金融包摂/排除（Financial Inclusion/Exclusion）」の取り組み現状 26
(2)　マイクロファイナンスなどソーシャルファイナンスの現況等 26
(3)　銀行に対する外国人投資家の出資上限緩和の動き 27
(4)　不良債権問題への取り組み 27

(5)　銀行の合併再編の動き……28
2.　最近のリテール決済の動向……29
(1)　リテール・バンキングへのシフト……29
(2)　キャッシュレス決済分野における政府の取り組み……30
(3)　キャッシュレス化の状況……31
(4)　モバイル決済の動向……33
(5)　インターネット経由買い物の状況等……35
(6)　リテール決済に関する法規制の動向……37
(7)　フィンテック新興に向けた政府・中央銀行の取り組み……39
(8)　フィンテック企業の動向……39
3.　今後のリエンベト郵便銀行の動向……43
＜出所資料一覧＞……44
【国際機関・外国機関文献・データベース】……44
【中央銀行・監督官庁・銀行協会等 HP】……44
【論文・雑誌・業界紙】……44
【郵便公社・郵貯等 HP】……45
【民間金融機関等 HP】……45

＜略語集＞

略語	原語（英語）	日本語訳
Agribank	Vietnam Bank for Agriculture and Rural Development	ベトナム農業農村開発銀行
BIDV	Joint Stock Commercial Bank for Investment and Development of Vietnam	ベトナム投資開発銀行
Co-op Bank	Co-op Bank	ベトナム協同組合銀行
DIV	Deposit Insurance of Vietnam	ベトナム預金保険機構
Eximbank	Vietnam Export Import Bank	ベトナム輸出入銀行
IFC	International Finance Corporation	国際金融公社
ISA	Insurance Supervisory Authority	保険監督局
MHB	Housing Bank of Mekong Delta	メコンデルタ住宅開発銀行
NFSC	National Financial Supervision Commission	国家金融監督委員会
PCF	People's Credit Fund	人民信用金庫
PTI	Post Telecommunication Joint Stock Insuarance Company	郵便通信保険株式会社
PTO	Postal Transaction Office	郵便局 （金融サービス取扱局）
SBV	State Bank of Vietnam	ベトナム国家銀行
SSC	State Securities Commission	国家証券監督委員会
VAMC	Vietnam Asset Management Company	ベトナム整理回収機構
VBSP	Vietnam Bank for Social Policy	ベトナム社会政策銀行
VDB	Vietnam Development Bank	ベトナム開発銀行
Vietcombank	Joint Stock Commercial Bank for Foreign Trade of Vietnam	ベトナム外国貿易商業銀行
VietinBank	Vietnam Joint Stock Commercial Bank for Industry and Trade	ベトナム産業貿易商業銀行
VNPost	Vietnam Post	ベトナム郵便公社
VPSC	Vietnam Postal Savings Service Company	ベトナム郵便貯金サービス会社

第 1 章　市場環境の特徴

図表 1: ベトナムの概要

分類	項目	
一般事情	面積	約 33 万平方キロメートル
	人口	9,458 万人（2018 年、IMF 統計）
	首都	ハノイ
	民族	キン族（約 86%）他 53 の少数民族
	言語	ベトナム語
	宗教	仏教、カトリック、カオダイ教 他
	在留邦人数	17,266 人（2017 年 10 月）
政治体制・内政	政体	社会主義共和国
	元首	グエン・フー・チョン（書記長との兼務）
	会議	一院制：定数 500 名
	首相	グエン・スアン・フック
経済	主要産業	農林水産業、鉱業、工業
	GDP	2,414 億ドル（2018 年、IMF 統計）
	1 人あたり GDP	2,553 ドル（2018 年、IMF 統計）
	実質 GDP 成長率	6.6%（2018 年、IMF 統計）
	通貨	ドン。1 ドル＝22,714 ドン、100 円＝0.49 ドン（2018/9/28）



（出所）IMF、外務省、日本貿易振興機構、中央銀行、Bloomberg 等を基に作成

図表 2: ベトナムの主要経済指標

	単位	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
人口	万人	8,512	8,603	8,693	8,784	8,881	8,976	9,073	9,171	9,269	9,364	9,458
名目 GDP	億米ドル	983	1,016	1,128	1,346	1,555	1,704	1,858	1,913	2,013	2,204	2,414
1 人あたり GDP（名目）	米ドル	1,154	1,181	1,297	1,532	1,751	1,899	2,047	2,086	2,172	2,353	2,553
実質 GDP 成長率	%	5.7	5.4	6.4	6.2	5.2	5.4	6.0	6.7	6.2	6.8	6.6
消費者物価上昇率	%	23.1	6.7	9.2	18.7	9.1	6.6	4.1	0.6	2.7	3.5	3.8
経常収支	GDP 比 %	-11.0	-6.5	-3.8	0.2	6.0	4.5	4.9	-0.1	2.9	2.5	2.2
財政収支	GDP 比 %	-0.5	-6.0	-2.8	-1.1	-6.9	-7.4	-6.3	-5.5	-4.8	-4.5	-4.6
政府債務	GDP 比 %	39.4	45.2	48.1	44.7	48.4	52.0	55.0	57.4	59.9	58.5	57.8

（出所）IMF "World Economic Outlook October 2018"を基に作成（閲覧日：2018 年 10 月 10 日）

第 2 章　金融制度概要

1.　金融機関の種類

銀行等の金融機関、ノンバンクは、「与信機関」として 1997 年与信機関法（Law on Credit Institutions, Law No. 02/1997/QH10）に基づき、業務、組織等が規定されていた。2011 年 1 月に施行された 2010 年与信機関法（Law No.47/2010/QH12、2010 年 6 月 16 日に国会で成立）では、1997 年与信機関法及び 2004 年の修正与信機関法の内容を包含し、更に、信用機関の創設、再創設、消滅の規定、商業銀行とノンバンクの業務取扱範囲の明確化等について、守備範囲の拡大や精緻化が行なわれている。また、中央銀行であり金融監督機関でもあるベトナム国家銀行（State Bank of Vietnam, SBV）の権限、権能、組織等については、2011 年 1 月 1 日施行のベトナム国家銀行法（Law on State Bank of Vietnam 2010）によって規定されている。

SBV の監督下にある与信機関に加え、財務省（Ministry of Finance）所管の開発金融機関であるベトナム開発銀行（Vietnam Development Bank, VDB）、国営のマイクロファイナンス機関であるベトナム社会政策銀行（Vietnam Bank for Social Policy, VBSP）など、社会政策を担う国営の金融機関がある。民間のマイクロファイナンス機関は、株式会社としての設置が 2010 年与信機関法で規定された。

(1)　銀行等の業態

商業銀行の業態は、資本構成に基づき①国有商業銀行、②民間商業銀行、③合弁銀行、④外国銀行現地法人に大別される。その他、外国銀行支店もリテール金融業務を取り扱っているほか、ノンバンクとしてはファイナンス会社やリース会社などが存在する。

図表 3: ベトナム国家銀行の監督下の銀行等の業態分類

業態	銀行数（シェア）	総資産（シェア）	根拠法	特徴
国有商業銀行 (State Owned Commercial Banks)	4 (0.3%)	4,654 (45.1%)	2010年与信機関法	2000年代前半までは国有企業向け貸付が主体。以降、民間セクターの拡大とともに民間向け貸付が増加し、現在は民間向け貸付が国有企業向け貸付を上回る。
民間商業銀行 (Joint Stock Commercial Banks)	31 (2.4%)	4,197 (40.6%)		民間商業銀行は、当初は国内資本のみによって設置された。主な融資先は中小企業である。外国銀行による株式保有も認められている。リエンベト郵便銀行（Lien Viet Post Bank)の総資産は163兆ドン（2017年12月）
合弁銀行 (Joint Venture Banks)	2 (0.2%)	1,009 (9.8%)		1990年に開設が認められた、外国銀行と国営商業銀行との合弁銀行である。
外国銀行現地法人 (Wholly Foreign Owned Banks)	9 (0.7%)			100％外資の現地法人。2006年に開設が認められた。
外国銀行支店 (Foreign Bank Branches)	48 (3.7%)			1990年に開設が認められた。支店では個人向け、商業向けサービスともに認められている。
外国銀行駐在員事務所 (Foreign Bank Representative Offices)	49 (3.8%)	-		省、直轄市あたり1ヵ所の開設が認められている。
ベトナム協同組合銀行（Co-operative Bank of Vietnam	1 (0.1%)	28 (0.3%)		2013年、中央人民信用金庫がベトナム協同組合銀行に改組された。
人民信用金庫（People's Credit Funds)	1,147 (88.0%)	108 (1.0%)		人民信用金庫は1993年に設立された民間の信用組合であり、会員間の資金の貸借、人民信用金庫の会員に対する銀行業務を主たる業務とする。
ベトナム社会政策銀行 (Vietnam Bank for Social Policies)	1 (0.1%)	190 (1.8%)		国有の政策銀行。商業銀行からの借入ができない貧困層向けの貸付を行う。
ファイナンス会社（Finance companies)	16 (1.2%)	144 (1.4%)		繊維、ゴム、通信、セメント、化学という具合に特定業種についてファインナンス会社が存在する。
リース会社 (Leasing companies)	11 (0.8%)			国有会社、株式会社、銀行子会社、合弁会社、100％外資銀行による設立が認められている一方で、対象業種が明確でない会社も存在する。
合計	1,303	10,329		

（注 1）総資産は 2018 年 3 月末、単位は兆ドン
（注 2）国有商業銀行数・民間商業銀行数・外国銀行現地法人数は 2018 年 6 月末、
合弁銀行数・ベトナム社会政策銀行数は 2015 年 12 月末
外国銀行支店数・外国銀行駐在員事務所数・ベトナム協同組合銀行数・ファイナンス会社数・リース会社数は 2018 年 6 月末
人民信用金庫数は 2015 年 11 月末
（注 3）上記以外にも、財務省（Ministry of Finance）所管のベトナム開発銀行（Vietnam Development Bank, VDB）が存在するが、総資産は不明である。
（出所）ベトナム国家銀行（SBV）ウェブサイトを基に作成（閲覧日：2018 年 9 月 28 日）

IMF の統計に基づく 2017 年の銀行預金残高は 6,795 兆ドンであり、2007 年の 1,033 兆ドンの 6.6 倍の規模に増加した（図表 4）。2007～2017 年の平均増加率は 20.9%に達し、特に定期預金の増加率は 24.5%と高水準になっている。

図表 4: 銀行の預金残高（年末、兆ドン）

	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	期間平均増加率
普通預金	215	196	272	288	315	385	483	575	688	819	973	16.9%
定期預金	597	791	1,005	1,467	1,684	2,212	2,691	3,277	3,717	4,516	5,181	24.5%
外貨預金	222	289	341	386	405	403	514	546	640	617	642	11.7%
合計	1,033	1,277	1,617	2,140	2,403	3,000	3,688	4,398	5,045	5,952	6,795	20.9%

（出所）IMF International Financial Statistics（CEIC より取得）を基に作成

2017 年の国内における非政府部門に対する貸出額は 6,544 兆ドンで、2007 年の 1,068 兆ドンから約 6.1 倍の規模に増加した（図表 5）。

図表 5: 銀行の貸出等（年末、兆ドン）

	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	期間平均増加率
国内政府貸出等	109.3	152.5	158.1	201.7	258.9	364.8	480.5	608.1	674.8	813.4	854.2	23.5%
国内非政府貸出等	1,068	1,339	1,869	2,476	2,830	3,078	3,470	3,950	4,693	5,575	6,544	20.2%
合計	1,177	1,492	2,027	2,677	3,089	3,443	3,950	4,558	5,368	6,388	7,398	20.4%

（出所）IMF International Financial Statistics（CEIC より取得）を基に作成

(2) 商業銀行

ベトナムの商業銀行は、国有商業銀行（State Owned Commercial Banks）、民間商業銀行（Joint Stock Commercial Banks）、合弁銀行（Joint Venture Banks）、外国銀行現地法人（Wholly Foreign Owned Banks）の 4 つに分かれる。

1988 年までは、ベトナム国家銀行（SBV）は、中央銀行機能と商業銀行機能の 2 つの機能を有していた（モノバンクシステム）。しかし、同年に商業銀行部局が分離し、1990 年ベトナム国家銀行指令を経て再編が行われ、商業銀行機能は 4 つの国有商業銀行に委譲され、各行がそれぞれの政策分野を担当することとなった。これにより、SBV の役割は、中央銀行機能、つまり、通貨政策の策定、外国為替準備金管理、商業銀行などの信用機関の許可、監督に限定された。

4 つの国有商業銀行とは、①中央銀行の産業・商業融資部門を担当するベトナム産業貿易商業銀行（Vietnam Joint Stock Commercial Bank for Industry and Trade, VietinBank）、②農業部門を担当するベトナム農業農村開発銀行（Vietnam Bank for Agriculture and Rural Development, Agribank）、③外国貿易部門を担当するベトナム外国貿易商業銀行（Joint Stock Commercial Bank for Foreign Trade of Vietnam, Vietcombank）、④インフラ部門を担当するベトナム投資開発銀行（Joint Stock Commercial Bank for Investment and Development of Vietnam, BIDV）である。

4 大国有商業銀行に加えて、1997 年にはメコンデルタ住宅開発銀行（Housing Bank of Mekong Delta, MHB）が 5 行目の国有商業銀行として設立された。当初の設立目的はメコンデルタ地域の住宅開発の支援であったが、中小企業貸付、農

村地域の個人への貸付等に–範囲拡大を進め、2015 年 5 月には同じ国有銀行である BIDV と合併した。その結果、国有商業銀行は再び 4 行となった。

その後、財務内容の悪化した Construction Bank、Ocean Bank、GPBank の民間商業銀行 3 行を SBV が強制買収（国有化）して国有商業銀行となり、一方で形式上は民営化していたものの国有商業銀行として数えられていた Vietcombank、Vietin Bank、BIDV が民間商業銀行扱いとなり、2016 年 6 月時点で国有商業銀行は 4 行となった。

国有商業銀行は、当初は特定の政策目的の融資のために設立され、融資先は国有企業を対象としていたが、徐々に民間向けの融資を増加させてきた。他方、銀行セクターに占める国有商業銀行の融資額シェアは低下傾向にあり、2010 年には 44.7%となった。不振銀行の国有化に伴い融資額シェアはやや増え、2017 年 12 月末の融資シェアは 49.8%となった。（図表 6）。

図表 6: 国有商業銀行とその他金融機関の貸出額及び構成比（単位：兆ドン）

	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
国有商業銀行	763	982	1,107	1,270	1,427	1,625	1,850	2,304	2,723	3,174
	57.0%	52.5%	44.7%	44.9%	46.4%	46.8%	46.8%	49.1%	50.3%	49.8%
その他金融機関	576	887	1,369	1,560	1,651	1,844	2,100	2,389	2,695	3,198
	43.0%	47.5%	55.3%	55.1%	53.6%	53.2%	53.2%	50.9%	49.7%	50.2%
総額	1,339	1,869	2,476	2,830	3,078	3,469	3,950	4,693	5,418	6,372

（出所）IMF Country Report No. 10/281（2010 年 9 月）、No. 14/311（2014 年 10 月）、No. 16/240（2016 年 7 月）、No. 17/190(2017 年 7 月)、No. 18/215(2018 年 7 月) を基に作成

相対的シェアの低下が目立つ国有商業銀行であるが、これまでに構築してきたネットワークの規模は、他の民間銀行を凌駕している。国有商業銀行の一つである Agribank は、地方開発及び農業開発の主たる役割を有している。全国に 2,233 の支店・出張所を設置しており(2017 年 6 月末)、2016 年には ATM ネットワークの充実度など、複数の賞を受賞している[1]。また、国有商業銀行のうち Vietcombank、VietinBank、BIDV の 3 行は、ホーチミン証券取引所に上場して形式上は民営化した後も、SBV が過半数の株式を保有しているために引き続き国有商業銀行と位置づけられてきたが、2017 年 12 月現在、民間商業銀行と位置づけられるようになった（図表 7）。なお、Vietcombank と VietinBank についてはみずほ銀行と三菱 UFJ 銀行が、それぞれ外国戦略投資家（Foreign Strategic Investor）として出資している。

[1] ベトナム農業農村開発銀行（Agri bank）、http://agribank.com.vn/102/784/about-us/history.aspx

図表 7: 国有商業銀行の上場時期と主要株主

国有商業銀行名	略称	上場	主要株主
Vietnam Bank for Agriculture and Rural Development	Agribank	未上場	SBV 100%
Vietnam Construction Bank	Construction Bank	未上場	SBV 100%
Global Petro Commercial Bank	GP Bank	未上場	SBV 100%
OCEAN Commercial Bank	OCEAN Bank	未上場	SBV 100%
民営化した元国有商業銀行	略称	上場	主要株主
Joint Stock Commercial Bank for Foreign Trade of Vietnam	Vietcombank	Jun-09	SBV 77.11% みずほ銀行 15.0%
Vietnam Joint Stock Commercial Bank for Industry and trade	VietinBank	Jul-09	SBV 64.46% 三菱UFJ銀行 19.73% IFC Cap Fund 5.39% IFC 2.63%
Joint Stock Commercial Bank for Investment and Development of Vietnam	BIDV	Jan-14	SBV 95.28%

（出所）各行 2017 年 Annual Report、ウェブサイトより作成（閲覧日：2018 年 9 月 28 日）

民間商業銀行は 2018 年 6 月末で 31 行である。1990 年代前半に多くが設立され、一部は外国銀行を戦略投資家として受け入れている。また、国有商業銀行が民間商業銀行に出資しているケースもある。民間商業銀行の融資先は中小企業とリテール向けが中心となっている。

合弁銀行は国有商業銀行と外国資本による合弁の銀行である。2006 年以降 4 行存在したが、2016 年に入り VID Public 銀行がパブリック銀行（マレーシア）の外国銀行現地法人となり、Vinasiam 銀行がサイアム商業銀行（タイ）のホーチミン支店に事業移管を行って清算手続に入ったことで、残るは 2 行のみとなった。現存する 2 行はいずれも 50:50 の出資比率で、それぞれ台湾とロシアの資本が入っている。営業活動は民間商業銀行と同様である。

図表 8: 合弁銀行の出資構成

合弁銀行名	ライセンス取得	出資構成
Indovina Bank	Nov-90	VietinBank 50% Cathay United Bank 50%（台湾）
Vietnam-Russia Joint Venture Bank	Oct-06	BIDV 50% VTB Group 50%（ロシア）

（出所）各行ウェブサイトより作成、（閲覧日：2018 年 9 月 28 日）

外国銀行現地法人については、2006 年に出された政令第 22 号（Decree No. 22/2006/ND-CP）により設置が認められるようなった。（なお、その後、与信機関法 47/2010/QH12 や、その修正・補足法 17/2017/QH12 など新たな法律が施行されたため、42/2018 / ND-CP に基づき、政令第 22 号は廃止されている）

SBV は、2014 年 12 月末までに香港上海銀行、スタンダード・チャータード銀行、オーストラリア・ニュージーランド銀行、新韓銀行（韓国）、ホンリョン銀行（マレーシア）の 5 つの外国銀行に営業許可を出している。2015 年 3 月には、

合弁銀行である VID Public Bank のベトナム投資開発銀行の持分（50%）を合弁パートナーであるマレーシアのパブリックバンク（Public Bank Berhad）に売却し、同行が外国銀行現地法人となることを承認した[2]。翌 2016 年に改組され、4 月 1 日よりパブリック・バンク・ベトナムとしてベトナムにおける 6 行目の外資子銀行として営業している。[3]

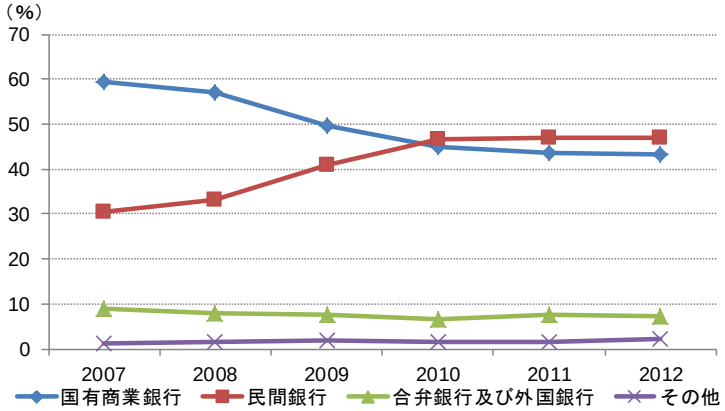
外国銀行現地法人は創設以来、短い期間の中で利益を上げているが、ベトナムへの海外投資の拡大による口座開設数の増加によるところが大きく、また増加しつつあるミドルクラス層へのサービス提供に力を注いでいる。

また、2016 年 11 月から営業している韓国のウリィ銀行(Woori Bank)が 7 行目[4]、同年 12 月に営業を開始したマレーシアの商業国際貿易商銀行(Commerce International Merchant Bankers＝CIMB)[5]が 8 行目の外資子銀行となった[6]。

2017 年 7 月には、シンガポールの UOB 銀行（United Overseas Bank）は、9 行目の設立認可を取得しており[7]、2018 年 8 月に営業を開始している[8]。

ただし、2018 年 8 月に、ブオン・ディン・フエ副首相は、国内銀行保護のため、外資 100%の銀行の新規設立認可を抑制、もしくは停止する方針を明らかにしており[9]、今後は外国銀行の進出が停滞する可能性が出ている。

図表 9:国有商業銀行、民間銀行、合弁銀行及び外国銀行における預金残高のシェア



（注）2012 年のみ 3 月末、その他は 12 月末の数値
（出所）VPBank Securities「Vietnam Banking Industry」（2014 年 1 月）を基に作成

[2] Public Bank Corporate Press Release, 20 April 2015
https://www.publicbankgroup.com/news-announcements/press-release
[3] ベトナム総合情報サイト VIETJO http://www.viet-jo.com/news/economy/160331072454.html
[4] ベトナム総合情報サイト VIETJO http://www.viet-jo.com/news/economy/161108074741.html
[5] ベトナム総合情報サイト VIETJO http://www.viet-jo.com/news/economy/150813061829.html
[6] CIMB ウェブサイト
https://www.cimb.com/en/news/news/2016/cimb-banks-on-vietnam-great-potential-as-new-asean-tiger.html
（閲覧日：2018 年 11 月 8 日）
[7] UOB ウェブサイト（閲覧日：2018 年 11 月 8 日）
https://www.uobgroup.com/web-resources/uobgroup/pdf/about/newsroom/news-releases/2017/fosb-licence-vn-businesses-and-consumers.pdf
[8] UOB ウェブサイト（閲覧日：2018 年 11 月 8 日）
https://www.uobgroup.com/web-resources/uobgroup/pdf/newsroom/2018/UOB-celebrates-official-Vietnam-subsidiary-opening.pdf
[9] Reuters ” Vietnam to limit new foreign bank licenses to encourage local acquisitions”
https://www.reuters.com/article/vietnam-economy-bank-licenses/update-1-vietnam-to-limit-new-foreign-bank-licenses-to-encourage-local-acquisitions-idUSL4N1V03KL（閲覧日：2018 年 10 月 30 日）

2. 監督官庁と指導体制

ベトナムでは銀行、証券、保険の業界別にそれぞれの根拠法に基づく監督機関により監督されている（図表 10）。銀行を含む預金取扱金融機関は、与信機関法によって規定され、中央銀行であるベトナム国家銀行（SBV）に監督される。なお、保険会社は保険法によって規定され、財務省保険監督局（Insurance Supervisory Authority, ISA）に監督される。証券会社及び証券投資会社は証券法によって規定され、財務省の国家証券監督委員会（State Securities Commission, SSC）に監督される。

なお、2000 年に制定された保険法については 2010 年に改正・補足（amending and supplementing）が行なわれ、翌 2011 年に施行された。これにより、外国保険会社の参入が認められることとなった。具体的な参入の方法としては現地法人設立、合弁会社設立、国内の保険会社の買収、支店設立、海外からの保険商品の直接販売が認められる[10]。

2006 年 5 月に出された 2006 年首相決定「ベトナム銀行セクターの 2010 年及び 2020 年に向けた発展計画」では、「2010 年以降に銀行、証券、保険の金融業務を監督する包括的な金融監督機関を設立していくための前提条件を整備していく」旨、明記された。更に 2008 年 3 月付首相決定を受けて、「国家金融監督委員会（National Financial Supervision Commission, NFSC）」が設置された[11]。NFSC の役割は金融業界を網羅的にカバーし、監督・規制について提言するものと位置づけられている。NFSC が金融の規制・監督を直接行うわけではなく、日常の規制・監督業務は SBV と財務省、SSC が担当している。

与信機関に関する法体系は、与信機関法が業態範囲と業務、ガバナンス、監督、罰則、破産等を定めている。このほか、業態・組織に関する規定として、協同組織法、小規模金融機関に関する規定がある（図表 11）。また、業務に関しては、決済サービス、カード業務、電子バンキング、外国為替等、個別の業務の詳細を定めた規定がある。

銀行セクターの規制については、バーゼル委員会が定める国際標準に近づけていくことを主眼に、2014 年 4 月に新たな政令第 26 号（Decree No. 26/2014/ND-CP）が制定され、SBV の検査部門の組織改正が行われた。同時に、規制体制が①ライセンス交付、②健全性規制、③監督と検査、④罰則の適用の 4 分野を包含するように拡充され、首相の判断によっては検査の期間を最大 70 日間まで延長可能と定めた。同政令は、同年 6 月 1 日に発効している[12]。また、2016 年 3 月に SBV は自らの業務改善計画（Decision No.282/QD-NHNN）を公表しており、2020 年にかけて組織改革を実施し業務の効率化を図ることとしている[13]。

---

[10] Frasers Law Company「VIETNAM INSURANCE LAW UPDATE」（2013 年 1 月）、http://www.frasersvn.com/wp-content/uploads/2013/01/Legal-Update-Insurance-Sector-Jan-2013-EN-00020347.pdf

[11] 同首相決定によると、国家金融監督委員会の役割には、1.国内金融市場（バンキング、証券、保険）監督規則の対首相提案、2.国際的水準の金融監督体系を導入するための計画策定・当局間調整・対首相提案、3.金融市場における業界監督の当局間調整、4.金融機関免許基準の調整・監督、5.バンキング市場分析及び対首相報告、6.金融業界における違反行為対応の提言、7.財務省、ベトナム国家銀行及び他の省庁からの金融業界に関する情報提供の要請、8.その他首相任命による業務の遂行、が含まれている。

[12] LNT & Partners「Monthly Legal Briefing」（2014 年 4 月）（閲覧日：2018 年 9 月 28 日）http://lntpartners.com/documents/Legal

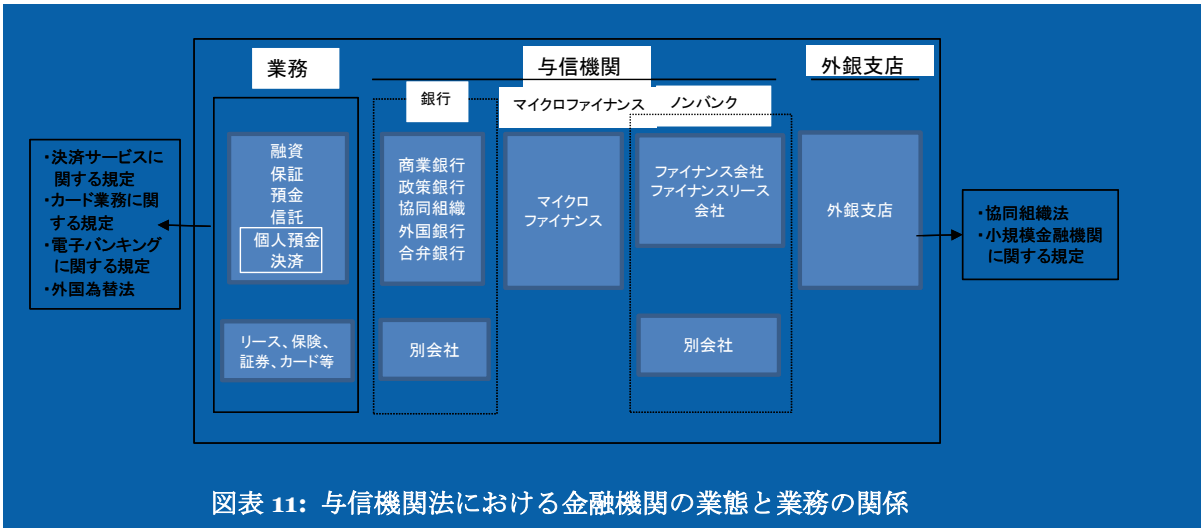
[13] ベトナム国家銀行「SBV issued administrative reform plan in the period of 2016 - 2020」

2017 年の与信機関法の改正（17/2017/QH12）では、再建が困難となった金融機関の処理方法として、民事再生・会社更生、吸収合併、解散、強制的な資本委譲、破産を定め、この改正法により、金融機関の破産が可能となった。

図表 10: 金融機関の監督機関

金融機関	監督機関	法的根拠
銀行・ノンバンク	ベトナム国家銀行（SBV）	与信機関法
保険会社	財務省保険監督局（ISA）	保険法
証券会社・証券投資会社	国家証券監督委員会（SSC）	証券法

（出所）関連法規等を基に作成（閲覧日：2018 年 9 月 28 日）



図表 11: 与信機関法における金融機関の業態と業務の関係

（出所）与信機関法等を基に作成

3. ベトナムの金融制度の特徴

銀行セクターにおいては、ベトナム国家銀行（SBV）のほか、国有商業銀行が中心的役割を担ってきた（1988 年以降、国家銀行から国有商業銀行が分離）。しかし、国有商業銀行の競争力強化のために、一部の国有商業銀行の部分的な民営化（株式会社化）が 2007 年頃から行われるようになり、2007 年にはベトナム外国貿易商業銀行（Vietcombank）、2008 年にはベトナム産業貿易商業銀行（VietinBank）、2011 年にはベトナム投資開発銀行（BIDV）とメコンデルタ住宅開発銀行（MHB）がそれぞれ株式会社化された。

また、外国銀行主導による国内商業銀行の競争力強化を目的として、2007 年 4 月に出された政令第 69 号（Decree No.69/2007/ND-CP）により外国戦略投資家（Foreign Strategic Investor）の制度（外国銀行による投資）が導入され、海外の大手銀行が国内銀行の主要株主となり、経営を多角的に支援することが奨励された。外国銀行による大規模な出資のこれまでの主な事例として、2007 年 11 月

に発表された三井住友銀行によるベトナム輸出入銀行（Vietnam Export Import Bank, Eximbank）への 15%の出資[14]、2011 年 1 月に発表された国際金融公社（International Finance Corporation, IFC）及び IFC キャピタリゼーションファンドによる VietinBank への 10%の出資[15]（その後の増資により 2015 年 9 月で 8%[16]）、2011 年 9 月に発表されたみずほ銀行による Vietcombank への 15%の出資[17]、2012 年 12 月に発表された三菱 UFJ 銀行による VietinBank への 20%の出資[18]が挙げられる。

外国投資家による国内銀行への出資比率の制限は、一行当たり全外国投資家合計で 30%までである。なお、出資比率については、2014 年 1 月に公布された政令第 1 号（Decree No.01/2014/ND-CP）により、外国戦略投資家による保有比率の上限が、2007 年の政令第 69 号の一行当たり 15%（首相が特例として承認した場合は 20%）から 20%に引き上げられた。

また、外国銀行以外の外国機関投資家（foreign institutional investor）による株式保有比率の制限は、政令第 1 号により、政令第 69 号の一行当たり 5%から 15%（銀行の子会社を含む投資の場合は 20%）に引き上げられた。

更に、政令第 1 号は、政令第 69 号の「一つの外国信用機関（foreign credit institution）は、一つの銀行において唯一の外国戦略投資家となる」との規定を廃止し、外国戦略投資家は、この銀行以外のベトナムの銀行において 10%以上の資本金（charter capital）を有してはならないと規定し、出資制限はあるものの当該銀行以外の銀行への投資を可能にした。

前述の通り、近年、民間商業銀行、外銀支店、外国銀行現地法人、ノンバンクといった民間信用機関の存在感が増しており、市場における競争が一段と激しくなるとともに、先進的な金融サービスの導入が進みつつある。

4. 預金保険制度の枠組み

ベトナムの預金保険については、1997 年与信機関法第 17 条第 1 項に、「与信機関は、預金保険制度に加盟しなければならない。保証限度額は、政府が定める」と規定されている。これに基づき、1999 年 11 月 9 日の首相決定（Decision No.218/1999/QD-TTg）により、ベトナム国家銀行（SBV）傘下の機関としてベトナム預金保険機構（Deposit Insurance of Vietnam, DIV）が設立され、2000 年 7 月 7 日に業務が開始されたが、現在は独立した組織になっている。これまで、首相府及び SBV は、預金保険に関する法的な書類を数多く発布してきたが、DIV の設立根拠を法制化するとともに、預金保険の法的規制を強化し、関連の法的書類の有効性を高めるため、2012 年 6 月 16 日に預金保険法（Law on Deposit Insurance, No. 06/2012/QH13）が制定され、同法は 2013 年 1 月に施行された。預金保険法の特徴としては、預金保険の管理監督を SBV に一元化すること、従来

[14] 三井住友銀行プレスリリース（2007 年 11 月 27 日）、http://www.smbc.co.jp/news/html/j200237/j200237_01.html
[15] VietinBank ウェブサイト、http://investor.vietinbank.vn/HistoricalDividend.aspx
[16] VietinBank ウェブサイト、http://investor.vietinbank.vn/MajorSharesHolders.aspx
[17] みずほフィナンシャルグループ プレスリリース（2011 年 9 月 30 日）
http://www.mizuhobank.co.jp/company/release/cb/pdf/20110930.pdf
[18] 三菱東京 UFJ 銀行プレスリリース（2012 年 12 月 27 日）、http://www.bk.mufg.jp/news/news2012/pdf/news1227.pdf

は協同組合や民間企業の預金も含まれていた保証の対象を個人の預金に限定すること、預金保険のための基金を保全するため DIV の投資行動を規定すること等が挙げられる[19]。本法律の施行に伴い、個人のベトナムドン預金を取り扱う全ての金融機関（政策銀行と開発銀行は対象外）が加盟することとなった。また、2016 年には首相決定（No. 527/QD-TTg）により、DIV が単独株主有限責任法人（one member limited liability company）の国営金融機関であることが明示され、法制度上の位置付けが明確化された。

DIV には 2018 年時点で商業銀行と外国銀行、人民信用金庫（People's Credit Funds, PCF）を含む 1,273 の金融機関が参加している[20]。そのうち 94 機関が銀行、1,175 機関が PCF、4 機関がマイクロファイナンス機関となっている。保証限度額は、2005 年 8 月に出された政令第 109 号（Decree No. 109/2005/ND-CP）により、一金融機関、預金者一人当たり、5,000 万ドンと定められていたが、2017 年 6 月の首相決定（Decision 21/2017/QĐ-TTg）により、限度額は 7,500 万ドンに引き上げられた[21]。また、保険料は、加盟金融機関一律に、付保の対象となる預金の年間平均残高の 0.15%と設定されている。2016 年 6 月で、総資産は 30 兆ドン超である[22]。2016 年 10 月には、預金保険の支払に関する決定（Decision No. 807/QD-DI）が公布されている。

なお、ベトナム郵便貯金サービス会社（Vietnam Postal Savings Service Company, VPSC）は、預金保険料や中央銀行への準備預金の義務がなく、郵便貯金は国により保証されていた。更に、施設・店舗の使用及び賃貸料などについても優遇されていた。もっとも、2011 年に VPSC がリエンベト銀行（Lien Viet Bank）との合併によりリエンベト郵便銀行（Lien Viet Post Bank）となって以降、郵便貯金は預金保険の対象となっており、現在は預金保険の支払い義務がある。

5. 個人資産運用に関わる税制全体の中での預貯金税制

財務省は、個人所得税に関するガイドラインを示した 2008 年 9 月 30 日の通達（Circular No. 84/2008/TT-BTC）及び 2010 年 1 月 11 日の通達（Circular No. 02/2010/TT-BTC）を改正する通達（Circular No. 12/2011/TT-BTC）を 2011 年 1 月 26 日に発出し、預金取扱金融機関における金利に対する免税範囲を規定した。このなかで、ドン、外貨、金の預金金利については個人所得税を免除（利子は非課税所得）するとされている。同通達は 2011 年 3 月 12 日に発効した[23]。

有価証券については、配当金は 5%、キャピタルゲインについては、純利得の 20%もしくは売却価格の 0.1%の税率が課される[24]。

---

[19] Hoang Counsel「The new basic point of the Deposit Insurance Law 2012」（2013 年 1 月）、https://sites.google.com/site/hoangcounsel/banker/law-on-credit-institution/thenewbasicpointofthedepositinsurancelaw2012

[20] ベトナム預金保険機構「List of organizations participating in deposit insurance」（閲覧日：2018 年 10 月 18 日）http://www.div.gov.vn/Default.aspx?tabid=379&cid=194

[21] Vietnam Economic News http://ven.vn/deposit-insurance-effectively-protects-depositors-30054.html

[22] ベトナム預金保険機構「DIV's Meeting held in Vinh City to implement tasks of H2.2016」（2016 年 8 月）http://www.div.gov.vn/DesktopModules/FIS.Articles/PrintView.aspx?ArticleId=6348

[23] 2013 年、不動産業界は与信機関における預金利子を課税対象とすべきという案を政府へ提出したが、実現していない。https://vanbanphapluat.co/circular-no-12-2011-tt-btc-amending-the-ministry-of-finance-s-circular-no

[24] Deloitte. International tax "Vietnam Highlights 2016"、http://www.iberglobal.com/files/2016/vietnam_deloitte.pdf

第 3 章　郵便貯金の概要

1.　設立目的・沿革概要 [25]

ベトナム戦争を経て 1976 年に南北ベトナムが統一され、ベトナム社会主義共和国が誕生した。1990 年代までは、貯蓄率が低く、現金や金（ゴールド）、外貨（米ドル）等をタンス預金として保有することが一般的で、金融システムは未発達であった。ベトナム政府は、経済成長を促進するため、貯蓄を奨励して国内の資金を循環させ、金融資本市場を形成することが優先課題とされた。広く全国に展開する郵便局のネットワークを通じて小口の貯金を安定・定期的に吸収することによって、資金不足問題の解決に貢献できると考え、日本の郵便貯金制度を参考に、1995 年に設立されたベトナム郵便電気通信公社（Vietnam Posts and Telecommunications）内に郵便貯金サービス会社を設立することを決定した。

具体的には、1999 年にベトナム郵便電気通信公社内の独立組織として、ベトナム郵便貯金サービス会社（VPSC）が、郵便金融会社（Post Finance Company）及び損害保険業務を行う郵便保険株式会社（Post Insurance Joint Stock Company: 現 Post Telecommunication Joint Stock Insurance Company, PTI）とともに設立された。その後、2006 年 1 月にベトナム郵便電気通信公社としてグループ会社化、2007 年 12 月にはグループ会社の一員としてベトナム郵便公社（Vietnam Post, VNPost）が創設され、VPSC は、その子会社となった。

更に、2009 年頃から VNPost の金融業務の強化及び日本のように郵便貯金を銀行業に転換することが検討された。2008 年 3 月 28 日に創設された民間商業銀行であるリエンベト銀行（Lien Viet Commercial Joint Stock Bank, Lien Viet Bank）は、創立 3 年目となる 2010 年 3 月 28 日の株主総会において、VNPost による出資（VPSC の資産と追加の現金）に関する提案を承認した。2011 年 2 月、ズン首相は、VNPost によるリエンベト銀行への出資について正式承認した（Letter No. 244/TTg-DMDN）。

VPSC との合併により、リエンベト銀行の資本金は 3 兆 6,500 億ドンから 6 兆 100 億ドンに増加し、総資産も 7 兆ドン増加して 56 兆 1,320 億ドンとなった（2011 年 12 月末）。こうして、VPSC の社員と資産及び 40 万を超える顧客に対する権利、義務を引き継ぐことになった。

上記合併の背景には、VPSC の当時の自己資本比率は 3%程度にとどまっており、規制水準の 8%を下回っていたのみならず、1,450 億ドンに上る債務超過に陥り、破綻リスクに瀕していたことが挙げられる[26]。合併により VNPost は、VPSC の資産簿価を上回る評価額による出資で得られる利益によって、同会社が抱えていた累積損失と破綻リスクを解消することを期待した。リエンベト銀行側にも、成長が見込まれる郵便貯金モデルの発展を通じてベトナムの 10 大民間商業銀行の一角になるという中期目標を達成できるとの期待があった[27]。

---

[25] 名古屋大学大学院経済学研究科 経済科学 第 55 巻第 4 号「ベトナムにおける郵便貯金の展開」（2008 年 3 月）、World Bank「The Role of Postal Networks in Expanding Access to Financial Services- Volume II」及びベトナム郵便電気通信公社、http://www.vnpt.vn/Default.aspx?alias=www.vnpt.vn/en

[26] ベトナム預金保険機構「Lienviet-post bank typical banking M&A deal in 2011」（2011 年 10 月）http://www.div.gov.vn/Default.aspx?tabid=175&CategoryID=4&News=2042

[27] 同上

2011 年 7 月にベトナム国家銀行（SBV）はリエンベト銀行の名称をリエンベト郵便銀行（Lien Viet Post Bank）に変更することを許可した（Decision No. 1633/QD-NHNN）。合併された銀行はベトナム全土の約 1, 100 の郵便局で銀行サービスを提供することができ、ベトナム農業農村開発銀行（Agribank）に並ぶベトナム最大のリテール銀行の一つとなった。

なお、リエンベト郵便銀行は、他の金融機関と同様、本支店の開設に際し、ベトナム国家銀行の認可を受ける必要がある。2013 年 2 月 7 日にホーチミン南部代表事務所とハノイ北部代表事務所の開設が承認された。2018 年 3 月時点で、国内全 63 省/市において、267 の銀行の支店や取引所、約 1,100 の郵便局（Postal Transaction Office, PTO）で銀行業務を行っている[28]。

VNPost は、首相決定を受け、2013 年 1 月からベトナム郵便電気通信公社グループを離れ、情報通信省（Ministry of Information and Communication）の管轄下に置かれ、企業法及び同省の規則に従うこととなった。VNPost は、子会社として Vietnam Stamp Company、Post Stamps Printing Company、VNPost Express Joint Stock Company 及び Post and Telecommunications Tourism JSC の 4 社を有している。

2. 組織形態

(1) 経営形態

ベトナム郵便貯金サービス会社（VPSC）は 2010 年まで、ベトナム郵便公社（VNPost）内の子会社であったが、2011 年に民間銀行のリエンベト銀行（Lien Viet Bank）と合併し、民間商業銀行のリエンベト郵便銀行（Lien Viet Post Bank）となった[29]。VNPost の同銀行の株式保有比率は、2018 年 9 月 28 日現在は 11.45%となっている[30]。

同銀行における過去の主要株主として、リエンベト銀行の設立株主である Him Lam Corporation が挙げられる。同社は Saigon Trading Group、Tan Son Nhat Airports Services Company Limited と共に 2008 年に同銀行を設立しており、2013 年 6 月ではリエンベト郵便銀行の株式 10.44%を所有し、2014 年の株式買増しを通じて 14.98%を所有する最大株主となっていた（2015 年 12 月末）[31]。その後全ての持株を売却し[32]、2018 年 9 月 28 日現在は 11.45%保有の VNPost が最大株主となっている。

---

[28] リエンベト銀行ウェブサイト
https://www.lienvietpostbank.com.vn/en/about/introduction/content/about-us-111111

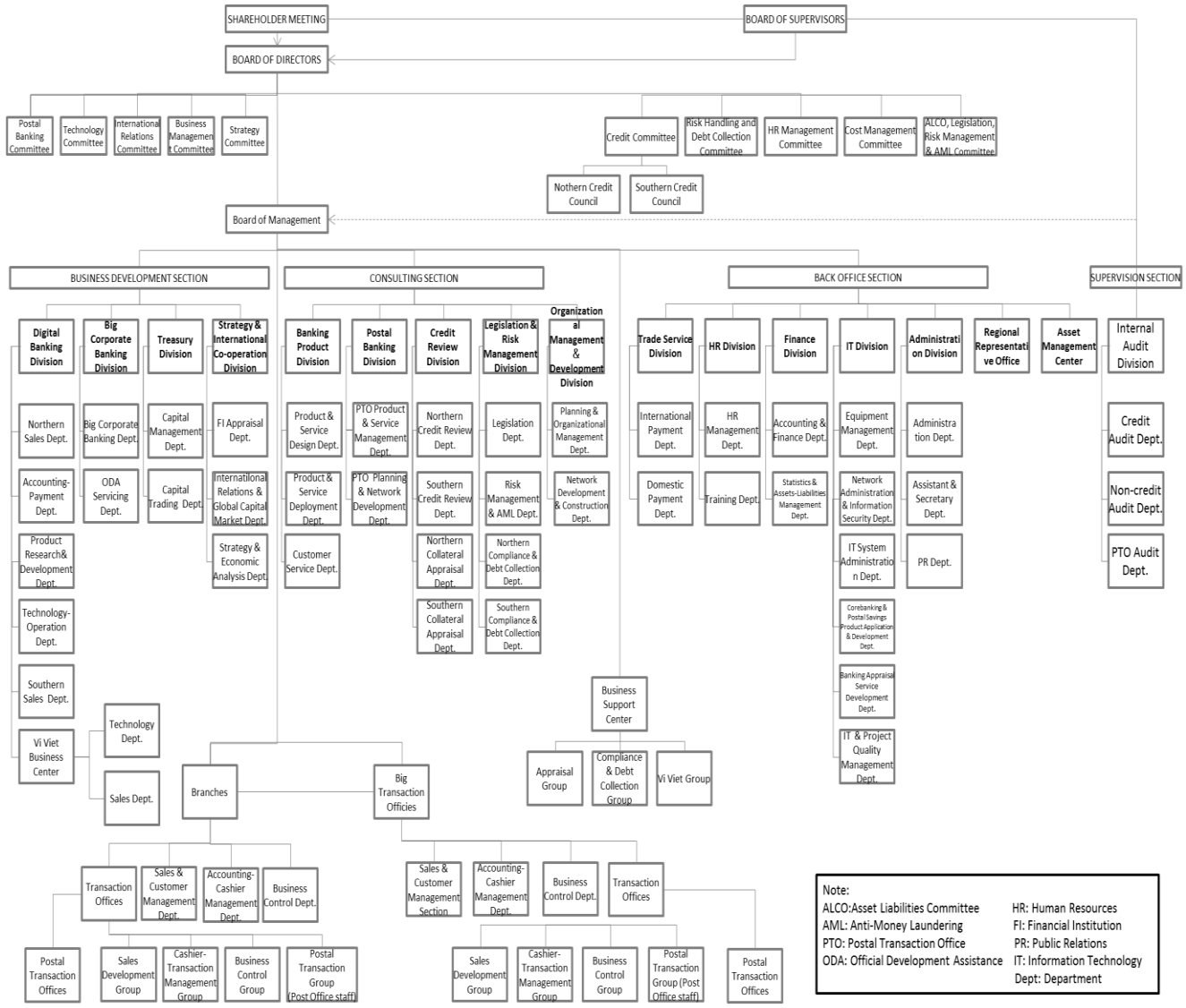
[29] リエンベト銀行ウェブサイト（閲覧日：2018 年 10 月 18 日）
https://www.lienvietpostbank.com.vn/gioi-thieu/chung-toi-la-ai/content/chung-toi-la-ai

[30] リエンベト郵便銀行ウェブサイトより
http://www.lienvietpostbank.com.vn/en/about/introduction/content/about-us-111111

[31] News Net Asia（NNA）「不動産開発ヒムラム、リエンベト銀の筆頭株主に」（2015 年 2 月 12 日）
https://www.nna.jp/news/show/60759

[32] Viet KABU「ヒムラム、リエンベトポスト銀の全持株を売却―大口株主でなくなる」
http://www.viet-kabu.com/news/unlisted/170627125449.html（2017 年 6 月 27 日）

図表 12: リエンベト郵便銀行の組織図



（出所）リエンベト郵便銀行「Annual Report（2016 年）」を基に作成

(2) 金融サービス提供の形態

リエンベト郵便銀行（Lien Viet Post Bank）は、ベトナム郵便公社が主要株主であることから、損害保険を扱う郵便保険株式会社（Post Insurance Joint Stock Company, PTI）等との連携したサービス提供が期待される。

リエンベト郵便銀行（Lien Viet Post Bank）では、郵便局のネットワークを活用して全国的な金融サービス提供を行なっている。合併に先立ち、リエンベト銀行とベトナム郵便公社（VNPost）は 50 年間にわたる協力契約（50-year cooperation contract）を締結した[33]。この中で、リエンベト郵便銀行は VNPost の約 1, 100 の郵便局を通じて郵便貯金サービスや他の銀行サービスを排他的に提供できることが定められている。

33 リエンベト銀行ウェブサイト（閲覧日：2018 年 10 月 18 日）
https://www.lienvietpostbank.com.vn/en/about/introduction/content/about-us-111111

金融サービスを提供する VNPost の郵便局は Postal Transaction Office（PTO）と呼ばれており、全国に約 1,100 局存在する（2017 年 12 月末）[34]。PTO で取り扱っているのは、預金と 3 種類の貸出（年金ローン、消費者ローン、VNPost の従業員向けの貸出）であったが、2015 年 12 月のベトナム国家銀行（SBV）令（No. 43/2015/TT-NHNN）により、PTO では外貨及び保険商品の取扱いが可能となり、ほぼ全ての商業銀行業務を行なうことができるようになった[35]。2015 年 11 月時点の現地ヒアリングによると、このうち 10 省で消費者ローンを扱っている[36]。郵便局の窓口で金融サービスを提供するのは VNPost の職員であり、リエンベト郵便銀行はこれらの職員に対して研修を行なっている。主要な PTO では郵便と金融サービスの窓口が分かれ、担当者も別々になっているが、小規模郵便局では郵便と金融サービスの両方を兼務している[37]。

(3) 窓口取扱時間

一般的に 7：30～16：30 の時間帯を営業時間とする郵便局が多いが、6：30 や 7：00 から営業開始する郵便局や、16：00 又は 17：00 に終了する郵便局もあり、一様ではない。ホーチミン市においては、営業時間が 7：00～18：00 の郵便局も多く、また 19：00 まで開いている局も存在する[38]。

多くの郵便局において、営業日は月～土曜であり、日曜は休日となる。

3. 主な業務内容

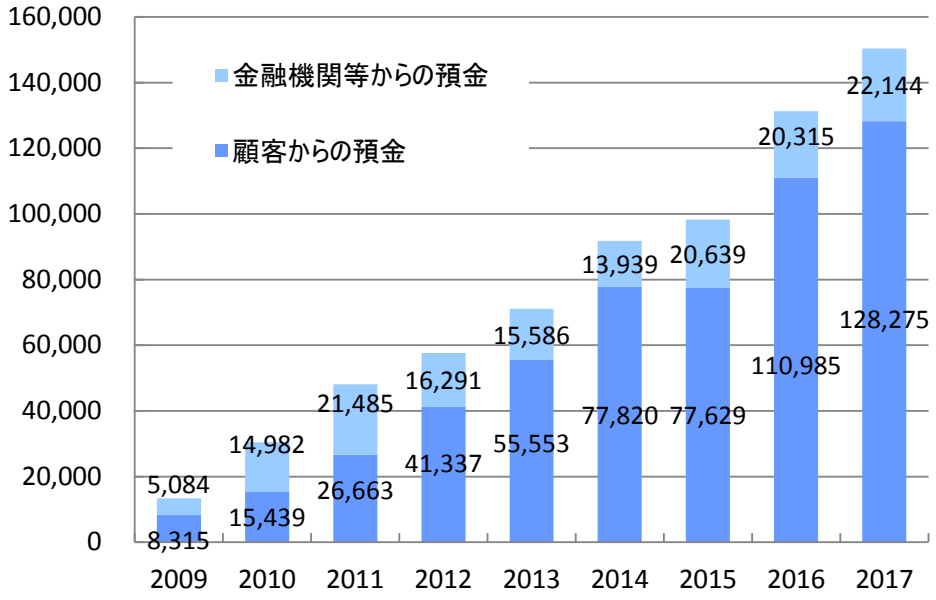
(1) 預金業務概要（提供商品）

預金残高は、2011 年にベトナム郵便貯金サービス会社（VPSC）の貯金とリエンベト銀行（Lien Viet Bank）の預金が合算されたため、大幅に増加した（図表 13）。以後順調に増加してきたが、2014 年から 2015 年にかけては横ばいであり、2016 年以降、再度増加している。なお、郵便貯金の残高は 39.7 兆ドンであり、同行における顧客からの預金残高全体の 26%を占めている（2017 年 12 月末）[39]。

現地でのヒアリングによると、2015 年時点の預金口座数は 70 万口座に達する（2013 年は 40 万口座）[40]。

34 リエンベト郵便銀行「Annual Report（2017 年）」
35 リエンベト郵便銀行「Annual Report（2015 年）」
36 2015 年 11 月のリエンベト郵便銀行でのヒアリングによる。
37 2015 年 11 月の VNPost でのヒアリングによる。
38 Angloinfo Ho Chi Minh City「Postal Services in Vietnam」、http://hcmc.angloinfo.com/information/housing/post-codes/postal-services/
39 リエンベト郵便銀行「Annual Report（2017 年）」
40 2015 年 11 月のリエンベト郵便銀行でのヒアリングによる。

図表 13：リエンベト郵便銀行の預金残高の推移（年末、10 億ドン）



（出所）リエンベト郵便銀行「Annual Report（2012、2014、2015、2016、2017 年）」を基に作成

(2) 資金運用方法

リエンベト銀行との合併前は、ベトナム郵便貯金サービス会社（VPSC）の顧客の預金は、ベトナム農業農村開発銀行（Agribank）に持つ自社の口座に預入され、そのうち日常の支払いに必要な資金を除いて、政府計画によって設定された金額をベトナムの開発投融資を担当する政策金融機関であるベトナム開発銀行（VDB）に融資していた。

リエンベト銀行との合併前は、VPSC の VDB への融資資金には 1 年、2 年、3 年、5 年の 4 種類の満期があり、利子は首相決定（Decision No. 215/1998/QD-TTg。その後、Decision No.270/2005/QD-TTg に改定）に従って、同類の国庫債券利率に基づいた固定利率と定められていた。

また、郵便貯金資金が VDB への融資計画金額を上回る場合、その上回った資金は、ベトナム郵便電気通信公社の社債や国庫債券、商業銀行への短期預入などで運用されていた。

リエンベト郵便銀行（Lien Viet Post Bank）となった現在も VDB への貸出残高が残っているが、VPSC 時代のように VDB への融資は義務化されていない[41]。

(3) 貸付業務概要

リエンベト銀行との合併前のベトナム郵便貯金サービス会社（VPSC）は個人への貸付業務は行なっていなかったが、リエンベト郵便銀行（Lien Viet Post Bank）となった現在では、法人向け貸付に加えて個人向け住宅ローン、自動車ローン、消費者ローン（有担保・無担保）、留学ローン、農業ローン等が提供されている

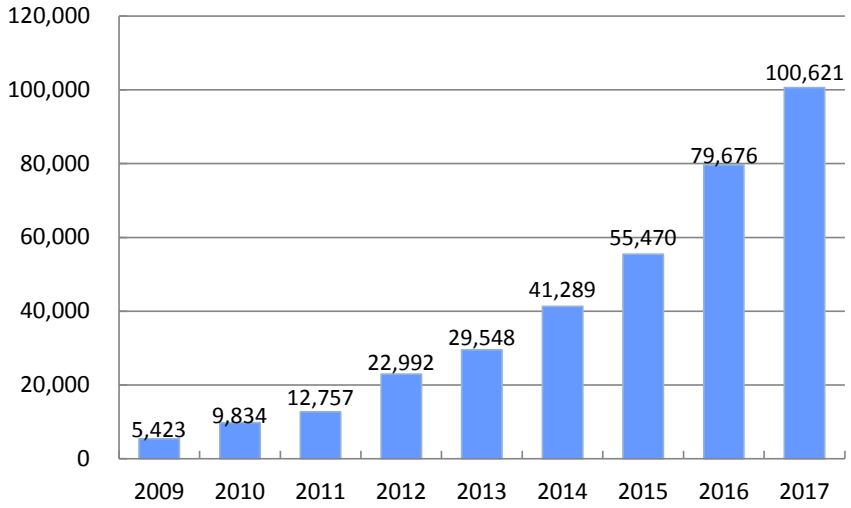
[41] 2015 年 11 月の現地でのヒアリングによる。

[42]。

現地でのヒアリングによると、個人が郵便局で借り入れを行う場合、ベトナム郵便公社（VNPost）の PTO（Postal Transaction Offices）でローン申請書を作成する。申請書は PTO からリエンベト郵便銀行に送られ、審査が行なわれる。ローンの申請から審査完了までは 1 週間から 10 日程度を要する[43]。

郵便局ネットワーク活用を通じた預金残高は大幅に拡大してきたことから、貸出残高も高い伸びを見せており、2017 年の貸出残高は前年比 26%増を実現した。

図表 14：リエンベト郵便銀行の顧客への貸出残高の推移（年末、10 億ドン）



（出所）リエンベト郵便銀行「Annual Report（2012、2013、2014、2015、2016、2017 年）」を基に作成

(4) 送金・決済業務概要

通常の郵便貯金口座間の送金サービスに加え、郵便貯金口座への給与振込や郵便貯金口座からの電話料金・保険料などの集金代行（自動振込）のサービスを提供している。また、リエンベト郵便銀行（Lien Viet Post Bank）は開発プロジェクトの決済業務も行っている。具体的には、2012 年 10 月 11 日にタインホア（Thanh Hoa）省の北部 Chu 川及び南部 Ma 川灌漑システムプロジェクト（アジア開発銀行による援助プロジェクト）のサービス提供銀行としてベトナム国家銀行（SBV）より指名されている[44]。なお、リエンベト郵便銀行と農業プロジェクトとの関係について、以下のように説明されている[45]。

---

42 ベトナム国家銀行（SBV）ウェブサイト（閲覧日：2018 年 10 月 18 日）
https://www.sbv.gov.vn/webcenter/portal/en/home/sbv/news/news_chitiet?leftWidth=20%25&showFooter=false&showHeader=false&dDocName=CNTHWEBAP01162514098&rightWidth=0%25&centerWidth=80%25&_afrLoop=3534588763574312#%40%3F_afrLoop%3D3534588763574312%26centerWidth%3D80%2525%26dDocName%3DCNTHWEBAP01162514098%26leftWidth%3D20%2525%26rightWidth%3D0%2525%26showFooter%3Dfalse%26showHeader%3Dfalse%26_adf.ctrl-state%3D14f554wqr9_9

43 2015 年 11 月のリエンベト郵便銀行でのヒアリングによる。

44 なお、ベトナム国家銀行（SBV）は援助プロジェクトの決済銀行を各商業銀行に振り分けて指名している模様であり、本件もその一環と考えられる。

45 リエンベト郵便銀行（Lien Viet Post Bank）「Annual Report（2011 年）」

農業及び農村融資：農民のつながり

第 7 回農業・農村開発会議において発表された第 10 期共産党中央委員会決議（No. 26-NQ/TW）及び農業・農村開発の融資方針に関する政令（2010 年 4 月 12 日発出：No. 41/2010/ND-CP）に応えるため、リエンベト郵便銀行の取締役会は、2010 年初めに、「2010 年と 2013 年までのメコンデルタ地帯の農業・農村開発のための融資」に関する計画を決定した。この計画の力点は、企業者・農民・生産者・製造業者・輸出業者がお互いに連携し、農村地域の農民が貧困から脱却でき、高利貸を根絶することに置いている。

2011 年のメコンデルタ地帯におけるいくつかの県及び町での試験的なプログラムが成功したのを受け、我々はこのプロジェクトを国全体に拡大し、多くの成功を収めた。2011 年 12 月 31 日のプロジェクトの融資残高は 5 兆 5,867 億ドンであり、その内、個人及び世帯向けの融資残高は 7,324 億ドン、法人顧客向けの融資残高は 4 兆 8,633 億ドンであった。農業及び農村分野への融資残高は、融資全体の 40.5%を占めた。

農業・農村融資商品について、他の銀行と比較し、優れた特色を示すと、

- プロジェクト費用総額の 80%までの貸出
- 迅速な処理手続（全ての書類は我々の社員により事前に準備され、顧客がそれに署名）
- 柔軟な貸出条件（返済への圧力を減少させるため、返済条件或いは、生産の季節要因を考慮）である。

更に、同銀行は、退役軍人会、女性協会、農民協会などの紹介による農業・農村融資を行い、新しい顧客を開拓した。退役軍人会の紹介による顧客の開拓は、全く新たな手法であった。

そして、2011 年の成功のお陰で、この計画は、メコンデルタ地帯の全ての県に拡大され、予定される農業・農村分野への融資額は 7 兆ドンから 10 兆ドンその内、世帯向け融資は 2 兆ドンになる。

なお、国民が利用する郵便や電信を使った送金などは、ベトナム郵便貯金サービス会社（Vietnam Postal Savings Service Company、VSPC）がリエンベト銀行と合併した後も、ベトナム郵便公社（VNPost）で引き続き行われている。また、リエンベト郵便貯金銀行は国際送金も取り扱っている。

(5) 付随業務概要

損害保険については、ベトナム郵便貯金サービス会社（VPSC）の設立と同じ 1999 年に設立された郵便通信保険株式会社（PTI）が提供する商品を、ベトナム郵便公社（VNPost）が販売している[46]。

生命保険については、VNPost に加え、リエンベト郵便銀行（Lien Viet Post Bank）も販売を行っている。

VNPost は、以前は Prevoir Vietnam 社（仏 Prevoir グループの現地法人）の保険商品を販売していたが、2016 年 1 月 1 日付けで同社との生命保険販売契約を解除し、新たに 2016 年 1 月 18 日に第一生命ベトナム（Dai-ichi Life Insurance Company of Vietnam：第一生命保険の現地法人）と 15 年間の販売契約を締結し、

[46] 2015 年 11 月の VNPost でのヒアリングによる。

全国 746 の拠点で販売を開始している[47]。同年 4 月からは VNPost での第一生命ベトナムの保険商品販売に関してかんぽ生命からの業務提携も決定し、同社からの人材派遣も行われることとなった。なお、Prevoir Vietnam 社の既契約保険については、同社が引き続きフォローアップを行なう。

リエンベト郵便銀行についても、VNPost と同様に 2016 年 11 月に第一生命と 5 年間の販売契約を交わし、現在は第一生命の商品を取り扱っている。

4. 会計基準と財務諸表

リエンベト郵便銀行（Lien Viet Post Bank）はベトナム会計基準（Vietnamese Accounting Standard, VAS）に基づき会計報告を行っている。同基準は、国際会計基準（International Financial Reporting Standards, IFRS）をベースとして作成されたものである[48]。

近年における同行の財務状況は以下の通りである（図表 15）。なお、2011 年に総資産等が急激に増加したのは、リエンベト銀行（Lien Viet Bank）とベトナム郵便貯金サービス会社（VPSC）との合併によるものである。

図表 15: リエンベト郵便銀行の財務状況の推移（年末、10 億ドン）

	2008	2009	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
総資産	17,367	34,985	56,132	66,413	79,594	100,802	107,587	141865	163,434
株主資本	3,828	4,105	6,594	7,391	7,271	7,391	7,601	8,332	9,383
資本金	3,650	3,650	6,010	6,460	6,460	6,460	6,460	6,460	6,460
預金総額	13,399	30,421	48,148	57,628	71,139	91,759	98,268	131,300	150,419
貸出金	5,983	10,114	12,757	29,325	36,666	50,076	62,104	84,908	104,556
営業利益 （損益･貸倒引当前）	569	816	1,161	1,275	948	762	924	1,840	2,290
税引前利益	540	759	1,086	968	664	535	422	1,348	1,768
税引後利益	540	683	977	868	566	466	350	1,062	1,368

（出所）リエンベト郵便銀行「Annual Report（2012、2013、2014、2015、2016、2017 年）」を基に作成

[47] VNPost ウェブサイト「Life Insurance Agent for Dai-Ichi」
http://www.vnpost.vn/en-us/dich-vu/chi-tiet/id/190/key/life-insurance-agent-for-dai-ichi
[48] I-GLOCAL CO., LTD「アジアビジネスレポート」（2011 年 1 月）、
http://www.i-glocal.com/newsletter/mizuhoreport/AsiaBR_Vol.66.pdf

第 4 章　金融セクターにおけるリテール金融機関の特徴

ベトナムのリテール金融機関として、リエンベト郵便銀行、人民信用金庫（PCF）などが挙げられる。

1.　リエンベト郵便銀行

(1)　リエンベト郵便銀行の特徴（ユニバーサル提供義務等）

2011 年 2 月、首相はベトナム郵便公社（VNPost）によるリエンベト銀行（Lien Viet Bank）への出資を正式に承認した（Circular No. 244/TTg-DMDN）。VNPost が郵便貯金サービス会社（VPSC）の資産と追加の現金を出資し、合併後の銀行の株式の 27%を所有することになった（現在の株式保有比率は 11.45%[49]。2011 年 7 月にベトナム国家銀行（SBV）はリエンベト郵便銀行（Lien Viet Post Bank）の名称に変更することを許可した。同行は他の銀行同様、与信機関法の適用を受ける。

VNPost は、ベトナム法制に従い、郵便、配達業務、郵便金融業務等について、ユニバーサルサービス義務を全国の郵便ネットワークを通じて果たす責任を有してきた。

ユニバーサルサービス提供の義務は、次のような支援によって確保されてきた。

2008 年以前	電気通信業務収入からの補助
2008 年 1 月 1 日	電気通信部門から分離。補助がなくなる。
2008 年から 2013 年	政府からの補助
2013 年以降	ベトナム郵便電気通信公社グループから分離。政府補助がなくなる。

VNPost は、42,000 人超の社員[50]と次のような全国ネットワークを有しており、そのうち 2,617 ある郵便局は、中央郵便局から地域レベルまで 3 種類に区分されている[51]。そしてリエンベト郵便銀行は、約 1,100 の郵便局（PTO）において銀行業務を提供している（2017 年 12 月）[52]。また、ベトナム最少の行政単位であるコミューンには、コミューン・文化・郵便局が設置されている[53]。

49　リエンベト郵便銀行　（閲覧日：2018 年 9 月 28 日）
http://www.lienvietpostbank.com.vn/en/about/introduction/content/about-us-111111

50　VNPost　（閲覧日：2018 年 9 月 28 日）
http://www.vnpost.vn/en-us/chuyen-trang/gioi-thieu/id/87931/key/introduction

51　同上

52　リエンベト郵便銀行（Lien Viet Post Bank）「Annual Report（2017 年）」

53　（財）自治体国際化協会「ベトナムの行政改革」（2002 年 9 月）（閲覧日：2018 年 9 月 28 日）
http://www.clair.org.sg/j/report/clairreport/pdf/rep_233-1.pdf

1）郵便局（post offices）	2,617 局
2）受託局（post agents）	434 局
3）キオスク（kiosks）	43 局
4）コミューン・文化・郵便局（communal postal and cultural points）	8,184 局
5）私書箱（independent public letter boxes）	1,460

なお、2015 年に行ったヒアリングによれば、リエンベト郵便銀行に対して金融のユニバーサルサービス義務は課されていないが、ベトナムの金融包摂を促進する上で重要な役割を果たすことが期待されており、SBV からは支援を受けているとのことである[54]。

(2) 金融市場の中でのリエンベト郵便銀行の競争力

① 金融資産に占めるリエンベト郵便銀行の位置づけ

2017 年 12 月末におけるリエンベト郵便銀行（Lien Viet Post Bank）の総資産は 163.4 兆ドンである。2015 年から 2016 年にかけては伸びが 31.8%に増加、2016 年から 2017 年は 15.2%増となった。なお、金融機関全体の総資産(2018 年 5 月)に占めるシェアは、1.5%～1.6%である。

② 預金残高、融資残高等に占めるリエンベト郵便銀行の位置づけ

2017 年 12 月末の同行の預金残高は 150.4 兆ドン、顧客向けの貸出融資残高は 100.6 兆ドンである。これは、IMF 統計における国内金融機関の預金総額、国内非政府貸出額のそれぞれ 2.2%、1.5%に相当する。

③ 預金利子、預金条件、融資条件等の現状（他の商業銀行等との比較）

同行は、銀行預金と郵便貯金を共に提供している。銀行の約 100 の支店で銀行預金（預金残高 150 兆円（2017 年））を扱い、VNPost の約 1,100 局の PTO で郵便貯金（預金額 39.7 兆円（2017 年））を扱っている。

銀行預金については、米ドル預金も受け入れている。

リエンベト郵便銀行と、主要国有銀行の 1 つであるベトナム産業貿易商業銀行（VietinBank）、主要民間銀行の 1 つであるサイゴン商業銀行（Saigon Joint Stock Commercial Bank, SCB）の預金利率比較は下記のとおりである（図表 16）。

ベトナムドン定期預貯金において、リエンベト郵便銀行は VietinBank とほぼ同程度の利率を提供しているが、SCB と比べるとやや見劣りする。普通貯金においては、リエンベト郵便銀行が 0.3%、VietinBank が 0.1%、SCB が 1%となっている。

54 2015 年 11 月のリエンベト郵便銀行でのヒアリングによる。

米ドル定期預金については、2015 年 12 月に米国の利上げを受けて 0.25%から 0%へと引き下げるよう、ベトナム国家銀行（SBV）から通達が発出された（Decision No. 2589/QD-NHNN）。これは米ドル預金からベトナムドン預金へのシフトを促す狙いがあると見られている。

図表 16：リエンベト郵便銀行の預金金利と他行比較（%）

	リエンベト郵便銀行（Lien Viet Post Bank)	ベトナム産業貿易商業銀行（Vietin Bank）	サイゴン商業銀行（SCB）
普通預貯金	0.30	0.1	1.00
定期1ヵ月	4.48～4.5	4.5	5.33～5.4
定期3ヵ月	4.74～4.8	4.5	5.35～5.5
定期6ヵ月	5.35～5.5	5.5	6.17～7.1
定期1年	6.36～6.8	6.8	6.23～7.5
定期1年半	6.17～6.8	6.7	6.26～7.7
定期2年	6.29～7.2	6.8	6.27～7.75
（上記金利適用日）	2018/10/17	2018/10/31	2018/01/05

（出所）各行ウェブサイトを基に作成（閲覧日：2018 年 10 月 31 日）

④ 提供商品（貯蓄商品、保険商品、投資信託、貸付商品等）の現状（他の商業銀行等との比較）

リエンベト郵便銀行は民間商業銀行として、郵便貯金のほか、他の銀行に準ずる商品を多数提供している。一例としては、変動金利預金や、ステップアップ預金（定期的に金利が上昇する商品）、自動積立口座、留学資金口座などがある。

与信商品は個人向け、法人向けとも提供している。個人向け商品には、住宅ローン、自動車ローン、消費者ローン、留学ローン、農業ローンなどがある。法人向け商品には短期資金貸付、輸出ファイナンス、信用保証などがある。

リエンベト郵便銀行は従来、農業・農村地域や中小企業の支援を主眼に貸出を行っており、2011 年において貸付総額の 40%超が農業・農村地域に対するローンで占められていた。また 2013 年 6 月より、協力関係にある VNPost が全国の年金口座に関する唯一のサービス提供者と定められたことから、リエンベト郵便銀行にとっては全国規模でリテール商品を展開する上での大きな競争優位となっている。

(3) リエンベト郵便銀行の戦略

リエンベト郵便銀行（Lien Viet Post Bank）は、「全ての人々の銀行（a bank for everyone）」としてベトナム最大のリテール銀行になることを目標としている。そのため、郵便局（PTO）ネットワークを通じたサービス提供と、銀行支店の新規開設を同時並行で進めていく方針である。

PTO については 2015 年 12 月のベトナム国家銀行（SBV）令（No.

43/2015/TT-NHNN）によりほぼ全ての商業銀行業務が可能になったことから、預金・貸出以外の業務についても手を広げていく方針である。リエンベト郵便銀行全体として、公共サービスの資金収受（社会保険関連等）業務に注力する方針が示されている[55]。

また、支店網の拡大にも注力しており、2020 年には全ての県（district）に店舗を構える目標が示されている。既に 2016 年 6 月、地方 7 省での支店開設が承認されたことで、リエンベト郵便銀行は全国 63 省市全てに支店を持つ民間商業銀行になることとなった[56]。

2. 人民信用金庫

(1) 人民信用金庫の特徴

人民信用金庫（People's Credit Funds, PCF）は中央の 1 行と 56 省/市の 1,147 の人民信用金庫（Grassroots level People's Credit Funds）によって構成される協同組織金融機関である（2015 年 11 月）[57]。法的には、与信機関法に基づきベトナム国家銀行（SBV）の規制及び監督下にある[58]。

2015 年に行ったヒアリングによれば、PCF の資金の 99%は政府からの拠出によるもので、残り 1%のみが会員の出資金である。PCF の会員になるためには出資する必要があり、当初の出資金は 30 万ドン（かつては 5 万ドン）、その後毎年 10 万ドンを出資する。PCF の会員数は 900 万人、世帯数では 220 万世帯である。このうちの 60～70%に貸出を行っている[59]。

基幹業務は PCF の会員間の資金の貸借、会員に対する銀行業務と定められている。PCF の預金業務は、ドン預金のみとされ、米ドル預金は除外されている。与信業務に関しても、ドン建てに限定され、米ドル建ては行うことが出来ない。その他の業務として、送金サービス、支払指図、回収業務、信託業務、コンサルティングサービス等を提供できる。

PCF は会員と非会員両方から預金を受け入れることが可能である。貸出は、預金をしている顧客に対し行うことができるが、会員への貸出が中心となっており、貸出金額は、PCF の資本の 15%を超えてはならないという規定になっている。ただし、貧困な家計（poor households）については、非会員であっても、貸出残高が一定の割合を超過しないという条件の下、貸出を行うことが可能である[60]。平均貸出金の規模は通常、百万ドン以下であり、担保の必要がない小口ローンが中心となっている。貸出先には事業主が多い。

また、SBV は 2011 年に 63 の同行支店、100 以上の各種銀行本店とともに 1,055 の PCF を電子報告システムで接続した。PCF については、流動性管理の強化を重視し、その本部組織である中央人民信用金庫（Central People's Credit Fund）に対して、地方の PCF の流動性の状況を監視するよう指示していた。流動性資金が

[55] リエンベト郵便銀行（Lien Viet Post Bank）「Annual Report（2015 年）」
[56] リエンベト郵便銀行（Lien Viet Post Bank）「Annual Report（2016 年）」
[57] 2015 年 11 月 Co-op Bank へのヒアリングに基づく。
[58] Decree on organization and operation of the people's credit Funds (No: 48/2001/ND-CP, August 13, 2001)
[59] 2015 年 11 月 Co-op Bank へのヒアリングに基づく。
[60] Decree on organization and operation of the people's credit Funds (No: 48/2001/ND-CP, August 13, 2001)

不足する場合、中央人民信用金庫は流動性資金を供給し、過剰な場合は吸収する役割を負っている。なお、PCF は多様な融資期間（短期：1 ヵ月～12 ヵ月、中期：12 ヵ月～60 ヵ月、長期：60 ヵ月以上）の融資を提供しており、これは顧客の利用目的や支払い能力に対応している。

SBV は、2013 年 2 月 5 日に中央人民信用金庫をベトナム協同組合銀行（Co-op Bank）に改組すると発表した。同年 6 月 4 日に Co-op Bank の設立を正式に認可し、ライセンス（No. 166/GP-NHNN）を供与した[61]。Co-op Bank は 1,200 の PCF の他、国内外で 27 支店、70 出張所を展開している[62]。

(2) 金融市場の中での人民信用金庫の競争力

ベトナム協同組合銀行（Co-op Bank）は、地方の人民信用金庫（PCF）への与信の調整やコンサルティングを行うことで地方での金融仲介のサポートを行っている。また、近代的な金融商品の提供や ATM、デビットカード等のシステム提供を通じた業務支援も行っている。

3. 金融システム全体におけるリテール金融（郵便貯金及び貯蓄金融機関等）の位置づけ

リテール金融機関としての人民信用金庫（PCF）及び同金庫の本部組織であるベトナム協同組合銀行（Co-op Bank）の総資産は 136 兆ドン（2018 年 5 月末）、リエンベト郵便銀行（Lien Viet Post Bank）の総資産は 163 兆ドン(2017 年 12 月末)である。また、金融機関全体の総資産 10,329 兆ドン（2018 年 5 月）において、人民信用金庫及びベトナム協同組合銀行のシェアは 1.3%となっている。リエンベト郵便銀行が占めるシェアについては総資産とデータの時点が異なるため正確な値を算出することは困難であるが、1.5%～1.6%程度のシェアを占めるものと考えられる。

また、リエンベト郵便銀行の預金残高は 2017 年 12 月末時点で 150.4 兆ドン、顧客向けの貸出融資残高は 100.6 兆ドンである。金融機関全体に占める割合は、それぞれ、2.2%、1.4%となっている。

[61] ベトナム国家銀行（SBV）「SBV grants license to Cooperative Bank of Vietnam」、https://www.sbv.gov.vn/webcenter/portal/en/links/cm409?dDocName=CNTHWEBAP01162518870

[62] Co-op Bank （閲覧日：2018 年 9 月 28 日）http://www.co-opbank.vn/gioi-thieu/tong-quan-ve-co-opbank/

第 5 章　最近の金融動向と今後の展望

1.　最近の金融動向等

(1)　「金融包摂/排除（Financial Inclusion/Exclusion）」の取り組み現状

金融排除とは銀行や保険などの金融サービスから排除される状態を指し、金融包摂とは金融排除に陥っている人々を金融サービスにアクセスできるようにすることを意味する。

ベトナムでは、銀行口座を保有する個人は人口の 3 割と低く、金融サービスにアクセスできない、もしくはアクセスが困難な成人は 620 万人にのぼる[63]。ベトナム中央銀行は、この状況を改善すべく、2016 年より世界銀行の協力の下、金融包摂/排除の課題解決に取り組んできた。

2018 年 1 月にはベトナム国家銀行が「国家金融包摂戦略（National Financial Inclusion Strategies, NFIS）」の草案を策定しているとの報道がなされている。この報道によれば、同戦略には、2020 年までに成人の銀行口座の保有率を 70%に引き上げることや、2017 年末時点で 1 万 7,558 台[64]だった ATM を 3 万台まで増加させることなどが盛り込まれている模様である[65]。

(2)　マイクロファイナンスなどソーシャルファイナンスの現況等[66]

ベトナムにおいては、国営のマイクロファイナンス機関であるベトナム社会政策銀行（VBSP）が低利の融資を行っており、大きな存在感を示している。また、VBSP を始めとする政府系金融機関は貧困層に対して直接金融サービスを提供している一方で、ホールセール金融は実施していない[67]。それ以外にもマイクロファイナンス機能を提供する組織は多く、ベトナム農業農村開発銀行（Agribank）や農村部で展開している各地の人民信用金庫（PCF）も地域密着の組合型のマイクロファイナンス機関と見ることができる。

2011 年の与信機関法において、マイクロファイナンス機関は新たに規定された。資金調達方法としては、マイクロファイナンス機関の規制に従った強制預金（compulsory savings）、組織及び個人による預金（マイクロファイナンスの顧客による任意預金を含む）及び預金取扱金融機関等、国内及び外国人からの借入により行う（与信機関法第 119 条）。

貸出はドン建てのみが認められる。強制預金を担保とするか、単一ではなく複数の顧客で共同保証することによって貸出ができる。貸出は低所得の個人・家計向け、零細事業者向けの与信比率について、ベトナム国家銀行が定める比率以上に維持しなければならない（与信機関法第 120 条）。

---

63 世界銀行ウェブサイト
https://blogs.worldbank.org/voices/vietnam-s-financial-inclusion-priorities-expanding-financial-services-and-moving-non-cash-economy（閲覧日：2018 年 11 月 19 日）

64 Viet Nam News（閲覧日：2018 年 11 月 5 日）
https://vietnamnews.vn/economy/427690/transaction-value-via-atm-pos-surges-34.html

65 NNA「国家銀行、金融包摂の戦略を策定へ」（閲覧日：2018 年 10 月 31 日）

66 World Savings Banks Institute（WSBI）ウェブサイト、
http://www.savings-banks.com/Services/consultancy/consgeneral/capacity/Pages/Doubling-savings-accounts.aspx

67 一般財団法人日本経済研究所『マイクロファイナンス産業の新たなビジネスモデル展開についての調査』2012 年

その他の業務としては、マイクロファイナンス機関の資金の信託及び信託基金の融資、マイクロファイナンスに係るコンサルティングサービスの提供、マイクロファイナンスの顧客への回収業務、支払指図業務、送金業務の提供等がある（与信機関法第 122 条）。

(3) 銀行に対する外国人投資家の出資上限緩和の動き

2015 年 4 月 20 日、ベトナム政府のズン首相は声明の中で、近く国内銀行への外国人投資家出資上限について規制緩和を行う政令を発出すると述べた。これは、同国を訪問中だった三菱 UFJ 銀行頭取との会談の中で明らかになった発言であり、これにより現在最大で合計 30%と定められている銀行に対する外国投資家の出資上限が引き上げられる可能性があった[68]。2017 年 1 月、フック首相は年内にも銀行への外国人出資比率の上限を引き上げることを明らかにした[69]。もっとも、2018 年 10 月 31 日時点では引き上げは実施されておらず、30%以上の出資にはベトナム政府から許可を特別に得る必要がある。

(4) 不良債権問題への取り組み

2011 年以降、銀行は多額の不良債権を抱えており、不良債権処理が進展しているとはいえ、リスクが高い企業向け融資には慎重である。ベトナム国家銀行によると、不良債権比率は 2012 年 9 月末に 8.8%であったが、2015 年 12 月末には 2.6%まで低下し、2015 年 12 月末までに 3%まで引き下げるという目標を達成した。2013 年にベトナム国家銀行（SBV）により設立されたベトナム資産管理会社（Vietnam Asset Management Company, VAMC）が約 260 兆ドン（1.4 兆円）相当の不良債権を買い取っており[70]、不良債権比率の低下に寄与したとされる。

他方で、SBV の公表値は実態よりも低く抑えられているとの見方がある。不良債権額が過小評価される理由として、債権分類基準が緩いベトナム会計基準（VAS）が適用されていることや、債権の認識において各銀行の裁量に任される部分が大きいことが指摘されている[71]。

2017 年 7 月に政令第 61 号/2017/ND-CP が発効したことで、不良債権の競売において、VAMC に強い権限が付与されたほか[72]、同年 8 月には国会決議 42 号（42／2017／QH14）が施行されたことで、5 年間の間、VAMC が不良債権処理を行う際に生じる制約が一部取り払われた[73]。これらの政令により不良債権処理のスピードが加速したことで、不良債権比率は 2017 年末時点で、2.0%まで低下している。なお、VAMC は、発足した 2013 年から 2017 年の期間で、42 の機関から計 308 兆ドンに相当する不良債権を取得している（取得金額は 278 兆ドン）。

今後の方針として、2018 年 9 月に発表された計画では、VAMC は 2020 年までに少なくとも 140 兆ドンの不良債権処理することを発表している。このうち

---

[68] Reuters「ベトナム政府、外国人投資家の銀行出資上限を緩和へ」（2015 年 4 月 21 日）、http://jp.reuters.com/article/marketsNews/idJPL4N0XI1C220150421

[69] Bloomberg「ベトナム首相：銀行への外国人出資比率の上限引き上げへ」(2017 年 1 月 17 日) https://www.bloomberg.co.jp/news/articles/2017-01-16/OJW5BU6K50XX01

[70] VAMC- NNA ASIA （閲覧日：2018 年 10 月 31 日） https://www.nna.jp/news/show/1794337

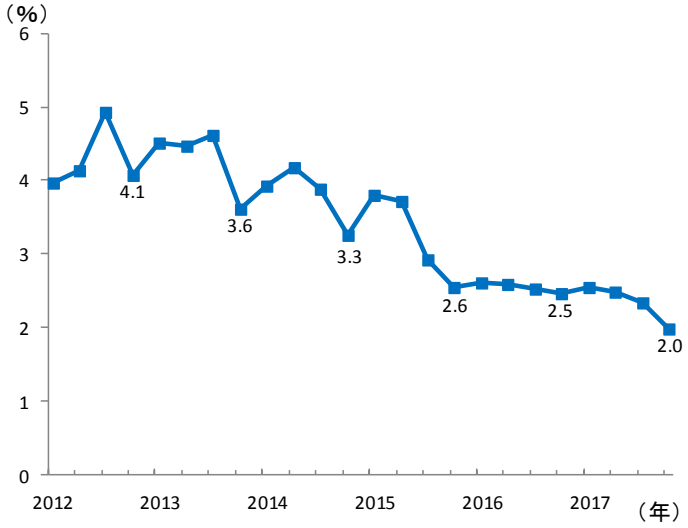
[71] 国際協力銀行「ベトナムにおける不良債権問題と動き出した対策」（2013 年 6 月）、http://www.jbic.go.jp/wp-content/uploads/reference_ja/2013/06/2914/jbic_RRJ_2013032.pdf

[72] ベトナム総合情報サイト VIETJO https://www.viet-jo.com/news/law/170523123516.html（閲覧日：2018 年 10 月 26 日）

[73] NNA「不良債権処理を迅速化、国会決議が 15 日施行」（閲覧日：2018 年 10 月 31 日）

34.5 兆ドンを 2018 年内に処理する予定である[74]。

図表 17: 不良債権比率の推移（%）



（出所）ベトナム国家銀行より作成（閲覧日：2018 年 10 月 25 日）

(5) 銀行の合併再編の動き

不良債権処理加速の動きと合わせ、2015 年に入ってからベトナム国家銀行（SBV）による銀行数の削減への取り組みが本格化してきた。先述した通り、国有商業銀行は、メコンデルタ住宅開発銀行（MHB）をベトナム投資開発銀行（BIDV）に合併させて 5 行が 4 行になった。民間商業銀行では、資本基準を満たせなかった Construction Bank が SBV により対価を伴わずに強制買収されることが 2015 年 3 月に発表された。SBV によれば、この措置はあくまでも預金者を保護して金融秩序の安定を図るものであり、民間商業銀行部門を「国有化」するために行うものではないとしているが、2016 年 6 月現在では 3 行は民間商業銀行扱いとなっている。暫定的業務の継続のため、SBV は Construction Bank に対し 40 兆ドンの資金供給を行うことが報じられた[75]。同様に、Ocean Bank と GPBank も SBV が強制買収を実施した。更に、Maritime Bank とメコン開発銀行（MDB）の合併が 2015 年 3 月に認可され[76]、Sacombank は PNB （Southern Bank）を 2015 年 10 月に買収している[77]。PGBank はベトナム産業貿易商業銀行（Vietinbank）との合併について計画中との報道もある[78]。SBV は 2017 年にかけて商業銀行数を 15～17 行へと半数以下まで減らす考えとみられている。ただし、大手銀行に財務

---

74 Viet Nam News “ VAMC plans to resolve $5.95b of bad debts by 2020” （閲覧日：2018 年 10 月 25 日）
https://vietnamnews.vn/economy/465474/vamc-plans-to-resolve-595b-of-bad-debts-by-2020.html#Y0aaZBsPbj6ghZc8.97

75 Vietnam Breaking news「State Bank of Vietnam takes over troubled Vietnam Construction Bank」、
http://www.vietnambreakingnews.com/2015/03/state-bank-of-vietnam-takes-over-troubled-vietnam-construction-bank/

76 ベトナム国家銀行（SBV）ウェブサイト
http://www.sbv.gov.vn/portal/faces/en/enpages/home/news/news_detail?dDocName=CNTHWEBAP0116211775110&dID=75477&_afrLoop=8375844954609715&_afrWindowMode=0&_afrWindowId=null

77 Viet Nam News “Sacombank merges with Southern Bank” （2015 年 10 月 2 日）
http://vietnamnews.vn/economy/276532/sacombank-merges-with-southern-bank.html

78 Viet Nam News “Vietinbank, PG Bank could merge in first quarter 2016” （2016 年 1 月 8 日）
http://vietnamnews.vn/economy/280891/vietinbank-pg-bank-could-merge-in-first-quarter-2016.html

状況が厳しい中小銀行を吸収させるという流れに対しては、大手銀行の競争力低下を懸念する声も存在する。2016 年 5 月、SBV 総裁は商業銀行再編に外資の参画を呼び掛けており、必要に応じ外国資本の導入も認めつつ改革を進めていく方針である[79]。また、フエ副首相は国による銀行救済には限界もあることも指摘したうえで、弱小銀行については破産容認もやむを得ないとの見解を示すなど、厳しい改革に臨む姿勢を明らかにしている[80]。

最近では、2017 年 9 月、三井住友信託銀行とベトナム投資開発銀行(BIDV)による合弁企業 BIDV-スミトラスト・リーシング・カンパニー(BSL)がハノイにオープンした。BSL はベトナム初となる、同国銀行と外国の金融機関によるファイナンシャル・リースの合弁企業で、2017 年 4 月 12 日にベトナム国立銀行よりライセンスが付与された。同社は資本金 8956 億 VND(ベトナムドン)で、そのうち 49%を三井住友信託銀行が保有している[81]。

2. 最近のリテール決済の動向

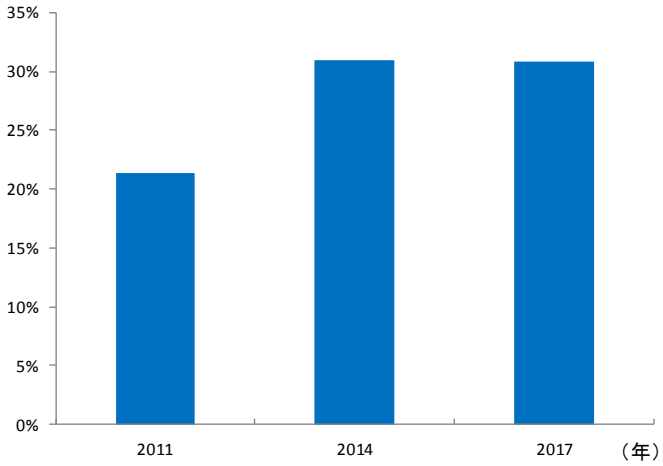
(1) リテール・バンキングへのシフト

昨今、ベトナムの銀行は、企業向け融資からリテール・バンキングへシフトしている。ベトナムにおけるリテール・バンキングは、同国における人口増加と若年層比率の高さから、今後の成長が期待される分野である。但し、現状では銀行口座の普及がようやく始まった段階であり、課題も多い。

ベトナムでは、銀行口座を保有する個人は人口の 3 割前後と低水準に留まっているが、これは国有銀行が国有企業向けの機関という構図の中で個人向けの銀行サービス提供について積極的でなかったことに加え、消費者の側での銀行に対する認知が低かった背景がある。

79 NNA News,「銀行再編に外資の参画呼び掛け＝フン中銀総裁」（2016 年 5 月 13 日）
80 NNA News,「「弱小銀行の破産容認」、銀行再編で副首相」（2016 年 10 月 25 日）
https://www.nna.jp/news/show/1524384
81 Vietnam 「Vietnam-Japan financial leasing joint venture makes debut」
https://en.vietnamplus.vn/vietnamjapan-financial-leasing-joint-venture-makes-debut/117615.vnp
DIGIMA NEWS 「三井住友信託銀行とベトナムの銀行による合弁企業がハノイにオープン」
https://www.digima-news.com/20170911_24167

図表 18: 銀行口座保有率の推移



（出所）世界銀行”Global Findex Database”より作成（閲覧日：2018 年 10 月 25 日）

しかし今後は、経済の高成長、公務員給与の銀行振込みを推進する政策、ATM 等のトランザクションチャネルや電子的な支払手段を推進する政策・業界の取組みによって、タンス預金として家計に留まっている資金が銀行預金の市場に急速に流入するものと期待される。

大半の個人預金は 1 年以内、しかも 3 ヵ月や 6 ヵ月が多くを占めている模様である。預金者は、あまり長期間資金を預金に回す余裕がなく、急成長しているベトナムでは様々な投資・消費機会に備えて流動性を確保しておく必要もある。インフレ率の高さから名目金利が高いこともあり、預金者の金利選好は極めて強く、銀行は預金者維持のために、常に競合先の動向に目を光らせ、より魅力的な金利を提供しなければならない。

しかしその一方で、金の販売が預金と並んで銀行の有力な貯蓄商品としてラインナップされている。2008 年前半の急激なインフレとブラックマーケットでのドン相場の急落といった現象もあり、余裕資金を金や米ドルで保持したいというニーズも依然として強い。国内の大手上場銀行であるアジア商業銀行（Asia Commercial Bank）は独自に金の取引市場を運営しているほか、2008 年夏には、自行の刻印を施した延べ棒を発売した。

融資については、銀行・ノンバンクとは別に規制されている小規模金融機関が取り扱う小規模融資（地方における貧困層向けの少額無担保融資）を除けば、無担保融資は、信用力が極めて優れた融資先に限られている。このため、個人向けの融資に関しても、住宅ローンや自動車ローンといった担保付き融資以外の無担保融資は、比較的少額のものに限らざるを得ない。その一方で融資金利の上限規制、つまり、融資金利は政策金利であるベースレートの 1.5 倍が上限とされているので、比較的高金利の小口無担保ローンを提供しようとしても、採算の合う金利設定が困難であるのが現状である。

(2) キャッシュレス決済分野における政府の取り組み

キャッシュレス決済とは、クレジットカード決済やモバイル決済など、現金を使わない方法での決済方法を指す。

2016 年 12 月にベトナムのフック首相は、2016～2020 年における電子商取引開発計画を承認した[82]。この計画では、2020 年までに全流動性に占める現金の割合を 10%以下にすることや、国内全てのスーパーやショッピングセンターでキャッシュレス決済が可能とすることなどが掲げられている。また、金融包摂を実現するために、15 歳以上人口のうち 7 割が銀行の口座を取得することも目標としている。

ベトナム国家銀行は首相に対し、この計画の進捗状況の報告や、問題点への対処法の提案などを行う方針である。

一方で、電子商取引の法整備が進んでいないことに加えて、この計画を実現するだけのインフラが整っていないことなどを理由に、この計画の進捗には懐疑的な意見も出ている[83]。

図表 19: 2016～2020 年おける電子商取引開発計画における目標

・全流動性に占める現金の割合を 10%以下にする
・ベトナム国内全てのスーパーやショッピングセンターを含む、計 30 万箇所で販売時点情報管理（POS）システムを導入し、キャッシュレス決済を利用可能とする
・電気・水道・通信業者の 70%で電子決済を受け入れる体制を整える
・都市部の 50%の個人が電子決済を利用する
・15 歳以上の人口のうち 70%が銀行口座を保有する

（出所）ベトナム国家銀行”Government continues boosting non-cash payment”より作成
（閲覧日：2018 年 10 月 30 日）

(3) キャッシュレス化の状況

ベトナム国家銀行（SBV）のデータによれば、銀行のキャッシュカード発行枚数は 2018 年 6 月末で 1 億 4,159 万枚に達した[84]。

また、世界銀行が発表する Global Findex Database によると、デビットカードの保有率は 26%前後でここ数年は横ばいで推移している。一方、クレジットカードの普及率は未だ 4.1%と低水準ながらも、徐々に拡大している。

特に最近では、レジに備え付けられた読み取り機にカードをかざすだけで決済が可能な非接触（Contactless）決済機能を具えたクレジットカードやデビットカ

82 ベトナム国家銀行ウェブサイト
https://www.sbv.gov.vn/webcenter/portal/en/home/sbv/news/news_chitiet?leftWidth=20%25&showFooter=false&showHeader=false&dDocName=SBV284366&rightWidth=0%25&centerWidth=80%25&_afrLoop=4138239565015312#%40%3F_afrLoop%3D4138239565015312%26centerWidth%3D80%2525%26dDocName%3DSBV284366%26leftWidth%3D20%2525%26rightWidth%3D0%2525%26showFooter%3Dfalse%26showHeader%3Dfalse%26_adf.ctrl-state%3Dd3gsbya6p_334（2018 年 10 月 25 日閲覧）

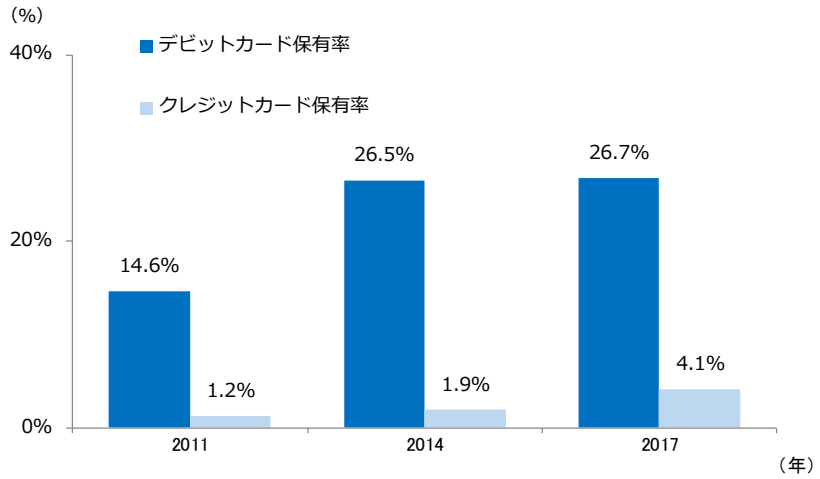
83 SankeiBiz「ベトナム、ネット通販は年 2.0%成長へ　電子商取引 5 年計画承認」
https://www.sankeibiz.jp/macro/news/160909/mcb1609090500006-n1.htm（2018 年 10 月 30 日閲覧）

84 ベトナム国家銀行　「Number of Bank Cards」
https://www.sbv.gov.vn/webcenter/portal/en/home/sbv/statistic/settleactiv/nobc

ードの普及が進んでいる。

米クレジットカード大手の Visa が行った調査によれば、2017 年 7 月から 2018 年 5 月までの期間において、同社の非接触決済サービスを利用した支払い件数は月平均で 44%増加した[85]。また、Visa の非接触決済カードの利用額は月平均 43%の増加となった。この機能を通じて、ファッション関連や美容品などが最も多く購入されている。

図表 20：クレジット・デビットカードの保有率（%）



（出所）世界銀行”Global Findex Database”より作成（閲覧日：2018 年 10 月 25 日）

ただし、クレジットカードの普及には課題も残されている。クレジットカードの加盟店は、ハノイやホーチミンといった都市部では、百貨店や量販店、外国人向けの商店を中心に一定程度の普及がみられるが、それ以外は限定的である。カード発行会社側の問題として、個人顧客のデータベースの正確性に欠け個人を特定できない場合があることや、与信リスク管理技術が十分でないため貸倒れを制御できない懸念もある。利用者側も、クレジットカードは一部の富裕層や海外旅行を多くする人々のものだという感覚が根強く、高額な耐久消費財を含めて現金で支払うのが通常である。この点については発行会社のマーケティングの強化が課題となる。

カード発行業務は、銀行の他、ノンバンク、協同組織金融機関、非金融企業のうち銀行業務を行うことが認可されている企業が行うことができる。但し、それ

[85] ベトナム総合情報サイト VIETJO
https://www.viet-jo.com/news/economy/180801154823.html（2018 年 10 月 26 日閲覧）

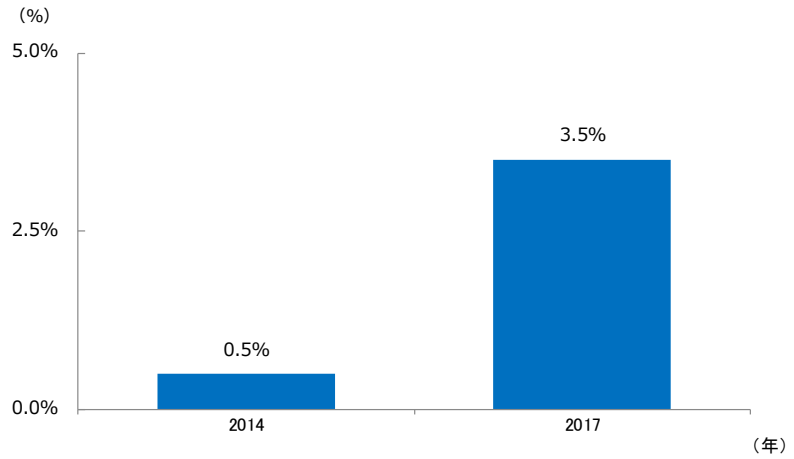
らの企業は銀行と同様の健全性比率（自己資本比率や流動性比率）をクリアする必要があることに加え、ベトナム国家銀行の各種規制や検査が適用されるため、非金融企業の参入は、ノンバンクの事業免許を得ないと事実上困難とみられ、現状ではカード発行会社は銀行のみである。

(4) モバイル決済の動向

モバイル決済とは、スマートフォンなどの携帯電話を用いて、財・サービスの購入、送金、請求支払いなどの決済を行う手段で、キャッシュレス決済の一つとして位置づけられる。

先述した Global Findex Database によれば、ベトナムのモバイルマネーの利用登録率は、3.5%と決して高いとはいえないまでも、クレジットカードの保有率と並ぶ水準まで拡大している。

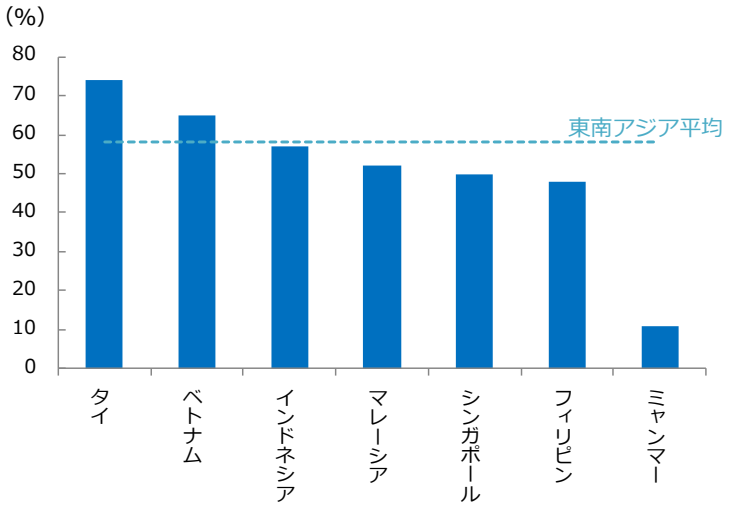
図表 21：モバイルマネーの利用登録率（%）



（出所）世界銀行”Global Findex Database”より作成（閲覧日：2018 年 10 月 25 日）

モバイル決済の利用者が増加している背景として、QR コードをスマートフォンなどの携帯端末で読み取ることで、決済を行う方法（QR コード決済）が徐々に普及していることがある。Visa が行った調査（Consumer Payment Attitudes Survey）では、65%の人が QR コード決済の存在を認識していると答えており、東南アジアの中ではタイに次ぐ 2 位となっている。

図表 22：東南アジアでの QR コード決済の認知度（%）



（出所）Visa" Consumer Payment Attitudes Survey"より作成（閲覧日：2018 年 10 月 25 日）

QR コード決済の具体例として、街中の一部の自動販売機での支払いにも QR コード決済の利用が可能となっているほか、2017 年 11 月には首都ハノイに一般的なレジがなく支払いを QR コード決済で行うコンビニが出店している[86]。

また、ベトジェットエア、ベトナム航空、ジェットスターパシフィックの 3 つの航空会社では、チケットの購入サイトで QR コードを読み取ることで、航空券の支払い決済を行うことができるようになっている[87]。

現在ベトナムで利用されている QR コード決済サービスとしては、ベトナム地場のMサービス社が提供する「モモ（MoMo）」、MOCA テクノロジー&サービスの「Moca」などが挙げられる。

地場企業が外資系企業と提携する事例も徐々に出ている。2017 年 11 月には中国で電子決済サービスを提供する支付宝（アリペイ）とベトナム国家決済社（NAPAS）が提携したほか[88]、同じく中国で決済サービスを手がける微信支付（ウィーチャットペイ）についてもベトナム通信大手モビフォン傘下の「Vimo」と組み、ベトナムにおいて中国人旅行客が、アリペイやウェーチャットペイなどの決済サービスが利用できるようになった[89]。

また、2018 年 6 月には、ベトナムの電子決済の大手ベトナム・ペイソリューションズが、中国銀聯（チャイナユニオンペイ）傘下の銀聯国際（ユニオンペイ・インターナショナル）と、QR コード決済分野での提携契約を交わした[90]。同年 10 月末までに、国内の 3 万店でユニオンペイの QR コードサービスが利用可能となる。

---

86 NNA 「初のレジ無しコンビニ、ＨＣＭ市に登場」（閲覧日：2018 年 10 月 31 日）
87 ベトナム総合情報サイト VIETJO https://www.viet-jo.com/news/economy/181009214500.html （閲覧日：2018 年 10 月 26 日）
88 ベトナム情報総合サイト VIETJO https://www.viet-jo.com/news/economy/171116125904.html （閲覧日：2018 年 10 月 29 日）
89 NNA https://www.nna.jp/news/result/1685355（閲覧日：2018 年 10 月 29 日）
90 ユニオンペイ・インターナショナルウェブサイト（閲覧日：2018 年 10 月 26 日） https://www.unionpayintl.com/en/mediaCenter/newsCenter/companyNews/3968.shtml

もっとも、QR コード決済を取り締まる動きも出ている。一部の商店では、中国の口座を利用して、これらのサービスの決済を行っているため、ベトナム政府が資金の流れを把握できず、これら事業者に対する徴税が困難な状況となった。一部報道では、この事態を受けて、ベトナム政府は、中国人観光客が頻繁に訪れる場所において、支付宝（アリペイ）や微信支付（ウィーチャットペイ）のサービスの利用を禁止することを関係省に通達を行ったと報じられている[91]。

なお、先進国での利用が拡大している米アップル社の iPhone を利用した非接触決済サービス Apple Pay については現在ベトナムでは使用ができない[92]。

オンラインで旅客輸送の配車サービスを行う事業者が電子決済サービスを提供する事例も出ている。2018 年 6 月ベトナムの配車サービスのスタートアップ「ファストゴー」が配車サービスの事業を開始した[93]。現在は、同社が提供する決済サービス「ファストペイ(FastPay)」で運賃を支払うことができる。

また、外資系の参入も進んでいる。2014 年 2 月にはマレーシア配車大手のグラブが[94]、同年 7 月には米配車サービス大手のウーバーがベトナムへの進出を果たした[95]。なお、2018 年 3 月末にグラブがウーバーの東南アジア事業を買収することが発表された[96]。グラブは、ベトナム地場企業で電子決済アプリを提供する MOCA テクノロジー&サービス決済サービスと提携し、「グラブペイ・バイ・モカ（GrabPay by Moca）」というサービスを行っている。現状では、このサービスは、配車サービスの運賃の支払いにとどまっているが、今後グラブが展開する食事宅配サービス「グラブフード（GrabFood）」や、個人間での送金、プリペイド式携帯のデータプランの購入、QR コード決済など様々な商品を対象にサービスを広げていく予定である[97]。

インドネシアの配車サービス大手のゴジェックはベトナムでの配車サービス「ゴーベト」をホーチミン（2018 年 8 月）、ハノイ（2018 年 9 月）で開始すると発表した[98]。既に同社は、二輪配車サービスの「ゴーバイク」、荷物の宅配サービスの「ゴーセンド」を展開済みである。ゴーベトは、今後ベトナムにおいて、「ゴーペイ」と呼ばれる電子決済サービスを開始する意向を示している[99]。

(5) インターネット経由買い物の状況等

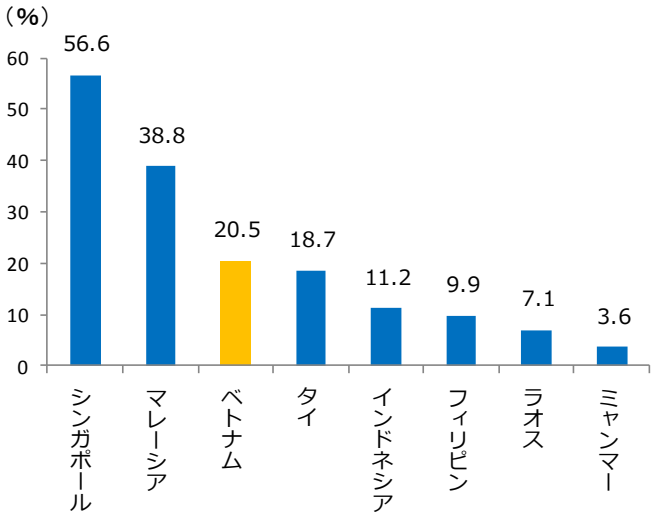
世界銀行の Global Findex Database によれば、過去一年間でインターネットを経由して支払い、または買い物を行った人の割合は 2017 年時点で 20.5%と 2014

---

91 VN Express ウェブサイト（閲覧日：2018 年 10 月 26 日）
https://e.vnexpress.net/news/business/economy/deputy-pm-calls-for-crackdown-on-chinese-digital-wallet-payments-3803626.html
92 Apple ウェブサイト　https://support.apple.com/en-sg/HT207957（閲覧日：2018 年 10 月 26 日）
93 日本経済新聞社「ベトナム、配車サービス参入相次ぐ」（閲覧日：2018 年 10 月 29 日）
94 ベトナム総合情報サイト VIETJO　https://www.viet-jo.com/news/economy/180410152204.html（閲覧日：2018 年 10 月 29 日）
95 日経産業新聞「マレーシア社 6 ヵ国でアプリ、タクシー予約、東南アで安心、スマホ購入、運転手支援。」（閲覧日：2018 年 10 月 29 日）
96 日本経済新聞社「ベトナム政府、ウーバーの運用指針承認」（閲覧日：2018 年 10 月 29 日）
97 Grab ウェブサイト https://www.grab.com/vn/en/grabpay/（閲覧日：2018 年 10 月 30 日）
98 NNA　https://www.nna.jp/news/show/1796017（閲覧日：2018 年 10 月 29 日）
99 NNA　https://www.nna.jp/news/show/1812719（閲覧日：2018 年 10 月 30 日）

年の 9.1%から倍増した。この水準は、他の東南アジア諸国と比較しても比較的上位に位置しており、ベトナムで徐々にネット販売が広まっている様子がみてとれる。

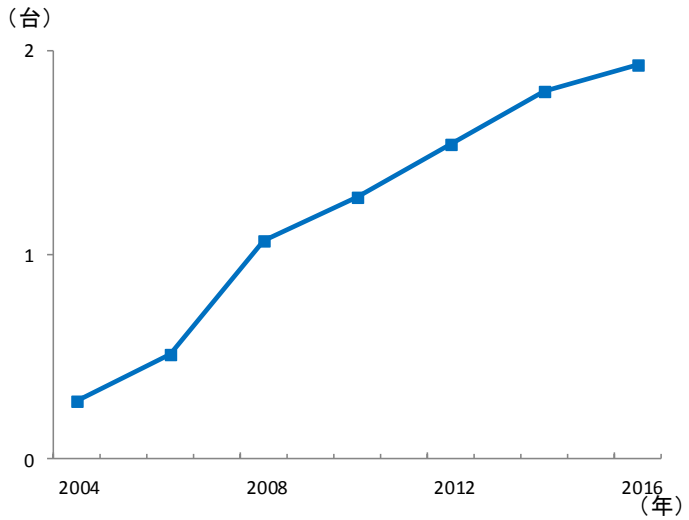
図表 23: 過去 1 年間でインターネット経由の支払いまたは買い物を行った人の割合



（出所）世界銀行”Global Findex Database”より作成（閲覧日：2018 年 10 月 25 日）

発展段階が未熟であるにも関わらず、ネット販売が拡大している背景には、スマートフォンの利用者が比較的に多いことが挙げられる。1 世帯当たりの電話保有台数を見ると、経済発展とともにスマートフォン等が普及していることから、2016 年には約 2 台の水準にまで高まっている。

図表 24: 1 世帯あたり電話保有台数



（出所）ベトナム統計総局より作成（閲覧日：2018 年 11 月 7 日）

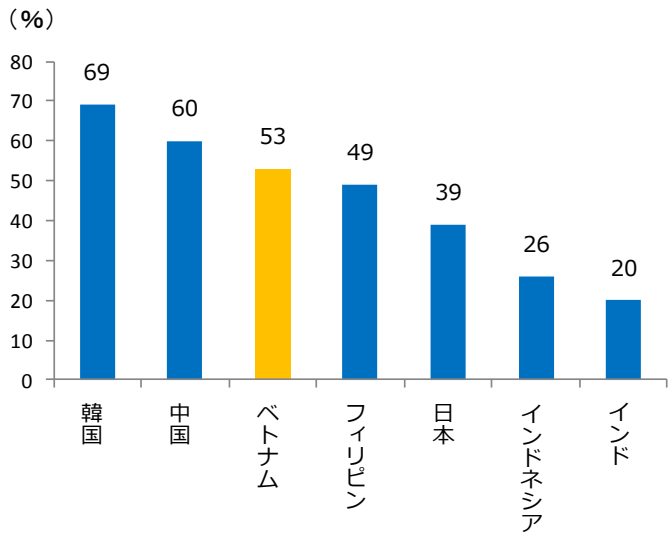
ネット通販事業者の拡大も顕著となっている。具体的には、中国アリババ集団傘下の「ラザダ(Lazada)」、ベトナムの不動産最大手ビングループが設立した「ア

ーダイゾイ(Adayroi)」、中国の京東集団が出資するベトナム企業「ティキ(Tiki)」、中国のテンセント系の会社が出資するシンガポール系企業「ショッピー(Shopee)」、ベトナム IT 最大手 FPT が手がける「センド(Sendo)」など数多くの企業がこの分野に参入している。また、米通販大手のアマゾンが既にベトナム進出に向けた準備段階にあるとの報道もなされており、今後も販売業者の拡大が続く見込みである[100]。

マレーシアの情報収集サイト運営会社 iprice の調査によると、 2018 年 7～9 月の時点で、インターネットサイトの訪問者数は「ショッピー(Shopee)」が首位となっている[101]。

また、ベトナムでは Facebook などの SNS が普及しており、SNS を介して個人が商品を売り買いすることも多いようだ。

図表 25: SNS の使用率



(出所) Pew Research Center" Global Attitudes Survey"より作成(閲覧日：2018 年 10 月 29 日)

(6) リテール決済に関する法規制の動向

インターネットやモバイルをチャネルとするバンキングについては、2006 年の政令において、電子的なバンキング業務に関する原則やリスク管理のあり方等が規定されている。また、2012 年 11 月には、Decree No.101/2012/ND-CP を公布し、電子決済サービスなどの支払仲介サービスを行う銀行以外の機関について規定され、支払仲介サービスの提供には、管轄機関からライセンスを取得する必

[100] 日本経済新聞「アマゾン、ベトナム進出へ 1 兆円市場に照準　TPP など追い風に」(閲覧日：2018 年 10 月 29 日)

[101] iprice" The Map of E-commerce in Vietnam"
https://iprice.vn/insights/mapofecommerce/en/(閲覧日：2018 年 10 月 30 日)
NNA「ＥＣ閲覧数、ショッピーがラザダ抜き 1 位に」(閲覧日：2018 年 10 月 30 日)

要がある。なお、この規制は Decree No.80/2016/ND-CP により一部修正されている。

また、2016 年 12 月にベトナム国家銀行は、Circular No.35 /2016/TT-NHNN を発効し、支払仲介サービスを提供する機関や信用機関、外国銀行の支店等に対し、インターネット・バンキング・サービスにおける安全や秘密保持に関する規制を施行した。この規制により、インターネットバンキングにおけるリスクの軽減に努めている[102]。

2018 年 10 月末時点で、ベトナム国家銀行は、27 のノンバンクの機関に支払仲介サービスを提供できるライセンスを付与している[103]。ベトナムの大手企業である携帯通信軍隊工業通信グループ（ベトテル）、IT 大手 FPT 情報通信、地場系コングロマリットのビングループも参入している。ベトテルは 2018 年 6 月に「ベトテルペイ」と呼ばれる決済サービスを開始したほか、FPT 傘下の FPT テレコムは 7 月にオンライン決済センターの「フォックスペイ」を設立し、ベトナム国家銀行からライセンスを取得している。ビングループについても、決済サービスを提供する「VINID」を設立しているが、現行ではライセンスの取得には至っていない[104]。

近年、一部の国では、フィンテック分野を育成するために、スタートアップ企業に対し一時的に規制を緩和する「レギュラトリー・サンドボックス」を取り入れているが、現時点でベトナムでは導入されていない。もっとも、2018 年 5 月に行われたフィンテック・フォーラムの場において、ベトナム国家銀行グエン・キム・アン副総裁は、レギュラトリー・サンドボックスの導入を検討していると発言しており、今後の導入が期待されている[105]。

仮想通貨の規制については、2012 年 11 月に公布された Decree No. 101/2012 / ND-CP（Decree No. 80/2016 / ND-CP により一部修正・補足）のもとで、ビットコインやその他の仮想通貨は合法的な支払い手段とは認められていない。ベトナム商工省は、電子商取引でこれらの通貨を使用しないよう注意喚起を行っている[106]。

---

[102] ベトナム国家銀行ウェブサイト（閲覧日：2018 年 10 月 26 日）
https://www.sbv.gov.vn/webcenter/portal/en/home/sbv/news/news_chitiet?leftWidth=20%25&showFooter=false&showHeader=false&dDocName=SBV332174&rightWidth=0%25&centerWidth=80%25&_afrLoop=4223729233981312#%40%3F_afrLoop%3D4223729233981312%26centerWidth%3D80%2525%26dDocName%3DSBV332174%26leftWidth%3D20%2525%26rightWidth%3D0%2525%26showFooter%3Dfalse%26showHeader%3Dfalse%26_adf.ctrl-state%3D87jc5nbyv_46

[103] ベトナム国家銀行ウェブサイト（閲覧日：2018 年 10 月 26 日）
https://www.sbv.gov.vn/webcenter/portal/en/home/sbv/statistic/settleactiv/ulcipss?_afrLoop=4223175467098312#%40%3F_afrLoop%3D4223175467098312%26centerWidth%3D80%2525%26leftWidth%3D20%2525%26rightWidth%3D0%2525%26showFooter%3Dfalse%26showHeader%3Dfalse%26_adf.ctrl-state%3D87jc5nbyv_4

[104] ベトナム総合情報サイト VIETJO https://www.viet-jo.com/news/economy/180813162831.html
（閲覧日：2018 年 10 月 26 日）

[105] Viet Nam News（閲覧日：2018 年 10 月 29 日）
https://vietnamnews.vn/economy/448958/fintech-firms-need-support-from-banks-sbv.html#PbfUbWG6xlmji4bW.97

[106] HA NOI PORTAL（閲覧日：2018 年 10 月 29 日）
https://hanoi.gov.vn/tintuc_sukien/-/hn/ZVOm7e3VDMRM/7320/2812297/khong-su-dung-bitcoin-va-cac-loai-tien-ao-trong-thanh-toan-giao-dich-thuong-mai-ien-tu.html;jsessionid=dVOciJxqwkNv0gKLjPngKNGZ.app2

(7) フィンテック新興に向けた政府・中央銀行の取り組み

2017 年 3 月にベトナム国家銀行レ・ミン・フン総裁は、Decision No.328/QD-NHNN に署名し、フィンテック指導委員会（SBV Steering Committee on Financial Technology）を設置した。委員長には、ベトナム国家銀行グエン・キム・アン副総裁を任命した。この委員会及び、ベトナム中央銀行傘下のベトナム国家決済社（NAPAS）は、ベトナム国家銀行総裁に対し、年次アクションプランの策定、フィンテック分野における問題に対する解決策の提示、フィンテック促進に向けた計画の提示などを行う責務を負う。この決定の中で、ベトナム国家銀行と NAPAS に所属する専門家や職員で構成されるワーキンググループの立ち上げが承認され、同ワーキンググループがフィンテック指導委員会のサポートを行っている[107]。

また、2018 年に、ベトナム国家銀行は、フィンテックの促進のため、アジア開発銀行とオーストラリア政府の支援のもと、フィンテック・チャレンジ・ベトナム（Fintech Challenge Vietnam、FCV）と呼ばれるフィンテック分野のスタートアップ企業のコンテストを開催した。このコンテストには、45 のベトナム企業と 96 の外資系企業の計 141 企業が参加し、同年 5 月に行われた「フィンテック・ベトナム・フォーラム 2018」の場で授賞式が行われた。

優勝者には「Weezi Digital Corp」が選ばれ、優勝賞金として、2 万 5000 米ドルが贈られた[108]。

(8) フィンテック企業の動向

シンガポールのコンサルティング会社のソリディアンスの報告書によれば、ベトナムでのフィンテックの市場規模（取引額）は、2017 年時点で 44 億米ドルとなっている。同報告書では、市場規模が 2020 年に 78 億米ドルと、この期間で 80%近く拡大すると予想されており、今後のベトナムにおける同分野の成長が期待されている[109]。

英国会計事務所アーンスト・アンド・ヤングによれば、ベトナムで設立されたフィンテック企業は 78 社と、東南アジア主要国と比較すると企業数はやや見劣りする[110]。ベトナムのフィンテック企業の約 47%は決済分野に特化した企業であ

---

[107] ベトナム国家銀行ウェブサイト（閲覧日：2018 年 10 月 30 日）
https://www.sbv.gov.vn/webcenter/portal/en/home/sbv/news/news_chitiet?leftWidth=20%25&showFooter=false&showHeader=false&dDocName=SBV285962&rightWidth=0%25&centerWidth=80%25&_afrLoop=4571637358989406#%40%3F_afrLoop%3D4571637358989406%26centerWidth%3D80%2525%26dDocName%3DSBV285962%26leftWidth%3D20%2525%26rightWidth%3D0%2525%26showFooter%3Dfalse%26showHeader%3Dfalse%26_adf.ctrl-state%3D61wj5ioml_51

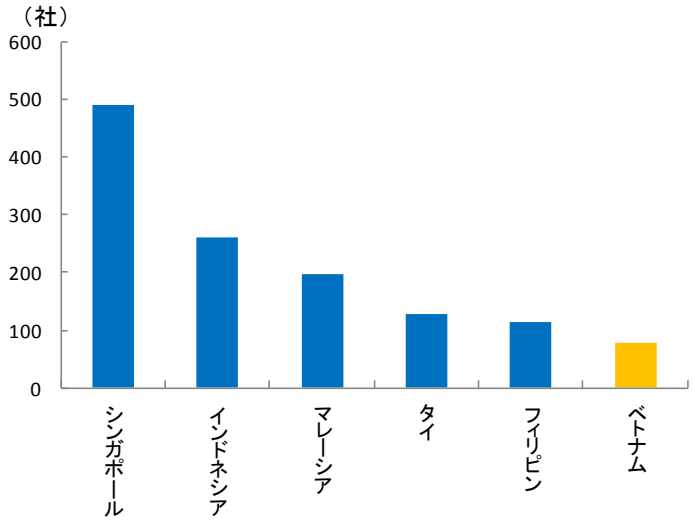
[108] ベトナム総合情報サイト VIETJO （閲覧日：2018 年 10 月 30 日）
https://www.viet-jo.com/news/social/180801133816.html

[109] SOLIDIANCE （閲覧日：2018 年 10 月 31 日）
https://solidiance.com/insights/others/white-papers/unlocking-vietnams-fintech-growth-potential

[110] ベトナム総合情報サイト VIETJO （閲覧日：2018 年 10 月 31 日）
https://www.viet-jo.com/news/economy/180522181038.html

る。また、スタートアップ企業によるフィンテック分野への投資額は 1 億 2,900 万米ドルとなっている。

図表 26：東南アジア諸国のフィンテック企業数



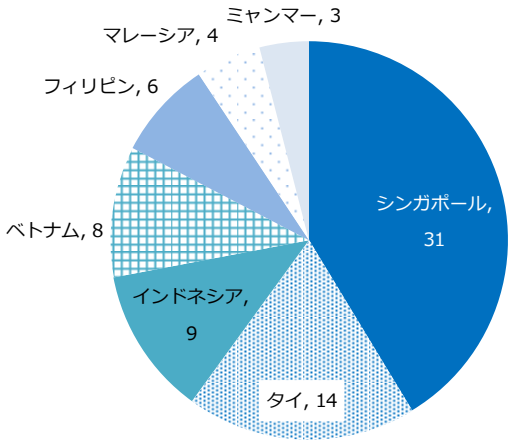
（出所）アーンスト・アンド・ヤング“ ASEAN FinTech Census 2018”を基に作成
（閲覧日：2018 年 10 月 30 日）

2018 年 2 月にテクソース・タイが発表した「東南アジアのフィンテック企業上位 75 社」に、ベトナムからは 8 社が選出された。国別にみると、シンガポール（31 社）、タイ（14 社）、インドネシア（9 社）に次ぐ 4 位となっている。

ベトナムから選出されたのは、モバイル決済システムを提供するモモやプリペイド携帯のトップアップサポートを行うオンオンペイなど「決済/モバイルウォレット」の分野から 5 社が選ばれた。

その他の分野では、「個人財務管理」分野でモビビー、マネーラバーの 2 社、「金融比較」分野でバンクゴーが選出されている。

図表 27: 東南アジアにおけるフィンテック上位 75 企業（国別）



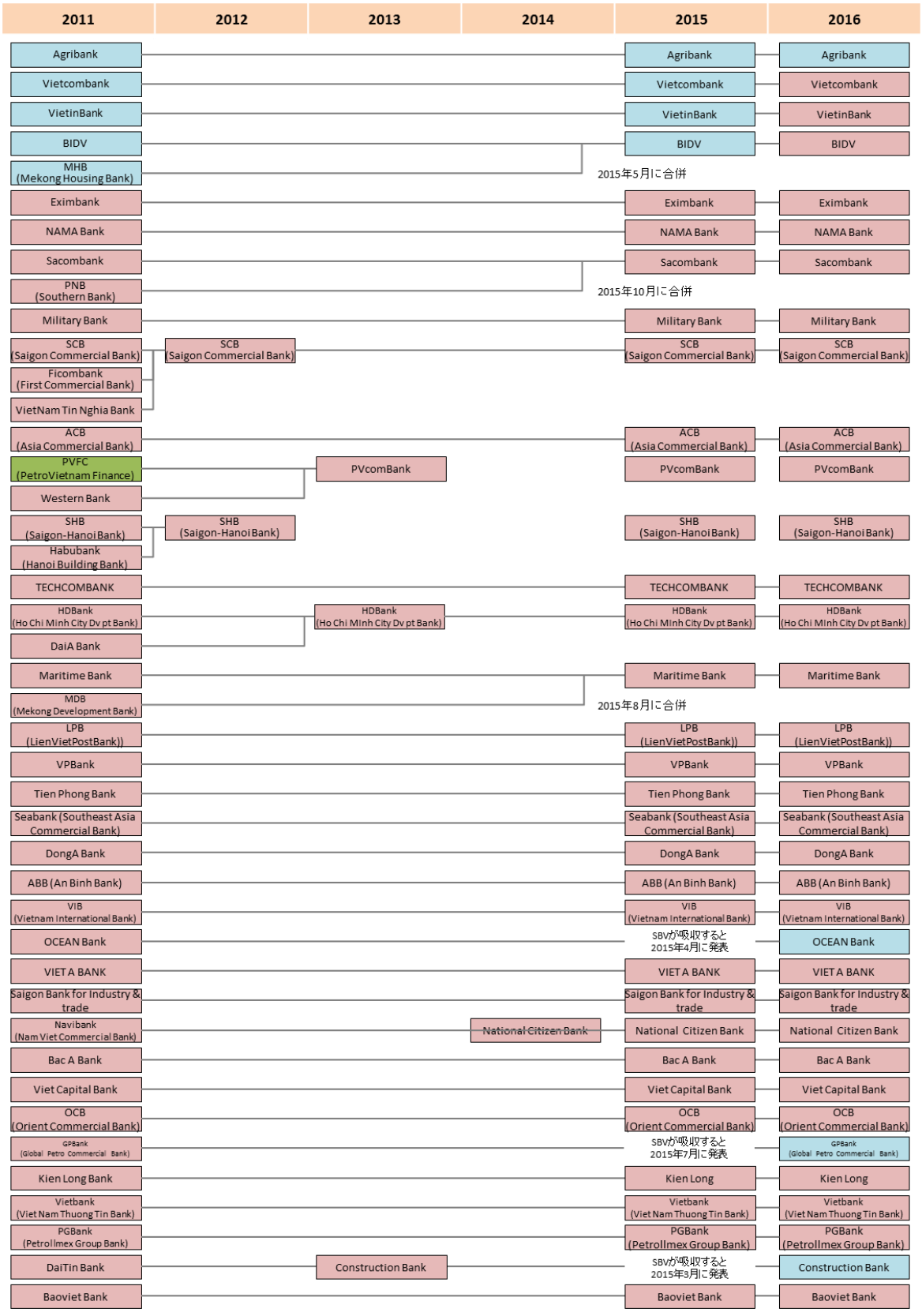
（出所）Techsauce, RUAMKID, “Southeast Asia’s Top 75 FinTech Startups Report”を基に作成（閲覧日：2018 年 10 月 30 日）

図表 28:フィンテック上位 75 企業のうちベトナムからの選出企業

社名	分類	提供サービス
バオキム	決済/モバイルウォレット	オンライン決済システム
モモ	決済/モバイルウォレット	iOS やアンドロイドの OS を搭載した携帯端末向けの電子ウォレット・決済システム、送金、請求書の支払い等
オンオンペイ	決済/モバイルウォレット	プリペイド携帯のトップアップのサポート
1 ペイ	決済/モバイルウォレット	1 つのプラットフォームで様々な決済の管理が可能なモバイル決済システム
ソフトペイ	決済/モバイルウォレット	「モバイル POS(mPOS)」の提供
モビビー	個人財務管理	銀行、個人、企業の取引におけるソリューションの提供
マネーラバー	個人財務管理	個人向け資産管理のプラットフォーム、資産管理のアドバイス
バンクゴー	金融比較	住宅・自動車ローン会社の比較・検索が可能なプラットフォーム

（出所）Techsauce, RUAMKID, “Southeast Asia’s Top 75 FinTech Startups Report”を基に作成（閲覧日：2018 年 10 月 30 日）

図表 29: 国有商業銀行・民間商業銀行の推移



（出所）各行ウェブサイト・新聞報道より作成

3. 今後のリエンベト郵便銀行の動向

リエンベト郵便銀行は、ベトナム郵便公社（VNPost）の PTO（Postal Transaction Offices）ネットワークを活用した預金獲得と貸出業務の増加によって順調に業績を拡大させている。この背景には、VNPost がベトナムの個人、特に農村部において信頼される存在になっているという事実がある。同行は PTO を通じて、今後も特に農村部の顧客へのサービスを一段と拡充させたい考えである。

2017 年 12 月で銀行サービスを提供する PTO は約 1,100 局であり、VNPost の全拠点の 1 割にとどまっている。同行は PTO を更に増やしたい考えであり、また地方の省・市からも郵便局窓口での銀行サービス拠点を増やしてほしいとの要望が出ている。法的な制約から PTO 数は現状の約 1,100 から増やせない状況となっているが、ベトナム国家銀行（SBV）に新規 PTO の認可を求めている状況である[111]。

自行の拠点展開については、2015 年 10 月に開業したハノイのイオンモールに支店を開設するといった新たな試みにも取り組んでいる。

最近ではデジタル分野の強化も行っている。具体的には、インターネットを通じて、預金や信用情報が閲覧可能であるほか、他銀行への送金などを行うことができるサービスを提供している[112]。

2016 年 9 月からは、スマートフォン向けアプリ「Vi Viet」の提供を開始し、同アプリを通して、オンライン決済や公共や通信費などの使用量の支払い、航空券やホテルの手配、送金などができるようになった[113]。

[111] 2015 年 11 月のリエンベト郵便銀行及び VNPost へのヒアリングに基づく。
[112] リエンベト郵便銀行ウェブサイト （閲覧日：2018 年 10 月 31 日）
https://www.lienvietpostbank.com.vn/the-va-ngan-hang-dien-tu/Internet-Banking%20
[113] リエンベト郵便銀行ウェブサイト （閲覧日：2018 年 10 月 31 日）
https://www.lienvietpostbank.com.vn/en/services/content/services

＜　出所資料一覧　＞

【国際機関・外国機関文献・データベース】

- IMF Country Report No. 10/281（2010 年 9 月）、No. 14/311（2014 年 10 月）、No.16/240（2016 年 7 月）、No.17/190（2017 年 7 月）、No.18/215（2018 年 7 月）
- IMF World Economic Outlook October 2018
- World Bank, The Role of Postal Networks in Expanding Access to Financial Services- Volume II
- World Savings Banks Institute ウェブサイト
- International Association of Deposit Insurers, Member Profile DEPOSIT INSURANCE VIETNAM
- 日本貿易振興機構「アジアにおけるリテール金融調査」（2011 年 3 月）
- 日本貿易振興機構ウェブサイト「ベトナム進出に関する基本的なベトナムの制度」
- 日本国外務省ウェブサイト
- 中央銀行ウェブサイト
- CEIC Global Database
- 世界銀行「Global Findex Database」

【中央銀行・監督官庁・銀行協会等 HP】

- ベトナム国家銀行ウェブサイト
- ベトナム預金保険機構ウェブサイト

【論文・雑誌・業界紙】

- TNS Vietnam, Vietnam Lifestyle Trend Monitor
- Mix Market, Vietnam Market Profile
- Angloinfo Ho Chi Minh City, Postal Services in Vietnam
- Vietnam Briefing, VAMC to Buy Non-Performing Loans（2015 年 3 月）
- Vietnam News, SBV says nearly 63m bank cards in use
- Vietnam News, Banks to speed up sales on non-performing loans（2015 年 4 月）
- Vietcombank Securities, Vietnam Banking Sector Report（2011 年 9 月）
- Frasers Law Company, VIETNAM INSURANCE LAW UPDATE（2013 年 1 月）
- David Harrison, Mayer Brown JSM, The Role of Foreign Investment in Restrucruing Vietnam's Banking Sector（2014 年 4 月）
- LNT & Partners, Monthly Legal Briefing（2014 年 4 月）
- VPBank Securities, Vietnam Banking Industry（2014 年 1 月）
- VPBank Securities, Vietnam Insurance Industry（2014 年 5 月 20 日）
- Talk Vietnam, French postal firm to deliver assistance to Vietnam
- 名古屋大学大学院経済学研究科 経済科学 第 55 巻第 4 号「ベトナムにおける郵便貯金の展開」（2008 年 3 月）
- Talk Vietnam, Vietnam Deposit Insurance praised for contributions to financial system（2014 年 11 月 5 日）
- Vietnamnet, Foreign banks begin third wave of investment（2014 年 4 月）
- Tuoitrenews, Taxing deposit interest a heartfelt proposal:HoRea（2013 年 4 月）
- Reuters「ベトナム政府、外国人投資家の銀行出資」
- 国際金融公社プレスリリース（2011 年 1 月 25 日）
- みずほコーポレート銀行（現みずほ銀行）プレスリリース（2011 年 9 月 30 日）
- 三菱東京 UFJ 銀行プレスリリース（2012 年 12 月 27 日）
- I-GLOCAL CO.,LTD「アジアビジネスレポート」（2011 年 1 月）
- The Wall Street Journal「Vietnam's Central Bank Lays Out Plans for 2015」
- アーンスト・アンド・ヤング「ASEAN FinTech Census 2018」

- Techsauce, RUAMKID「Southeast Asia's Top 75 FinTech Startups Report」
- Visa「Consumer Payment Attitudes Survey」
- Pew Research Center「Global Attitudes Survey」

【郵便公社・郵貯等 HP】

- ベトナム郵便電気通信公社ウェブサイト
- リエンベト郵便銀行ウェブサイト
- リエンベト銀行「アニュアルレポート（2010 年）」
- リエンベト郵便銀行「アニュアルレポート（2011～2017 年）」

【民間金融機関等 HP】

- ベトナム産業貿易商業銀行ウェブサイト
- ベトナム農業農村開発銀行ウェブサイト
- ベトナム外国貿易商業銀行ウェブサイト
- ベトナム投資開発銀行ウェブサイト
- ベトナム協同組合銀行ウェブサイト
- VID Public Bank ウェブサイト
- Indovina Bank ウェブサイト
- Vinasiam Bank ウェブサイト
- Vietnam-Russia Joint Venture Bank ウェブサイト
- Saigon Commercial Bank ウェブサイト
- Vietnam Association of People's Credit Funds ウェブサイト

XI.アメリカ合衆国
（United States of America）

＜目次　～アメリカ～＞

第 1 章　市場環境の特徴 2
第 2 章　金融制度概要 3
1.　金融機関の種類 3
(1)　銀行の業態 3
(2)　銀行免許制度 3
(3)　商業銀行（commercial banks） 4
(4)　貯蓄金融機関（savings institutions） 5
(5)　総資産規模に基づく呼称：大手、リージョナル、コミュニティ 6
(6)　信用組合（credit unions） 10
2.　監督官庁と指導体制 11
3.　アメリカの金融制度の特徴 14
4.　預金保険制度の枠組み 15
5.　個人資産運用に関わる税制全体の中での預貯金税制 15
第 3 章　郵便貯金の概要 17
1.　設立から廃止までの沿革概要 17
2.　米国郵便事業庁（USPS）の概要 18
3.　最近の郵便貯金を巡る動向 19
(1)　「Providing Non-Bank Financial Services for the Underserved」
（金融弱者へのノンバンク金融サービスの提供）白書（2014 年 1 月 27 日公表） 20
(2)　レポート「The Road Ahead for Postal Financial Services
（今後の郵便金融サービス）」（2015 年 5 月 21 日公表） 20
(3)　近年の議会動向 23
(4)　「Executive Order on the Task Force on the United States Postal System
（USPS タスクフォースに関する大統領令）」（2018 年 4 月 12 日公表） 24
第 4 章　金融セクターにおけるリテール金融機関の特徴 25
1.　信用組合におけるリテール金融サービス 25
(1)　信用組合の特徴 25
(2)　金融市場の中での信用組合の競争力 28
2.　金融システム全体におけるリテール金融の位置づけ 30
3.　家計の金融資産・負債の動向 30
(1)　預金等の受入れ（商品、預金残高） 30
(2)　資金の貸付等（商品、預金残高） 32
第 5 章　最近の金融動向と今後の展望 35
1.　金融包摂に関する動向 35
2.　最近のリテール決済の動向 36
3.　ペイデイローン（消費者金融）への批判 39
4.　トランプ新政権による金融セクター政策 39
5.　フィンテックの進展と金融機関の今後の動向 41
＜出所資料一覧＞ 44

＜略語集＞

略語	原語（英語）	日本語訳
CFPB	Consumer Financial Protection Bureau	消費者金融保護局
CRA	Community Reinvestment Act	地域再投資法
CUNA	Credit Union National Association	信用組合全国協会
FDIC	Federal Deposit Insurance Corporation	連邦預金保険公社
FFIEC	Federal Financial Institutions Examination Council	連邦金融機関検査協議会
FRB	Federal Reserve Board	連邦準備制度理事会
FSOC	Financial Stability Oversight Council	金融安定監督協議会
GSE	Government Sponsored Enterprises	政府系住宅金融機関
IRS	Internal Revenue Service	米国内国歳入庁
NCUA	National Credit Union Administration	全国信用組合管理庁
NCUSIF	National Credit Union Share Insurance Fund	全米信用組合預金保険基金
OCC	Office of the Comptroller of the Currency	通貨監督庁
OIG	Office of Inspector General	監察総監室
OMB	Office of Management and Budget	行政管理予算局
OTS	Office of Thrift Supervision	貯蓄金融機関監督庁
S&L	savings and loan associations	貯蓄貸付組合
SPNB	Special Purpose National Bank	特別目的国法銀行
USPS	United States Postal Service	米国郵便事業庁

第 1 章　市場環境の特徴

図表 1: アメリカの概要

分類	項目	
一般事情	面積	約 962.8 万平方キロメートル
	人口	3 億 2,812 万人（2018 年、IMF 推計）
	首都	ワシントン D.C.
	民族	—
	言語	主として英語（法律上の定めはない）
	宗教	信教の自由を憲法で保障、主にキリスト教
	在留邦人数	421,665 人（2016 年 10 月 1 日時点、50 州）
政治体制・内政	政体	大統領制、連邦制（50 州他）
	元首	ドナルド・トランプ　大統領（2017 年 1 月 20 日就任、憲法により三選は禁止）
	議会	二院制 上院　100 議席、任期 6 年（2 年ごとに約 3 分の 1 ずつ改選） 下院　435 議席、任期 2 年（2 年ごとに全員改選） ※2018 年 5 月時点の議席構成は、上院（民主党 47、共和党 51、無所属 2） 下院（民主党 193、共和党 235、欠員 7）
	首相	—
経済	主要産業	工業（全般）、農林業（小麦、トウモロコシ、大豆、木材他）、金融・保険・不動産業、サービス業
	GDP	20 兆 5,130 億ドル　（2018 年、IMF 推計）
	1 人当たり GDP	6 万 2,518 ドル　（2018 年、IMF 推計）
	実質 GDP 成長率	2.9%　（2018 年、IMF 推計）
	通貨	米ドル。1 ドル＝113.58 円、1 ユーロ＝1.16 ドル　（2018/9/28）



（出所）IMF、外務省等を基に作成

図表 2: アメリカの主要経済指標

	単位	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
人口	万人	30,190	30,472	30,737	30,975	31,200	31,428	31,650	31,885	32,122	32,357	32,589	32,812
名目 GDP	億ドル	144,519	147,128	144,489	149,921	155,426	161,971	167,848	175,218	182,193	187,072	194,854	205,130
1 人当たり GDP（名目）	ドル	47,869	48,283	47,008	48,401	49,816	51,537	53,032	54,952	56,718	57,815	59,792	62,518
実質 GDP 成長率	%	1.9	-0.1	-2.5	2.6	1.6	2.2	1.8	2.5	2.9	1.6	2.2	2.9
消費者物価上昇率	%	2.9	3.8	-0.3	1.6	3.1	2.1	1.5	1.6	0.1	1.3	2.1	2.4
経常収支	GDP 比%	-4.9	-4.6	-2.6	-2.9	-2.9	-2.6	-2.1	-2.1	-2.2	-2.3	-2.3	-2.5
財政収支	GDP 比%	-2.5	-6.3	-12.7	-10.6	-9.3	-7.6	-4.1	-3.7	-3.2	-3.9	-3.8	-4.7
政府債務	GDP 比%	64.8	73.8	86.9	95.5	99.9	103.3	104.9	104.6	104.8	106.8	105.2	106.1

（出所）IMF "World Economic Outlook October 2018"を基に作成

第 2 章　金融制度概要

米国の金融機関は、連邦政府又は州政府により免許が付与される。連邦政府による免許付与の場合、商業銀行や連邦貯蓄銀行の根拠法は国法銀行法（National Bank Act）である。その他、連邦貯蓄貸付組合の根拠法は住宅所有者向け貸付法、信用組合の根拠法は信用組合法である。

州政府による商業銀行、貯蓄金融機関、信用組合への免許付与は、各州の州法に基づいて行われる。

1.　金融機関の種類

(1)　銀行の業態

米国では個人が預金口座を開設できる預金取扱金融機関（depository institutions）として、①商業銀行（commercial banks）、②貯蓄銀行（savings banks）、③貯蓄貸付組合（savings and loan associations, S&L）、④信用組合（credit unions）がある。

米国連邦金融機関検査協議会（Federal Financial Institutions Examination Council、FFIEC）の国家情報センター（NIC）によれば、これら金融機関は次のように特徴づけることができる[1]。商業銀行は、株式会社形態をとる利益団体であり、様々な貸出を行う金融機関である。貯蓄銀行は利子付き貯蓄の提供による貯蓄促進を目的とした金融機関である。S&L は、主として個人からの貯蓄を受け入れ、それを主として住宅ローンの貸出に向ける金融機関である。信用組合は、共通の関係性を有する個人による協働組織である。なお、貯蓄銀行と S&L は合わせて貯蓄金融機関（savings institutions）と呼ばれ、これに信用組合を加えたものをスリフト（thrifts）と呼ぶ。

総資産は商業銀行が一番大きく、16 兆 3,649 億ドルとなっており、金融機関全体の 86.2%を占める。貯蓄金融機関は 1 兆 1,677 億ドル（全体の 6.2%）、信用組合は 1 兆 4,464 億ドル（7.6%）である（2018 年 6 月末）[2] [3]。

金融機関数は全体で 11,135 行である。内訳として、商業銀行 4,832 行、貯蓄金融機関 709 行、信用組合 5,594 組合である（2018 年 6 月末）[4] [5]。2017 年 9 月末時点で、金融機関数の合計は 11,402 行であった。規制緩和や経営効率化の流れを受けて合併が進み、金融機関数は長期的に見て減少傾向にある。

(2)　銀行免許制度

米国では連邦政府又は州政府が金融機関に免許（charter）を交付しており、各業態には連邦法に基づいて設立された金融機関と州法によって設立された金融機関が存在する。

---

1 https://www.ffiec.gov/nicpubweb/content/help/institution%20type%20description.htm
2 連邦預金保険公社(Federal Deposit Insurance Corporation, FDIC)　“Summary Statistics” https://research.fdic.gov/bankfind/# （閲覧日：2018 年 9 月 18 日）
3 信用組合全国協会(Credit Union National Association) “Credit Union Statistics - Members Only Asset-Size Groups” https://www.cuna.org/Research-And-Strategy/Credit-Union-Data-And-Statistics/ （閲覧日：2018 年 9 月 18 日）
4 連邦預金保険公社(Federal Deposit Insurance Corporation, FDIC)　“Summary Statistics” https://research.fdic.gov/bankfind/# （閲覧日：2018 年 9 月 18 日）
5 信用組合全国協会(Credit Union National Association) “Credit Union Statistics - Members Only Asset-Size Groups” https://www.cuna.org/Research-And-Strategy/Credit-Union-Data-And-Statistics/ （閲覧日：2018 年 9 月 26 日）

図表 3：預金口座を開設できる米国の金融機関の業態分類（2018 年 6 月末）

業　態	銀行数 （シェア）	総資産 （シェア）	根拠法（注 1）	特　徴
商業銀行 (Commercial banks)	4,832 (43.4%)	16 兆 3,649 億ドル (86.2%)	国法銀行法 州法	個人向け金融商品を網羅的に提供するが、事業会社向けの貸出が中核である。
貯蓄金融機関 (savings institutions)	709 (6.4%)	1 兆 1,677 億ドル (6.2%)	国法銀行法 （連邦貯蓄銀行） 住宅所有者向け貸付法 （連邦貯蓄貸付組合） 州法	住宅ローンを中心とする。商業銀行より小規模。貯蓄銀行、貯蓄貸付組合に分類される。
信用組合（注 2） (credit institutions)	5,594 (50.2%)	1 兆 4,464 億ドル (7.6%)	連邦信用組合法 州法	労働組合や大学の学生・職員など、限定された利用者にサービスを提供する非営利団体であり。個人向け小口貸出などを提供する。
合　計	11,135	18 兆 9,790 億ドル		

（注 1）米国の金融機関は連邦政府か州政府のいずれかにより免許が交付される。
（注 2）信用組合の数字には、プエルトリコ（バージン諸島含む）、グアム、アメリカン・サモアの信用組合が含まれている他、海軍信用組合も含まれる。
（注 3）上記統計には外国銀行の米国支店（U.S. Branches of Foreign Banks）の係数は含まれない。
（出所）連邦預金保険公社（Federal Deposit Insurance Corporation：FDIC）“Summary Statistics”
https://research.fdic.gov/bankfind/ （閲覧日：2018 年 9 月 18 日）
信用組合全国協会（Credit Union National Association：CUNA）“Credit Union Statistics - Members Only Asset-Size Groups”
https://www.cuna.org/Research-And-Strategy/Credit-Union-Data-And-Statistics/ （閲覧日：2018 年 9 月 26 日）
連邦準備制度理事会を基に作成

商業銀行は、連邦法である国法銀行法に基づいて設立された国法銀行（national banks）と、州法に基づいて設立された州法銀行（state banks）に分けることができる。国法銀行はバンク・オブ・アメリカ（Bank of America）等、州法銀行はフリーモント銀行（Fremont Bank）等が主な銀行として挙げられる。

貯蓄金融機関は前述の通り、貯蓄銀行と S&L の総称であるが、免許交付の主体に応じて、連邦政府が連邦法に基づき免許を交付する「連邦貯蓄金融機関（federal savings institutions）」と、州政府が州法に基づき免許を交付する「州貯蓄金融機関（state savings institutions）」に分類することもできる。

信用組合は、連邦法である連邦信用組合法（Federal Credit Union Act）に基づいて連邦免許が交付される連邦信用組合と、州法に基づいて免許が交付される州法信用組合で構成されている。

(3) 商業銀行（commercial banks）

米国最大手の商業銀行は、総資産額でみると第 1 位は JP モルガン・チェース銀行（JPMorgan Chase Bank、総資産：2.59 兆ドル）[6]、第 2 位はバンク・オブ・アメリカ（Bank of America、総資産：2.29 兆ドル）[7]である（2018 年 6 月末）。

なお、米国で銀行業務を行う外国銀行（foreign banks）のうち現地法人（subsidiary banks）は、商業銀行に分類される。外国銀行は 1978 年に採択された国際銀行法

[6] JPMorgan Chase Bank “EARNINGS RELEASE FINANCIAL SUPPLEMENT SECOND QUARTER 2018” P. 5
https://www.jpmorganchase.com/corporate/investor-relations/quarterly-earnings.htm （閲覧日：2018 年 9 月 27 日）
[7] Bank of America “2018 Quarterly Earnings Q2 News Release” P. 9（閲覧日：2018 年 9 月 27 日）
http://investor.bankofamerica.com/phoenix.zhtml?c=71595&p=quarterlyearnings#fbid=EnceFUG5mLK

（International Banking Act）に基づいて、連邦政府に免許を交付される場合と、州法に基づいて州政府が免許を交付する場合がある[8]。米国の外国銀行現地法人は企業向け融資など法人向け業務を中核とすることが多いが、MUFG ユニオンバンクなど、現地リテール銀行の買収が行われたものについては個人預金の受入額も大きい。

外国銀行の業態は、現地法人以外にも支店（branches）、エージェンシー（agencies）などがある。外国銀行は、2017 年末時点で州法に基づく支店等を 157、連邦法（OCC が監督）に基づく支店等を 57、それぞれ運営している[9]。

(4) 貯蓄金融機関（savings institutions）

貯蓄金融機関は商業銀行とは対照的に、個人若しくは地域の中小企業向けの貸出を中核としている。貯蓄銀行と S&L で預金保険制度はかつて異なっていたが、1980 年代後半のいわゆる「第 2 次貯蓄貸付組合危機」を契機として、連邦預金保険公社（Federal Deposit Insurance Corporation, FDIC）が貯蓄銀行と貯蓄貸付組合の預金保険を引き受けるようになり、併せて両者の検査監督権限を持つようになった。

貯蓄金融機関は、提供している金融商品の種類と貸付業務の対象において、商業銀行と区別されている。貯蓄金融機関は、商業銀行のように多種多様な金融商品の提供を主目的とするのではなく、「預金を預け、住宅ローンを借りるための銀行」と位置付けられている[10]。事実、貯蓄金融機関の発足当初は、非営利の協同組合組織として地域住民から貯蓄預金を持分出資（share）の形態で受け入れ、出資者に対し順次住宅資金を貸し付ける運営方式を採っていたといわれており[11]、地域への住宅資金供給を主たる目的としていた。また、収益面で見ても、事業会社向け融資を主力とする商業銀行と異なり、貯蓄銀行や貯蓄貸付組合は元来、住宅ローンによる貸出しが主要な地位を占めていた。

もっとも、1980 年代に発生した貯蓄金融機関の経営危機を機に業務規制緩和が進められるなど、商業銀行と貯蓄金融機関が提供する金融サービスの同質化は徐々に進行してきた。具体的には、1980 年代初頭、市中金利が歴史的水準で高止まりする状況下、預金流出に悩まされてきた貯蓄金融機関に対する預金金利上限規制が撤廃され、運用面でも業務範囲に係る規制緩和が徐々に進められた。一方、商業銀行も 1970 年代に住宅関連融資が認められ、後に消費者ローン等の取り扱いを開始するなど、現在では貯蓄金融機関と商業銀行の業務内容は殆ど差異がなくなっている。

---

[8] Connecticut Department of Banking、http://www.ct.gov/dob/cwp/view.asp?a=2235&q=297894

[9] 連邦準備制度理事会 2017 年版アニュアルレポート “Supervision and Regulation” https://www.federalreserve.gov/publications/2017-ar-content.htm （閲覧日：2018 年 9 月 27 日）
外国銀行は支店、エージェンシーのほかに、エッジアクト企業（Edge Act corporations）、アグリーメント企業（Agreement corporations）、商業貸出企業（commercial lending company）と呼ばれる企業を保有している。

[10] 12 USC §1464.

[11] 農林中金総合研究所「米国における住宅ローン貸出市場の変化と将来像～住宅金融の担い手はどのように変化してきたか～」金融市場 2002 年 11 月号（2002 年）P.28。

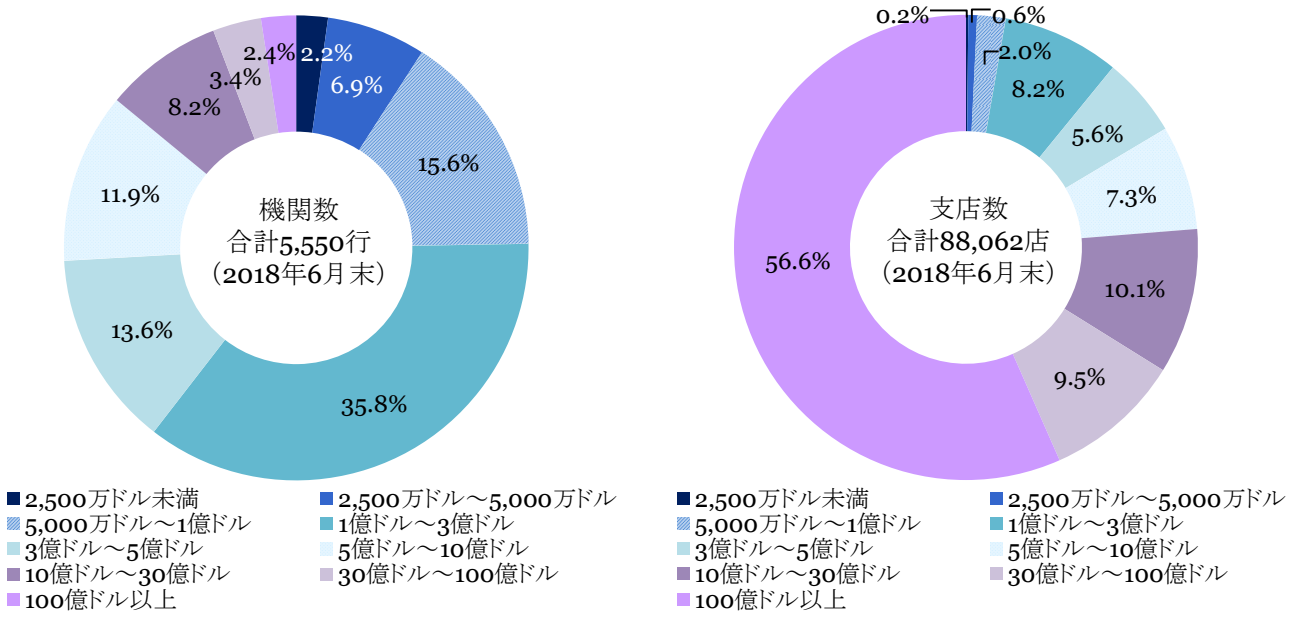
(5) 総資産規模に基づく呼称：大手、リージョナル、コミュニティ

一般に、総資産 100 億ドル以上の商業銀行と貯蓄金融機関を「大手銀行（big banks）」と呼んでおり、FDIC の「Deposit Summary Tables」によれば[12]、全 5,550 行のうちの 135 行が該当する（2018 年 6 月末、以下同様）。大手銀行の支店数は、米国内の銀行支店数の過半を占めている。また、大手銀行の 1 行当たりの平均支店数は 369 である。

総資産 10 億ドル以上、100 億ドル未満の商業銀行等は、一般に「リージョナル・バンク（regional banks）」と呼ばれており、644 行が該当する。リージョナル・バンクの 1 行当たりの平均支店数は 27 支店である。

更に、資産総額が 10 億ドル未満の商業銀行等は「コミュニティ・バンク（community banks）」と呼ばれる。コミュニティ・バンクは、商業銀行・貯蓄金融機関総数の 86.0%を占めているが、総支店数のシェアは 23.7%にとどまる。コミュニティ・バンクの 1 行当たり平均支店数は、わずか 4 支店に過ぎず、リージョナル・バンクと比べても特定の地域を中心としたエリアで営業している実態がうかがえる。

図表 4：資産規模別の銀行の分布（商業銀行、貯蓄金融機関）



（出所）連邦預金保険公社（FDIC） “Deposit Summary Tables”の中にある“National Summary Tables”の 02 番“Asset Size”を参照。
“Deposit Summary Tables”は“Reference Tables”というページからアクセス。
https://www.fdic.gov/bank/statistical/guide/referencetables.html （閲覧日：2018 年 10 月 17 日）

[12] 連邦預金保険公社（FDIC） “Deposit Summary Tables”の中にある“National Summary Tables”の 02 番“Asset Size”を参照。“Deposit Summary Tables”は“Reference Tables”というページからアクセス。
https://www.fdic.gov/bank/statistical/guide/referencetables.html （閲覧日：2018 年 10 月 17 日）

米国内の商業銀行及び貯蓄金融機関のうち、預金残高上位 50 機関は図表 5 の通りとなっている。第 1 位から第 3 位の金融機関が預金残高及び支店数において大きなプレゼンスを有しており、第 4 位以下を大きく引き離していることが分かる。第 1 位のバンク・オブ・アメリカ（Bank of America）は預金残高が 1 兆 3,127 億ドル、支店数が 4,472 支店に達しているほか、第 2 位の JP モルガン・チェース銀行（JP Morgan Chase & Co.）は預金残高が 1 兆 2,741 億ドル、支店数が 5,144 支店、第 3 位のウェルス・ファーゴ銀行（Wells Fargo）は預金残高が 1 兆 2,700 億ドル、支店数が 5,872 支店と預金残高、支店数とも他の銀行を大きく引き離している。

また、世界規模の投資銀行として知られるゴールドマンサックスグループ（Goldman Sachs）やモルガンスタンレー（Morgan Stanley）も、世界金融危機による信用収縮時に銀行持株会社への改組が行われたため、FDIC 監督下の大手商業銀行の扱いとなっている。預金残高で見た順位はそれぞれ 12 位、15 位である。

米国内の各州における商業銀行及び貯蓄金融機関の現状は、図表 6 の通りである。テキサス州やイリノイ州のように金融機関が数多く存在している州がある一方、アラスカ州のように金融機関数が 20 に満たない州もあり、地域ごとに金融機関の数には差がある。また、ニューヨーク州やカリフォルニア州が預金残高において他の州を大きく引き離しているように、預金残高の点でも地域差が大きいことが見て取れる。

地理的には、商業銀行はニューヨーク州の他、中西部・南部・西部の主要州で存在感が大きいのに対し、貯蓄金融機関はマサチューセッツ州・ニュージャージー州・ペンシルバニア州など北東部諸州でのプレゼンスが比較的大きい。

図表 5: 預金残高上位 50 機関（2018 年 6 月末）

	金融機関名	米本社所在地	支店数		預金残高	
			(店)	シェア	(10億ドル)	シェア
1	Bank of America	North Carolina	4,472	11.5%	1,313	15.1%
2	JPMorgan Chase Bank	Ohio	5,144	13.3%	1,274	14.7%
3	Wells Fargo Bank	South Dakota	5,872	15.1%	1,270	14.7%
4	Citibank	South Dakota	716	1.8%	510	5.9%
5	U.S. Bank	Ohio	3,131	8.1%	321	3.7%
6	PNC Bank	Delaware	2,481	6.4%	262	3.0%
7	TD Bank	Delaware	1,258	3.2%	248	2.9%
8	Capital One	Virginia	604	1.6%	233	2.7%
9	Charles Schwab Bank	Nevada	1	0.0%	191	2.2%
10	Branch Banking and Trust Company	North Carolina	1,971	5.1%	167	1.9%
11	SunTrust Bank	Georgia	1,243	3.2%	165	1.9%
12	Goldman Sachs Bank USA	New York	4	0.0%	128	1.5%
13	HSBC Bank USA	Virginia	229	0.6%	124	1.4%
14	The Bank of New York Mellon	New York	6	0.0%	122	1.4%
15	Morgan Stanley Bank	Utah	1	0.0%	118	1.4%
16	State Street Bank and Trust Company	Massachusetts	1	0.0%	112	1.3%
17	Fifth Third Bank	Ohio	1,173	3.0%	108	1.2%
18	KeyBank National Association	Ohio	1,199	3.1%	108	1.2%
19	Ally Bank	Utah	1	0.0%	100	1.2%
20	Regions Bank	Alabama	1,476	3.8%	97	1.1%
21	Citizens Bank	Rhode Island	798	2.1%	90	1.0%
22	Manufacturers and Traders Trust Company	New York	818	2.1%	90	1.0%
23	MUFG Union Bank	California	355	0.9%	86	1.0%
24	BMO Harris Bank	Illinois	594	1.5%	84	1.0%
25	The Huntington National Bank	Ohio	1,011	2.6%	83	1.0%
26	USAA Federal Savings Bank	Texas	1	0.0%	73	0.8%
27	First Republic Bank	California	75	0.2%	73	0.8%
28	Compass Bank	Alabama	645	1.7%	71	0.8%
29	Capital One Bank (USA)	Virginia	1	0.0%	70	0.8%
30	Bank of the West	California	558	1.4%	69	0.8%
31	American Express National Bank	Utah	1	0.0%	67	0.8%
32	Discover Bank	Delaware	2	0.0%	63	0.7%
33	Synchrony Bank	Utah	4	0.0%	62	0.7%
34	Morgan Stanley Private Bank	New York	2	0.0%	61	0.7%
35	Comerica Bank	Texas	437	1.1%	58	0.7%
36	Santander Bank, N.A.	Delaware	635	1.6%	57	0.7%
37	ZB	Utah	437	1.1%	54	0.6%
38	UBS Bank USA	Utah	1	0.0%	48	0.5%
39	Silicon Valley Bank	California	5	0.0%	46	0.5%
40	E*TRADE Bank	Virginia	1	0.0%	44	0.5%
41	Chase Bank USA	Delaware	1	0.0%	43	0.5%
42	City National Bank	California	73	0.2%	42	0.5%
43	The Northern Trust Company	Illinois	59	0.2%	35	0.4%
44	Signature Bank	New York	30	0.1%	35	0.4%
45	People's United Bank	Connecticut	394	1.0%	33	0.4%
46	Banco Popular de Puerto Rico	Puerto Rico	178	0.5%	32	0.4%
47	CIT Bank	California	72	0.2%	32	0.4%
48	Deutsche Bank Trust Company Americas	New York	4	0.0%	32	0.4%
49	Citizens Bank of Pennsylvania	Pennsylvania	347	0.9%	32	0.4%
50	First Tennessee Bank	Tennessee	293	0.8%	31	0.4%
預金残高上位 50 行合計（商業銀行と貯蓄金融機関）			38,815	100.0%	8,665	100.0%

（出所）連邦預金保険公社（FDIC）“Deposit Summary Tables”の中にある“National Summary Tables”の 04 番“Top 50 Commercial Banks and Savings Institutions by Deposits”を参照。“Reference Tables”のページからアクセス。
https://www.fdic.gov/bank/statistical/guide/referencetables.html （閲覧日：2018 年 10 月 17 日）

図表 6: 各州における商業銀行、貯蓄金融機関、外国銀行預金保険対象支店の現状（2018 年 6 月末）

	金融機関合計			商業銀行			貯蓄金融機関		
	機関数	支店数	預金残高（10 億ドル）	機関数	支店数	預金残高（10 億ドル）	機関数	支店数	預金残高（10 億ドル）
Alaska	7	123	11,908	6	118	11,584	1	5	324
Alabama	156	1,466	100,932	149	1,449	100,262	7	17	670
Arkansas	119	1,344	66,661	118	1,341	66,614	1	3	47
American Samoa	2	3	160	2	3	160	0	0	0
Arizona	67	1,177	131,673	61	1,130	127,673	6	47	4,000
California	206	6,838	1,397,409	189	6,728	1,379,129	16	109	17,366
Colorado	135	1,482	137,652	119	1,413	133,946	16	69	3,706
Connecticut	61	1,159	135,639	32	796	111,293	29	363	24,346
District Of Columbia	30	216	51,443	29	215	51,403	1	1	40
Delaware	42	268	398,805	37	212	394,080	5	56	4,725
Florida	212	4,983	586,391	195	4,821	554,009	17	162	32,382
Federated States Of Micronesia	2	8	339	2	8	339	0	0	0
Georgia	222	2,311	250,365	209	2,262	247,534	13	49	2,831
Guam	5	23	2,864	4	19	2,777	1	4	87
Hawaii	12	270	44,839	9	190	36,983	3	80	7,856
Iowa	324	1,518	86,730	316	1,494	83,477	8	24	3,253
Idaho	32	490	25,927	31	479	25,377	1	11	550
Illinois	502	4,307	482,548	442	4,121	461,486	59	185	19,897
Indiana	145	2,013	131,405	119	1,911	126,917	26	102	4,488
Kansas	289	1,438	74,645	276	1,352	66,869	13	86	7,776
Kentucky	178	1,634	81,801	165	1,597	80,261	13	37	1,539
Louisiana	131	1,470	103,514	112	1,382	99,923	19	88	3,591
Massachusetts	152	2,156	397,358	41	1,270	314,437	111	886	82,921
Maryland	87	1,490	144,991	71	1,431	141,637	16	59	3,354
Maine	31	472	29,419	11	262	17,297	20	210	12,122
Marshall Islands	1	1	155	1	1	155	0	0	0
Michigan	122	2,515	217,533	113	2,380	205,483	9	135	12,049
Minnesota	348	1,682	230,614	332	1,591	226,439	16	91	4,175
Missouri	311	2,291	163,041	298	2,254	160,580	13	37	2,461
Northern Mariana Islands	4	8	878	3	7	868	1	1	9
Mississippi	94	1,142	53,806	90	1,132	53,454	4	10	352
Montana	56	379	23,757	54	374	23,679	2	5	78
North Carolina	84	2,313	366,480	65	2,257	364,091	19	56	2,390
North Dakota	85	427	27,809	83	390	25,937	2	37	1,872
Nebraska	188	1,073	64,422	181	1,037	58,343	7	36	6,080
New Hampshire	41	416	34,430	16	283	27,115	25	133	7,316
New Jersey	128	2,886	333,966	84	2,293	278,464	44	593	55,503
New Mexico	58	467	31,335	53	446	30,504	5	21	831
Nevada	48	494	274,216	37	476	71,802	11	18	202,414
New York	210	4,956	1,690,825	154	4,254	1,581,125	48	694	66,257
Ohio	216	3,598	343,200	163	3,287	316,444	53	311	26,757
Oklahoma	225	1,345	86,983	222	1,285	81,502	3	60	5,481
Oregon	46	972	77,722	42	952	76,754	4	20	968
Pennsylvania	191	4,123	395,149	131	3,268	333,511	60	855	61,637
Puerto Rico	7	303	73,833	7	303	73,833	0	0	0
Palau	3	3	289	2	2	262	1	1	27
Rhode Island	22	251	35,089	11	202	31,625	11	49	3,465
South Carolina	79	1,226	85,885	66	1,201	84,647	13	25	1,238
South Dakota	84	462	603,061	80	444	599,338	4	18	3,724
Tennessee	189	2,053	154,893	180	1,991	151,839	9	62	3,053
Texas	524	6,419	840,122	489	6,267	750,347	35	152	89,775
Utah	52	523	523,902	50	521	462,199	2	2	61,702
Virginia	122	2,294	323,046	116	2,280	274,931	6	14	48,116
Virgin Islands Of The U.S.	4	22	2,520	3	20	2,311	1	2	209
Vermont	23	236	13,326	15	191	11,200	8	45	2,126
Washington	79	1,716	161,099	68	1,619	154,755	11	97	6,344
Wisconsin	236	1,971	150,114	211	1,836	140,784	25	135	9,329
West Virginia	73	618	33,280	69	606	32,488	4	12	792
Wyoming	46	219	15,719	44	211	15,256	2	8	463

（注）薄い青色の網掛けは合計に対するシェアが 5%以上 10%未満、濃い青色の網掛けは合計に対するシェアが 10%以上のデータを示す。
（出所）連邦預金保険公社（FDIC）“Deposit Summary Tables”の中にある“National Summary Tables”の 05 番“State Total”を参照。
“Reference Tables”のページからアクセス。
https://www.fdic.gov/bank/statistical/guide/referencetables.html （閲覧日：2018 年 10 月 17 日）

(6) 信用組合（credit unions）

信用組合は、「共通の絆」（common bond）を有する会員が所有・経営する非営利協働金融機関であり、当該会員はその信用組合を通じて貯蓄や借り入れ、その他関連する金融サービスを享受する[13]。協働金融機関という形は 19 世紀半ばの欧州に起源を有しており、米国では 1909 年に最初の信用組合が設立された。1934 年には連邦信用組合法が成立し、連邦法に基づく信用組合の設立が促されたほか、その当時（1935 年時点）、38 の州と DC が独自の州法を有し、信用組合の数は 3000 以上にのぼったという。

信用組合に付与される免許は、そのメンバーシップの構成によって、「単一職業の絆」（single occupational common bond）、「単一団体の絆」（single associational common bond）、「複数の絆」（multiple common bond）、「地域コミュニティ」（community charter）の 4 つに分かれる。このうち分かりにくいのは「単一団体の絆」や「複数の絆」であろう。

「単一団体の絆」とは、例えば「国際電気工組合（IBEW）のフロリダ州第 10 地区と第 13 地区の通常会員」、「インディアナ州グラント郡、ローガン郡、リー郡の農業団体会員」、「ウィスコンシン大学校友会」などを指す。「単一団体の絆」には地理的制約はないとされるが、これらのメンバーが設立する信用組合に対しては、一定の地域にその活動を限定するよう求められることがある。

「複数の絆」とは、上記の「単一職業の絆」や「単一団体の絆」の組み合わせを指す。例えば「A 社のデラウェア州ウィルミントンで働く従業員」、「B 法律事務所のデラウェア州ウィルミントンで働くパートナー及び従業員」、「C 協働組合のデラウェア州ウィルミントンの通常会員」の三者が共同で 1 つの信用組合を設立することができる。

信用組合は商業銀行や貯蓄金融機関とは異なり、非営利団体として運営されており、地方税は課せられるものの、連邦法人税が免除されている[14]。組合員となるためには最低預金額以上の預金額を口座ごとに維持することが必要である。信用組合制度が設立された当初は少額の入会金（出資金）を支払うとともに、預金を預け入れるシステムとなっていた[15]が、現在では出資金と預金の区別は行われていない。貸出については、自動車ローンや住宅ローン等を中心とした個人向けローンを取り扱っているが、貸付業務による利益は組合員に還元される仕組みとなっている。

2018 年 6 月末時点で、アメリカ全体では 5,594 の信用組合が存在し、5,480 組合が全米信用組合預金保険基金（National Credit Union Share Insurance Fund, NCUSIF）の付保金融機関である（3,444 組合が連邦法、2,036 組合が州法に基づく信用組合）[16]。

信用組合の支店数は 20,896 支店[17]、1 組合当たり平均支店数は 4 支店[18]である。
信用組合の組合員（預金者）数は 2018 年 6 月時点で 1 億 1,538 万人に上り、総資産は

---

[13] 信用組合全国協会（NCUA）“Chartering And Field of Membership Manual”（2003 年 3 月）
https://www.ncua.gov/Resources/Documents/Chartering%20and%20Field%20of%20Membership%20Manual.pdf
（閲覧日：2018 年 10 月 16 日）

[14] Tax Foundation “Reviewing the Credit Union Tax Exemption”（2018 年 1 月 30 日）
https://taxfoundation.org/reviewing-credit-union-tax-exemption/ （閲覧日：2018 年 10 月 16 日）

[15] 高木仁 [研究ノート] アメリカ合衆国の信用組合（I）（1988 年）、『明大商学論叢』第 71 巻第 1 号（1988 年 7 月）

[16] 信用組合全国協会（NCUA）“QUARTERLY CREDIT UNION DATA SUMMARY: 2018 Q2”（2018 年 9 月 6 日）
https://www.ncua.gov/analysis/Pages/call-report-data/reports/paca-facts/paca-facts-2018-Q2.pdf
（閲覧日：2018 年 10 月 17 日）

[17] 信用組合全国協会（CUNA）“US Membership Benefits Report: Mid-Year 2018”（閲覧日：2018 年 10 月 17 日）
https://www.cuna.org/uploadedFiles/Global/About_Credit_Unions/National-MemberBenefitsJ18.pdf

[18] 信用組合全国協会（CUNA）“U.S. Credit Union Profile: Mid-Year 2018”（閲覧日：2018 年 10 月 17 日）
https://www.cuna.org/uploadedFiles/Global/About_Credit_Unions/NationalProfile-J18-Bank.pdf

1 兆 4,464 億ドルと貯蓄金融機関を上回る。預金残高は 1 兆 2,223 億ドル、貸出残高は 1 兆 176 億ドルである[19]。

総資産規模別にみた信用組合の内訳を図表 7 に示した。

図表 7: 信用組合の資産規模別特徴（2018 年 6 月時点）

総資産規模	組合数	組合員数（千人）	1組合当たり資産（百万ドル）	総資産（10 億ドル）	貸出残高（10 億ドル）	預金残高（10 億ドル）
2 千万ドル以下	2,204	2,587	7.5	17	8	141
2 千万～5 千万ドル	1,049	3,885	32.4	34	18	30
5 千万～1 億ドル	727	5,553	71.9	52	30	46
1 億～2 億 5 千万ドル	709	10,934	159.6	113	73	99
2 億 5 千万～5 億ドル	354	11,519	357.1	126	86	109
5 億～10 億ドル	246	14,338	707.9	174	124	149
10 億ドル以上	305	66,558	3048.9	930	679	776
全　体	5,594	115,375	258.6	1,446	1,018	1,222

（出所）信用組合全国協会（CUNA）“U.S. Credit Union Profile: Mid-Year 2018”
https://www.cuna.org/uploadedFiles/Global/About_Credit_Unions/NationalProfile-J18-Bank.pdf
（閲覧日：2018 年 10 月 17 日）

2. 監督官庁と指導体制

① 総論

米国の預金取扱金融機関（商業銀行、貯蓄金融機関、信用組合）は、連邦法（国法）か州法のいずれかにより設置され、それぞれ連邦政府もしくは州政府が銀行免許の交付と監督を行っている。この仕組みを「二元銀行制度」（dual banking system）もしくは「二元制度」（dual system）と言う[20]。

主たる監督当局は次の通りである。国法銀行・貯蓄金融機関の場合は、通貨監督庁（Office of the Comptroller of the Currency, OCC）である。

州法銀行のうち、連邦準備制度に加盟している銀行（いわゆる FRB 加盟銀行、member banks）は連邦準備制度理事会（Federal Reserve Board、FRB）が主たる監督当局となる[21]。州法貯蓄金融機関と、FRB 加盟銀行ではない州法銀行の場合は、連邦預金保険公社（FDIC）である。なお、米国の商業銀行のうち約 3 分の 1 にあたる 1,688 行が連邦準備加盟銀行であり、そのうち 815 行が州法銀行である（2017 年 12 月末）[22]。

国法に基づく信用組合、もしくは連邦保証付き預金を提供する信用組合は、全国信用組合管理庁（National Credit Union Administration、NCUA）が主たる監督当局となる。なお連邦保証付き預金のための保険基金は、FDIC とは別に NCUA が管理する。

---

[19] 信用組合全国協会（CUNA）“Credit Union Statistics - Members Only Asset-Size Groups”
https://www.cuna.org/Research-And-Strategy/Credit-Union-Data-And-Statistics/（閲覧日：2018 年 9 月 26 日）

[20] 米国議会調査サービス（Congressional Research Service, CRS）“Who Regulates Whom? An Overview of the U.S. Financial Regulatory Framework”（2017 年 8 月 17 日）https://fas.org/sgp/crs/misc/R44918.pdf

[21] 実際に監督業務を行うのは、銀行の本拠所在地を所管している連邦準備銀行である。また、連邦準備制度に加盟することで、これらの州法銀行は本店所在地を所管する連邦準備銀行の株式を保有し、連邦準備銀行の運営委員会のメンバーを選任する権利を取得する。

[22] 連邦準備制度理事会（FRB）“104th Annual Report 2017” P.49
https://www.federalreserve.gov/publications/2017-ar-content.htm（2018 年 10 月 17 日閲覧）

米国で事業を営む外国銀行は FRB または OCC が主たる監督当局となる。

このように預金金融機関には主たる監督当局が存在するが、国法銀行、州法銀行、及び貯蓄金融機関は付保預金を提供することによって、FDIC の監督対象にもなっている。

なお、2010 年に制定された「ドッド・フランク　ウォール街改革・消費者保護法」（Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act、通称：ドッド・フランク法）以前は、貯蓄金融機関の主たる監督当局は、貯蓄金融機関監督庁（Office of Thrift Supervision、OTS）であった。

貯蓄金融機関を巡る監督体制の変更は、時間の経過と共に、当初想定されていた目的からかけ離れた監督体制が出来上がってしまう教訓を示している。貯蓄金融機関の免許は、もともと、住宅ローンの貸出に特化するといった点で銀行免許と大きく異なるものだったが、貯蓄金融機関に対する規制は徐々に緩和され、大規模かつ複雑な貯蓄金融機関持ち株会社と銀行持ち株会社の違いがほとんど消える状況をもたらした。こうした動きや、1980 年代に発生した S&L 危機及び 2008 年の国際金融危機を受けて、政策当局者らの間では、貯蓄金融機関に対する監督体制の見直しが急務となったのである。

ドッド・フランク法の制定を受け、2011 年 7 月 21 日に OTS は廃止され、OCC に統合されるとともに、連邦貯蓄金融機関に関する貯蓄金融機関監督庁の監督業務は全て OCC の元で一元化されることとなった[23]。また、州貯蓄金融機関に関する貯蓄金融機関監督庁の監督業務は FDIC に引き継がれることとなった[24]。これらの措置により、貯蓄金融機関は銀行と同様の基準で監督に服することになる等[25]、実態に即した監督のあり方が実現することとなった。

信用組合の主たる監督当局である NCUA については、ドッド・フランク法によっても特段の組織改変がなされることはなかったが、従来からの組織の枠組みは維持しつつ、2008 年以降の金融危機により生じた諸問題に引き続き対応することに注力している。具体的には、安全で健全性のある信用組合制度の確保、全ての個人を対象とした信用組合の利用の促進、強力で独立性のある全米信用組合預金保険基金（National Credit Union Share Insurance Fund, NCUSIF）の保持、透明性があり効果的な規制環境の構築、多様性を有し適切な訓練を受けた職員の育成といった取組みを行っている[26]。

---

[23] 通貨監督庁（OCC）「Office of Thrift Supervision Integration; Dodd-Frank Act Implementation」
[24] 連邦預金保険公社（FDIC）「アニュアルレポート（2011 年）」p.39
[25] 通貨監督庁（OCC）「OCC Issues Final Rule to Implement Provisions of the Dodd-Frank Act」
[26] 全国信用組合管理庁（NCUA）「アニュアルレポート（2011 年）」p.2
http://www.ncua.gov/Legal/Documents/Reports/AR2011.pdf

図表 8: 米国における銀行等の監督当局

金融機関の分類（監督の視点）			監督主体		監督に関する主要法規
業態	根拠法	連邦準備制度加盟状況	連邦レベル	州レベル	
商業銀行 commercial bank	国法銀行法	加盟	通貨監督庁(OCC)	–	連邦準備法・金融規制改革法
	州法	加盟	連邦準備制度理事会(FRB)	各州銀行局	連邦準備法・金融規制改革法・州法
		非加盟	連邦預金保険公社(FDIC)	各州銀行局	金融規制改革法・州法
外国銀行 foreign bank	国法銀行法	加盟	連邦準備制度理事会(FRB) 通貨監督庁(OCC)	—	国際銀行法・外国銀行監督強化法
	州法	加盟	連邦準備制度理事会(FRB)	各州銀行局	国際銀行法・外国銀行監督強化法・州法
貯蓄金融機関 saving institutions	国法銀行法	加盟不可	通貨監督庁(OCC)	—	連邦準備法・金融規制改革法
	州法	加盟不可	連邦預金保険公社(FDIC)	各州当局	連邦準備法・州法
信用組合 credit union	国法銀行法	加盟不可	全国信用組合管理庁(NCUA)	—	信用組合法
	州法	加盟不可	—	各州当局	信用組合法・州法
外国銀行 在米支店 branches of foreign banks	国際銀行法 国法銀行法	加盟	連邦準備制度理事会(FRB) 通貨監督庁(OCC)	—	国際銀行法・外国銀行監督強化法
	国際銀行法 州法	加盟	連邦準備制度理事会(FRB) 連邦預金保険公社(FDIC) (※保険対象支店のみ)	各州当局	国際銀行法・外国銀行監督強化法・州法

（注）デラウェア州、サウスダコタ州、ワイオミング州の州法は信用組合の設立を許可しておらず、この 3 州で運営されている信用組合は全て連邦政府から免許を交付されている

（出所）米国議会調査局 “Who Regulates Whom? An Overview of U.S. Financial Supervision”、
米国財務省 “Who Regulates My Bank?”、National Association of State Credit Union Supervisors “site map”、
Federal Register “Transfer and Redesignation of Certain Regulations Involving State Savings Associations Pursuant to the Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act of 2010”[27]を基に作成

② ドッド・フランク法とリテール金融

ドッド・フランク法第 10 章第 1011 条に基づき、連邦準備制度（Federal Reserve System）の一部として消費者金融保護局（Consumer Financial Protection Bureau, CFPB）が新たに設立された。これにより、連邦レベルの消費者金融保護に関する金融規制監督当局が一元化された。消費者金融保護局には、予算権や規則制定権の独立性が付与されており、総資産が 100 億米ドルを超える大手銀行（商業銀行・貯蓄金融機関）及び信用組合に対しては、消費者金融保護局が消費者金融関連の連邦法に関して第一次的な執行権限を有することになった。なお、消費者金融保護局が管轄する 18 の連邦法は以下の通りである（ドッド・フランク法第 1002 条）。

- Alternative Mortgage Transaction Parity Act of 1982
- Consumer Leasing Act of 1976
- Electric Fund Transfer Act（但し、第 920 条を除く）
- Equal Credit Opportunity Act

[27] http://www.federalregister.gov/articles/2011/08/05/2011-18276/transfer-and-redesignation-of-certain-regulations-involving-state-savings-associations-pursuant-to#p-3

- Fair Credit Billing Act
- Fair Credit Reporting Act（但し、第 615 条(e)項及び第 628 条を除く）
- Home Owners Protection Act of 1998
- Fair Debt Collection Practice Act
- Federal Deposit Insurance Act（但し、第 43 条(b)項～(e)項までのみ管轄）
- Gramm-Leach-Bliley Act
  （但し、第 502 条～第 504 条、第 506 条～第 509 条のみ管轄）
- Home Mortgage Disclosure Act of 1975
- Home Ownership and Equity Protection Act of 1994
- Real Estate Settlement Procedures Act of 1974
- S.A.F.E.Mortgage Licensing Act of 2008
- Truth in Lending Act
- Truth in Savings Act
- Omnibus Appropriations Act, 2009（但し、第 626 条のみ管轄）
- Interstate Land Sales Full Disclosure Act

消費者金融保護局は、上記の消費者金融に係る法の執行に加えて、消費者向けの金融サービスに対する監督や情報収集、消費者に対する情報提供・教育や苦情の受付等も主要な機能としている[28]。これは、サブプライム住宅ローン問題において、金融商品の知識が不十分な消費者に対して金融機関が複雑な金融商品やサービスを過度に販売していた実態が問題視されたことに由来する。

3. アメリカの金融制度の特徴

米国では二元銀行制度がとられており、また、州法銀行は連邦準備制度加盟銀行と非加盟銀行に分けて監督されている点が大きな特徴といえる。

この米国の複雑な金融監督体制が、本来政府が持つべき金融機関に対する監督機能を弱体化させ、2008 年の世界金融危機を引き起こす要因であったと批判される面がある。そういった複雑な監督体制を統括する目的で、ドッド・フランク法には、システミックリスクの監視を行い、市場の安定を確保することを目的として各当局を統括する金融安定監督評議会（Financial Stability Oversight Council、FSOC）を設立する条項が加えられた[29]。

米国においては、金融ユニバーサルサービスの提供義務を負った郵貯などの金融機関は存在しない。しかし、米国政府は地域再投資法（Community Reinvestment Act, CRA）を通して、商業銀行・貯蓄金融機関に対し、自地域での所得が低い地域社会において、積極的に融資を行うことを求める施策を展開している[30] [31]。

---

[28] 消費者金融保護局ウェブサイト、http://www.consumerfinance.gov/the-bureau/
[29] ドッド・フランク法第 111 条以下。
[30] 連邦準備制度理事会（FRB）「Community Reinvestment Act （CRA）」、http://www.federalreserve.gov/communitydev/cra_about.htm
[31] 預金保険に加盟している銀行は地域再投資法（CRA）に基づいて活動しているかどうか、評価される。銀行支店が設置されている地域において、地元住民に対し、公平な条件で融資を行っていると、評価が上がる。地域再投資法（CRA）のコンプライアンスが高い銀行は統合・合併、支店開設などの為に必要な審査において有利になることがある。
（出所）米国郵便事業庁（USPS）「Postal Savings System」
http://about.usps.com/who-we-are/postal-history/postal-savings-system.pdf

4. 預金保険制度の枠組み

米国の商業銀行・貯蓄金融機関の預金保険制度は連邦預金保険公社（FDIC）が統括しており、米国で営業している商業銀行と貯蓄金融機関で預入されている預金はすべて同公社が保証している。なお、同公社の取締役 5 名は、すべて合衆国大統領によって選任され、上院議会で承認される[32] [33]。

預金保険制度の根拠法は 1950 年連邦預金保険法（Federal Deposit Insurance Act）である。当時設定されていた保証上限額は一口座当たり 10 万ドルであったが、2010 年に制定された「ドッド・フランク ウォール街改革・消費者保護法」（ドッド・フランク法）の規定に基づき、預金保険の保証上限額は一口座当たり元利合計で 25 万ドルに引き上げられた[34]。

信用組合については、1970 年の法律に基づき創設された全米信用組合預金保険基金（NCUSIF）が預金保険を提供している。これは、全国信用組合管理庁（NCUA）が管理を行うファンドであり、全国信用組合管理庁加盟信用組合の預金者に対して預金保険を提供することを目的としている。同基金が提供している預金保険の保証上限額は、FDIC と同様に、ドッド・フランク法によって一口座当たり 25 万ドルに設定されている[35]。

外国銀行は、2017 年末時点で州法に基づく支店等を 157、連邦法（OCC が監督）に基づく支店等を 57、それぞれ運営している。これらのうち、前者では 6 支店、後者では 4 支店が FDIC に加盟し、リテール預金業務を行っている[36]。1978 年国際銀行法（International Banking Act of 2017）により、外国銀行支店はリテール預金業務が禁じられているが、同法の成立以前から伝統的に当該業務を行ってきた外国銀行支店は例外とされた[37]。

5. 個人資産運用に関わる税制全体の中での預貯金税制

連邦法である内国歳入法（Internal Revenue Code）によると、原則として利子所得や配当所得は総合課税の対象となる。

一方、個人が保有する金融資産（株式、債券など）のキャピタルゲインに課せられるキャピタルゲイン税（Capital Gain Tax）は、当該資産を保有している期間や本人の所得税枠によって税率が変動する。保有期間が短期（1 年未満）の金融資産から生じたキャピタルゲインは所得税枠と同等の税率が課せられるが、保有期間が長期（1 年以上）の金融資産から生じたキャピタルゲインの場合、通常より税率が低く設定されている[38]。

---

[32] 連邦預金保険法「Federal Deposit Insurance Act」、http://www.fdic.gov/regulations/laws/rules/1000-100.html

[33] 連邦預金保険法は預金保険業務の他、連邦預金保険公社（FDIC）に加盟している金融機関に対し、地域再投資法（Community Reinvestment Act）に基づいて活動しているか、評価している。

[34] 連邦預金保険法「Press Releases Basic FDIC Insurance Coverage Permanently Increased to $250,000 Per Depositor」、https://www.fdic.gov/news/news/press/2010/pr10161.html

[35] Legal Information Institute「§ 1781. Insurance of member accounts」、http://www.law.cornell.edu/uscode/12/1781.html

[36] 連邦準備制度理事会（FRB）“104th Annual Report 2017” P.52-53 https://www.federalreserve.gov/publications/2017-ar-content.htm （2018 年 10 月 17 日閲覧）

[37] 連邦準備制度理事会（FRB）“Foreign Banks in the U.S.: A primer”（International Finance Discussion Papers、Number 1064、2012 年 11 月）注 12 を参照。https://www.federalreserve.gov/pubs/ifdp/2012/1064/ifdp1064.pdf

[38] 米国内国歳入庁（IRS）, Investment Income and Expenses （2016 年）, Table 4-4. http://www.irs.gov/publications/p550/index.html

2017年12月22日、トランプ大統領は10年で1.5兆ドルにのぼる大型減税法案（Tax Cut and Jobs Act of 2017）に署名、同法は同日成立した。税制の抜本改革はレーガン政権下の1986年以来、約30年ぶりであり、連邦法人税率の大幅引き下げ等と共に、個人所得税の最高税率も39.6%から37%に引き下げられた。キャピタルゲイン税は、こうした個人所得税の税率に連動している[39]。

なお、トランプ政権は、キャピタルゲイン税について、キャピタルゲインからインフレ分を控除（インデクゼーション）する仕組みとすることで減税を行う意向を示している[40]。

図表9：米国におけるキャピタルゲイン税（連邦税）の内訳（2018年）

納税者の課税所得（独身の場合）	キャピタルゲイン税（2018年） 短　期
0　～　9,525ドル	10.0%
9,526　～　38,700ドル	12.0%
38,701　～　82,500ドル	22.0%
82,501　～　157,500ドル	24.0%
157,501　～　200,000ドル	32.0%
200,001　～　500,000ドル	35.0%
500,000ドル超　～	37.0%

納税者の課税所得（独身の場合）	キャピタルゲイン税（2018年） 長　期
0　～　38,600ドル	0.0%
38,601　～　425,800ドル	15.0%
425,800ドル超　～	20.0%

（出所）Congress.gov.　“H.R.1 - An Act to provide for reconciliation pursuant to titles II and V of the concurrent resolution on the budget for fiscal year 2018.”（December 22, 2017. Retrieved December 29, 2017.）を基に作成
https://www.congress.gov/bill/115th-congress/house-bill/1　（閲覧日：2018年9月28日）

[39] 同法の解説はKPMG等の資料が詳しい：Tax Reform – KPMG Report on New Tax Law：
https://home.kpmg.com/content/dam/kpmg/us/pdf/2018/02/tnf-new-law-book-feb6-2018.pdf
[40] ブルームバーグによるトランプ大統領のインタビュー（2018年8月30日）：
https://www.bloomberg.com/news/articles/2018-08-30/trump-says-thinking-about-indexing-capital-gains-to-inflation

第 3 章　郵便貯金の概要

1.　設立から廃止までの沿革概要

米国の郵便貯金は 1910 年 6 月 25 日に設立され、1911 年 1 月 1 日からサービスを開始し、その後、1967 年 7 月 1 日に廃止され、今日に至っている。[41]

郵便貯金は、次の 4 つの目的から設立された。①タンス預金の獲得、②母国で郵便貯金制度に慣れ親しんできた移民の貯蓄の獲得、③当時破たんが頻発していた民間銀行に対して不信感を抱いた人々に対する安全な預金の提供、④働く人々にとってより便利な預金制度の整備、である。

郵貯では当初、1 口 1 ドル以上、500 ドル未満（除く利子）の預金を受け入れ、年間 2%の利子を支払った。預金残高は 1929 年時点で 1 億 5,300 万ドルであったが、その後の大恐慌、第二次世界大戦という不穏な時代を経て、ピークの 1947 年には 340 億ドルに達した。

第二次世界大戦後、民間銀行が金利を引き上げ、また政府保証付き預金の提供を開始したこと[42]や、米国政府が発行した貯蓄債券（Saving Bond）の利回りが高かったことを背景に、郵貯から資金が流出し、その残高は 1964 年には 4 億 1,600 万ドルまで減少した。

こうした中、1966 年 3 月 28 日に「郵便貯金制度の廃止等のための法律」（Act to provide for the discontinuance of the Postal Savings System, and for other purposes）が成立した。同年 4 月 27 日、郵貯は既存口座への預金受け入れと周年日の利払い、及び新規口座開設を停止し、同年 7 月 1 日に廃止された。

廃止時点で残っていた預金残高はおよそ 5,000 万ドルで、口座数は 60 万を超えていたという。これらは米国財務省に信託されたが、1971 年と 1984 年の法律を経て、すべて州政府・自治体に分配された。（本章のここまで、全て出典は注 41）

米国郵便事業庁（United States Postal Service, USPS）は、国内小為替（money order）や外国為替サービス等、今日でも一部の金融サービスを提供している。国内小為替とは、郵便局や銀行等で作ることができる先払いの小切手であり、口座を必要としない送金小切手である。国内小為替は民間業者が販売数量を公表していないため、米国で販売される国内小為替の総数は不明である。USPS の観察総監室（Office of Inspector General, OIG）が行った推計によれば、2013 年度における USPS の国内小為替のシェアは 25%（中位推計）である[43]。

また同じく OIG によれば、海外向け送金（Outbound remittance）における USPS のシェアは 2014 年度 0.03%に留まる。ラテンアメリカ向け送金サービス Sure Money プログラムに至っては 0.01%に過ぎない[44]。

---

41 米国郵便事業庁（USPS）“The United States Postal Service: An American History 1775-2006”（2007 年）https://about.usps.com/publications/pub100.pdf

42 大恐慌による民間銀行の破たんと合併が相次ぐ中で、預金が目減りする事態が社会問題となった。そこで「グラス＝スティーガル法」（1933 年）により連邦預金保険制度が創設され、1934 年 1 月 1 日から運用が始まった。

43 米国郵便事業庁（USPS）監察総監室“RARC Report：Modernizing the Postal Money Order”（2016 年 4 月 4 日）Table 3. https://www.uspsoig.gov/sites/default/files/document-library-files/2017/RARC-WP-16-007.pdf

44 米国郵便事業庁（USPS）監察総監室「Audit Report：International Paper Money Order Service」（2016 年 7 月 5 日）Table 1 及び Table5.　https://www.uspsoig.gov/sites/default/files/document-library-files/2016/FT-AR-16-007.pdf

2. 米国郵便事業庁（USPS）の概要

USPS の職員数は、約 50 万人（2017 年）であり[45]、小売大手のウォルマートや国防省に次ぐ米国第 3 位の雇用者数を誇っていると言われている[46]。米国の郵便物取扱量は世界一であり、年間取扱郵便物数は 1,495 億通（2017 年）[47]にも及ぶ。日本郵便の場合、172 億通（2017 年度）[48]であり、USPS はその約 8.7 倍という圧倒的な規模を誇る。

米国の郵政事業は、第二次大陸会議（Second Continental Congress）[49]に参加したメンバーらの共同声明（1775 年 7 月 26 日）によってその歴史が始まった[50]。

郵政事業は、米国郵政省（U.S. Post Office Department）が責任を持つ政府直轄事業として運営されたが、1960 年代半ばには、郵便物の大規模な未配など深刻な問題が露呈した。議会、大統領、郵政省の三者が改革に動きだし、1970 年に郵便事業組織再編法（Postal Reorganization Act of 1970, PRA）が成立した。同法に基づき連邦政府の独立機関として現在の郵便事業庁（USPS）が誕生し、1971 年 7 月に公式に運営を開始した。

PRA は、郵便物量及び売上の継続的な拡大によって郵便インフラの成長が支えられることを前提としていたとされる。しかし、1996 年、第 104 議会の頃から郵政改革の動きが強まった[51]。最大の理由は、E メールやオンラインでの請求書払いの増加によって PRA の前提が崩れたことである。さらに、新たな郵送先の増大に伴う労働費用を中心とした経費増加や、退職医療給付債務の累増が、USPS の資金繰りを厳しくしたこともある。各方面から、こうした問題が生じる根本的原因として「PRA が規定する USPS のビジネスモデルが時代遅れ」であることが指摘され、法律改正の必要性が指摘されるようになった。

2006 年 12 月、USPS に関する大統領委員会の報告書をふまえた 2006 年郵便改革法（Postal Accountability and Enhancement Act of 2006, PAEA）が成立した。同法は、1971 年の USPS 発足以来 35 年ぶりとなる大幅な制度改正を行うものであり、料金設定の弾力化、郵便料金委員会の郵便規制委員会（Postal Regulatory Commission：PRC）への改組によるガバナンスの強化、郵便の独占範囲の変更、退職者医療給付基金（Postal Service Retiree Health Benefits Fund :PSRHBF）の積立義務化などを内容とし、USPS の事業形態は変更されなかった。2006 年郵便改革法では、郵便サービスが初めて定義された。PAEA では、郵便サービス（Postal Service）を「手紙、印刷物、もしくは配達可能な小包の配達であり、受け取り、収集、選別、配達、もしくはその他の機能を含む」とされている。こうした定義の上で、USPS の事業範囲は郵便サービスと、11 の非郵便事業（Nonpostal Products and Services）の提供に制限された[52]。

---

45 米国郵便事業庁（USPS） “Number of Postal Employees Since 1926 - About USPS” https://about.usps.com/who-we-are/postal-history/employees-since-1926.pdf
米国郵便事業庁（USPS） “A decade of facts & figures” https://facts.usps.com/table-facts/

46 The Economist “Why America’s post office should be privatised”（2018 年 4 月 19 日号）https://www.economist.com/leaders/2018/04/19/why-americas-post-office-should-be-privatised

47 米国郵便事業庁（USPS） “A decade of facts & figures” https://facts.usps.com/table-facts/

48 日本郵便「2017 年度引受郵便物等物数」（2018 年 5 月 11 日）https://www.post.japanpost.jp/notification/pressrelease/2018/00_honsha/0511_01_01.pdf

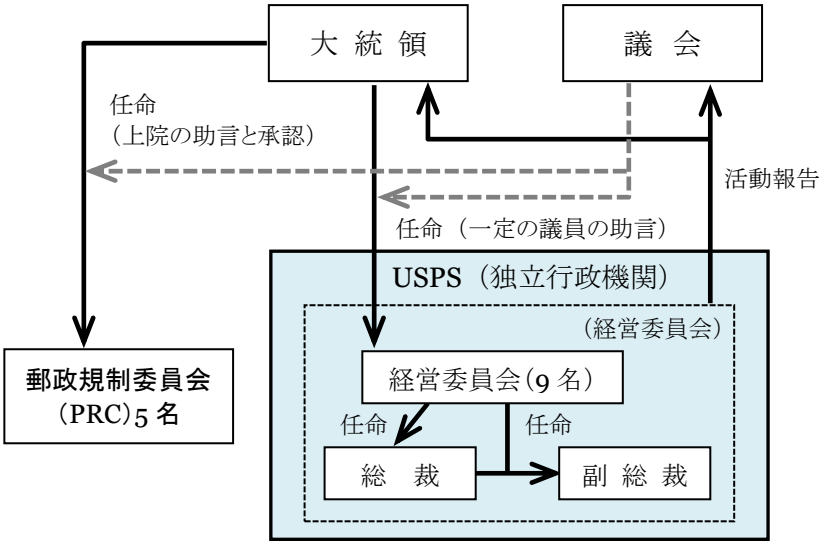
49 1775 年 5 月 10 日から 1781 年 3 月 1 日まで開催された米国 13 植民地の代表による会議。

50 米国郵便事業庁（USPS） “The United States Postal Service: An American History 1775-2006”（2007 年）https://about.usps.com/publications/pub100.pdf

51 米国議会調査サービス（CRS） “The Postal Accountability and Enhancement Act: Overview and Issues for Congress”（2009 年 12 月 14 日）https://fas.org/sgp/crs/misc/R40983.pdf

52 米国議会調査サービス（CRS） “Reforming the U.S. Postal Service: Background and Issues for Congress”（2016 年 8 月 25 日）https://fas.org/sgp/crs/misc/R44603.pdf

図表 10: 米国郵便事業庁（USPS）の経営形態



（出所）郵政民営化委員会「資料 88―2（各国経営形態）」
http://www.yuseimineika.go.jp/iinkai/dai88/siryou88-2.pdf （閲覧日：2018 年 9 月 28 日）

3. 最近の郵便貯金を巡る動向

1967 年に米国の郵便貯金制度が廃止されて以降、米国郵便事業庁（USPS）では郵便為替等の金融サービスを除き預金等の金融サービスを取り扱っていない。しかし米国内では近年、USPS における金融サービス取扱い拡大を求める動きを見ることができる。

この背景には、USPS が 2007 年度から 2017 年度まで 11 期連続して赤字を計上[53]しており、新たな収入源の確保が求められているという経営上の課題と、多くの人々が依然として基本的な金融サービスを受けられていないという社会的な課題がある。

現状では米国内の約 4 分の 1 の家庭（6,800 万人の成人）が基本的な金融サービスを受けられていないとされる[54]。更に、近年は、低所得者層が多い地方部等で銀行の支店の閉鎖が目立ち、今後も物理的に金融機関にアクセスができない人々が増加する恐れがある。

そこで、全国に 35,000 ヵ所以上の拠点を持つ郵便局における貯金やローン等のサービス提供を検討する動きが顕在化した。もし実現すれば、「underserved」すなわち金融弱者（unbanked と underbanked）の人々の生活水準向上に寄与するだけでなく、金融セクター全体にとって潜在顧客層の拡大等の恩恵をもたらし、また、USPS 本体にとっても収益源の拡大に資するものとして、再度注目を集めつつある。

以上の状況に鑑み、USPS の監察総監室（Office of Inspector General）は、2014 年 1 月 27 日に白書「Providing Non-Bank Financial Services for the Underserved（金融弱者へのノンバンク金融サービスの提供）」を公表し、USPS の金融サービス提供拡大により金融弱者を救済しつつ、新たな収入を確保することで USPS のユニバーサルサー

53 米国郵便事業庁（USPS） “FY2017 Annual Report to Congress”（2018 年）
http://about.usps.com/who-we-are/financials/annual-reports/fy2017/fy2017.pdf
54 Office of Inspector General, United States Postal Service, White Paper “Providing Non-Bank Financial Services for the Underserved”

ビス継続を実現することができる旨の提言を行っている。

2015 年 5 月 21 日に監察総監室は、上記白書のフォローアップとの位置付けで、レポート「The Road Ahead for Postal Financial Services（今後の郵便金融サービス）」を公表し、USPS の金融サービスの提供拡大に関する提言を行っている。

(1) 「Providing Non-Bank Financial Services for the Underserved」（金融弱者へのノンバンク金融サービスの提供）白書（2014 年 1 月 27 日公表）

2014 年 1 月に監察総監室が公表した白書ではまず、USPS が金融サービスを開始した場合の強みとして、銀行等の他の金融機関が進出していない小規模な自治体等においても郵便局がすでにあること、国民の間で「郵便局」ブランドへの信頼性が高いこと、従来から郵便為替等の一部金融サービスを取り扱っており、業務に最低限必要な金融の基礎知識を職員が有していること等を指摘している。

また、同白書では、USPS が提供し得る商品の事例として、①プリペイド・カード、②貯蓄商品、③貸付サービス、を挙げている。①プリペイド・カードに関しては、カードに預金の引き出しや支払い、国際送金等の機能を持たせるだけでなく、例えば税金の支払いや還付金の受取り等、国民の日常生活の様々な場面で活用できるようにすることも想定している。②貯蓄商品については、万一のための貯蓄を全く行っていない人口が約 3 割に上る現状に対し、利付の貯蓄商品を提供することで資産形成を促すことを目的としている。③貸付サービスに関しては、クレジットカードを持てない underserved が高利貸し等から借り入れざるを得ない現状に鑑み、手数料がより安価な「ポスタル・ローン」を提供することが提案されている。

上記の金融サービスは、銀行や信用組合等の既存の金融機関と競合するものではなく、現在金融機関が対象外としている金融弱者の生活の安定、信用力の向上をもたらすことで、金融セクター全般にとっての顧客層拡大に寄与するためのものであることが強調されている。

USPS の監察総監室が、新たに郵便局で金融サービスを提供することに関心を示している背景として、ウィリアムズ総監室長は、2 点に言及している。すなわち、1 点目は、米国郵便事業庁の財務状況が不安定であること、2 点目は銀行の支店配置の偏りを郵便局が補おうとすることである。後者については、米国全体では 3 万 5,000 を超える郵便局があるが、約 4 割の郵便局が占める地域には銀行の店舗がゼロ、約 2 割の郵便局が占める地域には銀行の店舗が 1 つしかなく、多くの地域住民が基本的な銀行サービスを享受できていない（したがって郵便局がその役割を補完すべき）点に言及している。

(2) レポート「The Road Ahead for Postal Financial Services（今後の郵便金融サービス）」（2015 年 5 月 21 日公表）

監察総監室は、2014 年 1 月の米国郵便事業庁の金融サービスの導入に係る提言白書に対するフォローアップの位置付けとして、2015 年 5 月に「The Road Ahead for Postal Financial Services」レポートを公表した。ここではまず、前掲の提言白書の内容を再確認するとともに、今後の金融サービスの提供について、現行の米国郵便事業庁が有する権限の下でも改善できるサービス案と新たな権限の下で提供するサービス案として計 5 つの案を提示し、それぞれのメリット、デメリットを検討している（図表 11）。

具体的には、第 1 の案では、現行の米国郵便事業庁の権限の中で実施できるものとして、既に提供している金融サービス（紙ベースでの国内・国際郵便為替サービス、電信国際送金サービス、ギフトカード、一部の小切手現金化）の高度化・拡大とその周辺関連サービスの提供、ATM 設置場所貸し等を行うことを挙げている。更に、他の金融機関等との提携サービス案として、第 2～4 の案を示している。第 2 の案は、ノンバンクを含む一つの金融機関との提携によるサービス提供、第 3 の案は、金融商品ごとの複数の金融機関との提携によるサービス提供、第 4 の案は、複数の金融機関に対する郵便局での販売窓口の提供（金融商品は「郵便」ブランドではなく、提携機関の商品のブランドとなり、提携機関数によっては、類似金融商品が複数提供されることがある）である。最後に第 5 の案として、郵便銀行の創設を提言している。

なお、監察総監室は、郵便銀行の創設は金融包摂に非常にポジティブな影響をもたらすと期待でき意義が大きいとしつつも、法規制の改正手続きが必要で、また IT システム投資をはじめコスト面での負担が大きい上に、銀行業界からの反発が予想されるなど、課題は少なくないとしている。

これら 5 つのサービスによりもたらされる収入として、第 1 の案を実施した場合、5 年後には、11 億ドルの収入を見込んでいる。しかし、他の 4 つの案による収入の増加については、不確定要素が多いとして算出されていない。このレポートの公表についての関係団体の反応は、次のとおりである[55]。

①独立コミュニティ銀行家協会（Independent Community Bankers of America、ICBA）副会長

「全国において、金融サービスは既に十分に提供されており、米国郵便事業庁が黒字化を目指すのであれば、組織を適正な規模に縮小しなければならないところ、この提言は規模を維持するという点で失敗に終わる。」

②全米連邦信用組合協会（National Association of Federal Credit Unions, NAFCU）の規制担当部長

「信用組合は、非営利の会員志向の金融機関として、低い取扱料金で有利な金利を提供してきた長い実績を有している。約 1 億人の会員を擁する中で、既に多くの金融弱者に行き届いたサービスを行っている。」

③米国銀行家協会（American Bankers Association）副会長

「米国郵便事業庁は政府のバックアップを受けながら有利な金融商品を提供することが可能となり、地方の金融機関に悪影響を与えることになる。」

[55] Morning Consult「Banking Groups Pan USPS Proposal to Offer Financial Services」
http://morningconsult.com/2015/05/banking-groups-pan-usps-proposal-to-offer-financial-services/

図表 11: 郵便貯金サービス提供に向けた 5 つのアプローチ

選択肢		内容	メリット	デメリット	収入	コスト	金融弱者への恩恵	運営の複雑さ
①	既存サービスの拡張	既存の国内/国際送金為替、国際送金、ギフトカード、小切手の現金化サービスの商品設計、価格、マーケティングの再考、店舗スペースへの ATM の設置	既存の商品に類似するサービスであれば、現在の法規制の範囲内で提供が認められる可能性が高い	価格の見直し等の変更についても、都度 Postal Regulatory Commission の認可を受けなければならない 金融弱者層解消への対応策にはならない	中～低	低	中～低	低
②	1 社のパートナーとの協業	ノンバンク業者、大手金融機関、金融商品販売業者等のうち 1 社と協業	パートナー側が金融法制やコンプライアンスに係る諸問題を処理するため、各商品の導入が比較的容易 取扱いが 1 社の商品に限られるため、商品間の整合性をとりやすい	取扱いがパートナーの提供サービスに限られ、柔軟な商品提供が難しい可能性がある パートナーのレピュテーションリスク等を負う必要がある	中～低	中～低	中～低	低
③	複数のパートナーとの協業	商品ごとに異なるパートナーと協業	②と比較してより幅広い商品を取扱うことが可能 金融弱者層向けの商品設計を行う等、柔軟な対応が可能	各パートナーが提供する一連の商品群の選定から提供までに、かなりの時間や手間を有する可能性がある	中	中	中	中
④	市場の提供	Postal ブランドは使用せず、様々な金融機関の商品を取扱う「市場」を提供する	競争を通じて、優れた商品が生まれることが期待される 金融弱者もこのような商品にアクセスすることができる 銀行や信用組合等も郵便局を支店網として利用できる	各金融機関が定めるコンプライアンス基準をポスタル・サービスが満たしているかの確認等、取扱いに向けた手続きが煩雑 ある業者が市場での提供を取りやめた場合など、顧客に混乱が生じる可能性がある ポスタル・サービスの独自商品のシェアが縮小すれば、収益にネガティブな影響をもたらす	中～低	中	中～高	高
⑤	ポストバンクの設置	金融弱者に特化した金融機関の設置	金融弱者層の解消に向けて、最大のインパクトがある	設置までに相当な時間を要する 支店の開設、人材採用、資本調達等を先行して行う必要があり、リスクが非常に大きい	中～高	高	高	高

（注）収入、コスト、金融弱者（underserved）への恩恵、運営の複雑さの 4 項目については、元レポートではインディケーター形式で図示されているものを、本稿では大まかに捉えて表記した
（出所）米国郵便事業庁（USPS）監察総監室（OIG） “The Road Ahead for Postal Financial Services”（2015 年 5 月）より作成

(3) 近年の議会動向

① 第 113 議会開会中（2013 年 1 月 3 日～2015 年 1 月 3 日[56]）

2014 年 7 月 23 日には、民主党のセドリック・リッチモンド議員（下院、ルイジアナ州選出）が、「貯蓄、金融取引及び貸付の機会を提供する法案」（Providing Opportunities for Savings, Transactions and Lending Act of 2014、H.R.5179）[57]を提出した。同法案では、前掲の白書を踏まえ、郵便局が顧客に対して、当座預金、貯蓄預金、外国送金関連サービス、その他公共の利益に基づき USPS が必要と判断する基本的な金融サービスを提供することを認めるとし、加えて郵便局の利用者向けに、小売店舗や携帯、オンラインで利用可能なデビットカードである「郵便カード（Postal Card）」の発行を義務付ける内容も含まれていた。しかしながら、第 113 議会閉会までに法案は可決されず廃案となった。

② 第 114 議会開会中（2015 年 1 月 3 日～2017 年 1 月 3 日）

2015 年 7 月 29 日には、民主党のアール・ブルーメナウアー議員（下院、オレゴン州選出）が「郵便改革法案」（Postal Innovation Act、H.R. 3319 ）[58]を提出した。USPS に事業の多様化を認める内容の法案であり、金融サービスを含む倉庫業、郵便商品の市場テスト、コミュニティ支援サービス、インターネットによる投票、ブロードバンド・インターネットサービスの提供といった内容の試行実験を全国のうちの 5 つの郵便区(postal districts or regions)において実施し、その結果を議会に報告するというものである。また、同年 7 月 23 日に上院においても同様な法案が提出されている。しかしいずれも可決には至らなかった。

③ 第 115 議会（2017 年 1 月 3 日～2019 年 1 月 3 日）

2018 年 4 月 25 日、民主党のカーステン・ギリブランド議員（上院、ニューヨーク州選出）が郵便銀行法案（Postal Banking Act、S.2755）を提出した。同法案では、USPS に対して新たに基本的な金融サービスの提供と、そのための金利・手数料の決定の権限を付与するとされている。同時に USPS に対しては銀行免許の付与や、貸出など伝統的な銀行業務に携わることを禁じている。

上述した基本的金融サービスとして法案で列挙されているのは、①1 回当たり 500 ドルを超えない低コスト・少額ローン（当初ローン提供から 1 年後は 1000 ドル。消費者物価指数にインデクゼーション）、②USPS 単独もしくは預金金融機関や信用組合と協働した少額の決済口座と利付貯蓄口座の提供（口座当たり 2 万ドルもしくは FDIC 保証口座の中央値の 25%のいずれか大きい方を超えない）、③決済サービス（デビットカード、ATM、オンライン決済口座、小切手決済サービス、自動振替、モバイルバンキングなど）、④送金サービス（国内外への資金送金と受け取り）である。

郵便銀行法案が認めようとしている低コスト・少額消費者ローンは、いわゆる「ペイデイローン」と競合するものである。ペイデイ・ローンは、年間 1,200 万人が利用しているとされ、年平均 8 回の借入を行い、1 回の平均借入額は 375 ドル、その利払いは 520 ドルである[59]。こうした中で、低コスト・少額消費者ローンの提供が求めら

---

[56] 奇数年の 1 月 3 日の正午に会期が変わる。https://www.house.gov/legislative-activity （閲覧日：2018 年 10 月 16 日）；https://www.senate.gov/reference/Sessions/sessionDates.htm （閲覧日：2018 年 10 月 16 日）

[57] 通称「2014 年郵便法案」（POSTAL Act of 2014）

[58] 米国連邦議会ウェブサイト「H.R.3319 - Postal Innovation Act」https://www.congress.gov/bill/114th-congress/house-bill/3319

[59] http://www.pewtrusts.org/~/media/legacy/uploadedfiles/pcs_assets/2012/pewpaydaylendingreportpdf.pdf

れており、OCC は公式に規制下にある銀行及び信用組合による低コスト・少額ローンの提供を奨励した[60]。

なお、上院郵便銀行法案は、4 月 25 日に上院に提案され、上院国土安全保障及び政府問題委員会に付託された。関連法案として下院でも同名法案（H.R.5816）が 5 月 15 日に提案され、同日、下院監視及び政府改革委員会と下院金融サービス委員会に付託された。上下両院とも、以後、進展はみられない（10 月末時点）[61]。

郵便銀行法案について、2018 年夏時点で USPS は支持・不支持を表明していない。しかし、連続赤字を計上している USPS にとって「新たな収入原」となり得るサービスへの関心は高いようだ[62]。

(4) 「Executive Order on the Task Force on the United States Postal System（USPS タスクフォースに関する大統領令）」（2018 年 4 月 12 日公表）

トランプ大統領は、2018 年 4 月 12 日、USPS に関するタスクフォースの設立に関する大統領令を公布した[63]。この大統領令には、USPS を利用している米オンライン小売大手アマゾンを攻撃する意図があるとされている[64]。アマゾン CEO ジェフ・ベゾス氏はワシントンポスト紙のオーナーであり、トランプ大統領は同紙の報道を批判している。

大統領令は、従業員の年金債務や退職者医療給付に対する資金的な備えが十分ではないとして、USPS の改革を求めている。大統領令によれば、USPS は 2007-2009 年の景気後退以来、650 億ドルの累積赤字を出しており、退職者医療給付のための積立不足が 2017 年度末時点で 380 億ドルに達するという。

タスクフォースは米財務長官を議長とし、米国行政管理予算局（Office of Management and Budget、OMB）局長等から構成され、次の項目を評価するとされている。すなわち、①配送市場の拡大とプライシング及び USPS の役割、②郵便市場の衰退と、USPS の自己ファイナンス及び USPS の手紙配送及びメールボックス事業の独占への示唆、③テクノロジー、E-コマース、マーケティング・プラクティス、消費者ニーズの変化を踏まえた「ユニバーサルサービスの義務」の定義、④米国経済と、田舎・コミュニティ・スモールタウンにおける USPS の役割、⑤USPS のビジネスモデル、人員、オペレーション、コスト、プライシングの状況、である。

これらの評価を踏まえ、タスクフォースは大統領に対して行政及び法的改革の勧告を行うことになっている[65]。

---

[60] https://www.occ.treas.gov/news-issuances/news-releases/2018/nr-occ-2018-51.html ；他の規制機関の動きについては https://www.cnbc.com/2018/05/24/big-banks-get-green-light-to-make-short-term-small-dollar-loans.html

[61] https://www.congress.gov/bill/115th-congress/senate-bill/2755、https://www.congress.gov/bill/115th-congress/house-bill/5816（閲覧日：2018 年 10 月 31 日）

[62] https://www.motherjones.com/politics/2018/08/kirsten-gillibrand-has-an-ambitious-plan-to-take-on-payday-lenders-the-post-office/（閲覧日：2018 年 11 月 5 日）

[63] https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/executive-order-task-force-united-states-postal-system/

[64] たとえば以下の報道を参照；
ウォールストリートジャーナル（2018 年 4 月 4 日）「トランプ氏のアマゾン批判、根強い嫌悪感の背景は」
https://jp.wsj.com/articles/SB11930992082323024600004584147890918033218
ロイター（2018 年 4 月 5 日）「トランプ大統領、米アマゾン巡り政策「真剣に検討」へ」
https://jp.reuters.com/article/amazon-com-trump-idJPKCN1HC1ZW
日本経済新聞 （2018 年 7 月 24 日）「トランプ氏、アマゾンを再び批判」
https://www.nikkei.com/article/DGXMZO33320020U8A720C1000000/

[65] 評価と勧告をまとめた報告書の大統領への提出は、大統領令公布後、120 日以内とされ、2018 年 8 月 10 日が期限とされている。報道によれば、中間選挙終了後、2018 年末までの間に公表される見込みである。
The Hill “Trump moves toward public report on Postal Service overhaul by year's end”（2018 年 8 月 31 日）
https://thehill.com/homenews/administration/404627-trump-admin-eyes-public-report-on-postal-service-overhaul-by

第 4 章　金融セクターにおけるリテール金融機関の特徴

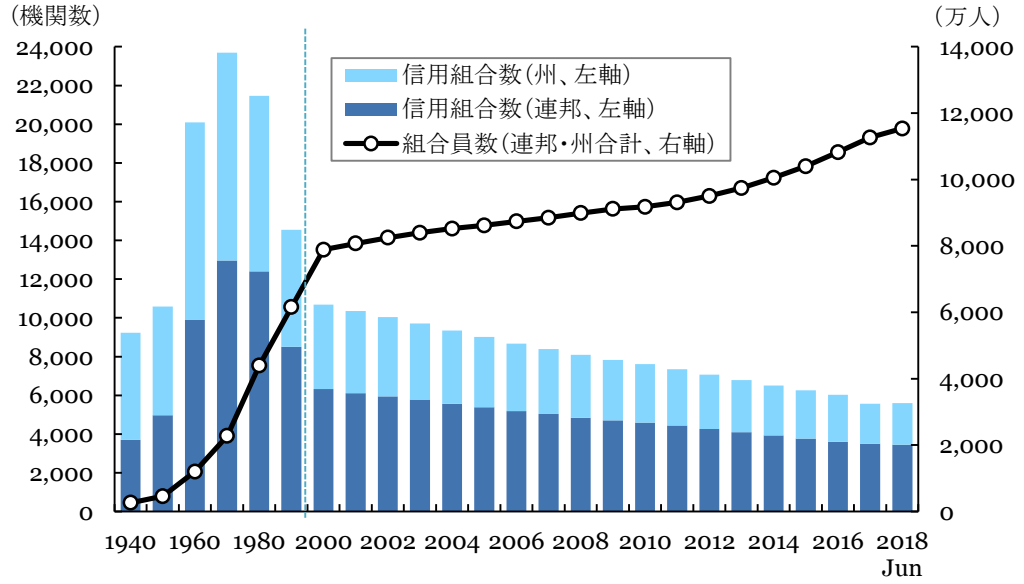
米国では、リテール向けの金融サービスを提供する金融機関として、商業銀行、貯蓄金融機関に加えて信用組合（credit unions）が主たる役割を果たしている。本章では信用組合の資産規模や提供するサービス等についてまとめるとともに、商業銀行、貯蓄金融機関との比較を行う。

1.　信用組合におけるリテール金融サービス

(1)　信用組合の特徴

1909 年に米国初となる信用組合がマサチューセッツ州に発足した。それまで商業銀行や貯蓄金融機関は消費者向けローンサービスの提供に消極的であり、個人は闇金融から高利で借入れざるを得なかったが、信用組合はそれに代わる金融機関として急速に拡大が進んだ。約 20 年後の 1930 年迄で 32 の州が信用組合に係る州法を制定、信用組合数は約 1,100 に及んだ[66]。1934 年には連邦レベルの信用組合の認可・監督について定めた Federal Credit Union Act が制定され、以降、信用組合数は 1969 年のピーク時の 23,866 まで急増しながら、各地域・職域・諸団体等に密着したサービスを提供してきた。

図表 12：米国における信用組合数、組合員数の推移



（注）データは各年 12 月末時点（2018 年は 6 月末）。
（出所）信用組合全国協会（CUNA）
1990 年まで：“Credit Union Report Mid-Year2017”（2017 年）P. 12
https://www.cuna.org/About-Credit-Unions/Credit-Union-Reports/
2000 年以降：“Credit Union Statistics - Members Only Asset-Size Groups”
https://www.cuna.org/Research-And-Strategy/Credit-Union-Data-And-Statistics/
全国信用組合管理庁（NCUA）　“Call Report Quarterly Summary Reports”
https://www.ncua.gov/analysis/Pages/call-report-data/quarterly-summary.aspx
（閲覧日：2018 年 9 月 26 日）

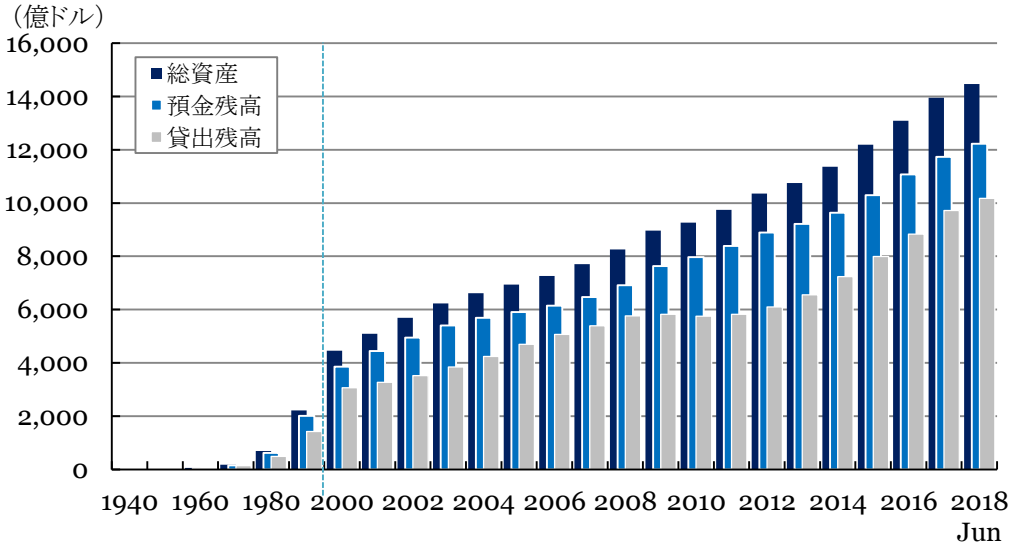
-years

66 全国信用組合管理庁（NCUA）　http://www.ncua.gov/about/history/Pages/History.aspx

1970 年代以降は信用組合が取り扱うことができるサービスの範囲が拡大し（株式の発行や住宅ローンの取り扱い等）、組合加入のための条件が緩和されるなど、規制緩和が進められてきた。

組合員数や総資産は 1970 年代から現在に至るまで順調に増加する一方で、信用組合数は合併・寡占化が徐々に進み、2018 年 6 月末には 5,594 まで減少している。1980 年代初頭の市中金利の高止まりと失業率の上昇が経営圧迫要因となり、破たんする信用組合が相次ぐ一方、「共通の絆」の規制を緩和し、特定の職域や団体を超えた「複合系」信用組合を認めて合併を促したことも、信用組合数の減少の一因となっている。また、近年の特徴としては、金融サービスのシステム化が急速に進んでおり、多額の設備投資が必要になったことも、合併への動きを後押ししている。

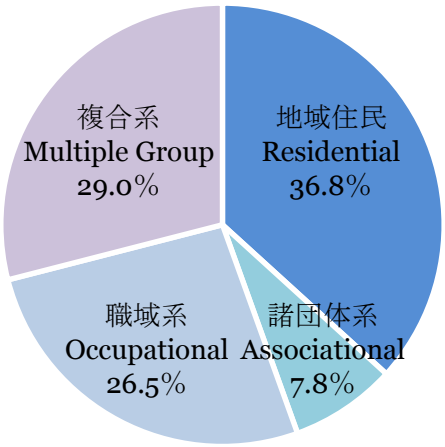
図表 13：信用組合の総資産、貸出残高、預金残高の推移



（注）データは各年 12 月末時点。（2018 年は 6 月末）
（出所）信用組合全国協会（CUNA）
1990 年まで：“Credit Union Report Mid-Year2017”（2017 年）P.12
https://www.cuna.org/About-Credit-Unions/Credit-Union-Reports/
2000 年以降：“Credit Union Statistics - Members Only Asset-Size Groups”
https://www.cuna.org/Research-And-Strategy/Credit-Union-Data-And-Statistics/
（閲覧日：2018 年 9 月 26 日）

次に、2017 年 6 月末の信用組合を種類別の機関数で分類すると、図表 14 の通りとなる。地域密着型の「地域住民系」（Residential）が 36.8%、諸団体が設置した信用組合「諸団体系」（Associational）が 7.8%を占める。「職域系」（Occupational）は全体の 26.5%を占めており、そのうち政府・軍関係が 9.1%と最も多く、次いで教育・医療関係が 6.6%、製造業（食品・電気、金属・機械・車、化学・石油の合計）が 5.5%、運輸・通信・公益が 4.1%、その他が 1.2%である。「複数団体系」（Multiple Group）は全体の 29.0%を占め、そのうち主としてサービス業で構成される信用組合が 12.3%、主として政府・軍関係で構成される信用組合が 7.3%、主として製造業で構成される信用組合が 5.6%、その他（諸団体の混合等）が 3.7%である。

図表 14: 信用組合の種類（2017 年 6 月末）



（出所）信用組合全国協会（CUNA） “Credit Union Report Mid-Year2017” P.13
https://www.cuna.org/About-Credit-Unions/Credit-Union-Reports/（閲覧日：2018 年 9 月 26 日）

総資産額でみた米国最大規模の信用組合は、米軍関係者を加入条件とした Navy Federal Credit Union（バージニア州）で、第 2 位の State Employees Credit Union（ノースカロライナ州）はノースカロライナ州の政府・公立学校等の職員を対象とする信用組合である（図表 15）。

なお、第 3 位の Pentagon Federal Credit Union（バージニア州）は米軍関係者等、第 4 位の Boeing Employees Credit Union（シアトル州）はボーイング社従業員等、第 5 位の SchoolsFirst Federal Credit Union（カリフォルニア州）は学校職員等を加入条件としている。このように、各信用組合のウェブサイトには加入条件が必ず記載されている。

図表 15: 総資産額上位 10 組合（2018 年 6 月末）

		州	総資産（億ドル）	預金残高（億ドル）	貸出残高（億ドル）	組合員数（万人）
1	Navy FCU	ﾊﾞｰｼﾞﾆｱ	917.9	683.0	711.6	793.3
2	State ECU	ﾉｰｽｶﾛﾗｲﾅ	383.8	350.4	221.6	233.5
3	Pentagon FCU	ﾊﾞｰｼﾞﾆｱ	236.5	179.9	199.8	166.3
4	Boeing ECU	ﾜｼﾝﾄﾝ	186.4	163.2	123.8	112.4
5	School First FCU	ｶﾘﾌｫﾙﾆｱ	150.3	128.8	81.0	82.5
6	First Tech FCU	ｶﾘﾌｫﾙﾆｱ	121.2	82.5	90.2	52.9
7	Golden 1 Credit Union	ｶﾘﾌｫﾙﾆｱ	119.7	104.9	83.1	95.8
8	Alliant CU	ｲﾘﾉｲ	106.4	90.3	81.2	41.1
9	America First FCU	ﾕﾀ	101.1	89.0	79.1	97.6
10	Security Service FCU	ﾃｷｻｽ	94.9	80.7	86.5	76.7

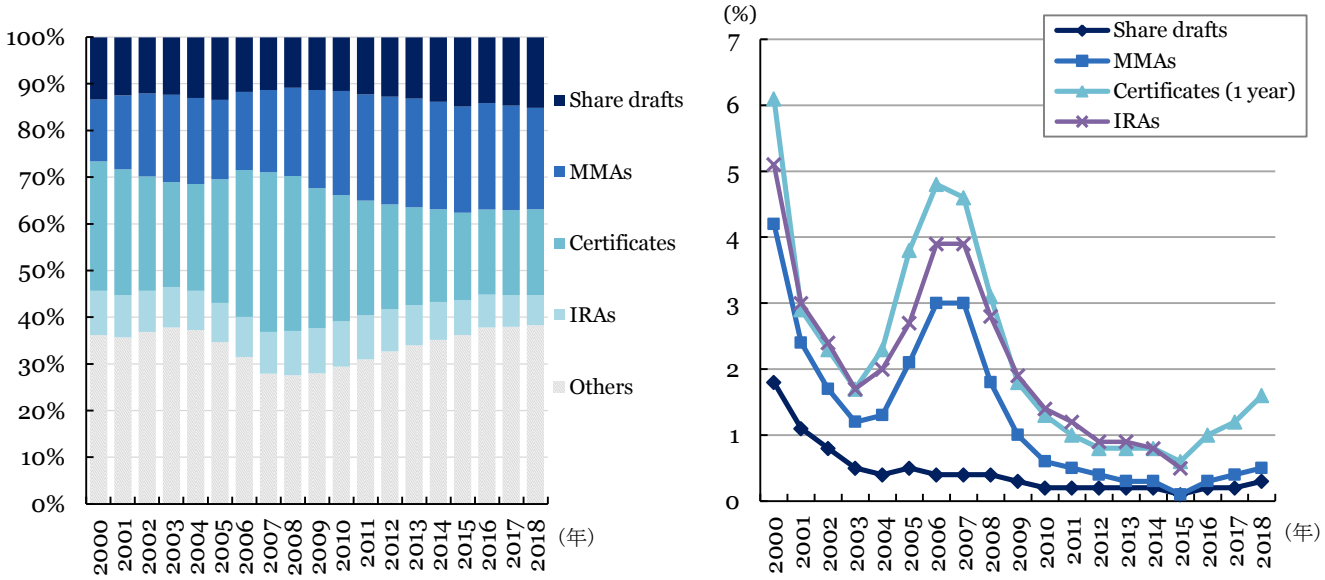
（注）FCU=Federal Credit Union、ECU= Employees Credit Union
（出所）信用組合全国協会(CUNA) “TOP 100 Credit Union Mid-Year 2018 ”
https://www.cuna.org/uploadedFiles/Global/About_Credit_Unions/Top100-J18.pdf
（閲覧日：2018 年 10 月 17 日）

(2) 金融市場の中での信用組合の競争力

図表 16 は、信用組合が提供する貯蓄商品別の構成比（左図）、金利水準（右図）を示している。

銀行の当座預金口座（checking account）に相当する①「share drafts」は、加入者が信用組合に預け入れた資金（出資金）の一部を小切手等で振り出すものである（2018 年 6 月末の構成比 14.9%）。②「Money Market Accounts(MMAs)」は、1 カ月間で小切手による振り出しが可能な回数が制限されている口座で、利率は通常 share drafts より高く設定されている（同 21.7%）。③「Certificates」は譲渡性預金であり、share drafts や MMAs と比較すると利率が高いが、満期が設定されており、期限前の引出しにはペナルティが発生する（同 18.2%）。④「Individual Retirement Account(IRA)」は退職後のための資金や子・孫の教育資金用の口座で、満期が設定されている。利息が非課税となることが特徴である（同 6.4%）。

図表 16: 信用組合の預金残高の商品別構成比、金利水準の推移



（注）データは各年の 12 月末時点。2018 年は 8 月末時点の数値。
（出所）信用組合全国協会（CUNA） “Monthly Credit Union Estimates: August 2018” P.8
https://www.cuna.org/uploadedFiles/Global/About_Credit_Unions/CUMonthEst_AUG18.pdf（閲覧日：2018 年 10 月 17 日）

信用組合の貯蓄商品別の金利水準は、金利が低い順から share drafts（0.3%）、MMAs（0.5%）、certificates（1.6%、期間 1 年）である（2018 年 6 月末）。

信用組合と銀行の金融商品別平均金利を比較すると（図表 17）、いずれの商品においても信用組合の方が 0.05～0.51%高く、預金者にとって信用組合の方が魅力的な金利呈示になっていることがわかる（2018 年 6 月）。

図表 17: 信用組合と銀行の平均金利の比較（2018 年 6 月）

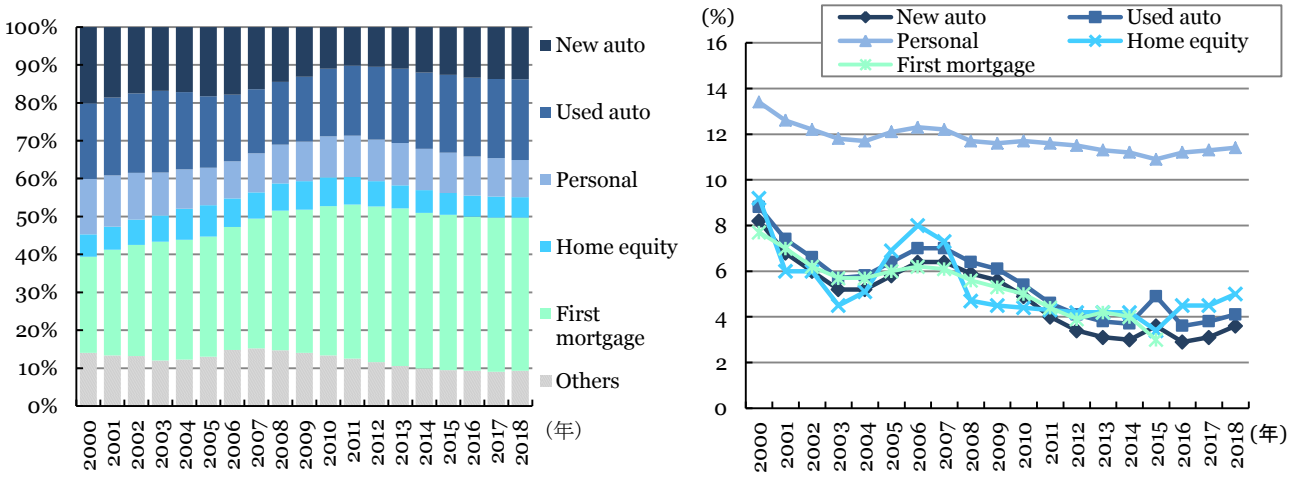
	信用組合	銀行	金利差
普通預金 Regular savings, $1,000 balance	0.16%	0.09%	＋0.08%
チェッキングアカウント Share draft checking, $5,000 balance	0.12%	0.08%	＋0.05%
マネーマーケット預金 Money market accounts	0.28%	0.11%	＋0.17%
CD（1 年） 1 year certificate $10,000 balance	1.01%	0.50%	＋0.51%
IRA Retirement (IRA) accounts	0.64%	0.30%	＋0.34%

（注） データは 2018 年 6 月時点の平均金利。
（出所）信用組合全国協会（CUNA） “CUNA U.S. Membership Benefits Report Mid-Year 2018”
https://www.cuna.org/uploadedFiles/Global/About_Credit_Unions/National-MemberBenefitsJ18.pdf （閲覧日：2018 年 10 月 18 日）

次に、図表 18 では信用組合の貸出残高の商品別構成比（左図）、金利水準（右図）を示している。2018 年 6 月末時点の構成比は、自動車ローン（新車、中古車の合計）が 34.9%、無担保ローンが 9.8%、住宅ローン（第一抵当ローン、第二抵当ローン、ホームエクイティ・ローンの合計）が 49.2%、その他が 6.1%を占めている。なお、第一抵当ローン（first mortgage）と第二抵当ローン（second mortgage）は、特定の不動産に対して第一、第二抵当権が設定されている住宅ローンを示すのに対して、ホームエクイティ・ローンは、特定の不動産の時価評価額からこれら住宅ローンの残額を差し引いた所有者の純持分（home equity）に対する貸し付けを指す。

金利水準は、新車ローンが 3.4%、中古車ローンが 4.1%、無担保ローンが 11.4%、クレジットカードが 11.0%となっている（2018 年 6 月末）。

図表 18: 信用組合の貸出残高の商品別構成比、金利水準の推移



（出所）信用組合全国協会（CUNA） “Monthly Credit Union Estimates” （August 2018） P. 6
https://www.cuna.org/Research-And-Strategy/Credit-Union-Data-And-Statistics/ （閲覧日：2018 年 10 月 10 日）

2018 年 6 月の平均貸出金利を銀行と比較すると（図 19）、特にクレジットカードの平均金利が銀行で 14.18%となったのに対して信用組合は 10.94%と 3.24%低い水準に設定されており、差が大きい。また、その他のローンについても、信用組合の方が銀行を 0.67～1.50%下回っており、消費者にとっては有利な金利での借り入れを行うことができる。

図表 19: 信用組合と銀行の貸出金利の比較（2018 年 6 月）

	信用組合	銀行	金利差
クレジットカード Credit card - rewards	10.94%	14.18%	-3.24%
新車ローン（5 年） 60-month new car	3.19%	4.46%	-1.27%
中古車ローン（4 年） 48-month used car	3.31%	4.82%	-1.50%
無担保ローン Unsecured loan	9.26%	9.93%	-0.67%
ホームエクイティ・ローンと第二抵当住宅ローン（LTV=80%） Home equity / 2nd mortgage	4.87%	5.78%	-0.91%

（注） データは 2018 年 6 月時点の平均金利。LTV=Loan to Value、住宅価格に対するローン比率。
（出所）信用組合全国協会（CUNA） “CUNA U.S. Membership Benefits Report Mid-Year 2018” https://www.cuna.org/uploadedFiles/Global/About_Credit_Unions/National-MemberBenefitsJ18.pdf（閲覧日：2018 年 10 月 18 日）

2. 金融システム全体におけるリテール金融の位置づけ

米国のリテール金融機関は、貯蓄金融機関（savings institutions）と信用組合（credit unions）であり、スリフト（thrifts）と呼ばれている。米国において個人が預金口座を開設できる金融機関のうちスリフトが占めるシェアは、資産規模では 13.8%（うち、貯蓄金融機関 6.2%、信用組合 7.6%）、預金残高では 15.9%（うち、貯蓄金融機関 6.9%、信用組合 9.1%）である（2018 年 6 月末）[67]。

3. 家計の金融資産・負債の動向

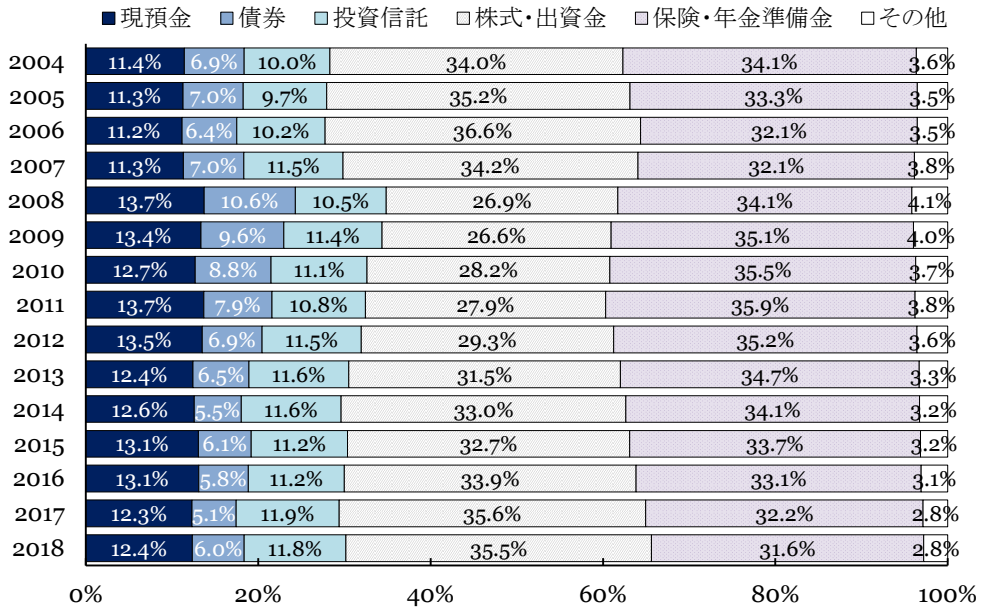
(1) 預金等の受入れ（商品、預金残高）

連邦準備制度理事会（FRB）の米国資金循環統計によると、米国の家計・NPO 部門における金融資産は 87.8 兆ドルであり、うち現預金が 12.4%、債券が 6.0%、投資信託が 11.8%、株式・出資金が 35.5%、保険・年金準備金が 31.6%。その他が 2.8%を構成している（図表 20）（2018 年 6 月末）[68]。

[67] 連邦預金保険公社（FDIC） “Summary of Depoosits” （2018 年 6 月末）
https://www5.fdic.gov/sod/sodSumReport.asp?barItem=3&sInfoAsOf=2018 （閲覧日：2018 年 9 月 26 日）
信用組合全国協会（CUNA） “Credit Union Statistics- Members Only Asset-Size Groups”
https://www.cuna.org/Research-And-Strategy/Credit-Union-Data-And-Statistics/ （閲覧日：2018 年 9 月 26 日）

[68] 連邦準備制度理事会（FRB） “Financial Accounts of the United States - Z.1”
https://www.federalreserve.gov/releases/z1/current/html/b101.htm （閲覧日：2018 年 9 月 28 日）

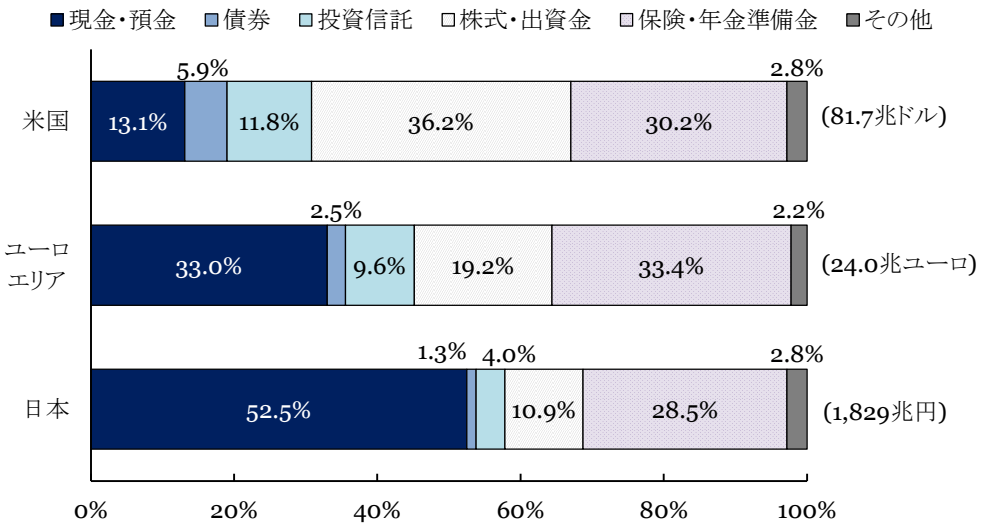
図表 20：米国家計部門（NPO 含む）の金融資産保有比率の推移



（注） 2004 年~2017 年は 12 月末時点、2018 年は 6 月末時点。
その他は、Loan（貸付）、Trade Receivables（売上債権）、Miscellaneous を含む。
（出所）連邦準備制度理事会（FRB）“Financial Accounts of the United States - Z.1”
うち、balance sheet tables “B.101 Balance Sheet of Households and Nonprofit Organizations”
https://www.federalreserve.gov/releases/z1/20180920/html/b101.htm
（閲覧日：2018 年 9 月 28 日）

米国家計の金融資産における預金の構成比は、日本：52.5%、ユーロエリア：33.0%（2018 年 3 月末）と比較すると、非常に低い水準にある（図表 21）。他方、株式、債券、投資信託等のリスク性商品の割合は他国より高い。特に株式・出資金の割合は、米国が 36.2%であるのに対して、日本は 10.9%、ユーロエリアは 19.2%に留まる。

図表 21：家計の資産構成の日米欧比較（2018 年 3 月末）

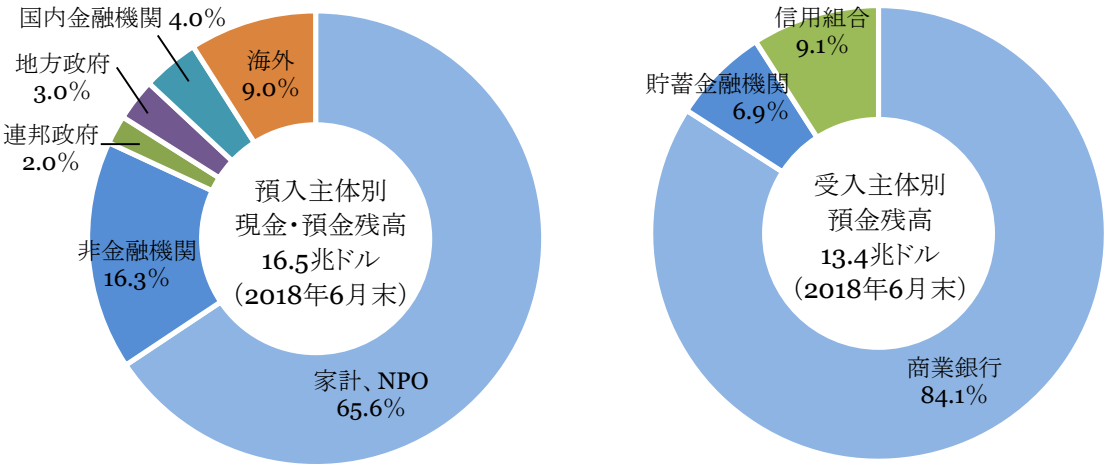


（注）2018 年 3 月末時点
（出所）日本銀行「資金循環の日米欧比較」（閲覧日：2018 年 9 月 14 日）より作成
https://www.boj.or.jp/statistics/sj/sjhiq.pdf

資金循環統計によると、2018年6月末の米国内における現預金残高（foreign deposits、checkable deposits and currency、time and savings deposits の合計）は 16.5 兆ドルである（図表 22）。主体別に分類すると、家計・NPO 部門の保有する現預金額が 10.9 兆ドルと全体の 65.6%を占めており、非金融企業の 2.7 兆ドル（構成比 16.3%）が続く[69]。

一方、2018 年 6 月末の預金残高（deposits）を預入先の金融機関別にみると、商業銀行が 11 兆 3,375 億ドル（構成比 84.1%）、貯蓄金融機関 9,249 億ドル（同 6.9%）、信用組合 1 兆 2,223 億ドル（同 9.1%）、合計で 13 兆 4,847 億ドルとなった。前者の現預金残高には現金が含まれている等、後者の預金残高と統計上の差異が生じていることに留意する必要があるが、家計・NPO 部門、中小企業等のリテール顧客の預金の預入先として、商業銀行が最大のシェアを有していると推測することができる。

図表 22：預金残高の構成比（2018 年 6 月末）



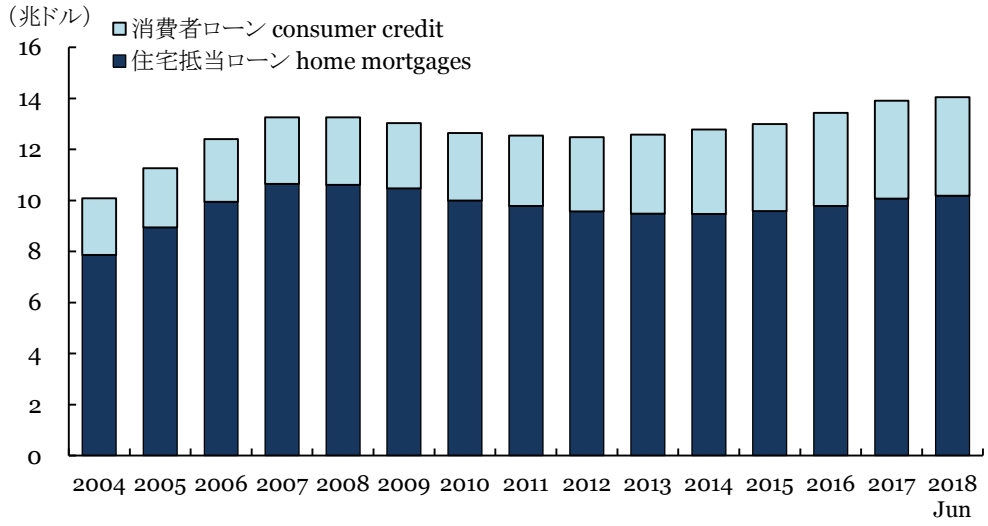
（出所）連邦準備制度理事会（FRB） “Financial Accounts of the United States - Z.1” https://www.federalreserve.gov/releases/z1/ （閲覧日:2018 年 9 月 28 日）
連邦預金保険公社（FDIC） “Summary Statistics” https://research.fdic.gov/bankfind/
信用組合全国協会（CUNA） “Credit Union Statistics - Members Only Asset-Size Groups” https://www.cuna.org/Research-And-Strategy/Credit-Union-Data-And-Statistics/ より作成（閲覧日：2018 年 9 月 28 日）

(2) 資金の貸付等（商品、預金残高）

図表 23 は、米国の家計・NPO 部門の住宅抵当ローン（home mortgages）と消費者ローン（consumer credit）の残高推移を示したグラフである。住宅抵当ローンについて各年末時点でみると、2007 年 12 月末の 10.6 兆ドルをピークに 2014 年末まで減少傾向をたどったが、その後は回復に転じている。2018 月 6 月末の残高は 10.2 兆ドルであった。同様に消費者ローンの動きをみると、2000 年以降については趨勢的に増加しており、年末時点の残高が前年比減少したのは 2009 年のみである。2018 年 6 月末の残高は 3.9 兆ドルであった。

[69] 連邦準備制度理事会（FRB） “Financial Accounts of the United States - Z.1” https://www.federalreserve.gov/releases/z1/ （閲覧日:2018 年 9 月 28 日）

図表 23：家計・NPO 部門の住宅抵当ローン、消費者ローン残高の推移



（注）2004 年~2017 年は 12 月末時点、2018 年は 6 月末時点。
（出所）連邦準備制度理事会（FRB）“Financial Accounts of the United States - Z.1”
うち、balance sheet tables “B.101 Balance Sheet of Households and Nonprofit Organizations”
https://www.federalreserve.gov/releases/z1/20180920/html/b101.htm（閲覧日：2018 年 9 月 28 日）

抵当ローン（mortgages、図表 24 の注を参照）と消費者ローン（consumer credit）について、2018 年 6 月末の残高の借入側、貸出側それぞれの構成比を示したグラフが図表 24 である。

まず、抵当ローン残高は全体で 15.1 兆ドルであり、うち 10.7 兆ドルが住宅抵当ローン（1 世帯向け戸建住宅から 4 世帯入居可能な小規模集合住宅を対象とする住宅抵当ローン：mortgages on 1-4 family structures）である。

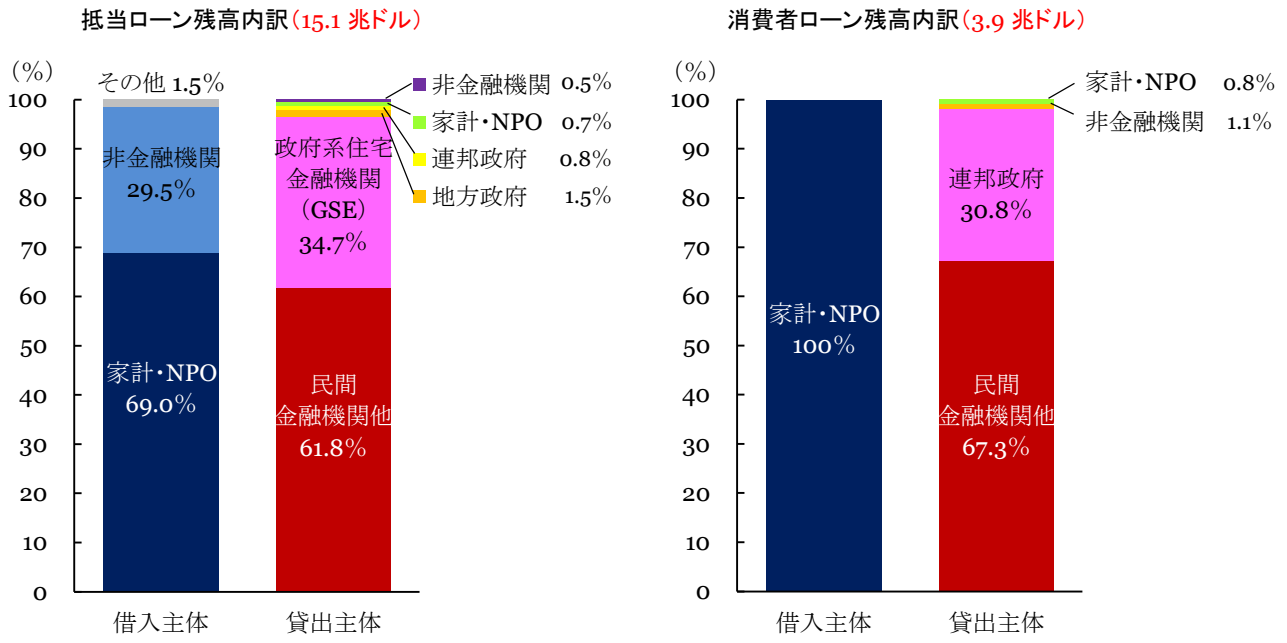
抵当ローンの借り手は、家計・NPO 部門が 10.4 兆ドル（構成比 69.0%）と最も大きく、次いで非金融機関が 4.5 兆ドル（同 29.5%）を占めている。

一方、抵当ローンの貸出側を見ると、政府系住宅金融機関（Government Sponsored Enterprises：GSEs）が 5.2 兆ドル（構成比 34.7%）を占めている。米国では、ファニー・メイ（Federal National Mortgage Association, Fannie Mae）やフレディ・マック（Federal Home Loan Mortgage Corporation, Freddie Mac）等の政府系機関が大きなシェアを有することが特徴である。その他では、米国内の預貯金取扱金融機関（U.S.-chartered depository institutions）が 4 兆 7,675 億ドル（構成比 31.5%）、信用組合が 5,044 億ドル（同 3.3%）など、民間金融機関が貸出主体となっている。

次に、消費者ローンについてみてみると、その残高は全体で 3.9 兆ドルで、借入側は家計・NPO 部門のみである。貸出側では民間金融機関が 2.6 兆ドル（構成比 67.3%）、連邦政府が 1.2 兆ドル（同 30.8%）を貸出している。なお、連邦政府が提供する主な商品は、教育ローン等である。

民間金融機関の貸出残高 2.6 兆円の内訳は、預貯金取扱金融機関が 1 兆 5,999 億ドル、ファイナンスカンパニーが 5,290 億ドル、信用組合が 4,419 億ドルである。国内全体の貸出残高 3.9 兆ドルに対する構成比はそれぞれ 41.4%、13.7%、11.4%である。

図表 24：抵当ローン、消費者ローン残高の構成比（2018 年 6 月末）



（注）抵当ローン（mortgages）は、1-4 世帯向け住宅ローン（mortgages on 1-4 family structures）、集合住宅ローン（multifamily residential mortgages）、商業用不動産ローン（commercial mortgages）、農地抵当ローン（farm mortgages）の合計。

（出所）連邦準備制度理事会（FRB）“Financial Accounts of the United States - Z.1”
https://www.federalreserve.gov/releases/z1/20180920/html/default.htm （閲覧日：2018 年 9 月 28 日）

第 5 章　最近の金融動向と今後の展望

1.　金融包摂に関する動向

米国における金融包摂の動きは、マイノリティ及び低所得層向けの融資への取り組みに起源を持つ。なお本稿では詳述しないが、最近では、金融サービス産業内の雇用・管理職への登用という観点での、いわば「組織内ダイバーシティ」へと広がりを持つようにもなっている[70][71]。

マイノリティ及び低所得層向けの融資への取り組みは、1977 年に制定された地域再投資法（Community Reinvestment Act of 1977、以下 CRA ）によって規定された。CRA は、地域内の資金循環を企図し、社会的義務としてその役割を銀行や貯蓄金融機関に課した[72]。

その後、1989 年金融機関改革救済執行法（Financial Institution, Reform, Recovery and Enforcement Act of 1989, 以下 FIRREA）によって CRA が強化され、CRA に対する取り組みを当局が検査し、その結果を格付けのような形で公表すると共に、金融持株会社の設立、買収、支店開設の可否等を当局が判断する際に活用される枠組みが設けられた[73]。

しかし CRA の取り組みなどによっても、米国では銀行口座を持つ者が誰もいない世帯（unbanked）や、銀行口座を持っていても実際には銀行以外の他の金融サービス企業からサービスを受けている世帯（underbanked）が少なからず存在する。FDIC のサーベイ調査によれば、2015 年時点で全世帯の 7.0％が unbanked の状態にある[74]。数にして 900 万世帯、1,560 万人の成人及び 760 万人の子供たちが銀行口座を持たない。

加えて全世帯の 19.9％が 2015 年時点で underbanked の状態にある。そうした世帯は FDIC 加盟銀行に決済口座と貯蓄口座を持っているが、次の金融サービスについては「代替的金融サービスプロバイダー」から提供を受けているとされる。その金融サービスとは、マネーオーダー、小切手の現金化、国際送金、ペイデイローン、税還付金を見越したローン（refund anticipation loans）、購入選択権付きサービス（rent-to-own service）、質預かり、自動車担保（auto title）ローンを指す。数にして、2,450 万世帯、5,110 万人の成人と 1,630 万人の子供たちが underbanked の状態にある。

unbanked の状態にある世帯の割合は、FDIC が調査を開始した 2009 年に 7.6％だったが、2011 年には 8.2％に上昇した。その後、2013 年には 7.7％に低下し、2015 年には 7.0％となった。FDIC によれば、2013 年から 2015 年にかけての unbanked の割合の低下は、その半分が世帯を取り巻く社会経済的状況の改善によるものとみられる。

世帯のバンキング・ステータス（unbanked, underbanked, もしくは fully banked）は、世帯の特性によって大きく異なる。unbanked もしくは underbanked の割合が多いのは、低所得世帯、低学歴世帯、若年世帯、黒人及びヒスパニックの世帯、障害を持つ勤労世代を抱える世帯である。とはいえ、2013 年から 2015 年にかけて、多くの

---

[70] GAO（2017）*Financial Services Industry: Trends in Management Representation of Minorities and Women andn Diversity Practices, 2007-2015*, GAO-18-64, November

[71] NCUA Credit Union Diversity: https://www.ncua.gov/About/leadership/Pages/minority-women-inclusion/credit-union-diversity.aspx

[72] 中本悟（2013）「アメリカにおける低所得コミュニティの開発と金融」立命館大学経済学会、61（5）, pp.770 - 779 , 2013-01：http://r-cube.ritsumei.ac.jp/repo/repository/rcube/4370/E61_5nakamoto.pdf

[73] 淵田康之（2016）「Fintech の規制と振興－米国のスタンス」野村資本市場クォータリー、2016 Autumn：http://www.nicmr.com/nicmr/report/repo/2016/2016aut05.html

[74] 連邦預金保険公社（FDIC）*National Survey of Unbanked and Underbanked Households*（2015）

セグメントで unbanked の割合は低下しており、低所得世帯（家庭の年収が 15000 ドル未満）、若年世帯（15～24 歳）、黒人世帯、ヒスパニック世帯では低下が顕著である。

unbanked の理由は複数があるが、最も多く指摘されるのが「口座を維持するのに十分なお金を持たない」ことである。unbanked の状態にある世帯の 57.4%がそう答えている。また「口座を維持するのに十分なお金を持たない」ことが主たる理由と回答した世帯は全体の 37.8%と最も多い。

理由として次に多いのが「銀行にプライバシーを曝すのを避ける」ことや「銀行を信用していない」こと、「口座維持手数料が高すぎる」ことである。

こうしたサーベイ結果をもとに、FDIC では金融包摂の拡大に向けて様々なイニシアティブを実施してきており、中でも重要な施策として「低コストで安全な決済口座へのアクセス」が挙げられる[75]。

FDIC は、2011 年にパイロットプログラム（FDIC Model Safe Accounts Pilot）を実施し、同プラグラムに参加した銀行は、デビットカード方式で小切手機能のない電子取引口座を消費者に提供した。同口座の特徴は、借越手数料もしくは残高不足手数料がないこと、最低預金金額が低いもしくは設定がないこと、1 か月の口座維持手数料が低くかつ透明であることなどの特徴を持つ。同プログラムが好評だったことを受けて、FDIC は「Safe Account」の拡大を促し、その結果、米国民の 9 割近くが、「Safe Account」を提供する金融機関の支店の営業圏内に居住していると推計されている。

FDIC は、unbanked の状態にある消費者と Safe Account を提供する金融機関とを結びつけるため、Cities for Financial Empowerment、Bank-On movement、Alliances for Economic Inclusion、Financial Opportunity Centers などとのパートナーシップを推し進めている。

2. 最近のリテール決済の動向

① キャッシュレス化の動向

まず、BIS（国際決済銀行）[76]によれば、現金流通残高の対名目 GDP 比率は米国が 8.1%（2016 年）で、社会全体でみた現金への依存度は、主要国の中では平均的な位置にあると言える。

次に、金融機関向けのカード業務アウトソーシング・サービスを手がける米トータル・システム・サービス（TSYS）が行っている調査[77]によれば、米国の消費者が好む支払い手段（選択可能な場合）は、デビットカード（44%、2017 年）が最も多く、次いでクレジットカード（33%）である。現金（12%）での支払いを好む消費者は少ない。TSYS によれば、デビットカードは日常的支払いに使われ、クレジットカードは金額が大きいオンラインでの購入に使われる傾向があるという。

---

[75] Martin J. Gruenberg(as FDIC chairman) (2017) "Financial Inclusion – Expanding Economic Opportunity, Local Initiatives Support Corporation," Remarks, November 7

[76] BIS（2017）"Statistics on payment, clearing and settlement systems in the CPMI countries – Figures for 2016," CPMI Papers, No 172, December 15: https://www.bis.org/cpmi/publ/d172.htm

[77] サンプル数は約 1200.TSYS（2018）2017 TSYS U.S. Consumer Payment Study, March 27: https://www.tsys.com/news-innovation/resource-center/Research/research-paper-2017-us-consumer-payment-study.html

もっとも、最も好ましい支払い手段は所得階層によって異なる。TSYS によれば、年収が 7 万 5,000 ドル以上の世帯ではデビットカードよりもクレジットカードでの支払いを好む消費者が多い。一方、年収 5 万ドル未満の世帯ではクレジットカードでの支払いを好む消費者の割合が大きく低下し、その分、現金での支払いを好む消費者の割合が上昇する。

現金以外の支払い手段の動向については、FRB が 2001 年以降、3 年に 1 度の頻度で調査を行っている[78]。

同調査によれば、2016 年のカード決済は 1,111 億件、総額 5.98 兆ドルにのぼる。2015 年からの 1 年間でカード決済件数は 7.4%、総額は 5.8%増えている。決済件数ではデビットカードがクレジットカードの 2 倍の大きさだが（それぞれ 738 億件、373 億件）、総額では立場が逆転する（デビットカード 2.7 兆ドル、クレジットカード 3.27 兆ドル）。決済取引 1 件当たりでみれば、クレジットカードの方が大きく（37 ドル、88 ドル）、デビットカードは日常的な少額決済、クレジットカードはそれ以外という前述した TSYS の指摘通りである。

ボストン連銀も消費者の支払い動向を長年にわたって調査している[79]。ボストン連銀の調査は現金支払いから仮想通貨やモバイル決済までを含む点で、TSYS や FRB の調査と比べてより包括的ということができる。

ボストン連銀の調査により米国の消費者（2017 年の回答数 3,099）の決済手段をみてみると、ほとんどの消費者が依然として現金（99.8%）や小切手（78.1%）での決済を行っていること、デビットカード（81.4%）やクレジットカード（76.6%）、プリペイド（52.2%）での決済も普及していることが確認できる。電子決済も 77.7%の消費者が行っている。後述するモバイル決済についても、34.4%の消費者が行っている。

② モバイル決済の動向

前述したように、FDIC は銀行口座を持たない世帯（unbanked）に対する「Safe Accounts」の提供を推進しているが、それに加えて FDIC では「モバイル・バンキングが消費者と銀行とのより持続的な関係構築につながり得るのか」について研究を進めている[80]。

グルエンバーグ前 FDIC 総裁によれば、モバイル・バンキングの可能性が非常に大きいと考えられる理由は、サーベイ調査によって、銀行口座を持ってはいるが、実際の金融サービスは他の代替的金融サービス機関を使っている世帯（underbanked）の方が、銀行口座を持ち、銀行から金融サービスを受けている世帯（fully banked）と比べてスマートフォンを持っていることが示され、それを使うことでバンキングを行う可能性があるためである[81]。また FDIC が全米 18 のフォーカスグループの動向を探った結果、金融サービスを十分には受けていない消費者は、モバイルバンキングを銀行とのつながりを改善する可能性を持つものと考えていることが示されたという。

---

78 連邦準備制度理事会（FRB）*The Federal Reserve Payments Study: 2017 Annual Supplement*, January 25, 2018：https://www.federalreserve.gov/paymentsystems/2017-December-The-Federal-Reserve-Payments-Study.htm

79 Federal Reserve Bank of Boston（2018）"The 2016 and 2017 Surveys of Consumer Payment Choice: Summary Results," *Research Data Reports*, No. 18-3: https://www.bostonfed.org/publications/research-data-report/2018/the-2016-and-2017-surveys-of-consumer-payment-choice-summary-results.aspx

80 Martin J. Gruenberg（as FDIC chairman）（2017）

81 連邦預金保険公社（FDIC）*Opportunities for Mobile Financial Services to Engage Underserved Consumers: Qualitative Research Findings* , May 25, 2016

FRB では、2011 年以降、毎年、消費者によるモバイル金融サービスの利用実態について調査を行ってきた。モバイルバンキングの利用、決済、消費行動の状況と、モバイルバンキングがもたらす消費者と金融機関の関係性の変化を捉えることを目的としている。

2015 年 11 月に行われた FRB の調査によれば、携帯端末（含むスマートフォン）が広く利用されている[82]。米成人の 87%が、携帯端末を持っているか、かつて持っていたことがあり、彼らのスマートフォン保有率は 77%である。なお、スマートフォン保有率は 2011 年 44%、2012 年 52%、2013 年 61%、2014 年 71%であり、上昇傾向にある。

同調査によれば、モバイル金融サービスの利用は増え続けており、そうしたサービスを使っている消費者の過半数が、サービスの利便性を感じており、スマートフォンの保有がモバイル金融サービスの利用につながっていると回答している。銀行口座と携帯端末を有する成人の 43%が、過去 12 カ月の間にモバイルバンキングを利用したと回答している。銀行口座とスマートフォンを有する成人に限れば、その割合は 53%に増える。モバイルバンキングの具体的取引内容で最も多いのは、残高もしくは最近の取引内容の確認（94%）、自分の口座間振替（58%）、銀行からのメッセージ受信（56%）である。

モバイル決済は、モバイルバンキングと比べると一般的ではない。FRB の調査によれば、携帯端末保有者の中で、過去 12 カ月のうちにモバイル決済を行ったと回答したのは 24%に留まる。スマートフォン保有者の場合でもその割合は 28%に留まる。

モバイル決済の内容をみると、請求書に対する支払い（65%）がもっとも多く、ショッピングもしくはデジタルコンテンツの支払い（42%）、実店舗での携帯端末を使った支払い（33%）が続く。

モバイルバンキングを利用しないという消費者が最も指摘するのは、「それを使わなくても自分の金融ニーズは満たされる」（88%）というものである。同様に、モバイル決済を利用しない消費者の場合は「現金、クレジットカード、もしくはデビットカードでの支払いが簡単だから」（80%）である。また、「モバイル技術の安全性に対する懸念」も、モバイルバンキングやモバイル決済を利用しない大きな理由になっている（それぞれ 73%、67%）。

ボストン連銀の調査によれば、2017 年時点で 44.9%の消費者が銀行以外の支払口座を持っており、もっとも使われているのが PayPal だという。PayPal ユーザーの決済手段をみると、最も多いのが銀行口座（50.63%）、次いでクレジットカード（39.17%）、デビット・カード（32.12%）である。

このほか、52.1%の消費者が、決済用モバイル・アプリ（アンドロイド・ペイ、アップル・ペイ、サムソン・ペイ等）を利用しており、2015 年 40.4%、2016 年 41.9%と比べると利用が拡大している様子がうかがえる。

[82] 連邦準備制度理事会（FRB）*Consumers and Mobile Financial Services*, March 2016

3. ペイデイローン（消費者金融）への批判

米国では、クレジットカードやキャッシングの審査が通りにくい中低所得者層を中心に、高金利のペイデイローン（payday loan）利用者が多いことが問題視されている。これは、労働者が次回の給与を担保として小額（～500 ドル）を短期借入するものであるが、実質金利は年利 400%に上るものもあるとされる。報道によれば、年間利用者は 1,200 万人に上る。

米国では小切手（check）の利用が一般的であり、また給与は毎月 2 回支給されるのが通例である。各州ではおおむね 10%台の上限金利が設定されているものの、ペイデイローンは「商品券」の購入という建前で高利が支払われている。例えば 100 ドルを借りたい消費者は、100 ドルと 30 ドル相当の「商品券」を受け取り、給料日である 2 週間後の日付の 130 ドルの小切手をローン会社に渡すという仕組みである。借入時に受け取る商品券は実際には利用できないただの紙切れであるため、2 週間で 30%の利息が発生する計算になる。

一回当たりのペイデイローンの上限は半月分の給与所得以下とされている。米国では小切手が一般的に利用されており、小切手の不渡りは社会生活上大きな不利益を発生させることになるため、ペイデイローン業者の回収率は高い。但し、高利であることから度重なる借り換えを余儀なくされるケースが多く、長期債務者に転落する人々が多数生まれている。批判の高まりを受け、Google 社は 2016 年 7 月からペイデイローンの広告を全面的に禁止した。

前述の通り、通貨監督庁（OCC）は公式に規制下にある銀行及び信用組合による低コスト・少額ローンの提供を奨励した[83]。米国消費者金融保護局（CFPB）は、2017 年 10 月 5 日ペイデイローンに関する新規制案を発表したが、多方面からの批判を受け、2018 年 1 月 16 日、同規制案の見直しを発表している[84]。

4. トランプ新政権による金融セクター政策

2017 年 1 月 20 日に発足したトランプ新政権は、通商・税制分野での政策変更にとどまらず、金融セクター規制についても見直す姿勢を鮮明にしている。

トランプ大統領は、ドッド・フランク法の厳しい規制により監査対応コストが嵩んでいるほか、金融機関の貸出が低迷しているという見方をとっており、経済成長の阻害要因として同法の大幅な見直しを実施したい考えと見られている。

トランプ大統領は選挙期間中、1999 年に廃止されたグラス・スティーガル法の復活も提言していた。

トランプ大統領は 2017 年 2 月 3 日、金融規制の基本原則（コア・プリンシプル）に関する大統領令[85]を発布し、米国財務省に対して、基本原則に対する既存制度の整合性

[83] https://www.occ.treas.gov/news-issuances/news-releases/2018/nr-occ-2018-51.html ；他の規制機関の動きについては https://www.cnbc.com/2018/05/24/big-banks-get-green-light-to-make-short-term-small-dollar-loans.html

[84] https://www.consumerfinance.gov/about-us/newsroom/cfpb-statement-payday-rule/
当初ルールの概要とその問題点等については
https://www.forbes.com/sites/nickclements/2018/01/19/cfpb-to-reconsider-payday-lending-rules/#e9297db4db50

[85] https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/presidential-executive-order-core-principles-regulating-united-states-financial-system/

等を報告するよう指示した。基本原則とは、以下(a)～(g)の 7 つである。

(a) 金融に関する自立した決定、金融商品の売買における選択肢の知識向上、退職に備えた貯蓄、個人資産の形成、に関する米国民への支援

(b) 納税者資金による救済の回避

(c) 規制のより厳密な影響度分析による、システミックリスクや市場の失敗（モラルハザード、情報の非対称性等）への対処を通じた経済成長と活発な金融市場の促進

(d) 国内外の市場における米国企業の外国企業に対する競争力の確保

(e) 国際的な金融規制の交渉・会合における米国の国益の向上

(f) 規制の効率性・実効性の確保、目的や対象を踏まえた適切な措置

(g) 連邦金融規制当局における一般大衆に対する説明責任の回復と連邦金融規制枠組みの合理化

さらに、トランプ大統領は米財務長官に対して 2 つの大統領覚書を発出している。ドッドフランク法で定められている「秩序ある清算権限」（Orderly Liquidation Authority、OLA）の見直しに関するものと、金融安定監督評議会（Financial Stability Oversight Council、FSOC）によるノンバンク金融会社及び金融市場ユーティリティに対する規制の見直しに関するもの[86]である。

金融規制の基本原則に関する大統領令に基づき、米国財務省は、「預金取扱金融機関」（2017 年 6 月）、「資本市場」（2017 年 10 月）、「資産運用・保険」（同）、「ノンバンクと金融技術」（2018 年 7 月）の 4 分野について、規制改革の提言書を公表した。

2018 年 5 月には、ドッド・フランク法改正法（EGRRCPA、経済成長・規制緩和・消費者保護法）が成立した。同法による規制緩和は、①住宅ローン、②コミュニティバンク（中小金融機関）、③消費者保護、④大規模銀行、⑤資本市場の 5 つの分野に分けることができる。特に重点が置かれたのは②であり、各種規制の連結総資産の閾値が引き上げられたり、それまでなかった閾値が新たに設けられ（レバレッジ規制、ボルカー・ルール等）、閾値を下回る中小金融機関は規制適用外となった。

[86] https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/presidential-memorandum-secretary-treasury/

5. フィンテックの進展と金融機関の今後の動向

① フィンテックの概要

金融分野に大きな変革をもたらすフィンテックの活用が拡大している。フィンテック（FinTech）とは、Finance と Technology を組み合わせた造語であり、世界経済フォーラムによると、フィンテックは IT と革新的なビジネスモデルを融合させた新しい金融サービスと定義される。フィンテックの分野として、①決済システム、②資金調達システム、③銀行・融資サービス、④投資・資産運用、⑤保険、⑥市場インフラの 6 つの分野が挙げられ、既存の金融サービスの機能を代替する存在となってきている。

図表 25: フィンテックの分野とサービス

分 野	サ ー ビ ス	
決済システム	キャッシュレス決済	:モバイルペイメント、複数の支払い口座の統合サービス
	電子決済テクノロジー	:暗号通貨、電子通貨、P2P 海外送金
資金調達プラットフォーム	クラウドファンディング	:スマート人材雇用、投資評価
銀行・融資サービス	代替融資サービス	:P2P 融資、SNS を活用した信用情報(クレジットスコア)
	顧客のニーズへの対応	:複数の銀行口座へのアクセス
投資・資産運用	投資家向けサービス	:ロボットアドバイザー、ソーシャルトレーディング、アルゴリズム取引
	金融企業向けサービス	:クラウド、アナリティクス、企業間取引支援
保険	保険対象の変化	:シェアリングエコノミー、自動運転車
	コネクテッド保険	:IoT やウェアラブルを活用した保険
市場インフラ	市場プラットフォーム	:データの自動収集とアナリティクス
	テクノロジー	:人工知能、金融情報の自動解析、SNS 上の情報の感情分析

（出所）八山幸司「米国におけるフィンテックに関する取り組みの現状」（日本貿易振興機構 JETRO、調査レポート、2016 年 2 月）
https://www.jetro.go.jp/world/reports/2016/02/b382e64ca6adbdd6.html （閲覧日：2018 年 10 月 2 日）

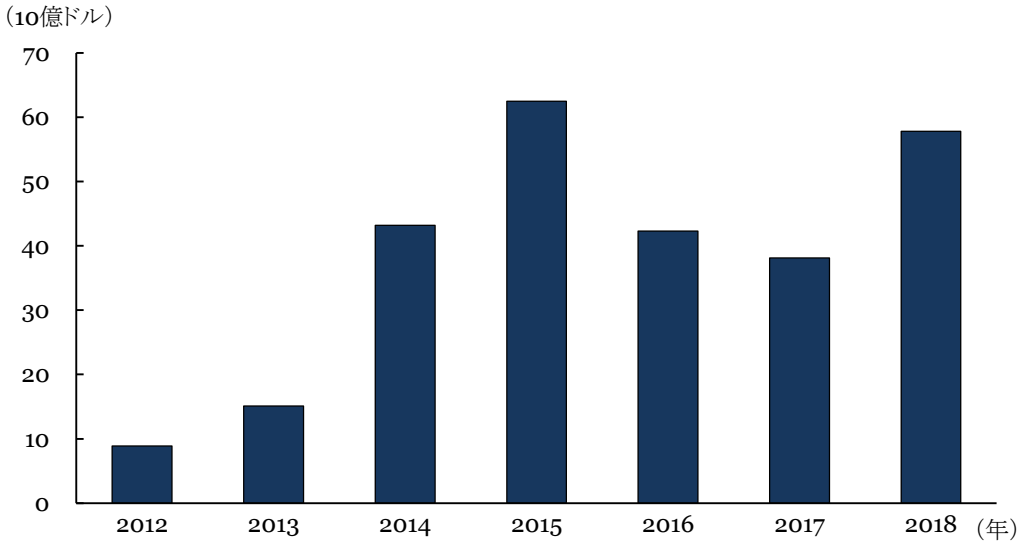
② 米国におけるフィンテック市場の成長

フィンテック市場に対する全世界の投資額・件数（ベンチャー・キャピタル、プライベート・エクイティ、M&A）は、2018 年上期に 579 億ドル、875 件に達した[87]。2012 年には年間で 90 億ドル程度に留まっていたが、その後投資額が拡大し、特に 2018 年に入って急増した。2018 年上期に米国のフィンテック企業に集まった投資額は 142 億ドルにのぼる。

分野別にみると、決済サービスや融資サービスは成熟期にある一方、保険分野のインシュテックやブロックチェインでは今後も成長が続くと見込まれているようだ。

[87] KPMG “The Pulse of Fintech 2018”（2018 年 7 月 31 日）
https://assets.kpmg.com/content/dam/kpmg/xx/pdf/2018/07/h1-2018-pulse-of-fintech.pdf
（閲覧日：2018 年 10 月 16 日）

図表 26：世界のフィンテック企業への投資額



（注）2018 年は 6 月までの合計投資額。投資にはベンチャーキャピタル（VC）、プライベートエクイティ（PE）、企業買収（M&A）を含む。
（出所）KPMG “The Pulse of Fintech 2018”（2018 年 7 月 31 日）
https://assets.kpmg.com/content/dam/kpmg/xx/pdf/2018/07/h1-2018-pulse-of-fintech.pdf
（閲覧日：2018 年 10 月 16 日）

③ フィンテック振興のための規制改革

2018 年 7 月 31 日、米国財務省は規制改革を提言した報告書「経済的機会を創出する金融システム」シリーズの第 4 弾「ノンバンクと金融技術」を公表した[88]。本報告書は、前述した「金融規制のコア原則」と矛盾する法令等を特定するよう求めた 2017 年 2 月 3 日の大統領令に基づいており、「預金取扱金融機関」（2017 年 6 月 12 日）[89]、「資本市場」（2017 年 10 月 6 日）[90]、「資産運用・保険」（2017 年 10 月 26 日）[91]に続くものである。

米国財務省の「ファクトシート」[92]によれば、「ノンバンクと金融技術」報告書の勧告は次の 4 つを企図したものである。第 1 に、消費者金融データと競合上重要な技術に対する効率的かつ責任ある利用の促進である。第 2 に、ビジネスモデル全般に関わるイノベーションを促進する規制環境の整理である。第 3 に、特定の業務に関する規制の現代化である。「特定の業務」とは、貸出とサービシング、決済、ウェルス・マネジメントとデジタル・フィナンシャル・プランニングの 3 つを指す。第 4 に、実験の促進である。

---

88 https://home.treasury.gov/sites/default/files/2018-08/A-Financial-System-that-Creates-Economic-Opportunities---Nonbank-Financials-Fintech-and-Innovation_0.pdf
89 https://www.treasury.gov/press-center/press-releases/Documents/A%20Financial%20System.pdf
90 https://www.treasury.gov/press-center/press-releases/Documents/A-Financial-System-Capital-Markets-FINAL-FINAL.pdf
91 https://www.treasury.gov/press-center/press-releases/Documents/A-Financial-System-That-Creates-Economic-Opportunities-Asset_Management-Insurance.pdf
92 プレスリリースは https://home.treasury.gov/news/press-releases/sm447 ；ファクトシートは https://home.treasury.gov/sites/default/files/2018-07/Nonbank%20Financials%20EO%20-%20Fact-Sheet%20FINAL.PDF

米国では、フィンテック企業によるフルサービス銀行誕生の動きもみられる。モバイル・バンキングを行っている Varo Money は、通貨監督庁（OCC）から、国法銀行免許を暫定取得したと発表した（2018 年 9 月 4 日）[93]。最終的に OCC 及び FDIC から認可が下りれば、米国史上初の「オール・モバイル銀行」の誕生となる。

OCC はまた、フィンテック企業による特別目的国法銀行（SPNB）免許の申請受け入れ開始を表明した（2018 年 7 月 31 日、前述の財務省報告④の公表と同日）[94]。申請受け入れ開始に当たり、OCC は政策綱領（OCC Policy Statement）とライセンスマニュアルを公表した。SPNB に認められる業務は、預金、小切手支払い、貸付、信託のいずれかであるが、フィンテック企業に認められるのは、このうち貸付と小切手支払いである。

FDIC のマクウィリアムズ総裁も、一般事業会社が銀行を保有することに前向きな姿勢を示している[95]。

④ 金融機関への影響と今後の動向

フィンテックの進展に伴い、銀行は 2025 年までに収益の 10～40%を失うと考えられている[96]。また、既存の金融機関に務める人々に対して行ったアンケートでは、「あなたの事業の何パーセントが、5 年以内にフィンテック企業に取って代わられる危険性がありますか？」という質問について、平均して 23%の事業が失われるという回答であった[97]。

このように、「フィンテック企業の隆盛は既存の金融機関にとって脅威」という見方がある一方で、大手金融機関では、数年前からモバイルバンキングに力を入れ、店舗の統廃合を行いサービスの質の向上とコスト削減を推進する動きがみられる。最近の事例をみると、例えば JP モルガンは、ミレニアル世代向けモバイル・バンキング・アプリ「Finn」の全米リリース（2018 年 6 月 28 日）[98]を行っており、さらに米西海岸シリコンバレーに新たなフィンテック拠点を設置すると発表した（2018 年 10 月 19 日）[99]。大手金融機関によるこうしたフィンテック分野への積極的な取り組みは、今後も続いていくとみられる。

---

93 https://www.varomoney.com/press_release/varo-money-banking-startup-with-a-social-mission-makes-history/
94 https://www.occ.gov/news-issuances/news-releases/2018/nr-occ-2018-74.html
95 日本経済新聞「フィンテックの「銀行」進出後押し　米当局で相次ぐ」（2018 年 9 月 20 日）。具体的には、州法銀行の一業態である「産業銀行」（Industrial Lending Company, ILC）の認可を指し、州当局と共に FDIC が監督に当たる。
96 McKinsey　“The Fight for Customer, Annual Global Banking Review 2015”
97 PwC　“Blurred lines: How FinTech is shaping Financial Services Global FinTech Report March 2016”
98 https://media.chase.com/news/finn-by-chase-goes-national（閲覧日：2018 年 10 月 16 日）
99 日本経済新聞夕刊「JP モルガンがフィンテック拠点」（2018 年 10 月 20 日）

＜出所資料一覧＞

【国際機関・外国機関文献・データベース】

- 日本国外務省ウェブサイト
- 日本銀行ウェブサイト
- 郵政民営化委員会
- International Monetary Fund

【中央銀行・監督官庁・銀行協会等 HP】

- ホワイトハウス
- 連邦準備制度理事会（FRB）
- 信用組合全国協会（CUNA）
- 連邦預金保険公社（FDIC）
- 全国信用組合管理庁（NCUA）
- 米国財務省
- 米国消費者金融保護局（CFPB）
- 米国通貨監督庁（OCC）
- 米国郵便事業庁（USPS）監察総監室（OIG）
- 米国内国歳入庁（IRS）
- 米国連邦議会
- 米国議会調査サービス（CRS）

【論文・雑誌・業界紙等】

- アクセンチュア「フィンテック、発展する市場環境：日本市場への示唆」（2016 年 6 月）
- 岩園智明「米国における包括的金融規制改革法の全体像」『証券経済研究 第 84 号』（2013 年 12 月）
- 議会調査サービス「Who Regulates Whom? An Overview of the U.S. Financial Regulatory Framework」（2017 年 8 月 17 日）
- 吉川満「適用が開始されたドッド・フランク法」大和総研『大和総研調査季報』（2011 年新春号）
- 高木仁 [研究ノート] アメリカ合衆国の信用組合（I）（1988 年）、『明大商学論叢』第 71 巻第 1 号（1988 年 7 月）
- 小立敬「米国におけるバーゼルⅢ最終規則とレバレッジ規制に関する新たな提案」野村資本市場研究所『野村資本市場クォータリー』（2013 年夏号）
- 中本悟（2013）「アメリカにおける低所得コミュニティの開発と金融」立命館大学経済学会、61（5）, pp.770 - 779 , 2013-01
- 農林中金総合研究所「米国における住宅ローン貸出市場の変化と将来像～住宅金融の担い手はどのように変化してきたか～」金融市場 2002 年 11 月号（2002 年）
- 八山幸司「米国におけるフィンテックに関する取り組みの現状」（日本貿易振興機構 JETRO、調査レポート、2016 年 2 月）
- 淵田康之（2016）「Fintech の規制と振興－米国のスタンス」野村資本市場クォータリー、2016 Autumn
- 林宏美「米国における包括的な金融制度改革法の成立」野村資本市場研究所『資本市場クォータリー』（2000 年冬号）
- 澤井豊、米井道代「ドッド＝フランク法による新たな破綻処理制度」預金保険機構『預金保険研究』（2013 年 5 月）
- BIS（2017）"Statistics on payment, clearing and settlement systems in the CPMI countries - Figures for 2016," CPMI Papers, No 172, December 15:
- Factcheck.org “Federal Reserve Bank Ownership”（2008 年）
- Innovate Finance “2017 VC Fintech Investment Landscape, February 2017”（2018 年 2 月）
- Insurance Information Institute “Insurance Industry at a Glance”（2011 年）

- Martin J. Gruenberg(as FDIC chairman)（2017）"Financial Inclusion － Expanding Economic Opportunity, Local Initiatives Support Corporation," Remarks, November 7
- McKinsey　"The Fight for Customer, Annual Global Banking Review 2015"
- Peter S. Rose and Silvia C. Hudgins, "An Overview of the Changing Financial Services Sector" *Bank Management & Financial Services: Ninth Edition*
- PricewaterhouseCoopers "A regulatory guide for foreign banks in the United States 2007-2008 edition"（2007 年）
- PwC "Blurred lines: How FinTech is shaping Financial Services Global FinTech Report March 2016"
- The Economist "Why America's post office should be privatised"（2018 年 4 月 19 日号）
- The Wall Street Journal "Banks Plan New Fees for Using Debit Cards"、"Heavy is the Head that Wears The Crown"
- Time Magazine "Can Microfinance Make It in America?"(2009 年)

XII. ブラジル連邦共和国
(Federative Republic of Brazil)

＜目次　～ブラジル～＞

第 1 章　市場環境の特徴 2
第 2 章　金融制度概要 3
1.　金融機関の種類 3
(1)　金融機関の定義と種類 3
(2)　銀行 4
(3)　信用組合（credit unions） 5
2.　監督官庁と指導体制 5
3.　ブラジルの金融制度の特徴 7
(1)　コレスポンデント・バンキング 7
(2)　政府系銀行の役割 8
4.　預金保険制度の枠組み 9
5.　個人資産運用に関わる税制全体の中での預貯金税制 10
第 3 章　郵便貯金の概要 11
1.　設立目的・沿革概要 11
2.　組織形態 12
(1)　経営形態 12
(2)　金融サービス提供の形態 12
(3)　窓口取扱い時間 12
3.　主な業務内容 12
(1)　預金業務概要(提供商品) 12
(2)　資金運用方法 12
(3)　貸付業務概要 12
(4)　送金・決済業務概要 12
(5)　その他 12
4.　会計基準と財務諸表 13
第 4 章　金融セクターにおけるリテール金融機関の特徴 14
1.　ブラジル銀行(Banco do Brasil) 14
(1)　ブラジル銀行の特徴 14
(2)　金融市場の中でのブラジル銀行の競争力 14
2.　連邦貯蓄銀行(CAIXA) 17
(1)　連邦貯蓄銀行の特徴 17
(2)　金融市場の中での連邦貯蓄銀行の競争力 17
3.　信用組合(credit unions) 20
(1)　信用組合の特徴 20
4.　家計金融資産・負債の動向 23
(1)　家計金融資産 23
(2)　家計金融負債 23

5. 金融システム全体におけるリテール金融機関の位置づけ 24
(1) リテール金融機関の預金・貸出シェア 24
(2) 預金等の受入れ 24
(3) 資金の貸付等 25
(4) 個人向け貸出金利の動向 27
第 5 章 最近の金融動向と今後の展望 29
1. 最近の金融動向 29
(1) 金融包摂の促進に向けたアクションプランの策定と現状 29
(2) マイクロファイナンスなどソーシャルファイナンスの現況等 31
(3) 大手行を中心としたマルチサービス 32
2. 最近のリテール決済の動向 32
(1) モバイルバンキングの拡大 32
(2) 大手行におけるモバイルバンキングの取り組み 34
(3) フィンテックに関する法規制整備と関連企業の増加 34
3. バンコ・ポスタールの今後の動向 36

＜略語集＞

略語	原語(英語、ポルトガル語)	日本語訳
BB	Banco do Brasil	ブラジル銀行
BCB	Banco Central do Brasil	ブラジル中央銀行
BNDES	National Bank of Economic and Social Development	経済社会開発銀行
CAIXA	Federal Saving Bank	連邦貯蓄銀行
CMN	Conselho Monetário Nacional, National Monetary Counci	国家通貨審議会
CNPC	National Council for Complementary Pension	国家年金基金審議会
CNSP	National Council for Private Insurance	国家民間保険審議会
CPF	Cadastro de Pessoa Fisica	個人納税者番号
CVM	Securities and Exchange Commission of Brazil, Comissão de Valores Mobiliários	証券取引委員会
ECT	Brazilian Post and Telegraph Company, Empresa Brasileira de Correios e Telégrafos	ブラジル郵便電報公社
FEBRABAN	Brazilian Federation of Banks	ブラジル銀行協会
FGC	Fundo Garantidor de Creditos	信用保証基金
FGCoop	Fundo Garantidor do Cooperativismo de Credito	信用組合保証基金
FGTS	Fundo de Garantia do Tempo de Serviço	勤続年数保障基金
IBGE	Brazilian Institute of Geography and Statistics	ブラジル地理統計院
IFRS	International Financial Reporting Standards	国際会計基準
INSS	Instituto Nacional do Seguro Social	社会保険院
IOF	Imposto sobre Operações Financeiras	金融取引税
PREVIC	Superintendência Nacional de Previdência Complementar	国家年金基金監督機構
SCMEPP	Microentrepreneur and Small Business Credit Company	マイクロアントレプレナー・小企業信用機関
SFH	Sistema Financeiro de Habitação	住宅金融システム
Sicoob	Sistema de Cooperativas de Crédito do Brasil	ブラジル信用組合システム
SUSEP	Superintendência de Seguros Privados	民間保険監督機構
UTU	Universal Postal Union	万国郵便連合

第 1 章　市場環境の特徴

図表 1: ブラジルの概要

分類	項目	
一般事情	面積	851.2 万平方キロメートル
	人口	2 億 921 万人（2018 年、IMF 推計）
	首都	ブラジリア
	民族	欧州系（約 48%）、アフリカ系（約 8%）、 東洋系（約 1.1%）、混血（約 43%）、 先住民（約 0.4%）　（ブラジル地理統計院、2010 年）
	言語	ポルトガル語
	宗教	カトリック約 65%、プロテスタント約 22%、 無宗教 8%　（ブラジル地理統計院、2010 年）
	在留邦人数	53,400 人（2016 年 10 月）
政治体制・内政	政体	連邦共和制（大統領制）
	元首	ミシェル・ミゲル・エリアス・テメル・ルリア大統領 （2016 年 8 月 31 日より）
	議会	二院制（上院 81 名、下院 513 名）
	首相	—
経済	主要産業	製造業、鉱業（鉄鉱石他）、農牧業（砂糖、オレンジ、コーヒー、大豆他）
	GDP	2 兆 1,389 億ドル（2018 年、IMF 推計）
	1 人あたり GDP	10,224 ドル（2018 年、IMF 推計）
	実質 GDP 成長率	2.3%（2018 年、IMF 推計）
	通貨	レアル。 1 ドル＝3.9 レアル、1 レアル＝28.6 円　(2018/6/30)



（出所）IMF、外務省等を基に作成

図表 2: ブラジルの主要経済指標

	単位	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
人口	万人	18,945	19,151	19,353	19,549	19,739	19,925	20,104	20,278	20,447	20,610	20,768	20,921
名目 GDP	億ドル	13,961	16,949	16,677	22,075	26,139	24,642	24,712	24,557	17,997	17,931	20,550	21,389
1 人あたり GDP（名目）	ドル	7,369	8,850	8,617	11,292	13,242	12,368	12,292	12,110	8,802	8,700	9,895	10,224
実質 GDP 成長率	%	6.1	5.1	-0.1	7.5	4.0	1.9	3.0	0.5	-3.6	-3.5	1.0	1.8
消費者物価上昇率	%	3.6	5.7	4.9	5.0	6.6	5.4	6.2	6.3	9.0	8.7	3.4	3.5
経常収支	GDP 比%	0.0	-1.8	-1.6	-3.4	-2.9	-3.0	-3.0	-4.2	-3.3	-1.3	-0.5	-1.6
財政収支	GDP 比%	-2.7	-1.5	-3.2	-2.7	-2.5	-2.5	-3.0	-5.4	-10.3	-9.0	-7.8	-8.3
政府債務	GDP 比%	63.8	61.9	65.0	63.1	61.2	62.2	60.2	62.3	72.6	78.4	84.0	87.3

（注）2018 年は、実質 GDP 成長率のみ 2018 年 7 月時点予想。他は 2018 年 4 月時点予想。
（出所）IMF "World Economic Outlook" April 2018, "World Economic Outlook Update", July 2018 を基に作成

第 2 章　金融制度概要

1.　金融機関の種類

(1)　金融機関の定義と種類

ブラジルでは金融制度の根拠法である 1964 年 12 月 31 日付法律第 4595 号「国家金融システム法」（Law 4595, dated 12/31/1964 - National Financial System）の第 17 条において[1]、金融機関（financial institutions）は「主要な業務または二次的な業務として、自己または第三者の自国通貨又は外貨建ての資金の調達・仲介・投資および第三者に帰属する資産の管理を行う公共又は民間の法人」と定義される。

リテール金融市場では、預金、保険、証券、投資銀行業務といったいわゆるユニバーサルサービスを提供する大規模な民間の総合銀行（multiple banks）が代表的な金融機関となっている。一方、地方の経済開発やインフラ整備、住宅ローン等の分野に関しては、公的な金融業務を行う政府系銀行（政府が総資本の 51%以上を保有）が大きな役割を果たしている。

総合銀行の他にもブラジルには下記のような金融機関が存在する（図表 3）。

図表 3: ブラジルにおける金融機関数の推移

	金融機関数（各年末）					
	2012	2013	2014	2015	2016	2017
総合銀行（Multiple Banks）	138	132	130	132	133	132
商業銀行（Commercial Banks）	23	23	22	21	21	21
開発銀行（Development Banks）	4	4	4	4	4	4
貯蓄銀行（Savings Bank）	1	1	1	1	1	1
投資銀行（Investment Banks）	14	14	14	13	14	13
外国為替専門銀行（Exchange Banks）	2	3	3	3	3	3
外国為替仲介銀行（Exchange Brokerage Banks）	57	62	66	63	63	61
消費者金融会社（Consumer Finance Companies）	59	58	55	53	53	56
証券仲介会社（Security Brokerage Companies）	95	93	92	87	79	75
証券販売会社（Security Distribution Companies）	118	116	108	102	101	95
リース会社（Leasing Companies）	30	29	27	27	25	24
不動産貸付会社・貯蓄貸付組合（Real Estate Credit Company/Savings and Loan Association）	12	11	9	8	4	3
マイクロファイナンス機関（Micro-financing Institutions）	40	38	40	40	38	38
開発機関（Development Agencies）	16	16	16	16	16	16
モーゲージ会社（Mortgage Companies）	7	8	7	8	9	7
信用組合（Credit Unions）	1,269	1,209	1,163	1,113	1,078	1,023
コンソーシアムマネージャー*（Consortium Manager）	222	199	186	172	166	156
支払サービス事業者（Payment Institution）	–	–	–	–	1	6
合　　計	2,107	2,016	1,943	1,863	1,809	1,734

（注）*　コンソーシアムマネージャーとは、共通の目的を持つ個人や企業が資金を拠出して車や不動産等を共同購入し、くじや抽選で当該の物品を給付するスキームにおけるコンソーシアム(Consortium、Consórcio)の運営主体を指す。設立には中央銀行の認可が必要である。

（出所）　ブラジル中央銀行 “Evolution of National Financial System- Monthly data update”をもとに作成

[1] Law 4595, dated 12/31/1964 - National Financial System ,　www.bcb.gov.br/ingles/norms/LAW4595EN.asp

(2) 銀行

1988 年 9 月 21 日付中央銀行決議第 1524 号（Resolution 1524, 21/09/1988）により、金融機関に対し、商業銀行業務、投資銀行業務、不動産金融業務、消費者金融業務、リース業務のうち、2 つ以上の兼業が認められた（ただし政府系銀行は、投資銀行部門を設置することは禁止されている）[2]。そのため 1988 年以降、民間商業銀行による総合銀行への統合が進み[3]、現在の銀行セクターの構造は総合銀行 132 に対し商業銀行 21 となっている（2017 年 12 月末）。

総資産規模が大きい上位 10 行の内訳は、民間の総合銀行が 5 行、政府系銀行が 4 行、外国銀行が 1 行となっている（2017 年 12 月末[4]）。上位 10 行で全 135 行の総資産の 88.6%、貸出残高の 90.3%、預金残高の 88.4%を占め、上位行への集中が顕著であることがブラジルの銀行セクターの大きな特徴となっている（図表 4）。

外国銀行には、スペインのバンコ・サンタンデール（Banco Santander）などがある。2017 年 12 月末で、ブラジル国内に展開する外国銀行は 63 行であり、外国銀行の総資産、預金残高のシェアはそれぞれ国内全体の 14.7%、13.5%である。大手以外の外国銀行は貿易金融や為替業務、多国籍企業の現地子会社への貸出等の法人向け業務を主としている。預金業務に関しても、個人顧客よりも法人顧客や海外からの預け入れが多い[5]。2015 年以降、ブラジル経済の低迷を受け、英 HSBC や米シティバンク等、ブラジル事業からの撤退・縮小が相次いでいる。

図表 4：ブラジルにおける 10 大銀行（外国・国内含む）（2017 年 12 月末、億米ドル）

順位		属性	総資産		貸出残高		預金残高	
				シェア		シェア		シェア
1	Banco Itau	国内民間	4,183	17.3%	1,318	14.6%	1,345	20.0%
2	Banco do Brasil	政府系	4,137	17.1%	1,753	19.4%	1,361	20.2%
3	Caixa Economica Federal	政府系	3,813	15.8%	2,101	23.3%	1,533	22.7%
4	Banco Bradesco	国内民間	3,189	13.2%	975	10.8%	808	12.0%
5	Banco Nacional de Desenvolvimento Economico e Social (BNDES)	政府系	2,604	10.8%	925	10.2%	35	0.5%
6	Banco Santander Brasil	外国	2,040	8.4%	670	7.4%	621	9.2%
7	BTG Pactual	国内民間	464	1.9%	43	0.5%	42	0.6%
8	Banco Safra	国内民間	452	1.9%	153	1.7%	47	0.7%
9	Banco Votorantim	国内民間	283	1.2%	134	1.5%	26	0.4%
10	Banco do Estado do Rio Grande do Sul (BANRISUL)	政府系	220	0.9%	86	1.0%	142	2.1%
上位 10 行合計			21,383	88.6%	8,159	90.3%	5,960	88.4%
全 135 行合計			24,144	100.0%	9,033	100.0%	6,739	100.0%
	うち政府系銀行 (Government Owned)		11,212	46.4%	5,023	55.6%	3,206	47.6%
	うち国内民間銀行 (Domestic Private)		9,378	38.8%	2,913	32.3%	2,623	38.9%
	うち外国銀行 (Foreign Controlled Private)		3,554	14.7%	1,096	12.1%	910	13.5%

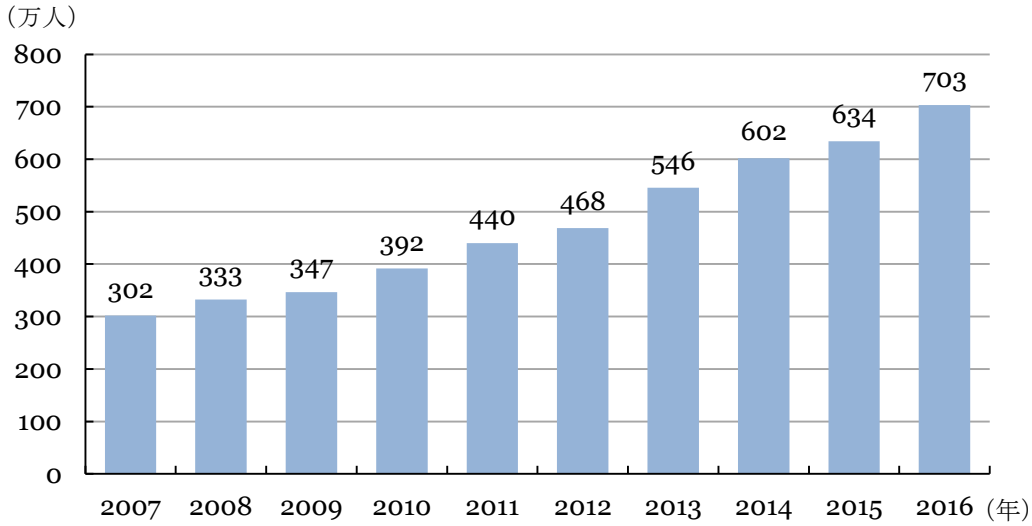
（注） 統計の出所の違いから、銀行数の合計である 135 行は図表 3 の数値と一致しない
（出所） ブラジル中央銀行 “financial and regulatory information database”より作成
https://www3.bcb.gov.br/ifdata/?lang=1 （閲覧日：2018 年 7 月 17 日）

[2] De Matos, Orlando Carneiro. “Volatility Of Rates Of Return And Capital Adequacy In The Brazilian Banking Sector An Analysis Of The 1993/97 Period”(“MONEY AFFAIRS”2000)
[3] ブラジル中央銀行、「Financial Stability Report September 2010, Volume 9, Number2」
[4] ブラジル中央銀行(Banco Central do Brasil, BCB) “financial and regulatory information database” https://www3.bcb.gov.br/ifdata/?lang=1 (閲覧日：2018 年 7 月 17 日)
[5] Economist Intelligence Unit, 「Country Finance - Brazil」(2015 年)

(3) 信用組合（credit unions）

ブラジルには 1,006 の信用組合が存在する（2018 年 5 月末）。信用組合は地域密着型金融を実施し、特に地方居住者や低所得層へのサービス提供を中心としている。信用組合が提供する主要な商品は、預金口座や小口貸出であるが、銀行と比較すると顧客により有利な金利水準でサービスを提供している[6]。信用組合の会員数は 703 万人である（2016 年 12 月末）。世界信用組合評議会（World Council of Credit Unions）の統計によると、ブラジルの信用組合の浸透率（penetration rate:15-64 歳人口に対する組合員の割合）は 3.4%（2016 年 12 月末）に過ぎず、存在感はそれほど大きくない。しかしながら、信用組合員数は年々増加している（図表 5）。

図表 5: 信用組合員数の推移(各年 12 月末)



（出所）World Council of Credit Unions ウェブサイト[7]をもとに作成(閲覧日：2018 年 7 月 4 日)

2. 監督官庁と指導体制

ブラジルでの金融及び銀行規制は、「国家金融システム法」（National Financial System Law）により設立された国家通貨審議会（Conselho Monetário Nacional, National Monetary Council、CMN）と同法により設立されたブラジル中央銀行（Banco Central do Brasil、BCB）が中心となって実施している。

国家通貨審議会は、国家金融システムの最高の機関と位置付けられ、通貨・信用政策の策定、通貨の安定、社会経済の発展のために、資本市場及び金融機関の規制等に関してブラジル中央銀行及び証券取引委員会が従うべき規則及びガイドラインを策定することを主たる使命とする。同審議会は、財務大臣（Minister of Finance）、企画予算管理大臣（Minister of Planning, Budget and Management）及び中央銀行総裁（Govenor of the Central Bank of Brazil）から構成され、原則として月 1 回会合を開催する。そこで承認された決定事項等は、決議（resolution）の形で官報、ブラジル中央銀行のウェブサイトに掲載される[8]。

6 ブラジル中央銀行、「Management Report」(2015 年)
7 www.woccu.org/publications/statreport
8 ブラジル中央銀行ウェブサイト “ Understanding the National Monetary Council” http://www.bcb.gov.br/pre/cmn/entenda_o_cmn_en.asp

その他、国家通貨審議会の決議等が、直接国民に影響を与えるものの中には、特定分野への融資に係る銀行金利や手数料等の上限水準設定、紙幣・通貨の模様の選択、コレスポンデント・バンキング業務（後述）契約先としての宝くじ販売所等の認可等がある。また、インフレ目標の決定もその権能に含まれている。

ブラジル中央銀行は、国家通貨審議会により決定された決定事項等を実施する責任を有し、通貨の発行、金融機関の設立許可及び監督等を実施する。

その他の金融部門の監督機関として、1976 年法律第 6385 号「証券法」（Securities Law）により設立され、財務省の一機関として証券市場全般を監視する証券取引委員会（CVM）のほか、民間保険監督機構（Superintendência de Seguros Privados、SUSEP）、国家年金基金監督機構（Superintendência Nacional de Previdência Complementar、PREVIC）が挙げられる。各監督機関の監督対象等は図表 6 の通り。

図表 6：ブラジルの金融監督体制の概念図

<table>
<tr><th>規制主体</th><th>監督機関</th><th colspan="2">監督対象となる事業者</th></tr>
<tr><td rowspan="4">国家通貨審議会
(CMN)</td><td rowspan="3">ブラジル中央銀行
(BCB)</td><td>要求払預金受入金融機関
Financial institutions taking demand deposits</td><td rowspan="4">第三者の金融資産を管理するその他の金融仲介機関・事業者等
Other financial intermediaries and entities administering financial assets of third parties</td></tr>
<tr><td>その他の金融機関
Other financial institutions</td></tr>
<tr><td>外貨為替銀行
Foreign exchange banks</td></tr>
<tr><td rowspan="2">証券取引委員会
(CVM)</td><td>証券取引所
Stock exchanges</td></tr>
<tr><td>コモディティ・先物取引所
Commodities and futures exchanges</td></tr>
<tr><td rowspan="4">国家民間保険審議会
(CNSP)</td><td rowspan="4">民間保険監督機構
(SUSEP)</td><td colspan="2">再保険会社
Reinsurance Companies</td></tr>
<tr><td colspan="2">保険会社
Insurance companies</td></tr>
<tr><td colspan="2">キャピタリゼーション・カンパニー
Capitalization companies</td></tr>
<tr><td colspan="2">民間年金基金（オープンエンド型）運用会社
Entities operating private open pension funds</td></tr>
<tr><td>国家年金基金審議会
(CNPC)</td><td>国家国家年金基金監督機構（PREVIC）</td><td colspan="2">民間年金基金（クローズドエンド型）運用会社
Entities operating private closed pension funds</td></tr>
</table>

（出所）ブラジル中央銀行ウェブサイト “The role of financial intermediaries”をもとに作成
https://www.bcb.gov.br/Pom/Spb/Ing/InstitucionalAspects/TheRoleFinancialIntermediaries.asp
（閲覧日：2018 年 7 月 9 日）

3. ブラジルの金融制度の特徴

(1) コレスポンデント・バンキング

ブラジルの金融制度の大きな特徴として挙げられるのがコレスポンデント・バンキング（correspondent banking）である。コレスポンデント・バンキングとは、地方居住者への金融サービス提供を拡大する策として、銀行の支店ネットワーク以外の拠点（コレスポンデント:郵便局、宝くじ販売所、スーパーマーケット、薬局、小売業者等）を通じて金融サービスを提供する制度で、南米やインドなどで導入されている。国土の広いブラジルは金融包摂（financial inclusion）を進める有効な手段として、1970 年代からコレスポンデント・バンキングの拡充に取り組んできた。現在はスーパーマーケットやガソリンスタンド、個人商店のほか、ボートを用いた移動拠点も整備され、ブラジル全土に 30 万箇所以上のコレスポンデントが存在する）。

コレスポンデント・バンキングのネットワークが急速に全土に拡大した背景には、各金融機関にとっても、独自では進出が困難である地方部の潜在顧客に対して、コストをかけずにアクセスできるメリットが魅力となったからである。

2000 年以降、大手銀行はコレスポンデント・バンキングを積極的に展開してきた。連邦貯蓄銀行（Federal Saving Bank、CAIXA）は 2000 年に宝くじ販売所（Casas Lotericas）と提携し、大手銀行として初めてコレスポンデント・バンキング制度を導入した。近年においても、2010 年からブラジル北部の河岸部に船で支店を出し（riverboat branches:2016 年 12 月末で 2）、地上からのアクセスが不便な場所の住民にサービスを提供する[9]等、幅広く国民をサポートするサービスの提供を目指し、現在では 5,587 すべての市町村にサービス拠点を展開するようになっている。同行の拠点網は約 4,200 の支店及びサービス拠点に加えて 約 22,700 のコレスポンデントや宝くじ売り場等を有するとともに、全国に約 30,000 台の ATM を設置しており、合計約 56,900 カ所の拠点を通じて約 8,800 万の顧客（うち個人 8,530 万）にサービスを提供している（2017 年 12 月末）[10]。

民間大手のブラデスコ銀行（Banco Bradesco）は 2002 年から 10 年間に渡ってバンコ・ポスタールと提携し、郵便局ネットワークを通じた金融サービスを提供していた。2012 年からは当時最大手のブラジル銀行（Banco do Brasil）がバンコ・ポスタールとの契約をブラデスコ銀行から引き継ぎ、全国の郵便局を自行のネットワークに加えた。ブラジル銀行は、各地のスーパー等と直接コレスポンデント・バンキング契約を結ぶ形態を採用している[11]。コレスポンデント・バンキングの拠点数が最も多いのはブラデスコ銀行の 38,700 で、連邦貯蓄銀行の 22,700、ブラジル銀行の 13,744 と続く（2017 年 12 月末）。

コレスポンデント先での業務の取扱範囲は、2011 年 2 月の中央銀行決議第 3954 号（Resolution 3954）により、預金口座の開設、預金口座の預払い、為替の支払、ローン、リーシングの申請、クレジットカードの申請等と定められている（同決議 CHAPTER II）。コレスポンデント・バンキングによる銀行サービスは、従来は送金・決済業務に限られていたが、提供される商品の幅が広がり、特に小口預金口座が人気を博している。

---

9 連邦貯蓄銀行(Caixa)ウェブサイト
10 連邦貯蓄銀行, “Performance Analysis Report 4Q17”
11 Anjali Kumar ほか “Expanding Bank Outreach through Retail Partnerships: Correspondent Banking in Brazil” (World Bank Working Paper, 2006)
http://siteresources.worldbank.org/INTTOPCONF3/Resources/363980Retailop101OFFICIALoUSEoONLY1.pdf

2017 年 12 月末時点では、国内に 341,300 箇所のコレスポンデントが存在している。景気低迷の影響もあり、2013 年の 375,300 をピークに 2016 年まで 3 年連続で減少してきたが、2017 年は 4 年ぶりに増加に転じた（図表 7）。コレスポンデント経由の取引回数は 2013 年の 13 億回から 2017 年には 51 億回に拡大しており、取引回数全体に占めるシェアも 3%から 6%に上昇している[12]。

図表 7: ブラジルにおける銀行の支店、サービス拠点数(各年 12 月末)

	2013	2014	2015	2016	2017	増減率（16→17）
支店 Branches	22,918	23,126	22,826	22,547	21,062	-6.6%
サービス拠点 Point of Service: PS	10,461	10,479	10,648	10,642	11,153	4.8%
電子サービス拠点 Electronic Service Point: ESP	38,859	40,521	34,876	33,135	31,226	-5.8%
コレスポンデント Domestic correspondents	375,315	346,502	321,900	304,300	341,300	12.2%

（注） 電子サービス拠点とは ATM が集まっている場所（箇所）のことを指す。
（出所）ブラジル中央銀行“Updating Data of National Financial System-Structure”
https://www.bcb.gov.br/?cevnfs201806 （閲覧日：2018 年 7 月 27 日）
Brazilian Federation of Banks “Pesquisa FEBRABAN de Tecnologia Bancária 2018”
https://portal.febraban.org.br/pagina/3106/48/pt-br/pesquisa （閲覧日：2018 年 7 月 27 日）

(2) 政府系銀行の役割

1980 年代までブラジルの政府系銀行が市場の半分以上を占めていたが、1995 年に発足したカルドーゾ政権により、国営企業の民営化及び内外資の差別を撤廃する憲法改正が行なわれたことを契機として、政府系銀行の民営化や再編が進んだ。

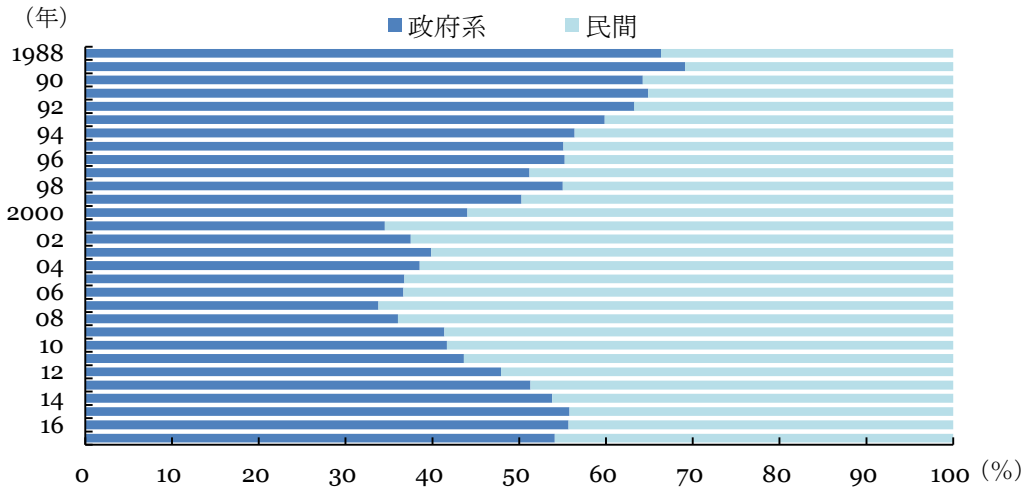
民間総合銀行のシェア拡大により、政府系銀行も数が減っているが、社会開発分野等での公的金融業務を行う政府系銀行の存在感は大きい。総資産上位 10 行のうち、政府系銀行（州営含む）は 4 行あり、全 135 行の総資産、預金残高に占める政府系銀行のシェアはそれぞれ 46.4%、47.6%である（2017 年末）（図表 4）。

政府系銀行が占める貸出シェア（55.6%）は総資産（46.4%）に比べて高いが、民間銀行がリスクの高い中小企業等に対する融資を回避する傾向にあることで、政府系銀行がそのような融資の出し手となっているためと推測される[13]。

ブラジルでは、2008 年の世界的な金融危機後の景気対策の一環として、低利での設備投資資金貸出プログラムや低所得層の住宅取得促進など、政策金融の拡充措置がとられた。景気後退局面で、民間銀行の貸出の伸びが大きく鈍化する一方、政府系銀行の貸出は急拡大した。2007 年末に 34%だった政府系銀行の貸出シェアは急上昇し、2013 年に民間銀行を逆転、2015 年末には 56%に達した。政策金融の肥大化を見直す議論の高まりとともに、政府系銀行の貸出は減少に転じ、シェア拡大に歯止めがかかっている（図表 8）。

[12] Brazilian Federation of Banks “Pesquisa FEBRABAN de Tecnologia Bancária 2018”
https://portal.febraban.org.br/pagina/3106/48/pt-br/pesquisa
[13] EMIS(A Euromoney Investor Company) “Banking Sector Brazil”(2014 年 3 月)
https://www.emis.com/sites/default/files/EMIS%20Insight%20-%20Brazil%20Banking%20Sector%20Report.pdf

図表 8：政府系銀行と民間銀行の貸出シェアの推移



（出所）ブラジル中央銀行 “Monetary and credit statistics”
http://www.bcb.gov.br/ingles/notecon2-i.asp （閲覧日：2018 年 7 月 20 日）

4. 預金保険制度の枠組み

ブラジルでは信用保証基金（Fundo Garantidor de Creditos、FGC）が預金保険を提供している。信用保証基金は、1995 年 8 月の国家通貨審議会（CMN）の決議（Resolution 2197 号）により 1995 年 11 月に設立された、民間非営利の機関（private nonprofit institution）である[14]。ブラジルで営業している銀行とその他預金取扱金融機関は信用保証基金の預金保険に加盟する義務があり、毎月納める保険料は当該金融機関に預入されている預金残高の 0.0125%に設定されている[15]。預金保険の保証限度額は、設立当時一人当たり、一金融機関ごとに 20,000 レアルに設定されていたが、2013 年 10 月 28 日に 250,000 レアルに引き上げられた[16] [17]。2016 年度末における信用保証基金の積立額は 1.89 兆レアルに達し、前年から 3.6%増加した。また、2016 年の支払総額は 3,130 万レアルであった[18]。

また、2012 年 10 月の国家通貨審議会の決議（Resolution 4150 号）により、信用組合銀行（cooperative banks）（信用組合銀行は、商業銀行またはマルチサービス銀行であり、信用組合が株式の 51%を保有しており、サービスを提供する対象が組合となっている点で銀行と異なっている[19]）である Banco Cooperativo do Brasil（Bancoob）と Banco Sicredi の 2 行と信用組合を対象とした信用保証機関、Fundo Garantidor do Cooperativismo de Credito（FGCoop）が設立された。FGCoop の保証限度額、及び保険料は、銀行等と同様である[20]。信用組合銀行は信用保証基金（FGC）には加盟していない。

---

14 信用保証基金ウェブサイト、http://fgc.org.br/index.php?conteudo=1&ci_menu=273
15 信用保証基金ウェブサイト、http://fgc.org.br/index.php?conteudo=1&ci_menu=48
16 信用保証基金ウェブサイト “REGULAMENTO DO FUND GARANTIDOR DE CREDITOS-FGC”http://fgc.org.br/upload/regulamento_i.pdf
17 2013 年 5 月 23 日付の決議 4222 の別添 II 条項 10 において、一個人に対する 250,000 レアルの限度を超える保証金の支払いが発生する場合には、預金者に抗弁権を付与した上で、その預金者による正当性の証明が為されるまで保証金の支払いを停止することができる。その証明及び証拠の正当性の判断は、信用保証基金に属するとされている。
18 信用保証基金 “Annual Report 2016” https://www.fgc.org.br/nossos-numeros/demonstracoes-financeiras?lang=en-us
19 FGCoop http://www.fgcoop.coop.br/en/banco-cooperativo (最終閲覧日：2018 年 2 月 8 日)
20 FGCoop “Constitution, operation and prospects”(2015 年 3 月)

FGCoop は、主に商業銀行を対象とし、預金を保証し資金援助を行うことで国家金融システムの安定性に寄与しようとしている FGC と同じ目標を達成するために設立された[21]。

5. 個人資産運用に関わる税制全体の中での預貯金税制

ブラジルにおいて総合課税の対象となる個人所得税の税率は、所得に応じて課税される累進課税で設定されている。2017 年の所得税率は納税者の月間所得に応じ 4 階層設定されており、7.5%（月間総所得 1,903.99 レアル以上 2,826.65 レアル以下）から 27.5%（同 4,464.68 レアル以上）の範囲で課税される。月間の所得が 1,903.98 レアル未満の居住者は非課税となる（図表 9）。

図表 9:ブラジルの個人所得税率(2017 年度)

月間課税所得(レアル)	税率	控除可能額(レアル)
0～1,903.98	0(非課税)	0
1,903.99～2,826.65	7.5	142.8
2,826.66～3,751.05	15	354.8
3,751.06～4,664.68	22.5	636.13
4,664.68～	27.5	869.36

(出所) ブラジル連邦歳入庁(Receita Federal, Ministério da Fazenda)
http://idg.receita.fazenda.gov.br/acesso-rapido/tributos/irpf-imposto-de-renda-pessoa-fisica
(閲覧日：2018 年 7 月 17 日)

1996 年以降、利益配当に対する源泉所得税は非課税となっている。利子所得は総合課税の対象となり、源泉徴収されるが、貯蓄口座は課税対象外となっている[22]。キャピタルゲイン所得は基本的には一律 15%の分離課税対象であるが、2017 年 1 月 1 日時点で、500 万レアルを超えるキャピタルゲインには 17.5%から最大 22.5%の課税がなされる（なお、22.5%となるのは 3,000 万レアルを超えた場合に適用される）[23]。また、法人・個人による融資、保険、為替、証券等取引に対しては、金融取引税（IOF）が課税される。例えば、ブラジル国内居住者による海外保有銀行口座への送金にかかる為替取引の税率は 1.1%となっている（2018 年 3 月時点）[24]。

[21] FGCoop http://www.fgcoop.coop.br/en/criacao (最終閲覧日：2018 年 2 月 8 日)
[22] KPMG https://home.kpmg.com/xx/en/home/insights/2011/12/brazil-income-tax.html(最終閲覧日：2018 年 8 月 6 日)
[23] PwC http://taxsummaries.pwc.com/uk/taxsummaries/wwts.nsf/ID/Brazil-Overview
(最終閲覧日：2018 年 2 月 21 日)
[24]https://home.kpmg.com/xx/en/home/insights/2018/03/tnf-brazil-increased-rate-of-tax-foreign-exchange-transfers.html

第 3 章　郵便貯金の概要

1.　設立目的・沿革概要

ブラジルでは、1969 年に設立されたブラジル郵便電報公社（Empresa Brasileira de Correios e Telégrafos, Brazilian Post and Telegraph Company, ECT）が全国約 12,000 局で郵便業務を展開している。郵便局においては、バンコ・ポスタール（Banco Postal）の名称のもと、ブラジル銀行から受託した金融サービスを提供している。ブラジル銀行は、連邦政府が株式の 53.9%を所有し[25]、マーケットシェアが総資産で 17.1%、預金残高で 20.2%を占め、総資産でブラジル第 2 位の銀行である（2017 年 12 月末）[26]

ブラジル郵便電報公社（ECT）は 2002 年から 10 年間、当時ブラジル最大手の銀行であったブラデスコ銀行の銀行業務を受託し、郵便局窓口を通じた金融サービス「バンコ・ポスタール」を展開してきた。その後、2011 年のブラデスコ銀行との契約期間終了に伴い、ECT が提携先の選別のために行った入札で、ブラジル銀行が落札し、新たなパートナーとなった（契約期間:5 年 6 ヵ月で、オプションで 5 年間の延長が可能という契約）。2012 年 1 月よりブラジル銀行のサービスが、6,155 ヵ所にある ECT の郵便局を通じて提供されるようになった。

2002 年から 2011 年までにおいて、バンコ・ポスタールは約 1,100 万人分の当座預金口座を開設しているが、顧客の多数が貧困層であるため、個人金融資産に占めるバンコ・ポスタール預金の割合は低い水準に留まっていた。2012 年からのブラジル銀行との契約により、全国の郵便局だけでなく、5,000 以上のブラジル銀行の支店や当時 43,000 台設置されていた ATM においてもバンコ・ポスタールの金融サービスが受けられることとなり[27]、両社のネットワークを活用しながら、新規の顧客開拓が進められてきた。

2016 年 10 月 6 日にブラジル銀行は、ECT との契約を延長しないことを発表した。同行でのバンコ・ポスタールのサービスは 12 月 2 日で終了し、ECT は新たなパートナーを公募するとされた[28]。しかしながら、公募期限の 11 月 11 日までに新たなパートナーの応募がなかったため、結局ブラジル銀行がバンコ・ポスタールのサービス提供を 3 年間延長することとなった。

郵便局を活用したブラジルの金融包摂への取り組みは、中南米地域では先進的である。Universal Postal Union（UPU）によれば、中南米地域の郵便局は伝統的に金融サービスをあまり重視していない。UPU が算出している金融包摂能力指数でみて、中南米は調査対象地域で最低水準にあるなか、ブラジルが域内最上位に位置している。郵便局が銀行とのパートナーシップを提携し金融サービスを提供するブラジルの成功事例は、域内の多くの国で共有されるべきであり、実際に同種のパートナーシップの模索を始めた国もあると UPU は指摘している[29]。

25　ブラジル銀行「Management Report 2017」
26　135 行に占めるシェア。図表 4 参照。
27　ブラジル郵便電報公社ウェブサイト
28　ブラジル銀行 Material Fact 10.06.2016 www.bb.com.br/docs/pub/siteEsp/ri/eng/dce/dwn/MtF10.06.16.pdf
29　Universal Postal Union " Global Panorama on Postal Financial Inclusion 2016"

2. 組織形態

(1) 経営形態

ECT がブラジル銀行とのコレスポンデント・バンキング契約に基づき、同行の金融商品や金融サービスを郵便局において提供している。

(2) 金融サービス提供の形態

ECT は直接経営している郵便局(Own agencies)6,315 ヵ所を有している。バンコ・ポスタールの金融サービス業務は、これら 6,315 の郵便局において提供されている。その他、切手機関（Philatelic agencies）が 18、ビジネス機関（Commercial agencies）が 127、フランチャイズ機関（Agencies franchised）が 1,002、地域機関（Community Agencies）が 4,304 存在し、メールサービスを担っている(2018 年 6 月末)[30]。

(3) 窓口取扱い時間

9:00-17:00 で取り扱っている郵便局が多いが、ショッピングセンター内の郵便局等では 10:00-20:00 など、取扱い時間が異なる局も存在する。

3. 主な業務内容

(1) 預金業務概要(提供商品)

バンコ・ポスタールの金融サービスは、郵便局の窓口、ブラジル銀行の窓口、ATM、インターネットを通じて提供されている。特に、低所得層向けの預金商品(上限額が低く設定されている当座預金など)等が重点的に展開されている。なお、バンコ・ポスタール独自の金融商品は提供されていない。

バンコ・ポスタールでは約 1,100 万の口座が開設されており、これは、全人口の 5.5%がバンコ・ポスタール経由で口座を保有していることになる（2011 年 12 月末）。

なお、2012 年 1 月以前に、ブラデスコ銀行の預金口座を有していた預金者は、業務委託元がブラジル銀行に変更になったことに伴い、継続して従前の口座を利用することはできない。新規に口座を開設する必要がある。

(2) 資金運用方法

ブラジル銀行が運用。

(3) 貸付業務概要

バンコ・ポスタールはブラジル銀行の貸付商品を郵便局窓口で提供している。

(4) 送金・決済業務概要

ECT の独自の業務として、国内、国際郵便為替サービス（Correios' Electronic Money Order）を提供している。

(5) その他

クレジットカード、社会保障負担金（INSS）の納付、債券・税金・手数料・社会保障拠出金（GPS）の収納等のサービスを提供している。

[30] ECT　http://www.correios.com.br/sobre-correios/a-empresa/quem-somos/principais-numeros (最終閲覧日：2018 年 8 月 13 日)

4. 会計基準と財務諸表

ブラジルでは 2007 年 12 月の法律第 11.638 号にて国際会計基準（International Financial Reporting Standards, IFRS）への収れんへのスケジュールが公表され、上場企業と一部大手金融機関に関しては、2010 年度末までに IFRS に基づく連結財務諸表の公表が義務付けられた。その他の企業については、2008 年に公表されたブラジル新会計基準（内容は IFRS にほぼ収れんされている）に基づく財務諸表を作成しなければならない。ブラジル郵便電報公社（ECT）も IFRS の適用を図っているが、いくつかの項目に関しては未対応の状況である（2016 年 12 月末）。

図 10 にあるように ECT の財務諸表を見ると 2015 年、2016 年と 2 年連続で利益が減少した後、2017 年は増益に転じている。過年度の減益の理由として、郵便物輸送量の減少、職員への給与支払いの増加等が挙げられていた[31]。

2017 年の総収入 173 億レアルのうち、プリペイド郵便物、SEDEX（エキスプレス配送サービス）、郵便契約、PAC 契約（エコノミー配送サービス）等の伝統的な郵便業務で全体の 83.8%を占めている。バンコ・ポスタール取扱いによる手数料収入は 2.3 億レアル（構成比 1.3%）に留まった（図表 11）[32]。

図表 10：ブラジル郵便電報公社の財務諸表(単体、億レアル)

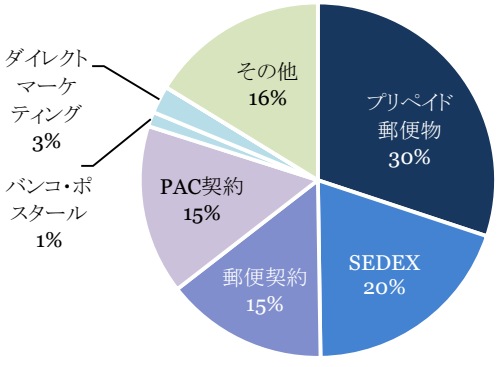
	2012	2013	2014	2015	2016	2017
資産	104.5	120.2	168.3	155.1	145.3	135.6
負債	77.7	88.4	136.5	123.3	113.5	103.8
資本	26.8	31.8	31.8	31.8	31.8	31.8

総収入	139.7	147.9	160.6	171.3	176.8	173.4
粗利益	38.5	31.1	28.2	25.3	22.5	13.5
営業利益	4.3	-8.5	-3.0	-23.5	-8.6	7.5
税引前利益	15.2	-5.8	1.3	-20.8	-6.6	6.8
税引後利益	11.1	-3.1	2.0	-21.2	-14.9	6.7

（出所）ブラジル郵便電報公社(ECT) “Demonstrações financeiras” (閲覧日：2018 年 7 月 18 日)
http://www.correios.com.br/sobre-os-correios/a-empresa/publicacoes/demonstracoes-financeiras

図表 11：ブラジル郵便電報公社の部門別売上高(単体、億レアル)

	2016		2017		
		構成比		構成比	伸び率
プリペイド郵便物	54.4	30.8%	52.2	30.1%	-4.1%
SEDEX	30.2	17.1%	34.1	19.7%	13.0%
郵便契約	27.0	15.3%	25.5	14.7%	-5.4%
PAC 契約	19.8	11.2%	26.8	15.4%	35.2%
バンコ・ポスタール	11.5	6.7%	2.3	1.3%	-80.4%
ダイレクトマーケティング	5.0	2.8%	4.4	2.5%	-12.1%
その他	28.7	16.3%	28.1	16.2%	-2.1%
総収入	176.8	100.0%	173.4	100.0%	-2.0%



（注）SEDEX はエキスプレス配送サービス、PAC はエコノミー配送サービス
（出所）ブラジル郵便電報公社(ECT) “Demonstrações financeiras” (閲覧日：2018 年 7 月 18 日)
http://www.correios.com.br/sobre-os-correios/a-empresa/publicacoes/demonstracoes-financeiras

[31] Brasil Economico “ Correios perdem 92% do patrimônio em cinco anos e têm sustentabilidade ameaçada” http://economia.ig.com.br/2017-12-15/correios-patrimonio.html (最終閲覧日：2018 年 2 月 23 日)

[32] 2016 年 12 月 3 日の ETC とブラジル銀行との契約延長時に、報酬支払方法が変更された。報酬は固定および変動方式（各業務の料金表に従い業務量に応じて決定）により支払われ、従来の契約期間と同水準の報酬は保証されない。

第 4 章　金融セクターにおけるリテール金融機関の特徴

ブラジルにおけるリテール金融機関としては、ブラジル郵便電報公社（ECT）がブラジル銀行から受託して提供している金融サービス「バンコ・ポスタール」、連邦貯蓄銀行及び信用組合（credit unions）が挙げられる。

1.　ブラジル銀行(Banco do Brasil)

(1)　ブラジル銀行の特徴

ブラジル銀行（Banco do Brasil, BB）は、総資産で国内第 2 位の規模を誇る金融機関である。1808 年にブラジル初の銀行として創設されて以降、1964 年にブラジル中央銀行（Banco Central do Brasil, BCB）が設立されるまでの期間、同国の政策金融機関としての役割を担ってきた。現在は政府が 53.9%の株式を保有しており、政府系銀行として位置づけられている[33]。

ブラジル銀行は 2012 年 1 月よりブラジル郵便電報公社と提携し、郵便局を通じた銀行サービスの提供を開始している。国内では、①ブラジル銀行の支店 4,770 店を含む自行のサービスネットワーク 14,901 拠点、②Mais BB ネットワーク[34]の 13,744 拠点、（2017 年 12 月末時点）、③バンコ・ポスタールの郵便局 6,315 ヵ所（2018 年 6 月末時点）等を全国に展開し、国内の自治体の 99.8%をカバーしている。顧客数は 6,600 万人に及び、ブラジルの銀行の中では総資産でシェア 17.1%、預金残高 19.4%、貸出残高 20.2%と、いずれも国内第 2 位の規模となる[35]。特に対農業部門を強みとしており、同部門への貸出残高のシェアは 60%にのぼる（2017 年 12 月末）[36]。

海外拠点は 20 ヵ国にある。日本には 1972 年に支店を開設しており、現在 4 ヵ所の拠点（東京支店・五反田出張所・浜松出張所・名古屋出張所）で営業している。

(2)　金融市場の中でのブラジル銀行の競争力

2017 年 12 月末のブラジル銀行の総資産は 1 兆 3,692 億レアルで、貸出残高は 5,443 億レアル、預金残高は 4,502 億レアルである。貸出残高は、ブラジル経済の景気後退に伴い、前年比マイナスとなっている（図表 12）。

33　ブラジル銀行「Management Report 2017」
34　Mais BB ネットワークとは、スーパーマーケットやドラッグストア、商店、信用組合等から構成されるブラジル銀行独自のコレスポンデント・バンキング(correspondent banking)ネットワークの名称。
35　135 行に占めるシェア。図表 4 参照。
36　ブラジル銀行「Annual Report 2017」

図表 12: ブラジル銀行(連結)の財務諸表(百万レアル)

	2015	2016	2017	前年比 2016→2017
総資産	1,401,129	1,401,377	1,369,201	-2.3%
現預金	18,054	12,806	13,481	5.3%
インターバンク金融商品	352,742	405,712	373,023	-8.3%
有価証券・デリバティブ	117,285	121,269	138,923	14.6%
貸出	627,878	564,923	544,290	-3.7%
リース	826	563	378	-32.8%
その他	284,344	296,105	299,107	1.0%
負債	1,319,593	1,314,183	1,270,478	-3.3%
預金	464,420	445,981	450,229	1.0%
レポ取引による有価証券	333,522	374,634	376,243	0.4%
社債	188,561	165,166	133,766	-19.0%
その他	333,090	328,402	310,240	-5.5%
株主資本	81,536	87,194	98,723	13.2%
金融仲介関連収入	181,043	167,041	142,205	-14.9%
貸出業務	108,435	101,471	83,669	-17.5%
リース業務	167	145	108	-25.4%
証券	61,161	57,918	52,144	-10.0%
その他	11,280	7,507	6,283	-16.3%
金融仲介関連費用	-158,998	-135,114	-110,587	—
粗利益	22,045	31,927	31,618	-1.0%
その他営業収入(費用)	-15,697	-17,782	-14,026	—
営業利益	6,348	14,145	17,591	24.4%
税引前利益	12,285	14,372	18,134	26.2%
当期純利益	14,400	8,034	11,011	37.1%

(出所) ブラジル銀行"Annual Report 2017","Financial Statement"."Histrical data" 等
http://www.bb.com.br/pbb/pagina-inicial/investor-relations#/ (閲覧日：2018 年 7 月 19 日)

貸出残高の内訳は、法人向けが 2,270 億レアル(全体の 33.3%)と最も大きく、次いで個人向けが 1,873 億レアル(同 27.5%)、農業部門向けが 1,814 億レアル(同 26.6%)、海外向けが 367 億レアル(同 5.4%)となっている（図表 13）。

2017 年 12 月末の個人向け貸出残高の内訳を見ると、給与天引きローン(payroll loans)が全体の 36%を占め、最も多い。給与天引きローンの対象は大半が公務員で、全体の 89%を占めている[37]。銀行にとってはリスクの低い融資であるため、近年各行ともこの給与天引きローンを積極的に増やしてきた[38]。その他では、住宅ローン（mortgage）、クレジットカード（credit card）、月給ローン（salary loans）、自動車ローン（auto loans）と続く（図表 14）。

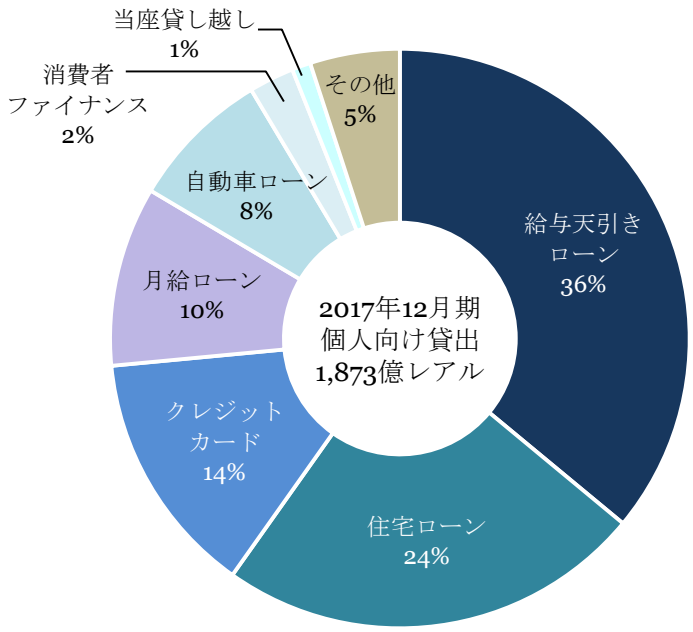
37 ブラジル銀行アニュアルレポート 2016
38 Moody's " Brazilian banks' payroll lending risks remain manageable despite salary payment delays by states", www.moodys.com/research/Moodys-Brazilian-banks-payroll-lending-risks-remain-manageable-despite-salary--PR_356788

図表 13: ブラジル銀行(連結)の貸出残高内訳(百万レアル)

	2016	2017		
			(構成比)	(伸び率)
個人向け	187,431	187,336	27.5%	-0.1%
給与天引きローン	63,398	67,465	9.9%	6.4%
月給ローン	19,258	18,793	2.8%	-2.4%
消費者ファイナンス	6,180	4,720	0.7%	-23.6%
自動車ローン	20,414	14,796	2.2%	-27.5%
住宅ローン	42,055	44,572	6.5%	6.0%
クレジットカード	24,617	25,655	3.8%	4.2%
当座貸し越し	2,298	1,951	0.3%	-15.1%
その他	9,211	9,385	1.4%	1.9%
法人向け	249,204	227,022	33.3%	-8.9%
農業部門向け	179,111	181,381	26.6%	1.3%
海外	37,845	36,704	5.4%	-3.0%
その他	54,467	48,846	7.2%	-10.3%
合計	708,059	681,289	100.0%	-3.8%

(出所) ブラジル銀行"Annual Report 2017","Financial Statement"."Histrical data" 等
http://www.bb.com.br/pbb/pagina-inicial/investor-relations#/ (閲覧日：2018 年 7 月 19 日)

図表 14: 2017 年 12 月末:個人向け貸出残高の内訳



(注) 個人向け貸出残高を 100%とした構成比
(出所) ブラジル銀行"Annual Report 2017","Financial Statement"."Histrical data" 等
http://www.bb.com.br/pbb/pagina-inicial/investor-relations#/ (閲覧日：2018 年 7 月 19 日)

次に、預金残高の内訳を見ると、要求払預金の構成比が 15.5%、貯蓄預金が 35.6%、銀行間預金が 5.4%、定期預金が 43.5%となっている（2017 年 12 月末）（図表 15）。

図表 15: ブラジル銀行(連結)の預金残高内訳(百万レアル)

	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017		
									（構成比）	（伸び率）
要求払預金	63,503	62,016	74,760	75,818	74,224	66,550	69,349	69,981	15.5%	0.9%
貯蓄預金	89,288	100,110	117,744	140,728	148,699	151,845	151,763	160,290	35.6%	5.6%
銀行間預金	18,998	14,450	16,569	27,155	30,354	41,483	20,665	24,153	5.4%	16.9%
定期預金	204,652	265,809	263,013	247,311	214,899	204,542	204,150	195,629	43.5%	-4.2%
その他	410	0	0	0	0	0	53	177	0.04%	233.0%
合計	376,851	422,386	472,085	491,013	468,176	464,420	445,981	450,229	100.0%	1.0%

(出所) ブラジル銀行"Annual Report 2017","Financial Statement"."Histrical data" 等
http://www.bb.com.br/pbb/pagina-inicial/investor-relations#/ （閲覧日：2018 年 7 月 19 日）

2. 連邦貯蓄銀行(CAIXA)

(1) 連邦貯蓄銀行の特徴

連邦貯蓄銀行は 1861 年に設立された 100%政府保有の銀行であり、ブラジル財務省（Ministry of Finance）傘下の機関として、都市開発やインフラ整備、低所得者向けのサービス提供など、ブラジルの社会経済発展を推し進めながら拡大してきた[39]。連邦貯蓄銀行は、勤続年数保障基金（FGTS[40]）の口座を管理し、その資金や貯蓄預金を原資として低利での住宅資金供給を担っている。

現在は独自の支店・サービスポイント約 4,200 ヵ所に加えて、宝くじ売場やその他コレスポンデント・バンキングの拠点約 22,700 ヵ所等、合計約 56,900 カ所の拠点でサービスを展開している（2017 年 12 月末）。国内の全自治体を網羅するなど、同国政府が重要課題に掲げる国民の金融サービスへのアクセス改善に寄与してきた。

連邦貯蓄銀行グループの傘下には、保険や個人年金等の業務を営む連結グループ会社 Caixa Seguros Holdings S.A.がある。また、日本、米国、ベネズエラに駐在員事務所を開設している（2016 年 12 月末）。

(2) 金融市場の中での連邦貯蓄銀行の競争力

連邦貯蓄銀行の総資産は 1.3 兆レアル（前年比 0.4%増）、貸出残高 6,582 億レアル（同 0.5%減）、預金残高 5,062 億レアル（同 1.2%減）となっている（図表 18）。総資産はイタウ銀行（Banco Itau）、ブラジル銀行に続いて国内シェア第 3 位であるが、貸出残高、預金残高では第 1 位となっている（2017 年 12 月末）（図表 19）。

39 現在の連邦貯蓄銀行の根拠法は Decree Law No. 759, August 12, 1969。
40 企業退職金に相当する制度で、雇用者側の企業に対し、従業員の退職手当の積立てを義務付けている。納付額は、給与支給額の 8%。ジェトロ HP ブラジル税制 https://www.jetro.go.jp/world/cs_america/br/invest_04.html

図表 18: 連邦貯蓄銀行(連結)の財務諸表(百万レアル)

	2015	2016	2017	前年比
資産	1,203,386	1,255,452	1,260,768	0.4%
現金等	11,511	10,764	11,452	6.4%
インターバンク金融商品	153,489	157,075	144,232	-8.2%
有価証券・デリバティブ	181,978	181,344	188,135	3.7%
中銀当座預金等	132,847	148,480	155,488	4.7%
貸出	633,872	661,437	658,235	-0.5%
その他	89,689	96,352	103,225	7.1%
負債	1,141,075	1,191,818	1,189,384	-0.2%
預金	455,659	512,191	506,226	-1.2%
レポ取引による有価証券	169,390	154,094	128,210	-16.8%
その他	516,026	525,533	554,948	5.6%
株主資本	62,311	63,634	71,384	12.2%
金融仲介関連収益	144,472	149,697	133,401	-10.9%
貸出業務	86,600	94,191	88,516	-6.0%
証券	34,793	50,681	36,642	-27.7%
その他	23,079	4,825	8,242	70.8%
金融仲介関連費用	123,160	125,596	102,191	-18.6%
業務粗利益	21,312	24,101	31,209	29.5%
営業経費	20,227	20,066	16,616	-17.2%
業務純益	1,086	4,035	14,594	261.7%
税引前利益	439	3,762	13,997	272.1%
純利益	7,112	4,137	12,516	202.5%

(出所) 連邦貯蓄銀行 "Consolidated Financial Statements" 各年版
http://www.caixa.gov.br/site/english/financial-information/Paginas/default.aspx
(閲覧日：2018 年 7 月 9 日)

図表 19: 国内上位 3 行の比較(連結ベース、2017 年 12 月)

	総資産 (百万レアル)	貸出残高 (百万レアル)	預金残高 (百万レアル)	支店数 (店)
イタウ銀行	1,434,969	465,472	402,938	3,591
ブラジル銀行	1,369,201	544,290	450,229	4,770
連邦貯蓄銀行	1,260,768	658,235	506,226	3,394

(出所) 各行アニュアルレポート

貸出残高のうち、同行が強みとする住宅ローン（4,312 億レアル）が 61%と過半を占めている。個人向け貸出は給与天引きローン（payroll deduction loans）など合計 937 億レアルであるが、個人向けが大半の住宅ローンを合わせると 5,249 億レアルとなり、貸出残高全体の 7 割以上に達する（図表 20）。

住宅ローンはブラジル銀行の 10 倍近い規模に達する一方、個人向けの給与天引きローンは 643 億レアル（個人向け貸出残高の 69%）と、ブラジル銀行とほぼ同水準となっている（図表 21）。

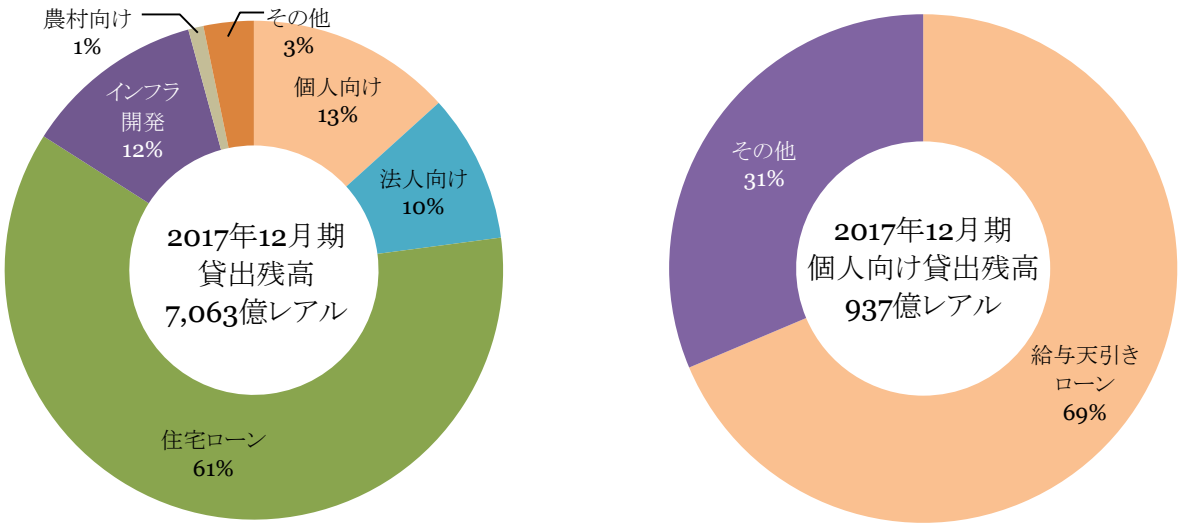
2017 年 12 月末の預金残高の合計 5,062 億レアルのうち、要求払預金と貯蓄預金の個人の残高合計は 2,881 億レアルであり、全体の 57%を占める（図表 22）。

図表 20：連邦貯蓄銀行(連結)の内容別貸出残高内訳(百万レアル)

	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017		
								（構成比）	（伸び率）
貸出金	62,594	102,242	141,040	150,625	163,744	160,465	144,709	20.5%	-9.8%
ファイナンス	17,157	19,589	31,005	39,895	35,921	31,303	17,623	2.5%	-43.7%
農業部門	0	158	1,997	4,915	7,489	7,217	6,914	1.0%	-4.2%
住宅ローン	152,871	205,789	270,392	339,839	384,176	405,495	431,188	61.1%	6.3%
インフラ開発	16,928	23,537	36,838	56,482	70,658	78,379	82,608	11.7%	5.4%
その他	3,342	9,925	12,964	15,174	17,499	26,429	23,233	3.3%	-12.1%
合計	252,890	361,239	494,237	606,930	679,487	709,288	706,276	100.0%	-0.4%

(出所) 連邦貯蓄銀行 “Consolidated Financial Statements” 各年版
http://www.caixa.gov.br/site/english/financial-information/Paginas/default.aspx （閲覧日：2018 年 7 月 9 日）

図表 21：連邦貯蓄銀行(連結)の部門別貸出残高内訳



(出所) 連邦貯蓄銀行 “Earnings Results 4Q2017”
http://www.caixa.gov.br/site/english/financial-information/Paginas/default.aspx （閲覧日：2018 年 7 月 9 日）

図表 22: 連邦貯蓄銀行(連結)の預金残高内訳(百万レアル)

	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017		
								(構成比)	(伸び率)
要求払預金	22,943	27,386	25,171	27,014	27,415	31,883	32,399	6.4%	1.6%
個人	9,054	10,611	10,193	12,323	12,800	15,150	15,572	3.1%	2.8%
法人	11,198	12,418	11,822	11,551	10,704	12,609	12,246	2.4%	-2.9%
政府	1,345	2,129	1,055	918	1,343	1,569	1,511	0.3%	-3.7%
その他	1,346	2,228	2,100	2,221	2,567	2,555	3,069	0.6%	20.1%
貯蓄貯金	150,363	176,299	209,574	236,836	241,363	252,403	276,693	54.7%	9.6%
個人	148,003	173,222	205,688	234,391	237,999	248,302	272,496	53.8%	9.7%
法人	2,356	3,074	3,883	2,442	2,482	2,062	2,012	0.4%	-2.4%
その他	3	3	2	2	881	2,039	2,186	0.4%	7.2%
銀行間預金	5,104	10,293	2,354	3,664	2,427	608	577	0.1%	-5.0%
定期預金	68,165	96,535	113,516	143,055	168,918	210,689	185,643	36.7%	-11.9%
その他	13,255	9,268	10,155	8,476	14,539	16,607	10,913	2.2%	-34.3%
合計	259,829	319,780	360,770	419,046	454,662	512,191	506,226	100.0%	-1.2%

(出所) 連邦貯蓄銀行 "Consolidated Financial Statements" 各年版
http://www.caixa.gov.br/site/english/financial-information/Paginas/default.aspx (閲覧日：2018 年 7 月 9 日)

3. 信用組合(credit unions)

(1) 信用組合の特徴

信用組合はブラジル全土で 1,023 組合を擁し、地域密着型金融を実施する業態で、特に地方居住者や低所得層へのサービス提供を中心としている。ブラジル中央銀行の統計によると、信用組合の総資産と貸出残高、預金残高はそれぞれ 2,560 億レアル、951 億レアル、1,138 億レアルである（2017 年 12 月末）[41]。

信用組合の合計預金残高は 1,138 億レアルであり、国内金融機関の預金残高に占めるシェアは約 5.0%に過ぎないが、大手銀行等にアクセスすることができない国民にとっては重要な役割を果たしている（2017 年 12 月末）（図表 23）。

図表 23:信用組合の財務諸表(百万レアル、%)

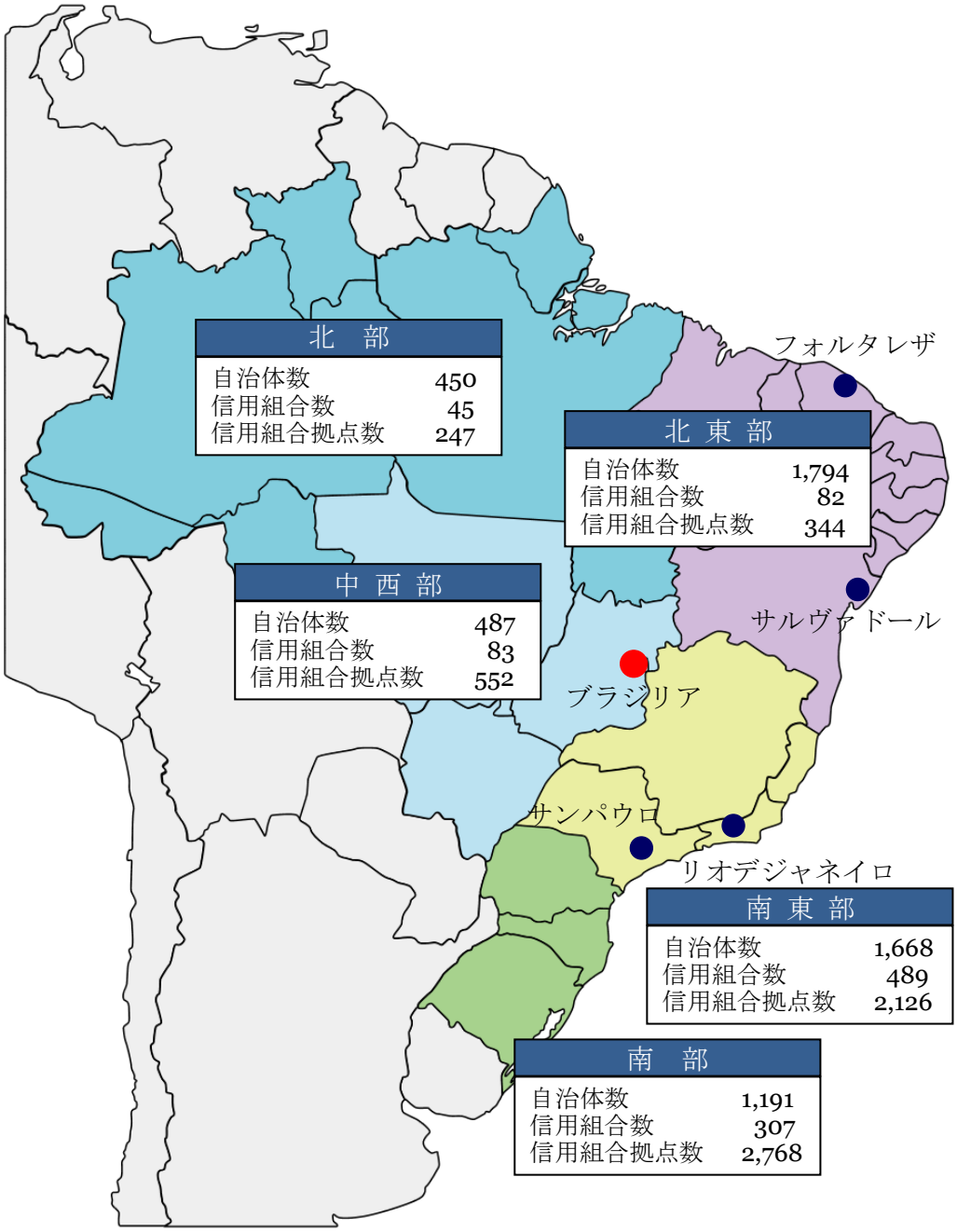
		2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
総資産	百万レアル	86,333	103,544	124,318	150,916	182,507	221,774	255,979
	国内金融機関に占める割合	2.0%	2.0%	2.2%	2.4%	2.6%	3.1%	3.6%
貸出残高	百万レアル	36,227	45,511	57,826	68,029	76,279	83,692	95,118
	国内金融機関に占める割合	2.1%	2.3%	2.5%	2.6%	2.5%	3.1%	3.6%
預金残高	百万レアル	38,082	46,907	56,348	68,491	82,962	103,525	113,801
	国内金融機関に占める割合	2.3%	2.8%	3.1%	3.6%	4.1%	5.0%	5.0%
機関数 Quantitativo de instituições autorizadas		1,328	1,269	1,209	1,163	1,113	1,078	1,023
サービス拠点数 Posto de Atendimento		3,632	4,969	5,092	5,342	5,547	5,727	5,949

(出所) ブラジル中央銀行 "Relatórios anuais 2017 Dezembro"
https://www.bcb.gov.br/?REVSFN (閲覧日：2018 年 8 月 3 日)

41 ブラジル中央銀行 Sistema Financeiro Nacional - Evolução do Sistema Financeiro Nacional-Relatórios anuais 2017 Dezembro https://www.bcb.gov.br/?REVSFN (閲覧日：2018 年 8 月 3 日)

地理的に見ると、特に南東部、南部に信用組合及びその拠点が数多く分布している（図表 24）。

図表 24：信用組合の分布図(2018 年 5 月末)



(出所) ブラジル中央銀行ウェブサイトをもとに作成。地図は白地図 http://www.freemap.jp/より利用。
（閲覧日：2018 年 7 月 4 日）

ブラジルの信用組合は、Sicredi、Sicoob、Unicred、Confesol、Cecred、Uniprime 等と称されるグループに分かれている。これらのグループはそれぞれ職域等が共通する信用組合から構成されている[42]。1990 年代半ばにグループ制度が導入されたことにより、各グループの資産運用制度が統一され、またバックオフィス業務等を各グループが一元的に行なうようになったことで、個別の信用組合にかかる負担は軽減された。

預金残高をグループ別に見ると、Sicoob（Sistema de Cooperativas de Crédito do Brasil）と Sicredi が拮抗している。このうち Sicredi は、信用組合数は 117 組合と Sicoob の 487 を大きく下回るが、組合員数は 348 万と Sicoob の 356 万人に匹敵する。Sicredi は 1,171 の窓口と 3,800 台以上の ATM を設置し、総資産額は 659 億レアル、預金残高は 429 億レアルである（2016 年 12 月末）（図表 25）。

なお、Sicredi は 2011 年 6 月 7 日、オランダの協同組合金融機関ラボバンク（Rabobank）グループで途上国開発を担当する Rabo Development B.V.と投資協定を締結し、情報交換やノウハウの共有を行っている。ラボバンクは Sicredi の自己資本のうち 22.17%を保有している[43]。

図表 25: Sicoob と Sicredi の概要(2016 年)

	Sicoob	Sicredi
会 員 数	3,555,781	3,478,478
信用組合数	487	117
拠 点 数	2,551	1,171
エージェント数	878	1,858
ATM 設置台数	3,293	3,824
総資産　100 万レアル	76,306	65,884
預金残高　100 万レアル	47,891	42,873
貸出残高　100 万レアル	33,300	17,948

（出所）Sicoob, Relatório Anual 2016, Sicredi, 2016 Sustainability Report

[42] ブラジル中央銀行プレゼンテーション資料 “Supervisisao de Cooperativas de credito do Brazil”(2013 年 6 月)
[43] Sicredi “ Combined Financial Statements 2016”
https://www.sicredi.com.br/html/home-en/reports/

4. 家計金融資産・負債の動向

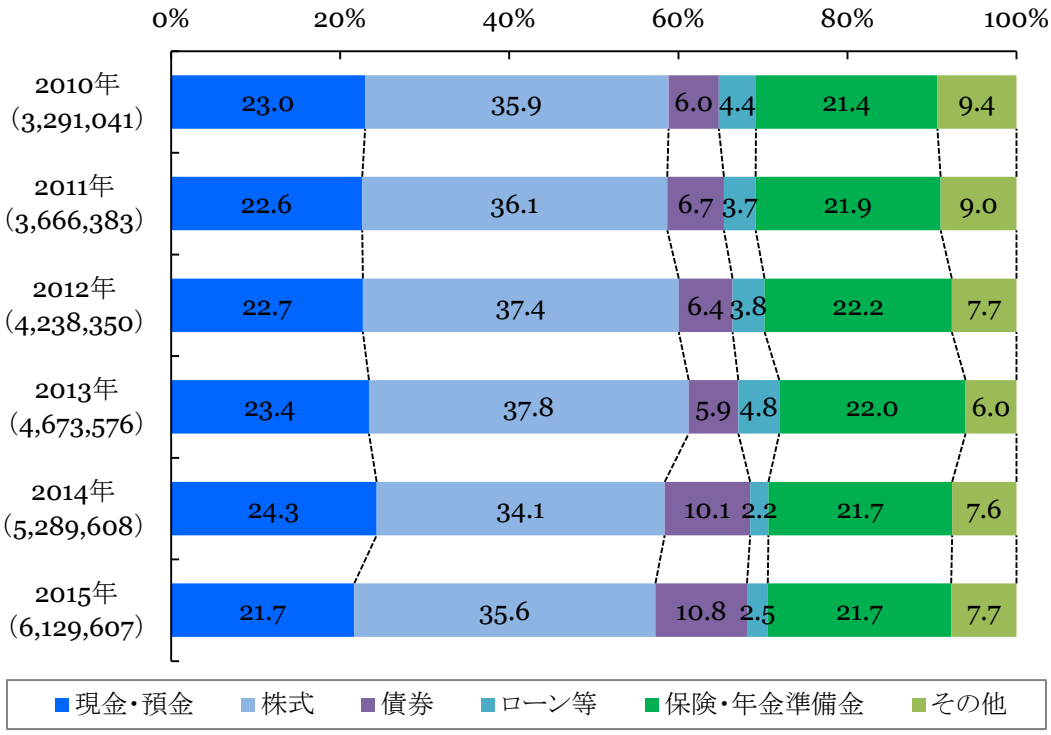
(1) 家計金融資産

ブラジル地理統計院によると、2015 年のブラジルの家計金融資産は 6 兆 1,296 億レアルで、一人当たり家計金融資産は、29,978 レアルであった[44]。

ブラジルでは税制の恩恵を受け、家計金融資産に占める有価証券の割合が比較的高い。2015 年のデータによると、家計金融資産に占める株式の割合は 35.6%で、現金・預金の保有比率の 1.6 倍に相当している（図表 26）。

図表 26: 家計金融資産の保有残高構成

(括弧内の数値は合計値、単位:100 万レアル)



(注)家計および対家計民間非営利団体を対象。
(出所) ブラジル地理統計院[45]をもとに作成

(2) 家計金融負債

ブラジル地理統計院によると、2015 年のブラジルの家計金融負債は 2 兆 3,140 億レアルで、一人当たり家計金融負債は、11,317 レアルであった。

負債の内訳をみると、71.4%が借入、28.4%がその他負債（前払金等）となっている。借入の内訳をみると、短期借入 0.5%、長期借入 70.8%と圧倒的に長期借入が多く、長期借入の大半を住宅ローンが占めていると推察される。

44 2015 年 12 月末の人口(IMF,World Economic Outlook April 2018 によると、204 百万人)で除している。
45 ブラジル地理統計院、https://www.ibge.gov.br/estatisticas-novoportal/economicas/servicos/9052-sistema-de-contas-nacionais-brasil.html?=&t=downloads （閲覧日：2018 年 7 月 20 日）

5. 金融システム全体におけるリテール金融機関の位置づけ

(1) リテール金融機関の預金・貸出シェア

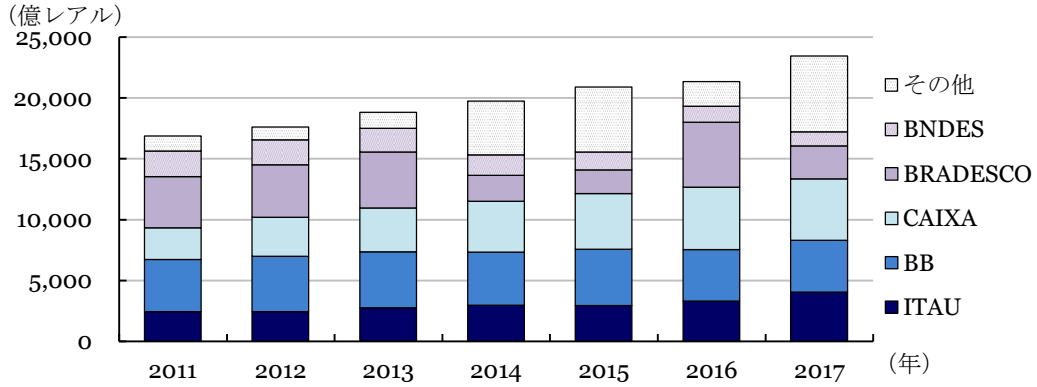
国内金融機関全体の預金残高に占める代表的なリテール金融機関のシェアをみると、連邦貯蓄銀行 22%、ブラジル銀行 19%、信用組合 5%となっている。同様に貸出残高についてみると、連邦貯蓄銀行 21%、ブラジル銀行 19%、信用組合 3%となっている[46]。

(2) 預金等の受入れ

図表 27 のグラフは、ブラジル国内の金融機関（銀行、ファイナンスカンパニー、信用組合等を含む）の預金残高（total deposits）全体の推移を、国内総資産上位 5 行（イタウ銀行:ITAU、ブラジル銀行:BB、連邦貯蓄銀行:CAIXA、ブラデスコ銀行:BRADESCO、経済社会開発銀行:BNDES）を内数として表した。ブラジルの金融機関で預入されている預金残高は、2011 年の 1 兆 6,861 億レアルから 2017 年 2 兆 3,460 億レアルまで、1.4 倍に拡大している。

図表 27: 預金残高(金融機関全体)の推移(億レアル)

	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
国内金融機関数	1,681	1,629	1.569	1,496	1,452	1,397	1,355
預金残高合計	16,861	17,596	18.824	19,745	20,897	21,348	23,460
上位 5 行預金残高	15,627	16,567	17.514	15,314	15,566	19,322	17,214
上位 5 行シェア	92.7%	94.2%	93.0%	77.6%	74.5%	90.5%	73.4%



(出所) ブラジル中央銀行 “financial and regulatory information database” [47]、“Number of headquarters of authorized financial institutions in Brazil”[48]、各行アニュアルレポート[49]をもとに作成

[46] 図表 4 は 135 銀行を対象、図表 23 は国内金融機関から信用組合銀行を除外している等の違いにより、シェアの数値が異なる。

[47] https://www3.bcb.gov.br/ifdata/?lang=1 （閲覧日：2018 年 7 月 17 日）

[48] https://dadosabertos.bcb.gov.br/en/dataset/24881-number-of-headquarters-of-authorized-financial-institutions-in-brazil (閲覧日：2018 年 7 月 23 日)

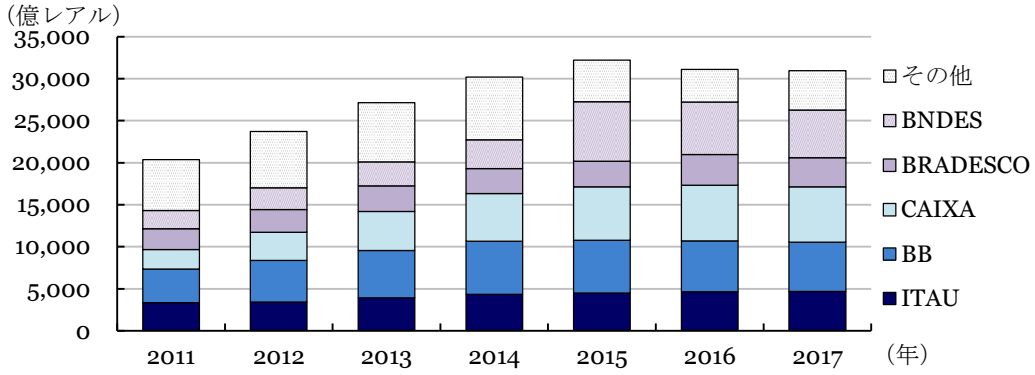
[49] BNDES “Accounting Report”、Bradesco“Report on Economic and Financial Analysis”、CAIXABank “Consolidated Financial Statement” 、Itaú Unnibanco“Financial Statements in IFRS”、Banco do Brasil“Financial Statements” (閲覧日：2018 年 7 月 23 日)

(3) 資金の貸付等

図表 28 は、ブラジル国内の金融機関の貸出残高（loan and leases）全体の推移を、国内総資産上位 5 行を内数として表した。2011 年 12 月末の貸出残高は 2.0 兆レアルだったが、2017 年 12 月末には 3.1 億レアルと 1.6 倍の規模に拡大している。

図表 28: 貸出残高(金融機関全体)の推移(億レアル)

	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
国内金融機関数	1,681	1,629	1,569	1,496	1,452	1,397	1,355
貸出残高合計	20,340	23,683	27,113	30,175	32,193	31,062	30,915
上位 5 行貸出残高	14,306	16,980	20,076	22,712	27,231	27,192	26,224
上位 5 行シェア	70.3%	71.7%	74.0%	75.3%	84.6%	87.5%	84.8%

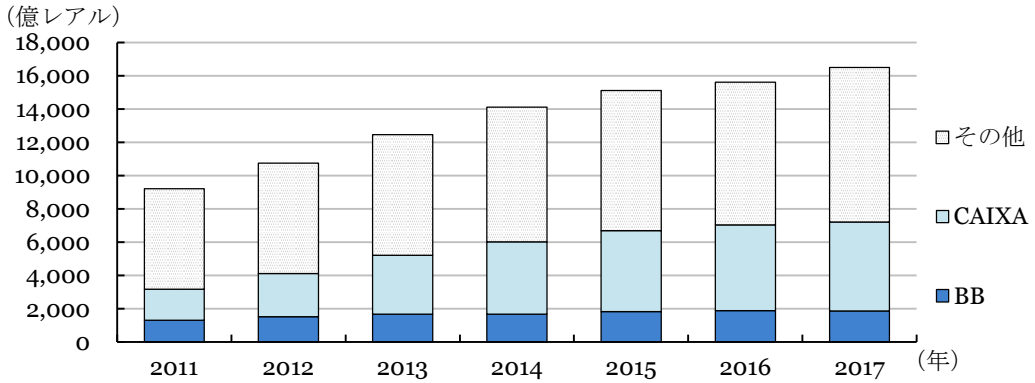


(出所) 図表 27 に同じ

同様に、図表 29 では個人向け貸出残高の推移を、ブラジル銀行、連邦貯蓄銀行を内数として示した。個人消費の増加に伴い、貸出残高は 2011 年 12 月末の 9,203 億レアルから 2017 年 12 月末には 1 兆 6,495 億レアルまで、1.8 倍の規模に拡大した。個人向け貸出残高に占めるブラジル銀行、連邦貯蓄銀行の 2 行合計シェアは、2017 年 12 月末で 43.7%となった。

図表 29: 貸出残高(個人向け)の推移(億レアル)

	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
貸出残高（個人）	9,203	10,741	12,458	14,121	15,122	15,609	16,495
ブラジル銀行（個人）	1,306	1,519	1,679	1,676	1,826	1,874	1,873
連邦貯蓄銀行（個人）	1,867	2,598	3,530	4,348	4,873	5,161	5,330
2 行合計シェア	34.5%	38.3%	41.8%	42.7%	44.3%	45.1%	43.7%



(出所) ブラジル中央銀行“Credit operations outstanding – households-Total”、各社アニュアルレポートをもとに作成

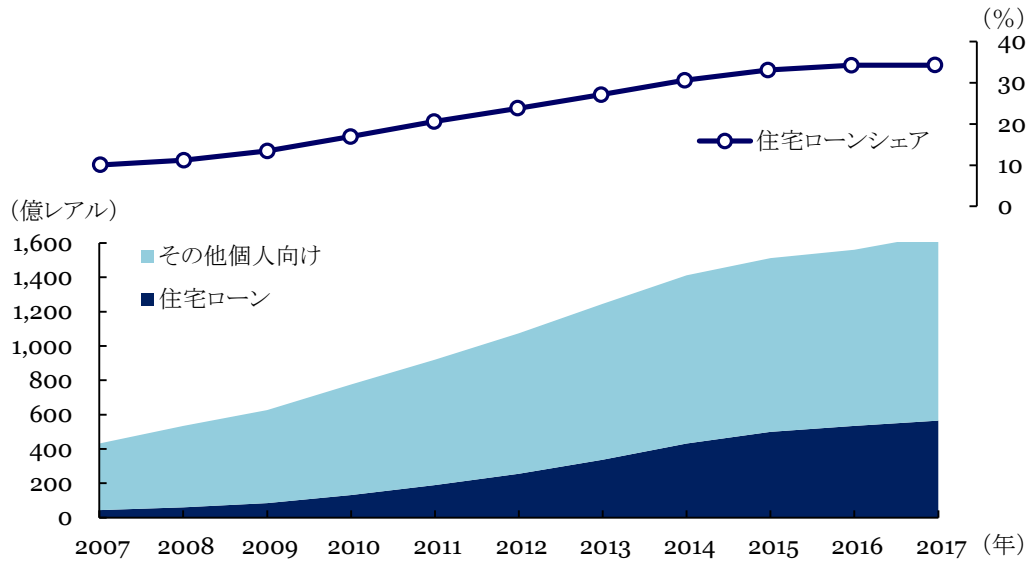
融資商品別で見ると、個人向け住宅ローンの貸出が増えている。住宅ローン貸出残高は、2011 年の 1,894 億レアルから、2017 年には 5,651 億レアルへと約 3 倍に拡大している。一方、住宅ローン以外の個人向け貸出残高は同期間に約 1.5 倍の伸びにとどまっており、個人向け貸出に占める住宅ローンのシェアは同期間に 20.6%から 34.3%へと上昇している（図表 30）。

ブラジルでは、1964 年 8 月 21 日付法律第 4380 号により、住宅金融システム(Sistema Financeiro de Habitação, SFH) が創設され、金融機関は預託された貯蓄預金（saving deposits）残高の一定割合（65%[50]）以上を住宅ローン向けに貸し出すことを義務付けられており、貯蓄預金の増加に合わせて貸出が拡大する形になっている。2015 年、2016 年は、ブラジル経済が 2 年連続マイナス成長となるなど深刻な景気後退局面に陥ったこと等を背景に、貯蓄預金残高の増勢は頭打ちになっている一方[51]、住宅ローンの貸出残高は増加が続いている（図表 31）。

住宅ローンの拡大の背景には、2008 年の世界的な金融危機後の景気対策の一環としてブラジル政府が 2009 年に導入した中低所得層向けの住宅取得促進策（Programa Minha Casa, Minha Vida：PMCMV「私の家、私の人生」計画）がある。

PMCMV による住宅ローンには、市中金利より低い金利の適用に加え、不動産登記費用や融資に係る保険料の減免等の恩典がある。連邦貯蓄銀行は、PMCMV の融資機関となっており、貯蓄預金に加え、勤続年数保障基金（FGTS、脚注 40 参照）の一定割合を住宅ローン向けに貸し出すことを義務付けられている。近年の住宅ローンの供給拡大は連邦貯蓄銀行を通じた PMCMV によるところが大きいとみられる。

図表 30：貸出残高(個人向け)の推移(億レアル)

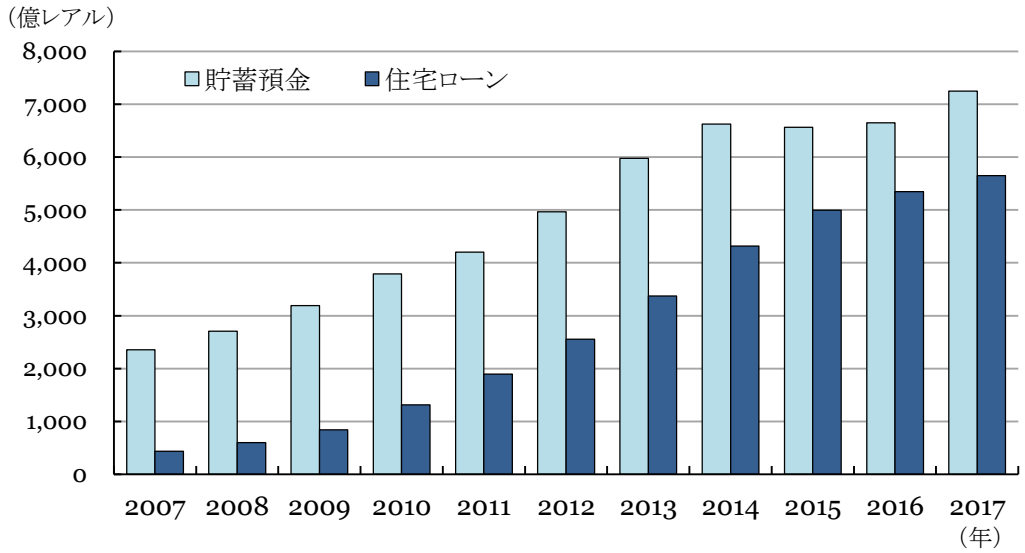


(出所) ブラジル中央銀行 "Monetary and credit statistics"
http://www.bcb.gov.br/ingles/notecon2-i.asp (閲覧日：2018 年 7 月 20 日)

[50] 2016 年 12 月 16 日付国家通貨審議会（CMN）決議第 3932 号 Resolution3932）による。住宅ローンのうち 8 割は SFH に基づく金利が適用され、2 割は市場金利に基づき貸出金利が決定される。
ブラジル中央銀行 "Financial Stability Report," October 2017
https://www.bcb.gov.br/ingles/estabilidade/2017_10/fsrNegativeAmortization.pdf

[51] 政策金利の引き上げの一方で、貯蓄預金の利率は硬直的であるため、預貯金が別の商品に向かったことも、貯蓄預金残高の増勢が止まった背景として指摘されている。
Fitch Ratings「Brazil's Deposit Decline Further Constrains Mortgages」(2015 年 5 月 5 日)
https://www.fitchratings.com/gws/en/fitchwire/fitchwirearticle/Brazil's-Deposit-Decline?pr_id=984139

図表 31: 貯蓄預金残高と住宅ローンの推移



（出所）ブラジル中央銀行

個人向け貸出が増加するなか、不良債権比率（90 日以上延滞債権が貸出残高に占める比率）は総じて低位安定している。景気後退局面にあった 2015 年、2016 年には、不良債権比率は 2 年連続で上昇したが（2016 年 3.7%）、2017 年には低下した（3.2%）。急拡大している住宅ローンについても、不良債権比率は 1.4%にとどまっている 。

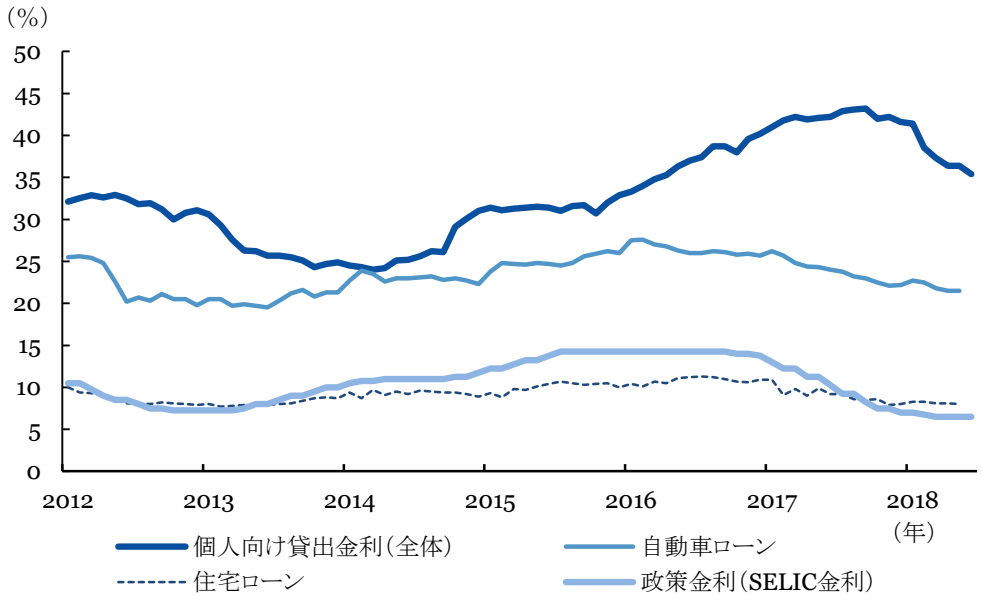
(4) 個人向け貸出金利の動向

ブラジルの貸出金利は世界的にみて高い水準にある。高金利の背景としては、財政状況、国内貯蓄率の低さ、過去のハイパーインフレ等のマクロ経済環境[52]に加え、大手行への預金・貸出の集中（競争環境）や、政策的に義務付けられる貸出（Earmarked loans）[53]に適用される金利（Earmarked rates）の存在、高い法定預金準備率等、ブラジル金融システム固有の特徴が影響していると考えられる。

ブラジルの政策金利（SELIC 金利）は、インフレ抑制のため 2016 年には 14.25%まで引き上げられた後、景気刺激のための積極的な金融緩和の実施により 2018 年 7 月末時点で 6.5%と史上最低水準に低下している。これに伴い、個人向け貸出金利も全般に低下傾向にはあるが、全体で年利 31%（2018 年 5 月、以下同）の高水準にある。当座貸越は 312%、クレジットカードローン金利は 67%、自動車ローンは 22%となっている。その他の個人向けローンは、債務不履行リスクが低い給与天引きローンは 22%だが、給与天引き以外については 113%の高金利となっている（全体では 44%）。住宅ローンについては、上述の住宅金融システム（SFH）に基づき低利の金利が適用される貸出が大半を占めるため、全体としても 8%程度と相対的に低くなっている（図表 32）。低金利での貸出を義務付けられていることから、それ以外の貸出金利の水準は高く設定されている[54]。

52 Segura-Ubiergo, Alex. “The Puzzle of Brazils High Interest Rate” IMF Working Paper NO.12/62,February 1,2012
53 Earmarked Loans は 2017 年末時点で銀行貸出全体の 48%を占める。ブラジル中央銀行「Monetary and credit statistics」
54 “Brazilian Banks In the doldrums, with full sails” The Economist, August 4, 2018

図表 32: 個人向け貸出金利の推移



(出所)ブラジル中央銀行 ”Monetary and credit statistics”

第 5 章　最近の金融動向と今後の展望

1.　最近の金融動向

(1)　金融包摂の促進に向けたアクションプランの策定と現状

ブラジル国内における金融包摂の促進を目指す動きの中で、ブラジル政府は、2009 年には G20 による金融包摂に関する会合にも参加している。ブラジル政府は、国家開発計画において、ソーシャル・インクルージョン政策（社会包摂:貧困層など社会から取り残された人々を取り込む政策）による持続的な経済成長及び社会開発を重点政策として掲げている[55]ほか、2011 年に発表した「貧困なきブラジル」プログラムにおいても、極度の貧困人口（貧困ライン以下で生活する約 1,600 万人）における社会・生産的包摂の促進を図るとしている[56]。

ブラジルにおける金融包摂をより効果的に進めるための環境の強化を目的として、ブラジル政府は 2012 年から 2014 年を対象期間とするアクションプランを策定している。①金融包摂に関する現状把握（situation assessment）、②法的規制（regulation）の改善、③金融リテラシーと透明性（financial literacy and transparency）という 3 つの重点課題（priority lines of action）を設定したうえで、次の 8 つの活動を展開するとしている。

(1)マイクロ企業家や小企業に対する効果的な支援を行うために、マイクロクレジットやマイクロファイナンス専門機関の規制枠組みを整備する

(2)国民の金融ニーズに適合するよう、金融サービスの多様化と改善を進める

(3)携帯端末を使用した支払のための法的フレームを整備する

(4)金融サービス提供のためのネットワークを強化する

(5)金融リテラシーの向上を図る

(6)金融サービス利用者の保護のため、自身の権利及び係争解決手続きについて認識を高めるため努力を行う

(7)金融包摂の状況を的確に把握し、その状況に応じた金融包摂の政策策定ができるよう、より良い方策を策定する

(8)国民の金融サービスを利用するに当たっての行動と認識の調査を実施する

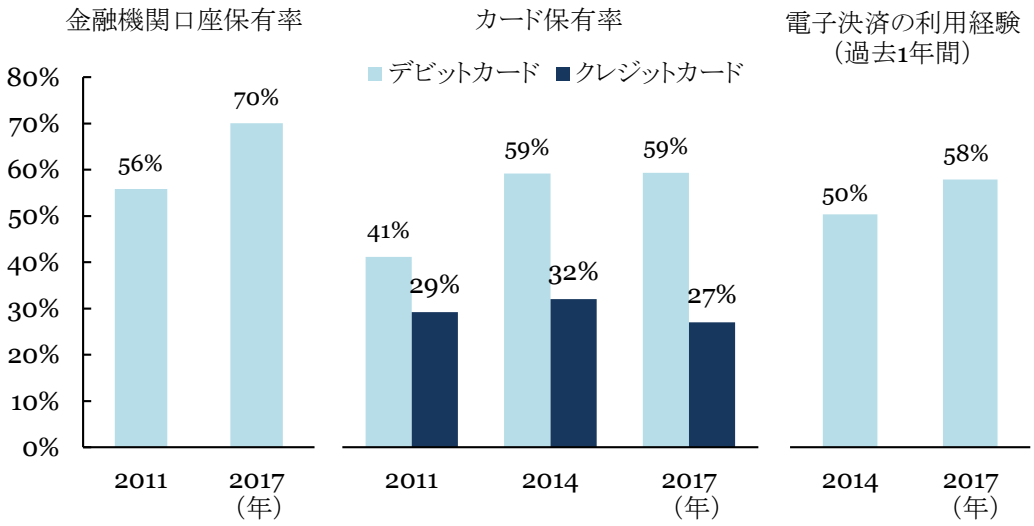
こうした金融包摂を目指す動きの成果として、ブラジル全土の 5,587 の市町村が最低一つの金融サービスへのアクセスポイントを持つようになり、15 歳以上で金融機関の口座を持つ人口の割合は、2011 年の 56%から 2017 年に 70%へと上昇している。デビットカードの保有比率は同期間に 41%から 59%に上昇している一方、クレジットカードの保有比率は 29%から 27%に低下している。過去 1 年間に電子決済を行ったことがあるとの回答比率は、2014 年の 50%から 2017 年に 58%に上昇している（図表 33）[57]。

55　ブラジル企画予算管理省ウェブサイト
http://www.planejamento.gov.br/noticia.asp?p=not&cod=7571&cat=155&sec=10

56　外務省ウェブサイト
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/g20/cannes2011/annex01b_j.html

57　世界銀行“ World Development Indicators”　http://datatopics.worldbank.org/financialinclusion/country/brazil

図表 33: 15 歳以上の口座保有率・カード保有率・電子決済利用経験

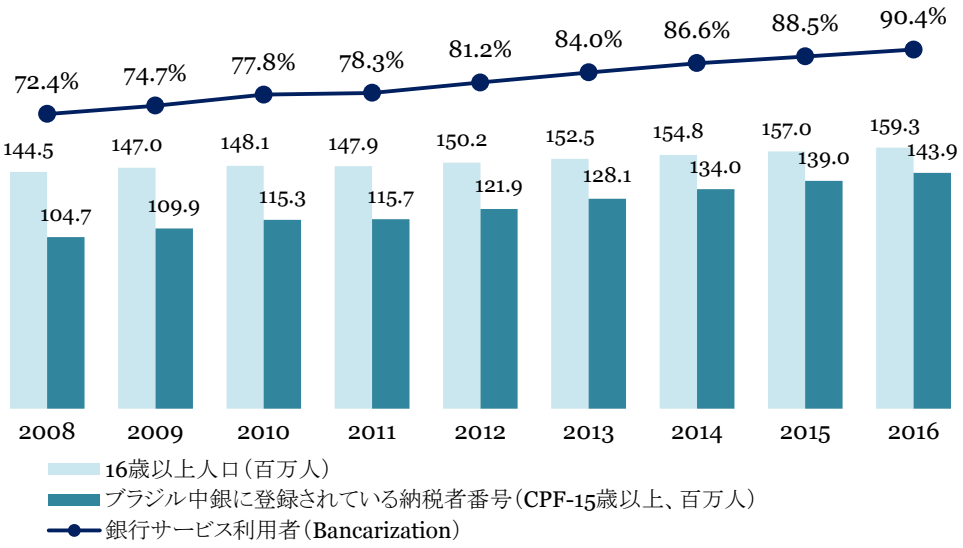


（注） 15 歳以上が対象

（出所）世界銀行, “The Global Findex Database 2017” https://globalfindex.worldbank.org/
（閲覧日：2018 年 8 月 7 日）

また、銀行口座開設のほか、不動産売買、年金受給等の様々な金融取引を通じた銀行サービス利用者は着実に増加している。ブラジル銀行協会（FEBRABAN）は、銀行サービス利用率（bancarization rate）を、ブラジル中央銀行に登録されている有効な納税者番号（CPF、15 歳以上）が 16 歳以上人口に占める割合と定義しており、同比率は 2008 年の 72.4%から 2016 年には 90.4%まで上昇している（図表 34）[58]。

図表 34: 銀行サービス利用者（Bancarization rate）



(注) CPF とは、ブラジル連邦税務局が個人に対し交付する 11 桁の納税者番号。銀行口座開設、不動産等の売買、年金受給、その他の金銭取引を行う際に必要となる。

(資料) Brazilian Federation of Banks "2017 FEBRABAN Banking Technology Survey"
https://portal.febraban.org.br/pagina/3106/48/en-us/survey （閲覧日：2018 年 7 月 27 日）

58 Brazilian Federation of Banks (Febraban),“2017 FEBRABAN Banking Technology Survey”
https://portal.febraban.org.br/pagina/3106/48/en-us/survey

(2) マイクロファイナンスなどソーシャルファイナンスの現況等

社会包摂のための金融サービスの具体的な施策として、マイクロファイナンスやエージェント制度を活用したブランチレスバンキングなどによって、地方在住者及び低所得者層へのユニバーサルサービスが提供されている。

ブラジルではマイクロファイナンスに特化した金融機関としてマイクロアントレプレナー・小企業信用機関（Microentrepreneur and Small Business Credit Company, SCMEPP）が 40 機関（2014 年 12 月末）展開している。マイクロアントレプレナー・小企業信用機関は小企業や零細企業向けの小口融資を行っている[59]。

ブラジル政府は、金融包摂を促進するため、2003 年に大手金融機関のマイクロファイナンスへの参入を促す施策を導入した。国内で営業している銀行に対し、預金残高の 2%相当額をマイクロファイナンス業務に割り当てる基準を設けている（法律第 10735 号、国家通貨審議会決議 3109、国家通貨審議会決議 3128）[60]。

政府の方針に従い、ブラジルの銀行は既存のマイクロファイナンス機関の買収や、マイクロファイナンス機関を子会社として設立する等、さまざまな方法で対応し、大手金融機関のプレゼンスがない地域では信用組合が事業展開している。

また、政府はマイクロファイナンス機関を後押しし、同決議により、既存のエージェント（銀行代理店）に、簡易型普通預金口座や当座預金口座を販売・新設する権限を与えた。2003 年より、預金上限額 500 レアルの簡易型普通預金と当座預金口座が展開されたことで、エージェントによる、マイクロファイナンス市場への本格参入が開始された（それまでは、エージェントが銀行に代わり預金の預入を行うことは禁じられていた）。

マイクロファイナンス業務は決して収益性が高い業務ではなく、現状ではバンコ・ポスタール、そして政府系銀行であるブラジル銀行と連邦貯蓄銀行の 3 行が、マイクロファイナンスを提供する主要な金融機関となっている。例えば、ブラジル銀行ではブラジルにおける経済、社会開発を推進する機関として、財政的な支援だけでなく、財政に関する教育プログラムを提供するといった教育面からも、小企業や零細企業をサポートしている[61]。

また、近年では民間企業もマイクロファイナンス業務において、一定の役割を果たしている。2016 年、政府は小企業や零細企業を対象に 300 億レアルの支援を行うことを発表した。これら資金は事業運用資金や投資、設備購入に使用される。同 300 億レアルのうち 200 億レアルはブラジル銀行と連邦貯蓄銀行に割り当てられ、残りの 100 億は民間銀行（ブラデスコ、イタウ、サンタンデール）に割り当てられる[62]。各銀行は、前述したブラジル銀行のように、教育プログラムを提供したり、低金利で融資をしたり、無償で保険を提供したりといった支援を行っている。

---

59 ブラジル中央銀行、“Report on Financial Inclusion”(2010 年)
http://www.bcb.gov.br/Nor/relincfin/report_on_financial_inclusion_n1_2010.pdf

60 世界銀行 「Access to Financial Services in Brazil」
http://siteresources.worldbank.org/EXTINCLUSIVEFINSYS/Resources/AccesstoFinancialServicesBrazil.pdf

61 ブラジル銀行、“Annual Report 2016”

62 BrazilGovNews “Government offers R$ 30 billion in credit for micro and small enterprises”
http://www.brazilgovnews.gov.br/news/2016/10/government-offers-r-30-billion-in-credit-for-micro-and-small-enterprises (最終閲覧日：2018 年 2 月 15 日)

(3) 大手行を中心としたマルチサービス

大手銀行を中心に、マルチサービスの提供が積極的に展開されている。その代表例が、ブラジル銀行とブラデスコ銀行、連邦貯蓄銀行の 3 行が発行するクレジットカード、デビットカード、プリペイドカード、プライベートレーベル（特定の企業発行によるクレジットカード）、キャッシュカードの機能を有するマルチカード（「エロ（Elo）」）である。元々2010 年にブラジル銀行とブラデスコ銀行により同カードは発行されていたが、この事業に 2011 年、連邦貯蓄銀行が参画した。これら 3 行の口座所有者はもちろん、銀行口座を保有していない人も取得可能である。

これに先駆けて、ブラジル銀行とブラデスコ銀行はクレジットカードを発行する目的で、Elo 銀行を立ち上げた。Elo 銀行では、ブラジル銀行やブラデスコ銀行に口座を持っていない人や、今後クレジットカード発行が期待できる低所得者層を主にターゲットにしている。[63]また、新カード発行の為に両銀行の共同出資で持ち株会社を設立し、与信管理なども行う。

同マルチカードについて各行は、今後 5 年間で国内市場におけるシェアが 15%に達すると見込んでいた[64]。しかし、世界的ブランドでもある、Visa や MasterCard のシェアは依然として高く、2016 年では同 2 つのブランドでクレジットカードシェアの 89.1%、全取引の 91.3%を占めており、Elo はクレジットカードシェアの 7%にとどまっている。2016 年 7 月に米国のクレジットカード会社の Discover 社とパートナーシップ提携をしたことで、それまでブラジルでしか使用できなかった Elo カードは、世界 185 か国の 3,900 万施設で使用が可能となり、世界中の 180 万台の ATM でキャッシュの引き出しが可能となった[65]。

2. 最近のリテール決済の動向

(1) モバイルバンキングの拡大

マイクロファイナンスやエージェント制度以外の地方居住者への金融アクセスを広げるインフラとして、モバイルバンキングやネットバンキングが着目されている。ブラジルではインターネットを使用する人口は、2000 年の 2.9%（総人口対比）から、2016 年には 60.9%まで増加している[66]。低所得者層のインターネット利用の増加を踏まえて、ブラジル政府はインターネットや携帯電話等の媒体を活用した金融サービスの普及を進めている。

携帯電話やスマートフォンを通じたモバイルバンキングの急成長は著しい。「Pesquisa FEBRABAN de Tecnologia Bancária 2018」[67]によると、2012 年時点ではインターネットバンキングの口座数が 2,400 万件とモバイルバンキングの 600 万件の約 4 倍だったが、モバイルバンキングの急拡大により 2017 年には両者が 5,900 万件で並んだ。モバイルバンキングによる取引回数は、取引チャネルとして最初に提供された

63 ブラジル日本商工会議所「ブラジル銀行とブラデスコ銀行は共同でクレジットカードを発行」 http://jp.camaradojapao.org.br/news/noticias/noticias-financeiro/?materia=7285 (最終閲覧日：2018 年 2 月 13 日)

64 EXAME.com、「Caixa, BB e Bradesco concluem criação da Elo Serviços」(2012 年 4 月 17 日)、 http://exame.abril.com.br/negocios/noticias/caixa-bb-e-bradesco-concluem-criacao-da-elo-servicos

65 PagBrazil “Brazilian Card Brand Elo Expands its Market Share” https://www.pagbrasil.com/news/brazilian-card-elo-expands-market-share/ (最終閲覧日：2018 年 2 月 13 日)

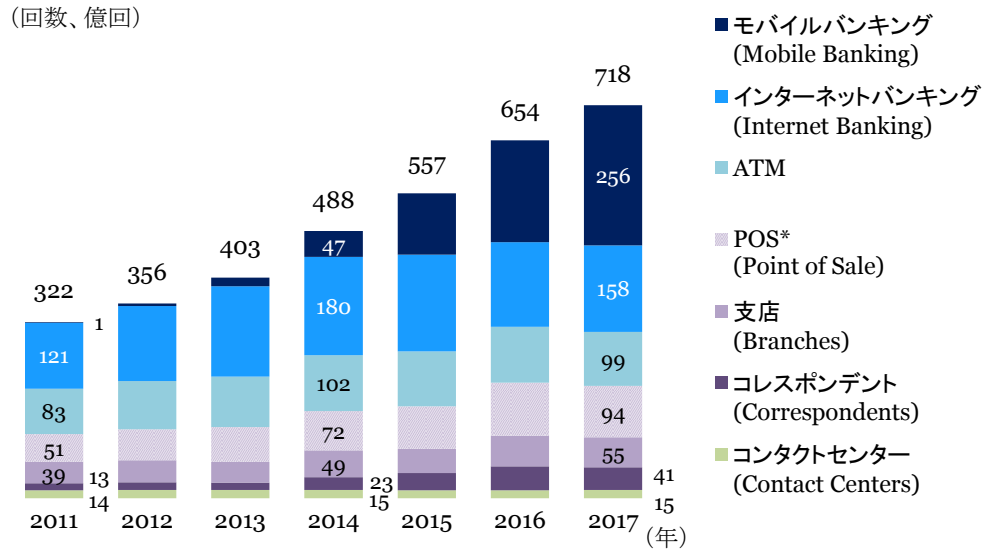
66 World Bank, “Individuals using the Internet (% of population) ” https://data.worldbank.org/indicator/IT.NET.USER.ZS

67 調査対象は 24 行。https://portal.febraban.org.br/pagina/3106/48/pt-br/pesquisa

2011 年の 1 億回から 2017 年には 256 億回へと拡大している。一方、インターネットバンキングの取引回数は 2014 年の 180 億回でピークアウトしており（2017 年 158 億回）、デジタルチャネルの中でもモバイルバンキングが選好される傾向が鮮明になっている（図表 35）。モバイルバンキング利用者のうち、銀行取引の 80%以上を同チャネル経由で行うヘビーユーザーの比率は、2016 年の 29%から 2017 年には 36%に上昇している。

モバイルバンキングが取引回数全体に占めるシェアは 2017 年に 36%に達している。インターネットバンキングと合計したデジタルチャネル経由の取引は 57%と過半を占め、支店や ATM など実店舗を利用した取引シェアは低下している（図表 36）。

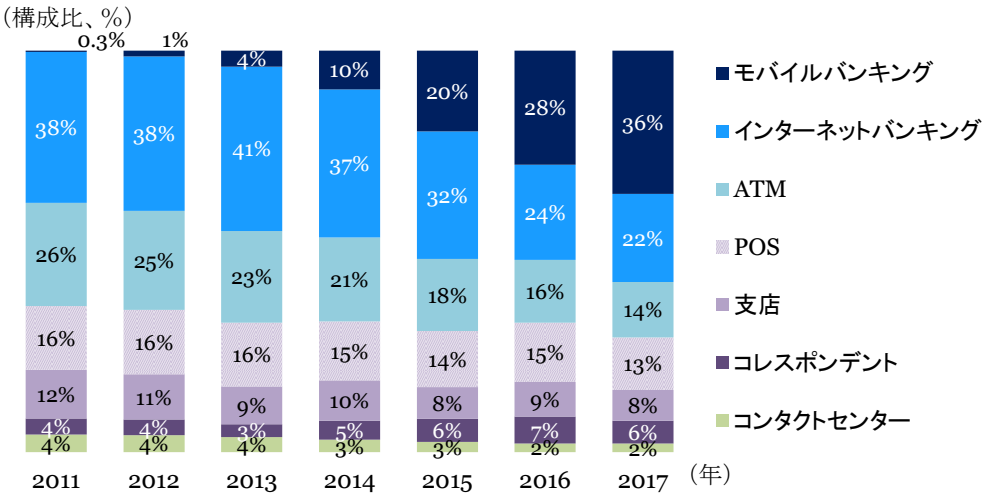
図表 35：チャネル別取引回数



(注)　*POS は店内 POS(In-store Points of Sale)の略で、小売店等での購買を銀行 POS システムにより口座振替した取引等を指す。

(出所) Brazilian Federation of Banks “Pesquisa FEBRABAN de Tecnologia Bancária 2018”
https://portal.febraban.org.br/pagina/3106/48/pt-br/pesquisa　(閲覧日：2018 年 7 月 27 日)

図表 36：チャネル別取引シェア



(注)(出所)は図表 34 に同じ

モバイルバンキングの急拡大を受け、ブラジルの金融業界は技術関連投資・支出を拡大している。景気低迷により企業の設備投資全般が抑制傾向にあるなか、2017 年の金融機関による技術関連投資・支出額は 195 億レアルと前年比 5%増加した。投資内容はハードウェアからソフトウェアにシフトしている。2011 年時点では、投資・支出額に占めるハードウェアの割合が 45%、ソフトウェアが 32%となっていたが、2015 年に逆転し、2017 年時点ではハードウェア 32%、ソフトウェア 50%となっている[68]。

(2) 大手行におけるモバイルバンキングの取り組み

大手各行でもモバイルバンキングが盛んになっている。例えば大手政府系銀行の連邦貯蓄銀行（CAIXA）はデジタルバンキングアプリケーションを提供しており、支店やサービスポイント経由からデジタルチャネルへの取引シフトが生じている。2017 年の支店やサービスポイント経由の取引回数は 4.5 億回であるのに対し、インターネットバンキングおよび携帯電話・スマートフォン等のデジタルチャネル経由は 27 億回と約 6 倍に達している。デジタルチャネルの内訳をみると、インターネットバンキングが 15 億回、携帯電話・スマートフォン経由のモバイルバンキングの 12 億回を上回っているが、2016 年対比での伸び率は各々2.6%、94.3%と、モバイルバンキングが急激に伸長している。[69]

ブラジル銀行も近年はモバイルバンキングに力を入れており、「デジタル化に向けた戦略プラン」に基づきモバイル経由でのサービスを拡充している。2017 年の全取引のうち 73.4%がモバイルまたはインターネットバンキングであった。すでに、各種保険（家屋・自動車・生命）サービスや、不動産ローンのシミュレーションをアプリケーションで提供しており、口座保有者以外へのクレジットカードや年金プランも今後提供予定となっている[70]。

民間銀行でも、大手ブラデスコ銀行では、Bradesco Celular というアプリケーションを提供し、スムーズな取引や口座へのアクセスを可能としている。同アプリケーションを通じた取引は、2017 年では全取引の 48%となっている。尚、Bradesco Celular を通じた取引を含め、デジタルチャネルを介した取引は 2017 年の全取引の内 95%であった。[71]

(3) フィンテックに関する法規制整備と関連企業の増加

ブラジルでは、近年フィンテックに関する法規制が急速に整備されている。2013 年 10 月 9 日付法律 12865 号[72]は、電子決済を直接的に規制するものである。銀行以外の業態による決済・送金サービスへの参入が後押しされ、消費者向けの金融サービスを提供する電子プラットフォームの創設が急速に拡大した[73]。さらに、2016 年 4 月 25 日付国家通貨審議会（CMN）決議第 4480 号（Resolution 4480）[74]により、銀行窓口に赴くことなく電子書面の提出により預金口座の開設・解約を行うことが可能となり、

---

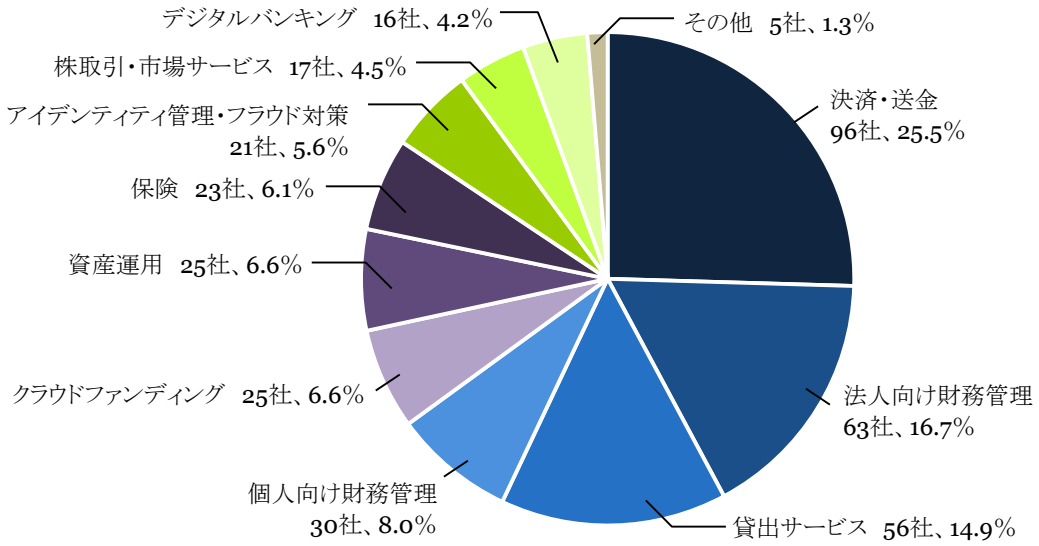
68 Brazilian Federation of Banks “ Pesquisa FEBRABAN de Tecnologia Bancária 2018”
69 CAIXA“Performance Analysis Report 2017”
70 ブラジル銀行“Annual Report 2017”
71 ブラデスコ銀行“Integrated Report 2017” デジタルチャネルには、インターネット、モバイル端末、テレバンキング、ATM を含む。
72 https://www.bcb.gov.br/Pom/Spb/Ing/InstitucionalAspects/Law12865.pdf
73 FintechLab, “Brazil 2017 FintechLab Report” http://fintechlab.com.br/wp-content/uploads/2017/09/Report_Fintechlab_2017_ENG.pdf
74 http://www.bcb.gov.br/ingles/estabilidade/2016_09/national_financial_system_regulation.pdf

電子決済の普及が促進された。

電子プラットフォームを介した金融サービスの提供を促す環境整備は、決済・送金サービスから貸出へと広がりをみせている。2018 年 4 月 26 日付 CMN 決議第 4656 号（Resolution 4656）[75]は、直接貸出機関（sociedade de crédito direto：SCD)および Peer - to - Peer（P2P）貸出仲介機関（sociedade de empréstimo entre pessoas ：SEP)を創設した。いずれも、ブラジル中央銀行の認可が必要で、CMN および中銀の規制に従う義務を負う。SCD は自己資本により直接貸出を行う一方、SEP は貸し手・借り手の仲介を担う。これにより、大手行への集中が顕著なブラジルの貸出市場へのフィンテック企業の新規参入障壁が下がり、競争促進により低金利での貸出が拡大することが期待されている。

フィンテック関連規制の整備により、ブラジルにおけるフィンテックのスタートアップ企業は 2018 年 5 月時点で 377 社と中南米地域で最多となっている。事業内容別の企業数は、決済・送金（96 社）、法人向け財務管理（63 社）、貸出サービス（56 社）、個人向け財務管理（30 社）、クラウドファンディング（25 社）、資産運用（25 社）等となっている（図表 37）。スタートアップ企業の約 7 割は、ベンチャーキャピタルが集積し中南米有数の先端的な起業環境を有する首都サンパウロに本社を置いている[76]。

図表 37: 分野別のフィンテック企業数(2018 年 5 月末)



(出所) Finnovista,“Brazil recovers the leading position as largest Fintech ecosystem in Latin America with over 370 Fintech startups” https://www.finnovista.com/fintech-radar-brazil-may2018/?lang=en（2018 年 8 月 2 日閲覧）

ブラジルのフィンテック企業の成功例として注目されているのがデジタルバンキングサービスを提供する Nubank である。顧客数は 2016 年末の 130 万人から 2017 年末には 300 万人へと拡大し、2013 年以降 3.3 億ドルの外部資金調達を行っている。スタートアップ企業による急速な追い上げを受けて、ブラデスコ銀行が独自のデジタルバンキング（Next）を開始するなど、大手行も新サービス拡大に乗り出している。

75 http://www.bcb.gov.br/ingles/norms/Resolution%204656.pdf

76 Finnovista,“Brazil recovers the leading position as largest Fintech ecosystem in Latin America with over 370 Fintech startups” https://www.finnovista.com/fintech-radar-brazil-may2018/?lang=en（2018 年 8 月 2 日閲覧）

2016 年 10 月には業界団体であるブラジルフィンテック協会（Associação Brasileira de Fintechs）が設立され、クラウドファンディングや電子プラットフォームに関する規制の在り方や、イタウ銀行、ブラデスコ銀行等の大手銀行のオープンイノベーションプログラム等について、ブラジル証券取引委員会やブラジル中央銀行との協議を担っている[77]。

3. バンコ・ポスタールの今後の動向

ブラジル郵便電信公社（Empresa Brasileira de Correios e Telégrafos, Brazilian Post and Telegraph Company, ECT）は、国連のミレニアム開発目標（MDGs）への貢献及びブラジル政府の社会開発政策に沿い、ブラジルの貧困層に基礎的社会インフラを提供することを理念としている。2011 年には、長期経営戦略「Correios 2020」を策定し、その中で 2012 年をグローバル企業への転換期とする目標を掲げている[78]。バンコ・ポスタールは、この 10 年間で金融サービスを国民全員に提供することを最優先課題として、民間銀行の業務受託という形で金融サービスの窓口を展開してきたが、今後さらに事業の多角化を推進していく方針である。

デジタル時代の流れは、バンコ・ポスタールの運営にも影響を及ぼしている。2018 年 1 月より、バンコ・ポスタールは、Visa とともに、ブラジルのスタートアップ企業であり、フィンテック企業である conta.MOBI と連携し、ブラジル全土で新たなサービスの提供を始めた。これは、銀行口座を持たない人でも、個人の納税者番号を使用することで金融取引を可能とするものである。

MOBI にアカウントを持つユーザーは、バンコ・ポスタールで預金をしたり、キャッシュを引き出したり、といったことが可能であり、Google Play や Apple Store で MOBI のアプリケーションをダウンロードすることで、MOBI アカウントにアクセスすることも可能である。同サービスは銀行口座を持たない人の活用や、銀行支店のない場所での活用、さらに零細企業のビジネスを最大化するための活用等が期待されている。[79]

---

77 Inter American Development Bank and Finnovista,“FINTECH: Innovations You May Not Know were from Latin America and the Caribbean” https://publications.iadb.org/handle/11319/8265#sthash.nDRVmTFy.dpufhttps://publications.iadb.org/handle/11319/8265

78 “Correios Brasil going ahead with Strategic Postal Plan 2020” (Post&Parcel, December 31st, 2012)

79 Diário do Nordeste “ Correios começam a oferecer novo serviço financeiro no Ceará” http://diariodonordeste.verdesmares.com.br/cadernos/negocios/correios-comecam-a-oferecer-novo-servico-financeiro-no-ceara-1.1880035 (最終閲覧日：2018 年 2 月 16 日)
Baguete “ Conta.Mobi permite saques nos Correios” https://www.baguete.com.br/noticias/12/01/2018/conta-mobi-permite-saques-nos-correios (最終閲覧日：2018 年 2 月 16 日)
conta.MOBI ウェブサイト https://conta.mobi/novo/ (2018 年 2 月 16 日)

＜出所資料一覧＞

【国際機関・外国機関文献・データベース】

・アメリカ合衆国中央情報局（CIA）「The World Factbook」
・世界銀行「Access to Financial Services in Brazil」、「World Development Indicators」、「The Global Findex Database 2017」「Individuals using the Internet (% of population)」
・IMF「World Economic Outlook」

【中央銀行・監督官庁・銀行協会等 HP】

・Sicoob ウェブサイト
・Sicredi ウェブサイト
・外務省ウェブサイト
・信用保証基金（FGC）ウェブサイト
・駐日ブラジル大使館ウェブサイト
・ブラジル企画予算管理省ウェブサイト
・ブラジル銀行協会（FEBRABAN）ウェブサイト
・ブラジル地理統計院ウェブサイト
・ブラジル中央銀行（BCB）ウェブサイト、「financial and regulatory information database」、「Relatórios anuais 2017　Dezembro」、「Monetary and Credit Statistics」、「Financial Stability Report」、「Credit operations outstanding-households-Total」、「Report on Financial Inclusion」

【論文・雑誌・業界紙】

・De Matos, Orlando Carneiro.「Volatility Of Rates Of Return And Capital Adequacy In The Brazilian Banking Sector: An Analysis Of The 1993/97 Period」
・Segura-Ubiergo, Alex.「The Puzzle of Brazils High Interest Rate」IMF Working Paper NO.12/62,February 1,2012
・「Brazilian Banks In the doldrums, with full sail」The Economist, August 4, 2018

【郵便公社・郵貯等 HP】

・ブラジル郵便電報公社（ECT）ウェブサイト、「Management Report」
・Universal Postal Union「Global Panorama on Postal Financial Inclusion 2016」

【民間金融機関等 HP】

・BNDES 銀行ウェブサイト
・イタウ銀行ウェブサイト
・ブラジル銀行ウェブサイト
・ブラデスコ銀行ウェブサイト
・連邦貯蓄銀行（Caixa）ウェブサイト

【その他 HP】

・BrazilGovNews ウェブサイト
・cooperativismodecredito　ポータルサイト
・conta. MOBI　ウェブサイト
・Finnovista ウェブサイト
・FintechLab ウェブサイト
・KPMG ウェブサイト
・PagBrazil　ウェブサイト
・PwC ウェブサイト
・ブラジル日本商工会議所ウェブサイト

XIII.カナダ
（Canada）

＜目次　～カナダ～＞

第 1 章　市場環境の特徴 2
第 2 章　金融制度概要 5
1. 金融機関の種類 5
(1) 商業銀行（chartered banks） 6
(2) 信託会社、貸付会社（trust companies, loan companies） 8
(3) 信用協同組織（co-operative credit movement） 8
2. 監督官庁と指導体制 10
3. カナダの金融制度の特徴 11
(1) 英国の影響 11
(2) 米国の経験からの学習 11
(3) ブランチ・バンキングの発展 11
(4) 規制緩和の進展 12
(5) 金融制度改革 12
(6) 最近の金融規制・政策枠組みの改革 14
4. 預金保険制度の枠組み 16
(1) 預金保険機構（CDIC）加盟金融機関と対象商品 16
(2) 庶民金庫と信用組合の預金保険制度 17
5. 個人資産運用に関わる税制全体の中での預貯金税制 18
(1) 預貯金税制 18
(2) 非課税貯蓄口座（Tax-Free Savings Account, TFSA） 19
第 3 章　郵便貯金の概要 20
1. 郵便貯金の現況等 20
2. 郵便貯金に関する議論 20
第 4 章　金融セクターにおけるリテール金融機関の特徴 23
1. リテール金融機関の位置づけ 23
2. 信用協同組織の設立経緯、および特徴 23
(1) 庶民金庫 23
(2) 信用組合 23
(3) 信用協同組織の運営方法 24
(4) 信用協同組織の概況 25
(5) 信用協同組織における提供サービス 26
3. デジャルダン連合会（Fédération des caisses Desjardins du Québec） 27
(1) デジャルダン連合会の概要 27
(2) デジャルダン連合会の競争力 29
4. 家計の金融資産・負債の動向 32
第 5 章　最近の金融動向と今後の展望 35
1. 高い評価を受けているカナダの金融システム 35

2. 金融包摂の現状 35
3. 最近のリテール決済の動向 37
(1) 現金・非現金決済の動向 37
(2) 金融サービスのデジタル化 39
4. FinTech への取り組み 40
(1) 投資動向 40
(2) 規制動向 40
(3) 実証実験 40
(4) デジタル通貨 41
5. 今後のリテール金融機関の展望 42
＜出所資料一覧＞ 43

＜略語集＞

略語	原語（英語、フランス語）	日本語訳
AMF	Autorité des Marchés Financiers	金融市場庁
CDIC	Canada Deposit Insurance Corporation	カナダ預金保険機構
CMSBA	Canadian Money Service Business Association	カナダ金銭サービス業協会
CUDIC	Credit Union Deposit Insurance Corporation	信用組合預金保険公社
DICO	Deposit Insurance Corporation of Ontario	オンタリオ州預金保険公社
EFT	Electronic Funds Transfer	電子資金振替
FCAC	Financial Consumer Agency of Canada	金融消費者省
FINTRAC	Financial Transactions and Reports Analysis Centre of Canada	金融取引・分析センター
FISC	Financial Institutions Supervisory Committee	金融機関監督委員会
GIC	Guaranteed Investment Certificate	保証投資証書
ICA	International Co-operative Alliance	国際協同組合連盟
OSFI	Office of the Superintendent of Financial Institutions	金融機関監督庁
RBC	Royal Bank of Canada	ロイヤル・バンク・オブ・カナダ
RESP	Registered Education Savings Plan	登録教育貯蓄プラン
RRIF	Registered Retirement Income Fund	登録年金基金
RRSP	Registered Retirement Savings Plan	登録退職貯蓄プラン
SAC	Senior Advisory Committee	上級諮問委員会
SIN	Social Insurance Number	社会保険番号
TFSA	Tax-Free Savings Account	非課税貯蓄口座

第 1 章　市場環境の特徴

図表 1 ：カナダの概要

分類	項目	
一般事情	面積	998.5 平方キロメートル
	人口	3,710 万人（2018 年、IMF 推計）
	首都	オタワ
	民族	―
	言語	英語、フランス語が公用語
	宗教	ローマン・カトリック （カナダ国民の約半数近くを占める）
	在留邦人数	70,025 人（2017 年 10 月）
政治体制・内政	政体	立憲君主制（イギリス型議院内閣制と連邦主義に立脚）
	元首	エリザベス二世女王（但し、総督が女王の代行を務める。現総督はジュリー・ペイエット）
	議会	二院制 上院　定数 105 議席（2018 年 7 月時点） 下院　定数 338 議席（2018 年 7 月時点）
	首相	ジャスティン・トルドー首相（自由党）
経済	主要産業	金融・保険・不動産などのサービス業、製造業、建設業、鉱業、農林業
	GDP	1 兆 7,337 億ドル （2018 年、IMF 推計）
	1 人あたり GDP	4 万 6,733 ドル （2018 年、IMF 推計）
	実質 GDP 成長率	2.1% （2018 年、IMF 推計）
	通貨	カナダ・ドル。1 ドル＝1.30 カナダ・ドル、1 カナダ・ドル＝86.41 円 （2018/10/31）



（出所）IMF、外務省等を基に作成

図表 2 ：カナダの主要経済指標

	単位	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
人口	万人	3,285	3,320	3,358	3,396	3,430	3,470	3,510	3,549	3,580	3,621	3,666	3,710
名目 GDP	億ドル	14,650	15,491	13,712	16,135	17,886	18,243	18,426	17,993	15,596	15,358	16,530	17,337
1 人あたり GDP（名目）	ドル	44,599	46,661	40,831	47,513	52,144	52,577	52,497	50,702	43,560	42,418	45,095	46,733
実質 GDP 成長率	%	2.1	1.0	-3.0	3.1	3.1	1.7	2.5	2.9	1.0	1.4	3.0	2.1
消費者物価上昇率	%	2.1	2.4	0.3	1.8	2.9	1.5	0.9	1.9	1.1	1.4	1.6	2.6
経常収支	GDP 比%	0.8	0.1	-2.9	-3.6	-2.8	-3.6	-3.2	-2.4	-3.6	-3.2	-2.9	-3.0
財政収支	GDP 比%	1.8	0.2	-3.9	-4.7	-3.3	-2.5	-1.5	0.2	-0.1	-1.1	-1.1	-1.2
政府債務	GDP 比%	66.8	67.8	79.3	81.1	81.5	84.8	85.8	85.0	90.5	91.1	89.7	87.3

（出所）IMF "World Economic Outlook October 2018"を基に作成

カナダは 10 の州（province）と 3 つの準州（territory）で構成される連邦国家であり、米国と同様、各州に大きな権限が与えられている。歴史的な経緯で英語とフランス語の 2 言語が公用語になっている。

1530 年代にフランスのジャック・カルティエらが現在のケベック州を中心とした一帯を仏領として宣言し、その後 1700 年代中頃までこの地は仏領入植地「ニューフランス」として発展したが、1754 年からの七年戦争（フレンチ・インディアン戦争）でフランスは英国に敗れ、1763 年のパリ条約により、「ニューフランス」地域は英領となった。1800 年代になると植民地内での改革の要求が高まり、特に米国で南北戦争が勃発した 1861 年以降、米国軍の侵入に対する危機感から植民地内での団結が強まり、独立に向けての機運が高まった。こうして 1864 年に連邦結成の基本を定めたケベック決議が採択され、1867 年イギリス連邦カナダ自治領を結成し、自治が認められた。1926 年、バルフォア宣言により事実上の外交権を獲得すると、1931 年にはウエストミンスター憲章により外交自主権を正式に獲得し、独立国として承認された。現在もカナダは英連邦に加盟しており、政治体制や法制度は、そのルーツを英国とするものが多い。一方で、フランス系の住民も、ケベック州を中心に多く居住している。

図表 3: カナダの州・準州の概要

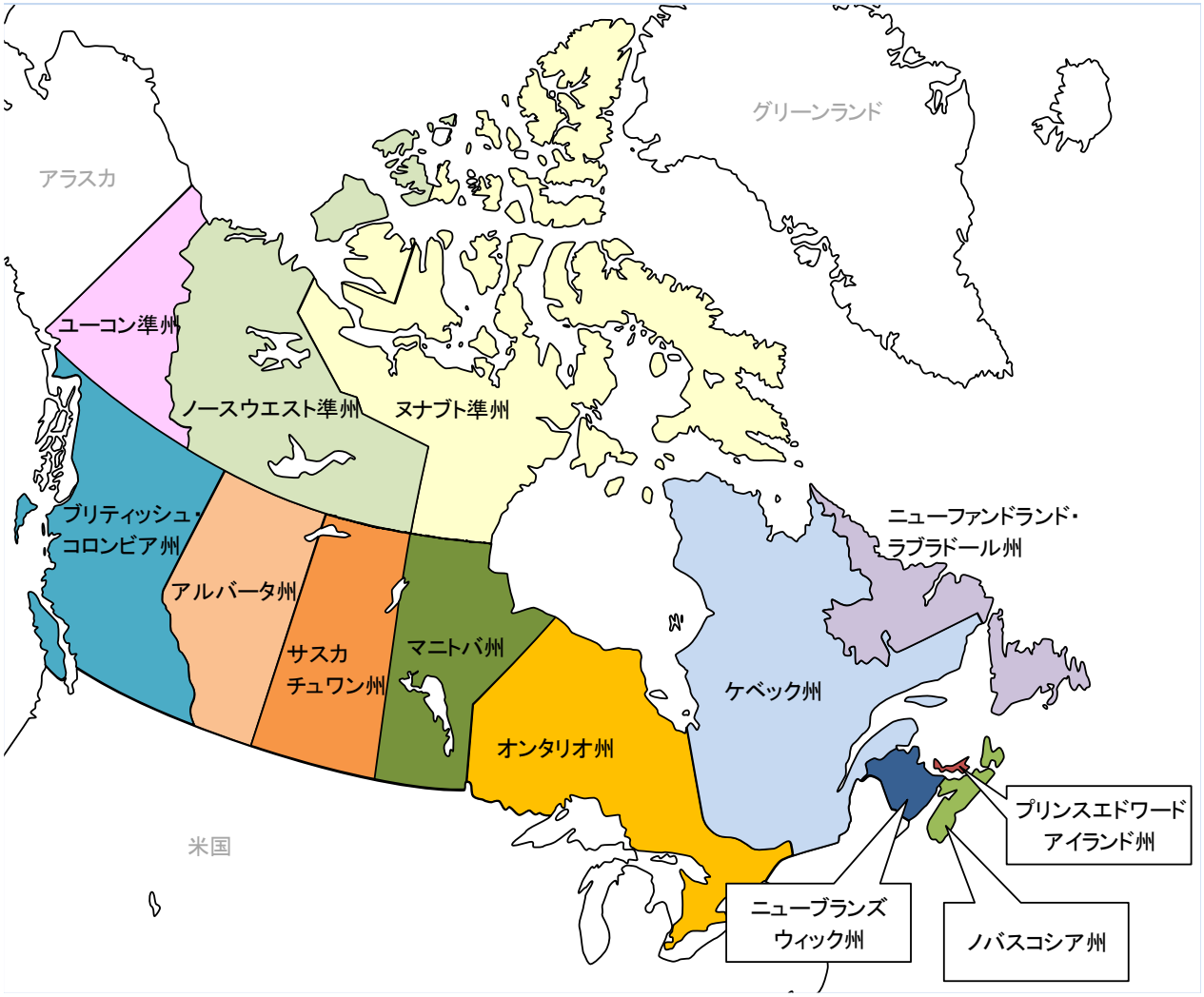
	略称	人口（万人）	名目 GDP（億カナダドル）	母語		
				英語	仏語	その他
ブリティッシュ・コロンビア州（British Columbia）	BC	499	2,282	68.9%	1.2%	29.8%
アルバータ州（Alberta）	AB	431	3,047	74.3%	1.8%	23.9%
サスカチュワン州（Saskatchewan）	SK	116	606	82.4%	1.4%	16.2%
マニトバ州（Manitoba）	MB	135	572	71.4%	3.2%	25.4%
オンタリオ州（Ontario）	ON	1,432	6,519	66.9%	3.7%	29.4%
ケベック州（Quebec）	QC	839	3,287	7.5%	77.1%	15.4%
ニューブランズウィック州（New Brunswick）	NB	77	274	64.2%	31.4%	4.4%
ノバスコシア州（Nova Scotia）	NS	96	335	91.0%	3.2%	5.8%
プリンスエドワードアイランド州（Prince Edward Island）	PE	15	49	90.8%	3.4%	5.8%
ニューファンドランド・ラブラドール州（Newfoundland and Labrador）	NL	53	268	96.9%	0.5%	2.6%
ユーコン準州（Yukon）	YT	4	23	81.9%	4.4%	13.7%
ノースウエスト準州（Northwest Territories）	NT	4	39	76.8%	2.8%	20.4%
ヌナブト準州（Nunavut）	NU	4	22	30.9%	1.7%	67.5%
カナダ全国		3,706	17,403	56.0%	20.6%	23.4%

（注）人口は 2018 年 9 月時点、名目 GDP は 2017 年、母語は 2016 年。
（出所）カナダ統計局（Statistics Canada）
人口：“Population estimates, quarterly” https://www150.statcan.gc.ca/t1/tbl1/en/tv.action?pid=1710000901
GDP：全国 “Gross domestic product（GDP）at basic prices, by industry, annual average”
https://www150.statcan.gc.ca/t1/tbl1/en/tv.action?pid=3610043403
GDP：州別 “Gross domestic product（GDP）at basic prices, by industry, provinces and territories”
https://www150.statcan.gc.ca/t1/tbl1/en/tv.action?pid=3610040201
母語：“language Highlight Tables, 2016 Census”
https://www12.statcan.gc.ca/census-recensement/2016/dp-pd/hlt-fst/lang/Table.cfm?Lang=E&T=11&Geo=00

州・準州別の人口をみると、オンタリオ州に 1,432 万人とカナダ全土の 4 割の人口が、そしてケベック州に 839 万人と約 2 割の人口が集中している（2018 年 9 月時点）。また、州別名目 GDP では、最大のオンタリオ州が 6,519 億カナダドル（全国の 38.4%）、ケベック州が 3,287 億ドル（同 19.2%）を占めている（2017 年）。

また、2016 年センサス調査によると、英語を母語としている国民は 56.0%、仏語を母語としているのは 20.6%である。英語を理解できる国民が 85%以上である一方、仏語を理解できる国民が 29.8%と少なくなっているが、カナダ第二の州とも言えるケベック州では住民の多くがフランス系であることから、仏語を公用語としている。

図表 4: カナダの地図



（出所）『白地図、世界地図、日本地図が無料』より作成

第 2 章　金融制度概要

カナダの預金取扱金融機関（deposit-taking institutions）は、1991 年銀行法（Bank Act）、信託及び貸付会社法（Trust and Loan Companies Act）、各州・準州の州法（準州法）など銀行の業態ごとに根拠法が制定されており、その業務等が定められている。

1.　金融機関の種類

カナダにおける預金取扱金融機関は、「商業銀行」（chartered banks）、「信託、貸付会社」（trust companies、loan companies）、「信用協同組織」（co-operative credit movement）の 3 つに分類される。信用協同組織はさらに、仏語圏の「庶民金庫」（caisses populaires）、英語圏の「信用組合」（credit unions）に細分化される。

図表 5:　金融機関の業態分類

大分類	中分類		機関数	資産規模（億カナダ ドル）	根拠法
預金取扱金融機関（Deposit-taking institutions）	商業銀行（Chartered banks）	国内銀行（Domestic banks）	35	54,187	銀行法（Bank Act）
		外国銀行子会社（Foreign banks）	21		
		外国銀行支店（Foreign bank branches）	32		
	信託会社（Trust companies）		43	1,663	信託及び貸付会社法（Trust and Loan Companies Act）、あるいはこれに該当する州法に基づき設立
	貸付会社（Loan companies）		18	1,931	
	信用協同組織（Co-operative credit movement）	庶民金庫（Caisses populaires）	293	1,746	州（provinces）、あるいは準州（territories）の法律に基づき設立
		信用組合（Credit unions）	274	2,164	
非預金取扱金融機関（Non-deposit-taking institutions）	生命保険会社（Life insurance companies）		67	14,480	保険会社法（Insurance Companies Act）、あるいはこれに該当する州法に基づき設立
	フラターナル組合（Fraternal benefit societies）		13	192	
	損害保険会社（Property and casualty companies）		152	1,104	
	証券会社（Securities companies） 投資信託（Mutual funds） 販売金融会社（Sales financing companies） 消費者ローン会社（Consumer loan companies） ベンチャーキャピタル（Venture capital companies）		-	-	州法

（注）　データの出所の違いから、信用協同組織とそれ以外の機関でデータの時点が異なる。信用協同組織の機関数・資産規模は 2017 年 12 月末時点。それ以外の金融機関の機関数は OSFI ウェブページ閲覧日時点（2018 年 11 月 20 日）、資産規模は 2018 年 1 月末時点。

（出所）金融機関監督庁（Office of the Superintendent of Financial Institutions、OSFI）、（閲覧日：2018 年 11 月 20 日）

“Who We Regulate”　http://www.osfi-bsif.gc.ca/Eng/wt-ow/Pages/wwr-er.aspx?sAll=1

“Financial data”　http://www.osfi-bsif.gc.ca/Eng/wt-ow/Pages/fd-df.aspx

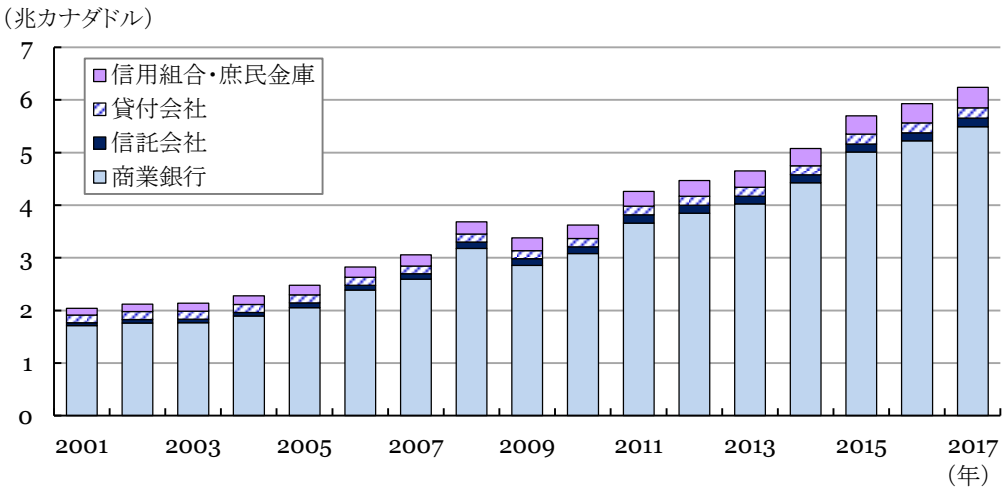
カナダ信用組合協会（Canadian CreditUnion Association, CCUA）、“National System Results Fourth Quarter 2017”

https://www.ccua.com/~/media/CCUA/About/facts_and_figures/documents/Quarterly%20National%20System%20Results/4Q17SystemResults_14-Mar-18.pdf　（閲覧日：2018 年 11 月 20 日）

Bank of Canada、“Banking and Financial Statistics”　https://www.bankofcanada.ca/rates/banking-and-financial-statistics/

預金取扱金融機関全体の総資産の規模は、概ね右肩上がりの増加が継続しており、2001 年 12 月末の 2.0 兆カナダドルに対して 2017 年 12 月末は 6.2 兆カナダドルと、約 3 倍の規模に成長した。預金取扱金融機関のうち、特に成長率、金額とも全体を牽引しているのが商業銀行であり、2017 年 12 月末の総資産は 5.5 兆カナダドル、預金取扱金融機関全体の 88%を占めている。信用組合・庶民金庫の総資産は 3,909 億カナダドル、構成比は約 6%と小さいが（2017 年 12 月末）、2001 年からは 3 倍の規模に拡大している。

図表 6: 預金取扱金融機関の資産規模の推移（各年 12 月末）



（出所）金融機関監督庁（OSFI）、“Financial data” http://www.osfi-bsif.gc.ca/Eng/wt-ow/Pages/fd-df.aspx
Bank of Canada、“Banking and Financial Statistics”
https://www.bankofcanada.ca/rates/banking-and-financial-statistics/
（閲覧日：2018 年 11 月 20 日）

(1) 商業銀行（chartered banks）

カナダの預金取扱金融機関の中心となっているのが商業銀行である。銀行設立に際し、1980 年までは総督（The Governor in Council）の承認により、財務大臣が許可証（charter）を発行していたため、現在も英名では「chartered bank」と呼ばれている。但し、現在は財務大臣が連邦法である銀行法（Bank Act）に則って発行する許可証「Letter patent of incorporation」に基づき設立される。

商業銀行は、金融機関監督庁（Office of the Superintendent of Financial Institutions, OSFI）の監督・規制を受ける。預金（要求払い、通知、定期）の受入れや金融債等の発行により調達した資金の貸出しや、債券投資や運用、決済サービス等を行っている。証券業務については、公共債の引受けとディーリングに限り認められている。不動産仲介、情報サービス等も提供できる。多くの商業銀行は、オンタリオ州トロント市かケベック州モントリオール市に本店を置き、全国に支店を設けている。

商業銀行数は、国内銀行 35 行、外国銀行子会社 21 行、外国銀行支店 32 行の全 88 行である。外国銀行支店（32 行）の中には、貸出業務のみ許可された外国銀行 4 行が含まれる。2018 年 7 月末時点の商業銀行の総資産は 5.6 兆カナダドルであり、うち、ビッグ・シックス（Big Six）[1]と呼ばれる大手国内銀行 6 行の資産合計は 5.1 兆カナダ

[1] ビッグ・シックスとは、Royal Bank of Canada, Toronto-Dominion Bank, Canadian Imperial Bank of Commerce, Bank of Nova Scotia, Bank of Montreal, National Bank of Canada の 6 行を指す。

ドルと、商業銀行全体の約 93%を占めている。ビッグ・シックスは支店数においても圧倒的なプレゼンスを誇っており、各行 1,000 店舗前後を抱える。カナダは外国資本の参入を制限し、国内の銀行を優遇していたこともあり、国内銀行が市場を寡占している。ビッグ・シックス以外の銀行は、特定の分野に特化する戦略をとっていることが多く、住宅ローンや商業不動産向け貸出、クレジットカード事業などを主に手掛けている[2]。

図表 7: ビッグ・シックスの総資産、預金残高、貸出残高（単位：億カナダドル）

	2017 年度末（2017 年 10 月 31 日時点）			直近（2018 年 7 月 31 日時点）		
	総資産	預金残高	貸出残高	総資産	預金残高	貸出残高
カナダ・ロイヤル銀行（RBC） Royal Bank of Canada	12,129	7,896	5,448	12,924	8,323	5,659
トロント・ドミニオン銀行（TD） The Toronto-Dominion Bank	12,790	8,328	6,164	12,925	8,386	6,388
スコシアバンク（Scotiabank） The Bank of Nova Scotia	9,083	6,240	4,973	9,354	6,541	5,243
モントリオール銀行（BMO） Bank of Montreal	7,096	4,798	3,585	7,653	5,069	3,758
カナダ帝国商業銀行（CIBC） Canadian Imperial Bank of Commerce	5,653	4,397	3,584	5,950	4,598	3,684
カナダ・ナショナル銀行（NBC） National Bank of Canada	2,458	1,567	1,372	2,576	1,666	1,435
ビッグ・シックス合計	49,209	33,226	25,125	51,383	34,582	26,166

（注）各行の会計年度は、当年 11 月 1 日から翌年 10 月 31 日。第 1 四半期（Q1）は 11-1 月、Q2 は 2-4 月、Q3 は 5-7 月、Q4 は 8-10 月。
（出所）各行ウェブサイト（閲覧日：2018 年 11 月 20 日）

Royal Bank of Canada http://www.rbc.com/investorrelations/quarterly-financial-statements.html
The Toronto-Dominion Bank https://www.td.com/investor-relations/ir-homepage/financial-reports/quarterly-results/qr-2018.jsp
The Bank of Nova Scotia https://www.scotiabank.com/ca/en/about/investors-shareholders.html
Bank of Montreal https://www.bmo.com/main/about-bmo/banking/investor-relations/home
Canadian Imperial Bank of Commerce https://www.cibc.com/en/about-cibc/investor-relations.html
National Bank of Canada https://www.nbc.ca/en/about-us/investors/investor-relations.html

なお、1967 年銀行法の改正により、商業銀行には株式の分散所有が義務付けられた。これにより、いかなる場合でも単一資本による株式保有は 10%以下に制限されており、外国系資本銀行のカナダ進出を実質的に阻止してきた。しかし、こうした分散所有義務は、逆に外国におけるカナダ金融機関の取扱いにも影響を与えるとして、1980 年の銀行法改正では、分散所有を必要としない銀行の設立を認め、子会社（現地法人）形態での外国資本の銀行参入が自由化された。

外国資本の進出が許可[3]される 1980 年以前から存在していた銀行をスケジュールⅠ銀行と呼び、株式の分散所有を要しない銀行をスケジュールⅡ銀行と呼んでいる。スケジュールⅡ銀行には 1980 年以降設立されたカナダ国内資本による銀行や外国銀行の現地法人が含まれる。カナダ国内資本による銀行は、設立に際しては株式の分散所有を要しないが、銀行免許取得後 10 年以内に分散所有の要件を満たすこととされている。

[2] 金融機関監督庁（OSFI）“Deposit-taking Institutions” （閲覧日：2018 年 11 月 21 日）
http://www.osfi-bsif.gc.ca/Eng/fi-if/dti-id/Pages/default.aspx
[3] Financial Consumer Agency of Canada Act Section184 で定義

(2) 信託会社、貸付会社（trust companies, loan companies）[4]

信託会社、貸付会社は連邦法である信託及び貸付会社法（Trust and Loan Companies Act）[5]、或いはこれに該当する州法を根拠法として設立され、それぞれ連邦政府又は州政府の監督・規制を受ける。機関数は信託会社が 43 社、貸付会社が 18 社で、総資産はそれぞれ 1,663 億カナダドル、1,931 億カナダドルである（2018 年 1 月末）。

信託会社と貸付会社は、いずれも主力商品である不動産担保ローンに加えて、個人年金信託、企業年金信託、遺言信託等を提供している。また、両者とも預金、保証投資証書（Guaranteed Investment Certificate, GICs）等の一種の預金の受入れを行っており、重要な収益基盤となっている。信託会社と貸付会社は共通の根拠法に依拠することから同一の業態として扱われているが、信託会社は年金、信託、不動産業務など、貸付会社は住宅ローンが業務の中心として位置づけられている。

以前は信託会社や貸付会社による法人への貸付は厳しく制限されていたが、徐々に緩和されており、商業銀行との差はなくなりつつある。また、金融制度改革により、銀行や保険会社との垣根も取り払われたため、商業銀行や保険会社とのコングロマリット化が進んだ。

(3) 信用協同組織（co-operative credit movement）

信用協同組織は、州政府によって設立が許可される預金取扱金融機関で、日本でいう信用組合や信用金庫に該当する。「共通の絆（common bond）」を持つグループに対してサービスを行うが、仏語圏のケベック州では、庶民金庫（caisses populaires）、その他の英語圏の州では信用組合（credit unions）と呼ばれている。庶民金庫は、総資産 1,808 億カナダドル、271 機関、944 支店、預金者（組合員）459 万人で、ケベック州及びオンタリオ州等に多い。一方、信用組合は総資産 2,253 億カナダドル、254 機関、1,779 支店、預金者（組合員）573 万人である。両者の総資産の合計は 4,061 億カナダドルにのぼり、カナダの預金受入金融機関全体の総資産額の約 6%を占める。預金者（組合員）も計 1,032 万人以上と、カナダの総人口（3,710 万人）の約 3 割が利用しており、庶民金庫及び信用組合の浸透率は高いといえる。なお、信用組合及び庶民金庫の預金残高は 3,213 億カナダドル、貸出残高は 3,416 億カナダドルである（2018 年 6 月末、図表 15 に詳述）[6]。

前述のように、カナダの銀行市場は少数の大手商業銀行が圧倒的なシェアを占めており、顧客に対して金融機関の立場が強かった。そのため、大手銀行の選別に漏れた庶民層向けの金融機関として信用協同組織が誕生し、このような層へのサービス提供に重要な役割を果たしている。2016 年の信用協同組織による中小企業向け貸出シェアは 18.5%であり、カナダで最大手格の商業銀行 RBC（Royal Bank of Canada）と並ぶ。

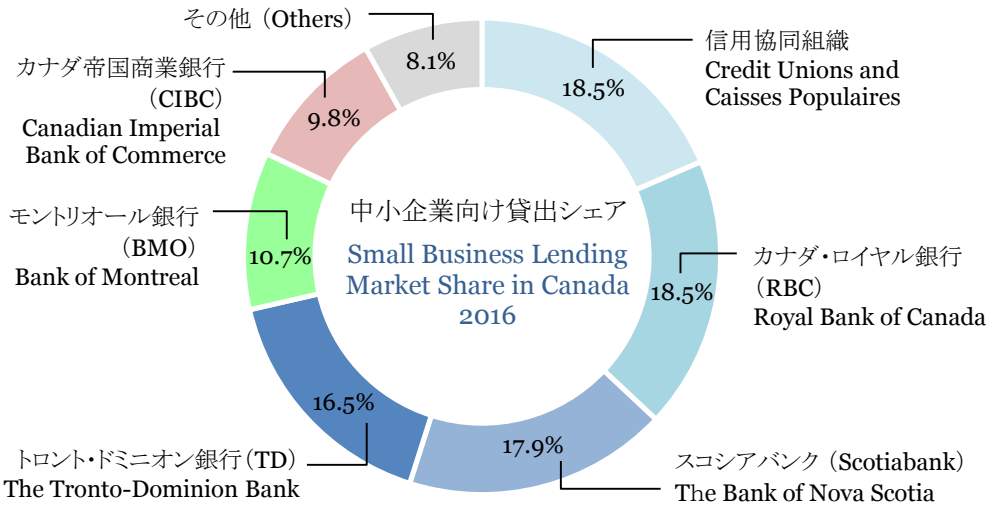
---

4 金融機関監督庁（OSFI） “Trust and Loan Companies” （閲覧日：2018 年 11 月 21 日）
http://www.osfi-bsif.gc.ca/Eng/fi-if/dti-id/tl-fp/Pages/default.aspx
The Canadian Encyclopedia “Trust Company” （閲覧日：2018 年 11 月 21 日）
http://www.thecanadianencyclopedia.com/en/article/trust-company/

5 従来、信託会社の根拠法は信託会社法（Trust Companies Act）、貸付会社は貸付会社法（Loan Companies Act）だったが、現在は信託及び貸付会社法（Trust and Loan Companies Act）に統合されている。

6 カナダ信用組合協会（Canadian Credit Union Association） “National System Results Second Quarter 2018”
https://www.ccua.com/~/media/CCUA/About/facts_and_figures/documents/Quarterly%20National%20System%20Results/2Q18SystemResults_12-Sep-18.pdf（閲覧日：2018 年 10 月 25 日）

図表 8：中小企業向け貸出シェア



（注）データは 2016 年時点。
（出所）カナダ信用組合協会（Canadian Credit Union Association, CCUA）
"2018 Credit Union Community & Economic Impact Report" P.7
https://ccua.com/~/media/CCUA/member_corner/publications/pdfs/2018%20Community%20and%20Economic%20Impact%20Report.pdf?la=en （閲覧日：2018 年 10 月 24 日）

信用協同組織の浸透率（州人口に対する口座開設率）は州によって異なっており、商業銀行が集中しているオンタリオ州では 11.5%と国内で最も低い。一方、信用協同組織発祥の地であるケベック州では浸透率が 53.1%と国内で最も高く、農村部のブリティッシュ・コロンビア州 41.0%、やサスカチュワン州 41.3%、マニトバ州でも 50.2%と高い（2017 年 6 月時点）[7]。

図表 9：州ごとの信用協同組織の浸透率と総資産

	信用組合機関数	組合員数（万人）	浸透率（%）	資産（10 億カナダドル）
ブリティッシュ・コロンビア州	42	194.5	41.0	74.4
アルバータ州	22	61.6	14.5	24.7
サスカチュワン州	46	57.5	41.3	22.4
マニトバ州	32	66.1	50.2	29.5
オンタリオ州	97	161.2	11.5	54.4
ケベック州	281	442.2	53.1	164.1
ニューブランズウィック州	11	21.3	28.2	5.1
ノバスコシア州	24	14.7	15.5	2.5
プリンスエドワードアイランド州	7	4.9	33.4	1.1
ニューファンドランド・ラブラドール州	9	6.4	12.0	1.2

（注）データは 2017 年 6 月時点。
（出所）カナダ信用組合協会（Canadian Credit Union Association, CCUA）
"2017 Credit Union Community & Economic Impact Report" P.13
https://ccua.com/~/media/CCUA/member_corner/publications/pdfs/2017%20Community%20and%20Economic%20Impact%20Report.pdf?la=en （閲覧日：2018 年 10 月 24 日）

7 カナダ信用組合協会（CCUA、2017）"2017 Credit Union Community & Economic Impact Report" P.13

2. 監督官庁[8][9]と指導体制

カナダの金融監督制度は、銀行破綻を経験したことで、徐々に保守的になったとされる。1920 年代以前のカナダの金融監督制度は州政府が主導するシステムであったが、1920 年代に The Merchant Bank of Canada と The Home Bank of Canada の 2 行が破綻したことで、中央政府による規制が必要であるとの認識が広がり、1925 年には銀行規制権限が付与された銀行検査局（Office of the Inspector General of Banks, OIGB）が創設された。

1980 年代中盤から 1990 年代前半には預金取扱金融機関が破綻し、再び銀行監督及び預金保険制度への不信感が高まった。特に、預金取扱金融機関に対する監督当局の役割と使命が不明確であり、監督当局の中で問題金融機関に効果的に対応するインセンティブが欠如していたことが問題視された。議会等では、預金保険と銀行監督の機能を密接なものとし、問題の金融機関に迅速に対応できるように当局のインセンティブを強化すべきという議論が展開された。結果、1987 年に、銀行検査局は保険局と統合され、現在の金融機関監督庁（OSFI、Office of the Superintendent of Financial Institutions）が創設された。金融機関監督庁は一元的な金融監督当局として、同国の金融監督制度において中心的な役割を担うことになり、連邦規制下の商業銀行、信託会社、貸付会社、保険会社を監督する。州法によって設立された信託会社や貸付会社、生命保険会社、証券会社等は州政府が監督している。

なお、金融システムの健全性確保については、①財務省（Department of Finance）、②金融機関監督庁、③カナダ預金保険機構（Canada Deposit Insurance Corporation, CDIC）、④中央銀行（Bank of Canada）、⑤金融消費者局（Financial Consumer Agency of Canada, FCAC）の 5 機関が協力する。

まず、①財務省は、国全体の財政政策や金融機関を統治する政策に責任を持ち、財務省大臣は銀行の設立を許可する権限を持つ。②金融機関監督庁は、商業銀行、保険会社、信託、貸付会社の監督検査を行い、これらの金融機関が関連法を順守し、健全な財務状況を維持することに責任を有する。③カナダ預金保険機構は、預金者保護と金融システムの安定確保を行い、金融機関が破綻した場合に預金を守ることに責任を有する。④中央銀行は、金融政策をはじめ、信用と通貨に関する規制、カナダの経済金融の発展に責任を有する。⑤金融消費者局は、消費者に情報を提供し、消費者を保護すると同時に、財務セクターにおける消費者問題を監督し、財務セクターについての知識を消費者に教育する義務を有する。このようにカナダではこれら 5 つの政府機関が金融システムの健全性を保っている。

他にも、財務省、金融機関監督庁、カナダ預金保険機構、中央銀行、金融消費者局で構成される金融機関監督委員会（Financial Institutions Supervisory Committee, FISC）も設立された。金融機関監督委員会の目的は、金融機関の監督事項に関する情報交換とされ、金融機関における課題に対する提言を連邦政府へ行うこととしている。この委員会は、最低でも四半期に 1 回会合を行うことが求められており、必要に応じて、随時開催することもできる。

---

[8] Bank of Canada（2012）“Regulation of the Canadian Financial System”
http://www.bankofcanada.ca/wp-content/uploads/2010/11/regulation_canadian_financial.pdf
Torys LLP（2011）“Banking Regulation”
http://www.torys.com/Publications/Documents/Publication%20PDFs/AR2011-13.pdf
Group of Thirty（2008）“The Structure of Financial Supervision”
http://group30.org/images/uploads/publications/G30_StructureFinancialSupervision2008.pdf

[9] 岩井（2013）

加えて金融機関監督委員会のメンバーから構成される上級諮問委員会（Senior Advisory Committee, SAC）も設立された。これは、金融システムのリスクと脆弱性及び監督・規制・マクロプルデンシャル上の政策対応を協議する委員会で、金融セクターに関与する各連邦当局の見解を議論し、政策、規制、監督に係る諸事項について財務大臣にアドバイスすることを目的とする。金融機関監督委員会と同様、上級諮問委員会は少なくとも四半期に 1 回開催しなければいけない。金融機関監督委員会と上級諮問委員会は、ビッグ・シックス（Big Six）の監督を行うことで、大手の商業銀行による問題が金融市場に影響を与えないよう監視し続けることが重要な任務のひとつである[10]。

このように、これらの機関を通じた協力・調整体制が当局者の定期的な情報交換を促進し、金融システムのリスク管理において重要な役割を果たしている点がカナダの金融監督制度のひとつの特徴である[11]。

3. カナダの金融制度の特徴

(1) 英国の影響

カナダの金融制度は、英国の植民地であった歴史的経緯から、英国の制度の影響がみられる。

(2) 米国の経験からの学習

英国からの独立後、カナダは独自の政治・経済システムを構築してきたが、既に近代的な金融システムを確立していた米国から学ぶべき点は多く、また、米国を反面教師として犯してきた過ちを回避することも可能であった。従来、カナダは、米国の資本力に脅威を感じていたといわれ、米国の銀行がカナダに進出し、大きな支配力を持つようになることを避けるために、外国資本の参入に対しては支店、現地法人という進出形態の如何を問わず厳しい規制を設けていた。

(3) ブランチ・バンキングの発展

米国では、1930 年代の大恐慌時には、多くの銀行が倒産したため、競争を制限し金融を安定化するため、州を跨いだ支店開設に制限を加える等の規制を導入した歴史がある。その後、この規制は、1994 年のリーグル・ニール州際銀行業務・支店設置効率化法により緩和されたものの、多くの店舗を通じて営業展開を図る「ブランチ・バンキング」は米国では今日もあまり発達していない。

カナダでは銀行業への参入に対して厳しく審査を行い、銀行数を抑える方針を採用する一方、商業銀行には比較的自由な業務を認め、州を越えた支店の設置についても特に制限を設けなかった。このため、米国とは異なってブランチ・バンキングが一般的になった。カナダの銀行数が少なく、資産規模上位のごく少数の銀行による寡占市場が形成されるようになったのは、このような経緯による。

---

[10] Office of the Auditor General of Canada（2010）“2010 Fall Report of the Auditor General of Canada: Chapter 5- Regulating and Supervising Large Banks” （閲覧日：2018 年 11 月 21 日）
http://www.oag-bvg.gc.ca/internet/English/parl_oag_201010_05_e_34288.html

[11] 岩井（2013）

(4) 規制緩和の進展

カナダにおける金利自由化は、米国よりも早いテンポで進行した。預金金利と手数料については従来から規制されておらず、貸出金利のみ上限金利（6%）が設定されていた。1967 年の銀行法改正によって貸出金利の自由化、および預金金利の銀行間協定が撤廃され、金利の完全自由化が実現した。一方、業務ごとの垣根については、4 本柱（four pillars）と呼ばれる 4 つの業態、すなわち、商業銀行、信託会社・貸付会社、生命保険会社（life insurance companies）、証券会社（securities dealers）を中心とした専門金融機関制度により、棲み分けが行われてきた。しかし、金融イノベーションの中で他業態への参入意欲が増大するとともに、金融市場の国際化が進展する中で、業際規制がカナダ国内金融機関の国際競争力を必要以上に抑制してしまう懸念が生じた。

そこでまず、1987 年に銀行の証券業務参入が認められ、大手銀行による証券会社買収が行われた。当時、急速な証券取引の規模拡大に、カナダ国内の小規模資本の証券会社は対応が追い付かなくなっていた。それらの国内証券会社が外資系金融機関に買収される前に、政府が国内商業銀行による証券業への参入を許可した形となった[12]。証券業務に対する規制監督体系も簡素化され、連邦監督下の銀行や保険会社等が営む証券業務は連邦政府が、それらの証券子会社は州政府がそれぞれ監督することになった。また、銀行検査局と保険局を統合した金融機関監督庁（OSFI）が発足し、連邦規制下の銀行と信託会社、貸付会社、保険会社は一元的に監督されることになった（第一次金融制度改革）。

次いで 1992 年には、銀行、信託会社、貸付会社、保険会社の相互参入が子会社方式を通じて認められることになった。更に、各金融機関本体が子会社等の提供する商品を販売することが認められるようになった。この時点で業態ごとの垣根は実質的に取り払われた（第二次金融制度改革）。また、1999 年には、それまで外国銀行の支店に要求されていた最低資本金（1,000 万カナダドル以上）の制限が撤廃され、大規模な初期投資を行うことなく支店の開設が可能となった。

(5) 金融制度改革

カナダの金融制度の特徴として、銀行法が時限立法であることが挙げられる。従来は 10 年ごとの時限立法であったが、1991 年の銀行法改正をもって 5 年ごとの改正を行うシステムに変更され、その時代の業界の状況に応じて見直しを行うことが可能となっている。前述の通り、1967 年の銀行法改正では商業銀行の株式保有に分散所有を課すことにより、実質的に外国系資本のカナダ進出を阻止した。しかし、1980 年の銀行法改正では、カナダの金融機関の外国における処遇を勘案し、分散所有を必要としない銀行の設立を認め、これにより子会社（現地法人）形態での外国資本の銀行参入が自由化された。

1987 年 6 月には、銀行検査局と保険局を統合し、金融機関監督庁を設置する法案が成立・施行された。同法案により、カナダでは銀行、信託会社、保険会社の統一的な監督が可能となった。また、金融機関に対し証券会社の保有を認める法案も成立・施行され、ここからカナダにおける金融制度改革が本格的に実施されることとなった。

上記法案の施行により、銀行の証券業務への参入が認められると、大手の商業銀行による証券会社の買収が行われた。1987 年から 1988 年の 2 年間で主なカナダの証券会社は、カナダの主要な銀行に買収され銀行の傘下に入っており、国内商業銀行の存在感が拡大したと言えよう。1987 年時点では証券会社に対する銀行の出資比率が、国内資本は 100%、外国資本は 50%までと制限されていたため、国内銀行による買収が先行した[13]。

[12] 入舩（1994）
[13] 林（1992）

1988 年に外国資本の出資比率制限が 100%に緩和されると、米国などの外資系銀行による買収が進んだ。

1992 年には、銀行、信託会社、貸付会社、保険会社の相互参入が認められた。具体的には財務大臣の許可を得て、新規に企業を設立するか、若しくは既存企業を買収して参入する方法を取る。但し、大手金融機関が他の大手金融機関を買収することは、寡占防止の観点から原則として認められていない。1990 年代後半には、ビッグ・シックスの中で経営統合計画の発表が相次いだ。1998 年 1 月には Royal Bank of Canada と Bank of Montreal の 2 行が合併を発表[14]、当時の資産規模にしてカナダ国内第 1 位、第 3 位行の合併を計画していた。また、同年 4 月には Canadian Imperial Bank of Commerce と The Toronto-Dominion Bank の 2 行が合併を発表し、いずれも成立すれば、カナダ国内における銀行業界の大再編となるはずであった。

しかし 1998 年 12 月、カナダ金融庁は「カナダ国民の利益が最大とならない」として、2 つの合併計画を却下した。金融庁は、合併によって過度な経済力の集中が少数の銀行に集中すること、競争が明確に低下すること、将来発生しうる問題に対処する際、政策自由度が低下すること、の 3 点を理由と結論付けている[15]。

2012 年には、連邦信用組合（Federal Credit Unions、FCU）が新たな金融機関の形態として認められた[16]。連邦信用組合とは 5 者以上（うち 3 者は個人でなければならない）のメンバーにより設立される組織体、若しくは既存の 1 つ以上の信用組合により設立されるものとされる。2016 年 7 月に Caisse populaire acadienne ltée[17]が FCU の第 1 号となった。2016 年 12 月には Coast Capital Savings が将来的に FCU の枠組みに入ることで合意したほか、Innovation Credit Union of Saskatchewan が 2020 年までに FCU となる指針を示した（2017 年 8 月時点[18]）。

【参考情報：連邦信用組合について】

- 連邦信用組合という組織形態を導入した背景には、信用組合から金融機関監督庁に対して、連邦信用組合という組織形態を容認してほしいという要望があった。つまり、自州内での信用組合に止まらず、他の州においても運営できるような選択肢を提供してほしい、という要望である。例えば、ブリティッシュ・コロンビア州では信用組合の市場シェアが高く、信用組合の中には他州にも組合を設立してリスク分散を図りたい思惑がある。
- これまで連邦信用組合誕生を阻んできた最大の障壁は、州信用組合が加入している州預金保険の上限金額が、連邦預金保険に比べて高いため、連邦信用組合に転換すると預金保険の上限金額が引き下げられる点である。このため、会員の賛同が得られない。ブリティッシュ・コロンビア州では、州預金保険が無制限に適用される。
- また、連邦規制が全体として州規制よりも厳しいため、一連の連邦信用組合規制（法律）、州信用組合と連邦信用組合との相違点等について、会員の理解を深めてもらうための教育が必要である。

（注）2014 年 10 月の金融機関監督庁へのヒアリングに基づく

[14] 川島（1999）
[15] J.William Rowly QC and John F. Clifford（1999）
[16] 財務消費者局（Financial Consumer Agency of Canada）“Protecting financial consumers and merchants”（閲覧日：2018 年 11 月 21 日）
http://www.fcac-acfc.gc.ca/eng/forIndustry/regulatedEntities/Pages/Overview-Aperudes.aspx
[17] Caisse populaire acadienne ltée は、UNI Financial Cooperation の名称で運営されている。
[18] Department of Finance Canada（2017）“Potential Policy Measures to Support a Strong and Growing Economy: Positioning Canada’s Financial Sector for the future”

(6) 最近の金融規制・政策枠組みの改革

金融サービスの在り方が大きく変わりつつある中、カナダ財務省は金融セクターにおける規制・政策枠組みの改革に着手した。この取り組みでは意見書が第1弾（2016年8月）、第2弾（2017年8月）として発表されている。第1弾[19]では政策のコアである①安定性、②効率性、③公益性の3つの観点から、金融セクターの各主体について現状の分析が行われた。

意見書の第2弾[20]では、第1弾の現状分析、およびそれに対する指摘を踏まえ、規制・政策枠組みの改革の方向性を示している（図表10）。

図表10：金融セクターにおける規制・枠組み改革の方向性

競争的・革新的セクターの支援（Supporting a Competitive and Innovative Sector）
金融機関内で認められている情報・技術関連活動（特にFinTech関連）の類型の明確化・現代化 FinTechとのコラボレーション促進 規制の透明性、協調性の向上 銀行業への参入・退出枠組みの合理化 長期的な経済成長に向けた、競争的・革新的セクターの設定 オープンバンキングのメリット検証
銀行利用者保護の改善（Improving the Protection of Bank Consumers）
幅広い選択肢から金融商品・サービスを選択できるような消費者保護の遂行
政策枠組みの現代化（Modernizing the Framework）
保険業者の投資対象に対する規制緩和（インフラ事業への投資促進） 企業統治の体制変革（役員職階の多様性促進、取締役選出における株主の意思決定権の強化等） CCAA（信用協同組織法）の維持・廃止の検討 銀行の業務分野の保護（“Bank”, “Banker”, “Banking”の語句利用を制限）
安定性・復元性の保護（Safeguarding a Stable and Resilient Sector）
大規模地震に対する保険制度の整備（地震被害による住宅ローンデフォルト等への対策） 生命保険会社の破綻処理枠組みの改善 サイバーリスクへの対処 気候変動リスクの開示促進

（出所）Department of Finance Canada（2017）
“Potential Policy Measures to Support a Strong and Growing Economy: Positioning Canada's Financial Sector for the Future”
https://www.fin.gc.ca/activty/consult/pssge-psefc-eng.pdf（閲覧日：2018年11月16日）

[19] Department of Finance Canada（2016）“Supporting a Strong and Growing Economy: Positioning Canada’s Financial Sector for the Future”
[20] Department of Finance Canada（2017）

主要なポイントは 4 つ提示されている。①FinTech の拡大を念頭に置いた、革新的な金融セクターの支援、②消費者が適切な金融商品・サービスを幅広く選択できるような、消費者保護の枠組み改善、③時代に即したコーポレート・ガバナンスの促進など、政策枠組みの現代化・最適化、④地震による住宅ローンのデフォルト、サイバーリスクへの対策など、金融セクターの安定性・復元性を保護するための施策である。

第 2 弾の意見書に対する金融機関からのコメントには、以下のようなものがあった[21]。

・（銀行の業務分野の保護を目的として“Bank”、“Banker”、“Banking”の語を銀行以外の消費者金融機関、信用組合などが利用することを制限する、という案に対し）信用協同組合は銀行を自称したことはないが、提供サービスは“Banker”、“Banking”と表記しているものが多い。提案の通りに表記の利用が制限されれば、パンフレットやウェブサイトなどを全て変更しなければならず、多大な時間的・金銭的コストが発生することを懸念している。（Cambrian Credit Union）

・カナダの金融セクターは一部の大手銀行や金融機関に寡占されており、イノベーションに対する意欲が低い。また、現行の制度はインキュベーター企業、FinTech 企業の双方にとって複雑化・分散化しており、政府・規制当局の間でも十分な連携が行われていない。（PayPal Canada）

[21] Department of Finance Canada（2017）“Submissions for Second Consultation Paper on Review of the Federal Financial Sector Framework”（閲覧日：2018 年 11 月 16 日）
https://www.fin.gc.ca/consultresp/pssge-psefc-eng.asp

4. 預金保険制度の枠組み

カナダでは、連邦政府機関であるカナダ預金保険機構（Canadian Deposit Insurance Corporation, CDIC）及び金融市場庁（Autorité des Marchés Financiers, AMF）が預金保険を提供する主体である。金融市場庁はケベック州に本店を置く金融機関を対象としており、その他の州にある金融機関は、CDIC が担当する。なお、信用組合に関しては、CDIC ではなく、各州に設立された州預金保険機構が保険を提供する仕組みになっている。

CDIC は預金保険法（Canada Deposit Insurance Corporation Act）に基づき、1967 年に設立された。同法第 7 条は CDIC の目的について、（a）預金の一部又は全ての損失に対し保険を与えること、（b）カナダの金融システムの安定を促進し、金融市場の安定に貢献すること、（c）加盟金融機関に預金を持つ人のために（a）と（b）を達成するとともに、預金保険の損失を最小化すること、（d）加盟金融機関の破綻処理機関となること、と定めている[22]。設立当初、CDIC は単に預金保険の支払いを行うためだけの組織であった。1987 年、議会は CDIC の役割を見直し、CDIC の義務を拡大させた。この拡大範囲は預金保険法第 7 条（c）、（d）項に相当し[23]、CDIC は加盟金融機関に対して直接的に、或いは他機関を通じて検査を実施する権限が付与されている。

CDIC は、議長と実務経験が豊かな民間メンバー5 名、金融監督規制や市場に関して包括的な知識を有する公的メンバー5 名の合計 11 名で構成される。公的メンバーとなり得る者は、中央銀行総裁、財務副大臣、金融機関監督庁長官、金融機関監督庁副長官（若しくは高官）、金融消費者局長である。

(1) 預金保険機構（CDIC）加盟金融機関と対象商品[24]

CDIC に加盟する金融機関は、カナダで設立されたほぼ全ての銀行と信託会社、貸付会社、及び一部の信用協同組織（連邦信用組合を含む）である。これらの金融機関は、CDIC メンバーとして保険料を払う。なお、消費者は CDIC の公式ホームページより、加入メンバーを確認することができる。

他方、預金を受け入れるものの、CDIC の加盟対象とならない金融機関には、各州が監督する信用協同組織（庶民金庫と信用組合）、外国銀行のカナダ支店、一部のカナダ設立の銀行が挙げられる。庶民金庫と信用組合の場合、設立された州の州預金保険機構に加入することができる。非加盟機関は預金者に対し、CDIC 若しくは州預金保険機構に非加盟であることを明確に提示することが義務付けられている。

保険の対象預金には、普通預金、小切手振出し用口座、満期が 5 年以下の定期預金、CDIC 加盟機関発行社債、CDIC 加盟機関発行のマネーオーダー、トラベラーズチェック、小切手等が含まれ、これらの対象商品や口座はカナダドルでなければならない。対象外預金とされているのは、投資ファンド、株、満期が 5 年超の定期預金、債券、短期国債等である。CDIC が設立された 1967 年の保証限度額は 2 万カナダドルであったが、現在では 10 万カナダドルである。

---

[22] Government of Canada "Canada Deposit Insurance Corporation Act: Objects, Powers and Duties"（閲覧日：2018 年 11 月 21 日）
http://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/C-3/page-3.html#h-6

[23] 岩井（2013）

[24] カナダ預金保険機構（CDIC） "What We Cover" （閲覧日：2018 年 11 月 21 日）
http://www.cdic.ca/Coverage/Pages/default.aspx

(2) 庶民金庫と信用組合の預金保険制度

仏語圏のケベック州で誕生し発展した庶民金庫は、同州の金融市場庁に登録しており、金融市場庁の預金保険対象機関となる[25]。この他にも、同州にある信託会社や保険会社の預金等も預金保険の対象となる。

ケベック州の金融市場庁が提供する預金保険の対象預金としては、当座預金や貯蓄預金、定期預金、保証投資証書（GICs)、小切手、支払保証小切手、トラベラーズチェックが挙げられる。なお、預金は、①ケベック州に存在すること、②カナダドルでの預金であること、③満期が 5 年以下であるか、或いは 5 年が経過した日以降いつでも引出しが可能であること、といった条件を満たす必要がある[26]。一方で、株式やモーゲージ担保証券等、短期国債、債券、株式或いは出資金、投資信託、生命保険商品等は、対象外である。カナダ預金保険機構同様、金融市場庁が保証する上限金額は、1 機関 1 人当たり 10 万カナダドルである。

他方、英語圏に広まった信用組合は、州ごとに連合会が設立されており、この連合会に付属する形で保険機関が設けられている。例えばブリティッシュ・コロンビア州では、信用組合預金保険公社（Credit Union Deposit Insurance Corporation, CUDIC）、オンタリオ州ではオンタリオ州預金保険公社（Deposit Insurance Corporation of Ontario, DICO）といった州の預金保険機関を通じて、保険制度が適用されている。

図表 11：州別信用組合の預金保証額

	庶民金庫数/信用組合数	預金保険機構	最高預金保証額
ブリティッシュ・コロンビア州	42	Credit Union Deposit Insurance Corporation, CUDIC	預金額 100%
アルバータ州	22	Credit Union Deposit Guarantee Corporation Alberta	預金額 100%
サスカチュワン州	46	Credit Union Deposit Guarantee Corporation	預金額 100%
マニトバ州	32	Deposit Guarantee Corporation of Manitoba	預金額 100%
オンタリオ州	79	Deposit Insurance Corporation of Ontario,DICO	25 万カナダドル
ニューブランズウィック州	11	New Brunswick Credit Union Deposit Insurance Corporation	25 万カナダドル
ノバスコシア州	24	Nova Scotia Credit Union Deposit Insurance Corporation	25 万カナダドル
プリンスエドワードアイランド州	7	PEI Credit Union Deposit Insurance Corporation	預金額 100%
ニューファンドランド・ラブラドール州	9	Credit Union Deposit Guarantee Corporation, CUDGC	各預金タイプにつき 25 万カナダドル

（注）オンタリオ州での預金保証額は、住居者（registered plan）プランについては上限無制限となる。
（出所）カナダ信用組合協会（Canadian Credit Union Association, CCUA）、“2017 Annual Report” P.3（閲覧日：2018 年 10 月 31 日）
https://www.ccua.com/~/media/CCUA/member_corner/publications/pdfs/2017_AnnualReport_Digital_F.pdf?la=en
各州の預金保険機関ウェブサイト（閲覧日：2018 年 10 月 31 日）

[25] 信用協同組織の中には、CDIC と AMF の双方に参加する組織も一部存在する。この場合、該当組織は CDIC と AMF 間で締結された以下の合意に従う。
・CDIC 加盟機関がケベック州内で管理する預金は、AMF の保護下に置かれる。
・AMF 加盟機関がケベック州外で管理する預金は、CDIC の保護下に置かれる。
カナダ預金保険機構（CDIC）“Provincial deposit insurers”（閲覧日：2018 年 11 月 26 日）
http://www.cdic.ca/en/about-cdic/partners/Pages/provincial-insurers.aspx

[26] Autorité des marchés financiers（AMF）“Guaranteed Deposits”（閲覧日：2018 年 11 月 21 日）
https://lautorite.qc.ca/en/general-public/insurance/deposit-insurance/guaranteed-deposits/

5. 個人資産運用に関わる税制全体の中での預貯金税制

(1) 預貯金税制

カナダにおける預貯金税制は、他の所得と合算して算出する総合所得課税を原則に、連邦税と州税から構成されている。各州の自治を尊重した上で、連邦国家を形成しているという仕組みが基礎になっているため、州税についての税率等については各州が独自に決定する。連邦税の税率は、課税所得に応じ、累進課税方式で 5 段階に分かれる（2018 年度）[27]。

図表 12: 連邦税の税率

課税所得額（カナダドル）	連邦税　税率
～ 46,605	15%
46,605 ～ 93,208	20.5%
93,208 ～ 144,489	26%
144,489 ～ 205,842	29%
205,842 ～	33%

（出所）カナダ政府（Government of Canada）“Federal tax rate for 2018”（閲覧日：2018 年 10 月 31 日）
https://www.canada.ca/en/revenue-agency/services/tax/individuals/frequently-asked-questions-individuals/canadian-income-tax-rates-individuals-current-previous-years.html#federal

連邦税率は図表 12 に示す通りである。これに各州が定める州税が加算され、例えばブリティッシュ・コロンビア州であれば、課税対象となる所得に対して税率 5.06%～16.8%の累進課税が適用される。従って、同州の場合、最も高い税率を適用された場合の最高税率は、連邦税 33%に州税 16.8%を加えた 49.8%となる（2018 年）。利子所得は、そのまま給与所得に合算され上記の税率が適用になるが、キャピタル・ゲインと配当所得については、それぞれ所得に応じた税率が定められている。キャピタル・ゲインの税率は、利子所得に課せられる税率の半分となっており優遇されている。

図表 13: 連邦税・州税を合計した個人向け最高税率（2018 年）（単位：%）

	利子・給与所得 Interest & regular income	キャピタル・ゲイン capital gain	配当所得 dividends	
			上場企業 eligible	非上場企業 non-eligible
ブリティッシュ・コロンビア州	49.80	24.90	34.20	43.73
アルバータ州	48.00	24.00	31.71	41.64
サスカチュワン州	47.50	23.75	29.64	39.60
マニトバ州	50.40	25.20	37.78	45.92
オンタリオ州	53.53	26.76	39.34	46.84
ケベック州	53.31	26.65	39.89	44.83
ニューブランズウィック州	53.30	26.65	33.51	46.88
ノバスコシア州	54.00	27.00	41.58	47.34
プリンスエドワードアイランド州	51.37	25.69	34.22	44.25
ニューファンドランド・ラブラドール州	51.30	25.65	42.61	43.81
ユーコン準州	48.00	24.00	28.93	41.42
ノースウエスト準州	47.05	23.53	28.33	35.98
ヌナブト準州	44.50	22.25	33.08	36.78

（出所）TaxTips.ca “2017 and 2018 Personal marginal Income Tax Rate”
https://www.taxtips.ca/marginaltaxrates.htm（閲覧日：2018 年 10 月 24 日）

[27] カナダ政府（Government of Canada）“Federal tax rate for 2018”（閲覧日：2018 年 10 月 31 日）
https://www.canada.ca/en/revenue-agency/services/tax/individuals/frequently-asked-questions-individuals/canadian-income-tax-rates-individuals-current-previous-years.html#federal

(2) 非課税貯蓄口座（Tax-Free Savings Account, TFSA）

カナダでは非課税貯蓄制度が導入されている。2009 年に導入されたこの制度により、SIN（Social Insurance Number）を持つ 18 歳以上のカナダ居住者[28]は、TFSA（非課税貯蓄口座）を開設することができる。この際、TFSA の運用益が非課税となる。

TFSA の適用対象となる資産には、現金、投資信託、株式・有価証券、GIC（元本・利回り保証契約型保険商品）、債券、中小企業の特定社債が定められている。提供する金融機関によって、TFSA は預金型（deposit）、年金型（annuity）、信託型（trust arrangement）の 3 種類に区分され、銀行や信用組合(credit union)、庶民金庫(caisses populaires)、信託会社、ローン会社、生保等多くの金融機関で取り扱われている。なお、未成年者を対象とする日本のジュニア NISA のような制度はない[29]。

TFSA の非課税期間には制限がない。年間非課税枠の上限額に達しなかった場合は、未使用枠を翌年以降に繰り越すことができる。年間非課税枠の上限は当初、5,000 カナダドルでスタートし、2013-14 年は 5,500 カナダドル、2015 年は 10,000 カナダドルまで引き上げられ、2016 年以降は年間非課税枠の上限が 5,500 カナダドルに引き下げられている。

また、TFSA の特色として挙げられるのが、複数の口座を開設できる点である。2014 年の統計によれば、TFSA 保有者数は 1,174 万人で、口座総数は 1,511 万口座となっている。約 8 割の個人は 1 口座しか持たないが、中には 10 口座以上保有している個人も存在する。他方、保有者 1,174 万人のうち、実際に TFSA に拠出しているのは 728 万人であり、全体の 6 割強にとどまっている。

なお、非課税枠を超過した場合は、超過分が課税対象となる。上限枠を超過した分について毎月 1%が課税される。課税対象となる金額は、その月の最高超過額である。

---

[28] カナダ非居住者でも TFSA は開設可能である。ただし、運用益には 1%の税率が適用される。

[29] TFSA とは別の制度として登録教育貯蓄プラン（Registered Education Savings Plan, RESP）が存在する。RESP は教育資金支援を目的とした優遇税制である。（http://www.cra-arc.gc.ca/tx/ndvdls/tpcs/resp-reee/menu-eng.html）

第 3 章　郵便貯金の概要

1.　郵便貯金の現況等[30]

カナダでは、1868 年に郵便貯金制度が導入されたが、1968 年に廃止されている。以下では導入から廃止までの経緯を詳述する。

カナダ郵政省が郵便貯金制度（Post Savings Bank System）を導入したのは 1868 年 4 月である。導入と同時に、オンタリオ州とケベック州では 81 の郵便局にて預金の受入れを開始した。同年 7 月に新たに 122 局が預金受入れを開始し、12 月には 213 局でサービスが提供されるようになった。

カナダの郵便貯金制度は、1867 年 7 月 1 日に英領北アメリカ法が成立した後の同年 11 月会期中に、1867 年カナダ郵便局法案（the Canadian Post Office Act of 1867）が議会に上程されたことに端を発するが、同法案は当時植民地政府を樹立していた英国の影響を色濃く受けている。英国は、郵便貯金を普及させることでカナダの労働者階級に貯蓄を促す習慣をつけることを目指した。また、集まった郵便貯金は東海岸をはじめ、大西洋岸から太平洋岸までの間の鉄道建設に運用された。

郵便貯金は、オンタリオ州を中心に発展し、開拓と移住が進んだ 1880 年から 1890 年にかけてカナダ西部に広がった。しかし 1890 年代に商業銀行が小口預金者を新規顧客として獲得するため積極的にロビー活動を行い、財務大臣が 1898 年になって郵便貯金の金利を引き下げたことから、郵便貯金制度の人気が低下し始めた。1900 年以降は、ケベック州で誕生した庶民金庫が同州民の大きな支持を得たこと、また、英語圏で信用組合が急速に広まったことを背景に、郵便貯金の相対的な魅力は大きく低下していくこととなった。こうした流れを受け、政府内で金融セクターにおける政府機関の役割は限定的なもので良いとの見方が強まり、1968 年に郵便貯金は廃止された[31]。

現在、カナダ・ポストは、送金サービス等の郵便貯金以外の金融サービスを提供している。具体的には、①請求書支払いに利用できる郵便為替の提供、②国内・海外送金サービスの提供、③インターネットを通じた請求書支払い・金融取引及び支払い通告の提示、④プリペイドカードの取り扱いである。②は、テキサス州ダラスに本拠地を置く大手送金会社である MoneyGram との提携、④は最大の資産規模を有するバンクーバーシティ貯蓄信用組合（Vancouver City Savings Credit Union）の子会社である Citizen's Bank との提携によって、カナダ・ポストがカードの販売やチャージ等のサービスを提供している。

2.　郵便貯金に関する議論

カナダのシンクタンク Canadian Centre for Policy Alternatives は 2013 年 10 月、郵便貯金制度を再開すべきという趣旨のレポート "Why Canada Needs Postal Banking"[32]を公表した。この報告書では、商業銀行の手数料が高過ぎる点や、銀行の支店ネット

---

[30] Canadian Museum of History "A Chronology of Canadian Postal History"　（閲覧日：2018 年 11 月 21 日）
http://www.civilization.ca/cmc/exhibitions/cpm/chrono/ch1868be.shtml

[31] カナダ郵便局法における郵便貯金関連の条項を再施行すれば、カナダ・ポストが再び郵便貯金業務に従事することが出来る（＝カナダ郵便公社法の修正をする必要もない）。なお、廃止当時 29 万件存在した郵便貯金口座は、1969 年 12 月末まで利息が支払われた後、閉じられることとなった。

[32] John Anderson（2013）"Why Canada Needs Postal Banking", Canadian Centre for Policy Alternatives
https://www.policyalternatives.ca/sites/default/files/uploads/publications/National%20Office/2013/10/Why_Canada_Needs_PostalBanking.pdf

ワークが不十分である点などを指摘し、郵便貯金制度の再導入がこのような課題を解決するとの意見が示されている[33]。

カナダ・ポスト従業員組合（Canadian Union of Postal Workers, CUPW）も、ウェブサイト等で、郵便貯金制度の導入について積極的なロビー活動を行っている。CUPW は世界 60 ヵ国で郵便貯金制度が導入されており、大きな成功を収めている例が多いことを示し、現在のカナダにおける郵貯制度の必要性について議論を展開している。CUPW が現状の銀行業界の課題として挙げているのは、高いサービス料金と不十分な金融包摂である。特にビッグ・シックスについては、近年高収益となっており、これが料金体系と支店ネットワークの縮小を背景とすることを伺わせる内容を記述している。

たとえば、CUPW によれば[34]、1990 年比で銀行の支店数は 22%減少し、信用組合の店舗数も 2002 年から 21%減少した（2017 年時点）。それでも銀行のネットワークは十分との意見がある一方で、2014 年のアンケート調査によれば、回答した小規模区域・地方のうち、45%の地域には、銀行も信用組合も存在しないということである。地域ごとに濃淡はあるものの、ニューファンドランド・ラブラドール州では、80%の区域が金融機関を持たないと指摘されている。先住民の居住地域も銀行・信用組合の店舗は不十分と見られる。また、口座を持たない人口は 3-15%存在すると推計され、180-250 万人の層が年利数百%にも達するペイデイローンを利用せざるを得なくなっていると指摘している（詳細は第 5 章 1 節(2)を参照のこと）。また、移民も銀行の高い海外送金手数料を負担せざるを得なくなっていると批判的に記述している。このような現在の高い手数料と不十分な金融包摂という課題は、郵便貯金銀行の設立により解決されるという論旨である[35]。

しかしながら、CUPW のウェブサイトを見る限り、カナダ・ポストの現経営陣は銀行参入に反対の意向と見られる[36]。銀行業界もカナダ・ポストによる金融サービスの拡大に対して明確に反対の意向を示している。銀行協会（Canadian Bankers Association）はカナダの銀行セクターはすでに十分な競争状態にあり、かつ金融サービスは十分に行き渡っているとの意見である[37]。さらに、カナダ政府によるタスクフォースがカナダ・ポストの合理化プランについて検証を行ったが、銀行業への参入の是非についてはほとんど取り上げていないとされる[38]。2018 年 3 月には、議会で郵便貯金制度の運用に関する発議[39]が行われているが、その後の具体的な進展は見受けられないという状況である。

---

33 2014 年 10 月の同氏へのヒアリング調査に基づく。

34 John Anderson（2018）“It's Time for a Postal Bank for Everyone”, Canadian Union of Postal Workers（CUPW）https://www.cupw.ca/sites/default/files/How%20a%20bank%20in%20the%20Post%20Office_John%20Anderson%20Revised%202_E.PDF

35 Canadian Union of Postal Workers （CUPW）ウェブサイト http://www.cupw.ca/en/campaigns-and-issues/postal-banking

36 Canadian Union of Postal Workers（CUPW）“CUPW demands release of Canada Post's Postal Banking Study”（閲覧日：2018 年 11 月 21 日）http://www.cupw.ca/en/cupw-demands-release-canada-posts-postal-banking-study

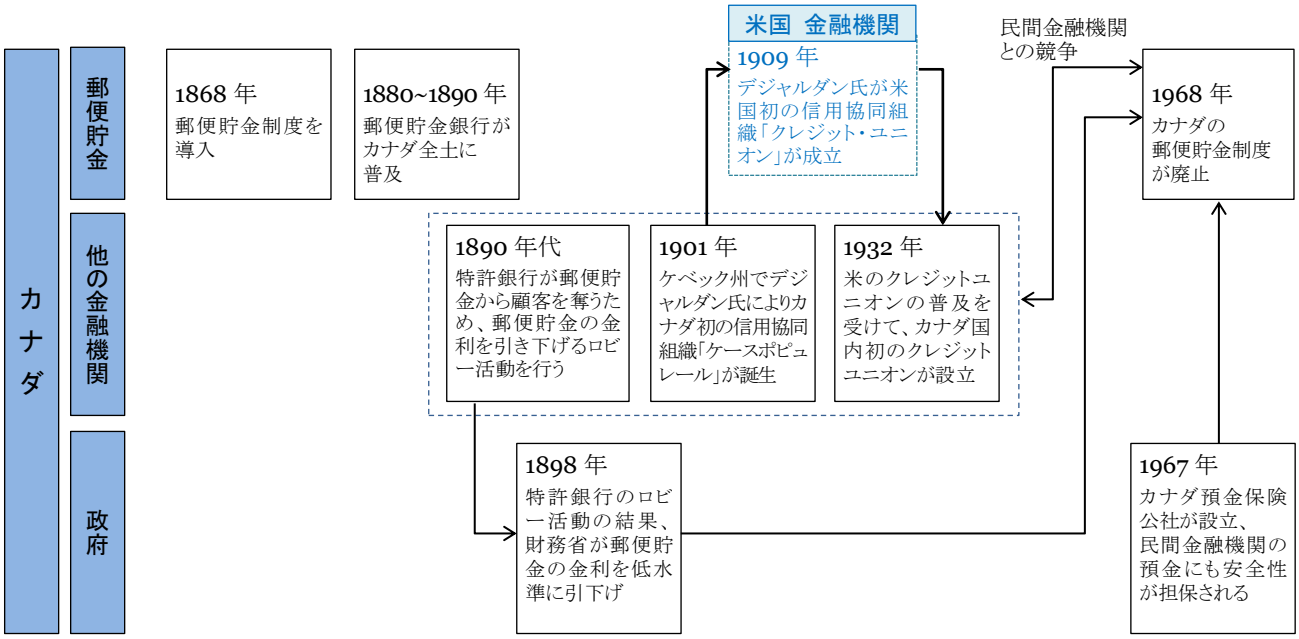
37 CBC（2016）“Banks say there's no need for Canada Post to open the teller window”, 14 July（閲覧日：2018 年 11 月 21 日）http://www.cbc.ca/news/business/canada-post-banking-1.3677018

38 The Globe and Mail（2016）“Canada Post needs major overhaul to become financially sustainable: report”, 12 September（閲覧日：2018 年 11 月 21 日）http://www.theglobeandmail.com/report-on-business/canada-post-needs-major-overhaul-to-become-financially-sustainable-report/article31841549/

39 CUPW（2018）“Postal Banking Debate to Heat up in Parliament”, March 22（閲覧日：2018 年 11 月 21 日）https://www.cupw.ca/en/postal-banking-debate-heat-parliament

一方で、CUPW のウェブサイトによると、2017 年 6 月には連邦政府の金融委員会において、郵便貯金制度に関するヒアリングが実施された模様である。ヒアリング項目は、カナダ国民にとってのメガバンクのネットワーク状況（利便性等）と、それを踏まえた郵便貯金制度再開の必要性とされており、CUPW としては引き続き再開に前向きなスタンスをとっていることがうかがえる[40]。

図表 14: 米国とカナダにおけるリテール金融機関の歴史



[40] Canadian Union of Postal Workers（CUPW） “Postal banking will serve Canadians better than the big banks”（閲覧日：2018 年 11 月 21 日）
http://www.cupw.ca/en/campaign/postal-banking/resources/postal-banking-will-serve-canadians-better-big-banks

第 4 章　金融セクターにおけるリテール金融機関の特徴

カナダにおけるリテール金融機関としては、信用協同組織である庶民金庫（caisses populaires）と信用組合（credit unions）が挙げられる。

1.　リテール金融機関の位置づけ

信用協同組織は、州政府によって設立が許可される預金取扱金融機関で、仏語圏のケベック州では庶民金庫、その他の英語圏では信用組合がそれぞれ普及している。預金取扱機関（商業銀行、信託会社、貸付会社、信用協同組織の合計）の資産額における信用協同組織（庶民金庫・信用組合）のシェアは、2017 年 12 月末時点で約 6%[41]である。各組織の資産規模はごく小規模ではあるものの、機関数は商業銀行を大きく超える。

信用協同組織はその設立の経緯から、地域・個別コミュニティに密着したリテール金融サービスを提供している。以下では、庶民金庫、信用組合の設立の経緯について概説する。

2.　信用協同組織の設立経緯、および特徴

カナダの銀行市場においては、歴史的に少数の大手商業銀行による市場寡占が続いてきた。そのため、大きな財力を持たない庶民層の人々には、こうした機関がサービスを提供しないことがしばしば発生した。信用協同組織は、そういった庶民層の人々を対象とし、それに沿ったサービスに特化する形で発展してきた。

(1)　庶民金庫[42]

仏語圏（ケベック州）では、デジャルダン・グループに統括される庶民金庫（ケース・ポピュレール）が広く普及している。庶民金庫は 1900 年、アルフォンス・デジャルダンによって設立された。裁判所の速記官であったデジャルダンは、貧しい農民が非合法の高利貸しに苦しむ姿を目の当たりにし、庶民の「助け合い」により運営される金融機関の設立を考えた。そこで採用したのが、当時の欧州で考案された、協同形態の金融機関であった。

以上のような設立の経緯から、庶民金庫をはじめ、信用協同組織では「共通の絆（common bond）」を持つ人々に対して、行き届いたサービスを提供することが目指されている。庶民金庫については、はじめカトリック教会の教区に基づいて設立されたことから、現在でも教会の教区や、地域に基づいて設立されることが多い。その他には、特定の業界、労働組合や文化コミュニティが「共通の絆」とされる。

(2)　信用組合[43]

英語圏では、庶民金庫と同種の機関として、クレジット・ユニオン（信用組合）が普及している。

仏語圏では広く普及した庶民金庫であったが、当初、英語圏では普及しなかった。庶民金庫に代わり信用組合が普及したきっかけは、デジャルダンが米国での信用組合に関わったことであった。1909 年、デジャルダンは米国ニューハンプシャー州で、セ

[41] 文中の数値は、図表 6 の資産規模額を基に算出した。
[42] 藤原（2003）
[43] 藤原（2003）

ント・メアリー・クレジット・ユニオンの設立に関わった。この設立以降、米国では急速に信用組合が普及した。

1940 年には、米国の業界団体である CUNA（米クレジット・ユニオン協会）がオンタリオ州で信用組合を創設した。このことをきっかけに、カナダの英語圏においても、逆輸入という形で信用組合が広く普及することとなったのである。

信用組合は各州にクレジット・ユニオン・セントラルと呼ばれる連合会が設置されている。各組合はいずれかの連合会に所属しており、各州の連合会はカナディアン・セントラルが中央機関として統括している。

(3) 信用協同組織の運営方法

庶民金庫と信用組合は、カナダにおいて別種の機関として認識されているが、類似する運営形態をとっているため、ここでは信用組合を例に運営方法について触れる。

信用組合では組合員による経営・運営が行われており、組合員の中から経営に従事する理事が選任される。信用組合に口座を持っている者は「共通の絆」に基づいて等しく組合員の資格を有しており、預金残高の多寡にかかわらず、1 組合員が 1 議決権を有する。組合員になる際は出資を行うが、出資金額は各信用組合により異なる。

カナダにおける全信用組合は、国際協同組合連盟（International Co-operative Alliance、ICA）による「協同組合の基本原則（co-operative principles）」をガイドラインとし、各信用組合の経営方針やガバナンスの策定を支援する。この基本原則には、以下の 7 項目が挙げられる[44]。

① 任意かつ開かれた組合員資格（Voluntary and Open Membership）

信用組合は、サービスを利用可能かつ組合員としての責任を負うことができる全ての人々に開かれた任意の組織であり、性別、社会的地位、人種、政治信念、宗教による差別は行われない。

② 民主的な組織（Democratic Member Control）

信用組合は民主的な組織であり、組合員は方針策定・決定等に積極的に参画することで、組織の管理に積極的に関与する。信用組合の代表として選ばれた者は、組合員への説明義務が課せられる。なお、主要な信用組合では、組合員には平等な投票権（組合員 1 人につき 1 議決権）が付与されており、その他の信用組合に関しても民主的な方法で運営されている。

③ 組合員による出資（Member Economic Participation）

組合員は所属する信用組合に対して平等に出資し、出資金は民主的に管理される。出資金のうち信用組合の共有財産となる金額は最小限に留められ、組合員は限られた範囲で配当を受けることができる。利益分については、（ア）積立金の積立て等による信用組合の発展への活用、（イ）組合員の取引金額に応じた還元、（ウ）組合員より認められた活動への支援に配分する。

④ 自律性及び独立性（Autonomy and Independence）

信用組合は自律性を持った組合員の自助努力に基づく組織である。政府を含む他機関との契約締結や外部から資金を調達する際には、組合員による民主的なコントロー

[44] 国際協同組合同盟（International Co-operative Alliance :ICA）ウェブサイト （閲覧日：2018 年 11 月 21 日）
https://www.ica.coop/en/cooperatives/cooperative-identity

ルのもとで行うとともに、組織の自律性を維持しなければならない。

⑤ 教育、訓練、情報（Education, Training, and Information）

信用組合は、組合員・代表者・マネージャー・従業員の教育や訓練を行うことで、組織の発展に貢献する。また、一般向け（特に若年層やオピニオン・リーダー）には、信用組合の特徴や恩恵について情報提供を行う。

⑥ 信用組合間の協働（Cooperation among Cooperatives）

信用組合は、地域、国家、地方、国際の各枠組みにおいて他の信用組合と協働し、組合員に対してより効果的なサービスを提供するとともに、信用組合の活動を一層強化する。

⑦ コミュニティとの関わり（Concern for Community）

信用組合は、組合員の賛同を得た方策を通じて、周辺地域やコミュニティの持続的な発展に貢献する。

(4) 信用協同組織の概況

信用組合には州ごとの協会があり、それらを統括する全国組織としてカナダ信用組合協会（Canadian Credit Union Association, CCUA）が設置されている。同協会が集計した各州における信用組合の概況はつぎの通りである。

図表 15: 信用協同組織の州別概況（2018 年 6 月末）

信用組合中央連合会　会員	種類	預金残高（億カナダドル）	貸付残高（億カナダドル）	総資産（億カナダドル）	機関数	支店数	組合員数（万人）
ブリティッシュ・コロンビア州	CU	697.7	677.2	810.7	42	379	198.3
アルバータ州	CU	212.6	223.8	259.9	20	198	61.1
サスカチュワン州	CU	195.6	188.8	231.0	44	247	47.8
マニトバ州	CU	278.1	266.9	308.0	29	201	67.0
オンタリオ州	CU	433.2	473.3	540.2	66	551	151.0
ニューブランズウィック州	CU	43.8	41.2	52.6	11	81	21.3
ノバスコシア州	CU	23.9	20.9	26.2	24	70	14.6
プリンスエドワードアイランド州	CU	10.5	8.6	11.4	7	12	4.9
ニューファンドランド・ラブラドール州	CU	11.6	10.0	12.4	9	36	6.4
小　計		1,907.0	1,910.7	2,252.4	252	1,775	572.4

信用組合中央連合会　非会員	種類	預金残高（億カナダドル）	貸付残高（億カナダドル）	総資産（億カナダドル）	機関数	支店数	組合員数（万人）
ケベック州	CP	1,263.6	1,450.8	1,745.2	260	894	445.9
オンタリオ州	CP	41.7	54.6	62.3	11	50	13.3
オンタリオ州	CU	0.8	0.5	0.9	2	4	0.6
小　計		1,306.1	1,505.8	1,808.4	273	948	459.8

総　計	3,213.0	3,416.6	4,060.9	525	2,723	1,032.2

（注）「種別」の「CP」は庶民金庫（caisses populaires）、「CU」は信用組合（credit unions）を示す。
（出所）カナダ信用組合協会（Canadian Credit Union Association, CCUA）“National System Results Second Quarter 2018”
https://www.ccua.com/~/media/CCUA/About/facts_and_figures/documents/Quarterly%20National%20System%20Results/2Q18SystemResults_12-Sep-18.pdf （閲覧日：2018 年 10 月 25 日）

図表 16: 信用協同組織の総資産トップ 10（2018 年 6 月末）

機 関 名	所 在 地		総資産（億カナダドル）	シェア	組合員数（万人）	拠点数
VanCity	BC	ブリティッシュコロンビア州	22,269	10.3%	49.9	57
Coast Capital Savings Credit Union	BC	ブリティッシュコロンビア州	19,288	8.9%	56.5	55
Meridian Credit Union	ON	オンタリオ州	16,728	7.8%	33.4	90
Servus Credit Union	AB	アルバータ州	15,905	7.4%	36.5	102
First West Credit Union	BC	ブリティッシュコロンビア州	10,133	4.7%	22.6	54
Conexus Credit Union	SK	サスカチュワン州	6,095	2.8%	12.7	39
Steinbach Credit Union	MB	マニトバ州	5,574	2.6%	9.0	3
Affinity Credit Union	SK	サスカチュワン州	5,415	2.5%	11.8	56
Alterma Saving and Credit Union Limited	ON	オンタリオ州	5,097	2.4%	14.0	32
Connect First Credit Union	AB	アルバータ州	4,575	2.1%	10.8	28
合 計（ケベック州を除く信用協同組織 265 機関）			215,600	100.0%	518.7	1,490

（注）ケベック州を除いたランキング
（出所）カナダ信用組合協会（Canadian Credit Union Association, CCUA）
"The Largest 100 Credit Unions / Caisses Populaires " Second Quarter 2018, 27 September 2018
https://www.ccua.com/~/media/CCUA/About/facts_and_figures/documents/Largest%20100%20Credit%20Unions/top100-2Q18_20-Sept-18.pdf（閲覧日：2018 年 10 月 25 日）

(5) 信用協同組織における提供サービス

法人を対象とした、信用組合の主な提供サービスは以下の通りである。

- マーチャント・バンキング業務
- 商用ローン
- 商業用不動産ローン
- オンライン・バンキング
- カード・サービス 等

個人向けでは、以下の金融サービスが提供されている。

- 当座預金口座及び貯蓄口座
- 住宅ローン
- RRSP（Registered Retirement Savings Plan）：老後預金として、退職時に備えて貯金する口座
- RRIF（Registered Retirement Income Fund）：年金預金として、退職後に定期的に支払を受けることができる口座
- RESP（Registered Education Savings Plan）：登録教育貯蓄プラン
- TFSA（Tax Free Savings Account）：非課税貯蓄口座
- 一般ローン
- デビットカード、クレジットカード
- 投資商品
- 投資信託 等

カナダ国内における信用組合は、その浸透率が高く、今日においても絶大な人気を誇る金融機関である。フランスに本社を置くマーケット・リサーチ会社、Ipsos 社が毎年公表している「Ipsos Financial Services Excellence Award 2018[45]」では、14 年連続でカナダの信用組合が消費者サービスについて表彰されている。支店サービスやオンラインバンキング・サービスが主に高い評価を得たようである。他にも全加独立企業連盟（Canadian Federation of Independent Business）が実施するマーケット調査「Battle of Banks（2016）」において、信用組合は大手銀行や他の金融機関を凌ぎ、中小企業向けの金融サービスの提供において第 1 位を獲得した[46]。

3. デジャルダン連合会（Fédération des caisses Desjardins du Québec）

(1) デジャルダン連合会の概要

カナダの仏語圏ケベック州では、庶民金庫（caisses populaires）がリテール向け金融サービスの主な担い手となっている。また、オンタリオ州、ニューブランズウィック州、マニトバ州の 3 州でも、ケベック州と比較すると少数ながら、庶民金庫が存在している。

庶民金庫の 1 機関の規模は非常に小さいため、これらを総括し効率的に運営するために、1920 年から 44 年の間にケベック州内外合わせて 14 の地域連合会（ケベック州：11、州外：3）が組成された。2001 年にはケベック州内 11 の地域連合会の機能がケベック州連盟に統合され、生みの親であるアルフォンス・デジャルダンの名にちなんだケベック州デジャルダン連合会（以降、デジャルダン連合会）が発足した。

各庶民金庫はデジャルダン連合会に対し年次報告書等の報告書を提出する必要があり、連合会はこれらをまとめて州の金融検査局に提出する。また、デジャルダン連合会は全庶民金庫に対し、リスクマネジメントのアドバイス、流動性の管理等を行い、庶民金庫の発展を支援している。デジャルダン連合会傘下の庶民金庫数（ケベック州とオンタリオ州の合計）は 271 機関、組合員数 543 万人となっている（2018 年 10 月時点）[47]。

なお、デジャルダン連合会を中核企業とするデジャルダン・グループには、保険や証券、投資顧問をはじめとする多くの企業が属しており、グループ内での連携を通じて、庶民金庫の金融業務の多角化を支援している。グループ全体の総資産は 2,751 億カナダドル（2017 年 12 月）と、ビッグ・シックス（Big Six）と並ぶ規模であり、National Bank of Canada（商業銀行）を上回る国内第 6 位に位置する。

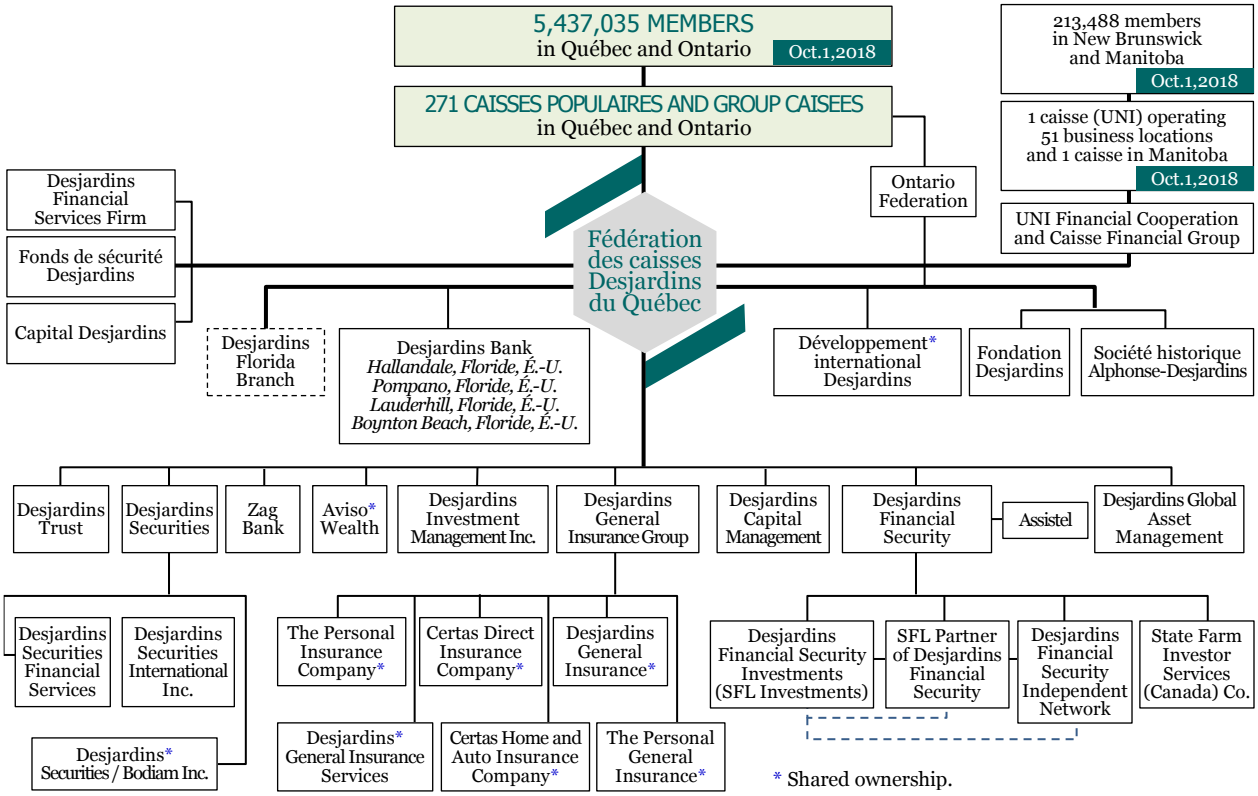
---

[45] Ipsos（2018）“Ipsos Awards Top Honours for Financial Services Excellence in Canada”, October 11 https://www.ipsos.com/en-ca/news-polls/ipsos-awards-top-honours-financial-services-excellence-canada#

[46] 全加独立企業連盟（Canadian Federation of Independent Business: CFIB）（2016）“Credit Unions rated best by small business” October 20（閲覧日：2018 年 11 月 21 日） https://www.cfib-fcei.ca/en/media/credit-unions-rated-best-small-business

[47] Desjardins Group “Organization chart as at October 1, 2018”（閲覧日：2018 年 11 月 16 日） https://www.desjardins.com/ca/about-us/desjardins/governance-democracy/structure/group-organization-chart/index.jsp

図表 17: デジャルダン・グループの体制図（2018 年 10 月）



（出所）Desjardins Group　“Organization chart as at October 1, 2018”
https://www.desjardins.com/ca/about-us/desjardins/governance-democracy/structure/group-organization-chart/index.jsp
（閲覧日：2018 年 11 月 16 日）

図表 18: カナダの大手金融機関におけるデジャルダン･グループの位置付け

		データ時点	総資産（億米ドル）	貸出残高/総資産	不良債権/貸出残高	税引前利益（億米ドル）
1	Royal Bank of Canada	2017/10	9,475.4	44.92%	0.53%	114.6
2	Toronto-Dominion Bank	2017/10	9,992.2	48.19%	NA	99.8
3	Bank of Nova Scotia	2017/10	7,154.1	55.55%	1.03%	80.3
4	Bank of Montreal	2017/10	5,543.6	51.23%	0.65%	51.9
5	Canadian Imperial Bank of Commerce	2017/10	4,416.1	63.39%	0.46%	45.9
6	Desjardins Group	2017/12	2,183.3	64.84%	0.34%	21.3
7	National Bank of Canada	2017/10	1,920.5	54.98%	0.50%	19.6
8	HSBC Bank Canada	2017/12	764.8	53.79%	0.05%	7.1
9	Canadian Western Bank	2017/10	206.6	88.27%	0.72%	2.4
10	Laurentian Bank of Canada	2017/10	364.7	78.61%	0.41%	2.1

（出所）The Banker 「Top 1000 World Banks 2018 」（2018 年 7 月号）を基に作成

(2) デジャルダン連合会の競争力

① デジャルダン・グループの財務諸表

デジャルダン・グループの 2017 年 12 月末の総資産は 2,751.0 億カナダドル（前年比 6.5%増）、貸出残高は 1,775.2 億カナダドル（同 6.9%増）、預金残高は 1,715.9 億カナダドル（同 6.9%増）であり、いずれの指標ともビッグ・シックスと並ぶ国内第 6 位の規模となる。また、総収益は 171.0 億カナダドル（同 12.1%増）、配当支払前利益（surplus earnings before member dividends）は 21.5 億カナダドル（同 2.1%増）と、増収増益となった。2018 年上半期（1-6 月）では、資産 2,900.7 億カナダドル、貸出残高 1,846.3 億カナダドル、預金残高 1,815.2 億カナダドルと堅調に推移している。

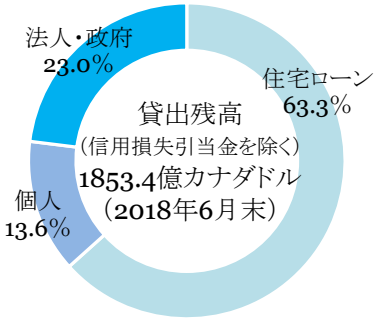
図表 19：デジャルダン・グループの財務諸表（各年 12 月末、億カナダドル）

	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018 1-6 月期
資産	1,789.3	1,901.8	1,968.2	2,120.1	2,293.9	2,481.3	2,583.7	2,751.0	2,900.7
貸出残高	1,182.6	1,251.5	1,325.8	1,405.3	1,504.5	1,598.8	1,660.3	1,775.2	1,846.3
（前年同期比）	7.2%	5.8%	5.9%	6.0%	7.1%	6.3%	3.8%	6.9%	4.0%
負債	1,667.8	1,765.1	1,813.6	1,947.7	2,104.9	2,264.0	2,350.7	2,503.2	2,645.5
預金残高	1,146.6	1,234.0	1,296.2	1,367.5	1,463.2	1,565.7	1,605.5	1,715.9	1,815.2
（前年同期比）	8.0%	7.6%	5.0%	5.5%	7.0%	7.0%	2.5%	6.9%	5.8%
資本	121.6	136.7	154.6	172.3	188.9	217.3	232.9	247.7	255.2
収入	115.4	132.1	124.8	117.3	152.4	152.9	152.5	171.0	87.7
（前年同期比）	8.2%	14.4%	-5.5%	-6.0%	29.8%	0.3%	-0.3%	12.1%	-0.4%
資金利益	38.9	39.2	38.8	38.6	39.8	42.5	42.5	44.1	23.0
保険料収入	43.6	48.5	51.3	55.6	59.2	69.1	71.7	80.5	43.4
その他(注)	32.9	44.3	34.7	23.2	53.4	41.3	38.4	46.5	21.3
支出	101.6	116.9	109.7	102.0	136.4	133.3	134.8	149.5	75.9
配当支払前利益	13.9	15.1	15.0	15.3	15.9	19.6	17.7	21.5	11.8

(注)その他には投資収入(investment income)を含む。
(出所) Desjardins Group “2017 Desjardins Group Annual Report” P.31, P.56（閲覧日：2018 年 10 月 30 日）
https://www.desjardins.com/ressources/pdf/d50-rapport-annuel-mcd-2017-t4-e.pdf?resVer=1521046909000
Desjardins Group “Financial Report Second quarter of 2018” P.1-2（閲覧日：2018 年 10 月 30 日）
https://www.desjardins.com/ressources/pdf/d50-rapport-trimestriel-mcd-2018-2-e.pdf?resVer=1534183866000

図表 20：デジャルダン・グループの貸出残高の状況（各年 12 月末、億カナダドル）

	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
住宅ローン	744.7	796.9	859.3	913.9	975.1	1,023.2	1,067.0	1,131.5	1,173.8
個人	175.0	179.9	185.2	195.5	205.0	212.0	221.5	240.4	252.9
法人・政府	267.8	279.5	285.4	300.1	337.6	368.1	376.4	407.7	426.7
信用損失引当金	-4.9	-4.7	-4.2	-4.2	-4.6	-4.6	-4.6	-4.4	-7.1
貸出残高	1,182.6	1,251.5	1,325.8	1,405.3	1,513.1	1,598.8	1,660.3	1,775.2	1,846.3



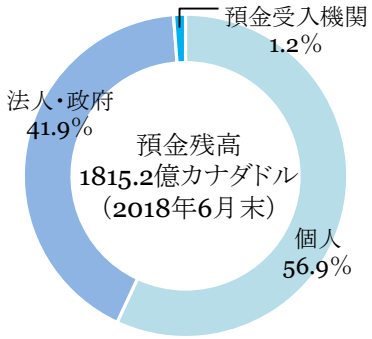
(注)2018 年は 6 月末時点。
(出所) Desjardins Group “2017 Desjardins Group Annual Report” P.57-58（閲覧日：2018 年 10 月 30 日）
https://www.desjardins.com/ressources/pdf/d50-rapport-annuel-mcd-2017-t4-e.pdf?resVer=1521046909000
Desjardins Group “Financial Report Second quarter of 2018” P.29-30（閲覧日：2018 年 10 月 30 日）
https://www.desjardins.com/ressources/pdf/d50-rapport-trimestriel-mcd-2018-2-e.pdf?resVer=1534183866000

貸出残高の内訳をみると、近年残高が最も拡大したのは住宅ローンであり、2018 年 6 月末には信用損失引当金を除いた貸出残高 1853.4 億カナダドルの 63.3%を占めた。その他の貸出先として、法人・政府が 23.0%、個人（無担保ローンやクレジットカードを含む）が 13.6%を占めている。なお、デジャルダン・グループの 2017 年年次報告書によると、同グループのケベック州における住宅ローンのマーケットシェアは 36.1%、農業向けは 39.3%、法人向けは 19.7%、個人向けは 22.4%と推測されている[48]。

図表 21 では、預金残高の預入主体別の内訳を示した。2017 年 12 月末には預金総額 1,716 億カナダドル、その内訳は個人が 1,006 億カナダドル（構成比 58.6%）、法人・政府が 691 億カナダドル（同 40.3%）となったが、近年増加が目立つのが法人・政府であり、2010 年 12 月末から約 2.1 倍の規模に拡大している。2018 年 6 月末では、預金総額 1,815 億カナダドル、その内訳は個人 1,033 億カナダドル（構成比 56.9%）、法人・政府が 760 億カナダドル（同 41.9%）となっている。

図表 21：デジャルダン・グループの預金残高の状況（各年 12 月末、億カナダドル）

	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
個人 individual	787.5	824.9	844.2	867.3	884.6	912.4	962.8	1,005.8	1,033.6
法人・政府 Business and government	336.9	391.0	430.3	477.1	565.2	638.3	628.0	691.0	760.1
預金受入機関 Deposit-taking institutions	22.3	18.1	21.8	23.0	13.5	15.0	14.7	19.1	21.6
預金残高 Total deposits	1,146.6	1,234.0	1,296.2	1,367.5	1,463.2	1,565.7	1,605.5	1,715.9	1,815.2



（注） 2018 年は 6 月末時点。
（出所）Desjardins Group “2017 Desjardins Group Annual Report” P.171（閲覧日：2018 年 10 月 30 日）
https://www.desjardins.com/ressources/pdf/d50-rapport-annuel-mcd-2017-t4-e.pdf?resVer=1521046909000
Desjardins Group “Financial Report Second quarter of 2018” P.30（閲覧日：2018 年 10 月 30 日）
https://www.desjardins.com/ressources/pdf/d50-rapport-trimestriel-mcd-2018-2-e.pdf?resVer=1534183866000

前述の通り、デジャルダン・グループは多様な金融サービスを提供する子会社を数多く擁しており、庶民金庫等のネットワークを通じたサービス提供を行っている。従って、グループの業務は、①個人・法人向けサービス、②ウェルスマネジメント、生命・健康保険、③損害保険、の 3 つのセグメントに分類され、開示が行われている。

個人・法人向けサービスセグメントには、一般的な預金、送金、融資、カード、企業向けアドバイザリー（M&A や証券業務）等のサービスが含まれている。住宅ローンや消費者ローン、クレジットカード、デビットカード等[49]、同グループがケベック州で高シェアを維持している事業が多く、2017 年 12 月期の営業収益は 62 億カナダドル、配当支払前利益率は 18.0%と、最も利益率が高いセグメントとなった。ウェルスマネジメント、生命・健康保険セグメントでは、保険や資産形成・退職金の運用を目的とした預金商品等を取り扱っている。2017 年 12 月期の営業収益は 73 億カナダドルと個人・法人向けサービスセグメントを上回ったが、これは資産運用収益 22 億カナダドル

[48] Desjardins Group（2017）“2017 Desjardins Group Annual Report” P.41 （閲覧日：2018 年 10 月 30 日）
https://www.desjardins.com/ressources/pdf/d50-rapport-annuel-mcd-2017-t4-e.pdf?resVer=1521046909000
[49] アニュアルレポートによると、デジャルダン・グループのクレジットカード、デビットカードの発行枚数は、ケベック州で第 1 位、カナダ全国でも第 5 位となる。

が計上されたことが要因であり、同セグメントの本業といえる保険料収入は前期の 41 億カナダドルから 42 億カナダドルへの微増にとどまっている。なお、保険料収入には、デジャルダン・グループ以外への委託販売収入も含まれている[50]。

損害保険セグメントでは、自動車保険や住宅保険、ビジネス保険の販売等を行っており、2017 年 12 月は営業収益 42 億カナダドル、配当支払前利益 5 億ドルとなった[51]。

図表 22: デジャルダン・グループのセグメント別状況（各年 12 月末、億カナダドル）

		2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018 1-6 月期
個人・法人向けサービス	営業収益	52.3	54.4	54.4	55.0	57.2	60.5	60.4	61.8	31.8
	配当支払前利益	9.3	9.2	8.1	8.1	8.9	10.0	10.3	11.1	5.7
	利益率	17.9%	16.9%	14.9%	14.7%	15.6%	16.5%	17.0%	17.9%	18.1%
ウェルスマネジメント、生命・健康保険	営業収益	48.6	59.0	49.8	42.2	72.3	62.6	63.9	73.3	36.7
	配当支払前利益	2.5	2.7	2.3	3.9	4.1	5.0	4.6	6.1	5.4
	利益率	5.1%	4.6%	4.6%	9.2%	5.7%	8.0%	7.2%	8.4%	14.6%
損害保険	営業収益	16.3	20.5	22.7	23.9	26.2	34.5	33.6	41.9	22.0
	配当支払前利益	1.3	1.4	2.0	2.1	1.8	3.6	3.0	4.5	0.8
	利益率	8.0%	6.9%	8.8%	8.9%	6.9%	10.4%	8.8%	10.6%	3.5%
その他	営業収益	-1.8	-1.9	-2.2	-3.8	-3.4	-4.7	-5.9	-6.0	-2.8
	配当支払前利益	0.7%	1.8%	2.6%	1.2%	1.1%	1.0%	-0.1%	-0.2%	-0.1%
合　計	営業収益	115.4	132.1	124.8	117.3	152.4	152.9	152.0	171.0	87.7
	配当支払前利益	13.9	15.1	15.0	15.3	15.9	19.6	17.7	21.5	11.8
	利益率	12.0%	11.5%	12.1%	13.0%	10.5%	12.8%	11.7%	12.6%	13.4%

（出所）Desjardins Group　“2017 Desjardins Group Annual Report” P.202（閲覧日：2018 年 10 月 30 日）
https://www.desjardins.com/ressources/pdf/d50-rapport-annuel-mcd-2017-t4-e.pdf?resVer=1521046909000
Desjardins Group　“Financial Report Second quarter of 2018” P.90（閲覧日：2018 年 10 月 30 日）
https://www.desjardins.com/ressources/pdf/d50-rapport-trimestriel-mcd-2018-2-e.pdf?resVer=1534183866000

このように、デジャルダン連合会は、ケベック州、オンタリオ州の庶民金庫の統括する連合組織としての性格を有しつつも、デジャルダン・グループ全体としては、ビッグ・シックスと並ぶ巨大金融グループとして多様な事業を手掛け、また、販売ルートは庶民金庫以外も相応のシェアを占めていること、顧客層に関しても庶民から富裕層、企業まで幅広く対象としていることが特徴である。

②　国際的な評価

Global Finance（米ニューヨーク市を本拠とする雑誌）が公表する「最も健全な金融機関ランキング上位 50 行（the World’s 50 Safest Banks 2018）」では、カナダの金融機関から 6 行が取り上げられた。カナダの大手金融機関は国際的に高い評価を獲得しており、トロント・ドミニオン銀行が 11 位（2017 年は 19 位）、カナダ・ロイヤル銀行が 12 位（同 23 位）と大きく順位を上げている。デジャルダン・グループ傘下の銀行、Federation des Caisses Desjardins は 37 位に位置付けている（2017 年は 34 位）。また、Federation des Caisses Desjardins は主要格付機関からの格付けを取得しており、ムーディーズからは Aa2、スタンダード・アンド・プアーズからは A+の評価を得ている（2018 年 11 月 16 日時点）。

[50] Desjardins Group（2017）“2017 Desjardins Group Annual Report”　（閲覧日：2018 年 10 月 30 日）
https://www.desjardins.com/ressources/pdf/d50-rapport-annuel-mcd-2017-t4-e.pdf?resVer=1521046909000
[51] 脚注 49 に同じ

図表 23：ビッグ・シックスとデジャルダン・グループの長期格付け

	Global Finance "Top 50 banks"	Moody's	Standard & Poor's
Toronto-Dominion Bank	11 位	Aa1	AA-
Royal Bank of Canada	12 位	Aa2	AA-
Scotiabank	27 位	Aa2	A+
Bank of Montreal	32 位	Aa2	A+
Canadian Imperial Bank of Commerce	33 位	Aa2	A+
Fédération des Caisses Desjardins	37 位	Aa2	A+
National Bank of Canada	NA	Aa3	A

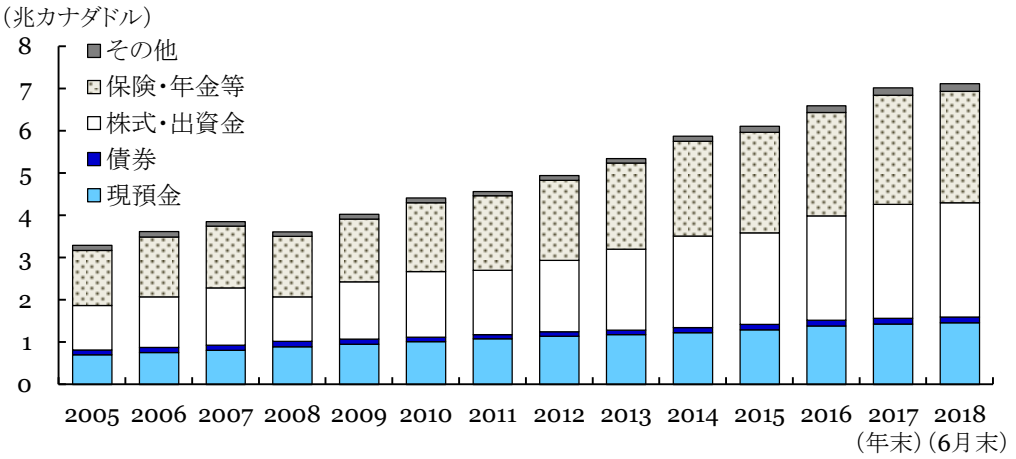
(注) Global Finance によれば、Top 50 banks のレーティングは 2018 年 8 月 17 日時点の情報に基づく。
(出所) Global Finance, "The World's 50 Safest Banks 2018" (1 November 2018)
https://www.gfmag.com/magazine/november-2018/worlds-safest-banks-2018
(閲覧日：2018 年 11 月 16 日)、 Moody's, Standard & Poor's Rating Services を基に作成

4. 家計の金融資産・負債の動向

カナダの家計部門（Household and non-profit institutions serving households）の金融資産総額は近年堅調に増加しており、2008 年 12 月末の 3.6 兆カナダドルに対して 2017 年 12 月末には 7.0 兆カナダドルと、9 年間で 1.9 倍の規模に拡大した。内訳を見ると、従来から構成比が大きい現預金、株式・出資金、保険・年金等の 3 分類が同期間でそれぞれ約 1.6 倍、2.6 倍、1.8 倍と大きく増加している。構成比は、現預金が 20.3%、株式・出資金 38.5%、保険・年金等 36.8%、を占めている。

2018 年 6 月末では、総額 7.1 兆カナダドル、現預金 1.4 兆カナダドル（2008 年末比 1.6 倍、構成比 20.6%）、株式・出資金 2.7 兆カナダドル（同 2.6 倍、38.0%）、保険・年金等 2.6 兆カナダドル（同 1.8 倍、37.0%）となっている。株式・出資金、保険・年金等は、リーマン・ショックの影響を受けて 2008 年のみ減少しているが、現預金は一貫して増加傾向にある。

図表 24：家計部門の金融資産の推移

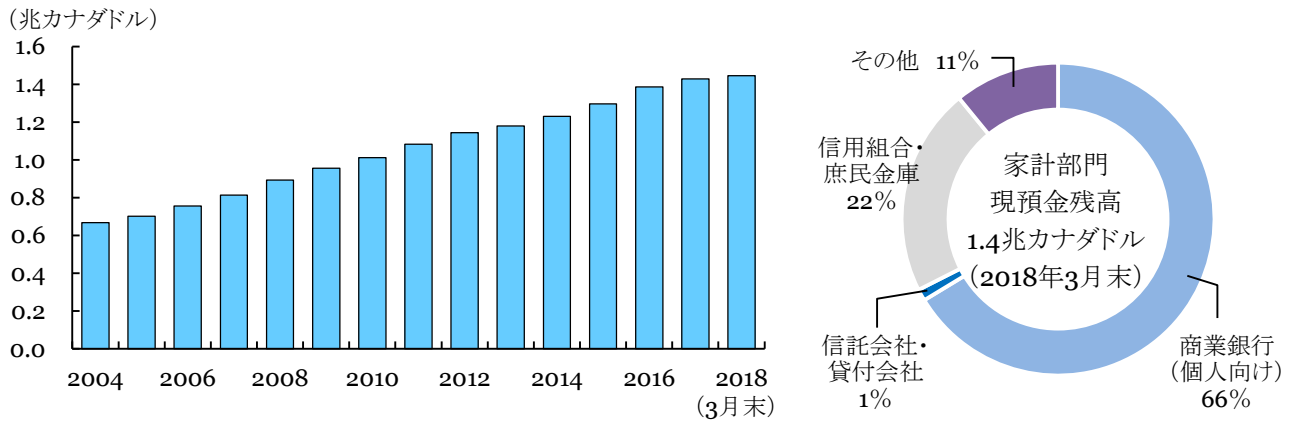


(注) その他は、貸出(Loans)とその他金融資産(Other Accounts Receivable)の合計。
(出所) Statistics Canada, "National Balance Sheet Accounts" (閲覧日：2018 年 10 月 30 日)
https://www150.statcan.gc.ca/t1/tbl1/en/tv.action?pid=3610058001

上記の現預金残高の推移と、預け先のシェアをグラフで示したのが図表 25 である。カナダ統計局およびカナダ銀行の統計によれば、現預金残高 1.4 兆円のうち、商業銀行の個人からの預金受入額（personal deposits）は 1.0 兆カナダドル（構成比 68%）、信用組合・庶民金庫の預金受入額は 0.3 兆カナダドル（同 22%）であった（2017 年 12 月末）。2018 年 3 月末では、現預金残高 1.4 兆円のうち、商業銀行が 1.0 兆円（構成比 66%）、信用組合・庶民金庫が 0.3 兆円（同 22%）となっている。

なお、右の円グラフのうち、「その他：11 %」の大部分は預金預入金融機関には預けられていない現金から構成されていると推測される。そのため「預金残高」のみに対するシェアは、上記の構成比を上回ると考えられる。

図表 25: 家計部門の現預金残高の推移と預金受入金融機関のシェア



（注） 右円グラフ：預金受入金融機関のシェアについて、カナダ銀行（Bank of Canada）の統計"Banking and Financial Statistics"の様式変更により、2018 年 6 月公表以降（データ時点は 2018 年 4 月以降）は、預金受入額のうち、信託・貸付会社、信用組合・庶民銀行等の内訳が公表されなくなった。そのため図表 25 では、金融機関シェアの内訳を示すことが出来る 2018 年 3 月時点を図示。

（出所）Statistics Canada, "National Balance Sheet Accounts" https://www150.statcan.gc.ca/t1/tbl1/en/tv.action?pid=3610058001
Bank of Canada "Banking and Financial Statistics May2018" table E1、
https://www.bankofcanada.ca/wp-content/uploads/2018/05/bfs_may18.pdf（閲覧日：2018 年 10 月 30 日）
Bank of Canada "Banking and Financial Statistics- Chartered bank liabilities and shareholders' equity: Month-end (formerly C4)"
https://www.bankofcanada.ca/rates/banking-and-financial-statistics/chartered-bank-liabilities-and-shareholders-equity-month-end-formerly-c4/（閲覧日：2018 年 10 月 30 日）

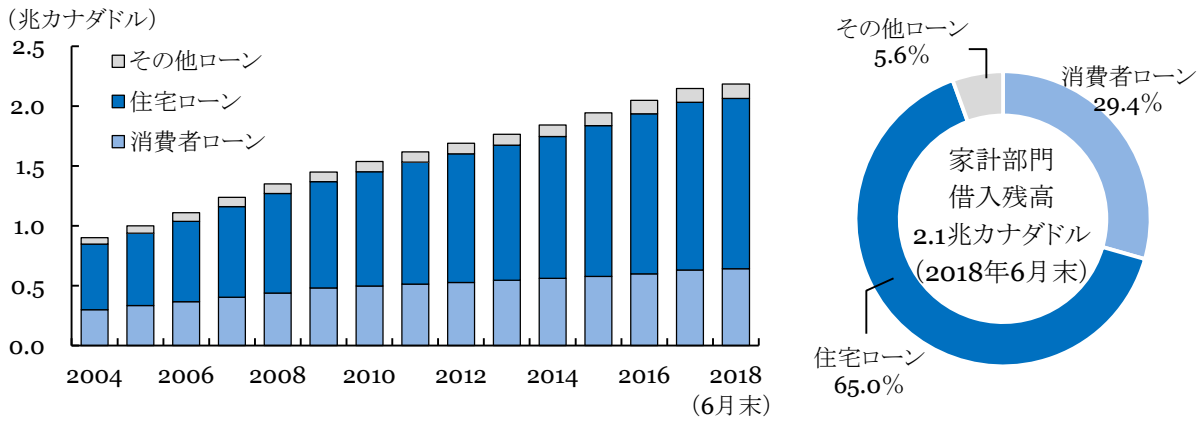
家計部門の借入残高の推移と、ローンの種類の内訳を示したのが図表 26 である。統計データが入手可能な 1990 年以降、消費者ローン、住宅ローン、その他ローンのいずれもほぼ毎年増加しており、ローン残高の合計金額は、2008 年 12 月末の 1.4 兆カナダドルから 2017 年 12 月末の 2.1 兆カナダドルと 8 年間で約 1.6 倍の規模に拡大した。2017 年 12 月末の借入残高 2.1 兆カナダドルのうち、住宅ローンが 1.4 兆カナダドル（構成比 65.3%）と最も大きなシェアを占めており、消費者ローンが 0.6 兆カナダドル（同 29.4%）、その他ローンが 0.1 兆カナダドル（同 5.3%）となった。

2018 年 6 月末では、借入残高 2.2 兆カナダドルのうち、住宅ローン 1.4 兆カナダドル（構成比 65.0%）、消費者ローン 0.6 兆カナダドル（同 29.4%）、その他ローン 0.1 兆カナダドル（同 5.6%）となった。IMF によれば[52]、2018 年のカナダの人口は 3,710 万人と推計されており、このデータから算出した一人当たりの金融資産残高は 19.2 万

[52] IMF "World Economic Outlook Database October 2018 "（閲覧日：2018 年 10 月 31 日）
https://www.imf.org/external/pubs/ft/weo/2018/02/weodata/index.aspx

カナダドル、借入残高は 5.8 万カナダドルとなる。

図表 26：家計部門の借入残高の推移と 2018 年 6 月末構成比

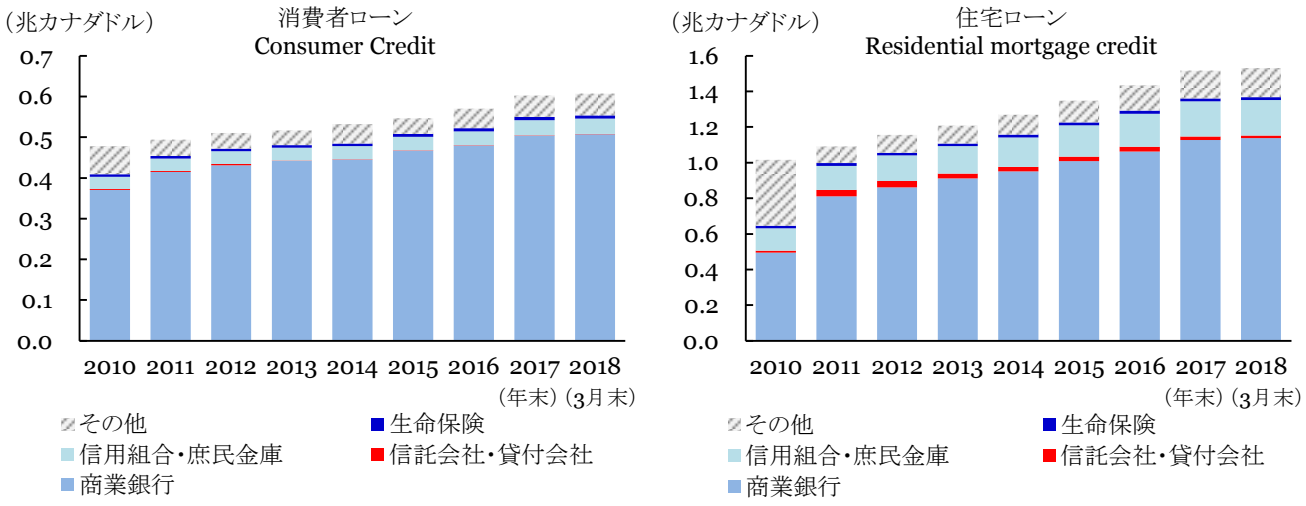


（出所）Statistics Canada, “National balance sheet and financial flow accounts, second quarter 2018” 14 September 2018
https://www150.statcan.gc.ca/n1/daily-quotidien/180914/dq180914a-cansim-eng.htm
table: Credit market summary table at book value, national balance sheet account
https://www150.statcan.gc.ca/t1/tbl1/en/tv.action?pid=3810023401（閲覧日：2018 年 10 月 31 日）

図表 27 は、家計部門の消費者ローンと住宅ローンの借入残高について、貸し手別に示したグラフである。まず 2017 年 12 月末の消費者ローン残高である 0.6 兆カナダドルのうち、商業銀行が 83.6%と大きなシェアを占め、リテール金融機関である信用組合・庶民金庫のシェアは 6.2%にとどまる。

他方、住宅ローンについては、2017 年 12 月末の残高 1.5 兆カナダドルのうち商業銀行の構成比が 74.4%と高いものの、リテール金融機関の信用組合・庶民金庫のシェアは 13.0%であり、一定の役割を果たしている様子が窺われる。

図表 27：消費者ローン、住宅ローンの貸し手別内訳（各年 12 月末）



（注）2018 年は 3 月末時点。
（出所）Bank of Canada “Banking and Financial Statistics May2018” および同資料の各年 12 月版、table E2
https://www.bankofcanada.ca/wp-content/uploads/2018/05/bfs_may18.pdf（閲覧日：2018 年 10 月 30 日）

第 5 章　最近の金融動向と今後の展望

1.　高い評価を受けているカナダの金融システム

カナダの安定した金融システムと強い国内経済基盤は、2008 年から 2009 年の金融危機やその後の世界的な景気後退の中でも、あまり影響を受けず、国民経済の健全な発展を促した[53]。また、世界経済フォーラムは、起業をしやすい環境が最も整っている国としてカナダを選んでいる[54]。

世界的にも高く評価されているカナダの金融システムに対するカナダ国民の満足度は高い。カナダの商業銀行が加盟するカナダ銀行協会（Canadian Bankers Association）は毎年世論調査を行っているが、2017 年には以下のような結果となった。

- カナダ国民の 85%が、カナダ国内の銀行に対して好印象を持っている。
- 国民の 83%が銀行の安定性と安全性に信頼を寄せている。
- 国民の 78%が手数料に見合うサービスを受けていると考えている。

2.　金融包摂の現状

(1) ATM の普及状況

カナダにおける金融包摂は、高い水準にある。世界銀行の調査によれば、15 歳以上人口の 99%が金融機関に口座を保有[55]しており、ほぼ全ての国民が何らかの金融機関を利用している。口座へは ATM やモバイル端末からアクセスすることが想定される。カナダにおいては、成人 10 万人当たりの ATM 設置数は 230（2017 年）と、高所得国平均（67）と比較しても非常に高い水準にある。

カナダ銀行協会は、主要銀行の州別の支店数、ATM 数を公表している（図表 28）。首都オタワや州都トロントが位置するオンタリオ州、ケベックやモントリオールが位置するケベック州に支店、ATM が集中している。しかし、人口 1 万人あたりの設置数を比較すると、支店数は概ね 1.5～2 店、ATM 台数は 4～6 台となっており、州による大きな差は見受けられず、アクセス面での地域格差は比較的小さいといえよう。それに加え、信用協同組織の存在を考慮すれば、カナダにおける金融サービスへのアクセシビリティは十分に高いと評価できよう。

---

53 岩井（2013）

54 Department of Finance Canada（2013）“World Economic Forum Ranks Canadian Banks Soundest in the World for the Sixth Consecutive Year”, September 5（閲覧日：2018 年 11 月 21 日）
http://www.fin.gc.ca/n13/13-113-eng.asp

55 ここでは、回答者が自身の名義の口座、または配偶者・パートナーなどとの共有口座を保有している場合を指す。

図表 28：主要銀行の州別の支店数、ATM 数

	人口（万人）	主要 9 行 支店数合計	1 万人当たり	主要 8 行 ATM 台数合計	1 万人当たり
ブリティッシュ・コロンビア州	495	774	1.6	2,438	4.9
アルバータ州	426	656	1.5	2,296	5.4
サスカチュワン州	116	213	1.8	468	4.1
マニトバ州	134	184	1.4	555	4.1
オンタリオ州	1,415	2,529	1.8	7,969	5.6
ケベック州	833	1,058	1.3	3,417	4.1
ニューブランズウィック州	77	148	1.9	430	5.6
ノバスコシア州	95	191	2.0	622	6.5
プリンスエドワードアイランド州	15	27	1.8	81	5.3
ニューファンドランド・ラブラドール州	53	104	2.0	320	6.1
ユーコン準州	4	7	1.8	44	3.6
ノースウエスト準州	5	16	1.9		
ヌナブト準州	4				
全　国	3,671	5,907	1.6	18,640	5.1

（注） 人口は 2017 年 12 月時点、支店数と ATM 数は 2017 年 10 月末時点。
支店数はカナダ銀行協会に加盟する銀行のうち 9 行（ビッグ・シックス、Canadian Western Bank、HSBC Bank Canada、Laurentian Bank of Canada）の合計。ATM 数は 8 行（ビッグ・シックス、HSBC Bank Canada、Laurentian Bank）の合計。
（出所）カナダ統計局（Statistics Canada）（閲覧日：2018 年 10 月 31 日）
人口：“Population estimates, quarterly” https://www150.statcan.gc.ca/t1/tbl1/en/tv.action?pid=1710000901
カナダ銀行協会（Canadian Bankers Association）（閲覧日：2018 年 10 月 31 日）
ATM 数　https://www.cba.ca/abms-in-canada　支店数 https://www.cba.ca/bank-branches-in-canada

(2) ペイデイローン問題

国全体でみれば、カナダにおいては金融サービスが十分に普及していると言えるが、主要金融機関のサービスから除外されてしまった低所得者などが、不適正な金融サービスを選択せざるを得ないことが問題となっている。とりわけ政府が問題視しているのは、ペイデイローン（payday loan）、すなわち超短期の高利貸付である[56]。カナダでは制度上、消費者は最大 1,500 カナダドルまで借り入れることができるが、ペイデイローンは資金繰りが短期的になるうえ、返済利子率が非常に高く、家計の負債を拡大させかねない。金融消費者省は、消費者に利用を控えると同時に、銀行・政府発行の小切手など、その他の手段で資金を調達するよう、注意喚起を行っている[57]。

(3) 金融制度改革と金融包摂の促進

先述のような金融排除されてしまった人々に関しては、より適した金融サービスの必要性が議論されている。カナダ政府は金融セクターにおける規制・政策枠組みの改革に取り組んでおり、その第 1 弾では金融セクターにおける政策枠組みに対する意見書[58]が提出された（2016 年）。意見書に対するコメントでは、低所得者や資産保有額の低い人々に適切な金融サービスの利用を促すには、現行の枠組みでは不十分であるという意見が上がっている[59]。したがって、ビッグ・シックスをはじめとした大手金融機関が必要性を認識し、少額・短期の資金貸付や資産構築口座などのサービスを提供していくことが必要であると指摘されている。

56 Government of Canada “Payday loans” https://www.canada.ca/en/financial-consumer-agency/services/loans/payday-loans.html
57 脚注 52 に同じ
58 Department of Finance Canada（2016）
59 Jerry Buckland, Gail E. Henderson（2016） “Re: Review of the Federal Financial Framework”, November 14 https://www.fin.gc.ca/consultresp/pdf-ssge-sefc/ssge-sefc-26.pdf

(4) マイクロファイナンス

金融包摂の促進には、グループ連帯貸付サービスや、少額金融サービスなどのマイクロファイナンスが手段として挙げられる。カナダでは、信用協同組織を担い手とする少額金融サービスが古くから根付いている。一方で、発展途上国等で近年に発展してきた、グループ連帯貸付のようなマイクロファイナンスの仕組みはさほど浸透していない。実際、1990 年代に Calmeadow Foundation という非営利組織が連帯貸付型のマイクロファイナンスを展開したが、都市部では浸透せず 1999 年に経営破たんした事例もある[60]。信用協同組織以外には、現在では Royal Bank of Canada による RBC Social Finance Initiative[61]や、Community Futures Development Corporation（以下、CFDC）という地域開発公社、カルガリーの地域経済開発を目的とする Momentum[62]という非営利組織によるマイクロファイナンスの取り組みが知られている。これらは社会・環境分野などの業務分野を絞り、小規模の資本金拠出を行うプログラムや、貧困層の起業・就業支援などを行っている。

マイクロファイナンスの中でも、少額貸付サービスは民間の消費者金融機関により提供されている。具体的な事業例としては、Alterna Savings がトロント、オタワ地域のコミュニティ組織と協同し、少額ローンなどのマイクロファイナンス・プログラムを展開している。そのほか Oiko Credit など、他にも類似したサービスを提供する金融機関が複数存在する。

ただし、カナダにおける少額貸付は、使途を絞るなどしたサービス・プログラムを消費者金融機関がそれぞれ「マイクロファイナンス」という枠組みで提供しているに過ぎない。グループ連帯貸付サービスを含め、現状では、金融セクター全体においてマイクロファイナンスの普及・拡大という潮流があるとは言い難く、マイクロファイナンスというコンセプトは、カナダにおいてはいまだ存在感が薄い状態にとどまっている[63]。

3. 最近のリテール決済の動向

(1) 現金・非現金決済の動向

カナダにおける決済手段は、現金、デビットカード、クレジットカードが主流となっている。Bank of Canada による 2013 年時点での調査[64]では、現金は手近で利用コストが低く、広く普及した決済手段として認識されていると分析している。また、カナダにおける現金決済の特徴として、現金を最も頻繁に利用しているのは 55 歳以上、収入が 4 万 5 千カナダドル未満または高卒程度の学歴保有者であり、大卒以上の学歴保有者はクレジットカード等の利用率がより高い傾向にあることを指摘している。

---

[60] The GLOBE AND MAIL（2012）“Can microcredit work in Canada?”, January 30（2018 年 5 月 9 日更新、閲覧日：2018 年 11 月 21 日）
https://beta.theglobeandmail.com/life/giving/can-microcredit-work-in-canada/article1360187/?ref=

[61] Royal Bank of Canada“RBC Social Finance Initiative”（閲覧日：2018 年 11 月 21 日）
http://www.rbc.com/community-sustainability/rbc-social-finance-initiative/index.html

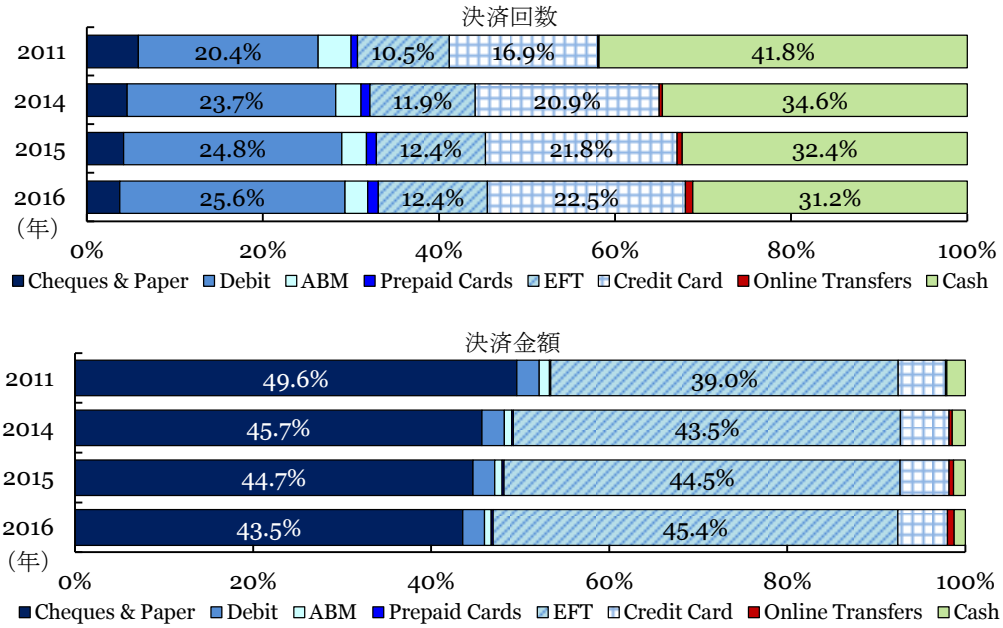
[62] momentum“What We Do”（閲覧日：2018 年 11 月 21 日）
https://momentum.org/who-we-are/what-we-do/

[63] TIMES COLONIST（2015）“Micro-loans can help Canada's poor prosper”, July 12（閲覧日：2018 年 11 月 21 日）
http://www.timescolonist.com/life/micro-loans-can-help-canada-s-poor-prosper-1.1997835

[64] Christopher S. Henry, Kim P. Huynh and Q. Rallye Shen（2015）

現金決済の利用が多いカナダだが、近年では徐々に現金離れが生じつつある。カナダ決済協会（Payments Canada)の発行する年次リポート[65]（2017 年版）によれば、カナダにおける決済手段のうち、2016 年時点での決済回数は、現金、デビットカード、クレジットカードが約 80%を占めている（図表 29）。そして、決済回数に占める現金のシェアが低下する一方で、デビットカード、クレジットカードのシェアが高まっている。

図表 29: 決済回数・金額における各決済手段のシェア



（注）ABM（Automated Banking Machine）は ATM と同義。
なお、決済回数、決済額はいずれも法人による決済を含むベース。
（出所）Payments Canada, “2017 Canadian Payment Methods and Trends”
https://www.payments.ca/sites/default/files/14-Dec-17/paymentscanada_trendsreport2017_final.pdf （閲覧日：2018 年 11 月 16 日）

決済額ベースでみれば、近年では EFT（Electronic Funds Transfer：電子資金振替）に代表される、オンラインによる決済が急速に普及している。決済回数における EFT のシェアはさほど高くないものの、決済額における各決済手段のシェアでは、EFT が 45%程度を占めており、一回当たりの決済額が大きい企業による決済などで、EFT が利用されていることが示唆される。カナダ決済協会のレポート中では、EFT による決済額が手形・小切手の決済額を 2016 年に初めて上回ったと指摘されており、大規模決済においては EFT の利用が拡大している。

消費者の利用する決済手段においても、同様の動きがみられる。カナダ決済協会のレポート[66]によれば、消費者が利用する決済手段は EFT が決済回数・決済額ともに最も多い。また、手形・小切手の利用が減少する一方で、EFT、クレジットカード、オンライン決済[67]は増加傾向にあり、オンライン決済は決済回数・決済額ともに順調に増加している。

[65] Payments Canada（2017）p22, Figure9
[66] Payments Canada（2017）
[67] Payments Canada（2017）では、e-wallet（電子マネー）や P2P 決済などのオンライン送金と定義される。

そのほか、決済額シェアの第 2 位を占める小切手については、カナダ政府は 2016 年 4 月を目途に利用を縮小するように促している。主な対象となるのは、税金[68]の還付小切手である。カナダ政府はペーパーレス化、手続きの簡素化といった観点から、小切手を介さない支払い（Direct Deposit）を利用するよう求めており、特にオンラインでの手続きを推奨している[69]。また、カナダ銀行協会による調査[70]では、59%の回答者が「今後の 10 年で小切手を利用しなくなる」としており、カナダにおける小切手の利用は次第に縮小していくものとみられる。

(2) 金融サービスのデジタル化

スマートフォンなどの普及に伴い、金融サービスのデジタル化が進んでいる。スマートフォンアプリなどを通じたモバイル・バンキングは、各金融機関が積極的に導入してきた。ビッグ・シックスの各行は、ブラウザ、専用アプリを通じたサービスの提供を行っている（図表 30）。口座の収支確認、口座間の送金サービスが利用できるほか、Canadian Imperial Bank of Commerce ではオンラインでの外貨購入が可能である。

また、民間企業のアンケート調査[71]によれば、銀行サービスを利用する際、支店のみを利用する消費者は全体の 9%にとどまっており、一方でサービスの大半をオンラインで利用する消費者は全体の 21%に上る。また、消費者の約 90%は、支店との併用を含め、銀行サービスをオンラインで利用しており、現在支店を利用している消費者でも、潜在的にはその 47%がオンライン環境に移行可能であると指摘されている。

図表 30: 主要 6 行の提供するオンライン・バンキング・サービス（一例）



（出所）ビッグ・シックス（National Bank of Canada, Royal Bank of Canada, Bank of Montreal, Canadian Imperial Bank of Commerce, The Bank of Nova Scotia (Scotiabank), The Toronto Dominion Bank (TD)）各行ウェブサイトを基に作成

[68] 個人・法人税のいずれにおいても、小切手、およびオンライン等による税金の還付が行われている。所得税、GST（物品サービス税）、HST（統一売上税）、その他州・地域税などが還付手続きの対象となる。
[69] Canada Revenue Agency “Direct Deposit” （2018 年 11 月 21 日閲覧）
https://www.canada.ca/en/revenue-agency/services/about-canada-revenue-agency-cra/direct-deposit.html
[70] The Canadian Bankers Association（2016）
[71] OLIVER WYMAN（2017）

4. FinTech への取り組み

(1) 投資動向

ビッグ・シックス 6 行のうちでも、Royal Bank of Canada、 Canadian Imperial Bank of Commerce は、Fintech 企業や関連投資を手掛ける会社と提携し、関連業界との結びつきを深めている[72]。民間企業の調査レポート[73]によれば、カナダにおける FinTech 市場は、2018 年上期で約 2 億 6,300 万米ドルの規模となっており、2017 年下期に比べれば拡大ペースは減速したものの、堅調な拡大ペースを保っている。また、分野としては AI が最も高い関心を集めており、大手銀行では AI を活用したロボ・アドバイザリーサービスへの投資が進んでいるという。

(2) 規制動向

以上のような FinTech の普及・拡大の流れを受け、規制面での動きがみられる。カナダ産業省競争局は 2016 年 5 月、FinTech を含む技術革新が、消費者や企業の金融商品・サービスの利用方法に与える影響について調査を開始した[74]。具体的な調査対象としては、P2P の銀行決済、e-wallet（電子マネー）・モバイル決済、クラウドファンディング（特に小～中規模ビジネス）、オンラインベースの金融アドバイザリーサービス（ロボ・アドバイザーなど）が挙げられている。

(3) 実証実験

カナダ銀行は FinTech の研究を重要なテーマの一つと位置付け、政府当局や金融業界、FinTech 市場への新規参入企業との共同実験を含めた提携や議論が必要であるとしている[75]。カナダでは政府主導で金融サービスセクターにおける実証実験が行われており、FinTech 関連では 2016 年 6 月、銀行間決済システムの構築を目的としたデジタル通貨の開発と実証実験の内容を発表した[76]。

この実験は Project Jasper[77]と称され、中央銀行主導の取り組みとして注目されている[78]。具体的には、仮想通貨などで利用される分散型台帳（DLT、Distributed-Ledger-Technology）の仕組みが、銀行間決済においてどの程度利用可能であるかを実証するプロジェクトである。カナダ中銀を中心に、カナダ決済協会、R3 コンソーシアム[79]、国内の大手金融機関、海外金融当局・中銀などが協力して取り組んでいる。現在は PhaseⅢまでが終了しており、Phase Ⅰ～Ⅱでは国内の銀行間決済、PhaseⅢでは現金・有価証券のポスト・トレード決済における DLT 利用の実験が行われた。次期 PhaseⅣでは実験対象を国際間決済システムへと移し、シンガポール通貨

---

[72] Financial Post（2016） “CIBC, Scotia deepen relationship with Montreal fintech player Thinking Capital”, May 31（閲覧日：2018 年 11 月 21 日）
https://business.financialpost.com/news/fp-street/cibc-scotia-deepen-relationship-with-montreal-fintech-player-thinking-capital

[73] KPMG（2018） “The Pulse of Fintech”
https://assets.kpmg.com/content/dam/kpmg/xx/pdf/2018/07/h1-2018-pulse-of-fintech.pdf

[74] Government of Canada（2017）

[75] Carolyn Wilkins（2016） “FinTech and the Financial Ecosystem: Evoluation or Revolution?” Bank of Canada
http://www.bankofcanada.ca/wp-content/uploads/2016/06/remarks-170616.pdf

[76] Bank of Canada “Fintech Experiments and Projects” （閲覧日：2018 年 11 月 21 日）
http://www.bankofcanada.ca/research/digital-currencies-and-fintech/fintech-experiments-and-projects/

[77] Payments Canada, Bank of Canada and R3（2017） “Project Jasper: A Canadian Experiment with Distributed Ledger Technology for Domestic Interbank Payments Settlement”
https://www.payments.ca/sites/default/files/29-Sep-17/jasper_report_eng.pdf

[78] 近藤（2018）

[79] R3 は米国を拠点として、世界各国の金融機関、テクノロジー関連企業、政府機関で構成されるコンソーシアムである。
https://www.r3.com/

庁（MAS）、Bank of England と協同で取り組んでいる（図表 31）。

図表 31: Project Jasper の進捗状況（2018 年 10 月時点）

実験段階	実験内容	協働機関	進捗
フェーズ 1～2	銀行間決済	カナダ決済協会 R3 ビッグ・シックス	完了
フェーズ 3	現金・有価証券の ポスト・トレード決済	カナダ決済協会 トロント証券取引所	完了
フェーズ 4	クロスボーダー決済	シンガポール通貨庁（MAS） バンク・オブ・イングランド 商業銀行	進行中

（出所）Carolyn A・Wilkins, Senior Deputy Governor Bank of Canada,
"Money for Nothing? A Central Banker's Take on Cryptoassets" を基に作成
https://www.bankofcanada.ca/wp-content/uploads/2018/10/presentation-251018.pdf
Princeton University, October 2018
（カナダ中央銀行のシニア副総裁、Carolyn Wilkins 氏によるプリンストン大学の講演）
（閲覧日：2018 年 11 月 16 日）

(4) デジタル通貨

Bank of Canada 副総裁の Carolyn Wilkins 氏は 2018 年 10 月の講演[80]で、仮想通貨に代表される Cryptoassets（暗号資産）が、金融包摂、プライバシー、安全資産へのアクセスという観点において、中央銀行が発行するデジタル通貨の先行きに示唆を与えるものであると言及した。一方で、金融制度の安定性や、金融政策運営に暗号資産が与える影響については、今後も議論すべきであると指摘している。

デジタル通貨については、マネーロンダリングへの影響という観点から、規制を強める動きがみられる。2018 年 6 月 9 日付の官報[81]で、マネーロンダリングとテロリストへの資金供給に対する規制法案の草案が発表された。草案では、Fintech の発展・導入により資金流通が高速化、および流通構造が複雑化していることを踏まえ、電子マネー、仮想通貨などによる資金流通が規制の対象とされている。特に仮想通貨については、その匿名性の高さから、マネーロンダリングなどに利用される可能性が高いと指摘されており、1 万カナダドル以上の規模の取引について記録を保管し、取引内容について当局に報告することが求められている。

その他、IIROC（カナダ投資業規制機構）は、ブロックチェーン技術の利用や電子金融資産への規制について、提言を行うためのワーキンググループを設立し、規制当局との連携を図っている[82]。

[80] Carolyn A. Wilkins（2018）
[81] Government of Canada（2018）
[82] IIROC（2018）"IIROC Priorities for 2019", IIROC Notive 18-0119
http://www.iiroc.ca/Documents/2018/84e09271-5a9a-4761-b0b6-5876d7dbfcbd_en.pdf

5. 今後のリテール金融機関の展望

カナダにおけるリテール金融機関は、FinTech をはじめとした新しい技術を積極的に取り込む姿勢を見せている。例えばビッグ・シックスのうち、Royal Bank of Canada は、Canadian Fintech & AI Awards 2017 で Financial Institution of the Year 部門を受賞している[83]。その具体的な取り組みとして、同行は学術機関や IT 企業と共同で AI の開発を行っている[84]。また今後も、AI 分野での開発、スタートアップ企業への投資を行うとしている[85]。そのほか、庶民金庫を統括するデジャルダン・グループは、FinTech に特化した投資ファンドを設立し、500 億カナダドルの投資を行う計画を発表している[86]。

各機関は新技術を取り込みながらも、既存サービスの維持、拡充にも注力している。例えば、デジャルダン・グループは、地域密着型の金融サービスを提供している。2017 年次リポートでは、バス型の移動式支店や、学生の進路・キャリア相談所の運営などが紹介されており、様々な角度から消費者へのアプローチを行っている[87]。

---

[83] Digital Finance Institute（2017）“Winners of 3rd Annual Canadian FinTech & AI Awards”（閲覧日：2018 年 11 月 29 日）
http://www.digitalfinanceinstitute.org/?p=2194

[84] Royal Bank of Canada はカナダ国内学術機関や IT 企業と提携し、Borealis AI と称した AI の研究・開発を行っている。（閲覧日：2018 年 11 月 29 日）
https://www.borealisai.com/en/about/overview/

[85] Royal Bank of Canada（2017）“RBC wins Financial Institution of the Year at the 2017 Canadian FinTech & AI Awards”（閲覧日：2018 年 11 月 29 日）
http://www.rbc.com/aboutus/2017-12-06-fintech.html

[86] Desjardins（2018）“2017 Desjardins Group Annual Report”
https://www.desjardins.com/ressources/pdf/d50-rapport-annuel-mcd-2017-t4-e.pdf?resVer=1521046909000

[87] Desjerdin グループの年次レポート（2017 年版、脚注 86 を参照のこと）では、テーラーメードの金融サービスや、若年者・移住者向けの金融教育プログラムなど、多様な角度から消費者に寄り添ったサービスの提供を目指す姿勢が窺える。

＜出所資料一覧＞

【国際機関・外国機関文献・データベース】

- 日本国外務省ウェブサイト
- International Monetary Fund
- Group of 30

【中央銀行・監督官庁・銀行協会等 HP】

- 金融機関監督庁（OSFI）
- カナダ財務省
- カナダ議会
- カナダ信用組合協会
- カナダ銀行
- カナダ監査局
- カナダ預金保険機構（CDIC）
- カナダ統計局
- カナダ貸付協会
- カナダ銀行協会

【郵政公社・郵貯等】

- カナダ・ポスト

【民間金融機関等 HP】

- Desjardins
- Desco Federal Credit Union
- Meridien Credit Union
- Toronto-Dominion Bank

【論文・雑誌・業界紙】

＜邦文＞

- 入船剛（1994）「カナダの金融制度改革について―子会社方式による相互参入を中心に―」（日本銀行金融研究所『金融研究』、第 13 巻第 2 号、1994 年 7 月）
（https://www.imes.boj.or.jp/research/papers/japanese/kk13-2-2.pdf）
- 岩井浩一（2013）「カナダの金融監督制度の概要―グローバル金融危機を乗り切った背景を中心に―」（金融庁金融研究センター　ディスカッションペーパー、2013 年 6 月）
（https://www.fsa.go.jp/frtc/seika/discussion/2013/04.pdf）
- 川島啓右（1999）「カナダの 2 大銀行合併とその影響―カナダ金融機関の動向と人的資源革新」（日本国際経済学会『国際経済』1999 巻 50 号）
（https://www.jstage.jst.go.jp/article/kokusaikeizai1951/1999/50/1999_50_140/_pdf/-char/ja）
- 近藤崇史（2018）「決済システムレポート・フィンテック特集号―金融イノベーションとフィンテック―」日本銀行
（https://www.boj.or.jp/announcements/release_2018/data/rel180214a2.pdf）
- 林直嗣（1992）「カナダの金融システムとその改革」（慶応義塾経済学会『三田学会雑誌』、84 巻 4 号）

（http://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/download.php/AN00234610-19920101-0116.pdf?file_id=86790）
・ 藤原康史（2003）「北米協同組織金融の源流を探る―カナダのデジャルダン・グループの経営戦略から信用金庫の戦略を考える―」（信金中央金庫　地域・中小企業研究所『信金中金月報』、2003 年 3 月増刊号）
（http://www.scbri.jp/PDFsonohoka/sonota8.pdf）

＜英文＞
・ Bordo D. Michael, Hugh Rockoff, Angela Redish “A Comparison of the United States and Canadian Banking Systems in the Twentieth Century: Stability vs. Efficiency?”,National Bureau of Economic Research, NBER Working Paper No.4546, November 1993
（https://www.nber.org/papers/w4546.pdf）
・ The Canadian Bankers Association（2016）“How Canadians Bank: Annual trucking study on Canadian attitudes and behaviors towards banking”
（http://www.cba.ca/Assets/CBA/Documents/Files/Article%20Category/PDF/info-howCanadiansBank-poll-2016-en.pdf）
・ Carolyn A. Wilkins（2018）“Money for nothing? A Central Banker’s Take on Cryptoassets”, Bank of Canada, 4 October 2018
（https://www.bankofcanada.ca/2018/10/money-for-nothing-a-central-bankers-take-on-cryptoassets/）
・ Charles Freedman （1998）“The Canadian Banking System”, Bank of Canada
（https://www.banqueducanada.ca/wp-content/uploads/2010/01/tr81.pdf）
・ Choudhri U. Ehsan, Lawrence L. Schembri “A Tale of Two Countries and Two Booms, Canada and the United States in the 1920s and the 2000s: The Roles of Monetary and Financial Stability Policies”,14 April 2013
（https://carleton.ca/choudhri/wp-content/uploads/A-Tale-of-Two-Countries-and-Two-Booms-Canada-and-the-United-States-in-the-1920s-and-the-2000s.pdf）
・ Christopher S. Henry, Kim P. Huynh and Q. Rallye Shen（2015）“2013 Methods-of-Payment Survey Results”, Bank of Canada Discussion Paper 2015-4
（https://www.bankofcanada.ca/2015/04/discussion-paper-2015-4/）
・ Department of Finance Canada（2016）“Supporting a Strong and Growing Economy: Positioning Canada’s Financial Sector for the Future”, A Consultation Document for the Review of the Federal Financial Sector Framework, 26 August 2016
（https://www.fin.gc.ca/activty/consult/ssge-sefc-eng.pdf）
・ Department of Finance Canada（2017）“Potential Policy Measures to Support a Strong and Growing Economy: Positioning Canada’s Financial Sector for the Future”, Review of the Federal Financial Sector Framework, 11 August 2017
（https://www.fin.gc.ca/activty/consult/pssge-psefc-eng.pdf）
・ Government of Canada（2017）“Technology-led innovation and emerging services in the Canadian Financial Services Sector”, Competition Bureau Canada, December 2017
（http://www.competitionbureau.gc.ca/eic/site/cb-bc.nsf/vwapj/FinTech-MarketStudy-December2017-Eng.pdf/$FILE/FinTech-MarketStudy-December2017-Eng.pdf）
・ Government of Canada（2018）“Canada Gazette, Part Ⅰ, Volume 152, Number 23: Regulations Amending Certain Regulations Made Under the Proceeds of Crime（Money Laundering）and terrorist Financing Act, 2018”, Department of Finance, 9 June 2018
（http://www.gazette.gc.ca/rp-pr/p1/2018/2018-06-09/html/reg1-eng.html）

- J.William Rowly QC and John F. Clifford（1999）“Canadian Banks: Why the Mega-Mergers were Stopped”McMillan Binch LLP, Global Competition Review, March 1999（https://mcmillan.ca/Files/Canadian%20Banks_Why%20the%20Mega-Mergers%20were%20Stopped_Mar%201999.pdf）
- OLIVER WYMAN(2017)“Consumer Banking in Canada: Omnichannel Strategy”（https://www.oliverwyman.com/content/dam/oliver-wyman/v2/publications/2017/apr/Oliver_Wyman_Consumer_Banking_in_Canada.pdf）
- Payments Canada(2017)“Canadian Payment Methods and Trends: 2017”, Payments Canada Discussion Paper No.8, December 2017（https://www.payments.ca/sites/default/files/17-Jan-18/paymentscanada_trendsreport2017_final.pdf）

XXV. EU（欧州連合）
(European Union)

＜目次　～EU～＞

第 1 章　金融監督機関の概要 2
1.　欧州中央銀行（ECB） 2
(1)　目的 2
(2)　業務 3
(3)　組織 3
2.　欧州システミックリスク理事会（ESRB） 5
(1)　目的 5
(2)　業務 5
(3)　組織 6
3.　欧州銀行監督機構（EBA） 9
(1)　目的 9
(2)　業務 9
(3)　組織 9
第 2 章　金融規制・監督に関する EU 規則・指令等の概要 11
1.　EU の法体系と立法過程 11
(1)　法体系 11
(2)　立法過程 11
2.　銀行の健全性に関する規制（CRR・CRDⅣ） 12
(1)　自己資本比率（CRR 第 92 条） 13
(2)　流動性規制（CRR 第 460 条） 13
(3)　レバレッジ比率（CRR 第 429 条） 13
(4)　資本バッファー 14
3.　銀行の破綻処理に関する規制（BRRD） 15
(1)　破綻の準備と回避（BRRD 第 2 編） 16
(2)　早期介入（BRRD 第 3 編） 16
(3)　破綻処理の手段と権限（BRRD 第 4 編第 4 章～第 6 章） 16
(4)　各国当局間の協力（BRRD 第 5 編） 17
(5)　破綻処理基金（BRRD 第 7 編） 17
4.　預金保険制度に関する規制（DGSD） 17
(1)　保護される預金の額（DGSD 第 6 条） 17
(2)　対象となる預金・預金者（DGSD 第 2 条・第 5 条・第 7 条） 17
(3)　預金者への払い戻し（DGSD 第 8 条） 18
(4)　積み立て（DGSD 第 10 条・第 12 条・第 13 条） 18
(5)　基金の使用（DGSD 第 11 条） 18
5.　金融商品の取引に関する規制（MiFIDⅡ・MiFIR） 18
(1)　市場構造の枠組みの導入 19
(2)　透明性の向上 19

(3)　投資家保護の強化 20
(4)　第三国企業のアクセスに係る統一的な枠組みの導入 20
第 3 章　金融機関に対する許認可・監督の枠組み 21
1.　銀行免許の付与 21
(1)　銀行免許（CRDIV第 8 条） 21
(2)　経営計画と組織構造（CRDIV第 10 条） 21
(3)　経済的必要性（CRDIV第 11 条） 21
(4)　当初資本金（CRDIV第 12 条） 21
(5)　実効的な管理と本社の所在（CRDIV第 13 条） 21
(6)　株主と構成員（CRDIV第 14 条） 21
2.　検査・監督 22
(1)　母国当局と現地国当局の管轄（CRDIV第 49 条） 22
(2)　行政処分とその他の行政措置（CRDIV第 65 条） 22
(3)　当局による審査・評価（CRDIV第 97 条） 22
(4)　当局による検査の計画（CRDIV第 99 条） 22
第 4 章　最近の動向 24
1.　銀行同盟の状況 24
(1)　単一監督メカニズム（SSM） 25
(2)　単一破綻処理メカニズム（SRM） 27
(3)　預金保険制度の統一（EDIS） 29
2.　リテール決済システムの動向 30
(1)　決済サービスに関する規制 31
(2)　決済サービスに関する EU 法の見直し 31
(3)　単一ユーロ決済圏（SEPA） 32
(4)　フィンテックに関する欧州委員会の取り組み 33
＜出所資料一覧＞ 35

＜略語集＞

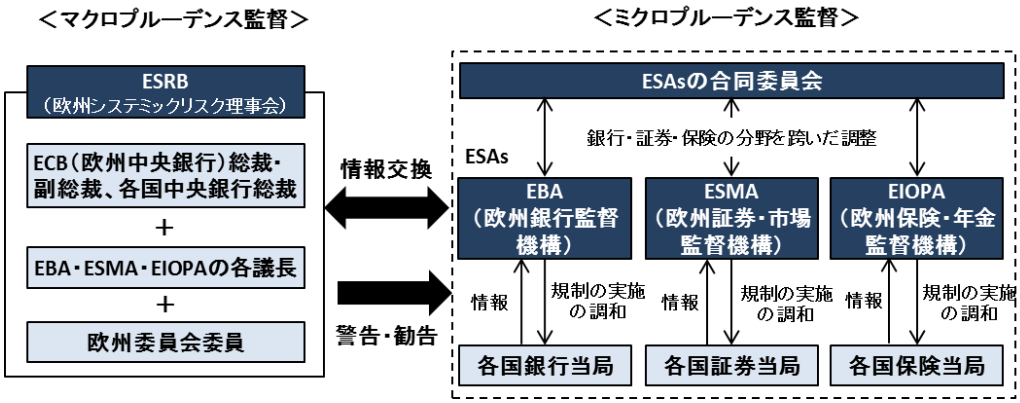
略語	原語（英語）	日本語訳
AISP	Account Information Service Provider	口座情報サービス提供者
APA	Approved Publication Arrangement	認定公表機構
ARM	Approved Reporting Mechanism	認定報告機関
BRRD	Bank Recovery and Resolution Directive	銀行再建・破綻処理指令
BTS	Binding Technical Standards	法的拘束力のある技術的基準
CEBS	Committee European Banking Supervisors	欧州銀行監督当局委員会
CET1	Common Equity Tier 1	普通株式等 Tier 1
CRDⅣ	Capital Requirements Directive Ⅳ	第 4 次自己資本要件指令
CRR	Capital Requirements Regulation	自己資本要件規則
DGS	Deposit Guarantee Schemes	預金保証スキーム
DGSD	Deposit Guarantee Schemes Directive	預金保証スキーム指令
EBA	European Banking Authority	欧州銀行監督機構
ECB	European Central Bank	欧州中央銀行
EDIS	European Deposit Insurance Shemes	欧州預金保険スキーム
EEA	European Economic Area	欧州経済領域
EFC	Economic and Financial Committee	経済・財政委員会
EIOPA	European Insurance and Occupational Pensions Authority	欧州保険・年金監督機構
EMI	European Monetary Institute	欧州通貨機構
EMU	Economic and Monetary Union	経済通貨同盟
ESAs	European Supervisory Authorities	欧州監督機構
ESCB	European System of Central Banks	欧州中央銀行制度
ESFS	European System of Financial Supervison	欧州金融監督制度
ESMA	European Securities and Markets Authority	欧州証券・市場監督機構
ESRB	European Systemic Risk Board	欧州システミックリスク理事会
G-SIIs	Global Systemically Important Institutions	グローバルなシステム上重要な機関
MiFID	Markets in Financial Instruments Directive	金融商品市場指令
MiFIDⅡ	Revised Markets in Financial Instruments Directive	第 2 次金融商品市場指令
MiFIR	Markets in Financial Instruments Regulation	金融商品市場規則
MREL	Minimum Requirement for own funds and Eligible Liabilities	自己資本と適格負債に関する最低所要水準
MTF	Multirateral Trading Facility	多角的取引施設
O-SIIs	Other Systemically Important Institutions	その他のシステム上重要な機関
OTF	Organaised Trading Facility	組織化された取引施設
PISP	Payment Institution Service Provider	決済指図伝達サービス提供者
PSD1	Payment Services Directive	第 1 次決済サービス指令
PSD2	Revised Payment Services Directive	第 2 次決済サービス指令
SCT	SEPA Credit Transfer scheme	SEPA の送金スキーム
SCT Inst	SEPA Instant Credit Transfer scheme	SEPA の即時送金スキーム
SEPA	Single Euro Payments Area	単一ユーロ決済圏
SRB	Single Resolution Board	単一破綻処理委員会
SRF	Single Resolution Fund	単一破綻処理基金
SRM	Single Resolution Mechanism	単一破綻処理メカニズム
SSM	Single Supervisory Mechanism	単一監督メカニズム

第 1 章　金融監督機関の概要

欧州金融監督制度（European System of Financial Supervison: ESFS）は、EU における金融監督のネットワークであり、①欧州監督機構（European Supervisory Authorities: ESAs）の 3 機関、②ESAs の合同委員会、③欧州システミックリスク理事会（European Systemic Risk Board: ESRB）、④欧州中央銀行（European Central Bank: ECB）、⑤各国監督当局、から構成される。このうち ESAs とは、①欧州銀行監督機構（European Banking Authority: EBA）、②欧州証券・市場監督機構（European Securities and Markets Authority: ESMA）、③欧州保険・年金監督機構（European Insurance and Occupational Pensions Authority: EIOPA）、の 3 機関のことをいう。

ESFS は、世界金融危機を受けて、「EU における金融監督に関するハイレベルグループ」（議長：ド・ラロジェール）の提言をもとに 2010 年 11 月に創設された。金融監督の強化、EU 市民の保護、EU 金融システムの信頼回復を目的としており、各国監督当局は引き続きそれぞれの法域において個別金融機関を監督する責任を負う一方、ESAs は EU 全域向けの規制の提供や EU における監督慣行の調和を通じて域内市場の機能を改善する役割を担う。

図表 1: ESFS（欧州金融監督制度）



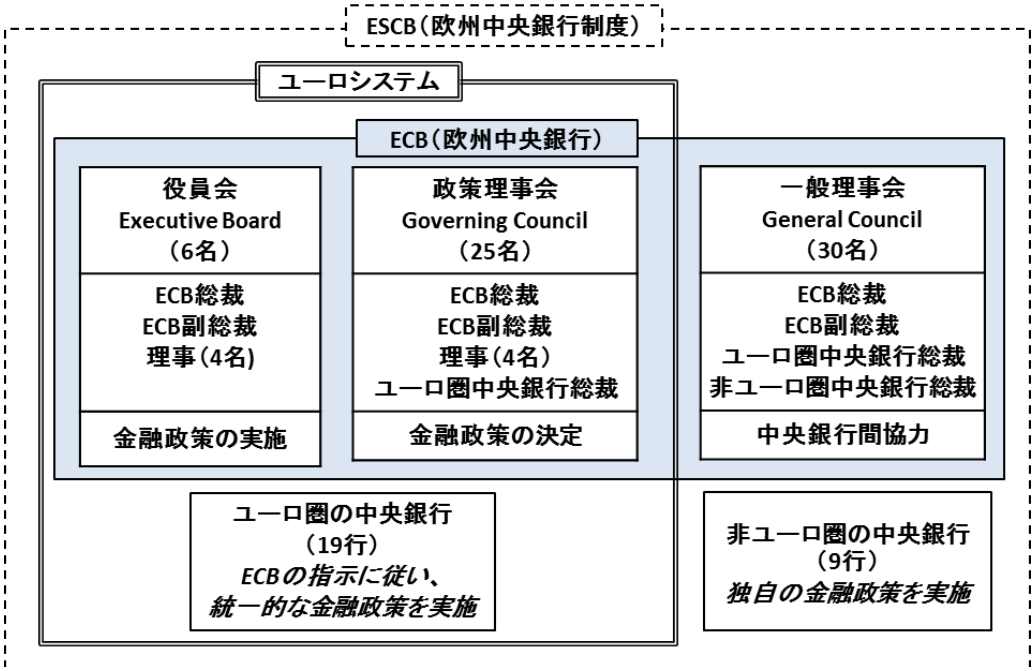
（出所）　ESMA ウェブサイトを基に作成（閲覧日：2018 年 8 月 13 日）
https://www.esma.europa.eu/about-esma/governance/european-supervisory-framework

1.　欧州中央銀行（ECB）

(1)　目的

ECB はユーロ圏の金融政策を実施する機関として 1998 年 6 月に設立された。各国中央銀行とともに欧州中央銀行制度（European System of Central Banks: ESCB）を形成しているほか、ユーロ圏の各国中央銀行とともにユーロシステムを形成している。ECB は、ユーロ圏の金融政策のほか、単一監督メカニズムの下、銀行同盟参加国の銀行に対する健全性監督の責任を負っている。

図表 2: ESCB（欧州中央銀行制度）の概念図



（出所） 外務省ウェブサイトを基に作成（閲覧日：2018 年 8 月 13 日）
https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eu/ecb_gaiyou.html

(2) 業務

ECB の主な業務は以下の通りである。

- 政策金利（ユーロ圏の市中銀行に貸し出す際の金利）の設定を通じた通貨供給量・インフレーションの制御
- ユーロ圏の外貨準備の管理
- 通貨の売買による為替レートのバランスの確保
- 各国当局による金融市場・金融機関に対する十分な監督の確保
- 決済システムの十分な機能の確保
- 欧州銀行システムの安全性・健全性の確保
- ユーロ圏諸国によるユーロ紙幣製造の認可
- 物価動向の監視と物価の安定に対するリスクの評価

(3) 組織

① 役員会（Executive Board）

役員会は、政策理事会の指示に沿って金融政策を実施するとともに、ユーロ圏の各国中央銀行に対して必要な指示を与える。具体的な役割は以下の通りである。

- 政策理事会会合の準備
- 政策理事会が決定した方針に基づくユーロ圏における金融政策の実施
- ECB の日常業務の管理

- 政策理事会から委任された権限の行使

メンバーは、総裁、副総裁、他 4 名の計 6 名であり、欧州理事会がその特定多数（qualified majority）をもって指名する。特定多数とは、欧州理事会で最も広く利用されている採決の方法であり、EU 加盟国の 55%（つまり 28 カ国中 16 カ国）以上が賛成し、かつ、賛成する加盟国の人口が EU の全人口の 65%以上を占めている場合に成立とするものである。

② 政策理事会（Governing Council）

政策理事会は、金融政策を決定する権限を有する最高意思決定機関であり、役員会メンバー6 人とユーロ圏の各国中央銀行総裁 19 名から構成される。具体的な役割は以下の通りである。

- ECB・ユーロシステムに課せられた任務の遂行に必要な指針の採択と決定
- ユーロ圏の金融政策の策定（ユーロシステムにおける金融政策目標・主要金利・準備金供給に関する決定や、これらの決定の実行に関する指針の制定を含む）
- 銀行監督に係る全般的な意思決定の枠組みに関する決定の採択、同意手続における銀行監督委員会が提案した決定案の採択

③ 一般理事会（General Council）

一般理事会は、ユーロ圏の中央銀行と非ユーロ圏の中央銀行との協力の場である。ECB 総裁・副総裁、ユーロ圏・非ユーロ圏の各国中央銀行総裁 28 名の計 30 名から構成される。現在、全ての EU 加盟国がユーロを採用する段階には至っていないことから、経済通貨同盟（Economic and Monetary Union: EMU）の第 3 段階として欧州通貨機構（European Monetary Institute: EMI）から引き継いだ業務を遂行するほか、以下の役割も果たしている。

- ECB の顧問
- 統計に必要な情報の収集
- ECB の年次報告書の準備
- 各国中央銀行によるオペレーションに関する会計・報告を標準化するためのルールの策定
- 条約に規定されているもの以外の ECB への出資の手段の確立
- ECB のスタッフの雇用条件の規定
- ユーロ採用の条件を満たさない EU 加盟国の通貨に係る為替レートの調整の準備

全ての EU 加盟国が単一通貨を導入した場合、ESCB と ECB の規則に基づき、一般理事会は解散する。

④ 銀行監督委員会（Supervisory Board）

銀行監督委員会は、2014 年 11 月に導入された SSM（単一監督メカニズム）の一環で、ECB の銀行監督業務を計画・遂行するために特別に設置された委員会である。以

下のメンバーから構成され、2 カ月に 1 回会合をもつ。

- 委員長
- 副委員長
- ECB の代表者 4 名
- 銀行同盟参加国の監督当局の代表者各国 1 名ずつ

銀行監督委員会が策定した決定案は、同意手続の下、政策理事会が採択する。

2. 欧州システミックリスク理事会（ESRB）

(1) 目的

ESRB は、EU 域内の金融システムのマクロプルーデンス監督とシステミックリスクの回避・軽減を担う機関であり、2011 年 1 月に ESFS の一部として設立された。銀行、保険会社、資産運用会社、シャドーバンク、金融市場インフラ、その他の金融機関・市場をカバーする幅広い権限を有している。

(2) 業務

ESRB は、金融市場に直接干渉することができないほか、金融機関や金融の安定に責任を負っている他の機関に指示を出すこともできない。ESRB の役割は、システミックリスクの抑制に必要な立法や当局による対応を実現するために、EU レベル・国レベルの他の機関に影響を及ぼすことである。影響力を行使するための ESRB の手段や権限は以下の通りである。

① 警告・勧告

ESRB は、重要なリスクを認識した場合、EU 全体・加盟国・ESAs・各国監督当局に対して、警告や対処に関する勧告を出すことができる。また、欧州委員会に対しても関係する EU の立法について勧告を出すことができる。

警告・勧告には法的拘束力がないものの、ESRB は、遵守に対するインセンティブを向上させるための手段として、警告・勧告を公表することができる。また、勧告については、勧告を受けた者は、講じた対応について期限までに ESRB に報告しなければならず、また対応を講じなかった場合には ESRB と EU 理事会に対してその理由を説明しなければならない。ESRB は、対象者の対応が不十分であると判断した場合には、EU 理事会および関係する ESAs に報告することとされており、ESAs は ESRB の警告・勧告を遵守させるために権限を行使することとされている。

② 非常事態

ESRB は、EU 金融システムの全体または一部について、機能、信頼または安定が著しく損なわれるおそれのある事態が発生している可能性があると決定することができる。そのような事態を認識した際には、EU 理事会に対して内密の警告を出すとともに状況の所見を提供しなければならない。EU 理事会は、ESRB・欧州委員会と協議の上、

ESAs 向けの決定を採択することにより、ESAs に非常時の幅広い権限を付与することができる。

③ その他の連絡の枠組み

ESRB は、ESRB のウェブサイトでの公告、決定や通知の EU 官報への掲載、メディアを通じたコミュニケーション、年次報告書の発刊等により影響力を行使することができる。

④ 情報の収集・交換

ESRB は関係する当局に個別金融機関に関するデータの提供を要請することができる。ただし、要請を正当かつバランスのとれたものとするため、事前に関係する ESAs と協議しなければならない。ESAs が異議を申し立てない限り、要請を受けた当局は、正当に入手できる範囲でデータを提供しなければならない。

(3) 組織

① 理事総会（General Board）

理事総会は、ESRB の任務遂行にあたって必要な決定を行う責任を負う。広範かつ多数のメンバーから構成されるが、議決権を持つメンバーは以下の通りである。

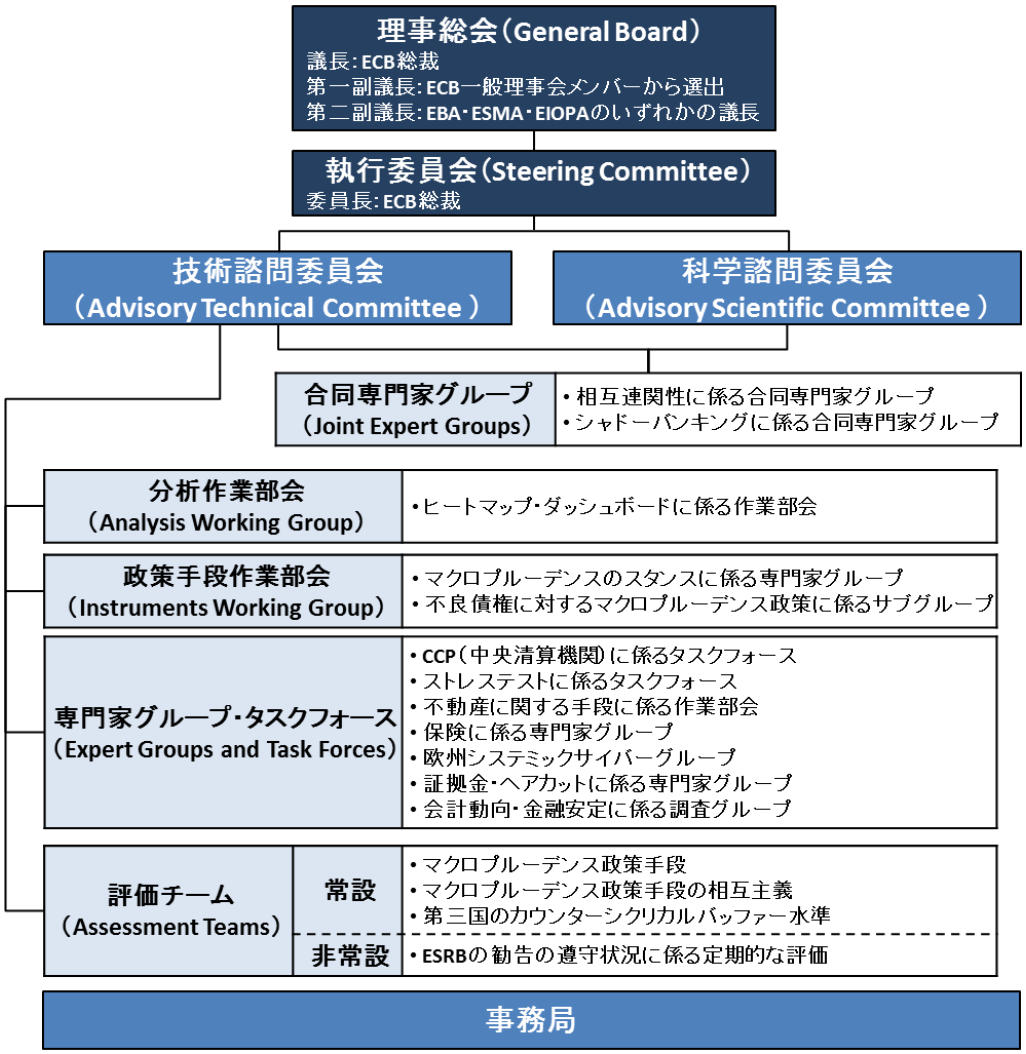
- ECB 総裁・副総裁
- 各加盟国の中央銀行総裁
- ESAs の各議長
- 欧州委員会委員 1 名
- 技術諮問委員会（Advisory Technical Committee）委員長
- 科学諮問委員会（Advisory Scientific Committee）の委員長と 2 名の副委員長

一方、議決権を持たないメンバーは、以下の通りである。

- 各加盟国の監督当局の高官 1 名
- EU 経済・財政委員会（Economic and Financial Committee）委員長
- アイスランド・ノルウェーの中央銀行の総裁
- リヒテンシュタインの財務省の高官
- アイスランド・ノルウェー・リヒテンシュタインの監督当局の高官

このほか、欧州自由貿易連合（European Free Trade Association: EFTA）監視機関の運営メンバー1 名も、その任務と関係する場合、理事総会の会合に議決権を持たずに参加することができる。

図表 3: ESRB（欧州システミックリスク理事会）の組織



（出所） ESRB ウェブサイトを基に作成（閲覧日：2018 年 8 月 13 日）
https://www.esrb.europa.eu/shared/pdf/Organisational-Chart.pdf

② 執行委員会（Steering Committee）

執行委員会は、ESRB の意思決定プロセスを支援する機関であり、以下の通り、理事総会の一部のメンバーから構成される。

- ESRB 議長・第一副議長
- ECB 副総裁
- その他の加盟国の中央銀行総裁 4 名
- ESAs の各議長
- 欧州委員会委員 1 名
- 技術諮問委員会・科学諮問委員会の各委員長
- EU 経済・財政委員会委員長

執行委員会の業務は以下の通りである。

- 理事総会の会合の準備

- 議論される文書の確認
- ESRB の作業の進捗のモニタリング

③ 技術諮問委員会（Advisory Technical Committee）

技術諮問委員会は、理事総会メンバーの所属機関の専門家から構成される機関である。ESRB の作業に関する問題について ESRB に助言や支援を行うことが主な業務であり、具体的には以下の通りである。

- EU の金融安定の状況の定期的なレビュー
- 理事総会や執行委員会による警告・勧告に関する議論への分析的なサポート
- 各国レベルで実施されるマクロプルーデンス政策手段のレビュー・開発
- 各国当局によるマクロプルーデンス政策に関する決定のモニタリング
- EU における立法に対する意見書の準備をはじめとする立法に関する業務

④ 科学諮問委員会（Advisory Scientific Committee）

科学諮問委員会は、学者を中心とする 15 人の専門家から構成される ESRB 内部の独立機関である。ESRB 議長の求めに応じて ESRB に助言・支援を提供することが主な業務であり、具体的には以下の通りである。

- システミックリスクの把握・評価のための新たな方法やマクロプルーデンス政策手段の設計・調整に関する分析
- マクロプルーデンスの戦略や運営の枠組みに関するオープンで独立した調査
- ESRB とそのメンバー機関の能力の発揮状況に関する臨時の分析

⑤ 事務局（Secretariat）

事務局は ECB が維持することとされており、ECB や各国の中央銀行・監督当局からの出向者で構成されている。事務局長は ECB が理事総会と協議の上指名する。事務局は ESRB の日常業務に責任を負っており、ESRB を分析面・統計面・運営面で支援する。具体的な業務は以下の通りである。

- ESRB を構成する機関の会合の議事録の原稿作成、準備の支援
- ①ESRB を構成する機関、②ESCB、③その他の ESFS の機関、④その他の国・EU・国際レベルの関係機関、の間の連絡
- ESRB の目標、政策手段、運営要素の確立の支援
- システミックリスクの分析、ESRB が検討すべき課題の特定の支援
- マクロプルーデンス監督の手段に関する専門知識の確立に向けた ESRB メンバーとの協力、ESRB の政策提言の土台となるマクロプルーデンス手段の評価
- 警告・勧告の準備の支援

- 警告・勧告の遵守状況のモニタリング
- 記録の保存、ESRB のウェブサイトの維持、ESRB の通信の管理
- ECB が ESRB に割り当てる金銭的・物的・人的な資源の管理

3. 欧州銀行監督機構（EBA）

(1) 目的

EBA は、EU における銀行監督の慣行の調和を目的とする専門的な EU 機関であり、2011 年 1 月に ESFS の一部として設立された。前身の欧州銀行監督当局委員会（Committee of European Banking Supervisors: CEBS）が担っていた責務を全て受け継いでいる。

(2) 業務

EBA の主な業務は、法的拘束力のある技術的基準（Binding Technical Standards: BTS）やガイドラインの策定を通じて、銀行向けの欧州単一ルールブックの確立に貢献することである。単一ルールブックの目的は、EU 全域の金融機関に対して調和された単一の健全性規制を提供することにより、公平な競争環境の確保と預金者・投資家・消費者の保護に貢献することである。

このほか、EBA の業務には以下が含まれる。

- 定期的なリスク評価報告書や EU 全域ストレステストを通じた EU 銀行セクターのリスクと脆弱性の評価
- 各国当局による EU 法の実施が不適切・不十分であることが疑われる場合の調査
- 非常時における各国当局または個別金融機関に対する決定
- 複数の国が関わる事態における各国当局間の意見の相違を解消するための仲裁
- 欧州議会・EU 理事会・欧州委員会の独立した諮問機関としての対応
- 消費者向け金融商品・サービスに係る市場の透明性・容易性・公平性の向上における主導的な役割の発揮

なお、BTS は、EU 規則・指令の詳細を規定する法令であり、特定の分野における規制の実施の一貫性の向上を図るものである。EBA がドラフトを策定し、最終的には欧州委員会が承認・採択する。ガイドラインや勧告といったその他の文書と異なり、法的拘束力があり、全 EU 加盟国に直接適用される。

(3) 組織

① 監督当局理事会（Board of Supervisors）

監督当局理事会は EBA の主たる意思決定機関である。EBA の議長と各国監督当局の長官（必要に応じ、各国中央銀行の代表者が同伴する）から構成される。主な役割は、BTS のドラフト、ガイドライン、意見書、報告書の採択といった EBA の全ての政策的

な決定を行うことである。このほか、EBA の予算の最終的な決定も行う。

② 管理理事会（Management Board）

管理理事会は、EBA 議長、監督当局理事会から選出された 6 人のメンバー、欧州委員会の代表者から構成される。EBA に課されている業務の遂行を確保する役割を担っており、主な権限は以下の通りである。

- 単年・複数年の作業計画の提案
- 予算権限の行使
- EBA のスタッフに関する計画の採択
- 文書へのアクセス権に関する特別な規定の採択
- 年次報告書の提案

③ 破綻処理委員会（Resolution Committee）

破綻処理委員会は、BRRD（銀行再建・破綻処理指令）に基づき設立された機関である。議長、各国破綻処理当局の長官、オブザーバーから構成される。監督当局理事会から委任された金融機関の破綻処理に関する事項について決定を行う。

第 2 章　金融規制・監督に関する EU 規則・指令等の概要

1.　EU の法体系と立法過程

(1)　法体系

EU による全ての行動は EU 加盟国間で締結された EU の基本条約に基づいている。基本条約には、EU の目的、EU 機関のルール、意思決定方法、EU と加盟国の関係が規定されている。

基本条約は EU 法の土台であり一次法と呼ばれる。これに対して基本条約に規定されている原則や目的を具体化した法律は二次法と呼ばれ、二次法には、以下の通り、規則、指令、決定、勧告、意見が含まれる。

① 規則（Regulations）

発効と同時に全ての加盟国に自動的かつ一様に適用される。各国の国内法への置き換えを必要とせず、その全体が全ての加盟国に対して法的拘束力を有する。

② 指令（Directives）

加盟国に対して一定の結果の達成を求めるものの、その方法は各国に委ねられている。加盟国は、指令に規定された目的を達成するために、指令の内容を国内法に組み込むための措置を講じなければならない。

各国は、指令の採択の際に示される期限（通常 2 年以内）までに国内法への置き換えを完了させなければならない。適切な法整備を行わない国に対しては、欧州委員会は、違反手続（infringement procedure）を開始する場合があり、それでも問題が解消されなければ欧州司法裁判所に送致する場合がある。

③ 決定（Decisions）

単独または複数の加盟国、法人、個人に対して適用され、法的拘束力を有する。各国の国内法への置き換えを必要としないものの、適用対象に対して通知がなされる必要があり、当該通知をもって発効する。

④ 勧告（Recommendations）

EU 機関の見解を示し、一定の行為を提案するための手段であり、法的拘束力はない。

⑤ 意見（Opinions）

EU 機関が声明を出すための手段であり、法的拘束力はない。

(2)　立法過程

EU には様々な立法手続が存在し、どの立法手続がとられるかは提案の種類によって

決まるが、ほとんどの EU 法は、欧州委員会が法案を提出し、欧州議会と EU 理事会が共同で採択するという立法手続がとられる。こうした通常の立法手続の流れは以下の通りであり、欧州議会と EU 理事会は平等の発言権を持つ。

i. 欧州委員会が法案を起案し、欧州議会と EU 理事会に提出する。

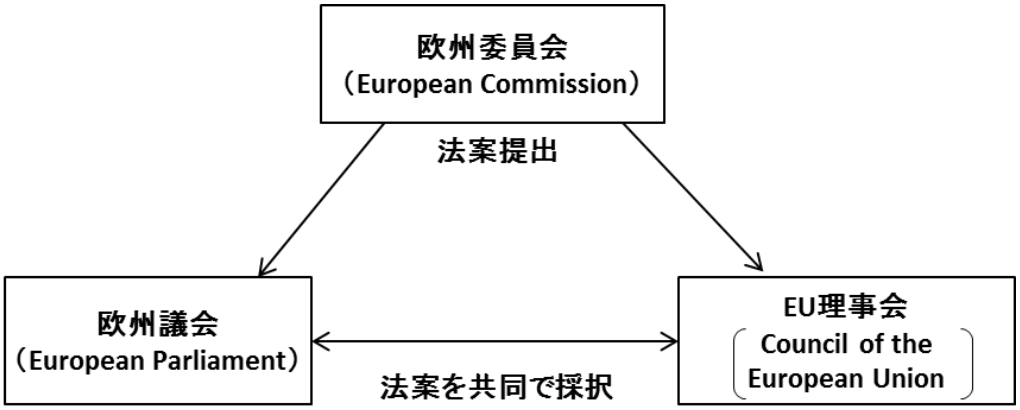
ii. 欧州議会と EU 理事会はそれぞれ検討を行い、法案の修正を提案する。合意に達しない場合は 2 度目の検討が行われる。

iii. それでもなお合意に達しない場合には、欧州議会と EU 理事会、欧州委員会の代表者から組成される調停委員会（conciliation committee）で審議される。

iv. 調停委員会での合意をもって、欧州議会と EU 理事会における 3 度目の検討が行われ、法案が成立する。

まれに EU 理事会や欧州議会が単独で採択するケースがあるほか、全ての EU 法の土台である EU の基本条約の変更には全 EU 加盟国の同意が必要となる。

図表 4: 通常の立法手続



（出所） 欧州議会ウェブサイトを基に作成（閲覧日：2018 年 8 月 13 日）
http://www.europarl.europa.eu/unitedstates/en/eu-us-relations/the-eu-institutions

2. 銀行の健全性に関する規制（CRR・CRDⅣ）

EU では、銀行に対する健全性規制としてバーゼル銀行監督委員会が策定したバーゼルⅢが国際的に合意されたことを受け、2013 年 6 月に自己資本要件規則[1]（Capital Requirements Regulation: CRR）・第 4 次自己資本要件指令[2]（Capital Requirements Directive Ⅳ: CRDⅣ）が成立した。それまでは指令のみの枠組みであったものの、指令に加えて規則を設け、定量的な部分を中心に規則に切り替えることにより、各国間の規制内容のばらつきの削減を図っている。

[1] REGULATION (EU) No 575/2013 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 26 June 2013 on prudential requirements for credit institutions and investment firms and amending Regulation (EU) No 648/2012

[2] DIRECTIVE 2013/36/EU OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 26 June 2013 on access to the activity of credit institutions and the prudential supervision of credit institutions and investment firms, amending Directive 2002/87/EC and repealing Directives 2006/48/EC and 2006/49/EC

図表 5: CRR（自己資本要件規則）と CRDⅣ（第 4 次自己資本要件指令）の分担

CRR （単一ルールブックを形成する詳細な規定）	CRDⅣ （各国の国内法に委ねられている部分が大きい）
自己資本比率	事業の開始･拡大の促進
資金流動性	「開業の自由」と「サービスの自由な移動」の実施
レバレッジ比率	健全性監督
カウンターパーティー信用リスク	資本バッファー
大口エクスポージャー	コーポレートガバナンス
開示	制裁

（出所） 欧州委員会“Capital Requirements - CRD IV/CRR – Frequently Asked Questions”（2013 年 7 月 16 日）を基に作成
http://europa.eu/rapid/press-release_MEMO-13-690_en.htm

(1) 自己資本比率（CRR 第 92 条）

CRR は、銀行に対して、非期待損失に対応する自己資本を十分に確保し、危機においても支払い能力を維持するよう求めている。

具体的には、銀行は、リスクアセットに対する自己資本の比率である自己資本比率について一定の水準を確保するよう求められる。リスクアセットは、資産の額をリスクの大きさに応じて調整したものであり、安全な資産であればリスクアセットは少額、リスクの高い資産であればリスクアセットは多額となる。自己資本は Tier 1 資本と Tier 2 資本に分類され、Tier 1 資本には銀行が業務を継続し支払い能力を維持するための資本、Tier 2 資本には支払い不能に陥った場合に債権者に返済するための資本が該当する。Tier 1 資本のうち最も品質が高いものを普通株式等 Tier 1（Common Equity Tier 1: CET1）という。

リスクアセットに対する自己資本全体（Tier 1 資本＋Tier 2 資本）の比率の最低所要水準は 8%、CET1 の比率の最低所要水準は 4.5%である。

(2) 流動性規制（CRR 第 460 条）

銀行はストレス時の資金流出に対応するための十分な流動資産を確保しなければならない。具体的には、30 日間のストレス期間における純資金流出額（資金流出額から資金流入額を控除した額）に対する適格流動資産の額の比率について 100%を確保しなければならない。また、少なくとも資金流出額の 25%相当の適格流動資産を確保しなければならない。

(3) レバレッジ比率（CRR 第 429 条）

過度なレバレッジ（総資産が自己資本を大きく上回ること）は銀行の支払い能力を損なうおそれがあることから、これを抑制するためにレバレッジ比率が導入された。レバレッジ比率は銀行の連結総資産に対する Tier 1 資本の比率であり、銀行は 2015 年 1 月よりレバレッジ比率を開示しなければならない。

(4) 資本バッファー

バーゼルⅢに基づき以下の各種資本バッファーが導入される。充足できない銀行は配当や賞与の支払いが制限される場合がある。

① 資本保全バッファー（CRDⅣ第 129 条）

全ての銀行は、資本保全バッファーとして、追加的にリスクアセットの 2.5%相当の CET1 を確保しなければならない。

② カウンターシクリカルバッファー（CRDⅣ第 130 条）

カウンターシクリカルバッファーは、景気循環が銀行の貸出業務に及ぼす悪影響を抑制するためのものである。貸出が伸びている好況時には CET1 の上乗せを求めることにより景気の過熱を抑える一方、景気後退時には上乗せを解除することにより貸出を維持する。

③ G-SIIs バッファー・O-SIIs バッファー（CRDⅣ第 131 条）

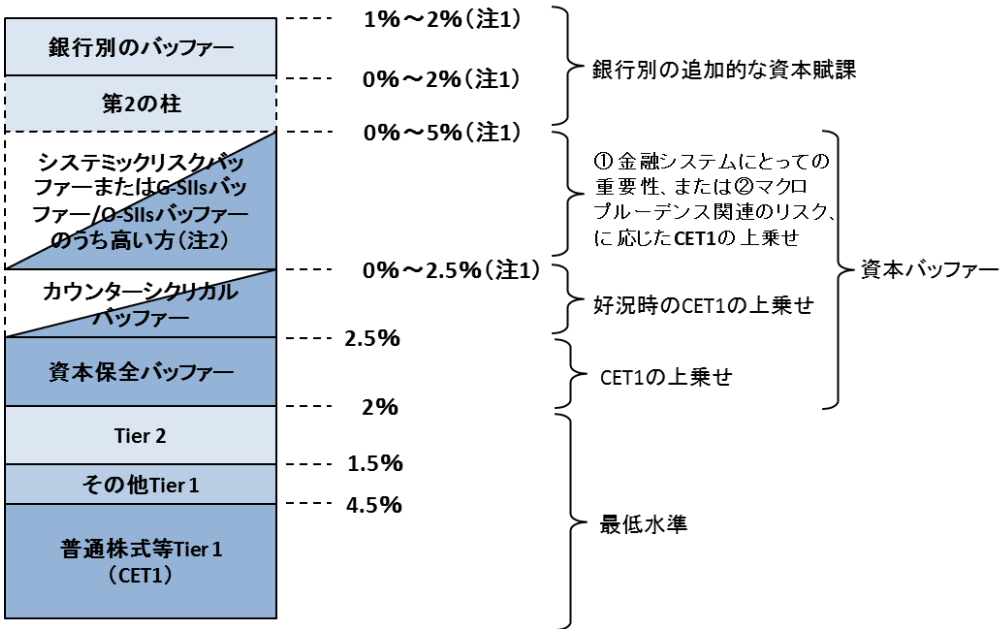
グローバルなシステム上重要な機関（Global Systemically Important Institutions: G-SIIs）に該当する銀行は、金融システムにとってのリスクが大きいことから、G-SIIs バッファーとして、追加的にリスクアセットの 1%～3.5%相当の CET 1 を確保しなければならない。G-SIIs に該当する銀行と各 G-SII に対する上乗せ幅は、銀行の規模・複雑性・国際性・相互連関性・代替可能性を考慮して決定される。

また、その他のシステム上重要な機関（Other Systemically Important Institutions: O-SIIs）に該当する銀行は、O-SIIs バッファーとして、最大でリスクアセットの 2%相当の CET 1 を追加的に確保しなければならない。

④ システミックリスクバッファー（CRDⅣ第 133 条）

各国は、銀行に対して、システミックリスクバッファーとして CET1 を追加的に確保するよう求めることができる。システミックリスクバッファーは、実体経済や金融システムに深刻な悪影響を及ぼす可能性のある金融システムやマクロプルーデンスに対するリスク（景気循環に関するものを除く）を回避・軽減するためのバッファーである。各国は、リスクアセットに対する CET1 の所要水準の上乗せ幅を 1%～3%（国内のエクスポージャー、EU 域外の第三国のエクスポージャーに対して設定する場合には最大 5%）の範囲で設定できる。

図表 6: 所要自己資本の構成



（注 1）想定される上限。
（注 2）両者の合計になるケースがある。
（出所） 欧州委員会“Capital Requirements - CRD IV/CRR – Frequently Asked Questions”（2013 年 7 月 16 日）を基に作成
http://europa.eu/rapid/press-release_MEMO-13-690_en.htm

3. 銀行の破綻処理に関する規制（BRRD）

先般の世界金融危機では、多くの銀行が「大き過ぎて潰せない」（too big to fail）と判断され公的資金による救済を受けた。こうした救済は金融市場と実体経済への混乱の拡大を回避するために必要であった一方、銀行救済への公的資金の利用は望ましくないとの見方もあった。また、大手銀行の破綻を通じて、金融システムにとって重要な銀行の破綻を回避する、または実際に破綻へ対処するために利用できる当局の手段が大幅に不足していることが明らかになった。こうした中、長期にわたる金融と経済の安定を確保し、将来の金融危機における納税者負担を軽減するため、2014 年 5 月に銀行再建・破綻処理指令[3]（Bank Recovery and Resolution Directive: BRRD）が成立した。BRRD の目的は以下の通りである。

- 危機に対する銀行と当局の十分な備え
- 財務状況の悪化した銀行に対して十分に早い段階で介入するための手段を各国当局が有すること
- 銀行の破綻が避けられない局面における迅速で効果的な対処のための統一的な破綻処理の手段・権限を各国当局が有すること
- 複数の国で活動する銀行の破綻への対処における各国当局間の効果的な協

[3] DIRECTIVE 2014/59/EU OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 15 May 2014 establishing a framework for the recovery and resolution of credit institutions and investment firms and amending Council Directive 82/891/EEC, and Directives 2001/24/EC, 2002/47/EC, 2004/25/EC, 2005/56/EC, 2007/36/EC, 2011/35/EU, 2012/30/EU and 2013/36/EU, and Regulations (EU) No 1093/2010 and (EU) No 648/2012, of the European Parliament and of the Council

力

- 銀行による破綻処理基金への資金の拠出

(1) 破綻の準備と回避（BRRD 第 2 編）

銀行は、財務状況の悪化に対応するための措置を定めた再建計画を策定し、当局に提出しなければならない。一方、破綻処理当局は、銀行の再建が難しく破綻処理が必要な場合に備えて、破綻処理手段の適用の詳細や重要な業務の継続を確保するための方法を定めた破綻処理計画を策定しなければならない。再建計画・破綻処理計画は、グループレベルと個別行レベルの両方で用意しなければならない。

破綻処理当局は、計画策定の過程において銀行の破綻処理に対する障害を認識した場合、金融システムの不安定化や納税者負担を伴わない破綻処理を実現するため、銀行に対して組織構造の変更を含む適切な措置を講ずるよう求めることができる。

また、銀行グループは、監督当局と各エンティティの株主から承諾を得られた場合、グループ内のエンティティ間でグループ内支援協定（intra-group support agreement）を締結することができる。この協定を締結したグループ内のエンティティは、財務状況が悪化したグループ内の他のエンティティに対して、貸出、保証、担保用資産の提供等の金融支援を行うことができる。

(2) 早期介入（BRRD 第 3 編）

監督当局は、問題が深刻化し銀行の財務状況が回復不能なまでに悪化する前に、銀行が自己資本規制への抵触といった財務上の困難に直面した段階で介入するための幅広い権限が付与された。これらの権限には以下のものが含まれる。

- 経営陣の解任
- 一時的な管理者の任命
- 緊急の改革を採択させるための株主総会の招集
- 銀行と債権者による債務の返済計画の策定の要求

(3) 破綻処理の手段と権限（BRRD 第 4 編第 4 章～第 6 章）

公的資金による救済を伴わない形で重要な業務の継続や株主と債権者による適切な損失の負担を可能とするため、BRRD は破綻処理当局に様々な破綻処理手段を提供している。これらの手段には以下のものが含まれる。

- 他の銀行への事業の売却
- 重要な業務を継続するためのブリッジ金融機関の設立
- 不良資産からの優良資産の分離
- ベイルイン（負債の元本削減・株式転換）

(4) 各国当局間の協力（BRRD 第 5 編）

BRRD は、複数の国で活動する銀行グループの破綻処理局面において、関係国の当局が各国における金融安定の維持と当該銀行グループ全体にとっての最適な結果の確保に向けて破綻処理手段を調整できるように、各国当局間の協力のレベルを引き上げる枠組みを導入した。

(5) 破綻処理基金（BRRD 第 7 編）

各国は、破綻処理費用を銀行に事前に積み立てさせるため、銀行が負債の額やリスクの状況に応じた負担金を年に 1 回拠出する破綻処理基金を設立しなければならない。積み立ては 10 年かけて預金保険対象預金の少なくとも 1%相当に達するように行われる。

銀行の破綻処理を行う上で事前の積み立てが不十分である場合、銀行は事後的に資金を追加拠出することとなる。また、各国の破綻処理基金は、必要に応じて、他国の破綻処理基金から借り入れることが可能である。

4. 預金保険制度に関する規制（DGSD）

最初の預金保証スキーム指令[4]（Deposit Guarantee Schemes Directive: DGSD）は 1994 年に成立した。しかし、最低限の調和を図る内容であったため、①保護される預金の額、②対象となる預金者・商品の範囲、③払い戻しの延期、④積み立て方法、といった点で、各国間の預金保証スキーム（Deposit Guarantee Schemes: DGS）の乖離が残存していた。このことは、2008 年の世界金融危機を受けて、金融の安定や域内市場の適切な機能を損なうものであると問題視されるようになり、2009 年には応急的な措置として保証限度額を引上げる DGSD の改正が行われた。その後、預金保護の改善、預金者からの信頼の維持、セーフティネットの強化を目的とする包括的な見直しが行われ、2014 年に再度 DGSD の改正が行われた。改正後の DGSD の内容は以下の通りである。

(1) 保護される預金の額（DGSD 第 6 条）

保護される預金の額の上限は銀行ごとに預金者 1 人あたり 10 万ユーロである。なお、不動産取引（家の売却等）や一定のライフイベント（結婚、離婚、退職等）により一時的に預金残高が増えた場合には、一定期間、10 万ユーロを超えて保護される。また、複数の預金者による共同口座については、預金者ごとに 10 万ユーロまで保護される。

(2) 対象となる預金・預金者（DGSD 第 2 条・第 5 条・第 7 条）

個人の預金に加え、規模にかかわらず企業の預金も保護される。ただし、金融機関や官庁の預金は保護されない（小規模な地方官庁の預金を除く）。なお、EU 域外の通貨による預金であっても保護の対象となる。

[4] DIRECTIVE 2014/49/EU OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 16 April 2014 on deposit guarantee schemes

(3) 預金者への払い戻し（DGSD 第 8 条）

現状では預金者への払い戻しの期限は銀行の破綻から 20 営業日以内であるが、以下の通り、段階的に 20 営業日から 7 営業日まで短縮される予定である。

- 2019 年 1 月～2020 年 12 月：15 営業日
- 2021 年 1 月～2023 年 12 月：10 営業日
- 2024 年 1 月以降：7 営業日

各国 DGS は基本的に自国の銀行を対象とするものの、他の加盟国の銀行が自国内に設置した支店の預金者からの払い戻し請求についても、母国 DGS の代わりに対応する。

(4) 積み立て（DGSD 第 10 条・第 12 条・第 13 条）

各国 DGS は銀行からの拠出により必要な資金を事前に積み立てる。原則として、対象預金の 0.8%相当を 2024 年 7 月までに積み立てなければならない。各国において 0.8%以外の水準に目標を設定することも可能だが、0.8%より低い目標を設定する場合には欧州委員会の承認が必要であり 0.5%を下回る目標を設定することはできない。

銀行は、事前の積み立てのほか、必要な場合には、事後的にも資金を拠出しなければならない。それでもなお資金が不足している場合には、他国の DGS から借り入れることも認められている。

各銀行が負担する拠出金は、その銀行が受け入れている対象預金の額と当該銀行が負うリスクの程度に基づき算出される。対象預金の額が同じであればリスクが高い銀行ほど拠出額も高くなる。

(5) 基金の使用（DGSD 第 11 条）

各国 DGS が積み立てた資金は、原則として銀行破綻時の預金者への払い戻しのために使用される。ただし、厳しい条件を満たした場合に限り、銀行の破綻を回避するための支援（資本増強、流動性供給等）や銀行の破綻処理のために使用することも認められている。

5. 金融商品の取引に関する規制（MiFID Ⅱ・MiFIR）

EU では、投資サービスと投資活動に関する市場の統一による金融市場の競争力の向上と、株式・債券・デリバティブをはじめとする金融商品に関する高いレベルの投資家保護のため、以下の業務に対する規制として 2004 年に金融商品市場指令[5]（Markets in Financial Instruments Directive: MiFID）が採択された。

- 投資サービス会社（投資サービスを提供する銀行を含む）による金融商品への投資に関するサービスの提供
- 伝統的な証券取引所と代替的な取引施設の運営

[5] DIRECTIVE 2004/39/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 21 April 2004 on markets in financial instruments amending Council Directives 85/611/EEC and 93/6/EEC and Directive 2000/12/EC of the European Parliament and of the Council and repealing Council Directive 93/22/EEC

その後、世界金融危機や技術革新等に伴う市場の変化により MiFID の問題が明らかになったことを受け、これらの問題に対処し当初の目的を達成するため、2014 年に第 2 次金融商品市場指令[6]（MiFID Ⅱ）・金融商品市場規則[7]（Markets in Financial Instruments Regulation: MiFIR）が採択された。主な改正内容は以下の通りである。

(1) 市場構造の枠組みの導入

MiFID の適用を受けない取引施設を通じた取引が増加するなど、規制回避の動きが拡大していたことから、規制の適用対象となる取引施設を通じた取引を促進するため、MiFID Ⅱ・MiFIR では次のような措置がとられている。

- MiFID の適用対象である規制市場（regulated market）と多角的取引施設（Multirateral Trading Facility: MTF）に加えて、取引施設の新たな類型として、非エクイティ商品（債券、デリバティブ等）の取引を扱う組織化された取引施設（Organaised Trading Facility: OTF）を導入し、MTF と同等の規制を適用
- 株式について、規制市場、MTF、システマティック・インターナライザー（Systematic Internaliser。組織化され、頻繁かつシステマティックに相当量の顧客注文を自己勘定にて執行する投資サービス会社）、または、同等性の認められた第三国の取引施設を通じた取引を義務付け
- 標準化されたデリバティブ取引について、規制市場、MTF、OTF、同等性の認められた第三国の取引施設を通じた取引を義務付け

(2) 透明性の向上

① 透明性要件の適用対象の拡大

取引前・取引後透明性要件の適用対象は、MiFID では株式のみであったが、MiFID Ⅱ・MiFIR ではエクイティ商品（株式、ETF 等）および非エクイティ商品に拡大された。また、取引報告義務の対象となる金融商品も、MiFID では規制市場での取引が認められる金融商品であったが、MiFID Ⅱ・MiFIR では取引施設での取引が認められる金融商品やそれらをベースとする金融商品に拡大された。

取引前透明性要件については、取引施設に対して、原則、気配値や当該気配値での取引意思の程度を営業時間中継続して公表することを求めているほか、システマティック・インターナライザーに対しても、流動性市場がある取引については原則確定気配値を公表することを求めている。

取引後透明性要件については、取引施設やシステマティック・インターナライザーを含む投資サービス会社に対して、原則、可能な限りリアルタイムで取引価格・取引高・取引時刻を認定公表機構（Approved Publication Arrangement: APA）を通じて公表することを求めている。

取引報告義務については、投資サービス会社に対して、完全かつ正確な取引の詳細

6 DIRECTIVE 2014/65/EU OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 15 May 2014 on markets in financial instruments and amending Directive 2002/92/EC and Directive 2011/61/EU

7 REGULATION (EU) No 600/2014 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 15 May 2014 on markets in financial instruments and amending Regulation (EU) No 648/2012

を翌営業日終了時までに当局に報告するよう求めている。具体的な報告内容は、①金融商品の名称・銘柄コード、②取引数、③約定日時、④取引価格、⑤顧客識別情報、⑥投資サービス会社の担当者、⑦アルゴリズム取引を行うコンピューターの識別情報、⑧関与する投資サービス会社を識別する手段、等である。認定報告機関（Approved Reporting Mechanism: ARM）を通じて、または投資サービス会社が直接当局に報告しなければならない。

② ダークプール規制の導入

エクイティ商品については、価格形成プロセスへ悪影響が及ぶことを防ぎ、規制の適用対象となる透明性の高い取引施設において取引が最大限行われることを目的として、取引前透明性要件の適用除外となる取引の量に一定の制限を課した。

(3) 投資家保護の強化

① 最良執行義務

投資サービス会社は、取引価格、費用、スピード等について、顧客にとって最良の結果を得るための十分な措置を講じなければならない。具体的には、金融商品のクラスごとに、顧客取引を執行する取引施設に関する情報や取引施設の選択に影響を与える要素に関する情報を含む取引執行方針を策定するほか、取引執行や取引執行方針の有効性について定期的なモニタリングを実施しなければならない。

② プロダクト・ガバナンス

金融商品の組成者に対して、投資家のニーズに合った金融商品を設計すること、ターゲット市場に適合する販売戦略が策定されるようにすること、金融商品がターゲット市場で販売されるための合理的な手段を講じること、を義務付けている。

一方、金融商品の販売者に対しては、投資家のニーズと金融商品との適合性の評価を実施することや、顧客の利益となる場合にのみ金融商品を提供することを義務付けている。

③ コミッション・アンバンドリング

投資サービス会社が顧客に対して、独立した投資アドバイスまたはポートフォリオマネジメントサービスを提供する場合、第三者から金銭的・非金銭的な便益を受領することは原則禁止されている。ただし、少額の非金銭的便益については、顧客サービスの向上に資するものでありその規模や性質が最良執行義務に反しないものであるならば、顧客への開示を条件に受領することが認められている。

(4) 第三国企業のアクセスに係る統一的な枠組みの導入

第三国企業が EU 域内で投資サービスを提供する場合、原則として支店を開設しなければならない。ただし、プロ顧客や適格カウンターパーティとの取引については、欧州委員会による同等性の決定があるなど一定の要件を充足すれば、支店を開設することなく投資サービスを提供できる。

第 3 章　金融機関に対する許認可・監督の枠組み

銀行免許の付与や検査・監督に関する要件は、EU レベルでは主に CRDⅣに規定されている。以下では、CRDⅣに規定されている EU 全域に適用される要件について整理する。なお、CRDⅣは加盟国の国内法について最低限の調和を図るものであり、各国は追加の要件を設けることができる。

1.　銀行免許の付与

(1)　銀行免許（CRDⅣ第 8 条）

加盟国は、参入予定者に対して、業務開始前に銀行免許を取得するよう求めなければならない。加盟国は銀行免許付与に係る要件を定め EBA に報告しなければならない。

(2)　経営計画と組織構造（CRDⅣ第 10 条）

加盟国は、参入予定者に対して、銀行免許の申請の際に、従事する業務の種類を含む経営計画と設立する銀行の組織構造を添付するよう求めなければならない。

(3)　経済的必要性（CRDⅣ第 11 条）

加盟国は、銀行免許の申請について、市場の経済的必要性の観点から審査するよう求めてはならない。

(4)　当初資本金（CRDⅣ第 12 条）

加盟国当局は、当初資本金が 500 万ユーロ未満の業者に対して銀行免許を付与してはならない。

(5)　実効的な管理と本社の所在（CRDⅣ第 13 条）

加盟国当局は、2 名以上の者によって実効的にビジネスが管理される場合にのみ、銀行免許を付与するようにしなければならない。また、登記された事務所を持つ法人の参入予定者に対しては当該事務所の所在国に、それ以外の参入予定者に対しては実際に営業する国に本社を設置するよう求めなければならない。

(6)　株主と構成員（CRDⅣ第 14 条）

加盟国当局は、参入予定者より、大量保有（qualifying holding、銀行の株式・議決権の 10%以上の保有）者に該当する株主・構成員の身元とその保有量（大量保有がない場合には上位 20 名の株主・構成員）について報告を受けない限り、銀行免許を付与してはならない。

加盟国当局は、参入予定者の健全な経営を確保する必要性も考慮に入れた上で、株式・構成員が適切であると判断できない限り、銀行免許を付与してはならない。

加盟国当局は、参入予定者と他者との間の緊密な関係、または、第三国の法令や行

政規則の執行が、加盟国当局による監督手段の実効的な行使を妨げる場合、銀行免許を付与してはならない。

2. 検査・監督

(1) 母国当局と現地国当局の管轄（CRDIV第 49 条）

銀行に対する健全性監督は母国当局の責務である。ただし、この規定は、EU 域内の現地国当局に責務を課している CRDIVの他の規定に影響を及ぼすものではない。

EU 域内の現地国当局が銀行に対して講じる措置は、差別的であってはならず、また、他の加盟国において銀行免許が付与された銀行であるということを理由として不必要に厳しい内容となってはならない。

(2) 行政処分とその他の行政措置（CRDIV第 65 条）

加盟国は、CRDIVの国内法と CRR の違反に対する行政処分とその他の行政措置を規定するとともに、それらの実施を確保するために必要な措置を全て講じなければならない。加盟国は、国内の刑法の対象となる違反について行政処分のルールを規定しない場合、関連する刑法の規定を欧州委員会に報告しなければならない。行政処分とその他の行政措置は、実効的で、バランスがよく、かつ抑止力のあるものでなければならない。

(3) 当局による審査・評価（CRDIV第 97 条）

加盟国当局は、銀行が CRR・CRDIVを遵守するために実施した態勢整備・戦略を審査し、以下を評価する。

- 銀行が負っているリスク
- 銀行が金融システムに及ぼしているリスク
- ストレステストによって明らかになったリスク

この審査・評価に基づき、加盟国当局は、銀行が実施した態勢整備・戦略および銀行が有する自己資本・資金流動性によって、健全な経営とリスクへの備えが確保されているかを判断しなければならない。

加盟国当局は、銀行の活動規模や金融システムに対する重要性を考慮して、上記の審査・評価の頻度と強度を設定しなければならない。この審査・評価は、当局による検査の計画（CRDIV第 99 条）の対象となっている銀行については、最低でも年に 1 回は更新されなければならない。

加盟国当局は、審査の結果、銀行が金融システムにリスクを及ぼす可能性があると判明した場合には、当該審査の結果を EBA に遅滞なく報告しなければならない。

(4) 当局による検査の計画（CRDIV第 99 条）

加盟国当局は、監督している銀行に対する当局による検査の計画を少なくとも 1 年に 1 回以上採択しなければならない。この計画は、当局による審査・評価（CRDIV第

97 条）のプロセスを考慮に入れるとともに、以下の内容を含む必要がある。

- 加盟国当局による業務遂行・リソース配分に係る方針
- 頻度の高い実地検査や加盟国当局の常駐といった厳格な監督の対象となる銀行の特定
- 実地検査（他の加盟国に所在する支店・子会社を含む）の計画

当局による検査の計画の対象には以下の銀行を含めなければならない。

- ストレステストの結果や当局による審査・評価の結果において、財務上の大きなリスクや CRDⅣの国内法や CRR の違反の可能性が示されている銀行
- 金融システムにリスクを及ぼしている銀行
- 加盟国当局が検査の計画が必要であると判断するその他の銀行

銀行の状況によっては以下の措置がとられる。

- 銀行に対する実地検査の頻度の引き上げ
- 加盟国当局の銀行への常駐
- 銀行による追加的な（またはより頻度の高い）報告
- 銀行の経営や戦略、ビジネスに関する計画の追加的な（またはより頻度の高い）審査
- 具体化する可能性の高い特定のリスクを確認するテーマ別検査

母国当局による検査計画の採択は、EU 域内の現地国当局による現地の支店の業務に対する実地検査を妨げてはならない。

第 4 章　最近の動向

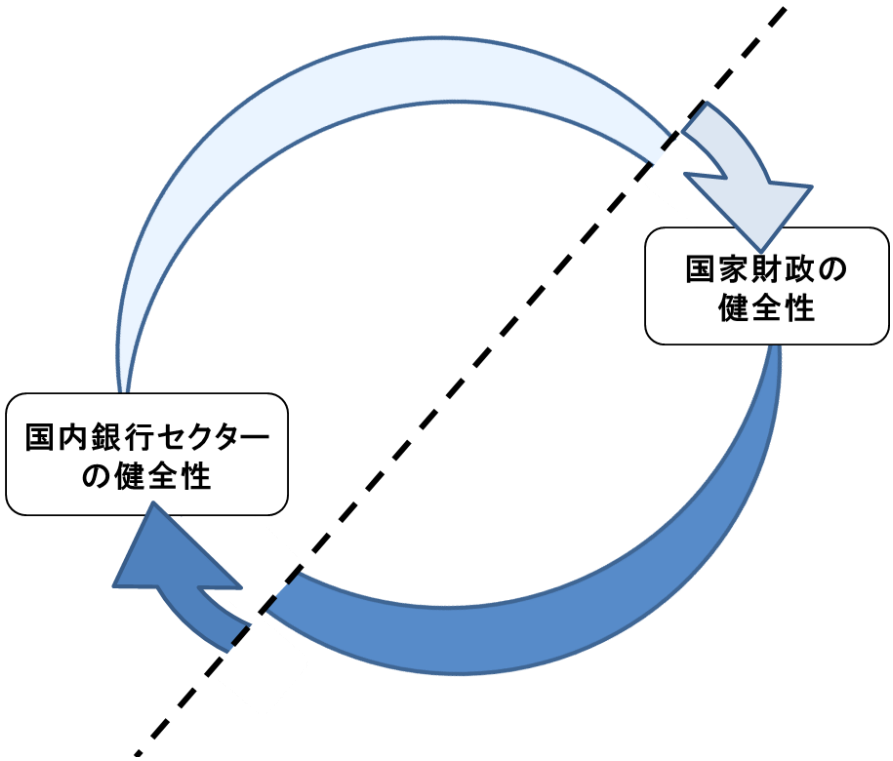
1.　銀行同盟の状況

世界金融危機とそれに続く欧州債務危機では、ユーロ圏を中心に、銀行と国家財政の負の連鎖（doom loop）が、簡単に国境を越えて他の EU 加盟国の財政難を引き起こすという問題が明らかになった。これを受けて、EU は、経済通貨同盟（Economic and Monetary Union）の深化に向けた取り組みの一環として、銀行同盟（Banking Union）の完成に取り組んでいる。

銀行同盟は、参加国における銀行規制の一貫した実施を実現するための枠組みであり、目的は以下の通りである。

- 銀行の健全性を高め将来の金融危機に耐えられるようにすること
- 公的資金が銀行救済に利用される事態を回避すること
- 金融セクターのルールの調和によって市場の分断を解消すること
- ユーロ圏および EU 全体の金融安定性を向上させること

図表 7: 銀行と国家財政の負の連鎖（doom loop）の切断



（出所）　欧州委員会“COMPLETING THE BANKING UNION”（2017 年 10 月）を基に作成
https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/171011-banking-union-factsheet_en.pdf

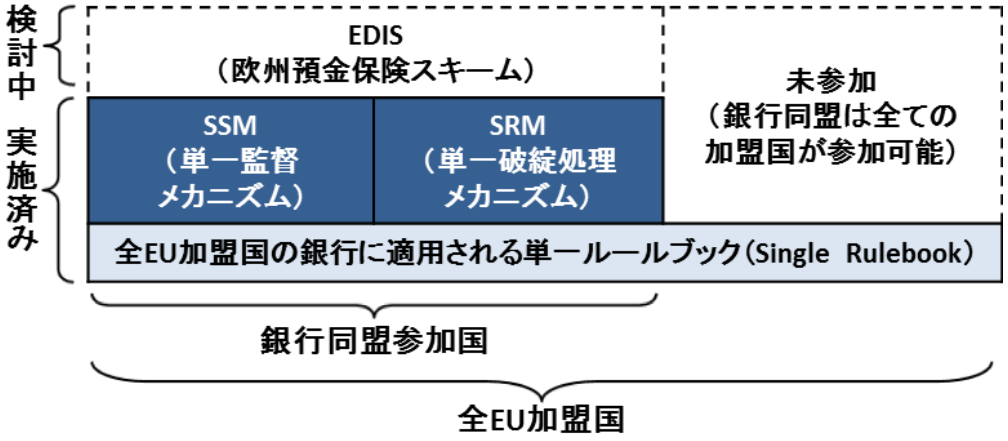
銀行同盟の参加国は以下の通りである。

- ユーロ圏の全ての国
- 銀行同盟に参加することを選択した非ユーロ圏の国

銀行同盟には、全 EU 加盟国に適用される単一ルールブック（Single Rulebook）を土台として以下の 2 つの柱がある。

- 単一監督メカニズム（Single Supervisory Mechanism: SSM）
- 単一破綻処理メカニズム（Single Resolution Mechanism: SRM）

図表 8: 銀行同盟の状況



（出所） 欧州委員会“COMPLETING THE BANKING UNION”（2017 年 10 月）を基に作成
https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/171011-banking-union-factsheet_en.pdf

(1) 単一監督メカニズム（SSM）

SSM は、2014 年 11 月に導入された欧州の銀行監督の枠組みであり、ECB と銀行同盟参加国の監督当局から構成される。

① 目的

SSM の目的は以下の通りである。

- 欧州の銀行システムの安全性・健全性の確保
- 金融の統合深化と金融安定性の向上
- 一貫した監督の実現

SSM の役割は以下の通りである。

- 銀行による健全性要件の遵守の監督
- 脆弱性の早期発見
- 明らかになった脆弱性を是正するための措置が確実に講じられるようにすること

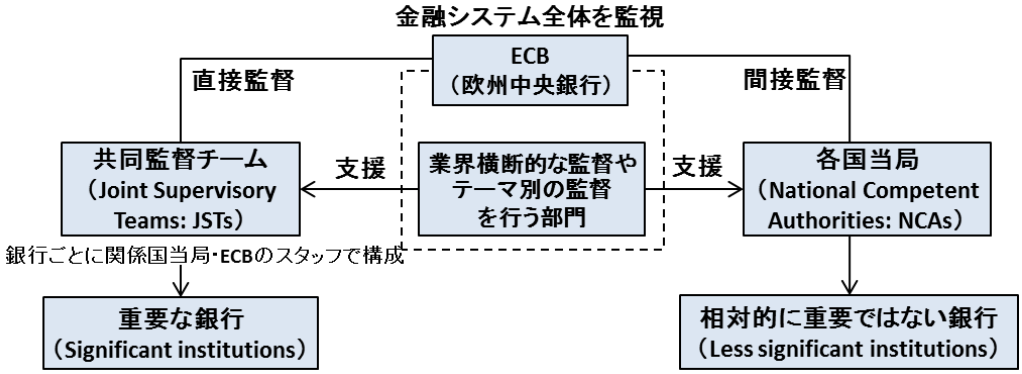
② ECB の役割

ECB は、ユーロ圏の重要な銀行を各国当局と緊密に協力しながら直接監督する。直接監督の対象となる銀行は、（a）総資産が 300 億ユーロ超、（b）特定の 1 ヵ国もし

くは EU の経済において影響力が大きい、（c）総資産が 50 億ユーロ超、かつ、2 国以上の EU 加盟国に対するクロスボーダー資産（或いは負債）の総資産（或いは総負債）に占める割合が 20%超、（d）公的支援を申請したか受け入れた機関、のいずれかに該当する銀行であり、その数は約 120 行となっている。

一方、相対的に重要ではない銀行については、引き続き各国当局が ECB と緊密に協力しながら監督する。ただし、ECB は各国当局による監督をモニタリングしており、必要に応じて直接監督に切り替えることができる。

図表 9: SSM（単一監督メカニズム）における役割分担



（出所） ECB“SSM Supervisory Manual”（2018 年 3 月）を基に作成
https://www.bankingsupervision.europa.eu/ecb/pub/pdf/ssm.supervisorymanual201803.en.pdf

ECB は銀行監督に関して以下の権限を有している。

- 審査・実地検査の実施
- 銀行免許の付与・剥奪
- 銀行への一定以上の出資や出資の処分に対する審査
- 銀行による EU 健全性規制の遵守の確保
- 銀行に対する所要自己資本の上乗せ

なお、ECB の銀行監督業務は、ECB に特別に設置された銀行監督委員会が計画・遂行する。

③ 各国監督当局の役割

各国の監督当局は相対的に重要ではない銀行を監督する責任があり、消費者保護、マネーローンダリング、決済サービス、第三国の銀行の支店、に関する日常の監督業務を遂行している。

④ EU 理事会の役割

EU 理事会は ECB の銀行監督委員会の委員長・副委員長を指名する。また、欧州議会と EU 理事会は銀行監督委員会の委員長の解任手続を開始する権限を有している。

⑤ EBA の役割

EBA は、銀行セクターにおける単一ルールブックの一貫した実施について責任を有する。その一環で、各国当局によって実施される EU 全域ストレステストの調整を担っており、ECB によるストレステストの実施の準備作業に参加する。

(2) 単一破綻処理メカニズム（SRM）

SRM は、銀行同盟参加国の銀行を対象とする実効的な破綻処理のための枠組みであり、EU レベルの破綻処理当局である単一破綻処理委員会（Single Resolution Board: SRB）と銀行セクターから資金の拠出を受ける単一破綻処理基金（Single Resolution Fund: SRF）から構成される。2015 年 1 月に破綻処理計画の準備、情報収集、各国破綻処理当局との協力に関する規定が施行され、2016 年 1 月に破綻処理計画、早期介入、ベイルイン（破綻処理における債権者への負担賦課）を含む破綻処理手段に関する規定が施行された。

① 目的

SRM の主な目的は以下の通りである。

- 銀行セクターの信頼回復
- 取り付け騒ぎや危機の伝播の回避
- 銀行と国家財政の負の連鎖の極小化
- 域内金融サービス市場の分断の解消

② 単一破綻処理委員会（SRB）

SRB は SRM における主たる意思決定主体であり、業務は以下の通りである。

- 直接的に責任を負っている銀行の破綻処理計画の作成（これらの銀行には、ECB の直接監督の対象となっている銀行と複数国で活動する銀行が含まれる）
- 銀行の破綻処理可能性（resolvability）の評価と破綻処理計画の採択
- 破綻処理の障害への対処と解消に向けた協力
- 自己資本と適格負債に関する最低所要水準（Minimum Requirement for own funds and Eligible Liabilities: MREL）の設定
- 早期介入措置のフォローアップ
- 破綻処理の開始の決定（ECB とともに）
- 破綻処理スキーム（破綻処理手段の適用や SRF の利用に関する内容を含む）の採択
- 各国破綻処理当局との緊密な協力、各国破綻処理当局への指示

SRB の会議には役員会（Executive Session）と総会（Plenary Session）の 2 種類が

あり、このうち役員会は、破綻処理に関する決定を行う。一方、総会は、手続き・予算・投資・スタッフ等のより一般的な事項に関する決定や、一定水準以上の SRF の利用に関する決定を行うほか、SRF による借り入れや事後の特別な拠出金の徴収を認可する。

役員会と総会に共通する参加者は以下の通りである。

- SRB 委員長（議決権あり）
- SRB 副委員長（議長が欠席でない限り議決権なし）
- SRB の 4 人の常勤メンバー（議決権あり）
- ECB の代表者 1 名（オブザーバー）
- 欧州委員会の代表者 1 名（オブザーバー）
- 臨時のオブザーバー（必要に応じて）

上記のメンバーに加え、会議の種類に応じて以下の者が議決権のあるメンバーとして参加する。

- 特定の銀行について審議する役員会の場合、関係する国の破綻処理当局の代表者
- 総会の場合、銀行同盟参加国の破綻処理当局の代表者（各国 1 名ずつ）

③ 単一破綻処理基金（SRF）

SRF は超国家的なレベルで設立される基金である。銀行からの拠出金を原資としており、銀行の破綻処理において、ベイルイン等のその他の選択肢を使い果たした後に利用される。銀行同盟参加国の全ての銀行の預金保険対象預金額の 1%（550 億ユーロ前後と推計されている）を目標として、8 年かけて積み立てが行われる。

個別銀行の拠出額は、銀行同盟参加国の全ての銀行の負債（自己資本と預金保険対象預金を除く）の額に占める当該銀行の負債（自己資本と預金保険対象預金を除く）の割合と当該銀行のリスクの大きさによって決まる。

④ 破綻処理の流れ

SRM における破綻処理の流れは以下の通りである。

i. ECB が SRB に「銀行が破綻しているか破綻しそうであること」を通知する。こうした判断は、ECB が情報の提供を受けてから 3 日以内に対応しなかった場合、SRB の役員会が行うことができる。

ii. 役員会は、民間部門での解決が可能か、公益の観点から破綻処理が必要か、を決定する。

iii. 破綻処理が不要であると判断された場合、銀行は各国の法令に基づいて清算される。

iv. 破綻処理が必要であると判断した場合、SRB は破綻処理スキームを採択する。

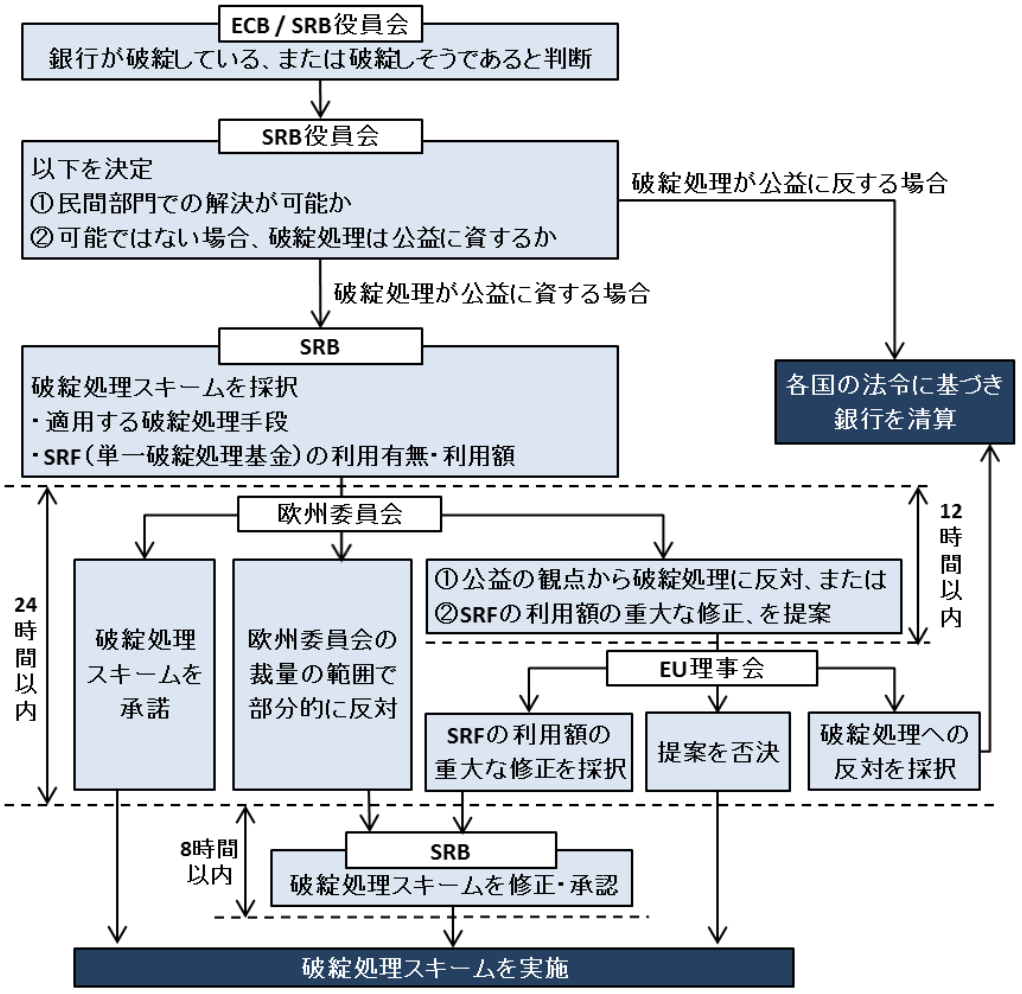
v. 破綻処理スキームは SRB の採択後 24 時間以内に発効する。この間に欧州委員会は、当該破綻処理スキームについて、以下のいずれかの対応をとる。

- 承諾
- 欧州委員会の裁量の範囲内で部分的に反対
- ①公益の観点から破綻処理に反対すること、または②SRF の利用額に重大な修正を加えること、を EU 理事会に提案

  欧州委員会が EU 理事会に対して公益の観点から破綻処理に反対することや SRF の利用額に重大な修正を加えることを提案する場合、欧州委員会は、EU 理事会に 12 時間の猶予を与えるため、SRB による破綻処理スキームの採択後 12 時間以内に当該提案を行わなければならない。EU 理事会が破綻処理に反対した場合、その銀行は適用される各国の法令に基づき清算される。

vi. SRB は、関係国の破綻処理当局によって破綻処理に関する必要な措置が確実に実施されるようにする。

図表 10: SRM（単一破綻処理メカニズム）における破綻処理の流れ



（出所） EU 理事会ウェブサイトを基に作成（閲覧日：2018 年 8 月 13 日）
http://www.consilium.europa.eu/en/infographics/infographics-srm/

(3) 預金保険制度の統一（EDIS）

現行でも各国の DGS（預金保証スキーム）により銀行ごとに預金者 1 人あたり 10

万ユーロまでの預金が保護されているものの、特定の地域における危機に対して脆弱であり、銀行と国家財政の負の連鎖を助長している。このため、銀行預金への信頼を確保することにより、銀行への取り付けを防ぎ、金融の安定を維持することを目的として、預金保険制度の統一が検討されている。

欧州委員会は、2015 年 11 月に、ユーロ圏の銀行預金を対象とする欧州預金保険スキーム（European Deposit Insurance Schemes: EDIS）を導入するための法案を提出した。EDIS は、銀行同盟の第 3 の柱であり、各国の DGS を土台として、ユーロ圏においてより強力かつ統一的な預金保険を提供するものである。当初、欧州委員会は、以下の通り、EDIS を 2017 年から 2024 年にかけて段階的に実施することを提案した。

i. 再保険（reinsurance）の段階（2020 年までの 3 年間）：ペイアウトや破綻処理の局面において、EDIS は、一定額の流動性を供給するとともに、各国の DGS に生じた損失の一定額を負担する。

ii. 共同保険（co-insurance）の段階（2024 年までの 4 年間）：各国 DGS は自身の資金を使い果たす前であっても EDIS を利用することができる。この 4 年間、各国 DGS に生じた損失を EDIS が負担する割合は徐々に大きくなる。

iii. 完全保険（full insurance）の段階（2024 年以降）：EDIS が完全に預金保険を担う。ペイアウトや破綻処理の局面における全ての流動性不足や損失に対応する。

しかしながら、銀行の不良債権の問題や各国による損失負担のあり方等を巡って、欧州議会・EU 理事会における審議は停滞しており、法案は成立していない。これを受けて、欧州委員会は、2017 年 10 月、事態打開のために声明を公表し、以下の事項を提案している。

- EDIS の導入をより漸進的なものにする。
- 再保険の段階においては、EDIS は、流動性を供給するのみで、各国 DGS に生じた損失は負担しない。
- 再保険の段階から共同保険の段階への移行は、銀行の不良債権の処理が十分に進展した後とする。

2. リテール決済システムの動向

EU は、決済サービス市場の効率化・統合に取り組んでおり、以下を実現する方針である。

- EU 域内の規制の統一
- 決済に関する明確な情報
- 決済スピードの向上
- 消費者の保護
- 幅広い決済サービス

この一環で、EU は、クロスボーダー決済を国内決済と同じように簡便・安全かつ低コストで行うことが可能な単一決済圏の創設を目指している。

(1) 決済サービスに関する規制

2007 年、決済サービスに関する欧州経済領域[8]（European Economic Area: EEA）共通の規制として、第 1 次決済サービス指令[9]（Payment Services Directive: PSD1）が成立した。PSD1 は、以下をはじめとするあらゆる種類の電子的な決済を対象としている。

- 送金
- デビットカード
- クレジットカード
- オンライン決済

PSD1 では、決済サービス提供者（Payment Service Provider）が消費者に提供すべき情報や、決済サービスの利用に関する権利と義務が規定された。また、決済サービス提供者間の競争を促進するとともに消費者の選択肢を増やすため、決済サービスを提供できる業者の類型として、それまでの銀行・電子マネー事業者（Electronic Money Institution）に加え、新たに決済サービス事業者（Payment Institution）が導入された。

図表 11: PSD1（第 1 次決済サービス指令）の概要

	決済サービス提供者（Payment Service Provider）		
	銀行	電子マネー事業者	決済サービス事業者
免許・登録	免許制（Authorisation）（注1）（注2）		
業務内容	決済口座サービス 資金移動サービス（立替払いを含む） 支払手段の発行・管理（クレジットカード等） 電子マネー・プリペイドカードの発行 預金・融資（注1）		等
自己資本規制	• 資本金500万ユーロ以上 • 自己資本比率規制（バーゼル Ⅲ） （注1）	• 資本金35万ユーロ以上 • 資本金が未決済電子マネー平均額の2% 超等 （注2）	• 資本金2～12.5万ユーロ以上等
資産保全	預金保険（注1）	他の財産から隔離、優先弁済（注3）	

（注 1） CRDIVによる。
（注 2） 第 2 次電子マネー指令（Payment Money Institution Directive 2）による。
（注 3） 電子マネー事業者については、第 2 次電子マネー指令による。
（出所） 金融庁「決済に関する中間的業者に係る欧米における制度面での対応等」（2016 年 10 月 28 日、第 3 回金融制度ワーキング・グループ事務局説明資料）を基に作成
https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/financial_system/siryou/20161028/01.pdf

(2) 決済サービスに関する EU 法の見直し

EU は、情報通信技術の革新により、決済サービスを担う新たなプレーヤーが登場し

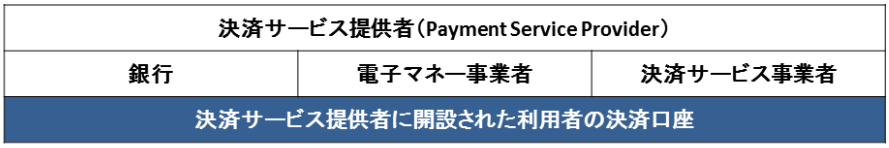
[8] EU、アイスランド、ノルウェー、リヒテンシュタイン
[9] DIRECTIVE 2007/64/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 13 November 2007 on payment services in the internal market amending Directives 97/7/EC, 2002/65/EC, 2005/60/EC and 2006/48/EC and repealing Directive 97/5/EC

たことを踏まえ、2015 年に以下を目的とする第 2 次決済サービス指令[10]（Revised Payment Services Directive: PSD2）を採択し、2018 年 1 月に施行した。

- オンライン決済サービス利用の容易性・安全性の向上
- 詐欺・不正利用・障害に対する消費者保護の向上
- 革新的なモバイル決済サービス・オンライン決済サービスの促進
- 消費者の権利の強化
- 各国監督当局の調整と技術的基準策定に係る EBA の役割の強化

これらの目的を達成するため、PSD2 は、決済指図伝達サービス提供者（Payment Institution Service Provider: PISP）と口座情報サービス提供者（Account Information Service Provider: AISP）の業者区分を導入した。

図表 12: PSD2（第 2 次決済サービス指令）の概要



	決済指図伝達サービス提供者（PISP）	口座情報サービス提供者（AISP）
業務内容	利用者の依頼による決済指図の伝達	利用者への口座情報の提供等
免許・登録	免許制（Authorisation）	登録制（Registration）
財務要件	資本金5万ユーロ以上	なし
資産保全	なし ※利用者から資金預り禁止 ※責任保険への加入義務あり	なし ※責任保険への加入義務あり

（出所） 金融庁「決済に関する中間的業者に係る欧米における制度面での対応等」（2016 年 10 月 28 日、第 3 回金融制度ワーキング・グループ事務局説明資料）を基に作成
https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/financial_system/siryou/20161028/01.pdf

また、PSD2 は、多国間交換手数料規則（Regulation on Multilateral Interchange Fees）を含む立法パッケージの一部であり、当該規則と共に、消費者によるデビットカード・クレジットカードを利用した取引に係る手数料に制限を設けるとともに、小売業者に対してこれらのカードを利用する消費者への追加料金の賦課を禁止した。

(3) 単一ユーロ決済圏（SEPA）

EU は、消費者・企業・公的機関によるクロスボーダー決済を国内決済と同じように簡便・安全かつ低コストで行えるようにするための取り組みとして、単一ユーロ決済圏（Single Euro Payments Area: SEPA）を推進している。2014 年 8 月を期限としてユーロ圏の国ごとの送金・自動引き落としのスキームがそれぞれ SEPA の送金スキーム（SEPA Credit Transfer scheme: SCT）・自動引き落としスキーム（SEPA Direct Debit

[10] DIRECTIVE (EU) 2015/2366 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 25 November 2015 on payment services in the internal market, amending Directives 2002/65/EC, 2009/110/EC and 2013/36/EU and Regulation (EU) No 1093/2010, and repealing Directive 2007/64/EC

scheme: SDD）に移行・統一されたほか、2017 年 11 月には SCT を土台として、以下の特徴を持つ即時送金スキーム（SEPA Instant Credit Transfer scheme: SCT Inst）が導入された。

- 導入国の決済サービス提供者が任意で参加
- 導入国は 2017 年 11 月の時点でユーロ圏の 8 カ国（オーストリア、エストニア、ドイツ、イタリア、ラトビア、リトアニア、オランダ、スペイン）であり、段階的に他の SEPA 構成国[11]に拡大する予定
- 送金の依頼者・受取人として利用できるのは、SCT Inst に参加している決済サービス提供者と取引がある個人・企業・政府機関
- ユーロ建て送金のスキームであり、1 件あたりの送金金額の上限は当初 15,000 ユーロ
- 送金は 10 秒以内に完了。つまり、送金の受取人側の決済サービス提供者は、送金の依頼人側の決済サービス提供者に対して、送金開始から 10 秒以内に①受取人の口座に入金したこと、または②SCT Inst による送金に失敗したこと、を通知しなければならない
- スキーム参加者は、例えば特定の国において、二者間または多者間で、送金時間の上限を 10 秒よりも短く設定することや送金金額の上限を 15,000 ユーロよりも高く設定することに合意できる
- スキーム参加者は、SCT Inst による送金を 1 日 24 時間、年 365 日処理できる能力を備えていなければならない

(4) フィンテックに関する欧州委員会の取り組み

欧州委員会は、2018 年 3 月、フィンテック行動計画（FinTech Action Plan）を採択した。目的は以下の通りである。

- 革新的なビジネスモデルの EU レベルへのスケールアップ
- 金融セクターにおけるブロックチェーン・AI・クラウドサービスをはじめとする新たな技術の取り込みの支援
- サイバーセキュリティの強化と金融システムに対する信頼の向上

行動計画には、以下を含む 19 のステップが示されている。

- EU 当局・加盟国当局が技術提供者と交流することのできる中立的・非営利的な場所を提供する EU フィンテック研究所（EU FinTech Laboratory）の主催
- 欧州の上場企業が公開した情報のデジタル化を促進する最適な方法（各国データベースを相互に連結する革新的な技術の活用を含む）の検討
- サイバーセキュリティの観点から情報共有のあり方を改善するための研修会の開催
- ESAs のガイダンスに基づくレギュラトリー・サンドボックスに関するベス

[11] EU 加盟国 28 カ国、アイスランド、ノルウェー、リヒテンシュタイン、スイス、モナコ、サンマリノ、アンドラ

トプラクティスの紹介

- 分散型台帳技術（distributed ledger technology）やブロックチェーンに関する包括的な戦略の策定

＜出所資料一覧＞

【国際機関・外国機関文献・データベース】

- 欧州連合（EU） https://europa.eu/european-union/index_en
- 欧州議会 http://www.europarl.europa.eu/portal/en
  “Review of the New European System of Financial Supervision (ESFS) - Part 2: The Work of the European Systemic Risk Board (ESRB)”（2013 年 10 月）
- 欧州理事会・EU 理事会 http://www.consilium.europa.eu/en/
- 欧州委員会 https://ec.europa.eu/commission/index_en
  “New crisis management measures to avoid future bank bail-outs”（2012 年 6 月 6 日）
  “Capital Requirements - CRD IV/CRR – Frequently Asked Questions”（2013 年 7 月 16 日）
  “EU Bank Recovery and Resolution Directive (BRRD): Frequently Asked Questions”（2014 年 4 月 15 日）
  “Deposit Guarantee Schemes – Frequently Asked Questions”（2014 年 4 月 15 日）
  “Markets in Financial Instruments Directive (MiFID II): Frequently Asked Questions”（2014 年 4 月 15 日）
  “A European Deposit Insurance Scheme (EDIS) - Frequently Asked Questions”（2015 年 11 月 24 日）
  “Capital Markets Union: Creating a stronger and more integrated European financial supervision"（2017 年 9 月 20 日）
  “COMPLETING THE BANKING UNION”（2017 年 10 月）
  “Frequently asked questions: Financial Technology (FinTech) Action Plan”（2018 年 3 月 8 日）
- 外務省（日本） https://www.mofa.go.jp/mofaj/index.html

【中央銀行・監督官庁・銀行協会等 HP】

- 欧州システミックリスク理事会（ESRB） https://www.esrb.europa.eu/home/html/index.en.html
- 欧州銀行監督機構（EBA） http://www.eba.europa.eu/
  “THE EUROPEAN BANKIN AUTHORITY AT A GLANCE”（2016 年）
- 欧州中央銀行（ECB） https://www.ecb.europa.eu/home/html/index.en.html
  “Guide to on-site inspections and internal model investigations”（2017 年 7 月）
  “Guide to assessments of licence applications”（2017 年 9 月）
  “SSM Supervisory Manual”（2018 年 3 月）
  “Completing the Banking Union with a European Deposit Insurance Scheme: who is afraid of cross-subsidisation?”（2018 年 4 月）
- 単一破綻処理委員会（SRB） https://srb.europa.eu/
- 欧州決済委員会（EPC） https://www.europeanpaymentscouncil.eu
  “QUESTIONS & ANSWERS ON THE SEPA INSTANT CREDIT TRANSFER SCHEME”（2017 年 11 月）
- 金融庁（日本） https://www.fsa.go.jp/
  決済業務等の高度化に関するスタディ・グループ（第 11 回）事務局説明資料「欧米の決済サービスに関する法制度及びインフラ等について」（2015 年 3 月 24 日）
  金融制度ワーキング・グループ（第 3 回）事務局説明資料「決済に関する中間的業者に係る欧米における制度面での対応等」（2016 年 10 月 28 日）

XIV. イタリア共和国
(Republic of Italy)

＜目次　～イタリア～＞

第 1 章　市場環境の特徴 2
第 2 章　金融制度概要 3
1.　金融機関の種類 3
(1)　商業銀行（banks estblished as S.p.A, banche S.p.A.） 5
(2)　庶民銀行（mutual banks, banche popolari） 7
(3)　信用協同組合銀行（cooperative banks, banche di credito cooperativo） 7
(4)　預託貸付公庫（Cassa Depositi e Prestiti, CDP） 8
(5)　協同組織金融機関（banche di credito cooperative, BCCs）改革 9
2.　監督官庁と指導体制 11
3.　イタリアの金融制度の特徴 13
(1)　地域（コミュニティ）金融政策 13
(2)　銀行の規制緩和と銀行財団 13
4.　預金保険制度の枠組み 16
5.　個人資産運用に関わる税制全体の中での預貯金税制 17
第 3 章　郵便貯金の概要 18
1.　設立目的・沿革概要 18
2.　グループの組織形態 19
(1)　組織構造 19
(2)　金融サービス提供の形態 20
(3)　窓口取扱時間 21
3.　バンコ・ポスタの主な業務内容 22
(1)　預金業務概要（提供商品） 22
(2)　資金運用方法 23
(3)　貸付業務概要 23
(4)　送金・決済業務概要 23
(5)　付随業務概要 23
4.　会計基準と財務諸表 24
第 4 章　金融セクターにおけるリテール金融機関の特徴 27
1.　リテール金融機関の位置づけ 27
2.　リテール金融機関の支店数シェア 27
3.　家計の金融資産・負債の動向 28
(1)　預金残高の推移 28
(2)　負債残高の推移 30
第 5 章　最近の金融動向と今後の展望 31
1.　最近の金融動向等 31
(1)　マイクロファイナンス等ソーシャルファイナンスの現況等 31
(2)　不良債権問題の進捗状況 32
(3)　国際的な金融規制とストレステスト 33
2.　最近のリテール決済の動向 35
(1)　キャッシュレス化の現状 35
(2)　モバイル決済の動向 36
(3)　イタリアのフィンテック動向 38
3.　ポステ・イタリアーネ・グループの動向 41

＜略語集＞

略語	原語(英語，イタリア語)	日本語訳
ACRI	Association of Banking Foundations and Saving Banks, Associazione di Fondazioni e Casse di Risparmio SpA	銀行財団・貯蓄銀行協会
BancoPosta RFC	BancoPosta Ring-fenced Capital	バンコ・ポスタ RFC
BCCs	banche di credito cooperativo	協同組織金融機関
BPM 銀行	Banco BPM	BPM 銀行
BRRD	Bank Recovery and Resolution Directive	銀行再建及び破綻処理に関する指令
CDP	Cassa Depositi e Prestiti	預託貸付公庫
Confidi	consorzi di garanzia collettiva dei fidi	コンフィディ
Consob	The Italian Companies and Stock Exchange Commission, Commissione Nazionale per le Societa e la Borsa	国家証券委員会
DGS	Deposit Guarantee Scheme	預金保険制度
DGSD	Deposit Guarantee Scheme　Directive, 2014/49/EU	預金保険制度指令
DIF	Deposit Insurance Fund	預金保険基金
EBA	European Banking Authority	欧州銀行監督機構
EBF	European Banking Federation	欧州銀行連盟
EC	European Committee	欧州委員会
ECB	European Central Bank	欧州中央銀行
EDIS	European Deposit Insurance Scheme	欧州預金保険制度
EIF	European Investment Fund	欧州投資基金
FITD	Interbank Deposit Guarantee Fund, Fondo Interbancario di Tutela dei Depositi	銀行間預金保険
IFRS	International Financial Reporting Standards	国際会計基準
IRI	Institute for Industrial　Restructuring	産業再興会社
IVASS	Insurance Supervisory Authority, Istituto per la Vigilanza sulle Assicurazioni	保険監督機構
MEF	Ministry for the Economy and Finance, Ministero dell'Economia e delle Finanze	経済・財政省
MPS 銀行	Banca Monte dei Paschi di Siena	モンテ・デイ・パスキ・ディ・シエナ銀行
NFRB	National Federation of Rural Banks	全国農村銀行連合会
RBs	rural banks, cassa rurale	農村銀行
SRB	Single Resolution Board	単一破綻処理委員会
SRF	Single Resolution Fund	単一破綻処理基金
SRM	Single Resolution Mechanism	単一破綻処理メカニズム
SSM	Single Supervisory Mechanism	単一監督メカニズム

第 1 章　市場環境の特徴

図表 1: イタリアの概要

分類	項目	
一般事情	面積	約 30.1 万平方キロメートル
	人口	6,076 万人（2018 年、IMF 推計）
	首都	ローマ
	民族	—
	言語	イタリア語（地域により独、仏語等少数言語あり）
	宗教	国民の 80%がキリスト教（カトリック） その他、キリスト教（プロテスタント）、ユダヤ教、 イスラム教、仏教
	在留邦人数	14,146 人（2017 年 10 月）
政治体制・内政	政体	共和制
	元首	セルジョ・マッタレッラ 大統領（2015 年 2 月就任、任期 7 年）
	議会	二院制（任期は両院とも 5 年） 上院：議席定数 315＋終身議員 6（2018 年 4 月時点） 下院：議席定数 630　　（2018 年 4 月時点）
	首相	ジュゼッペ・コンテ 首相（コンテ内閣、2018 年 6 月 1 日発足）
経済	主要産業	機械、繊維・衣料、自動車、鉄鋼
	GDP	2 兆 869 億ドル （2018 年、IMF 推計）
	1 人あたり GDP	3 万 4,349 ドル （2018 年、IMF 推計）
	実質 GDP 成長率	1.0% （2018 年、IMF 推計）
	通貨	ユーロ。1 ドル＝0.87 ユーロ、1 ユーロ＝126.88 円 （2018/12/31）



（出所）IMF、外務省等を基に作成

図表 2 ：イタリアの主要経済指標

	単位	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
人口	万人	5,854	5,903	5,945	5,971	5,995	6,017	6,051	6,078	6,080	6,067	6,059	6,076
名目 GDP	億ドル	22,061	24,021	21,907	21,290	22,784	20,740	21,312	21,552	18,338	18,602	19,387	20,869
1 人あたり GDP（名目）	ドル	37,685	40,689	36,850	35,658	38,003	34,470	35,220	35,457	30,163	30,662	31,997	34,349
実質 GDP 成長率	%	1.5	-1.1	-5.5	1.7	0.6	-2.8	-1.7	0.1	1.0	0.9	1.5	1.0
消費者物価上昇率	%	2.0	3.5	0.8	1.6	2.9	3.3	1.2	0.2	0.1	-0.1	1.3	1.3
経常収支	GDP 比%	-1.4	-2.8	-1.9	-3.4	-3.0	-0.3	1.0	1.9	1.5	2.6	2.8	2.0
財政収支	GDP 比%	-1.5	-2.6	-5.2	-4.2	-3.7	-2.9	-2.9	-3.0	-2.6	-2.5	-2.3	-1.7
政府債務	GDP 比%	99.8	102.4	112.5	115.4	116.5	123.4	129.0	131.8	131.5	132.0	131.8	130.3

（出所）実質 GDP 成長率の 2018 年は、IMF “World Economic Outlook UPDATE”（January 2019）による。
それ以外の数値は IMF "World Economic Outlook October 2018"を基に作成

第 2 章　金融制度概要

イタリアの金融機関（銀行）は、1936 年の銀行法（Royal Law Decree 375/1936, Banking Act）を改正し、1993 年に成立した統合銀行法（政令第 385/1993 号）（Legislative Decree 385/1993, Consolidated Law on Banking）により銀行の業態と業態ごとの業務及び監督制度等が定められている。

1.　金融機関の種類

統合銀行法（Consolidated Law on Banking）により、イタリアの銀行は①株式会社形態の商業銀行（banks established as società per azioni, banche S.p.A.）、②庶民銀行（mutual banks, banche popolari）、③信用協同組合銀行（cooperative banks, banche di credito cooperative）に分類され、更に④外国銀行の支店（branches of foreign banks）が加わる。このうち、庶民銀行及び信用協同組合銀行が「協同組織金融機関（banche di credito cooperative, BCCs）」に分類されるが、前者は都市部の中小企業を対象とする一方、後者は農村地域を基盤とし、地域主義・互助色が強い。業態別の銀行数、支店数を図表 3 に示す。

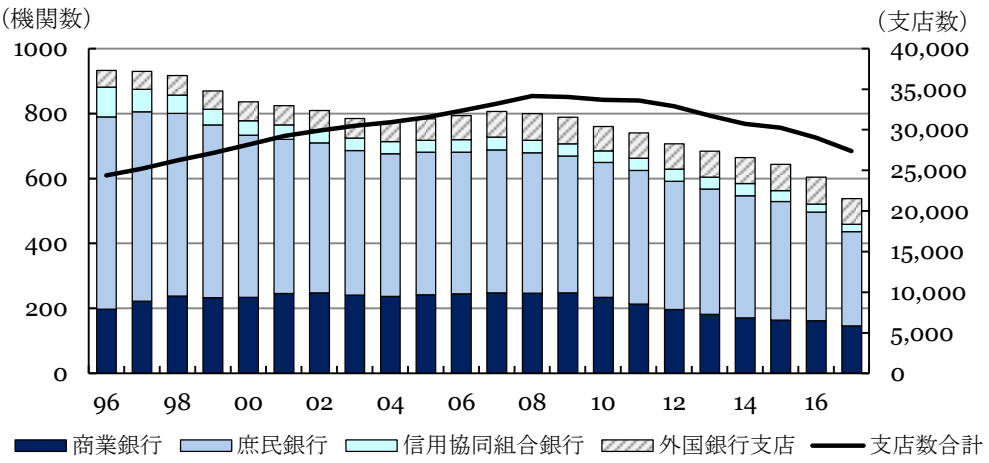
図表 3：イタリアにおける銀行の業態分類（2017 年 12 月末）

業態	銀行数（シェア）	支店数（シェア）	根拠法	特徴
商業銀行 Banks established asS.p.A, banche S.p.A.	147 （27.3%）	21,333 （77.9%）	統合銀行法	・株式会社形態 ・2 大商業銀行グループのシェアが高い ・法人・投資銀行部門に優位性を持つ
庶民銀行 Mutual banks, banchepopolari	289 （53.7%）	4,257 （15.6%）	統合銀行法	・都市部の中小企業が主要顧客 ・原則は組合員による一人一票制を採る協同組合。ただし総資産 80 億ユーロ以上の場合は株式会社化するか、その基準以下になるように減資する必要がある ・広域自治体レベルの地方連盟に加え、全国組織（フェデルカッセ）・全国銀行（イックレア・バンク）を有する 3 層構造 ・信用協同組合銀行と違い、組合員以外との取引や営業地域に係る制限がない ・協同組織金融機関グループ（株式会社）に加盟し協同組合として存続するか、加盟しない場合は株式会社に変更することになっている
信用協同組合銀行 Cooperative banks, banche di creditocooperativo	23 （4.3%）	1,619 （5.9%）	統合銀行法	・協同組織金融機関として庶民銀行に準ずるが、組合員に全体の 50%以上の信用を供与する制約や特定エリア内での営業規制がある ・農家や小企業を主要顧客とし、1 件当たりの融資額は小さい
外国銀行の支店 Branches of foreignbanks	79 （14.7%）	165 （0.6%）	（本国法）	・専ら法人向けやニッチ市場に特化
合計	538 （100.0%）	27,374 （100.0%）		

（注）　信用協同組合銀行については、地方組織と全国組織を同一階層と見なして 2 層構造とする場合もある
（注）　庶民銀行数および信用協同組合銀行数については、逆の数値が記載されている資料も見られるが、ここでは支店数記載の都合上、Banca d'Italia "Statistical Database"の数値を使用した
（出所）　農林中金総合研究所企画、齋藤百合子、重頭ユカリ著（2010）『欧州の協同組合銀行』日本経済評論社、重頭ユカリ（2007）「イタリアの信用協同組合銀行（BCCs）」『農林金融』2007 年 5 月号[1]、福井龍、中村研二、齊藤成人、八木由香（2005）「イタリアの地域金融と相互保証システム」『日本政策投資銀行地域レポート 14』[2]、Economist Intelligence Unit "Italy"（2014 年 9 月）をもとに作成
Banca d'Italia "Statistical Database"に基づき、商業銀行数及び外国銀行の支店数を更新（2017 年 12 月 31 日時点）

1　http://www.nochuri.co.jp/report/association/1921.html
2　http://www.dbj.jp/reportshift/report/local_research/pdf/14.pdf

図表 4：銀行の業態別機関数の推移（各年 12 月末）



（出所）Banca d'Italia "Statistical database" https://infostat.bancaditalia.it/inquiry/#
（閲覧日：2019 年 1 月 31 日）

イタリア中央銀行によれば、各業態の合計支店数は、1996 年 12 月末の 24,393 から 2008 年 12 月末の 34,139 まで増加した後は、減少へと転じている。2017 年 12 月末の合計支店数は 27,374 あるが、商業銀行が 21,333（構成比 77.9%）と 8 割近くを占め、庶民銀行が 4,257（同 15.6%）、信用協同組合銀行が 1,619（同 5.9%）、外国銀行支店が 165（同 0.6%）となっている。

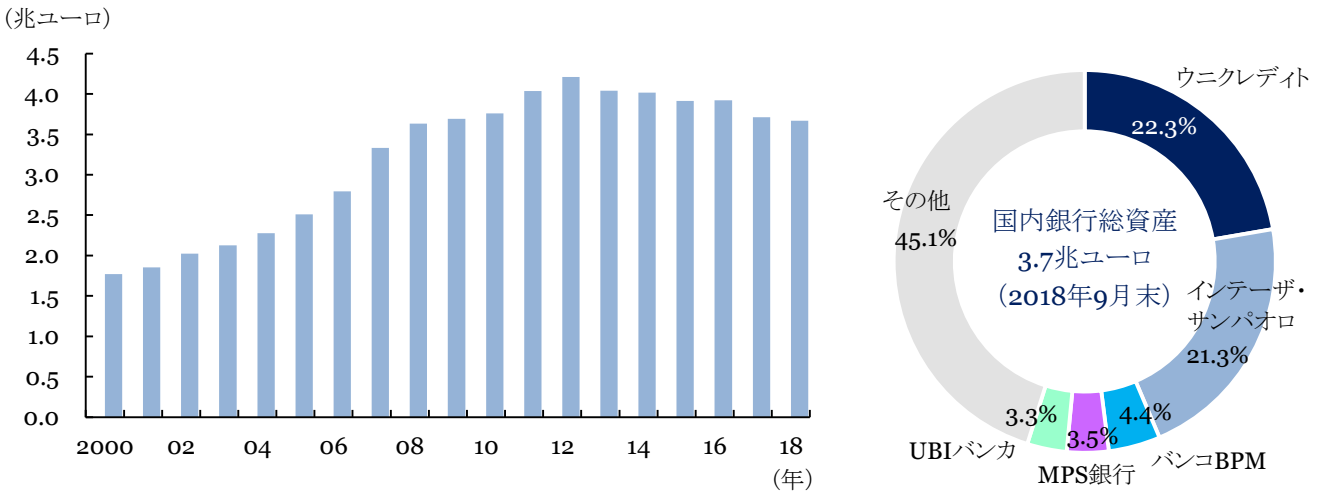
銀行業界全体の総資産は、1996 年 12 月末の 1.5 兆ユーロから 2012 年 12 月末の 4.2 兆ユーロへと増加したが、2014 年 12 月末は 4.01 兆ユーロ、2018 年 12 月末は 3.67 兆ユーロと、若干減少傾向にある。しかし、銀行数の減少に伴って、一銀行当たり総資産は 1996 年 12 月末から 2017 年 12 月末の間に、16.2 億ユーロから 61.5 億ユーロへと拡大した。2018 年 12 月末においても 68.2 億ユーロとなっている。

なお、欧州銀行連盟（European Banking Federation，EBF）によれば、イタリアの銀行業界の総資産規模は、ユーロ圏 19 ヵ国ではフランス、ドイツに次ぐ第 3 位で、ユーロ圏全体の銀行総資産 30.4 兆ユーロの 12.2%を占めている（2017 年 12 月末）[3]。

2018 年 9 月末における国内銀行グループの総資産（連結）上位 5 行は、①ウニクレディト（UniCredit,8,341 億ユーロ）[4]、②インテーザ・サンパオロ（Intesa Sanpaolo, 7,970 億ユーロ）[5]、③バンコ BPM（Banco BPM, 1,639 億ユーロ）[6]、④モンテ・デイ・パスキ・ディ・シエナ銀行（Banca Monte dei Paschi di Siena, MPS 銀行,1,322 億ユーロ）[7]、⑤UBI バンカ（UBI Banca, 1,252 億ユーロ）[8]である。このうち、①②④は商業銀行、③と⑤は庶民銀行である。

3 European Banking Federation " Statistical annex" https://www.ebf.eu/statistical-annex/（閲覧日：2019 年 1 月 15 日）
4 https://www.unicreditgroup.eu/content/dam/unicreditgroup-eu/documents/en/press-and-media/price-sensitive/2018/UniCredit_PR_3Q18-ENG.pdf
5 https://www.group.intesasanpaolo.com/scriptIsir0/si09/contentData/view/content-ref?id=CNT-05-00000005208F9
6 https://www.bancobpm.it/investor-relations/financial-data/?lang=en
7 https://www.gruppomps.it/static/upload/_con/consolidated-interim-report-gmps_3q2018.pdf
8 https://www.ubibanca.it/pagine/2018_Financial_Statements.aspx

図表 5: イタリア国内銀行の総資産の推移（左）と上位 5 行の総資産シェア（右）



（注）左図の総資産額は各年末。

（出所） Banca d'Italia Statistics Database および各主要銀行の annual report より作成 （閲覧日：2019 年 1 月 31 日）

(1) **商業銀行**（banks estblished as S.p.A, banche S.p.A.）

商業銀行は、統合銀行法（Consolidated Law on Banking）により株式会社（società per azioni, S.p.A.）として設立された銀行で、法人・投資部門に強みを持つ。中央銀行によれば、2017 年 12 月末時点で国内には 147 の商業銀行が存在している。商業銀行全体の支店数は国内に 21,333 あり、そのうち二大銀行グループとされるウニクレディト（UniCredit）が 3,106 支店[9]、インテーザ・サンパオロ（Intesa Sanpaolo）が 4,694[10] 支店を展開している（いずれも国内銀行子会社を含む）。2 行の国内支店数計は 7,800 と、商業銀行の国内支店数の約 4 割（36.6%）を占めている（2017 年 12 月時点）。

総資産額で首位のウニクレディトは 1870 年に北西部ジェノバに設立された民間商業銀行バンカ・ディ・ジェノバ（Banca di Genova）を前身とする銀行で、1895 年にクレディト・イタリアーノ（Credito Italiano）と名称を改め、本店をミラノに移転した。1937 年に、大恐慌からの復興を目指した政府の方針により公的銀行機関（public banking institute）の指定を受けて国有化されたが、1993 年に再度民間銀行となった。1998 年にローロ・バンカ 1473（Rolo Banca 1473）と合併した後、ウニクレディトと改称した。

2017 年末時点のウニクレディトグループ全体の収益（operating income）は 196.2 億ユーロであり、その内訳は業務部門の収益 205.3 億ユーロ、管理部門の経費 9.1 億ユーロである。業務部門の収益 205.3 億ユーロの内訳は、商業銀行業務（commercial banking）からの収益が 116.9 億ユーロ、構成比 56.9%（イタリア：36.1%、ドイツ：13.3%、オーストリア：7.5%）と過半を占め、次いで投資銀行業務（corporate & investment banking）が 41.9 億ユーロ、同 20.4%、中東欧地域（central eastern Europe）[11]の業務が 40.7 億

9 UniCredit "2017 Consolidated Reports and Accounts" p.22
https://www.unicreditgroup.eu/content/dam/unicreditgroup-eu/documents/en/investors/financial-reports/2017/4Q17/2017-Consolidated-Reports-and-Accounts.pdf

10 Intesa Sanpaolo "Annual Report 2017" p.26
https://www.group.intesasanpaolo.com/scriptIsiro/si09/contentData/view/content-ref?id=CNT-05-000000050134A

11 該当国はアゼルバイジャン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、クロアチア、チェコ、ハンガリー、ルーマニア、ロシア、セルビア、スロバキア、スロベニア、トルコ、ウクライナ、バルト 3 国（バルト 3 国はリース業務のみ）

ユーロ、同 19.8%、資産管理等業務が 5.9 億ユーロ、同 2.9%となっている[12]。

同グループの 2018 年 9 月末時点の総資産は 8,341 億ユーロ、収益（2018 年 1 月~9 月累計）は 148.7 億ユーロ、支店数は 4,653、従業員数は 87,873 人である[13]。リテールだけでなく、富裕層、法人企業、外国人等多様な顧客層に対応している。

なお、ウニクレディト単体（UniCredit S.p.A.）の総資産は 4,049.8 億ユーロ、収益は 115.2 億ユーロ、従業員数は 38,952 人、支店数合計（子会社の国内支店数を除く）は 3,096 で、うち国内支店数は 3,087、国外支店数は 9 である（2017 年 12 月末）[14]。

同じく第 2 位のインテーザ・サンパオロ・グループは、2007 年 1 月 1 日にインテーザ銀行（Banca Intesa：1998 年設立）とサンパオロ銀行（Sanpaolo IMI：1998 年設立）が合併してできた銀行であり、欧州だけでなく、アジア、北米、南米、北アフリカに支店や駐在員事務所を展開している。総資産は 7,970 億ユーロ、収益 136.9 億ユーロ、従業員数 93,354 人、支店数 5,470 を有する。業務別の収益では、イタリア国内のリテール、中小企業、NPO 向けビジネスが中核となっている。グループ総収益に占めるシェアが最も高いのは国内商業銀行業務（Banca dei Territori）で 49.3%、次いで投資銀行業務が 20.6%、海外での銀行子会社からの収益が 10.2%、プライベートバンキング業務が 9.9%、資産管理等業務からの収益が 3.8%等となっている（2018 年 9 月末）[15]。

なお、インテーザ・サンパオロ単体（Intesa Sanpaolo S.p.A.）の総資産は 5,094 億ユーロ、収益は 82.2 億ユーロ、国内の従業員数は 38,970 人、国内支店数は 2,736（子会社の国内支店数を除く）である（2017 年 12 月末）[16]。

同じく第 4 位のモンテ・デイ・パスキ・ディ・シエナ銀行（Banca Monte dei Paschi di Siena, MPS 銀行）グループは、現在のイタリア中部に存在したシエナ共和国（the Republic of Siena）領内に 1472 年に設立された金融機関を母体とし、現存する世界最古の銀行である。グループ全体の総資産 1,321.9 億ユーロ、収益 25.2 億ユーロ、国内支店数 1,597、従業員 23,189 人を有する（2018 年 9 月末）[17]。

MPS 銀行単体の総資産は 1,294.9 億ユーロ、収益は 39.4 億ユーロ、従業員数は 21,376 人、国内支店数は 1,745 である（2017 年 12 月末）[18]。

同行の業績は近年低迷を続けており、2014 年には、欧州中央銀行（European Central Bank, ECB）が実施したストレステストにおける対象銀行の中で最大の資本不足が指摘されていた。2016 年に行われた欧州銀行監督機構（European Banking Authority, EBA）によるストレステストでも、悲観的シナリオに基づく自己資本の毀損が対象行のうちで最も深刻であった。その後 2016 年 12 月に増資を計画した同行であったが、政局混迷の影響もあって失敗し、窮地に陥っていた。その後、イタリア政府・議会は 2017 年

12 UniCredit “2017 Consolidated Reports and Accounts” p.40
13 UniCredit “3Q18 and 9M18 Group Result” pp.19-21
https://www.unicreditgroup.eu/content/dam/unicreditgroup-eu/documents/en/press-and-media/price-sensitive/2018/UniCredit_PR_3Q18-ENG.pdf
14 UniCredit S.p.A. “2017 Reports and Accounts” p.16
https://www.unicreditgroup.eu/content/dam/unicreditgroup-eu/documents/en/investors/financial-reports/2017/4Q17/UniCredit-SpA-2017-Reports-and-Accounts.pdf
15 Intesa Sanpaolo “ Interim Statement as at 30 September 2018” pp.17-19, 21
https://www.group.intesasanpaolo.com/scriptIsir0/si09/contentData/view/content-ref?id=CNT-05-00000005208F9
16 Intesa Sanpaolo “Annual Report 2017” pp.518-519
17 Monte dei Paschi di Siena Bank “Consolidated Interim report as at 30 September 2018” pp.4, 23, 31
https://www.gruppomps.it/static/upload/_con/consolidated-interim-report-gmps_3q2018.pdf
18 Monte dei Paschi di Siena Bank “Separate Annual Report 2017” pp.7, 12, 18
https://www.gruppomps.it/static/upload/ann/annual_report_bmps_2017.pdf

2 月に同行等に最大 200 億ユーロを資本注入する法案を可決[19]。この資本注入がベイルイン制度（破綻時に投資家に一定の損失負担を義務付ける仕組み）に抵触すると考えられたことから、EU・ECB との交渉は難航したものの、2017 年 6 月に原則合意に達することができた。なお、同行の資本不足額は 88 億ユーロと言われているが[20]、イタリア政府が 54 億ユーロを拠出して残りは債権者が負担する計画となっている。これによって同行は、政府の出資比率が約 70%に達して実質国有化されることになる[21]。

(2) 庶民銀行（mutual banks, banche popolari）

庶民銀行は統合銀行法（Consolidated Law on Banking）第 29 条から第 32 条の規定に基づき設立された銀行業態であり、①議決は一人一票、②個人の一人当たり出資額は株主資本総額の 0.5%以上 1%以下、③株主数は 200 人以上、④年間純利益の 10%以上を法定準備金として積み立てるといった制約が設けられている。庶民銀行は中小企業や個人が主要顧客であり、事業資金や住宅ローン、資産運用商品を提供している。信用協同組合銀行（cooperative banks, banche di credito cooperative）とは異なり、組合員以外との取引に関する制約や営業地域に関する制限は課されていない。

なお、②の一人当たり上限出資額に関しては、譲渡可能な証券へ投資する集団投資スキーム（投資信託等）は適用を除外されている[22]。また 2012 年 12 月の法律により、銀行財団（banking foundations）は、庶民銀行の合併等により、庶民銀行への出資比率が上限の 1 %を超過する場合には、3%まで保有することができる[23]。

2017 年 12 月末時点で、国内に 289 の庶民銀行が 4,257 支店を展開している[24]。そのうち株式会社として上場しているバンコ BPM（Banco BPM）が国内銀行総資産額で第 3 位、UBI バンカ（Union di Banche Italiane）が同じく第 5 位に位置している（2018 年 9 月末）。

従来、庶民銀行の株式会社化は、組合員（会員）によって決定された場合又は経営の安定のためイタリア銀行が他行との合併を承認した場合に可能であったが、2015 年 1 月に公布された統合銀行法の改正令において、総資産（単体又は連結）が 80 億ユーロを超える庶民銀行は商業銀行に転換されることが決定した。この基準に該当する庶民銀行については、18 ヵ月以内に商業銀行化して「議決権一人一票」の制約を撤廃するか、総資産を 80 億ユーロ以下に圧縮しなければならない[25]（図表 6）。

(3) 信用協同組合銀行（cooperative banks, banche di credito cooperativo）

信用協同組合銀行（cooperative banks, banche di credito cooperativo）は、19 世紀に設立された農村銀行（rural banks, cassa rurale, RBs）又は農村・手工業金庫（casse rurali e artigiane）を源流とする。1882 年から 1883 年にかけての農業危機（agrarian crisis）を契機として、消費者や生産者の利益保護のため協同組合（cooperatives）が

---

19 「イタリア、モンテ・パスキなど銀行に最大２兆円注入の法成立」
https://www.bloomberg.co.jp/news/articles/2017-02-17/OLHRTX6K50XT01 （閲覧日：2017 年 7 月 23 日）

20 「モンテ・パスキ再建策、イタリアとＥＵが原則合意－公的支援に道」
https://www.bloomberg.co.jp/news/articles/2017-06-01/OQVM506JIJUZ01 （閲覧日：2017 年 7 月 23 日）

21 「伊モンテ・パスキ救済策、ＥＵが承認－54 億ユーロ注入で政府７割保有」
https://www.bloomberg.co.jp/news/articles/2017-07-04/OSKPVQ6TTDSR01 （閲覧日：2017 年 7 月 24 日）

22 統合銀行法第 30 条 3 項

23 The Future of Italian Mutual Banks
http://www.paulhastings.com/publications-items/details/?id=75e0e369-2334-6428-811c-ff00004cbded

24 Banca d'Italia "Statistical database"

25 The Future of Italian Mutual Banks,
http://www.paulhastings.com/publications-items/details/?id=75e0e369-2334-6428-811c-ff00004cbded
Eva Gutiérrez "The Reform of Italian Cooperative Banks: Discussion of Proposals" （IMF Working Paper、2008 年 3 月） https://www.imf.org/external/pubs/ft/wp/2008/wp0874.pdf

組織された。ドイツの地方名望家フリードリヒ・ヴィルヘルム・ライファイゼン（Friedrich Wilhelm Raiffeisen）の影響を受け、1883 年に北部ベネト州パドヴァ県ロレッジャ（Loreggia）において政治家・経済学者のレオン・ウォレンボルグ（Leon Wollemborg）と 32 人のメンバーにより初の RBs が設立された。

イタリアでは協同組合運動においてカトリック関係者が大きな役割を果たした。特に、当時のローマ教皇レオ 13 世（Leo XIII）は、1892 年の回勅（encyclical letter：全教会宛の公文書）「レールム・ノヴァールム」（Rerum Novarum）において、教会が貧困や労働問題等の社会問題に取り組むべきとの見解を示したことでカトリックの社会問題への関心が高まり、RBs の普及に貢献した。19 世紀末には国内に 900 近くの RBs が存在し、そのうち 775 がカトリック関係者による設立であった。20 世紀初頭にかけて、1909 年に設立された全国農村銀行連合会（National Federation of Rural Banks, NFRB）が RBs の組織化を進め、現在の全国組織フェデルカッセ（Federcasse）の前身となった。

1937 年の銀行法の適用を受け、RBs はイタリア銀行の監督下に置かれた。大戦中は協同組合の管理者がファシスト党員に任命され、組合の影響力が党のプロパガンダに利用されたことで、組合員及び機関数の減少を招いた。戦後にイタリア共和国が成立すると、RBs は、イタリア憲法第 45 条により再組織され、1950 年には NFRB が再度設立された。NFRB は 1975 年までに地域レベルの連合組織化を完了した。またそれに先立つ 1963 年にはイックレア・バンク（ICCREA Banca）が設立されている。

1970-80 年代にかけて農業従事者人口の減少を背景に、組合員資格等の見直し等を求める声が強まった。1993 年の統合銀行法の成立を機に信用協同組合銀行（BCCs）の名称が導入され、職業に拘らず一般住民も出資して組合員になれるようになった。同法の施行によって、商業銀行と BCCs の垣根は低くなったとされるが、その一方で相互主義、民主主義、地域主義（localism）といった特性は保持されている[26]。

BCCs は、融資の 50%以上は組合員向けに行うことが義務付けられていること及び特定エリア内で営業することが求められていること等から、小規模な銀行が多い。また、農村や地方部の農家、アルチザン（artigian）と呼ばれる衣服や靴、家具等の事業に従事する従業員 10 人以下の企業や個人が主要顧客であり、金融サービスの提供が貯蓄商品や住宅ローン等の小規模な融資案件（1 件当たりの融資額は平均 5 万ユーロ程度）に限定されており、資産規模も小さい。

(4) 預託貸付公庫（Cassa Depositi e Prestiti, CDP）

預託貸付公庫（Cassa Depositi e Prestiti, CDP）は 1850 年に政府によって設立された開発機関である。2016 年にはイタリア政府及び EU から国家開発機関（national promotional institution）に認定され、仏独等の開発機関や欧州投資基金（European Investment Fund, EIF）と協働して中小企業のファイナンスを支援するようになった[27]。

CDP は主に郵便貯金[28]（郵便貯金口座：postal passbook savings accounts（postal

26 Ivana Catturani, Maria Lucia Stefani “Italian Credit Cooperative Banks”(Karafolas, Simeon (Ed.), “*Credit Cooperative Institutions in European Countries*” Springer, 2016)

27 CDP プレスリリース “European national promotional institutions to share Brussels headquarters”（2016 年 10 月 7 日）
http://en.cdp.it/Projects/All-Projects/European-National-Promotional-Institutions-To-Share-Brussels-Headquarters.kl 及び 2016 年 11 月の CDP へのヒアリングに基づく。

28 ポステ・イタリアーネにおける郵便貯金口座（postal savings books）、利付郵便貯金証書（interest-bearing postal certificates）は、CDP では郵便貯金口座（postal passbook savings accounts）、郵便貯金債券（postal savings bonds）と称されている。本文中の表記は原則としてポステ・イタリアーネの表記に基づくものとするが、CDP の商品としての記述の場合は、両方の名称を併記した。

savings books）及び郵便貯金債券：postal savings bonds（利付郵便貯金証書：interest-bearing postal certificates））として集められた資金を国・地方自治体やインフラ等の開発資金として公的部門及び民間企業に融資している[29]。また、CDP は 2015 年に個人向け債券（retail bonds）を発行した。個人向け債券は、銀行の窓口で特定の期間のみ販売され、政府保証が付かない点が郵便貯金商品と異なる。個人向け債券の発行残高は約 15 億ユーロである。なお、郵便貯金商品（郵便貯金口座＋郵便貯金債券）の発行残高は約 2,600 億ユーロである[30]（2017 年 12 月末）。

CDP は 2003 年 12 月 12 日に株式会社化された。現在は株式の 82.77%を経済・財政省（Ministry for the Economy and Finance, Ministero dell'Economia e delle Finanze, MEF）が、15.93%を合計 62 の銀行財団（banking foundations）が保有しており、また 1.3%が自社株（treasury shares）である[31]。同公庫の連結総資産は 4,202 億ユーロである（2018 年 6 月末）[32]。

(5) 協同組織金融機関（banche di credito cooperative, BCCs）改革

庶民銀行（除く株式会社形態）ならびに信用協同組合銀行を合わせた、いわゆる協同組織金融機関（banche di credito cooperative, BCCs）は、全国に 271 あり、支店数は 4,238、総出資金（資本金と準備金の合計額）は 195 億ユーロである。全国に深く広いネットワークを持ち、101 の県、2,644 の市町村に展開し 129 万 641 人の組合員、29,680 人の従業員を有している[33]（2018 年 9 月末）。

各 BCC の技術的な支援・監査・調整を行うのは全国 15 の地方連盟（regional federations）であり、地方連盟はフェデルカッセ（Federcasse）と呼ばれる全国連合会組織に加盟している。フェデルカッセは 1950 年に創設され、BCCs 全体の戦略決定、イタリア銀行との調整、システム開発、BCCs の監査、労組との交渉、渉外、法務・税務の技術支援、調査・統計等の管理業務を行っている。また、BCCs の流動性管理、決済、証券仲介、保険商品やリース商品の提供等、財務機能の補完をする BCCs の「全国銀行」として、1963 年に設立されたイックレア・バンク（ICCREA Banca）がある。1995 年にはイックレア・バンクの持株会社としてイックレア・ホールディング（ICCREA Holding）が創設され、その子会社にリース会社、投資信託会社、保険会社等を有する。

銀行の不良債権や信用不安が問題視されているイタリアでは、小規模行を中心とする BCCs のシステムの脆弱性が指摘されており、政府で 1 年以上にわたり脆弱性克服に向けた改革が議論されてきた。

2016 年 2 月 10 日、BCCs の重要な改革に係る政令（Decree 18/2016、2016 年 4 月に法律化）が発出され[34]、同法により BCCs は①一つの協同組織金融機関グループに加盟するか又は株式会社となること、②協同組織金融機関グループの親会社は資本金 10 億ユーロを所有し、イタリア銀行（Banca d'Italia）の許可を得ること、③グループの

---

29 民間企業への融資対象分野については、経済・財政省（MEF）が政令法により定める（CDP "Articles of Association" Article 3 1 （A2） i.）。 http://en.cdp.it/Company-Info/Articles-Of-Association/Articles-Of-Association.kl

30 2016 年 11 月の CDP へのヒアリング及び同ヒアリング時における CDP の提供資料に基づく。

31 CDP, Shareholders, https://en.cdp.it/about-us/company-info/shareholders/shareholders.kl （閲覧日：2019 年 1 月 31 日）

32 CDP "Haf-Yearly Financial Report at 30 June 2018" p.18 https://en.cdp.it/kdocs/1916525/RFS062018_ENG_P4_CP.pdf （閲覧日：2019 年 1 月 31 日）

33 Site Ufficiale del Credito Cooperativo-The Credito Cooperativo http://www.creditocooperativo.it/template/default.asp?i_menuID=42125 （閲覧日：2019 年 1 月 31 日）

34 Patrizio Messina, Gianrico Giannesi, Raul Ricozzi, Madeleine Horrocks, Emanuela Molinaro and Annalisa Dentoni-Litta "Reform of Italian Cooperative Credit Banks"(Lexology) http://www.lexology.com/library/detail.aspx?g=33f91f17-d272-471a-b1ef-e56d7d14a1d1

ガバナンスは、いわゆる「団結契約」（cohesion contracts）により規制されることが定められ、更に④BCCs の資本充実化に向けた改革措置が導入された（図表 6）。

同法の施行を受けて、BCCs の中央機関的位置づけであったイックレア・バンク（ICCREA Banca）のほか、イタリア北東部を地盤とするカッサセントラル・バンク（Cassa Centrale Banca）、イタリア北部南チロル地方を地盤とするカッサセントラルライファイゼン・バンク（Cassa Centrale Raiffeisen）が協同組織金融機関グループの創設を申請。2017 年末時点で、144 の BCCs が ICCREA Banca グループ、95 の BCCs が Cassa Centrale Banca グループ、そして 39 の BCCs が Cassa Centrale Raiffeisen グループへの参加を表明している。これが実現すれば、278 の独立した BCCs が 3 つのグループに集約されることになる[35]。

なお、総資産 80 億ユーロを超える 10 大庶民銀行のうち、上位 2 行（Banco Popolare, Banco Popolare di Milano）は株式会社化と同時に合併し、ウニクレディト（UniCredit,8,341 億ユーロ）、インテーザ・サンパオロ（Intesa Sanpaolo, 7,970 億ユーロ）に次ぐ、総資産第 3 位の巨大銀行グループ Banco BPM が誕生した。

図表 6: 協同組織金融機関（BCCs）改革の概要

概　要		詳　細
①	協同組織金融機関（BCCs）は一つの協同組織金融機関グループに加盟するか株式会社化すること	・BCCs は、現在の協同組織金融機関業務を引き続き行うべくイタリア銀行から許可を得るため、原則として協同組織金融機関グループに加盟しなければならない ・各 BCC は、協同組織金融機関グループに加盟しないことができるが、そのためには株式会社（S.p.A）組織に転換しなければならない ・小規模な BCCs（純資産 2 億ユーロ以下）が加盟しないことを望む場合は、その資産を 1992 年の法律（law no.59/92）により設立された「協力推進のための相互基金」に移転しなければならない。この規定は、純資産額 2 億ユーロ以上の大規模な BCCs には要求されないが、現金準備金（cash reserves）には 20%の特別税が課せられる ・協同組織金融機関グループに加盟せず、株式会社への転換もしない BCCs は清算される（但し、資本金 2 億ユーロ以下の小規模な BCCs は清算から除外されている）
②	協同組織金融機関グループの親会社は資本金 10 億ユーロを所有し、イタリア銀行の許可を得ること	・各協同組織金融機関グループは、銀行活動を実施するためには親会社を有しなければならない（親会社の最低資本金は 10 億ユーロ） ・親会社は株式会社形態を取り、グループに所属する BCCs がその株式の過半を所有しなければならない ・協同組織金融機関グループの親会社となることを希望する会社は、関連規定の実施から 18 か月以内にイタリア銀行にその旨を通知する必要がある。その場合は、i) 団結契約の申請書 ii) BCCs 等がグループの一員となる意向を示す旨の意向表明書を提出しなければならない。この団結契約は、イタリア銀行の許可の後、90 日以内に署名されなければならない
③	グループのガバナンスは「団結契約」により規制されること	・親会社の主な業務は、グループの持株会社と BCCs との間の、いわゆる「団結契約」（cohesioncontracts）に従い実施される BCCs の管理と調整である。団結契約は親会社の権限を規制し、親会社と BCCs が負っている義務に関し連帯して責任を有することを意味する
④	BCCs の資本充実化に向けた改革措置	i) 一人の株主により保有可能な株式の最高額を 5 万ユーロから 10 万ユーロに引き上げる ii) BCCs の最低株主数を 200 人から 500 人に引き上げる iii) BCCs は、イタリア銀行の許可により、株式を発行できる

（注）「協力推進のための相互基金」の英語・イタリア語表記はそれぞれ “mutual funds for the promotion and development of cooperation”、“fondi mutualistici per la promozione e lo sviluppo della cooperazione”

（出所）Patrizio Messina, Gianrico Giannesi, Raul Ricozzi, Madeleine Horrocks, Emanuela Molinaro and Annalisa Dentoni-Litta “Reform of Italian Cooperative Credit Banks”（Lexology）
http://www.lexology.com/library/detail.aspx?g=33f91f17-d272-471a-b1ef-e56d7d14a1d1 をもとに作成

35 Banca d'Italia, “Annual Report 2017” p.162
https://www.bancaditalia.it/pubblicazioni/relazione-annuale/2017/index.html

2. 監督官庁と指導体制

2012 年 6 月の EU 首脳会議では、2008 年以降欧州各国で発生した債務危機に対処するため、金融枠組みの統合を目的とする銀行同盟（Banking Union）の創設が決定された。銀行同盟では、①単一監督メカニズム（Single Supervisory Mechanism, SSM）、②単一破綻処理メカニズム（Single Resolution Mechanism, SRM）、③預金保険制度（Deposit Guarantee Scheme, DGS）を金融枠組み統合のための三本柱として位置づけている。

第一の柱である SSM は、2014 年 11 月以降、従来ユーロ圏各国当局が有していた銀行監督権限を欧州中央銀行（European Central Bank, ECB）に集約した制度である。

ECB の直接監督対象となる銀行（significant institutions）は、(a)総資産が 300 億ユーロ以上、(b)特定の 1 ヵ国若しくは EU の経済において影響力が大きい、(c) 総資産が 50 億ユーロ以上、かつ 2 国以上のＥＵ加盟国に対するクロスボーダー債権（或いは負債）の総資産（ある以下総負債）に占める割合が 20%超、(d)公的支援を受け入れた機関のいずれかを満たした銀行であり（図表 7）、現在は 117 行が対象となっている（2019 年 1 月 2 日時点）。[36]

イタリアでは、最大手のウニクレディトやインテーザ・サンパオロのほか、複数の大手庶民銀行や、投資銀行業務を主とする商業銀行のメディオバンカ（Mediobanca）を含む 12 行が ECB による直接監督の対象となっている[37]。

一方、重要度の低いその他の銀行（less significant institutions）については、中央銀行であるイタリア銀行（Banca d'Italia）が ECB から権限を委譲されて監督を行う。同行は 1893 年銀行法（Law 449 of 10 August 1893）により設立され、2014 年の SSM 導入まで国内銀行の規制監督を行ってきた。

図表 7：ECB の直接監督基準と該当するイタリアの銀行（2019 年 1 月 2 日）

要件	概要	該当する銀行
規模	総資産価値が 300 億ユーロ以上	・Banca Carige S.p.A.-Cassa di Risparmio di Genova e Imperia (**) ・BANCA MONTE DEI PASCHI DI SIENA S.P.A. ・Banca Popolare di Sondrio, Società Cooperativa per Azioni ・Banco BPM S.p.A. ・Barclays Bank plc (**) ・BPER Banca S.p.A. ・Credito Emiliano Holdings S.p.A ・ICCREA Holding S.p.A. - Istituto Centrale del Credito Cooperativo ・Intesa Sanpaolo S.p.A. ・Mediobanca -Banca di Credito Finanziario S.p.A. ・UniCredit S.p.A. ・Unione di Banche Italiane Società per Azioni
経済的重要性（注）	特定の1か国または EU 全体の経済にとって重要である	
事業の越境性	総資産が 50 億ユーロ以上、かつ 2 国以上のＥＵ加盟国に対するクロスボーダー債権（或いは負債）の総資産（ある以下総負債）に占める割合が 20%超	
直接公的金融支援の経験	欧州安定メカニズム（European Stability Mechanis）又は欧州金融安定ファシリティー（European Financial Stability Facility）からの援助を要求した、もしくは受けたことがある	

（注） 「経済的重要性」は、ECB が各国の経済に対する各行の①重要性②相互接続性③代替性④複雑性を判断して決定する。
(**)印の銀行は、第 47 条(1)SSM フレームワーク規則の 3 年間の規則に従って現在直接監督されている監督対象を指す。
注記原文：Entries marked with (**) refer to supervised entities which are currently directly supervised pursuant to the three years-rule in Article 47(1) SSM Framework Regulation.

（出所） ECB，単一監督メカニズム(SSM)ウェブサイト
https://www.bankingsupervision.europa.eu/banking/list/criteria/html/index.en.html
ECB, "List of supervised entities as of 2 January 2019"
https://www.bankingsupervision.europa.eu/ecb/pub/pdf/ssm.list_of_supervised_entities_201901~cc10da7690.en.pdf
（閲覧日：2019 年 2 月 28 日）

36 欧州中央銀行（ECB）, https://www.bankingsupervision.europa.eu/banking/list/who/html/index.en.html （閲覧日：2019 年 2 月 28 日）

37 欧州中央銀行（ECB）, "List of supervised entities as of 2 January 2019" （閲覧日：2019 年 2 月 28 日）
https://www.bankingsupervision.europa.eu/ecb/pub/pdf/ssm.list_of_supervised_entities_201901~cc10da7690.en.pdf

銀行免許の発出や取消については銀行の重要性に拘らず、欧州中央銀行（ECB）と国内規制当局の両者が関与する「共通の手続き」（common procedures）が適用される。この手続きの下では、銀行免許の交付を受けようとする場合、まずイタリア銀行に対し申請が必要である。それを受けてイタリア銀行は国内法に基づく審査を経て ECB に申請を上げ、ECB がイタリア銀行の決定を考慮しつつ、関連 EU 法及び当該国内法に基づき審査を行い、免許交付の可否を決定する[38]（図表 8）。必ずしも ECB に専権的な決定権限が与えられているわけではなく、国内当局による仮決定（draft authorization decision）に強い効力がある点が注目される。

図表 8：銀行設立に係る欧州中央銀行・国内当局の共通手続

管　轄	内　容
①イタリア銀行（国内当局）	申請者より設立申請を受け、15 営業日以内に申請内容を ECB へ通知
②イタリア銀行（国内当局）	申請に不備があった場合、自ら、または ECB からの要請を受けて、申請者に追加情報の提供を要求。追加情報を 15 営業日以内に ECB へ通知
③イタリア銀行（国内当局）	自国の国内法へのコンプライアンスの観点から申請内容を審査し、申請を拒否する場合はその旨を ECB に通知する。申請を承認する場合は、仮決定（draft authorization decision）を最長審査期間の到来する 20 営業日より前に ECB 及び申請者に通知する。必要に応じて、仮決定に対し推薦（recommendation）や条件、制限を付してもよい
④ECB（欧州中央銀行）	申請内容について関連 EU 法へのコンプライアンスの観点から独自に審査。必要に応じて申請者に意見論述、異議申立の機会を与えたり、審査期間を延長することができる
⑤ECB（欧州中央銀行）	国内当局の仮決定、自行の審査、申請者からの意見論述をもとに申請承認の可否を決定。仮決定受領後 10 営業日以内に決定しない場合、仮決定が受け入れられたものと見なす

（出所）　SSM 枠組規則（SSM Framework Regulation）をもとに作成

第二の柱である単一破綻処理メカニズム（SRM）については、2015 年 1 月に制度の根拠となる EU 指令が加盟国に適用された。また、第三の柱である預金保険制度（DGS）については 2024 年を目途に EU 加盟国全体をカバーする統合的な預金保険の構築及び預金者への保証の実施までにかかる日数の短縮が進められている。

また、イタリアの銀行以外の金融機関の監督官庁として証券会社及び証券市場の監視、監督を行う国家証券委員会（The Italian Companies and Stock Exchange Commission, Commissione Nazionale per le Societa e la Borsa, Consob）や、保険会社に対して全般的な規制監督権限を持つ保険監督機構（Insurance Supevisory Authority, Istituto per la Vigilanza sulle Assicurazioni, IVASS）がある。いずれも独立行政機関である[39]。

38　EUR-Lex「SSM 枠組規則」
（REGULATION（EU）No 468/2014 OF THE EUROPEAN CENTRAL BANK of 16 April 2014 establishing the framework for cooperation within the Single Supervisory Mechanism between the European Central Bank and national competent authorities and with national designated authorities（SSM Framework Regulation））第 73 条ほか
http//eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32014R0468

39　Commissione Nazionale per le Societa e la Borsa ウェブサイト　http://www.consob.it/
Istituto per la Vigilanza sulle Assicurazioni ウェブサイト　http://www.ivass.it/

3. イタリアの金融制度の特徴

(1) 地域（コミュニティ）金融政策

イタリアの地域金融は主に庶民銀行や信用協同組合銀行が支えており、相互扶助優先の経営方針を持つ BCCs は、非営利の金融機関として税制優遇措置が設けられている[40]。この措置には BCCs に課されている法定準備率規制（純利益の 70%）や、「協力推進のための相互基金」への一定割合の積立（純利益の 3%）といった規制に対する補償という側面がある[41]。

また、イタリアの銀行が地域の中小企業に対して与信を行う[42]際には、コンフィディ（consorzi di garanzia collettiva dei fidi, Confidi）と呼ばれる相互信用保証スキームを利用することが多いが、コンフィディに対しては自治体等からの支援がある。

コンフィディは会員企業からの会費と出資金等からなる相互信用保証を目的とした組合ファンドであり、地域別、産業別に 1,000 以上存在するといわれる。会員企業が銀行から融資を受ける際、ファンドによる債務の連帯保証が受けられるが、コンフィディに対する保証料の支払いと、地域の有力者から構成される委員会による保証の合意が必要である。コンフィディは銀行と中小企業との間の情報の非対称性を克服する機能があり、中小企業への金融機関の資金融通を円滑化している。このため、州政府や地元の商工会議所が、1990 年代以降、地域のコンフィディのファンドに出資するようになり、更に、コンフィディ保証の再保証を引き受けるマイクロクレジット機関等があり、広く薄くリスクを共有している。

(2) 銀行の規制緩和と銀行財団[43]

現在のイタリアの銀行システムは、1993 年の統合銀行法（Legislative Decree 385/1993, Consolidated Law on Banking）により規制されているが、それまでの約 60 年間は、1930 年の大恐慌（Great Depression）の後に採用された法規定が適用されてきた。政府は大恐慌後の経済復興のため、1933 年に多くの公的銀行を傘下に置く公的持株会社の産業再興会社（Institute for Industrial Restructuring, IRI：2000 年解散）を創設し、当時の 3 大商業銀行（Banca Commerciale Italiana、Credito Italiano、Banca di Roma）をはじめ多くの銀行を国有化した。国有化方針は IRI 創設後 60 年間維持された。

1930 年代の銀行制度は、銀行セクターの分断、営業地域・活動の規制を企図したものであった。1936 年の銀行法（Banking Act）は銀行に専門分化を強制（mandatory specialization）するもので、商業銀行は短期の融資に特化する一方で中長期の融資は各特別与信機関（special credit institutions）が分野別に（農業、建設、公共事業、産業、南部イタリア開発（Mezzogiorno））担当した。

1973 年からは、銀行に対し中長期の国債・政府保証債の最低保有額及び民間部門貸出の量的規制が課された。これによって公債への需要が維持され、銀行の貸出金利と

---

40 農林中金総合研究所企画、齋藤百合子、重頭ユカリ著（2010）『欧州の協同組合銀行』日本経済評論社

41 Ivana Catturani, Maria Lucia Stefani “Italian Credit Cooperative Banks”（Karafolas, Simeon（Ed.）, “*Credit Cooperative Institutions in European Countries*” Springer, 2016）

42 イタリア銀行は 3 万ユーロ以上の法人与信の情報のデータベースを登録する信用情報機関（Centrale dei Rischi）を運営し、銀行に情報提供している。イタリアの銀行は法人与信を行う際には、この国営データベース若しくは民間ベースでの与信データベース等を利用している。

43 Elena Carletti, Hendrik Hakenes , Isabel Schnabel（2005）“The Privatization of Italian Savings Banks-A Role Model for Germany?” *Vierteljahrshefte zur Wirtschaftsforschung*: Vol. 74, Europäische Finanzmarktarchitektur, pp. 32-50 http://ejournals.duncker-humblot.de/doi/pdf/10.3790/vjh.74.4.32

比べて公債利子率を低く維持できたため、民間銀行に対するクラウディングアウトが発生した。この時期の銀行法制は地方の開発と金融システムの安定性向上を主眼としていたため、政府は公的銀行間の合併を認めず、とりわけ地方自治体が所有する貯蓄銀行に対しては、合併に関して厳格な承認手続を課した。この制度は中小企業を中心とする産業部門の発展に多大な貢献を果たした。このような専門化と開発金融を主眼とする強い規制の下で、ドイツ等とは異なりユニバーサル・バンクは近年まで成立し得なかった。

1990 年代初頭から、銀行の国際的な活動の必要性が認識され、効率性と業績向上への要請が高まる一方で、公的所有と合併制限が銀行部門における統合を阻害し、収益性や効率性の向上に悪影響を及ぼしてきたとの認識が強まった。このことは同時期の金融危機と相まって、銀行の所有構造に改革をもたらすことになった。

この改革の嚆矢とされるのが 1990 年のアマート法（Amato law: law 218/1990）の成立である。同法は、銀行の基本的な組織を「株式会社」（joint-stock company）とするもので、公的銀行である貯蓄銀行を株式会社に転換させる役割を果たすことになった。全国に貯蓄銀行の設立主体となった地方コミュニティが所有する 89[44]の銀行財団（publicly owned foundations：banking foundations）が設立され、株式会社化に必要な資本を提供した。この結果、財団が貯蓄銀行の排他的株主になっていった[45]。

財団に貯蓄銀行の株式が移転されたことで、これまで貯蓄銀行が地方経済の発展といった「公共の使命」（public mandate）として担ってきた社会・文化活動（social or cultural activities）は、銀行の本来業務（banking business）と分離され、社会・文化活動（social or cultural activities）は財団に引き継がれた。

しかし、これらの改革は、民営化の端緒にすぎなかった。貯蓄銀行の株式は財団により保有されており、「貯蓄銀行の資本の過半は、財団により直接或いは間接的に所有されなければならない」という規定の除外は例外的にしか認められなかったからである。ところが、環境の変化により銀行システムの強化、国際的なプレゼンスの強化、更には国民利益の向上の必要性が強く認識されるに従い、この例外規定が正当化されることになった。

1994 年のディニ法（Dini law: law 474/1994）は、財団による貯蓄銀行の支配義務を撤回し、法律の施行後 4 年以内に、財団が保有する貯蓄銀行の株式を処分する財団に対し、大幅な税制優遇を提供した。こうして貯蓄銀行の民営化が開始され、この期間に国有の大銀行 3 行[46]が民営化された。今では、イタリアの貯蓄銀行は株式会社化され、「貯蓄銀行」の名称も商号に残るのみとなっている。旧貯蓄銀行は現在国内に 29 行あるが、過半数の 19 行は大銀行の傘下にあり、10 行が単独の銀行として存在している[47]。

銀行システム改革の最終段階が、1998 年のチアンピ法（Ciampi Law: law 461/1998）の成立である。同法は、財団が保有する銀行の支配株式の売却期限を 4 年以内と定め、同法に適合する財団は多くの税控除を受けることができるが、適合しない財団は「一般の会社（common companies）」に転換され、最終的に当局によって売却されると定めた（小規模な財団や特別自治州の財団には適用が除外された）。

---

44 銀行財団は設立当時 89 存在したが、現在は合併により 88 になっている（2016 年 11 月の ACRI へのヒアリングに基づく）。

45 Nadège Jassaud “Reforming the Corporate Governance of Italian Banks”（IMF Working Paper, 2014 年 9 月）https://www.imf.org/external/pubs/cat/longres.aspx?sk=42373.0

46 Banca Commerciale Italiana(BCI)、Credito Italiano、Istituto Mobiliare Italian（IMI）の 3 行。

47 2016 年 11 月の銀行財団・貯蓄銀行協会(ACRI)へのヒアリングに基づく。

1993 年には、EU の第一次銀行指令（First Banking Directive：1977 年）及び第二次銀行指令（Second Banking Directive：1989 年）に準拠する形で、1936 年の銀行法を改正した統合銀行法（Consolidated Law on Banking）が成立した。これによって、貯蓄銀行の地理的制約、政府債の保有義務、民間部門への信用額の上限（撤廃は 1980 年代末）等、1930 年代に導入された規制の殆どが撤廃された。

また、全ての特別与信機関に存在していた地理的活動の制約も撤廃され、商業銀行と特別与信機関の区別がなくなった。商業銀行の業務範囲は短期融資という枠を超えて拡大し、他の金融業務も実施できるようになった。同様に、銀行グループ（banking group）の概念も規定された。最終的に 1992 年の政令（Legislative Decree 481/1992）は銀行に対しユニバーサル・バンクになることを認め、EU 第二次銀行指令に準拠してファクタリング、リース、マーチャントバンクといったあらゆる業務ができるようになった。その後、銀行間で競争が激化したこと等から銀行の合併・買収が相次ぎ、銀行数は 1996 年 12 月末の 932 から 2017 年 12 月末の 538 へと減少した。

なお 1990 年代の民営化の過程で、財団がその株式の過半数を保有する銀行の資産が全銀行資産に占める割合は、ディニ法施行前の 68%（1992 年）から 9%（2003 年）に低減し、銀行の民営化は進んでいるが、財団による株式の保有は引き続き行われている。財団が 20%以上の株式を保有する銀行は国内に 35 行存在し（2013 年 12 月末）、当初保有していた銀行株式を全て処分した財団は財団全体の 25%に過ぎなかった（2014 年 12 月末）[48]。

2015 年 4 月、経済・財政省と銀行財団・貯蓄銀行協会（Association of Banking Foundations and Saving Banks, Associazione di Fondazioni e Casse di Risparmio SpA, ACRI）は共同議定書に署名した。同議定書により、銀行財団による単一銀行の資本保有割合は当該銀行総資本の 3 分の 1 を超えてはならず、超過分を今後数年（上場銀行の場合 3 年、非上場銀行の場合 5 年）以内に処分しなくてはならなくなった。現在、合計 42 の銀行財団がこの持分規制に抵触しているとされる（2015 年 5 月 7 日：16 財団は上場銀行、26 財団は非上場銀行の資本を保有）ものの、景気の低迷が続き、買い手がなかなか見つからない状態である[49]。

トピックス：銀行財団・貯蓄銀行協会

銀行財団の利益保護・意見集約や社会・文化活動の支援を行う団体が銀行財団・貯蓄銀行協会（ACRI）である。

ACRI には現在 88 財団のうち 86 財団が加盟しており、加盟財団の拠出金により運営されている。ACRI には、総会（assembly）・理事会（board of directors）・監査委員会（board of audit）の三つの経営・意思決定機関があり、銀行財団にも同様の機関がある。専従スタッフ数は 22 名である。

ACRI の主な機能は、財団の利益代表としての政府へのロビー活動と、各財団の社会・文化活動に関する知見の共有や全国レベルの活動の組織である。最近の取組みとして、ACRI は政府や 72 の財団と協同で、若年層の教育面における貧困を解消するための基金の設立を行った。

なお、ACRI は本来貯蓄銀行の協会であったが、旧貯蓄銀行に関する業務はイタリア銀行業協会（Associazione Bancaria Italiana）に移っており、ACRI の主業務は銀行財団に係るものとなった。

（2016 年 11 月の ACRI へのヒアリングに基づく）

48 Nadège Jassaud “ Reforming the Corporate Governance of Italian Banks”(IMF Working Paper、2014 年 9 月)

49 Bruno Cova, Patrizio Braccioni and Flavio A. Acerbi “A new milestone in the revolution of the Italian banking sector: the reform of banking foundations”(2015 年 5 月 7 日)
http://www.lexology.com/library/detail.aspx?g=f3831cc5-311d-47a8-93d0-b1506674e584
及び 2016 年 11 月の ACRI へのヒアリングに基づく。

4. 預金保険制度の枠組み

現在預金保険制度については、1993 年の統合銀行法に基づいてイタリア銀行（Banca d'Italia）が所管するが、それ以前からも複数の預金保険制度が存在し、各制度への加盟銀行による自主的な管理監督が行われてきた。

現在、イタリアの預金保険制度は 2 種類ある。一つは、信用協同組合銀行（cooperative banks, banche di credito cooperative）を除く全ての銀行（庶民銀行を含む）をメンバーとする「銀行間預金保護基金」（Interbank Deposit Guarantee Fund, Fondo Interbancario di Tutela dei Depositi, FITD）である。同基金は、1987 年に任意の基金として創設されたが、現在は統合銀行法第 96 条により、対象銀行の強制加盟が義務付けられており、一人当たり 10 万ユーロ（利息含む）まで保証されている[50]。

もう一つは、信用協同組合銀行をメンバーとする「信用協同組合銀行預金保護基金」（Deposit Guarantee Fund of Cooperative Banks, Fondo di Garanzia dei Depositanti del Credito Cooperativo）であり、対象となる銀行は、統合銀行法第 96 条により強制加盟が義務付けられている。保証内容は FITD と同様である。なお、これらの基金に対しては、加盟の銀行が分担金及び日常の運営経費を負担している[51]。同基金の前身となる中央保証基金（Fondo Centali di Garanzia）は 1978 年に当時の農村銀行（rural banks, cassa rurale, RBs）によって設立され、緊急時の銀行支援を目的とした。1997 年に現在の名称に変更し、同時に預金者の預金保証を一義的な使命とする基金に転換した[52]。

現在、EU では預金保険制度指令（Deposit Guarantee Scheme Directive,2014/49/EU, DGSD）に基づき、銀行同盟の三本柱の一つとして域内で統一的かつ効率的な預金保険制度（Deposit Guarantee Scheme, DGS）の整備が進められている。例として、支払までの期間が現状の 20 営業日以内から、2024 年までに 7 営業日以内に漸進的に短縮される。

2015 年 11 月、欧州委員会（European Committee, EC）は単一の欧州預金保険制度（European Deposit Insurance Scheme, EDIS）に関するプロポーザルを発表した。これによれば、EDIS は EU レベルの銀行破綻処理業務を所管する単一破綻処理委員会（Single Resolution Board, SRB）の下で検討され、構築は次の 3 段階で行われることになっている。

フェーズ①：2017 年以降、各国の預金保険は自国の基金が払底した場合にのみ、EDIS の管理する EU の預金保険基金（Deposit Insurance Fund, DIF）が利用可能（再保険）

フェーズ②：2020 年以降は、自国の基金が払底しなくても DIF から拠出が可能（共同保険）

フェーズ③：DIF が加盟国の対象預金をカバーする割合を高め、2024 年以降は各国の預金保険基金に代わって DIF が全対象預金を保障（フル保険）。DIF の積立額は総額 430 億ユーロ

---

50 預金保護スキームの保護対象及び支払時期に関する欧州指令 1994 年第 19 号を改正する欧州指令 2009 年第 14 号の導入に関する 2011 年 3 月 24 日付委任立法令第 49 号（Decreto-legislativo 24 marzo 2011, n. 49 Attuazione della direttiva 2009/14/CE, che modifica la direttiva 94/19/CE, relativa ai sistemi di garanzia dei depositi per quanto riguarda il livello di copertura e il termine di rimborso）第 1 条及び銀行間預金保護基金（FITD）ウェブサイト https://www.fitd.it/

51 信用協同組合銀行預金保護基金 ウェブサイト http://www.fgd.bcc.it/

52 Franchesca Pluchino "Deposit Insurance in Italy: From Italian Banking Law to EU Reforms"（Siclari, D.（Ed.）, "*Italian Banking and Financial Law: Crisis Management Procedures, Sanctions, Alternative Dispute Resolution Systems and Tax Rules*", 2015）

2015 年 12 月、EC はイタリアを含む EU の 10 カ国[53]に対して DGSD のフル適用を要請した。DGSD は EU 加盟各国で国内適用される予定であったが、これら 10 カ国は期限の 2015 年 7 月 3 日までに国内適用が完了していなかった。加えてイタリアの預金保険は、EC が DGS において想定する事前積立方式になっておらず[54]、EU の制度統合に向けてイタリアは大きな制度変更を迫られることになる。

5. 個人資産運用に関わる税制全体の中での預貯金税制

利子所得は 26%の源泉分離課税の対象となる（2014 年 7 月以降、20%から 26%に引き上げられた）。但し、特定の法律に定められた債券（国債や地方債）や、預託貸付公庫（Cassa Depositi e Prestiti, CDP）が発行する利付郵便貯金証書（interest-bearing postal certificates）の利子所得に対する税率は 12.5%となる。

配当所得については、①議決権が 2%を超える場合（未上場証券であれば 20%）又は②株主資本に対する持分が 5%を超える場合（同 25%）は「qualified shareholding」に該当し、配当所得の 49.72%の金額に対して累進課税が適用される。上記に該当しない「non-qualified shareholding」については、利子所得と同様に 26%の源泉分離課税が徴収される。

53 ベルギー、キプロス、エストニア、ギリシャ、イタリア、ルクセンブルク、ポーランド、ルーマニア、スロベニア、スウェーデンの 10 カ国。出典：EC " Financial Services: Commission requests 10 Member States to implement EU rules on Deposit Guarantee Schemes"（EC プレスリリース、2015 年 12 月 10 日）http://europa.eu/rapid/press-release_IP-15-6253_en.htm

54 2014 年 4 月。澤井豊、鬼頭佐保子「EU：預金保険指令の改正」（預金保険機構『預金保険研究』第十八号、2015 年 12 月）https://www.dic.go.jp/katsudo/chosa/yohokenkyu/index.html

第 3 章　郵便貯金の概要

イタリアでは、国有の株式会社であるポステ・イタリアーネ（Poste Italiane S.p.A）が傘下の子会社とともにグループ（Gruppo Posteitaliane）を形成し、全国 12,822 の郵便局（2017 年 12 月末）を通じ郵政事業を展開している。ポステ・イタリアーネは郵便局の窓口において、バンコ・ポスタ（BancoPosta）のブランド名で郵便貯金口座等の預金商品を提供し、保険商品についてもグループの子会社から商品提供を受けて販売している。

1.　設立目的・沿革概要[55]

ポステ・イタリアーネ（Poste Italiane S.p.A）は、独占的に郵便サービスを提供する事業者として 1862 年に設立された。ポステ・イタリアーネは、1998 年に経済・財政省（Ministry for the Economy and Finance, Ministero dell'Economia e delle Finanze, MEF）が 65%、政府金融機関である預託貸付公庫（Cassa Depositi e Prestiti, CDP）が 35%を出資する株式会社となったが、その後、MEF が株式の 100%を保有するようになった。

2015 年 10 月 27 日にイタリア証券取引所（Borsa Italiana）に新規株式公開（IPO）し、MEF が保有していた株式の 34.7%を放出した結果、同年 12 月末の MEF によるポステ・イタリアーネ株式の保有割合は 64.7%となったが、2016 年 10 月に MEF が CDP に株式の 35.0%を譲渡した結果、現在では、CDP がポステ・イタリアーネの最大株主となっている。（2018 年 4 月 23 日時点）[56]

ポステ・イタリアーネ設立より前の 1850 年に、公共投資やインフラ整備のための資金供給機関として CDP が設立された。CDP は政府資金の運用機関として、公共部門におけるファイナンスやインフラの開発、イタリア民間企業への投資等を主導してきた。CDP は郵便局網を通じた資金調達を行うことを目的に、1875 年に郵便貯金口座（postal savings passbook accounts, postal savings books）を導入した。また 1924 年に MEF が資金運用者を CDP とする郵便貯金債券（postal savings bonds, 利付郵便貯金証書: interest-bearing postal certificates）の発行を開始した[57]。郵便貯金債券（利付郵便貯金証書）は、1936 年に発行体が MEF から CDP に変更され、貯蓄商品として現在でも各地の郵便局で販売されている。

なお、イタリアでは、過去に銀行が営業地域規制等で十分活動できない時期もあったが、郵便貯金は、全国の郵便局網に加えて手数料が無料であることや税制上の優遇措置等もあったため、過疎地域等での年金受給に郵便貯金を利用する高齢者等を中心に広く利用されてきた[58]。

2001 年にはポステ・イタリアーネの内部にバンコ・ポスタ（BancoPosta）事業部門が設置され、グループの金融事業が集約された。バンコ・ポスタで提供可能な金融事業は、2001 年 3 月 14 日の大統領令第 144 号（Presidential Decree 144 of 14 March 2001）に規定されている[59]。ポステ・イタリアーネは直接貸付を行えないため銀行免許は交付

55　経済企画庁「平成 9 年 年次世界経済報告　金融制度改革が促進する世界経済の活性化」（平成 9 年 11 月 28 日）
http://www5.cao.go.jp/keizai3/sekaikeizaiwp/wp-we97/wp-we97-00304.html

56　ポステ・イタリアーネウェブサイト https://www.posteitaliane.it/en/shareholders.html（閲覧日：2019 年 1 月 15 日）

57　ポステ・イタリアーネでは郵便貯金口座を postal savings books、郵便貯金債券を利付郵便貯金証書（nterest-bearing postal certificates）と称している。

58　預託貸付公庫（CDP）"Supporting the Century"（2011 年 10 月）

59　欧州委員会（EC）"State aid C42/2006 (ex NN52/2006)– Italy, Poste Italiane –BancoPosta Remuneration of current accounts deposited with the Treasury"

されないが、イタリア銀行による通常の銀行と同等の規制に服する[60]。なお、ポステ・イタリアーネのユニバーサル・サービス提供については、郵便サービスに関し、6km圏内に1以上の郵便局を設置しなければならない等といった義務があるが[61] [62]、金融事業及び保険事業については、ユニバーサル・サービス提供の義務は課されていない。

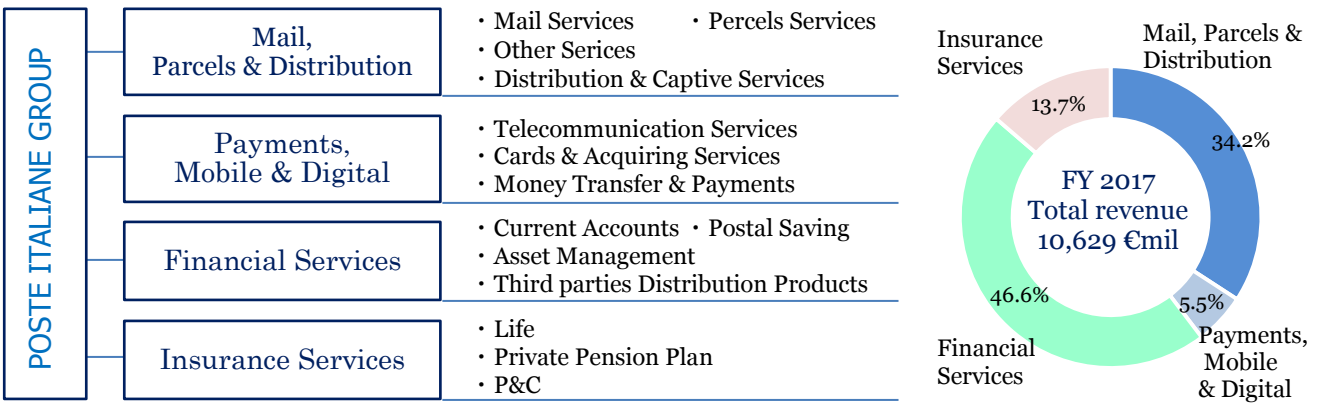
2. グループの組織形態

(1) 組織構造

ポステ・イタリアーネ・グループ（Gruppo Posteitaliane）は、ポステ・イタリアーネ（Poste Italiane S.p.A.）を親会社（parent company）として形成された郵政事業を運営する企業集団で、郵便事業以外にも金融、保険、通信等の幅広い事業を行う。ポステ・イタリアーネはこれらの広範な業務を遂行するために、郵便局で販売する生命保険商品を提供するポステ・ヴィタ（Poste Vita S.p.A.）をはじめ、21社の子会社（subsidiaries）を連結対象として保有している（2017年12月末）[63]。

ポステ・イタリアーネ・グループは、2018年2月に新しい5ヶ年事業戦略として「Deliver 2022 [64]」を発表し、グループの事業を次の4つのセグメントに再編した。郵便・小包配送事業（Mail, Parcels and Distribution）、決済ならびにモバイル・デジタル事業（Payments, Mobile and Digital）、金融サービス事業（Financial Services）、保険サービス事業（Insurance Services）である[65]。このうち金融サービス事業は、グループ親会社であるポステ・イタリアーネ（Poste Italiane S.p.A）がバンコ・ポスタ（BancoPosta）のブランドのもとで実施している。

図表9: ポステ・イタリアーネ・グループの事業セグメントと収益構成（2017年度末）



（出所） Gruppo Posteitaliane “Annual Report 2017” p.12, 21
https://www.posteitaliane.it/files/1476480224631/annual-report-2017.pdf （閲覧日：2019年1月16日）
Gruppo Posteitaliane “FY 2017 Preliminary Results”（投資家向けプレゼンテーション、2018年2月19日公表）p.27
https://www.posteitaliane.it/files/1476477804154/Preliminary_FY2017_Results.pdf
Gruppo Posteitaliane “Business areas” https://www.posteitaliane.it/en/business-areas.html （閲覧日：2019年1月16日）

---

http://ec.europa.eu/competition/state_aid/cases/216950/216950_611769_19_1.pdf

60 2016年11月のポステ・イタリアーネへのヒアリングに基づく。

61 Legislative Decree 58/2011により、2011年4月30日より15年間、郵便業務に係るユニバーサル・サービス提供義務が課せられている。

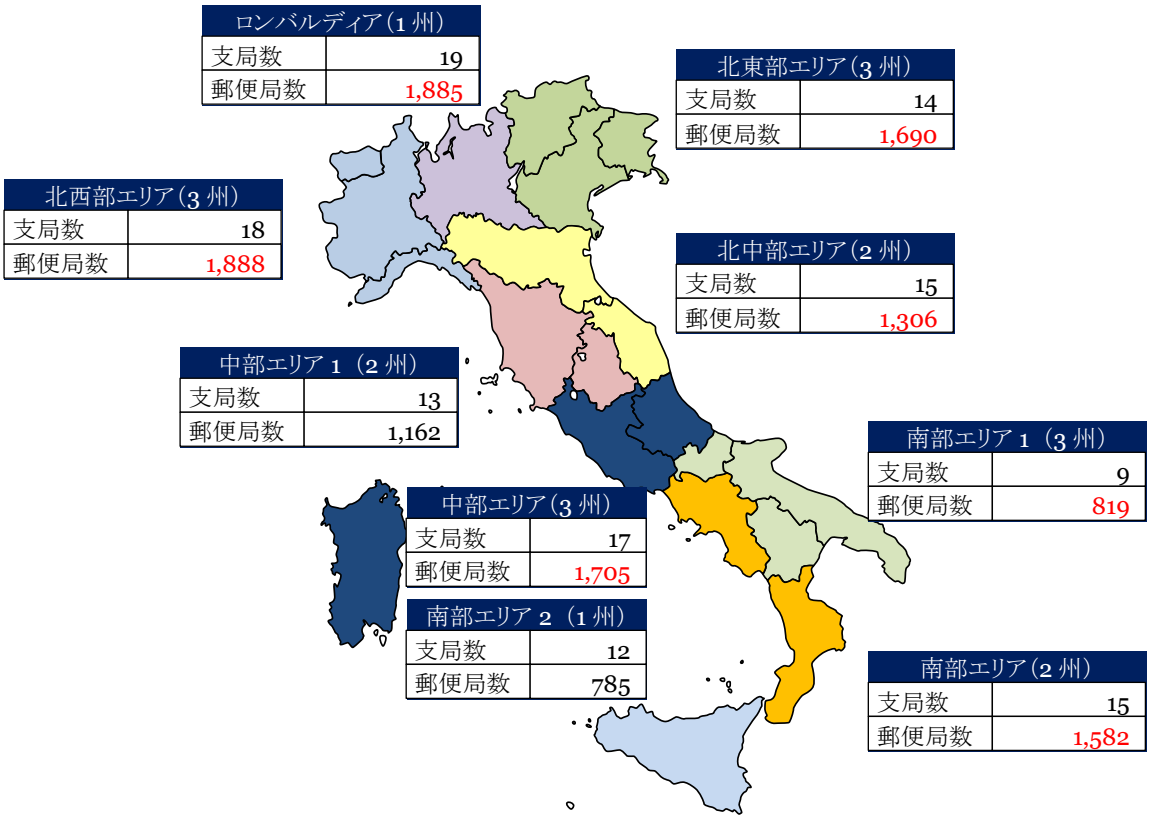
62 2016年11月のポステ・イタリアーネへのヒアリングに基づく。

63 Gruppo Posteitaliane “Annual Report 2017” p.158
https://www.posteitaliane.it/files/1476480224631/annual-report-2017.pdf

64 Gruppo Posteitaliane “Poste Italiane-Deliver 2022” 2018年2月26日公表
https://www.posteitaliane.it/en/press-releases/posteitalianedel-1476478386925.html

65 Gruppo Posteitaliane “Annual Report 2017” p.12

図表 10：支局（branch offices）、郵便局（post offices）の分布（2017 年 12 月末）



（出所）Gruppo Posteitaliane “Annual Report2017” p.16 をもとに作成
https://www.posteitaliane.it/files/1476480224631/annual-report-2017.pdf （閲覧日：2019 年 1 月 15 日）

2011 年 4 月 14 日付臨時株主総会においてバンコ・ポスタの事業に対して「内部区分資本（ring-fenced capital）」の導入を求める株主決議[66]が承認されたことに伴い、同年 5 月にバンコ・ポスタ RFC（BancoPosta Ring-fenced Capital, BancoPosta RFC）が設置された。郵便当座預金口座や郵便貯金口座・利付郵便貯金証書等、バンコ・ポスタブランドを通じて提供される金融事業に係る資産はバンコ・ポスタ RFC において分別管理され、グループの他の資産と明確に区分されている。2011 年度からバンコ・ポスタの事業に係る財務諸表[67]はポステ・イタリアーネ・グループ全体の財務諸表とは別途作成されることとなった。同時にイタリア銀行（Banca d’Italia）のプルデンシャル規制が適用されることになり、2014 年 5 月には、バンコ・ポスタ RFC の事業規模や複雑性に鑑み、イタリア銀行から発出された新基準（supervisory standards）による主要銀行と同等水準のコーポレートガバナンス規制が課せられた[68]。

(2) 金融サービス提供の形態

ポステ・イタリアーネ（Poste Italiane S.p.A）がバンコ・ポスタ（BancoPosta）のブランドのもと、郵便局窓口において金融事業を行っている。金融事業には、郵便当座預金口座、預託貸付公庫（Cassa Depositi e Prestiti, CDP）の郵便貯金口座や利付郵便貯金証書の受払、各種支払請求書の料金収納、投資信託・保険商品・他の金融機関のローン商品の販売等が含まれる。郵便局の窓口における CDP 商品の販売は、ポステ・

66 同決議は、2011 年 2 月 26 日付法律第 10 号の改正によって法律となった 2010 年 12 月 29 日付命令第 225 号第 2 条第 17 項の 8 以下において規定されている。
67 BancoPosta RFC Separate Report という名称である
68 Gruppo Posteitaliane “Annual Report 2015” p.95

イタリアーネと CDP との間の独占的契約に基づいており、現行の契約は 2014 年 11 月から 2019 年 11 月まで継続する。同契約は 5 年ごとに見直されてきているが、現在まで安定して更新されている[69]。投資信託の組成及び保険商品の開発はグループ子会社が行っており、投資信託はバンコ・ポスタ・フォンディ（BancoPosta Fondi S.p.A. SGR）、生命保険はポステ・ヴィタ（Poste Vita S.p.A.）、損害保険はポステ・アシクラ（Poste Assicura S.p.A.）がそれぞれ担当する。

ポステ・イタリアーネは全国に地域総局（multi-regional area offices 又は private customer area offices）9、支局（branch offices）132、郵便局（post offices）12,822 を有し、ATM 設置台数は 7,257 台である（2017 年 12 月末）[70]。地域総局と支局、郵便局で提供されるサービスの内容に差異はないが、地方部の郵便局では 1 名の正社員が郵便、金融、保険といったあらゆるサービスを担当し、大都市の支局ではスタッフによって担当業務が分かれているという違いがある。同社が窓口サービス改革として推進する「新リテールサービスモデル」（new retail service model）は、2015 年末時点では 900 店舗での実施だったが、2016 年末時点で 2,309 店舗まで広がりを見せた。具体的には、ターゲット顧客（target customers）向けの専門コンサルタント及び顧客の接遇・案内を専門とするスタッフの配置である。ここでのターゲット顧客とは、若年層や移民等信用力が低く他の金融サービスを受けられない層のことを指す。その他最近の窓口業務の改革として特定の投資商品・サービスの販売を担当する専門スタッフ（specialist commercial financial promoters）の拡充（2014 年 12 月末：129 人⇒2015 年 12 月末：206 人⇒2016 年 12 月末：374 人）、損害保険専門コーナー設置数の増加（2014 年 12 月末：31 ヵ所⇒2015 年 12 月末：59 ヵ所）等がある[71]。

2017 年も個人や中小企業向け業務最適化の取り組みは続いた。具体的には、上述の「新リーテールサービスモデル」をさらに多くの郵便局で導入したほか、「ガイド付きコンサルタント業務プラットフォーム（guided consultancy platform）」を全ての郵便局が利用できるようにするための手続きを完了した。同プラットフォームは、投資商品・サービスの提供にあたって規制要件に沿うよう窓口スタッフを支援するほか、顧客にとって最適な投資手段を特定するための手引きを提供するものである[72]。

ポステ・イタリアーネのデジタルチャネルとしては、インターネットバンキングサービス（BancoPostaonline）、モバイルバンキングサービス（Pronto BancoPosta）が提供されている。更に、2007 年に 100%子会社として設立した仮想移動体通信事業者ポステ・モービル（PosteMobile S.p.A）の SIM カードと、バンコ・ポスタの郵便当座預金口座を直結させることで、携帯電話からの送金・決済が容易になった。例えば、バンコ・ポスタの郵便当座預金口座や PostePay からの送金、ローマ市内の公共交通機関の切符の購入、国内駐車料金の支払、支払履歴の閲覧等にこのシステムが活用できる。2014 年 2 月からは外国への送金サービスも始め、2017 年末時点では 3,440 万人の顧客を抱えている[73]。

(3) 窓口取扱時間

中央郵便局は、月曜日から金曜日の 8:30-18:00 に営業しているが、中小の郵便局は午後 2 時前後で営業が終了する[74]。

---

69 2016 年 11 月のポステ・イタリアーネへのヒアリングに基づく。
70 Gruppo Posteitaliane “Annual Report 2017” pp.16-17
71 Gruppo Posteitaliane “Annual Report 2016” pp.18-19, p.22
72 Gruppo Posteitaliane “Annual Report 2017” p.17
73 Gruppo Posteitaliane, Investor Relations, “CAPITAL MARKETS DAY DELIVER 2022” （閲覧日：2019 年 1 月 15 日）https://www.posteitaliane.it/files/1476478340074/CMD-2018-Presentation-27-Feb-2018-DEF.PDF P.6
74 Food and Agriculture Organization of the United States、“Staying in Rome” http://www.fao.org/fileadmin/templates/wsfs/docs/staying_in_rome.pdf

3. バンコ・ポスタの主な業務内容

(1) 預金業務概要（提供商品）

バンコ・ポスタ（BancoPosta）は郵便当座預金口座（postal current accounts）を637万7,000口座保有し（2016年12月末）、残高は475億ユーロ（2017年末）であった[75]。この他、預託貸付公庫（Cassa Depositi e Prestiti, CDP）の金融商品である郵便貯金（postal savings）商品を郵便局で提供している。この郵便貯金商品には、郵便貯金口座（postal savings books）及び利付郵便貯金証書（interest-bearing postal certificates）の2種類があり、残高はそれぞれ1,086億ユーロ、2,143億ユーロ（後者についてはCDP発行分1,461億ユーロ、経済・財政省（Ministry for the Economy and Finance, Ministero dell'Economia e delle Finanze, MEF）発行分682億ユーロ：旧発行体のMEF発行分）である（2017年12月末）[76]。なお、これらの商品はイタリア政府から保証を受けているため、個人の貯蓄手段として人気が高い[77]。

トピックス：郵便貯金債券（利付郵便貯金証書）

郵便貯金債券（利付郵便貯金証書）の最長期間は20年で、20年保有した場合の金利は0.32%である。数年前までインフレ連動型等幅広い商品を用意していたが、市場環境の変化により現在は通常の商品と18歳未満向けの商品、満期の近いものからの乗換用の商品の3種類に限られる。

元本と利子に対する政府保証があるため、安全な貯蓄手段として人気が高い。郵便貯金債券（利付郵便貯金証書）は証券（貯金証書）を発行しないで郵便貯金口座又は郵便当座預金口座に取引を記録する取扱いを選択することも可能だが、それでは安心しない個人も少なくないため、証券（貯金証書）の発行を選択することもできる。新規に発行される郵便貯金債券のうち、証券（貯金証書）が発行されるのは約3割である。

（2016年11月のポステ・イタリアーネ及びCDPへのヒアリングに基づく）

バンコ・ポスタが自社商品として提供している郵便当座預金口座には「Conto BancoPosta Più」と「Conto BancoPosta Click」の2種類がある[78]。前者は口座維持手数料が月額4ユーロであるが、給与や年金の受取口座に指定した場合や、他行の口座からバンコ・ポスタの口座に700ユーロ以上を移した場合は手数料が無料になる[79]。後者は、パソコンや携帯電話を通じた海外送金等が可能なサービスである。これに加えて、カードに現金をチャージすることにより、イタリア国内や海外で支払や送金等を行うことが可能となるプリペイドカード（Postepay cards及びPostamat cards）を数種類販売する他、法人向け郵便当座預金として「BancoPosta In Proprio」と呼ばれるサービスも提供している。

バンコ・ポスタによるカードの発行枚数は、クレジットカードが46万枚、デビットカードが690万枚（2014年12月末）、プリペイドカードが2,310万枚（うちPostamatカード710万枚、Postepayカード1,600万枚）であった（2016年12月末）[80]。

バンコ・ポスタの郵便貯金商品による収益（revenue from postal savings）は15.8

75 残高には、顧客からの預金及び公的機関からの預金の両方が含まれるため、顧客向けの郵便当座預金口座（postal current accounts）の残高と一致しない。出所：Gruppo Posteitaliane "Annual Report"

76 Gruppo Posteitaliane "Annual Report2017" p.408

77 預託貸付公庫(CDP)定款 http://en.cdp.it/Company-Info/Articles-Of-Association/Articles-Of-Association.kl 及び2016年11月のポステ・イタリアーネへのヒアリングに基づく。

78 バンコ・ポスタ ウェブサイト http://www.poste.it/bancoposta/contoecarte/index.html

79 バンコ・ポスタ ウェブサイト https://www.poste.it/prodotti/conto-corrente-bancoposta.html

80 バンコ・ポスタ ウェブサイト http://www.posteitaliane.it/en/investor-relations/main-data/index.shtml

億ユーロ（2016 年 12 月末。前年比 2.0%減）で[81]、金融サービス部門の経常収益 50.1 億ユーロ（図表 11 参照）の 3 割以上を占める主要収益源の一つである[82]。

(2) 資金運用方法

郵便貯金商品の提供によって調達した資金は、預託貸付公庫（Cassa Depositi e Prestiti, CDP）が公共投資、民間投資等に運用している。ポステ・イタリアーネ（Poste Italiane S.p.A）は CDP から貯金募集に対する手数料収入を得ている。他方、郵便当座預金口座への預入金はポステ・イタリアーネが独自に運用している。運用先は証券投資及び財務省への預金であり、合計運用利益は 14.8 億ユーロ（証券投資運用収入:14.5 億ユーロ、財務省預託収入:0.27 億ユーロ）となっている（2017 年 12 月末）[83]。

(3) 貸付業務概要

ポステ・イタリアーネ（Poste Italiane S.p.A）自体は貸付を行っておらず、郵便局やウェブサイトを通じて第三者金融機関のローン商品を代理販売し、手数料収入を得ている。個人ローンや住宅ローンについては、ドイツ銀行（Deutsche Bank S.p.A.）のローン（Prestito BancoPosta、Quinto BancoPosta）や、消費者向け金融業者の「コンパス」（Compass S.p.A.）のローン（Prontissimo BancoPosta）等を取り扱っている。法人向けには、2006 年からバンカ・イタリース（Banca Italease）社のリース商品も販売している。

(4) 送金・決済業務概要

銀行口座振込、小切手、クレジットカード、デビットカードによる決済サービスを提供している。一部のクレジットカードについては、他の金融機関と提携関係にあり、例えば、バンコ・ポスタ（Banco Posta）口座用のカード（Carta BancoPosta Classica）はドイツ銀行により発行されている。また、海外への送金に関しては、銀行又は国際的送金ネットワークサービスを提供しているマネーグラム・インターナショナル（MoneyGram International）経由で可能である。

(5) 付随業務概要

保険は、ポステ・イタリアーネ（Poste Italiane S.p.A）の子会社で、生命保険を担当するポステ・ヴィタ（Poste Vita S.p.A）及びポステ・ヴィタの子会社で損害保険を担当するポステ・アシクラ（Poste Assicura S.p.A）の商品を販売している[84]。また投資信託については、ポステ・イタリアーネ子会社のバンコ・ポスタ・フォンディ（BancoPostaFondi SGR SpA）の投資信託商品を販売するほか、フランスの BNP パリバ（BNP Paribas）とイタリアのウニクレディト（Unicredit）傘下の資産運用部門パイオニア・インベストメント（Pioneer Investment）社の商品も販売している。なお、ウニクレディトはパイオニア・インベストメントを 37 億ユーロでフランスの資産運用会社アムンディに売却することが 2016 年 12 月に報道され[85]、2017 年 7 月 3 日に最終合意に達した[86]。

---

81 Gruppo Posteitaliane “Annual Report 2016” p.317
82 バンコ・ポスタ ウェブサイト http://www.posteitaliane.it/en/investor-relations/main-data/index.shtml
83 Gruppo Posteitaliane “Annual Report 2017” p.232
84 バンコ・ポスタ ウェブサイト http://www.poste.it/bancoposta/postevita/index.html
85 Bloomberg “Amundi Agrees to Buy UniCredit’s Pioneer for $3.7 Billion” https://www.bloomberg.com/news/articles/2016-12-11/amundi-said-to-buy-pioneer-from-unicredit-for-about-3-7-billion（閲覧日：2017 年 7 月 28 日）
86 Unicredit ウェブサイト https://www.unicreditgroup.eu/en/press-media/press-releases-price-sensitive/2017/unicredit-perfeziona-con-successo-la-vendita-di-pioneer-investme0.html

4. 会計基準と財務諸表

ポステ・イタリアーネ・グループ（Gruppo Posteitaliane）の財務諸表は国際会計基準（International Financial Reporting Standards, IFRS）に則って作成されている。連結ベースの財務諸表とセグメント別情報は以下の通りである。

図表 11、12 に示すとおり、2017 年のポステ・イタリアーネ・グループの収益（net operating revenue）は 106.3 億ユーロで、2016 年の 106.4 億ユーロに比べ微減（前年比 0.1%減）となった。一方、税引後利益（profit for the year）は 6.9 億ユーロと、2016 年の 6.2 億ユーロに比べ 10.8%の増加となっている。

2017 年の収益 106.2 億ユーロの内訳をみると、金融サービス（finanical services）が 49.6 億ユーロ（構成比 46.6%）と収益の 5 割近くを占める最大の稼ぎ頭となっている。続いて郵便・小包等事業（mail, parcels and distribution）が 36.3 億ユーロ（同 34.2%）、保険サービス（insurance services）が 14.6 億ユーロ（同 13.7%）、支払サービス等（payments）が 5.9 億ユーロ（同 5.5%）と続く。

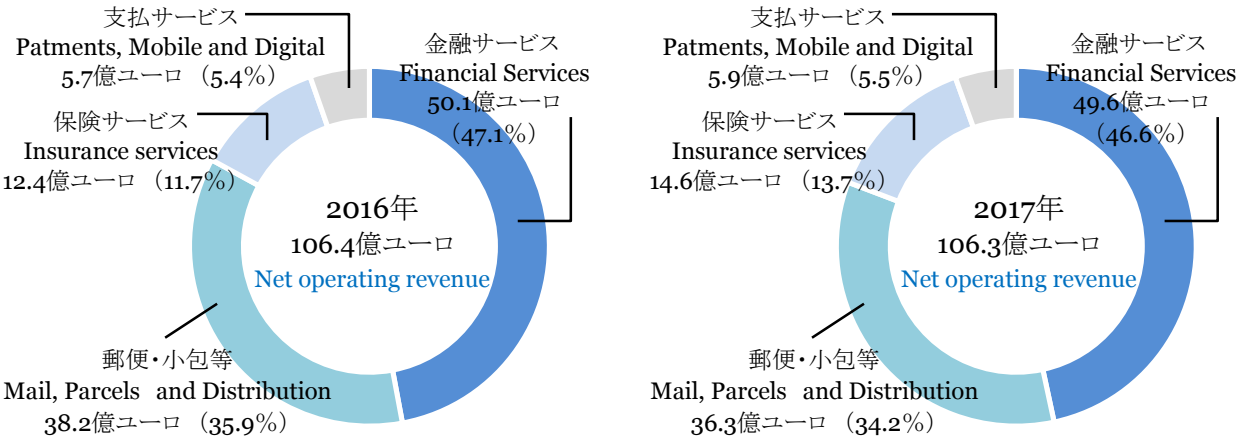
2018 年 1-9 月期の収益は、2017 年 1-9 月期に比べ、郵便・小包等の収益が微減となっているものの、支払、金融、保険の各サービスとも収益が増加しており、堅調に推移している。

図表 11：ポステ・イタリアーネ・グループの財務諸表（百万ユーロ）

	2016 1-12 月	2017 1-12 月	2017 1-9 月	2018 1-9 月
資産 Total assets	193,205	202,670	201,257	205,715
流動資産 Current assets	28,248	24,597	27,538	27,877
固定資産 Non-current assets	162,237	178,073	173,664	177,838
売却用固定資産 Non-current assets and disposal groups held for sale	2,720	-	55	-
負債 Total liabilities	185,071	195,120	193,519	198,415
流動負債 Current liabilities	57,107	62,707	64,260	64,444
固定負債 Non-current liabilities	125,904	132,413	129,241	133,971
売却用固定資産に係る負債 Liabilities related to assets held for sale	2,060	-	18	-
資本 Total equity	8,134	7,550	7,738	7,300
収益 Net operating revenue	10,643	10,629	7,893	7,951
郵便・小包等 Mail, Parcels and Distribution	3,822	3,631	2,661	2,589
支払サービス Payments, Mobile and Digital	570	586	422	470
金融サービス Financial Services	5,009	4,956	3,779	3,844
保険サービス Insurance services	1,242	1,456	1,031	1,048
支払金利前税引前利益（EBIT）	1,041	1,123	1,176	1,509
税引前利益 Profit/loss before tax	1,056	1,067	1,107	1,552
税引後利益 Proft for the year	622	689	724	1,056

（出所） Gruppo Posteitaliane
"Annual Report 2017", https://www.posteitaliane.it/files/1476480224631/annual-report-2017.pdf
"Interim Report for the nine months ended 30 September 2018"
https://www.posteitaliane.it/files/1476487449014/Interim-report-for-the-nine-months-ended-30-september-2018.pdf
"Financial Database" https://www.posteitaliane.it/en/financial-database.html （閲覧日：2018 年 12 月 25 日）

図表 12: ポステ・イタリアーネ・グループのセグメント別の状況（百万ユーロ）



（出所） 図表 11 に同じ

次にバンコ・ポスタの貸借対照表と収益内訳をみたものが、図表 13、14 である。

バンコ・ポスタの貸借対照表をみると、2017 年の資産総額は 672.3 億ユーロと、2013 年の 531.1 億ユーロにくらべ 4 年間で 26.6%増加した。また、顧客からの預金（due to customers）も 2017 年末時点で 536.9 億ユーロと、2013 年の 440.0 億ユーロにくらべ 22.0%と順調に増加している。

図表 13：バンコ・ポスタの貸借対照表（百万ユーロ）

	2013	2014	2015	2016	2017
資　産 Total assets	53,105	56,970	60,970	65,053	67,235
売却可能金融資産 Available-for-sale financial assets	24,421	28,807	32,597	37,263	39,140
満期保有金融資産 Held-to-matunity financial assets	15,221	14,100	12,886	12,683	12,912
銀行に対する貸出債権 Due from banks	376	917	1,211	1,314	1,151
顧客に対する貸出債権 Due from customers	8,356	8,494	9,023	9,004	7,951
その他の資産 Other assets	4,731	4,652	5,253	4,789	6,081
負　債 Total liabilities	50,628	53,113	55,928	61,667	64,476
銀行からの預金 Due to banks	3,484	5,551	5,259	5,799	5,950
顧客からの預金 Due to customers	43,998	42,567	45,469	50,374	53,686
その他の負債 Other liabilities	3,146	4,995	5,200	5,494	4,840
資　本 Equity	2,477	3,857	5,042	3,386	2,759
準備金 Initial reserve	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
利益剰余金 Retained earnings	599	799	949	949	1,059
評価差額金 Valuation reserves	504	1,618	2,506	869	115
当期順利益 Profit for the year	374	440	587	568	585
負債および資本 Total liabilities and equity	53,105	56,970	60,970	65,053	67,235

（注）各年 12 月末。
（出所） Gruppo Poste Italiane “Annual Report”（2014-2017 各年版）
https://www.posteitaliane.it/en/financial-statements-and-reports.html#/ （閲覧日：2018 年 12 月 14 日）

図表 14: バンコ・ポスタの経常収益内訳（百万ユーロ）

	2013	2014	2015	2016	2017
Fees for collection of postal savings deposits	1,620	1,640	1,610	1,577	1,566
Income from investment of postal current account deposits	1,753	1,659	1,546	1,509	1,475
Revenue from current account services	508	508	510	486	497
Insurance brokerage	328	361	418	455	468
Commissions on payment of bills by payment slip	567	493	456	463	434
Distribution of loan products	127	120	134	203	214
Fees for issue and use of prepaid cards	103	115	130	151	194
Income from delegated services	130	136	123	107	104
Money transfers	63	55	45	41	37
Distribution of investment funds	17	18	22	29	41
Securities custody	16	12	8	6	5
Commissions from securities placements and trading	22	9	5	4	4
Other products and services	71	102	80	83	67
Total	5,326	5,228	5,087	5,114	5,106

（注）各年 12 月末。
（出所） Gruppo Poste Italiane “Annual Report ”（2014-2017 各年版）
https://www.posteitaliane.it/en/financial-statements-and-reports.html#/ （閲覧日：2018 年 12 月 14 日）

2017 年 12 月期のバンコ・ポスタ（Banco Posta）の経常収益は 51 億 600 万ユーロと前年からわずかに減少した。内訳をみると、郵便当座預金口座（postal current account）からの収益（郵便当座預金の運用収益 14.8 億ユーロ及びサービス手数料 5.0 億ユーロ）が合計 19.7 億ユーロ（構成比 38.6%）と最も大きい。また、預託貸付公庫（Cassa Depositi e Prestiti, CDP）が提供する金融商品である郵便貯金の募集に伴う手数料収入（Fees for collection of postal savings deposits）も 15.7 億ユーロ（同 30.7%）と高い割合を占めている。

第 4 章　金融セクターにおけるリテール金融機関の特徴

1.　リテール金融機関の位置づけ

イタリアの主要リテール金融機関としては、ポステ・イタリアーネ（Poste Italiane S.p.A：ブランド名はバンコ・ポスタ（BancoPosta））のほか、庶民銀行（Banche Popolari）や信用協同組合銀行（Banche di Credito Cooperative）といった協同組織金融機関（BCCs）が挙げられる。ただし、協同組織金融機関については、そもそも小規模金融機関が多いことに加え、イタリア経済低迷による業績不振も相まって、拠点の閉鎖が相次いでおり、その存在感は大きく低下している。拠点の統廃合を迫られる事情は商業銀行でも同様だが、体力のある大手商業銀行を中心に、キャッシュレス化やモバイル対応を強化しており、個人、とりわけ若い世代を取り込むための取り組みを加速させている（詳細は第 5 章参照）。

2.　リテール金融機関の支店数シェア

前述したリテール金融機関 3 業態の支店数（バンコ・ポスタは郵便局数）の構成比を比較すると（図表 15）、全国合計 18,698 支店のうち、郵便局が 68.6%、庶民銀行が 22.8%、信用協同組合銀行（BCCs）が 8.7%となっており、郵便局のネットワークが最も高いシェアを占める。地方別で比較すると、三大都市であるローマ（ラツィオ州）が含まれる中部地方では、郵便局のシェアが 71.5%、同じくミラノ（ロンバルディア州）が含まれるロンバルディア地方では 60.2%、ナポリ（カンパニア州）が含まれる南部地方では 81.7%に達する（2017 年 12 月末）。

図表 15：郵便局、銀行の支店数の分布（2017 年 12 月末）

地方	郵便局	シェア	庶民銀行	シェア	信用協同組合銀行	シェア	合計	商業銀行	外国銀行支店
北西部	1,888	87.3%	239	11.0%	36	1.7%	2,163	2,821	16
ロンバルディア	1,885	60.2%	778	24.8%	469	15.0%	3,132	4,102	82
北東部	1,690	54.2%	1,320	42.3%	107	3.4%	3,117	2,919	20
北中部	1,306	64.7%	583	28.9%	129	6.4%	2,018	2,989	10
中部 1	1,162	74.3%	372	23.8%	29	1.9%	1,563	2,145	5
中部	1,705	71.5%	390	16.4%	288	12.1%	2,383	2,745	26
南部	1,582	81.7%	216	11.2%	138	7.1%	1,936	1,431	5
南部 1	819	62.8%	184	14.1%	302	23.1%	1,305	1,062	0
南部 2	785	72.6%	175	16.2%	121	11.2%	1,081	1,119	1
合計	12,822	68.6%	4,257	22.8%	1,619	8.7%	18,698	21,333	165

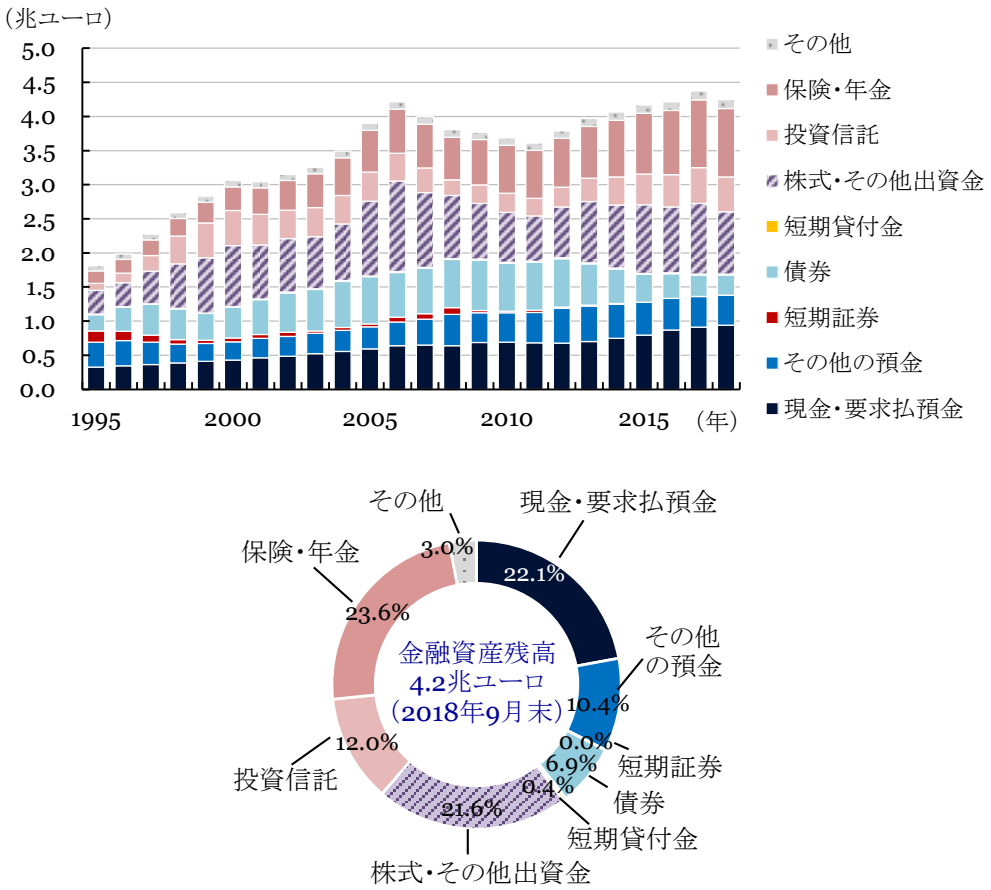
（注）　地方の分類は、ポステ・イタリアーネの分類に準拠した。
（出所）　Gruppo Posteitaliane “Annual Report 2017”　p.16　https://www.posteitaliane.it/files/1476480224631/annual-report-2017.pdf
Banca d’ Italia, “Banks and Financial Institutions: Branch Network” 30 March 2018　（データ時点は 2017 年末）
http://www.bancaditalia.it/pubblicazioni/banche-istfin/2018-banche-istfin/en_statistiche_STATER_30032018.pdf?language_id=1
（閲覧日：2019 年 1 月 15 日）

3. 家計の金融資産・負債の動向

(1) 預金残高の推移

家計・非営利機関（Households and non-profit institutions serving households）の金融資産は、統計が入手可能である 1995 年末では金融資産は 1.8 兆ユーロであったが、2006 年末に 4.2 兆ユーロまで増加した後、2011 年末までは緩やかに減少し、以降は再び増加している（図表 16）。2017 年末には 4.4 兆ユーロと 1995 年以降で最大となった。なお、2018 年 9 月末時点では、4.2 兆ユーロと株価下落などを受けて再び減少に転じている。なお、現預金（現金・要求払預金とその他の預金の合計）は 2006 年末の 1.0 兆ユーロ（構成比 23.4%）から 2018 年 9 月末の 1.4 兆ユーロ（同 32.5%）へと堅調に増加しており、シェアも拡大傾向で推移している。他方、国債など株式以外の証券の合計金額は、2006 年末の 2.1 兆ユーロ（構成比 48.8%）から 2018 年 9 月末の 1.2 兆ユーロ（同 28.5%）へと大きく減少した。

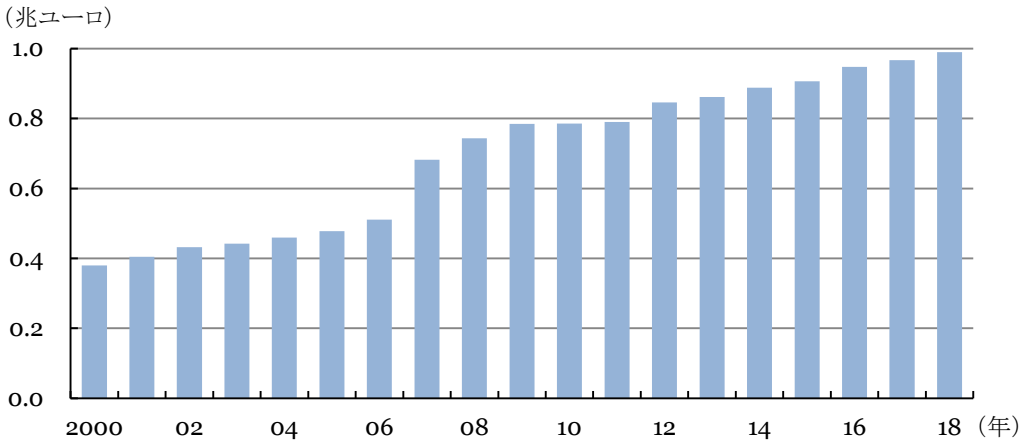
図表 16：家計・非営利機関の金融資産の保有残高（各年 12 月末）



（注） 2018 年は 9 月末時点。
（出所）Banca d'Italia "Statistical Bulletin、
"Statistical Database" https://infostat.bancaditalia.it/inquiry/# （閲覧日：2019 年 1 月 31 日）

また、国内の銀行（庶民銀行、信用協同組合銀行、商業銀行、外国銀行支店）における家計部門（consumer households）の預金残高の推移をみると、2000 年 12 月末の 0.38 兆ユーロから 2018 年 12 月末の 0.99 兆ユーロへと、2000 年末比で約 2.6 倍の規模へと拡大した（図表 17）。

図表 17: 国内家計部門の預金残高（各年 12 月末）



（注） データは Banks: total deposits of domestic consumer households。
（出所） Banca d'Italia " Statistical Bulletin" https://infostat.bancaditalia.it/inquiry/#
（閲覧日：2019 年 1 月 31 日）

ポステ・イタリアーネ・グループの年次報告書によると、同グループの 2017 年 12 月末の預金残高は、3 商品合計で 3,704 億ユーロであった。3 商品の内訳は、郵便当座預金口座（postal current accounts）が 475 億ユーロ、郵便貯金口座（post office savings accounts）が 1,086 億ユーロ、利付郵便貯金証書（interest-bearing postal certificates）が 2,143 億ユーロ）である（図表 18）。

利付郵便貯金証書を除く 1,561 億ユーロを、銀行と同様の預金残高と仮定すると、2018 年 11 月末における銀行の預金残高合計が 9,724 億ユーロなので、ポステ・イタリアーネ・グループの個人預金全体に占めるシェアは 13.8%となる[87]。

図表 18: ポステ・イタリアーネ・グループの預金残高（各年 12 月末、億ユーロ）

	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
郵便当座預金口座 postal current accounts	380	415	439	440	438	454	475
郵便貯金口座 post office savings accounts	926	988	1,069	1,144	1,187	1,189	1,086
利付郵便貯金証書 Interest-bearing postal certificates	2,082	2,133	2,117	2,113	2,061	2,040	2,143
合計	3,388	3,535	3,625	3,696	3,686	3,683	3,704

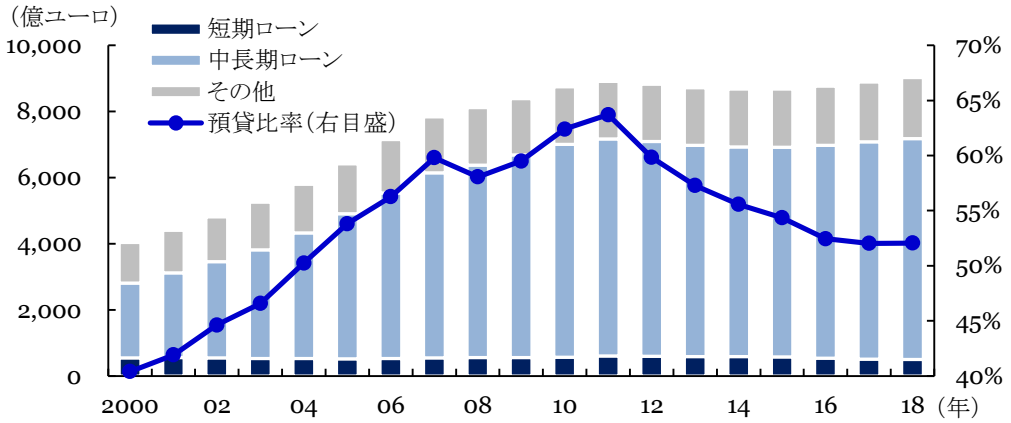
（注） 郵便当座預金口座はポステ・イタリアーネの独自商品。郵便貯金口座、郵便貯金証書は預託貸付公庫（CDP）が発行、運用する商品である(利付郵便貯金証書の残高には経済・財政省（MEF）発行分も含まれる）
（出所） Gruppo Posteitaliane "Annual Report 2017" pp.389-390,408 （閲覧日：2019 年 1 月 15 日）
https://www.posteitaliane.it/files/1476480224631/annual-report-2017.pdf
および Gruppo Posteitaliane, Annual Report 各年版（2011-2016）
https://www.posteitaliane.it/en/financial-statements-and-reports.html#/

87 出所：Banca d'Italia "Statistical Database"
銀行預金残高は、同データベースの Banks: total deposits of domestic consumer households の計数 972,437.8（千ユーロ）を用いた。なお、ここにはバンコ・ポスタの郵便当座預金残高は含まれないため、シェアは以下の方法で算出した。
・バンコ・ポスタ提供商品の預金残高／（銀行預金残高＋バンコ・ポスタの郵便当座預金残高）

(2) 負債残高の推移

家計部門・非営利機関の負債残高（短期ローン+中長期ローン）を見ると（図表 19）、短期ローンが 499 億ユーロ、中長期ローンが 6,680 億ユーロとなっている（2018 年 9 月末）。

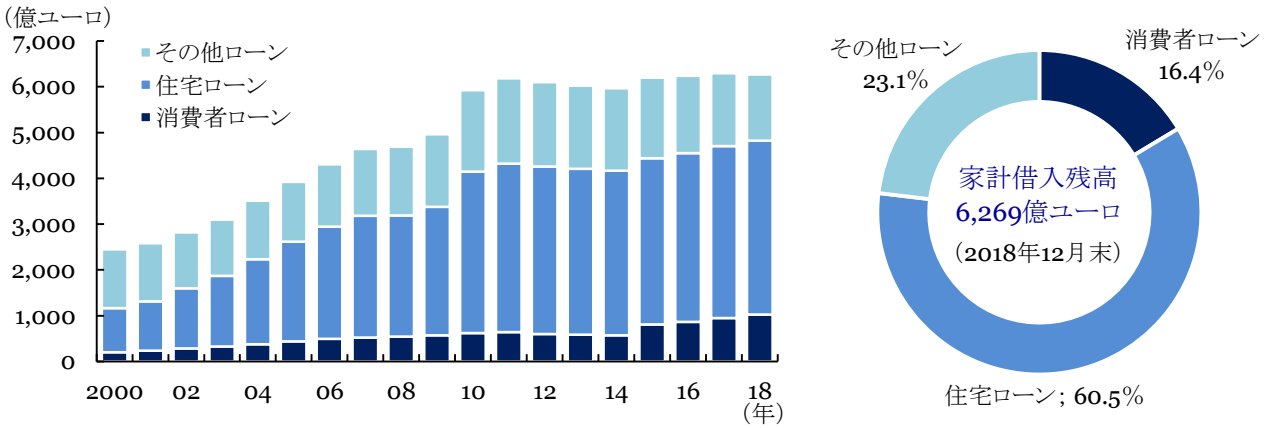
図表 19：家計部門・非営利機関の負債残高と預貸比率



（注） 各年 12 月末。2018 年は 9 月末時点
預貸比率＝（短期ローン＋中長期ローン）/（現金・要求払預金・その他預金）
（出所） Banca d'Italia "Statistical Database" https://infostat.bancaditalia.it/inquiry/#
（閲覧日：2019 年 1 月 31 日）

家計部門の借入残高は 2000 年 12 月末の 2,448 億ユーロから 2011 年 12 月末の 6,185 億ユーロまで増加した後、微減が続いていたが、2014 年からは増加傾向にある。2017 年 12 月末の借入残高は 6,293 億ユーロであった（図表 20）。2018 年 12 月末の借入残高は 6,269 億ユーロと着実に増加、2000 年比で約 2.6 倍に拡大している。2018 年 12 月末の借入残高の内訳は、住宅ローンが 3,793 億ユーロ（構成比 60.5%）、消費者ローン 1,027 億ユーロ（同 16.4%）、その他 1,449 億ユーロ（同 23.1%）と、住宅ローンの構成比が高い。

図表 20：国内銀行における家計部門の借入残高（各年 12 月末）



（注）使用したデータは、消費者ローン：Banks –consumer credit、
住宅ローン：Banks – loans for house purchases と Banks: loans for house purchase to domestic households の合計、
その他ローン：Banks – loans for other uses。
（出所） Banca d'Italia "Statistical Bulletin" https://infostat.bancaditalia.it/inquiry/# （閲覧日：2019 年 1 月 31 日）

第 5 章　最近の金融動向と今後の展望

1.　最近の金融動向等

(1)　マイクロファイナンス等ソーシャルファイナンスの現況等

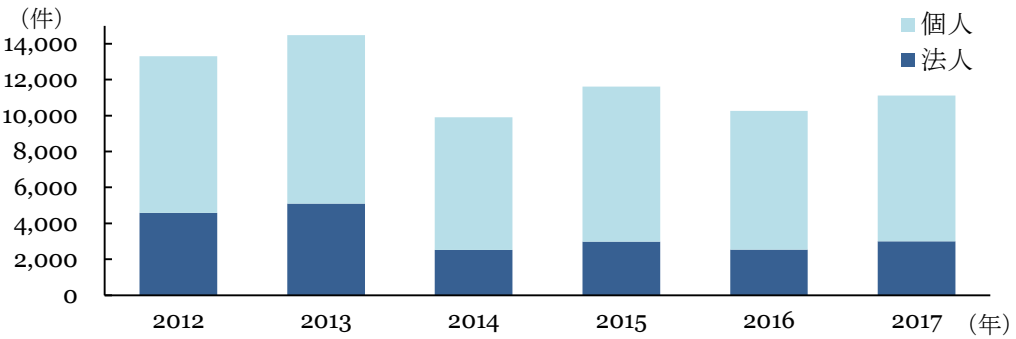
イタリアでは、主として協同組織金融機関（banche di credito cooperative, BCC）、コンフィディ（consorzi di garanzia collettiva dei fidi, Confidi）、預託貸付公庫（Cassa Depositi e Prestiti, CDP）がソーシャルファイナンスの機能を果たしている。例えば CDP の関連会社で不動産投資を行う CDP Investimenti SGR は、2010 年から「生活のための投資ファンド」（Fondo Investimenti per l'Abitare）という基金を運用しており、そこで学生等を対象とした住宅供給事業（social housing initiative）を行っている（基金総額 20 億ユーロ：2015 年 12 月末）[88]。

いわゆるマイクロクレジットについては、最低資本 60 万ユーロを満たしたうえで登録をしていれば、ノンバンクでも貸付が可能となっている[89]。マイクロクレジット関係機関のネットワーク組織として、2008 年に RITMI（Rete Italiana della Microfinanza）が設立され、ノウハウの共有等が進められている[90]。

2009 年のデータでは、約 1,100 万ユーロのマイクロクレジットが実行され、1 件あたりの平均融資額は約 5,000 ユーロとなっている（件数はおよそ 2,200 件）。マイクロクレジットの貸出先としては、女性が 27%、移民が 21%、その他若者が 11%とされている[91]。また、マイクロファイナンスの借り手の約 4 分の 3 が、協同組織金融機関（BCCs）を資金調達経路の 1 つと回答しており、マイクロファイナンスにおける協同組織金融機関の役割の大きさがうかがえる結果といえる[92]。

その後の詳細なデータは発表されていないが、民間調査会社によると、2017 年時点のマイクロファイナンスの実働契約数は、企業が 3,001 件、個人が 8,112 件の合計 11,113 件となっている。2009 年に比べて大きく拡大したものの、金融危機の影響もあり、2013 年以降は頭打ち感が鮮明となっている（図表 21）。

図表 21: マイクロファイナンスの実働契約数



（出所）Statista 2019
https://www.statista.com/statistics/427878/italy-active-microloans-recipients-number/
（閲覧日：2019 年 1 月 31 日）

[88] CDP " Annual Report 2015"　http://en.cdp.it/Company-Info/Annual-Reports/Year-2016.kl（p.88 ほか）
[89] 農林中金総合研究所「EU におけるマイクロクレジットの動向」農林金融 2015 年 12 月号
[90] RITMI ホームページ　http://www.microfinanza-italia.org/index.php
[91] Tommaso Busini「Microcredit　& Microfinance in Italy」
http://www.euexperts.eu/wp-content/uploads/2017/10/Microcredit-and-Microfinance-in-Italy-Busini_27_10_2017.pdf
[92] https://issuu.com/pas-stef/docs/microcredit-in-italy

(2) 不良債権問題の進捗状況

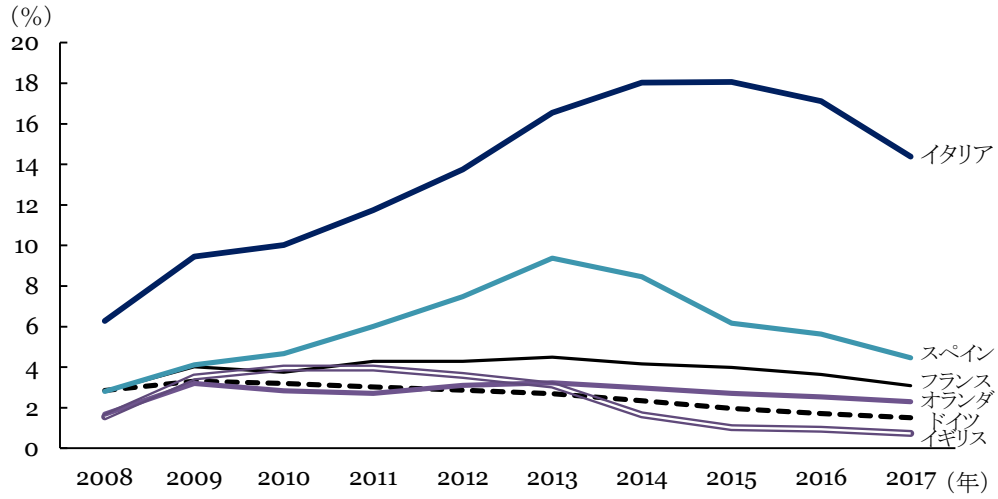
イタリア中央銀行の年次報告によると、イタリアの不良債権問題は改善に向かっている。景気持ち直しを受けて不良債権の新規発生が抑制されたことに加え、既存不良債権の償却・売却が進んだことが理由である。実際、総貸出に占める新規不良債権の割合は、2018 年 3 月末時点で 1.7%と金融危機前とほぼ同等の水準まで低下した。不良債権残高は、650 億ユーロ減の 2,850 億ユーロであった。減少分のうち 350 億ユーロは売却によるものであり、ほぼ 3 分の 2 が政府保証付き証券化スキームによって実施された。また 180 億ユーロは、バンカ・ポポラーレ・ディ・ビチェンツァ（Banca Popolare di Vicenza）ならびにベネトバンカ（Veneto Banca）の破たん処理に伴い政府所管の不良資産買取会社に継承されたものである。その他、30 億ユーロについては外国銀行が買収する際に償却された。

個別行では、最大の懸案事項だったモンテ・デイ・パスキ・ディ・シエナ銀行（Banca Monte dei Paschi di Siena、MPS）が、イタリア政府の公的資金 54 億ユーロを受け入れて実質的に国有化された。

IMF によれば、イタリアの不良債権の対純貸出残高比（Non-performing Loans to Total Gross Loans）は 2010 年末に 10%を超えて以降上昇を続け、2015 年末には 18.1%まで悪化した。その後低下に転じ、2017 年末は 14.4%まで改善した。しかし、依然この数値は EU 主要国と比べても著しく高く、銀行不安を抱えるスペインと比べても、大きな開きがある（図表 22）。

新規不良債権の発生率が低下するなど、マクロ経済環境回復の余波が随所に観察されるようになっているものの、足元の経済は再び弱含んでおり、不良債権処理のさらなる進捗に対して不透明感が強まっている。ポピュリスト連立政権による財政拡張への懸念もぬぐえず、債務危機再発が銀行経営に与える影響についても引き続き目配りする必要がある。

図表 22：EU 主要国の不良債権比率（対純貸出残高比）



（注）不良債権比率の対純貸出残高比。（Non-performing Loans to Total Gross Loans）
（出所） IMF “Financial Soundness Indicators”， https://www.imf.org/external/np/sta/fsi/eng/fsi.htm
（閲覧日：2019 年 1 月 31 日）

(3) 国際的な金融規制とストレステスト

EU では、銀行に対する健全性規制としてバーゼル銀行監督委員会が策定したバーゼルⅢが国際的に合意されたことを受け、2013 年 6 月に自己資本要件規則 [93]（Capital Requirements Regulation: CRR）・第 4 次自己資本要件指令 [94]（Capital Requirements Directive IV: CRD IV）が成立した。それまでは指令のみの枠組みであったものの、指令に加えて規則を設け、定量的な部分を中心に規則に切り替えることにより、各国間の規制内容のばらつきの削減を図っている。

CRR は、銀行に対して、想定外の損失に対応する自己資本を十分に確保し、危機においても支払い能力を維持するよう求めている（CRR 第 92 条、自己資本比率）。具体的には、銀行はリスクアセットに対する自己資本の比率である自己資本比率を一定水準に確保する必要がある。

リスクアセットは、資産の額をリスクの大きさに応じて調整したものであり、安全な資産であればリスクアセットは少額、リスクの高い資産であればリスクアセットは多額となるよう調整される。自己資本は Tier 1 資本と Tier 2 資本に分類され、Tier 1 資本には銀行が業務を継続し支払い能力を維持するための資本、Tier 2 資本には支払い不能に陥った場合に債権者に返済するための資本が該当する。欧州銀行監督機構（European Banking Authority, EBA）は、2 年に一度、Tier 1 と Tier 2 それぞれについて所定の水準を上回っているか、主要な金融機関に対して健全性審査（ストレステスト）を実施することが義務付けられている。

CRR に基づき、2018 年 11 月 2 日、EBA は欧州の主要 48 行を対象とした銀行ストレステスト（健全性審査）の結果を公表した。EBA の報告書によると、今回のストレステストでは、国際財務報告基準（IFRS）の導入にともない信用リスクの枠組みが全面的に見直されている。また今回のストレスシナリオでは、EU の国内総生産（GDP）を押し下げるインパクトを与え、EU の銀行セクターの安定性に脅威を及ぼすショックを引き起こしかねない一連のシステミックリスクを織り込むなど、前回 2016 年実施時よりも厳しいマクロ経済シナリオの下でテストが実施されている[95]。

ストレスシナリオにおいて、対象行全体の CET1（普通株式等 Tier1 比率）は、2017 年を基準として 2020 年には 14.4%から 10.3%まで低下（移行措置ベース）し、完全施行ベースでは 14.0%から 10.1%まで低下するとの結果が示された。

イタリアでは図表 23 に示す 4 行が対象となった。2020 年の CET1 比率（完全施行ベース）をみると、前回ストレステスト時のモンテ・デイ・パスキ・ディ・シエナ銀行のように CET1 比率がマイナスになる銀行こそなかったが、バンコ BPM が 6.67%と対象行全体で 2 番目に低かった（最も低かったのはイギリスのバークレイズ銀行で 6.37%）ほか、UBI バンカが 7.46%と 5 番目に低い水準となった。

2013 年以降、バーゼルⅢが順次導入され、大手行は増資等による資本増強に取り組んできた。今回のストレステストの結果はそうした取り組みが徐々に成果をあげつつあることを示す一方で、EU 対象金融機関平均を未だ下回っている状況に鑑みると、バランスシート改善に向けて一段の努力が必要とも言える。具体的には、金利の急上昇

---

93 REGULATION (EU) No 575/2013 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 26 June 2013 on prudential requirements for credit institutions and investment firms and amending Regulation (EU) No 648/2012

94 DIRECTIVE 2013/36/EU OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 26 June 2013 on access to the activity of credit institutions and the prudential supervision of credit institutions and investment firms, amending Directive 2002/87/EC and repealing Directives 2006/48/EC and 2006/49/EC

95 欧州銀行監督機構（EBA） “2018 EU-WIDE STRESS TEST RESULTS” （2018 年 11 月 2 日公表）
https://eba.europa.eu/risk-analysis-and-data/eu-wide-stress-testing/2018

リスクに備える枠組みの検討など、資本増強に向けた不断の努力が引き続き求められよう。

図表 23：EBA ストレステスト（2018 年）の結果

		2017 年 実績％	2020 年 (ｽﾄﾚｽｼﾅﾘｵ%)	変化幅 （%Pt）
ウニクレディト UniCredit	CET1 比率(移行措置ベース)	12.80	9.34	-3.46
	CET1 比率(完全施行ベース)	12.68	9.34	-3.34
インテーザ・サンパオロ Intesa Sanpaolo	CET1 比率(〃)	13.24	10.40	-2.84
	CET1 比率(〃)	11.85	9.66	-2.19
バンコ BPM Banco BPM	CET1 比率(〃)	13.94	8.47	-5.47
	CET1 比率(〃)	11.20	6.67	-4.53
UBI バンカ Unione Di Banche Italiane	CET1 比率(〃)	11.70	8.32	-3.38
	CET1 比率(〃)	11.20	7.46	-3.74
（参考） EU の対象金融機関全体	CET1 比率(〃)	14.4	10.3	-4.10
	CET1 比率(〃)	14.0	10.1	-3.95

（注） 上段に普通株式等 Tier1（CET1 比率）のバーゼルⅢ移行措置ベース（Common Equity Tier1 ratio、%）、下段には同バーゼルⅢ完全施行ベース（Fully loaded Common Equity Tier1 ratio,%）を示した。ともに 2017 年（実績）は IFRS9 適用後の数値を記載。

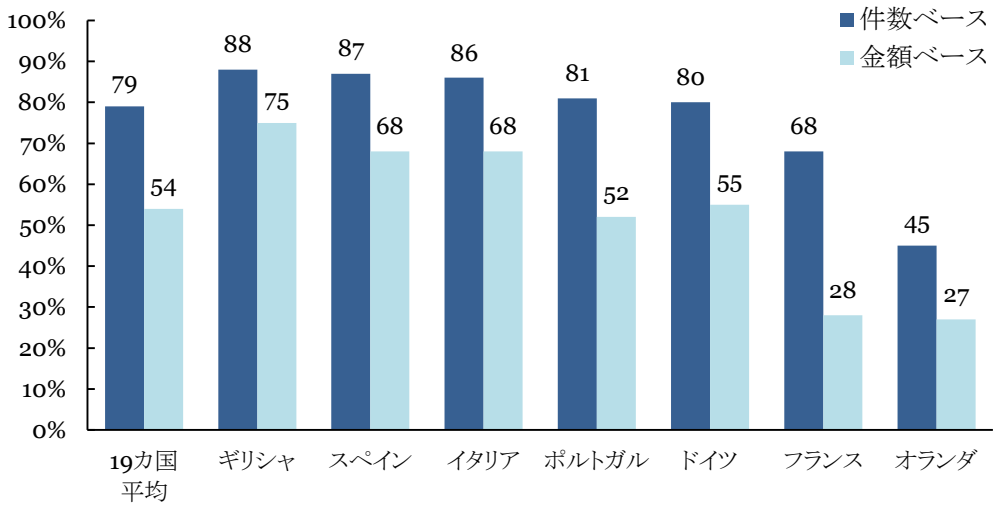
（出所）欧州銀行監督機構（EBA）“2018 EU-WIDE STRESS TEST　RESULTS”（2018 年 11 月 2 日公表）
https://eba.europa.eu/risk-analysis-and-data/eu-wide-stress-testing/2018

2. 最近のリテール決済の動向

(1) キャッシュレス化の現状

イタリアのキャッシュレス化は、欧州諸国の中でも遅れている。ECB の調査によると、イタリアの家計における現金決済比率は件数ベースで 86%、金額ベースで 68%と、いずれも欧州 19 カ国平均（79%、54%）を上回っており、それだけキャッシュレス化が浸透していないことを意味している（図表 24）。実際、国際決済銀行の公表データをみると、イタリア住民一人あたりキャッシュレス決済件数は年 100 回と、キャッシュレス化が進んでいるオランダ（455 回）やベルギー（339 回）、フランス（338 回）を大きく下回っている[96]。

図表 24：欧州主要国の現金決済比率



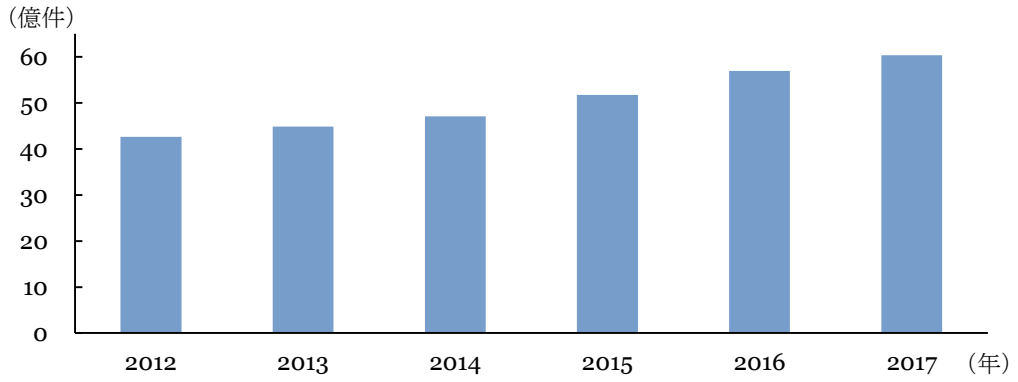
（出所）ECB　Occational Paper Series, “The use of cash by households in the euro area” （No.201, November 2017） https://www.ecb.europa.eu/pub/pdf/scpops/ecb.op201.en.pdf p20, chart2-3 より作成（閲覧日：2019 年 1 月 31 日）

ただし、消費者のキャッシュレスに対する利用意向は決して低くはない。先述の ECB 調査では、欧州各国の消費者に「店舗で様々な決済方法が選べるとしたらどの方法を選ぶか？」を尋ねている。結果をみると、イタリアの消費者の 45%が「クレジットカードなどの非現金決済」と回答しており、その割合は欧州 19 カ国平均（43%）と遜色ない水準となっている。「現金決済か非現金決済か選べない」（16%）も含めると、およそ 6 割が必ずしも現金決済にこだわらない意志を示しており、潜在的な需要は相応にあると考えられる。手数料や端末設置の制約等が緩和されれば、キャッシュレス化が進む可能性はある。

次に、イタリアにおけるキャッシュレス取引件数（法人を含む）の推移をみたものが図法 25 である。これをみると、取引件数は着実に増加していることがわかる。内訳では、デビットカード・クレジットカードの利用が全体の 56%、口座送金が 23%と両者で 8 割を占める。件数の増加に合わせて、カードの利用率も上昇しており（2012 年：43%）、徐々にではあるがイタリアでもカード利用が広がりつつある様子がうかがえる。

[96] 国際決済銀行（BIS）、“Payments and financial market infrastructures” 収録の Table CT5: Use of payment services/instruments: volume of cashless payments を参照。https://stats.bis.org/statx/srs/table/CT5 （閲覧日：2019 年 1 月 31 日）

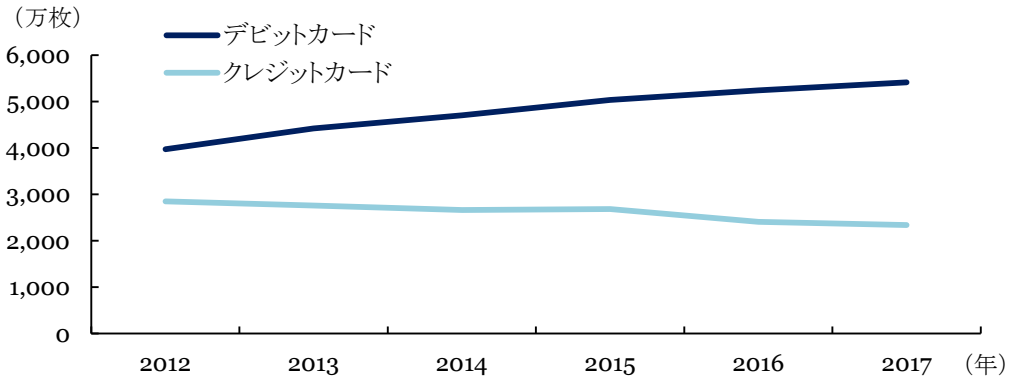
図表 25：キャッシュレス取引件数の推移



（出所）国際決済銀行（BIS）“Payments and financial market infrastructures”
上記に収録の Table T5: Volume of cashless payments and withdrawal/deposit transactions 参照
https://stats.bis.org/statx/toc/CPMI.html （閲覧日：2019 年 1 月 31 日）

カードの発行枚数（ストックベース）については、デビットカードが順調に増加する一方で、クレジットカードは伸び悩んでいる。実際、2017 年のデビットカード発行枚数は、5,414 万枚と 2012 年対比 4 割増えたが、クレジットカードの発行枚数は 2012 年の 2,847 万枚から 2,339 万枚へおよそ 2 割減った（図表 26）。世界銀行の統計によると、15 歳以上のデビットカード保有割合が、2014 年から 2017 年にかけて 20%pt も上昇しており（2014 年：64.5%→2017 年：84.6%）、こうした保有率の高まりがデビットカードの発行枚数増につながったとみられる。なお、クレジットカードの保有率も 6.3%pt 上昇しているが（2014 年：36.2%→2017 年：42.5%）、クレジットカードについては複数枚保有する既存利用者の間でカードを選別する動きが強まったことが、発行枚数の減少につながった可能性がある。

図表 26：カード発行枚数（ストックベース）の推移



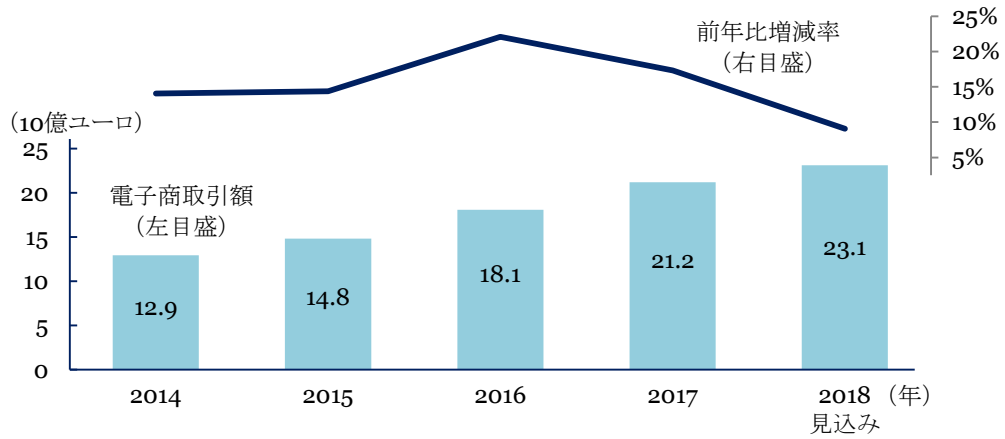
（出所）国際決済銀行（BIS）“Payments and financial market infrastructures”
上記に収録の Table T4: Number of payment cards and terminals 参照
https://stats.bis.org/statx/toc/CPMI.html （閲覧日：2019 年 1 月 31 日）

(2) モバイル決済の動向

世界各国同様、イタリアでも電子商取引市場は拡大している。電子商取引連盟（Ecommerce Fundation）によると、2018 年のイタリアにおける電子商取引金額は前年対比 9%増の 231 億ユーロに達した模様である（図表 27）。伸び率こそ鈍化したとはいえ、取引金額が右肩上がりで増加している状況に変わりはない。世界銀行のデータ

によると、「過去に何らかの支払いや購入をオンラインで行ったことがある」と回答した割合が 2014 年の 64.5%から 2017 年には 84.6%まで上昇しており、利用者のすそ野の広がりが電子商取引の拡大を後押ししたと言えるだろう。

図表 27： 電子商取引額と前年比増減率

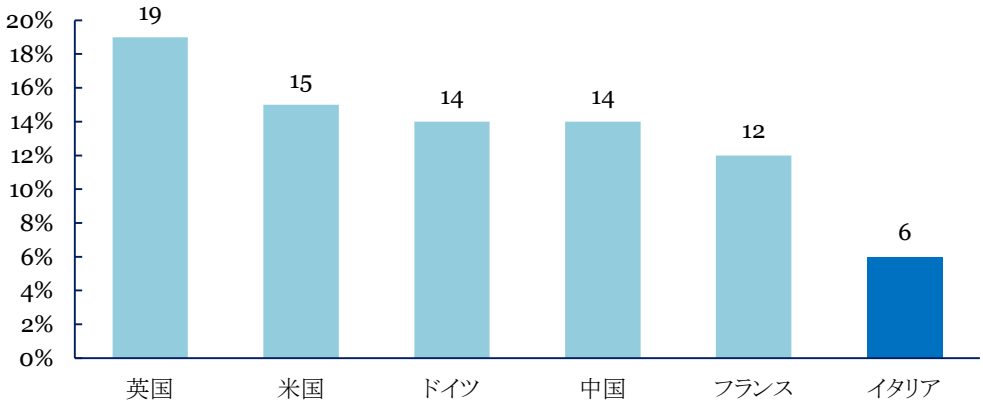


（出所）電子商取引連盟（Ecommerce Foundation）https://www.ecommercefoundation.org/
“Ecommerce Report Italy 2018”（閲覧日：2019 年 1 月 31 日）

商品別の利用状況では、衣料・スポーツ用品の購入が最も多く（39%）、次いで旅行・宿泊（36%）、家庭用品（36%）、書籍・雑誌（26%）、家電製品（20%）の順となっている。オンラインショッピングをした人の 51%が、携帯電話を通じて購入しており、事業者にとっては、消費者の求める情報を的確かつ平易に伝える工夫が従来以上に重要となっている。電子商取引の決済手段をみると、イタリアではクレジットカード（31%）と並んで eWallet などの電子決済（31%）の割合が高い。銀行送金とプリペイドカードがそれぞれ 10%、以下、デビットカード（9%）、代金引換（7%）と続く。

なお、順調に拡大するイタリアの電子商取引市場だが、電子商取引の浸透割合は 6%にとどまる（図表 28）。これは英国（19%）や米国（15%）、ドイツ（14%）といった主要先進国の半分以下の水準に過ぎない。ただ見方を変えれば、まだそれだけ拡大の余地があるともとれる。

図表 28： 主要国における電子商取引の浸透率



（出所）電子商取引連盟（Ecommerce Foundation）https://www.ecommercefoundation.org/
“Ecommerce Report Italy 2018”（閲覧日：2019 年 1 月 31 日）

(3) イタリアのフィンテック動向

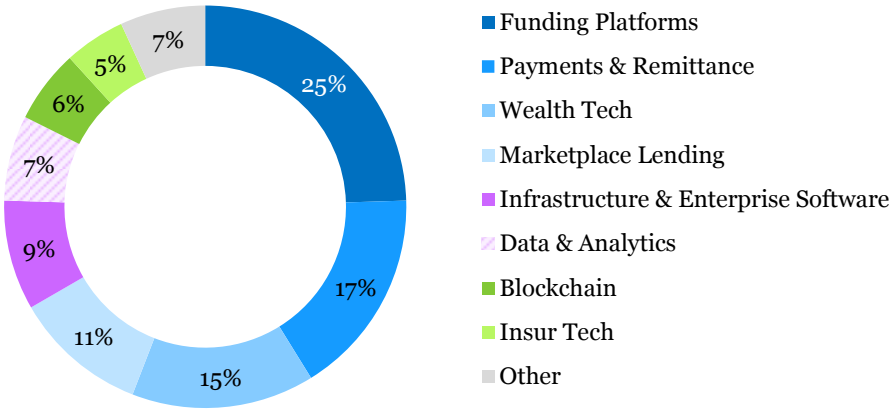
イタリアでは、2010 年以降、年間 12 社のペースでフィンテック企業が増加し、2017 年時点で 102 社のフィンテック企業が活動している（図表 29）。事業内容をみると、クラウドファンディングなどファンディングプラットフォームを提供する企業が全体の 25%と最大勢力となており、決済（17%）、資産運用（15%）を合わせた 3 サービスでほぼ 6 割を占める（図表 30）。残りの 4 割は、ソフトウェアやデータ解析、クラウドコンピューティング、ブロックチェーンなど一般的に基盤事業と言われるサービスを提供する企業で構成されている。

図表 29: イタリアのフィンテック企業



（注）2018 年時点。
（出所）IL SALONE　“The Italian Fintech Guide 2018”
https://www.salonedeipagamenti.com/italian-fintech-guide-2018 （閲覧日：2019 年 1 月 31 日）

図表 30： フィンテック企業の事業内容別割合



（注）企業数は 102 社。四捨五入しているので合計は 100%とならない。
（出所）FINTECH GLOBAL “2017 has already seen more investment in Italian FinTech companies than the whole of last year”
https://fintech.global/2017-has-already-seen-more-investment-in-italian-fintech-companies-than-the-whole-of-last-year/ （閲覧日：2019 年 1 月 31 日）

現時点でフィンテック企業が提供する非伝統的金融活動（alternative finance activities）に対する体系的な法令はなく、イタリア中央銀行や国家証券委員会（Commissione Nazionale per le Società e la Borsa, CONSOB）など所管する省庁レベルでの監督・指導が行われている[97]。例えば、イタリア中央銀行は、2016 年 11 月に「銀行以外の資金調達に関する条項（Provisions on the collection of savings by subjects other than banks）」を公示（2017 年 1 月 1 日発効）、クラウドファンディング事業の内容を定義するとともに、事業者要件ならびに行動規範を提示した。また、国家証券委員会も投資家保護の観点から、事業者に対していくつかの要件を課している。なお、金融サービス以外の事業、いわゆる技術開発やサポートサービスの分野（基盤事業）に関してはほぼ野放しの状態となっている。しかし、最近の個人情報保護やサーバーセキュリティーに対する関心の高まりを受けて（金融サービスに重大な影響を及ぼす可能性あり）、関係省庁や業界団体、また国際機関も交えた調査研究が進められている。

最後にフィンテックに関する銀行の取り組みを確認する。イタリア中央銀行の年次報告によると、全世帯の 65.4%がオンラインで預金口座を確認することができ、その 9 割が家にいながらバンキングサービスを利用できる状況にある[98]。バンキングサービスの内容については、全ての銀行が送金・決済サービスを提供しているほか、ほぼ半数の銀行が貯蓄の預け入れを行っている。一方で、消費者ローン（17%）や住宅ローン（8%）をオンラインで提供する銀行は未だに少数派となっている。

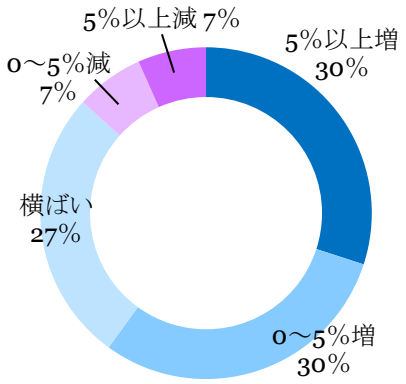
イタリア中央銀行のアンケート調査によると、フィンテック、とりわけ即時決済やオンラインでの契約手続きに対する銀行の関心は高い。オンラインを通じた諸手続きを容易にすることで、デジタル世代の若い顧客層を取り込みたいとの思惑が背景にある。既に、デジタル技術の活用に向けた多くのプロジェクトが立ち上がっており、関連投資も盛り上がりを見せている。イタリア銀行協会によると、銀行の IT 投資額は 2017 年に 47.5 億ユーロに達し、今後も増加が見込まれている[99]。実際、イタリア銀行

97 https://uk.practicallaw.thomsonreuters.com/w-017-9138?transitionType=Default&contextData=(sc.Default)&firstPage=true&comp=pluk&bhcp=1 （閲覧日：2019 年 1 月 31 日）
98 Banca d’ Italiana “Annual Report 2016”（31 May 2017）, “Annual Report 2017”（29 May 2018）
99 IL SALONE, “The Italian Fintech Guide 2018” https://www.salonedeipagamenti.com/italian-fintech-guide-2018

協会が実施したアンケート調査をみると、60%の銀行が前年に比べて IT 投資を増やすと回答、投資を減らすとした銀行は全体の 13%にとどまる（図表 31）。

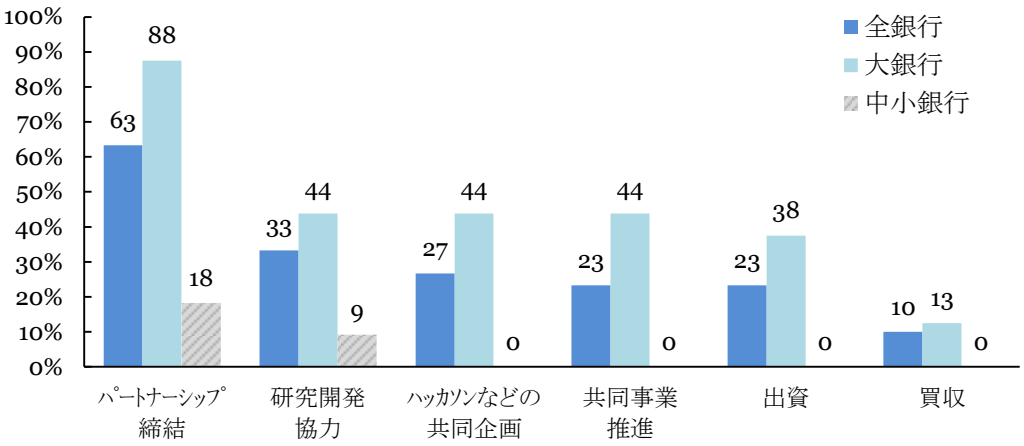
また技術やノウハウを有するフィンテック企業との連携にも積極的だ。先述の調査では、既に 63.3%の銀行がフィンテック企業とのパートナーシップを締結していると回答している。その他、研究開発に関する情報共有（33.3%）からフィンテック企業の買収（10%）まで、さまざまな形で銀行とフィンテック企業の融合が進んでいる（図表 32）。なお、図表 32 からも明らかなように、大銀行（総資産 100 億ユーロ以上）と中小銀行（総資産 100 億ユーロ未満）ではフィンテック対応に温度差がある。イタリア中央銀行は、資金面だけでなく、人的資源の制約が中小行のフィンテック対応を遅らせていると指摘している。

図表 31：IT 関連投資額の 2018 年見込み



（注）四捨五入しているので合計は 100%とならない。
（出所）IL SALONE　“The Italian Fintech Guide 2018”
https://www.salonedeipagamenti.com/italian-fintech-guide-2018
（閲覧日：2019 年 1 月 31 日）

図表 32：フィンテック企業との関わり方



（注）四捨五入しているので合計は 100%とならない。
大銀行は総資産 100 億ユーロ以上の銀行、中小銀行は総資産 100 億ユーロ未満の銀行。
（出所）IL SALONE　“The Italian Fintech Guide 2018”
https://www.salonedeipagamenti.com/italian-fintech-guide-2018
（閲覧日：2019 年 1 月 31 日）

3. ポステ・イタリアーネ・グループの動向

2014 年に発足したマッテオ・レンツィ政権は就任以来、公的債務削減策の一環として政府が保有する国有企業株式の売却を計画してきた。ポステ・イタリアーネについては、2014 年 5 月に MEF が 100%保有する株式の 40%を限度として売却することを決定[100]。当初は同社の IPO を同年に予定していたが、1 年間延期していた。これは、2014 年に国営造船大手フィンカンティエリ（Fincantieri）が上場したものの、市場環境が悪化し、想定通りの資金調達を行うことができなかったということも影響していると言われている。

2015 年 10 月 27 日、ポステ・イタリアーネ（Poste Italiane S.p.A.）はイタリア証券取引所（Borsa Italiana）に新規株式公開（IPO）した。公開価格は一株 6.75 ユーロで、経済・財政省（Ministry for the Economy and Finance, Ministero dell'Economia e delle Finanze, MEF）が 100%保有していた株式の 34.7%が放出され、政府の調達金額は 31 億ユーロに達した[101]。上場初日の終値は一株 6.70 ユーロであったが、2016 年 2 月 12 日に上場後最安値となる 5.43 ユーロとなった。同年 4 月から 6 月ごろは公開価格を上回ることもあったが、6 月以降は弱含む展開が続き、2017 年 12 月末（12 月 29 日）時点の株価は 6.28 ユーロであった。2018 年の株価動向は、年初から年央にかけて上昇し、2018 年 5 月 15 日には 8.22 ユーロと上場来最高値を更新した。しかし、同年 8 月以降は下落に転じ、10 月 24 日に 6.00 ユーロとほぼ 1 年ぶりの水準まで下げた。11 月以降は再び上昇基調となり、同年末（12 月 28 日）は 6.98 ユーロまで値を戻した（図表 33）。2019 年入り後も上昇基調は続いており、同年 1 月 31 日には 7.51 ユーロと、7 ユーロ台で推移している。

図表 33：ポステ・イタリアーネの株価推移（終値ベース）



（出所） PosteItaliane、 Share Informartion: "Stock Market"
https://www.posteitaliane.it/en/share-information.html （閲覧日：2019 年 1 月 31 日）

100 イタリア経済・財政省プレスリリース " The Privatization of Poste Italiane will start on October 12, 2015. Implementation of reforms and development of capital markets"
http://www.mediaddress.it/COMUNICATI/images/6189/1618546..pdf

101 グリーンシュー・オプション分としての 3.5%が全て実行されると 38.2%となるが、11 月 30 日までにグリーンシュー・オプションの一部が実行され、35.3%が放出された。
http://www.posteitaliane.it/resources/editoriale/pdf/En/corporate_press_releases/prezzo-d'offerta-EN.pdf
http://finanza.lastampa.it/Notizie/0,756416/Poste_Italiane_esercitata_l_Opzione_Greenshoe.aspx?refrsh_ce

また 2016 年 10 月 20 日、イタリア政府は MEF の保有するポステ・イタリアーネ株式を預託貸付公庫（Cassa Depositi e Prestiti, CDP）へ譲渡する手続を完了した。この手続により、CDP がポステ・イタリアーネの株式の 35%を保有することとなり、同社の筆頭株主となった。この手続は、CDP とポステ・イタリアーネの関係を緊密にし、経営上のシナジーを生み出すことと企図しており、将来ポステ・イタリアーネに対して CDP から経営陣を派遣することも想定されているとのことである[102]。なお現在の株主構成は、CDP35.00%、MEF29.26%、機関投資家等（個人投資家を含む）35.74%となっている[103]。（2018 年 4 月 23 日）。

ポステ・イタリアーネは、2015 年から 2019 年までの 5 ヶ年計画を実行中であり、2016 年は以下の改革に注力した[104]。

- 郵便・ビジネス向け事業：「new delivery model」の浸透施策を実行中。需要が増大する E コマースに対応しつつ、中長期的に持続可能な事業に変革する。
- 金融事業：革新的なオンラインペイメントソリューションの推進に引き続き注力。その一環として、電子マネー業界のリーダーである SAI SpA に 14.85%出資した。ポステ・イタリアーネグループの今後のデジタルペイメント及び決済事業の成長に向けて、今回のこの出資が大きな役割を担う。
- 資産運用[105]・保険事業：顧客に選ばれ信頼されるポジションを維持することに注力。特に、生命保険以外の保険保障に重点を置いた。
- デジタル化:「マルチアクセスチャネルアプローチ」の推進に引き続き注力する。契約のオンライン化や、スマートフォンアプリを通じて、カスタマーエクスペリエンスの向上を目指した。

2018 年 2 月には、2018 年から 2022 までの 5 ヶ年計画「Deliver 2022」を公表[106]した。新しい事業計画では、事業の付加価値の可視性と透明性を高めることを目的として、これまでの各事業セグメントを全面的に見直し、従来の事業セグメントを郵便・小包配送事業（Mail, Parcels and Distribution）、ペイメント事業（デジタル及びモバイル決済）（Payments, Mobile and Digital）、金融サービス事業（Financial Services）、保険サービス事業（Insurance Services）の 4 つに再編した。

特に、ペイメント事業は新しく立ち上げた事業であり、ポステ・イタリアーネ・グループ全体のデジタルビジョンもサポートしている。「Deliver 2022」によれば、グループの買収事業の拡大やモバイル事業の発展、最新のデジタルペイメント等に対応するために決済システムを強化、拡大することを目標として掲げている。また、イタリア国内の約 12,800 の郵便局のネットワークを通じて、デジタル公共サービスの持続的な発展とサービス提供の実現を目標に掲げている。

---

102 2016 年 11 月の CDP へのヒアリングに基づく。また、CDP 株式の 80%以上を MEF が保有するため、実質的に政府保有が大半を占める状況に変化はない。

103 Guruppo PosteItaliane https://www.posteitaliane.it/en/shareholders.html （閲覧日：2019 年 1 月 31 日）

104 Gruppo Posteitaliane “Annual Report 2016” P.16

105 2016 年度より、資産運用事業部門が新しい事業セグメントとして設けられた。

106 Gruppo Posteitaliane “Annual Report 2017” P.12 および
Gruppo Posteitaliane ウェブサイト “Poste Italiane – Deliver 2022” （2018 年 2 月 27 日公表）
https://www.posteitaliane.it/en/press-releases/posteitalianedel-1476478386925.html （閲覧日：2019 年 1 月 31 日）

＜出所資料一覧＞

【国際機関・外国機関文献・データベース】

- 日本国外務省
- アメリカ合衆国中央情報局（CIA）
- 欧州銀行監督機構（EBA）
- 欧州委員会（EC）
- 欧州中央銀行（ECB）
- Economist Intelligence Unit
- IMF
- 電子商取引連盟（Ecommerce Foundation）
- 国際決済銀行（BIS）

【中央銀行・監督官庁・銀行協会等 HP】

- イタリア銀行
- 経済・財政省
- 銀行間預金保護基金
- 信用協同組合銀行預金保護基金
- 預託貸付公庫

【論文・雑誌・業界紙】

- 経済企画庁「平成 9 年 年次世界経済報告　金融制度改革が促進する世界経済の活性化」（平成 9 年 11 月 28 日）
- 澤井豊、鬼頭佐保子「EU：預金保険指令の改正」（預金保険機構『預金保険研究』第十八号、2015 年 12 月）
- 重頭ユカリ（2007）「イタリアの信用協同組合銀行(BCCs）」『農林金融』2007 年 5 月号
- 農林中金総合研究所企画、齋藤百合子、重頭ユカリ著(2010）『欧州の協同組合銀行』日本経済評論社
- 福井龍、中村研二、齊藤成人、八木由香(2005）「イタリアの地域金融と相互保証システム」『日本政策投資銀行地域レポート 14』
- 農林中金総合研究所「EU におけるマイクロクレジットの動向」農林金融 2015 年 12 月号
- ANSA
- BBC News
- Fortune
- Reuter
- The Street
- Bruno Cova, Patrizio Braccioni and Flavio A. Acerbi “A new milestone in the revolution of the Italian banking sector: the reform of banking foundations”(2015 年 5 月 7 日）
- Bruno Cova, Patrizio Braccioni, Flavio Acerbi & Marc-Alexandre Courtejoie, “The Future of Italian Mutual Banks”（2015 年 3 月 25 日）
- Elena Carletti, Hendrik Hakenes , Isabel Schnabel (2005）“The Privatization of Italian Savings Banks-A Role Model for Germany?” Vierteljahrshefte zur Wirtschaftsforschung: Vol. 74, Europäische Finanzmarktarchitektur, pp. 32-50
- Food and Agriculture Organization of the United States, “Staying in Rome”
- Franchesca Pluchino “Deposit Insurance in Italy: From Italian Banking Law to EU Reforms” (Siclari, D. (Ed.）, “ Italian Banking and Financial Law: Crisis Management Procedures, Sanctions, Alternative Dispute Resolution Systems and Tax Rules”, 2015）
- Ivana Catturani, Maria Lucia Stefani “Italian Credit Cooperative Banks”（Karafolas, Simeon (Ed.）, “Credit Cooperative Institutions in European Countries” Springer, 2016）
- Nadège Jassaud “Reforming the Corporate Governance of Italian Banks”（IMF Working Paper、2014 年 9 月）

・ Patrizio Messina, Gianrico Giannesi, Raul Ricozzi, Madeleine Horrocks, Emanuela Molinaro and Annalisa Dentoni-Litta “Reform of Italian Cooperative Credit Banks”

【郵政公社・郵貯等】

・ ポステ・イタリアーネ　ウェブサイト
・ バンコ・ポスタ　ウェブサイト

【民間金融機関等 HP】

・ インテーザ・サンパオロ銀行
・ ウニクレディト・グループ
・ モンテ・デイ・パスキ・ディ・シエナ銀行
・ バンコ・ポポラーレ

XV. 英国（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国）
（United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland）

＜目次　～英国～＞

第 1 章　市場環境の特徴 2
第 2 章　金融制度概要 3
1.　金融機関の種類 3
(1)　銀行の業態 3
(2)　銀行（banks） 3
(3)　住宅金融組合（building societies） 4
(4)　信用組合（credit unions） 5
(5)　国民貯蓄投資機構（National Savings and Investments, NS&I） 7
2.　監督官庁と指導体制 8
(1)　2000 年金融サービス市場法の成立 8
(2)　新たな金融監督体制の構築 9
3.　英国の金融制度の特徴 12
4.　預金保険制度の枠組み 13
5.　個人資産運用に関わる税制全体の中での預貯金税制 14
(1)　利子・配当所得課税 14
(2)　キャピタルゲイン課税 14
第 3 章　郵便貯金の概要 21
1.　設立目的・沿革概要 21
2.　組織・経営形態 21
(1)　ロイヤルメールの上場民営化 21
(2)　郵便局の経営形態 24
(3)　金融サービス提供の形態 24
(4)　窓口取扱時間 26
3.　主な業務内容 26
(1)　預金業務概要 26
(2)　資金運用方法 29
(3)　貸付業務概要 29
(4)　送金・決済業務概要 30
(5)　海外送金・外国為替 30
(6)　付随業務概要 30
4.　会計基準と財務諸表 30
第 4 章　金融セクターにおけるリテール金融機関の特徴 32
1.　リテール金融機関の特徴 32
(1)　郵便局会社 33
(2)　信用組合 33
(3)　住宅金融組合 33
(4)　国民貯蓄投資機構 34

3. 金融セクターにおけるリテール金融機関の位置付け 34
(1) 現金・預金残高 35
(2) 個人の負債総額 36
(3) 保険・年金準備金残高 36
(4) 投資信託残高 37
第 5 章 最近の金融動向と今後の展望 38
1. 最近の金融動向等 38
(1) 「金融包摂/排除（Financial Inclusion/Exclusion）」の現状 38
(2) マイクロファイナンスなどソーシャルファイナンスの現況等 39
(3) 個人向け金融商品販売制度改革（Retail Distribution Review, RDR） 40
2. 最近のリテール決済の動向 42
(1) キャッシュレス化の現状 42
(2) モバイル決済の動向 44
(3) リテール決済に関する法規制の現状 45
3. 今後のリテール金融機関の動向 46
(1) 郵便局会社（Post office Limited）の動向 46
(2) 郵便局の相互組織化（mutualisation） 46
(3) チャレンジャーバンクとフィンテックの動向 47
4. その他 49
(1) 英国の EU 離脱（Brexit）交渉に関する最近の動向 49
(2) 金融パスポートについて 49
(3) Brexit のリテール金融機関への影響について 50
＜出所資料一覧＞ 51

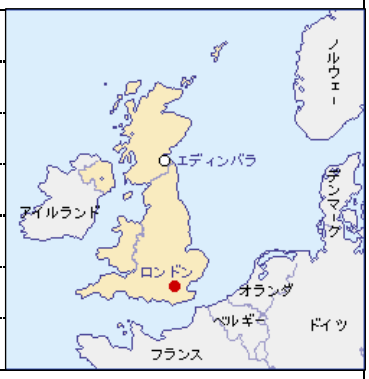
＜略語集＞

略語	原語（英語）	日本語訳
ABCUL	Association of British Credit Unions Limited	英国信用組合協会
BEIS	Department for Business, Energy & Industrial Strategy	ビジネス・エネルギー・産業戦略省
BIS	Department for Business Innovation & Skills	ビジネス・イノベーション職業技能省
BOE	Bank of England	イングランド銀行
CDFA	Community Development Finance Association	コミュニティ開発金融協会
CDFI	Community Development Finance Institution	コミュニティ開発融資機関
CITR	Community Investment Tax Relief	コミュニティ投資税額控除
CRED、CREDS	Credit Unions Sourcebook	クレジット・ユニオン・ソースブック
DWP	Department for Work and Pensions	労働・年金省
EIB	European Investment Bank	欧州投資銀行
EU	European Union	欧州連合
FCA	Financial Conduct Authority	金融行為規制機構
FPC	Financial Policy Committee	金融安定政策委員会
FSA	Financial Services Authority	金融サービス機構
FSCS	Financial Service Compensation Scheme	金融サービス補償機構
FSMA	Financial Services and Markets Act　2000	2000 年金融サービス市場法
HMRC	Her Majesty's Revenue and Customs	歳入関税庁
ICB	Independent Commission on Banking	独立銀行委員会
IMF	International Monetary Fund	国際通貨基金
ISA	Individual Savings Account	個人貯蓄口座
MAS	Money Advice Service	マネー・アドバイス・サービス
NLF	National Loans Fund	国家貸付基金
NS&I	National Savings and Investments	国民貯蓄投資機構
PRA	Prudential Regulation Authority	健全性監督機構
PSH	Postal Services Holding Company Limited	ポスタル・サービシズ・ホールディング・カンパニー
RBS	Royal Bank of Scotland	ロイヤルバンク・オブ・スコットランド
RDR	Retail Distribution Review	個人向け金融商品販売制度改革
RMG	Royal Mail Group	ロイヤルメール・グループ
RMH	Royal Mail Holdings plc	ロイヤルメール・ホールディングス

第 1 章　市場環境の特徴

図表 1: 英国の概要

分類	項目	
一般事情	面積	24.3 万平方キロメートル
	人口	6,647 万人（2018 年、IMF 推計）
	首都	ロンドン
	民族	―
	言語	英語（ウェールズ語、ゲール語等使用地域あり）
	宗教	英国国教等
	在留邦人数	64,969 人（2016 年 10 月）
政治体制・内政	政体	立憲君主制
	元首	女王エリザベス二世
	議会	二院制　上院（貴族院）：議席定数なし、　下院（庶民院）：定数 650 議席
	首相	テリーザ・メイ（保守党）
経 済	主要産業	自動車、航空機、電気機器、エレクトロニクス、化学、石油、ガス、金融
	GDP	2 兆 9,363 億ドル（2018 年、IMF 推計）
	1 人あたり GDP	44,177 ドル（2018 年、IMF 推計）
	実質 GDP 成長率	1.6%（2018 年、IMF 推計）
	通貨	スターリング・ポンド。 1 ドル＝0.75 ポンド、1 ポンド＝144.59 円 （2018/5/31）



（出所） IMF、BOE、外務省等を基に作成

図表 2: 英国の主要経済指標

	単位	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
人口	万人	6,132	6,182	6,226	6,276	6,329	6,371	6,411	6,460	6,511	6,565	6,605	6,647
名目 GDP	億ドル	30,755	29,211	23,914	24,436	26,206	26,626	27,416	30,244	28,862	26,607	26,245	29,363
1 人あたりGDP(名目)	ドル	50,156	47,249	38,409	38,935	41,409	41,795	42,767	46,820	44,328	40,530	39,735	44,177
実質 GDP 成長率	%	2.4	-0.5	-4.2	1.7	1.5	1.5	2.1	3.1	2.3	1.9	1.8	1.6
消費者物価上昇率	%	2.3	3.6	2.2	3.3	4.5	2.8	2.6	1.5	0.0	0.7	2.7	2.7
経常収支	GDP 比%	-3.8	-4.6	-3.9	-3.8	-2.4	-4.2	-5.5	-5.3	-5.2	-5.8	-4.1	-3.7
財政収支	GDP 比%	-2.6	-5.2	-10.1	-9.4	-7.5	-7.6	-5.4	-5.4	-4.3	-3.0	-2.3	-1.8
政府債務	GDP 比%	41.9	49.9	64.1	75.6	81.3	84.5	85.6	87.4	88.2	88.2	87.0	86.3

（出所） IMF "World Economic Outlook April 2018"を基に作成

第 2 章　金融制度概要

1.　金融機関の種類

(1)　銀行の業態

英国の預金取扱金融機関は、銀行（banks）、住宅金融組合（building societies）、信用組合（credit unions）の 3 つの業態に分けられる。このうち銀行は、2000 年金融サービス市場法（Financial Services and Markets Act 2000）にて定義された預金の受入れ業務を行う許可を得た機関として規定され、国内で現地法人として設立された銀行、欧州経済領域（EEA）諸国内で欧州資本要求指令（CRD）の下で設立され英国内に支店を持つ銀行（EEA bank）、EEA 以外の第三国金融機関で英国内に支店がある銀行の 3 つに分かれる。住宅金融組合、信用組合、友愛組合及び財務省令により除外された機関は銀行には含まれない。

英国には郵便貯金銀行は存在しないものの、国民貯蓄投資機構（National Savings and Investments, NS&I）という公的な貯蓄金融機関が存在している。他方、窓口業務を行なう郵便局会社（Post Office Ltd.）は郵便貯金の勘定を持たず、独自のリテール金融商品も取り扱っていないが、NS&I や民間金融機関が提供する貯蓄商品やリテール金融サービスの窓口販売での提供は行なっている。

図表 3：英国における金融機関の主な組織形態

業　態	機関数	英国での根拠法	特　徴
銀行 （banks）	317	2000 年金融サービス市場法	株式会社。個人・法人向けに預金・貸付やファンド、保険等の販売サービスを提供する。
住宅金融組合 （building societies）	44	1986 年住宅金融組合法	組合員の住宅建築資金融資のための預金受入を行う組合組織。組合員向けに住宅建築資金の積み立て・融資を目的とする組合であったが、現在は株式会社化も可能となっており、銀行並みのプロダクト・ラインナップを提供。
信用組合 （credit unions）	464	1979 年信用組合法 2014 年協働組合法	組合員のための預金受入と融資を行う法人格を有する協同組合組織。銀行へのアクセスが困難な人々に基本的な金融サービスを提供する。規制当局が営業範囲を限定したため、小規模の組合が多い。

（注）　銀行及び住宅金融組合の機関数は 2018 年 5 月 31 日時点。信用組合は 2018 年 1 月時点。機関数は、健全性監督機構（PRA）の規制対象となっている金融機関のみ。銀行は、第 3 国金融機関の在英支店を含む。住宅金融組合及び信用組合は PRA に登録をしているが、現在活動を停止している信用組合は除外。
（出所）　PRA, “Which firms does the PRA regulate?”　（2018 年 6 月 13 日閲覧）
https://www.bankofengland.co.uk/prudential-regulation/authorisations/which-firms-does-the-pra-regulate

(2)　銀行（banks）

英国立統計局によれば、英国の金融機関の資産規模は約 22 兆ポンドあり、これは英国の名目 GDP の約 11 倍にあたる（2016 年 12 月末）[1]。このうち、中央銀行と預金取扱金融機関の資産残高は約 12 兆ポンドで、50%超のシェアを占める。

銀行の中では HSBC ホールディングス（HSBC Holdings plc）、バークレイズ（Barclays plc）、ロイズ・バンキング・グループ（Lloyds Banking Group plc）、ロイヤルバンク・オブ・スコットランド・グループ（The Royal Bank of Scotland Group plc）が総

[1] UK National Accounts, The Blue Book: 2017（2018 年 6 月 13 日閲覧）
https://www.ons.gov.uk/economy/grossdomesticproductgdp/compendium/unitedkingdomnationalaccountsthebluebook/2017/uknationalaccountsthebluebook2017

資産ベースで 4 大銀行と称されている。4 大銀行の総資産は、外国金融機関を含む全金融機関の総資産の約 25%を占める。

銀行は、通常、株式会社形態を取っている。預金口座や住宅ローン、クレジットカードの提供以外に、投資信託や保険の販売も可能である。証券子会社を通じた証券サービスの提供や、プライベートバンクやインターネット専業銀行を子会社方式で展開することも可能である。また、提携先の小売業の店舗を窓口として預金やクレジットカード、消費者信用サービスを提供する銀行もある。

図表 4: 英国における総資産上位行（2017 年 12 月末、単位は億ポンド）

銀行名	総資産	預金残高
HSBC ホールディングス	25,218	13,645
バークレイズ	11,332	4,291
ロイズ・バンキング・グループ	8,121	4,181
ロイヤルバンク・オブ・スコットランド・グループ	7,381	3,980
スタンダード・チャータード・グループ	6,635	3,705
サンタンデールUK・グループ・ホールディングス	3,148	1,774
ネイションワイド・ビルディング・ソサエイティ	2,328	1,468
TSB バンキング・グループ	425	305
ヨークシャー・ビルディング・ソサエイティ	420	289
コベントリー・ビルディング・ソサエイティ	426	310

（注） 各行の連結財務諸表に基づく。
（出所） 各社財務報告書を基に作成

決済性の預金口座としては、小切手が振り出せる当座預金口座、預金口座からの即時引落しのためのデビットカードが使える基本銀行口座（basic bank account）や、イスラム教徒のためのイスラム当座預金[2]がある。貯蓄商品には、通常の定期預金以外に、イングランド銀行（Bank of England, BOE）の基準金利に連動した利子を付する預金口座がある。また、非課税の個人貯蓄口座（Individual Savings Account, ISA）で運用される株式投信の販売も行われている。

(3) 住宅金融組合（building societies）

1970 年頃まで英国における住宅金融は、国や政府系金融機関ではなく、民間の貯蓄金融機関である住宅金融組合がほぼ独占的に担ってきた。1986 年の金融ビッグバンを契機として商業銀行が住宅金融に進出すると共に、1986 年の住宅金融組合法改正によって住宅金融組合にも住宅ローン以外の業務取扱いが認められることになった。また、同改正は、それまで相互組織しか認められていなかった住宅金融組合の株式会社化（銀行化）を可能とし、1980 年代後半（1989 年にアビー・ナショナル住宅金融組合が銀行化したのが最初）から 1990 年代にかけて、大手住宅金融組合が銀行に転換したことで、相互組織としての住宅金融組合のシェアは大きく低下することとなった。

[2] イスラムの教義に則った預金管理を行う口座。金利は付かないが、口座維持手数料もなく、ATM やインターネットバンキングが利用可能。

住宅金融組合協会（Building Societies Association）によると、同協会には、全国 44 の住宅金融組合及び消費者協同組合といった協同組織所有の預金・ローン取扱機関が加盟している（2018 年 3 月）。総資産は 3,930 億ポンド、住宅ローン残高 3,020 億ポンドである（2018 年 3 月）[3]。支店数は 1,519、ATM は 1540 台である[4]。

現存している住宅金融組合のうち、最大のシェアを有しているのがネイションワイド住宅金融組合（Nationwide Building Society）であり、1,711 億ポンドの顧客向け住宅ローン貸出残高を有している（2017 年 4 月）。ネイションワイド住宅金融組合は、2008 年にチェシャー住宅金融組合とダービーシャー住宅金融組合と合併し、2009 年にダンファームリン住宅金融組合と合併しており、住宅金融組合における住宅ローン貸出残高シェアは 64%に達している。ネイションワイドに次ぐ住宅金融組合として、ヨークシャー住宅金融組合（Yorkshire Building Society）、コベントリー住宅金融組合（Coventry Building Society）等が知られているが、ともに総資産額はネイションワイドの 2 割弱にとどまっている。上位 5 社の総資産合計は、住宅金融組合の総資産合計の 9 割弱となっている。

(4) 信用組合（credit unions）

信用組合は、「1979 年信用組合法」（Credit Unions Act 1979）にて定義され、「2014 年協働組合法」（Co-operative and Community Benefit Societies Act 2014）を根拠法として設立されている。信用組合は英国におけるリテール金融機関としての役割を果たしている一方、大手銀行を中心とする銀行の寡占市場となっている英国において、総資産は約 32 億ポンド、金融機関の資産全体に占めるシェアは 0.1%未満にとどまっている。主要な業界団体としては、英国信用組合協会（Association of British Credit Unions Limited, ABCUL）がある。

①組織の概要と経営状況

信用組合は、組合員による経営・運営が行われており、組合員の中から無給で経営に従事する理事が選任されている。信用組合によっては職員がボランティアで運営している場合もある。信用組合への加盟は、特定地域での居住や就業、特定組織に属しているかなど「共通の絆（common bond）」と呼ばれる基準を有することで可能となり、預金残高の大小にかかわらず、1 組合員が 1 議決権を有している[5]。そもそも信用組合は金融排除の問題に対処するために設立された経緯があり、英国においては 1960 年代に、カリブ海の植民地の国々やアイルランドからの移民を対象に生まれた仕組みであった。そのため、現在でも信用組合の組合員の多くは、社会的に不利な立場にある人々であるとされている。

信用組合の規模は様々であり、組合員数が 200 人程度の小規模な信用組合がある一方、グラスゴー信用組合のように組合員数が 40,000 人を超える規模のものもある。信用組合における主な「共通の絆」は地域や職域等であり、4 分の 3 の信用組合は地域を基礎として組織されている。例えば、信用組合の多いグラスゴーには 35 の信用組合が存在し、人口の 20%以上が信用組合の組合員になっている。グラスゴー全体を商

[3] Building Society Association ウェブサイト（2018 年 6 月 18 日閲覧）https://www.bsa.org.uk/about-us/about-us
[4] Building Society Association（2017），“BSA Yearbook 2017/18”, November 2017, https://www.bsa.org.uk/information/publications/industry-publications/bsa-yearbook-2016-17
[5] FCA ウェブサイトより（2018 年 6 月 13 日閲覧） https://www.fca.org.uk/firms/credit-unions/authorisation-credit-unions

圏としている信用組合もあれば、グラスゴーの特定の住宅街のみを商圏としている信用組合もあり、信用組合の多様性がうかがえる。

②社会的役割と政府の関与

英国の信用組合は、一定地域の住民や企業が金融サービスから排除されている問題を解決する観点から、その発展や役割の拡大が期待されている。国や地方自治体からの支援も行なわれており、税制上の優遇や補助金による助成が行なわれてきた。こうした助成策等を背景に、信用組合の数は 1980 年以降急増し、さらに 1990 年代後半に入ってブレア政権が金融アクセス向上の観点から金融排除問題に取り組むようになると、信用組合に対する注目度は高まった。近年はプルーデンス規制の観点から信用組合経営が持続可能であることが強く求められている。

イングランド銀行によれば、信用組合の数自体は減少傾向にあるものの、組合員数は増加している。2013 年に約 166 万人であった組合員数は 2017 年には約 199 万人まで増加した[6]。地域別には、41.6%がイングランド、33.9%が北アイルランド、20.3%がスコットランド、4.2%がウェールズとなっている（2017 年末時点）。

補助金以外の政府支援としては、金融排除があるとされてきた地域で、労働・年金省が企業の成長を支援する融資促進のために、成長ファンド（The Growth Fund）と称する資金と運営費を 2004 年から 2010 年までの期間、これらの地域で活動する信用組合に対して提供した例がある。

現在も政府は、信用組合を低所得者層に融資を行うための金融インフラと位置づけ、支援を続けているが、政府に補助金等を通じた支援を永続する意図はないと考えられている。なお、信用組合は法人税の面においても優遇されており、貸出を通じた収益に関しては非課税措置が取られている。

③信用組合の経営実態

信用組合が取り扱っている主な金融商品は、①affordable credit（低金利の個人ローンで 2012 年からは事業目的でも活用可能になった）、②safe savings（預金保険の対象となる預金）、③保険（生命保険、住居保険、自動車保険、旅行保険など）、④住宅ローン（大規模な信用組合のみ。信用調査会社等を活用して審査を実施）、⑤貯蓄口座等（Cash ISA, Children's Savings, Christmas Accounts）等である。

イングランド銀行によれば、信用組合全体で 31.7 億ポンドの総資産、26.6 億ポンドの預金と 14.2 億ポンドの貸出残高がある（2017 年 12 月末）[7]。大手の信用組合によっては、デビットカードの発行や公共料金の電子的な支払手段の提供を行なっている。

なお、信用組合が提供しているローンは、「共通の絆」を前提として、個人の信用力に着目した審査が行われており、クレジットスコアリングのような手法はほとんど見られない。それは、職域を「共通の絆」としている信用組合であれば、利用者の給与振込とその他出入金の状況から資金の流れをつかんでおり、十分な審査が可能となっているためである。

[6] Bank of England, Credit union Annual statistics - 2016
https://www.bankofengland.co.uk/statistics/credit-union/2016/2016
[7] Bank of England, Credit union quarterly statistics - 2017 Q4
https://www.bankofengland.co.uk/Statistics/credit-union/2017/2017-q4

(5) 国民貯蓄投資機構（National Savings and Investments, NS&I）

国民貯蓄投資機構（NS&I）は英国最大の貯蓄機関で、約 2,500 万人の顧客から預かった資金を政府債等で運用している。運用総額は 1,537 億ポンド（2017 年 12 月末）[8]。NS&I は 1861 年に設立された郵便貯蓄銀行（Post Office Savings Bank）を母体としており、1969 年の郵政省公社化に伴い、郵便貯蓄銀行の管轄が財務省外局の国民貯蓄庁（Department for National Savings）に移管され、国民貯蓄銀行（National Savings）と改称された。その後、2002 年の機構改革によって名称が NS&I と変更された。

NS&I が提供している商品は、ISA や貯蓄口座の他、各種の貯蓄債券である。預金は 100%保証される仕組みとなっている。貯蓄債券には、プレミアム・ボンドや年金受給者向け債券（65＋ギャランティード・グロース・ボンド）などがある。プレミアム・ボンドは、英国国債の金利部分が当せん金として購入者に再分配される仕組みで、購入者は金利を受け取れない代わりに、抽選で最大 100 万ポンドの当せん金を受け取る権利を得る。年金受給者向け債券は 2014 年度予算の中で発表され、NS&I が 2015 年 1-5 月に発行した。

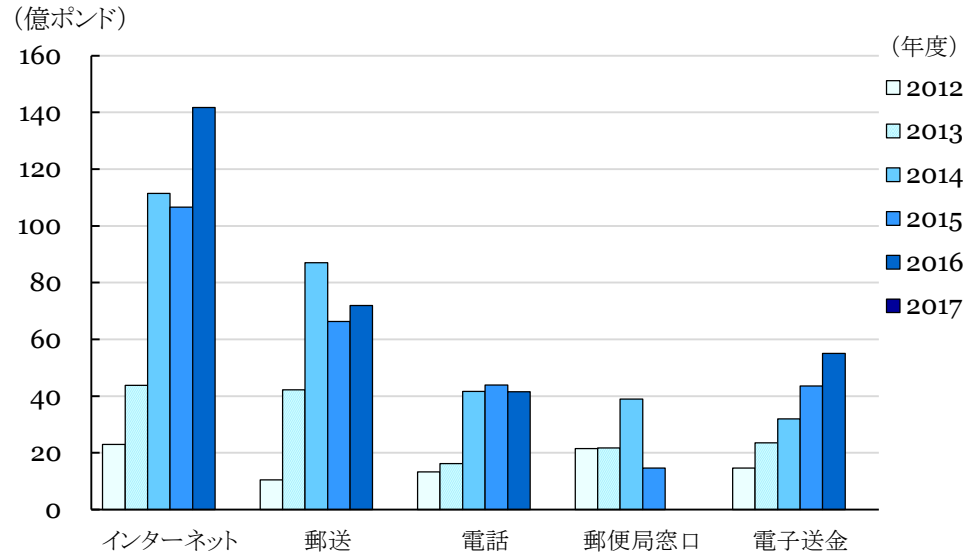
図表 5: NS&I における商品別販売残高（2017 年 3 月末、単位は億ポンド）

プレミアムボンド		695.6
変動金利商品		362.3
	ISA	44.7
	ダイレクト・セーバー	97.5
	インカムボンド	193.8
	インベストメント・アカウント	26.3
固定金利商品		405.1
	チルドレンズ・ボンド	4.6
	セービングス・サーティフィケイツ	239.7
	65＋ギャランティード・グロース・ボンド	94.7
	ギャランティード・ボンズ	66.2
その他		6.4
合　計		1,469.4

（出所） NS&I「Annual Report and Accounts, Product Accounts 2016-17」を基に作成

[8] NS&I ウェブサイト　http://nsandi-corporate.com/nsi-provisional-q3-2017-18-results-and-2018-19-net-financing-target/ (2018 年 5 月 1 日閲覧)

図表 6: NS&I におけるチャネル別販売額の推移



（注） 郵送（Post Office）とは、郵便局設置の郵送要申込書による販売。
（出所） NS&I 「Annual Report and Accounts, Product Accounts 2016-17」を基に作成

NS&I は独自の店舗網を持たないため、電話やデジタルチャネルによる直販のほか、以前は郵便局の窓口を通じた委託販売を主な販売チャネルとしていた。しかしながら、デジタルチャネルを通じた直販主体に切り替える方針を打ち出し、2015 年 8 月以降は郵便局への委託販売を取りやめている[9]。今後もデジタルチャネルを通じたリテール向け販売に注力する方針であり、デジタルチャネル経由の販売を全体の 65%から 2017-18 年度には 75%以上に引き上げたい考えであったが、実際には 2017 年 3 月末時点で 92%に達している[10]。

2. 監督官庁と指導体制

(1) 2000 年金融サービス市場法の成立

英国は全ての規制領域について成文法が存在している訳ではなく、コモン・ローの法体系に属している。業規制についても自主規制や紳士協定が伝統的に尊重されてきた国である。このような伝統は金融規制においても例外ではなく、英国ではシティにおける自主規制や紳士協定が重要な役割を果たしてきた。証券規制の領域では、金融ビッグバンの一環として、「1986 年金融サービス法」（Financial Service Act 1986）が制定されたものの、同法の施行以降も「2000 年金融サービス市場法」（Financial Services and Markets Act 2000, FSMA）が施行されるまでは、自主規制の伝統が巧みに維持されてきた。

2000 年金融サービス市場法成立の背景には、1990 年代の英国における金融コングロマリッド形成による金融サービスの拡大と、1992 年に署名された欧州連合（EU）条約（Treaty on European Union）[11]によって「内部国境の無い地域の創造、経済及び

[9] NS&I “Annual Report and Accounts and Product Accounts 2016–17” http://nsandi-corporate.com/wp-content/uploads/2017/06/annual-report-2016-17-complete-website-version.pdf
郵便局窓口での取扱いは 2015 年 7 月 31 日をもって終了。
[10] NS&I “Annual Report and Accounts and Product Accounts 2016-17”
[11] Official Journal C 191 of 29 July 1992.

社会の結束の強化、経済及び通貨の連合の設立、究極的には本条約の規定に従い統一通貨の実現を通じて、調和的で持続可能な経済社会の発展を推進すること」[12]が掲げられたことなどを契機とした単一市場形成に向けた動きが加速する中、英国においてもEU指令への対応の必要が生じたことや、EU域内外の金融機関が英国内で活動する機会が増えてきたこと等の事情がある。更に、グローバル化が進み、1986年金融サービス法及び自主規制の限界が議論される中、金融不祥事が続発したことで金融監督のあり方が問われることとなった。

1997年に政権についた労働党ブレア政権は、政権発足後直ちに、金融規制体制の改革に着手した。同年10月には単一規制機関である金融サービス機構（Financial Services Authority, FSA）が発足し、2000年6月には規制体系の整備を目的として2000年金融サービス市場法が成立している。2000年金融サービス市場法は、これまで業界毎の自主規制に委ねられてきた監督・規制の一元化が大きな目的の一つとして制定され、銀行、証券、保険等を含む広い業務・商品を規制の対象としている[13]。

一連の規制体制の改革により、金融市場の規制体制の整備や法制化を担当する財務省（HM Treasury）と、その枠組みの下で金融機関の監督や規制を担当するFSA、金融システム全体の安定に責任を負うイングランド銀行（BOE）の3機関で責務を分担する三元金融監督体制（Tripartite System）が構築された。

しかし、2007年のノーザン・ロック銀行での取り付け騒ぎ・国有化や、2008年の金融危機を経て、この三元金融監督体制では危機を予見・防止できなかったことや、危機に対し明確なリーダーシップを発揮できなかったこと等に対する批判が集まった。2010年4月に「2010年金融サービス法」（Financial Services Act 2010）が制定されたが、同法は、全体で27条しか存在しない法律であり、これまでの体制を劇的に変える性質の法律ではなかった。このため、2010年5月に成立した保守党・自由民主党連立内閣は、新たな金融規制体制を構築することとなった。

(2) 新たな金融監督体制の構築

2013年4月1日、英国の新たな金融規制体制の構築等を目的とする2012年金融サービス法（Financial Service Act 2012）が施行された。従来の三元金融監督体制は廃止され、健全性などを規制監督する機関と、消費者保護に関する行為規制などを行う機関を分けて設置する「ツインピークス・モデル」が採用された。

新たな金融規制体制への見直しは、2010年5月の総選挙で労働党から保守党・自由民主党へと政権交代した後、オズボーン財務大臣によって発表された。2000年金融サービス・市場法を改正する形で、2012年金融サービス法が成立し、以下に述べる新たな規制機関の創設を含む金融規制体制が定められた。労働党政権下で発足したFSAは、その機能を新たな機関に移行することになり廃止された。

2012年金融サービス法に基づき、金融安定政策委員会（Financial Policy Committee, FPC）、健全性監督機構（Prudential Regulation Authority, PRA）、金融行為規制機構（Financial Conduct Authority, FCA）の3機関が設置された。PRAとFCAの機能の大部分は、FSAから引き継いだものである。3機関の機能については、以下に述べられる通りである。

[12] Treaty on European Union, Article B.
[13] FSMA §22, FSMA Schedule2 Part1.

①金融安定政策委員会（Financial Policy Committee, FPC）

FPC は、マクロ・プルーデンス（健全性）政策を担当し、BOE の一機関として設置されている。その責務は、金融システムの強靭性を保護、強化するという観点から金融システムリスクを特定、監視し、除去又は減じるための措置を取ることとされている[14]。二次的な目的として、政府の経済政策を補助することも含まれる。

FPC は、通常 13 名の委員、すなわち BOE 総裁（1 名）、同副総裁（4 名）、金融安定・リスク担当理事（1 名）、外部委員（5 名）、FCA 長官（1 名）、財務省からの委員（1 名、投票権は無し）より構成される。FPC は、基本的に年 4 回開催され、年に 2 度、金融安定報告書を発表することが義務付けられている。

FPC は、PRA および FCA に指示または勧告する権限を持つ。PRA または FCA に指示を出す政策ツールとしては、カウンター・シクリカル・バッファーの設置、セクター別の資本規制の設置、レバレッジ比率の設置、住宅に関する LTV（Loan to value）比率や DTI（debt to income）比率の上限設置、賃貸用住宅に関するインタレスト・カバレッジ・レシオの上限設置などが含まれる。

②健全性監督機構（Prudential Regulation Authority, PRA）

PRA は、個別金融機関に関する規制を定め、健全性を監督するミクロ・プルーデンス政策を担当している。PRA は当初 BOE の子会社として設置されたが、2017 年 3 月 1 日より BOE 内に吸収された[15]。

監督対象となるのは健全性の観点から重要な機関とされる、銀行、住宅金融組合、信用組合、保険会社、一部の投資会社など約 1,500 の金融機関である。これらの金融機関は、PRA 認可機関と称される。PRA の目的は、PRA 認可機関の安全性と健全性を促進すること、保険契約者に対する適度な保護を確保することとされている。二次的な目的として、企業間の実効的な競争を促すことも含まれる。

PRA は、PRA 認可機関への日常的な規制・監督の業務について、BOE 及び FPC からは独立して実施できる。PRA 認可機関は、健全性については PRA に監督され、金融行為については FCA に監督されることから、「2 重に統制される機関（dual-regulated firms）」とも称される。

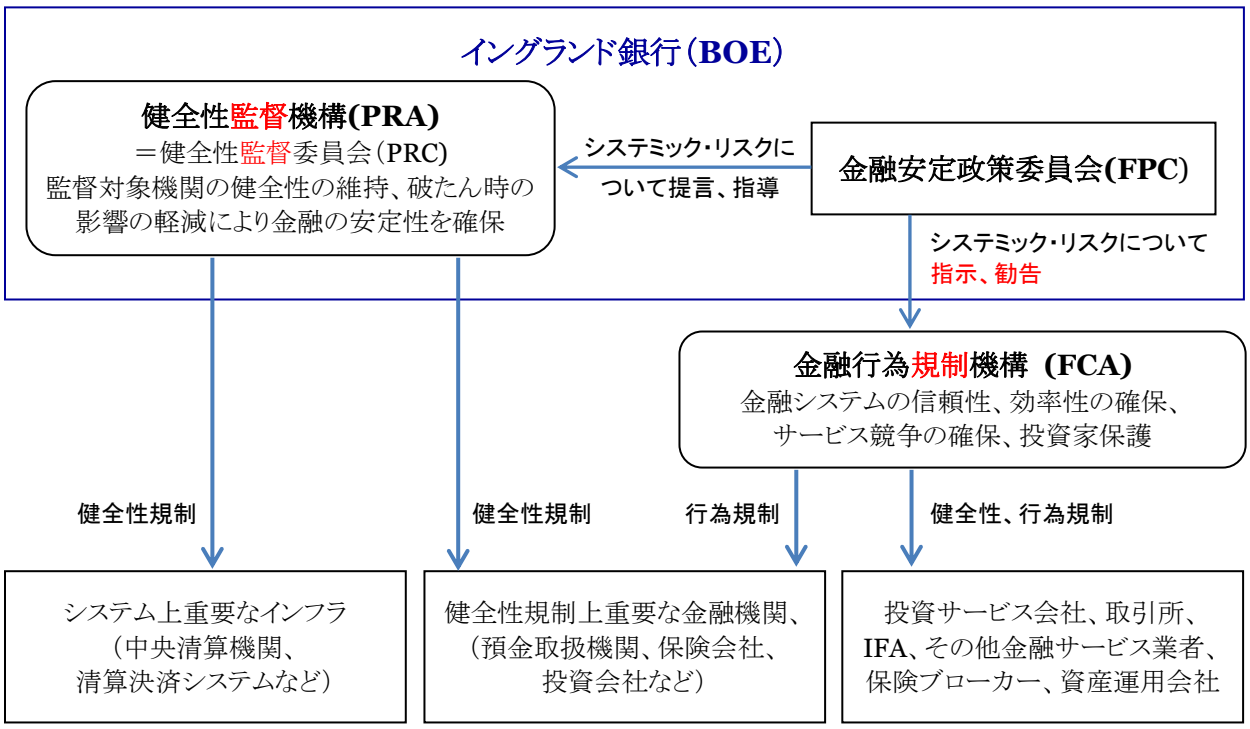
PRA の意思決定は、健全性監督委員会（Prudential Regulation Committee, PRC）によって行われる。PRC は 12 名の委員、すなわち BOE 総裁（1 名）、同副総裁（4 名）、社外委員（6 名）、FCA 長官（1 名）より構成される。

③金融行為規制機構（Financial Conduct Authority, FCA）

FCA は、健全な市場機能維持に資する被規制業者の業務行為規制を担うと同時に、PRA 認可機関以外の金融機関における健全性の監督を担当する。FCA によれば、前者は約 58,000、後者は約 18,000 の企業が対象となる。FCA は、FSA の法人格を引き継ぐ法的後継機関でもある。FCA の目的としては、消費者保護、金融システムの整合性の保護と改善、消費者の視点に立った競争促進の 3 点が挙げられる[16]。

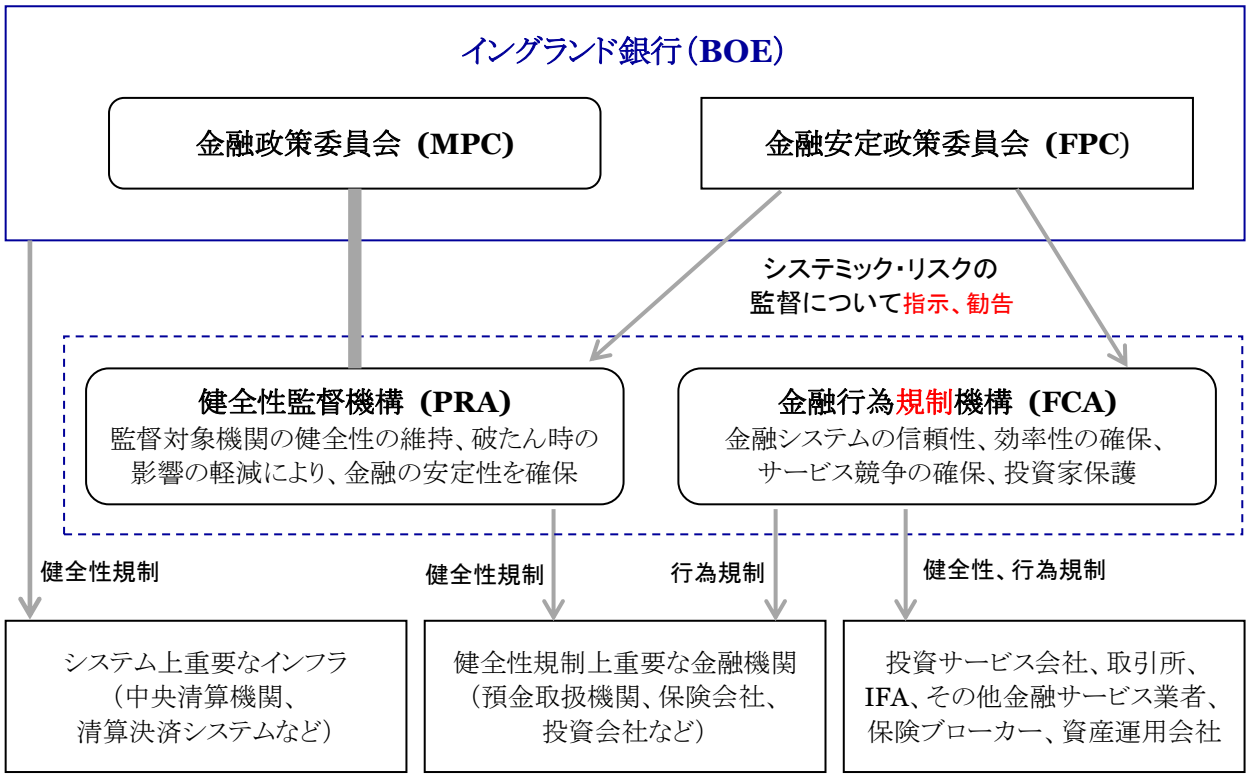
[14] BOE ウェブサイト。https://www.bankofengland.co.uk/financial-stability（2018 年 6 月 13 日閲覧）
[15] 2016 年イングランド銀行及び金融サービス法の施行によるもの。
[16] FCA ウェブサイト。https://www.fca.org.uk/about/the-fca（2018 年 6 月 13 日閲覧）

図表 7: 新金融監督体制（2017 年 3 月以降）



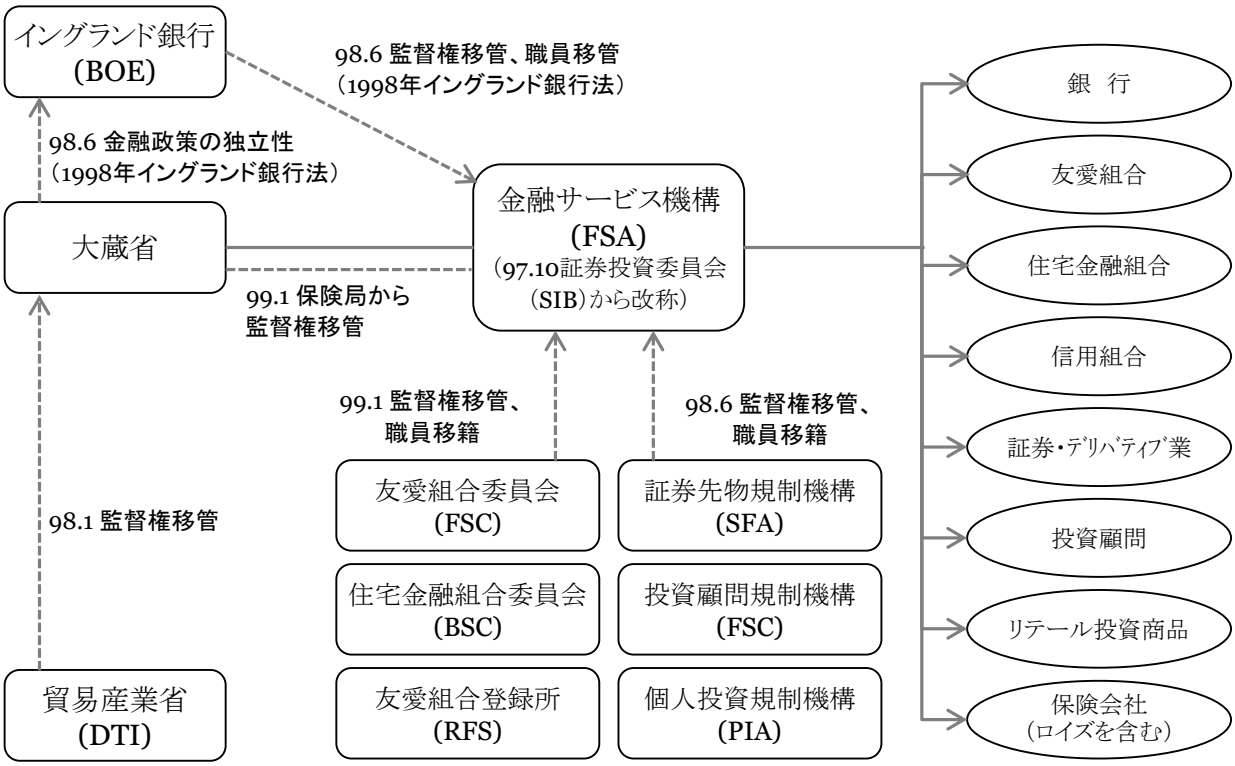
（出所）英国財務省資料を基に作成

図表 8: 金融監督体制（2013 年 4 月~2017 年 2 月）



（出所）英国財務省資料を基に作成

図表 9: 金融サービス機構を中心とした金融監督体制　(2013 年 3 月以前)



(出所) 全国銀行協会「英国における金融サービス法制の変遷とわが国への示唆」2005 年 4 月

3.　英国の金融制度の特徴

英国の金融制度の特徴の一つとして、金融システムの安定を目指すプルーデンス政策において、金融システム全体の健全性を分析・評価するマクロ・プルーデンス政策と、個々の金融機関の健全性を確保するミクロ・プルーデンス政策が、ともに中央銀行であるイングランド銀行内で行われている点が挙げられる。

この点、従来の FSA、財務省、イングランド銀行による三元金融監督体制と比較して、イングランド銀行の監督上の権限が強まったように見える。但し、イングランド銀行内に FPC と PRA が設置されてマクロ、ミクロ両面からのプルーデンス政策を担当することが、必ずしもイングランド銀行の権限強化を意味する訳では無いとの指摘もある（小林（2013））[17]。

第二の特徴として、英国では 2019 年より、リテール預金を扱う銀行を他の業務から独立したエンティティとして切り離す「リテール・リングフェンス（retail ring fence）」が一部の大手行を対象に実施される。これは、金融危機の再発防止と最終的な納税者負担の回避を目的とするもので、ジョン・ヴィッカーズ卿を委員長とする独立銀行委員会（Independent Commission on Banking, ICB）が政府より委託を受けて検討し、

17　小林襄治（2013）、「英国の新金融監督体制とマクロプルーデンス政策手段」、証券経済研究第 82 号、2013 年 6 月、http://www.jsri.or.jp/publish/research/pdf/82/82_02.pdf　小林によれば、FPC や PRA の設置を規定する 2012 年金融サービス法に依れば、財務省は FPC や PRA に対する財務省の役割が明示され、同省ないし政府のイングランド銀行や規制機関に対する監督権限が強まっている。

2011 年 9 月 12 日に発表した最終報告書[18]を端に発した動きである。

ICB による最終報告書を受けて、財務省により ICB の提言を法制化する作業が進められた。2012 年 6 月にはコンサルテーションペーパーが公表されている。コンサルテーションペーパーでは、①リングフェンスにかかわる規制の対象から住宅金融組合が除外され、銀行のみがその対象となること、②銀行についても預入額が 250 億ポンド未満の場合には当該規制の適用を除外することとされ、ICB の最終報告書よりも適用範囲を限定する内容となった。リングフェンスに関する ICB の提言内容は、2013 年 2 月、銀行改革法案（Banking Reform Bill）として下院に提出され、2013 年 12 月 18 日に上院で可決された[19]。2019 年からの法律施行が予定されている。

4. 預金保険制度の枠組み

英国の預金保険制度は 1982 年に開始され、現在の預金保険機関である「金融サービス補償機構」（Financial Service Compensation Scheme, FSCS）は、当時の金融サービス機構（FSA）の認可を受けて 2001 年 12 月から補償スキームの提供を始めた。この補償スキームは、銀行のみならず、証券・保険業などを含む全金融機関を対象としており、より包括的な預金者保護のスキームとなっている。また、金融機関の破綻処理は担わず、対象金融機関からの保険料徴収や、預金者への支払いのみを行っている。

従来の預金保険制度においては、2,000 ポンドまでが全額保護され、これを超える部分については 35,000 ポンドまでについて 90%を保護するという仕組みであったが、2007 年 10 月に、この仕組みを撤廃し、一律 35,000 ポンドまでが保護の対象とされた。2008 年 10 月には限度額が 50,000 ポンドに引き上げられたが、欧州連合（EU）指令の改正によって EU 加盟国に 100,000 ユーロの預金保険の設定が義務付けられたことから、2010 年 10 月には 85,000 ポンドまで限度額が引き上げられた（適用は 2010 年 12 月 31 日から）。限度額は 5 年毎に見直されることになっている。ユーロでの限度額に変更は無いが、ポンドがユーロに対して上昇したことから、2015 年 7 月に PRA は、2016 年 1 月 1 日より限度額を 75,000 ポンドに引き下げることを発表した。ところが、2016 年 6 月に行われた EU からの離脱（Brexit）の是非を問う国民投票で離脱が選択されて以降、逆にポンドが下落したため、2017 年 1 月 30 日より限度額は 85,000 ポンドに戻されている[20]。

[18] ICB(2011), “Final Report Reccommendations”
http://webarchive.nationalarchives.gov.uk/20131003105424/https:/hmt-sanctions.s3.amazonaws.com/icb%20final%20report/icb%2520final%2520report%5B1%5D.pdf
小立敬（2011）、「リテール・リングフェンス、PLAC による英国銀行改革-独立銀行委員会の最終報告書-」、野村資本市場研究所、野村資本市場クォータリー2011 年秋号

[19] 英議会ウェブサイト（2018 年 6 月 13 日閲覧）
http://services.parliament.uk/bills/2013-14/financialservicesbankingreform/stages.html

[20] FSCS ウェブサイト（2018 年 6 月 13 日閲覧）
https://www.fscs.org.uk/what-we-cover/compensation-limits/deposit-limits/

5. 個人資産運用に関わる税制全体の中での預貯金税制

(1) 利子・配当所得課税

給与所得等、利子所得、配当所得の順に所得を積み上げて合算し、合算額である課税所得の各範囲（ブラケット）に適用される税率がそれぞれ段階的に課税される（図表 10）。ただし、給与所得等への課税には、11,850 ポンド（2018 課税年度）が標準控除額として控除される[21]。2018 年課税年度より、標準控除額が 11,500 ポンドから引き上げられた。保守党政権は 2020 年までに 12,000 ポンドまで引き上げることを目指している。

利子所得は、それ以外の所得が 16,850 ポンド以下であれば、非課税の限度額が、16,850 ポンドから利子所得以外の所得を差し引いた額となる(但し、5,000 ポンドを上回らない)。また、基本税率（basic rate）の適用者は 1,000 ポンド、高税率（higher rate）適用者で 500 ポンドの控除枠がある[22]。配当所得に対しては、5,000 ポンドまで無税で、5,000 ポンドを超える基本税率（basic rate）は 7.5%、高税率（higher rate）は 32.5%、追加税率（additional rate）は 38.1%である。基本税率と高税率、追加税率が適用される課税所得は図表 10 の通りである[23]。

(2) キャピタルゲイン課税

キャピタルゲイン課税については、全ての納税者に対して年間 11,700 ポンド（2018 年度）のキャピタルゲイン控除が認められており、控除額を超えた部分について課税（分離課税）される。2018 年課税年度より、税控除額が従来の 11,300 ポンドより引き上げられた。税率は、高税率及び追加税率が適用される所得者には、不動産売却時で 28%、他の資産売却の場合で 20%である。基本税率適用者に対しては、段階的な課税が適用され、不動産で 18%又は 28%、他の資産で 10%又は 20%である。[24]

図表 10: 個人所得税率（2018 年度）

課税所得	給与所得等	配当所得
～11,850 ポンド	無税	5,000 ポンドまで無税
11,851～46,350 ポンド 基本税率（Basic Rate）	20%	7.5%
46,351～150,000 ポンド 高税率（Higher rate）	40%	32.5&
150,001 ポンド～ 追加税率（Additional rate）	45%	38.1%

（注）個人所得税の課税年度は 2018 年 4 月 6 日～2019 年 4 月 5 日。スコットランドは除く。
（出所）英政府資料を基に作成（2018 年 5 月 10 日閲覧）

[21] GOV.UK ウェブサイト www.gov.uk/income-tax-rates
[22] GOV.UK ウェブサイト www.hmrc.gov.uk/taxon/bank.htm#1
[23] GOV.UK ウェブサイト www.gov.uk/tax-on-dividends/how-dividends-are-taxed
[24] GOV.UK ウエブサイト https://www.gov.uk/capital-gains-tax/rates

（3）個人貯蓄口座（Individual Savings Account, ISA）[25]

英国には、従前から株式投資、個人貯蓄に対する優遇措置（「個人持株プラン」（Personal Equity Plan, PEP（1987 年導入））と「特別非課税貯蓄口座（Tax Exempt Special Savings Account, TESSA（1991 年導入））があったが、1999 年 4 月 6 日（会計年度開始日）にこれらを統合する形で創設されたものが個人貯蓄口座（ISA）である。当初は、10 年間の時限措置としてスタートしたが、2008 年に恒久的な制度となった。

ISA は近年種類が増え、現時点では成人向けとして 5 種類、子供向けとして 1 種類の ISA がある。創設当初は、株式型 ISA（Stocks and Shares ISA）、預金型 ISA（Cash ISA）及び保険型 ISA（Life Insurance ISA）の 3 種類であったが、2005 年に保険型 ISA が株式型 ISA に統合された。2011 年 11 月 1 日からは、チャイルド・トラスト・ファンド（Child Trust Fund、2002 年 9 月 1 日から 2011 年 1 月 2 日までに生まれた子供が利用）を有していない 18 歳未満の子供が利用できるジュニア ISA（Junior ISA）が導入された。

2015 年 12 月には、住宅取得支援を目的とするヘルプ・トゥ・バイ ISA（Help to Buy ISA）が導入された[26]。2016 年 4 月には、ピア・トゥ・ピア・レンディング（peer to peer lending）を投資対象とするイノベーティブ・ファイナンス ISA（Innovative Finance ISA, IFISA)が、2017 年 4 月には、将来貯蓄促進と住宅取得支援を目的としたライフタイム ISA（Lifetime ISA, LISA）が導入された。

2014-15 年度予算において、ISA の大幅な制度改正が発表され、2014 年 7 月 1 日から適用されている。主な変更点としてまず挙げられるのが、年間限度額の引き上げである。元々、ISA の年間限度額はインフレ連動で引き上げられることとなっていたが、2014-15 年度予算における変更は物価上昇率を大幅に上回る引き上げであった。第二に、預貯金・公社債投信などを投資対象とする預金型 ISA の拡大・利便性向上である。預金型 ISA のみの場合、従来 ISA の年間限度額の半分までが上限とされていたのが、預金型 ISA だけで年間限度額一杯まで拠出することが可能になった。さらに、従来は認められていなかった株式型 ISA から預金型 ISA への移管も可能になった。年間拠出額は、株式型 ISA、預金型 ISA、イノベーティブ・ファイナンス ISA、ライフタイム ISA の合算で年間 20,000 ポンドの上限がある（図表 11）。しかし、累計拠出額には上限は定められていない。

[25] www.hmrc.gov.uk/statistics/isas/statistics.pdf
www.jsda.or.jp/shiryo/houkokusyo/files/houkoku_uk_isa_20121101.pdf
[26] HM Treasury, “Help to Buy: ISA, scheme outline”, March 2015, p5-6,
www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/413899/Help_to_Buy_ISA_Guidance.pdf

図表 11: ISA における年間拠出上限額の推移

（ポンド）

課税年度	年間拠出限度額	うち預金型 ISA の限度額	
1999 – 08	7,000	3,000	
2008	7,000	3,600	*1
2009	7,200/10,200	3,600/5,100	*2
2010	10,200	5,100	*1
2011	10,680	5,340	*1
2012	11,280	5,640	*1
2013	11,520	5,760	*1
2014	11,880/15,000	5,940/15,000	*3
2015	15,240	15,240	
2016	15,240	15,240	
2017	20,000	20,000	
2018	20,000	20,000	

*1: 2008（2008 年 4 月 6 日）に始まる年度から非課税限度額の引き上げが行われている。2010 年度、2014 年度の大幅引き上げを除き、インフレ率に連動した引き上げとなっている。

*2: 2009 年 10 月 6 日より、50 歳以上だった人は、2009 年 4 月 6 日に始まる年度の非課税限度額が 10,200 ポンド（預金型 ISA は 5,100 ポンド）に引き上げられた。50 歳未満の人は翌年度の 2010 年 4 月 6 日から 10,200 ポンド（預金型 ISA は 5,100 ポンド）に引き上げられた。

*3: 2014 年 4 月 6 日に始まる年度の 15,000 ポンドへの引き上げは、2014 年 7 月 1 日より適用。6 月 30 日までは 11,880 ポンド（預金型 ISA は 5,940 ポンド）。

（注） 課税年度は 4 月 6 日より翌年 4 月 5 日まで

（出所） HM Revenue and Custom “Individual savings account （ISA） statistics”、政府ウェブサイトを基に作成。（2018 年 5 月 14 日閲覧）

① 株式型 ISA（Stocks and shares ISA）

18 歳以上の居住者が、ISA マネージャー（プロバイダー）として認可を受けた証券会社、銀行、保険会社、投資信託委託会社等に株式型として開設し、株式、公社債、投資信託、保険などの金融商品に投資し、その金融商品から生じる利子、配当、譲渡益を非課税とするものである。また、これらの収益分配金は、口座に振り込まれても自動再投資であれば年間拠出限度額には参入されない。

② 預金型 ISA（Cash ISA）

16 歳以上の居住者が、ISA マネージャー（プロバイダー）として認可を受けた証券会社、銀行、保険会社、投資信託委託会社等に預金型として開設し、年間 20,000 ポンドを上限として、預貯金や MMF 等に資金拠出し、その利子・配当を非課税とするものである。株式型 ISA と同様に、収益分配金は、年間拠出金に参入されない。

③ ヘルプ・トゥ・バイ ISA（Help to Buy ISA）

ヘルプ・トゥ・バイ ISA は、16 歳以上の個人が専用の預金型 ISA 口座を開設し、資金を拠出することで、口座開設者が初めて住宅を購入する際に、拠出額の 25%（最大 3,000 ポンド）の政府補助金が支払われる仕組みとなっている。預金型 ISA の一部分として利用される。拠出額及び、補助金はいずれも非課税である。毎月拠出額には 200 ポンドの上限があり、何時でも自由に引き出しが可能となっている。ヘルプ・トゥ・バイ ISA は 4 年間の時限的な措置であり、2019 年 11 月末で新規口座開設は停止され

る予定である。

④　イノベーティブ･ファイナンス ISA（Innovative Finance ISA, IFISA）

イノベーティブ･ファイナンス ISA は、ピア・トゥ・ピア・レンディング市場の育成や、投資家の投資対象多様化を目的として設置された。18 歳以上の納税者であればだれでも口座を開設することが出来る。利回りが総じて高めである点が特徴であるが、金融サービス補償機構による預金保護の対象外となっている。

⑤　ライフタイム ISA（Lifetime ISA, LISA）

ライフタイム ISA は、住宅取得支援と老後の資産形成を目的とした ISA である。口座開設は、18 歳から 40 歳未満まで可能であり、50 歳まで毎年最大 4,000 ポンドの拠出が行える。初回住宅購入時又は 60 歳において引き出す際には、拠出額に対して 25%の補助金を受け取ることが出来る。拠出額及び、補助金はいずれも非課税である。

同制度は、住宅取得支援と老後の資産形成を目的とした ISA であることから、60 歳未満で住宅購入以外の目的でライフタイム ISA 口座から資金を引き出した場合は、25%の手数料がかかる。手数料 25%は、政府補助金を含む金額に係るため、実質的には住宅取得以外の目的で 60 歳未満で引き出した場合は、投資家に元本割れのペナルティが課せられることになる。

ライフタイム ISA は、補助金の多さが魅力である一方、デメリットとしては 60 歳まで引き出せないという流動性の低さが挙げられる。ヘルプ・トゥ・バイ ISA との併用は出来ない。

⑥　ジュニア ISA（Junior ISA）

18 歳未満の居住者が、ISA マネージャー（プロバイダー）として認可を受けた証券会社、銀行、保険会社、投資信託委託会社等に、株式型 ISA と預金型 ISA をジュニア ISA として、年間合わせて 4,260 ポンドまで、それぞれ開設することができる（図表 12）。ジュニア ISA も年間拠出限度額の範囲で株式型 ISA と預金型 ISA を選択できる。

なお、ジュニア ISA は、子供を名義人とした ISA であるため、当人が 16 歳になるまであらかじめ指定した名義人の保護者が管理し、16 歳からは名義人が管理するが 18 歳になるまで資金を引き出せないという点で ISA と異なる。ジュニア ISA は、名義人である子供が 18 歳になった時点で ISA となる。年間の拠出件数及び投資金額の推移については、下図のとおりである。

図表 12: ジュニア ISA における年間拠出上限額の推移

（ポンド）

課税年度	年間拠出限度額	
2011	3,600	
2012	3,600	
2013	3,720	
2014	3,840/4,000	(注)
2015	4,080	
2016	4,080	
2017	4,128	
2018	4,260	

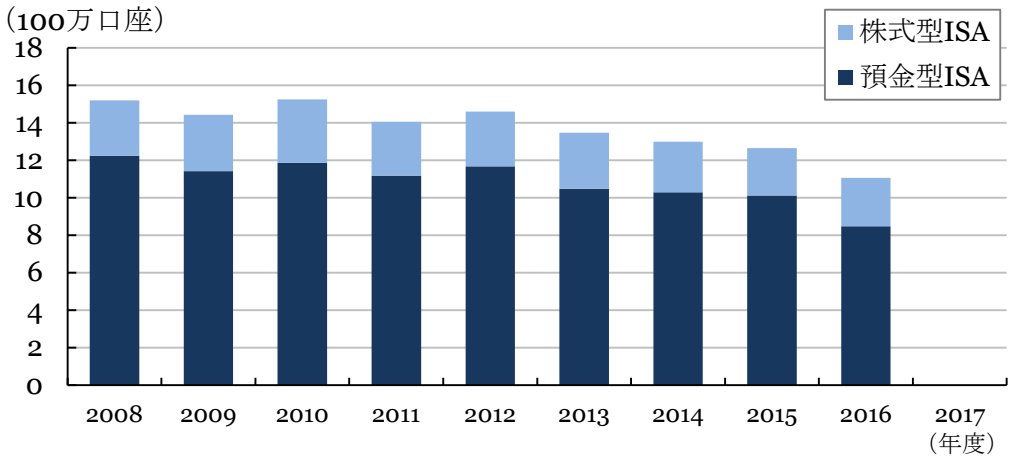
（注）　2014 年 6 月 30 日以前 3,840 ポンド、2014 年 7 月 1 日以降 4,000 ポンド。

（出所）　HM Revenue and Custom「Individual savings account （ISA） statistics」、政府ウェブサイトを基に作成。（2018 年 5 月 14 日閲覧）

＜参考＞小額投資非課税制度（NISA）[27]

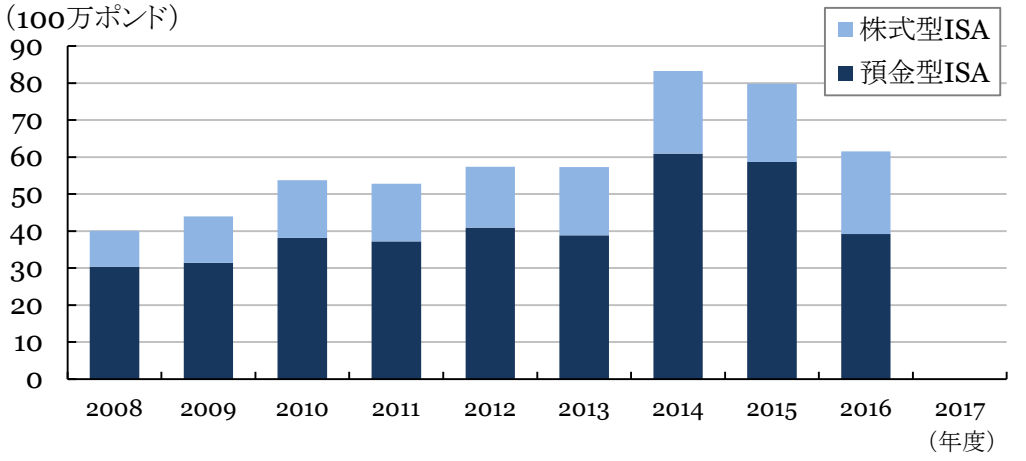
NISA は、20 歳以上の国内住居者を対象とした日本の制度で、一人につき一口座開設できる。非課税の対象となる製品は上場株式など、公募投資信託の配当や譲渡益で、投資額の限度額は年間 100 万円（2016 年度より 120 万円）、積立残高上限 500 万円非課税期間は 5 年である。なお、投資可能期間は 2014 年から 2023 年の 10 年間に限定されている。また、2016 年度よりジュニア NISA が始まり、NISA との相違点は、限度額が年間 80 万円、積立残高上限 500 万円、対象が 20 歳未満（口座は親権者が管理）である。NISA を「本家」である ISA と比較すると、ISA の年間上限額（拠出限度額）が約 308 万円で積立残高上限がない一方で、NISA では預金型が認められていないことなど、NISA では非課税措置と投資対象が限定的である。また、NISA の口座開設数は 2017 年 6 月末で約 1,090 万口座となっており[28]、人口が日本の約半分である英国 ISA の 1,107 万口座と同程度の水準となっている。

図表 13: ISA における年間拠出口座件数の推移



（注）　年度は 4 月 6 日～翌年 4 月 5 日
（出所）　HMRC「Individual savings account （ISA） statistics」より作成

図表 14: ISA における年間拠出金額の推移



[27] 政府広報オンライン www.gov-online.go.jp/useful/article/201306/3.html （2018 年 6 月 13 日閲覧）
[28] 金融庁ウェブサイト 一般ＮＩＳＡ・ジュニアＮＩＳＡ口座の利用状況調査 （2018 年 6 月 13 日閲覧）

（注）　年度は 4 月 6 日～翌年 4 月 5 日
（出所）　HMRC「Individual savings account （ISA） statistics」より作成

図表 15: 英国 ISA と NISA の制度概要

	英国 ISA	カナダ TFSA	日本 NISA
口座数	株式型　　:259 万口座 預金型　　:848 万口座 ジュニア ISA :79 万口座 合計　　:1,186 万口座	1,511 万口座	NISA　　:1,077 万口座 ジュニア NISA :21 万口座 合計　　:1098 万口座
拠出額	株式型　　:223 億ポンド 預金型　　:392 億ポンド ジュニア ISA :9 億ポンド 合計　　:624 億ポンド(約 9.4 兆円)	458 億カナダドル(約 4 兆円)	NISA　　:10.5 兆円 ジュニア NISA :405 億円 合計　　:10.5 兆円
非課税対象	株式型　　:株式・投信・公社債 預金型　　:銀行・住宅金融組合・国民貯蓄投資機構等預貯金等	預金・保証投資証書・公社債・投信・上場有価証券	株式・投信
対象者	株式型　　:18 歳以上の居住者等 預金型　　:16 歳以上の居住者等 ジュニア ISA　:18 歳未満(16 歳まで親権者が口座管理)、18 歳から ISA に移行	18 歳以上で有効な社会保険番号(Social Insurance Number、SIN)を有する居住者	20 歳以上の居住者または 20 歳以上で恒久的施設を保有する非居住者等 ジュニア NISA:20 歳未満の居住者(口座は親権者が管理)、20 歳で NISA に移行
制度開始	1999 年 4 月(現行制度)	2009 年 1 月	2014 年 1 月
実施期間	期限なし(2008 年-)	期限なし	NISA　　:2014-23 年 ジュニア NISA :2016-23 年 非課税期間:上記のうち 5 年間
年間非課税投資枠	株式型・預金型計 :20,000 ポンド ジュニア ISA　　:4,128 ポンド 消費者物価上昇率連動で毎年見直し	5,500 カナダドル (2015 年は 10,000 カナダドル) 物価連動で見直すが 500 カナダドル刻み	NISA　　:120 万円 (2014-15 年 100 万円) ジュニア NISA:80 万円
拠出額上限	なし	なし	NISA　　:600 万円 ジュニア NISA :400 万円
未使用非課税投資枠の繰越	無制限に可	無制限に可	不可
途中売却	可。売却部分の枠再利用不可	可。ただし当該暦年中は売却部分の再利用不可	可。売却部分の枠再利用は不可 購入から 5 年以内に売却の場合のみ非課税
複数口座開設	同一課税年度中に株式型・預金型の両方に 1 口座ずつ投資可能 異なる業者間で口座開設・保有可能	合計が非課税投資枠を超えない範囲で可	不可
資産移管	NISA 間の資産移管可能 既存口座からの資産移管による入金は当該年度の限度額に含まれない 業者間の口座移管も可能	可。業者間の直接口座移管であれば非課税	NISA 口座から一般口座への資産移管は可 一般口座から NISA 口座への資産移管は不可

(出所)　英国政府ウェブサイト(ISA)　www.gov.uk/individual-savings-accounts
(ジュニア ISA)　www.gov.uk/junior-individual-savings-accounts/overview
政府広報オンライン　(NISA)　www.gov-online.go.jp/useful/article/201306/3.html
金融庁ウェブサイト　(ジュニア NISA)　www.fsa.go.jp/policy/nisa2/about/junior/overview/index.html
上記資料を基に作成　(2017 年 11 月 15 日閲覧)

第 3 章　郵便貯金の概要

1.　設立目的・沿革概要

現在英国の郵便事業は、郵便集配を行なうロイヤル・メール（Royal Mail Plc）と、郵便局を運営する郵便局会社（Post Office Limited）に分社化されている。このうち郵便局会社は、民間金融機関が提供する貯蓄商品やリテール金融サービスを窓口で販売する代理店として機能している。現在の英国においては、いわゆる「郵便貯金銀行」は存在しておらず、郵便局は直接的に郵便貯金の勘定を持っていない。また、郵便局は独自のリテール金融商品を取り扱っていない。

1861 年 9 月の 1861 年郵便貯蓄銀行法（Post Office Savings Bank Act 1861）に基づいて設立された郵便貯蓄銀行では、郵便貯金が取り扱われていた。当初、郵便貯蓄銀行は郵政省（General Post Office）によって管轄されていたが、1969 年に郵政省が公社化されたことに伴い、郵便貯蓄銀行の管轄は財務省の外局の国民貯蓄庁に移管され、国民貯蓄銀行（National Savings）と改称された。その後、国民貯蓄銀行は、2002 年の機構改革によって名称が NS&I と変更された[29]。

一方、郵政省は公社化する前年の 1968 年に郵便振替業務を行なうナショナル・ジャイロ（National Giro）を設立しており、公社化後も郵便振替銀行を通じて、郵便局において貯金や郵便振替のサービスが提供されることとなった。ナショナル・ジャイロは、1978 年に郵便振替銀行（National Girobank）と改称されており、英国における「郵便貯金銀行」として認知されることとなった。しかし、1981 年の郵便公社と電気通信公社の設立を契機とした郵政改革の流れの中で、郵便振替銀行は 1990 年にアライアンス・アンド・レスター（Alliance & Leicester）住宅金融組合に売却される形で民営化された。これによって既に触れた公的貯蓄金融機関である NS&I は存在するものの、「郵便貯金銀行」と呼べる機関は姿を消すこととなった。

現在の郵便局は金融機関には区分されておらず、2011 年郵便法（Postal Service Act 2011）が適用されるのみとなっている。

2.　組織・経営形態

(1)　ロイヤルメールの上場民営化

郵便局会社は、2012 年 4 月以前は、郵便集配事業を行なうロイヤルメール・グループ（Royal Mail Group Limited, RMG）の傘下企業として、郵便窓口業務を行っていた。また、当時の RMG は、政府が全額出資するロイヤルメール・ホールディングス（Royal Mail Holdings plc, RMH）　の完全子会社という関係になっていた（図表 16）。

しかし、2012 年 4 月の組織再編によって、郵便集配事業を担当する RMG と、郵便局の運営を行なう郵便局会社が、それぞれ RMH の完全子会社として並列関係になり、業務においては RMG と郵便局会社の間で 10 年間の協働契約が 2012 年 1 月に締結されている。

RMG と郵便局会社の並列化は、RMG の民営化を先に見据えたものであった。2013 年 10 月には、RMH をポスタル・サービシズ・ホールディング・カンパニー（PSH）に改称するとともに、PSH が 100%の株式を保有するロイヤル・メール（Royal Mail plc）

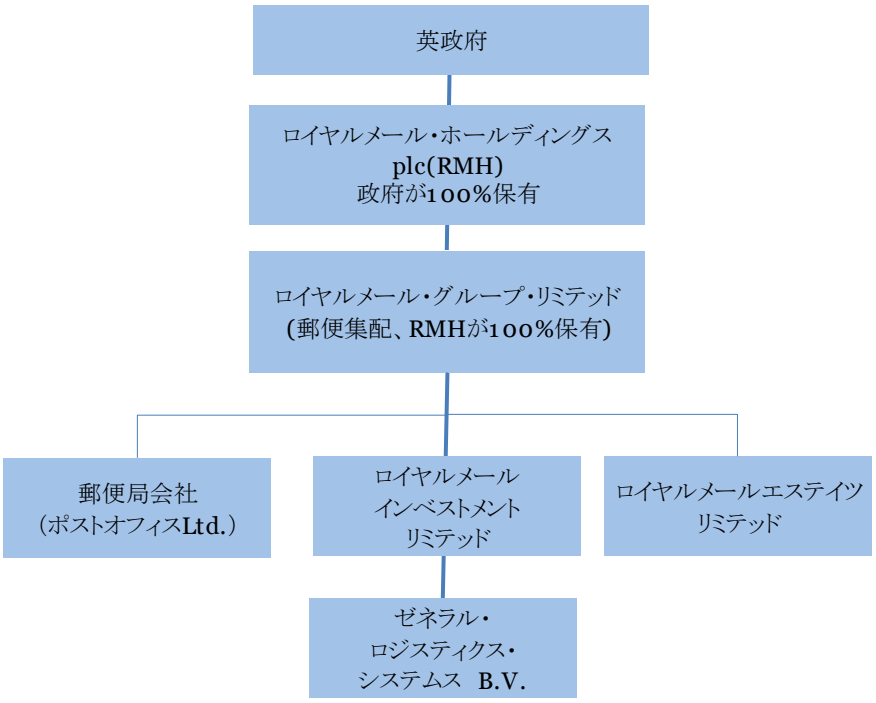
[29] NS&I 公式 Web サイト　http://www.nsandi.com/about-nsi-who-we-are-story-nsi

を設立、RMG をさらにその傘下の 100%子会社とした。PSH はロイヤルメール plc の株式 10%を従業員に売却した上で、同社株式のロンドン証券取引所上場と同時に 60%の株式を売却。これによって PSH のロイヤルメール plc に対する持ち株比率は 30%まで低下し、ロイヤルメール plc の民営化上場が実現した。

政府は、上場時の目論見書[30]において同社株の追加放出を示唆し、2015 年 6 月 4 日には全株を売却する計画を発表[31]、同 11 日に 15%分の売却を完了[32]、同年 10 月には全株を売却し、完全民営化を達成した。政府のプレスリリースによると、法律及び同社の監督官庁である情報通信庁（Ofcom）[33]が同社にユニバーサルサービスを義務付けていることから、同社株式を保有する理由がなくなったとしている。最終的な株主構成は、従業員が 11%（政府がさらに 1%無償供与）、民間 89%となった。

ロイヤルメールの完全民営化の後、PSH は 2017 年 6 月に自主清算され、郵便局会社を政府が直接保有する形態となった（図表 17）。

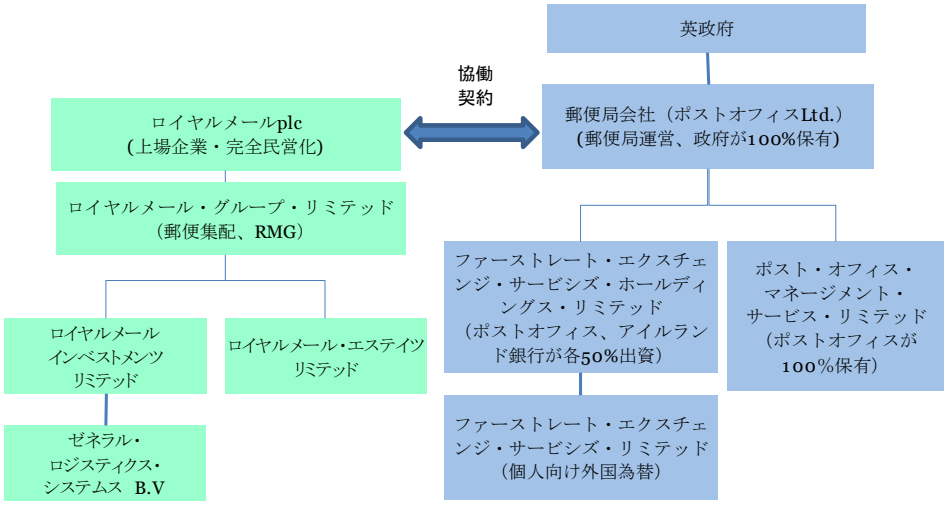
図表 16: ロイヤルメール･ホールディングスの組織図（民営化前、2012 年 4 月以前）



（出所） Royal Mail plc, “Annual Report and Financial Statements 2012-13”

[30] Royal Mail plc Prospectus, 27 September 2013, p119
www.royalmailgroup.com/sites/default/files/Full_Prospectus.pdf
[31] 2015 年 6 月 4 日付政府プレスリリース
www.gov.uk/government/news/chancellor-announces-4-billion-of-measures-to-bring-down-debt
[32] 2015 年 6 月 11 日付政府プレスリリース
www.gov.uk/government/news/government-sells-15-of-shares-in-royal-mail-at-500p-per-share
[33] 2011 年郵便法によって、2011 年 10 月にロイヤルメール・グループを所管する規制機関が Postcomm から、情報通信産業に係る公正取引・競争政策を所管してきた情報通信庁（Ofcom）に移管されている。

図表 17: ロイヤルメール、ポストオフィスの組織図（民営化後、2017 年 6 月以降）

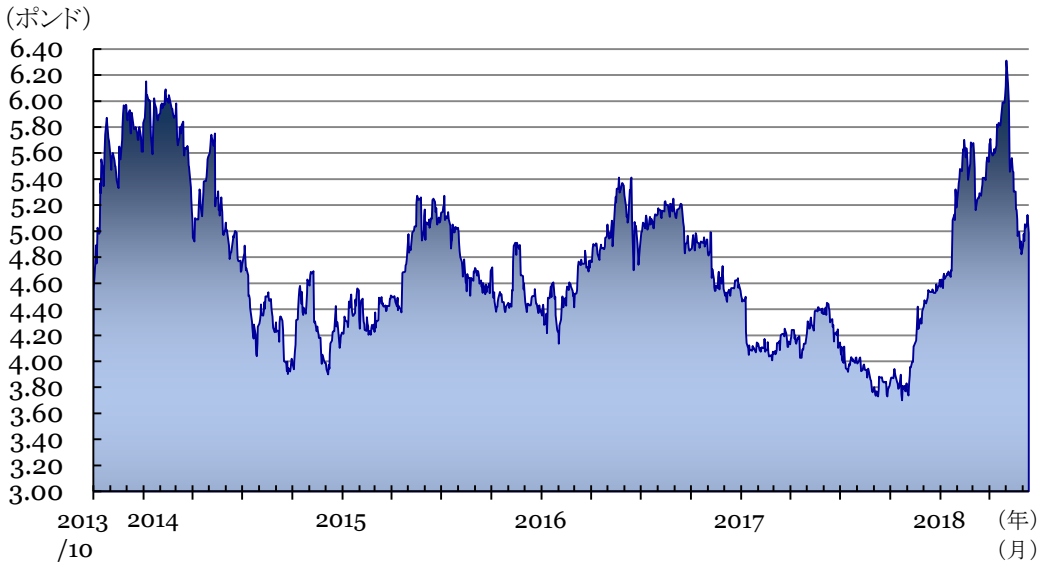


（出所）Post Office Limited, Annual Report & Financial Statements 2016-2017,
Royal Mail Group Factsheet, Corporate and financial information 2012-13 などを基に作成
http://corporate.postoffice.co.uk/sites/default/files/ARA%20Master_FINAL.pdf
https://www.royalmailgroup.com/sites/default/files/0075%20RM%20Website%20Financials%20A4.pdf

ロイヤルメールの上場民営化は、1990 年代の鉄道事業ブリティッシュ・レールを分割民営化して以来のロンドン市場における大型上場民営化案件であった。公開価格で算出した上場時の時価総額は 33 億ポンド（2013 年 10 月 11 日）である。

ロイヤルメールの株価は上場以来、公開価格を上回って推移しており、投資家の視点において上場民営化は成功したと言えよう。公開価格は 3.3 ポンド（公開時の仮条件 2.6～3.3 ポンドの上限で決定）、上場初日の終値は 4.56 ポンドであった。2018 年 6 月現在では一時 6 ポンド台を超えるなど、高値圏での推移が続いている。

図表 18: ロイヤルメールの株価推移



（出所）London Stock Exchange
http://www.londonstockexchange.com/exchange/prices-and-markets/stocks/summary/company-summary/GB00BDVZYZ77GBGBXSTMM.html?lang=en（2018 年 6 月 22 日閲覧）

(2) 郵便局の経営形態

郵便局は、ロイヤルメール・グループの民営化プロセスとは一線を画し、中長期的に持続可能な経営を実現するため、近隣のコミュニティや民間セクターが各郵便局の経営に関与できる「相互組織化」を推進する検討がなされている。

(3) 金融サービス提供の形態

①概要

郵便局の金融サービスは、窓口やATM、電話、インターネット、職員等の営業チャネルを通じて提供されている。

請求書に対する送金決済サービスは、スペインのサンタンデール銀行に買収されたアライアンス・アンド・レスター銀行経由で行われている[34]。近年、郵便局ではインターネット経由の販売を強化している。ウェブサイトを見ると、一番目につく左上の角に、金融と保険のサービスメニューが配置されており、金融・保険サービスへの注力が窺える（2018年6月13日閲覧）。

また、郵便局における販売促進の観点から、職員向けの人材研修を行うとともに、FSA（当時）が策定した「顧客への適切な対応指針（Treating Customers Fairly Agenda）」の遵守に力点を置いている。

②郵便局

郵便局の総数は、11,659局（2017年3月末）[35]である。郵便局は契約形態により、「Crown post office branches」という郵便局会社の直営支店と、「Agency post office branches」という代理店、「Outreach services」の3つの類型に分けられる。その数は2017年3月末現在「Crown post office branches」285局、「agency post office branches」9,935局、「Outreach services」1,439局となっている[36]。「Crown post office branches」は、WHスミス社などのフランチャイジーに取って代わられつつあり、1982年の1,573局から数は漸減している。

代理店には、準郵便局長（sub-postmaster）によって運営されている民間受託郵便局と、フランチャイズ方式で独自に店舗等を持っているフランチャイズ郵便局（大きなフランチャイジーとして生協やWHスミス社等）がある。「Outreach services」は、移動店舗（168の村を移動店舗が巡回）、特定の日時だけサービスを提供する地域のコミュニティセンターや喫茶店、提供サービスを限定している地元商店等を含む。また、サテライトと呼ばれるアウトリーチに類する局や主要局（営業時間を延長）、地方局（コンビニエンスストアとの兼営店舗で営業時間も長くなる）も含まれる。近年、郵便局は改革に取り組んでおり、顧客利便性を高めた主要局と地方局を増やしている。

---

34 Royal Mail Holdings, Annual Report and Financial Statements 2013-2014.
http://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/SN02585/SN02585.pdf
http://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/CBP-7550/CBP-7550.pdf

35 Jennifer Brown, Lorna Booth, “The Post Office”, Briefing Paper No.7550, 8 Jan 2018, House of Commons Library
http://researchbriefings.parliament.uk/ResearchBriefing/Summary/CBP-7550

36 Jennifer Brown “Post office numbers”, Briefing Paper No.02585, 8 Jan 2018, House of Commons Library
http://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/SN02585/SN02585.pdf

なお、郵便局の数としては最も多い民間受託郵便局を運営している準郵便局長は、独立した個人事業主である。郵便局と契約を結び、自己の小売店等を提供し、他の小売ビジネスの一部として郵便局業務を運営しており、郵便局から固定収入と取扱量に応じた収入（平均で年 1 万ポンド程度）を得ている。

郵便局数自体は、近年減少傾向にあり 2008 年には 2,006 局もの減少を記録した。ただ、政府はこれ以上の郵便局の削減は行わず、11,600 以上の郵便局数を維持するとしている[37]。

また、郵便局は農村部や都市貧困地域にも数多くの店舗網をもっており、総郵便局の 53.0%が農村部、12.3%が都市貧困地域に設置されている。

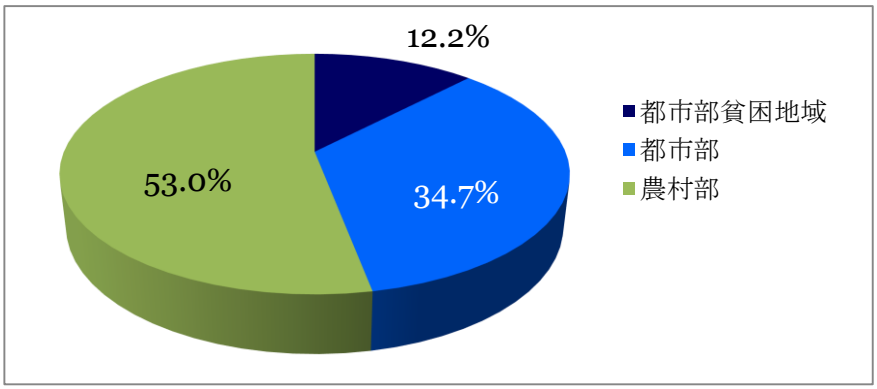
図表 19: 郵便局数の推移

		郵便局数	対前四半期比	
			増減数	増減率
2010 年	1Q	11,905	-18	-0.2%
	2Q	11,872	-33	-0.3%
	3Q	11,832	-40	-0.3%
	4Q	11,847	15	0.1%
2011 年	1Q	11,820	-27	-0.2%
	2Q	11,798	-22	-0.2%
	3Q	11,785	-13	-0.1%
	4Q	11,801	16	0.1%
2012 年	1Q	11,818	17	0.1%
	2Q	11,816	-2	0.0%
	3Q	11,799	-17	-0.1%
	4Q	11,783	-16	-0.1%
2013 年	1Q	11,780	-3	0.0%
	2Q	11,742	-38	-0.3%
	3Q	11,717	-25	-0.2%
	4Q	11,718	1	0.0%
2014 年	1Q	11,696	-22	-0.2%
	2Q	11,686	-10	-0.1%
	3Q	11,631	-55	-0.5%
	4Q	11,627	-4	0.0%
2015 年	1Q	11,634	7	0.1%
	2Q	11,597	-37	-0.3%
	3Q	11,566	-31	-0.3%
	4Q	11,609	43	0.4%
2016 年	1Q	11,643	34	0.3%
	2Q	11,648	5	0.0%
	3Q	11,645	-3	0.0%
	4Q	11,633	-12	-0.1%
2017 年	1Q	11,659	26	0.2%
	2Q			
	3Q			
	4Q			
2018 年	1Q			

（出所） 郵便局株式会社「The Post Office Network Report 2017」を基に作成、
http://corporate.postoffice.co.uk/sites/default/files/networkreport2017_v04colour.pdf

[37] 2013 年 11 月 27 付政府プレスリリース
www.gov.uk/government/news/post-office-secures-additional-government-investment-to-complete-branch-modernisation

図表 20: 郵便局数の地域別割合



（出所）郵便局株式会社「 Post Office Network Report 2017」（2017 年 3 月末時点）より作成
（注：合計 100.0%になっていない）

なお、代理店における金融サービスの提供は、基本的に郵便局会社が策定したガイドラインに沿って行なわれており、基本的な部分では統一的なサービスが提供されている。もっとも直営店には、金融商品について具体的な説明ができる専門的なアドバイザーを配置している店舗がある一方、代理店の金融サービスに対する理解度は店によって差があるのが実態であり、申込用紙等の書類のみの提供にとどまっている店舗も多い。そのため、実際に全ての店舗において金融サービスの具体的な内容についての説明や相談を十分に受けられる訳ではない。

(4) 窓口取扱時間

多くの郵便局において、平日は 9：00-17：30、土曜日は 9：00-12：30 まで営業しているが、局によっては、8：30 から営業し、平日は 18：00、土曜日は 13：00 に終了するところもある。

ATM は 24 時間営業しているところが多い。2012 年 4 月の組織改革以降、郵便局は以前よりも独自の経営判断に基づく収益力の向上が求められるようになっており、より利用者ニーズに合致した窓口運営が今後行なわれていくことが期待されている。

3. 主な業務内容

(1) 預金業務概要

郵便局は販売代理に特化することで多様な貯蓄商品や金融サービスを提供している。窓口業務としては、送金や小切手の現金化の他、主要な提携先金融機関に口座を有する者に対する現金の預入・引出し、残高確認等のサービスを提供している。特に、現金の預入や引出し等の基本的な生活インフラとしての重要な機能については、銀行店舗へのアクセスが悪い地域において郵便局が重要な金融チャネルとなっている。

貯蓄口座を含む金融商品のラインナップは、提携している英国アイルランド銀行（Bank of Ireland UK）の商品が中心となっており、当座預金や貯蓄預金に係る口座（Online Saver, Reward Saver, Instant Saver, Premier Cash ISA[38], Fixed Rate Cash ISA,

[38] ISA は個人貯蓄口座（Individual Savings Account）の略称で、一定の上限額以下の資金について利子、配当、売却益等の非課税措置が取られている。

Junior ISA）がある。

郵便局で取り扱っている貯蓄商品及び投資商品の概要は図表 21 の通りであり、それぞれ預入限度額が定められている。個人貯蓄口座（ISA）については、利子について非課税の取扱いとなっている。

なお、貯蓄商品の利率について図表 21 ではウェブサイトに掲載されている標準的な利率を掲載しているが、実際には地域の実情や他の金融機関との競争状況に応じて、郵便局毎に差を設けることが許容されている。

20 行弱の提携先の主要金融機関に口座を保有している顧客は郵便局のカウンター等で現金の引出し、現金や小切手の預入、残高確認を原則、無料でできる。このうち、英国アイルランド銀行との提携では、クレジットカードや個人ローン（1,000～25,000 ポンド）[39]といった消費者信用商品や、住宅ローンも提供されている。その他、送金サービスや外国為替の取扱いや、集金業務の受託も行なっている。

[39] 個人ローンは、英国アイルランド銀行の子会社である Bank of Ireland Personal Finance Ltd.によって提供されている。

図表 21: 郵便局における商品ラインナップ

プロダクト	預金(貸出)可能額	満期	利率	提供金融機関	課税の取扱	条件等	アクセス方法
オンライン ISA	100～2 万ポンド(年間)	-	○「アクセス容易型 12」 1.15%変動(1 年間) 1.25%変動に引下げ(1 年経過後) ○「固定金利型 12」 1 年:1.30%固定 2 年:1.50%固定	ワン・ファミリー、アイルランド銀行	非課税	・一括預入 ・最低預入金額: アクセス容易型 100 ポンド 固定金利型 500 ポンド ・固定金利型は期限前引出不可 ・既存の ISA からの振替可 ・16 歳以上の英国居住者	オンライン
プレミア キャッシュ ISA	100～2 万ポンド(年間)	-	0.90%変動(1 年間) 0.25%変動に引下げ(1 年経過後)			・課税年度あたり最大 2 回の引出可 ・既存の ISA からの振替可 ・16 歳以上の英国居住者	電話 郵便窓口 郵送
固定金利 キャッシュ ISA	500～2 万ポンド(年間)	1 年 2 年	1.00%固定 1.15%固定			・期限前引出不可 ・既存の ISA からの振替可 ・16 歳以上の英国居住者	電話 郵送
ジュニア ISA	年間上限額 4,128 ポンド 月額 10 ポンド以上の積立、または 500 ポンド以上の一括拠出	-	※株式の上昇や下落に連動するため、元本割れすることがある	ワン・ファミリー		・名義人が 18 歳未満の場合引出不可 ・既存のジュニア ISA またはチャイルド・トラスト・ファンドからの振替可 ・年間管理手数料:1.5%	オンライン 電話 郵送
インスタント・セーバー	100～100 万ポンド	-	0.75%変動(1 年間) 0.10%変動に引下げ(1 年経過後)	アイルランド銀行	課税	・キャッシュカード利用可 ・引出制限なし ・11 歳以上の英国居住者	オンライン 郵便窓口 電話 郵送
オンライン・セーバー	1～200 万ポンド	-	利息年払い: 1.05%変動(1 年間) 0.25%変動に引下げ(1 年経過後) 利息月払い 1.04%変動(1 年間) 0.24%変動に引下げ(1 年経過後)			・預入制限なし ・預入から 8 日間引出不可。 それ以外の引出制限なし ・18 歳以上の英国居住者	オンライン
リワード・セーバー	100～200 万ポンド	-	利息年払い: 0.75%変動(1 年間) 0.25%変動に引下げ(1 年経過後) 利息月払い 0.74%変動(1 年間) 0.24%変動に引下げ(1 年経過後)			・30 日前の事前通知で引出手数料(最低 50 ポンド)無料 ・18 歳以上の英国居住者	オンライン 郵便窓口 電話 郵送
オンライン・ボンド	500～200 万ポンド	1 年 2 年 3 年	1.5%固定 1.7%固定 1.9%固定			・一括預入 ・中途解約不可 ・受取人利息は年払か月払か選択可 ・18 歳以上の英国居住者	オンライン
グロース・ボンド	500～100 万ポンド	1 年 2 年 3 年	1.2%固定 1.35%固定 1.5%固定			・一括預入 ・中途解約不可 ・16 歳以上の英国居住者	オンライン 電話 郵送

(注)　上記利率は全て年利換算。
(出所)　郵便局会社の資料を基に作成　(2018 年 3 月 28 日閲覧)
https://www.postoffice.co.uk/savings-accounts/compare-all-accounts

図表 22: 郵便窓口で代行可能な提携銀行・住宅金融組合の金融サービス一覧

	当座預金口座／普通預金口座			
	現金引出	残高確認	各種支払	小切手預金
アライド・アイリッシュ銀行	○／○	○／○	○／○	○／○
アイルランド銀行	○／○	○／○	○／○	○／○
スコットランド銀行	○／○	○／○	○／―	○／○
バークレイズ	○／―	○／―	○／―	○／―
CAF	―／×	―／×	―／×	―／○
チュート	○／―	×／―	○／○	○／○
キャッシュ・プラス	○／―	○／―	○／―	―／―
クライズデール	○／○	○／○	○／○	○／○
ダンスケ銀行	○／―	○／―	○／―	○／―
ファースト・ダイレクト	○／―	○／―	○／―	○／―
ファースト・トラスト銀行	○／○	○／○	○／○	○／○
ハリファクス	○／○	○／○	○／○	○／○
ハンデルス銀行	―／○	―／○	―／○	―／○
HSBC	○／―	○／―	○／―	○／―
ロイズ銀行	○／○	○／○	○／○	○／○
ネーションワイド	○／○	○／○	×／×	×／×
ナットウエスト	○／―	○／―	○／―	○／―
サンタンデール	○／○	○／○	○／○	○／○
スマイル	○／―	○／―	○／―	○／―
コーポラティブ銀行	○／○	○／○	○／○	○／○
RBS	○／―	○／―	○／―	○／―
シンク・マネー	○／―	○／―	○／―	○／―
TSB	○／○	○／○	○／○	○／○
ウルスター銀行	○／―	○／―	○／―	○／―
バージン・マネー	○／―	○／―	○／―	×／―
ヨクシャーバンク	○／○	○／○	○／○	○／○

（出所）郵便局会社の資料を基に作成（2018 年 3 月 12 日閲覧）

郵便局が提供金融商品として英国アイルランド銀行の金融商品を取り扱っているのは、既に英国では 4 大銀行の寡占状態であり、これら銀行の金融商品を取り扱う余地がないためである。他の銀行の金融商品の取扱いについて検討していたところ、アイルランド銀行は地理的にも近く、英国での市場開拓を希望していたこともあり、双方の希望が合致した。同銀行は、北アイルランドを除く英国の主要地域では、郵便局以外のチャネルを通じた金融商品の提供は行っていない。

(2) 資金運用方法

郵便局は、他の金融機関からの受託業務として金融商品の販売窓口業務を行っており、預入された資金は提携先の金融機関が運用している。

(3) 貸付業務概要

郵便局では、住宅ローンやクレジットカード、個人向けローンも英国アイルランド銀行の商品を販売している。これらの商品は、英国アイルランド銀行の子会社 Bank of Ireland Personal Finance Ltd が提供している。

(4) 送金・決済業務概要

電力・ガス・水道料金や企業（クレジットカードや小売業など）向けの消費者からの払込・返済のための口座引落し、現金回収を行っている。バーコード付きの請求書を読み込んで振込をする専用の ATM（「Paystation」）もある。

(5) 海外送金・外国為替

国際送金に関しては、国際郵便為替・振替や MoneyGram 社の国際送金ネットワークを使った送金・受取が可能である。外国為替については、郵便局と英国アイルランド銀行が折半で 2002 年に設立したファーストレート（First Rate）社が取扱っている。同社ウェブサイトおよび Annual Report[40]によると、同社のサービスは国内トップシェアを占め、海外旅行するイギリス人の 4 人に 1 人が利用しているとしている。

(6) 付随業務概要

保険については、他社の生損保商品の販売を行っている。例えば、旅行保険は、アジアス・インシュランス（Ageas Insurance Ltd）が引受保険会社である。自動車保険や住宅保険は保険ブローカーBISL の商品を扱っている。ペット保険は英国アクサ・インシュランス（AXA Insurance UK plc）の商品を、バイク保険はデヴィット・インシュランス・サービシズ（Devitt Insurance Services Ltd）が複数の引受保険会社の商品をアレンジして提供している。

企業向け（個人事業者及び小規模事業者）の保険は、保険ブローカーのヒース・ランバート（Heath Lambert Ltd）がアレンジしている。

生命保険は英国アビバ・ライフ・アンド・ペンションズ（Aviva Life & Pensions UK Limited）が提供しており、郵便局の生命保険のウェブサイトの運営も同社が運営している。最高保障額は 50 万ポンドである。

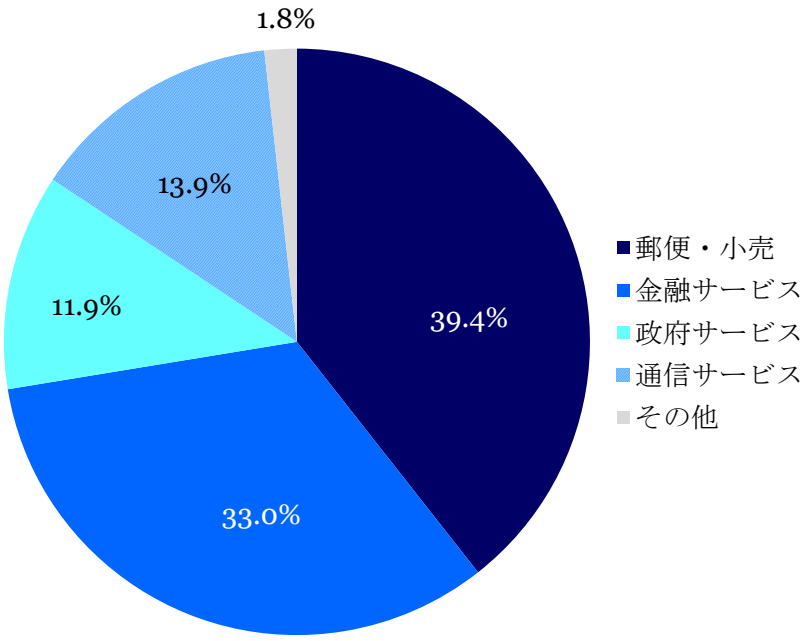
なお、（他行も含めて）住宅ローンや銀行口座の申し込みの際に必要な身元証明書類のコピー確認サービスなどがある。

4. 会計基準と財務諸表

郵便局の収入の事業別構成比をみると、金融サービスが 2016-17 年度で 33.0%を占めている。これは郵便・小売（小売・宝くじ販売等）の 39.4%に次いで高い構成比である。免許やパスポートの取次ぎなどの政府サービス、ブロードバンドなどを含む通信サービスはそれぞれ 11.9%、13.9%を占めた。

[40] Post Office Limited ”Annual Report & Financial Statement 2014-2015”

図表 23: 郵便局会社の収入内訳（2016-17 年度）



（注） 政府補助金は含まれない、
（出所） 郵便局会社「Annual Report and Financial Statement 2016-17」を基に作成

第 4 章　金融セクターにおけるリテール金融機関の特徴

1.　リテール金融機関の特徴

英国のリテール金融機関として、信用組合（credit unions）、住宅金融組合（building societies）、国民貯蓄投資機構（NS&I）などが挙げられる。郵便局会社は「ポストオフィス・マネー」のブランドで、国民貯蓄投資機構や民間金融機関の金融商品等の窓口販売業務を行っている。

英国の金融セクターは、大手銀行による寡占市場の状態にあり、リテール金融機関のプレゼンスは必ずしも高くない。前述の通り、リテール金融機関のうち信用組合の資産規模は約 30 億ポンドであり（2017 年 12 月）、預金金融機関の資産規模（約 12 兆ポンド、2016 年末）の 0.1%未満と小さい。住宅金融組合も同様で、約 3,900 億ポンドの資産規模(2017 年 12 月)は、預金金融機関の資産規模の約 3%となっている。他方で、英銀最大手の HSBC のリテール金融及び富裕層向け貸し出し等の資産残高は約 4,700 億ポンドとなっており（2017 年 12 月）、同行 1 行で信用組合と住宅金融組合の資産合計を上回っている。

英国のリテール金融機関の特徴としては、金融商品やサービスへのアクセスが制限される「金融排除（Financial Exclusion）」問題への対応策として期待されることが多い点だろう。トニー・ブレア政権が発足した 1997 年以降、政府が「社会排除（Social Exclusion）」問題の一部として「金融排除」問題へ取り組みを開始し、その為のプラットフォームとして郵便局や信用組合が利用された。

英下院（2017）によれば[41]、「金融排除」は、当初は「社会排除」問題の一環として扱われ、貧困などが主な原因と見做されていた。しかし現在は、金融規制の強化が結果的に金融排除を助長するケース[42]や、高齢化、デジタルネットワークとの断絶など、より広範な問題が「金融排除」の背景にあると考えられている。

郵便局の場合、金融サービスに関するユニバーサルサービス提供義務に関する法律上の規定はない。しかし、1999 年 11 月には財務省政策行動チーム（PAT）による報告書が発表され、銀行による「基本銀行口座（basic bank accounts, basics）」の普及の必要性や、金融商品やサービスへのアクセス・チャネルとしての郵便局の活用などが提言された。この報告書に基づき、2003 年 4 月には、郵便局で「基本銀行口座」の開設が可能になると同時に、年金や税額控除の受け取りなどが可能となる「郵便局カード口座（Post Office Card Account, POCA）」の開設が可能となった。基本銀行口座は、手数料は無料で最低預入金の義務もない代わりに、送金や当座貸越も原則できない口座である。なお、POCA は、JP Morgan Europe Ltd.により提供されている[43]。

なお、「basic bank account」及び「post office card account」に関するコストは、政府補助金により賄われており、最終的には納税者負担となっている[44]。

---

41 Timothy Edmonds, “Financial Inclusion (Exclusion)”, Briefing Paper No.01397, 15 Dec 2017, House of Commons Library http://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/SN03197/SN03197.pdf

42 例えば、EU アンチ・マネーロンダリング指令に基づく各国法制において、本人確認書類の不所持などにより口座開設が妨げられ、金融排除が発生するケースなどが紹介されている。
European Commission(2008), “” Financial Services Provision and Prevention of Financial Exclusion”

43https://www.postoffice.co.uk/dam/jcr:842575de-26f2-475b-975f-cc600db2b0bc/post-office-card-account-terms-and-conditions.PDF
日本語の文献としては、岡村秀雄（2008）、「イギリスにおける金融排除への取り組み」、一般財団法人　ゆうちょ財団　大阪研究会　2008 年 1 月期

44 2011 年 5 月 16 日下院 POCA 関連資料

2. 金融市場の中でのリテール金融機関の競争力

(1) 郵便局会社

郵便局は、民間金融機関の販売代理店として、各種の金融商品を提供している。大手銀行を含む複数の民間金融機関と提携しており、現金の引き出しや預け入れなどの基本的なサービスを提供するアクセスポイントとなっている。

金融ビッグバン以降、各金融機関は不採算支店の統廃合を含む合理化を進める一方、預金口座管理手数料を徴収する等の収益改善を図った。このため、農村等で金融サービスを受けられない国民が増加した。こうした「金融排除」の解消に向けて、全国に約 1.1 万の支局を有する郵便局のネットワークが活用された。大手金融機関と郵便局会社は競合関係にあるというよりは、補完的な関係が強いのではないかと考えられる。

むしろ、郵便局の潜在的な競合関係にあると見做されているのは、チャレンジャー・バンクと呼ばれる IT を駆使してリテール向け金融サービスを提供する新規参入の金融機関であろう。郵便局会社の 2016 年度年報では[45]、金融サービス事業に関する潜在的なリスクとしてチャレンジャー・バンクとフィンテックの存在が挙げられている。

なお、2016 年度の営業利益（政府からの補助金等を除くベース）で 1,300 万ポンドの黒字となった。営業黒字は過去 16 年間ではじめてのことであり、政府補助金は今後縮小されていく見込み。同年度の収入合計は 10.4 億ポンドと前年度（10.9 億ポンド）より減少したものの、金融サービス部門の収入は、2.5 億ポンドと前年度（2.3 億ポンド）より増加した。

(2) 信用組合

信用組合は会員制であり、監督当局から営業地域を限定されていることから、各地域におけるコミュニティや職域の繋がりを生かした営業を行っている。前述の「金融排除」問題を解決する観点から、信用組合の発展や役割の拡大が期待され、国・地方自治体が税制上の優遇や補助金による助成を行っている。

信用組合の最大の特色は、こうした繋がりを生かした会員の相互扶助を全面に打ち出して、銀行などが扱わないコストが嵩む小口の個人ローン（affordable loan）を提供している点であろう。しかし、資金調達面では銀行や郵便局のような幅広い貯蓄・投資商品を提供するわけではない。銀行や郵便局に対する資金調達面での劣位を挽回するために、多くの信用組合では、会員に対して少額の生命保険を無料で提供するなどしている。

(3) 住宅金融組合

住宅金融組合は、信用組合と同様に会員制の相互組織が義務付けられていたが、1986 年の住宅金融組合法改正で株式会社化（銀行化）が可能になり、法改正前に 80 以上あった組合数は合併などによって 2018 年 3 月には 44 まで減少した。

一方で、信用組合とは異なって営業地域や個人が他地域の会員になることが制限されていないことから、合併によってシェアを拡大し、住宅金融組合の会員数は 2,300 万人以上と英国の人口の 3 分の 1 強を占めている。

[45] Post Office Limited ”Annual Report & Financial Statement 2016-2017”
http://corporate.postoffice.co.uk/sites/default/files/ARA%20Master_FINAL.pdf

今日の大手住宅金融組合は利用者から見れば商業銀行と遜色がなく、例えばネイションワイド住宅金融組合では、住宅ローンだけでなく、個人ローンの取扱いも行なっている。加えて、決済性の預金口座に加えて、貯蓄口座、投資商品、クレジットカード、保険等の取扱いも行っている。ネイションワイドや住宅金融組合協会会長を出しているヨークシャーといった大手は、インターネットの貯蓄性預金金利比較サイトでしばしば上位に入ることからも窺われる通り、預金獲得に積極的である。一方、寡占化が進んでいることから、下位の組合の競争力は脆弱になっている可能性がある。住宅金融組合協会のアニュアルレポートでは、会員へのサービスを充実させることで、銀行との違いを訴求することが強調されている。

(4) 国民貯蓄投資機構

NS&I は沿革からみても、政府による貯蓄促進機関としての機能を果たしている。英国債をリテール市場で消化する機能も果たしており、資本市場においても重要な役割を果たしてきたが、現在は貯蓄促進機関としての色彩のほうが強い。

NS&I の競争力は、国営の貯蓄促進機関として顧客に与える安心感と、貯蓄商品が民間金融機関にはない独自性があるものであることによるところが大きい。

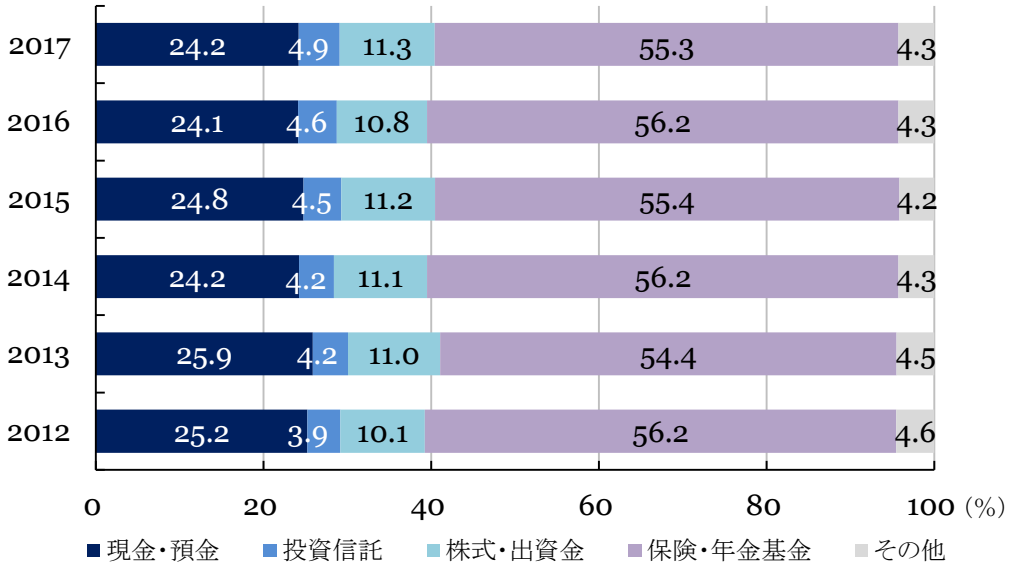
とくに、商品の独自性については、プレミアム・ボンドや年金受給者向け債券が例として挙げられよう。プレミアム・ボンドは、英国国債の金利部分が当せん金として購入者に再分配される仕組みで、購入者は金利を受け取れない代わりに、抽選で最大 100 万ポンドの当せん金を受け取る権利を得る。いわば貯蓄と宝くじを組み合わせた商品である。また、2015 年 1 月から 5 月まで 65 歳以上を対象に発行された年金受給者向け債券は、金利条件が満期 1 年で 2.8%、満期 3 年で 4%であり、他の金融機関などで提供される金利より高めに設定されたこともあり、100 万人超が購入したことから総購入額は 130 億ポンド（約 2 兆 200 億円）超に達し、英国における近年の個人投資家向け金融商品販売で最大規模となった[46]。

3. 金融セクターにおけるリテール金融機関の位置付け

個人金融資産を金融資産別割合でみると、2017 年では保険・年金基金が 55.3%、現金・預金が 24.2%、投資信託と株式・出資金を足した証券投資額が 16.2%となっている。保険・年金基金のうち 80%強が年金基金である。過去 6 年間の推移を見ても、保険・年金基金の割合が 50%強と最も大きく、次いで現金・預金の割合が 25%程度を占めている。

[46] 2015 年 5 月 16 日 英国政府（Gov.UK）プレスリリース
https://www.gov.uk/government/news/more-than-a-million-buy-popular-pensioner-bonds

図表 24: 英国における個人金融資産の内訳推移

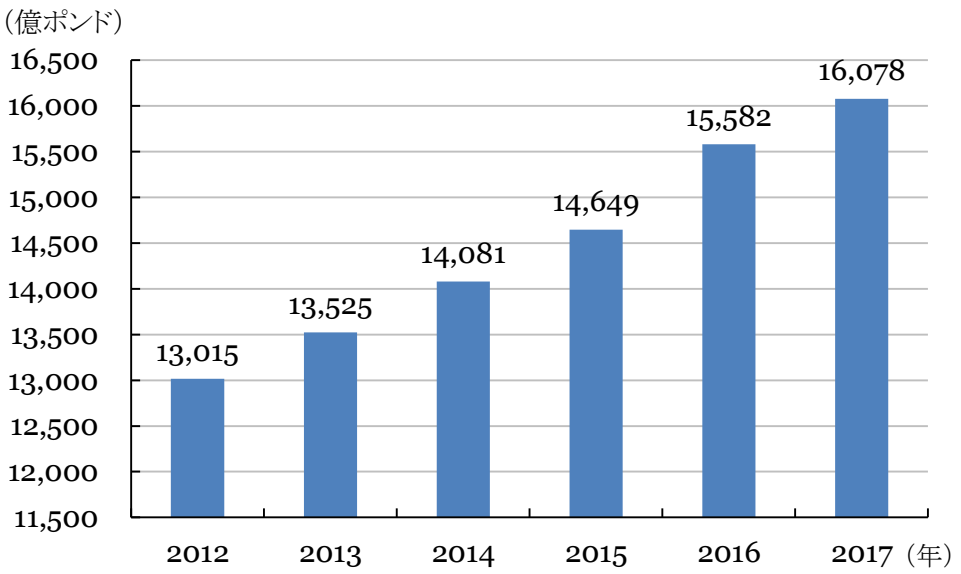


（出所） Office for National Statistics, “United Kingdom Economic Accounts, Q4 2017”

(1) 現金・預金残高

個人企業を含めた個人預金残高は 2002 年以来増加基調にある。個人預金残高の約 90%が流動性預金となっている。

図表 25: 個人現金・預金残高の推移

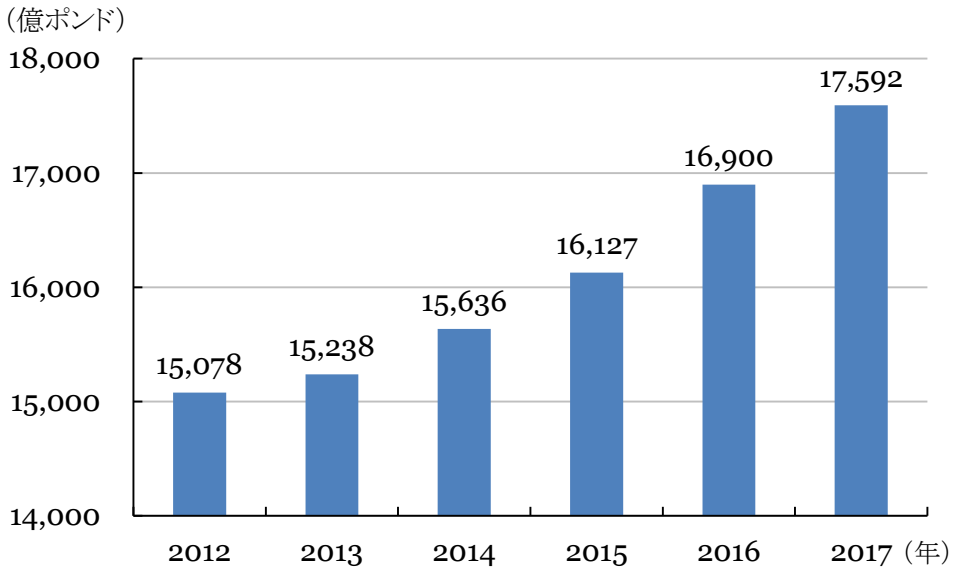


（出所）Office for National Statistics, “United Kingdom Economic Accounts, Q4 2017”を基に作成

(2) 個人の負債総額

個人企業を含めた個人の負債総額は 1.76 兆ポンド（2017 年 12 月末）と、同年の GDP に対して約 9 割の水準である。

図表 26: 個人負債残高の推移

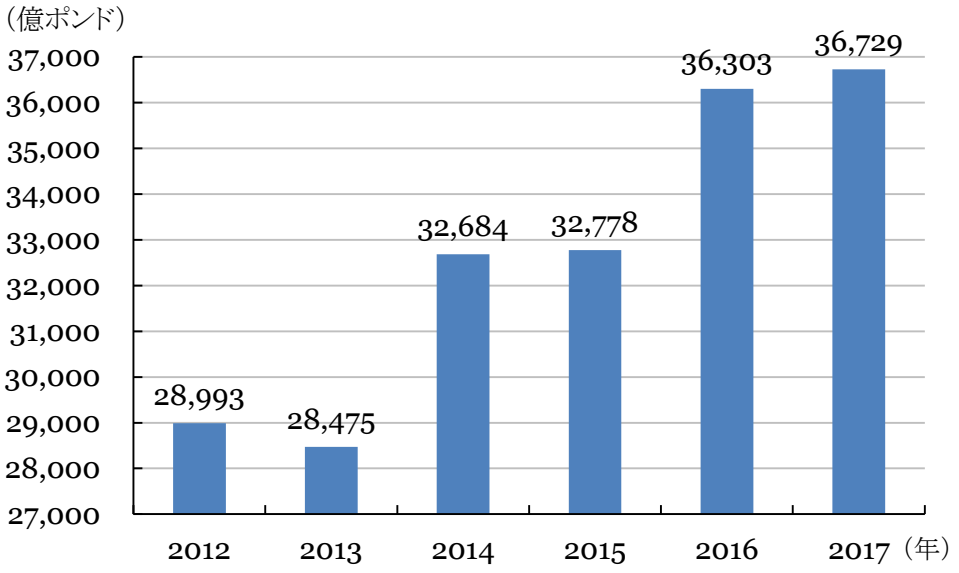


（出所）Office for National Statistics, “United Kingdom Economic Accounts, Q4 2017”を基に作成

(3) 保険・年金準備金残高

2017 年 12 月末の個人企業を含めた個人向けの保険・年金準備金の合計は、3.6 兆ポンド、GDP の約 1.8 倍に達している。

図表 27: 保険・年金準備金等の残高推移

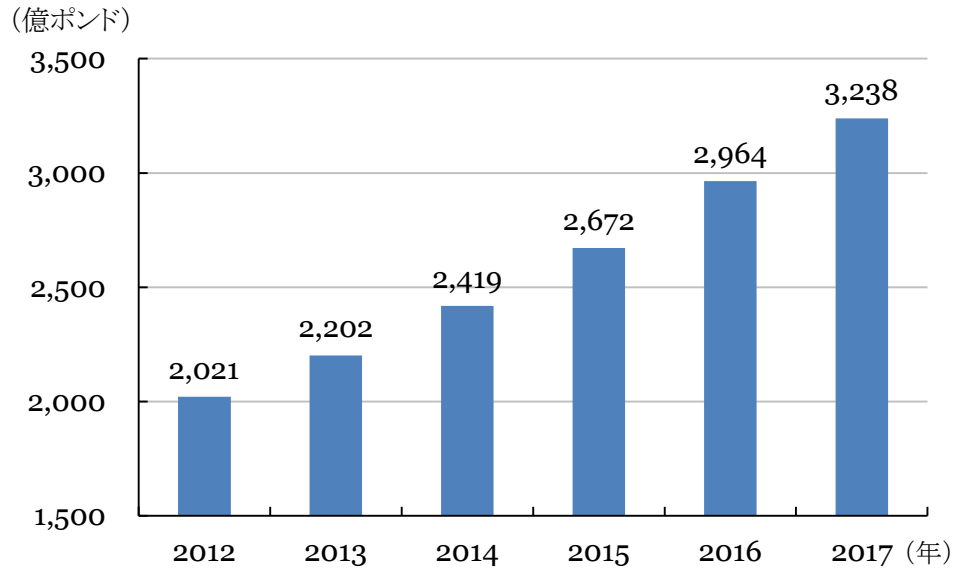


（出所）Office for National Statistics, “United Kingdom Economic Accounts, Q4 2017”を基に作成

(4) 投資信託残高

個人企業を含めた個人が保有する投資信託の残高は、3,238 億ポンド（2017 年 12 月末）である。

図表 28：投信残高の推移



（出所）Office for National Statistics, “United Kingdom Economic Accounts, Q4 2017”を基に作成

上記の家計金融資産・負債データと、リテール金融機関のデータを見ると、リテール金融機関、特に住宅金融組合（building societies）が大きな役割を果たしている様子が窺われる。住宅ローン市場において、住宅金融組合のシェアは 22%に達している（2018 年 3 月）。家計金融資産データを見る限り、住宅金融組合のシェアは 10%台後半と見られる。これに対して、信用組合の規模は小さくなっており、預金・貸出におけるシェアは 1%未満にとどまる。なお、預金シェアについて、住宅金融組合協会は 2,710 億ポンドと、全預金の 18%、預金型 ISA に限れば 36%のシェアを有すると述べている（2018 年 3 月）[47]。

[47] Building Society Association ウェブサイト（2018 年 6 月 18 日閲覧）https://www.bsa.org.uk/about-us/about-us

第 5 章　最近の金融動向と今後の展望

1.　最近の金融動向等

(1)　「金融包摂/排除（Financial Inclusion/Exclusion）」の現状

英国で「金融包摂/排除」という言葉が使われ始めるようになったのは 1990 年代前半からとされている。政府は、「金融包摂」を「個人が、出自や所得に関係なく、有用で手頃な金融商品や金融サービスにアクセスできること」と定義している。「金融排除」とは、この逆に金融商品や金融サービスにアクセスできない状況のことを指す。

前述の通り、英国における「金融包摂/排除」の問題は、1997 年に発足したトニー・ブレア政権より、その対策が始まった。ブレア政権の下、1999 年には財務省政策行動チーム（PAT）による報告書が発表され[48]、金融排除問題の解決に向けて、信用組合の利用、保険の拡大、基本銀行口座の普及などが提案された。基本銀行口座の普及に当たっては、全国の郵便局が販売窓口となり、2003 年 4 月よりサービス提供が開始された。2005 年には金融排除問題のタスクフォースが設置されている。

近年では、金融排除問題への対応を検討するための上院特別委員会が 2016 年 5 月に設置され、2017 年 3 月にはその最終報告書が提出され、22 の提言が行われた[49]。提言の中では、金融包摂問題を専門に扱う「金融包摂担当相」職を新設し、年に一度の議会への報告を義務付けることや、規制当局である FCA の法的な役割に金融包摂の推進拡大を含めることなどが提言されている。

報告書では、金融サービスへのアクセスについて、郵便局の役割拡大についても提言がなされている。その背景には、金融機関の支店が減る中で、物理的な金融サービスのアクセスポイントとして郵便局の持つ重要性が高まっていることがある。しかし、多くの顧客は、郵便局で利用可能な金融サービスを把握しておらず、その潜在能力を活かし切れていない、との指摘がある[50]。また、直営では無い郵便局の支局が増える中で、商品知識に対する社員教育の実施の必要性が述べられている。

2017 年 11 月に英政府は、こうした提言に対する政策文書を発表している[51]。「金融包摂担当相」の設置には反対し、既存の省庁間連携による枠組みによるものを活用するとして、新たに財務省などの省庁を含む官民横断的な「金融包摂政策フォーラム」の設立が決定され、初回会合が 2018 年 3 月に行われた[52]。

郵便局の役割の拡大については、既に 2017 年 1 月から金融機関と郵便局会社の合意により、個人顧客の 99%、企業顧客の 75%が日々の金融取引を郵便局を通じて行うことが可能となっている点を挙げている。

---

[48] HM Treasury Policy Action Team(1999), “Access To Financial Services”, Report of PAT14, Nov1999, http://web.archive.org/web/20131220163526/http:/www.savingfrompoverty.org.uk/documents/HMTreasuryPolicyActionTaskforce14FinancialExclusionNov1999.pdf

[49] House of Lords(2017), “Tackling financial Exclusion: A country that works for everyone?”, Select Committee on Financial Exclusion, Report of Session 2016-17, March 2017, https://publications.parliament.uk/pa/ld201617/ldselect/ldfinexcl/132/132.pdf

[50] House of Lords(2017), “Tackling financial Exclusion: A country that works for everyone?”, paragraph 230.

[51] HM Government(2017), “Government response to the final report of the Lords Select Committee on Financial Exclusion”, Cm 9524, November 2017, https://www.parliament.uk/documents/lords-committees/financial-exclusion/Government-Response-to-Financial-Exclusion-Committee.pdf

[52] 参加者については以下の英政府ウェブサイト。 https://www.gov.uk/government/news/first-meeting-of-the-financial-inclusion-policy-forum

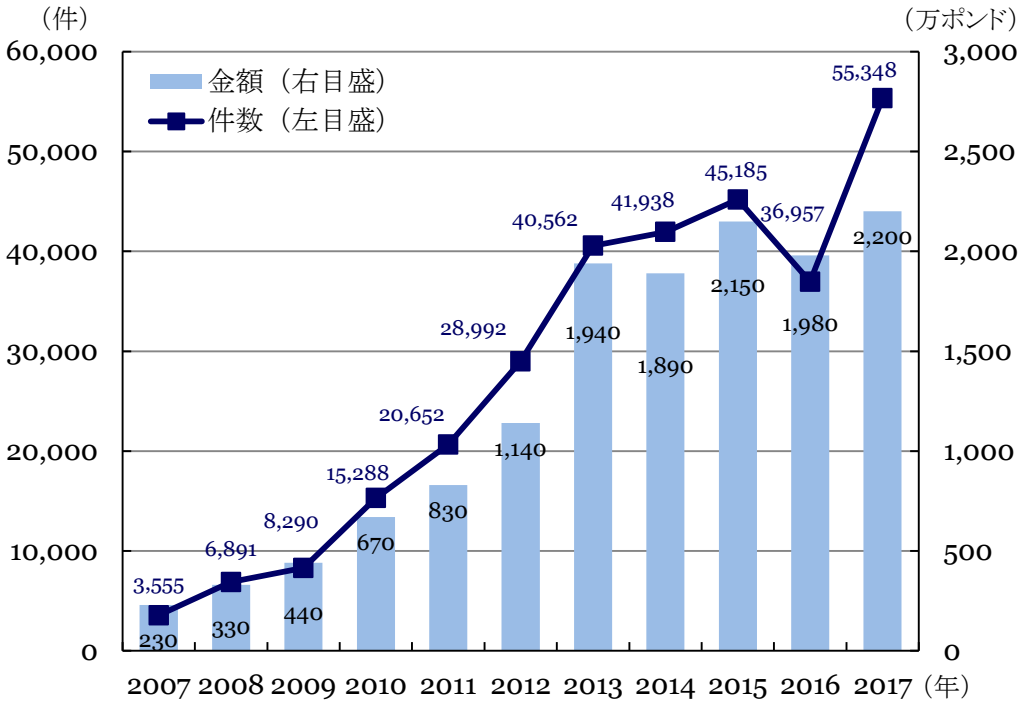
(2) マイクロファイナンスなどソーシャルファイナンスの現況等

英国では、国内で経済発展が遅れている地域内の個人や中小企業（250 人未満）、及び地域再生事業にマイクロファイナンスを提供するコミュニティ開発融資機関（Community Development Finance Institution, CDFI）がある。また、それを促進する税制としてコミュニティ投資税額控除（Community Investment Tax Relief, CITR）という制度が 2002 年財政法（Finance Act 2002）によって導入されており、CDFI に投資する投資家に対して、投資額の最大 25%までを投資開始年から最長 5 年間にわたり毎年税額控除することができる[53]。

CDFI の業界団体であるリスポンシブル・ファイナンス（Responsible Finance）[54]によれば、CDFI43 機関による 2017 年 3 月末の融資残高は 2.35 億ポンド（前年比 3%減）であり[55]、融資残高は前年比で減少したものの、件数は同 29%増となっており、金融排除の観点や社会的に弱い立場にある人にとっては無視できない機関となっている。

このうち、CDFI による個人向けローンは、2006 年以降、融資残高、融資件数ともに概ね増加しており、特にリーマンショックのあった 2008 年以降、急増している（図表 29）。

図表 29: CDFI による個人向けローンの実績推移



（出所）Responsible Finance, “Responsible Finance: The Industry in 2017”を基に作成

53 歳入関税庁（HMRC）ウェブサイト（2018 年 6 月 4 日閲覧）（https://www.gov.uk/government/publications/community-investment-tax-relief-citr/community-investment-tax-relief-citr）

54 前身はコミュニティ開発金融協会（Community Development Finance Association, CDFA）で 2015 年に改名。

55 Responsible Finance, “Responsible Finance: The Industry in 2017”,対象期間は 2016 年 4 月から 2017 年 3 月 http://responsiblefinance.org.uk/policy-research/publications/

労働党政権が、金融排除問題に取り組んでいたことから、CDFI の財源の半分近くは政府からの補助金が占める。その他の財源は、銀行や地方政府に加え、欧州連合（EU）や個人投資家などからの出資で賄われている。不良資産償却率は中小企業向け融資では融資額全体の 12.6%、個人向けローンは同 13.6%に達したが、その後各々9.0%、8.4%にまで改善している（2017 年 3 月末）。

CDFI を通じた融資とは別に、新規事業の資金調達手段として、クラウドファンディングやピア・トゥ・ピア・レンディングが注目されている。これらの資金調達手法は、クラウドファンディングやピア・トゥ・ピア・レンディングの運営会社のウェブサイトを通じて行われ、証券の公募増資に伴う目論見書が不要であるなど低コストがメリットとして挙げられる一方、詐欺などの懸念も指摘されている。

こうした中、金融行為監督機構（FCA）は 2014 年 3 月、クラウドファンディング及びピア・トゥ・ピア・レンディングに関する最終規則を公表した。本規則は、クラウドファンディングないしピア・トゥ・ピア・レンディングの運営会社に、投資家に対してリスクを明確にすること、借り手が返済不能となった場合のセーフティーネットを整えさせることを目的とし、2014 年 4 月より適用が開始された。具体的には、クラウドファンディングについては、公募に係る規制を適用しないことには変わりないものの、プロ顧客や洗練された投資家、投資助言を受けた投資家、投資可能資産の 10%以上を投資しない投資家のみに提供されることなどが規定された。他方、ピア・トゥ・ピア・レンディングについては、消費者金融が英国公正取引庁（Office of Fair Trading）から FCA へ所管が移ったことに伴い、行為規制や資本規制など FCA の規制・監督に服することとなった。

(3) 個人向け金融商品販売制度改革（Retail Distribution Review, RDR）

英国では 2012 年 12 月末に個人向け金融商品販売制度改革（Retail Distribution Review, RDR）が実施された。これは個人投資家がより適切な投資助言を受けることができるようになることを目指した規制体系の見直しであり、リテール金融市場で提供される商品とサービスに対する投資家の信頼回復を目的とする。主な内容は、①投資アドバイスに対する報酬の徴収方法、②アドバイザーの区分の明確化、③アドバイザーの専門性向上、についての規制を柱とする。

①投資アドバイスに対する報酬の徴収方法については、アドバイザーやプラットフォーム会社[56]が運用会社から手数料を受け取ることが禁止され、投資家から直接受け取ることとされた。②アドバイザーの区分の明確化については、特定の金融機関の商品に偏らないアドバイスを提供する独立フィナンシャル・アドバイザー（independent financial adviser）と、特定の金融機関の商品に限定してアドバイスを提供する限定フィナンシャル・アドバイザー（restricted financial adviser）の 2 種類に分類された。③アドバイザーの専門性向上については、アドバイザーの資格要件として大学入学程度の学位を要求するとともに、資格取得後も継続的な専門的な能力開発の取組みが義務化された。

この中でも、特に注目されているのが①投資アドバイスに対する報酬の徴収方法に関する規制である。この規則の目的は、手数料の透明性向上によって投資家がより適

[56] プラットフォーム会社とは、主にオンライン上で投信等を販売するための棚台（プラットフォーム）を提供する、FCA に証券業の認可を受けた証券会社。①個人投資家向け直販チャネル（我が国でいうオンライン証券）、②アドバイザー向け販売支援チャネル、の 2 種類の販売チャネルがある。

切なアドバイスを受けることができるようにすることである。アドバイザーが販売時の投資家向けサービスの対価を運用会社から受け取る方式では、投資家に対する適合性の原則を優先せず、手数料の多寡によって商品を選択しかねないという懸念がある。こうした問題はプロダクト・バイアスと呼ばれる。

RDR のネガティブな側面としては、アドバイザー数の減少や投資コストの増加が指摘されている。実際、投資初心者など本来アドバイスを受けるべき投資家が、投資コストの可視化によりアドバイスを受けないといった事態も生じている。また、大手銀行の中にも、アドバイス提供の基準として投資可能資産額を設けるところも出てくるなど、投資可能資産額の小さい投資初心者にとってアドバイスを受けにくい状況となることが懸念されている。

この点については、RDR 実施後の最初の調査(Post Implementation Review, PIR)が 2014 年 12 月に FCA より発表されている。委託先のヨーロッパエコノミクスによる報告書[57]によれば、RDR は初期の効果を発揮し、アドバイザーのプロフェッショナリズムの向上や、上記のプロダクト・バイアスの解消に貢献していると述べている。

また、アドバイザーの人数について、ヨーロッパエコノミクスの報告書では、RDR 導入前 2011 年の 40,500 人から 2014 年には 31,150 人に減少した後、安定的に推移した旨が述べられている。2017 年 6 月に FCA が発表した Financial Advice Market Review(FAMR)のベースラインレポートによれば、2016 年 12 月時点でのアドバイザーの人数は 34,600 にまで増加した[58]。2014 年までのアドバイザーの減少については、その大部分が RDR の実施以前に生じたもので、この現象の大半は銀行の撤退に原因がある、との指摘がある（大橋（2015））[59]。上記 FAMR のベースラインレポートによれば、アドバイザリー会社の 83%は独立系とされている。

57 Europe Economics(2014),"Retail Distribution Review Post Implementation review", Dec 2014, https://www.fca.org.uk/publication/research/rdr-post-implementation-review-europe-economics.pdf

58 FCA(2017)"Financial Advice Market Review, Baseline Report" June 2017, https://www.fca.org.uk/publication/research/famr-baseline-report.pdf

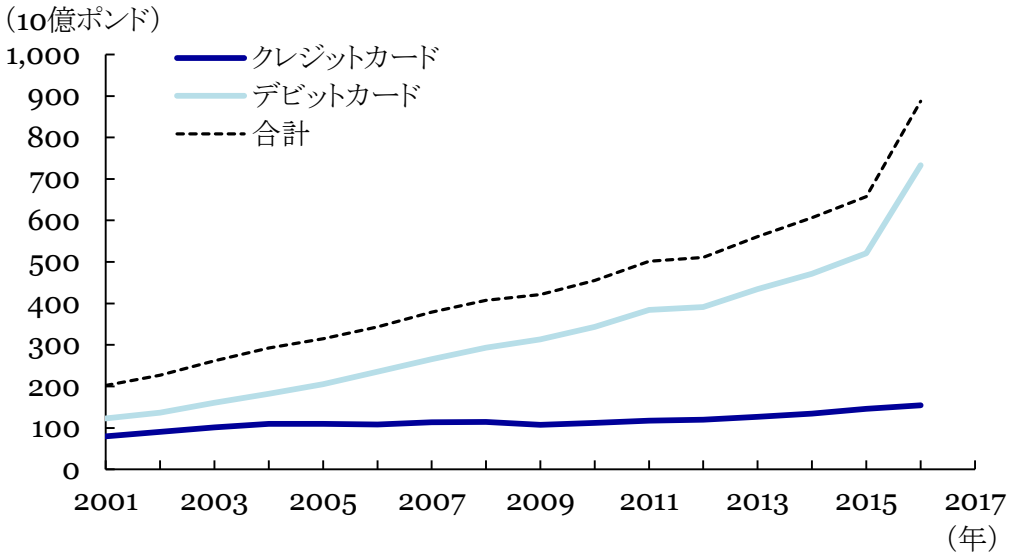
59 大橋善晃（2016）、「英国におけるリテール投資商品販売制度改革 FCA による RDR 実施後調査について」、証券レビュー 第 56 巻 3 号 p.p.118～p.p.142 日本証券経済研究所 http://www.jsri.or.jp/publish/review/pdf/5603/04.pdf

2. 最近のリテール決済の動向

(1) キャッシュレス化の現状

国際決済銀行（BIS）傘下の決済・市場インフラ委員会（CPMI）が毎年取りまとめて発表している統計年報によれば[60]、英国の 2016 年のデビットカード機能を持つカードによる決済額は 7,328 億ポンドとなり、前年（5,212 億ポンド）より増加した。クレジットカード機能を持つカードによる決済についても 1,544 億ポンドとなり、前年（1,457 億ポンド）より増加した（図表 30）。

図表 30: デビットカード、クレジットカードによる決済額の推移

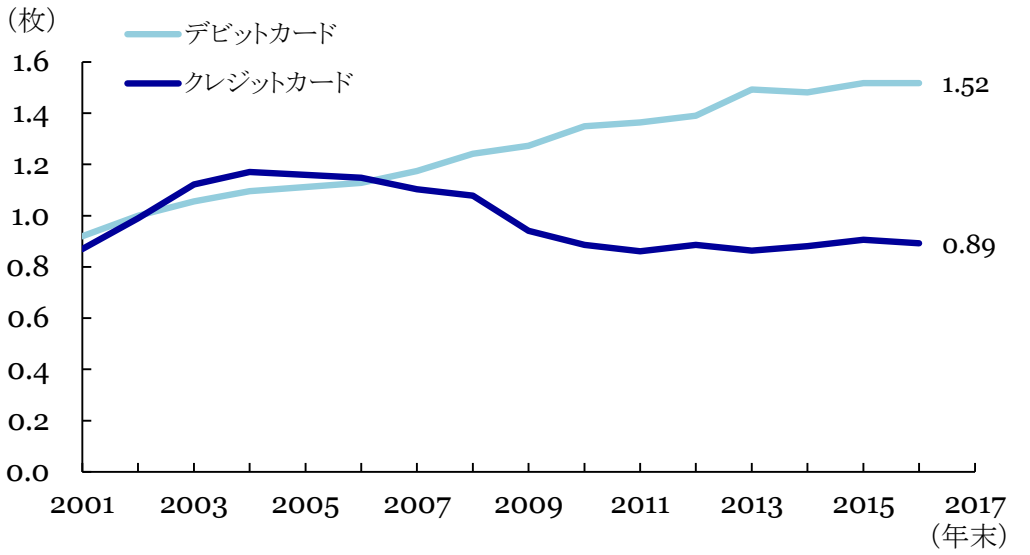


（出所）国際決済銀行（BIS), “Statistics on payment, clearing and settlement systems in the CPMI countries”（各年版）を基に作成
https://www.bis.org/list/cpmi/sds_1/tid_57/page_1.htm （2018 年 6 月 5 日閲覧）

英国の一人当たりのデビットカード機能付きカードの発行枚数をみると、1.52 枚となり、CPMI 参加国平均（2.07 枚）をわずかに下回っている。2012 年は同 1.39 枚であり、徐々にデビットカードの普及は進んでいる。一人当たりのクレジットカード機能付きカードの発行枚数は 0.89 枚となり、2012 年と同枚数となった（図表 31）。英国では、クレジットカードよりもデビットカードの普及が進んでおり、この点は日本とは異なる状況と言える。

[60] BIS CPMI(2017), “Statistics on payment, clearing and settlement system in the CPMI countries Figures for 2016”, BIS Dec 2017, https://www.bis.org/cpmi/publ/d172.pdf

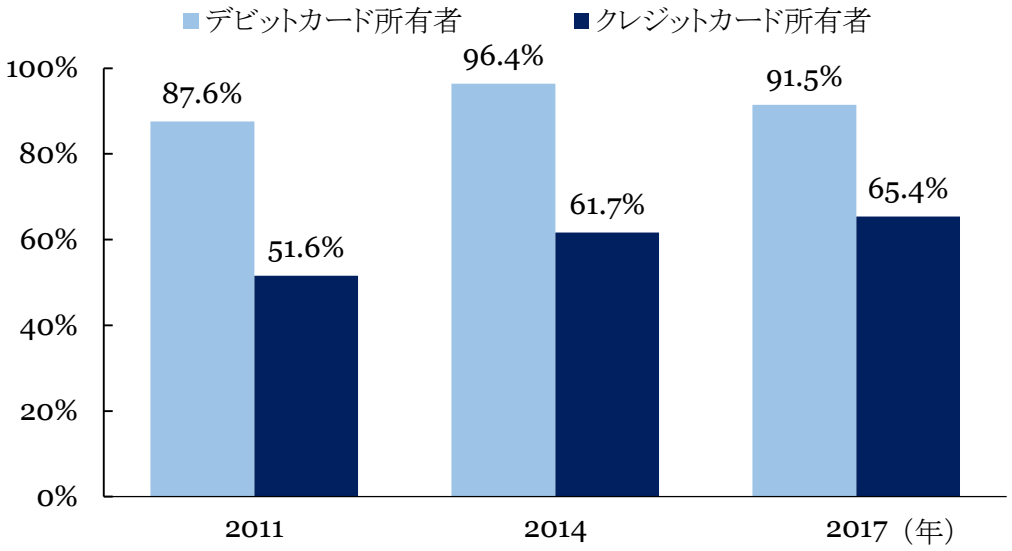
図表 31：一人当たりのカード発行枚数の推移



（出所）国際決済銀行（BIS），“Statistics on payment, clearing and settlement systems in the CPMI countries”（各年版）を基に作成
https://www.bis.org/list/cpmi/sds_1/tid_57/page_1.htm （2018 年 6 月 5 日閲覧）

世界銀行のグローバル・ファインデックスによるサーベイ調査に基づけば、英国で 2017 年の 15 歳以上の大人でデビットカードを所有していると答えた人の割合は 91.5%であるのに対し、クレジットカードは 65.4%に止まっている（図表 32）。もっとも、クレジットカードを保有していると答えている人の比率は 2011 年以降じりじりと上昇している。クレジットカード発行枚数も緩やかな増加傾向が続いていることを考えると、クレジットカードの普及も進んでいると考えられる。

図表 32：デビットカード、クレジットカードの保有率

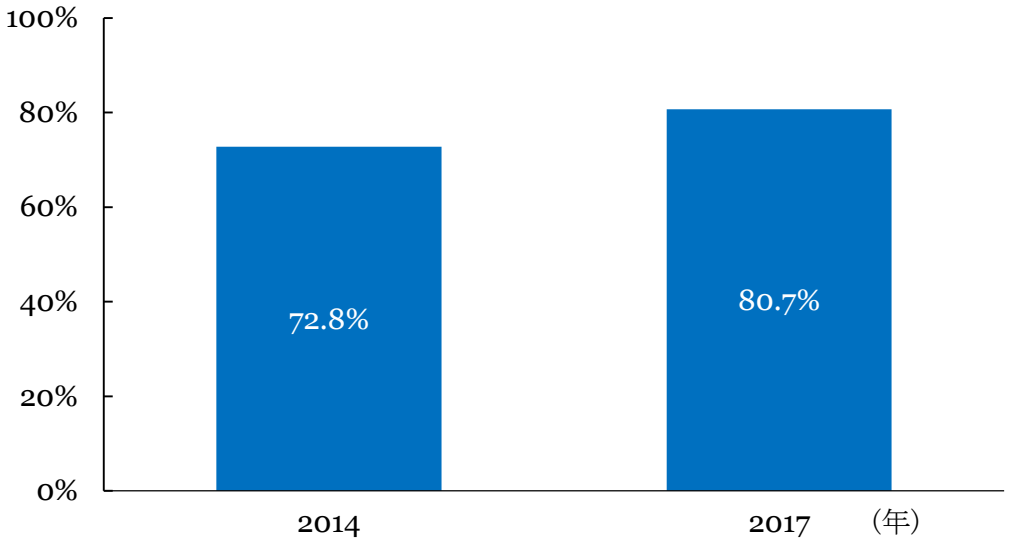


（出所）世界銀行，“The Global Findex Database 2017”を基に作成
https://globalfindex.worldbank.org/（2018 年 6 月 5 日閲覧）

(2) モバイル決済の動向

モバイル決済についても近年は盛んである。上記のグローバル・ファインデックスによるサーベイ調査では、英国で過去に何かの支払いや購入をオンラインで行ったことがあると答えた人の割合は、2014年の72.8%から80.7%に上昇している（図表33）。

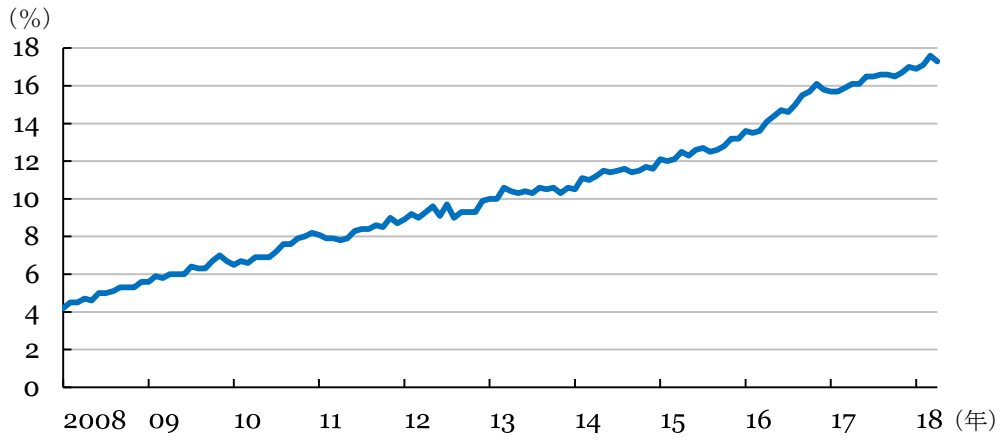
図表33：モバイル決済状況



（出所）世界銀行, “The Global Findex Database 2017”を基に作成
https://globalfindex.worldbank.org/（2018年6月5日閲覧）

英国立統計局（ONS）によれば、2018年4月の小売売上高に占めるインターネット販売の比率（自動車燃料除く）は、17.3%となった。統計の発表が開始された2006年以降、一貫してインターネット販売比率は上昇している（図表34）。業種別にみると、衣服・靴専門店が17.1%、家庭用品専門店が11.2%、非専門店が16.6%となった。なお、店舗を持たない小売業のインターネット販売のシェアは79.0%と当然ながら高い。

図表34：小売売上高に占めるインターネット販売比率（自動車燃料除く）



（出所）英国立統計局（ONS）　（2018年6月5日閲覧）

Worldpay が発表している「グローバル決済レポート[61]」によれば、英国の e コマース市場は今後も拡大が予想されている。同レポートによれば、e コマース総取引高は 2017 年の 1,850 億米ドルから 2021 年には 2,680 億米ドルに増加すると予想されている。このうち、モバイル取引については 2017 年の 480 億米ドルから 2021 年には 940 億米ドルと約 2 倍に取引高が増加すると予想されている。

(3) リテール決済に関する法規制の現状

リテール決済に関する法制については、英国では金融機関間の競争促進に向けて、2018 年 1 月 13 日より「オープン・バンキング」と呼ばれるオープン API の実装が始まった。タイミングとしては、欧州レベルでの第二次決済サービス指令（PSD2）の国内法制化期限に併せたものである。英国では EU 法からの要請だけでなく、行政命令としてオープン API の導入を義務付け、金融機関間の競争促進を図り、生産性向上に資することが国策とされている[62]。

英政府は、2014 年 8 月にオズボーン財務相が英国を「フィンテックの世界的な首都とする」と宣言し、フィンテック産業の振興を模索してきた。同年 12 月の秋季財政報告書[63]においては、オープン API の活用による英国内の銀行業の競争環境の改善に向けた意見聴取を開始した。

同時に、競争政策当局である競争市場局（CMA）は、2014 年 11 月より個人当座預金保持者並びに中小企業に対するリテール金融サービスに関する市場調査を開始し、その最終報告を 2016 年 8 月に発表した。CMA の最終報告書[64]では、上記リテール金融サービスにおいて競争阻害効果（Adverse effect on competition, AEC）があることが認定され[65]、行政命令として大手行に対して、2018 年 3 月末までに API を通じて製品情報と関連データへ他機関がアクセスできるようにするよう求めることが決まった。

CMA よりオープン API の実装を命令された大手 9 行[66]は、2018 年 1 月 13 日からのオープン API 実現に向け準備を進めた。9 行のうち 6 行では実施に遅れが生じたものの[67]、2 月以降に相次いでオープン API が開設された。これにより、チャレンジャーバンクの参入が進み、今後、競争環境が改善し、消費者の利便性が増すことが期待されている。

---

[61] worldpay(2017) 「グローバル決済レポート　オンライン決済の世界に関する完全ガイド」

[62] 英国におけるオープンＡＰＩ導入の経緯や現状については、淵田（2017）に詳しい。
淵田康之（2017）「英国はなぜオープンＡＰＩを促進するのか」、野村資本市場クォータリー　2017 Spring

[63] HM Treasury (2014), “Autumn statement 2014” Cm8961, December 2014,
https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/382327/44695_Accessible.pdf

[64] CMA(2016), “Retail banking market investigation Final report”, August 2016,
https://assets.publishing.service.gov.uk/media/57ac9667e5274a0f6c00007a/retail-banking-market-investigation-full-final-report.pdf

[65] 2002 年企業法第 134 条では、AEC が発見された場合は、CMA 又は他の機関により何らかの改善措置を取ることが義務付けられている。

[66] AIB グループ、アイルランド銀行、バークレーズ銀行、HSBC グループ、ロイズ・バンキング・グループ、ネイションワイド住宅金融組合、ノーザン銀行、RBS グループ、サンタンデール UK の 9 行。

[67] 6 行に対しては 2018 年 3 月に CMA がウェブサイトで指針を発表している。（2018 年 6 月 11 日閲覧）
https://www.gov.uk/government/publications/retail-banking-order-2017-directions-issued-to-5-banks

3. 今後のリテール金融機関の動向

(1) 郵便局会社（Post office Limited）の動向

英国に郵便貯蓄銀行は現在存在していないが、英国流の「ユニバーサルサービス」の議論と郵便ネットワークの維持、リテール銀行への信頼回復の観点から、信用組合の郵便局アクセスを自由にすべきとの議論が労働組合だけでなく中小企業や年金業界でも起きている[68]。

2011 年 6 月に、ロイヤルメール・グループ会社の財政危機を克服するために、郵便法が改正され、新たに 2011 年郵便法が成立した。この内容には、規制体の変更も含まれるが、大きな改正は、ロイヤルメール・グループの株式を民間に放出（89%を民間に、11%をロイヤルメール職員に）することであった。一方、注目に値するのは、郵便局の相互組織化（郵便局経営を地域の利用者、郵便局長、職員等からなる組織に任せる：mutualisation）の可能性を確保した点である[69]。相互組織化のメリットの一つとしては、赤字から脱却できない場合や後継者探しにより経営が行き詰まっている場合に、相互扶助の観点から地元コミュニティが救済することで郵便局を新たな形態で残すことができる点が挙げられる。

(2) 郵便局の相互組織化（mutualisation）

ロイヤルメール・グループの民営化プロセスとは異なり、郵便局については、その社会的意義に鑑みて、公益性を維持する組織として政府が 100%株式を保有することとなった。また、政府は郵便局ネットワークをこれ以上減少させずに現状を維持することとした。その背景には、前政権が主導する形で過去数年間、郵便局の閉鎖が進められたことが、厳しい世論の批判に晒された経緯がある。

政府が保有する株式を実際に所管し、関係する施策を検討しているのがビジネス・エネルギー・産業戦略省（Department for Business, Energy and Industrial Strategy, BEIS）[70]であり、相互組織化についても同省が議論を主導している。

2016 年 11 月に、BEIS は、郵便局の将来ネットワークに関する市中協議書（consultation）を発表し[71]、同年 11 月から 12 月にかけて約 3.1 万人から意見聴取がなされた。市中協議書の反応を受けて、2017 年 12 月に BEIS は政府としての対応を発表し、2018 年 4 月以降、3 年間で 3 億 7,000 万ポンドの補助金供与を行うこととした[72]。

市中協議の結果、ユニバーサルサービスを提供する郵便局については、現状を維持すべきとの回答が多数を占めた。また、金融サービスについては、現在の銀行預金サービスへのアクセスのみならず、信用組合口座に対するアクセスも行うべきであると

---

[68] Gilson, Christopher (2010) A state-owned Post Bank could restore trust in UK retail banking, reinvigorate Royal Mail and tackle financial exclusion. British Politics and Policy at LSE (02 Nov 2010) Blog Entry., http://eprints.lse.ac.uk/41473/

[69] Legislation Gov UK、“ Postal Services Act 2011”, www.legislation.gov.uk/ukpga/2011/5/contents

[70] ビジネス・エネルギー・産業戦略省（BEIS）はテリーザ・メイ首相が任命後 2016 年 7 月にビジネス・イノベーション・技能省（Department for Business Innovation & Skills, BIS）とエネルギー・気候変動省（Department of Energy and Climate Change, DECC）を統合して新たに設立された。

[71] BEIS(2016), “2016 Post Office Network Consultation”, November 2016, https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/566186/beis-16-36-post-office-network-consultation.pdf

[72] BEIS（2017） “Government Response to the 2016 Post Office Network Consultation”, December 2017 https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/669464/6.3861_BEIS_government_response_Post_office_Consultation_2016.pdf

いった意見が寄せられた。同時に提供するサービスについても、その取り扱い対象を拡大してほしいといった意見が寄せられた。

郵便局の相互組織化については、回答者からは地域が郵便局の運営により大きな役割を演じることについて、前向きな意見が見られた。同時に報告書の中では、相互化実現の前提条件として、各郵便局に商業的な持続性が必要との見解が述べられた。

(3) チャレンジャーバンクとフィンテックの動向

資産規模で言えば、英国は大手投資銀行による寡占が進んでいる。しかし、金融危機が起きた 2009 年ごろより「チャレンジャー・バンク」と呼ばれる新規参入行が増えている。英国における主なチャレンジャー・バンクとその設立年は、図表 35 に示されるとおりである。19 世紀に起源を遡る古い銀行もあるが、チャレンジャーバンクは古い銀行を買収して支店網を獲得したり、新しいサービスを提供したりして、業務を拡大している[73]。

図表 35: 主なチャレンジャーバンクとその設立年

名前	設立年
Clydesdale Bank Plc	1838
OneSavings Bank Plc	1847
Close Brothers Ltd	1878
Secure Trust Bank Plc	1952
AIB Group (UK) Plc	1966
Paragon Bank Plc	1985
Virgin Money Plc	1995
Zopa Limited	2005
Charter Court Financial Services Limited	2008
Aldermore Bank Plc	2009
Fidor Bank AG	2009
Metro Bank Plc	2010
Monese Ltd	2010
Ffrees Family Finance Limited	2011
Shawbrook Bank Ltd	2011
Tandem Bank Ltd	2013
Starling Bank Ltd	2014
Atom bank plc	2014
Monzo Bank Ltd	2015
Revolut Limited	2015
Tide Platform Ltd	2016

（注） チャレンジャーバンクについては、KPMG（2016）[74]などを参考に抽出した。
（出所）各社ホームページ及び、各種報道より作成（2018 年 6 月 19 日閲覧）

[73] 例えば、1838 年にグラスゴーで設立された Clydesdale 銀行は、ナショナル・オーストラリア銀行（NAB）の子会社である CYBG グループの子会社であったが、NAB は 2016 年に CYBG を売却、CYBG はチャレンジャーバンクとしてロンドン証券取引所に上場した。2018 年 6 月には、CYBG グループは Virgin Money の買収を決めた。

[74] KPMG(2016), “A new landscape –Challenger banking annual results”
https://home.kpmg.com/content/dam/kpmg/pdf/2016/05/challenger-banking-report-2016.PDF

第 4 章第 2 節でも触れたとおり、リテール向け金融サービス部門の強化を目指す郵便局会社は、チャレンジャー・バンクやフィンテックを潜在的な競争相手と捉えられている。

チャレンジャー・バンクの営業形態や提供サービスは様々であり、大きく言えば店舗網を有するが営業時間などで従来型の銀行と差別化を測る伝統的なチャレンジャー・バンクと、店舗網を有しない「アプリ銀行」と呼ばれるような新世代のチャレンジャー・バンクに分類される。

神山（2015）は、英国においてチャレンジャー・バンクが台頭した背景には政府による支援があった点を述べ、ＰＲＡとＦＣＡにより、新規参入行に係る資本規制・流動性規制の緩和と認可プロセスの改善が実施された点を指摘している[75]。

本章第 2 節でも触れたとおり、今後は大手行によるオープン API の開始により、フィンテック企業が更にチャレンジャーバンクとして、リテール金融市場に参入してくる可能性もあろう。

ＰＲＡとＦＣＡは英国における銀行設立の動きを加速させるために、共同イニシアティブとして「新銀行スタートアップ・ユニット」を 2016 年 1 月に立ち上げた。イングランド銀行に特設ウェブサイトが開設されており[76]、そこでは新銀行の設立に必要な手続きや設立後の監督体制について細かな説明がなされている。

チャレンジャー・バンクの台頭を可能にした一つの背景は、フィンテックと総称される金融テクノロジーの進歩がある。英財務省、ＥＹ社及びフィンテックの業界団体であるイノベート・ファイナンスが発表した「ＵＫフィンテック・センサス（2017）」によれば、2017 年 5 月時点で英国には約 1,600 のフィンテック企業がある。EY（2015）によれば、2015 年の英フィンテック産業の収益は 66 億ポンド、61,000 人の雇用を生み出しており、雇用者数では米ニューヨークやシンガポール、香港などを上回っている[77]。

2018 年 3 月 22 日に、英政府はフィンテック産業育成に向けた新たな戦略を発表した[78]。戦略の柱は大きく二つある。第一の柱は、規制コストの削減や有能な労働者の獲得、資金調達支援といった、フィンテック企業のニーズにこたえるための政策サポートを行うことである。

第二の柱は、フィンテック産業の拡大の果実を、一部の企業や起業家だけではなく国民全体に幅広く行き渡らせることである。具体的には 2020 年以降、核となるデジタル技能の訓練無償化を導入し、成長産業でもあるフィンテック産業に労働力として入り易くすることや、金融包摂を進めるためにフィンテックを活用すること、ロンドン以外の各地域にもフィンテック産業を拡大することなどが目指されている。同時に付随するリスクを調査するための「暗号資産タスクフォース」が、財務省、ＢＯＥ、ＦＣＡの 3 者により設立された。

---

[75] 神山哲也（2015）「英国におけるチャレンジャー・バンクとフィンテック」月刊資本市場　2015.9（NO.361）p.p.14-21

[76] イングランド銀行ウェブサイト（2018 年 6 月 13 日閲覧）
https://www.bankofengland.co.uk/prudential-regulation/new-bank-start-up-unit

[77] EY(2015), “UK Fintech on the Cutting Edge”,

[78] HM Treasury(2018)” Fintech Sector Strategy: Securing the Future of UK Fintech”
https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/692874/Fintech_Sector_Strategy_print.pdf

4. その他

(1) 英国の EU 離脱（Brexit）交渉に関する最近の動向

2016 年 6 月に行われた国民投票で英国民が EU 離脱を選択した後、2017 年中は主に離脱の条件を定める離脱協定の締結に向けた交渉が英・EU 間で行われた。2017 年 12 月の EU 首脳会合では、こうした交渉に「十分な進展」がみられたとして、交渉の第二段階となる英国が EU を離脱した後の移行期間に関する取り扱いと、英国が EU を離脱した後の関係性を定める新協定に関する交渉が開始されることとなった。

移行期間については 2018 年 3 月に合意がなされ、英国が 2019 年 3 月 29 日に EU を離脱してから 2020 年 12 月 31 日までの 21 カ月間とすることとされ、この間は英国は EU 法を順守することが定められた。このため、移行期間中は英国は EU 単一市場に留まることとなり、金融サービスも従来同様に提供可能となる見通しとなった。一方で、離脱協定については、まだ合意に至っていない。2019 年 3 月 29 日までに離脱協定を締結するには、2018 年 10 月頃までに大筋での合意が必要と言われるが、アイルランド島の国境問題等が足かせとなり、交渉は 4 月以降停滞している。最悪の場合は、離脱協定の締結が英国における EU 法失効の期限となっている 2019 年 3 月 29 日に間に合わず、英国で突然 EU 法が失効する可能性がある。

(2) 金融パスポートについて

現在、在英金融機関が EU 諸国に対して国境を越えた金融サービスを提供できているのは、ある一カ国で免許を得れば全ての EU 諸国に対して金融サービスの提供が可能となる EU の金融パスポート制度があるためである。従って、EU 離脱に伴い、英国でパスポート申請をしている英国ならびに第三国の金融機関は、EU 各国の顧客に対して引き続きサービス提供を行いたい場合は、他の EU メンバー国でパスポートを取り直す必要がある。

金融パスポートは、提供する金融サービスの内容により種類が異なり、預金や貸出サービス等を提供する銀行に適用される「欧州資本要求指令（CRD）パスポート」や、投資サービスを提供する金融機関に提供される「金融商品市場指令（MiFID）パスポート」などがある。

2016 年 12 月に英上院 EU 委員会が発表した報告書[79]によれば、英国で CRD パスポートを取得し、国外で営業している金融機関の数は 102 社ある（アウトバウンド）。逆に、他の EU 諸国でパスポートを取得して英国内で営業している金融機関の数は 552 社ある（インバウンド）。同様に MiFID パスポートを用いたアウトバウンド金融機関の数は 2250 社、インバウンド金融機関の数は 988 社あるとされる。

現時点で、EU 側の交渉におけるガイドライン上は、英政府の「いい所取り」は認めないということが明記されている。英国と EU の間の新協定の中で、これまでの金融パスポートと同程度の EU 域内市場への無条件なアクセス権が与えられる可能性は低いと見做されている。

[79] House of Lords(2016), “Brexit:Financial services”, European Union Committee 9th Report of Session 2016-17, December 2016, （2018 年 6 月 13 日閲覧） https://publications.parliament.uk/pa/ld201617/ldselect/ldeucom/81/81.pdf

(3) Brexit のリテール金融機関への影響について

Brexit に関しては、どちらかといえばホールセール分野に焦点が当たっているが、英国の公認会計士協会は、分野毎にリスクと有利な点を分析している[80]。リテール部門のリスクとしては、為替相場のポンド安、申請に対する当局による不十分、不明瞭な説明、英国内のインフレが挙げられ、有利な点としては、拠点コストの減少、効率化を促進する作業の簡素化、市場化の進展と政治関与の減少が挙げられている。

また、人材確保という観点からフィンテック産業への影響も懸念されている。イノベート・ファイナンスは、2018 年 4 月に発表したレポート[81]の中で、Brexit に伴って将来的に英国の移民システムが変わってしまった場合にどのような影響が出るかという点に関する分析を行った。同レポートの中では、英国でフィンテックに従事している労働者のうち、28%は EU を中心とした欧州経済領域（EEA）からの労働者であるとのサーベイ調査の結果が示されると同時に、EEA からの移民がビジネスの継続には大切と答えた企業が 54%を占めた。

また、Brexit 後にフィンテック産業が直面する可能性がある課題として、金融パスポートやデータ保護などの規制の問題、有能で才能のある人材を国外から雇用する場合の移民制度の問題などが挙げられている。

以上

---

[80] ACCA(2017), “Brexit impact on financial services” https://cn.accaglobal.com/ueditor/php/upload/file/20170626/96.pi-Brexit-impact-financial-services.pdf#search=%27brexit+affect+retail+banking+uk%27

[81] Innovate Finance(2018),“Supporting UK Fintech: Accessing a Global Talent Pool, A study of possible workforce implications of a change in imigration policy on UK FinTech”, WPI Economics, April 2018, （2018 年 6 月 11 日閲覧） https://www.innovatefinance.com/reports/supporting-uk-fintech-accessing-a-global-talent-pool/

＜出所資料一覧＞

【中央銀行・監督官庁・銀行協会等 HP】

（政府）
- 財務省(HM Treasury)　https://www.innovatefinance.com/
- ビジネス･エネルギー･産業戦略省(BEIS)
  https://www.gov.uk/government/organisations/department-for-business-energy-and-industrial-strategy
- 歳入関税庁(HMRC)　https://www.gov.uk/government/organisations/hm-revenue-customs
- 国民貯蓄投資機構(NS&I)　https://www.nsandi.com/

（中央銀行・監督官庁）
- イングランド銀行(BOE)　https://www.bankofengland.co.uk/
- イングランド銀行　健全性監督機関(PRA)　https://www.bankofengland.co.uk/prudential-regulation
- 金融行為規制機構(FCA)　https://www.fca.org.uk/
- 金融サービス補償機構(FSCS)　https://www.fscs.org.uk/

（業界団体等）
- UKファイナンス(UK Finance) https://www.ukfinance.org.uk/
- 英国信用組合協会(ABCUL)　http://www.abcul.org/home
- 英国住宅金融組合協会(BSA)　https://www.bsa.org.uk/
- リスポンシブル･ファイナンス(Responsible Finance)　http://responsiblefinance.org.uk/
- イノベート･ファイナンス(Innovate Finance)　https://www.innovatefinance.com/

【郵便関連機関 HP】
- ロイヤル･メール（Royal Mail Plc）https://www.royalmailgroup.com/
- 郵便局会社（Post Office Limited）https://www.postoffice.co.uk/

【国際機関・外国機関文献・データベース】
- アメリカ合衆国中央情報局(CIA)、“The World Factbook”
  https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/
- 国際通貨基金(IMF) “World Economic Outlook Database April 2018”,
  http://www.imf.org/external/pubs/ft/weo/2018/01/weodata/index.aspx

XVI. オーストリア共和国
（Republic of Austria）

＜目次　～オーストリア～＞

第 1 章　市場環境の特徴 3
第 2 章　金融制度概要 4
1.　金融機関の種類 4
(1)　株式銀行・プライベート・バンク（joint stock banks and private banks） 7
(2)　貯蓄銀行（savings banks） 9
(3)　フォルクスバンク（Volksbank credit cooperatives） 10
(4)　ライファイゼンバンク（Raiffeisen credit cooperatives） 12
(5)　建築貸付組合（building and loan associations） 12
2.　監督官庁と指導体制 13
(1)　重要度の高い金融機関に対する監督制度 15
(2)　重要度の低い銀行に対する監督制度 16
3.　オーストリアの金融制度の特徴 19
4.　預金保険制度の枠組み 25
(1)　制度の概要 25
(2)　EU レベルの預金保険制度と国内対応 25
5.　個人資産運用に関わる税制全体の中での預貯金税制 27
第 3 章　郵便貯金の概要 30
1.　郵便貯金の設立目的・沿革概要 30
2.　組織・経営形態 32
(1)　経営形態 32
(2)　金融サービス提供の形態 33
(3)　窓口取扱時間 35
3.　主な業務内容 35
(1)　預金業務概要 35
(2)　資金運用方法 37
(3)　貸付業務概要 37
(4)　送金・決済業務概要 37
(5)　国際業務概要 38
(6)　付随業務概要 38
4.　会計基準と財務諸表 39
第 4 章　金融セクターにおけるリテール金融機関の特徴 42
1.　オーストリア労働・経済・郵便貯蓄銀行 42
(1)　オーストリア労働・経済・郵便貯蓄銀行の特徴 42
(2)　金融市場の中でのオーストリア労働・経済・郵便貯蓄銀行の競争力 44
2.　貯蓄銀行 47

(1) 貯蓄銀行の特徴 47
(2) 金融市場の中での貯蓄銀行の競争力 48
3. フォルクスバンク 50
(1) フォルクスバンクの特徴 50
(2) 金融市場の中でのフォルクスバンクの競争力 52
4. ライファイゼンバンク 53
(1) ライファイゼンバンクの特徴 53
(2) 金融市場の中でのライファイゼンバンクの競争力 59
5. 金融セクターにおけるリテール金融機関の位置付け 60
6. 家計の金融資産負債の動向 60
第 5 章 最近の金融動向と今後の展望 62
1. 最近の金融動向 62
(1) マイクロファイナンス、ソーシャルファイナンス等の現況 62
① 協同組織金融機関の役割 62
② 欧州投資銀行との連携 64
2. 最近のリテール決済の動向 65
(1) キャシュレス化の現状 65
(2) モバイル決済の動向 67
(3) リテール決済等に関する法規制の動向 68
① 銀行再建及び破綻処理に関する指令 68
② 第二次金融商品市場指令 69
③ ＥＵ一般データ保護規制 70
④ 第２次決済サービス指令 70
⑤ 信頼できるＡＩへの倫理指針案 70
⑥ 金融規制当局の動向 71
3. オーストリア労働・経済・郵便貯蓄銀行の今後の動向 71
(1) 新たな個人金融サービスの提供の動向 71
(2) その他の郵便貯金の動向 73
＜出所資料一覧＞ 74

＜略語集＞

略語	原語（英語，ドイツ語）	日本語訳
AQR	asset quality review	資産査定
BA	Bank Austria	オーストリア銀行
BaSAG	Federal Act on the Recovery and Resolution of Banks, Bundesgesetz über die Sanierung und Abwicklung von Banken	銀行再建及び破綻処理に関する連邦法
BAWAG	Bank für Arbeit und Wirtschaft AG	オーストリア労働・経済銀行
BAWAG P.S.K.	Bank für Arbeit und Wirtschaft und Österreichische Postsparkasse AG	オーストリア労働・経済・郵便貯蓄銀行
BMF	Federal Ministry of Finance, Bundesministerium für Finanzen	連邦財務省
BRRD	Bank Recovery and Resolution Directive	銀行再建及び破綻処理に関する指令
BWG	Austrian Banking Act, Bankwesengesetz	オーストリア銀行法
CA	Creditanstalt	クレディトアンシュタルト銀行
CESEE	Central Europe and Southeastern Europe	中欧・南東欧
CRDⅢ	European Capital Requirements Directive Ⅲ	欧州資本規制指令Ⅲ
CRR	Capital Requirement Regulation	資本要求規制
DGS	Deposit Guarantee Scheme	預金保険制度
DGSD	Deposit Guarantee Scheme Directive,2014/49/EU	預金保険制度指令
DIF	Deposit Insurance Fund	預金保険基金
EBA	European Banking Authority	欧州銀行監督機構
EC	European Commission	欧州委員会
ECB	European Central Bank	欧州中央銀行
EDIS	European Deposit Insurance Scheme	欧州預金保険制度
EEA	European Economic Area	欧州経済地域
EIB	European Investment Bank	欧州投資銀行
EIF	European Investment Fund	欧州投資基金
ESAEG	Act on Deposit Guarantee Schemes and Investor Compensation, Einlagensicherungs-und Anlegerentschädigungsgesetz	預金保険制度及び投資家補償法
ESRB	European Systemic Risk Board	欧州システミックリスク委員会

FMA	Financial Market Authority, Finanzmarktaufsicht	オーストリア金融市場機構
FMABG	Act on the institution and organisation of the Financial Market Authority	金融市場機構法
FMSB	Financial Market Stability Board, Finanzmarktstabilitätsgremium	金融市場安定性委員会
GDPR	General Data Protection Regulation	一般データ保護規則
HBInt	Hypo Alpe-Adria–Bank International AG	ヒポ・アルペ・アドリア銀行
Heta	HETA ASSET RESOLUTION AG	ヘタ・アセット・ レゾリューション
HVB	HypoVereinsbank AG	ヒポフェラインス銀行
IPS	institutional protection schemes	機関保証制度
JSTs	Joint Supervisory Teams	共同監督チーム
LLSFR	Loan-to-Local Stable Funding Ratio	地場貸出安定調達比率
MiFID Ⅱ	Markets in Financial Instruments Directive Ⅱ	第二次金融商品市場指令
OeNB	Österreichische Nationalbank	オーストリア国立銀行
ÖGB	Austrian Trade Union Federation	オーストリア労働組合 連合会
ÖVP	Austrian People's Party, Österreichische Volkspartei	オーストリア国民党
PSD2	Payment Services Directive 2	第 2 次決済サービス指令
P.S.K.	Austrian Postal Savings Bank, Österreichische Postsparkasse	オーストリア郵便貯蓄銀行
RBS	Royal Bank of Scotland	ロイヤルバンク・オブ・ スコットランド
RIB	Raiffeisen International Bank AG	ライファイゼン国際銀行
SPÖ	Social Democratic Party of Austria, Sozialdemokratische Partei Österreichs	オーストリア社会民主党
SREP	Supervisory Review and Evaluation Process	監督上の検証・評価プロセス
SRB	Single Resolution Board	単一破綻処理委員会
SRF	Single Resulution Fund	単一破綻処理基金
SRM	Single Resolution Mechanism	単一破綻処理メカニズム
SSM	Single Supervisory Mechanism	単一監督メカニズム
VAT	Value Added Tax	付加価値税
VBAG	Österreichische Volksbanken-AG	オーストリア・ フォルクスバンク
VBI	Volksbank International AG	フォルクスバンク・ インターナショナル

第１章　市場環境の特徴

図表１：オーストリアの概要

分類	項目	
一般事情	面積	8.4万平方キロメートル（北海道とほぼ同じ）
	人口	889万人（2018年、IMF推計）
	首都	ウィーン
	民族	主としてゲルマン民族
	言語	ドイツ語
	宗教	カトリック約63%、プロテスタント約4%、イスラム教約7%
	在留邦人数	2,979人（2017年10月）
政治体制・内政	政体	連邦共和制（9つの州から構成）
	元首	アレクサンダー・ファン・デア・ベレン大統領
	議会	二院制　国民議会（第一院）：議席定数183、連邦参議院（第2院）：議席定数61
	首相	セバスティアン・クルツ
経済	主要産業	機械、金属加工、観光
	GDP	4,594億ドル（2018年、IMF推計）
	1人あたりGDP	51,708ドル（2018年、IMF推計）
	実質GDP成長率	2.8%（2018年、IMF推計）
	通貨	ユーロ。1ドル＝ 0.88 ユーロ、1ユーロ＝ 129.20 円　（2018/11/30）



（出所）IMF、外務省、ジェトロ等をもとに作成

図表２：オーストリアの主要経済指標

	単位	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
人口	万人	832	834	836	839	843	848	854	863	874	882	889
名目GDP	億ドル	4,323	4,012	3,926	4,315	4,097	4,302	4,426	3,823	3,910	4,174	4,594
１人あたりGDP(名目)	ドル	51,954	48,095	46,959	51,441	48,616	50,748	51,801	44,297	44,733	47,347	51,708
実質GDP成長率	%	1.5	-3.8	1.8	2.9	0.7	0.0	0.8	1.1	1.5	3.0	2.8
消費者物価上昇率	%	3.2	0.4	1.7	3.5	2.6	2.1	1.5	0.8	1.0	2.2	2.0
経常収支	GDP比%	4.5	2.6	2.9	1.6	1.5	1.9	2.5	1.9	2.1	1.9	2.2
財政収支	GDP比%	-1.5	-5.4	-4.5	-2.6	-2.2	-2.0	-2.7	-1.0	-1.6	-0.7	-0.2
政府債務	GDP比%	68.4	79.6	82.4	82.2	81.7	81.0	83.8	84.3	83.6	78.6	74.2

（出所）IMF "World Economic Outlook October 2018"をもとに作成

第 2 章　金融制度概要

オーストリアの金融機関は、1994 年 1 月に施行されたオーストリア銀行法（Austrian Banking Act, Bankwesengesetz, BWG）により、与信機関（credit institutions, Kreditinstitut）と、リース会社・M&A アドバイザー・信用情報機関・資産保管会社等の金融機関[1]（financial institutions, Finanzinstitut）に分けられる。

与信機関は、同法第 1 条に規定されている預金業務、証券業務、投資信託業務等の銀行業務（banking transactions）を実施するために、同法第 4 条により金融規制当局のオーストリア金融市場機構（Financial Market Authority, Finanzmarktaufsicht, FMA）から取扱業務について許可を受けた機関と定義され、ユニバーサル・バンキング・サービスの提供が可能である。従って、銀行法では、銀行に対してユニバーサル・バンク、商業銀行、リテール銀行、投資銀行といった業態に基づく分類は行っていない。

1.　金融機関の種類

銀行法上の業態区分はないものの、オーストリア国立銀行（Österreichische Nationalbank, OeNB）の統計では、銀行を以下の 8 つに分類している（図表 3）。

① 株式銀行・プライベート・バンク（joint stock banks and private banks, Aktienbanken und Privatbanken）

② 貯蓄銀行（savings banks, Sparkassen）

③ 州不動産抵当銀行 （state mortgage banks, Landeshypothekenbanken）

④ ライファイゼンバンク（Raiffeisen credit cooperatives, Raiffeisenbanken）

⑤ フォルクスバンク（Volksbank credit cooperatives, Volksbanken）

⑥ 建築貸付組合（building and loan associations, Bausparkassen）

⑦ 特定目的銀行（special purpose banks, Sonderbanken）

⑧ 外国銀行支店（branch offices of member state credit institutions, Zweigstellen ausländischer Banken）

[1] 「金融機関」の具体的な業務については、銀行法第 1 条（2）参照。

これらの銀行のうち、多くは上部組織を持たないが、貯蓄銀行やフォルクスバンクは、流動性資金を供給・管理する上部機関を持つ 2 層構造となっている。また、ライファイゼンバンク（個別ライファイゼンバンク、Raiffeisenbanks）は上部機関として 8 つのライファイゼン州銀行（Raiffeisen regional headquarters, Raiffeisenlandesbank）、更にその上にライファイゼンインターナショナル(entralbank Österreich AG, RZB）を配置した 3 層の構造となっている[2]。

[2] Raiffeisen Zentralbank Österreich AG “Company structure/RZB group“ http://www.rzb.at/eBusiness/01_template1/832624473864488257-832624426888283369_832626784288459505-83262678428845950 5-NA-2-EN.html -

図表３　：銀行の分類（2018 年 6 月末、金額単位：10 億ユーロ）

階層	銀行 （本店数）（支店数）	総資産 (シェア)	預金残高 (シェア)	根拠法	特徴
1	株式銀行・プライベートバンク （Joint Stock Banks and Private Banks, Aktienbanken und Privatbanken） （39）（869）	219.0 (26.2%)	127.9 (30.8%)	銀行法	株式会社形態の銀行および個人所有の銀行。大企業向け業務（大口顧客の資金調達・輸出入を促進する貿易金融）に注力する場合が多い
	州不動産抵当銀行 （State Mortgage Banks, Landeshypothekenbanken） （8）（139）	52.4 (6.3%)	20.6 (5.0%)	銀行法/不動産抵当銀行法*	不動産を抵当とした貸付及びファンドブリーフ債**の発行業務を行う銀行。地方の不動産抵当貸付に加え、ユニバーサル・バンクとしてコーポレート、リテール、プライベートバンキングを実施。不動産への融資も行う。特定州内で活動する株式会社形態の機関が多い
	建築貸付組合 （Building and Loan Associations, Bausparkassen） （4）（70）	23.4 (2.8%)	20.4 (4.9%)	銀行法/建築貸付組合法***	預金金利の州政府補助により住宅建築向け低利融資を行う組合。集合住宅や宅地、居住用建物の購入資金の融資を行う。資金は預金で集めるが、州政府から金利が上乗せされるので、組合としては低利で調達が可能
	特定目的銀行 （Special Purpose Banks, Sonderbanken） （65）（8）	59.0 (7.0%)	5.9 (1.4%)	銀行法	下記の特定の金融機能を果たす株式会社。 ・輸出金融 ・中長期の投資資金の融資 ・投資信託、不動産の資産運用・管理 ・クレジットカードの発行 ・退職手当資金の資産運用（顧客は会社が原則、個人からの預金受入れは不可）
	外国銀行支店 （Branch Offices of Member State Credit Institutions, Zweigstellen auslä ndischer Banken） （25）（8）	21.7 (2.6%)	14.3 (3.4%)	銀行法	EEA諸国（EU構成国及び欧州自由貿易連合加盟国）の銀行の支店。 欧州経済地域(EEA)国以外の国の銀行と異なり、当該国の金融規制当局による事業計画や支店長名等の基本的な情報の通知のみによって、支店設立及び営業が原則として自動的に許可される。
2	貯蓄銀行 （Savings Banks, Sparkassen） （49）（850）	159.8 (19.1%)	76.9 (18.5%)	銀行法/貯蓄銀行法*	低所得者向けの貯蓄奨励を行う機関として、個人が設立した銀行をルーツとする金融機関。
	フォルクスバンク （Volksbank Credit Cooperatives, Volksbanken） （13）（334）	31.2 (3.7%)	21.8 (5.2%)	銀行法/商工協同組合法*	19世紀に職人や中小企業による業界団体が設立した信用協同組合。現在でも職人や中小企業が重要な組合員だが、個人顧客との取引も増大している。 近年業績の低迷から前中央機関のフォルクスバンクAG(VBAG)の業務が、フォルクスバンク・ウィーンに移され、VBAGの残務処理が清算会社により行われている。
3	ライファイゼンバンク （Raiffeisen Credit Cooperatives, Raiffeisenbanken） （419）（1,399）	269.9 (32.3%)	127.4 (30.7%)	銀行法/商工協同組合法*	個別のライファイゼンバンクが、8つのライファイゼン州銀行を所有し、それらの州銀行等がライファイゼンインターナショナル(RBI)の株式を所有する3層構造を持つ。国内の金融機関の中で最大の機関数を占める。 創立時は農家への融資が多かったが、近年は商工業の企業への融資が増えた州銀行は域内の個別銀行の流動性の確保等を行うほか、独自にユニバーサル・バンキング・サービスを提供。個別銀行に協力しつつ、広域な地方経済案件にも注力。RBIは元々中央機関のライファイゼン中央銀行(RZB)の100%子会社で海外事業を担当していたが、2017年にRBIとRZBが統合され、RBIが存続会社となった。RBIはコーポレート銀行業務、投資銀行業務と、中東欧諸国でユニバーサル・バンキング・サービスを提供している。
合計	本店数　622 支店数　3,677	836.4 (100.0%)	415.1 (100.0%)		

（注）預金残高は内外の非銀行部門（個人・銀行以外の法人）に対する預金残高（貯蓄性預金・定期預金・要求払預金の合計値）

* Mortgage Bank Act, Hypothekenbankgesetz

**ファンドブリーフ（Pfandbriefe）とは住宅ローン債権などの資産を裏付けに発行する社債の一種で、一般の社債よりも信用力が高く、国債や公債に次ぐ金融商品である

*** 英語、ドイツ語ではそれぞれ Building Society Act, Bausparkassengesetz

† 出所の中央銀行統計に表示される外国銀行支店は、本店が EEA 諸国で営業許可を受けた銀行支店のみである。因みに EEA 以外の国による支店設立に際しては、国内銀行の設立に必要な情報に加えて、①過去 3 年間の財務諸表　②取引内容と取引の発生場所　③可処分初期投資額（ユーロ建）　④内部決定に必要な支店と本国本店の権限の証書　⑤本国規制当局による、当該行のオーストリアにおける営業活動に対して異議なき旨の誓約書の 5 点を金融市場機構に提供する必要がある（銀行法第 4 条（4））。また、EEA に設立された銀行支店が行いうる業務内容は EU の資本規制指令（Capital Requirements Directive）によって定められている

‡英語、ドイツ語ではそれぞれ Savings Banks Act, Sparkassengesetz

（出所）オーストリア国立銀行（OeNB）統計等をもとに作成

(1) 株式銀行・プライベート・バンク（joint stock banks and private banks）

株式銀行・プライベート・バンク（joint stock banks and private banks, Aktienbanken und Privatbanken）は、株式会社形態の商業銀行と個人所有の銀行を指し、大企業や大口顧客等の資金調達、輸出入を促進する貿易金融や、プライベートバンキングを行っている銀行である。貯蓄銀行や組合を基盤とする銀行が合併して大型化するのに伴い、株式会社化する銀行が増えている。そのうち資産規模の大きな銀行としては、オーストリア銀行（Bank Austria, BA）、オーストリア労働・経済・郵便貯蓄銀行（Bank für Arbeit und Wirtschaft und Österreichische Postsparkasse AG, BAWAG P.S.K.）及びオーバー銀行（Oberbank）が挙げられる（図表 4）。

図表 4：オーストリアの主要銀行の総資産と当期純利益（2017 年 12 月末）

銀行名	形態	総資産（億ユーロ）	当期純利益（百万ユーロ）
1 エアステ・グループ・バンク	貯蓄銀行	2,207	1,668
2 ライファイゼン・バンク・インターナショナル	ライファイゼンバンク	1,351	1,246
3 オーストリア銀行	株式銀行	1,021	673
4 オーストリア労働・経済・郵便貯蓄銀行	株式銀行	461	467
5 ライファイゼン州銀行・オーバーエスターライヒ	ライファイゼンバンク	403	492
6 ライファイゼン州銀行・ニーダーエスターライヒ＝ウィーン	ライファイゼンバンク	257	559
7 オーバー銀行	株式銀行	208	201
8 ライファイゼン州銀行・シュタイアーマルク	ライファイゼンバンク	147	298
9 ヒポ・ノイエ・グループ	株式銀行	144	31

（注）オーストリア銀行は、2005 年 11 月からイタリアのウニクレディト（Unicredit）グループ傘下に入った
（出所）Raiffeisenlandesbank Niederösterreich-Wien AG “Company Presentation”(2018 年 1 月)をもとに作成
http://www.raiffeisenbank.at/eBusiness/services/resources/media/1015018521967-902421112535352750-1246818393902441242-1-30-NA.pdf

このうちオーストリア銀行（BA）は、他行との合併を通じてオーストリア最大手の株式銀行になった。同行は、ツェントラル貯蓄・商業銀行（Zentral Sparkasse und Kommerzialbank）とオーストリア・レンダー銀行（Österreichische Länderbank）の合併によって 1991 年に設立され、1997 年にクレディットアンシュタルト銀行（Creditanstalt, CA）の株式を取得した。2000 年にドイツのヒポフェラインス銀行（HypoVereinsbank AG, HVB）に買収され、更に 2005 年 11 月に HVB がイタリアの大手銀行ウニクレディト（Unicredito Italiano S.p.A.）に買

収されたため、現在はウニクレディト・グループ傘下にある（株式の99.996％をウニクレディト銀行が保有）。総資産は 1,021 億ユーロである（2017 年 12 月末）[3]。

BAWAG P.S.K.は 2017 年 10 月にウィーン証券取引所に上場した株式銀行で、郵便局との提携により普通預金、定期預金等の預金商品と企業向け、個人向けのローンを提供しているほか、リテール部門以外にも不動産、プロジェクトファイナンス、リースなど多様な金融関連業務を行っている。総資産は 461 億ユーロである（2017 年 12 月末）[4]。

オーバー銀行は 1869 年に設立された、リンツ市（オーバーエスターライヒ州）に本店を持つオーバーエスターライヒ＝ザルツベルグ銀行（Bank für Ober - Österreich und Salzburg）を前身とする株式銀行で、総資産は 208 億ユーロである（2017 年 12 月末）[5]。

同行はオーストリア内の 2 地方銀行[6]と「3 銀行グループ」（3 Banken Group）を結成して互いに株式を持ち合っている。更に相乗効果を発揮するために 3 行は IT 業務、保険業務、投資信託業務等のための共同の子会社を有している。オーバー銀行はこのような協力関係を通じて、国内のみならず積極的にチェコ、スロバキア、ハンガリー等近隣諸国に展開している[7]。オーバー銀行の株式は 1980 年代半ばまでクレディトアンシュタルト銀行（CA）が過半数を保有していたが、1986 年にウィーン証券取引所（Vienna Stock Exchange, Wiener Börse）に上場し、2018 年 12 月における時価総額は約 28.9 億ユーロである[8]。

ヒポ・ノイエ　グループ銀行(HYPO NOE Gruppe Bank AG)は、1888 年設立の Landes-Hypothekenanstalt für Niederösterreich が前身の、ニーダーエスターライヒ州が 100％出資する銀行であったが、2017 年 9 月に子会社の HYPO NOE Landesbank AG と合併して名称を HYPO NOE Landesbank für Niederösterreich und Wien AG に変更した。総資産は 144 億ユーロである(2017 年 12 月末)[9]。

---

3 オーストリア銀行（BA）ウェブサイト https://www.bankaustria.at/files/Investor_Fact_Sheet_EN.pdf

4 オーストリア労働・経済・郵便儲蓄銀行 Annual　Report2017
https://www.bawaggroup.com/linkableblob/BAWAGGROUP/413824/f31fd1917cb93d5bc4e46d0da0095f78/consolidated-annual-report-2017-data.pdf

5 Oberbank Annual Report 2017
https://www.oberbank.at/documents/20195/559187/irglobal_k_gb17.pdf/df66f1fc-2aed-4c3a-b749-0e3c08629f4d
https://www.oberbank.com/documents/20732/412157/ir_k_gb16_eng/23271fa9-1514-4701-bc71-16a07afae5b0

6 チロル州及びフォアアールベルク州を地盤とする地方銀行のチロル＝フォアアールベルク銀行（Bank für Tirol und Vorarlberg Aktiengesellschaft,BTV）と、ケルンテン州を地盤とする地方銀行のケルンテン銀行（BKS Bank AG 、旧名 Bank für Kärnten AG）。

7 オーバー銀行 “ Historical Summary”、“The 3 Banken Group”
http://www.oberbank.at/OBK_webp/OBK/oberbank_at/English/About_us/Investment_Portfolio/3_Banken_Group/index.jsp

8 ウィーン証券取引所ウェブサイト http://en.wienerborse.at/quote/?ISIN=AT0000625108&TYPE=AUC
（閲覧日：2018 年 12 月 17 日）

9 HYPO NOE Investor presentation2017
https://www.hyponoe.at/Media/Praesentationen/HYPO_NOE_IR_Presentation_exkl_Backup_2018-03_FINAL.pdf?ext=.pdf、JPX ウェブサイト 等

またプライベート・バンクには、Schoellerbank や Bankhaus Spangler 等がある。前者は創業が 1833 年、後者は 1855 年といずれも歴史は古く、信用に裏付けされて深く根付いている。

(2) 貯蓄銀行（savings banks）

貯蓄銀行（savings banks, Sparkasse）は貯蓄預金口座で資金を集め、公共性の高い分野に融資を行う銀行である。

オーストリアの貯蓄銀行の歴史は 19 世紀初頭に遡る。18 世紀には多くの人々は財産を農産物の形で保有したり、タンス預金として保持したりしていたが、19 世紀に入り地主層や職人ギルドが影響力を喪失し、従来の共同体による安全保証が弱体化したことに伴い、将来の備えとしての貯蓄の習慣が一般化した。

貯蓄銀行の創設にはカトリック関係者が重要な役割を果たした。1819 年に神父ヨハン・バプティスト・ヴェーバー（Johann Baptist Weber）がドイツ及び英国の例をもとに、1 万グルデン（Gulden：現在の 14 万ユーロ相当）を出資してウィーン郊外の教区にオーストリアで最初の貯蓄銀行である第一オーストリア貯蓄銀行（First Austrian Savings Bank, Erste österreichische Spar-Casse）を設立し、中欧で第一号となる貯金通帳を発行した。

それ以降オーストリアの貯蓄銀行は第一オーストリア貯蓄銀行を中心に発展し、普仏戦争や第一次世界大戦に伴う貧困や社会混乱への対処に大きな役割を果たした。第二次大戦時にはドイツのオーストリア併合に伴ってオーストリアの貯蓄銀行はドイツの貯蓄銀行と合併され、ナチス・ドイツの戦費支出を強制された[10]。

戦後オーストリアが豊かな国になったことを反映して、貯蓄銀行は根拠法である 1979 年の貯蓄銀行法（Savings Banks Act, Sparkassengesetz）の制定によってユニバーサル・バンクとなった。近年は住宅地開発、地域プロジェクト、製造業や貿易会社への融資にまで業務を拡張している。1997 年に株式を公開し、中欧・南東欧（Central Europe and Southeastern Europe, CESEE）諸国への展開を始めた。

現在、7 つの地域協会（regional associations）の下にある貯蓄銀行（本店数 49、支店数 850：2017 年 12 月）が国全体を網羅し、354 万人が貯蓄銀行の顧客となっている[11]。

[10] Erste Bank “A History of Saving in Austria” https://www.sparkasse.at/erstebank-en/Private-Clients/Saving/A-History-of-Saving-in-Austria

[11] Erste bank and Sparkassen Fact Sheet https://www.sparkassenverband.at/content/dam/at/sparkassenverband/www_sparkassenverband_de/factsheet/factsheet-sparkassenverband-en.pdf

(3) フォルクスバンク（Volksbank credit cooperatives）

フォルクスバンク（Volksbank credit cooperatives, Volksbanken）は商業信用協同組合（commercial cooperative credit associations）をルーツとする金融機関で、伝統的に職人や中小企業、個人を主要な顧客とする。商業信用協同組合は 1850 年代から設立されていたが、組合間の流動性管理を行う中央機関が 1922 年に設立された[12]ことで、本格的に組織として編成された（図表 5）。

1974 年に中央機関のオーストリア・フォルクスバンク（Österreichische Volksbanken-AG, VBAG）は協同組合組織から株式会社組織（co-operative public limited company）に転換し、更に 1991 年に独自の商業銀行機能を持つようになり、中欧・南東欧（Central Europe and Southeastern Europe , CESEE）諸国[13]に対して国際展開を始めた。近年は業績の低迷から国際部門の売却、中央機関の解散等のリストラクチャリングを行っている。

[12] immigon portfolioabbau ag “History”
http://en.immigon.com/about-us/history

[13] ハンガリー、スロベニア、チェコ、クロアチア、ルーマニア、ボスニア・ヘルツゴビナ、セルビア・モンテネグロ、ウクライナ（いずれも国名は進出当時）。

図表５：フォルクスバンクの沿革

年	
1850年代～	フォルクスバンクの設立
1922	フォルクスバンク中央機関の設立
1930	オーストリア協同組合協会（Österreichischer Genossenschaftsverband）が設立
1974	中央機関が協同組合組織から株式会社組織に変更
1991	中央機関オーストリア・フォルクスバンク（VBAG）が商業銀行機能を獲得し、その後中東欧諸国へ進出を開始
1996	オーストリア協同組合協会とドイツ協同組合協会が協力関係を構築
	ドイツ協同組合協会の中央機関DZ銀行がオーストリア・フォルクスバンクの株式を25％取得
1997	国際業務部門としてVB-International GmbH設立（当初有限会社、1999年株式会社化し2000年フォルクスバンク・インターナショナル：VBI AGに改称）
2001	ウィーン首都州のプレゼンス強化のため、フォルクスバンク・ウィーン設立
2004	この年までに、グループとして中東欧11か国に進出
2008	VBAG、保有するKommunallredit Austria AGの株式を連邦政府に売却
2011	ロシア・ズベルバンクとフォルクスバンク・インターナショナルの売却に合意
	VBAG、不動産部門のVBAG Eurpolisを売却
2012	2月15日、フォルクスバンク・インターナショナルの売却完了
	2月27日、フォルクスバンクと連邦政府の間で、フォルクスバンクの安定化に関する持続的戦略につき合意。VBAGの資本を70％に減少させ、同時に政府と4.8億の資本増強につき合意
	8月12日、国内金融規制当局FMAが銀行法30条aに基づきフォルクスバンクの新しい組合を承認
	9月28日、欧州委員会、VBAGのリストラクチャリングに係る州の支援を承認
2014	VBAG、理事会において中央機関の分割移管を伴う組織再編を決定。VBAGの中央機関機能、個別フォルクスバンクへのサービス提供機能をフォルクスバンク・ウィーン・バーデン（現フォルクスバンク・ウィーン）に移管し、グループ共同の債務保証スキームからの脱退を決定（2015年上期）
2015	4月7日、ルーマニアの銀行バンカ・トランシルバニア（Banca Transilvania）に対するフォルクスバンク・ルーマニア（VBRO）の売却完了
	5月28日、VBAG株主総会においてVBAGの分割、整理会社への移管承認。中央機関機能については2014年の理事会決定通りフォルクスバンク・ウィーン・バーデンへ移管し、残余部分は「銀行再建及び破綻処理に関する連邦法」162条に基づき整理会社のimmigon portfolio agに移管されることが決定
	7月4日、VBAGの分割・移管実施 整理計画では、2017年末までに主要リスクアセットの除去を予定
2016	2016年末、顧客向け貸付残高は前年末の1,109百万ユーロから565百万ユーロに減少するなど、総資産残高も前年末の3,840百万ユーロから2,355百万ユーロにまで減少した。また、前年の資産移管等による金利収入、手数料収入の大幅減少により、2016年の当期損益は前年の196百万ユーロから△51百万ユーロと赤字に転落した。
2017	2017年末、フォルクスバンクの顧客向け貸付残高は19,768百万ユーロ、総資産残高は25,323百万ユーロへと回復した。同様に2017年の当期損益は61百万ユーロと黒字へと回復した。利息収入の増加、経費削減、貸倒引当金の戻りが要因。一方、immigon portfolio agは総資産残高は1,603百万ユーロへ資産圧縮が継続、当期損益は91百万ユーロへと黒字化した。

（出所）immigon portfolioabbau ag “History” 及び “Annual Report 2016”をもとに作成（閲覧日：2018 年 11 月 30 日）
http://en.immigon.com/m101/volksbank/m874_immig/en/individuelle_seite/geschaeftsberichte/geschaeftsjahr_16.jsp

(4) ライファイゼンバンク（Raiffeisen credit cooperatives）

ライファイゼンバンク（Raiffeisen credit cooperatives, Raiffeisenbanken）は、ドイツ発祥の農業協同組合運動をルーツとする協同組織金融機関であり、現在もリテール部門をサービスの中心とするものの、融資や預金に限らず幅広い金融サービスを提供する。

19 世紀に活動したドイツの地方名望家フリードリヒ・ヴィルヘルム・ライファイゼン（Friedrich Wilhelm Raiffeisen）の運動がオーストリアに伝播し、1886 年に国内初の農業協同組合金融機関であるライファイゼンバンクが設立された。1898 年にオーストリア・ライファイゼンバンク・グループ（Austrian Raiffeisen Banking Group）が結成されて組織体制が整備され、1927 年にはグループの中央機関「Genossenschaftliche Zentralbank」が設立された。この中央機関は 1989 年にライファイゼン中央銀行（Raiffeisen Zentralbank Österreich Aktiengesellschaft, RZB）と改称された。

2016 年 10 月、RZB とその 100%子会社で海外事業を担当するライファイゼンバンク・インターナショナル（Raffeisenbank International, RBI）の統合が決定され、2017 年 3 月に統合が実現し、RBI が存続会社となった。

グループとしてのライファイゼンバンクは、①各州・地方の個別ライファイゼンバンク（Raiffeisenbanks）とその支店、②地域内のライファイゼンバンクにより 100%所有されているライファイゼン州・地方銀行（Raiffeisen Regional Headquarters）、更に③中央機関である RBI の 3 層からなる。

なお、ライファイゼンの名を冠する協同組合は、酪農、貯蔵所、肉牛、豚、小規模ワイナリーなど金融以外の部門に多く見受けられるが、これらのライファイゼン系の協同組合はオーストリア・ライファイゼン連合会（Österreichischer Raiffeisenverband）に属する。各協同組合は、地方ごとに設けられている地方連合会（Revisionsverband）による監査を受けるが、ライファイゼンバンクの金融サービスを利用したり、RZB の出資を受けたりするという相互協力関係にある。

(5) 建築貸付組合（building and loan associations）

建築貸付組合（building and loan associations, Bausparkassen）は、個人向けに低利の住宅ローンを専門に提供する与信機関であり、主要リテール金融機関の傘下に、4 機関が存在する（2017 年 12 月末、図表 6）。建築貸付組合の特徴として、当該銀行への借主の預金額に対し 1.5～4.0%の補助金[14]を州政府が支払う（年あたり上限 1,200 ユーロ）点が挙

[14] この補助金は「state premium」（Staatliche Prämie）と呼ばれる。
AK Wien “Bausparen”
https://wien.arbeiterkammer.at/beratung/konsumentenschutz/geld/sparen/Bausparen.html

げられる。この補助金は資本投資課税の対象外となる。補助金率は毎年改訂され、2018 年の補助金率は前年同様 1.5%である。

図表 6：建築貸付組合一覧

名称	概要
Raiffeisen Bausparkasse	ライファイゼンバンクグループの住宅部門として、1961年に設立。国内に約180万人の顧客を有し、現在は住宅だけでなく教育・介護への融資も手掛ける
Wüstenrot Bausparkasse	金融グループであるWüstenrotに属する建築貸付組合で、1925年設立
Bausparkasse der österreichischen Sparkassen（s Bausparkasse）	貯蓄銀行のエアステ・グループ・バンクに属する住宅（新規、建替）、教育、介護等に融資する与信機関。一人当たり18万ユーロを原則に貸付を行う
start bausparkasse	1929年に設立された建築貸付組合「Allgemeine Bausparkasse（ABV）」が2014年に改称。2016年12月にオーストリア労働・経済・郵便貯金銀行が買収した

（出所）Förderportal “Bausparvertrag – welche Banken bieten die besten Konditionen beim Bausparen?” 及び各行ウェブサイトをもとに作成（閲覧日 2018 年 11 月 30 日）

2. 監督官庁と指導体制

欧州諸国の金融規制、監督制度を概観するにあたっては、各国別の規制のほか、地域機関である EU レベルの規制にも注意する必要がある。オーストリアにおいては、国内の金融機関根拠法のオーストリア銀行法（Austrian Banking Act、Bankwesengesetz, BWG）に加え、EU の資本要求規制（Capital Requirement Regulation, CRR）が重要な役割を果たしている。

BWG は「銀行」（与信機関：Credit institutions）と銀行には分類されない「金融機関」（financial institutions）の定義、許可（第 1 条）、欧州経済地域（European Economic Area, EEA）内での銀行設立及びサービス提供の自由（the freedom of establishment and the freedom to provide services within the EEA：第 9 条）等を規定し、CRR は最低資本やレバレッジ比率に関する量的規制、ディスクロージャー要求等を規定している。

また、行政的な銀行監督・規制の局面でも国内当局と EU 当局が権限を分有する。2008 年のリーマンショックを発端として欧州に波及した世界金融危機や、2009 年のギリシャ債務危機を端緒とする欧州債務危機を経て、EU では金融機関に対する規制監督の制度改革が行われた。欧州委員会（European Commission, EC）が発表した金融規制改革の全体的な構想を銀行同盟（Banking Union）といい、①単一監督メカニズム（Single Supervisory Mechanism, SSM）、②単一破綻処理メカニズム

（Single Resolution Mechanism, SRM）及び③預金保険制度（Deposit Guarantee Scheme, DGS）の 3 つが具体的な政策の柱として位置付けられる。

EU における銀行の規制監督体制は、2014 年 11 月 4 日から SSM へと移行した。これは、従来国内当局が行ってきた銀行監督権限を、EU 構成国の中央銀行が参加する欧州中央銀行（European Central Bank, ECB）に委譲するものである[15]。

SSM の下では、EU 全体の経済に及ぼす影響力が大きく重要度の高い金融機関（significant institutions）については ECB が直接監督し、重要度の低い金融機関（less significant institutions）については国内の独立行政機関であるオーストリア金融市場機構（Financial Market Authority, Finanzmarktaufsicht, FMA）が監督することとされた（図表 7）。但し、実務上は、FMA が中央銀行のオーストリア国立銀行（Österreichische Nationalbank, OeNB）と分担して監督業務を行う。

FMA は 2002 年 4 月 1 日に金融市場機構法（Act on the institution and organisation of the Financial Market Authority, FMABG）により設立された独立行政機関である。FMA は銀行のみならず保険会社、年金会社、証券会社の監督官庁でもあり、629 の与信機関、86 の保険会社、10 の年金会社、111 の投資会社及び投資サービスプロバイダー（investment firms, investment service providers）等を監督している（2017 年 12 月末）[16]。

銀行に対する営業許可の発出や取消については、銀行の重要性にかかわらず ECB と国内規制当局の両者が関与する「共通の手続き」（common procedures）が適用される。この手続きの下では、まず銀行免許の申請者は FMA に設立を申請する。それを受けて FMA は国内法に基づく審査を経て ECB に申請を上げ、ECB が FMA の決定と関連する EU 法や当該国内法に基づき審査を行い、許可を出すか否かを決定する[17]（図表 8）。なお、申請に対する決定結果は FMA により申請者に通知される。

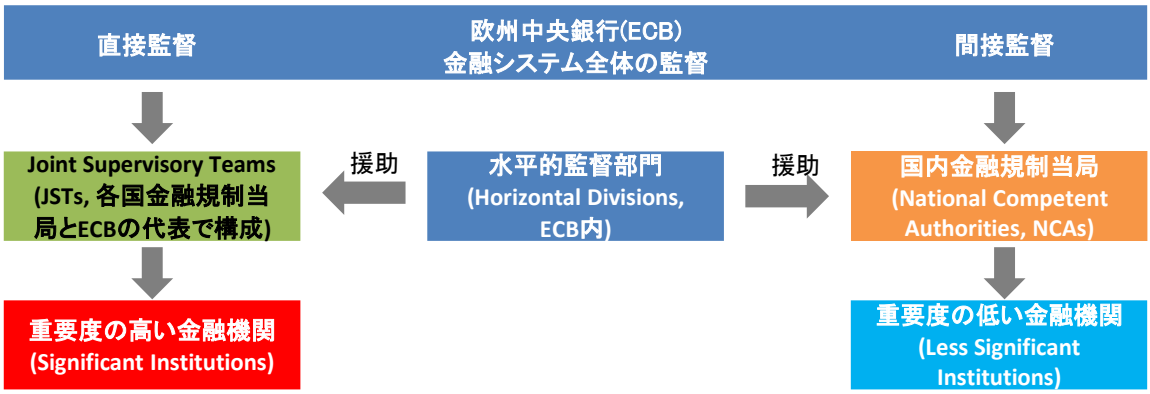
---

15 EUR-Lex（EU 法令に関する公式ウェブサイト）
“COUNCIL REGULATION （EU） No 1024/2013 of 15 October 2013 conferring specific tasks on the European Central Bank concerning policies relating to the prudential supervision of credit institutions”
http//eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32013R1024

16 FMA “Annual Report 2017” Supervised companies 2013-2017

17 EUR-Lex「SSM 枠組規則」
（REGULATION（EU）No 468/2014 OF THE EUROPEAN CENTRAL BANK of 16 April 2014 establishing Bank and national competent authorities and with national designated authorities （SSM Framework Regulation）） 第 73 条ほか
http//eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32014R0468

図表 7：銀行監督の体制



金融市場機構（FMA）“Annual Report of the Financial Market Authority”（2016）をもとに作成

図表 8：銀行設立における ECB・国内当局の共通手続

	管轄	作業内容
①	FMA（国内当局）	申請者より設立申請を受け、15営業日以内に申請内容をECBへ通知。
②	FMA（国内当局）	申請に不備があった場合、自ら、又はECBからの要請を受けて、申請者に追加情報の提供を要求。追加情報を15営業日以内にECBへ通知。
③	FMA（国内当局）	FMAは自国の国内法へのコンプライアンスの観点から申請内容を審査し、申請を拒否する場合はその旨をECBに通知する。 申請を承認する場合は、仮決定（draft authoriza t ion decision）を最長審査期間の到来する20営業日より前にECB及び申請者に通知する。 必要に応じて、仮決定に対し推薦（recommendation）や条件、制限を付してもよい。
④	ECB(欧州中央銀行)	申請内容について関連EU法へのコンプライアンスの観点から独自に審査。必要に応じて申請者に意見論述、異議申立の機会を与えたり、審査期間を延長することができる。
⑤	ECB(欧州中央銀行)	FMAの仮決定、自行の審査、申請者からの意見陳述をもとに申請承認の可否を決定。仮決定受領後10営業日以内に決定しない場合、仮決定が受け入れられたものと見なす。

（出所）SSM 枠組規則（SSM Framework Regulation）をもとに作成 （閲覧日：2018 年 11 月 30 日）
http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32014R0468&from=EN

(1) 重要度の高い金融機関に対する監督制度

EU 経済全体に及ぼす影響力の大きな銀行は重要性の高い金融機関（significant institutions）と位置付けられ、それに対しては欧州中央銀行（European Central Bank, ECB）が直接規制監督を行う。ECB は各国の金融規制当局スタッフと共同監督チーム（Joint Supervisory Teams, JSTs）を組織して、総資産額等の基準（図表 9）を満たす重要度の高い

金融機関（significant institutions）に対し資産の健全性に関する包括的評価等を行う[18]。

現在 ECB の直接監督下にある銀行グループは 118 である（2018 年 1 月 1 日）[19]。このうち、オーストリアの銀行は Raiffeisen Bank International AG 等 6 銀行グループが該当する（図表 9）。

図表 9：ECB の直接監督対象となる銀行と該当するオーストリアの銀行

要件	概要	該当する銀行（グループ）
規模	総資産300億ユーロ以上	・BAWAG Group AG ・Erste Group Bank AG ・Volksbank Wien AG ・Raiffeisenbankengruppe OÖ Verbund eGen ・Raiffeisen Bank international AG ・Sberbank Europe AG
経済的重要性	特定の1か国またはEU全体の経済にとって重要である	
事業の越境性	総資産が50億ユーロ以上、かつ2国以上のEU加盟国に対するクロスボーダー資産（或いは負債）の総資産（或いは総負債）に占める割合が20%超	
直接公的金融支援	欧州安定メカニズム(European Stability Mechanism)又は欧州金融安定ファシリティー（European Financial Stability Facility）からの援助を要求した、もしくは受けたことがある	

（注）「経済的重要性」は、ECB が各国の経済にとっての各行の①重要性②相互接続性③代替性、ならびに各行の④複雑性を判断して決定する。
（出所）ECB, 単一監督メカニズム（SSM）ウェブサイトをもとに作成 （閲覧日：2018 年 11 月 30 日）
https://www.bankingsupervision.europa.eu/banking/list/criteria/html/index.en.html

(2) 重要度の低い銀行に対する監督制度

図表 9 の基準を満たさない銀行は、業務の種類にかかわらずオーストリア金融市場機構（Financial Market Authority, Finanzmarktaufsicht, FMA）に監督されることがオーストリア銀行法（Austrian Banking Act, Bankwesengesetz, BWG）に規定されている。

組織構造は規制する業種ごとに分かれ、銀行に対する規制監督は FMA の「Banking Supervision」が管轄する[20]。

銀行の監督は、BWG 等に基づき FMA とオーストリア中央銀行（Österreichische Nationalbank, OeNB）とが協力して実施してきた。2008 年 1 月から、両者間の機能重複を避けるため、監督の内容を事実確認機能（fact-finding function：リスク評価）と意思決定機能（decision-making function）に分け、OeNB は前者を、FMA は後者を

[18] ECB は、図表 9 の基準を満たさない銀行に対しても、必要に応じて直接監督を行うことが可能である。
[19] ECB list of supervised entities
https://www.bankingsupervision.europa.eu/ecb/pub/pdf/ssm.list_of_supervised_entities_201802.en.pdf
[20] オーストリア金融市場機構（FMA） “Organisation Chart of the FMA”
https://www.fma-li.li/en/fma/organization/organizational-chart.html

担当することとなった（図表 10）。すなわち銀行の実地検査は OeNB が担当し、FMA は独立行政機関として、銀行を含む金融全体を統括する監督機能を保有する。

図表 10：銀行規制における FMA と OeNB の分業体制

	実地検査 （On-Site inspection）	オフサイトモニタリング (Off-site analysis)	報告 (Reporting)	行政手続き (Administrative procedures)
新制度 （2008年1月～）	OeNB	OeNB	OeNB	FMA
旧制度	FMA/OeNB	FMA/OeNB	OeNB	FMA

（出所）OeNB "BANKING SUPERVISION IN AUSTRIA"（2009）(閲覧日：2018 年 11 月 30 日)

但し、上のような分業体制が構築された以降も FMA と OeNB は密に連携を取っている。例えば 2010 年、両機関は銀行の外貨借入や中欧・南東欧（Central Europe and Southeastern Europe, CESEE）諸国における営業に関して、共同のガイドラインを発出した[21]。

更に、連邦財務省（Federal Ministry of Finance, Bundesministerium für Finanzen, BMF）は銀行に対する追加の検査やアドホックの検査を要請できる。また、連邦財務大臣は総資産 10 億ユーロ以上の銀行に対して、正副 2 名のコミッショナー（state commissioner）を任命する。コミッショナーは監査役会等、当該金融機関の内部監査にかかわる会合に出席し、そこでの決議に対する拒否権を持つ（BWG 第 76 条）。更に、銀行内の文書や情報メディアの検査権を持ち、資産の健全性等に関する情報を FMA に報告する[22]。

2011 年、欧州資本規制指令Ⅲ（European Capital Requirements Directive Ⅲ, CRDⅢ）の改定に伴い、国内法の改定が実施された。同指令の導入によって、FMA と欧州銀行監督機構（European Banking Authority, EBA）との間の円滑な協力関係を確保するためにオーストリア銀行法を新しい欧州の監督構造に適合させることに加え、取引や証券化に応じた資本増強の必要額を特定することが要求されることとなった。また、資金洗浄（マネーロンダリング）が疑われる場合における FMA の調査権限が BWG において追加的に規定されることとなった。

EU のマクロ健全性規制や EU 経済全体への重大なリスク（システミックリスク）軽減を任務とする欧州システミックリスク委員会（European Systemic Risk Board, ESRB）の勧告を受け[23]、2014 年にマクロ健全性の分野における関係機関の協力関係の強化と、金融市場の安

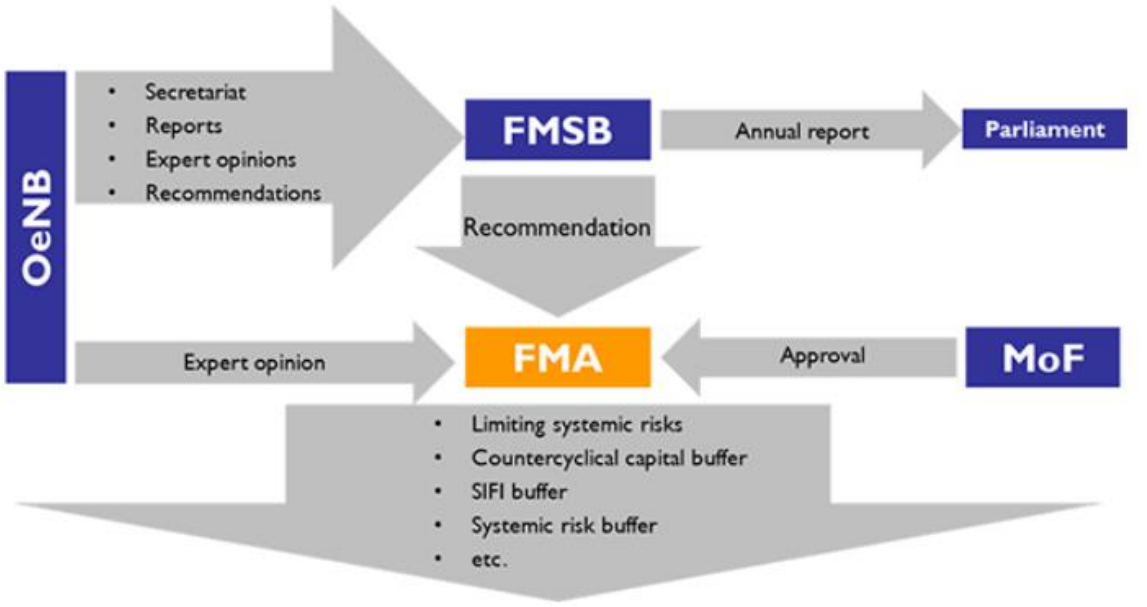
[21] オーストリア国立銀行（OeNB） “Facts on Austria and its Banks”（2016 年 10 月）及び 2016 年 11 月の FMA, OeNB へのヒアリングに基づく。
[22] オーストリア国立銀行（OeNB）”Banking Supervision in Austria”（2009 年）
[23] 2016 年 11 月の FMA, OeNB へのヒアリングに基づく。

定化促進のため独立行政機関の金融市場安定性委員会（Financial Market Stability Board, Finanzmarktstabilitätsgremium, FMSB）が発足した。

FMSB は BMF、独立行政機関の財務アドバイザリー評議会（Fiscal Advisory Council, Fiskalrat）、FMA、OeNB、学識者の代表者からなる会合を開催する[24]。FMSB 自体に行政上の決定権限は無いが、金融規制に関する機関の議論を行い、銀行に対するマクロ経済的な側面からの勧告を行う役割を持つ。

このように、金融危機後のオーストリアでは EU 全体の金融規制体制との整合や、金融システム全体の規制と各機関への規制を所管する国内当局との連携を強化している[25]（図表 11）。

図表 11：国内当局の連携体制



（出所）FMSG “Institutional framwork”（閲覧日：2018 年 11 月 30 日）
https://www.fmsg.at/en/macroprudential-supervision/institutional-framework.html

FMSB はマクロプルーデンスの観点からシステミックリスクを軽減するために FMA に対して資本バッファーについて勧告を行うことができる（Systemic Risk Buffer（SyRB）、Countercyclical Capital Buffer、Capital Buffer for Global Systemically Important Institutions (G-SII)、Capital Buffer for Other Systemically Important Institutions (O-SII)等）。

[24] オーストリア金融市場機構（FMA） “Financial Market Stability Board”
https//www.fma.gv.at/en/about-the-fma/responsibilities/financial-market-stability-board.html
[25] 2016 年 11 月の FMA, OeNB へのヒアリングに基づく。

2018 年 7 月時点では SyRB として 13 行、O-SII バッファーとして 14 行に対して資本バッファー積み増しを勧告している。

なお 2016 年 5 月の大統領選挙において左派である「緑の党」（Die Grünen）のアレクサンダー・ファン・デア・ベレン候補（Alexander Van der Bellen）が、極右政党の「オーストリア自由党」（Freedom Party of Austria、Freiheitliche Partei Österreichs, FPÖ）のノルベルト・ホーファー（Norbert Hofer）候補に僅差で勝利したものの、憲法裁判所により開票手続の不備を理由に再選挙が命じられた。FPÖ のホーファー候補は EU 加盟に関する国民投票を実施すべきと発言するなど EU に懐疑的で、EU と歩調を合わせた銀行規制にも影響する恐れがあった。2016 年 12 月 4 日の大統領選の再選挙で、ベレン氏が再びホーファー氏を破り当選したことで、オーストリアの EU に対する動きは、ひとまず落ち着いた。ところが、2017 年 10 月 15 日の下院選挙では、中道右派の「国民党」が第 1 党となり、極右政党の「オーストリア自由党」が第 2 党に躍進、ケルン首相率いる「社会民主党」は第 3 党に転落した。これを受け、12 月 18 日「オーストリア国民党」のセバスティアン・クルツ党首が「オーストリア自由党」と連立政権を樹立、首相に就任した。クルツ新首相は、ＥＵとの連携を継続する方針を打ち出し、懸念されていたＥＵ加盟に関する国民投票の実施を否定した。

3. オーストリアの金融制度の特徴

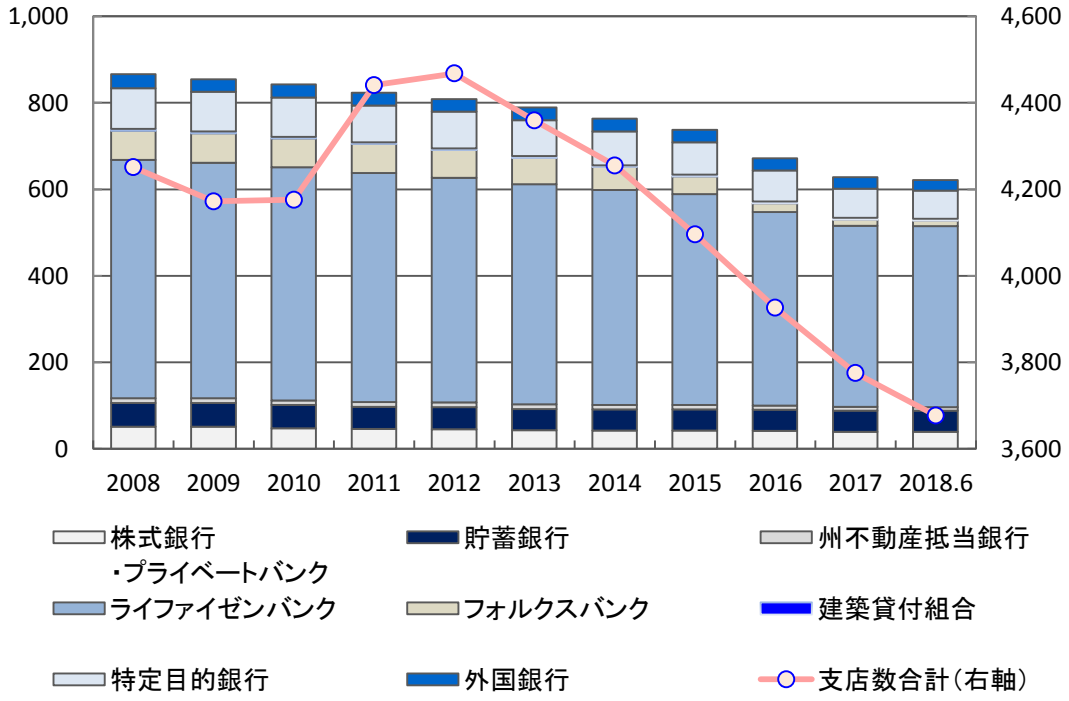
銀行全体を概観すると、地方を基盤とした中小の銀行が多く残されていることや、異種類の銀行が同種の金融サービスを提供しながら併存していることがオーストリアの金融制度の特徴であるといえる。一方で、近年は競争激化によって銀行の合併が進み、銀行数は緩やかではあるものの減少している。銀行本店数、支店数（外国銀行支店を含む）は 2011 年末の 824、4,441 から 2017 年末にはそれぞれ 628（196 行減）、3,775（666 支店減）へと減少した。

機関数で多くを占める、貯蓄銀行、フォルクスバンク、ライファイゼンバンクの本店数も同様に 648 行から 482 行へと 166 行減少している（3 業種合計、図表 12-1、12-2）。店舗のスリム化に伴い銀行セクターの従業員数も 2011 年対比 2017 年では 5,994 人（7.5%）減少している（図表 13-1、13-2）。

一方でユーロ圏諸国と比較すると、成人人口 10 万人あたりの銀行支店数は元々少ない部類に入るものの、10 年間でほぼ横ばい程度の減少に止まっている（図表 14）。過大な銀行数（over-banking）による競争の激化や収益獲得の難化は同国銀行セクターの課題であるとされる[26]。

[26] 同上

図表 12-1：オーストリアの銀行拠点数の推移



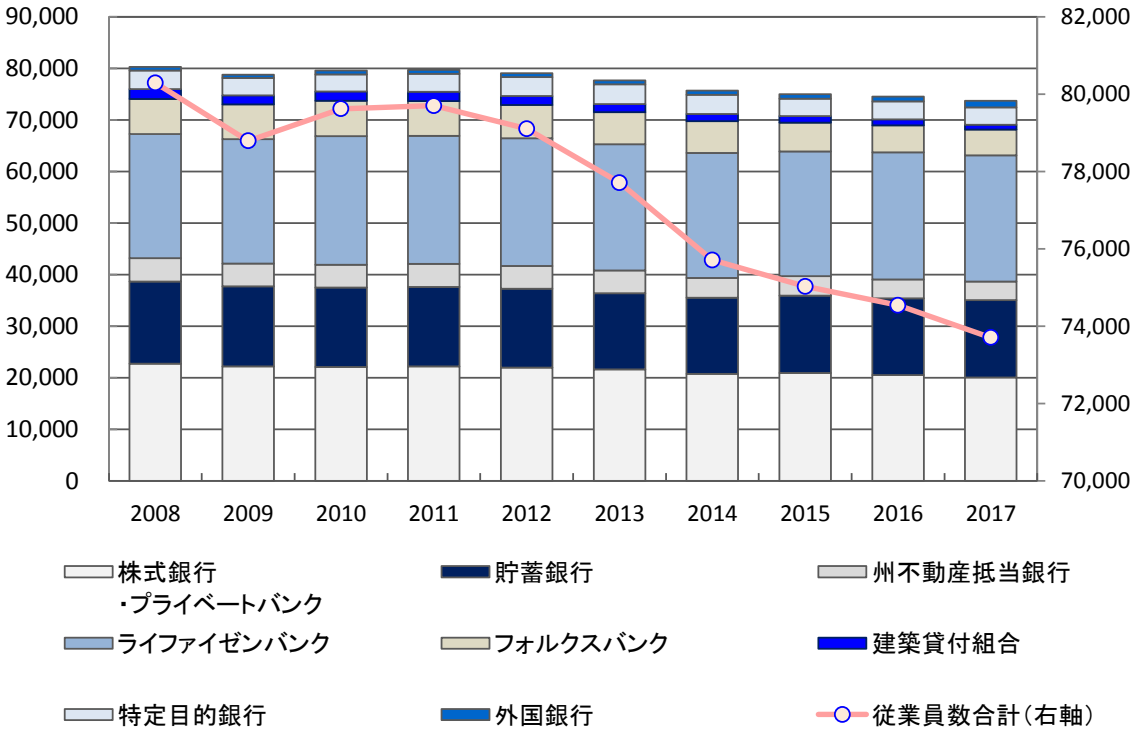
（注）棒グラフが本店数（左軸）、折れ線グラフが支店数の全業種合計を指す（右軸）
各年 12 月末 2018 年のみ 6 月末 （閲覧日：2018 年 11 月 30 日）
（出所）オーストリア国立銀行（OeNB）統計をもとに作成
https://www.oenb.at/isaweb/report.do?report=3.1.1
https://www.oenb.at/isaweb/report.do?report=3.1.2

図表 12-2：オーストリアの銀行拠点数の推移（詳細）

	株式銀行・プライベートバンク		ライファイゼンバンク		貯蓄銀行		フォルクスバンク		州不動産抵当銀行		建築貸付組合		特定目的銀行		外国銀行		合計	
	本店	支店	本店	支店	本店	支店	本店	支店	本店	支店	本店	支店	本店	支店	本店	支店	本店	支店
2011	46	1,039	530	1,680	51	989	67	471	11	159	4	87	85	11	30	4	824	4,441
2012	45	1,108	520	1,680	51	956	64	461	11	159	4	87	85	14	29	3	809	4,468
2013	43	1,087	509	1,646	49	922	61	449	11	157	4	81	83	14	30	3	790	4,359
2014	42	1,046	498	1,608	49	912	53	444	10	152	4	81	78	8	30	4	764	4,255
2015	42	982	488	1,544	49	900	41	431	10	146	4	81	75	8	29	4	738	4,096
2016	41	908	448	1,505	49	877	20	407	10	142	4	76	72	8	28	3	672	3,926
2017	39	871	419	1,458	49	866	14	350	9	141	4	73	68	8	26	8	628	3,775
2018.6	39	869	419	1,399	49	850	13	334	8	139	4	70	65	8	25	8	622	3,677
減少数(11-18)	7	170	111	281	2	139	54	137	3	20	0	17	20	3	5	-4	202	764

（注）各年 12 月末、2018 年のみ 6 月末 （閲覧日：2018 年 11 月 30 日）
（出所）オーストリア国立銀行（OeNB） 統計をもとに作成
https://www.oenb.at/en/Statistics/Standardized-Tables/Financial-Institutions.html

図表 13-1：従業員数の推移



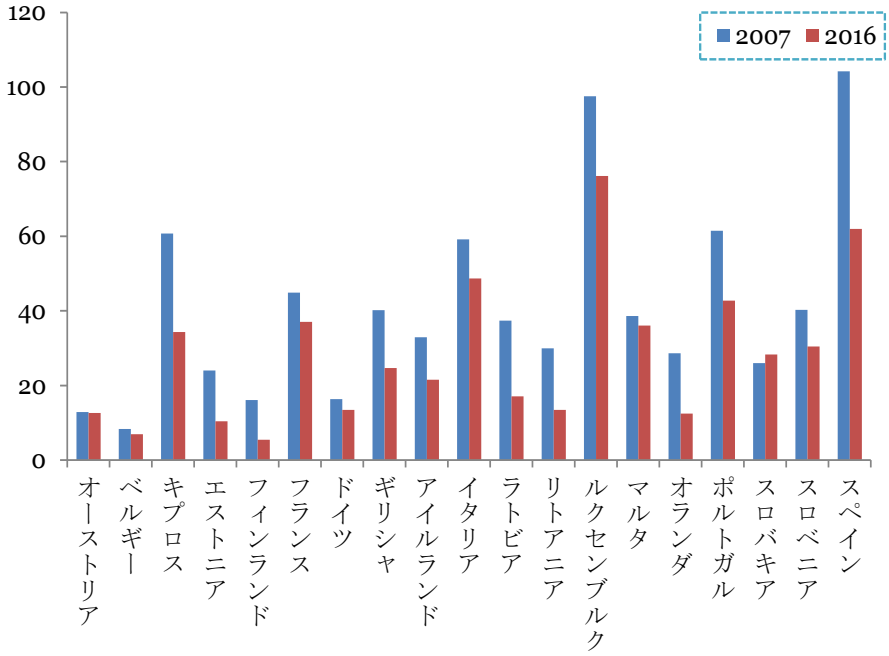
（注）各年 12 月末 （閲覧日：2018 年 11 月 30 日）
（出所）オーストリア国立銀行（OeNB） 統計をもとに作成

図表 13-2：従業員数の推移（詳細）

	株式銀行・プライベートバンク	ライファイゼンバンク	貯蓄銀行	フォルクスバンク	州不動産抵当銀行	建築貸付組合	特定目的銀行	外国銀行	合計
2011	22,209	15,452	4,477	24,786	6,741	1,813	3,472	756	79,706
2012	21,995	15,268	4,465	24,732	6,466	1,739	3,657	788	79,110
2013	21,638	14,784	4,423	24,464	6,248	1,548	3,810	797	77,712
2014	20,784	14,770	3,843	24,245	6,166	1,390	3,683	833	75,714
2015	20,982	14,985	3,791	24,155	5,562	1,299	3,400	860	75,034
2016	20,536	14,912	3,628	24,641	5,264	1,158	3,511	893	74,543
2017	20,057	15,046	3,573	24,503	4,968	960	3,367	1,238	73,712
減少数 (11-17)	-2,152	-406	-904	-283	-1,773	-853	-105	482	-5,994

（注）各年 12 月末 （閲覧日：2018 年 11 月 30 日）
（出所）オーストリア国立銀行（OeNB） 統計をもとに作成

図表 14：ユーロ圏諸国の人口 10 万人あたりの商業銀行支店数



（出所）世界銀行グループ“World Development Indicators”
http://wdi.worldbank.org/table/5.5

また、自治体等の補助や出資による金融機関が多いこと、連邦財務大臣による銀行へのコミッショナーの派遣制度が残されていること、金融危機時には国による資本注入や国有化が国内大手のヒポ・アルペ・アドリア銀行（Hypo Alpe-Adria–Bank International AG, HBInt）等の複数の銀行に行われたことから、中央政府・自治体による金融システムへの関与が欧州諸国の中でも強いと考えられる。

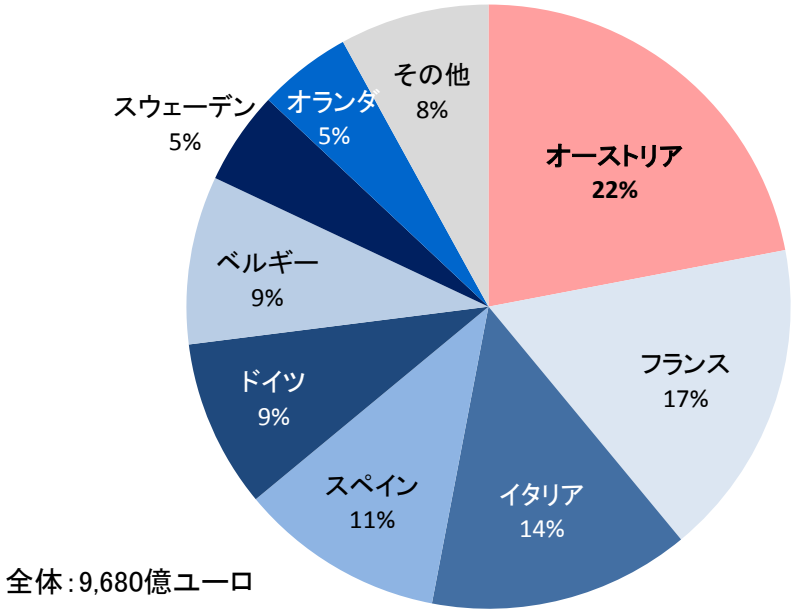
更に中欧・南東欧（Central Europe and Southeastern Europe, CESEE）諸国[27]が銀行の主要な進出先及び利益源となっていることが特徴である。2018 年 3 月末のオーストリアの銀行の対外総資産は約 3,260 億ユーロであったが、そのうち CESEE 諸国の割合は 2/3 にのぼった[28]。2016 年 10 月にオーストリア銀行(Unicredit 傘下)の CESEE 諸国所在子会社の資産が親会社のイタリア Unicredit S.p.A.に移管されたため、国別でオーストリアの銀行の対外総資産残高も約 5,000 億ユーロから 40%に相当する約 2,000 億ユーロが減少することになった。それでも、同地域におけるオーストリアの銀行全体のプレゼンスはなお高く、2018 年 3 月末の

[27] CESEE 諸国に該当する国は、チェコ・エストニア・ハンガリー・ラトビア・リトアニア・ポーランド・スロバキア・スロベニア・ブルガリア・ルーマニア・アルバニア・ボスニアヘルツェゴビナ・クロアチア・コソボ・マケドニア・モンテネグロ・セルビア・トルコ・CIS 諸国（アルメニア・アゼルバイジャン・ベラルーシ・ジョージア・カザフスタン・キルギス・モルドバ・ロシア・タジキスタン・トルクメニスタン・ウクライナ・ウズベキスタン）の 30 カ国である。

[28] オーストリア国立銀行（OeNB） “Facts on Austria and Its Banks”（2018 年 9 月）
https://www.oenb.at/en/Publications/Financial-Market/Facts-on-Austria-and-Its-Banks.html

CESEE 諸国におけるオーストリアの銀行の資産は EU15 ヵ国の銀行による同地域の総資産の 22%を占める（図表 15）。

図表 15：CESEE 地域に対するヨーロッパ諸国の国別エクポージャー（2018 年 3 月末）



（出所）オーストリア国立銀行（OeNB）“Facts on Austria and Its Banks”（2018 年 10 月）22 ページ
https://www.oenb.at/en/Publications/Financial-Market/Facts-on-Austria-and-Its-Banks.html

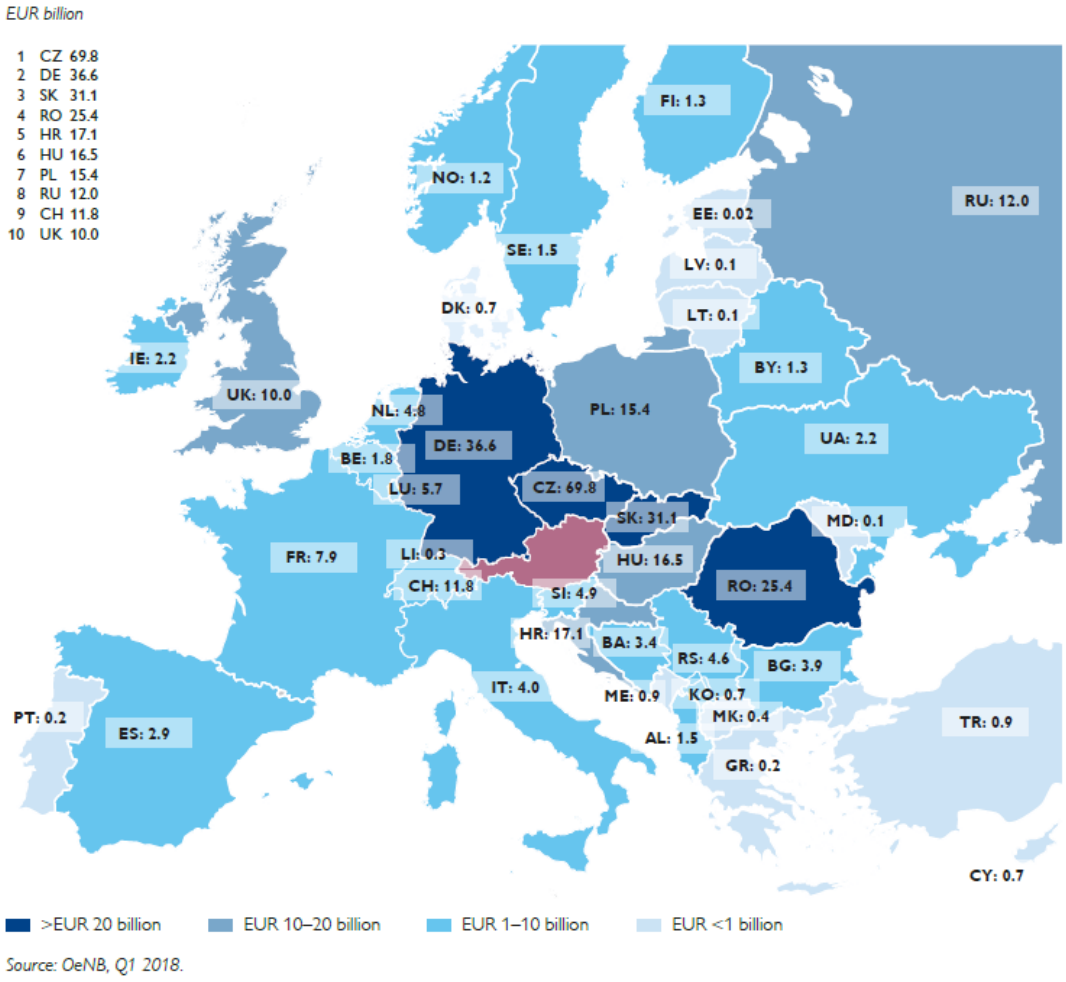
2012 年、オーストリア金融市場機構（Financial Market Authority, Finanzmarktaufsicht, FMA）とオーストリア国立銀行（Österreichische Nationalbank, OeNB）はオーストリアの銀行の資金調達に関する共同の手引きとして、「持続可能性パッケージ」（「国際的に活動するオーストリアの大銀行のビジネスモデルにおける持続可能性を強化するための監督の手引き」[29]）を発表した。具体的には、中長期的に資本ベースを改善させること、適切な再建・破綻処理計画を策定すること、海外子会社のバランスのとれた調達構造を実現すること、を目的としている。

その後、監督上の検証・評価プロセス（Supervisory Review and Evaluation Process, SREP）やマクロプルーデンス資本バッファーの導入により銀行の資本ベースは改善された。また、欧州での再建・破綻処理指令（Bank Recovery and Resolution Directive, BRRD）や単一破綻処理委員会（Single Resolution Board, SRB）の設立により再建・破綻処理計画は強化された。調達構造の改善については、過度な貸出を抑制するために地場貸出安定調達比率（Loan-to-Local Stable Funding Ratio,

[29] 英文名は Supervisory guidance on the strengthening of the sustainability of the business model of large internationally active Austrian banks, 通称「sustainability package」（オーストリア国立銀行（OeNB）“Facts on Austria and its Banks”（2017 年 10 月））

LLSFR）によるモニタリングが実施されている[30]。 この手引きにより CESEE 諸国で活動する銀行には、調達や再建計画においてより慎重なリスク管理が求められるようになったことで、同地域で活動するオーストリアの銀行支店の預貸比率は、2008 年の 117%から 2017 年 6 月には 80%にまで低下し、2018 年 6 月には同比率は 82%となった[31]。

図表 16：オーストリアの銀行の国別対外資産状況（2018 年 3 月末）



（出所）オーストリア国立銀行（OeNB） “Facts on Austria and Its Banks”（閲覧日：2018 年 11 月 30 日）
https://www.oenb.at/en/Publications/Financial-Market/Facts-on-Austria-and-Its-Banks.html

[30] オーストリア国立銀行（OeNB） Sastainability of large Austrian bank’s business models
https://www.oenb.at/en/financial-market/financial-stability/sustainability-of-large-austrian-banks-business-models.html

[31] オーストリア国立銀行（OeNB） “Facts on Austria and its Banks”（2018 年 9 月）） 23 ページ

4. 預金保険制度の枠組み

(1) 制度の概要

個人及び法人の預金は、オーストリア預金保険制度（Austrian Deposit Guarantee Scheme）によって保護される。付保限度額はリーマンショック後、預金保険に関する EU 指令を受けて 2008 年に 2 万ユーロから 10 万ユーロ（1 金融機関・1 預金者当たり元利合計）まで引き上げられた（銀行法第 103 条 h）。

預金保険制度は 1979 年に創設され、1994 年 5 月 30 日の預金保護制度（deposit protection schemes）に関する EU 指令（EU Directive 94/19）の実施に伴い 1996 年 8 月 22 日に銀行法（Austrian Banking Act：施行日 1996 年 8 月 1 日）が改正され、預金を受け入れる与信機関の属するそれぞれの銀行業界（trade association）は預金保険制度を構築しなければならなくなった（銀行法第 93 条）[32]。

現在、預金を受け入れる銀行の業態ごとに下記 5 つの預金保険機構が存在する[33]。

- Einlagensicherung der Banken und Bankiers GesmbH（Deposit Protection Company of the Austrian Commercial Banks）：商業銀行
- Sparkassen-Haftungs GmbH：貯蓄銀行
- Hypo-Haftungs-Gsellschaft m.b.H：抵当銀行
- Österreichische Raiffeisen-Einlangensicherung eGen：ライファイゼンバンク
- Volksbank Einlagensicherung eG ：フォルクスバンク

保険料の支払いは、加盟機関が破綻した際に保険料を徴収し預金者に支払を行う後払方式（ex-post system）を採用し、破綻発生前年の 12 月 31 日の付保総預金額に対する自行の付保預金額の比率により保険料を算定していた[34]が、2015 年から事前に保険料を積立てる前払（ex-ante）方式に変更された。

(2) EU レベルの預金保険制度と国内対応

現在、EU では銀行同盟の柱の一つとして統一的な預金保険制度（Deposit Guarantee Scheme, DGS）の整備が進められ、現在では 30 営業日以内とされている支払までの期間が漸進的に短縮され、2024 年まで

[32] Fransesco Pistelli “International Deposit Insurance Systems” (1999) http://fitd.it/en/activities/publications/essays.htm
[33] International Association of Deposit Insurers, Deposit Insurance Systems Worldwide http://www.iadi.org/en/deposit-insurance-systems/dis-worldwide/#2
[34] Fransesco Pistelli “International Deposit Insurance Systems” (1999) http://fitd.it/en/activities/publications/essays.htm

に 7 営業日以内になる予定である。

各国に DGS 制度の導入を求める EU の預金保険制度指令（Deposit Guarantee Scheme Directive, 2014/49/EU, DGSD）を受け、2015 年 8 月にその内容を包含した国内法の「預金保険制度及び投資家補償法」（Act on Deposit Guarantee Schemes and Investor Compensation, Einlagensicherungs-und Anlegerentschädigungsgesetz, ESAEG）が成立し施行された。

因みにライファイゼンバンク等に見られる、協同組合金融機関の倒産を防ぐためグループ内で相互に資金を援助する制度（機関保証制度：institutional protection schemes, IPS）[35]も ESEAG により預金保険と認められている[36]。

また、DGS の導入に向け、オーストリア金融市場機構（Financial Market Authority, Finanzmarktaufsicht, FMA）は 2015 年、預金保険のために事前に積立てるべき拠出額の算定式について承認した。同年の積立額合計は 8,600 万ユーロであった。DGS ファンドへの積立額は 2017 年末には 4 億 6,900 万ユーロまで増加した。2024 年に向けての目標金額は保険対象預金の 0.8%である 20 億ユーロとされている[37]。また 2019 年以降、現在 5 つある預金保険機構を統合し、1 つの機関が国内の預金保険を管轄する予定である[38]。

2015 年 11 月、欧州委員会（European Commission, EC）は単一の欧州預金保険制度（European Deposit Insurance Scheme, EDIS）に関するプロポーザルを発表した。EDIS は IPS を含む各国の預金保険の統合度を高めることを目的としており、構築は次の 3 段階で行われる予定である。

フェーズ①： 2017 年以降、各国の預金保険は自国の基金が尽きた場合にのみ、EDIS の管理する EU の預金保険基金（Deposit Insurance Fund, DIF）を利用可能（再保険）

フェーズ②： 2020 年以降は、自国の基金が尽きる前でも DIF から拠出が可能になる（共同保険）

フェーズ③： DIF が加盟国の対象預金をカバーする割合を高め、2024 年以降は各国の預金保険基金（IPS を含む）に代わって DIF が全対象預金を保障する（フル保険）。DIF の積立金額は総額 430 億ユーロと計算される。

EDIS に関する法律の施行と公布は 2016 年度第 4 四半期又は 2017 年度第 1 四半期以降を予定（当時）。

35 機関により名称は異なるものの、「相互保証制度」（cross guarantee scheme）や「機関保証制度」等と呼ばれることが多い。なお、ESEAG によって預金保険制度と見なされるのは、EU 指令（REGULATION (EU) No 575/2013）に基づく「機関保証制度」である。

36 ESAEG 第 7 条 1 項

37 オーストリア金融市場機構（FMA） “Facts and Figures, Trends and Strategies 2018” 57 ページ

38 オーストリア金融市場機構（FMA） “Annual Report of the Financial Market Authori ty”（2015）及び 2016 年 11 月の FMA, OeNB へのヒアリングに基づく。

オーストリア国立銀行（Österreichische Nationalbank, OeNB）は、預金保険の統一自体は歓迎されるべきとしながらも、統一的な破産法（insolvency law）が無いことに触れつつ、EDIS の構築のために必要な作業が数多く残っている点を指摘し[39]、また預金保険制度を後払方式から前払方式に変更したのは EU の制度との調和を優先したものであって、それまでの方式に問題があったとは考えていない、という見解を示した[40]。

EDIS については、ドイツ等が EDIS 構築後の自国から預金が流出することを懸念していた。これに対し 2017 年 10 月 11 日に欧州委員会は、概要以下の修正案を提示した。即ち、フェーズ③で DIF を各国の DGS に置き換えるという提案を取り下げるとともに、段階を 1) reinsurance と 2) coinsurance の二段階としてより漸進的に実施することとした。1)段階では、銀行が破たんした場合 EDIS から各国の DGS に対し流動性を供給し、1)から 2)への移行は、不良債権の削減が進捗した場合のみ行われることとした[41]。

5. 個人資産運用に関わる税制全体の中での預貯金税制

個人に対する利子・配当等所得に対しては、所得種類に応じ、一律の源泉分離課税が適用される（課税年度は、1 月 1 日から 12 月 31 日）。なお、キャピタル・ロスが発生した場合には、翌年以降への繰越し及び損益通算が可能であるが、前年に遡る繰戻しはできない。一方、その他の所得に対しては、累進課税が適用される（図表 17）。

[39] オーストリア国立銀行（OeNB） “Facts on Austria and its Banks”（2016 年 10 月）。なお、銀行破綻に伴う経済的損失を銀行預金者、株主等に求めるベイルイン（bail-in）を原則とする EU の制度に対しては、国による預金者への保障を失わせるものとして反発する論調も散見される。例として、GoldCore “Bank Deposits No Longer Guaranteed By Austrian Government”(2015 年 4 月 9 日)
http://www.zerohedge.com/news/2015-04-09/bank-deposits-no-longer-guaranteed-austrian-government

[40] 2016 年 11 月の FMA, OeNB へのヒアリングに基づく。

[41] http://europa.eu/rapid/press-release_MEMO-17-3722_en.htm

図表 17：オーストリアの個人所得税率（2017 年度）

給与・事業所得（資本投資以外）

課税所得額（ユーロ）	税率（%）
～11,000	0 (非課税)
11,000～18,000	25.0
18,000～31,000	35.0
31,000～60,000	42.0
60,000～90,000	48.0
90,000～1,000,000	50.0
1,000,000～	55.0

参考：2015年度

課税所得額（ユーロ）	税率（%）
～11,000	0 (非課税)
11,000～25,000	36.5
25,000～60,000	43.2
60,000～	50.0

資本投資による所得

所得種別	税率（%）
銀行預金利子	25.0
配当	27.5
債券利子	27.5
キャピタルゲイン	27.5
デリバティブから生じる所得	27.5

参考：2015年度

所得種別	税率（%）
銀行預金利子	（一律）25.0
配当	
債券利子	
キャピタルゲイン	
デリバティブから生じる所得	

（出所）KPMG ウェブサイト”Austria- income tax”をもとに作成
https://home.kpmg.com/xx/en/home/insights/2011/12/austria-income-tax.html
Ministry of Finance “The Tax Book 2018”
https://english.bmf.gv.at/services/publications/The_Tax_Book_2018_-_Web.pdf?6b2qzg

図表 18：オーストリアの税制改正

種別	2015年度	2016年度
所得税 （給与・事業所得）	累進課税の税率レンジ： 0%～50%	少額所得に対する税率引き下げ （例：課税所得1.1～1.8万ユーロの場合36.5%から25%に） 最高税率が55%に引き上げ （最短2020年まで。課税所得100万ユーロ以上）
資本投資課	一律25%	銀行預金利子を除き、27.5%に引き上げ
不動産の売却収入に対する課税	25%	30%に引き上げ
付加価値税（VAT） 軽減税率	VATの基準税率は20%で、軽減税率として10%と12%（ワイン）が存在	下記品目につき、軽減税率を13%に引き上げ ①2016年1月1日以降：ワイン、家畜、種子、芸術及び映画 ②2016年5月1日以降：文化的サービス （劇場、博物館、動物園等）及び宿泊 ※食品と医薬品、公共交通等については10%で据え置き

（出所）欧州委員会 “VAT Rates Applied in the Member States of the European Union” （閲覧日：2018 年 11 月 30 日）
https://ec.europa.eu/taxation_customs/sites/taxation/files/resources/documents/taxation/vat/how_vat_works/rates/vat_rates_en.pdf
Deloitte “Austrian reduced VAT rates 10% and 13% applying from 2016” （閲覧日：2018 年 11 月 30 日）
http://www.deloittetax.at/2016/01/07/austrian-reduced-vat-rates-10-and-13-applying-from-2016/#.WbZBVU-QxzM
オプティ「オーストリア VAT」をもとに作成

オーストリアの税金は徴収主体によって 3 種類に分かれ、そのうち連邦共同税（gemeinschaftliche Bundesabgabe）[42]が大宗を占め、残る連邦税と地方税（州税及び市町村税）のシェアはごく小さい。連邦共同税には所得税、法人税、酒税、自動車税等が含まれ、連邦政府により徴収されたのち連邦、州、市町村へ税種ごとに異なる比率で配分される。2017 年度における資本投資所得税（利子・配当収入等）の配分比率は連邦 60.4%、州 18.9%、市町村 11.6%であった[43]。

2015 年度から 2016 年度にかけて、オーストリアでは主要な税について税率の改正が行われた（図表 18）。具体的には事業・給与に対する所得税について少額の課税所得については最大 10%税率が引き下げられた。他方、100 万ユーロ以上の課税所得については税率が 50%から 55%に引き上げられ、銀行利子を除く資本投資に対する税率、不動産売却収入に係る税率が 25%からそれぞれ 27.5%、30%へと引き上げられた。付加価値税（value added tax, VAT）に係る一部品目の軽減税率についても、食品等を 10%で据え置きつつ、多くの費目で 13%へ引き上げられた。

この税制変更の背景には、政権与党による経済活性化を目的とした 50 億ユーロ規模の減税措置がある。2015 年 3 月、左派「オーストリア社会民主党（Social Democratic Party of Austria, Sozialdemokratische Partei Österreichs, SPÖ）」と中道右派「オーストリア国民党（Austrian People's Party, Österreichische Volkspartei, ÖVP）」からなる連立政権は上の措置について合意した。

[42] 訳語については、財団法人自治体国際化協会「オーストリアの地方自治」（2004）に拠った。
[43] オーストリア連邦財務省“Budget 2017 at a Glance”
https://english.bmf.gv.at/budget-economic-policy/Budget_2017_at_a_Glance.pdf?67rqew

第 3 章　郵便貯金の概要

オーストリアにおいて郵便貯金を提供している機関は、株式銀行のオーストリア労働・経済・郵便貯蓄銀行（Bank für Arbeit und Wirtschaft und Österreichische Postsparkasse AG, BAWAG P.S.K.）である。

1.　郵便貯金の設立目的・沿革概要

1882 年、英国の郵便貯蓄銀行に倣ってオーストリア郵便貯蓄銀行（Austrian Postal Savings Bank, Österreichische Postsparkasse, P.S.K.）を設立する法案が成立し、同行は翌 1883 年に業務を開始した。同行はオーストリア＝ハンガリー帝国の約 4,000 の郵便局で貯蓄サービスを提供したが、1919 年の第一次世界大戦終戦後、同帝国の消滅によって同行の活動範囲がオーストリア共和国内に限定されたことで郵便局数も約 2,000 局へと大きく減少した。

1926 年に P.S.K の法的地位は政府直轄の機関から、貿易省（Außenhandelsministerium）に付属する公企業（öffentliche Gesellschaft）に変更された。第二次世界大戦時、ナチス政権下のドイツが 1938 年にオーストリアを併合したことで P.S.K.は解体され、その資産は 1945 年までドイツ政府に移管された。

1945 年にドイツの降伏に伴いオーストリアが独立すると、P.S.K.は連邦財務省（Federal Ministry of Finance, Bundesministerium für Finanzen, BMF）傘下の金融機関としてサービスを再開した。

P.S.K.は同行の法的地位の再構成に関する 1969 年 11 月 26 日付連邦法（Bundesgesetz vom 26. November 1969 zur Neuordnung der Rechtsverhältnisse der Österreichischen Postsparkasse, Postsparkassengesetz 1969）の施行[44]により、戦前と同じく独立した公的法人のステータスを獲得した。

1990 年代後半からは民営化が進行した。1996 年構造改革法（Strukturanpassungsgesetz 1996）に基づき P.S.K.は 1997 年に株式会社（joint-stock company, Aktiengesellschaft）に転換し、同時に銀行としての免許を受けたことで個人向けローンの提供が許可された。同年、P.S.K.とオーストリア・ポスト（Austrian Post）との間で郵便局が金融サービスを提供し続けることについて合意が成立した。

一方、オーストリア労働・経済銀行（Bank für Arbeit und Wirtschaft AG, BAWAG）は、1922 年に首相のカール・レナー（Karl Renner）によりオーストリア労働銀行（Austrian Workers Bank, Arbeiterbank）として創設され、社会主義労働組合（Socialist trade unions）と消費者協会物資購入会社（Austrian consumer associations procurement company）

[44] 施行は 1970 年 1 月。

がそれぞれ 40%の株式を有していた。その後、ファシスト政権により 1934 年に廃止され、第二次世界大戦終了後の 1947 年に再び銀行が創設され、その後数十年に亘り、「普通の人の銀行」（bank for the ordinary man）として労働者や小規模個人業主に人気を博してきた。

1963 年に、銀行名を労働・経済銀行（Bank für Arbeit und Wirtschaft , Bank for Labour and Business, BAWAG）と変更し、社会民主党（Social Democratic Party）及び労働組合（unions）との緊密な関係を有してきた。オーストリア労働組合連合会（Austrian Trade Union Federation, ÖGB）が株式の 70%を保有し、残り 30%はコンサム小売協同組合チェーン（Konsum retail cooperative chain）が保有した。1995 年に株主のコンサム小売協同組合チェーンが破たんし、その株式をドイツのバイエルン州立銀行が購入し、その株式保有割合を 46%まで拡大したが、2004 年にその株式を ÖGB に売却し、ここに ÖGB が BAWAG の唯一の株主となった。

2000 年に BAWAG は政府から P.S.K.の株式の 74.82%を取得し、更に 2003 年 11 月には残りの 25.18%を取得した。

2005 年 10 月 1 日に P.S.K.と BAWAG の組織統合が実行され、現在のオーストリア労働・経済・郵便貯蓄銀行（Bank für Arbeit und Wirtschaft und Österreichische Postsparkasse AG, BAWAG P.S.K.）が成立した。しかし、2005 年 10 月の 4 億 2500 万ユーロの回収不能債権に関するレフコ（米国先物取引会社）事件（Refco scandal）に巻き込まれ、BAWAG P.S.K.は、破産状態に陥り、保守政権に救済されたことから、社会主義主導の組合と銀行との関係の将来に暗雲が漂うことになった。そこで、株主の ÖGB は、2006 年 3 月に全株式を放出することを決定し、2006 年 12 月に BAWAG P.S.K.の株式の殆どを米国の投資会社、サーベラス・キャピタル・マネジメント（Cerberus Capital Management, L.P.、サーベラス）に売却した。サーベラスは 2012 年 12 月に BAWAG P.S.K.が実施した増資に応じるとともに、同時に米国の投資会社であるゴールデン・ツリー（GoldenTree Asset Management L.P.）が株式の 39.46%（サーベラスは 51.78%）を保有するようになった。

BAWAG P.S.K.の持株会社 BAWAG Holding GMBH は 2017 年 8 月 BAWAG Group AG に名称変更し、2017 年 10 月 25 日、ウィーン証券取引所にて IPO により 48 億ユーロの資金調達を行なった。これはオーストリアで最大の金額であり、世界的にも 2017 年上位 10 社に入る金額であった。

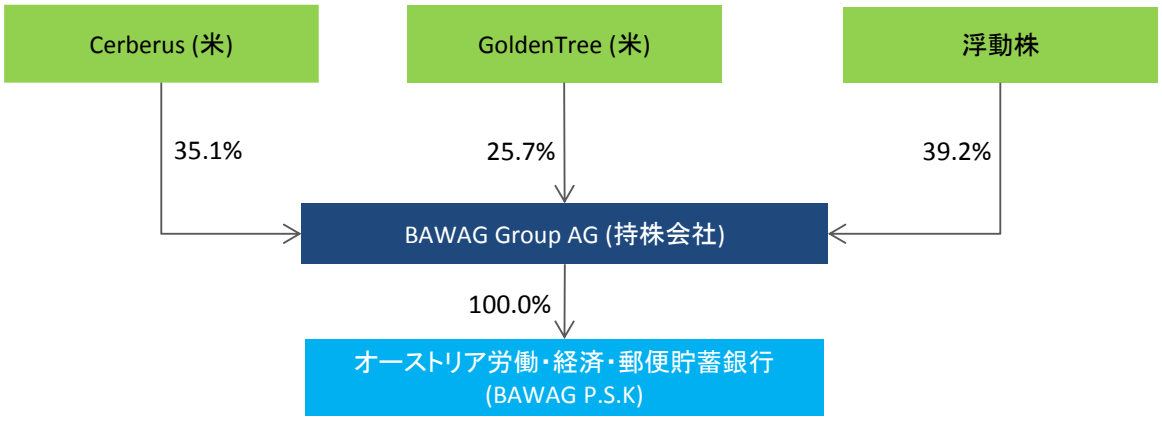
株式保有状況は図表 19、20 のとおりである。

2.　組織・経営形態

(1) 経営形態

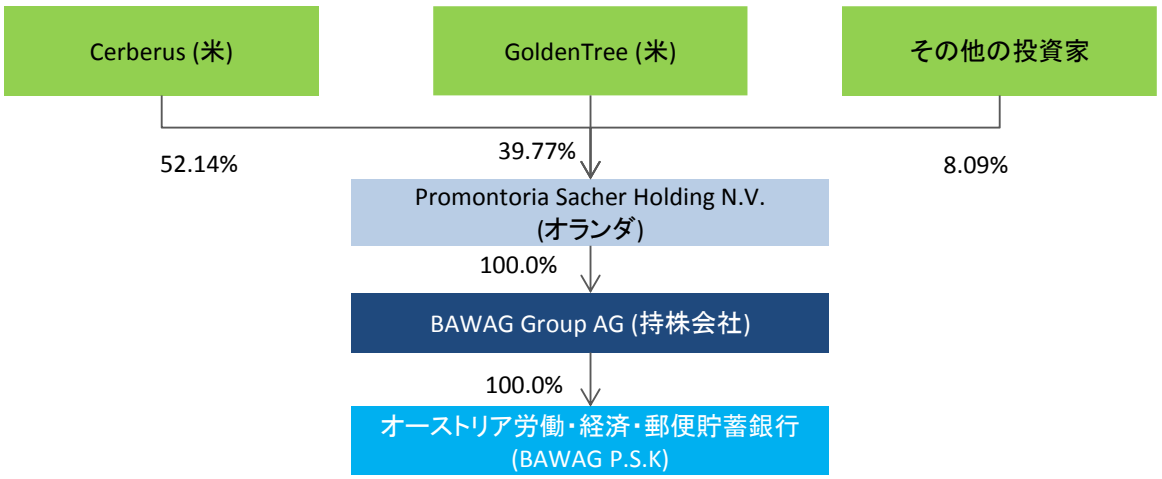
オーストリア労働・経済・郵便貯蓄銀行（Bank für Arbeit und Wirtschaft und Österreichische Postsparkasse AG, BAWAG P.S.K.）は、非上場の株式銀行であった。持株会社の BAWAG Holding GmbH が実質株式の 100%を保有していた（2016 年 12 月末）が、BAWAG Group AG が上場後図表 19 の通りサーベラスとゴールデン・ツリーが合計で全株式の 60.8%を保有し、実質的なオーナーとなっている。

図表 19：　BAWAG Group AG の株式保有構造（2017 年 10 月上場以降）



（出所）BAWAG Group AG “CONSOLIDATED ANNUAL REPORT 2017”をもとに作成

図表 20：　BAWAG Group AG.の株式保有構造（2017 年 10 月上場以前）



（出所）オーストリア労働・経済・郵便貯蓄銀行（BAWAG P.S.K.）“CONSOLIDATED ANNUAL REPORT 2016”をもとに作成

BAWAG P.S.K.は、オーストリア・ポストとの間で郵便局を通じた金融サービスの提供について提携（partnership）し、郵便局において同行のサービスを提供している。

オーストリア・ポストの取締役会メンバー4 人のうち、以前は 1 人同行の監査役を兼任していたが、現在はいない（閲覧日：2018 年 2 月 28 日）。

BAWAG P.S.K.の CEO は Anas Abuzaakouk 氏である。2012 年 BAWAG P.S.K.入行、2014 年からの CFO を経て 2017 年 3 月に同行の CEO に就任した[45]。同氏は 2017 年 3 月に BAWAG Group AG の CEO に、8 月には同グループの chairman に各々就任した[46]。2017 年 12 月 31 日現在、David O'Leary 氏が BAWAG P.S.K. Retail(セグメントの名称)の Head を務めている。同氏は 2017 年 4 月 BAWAG P.S.K.Holding GMBH の managing director を務め、8 月から BAWAG Group AG の managing board の 1 名である。

(2) 金融サービス提供の形態

オーストリア労働・経済・郵便貯蓄銀行（Bank für Arbeit und Wirtschaft und Österreichische Postsparkasse AG, BAWAG P.S.K.）の金融サービスは、オーストリア・ポスト（Austrian Post）と共同運営する形態の共同店舗（BAWAG PSK Branch and Post, BAWAG PSK Filiale und Post 又は bank branches）481 支店及び 2 郵便局（post office branches）で提供される。共同店舗の大半はオーストリア・ポストの保有又は賃借する物件であるが、一部は BAWAG P.S.K.が所有等する支店も含まれる[47]。

また、同行の提携するオーストリア・ポストでも国内 1,802 郵便局の全て（2017 年 12 月末。postal partner offices1,359 を含む）で銀行サービスを含む金融サービスが提供されている。

トピックス：フランチャイズ局での金融サービス

オーストリア・ポストは約 500 の直轄局のほか、街中の食品店、タバコ屋、市町村、ガソリンスタンド等の小売店に郵便局カウンターを設置した「postal partner offices」（フランチャイズ局）を展開する。1,306 のフランチャイズ局が存在し、遠隔地でも営業している（2014 年 12 月末）。直轄局及びフランチャイズ局で基本的な金融サービスを受けることができる。

[45] https://www.bawagpsk.com/linkableblob/BAWAGPSK/364262/fdf4b65a6f54dce0bdd9a8803b3c072e/20170309-anas-abuzaakouk-appointed-ceo-of-bawag-p-s-k---byron-haynes-to-retire-at-year-end-data.pdf#s earch=%27 BAWAG+P.S.K.++CEO%27

[46] Bawag Group AG annual report 2017

[47] 2016 年 11 月のオーストリア・ポストへのヒアリングに基づく。

フランチャイズ局は、オーストリア・ポストとフランチャイズ契約を結び、必要な研修を受けてから郵便・銀行業務を受託することになる。フランチャイズ局に支払われる手数料は月額平均 2,000 ユーロ程度である。提供すべき最低限の郵便・金融サービスは契約上定められているが、金融サービスでは 1,000 ユーロまでの支払決済や、預金の受払に限定される。多額の送金や決済を行う場合や、コンサルティングサービスを受ける場合などは BAWAG P.S.K.との共同店舗等に行く必要がある。

フランチャイズ局の設置の背景には、オーストリア・ポストに課せられたユニバーサル・サービス提供義務（universal service obligation, USO）を遵守するという目的と、遠隔地の自治体が住民に対して郵便・金融サービスへのアクセスを提供したいという要請がある。

（2016 年 11 月のオーストリア・ポストへのヒアリング、同社アニュアルレポートに基づく）

BAWAG Group AG は、オーストリア国内において最大規模の支店ネットワークを持ち、個人、中小企業あわせて約 250 万以上の顧客を有する（うち easybank ブランドの顧客は 90 万人以上）[48]。フルタイム従業員数は 4,079 人である（2017 年 12 月末）。

こうしたオーストリア・ポストとの提携関係の強化は、2010 年に両社の共同戦略として発表された。これは 2012 年末までにフィナンシャル・アドバイザーを配置することで顧客に本格的な金融サービスを提供できる共同店舗（BAWAG PSK Branch and Post）を 500 店舗以上、その他日常的な金融・郵便サービスを提供する郵便局を 1,500 店舗以上とする内容のものであった。

共同店舗ではカウンターの色によって銀行窓口と郵便窓口を区別することになっており、赤色が銀行カウンター、黄色が郵便カウンターである。さらに有人窓口に加えて 24 時間受付のセルフサービスエリアを設け、預金残高の確認、送金、預け入れと引出しが可能である[49]。

また、対面サービスを行う店舗の他に各種銀行取引や振替伝票の取扱いが可能な約 1,500 のセルフサービス拠点がある。

[48] BAWAG Group AG“Annual Report 2017”

[49] オーストリア労働・経済・郵便貯蓄銀行（BAWAG P.S.K.）“Die BAWAG PSK und die Post starten mit neuem Filialkonzept in ganz Osterreich durch”（2010 年 10 月 13 日）
https://www.bawagpsk.com/BAWAGPSK/Ueber_uns/Presse/Pressearchiv/216788/post-kooperation.html、
オーストリア労働・経済・郵便貯蓄銀行（BAWAG P.S.K.）“Eroffnung der 400. gemeinsamen Filiale von BAWAG P.S.K. und Post”（2012 年 9 月 25 日）
https://www.bawagpsk.com/BAWAGPSK/Ueber_uns/Presse/PresseAktuell/206922/eroeffnung-400--filiale.html
及び Post and Percel “Austrian Post and BAWAG P.S.K launch banking strategy”（2010 年 10 月 14 日）
http://postandparcel.info/34968/news/austrian-post-and-bawag-psk-launch-banking-strategy/

他にも、預金口座への預入ができる「預金端末」（deposit terminals）が 151 か所に整備されており、年間取引数は約 120 万件であった[50]（いずれも 2013 年 12 月末）。

オーストリア労働・経済・郵便貯蓄銀行は支店や各種端末といった物理的なチャネルに加え、パソコンやモバイル端末を活用したオンラインサービスも重視している。デジタルチャネルへのシフトは順調に進んでおり、2017 年 12 月は決済取引数の 86%がオンラインチャネルを通じて行われた（店頭チャネルは 14%）[51]。また、兄弟会社の easybank を通じてダイレクトバンキングサービスを提供している。

(3) 窓口取扱時間

店舗の窓口取扱時間は店舗によって様々であるが、平日 08:00～18:00 のものが比較的多い[52]。中央郵便局等の中核支店は、郵便業務を中心に夜 22 時まで開いていたり、土日も営業していたりと、取扱時間が長い。また、店舗に設置されているセルフサービス端末は年中無休・24 時間利用可能である[53]。

3. 主な業務内容

(1) 預金業務概要

オーストリア労働・経済・郵便貯蓄銀行（Bank für Arbeit und Wirtschaft und Österreichische Postsparkasse AG, BAWAG P.S.K.）が提供している預金商品は“KontoBox”と呼ばれており、「スモール」、「ミディアム」、「ラージ」、「X ラージ」という 4 つの基本的な商品が利用可能となっている。

同行の店舗では、預金商品がパッケージの形で取り扱われており、パッケージを店舗内のカウンターに持っていくと、口座を開設できる[54]。いずれの預金サービスにおいても預金金利は一律 0.0625%で、ATM やインターネット経由で口座へアクセス可能である。各商品の比較は図表 21 の通りである。

---

[50] オーストリア労働・経済・郵便貯蓄銀行（BAWAG P.S.K.）“Annual Report 2013” https://www.bawagpsk.com/BAWAGPSK/IR/EN/Financial-Results

[51] オーストリア労働・経済・郵便貯蓄銀行（BAWAG P.S.K.）“Annual Report 2017”, p32

[52] オーストリア労働・経済・郵便貯蓄銀行（BAWAG P.S.K.）ウェブサイトでウィーンの支店を検索した結果から推定した。

[53] 2016 年 11 月のオーストリア・ポストでの視察に基づく

[54] 2016 年 11 月の BAWAG P.S.K.とオーストリア・ポストの共同運営店舗での視察に基づく。

図表 21：オーストリア労働・経済・郵便貯蓄銀行の預金商品

	商品名			
	KontoBox Small	KontoBox Medium	KontoBox Large	KontoBox X Large
口座維持費（月/ユーロ）	4.9	6.9	9.9	12.9
借入金利（%）	12.0%	8.5%	7.0%	7.0%
預金金利（%）	0.0625%			
口座カード	含まれる			
電子決済	含まれる			
クレジットカード	含まれない	含まれる	含まれる（ゴールドカード）	含まれる（ゴールドカード 2枚まで）
記帳手数料（ユーロ）	月1回まで無料（以降1回につき 0.39）	月5回まで無料（以降1回につき 0.39）	回数限度なく無料	
追加サービス	DANKESCHÖN*			

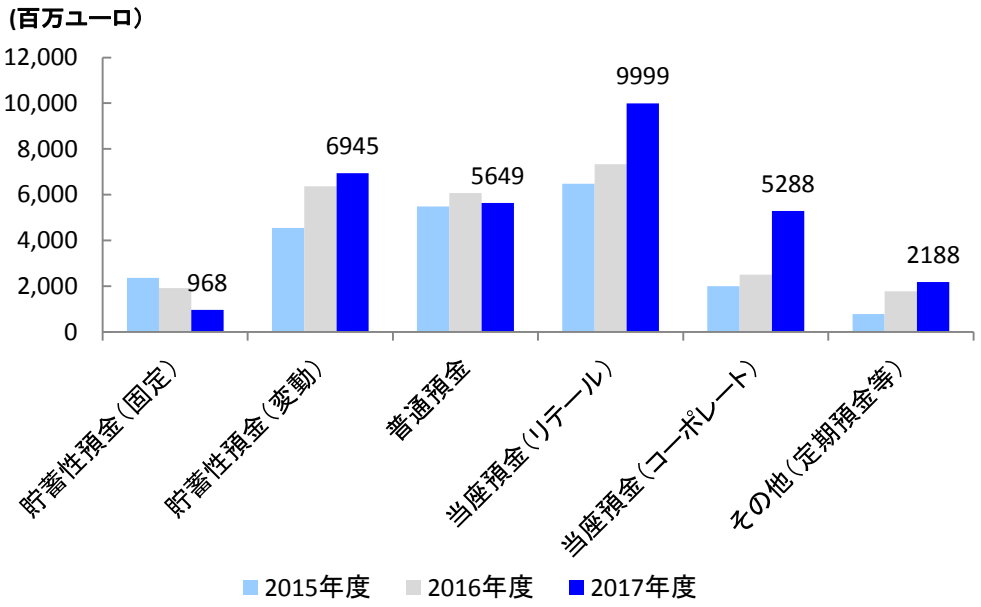
（注） 「DANKESCHÖN」とは、「THANKYOU Loyalty Program」（DANKESCHÖN Loyalitätsprogramm）という、同行のクレジットカード・デビットカード支払額の一定割合をポイントとしてキャッシュバックするキャンペーンに基づく特典である

（出所） オーストリア労働・経済・郵便貯蓄銀行（BAWAG P.S.K.）ウェブサイトをもとに作成
(閲覧日：2018 年 11 月 30 日)

この他にもオンラインのみの口座（Einfach Online Konto）、14 歳から 19 歳までの未成年顧客向けの商品（B4-19 KontoBox）や、学生向け（27 歳以下）の商品も提供されている。また、ビジネス向けには顧客タイプ別に「ビジネススマート」「ビジネスエクストラ」「ビジネスエコノミック」「X ラージビジネス」の 4 つの商品展開がなされている。

2017 年はリテールとコーポレートの当座預金残高が大きく増加したことを主因に、同年 12 月末の預金残高は前年末対比 50 億ユーロ（19%）増の 310 億ユーロとなった（図表 22）。

図表 22：BAWAG P.S.K.の預金残高内訳



（出所） オーストリア労働・経済・郵便貯蓄銀行（BAWAG P.S.K.）
“Consolidated ANNUAL REPORT”をもとに作成

(2) 資金運用方法

オーストリア労働・経済・郵便貯蓄銀行（Bank für Arbeit und Wirtschaft und Österreichische Postsparkasse AG, BAWAG P.S.K.）は、特別な外部制約を受けることなく自行の裁量で資産を運用している。

BAWAG P.S.K.の資産構成においては貸出の比重が高く、461 億ユーロの総資産に対してその 67%に相当する 308 億ユーロが顧客への貸出である（図表 24、2017 年 12 月末）。

(3) 貸付業務概要

貸付業務においては、オーストリア国内の顧客がほとんどである。オーストリア労働・経済・郵便貯蓄銀行（Bank für Arbeit und Wirtschaft und Österreichische Postsparkasse AG, BAWAG P.S.K.）は、顧客が国内で事業開始のニーズや国際的活動の拡大のためのニーズに合致する幅広い商品を提供している。このほか、リテール向けに消費者ローンや住宅ローンの提供も行っている。

(4) 送金・決済業務概要

個人顧客に対してデビットカードやクレジットカードを提供しているほか、法人顧客に対して決済サービスを提供している。

(5) 国際業務概要

オーストリア労働・経済・郵便貯蓄銀行（Bank für Arbeit und Wirtschaft und Österreichische Postsparkasse AG, BAWAG P.S.K.）は海外におけるコーポレートバンキング、不動産事業を行っており、国際業務の成長を更に強化するべく 2014 年 10 月ロンドンに支店（BAWAG P.S.K. International）を新設した。フルタイム従業員数 22 人という小規模な支店であり、2017 年 12 月末の当期純利益は 1,570 万ユーロと全体の 3%程度であった[55] 。同行の海外の主要収益源は第一に西欧諸国、次いで北米であり、オーストリアの他のリテール金融機関が強みを持つ中欧・南東欧（Central Europe and Southeastern Europe, CESEE）諸国には注力していない。

(6) 付随業務概要

オーストリア労働・経済・郵便貯蓄銀行（Bank für Arbeit und Wirtschaft und Österreichische Postsparkasse AG, BAWAG P.S.K.）は銀行業以外に、リテール顧客向け保険商品、投資商品の販売や不動産業務、投資銀行業務等を手掛けている。保険事業については、ドイツの保険大手 Generali Group と共同出資する子会社 BAWAG P.S.K. Versicherung AG（BAWAG P.S.K.の株式持分は 25%）を通じて、オーストリア国内での保険の販売を手掛けている。

2014 年 10 月、同行はアセットマネジメント子会社の BAWAG P.S.K. INVEST の全株式をフランスのクレディ・アグリコル（Credit Agricole）とソシエテ・ジェネラル（Societe Generale S.A.）が共同出資する資産運用会社であるアムンディ（Amundi S.A.）に売却し、2015 年 2 月に同社と長期的なパートナー関係を締結した。

その背景として、同行が伝統的なリテール金融に重点的に取り組みながら、グローバルなアセットマネジメント会社であるアムンディとの提携でより顧客に求められる投資商品を自行の支店ネットワークにて提供したいとの方針が挙げられている。このようなファンド販路の拡大努力と資産アドバイザリー業務への注力の結果、2015 年の同行のファンド販売額は 12 億ユーロと、前年比で 4%成長した[56]。

また、2015 年 10 月に BAWAG P.S.K.はフォルクスバンク・グループのリース事業会社（VB Leasing Finanzierungsgesellschaft m.b.H）の買収を完了した。これによって同行のリース事業はリース資産 7.1 億ユーロとなり自動車リースでは国内第 3 位、11%の市場シェアを獲得する見込みであると発表された[57]。なお、2016 年、VB Leasing は BAWAG P.S.K.

[55] オーストリア労働・経済・郵便貯蓄銀行（BAWAG P.S.K.） “CONSOLIDATED ANNUAL REPORT 2017”
[56] オーストリア労働・経済・郵便貯蓄銀行（BAWAG P.S.K.） “CONSOLIDATED ANNUAL REPORT 2016”
[57] オーストリア労働・経済・郵便貯蓄銀行（BAWAG P.S.K.） “Sale of VB Leasing Finanzierungsgesellschaft m.b.H. to BAWAG P.S.K. Leasing GmbH by immigon portfolioabbau ag successfully closed”（2015 年 10 月 5 日）
https//www.bawagpsk.com/linkableblob/BAWAGPSK/298176/68e375d4eaf822d07480ecf65ad071d8/20151005-sale-of-vb-leasing-to-bawag-leasing-closed-data.pdf

Leasing と合併した[58]。2017 年には easygroup[59]の中で easyleasing として国内自動車リースで第 3 位の地位を維持している。

更に、2016 年 10 月に easybank が再生可能エネルギー供給事業を行う「Unsere Wasserkraft」社と共同で「easy green energy GmbH & Co」社を設立し、顧客ネットワークを通じた電力やガスの供給事業に参入した[60]。

4. 会計基準と財務諸表

オーストリア労働・経済・郵便貯蓄銀行（Bank für Arbeit und Wirtschaft und Österreichische Postsparkasse AG, BAWAG P.S.K.）は、国際会計基準（International Financial Reporting Standards, IFRS）に基づいて会計報告を行っている。

58 オーストリア労働・経済・郵便貯蓄銀行(BAWAG P.S.K) “CONSOLIDATED ANNUAL REPORT 2016”

59 easygroup は BAWAG GroupAG のセグメントの一つで、オーストリア初のダイレクトバンキンググループ。国内ダイレクトバンキングの easybank、国内自動車リースの easyleasing、国内クレジットカードの easypay 西欧の個人向け住宅貸付部門からなる。2017 年末時点の顧客数 90 万人以上、口座数 130 万超。

60 オーストリア労働・経済・郵便貯蓄銀行（BAWAG P.S.K.）” CONSOLIDATED INTERIM REPORT Q3 2015”及び e@sygreenenergy GmbH & Co 社ウェブサイト（https//www.easygreenenergy.at/）

図表 23：オーストリア労働・経済・郵便貯蓄銀行（BAWAG P.S.K.）の損益計算書

(million euro)	2016	2017	2018.6
Interset Income(*1)	1,026.1	1,083.1	576.4
Interset expense(*1)	297.2	299.8	171.7
Dividend income(*1)	3.3	8.0	6.0
Net interest income	732.2	791.3	410.7
Fee and commission income(*1)	276.3	303.6	189.0
Fee and commission expense(*1) ー ー 100.8 104.2 106.4	19.1	86.7	43.0
Net fee and commission income	192.9	216.9	146.0
Gains and losses on financial assets and liabilities	19.1	11.7	25.1
Other operating income and expenses	7.1	87.1	
Administrative expenses	405.4	491.7	254.9
Depreciation and amotization on tangible non-current assets	36.3	40.3	
Risk costs(*3)	42.7	61.8	20.7
Share of the profit or loss of associates accounted for using the equity met	8.0	4.1	2.1
Profit before tax	460.7	517.3	268.9
Income taxes 8.6 0.2 1.7 8.8 30.3	12.9	40.6	66.2
Profit after tax	273.6	466.7	202.7
Thereof attributable to non-controlling interests	0.2	0.1	0.0
Thereof attributable to owners of the parent	473.4	466.6	202.7

（注） 2018 年 6 月のみ HALF-YEAR FINANCIAL REPORT AS OF 30.6.2018 参照
（出所）オーストリア労働・経済・郵便貯蓄銀行（BAWAG P.S.K.）各年アニュアルレポートをもとに作成

図表 24：オーストリア労働・経済・郵便貯蓄銀行（BAWAG P.S.K.）の貸借対照表

(million euro)	2016	2017	2018.6
Assets			
Cash reserves	1,020	1,180	937
Financial assets designated at fair value through profit or loss	202	448	510
Available-for-sale financial assets(*1)	3,209	4,408	2,379
Held-to-maturity investments(*1)	2,353	2,274	
Finacial assets held for trading	652	458	
Loans and receivables	30,825	35,753	38,650
Customers	28,498	30,804	30,201
Securities	692	1,289	
Credit institutions	1,635	3,660	5,244
Hedging derivatives	677	517	440
Property, plant and equipment(*2)	53	103	224
Investment properties(*2)	3	120	
Goodwill(*3)	58	58	
Software and other intangible assets(*3)	128	157	
Tax assets for current taxes	10	12	19
Tax assets for deferred taxes	199	102	95
Associates recognized at equity	45	44	
Other assets	135	146	123
Total Assets	39,761	46,071	44,283
Liabilities			
Financial liabilities desiginated at fair value through profit or loss	1,115	726	948
Finaicial liabilities held for trading	617	345	295
Financial liabilities at amotized cost	32,994	39,894	37,831
Customers	26,030	30,947	29,817
Issued bonds, suborinated and supplementary capital	4,900	4,938	4,051
Credit institutions	2,064	4,009	3,963
Financial liabilities associated with transferred assets	300		
Valuation adjustment on interest rate risk hedged portfolios	223	116	130
Hedging derivatives	260	94	131
Provisions	404	450	417
Tax liabilities for current taxes	19	17	2
Tax liabilities for deferred taxes	21	5	10
Other obligations	683	814	617
Equity	3,125	3,610	3,902
Equity attributable to the owners of the parent(*4)	2,123	3,609	3,901
Non-controlling interests	2	1	1
Total Liabilities and equity	39,761	46,071	44,283

（注） 2018 年 6 月のみ HALF-YEAR FINANCIAL REPORT AS OF 30.6.2018 参照

（出所）オーストリア労働・経済・郵便貯蓄銀行（BAWAG P.S.K.）各年アニュアルレポートをもとに作成

第 4 章　金融セクターにおけるリテール金融機関の特徴

オーストリアにおける主要なリテール金融機関としては、①オーストリア労働・経済・郵便貯蓄銀行（Bank für Arbeit und Wirtschaft und Österreichische Postsparkasse AG, BAWAG P.S.K.）、②貯蓄銀行（Savings Banks, Sparkassen）、③フォルクスバンク（Volksbank credit cooperatives, Volksbanken）、④ライファイゼンバンク（Raiffeisen credit cooperatives, Raiffeisenbanken）の 4 銀行（グループ）が挙げられる。

1.　オーストリア労働・経済・郵便貯蓄銀行

(1) オーストリア労働・経済・郵便貯蓄銀行の特徴

オーストリア労働・経済・郵便貯蓄銀行（Bank für Arbeit und Wirtschaft und Österreichische Postsparkasse AG, BAWAG P.S.K.）はオーストリア・ポスト（Austrian Post）との協働によって、金融サービスと手紙・小包等の郵便サービスを同時に提供することができる点が最大の特徴である。ウィーン首都州には約 90 支店、その他の州にも 5 つ以上の支店を展開し、国内を広くカバーしている[61]。

オーストリア・ポストと共同店舗を設置することにより、BAWAG P.S.K.は潜在的な顧客を引き付けることに成功している。2015 年は、年間のべ約 5,000 万人の顧客（non-banking customers）が銀行サービス以外のニーズで共同店舗を利用した[62]。

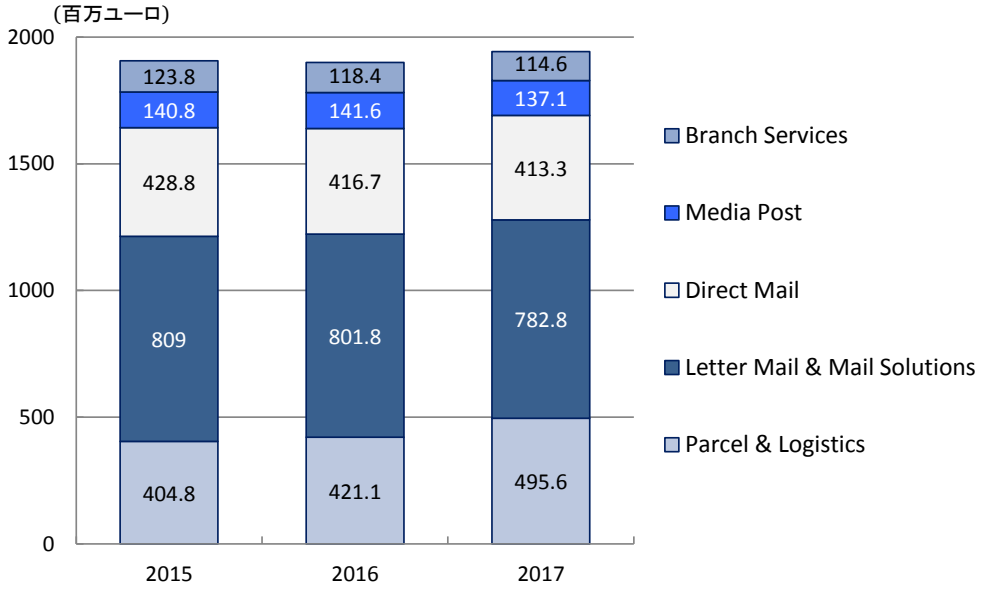
しかしながら、2018 年 2 月に 2010 年から続いたオーストリア・ポストとの提携の最終的な解消を公表した（2018 年 1 月に遡り有効）。これにより 2019 年末までにオーストリア・ポストの店舗での BAWAG P.S.K. による金融サービスの提供はなくなることとなる。パートナーシップを調印以来、モバイルやオンラインでの取引増加により店頭での取引は 60%減少していることや 2016 年より実施している店舗コストの最適化による戦略の見直しが背景にある。2017 年決算で提携契約解消に係るコストとして 95.2 百万ユーロに加え関連資産 8.6 百万ユーロを減損処理している。Moody's によると顧客離れによる収入減を十分に埋め合わせるコスト削減になるとの見解である[63]。今後は BAWAG P.S.K.保有の約 100 店舗でのサービス展開となる[64]。

一方、オーストリア・ポストでは 2015 年から 2017 年にかけての郵便局における店舗サービス（Branch Services：共同店舗の金融サービスを含む）収入は 1.24 億ユーロから 1.18 億ユーロ、さらに 1.15 億ユーロへ

61　2016 年 11 月の BAWAG P.S.K.へのヒアリングに基づく。
62　オーストリア労働・経済・郵便貯蓄銀行（BAWAG P.S.K.）" CONSOLIDATED ANNUAL REPORT 2015"
63　Moody's Investers Service Credit Opinion "BAWAG P.S.K."　（2018 年 7 月 4 日）
64　オーストリア労働・経済・郵便貯蓄銀行（BAWAG P.S.K.）"CONSOLIDATED ANNUAL REPORT 2017" 32、100、102 ページ https://www.bawaggroup.com/BAWAGGROUP/IR/EN/Financial-Results

と減少傾向にある[65]（図表 25）。しかしながら、BAWAG P.S.K.との提携解消後も金融サービス提供は不可欠なサービスとして継続していく方針であり、2018 年 9 月にはドイツの FinTech Group AG とのパートナーシップを発表した。当初は銀行ライセンスを保有し銀行サービスを提供する JV を設立するはずであったが、11 月に JV 設立の計画は取り下げられた。

図表 25：オーストリア・ポストの事業別収入



（出所）オーストリア・ポスト “ANNUAL REPORT 2017” 62、63、64 ページをもとに作成
https://www.post.at/en/footer_about_us_investor_relations_online_annual_report.php

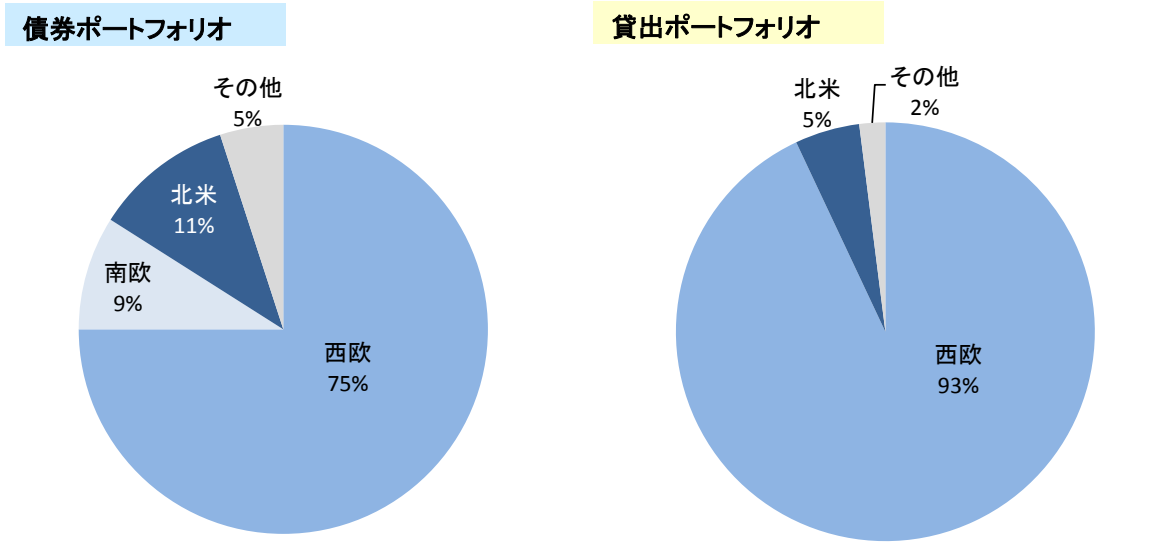
また他の主要なリテール金融機関と比べて、BAWAG P.S.K.は中欧・南東欧（Central Europe and Southeastern Europe, CESEE）諸国にほとんど注力していないことも特徴として挙げられる。現在約 250 万人の顧客の大半がオーストリア国内に集中している。これは他のオーストリアの主要行と異なる特徴で、BAWAG P.S.K.の CESEE 諸国の展開が遅かったため市場シェアが低く（2-3%程度）、競争上不利であることや同地域へのエクスポージャーのリスクが高いと認識したことが原因である[66]。

BAWAG P.S.K.の CEO である Byron Haynes 氏（当時）は 2015 年のインタビューにおいて、リスクの高い CESEE 諸国から撤退し、代わりに低リスクのドイツ、フランス、英国、米国等に注力すると述べた[67]。

[65] オーストリア・ポスト（Österreichische Post） “Annual Report 2017”
[66] 2016 年 11 月の BAWAG P.S.K. へのヒアリングに基づく。
[67] THE BANKER 誌 2015 年 12 月号掲載のインタビュー記事
“BAWAG P.S.K. strengthens its position as the leading multi-channel retail bank in Austria”

実際、同行のリテール金融部門に CESEE 諸国の資産は存在せず、同行全体の貸出、債券投資ポートフォリオにおける CESEE 諸国へのエクスポージャーは極めて低く（2016 年末時点で貸出 0%、債券投資 1%であったが 2017 年末にはその他へ包含）、貸出や債券投資の大半は自国を含む西欧諸国に集中している[68]（図表 26）。

図表 26：BAWAG. P.S.K の地域別エクスポージャー（2017 年 12 月末）



（出所）オーストリア労働・経済・郵便貯蓄銀行（BAWAG P.S.K.） “ANNUAL REPORT 2017” 181 ページをもとに作成

現在の BAWAG　P.S.K はデジタル化（digitalization）に積極的に取り組んでおり、 子会社を通じたダイレクトバンキングの提供にとどまらず、ビッグデータ活用など先端技術の導入にも熱心である。

BAWAG P.S.K.の顧客ロイヤリティは概して高く、25 年以上取引のある顧客が、全体の 19%を占める（15-25 年：22%、10-15 年：17%、5-10 年：18%、0-5 年：24%）[69]。

(2) 金融市場の中でのオーストリア労働・経済・郵便貯蓄銀行の競争力

オーストリア労働・経済・郵便貯蓄銀行（Bank für Arbeit und Wirtschaft und Österreichische Postsparkasse AG, BAWAG P.S.K.）は単体の銀行としてはリテール金融分野において高いプレゼンスを有する。

2016 年度の同行のリテール部門（BAWAG P.S.K. Retail と easygroup の合計）のコア収益（core revenues）は 6.2 億ユーロ（前年比 16.3%増）、

[68] オーストリア労働・経済・郵便貯蓄銀行（BAWAG P.S.K.） “CONSOLIDATED ANNUAL REPORT 2016”
[69] 2016 年 11 月の BAWAG P.S.K.へのヒアリングに基づく。

同部門の税引前利益は 2.6 億ユーロ（同 47.4%増）であり、それぞれ銀行全体のコア収益・税引前利益の 66.9%、55.5%を占めた。2017 年度の同部門コア収益は 7.3 億ユーロ（前年比 17.5%増）、税引前利益は 3.5 億ユーロ（同 37.1%増）であり、それぞれ銀行全体のコア収益・税引前利益の 72.2%、67.8%を占めた。

リテール部門の国内住宅ローン（mortgage loans）残高、消費者ローン（consumer loan）残高、顧客預金（customer deposit）残高は各々89.1 億ユーロ、46.4 億ユーロ、249.3 億ユーロである[70]。

銀行全体での業績も好調であり、2014 年度は他の主要なリテール金融機関 3 グループがいずれも当期純損失を計上する中で、3.3 億ユーロの当期純利益を計上した。2015 年度も同行の業績は堅調を維持し、2016 年度、BAWAG P.S.K.のコア収益（core revenues）[71]は 9.3 億ユーロ、税引前利益は 4.6 億ユーロで、それぞれ前年比 1.9%増、10.1%増であった。増益の理由としては営業費用（operating expenses）とリスク費用（risk costs）の削減が挙げられている。また、ROE 等の財務指標も多くが前年を上回った[72]。2017 年度もコア収益は 10.1 億ユーロ、税引前利益は 5.2 億ユーロで、それぞれ前年比 9.0%増、12.3%増となった。加えて ROE は 15.3%（2017 年目標>15%）、Cost-income ratio は 41.6%（同<43%）、CET1 ratio は 13.5%（同>12%）といずれも目標を達成している。

[70] オーストリア労働・経済・郵便貯蓄銀行（BAWAG P.S.K.） “CONSOLIDATED ANNUAL REPORT 2017”, https://www.bawaggroup.com/linkableblob/BAWAGGROUP/395404/600a46d2286d1cacbdd08254c860dce8/consolidated-annual-report-2016-data.pdf（閲覧日 2018 年 11 月 30 日）

[71] 資金利益（Net interest income）と手数料収益（Net fee and commission income）の計数。

[72] オーストリア労働・経済・郵便貯蓄銀行（BAWAG P.S.K.）” CONSOLIDATED ANNUAL REPORT 2016”

図表 27：BAWAG. P.S.K の事業別損益計算書と資産・負債（2017 年 12 月末）

(million euro)	BAWAG P.S.K. Retail	easygroup	Südwest-bank	DACH Corporates & Public Sector	International Business	Treasury Services & Markets	Corporate Center	Total
Net interset Income	398.3	150.4	5.6	70.6	129.1	49.4	-12.1	791.3
Net fee and commission income	158.1	21.0	3.0	39.1	0.4	0.0	-4.7	216.9
Core revenues	556.4	171.4	8.6	109.7	129.5	49.4	-16.8	1,008.2
Gains and losses on financial instruments	0.8	0.0	0.0	-10.9	-0.4	21.6	0.6	11.7
Other operating income and expenses	3.9	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	113.5	117.7
Operating income	561.1	171.7	8.6	98.8	129.1	71.0	97.3	1,137.6
Operating expences	-272.6	-40.8	-7.8	-48.8	-27.6	-16.3	-114.9	-528.8
Regulatory charges	-14.9	-2.7	-0.1	-	-	-	-16.1	-33.8
Total risk costs	-49.0	-2.0	-0.2	-8.0	-16.3	0.0	13.7	-61.8
Share of the profit or loss of associates accounted for using the equity method							4.1	4.1
Profit before tax	224.6	126.2	0.5	42.0	85.2	54.7	-15.9	517.3
Income taxes	-	-	-	-	-	-	-50.6	-50.6
Profit after tax	224.6	126.2	0.5	42.0	85.2	54.7	-66.5	466.7
Non-controlling interests	-	-	-	-	-	-	-0.1	-0.1
Net Profits	224.6	126.2	0.5	42.0	85.2	54.7	-66.6	466.6
Business volumes								
Assets	11,351	4,173	4,183	6,725	5,174	11,137	3,328	46,071
Liabilities	20,682	4,253	6,146	6,762	-	2,477	5,751	46,071
Risk-weighted assets	4,492	3,381	3,349	2,410	4,318	2,124	1,417	21,491

（出所）オーストリア労働・経済・郵便貯蓄銀行（BAWAG P.S.K.）“ANNUAL REPORT 2017”をもとに作成

図表 28：BAWAG. P.S.K の地域別コア収益（2017 年 12 月末）

(million euro)	BAWAG P.S.K. Retail	easygroup	Südwest-bank	DACH Corporates & Public Sector	International Business	Treasury Services & Markets	Corporate Center	Total
DACH	553.0	103.6	8.5	106.7	0.0	21.3	-16.5	776.6
thereof Austria	551.0	103.5	0.0	89.0	0.0	19.6	-23.4	739.7
thereof Germany	1.6	0.0	8.4	17.3	0.0	0.5	6.9	34.7
Western Europe	0.4	67.8	0.1	0.1	81.0	15.2	-0.2	164.4
thereof UK	0.1	27.3	0.0	0.1	36.3	6.4	0.0	70.2
thereof France	0.1	40.5	0.0	0.0	3.1	0.8	0.0	44.5
thereof Ireland	0.0	-	0.0	-	25.9	2.1	-	28.0
North America	0.2	0.0	0.0	0.3	39.8	2.8	0.0	43.1
thereof USA	0.2	0.0	0.0	0.3	37.2	2.8	0.0	40.5
Southern Europe	0.4	0.0	0.0	0.1	6.1	9.0	0.0	15.6
Others	2.4	0.0	0.0	2.5	2.6	1.1	-0.1	8.5
Total	556.4	171.4	8.6	109.7	129.5	49.4	-16.8	1,008.2

（出所）オーストリア労働・経済・郵便貯蓄銀行（BAWAG P.S.K.）“ANNUAL REPORT2017” をもとに作成

同行は 2015 年 12 月、BAWAG.P.S.K.は国際的な銀行専門誌であるザ・バンカー（THE BANKER）の「Bank of the Year 2015」のオーストリア国内部門に初めて選出された。オーストリアの金融誌 「DerBörsianer」

の選ぶ「Best Banks in Austria」でも 2 部門（総合部門、ユニバーサル・バンク部門）で 1 位に選ばれ、外部から評価されている。ザ・バンカー誌においては、長引く低金利環境と銀行規制の強化という逆境にあるオーストリアの銀行の中で増益を達成し、同時に不良債権比率も 2.0%（2016 年 12 月末）とするなど、健全かつ高収益な経営状況を実現したことが評価された[73]。2016 年、BAWAG.P.S.K.はユーロモニターの「Austria's Best Bank 2016」に選出され、ザ・バンカーからは二年連続で「Bank of the Year」に選ばれた[74]。2017 年にも再度「Bank of the Year」を受賞した。2018 年 7 月にはユーロマネー誌により「Western Europe's Best Bank Transformation」と「Austria's Best Bank」に選ばれた。

2. 貯蓄銀行

(1) 貯蓄銀行の特徴

貯蓄銀行グループ（Savings Banks Group, Sparkassen Gruppe）は、持株会社のエアステ・グループ・バンク（Erste Group Bank AG）、グループの中核銀行であるエアステバンク・オーストリア（Erste Bank Österreich, Erste Bank der österreichischen Sparkassen AG）及び全国 7 つの地域協会の傘下に組織される 46 の貯蓄銀行並びにソーシャルファイナンス機関の第二貯蓄銀行（Second Savings Bank, Zweite Sparkasse）の合計 49 行、866 支店から構成される。グループ全体として、1,610 万人の顧客、47,702 名の従業員、国内外に 2,565 の支店を有する（2017 年 12 月末）[75]。

エアステ・グループ・バンクは、グループの財務部門機能を持ち、オーストリアのほかチェコ、スロバキア、ルーマニア、ハンガリー、セルビア及びクロアチアの子会社の持株会社でもある。一方で、商業銀行機能も有しており、大企業向け金融、国際業務も担当する。

貯蓄銀行は地元や地域経済への関わりが深く、金融に限らずスポーツ、教育、研究、文化活動の支援をしている。全ての貯蓄銀行が加盟し、貯蓄銀行の利益代表や法務・税務面の支援を行う組織である「オーストリア貯蓄銀行協会」（Austrian Association of Savings Banks, Österreichischer Sparkassenverband）もこのような社会的活動を実施している。

エアステ・グループ・バンクはウィーン証券取引所（Vienna Stock Exchange, Wiener Börse AG）に上場しているが、株式の約 60%を海外投資家が保有し、国内投資家や従業員等の保有割合は 39.0%であった

[73] THE BANKER "The Banker Awards 2015"（2015 年 12 月）
[74] オーストリア労働・経済・郵便貯蓄銀行（BAWAG P.S.K.）"CONSOLIDATED ANNUAL REPORT 2016"
[75] Erste Group "Annual Report 2017"

（2017 年 12 月末）[76]。現在の発行済株式時価総額は約 146 億ユーロである[77]。

(2) 金融市場の中での貯蓄銀行の競争力

貯蓄銀行は、オーストリア国内及び近隣諸国において巨大な店舗ネットワークを有する。エアステバンク・オーストリア（Erste Bank Österreich）及び全国の貯蓄銀行は、国内の総資産・リテール貸付・預金においてそれぞれ 22%、20%、19%のシェアを持つ[78](2017 年 9 月末)。

国内外の支店数は、オーストリア：917、チェコ：517、スロバキア：271、ルーマニア：507、ハンガリー：115、セルビア：85、クロアチア：153 である（2017 年 12 月末）。顧客数は国内約 360 万人に対して、これら中欧・南東欧（Central Europe and Southeastern Europe, CESEE）諸国では合計約 1,250 万人にものぼる。近年の順調な経済成長に加え、国内事業に比べて CESEE 諸国での事業は収益に対する経費率も低く、事業の効率性が高い[79]。

エアステ・グループ・バンクは、個人や事業主の資産管理、預金、ローン等のリテール業務から中小企業、大企業向けまで幅広い金融サービスを提供しているが、経常収益、経常利益の観点からはリテール業務（retail）の収益が高い。2017 年度のグループ全体の当期純利益は 13.2 億ユーロの黒字であった。そのうちリテール部門は前年比 0.4%減少の 9.6 億ユーロであり、グループ全体の 73.0%を占めた。総資産ではリテール部門はグループ全体の 2,207 億ユーロに対して 590 億ユーロであり 26.7%を占める。国別当期純利益を見ると、CESEE に区分される 6 ヵ国の中ではチェコが 5.3 億ユーロとオーストリアに並ぶ水準であり、そのあとにスロバキア、ハンガリー、ルーマニアと続く[80]。

また、2015 年にオーストリア国内でデジタルバンキングプラットフォームである「George」が導入され、モバイルアプリである「George Go」とともに普及し、2017 年末時点でのユーザー数は 1.5 百万人にのぼり、これはオーストリアのオンラインバンキングユーザーの 1/3 を占める。また、2018 年にはチェコ、スロバキア、ルーマニアへと展開し、その後もその他 CESEE 諸国コアマーケット（ハンガリー、クロアチア、セルビア）へと拡大する計画である。

---

[76] 同上

[77] ウィーン証券取引所（Vienna Stock Exchange）
https://www.wienerborse.at/en/market-data/shares-others/quote/?ID_NOTATION=1534068&ISIN=AT0000652011（閲覧日：2018 年 11 月 30 日）

[78] Erste Group “Annual Report 2017” 36 ページ

[79] 2016 年 11 月のエアステ・グループ・バンクへのヒアリングに基づく。

[80] Erste Group ”Annual Report 2017” 166~170 ページ
https://www.erstegroup.com/en/investors/reports/financial-reports

図表 29：エアステ・グループ の事業別損益計算書・資産負債（2017 年 12 月末）

(million euro)	Retail 2016	Retail 2017	Corporates 2016	Corporates 2017	Group Markats 2016	Group Markats 2017	ALM&LCC 2016	ALM&LCC 2017
Net interest income	2,198.2	2,155.7	1,015.6	993.9	212.1	196.8	-93.7	-55.4
Net fee and commission income	958.4	1,003.8	259.1	256.2	203.7	223.0	-64.4	-87.4
Net trading result	99.6	114.0	90.7	91.6	94.3	123.8	-10.2	-74.3
Operating income	3,286.3	3,304.4	1,504.7	1,469.9	515.1	554.1	-135.2	-191.2
Operating expenses	-1,892.8	-1,995.8	-562.4	-577.0	-223.4	-229.5	-117.3	-86.0
Operating result	1,393.5	1,308.6	942.4	892.9	291.7	324.6	-252.5	-277.2
Impairments and risk provisions	-24.4	-0.3	-140.5	-96.5	10.8	4.7	-66.1	-68.3
Pre-tax result from continuing operations	1,263.6	1,257.7	870.3	743.7	308.1	316.7	-290.3	-428.4
Net result attribute to owners of the parent	964.6	960.7	653.0	580.3	235.6	245.7	-214.4	-359.3
Total assets	53,822	58,952	47,707	49,661	28,552	31,106	49,477	58,619
Total liabilities excluding equity	74,588	80,446	25,660	28,032	21,322	28,592	47,598	49,041

	Saving Banks 2016	Saving Banks 2017	Group Corporate Center 2016	Group Corporate Center 2017	Intragroup Elimination 2016	Intragroup Elimination 2017	Total Group 2016	Total Group 2017
Net interest income	955.8	982.0	77.4	74.9	9.0	5.2	4,374.5	4,353.2
Net fee and commission income	429.7	446.2	6.4	13.0	-9.9	-3.2	1,783.0	1,851.6
Net trading result	5.3	10.2	3.7	-41.5	0.4	-0.9	283.8	222.8
Operating income	1,446.0	1,492.9	112.0	73.1	-37.8	-34.1	6,691.2	6,669.0
Operating expenses	-1,021.8	-1,051.2	-871.5	-996.4	660.9	777.6	-4,028.2	-4,158.2
Operating result	424.2	441.7	-759.4	-923.3	623.1	743.5	2,663.0	2,510.8
Impairments and risk provisions	-44.8	0.2	-117.2	-24.7	0.0	0.0	-382.1	-184.9
Pre-tax result from continuing operations	313.1	416.3	-514.4	-228.2	0.0	0.0	1,950.4	2,077.8
Net result attribute to owners of the parent	34.1	51.9	-408.1	-163.2	0.0	0.0	1,264.7	1,316.2
Total assets	58,357	60,108	3,762	2,797	-33,450	-40,583	208,227	220,659
Total liabilities excluding equity	54,038	55,486	1,838	1,328	-33,420	-40,555	191,625	202,371

（出所）Erste Group ”Annual Report 2017” 166、167 ページをもとに作成

図表 30：エアステ・グループ の地域別国別損益計算書・資産負債（2017 年 12 月末）

(million euro)	Austria		Central and Eastern Europe		Other		Total Group	
	2016	2017	2016	2017	2016	2017	2016	2017
Net interest income	2,017.9	1,985.4	2,227.3	2,262.3	129.3	105.5	4,374.5	4,353.2
Net fee and commission income	962.0	1,016.6	864.8	865.0	-43.9	-30.0	1,783.0	1,851.6
Net trading result	39.7	79.7	245.8	263.4	-1.7	-120.3	283.8	222.8
Operating income	3,185.1	3,254.6	3,405.2	3,449.6	100.9	-35.2	6,691.2	6,669.0
Operating expenses	-2,044.1	-2,104.6	-1,726.2	-1,784.0	-257.9	-269.6	-4,028.2	-4,158.2
Operating result	1,141.0	1,150.0	1,679.0	1,665.6	-157.0	-304.8	2,663.0	2,510.8
Impairments and risk provisions	-114.9	-14.0	-146.7	-141.0	-120.5	-30.0	-382.1	-184.9
Pre-tax result from continuing operations	984.2	1,086.7	1,510.5	1,346.0	-544.3	-354.9	1,950.4	2,077.8
Net result attribute to owners of the parent	510.5	533.8	1,184.9	1,039.3	-430.7	-256.8	1,264.7	1,316.2
Total assets	138,778	143,757	85,624	101,036	-16,175	-24,134	208,227	220,659
Total liabilities excluding equity	114,205	118,263	75,976	90,816	1,444	-6,708	191,625	202,371

Central and Eastern Europe	Czech Republic		Slovakia		Hungary		Romania	
	2016	2017	2016	2017	2016	2017	2016	2017
Net interest income	914.3	942.3	453.0	434.3	173.4	198.4	374.9	365.5
Net fee and commission income	344.3	334.4	121.7	112.7	141.8	157.4	157.9	153.4
Net trading result	107.2	103.9	13.5	13.8	22.2	37.7	70.3	77.3
Operating income	1,384.5	1,393.4	595.4	568.7	340.3	395.0	615.7	611.5
Operating expenses	-671.2	-692.8	-275.1	-281.1	-195.6	-220.8	-349.8	-338.0
Operating result	713.3	700.6	320.4	287.6	144.8	174.2	266.0	273.5
Impairments and risk provisions	-124.0	-29.1	-44.5	-37.4	40.8	89.8	54.1	-46.1
Pre-tax result from continuing operations	670.6	664.2	283.1	218.0	143.0	180.8	237.6	177.5
Net result attribute to owners of the parent	542.0	532.9	213.3	166.2	133.6	164.9	199.5	120.7
Total assets	39,470	52,055	14,819	16,338	6,606	7,151	14,875	15,228
Total liabilities excluding equity	34,965	47,317	13,263	14,807	5,699	6,057	13,375	13,631

（出所）Erste Group ”Annual Report 2017” 168、169、170 ページをもとに作成

3. フォルクスバンク

(1) フォルクスバンクの特徴

フォルクスバンク（Volksbank credit cooperatives, Volksbanken）は、8 の個別フォルクスバンク（regional Volksbanks）、1 つの特定目的銀行（specialized banks）、の計 9 のプライマリー・バンク（primary banks）からなるフォルクスバンク協会（Association of Volksbanks）を構成する[81]（図表 31）。総資産は 253 億ユーロ、支店数は 343 支店、従業員は 4,121 人である[82]（2017 年 12 月末）。個別フォルクスバンクの中で最大規模（総資産: 106 億ユーロ、支店数: 78 支店、従業員: 1.327 人、2017 年 12 月末[83]）のフォルクスバンク・ウィーン（Volksbank Wien AG）がフォルクスバンク協会全体の中央機関の役割も果たしている。

[81] フォルクスバンク “Association of Volksbanks, Vienna, November 2018” の分類による。オーストリア国立銀行による分類（図表 3）とは異なる。
[82] フォルクスバンク “Annual Report 2017” 1 ページ
[83] フォルクスバンク・ウィーン “Annual Report 2017” 1 ページ

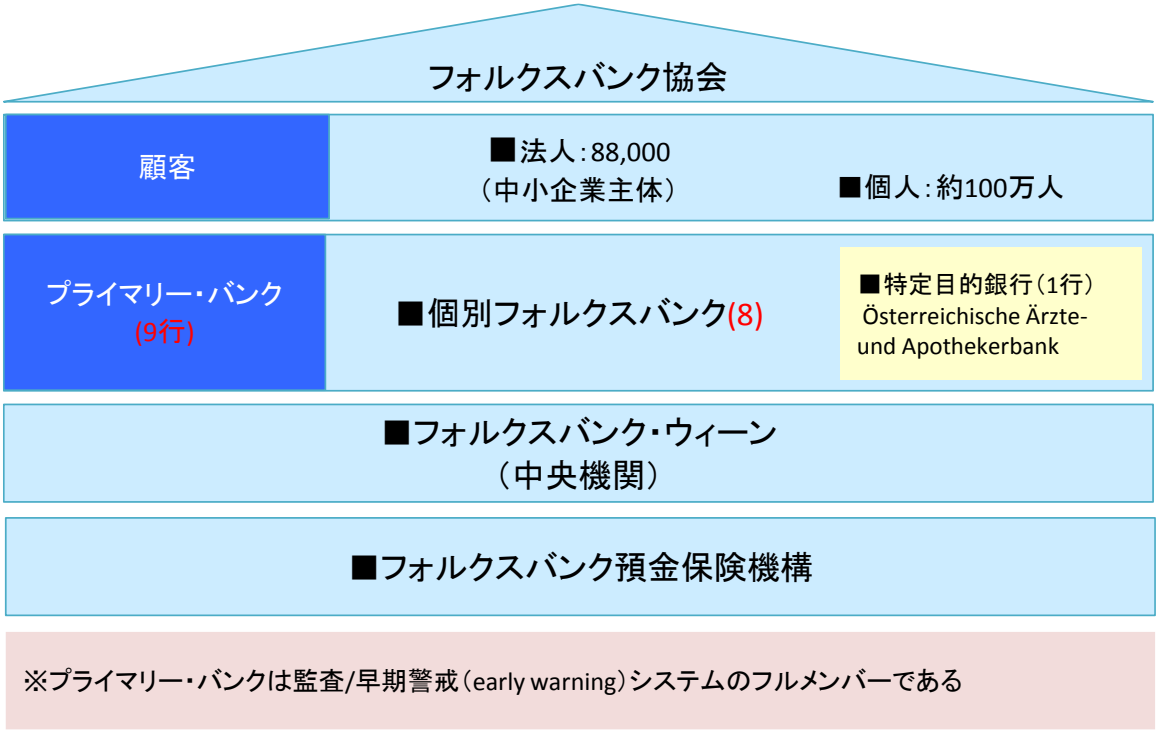
グループ内で EU の預金保険制度（Deposit Guarantee Scheme, DGS）[84]に準拠する連邦法の「預金保険制度及び投資家補償法」（Act on Deposit Guarantee Schemes and Investor Compensation, Einlagensicherungs-und Anlegerentschädigungsgesetz ， ESAEG ） に 基 づ く 預 金 保 険 制 度（Schulze-Delitzsch Haftungsgenossenschaft reg.Gen.m.b.H.）のほか、強制的な預金保険とは別に無制限の債務保証[85]や財務健全性に関する監査/早期警戒システムを共有する。

2015 年 12 月末に 29 存在した個別フォルクスバンクと 5 つの特定目的銀行は、それぞれ 8 つのより大規模なフォルクスバンクと 2 つの特定目的銀行に集約されつつあり、2016 年 6 月末には個別フォルクスバンクは 21 行、特定目的銀行は 4 行に減少している。また整理会社による財産の整理については、概ね 2017 年末を目途に実施される予定である[86]。実際に 2017 年 12 月時点で、フォルクスバンク協会は個別フォルクスバンク 9 行と特定目的銀行 1 行にまで集約されている。2018 年 6 月には更に個別フォルクスバンク 8 行と特定目的銀行 1 行にまで集約された。

フォルクスバンク協会再編後においても、リテールバンキングに焦点を当てる方針は継続されている。特に、販売プロセスのデジタル化を促進することでの強化を目指すこととしている。2017 年度の顧客別ポートフォリオではリテール部門（Retail と SMEs 合算）が 77.5%を占めている。一方、営業経費率が 84.1%と高くデジタル化推進による一層のコスト削減が必要であろう。また、地域別ポートフォリオではオーストリアが 90.1%であり（続いてドイツ 3.5%）、国内が主要マーケットである。従業員構成を見ても 97.9%が国内に配置され、国内に特化した事業展開となっている[87]。

[84] 預金保険制度については、第 2 章 4. を参照のこと。
[85] こうした基金として、フォルクスバンクコミュニティ基金（Volksbanken Community Fund, Der Volksbank-Gemeinschaftsfonds）、偶発資本基金（Contingent Capital Fund, Volksbanken-Beteiligungsgesellschaft)が存在する。出典：IMF “Austria: Financial System Stability Assessment—Update”（2008）
[86] Association of Volksbanks, Vienna, December 2015, page4, 5
[87] Association of Volksbanks, Vienna, December 2017, page1,5, 106,108 https://www.volksbank.at/m101/volksbank/zib/downloads/ir/association_q3_2017.pdf

図表 31：フォルクスバンク協会の組織構造（2018 年 11 月末）



（注）上記他、業務提携先であり主に契約に係る内部調整機能を持つ Volksbank Vertriebs-und Marketing eG が存在。
（出所）フォルクスバンクウェブサイト“Association of Volksbank Nov 2018”をもとに作成

(2) 金融市場の中でのフォルクスバンクの競争力

フォルクスバンクの中央機関であったオーストリア・フォルクスバンク（Österreichische Volksbanken-AG , VBAG）は 1991 年から中央機関機能に加えて商業銀行としても機能するようになった[88]。国際業務にも注力しており、1990 年代以降子会社であるフォルクスバンク・インターナショナル（Volksbank International AG, VBI）経由で中欧・南東欧（Central Europe and Southeastern Europe, CESEE）諸国に進出したが、収益を上げると同時にリスクのある貸付の割合が増加していった。

2008 年 11 月、VBAG は当時 50.78%の株式を保有していたオーストリアのインフラ開発銀行の「Kommunalkredit AG」倒産の影響を受け、オーストリア連邦政府が Kommunalkredit AG の保有株式を 1 ユーロで購入したことで、結果的に VBAG は 42 万ユーロ[89]の損失を被った。

2008 年の金融危機は CESEE 地域にも悪影響を及ぼした。特に、VBAG

[88] オーストリア・フォルクスバンク自体の商業銀行機能は、2001 年に子会社の Volksbank Wien AG に移管された（“immigon portfolioabbau ag”社ウェブサイト）。
[89] Frances Coppola “The lesson behind the austrian co-op banking disaster”（2015 年 5 月 22 日）
http://www.thenews.coop/95508/news/general/lesson-behind-austrian-co-op-banking-disaster/

は 2009 年には中東欧地域での貸付・不動産の損失により 110 億ユーロの損失を計上し、オーストリア連邦政府から 10 億ユーロの劣後債発行の支援を受けた。2011 年には、VBAG 不動産部門の Europolis をオーストリアの不動産会社の CA Immobilien anlagen AG に売却[90]、2012 年にはオーストリア政府が公的資金を注入して 40%の株式を取得し、また CESEE 地域の資産の殆どをロシアの貯蓄銀行大手ロシア・ズベルバンク（Sberbank of Russia）に売却した。さらに近年では 2014 年にマルタ、2015 年にローマの子会社を売却したことで、フォルクスバンクの海外事業は縮小を余儀なくされた[91]。

2012 年に VBAG は経営再建のため部分国有化された。欧州中央銀行（European Central Bank, ECB）により 2014 年に行われたユーロ圏の大銀行 130 行に対する資産査定（asset quality review, AQR）において同行は不合格となり、8.65 億ユーロの資金調達を要請された[92]。グループの収益性も落ち込んでおり、当期純損失として 2014 年度で 3.2 億ユーロ[93]を計上した。2015 年には VBAG が清算のため解散し、中央機関の機能を承継したフォルクスバンク・ウィーン（Volksbank Wien）が中心となって経営再建に取り組んでいる。

なお、最近の VBAG 再建動向等については、図表 5 をご参照。

4. ライファイゼンバンク

(1) ライファイゼンバンクの特徴

ライファイゼンバンクの特徴は、3 層を構成する銀行がそれぞれ独自に対外的な商業銀行機能を果たしているという点である。

銀行としてのライファイゼングループは、①個別ライファイゼンバンク（Raiffeisen banks）とその支店、②ライファイゼン州銀行（Raiffeisen regional headquarters, Raiffeisenlandesbank）、③中央機関のライファイゼンバンク・インターナショナル(Raiffeisen Bank International, RBI)の 3 層からなり、銀行のほか保険やリース、非金融事業の子会社等も傘下に持つ巨大な金融グループの Raiffeisen Banking Group (RBG) を構成する。オーストリアでの組合員数は約 170 万人、従業員は約 25,000 名で、グループとしては国内最大規模の金融機関である。国内 407 行ある個別ライファイゼンバンクはリテール業務を担当し、約 1,500 の拠点（outlets）を通じて顧客にサービスを提供する。同時に、自行の展開す

[90] CA IMMO “Financial statements as at 31 December 2014” page 24
[91] European Commission “Country Report Austria 2015” http//ec.europa.eu/europe2020/pdf/csr2015/cr2015_austria_en.pdf
[92] ECB “Results of the 2014 comprehensive assessment” https//www.bankingsupervision.europa.eu/banking/comprehensive/2014/html/index.en.html
[93] Volkesbank AG ”VBAG Group's Annual Report 2014” http//volksbank.e-bk2.at/m101/volksbank/m074_40000/downloads/geschaeftsberichte/2014/vbag_ar_2014_e.pdf

る州のライファイゼン州銀行の所有者である[94]（図表 32）。

ライファイゼン州銀行は、国内に 9 州に対応する 8 行（ウィーン首都州、ニーダーエスターライヒ州のみ 1 行が 2 州を管轄）が置かれ、管轄州内の個別ライファイゼンバンクが 100%所有する。州銀行は州内個別ライファイゼンバンクに対する流動性の管理、決済業務、その他上部機関としての業務に加え、ユニバーサル・バンクとして商業銀行業務も行う。提供する業務・サービスは、リテール業務、プライベートバンキング、中小企業向け業務、コーポレートバンキング、プロジェクトファイナンス、財務管理、輸出入金融、外国為替取引、有価証券業務、技術支援、アドバイス業務等広範である。

このうち、ニーダーエスターライヒ州及びウィーン首都州（Niederösterreich-Wien）のライファイゼン州銀行・ニーダーエスターライヒ＝ウィーン（Raiffeisenlandesbank Niederösterreich-Wien）は、オーストリアの全人口の 40%に相当する 350 万人の人口を擁する地域を管轄する州銀行である一方で、ユニバーサル・バンクとしてリテール業務、プライベートバンキング、中小企業、コーポレートバンキング、市町村部門金融等に注力し、豊富な資金源を裏付けに多様性のある流動性を確保している。

同行は約 60 の個別ライファイゼン銀行から出資を受け、各地域に密着した活動を展開している。また、中央機関の RBI の株式 22.6%を保有し、総資産は 257 億ユーロである。従来は、欧州中央銀行（ECB）の直接監督を受ける大銀行の一つであったが、2018 年 1 月から外れている。

なお、RBI はライファイゼン中央銀行（Raiffeisen Zentralbank, RZB）の 100%子会社であったが、2016 年 10 月 5 日に統合を決定した。2017 年 1 月の臨時株主総会を経て、2017 年 3 月に RBI と RZB が統合され、RBI が存続銀行となった。RBI は 2005 年 4 月 25 日以来、ウィーン証券取引所に上場している。2018 年 12 月 10 日時点の時価総額は 76 億ユーロである。RBI が Raiffeisen Banking Group における中央機関及び監視組織としての役割を担い、統合後 RBI の連結子会社は 175 社増えて合計 281 社となった。なお、RBI は同国の重要な金融機関として位置付けられている[95]。

2018 年 10 月には RBI は子会社である Raiffeisen Bank Polska S.A. のコア事業を BNP Paribas S.A. の子会社である Bank BGZ BNP Paribas S.A. に売却した。残りの事業（外貨住宅ローンポートフォリオ）については RBI のポーランド支店が引き継ぐこととなった[96]。

RBI の主要株主はライファイゼン州銀行・ニーダーエスターライヒ＝ウィーン（Raiffeisenlandesbank Niederösterreich-Wien）をはじめとするライファイゼン州銀行 8 行であり、合計約 58.8%を占めている。残り

94 Raiffeisenlandesbank NiederÖsterreich-Wien AG “Company Presentaion June 2018” 7 ページ
95 ECB, List of Supervised Entities
96 Raiffeisen Bank International “Third Quarter Report 2018”
http://investor.rbinternational.com/index.php?id=556&L=1

の約 41.2%はウィーン証券取引所の浮動株となっている。浮動株の株主は、目的により様々である。機関投資家はアジアやオーストラリア、北米、欧州等幅広い地域からと広域にわたり、中にはソブリン・ウェルス・ファンドなどの長期的な投資目的を持つ投資家も含まれている。その他浮動株の株主には、オーストリアの個人投資家も含まれる。

2017 年末時点で RBI は 1,351 億ユーロの総資産を保有し、従業員数は 49,700 人にのぼる。オーストリアの他に中東欧諸国を中心に 14 か国で事業を展開している。チェコ、スロバキア、ロシアのエクスポージャーが大きい。

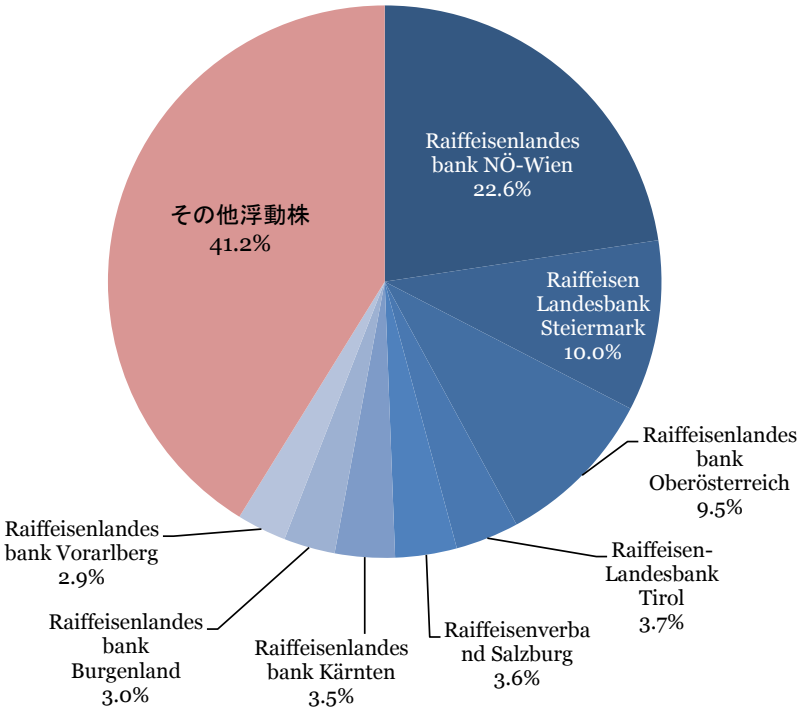
また、2018 年 6 月には、オーストリアの銀行で初めてとなるグリーンボンドを発行した（5 億ユーロ、3 年）。グリーンボンド発行は持続的事業活動に貢献していくという RBI の戦略に沿ったもので、RBI のネットワークを通して持続的なプロジェクトに使われることとなる。

図表 32：ライファイゼン　バンキング　グループの組織構造



（注）子会社、資本参加会社は出所資料に記載のある社名のみを示した
（出所）Raiffeisen Bank International ウェブサイト　Structure of the Raiffeisen Banking Group をもとに作成
(閲覧日：2018 年 11 月 30 日)

図表 33：RBI の株式保有構造



（注） グラフの青い箇所はライファイゼン州銀行による出資を示す
（出所）RBI“Shareholder Structure”
http://investor.rbinternational.com/index.php?id=575&L=1
（閲覧日：2018 年 11 月 30 日）

図表 34：RBI 概要（2017 年末）

€ million	1/1-31/12 2017	1/1-31/12 2016	YoY Change absolute	YoY Change in percent
Net interest income	3,208	3,197	11	0.3%
Net fee and commission income	1,719	1,599	120	7.5%
Net trading income	244	220	25	11.3%
Operating income	**5,228**	**5,112**	**116**	**2.3%**
General administrative expenses	**-3,104**	**-3,141**	**37**	**-1.2%**
Operating result	**2,123**	**1,971**	**153**	**7.8%**
Net provisioning for impairment losses	-287	-758	471	-62.1%
Profit/loss before tax	**1,612**	**946**	**666**	**70.4%**
Profit/loss after tax	**1,246**	**636**	**610**	**95.8%**
Return on equity before tax	16.2%	10.4%	5.8 PP	55.9%
Return on equity after tax	12.5%	7.0%	5.5 PP	79.1%
Net interest margin (avg. interest bearing assets)	2.48%	2.48%	0.00 PP	-0.1%
Cost/income ratio	59.4%	61.5%	-2.1 PP	-3.4%
Loan/deposit ratio	90.3%	91.3%	-0.9 PP	-1.0%
customers)	0.35%	0.93%	-0.58 PP	-62.2%
NPL ratio	5.7%	8.7%	-3.0 PP	-34.5%
NPL coverage ratio	67.0%	75.2%	-8.1 PP	-10.8%
Assets	135,146	134,804	342	0.3%
Liabilities	123,905	125,053	-1,148	-0.9%
Loans and advances to customers	81,232	79,769	1,463	1.8%
Hereof corporate %	53.9%	55.1%	-1.3 PP	-2.3%
Hereof retail %	45.1%	43.9%	1.2 PP	2.7%
Deposits from customers	84,831	80,325	4,506	5.6%
Business outlets	2,409	2,522	-113	-4.5%
Number of employees	49,700	50,203	-503	-1.0%
Number of customers in million	16.5	17.0	-0.5	-2.8%

（出所）Raiffeisen Bank International “Annual report 2017”をもとに作成 （閲覧日：2018 年 11 月 30 日）

図表 35：RBI 国別概要（2017 年 12 月末）

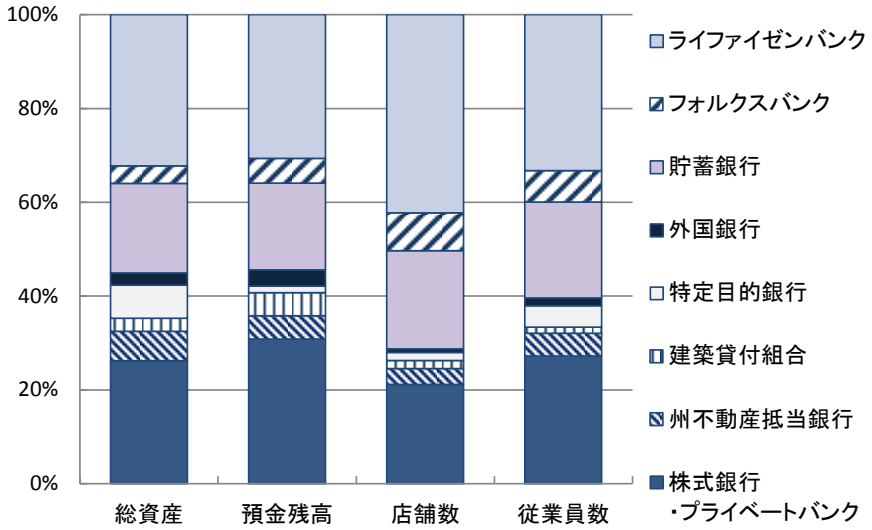
1/1-31/12 2017	Assets in € million	Share of Assets	Profit/loss after tax in € million	Business outlets	Number of employees	Loan/deposit ratio	Net interest margin (avg. interest bearing assets)	Provisioning ratio (avg. loans) (annualised)	Loan growth YoY	NPL ratio	NPL coverage ratio
Czech Republic	16,125	11.9%	139	132	3,325	83.3%	1.83%	0.14%	29.5%	2.6%	86.6%
Hungary	7,040	5.2%	113	71	1,993	58.2%	2.01%	-1.71%	0.3%	8.1%	68.2%
Poland	11,724	8.7%	49	237	3,871	94.0%	2.31%	0.93%	1.7%	8.9%	61.7%
Slovakia	12,606	9.3%	129	190	3,867	93.2%	2.38%	0.07%	11.4%	2.9%	69.9%
Reconciliation/other	-681	-0.5%	-12	1	13	–	–	–	–	–	–
Central Europe	**46,814**	**34.6%**	**419**	**631**	**13,069**	**85.1%**	**2.20%**	**0.15%**	**47.9%**	**5.0%**	**67.7%**
Albania	1,883	1.4%	34	78	1,229	43.9%	2.97%	-0.42%	-4.6%	16.3%	78.7%
Bosnia and Herzegovina	2,156	1.6%	38	98	1,277	69.2%	3.34%	0.74%	5.1%	6.9%	89.9%
Bulgaria	3,723	2.8%	69	136	2,576	82.1%	3.06%	-0.39%	8.5%	4.3%	88.8%
Croatia	4,606	3.4%	26	75	2,106	70.3%	2.88%	1.73%	-6.1%	13.1%	79.4%
Kosovo	922	0.7%	18	48	730	75.6%	4.26%	0.75%	8.3%	4.8%	79.1%
Romania	8,144	6.0%	107	454	5,333	73.6%	3.55%	1.56%	3.9%	6.0%	78.3%
Serbia	2,277	1.7%	55	89	1,541	71.9%	3.83%	-0.88%	11.6%	4.7%	83.8%
Reconciliation	-1	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
Southeastern Europe	**23,709**	**17.5%**	**346**	**978**	**14,792**	**71.3%**	**3.34%**	**0.83%**	**2.8%**	**7.5%**	**81.0%**
Belarus	1,518	1.1%	65	90	1,906	97.3%	7.70%	-0.05%	0.3%	6.0%	87.9%
Russia	12,060	8.9%	443	185	8,229	85.6%	5.88%	0.57%	4.2%	4.1%	75.4%
Ukraine	2,004	1.5%	181	500	7,997	71.2%	9.91%	-3.49%	-29.9%	20.6%	80.5%
Reconciliation	-3	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
Eastern Europe	**15,579**	**11.5%**	**689**	**775**	**18,132**	**84.6%**	**6.58%**	**-0.11%**	**-2.3%**	**6.4%**	**78.6%**
Group Corporates & Markets	**41,435**	**30.7%**	**209**	**25**	**2,680**	**113.1%**	**1.34%**	**0.50%**	**6.7%**	**4.9%**	**48.2%**
Corporate Center	**37,204**	**27.5%**	**654**	**0**	**1,027**	**–**	**–**	**–**	**–**	**–**	**–**
Reconciliation	-29,595	-21.9%	-1,071	–	–	–	–	–	–	–	–
Total RBI Group	**135,146**	**100.0%**	**1,246**	**2,409**	**49,700**	**90.3%**	**2.48%**	**0.35%**	**1.8%**	**5.7%**	**67.0%**

（出所）Raiffeisen Bank International “Annual report 2017”をもとに作成 （閲覧日：2018 年 11 月 30 日）

(2) 金融市場の中でのライファイゼンバンクの競争力

ライファンゼンバンクは国内の金融機関として最大の規模を誇る。銀行の業種別に主要な指標を比較すると、図表 36 の通りライファイゼンバンクが総資産（32.3%）、店舗数（42.3%）、従業員数（33.2%）、のいずれも最大シェアを占める。預金については 30.7%であり、株式銀行・プライベートバンク（30.8%）とほぼ同程度のシェアである。

図表 36：銀行業種別の主要指標比較



（注）
・2018 年 6 月末。従業員のみ 2017 年 12 月末
・店舗数合計=国内の本店及び支店の計数
・預金残高=内外非銀行部門による預金（貯蓄性預金・定期預金・要求払預金の計数）
・総資産額=国内総資産及び外国総資産の計数
（出所）オーストリア国立銀行（OeNB）をもとに作成

5. 金融セクターにおけるリテール金融機関の位置付け

オーストリアのリテール金融機関としては上述の通り、①オーストリア労働・経済・郵便貯蓄銀行、②貯蓄銀行、③フォルクスバンク、④ライファイゼンバンクの 4 銀行（グループ）が挙げられる。これらリテール金融機関の総資産の合計は 4,856 億ユーロであり、銀行の総資産 8,153 億ユーロのうち 59.6%を占める。同様に預金残高の合計は 2,469 億ユーロであり、銀行全体の預金残高 4,025 億ユーロの 61.3%を占め（2017 年 12 月末）、金融セクターにおいてリテール部門は大きな存在感を示している[97]。

6. 家計の金融資産負債の動向

オーストリアの個人金融資産の総額は、6,463 億ユーロであった。一人当たり個人金融資産は 73,278 ユーロで、個人金融資産のうち預金が 4 割弱を占め、それ以外に有価証券、保険・年金の比率も高い。金融資産ごとのシェアは以下の通りである（2017 年 12 月末：図表 37）。

97 オーストリア国立銀行（OeNB）公表の統計情報及びオーストリア労働・経済・郵便貯蓄銀行の公開データを基に計算。

・現金（currency）：3.5%

・預金（transferrable deposits 及び deposits）：37.5%

・株式（listed shares、unlisted shares、other equity）：22.0%

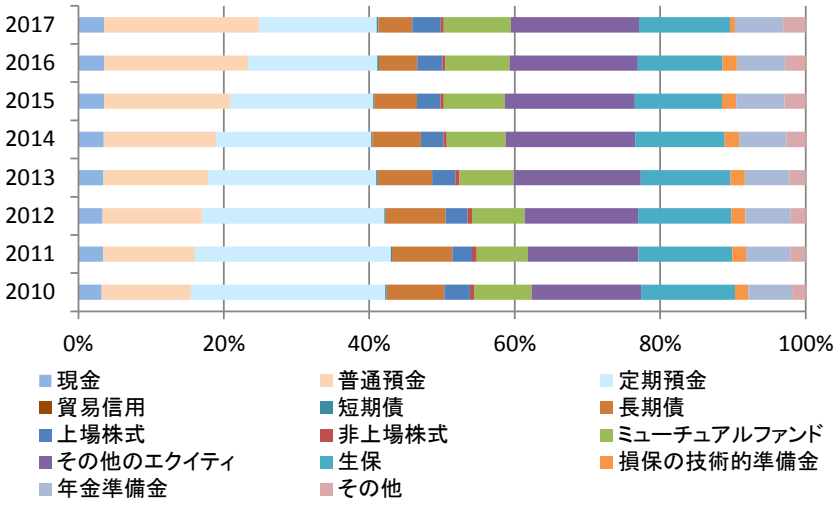
・債券（short term debt securities 及び long term debt securities）、：4.9%

・投資信託（mutual fund shares）9.2%

・保険（life insurance reserves、 non life insurance technical reserves 及び trade credits）、年金準備金（pension entitlement）19.8%

・その他（貿易信用含む）：3.1%

図表 37：個人金融資産の保有残高構成比

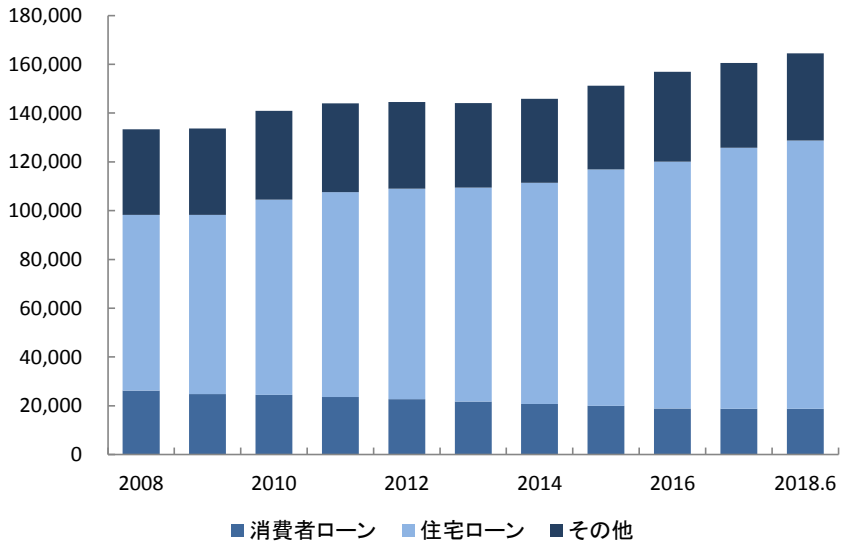


（注）各年 12 月末

（出所）オーストリア国立銀行（OeNB）統計をもとに作成（データ取得：CEIC）

与信機関の家計への貸出は 2000 年以降毎年増加しているが、近年の増加率は緩やかである（図表 38）。2017 年 12 月末での与信機関による家計のローン残高は 1,605 億ユーロと、前年比 2.3%微増し、うち 66.6%が住宅ローン（lending for house purchase）であった。2018 年 6 月末での家計への総貸出は前年末比 2.5%増加し 1,645 億ユーロとなった。

図表 38：家計向け貸出残高（百万ユーロ）



（注）各年 12 月末 2018 年のみ 6 月末
（出所）オーストリア国立銀行（OeNB）をもとに作成

第 5 章　最近の金融動向と今後の展望

1.　最近の金融動向

(1) マイクロファイナンス、ソーシャルファイナンス等の現況

① 協同組織金融機関の役割

貯蓄銀行やフォルクスバンク、ライファイゼンバンクといった金融機関は、本来慈善運動をルーツとするものもあることからマイクロファイナンス機関をグループ内に持つ場合がある。その代表例が、「the bank for people without bank」を標榜する第二貯蓄銀行（Second Savings Bank, Die Zweite Sparkasse）である。

オーストリアには、経済的理由から銀行口座を保有できない者（the unbanked）が約 4 万人にのぼると言われる[98]。こうした人々に基本的な金融サービスを提供することを通じ、他の銀行の口座を保有することができるように支援する目的で設立されたのが非営利の第二貯蓄銀行である。

第二貯蓄銀行は 2006 年 10 月、エアステ財団（ERSTE Foundation, ERSTE Stiftung）により設立された。同財団はエアステ・グループ・バンク（Erste Group Bank AG）の株式の 19.5%を保有する（2016 年 11

98 第二貯蓄銀行ウェブサイト https://www.sparkasse.at/diezweitesparkasse/Zweite-Sparkasse（2016 年 3 月 4 日最終閲覧）。但し時期の記載がないため、現状は変化している可能性がある。

月 24 日）[99]。

主なサービスとしては、まず当座預金口座の提供がある。この口座には当座貸越機能が付いておらず、他の銀行口座を持てないこと・自身の財政的問題に対して自助努力を行っていること・カリタス団体（Caritas）や ASB クレジット・カウンセリング（ASB Schuldnerberatungen GmbH）[100]といった支援組織から推薦されていること等を開設の条件とする。なお利用者には口座利用のために四半期ごとに 9 ユーロが課されるが、この額は預金として取り扱われ、他の銀行口座に移行する際に、利用者に返還される。

この口座の利用期間は 3 年間を上限とするが、利用期間が 3 年に満たない場合でも他の銀行の口座を持てるようになった時点で口座は閉鎖される。第二貯蓄銀行の利用者が他の銀行口座を持てるようになる率は 90%以上と非常に高いが、その代わり利用に際しての審査は慎重である。審査には地場の格付機関や NGO と協働し、利用者の正確な情報を得るように努めている。因みに、ここでの他の銀行の口座とは、必ずしも貯蓄銀行の口座でなくてもよい[101]。

口座以外にも、保険サービスを利用できない人々に対して無料の生命保険サービス及び低料金での住宅保険サービスを提供している。また、有効期間 3 年のデビットカード（Maestro）を提供しており、金融機関とのアクセス再開までの橋渡しと決済機能を果たしている。更に、四半期毎に無料の法律相談を受けることもできる。

第二貯蓄銀行は自行の 7 支店（グラーツ、インスブルック、クラーゲンフルト、リンツ、ザルツブルク、フィラッハ、ウィーンに所在）及び全国の貯蓄銀行との協力によりサービス提供を行っている。

同行は貯蓄銀行の現役スタッフと定年退職者で構成され、いずれもボランティアである。貯蓄銀行の現役スタッフが約 2/3、退職後のスタッフが約 1/3 で、退職後のスタッフの主業務は金融に関するアドバイスを行うことである。国内で約 15,000 人が同行のサービスを利用している。オーストリアのみならず、同様のサービスはチェコ、スロバキア、ルーマニアでも開始されており、エアステ・グループはルーマニアにおいてマイクロファイナンス銀行（good.bee Credit）を保有する[102]。小企業に対するマイクロファイナンスを提供することを目的に 2009 年に設立され、約 5,000 の顧客に対し 5,000 万ユーロの融資が提供されている。

2018 年 6 月にはエアステ・グループと欧州投資基金（European Investment Fund, EIF）は、オーストリア、クロアチア、チェコ、ハンガリー、ルーマニア、スロバキア、セルビアの社会的企業への融資に対

99 Erste Group Bank “Shareholder Structure” https://www.erstegroup.com/en/investors/share/shareholder-structure

100 借金に困っている人の相談にのり、負債を減らす手助けをする非営利組織。

101 2016 年 11 月のエアステ・グループ・バンクへのヒアリングに基づく。

102 2016 年 11 月のエアステ・グループ・バンクへのヒアリングに基づく。エアステ・グループ “Social Banking brochure” “Social Banking infographic”

する総額 5,000 万ユーロの保証契約に調印した。これは欧州委員会の雇用と社会改革プログラム（EU Programme for Employment and Social Innovation, EaSI）下の少なくとも 500 の社会的企業や非営利団体に対し、低金利や緩和的担保基準での資金を提供するスキームである[103]。

② 欧州投資銀行との連携

EU には各国の金融機関と連携して中小企業向けファイナンスを提供する欧州投資銀行（European Investment Bank, EIB）と呼ばれる政策金融機関があり、オーストリア国内の 14 金融機関（図表 39）と連携して国内中小・ベンチャー企業を中心に貸付、信用保証を行っている[104]。EIB グループとオーストリアの連携は 1973 年に遡りこれまでに 459 件の案件で 266 億ユーロのファイナンスを提供している。2017 年、案件別では中小企業向け（SMEs）が 7.0 億ユーロ、インフラ向けが 3.9 億ユーロ、環境向けが 3.4 億ユーロ、イノベーション向けが 1.6 億ユーロである。

[103] エアステ・グループウェブサイト（閲覧日：2018 年 12 月 10 日）
https://www.erstegroup.com/en/news-media/press-releases/2018/06/19/erste-eif-social-organisations-alias

[104] EIB がファイナンスを提供する中小企業は従業員数によって、micro-enterprises (0-9)、small enterprises (10-49)、midium-sized enterprises (50-249)、mid-caps (250-3,000)に区分される。

図表 39：欧州投資銀行と連携するオーストリアの金融機関

金融機関名	提供ファイナンス	融資限度
ライファイゼン州銀行・フォアアールベルク （Raiffeisenlandesbank Vorarlberg）	ローン信用保証	～2,500万ユーロ
ライファイゼン州銀行・チロル （Raiffeisen-Landesbank Tirol AG, RLB Tirol AG）		～2,500万ユーロ
ライファイゼン州銀行・ザルツブルグ （Raiffeisenverband Salzburg eGen , RVS）		～1,250万ユーロ
ライファイゼン州銀行・オーバーエスターライヒ （Raiffeisenlandesbank Oberösterreich AG）		～2,500万ユーロ
ヒポ チロル銀行 （Hypo Tirol Bank AG）		～2,500万ユーロ
オベル銀行 （Ober bank AG）		～2,500万ユーロ
ウニクレディト・リーシング （UniCredit Leasing）		～2,500万ユーロ
ライファイゼンバンク・インターナショナル （Raiffeisen Bank International AG）		～2,500万ユーロ
ライファイゼン・リース株式会社 （Raiffeisen–Leasing GmbH）		～2,500万ユーロ
ライファイゼン州銀行・ニーダーエスターライヒ=ウィーン （Raiffeisenlandesbank NÖ-Wien AG）		～2,500万ユーロ
エアステバンク・オーストリア貯蓄銀行 （Erste Bank der oesterreichischen Sparkassen AG）		～2,500万ユーロ
ウニクレディト銀行・オーストリア （UniCredit Bank Austria AG）		～2,500万ユーロ
オーストリア・アナディ銀行 （Austrian Anadi Bank AG）		～2,500万ユーロ
オーストリアホテル・観光銀行 （Österreichische Hotel und Tourismusbank GmbH, ÖHT）		～2,500万ユーロ

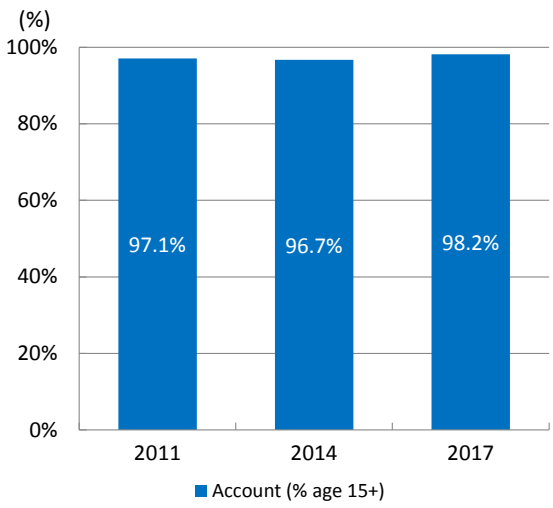
（出所）European Investment Bank “Financial Intermidiaries List”,
European Union “Published on Access to EU Finance” （閲覧日：2018 年 12 月 15 日）
http://www.eib.org/intermediarieslist/search/result?country=AT

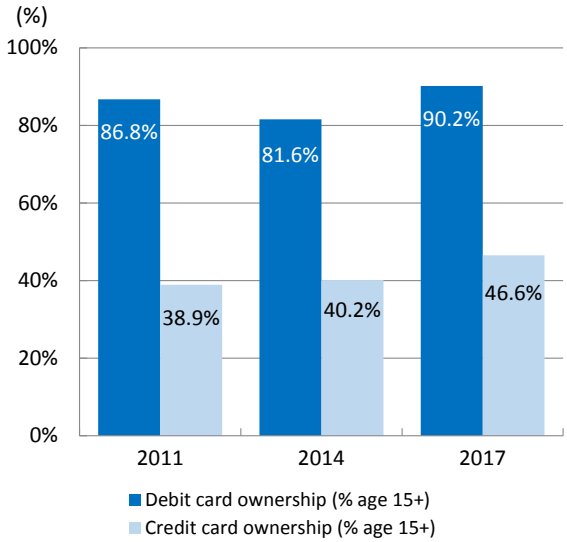
2. 最近のリテール決済の動向

(1) キャシュレス化の現状

世界銀行のグローバル・フィンデックスによるサーベイ調査によると、2017 年には 15 歳以上で金融機関に口座を保有している割合は 98.2%にのぼる。また、クレジットカードを保有していると答えた人の割合は 46.6%であるのに対し、デビットカードを所有していると答えた人の割合は 90.2%である。デビットカードは非常に幅広く普及している。

図表 40：オーストリアの口座保有割合とカード保有割合

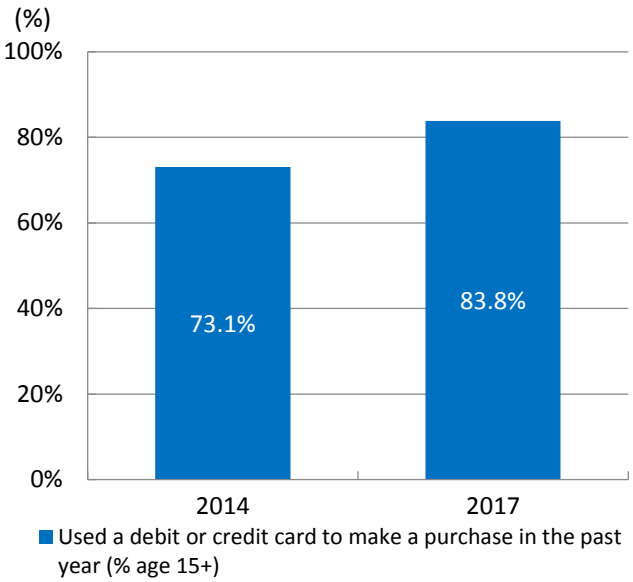




（出所）世界銀行 “The Global Findex Database 2017” をもとに作成

過去 1 年でデビットカードかクレジットカードを買い物に使用した割合は 2017 年で 83.8%であり使用率も高く、2014 年対比 10%pt 以上上昇している。

図表 41：デビットカード・クレジットカード使用割合

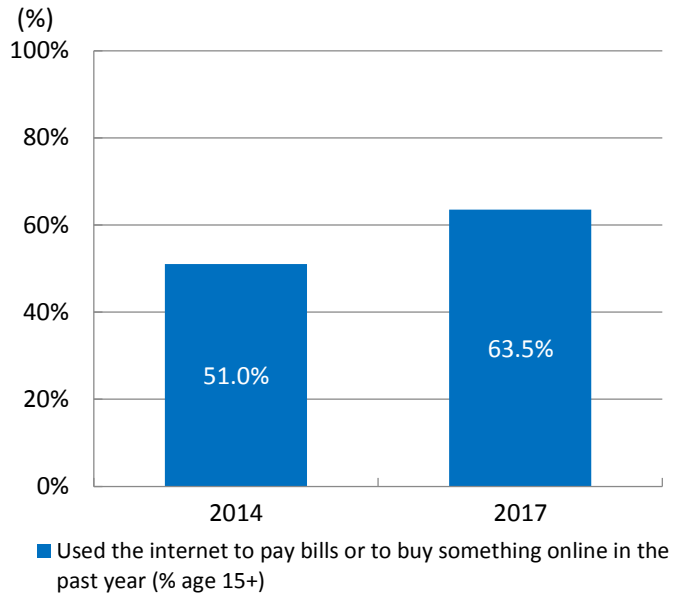


（出所）世界銀行 “The Global Findex Database 2017”をもとに作成

(2) モバイル決済の動向

同サーベイ調査では、過去 1 年間にオンラインでの買い物や支払いのためにインターネットを使った割合は、2017 年には 63.5%となっている。

図表 42：インターネット決済割合

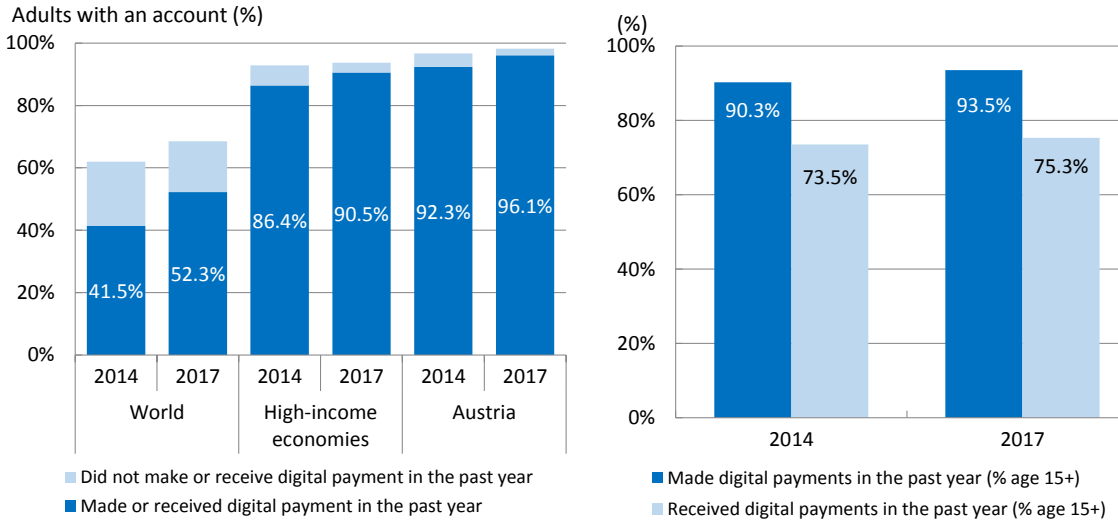


（出所）世界銀行 “The Global Findex Database 2017”をもとに作成

過去 1 年間でデジタル決済（クレジットカード、デビットカード、モバイルマネー、モバイルフォン、インターネットを使用）を行った割合は、オーストリアでは 2017 年に 96.1%となり高収入国[105]の平均よりも高い。2014 年からも上昇している。また、支払いに利用されることが受取りに利用されることより多い傾向にある。

[105] 1 人当たり GNI が$12,236 以上と定義される。

図表 43：デジタル決済割合



（出所）世界銀行 “The Global Findex Database 2017”をもとに作成

(3) リテール決済等に関する法規制の動向

① 銀行再建及び破綻処理に関する指令

2015 年 1 月 1 日、EU の「銀行再建及び破綻処理に関する指令」（Bank Recovery and Resolution Directive, BRRD）がオーストリア国内法の「銀行再建及び破綻処理に関する連邦法」（Federal Act on the Recovery and Resolution of Banks, Bundesgesetz über die Sanierung und Abwicklung von Banken, BaSAG）として施行された[106]。

これによって EU レベルに統一された銀行破綻処理に関する制度（Single Resolution Mechanism, SRM）が国内で効力を発揮するようになった。具体的には金融規制当局のオーストリア金融市場機構（Financial Market Authority, Finanzmarktaufsicht, FMA）が国内破綻処理機関（national resolution authority）として、銀行破綻の判断、再建や破綻処理に係る各種の行政決定（administrative decisions）の発令や執行の権限を与えられた[107]。

2015 年 3 月、FMA は国内破綻処理機関の権限に基づき、ヘタ・アセット・レゾリューション（HETA ASSET RESOLUTION AG, Heta）の破

106 オーストリア金融市場機構（FMA） ”Bank Resolution” https//www.fma.gv.at/en/special-topics/bank-resolution.html

107 オーストリア金融市場機構（FMA） ”Austria’s Financial Market Authority additionally becomes national resolution authority as of 1 January 2015”（2015 年 1 月 8 日） https//www.fma.gv.at/en/about-the-fma/media/press-releases/press-releases-detail/article/oesterreichs-finanzmarktaufsichtsbehoerde-fma-uebernimmt-mit-112015-auch-die-funktion-als-national.html?F=0&cHash=d6d99269822b760459a68dc95cad5ebd

綻処理を決定した。Heta は 2009 年にオーストリア政府によって国有化されたヒポ･アルペ･アドリア銀行（Hypo Alpe-Adria-Bank International AG, HBInt）の不良資産の保有及び処理を行うために整理会社（wind-down company）として設立されたが、2015 年 2 月に健全性リスク（insolvency risk）の面で問題がある旨を FMA やオーストリア政府に通知した。そこで FMA は Heta を管理下に置き、2016 年 5 月末まで同社の債務返済を一時停止させる決定を下した[108]。

また、2015 年 5 月 28 日のオーストリア・フォルクスバンク（Österreichische Volksbanken-AG, VBAG）の株主総会において、同行を中央機関としての業務とその他の業務（remainder of VBAG）に分け、中央機関としての業務はフォルクスバンク・ウィーン・バーデン（Volksbank Wien-Baden：現フォルクスバンク・ウィーン, Volksbank Wien）に移し、その他の業務は、BaSAG 第 162 条に基づき整理会社の「immigon portfolioabbau ag」が行うことになった[109]。

2016 年 1 月より、銀行破綻の際のつなぎ資金の原資として、単一破綻処理基金（Single Resulution Fund, SRF）が創設され、銀行の規模とリスク状況に応じて拠出金が定められている。SRF は 2024 年までに EU 全構成国の対象預金額の 1%の積み上げを完遂することを目指している。同じく 2016 年 1 月から、EU レベルの破綻処理任務を所管する単一破綻処理委員会（Single Resolution Board, SRB）が再建計画策定や破綻行の処理に関する業務を担当することとなり（SRB 自体の稼働は 2015 年 1 月から）[110]、EU レベルの単一破綻処理制度という目標は達成されたといえる。

② 第二次金融商品市場指令

2018 年 1 月、EU の第二次金融商品市場指令（Markets in Financial Instruments Directive Ⅱ, MiFID Ⅱ）が EU 域内で施行された[111]。同指令は、複雑化する金融商品市場のリスクから投資家を保護するため、2007 年の第一次金融商品市場指令の改正指令として 2014 年に欧州連合理事会で可決されたものであり、アルゴリズム取引や商品デリバティブ市場への規制、金融商品取引業者に対する厳格な情報開示義務等を定める[112]。オーストリアの銀行はグループ内で金融商品を取り扱っている場

---

[108] オーストリア金融市場機構（FMA） ”FMA orders resolution of “Heta Asset Resolution AG” by administrative ruling in accordance with the Federal Act on the Recovery and Resolution of Banks（BaSAG） and enforces a temporary moratorium on its debts.”（2015 年 3 月 1 日）
https//www.fma.gv.at/en/about-the-fma/media/press-releases/press-releases-detail/article/fma-ordnet-per-bescheid-die-abwicklung-der-heta-asset-resolution-ag-gemaess-dem-bundesgesetz-z.html?cHash=9bb97877034b22d147432b97c1925584&F=2 及び
オーストリア国立銀行（OeNB） ”Facts on Austria and Its Banks”（2015 年 10 月）
https//www.oenb.at/en/Publications/Financial-Market/Facts-on-Austria-and-Its-Banks.html

[109] Volksbank AG, annual report, page 4, immigon portfolioabbau ag,annual report 2015, page 6

[110] OeNB “Facts on Austria and its Banks”（2016 年 4 月）

[111] Reuter 「UPDATE 1-EU、新金融規制『MiFID』導入の 1 年延期を検討」（2015 年 11 月 10 日）
http://jp.reuters.com/article/eu-markets-regulations-idJPL3N13539P20151110

[112] 大橋善晃（日本証券経済研究所）「第 2 次金融商品市場指令（MiFIDⅡ）の概要」（2014 年 11 月 27 日）
http://www.jsri.or.jp/publish/topics/pdf/1411_01.pdf

合が少なくないことから、本規制の国内適用により影響を受けると考えられる。

例えばオーストリア労働・経済・郵便貯金銀行（Bank für Arbeit und Wirtschaft und Österreichische Postsparkasse AG, BAWAG P.S.K.）は低金利で利鞘を稼ぎにくい中、リテール部門における投資商品のクロスセルに重点を置き、社債に強みを持つ仏系投資会社のアムンディ（Amundi）と協力して主にバランス型のファンドを取り扱っている。個別株は取り扱っていないが、その背景には、同行の顧客が元々リスク回避的であることに加え、MiFID Ⅱにより顧客の属性や選好に応じた商品選択を慎重に行わなければならなくなると予想されることがある[113]。

③ EU 一般データ保護規則

2018 年 5 月 25 日より EU 一般データ保護規則（General Data Protection Regulation, GDPR）が適用された。GDPR は、EU を含む欧州経済領域（EEA）域内で取得した「氏名」や「クレジットカード番号」などの個人データを EEA 域外に移転することを原則禁止し、個人の権利を強化することを目指している。EU 規則は加盟国に直接適用される。オーストリアにおいては、2018 年データ保護適用法（2018 Data Protection Adaptation Act）が制定された。これは 2000 年データ保護適用法（2000 Data Protection Adaptation Act）を EU 法に沿って改定した附則としての位置づけである[114]。

④ 第 2 次決済サービス指令

2015 年 11 月に EU は、決済の安全性・安定性向上、利用者保護、決済サービス市場の効率化、フィンテック企業も含めたレベル・プレイング・フィールド（競争上の公平性）の確保等の観点から、決済サービス指令を改正し、第 2 次決済サービス指令（Payment Services directive 2, PSD2）を採択、2018 年 1 月 13 日期限で各国が法制化しすることとなった。オーストリアでは決済サービス指令を受け支払サービス法（Payment Services Act, Zahlungsdienstegesetz, ZaDiG）として法制化されていたが、第 2 次決済サービス指令に沿う形で 2018 年支払サービス法（Payment Services Act 2018, ZaDiG2018）として施行された[115]。

⑤ 信頼できる AI への倫理指針案

2018 年 12 月に欧州委員会は、人工知能（AI）の倫理指針案（Draft Ethics guidelines for trustworthy AI）を公表した。今後は意見公募を経て 2019 年 3 月には最終的な倫理方針がまとめられる。指針案では透明性や説明責任を提示しつつ、デザインの初期段階からプライバシー保護や差別の防止、人間による監視などを組み込むことを推奨している。また、GDPR 同様に欧州での基準がグローバルスタンダードとなることを

[113] 2016 年 11 月の BAWAG P.S.K. へのヒアリングに基づく。
[114] オーストリア金融市場機構 “ Facts and Figures, Trends and Strategies 2018” 114 ページ https://www.fma.gv.at/en/publications/facts-and-figures-trends-and-strategies/
[115] オーストリア金融市場機構 “ Facts and Figures, Trends and Strategies 2018” 59 ページ

展望して EU の競争力を高める狙いもある[116]。

⑥ 金融規制当局の動向

オーストリア金融市場機構（Financial Market Authority, Finanzmarktaufsicht, FMA）は 2017 年に監督改革パッケージを纏め上げ 2018 年より実施している。これにより監督業務の透明性、管理プロセスの簡易化、法的保護の改善、リスクベースに見合った管理監督体制の向上や強化を目指している。また、連邦財務省（Federal Ministry of Finance, Bundesministerium für Finanzen, BMF）やオーストリア国立銀行（Österreichische Nationalbank, OeNB）との統合監督体制の最適化も志向している。

FMA は中期戦略である FMA Strategy 2018-2023: “Transparent, proportional and European supervision. Increase synergies and take advantage of digitalisation!” を公表するとともに、年次で監督検査焦点（supervisory and inspection focuses）を掲げ透明性を高めている。2018 年の焦点は資本ベースの強化、内部コントロールシステムとガバナンス構造の最適化、危機管理の改善、消費者保護の強化、マネーロンダリング回避への取り組み、デジタル化によるリスク管理強化を挙げている[117]。

3. オーストリア労働・経済・郵便貯蓄銀行の今後の動向

(1) 新たな個人金融サービスの提供の動向

オーストリア労働・経済・郵便貯金銀行（Bank für Arbeit und Wirtschaft und Österreichische Postsparkasse AG, BAWAG P.S.K.）の持株会社である BAWAG GROUP AG は、4 つの戦略を掲げている。コアマーケットである DACH 地域（ドイツ・オーストリア・スイス）での顧客ビジネスの成長、デジタル化や店舗網を駆使しての良好かつ長期的な顧客リレーション構築による顧客サービスの提供、外部環境変化に対応したあらゆるビジネスと機能の効率化、強固な資本・財務ベース構築を柱とする。BAWAG P.S.K.が 2019 年末までに完遂するオーストリア・ポストとの提携解消も上記戦略の一環と言える。

BAWAG Group では、事業特性によって 5 つの部門に分類している。BAWAG P.S.K. Retail 部門、easygroup 部門、International Business 部門、DACH Corporate & Public Sector 部門、Südwestbank（2017 年に合併したドイツの地域銀行）部門である。リテール金融サービスでは、成長対面チャネル、無人端末、オンラインサービスなどのオムニチャネル強化に取り組んでいる。特に同行が注力するのが、セルフサービスチャネルやデジタルチャネルの整備である。2014 年、同行のダイレクトバンキング子会社 easybank は石油元売り大手のシェル（Shell）と戦略的

[116] EU 欧州委員会 “ Draft Ethics guidelines for trustworthy AI”
[117] オーストリア金融市場機構 “ Facts and Figures, Trends and Strategies 2018” 11~17 ページ

パートナーシップ関係を結び、国内 125 ヶ所以上のガソリンスタンドに ATM を設置した。また 2015 年 6 月に新しい本人認証システム（identity verification system）を導入し、消費者ローンの申し込み手続きは 100%オンラインで行われるようになった。これは国内銀行としては唯一の例である[118]。

オムニチャネル強化とともに DACH 地域ではクロスボーダー成長戦略を積極化させている。2017 年にはドイツのバーデン・ヴュルテンベルグ州シュツットガルドに本店を置く Südwestbank を合併し約 9 万のリテールとコーポレート顧客へのアクセスを獲得した。また、クレジットカードビジネスの PayLife の合併により約 60 万の顧客ベースを獲得した。さらに、ドイツのハンブルグの建築組合である Deutscher Ring Bausparkasse の合併契約に調印した[119]。2018 年 1 月には、ベルリンに本拠地がある SMEs（small and medium-sized enterprises）に特化したオンライン貸出会社である Spotcap との戦略的パートナーシップを、5 月には家電販売店 MediaMarktSaturn や 10 月には小売企業の Metro Cash & Carry Austria とのリテール部門での戦略的パートナーシップを発表した[120]。今後もインオーガニック、オーガニック両面より顧客ベースやマーケットシェア拡大による成長戦略を継続していくこととなる。

easygroup の中核会社がオーストリアで最大のダイレクトバンキングである easybank である。口座数は 130 万を超え(2017 年単年で 110%増)、預金残高は 38.1 億ユーロ（前年比 2.2%減）に上り、総資産は 40.8 億ユーロである（2017 年 12 月末）。2017 年の当期利益は 9,381 万ユーロ(前年比 84.7%増)を計上した[121]。同行は質の面でもオーストリアの金融誌「Der Börsianer」の選ぶ「Best Direct Bank in Austria 2017」を受賞し、「Austrian Financial Marketing Association」からは 7 年連続で「#1 direct bank」として選ばれ、外部から高い評価を受けている。

[118] オーストリア労働・経済・郵便貯蓄銀行 “ CONSOLIDATED ANNUAL REPORT 2015”
[119] BAWAG Group “ CONSOLIDATED ANNUAL REPORT 2017” 4~11 ページ
[120] BAWAG Group プレスリリース
[121] Easybank annual report 2017

(2) その他の郵便貯金の動向

2016 年 6 月 22 日、BAWAG P.S.K.は、フォルクスバンク協会（Volksbanken-Verbund）と共同会見し、フォルクスバンク・グループが 100%保有する start:bausparkasse（建築貸付組合）と IMMO Bank（フォルクスバンク・グループの特定目的銀行）の 2 行の株式を買い取り、グループ傘下に置くことを発表した。買収の背景には、BAWAG P.S.K.のリテール金融部門強化における次のステップとして、住宅・不動産金融を強化するという目標がある。2016 年 12 月 1 日、買収手続が完了したことで 2 行は BAWAG P.S.K.グループ傘下に入り、一部の経営陣は BAWAG P.S.K.や easybank から派遣された[122]。

2016 年 4 月にムーディーズ（Moody's）は同行への発行体格付を Baa1 から A3 に一段階引き上げた。その理由として、（1）収益性の回復、（2）ローン担保証券の売却によるバランスシートの改善、（3）Tier1 資本等にみられる経営健全性の向上が挙げられている[123]。2017 年 4 月には更に一段階引き上げ、オーストリアの銀行の中では最上級の A2 となった[124]。

[122] BAWAG P.S.K.プレスリリース“BAWAG P.S.K. GROUP TO ACQUIRE START:BAUSPARKASSE AND IMMO-BANK FROM VOLKSBANKEN-VERBUND”（2016 年 6 月 22 日）
https://www.bawagpsk.com/linkableblob/BAWAGPSK/313284/a635f3cdb568d9a5a0ded5e774167f22/20160622-bawag-p-s-k--group-to-acquire-start-bausparkasse-and-immo-bank-from-volksbanken-verbund-data.pdf
及び BAWAG P.S.K.プレスリリース“BAWAG P.S.K.: ACQUISITION OF START:BAUSPARKASSE AND IMMO-BANK FROM VOLKSBANKEN-VERBUND SUCESSFULLY CONCLUDED”（2016 年 12 月 1 日）
https://www.bawagpsk.com/linkableblob/BAWAGPSK/350532/9fd6c446d301cb067c6892a298bc6418/20161201-acquisition-of-start-bausparkasse-concluded-data.pdf

[123] Moody's Investors Service “Moody's upgrades BAWAG P.S.K.'s ratings to A3, outlook remains positive”（2016 年 4 月 12 日）

[124] BAWAG Group “ CONSOLIDATED ANNUAL REPORT 2017” 10 ページ

＜出所資料一覧＞

【国際機関・外国機関文献・データベース】

- CEIC Global Database
- Centre for European Policy Studies, “Investigating Diversity in the Banking Sector in Europe, Key Developments, Performance and Role of Cooperative Banks”（2010 年）
- Centre for European Policy Studies, Investigating Diversity in the Banking Sector in Europe, The Performance and Role of Savings Banks（2009 年）
- アメリカ合衆国中央情報局（CIA）”The World Factbook”
- 欧州委員会（Euporean Commission） ” Country Report Austria 2015”
- 欧州委員会（Euporean Commission）ウェブサイト
- 欧州投資銀行（Euporean Investment Bank）ウェブサイト
- IMF World Economic Outlook October 2018
- 日本国外務省ウェブサイト
- 預金保険機構
- 日本貿易振興機構（ジェトロ）

【中央銀行・監督官庁・銀行協会等 HP】

- オーストリア国立銀行（OeNB）
- オーストリア金融市場機構（FMA）
- 欧州中央銀行（ECB）
- 世界銀行（WB）
- 国際決済銀行（BIS）
- 国際通貨基金（IMF）

【論文・雑誌・業界紙】

- 大橋善晃（日本証券経済研究所）「第 2 次金融商品市場指令（MiFID Ⅱ）の概要」（2014 年 11 月 27 日）
- 財団法人自治体国際化協会「オーストリアの地方自治」（2004）
- 農林中金総合研究所「欧州の協同組合銀行グループの 相互援助制度と一体性–オランダ, ドイツを中心に–」（農林中金総合研究所『農林金融』2008 年 6 月）
- THE BANKER
- Förderportal “Bausparvertrag – welche Banken bieten die besten Konditionen beim Bausparen?”
- Frances Coppola “The lesson behind the austrian co-op banking disaster”
- Post and Parcel “Austrian Post and BAWAG P.S.K launch banking strategy”

（2010 年 10 月 14 日）

- Reuter
- Bloomberg

【郵政公社・郵貯等】

- オーストリア労働・経済・郵便貯蓄銀行（BAWAG P.S.K.）
- オーストリア・ポスト（Österreichische Post）

【民間金融機関等 HP】

- AK Wien
- オーストリア銀行（Bank Austria）
- 第二貯蓄銀行
- easybank
- エアステ・グループ（Erste Group）
- immigon portfolioabbau ag
- ムーディーズ（Moody's）
- ライファイゼン・インターナショナル（RBI）
- ライファイゼン州銀行・ニーダーエスターライヒ=ウィーン（Raiffeisenlandesbank NÖ-Wien AG）
- オーバー銀行
- オーストリア・フォルクスバンク（VBAG）
- ウィーン証券取引所
- フォルクスバンク・ウィーン（Volksbank Wien AG）

XVII. オランダ
（The Netherlands）

＜目次　～オランダ～＞

第 1 章　市場環境の特徴 3
第 2 章　金融制度概要 4
1.　金融機関の種類 4
(1)　銀行の業態 4
(2)　民間商業銀行（commercial banks） 5
(3)　協同組織金融機関（Rabobanks） 11
(4)　外国銀行 11
(5)　信用組合（Credit Unions） 13
2.　監督官庁と指導体制 14
(1)　重要性の高い銀行に対する監督制度 15
(2)　重要性の低い銀行に対する監督制度 16
3.　オランダの金融制度の特徴 17
4.　預金保険制度の枠組み 18
5.　個人資産運用に関わる税制全体の中での預貯金税制 19
第 3 章　郵貯銀行の概要 21
1.　設立目的・沿革概要 21
2.　組織形態 21
(1)　経営形態 21
(2)　金融サービス提供の形態 22
(3)　窓口取扱時間 23
3.　主な業務内容 23
(1)　預金業務概要（提供商品） 23
(2)　資金運用方法 24
(3)　貸付業務概要 24
(4)　送金・決済業務概要 26
(5)　国際業務概要 26
(6)　付随業務概要 27
4.　会計基準と財務諸表 28
第 4 章　金融セクターにおけるリテール金融機関の特徴 29
1.　ING 銀行 29
(1)　ING 銀行の特徴 29
(2)　金融市場の中での ING 銀行の競争力 29
2.　PostNL 社 31
3.　ラボバンク 34
(1)　ラボバンクの特徴 34
(2)　金融市場の中でのラボバンクの競争力 34
4.　ABN アムロ銀行 37

(1) ABN アムロ銀行の特徴 37
(2) 金融市場の中での ABN アムロ銀行の競争力 38
5. 家計の金融資産負債の動向 40
第 5 章 最近の金融動向と今後の展望 43
1. 最近の金融動向 43
(1) マイクロファイナンスなどソーシャルファイナンスの現況等 43
(2) 国有銀行再上場の動き 44
(3) 銀行同盟の展開とオランダの対応 45
(4) 住宅需要の成長 48
(5) 消費者・市場庁レポート「オランダリテール銀行セクターの参入障壁」 50
(6) サーキュラーエコノミーファイナンス・ガイドライン 50
2. 最近のリテール決済の動向 51
(1) キャシュレス化の現状 51
(2) モバイル決済の動向 53
(3) リテール決済に関する法規制の状況 55
3. 今後の ING 銀行の動向 56
(1) 構造改革による保険投資部門切り離し 56
(2) 中期経営戦略シンクフォワード（Think Forward Strategy） 57
(3) デジタル化の推進 59
(4) その他戦略事項 60
＜出所資料一覧＞ 61

＜略語集＞

略語	原語（英語）	日本語訳
ABP	Stichting Pensioenfonds ABP	オランダ公務員年金基金
ACM	Autoriteit Consument & Markt	消費者・市場庁
AFM	Autoriteit Financiële Markten	金融市場庁
AISP	Account Information Service Provider	口座情報サービス提供者
BNG	Bank Nederlandse Gemeenten	オランダ自治体金融公庫
BRRD	Bank Recovery and Resolution Directive	銀行再建及び破綻処理に関する指令
CET1	Common Equity Tier1	普通株等 Tier1
CPMI	Committee on Payment and Market Infrastructure	決済・市場インフラ委員会
CRD	Capital Requirements Directive	資本要求指令
CRR	Capital Requirements Regulation	資本要求規則
DGF	Deposit Guarantee Fund	預金保険基金
DGS	Deposit Guarantee Scheme	預金保険制度
DNB	De Nederlandsche Bank	オランダ中央銀行
DR	Depositary Receipt	預託証券
EBA	European Banking Authority	欧州銀行監督機構
EC	European Commission	欧州委員会
ECB	European Central Bank	欧州中央銀行
ECBS	European Committee for Banking Standards	欧州銀行基準委員会
EDIS	European Deposit Insurance Scheme	欧州預金保険制度
EEA	European Economic Area	欧州経済領域
EU	European Union	欧州連合
GDPR	General Data Protection Regulation	一般データ保護規制
HIB	Health Impact Bond	ヘルスインパクトボンド
IBAN	International Bank Account Number	国際銀行口座番号
IFRS	International Financial Reporting Standard	国際会計基準
IFRS-EU	International Financial Reporting Standards-EU	EU 会計基準
MFI	Monetary Financial Institution	通貨金融機関
NRF	National Resolution Fund	破綻処理基金
NLFI	Stichting administratiekantoor beheer financiële instellingen	金融管理財団
NVB	De Nederlandse Vereniging van Banken	オランダ銀行協会
NWB	Nederlandse Waterschapsbank	オランダ水道整備金融公

		庫
OECD	Organisation for Economic Co-operation and Development	経済協力開発機構
PFZW	Pensioenfonds Zorg en Welzijn	オランダ厚生福祉年金基金
PISP	Payment Initiation Service Provider	決済指図伝達サービス提供者
PSD2	Payment Services Directive 2	第 2 次決済サービス指令
ROIC	Return on Investment Capital	投下資本収益率
SIB	Social Impact Bond	ソーシャルインパクトボンド
SGDs	Sustainable Development Goals	持続可能な開発目標
SRB	Single Resolution Board	単一破綻処理委員会
SSM	Single Supervisory Mechanism	単一監督メカニズム
STAK AAG	Stichting Administratiekantoor Continuïteit ABN AMRO Group	ABN アムログループ管理財団
UNICEF	United Nations Children's Fund	国際連合児童基金
WFT	Wet op het financieel toezicht	金融市場及びそれに関する監督規則に関する法律（金融監督法）
WTK	Wet toezicht kredietwezen 1992	1992 年与信システム監督法

第 1 章　市場環境の特徴

図表 1：オランダの概要

分類	項目		
一般事情	面積	41,864平方キロメートル	
	人口	1,713万人（2018年、IMF推計）	
	主要都市	アムステルダム	
	民族	-	
	言語	オランダ語	
	宗教	キリスト教、イスラム教、ヒンズー教、仏教、その他	
	在留邦人数	9,223人（2017年10月）	
政治体制・内政	政体	立憲君主制	
	元首	ウィレム・アレキサンダー国王	
	議会	二院制(第2院(下流)150議席、第1院(上院)75議席)	
	首相	マルク・ルッテ首相	
経済	主要産業	卸売・小売業、製造業（食品・飲料加工、化学・薬等）、医療・社会福祉業等	
	GDP	9,453億ドル（2018年、IMF推計）	
	1人あたりGDP	55,185ドル（2018年、IMF推計）	
	実質GDP成長率	3.2%（2018年、IMF推計）	
	通貨	ユーロ。1ドル＝0.86ユーロ、1ユーロ＝132.15円　(2018/9/30)	

（出所）IMF "World Economic Outlook April 2018" http://www.imf.org/external/datamapper/datasets/WEO、
外務省海外在留邦人数調査統計 http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/page22_000043.html 等をもとに作成

2017 年 3 月 15 日に行われたオランダ下院選挙では最大与党の自由民主国民党（VVD）が第 1 党となり、反イスラムと EU 離脱を訴える自由党（PVV）は第 2 党にとどまった。2017 年 10 月 26 日には VVD、キリスト教民主同盟（CDA）、民主 66（D66）、キリスト教連合（CU）の連立 4 党からなる第 3 次ルッテ内閣が発足した[1]。

図表 2：オランダの主要経済指標

	単位	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
人口	万人	1,638	1,645	1,653	1,662	1,669	1,676	1,680	1,687	1,694	1,703	1,708	1,713
名目GDP	億ドル	8,406	9,407	8,601	8,379	8,946	8,294	8,670	8,810	7,584	7,775	8,257	9,453
1人あたりGDP（名目	ドル	51,311	57,197	52,033	50,433	53,590	49,502	51,592	52,240	44,777	45,658	48,346	55,185
実質GDP成長率	%	3.7	1.7	-3.8	1.4	1.7	-1.1	-0.2	1.4	2.3	2.2	3.1	3.2
消費者物価上昇率	%	1.6	2.2	1.0	0.9	2.5	2.8	2.6	0.3	0.2	0.1	1.3	2.0
経常収支	GDP比%	6.0	4.1	5.8	7.4	9.1	10.8	9.9	8.6	8.7	8.4	9.8	9.6
財政収支	GDP比%	0.2	0.2	-5.4	-5.0	-4.3	-3.9	-2.4	-2.3	-2.0	0.4	0.5	0.6
政府債務	GDP比%	42.4	54.5	56.5	59.3	61.6	66.3	67.8	68.0	64.6	61.8	56.7	53.5

（出所）IMF "World Economic Outlook April 2018"をもとに作成 http://www.imf.org/external/datamapper/datasets/WEO

1 JETRO「第 3 次ルッテ内閣が正式に発足、4 党の連立政権－議席は辛うじて過半数、右派勢力の支持率が上昇－（オランダ）」（2017 年 11 月 2 日）（https://www.jetro.go.jp/world/europe/nl/basic_01.html）（2018 年 10 月 15 日確認）

第 2 章　金融制度概要

オランダの金融機関（financial enterprises[2]）は、「金融市場及びそれに関する監督規則に関する法律（通称：金融監督法）」（Act of 28 of September 2006, on rules regarding financial markets and their supervision, Wet van 28 september 2006, houdende regels met betrekking tot de financiële markten en het toezicht daarop, WFT）（施行は 2007 年 1 月）を根拠法とし、同法により業務内容等についての定義がなされている。そのうち銀行は、「機関投資家市場以外の場所から広く要求払の資金（callable funds）を集め、それを原資とした貸出を行う組織」と定義される[3]。

1.　金融機関の種類

(1) 銀行の業態

上記「金融監督法」により、オランダの銀行は「与信機関（credit institutions）」と分類されている。与信機関は、民間商業銀行および協同組織金融機関（Rabobanks）で構成される。

図表 3：オランダにおける銀行の業態分類（2017 年 12 月末時点）

業態 （数）	総資産 （シェア）	家計預金残高 （シェア）	根拠法	特徴
民間商業銀行 （commercial banks） （26）	1 兆 6,993 億 ユーロ （73.8%）	6,344 億ユーロ （79.7%）	金融監督法 （Financial Supervision Act）	90 年代以降に合併が進み、大手 3 行の寡占状態となっている。
協同組織金融機関 （Rabobanks） （103）	6,030 億 ユーロ （26.2%）	1,615 億ユーロ （20.3%）		中央与信機関のラボバンク・ネダーランドの傘下に 102 行のラボバンクを擁する協同組織金融機関。

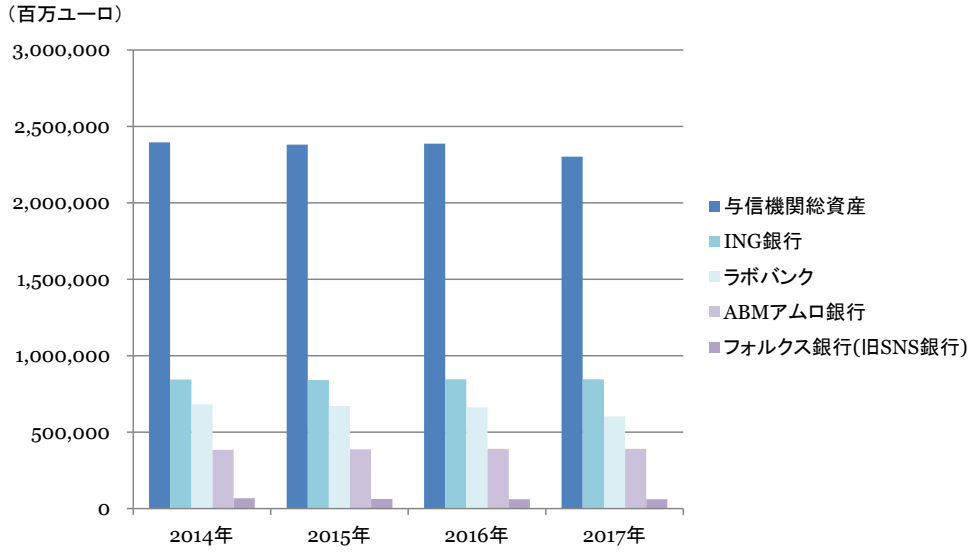
（出所）オランダ中央銀行”Financial data of individual banks”
https://statistiek.dnb.nl/en/downloads/index.aspx#/details/financial-data-of-individual-banks/dataset/7f3c11f9-647d-4014-91bc-07cfe44a1d61/resource/0dcd5881-8146-4f6a-98bf-1b921f254a6f (閲覧日：2018 年 9 月 19 日)

2 “financial institutions”は”financial enterprises”に含まれる別個の機関として取り扱われる。
3 Government of the Netherlands ” Engelse vertaling van de Wft”
https://www.rijksoverheid.nl/documenten/brieven/2009/11/16/engelse-vertaling-van-de-wft

(2) 民間商業銀行（commercial banks）

現在のオランダの民間商業銀行セクターは、少数の巨大銀行グループによる寡占として特徴づけられる。図表 4 は総資産で上位 4 行の ING 銀行（ING Bank）、ラボバンク（Rabobank）、ABN アムロ銀行（ABN AMRO Bank）、フォルクス銀行（de Volksbank（旧：SNS 銀行（SNS Bank））の国内総資産データを比較したものである。これら 4 行は 4 大銀行と呼ばれ、2017 年 12 月末の総資産（グループ全体・海外含む）の合計額は 1.9 兆ユーロであり、国内の与信機関（credit institutions）の総資産額 2.3 兆ユーロの 82.6%に相当する。グループ総資産額で首位に立つのが民間商業銀行の ING 銀行、次いで協同組織金融機関のラボバンクである。

図表 4：オランダ国内大手銀行の総資産額 （2014-2017 年）

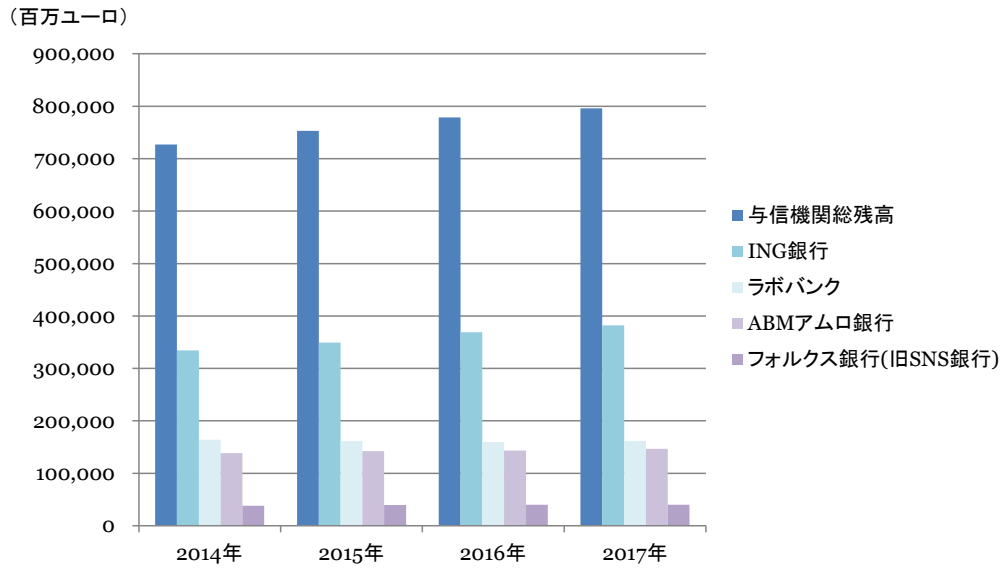


（注）各年 12 月末の数値
（出所）オランダ中央銀行 “Financial data of individual banks ”をもとに作成
https://statistiek.dnb.nl/en/downloads/index.aspx#/details/financial-data-of-individual-banks/dataset/7f3c11f9-647d-4014-91bc-07cfe44a1d61/resource/0dcd5881-8146-4f6a-98bf-1b921f254a6f（閲覧日：2018 年 9 月 19 日）

また、2013 年末で、個人の預金残高、企業向け貸出残高、住宅ローン・証券化商品いずれの分野でも、3~4 の大手銀行で 6～9 割のシェアを有していた[4]。2017 年末の残高を分野別に見てみると、4 大銀行の割合は個人預金では 91.8%、企業向け貸出では 85.8%、住宅ローンでは 92.6%、金融資産では 88.8%を占める。

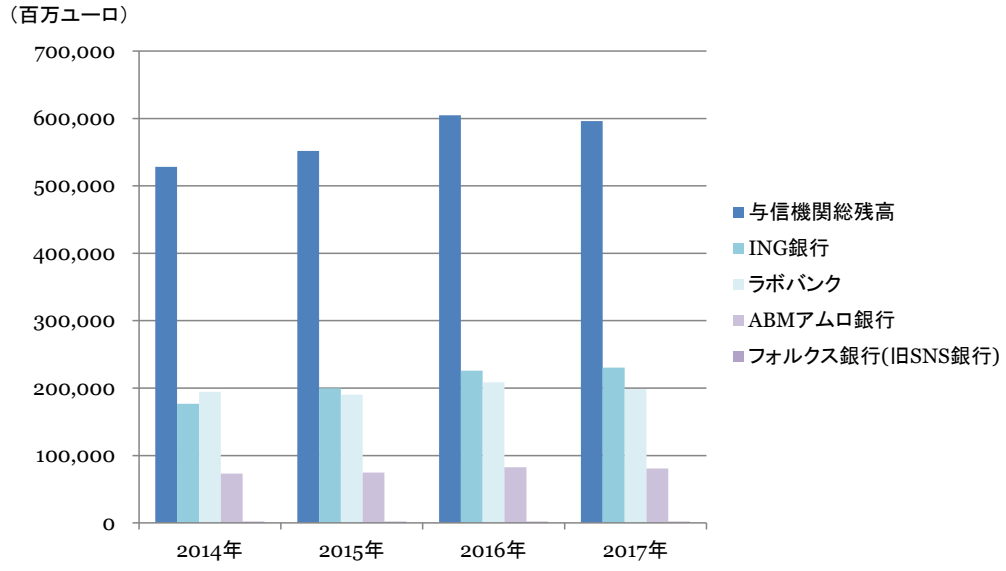
4 オランダ中央銀行 “Visie op de structuur van de Nederlandse bankensector”（2015）

図表 5：オランダ国内大手銀行の個人預金残高（2014-2017 年）



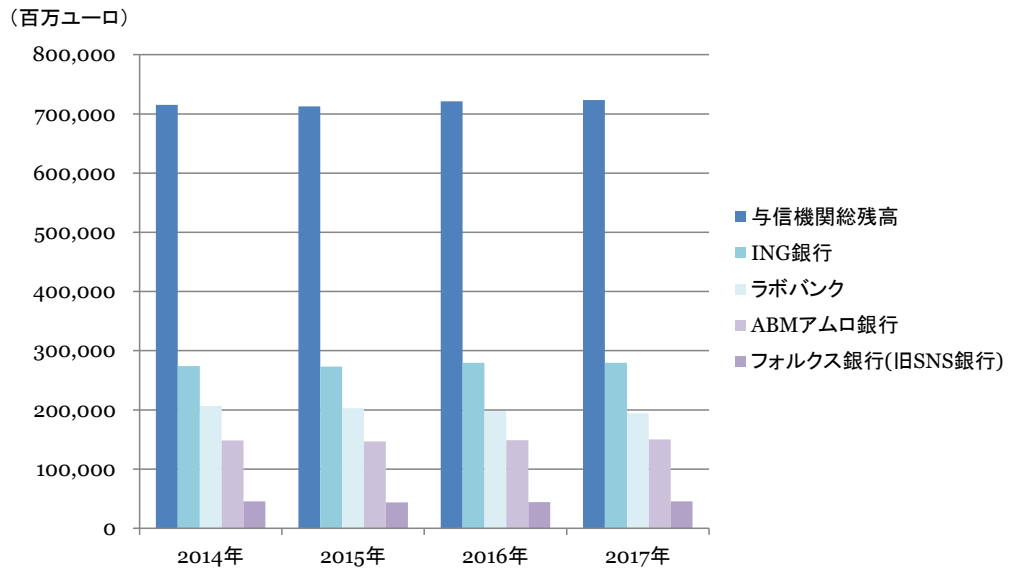
（注）各年 12 月末の数値
（出所）オランダ中央銀行 “Financial data of individual banks ”をもとに作成

図表 6：オランダ国内大手銀行の企業向け貸出残高（2014-2017 年）



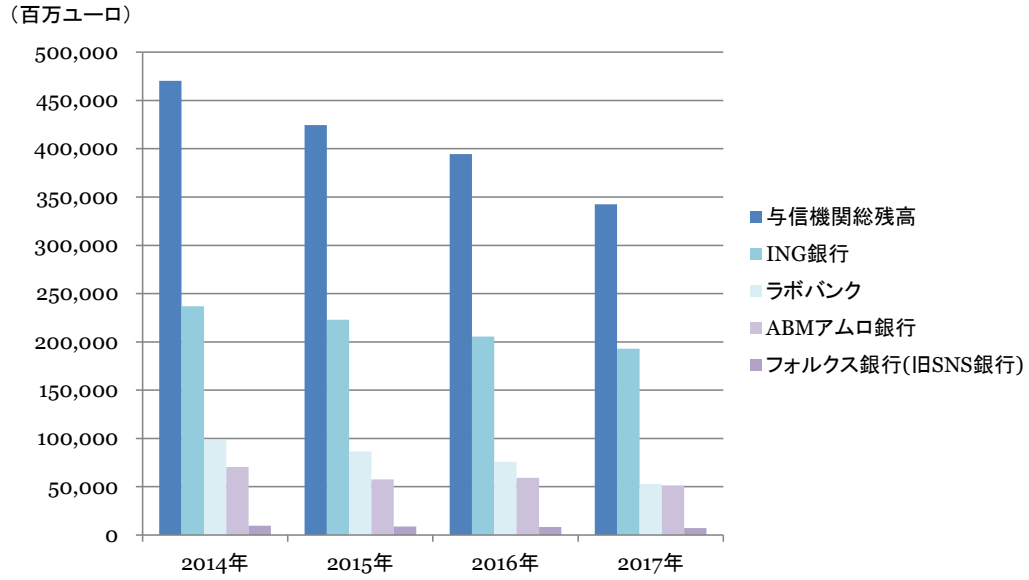
（注）各年 12 月末の数値
（出所）オランダ中央銀行 “Financial data of individual banks ”をもとに作成

図表 7：オランダ国内大手銀行の住宅ローン残高（2014-2017 年）



（注）各年 12 月末の数値
（出所）オランダ中央銀行 “Financial data of individual banks ”をもとに作成

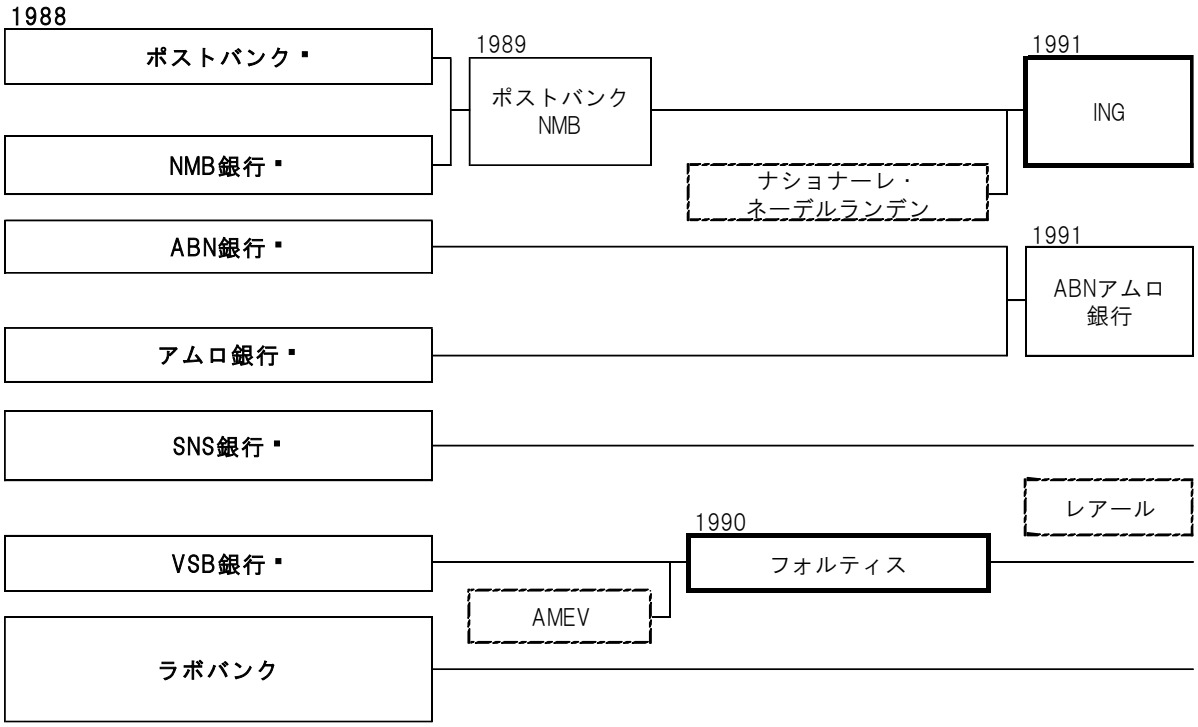
図表 8：オランダ国内大手銀行の金融資産残高（2014-2017 年）



（注）各年 12 月末の数値
（出所）オランダ中央銀行 “Financial data of individual banks ”をもとに作成

1980 年代においては、オランダの国内金融市場は中規模の銀行 7 行（ポストバンク（Postbank）、NMB 銀行（NMB Bank）、ABN 銀行（ABN Bank）、アムロ銀行（Amro Bank）、フォルクス銀行、VSB 銀行（VSB Bank）、ラボバンク）により支配されていたが、1980 年代後半から 1990 年代前半にかけて発生した国際競争力を高めるための合併等による規模の拡大と 1990 年の銀行業と保険業の兼営解禁[5]により、銀行同士ないし銀行と保険会社の合併が進んだ。その結果、現在のオランダの主要な銀行は ING 銀行、協同組織金融機関であるラボバンク、ABN アムロ銀行及びフォルクス銀行の 4 行に集約されている。

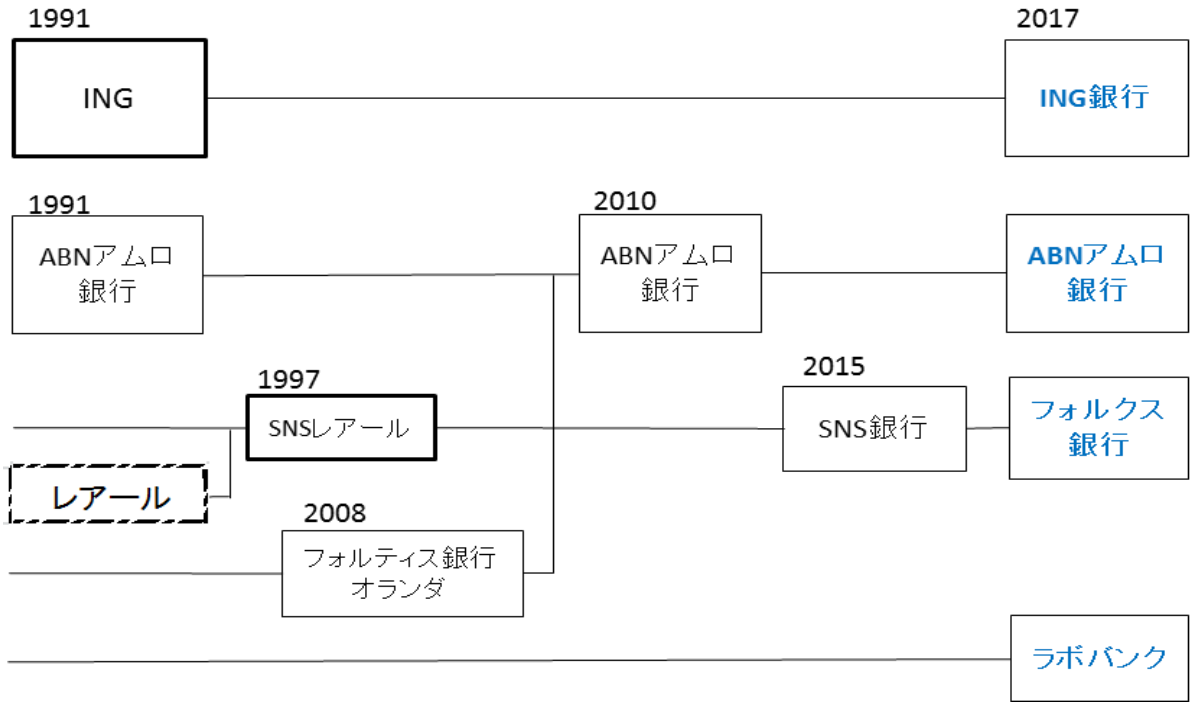
図表 9：オランダの主要銀行合併の経緯（1988-1991 年）



（注）細枠は銀行、斜線枠は保険会社、太枠は金融コングロマリットを指す
（出所）各行ウェブサイトをもとに作成(閲覧日：2018 年 9 月 19 日)

5 斉藤由理子・重頭ユカリ,『欧州の協同組合銀行』（2010）p49

図表 10：オランダの主要銀行合併の経緯（1991-2017 年）



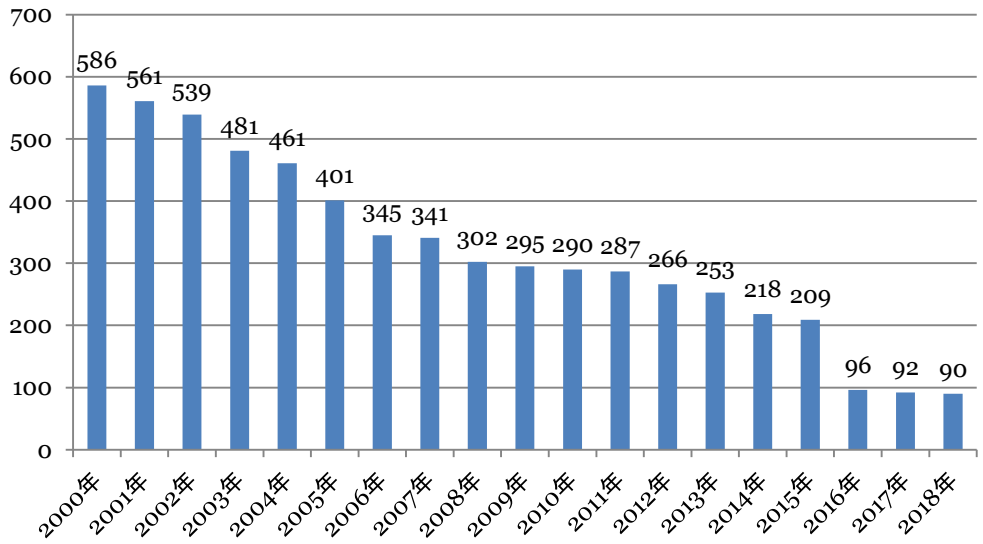
（注）細枠は銀行、斜線枠は保険会社、太枠は金融コングロマリットを指す
（出所）各行ウェブサイトをもとに作成(閲覧日：2018 年 9 月 19 日)

オランダの銀行数は合併によって減少を続けており、欧州中央銀行（European Central Bank, ECB）の統計では 2000 年に 586 行あった与信機関（credit institution）は 2005 年には 401 行、2017 年には 92 行にまで減少した（図表 11）。なお 2016 年 1 月に、与信機関数がそれまでの 209 行から 102 行にまで激減したが、これは協同組織金融機関ラボバンクの組織体制変更に係るものと考えられる。その後は減少のペースは落ちたものの、2018 年 9 月末時点で 90 行まで減少している。

なお、2016 年 10 月の報道情報によると、スウェーデンのノルデア銀行がオランダの国有銀行 ABN アムロ・グループに合併を提案していた。これに対し、オランダ政府を含めて協議されたが、最終的にオランダ政府が提案を拒否したとの説があるが、双方からは公式のコメントは出ていない[6]。

6 Bloomberg「ノルデアが ABN アムロに合併を提案、オランダ政府が拒否－関係者（2016 年）」（https://www.bloomberg.co.jp/news/articles/2016-10-06/OEN060SYF02H01）（2018 年 9 月 19 日閲覧）

図表 11：オランダの与信機関数(Credit Institutions)の推移（2000-2018 年）



（注）暦年末、2018 年は 9 月末。
（出所）ECB “Number of monetary financial institutions (MFIs) in the euro area : December 2017”をもとに作成
https://www.ecb.europa.eu/stats/ecb_statistics/escb/html/table.en.html?id=JDF_MFI_MFI_LIST（閲覧日：2018 年 9 月末）

こうした大手商業銀行は国内のみならず、グローバルに活動を広げている場合もある。特に ING 銀行は国際的な銀行専門誌 The Banker の発表した 2017 年の資本金、利益剰余金などを含む Tier1 のコア資本総額ランキング「世界の銀行トップ 1,000」（Top 1000 World Banks by Tier 1）において 33 位にランクインした[7]（協同組織金融機関のラボバンクは同じランキングで 42 位）。大手 4 行の CET1 比率（普通株式等 Tier1 比率）は 2017 年末で、ING 銀行が 14.7%、ラボバンクが 15.8%、ABN アムロ銀行が 17.7%、フォルクス銀行が 34.1%である[8]。

一方で、中小の商業銀行では有価証券や証券化などに広げた事業内容を縮小して本業の預金の受入と貸出に注力したり、海外の進出先から撤退したりといった事例が確認されている[9]。国内大手の ABN アムロ銀行も 2017 年度の営業収益に占める海外部門の比率は 22%であり、国内での事業展開が主となっている。[10]このように、オランダの銀行セクターでは形態が商業銀行に収斂する傾向が強まっている一方で、商業銀行のカテゴリー内では各行の業容の多様性が高まっている。

7 The Banker Database
http://www.thebankerdatabase.com/
8 オランダ中央銀行 ”Financial data of individual banks”
9 オランダ中央銀行 “Visie op de structuur van de Nederlandse bankensector”（2015）
http://www.dnb.nl/binaries/DNB-rapport%20Visie%20op%20de%20structuur%20van%20de%20Nederlandse%20bankensector_tcm46-323322.pdf
10 ABN AMRO “Annual Report2017” 205 ページのデータをもとに算出。

(3) 協同組織金融機関（Rabobanks）

欧州ではドイツ等で協同組合（cooperatives）や信用組合（credit unions）をルーツとする協同組織金融機関が国内で大きな存在感を示している。欧州における農業信用組合（agricultural credit unions）の成立背景には、貨幣経済の浸透に伴って農家も金融機関からの高利の貸付に頼らざるを得なかったという状況があった[11]。

ドイツの地方名望家フリードリッヒ・ウィルヘルム・ライファイゼン（Friedrich Wilhelm Raiffeisen）が自身の設立した慈善団体を 1864 年に改組して創設した”Heddesdorfer Darlehnskassen-Verein”[12]と呼ばれる組織が欧州農業信用組合の嚆矢とされる。共同や自助の精神に基づくこうした組合運動は間もなくオランダにも波及し、1895 年には国内で最初の農業信用組合銀行（agricultural credit union bank）が設立された。

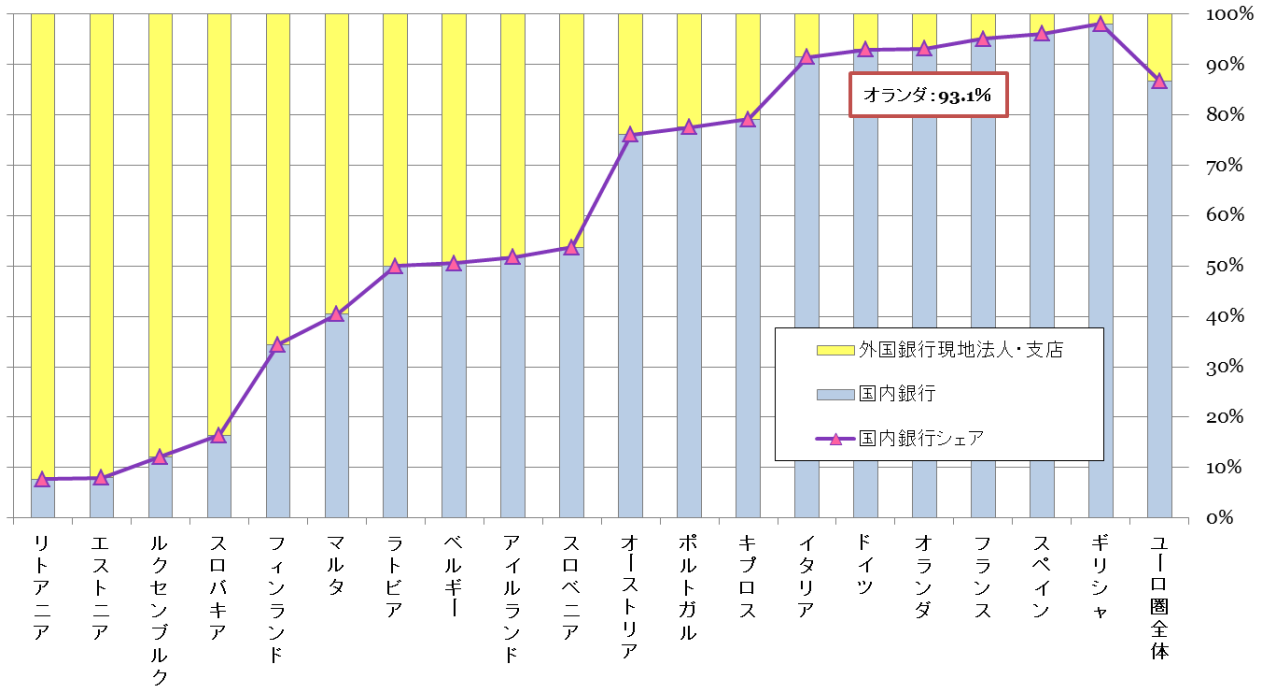
現在、オランダで協同組合をルーツとする金融機関は 1972 年創立のラボバンク・グループ（Rabobank Group）と呼ばれる金融グループに集約されており、国内のリテール金融部門において高いシェアを持ち、海外にも拠点を有する。ラボバンク・グループはオランダ国内では「中央与信機関（central credit institution）」という位置付けのラボバンク・ネダーランド（Rabobank Nederland）と傘下のローカル・ラボバンク（Local Member Rabobanks）等からなり、双方がグループ全体の政策を共同決定するものとされる[13]。

(4) 外国銀行

オランダは高度に組織され、かつ制度上優遇されている国内大手銀行の存在や複雑な手続きが原因で海外から参入困難な市場と見なされている（詳細は第 5 章 1. （5）参照）。オランダの銀行セクターにおいて外国銀行の現地法人又は支店によって保有される総資産は合計で 1,750 億ユーロと、銀行セクターの資産総額（2 兆 5,330 億ユーロ）の 6.9%にとどまり（2016 年）、スペインやフランスと並んで、銀行セクターの総資産に占める外国銀行のシェアが最も低い部類に入る（図表 12）[14]。

11 全国信用協同組合連合会「信用組合の歴史」
http://www.zenshinkumiren.jp/deai/deai_history.html
12 Rabobank “Rabo Short History”（2011）
13 Financial Supervision Act, Wet op het financieel toezicht, WFT
14 ECB “Report on Financial Structures”（2017 年 10 月）
https://www.ecb.europa.eu/pub/pdf/other/reportonfinancialstructures201710.en.pdf

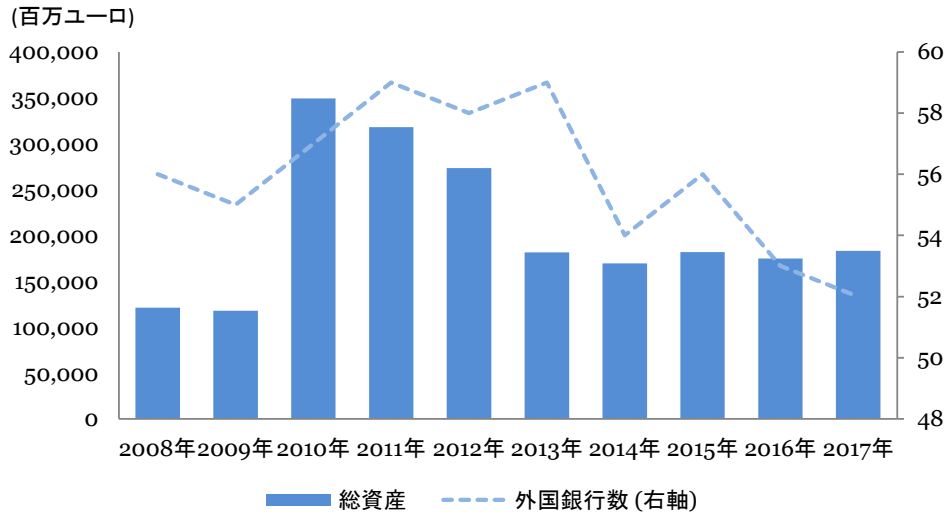
図表 12：ユーロ圏各国の国内銀行の総資産シェア（2016 年）



（出所）ECB “Report on Financial Structures”（October, 2017）Table 6
Total assets of domestic banking groups and foreign-controlled subsidiaries and branches ページ 73（閲覧日：2018 年 9 月 19 日）をもとに作成

外国銀行の数と総資産を見てみると、2010 年代前半をピークに減少したが、2013 年以降は総資産 1,700～1,800 億ユーロで落ち着いて推移している。

図表 13：オランダの外国銀行（2008-2017 年）



（注）各年 12 月末の数値
（出所）オランダ中央銀行 “Structural indicators of the Dutch banking sector according to number and balance sheet total ”をもとに作成

主要な外国銀行はいずれも欧州系で、ロイヤル・バンク・オブ・スコットランド（Royal Bank of Scotland）、ロイズ銀行（Lloyds Bank）、ドイツ銀行（Deutsche Bank）、Credit

Europe Bank である[15]。

日本の銀行としては三菱 UFJ 銀行、みずほ銀行、三井住友銀行の 3 行がいずれもアムステルダムに現地法人又は支店を開設している（図表 14）[16]。

三菱 UFJ 銀行は 2016 年にオランダにある現地法人を改称。2017 年度中に欧州事業を再編し、英国にある欧州を統括する本部は残す一方、英国を除くドイツやスペインなどにある約 10 か所の拠点をオランダにある現地法人の管轄とする方針を固めた[17]。

みずほフィナンシャルグループは 2017 年 1 月に現地法人を改称し、欧州拠点の組織改編を進めている。欧州みずほ銀行は、1974 年 3 月にオランダみずほ銀行としてアムステルダムにて開業し、その後ベルギー・ブリュッセル支店、スペイン・マドリッド駐在員事務所（2017 年 1 月に支店に格上げ）、オーストリア・ウィーン支店を開設し、欧州地域で 21 ヵ国をカバーする広域営業体制を構築してきた。商号変更により、オランダだけでなく欧州域内複数国を広範囲に担当する欧州現地法人としての役割をより明確にする[18]。

両行とも今回の改編でロンドンにある拠点の見直しには踏み込んでいないが、オランダの現地法人の機能強化で、英ＥＵ離脱の影響を抑える狙いがあるとみられる。

図表 14：オランダにおける日系メガバンクの進出状況（2018 年 9 月現在）

銀行名	進出形態	店名	所在地	備考
三菱 UFJ 銀行	現地法人	MUFJ 銀行（ヨーロッパ） MUFG Bank （Europe）N.V.	アムステルダム	2016 年現地法人オランダ三菱東京 UFJ 銀行（Bank of Tokyo-Mitsubishi JFJ (Holland)N.V.）より改称
みずほ銀行	現地法人	欧州みずほ銀行 Mizuho Bank Europe N.V.	アムステルダム	2017 年 1 月オランダみずほ銀行（Mizuho Bank Nederland N.V.）より改称
三井住友銀行	支店	欧州三井住友銀行 アムステルダム支店 Sumitomo Mitsui Banking Corporation Europe Limited, Amsterdam Branch	アムステルダム	

（出所）各行ウェブサイト、新聞報道をもとに作成

(5) 信用組合（Credit Unions）

オランダにおける信用組合の存在感は小さく、2017 年で 31 の信用組合に 750 人の組合員がいるのみである。15 歳から 64 歳の労働力人口に占める浸透率（penetration rate）もわずか 0.01%にすぎない[19]（図表 15）。

15 オランダ中央銀行 “Visie op de structuur van de Nederlandse bankensector ”（2015）
16 各行ウェブサイト
17 http://www.nfia-japan.com/news_jp.html?id=242(2017 年 6 月 11 日)（2017 年 6 月 29 日確認）
18 株式会社みずほ銀行プレスリリース（2017 年1 月4 日）（https://www.mizuhobank.co.jp/release/pdf/20170104release_jp.pdf）（2017 年6月29日確認）
19 World Council of Credit Unions “2015, 2016, 2017 Statistical Report” http://www.woccu.org/publications/statreport

図表 15：オランダの信用組合概況（2015-2017 年）

	2015年	2016年	2017年
信用組合数	18	29	31
組合員数	500	750	750
貯蓄/持分(米ドル)	8,741,641	6,313,530	7,799,127
融資(米ドル)	4,917,173	5,787,402	7,199,169
準備高(米ドル)	327,812	526,127	599,931
資産(米ドル)	5,463,526	6,313,530	7,799,100
浸透率(%)	0.005	0.005	0.01

（出所）World Council of Credit Unions, “2015, 2016, 2017 Statistical Report”をもとに作成
http://www.woccu.org/impact/global_reach/statreport（閲覧日：2018 年 9 月 18 日）

2. 監督官庁と指導体制

オランダにおいて金融セクター全体の規制・監督の根拠法となるのが「金融監督法」（WFT）である。同法はオランダで活動する金融セクターに課せられる規制の内容や監督手法を包括的に規定しており、金融市場の変化に対応するため毎年修正がなされる。

また与信機関については、「1992 年与信システム監督法」（Act on the Supervision of the Credit System 1992, Wet toezicht kredietwezen 1992, WTK）に従い、登録を行うことが求められる。

なお、2008 年のリーマンショックを発端として欧州に波及した世界金融危機や、2009 年のギリシャ債務危機を端緒とする欧州債務危機を経て、欧州連合（European Union, EU）では金融機関に対する規制監督の制度改革が行われた。欧州委員会（European Commission, EC）が発表した金融規制改革の全体的な構想を銀行同盟（Banking Union）といい、①単一監督メカニズム（Single Supervisory Mechanism, SSM）・②単一破綻処理メカニズム（Single Resolution Mechanism, SRM）・③預金保険制度（Deposit Guarantee Scheme, DGS）が具体的な制度改革として実行されている（本節では SSM について解説するが、その他銀行同盟構想の詳細については第 5 章 1. （3）を参照）。

EU における銀行の規制監督体制は、2014 年 11 月 4 日から単一監督メカニズムへと移行した。これは、従来は国内当局が主体で行ってきた銀行監督権限を、EU 構成国の中央銀行が参加する欧州中央銀行（ECB）へと委譲するものである。オランダも他の EU 構成国と同様、SSM を導入している。国内行のうち、欧州経済全体にとって重要（significant）だと考えられる銀行については、ECB がオランダ中央銀行（De Nederlandsche Bank, DNB）と協働しながら監督する制度となっている[20]。一方で欧州経済全体に対する重要性が低い（less significant）銀行については DNB と金融市場庁（Authority for the Financial Markets, Autoriteit Financiële Markten, AFM）の 2 つの国内機関によって監督を受ける[21]。

ただし、銀行に対する営業許可や取り消しは、銀行の重要性にかかわらず、ECB と

20 ECB “Guide to banking supervision”（2014）
21 制度上、ECB は重要性を問わず全ての銀行への監督権限を有している（ECB “Guide to banking supervision”（2014））が、重要性の低い銀行については各国当局に委ねる間接的（indirect）規制の方式を採っている。

国内規制当局がともに関与する共通の手続き（common procedures）が適用される。例えば新設される銀行から DNB に設立申請があった場合、DNB は国内法に基づく審査を経て ECB に申請を上げ、最終的に ECB が DNB の決定や関連する EU 法及び国内法に基づき審査を行い、許可を出すか否かを決定する[22]。

(1) 重要性の高い銀行に対する監督制度

2014 年 11 月、EU 構成国の中央銀行が参加する ECB が重要性の高い銀行を直接監督する単一監督メカニズム（SSM）が開始した。ECB は各国中央銀行スタッフと共同監督チーム（Joint Supervisory Teams, JSTs）を組織して、総資産額や事業の越境性といった基準（図表 16）を満たす重要銀行に対して、営業免許の与奪、銀行資産の健全性に関する包括的評価（comprehensive assessment）のほか銀行経営における危機管理にも一定の役割を果たす[23]。2018 年 7 月で、ECB の直接監督下にある銀行は SSM の参加国全体で 119 グループある[24]。

このうちオランダの銀行は ABN アムロ銀行、ラボバンク、ING 銀行、オランダ自治体金融公庫（Bank Nederlandse Gemeenten, BNG）、オランダ水道整備金融公庫（Nederlandse Waterschapsbank, NWB）、de Volksholding B.V.の 6 行である（2018 年 1 月）[25]。

図表 16：ECB の直接監督基準と該当するオランダの銀行(2018 年 7 月)

要件	概要	該当する銀行(グループ)
規模	総資産価値 300 億ユーロ以上	・ABN AMRO Group N.V. ・Bank Nederlandse Gemeenten N.V. ・Coöperatieve Rabobank U.A. ・ING Groep N.V. ・Nederlandse Waterschapsbank N.V. ・de Volksholding B.V.
経済的重要性	特定の 1 カ国もしくは EU 全体の経済において影響力が大きい	
事業の越境性	総資産価値が 50 億ユーロ以上、かつ 2 国以上の EU 加盟国に対するクロスボーダー資産（或いは負債）の総資産（或いは総負債）に占める割合が 20%超	
直接公的金融支援	欧州安定メカニズム(European Stability Mechanism)又は欧州金融安定ファシリティー(European Financial Stability Facility)からの援助を要求した、もしくは受けたことがある。	

（注）「経済的重要性」は、ECB が各国の経済にとっての各行の①重要性②相互接続性③代替性④複雑性を判断して決定する
（出所）ECB（ https://www.bankingsupervision.europa.eu/ecb/pub/pdf/ssm.list_of_supervised_entities_201807.en.pdf）をもとに作成

22 EUR-Lex「SSM 枠組規則」
（REGULATION （EU） No 468/2014 OF THE EUROPEAN CENTRAL BANK of 16 April 2014 establishing the framework for cooperation within the Single Supervisory Mechanism between the European Central Bank and national competent authorities and with national designated authorities （SSM Framework Regulation）） 第 73 条ほか
http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32014R0468
23 SSM ウェブサイト、ECB “Guide to banking supervision”（2014）
24 ECB “ List of supervised entities”
https://www.bankingsupervision.europa.eu/ecb/pub/pdf/ssm.list_of_supervised_entities_201802.en.pdf
25 ECB “ List of supervised entities ”
https://www.bankingsupervision.europa.eu/ecb/pub/pdf/ssm.list_of_supervised_entities_201802.en.pdf

(2) 重要性の低い銀行に対する監督制度

図表 16 の基準を満たさない銀行は、DNB と金融市場庁により監督を受ける。

DNB は 1814 年に設立され、現在の根拠法は 1998 年銀行法（Banking Act 1998）である。DNB は金融機関の規制監督者として主に健全性規制（prudential supervision）を管轄[26]し、銀行に対する営業免許の付与を行ったり与信機関へ定期レポートの提出を求めたりすることで規制・監督機能を果たしている。2014 年の銀行法の一部改正により、DNB は金融安定化の義務を課されたことから、マクロプルーデンス手法（macro-prudential instruments）を適用し、潜在的リスクの特定に向けた取り組みを行っている[27]。

また、中央銀行として公開市場操作、スタンディングファシリティー、預金準備率操作の 3 つの金融政策手法を用いて物価の安定と過度なインフレ、デフレの抑制を図ることを使命とする[28]。

AFM は 2002 年に設立された行政機関で、金融機関に対する規制のうち主として顧客保護、金融機関への信頼性の向上を目的に、事業行動の監督（conduct of business supervision）を行う[29]ものとされ、金融市場に由来する危機に関する警告の発信、市場に存在するプレーヤーに対する監視、法令不順守に対する罰金の支払い命令や免許の停止といった制裁措置の実施を通じて市場の安定を図っている。銀行セクターに専ら関係する機能として、預金者保護の観点から銀行への立ち入り検査を行う権限を持つ[30]。

更に、業界団体のオランダ銀行協会（Dutch Banking Association, De Nederlandse Vereniging van Banken, NVB）は法的な拘束力のない自主規制として、「銀行業規則」（Banking Code, Code Banken）を 2009 年に定めた（2010 年初発効）。

これはオランダにおいて事業を行う銀行のコーポレートガバナンス、リスクマネジメント、監査、報酬についての原則（principles）を規定するもので、対象となるのはオランダ国内の銀行業免許を取得し、金融監督法の規制を受ける全ての銀行である。銀行は毎年のアニュアルレポートにおいて、銀行業規則に既定のある原則の適用状況を報告することになっている[31]。2014 年 10 月に事業環境の変化に鑑み、規則の改定が行われ、先の銀行業規則の増補に加えて、銀行が社会において果たすべき役割についての「社会憲章」（Social Charter）、銀行員としての職業的使命についての「行動原則」（Rules of Conducts）を含む銀行業界全体の包括的規律として「未来志向の銀行」（Future-Oriented Banking, Toekomstgericht Bankieren）と題され、2015 年 1 月 1 日に発行された[32]。

26 Financial Supervision Act, Wet op het financieel toezicht, WFT
27 オランダ中央銀行 “DNB’s financial stability task” http://www.dnb.nl/en/binaries/Stabiliteit_tcm47-337344.pdf
28 三菱 UFJ 銀行国際業務部,『投資ガイド　オランダ』（2014）p47
29 Financial Supervision Act, Wet op het financieel toezicht, WFT
30 AFM ウェブサイト http://www.afm.nl/en/consumenten/themas/producten/betalen-sparen/regulation
31 Dutch Banking Association “Code Banken”（2010）
https://www.nvb.nl/contentpagina-s/1547/code-banken.html
32 NVB ウェブサイト
https://www.nvb.nl/publicaties-standpunten/publicaties/3993/future-oriented-banking-social-charter-banking-code-rules-of-conduct.html

3. オランダの金融制度の特徴

オランダの金融制度の特徴として、外国銀行のシェアが低いこと、大手銀行に対する政府の介入が積極的であったことが挙げられる。

前第 4 次バルケネンデ内閣は欧州債務危機への対応として、中央政府と自治体合わせて 75 億ユーロを雇用、建設、住宅市場の刺激のために投入した。また政府は 2008 年に大手銀行や保険会社へ 200 億ユーロの公的資金を注入し、経営危機に陥ったフォルティス銀行オランダ（Fortis Bank Netherland）と ABN アムロ銀行の 2 行を国有化した。更に 2008 年から 2011 年の 4 年間、政府は銀行の発行する中期債 2,000 億ユーロ分に対して保証を行い、2013 年には大手民間金融機関の SNS レアール（SNS REAAL）を国有化する等、金融危機の時期を通じて経済と財政の安定化のために大規模な財政出動を迫られた[33]。

2 度の金融危機を経て、オランダでは金融機関の経営安定化のための施策が不十分であったことが認識され、金融規制に関する改革が進行中である。オランダ中央銀行（DNB）は 2014 年に発表した「監督戦略 2014-2018」（Supervisory Strategy 2014-2018）において、銀行セクターの課題と改革の方向性を次のように指摘した[34]。

- 失った信用の回復（regaining trust）：リスクマネジメント、コンプライアンス機能の向上、透明性の高い財務状況の開示
- 財務内容の健全性の強化（further strengthening financial resilience）：国際的な金融規制の枠組みであるバーゼルⅢ/資本要求指令/資本要求規制（Basel Ⅲ/CRD/CRR）の基準を満たす資金バッファーの用意、高い預貸率の引き下げ
- 複雑性の軽減、破綻処理システムの改善（less complexity, better resolution）：欧州で統一された銀行再生・破綻処理指令（Directive for Bank Recovery and Resolution, BRRD）への支援、銀行再生計画の提示など

オランダはバーゼル規制にも参加しており、2019 年に完全発効が求められるバーゼルⅢの Tier1 規制を 2012 年後半に自主的にクリアした[35]。

なお、2017 年 11 月には「監督戦略 2018-2022」（Supervisory Strategy 2018-2022）が発表され、通常の監督業務に加えて 3 つの優先課題が示された[36]。

- 技術革新への対応：技術革新が急速に金融セクターに拡大していく中、他業種からの参入も踏まえつつ、多様で競争力のある金融セクターを確かにする
- フォワード・ルッキングな持続的金融セクターの育成：国連の持続可能な開発目標（SDGs）も考慮しながら、変わりゆく環境に適応できる健全で持続的な金融セクターを育成する
- 金融経済犯罪への断固たる姿勢：金融システムのゲートキーパーとして、マネー・ロンダリング、不正行為、テロリスト・ファイナンシング、インサイダー・トレーディング、制裁措置違反等の犯罪と闘う

33 Government of the Netherlands, “The Netherlands and the credit crisis”http://www.government.nl/issues/financial-policy/how-did-the-netherlands-handle-the-credit-crisis
34 オランダ中央銀行 “Supervisory Strategy 2014-2018”（2014）
http://www.dnb.nl/en/supervision/view-of-supervision/index.jsp
35 OECD “Economic Survey of the Netherlands”（2014）
36 オランダ中央銀行 “Supervisory Strategy 2018-2022”（2017）
https://www.dnb.nl/en/supervision/view-of-supervision/index.jsp

4. 預金保険制度の枠組み

オランダにおける預金者保護の仕組みとして、預金保険制度（DGS）が存在する。本制度は 2010 年末から運用が開始され、2014 年の EU 指令（Directive 2014/49/EU）[37]に基づき、より広範に、明確な基準のもとで迅速な支払いが受けられるよう預金者の保護が EU レベルで規定された。同指令は、オランダでは金融監督法の条項に適合するように運用されている。

この制度は預金者 1 人につき 1 銀行の預金引出を、口座数にかかわらず最大 10 万ユーロ（元利合計）まで保証する制度である。保証には 3 つの条件があり、

- 当該銀行がオランダ中央銀行（DNB）の監督下にあること
- 口座保有者が個人又は財務諸表を公開する非金融事業者であること（個人の集団、金融機関、政府組織は対象外。非金融事業者について、従来は中小企業のみであったが、2015 年 7 月 1 日から大企業も DGS の保証対象となった）
- 当該口座が普通預金、当座預金、貯蓄預金、特別貯蓄預金であること（株式や生命保険など他の金融商品は対象外。また、共同預金口座（joint account）の場合は保有する個人が別々に申請しなければならない）

を満たす必要がある。欧州委員会指令（Directive 2009/14/EC）に基づき、支払は 20 営業日以内に行われなければならない[38]。

上記 DGS に加えて、住宅の売買に係る一時的預金については、3 ヵ月までの間最大で 50 万ユーロが保証される。また、預金積立型住宅ローン（支払の代わりに預金に積み立てるタイプの住宅ローン）については負債と相殺されるが、他の負債については預金と相殺されない。

2015 年 11 月、DNB は DGS の制度を改定した。具体的には各行の基金に対する拠出額の決定方式を、各行の保証対象預金額に応じたリスクベース（risk-based）の方式に改めた[39]。この背景には、EU レベルで進展する統一的な預金保証枠組規則の実施義務がある。

保証金支払期限を 20 営業日から 7 営業日へと短縮するために、SCV（Single customer view）規制が 2019 年より施行される。現在は移行期間であるが、これにより金融機関が DNB に顧客預金の概要を提出しなければならない。

2017 年末時点で、預金保険基金（Deposit Guarantee fund, DGF）は保険対象預金の 0.19%となる 9 億 16 百万ユーロを保有し、2024 年までに対象預金の 0.8%となる約 39 億ユーロを目標として掲げている。

EU でも銀行同盟の 3 つの柱の 1 つである預金保険制度（European deposit insurance scheme, EDIS）議論は進行している。リスク負担の前提となる加盟国間でのリスクの差異の削減手段が課題となっている[40]。

---

37 正式名称は“DIRECTIVE 2014/49/EU OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 16 April 2014 on deposit guarantee schemes（recast）”（EUR-Lex（EU 法令に関する公式ウェブサイト））
http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32014L0049）
38 オランダ中央銀行“Deposit Guarantee Scheme”
http://www.dnb.nl/en/about-dnb/consumers-and-dnb/consumers-and-supervision/depositogarantiestelsel/
39 オランダ中央銀行“Dutch Deposit Guarantee Scheme more risk-based”（2015 年 11 月 26 日）
http://www.dnb.nl/en/news/news-and-archive/persberichten-2015/dnb334375.jsp
40 オランダ中央銀行“2017 Annual Report”

5. 個人資産運用に関わる税制全体の中での預貯金税制

オランダでは、2001 年オランダ個人所得税法（Dutch Personal Income Tax Act 2001）により[41]、個人の所得は所得の出所を 3 つの範疇（Box）に分類し、それぞれの税率により計算された税額の合計が所得税となる。所得はすべて Box1 から 3 までのいずれか一つに分類され、Box をまたいでの損益通算はできない[42]。

Box1 は勤労所得と住宅に伴う所得、Box2 は株式持ち分から生じる所得、Box3 は純資産利回りからの所得である。Box1 は累進課税、Box2 は固定税率 25%、Box3 はみなし所得の 4%に対し固定税率 30%が課される。

預貯金所得は Box2 に該当しないキャピタル・ゲイン、自宅用でない住居・不動産等とともに Box3 に該当し、純資産額（関連資産総額から関連負債総額を差し引いた額）の 4%に相当するみなし課税所得（fixed yield）に対し、一律 30%の税率がかかる[43]。

なお Box3 のみなし課税所得を計算する際に一定額までは課税控除純資産（tax free capital）として、純資産額より控除することができる。この課税控除純資産額は納税者 1 人につき 30,000 ユーロを上限とするが、配偶者等資産や負債を共有する「納税パートナー」（tax partner, fiscal partner[44]）を最大で 1 人計算に含むことができ、その場合の免税額の上限は 60,000 ユーロとなる[45]（2018 年度）。

計算の一例を示す。まず Box3 に該当する資産と負債がそれぞれ 100 万ユーロ、20 万ユーロあり、納税パートナーがいる場合を想定する。原則では課税対象となる純資産は資産から負債を単純に差し引いた 80 万ユーロとなるが、そこから自身と納税パートナー分の課税控除純資産 30,000×2=60,000 ユーロを差し引いた 74 万ユーロが課税純資産、その 4%にあたる 29,600 ユーロが課税所得としてそれぞれ見なされる。最後に、一律の税率 30%を掛けて納税額は 8,880 ユーロと計算される（小数点以下切り捨て、2018 年度）

41 Economist Intelligence Unit（EIU） “Country Commerce 2013”
42 オランダ国税局（Belastingdienst）
http://www.belastingdienst.nl/wps/wcm/connect/bldcontentnl/belastingdienst/prive/inkomstenbelasting/heffingskortingen_boxen_tarieven/boxen_en_tarieven/boxen_en_tarieven
43 オランダ国税局 “Assets in box 3”
http://www.belastingdienst.nl/wps/wcm/connect/bldcontenten/belastingdienst/individuals/tax_arrangements/living_abroad/non_resident_taxpayer_status/income_in_multiple_boxes2/assets_in_box_3
44 納税パートナーシップ（tax partnership）とは配偶者や（事実婚・同性婚などで）法的に承認されたパートナー等と一部の課税所得を共有して納税することができる制度である。Box3 の所得については、関連資産及び負債を共有しているとみなし、一人あたり 21,330 ユーロを控除することができる。パートナーとして認められるのは 1 人までで、条件を満たすパートナーがいる場合でも分離して納税することも可能である。
（オランダ国税局 “Fiscaal partnerschap”
http://www.belastingdienst.nl/wps/wcm/connect/bldcontentnl/belastingdienst/prive/relatie_familie_en_gezondheid/relatie/fiscaal_partnerschap/等より）
45 オランダ国税局 “Heffingsvrij vermogen”
http://www.belastingdienst.nl/wps/wcm/connect/bldcontentnl/belastingdienst/prive/vermogen_en_aanmerkelijk_belang/vermogen/belasting_betalen_over_uw_vermogen/heffingsvrij_vermogen/heffingsvrij_vermogen

図表 17：個人所得税の概要（2018 年）

<table>
<tr><th>所得分類</th><th>内容</th><th colspan="2">税額</th><th>Box1所得控除対象</th></tr>
<tr><td rowspan="2">Box1</td><td rowspan="2">・勤労所得（雇用所得、事業所得、
現物支給）
・住居オーナー所得</td><td>課税所得（ユーロ）</td><td>税率（%）</td><td rowspan="2">・自宅用住居にかかる住宅ローン支払利子・借地料
・公共交通機関による通勤費用
・金品の贈与　・特別医療費
・就学　・教育費　・起業関連費用
・デイケア費用　・年金掛金</td></tr>
<tr><td>-20,142
20,143-68,507
68,507-

一般課税控除（ユーロ）
-20,141
20142-68,506
68.507-</td><td>36.55
40.85
51.95

2,265
☆
0</td></tr>
<tr><td>Box2</td><td>法人の発行済株式5%以上保有から得られる配当金、キャピタル・ゲイン</td><td rowspan="2">課税所得（ユーロ）
（一律課税）</td><td>税率（%）
25%</td><td rowspan="2">Box3所得控除対象
1人30,000ユーロまで純資産額から差し引くことができる。
ただし、納税パートナーがいる場合は60,000ユーロが上限となる。</td></tr>
<tr><td>Box3</td><td>貯蓄資産、投資資産及び自宅以外の住居・不動産。（関連資産）-（関連負債）=純資産の4%を課税所得と見なし、右記税率にて課税</td><td>30%</td></tr>
</table>

（注）2018 年中に退職年齢に達しない場合を想定
図中☆の計算式は、2,265-[（Box1 課税所得-20,142*4.683%]
（出所）　オランダ国税局ウェブサイト “Overzicht tarieven en schijven”
https://www.belastingdienst.nl/wps/wcm/connect/bldcontentnl/belastingdienst/prive/inkomstenbelasting/heffingskortingen_boxen_tarieven/boxen_en_tarieven/overzicht_tarieven_en_schijven/
オランダ国税局ウェブサイト “Inkomstenbelasting”
https://financieel.infonu.nl/belasting/182241-inkomstenbelasting-2018-belastingtarieven-en-schijven.html
オランダ国税局 “Heffingsvrij vermogen”
http://www.belastingdienst.nl/wps/wcm/connect/bldcontentnl/belastingdienst/prive/vermogen_en_aanmerkelijk_belang/vermogen/belasting_betalen_over_uw_vermogen/heffingsvrij_vermogen/heffingsvrij_vermogen
オランダ国税局“Tabel algemene heffingskorting 2018”
https://www.belastingdienst.nl/wps/wcm/connect/bldcontentnl/belastingdienst/prive/inkomstenbelasting/heffingskortingen_boxen_tarieven/heffingskortingen/algemene_heffingskorting/tabel-algemene-heffingskorting-2018
をもとに作成(閲覧日：2018 年 9 月 20 日)

第 3 章　郵貯銀行の概要

1.　設立目的・沿革概要

ING 銀行（ING Bank）は旧郵便貯金銀行の流れを汲む民間銀行である。1881 年に創立した国立郵便貯金銀行（National Postal Savings Bank, Rijkspostspaarbank）が郵便貯金業務を担っていたが、1986 年の民営化と同時期に郵便小切手・ジャイロサービス機構（Postcheque- & Giro dienst）と合併しポストバンクと改称した。更に 1989 年にポストバンクは大手民間銀行の NMB 銀行と合併し NMB ポストバンクグループ（NMB Postbank Group）となった[46]。

1990 年にオランダで同一グループ内での銀行業と保険業の兼業が解禁されたことを契機として、翌 1991 年 NMB ポストバンクグループと当時の大手保険会社であったナショナーレ・ネーデルランデン（Nationale-Nederlanden）が合併し、金融コングロマリットの ING グループ（ING Group）が設立された。ING グループは 1995 年に破綻した英国のマーチャントバンク大手のベアリングズ銀行（Barings Bank）を 1 ポンドで買収[47]して、知名度と新興国市場でのホールセール部門のプレゼンスを高めた[48]。また、1998 年にはベルギーのブリュッセル・ランバート銀行（Banque Bruxelles Lambert）を買収した。

ポストバンクは合併後しばらく ING ポストバンク（ING Postbank）のブランド名で郵便局ネットワークを活用することで同行のリテール金融で重要な地位を占めていた。ING グループの傘下に入ったことで預貯金以外にローン、クレジットカード、保険、投信など多様な金融商品・サービスの取扱いが可能になり、国内約 1,400 の郵便局で金融サービスを提供していた[49]（2006 年）が、2009 年にポストバンクのブランドは ING グループ内の ING 銀行に完全に統合された[50]。郵便局の窓口では 1993 年に設立された、ING 銀行と郵便事業を行う PostNL 社[51]との合弁会社である郵便局会社（Postkantoren）により郵便サービスが提供されているが、貯蓄等金融サービスは提供されていない。本章では ING 銀行及び同行のリテール金融部門について記す。

2.　組織形態

(1) 経営形態

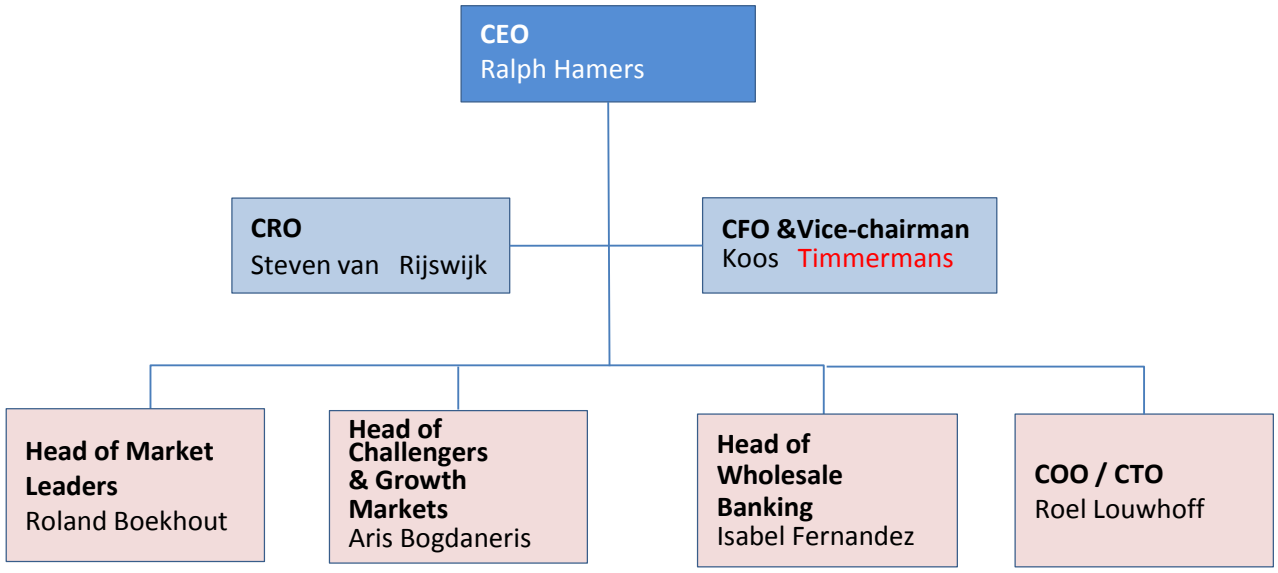
ING グループ（ING Group）は 1991 年の成立以来、ユーロネクスト・アムステルダム（Euronext Amsterdam）証券取引所とユーロネクスト・ブリュッセル（Euronext Brussels）証券取引所、ニューヨーク証券取引所（The New York Stock Exchange, NYSE）に上場している公開会社である。

---

46 ING “The history of ING”
http://www.ing.com/About-us/Our-stories/History-of-ING.htm
47 田中文憲「ベアリングズの崩壊–マーチャント・バンキングの終焉」（奈良大学紀要第 36 号, 2007）
http://library.nara-u.ac.jp/limedio/dlam/M108070/2.pdf
48 ING “The history of ING”
http://www.ing.com/About-us/Our-stories/History-of-ING.htm
49梅谷真一郎「ポストバンクのマスリテール金融サービス　ヨーロッパ主要国の事例調査」（知的資産創造, 2006 年 7 月号）
50 ING Group “Annual Report 2009”
http://www.ing.com/Investor-relations/Annual-Reports.htm（ING グループ “Annual Reports”。他年度のアニュアルレポートについても、上記 URL 参照のこと）
51 オランダの郵政事業の沿革については図表 33 を参照のこと

ING 銀行の最高経営責任者（chief executive officer）は ING ルーマニア、ベルギー・ルクセンブルクなどで要職を歴任してきた Ralph Hamers 氏である（2013 年就任）。また、ガバナンス体制は監査役会（Supervisory Board）と役員会（Management Board）により構成されている（図表 18）。

図表 18：ING 銀行役員会の組織構造（2018 年 8 月）



（出所） ING Bank “ING Profile 2Q2018 年 8 月 2 日”
https://www.ing.com/About-us/Profile/Fast-facts.htm をもとに作成（閲覧日：2018 年 9 月 25 日）

(2) 金融サービス提供の形態

オランダ国内においては、ING 銀行オランダ（ING Bank N.V. Netherland, ING.nl）及び Westland Utrecht Bank の 2 ブランドが事業を展開している[52]。ING.nl は振込、預金、投資、住宅ローン、保険、その他の貸出、年金サービス、プライベートバンキングなどの幅広い個人向け金融サービスを提供する一方、Westland Utrecht Bank は住宅ローンに特化している[53]。

サービス提供形態は独立店舗のほか、小売店の一部にカウンターを設置する形態の窓口、“MyING”というウェブサービスを用いたオンラインバンキングや ATM も広範に利用されている。なお、オランダの国民のうち約 96.97%がいずれかの銀行の ATM から 5 キロメートル圏内に居住している[54]。

52 Westland Utrecht Bank は ING グループの前身の一つナショナーレ・ネーデルランデンのグループ内にあった Westland Utrecht Hypotheekbank をルーツに持つ銀行である（ナショナーレ・ネーデルランデン社ウェブサイトより）。
53 ING Group
http://www.ing.com/Products-Services.htm
54 オランダ中央銀行 “ Interim report for 2017 on accessibility of ATMs and cash deposit facilities in the Netherlands”1 ページ
（https://www.dnb.nl/en/binaries/Interim%20report%20for%202017%20on%20accessibility%20of%20ATMs%20and%20cash%20deposit%20facilities%20in%20the%20Netherlands_tcm47-369712.pdf）

(3) 窓口取扱時間

窓口取扱時間は店舗によって異なるものの、大多数の支店では平日 9:30-18:00、土曜は 9:30-16:00、日曜日は休業となっている。一部の支店では木曜日に 20:00 まで開いているものも見受けられる[55]。

3. 主な業務内容

(1) 預金業務概要（提供商品）

ING 銀行オランダ（ING.nl）の預貯金商品には、変動金利型（Sparen met variabele rente）と固定金利型（Sparen met vaste rente）の 2 種類がある。

更に変動金利型の預貯金商品には、オレンジ貯蓄口座（Oranje Spaarrekening）、ユニセフ貯蓄口座（Spaarrekening voor UNICEF）、ボーナス利子口座（Bonusrenterekening）の 3 種類（図表 19）が、固定金利型には貯蓄口座（Spaardeposito）、グリーン貯蓄口座（Groen Spaardeposito）の 2 種類の商品が提供されている（図表 20）。その他、退職年金口座（Pensioenspaarrekening）、子ども向け（Sparen voor uw kind）、従業員向けの貯蓄商品等多様な商品が提供されている。なお、外貨預金の受入は行っていない[56]。

なお、貯蓄口座の最低預入額は 500 ユーロとなっている[57]。

図表 19：変動金利型預貯金商品の比較

(2018年9月21日時点)	Oranje Spaarrekening オレンジ貯蓄口座	Spaarrekening voor UNICEF ユニセフ貯蓄口座	Bonusrenterekening ボーナス利子口座
預入額(ユーロ)			
～5,000	0,03%	0,03%	0,02%
5,000～25,000	0,03%	0,03%	0,02%
25,000～75,000	0,03%	0,03%	0,02%
75,000～	0,03%	0,03%	0,02%
最高預入可能額(ユーロ)	1,000,000	1,000,000	1,000,000
備考		合計残高の0.1%を ユニセフに寄付	ベース利子率に ボーナスが0.02%加わる

（出所）ING.nl ウェブサイトをもとに作成
https://www.ing.nl/particulier/sparen/sparen-met-variabele-rente/index.html(閲覧日：2018 年 9 月 21 日)

55 Banks in the Netherlands
http://banksnetherlands.com/
56 ING.nl “Buitenland”
https://www.ing.nl/particulier/betalen/buitenland/index.html
57 ING.nl ウェブサイト
https://www.ing.nl/particulier/sparen/sparen-met-vaste-rente/spaardeposito/index.html##het-product)

図表 20：固定金利型預貯金商品の概要

(2018年9月21日時点)	貯蓄口座	グリーン貯蓄口座
預入期間	5年、10年	5年のみ
金利		
5年	0.01%	
10年	0.80%	0.0%
最低預入額(ユーロ)	500	5,000
最高預入額(ユーロ)	-	25,000
備考		預金を風力発電やエコハウス事業に投資

（出所）ING.nl ウェブサイトをもとに作成
https://www.ing.nl/particulier/sparen/sparen-met-vaste-rente/index.html(閲覧日：2018 年 9 月 21 日)

グリーン貯蓄による資金は、風力発電やエコハウスの他、マイクロファイナンス等、総じて社会貢献性の高い事業に投資されている。金利は 0.0%ではあるが、利用者は社会貢献事業への間接的な関与の他、所得税などの税制優遇を受けることができる[58]。

(2) 資金運用方法

ING 銀行オランダ（ING Bank N.V. Netherland, ING.nl）は商業銀行であるため、資金運用方法について特別の制約を受けない。

(3) 貸付業務概要

ING 銀行オランダ（ING.nl）では、固定金利型の個人向けローン商品として、複数の商品を提供している（図表 21）ほか、リボルビングローン（Doorlopend Krediet）等の変動金利商品も提供している[59]。

図表 21：ING.nl の固定金利型個人向けローン商品の概要

(2018年9月21日時点)

蘭名	Persoonlijke Lening	Persoonlijke Lening voor een auto	Persoonlijke Lening voor restschuld	Persoonlijke Lening voor verbouwen
邦訳	個人ローン	自動車ローン	買替ローン	増改築ローン
借入限度額(ユーロ)	2,500～75,000	5,000～75,000	5,000～75,000	5,000～75,000
利子割戻	なし	あり	あり	あり
利率	固定	固定	固定	固定
借入期間(月)	6～72	6～60	6～72	6～96

（出所）ING.nl ウェブサイトをもとに作成
https://www.ing.nl/particulier/lenen/persoonlijke-lening/index.html(閲覧日：2018 年 9 月 21 日)

[58] ING.nl ウェブサイト（原文オランダ語、仮訳）（https://www.ing.nl/particulier/sparen/sparen-met-vaste-rente/index.html）
[59] ING.nl, “Doorlopend Krediet vergelijken”
https://www.ing.nl/particulier/lenen/doorlopend-krediet/index.html

2017 年の貸出総額（貸倒引当金計上前）は 5,749 億ユーロにのぼり、特に住宅ローンがオランダ国内（64.4%）、海外（53.1%）とも構成比で最も高くなっている（図表 22、23）。

図表 22：ING 銀行の貸出残高

(百万ユーロ)	オランダ				海外				合計			
	2014	2015	2016	2017	2014	2015	2016	2017	2014	2015	2016	2017
公的機関向け貸付 公的機関保証付貸付	26,504	30,912	27,746	26,975	18,894	18,214	18,634	19,397	45,398	49,126	46,380	46,372
住宅ローン	138,438	128,685	126,885	121,702	161,007	179,938	191,745	204,883	299,445	308,623	318,630	326,585
与信機関保証付貸付	2	4,795	201	279	1,995	191	944	1,722	1,997	4,986	1,145	2,001
個人向け貸付	4,852	5,636	4,376	3,162	16,096	17,041	18,722	20,074	20,948	22,677	23,098	23,236
資産担保証券	-	-	-	-	5,318	4,936	3,380	2,209	5,318	4,936	3,380	2,209
企業貸付	39,655	197,069	38,530	38,550	111,347	119,162	137,675	140,461	151,002	316,231	176,205	179,011
小計	209,451	367,097	197,738	190,668	314,657	339,482	371,100	388,746	524,108	706,579	568,838	579,414
貸倒引当金	3,058	2,900	2,349	1,693	2,931	2,872	2,829	2,822	5,989	5,772	5,178	4,515
合計	206,393	364,197	195,389	188,975	311,726	336,610	368,271	385,924	518,119	700,807	563,660	574,899

（注）2016 年オランダ企業貸付の急増は会計制度変更によるもの
（出所） ING Bank “Annual Report2015”142 ページ, “同 2016”145 ページ、”同 2017”54 ページをもとに作成
https://www.ing.com/Investor-relations/Annual-Reports.htm(閲覧日：2018 年 9 月 21 日)

図表 23：ING 銀行の貸出残高割合

(%)	オランダ				海外				合計			
	2014	2015	2016	2017	2014	2015	2016	2017	2014	2015	2016	2017
公的機関向け貸付 公的機関保証付貸付	12.8%	8.5%	14.2%	14.3%	6.1%	5.4%	5.1%	5.0%	8.8%	7.0%	8.2%	8.1%
住宅ローン	67.1%	35.3%	64.9%	64.4%	51.7%	53.5%	52.1%	53.1%	57.8%	44.0%	56.5%	56.8%
与信機関保証付貸付	0.0%	1.3%	0.1%	0.1%	0.6%	0.1%	0.3%	0.4%	0.4%	0.7%	0.2%	0.3%
個人向け貸付	2.4%	1.5%	2.2%	1.7%	5.2%	5.1%	5.1%	5.2%	4.0%	3.2%	4.1%	4.0%
資産担保証券	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
企業貸付	19.2%	54.1%	19.7%	20.4%	35.7%	35.4%	37.4%	36.4%	29.1%	45.1%	31.3%	31.1%
小計	101.5%	100.8%	101.2%	100.9%	100.9%	100.9%	100.8%	100.7%	101.2%	100.8%	100.9%	100.8%
貸倒引当金	-1.5%	-0.8%	-1.2%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.8%	-0.7%	-1.2%	-0.8%	-0.9%	-0.8%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

（注）2016 年オランダ企業貸付の急増は会計制度変更によるもの
（出所） ING Bank “Annual Report2015”142 ページ, “同 2016”145 ページ、”同 2017”54 ページをもとに作成
https://www.ing.com/Investor-relations/Annual-Reports.htm(閲覧日：2018 年 9 月 21 日)

基本的に、貸出は以下のプロセスで行われる。

- 申込み：オンライン、電話、店頭で申し込みが可能。この際、本人及び配偶者の月々の収入、支出額の申告を行う。
- 審査：月々の返済額を決定し、信用情報機関（Bureau Krediet Registratie）で経済状況の審査を行う。
- 見積書の受取：審査によって与信が通った場合、見積書が 2 営業日以内に申込者の手元に届く。申込者は見積書に署名の上、追加の書類とともに返送する。

・ ローン開始：銀行は見積書の署名と追加の書類を確認のうえ、2 営業日以内にローンの申請が承認された旨を手紙又は電子メールで通知する。その時点からローンの利用ができるようになる。

(4) 送金・決済業務概要

国内でインターネットバンキングアプリケーション “My ING”を用いてオンラインの決済を行う場合、ING 銀行オランダ（ING.nl）での申込みの場合は 21 時までは同日中、それ以降であれば翌営業日に処理される。ING 銀行のオンラインバンキングサービスで他行への決済や支払を行う場合は、15 時までは同日中に処理され、それ以降は翌営業日に処理される[60]。

送金の場合は、ユーロジャイロサービス[61]を利用する場合は 2 営業日以内、ING.nl から他行への急ぎの送金は 16 時までの受付であれば 1.5 時間以内に行われる[62]。

なおオランダでは 2014 年 8 月 1 日から、欧州銀行基準委員会（European Committee for Banking Standards, ECBS）の定める IBAN コード（International Bank Account Number Code）を用いて海外への送金を行うこととなった（図表 24）。これに伴い、それ以前の口座番号を用いての海外送金はできなくなっている[63]。

図表 24：IBAN コードの構造

左端からの文字数	1,2	3,4	5-8	9-18
項目	国名コード	チェックデジット	銀行コード	基礎銀行口座番号

（注）国名コードはオランダの場合 NL となる
（出所）ING.nl ウェブサイト等をもとに作成

(5) 国際業務概要

ING 銀行はグローバルなネットワークを持ち、現地の居住者や企業及び海外に進出するオランダ企業への融資などを積極的に行っている。拠点を有する国はオランダ以外に世界 38 の国と地域にのぼり、その中でもリテールバンキング部門が主業務になっている国はオランダ、ベルギー、ルクセンブルクのベネルクス 3 国とドイツ、フランスなど欧州（トルコ含む）の 9 か国及びオーストラリアの計 13 か国であり[64]、その他の多くの国はホールセールバンキングを主としている。また、ING 銀行は国や地域を 3 つのマーケットに分類することによって戦略を明確化している（Market leader：ベネルクス 3 国、Challenger markets：ドイツ、オーストリア、スペイン、イタリア、フランス、チェコとオーストラリア、Growth markets：ポーランド、トルコ、ルーマニアとアジア）。ING 銀行は欧州を中心とした国際展開に積極的で、リソースの大半を海外での事業に充てている（図表 25）[65]。

---

[60] ING.nl
https://www.ing.nl/media/ING_Speed-of-payments-in-the-Netherlands_tcm162-140051.pdf
[61] ユーロジャイロ（EUROGIRO）とは、デンマークの同名の民間企業によって提供されている、主として欧州の郵貯銀行向けの海外送金サービスである。
[62] ING.nl
https://www.ing.nl/particulier/betalen/betaalpakketten/snelheid-betalingsverkeer.html
[63] IGN.nl https://www.ing.nl/particulier/betalen/buitenland/buitenland-betaling/iedereen-over-op-iban/index.html
[64] ING Bank “Annual Report 2017”
[65] ING Bank “Annual Report 2017”

図表 25：ING 銀行の国別展開状況（2017 年 12 月期）

	フルタイム従業員		営業収益		総資産	
国・地域	人数	構成比(%)	総額(百万ユーロ)	構成比(%)	総額(百万ユーロ)	構成比(%)
オランダ	13,141	25.5%	5,860	32.8%	241,481	28.5%
ベルギー	8,893	17.3%	2,957	16.5%	119,400	14.1%
その他欧州	20,980	40.7%	6,410	35.9%	341,594	40.4%
北米	564	1.1%	724	4.1%	42,875	5.1%
中南米	88	0.2%	49	0.3%	1,188	0.1%
アジア・中東	6,696	13.0%	1,298	7.3%	60,858	7.2%
オーストラリア	1,143	2.2%	577	3.2%	37,982	4.5%
その他		0.0%	1	0.0%	939	0.1%
合計	51,505		17,876		846,317	

（出所） ING Bank “Annual Report 2017” 86 ページをもとに作成
https://www.ing.com/Investor-relations/Annual-Reports.htm(閲覧日：2018 年 9 月 21 日)

(6) 付随業務概要

ING 銀行は国内外でグループ子会社と提携して幅広い金融商品を提供している。保険・投資はグループ内の NN グループ（NN Group）の子会社が担う体制になっている。国内では ING 銀行オランダ（ING.nl）が保険会社ナショナーレ・ネーデルランデンと提携して家屋、旅行、自動車などを対象とした多様な保険商品の販売を行い[66]、投資については NN グループ内の NN インベストメント・パートナーズ（NN Investment Partners）が資産運用代行、コンサルティングサービスを提供している。なお、2009 年の欧州委員会との協定（公的資金注入の条件として本体から保険と資産運用業務を分離する）により、2016 年には NN グループの株式をすべて手放した[67]（詳細については第 5 章 3. (1) を参照）。

ING 銀行全体では、グロスの手数料総額は約 39 億ユーロに達した（2017 年 12 月期）。口座振替や証券業務による手数料の占める割合が高い（図表 26）。

図表 26：ING 銀行（ING Bank）手数料収入の内訳

(百万ユーロ)	2013	2014	2015	2016	2017
口座振替 (Funds transfer)	982	1,006	1,014	1,103	1,171
証券業務 (Securities business)	529	538	570	497	532
資産運用 (Asset management fees)	155	158	74	91	176
ブローカレッジ・アドバイザリー手数料 (Brokerage and advisory fees)	334	370	436	477	116
保険仲介 (Insurance broking)	152	172	185	181	548
その他(銀行保証・シンジケートローン引受等) (Other)	1,193	1,053	1,132	1,232	1,321
合計	3,345	3,297	3,411	3,581	3,864

(出所） ING Bank “Annual Report 2017” 72 ページをもとに作成 https://www.ing.com/Investor-relations/Annual-Reports.htm(閲覧日：2018 年 9 月 21 日)

[66] 保険料の徴収はナショナーレ・ネーデルランデン（Nationale Nederlanden）が行う。
[67] https://www.nn-group.com/Media/Article/ING-completes-divestment-of-NN-Group.htm

4. 会計基準と財務諸表

ING 銀行の財務諸表は、国際会計基準（International Financial Reporting Standards, IFRS）のうち EU によって容認された EU 会計基準（International Financial Reporting Standards-EU, IFRS-EU）に準拠している[68]。

2017 年 12 月期決算において、ING 銀行の当期純利益（Net result attributable to Equity holders of the parent）は 49.1 億ユーロと前年比 5.5%増加した[69]。

図表 27：ING 銀行の貸借対照表（連結）

（単位：10億ユーロ）	2014	2015	2016	2017
総資産 (Total assets ING Group N.V.)	1,179	1,005	845	846
株主資本 (Shareholders' equity ING Groep N.V.)	51	48	50	50
顧客貸付 (Customer lending ING Bank N.V.)	514	533	561	574
顧客預金 (Customer deposits ING Bank N.V.)	489	509	531	540

（出所） ING Group “Annual Report 2017” 4 ページ
https://www.ing.com/Investor-relations/Annual-Reports.htm(閲覧日：2018 年 9 月 21 日)

図表 28：ING 銀行の業績ハイライト（連結）

財務目標

	2014	2015	2016	2017
Common equity Tier 1 ratio fully loaded ING Group	10.5%	12.7%	14.2%	14.7%
Common equity Tier 1 ratio fully loaded ING Bank	11.4%	11.6%	12.6%	13.1%
Leverage ratio ING Group	-	4.4%	4.8%	4.7%
Leverage ratio ING Bank	3.6%	4.1%	4.2%	-
Underlying cost/income ratio	58.7%	55.9%	54.2%	55.5%
Underlying return on equity ING Group	7.2%	8.6%	10.1%	10.2%
Underlying return on equity ING Bank	9.9%	10.8%	11.6%	11.6%
Dividend per share (in euros)	0.12	0.65	0.66	0.67

連結業績

（単位：100万ユーロ）	2014	2015	2016	2017
Net result attributable to ING Group's shareholders	1,251	4,010	4,651	4,905
Underlying net result Banking	3,424	4,219	4,976	4,957
Underlying result before taxation Banking	4,724	5,959	7,028	7,199
of which underlying income	15,296	16,552	17,458	17,704
of which underlying operating expenses	8,979	9,246	9,456	9,829
of which underlying addition to loan loss provision	1,594	1,347	974	676

（出所）ING Group “Annual Report 2016” “2017” 4 ページ, “2017 Annual Report ING Bank N.V. ”198 ページ
https://www.ing.com/Investor-relations/Annual-Reports.htm(閲覧日：2018 年 9 月 21 日)

[68] ING Group ”Annual Report 2017”
https://www.ing.com/Investor-relations/Annual-Reports.htm(閲覧日：2018 年 3 月 28 日)
[69] ING Group ”Annual Report 2017” 4 ページ
https://www.ing.com/Investor-relations/Annual-Reports.htm(閲覧日：2018 年 3 月 28 日)

第 4 章　金融セクターにおけるリテール金融機関の特徴

ポストバンクの流れを汲む ING 銀行（ING Bank）は、総資産でオランダ最大の銀行である。協同組織金融機関のラボバンク（Rabobank）は第 2 位である。上位 2 行が代表的なリテール金融機関ということであり、それだけオランダにおいてはリテール金融機関の存在が大きいと言える。

1.　ING 銀行

(1) ING 銀行の特徴

ING 銀行（ING Bank）は前述のとおりポストバンクの流れを汲んでおり、リテール金融部門は国内・海外の両面で同行の主要収益源となっている。リテール金融部門（全世界）の営業収益は全体の 67.9%を占め、オランダ一国のリテール部門の収益も全体の 25.6%にのぼる（2017 年、図表 29）。リテール金融部門の純利益は全体 50.2 億ユーロの 67.0%、オランダだけでも 33.4%を占める（2017 年 12 月期、図表 30）。

図表 29：ING 銀行の営業収益の内訳（2015 年 ~ 2017 年）

（単位：100万ユーロ）	2015年		2016年		2017年	
	営業収益	構成比	営業収益	構成比	営業収益	構成比
リテール(オランダ)	4,403	26.2%	4,436	25.4%	4,468	25.6%
リテール(ベルギー)	2,546	15.1%	2,573	14.7%	2,473	14.2%
リテール(ドイツ)	1,910	11.3%	1,923	11.0%	1,891	10.8%
リテール(その他世界)	2,369	14.1%	2,859	16.4%	3,028	17.3%
ホールセール	5,609	33.3%	5,608	32.1%	5,922	33.9%
コーポレートライン バンギング	▲ 133	-	59	0.3%	▲ 27	-0.2%
合計	16,837	100.0%	17,458	100.0%	17,755	100.0%

（出所）ING 銀行 “Annual Report 2015 194 ページ , 2016 187 ページ, 2017 81 ページ”をもとに作成
https://www.ing.com/Investor-relations/Annual-Reports.htm(閲覧日：2018 年 9 月 25 日)

図表 30：ING 銀行の損益（2017 年）

（単位：100万ユーロ）	2017年					
	営業収益	構成比	営業費用	構成比	純収益	構成比
リテール(オランダ)	4,468	25.2%	2,224	21.2%	1,678	33.4%
リテール(ベルギー)	2,473	13.9%	1,688	16.1%	491	9.8%
リテール(ドイツ)	1,891	10.7%	1,022	9.8%	625	12.5%
リテール(その他世界)	3,028	17.1%	2,203	21.0%	569	11.3%
ホールセール	5,922	33.4%	3,076	29.4%	1,950	38.9%
コーポレートライン バンギング	▲ 27	-0.2%	258	2.5%	▲ 293	-5.8%
合計	17,755	100.0%	10,472	100.0%	5,019	100.0%

（出所）ING 銀行 “Annual Report　2017” 81 ページをもとに作成

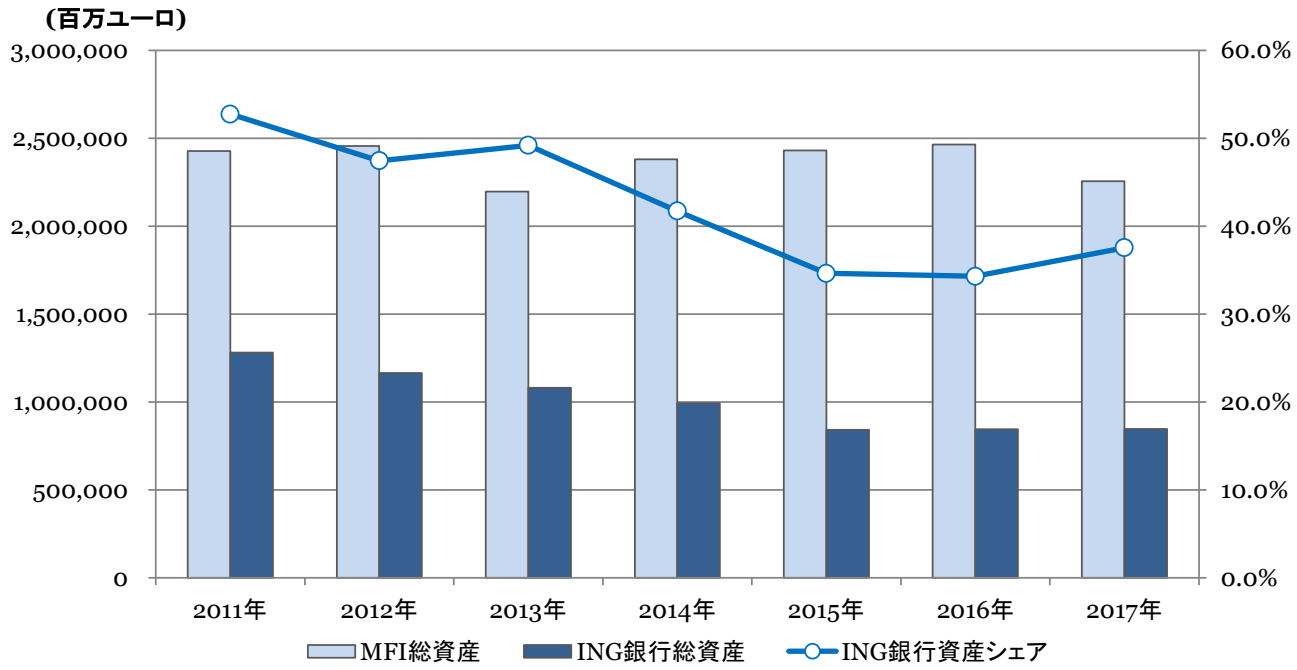
(2) 金融市場の中での ING 銀行の競争力

① 金融資産に占める ING 銀行の位置づけ

2017 年 12 月末の ING 銀行の国内外を合計した総資産額は約 8,463 億ユーロであり、

オランダの通貨金融機関（MFIs）[70]の総資産 2.25 兆ユーロに対する割合は 37.6%に相当する[71]が、シェア自体は 2013 年以来低下傾向にある（図表 31）。

図表 31：ING 銀行の総資産額と通貨金融機関の総資産額比較



（出所）CEIC" Netherlands MFIs: Assets"
https://www.ceicdata.com/en/netherlands/balance-sheet-monetary-financial-institutions/mfis-assets
ING 銀行 "Annual Report 2013,2014,2015,2016,2017 をもとに作成(閲覧日：2018 年 9 月 25 日)

② 預金残高、融資残高などに占める ING 銀行の位置づけ

ING 銀行の預金残高（Customer deposits）は国内外全体で 5,527 億ユーロであった（2017 年 12 月末）[72]。オランダ国内家計からの預金は 3,821 億ユーロで国内首位であり与信機関全体 7,959 億ユーロの 48.0%を占める[73]。ING 銀行がオランダのリテール金融部門に占める存在感はかなり大きい。

また貸出（Loans and advances to customers）残高は国内外合計で 5,794 億ユーロ（貸倒引当金計上前）にのぼり、そのうちオランダ国内の貸出残高は 33.1%を占める 1,907 億ユーロであった。国内貸付では住宅ローン（Loans secured by mortgages）が貸出総額の 63.9%を占めた（貸倒引当金計上前）[74]。

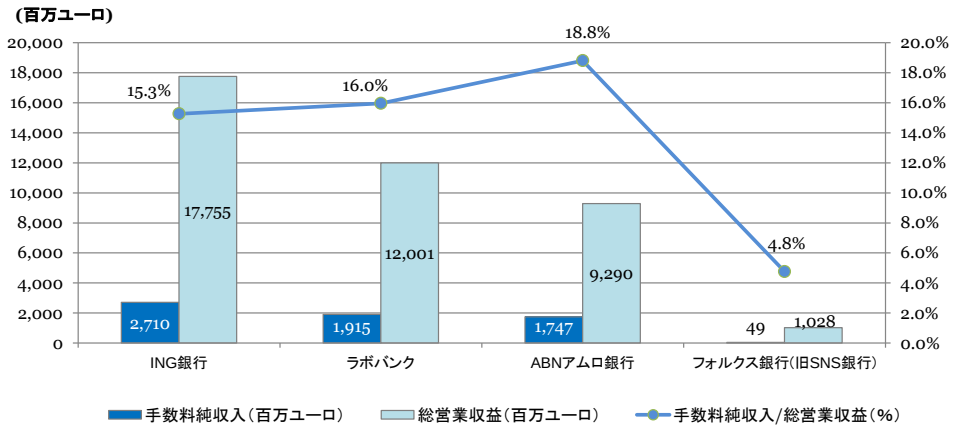
③ 提供商品（貯蓄商品、保険商品、投資信託、貸付商品など）の現状（他の商業銀行

[70] 通貨金融機関（MFI）は銀行のほか、マネーマーケットファンド（MMF）等も含む概念である。
[71] DNB Statistics "Balance sheet of MFIs in the Netherlands （excluding the Nederlandsche Bank）, not adjusted for securitisations"及び ING Bank "Annual Report 2017"
https://www.ceicdata.com/en/netherlands/balance-sheet-monetary-financial-institutions/mfis-assets
[72] ING "Annual Report2017"
https://www.ing.com/Investor-relations/Results-Interim-Accounts/Quarterly-Results.htm(閲覧日：2018 年 3 月 28 日)
[73] オランダ中央銀行 "Financial data of individual banks "をもとに作成
https://statistiek.dnb.nl/en/downloads/index.aspx#/details/financial-data-of-individual-banks/dataset/7f3c11f9-647d-4014-91bc-07cfe44a1d61/resource/0dcd5881-8146-4f6a-98bf-1b921f254a6f (閲覧日：2018 年 10 月 22 日)
[74] ING Bank "Annual Report 2017" 54 ページ
https://www.ing.com/Investor-relations/Annual-Reports.htm(閲覧日：2018 年 3 月 28 日)

などとの比較）

オランダの大手 4 行はいずれも 1990 年代以降保険会社や投信会社の吸収合併を繰り返してきた経緯から、預金・貸付・決済の主要業務以外に保険の仲介、投資商品の販売などの業務も幅広く行っている。大手 4 行の手数料収入の概況を比較すると、ABN アムロ銀行が 18.8%と最も高く、次いで ING 銀行はラボバンクと並んで総収入の 15%-16%を保険・投信を含む手数料収入が占めていた（2017 年 12 月末、図表 32）。

図表 32：大手 4 行の手数料純収入と対総営業収益比（2017）



（出所）各行アニュアルレポートをもとに作成
ING Group Annual Report 2017　104 ページ
Rabobank Annual Report2017　75 ページ
ABN AMRO Group Annual Report2017　14 ページ
de volksbank Annual Report2017　6,7 ページ
手数料純収入とは Net commission income または Net fee and commission income、総営業収益とは Total underlying income を指す。

2.　PostNL 社

オランダの郵政事業（郵便、テレコミュニケーション、郵便貯金）は 1980 年代後半から民営化が進み[75]、現在の郵便事業は手紙郵便、小包郵便、e-コマース、郵便局窓口運営を主業務とする PostNL 社と、急行便を主業務とする TNT エクスプレス（TNT Express）社が分担する構造となっている。

郵便事業とテレコミュニケーション事業を行っていた旧逓信省の国営事業体 PTT ポスト（PTT Post）と PTT テレコム（PTT Telecom）社は 1989 年に合併し特殊会社の KPN 社に移行した[76]。

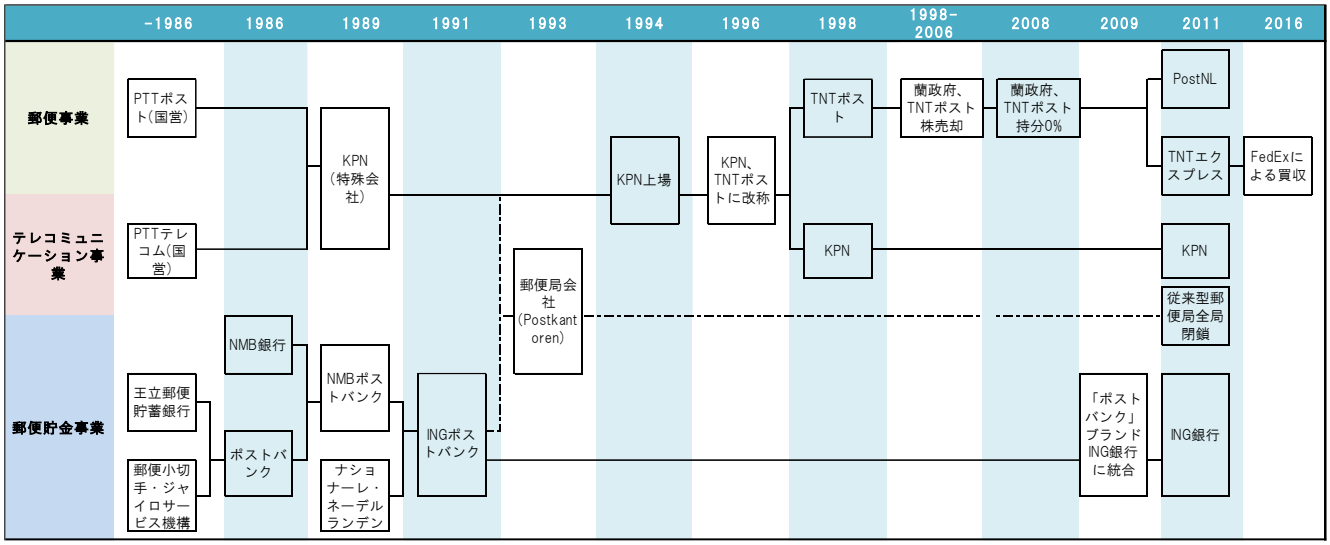
KPN 社は 1994 年に上場したが、当時は政府が株式の 70%を保有していた。同社は 1996 年に豪州系物流企業を買収して社名を TNT ポスト（TNT Post）グループと改称し、1998 年に一度合併したテレコミュニケーション事業を分割した。KPN 社-TNT ポストグループは 1990 年代後半から 2000 年代前半にかけて順次政府株式を売却し、

75 郵便貯金制度の沿革については第 3 章 1. を参照のこと
76 立原繁「欧州 3 カ国の株式上場の現状」（JP 総合研究所『株式上場と金融 2 社の成長戦略を考える』2014）
http://www.jprouso.or.jp/activity/lab/publish/pdf/26_2.pdf 及び
PHP 総研「郵政民営化と経営体制の国際比較」（PHP 政策研究レポート Vol.7　No.85、2004 年 9 月）
http://research.php.co.jp/seisaku/report/04-85d.html

2006 年には政府による特別優先株式の保有が違法であるとされたため政府が全株式を放出し[77]、持分が 0%になった[78]。

2011 年に TNT ポストグループは再度分割し、郵便事業は PostNL 社と TNT エクスプレス社の 2 社構造となった[79]。その後、2016 年になって TNT エクスプレス社は FedEx に買収された（図表 33）。

図表 33：オランダ郵政民営化の沿革



（出所）PostNL 社ウェブサイト等をもとに作成

PostNL 社はユーロネクスト・アムステルダム証券取引所に上場する公開会社であり、2018 年 11 月 16 日の時価総額は 11.4 億ユーロ（1,469 億円）であった[80]。PostNL 社の主要株主には、海外の機関投資家が名を連ねる（図表 34）。

TNT エクスプレス社は、PostNL 社からの分離後、2011 年 5 月 26 日にユーロネクスト・アムステルダムに上場した。2016 年 6 月 2 日、FedEx 社による公開買い付けにより FedEx 社による TNT 株保有比率が 98.45%を上回ったことから、7 月 4 日付で上場廃止となった[81]。最終取引日となった 2016 年 7 月 1 日の時価総額は 46.4 億ユーロ（5,280 億円）であった。

77 立原繁「欧州 3 カ国の株式上場の現状」（JP 総合研究所『株式上場と金融 2 社の成長戦略を考える』2014）
78 ドイツの調査・コンサルティング機関 WIK-Consult の報告によると、EU 加盟国・欧州経済領域（European Economic Area, EEA）加盟国・スイスの計 32 か国の調査で、ユニバーサルサービス提供義務を負う郵便事業者のうち、政府持分が 0%であるものは 2013 年 1 月 1 日でオランダとマルタの 2 か国にすぎなかった（WIK-Consult “Main Developments in the Postal Sector （2010-2013）”（2013））
http://ec.europa.eu/internal_market/post/doc/studies/20130821_wik_md2013-final-report_en.pdf。
79 PostNL “History”
http://www.postnl.nl/en/about-postnl/about-us/history/
80 ユーロネクスト・アムステルダム証券取引所ウェブサイト
https://www.euronext.com/en/products/equities/NL0009739416-XAMS/quotes（2018 年 11 月 19 日閲覧）
日本銀行「外国為替市況」（2018 年 1 月 23 日ユーロ/円・終値 135.96-00 円）
https://www.boj.or.jp/statistics/market/forex/fxdaily/index.htm/
81 一般財団法人マルチメディア振興センター「物流ワールドニュース：TNT エクスプレス、7 月 4 日に上場廃止」2016 年 7 月 14 日

図表 34：PostNL 社の主要 10 株主

株主名	本社所在国	持分比率
Edinburgh Partners	イギリス	6.82%
Capfi Delen Asset Management	ベルギー	5.07%
J.H.H. de Mol	(個人)	5.04%
HSBC Holdings	イギリス	3.04%
Carlson Capital	アメリカ	2.97%
Norges Bank	ノルウェー	3.14%
Fidelity Management and Research LLC	アメリカ	2.87%
Blackrock	アメリカ	2.88%
NN Group	アメリカ	2.61%
Causeway Capital Management	アメリカ	2.42%
上位株主持分合計		36.9%

（注）2018 年 9 月 25 日時点。
（出所）ユーロネクスト・アムステルダム証券取引所ウェブサイトをもとに作成
https://www.euronext .com/en/products/equities/NL0009739416-XAMS/company-information(閲覧日：2018 年 9 月 25 日)

郵便局は民営化の開始後、1993 年に ING 銀行（ING Bank）と現 PostNL 社による合弁企業（出資比率：50 対 50）である郵便局会社（Postkantoren）で運営されている（2015 年末）。PostNL 社は 2011 年に遡る 8 年前から[82]小売店等の内部に窓口を設ける形態の店内郵便局（“shop-in-shop” post offices）の設置を開始し、2011 年には、従来型（traditional）郵便局を閉鎖した。PostNL 社は郵便局数の削減に取り組んでいる。2015 年末時点で 2,525 局存在した郵便局が、2016 年末には約 1,800 局、2017 年末には約 1,670 局にまで減少した[83]。PostNL 社の店内郵便局での窓口サービスは郵便・小包受取、切手販売等を主としており、金融サービスの提供は行っていない。ただし、2012 年に米国マネーグラム（MoneyGram）社と提携して、同社の送金サービスを 30 の郵便局で開始しており（本格的な開始は 2013 年）、今後提供局を 500 局まで拡大する意向を示していた（2013 年 7 月）[84]。

2017 年の総収入は前年比 2.4%増の 35.0 億ユーロ、純利益は前年比 52.9%減の 1.5 億ユーロである。2016 年は TNT エクスプレス社の株式売却により特別利益を計上した。2017 年末の社員数は 44,263 人であり、前年末より 4.7%減少している[85]。

82 PostNL “The social function of the local shop in the year 2011 Demand for local shops high despite rise in online shopping”（2011）
http://www.postnl.nl/en/about-postnl/press-news/press-releases/2011/october/2011-10-31-the-social-function-of-the-local-shop-in-the-year-2011.html
83 PostNL “ Annual reports2016” 38 ページ, “ Annual reports2017” 46 ページ
https://www.postnl.nl/en/about-postnl/investors/annual-reports/
84 PostNL “PostNL gaat samenwerking aan met MoneyGram”（2013 年 7 月 2 日）
http://www.postnl.nl/over-postnl/pers-nieuws/persberichten/2013/juli/20130702-postnl-gaat-samenwerking-aan-met-moneygram.html
85 PostNL “ Annual reports2017” 113, 124, 125 ページ
http://www.postnl.nl/over-postnl/pers-nieuws/persberichten/2013/juli/20130702-postnl-gaat-samenwerking-aan-met-moneygram.html

3. ラボバンク

(1) ラボバンクの特徴

ラボバンクはオランダ最大の協同組織金融機関であり、中央与信機関であるラボバンク・ネダーランドの下に 102 行のローカル・ラボバンク[86]、446 ヶ所の支店（branches）、1,967 ヶ所の ATM の他[87]、傘下に専門金融子会社及び関連会社を擁する国内屈指の金融グループであり、グループの総資産は 6,030 億ユーロ、顧客数はオランダ国内で 730 万人（人口の 42.7%[88]）にのぼった[89]（2017 年 12 月末）。

オランダでは 19 世紀後半には複数の協同組合が活動しており、1898 年に国土の南北に中央機関として協同中央ライファイゼン銀行（Coöperatieve Centrale Raiffeisen-Bank、北部）と協同中央農業信用銀行（Coöperatieve Centrale-Boerenleenbank、南部）が設立され、それらが 1972 年に合併してアムステルダムに協同中央ライファイゼン農業信用銀行（Coöperatieve Centrale Raiffeisen-Boerenleenbank）が成立した。現在のラボ（Rabo）の名称はその略称に由来する[90]。20 世紀後半からは貯蓄や貸付以外にも業務内容を広げ、決済、投資商品、住宅ローン、保険商品などを幅広く扱うようになった[91]。1980 年代からは海外事業も手がけ始め、2018 年 6 月現在、38 か国で事業展開しており海外顧客数は 110 万にのぼる。オンライン貯蓄銀行のラボダイレクト（RaboDirect）がベルギー、ドイツ、アイルランド、オーストラリア、ニュージーランドの 5 カ国でサービスを提供し、顧客数は 865 千人、ラボダイレクトからの預金は 246 億ユーロでラボバンク全体預金の 17%を占める[92]。しかしながら、ビジネスモデルの簡素化とコスト削減の観点から、2018 年 5 月にはアイルランドにおけるサービスを取り止め、預金はラボバンクのダブリン支店に移管された[93]。

(2) 金融市場の中でのラボバンクの競争力

ラボバンクは貯蓄、住宅ローン、中小企業貸付といったリテール金融の幅広い分野で高い国内シェアを有するが、農業系の協同組合を母体としているため、とりわけ食料・農業関連産業貸付（food and agri）において他行を寄せ付けない圧倒的な地位を築いており、過去 7 年間の当該部門における国内シェアは 80%以上である[94]（図表 35）。

86 金融監督法上は提携銀行（associated bank）の名称が用いられる。
87 Rabobank Group “Annual Report 2017” 8-9 ページ
88 人口は IMF 推計による 2017 年の数値 1,708 万人を用いた。
89 Rabobank Group “Annual Report 2017” 10 ページ 165 ページ
90 斉藤由理子・重頭ユカリ,「欧州の協同組合銀行」日本経済評論社（2010）
91 Rabobank “History” https://www.rabobank.com/en/about-rabobank/profile/history/index.html
92 Rabobank “Interim Report 2018”（27 ページ）（https://www.rabobank.com/nl/images/02-interim-report-2018.pdf）（2018 年 10 月 17 日閲覧）
93 Rabodirect (https://www.rabodirect.ie/help/)（2018 年 10 月 17 日閲覧）
94 Rabobank “Press release annual results 2015” https://www.rabobank.com/en/press/search/2016/press-release-annual-results-2015.html

図表 35：ラボバンクのリテール金融部門における国内マーケットシェア（2011-2017 年）

	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
貯蓄	39%	39%	38%	36%	35%	34%	34%
住宅ローン	32%	31%	26%	22%	20%	21%	22%
貿易・産業・サービス（TIS）	42%	43%	44%	39%	42%	41%	39%
食料・農業関連産業貸付	83%	85%	85%	82%	84%	84%	86%

（出所）Rabobank “Press release annual results 2016” 11 ページ. “ Annual reports 2017” 9 ページ

2017 年の業績について、グループ全体の総収益は前年比 0.7%減の 120.0 億ユーロ、当期純利益は前年比 32.1%増の 26.7 億ユーロとなった。国内リテール銀行部門（Domestic retail banking）の当期純利益は 20.3 億ユーロで、全体の 76%を占める主要な収益源となっている[95]。

図表 36：ラボバンク・グループの純利益（2015～2017 年）

（百万ユーロ）	2015年	2016年	2017年
総収益	13,014	12,805	12,001
純受取利息	9,139	8,835	8,843
純受取手数料	1,892	1,826	1,915
その他収益	1,983	2,144	1,243
営業費用合計	8,145	8,594	8,054
粗利益	4,869	4,211	3,947
貸倒損失	1,033	310	-190
破綻処理基金積立およびDGS(積立保証スキーム)への拠出金	172	313	N/A
銀行税および賦課金	172	170	N/A
のれん代および関連会社への投資に係る減損損失	623	700	0
税引き前営業利益	2,869	2,718	3,632
法人税	655	694	958
純利益	2,214	2,024	2,674
Tier1資本収益率	6.5%	5.8%	7.2%
ROIC	6.0%	5.2%	6.9%
規制賦課金を除外した効率比	62.6%	67.1%	67.1%
規制賦課金を含めた効率比	65.2%	70.9%	71.3%

（出所）ラボバンク・グループ“Rabobank Annual Report2016”29 ページ. “Rabobank Annual Report2017”75 ページ

ラボバンク・グループは経営資本の強固さや安全性の高さも特徴であり、2000 年代後半からの 2 度の金融危機で国内の多くの大手銀行が国有化や資本注入といった救済措置の対象となる中で、同行は政府支援を受けていない[96]。

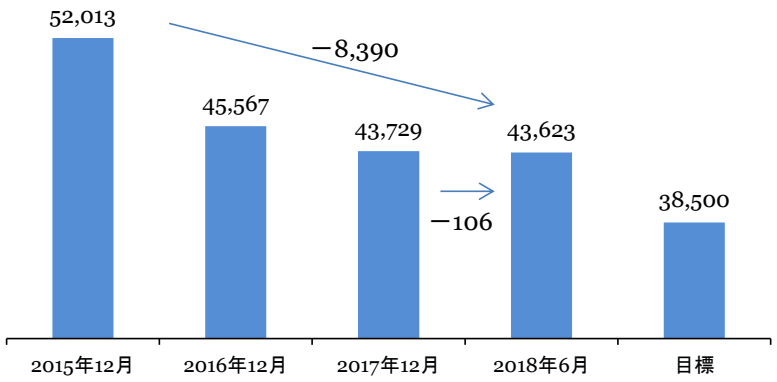
2014 年には不動産や中小企業貸付における不良債権コストの増加が響きスタンダード・アンド・プアーズ（Standard & Poor's. S&P）による格付けが AA マイナス（AA-）から A プラス（A+）へと下がった[97]ものの、以降は A プラス（A+）を維持している。大手経済誌グローバル・ファイナンス（Global Finance）による 2018 年の「世界で最

95 Rabobank “ Annual reports 2017” 130 ページ（2018 年 9 月 25 日閲覧）
96 斉藤由理子・重頭ユカリ「欧州の協同組合銀行」日本経済評論社（2010）
97 Rabobank “S&P amends Rabobank rating to A+”（2014 年 11 月 4 日）
https://www.rabobank.com/en/press/search/2014/20141104_S_P-amends-Rabobank-rating.html

も安全な商業銀行トップ 50」（The World's 50 Safest Commercial Banks 2018）では、25 位と高い評価を受けている（オランダの銀行では 1 位、欧州の銀行としては 10 位）[98]。

2016 年のラボバンクは事業の合理化を推進しており、組織構造の簡素化やシステム導入による人員削減（目標：2016～2020 年で 12,000 人（FTE ベース、アスロン売却の影響を除く））を掲げている。2016 年 12 月末時点で従業員数は 45,567 人であったが、2017 年 12 月末時点で 43,729 名になっており、従業員を 1,838 人削減している[99]。

図表 37：従業員数（常用雇用換算値（FTE）ベース、外部雇用を含む）



（出所）ラボバンク・グループ“2018 年度上半期投資家向け IR 資料”10 ページ

ラボバンクは盤石な財務基盤を有している。2018 年 6 月の実績を見ると、資本については、完全適用時の普通株等 Tier1 比率が 15.8%と 2020 年の目標をすでに達成。収益性の観点からは、投下資本収益率（ROIC）が 8.8%と大幅に改善し、収益に対する費用の比率は 64.6%と改善している。流動性面では、ホールセールによる資金調達が 2015 年の 2,030 億ユーロから 1,640 億ユーロへと減少している。

図表 38：財務目標と実績（2017-2018 年）

		2017年6月	2017年12月	2018年6月	目標2020年
資本	完全適用時の普通株等Tier1比率	14.7%	15.5%	15.8%	>14%
	総自己資本比率	25.5%	26.2%	26.1%	>25%
収益性	投下資本利益率(ROIC)	7.8%	6.9%	8.8%	>8%
	収益に対する費用の比率	67.6%	71.3%	64.6%	53-54%
	基礎的な収益に対する費用の比率	63.9%	65.3%	62.9%	
資金調達	ホールセールによる資金調達	1,710億ユーロ	1,600億ユーロ	1,640億ユーロ	<1,500億ユーロ

（出所）ラボバンク・グループ“2018 年度上半期投資家向け IR 資料”10 ページ

98 Global Finance “The World's 50 Safest Commercial Banks 2016” https://www.gfmag.com/press-release-worlds-50-safest-commercial-banks-2016/
99 Rabobank “Press release annual results 2017” 75 ページ

4. ABN アムロ銀行

(1) ABN アムロ銀行の特徴

1991 年に ABN（Algemene Bank Nederland）とアムステルダム・ロッテルダム銀行（Amsterdam-Rotterdam Bank）が合併して ABN アムロとなった。その後は世界金融危機を経て欧州金融機関の再編が進む中、オランダ・フォルティス銀行と合併して 2010 年に現在の ABN アムロ銀行へと至る。オランダ国内では、リテールバンキング、プライベートバンキング、商業・コーポレートバンキングに集中する一方、選択的にヨーロッパや海外でプライベートバンキングと商業・コーポレートバンキングを展開する。

2017 年末の人員配置構成を見てみると、収益事業部門の中ではリテールバンキングが 26%と最も高く、地域別ではオランダが 82%を占める（図表 39）。オランダではグループファンクションの人員削減に取り組んでいる。資本項目では、バーゼルⅢ全面適用時の普通株等 Tier1 比率が 17.7%（2016 年末 17.0%）、レバレッジ比率が 4.1%（同 3,9%）である[100]。

図表 39：事業部門・地域別人員数（2016-2017 年）

事業部門別				地域別			
	2017	2016	差		2017	2016	差
リテールバンキング	5,192	5,266	-74	オランダ	16,269	17,507	-1,238
コマーシャルバンキング	2,773	2,751	22	その他ヨーロッパ	2,628	2,699	-71
プライベートバンキング	3,240	3,844	-604	米国	428	424	4
コーポレート・インターナショナルバンキング	2,542	2,387	155	アジア	490	896	-406
クループファンクション	6,207	7,416	-1,209	その他世界	139	138	1
合計	19,954	21,664	-1,710		19,954	21,664	-1,710

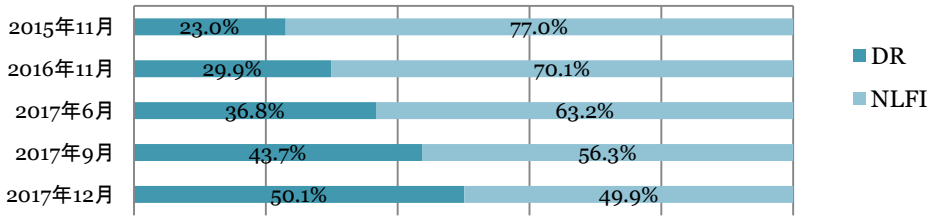
（出所）ABN AMRO Group “Annual Report 2017” 3 ページ

ABN アムログループは 2008 年の金融危機の際に国有化されたが、現在はユーロネクスト・アムステルダムに預託証券（Depositary Receipt, DR）が上場されている。Stichting administratiekantoor beheer financiële instellingen（NLFI）が 49.9%（加えて 6.4%の DR）を保有し、Stichting Administratiekantoor Continuïteit ABN AMRO Group（STAK AAG）が 50.1%を保有する。NLFI の持ち分は徐々に低下しており、預託証券の比率が高まって来ている。

なお、NLFI はオランダ政府系非営利財団で、ABN アムログループ以外にもフォルクスホールディングスや RFS ホールディングスの株式を保有している。STAK AAG は NLFI から ABN アムログループの普通株式を取得して預託証券を発行、管理する独立財団である。

100 ABN AMRO Group “Annual Report 2017” 3 ページ

図表 40：資本構成（2017 年）



（出所）STAK “Annual Report 2017” 9 ページ

(2) 金融市場の中での ABN アムロ銀行の競争力

2017 年末の事業部門別総資産は 3,932 億ユーロである。うち 1,590 億ユーロがリテールバンキング部門向けで総資産に対する割合は 40.4%である（図表 41）。事業部門別損益計算書では、2017 年末当期利益 27.9 億ユーロのうち 52.2%の 14.6 億ユーロをリテールバンキング部門が占め、コマーシャルバンキング部門が 26.2%、プライベートバンキング部門が 13.8%と続く（図表 42）。資産配分と利益おいてはリテールバンキング部門の果たす役割は大きい。

図表 41：事業部門別総資産（2017 年）

事業部門別総資産（10億ユーロ）				
	2017	割合	2016	割合
リテールバンキング	159.0	40.4%	158.6	40.2%
コマーシャルバンキング	41.1	10.4%	39.0	9.9%
プライベートバンキング	21.2	5.4%	24.6	6.2%
コーポレート・インターナショナルバンキング	80.5	20.5%	80.9	20.5%
クループファンクション	91.5	23.3%	91.4	23.2%
合計	393.2	100%	394.5	100%

（出所）ABN AMRO Group “Annual Report 2017” 76 ページ

図表 42：事業部門別損益（2017 年）

	リテール バンキング	コマーシャル バンキング	プライベート バンキング	コーポレート・インターナショナルバンキング	クループ ファンクション	合計（百万ユーロ）
Net interest income	3,439	1,421	659	975	-38	6,456
Net fee and commission income	406	202	573	538	28	1,747
Net trading income	3	2	30	226	25	286
Share of result in equity accounted investment	31	2	10	15	-5	53
Other operating income	116	59	267	76	228	746
Operating income	3,995	1,686	1,539	1,830	238	9,288
Personal expenses	486	315	472	442	876	2,591
General and administrative expenses	530	132	280	423	1,383	2,748
Depreciation and amortisation	8	4	65	11	156	244
Intersegment revenues/expenses	1,119	437	279	393	-2,228	0
Operating expenses	2,143	888	1,096	1,269	187	5,583
Impairment charges	-100	-180	-6	219	4	-63
Total expenses	2,043	708	1,090	1,488	191	5,520
Operating profit/(loss) before taxation	1,952	978	450	342	47	3,769
Income tax expense	496	245	64	121	52	978
Profit/(loss) for the period	**1,456**	**733**	**386**	**221**	**-5**	**2,791**

（出所）ABN AMRO Group “Annual Report 2017” 198 ページ

次に地域別損益計算書を見ると、2017 年末当期利益 27.9 億ユーロのうち 82.72%の 23.1 億ユーロをオランダが占める（図表 43）。以下アジアが 12.0%、その他ヨーロッパが 3.7%と続くが、当期利益に占める割合は非常に低い。自国オランダが主要なマーケットである。

図表 43：地域別損益（2017 年）

	オランダ	その他 ヨーロッパ	米国	アジア	その他世界	合計（百万ユーロ）
Net interest income	5,388	587	244	167	70	6,456
Net fee and commission income	1,139	369	111	113	15	1,747
Net trading income	227	46	10	5	-1	287
Share of result in equity accounted investment	44	10	0	0	0	54
Other operating income	449	4	-1	293	0	745
Operating income	7,247	1,016	364	578	84	9,289
Personal expenses	1,909	439	99	121	23	2,591
General and administrative expenses	2,357	249	61	65	15	2,747
Depreciation and amortisation	172	59	4	8	2	245
Intersegment revenues/expenses	-46	32	7	13	-6	0
Operating expenses	4,392	779	171	207	34	5,583
Impairment charges	-274	80	101	21	10	-62
Total expenses	4,118	859	272	228	44	5,521
Operating profit/(loss) before taxation	3,129	157	92	350	40	3,768
Income tax expense	822	54	75	15	13	979
Profit/(loss) for the period	**2,307**	**103**	**17**	**336**	**28**	**2,791**

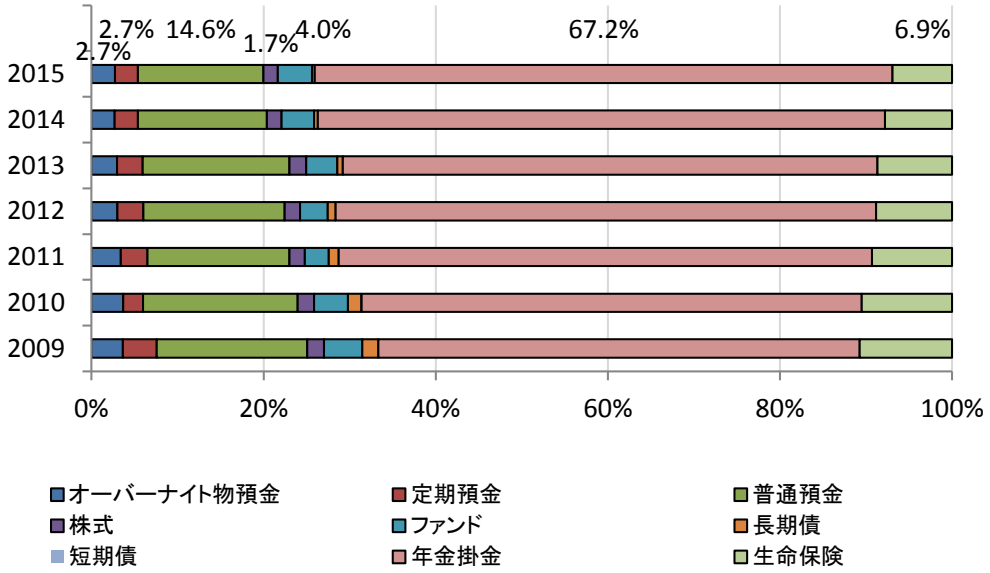
（出所）ABN AMRO Group “Annual Report 2017” 205 ページ

5. 家計の金融資産負債の動向

オランダの家計部門の現金を除く金融資産総額は 1.95 兆ユーロ（257 兆円）であった（2015 年末）。その内訳は、預金（オーバーナイト物預金、普通預金）が 3,893 億ユーロ（20.0%）、有価証券（株式・ファンド・長短期債）が 1,156 億ユーロ（5.9%）、年金掛金・生命保険が 1.4 兆ユーロ（74.1%）であった[101]。このように年金や保険の構成比が家計金融資産の 3/4 と非常に高いのは、オランダの特色と言える。

預金の総額は 2009 年末の 3,331 億ユーロから 2015 年末には 3,893 億ユーロと 17%増加した。うち普通預金（Deposits redeemable at notice）が 2,842 億ユーロ（預金の 73%）であった（図表 44）。

図表 44：家計部門の金融資産内訳（2009-2015 年）



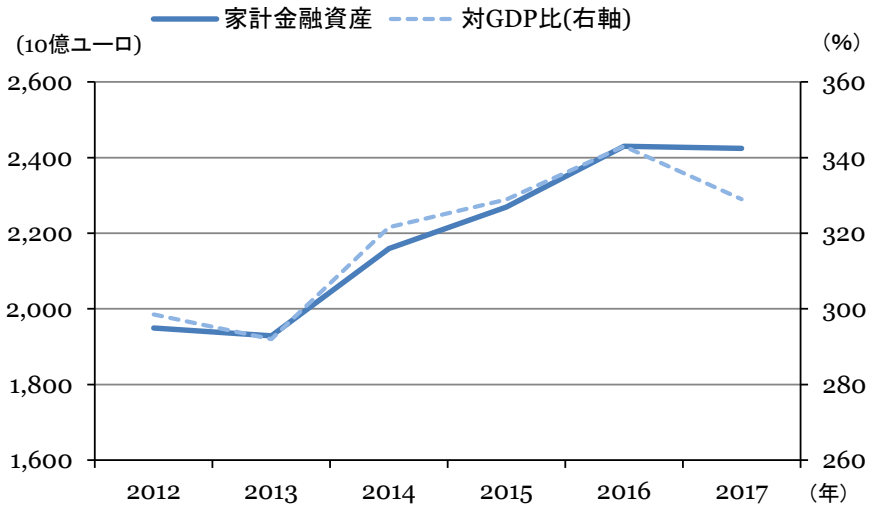
（注）各歴年末。現金は統計に含まれない
（出所）DNB “Households”をもとに作成(DNB は 2016 年 3 月 24 日以降、データを更新しないことを表明。そのため、2015 年のデータが最新。)
http://www.dnb.nl/statistiek/statistieken-dnb/huishoudens/

101 オランダ中央銀行“Households” http://www.dnb.nl/statistiek/statistieken-dnb/huishoudens/
日本銀行「外国為替市況」（2015 年 12 月 30 日ユーロ/円・終値 131.66-70 円）

欧州連合統計局（Eurostat）のデータによると、2017 年末のオランダ家計部門の金融資産総額は 2.43 兆ユーロであった。他ユーロ諸国の中では、ドイツ（5.86 兆ユーロ）、フランス（5.36 兆ユーロ）、イタリア（4.22 兆ユーロ）に次いで大きい。内訳は年金が 1.44 兆ユーロ（全体の 59.3%）、預金が 0.40 兆ユーロ（16.4%）、株式が 0.27 兆ユーロ（11.1%）、保険が 0.16 兆ユーロ（6.6%）の順である[102]。

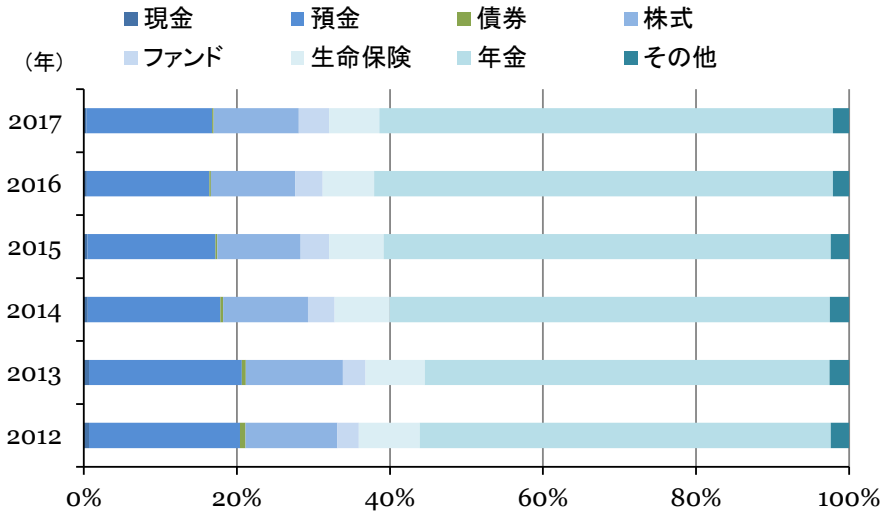
オランダの年金基金は世界的に見ても規模が大きい。2018 年 9 月末の運用資産は ABP（Stichting Pensioenfonds ABP）が 4,190 億ユーロ、PFZW（Pensioenfonds Zorg en Welzijn）が 2,065 億ユーロを有する[103]。

図表 45：家計部門の金融資産総額推移（2012-2017 年）



（出所）欧州連合統計局のデータをもとに作成

図表 46：家計部門の金融資産内訳（2012-2017 年）

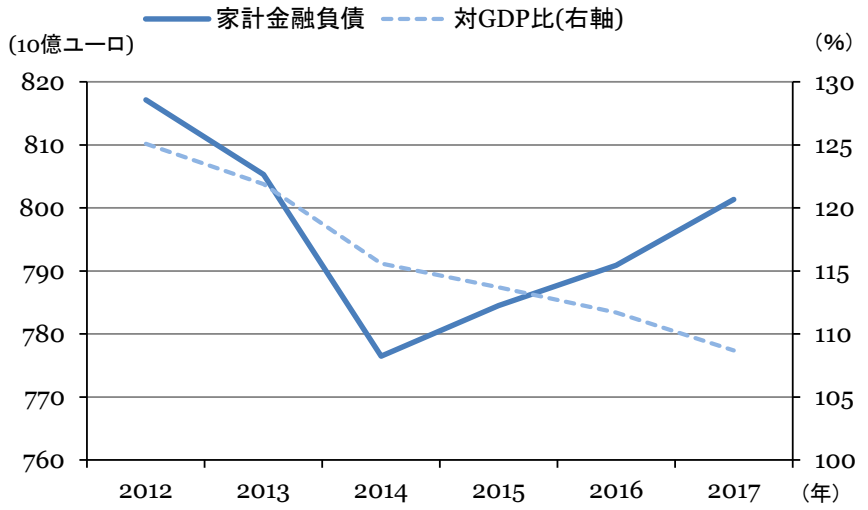


（出所）欧州連合統計局のデータをもとに作成

102 欧州連合統計局（Eurostat）
https://ec.europa.eu/eurostat/en/web/products-eurostat-news/-/DDN-20180222-2
103 https://www.abp.nl/english/press-releases/quarterly-report-q3-2018.aspx
https://www.abp.nl/english/press-releases/quarterly-report-q3-2018.aspx

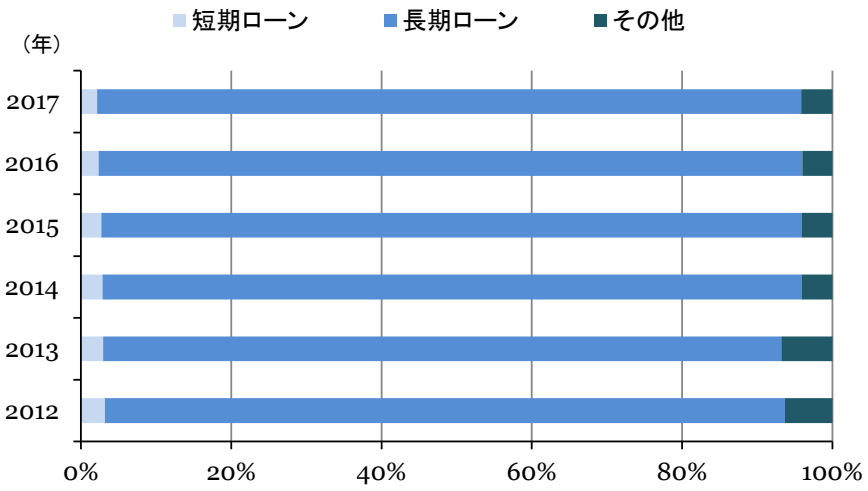
一方、2017 年末のオランダ家計部門の金融負債総額は 8,014 億ユーロであった。他ユーロ諸国の中では、ドイツ（1.73 兆ユーロ）、フランス（1.60 兆ユーロ）に次いで大きい。対 GDP 比率は下降傾向にあるとは言え、100%を超えておりユーロ圏の中では高い。内訳は長期ローンが 7,512 億ユーロで負債総額全体の 93.7%を占めている。

図表 47：家計部門の金融負債総額推移（2012-2017 年）



（出所）欧州連合統計局のデータをもとに作成

図表 48：家計部門の金融負債内訳（2012-2017 年）



（出所）欧州連合統計局のデータをもとに作成

第 5 章　最近の金融動向と今後の展望

1.　最近の金融動向

(1) マイクロファイナンスなどソーシャルファイナンスの現況等

オランダでは近年、社会的課題へのアプローチとしての債券発行やファンドの組成が注目されている。ABN アムロ銀行は 2013 年、ソーシャルビジネスに対する直接投資の手段としてソーシャルインパクトファンド（social impact fund）を導入し、これまで 1,000 万ユーロにのぼる投資を再生可能エネルギー、生態系の回復、ヘルスケア、開発途上国の課題解決のための 15 事業に対して投じてきた[104]。

また、同年 11 月にはソーシャルインパクトボンド（social impact bond, SIB）が国内ではじめて発行された。ソーシャルインパクトボンドとは、社会的課題解決事業に対する投資商品で、当該事業の課題解決への貢献度に応じて公的機関の財政支出がなされ、配当原資に利用される点に特徴がある[105]。ABN アムロ銀行と同国のスタート財団（Start Foundation）が若者の就労と復学支援事業を行う Buzinezzclub 社に対する投資を募り、更にロッテルダム市が事業の成功度に応じて支出するスキームになっている[106]。これまでに 68 万ユーロが同社の事業に対して投資されており、利回りは最大 12%（年率）に達し得るとされている[107]。

以来、オランダでは 9 つの SIB が発行されており、ABN アムロ銀行はそのうち 6 つの SIB に投資している。2017 年には社会健康問題の解決に取り組むことを目的としたヘルスインパクトボンド（health impact bond, HIB）への投資を開始した[108]。また、2015 年、2016 年に続き 2018 年 4 月には 3 度目となるグリーンボンドを発行した。このような取り組みが評価され、2018 年には RobecoSAM[109]が年次で実施しているサステナビリティー評価[110]で高いスコアを獲得している。

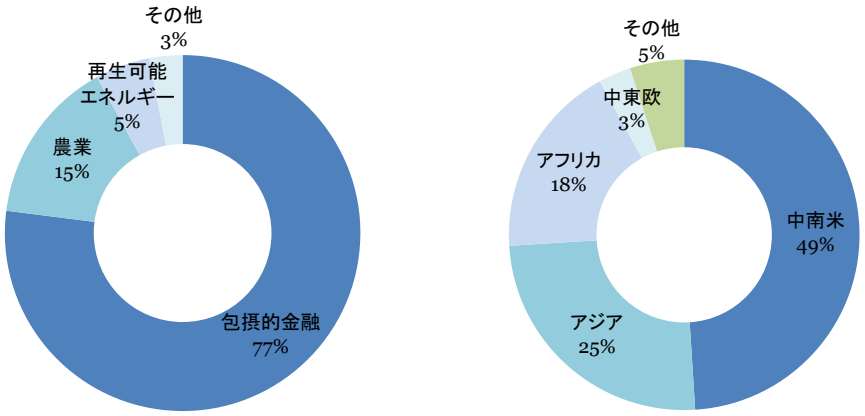
マイクロファイナンスに従事する機関として、オランダを本拠とするオイコクレジット社がある。同社は、1975 年に、世界キリスト教協議会の余剰資金を活用するために発足した。キリスト教の会員が大半を占めている。貧困と闘う人々を投資という形で支援する国際的な協同組合で、設立以来、途上国のマイクロファイナンスや協同組合などに投資している。マイクロファイナンスへの投資額では世界最大級とされている。また、投資が適切に活用されるよう、投資先の財務状況だけでなく貧困層へのサービスの内容や地域への貢献度なども、細かく管理している。同社の 2016 年度の開発資金は前年比 16%増加し、約 10 億 4,700 万ユーロとなった。総資産は 18%アップの 12.09 億ユーロ(同 18%増)、アフリカへの総融資額は 1.89 億ユーロ（同 19%増）等[111]、いずれも順調に推移を見せている。

2017 年には総資産は 12.20 億ユーロ（前年比 0.9%増）へと拡大している。開発資金は主に為替レートの影響により、9.82 億ユーロ（前年比 6.3%減）となっている。純

104 ABN AMRO Bank https://www.abnamro.com/en/sustainable-banking/innovation/financial-innovation/index.html
105 みずほ総合研究所政策調査部，岡田豊主任研究員「ソーシャルインパクトボンド」（2014）
http://www.mizuho-ri.co.jp/publication/research/pdf/research/r141101keyword.pdf
106 ABN AMRO Bank https://www.abnamro.com/en/newsroom/blogs/buy-a-bond-make-the-world-a-better-place.html
107 Emma Tomkinson “Rotterdam experiments with social impact bond”（2014）
http://emmatomkinson.com/2014/10/15/rotterdam-experiments-with-social-impact-bond/
108 https://www.abnamro.com/en/sustainable-banking/finance-and-investment/social-impact-bonds/index.html
109 RobecoSAM は ESG に特化したスイスの運用・調査会社、1999 年より世界大手企業に対し ESG 調査を実施している。
110 https://yearbook.robecosam.com/jp/
111 http://www.oikocredit.jp/about-us/

収益は 1,844 万ユーロの黒字を確保した。投融資先の国数は 71 ヵ国にのぼり、融資プロジェクト・パートナー数は 747、投資家総数は約 56,000 人である。投資先をセクター別に見るとマイクロファイナンス等を含む包摂的金融が 77%を占め、地域別には中南米、アジア、アフリカの順である[112]。

図表 49：オイコクレジットのセクター別・地域別投資先（2017 年）



（出所）“オイコクレジット Annual report 2017” 8 ページをもとに作成

(2) 国有銀行再上場の動き

上述のようにオランダの大手 4 行は金融危機によって大きく影響を受けた。ING 銀行が政府から巨額の資本注入を受けたほか、2008 年には ABN アムロ銀行とフォルティス銀行オランダが国有化（のち ABN アムロ銀行はフォルティス銀行オランダを吸収合併）され、2013 年には SNS 銀行の親会社 SNS レアール（SNS Reaal）が国有化された。

2 行の発行済株式の 100%は受け皿として政府系金融機関の NLFI（NL Financial Investments）によって所有され、再上場を目指すこととなった。

ABN アムログループ（ABN AMRO Group）に関しては、同行の監査役会における幹部報酬引上げの決定に批判が集まったことで再上場が延期されていた[113]が、2015 年 7 月末にグローバル・コーディネーターとして 3 行（ABN アムロ銀行、ドイツ銀行、モルガン・スタンレー（Morgan Stanley & Co. International plc.））が選定された。

更に同年 8 月末にはブックランナーとして ING 銀行及びラボバンクの国内銀行 2 行、バークレイズ銀行（Barclays Bank plc）、シティグループ・インターナショナル（Citigroup Global Markets ltd）、JP モルガン証券（JP Morgan Securities plc）、メリルリンチ・インターナショナル（Merrill Lynch International）の外国銀行 4 行、共同主幹事として RBC ヨーロッパ（RBC Europe ltd）及び KBW（Keefe. Bruyette & Woods）の 2 行が選定され、合計 11 行からなる引受シンジケート団が組織された。また各行はグローバル・コーディネーターの定めた手数料に関する取決めに合意した[114]。

2015 年 11 月 20 日、ABN アムロ・グループは新規株式公開（IPO）を実施し、ユー

112 オイコクレジット“Annual report 2017” https://www.oikocredit.coop/
113 ロイター,「オランダ、ABN アムロの上場先送り」（2015 年 3 月 28 日）
http://jp.reuters.com/article/2015/03/27/nl-bank-stx-idJPKBN0MN1YM20150327
114 NLFI “Bookrunners and co-lead managers for the planned ABN AMRO IPO”（2015 年 8 月 26 日）

ロネクスト・アムステルダムに再上場した。オランダ政府は同グループ発行済株式の20%を公開し、33億ユーロを調達した。発行価格は17.75ユーロで、2016年9月30日の終値は18.42ユーロであった[115]。その後もIPOが実施され、2017年末時点ではNLFIの持ち分は株式の49.9%と預託証券の6.4%まで縮小した。

一方SNSレアールでは、保険部門の売却を伴う構造改革が進んでいる。2015年には前年から進めていた、中国の保険大手安邦（Anbang Insurance）へのグループ傘下の保険部門ビバット保険（VIVAT Verzekeringen）の売却（売却価額1億5,000万ユーロ）を完了したと報じられた[116]。ビバット保険売却の完了後にはSNS銀行が実質的にグループ内唯一の子会社となることから、親会社としてのSNSレアールを解散し、SNS銀行が直接国の所有になるという構想がある[117]。

2015年9月30日にSNSレアールはSNS銀行の全株式（時価総額27億ユーロ）を政府に譲渡し、更に政府はそれを受け皿機関のNLFIに譲渡した。これに伴い、SNSレアールは定款を変更し、社名をSRH NVと改めた[118]。NLFIは2016年半ばに、2〜3年かけてSNS銀行が民営化の準備をする旨を財務大臣に提言した[119]。2017年1月にSNS銀行はフォルクス銀行（De Volksbank）に改称した[120]。

(3) 銀行同盟の展開とオランダの対応

欧州債務危機によりEU圏全体で4.5兆ユーロ（EU全体のGDP37%相当）の公的資金が銀行救済のため注入された[121]ことは、既存の規制機関では巨大金融機関のもたらすグローバルな金融システム危機に対処困難であることを示していた。

そこで2012年に欧州委員会（European Commission. EC）が発表したロードマップ「真の経済通貨同盟に向けて」（Towards a Genuine Economic and Monetary Union）において、4分野（経済、金融、財政、政治）における統合の深化が企図された。4分野のうち金融統合financial union）とは、金融危機によって経営難に陥った銀行の信頼を回復し、経済成長を促進することを目指すもので、銀行同盟（Banking Union）構想はその重要な柱をなす[122]。

銀行同盟は単一監督メカニズム（SSM）、単一破綻処理メカニズム（SRM）、預金保険制度（DGS）の3つの柱から構成され、それぞれについてECの策定した法案を経済・財務理事会（Economic and Financial Affairs Council）が承認することで順次施行される。2015年には、SSMとSRMに関する規則が既に施行されており、更にDGSの各国ルールの収斂作業と、EU内の独立規制機関の欧州銀行監督機構（European Banking Authority. EBA）による銀行破綻処理、財務健全性等に関する統一規則書

115 Government of the Netherlands, ABN AMRO listed again（2015年11月20日）
https://www.government.nl/topics/financial-sector/news/2015/11/20/abn-amro-listed-again
及びユーロネクスト・アムステルダムウェブサイト https://www.euronext.com/en/products/equities/NL0011540547-XAMS
116 SNS Reaal “SNS REAAL completes sale VIVAT Verzekeringen to Anbang Insurance Group”（2015年7月26日）
117 SNS Reaal NV “Annual Report 2014”
118 SNS Bank “Transfer SNS Bank NV to Dutch State final”（2015年10月1月）
https://www.snsbanknv.nl/en/news/2015/10/1/transfer-sns-bank-nv-to-dutch-state-final
119 SNS Bank “SNS Bank NV in 2015”（2016年3月3日）
https://www.snsbanknv.nl/en/news/2016/3/3/sns-bank-posts-2015-net-profit-of-348-million
120 https://www.bloomberg.com/research/stocks/private/snapshot.asp?privcapId=1230417
121 EC “New crisis management measures to avoid future bank bail-outs”（2012）
http://europa.eu/rapid/press-release_IP-12-570_en.htm?locale=en
122 Jean-Claude Juncker ほか “Completing Europe's Economic and Monetary Union”（2015）

（Single Rulebook）の策定が進行している。各機構の概要は以下の通り。

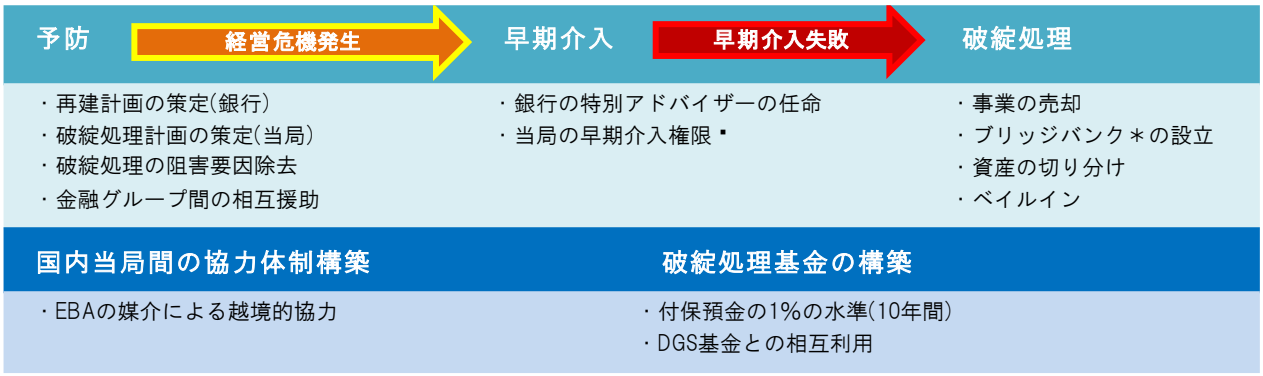
- 単一監督メカニズム：欧州の経済システムにとって重要とされる銀行を欧州中央銀行（ECB）が直接監督する制度。2014 年 11 月より従来各国の中央銀行が担ってきた銀行の監督機能の一部が ECB に委譲された。

- 単一破綻処理メカニズム：EU レベルに統一された銀行破綻処理規則を施行する制度。まず国レベルの破綻処理制度について、銀行再建及び破綻処理に関する指令（Bank Recovery and Resolution Directive. BRRD）が 2014 年に EU 構成国に適用された（図表 50）。これは各国に対して予防（prevention）・早期介入（early intervention）・破綻処理（resolution）の各段階に応じて各国金融規制当局及び銀行のとるべき措置や予め準備しておくべき制度を定めており、SRM はこれを下敷きにユーロ導入国での破綻処理基金の単一化などの統合を行うものである。
  破綻処理に関する提案は ECB の代表、EC 及び当該国の当局担当者で構成される単一破綻処理委員会（Single Resolution Board）からなされ、破綻が決定した場合は単一銀行破綻処理基金（Single Bank Resolution Fund）からつなぎ資金が当該銀行へ供給される（2016 年以降、ユーロ加盟国のみ。2015 年までは各国の破綻処理基金で対応）[123]。
  これは銀行同盟に参加する銀行がその破綻によって経済に及ぼすと考えられる影響に応分して負担するものである。このような BRRD 及び SRM の定める破綻処理手段は、経営危機に陥った銀行に対し、ベイルアウト（bail-out）ではなく、ベイルイン（bail-in）に重点を置いている点が特徴である。ベイルアウトとは、政府が経営難に陥った銀行に対し公的資金を注入して救済することを指し、納税者に広く薄く負担させる措置である。一方ベイルインとは、当該銀行の債権者、株主、預金者に対して一定の損失負担を求める措置であり、2013 年、キプロスのライキ銀行（Laiki Bank）の破綻処理に際し、大口預金者を対象としてこの措置が取られた。
  ベイルインを用いることで、大きすぎてつぶせない（Too-Big-To-Fail）ために政府からの救済を受けられると考え、経営状況の改善に関する自助努力の意識が希薄になりがちな大銀行に対して、破綻を回避するような措置を取らせるというインセンティブが働くと期待されている。

- 預金保険制度：各国当局の管轄で行われている預金保険制度を EU レベルの統一規則に収斂させた仕組み。預金者に対する預金保証金支払までの期間を現行の 20 営業日以内から、2019 年から 2024 年までの 5 年間で順次短縮し、最終的に 7 営業日以内に統一することをめざす。

123 駐日 EU 代表部 HP http://eumag.jp/feature/b0414/

図表 50：BRRD の概要



（注）ブリッジバンクとは、経営危機に陥った銀行の健全資産や中核事業を一時的に保有する銀行のことを指す
（出所）EC 発表資料、鈴木敬之「EU における銀行同盟の議論」（2013）等をもとに作成

オランダは EU 構成国ならびにユーロ導入国であるため、銀行同盟の定める規則の導入、遵守義務を負う[124]。以下では銀行同盟の 3 本柱のうち、SRM（単一破綻処理メカニズム）に係る諸規則への対応状況について記す（その他の SSM. DGS についてはそれぞれ第 2 章 2. 及び 4.を参照）。

2015 年 1 月に EU 銀行再建及び破綻処理に関する指令（BRRD）がユーロ導入国に適用された。しかしながらオランダでは当該指令に対応する国内法の「BRRD 実施法」（Act implementing the European framework for the recovery and resolution of banks and investment firms. Implementation Act）の施行が遅れ当初予定の 1 月には間に合わず、2015 年 11 月に同法の施行に伴い BRRD が国内適用された[125]。

BRRD ならびに SRM 規則の本格適用に伴い、オランダ中央銀行（DNB）が SRM の実施機関、単一破綻処理委員会（Single Resolution Board. SRB）の一員としてその機能を果たしている[126]。

DNB は 2014 年に国内の 3 銀行（ING 銀行、ラボバンク、ABN アムロ銀行）について破綻処理戦略（resolution strategy）を策定していたが、BRRD の規定に従い、国内各行の破綻処理計画（resolution plan）の策定を監督する（破綻処理計画の深度は各行の経済的重要性に応じて変動）。更に DNB は破綻処理計画に対する破綻処理可能性評価（resolvability assessment）を行い、計画の健全性を評価する[127]。

2015 年 11 月、DNB は金融監督法（WFT）に定めのある銀行、及び設立時資本 73 万ユーロ以上の投資会社からリスク資産や財務の健全性に関する情報を収集し、EU 指名委員会規則（Commission Delegated Regulation）に基づき、国内の破綻処理基金（National Resolution Fund. NRF）を構築した[128]。

2016 年 1 月 1 日より SRM 規則が本格的に適用され、SRB としての DNB は各国の NRF を母体とする単一銀行破綻処理基金（Single Bank Resolution Fund）からの資金の引き出しと、破綻処理に際して取るべき措置の決定ができるようになった[129] [130]。

124 銀行同盟にはユーロ導入国が強制参加するが、非導入国であっても任意で参加可能である。
125 NautaDutilh（法律事務所） “ Entry into force of BRRD in the Netherlands”（2015 年 11 月 26 日）
http://www.lexology.com/library/detail.aspx?g=7ab21fc3-ff2e-4c93-9acf-7c1c811539dd
126 現在オランダ中央銀行から Frank Elderson 理事が SRB に参加している。
127 オランダ中央銀行 “Resolution Planning” http://www.dnb.nl/en/resolution/resolution-planning/index.jsp
128 オランダ中央銀行 “Resolution fund” http://www.dnb.nl/en/resolution/resolutiefonds/index.jsp
129 オランダ中央銀行“Resolution as part of the European banking union”
http://www.dnb.nl/en/resolution/resolution-as-part-of-the-european-banking-union/index.jsp

(4)住宅需要の成長

近年オランダの住宅市場は堅調に推移しており、2016 年 4-6 月期の住宅の販売件数は 5 万件まで回復しており、これは 2007 年当時の販売ペースである。

2014 年に入って住宅需要が回復を見せ始め、2014 年の販売総額は前年比 39%増の約 15 万 4,000 件となった。2015 年以降も需要は堅調に推移しており、ラボバンクによれば 2016 年通年の住宅販売件数は 20-22 万件と予測している[131]。すでに住宅価格は 2013 年の底から上昇傾向にあるが、需要の伸びに伴ってこの傾向は持続しており、2016 年第 2 四半期の住宅価格は前年同期比で 4.4%上昇、また平均取得価格は 24 万ユーロで、金融危機前の 2006 年とほぼ同じ水準に回復した[132]。一方で住宅ローンの利率は 2015 年 3 月の ECB による量的緩和の影響で低く抑えられ、この傾向は 2017 年ごろまで続くことが予想されており、国内住宅ローン市場のパフォーマンスは引き続き堅調を保つと予測されている[133]。ING 銀行のように住宅ローンが貸出収入の大半を占める多くの国内金融機関にとっては追い風となると考えられる。

オランダにおける民間住宅の販売件数を見ると、2016 年 12 月における取引件数が特に多く、取引金額は 520 億ユーロを超過した[134]。その後 2017 年には、民間住宅の販売件数は 24 万 1,860 件に達し、オランダ統計局（CBS）と土地登記所（kadaster）の共同公表が始まった 1995 年以来、最も多くの件数に達した。

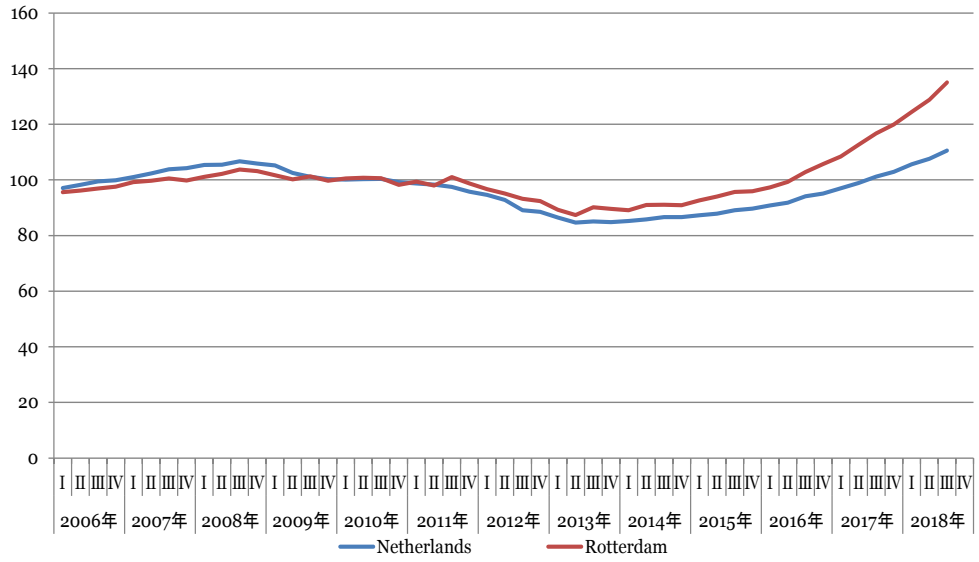
2018 年の状況を見てみると、中古住宅販売件数は歴史的高水準であった 2017 年対比減少に転じている。2018 年第 1 四半期は 52,105 件（前年同期比-6.8%）であり第 2 四半期は 52,930 件（同-9.3%）である。一方、平均価格は、2016 年から 2017 年にかけては前年比 8%の上昇、更に 2018 年第 1 四半期は前年同期比 8.2%、第 2 四半期は同 9.2%上昇し 284,639 ユーロとなった[135]。最近の住宅価格の上昇を受けて、世界金融危機以降初めて家計の居住用住宅購買意欲が低下してきている（現在は悪い時期＞良い時期）。しかしながら、中古住宅の在庫と新築住宅の供給の少なさは、しばらくの間、住宅価格の上昇圧力をもたらすこととなろう[136]。

---

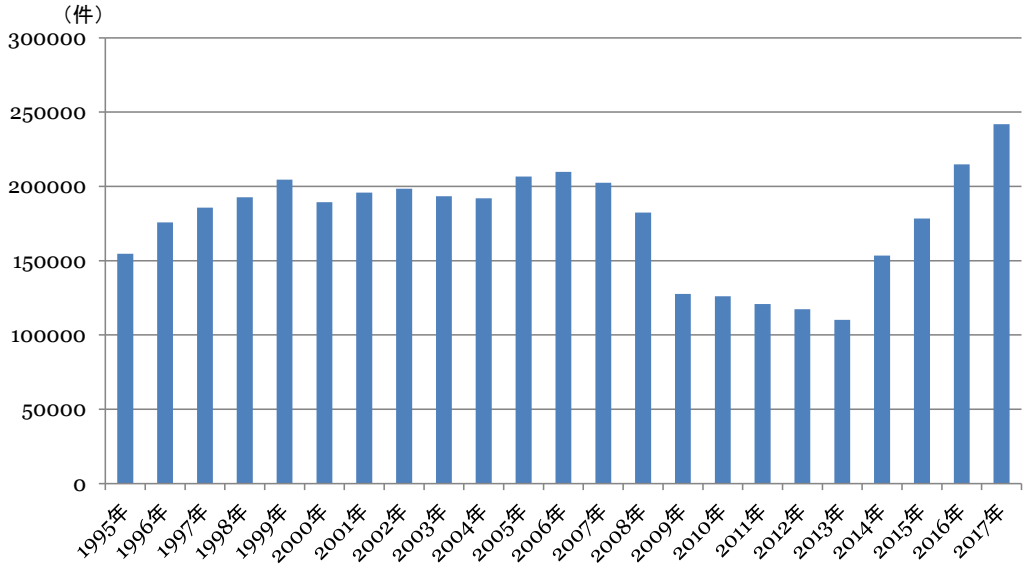
130 オランダ中央銀行“Annual Report 2015”
http://www.dnb.nl/en/binaries/Jaarverslag_ENG_web_tcm47-339389.pdf
131 Rabobank “Further growth Dutch housing market expected in 2015 and 2016
Dutch Housing Market Quarterly”（2015）
132 オランダ統計局住宅価格統計
133 Rabobank” Dutch Housing Market Quarterly”（2016 年 8 月）
https://economics.rabobank.com/publications/2016/august/dutch-housing-market-more-sales-and-higher-prices/#325ef7c1-6c20-4529-9c66-87484b3a7399
134 オランダ統計局（https://www.cbs.nl/en-gb/news/2017/03/house-prices-in-rotterdam-above-pre-crisis-level）（2017 年 6 月確認）
135 オランダ統計局（https://opendata.cbs.nl/statline/#/CBS/en/dataset/84064eng/table?ts=1540774494953）（2018 年 10 月確認）
136 Rabobank” Dutch Housing Market Quarterly”（2018 年 8 月）

図表 51：オランダ住宅市場の動向

＜オランダとロッテルダムの住宅価格指数（2010 年を 100 とする）＞



＜オランダにおける中古住宅販売件数の推移(Number of sold dwellings)＞



（注）各暦年末の数値

（出所） オランダ統計局住宅価格統計をもとに作成

https://www.cbs.nl/en-gb/news/2017/03/house-prices-in-rotterdam-above-pre-crisis-level

http://statline.cbs.nl/Statweb/publication/?DM=SLEN&PA=81885eng&D1=0-2.6-7&D2=19&D3=4.29.54.79.84.89.94.99.104-114&LA=EN&VW=T

http://statline.cbs.nl/Statweb/publication/?DM=SLEN&PA=81885eng&D1=0-2.6-7&D2=0.5.13.15.17.19&D3=4.29.54.79.84.89.94.99.104-114&LA=EN&VW=T

https://opendata.cbs.nl/statline/#/CBS/en/dataset/83913ENG/table?ts=1540780077400

(5) 消費者・市場庁レポート「オランダリテール銀行セクターの参入障壁」

2014 年 6 月、オランダの独立行政機関である消費者・市場庁（Autoriteit Consument & Markt. ACM）により、「オランダリテール銀行セクターの参入障壁」（Barriers to Entry into the Dutch Retail Banking Sector）と題したレポートが発表された。ACM は市場競争の適正化や消費者保護のための法的措置の執行や検査権限を有している規制者としての立場から、現在のリテール銀行セクターは、金融危機以来競争性を失っており、国内市場を支配する少数の、「金融システムにとって重要な銀行」（systemic banks）の破綻が実体経済に重大な悪影響をもたらしうると指摘した。更に ACM は現状の高い参入障壁をもたらしている原因を整理し、解決のための政策提案を以下のように行った（図表 52）。

図表 52：ACM による課題と提案の概要

	概要	政策提言
資本移動規制	金融危機以降、欧州各国が資本の国外移転を規制しており、海外銀行の撤退や参入見送りにつながっている	実効的な破綻処理メカニズムと預金保護制度の整備
金融法・規制	複雑かつ頻繁に変わる法令順守にかかるコストが埋没費用となり、新規参入を妨げている	財務省による既存の法制度の見直しと整理
リスク負担	破綻リスク対応の負担額に銀行規模の傾斜がなく、中小銀行に不利益	既存の法制度の調査、経済への影響に応分的な負担額などへの考察
資本要求	過大な自己資本要求が小規模な信用組合に不利益	信用組合への資本要求規制を外すよう、欧州委員会に要望
免許制度	長期・不透明な免許取得プロセスとDNBの不親切さにより、他国より取得が困難	免許取得プロセスの実態調査と見直し
住宅ローン規制	課税所得控除、ローントゥーバリュー・レシオ、公的保証の範囲等に係る規制の不安定性により、参入が困難	現行政策の継続性をアピール
消費者行動	多くの消費者が取引銀行を変えないか消極的で、参入のインセンティブを阻害・預金者保護について無知	スイッチングサービスの周知、財相による欧州レベルの口座番号ポータビリティ調査の主導

（出所）ACM “Barriers to Entry into the Dutch Retail Banking Sector”（2014）をもとに作成

(6) サーキュラーエコノミーファイナンス・ガイドライン

2018 年 7 月に ING 銀行、ABN アムロ銀行、ラボバンクが共同で「サーキュラーエコノミー（循環型経済）ファイナンス・ガイドライン」を制定した。サーキュラーエコノミーとは、オランダでは 2014 年 12 月に資産運用会社である PGGM によって設立された FinanCE ワーキンググループがエレン・マッカーサー財団の支援で推進して来たコンセプトであり、製品や材料の価値を持続的に維持することにより、改革、成長、雇用といった経済的恩恵を追求するというものである[137]。

この指針は循環型経済に対する金融支援やその徹底について、3 つの銀行を国際的な潮流の先端につなぎとめるための共通の枠組みとして制定された。金融業界において循環型ビジネスモデルに基づいた識別、選択、信用供与戦略に対する統一された理解が必要とされる中、循環的経済への移行期における金融の主要な役割を制定し発展させることを目的としている。

指針はまず、ビジネスモデルと社会経済的（含む環境的）影響を評価するように提案している。長期的にプラスの効果が期待できる計画が循環的計画と見なされ、また、影響度評価では ESG や人権といった側面も考慮される。実行後の投資管理や評価につ

137 欧州委員会
https://ec.europa.eu/growth/industry/sustainability/circular-economy_en

いては、定量的、定性的なパフォーマンス指標を取り入れることにより、透明性を保つことが重要とされている。これにより他の投資案件への汎用性を追求することができる。

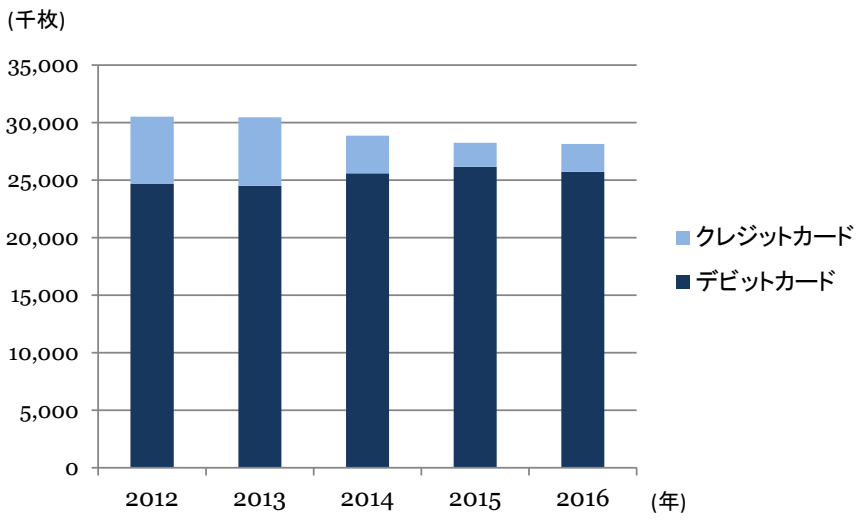
EU においても欧州委員会で 2015 年 12 月に「サーキュラーエコノミーパッケージ」が採択[138]され、EU の成長戦略の核となる経済モデルとして推進されている。オランダの「サーキュラーエコノミーファイナンス・ガイドライン」制定は、EU の取り組みに合致したものと言える。

2. 最近のリテール決済の動向

(1) キャシュレス化の現状

国際決済銀行（BIS）の決済・市場インフラ委員会（CPMI）が取りまとめている統計年報[139]では、オランダの 2016 年のデビットカードの発行枚数（ストックベース）は 2,572 万枚であり、2012 年以降は 2,400～2,600 万枚で推移が続いている。2016 年のクレジットカードの発行枚数は 242 万枚で 2013 年以降緩やかに減少している。

図表 53：オランダのカード発行枚数推移

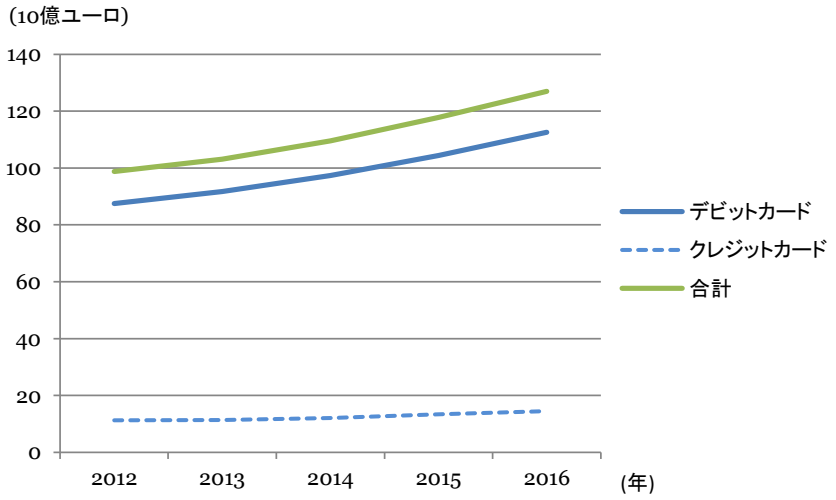


（出所）BIS CPMI “Statistics on payment, clearing and settlement systems in the CPMI countries – Figures for 2016” をもとに作成

オランダの 2016 年のデビットカードによる決済額は 1,125 億ユーロであり 2012 年の 988 億ユーロから以降増加傾向である。クレジットカードによる決済額も 2012 年の 113 億ユーロから 2016 年には 144 億ユーロへと増加している。発行枚数や決済額から見ると、クレジットカードよりもデビットカードが浸透している。

138 欧州委員会
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:52015DC0614
139 BIS CPMI “Statistics on payment, clearing and settlement systems in the CPMI countries – Figures for 2016”
https://www.bis.org/cpmi/publ/d172.htm

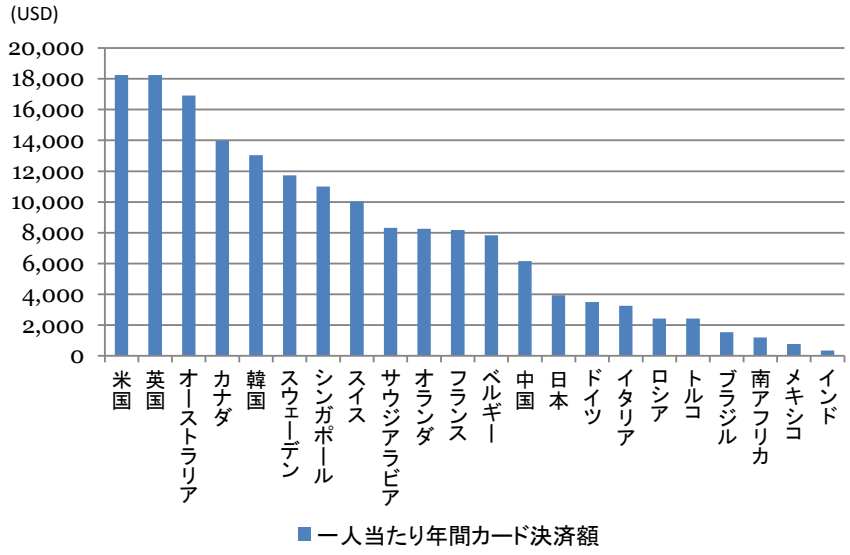
図表 54：オランダのカード決済額推移



（出所）BIS CPMI “Statistics on payment, clearing and settlement systems in the CPMI countries – Figures for 2016” をもとに作成

オランダの一人当たりの年間カード決済額は、英国、スウェーデン、スイスに続いてヨーロッパ第 4 位であり、フランスやベルギーとほぼ同一水準の 8,249 米ドルである。

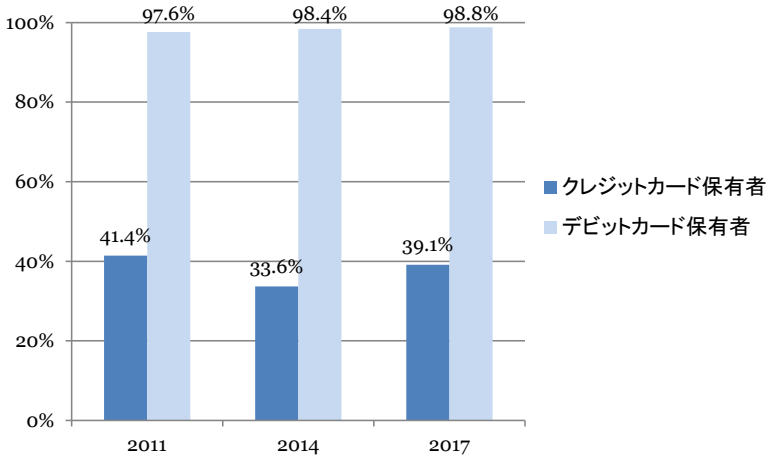
図表 55：オランダの一人当たりカード決済額（2016 年）



（出所）BIS CPMI “Statistics on payment, clearing and settlement systems in the CPMI countries – Figures for 2016” をもとに作成

世界銀行のグローバル・フィンデックスによるサーベイ調査によると、2017 年には 15 歳以上でクレジットカードを保有していると答えた人の割合は 39.1%であるのに対し、デビットカードを所有していると答えた人の割合は 98.8%である。デビットカードは非常に幅広く普及している。

図表 56：オランダのカード保有割合

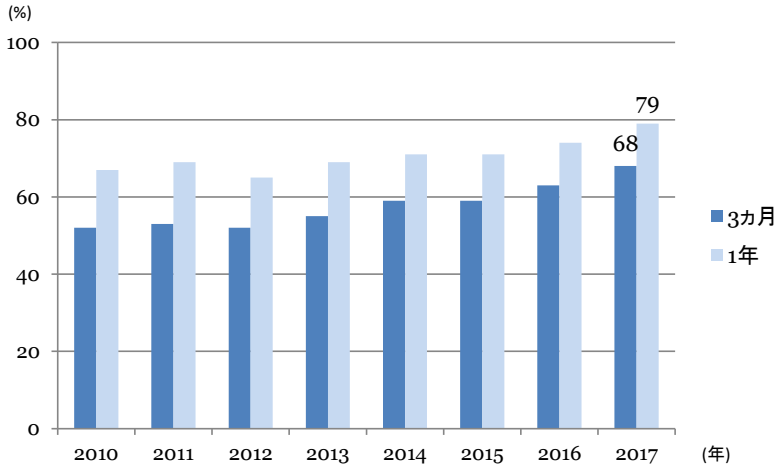


（出所）世界銀行 “The Global Findex Database 2017” [140] をもとに作成

(2) モバイル決済の動向

欧州連合統計局のデータでは、オランダにおける商取引のオンラインの利用率は年々増えている。2017 年には、過去 3 ヵ月にオンラインで購入を行った人の割合は 68%で、過去 1 年では 79%にのぼる。EU28 ヵ国の平均が過去 3 ヵ月で 48%、過去 1 年で 57%であることを考えるとオランダでの利用率は非常に高く、浸透が進んでいると言える。

図表 57：オランダのオンライン利用率

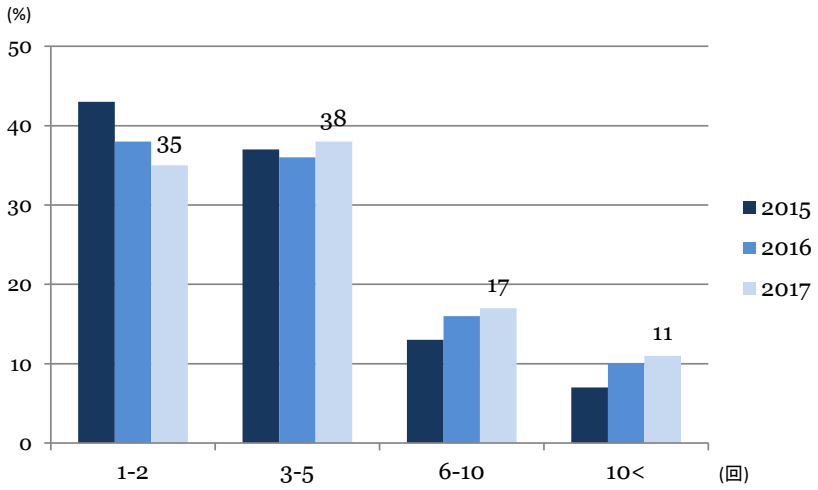


（出所）欧州連合統計局のデータをもとに作成[141]

140 https://datacatalog.worldbank.org/dataset/global-financial-inclusion-global-findex-database

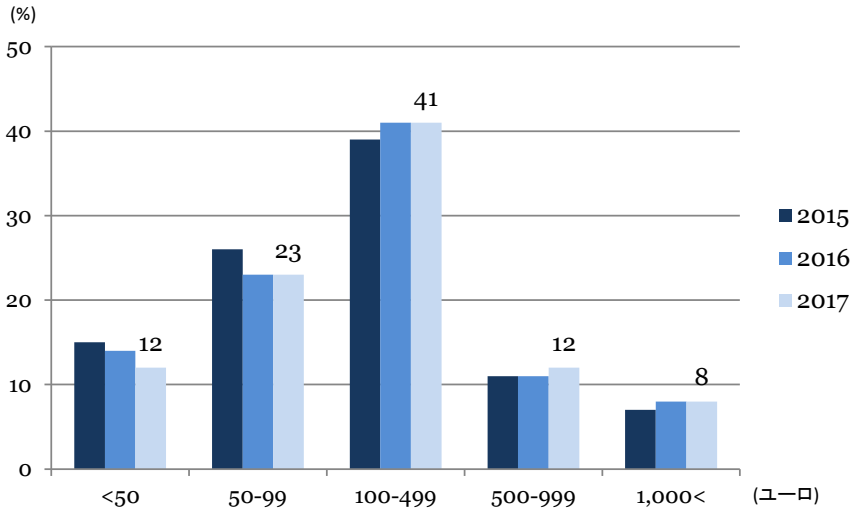
過去 3 ヵ月でオンライン購入を行った人のうち、購入頻度は 3 回～5 回が最も多く、5 回以内で全体の 73%を占める。また、購入金額では 100～499 ユーロが最も多く、全体の 41%である。（図表 58、59）

図表 58：オランダのオンライン利用頻度



（出所）欧州連合統計局のデータをもとに作成

図表 59：オランダのオンライン利用金額



（出所）欧州連合統計局のデータをもとに作成

オランダの e コマース（電子商取引）で幅広く利用されている決済方法が iDEAL である。これはオランダ独自の Real Time Online Banking （RTOB）で、支払い者は自分のオンライン銀行口座から相手口座宛てに簡単に送金ができるサービスである。欧州での e コマース支払方法では、PayPal、VISA と MasterCard が主流であるが、オランダにおいては iDEAL が一般的である。ほぼすべてのオランダの銀行がこの決済シ

141 https://ec.europa.eu/eurostat/data/database

ステムに接続していることもあり[142]、2017 年には iDEAL がオランダでのオンライン決済の 57%を占めた。また、iDEAL による決済のおよそ半分が QR コードを使ったモバイルバンキングアプリによるものである[143]。

(3) リテール決済に関する法規制の状況

2018 年 5 月 25 日より EU 一般データ保護規則（General Data Protection Regulation, GDPR）が適用された。GDPR は、EU を含む欧州経済領域（EEA）域内で取得した「氏名」や「クレジットカード番号」などの個人データを EEA 域外に移転することを原則禁止し、個人の権利を強化することを目指している。EU 規則は加盟国に直接適用されるため、加盟国による国内法制化の必要はない。オランダにおいては、すでに 2016 年よりオランダデータ保護法が改正され、データ保護法制に大きな変更が加えられた。主には、データ漏えいを報告する管理者義務が導入され、違反がある場合には罰則を課す権限がオランダデータ保護機関に付与された。オランダではデータ保護庁（Data Protection Authority, DPA）が監督機関となっている[144]。

2015 年 11 月に EU は、決済の安全性・安定性向上、利用者保護、決済サービス市場の効率化、フィンテック企業も含めたレベル・プレイング・フィールド（競争上の公平性）の確保等の観点から、決済サービス指令を改正し、第 2 次決済サービス指令（Payment Services directive 2, PSD2）を採択、2018 年 1 月 13 日期限で各国が法制化することとなった（オランダでは 2018 年 10 月時点で GDPR との整理がつかずまだ施行されていない）。PSD2 で新たに決済指図伝達サービス提供者（Payment Initiation Service Provider, PISP）と口座情報サービス提供者（Account Information Service Provider, AISP）が定義され、PISP については免許制（Athorisation）、AISP については登録制（Registration）が導入された。オランダおいては、前述の iDEAL が PISP を活用したサービスにあたり、e コマースサイトとオンラインバンキング・プラットフォームをつなげ、利用者が e コマースでの決済を自らの銀行口座引落で可能とする。利用者の決済口座にアクセスする際には銀行が原則オープン API（Application Programming Interface ）で対応することが定められている。

欧州委員会は 2018 年 3 月 21 日にデジタル分野における課税に関する 2 つの指令案を発表した。1 つ目の提案は、①収益が 700 万ユーロを超える場合、②ユーザーが 10 万人を超える場合、③サービス提供のための事業契約数が 3,000 件を超える場合のいずれかを満たせば、域内に実体的な拠点が存在していなくとも有意なデジタルの存在を有していると見なされ課税が可能となるものである。2 つ目の提案は、包括的な税制改革が実施されるまでの暫定的措置としての位置付けで、売上高に対して 3%課税するものである。EU において税制を変更するには全会一致での承認が必要である。アイルランドやオランダのように低い税率で IT 企業を誘致してきた国もあり、指令案の成立は容易でないと推測される[145]。また、2018 年 10 月 29 日に英国政府は大手 IT 企業を対象とするデジタル課税を 2020 年 4 月より導入する意向を示した。

---

142 ABN AMRO ホームページ（2018 年 10 月 26 日閲覧）https://www.abnamro.nl/en/personal/newcomers/index.html

143 Ecommerce News Europe （2018 年 10 月 26 日閲覧）
https://ecommercenews.eu/ideal-now-market-share-57-netherlands/

144 https://autoriteitpersoonsgegevens.nl/en

145 JETRO ビズネス短信 “欧州委、デジタル経済への課税を提案”（2018 年 4 月 5 日）

3. 今後の ING 銀行の動向

(1) 構造改革による保険投資部門切り離し

ING グループは 2008 年の金融危機に際してオランダ政府から 100 億ユーロもの資金注入を受けたことから、2009 年に欧州委員会（EC）の了承を受けて定めた構造改革計画（Restructuring Plan）のもとで財務状況健全化に向けた構造改革を求められている（図表 60）。

直近の動きとして、2014 年 7 月に ING グループ内において欧州及び日本の保険・投資部門を担ってきた NN グループ（NN Group）によるユーロネクスト・アムステルダム証券取引所への上場が挙げられる。2015 年 5 月、ING グループによる NN グループの持分が過半数を下回り、ING グループは NN グループを連結決算の対象から切り離した。2016 年 4 月 19 日には、ING グループは NN グループ株式の売却を完了した[146][147]。更に傘下の米系保険会社ヴォヤ（Voya Financial. Inc.）の切り離しも同時期に完了した（2015 年 3 月 4 日に株式売却完了を発表した[148]）。

並行して ING グループはオランダ政府から注入された資金の返済を行っており、2014 年 11 月までに総額 135 億ユーロ（利息分含む）を返済し、公的資金の支払を完了した[149]。

ING グループは NN グループの切り離し完了のいずれか早い段階まで他社の吸収合併の実施を禁じられているため[150]、本格的な事業の拡大はこれからである。また一連の保険・投資事業の切り離しにより、ING 銀行及び同行の主要事業であるリテール金融部門がグループ内における中核事業として据えられた[151]。

なお、同行の 2017 年第 1 四半期（2017 年 1-3 月）決算は、税引き前ベースで 39%増益となった。融資の伸びや経費削減、市場活動からの収入増加が寄与した。基調的利益は 16.5 億ユーロと、前年同期の 11.9 億ユーロから大幅に拡大した。同社の CEO によると、特にホールセール（大口金融）部門の貢献が大きく、金融市場や手数料からの収入増加が牽引したと説明した。今後の方針として、デジタル技術を使って収入押し上げると同時に、コスト削減にも取り組むとしている[152]。

146 ING Bank “Annual Report 2015”
147 NN Group “2016 Financial Report”
https://www.euronext.com/en/products/equities/NL0010773842-XAMS/company-information
148 ING Group “ ING completes divestment of Voya shares for total proceeds of USD 2 billion”
https://www.ing.com/newsroom/all-news/press-releases/ing-completes-divestment-of-voya-shares-for-total-proceeds-of-usd-2-billion.htm
149 ING Group “ Accelerating Think Forward”
https://www.ing.com/web/file?uuid=f6e3f43d-d919-4551-986d-7d4e18c63a10&owner=b03bc017-e0db-4b5d-abbf-003b12934429&contentid=37849&elementid=1811353
150 ING Bank “Annual Report 2015”
151 ING Group “ Accelerating Think Forward”
https://www.ing.com/web/file?uuid=f6e3f43d-d919-4551-986d-7d4e18c63a10&owner=b03bc017-e0db-4b5d-abbf-003b12934429&contentid=37849&elementid=1811353
152 29年5 月月10日 Bloomberg「ING's Growth Push Away From Home Helps Quarterly Profit Jump」（https://www.bloomberg.com/news/articles/2017-05-10/ing-profit-rises-39-on-loan-growth-higher-trading-income）（2017 年 6 月 29 日確認）

図表 60：ING グループ構造改革の進捗状況（2016 年 10 月末）

	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
概況	・政府資金注入 ・保険・投資部門切離し決定								
EC交渉			・EC,構造改革計画承認			・EC,修正計画承認			
政府への返済			・50億€返済		・30億€返済			・返済完了	
保険投資部門切離し			・保険投資事業独立 ・カーリース部門売却 ・産業投資ファンド売却						
欧州・日本			・プライベートバンキング部門(スイス)売却			・欧州部門,経営体制改革	・ING,NN株売却(1) ・ING、NN株売却(2) ・保険部門,NNグループに改称		・NN売却完了
北米				・不動産部門(米国)売却			・Voya(米国)株売却		
					・INGダイレクト(米国・カナダ)売却			・Voya売却完了	
中南米					・保険部門（ラテンアメリカ）売却				
アジア・太平洋			・プライベートバンキング部門(アジア)売却			・保険部門(香港・マカオ・タイ)売却			
			・保険部門(豪州・NZ)売却		・マレーシア保険会社株売却		・投資部門(台湾)売却		

（出所）ING グループ報道発表資料、投資家向けプレゼンテーション資料をもとに作成

(2) 中期経営戦略シンクフォワード（Think Forward Strategy）

前項の構造改革が最終段階に入ったことに伴い、2014 年 5 月末、ING 銀行（ING Bank）は 2017 年までの中期目標、シンクフォワード戦略（Think Forward Strategy）を発表、2016 年 10 月には同戦略の更なる推進策を発表した（Accelerating Think Forward）。2017 年の実績値と 2020 年に向けた銀行およびグループの主要な財務上の数値目標は以下の通り（図表 61）。

また、オランダ政府への返済完了に伴い、2015 年度より利益水準に応じた形での普通配当の支払いを再開した[153]。

図表 61：シンクフォワード（Think Forward Strategy）の財務上の実績値・目標値（2017・2020 年）

		2017 年実績値	2020年目標値 （Ambition 2020）
資本	CET1比率	14.7％	～13.5% （BaselIV）
	レバレッジ比率	4.7％	＞4%
収益性	C/I比率 （cost/income ratio）	55.5%	50-52%
	RoE（自己資本収益率）	10.2%	10-12%
配当	一株あたり配当（ユーロ）	0.67	累進的配当

（注）2020 年 CET 1 比率目標値は、完全施行ベース所要水準（現在 11.8%）にマネジメントバッファー170bps を見込む

（出所）ING グループ投資家向けプレゼンテーション資料（2Q2018）をもとに作成

153 ING Group “ ING Best Bank in Western Europe, Belgium and Netherlands”
https://www.ing.com/Newsroom/All-news/Features/ING-Best-Bank-in-Western-Europe-Belgium-and-Netherlands.htm

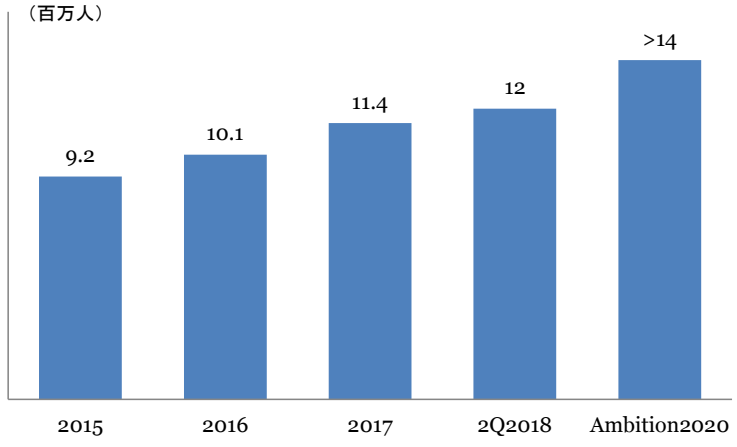
図表 62：シンクフォワード（Think Forward Strategy）のロードマップ（2014-2020 年）

	進行中の構造改革	2014-2015 成長の加速	2016-2020 デジタル化を通じた成長の加速
構造改革の完了	・保険部門の切り離し		
多様な顧客体験の創造	・顧客第一主義 ・デジタル化を通じた顧客体験の向上	・プライマリー・リレーションシップ構築の増加 ・分析スキルの向上 ・イノベーションの加速	
事業の加速	・ICT投資を通じたコスト削減プログラム ・デジタル化を通じた業務効率化	・現行コスト削減プログラムの実施	・8億ユーロのICT投資によるデジタル化の推進 ・拡張可能性の高い共通バンキング・プラットフォームの構築 ・2021年までに9億ユーロのコスト削減
貸出能力の向上		・貸出能力向上に向けた投資	・貸出と純利益率の上昇
簡素化・能率化		・官僚主義の抑制 ・COO、最高イノベーション責任者（CIO）の任命	・EU銀行同盟成立を見越した欧州部門の強化

（出所）ING 銀行発表資料をもとに作成

2018 年第 2 四半期の投資家向け資料によると、シンクフォワード戦略は着実に進捗しているようである。プライマリーカスタマーは 1, 200 万人へと拡大し、コア貸出は 265 億ユーロ増加、顧客預金も 82 億ユーロ増加している。デジタル取引は 828 百万件と前年対比 21.5%増加した[154]。

図表 63：プライマリーカスタマー数推移



（出所）ING グループ投資家向けプレゼンテーション資料（2Q2018）をもとに作成

154 デジタル取引のみ第 1 四半期実績値 ING Group Analyst Presentation 1Q2018, ING Group Analyst Presentation 2Q2018 https://www.ing.com/Investor-relations/Presentations/Analyst-presentations.htm

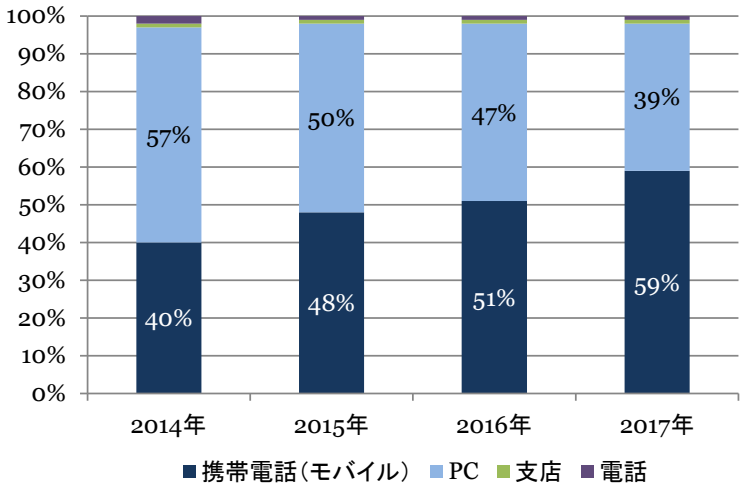
(3) デジタル化の推進

リテール顧客の銀行サービスの利用実態をチャネル別に見てみると、携帯電話（モバイル）の利用割合が上昇している（図表 64）。2014 年には携帯電話（モバイル）は 40%であったものの、2017 年には 59%となっている。一方で、PC の利用割合が減少している。

こうしたデジタル化への顧客ニーズの増大に呼応し、シンクフォワード戦略の一段の推進策の一環として、デジタル化を通じた顧客サービスの向上が発表された。具体的には、従来型の支店を通じたサービスから脱却し、デジタル化に対応した携帯電話などの各種電子端末に対応するオムニチャネル化、ベネルクス 3 国における共通のバンキング・プラットフォームの構築、リテール顧客向けのデジタル化サービス（ロボ・アドバイザー（Digital Financial Advisor）、各種支払（Payments）、デジタル・プラットフォーム（Digital Platforms）、オンライン融資（Instant Lending））などに注力するとしている。

加えて、大規模な ICT 投資による業務効率化およびコスト削減策についても発表に盛り込まれた。具体的には、2021 年までに 8 億ユーロの投資を通じてデジタル化を推進し、拡張性の高い業務プラットフォームの構築を通じて、顧客経験の向上と成長を実現するとしている。また ICT 投資の成果として、2021 年までに年間 9 億ユーロのコスト削減を実現することを目指すとしている[155]。

図表 64：ING 銀行リテール顧客のチャネル別利用実態



（注）2014 年~2016 年は 12 月末時点でのデータを使用。2017 年のみ 9 月末時点でのデータを使用。
（出所）ING Group　”Analyst Presentations ING Group Analyst Presentation 3Q2017 ”
https://www.ing.com/Investor-relations/Presentations/Analyst-Presentations.htm(閲覧日：2018 年 3 月 30 日)

155 ING Group “ ING strategy update: Accelerating Think Forward”
https://www.ing.com/Newsroom/All-news/Press-releases/ING-strategy-update-Accelerating-Think-Forward.htm

(4) その他戦略事項

メインマーケットであるオランダとベルギーについては、シンクフォワード戦略で掲げているとおり、デジタルバンキング・プラットフォーム統合を通したオムニチャネル化を進めている。2018 年第 2 四半期にはベルギーの ING 銀行とレコードバンクの統合が行われた。2019-2021 年にかけては、ベルギーとオランダでの IT プラットフォームの一体化を目指している。

他にデジタル戦略では、アクサ保険と提携し、チャレンジャー・マーケットとして位置付けているオーストラリア、フランス、ドイツ、イタリア等でデジタル保険プラットフォームを構築した。英国で展開しているマネーマーケット・プラットフォームである「YOLT」をフランスとイタリアへと拡大した。また、中小企業向けファイナンスのプラットフォーマーであるオランダの「Funding Options」と提携し、ドイツの「FinCompare」に投資した。

ESG 等を含む責任投資にも力を入れており、2017 年度末で 206 億ユーロの責任投資ポートフォリオを 2022 年には 2 倍にする目標を掲げている。また、サステナブル投資への顧客預かり資産は 47.5 億ユーロにのぼる[156]。

156 ING Group Sustainability
https://www.ing.com/Sustainability/Sustainable-business/How-we-measure.htm

＜出所資料一覧＞

【国際機関・外国機関文献・データベース】

- The Banker Database
- Belastingdienst（オランダ国税局）ウェブサイト
- CBS（オランダ中央統計局）ウェブサイト
- CEIC Global Database
- Dutch Association of Real Estate Brokers and Real Estate Experts ウェブサイト
- EBA（欧州銀行監督機構）ウェブサイト
- EC（欧州委員会）ウェブサイト
- IEU “Country Commerce 2013”
- IMF "World Economic Outlook April 2018"
- Government of the Netherlands ウェブサイト
- OECD “Economic Survey of the Netherlands”（2014）
- World Council of Credit Unions ウェブサイト
- 在蘭日本商工会議所ウェブサイト
- 日本国外務省ウェブサイト
- BIS CPMI（国際決済銀行　決済・市場インフラ委員会）ウェブサイト
- JETRO（日本貿易振興機構）ウェブサイト

【中央銀行・監督官庁・銀行協会など HP】

- AFM（金融市場庁）ウェブサイト
- DNB（オランダ中央銀行）ウェブサイト
- ECB（欧州中央銀行）ウェブサイト
- NLFI（NL Financiai Investment）ウェブサイト
- NVB（オランダ中央銀行協会）ウェブサイト
- 金融庁ウェブサイト

【論文・雑誌・業界紙】

- ACM（消費者・市場庁）“Barriers to Entry into the Dutch Retail Banking Sector”（2014）
- Emma Tomkinson “Rotterdam experiments with social impact bond”（2014 年 10 月 29 日）
- Global Finance 「新政策合意　12 日期限　ギリシャ、決裂ならユーロ圏離脱へ」（2015 年 7 月 9 日）
- Jean-Claude Juncker ほか“Completing Europe's Economic and Monetary Union”（2015）
- Moody’s. “Moody's: Dutch mortgage market's recovery prospects strengthen following sales surge”（2015 年 7 月 8 日）
- Reuters 「オランダ、ABN アムロの上場先送り」（2015 年 3 月 28 日）
- Reuters 「オランダの ABN アムロ、年内上場が検討課題に再浮上＝財務相」（2015 年 5 月 20 日）
- 梅谷真一郎「ポストバンクのマスリテール金融サービス　ヨーロッパ主要国の事例調査」（2006）
- 斉藤由理子・重頭ユカリ.『欧州の協同組合銀行』日本経済評論社（2010）
- 鈴木敬之「EU における銀行同盟の議論」（2013）
- 田中文憲「ベアリングズの崩壊―マーチャント・バンキングの終焉―」（奈良大学紀要第 36 号. 2007）
- 三菱東京 UFJ 銀行国際業務部.『投資ガイド　オランダ』（2014）
- みずほ総合研究所政策調査部　岡田豊主任研究員「ソーシャルインパクトボンド」（2014）

【民間金融機関など HP】

- ING グループウェブサイト

- ラボバンクグループウェブサイト
- ABN アムロ銀行ウェブサイト
- SNS レアールウェブサイト
- PostNL 社ウェブサイト
- みずほ銀行ウェブサイト
- 三井住友銀行ウェブサイト
- 三菱 UFJ 銀行ウェブサイト
- オイコクレジットウェブサイト
- フォルクス銀行ウェブサイト
- STAK AAG ウェブサイト

【その他書籍・HP】

- Banks in the Netherlands ウェブサイト
- ABP（オランダ公務員年金）ウェブサイト
- PFZW（オランダ厚生福祉年金基金）ウェブサイト

XVⅢ．カザフスタン共和国
(Republic of Kazakhstan)

＜目次　～カザフスタン～＞

第 1 章　市場環境の特徴 2
第 2 章　金融制度概要 3
1.　金融機関の種類 4
2.　監督官庁と指導体制 8
3.　預金保険制度の枠組み 9
4.　個人資産運用に関わる税制全体の中での預貯金税制 10
第 3 章　郵便貯金の概要 11
1.　設立目的・沿革概要 11
2.　組織形態 12
(1)　経営形態 12
(2)　金融サービス提供の形態 12
(3)　窓口取扱時間 13
3.　主な業務内容 13
(1)　預金業務概要 13
(2)　資金運用方法 14
(3)　送金・決済業務概要 14
(4)　国際業務概要 15
4.　会計基準と財務諸表 15
第 4 章　金融セクターにおけるリテール金融機関の特徴 18
1.　カズポスト（Kazpost JSC） 18
(1)　郵便局の特徴 18
(2)　金融市場の中での郵便局の競争力 18
2.　金融システム全体におけるリテール金融機関の位置付け 18
3.　家計の金融資産・負債の動向 19
(1)　預金残高の推移 19
(2)　資金の貸付等（商品、融資残高） 20
第 5 章　最近の金融動向と今後の展望 21
1.　最近の金融動向等 21
(1)　金融サービスの利用状況 21
(2)　マイクロファイナンスなどソーシャルファイナンスの現況等 21
(3)　上場民営化の動き 21
2.　最近のリテール決済の動向 22
3.　今後のカズポストの動向 24
＜出所資料一覧＞ 25

＜略語集＞

略語	英語	日本語訳
FMSA	Agency of the Republic of Kazakhstan on Regulation and Supervision of Financial Market and Financial Organizations	金融市場及び金融機関の規制・監督庁
KDIF	Kazakhstan Deposit Insurance Fund	カザフスタン預金保険基金
NBK	National Bank of Kazakhstan	カザフスタン国立銀行
UAPF	Unified Accumulative Pension Fund	年金基金

第 1 章　市場環境の特徴

図表 1: カザフスタンの概要

分類	項目	
一般事情	面積	約 272 万 4,900 平方キロメートル
	人口	1,846 万人（2018 年、IMF 推計）
	首都	アスタナ
	民族	カザフ系（67.47%）、ロシア系（19.76%） ウズベク系（3.18%）、ウイグル系（1.46%） タタール系（1.11%）、ドイツ系（0.99%） その他（4.5%） （2018 年 1 月 1 日時点、 カザフスタン共和国統計委員会）
	言語	カザフ語が国語　（ロシア語は公用語）
	宗教	イスラム教（70.2%）、ロシア正教（26.3%） 仏教（0.1%）、無宗教（2.8%）、無回答（0.5%） （2009 年：カザフスタン国勢調査）
	在留邦人数	515 人（2017 年 10 月）
政治体制・内政	政体	共和制
	元首	ヌルスルタン・ナザルバエフ　大統領（2015 年 4 月再選、任期 5 年）
	議会	二院制 上院：セナート　定数 47 議席（任期 6 年、3 年毎に半数改選） 下院：マジリス　定数 107 議席（任期 5 年）
	首相	バクィトジャン・サギンタエフ首相
経済	主要産業	鉱業、農業、冶金・金属加工
	GDP	1,842 億ドル　（2018 年、IMF 推計）
	1 人あたり GDP	9,977 ドル　（2018 年、IMF 推計）
	実質 GDP 成長率	3.7%　（2018 年、IMF 推計）
	通貨	テンゲ。1 ドル＝384.2 テンゲ、1 テンゲ＝0.29 円　（2018/12/31）



（出所）IMF、外務省等を基に作成

図表 2: カザフスタンの主要経済指標

	単位	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
人口	万人	1,557	1,598	1,620	1,644	1,667	1,691	1,716	1,742	1,767	1,793	1,819	1,846
名目 GDP	億ドル	1,049	1,334	1,153	1,480	1,926	2,080	2,366	2,214	1,844	1,373	1,594	1,842
1 人あたり GDP（名目）	ドル	6,733	8,349	7,117	9,005	11,553	12,300	13,789	12,712	10,435	7,658	8,762	9,977
実質 GDP 成長率	%	8.9	3.3	1.2	7.3	7.5	5.0	6.0	4.3	1.2	1.1	4.0	3.7
消費者物価上昇率	%	10.8	17.1	7.3	7.1	8.3	5.1	5.8	6.7	6.7	14.6	7.4	6.4
経常収支	GDP 比%	-8.0	4.7	-3.6	0.9	5.3	0.5	0.5	2.8	-2.8	-6.5	-3.4	-0.2
財政収支	GDP 比%	5.1	1.2	-1.3	1.5	5.8	4.4	4.9	2.5	-6.3	-5.3	-6.4	1.4
政府債務	GDP 比%	5.9	6.8	10.2	10.7	10.2	12.1	12.6	14.5	21.9	19.7	20.8	17.8

（出所）IMF "World Economic Outlook October 2018"を基に作成

第 2 章　金融制度概要

カザフスタン共和国は、かつてソビエト連邦を構成していた 15 の共和国の一つであるカザフ・ソビエト社会主義共和国（1936 年）であったが、1991 年 12 月 16 日のソ連崩壊に伴い独立し、国名をカザフスタン共和国と改称した。1991 年 12 月 21 日には、バルト 3 国（エストニア、ラトビア、リトアニア）を除く旧ソ連諸国 12 カ国の共同体である独立国家共同体（CIS）に加盟している。カザフスタンは、国境を接し政治、経済面で密接な関係を有するロシアとの良好な関係を維持するほか、中国、米国、EU、日本とも良好な関係を維持している。旧ソ連の中では、ロシアに次ぐ国土面積を有し、多様な民族が住む多民族国家である。首都はアスタナ（1997 年 12 月 10 日にアルマトイから遷都）、人口最大都市はアルマトイである。

カザフスタン共和国が独立する以前のソビエト連邦では「モノバンク制度」のもと、中央銀行としての機能と決済および短期信用供与業務はすべてゴスバンク（ソ連国家銀行）が担っていたが、1987 年、ゴスバンクは企業への信用供与業務を停止し、以降は中央銀行としての役割に特化するようになった。替わって工業、農業、建設等の分野別に与信業務を行なう Promstroi Bank（工業建設銀行）、Agroprom Bank（農工銀行）、Zhilsots Bank（住宅・社会建設銀行）と、家計からの預貯金の受け入れを行う Sberbank（住民貯蓄銀行）、外国勘定と決済機能・外国為替取引に関する信用供与などの対外的な業務を行う Vneshekonombank（対外経済銀行）の 5 つの国営銀行が設立されると同時に、1988 年に制定された「協同組合法」によって民間銀行の設立が認められた。こうして、従来のモノバンク制度から、中央銀行と商業銀行を分離した 2 層式銀行システムへの移行が行われた。

ソ連時代のカザフスタンで中央銀行の役割を果たしていたのは、ゴスバンクのカザフスタン支店であった。一方、商業銀行としては、1991 年 12 月の独立時点で上記の 5 つの国営銀行が存在していたほか、67 行の民間銀行が設立されていた。その後も 1993 年にかけて民間銀行を中心に商業銀行の設立が相次ぎ、1994 年末時点の銀行数は 191 行まで増加した（図表 7）。新たに設立された民間銀行のほとんどは国有企業により設立されたもので、中央銀行からの資金を親会社である国有企業につなぐのが主な機能であった。信用創造機能等、銀行の役割は果たしておらず、当時の比較的緩やかな健全性基準も満たしていなかった。一方、ソ連時代末期に設立された 5 つの国営銀行は、ソ連崩壊や自由経済への移行の過程で生じた混乱の中で、多額の不良債権を抱える結果となり、小規模で脆弱な民間銀行の状況と合わせ、金融セクターの改革の必要性が高まっていた。そこで、カザフスタン政府は 1993 年から金融セクター改革の本格的な取り組みを開始し、銀行設立時の最低資本金要件を引き上げるとともに、銀行規制・監督の強化を図った。また、1995 年には民法上で所有権の概念を明確に規定し、かつ破産法や担保法を制定するなど、法制度の拡充が進められた。同時期に「銀行及び銀行業務法」（Law of the Republic of Kazakhstan, dated August 31, 1995, No.2444, “On Banks and Banking Activity”）と「カザフスタン共和国国立銀行法」（Law of the Republic of Kazakhstan, dated March 30, 1995, No.2155, “On National Bank of the Republic of Kazakhstan”）が成立し、現在に至る銀行関連法制の枠組みが構築された[1]。

[1] IMF（1998）“Banking System Restructuring in Kazakhstan”, Prepared by David Hoelscher, June https://www.imf.org/external/pubs/ft/wp/wp9896.pdf

1. 金融機関の種類

カザフスタン共和国の 2 層式銀行システムについては、前述の「カザフスタン共和国国立銀行法」と「銀行及び銀行業務法」によって規定されている。2 層式銀行システムにおける第 1 層（upper（first）-tier）はカザフスタン国立銀行（National Bank of Kazakhstan: NBK）であり、第 2 層（lower（second）-tier）は、その他の全ての銀行（all other banks）である（図表 3）。

第 2 層の銀行について、「銀行及び銀行業務法」では、業態等による更なる分類は行われていない。なお、同法ではイスラム銀行の創設及び運営について、①付利の禁止、②預金（出資）の返還の保証の禁止（預金保険制度の対象外であること）、③タバコ・アルコール製品・武器類の生産と流通、および、イスラム教で禁止されているその他の事業への融資（出資）の禁止、等が規定されている（同法第 4-1 章第 52-1 条等）。カザフスタンにおけるイスラム銀行としては、UAE 政府保有の Al-Hilal Bank の 100%子会社で 2010 年 3 月に免許を取得したアル・ヒラル・イスラム銀行（Al-Hilal Islamic Bank）、および、2017 年 8 月に通常の商業銀行からイスラム銀行に転換したザマン銀行（Islamic Bank ZAMAN-BANK）の 2 行が存在する（図表 6）[2]。

図表 3: カザフスタンにおける金融機関の業態分類（2017 年 12 月末、10 億テンゲ）

階層	業態		銀行数（支店数）	総資産	根拠法	特徴
第 1 層	国立銀行（National Bank）		1	-	国立銀行法（1995 年）	カザフスタン国立銀行としては 1993 年設立。金融機関の監督を行う。
第 2 層	銀行（Banks）		32（333）	24,158	銀行及び銀行業務法（1995 年）	法律上、業態による区分はない。イスラム銀行 2 行を含む。
その他	カズポスト（Kazpost JSC）		1	89.6	郵便法（2003 年）	郵便局網を活用した金融サービスを提供。
	保険会社（Insurance Companies）		32	925	銀行及び銀行業務法（1995 年）	
	年金基金（UAPF:Unified Accumulative Pension Fund）		1	7,784		
	特定銀行業務取扱機関（Organizations engaged in certain types of banking operations）		-	-		
		証券会社（Brokers & Dealers）	45	-		
		農協（Subsidiaries of the National Agricultural Holding）	3	-		
		住宅ローン会社（Mortgage Organizations）	3	-		
		その他（Other organizations, engaged in certain types of banking operations）	4	-		

（注 1） カザフスタン国立銀行のウェブサイト上の分類では、カズポスト（Kazpost JSC）は特定銀行業務取扱機関の「その他」に含まれるが、根拠法が異なるため、本表では別扱いとしている。
（注 2） 特定銀行業務取扱機関数は、2018 年 12 月 5 日時点。
（出所） 年金基金は、JSC “UAPF” (2018) “Financial statements of the Pension Plan Assets at 2017 year”, p. 6 https://www.enpf.kz/upload/medialibrary/763/763b420d60f0e3c071f97c69d2920e9d.pdf 、
その他は、カザフスタン国立銀行 (2018), “Report of the National Bank of the Republic of Kazakhstan for 2017” https://nationalbank.kz/cont/%D0%93%D0%9E-2017_%D0%B0%D0%BD%D0%B3%D0%BB..pdf 、
カザフスタン国立銀行ウェブサイト “Financial supervision” https://nationalbank.kz/?docid=3000&switch=english および “Statistics: Performance of financial sector” https://nationalbank.kz/?docid=158&switch=english（閲覧日：2018 年 11 月 28 日）

[2] Gulf Times (2017),”Kazakhstan on track to become Central Asia’s Islamic finance hub”, October 10, http://www.gulf-times.com/story/566927/Kazakhstan-on-track-to-become-Central-Asia-s-Islam
The Astana Times (2017), “Zaman-Bank becomes Kazakhstan’s second Islamic Bank”, August 28, https://astanatimes.com/2017/08/zaman-bank-becomes-kazakhstans-second-islamic-bank/

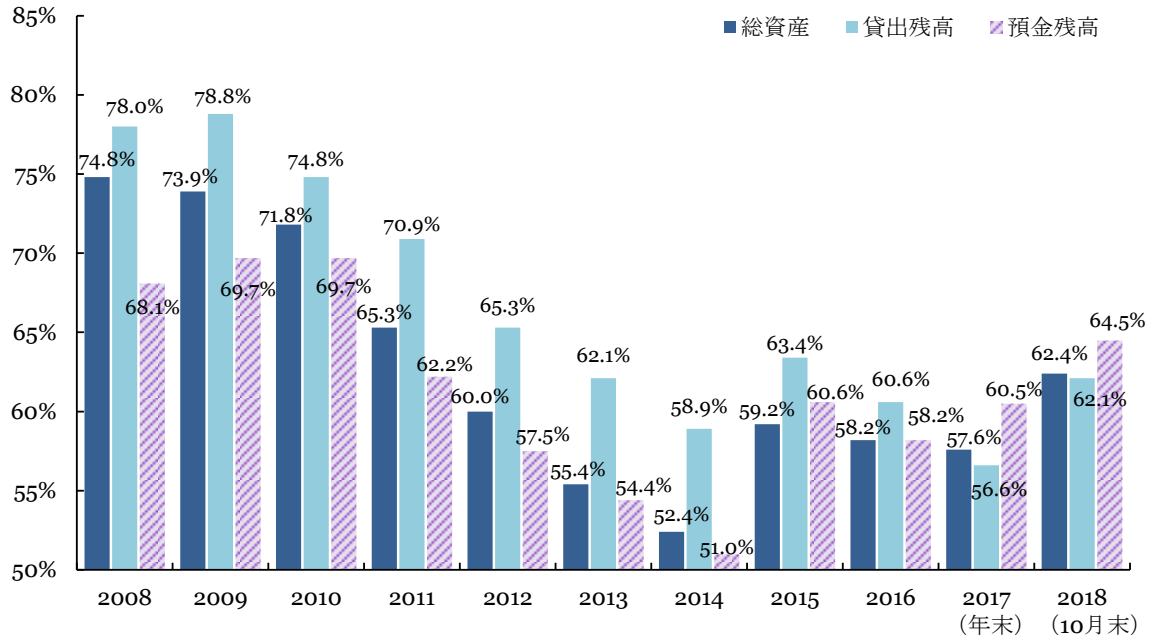
銀行以外の金融機関としては、保険会社、年金基金、特定銀行業務取扱機関（Organizations engaged in certain types of banking operations）が存在する。特定銀行業務取扱機関には、証券会社、農協、住宅ローン会社、郵便局（カズポスト）等が含まれる。

図表 4：上位 10 行の総資産、貸出残高、預金残高（2018 年 10 月末、10 億テンゲ）

	総資産		貸出残高		預金残高		リテール預金残高	
	金額	シェア	金額	シェア	金額	シェア	金額	シェア
Halyk Bank Kazakhstan	8,459	34%	3,911	29%	6,378	38%	3,208	38%
Tsesnabank	1,805	7%	1,394	10%	951	6%	415	5%
SB Sberbank of Russia	1,791	7%	1,204	9%	1,358	8%	743	9%
ForteBank	1,618	7%	632	5%	981	6%	491	6%
KASPI BANK	1,633	7%	1,133	8%	1,158	7%	1,053	13%
Bank CenterCredit	1,528	6%	1,046	8%	1,088	6%	559	7%
ATFBank	1,395	6%	976	7%	940	6%	365	4%
Eurasian Bank	1,081	4%	672	5%	715	4%	380	5%
House Construction Savings Bank of Kazakhstan	870	4%	617	5%	597	4%	582	7%
RBK Bank	593	2%	234	2%	223	1%	136	2%
その他銀行	3,765	15%	1,512	11%	2,403	14%	489	6%
合計	24,538	100%	13,332	100%	16,792	100%	8,420	100%

（出所）National Bank of Kazakhstan（NBK）“Information about owned capital, liabilities and assets” 2018/11/26 公表
https://nationalbank.kz/?docid=672&switch=english （閲覧日：2018 年 11 月 26 日）

図表 5：総資産上位 5 行のシェアの推移（各年 12 月末）



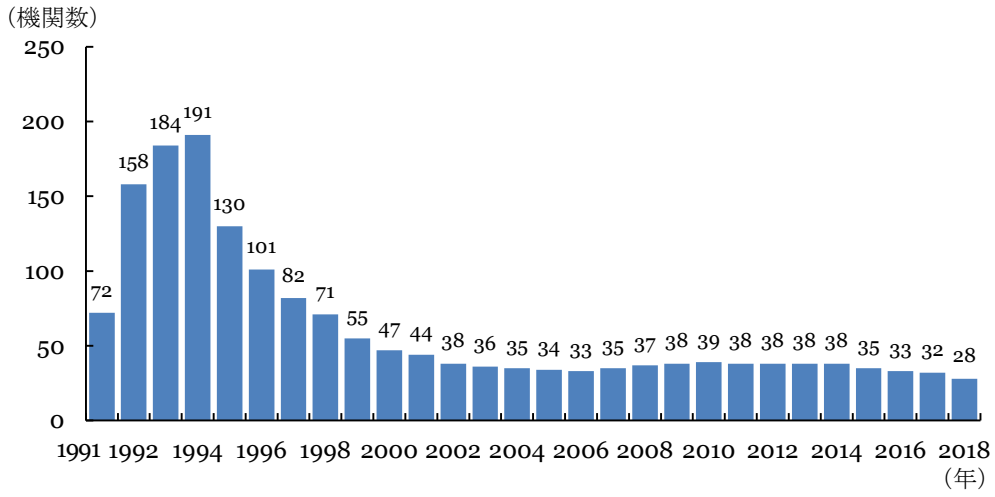
（注）2018 年は 10 月末時点。
（出所）National Bank of Kazakhstan（NBK）“Current State of the Banking Sector of Kazakhstan” 各号
2018 年 10 月末は https://nationalbank.kz/cont/Текущее%20БВУ_eng_01.11.2018.pdf（閲覧日：2018 年 12 月 25 日）

図表 6: 各銀行の支店数

銀行名	支店数
Halyk Bank Kazakhstan	22
Tsesnabank	22
Kaspi Bank	22
Forte Bank	19
Bank Center Credit	18
ATFBank	17
SB Sberbank of Russia	17
SB Home Credit and Finance Bank	17
House Construction Savings Bank of Kazakhstan	17
Bank VTB（Kazakhstan）	17
Nurbank	16
Eurasian bank	16
SB Alfa-Bank	14
Bank RBK	10
Asia Credit Bank (АзияКредит Банк)	10
Tengri Bank	9
Bank Kassa Nova	8
SB Kazakhstan-Ziraat International Bank	4
Altyn Bank (SB of China Citic Bank Corporation Limited)	4
Al Hilal Islamic Bank	3
SB Bank of China in Kazakhstan	2
SB National Bank of Pakistan in Kazakhstan	2
Islamic Bank ZAMAN-BANK	2
Capital Bank Kazakhstan	2
First Heartland Bank	2
Citibank Kazakhstan	1

（注） 支店がない銀行は上表には含まれない。SB は Subsidiary Bank を示す。
（出所）National Bank of Kazakhstan（NBK）“Branches Network as of 02/11/2018”
https://nationalbank.kz/cont/BRANCHES_NETWORK_ENG13.xlsx （閲覧日：2018 年 11 月 26 日）

図表 7: 銀行数の推移



（注）2018 年は 10 月末時点。
（出所）1991 年~1996 年のデータは International Monetary Fund（IMF）、
“Banking System Restructuring in Kazakhstan”, Prepared by David Hoelscher, June 1998
https://www.imf.org/external/pubs/ft/wp/wp9896.pdf （閲覧日：2018 年 11 月 28 日）
1997 年以降は National Bank of Kazakhstan（NBK）、
“Current State of the Banking Sector of Kazakhstan” 各年 1 月 1 日版等
Table1, The structure of the banking sector of Kazakhstan、
https://nationalbank.kz/?docid=747&switch=english （閲覧日：2018 年 12 月 25 日）

カザフスタン共和国では、2000 年以降、世界金融危機発生までの間、実質 GDP 成長率 10%前後の成長が続いた。最大都市アルマトイや首都アスタナでの旺盛な建設需要を受け、大手銀行は海外で資金を調達し、建設業向けを中心に融資を増やしてきた。しかし、世界金融危機の発生で国内景気は一気に減速し、銀行は不良債権問題を抱えることとなり、通貨テンゲの大幅切り下げの影響もあり、債務不履行に陥る銀行が発生した。カザフスタン政府は 2009 年に Alliance Bank、Temir Bank、BTA 銀行の 3 大手銀行の国有化などに踏み切った。こうした状況を背景に、カザフスタンでは銀行の再編が進められている。

図表 4 の上位 10 行のリストで総資産が第 1 位の Halyk Bank Kazakhstan は、2018 年 7 月に Kazkommertsbank（2017 年末時点の総資産は Halyk Bank Kazakhstan に次ぐ第 2 位）を統合しており、その Kazkommertsbank は、2015 年に前述の BTA 銀行を統合したという経緯がある。総資産が第 4 位の ForteBank は、Alliance Bank（2014 年末時点の総資産は第 10 位）が、2015 年 1 月に Temir Bank（同 15 位）と ForteBank（同 29 位）を統合し、さらに同年 2 月に統合後の銀行名を Forte Bank と改名したものである。総資産が第 8 位の Eurasian Bank は、2016 年 2 月に BankPozitiv Kazakhstan（イスラエルの Bank Hapoalim B.M の子銀行で、2015 年末時点の総資産は第 32 位）を統合している。

2. 監督官庁と指導体制

ソ連時代のカザフ・ソビエト社会主義共和国では、ゴスバンクのカザフスタン支店が中央銀行の役割を担っていたが、1990 年 12 月 7 日採択のカザフ・ソビエト社会主義共和国 銀行及び銀行業務法（Law of the Kazakh Soviet Socialist Republic, dated December 7, 1990, "On Banks and Banking Activity in the Kazakh SSR"）[3]、1991 年 6 月 20 日のカザフ・ソビエト社会主義共和国国立銀行設立に関するカザフ・ソビエト社会主義共和国最高会議決定（Resolution of the Supreme Council of the Kazakh SSR, dated June 20, 1991, "On the Charter of the National State Bank of Kazakh SSR"）[4]により、カザフ固有の中央銀行である「カザフ・ソビエト社会主義共和国国立銀行」が設立された。その後、ソ連からの独立を経て、1993 年 4 月 13 日付カザフスタン共和国国立銀行法（Law of the Republic of Kazakhstan, dated April 13, 1993, "On the National Bank of the Republic of Kazakhstan"）[5]により、現在のカザフスタン国立銀行に改名され、銀行の設立や支店開設の免許交付、預金者の権利保護等、銀行の監督を行う機関となっている。

なお、現在、カザフスタン国立銀行は、銀行以外にも保険会社・年金基金・証券会社・信用調査機関の設立許可や監督・規制を管轄しているが、この体制に至るまでには、以下のような制度的な変遷があった。

当初、銀行業務以外の保険、証券、年金基金業務については、別々に監督が行われていた。具体的には、保険会社は財務省保険監督局（Insurance Supervision Department of Finance Ministry）、証券会社はカザフスタン共和国国立委員会（National Committee of Republic of Kazakhstan）、年金基金は労働福祉省（Ministry of Labor and Social Welfare）の年金基金活動規制委員会が監督機関であった。

しかし、国際的な慣行に従うべく、全ての監督・規制機能を統一した新たなシステムの創設が優先課題となっていたこともあり、保険会社については 1998 年に、証券会社については 2001 年に、年金基金については 2002 年にカザフスタン国立銀行が監督・規制機能を有することになった。ただし、金融市場や金融機関の規制・監督については、あくまでも独立した組織、即ちカザフスタン国立銀行から分離した監督組織が行うべきとの議論の下、2003 年 7 月 4 日付「金融市場及び金融機関に関する規制・監督法」（Law of Republic of Kazakhstan, dated July 4, 2003, No.474, “On State Regulation and Supervision on Financial Market and Financial Organization）により、2004 年 1 月 1 日に大統領の直属機関として金融市場及び金融機関の規制・監督庁（Agency of the Republic of Kazakhstan on Regulation and Supervision of Financial Market and Financial Organizations: FMSA）が創設された。同庁は、カザフスタン国立銀行から規制・監督の権能を引き継ぎ、金融機関（銀行、保険、年金基金等）設立の許可、他の業務の認可、健全性基準の承認（信用の制限、取扱の制限等）、業務の検査等を行うことになった。

その後、2011 年 4 月 12 日付「国家金融市場規制システムの更なる向上に関する大統領令第 25 号」（Decree of the President of the Republic of Kazakhstan, dated April 12, 2011, No.25, “On Further Improvement of the State Financial Market Regulation System of the Republic of Kazakhstan”）により FMSA は廃止され、その権能はカザフ

3 Закон от 7 декабря 1990г. «О банках и банковской деятельности в Казахской ССР»
4 постановление Верховного Совета Казахской ССР от 20 июня 1991г. «Об Уставе Национального Государственного банка Казахской ССР»
5 Закон Республики Казахстан от 13 апреля 1993г. «О Национальном Банке Республики Казахстан»

スタン国立銀行に委譲された。この大統領令は、通貨政策と金融市場の発展のため、単一の規制体としてカザフスタン国立銀行の権限を強固にすることにより、国の金融市場規制システムの向上を図ることを目的としたものであった。これを踏まえて、2011年4月18日付大統領令第61号により、カザフスタン国立銀行の中に「カザフスタン国立銀行金融市場・金融機関規制・監督委員会」（Committee for the Control and Supervision of Financial Market and Financial Organizations of the National Bank of Kazakhstan）が創設され、同委員会が銀行、保険会社、年金基金、証券会社、信用調査機関の設立許可、監督・規制及び預金者の権利保護を管轄することになった。

なお、銀行の最低資本金額については、2017年9月13日付カザフスタン国立銀行理事会決定No.170により、House Construction Savings Bank of Kazakhstan、および、外国の中央銀行が唯一の株主となっている銀行については40億テンゲ、その他の銀行については、新設・既存のものを問わず100億テンゲと定められている（図表8）。

図表8：最低資本金額に関する規定

銀　行	最低資本金額
House Construction Savings Bank of Kazakhstan	40億テンゲ
外国中央銀行による100%保有銀行	
その他の銀行	100億テンゲ

（注）「外国中央銀行による100%保有銀行」に該当する銀行は、存在しないとみられる。
（出所）2017年9月13日付カザフスタン国立銀行理事会決定No.170
https://nationalbank.kz/cont/170%20%D1%80%D1%83%D1%81.doc
（閲覧日：2018年12月25日）

3.　預金保険制度の枠組み

カザフスタン預金保険基金（Kazakhstan Deposit Insurance Fund, KDIF）は、1999年11月15日付カザフスタン国立銀行理事会決定No.393に基づき、カザフスタン国立銀行を唯一の株主とする株式会社（Joint-Stock Company）として設立され、その活動は2006年に制定された「預金保険法」（Law of the Republic of Kazakhstan, dated July 7, 2006, No.169 “On compulsory insurance of deposits, placed in second-tier banks of the Republic of Kazakhstan”）によって規定されている。

世界金融危機を背景に、預金者の銀行離れを懸念したKDIFは、2008年10月の預金保険法改正（2018年10月23日付カザフスタン共和国法No.72）により、預金者1人あたりの預金保険限度額（1金融機関あたり）を、従来の70万テンゲから、2011年末までの期間限定で500万テンゲに引き上げた。同限度額は、当初の予定では2012年1月から100万テンゲに引き下げられることになっていたが、2011年12月の預金保険法改正（2011年12月18日付カザフスタン共和国法No.524）により、引き続き500万テンゲが保証されることになった。預金保険限度額はその後、2015年に1,000万テンゲに引き上げられ（2015年4月27日付カザフスタン共和国法No.311）、さらに2018年には1,500万テンゲに引き上げられている（2018年7月2日付カザフスタン共和国法No.168）。

なお、イスラム銀行が預金保険制度の対象外であることは、「銀行及び銀行業務法」の第1章3条5-1項に規定されている。

4. 個人資産運用に関わる税制全体の中での預貯金税制

現行の税法（2017 年 12 月 25 日付カザフスタン共和国租税基本法）によると、カザフスタン税法上の居住者については、銀行及び特定銀行業務取扱機関における預金金利、国内の証券取引所のリストに記載されている証券・株式の配当金及びキャピタルゲインに対する所得税は、いずれも非課税である。非居住者については、上記のうち、銀行の預金金利に対してのみ 15.0%の所得税が課税される。

図表 9: 預貯金税制

	税率	
	居住者	非居住者
預金金利	非課税（341 条 1-(2)）	15.0%（646 条 1-(5)）
配当	非課税（341 条 1-(7)）	非課税（654 条（3））
キャピタルゲイン	非課税（341 条 1-(5), (6)）	非課税（654 条（6), (7)）

（注） カザフスタン税法上の居住者の定義は、年間国内滞在日数が 183 日以上である者。
（出所）「カザフスタン共和国租税基本法」
http://online.zakon.kz/m/Document/?doc_id=36054980#sub_id=1890000
（閲覧日：2018 年 12 月 25 日）

第 3 章　郵便貯金の概要

カザフスタンは、旧ソ連諸国の中で最初に郵便貯金制度を導入した国であり、同国の郵便貯金制度は日本の同制度に倣っている。

カザフスタンにおける郵便貯金制度の事業主体はカズポスト（Kazpost JSC）である。カズポストは、従来からの郵便事業に加え、2001 年にカザフスタン国立銀行からテンゲ及び外貨建ての個人預金の受入れを含む金融業務の取扱いの許可を取得し、以後、金融サービス事業も展開している。

1.　設立目的・沿革概要

カズポスト設立の沿革概要は以下の通りである。

カザフスタンでは、1993 年 4 月 5 日付閣僚会議決定 No.259「カザフスタン共和国の通信・郵便事業分野の統治機構改革について」（Resolution Concerning Improvement of Structure of Management of the Communication Industry of the Republic of Kazakhstan）により、それまで通信省によって一体的に行われてきた通信・郵政事業が、電気通信事業と郵便事業とに分割された。

通信省から郵便事業を引き継いだ国家郵便事業庁は、1995 年 11 月に共和国郵便事業国家企業（Republican State Enterprise of Postal Communication）に改組され、独立的な経済主体としての地位を獲得した。その後、1999 年 12 月 20 日付政府決定 No.1940「共和国郵政事業国家企業及びその子会社の組織改編について」により、共和国郵便事業国家企業は、カザフスタン共和国政府が株式の 100％を保有する株式会社カズポスト（KazPost JSC）に改組された。その後、2006 年 6 月 7 日には、政府系ファンドのサムルーク・カジナ（Samruk-Kazyna）が、カズポストの株式 100％を保有する唯一の株主となった。

金融サービス事業については、カズポストは 2001 年 1 月 1 日、カザフスタン国立銀行からテンゲ及び外貨建ての個人預金の受入れを含む金融業務の取扱いの許可を取得した。その後、2004 年に金融市場及び金融機関の規制・監督庁（FMSA）から証券ブローカレッジ免許を取得した他、2006 年には、証券代行業者（Transfer-Agent、株式発行会社から受託する株主名簿の管理、株主総会に関する事務、配当金振込に関する事務等）の免許を取得した。

図表 10：カズポストの沿革概要

年	沿革
1993 年	通信省から、郵便事業と電気通信事業が分離。
1995 年	郵便事業を引き継いだ国家郵便事業庁が、共和国郵便事業国家企業に改組。
1999 年	共和国郵便事業国家企業が、Kazpost JSC として株式会社化。政府が株式の 100％を保有。
2001 年	カザフスタン国立銀行から個人預金受入を含む金融業務取扱の許可を取得。
2004 年	金融市場及び金融機関の規制・監督庁（FMSA）から証券取引・販売代理の許可を取得。
2006 年	FMSA から証券代行業者（証券名義書換人）としての免許を取得。 FMSA から個人預金受入を含む金融業務取扱の許可を再取得。 政府系ファンドのサムルーク・カジナがカズポスト株式の 100％を取得。

（出所）　Kazpost JSC “Annual Report 2014”
https://old.post.kz/uploads/content/files/2014_%D0%B3%D0%BE%D0%B4_%D0%BE%D1%82%D1%87%D0%B5%D1%82.pdf　（閲覧日：2018 年 12 月 25 日）等を基に作成

なお、カズポストは 2003 年以降、郵便法（Law of the Republic of Kazakhstan, dated February 8, 2003, No. 386-II "On Post", Law of the Republic of Kazakhstan, dated April 9, 2016, No. 498-V "On Post"）及びそれに関連する省令によって、カザフスタン共和国の国家郵便事業体（National Postal Operator of the Republic of Kazakhstan）に指定されている。

2. 組織形態

(1) 経営形態

カズポストの株式の 100%は、政府系ファンドのサムルーク・カジナによって保有されている。サムルーク・カジナは、2008 年 10 月の大統領令及び政府決定（2008 年 10 月 13 日付大統領令 No.669 及び同年 10 月 17 日付政府決定 No.962）に基づき、サムルーク国家資産管理基金（Kazakhstan Holding for the Management of State Assets SAMRUK）とカジナ安定発展基金（Sustainable Development Fund KAZYNA）が合併する形で設立された。サムルーク・カジナは、カズポストの他、エア・アスタナ、カザフテレコム、カザトムプロム、カズムナイガスなどの企業を保有している。総資産は 800 億ドル近くにのぼり、保有する企業の総従業員は 32 万人超となっている[6]。

カズポスト内の各機関の役割については、唯一の株主であるサムルーク・カジナが最高意思決定機関として位置付けられ、その下にカズポストの取締役会（board of directors）、さらにその下に執行機関（collegial executive body）が置かれている[7]。

カズポストが有する営業拠点（郵便局）数は、2017 年末時点で 3,516（2016 年末時点では 3,468）であり、職員数は 22,749 人（2016 年末時点では 23,027 人）である。なお、カズポストは 2017 年に、農村地域における郵便事業から生じた赤字を補填する目的で、共和国財政から 29 億テンゲの補助金の供与を受けた。

(2) 金融サービス提供の形態

カズポストは、郵便のユニバーサルサービスを提供する義務を有するとともに、クーリエ・サービス等の郵便関連事業に加え金融サービスを提供している。カズポストのアニュアルレポート（2015 年）[8]で挙げられている金融関連業務は以下の通りである。

- 証券ブローカレッジ・証券代行業務
- 年金・社会保障給付金支払業務
- 預金受入・口座開設/管理業務
- 現金出納業務
- 送金業務
- 現金等運搬業務
- 外国為替業務

---

[6] Samruk-Kazyna "Annual Report Vol I 2014", http://sk.kz/page/download/8446?lang=en （2018 年 12 月 26 日時点で閲覧不能）

[7] Kazpost JSC "Annual Report 2017"（in Russian）, https://post.kz/uploads/content/files/%D0%93%D0%BE%D0%B4%D0%BE%D0%B2%D0%BE%D0%B9%20%D0%BE%D1%82%D1%87%D0%B5%D1%82%20%D0%90%D0%9E%20%D0%9A%D0%B0%D0%B7%D0%BF%D0%BE%D1%87%D1%82%D0%B0%20%D0%B7%D0%B0%202017%20%D0%B3%D0%BE%D0%B4%20(%D1%80%D1%83%D1%81)_compressed.pdf （閲覧日：2018 年 12 月 26 日）

[8] Kazpost JSC "Annual Report 2015", https://post.kz/uploads/content/files/%D0%93%D0%BE%D0%B4%D0%BE%D0%B2%D0%BE%D0%B9%20%D0%BE%D1%82%D1%87%D0%B5%D1%82%20%D0%90%D0%9E%20%D0%9A%D0%B0%D0%B7%D0%BF%D0%BE%D1%87%D1%82%D0%B0%20%D0%B7%D0%B0%202015%D0%B3_%20ENG.pdf （閲覧日：2018 年 12 月 26 日）

- 政府機関振出小切手決済業務
- コルレス口座の開設及び管理業務
- 宝くじ業務
- 決済カード発行業務

カザフスタン共和国統計委員会（Ministry of National Economy of the Republic of Kazakhstan Committee on Statistics）によると、2016 年末時点のカザフスタンの総人口は 1,792 万人であり、このうち都市部の人口は 1,025 万人（57%）、地方の人口は 767 万人（43%）と、都市部の人口が地方の人口を上回っている。こうした人口分布を反映して、銀行（第 2 層）による店舗展開は都市部が中心となっており、2009 年 9 月末時点のデータによれば、銀行の合計 2,320 店舗のうち、2,080 店舗は都市部に集中している[9]。

一方、カズポストは、郵便のユニバーサルサービスの提供義務を負っているという事情から、地方により多くの拠点を有しており、2015 年末時点で合計 3,380 の営業拠点のうち、64%に該当する 2,167 の拠点が地方に配置されている[10]。

こうした状況下、2011 年末時点で地方の人口の 90%は、郵便局以外に金融サービスを受ける機会が無く、170 万人以上の年金受給者は、郵便局から年金を受け取っており、30 万以上の地方公務員は、郵便局から給料を受け取っている[11]。また、こうした年金や給料の受け取りに郵便局を利用する者の数は、増加傾向を辿っている。

(3) 窓口取扱時間

窓口取扱時間の情報はカズポストのウェブサイトでは確認できない。

3. 主な業務内容

(1) 預金業務概要

2017 年末時点のカズポストにおける顧客からの預金残高は 281 億テンゲである（2016 年末時点では 243 億テンゲ）。内訳は、年金・社会保障給付口座の預金残高が 126 億テンゲ、その他の当座預金（current accounts）が 120.7 億テンゲ、普通預金（call deposits）が 10.5 億テンゲ、定期預金（term deposits）が 23.7 億テンゲとなっている[12]。預金にはテンゲ建てと外貨建ての 2 種類があるが、カズポストにおける顧客預金の大部分はテンゲ建てであり、2017 年末時点の外貨建て預金残高は 218.2 万テンゲと、預金残高全体の 1%に満たない（2016 年末時点の外貨建て預金残高は 284.8 万テンゲ）。

普通預金・当座預金は無利子・無期限であり、当座預金を通じて、カードの決済や各種支払、年金の受取などが可能である。定期預金の金利は、預入期間や通貨によっ

9 Kazpost JSC “The development of financial services by Kazakhstani Post”, https://postfi.files.wordpress.com/2010/06/kz-final-forum-23-4-2010-en.pdf （閲覧日：2018 年 12 月 26 日）

10 Kazpost JSC “ Annual Report 2015”, https://post.kz/uploads/content/files/%D0%93%D0%BE%D0%B4%D0%BE%D0%B2%D0%BE%D0%B9%20%D0%BE%D1%82%D1%87%D0%B5%D1%82%20%D0%90%D0%9E%20%D0%9A%D0%B0%D0%B7%D0%BF%D0%BE%D1%87%D1%82%D0%B0%20%D0%B7%D0%B0%202015%D0%B3_%20ENG.pdf （閲覧日：2018 年 12 月 26 日）

11 Kazpost JSC “Annual Performance Report 2011” http://www.kazpost.kz/uploads/content/files/Godovik_kazpost_Eng.pdf （2018 年 12 月 26 日時点で閲覧不能）

12 Kazpost JSC “Concolidated Financial statements for the year ended 2017” （in Russian）, https://post.kz/uploads/content/files/CONSO%20IFRS%20RUS_2017.pdf （閲覧日：2018 年 12 月 27 日）

て異なるが、2016～2017 年には 0.8%～8.5%であった。

(2) 資金運用方法

カズポストは、預入された資金を国債や安全性の高い金融商品を中心に投資している。2017 年末時点のカズポストの金融資産ポートフォリオ（合計 379 億テンゲ）の構成は、国債（カザフスタン共和国財務省証券）：25.0%（94.8 億テンゲ）、国内金融機関債：5.9%（22.2 億テンゲ）、社債：0.3%（1.0 億テンゲ）、預金：7.4%（28.2 億テンゲ）、現金及び現金同等物：61.4%（232.5 億テンゲ）となっている[13]。

(3) 送金・決済業務概要

送金・決済・支払いサービスは、カズポストの金融サービス事業において中心的な業務となっている。

送金サービスについては、カズポストは国内市場において最大のシェアを占めている。カズポストの 2 つの送金システム（“Salem Post” および “Salem Tenge”）が国内送金サービス市場に占める割合は、2017 年に送金件数の 90.5%、送金額の 60.4%（2016 年は 56.3%）に達した（図表 11）。

図表 11：国内送金の利用システム別内訳（2017 年）

国内送金システム	件数（千件）	送金額（百万テンゲ）	送金額シェア（%）
Kazpost Speed Transfer “Salem Tenge”	682.80	23,801.10	43.36
Kazpost Postal Transfer “Salem Post”	536.97	9,338.16	17.01
Faster	73.40	6,288.60	11.46
Western Union	19.20	6,248.80	11.38
Зороая корона (Golden Crown)	19.20	5,413.10	9.86
Блиц (Blitz)	10.50	1,613.20	2.94
Contact	1.20	847.10	1.54
Юнистрим (Unistream)	2.00	647.70	1.18
その他	1.90	497.60	0.91
Лидер (Leader)	0.10	197.30	0.36
合計	1,347.27	54,892.66	100.00

（出所）Kazpost JSC “Annual Report 2017” (in Russian), p. 24-25
https://post.kz/uploads/content/files/%D0%93%D0%BE%D0%B4%D0%BE%D0%B2%D0%BE%D0%B9%20%D0%BE%D1%82%D1%87%D0%B5%D1%82%20%D0%90%D0%9E%20%D0%9A%D0%B0%D0%B7%D0%BF%D0%BE%D1%87%D1%82%D0%B0%20%D0%B7%D0%B0%202017%20%D0%B3%D0%BE%D0%B4%20(%D1%80%D1%83%D1%81)_compressed.pdf
（閲覧日：2018 年 12 月 27 日）

[13] Kazpost JSC “Concolidated Financial statements for the year ended 2017” （in Russian）, https://post.kz/uploads/content/files/CONSO%20IFRS%20RUS_2017.pdf （閲覧日：2018 年 12 月 27 日）

(4) 国際業務概要

カズポストは、独立国家共同体（旧ソ連 12 カ国）のほか、ポーランド、トルコ、日本、カナダ、中国などの郵便局と提携し、国際送金サービス業務のパートナーシップを組んでいる[14]。

カズポストは、2008 年にドイツの HPO Service GmbH 社と共同で、SU Kazpost GmbH LLC という合弁企業をハンブルグに設立した。同社は、ロジスティックサービスやドイツ国内への送金サービスなどを行っている。出資比率は、カズポストと HPO Service GmbH がそれぞれ 50%ずつとなっている[15]。

また、2006 年にはエストニアの JSC Esti Electronpost 社と英国の Astermann LLP 社と共同で Electronpost.kz LLP をアルマトイに設立した。同社は、印刷、封入、ダイレクトメール、電子マーケティングのサービスを提供している。カズポストの同社への出資比率は、設立当初は 33.3%であったが、2012 年に完全子会社化し、出資比率を 100%とした[16]。

4. 会計基準と財務諸表

カズポストは、国際財務報告基準（IFRS）に準拠し財務諸表等を作成している。以下、図表 12～14 にカズポストの財務諸表を示す。

カズポストの連結財務報告書（Consolidated Financial Statement）によると、カズポストの資産は 2017 年末時点で 895.8 億テンゲであり、2014 年末の 512 億テンゲの約 1.7 倍となっている（図表 12）。

損益計算書をみると、2017 年の売上総利益（gross profit）は 66.3 億テンゲと前年の約 1.5 倍、当期純利益（net profit for the year）は 12.5 億テンゲと前年の約 2.1 倍となっている（図表 13）。

カズポストの収入内訳を見ると（図表 14）、郵便事業と金融サービス事業の収入が概ね拮抗している。金融サービス部門の 2017 年の収入は 197.1 億テンゲで、内訳は年金支払いに係る手数料収入が 76.4 億テンゲ（カズポストの金融サービス収入の 38.7%を占める）、公共料金処理等の支払サービスに係る手数料収入が 62.7 億テンゲ（同 31.8%）となっており、これらが収入の核となっている。カズポストは、直接自社として預金やローン貸し付けのサービスは提供しておらず、他の商業銀行と提携し、カズポストの窓口で提携している銀行が提供している預金やローン貸し付けサービスを斡旋している。

14 Kazpost JSC " Annual Report 2012"（2018 年 12 月 27 日時点で閲覧不能）
15 Kazpost JSC " Annual Report 2011"（2018 年 12 月 27 日時点で閲覧不能）
16 Kazpost JSC " Annual Report 2012"（2018 年 12 月 27 日時点で閲覧不能）

図表 12: カズポストの貸借対照表（10 億テンゲ）

資産の部	2014	2015	2016	2017
非流動資産 total non-current assets	33.23	34.01	38.14	48.09
流動資産 total current assets	17.97	26.76	38.42	41.49
資産合計 total assets	51.20	60.77	76.55	89.58

負債資本の部	2014	2015	2016	2017
非流動負債 total non-current liabilities	4.20	4.38	3.69	3.17
流動負債 total current liabilities	33.82	36.53	41.82	45.18
負債合計 total liabilities	38.02	40.91	45.52	48.34
純資産 total equity	13.18	19.86	31.04	41.24
負債資本合計 total equity and liabilities	51.20	60.77	76.55	89.58

（出所）Kazpost JSC “Consolidated Financial Statements ” 2015~2016 年 各年版
Kazpost JSC “Consolidated Financial statements for the year ended 2017” （in Russian）、
https://post.kz/uploads/content/files/CONSO%20IFRS%20RUS_2017.pdf （閲覧日：2018 年 12 月 27 日）
“Separate Financial Statements” 2017 年
2015 年版：for year ended 31 December 2015
https://post.kz/uploads/content/files/Consolidated%20Financial%20Statements2015.pdf
2016 年版：for year ended 31 December 2016
https://post.kz/uploads/content/files/%D0%9A%D0%BE%D0%BD%D1%81%D0%BE%D0%BB%D0%B8%D0%B4%D0%B8%D1%80%D0%BE%D0%B2%D0%B0%D0%BD%D0%BD%D0%BD%D0%B0%D1%8F%20%D0%A4%D0%9E%20%D0%B7%D0%B0%202016%20%D0%B3%D0%BE%D0%B4_%D0%B0%D0%BD%D0%B3_%D1%8F%D0%B7.pdf
2017 年版：for year ended 31 December 2017
https://post.kz/uploads/content/files/IFRS%20SA%20ENG_2017(1).pdf

図表 13: カズポストの損益計算書（10 億テンゲ）

収入	2014	2015	2016	2017
売上総利益 gross profit	3.61	4.57	4.52	6.63
営業収益 operating profit（losses）	-0.44	-0.50	0.76	1.24
当期税引前利益 profit before income tax	0.29	3.24	0.99	1.65
当期純利益 net profit for the year	0.15	2.60	0.60	1.25

利益	2014	2015	2016	2017
その他の包括利益 other comprehensive income	-0.39	-0.42	-0.41	0.50
その他の包括利益(税引後) other comprehensive income, net of tax	-0.28	-0.45	0.36	4.31
包括利益合計(税引後) total comprehensive income for the year, net of tax	-0.14	2.14	0.24	1.68

（出所）図表 12 に同じ

図表 14: カズポストの収入内訳（10 億テンゲ）

	2014	2015	2016	2017
郵便事業 postal services	15.89	17.20	18.76	25.07
郵便配送 mail delivery service	13.55	14.98	16.27	19.52
国内 domestic	10.18	10.85	10.99	12.00
海外 international、international non-equivalent exchange	3.37	4.13	5.28	7.52
その他	2.35	2.22	2.49	5.56
金融サービス事業 financial services	13.98	16.23	18.15	19.71
年金、給与、その他支払手数料 commission for transfers of pensions, salaries, and other benefits	6.17	7.12	7.97	7.64
公共料金等支払手数料 commission for utilities and other payments processed	4.23	4.88	5.58	6.27
ローン送金および回収サービス代理店手数料 Agency fees for loan transfers and collection services	1.33	1.36	1.37	2.15
顧客口座管理 customer accounts maintenance	0.73	1.19	1.30	1.52
送金手数料 commission for money transfers	0.76	0.82	1.00	1.09
現金輸送手数料 cash transportation	0.71	0.79	0.88	0.97
仲介手数料 broker activities	0.07	0.07	0.06	0.07
その他 other operating service	0.49	0.55	0.65	0.66
合　計 total	30.37	33.98	37.57	45.44

（出所）図表 12 に同じ

第 4 章　金融セクターにおけるリテール金融機関の特徴

1.　カズポスト（Kazpost JSC）

(1)　郵便局の特徴

郵便事業については、ユニバーサルサービスの提供義務が郵便法に明記されており、全国同一料金（ただし重さにより料金は異なる）によるサービス提供が行われている。一方、金融サービス事業については、郵便法ではユニバーサルサービスの提供義務は定められていない。

(2)　金融市場の中での郵便局の競争力

カズポストは、地方で展開している多数の郵便局に加え、2013 年には 118 台の自動車を購入し、移動郵便局としてサービスの提供を開始するなど[17]、国民にとって銀行よりも身近な金融機関という位置付けを目指している。また、銀行と同様にカズポストでも送金や支払をオンラインで行なうことが可能となり、地方においては一定の競争力を持つ金融機関という地位を確保しつつある[18]。

カズポストは、2004 年に株式ブローカレッジ業務と証券代行業務（株式発行会社から受託する株主名簿の管理、株主総会に関する事務、配当金振込に関する事務等）の免許を取得し、証券業にも参入している。

カズポストの株式を 100%保有しているサムルーク・カジナは、2012 年に導入した 2022 年までの発展戦略[19] において、投資先企業の価値を高めていく方針を打ち出している。カズポストに関しては、地方の郵便局の発展や自動化の推進を中心に、郵便貯金システムの近代化を進める方針であり、具体的な目標としては、10 年間で 560 の郵便局の増設と近代化を掲げている。

また、サムルーク・カジナは 2014 年 10 月 6 日に、投資先企業の大規模な事業変革プログラムを開始した。同プログラムは、サムルーク・カジナが、これまでの国有資産管理者から、積極的な投資家へとその経営モデルを転換させていくことを示唆している[20]。カズポストに関しては、IT の更なる活用が重点方針として掲げられている[21]。

2.　金融システム全体におけるリテール金融機関の位置付け

カザフスタンでは、より多くの国民が基本的な金融商品を利用できるようになることが課題となっているが、個人金融サービスの歴史はまだ 10 数年と浅く、特に人口が少ない地方では、金融機関の支店数が依然として少ない。銀行は、地方に支店を開設しても採算が合わないことが多いため、モバイルバンキング等を活用する形での事業展開を試みている。

17　Kazpost JSC, Annual Report 2013　（2018 年 12 月 27 日時点で閲覧不能）

18　サムルーク・カジナ、ウェブサイト、http://sk.kz/page/download/8446?lang=en　（2018 年 12 月 27 日時点で閲覧不能）

19　Samruk-Kazyna“Development Strategy of Joint-Stock Company Sovereign Wealth Fund “Samruk-Kazyna” For 2012-2022」、http://sk.kz/elstorage/file/319　（2018 年 12 月 27 日時点で閲覧不能）

20　サムルーク・カジナ、プレスリリース「Strategic National Companies of Kazakhstan Have Approved Their Business Transformation Roadmaps Under the Direction of Sovereign Wealth Fund “Samruk-Kazyna”」（2014 年 12 月 29 日）、http://www.multivu.com/players/English/7407351-samruk-kazyna-national-companies/　（2018 年 12 月 27 日時点で閲覧不能）

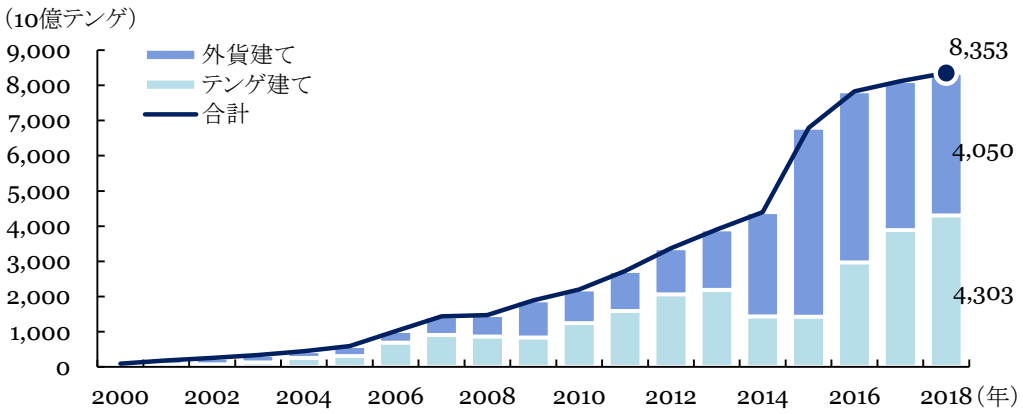
21　サムルーク・カジナ、プレスリリース「Kazpost JSC Launches Business Transformation Program」（2014 年 6 月 18 日）、http://sk.kz/news/view/3901?lang=en　（2018 年 12 月 27 日時点で閲覧不能）

3. 家計の金融資産・負債の動向

(1) 預金残高の推移

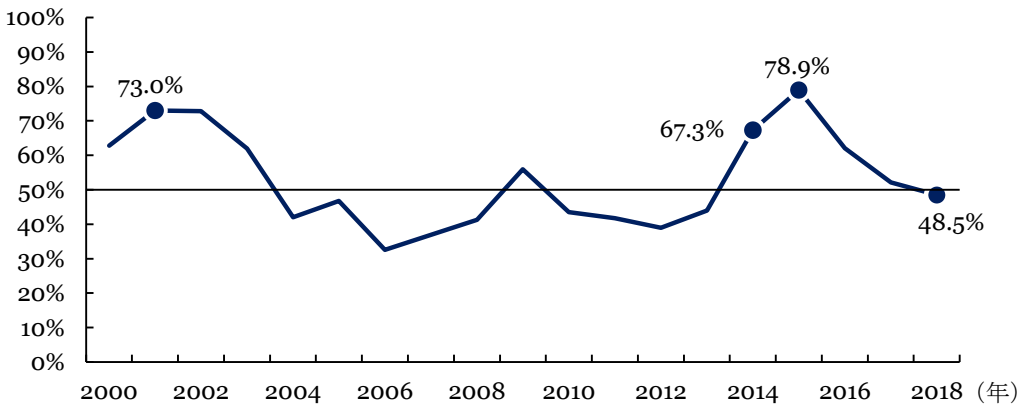
個人の預金残高は増加を続けている。預金取扱機関（depository organization）の個人預金残高は 2000 年末の 883 億テンゲから 2017 年末には 8.1 兆テンゲに増加、2018 年 11 月末では 8.4 兆テンゲとなっている（図表 15）。外貨建て預金の比率を時系列にみると（図表 16）、1998 年のロシア金融危機をきっかけとしてテンゲが米ドルに対し大幅に下落したことから、外貨建て預金の比率は 2001 年に 73.0%となった。その後、2004 年から 2013 年にかけてテンゲは安定的に推移し、概ねテンゲ建て預金の比率が高い状態が続いていたが、2014 年末には外貨預金の比率が 67.3%に急上昇し、2015 年末には 78.9%まで拡大した。これは、2014 年以降、原油価格やロシアの通貨ルーブルが大幅に下落したことを背景に、カザフスタンが通貨テンゲの切り下げを余儀なくされ（2014 年 2 月）、また、変動相場制への移行（2015 年 8 月）に伴いテンゲの対米ドル相場が大幅に下落したためである（図表 17）。

図表 15: 個人の預金残高の推移（各年 12 月末）



（注） 2018 年は 11 月末時点。
（出所）National Bank of Kazakhstan（NBK）“Monetary and Banking statistics”
https://nationalbank.kz/?docid=158&switch=english

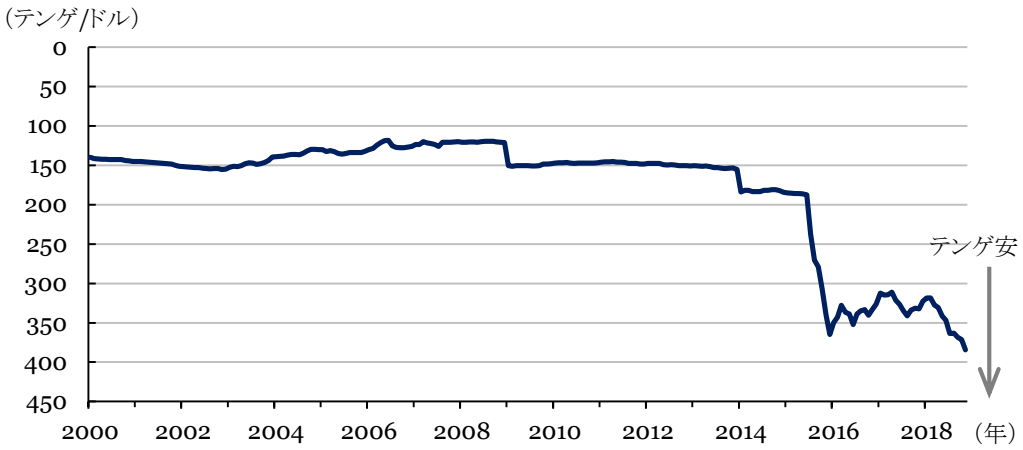
図表 16: 個人預金残高に占める外貨建て預金の割合（各年 12 月末）



（注） 2018 年は 11 月末時点。
（出所）National Bank of Kazakhstan（NBK）“Monetary and Banking statistics”
https://nationalbank.kz/?docid=158&switch=english

このように、外貨建て預金の比率は 2014～2015 年に大きく上昇したものの、2016 年以降は再び低下に転じており、2018 年 11 月末では 48.5%（1-11 月平均では 48.8%）と 5 年ぶりに 50%を下回った。

図表 17: テンゲ/ドルレートの推移



（出所）National Bank of Kazakhstan（NBK）"Daily Official（market）Foreign Exchange Rates"
https://nationalbank.kz/?furl=cursFull&switch=eng （閲覧日：2019 年 1 月 8 日）

(2) 資金の貸付等（商品、融資残高）

預金残高と同様に、個人向け融資残高も増加を続けている。個人向け融資残高の推移を見ると、2011 年末の 2.0 兆テンゲから 2017 年末には 4.3 兆テンゲと 2 倍に増加している。個人向け融資残高の伸びをけん引しているのは消費者ローンであり、同残高は 2011 年末の 1.0 兆テンゲから 2017 年末には 2.9 兆テンゲと約 3 倍に増加している。2018 年 9 月末時点における個人向け融資残高は 4.8 兆テンゲ（2017 年末比 12.7%）であり、このうち消費者ローン残高は 3.4 兆テンゲ（同 15.7%）である。

図表 18: 個人向け貸出残高の推移（各年 12 月末）

（10 億テンゲ、%）	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
個人向けローン Loans to individual	2,018.5	2,530.4	3,297.1	3,707.9	3,872.9	3,766.6	4,259.1	4,798.1
前年比	—	25.4%	30.3%	12.5%	4.4%	-2.7%	13.1%	12.7%
住宅ローン Mortgage loans	757.7	832.6	891.8	935.0	1,039.1	1,020.2	1,129.2	1,240.5
前年比	—	9.9%	7.1%	4.8%	11.1%	-1.8%	10.7%	9.9%
消費者ローン Consumer loans	1,021.1	1446.3	2,241.1	2,639.9	2,622.7	2,547.5	2,955.9	3,420.1
前年比	—	41.6%	55.0%	17.8%	-0.7%	-2.9%	16.0%	15.7%
その他ローン Other loans	132.7	149.4	67.4	63.7	140.9	112.2	87.7	48.1
前年比	—	12.6%	-54.9%	-5.5%	121.2%	-20.4%	-21.8%	-45.2%

（注）各年 12 月末時点。2018 年は 9 月末時点。
（出所）National Bank of Kazakhstan（NBK）"Current State of the Banking Sector of Kazakhstan"
https://nationalbank.kz/?docid=747&switch=english （閲覧日：2018 年 12 月 5 日）

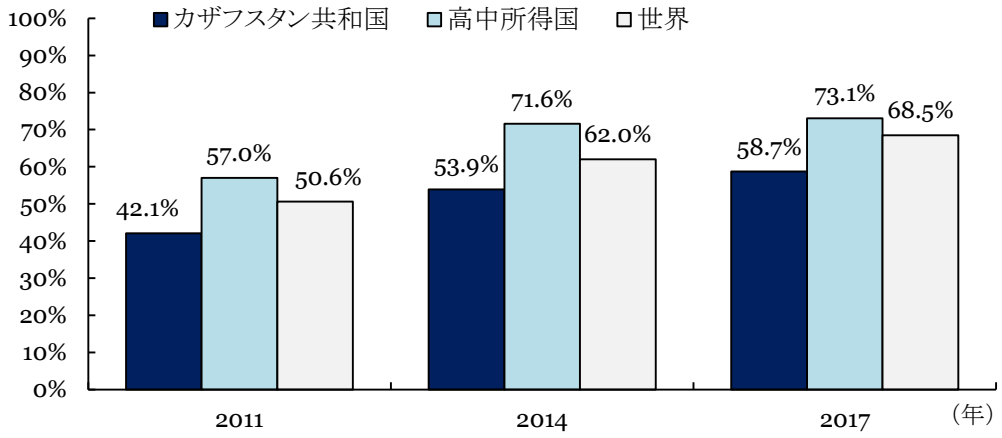
第 5 章　最近の金融動向と今後の展望

1.　最近の金融動向等

(1)　金融サービスの利用状況

世界銀行の調査によれば、カザフスタン共和国における口座保有率（15 歳以上人口に占める、銀行またはその他金融機関に口座を保有する者の割合）は、2011 年に 42.1%、2014 年に 53.9%、2017 年には 58.7%と拡大傾向にあるものの、2017 年においてもカザフスタン共和国と同じ高中所得国（Upper middle economies）の平均のみならず、全世界の平均をも下回っている。

図表 19：15 歳以上人口に占める口座保有率



（注）世界銀行による高中所得国（Upper middle economies）の定義は 1 人あたり GNI（国民総所得）が 3,955 米ドル以上 12,235 米ドル未満の国・地域。
（資料）世界銀行 “Global Findex Database 2017”

(2)　マイクロファイナンスなどソーシャルファイナンスの現況等

マイクロファイナンスを提供する機関については、2012 年に制定された「マイクロファイナンス機関法」（Law of the Republic of Kazakhstan, dated November 26, 2012, No.56-V, “On Microfinance Organizations”）[22]が根拠法令となっており、同法がマイクロファイナンス提供機関の設立規定や業務範囲について定めている。

2017 年末時点で、152 のマイクロファイナンス機関がカザフスタン国立銀行に登録されており（2016 年末時点では 123）、その総資産は前年比＋33%の増加となる 1,890 億テンゲに達した[23]。

(3)　上場民営化の動き

カザフスタン共和国政府は、2011 年に「People’s IPO」というプログラムを採択した。同プログラムは、できるだけ多くの国民に主要な企業の株式を購入する機会を与える形で、国営企業の民営化を進めようとするものである。しかし、2017 年 4 月まで

[22] http://online.zakon.kz/m/Document/?doc_id=31300092 （in Russian）（閲覧日：2018 年 12 月 28 日）
[23] Kazpost JSC “ Annual Report 2015”, p. 25（閲覧日：2018 年 12 月 28）

のところ、同プログラムに沿った上場民営化の実績は、石油パイプラインと水道管の建設・メンテナンスを行っているカズトランスオイル（KazTransOil）JSC（2012 年）と送電の KEGOK JSC（2014 年）の 2 社に留まっている[24]。

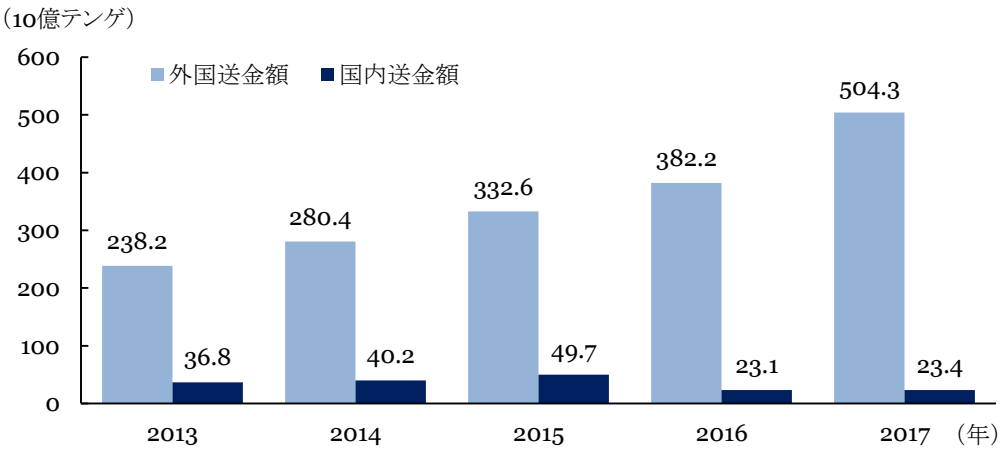
政府が 2015 年 12 月に採択した「2016~2020 年の包括的民営化計画（The Comprehensive Privatization Plan for 2016-2020）」[25]によれば、2020 年までに 783 社の民営化が予定されている。このうち、サムルーク・カジナが保有する企業は 187 社あり、カズポストもその中に含まれている。カズポストについては、IPO による民営化が予定されている。

2. 最近のリテール決済の動向

カザフスタン共和国では近年、海外送金額やキャッシュレス決済額が継続的に増加している。

2017 年のカザフスタン共和国における送金件数は 2.7 百万件であり、送金額は前年比＋30.2%となる 5,277 億テンゲに達した（図表 20）[26]。同年の送金額の 95.6%（5,043 億テンゲ）は外国向けの送金であり、この外国向け送金額は、外国からカザフスタン共和国への送金額（3,094 億テンゲ）を大きく上回った。なお、2017 年の送金 1 件あたりの平均額は、外国向け送金が 20.2 万テンゲ、カザフスタン共和国向け送金は 22.4 万テンゲであった。

図表 20：国内・外国送金額の推移



（資料）National Bank of Kazakhstan（NBK）(2018)
"REPORT of the National Bank of the Republic of Kazakhstan for 2017" p. 45
https://nationalbank.kz/cont/%D0%93%D0%9E-2017_%D0%B0%D0%BD%D0%B3%D0%BB..pdf （閲覧日：2019 年 1 月 4 日）

[24] Lewis, Morgan (2017) "Kazakhstan's privatisation programme", *Financier Worldwide*, April https://www.financierworldwide.com/kazakhstans-privatisation-programme/#.XCXhc9JcVPA （閲覧日：2018 年 12 月 28 日）

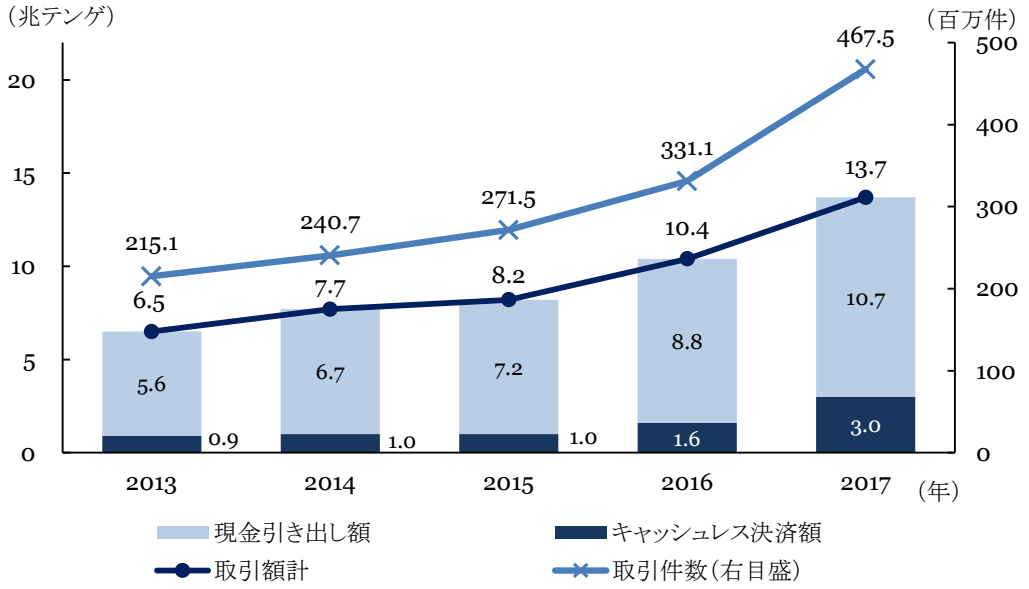
[25] https://post.kz/info/o-kompanii/item/programma-transformacii-biznesa （in Russian）（閲覧日：2018 年 12 月 28 日）

[26] National Bank of Kazakhstan（NBK）(2018) " REPORT of the National Bank of the Republic of Kazakhstan for 2017" pp. 44-45 https://nationalbank.kz/cont/%D0%93%D0%9E-2017_%D0%B0%D0%BD%D0%B3%D0%BB..pdf （閲覧日：2019 年 1 月 4 日）

決済カード市場については、2017 年末時点で 26 の銀行とカズポストが決済カードを発行しており、その合計発行枚数（累計）は前年比＋23.6%となる 19.4 百万枚に達した。決済カードの内訳は、デビットカードが 15.6 百万枚、クレジットカードが 3.1 百万枚、その他（プリペイドカード等）が 0.7 百万枚となっている。2017 年には、決済カードによる取引件数が 467.5 百万件（前年比＋41.2%）、取引額は 13.7 兆テンゲ（同＋32.3%）に達した（図表 21）。

リモート・バンキングサービスの普及により、決済カードを用いたキャッシュレス決済が急拡大している。2017 年には、決済カードを用いたキャッシュレス決済額が前年比＋88.2%となる 3 兆テンゲに達し、決済カードによる取引額全体（13.7 兆テンゲ）の 22%を占めた（2016 年は 15%）。なお、決済カードを用いたキャッシュレス決済額（3 兆テンゲ）のうち、39.1%（1.2 兆テンゲ）はインターネット及びモバイル・バンキングシステムを通じて行われた。

図表 21：決済カードによる取引件数と取引額



（資料）National Bank of Kazakhstan（NBK）(2018)
“REPORT of the National Bank of the Republic of Kazakhstan for 2017” pp. 46-47
https://nationalbank.kz/cont/%D0%93%D0%9E-2017_%D0%B0%D0%BD%D0%B3%D0%BB..pdf （閲覧日：2019 年 1 月 4 日）

3. 今後のカズポストの動向

カズポストは 2017 年 12 月、今後 10 年間の事業戦略となる「2027 年までのカズポストの発展戦略」を策定した[27]。同戦略では、カズポストの発展のための優先分野として、①デジタル化の推進、②ｅコマースに対応する体制の構築、③組織上の変革、の 3 つが挙げられている。カズポストが掲げる 3 つの優先分野と、それぞれの主な内容は以下の通りである。

① デジタル化の推進

- 顧客のデジタル ID（個人認証）システムの導入
- 郵便サービスと金融代行サービスをオンライン上で融合させるプラットフォーム（「サービス・ハイパーマーケット」）の構築
- ビッグデータに基づく顧客分析

② ｅコマースに対応する体制の構築

- インターネット・アクワイアリング（Internet - aquiring）サービスの提供
- ｅコマース向け 3PL（サードパーティー・ロジスティクス）サービスの提供
- ロシア・中国間トランジット輸送に関するサービス提供

③ 組織上の変革

- 一部の郵便局の民間ビジネスへの移管
- フランチャイズ形式によるカズポストの郵便局網の拡充

同戦略において、カズポストは、郵便事業と金融サービス事業の発展戦略は、都市部と地方とで大きく異なるとしている。

具体的には、都市部においては、銀行（第 2 層）の支店網を通じた金融サービスへのアクセスが良好であるため、カズポストの金融サービスに対する需要は限定的であり、従って、都市部においては郵便事業がカズポストの中心的な事業になるとしている。また、都市部ではｅコマースに対する需要の増大が著しいことから、カズポストは、ｅコマースに対応する体制の構築に重点的に取り組むとしている。

一方、地方においては、カズポストは銀行（第 2 層）をはるかに上回る拠点数（郵便局数）を有することから、この強みを活かして、郵便サービスと金融代行サービスをオンライン上で融合させるプラットフォーム「サービス・ハイパーマーケット」を含む幅広い金融サービスを提供していくことが、カズポストの地方における中心的な課題であるとしている。

[27] Kazpost JSC, “Стратегия АО «Казпочта» до 2027”（「2027 年までのカズポストの発展戦略」）https://post.kz/uploads/content/files/%D0%A1%D1%82%D1%80%D0%B0%D1%82%D0%B5%D0%B3%D0%B8%D1%8F%20%D1%80%D0%B0%D0%B7%D0%B2%D0%B8%D1%82%D0%B8%D1%8F.pdf （閲覧日：2019 年 1 月 4 日）

＜出所資料一覧＞

【国際機関・外国機関文献・データベース】

- 外務省ウェブサイト
- IMF ウェブサイト
- World Bank ウェブサイト

【中央銀行・監督官庁・銀行協会等 HP】

- カザフスタン国立銀行ウェブサイト
- カザフスタン国立銀行 “Annual Report”
- カザフスタン国立銀行 “CURRENT STATE OF THE BANKING SECTOR OF KAZAKHSTAN”（各号）
- カザフスタン預金保険基金ウェブサイト
- サムルーク・カジナウェブサイト

【論文・雑誌】

- International Monetary Fund, “Banking System Restructuring in Kazakhstan”, Prepared by David Hoelscher, June 1998

【郵政公社・郵貯等】

- カズポストウェブサイト
- カズポスト “Annual Report”（2011 年～2017 年）
- カズポスト “Consolidated Financial Statement”（各年版）
- カズポスト「2027 年までのカズポストの発展戦略」

XIX. スイス連邦
(Swiss Confederation)

＜目次　～スイス連邦～＞

第 1 章　市場環境の特徴 2
第 2 章　金融制度概要 3
1.　金融機関の種類 3
(1)　大銀行（big banks） 6
(2)　州立銀行（cantonal banks） 7
(3)　地域・貯蓄銀行（Regional banks and savings banks） 10
(4)　ライファイゼンバンク（Raiffeisen banks） 14
(5)　ポストフィナンス（PostFinance Ltd.） 16
2.　監督官庁と指導体制 16
3.　スイスの金融制度の特徴 20
4.　預金保険制度の枠組み 20
5.　個人資産運用に関わる税制全体の中での預貯金税制 23
第 3 章　郵便貯金の概要 24
1.　設立目的・沿革概要 24
2.　組織形態 25
(1)　経営形態 25
(2)　金融サービス提供の形態 26
(3)　窓口取扱時間 27
3.　主な業務内容 27
(1)　預金業務概要 27
(2)　資金運用方法 28
(3)　送金・決済業務概要 29
(4)　国際業務概要 29
(5)　付随業務概要 30
4.　会計基準と財務諸表 30
第 4 章　リテール金融機関の特徴 34
1.　ポストフィナンス（PostFinance Ltd.） 34
(1)　ポストフィナンスの特徴 34
(2)　金融市場の中でのポストフィナンスの競争力 35
2.　地域・貯蓄銀行（regional banks and savings banks） 36
(1)　地域・貯蓄銀行の特徴 36
(2)　金融市場の中での地域・貯蓄銀行の競争力 37
3.　ライファイゼンバンク・グループ（Raiffeisen banks） 37
(1)　ライファイゼンバンク・グループの特徴 37
(2)　金融市場の中でのライファイゼンバンク・グループの競争力 37
4.　家計・非営利団体の金融資産の動向 38
5.　金融システム全体におけるリテール金融機関の位置付け 39

第 5 章　最近の金融動向と今後の展望 44
1.　最近の金融動向等 44
(1)　銀行経営健全性に係る新規制の導入 44
(2)　スイス国立銀行による「無制限介入」政策が終了 45
(3)　マイクロファイナンスなどソーシャルファイナンスの現況等 46
(4)　クラウドファンディングの現況 46
2.　最近のリテール決済の動向 48
(1)　キャッシュレス化の現状 48
(2)　モバイル決済の動向 50
(3)　リテール決済に関する法規制の状況 52
3.　今後のポストフィナンスの動向 53
(1)　低金利・マイナス金利環境の影響 53
(2)　デジタル化による収益源多様化の試み 53
(3)　ワーキングキャピタルマネジメントによるソリューション提供 55
(4)　ISO20022 基準への移行 55
(5)　スイス国立銀行による「システム上重要な銀行」への指定 55
＜出所資料一覧＞ 56

＜略語集＞

略語	原語（英語）	日本語訳
AMLA	Anti-Money Laundering Act	資金洗浄対策法
ARB	Accounting rules for banks	銀行会計規則
ASCB	Association of Swiss Cantonal Banks	スイス州立銀行協会
BA	Swiss Federal Act on Banks and Savings Banks, Banking Act	スイス連邦銀行法
BO	Ordinance on Banks and Savings Banks, Banking Ordinance	銀行規則
CET1	Common Equity Tier1	普通株式等 Tier1
FINMA	Swiss Financial Market Supervisory Authority	連邦金融市場監督機構
FINMASA	Federal Act on the Swiss Financial Market Supervisory Authority	連邦金融市場監督機構法
Foreign Banks Ordinance, FBO-FINMA	Ordinance of the Swiss Financial Market Authority on Foreign Banks in Switzerland	スイスにおける外国銀行に関する連邦金融市場監督機構規則
G-SIBs	globally systemically important banks	グローバルにシステム上重要な銀行
LIBOR	London Interbank Offered Rate	ロンドン銀行間取引金利
NBA	Federal Act on the Swiss National Bank, National Bank Act	スイス国立銀行に係る連邦法
NBO	National Bank Ordinance	国立銀行規則
PA	Postal Services Act	郵便業務法
POA	Post Organisation Act	郵政組織法
SECB	Swiss Euro Clearing Bank	スイス・ユーロ・クリアリング銀行
SIB	systemically important bank	システム上重要な銀行
SIC	Swiss Interbank Clearing	スイス銀行間決済システム
SNB	Swiss National Bank	スイス国立銀行(中央銀行)
TIS	Team Intensive Supervision	集中監督チーム
ZKB	Zürcher Kantonalbank	チューリヒ州立銀行

第 1 章　市場環境の特徴

図表 1：スイスの概要

分類	項目		
一般事情	面積	4.1 万平方キロメートル	
	人口	854 万人（2018 年、IMF 推計）	
	首都	ベルン	
	民族	主としてゲルマン民族（外国人約 25%）	
	言語	ドイツ語（63%）、フランス語（23%）、イタリア語（8%）、ロマンシュ語（0.5%）	
	宗教	カトリック約 38%、プロテスタント約 26%、その他キリスト教 5%、イスラム教 5%	
	在留邦人数	10,614 人（2016 年 10 月）	
政治体制・内政	政体	連邦共和制。26 の州（カントン）により構成される	
	元首	アラン・ベルセ大統領（2018 年 1 月就任、任期 1 年）	
	議会	二院制　上院（全州議会）46 議席、下院（国民議会）200 議席	
	首相	－	
経済	主要産業	機械・機器、金融、食品、製薬、観光、農業	
	GDP	7,417 億ドル（2018 年、IMF 推計）	
	1 人あたり GDP	86,835 ドル（2018 年、IMF 推計）	
	実質 GDP 成長率	2.3%（2018 年、IMF 推計）	
	通貨	スイスフラン。1 ドル＝0.99 スイスフラン、1 スイスフラン＝110.84 円 (2018/6/30)	

図表 2：スイスの主要経済指標

	単位	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
人口	万人	751	759	770	779	787	796	804	814	824	833	842	854
名目GDP	億ドル	4,802	5,538	5,417	5,832	6,996	6,679	6,887	7,093	6,792	6,687	6,786	7,417
1人あたりGDP(名目)	ドル	63,950	72,931	70,331	74,907	88,899	83,955	85,665	87,133	82,448	80,311	80,591	86,835
実質GDP成長率	%	4.1	2.1	-2.2	2.9	1.8	1.0	1.9	2.5	1.2	1.4	1.1	2.3
消費者物価上昇率	%	0.7	2.4	-0.5	0.7	0.2	-0.7	-0.2	-0.0	-1.1	-0.4	0.5	0.7
経常収支	GDP比%	10.1	2.4	7.4	14.8	7.9	10.3	11.3	8.5	10.9	9.4	9.3	9.7
財政収支	GDP比%	1.6	1.9	0.5	0.4	0.7	0.4	-0.4	-0.2	0.6	0.1	0.0	0.4
政府債務	GDP比%	46.5	46.8	45.2	44.0	44.1	44.7	43.8	43.7	43.6	43.3	42.8	41.9

（出所）IMF "World Economic Outlook April 2018"を基に作成

第 2 章　金融制度概要

スイスの銀行に対する主な根拠法は、「スイス連邦銀行法」（Swiss Federal Act on Banks and Savings Banks, Banking Act, BA）及び同法施行規則の「銀行規則」（Ordinance on Banks and Savings Banks, Banking Ordinance, BO）である。

BO において銀行は「第三者から預金を公に集め、それを活用して不特定多数の個人や企業等の資金調達に資する機関[1]」と定められている。また、銀行が業務活動を行うにあたっては、BA に基づき、規制当局の連邦金融市場監督機構（Swiss Financial Market Supervisory Authority, FINMA）から免許を取得する必要がある[2]。

BA は全てのスイス国内の銀行と多くの金融会社に適用される。同法は、顧客の口座情報の不当な利用を行った職員に対する罰金や刑事罰等をも規定している。

1.　金融機関の種類

スイスの銀行制度は、全ての銀行が証券や保険を含むあらゆる金融サービスを提供できるというユニバーサルバンキングのコンセプトに基づいており、業態別の制度や規制はほとんどないが、実際には、独自の営業地域や提供商品といった各銀行のビジネスモデルの相違から、以下の 8 業態に分けられる。

①大銀行（big banks）

②州立銀行（cantonal banks）

③地域・貯蓄銀行（regional banks and savings banks）

④ライファイゼンバンク（Raiffeisen banks）

⑤プライベート・バンク（private bankers）

⑥外国銀行・外国銀行支店（foreign-controlled banks, branches of foreign banks）

⑦ストック・エクスチェンジ・バンク(stock exchange bank)

⑧その他の銀行[3]

銀行全体の中で、総資産の 48.2%は大銀行が占め、預金残高では州立銀行と大銀行が 59.5%を占め、店舗数ではライファイゼンバンク・グループが 30.6%を占める（図表 3）、(2017 年 12 月末)。

郵便貯金のポストフィナンス（PostFinance）は、国営企業のスイスポスト（Swiss Post）の一部門であったが、2013 年 6 月 26 日に、内閣による「2010 年郵政組織法（Post Organisation Act, POA）」の実施決定を受けて、スイスポスト（Swiss Post）の経営形態が、スイス連邦の所有する株式会社の「スイスポスト（Swiss Post Ltd.）」へ変更された。同時に、ポストフィナンスもスイスポストが所有する株式会社のポストフィナンス（PostFinance Ltd.）となり、連邦金融市場監督機構（Swiss Financial Market

[1] 銀行規則第 2 条 a, b。なお、本報告書におけるスイス国内法の条文は、特に断りのない場合 KPMG スイス（https://home.kpmg.com/ch/en/home.html）の発表する非公式の英訳に準拠する。
[2] 連邦銀行法第 3 条第 1 項。
[3] 2014 年までは、銀行免許を持ち証券取引・資産管理を行う運用会社（Stock exchange banks）、その他の銀行機関（Other banking institutions）を「その他の銀行」として同一グループに分類していたが、2015 年二つに分けられた。

Supervisory Authority, FINMA）から銀行免許を取得し、FINMA の規制対象となった[4,5]。

ポストフィナンスは銀行の分類上は「その他の銀行」の業態に含まれ、総資産で銀行全体の 3.7%、預金残高で同 6.3%を占める、(2017 年 12 月末)。なお、2013 年度からポストフィナンスのデータは、スイス国立銀行（Swiss National Bank, SNB）等の銀行統計に分類されるようになった。なお、ポストファイナンスは 2016 年 5 月スイス銀行協会に加盟が認められた。

図表 3：スイスの銀行の業態分類（2017 年 12 月末）

業態 （本店数）（支店数）	総資産 (十億CHF) (下段構成比)	預金残高 (十億CHF) (下段構成比)	根拠法	特徴
大銀行 Big Banks (5) (456)	1,566.4 48.2%	718.4 40.2%	連邦銀行法 銀行規則	投資銀行業務に注力する二大銀行グループ。全銀行の総資産の約半分を占めつつ、海外顧客資産も多い。資産管理、投資銀行業務を内外の法人と富裕層顧客 のために国際的に展開している。UBSが2015年に、Credit Suisseが2016年に各々国内部門を分社化したこと で本店数が5となった(ただしUBS AGはチューリヒ・バーゼルの2ヵ所で登録)
州立銀行 Cantonal Banks (24) (617)	575.3 17.7%	345.4 19.3%	連邦銀行法 銀行規則 各州法	州政府が資本と議決権の1/3以上を持つ。多くの銀行は州政府が設立（一部半官半民、株式会社形態がある）。殆どの銀行は全分野の業務を実施。特に貯蓄、住宅貸付に強み
地域・貯蓄銀行 Regional banks and savings banks (62) (298)	118.1 3.6%	79.1 4.4%	連邦銀行法 銀行規則	特定地域に営業範囲を自主的に限定した小規模ユニバーサルバンク。事業の中心は貯蓄預金と住宅ローンである。大半の銀行はグループを結成し、バックオフィスやマーケティング媒体等を共同利用して事業費を削減。一部は他の金融 グループ（クレディスイス等）に買収され、子会社として営業
ライファイゼンバンク Raiffeisen banks (1)(16) (255)(628)	225.3 6.9%	161.0 9.0%	連邦銀行法 銀行規則	国内各地域で預貸に特化した組合銀行が協同組合として組織化したグループ。 Raiffeis en Switzerland Cooperative が流動性供給、リスク管理、送金、決済等、加盟銀行の中央機関として機能
プライベート・バンク Private bankers (6) (NA)	6.2 0.2%	5.0 0.3%	連邦銀行法 銀行規則	18世紀から存在する、スイス最古の金融業態の一つ。銀行法上の銀行でない 場合は、中央銀行への報告や財務諸表の公開、準備預金を確保する義務はな い。顧客のための資産運用に特化した株式会社のほか、有限責任組合（預金を集めなければ、銀行法上の銀行ではない）も含まれる
外国銀行・外銀支店			連邦銀行法 銀行規則 外国銀行規則 *	個人顧客のための資産運用や資産管理を行う外資が支配する銀行。外国銀行の 支店は独立した組織ではなく、外国の本店の一部と見なされている
外国銀行 Foreign-controlled banks (76) (NA)	231.3 7.1%	137.5 7.7%		
外銀支店 Branches of foreign banks (23) (NA)	93.3 2.9%	10.8 0.6%		
Stock Exchange Banks (43)(NA)	224.0 6.9%	157.4 8.8%	連邦銀行法 銀行規則	銀行免許を持ち証券取引･資産管理を行なう運用会社。2015年からその他の銀行から分けられた
その他の銀行 Other banking institutions (14) (NA)	209.5 6.4%	173.4 9.7%	連邦銀行法 銀行規則	上記の業態定義以外の銀行（運用会社及びその他の銀行機関）。法人向けの証券取引、証券化、投資信託等に特化した機関や個人向けのローン・販売金融に特化したノンバンク等が含まれる
【参考】その他の銀行 ポストフィナンス PostFinance (1) (100)	121.6 3.7%	113.3 6.3%	連邦銀行法 銀行規則	業態は、「その他の銀行」に含まれる。預金、送金や決済が主なサービス。融資業務が行えないため、提携先を通じた住宅ローン商品を提供。国内26州 中、24州に店舗を展開している
合計 本店数254 支店数2,683	3,249.4 100%	1,788.1 100%		

（注）

＊外国銀行規則：「スイスにおける外国銀行に関する連邦金融市場監督機構規則」（Ordinance of the Swiss Financial Market Authority on Foreign Banks in Switzerland, Foreign Banks Ordinance, FBO-FINMA）

・2015 年度より FINMA による改訂銀行会計基準（accounting rules for banks）が適用されたため、総資産と預金残高について 2014 年度までの計数と連続性が失われている

・ライファイゼンバンクの本店数・支店数は、上段が中央機関、下段が個別行の数を示す。

・ポストフィナンスを除く銀行の店舗には、支店のほか、出張所（representative offices）、登記上の事務所（registered offices）も含ま

4 連邦金融市場監督機構（FINMA）ウェブサイト、http://www.finma.ch

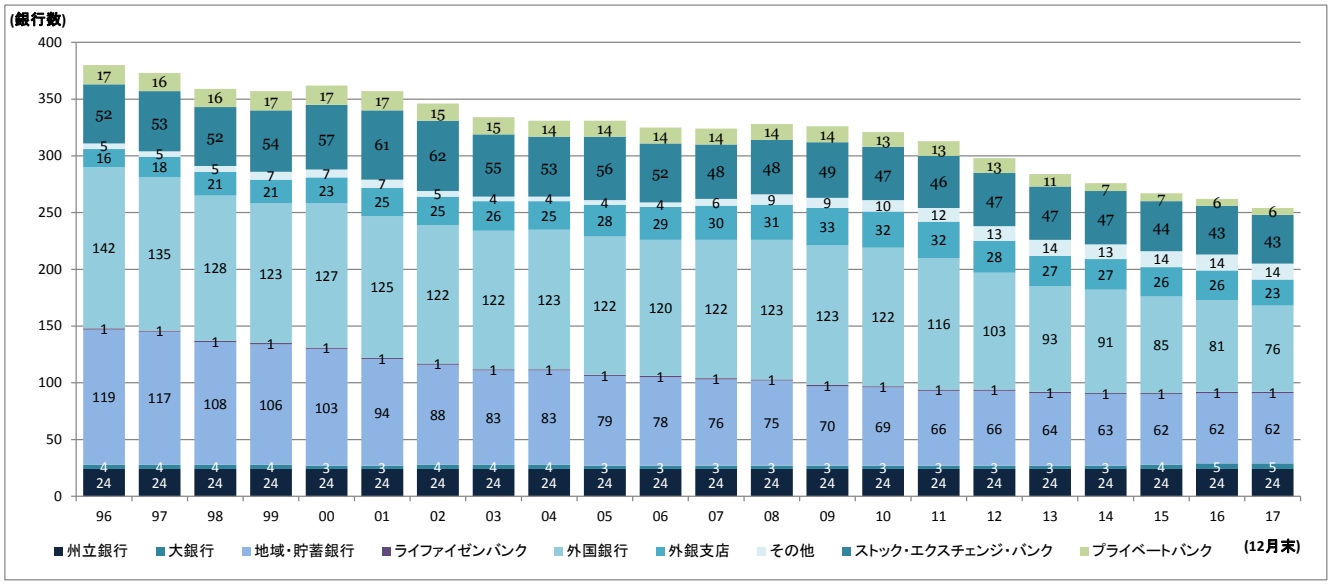
5 ポストフィナンスプレスリリース、“Swiss Post to become a public limited company, PostFinance Ltd granted a banking license”
https://www.postfinance.ch/en/about-us/media/newsroom/press-releases/swiss-post-to-become-a-public-limited-company-postfinance-ltd-granted-a-banking-licence.html(2013 年 6 月 25 日)

れる。
・ポストフィナンスを除く銀行の預金残高は“Amounts due in respect of customer deposits”の国内・海外の計数、ポストフィナンスの預金残高は、貸借対照表の“Amounts due in respect of customer deposits”（上記改訂銀行会計基準に準拠）の計数
・支店数 NA の箇所は Banks in Switzerland 2017 では未公表
（出所）スイス国立銀行“Banks in Switzerland 2017、ポストフィナンス“Annual Report 2017”、ライファイゼンバンク・グループ“Key Figures”をもとに作成”

2017 年 12 月末の銀行総資産は 3 兆 2,494 億スイスフランで、前年から 1,481 億スイスフラン（4.8%）増加した。業態別にみると、大銀行（前年比 1,116 億スイスフラン増）、州立銀行（同 221 億スイスフラン増）、ライファイゼンバンク（同 100 億スイスフラン増）、地域・貯蓄銀行（同 20 億スイスフラン増）等で資産が増加した一方で、Stock Exchange Banks（同 23 億スイスフラン減）等で資産が減少した。

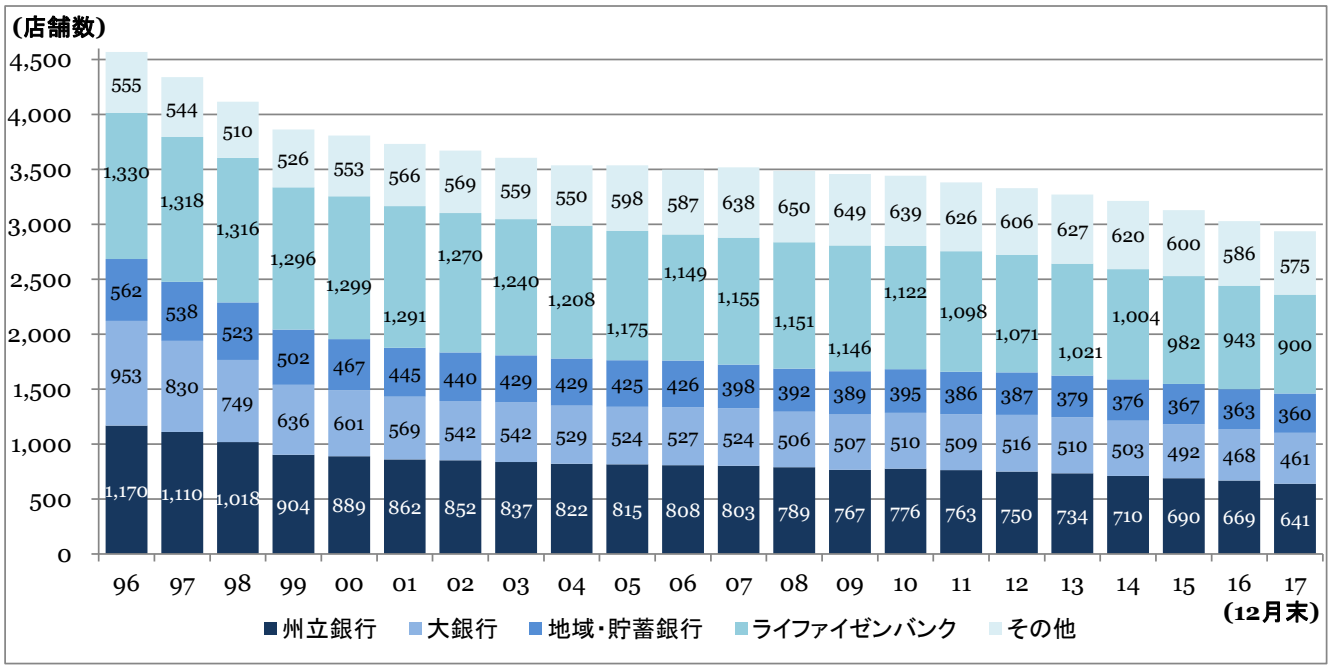
資産サイドでは国内住宅ローンが、前年から 253 億スイスフラン（2.7%）増加し 9,747 億スイスフランとなった。州立銀行が増加分の半分以上を占め 132 兆（3.8%）増となった。一方負債サイドでは顧客預金が 171 億スイスフラン（1.0%）増加し 1 兆 7,881 億スイスフランとなった。業態別には、大銀行が 117 億スイスフラン（1.7%）増、州立銀行が 106 億スイスフラン（3.2%）増となった反面、外国銀行・外銀支店が 145 億スイスフラン（8.9%）、Stock Exchange Banks が 52 億スイスフラン（3.2%）と減少した。

図表 4：銀行数の推移



（出所）スイス国立銀行“Banks in Switzerland 2017”をもとに作成

図表 5：銀行店舗数（スイス国内）の推移



（注）店舗には支店のほか、出張所（representative offices）、登記上の事務所（registered offices）も含まれる。外国銀行・外国支店はその他に含まれる。

（出所）スイス国立銀行“Banks in Switzerland 2017”をもとに作成

(1) 大銀行（big banks）

大銀行に該当するのは、UBS グループに属する UBS Inc 及び UBS スイス（UBS Switzerland AG）並びにクレディ・スイス・グループに属する Credit Suisse AG 及び Credit Suisse(Switzerland)Ltd.の 5 行である。従前、大銀行は UBS AG とクレディ・スイスの 2 行であったが（UBS がチューリヒとバーゼルの 2 拠点で登録のため 3 行）、2014 年に UBS グループが、2016 年にクレディ・スイス・グループが各々国内業務の分社化、組織構造の変更を行ったことで、現在は 2 行増えて 5 行となっている。

UBS グループとクレディ・スイスのいずれも投資銀行業務を中心とした国際金融に強みがありながらも、近年はグローバルウェルスマネジメントに軸足を置いており、50 ヵ国以上に展開している。また、ホームマーケットであるスイス国内のユニバーサルバンキングにも力を入れている。UBS グループの総資産は、9,156 億スイスフラン、クレディ・スイスグループの総資産は 7,963 億スイスフランとなっている（2017 年 12 月末）[6]。

UBS グループは、民間銀行や貯蓄銀行等、国内 300 以上の金融機関の吸収合併を経て形成された。その中核は 1862 年に設立された民間銀行のヴィンタートゥール銀行（Bank in Winterthur）で、同行が 1912 年にトッゲンブルガー銀行（Toggenburger Bank）と統合して設立されたスイスユニオン銀行（Union Bank of Switzerland）が現在の UBS の名称に引き継がれている。1998 年、バーゼルを本拠地として活動した大手銀行のスイス・バンク・コーポレーション（Swiss Bank Corporation）と合併し、UBS AG が成立した[7]。2014 年 12 月に持株会社の UBS グループ AG（UBS Group AG）を設置し、更に 2015 年に資本の健全性強化の観点から国内部門を担当する UBS スイスを分社化

[6] UBS Group AG, Credit Suisse Group AG 各々アニュアルレポート 2017
[7] UBS “150 years of banking tradition”
https://www.ubs.com/global/en/about_ubs/about_us/history.html

した。現在の UBS グループは、グループ持株会社の UBS Group AG、国際部門、投資銀行業務等を担当する UBS AG、スイス国内のリテール及びコーポレートバンキング、ウェルスマネジメント業務等を担当する UBS スイス及びその他のグループ子会社、関連会社から構成される。

クレディ・スイスは 1856 年、国内鉄道路線拡大に対する資金需要を満たすため、政治家アルフレッド・エッシャー（Alfred Escher）を中心に産官共同で設立された銀行「Schweizerische Kreditanstalt」を前身とする。1870 年に初の海外拠点をニューヨークに開設した。1989 年に設立した持株会社の CS ホールディングス（CS Holdings）を 1997 年にクレディ・スイス・グループと改称し、傘下にクレディ・スイス及び海外業務を担当するクレディ・スイス・ファースト・ボストン（Credit Suisse First Boston）を置いた。2005 年に「One Bank」戦略のもと両社を統合した[8]。2016 年 11 月 20 日には、スイス国内顧客向け Swiss Universal Bank の大部分と販売・貿易サービスを担当する STS Trading の一部を Credit Suisse (Switzerland) Ltd.に譲渡し、分社化した。[9]

図表 6：スイスの総資産上位 20 行（2017 年 12 月末）

順位	銀行名	設立年	分類	本拠地		総資産（十億CHF）	シェア（%）
1	Credit Suisse AG	1856	大銀行	チューリヒ	Zürich	576.2	17.73%
2	UBS AG	1998	大銀行	チューリヒ・バーゼル	Zürich, Basel	477.0	14.68%
3	UBS Switzerland AG	2015	大銀行	チューリヒ	Zürich	290.3	8.93%
4	Raiffeisen-Gruppe exkl. Notenstein Privatbank AG	1902	ライファイゼンバンク	ザンクトガーレン	St. Gallen	225.3	6.93%
5	Credit Suisse (Schweiz) AG	2016	大銀行	チューリヒ	Zürich	222.9	6.86%
6	Zürcher Kantonalbank	1870	州立銀行	チューリヒ	Zürich	162.7	5.01%
7	PostFinance AG	2013	その他の銀行	ベルン	Bern	121.6	3.74%
8	Bank Julius Bär & Co. AG	1890	ストック・エクスチェンジ・バンク	チューリヒ	Zürich	89.4	2.75%
9	Banque Cantonale Vaudoise	1845	州立銀行	ローザンヌ	Lausanne	44.6	1.37%
10	Migros Bank AG	1958	その他の銀行	チューリヒ	Zürich	43.3	1.33%
11	Luzerner Kantonalbank AG	1850	州立銀行	ルツェルン	Luzern	35.9	1.10%
12	St.Galler Kantonalbank AG	1868	州立銀行	ザンクトガーレン	St. Gallen	32.5	1.00%
13	UNION BANCAIRE PRIVEE, UBP SA	1960	ストック・エクスチェンジ・バンク	ジュネーブ	Genève	31.9	0.98%
14	EFG Bank AG	1969	外国銀行	チューリヒ	Zürich	30.2	0.93%
15	Berner Kantonalbank AG	1834	州立銀行	ベルン	Bern	29.3	0.90%
16	Banque Pictet & Cie SA	1997	ストック・エクスチェンジ・バンク	カルージュ	Carouge GE	29.1	0.89%
17	Aargauische Kantonalbank	1913	州立銀行	アーラウ	Aarau	27.0	0.83%
18	Valiant Bank AG	1997	地域・貯蓄銀行	ベルン	Bern	26.4	0.81%
19	Graubündner Kantonalbank	1870	州立銀行	クール	Chur	25.5	0.78%
20	Basellandschaftliche Kantonalbank	1864	州立銀行	リースタル	Liestal	24.2	0.75%
（その他）						704.2	21.67%
合計						3,249.4	100.00%

（出所）スイス国立銀行“Banks in Switzerland 2017”をもとに作成。

(2) 州立銀行（cantonal banks）

州立銀行は、州政府が株式を発行し設立した銀行で、運営の全て又は大部分を州が担う公立銀行である。連邦銀行法（Swiss Federal Act on Banks and Savings Banks,

[8] Credit Suisse “Our Company - History”
https://www.credit-suisse.com/lu/en/about-us/our-company/history.html
[9] Credi Suisse Annual report 2016

Banking Act, BA）に基づき、州立銀行は州が議決権の 3 分の 1 以上を保有しなければならない[10]。同銀行は州の経済発展と安定を目的とし、各州法に基づき設立される。例えば、州立銀行最大手のチューリヒ州立銀行（Zürcher Kantonalbank, ZKB）は 1997 年のチューリヒ州立銀行法（Law on Zürcher Kantonalbank）を根拠法とする公法上の機関（public-law institution）である[11]。

従前は、スイスの全 26 州[12]にそれぞれの州立銀行が本拠地を置いていたが、現在、ソロトゥルン州（Solothurn）とアッペンツェル・アウサーローデン州（Appenzell Ausserrhoden）を除く 24 の州に 24 の銀行が本拠地を置いている（2016 年 12 月末）。州立銀行の多くは自州に重点を置いて営業を行っているが、他州や国外に進出している例もある（海外拠点を有するのはボー州立銀行（Banque Cantonale Vaudoise）とザンクト・ガレン州立銀行（St.Galler Kantonalbank AG）の 2 行のみ）。現在は 26 州の全てにいずれかの州立銀行が店舗を構えている。

州立銀行は、全ての銀行業務を取り扱うことができるが、特に貯蓄と住宅ローンの分野に強い。また、大手の州立銀行では、国内の顧客を対象とした資産運用が貯蓄や住宅ローンと並んで重要な事業になっている。

全州立銀行の総資産は 5,953 億スイスフランである（図表 8）。各行の資産規模には大きな差があり、小規模の州立銀行は 30 億スイスフラン程度である一方、大手のチューリヒ州立銀行（ZKB）の総資産は 1,639 億スイスフランに上る（2017 年 12 月末）。

図表 7：スイス連邦地図（26 州）



（出所）白地図専門店『白地図、世界地図、日本地図が無料』

州立銀行の団体として 1907 年に創設されたスイス州立銀行協会（Association of Swiss Cantonal Banks, ASCB）があり、州立銀行協会加盟銀行はお互いに公共債や輸出金融の引受シンジケート、顧客支援サービス提供のための IT システムの共同開発・利

[10] 連邦銀行法第 3 条 a。
[11] ZKB “Annual Report for the 2017 financial year”
[12] 準州 6 を含む。

用等、多岐にわたる協力関係を築いている。

従前は州が州立銀行に保証を付していたが、1999 年 10 月の BA 改正を契機に、州政府の中には保証を取り止めるところも出てきている。具体的には、ZKB とボー州立銀行（Banque Cantonale Vaudoise）には州保証の一部が無くなり、ベルン州立銀行（Berner Kantonalbank AG）は 2012 年をもってベルン州の保証が無くなっている[13]。

現在 24 行中、21 の州立銀行が州保証を受けているが、州保証の必要性を問う背景には、州政府は信用力の高い安定株主となるので、リスクの高い事業へ進出したり、州立銀行の本来業務ではない国外での外国人向け資産管理サービスへ拡大したりする等、州立銀行の経営者意識が低下することが挙げられている。

[13] スイス国立銀行（SNB） “Notes – Banks” https://data.snb.ch/en/topics/banken#!/doc/explanations_banken#definitions

図表 8：州立銀行の総資産ランキング（2017 年 12 月末）

No	銀行名	設立年	本拠地		総資産（十億CHF）	シェア
1	Zürcher Kantonalbank	1870	チューリヒ	Zürich	163.9	5.1%
2	Banque Cantonale Vaudoise	1845	ローザンヌ	Lausanne	45.4	1.4%
3	Basler Kantonalbank	1899	バーゼル	Basel	40.8	1.3%
4	Luzerner Kantonalbank AG	1850	ルツェルン	Luzern	35.9	1.1%
5	St.Galler Kantonalbank AG	1868	ザンクト･ガレン	St. Gallen	32.6	1.0%
6	Berner Kantonalbank AG	1834	ベルン	Bern	29.3	0.9%
7	Aargauische Kantonalbank	1913	アーラウ	Aarau	27.0	0.8%
8	Graubündner Kantonalbank	1870	クール	Chur	25.6	0.8%
9	Basellandschaftliche Kantonalbank	1864	リースタル	Liestal	24.2	0.7%
10	Thurgauer Kantonalbank	1871	ヴァインフェルデン	Weinfelden	22.3	0.7%
11	Banque Cantonale de Fribourg	1892	フリブール	Fribourg	22.0	0.7%
12	Banque Cantonale de Genève	1816	ジュネーブ	Genève	22.7	0.7%
13	Schwyzer Kantonalbank	1890	シュヴィーツ	Schwyz	17.6	0.5%
14	Banque Cantonale du Valais	1917	シオン	Sion	15.6	0.5%
15	Zuger Kantonalbank	1892	ツーク	Zug	14.6	0.5%
16	Banca dello Stato del Cantone Ticino	1915	ベッリンツォーナ	Bellinzona	13.5	0.4%
17	Banque cantonale neuchâteloise	1883	ヌーシャテル	Neuchâtel	10.7	0.3%
18	Schaffhauser Kantonalbank	1883	シャフハウゼン	Schaffhausen	7.4	0.2%
19	Glarner Kantonalbank	1884	グラールス	Glarus	5.6	0.2%
20	Nidwaldner Kantonalbank	1879	シュタンス	Stans	4.7	0.1%
21	Obwaldner Kantonalbank	1886	ザルネン	Sarnen	4.5	0.1%
22	Appenzeller Kantonalbank	1899	アッペンツェル	Appenzell	3.2	0.1%
23	Urner Kantonalbank	1915	アルトドルフ	Altdorf UR	3.2	0.1%
24	Banque Cantonale du Jura SA	1979	ポラントリュイ	Porrentruy	3.0	0.1%
	州立銀行合計				595.3	18.3%
	合計				3,249.4	100.0%

（注）総資産の「合計」は州立銀行以外を含む全銀行の計数
（出所）スイス国立銀行及びスイス州立銀行協会ウェブサイトをもとに作成。州立銀行の総資産の合計額はスイス国立銀行発表(575.3)とは異なっている。

(3) 地域・貯蓄銀行（Regional banks and savings banks）

地域・貯蓄銀行は、ベルンに 1787 年に創設された最初の貯蓄銀行「Dienstenzinscassa」を起源として、19 世紀初頭の工業化と貨幣経済の進展を背景に職工や労働者の貯蓄手段として発展した。当初は専ら都市部で活動し、設立地域も工業化の進んだベルン、チューリヒ等が多かったが、1816 年から地方部、特にプロテスタントの多い地域に広がり始めた。当時の設立・運営主体は慈善団体や地方自治体が多く、営業地域は小規模なコミュニティ内に限られていた。

第二次大戦後は建設ブームにより住宅ローン事業に参入したが、1990 年代初頭の住宅バブル崩壊により、住宅ローン事業に注力していた地域・貯蓄銀行は大きな影響を受けた。1990 年から 95 年にかけてスイスの銀行数は 625 行から 413 行に激減したが、

この減少分の多くが地域・貯蓄銀行であったとされる。これを契機として、1994 年に 98 行の地域・貯蓄銀行によりバックオフィス業務支援等を行う地域銀行協会（RBA-Holding）が設立された[14]。現在では Valiant Bank 等いくつかの地域・貯蓄銀行が RBA-Holding の株式を保有している。RBA-Holding はバックオフィス業務支援以外に、規制当局との交渉時に各行の意見を集約する役割も担っている。2018 年 1 月より RBA-Holding から Entris Holding へと名称が変更された[15]。

地域・貯蓄銀行は、小規模な州立銀行と同様にリテール銀行業務に注力している。具体的には、預金者からの預金、投資により資金を集め、住宅ローン、企業向け貸付等の融資を行っている。州立銀行との違いとして、州立銀行は州による株式保有比率が高いこと、及び州立銀行は原則として本拠州外に事業展開できないのに対し、地域・貯蓄銀行は民間銀行で上場も可能であること、営業地域の規制がないことが挙げられる[16]。

地域・貯蓄銀行数は 1990 年代以降も減少が続いており、銀行セクターにおける存在感は低下傾向にある。地域・貯蓄銀行数は 1996 年 12 月末の 119 行から 62 行にまで、約 20 年間で半減した。

地域・貯蓄銀行の中で大手行と位置づけられるのは、総資産 264 億スイスフランの Valiant Bank AG（国内銀行 18 位）と、231 億スイスフランの Neue Aargauer Bank AG（同 23 位）の 2 行である。大手 2 行のそれぞれの総資産は 3 位の Baloise Bank SoBa AG の総資産の 3 倍以上の規模となっている（2017 年 12 月末）。

[14] 1971 年に前身となる組織 “Verband Schweizer Regionalbanken”（Association of Swiss Regional Banks）が設立されていた。出所：regioanlbanken.ch “Geschichte der Regionalbanken”
[15] https://www.entris-holding.ch/（2018 年 7 月 9 日閲覧）
[16] 2016 年 11 月の Valiant Bank へのヒアリングに基づく。

図表 9：地域・貯蓄銀行の総資産ランキング①（2017 年 12 月末）

No	銀行名	設立年	本拠地		総資産（百万CHF）
1	Valiant Bank AG	1997	ベルン	Bern	26,436.0
2	Neue Aargauer Bank AG	1849	アーラウ	Aarau	23,076.2
3	Baloise Bank SoBa AG	1994	ソロトゥルン	Solothurn	7,519.5
4	Hypothekarbank Lenzburg AG	1868	レンツブルク	Lenzburg	5,039.8
5	acrevis Bank AG	2002	ザンクト・ガレン	St. Gallen	4,344.2
6	AEK BANK 1826 Genossenschaft	1826	トゥーン	Thun	4,129.3
7	Clientis Zürcher Regionalbank Genossenschaft	1828	ヴェッツィコーン	Wetzikon ZH	3,928.2
8	Regiobank Solothurn AG	1819	ソロトゥルン	Solothurn	2,696.6
9	Alpha RHEINTAL Bank AG	1868	アウ	Au SG	2,158.6
10	Sparkasse Schwyz AG	1812	シュビーツ	Schwyz	1,840.9
11	Bernerland Bank AG	1859	ズミスバルト	Sumiswald	1,584.0
12	Spar- und Leihkasse Frutigen AG	1837	フルティゲン	Frutigen	1,520.2
13	Bank SLM AG	1870	ミュンジング	Münsingen	1,496.0
14	Bank EEK AG	1821	ベルン	Bern	1,433.2
15	Bank Oberaargau AG	1876	フットビール	Huttwil	1,402.8
16	Sparcassa 1816 Genossenschaft	1816	バーデンスビル	Wädenswil	1,361.1
17	Bezirks-Sparkasse Dielsdorf Genossenschaft	1837	ディールスドルフ	Dielsdorf	1,302.8
18	SB Saanen Bank AG	1874	ザーネン	Saanen	1,283.8
19	BS Bank Schaffhausen AG	1998	ハラウ	Hallau	1,211.6
20	Bank EKI Genossenschaft	1852	インターラーケン	Interlaken	1,120.6
21	Bank Thalwil Genossenschaft	1841	タールビル	Thalwil	1,106.4
22	BANK ZIMMERBERG AG	1820	ホルゲン	Horgen	1,086.7
23	Burgergemeinde Bern, DC Bank Deposito-Cassa der Stadt Bern	1825	ベルン	Bern	1,007.9
24	Bank BSU Genossenschaft	1836	ウスター	Uster	992.5
25	Triba Partner Bank AG	1900	トリーンゲン	Triengen	987.0
26	Clientis EB Entlebucher Bank AG	1994	シュップフハイム	Schüpfheim	944.0
27	Biene Bank im Rheintal Genossenschaft	1879	アルトシュタッテン	Altstätten	915.4
28	Lienhardt & Partner Privatbank Zürich AG	1868	チューリヒ	Zürich	897.5
29	Ersparniskasse Schaffhausen AG	1817	シャフハウゼン	Schaffhausen	841.1
30	Clientis Bank Toggenburg AG	1911	キルヒベルク	Kirchberg SG	811.0

（出所）スイス国立銀行 “Banks in Switzerland 2017”をもとに作成

地域・貯蓄銀行の資産運用に関する特定の連邦規則はないが、多くの地方政府は自地方に拠点を持つ銀行に対しては、預金残高の 80%を住宅ローン又は政府証券で運用することを要求している。また、自地方内の中小企業への融資を積極的に行うことが求められている。

図表 10：地域・貯蓄銀行の総資産ランキング②（2017 年 12 月末）

No	銀行名	設立年	本拠地		総資産（百万CHF）
31	Zürcher Landbank AG	1851	エルック	Elgg	795.0
32	Bank Gantrisch Genossenschaft	1825	シュバルツェンブルク	Schwarzenburg	729.1
33	Bank Leerau Genossenschaft	1836	キルヒレーラウ	Kirchleerau	672.2
34	Caisse d'Epargne CEC SA	1829	クルトラリー	Courtelary	668.9
35	Clientis Bank Küttigen-Erlinsbach AG	1834	キュッティゲン	Küttigen	627.2
36	Spar- und Leihkasse Bucheggberg AG	1850	リュータースビル＝ゲリビル	Lüterswil-Gächliwil	597.1
37	Bank Sparhafen Zürich AG	1850	チューリヒ	Zürich	580.0
38	GRB Glarner Regionalbank Genossenschaft	1857	グラールス・スート	Glarus Süd	578.5
39	Caisse d'Epargne Riviera, société coopérative	1814	ブベイ	Vevey	567.8
40	BBO Bank Brienz Oberhasli AG	1851	ブリエンツ	Brienz BE	566.0
41	Clientis Bank Oberuzwil AG	1874	オーバーウツビル	Oberuzwil	523.0
42	Spar- und Leihkasse Thayngen AG	1895	タインゲン	Thayngen	521.3
43	Spar+Leihkasse Riggisberg AG	1903	リクギスベルク	Riggisberg	518.3
44	Clientis Sparkasse Oftringen Genossenschaft	1829	オフトリンゲン	Oftringen	472.0
45	Caisse d'Epargne de Nyon société coopérative	1828	ニヨン	Nyon	431.8
46	Leihkasse Stammheim AG	1863	オーバーシュタンムハイム	Oberstammheim	402.9
47	SPAR + LEIHKASSE GÜRBETAL AG	1926	ミューレツルネン	Mühlethurnen	401.8
48	Caisse d'Epargne de Cossonay société coopérative	1833	コソネ	Cossonay	397.9
49	Sparkasse Sense	1863	ターファース	Tafers	388.0
50	Regiobank Männedorf AG	1903	メンネドルフ	Männedorf	372.4
51	Caisse d'Epargne d'Aubonne société coopérative	1837	オボンヌ	Aubonne	370.2
52	Clientis Bank Thur Genossenschaft	1889	エーブナート=カッペル	Ebnat-Kappel	367.7
53	Ersparniskasse Rüeggisberg Genossenschaft	1835	リュエッギスベルク	Rüeggisberg	329.7
54	Clientis Bank im Thal AG	1885	バルシュタール	Balsthal	319.7
55	Burgerliche Ersparniskasse Bern, Genossenschaft	1820	ベルン	Bern	317.3
56	Bank in Zuzwil AG	1904	ツツビル	Zuzwil SG	266.7
57	Ersparniskasse Affoltern i.E. AG	1873	アフォルターン・イム・エメンタール	Affoltern im Emmental	266.5
58	Spar- und Leihkasse Wynigen AG	1929	ビニゲン	Wynigen	225.3
59	CREDIT MUTUEL DE LA VALLEE SA	1865	ル・シュニ	Le Chenit	184.2
60	Caisse d'Epargne et de Crédit Mutuel de Chermignon société coopérative	1939	クラン＝モンタナ	Crans-Montana	94.5
61	Ersparniskasse Speicher	1819	シュパイヒャー	Speicher	77.2
62	Spar- und Leihkasse Leuk und Umgebung Genossenschaft	1929	ロイク	Leuk	25.6
	地域・貯蓄銀行合計				118,130.7

（出所）スイス国立銀行“Banks in Switzerland 2017”をもとに作成

地域銀行協会（Entris Holding）には、全 62 行のうち、Valiant Bank 等など株式を保有する地域・貯蓄銀行を含め、35 行が加盟している。地域銀行協会は傘下の加盟銀行に対して各行の顧客預かり資産の分別管理、決済業務、IT サービス等のバックオフィス業務を提供する「Entris バンキング(Entris banking)」を組織し、協会加盟の多くの地域・貯蓄銀行が業務を委託している。加盟銀行の中での最大の資産を有するのが Valiant Bank グループであり、Clientis 銀行グループがこれに次ぐ。Clientis グループは、15 の Clientis 銀行を擁し、これらの銀行では、契約によるグループ（contracutual group）を組成し、銀行間の相互の活動を調整している[17]。

地域銀行協会に加盟していないその他の 27 行には、地域・貯蓄銀行総資産の上位 5 行のうち Valiant Bank を除く 4 行が含まれる。但し、これら規模の大きな銀行は他の銀行グループにより買収されている場合がある。例えば地域・貯蓄銀行で総資産第 2 位の Neue Aargauer Bank はクレディ・スイスの子会社である。また同第 3 位の Baloise Bank SoBa AG はソロトゥルン州立銀行（Solothurner Kantonalbank）を前身とするが、同州立銀行はスイス内外で保険・年金・銀行サービス等を提供する金融グループ[18]の Baloise ホールディングスに買収され、現在は Baloise Bank SoBa AG として同グループの傘下で地域・貯蓄銀行の業務を行っている[19]。

(4) ライファイゼンバンク（Raiffeisen banks）

ライファイゼンバンク（Raiffeisen banks）は、信用協同組合（credit cooperatives）の形態をとる銀行である。個別の信用協同組合銀行が、ライファイゼン・グループ（Raiffeisen Group, Raiffeisen-Gruppe）を構成し、総資産は 2,253 億スイスフラン（2017 年 12 月末）と、2 大銀行グループに続く第 4 位の銀行グループである。

国内に 255 の個別ライファイゼンバンク[20]があり、出資者である地域内の組合員（189 万 126 人）とそれ以外の顧客に対して 628 の支店、11,158 人の職員で金融サービスを提供している（2017 年 12 月末）[21]。なお、融資を受けられるのは組合員のみである。ライファイゼンバンクの意思決定においては、組合員による一人一票制の総会（general assembly）が重視され、グループ全体では年間で 300 回程度の総会が開かれ、合計で 30 万人が出席する[22]。

同グループの中央機関である「スイス・ライファイゼン・コーペラティブ」（Raiffeisen Switzerland Cooperative：以下、ライファイゼン・スイス）は、ライファイゼンバンク全体の運営・戦略を担当し、グループ全体のリスク分散や流動性確保等の役割を担っている。この包括的な支援により、個別のライファイゼンバンクは、顧客に対する助言、銀行サービスの提供といったコアな業務に専念することが可能である。なお、ライファイゼン・スイスも 6 支店[23]、10 の窓口（sub-branches, retail offices）を有する。ライファイゼン・スイスの拠点におけるサービス内容は個別ライファイゼンバン

---

[17] Clientis Group
https://www.clientis.ch/de/content/clientis_gruppe/ueber_uns(閲覧日：2018 年 5 月 22 日)
[18] Baloise Group
https://www.baloise.com/en/home/about-us/companies-group-structure.html
[19] 本段落の記述は、スイス銀行協会（Swiss Bankers Association）の記述に準拠した。
http://www.swissbanking.org/en/financial-centre/financial-centre-participants/banking-groups(閲覧日：2018 年 5 月 22 日)
[20] ライファイゼンバンク・グループ“Key Figures”
[21] ライファイゼン・グループ傘下の Notenstein Privatbank AG を含む。注 2. 職員に研修員、パートタイムが含まれる。フルタイム社員数は 9,411 人である。
[22] 2016 年 11 月のライファイゼン・スイスへのヒアリングに基づく。
[23] ザンクト・ガレン、ヴィンタートゥール、バーゼル、チューリヒ、ベルン、タールヴィルの 6 都市に支店を有する。

クと変わらないが、都市部における会社設立等、規模の大きな案件を取り扱うことが多い[24]。

ライファイゼンバンク・グループの預金残高は 1,649 億スイスフラン[25]、貸出残高[26]は 1,805 億スイスフランで、この内 95%超の 1,726 億スイスフランが住宅ローンである。最近、同グループはスイス国内住宅ローン市場におけるシェアを上昇させており、同グループによるとマーケットシェアは 17.5%である（2017 年 12 月末）。同グループの銀行は国内業務に集中しているため、大銀行のように国際金融市場の影響を強く受けることはない。

ライファイゼンバンク・グループは 2004 年以来、投資商品に関してチューリヒの資産運用・投資銀行である Vontobel と協力関係にある。ライファイゼン・スイスは Vontobel に 12.5%出資し、自行の顧客に Vontobel の投資サービスを紹介している。更に、自行の販売する投信の資産運用、証券決済業務等を Vontobel に委任した。

2012 年 1 月 27 日、ライファイゼン・スイスは事業多様化のためプライベート・バンク Notenstein Privatbank AG[27]の買収を発表した。この買収は、富裕層を中心とする Notenstein Privatbank とライファイゼンバンクとは顧客層の重複が少なく、競合せずにリテール金融サービスを強化できると考えられたためであった[28]。しかし Notenstein Privatbank は Vontobel と類似したサービスを提供できるため、この買収によりライファイゼンバンク・グループと Vontobel の関係が悪化した。そこで 2014 年 6 月に、ライファイゼンバンク・グループは Vontobel との協力関係を 2017 年 6 月に終了すると発表した[29]が、その後両社間の協力関係は改善され、2016 年 2 月に締結された新たな協力関係は 2020 年まで継続する見込みである。

2016 年 6 月 30 日、両社のアセットマネジメント分野での協力関係の発展に関するプレスリリースが発表された。そこでは、ライファイゼンバンク・グループは成長戦略に則り顧客への投資助言等のサービスに引き続き注力し、Vontobel は商品開発やマーケティングの側面から協力することとされた。同時に Vontobel は同社のビジネスモデルを補完するものとして、ライファイゼン・グループの資産運用子会社 Vescore[30]の買収を発表した[31]。

2018 年 5 月 24 日、ライファイゼン・スイスは保有する Notenstein La Roche Privatbank の全株式を Vontobel に売却することで合意した。この決定により、ライファイゼンバンク・グループは、資産管理ビジネスについて、255 行の個別ライファイ

---

[24] 2016 年 11 月のライファイゼン・スイスへのヒアリングに基づく。
[25] 預金残高＝Client monies=Amounts due in respect of customer deposits + Medium-term notes。ライファイゼン・スイス（Raiffeisen Switzerland）、“Financial key figures Raiffeisen Group”, https://www.raiffeisen.ch/content/dam/www/rch/pdf/information-in-english/corporate-information/raiffeisen-group-key-figures-2017.pdf#search=%27key+figures+refeissen+bank%27（注：ライファイゼン・グループ傘下の Notenstein Privatbank AG を含む）。
[26] 貸出残高＝Receivables from clients + Mortgage receivables。
[27] 同行はスイス最古のプライベート・バンクの 1 つであった Wegelin 銀行（Wegelin & Co）が米国人の租税回避を幇助した嫌疑を受けたことを背景に、米国関係を除く業務の顧客・資産を移転された Wegelin 銀行の子会社である（Wegelin 銀行は 2013 年に閉鎖）。
[28] 2016 年 11 月のライファイゼン・スイスへのヒアリングに基づく。
[29] Finanz und Wirtschaft AG, “Raiffeisen überrascht Vontobel mit Avaloq-Deal (Raiffeisen surprises with Avalog Deal)”, (2014 年 6 月 20 日)
[30] Vescore 社は、Notenstein Privatbank AG が Vescore Solutions 社と合併・改称して誕生した企業である。
Vescore “Notenstein Asset Management changes name to Vescore”(2015 年 9 月 3 日)
[31] Vescore “Raiffeisen and Vontobel redefine their collaboration in the area of asset management”(2016 年 6 月 30 日)
http://www.vescore.com/en/media-release/raiffeisen-and-vontobel-redefine-their-collaboration-area-asset-management
Neue Zürcher Zeitung 、 “Das Ende eines langen Streits”(2016 年 6 月 30 日)

ゼンバンクの持つ助言等専門性を最大限活かしつつターゲット層である低中間層への戦略に焦点を絞ることとなった[32]。

また、ライファイゼンバンク・グループと銀行 IT システム開発会社である Avaloq AG との合併計画が発表され、現在両社の合弁企業である ARIZON Sourcing Ltd 社がライファイゼン・スイス及びグループ会社の支払、証券決済関連サービスを提供している[33]。

2017 年 11 月 17 日、ライファイゼン・スイスは保有する Avaloq AG の株式の 10%を Warburg Pincus に売却することを発表した。同時に Avaloq AG はライファイゼン・スイスが保有する合弁企業である ARIZON Sourcing の株式 51%全てを取得することで合意した。なお、ARIZON Sourcing は 2024 年までライファイゼンバンク・グループ会社の支払、証券決済関連サービスの提供を継続する[34]。

過去の提携を見直す一方で、2017 年にはビジネスの多角化にも取り組んでいる。コアビジネスにおけるバリューチェーンを拡大するために不動産マーケッティング会社である Raiffeisen Immo AG を設立した。

デジタル・トランスフォーメーションの領域にも力を入れており、顧客とのチャットアプリである「Raiffeisen Piazza」、クラウドファンディングプラットフォームの「lokalhelden.ch」、モバイル決済の「Raiffeisen TWINT」等を導入している[35]。

(5) ポストフィナンス（PostFinance Ltd.）

ポストフィナンス（PostFinance Ltd.）は「その他の銀行」の業態に分類されるが、2017 年 12 月末の総資産は 1,216 億スイスフランと、国内第 7 位の銀行に相当するリテール金融機関であり、同時に、スイス連邦政府の国有株式会社であるスイスポスト（Swiss Post Ltd.）が 100%保有する株式会社である[36]。

2013 年 6 月、内閣による 2010 年「郵便組織法」（Post Organisation Act, POA）の実施決定を受けてスイスポスト（Swiss Post）が株式会社化され、同時にスイスポストの一部門としてリテール金融業務を担当していたポストフィナンス（PostFinance）も株式会社化された。あわせてポストフィナンスは銀行免許を取得し、連邦金融市場監督機構（Swiss Financial Market Supervisory Authority, FINMA）の監督下に入った。

2. 監督官庁と指導体制

現在、スイスの銀行は連邦金融市場監督機構（Swiss Financial Market Supervisory Authority, FINMA）によって規制を受ける。2007 年 6 月に成立した「連邦金融市場監督機構法」（Federal Act on the Swiss Financial Market Supervisory Authority, FINMASA）に基づき、2009 年 1 月に FINMA が設立され、前身の連邦銀行委員会（Swiss

[32]https://www.vontobel.com/en-int/about-vontobel/media/communications/raiffeisen-further-expands-in-house-investment-business-and-sells-notenstein-la-roche-to-vontobel/”(閲覧日：2018 年 7 月 9 日)
http://www.vescore.com/en/media-release/raiffeisen-and-vontobel-redefine-their-collaboration-area-asset-management
Neue Zürcher Zeitung 、 “Das Ende eines langen Streits”(2016 年 6 月 30 日)

[33] Raiffeisen Switzerland Cooperative “Annual Report 2015”

[34] https://www.avaloq.com/ (閲覧日：2018 年 7 月 9 日)
http://www.vescore.com/en/media-release/raiffeisen-and-vontobel-redefine-their-collaboration-area-asset-management
Neue Zürcher Zeitung 、 “Das Ende eines langen Streits”(2016 年 6 月 30 日)

[35] Raiffeisen “Annual Report 2017”
http://www.vescore.com/en/media-release/raiffeisen-and-vontobel-redefine-their-collaboration-area-asset-management
Neue Zürcher Zeitung 、 “Das Ende eines langen Streits”(2016 年 6 月 30 日)

[36] ポストフィナンス“Annual Report2017 ”

Federal Banking Commission）が実施していた銀行監督業務を継承した。

同時に、連邦民間保険局（Federal Office of Private Insurance）、マネーロンダリング取締機構（Anti-Money Laundering Control Authority）も FINMA に統合され、ここに銀行、保険会社、証券取引会社、投資信託会社等の金融仲介機関及びマネーロンダリング等を横断的に規制・監督する体制が構築された。FINMA は規制対象の金融機関へ免許の発出権限を有し、法律、命令等の遵守状況を監督する。また、組織的、機能的、財政的にも連邦政府から独立し、連邦議会に直接報告を行う。

銀行の商慣習のガイドラインは、スイス銀行協会（The Swiss Bankers Association）が設定している。2015 年には、全 70 条のデューデリジェンス（正規取扱）に関する行動規範（code of conduct）について、協会と個別銀行との間で協定が成立した[37]。

スイス国立銀行（Swiss National Bank, SNB）は、1907 年に独立した中央銀行として設立され、金融、通貨政策を担っている。根拠法は「スイス国立銀行連邦法」（Federal Act on the Swiss National Bank, National Bank Act, NBA）及び「国立銀行規則」（National Bank Ordinance, NBO）である。SNB は株式会社形態を取り、州や州立銀行等の公的部門が SNB の株式の 76.36%を保有している。主な株主は、①ベルン州（the Canton of Berne）が 6.63%、②個人投資家の Theo Siegert （Düsseldorf）が 6.07%、③チューリヒ州（the Canton of Zurich）が 5.2%、④ボー州（the Canton of Vaud）が 3.4%、⑤ザンクト・ガレン州（the Canton of St Gallen）が 3.0%と、2016 年首位になった個人株主が一部株式を売却したため第 2 位に後退し、再度ベルン州が首位を占めた。第 2 位を除き、第 5 位までの株主は公的部門である（2017 年 12 月末）。

連邦憲法第 99 条により、SNB は国家のため金融、通貨政策を遂行すると規定されている。2004 年 5 月 1 日に改正された NBA に法的な根拠が規定され、連邦憲法による委任事項が詳細に記載されている。中央政府は、SNB の株式を所有せず政府保証もしないが、理事会の大半の理事を政府が指名する。また、資本構成の変更については政府の了承が必要となる。同行には準備預金制度があり、状況によっては銀行の不良債権購入も行うことになっている。

独占禁止規制については、スイス連邦政府の独立委員会として、市場競争委員会（Competition Commission）が設置されている。金融機関の合併・買収に際しては、同委員会の許可が必要であり、市場での独占的地位が形成されないよう条件を提示する役割を担う。

スイスにおいても、他の先進国と同様に金融市場についての改革の必要性が指摘されることがあった。古くからユニバーサル・バンク制度が採用されてきたため、金融機関の業態の性質に応じた規制（業際規制）は取られておらず、その他の規制も他の先進国に比べて緩やかであったことなどから、政府の裁量の範囲においては制度改革の余地は僅かであった上、他国で見られるような改革の課題は比較的早期に達成していたといわれている[38]。

近年では主に大規模金融機関に対する健全性規制に関して、改革が進められている。2008 年の世界的な金融危機を踏まえて、スイス連邦政府は「大規模金融機関がもたらす国民経済リスクを制限するための専門委員会」（Commission of Experts for Limiting the Economic Risks Posed by Large Companies）を設置していたが、2010 年 10 月、同委員会は「大規模金融機関がもたらす国民経済リスクを制限するための専門委員会

[37] Agreement on the Swiss banks' code of conduct with regard to the exercise of due diligence (CDB 16)
[38] 財務省財務総合政策研究所「『経済の発展・衰退・再生に関する研究会』報告書」、153 ページ、(2001 年)。

最終報告書」（Final Report of the Commission of Experts for Limiting the Economic Risks Posed by Large Companies）[39]を公表した。本報告書は、「システム上重要な銀行」（systemically important banks, SIBs）[40]への適切な対応策を提示するものである。

同報告書が挙げている対応策の第一は、自己資本に関する規制の強化である。これは、システムに関連する金融機関に対して従来よりも高い自己資本比率を要求するものであり、例えば、クレディ・スイスや UBS AG といった大規模金融機関に対しては 19%というバーゼル III の基準よりも高い自己資本比率の保持義務が設定されている。

第二は、流動性に関する規制の強化である。これについても、クレディ・スイスと UBS AG を念頭に置いて策定されたものであり、従来よりも高い流動性を保持することが義務付けられている。

第三は、リスク分散（risk diversification）の義務を課したことである。これは、インターバンク債権についてのカウンターパーティのエクスポージャー集中の制限や業務運営リスク管理を強化するものとなっている。

第四は、組織（organisation）に関する措置である。これは、大規模金融機関に対して、破綻時に備えた組織の構成（システム上重要となる機能を継続できる構成）を義務付けている。

また、健全性規制の強化に関連して、規制当局に関する改革も見られる。2011 年、スイスでは金融機関の監督に関して新たな手法が導入され、監督をより効果的に行うことが可能となった[41]。2011 年 4 月 21 日に公表された「監督の有効性と効率性に関する報告書」（Report on Effectiveness and Efficiency in Supervision）[42]の中で、FINMA はこの新たな監督手法について詳細な説明をしている。システミックリスクに着目したアプローチの監督手法であり、各行を資産規模に応じて分類し、分類ごとに監督を行うものである。UBS AG やクレディ・スイスはいずれも第 1 分類に該当し、資産規模の大きさゆえリスクが最も高いと見なされる。第 1 分類の銀行の総資産は業界の総資産全体のおよそ半分を占めている。金融機関のリスク分類の概要は図表 11 の通りであり、純資産や管理資産、優先保護対象預金、必要資本の額の規模に応じて、 5 段階に分類されることとされている。

[39] 大規模機関による国民経済リスクを制限するための専門委員会（Commission of Experts for Limiting the Economic Risks Posed by Large Companies (“Too big to fail” commission of experts)）, “Final Report of the Commission of Experts for Limiting the Economic Risks Posed by Large Companies”, (2010 年 9 月 30 日)

[40] これは、一般に「システム上重要な金融機関（Systemically Important Financial Institutions, SIFIs）」と呼ばれる概念に相当するものであり、金融機関のうち、金融危機等の有事に与え得る影響力が大きい、すなわち大きなシステミックリスクを有する機関を意味している。

[41] 連邦金融市場監督機構（FINMA）「アニュアルレポート（2011 年）」

[42] https://www.finma.ch/en/news/2011/05/mm-aufsichtsbericht-20110502

図表 11：スイス銀行のリスク分類基準と銀行数の分布

※基準は3つ以上の基準に該当することが必要		Category 1 著しく高いリスク	2 高いリスク	3 大きなリスク	4 平均的なリスク	5 低いリスク
【基準】						
総資産	(Total assets)	2,500億CHF以上	1,000億CHF以上	150億CHF以上	10億CHF以上	10億CHF以上
管理資産	(Assets under management)	1兆CHF 〃	5,000億CHF 〃	200億CHF 〃	20億CHF 〃	20億CHF 〃
優先保護対象預金	(Privileged deposits)	300億CHF 〃	200億CHF 〃	5億CHF 〃	1億CHF 〃	1億CHF 〃
必要資本	(Required equity capital)	200億CHF 〃	20億CHF 〃	2.5億CHF 〃	0.5億CHF 〃	0.5億CHF 〃
【2017年】						
銀行数	(Number of institions)	2	3	24	57	199

（出所）連邦金融市場監督機構 “Annual Report 2017”, “FINMA Circular 2011/2”をもとに作成

なお、深刻な事態に対して迅速に対応できるよう、FINMA はより強力なチームを構築することが可能となっており、2011 年 7 月に「集中監督チーム」（Team Intensive Supervision, TIS）と称される特別な組織が設立された。TIS の目的は危機に対して迅速に対応し、対象となる金融機関が通常の監督に服する状態に戻すべきか否かを判断することにある。ある金融機関が通常でない状況となった場合、TIS はその機関の状況を把握するために現場検証や関係者との直接対話を行い、適切なリスク対応戦略を立てる。もし、リスクに晒されている金融機関を通常の監督に服する状態に戻すことが困難であると判断された場合、TIS は適切な執行手続を行う準備をする必要がある。

更に、監査法人との協力体制の構築も実行に移された。スイスの制度においては、大手銀行グループの監督に充てられる人員のおよそ 3 分の 2 が監査法人のスタッフである。

3. スイスの金融制度の特徴

スイスの銀行制度は、全ての銀行が証券や保険を含むあらゆる金融サービスを提供出来るというユニバーサルバンキングのコンセプトに基づいており、制度による業態の規制はない。

スイスの銀行と政府の金融システムとの関係については、社会資本等の充実又は経済発展等を目的とする、いわゆる開発金融機関は存在しないため、日本の「財投」の仕組みはない。インフラプロジェクトなど公的な事業のファイナンスは、どの金融機関でも商業ベースで参加することができる。連邦銀行法（Swiss Federal Act on Banks and Savings Banks, Banking Act, BA）では、銀行は預金からの資金をどのように運用すべきかについての規制はないが、多くの州では、州内の貯蓄銀行は預金残高の 80%を住宅ローン又は政府証券によって運用することが要求されている。

スイスでは預金者のプライバシーが厳格に保護されてきた。預金者の個人データの保護は、連邦憲法の第一章「基本権」の第 13 条（私的領域の保護）で確立されており[43]、預金者の口座情報に関する銀行関係者の守秘義務は BA 第十四章「不法行為責任及び罰則」の第 47 条に明記されている[44]。これらに違反した行員には、重い罰金や懲役刑が科されるため、スイスのプライベートバンキングサービスを利用すれば顧客資産に関する情報を国外の税当局には公開しないと考えて、多くの国外の富裕層顧客がスイスの銀行に口座を開設してきた。また、スイスの州立銀行の低率課税も魅力的であった。

しかし、大銀行の UBS AG が米国富裕層顧客の脱税に加担したことが明らかになると、連邦金融市場監督機構（Swiss Financial Market Supervisory Authority, FINMA）も監視を強化せざるを得なくなり、スイスの銀行も顧客名を公開しない範囲での米国への納税代行や、脱税だけでなく顕著な租税回避が行われている場合にも、国外の税務調査への支援をするようになった。

2015 年 5 月には、EU 加盟 28 ヵ国とスイスの間で自動的情報交換（automatic exchange of information）の合意が成立した。この結果、2018 年からスイス税務当局は、EU 加盟国の居住者がスイスに持つ金融機関の口座情報をその口座名簿者が居住する国の当局に自動的に提供することになる。スイスの「秘密銀行口座」は外国人にとって過去のものとなりつつある。

4. 預金保険制度の枠組み[45]

スイスには、保険料を事前に集めて危機に備えて貯めておくという、厳密な意味での預金「保険」制度はないが、連邦銀行法（Swiss Federal Act on Banks and Savings

---

43 スイス誓約者同盟の連邦憲法（Federal Constitution of the Swiss Confederation）の第一章「基本権」の第 13 条「私的領域の保護」において、「何人も、その私生活及び家族生活、その住居ならびにその信書、郵便及び電信の交換が尊重されることを請求することができる」（第 1 項）、「何人も、その個人的データが乱用から保護されるよう請求することができる」（第 2 項）と定めている。

44 連邦銀行法の第十四章「不法行為責任及び罰則」の第 47 条に、「何人であれ、銀行の役員、従業員、受任者、清算人若しくは理事の資格で、又は銀行業理事会の代表、認知された監査会社の役員若しくは従業員の資格で、委ねられた秘密又は知り得た秘密を漏らした者及び他人に職業上の守秘義務に違反するよう誘引した者は、3 年以下の禁錮により処罰されるものとする」（第 1 項）、「上記の行為が過失によるものである場合は、250,000 スイスフラン以下の罰金により処罰されるものとする」（第 2 項）、「職業上の守秘義務の違反は、役職若しくは雇用関係の終了後又は職務の実行の終了後であっても処罰されるものとする」（第 4 項）、「政府機関に対する証言及び情報提供の義務に関する連邦及び州の法令の規定が適用されるものとする」（第 5 項）と定めている。

45 本項の内容は、主としてスイス銀行・証券会社預金者保護協会（esisuisse） “Annual Report 2015”に拠った。

Banks, Banking Act, BA）に預金者を保護する制度の定めがある。

BA 第 37a 条第 1 項、同 b 条により、銀行が倒産した場合、預金者一人当たり 10 万スイスフランまでの銀行預金は、「強制執行及び破産に関する連邦法」（Swiss Federal Act on Debt Enforcement and Bankruptcy）に規定されるクラス 2 の優先債務（優先債務の弁済区分は 3 つに分かれており、弁済順位はクラス 1 から 3 の順である）に区分されており、他の債務に優先して預金者に支払われる預金（preferential deposits）である[46]。この種類の預金を行っていた預金者は、倒産銀行から即時の支払（immediate payments）を受けられる。

もし倒産銀行に、この預金を支払う十分な資産がない場合又は当該行のスイス国内にある支店に預けられた預金が不足している場合は、「スイス銀行・証券会社預金者保護協会」（esisuisse：旧名 Swiss Banks' and Securities Dealers' Depositor Protection Association[47]）加盟の金融機関が、全体で不足分を支払う義務がある。但し、倒産銀行等の支払原資が不足した場合は、預金者への支払の上限額は金融機関全体で 60 億スイスフランである。銀行等が倒産した場合、esisuisse は必要とする金額について加盟機関に預金残高に応じた分担金の支払を要求し、受け入れた金額を倒産銀行に移転する（但し、加盟機関に要求する金額の総額は 60 億スイスフランを限度とする）。

連邦金融市場監督機構（Swiss Financial Market Supervisory Authority, FINMA）に規制・監督され、スイスに支店を置いている外国銀行を含む、全ての預金取扱金融機関は esisuisse に加盟の義務がある。なお、ポストフィナンス（PostFinance Ltd.）の提供する普通預金口座、貯蓄預金口座、定期預金口座等については、BA の規定により 10 万スイスフランまで保証されるが、郵政組織法（Post Organisation Act , POA）第 15 条の規定により、同法の施行（2012 年 10 月）より 5 年間は国家が 10 万スイスフランまで保証することとされている（但し、ポストフィナンス及びスイスポストの資産が不足する場合に限る）。

このような預金者保護の仕組みは、1984 年にスイス銀行協会の第 18 次総会で決定され、BA の改正に先駆けて自主規制的に開始された。この制度が最初にその役割を果たしたのは 1991 年 10 月の地域・貯蓄銀行の破綻時であった。この時は一預金・貯蓄口座当たり 500 スイスフランが支払われたが、それ以上の保証対象分[48]については法制度の不備により遅れが生じた反省から、破綻した銀行に対する強制執行や保証対象の拡大・明確化が行われた。

2001 年から 2003 年にかけて BA や銀行規則（Ordinance on Banks and Savings Banks, Banking Ordinance, BO）の改定が行われ、預金者保護が制度化された。2005 年 8 月、全ての銀行と証券ディーラーの署名によりスイス銀行・証券会社預金者保護協会（esisuisse）が発足した。同年 12 月、大銀行の UBS 救済を契機とした預金者保護強化法（Depositor Protection Reinforcement Act）が施行され、預金者 1 人当たりの保証上限額が 3 万スイスフランから 10 万スイスフランへ、加盟金融機関による esisuisse への積立上限額が 40 億スイスフランから 60 億スイスフランへそれぞれ引き上げられた。

2008 年 10 月 29 日に、当時ジュネーブに拠点を置いていたアイスランドの Kaupthing Bank が破綻したことを契機に、esisuisse の全加盟機関に対し、「125%ル

46 連邦銀行法上は「privileged deposits」の語が用いられている。
47 協会名は 2014 年 11 月より「Swiss Banks' and Securities Dealers' Depositor Protection Association、DPA）」から「Esisuisse」に変更された。
48 当時の支払上限額は預金者 1 人当たり 3 万スイスフランであった。

ール」（125% rule）と呼ばれる規制が課せられた。これは加盟機関が、保証対象の預金額の 125%相当額について速やかに現金化できる資産をスイス国内に確保することを定めたものである。

金融危機を経て、事前積立式（pre-fund）の預金保険制度の創設が議論され始めた。2009 年に連邦評議会（Federal Council）は、10 年間で 100 億スイスフランの預金保険基金を創設する草案を審議した。同草案は採用されなかったものの、2011 年から BA に、預金保険の緊急措置に関する内容が付け加えられた[49]。

なお、ライファイゼンバンクは esisuisse に加盟しているものの、グループとして別に預金者保護制度（reciprocal liability）を有している[50]。esisuisse には 2017 年末時点で 320 の銀行と証券会社が加盟している[51]。

[49] 出所では緊急措置の内容は詳らかにされていないが、esisuisse が要件を満たせない場合に連邦評議会による預金者保護制度への監督権限を認めた、連邦銀行法第 37 条 h5 が該当する条項であると推測される。
[50] 2016 年 11 月のライファイゼン・スイスへのヒアリングに基づく。
[51] esisuisse “Annual report 2017”

5. 個人資産運用に関わる税制全体の中での預貯金税制

個人の所得税は連邦、地方自治体（カントン及び市町村）のいずれでも徴収されるが、前者は単身世帯、結婚世帯とも 13%程度を上限とする累進課税制度を採用している。他の欧州諸国と比べると、連邦レベルの税負担は相対的に低いが、自治体ごとに税額が異なるため、居住地域による税率の差が大きい。また、課税ブラケットの最も高い富裕層が税率上で優遇されていることが特徴である（図表 12）。

図表 12：個人所得税率（2017 年度）

単身世帯			結婚世帯		
課税所得(CHF)	最低税額(CHF)	税率(%)	課税所得(CHF)	最低税額(CHF)	税率(%)
0-14,500	—	0.00	0-28,300	—	0.00
14,501-31,599	—	0.77	28,301-50,899	—	1.00
31,600-41,399	131.65	0.88	50,900-58.399	226	2.00
41,400-55,199	217.90	2.64	58,400-75,299	376	3.00
55,200-72,499	582.20	2.97	75,300-90,299	883	4.00
72,500-78.099	1,096.00	5.94	90.300-103,399	1,483	5.00
78,100-103,599	1,428.60	6.60	103,400-114,699	2,138	6.00
103,600-134,599	3,111.60	8.80	114,700-124,199	2,816	7.00
134,600-175,999	5,839.60	11.00	124,200-131,699	3,481	8.00
176,000-755,199	10,393.60	13.20	131,700-137,299	4,081	9.00
755,200-	86,848.00	11.50	137,300-141,199	4,585	10.00
			141,200-143,099	4,975	11.00
			143,100-144,999	5,184	12.00
			145,000-895,799	5,412	13.00
			895,800-	103,016	11.50

（出所）PKF “Switzerland Tax Guide 2016/2017”をもとに作成

資本取引に関する所得に対しては、EU との利子所得に関する合意が 2004 年 5 月に成立し、2005 年 7 月 1 日から施行された。その結果、利子所得、配当所得はそれぞれ 35%の税率で、連邦税として源泉徴収される。但し、利子所得については、スイスの銀行における預金利子、債券及び債券類似ローン（bond-like loans）にのみ適用される[52]。なお、2 国間の租税条約がある国の非居住者には、利子所得の報告があれば、課税を免除される場合がある。スイスは日本を含む 84 か国と租税条約を締結している[53]。

また株式等の証券取引に係るキャピタルゲインに対する個人への課税は原則的に行われない。このため、銀行預金と同等かそれ以上の利回りが期待できるマネー・マーケット・ファンド（公社債投信）の人気が高い。

[52] Deloitte “International Tax Switzerland Hightlights 2016”
「スイスの銀行」とは、外国銀行を除く。
また、個人所得とは直接関係しないが、非金融法人における会社間ローンの利子所得は課税対象外である。
[53] PKF “Switzerland Tax Guide 2016/2017”
http://www.pkf.com/publications/tax-guides/switzerland-tax-guide/(閲覧日：2018 年 5 月 24 日)

第 3 章　郵便貯金の概要

1.　設立目的・沿革概要[54]

1848 年の連邦国家成立以前は、スイスの郵便制度は各州が管理していたが、1848 年新憲法が制定され中央政府を持つ連邦国家が成立すると、郵便制度も 1849 年 1 月から連邦郵便（Federal Mail）として発足し、全国的に統一された、より信頼性の高く廉価な郵便制度となった。1850 年に郵便切手、1869 年に世界で 4 番目となる郵便はがきを発行した。

1900 年代初頭、現金需要の増大に対し、紙幣を発行・供給していた民間銀行、州立銀行は紙幣流通を管理できない状態に陥っていた。この状況に対応して、1906 年に中央銀行（スイス国立銀行）の創設が決定された。

同年、政府は、全国に 4,000 もの拠点を有する郵便局に現金を伴わない口座間資金移転（郵便小切手（postal cheque）及び振替業務（giro business））を担当させることとした。郵便小切手制度は簡易で利便性があることから、初年度の取扱高は 4 億 5,000 万スイスフランを上回った。その後、スイスポストのポストフィナンス（PostFinance）は、1900 年代を通じて国内外への送金・決済市場のリーダーシップを維持しつつ、クレジットカードの導入、オンラインバンキング・サービスの開始、生命保険の提供など、総合的な金融サービスを提供するようになった。例えば、1992 年にスイスポスト初の金融サービスとして期間固定の預金商品（現在の medium-term note に相当）の取扱い及びクレジットカードの「ポストカード・ユーロカード」（Postcard Eurocard）の発行を開始した。1998 年には、保険会社の Winterthur（現在の AXA）と提携し、スイスポストを通じて生命保険「Yellow life insurance」の取扱いを開始したほか、オンラインバンキング・サービス「Yellownet」を開始し、ポストフィナンスは利用者数で業界最大手となった。

同年、「スイスの人々と経済に対し、質の高い、手ごろな郵便及び送金サービスを提供する」ことを目的に郵政改革が行われ、従来の連邦直轄下にあった郵便・通信事業体が、郵便・銀行・旅客輸送部門のスイスポスト（Swiss Post）と通信のスイスコム（Swisscom）に分割された[55]。

1999 年、安全で柔軟な預金手段として、預金口座（deposito account）の取扱いを開始した。2000 年にはインターネット口座（e-Deposito）、2003 年に企業向け預金口座の提供が開始された。

2000 年代から他金融機関との提携などを積極化した。2003 年、大銀行の UBS と共同で住宅ローン「Yellow Mortgages」や年金商品「Yellow Pension Account 3a」の提供を始めた。2008 年からはドイツのミュンヘナー・ヒポテーケン銀行（Münchener Hypothekenbank eG）と提携し、住宅ローン商品を提供している。2009 年からは、UBS に代わって国内地域・貯蓄銀行最大手の Valiant Bank と、個人及び中小企業向け貸付業務のための協定を結び、協力関係に入った[56]。ポストフィナンスはローン商品のマーケティングと販売のみを担当し、Valiant Bank は与信管理に加えて、クレジット・リスクも負担する。ポストフィナンスと Valiant Bank は首都ベルンに共同業務センタ

54 本節の内容は、主としてスイスポストウェブサイト “Swiss Post’s history Overview of the development of the Group”、ポストフィナンスウェブサイト “History”に拠った
55 財務省財務総合政策研究所「『経済の発展・衰退・再生に関する研究会』報告書 第 6 章　スイス」
56 POST & PARCEL “New force in Swiss lending business PostFinance to cooperate with Valiant”, http://postandparcel.info/26542/news/new-force-in-swiss-lending-business-postfinance-to-cooperate-with-valiant

ー（joint processing center）を設立し、両社からスタッフを派遣している。

その他、近年の動きとして、ポストフィナンスは 2010 年からスマートフォン向けの無料アプリケーションを市場投入している。最寄りの ATM や支店、郵便局等の拠点の案内表示のほか、株価をリアルタイムでチェック可能な機能、カメラでクレジットカードの情報をスキャンし、ネット決済可能な「Scan + Pay」といった機能を有する。

2011 年にポストフィナンスはスイスポストと共に「直接監督される金融仲介機関」のステータス（directly supervised financial intermediary status）を受け、「資金洗浄対策法」（Anti-Money Laundering Act, AMLA）の対象機関となった。その結果、ポストフィナンスはマネーロンダリング対策について連邦金融市場監督機構（Swiss Financial Market Supervisory Authority, FINMA）の監督に服することになった。

2013 年 6 月、2010 年郵政組織法（Post Organisation Act, POA）の内閣による実施決定を受け、スイスポストは特別法に基づきスイス連邦が所有する株式会社（public limited company）となった。根拠法令は、POA 及び「郵便業務法」（Postal Services Act, PA）であるが、POA 第 3 条により金融業務については、支払業務（payment services）・預金の受入れ（accepting customers deposits）・口座関連業務（account services and other related services)・自己名での投資（investments in its own name）・第三者を代理する金融業務と規定されており、直接住宅ローン等の貸付業務を行うことはできない。

2. 組織形態

(1) 経営形態

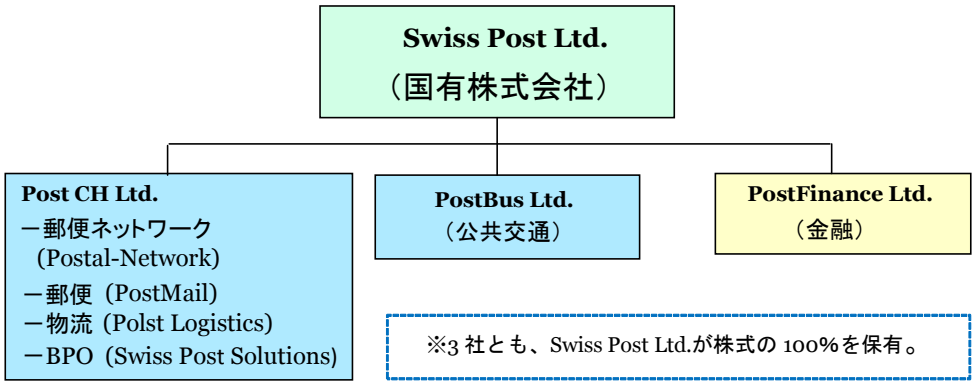
ポストフィナンス（PostFinance Ltd.）は、株式会社となったスイスポスト（Swiss Post Ltd.）の子会社として、2013 年 6 月 26 日から一般法に基づく株式会社となった。株式資本は 20 億ユーロ、発行済株式数は 200 万株である[57]。

現在の CEO は Hansruedi Köng 氏で、2003 年からポストフィナンスの取締役会メンバーを務め、2012 年に同社 CEO に就任した。以前のキャリアとしてバーゼル州立銀行（Basler Kantonalbank）等の銀行以外に、大手会計事務所のプライスウォーターハウスクーパース（Pricewaterhouse Coopers Ltd）での勤務経験を持つ[58]。ポストフィナンスの取締役会は 7 名で構成されており、この内の 4 名はスイスポストが占める。残りの 3 名については、独立したメンバーが就任することとなっている[59]。

スイスポストは、郵便・郵便局業務及びグループ会社の財務・人事等を担当する Post CH Ltd.、リテール金融業務を担当するポストフィナンス（PostFinance Ltd.）、公共運送業務を行うポスト・バス・スイス（PostBus Switzerland Ltd.）の 3 会社を戦略的子会社として傘下に有する（図表 13）。

57 ポストフィナンス Annual Report 2017
58 ポストフィナンス Annual Report 2017
59 ポストフィナンス Annual Report 2017

図表 13：スイスポストの組織構造



（出所）スイスポストウェブサイト “Group structure”をもとに作成　（閲覧日：2018 年 5 月 24 日）

(2) 金融サービス提供の形態

ポストフィナンス（PostFinance Ltd.）の直轄店の窓口や郵便局、インターネット、モバイルチャネル経由で各種金融サービスが提供されている。特に現金収納、預金預入・引出、住宅ローン等の基本的な金融サービスは、主に国内 1,189 の郵便局を通じて提供されている。その他、主に顧客へのコンサルティングサービスの提供を行うポストフィナンスの支店が 40 店舗、資産運用のアドバイザリーを行うコンサルティングオフィス（consulting offices）が 55 カ所存在する（2017 年 12 月末）[60]。

2017 年のポストフィナンスの年間利用者数は 289.0 万人であった。このうちオンラインサービス 「e-Finance」ユーザーは 175.6 万人で、全体の半分以上を占めた[61]。e-Finance サービスのウェブサイトでは、資産管理（「Asset」）、送金（「Transfer」）、オンライン証券取引（「e-trading」）等のサービスが提供されている。資産管理では、普通預金、定期預金、信託口座、債券（medium-term note）、株式（e-trading）、退職口座（retirement savings account 3a）の各資産の現状だけでなく、クレジットカードの利用状況、住宅ローンの残額等の状況も表示されている。

[60] スイスポスト Financial Report 2017
[61] ポストフィナンス Annual Report 2017

(3) 窓口取扱時間

郵便局の窓口の取扱時間は、平日が 9 時から 18 時、土曜日が 9 時から 12 時となっている。日曜日の営業は行っていない。休日の前日は、郵便局によってはカウンター業務を 16 時まで行っているところもある。なお、年間の営業時間は郵便局ごとにインターネット上で公表されている。

ポストフィナンスは、24 州に計 100 店舗（40 支店を含む）を展開している[62]。これらの店舗の窓口取扱時間は、概ね平日は 9 時（又は 8 時）から 17 時か 18 時、土曜日は 9 時から 12 時前後（11 時-13 時）とするところが多い。中には、事前のアポイントメントによっては日曜日も対応する店舗もある（appointments by request）。

また、ポストフィナンス（PostFinance Ltd.）の商品やサービスに関する問い合わせに対応するコールセンターは、24 時間 365 日電話を受け付けている。

3. 主な業務内容

(1) 預金業務概要

ポストフィナンス（PostFinance Ltd.）の口座数は、個人顧客口座が 441.8 万、法人顧客口座が 39.1 万の計 480.9 万口座となっている。e-finance のユーザー数は 175.6 万人と、スイス最大のネットバンク顧客数を誇る（2017 年 12 月末）。パソコン及びスマートフォン向けのアプリケーション（「PostFinance Mobile App」や「TWINT」）を通じ、オンラインバンキング・サービスが提供されている。

個人顧客に対しては、若年層を取り込むことを目的として、20 歳までの顧客には預金金利を優遇している。貯蓄口座での優遇幅は 0.05%から 0.55%となっている。特に 2.5 万スイスフラン以下での優遇幅は前年の 0.8%に比べると低下したものの、なお 0.55%と大きい。また、学生向け private account でも金利を優遇している。

ポストフィナンスの預金残高（amounts due in respect of customer deposits）は 1,133 億スイスフランである（2017 年 12 月末）[63]。

[62] スイスポストのウェブサイトにおける国内店舗検索で示された数値（2018 年 5 月 25 日）。
[63] ポストフィナンス“Annual Report”（2017）。なお預金残高が昨年度の報告書上の数値から大きく上昇している（2014 年度：432 億スイスフラン）が、これは 2015 年から新しい銀行会計基準を適用したことで、従前は 2 分割されていた預金に関する費目（Amounts due to customers as savings and investments と Other amounts due to customers。従前は前者のみを「預金残高」として表示）が合算表示されるようになったためである。

図表 14：預金金利の比較

	ポストフィナンス		UBS	
一般口座	金利	備考	金利	備考
Private account	0.00% -		0.00% -	
Saving account	0.05% 0.00%	25万スイスフラン以下 〃　超	0.01% -	
E-saving account	0.05% 0.00%	25万スイスフラン以下 〃　超	- -	
若年層(20歳以下)口座	金利	備考	金利	備考
Private account	0.25% 0.00%	2.5万スイスフラン以下 〃　超	0.25% 0.01%	10万スイスフラン以下 〃　超
Saving account	0.55% -	2.5万スイスフラン以下	0.50% 0.01%	2万スイスフラン以下 〃　超
E-saving account	0.55% -	2.5万スイスフラン以下	- -	
学生(18歳以上30歳未満)	金利	備考	金利	備考
Private account	0.25% 0.00%	2.5万スイスフラン以下 〃　超	0.25% 0.01%	10万スイスフラン以下 〃　超
Saving account	- -		- -	
E-saving account	- -		- -	

（出所）ポストフィナンス、UBS Switzerland AG ウェブサイトをもとに作成（2018 年 5 月 25 日）
なお、貸越利率はポストファイナンスが 9.5%、UBS が 12.0%である。

(2) 資金運用方法

ポストフィナンスの総資産 1,216 億スイスフランのうち、金融資産（financial investments）が 628 億スイスフラン、「地公体貸付」[64]（amounts due from customers）が 122 億スイスフランと、合計で全体の 61.7%を占めている。金融資産の内訳は、満期保有目的の債券が全体の 98.1%相当の 616 億スイスフランを占めており、株式等は 12 億スイスフランに留まっている。これらの資産から得られる金利・配当金収益が 6.89 億スイスフラン、貸付利子収益が 1.71 億スイスフラン（いずれもグロス）と営業収益（operating income）の 53.4%を占める（2017 年 12 月末）。

628 億スイスフランの金融資産の内、78.2%相当の 491 億スイスフランは、スイスフラン建ての資産である。この他は、ユーロが 99 億スイスフラン相当（構成比 15.8%）、米ドルが 37 億スイスフラン相当（同 5.9%）となっている。引続き前年比でスイスフ

[64] Amounts due from customers は、地方自治体（州（カントン）・基礎自治体：コムーネ（communes）・市）に対する貸付を指す（出所：ポストフィナンス“Annual Report”（2015））。

ランの比率が低下する一方、ユーロと米ドルの比率が上昇している。なお、英ポンドと日本円は残高ゼロになった。

ポストフィナンスの営業収益 16.1 億スイスフランの内、「手数料収益」が 2.6 億スイスフランと 15.8%を占める。

また、「その他通常事業に係る営業収益」（other result from ordinary activities）には、不動産からの収益も含まれている。2017 年の同収入は 8,000 万スイスフランと、営業収益全体の 5.0%を占める。

(3) 送金・決済業務概要

ユニバーサル・サービスとして、「郵便規則」（Postal Ordinance）で定められている送金・決済サービスには、①郵便口座間送金（自身や他人の郵便口座への送金）、②現金送金（郵便口座や銀行口座を持たない人への郵便配達人による現金送金）、③郵便口座・銀行口座間送金（支払指図書による送金）、④現金送金指図（現金持込み、現金による送金）、⑤郵便小切手（郵便口座保有者への郵便による送金）がある。

この基本サービスに加えて、様々な決済サービスが展開されている。まず、顧客特性に合わせた様々な種類のクレジットカードが提供されており、富裕層顧客向けにはプラチナ（クレジット）カード、クレジットカードの与信審査が通らない顧客向けには Master カードの加盟店で使える前払式のデビットカード「PostFinance MasterCard Value」等がある。

なお、中央銀行の銀行間の決済システムである「スイス銀行間決済システム」（Swiss Interbank Clearing, SIC）は、 ポストフィナンスが 25%出資している SIX Interbank Clearing Ltd により提供されている[65]。

(4) 国際業務概要[66]

ポストフィナンスはスイス国内での業務に注力しており、国際的なサービスは海外送金に限られる。海外送金手段としては、郵便局カウンター及び e-ファイナンスでのジャイロインターナショナル（Giro international）による口座間送金やキャッシュインターナショナルによる 80 ヵ国以上への現金送金サービスを提供している。e-ファイナンスを使えば単一ユーロ決済圏（Single Euro Payments Area, SEPA）内のクロスボーダー送金は無料となる。また、ウエスタンユニオン（Western Union）とのパートナーシップを通じて 200 ヵ国以上の国において世界約 50 万の代理店への現金の送金が可能となっている。ポストファイナンスアプリによるモバイル端末を通じたモバイル送金サービスも提供されている。

なお、スイスポスト傘下のポストバンクを含む 3 社（Post CH、PostBus、PostFinance）は現地法人や合弁会社を欧州を中心に展開している[67]。スイス・ユーロ・クリアリング銀行（Swiss Euro Clearing Bank, SECB）に対して 25%出資している。

---

[65] Payment, clearing and settlement systems in Switzerland (閲覧日：2018 年 5 月 28 日)

[66] スイスポスト “Payment transactions” https://www.post.ch/en/private/all-about-money/payment-transactions（2018 年 7 月 10 日閲覧時点）。

[67] ベルギー、ドイツ、フランス、英国、イタリア、リヒテンシュタイン、スロバキア、米国、ベトナムの 9 ヵ国。スイスポスト “Group structure” https://www.post.ch/en/about-us/company/swiss-post-at-a-glance/swiss-post-group-structure（2018 年 7 月 10 日閲覧時点）

(5) 付随業務概要

デビットカード、クレジットカード、外国為替、旅行小切手、等の海外旅行関連決済サービスを提供している。

4. 会計基準と財務諸表

ポストフィナンスの財務諸表は 2015 年度より、従来の BAG Bank Accounting Guideline（art. 23-27 Banking Ordinance, FINMA Circular 2008/2 “Accounting – Banks”）に代えて連邦金融市場監督機構（Swiss Financial Market Supervisory Authority, FINMA）が発表する銀行会計規則（Accounting Rules for Banks, ARB）に準拠して作成されている[68]。

2017 年度は、①マイナス金利の継続により預貸業務の収益が悪化したこと、②競争の激化によりインターネット口座数がほぼ横ばいにとどまったこと、③同行はシステム上重要な銀行であるが、その安定化計画のため Letter of comfort(LOC)を発行する必要が生じ、補償金負担が発生し、コスト増となったことなどから、減益となった。

[68] 親会社のスイスポストの財務諸表は、国際会計基準（International Financial Reporting Standards、IFRS）に準拠して作成されている。

図表 15：ポストフィナンスの貸借対照表

CHF million	2016/12/31	2017/12/31
Assets		
Liquid assets	37,453	38,476
Amounts due from banks	4,397	4,823
Amounts due from securities financing transactions	84	24
Amounts due from customers	13,169	12,173
Mortgage loans	0	0
Trading portfolio assets	-	-
Positive replacement values of derivative financial instruments	65	43
Other financial instruments at fair value	-	-
Financial investments	61,742	62,819
Accrued income and prepaid expenses	598	556
Participations	101	122
Tangible fixed assets	1,259	1,223
Intangible assets	1,200	1,000
Other assets	311	374
Total assets	**120,379**	**121,633**
Total subordinated claims	1	13
of which subject to mandatory conversion and/or debt waiver	—	—
Liabilities		
Amounts due to banks	2,406	543
Liabilities from securities financing transactions	723	—
Amounts due in respect of customer deposits	109,709	113,292
Trading portfolio liabilities	—	—
Negative replacement values of derivative financial instruments	268	728
Liabilities from other financial instruments at fair value	—	—
Cash bonds	114	93
Bond issues and central mortgage institution loans	—	—
Accrued expenses and deferred income	138	108
Other liabilities	8	6
Provisions	20	45
Reserves for general banking risks	—	—
Bank's capital	2,000	2,000
Statutory capital reserve	4,682	4,682
of which tax-exempt capital contribution reserve	4,682	4,682
Statutory retained earnings reserve	—	—
Voluntary retained earnings reserves	—	—
Profit carried forward	—	—
Profit	311	136
Total liabilities	**120,379**	**121,633**
Total subordinated liabilities	—	—
of which subject to mandatory conversion and/or debt waiver	—	—

（出所）ポストフィナンス "Annual Report"（2017 年）をもとに作成

図表 16：ポストフィナンスの損益計算書

CHF million	2016年	2017年
Interest and discount income	175	171
Interest and dividend income from trading portfolios	—	—
Interest and dividend income from financial investments	790	689
Interest expense	-44	4
Gross result from interest operations	**921**	**864**
Changes in value adjustments for default risks and losses from interest operations	21	40
Net result from interest operations	**942**	**904**
Commission income from securities trading and investment activities	40	47
Commission income from lending activities	16	20
Commission income from other services	633	626
Commission expense	-462	-438
Result from commission business and services	**227**	**255**
Result from trading activities and the fair value option	**211**	**222**
Result from the disposal of financial investments	28	67
Income from participations	2	2
Result from real estate	68	80
Other ordinary income	158	100
Other ordinary expenses	—	-20
Other result from ordinary activities	**256**	**229**
Operating income	**1,636**	**1,610**
Personnel expenses	-488	-512
General and administrative expenses	-516	-554
Operating expenses	**-1,004**	**-1,066**
Value adjustments on participations and depreciation and amortization of tangible fixed assets and intangible assets	-275	-369
Changes to provisions and other value adjustments, and losses	-8	-9
Operating result	**349**	**166**
Extraordinary income	74	10
Extraordinary expenses	-29	–
Changes in reserves for general banking risks	—	–
Taxes	-83	-40
Profit	**311**	**136**

（出所）ポストフィナンス“Annual Report”（2017 年）をもとに作成

図表 17：スイスポストの連結損益計算書（セグメント別）

Consolidated Income Statement	2011/12	2012/12	2013/12	2014/12	2015/12	2016/12	2017/12
Total operating income	**8599**	**8582**	**8470**	**8457**	**8224**	**8118**	**7930**
(y/y)	**-2%**	**0%**	**-1%**	**0%**	**-3%**	**-1%**	**-2%**
Net sales from logistics services	5377	5512	5412	5533	5445	5406	5265
Net sales from resale merchandise	579	550	548	553	515	508	459
Income from financial services	2439	2348	2307	2194	2062	2053	1978
Other operating income	204	172	203	177	202	221	228
Resulte by business segment							
PostMail	3141	3103	2959	2887	2820	2906	2779
Swiss Post International							
Swiss Post Solutions	549	547	616	659	609	558	551
Postal-Network	1706	1689	1592	1663	1601	1196	1102
Post-Logistics	1501	1535	1581	1562	1552	1572	1618
Post-Finance	2451	2362	2377	2261	2143	2155	2088
PostBus	719	778	812	835	849	923	836
Other	945	970	897	886	941	919	889
Consolidation	-2413	-2402	-2364	-2296	-2291	-2041	-1933
Proportion: business segment							
PostMail	*37%*	*36%*	*35%*	*34%*	*34%*	*36%*	*35%*
Swiss Post International	*0%*	*0%*	*0%*	*0%*	*0%*	*0%*	*0%*
Swiss Post Solutions	*6%*	*6%*	*7%*	*8%*	*7%*	*7%*	*7%*
Postal-Network	*20%*	*20%*	*19%*	*20%*	*19%*	*15%*	*14%*
Post-Logistics	*17%*	*18%*	*19%*	*18%*	*19%*	*19%*	*20%*
Post-Finance	*29%*	*28%*	*28%*	*27%*	*26%*	*27%*	*26%*
PostBus	*8%*	*9%*	*10%*	*10%*	*10%*	*11%*	*11%*
Other	*11%*	*11%*	*11%*	*10%*	*11%*	*11%*	*11%*
Consolidation	*-28%*	*-28%*	*-28%*	*-27%*	*-28%*	*-25%*	*-24%*
Total operating expenses	**-7,691**	**-7,692**	**-7,229**	**-7,654**	**-7,348**	**-7,484**	**-7,357**
(y/y)	**-2%**	**0%**	**-6%**	**6%**	**-4%**	**2%**	**0%**
Personnel expenses	-4026	-4131	-3701	-4108	-4022	-4034	-3989
Resale merchandise and service ex penses	-1520	-1556	-1561	-1602	-1529	-1589	-1559
Expenses for financial serv ices	-728	-586	-492	-501	-266	-257	-174
Depreciation and impairment	-293	-312	-333	-329	-336	-447	-467
Other operating ex penses	-1124	-1107	-1142	-1114	-1195	-1157	-1168
Operating profit	**908**	**890**	**1241**	**803**	**876**	**704**	**573**
(Operating profti margin)	**10.6%**	**10.4%**	**14.7%**	**9.5%**	**10.7%**	**8.7%**	**7.2%**
Results by business segment							
PostMail	251	178	491	334	383	317	370
Swiss Post International							
Swiss Post Solutions	11	3	15	12	16	20	25
Postal-Network	-151	-120	-110	-100	-100	-193	-159
Post-Logistics	162	152	189	141	152	117	119
Post-Finance	591	627	588	382	463	542	549
PostBus	33	6	65	30	33	36	-69
Other	11	44	3	4	-71	-135	-201
Consolidation	0	0	0	0	0	0	0
Proportion: business segment							
PostMail	*28%*	*20%*	*40%*	*42%*	*44%*	*45%*	*65%*
Swiss Post International	*0%*	*0%*	*0%*	*0%*	*0%*	*0%*	*0%*
Swiss Post Solutions	*1%*	*0%*	*1%*	*1%*	*2%*	*3%*	*4%*
Postal-Network	*-17%*	*-13%*	*-9%*	*-12%*	*-11%*	*-27%*	*-28%*
Post-Logistics	*18%*	*17%*	*15%*	*18%*	*17%*	*17%*	*21%*
Post-Finance	*65%*	*70%*	*47%*	*48%*	*53%*	*77%*	*96%*
PostBus	*4%*	*1%*	*5%*	*4%*	*4%*	*5%*	*-12%*
Other	*1%*	*5%*	*0%*	*0%*	*-8%*	*-19%*	*-35%*
Consolidation	*0%*	*0%*	*0%*	*0%*	*0%*	*0%*	*0%*
Financial income	24	22	14	12	22	18	24
Financial expense	-19	-23	-93	-57	-69	-64	-67
Net income from associates and joint ventures	12	10	7	16	12	7	-10
Group profit before tax	**925**	**899**	**1169**	**774**	**841**	**665**	**520**
Income tax	-21	-40	582	-136	-210	-107	-145
Group profit	**904**	**859**	**1751**	**638**	**631**	**558**	**375**
(Group profit margin)	**11%**	**10%**	**21%**	**8%**	**8%**	**7%**	**5%**

（出所）スイスポスト“Annual Report”（2011～2017）をもとに作成

第 4 章　リテール金融機関の特徴

スイスのリテール金融機関としては、地域・貯蓄銀行（regional banks and savings banks）、信用協同組合の形態をとるライファイゼンバンク（Raiffeisen banks）、ポストフィナンス（PostFinance Ltd.）の 3 つが挙げられる。これら全ての金融機関は、連邦議会に直結した連邦金融市場監督機構（Swiss Financial Market Supervisory Authority, FINMA）の監督下に置かれている。

1.　ポストフィナンス（PostFinance Ltd.）

(1)　ポストフィナンスの特徴

ポストフィナンスは、同国内の商業用の支払送金・決済の大半を処理する国内最大の送金・決済機関である。資産規模では、スイス第 7 位の銀行に相当する。

2017 年 12 月期のポストフィナンスの収益構造を銀行全体と比較すると、資金利益（net result from interest operations）の営業収益に占める比率が 56.1%と、銀行全体（37.6%）を大きく上回っていることが窺える。これらの特徴は、州立銀行、地域・貯蓄銀行、ライファイゼンバンク等、リテール金融を主業務とする銀行に共通して見られる傾向である。リテール金融機関のなかでは、決済業務や投資運用業務を強化する施策のもと、相対的に資金益以外の収益比率は高い。他方で、大銀行は M&A のアドバイザリー料や資産運用のコンサルティング料等、利子以外の収益機会が多い傾向にあることが指摘される。

図表 18：業態別の収益構造の比較（2017 年 12 月末）

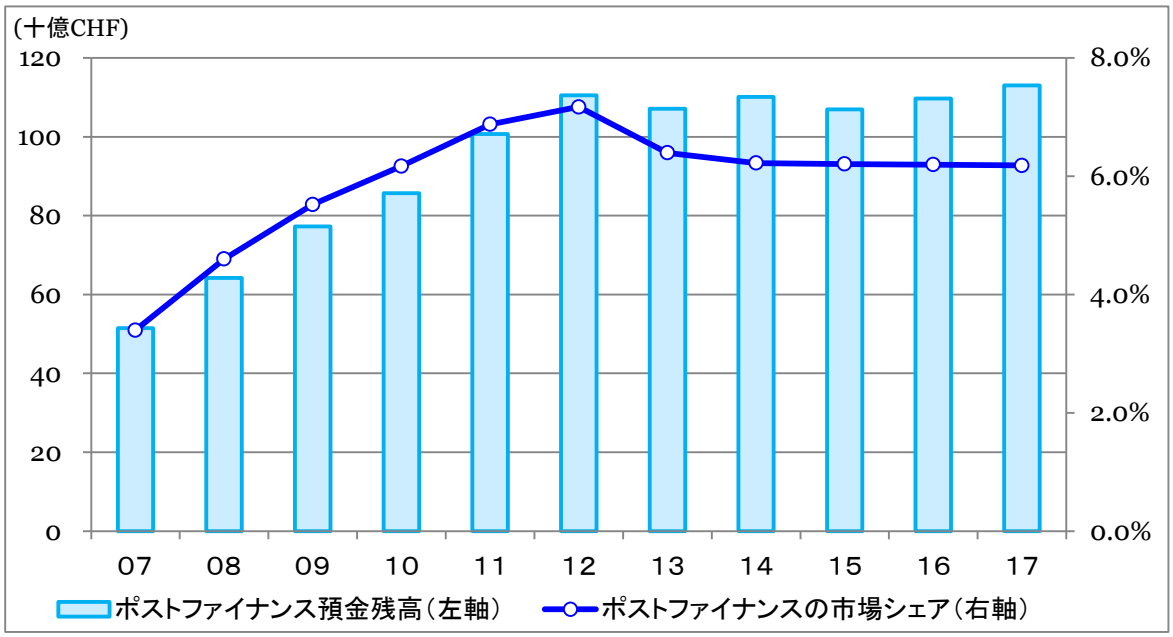
	Total income	Net result from interest operations	Result from commission business and services	Result from trading activities and the fair value option	Other result from ordinary activities
国内銀行合計	100.0%	37.6%	35.2%	12.5%	14.6%
大銀行	100.0%	28.6%	34.0%	13.8%	23.6%
州立銀行	100.0%	62.3%	22.4%	10.6%	4.7%
地域･貯蓄銀行	100.0%	74.5%	16.9%	4.9%	3.7%
ライファイゼンバンク	100.0%	70.8%	11.9%	6.8%	10.4%
ポストファイナンス	100.0%	56.1%	15.8%	13.8%	14.2%

（注）業態の分類はスイス国立銀行に基づく。ポストフィナンスは「その他の銀行機関」に分類されるが、単独で抽出した

（出所）スイス国立銀行ウェブサイト https://data.snb.ch/en/topics/banken#!/cube/baerfrechua?fromDate=2016&toDate=2017&dimSel=Do0(ERZ1,ERK1,ERH,UER1),BANKENGRUPPE(A30,G10,G15,G20,G25)、ポストフィナンス“Annual Report 2017”をもとに作成

(2) 金融市場の中でのポストフィナンスの競争力

図表 19：ポストフィナンスの預金残高と市場シェアの推移



（注）各年 12 月末。ポストフィナンスの預金残高は、年度に応じて以下の値を採用した
・2015-17 年度：ポストフィナンス“Annual Report” 上の “Amounts due in respect of customer deposits”
・2013-14 年度：ポストフィナンス “Annual Report”上の “Amounts due to customers as savings and investments”及び “Other amounts due to customers”の計数
・2007-2012 年度：スイスポスト “Annual Report”上の “Customer Deposits”
（出所）ポストフィナンス “Annual Report”、スイス国立銀行ウェブサイトをもとに作成

① 預金残高、融資残高等に占めるポストフィナンスの位置づけ

2017 年 12 月末のポストフィナンスの預金残高（amounts due in respect of customer deposits）は 1,133 億スイスフランである。2017 年 12 月末現在、スイス金融機関全体に占めるシェアは 6.2%である。2007 年から 2012 年にかけて預金残高は急速に上昇したが、その後は 1,100 億スイスフラン程度で落ち着いている。

② 預金利子、預金条件、融資条件等の現状

スイスの政策金利は（ロンドン銀行間取引金利（London Interbank Offered Rate, LIBOR）3 ヵ月物のターゲットレンジはマイナス 1.25%－マイナス 0.25%であるため、銀行の預金金利は総じて低い。ポストフィナンスの預金金利は 2017 年 1 月 1 日に改訂され、個人口座（private account）で利子が付かず、貯蓄口座（saving account）も 0.05%に過ぎないことに変更はないが、貯蓄口座で 0.05%の預金金利が適用されるのは預入額上限が 50 万スイスフランから 25 万スイスフランへと大幅に引き下げられた。他方、これまでポストフィナンスは、若年層向けの個人口座に 0.50%の金利を適用していたが、0.25%に引き下げ、大銀行の UBS スイスもゼロから 0.25%に引き上げたため両者の差はなくなった。(図表 14)。2017 年 2 月 1 日より、個人顧客で預金残高（private と saving 口座合算）が 100 万スイスフランを超える部分に対して 1%の手数料を徴収し始めた。

③　提供商品の現状

ポストフィナンスでは、個人向けの商品として、①オンライン用口座、若者対象口座等（youth account、student account）の口座サービス、②支払・決済サービス、③退職計画に関連した生命保険や退職年金サービス、④オンラインサービス（e-finance）、⑤クレジットカード、⑥提携金融機関の住宅ローン等が提供されている。

2.　地域・貯蓄銀行（regional banks and savings banks）

(1)　地域・貯蓄銀行の特徴

2017 年 12 月末の地域・貯蓄銀行の国内店舗数は 360 店舗で、上位 2 行はともに資産規模が 200 億スイスフランを上回っているが、3 位行以下は 100 億スイスフラン未満と規模の小さい銀行が多い。地域・貯蓄銀行数やその店舗数は減少傾向にあり、2010 年から 2017 年までの 7 年間で、銀行数は 7 行、店舗数は 35 店舗減少している。

トピックス：Valiant Bank

Valiant Bank は首都ベルンの駅前に本店を構える地域・貯蓄銀行の最大手で、ベルンに本拠地を置いていた銀行 3 行が合併し、更に中小の銀行を吸収合併して規模を拡大してきた。現在 84 支店に 900 人以上の従業員を擁する。従業員のうち過半数の 500 人以上がアドバイザーとして顧客と接する。営業地域はベルンと周辺のルツェルン、アーラウが多く、チューリヒやジュネーブには大銀行が強いこともあって積極的に進出していない。スイス証券取引所に上場する株式会社で、株主の多くは国内投資家である。

主要な顧客は個人と中小企業で、顧客から集めた預金を主に住宅ローン（総資産の 88%）として貸し付ける伝統的な銀行サービスを軸としている。預金残高は 183 億スイスフラン（2.1 兆円：1 フラン＝114 円として換算）、貸出残高は 221 億スイスフラン（2.5 兆円）であり、預貸比率が 100%を超えており、預金残高を超える分は主に債券発行で調達している。債券発行残高 47 億スイスフランの 9 割弱に相当する 42 億スイスフランが、マイナス金利の影響で低利で調達可能なモーゲージ債（住宅ローン担保債券）である。

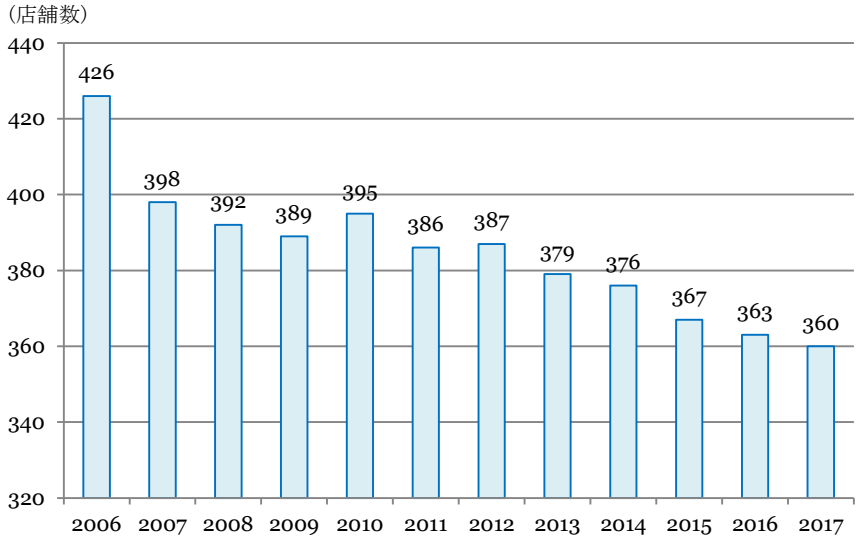
規制上直接貸付を行えないポストフィナンスと住宅ローン商品提供において提携しており、ポストフィナンスのブランド名を冠した商品を同社の窓口で販売している。

（2016 年 11 月の Valiant Bank へのヒアリング及び同ヒアリング時における Valiant Bank の提供資料に基づく）

(2) 金融市場の中での地域・貯蓄銀行の競争力

地域・貯蓄銀行の収益構造の特徴は、資金利益の比率が高いことである。2017 年 12 月末の営業収益に占める比率は 74.5%と、銀行全体（37.6%）の約 2 倍の水準にある。

図表 20：地域・貯蓄銀行の国内店舗数



（注）各年 12 月末
（出所）スイス国立銀行 “Banks in Switzerland 2017”をもとに作成

3. ライファイゼンバンク・グループ（Raiffeisen banks）

(1) ライファイゼンバンク・グループの特徴

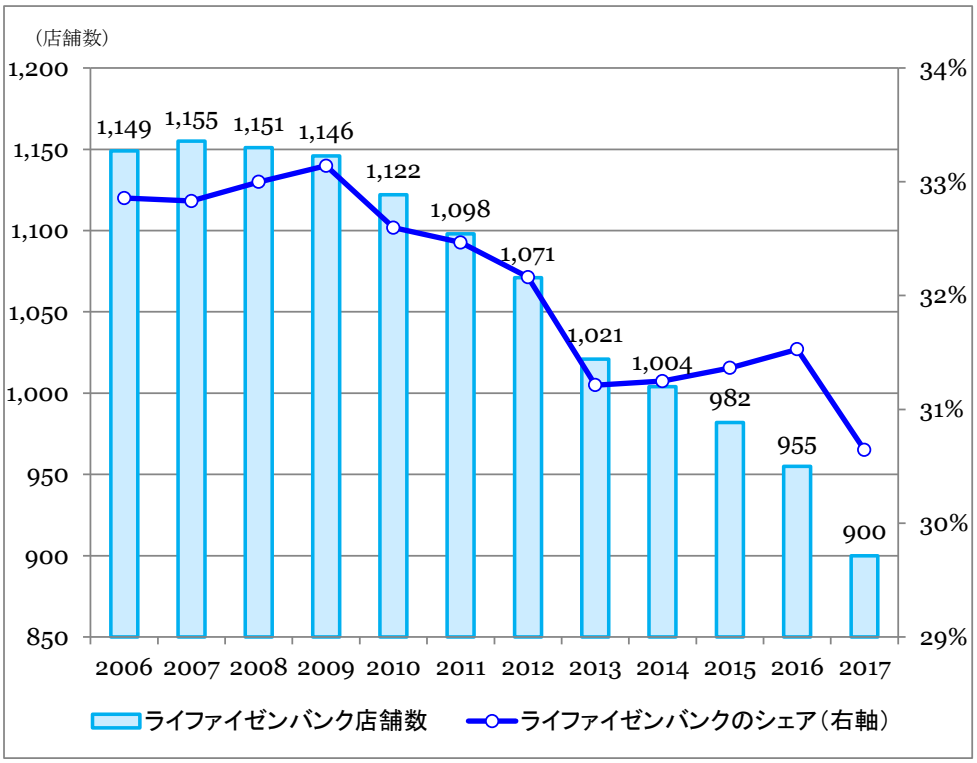
ライファイゼンバンク・グループは、中央機関のライファイゼン・スイスと 255 の個別ライファイゼンバンクから構成されている[69]。国内支店（個別ライファイゼンバンクの支店）数は 628 支店で、過去 3 年間で 54 店舗減少した（2017 年 12 月末）。全体の店舗数も 1995 年 12 月末の 1,337 をピークに減少が続き、2017 年 12 月末には 912 にまで減少しているが、それでも銀行業態別には最大の店舗数を占め、更に資産規模でも大銀行に次いで国内第 4 位と、大手金融機関の一つである。

(2) 金融市場の中でのライファイゼンバンク・グループの競争力

ライファイゼンバンク・グループの収益構造の特徴は、地域・貯蓄銀行同様に、資金利益の比率が高いことである。2017 年 12 月期の営業収益に占める比率は 70.8%と、銀行全体（37.6%）の 2 倍弱の水準にあり、業態別でも地域・貯蓄銀行に次いで 2 番目に高い水準にある。

[69] スイス中央銀行の統計上、ライファイゼンバンクは機関数 1、拠点数 899 の銀行業態とされる。(2017 年 12 月末)ライファイゼンバンク・グループ の発表した“Key Figures”によれば、2017 年 12 月末現在、ライファイゼン・スイス本店(1)と支店(6)、サブブランチ(10)、同行が買収した Notenstein La Roche Ltd.のサブブランチ(13)及び個別ライファイゼンバンク(255)とその支店(628)で合計 912 である。

図表 21：ライファイゼンバンクの国内店舗数と銀行店舗数に占めるシェア



（注）各年 12 月末
（出所）スイス国立銀行 “Banks in Switzerland 2017”をもとに作成

ライファイゼンバンクは競争力強化のため、①既存顧客に対するサービスの質の一段の向上、②貯蓄と住宅ローン中心のビジネスモデルから手数料収入を主要収益源とするビジネスモデルへの転換、③デジタル化や中央機関への権限集中を通じた生産性の向上、④企業文化の強化（価値中心のリーダーシップ：value-oriented leadership、女性活用：シニア層・経営陣の 26%を女性とする、フルタイム・パートタイム間の待遇差の撤廃、産育休の徹底等）を 4 本柱とした改革を実行中である[70]。

4. 家計・非営利団体の金融資産の動向

スイスの家計・非営利部門の金融資産構成比をみると、預金（当座預金・普通預金、その他預金等）は 33.6%を占めている（2016 年 12 月末）。2006 年 12 月末以降、預金の比率は 27.3%から 2016 年 12 月末までに 6.3 ポイント上昇した。構成比は価格変動の大きい株式の動向に影響を受けるものの、2006 年 12 月末から 2016 年 12 月末にかけて株式（13.8%→12.5%）、投資信託（11.1%→10.2%）、債券（8.2%→3.9%）の比率が低下している。なお、2015 年の統計からストラクチャー商品は債券の内数に入っている。

[70] 2016 年 11 月のライファイゼン・スイスへのヒアリングに基づく。

図表 22：スイスの家計・非営利団体の金融資産の推移

	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
金融資産合計（10億スイスフラン）	1893	1960	1818	1934	1972	2011	2108	2221	2317	2354	2445
構成比	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
現金預金	27.3%	27.4%	29.5%	28.9%	30.2%	31.8%	32.4%	32.3%	32.1%	32.0%	33.6%
現金	1.3%	1.3%	1.5%	1.5%	1.6%	1.7%	1.8%	1.8%	1.8%	2.0%	2.1%
譲渡性預金	7.8%	7.4%	8.4%	9.4%	10.1%	10.9%	11.4%	11.8%	12.0%	12.2%	13.4%
その他の預金	18.1%	18.8%	19.6%	18.1%	18.5%	19.2%	19.2%	18.7%	18.3%	17.9%	18.1%
債券	8.2%	8.8%	8.7%	8.6%	7.4%	6.6%	6.1%	5.2%	4.8%	4.1%	3.9%
短期債券	0.2%	0.3%	0.4%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
長期債券	5.8%	5.9%	6.8%	7.0%	5.9%	5.3%	5.0%	4.1%	3.8%	3.2%	3.0%
ストラクチャー商品	2.3%	2.6%	1.5%	1.5%	1.4%	1.2%	1.1%	1.1%	1.0%	0.9%	0.9%
株式・エクイティ（除く投信）	13.8%	12.9%	9.3%	10.9%	10.9%	10.6%	10.8%	12.0%	12.3%	12.1%	12.5%
投資信託	11.1%	11.5%	8.9%	9.3%	9.2%	8.3%	8.5%	8.8%	9.5%	9.7%	10.2%
保険・年金	39.5%	39.4%	43.6%	42.2%	42.3%	42.7%	42.2%	41.6%	41.3%	42.1%	43.6%
損害保険の技術的準備金	3.0%	3.1%	3.5%	3.3%	3.3%	3.3%	3.1%	2.9%	2.9%	2.8%	2.8%
生保掛金	5.6%	5.3%	5.6%	5.3%	5.2%	5.1%	4.9%	4.7%	4.4%	4.3%	4.3%
年金掛金	30.9%	30.9%	34.6%	33.5%	33.8%	34.3%	34.2%	33.9%	34.1%	35.0%	36.5%

（出所）スイス国立銀行ウェブサイト

5. 金融システム全体におけるリテール金融機関の位置付け

スイスのリテール金融機関に該当する銀行の資産規模は総じて小さい。金融機関の業態別に総資産を比較すると、①大銀行の 5 行はいずれも 1,000 億スイスフラン以上、②州立銀行は全 24 行中の 16 行が 100 億～500 億スイスフラン、③リテール金融機関では、ライファイゼンバンクやポストフィナンスの総資産は 1,000 億スイスフラン以上であるが、地域・貯蓄銀行の 62 行中の 53 行が 2.5 億～50 億スイスフランと小規模である（2017 年 12 月末）。

スイス国立銀行の統計（Banks in Switzerland 2014）によると、2014 年 12 月末の預金残高（amounts due to customers [in the form of savings and deposits]）は約 6,400 億スイスフラン。過去 20 年の推移をみると、1995 年から 2007 年までは 3,000 億スイスフラン前後で推移していたが、以降、年率 9.7%のペースで増加している。特に 2013 年に、ポストフィナンスが銀行ライセンスを取得し、「その他の銀行」として統計に含まれた影響が大きい。なお、2012 年 12 月末から 2013 年 12 月末にかけて、「その他の銀行」の預金残高は 449 億スイスフラン増えているが、ポストフィナンスの預金残高は 426 億スイスフランであることから、当該変動の殆どはポストフィナンスであったと推察される。

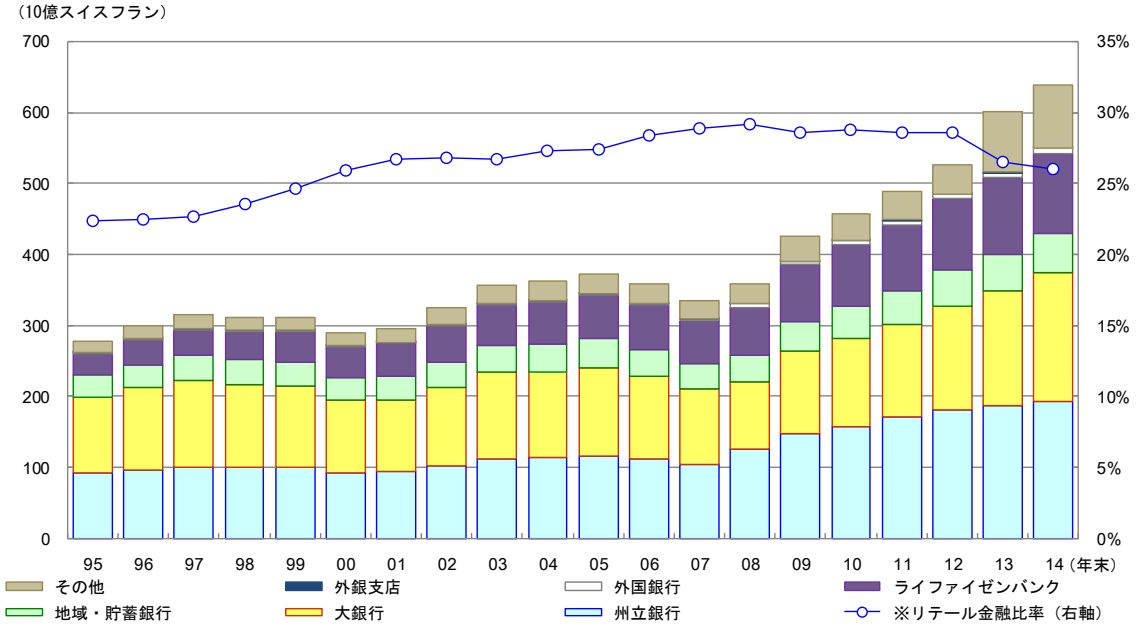
銀行の預金残高は合計 1 兆 7,881 億スイスフランで、うちリテール金融機関合計 3,534 億スイスフラン（ポストフィナンス：1,133 億スイスフラン、地域・貯蓄銀行：791 億スイスフラン、ライファイゼンバンク：1,610 億スイスフラン）の占める割合は 19.8%であった（2017 年 12 月末）。

図表 23：業態別にみた総資産の規模別分布（2017 年 12 月末）

業態	~1億	1~2.5億	2.5~5億	5~10億	10~50億	50~100億	100~500億	500~1,000億	1,000億~	その他	合計
大銀行									5		5
州立銀行					5	2	16		1		24
地域・貯蓄銀行	3	2	14	20	19	2	2				62
ライファイゼンバンク									1		1
外国銀行	1	12	12	17	20	9	5				76
外銀支店	6	0	1	4	8		4				23
ストック・エクスチェンジ・バンク	4	10	8	5	9	2	4	1			43
その他		2	2	1	4	2	2		1		14
合計	14	26	37	47	65	17	33	1	8		248
プライベート・バンク										6	6
総計	14	26	37	47	65	17	33	1	8	6	254

（注）個別プライベート・バンクの総資産額は出所に記載されていない
（出所）スイス国立銀行 “Banks in Switzerland 2017”をもとに作成

図表 24：【参考】業態別預金残高（2014 年まで）



（注）2015 年度から銀行会計基準が変更になったため、2015 年の計数を含まない
（出所）スイス国立銀行“Banks in Switzerland 2014”をもとに作成

次に業態別の収益構造を見ると、リテール金融機関のなかで特に地域・貯蓄銀行とライファイゼンバンクについては、住宅ローン特化型ビジネスモデルである。住宅ローンを総資産対比で見てみると現状 80%程度を占め、歴史的に見ても高水準であり、他業態との比較においても非常に高い。ゆえに資金利鞘に大きく依存している。ライファイゼンバンクの 2017 年決算書によると、マイナス金利導入の影響もあり資金利鞘は 2012 年の 1.3%から 2017 年には 1.0%へと低下している。

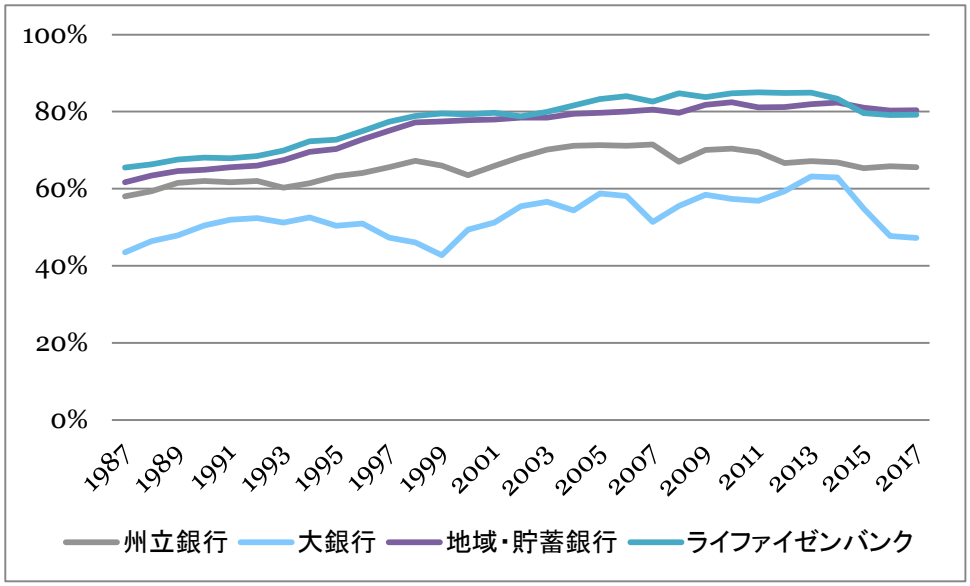
ちなみに BIS のグローバル金融システム委員会が 2018 年 7 月に出した報告書[71]では低金利長期化と金融システムの脆弱性について述べられている。その中でスイスのリテール銀行が取り上げられ、今後の金利動向が収益に与える影響についてシミュレーション分析がなされている。ベースラインシナリオとしてゆっくりと金利が上昇する場合には今後 5 年でリテール銀行の収益は 2016 年末水準に対しおよそ 2 倍となる。一

[71] CGFS Papers No61「Financial stability implications of a prolonged period of low interest rates」

方、低金利が長期化するシナリオ（low-for-long）では、資金利鞘の更なる縮小によりベースラインケースより収益はかなり減少する。金利が急上昇するシナリオ（snapback）では、ファンディングコストとクレジットコストの上昇により収益は大幅に悪化し、住宅価格の下落を伴えば収益環境はさらに厳しくなる。

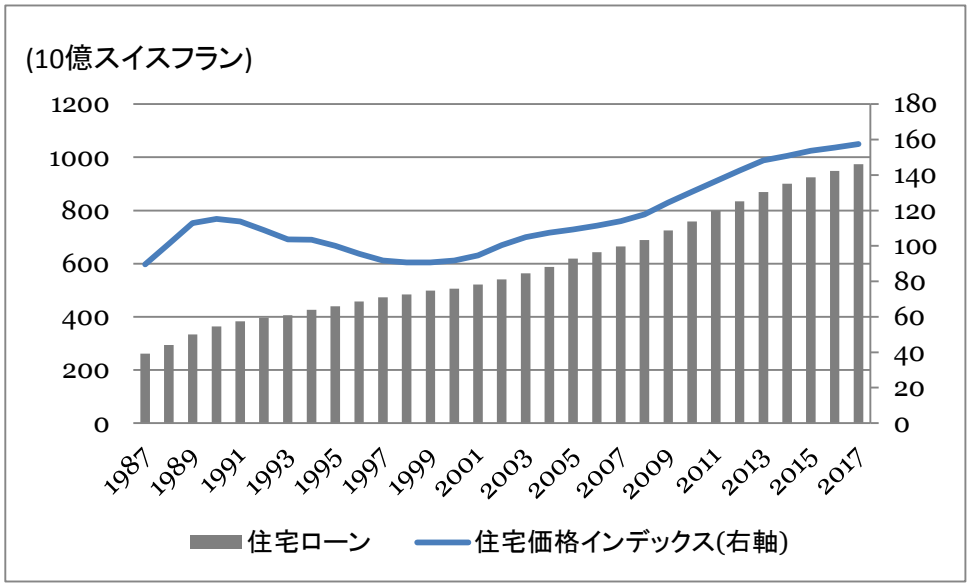
いずれのシナリオにおいても現在の資本は損失を十分に吸収できるとしてはいるものの、銀行がリスクを増やしたり、資本が毀損したり、正常化の過程で金利が急騰すれば、環境は急変するとして警鐘を鳴らしている。リテール銀行はビジネスモデルの転換が課題として認識はされているが、早急に対策を打つ必要がありそうである。

図表 25：住宅ローン総資産比率



（出所）スイス国立銀行 "Bank in Switzerland 2017"をもとに作成

図表 26：住宅ローン残高と住宅価格



（出所）スイス国立銀行 "Bank in Switzerland 2017"、BIS 統計をもとに作成

さらに店舗展開について見ると、2016 年 11 月時点で、ポストフィナンスはスイス国内に 102 店舗（うち支店 43）展開しており、大部分の金融サービスは、1,464 ある郵便局を通じて提供されていた[72]。2018 年 3 月、店舗数は 100 店舗へと減っているが、地域別では、ベルン州 16 店舗、チューリヒ州 13 店舗、ボー州 9 店舗の順に多い。他の業態と比較をすると、人口の多いチューリヒやジュネーブ等では大銀行が、首都ベルンでは地域・貯蓄銀行の店舗数が相対的に多く、存在感を示している。

比較的人口が少ない地域での店舗シェアが高い業態は、州立銀行とライファイゼンバンクである。進出エリア別では業態別にある程度棲み分けられていると言えよう。

図表 27：州別の店舗数と業態別の店舗数構成比

	ポストフィナンス拠点数			銀行合計					
		店舗	郵便局/簡易局		大銀行	州立銀行	地域・貯蓄銀行	ライファイゼンバンク	その他の銀行
1 Zurich	243	13	230	397	91	72	44	40	150
2 Berne	298	16	282	369	54	58	126	93	38
3 Lucerne	100	2	98	122	12	25	26	46	13
4 Uri	19	1	18	16	2	9	0	5	0
5 Schwyz	37	1	36	67	10	24	6	17	10
6 Obwalden	9	0	9	20	2	9	1	8	0
7 Nidwalden	11	1	10	20	3	8	1	8	0
8 Glarus	19	1	18	16	2	6	5	2	1
9 Zug	19	1	18	42	6	14	1	14	7
10 Fribourg	99	5	94	110	15	27	9	49	10
11 Solothurn	82	4	78	102	7	6	24	55	10
12 Basel-Stadt	28	2	26	75	19	18	2	2	34
13 Baselland	57	3	54	59	15	20	2	19	3
14 Schaffhausen	26	1	25	29	4	5	11	3	6
15 Appenzell Ausserrhoden	22	1	21	12	3	2	1	6	0
16 Appenzell Innerrhoden	2	0	2	10	1	4	0	5	0
17 St Gallen	137	6	131	189	20	36	25	77	31
18 Graubünden	136	6	130	126	15	56	0	39	16
19 Aargau	184	7	177	203	20	30	58	80	15
20 Thurgau	75	3	72	86	10	30	0	42	4
21 Ticino	160	6	154	183	34	20	0	64	65
22 Vaud	196	9	187	214	32	68	10	63	41
23 Valais	138	4	134	208	33	49	2	108	16
24 Neuchâtel	53	2	51	52	10	12	2	14	14
25 Geneva	71	3	68	163	37	21	0	17	88
26 Jura	43	2	41	47	4	12	4	24	3
Total	2,264	100	2,164	2,937	461	641	360	900	575

[72] 2016 年 11 月のポストフィナンスへのヒアリングに基づく。

	ポストフィナンス拠点数			銀行合計					
		店舗	郵便局/簡易局		大銀行	州立銀行	地域・貯蓄銀行	ライファイゼンバンク	その他の銀行
1 Zurich	–	3.3%	–	100.0%	22.9%	18.1%	11.1%	10.1%	37.8%
2 Berne	–	4.3%	–	100.0%	14.6%	15.7%	34.1%	25.2%	10.3%
3 Lucerne	–	1.6%	–	100.0%	9.8%	20.5%	21.3%	37.7%	10.7%
4 Uri	–	6.3%	–	100.0%	12.5%	56.3%	0.0%	31.3%	0.0%
5 Schwyz	–	1.5%	–	100.0%	14.9%	35.8%	9.0%	25.4%	14.9%
6 Obwalden	–	0.0%	–	100.0%	10.0%	45.0%	5.0%	40.0%	0.0%
7 Nidwalden	–	5.0%	–	100.0%	15.0%	40.0%	5.0%	40.0%	0.0%
8 Glarus	–	6.3%	–	100.0%	12.5%	37.5%	31.3%	12.5%	6.3%
9 Zug	–	2.4%	–	100.0%	14.3%	33.3%	2.4%	33.3%	16.7%
10 Fribourg	–	4.5%	–	100.0%	13.6%	24.5%	8.2%	44.5%	9.1%
11 Solothurn	–	3.9%	–	100.0%	6.9%	5.9%	23.5%	53.9%	9.8%
12 Basel-Stadt	–	2.7%	–	100.0%	25.3%	24.0%	2.7%	2.7%	45.3%
13 Baselland	–	5.1%	–	100.0%	25.4%	33.9%	3.4%	32.2%	5.1%
14 Schaffhausen	–	3.4%	–	100.0%	13.8%	17.2%	37.9%	10.3%	20.7%
15 Appenzell Ausserrhoden	–	8.3%	–	100.0%	25.0%	16.7%	8.3%	50.0%	0.0%
16 Appenzell Innerrhoden	–	0.0%	–	100.0%	10.0%	40.0%	0.0%	50.0%	0.0%
17 St Gallen	–	3.2%	–	100.0%	10.6%	19.0%	13.2%	40.7%	16.4%
18 Graubünden	–	4.8%	–	100.0%	11.9%	44.4%	0.0%	31.0%	12.7%
19 Aargau	–	3.4%	–	100.0%	9.9%	14.8%	28.6%	39.4%	7.4%
20 Thurgau	–	3.5%	–	100.0%	11.6%	34.9%	0.0%	48.8%	4.7%
21 Ticino	–	3.3%	–	100.0%	18.6%	10.9%	0.0%	35.0%	35.5%
22 Vaud	–	4.2%	–	100.0%	15.0%	31.8%	4.7%	29.4%	19.2%
23 Valais	–	1.9%	–	100.0%	15.9%	23.6%	1.0%	51.9%	7.7%
24 Neuchâtel	–	3.8%	–	100.0%	19.2%	23.1%	3.8%	26.9%	26.9%
25 Geneva	–	1.8%	–	100.0%	22.7%	12.9%	0.0%	10.4%	54.0%
26 Jura	–	4.3%	–	100.0%	8.5%	25.5%	8.5%	51.1%	6.4%
Total	–	3.4%	–	100.0%	15.7%	21.8%	12.3%	30.6%	19.6%

（注）州別のポストフィナンス店舗数は 2018 年 6 月 1 日時点。銀行の店舗数及び構成比は原則 2017 年末時点。
・銀行の店舗数には、支店のほかに出張所（representative offices）、登記上の事務所（registered offices）も含まれる。
　なお、2016 年から外国銀行、外銀支店、プライベートバンク等の明細が未発表となった。
ポストフィナンスの店舗数は、店舗検索結果(100)を採用（閲覧日：2018 年 6 月 1 日）
・図表下の構成比は、各州の店舗数合計に占める、各業態の店舗数の比率。但し、ポストフィナンスの店舗数合計はスイス国立銀行の分類と異なるため、ポストフィナンス分については①支店のみ構成比を算出(上記の通り時期も異なる)。
・図中のシャドー（構成比）は各業態のスイス全体に占める構成比（Total）の 1.2 倍以上となっている州を示す
・図中のシャドー（州名）は、全業態での店舗数（銀行合計）が 100 ヵ所以上ある州を示す
（出所）スイス国立銀行 “Banks in Switzerland 2017”、ポストフィナンスのウェブサイトをもとに作成

第 5 章　最近の金融動向と今後の展望

1.　最近の金融動向等

(1)　銀行経営健全性に係る新規制の導入

スイスでは近年銀行の経営健全性に関する規制の策定・導入が進められている。直近の動きとして、2016 年 7 月より、グローバルにシステム上重要な銀行（globally systemically important banks, G-SIBs）に対して TBTF2 と呼ばれる規制が適用された。TBTF は 「too big to fail」の頭字語で、巨大な銀行が一国の経済や金融システムに果たす役割や破綻時の影響の大きさから、経営上のリスクが高くても政府が「大きすぎてつぶせない」状態を指す。このような銀行には経営改善のインセンティブが働きにくく、政府もこのような銀行が経営危機に陥った場合、公的資金を注入して救済を行うため、納税者が銀行の経営リスクを負担することになる。

GDP の規模に比して巨大な大銀行を抱えるスイスでは、暗黙の政府保証が市場の歪みをもたらすとして、スイス政府は 2012 年に銀行の経営健全性やリスクに関する TBTF 規制を導入した。今回バーゼルⅢをはじめとする国際的な規制の潮流に適合するように制度を改めたものが TBTF2 規制である。TBTF2 規制では銀行を存続させることを前提とするシナリオ（going concern）と、銀行の清算時にシステム上重要な事業のみを継続させるシナリオ（gone concern）の両面から、破綻リスクに対処する資本の積み増し等が求められる[73]。

グローバルにシステム上重要な銀行として、特にこの規制が適用される大銀行グループは、いずれも国内銀行部門を分社化し、リスク資産に対するコア資本（普通株式等 Tier1 : common equity tier1, CET1）の比率を増強する姿勢を示した。UBS グループは 2015 年に国内事業部門を UBS スイス（UBS Switzerland AG）として分社化した。クレディ・スイス・グループも国内ユニバーサルバンキング部門を分社化し、Credit Suisse (Schweiz) AG として 2016 年第 1 四半期に銀行免許を取得した。同年第 3 四半期に営業を開始し、2017 年を目途に部分的に上場する予定であった[74]。しかしながら、2017 年 4 月クレディ・スイスは第 1 四半期決算の発表で Credit Suisse（Schweiz）AG の IPO による 40 億スイスフランの資金調達を取りやめ、代わりに rights issue(新株予約権無償割当)を計画していることを発表した[75]。この組織改革は、連邦金融市場監督機構（Swiss Financial Market Supervisory Authority, FINMA）の要求する水準以上に銀行が自行の清算可能性を高めることで、政府から賦課される健全性規制が緩和されることを狙ったものである。連邦銀行法（Swiss Federal Act on Banks and Savings Banks, Banking Act, BA）では、規制緩和の要件として、①業務ユニットと法人としての形態（リーガル・ストラクチャー）の一致等、②法人間の株式持ち合いの削減、③オペレーションの分離等が規定されているが、UBS グループやクレディ・スイス・グ

---

73 スイス国立銀行“Financial Stability Report 2016”
神山哲也「スイス版 TBTF 規制への対応を兼ねたクレディ・スイスの新経営戦略」（野村資本市場研究所『野村資本市場クオータリー』2016 Winter）

74 Credit Suisse “Credit Suisse accelerates its restructuring”（2016 年 3 月 23 日）
https://www.credit-suisse.com/ch/en/about-us/media/news/articles/media-releases/2016/03/en/accelerates-restructuring-global-markets.html

75 Credit Suisse　Credit Suisse Group announces 1Q17 results　(2017 年 4 月 26 日)
https://www.credit-suisse.com/corporate/en/articles/media-releases/1q17-press-release-201704.html

ループの国内部門分社化①の要件充足を意図したものである[76]。

TBTF2 規制上の going-concern CET1 比率は 2018 年第 1 四半期時点で、クレディ・スイスは 15.6%、UBS は 16.4%であり両グループともに必要とされる 14.3%を上回っている。しかしながら、going-concern レバレッジ比率はクレディ・スイスは 4.6%、UBS は 4.7%であり必要とされる 5.0%に対して一層の改善が求められる。とは言え、バーゼルⅢ上の所要水準である CET1 比率 8%とレバレッジ比率 3%は満たしている。

大銀行に加えて、国内でシステム上重要な銀行（Domestically focused systemically important banks, DF-SIBs）についても TBTF2 規制の対象となっている。ライファイゼン・グループ、チューリヒ州立銀行とポストファイナンスの 3 行である。すべての銀行が、2017 年末時点で CET1 比率 8%とレバレッジ比率ともに所要水準を上回っている[77]（ライファイゼン・グループ:　CET1 比率 16.5%＞所要水準 14.4%、レバレッジ比率 6.8%＞所要水準 4.6%、チューリヒ州立銀行:　同 17.6%＞13.5%、同 6.4%＞4.5%、ポストファイナンス:　同 17.1%＞12.9%、同 4.7%＞4.5%）。

(2)　スイス国立銀行による「無制限介入」政策が終了

2014 年、UBS による米国富裕層顧客の脱税加担が明るみに出てから、連邦金融市場監督機構（Swiss Financial Market Supervisory Authority, FINMA）の監視が強化されたため、スイス国内にある顧客資産の海外流出が続いていたが、欧州金融危機の中で安全な通貨として再び海外から資産が流入するようになった。

このようなスイスフランへの資金流入と為替レート上昇に対して、スイス国立銀行（SNB）は 2011 年 9 月からスイスフランの対ユーロでの上昇を抑えるために外国為替市場での「無制限介入」（1€＝1.20 スイスフラン以上の通貨高防止）政策を導入していたが、2015 年 1 月 15 日に同政策を終了した[78]。背景には 2014 年からスイスフランとユーロが米ドルに対して大幅に下落したこと、またスイスフラン高が解消されたことで輸出産業への影響が後退すると見込まれたことから、スイスフラン対ユーロで上限を設定する大義は薄れたという理解がある。対ユーロの上限撤廃と同時に、スイス国立銀行は 2015 年 1 月 22 日に開始したマイナス金利の幅を当初予定より拡大し、金融機関から徴収する手数料は、マイナス 0.25%からマイナス 0.75%へと変更し、更に政策金利も下げ、3 ヶ月物ロンドン銀行間取引金利（London Interbank Offered Rate, LIBOR）の政策金利の幅を、プラス 0.25%-マイナス 0.75 から、マイナス 0.25%-マイナス 1.25%に引き下げた。

2018 年 6 月の金融政策決定会合においても、引き続き緩和的な金融政策を継続している。また、スイス国立銀行は 2017 年の決算で、主に外貨のポジションにより前年比 299 億スイスフラン増加となる 544 億スイスフランの利益を計上した[79]。

---

76 神山哲也「スイス版 TBTF 規制への対応を兼ねたクレディ・スイスの新経営戦略」（野村資本市場研究所『野村資本市場クオータリー』2016 Winter）

77 スイス中央銀行　“Financial Stability Report 2018”
https://www.snb.ch/n/mmr/reference/stabrep_2018/source/stabrep_2018.n.pdf

78 「スイス中銀、スイスフラン高抑制の無制限介入終了」、『日本経済新聞』ウェブサイト版（2015 年 1 月 15 日）、「スイスフラン、無制限介入終了で急騰」、『日本経済新聞』ウェブサイト版（2015 年 1 月 16 日）

79 スイス中央銀行 “Annual Report 2017” https://www.snb.ch/en/iabout/pub/annrep/id/pub_annrep_2017

(3) マイクロファイナンスなどソーシャルファイナンスの現況等

他の EU 諸国同様、マイクロファイナンスはスイスにおいても活発である。スイスを拠点とする、マイクロファイナンスに特化した投資アドバイザリー会社である Symbiotics 社によれば、2016 年末主要マイクロファイナンス投資運用会社 44 社（17 ヵ国）の資産合計 126 億ドルのうち、スイスが 36%を占め首位となっている。(2 位オランダ 23%、3 位ドイツ 15%、4 位米国 9%、5 位オーストリア 4%)。

スイスの投資運用会社では、2018 年 5 月時点で、Blue Orchard は 2001 年に設立後、デキシア・マイクロクレジット・ファンドなどによる運用を通して 70 ヵ国、350 超のマイクロファイナンス機関に対し約 47 億ドルを投資している。また、ResponsAbility は 2003 年に設立後、90 ヵ国、約 540 のマイクロファイナンス機関に対し約 30 億ドルを投資している[80]。

国連は 2030 年までに達成する持続可能な開発目標(SDGs)を掲げている。実現には民間資金の活用が不可欠であり、UBS のオプティムス基金は 2015 年 6 月にインドの女子教育を支援する世界初のデベロップメント・インパクト・ボンド(DIB)に投資した[81]。ジュネーブに本部を置く赤十字国際委員会は 2017 年 9 月に世界初となるヒューマニタリアン・インパクト・ボンド(HIB)を発行した[82]。2018 年 1 月にはチューリッヒにて連邦経財省主催のインパクトボンドと成功報酬型メカニズムについてのカンファレンスが開催された[83]。金融セクターに強みを持ち多くの国際機関の拠点があるスイスはソーシャルファイナンスのリーダー的役割を果たすのふさわしい素地を備えている。

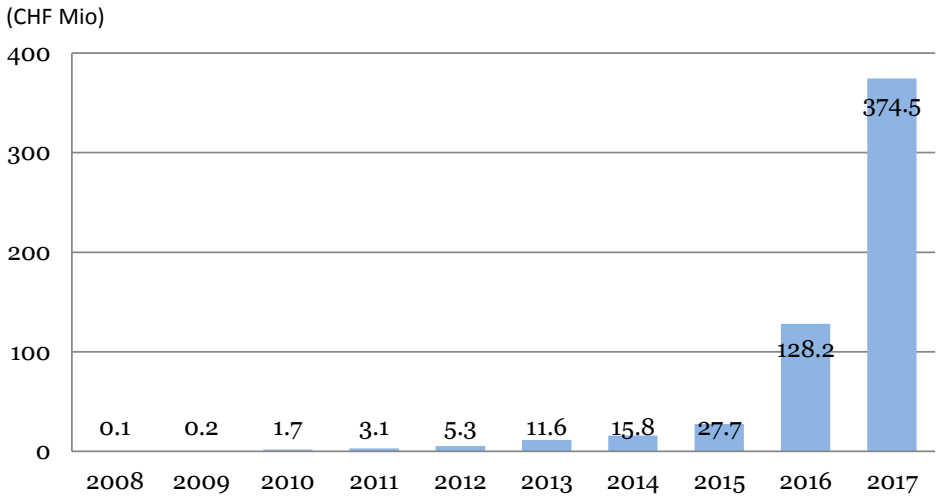
また、スイス国内においても 2015 年 6 月にベルン州が移民をいち早く永続的に労働市場に取り込むことを目的としたソーシャル・インパクト・ボンドを活用したパイロットプロジェクトを実施している[84]。

(4) クラウドファンディングの現況

スイスでの最初のクラウドファンディングプラットフォームは 2008 年の「Cashare」より始まる。2018 年 4 月現在、約 43 のプラットフォームが稼働している。2014 年までは新規プラットフォームの参入が相次いだが、以降新規参入と撤退が混在する状況であり選択的統合が続いている。スイスのクラウドファンディング市場は最近急速に拡大している。2017 年は前年比ほぼ 3 倍の伸びを記録し 3 億 75 百万スイスフランの規模である（図表 28）。

[80] https://symbioticsgroup.com/wp-content/uploads/2017/09/Symbiotics-2017-MIV-Survey.pdf、Blue Orchard 、responsibility ウェブサイト(閲覧日：2018 年 5 月 28 日)
[81] https://www.ubs.com/microsites/optimus-foundation/en/stories/development-impact-bond-in-education.html ウェブサイト(閲覧日：2018 年 7 月 6 日)
[82]https://www.seco-cooperation.admin.ch/secocoop/en/home/about-us/events/archiv-events/social-impact-bond-conference-in-zurich1.html ウェブサイト(閲覧日：2018 年 7 月 6 日)
[83]https://www.seco-cooperation.admin.ch/secocoop/en/home/about-us/events/archiv-events/social-impact-bond-conference-in-zurich1.html ウェブサイト(閲覧日：2018 年 7 月 6 日)
[84]http://www.gef.be.ch/gef/fr/index/direktion/ueber-die-direktion/aktuell.meldungNeu.html/portal/fr/meldungen/mm/2015/06/20150615_1458_erstmals_finanzierenprivatesozialeleistungenvor ウェブサイト(閲覧日：2018 年 7 月 6 日)

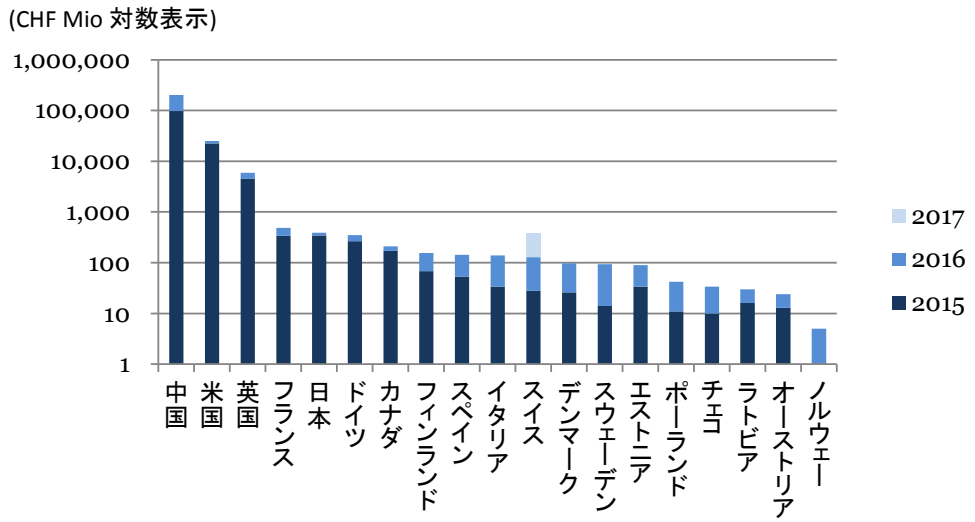
図表 28：スイスのクラウドファンディング残高推移



（出所）"Crowdfunding Monitoring Switzerland 2018" Lucerne University of Applied Sciences and Arts

国際的に比較すると、中国が 2040 億スイスフランと突出して大きく次に米国が 250 億スイスフランと続く。ヨーロッパ諸国では英国が 59 億スイスフラン、フランスが 4 億 86 百万スイスフラン、ドイツが 3 億 51 百万スイスフランである（図表 29）。人口一人当たりの残高は、中国が 148 スイスフラン、米国が 78 スイスフラン、英国は 90 スイスフランと高いが、スイスは 15 スイスフラン（2017 年は 45 スイスフラン）でありフランス（7 スイスフラン）やドイツ（4 スイスフラン）よりも大きい。スイスのクラウドファンディング市場は国内市場のスケールメリットは享受できないものの、欧州大陸での存在感を示しつつクラウドファンディング先進国へ急速にキャッチアップしている状況と言えよう。

図表 29：主要国のクラウドファンディング規模



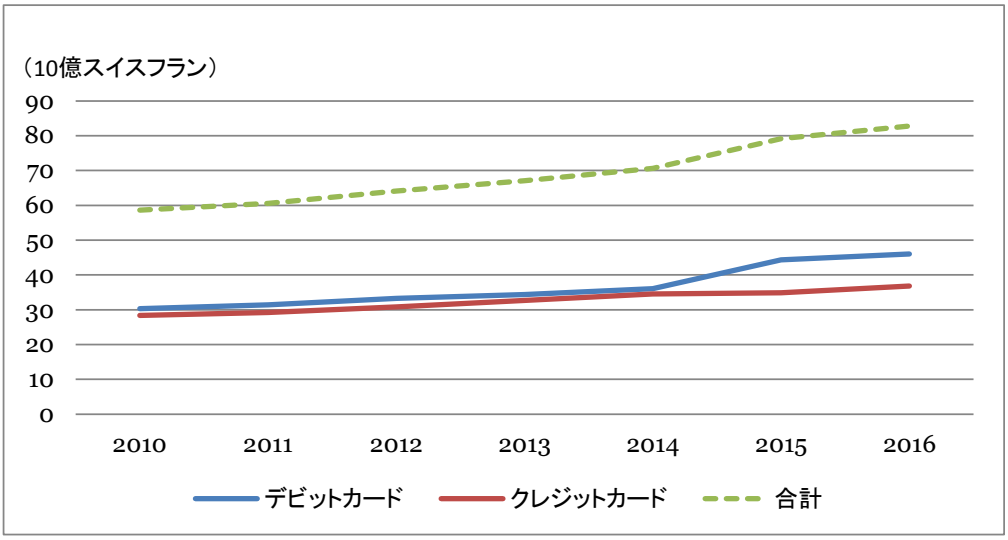
（注）スイスのみ 2017 年の数値を表示
（出所）"Crowdfunding Monitoring Switzerland 2018" Lucerne University of Applied Sciences and Arts

2. 最近のリテール決済の動向

(1) キャッシュレス化の現状

国際決済銀行（BIS）傘下の決済・市場インフラ委員会（CPMI）が毎年取りまとめて発表している統計年報によれば[85]、スイスの 2016 年のデビットカード機能を持つカードによる決済額は 460 億スイスフランとなり、前年（443 億スイスフラン）より増加した。クレジットカード機能を持つカードによる決済額についても 368 億スイスフランとなり、前年（349 億スイスフラン）より増加した（図表 30）。

図表 30：スイスの決済額推移



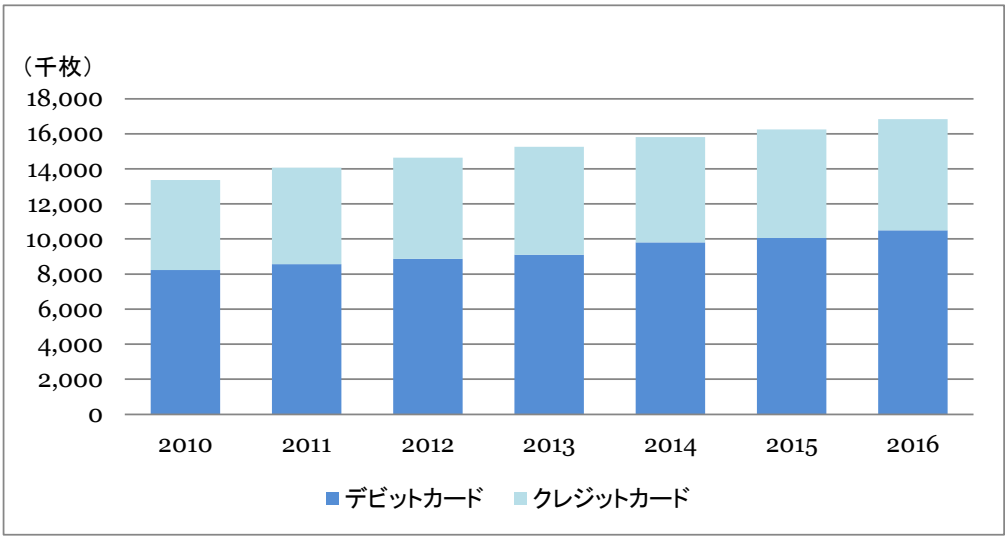
（出所）国際決済銀行（BIS), “Statistics on payment, clearing and settlement systems in the CPMI countries”（各年版）をもとに作成 [86]

2016 年のデビットカード機能を持つカードの発行枚数は 1,049 万枚であり、前年（1,006 万枚）より増加し、クレジットカード機能を持つカードの発行枚数も 635 万枚となり、前年（619 万枚）から増加した（図表 31）。

[85] BIS CPMI(2017), “Statistics on payment, clearing and settlement system in the CPMI countries Figures for 2016”, BIS Dec 2017, https://www.bis.org/cpmi/publ/d172.pdf

[86] https://www.bis.org/list/cpmi/sds_1/tid_57/page_1.htm

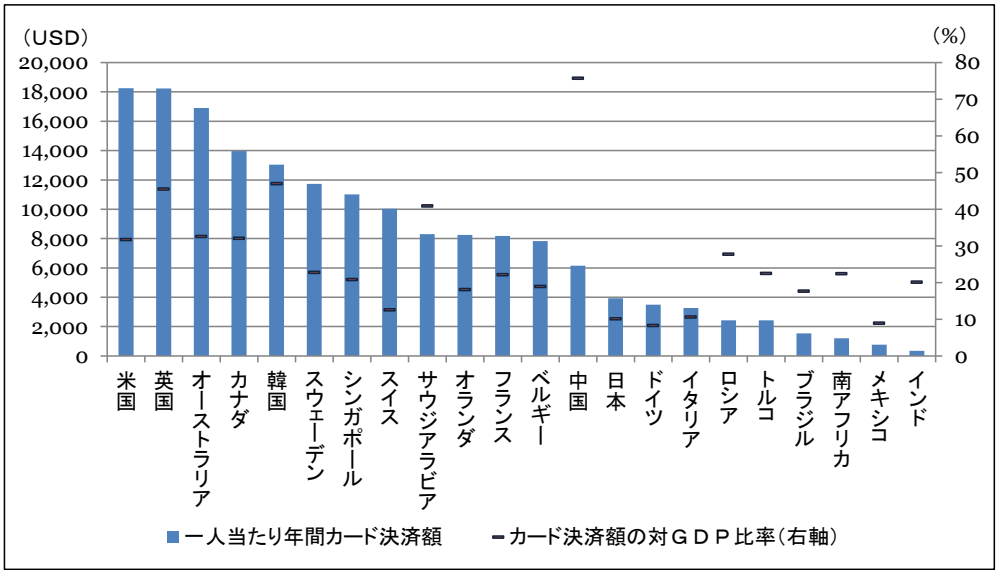
図表 31：スイスのカード発行枚数推移



（出所）国際決済銀行（BIS), “Statistics on payment, clearing and settlement systems in the CPMI countries”（各年版）をもとに作成 [87]

グローバルな比較では、一人当たりの年間カード決済額は、英国、スウェーデンに続いてヨーロッパ第 3 位であるものの、カード決済額の対 GDP 比率はヨーロッパ 6 位である。まだ利用額が伸びる余地はありそうである。（図表 32）。

図表 32：主要国クレジットカード利用状況

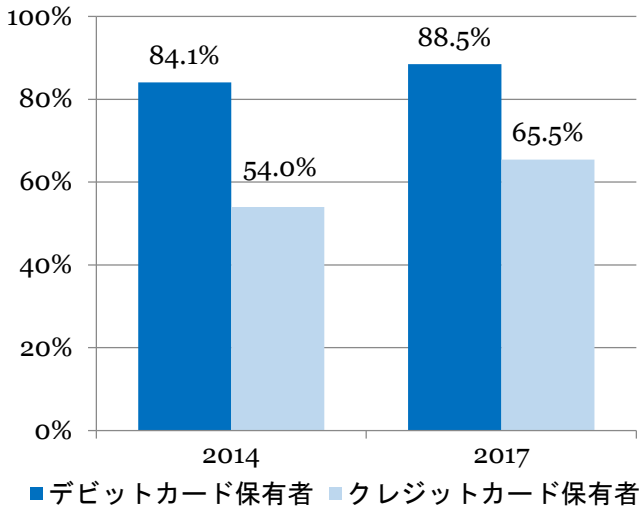


（出所）国際決済銀行（BIS), “Statistics on payment, clearing and settlement systems in the CPMI countries 2016” をもとに作成 [88]

[87] https://www.bis.org/list/cpmi/sds_1/tid_57/page_1.htm
[88] https://www.bis.org/cpmi/publ/d172.htm

世界銀行のグローバル・ファインデックスによるサーベイ調査によると、2017年の15歳以上の大人でデビットカードを所有していると答えた人の割合は88.5%であるのに対し、クレジットカードは65.5%である（図表33）。

図表33：スイスのデビットカード、クレジットカードの保有率



（出所）世界銀行, “The Global Findex Database 2017”[89]をもとに作成

(2) モバイル決済の動向

スイスにおけるスマートフォン決済については近年増加はしているものの、総決済額対比では未だ少額と推測される。これは現金での支払いが好まれていること、新しいテクノジーが浸透するのに時間がかかること、リテールセクターへのデバイスの配布がまだ完了していないこと等が挙げられる。とは言え、代表的なモバイル決済アプリケーション「TWINT」のユーザーは年々増加しており、2018年4月には75万人を超えた[90]。

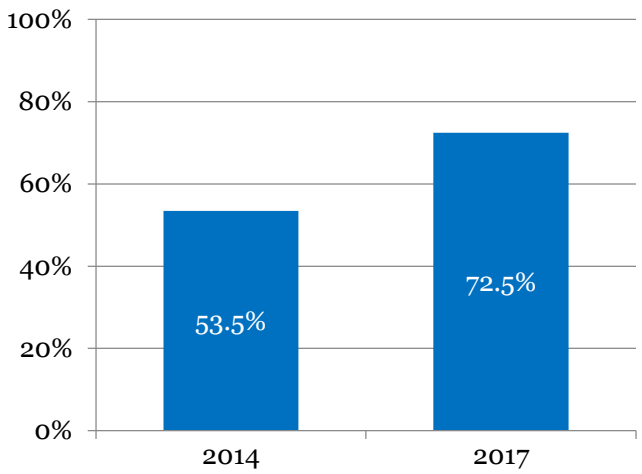
ヨーロッパにおいてモバイル決済アプリケーションの普及で成功した事例としてはデンマークのダンスケ銀行の「MobilePay」が挙げられる。デンマークでは2013年にアプリケーションが導入され、利用者が現在370万人にまで増えている。

また、VISAが毎年実施している「Annual Digial Payments Study 2017」によると、ヨーロッパではサーベイ調査対象（19か国36000人以上のオンライン消費者）の77%が銀行決済や日常の支払いにモバイル端末を使用している。62%が銀行のアプリを通してサービスを受けており、2015年の29%から大きく上昇している。68%がデジタル・ウォレットやモバイル支払い等を利用しており、こちらも2016年の63%から上昇している。

グローバル・ファインデックスによるサーベイ調査では、スイスで過去に何かの支払いや購入をオンラインで行ったことがあると答えた人の割合は、2014年の53.5%から72.5%に上昇している（図表34）。

[89] https://globalfindex.worldbank.org/
[90] https://www.twint.ch/en/smartphone-payment-around-world/（2018年7月4日閲覧）

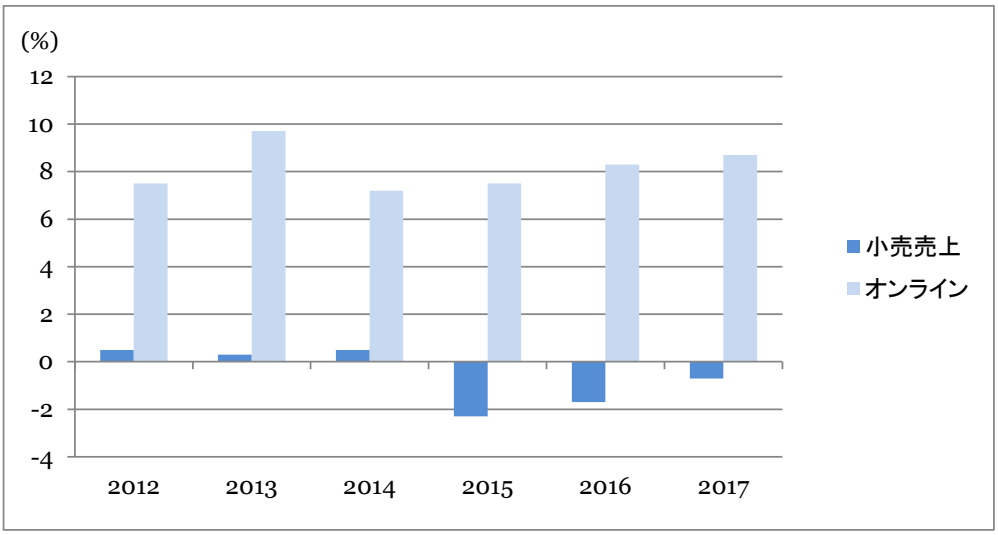
図表 34：スイスのオンライン決済利用状況



（出所）世界銀行, “The Global Findex Database 2017”[91]をもとに作成

スイスのオンライン売上高の比率は近年着実に増加している。2015 年より小売売上高全体は前年対比減少しているのに対し、オンライン売上高は毎年 8%程度上昇し安定的に推移している（図表 35）。2017 年の小売売上高全体に占めるオンライン売上高の比率は 7.6%である（図表 36）。

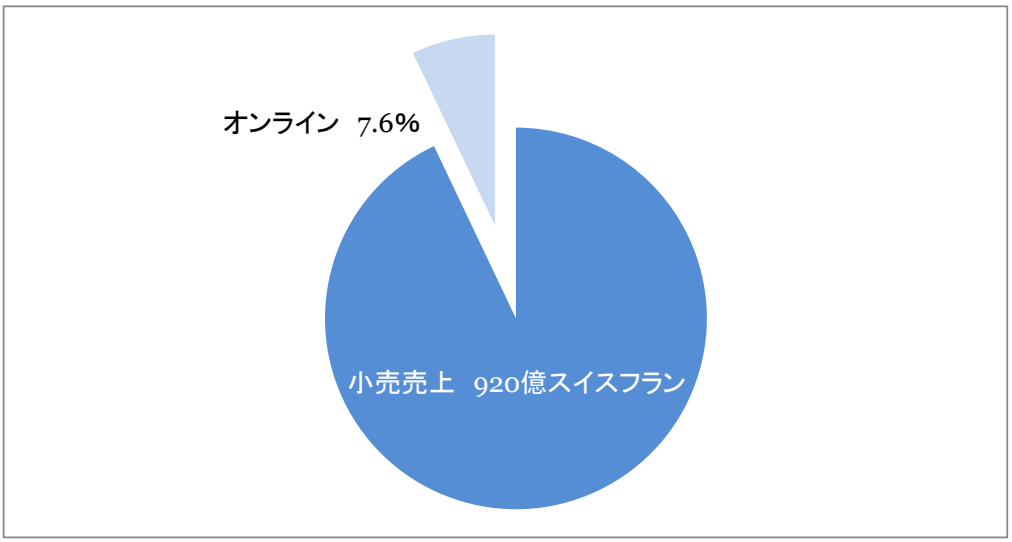
図表 35：スイスの小売売上高、オンライン売上高　前年対比伸び率



（出所）ONLINE-UND VERSANDHANDELSMARKT SCHWEIZ 2017, VSV GfK をもとに作成

[91] https://globalfindex.worldbank.org/

図表 36：スイスの 2017 年小売売上高に占めるオンライン比率



（出所）ONLINE-UND VERSANDHANDELSMARKT SCHWEIZ 2017, VSV GfK をもとに作成

(3) リテール決済に関する法規制の状況

スイス連邦議会は 2017 年 7 月に銀行規則（Ordinance on Banks and Savings Banks, Banking Ordinance, BO）を改正し 8 月より施行した。改正された銀行規則では、フィンテック企業の市場参入への障壁を低くしスイス金融センターの競争力を高めることを狙いとして、フィンテック企業は通常の銀行規制の外に置かれることとなる（サンドボックス）。これにより銀行免許なしで 1 億スイスフラン以下の預金を 20 以上の預金者より受け入れることができるようになり、決済口座への期間制限は 60 日へと延長された（現行では 7 日間）[92]。

FINMA は 2016 年 3 月にビデオやオンライン認証を使った顧客照合に関する規制を緩和し、デジタルチャンネルを通しての認証が可能となった。その後もテクノジーの進歩に伴い対応している[93]。

また、FINMA は 2018 年 4 月には日本の金融庁と「フィンテック推進協力に係る書簡」[94]を交換した。金融サービスにおいてイノベーションがグローバルに進展していることを踏まえ、フィンテックにおける協力関係を一層向上させることを意図している。

FINMA は 2017 年 5 月にブロックチェーンについてのラウンドテーブルを開催した。国を挙げてフィンテック企業を誘致しているスイスでは、仮想通貨の隆盛とともに ICOs の件数が急激に増加しいるなか、2018 年 2 月には「イニシャル・コイン・オファリング（ICOs）」に関するガイドライン[95]を策定した。ケース・バイ・ケースでの対応が基本となるものの、ICOs のトークンの機能により分類し、反資金洗浄法と証券取引法との関連を示した。世界では IOCs を禁止している国がある一方で、FINMA が先行してガイドライン策定に踏み切ったことは、ブロックチェーン技術に対して金融

92 The Federal Council “ Federal Council puts new fintech rules into force”(2017 年 7 月 5 日)
https://www.admin.ch/gov/en/start/documentation/media-releases.msg-id-67436.html
93 FINMA “ FINMA revises circular on video and online identification”(2016 年 2 月 13 日)
https://www.finma.ch/en/news/2018/02/20180213-mm-rs-video-und-online-identifizierung/
94 金融庁 “ スイス連邦金融市場監督機構(FINMA)とのフィンテック推進協力に係る書簡交換について”(2018 年 4 月 4 日)
https://www.fsa.go.jp/inter/etc/20180404.html
95 FINMA “ FINMA publishes ICO guidelines”(2018 年 2 月 16 日)
https://www.finma.ch/en/news/2018/02/20180216-mm-ico-wegleitung/

市場を超えたイノベーションの可能性を評価したものと言えよう。FINMA は連邦政府のブロックチェーン/IOC ワーキンググループにも参画している。

2018 年 6 月に金融サービス法（Financial Service Act、FinSA）と金融機関法（Financial Institutions Act、FinIA）が採択された。両法ともに金融仲介機能の統一的な競争環境整備と顧客保護改善を目的としている。FinSA には金融サービス提供者が顧客に対し遵守しなければならない行動規範と金融商品に関する理解しやすい目論見書作成義務の条項が含まれている。FinIA では金融監督当局による金融サービス提供者ごとの監督体制を定めた。

3. 今後のポストフィナンスの動向

(1) 低金利・マイナス金利環境の影響

スイスはマイナス金利が続いており、ポストフィナンス（PostFinance Ltd.）も 2016 年 8 月から一部の預金商品の金利をゼロとした。更に 2017 年 1 月には、貯蓄口座の金利を最大で 0.25%下げるとともに、利子を付ける預金残高の上限値を 25 万スイスフラン又は 20 万ユーロとし、超過分については金利ゼロとした（従来は 50 万スイスフラン又は 35 万ユーロ）。この措置は個人向け、法人向けにかかわらずあらゆる口座に適用される。加えて、100 万スイスフランを超える大口預金者に対して年 1%の手数料を徴収することとした（マイナス金利の転嫁）[96]。ポストフィナンスは他のリテール金融機関と同様に資金利益を主な収益源としているが、自社で融資業務を行えない環境下では利鞘を確保することが難しく、また低金利を嫌った顧客が預金を引き上げる懸念もある。

ポストフィナンスは預金者へのマイナス金利の転嫁に加え、小切手取立（cheque collection）の手数料を引き上げる等、手数料収入を軸としたビジネスモデルへのシフトを進めている[97]。

(2) デジタル化による収益源多様化の試み

ポストフィナンス CEO の Hansruedi Köng 氏は、「ポストフィナンスが現行のマクロ環境で長期的に収益性を保つため、全体の収益構造を多様化し、資金利益以外の収益を創出可能な新事業へ参入することが不可欠である」と述べ、そこには特にデジタル分野が重要な役割を果たすとしている[98]。ポストフィナンスは 2014 年、株式等のオンライン取引分野でスイス最大手である Swissquote と株式等のオンライン取引における長期的な戦略的パートナーシップを締結した。このパートナーシップの合意に伴い、ポストフィナンスは同社の株式 5%を取得した。Swissquote は 2015 年 10 月からポストフィナンス用の取引プラットフォームの運営を開始し、ポストフィナンスの e-trading 口座 6 万が同プラットフォームに移管された。

決済・支払分野では 100%子会社の TWINT AG を通じ、2015 年 11 月にモバイル決

[96] ポストフィナンス“ Financial services: PostFinance makes changes to interest rates and fees”(2016 年 11 月 11 日)
https://www.postfinance.ch/en/about-us/media/newsroom/press-releases/financial-services-postfinance-makes-changes-to-interest-rates-and-fees.html
[97] ポストフィナンス“ Financial services: PostFinance makes changes to interest rates and fees”(2016 年 11 月 11 日)
https://www.postfinance.ch/en/about-us/media/newsroom/press-releases/financial-services-postfinance-makes-changes-to-interest-rates-and-fees.html
[98] ポストフィナンス“Annual Report 2015”

済用アプリケーション 「TWINT」をリリースした。このアプリケーションでは国内約 12,000 ヵ所の店舗等に設置されたデバイスを通じてスマートフォンからモバイル口座にアクセスし、キャッシュレスな支払を行うことができる。また、利用者間でもP2P[99]の形で送金ができるほか、アプリケーションを通じて店舗のセール情報等を受け取ったり、店によってはアプリケーション上で注文を出したりすることができる。ベルン州立銀行や Valiant Bank の国内大手行も同アプリケーションを利用しており、スイスのモバイル決済手段としてスタンダードになりつつある[100]。2017 年末には「TWINT」アプリケーション利用者が 60 万人、提携行も 60 行を超えた。1,000 のオンラインショップで使用することができ、50,000 のデバイスが店舗等に設置されている[101]。

また、ベンチャー金融分野への参入の足掛かりとして、2016 年 6 月 20 日、ドイツの金融情報ポータルウェブサイトを運営するマネーミーツ（moneymeets）社の持分を取得すると発表した[102]。更に翌月に P2P によるクラウドレンディング[103]のプラットフォームを提供する独レンディコ（Lendico）と合弁企業のレンディコ・スイス（Lendico Schweiz AG）を設立する予定であると発表した。2016 年度第 4 四半期より、スイスにおける中小事業者向けのクラウドレンディングサービスを提供する予定である[104]。

フィンテック（FinTech）の分野にも参入を表明しており、2016 年 7 月にスイスに本社を置く IT コンサルティング会社 AXON IVY と共同で立ち上げたソフトウェア開発、IT サービス企業 Finform が営業を開始した。同社は IT 技術を通じた本人認証や法令順守（identification processes and compliance）の効率化に資するサービスを提供する予定で、この分野ではスイス初のフィンテック企業とされ[105]、スイスのフィンテック企業 Tilbago に出資を行った。同社は、現在多くが手作業で行われている銀行の債権回収手続を自動化するソフトウェアを開発しており、ポストフィナンスの売掛金回収ツール「PostFinance Smart Business」と連動させる試みも行う予定である[106]。

その他の試みとして、ポストフィナンスはプリペイドカード会社の Swiss Bankers Prepaid Services Ltd (SBPS)の株式を 9%取得し、旅行者向けのプリペイドカード発行業務に参入する[107]ほか、デジタルチャネルに関する顧客への助言を行ったり、デジタルサービスへのアクセスを容易にしたりといったコンセプトで、国内支店のリニューアルを予定している[108]。

---

99 Peer to Peer の略で、複数の端末間で情報通信を行う仕組みのこと。
100 ポストフィナンス “Annual Report 2015”
101 ポストフィナンス “Annual Report 2017”
102 ポストフィナンス “PostFinance acquires a share in moneymeets”(2016 年 6 月 20 日)
https://www.postfinance.ch/en/about-us/media/newsroom/press-releases/postfinance-acquires-a-share-in-moneymeets.html
103 クラウドレンディングとは、インターネット上で投資家と資金需要者をつなげて資金の融通を行う仕組みで、ソーシャルレンディングとも呼ばれる。
104 ポストフィナンス “Lendico and PostFinance launch joint venture” (2016 年 7 月 11 日)
https://www.postfinance.ch/en/about-us/media/newsroom/press-releases/lendico-and-postfinance-launch-joint-venture.html
105 ポストフィナンス “Finform brings the deluge of forms under control”(2016 年 6 月 30 日)
https://www.postfinance.ch/en/about-us/media/newsroom/press-releases/finform-brings-the-deluge-of-forms-under-control.html
106 ポストフィナンス “ PostFinance acquires participation in Swiss fintech Tilbago”(2016 年 10 月 24 日)
https://www.postfinance.ch/en/about-us/media/newsroom/press-releases/postfinance-acquires-participation-in-swiss-fintech-tilbago.html
107 ポストフィナンス “PostFinance acquires equity interest in SBPS Ltd”(2016 年 5 月 23 日)
https://www.postfinance.ch/en/about-us/media/newsroom/press-releases/postfinance-acquires-equity-interest-in-sbps-ltd.html
108 ポストフィナンス “A fresh look for PostFinance branches”(2016 年 7 月 19 日)

同行は、伝統的な資金利益中心の業務では今後ますます厳しい状況になるとみている。また、マイナス金利の不安定な局面も当面継続することを見込んでいる。他方、同行は貸付業務を行なうことが認められていないが、今後も民間銀行の反対が根強く、認められる可能性は高くないとみている。

他方、社会のデジタル化の進展に伴い、同行は2017年夏に経営層を入れ替え、リテール部門と法人部門の新組織を設立するなど対応策を採った。また、2018年4月末に新基幹システムの導入を予定しており、2020年末までにデジタル化のリーティングバンクとなることを目標としている[109]。

(3) ワーキングキャピタルマネジメントによるソリューション提供

ポストファイナンスでは顧客のそれぞれのニーズに合ったワーキングキャピタルマネジメントによるソリューション提供にも注力している。売掛金や買掛金管理による流動性の最適化を目指すサプライチェーンファイナンスサービスと、ポストロジスティクスとともに在庫を適切にコントロールし配送するウェアハウスマネジメントによるソリューションビジネスを展開している。

(4) ISO20022基準への移行

決済業務のマーケットリーダーとして2018年初にポストファイナンスはISO20022基準に完全に適合するスイスで最初の金融機関となった。2019年よりQRコードが入った支払伝票の使用が可能となる。

(5) スイス国立銀行による「システム上重要な銀行」への指定

2015年9月1日、ポストフィナンスはスイス国立銀行（Swiss National Bank, SNB）により、システム上重要な銀行（systemically important banks, SIBs）に指定された[110]。システム上重要な銀行とは、その破綻がスイス経済や金融システムに重大な影響を及ぼしうる金融機関[111]のことで、他にはクレディ・スイス、UBS AG、ライファイゼンバンク・グループ、州立銀行最大手のチューリヒ州立銀行（Zürcher Kantonalbank）と、総資産1,000億スイスフラン以上（2015年12月末）の規模の銀行が指定を受けている。今後、ポストフィナンスには経営リスクの観点から、自己資本、流動性、リスク集中度、偶発事象への備え等について通常の銀行よりも厳格な規制が課せられる。なお、投資銀行業務や富裕層向けビジネスを主業務とするクレディ・スイスやUBS AGと、リテール金融を主業務とするポストフィナンスとは収益構造やビジネスモデルが大きく異なるが、いずれの銀行の破綻もスイス経済に甚大な影響を及ぼすことが懸念されることから、SIBsとして課される規制は同様である[112]。

なお、ポストフィナンスのリスク調整後自己資本比率（risk-adjusted capital ratio）は17.1%で、前年と同様であった。バーゼルⅢの要求する8%の自己資本比率（最低所要水準）を大きく上回っている（2017年12月末）。

---

https://www.postfinance.ch/en/about-us/media/newsroom/press-releases/a-fresh-look-for-postfinance-branches.html

[109] ポストフィナンス Annual Report 2017

[110] スイス国立銀行 “Decree issued by the Swiss National Bank concerning systemic importance of PostFinance Ltd”（2015年9月1日）
http://www.snb.ch/en/mmr/reference/pre_20150901/source/pre_20150901.en.pdf

[111] 連邦銀行法第7条1.

[112] 2016年11月のポストフィナンスへのヒアリングに基づく。

＜出所資料一覧＞

【国際機関・外国機関文献・データベース】

- 国際通貨基金（IMF） “World Economic Outlook” (2017 年 10 月)
- 国際決済銀行（BIS）“Statistic on payment, clearing and settlement systems in the CPIM countries”

【中央銀行・監督官庁・銀行協会等 HP】

- esisuisse
- 連邦金融市場監督機構（FINMA）
- スイス銀行協会
- スイス国立銀行（SNB）“Banks in Switzerland 2016” “Banks in Switzerland 2017”

【論文・雑誌・業界紙等】

- 神山哲也「スイス版 TBTF 規制への対応を兼ねたクレディ・スイスの新経営戦略」（野村資本市場研究所『野村資本市場クオータリー』2016 Winter）
- 日本経済新聞
- 財務省財務総合政策研究所、「『経済の発展・衰退・再生に関する研究会』報告書　第 6 章　スイス」

【郵政公社・郵貯等 HP】

- Swiss Post（スイスポスト） “Fiancial Report”, “Annual Report”（2008～2017 年）
- PostFinance（ポストフィナンス） “Annual Report （2013～2017 年）, プレスリリース

【民間金融機関等 HP】

- クレディ・スイス
- Deloitte “International Tax Switzerland Hightlights 2017”
- KPMG スイス
- PKF “Switzerland Tax Guide 2016/2017”
- ライファイゼン・スイス
- UBS
- チューリヒ州立銀行（ZKB）

XX.　スペイン
（Spain）

＜目次　～スペイン～＞

第 1 章　市場環境の特徴 2
第 2 章　金融制度概要 3
1.　金融機関の種類 3
(1)　銀行の業態 3
(2)　商業銀行（commercial banks, bancos） 4
(3)　貯蓄銀行（savings banks, cajas de ahorros） 7
(4)　信用協同組合（credit cooperatives, cooperativas de crédito） 9
2.　監督官庁と指導体制 11
(1)　欧州中央銀行システム（ESCB） 11
(2)　スペイン銀行（Bank of Spain, Banco de España） 12
3.　預金保険制度の枠組み 13
4.　個人資産運用に関わる税制全体の中での預金税制 14
第 3 章　国営郵便電信株式会社（コレオス）の概要 15
1.　設立目的・沿革概要 15
2.　組織形態 17
(1)　経営形態 17
(2)　金融サービス提供の形態 17
(3)　窓口取扱い時間 17
3.　主な業務内容 18
(1)　預金業務概要（提供商品） 18
(2)　資金運用方法 18
(3)　貸付業務概要 18
(4)　送金・決済業務概要 19
(5)　国際業務概要 19
(6)　付随業務概要 19
4.　財務諸表 20
第 4 章　金融セクターにおけるリテール金融機関の特徴 24
1.　金融システム全体におけるリテール金融機関の位置づけ 24
2.　個人金融資産・負債の状況 25
第 5 章　最近の金融動向と今後の展望 27
1.　2010 年代前半の EU による金融支援 27
2.　貯蓄銀行の再編 27
3.　近年の金融アクセスの状況 31
4.　リテール決済の動向 33
5.　モバイル決済の動向 37
6.　フィンテックに関するレギュラトリー・サンドボックスの導入 39
7.　マイクロファイナンスの動向 40
(1)　概況 40
(2)　マイクロバンク（Microbank）の取り組み 41
(3)　大手 2 行（サンタンデール、BBVA）の中南米における取り組み 42

8.　リテール金融機関およびコレオスの今後の展望 43
＜出所資料一覧＞ 44

＜略語集＞

略語	原語（英語、スペイン語）	日本語訳
BBVA	Banco Bilbao Vizcaya Argentaria	ビルバオ・ビスカヤ・アルヘンタリア銀行
CECA	Confederation of Spanish Savings Banks, Confederación Española de Cajas de Ahorro	スペイン貯蓄銀行連合会
CNMC	Comisión Nacional de los Mercados y la Competencia	国家競争委員会
Correos	Sociedad Anónima Estatal Correos y Telégrafos, S.A	コレオス
DGS	Deposit Guarantee Scheme	預金保険制度
EC	European Commission	欧州委員会
ECB	European Central Bank	欧州中央銀行
EMU	Economic and Monetary Union	経済通貨同盟
FROB	Fund for Orderly Bank Restructuring, Fondo de Reestructuración Ordenada Bancaria	銀行再建基金
JSTs	Joint Supervisory Teams	共同監督チーム
SAREB	Sociedad de Gestión de Activos Procedentes de la Reestructuración Bancaria	資産管理会社
SEPI	Sociedad Estatal de Participaciones Industriales	産業公社
SRM	Single Resolution Mechanism	単一破綻処理メカニズム
SSM	Single Supervisory Mechanism	単一監督メカニズム
UNACC	National Union of Credit Cooperatives, Unión Nacional de Cooperativas de Crédito	全国信用協同組合連合会
UPS	Universal Postal Service	ユニバーサル・サービス

第 1 章　市場環境の特徴

図表 1: スペインの概要

分類	項目		
一般事情	面積	約50.6万平方キロメートル	
	人口	4,627万人(2018年、IMF推計)	
	首都	マドリード	
	民族	-	
	言語	スペイン語	
	宗教	約75%がカトリック教徒といわれる	
	在留邦人数	8,023人(2016年10月)	
政治体制・内政	政体	議会君主制	
	元首	フェリペ6世(Felipe VI)国王	
	議会	二院制（上院266、下院350議席）（各々任期4年及び解散制度あり）	
	首相	ペドロ・サンチェス	
経済	主要産業	自動車、食料品、化学品、建設業、観光業	
	GDP	1兆5,064億ドル(2018年、IMF推計)	
	1人あたりGDP	32,559ドル(2018年、IMF推計)	
	実質GDP成長率	2.8%(2018年、IMF推計)	
	通貨	ユーロ。1ドル＝0.86ユーロ、1ユーロ＝129.48円(2018/8/31)	

（出所）IMF、外務省等を基に作成

図表 2: スペインの主要経済指標

	単位	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
人口	万人	4,524	4,598	4,637	4,656	4,674	4,677	4,659	4,646	4,641	4,640	4,633	4,627
名目GDP	億米ドル	14,814	16,428	15,029	14,343	14,894	13,368	13,623	13,791	11,984	12,378	13,140	15,064
1人あたりGDP（名目）	ドル	32,748	35,725	32,413	30,803	31,869	28,584	29,238	29,687	25,822	26,677	28,359	32,559
実質GDP成長率	%	3.8	1.1	-3.6	0.0	-1.0	-2.9	-1.7	1.4	3.4	3.3	3.1	2.8
消費者物価上昇率	%	2.8	4.1	-0.3	1.8	3.2	2.4	1.4	-0.1	-0.5	-0.2	2.0	1.7
経常収支	GDP比%	-9.6	-9.3	-4.3	-3.9	-3.2	-0.2	1.5	1.1	1.1	1.9	1.7	1.6
財政収支	GDP比%	1.9	-4.4	-11.0	-9.4	-9.6	-10.5	-7.0	-6.0	-5.3	-4.5	-3.1	-2.5
政府債務	GDP比%	35.5	39.4	52.7	60.1	69.5	85.7	95.5	100.4	99.4	99.0	98.4	96.7

（出所）IMF "World Economic Outlook April 2018"を基に作成

第 2 章　金融制度概要

1.　金融機関の種類

(1)　銀行の業態

スペインの銀行は、①商業銀行（commercial banks, bancos）、②貯蓄銀行（savings banks, cajas de ahorros）、③信用協同組合（credit cooperatives, cooperativas de crédito）の三業態に分けられている。

スペイン銀行協会（Spanish Banking Association, Asociación Española de Banca, AEB）とスペイン貯蓄銀行連合会（Confederation of Spanish Savings Banks, Confederación Española de Cajas de Ahorros, CECA）、全国信用協同組合連合会（National Union of Credit Cooperatives, Unión Nacional de Cooperativas de Crédito, UNACC）の 2017 年のアニュアルレポートのデータを集計すると、スペインの銀行数は外国銀行の支店も含めて 204 行、総資産は 2 兆 3,619 億ユーロである。

図表 3：スペインの銀行セクター概要（2017 年 12 月末）

十億ユーロ

業態名	機関数（店舗数）	総資産（シェア）	預金残高（シェア）	根拠法	業態の定義
商業銀行（Banks）	47 (10,836)	1,421 (60%)	644 (51%)	Law 10/2014 of 26 June 2014 on the regulation, supervision and solvency of credit i institusions	国内の商業銀行はユニバーサル・バンクの形態をとっている銀行が多い。商業銀行には外国銀行の現地法人と支店も含まれる。
EU外の外国銀行支店	4 (7)	6 (0.3%)	1 (0.1%)		
EU内の外国銀行支店	78 (175)	n.a. n.a.	n.a. n.a.		
貯蓄銀行（Saving banks）	13 (12,246)	789 (33%)	523 (41%)	Law 26/2013 of 27 December, on savings banks and banking foundations	営業範囲は一つの自治州内または隣接する10県以内。多くの場合、銀行財団(banking foundation)が主要株主になっている。
信用協同組合(Credit cooperatives)	62 (3,244)	145 (6%)	106 (8%)	Law 13/1989 of 26 May 1989,Credit Cooperatives	地方、産業、職人の3種類に分かれ、大半は産業をベースとする地方信用協同組合。
合計	204 (26,508)	2,361 (100%)	1,274 (100%)		

（注）1.スペイン銀行協会（AEB）、スペイン貯蓄銀行連合会（CECA）、全国信用協同組合連合会（UNACC）のデータを元に作成。
2.信用協同組合は、UNACC に加盟する 43 行と、2014 年に UNACC から脱退した 19 行の合計。

（出所）Asociación Española de Banca （Spanish Banking Association）, Anuario Estadístico 2017[1], Confederacion Española de Cajas de Ahorros （Confederation of Spanish Savings Banks）, Anuario Estadístico 2017[2], Unión Nacional de Cooperativas de Crédito （National Union of Credit Cooperatives）, Anuario 2017[3]より作成(閲覧日：2018 年 8 月 22 日)

[1] スペイン銀行協会ウェブサイト https://www.aebanca.es/anuario-estadistico/（閲覧日：2018 年 8 月 22 日）
[2] スペイン貯蓄銀行連合会 www.ceca.es/que-hacemos/analisis-economico-y-regulatorio/estados-financieros（閲覧日：2018 年 8 月 22 日）
[3] 全国協同組合連合会 www.unacc.com/inicio/Publicaciones/Anuario.aspx（閲覧日：2018 年 8 月 22 日）

個別行ランキングを見ると、上位 2 行は商業銀行だが、3、4 位は貯蓄銀行である。8-10 位も貯蓄銀行である。また、上位 10 行の総資産の合計は、銀行セクター全体の 81%を占めている（2017 年 12 月末）。

図表 4：スペインの銀行ランキング（2017 年 12 月末）

銀行名	業態	総資産		預金	
		百万ユーロ	シェア	百万ユーロ	シェア
1 Banco Santander	商業銀行	492,414	20.8%	179,558	14.1%
2 Banco Bilbao Vizcaya Argentaria	商業銀行	400,083	16.9%	194,646	15.3%
3 Caixabank	貯蓄銀行	308,399	13.1%	191,858	15.1%
4 Bankia	貯蓄銀行	215,044	9.1%	132,970	10.4%
5 Banco de Sabadell	商業銀行	177,643	7.5%	103,260	8.1%
6 Banco Popular Español	商業銀行	113,137	4.8%	52,788	4.1%
7 Bankinter	商業銀行	71,104	3.0%	45,715	3.6%
8 ABANCA Corporación Bancaria	貯蓄銀行	50,915	2.2%	37,501	2.9%
9 Ibercaja Banco	貯蓄銀行	47,019	2.0%	36,937	2.9%
10 Kutxabank	貯蓄銀行	46,615	2.0%	34,389	2.7%
上位10行計		1,922,371	81.4%	1,009,621	79.2%
銀行セクター計		2,361,875	100.0%	1,274,494	100.0%

（注）スペイン銀行協会、スペイン貯蓄銀行連合会、全国信用協同組合連合会のデータを元に作成。
（出所）Asociación Española de Banca （Spanish Banking Association）, Anuario Estadístico 2017, Confederacion Española de Cajas de Ahorros （Confederation of Spanish Savings Banks）, Anuario Estadístico 2017[4] より作成

(2) 商業銀行（commercial banks, bancos）

スペインの銀行セクターにおける三業態のうち、総資産で全体の 60%を占めるのが商業銀行である。2017 年 12 月末時点でスペインの商業銀行は 47 行存在し、このうちサンタンデール銀行（Banco Santander）とビルバオ・ビスカヤ・アルヘンタリア銀行（Banco Bilbao Vizcaya Argentaria, BBVA）の存在が大きく、二大商業銀行として知られている。サンタンデール銀行の総資産は 4,924 億ユーロ、BBVA は 4,001 億ユーロであり、両行の総資産シェアは商業銀行全体の 63%に達する。また、両行ともグローバルに事業を展開しており、営業収益ベースでみると中南米等の外国市場で嫁得する利益の割合が高くなっている（図表 5）。総資産規模で二大商業銀行に続くのは、サバデル銀行（Banco de Sabadell）とポプラール・エスパニョル銀行（Banco Popular Español）の 2 行で、第 7 位のバンキンテル（Bankinter）は設立当初、産業開発銀行であった。

スペインの商業銀行は、その規模を問わずユニバーサル・バンクの形態をとっているケースが多い。通常の銀行業務に加えて投資銀行業務や保険なども手掛けている。

商業銀行 47 行の一部は外国銀行の現地法人で、ドイツ銀行（Detusche Bank）や BNP パリバ銀行スペイン（BNP Paribas España）などがある。これに加えて、支店を開設している外国銀行が 82 行ある。82 行のうち EU 加盟国の銀行が 78 行を占め、EU 外

[4] スペイン貯蓄銀行連合会ウエブサイト www.unacc.com/inicio/Publicaciones/Anuario.aspx
http://www.ceca.es/que-hacemos/analisis-economico-y-regulatorio/estados-financieros/（閲覧日：2018 年 8 月 22 日）

の外国銀行で支店を保有するのは 4 行にとどまる。邦銀では三菱 UFJ 銀行が 2 支店（1 支店と 1 出張所）、みずほ銀行が 1 支店、三井住友銀行が 1 支店を展開している。

スペインは国内行のネットワークが発達しており、外国銀行にとってはシェアを拡大しにくい市場とされている。このため、外国銀行は主として商業不動産向けのファイナンスや公共事業への融資、投資銀行業務などを手がけている。

外国銀行で最大の存在はドイツ銀行で、総資産は商業銀行中 8 位の規模である。スペインにおけるドイツ銀行の歴史は古く、1889 年までさかのぼる。第二次大戦後に同行の資産は凍結されたが、その後再度進出を果たし、自行の拠点開設に加えて地場銀行トランスアトランティック商業銀行（Banco Comercial Transatlántico）とマドリッド銀行（Banco de Madrid）を傘下に有するようになった。この結果、ドイツ銀行のスペインにおける支店網は 225 に及ぶ。（2017 年 12 月末）ドイツ銀行はまた、スペインの郵貯に相当するバンコレオス（BanCorreos）の金融サービスを 2016 年 3 月まで代行していた。

なお、商業銀行の根拠法として、銀行管理・監督・健全性法 10/2014（Law 10/2014 of 26 June 2014 on the regulation, supervision and solvency of credit Iinstitutions）がある。同法第 4 条では、中央銀行のスペイン銀行（Bank of Spain, Banco de España）はスペイン国内における銀行の設立や外国銀行の支店開設を認可し、銀行免許の発行と取消の権限を持つと定められている。

図表 5：営業収益の地域別構成比(2017 年)

サンタンデール銀行		BBVA	
スペイン	18.5%	スペイン	19.7%
南米	43.8%	南米	18.0%
（ブラジル）	(34.4%)		
メキシコ	7.8%	メキシコ	34.1%
米国	14.1%	米国	7.8%
英国	10.7%	トルコ	19.2%
その他	5.2%	その他	1.2%

（注）大陸欧州における消費者金融を含む。
（出所）サンタンデール銀行‘Annual Report2017’、BBVA ‘BBVA in 2017’(閲覧日：2018 年 8 月 23 日)より作成
https://www.santander.com/csgs/Satellite/CFWCSancomQP01/en_GB/Corporate/Shareholders-and-Investors/Shareholders/Shareholder-Reports/Annual-Report.html
https://shareholdersandinvestors.bbva.com/wp-content/uploads/2017/03/BBVA-in-2017.pdf

図表 6：商業銀行一覧（2017 年 12 月末）

百万ユーロ

	総資産	貸出金	預金
1 Banco Santander	492,414	174,814	179,558
2 Banco Bilbao Vizcaya Argentaria	400,083	211,597	194,646
3 Banco de Sabadell	177,643	113,999	103,260
4 Banco Popular Español	113,137	66,534	52,788
5 Bankinter	71,104	53,507	45,715
6 Santander Consumer Finance	36,001	9,752	695
7 Banco de Crédito Social Cooperativo	18,630	2,188	1,000
8 Deutsche Bank	16,611	12,762	8,614
9 Banca March	12,504	8,042	10,292
10 Banco Pastor	10,242	3,866	7,801
11 Santander Securities Services	7,698	9	6,956
12 Open Bank	7,337	92	7,003
13 Banco Cooperativo Español	7,306	1,938	847
14 Wizink Bank	5,253	3,021	3,055
15 Banco Caixa Geral	5,210	3,446	2,950
16 Evo Banco	5,006	2,455	3,509
17 Banco Cetelem	4,997	4,612	0
18 Santander Investment	2,587	1,380	762
19 Targobank	2,579	2,250	1,914
20 Banco Caminos	2,530	528	1,917
21 Bankoa	2,066	1,662	1,357
22 Banco Inversis	1,986	254	1,115
23 Banco Mediolanum	1,736	389	1,497
24 Banca Pueyo	1,563	887	1,257
25 Nuevo Micro Bank	1,423	1,371	51
26 Allfunds Bank	1,364	3	546
27 Aresbank	1,268	141	46
28 Renta 4 Banco	1,189	62	936
29 Bancofar	1,109	1,006	619
30 Sabadell Consumer Finance, S.A.	1,096	1,081	0
31 Andbank España	1,045	243	451
32 Popular Banca Privada	1,003	57	483
33 BNP Paribas España	694	402	572
34 Banque Marocaine du Commerce Exterierur. Int.	656	145	18
35 Banco Pichincha España	562	401	495
36 Banco Finantia Sofinloc	558	10	407
37 Self Trade Bank	529	24	484
38 EBN Banco de Negocios	501	49	65
39 A&G Banca Privada	424	262	244
40 Citibank España	410	17	0
41 Banco Alcalá	261	60	166
42 Bank Degroof Petercam Spain	117	79	57
43 Banco de Depósitos	110	68	35
44 Banco Europeo de Finanzas	95	-	-
45 Banco Industrial de Bilbao	63	0	0
46 Banco Occidental	18	0	0
47 Banco de Albacete	14	-	0
	1,420,730	685,463	644,180

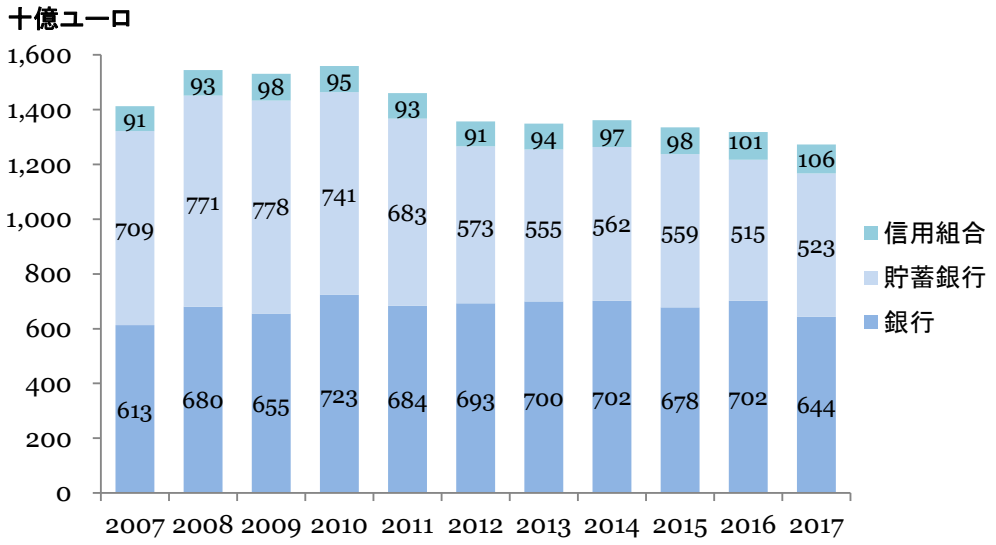
（注）オレンジ色で色づけした銀行はサンタンデールグループの銀行。
（出所）Asociación Española de Banca（Spanish Banking Association）, Anuario Estadístico 2017[5]

5 スペイン銀行協会ウェブサイト https://www.aebanca.es/anuario-estadistico/

(3) 貯蓄銀行（savings banks, cajas de ahorros）

貯蓄銀行は、スペインの銀行セクターの総資産の 33%を占める（2017 年 12 月末）。総資産では商業銀行を下回るが、支店数は 12,246 店に及び、商業銀行の 10,836 支店を上回っている（2017 年 12 月末）。このように幅広い支店網を持つ貯蓄銀行は、スペインのリテール金融機関として重要な役割を果たしており、預金残高では 2010 年まで貯蓄銀行が商業銀行を上回っていた時期がある。

図表 7: 国内商業銀行・貯蓄銀行・信用協同組合数の預金残高推移



（注）スペイン銀行協会、スペイン貯蓄銀行連合会、全国信用協同組合連合会のデータを元に作成。
（出所）Asociación Española de Banca （Spanish Banking Association）, Anuario Estadístico 2017[6], Confederacion Española de Cajas de Ahorros （Confederation of Spanish Savings Banks）, Anuario Estadístico 2017[7], Unión Nacional de Cooperativas de Crédito （National Union of Credit Cooperatives）, Anuario 2017[8]より作成(閲覧日：2018 年 8 月 22 日)

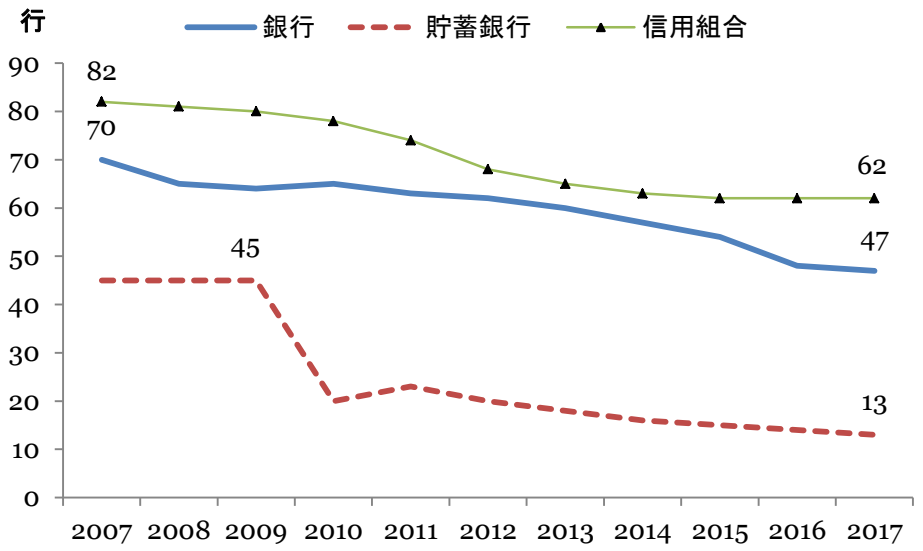
貯蓄銀行は 18 世紀に低所得層を救済する目的で設立された歴史を持ち、慈善事業的な色彩を持っていた。その後も慈善事業的な色彩は残り、2009 年まで貯蓄銀行は利益の半分以上を準備金とし、残りは社会的配当（obra social）として地域コミュニティに還元することが義務付けられ[9]、市場原理のみを追求するわけではない点が特色の一つになっていた。

貯蓄銀行数は 2009 年の段階で 45 行存在していたが、2000 年代の拡大路線がリーマンショックを契機に裏目に出た形となり、経営危機に直面したことから政府主導で業界再編が進められた。2017 年 12 月末時点では 13 行[10]まで減少している。このうち 7 行[11]の貯蓄銀行が合併して成立したカイシャ銀行（Caixabank）は、総資産が 3,084 億ユーロとなり（2017 年 12 月末）、サンタンデール銀行、BBVA に次ぐスペイン第 3 位の規模の銀行になった。

---

6 スペイン銀行協会ウェブサイト https://www.aebanca.es/anuario-estadistico/（閲覧日：2018 年 8 月 22 日）
7 スペイン貯蓄銀行連合会 www.ceca.es/que-hacemos/analisis-economico-y-regulatorio/estados-financieros（閲覧日：2018 年 8 月 22 日）
8 全国協同組合連合会 www.unacc.com/inicio/Publicaciones/Anuario.aspx（閲覧日：2018 年 8 月 22 日）
9 http://www.imf.org/external/pubs/ft/scr/2012/cr12141.pdf
10 うち 3 行(Banco Ceiss, S.A.、Banco Castilla la Mancha, S.A.、Cajasur Banco, S.A.)は他の貯蓄銀行の傘下行
11 La Caixa, Caixa Girona, Cajasol, Caja de Guadalajara, Caja Navarra, Caja de Burgos, Caja Canarias の 7 行

図表 8：国内商業銀行・貯蓄銀行・信用協同組合数の推移



（注）2014 年以降の信用協同組合数は、UNACC 加盟組合と UNACC から脱退した組合の合計。
（出所）Asociación Española de Banca （Spanish Banking Association）, Anuario Estadístico 各年版, Confederacion Española de Cajas de Ahorros （Confederation of Spanish Savings Banks）, Anuario Estadístico 各年版, Unión Nacional de Cooperativas de Crédito （National Union of Credit Cooperatives）, Anuario 各年版より作成(閲覧日：2018 年 8 月 22 日)

図表 9：貯蓄銀行一覧（2017 年 12 月末）

単位：百万ユーロ

		総資産	貸出金	預金
1	Caixabank, S.A.	308,399	204,959	191,858
2	Bankia, S.A.	215,044	123,201	132,970
3	Abanca Corporacion Bancaria, S.A.	50,915	29,822	37,501
4	Ibercaja Banco, S.A.	47,019	32,921	36,937
5	Kutxabank, S.A	46,615	34,719	34,389
6	Unicaja Banco, S.A.	34,463	18,907	25,913
7	Liberbank, S.A.	25,186	13,836	17,953
8	Banco Ceiss, S.A.	23,835	11,593	20,358
9	Banco Castilla la Mancha, S.A.	15,068	8,802	10,350
10	Cajasur Banco, S.A.	11,205	8,208	8,359
11	Cecabank, S.A.	9,960	904	5,534
12	Caja de Ahorros y Monte de Piedad de Ontinyent	1,205	469	797
13	Colonya - Caixa D'estalvis de Pollensa	569	394	519
合計		789,483	488,734	523,437

（出所）Confederacion Española de Cajas de Ahorros （Confederation of Spanish Savings Banks）, Anuario Estadístico 2017[12]

[12] スペイン貯蓄銀行連合会ウエブサイト www.unacc.com/inicio/Publicaciones/Anuario.aspx
http://www.ceca.es/que-hacemos/analisis-economico-y-regulatorio/estados-financieros/

貯蓄銀行の業界再編の際、2013 年に貯蓄銀行及び銀行財団法（Law 26/2013 on Savings Banks and Banking Foundations）が成立し、貯蓄銀行は以下のように定められた[13]。

貯蓄銀行
① 1 つの自治州（autonomous community）、または隣接する県 （最大 10 県まで）において預金・貸出業務に従事すること
② 経営陣は過去 2 年間に政府や政党、労働組合、業界団体などの要職に就いていないこと
③ 取締役会メンバーと財団の理事会（board of trustees）の兼任が 25%を超えないこと、かつ兼任の場合はいずれにおいても決定権（executive functions）を行使しないこと
④ 総資産が 100 億ユーロ以上の場合、または営業する自治州における預金シェアが 35%を超える場合は商業銀行に転換すること

また、貯蓄銀行の株主としての銀行財団（banking foundation, fundaciones bancarias）についても以下の通り定められている。

銀行財団の定義
⑤ 銀行（credit institution）の株式または議決権を直接または間接的に 10%以上保有するか、取締役会メンバーを少なくとも 1 名任命または解任できる
⑥ 理事会（board of trustees）は自然人または法人であり、寄付を行ったり、社会貢献で認められている者などが選任される
⑦ 社会貢献活動の実施と出資先のマネジメントを財団の目的とする
⑧ 監督は自治州（複数の自治州にまたがる場合は経済競争省）が担う

(4) 信用協同組合（credit cooperatives, cooperativas de crédito）

信用協同組合は、組合員の出資によって運営される銀行で、スペインでは 1902 年に初めて設立された。規模は小さいが、地域密着型の経営を行なっており、地方の金融を支える重要な役割を任っている。

スペインの信用協同組合には以下の 3 つの種類がある。

①地方信用協同組合（rural credit cooperatives, cajas rurales）

②産業信用協同組合（peoples' credit cooperatives, cajas populares）

③職人信用協同組合（professionals' credit cooperatives, cajas profesionales）

上記 3 分類のうち最も大きいのは地方信用協同組合で、現在 40 行が存在している。農業協同組合または 50 名以上の個人農家によって設立される。産業信用協同組合は特

[13] http://www.savings-banks.com/SiteCollectionDocuments/Legal%20environment%20Spain.docx

定の産業を対象に設立された信用協同組合であり（1 行）、職人信用協同組合（2 行）は建築家やエンジニアの信用協同組合である。

信用協同組合の根拠法は、信用協同組合法（Law 13/1989, of May 26th, of Credit Cooperatives）である。同法によると、信用協同組合は商業銀行や貯蓄銀行と同様に、預金と貸出を行うことができる。対象は主として組合員だが、組合員以外への金融サービスも可能である。ただし、組合員以外への貸出は総資産の半分を超えないこととされている。

組合員は少なくとも 1 株の出資証券を保有することが求められており、個人の場合は最大で出資金全体の 2.5%、法人は 20%まで保有することが可能である[14]。

全国信用協同組合連合会（UNACC）のデータによれば、2017 年の信用協同組合数は 62 行（うち UNACC に加盟しているのは 43 行）、総資産は 1,450 億ユーロである。スペインの銀行セクターにおける総資産シェアは 6%にとどまる。

貯蓄銀行ほどドラスティックではないものの、信用協同組合でも 2000 年代後半から 2010 年代前半にかけて業界再編が進んだ。そうした中で、最大勢力となったのが、Cajamar Caja Rural を筆頭に 19 の信用協同組合から成る Cajamar グループである。2017 年 12 月末時点の総資産は 471 億ユーロ（Cajamar Caja Rural のみで 446 億ユーロ）となっている。

なお、Cajamar グループの 19 行は、グループ経営の一体性を強化するという理由で、2014 年に UNACC から脱退した。そして、グループ統括会社として新たに設立した BCC（Banco de Crédito Social Cooperativo）が AEB（スペイン銀行協会）に加盟した。Cajamar Caja Rural を始めとする BCC 傘下の 19 行は、UNACC には加盟していないが、引き続き信用協同組合として活動している。

図表 10：信用協同組合(UNACC 加盟組合のみ)の概要

		2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
信用協同組合数		82	81	80	78	74	68	65	44 [63]	43 [62]	43 [62]	43 [62]
支店数		5,006	5,141	5,079	5,051	4,928	4,832	4,651	3,381	3,394	3,303	3,244
従業員数		20,368	20,940	20,722	20,352	20,036	19,674	18,910	12,263	12,337	12,223	12,230
ATM設置台数		4,928	5,091	5,122	5,144	5,108	4,972	4,749	3,418	3,500	3,554	3,689
デビット/クレジットカード発行枚数（百万枚）		4.7	5.2	5.1	5.5	4.7	5.1	4.8	3.4	3.6	3.9	3.9
組合員数 ('000)	協同組合	8	9	9	9	9	9	10	6	7	7	7
	個人	1,862	1,933	2,056	2,146	2,255	2,368	2,561	1,271	1,298	1,332	1,386
	法人	138	144	158	166	174	177	194	107	100	112	116
	合計	2,008	2,087	2,224	2,321	2,438	2,555	2,765	1,384	1,405	1,450	1,509

（注）2014 年に Cajamar グループ 19 行が UNACC から脱退したため、それ以前とデータの連続性はない。
（出所）Unión Nacional de Cooperativas de Crédito （National Union of Credit Cooperatives）, Anuario 2017[15]
http://www.unacc.com/inicio/Publicaciones/Anuario.aspx#

[14] http://www.unacc.com/Portals/0/Otras%20Publicaciones/Idiomas/Folleto%20FAQ,s%20en%20ingl%C3%A9s%202015.pdf
[15] 全国協同組合連合会ウェブサイト www.unacc.com/inicio/Publicaciones/Anuario.aspx

2. 監督官庁と指導体制

2008 年以降の金融危機、債務危機を経て、EU では金融機関に対する規制監督の制度改革が行われた。これは、より強固な EU 統一の監督機関を設け、金融危機が生じた際の対応をより容易にすることを目的としている。欧州委員会（European Commission, EC）が発表した金融規制改革の全体的な構想を銀行同盟（Banking Union）といい、単一監督メカニズム（Single Supervisory Mechanism, SSM）、単一破綻処理メカニズム（Single Resolution Mechanism, SRM）、預金保険制度（Deposit Guarantee Scheme, DGS）が具体的な政策の 3 本柱として位置付けられる。

EU の銀行に対する規制監督体制は、2014 年 11 月 4 日から EU 構成国の中央銀行が参加する欧州中央銀行（European Central Bank, ECB）による規制監督制度である SSM へと移行した。

スペインも SSM を導入しているため、銀行に対する規制監督については EU 全体の経済に及ぼす影響力に応じて、ECB による監督と、スペインの中央銀行であるスペイン銀行（Bank of Spain, Banco de España）による監督とに二分される。また、銀行業務の免許の発行・取消の権限に関してもスペイン銀行から欧州中央銀行へ権限が移行している[16]。

EU では、SRM の一環として投資家に負担を求めるベイル・イン制度が 2016 年に導入され、銀行の破綻処理に際しては投資家が第一に負担し、公的資金の利用が制限されることとなった。そして、2017 年 6 月 7 日、EU 単一破綻処理理事会（SRB）の決定に基づき、バンコ・ポピュラール・エスパニョールが 1 ユーロでサンタンデール銀行に売却された。SRB が主導した初の欧銀破綻処理事案として注目されている[17]。

(1) 欧州中央銀行システム（ESCB）

EU 経済全体に及ぼす影響力の大きな銀行は重要性の高い銀行と位置付け、ECB が直接規制監督を行う。ECB は各国の金融規制当局スタッフと共同監督チーム（Joint Supervisory Teams, JSTs）を組織して、総資産額等の基準（図表 11）を満たす重要銀行に対し銀行資産の健全性に関する包括的評価等を行う。

ECB はユーロ圏の銀行のうち重要な 119 の銀行グループを直接監督しており（2018 年 7 月 1 日時点）、これら 119 グループの資産の合計はユーロ圏の銀行セクターの持つ資産の 82%に達する。

スペインの銀行のうち、ECB が直接監督を行うのは 12 の銀行グループ（海外現地法人含む）である（図表 12）。

---

[16] スペイン中央銀行, Report on Banking Supervision in Spain 2014、p44

[17] ロイター通信「サンタンデール銀行がポピュラール救済、株主や債権者ら損失負担」
http://jp.reuters.com/article/bancopopular-ecb-idJPKBN18Y0IS?sp=true（閲覧日：2017 年 8 月 20 日）

図表 11：ECB の直接監督基準と該当するスペインの銀行（2018 年 7 月 1 日）

要件	概要	該当する銀行（グループ）
規模	総資産 300 億ユーロ以上	・ABANCA Holding Financiero S.A. ・Banco Bilbao Vizcaya Argentaria, S.A. ・Banco de Sabadell, S.A. ・BFA Tenedora De Acciones S.A.U. ・Banco Santander, S.A. ・Bankinter, S.A. ・Ibercaja Banco, S.A. ・CaixaBank, S.A. ・Banco de Crédito Social Cooperativo, S.A. ・Kutxabank, S.A. ・Liberbank, S.A. ・Unicaja Banco, S.A.
経済的重要性	特定の 1 カ国もしくは EU の経済において影響力が大きい	
事業の越境性	総資産 50 億ユーロ以上、かつ 2 国以上の EU 加盟国に対するクロスボーダー資産（或いは負債）の総資産（或いは総負債）に占める割合が 20%超	
直接公的金融支援	欧州安定メカニズム（European Stability Mechanis）又は欧州金融安定ファシリティー（European Financial Stability Facility）からの援助を要求した、もしくは受けたことがある	

（注）「経済的重要性」は、ECB が各国の経済にとっての各行の①重要性②相互接続性③代替性、ならびに各行の④複雑性を判断して決定する。
（出所）ECB，単一監督メカニズム（SSM）ウェブサイト[18]をもとに作成（閲覧日：2018 年 8 月 22 日）

図表 12：欧州中央銀行が監督するスペインの銀行（2018 年 7 月 1 日時点）

銀行グループ	総資産のレンジ（10 億ユーロ）
Banco Santander, S.A.	1,000-
Banco Bilbao Vizcaya Argentaria, S.A	500-1,000
CaixaBank, S.A.	300-500
Banco de Sabadell, S.A.	150-300
BFA Tenedora De Acciones, S.A.U.	150-300
Bankinter, S.A.	50-75
Ibercaja Banco, S.A.	50-75
Kutxabank, S.A.	50-75
Unicaja Banco, S.A.	50-75
ABANCA Holding Financiero S.A.	30-50
Banco de Crédito Social Cooperativo, S.A	30-50
Liberbank, S.A.	30-50

（注）総資産はそれぞれの銀行グループのレンジを表している。
（出所）欧州中央銀行（European Central Bank）[19](2018 年 8 月 30 日閲覧)

(2) スペイン銀行（Bank of Spain, Banco de España）

[18] https://www.bankingsupervision.europa.eu/ecb/pub/pdf/ssm.list_of_supervised_entities_201807.en.pdf
[19] https://www.bankingsupervision.europa.eu/banking/list/who/html/index.en.html（2018 年 8 月 22 日閲覧）

スペイン銀行は1856年に設立され、1994年の自治法（Law of Autonomy of the Banco de Espana, Law 13/1994, of 1 June, Ley de Autonomia）によって中央銀行としての独立性を確立した。本店はマドリードで、全国に15の支店を持つ。

スペイン銀行はESCBの枠組みの中でECB監督外の銀行の監督を担っており、その根拠法はRoyal Decree 84/2015 of 13 February, the Law 10/2014 of 26 Juneである。スペイン銀行の監督下にある金融機関は「商業銀行」、「貯蓄銀行」、「信用協同組合」、「外国銀行の支店」に分類され、計69グループである[20,21]。

なお、現在スペイン銀行によって監督されている銀行であっても、『重要』とみなされれば、ECBはいつでも当該銀行を監督下に置くことが可能である。

3. 預金保険制度の枠組み

2007年の金融危機を受け、2011年にRoyal Decree Law16/2011の下で組織改編を経た預金保証基金（the Deposit Guarantee Fund）は、預金者への預金払い戻し機能の安定・強化を主な目的とした機関である。預金保証基金は12名の理事によって運営されており、うち5名がスペイン銀行から、1名が政府から、残り6名が民間銀行から選出されている。

預金保証基金への加盟はスペイン銀行に認定されている国内の銀行だけでなく、本拠地が非EU国でその国にスペインと同様の保証制度がない場合は外国の銀行に対しても義務付けられている。2018年8月時点では126行の銀行が基金に加盟している。

スペインの預金者保護をめぐる改革は2008年から本格化した。2007年の金融危機発生に際し、Ecofin（Economic and Financial Affairs Council of European Union）は預金保証の最少額を5万ユーロまで引き上げた。これを受けて2008年、スペインではRoyal Decree Law 1642/2008に基づき、預金保証額を10万ユーロに引き上げている[22]。この10万ユーロの預金保証額はユーロ圏の多くの国で採択されており、実質的には10万ユーロが標準的な保証額といえる[23]。

---

[20] https://www.bde.es/bde/en/secciones/informes/Publicaciones_an/Memoria_de_la_Su/（2018年9月27日閲覧）
[21] その他にスペイン国内で営業している銀行の中には、ECBの監督下にある外国銀行等がある。
[22] INVESTIN SPAIN「Annex II The Spanish financial system」、http://www.investinspain.org/guidetobusiness/en/10/art_10_0.html （2018年9月3日閲覧）
[23] The Banks.eu「Compare Countries By Deposit Rates」、https://thebanks.eu/compare-countries-by-deposit-rates（2018年9月3日閲覧）

4. 個人資産運用に関わる税制全体の中での預金税制

預金による利子所得に対しては分離課税が適用される。

図表 13：預金による利子所得（2018 年）

所得	適用税率
6,000 ユーロ以下	19%
6,000～50,000 ユーロ	21%
50,000 ユーロ以上	23%

（出所）：Pwc、‘Spain Individual-Taxes on personal income’、
http://taxsummaries.pwc.com/ID/Spain-Individual-Taxes-on-personal-income（2018 年 9 月 3 日閲覧）

配当所得とキャピタルゲインは総合所得課税の対象であり、個人所得税率は下記の通りである。

図表 14：個人所得税率（2018 年）

所得	適用税率
12,449 ユーロ以下	19%
12,450～20,199 ユーロ	24%
20,200～35,199 ユーロ	30%
35,200～59,999 ユーロ	37%
60,000 ユーロ	45%

（出所）：Pwc、‘Spain Individual-Taxes on personal income’、
http://taxsummaries.pwc.com/ID/Spain-Individual-Taxes-on-personal-income（2018 年 9 月 3 日閲覧）

第 3 章　国営郵便電信株式会社（コレオス）の概要

1.　設立目的・沿革概要

スペインにおける近代郵便制度は 18 世紀に誕生した。王室直属の郵便サービスシステムが 18 世紀に再編され、国務長官が郵政を監督することとなった。国道の整備や新しいサービスの導入などが進められると同時に、マドリッドに郵便局 1 号店が設立された。

郵便制度がスペイン全土に広がったのは 19 世紀後半のことである。この時代に郵便制度が広まった背景には鉄道の開業と切手の導入という 2 つの要因がある。19 世紀前半に鉄道が開業したことによって配達時間が短くなった。これに加えて切手が導入されたことによって郵便サービスの料金が下がり、市民の多くが郵便サービスを利用できるようになった。19 世紀後半にはそれぞれの町に郵便サービスが存在するまでになり、現在の郵便サービスの原形が作られた。

現在のスペインの郵便は、国営郵便電信株式会社（Sociedad Estatal Correos y Telégrafos, S.A.、通称コレオス（Correos））によって担われている。コレオスを管轄するのは、2013 年より国家競争委員会（Comisión Nacional de los Mercados y la Competencia,（CNMC））と公共事業･運輸省（Ministry of Public Works and Transport, Ministerio de Fomento）である。コレオスの株主は産業公社（Sociedad Estatal de Participaciones Industriales, SEPI）で、100%の株式を保有している。SEPI は国有企業の管理を目的に 1995 年に設立され、財務省（Ministerio de Hacienda）の傘下にある。

コレオスは、Law 43/2010 に基づき、2011 年 1 月から 15 年間にわたるユニバーサル・サービス（Universal Postal Service, UPS）提供義務を負っている。その対価として、コレオスには公共事業・運輸省の予算から補助金が毎年支払われることとなっている（2017 年度はスタッフの研修費なども含め 5,900 万ユーロ）。しかし、2011 年度から 2017 年度の分についてまだ国家競争委員会（CNMC）から承認が下りておらず、補助金が国庫にプールされた状態となっている。コレオスの損益計算書では当該補助金が収入として計上されているが、これは暫定的な会計処理である旨が年次報告書に記されている（図表 15）。

図表 15：コレオスへの補助金支払額　（1,000 ユーロ）

2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
42,577	48,736	268,802	518,173	180,314	180,055	58,996

（出所）Group Correos Annual Report 2011, 2012, 2013, 2014, 2016,2017 より作成(2018 年 9 月 4 日閲覧)

スペインの郵貯の原型は 1909 年に創設された Caja Postal（Post Bank）である。Caja Postal は公的企業として設立され、業態としては貯蓄銀行と位置づけられた。業務内容は個人向けの預金に加えて保険販売も行っていた。

1998 年になって Caja Postal はスペイン銀行公社（Corporación Bancaria de España）に吸収された。スペイン銀行公社は、貸出の活性化を目的に 1991 年に設立され、当初は政府 100%出資の銀行であった。同行はその後民営化され、Caja Postal を含む複数

の政府系銀行と合併し、アルヘンタリア（Argentaria）というブランド名を使用するようになった。1999 年にビルバオ・ビスカヤ銀行（Banco Bilbao Vizcaya）とアルヘンタリアは合併を発表、BBVA が誕生した。このように、当初のスペインの郵貯である Caja Postal は現在では存在していない。

代わって郵貯の機能を果たすようになったのがバンコレオスである。コレオスは、Caja Postal が消滅した 1999 年にドイツ銀行と協定を結び、金融サービスの提供を開始した。さらに、2006 年 4 月からはバンコレオスというブランド名で、金融サービスを提供するようになった。1999 年に結ばれた協定は、コレオスの公募に対しドイツ銀行が応募したもので、バンコレオスによる利益はコレオスとドイツ銀行で 50%ずつ折半されていた。また、協定が結ばれた際に IT 機器の導入や社員研修費等としてドイツ銀行からコレオスに対し約 116 億ペセタ（約 7,000 万ユーロ、1 ユーロ≒166.4 ペセタ）の支払いがあったと報道されている[24]。バンコレオスの顧客は、金融サービスを取り扱うコレオスの窓口に加えて、ドイツ銀行の拠点や ATM においても同様のサービスを受けることができた[25]。

しかしながら、コレオスとドイツ銀行の協定を更新しないことが 2016 年 1 月 8 日に発表され、バンコレオスのサービスは 2016 年 3 月 16 日で終了した[26]。その理由としてドイツ銀行は、前年 10 月に定めた 2020 年までの戦略「戦略 2020」（strategy2020）に基づく、スペインにおける経営戦略の変更によるものであると説明している。3 月 17 日からはバンコレオスの顧客はそのままドイツ銀行が引き継ぎ、全国にある同銀行の 221 の支店等において金融サービスの提供を受けている。

コレオスは、バンコレオスに代わる金融サービスについて、スペイン国内やヨーロッパ内の銀行各行と交渉を重ねた結果[27]、2018 年 2 月に、スペインの商業銀行中位行で店舗を持たないネット専門のメディオラヌム銀行（Banco Mediolanum）と提携契約を結んだ[28]。新たなサービスは「コレオス・キャッシュ」（CORREOS Cash）と名付けられ、メディオラヌム銀行の個人顧客は、コレオスの店舗のうち比較的規模が大きいマルチサービス・オフィス約 2,400 カ所において、預金預け入れや現金引出し、あるいは送金サービスなどを利用できるようになった。メディオラヌム銀行としては、スペイン全土に拠点を有するコレオスをキャッシュ・ポイントとすることで、顧客の利便性向上につなげられる[29]。一方のコレオスにとってみると、自らの預貯金商品を新たに提供するわけではないが、コレオスの拠点で提供するサービスが多様化し、良いシナジーがもたらされると期待しているようである。

その後、コレオスはネット専門の EVO 銀行（EVO Banco）とも提携関係を結び、2018 年 7 月から同行の顧客は「コレオス・キャッシュ」を利用できるようになっている[30]。

（以下の「２．組織形態」「３．主な業務内容」は、基本的に昨年度の本報告書を変

---

[24] El Pais, 'Deutsche Bank 1,800 10 years exploit financial post offices', elpais.com/diario/1999/02/04/economia/918082812_850215.html

[25] ドイツ銀行によると、バンコレオスの顧客数は約 15 万人であったとされている。また、過去のコレオスの年次報告書で記載されていた部門別売上高によると、バンコレオスの営業収益が含まれる「第三者へのサービスおよび銀行サービス」は、2016 年度で 2,560 万ユーロとなっており、コレオス全体の売上高（17 億 6,120 万ユーロ）の 1.5%に過ぎない。

[26] ドイツ銀行のプレスリリース https://www.db.com/spain/es/content/2554.html

[27] Lavanguardia, 'Deutsche Bank breaks and leaves Post financial services in post offices', http://www.lavanguardia.com/economia/20160108/301269472262/deutsche-bank-correos.html

[28] コレオスのプレスリリース "CORREOS ofrecerá a los clientes de Banco Mediolanum su nuevo servicio de gestión de efectivo "CORREOS Cash" "（2018.2.9）

[29] メディオラヌム銀行は、サンタンデール銀行との間でもキャッシュ・ポイントに係る契約を結んでいる。

[30] Expansión.com "Los clientes de EVO podrán enviar dinero en efectivo desde las oficinas de Correos"（2018.6.5）

更せず、バンコレオスに係るサービス内容について掲載している。コレオス・キャッシュについては、前述したよりも詳しいサービス内容がコレオスのホームページ等では紹介されていない。）

2. 組織形態

(1) 経営形態

バンコレオスのサービスは、ドイツ銀行の受託業務としてコレオスの店舗において提供するほか、スペイン国内のドイツ銀行の 221 の支店等においても利用できた。また、ドイツ銀行は EU をはじめ世界中に支店網・ATM を持っているため、バンコレオスの顧客はドイツ銀行の海外ネットワークにおいても金融サービスを受けることが可能だった。

(2) 金融サービス提供の形態

コレオスの店舗は 2,395 店あるマルチサービス・オフィス（multiservice office, oficinas multiservicio）と 6,392 店ある地方郵便サービス（rural services, servicios rurales）に分けられる。そのうちバンコレオスのサービスを提供しているのは前者のマルチサービス・オフィスで、このうちの 2,098 店舗が該当していた。

マルチサービス・オフィスのうち、バンコレオス専用窓口を設けていたのは 115 店舗である。他のマルチ･サービス･オフィスでは一般の郵便局窓口を利用していた。バンコレオスの業務は預金の受け入れと貸付業務に加えて、投資信託の販売や年金商品の取り扱い、保険商品の販売などである。

なお、送金業務はバンコレオスではなく、コレオスが以前から担当している。

送金サービス	2,170 支店 （現金受け取りのできる支店 2108 店+62 店）
現金受け取り	2,108 支店

また、郵便局で発行されている専用の ATM カードを利用することで、窓口を利用するたびに課される 0.6 ユーロの手数料が無料とされていた。このカードは郵便局が提供する ATM のみでなくドイツ銀行の ATM でも同様に利用することができた。また、提携する銀行や ATM であれば海外でそれらを利用し、バンコレオスの口座から直接外貨を手に入れることもできた。ATM カードは初年度無料、2 年目以降は年間 9 ユーロの年会費だった。

スペインの民間銀行では口座維持費として年会費が自動的に引き落とされるのが一般的であるが、バンコレオスでは口座維持費がかからないとされていた。

(3) 窓口取扱い時間

マドリッドや一部の都市の郵便局の営業時間は平日の 8：30-20：30、土曜日の 9：30-13：00 となっており、それ以外の都市や郊外の郵便局では平日 8：30-14：30、土曜 9：30-13：00 となっていた。

3. 主な業務内容

(1) 預金業務概要（提供商品）

バンコレオス預金業務では普通預金口座と定期預金口座が提供されていた。定期預金口座の概要は以下の通りであった。

図表 16：バンコレオスの定期預金

預金期間	店舗にて情報提供
利子の提供	満期時
最低預金額	1,000 ユーロ
預金額の上限	100,000 ユーロ

（注）その他の情報に関しては店舗にて提供している。
（出所）バンコレオスウェブサイト（2016 年 2 月時点）

(2) 資金運用方法

コレオスとドイツ銀行、双方のアニュアルレポートでは、バンコレオスの運営にかかる資金運用に関する情報を確認できなかった。コレオスでは、金融資産の約 94%を長期国債等の安全資産へ、1%を長期のその他の資産へ投資している。残りの 5%は貯蓄や保険など短期投資となっている。

(3) 貸付業務概要

バンコレオスは貸付業務も行っていた。住宅ローンと一般消費者ローンの 2 種類があり、住宅ローンの概要は以下の通りであった。

図表 17：バンコレオスの住宅ローン

項目	内容
商品名	Hipoteca Postal BanCorreos
金利	2.5%/年
欧州銀行間取引金利（EURIBOR）	1.45%
貸付の条件	バンコレオス提供の以下の保険に加入すること ・生命保険 ・住宅保険 ・債務返済補償保険
支払期間	30 年間

（出所）バンコレオスウェブサイト（2016 年 2 月時点）

(4) 送金・決済業務概要

送金業務はウェスタン・ユニオンと協定を結んでいるコレオスによって担われている。これによってコレオスを利用した 190 か国への即時送金が可能である。また、ウェスタン・ユニオン以外にもコレオスが独自に提供している国内外への送金サービスがある。

図表 18：送金サービス内容

商品名	内容
Giro Inmediato	スペイン、アンドラ公国のコレオスへの送金が可能 送金可能額：0.1～2,499 ユーロ 即時送金
Giro Internacional	サービス提携をしている国への送金が可能 送金可能額：提携国に依る 送金可能額：～2,499 ユーロ 所要日数：4-6 営業日
Giro Nacional	スペイン、アンドラ公国内での送金が可能 送金可能額：0.1～2,499 ユーロ 所要日数：3-5 営業日
Western Union	送金可能額：～3,000 ユーロ(1 人 1 日当たり) 190 か国以上へ即時に電子送金が可能

（出所）コレオスウェブサイト
https://www.correos.es/ss/Satellite/site/pagina-servicios_financieros/sidioma=es_ES（2018 年 9 月 4 日閲覧）

(5) 国際業務概要

業務提携をしているドイツ銀行がヨーロッパをはじめとする世界 70 か国に拠点を展開している。スペイン国外のドイツ銀行の ATM からも手数料無料でバンコレオスに保有する口座から預金を引き出すことができた。

(6) 付随業務概要

銀行業務以外に、保険商品と年金商品を取り扱っていた。保険は住宅保険、労災保険、健康保険、生命保険の 4 種類であり、いずれもバンコレオス独自の商品であった。年金は個人年金と退職年金の 2 種類であり、こちらはドイツ銀行の商品である。

図表 19：バンコレオスの年金商品

商品名	内容
退職貯蓄プラン **Plan Ahorro Jubilación** ドイツ銀行の商品名 Plan Ahorro Jubilación db	最小投資額：601.01 ユーロ 最低手数料：30.05 ユーロ リスク予想：2 バンコレオスの商品説明： 投資額は全額保証され、利回りは最大 15%。
個人貯蓄プラン **Plan Ahorro Personal** ドイツ銀行の商品名 Plan Ahorro Personal db	最小投資額：601.01 ユーロ 最低手数料：30.05 ユーロ リスク予想：4 バンコレオスの商品説明： 自分で 50%まで株投資をすることができる。

（出所）バンコレオスウェブサイト（2016 年 2 月時点）

4. 財務諸表

図表 20：コレオスの部門別売上高 （100 万ユーロ）

	2016	2017
企業等との契約取引（Clients with contract）	1085.4	1242.7
送金業務（Cash payments）	399.6	387.9
小口郵便（Franking machines）	36.1	38.7
国際業務（International）	122.2	120.9
その他（Others）	177.7	69.1
計	1,761.1	1,859.4

（出所）Group Correos annual report 2017 より作成(閲覧日：2018 年 9 月 27 日)

図表 21：コレオスの貸借対照表（単位：1,000 ユーロ）

ASSETS	2013/12	2014/12	2015/12	2016/12	2017/12
NON-CURRENT ASSETS	**1,530,610**	**1,593,861**	**1,461,742**	**1,464,774**	**1,470,406**
Intangible assets	16,895	26,825	37,934	35,640	32,962
Computer software	16,647	26,532	37,682	35,429	32,768
Other intangible fixed assets	248	293	252	211	194
Property,plant and equipment	1,473,606	1,428,331	1,394,389	1,392,420	1,387,948
Land and buildings	1,285,511	1,253,305	1,226,716	1,213,260	1,194,534
Technical installations and other items	154,267	151,398	144,403	159,895	169,750
Under construction and advances	33,828	23,628	23,270	19,265	23,664
Investments Property	3,486	4,602	9,965	13,210	13,144
Non-current investments	1,459	113,900	3,716	5,761	3,106
Loans to third-parties	-	112,438	2,499	4,499	1,000
Other financial assets	1,459	1,462	1,217	1,262	2,106
Deferred tax assets	35,164	20,203	15,738	17,743	33,246
CURRENT ASSETS	**818,602**	**958,113**	**872,551**	**795,387**	**708,207**
Non-current assets held for sale	20,182	17,552	19,056	17,293	12,271
Inventories	2,936	3,221	2,775	5,008	4,660
Trade debtors and other receivables	661,551	710,099	671,027	640,375	489,620
Clients from sales and provision of services	298,511	277,246	352,455	349,281	401,901
Clients, group companies and associates	48	53	61	61	70
Other debtors	350,232	420,976	286,883	278,747	53,706
Debts, group companies and associates	2,630	1,112	21,908	4,209	26,640
Staff	9,995	10,452	9,365	7,658	7,125
Current tax assets	2	-	-	-	-
Other credits with government bodies	133	260	363	419	178
Current investments	6,501	5,355	5,361	4,064	903
Prepayments for current assets	914	820	656	660	811
Cash and cash equivalents	126,518	221,066	173,676	127,987	199,942
TOTAL ASSETS	**2,349,212**	**2,551,974**	**2,260,161**	**2,334,293**	**2,178,613**

（出所）Group Correos Annual Report 2017 より作成(2018 年 9 月 4 日閲覧)
https://www.correos.es/ss/Satellite/site/pagina-memoria_anual_informacion_corporativa/sidioma=en_GB

NET ASSETS AND LIABILITIES	2013/12	2014/12	2015/12	2016/12	2017/12
EQUITY	**1,806,959**	**1,976,873**	**1,827,054**	**1,772,491**	**1,615,934**
Equity	1,514,862	1,682,753	1,547,832	1,504,654	1,357,688
Capital	611,521	611,521	611,521	611,521	611,521
Share premium	250,938	250,938	250,938	250,938	250,938
Reserves	594,744	616,687	717,124	683,342	632,095
Legal reserve	75,104	79,905	100,070	100,070	100,070
Statutory reserves	164,188	173,790	214,119	214,119	214,119
Voluntary reserves	355,452	362,992	402,935	369,153	317,906
Reserves in consolidated companies	9,242	9,716	2,347	2,031	10,100
Result for the year attributable to Parent Company	48,417	193,891	(34,098)	(43,178)	(146,966)
Subsidies,donations and bequests received	292,097	294,120	279,222	267,837	258,246
NON-CURRENT LIABILITIES	**198,685**	**146,489**	**129,950**	**128,245**	**124,294**
Non-current provisions	73,611	47,482	35,707	30,477	30,395
Non-current debts	334	566	986	8,421	7,907
Deferred tax liabilities	124,151	97,884	92,716	88,698	85,399
Non-current accruals	589	557	541	649	593
CURRENT LIABILITIES	**343,568**	**428,612**	**377,289**	**359,425**	**438,385**
Current provisions	5,260	5,080	1,150	1,843	2,891
Current debts	26,207	17,247	22,609	19,914	25,413
Current debts with group companies and associates	8,193	80,922	478	492	878
Trade and other payable	297,865	321,458	350,655	336,458	402,522
Suppliers	2,257	2,723	1,706	1,453	2,842
Suppliers, group companies and associates	22	25	3	-	3
Other payables	203,883	184,184	178,298	192,428	230,517
Staff	24,872	52,632	64,779	17,938	18,394
Other debts with government bodies	49,426	50,161	59,505	51,713	50,074
Advances from customers	17,405	31,733	46,364	72,926	100,692
Current accruals	6,043	3,905	2,397	718	6,681
TOTAL NET ASSETS AND LIABILITIES	**2,349,212**	**2,551,974**	**2,334,293**	**2,260,161**	**2,178,613**

（出所）Group Correos Annual Report 2017 より作成(2018 年 9 月 4 日閲覧)

図表 22：コレオスの損益計算書　（1,000 ユーロ）　2017 年	
CONTINUING OPERATIONS	
Revenue	1,859,465
Supplies	**(271,541)**
Merchandise used	(13,746)
Impairment of merchandise,raw materials and other supplies	(1,951)
Work carried out by other companies	(255,844)
Other operating income	**62,902**
Non-trading and other operating income	3,906
Compensation for provision of the UPS	58,700
Operating subsidies included in result of the financial year	296
Staff costs	**(1,452,492)**
Salaries and wages	(1,169,211)
Social security contributions	(275,025)
Other expenses	(8,256)
Other operating expenses	**(314,350)**
External services	(302,801)
Taxes	(4,997)
Losses, impairment and change in trade provisions	(82)
Other operating expenses	(6,470)
Amortisation and depreciation	**(92,938)**
Non-financial and other capital subsidies	**12,777**
Excess on provisions	**8,179**
Impairment and loss/gain on disposal of fixed aseets	**6,684**
Impairment and losses	2,946
Result from disposals and others	3,738
Other results	**(9,865)**
OPERATING RESULT	(191,179)
Financial income	**703**
From negotiable securities and other financial instruments:	
From group companies	61
From third parties	642
Financial expenses	**(115)**
Debts with third parties	(115)
Exchange rate differences	**2,714**
FINANCIAL RESULT	3,302
RESULT BEFORE TAX	(187,877)
Income tax	**40,911**
CONSOLIDATED RESULT FOR THE FINANCIAL YEAR	(146,966)

（出所）Group Correos Annual Report 2017 より作成(2018 年 9 月 4 日閲覧)

第 4 章　金融セクターにおけるリテール金融機関の特徴

1.　金融システム全体におけるリテール金融機関の位置づけ

スペインの金融システムは、伝統的に「地域分散」的な色彩が強い（decentralised banking system）。具体的には、まず、規模が小さく地域密着型の経営を行なう信用協同組合が存在する。貯蓄銀行については、1980 年代後半に行われた営業地域の規制撤廃や、2000 年代後半以降に政府主導で進められた大規模な業界再編（第 5 章で詳述）によって、かつての「特定の地域で限定的に活動する銀行」といった性格はかなり薄れたものの、現在でもなお、個人や中小企業といったリテール分野に力点を置いたサービスを提供し、地域において大きな存在感を保っている[31]。また、商業銀行も、グローバルに事業展開するサンタンデール銀行や BBVA など一部を除けば、資産規模で数百億ユーロから数十億ユーロ、あるいはそれ以下の水準にとどまるリテール色の強い銀行が大半である（日本になぞらえると地銀や第二地銀、信金、信組レベル）（図表 6）。

ここで、典型的なリテール金融機関である貯蓄銀行と信用協同組合の預金シェアをみると、図表 3 で示したように、貯蓄銀行のシェアは 41%に達している（2017 年 12 月末）。業界再編前の 2009 年 12 月末には 50%を超えるシェアであった。また、信用協同組合のシェアは 8%となっている。

このようにリテール金融機関の裾野が広いスペインでは、郵貯の存在感が極めて薄い。第 3 章でみたように、スペインの郵便局であるコレオスの窓口では、2016 年 3 月まで預金や保険・年金などを取り扱っていたが、これはドイツ銀行が提供する商品であった。ドイツ銀行との協定を解消した後、コレオスはネット専門のメディオラヌム銀行と新たに提携関係を結んだが、この提携の意義はあくまでもメディオラヌム銀行の個人顧客の利便性向上にあり、コレオス独自の商品（いわゆる郵便貯金）を取り扱うようになったわけではない。

以上を総括すると、現在のスペインの金融システムは、ごく少数のメガバンクと、（再編が進んで以前よりも数は少なくなったが）商業銀行・貯蓄銀行・信用協同組合といった多くのリテール金融機関によって構成されており、また自らの負債として預貯金を取り扱うという意味での郵貯サービスは存在していない。

なお、スペインでは 2000 年代後半以降に、貯蓄銀行を中心とした再編や、業態を問わず店舗網の削減が進んだことから、より「集中化」（centralised）した金融システムに変質しつつある。そのため近年では、地域によっては十分な金融サービスが受けられない、とくにネットバンキング等ではカバーできない現金引き出しに支障が出ている地域が増えているといった指摘もなされている。この点については第 5 章で詳述する。

[31] Sara Carreño Iglesías, et.al “Financial exclusion In Spain” 2014. P18-19

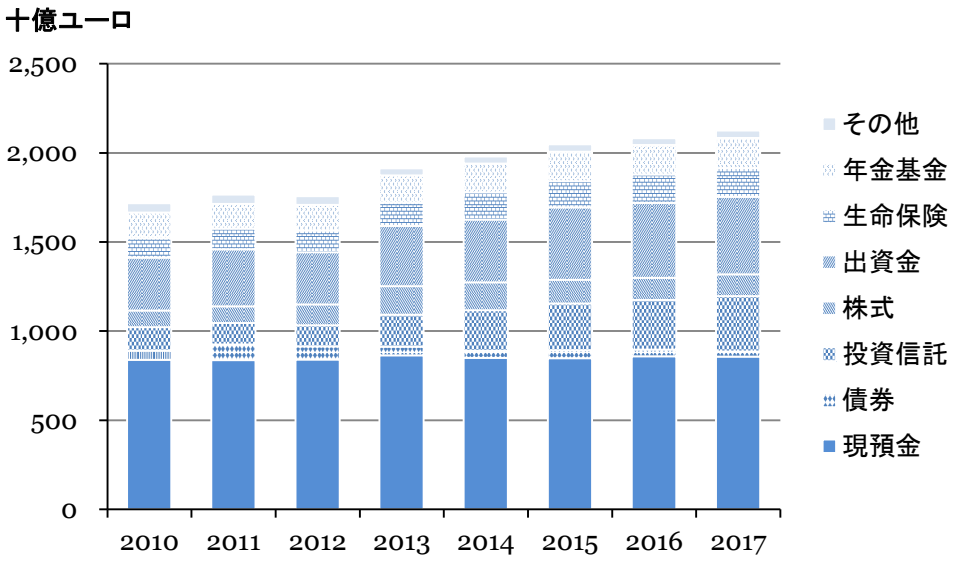
2. 個人金融資産・負債の状況

次に、リテール金融機関にとっての主力顧客である個人の金融資産・負債の状況について確認しておく。

スペインでは、家計における金融資産は現預金が主流となっており、2017 年の金融資産に占める現預金の構成比は 40%となっている。2014 年は投資への関心が高まる傾向も見られ、2010 年から 2017 年にかけて投資信託が 8%から 15%に上昇している（図表 23）。

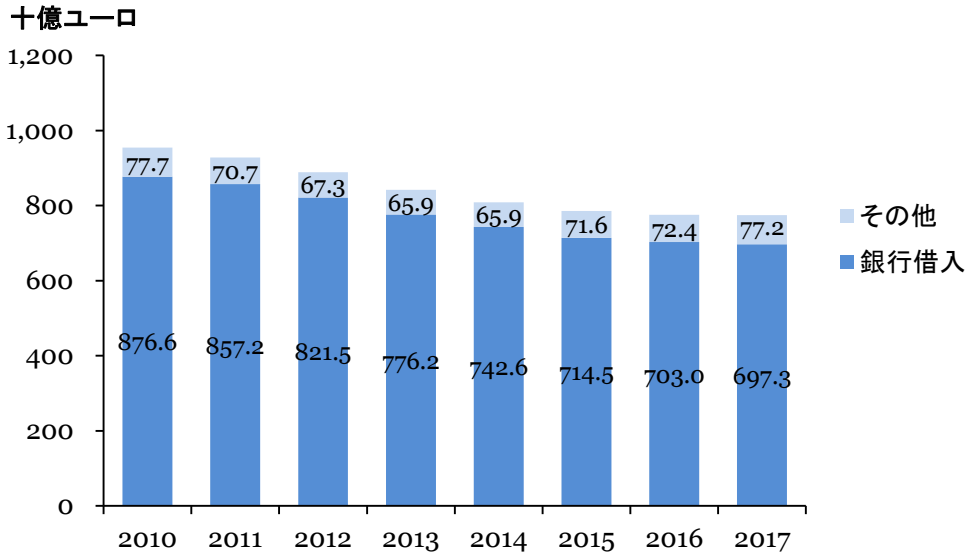
一方、金融負債については、銀行からの借入が大半を占めており、2010 年代を通じてその残高は逓減傾向にある（図表 24）。金融機関の家計への貸出残高という逆の切り口からみると、耐久消費財向け（車や家具の購入資金の融資等）は近年増加しているものの、ウェイトの大きい住宅向けは残高の減少が続いている（図表 25）。スペインでは 2000 年代に住宅ローンを中心とした家計部門の過剰借入が進んだが、そこからの修正局面がなお継続していることがうかがえる。

図表 23：家計部門の金融資産残高



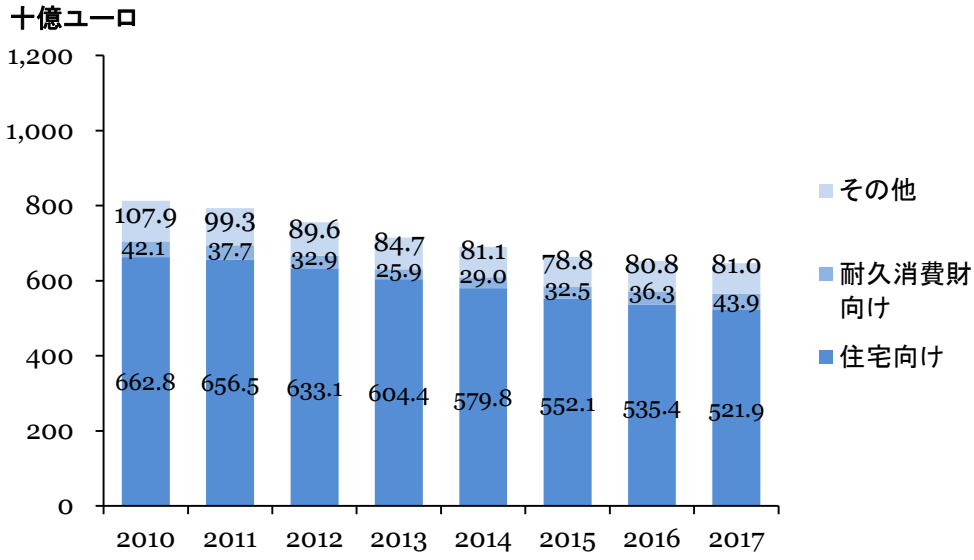
（注）英文表記は現預金：Currency and deposits、債券：Debt securities、投資信託：Investment fund shares、株式：Listed shares、出資金：Unlisted shares と Other equity の合計、生命保険：Life insurance schemes and annuity entitlement、年金基金：Pension entitlement、その他：Other assets。
（出所）：スペイン銀行、Financial Accounts of the Spanish Economy　2.21a - Financial balance sheet Hide information、p150-151、2017 年(2018 年 9 月 4 日閲覧)
https://www.bde.es/bde/en/secciones/informes/Publicaciones_an/Cuentas_Financie/

図表 24：家計部門の金融負債残高



（出所）：スペイン銀行、Financial Accounts of the Spanish Economy　2.39a - Households and non-profit institutions serving households　Financial balance sheet　p232-233(2018 年 10 月 9 日閲覧)
https://www.bde.es/bde/en/secciones/informes/Publicaciones_an/Cuentas_Financie/

図表 25：家計向けの銀行貸出残高



（出所）：スペイン銀行、Statistical Bulletin　4 - Credit institutions and credit financial intermediaries 4.13 - Total credit institutions and credit financial intermediaries Hide information(2018 年 10 月 10 日閲覧)　https://www.bde.es/webbde/en/estadis/infoest/bolest4.html

第 5 章　最近の金融動向と今後の展望

1.　2010 年代前半の EU による金融支援

スペインの銀行セクターはリーマンショックを契機に不良債権比率の上昇に直面し、一部の金融機関、特に貯蓄銀行が経営危機に陥った。2012 年に 5 月に貯蓄銀行大手のバンキア（Bankia）が政府に支援要請を行うと、スペインの銀行システムに対する懸念が高まり、金利が大きく上昇した。スペイン政府による国債や政府機関債による資金調達コストが上昇したことで、同年 7 月に EU によるスペインへの支援が決定された。

銀行システムの改革にあたって、スペインは銀行のストレス・テストを行い、優良銀行は再編による強化を行い、不良銀行は清算した。さらにスペイン資産管理会社（SAREB）を設立し、不動産バブルの崩壊によって発生した大量の不良債権を買い取ることで損失被害を食い止めた。

この他にも銀行のガバナンス強化や規制・監督の枠組みの強化が図られ、2014 年にスペインは EU による金融支援システムから脱却している。

2.　貯蓄銀行の再編

スペインの銀行セクターにおいて特に財務面での問題が大きかったのは貯蓄銀行である。貯蓄銀行は 2000 年代を通じて拡大路線を追求し、特に不動産融資を積極的に増やした。これがリーマンショック以降の不良債権比率上昇に結びつき、政府主導での業界再編を余儀なくされた。

貯蓄銀行は従来、株式会社形態をとっておらず、主として自治州政府などの公的機関からの出資金により運営されていた。議決権の 2～5 割は自治州政府が保有しており、残りは預金者や従業員が保有する構造であった[32]。株主総会の代わりに地元の政治家や従業員、顧客などによる合議体（general assembly）が取締役会のメンバーを選出する仕組みとなっていた。地元政治家との結びつきが強く、経営陣を地方の政治家が占めるケースも見られ、これが過大な融資の背景になったと指摘されている。

貯蓄銀行業界の再編に向けて、スペイン政府はまず、国王令 9/2009（Royal Decree-Law 9/2009）によって銀行再建基金（Fund for Orderly Bank Restructuring , Fondo de Reestructuración Ordenada Bancaria, FROB）を設立した。FROB は貯蓄銀行に公的資金を注入する目的で 90 億ユーロの規模で設立された政府出資 100%の基金である[33]。

続いて 2010 年 11 月には、新たに商業銀行を設立して貯蓄銀行の銀行業務を移転させ、貯蓄銀行は商業銀行の株主かつ社会貢献活動を行う財団に転換させるとする国王令（Royal Decree-Law　11/2010）が発出された。これは、貯蓄銀行危機はガバナンスの弱さが主因の一つであったという反省から、イタリアのアマート法（Amato Law）に倣ったものとされている[34]。

さらに、2012 年の Law 8/2012 では、不動産開発に関連する貸出に対して引当を増

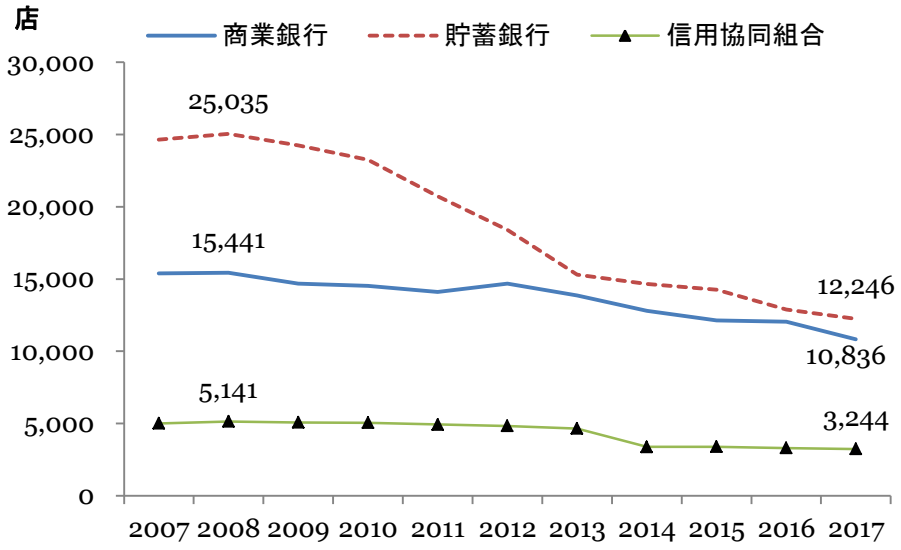
[32] https://www.imf.org/external/pubs/ft/scr/2012/cr12141.pdf
[33] http://www.ceca.es/wp-content/uploads/2015/06/Restructuring-Process-Spanish-Savings-Banks-05-06-2015.pdf
[34] http://www.cuatrecasas.com/web/es-ESN/PDF/minguez.pdf

やすことが求められ、合わせて担保として回収した不動産を資産管理会社（Sociedad de Gestión de Activos Procedentes de la Reestructuración Bancaria, SAREB）に移すこととした。

この過程で 45 行あった貯蓄銀行は、①財団を主要株主とする商業銀行グループ、②FROB による国有化、③BBVA による吸収合併によって 11 グループ 12 行となり（BBVA は除く）、2009 年当時の貯蓄銀行のまま存続するのは 2 行のみとなった。また、2008 年 12 月末に 25,035 店あった支店数は 2017 年 12 月末には 12,246 支店まで減少し、従業員数は 134,867 人から 72,344 人まで減った（図表 26、図表 27、図表 28）。

なお、貯蓄銀行 15 行の株主となっている財団には、銀行財団（banking foundation, fundación bancaria）、一般財団（ordinary foundation, fundación ordinaria）、特別財団（special foundation, fundación especial）の 3 種類がある[35]。

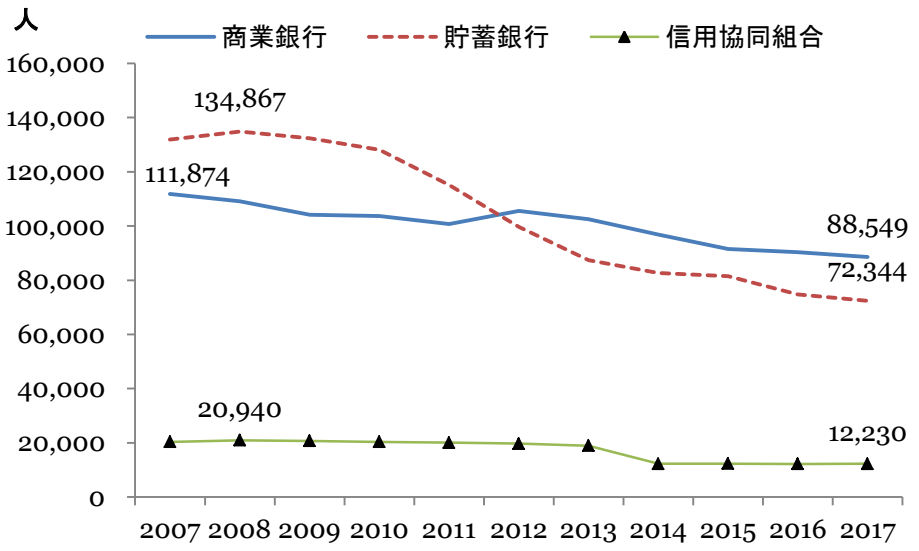
図表 26：国内商業銀行・貯蓄銀行・信用協同組合の店舗数の推移



（注）信用協同組合については、2014 年に UNACC から脱退した Cajamar グループ 19 行を除くため、2013 年までと 2014 年以降ではデータの連続性はない。
（出所）Asociación Española de Banca （Spanish Banking Association）, Anuario Estadístico 各年版[36], Confederacion Española de Cajas de Ahorros （Confederation of Spanish Savings Banks）, Anuario Estadístico 各年版[37], Unión Nacional de Cooperativas de Crédito（National Union of Credit Cooperatives）, Anuario 各年版[38]より作成（閲覧日：2018 年 8 月 22 日）

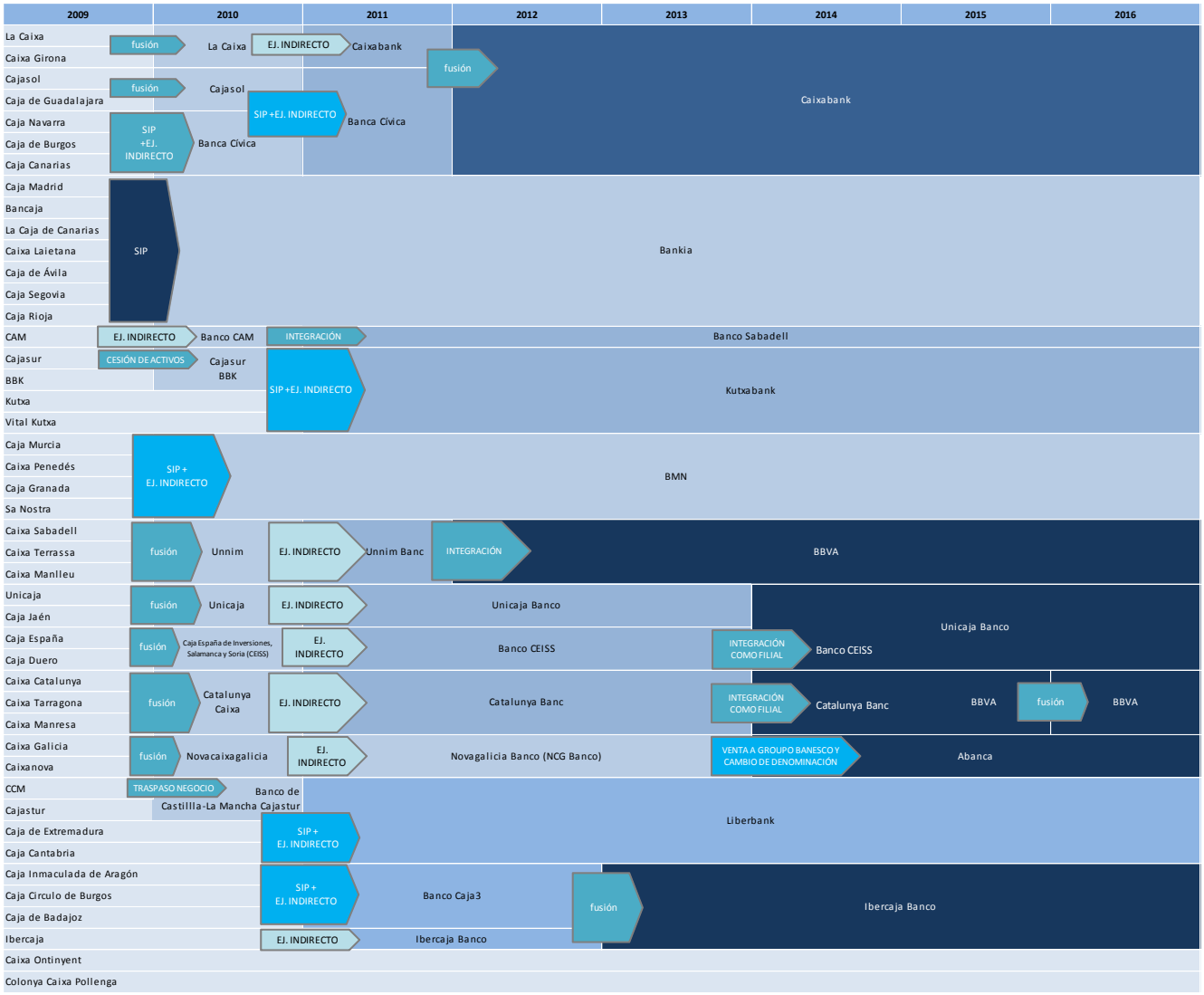
35 http://www.ceca.es/wp-content/uploads/2015/04/Libro-Mapa-fundaciones.pdf
36 https://www.aebanca.es/anuario-estadistico/
37 http://www.ceca.es/que-hacemos/analisis-economico-y-regulatorio/estados-financieros/
38 http://www.unacc.com/inicio/Publicaciones/Anuario.aspx

図表 27：国内商業銀行・貯蓄銀行・信用協同組合の従業員数の推移



（注）信用協同組合については、2014 年に UNACC から脱退した Cajamar グループ 19 行を除くため、2013 年までと 2014 年以降ではデータの連続性はない。
（出所）Asociación Española de Banca （Spanish Banking Association）, Anuario Estadístico 各年版, Confederacion Española de Cajas de Ahorros （Confederation of Spanish Savings Banks）, Anuario Estadístico 各年版, Unión Nacional de Cooperativas de Crédito （National Union of Credit Cooperatives）, Anuario 各年版より作成（閲覧日：2018 年 8 月 22 日）

図表 28：貯蓄銀行の再編の流れ



（出所）Confederacion Española de Cajas de Ahorros （Confederation of Spanish Savings Banks）, Anuario Estadístico 2016 80 ページ
http://www.ceca.es/que-hacemos/analisis-economico-y-regulatorio/estados-financieros/（閲覧日：2018 年 3 月 19 日）

3. 近年の金融アクセスの状況

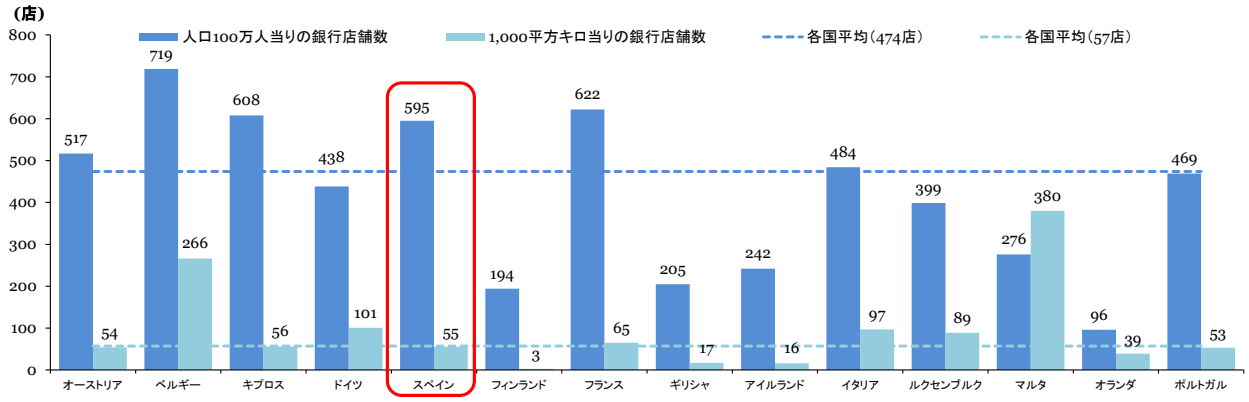
前述したように、スペインでは、2000 年代後半以降に貯蓄銀行を中心として店舗の削減が進んだ。2017 年の銀行の店舗数は、2008 年の水準からおよそ 40%少なくなっている（図表 26）。

2018 年に公表されたスペイン銀行の調査レポート[39]は、こうした状況を踏まえて、スペイン国内における金融サービス、とりわけ現金へのアクセス性がどのように変化してきているのかを詳細に分析している。以下、この調査レポートの概要を紹介していきたい。

銀行のサービス拠点の削減は、スペインのみならず欧州全体で進んだ現象であり、例えば、EU 域内の銀行店舗数は 2008 年の水準から 20%減って 2016 年には 18 万 9,000 店に、またユーロ圏内における ATM の数も 2009 年のピークから約 3 万 2,000 台減って 2017 年央には 24 万 2,000 台となっている。

単位人口当りや単位面積当りの銀行店舗数及び ATM 数を国別に比較してみると、スペインは、銀行のサービス拠点の削減が著しかったにもかかわらず、単位人口当りでみた店舗数や ATM 数はユーロ圏諸国の平均を大きく超えている。また、単位面積当りでみても平均並みの水準を保っている（図表 29、図表 30）。

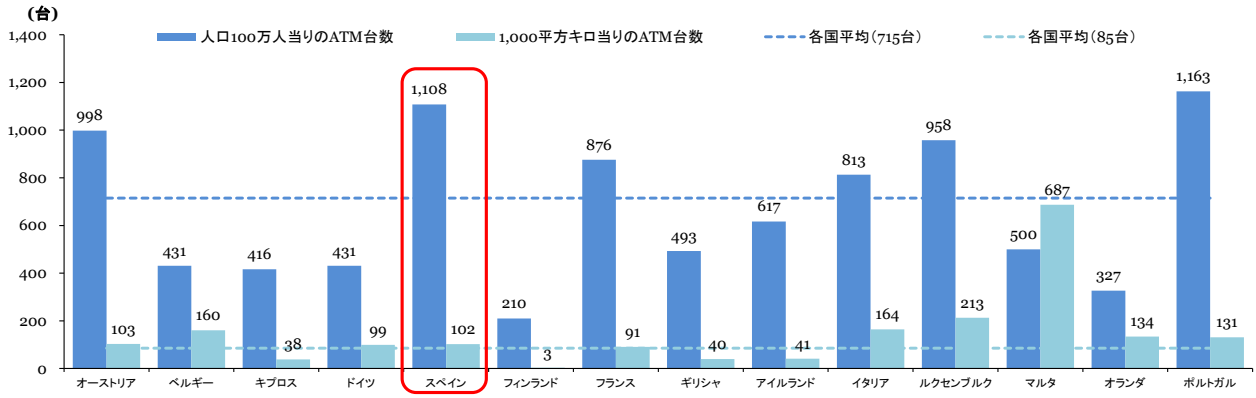
図表 29： ユーロ圏主要国における銀行店舗比率(2017 年)



（出所）Concha Jiménez Gonzalo and Helena Tejero Sala ”Bank Branch Closure and Cash Access in Spain” (Bank of Spain,Financial Stability Review,Issue 34, May 2018)（閲覧日：2018 年 10 月 12 日）

[39] Concha Jiménez Gonzalo and Helena Tejero Sala ”Bank Branch Closure and Cash Access in Spain” (Bank of Spain,Financial Stability Review,Issue 34, May 2018) https://www.bde.es/f/webbde/.../Articulo_Jimenez_Tejero_en.pdf

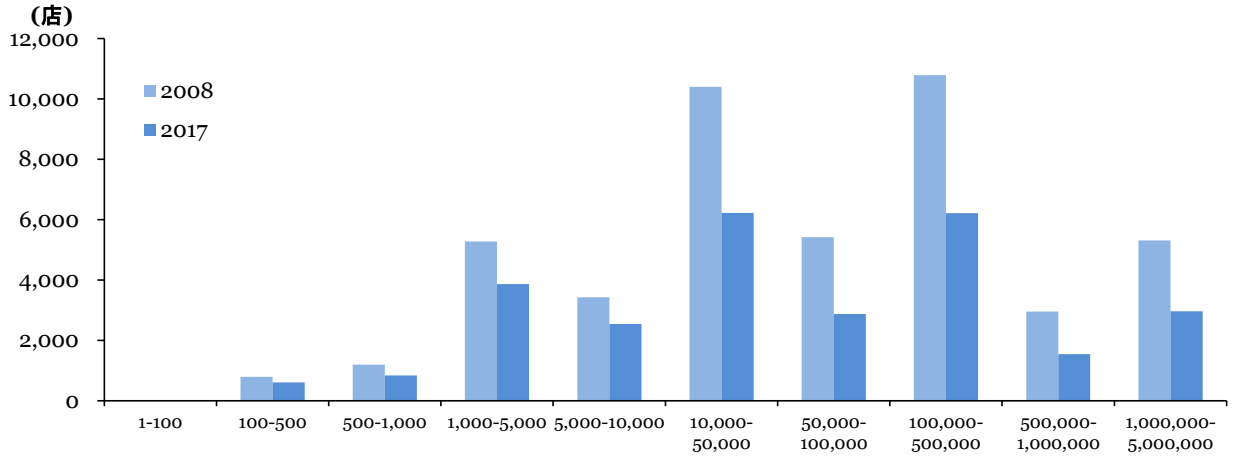
図表 30：ユーロ圏主要国における ATM 台数比率(2017 年)



（出所）Concha Jiménez Gonzalo and Helena Tejero Sala "Bank Branch Closure and Cash Access in Spain" (Bank of Spain,Financial Stability Review,Issue 34, May 2018)（閲覧日：2018 年 10 月 12 日）

スペインの基礎的自治体（municipality）レベルでの銀行店舗数の変化をみてみると、もともと店舗が集中していた人口 1 万人超の自治体における店舗の削減が著しい（図表 31）。これは、銀行の統合や合併などによって、規模の大きい自治体ほど店舗の重複が目立ったからだと考えられる。また、県（province）レベルでは、カタルーニャ州バルセロナ県やマドリッド州マドリッド県、バレンシア州バレンシア県といった人口密度が比較的高く、またそれゆえに銀行店舗の集中度も高かった県において 2008～2017 年の店舗削減率は大きくなっている。

図表 31： スペインの基礎的自治体における人口規模別の銀行店舗数



（出所）Concha Jiménez Gonzalo and Helena Tejero Sala "Bank Branch Closure and Cash Access in Spain" (Bank of Spain,Financial Stability Review,Issue 34, May 2018)（閲覧日：2018 年 10 月 12 日）

銀行店舗が一つも存在しない基礎的自治体の数は、2008 年から 540 増えて 2017 年に 4,109 となっている。こうした自治体に住む住人は、スペインの人口の 2.7%に当る 125 万人に上る。ただし、銀行店舗がない自治体の多くは、住人が少なく、また隣接した自治体に行けば店舗があるという点には留意すべきである。

スペインの銀行は、店舗や ATM といったサービス拠点の削減を進める一方で、現金引き出しを中心としたニーズに対応するために、移動式店舗（mobile branch）や金

融代理店（financial agent）といった新たな代替チャネルを開発している。スペイン銀行が行ったアンケート調査によると、かなりの数の銀行が、削減した店舗に代替する現金アクセス・チャネルを用意している。2016 年末時点で、移動式店舗は少なくとも 690 存在しており、966 の自治体において代理店の職員などが移動式店舗で現金サービスを提供している。また、609 の自治体で一時的な（ad hoc）現金サービスが供与されているほか、ショッピングモールや公共機関など銀行店舗外に設置される ATM（off-site ATM）は 502 台ある。

こうした銀行による対応以外に、いわゆるノンバンクも、多目的 ATM を通じた現金引出しサービスや、小売店のレジでカード決済する際に現金も同時に引き出せる「キャッシュバック」と呼ばれるサービスを提供し始めている。また、（第 3 章でみたように）スペインの郵便局では、提携を結んだ銀行の顧客が現金の引出しや預金の預け入れをできるようになっている。

銀行のサービス拠点が減少したことによる金融アクセスへの影響は、以上みてきたような多種多様なサービスを通じて明らかに軽減されている。2016 年末時点で、いかなる現金サービスも提供されていない自治体は 3,402 で、そのうち 2,976 については住人が 500 人に満たない。また、この 3,402 の自治体に住む住人はスペインの人口の 1.96%に当る 91 万人強となっており、先にみた銀行店舗が存在しない自治体に関する 2.7%、125 万人から相当に減っていることがわかる。

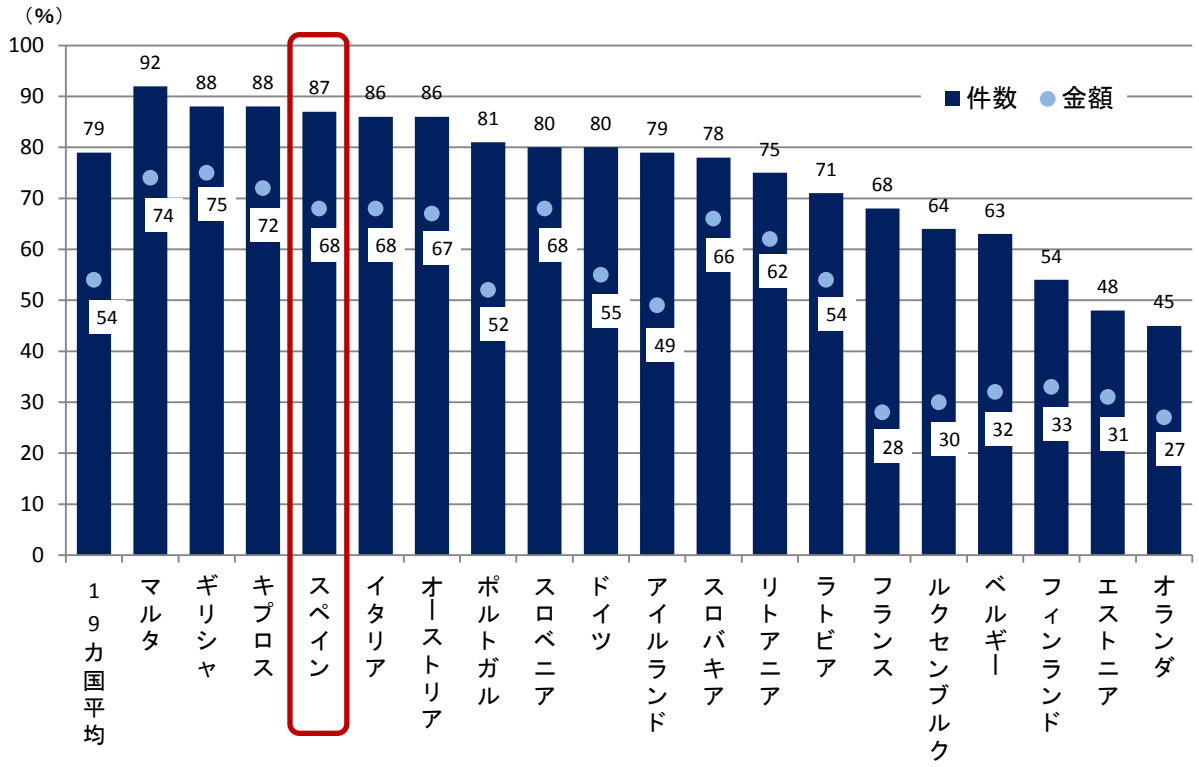
4. リテール決済の動向

スペインを含む南欧諸国は、欧州のなかでも現金への依存度が比較的高いとされている。2015 年から 2016 年にかけて ECB は、POS（販売時点情報管理）を通じてモノやサービスを購入した個人に対して決済手段等を尋ねる調査を行い、2017 年にその結果をレポートにまとめている。図表 32 をみると、スペインにおける現金決済比率は、件数ベースで 87%、金額ベースで 68%となっており、欧州 19 カ国の平均を大きく上回る。

また、「最も一般的な支払手段は何か」を尋ねた 2017 年のスペイン銀行の調査によると、「現金」が回答の 53%を占め、デビットカードが 41%、クレジットカードが 6%となっている[40]。こうした調査から、スペインでは依然として現金決済が主流である一方、現金以外の決済手段のなかではデビットカードの利用率が高いといえる。

[40] Concha Jiménez Gonzalo and Helena Tejero Sala ”Bank Branch Closure and Cash Access in Spain” (Bank of Spain,Financial Stability Review,Issue 34, May 2018) https://www.bde.es/f/webbde/.../Articulo_Jimenez_Tejero_en.pdf

図表 32：欧州各国における家計の現金決済比率



（注）1．現金以外の支払いとしては、クレジットカードやデビットカードによる支払い等がある。
また、本調査の対象は店頭での POS 決済なので、インターネット経由での購入・支払いは含まれていない。
2．調査実施時期は 2015 年 10 月～2016 年 7 月。ただし、ドイツとオランダについては、類似調査のデータを使っている。

（出所）European Central Bank "The use of cash by households in the euro area"(2017.11) より作成
http://www.ceca.es/que-hacemos/analisis-economico-y-regulatorio/estados-financieros/（閲覧日:2018 年 3 月 19 日）

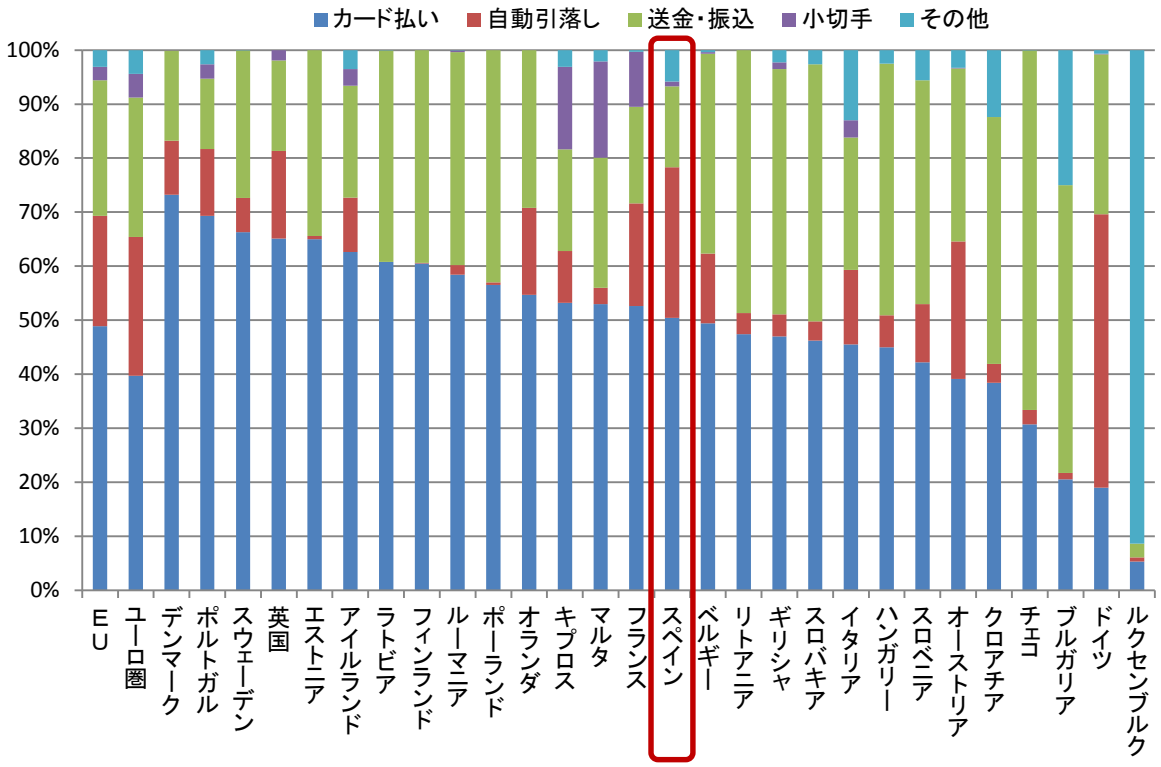
スペインにおける現金以外の決済状況を、ECB の決済統計を使って確認してみると、件数ベースでは 2016 年にカード決済が約 50%を占め、自動引落しが約 20%、送金・振込が約 10%となっている（図表 33）。他国との比較でみると、自動引落しの比率がドイツに次いで高いのが目立つ。

自動引落しは、欧州では「ダイレクト・デビット」と呼ばれ、公共料金や雑誌購読といった定期契約、あるいは企業間決済などでも使われている。第二次大戦後のスペインでは、口座からの料金引落しを依頼する伝票が客から銀行に持ち込まれ、銀行は引落しが完了した旨の通知を代行業者を介して客に送付するという決済慣行が根付いていた。そのため、こうした面倒な工程を自動化するダイレクト・デビットは、銀行が代行業者に支払う手数料を節約できる等のメリットがあり、スペイン社会に浸透していったとされる[41]。

ECB の決済統計からスペインの状況をより詳細にみてみると、カード決済のなかではデビットカード（ダイレクト・デビットとは異なる）の伸長ぶりが著しく、2012 年から 2016 年にかけて利用件数は約 2 倍に拡大し、利用が伸び悩むクレジットカードを凌駕するに至っている（図表 34）。

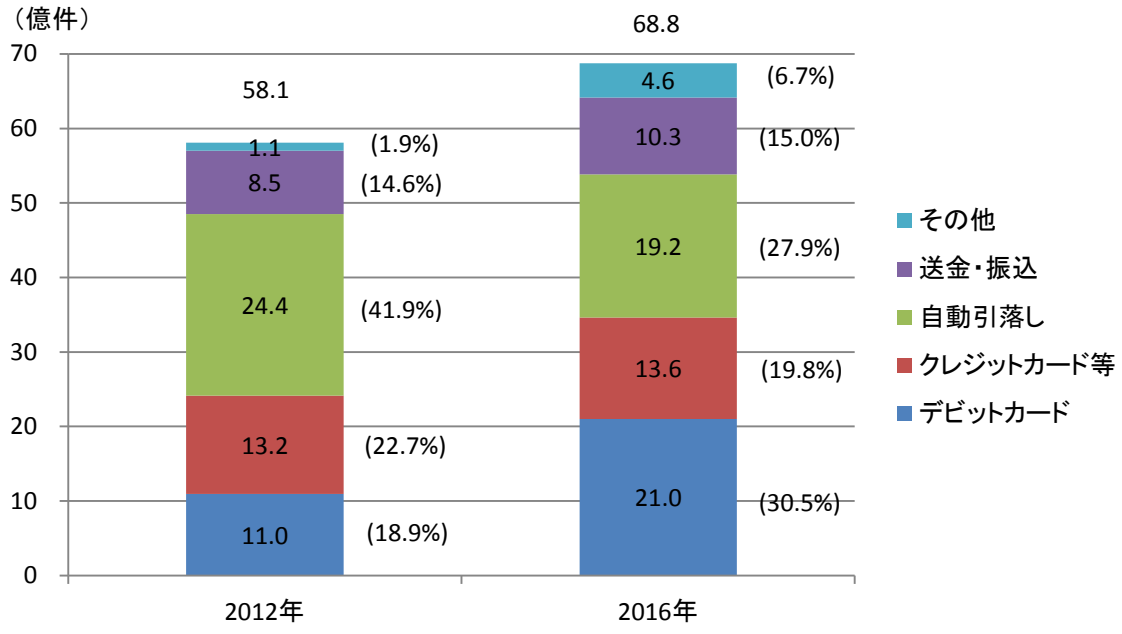
[41] European Payments Council “The Spanish payment landscape : innovation gains on tradition” 22 June 2017
https://www.europeanpaymentscouncil.eu/news-insights/insight/spanish-payment-landscape-innovation-gains-tradition

図表 33：欧州各国における非現金決済の構成（2016 年）



〈注〉 1．デンマーク、エストニア、リトアニア、フィンランド、ユーロ圏は 2014 年（デビットカードのデータが 2014 年までしかないため）。
2．ルクセンブルクの「その他」は、非居住者による電子マネーでの決済が大半とされる。
3．企業間決済を含む。
〈出所〉European Central Bank "Payment statistics" より作成

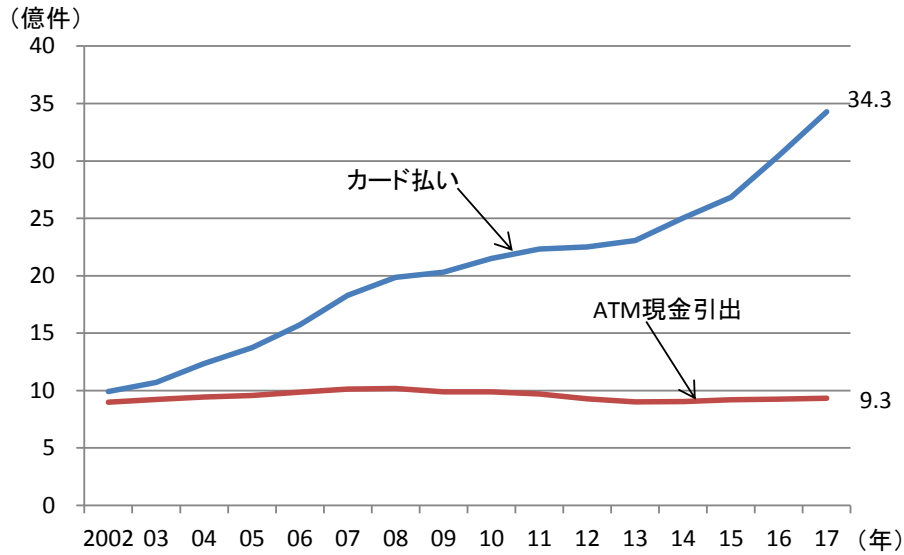
図表 34：スペインの現金以外の決済（件数ベース）



〈注〉企業間決済を含む。
〈出所〉European Central Bank "Payment statistics" より作成

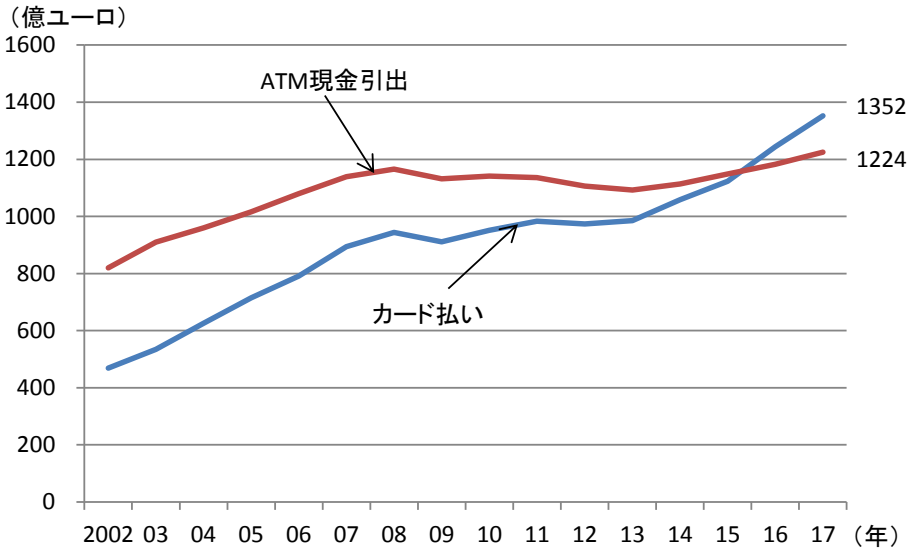
最後に、スペイン銀行の公表データを使って、カード利用と現金需要の推移を確認してみる。「カード払い」と、現金需要の代替指標としてしばしば用いられる「ATM からの現金引出」の利用件数を時系列で追っていくと、2012 年時点で両者はほぼ同じであったが、その後はカード払いが大きく増える一方で、ATM 引出は横ばいから微減で推移したため、2017 年にはカード払いの利用件数が ATM 引出の 4 倍近くに上っている（図表 35）。金額ベースでも、2016 年にはカード払いが ATM 引出を初めて上回った（図表 36）。ATM 引出は現金払いの動向を直接的に表すものではないが、スペインの小口決済における中長期的なトレンドとして、現金払いからカード払いへのシフトが進みつつあると言えるだろう。

図表 35：スペインにおけるカード払いと ATM 現金引出の推移（件数ベース）



〈出所〉Bank of Spain "Bank Payment Cards" （Statistics – Payment systems の項目に掲載）より作成
https://www.bde.es/bde/en/areas/estadis/Otras_estadistic/Sistemas_de_pago/Principales_est_1733fa955514921.html（閲覧日：2018 年 9 月 20 日）

図表 36：スペインにおけるカード払いと ATM 現金引出の推移（金額ベース）



〈出所〉図表 35 に同じ

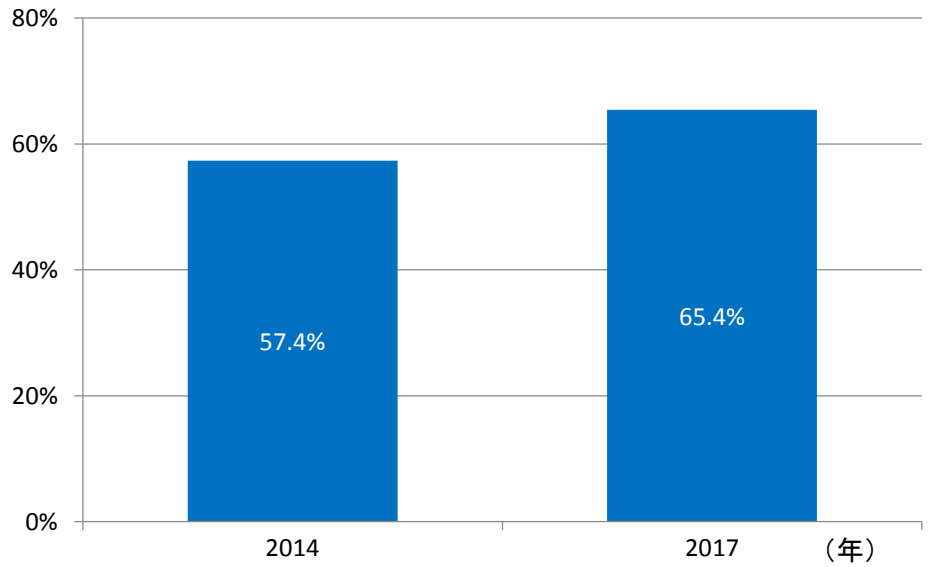
5. モバイル決済の動向

モバイル決済も浸透しつつある。世界銀行のグローバル・ファインデックスによる調査では、スペインで過去に何らかの支払いをオンラインで行ったことがあると答えた人の割合は、2014 年の 57.4%から 2017 年には 65.4%に上昇している（図表 37）。

また、決済サービスに関する EU 銀行界の民間組織である欧州決済協議会（European Payments Council）によると、スマートフォンやクレジットカードなどを店頭の読み取り端末にかざして決済する非接触型決済（contactless payment）は、2015 年 12 月にはスペインにおけるカード決済全体の 12.5%であったが、わずか 1 年後の 2016 年 12 月には 30%を占めるにまで至ったという。こうした状況がもたらされた大きな理由として、同協議会は「市場の成熟」を挙げ、利用者が非接触型決済の安全性に信頼を寄せるようになってきたと分析している[42]。

こうしたなか、スペインではモバイル・バンキングの規格統一が図られた。スペイン銀行や政府の働きかけもあり、スペインの 27 の銀行・銀行グループは、2016 年 10 月に Bizum というブランド名でモバイル・バンキングの共通プラットフォームを構築した。各行は、自らが提供するモバイル専用アプリに Bizum を実装して決済サービスなどを提供している。

図表 37: スペインでモバイル決済を利用した経験のある人の割合



（出所）世界銀行, “ The Global Findex Database 2017”を基に作成
https://globalfindex.worldbank.org/（2018 年 6 月 5 日閲覧）

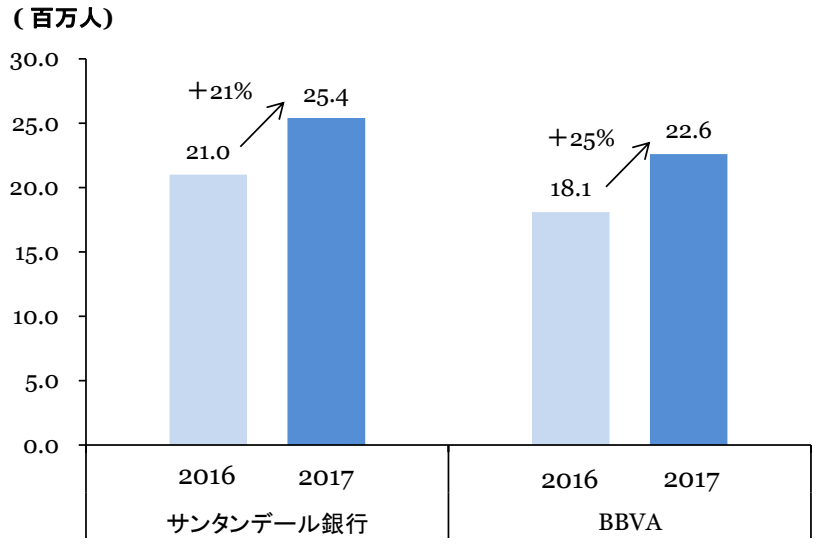
ここで、スペインの大手 3 行を取り上げて、モバイル・バンキングの状況をみてみる。各行ともに、経営戦略の重点課題の一つに「デジタル化」（Digitalisation）を掲げ、モバイル・バンキングを含むオンライン・バンキングの顧客・取引拡大に積極的に取り組んでいる点が共通している。

[42] European Payments Council “The Spanish payment landscape : innovation gains on tradition” (22 June 2017)
https://www.europeanpaymentscouncil.eu/news-insights/insight/spanish-payment-landscape-innovation-gains-tradition

最大手のサンタンデール銀行は、スペイン国内におよそ 1,300 万人の顧客を抱えているが、そのなかでオンライン・バンキングを利用するデジタル顧客が 2017 年に 316 万人（前年比＋15%）となったほか、オンライン経由での金融商品販売額は全体の 25%を占めている。また、デジタル顧客のうちモバイル・バンキングの利用者も 2017 年には前年から 40%増加した。以上はスペイン国内の状況だが、同行が事業展開する南米や欧州等を含む全世界ベースでみると、1 億 3,300 万人の総顧客のうち、デジタル顧客は 2017 年に 2,540 万人（同＋21%）となっており、2018 年にはこれを 3,000 万人（同＋18%）に増やすことが目標とされている[43]（図表 38）。なお、サンタンデール銀行が傘下に抱えるネット専門のオープンバンク（Openbank）は、個人の与信審査において人工知能（AI）を活用している。

資産規模でスペイン第二位の BBVA においても、デジタル化が急速に進んでいる。2017 年の金融商品販売件数のうちデジタル・チャネルを通じたものの割合は、スペイン国内で 28.6%（前年比＋10.5%ポイント）、全世界では 28.0%（同＋11.2%ポイント）となっている。また、全世界におけるデジタル顧客数と、その内訳であるモバイル顧客数は、2017 年にそれぞれ 2,260 万人（同＋25%）、1,770 万人（同＋44%）に上る（図表 38）。モバイル顧客に関しては、同行が事業展開する 11 カ国のうち 6 カ国（スペイン、米国、トルコ、アルゼンチン、チリ、ベネズエラ）において、顧客全体に占める割合が 2017 年に 50%を超えている[44]。なお、BBVA は、米国の調査会社フォレスター・リサーチによって、2017 年の「ベスト・モバイル・バンキング・サービス」に選出されている。

図表 38：サンタンデール・グループと BBVA グループのデジタル顧客（全世界）

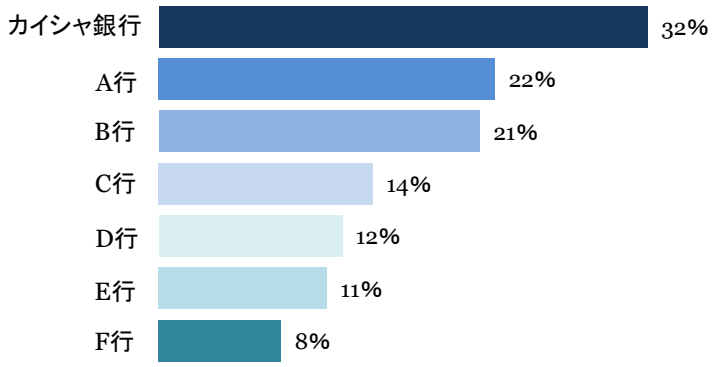


（注）デジタル顧客とは、ネットバンキング等のチャネルを活用している顧客。
（出所）Santander “Annual Report 2017” 、 BBVA “BBVA in 2017”（2018 年 10 月 12 日閲覧）

43 Santander “Annual Report 2017” https://www.santander.com/csgs/Satellite/CFWCSancomQP01/en_GB/Corporate/Shareholders-and-Investors/Shareholders/Shareholder-Reports/Annual-Report.html
44 BBVA “BBVA in 2017” https://shareholdersandinvestors.bbva.com/microsites/bbvain2017/en/index.html

複数の貯蓄銀行が合併して今やスペイン第三位の資産規模を誇るカイシャ銀行では、オンライン・バンキングの顧客が 570 万人（全顧客の 55%）、モバイル・バンキングの顧客が 430 万人（前年比＋15%）に達している。オンライン・バンキング市場での浸透率（全てのオンライン・バンキング利用者のうち当該銀行のサービス利用者の割合）は 32%で、サンタンデール銀行や BBVA を含む競合 6 行の 8～22%を大きく上回っている[45]（図表 39）。また、2017 年におけるカイシャ銀行のチャネル別取引件数をみると、インターネット及びモバイルが 56%と他を圧倒しており、以下、POS（店頭でのデビットカード決済等によるものと想定）が 31%、ATM が 7%、支店が 6%と続く[46]。同行は、傘下のネット専業銀行（imaginBank）において AI を活用したメッセージ送信サービスを展開するなど、フィンテックへの取り組みも積極的で、2017 年には英 The Banker 誌の「ベスト AI プロジェクト」に選出されている。

図表 39：スペインにおけるオンライン・バンキング市場での浸透率



（注）1.全てのオンライン・バンキング利用者のうち、当該銀行のサービス利用者の割合。コムスコア社の調査によるもの(2018 年 4 月)。
2.A~F 行には、サンタンデール銀行、BBVA、バンキア、サバデル銀行、バンキンテル、ING 銀行(外国銀行)が含まれる。
（出所）CaixaBank “Corporate Presentation”September 2018（2018 年 10 月 12 日閲覧）

6. フィンテックに関するレギュラトリー・サンドボックスの導入

先進技術を金融サービスに取り込むフィンテックの広がりは、銀行のコスト低減につながるとともに、顧客にとっても金融アクセスや利便性の向上をもたらす。しかしながら、その半面で、マネーロンダリングやサイバーセキュリティ、顧客保護、データのプライバシーといった点においてはリスクが高まることとなる。当局にとっても、フィンテックの広がりに規制上どのように対応するかはチャレンジングな課題である。リスクを制御するためには一定の規制が必要だが、過度に厳しい規制を課すとイノベーションを阻害しかねない。バランスのとれた規制のあり方が、なお模索されているところである。

45 CaixaBank “Corporate Presentation”
https://www.caixabank.com/inversoresinstitucionales/presentaciones/presentacionescorporativas_en.html
46 CaixaBank “Integrated Corporate Report 2017”
https://www.caixabank.com/responsabilidadcorporativa/publicaciones/informecorporativo/2017_en.html

スペインでは、金融のデジタル化に伴い拡大したサイバー攻撃や個人情報漏えい等のリスクに対応した法規制整備が進められてきたが、その結果として規制の過剰さが認識されるようになった。スペイン貯蓄銀行連合会（CECA）の系列シンクタンクである Funcas などがスペインの銀行幹部に対して行ったアンケート調査によると、金融規制が「大幅に過剰」とする回答が 37%、「かなり過剰」が 35%を占めている[47]。

こうしたなか、スペイン政府は、フィンテック分野におけるイノベーションの促進と適切な規制を両立させるために、「レギュラトリー・サンドボックス（規制の砂場）」を導入することとした。これは、金融機関が新たに開発する金融サービスについて例外的に規制緩和を認めて、自由なテストを可能にする仕組みである。対象となるのは、当局の審査を経てライセンスが与えられたプロジェクトに限られ、事業者は政府に対してテストの進捗状況を都度報告する必要がある。スペイン経済省が公表した関連法案は 2018 年 7 月から 9 月にかけてパブリックコメントに付され、その後、議会の承認を得た上で施行される見込みである。

7. マイクロファイナンスの動向

(1) 概況[48]

貯蓄銀行の再編などを通じて進む「金融の集中化」によって、スペインでは金融サービスへのアクセスが悪化したという指摘もなされている。この点については、「第 5 章 3. 近年の金融アクセスの状況」において、主に個人の現金へのアクセス性という観点から考察したが、ここで少し視点を変えて、資金力に乏しい個人や事業者に対する資金の提供について見ていくこととしたい。

ブリュッセルを本拠とする非営利組織の欧州マイクロファイナンス・ネットワーク（The European Microfinance Network）によれば、スペイン国内では 260 万人が十分な金融サービスを享受できない状況にあるとされている。こうした「金融排除」（financial exclusion）の問題を克服することを目的としてマイクロファイナンスに取り組む組織がスペインには多く存在する。それらは、小口融資などを行う金融機関と、起業家やスタートアップ企業に対する教育訓練やアドバイスといった支援業務を主に手掛ける非金融組織とに大別される。非金融組織のなかには小口融資を提供するところもあるが、概してその資金力は限られている。そのため、マイクロファイナンスに関する中心的なプレイヤーは金融機関である。

金融機関がマイクロファイナンスの主な対象とするのは、起業家、スタートアップ企業、自営業者、従業員 10 人未満の中小企業とされる。また、マイクロファイナンスにおいては、非金融サービスも合わせて提供した方が、事業の成功率が高まる[49]ため、金融機関は非金融組織との連携を図ることが多い。貯蓄銀行の場合には、自らの株主であって、社会的事業に取り組んでいる銀行財団と連携するケースもある。

---

47 Funcas “The regulatory sandbox and potential opportunities for Spanish FinTechs” http://www.sefofuncas.com/Spain-in-the-digital-era/The-regulatory-sandbox-and-potential-opportunities-for-Spanish-FinTechs

48 本節の記述は、以下の報告書に依拠している。
The European Microfinance Network “Microfinance and Start-ups in the EU : Spanish country profile” September 2017 https://www.european-microfinance.org/sites/default/files/document/file/Microfinance%20and%20Start-ups%20in%20Europe_Spain.pdf

49 起業プロジェクトが始動してから 5 年後の成功率は、欧州全体で 44%だが、教育訓練や助言サービスを得ることによって、フランスでは 75%に、スペインの地域プログラムでは 95%にまで成功率が高まるというデータもある。

(2)マイクロバンク（Microbank）の取り組み[50]

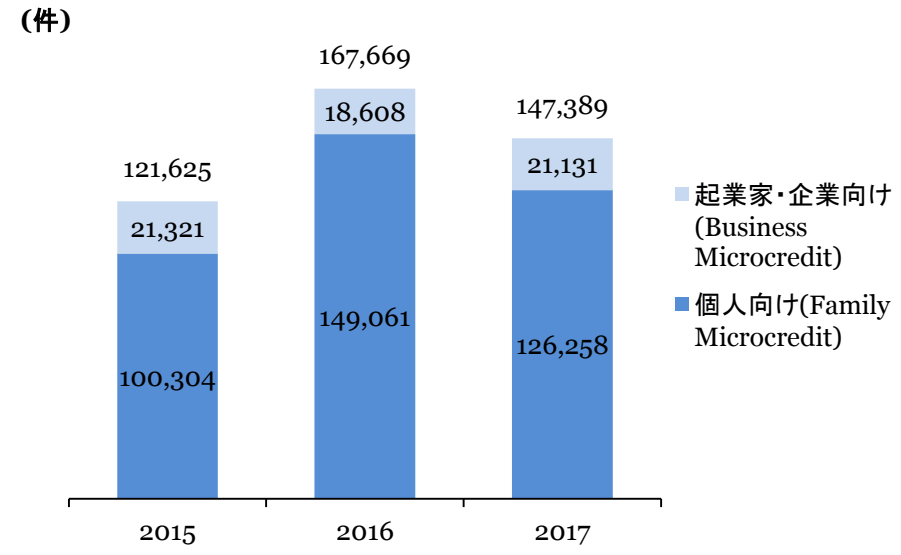
カイシャ銀行グループのマイクロバンク（Microbank）は、スペインにおけるマイクロファイナンスのメインプレイヤーであり、主にカイシャ銀行の店舗網を通じてマイクロファイナンスを提供している。

同行がミッションに掲げるのは、「雇用の創出」「融資先の生産性向上」「低所得者への小口融資を通じた個人や家族の発展」「カイシャ銀行の広範なネットワークを通じたサービス提供による金融包摂（financial inclusion）」である。マイクロバンクは、地域の企業支援団体など 500 を超える組織と業務連携を図っているほか、EU の組織からの支援（欧州投資基金による信用保証、欧州投資銀行の低利融資等）を受けている。

基本的な融資条件をみると、起業家・企業向け融資（Business Microcredit）の場合、融資枠は最大 2 万 5,000 ユーロ、物的担保は不要、融資期間は最長 6 年（元本返済猶予期間は最長 6 年）などとなっている。一方、個人向け融資（Family Microcredit）の場合は、年収 1 万 8,000 ユーロ未満の層を対象に、住宅取得、医療、教育、その他予期しえなかった資金需要などについて最大 2 万 5,000 ユーロを融資する。物的担保は不要で、融資期間は最長 6 年となっている。これら以外にも、マイクロバンクでは、特定の資金使途に応じたマイクロクレジット商品を多数取り揃えている（社会的事業向け融資、環境関連事業向け融資、金融排除に晒されている個人への小口融資、修士課程の学生に対する融資等）。

2017 年の融資件数は 14 万 7,389 件で、その内訳は、起業家・企業向け融資が 2 万 1,131 件、個人向け融資が 12 万 6,258 件となっている（図表 40）。

図表 40：マイクロバンクのマイクロファイナンス（Microcredit）の融資件数



（出所）Microbank “Annual report 17”（2018 年 10 月 12 日閲覧）

[50] 本節の記述は、Microbank “Annual report 17” 及び”Report on the Impact of Microcredits 17” に依拠している。
https://www.european-microfinance.org/publication/microbank-report-impact-microcredits-2017

起業家・企業向け融資の借り手の属性をみると、平均年齢は 40 歳で、男性が 63%を占め、起業資金が 40%（残り 60%は事業拡大のための資金）となっている。また、借り手の業種は、サービス業が 52%で最も多く、以下、小売り 25%、飲食業 15%、農畜産業 4%、技術系ベンチャー4%となっている。個人向け融資の借り手については、平均年齢が 44 歳、男性が 52%、基礎的な生活資金を借りた人が 36%といった具合である。

マイクロバンクは、そのミッションに照らして、自らの活動が社会にどのようなインパクトを与えているかをアピールしている。例えば、2017 年には起業家・企業向け融資を通じて 8,664 の新規ビジネスが生まれ、さらに融資先が従業員を雇うことで 2 万 9,029 人の雇用が創出されたとしている。個人の借り手については、その 60%が家計収支マイナスもしくは収支ぎりぎりであり、また 40%は予期しえない支出に対応できない状況に置かれている（貯蓄不足）と分析し、いかに低所得者の生活環境改善に同行の融資が役立っているかを強調している。

(3) 大手 2 行（サンタンデール、BBVA）の中南米における取り組み[51]

グローバルに事業展開しているサンタンデール・グループと BBVA グループは、主に進出先の中南米において金融包摂への取り組みに力を注いでいる。

サンタンデール・グループは、ブラジル、アルゼンチン、メキシコ、エルサルバドルといった国において、小規模事業者等にマイクロクレジット（小口融資）を行ったり、口座維持手数料を免除した口座を低所得者向けに提供したりしている。とくに、同グループにとって営業収益の 3 分の 1 を占める重要マーケットのブラジルでは、最大のマイクロクレジット提供者となっている。平均すると融資額は 300 ユーロ、融資期間は 8 カ月、借り手の 7 割が女性である。同グループの分析によると、2017 年には、26 万のブラジルの事業者に融資が行われた結果、21 万人余りの新規雇用が創出され、融資先の利益として 2,300 万ユーロが生み出されたという。また、個人については、2017 年度にブラジルで 34.7 万人の低所得者に融資が実施されている。

一方、BBVA グループは、進出先の中南米において、金融包摂の対象となり得る低所得層の顧客を 800 万人以上抱えている（うちメキシコのみで約 550 万人）。そして、例えばメキシコでは、①自動審査による短期の少額融資（2017 年には月平均 22,000 人に融資）、②自動審査による少額保険（2017 年の契約は月平均 7,000 件）、③貯蓄を促す機能を持つアプリ（2017 年に 14 万ダウンロード）、④米国とメキシコの間の送金機能を有するアプリ、といったサービスを提供している。

また、BBVA グループは、2007 年に非営利の「BBVA マイクロファイナンス財団」を立ち上げてから、中南米各国において、資金力に乏しい起業家等への融資活動を継続している。同財団は、これまでに総額 108 億ドルに上る融資を行っており、中南米における最大の慈善事業体の一つとなっている。近年では、毎年約 200 万人弱の起業家等に融資を供与しているが、男女格差の解消に取り組むという観点から女性への融資比率が高くなっている点が一つの特徴である（図表 41、図表 42）。

[51] 本節の記述は、Microbank “Annual report 17” 及び”Report on the Impact of Microcredits 17” に依拠している。
https://www.european-microfinance.org/publication/microbank-report-impact-microcredits-2017

図表 41: BBVA マイクロファイナンス財団の概要

	2015	2016	2017
顧客数(人)	1,712,801	1,826,607	1,941,232
家族を含むメリット享受者数(百万人)	6.9	7.3	6.8
従業員総数(人)	7,910	8,038	8,051
拠点数(ヵ所)	509	507	514
融資残高(百万ユーロ)	936	1,009	951
平均融資額(ユーロ)	1,046	1,161	1,090
提供国数(ヵ国)	7	5	5

（出所）BBVA “BBVA in 2017”（2018 年 10 月 12 日閲覧）

図表 42: BBVA マイクロファイナンス財団の融資機関ごとの概要(2017 年)

	顧客数(人)	女性顧客比率(%)	従業員数(人)	拠点数(ヵ所)	融資残高(百万ユーロ)	平均融資額(ユーロ)	デフォルト率(%)
Emprende Microfinanzs(チリ)	9,796	57	148	20	13,520	1,344	7.8
Fondo Esperanza(チリ)	117,331	82	608	54	66,330	726	0.5
Bancamia(コロンビア)	913,977	55	3,485	200	336,070	1,089	5.4
Financiera Confianza(ペルー)	493,164	48	2127	153	403,716	1,723	2.9
Microserfin(パナマ)	17,528	43	265	13	23,960	1,309	3.5
ADOPEM(ドミニカ共和国)	389,436	66	1,418	74	107,699	609	4.0

（出所）BBVA “BBVA in 2017”（2018 年 10 月 12 日閲覧）

8. リテール金融機関およびコレオスの今後の展望

最後に、リテール金融機関とコレオスの今後について簡単に展望することとしたい。

信用協同組合や貯蓄銀行、あるいは中小の商業銀行といったリテール金融機関は、金融デジタル化の流れに沿って、今後もモバイル・バンキングなどデジタル・チャネルを通じた取引の拡大を図る一方、他の欧州諸国に比べれば依然として多いと考えられる物理的なチャネル（店舗や店舗内 ATM）については、経営効率化の観点から引き続き縮小・削減に取り組むものと見込まれる。そうした経営を進めていく上で課題となるのが、顧客の現金引出しなどのニーズに対応するためのインフラをいかにして確保するのかという点である。先述したように、多くの金融機関は移動式店舗や金融代理店などの代替チャネルを用意しているが、新たなチャネルとして高いポテンシャルを秘めている存在として、コレオスが挙げられよう。

コレオスは、送金業務を除き独自の金融商品・サービスは取り扱っていないが、2018 年からはネット専門の商業銀行と提携を結び、その銀行の代理店的な役割を果たすようになっている。この「コレオス・キャッシュ」（CORREOS Cash）と呼ばれるサービスについて、コレオスは将来的に提携先を増やしていく考えを持っているとされる。コレオスの強みは、何と言ってもスペイン全土に張り巡らされた店舗ネットワークである。効率化・合理化のためにサービス拠点の縮小とデジタル・チャネルの拡大を進める多くのリテール金融機関にとって、コレオスのネットワークは魅力的に映るはずだ。コレオスは今後、リテール金融機関との提携をさらに広げることで、スペインにおいて物理的な金融インフラの中核を担うような存在になる可能性も低くないであろう。

＜出所資料一覧＞

【国際機関・外国機関文献・データベース】
- スペイン大使館経済商務部ウェブサイト
- 欧州中央銀行（ECB） ウェブサイト
- IMF ウェブサイト
- OECD ウェブサイト
- 日本国外務省ウェブサイト

【中央銀行・監督官庁・銀行協会等 HP】
- スペイン銀行（Banco de Espana）ウェブサイト
- 欧州信用協同組合協会（European Association of Co-operative Banks）ウェブサイト
- 貯蓄銀行スペイン連合会（La Confederacion Espanola de Cajas de Ahorro （CECA） ）ウェブサイト、「アニュアルレポート（2014 年）」
- スペイン銀行協会（The Spanish Banking Association）ウェブサイト
- La Union Nacional de Cooperativas de Credito ウェブサイト、「アニュアルレポート（2014 年）」
- Banco de Crédito Cooperativo ウェブサイト

【論文・雑誌・業界紙】
- 野村資本市場研究所、「資本市場クォータリー（2006 年夏号）」地域金融研究所、NEW FINANCE Vol.43-1、（2013 年 1 月）
- 地域金融研究所、NEW FINANCE Vol.43-2、（2013 年 2 月）
- Economic Intelligence Unit、COUNTRY FINANCE 2011
- The Banker、The top five Spanish banks、（2015 年 5 月）
- pwc、SPAIN INDIVIDUAL-TAXES ON PERSONAL INCOME、（2015 年 9 月）
- Sara Carreño Iglesías, et.al、 Financial exclusion In Spain、（2014 年）
- Concha Jiménez Gonzalo and Helena Tejero Sala、Bank Branch Closure and Cash Access in Spain、(Bank of Spain,Financial Stability Review,Issue 34)、（2018 年 5 月）
- European Central Bank、The use of cash by households in the euro area、（2017 年 11 月）
- European Payments Council、The Spanish payment landscape : innovation gains on tradition、（2017 年 6 月）
- Funcas、The regulatory sandbox and potential opportunities for Spanish FinTechs
- The European Microfinance Network、Microfinance and Start-ups in the EU : Spanish country profile、（2017 年 9 月）

【郵便電信・郵貯等 HP】
- バンコレオス（Bancorreos） ウェブサイト（現在では閉鎖）
- コレオス（Correos） ウェブサイト

【民間金融機関等 HP】
- ドイツ銀行（Deutsche Bank）ウェブサイト
- BBVA ウェブサイト、「アニュアルレポート（2016 年、2017 年）」
- Caixabank ウェブサイト、「アニュアルレポート（2016 年、2017 年）」
- Santander ウェブサイト、「アニュアルレポート（2016 年、2017 年）」
- Bankia ウェブサイト、「アニュアルレポート（2016 年）」
- Banco Popular ウェブサイト、「アニュアルレポート（2016 年）」

XXI. ドイツ連邦共和国
（Federal Republic of Germany）

＜目次　～ドイツ～＞

第 1 章　市場環境の特徴 2
第 2 章　金融制度概要 3
1.　金融機関の種類 3
(1)　銀行の業態「3 本柱の構造」 3
(2)　商業銀行（commercial banks, Kreditbanken） 6
(3)　公的部門銀行（public sector institutions, Öffentlich-rechtliche Kreditinstitute） 7
(4)　信用協同組合（credit cooperatives, Kreditgenossenschaften） 11
(5)　専門銀行（specialized banks, Spezialbanken） 12
2.　監督官庁と指導体制 14
(1)　世界金融危機前の監督体制（BaFin と Deutsche Bundesbank による監督） 14
(2)　世界金融危機後の監督体制（ECB による直接・間接監督） 14
3.　ドイツの銀行制度の特徴 17
(1)　ユニバーサルバンクの誕生 17
(2)　公的部門銀行の是非 17
4.　預金保証制度の枠組み 18
(1)　かつての預金保証制度（2013 年まで） 18
(2)　現在の預金保証制度（2014 年以降） 19
(3)　EDIS の動きとドイツの反発 20
5.　個人資産運用に関わる税制 21
(1)　2008 年の税制改革前 21
(2)　2008 年の税制改革後 22
第 3 章　郵便貯金の概要 23
1.　設立経緯・沿革概要 23
(1)　郵政改革とポストバンクの誕生 23
(2)　ポストバンクの株式公開と業容拡大 24
(3)　ドイツ銀行によるポストバンクの買収とその後の方針転換 25
2.　組織・経営形態 28
(1)　ポストバンクの強み 28
(2)　ポストバンクの業務内容 29
(3)　ポストバンクの業績 31
3.　ポストバンクに対する顧客評価 33
第 4 章　金融セクターにおけるリテール金融機関の特徴 34
1.　ドイツにおけるリテール金融機関 34
2.　金融セクターにおけるリテール金融機関の位置付け 35
(1)　存在感 35
(2)　ビジネスの特徴と収益性 36

3. 家計金融資産・負債の動向 37
(1) 家計金融資産 37
(2) 家計金融負債 39
第 5 章 最近の金融動向と今後の展望 40
1. 金融機関を取り巻く環境の変化 40
(1) 危機直後の対応 40
(2) ユニバーサルバンクに対する規制強化 40
(3) ECB の非伝統的政策とその影響 41
(4) 銀行のデジタル化 43
1. 最近の金融動向 44
(1) 金融包摂の状況 44
(2) マイクロファイナンス等ソーシャルファイナンスの現況等 45
2. 最近のリテール決済の動向 46
(1) 現金決済や非現金決済の動向 46
(2) 非現金決済におけるオンライン決済・モバイル決済の動向 47
(3) リテール金融機関に関する法規制 48
3. 今後のリテール金融機関の動向 49
(1) ECB 金融政策が貯蓄銀行・信用協同組合に及ぼす影響 49
(2) ポストバンクの戦略 49

＜略語集＞

略語	原語（英語、ドイツ語）	日本語訳
BaFin	Federal Financial Supervisory Authority, Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht	連邦金融監督庁
BAKred	Federal Supervisory Office for Banks, Bundesaufsichtsamt für das Kreditwesen	銀行監督局
BAV	Federal Supervisory Office for Insurances, Bundesaufsichtsamt für das Versicherungswesen	保険監督局
BAWe	Federal Supervisory Office for Securities Trading, Bundesaufsichtsamt für den Wertpapierhandel	証券監督局
BIS	Bank for International Settlements	国際決済銀行
BVR	National Association of German Cooperative Banks, Bundesverband der Deutschen Volksbanken und Raifaizenbanken	ドイツ信用協同組合全国協会
DGA	Deposit Guarantee Act, Einlagensicherungsgesetz	預金保証法
DGICA	Deposit Guarantee and Investor Compensation Act, Einlagensicherungs-und nlegerentschädigungsgesetz	預金保証及び投資者補償法
DGS	Deposit Guarantee Scheme	預金保証制度
DISQ	Deutsches Institut Für Service-Qualität	ドイツ・サービス・クォリティ研究所
DSGV	German Savings Banks Association, Deutscher Sparkassen- und Giroverband	ドイツ貯蓄銀行協会
DZ Bank	Deutsche Zentral-Genossenschaftsbank	ドイツ信用協同組合中央銀行
EBA	European Banking Authority	欧州銀行機構
ECB	European Central Bank	欧州中央銀行
EdB	Entschädigungseinrichtung deutscher Banken,	ドイツ銀行協会の預金保証制度
EdÖ	Entschädigungseinrichtung des Bundesverbandes Öffentlicher Banken Deutschlands	ドイツ公的銀行協会の預金保証制度
EDIS	European Deposit Insurance Scheme	欧州預金保険制度
EU	European Union	欧州連合
FMSA	Federal Agency for Financial Market Stabilization, Bundesanstalt für Finanzmarktstabilisierung	金融市場安定化機構
GDPR	General Data Protection Regulation	一般データ保護規則
Helaba	Landesbank Hessen- Thüringen	ヘッセン・テューリンゲン州立銀行
IMF	International Monetary Fund	国際通貨基金
IPS	Institutional Protection Scheme	機関保護制度
KfW	Kreditanstalt für Wiederaufbau	ドイツ復興金融公庫 KfW グループ
KWG	Gesetz über das Kreditwesen	ドイツ銀行法
LBBW	Landesbank Baden-Wuttemberg	バーデン・ビュッテンベルク州立銀行
PSD2	Payment Service Directive 2	第 2 次決済サービス指令
SoFFin	Special Financial Market Stabilization Funds, Sonderfonds Finanzmarktstabilisierung	金融市場安定化基金
SRM	Single Resolution Mechanism	単一破たん処理メカニズム
SSM	Single Supervisory Mechanism	単一監督メカニズム
VDP	Association of German Pfandbrief Banks, Der Verband deutscher Pfandbriefbanken,	ドイツ・ファンドブリーフ銀行協会
VÖB	Bundesverband Öffentlicher Banken Deutschlands	ドイツ公的銀行協会
WGZ Bank	Westdeutsche Genossenschafts-Zentralbank	西ドイツ信用協同組合中央銀行

第 1 章　市場環境の特徴

図表 1: ドイツの概要

分類	項目	
一般事情	面積	35.7 万平方キロメートル
	人口	8,284 万人（2018 年、IMF 推計）
	首都	ベルリン
	民族	ゲルマン系を主体とするドイツ民族
	言語	ドイツ語
	宗教	キリスト教を中心に、一部イスラム教、ユダヤ教
	在留邦人数	42,205 人（2016 年 10 月）
政治体制・内政	政体	連邦共和制
	元首	フランク＝ヴァルター・シュタインマイヤー大統領 （2017 年 2 月 12 日選出，3 月 19 日就任。任期 5 年）
	議会	二院制　連邦議会　定数 598 議席（調整議席を含め 2018 年 1 月時点では 709 議席） 連邦参議院　69 議席
	首相	アンゲラ・メルケル（キリスト教民主同盟（CDU））
経済	主要産業	自動車,機械，化学・製薬，電子，食品，建設，光学，医療技術，環境技術，精密機械等
	GDP	4 兆 2,116 億ドル（2018 年、IMF 推計）
	1 人あたり GDP	50,842 ドル（2018 年、IMF 推計）
	実質 GDP 成長率	2.5%（2018 年、IMF 推計）
	通貨	ユーロ。 1 ドル＝0.86 ユーロ、1 ユーロ＝129.04 円　(2018/6/30)



（出所）IMF、Deutsche Bundesbank、外務省等を基に作成

図表 2: ドイツの主要経済指標

	単位	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
人口	万人	8,099	8,076	8,048	8,029	8,028	8,043	8,065	8,098	8,169	8,235	8,271	8,284
名目 GDP	億ドル	34,447	37,702	34,267	34,235	37,611	35,459	37,537	38,968	33,773	34,792	36,848	42,116
1 人あたり GDP（名目）	ドル	42,531	46,681	42,576	42,642	46,853	44,090	46,545	48,119	41,345	42,250	44,550	50,842
実質 GDP 成長率	%	3.4	0.8	-5.6	3.9	3.7	0.7	0.6	1.9	1.5	1.9	2.5	2.5
消費者物価上昇率	%	2.3	2.7	0.2	1.2	2.5	2.1	1.6	0.8	0.1	0.4	1.7	1.6
経常収支	GDP 比%	6.8	5.6	5.7	5.6	6.1	7.0	6.7	7.5	8.9	8.6	8.0	8.2
財政収支	GDP 比%	0.2	-0.2	-3.2	-4.2	-1.0	-0.0	-0.1	0.3	0.6	0.8	1.1	1.5
政府債務	GDP 比%	63.7	65.2	72.6	80.9	78.6	79.8	77.4	74.7	71.0	68.2	64.1	59.8

（出所）IMF "World Economic Outlook April 2018"を基に作成

第 2 章　金融制度概要[1]

1.　金融機関の種類

ドイツの金融機関としては、「ドイツ銀行法（German Banking Act, Gesetz über das Kreditwesen, KWG）」第 1 条第 1 項に規定される「与信機関（以下、銀行）（credit institution, Kreditinstitute）」及び同法第 1 条第 1a 項に規定される「金融サービス機関（financial service institution, Finanzdienstleistungsinstitute）」、「保険会社監督法（Act on the Supervision of Insurance Undertakings, Gesetz über die Beaufsichtigung der Versicherungsunternehmen）」に規定される「保険会社（insurance undertakings, Versicherungsunternehmen）」及び「年金基金（pension funds, Pensionsfonds）」がある[2]。

本稿が主眼とする銀行は、商業目的で、或いは、商業的に組織された事業体を要する規模で銀行業務（banking business, Bankgeschäfte）を行う。銀行業務とは、預金引受（deposit business, Einlagengeschäft）や信用供与（credit business, Kreditgeschäft）、手形割引（discount business, Diskontgeschäft）等の伝統的業務に加えて、金融商品の委託売買業務（principal broking services, Finanzkommissionsgeschäft）や金融商品の引受（underwriting business, Emissionsgeschäft）等の証券業務を含む、所謂、ユニバーサルバンキング・サービスの提供である。なお、金融サービス機関は銀行法に従うものの、銀行ではない組織と定義されている[3]。

(1)　銀行の業態「3 本柱の構造」

ドイツの金融機関の中心は銀行であり、その大部分がユニバーサルバンキング・サービスを提供するユニバーサルバンク（Universalbanken）である[4]。ユニバーサルバンクは、銀行全体の総資産の 78.2%を占めている（図表 3）。ユニバーサルバンク以外の銀行には、業務を特化した専門銀行（Spezialbanken）が存在する。

ドイツのユニバーサルバンクは、銀行の所有形態及び営業目的の違いにより、商業銀行、公的部門銀行、信用協同組合の 3 つに分類される。ドイツの特徴は、公的部門銀行や信用協同組合の存在感が大きいことであり、それ故、「3 本柱の構造」（three pillar structure, Drei-Säulen-Struktur）と呼ばれる。

---

[1] 特に断りの無い限り、本章における数値（資産残高、資産比率、機関数、支店数等）は 2018 年 4 月時点である。
[2] 銀行と金融サービス機関及び業務の英訳は、ドイツ連邦銀行による銀行法の仮訳に基づく。
https://www.bafin.de/SharedDocs/Downloads/EN/Aufsichtsrecht/dl_kwg_en.pdf?__blob=publicationFile
保険会社と年金基金の英訳は、連邦金融監督庁による保険会社監督法の仮訳に基づく。
https://www.bafin.de/SharedDocs/Veroeffentlichungen/EN/Aufsichtsrecht/Gesetz/VAG_va_en.html?nn=8379954#doc7859584bodyText2
[3] 金融サービス機関は、商業目的で、或いは、商業的に組織された事業体を要する規模で金融サービスを提供する。金融サービスには、金融商品の売買仲介（investment broking, Anlagevermittlung）、金融商品の売買等に関する助言（investment advice, Anlageberatung）、顧客保有の金融商品の裁量的管理（portfolio management, Finanzportfolioverwaltung）、ファイナンシャルリース業務（financial leasing, Finanzierungsleasing）等が含まれる。
[4] 羽森（2012）

図表 3: ドイツにおける銀行の業態分類（2018 年 4 月末）

形態	グループ	業態	機関数		総資産（10 億ユーロ）（シェア）		業態定義	法的根拠	特徴
ユニバーサルバンク	①商業銀行（Commercial banks, Kreditbanken）	大銀行 (Big banks, Großbanken)	4	264	1,657.1 (21.1%)	3,120.5 (39.9%)	ドイツ銀行、コメルツ銀行、ウニクレディト（ヒポ・フェライインス）銀行、ポストバンク	銀行法	全国店舗網を通じて、個人・法人・機関投資家等に多様な金融サービスを提供する、規模の大きい銀行
		地方銀行、その他商業銀行 (Regional banks and other commercial banks, Regionalbanken und sonstige Kreditbanken)	151		1,033.4 (13.2%)		地方銀行及びその他の民間商業銀行	銀行法	地域的に営業する銀行及び全国に展開する銀行
		外国銀行支店 (Branches of foreign banks, Zweigstellen ausländischer Banken)	109		430.0 (5.5%)		外国銀行の支店・出張所等	銀行法	外国銀行のドイツ支店等
	②公的部門銀行(Public sector institutions, Öffentlich-rechtliche Institute)	貯蓄銀行 (Savings banks, Sparkassen)	386	394	1,208.0 (15.4%)	2,101.9 (26.9%)	地方公共団体が所有し、域内の顧客をターゲットにしている銀行	銀行法 公法（州法）	利潤追求よりも公益性や地域性を重視し、主に個人の貯蓄を引受け、個人に融資するが、中小企業向けの商業銀行機能もある
		州立銀行 (Landesbanken)	8		893.9 (11.4%)		州政府と貯蓄銀行協会が出資する銀行	銀行法 公法（州法）	貯蓄銀行の中央機関で、一般的には地方の貯蓄銀行や州政府等により保有。通常、州政府、地方公共団体の銀行業務を担う。貯蓄銀行の中央決済機関でもある
	③信用協同組合 (Institutes in the cooperative sector, Institute des Genossenschaftssektors)	信用協同組合 (Credit cooperatives, Kredit-genossenschaften)	915	915	894.4 (11.4%)	894.4 (11.4%)	組合員が出資する、組合員のための銀行	協同組合法 銀行法	協同組合として登録された銀行であり、組合員への貸付を通じて組合員の利益を図る。ただし、非組合員との取引も増加。伝統的な信用協同組合は、フォルクスバンクやライファイゼンク

専門銀行(Specialized banks, Spezialbanken)	不動産抵当銀行（Mortgage banks, Realkreditinstitute）	13	52	224.6 (2.9%)	1,704.8 (21.8%)	原則、預金を扱わず不動産融資を実施する銀行	ファンドブリーフ法	ファンドブリーフ債を発行し、資金の調達、貸付を行う
	建築貸付組合（Building and loan associations, Bausparkassen）	20		232.2 (3.0%)		住宅建設に係る貯蓄・融資に特化した銀行	銀行法、建築貸付組合法、公法（州法）	建築費用を融資する特別な目的を持った銀行。民間建築貸付組合 12、公法建築貸付組合 8 の計 20 組合がある
	特殊銀行 (Special-purpose banks, Banken mit Sonderaufgaben)	19		1,248.0 (15.9%)		特定の政策目的のために設立された銀行	各機関根拠法	邦政府または州政府による決められた政策目的（対象地域における経済開発の促進等）に特化（KfW 等）
計		1,625	1,625	7,826.7 (100.0%)				

（注） 商業銀行は、ドイツ語の Kreditbanken の直訳に従えば信用銀行となるが、ドイツ連邦銀行が Commercial banks と英訳していることに従い、本稿も Kreditbanken を商業銀行と訳す。公的部門銀行は、州立銀行、貯蓄銀行、デカバンクから構成されるが、ドイツ連邦銀行の統計上、デカバンクは州立銀行に区分される。信用協同組合は信用協同組合中央銀行を含む業態だが、同統計上、信用協同組合中央銀行は専門銀行に区分される。

（出所） ドイツ連邦銀行, "Monthly Report June 2018"及び Glossary を基に作成 （閲覧日：2018 年 7 月 5 日）
https://www.bundesbank.de/Redaktion/EN/Downloads/Publications/Monthly_Report/2018/2018_06_monthly_report.pdf?__blob=publicationFile
https://www.bundesbank.de/Navigation/EN/Service/Glossary/Functions/glossary.html?lv2=1490

また、ドイツにおいて資産規模が大きい 10 の銀行は以下の通りである（図表 4）。

図表 4: 総資産上位 10 行（2017 年 12 月末、億ユーロ）

銀行名	総資産	業態
Deutsche Bank AG	14,747	商業銀行
KfW Group	4,723	専門銀行
Commerzbank AG	4,525	商業銀行
UniCredit Bank AG (HypoVereinsbank)	2,632	商業銀行
Deutsche Zentral-Genossenschaftsbank, (DZ Bank AG)	2,658	信用協同組合中央銀行
Landesbank Baden-Württemberg（LBBW）	2,377	州立銀行
Bayerische Landesbank	2,145	州立銀行
Norddeutsche Landesbank	1,654	州立銀行
Deutsche Postbank	1,453	商業銀行
Landesbank Hessen-Thüringen（Helaba）	1,333	州立銀行

（注）HypoVereinsbank は、UniCredit による買収後も、従来の呼称が引き続き使われている。
（出所）各銀行年報、財務諸表を基に作成

(2) 商業銀行（commercial banks, Kreditbanken）

第一の柱である商業銀行は、利潤追求を目的とした民間銀行で、(i) 大銀行（big banks, Großbanken）、（ii）地方銀行（regional banks and other commercial banks, Regionalbanken und sonstige Kreditbanken）、(iii) 外国銀行の支店（branches of foreign banks, Zweigstellen ausländischer Banken）、（iv）個人銀行（private bankers, Privatbankiers）の 4 つに分類される。商業銀行の資産規模は銀行全体の 39.9%を占め、公的部門銀行や信用協同組合の資産規模と比べて大きい。しかし、商業銀行の銀行数・支店数は、公的部門銀行や信用協同組合の銀行数・支店数と比べて少ない。

（i）大銀行

大銀行はグローバルに展開する拠点網を通じ、個人・法人・機関投資家を対象として多様なサービスを提供する、地域的、業務的に多岐に亘るユニバーサルバンクである。大銀行 4 行の総資産は、銀行全体の 21.1%、商業銀行全体の 52.9%を占めている。

ドイツ連邦銀行（Deutsche Bundesbank）の統計によると、大銀行には、ドイツ銀行（Deutsche Bank）、コメルツ銀行（Commerzbank）、ウニクレディト（ヒポ・フェラインス）銀行（UniCredit Bank （HypoVereinsbank））[5]、ドイツ銀行の完全子会社となったポストバンク（Deutsche Postbank）の 4 行が含まれる[6]。これらの内、ドイツ銀行の規模が群を抜いており、総資産（約 14,747 億ユーロ、2017 年末）は大銀行第 2 位のコメルツ銀行（約 4,723 億ユーロ、2017 年末）のおよそ 3 倍に達する（前掲図表 4）。

ドイツ銀行は 1870 年にベルリンで創設された[7]。当時のドイツでは、産業化の進展に伴い、企業の資金需要が拡大していた。こうした中、アーデルベルト・デルブリュック氏（Adelbert Delbrück）はドイツ銀行を立ち上げ、全ての銀行業務を営み、特にドイツとその他欧州諸国や海外市場との貿易関係の促進に努めた。ドイツ銀行と同時期に、コメルツ銀行（1870 年）とドレスナー銀行（1872 年）も創設され、これら 3 行は「3 大銀行」と呼ばれ、長きに亘り、ドイツの商業銀行の中心的存在であった[8]。

ヒポ・フェラインス銀行は、当時のドイツで最大の地方銀行であったバイエリッシェ・フェラインス銀行（Bayerische Vereinsbank AG）と、専門銀行の 1 つであったバイエリッシュ抵当振替銀行（Bayerische Hypotheken- und Wechsel-Bank AG）が、シェア拡大等を目的として 1998 年に合併して誕生した[9]。同行は 2005 年にイタリアのウニクレディト・グループに買収され、2009 年にウニクレディト銀行（UniCredit Bank AG）に社名を変更した。

ポストバンクは、元々、政府が保有する郵便事業の 1 つであったが、1995 年に株式会社化された。1999 年には、郵便事業を運営するドイツポストの完全子会社となったが、現在はドイツ銀行の子会社である[10]。ポストバンクについては第 3 章で詳述する。

歴史的には、大銀行は大企業と密接な関係を築き、ハウスバンク（Hausebank、日本におけるメインバンクと同じ位置づけ）と呼ばれた。大銀行は、ハウスバンクとして、関係の深い大企業の資金調達を支えると共に、投資銀行業務を提供したり、持ち

---

[5] 2009 年に UniCredit Bank AG に名称変更したが、ブランド名の HypoVereinsbank を引き続き使用している。
[6] かつてはドレスナー銀行も大銀行に含まれていたが、コメルツ銀行に買収された。
[7] ドイツ銀行による沿革解説に基づく（閲覧日：2018 年 6 月 7 日）
https://www.db.com/company/en/media/Deutsche-Bank-History--Chronicle-from-1870-until-today.pdf
[8] 羽森（2012）
[9] 落合（1997）
[10] 林（2006）

株を通じて財務基盤の安定に貢献したりした[11]。もっとも、1990 年以降、大銀行は持ち株を手放していった。背景として、金融機関を取り巻く環境が変化し、対応が求められる中、余裕資金を捻出する必要があったこと、自己資本の強化を求められたこと、高い利益を期待される中で最適なビジネスパートナーを柔軟に選択する動きが活発化したこと等が挙げられる[12]。

（ii）地方銀行

地方銀行は 151 行存在し、その総資産は、銀行全体の 13.2%、商業銀行全体の 33.1%を占めている。この中には地方・地域に営業範囲を限定した銀行もあれば、全国的に営業を展開する銀行もある。業務の内容に関しては、大銀行と大きな差は無い[13]。

（iii）外国銀行の支店

外国銀行の存在感は限定的であり、その総資産は銀行全体の 5.5%、商業銀行全体の 13.8%にとどまる。外国銀行によるドイツのリテール金融市場への進出は、貯蓄銀行や信用協同組合との競争の中での参入が難しく、成功例と失敗例の両方がある[14]。

（iv）個人銀行

個人銀行は、起源を 16 世紀にまで遡る伝統的な銀行で、法人格を持たず一般には零細であり、特定の顧客や特定業務にのみ特化した業務をしている[15]。ただし、ヘルシュタット銀行の倒産を契機とする 1976 年の銀行法改正により、現在では個人銀行の新設が禁止されている。

(3) 公的部門銀行（public sector institutions, Öffentlich-rechtliche Kreditinstitute）

第二の柱である公的部門銀行は、貯蓄銀行グループとも呼ばれ、地域住民の貯蓄意識や財産形成の奨励、低所得者層への金融サービスの提供、地域経済の発展の支援、地方自治体の資金需要の充足を主たる任務としており、利潤追求を主目的としていない[16]。公的部門銀行は三層構造であり、（i）貯蓄銀行（savings banks, Sparkassen）と（ii）貯蓄銀行の中央機関の役目を果たす州立銀行（Landesbanken）、（iii）貯蓄銀

---

[11] Behr and Reinhard(2015)と金融庁（2014）が詳しい。金融庁（2014）によると、大銀行による上場企業の株式保有は、大銀行の設立（1870 年代）当時から行われていたという。企業の設立時や増資時に発行された株式を銀行が引き受けたり、財務状況の悪化した企業の債務を株式に転換したりして、銀行による企業の株式保有は増加した。また金融庁（2014）は、第 2 次世界大戦後、ドイツの税法や株式法が、銀行による持ち株を促進するような仕組みであったことも、銀行が企業の株式を保有する誘因を高めたと指摘する。更に金融庁（2014）は、銀行が企業に人材を派遣することで、企業と日々コミュニケーションをとり、結果として、銀行が最適な資金を提供することが可能となったことも、銀行が企業の株式を保有する動機になったと述べる。

[12] 金融庁（2014）

[13] 羽森（2012）

[14] 成功例として、オランダの ING グループが 100%株主となった ING-DiBa は、インターネット専業の銀行ながら市場連動型の預金「Call Money Account」が人気商品となり、数年間で 700 万の顧客を集め、金融危機下でも急成長を続けたリテール銀行である 。スペインのサンタンデール・グループのドイツの現地法人であるサンタンデール消費者銀行（Santander Consumer Bank）も消費者金融と自動車金融に特化してドイツで急成長している。同グループは、2008 年にジェネラル・エレクトリックと、ロイヤルバンク・オブ・スコットランドの消費者金融部門を買収し、2011 年 2 月にはスウェーデンの金融グループ企業 SEB のドイツ現地法人 SEB AG のリテール部門を買収した。これにより、サンタンデール・グループは、約 700 万の顧客と 348 の支店のネットワークをドイツ国内に擁することとなった。スイスの UBS は、富裕層向けのプライベートバンキングをドイツでも展開して成功している。一方で失敗例として、SEB、米国のシティ・グループ、英国のロイヤルバンク・オブ・スコットランド等のリテール部門、フランス／ベルギー企業所有のデクシア・コムナルバンク、米国のヘッジファンドが所有している IKB Deutsche Industriebank、オランダ／ベルギーのフォルティス・フィナンシャル・グループの消費者信用・クレジットカード／住宅金融事業、オランダの住宅金融会社の DSB 銀行等はいずれも、リテール金融部門を売却または廃業して、ドイツのリテール金融市場から撤退した。

[15] 羽森（2012）

[16] 羽森（2012）、IMF(2011)

行の証券会社の役割を果たすデカバンク（Deka Bank）からなる[17]。公的部門銀行の資産規模は、銀行全体の 26.9%を占めている。なお、Deutsche Bundesbank の統計上、デカバンクは州立銀行に含まれている[18]。

公的部門銀行の特徴として、地方自治体や州などの公的部門が出資主体であることにより、2 つの公的保証が付与されていた点が挙げられる[19]。1 つ目の「維持責任（Anstaltslast）」は、銀行の業務継続や債務履行に対し、公的部門が責任を持つというものであり[20]、2 つ目の「保証責任（Gewährträgerhaftung）」は、銀行が債務不履行に陥った場合、公的部門が当該債務を弁済するというものである[21]。

現在、維持責任と保証責任は撤廃されている。1999 年に欧州銀行連盟は、これら公的保証が、欧州連合（EU）における競争を阻害する「国家援助（State Aid）」に該当するとして、欧州委員会に不服を申し立てた[22]。欧州委員会とドイツ政府による交渉の結果、2001 年の合意に基づき、これら公的保証の段階的な撤廃が進められた[23]。

（i）貯蓄銀行

公的部門銀行の中核である貯蓄銀行は、その殆ど全てが公法により設立された公法上の機関であり[24]、利潤追求を主目的とせず、公的及び地域的性格が強い[25]。例えば、バイエルン州貯蓄銀行指令第 1 条には、「貯蓄銀行は、地方公共団体により所有される独立した商業機関で、活動する地域において市場原理に基づき十分な金融サービス、貸付サービスを地域社会全体、中小企業経済に提供する公的使命を有する。」と規定されている。貯蓄銀行の数は 386 あり、その総資産は銀行全体の 15.4%、公的部門銀行の 57.2%を占めている。

貯蓄銀行の誕生は 18 世紀まで遡る。当時の資料には勤勉と貯蓄が国益に繋がるとの記述があり、貯蓄銀行設立の動機は安全で利子の付く預金を通して貧民層を助け責任の持てる生活を送るという慈善的かつ教育的なものだった[26]。1778 年に市民団体によ

---

[17] 本稿の主眼が銀行にあるため、公的部門銀行を三層構造と述べたが、実際の組織は更に分権化している。ドイツ貯蓄銀行協会（German Savings Banks Association, Deutscher Sparkassen- und Giroverband, DSGV）によると、公的部門銀行を構成するのは、本稿で触れた貯蓄銀行、州立銀行、デカバンクに加え、州立建築貸付組合や保険会社、リース会社、ファクタリング会社等であるとされる。
https://www.dsgv.de/_download_gallery/Publikationen/DSGV_FB-2016_Online_EN.pdf
なお、DSGV は、地方の貯蓄銀行協会と州立銀行から資金提供を受ける組織であり、銀行政策、法規制、その他内外の銀行業界の諸課題について傘下の貯蓄銀行グループの利益を代表する。同時に、グループ内での意思決定機関、戦略策定機関として、地方の貯蓄銀行協会及びグループ内の各機関との協力のもと活動する。

[18] 前掲図表 3 の注を参照。

[19] 前原（2011）

[20] 黒川（2008）、郵便貯金振興会（2007）、齋田（2008）によると、業務継続や債務履行のために必要であるならば、地方自治体や州は、出資先の公的部門銀行に対して資本注入や流動性供給を行う責任があった。

[21] 黒川（2008）によると、債権者は、自らの債権について当該金融機関が保有する資産への請求では不足が生じる部分に限り、保証責任主体である公的部門に対して残余の請求権を有し、公的部門銀行の出資主体たる地方自治体や州が、公的部門銀行の債務に関して最終責任を持つとされていた。

[22] EU 運営条約第 107 条第 1 項では、「形式を問わず、国より与えられる援助或いは国家資金より与えられる援助であり、ある企業またはある商品の生産に便益を与えることによって競争を歪める（恐れがある）ものは、域内市場とは両立しない」と定められている。

[23] 羽森（2011）によると、具体的には、①2005 年 7 月 19 日以降、維持責任については出資額に見合う有限責任という通常の出資関係に改正され、保証責任も段階的に廃止される、②既存債務については、償還まで現在の維持責任・保証責任が適用される、③2001 年 7 月 19 日から 2005 年 7 月 18 日までは移行期間として、現状の維持責任・保証責任が維持される、④2001 年 7 月 19 日以降に発生し、かつ上記移行期間の最終日に保有する債務については、償還期限が 2005 年 12 月 31 日を超えない条件で維持責任・保証責任が適用される。

[24] 黒川（2007）。ただし、こうした公法上の貯蓄銀行の他に、いくつかの自由貯蓄銀行（freie Sparkassen）が存在し、これらは私法上の団体である財団、株式会社等の形態で運営されている。

[25] Behr and Reinhard(2015)。また、黒川（2008）によると、人口 1,000 人以下の地域では、貯蓄銀行と信用協同組合しか金融機関が設置されていないところが殆どであるという。

[26] 田渕（2011）

り、最初の貯蓄銀行（Ersparungskasse der Allgemeinen Versorgungsanstalt in Hamburg）がハンブルグで設立されたことを契機に、ドイツ各地で徐々に貯蓄銀行の数は増加した[27]。地方自治体による貯蓄銀行として、1801 年に Spar- und Leihkasse Göttingen がゲッティンゲンで設立された。1838 年にプロイセン貯蓄銀行法が成立すると、当時のプロイセン領内全ての貯蓄銀行が、各地方自治体の管轄下に置かれた。

貯蓄銀行の公的・地域的性格の強さの背景には、公法で規定される以下の 2 つの原則がある。これらの原則に従い、貯蓄銀行は、個人向け口座や住宅ローン、融資などに加え、地方自治体の資金需要の充足や低所得者層への金融サービス、退職者向けサービスの提供などを行ってきた[28]。

1 つ目の原則は「公益性原則（Gemeinnützigkeitsprinzip）」である。この原則により、貯蓄銀行は公益性の向上に力点を置き、営業地域内の持続的な経済発展を目指すことを基本的な理念としている[29]。この原則に関連し、貯蓄銀行は、資産の部において、自己勘定での株式投資や外国為替取引のほか、企業資本の取得及び保有が禁止されている。貸出業務においては、営業地域の資金需要を満たすべく配慮しなければならない。一方で負債の部においては、貯蓄性預金を中心した長期的預金が大きな比重を占めている[30]。

2 つ目の原則は「地域原則（Regionalprinzip）」である。この原則により、貯蓄銀行は原則として特定の地域内でのみ営業活動を行わなければならない[31]。この原則に関連し、貯蓄銀行は、特定の市町村等の自治体に焦点を絞って業務を行っており、ドイツ人の半数以上が貯蓄銀行に貯蓄口座又は振替口座を保有している。また、この原則によって貯蓄銀行間での競争は排除されているため、これまで貯蓄銀行は安定的な経営が可能であると言われてきた経緯がある。近年の金融危機は、貯蓄銀行にも影響を与えたが、多くの貯蓄銀行が貸出も含めて保守的な資産運用をしてきたことから、比較的健全な経営を続けることができた。

なお注意すべきは、上述した維持責任・保証責任の撤廃後も、貯蓄銀行が有する公益性・地域性は維持されているという点である[32]。

（ii）州立銀行

州立銀行は、州政府や地方貯蓄銀行協会を設立母体としている場合が多い[33]。歴史的にみると、州立銀行は、中央振替銀行（Girozentralen）という別称の通り、州内に所在する貯蓄銀行間の決済を業務の中心に据えると共に、貯蓄銀行が行うには規模の点から困難な地域顧客に対する貸出業務や投資銀行業務等を提供していた[34]。また、公共ファンドブリーフ債（Pfandbriefe）[35]の発行業務、公共投資関連業務などを行う州

---

27 黒川（2008）は、貯蓄銀行の歴史に詳しい。

28 黒川（2008）は、2 つの原則を背景として「地方自治の安定化と自律性、さらには地方における社会的文化的な発展を支援するという公的課題が貯蓄銀行に与えられているということができる。この点において、貯蓄銀行グループは、商業銀行グループとは顕著に異なる性格を具有するものといえる」と述べている。

29 例えば、ドイツで最大の経済規模を有するノルトライン＝ヴェストファーレン州の貯蓄銀行法（Sparkassengesetz）においては、貯蓄銀行が、経済的基盤が脆弱な層に支援を行うことが定められている（第 2 条第 2 項）上、「営利は事業の主たる目的ではない（Gewinnerzielung ist nicht Hauptzweck des Geschäftsbetriebes）」と定められている（第 2 条第 3 項）。

30 黒川（2008）

31 例えば、前述のノルトライン＝ヴェストファーレン州貯蓄銀行法においては、貸付業務やデリバティブ業務といった業務の類型ごとに活動可能な地域が定められている（第 3 条）。

32 黒川（2008）

33 羽森（2012）

34 Behr and Reinhard(2015)、羽森（2012）

35 ファンドブリーフ債とは、ドイツ債券市場で発行されている「固定金利付有価証券」であり、世界的にも大きな市場規模を有している。ファンドブリーフ債は大きく、①事業が有する不動産または土地債権を担保とする第一抵当貸付型の債券、②地方自治体貸付のリ

政府のハウスバンクでもあった[36]。しかし、1980 年代以降、州立銀行の中には、国全体或いは国際的に業務を拡大し、商業銀行や、本来ならば支援するはずの貯蓄銀行と競合する銀行が現れた[37]。

ドイツの州立銀行の数は 8 行と[38]、危機前（2007 年）の 12 行から減少している[39]。主要な州立銀行として、バーデン=ヴェルテンベルク州立銀行（Baden-Württemberg Landesbank, LBBW）、バイエルン州立銀行（Bayerische Landesbank, BayernLB）と北ドイツ州立銀行（Norddeutsche Landesbank, NordLB）等が知られている。州立銀行の総資産は、銀行全体の 11.4%、公的部門銀行の 42.8%を占めている。

州立銀行にとって転換点となったのは、上述した公的保証の廃止である。廃止前は、公的保証の存在により、州立銀行が発効する債券は最高格付けを取得でき、その高い信用力を背景として、州立銀行の資金調達費用は低かった。しかし、公的保証の廃止後、州立銀行は、資金調達費用が上昇したことで、それまでのビジネスモデルの見直しを余儀なくされた[40]。一部の州立銀行は、資金調達費用の上昇に見合う高い収益を求めるようになり、ハイリスク・ハイリターンの投資戦略に打って出るようになった。

2008 年の金融危機は、そのような州立銀行の投資ポートフォリオに大打撃を与え、その結果、州立銀行の統廃合が進んだ。例えば、サブプライム市場に大きく投資していたザクセン州立銀行（Landesbank Sachsen, SachsenLB）は自力再生が不可能となり、バーデン=ヴェルテンベルク州立銀行により、2007 年に買収された。西ドイツ州立銀行（Westdeutsche Landesbank Girozentrale, WestLB）は 2008 年に不良資産に対する約 50 億ユーロの保証を受けるとともに、出資者であるノルトライン=ヴェストファーレン州政府と地元の貯蓄銀行から約 20 億ユーロの資本注入を受け、さらに 2009 年 11 月には金融市場安定化資金（SoFFin）から約 30 億ユーロの無議決権株式による出資を受けた。同銀行は、2009 年 12 月にはバッドバンク（悪い銀行）法により約 60 億ユーロの不良資産をバッドバンクに切り離す銀行の第一号となり、2010 年 4 月には約 710 億ユーロの不良資産を追加で切り離した。そして、2011 年 12 月 12 日のヘッセン＝テューリンゲン州立銀行（Landesbank Hessen-Thüringen, Helaba）取締役会が西ドイツ州立銀行の資産・負債を引き継ぐことを決定し、2012 年 7 月 1 日に同行に統合された。HSH ノルトバンク（HSH Nordbank）や北ドイツ州立銀行、バイエルン州立銀行も州政府の保証や資本注入を受けている。

（iii）デカバンク

デカバンクは、貯蓄銀行のための証券会社であり、全株式を貯蓄銀行が保有している。デカバンクは、子会社とともにデカ・グループ（Deka Group）を構成し、州立銀行間の資金決済業務、同グループへの貸付業務にとどまらず、個人投資家や機関投資家向けに開発した投資商品を独占的に貯蓄銀行に提供し、貯蓄銀行が顧客に投資商品を販売する。デカバンクは、セールスコンサルタントを貯蓄銀行に配置し、販売支援を行う。顧客からの預かり資産は 2,829 億ユーロ、証券口座数は 449 万口座である（2017 年 12 月末時点）[41]。

ファイナンス手段として活用される債券、の二つに分けられる。

[36] 齋田（2008）

[37] Behr and Reinhard(2015)

[38] 田渕（2011）

[39] ドイツには 16 の連邦州があるが、危機前も全ての州に州立銀行があるわけではなかった。東西ドイツ統一前の西ドイツの 11 の連邦州にはすべて州立銀行があったが、新連邦州は必ずしも州ごとに州立銀行を設置しなかったためである。

[40] 羽森（2012）

[41] Deka Group, “Annual report 2017”

(4) 信用協同組合（credit cooperatives, Kreditgenossenschaften）

第三の柱である信用協同組合は、その資産規模が銀行全体の 11.4％と、商業銀行や公的部門銀行に比してシェアは小さい。しかし、金融機関の数は 915 と最も多く、支店数は 11,108 支店、組合員数は約 1,850 万人に及ぶ（支店数・組合員数は 2017 年 12 月末時点）[42]。信用協同組合は、組合員の支援を目的とし、純然たる利潤追求を主目的としない点が公的部門銀行と共通している。基本的に地域原則が適用される点も公的部門銀行と同様である。信用協同組合は二層構造となっており、（i）信用協同組合（credit cooperatives, Kreditgenossenschaften）と（ii）信用協同組合中央銀行（DZ Bank, Deutsche Zentral-Genossenschaftsbank）に分類される。Deutsche Bundesbank の統計上、信用協同組合中央銀行はユニバーサルバンクではなく、専門銀行に分類される。

（i）信用協同組合

第一層にあたる信用協同組合は、「一人は万人のために、万人は一人のために（Einer für alle, alle für einen）」と協同の精神を唱えたフリードリヒ・ヴィルヘルム・ライファイゼン氏（Friedrich Wilhelm Raiffeisen, 1818-88）とフランツ・ヘルマン・シュルツェ＝デーリチュ氏（Franz Hermann Schulze-Delitzsch, 1808-81）により、それぞれライファイゼンバンク（Raifaizenbank）とフォルクスバンク（Volksbank）として 19 世紀半ばに創設された[43]。貯蓄銀行が公的な役割を志向しているのに対し、信用協同組合は農業従事者、商工業者、中小企業などの組合員の利益最大化を目的としており、相互の経済活動を助成する目的で要求払預金の受入れや短期貸付などの短期金融業務を主業務として行ってきている[44]。1974 年の法改正により、組合員以外との取引も可能になり、規模の大きい信用協同組合では、中長期の預金・貸付業務や証券業務や国際与信業務を開始するなど近年はユニバーサル銀行化が進んでいる。

協同組合を特徴づけるのが、次の 4 つの任務・原則である[45]。1 つ目の「支援任務（Förderauftrag）」により、協同組合の目的は利潤の最大化ではなく、組合員の経済的発展であるとされる。協同組合の根拠法である協同組合法（Gesetz betreffend die Erwerbs- und Wirtschaftsgenossenschaften）の第 1 条では、組合員の経済的発展の支援等を目的とする団体が協同組合と定義されている。2 つ目の「自発性原則（Freiwilligkeitsprinzip）」により、協同組合への加入・脱退は個人の自由であるとされる。3 つ目の「同一性原則（Identitätsprinzip）」により、協同組合の組合員は、出資者であると共に顧客でもあるとされる。4 つ目の「民主主義原則（Demokratieprinzip）」により、利益の運用等を定める組合員総会において、組合員の議決権は出資額に依存せず、1 人 1 票とされる。

信用協同組合は、中央組織として全国信用協同組合協会（National Association of German Cooperative Banks, Bundesverband der Deutschen Volksbanken und Raifaizenbanken, BVR）を組織し、信用協同組合（Raifaizenbank、Volksbank）の共通した戦略の調整等、法制、税制、その他事業運営等に関しアドバイスを実施するほか、信用協同組合の利益保護のために国内、国際レベルで活動している。また、信用

---

https://www.deka.de/site/dekade_deka-gruppe_site/get/documents_E-1171352212/dekade/medienpool_dekade/deka_gruppe/en/Documents/Investor%20Relations/Reports/Annual%20Report/GB_2017_E_komplett.pdf

42 BVR, " Performance of the local cooperative banks as at December 31, 2017" https://www.bvr.de/p.nsf/0/95D06543CBF99032C1257D0A0051A812/$file/Performance%20of%20the%20local%20cooperative%20banks%202017.pdf

43 全国信用協同組合連合会、「理念」（閲覧日：2018 年 6 月 11 日）http://www.zenshinkumiren.jp/vision/#

44 羽森（2011）、田渕（2011）

45 DZ Bank(2011)

協同組合の預金保護制度も運営している。

（ii）信用協同組合中央銀行

第二層には、信用協同組合の上位機関として信用協同組合中央銀行がある。同行は、ドイツ信用協同組合中央銀行（Deutsche Zentral-Genossenschaftsbank, DZ Bank）と西ドイツ信用協同組合中央銀行（Westdeutsche Genossenschafts-Zentralbank, WGZ Bank）が、2016 年に合併して誕生した。

従来、DZ Bank と WGZ Bank は個別の信用協同組合に対して、信用協同組合において提供する金融商品の開発や流動性の供給、資金運用の代行を行う信用協同組合の中央機関（振替銀行）としての役割を果たしてきた。WGZ Bank はドイツ西部のノルトライン＝ヴェストファーレン州と、ラインラント=プファルツ州の面積の約 2/3 を占める地域[46]にある 182 の信用協同組合の中央機関[47]（2015 年 12 月末時点）であり、合併前の DZ Bank はそれ以外の地域の信用協同組合の中央機関であった。

合併後の DZ Bank の総資産は合計 2,658 億ユーロ[48]（2017 年 12 月末）となり、国内上位行の規模に匹敵する（前掲図表 4）。DZ Bank は、中央機関としての広いネットワーク基盤を活用した効率的な経営や銀行サービスを提供できるほか、1,000 を超える他の信用協同組合との協力関係の強化といった合併効果が期待されている[49]。

(5) 専門銀行（specialized banks, Spezialbanken）

専門銀行は、ユニバーサルバンクとは異なり、特定の業務に特化している。本稿では、主要な専門銀行として (i) 不動産抵当銀行（mortgage banks, Realkreditinstitute）、（ii）建築貸付組合（building society, Bausparkasse）、（iii）特殊銀行の 1 つであるドイツ復興金融公庫（Kreditanstalt für Wiederaufbau、KfW）を概観する。

（i）不動産抵当銀行

不動産抵当銀行は、ファンドブリーフ銀行（Pfandbrief bank）とも呼ばれ、ファンドブリーフ法[50]（Pfandbrief Act）により、ファンドブリーフ（カバードボンド[51]）を発行し、資金調達を行いその資金を貸し付ける業務を行っている。裏付資産の種別により、モーゲッジ・ファンドブリーフ、公共セクター・ファンドブリーフ、船舶・ファンドブリーフ及び航空機・ファンドブリーフの 4 種類に分類される。

ファンドブリーフ法では、連邦金融監督庁（BaFin）から免許を取得すれば、与信機関全てがファンドブリーフを発行することができることになっている。ドイツ・ファンドブリーフ銀行協会（Association of German Pfandbrief Banks, Der Verband deutscher Pfandbriefbanken, VDP）には 43 の銀行が加盟している[52]。

（ii）建築貸付組合

建築貸付組合は、1972 年 11 月 16 日付け建築貸付組合法（Bausparkassen Act）によ

---

46 ラインラント＝プファルツ州の旧コブレンツ県と旧トリア県（1999 年まで同州は 3 つの県に分けられていた）。
47 WGZ Bank, Corporate Presentation, 31,December 2015
48 DZ Bank, “2017 Annual Report” https://www.annualreport.dzbank.com/gb2017/static/export/docs/DZBANK_Group_AR2017.pdf
49 DZ Bank, “2016 Annual Report” https://www.dzbank.com/content/dzbank_com/en/home/DZ_BANK/investor_relations/reports/2016.html
50 ファンドブリーフ法については、中山（2014）が詳しい。
51 脚注 7 を参照されたい。
52 VDP, “Our Members”（閲覧日：2018 年 6 月 11 日） https://www.pfandbrief.de/site/en/vdp/association/membership/our_members.html

り設立された。建築貸付組合には、公法と私法により設立される 2 種類がある。公法による建築貸付組合は、貯蓄銀行金融グループに属する州立建築貸付組合の 8 組合があり、地域的に限定された範囲内で営業をしている。私法による民間建築貸付組合は 12 組合あり、全国規模で営業を行っている（2018 年 6 月時点）[53]。

州立建築貸付組合は、公的な銀行の一部門或いは公法に基づき法人化された公的機関のいずれかであり、民間建築貸付組合は、株式会社の形態をとっている。民間建築貸付組合は市場の約 3 分の 2 を、州立公的建築貸付組合は市場の 3 分の 1 を占める。

契約者は、住宅建設に必要な資金の一部分（通常必要な資金の 40～50%）を数年間積立てた後、残りの資金について低利（通常積立金利プラス 1%、或いは 1.5～3.5%）かつ固定金利で、組合より融資を受ける。返済期間については、組合が提示するプランに応じて契約者が選ぶことができるほか、早期返済も可能である[54]。組合の融資はドイツにおいて広く普及しているのが特徴であり、ドイツ全土の家計のうち半数が組合のローンを組んでいる[55]。

組合の融資は住宅建設資金の全てはカバーせず、その他の金融機関の住宅ローンを併用することが求められる。通常は積立を含む組合から得る資金が建設資金の半分までとされている。組合によるローンは劣後ローンで返済順位が低く、他の金融機関のローンは返済順位が高い優先ローンとして扱われる。組合の不良債権比率は 0.1%未満と低い[56]。州政府による補助金制度が存在することも特徴である[57]。16 歳以上でドイツに所得税を納めている自然人か、孤児であり、年間の課税所得が 25,600 ユーロ以下（単身世帯）或いは 51,200 ユーロ以下（結婚世帯）の者が対象となり、住宅建築のための建築貸付組合への積立拠出金（50 ユーロ以上）や当初出資金等の建築貸付組合への年間支出の 8.8%が補助金として支給される。ただし、対象支出の上限額は 512 ユーロ（単身世帯）或いは 1,024 ユーロ（結婚世帯）であるため、補助金の上限額はそれぞれ 45.06 ユーロ、90.11 ユーロとなる[58]。この補助金は資本取引税の対象とならない。

（iii） ドイツ復興金融公庫（KfW）

連邦政府の機関であるドイツ復興金融公庫は、1948 年に第二次世界大戦後のドイツ復興を促進するための援助資金（マーシャル・プラン）を流通させるための金融機関として、KfW 法（Gesetz über die Kreditanstalt für Wiederaufbau）に基づいて設立された。その目的も達成され、1960 年代からは開発金融機関としての役割を担うようになった。同公庫は、ドイツの持続的成長のために、公的資金を比較的低利で、中小企業やベンチャー企業、太陽光発電等の環境関連プロジェクト、輸出プロジェクト、途上国の開発投資等のために提供している。

その他、ドイツには開発銀行（development bank、欧州では promotional bank と呼ばれている）が 19 行あり（2 行は連邦開発銀行、17 行は州開発銀行）、社会政策目的を達成するという公的な目的と、与信機関として市場原則に基づき活動する二面性を有している。活動範囲により、国法及び州法により設立されている。

---

53 European Office German Bausparkassenm, “The “Bauspar” system in Germany”, p3（閲覧日：2018 年 6 月 11 日）
https://www.bausparkassen.de/fileadmin/user_upload/english/Bausparen_in_Deutschland_en_160908.pdf

54 同上, pp.8-9, 12

55 同上, p.18

56 同上, p.15

57 この制度はドイツ住宅建築補助金法（German House Building Premium Act、Wohnungsbauprämiengesetz、WoPG）により規定されている。

58 住宅金融組合連盟（Verband der Privaten Bausparkessen e.V.）”Main characteristics of the House Building Premium under the German House Building Premium Act”（閲覧日：2018 年 6 月 11 日）
https://www.bausparkassen.de/fileadmin/user_upload/House_Building_Premium.pdf

2. 監督官庁と指導体制

ドイツの銀行監督に関与する機関は、ユーロ圏の中央銀行である欧州中央銀行（European Central Bank, ECB）、ドイツの連邦金融監督庁（Federal Financial Supervisory Authority, Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht, BaFin）、ドイツの中央銀行であるドイツ連邦銀行（Deutsche Bundesbank）である。

ドイツでは、BaFin が銀行監督の責任を持つと共に Deutsche Bundesbank と連携してきたが、2014 年 11 月以降、ECB がユーロ圏全ての国の銀行を直接的または間接的に監督することになった。BaFin は引き続き銀行監督の責任を有するが、相対的に規模の大きい銀行に関しては ECB が直接的に監督し、規模の小さい銀行については BaFin による監督を通じて ECB が間接的に監督する。

(1) 世界金融危機前の監督体制（BaFin と Deutsche Bundesbank による監督）

ドイツでは、2002 年 4 月 22 日に統合金融サービス監督法（Law on Integrated Financial Services Supervision, Gesetz über die integrierte Finanzaufsicht-FinDAG）が成立し、同年 5 月 1 日に連邦金融監督庁（BaFin）が創設された。BaFin は、それまでの銀行監督局（Bundesaufsichtsamt für das Kreditwesen, BAKred）、保険監督局（Bundesaufsichtsamt für das Versicherungswesen, BAV）、証券監督局（Bundesaufsichtsamt für den Wertpapierhandel, BAWe）を統合し、金融市場全体として銀行、金融サービス機関、保険会社を監督する単一の規制体であり、併せて消費者保護、健全性監督を行うものであった。

BaFin は、法的独立性は有するものの連邦財務省（Federal Ministry of Finance, Bundesministerium der Finanzen）に管轄される連邦機関である。ボンとフランクフルトに事務局を置き、1,630 の銀行、760 の金融サービス機関、540 の保険会社及び 30 の年金基金、約 6300 の国内投資基金、約 400 のアセット・マネジメント会社を監督している（2017 年 12 月末）[59]。

Deutsche Bundesbank は BaFin との連携を通じて銀行監督に関与する。銀行法第 7 条に基づき、Deutsche Bundesbank は、日常的な検査業務（金融機関からの年次報告書や監査報告書の検査、銀行業務の定期的検査、自己資本充実に関する銀行への聞き取り調査等）を行うことになっている。

(2) 世界金融危機後の監督体制（ECB による直接・間接監督）

2012 年 6 月の EU 首脳会議では、世界金融危機や 2009 年以降にユーロ圏の一部国で発生した債務危機に対する反省から、金融安定性の追求を目的とした銀行同盟（Banking Union）の創設が決定された。銀行同盟には、単一監督メカニズム（Single Supervisory Mechanism、SSM）、単一破綻処理メカニズム（Single Resolution Mechanism）、預金保険制度（Deposit Guarantee Scheme）の 3 つの柱がある。

銀行監督を担う SSM に関しては、2014 年 11 月、ユーロ圏各国当局が有していた銀行監督権限が ECB に集約された。SSM では、ECB が、ユーロ圏全ての国の銀行を直接的または間接的に監督する。ECB が直接監督するのは、（a）総資産が 300 億ユーロ超、（b）特定の 1 ヵ国もしくは EU の経済において影響力が大きい、（c）総資産が 50 億ユーロ超、かつ、2 国以上の EU 加盟国に対するクロスボーダー資産（或いは

[59] BaFin, “ Aufgaben & Geschichte der BaFin”（閲覧日：2018 年 6 月 11 日）
https://www.bafin.de/DE/DieBaFin/AufgabenGeschichte/aufgabengeschichte_node.html;jsessionid=B4CB041E4712B27ED6F12DE4ADAF061F.1_cid363

負債）の総資産（或いは総負債）に占める割合が 20%超、（d）公的支援を受け入れた機関、のいずれかを満たした銀行であり 、「重要度の高い銀行（significant institutions）」と呼ばれる。2018 年 1 月時点で、ユーロ圏に所在する 118 行が重要度の高い銀行に該当する[60]。118 行以外の「重要度の低い銀行（less significant institutions）」については、各国の金融監督当局（National Competent Authority, NCA）による監督を通じて、ECB が間接的に監督する。

ドイツに関しては、ドイツ銀行やコメルツ銀行等の 21 行が重要度の高い銀行に分類され、ECB による直接監督の対象となる（2018 年 1 月時点）[61]。これら 21 行以外の重要度の低い銀行については、ECB から権限を委譲され、NCA たる BaFin が Deutsche Bundesbank と連携して監督を行う（Bundesbank は SSM における NCA ではない）[62]。

SSM におけるドイツの銀行監督の概念図を示したものが図表 5 である。ECB の中では、マイクロ・プルデンシャル監督（Micro-prudential Supervision）第 1 総局（Directorates General）から同第 4 総局まで、合計 4 つの総局が銀行監督に関与する。この内、同第 1 総局と同第 2 総局は重要度の高い銀行（ユーロ圏全体で 118 行、ドイツで 21 行）を直接的に監督する[63]。同第 3 総局は、NCA たる BaFin が Deutsche Bundesbank と連携して実施する重要度の低い銀行への監督に対し、最終的な責任を持つ。同第 4 総局は、銀行監督に関わる幅広い業務を行う。

ドイツでは、NCA である BaFin の中では銀行監督局（外銀を監督する第 1 部、重要度の高い銀行を監督する第 2 部、貯蓄銀行等を監督する第 3 部、信用協同組合や専門銀行等を監督する第 4 部、銀行リスクを監督する第 5 部）が、その協力機関である Bundesbank の中では銀行・金融監督局が、各々、銀行監督に携わる。

重要度の高い銀行に対する ECB の直接監督において重要な役割を果たすのが、ECB と NCA の両方の職員から構成される「合同監督チーム（Joint Supervisory Teams, JST）」である。ドイツの場合、JST には、NCA たる BaFin と共に、Deutsche Bundesbank の職員も参加する[64]。JST は各行毎に編成されるが、ECB 職員が統括役となり、監督業務の実施に責任を持つ。BaFin や Bundesbank の職員は、統括役である ECB 職員を支援すると共に、自らの見解を JST の見解に反映する。

重要度の低い銀行に対する監督において、Deutsche Bundesbank は銀行から提出された諸書類や年次報告書等を評価するほか、実地検査や経営陣との面談等を担当する[65]。これらを基にして、必要ならば Deutsche Bundesbank は BaFin に対して、銀行監督に関わる提案を行う。BaFin は、銀行のリスク分析を行うほか、銀行監督上の措置や行動に関して最終的な責任を有する。

---

[60] ECB, List of supervised entities（閲覧日：2018 年 6 月 7 日）
https://www.bankingsupervision.europa.eu/ecb/pub/pdf/ssm.list_of_supervised_entities_201802.en.pdf

[61] 同上

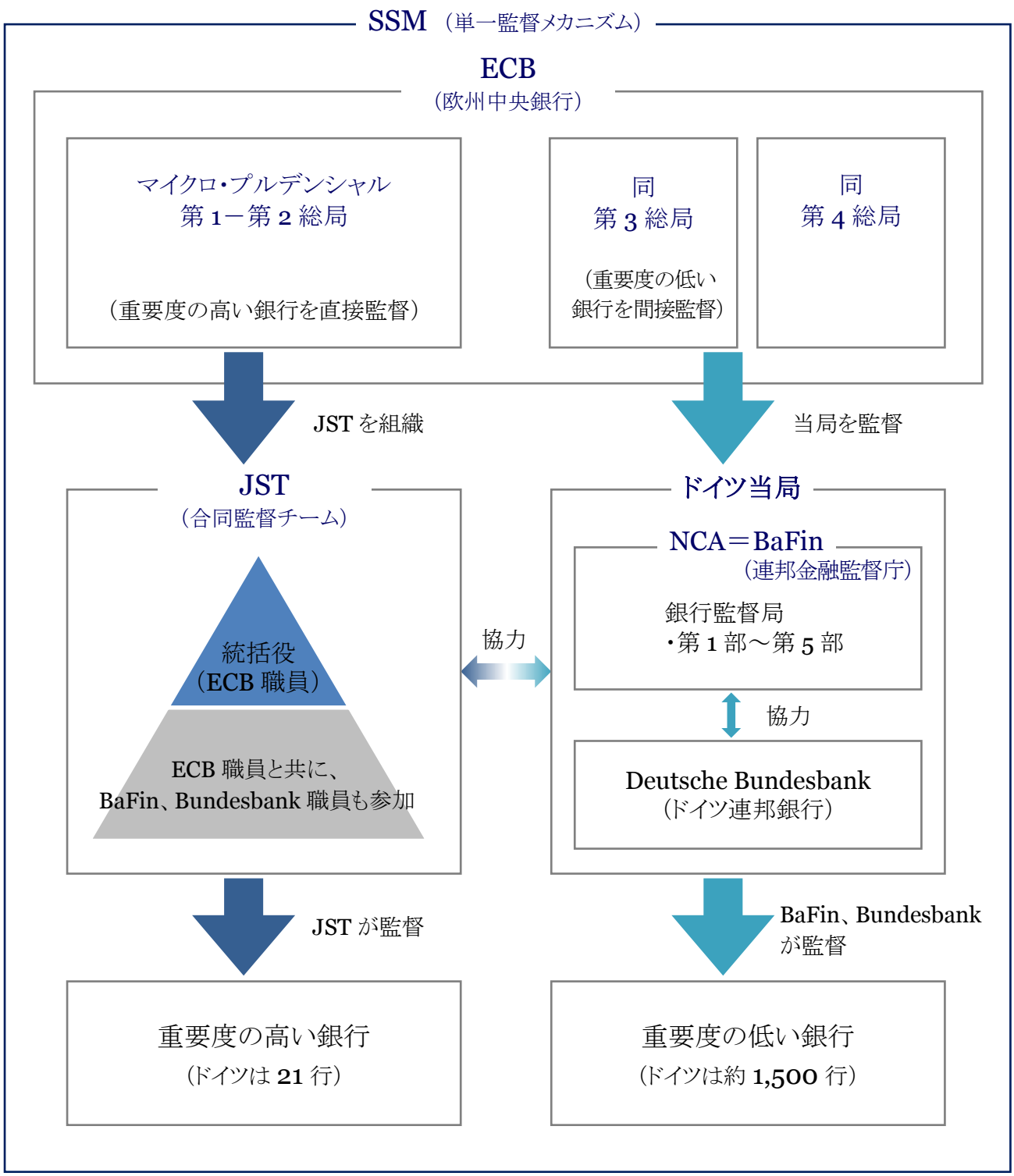
[62] Deutsche Bundesbank（2016）。また Deutsche Bunesbank(2014)によると、ドイツでは、BaFin が Deutsche Bundesbank と協力して、金融機関の監督を行う。BaFin は NCA であるが、銀行法の下、Deutsche Bundesbank は監督業務に関与する。故に、Deutsche Bunesbank は NCA ではないが、監督義務を有する中央銀行である。Deutsche Bunesbank の 1,300 人超の職員が銀行監督に関与し、個別行から提出された通知や報告を評価したり、銀行の経営陣と監督に関する議論をしたり、実地考査をしたりしている。Deutsche Bunesbank のこうした取り組みを基に、BaFin は国としての決定を下す。

[63] European Central Bank(2014)。なお、マイクロ・プルデンシャル第 1 総局は「特に」重要な 30 行ほどを直接監督し、同第 2 総局はそれら以外の重要な銀行を監督することになっている。

[64] Deutsche Bundesbank(2014)

[65] Deutsche Bundesbank(2016)

図表 5: ドイツの金融監督体制



（出所）Deutsche Bundesbank(2014)、European Central Bank(2014)、BaFin、Deutsche Bundesbank ウェブサイトを基に作成
BaFin（閲覧日：2018 年 6 月 8 日）
https://www.bafin.de/SharedDocs/Downloads/EN/Liste/dl_organigramm_en.pdf;jsessionid=5C5FCD2A03F6A1A37857EA7761AA52E8.2_cid363?__blob=publicationFile&v=29
Deutsche Bundesbank（閲覧日：2018 年 6 月 8 日）
https://www.bundesbank.de/Redaktion/EN/Downloads/Bundesbank/Organisation/organisation_chart_central_office.pdf?__blob=publicationFile
重要度の高い銀行と低い銀行の数の出所は、注釈 60 に同じ。

3. ドイツの銀行制度の特徴

ドイツの銀行制度の特徴としては主に 2 点が挙げられる。第 1 の特徴は、ユニバーサルバンクが主流であることだ。預金・貸付等の伝統的な銀行業務に加え、金融商品の委託売買や引受、投資銀行等の証券業務を行うユニバーサルバンクは、ドイツの銀行全体の総資産の 78.2%を占めている。第 2 の特徴は、ユニバーサルバンクの中で公的部門銀行の比率が高いことだ。公的部門銀行（貯蓄銀行や州立銀行等）は、ユニバーサルバンクの総資産の 34.4%、銀行全体の総資産の 26.9%を占め、「3 本柱の構造」の一翼を担っている。

(1) ユニバーサルバンクの誕生[66]

ドイツでユニバーサルバンクが誕生したのは、産業革命後の時代の要請に応えるためであった。19 世紀のドイツでは、産業革命を推進するため、銀行が企業部門の資金不足を補填する必要があった。これに際し、銀行側は、長期貸付による資金の固定化を出来るだけ回避するため、企業が借入と同時に株式発行も行い、そこで調達した資金を銀行借入の返済に充当することを望んだ。即ち、銀行は、貸出という銀行業務と共に、株式発行という証券業務を同時に進める必要があったのである。このようにしてドイツでユニバーサルバンクが誕生し、1870 年代に創設されたドイツ銀行等の大銀行を中心に発展していった。ただし、金融危機後、ユニバーサルバンクに対する規制が強まっている（詳細は第 5 章）。

(2) 公的部門銀行の是非

代表的な公的部門銀行である貯蓄銀行は、地域住民の貯蓄意識を高めて財産形成を促進すると共に、地域住民に金融サービスを提供することを主目的として誕生した。現在でもその目的は変わらず、利潤追求を掲げる商業銀行等とは性格が異なる。

貯蓄銀行に対する政府・自治体等の関与の是非は、現在でも見解の分かれる論点と言える。統一的な見解が得られていないため、賛成・反対それぞれの立場から先行研究を紹介する。まず賛成の立場からは、貯蓄銀行の地域性・公益性がその貸出行動を安定的（景気循環に対する感応度が低い）にしているとの指摘がある[67]。これは、景気拡大局面では企業の過剰投資を抑制し、景気後退局面では企業の資金繰りを確保する効果があるということだ。また、貯蓄銀行に地域性・公益性があるからと言って、その取引先である企業の資金調達行動に変化は無い（銀行依存が強まるわけではない）という見解もある[68]。一方で反対の立場からは、モラルハザードの問題が指摘される。公的保証（維持責任・保証責任）が廃止された後、貯蓄銀行等では、貸出先に対して早期返済や金利引き上げを求める動きがみられたと言及されている[69]。

---

66 特に断りの無い限り、ユニバーサルバンクの歴史等については、羽森（1998）に基づく。
67 Behr, Foos and Norden(2015)
68 Engel and Torgo(2007)
69 Gropp, Gruendl and Guettler(2010)

4. 預金保証制度の枠組み

ドイツにおける預金保証制度は、歴史的に、法定制度と任意制度に分かれて預金保証機関が複数存在すると共に、金融機関の破綻を防ぐことを主目的とした機関保護制度（Institutional Protection Scheme, IPS）が預金保証の役割も果たすという特徴がある。EU 加盟国であるドイツは、預金保証関連の EU 法規の制定・改定の影響を受けながらも、現時点でこうした特徴に大きな変化はみられない。

(1) かつての預金保証制度（2013 年まで）

EU 創設を定めたマーストリヒト条約（1993 年）の発効後、EU では、預金者を保護するため、また、銀行取付のリスクを低減するため、少なくとも 1 つの預金保証制度（Deposit Guarantee Scheme, DGS）を設けるべきとする考え方が共有され、1994 年に預金保証制度指令（Directive 94/19/EC）が制定された。この指令は「最低限の調和の原則（principle of minimum harmonisation）」に基づき、預金の「最低」保証限度額を 2 万ユーロ（預金者 1 人が 1 つの銀行に対して有する預金口座の合算に対しての限度額）とすることを各国に求めた[70]。各国は、預金保証制度指令を国内法化する中で、保証限度額を 2 万ユーロよりも引き上げることが可能であった。なお、同指令が制定された当初の最低保証限度額は 2 万ユーロであったが、金融危機後、2009 年には 5 万ユーロに、2011 年には 10 万ユーロに引き上げられた。

ドイツでは、預金保証制度指令に従い、1998 年に「預金保証及び投資者補償法（Deposit Guarantee and Investor Compensation Act, Einlagensicherungs- und Anlegerentschädigungsgesetz, DGICA）」が施行された[71]。同法により、民間商業銀行と公的部門銀行の各々に対して 2 つの法定保証制度が創設され、全ての預金取扱金融機関は法定保証制度に属することが義務付けられた[72]。また、当時のドイツには任意保証制度が存在していたが、銀行業に対する信頼を保ち、銀行システムの安定に大きな役割を果たしてきたとの認識から、法定保証制度と併存する形で維持されることになった[73]。

(i) ドイツの法定保証制度・機関保護制度

民間商業銀行が加盟する法定保証制度は、ドイツ銀行協会（Bundesverband deutscher Banken）が運営するドイツ銀行保証制度（Entschädigungseinrichtung deutscher Banken, EdB）である。公的部門銀行が加盟する法定保証制度は、ドイツ公的銀行協会（Bundesverband Öffentlicher Banken Deutschlands, VÖB）が運営するドイツ公的銀行協会保証制度（Entschädigungseinrichtung des Bundesverbandes Öffentlicher Banken Deutschlands, EdÖ）である[74]。これら 2 つの法定保証制度は、私法の範囲に属するため財務省から保証制度の権能、権限を授与された保証制度である。

これに対して、ドイツ貯蓄銀行協会（Deutscher Sparkassen- und Giroverband, DSGV）とドイツ信用協同組合全国協会（Bundesverband der Deutschen Volksbanken und Raiffeisenbanken, BVR）は、多くの銀行から構成される協会であることから、銀行の

---

[70] Deuteche Bundesbank(2015)

[71] ドイツにおいて、預金保証制度指令や DGICA の前に預金保証制度が存在しなかったわけではない。脚注 84 及び 85 を参照されたい。

[72] 預金保証及び投資家補償法（現在の預金保証法）では、欧州経済領域（EEA）に本店を持つ外銀のドイツ国内支店については、法定保証制度への加盟は任意とされる。EEA 域外に本店を持つ外銀のドイツ国内支店は、強制加入の対象である。

[73] 鬼頭・澤井（2015）

[74] 鬼頭・澤井（2015）によると、公的銀行協会は、連邦及び州が運営する開発銀行、州立銀行などがメンバーとなっているが、それら銀行では、リテール預金などの預金を扱う機関が少なく、メンバーのすべてが法定保証制度に加盟しているわけではない。

破綻を避けるため流動性と支払いを銀行間相互において保証するという機関保護制度（Institutional protection schemes, IPS）を構築してきた[75]。IPS が法定補償制度の代替（alternative）制度であるとみなされたことから、IPS に加盟している金融機関は、DGICA 施行後も法定保証制度への強制加盟が免除され、貯蓄銀行や信用協同組合の中には法定保証制度に加盟しないところもあった[76]。

（ii）ドイツの任意保証制度

任意保証制度は、法定保証制度の補完を目的として、各銀行協会によって創設された。DGICA 後の法定保証額は 10 万ユーロ（2011 年以降。預金者 1 人が 1 つの銀行に対して有する預金口座の合算に対しての限度額）であったため、民間銀行及び公的銀行の任意預金保証制度は追加の預金保証を提供してきた。

民間商業銀行が加盟するドイツ銀行協会の預金保証基金（Einlagensicherungsfonds des Bundesverbandes deutscher Banken）は、各行の責任自己資本の 30%まで 1 人の預金者の預金を保証されていた[77]。この保証基金の保証対象は法定保証制度の上限を超える部分であるため、ドイツでは預金者は実質 100%の保証を受けることができていると言える。なお、2012 年に同協会は、保証上限額を 2015 年以降は 20%、2020 年以降は 15%、2025 年以降は 8.75%まで段階的に引き下げることを決定した。

これに対して、公的部門銀行が加盟するドイツ公的銀行協会の預金保証基金（Einlagensicherungsfonds öffentlicher Banken）は、事前的に保証の上限を定めているわけではない[78]。この保証基金の保証対象も法定保証制度の上限を超える部分であるが、超える部分のどの程度を保証するかは、預金保証基金の総積立額に応じて決まる。

(2) 現在の預金保証制度（2014 年以降）

欧州銀行同盟の創設に向けた一連の流れの中で、預金者保護の強化、預金保証制度の調査、金融の安定化を図るため、2014 年に改正預金保証制度指令（Directive 2014/49/EU）が制定された。改正指令は「最大限の調和の原則（principle of maximum harmonization）」の原則に基づき、預金の保証限度額を「一律」10 万ユーロ（預金者 1 人が 1 つの銀行に対して有する預金口座の合算に対しての限度額）としており、各国の裁量によって保証限度額を 10 万ユーロより引き上げることは認めていない[79]。

改正預金保証制度指令の制定に伴い、ドイツでは、預金保証及び投資者補償法に代わり、2015 年に「預金保証法（Deposit Guarantee Act, Einlagensicherungsgesetz, DGA）」

---

75 鬼頭・澤井（2015）によると、貯蓄銀行協会による IPS は 1969 年に設立され、貯蓄銀行と州立銀行および州立住宅金融組合が対象機関である。信用協同組合協会による IPS は 1934 年に設立され、ドイツにおける預金保証スキームとしては最も古く、全ての信用協同組合が対象である。貯蓄銀行協会による IPS と信用協同組合協会による IPS は、共に、破綻防止を目的としており、明示的な預金保証の限度額は設定されていない。

76 鬼頭・澤井（2015）によると、代替制度というのは、IPS を通じて銀行破綻が回避されることにより、間接的に預金者が保護される制度ということである。IPS は、金融機関が破綻した場合に付保保険の払い戻しを行うことを主目的とする預金保証制度とは性格が異なる。。

77 ドイツ銀行協会は、1976 年に預金保証基金を設立した。

78 ドイツ公的銀行協会は、1994 年に預金保証基金を設立した。

79 改正預金保証制度指令による変更点は具体的には以下の 4 点である。第 1 に、預金保証の水準である。預金の保証限度額は 10 万ユーロとされるほか、不動産取引（例えば住宅の売却）等の特別な生活のイベント（結婚、離婚、退職等）等による「一時的な残高の増加」があった場合には、各国において定めた期間内（最高 12 カ月）においてより高い保証限度額を認める。第 2 に、預金保証料の払い込み時期である。従来、多くの加盟国では保証料は後払いだったが、改正預金保証制度指令により、保証料は前払いとなる。保証料の総額は、少なくとも付保対象預金額合計の 0.8%と同等額にならなければならない。第 3 に、預金保証金の支払時期である。従来、預金者は、銀行が破綻した場合は、20 営業日内に払戻しを受けるとされていたが、改正預金保証制度指令により、7 営業日以内と短縮される。第 4 に、告知分への署名である。預金者が預金保証制度について理解していることを確認するために、標準化された告知文に署名をすることが求められる。銀行は、最新の情報が掲載された告知文を 1 年に 1 回は預金者に送付する。

が新たに制定された（図表 6）。

改正預金保証制度指令や預金保証法の制定後も、法定補償制度や任意保証制度に大きな変化は無い。法定補償制度に関しては、預金の保証限度額が 10 万ユーロ（預金者 1 人が 1 つの銀行に対して有する預金口座の合算に対しての限度額）とされ、任意保証制度については、10 万ユーロを超える部分に対して保証を提供するものである。

ただし、IPS の機能については変化が生じた。元々、IPS は法定保証制度の代替制度とみなされ、IPS に加盟する銀行は法定保証制度への加盟を強制されていなかった。しかし改正預金保証制度指令指令の施行に伴い、銀行は、法定保証制度、或いは、公式に預金保証制度と認定される IPS のいずれかに加盟することが義務付けられた。これを受け、ドイツの IPS は、公式に預金保証制度と認定される IPS になることを選択することになった[80]。

図表 6: ドイツの預金保証概要

	対象となる業態	法定保証制度	任意保証制度、機関保護制度
民間銀行部門	商業銀行等	預金保証限度額： 10 万ユーロ ドイツ銀行協会が運営するドイツ銀行保証制度（EdB）による法定保証	法定保証制度の限度額（10 万ユーロ）を上回る預金の保証（銀行自己資本の 20%を限度（注）） ドイツ銀行協会の預金保証基金（Einlagensicherungsfonds des Bundesverbandes deutscher Banken)による任意保証
	信用協同組合等	預金保証限度額： 10 万ユーロ ドイツ信用協同組合全国協会（BVR）による法定保証	機関保護制度（IPS） ドイツ信用協同組合全国協会（BVR）の保証制度
公法銀行部門	貯蓄銀行、州立銀行等	預金保証限度額： 10 万ユーロ ドイツ貯蓄銀行協会（DSGV）、州貯蓄銀行協会による法定保証	IPS ドイツ貯蓄銀行協会（DSGV）、州貯蓄銀行協会
	開発銀行等	預金保証限度額： 10 万ユーロ ドイツ公的銀行協会（VÖB）が運営するドイツ公的銀行協会保証制度（EdÖ）による保証制度	法定保証制度の限度額（10 万ユーロ）を上回る預金の保証（事前的に上限を設けず） ドイツ公的部門銀行協会の預金保証基金（Einlagensicherungsfonds öffentlicher Banken）による任意保証

（注）限度割合は 2020 年 1 月から 15%、2020 年 1 月から 8.75%に引き下げられる。
（出所）Deutsche Bundesbank(2015)を基に作成

(3) EDIS の動きとドイツの反発

欧州銀行同盟に関し、単一監督メカニズム（SSM）が 2014 年 11 月 4 日から、単一破綻処理メカニズム（SRM）が 2016 年 1 月から実施される中、欧州委員会は、2015 年 11 月 24 日、各国の預金保証制度を補完するため、銀行同盟の第 3 の柱となるべく欧州預金保険制度（European Deposit Insurance Scheme, EDIS）を導入することを提言した[81]。これは、各国の預金保証制度が一人当たり 10 万ユーロを保証しているが、大規模な機関の破綻があった場合対応が困難となるため、銀行同盟全体で保証するという共通制度の創設である。欧州委員会の提言内容は、2024 年までに段階的に各国の預金保証制度を EDIS に一元化するものであった。しかしながら、ドイツの銀行業界や政府等から否定的な意見が相次いで出され、この提言は修正を余儀なくされた。

[80] 鬼頭・澤井（2015）
[81] European Commission, “” Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL amending Regulation (EU) 806/2014 in order to establish a European Deposit Insurance Scheme” https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52015PC0586&from=EN

（i）EDIS に関する欧州委員会の提言（2015 年）

欧州委員会が当初提言したのは、2017 年から 2024 年に亘り 3 段階で EDIS の保証基金を拡大させていく内容であった。第 1 段階として、まず 2017 年からユーロ圏共通の預金保証基金が創設される。圏内の銀行は各国毎の預金保証基金に加え、共通基金にも保証料を払い込むようにする。当初 3 年間は、各国毎の基金が枯渇した場合に共通基金が支援する仕組みとしてスタートする。第 2 段階として、2020 年以降は加盟国ごとの保証制度と分担してユーロ圏の預金を保証する仕組みに拡大し、第 3 段階として、2024 年には共通の基金だけで預金者保護に対応する。国別の保証制度は 2024 年以降も残るが、預金者への支払い管理の役割にとどめられる。銀行の負担増を避けるため、銀行が支払う保証料の総額は従来負担してきた金額の範囲内にとどまるようにされる。

（ii）欧州委員会の提言に対するドイツの反応

欧州委員会の提言に対し、ドイツの銀行業界や連邦政府、Deutsche Bundesbank 等からは否定的な見解が聞かれた[82]。そうした見解の背景にあるのがモラルハザードの問題である。具体的には 2 点が挙げられる。

第 1 に、銀行のモラルハザードである。上述した通り、ドイツでは銀行業態毎に預金保証制度（或いは IPS）が存在する。こうした業態毎の預金保証制度が EDIS に一元化されれば、例えば、貯蓄銀行や信用協同組合のように相対的に低リスクで業務を営む銀行が、究極的には、大銀行等のように高リスクで事業を営む銀行の預金に責任を有することになる。このため、貯蓄銀行や信用協同組合は、大銀行等でモラルハザードが生じることを危惧している。

第 2 に、国のモラルハザードである。改正預金保証制度指令の制定後も、EU 加盟国の中には十分な規模を有する預金保証制度を備えていない国がみられた。そうした状況で EDIS が開始されれば、そのような国が自ら制度を整えようとする動機を弱め、究極的には、既に預金保証制度を持つドイツが、そのような国の預金を保証することになりかねないと考えられた。

5. 個人資産運用に関わる税制[83]

ドイツでは、居住者が国内・国外で得た所得に対して納税義務を有する。課税の対象となる所得には、給与所得などと共に、利子所得や配当所得、株式売却益といった金融資産所得が含まれる。

(1) 2008 年の税制改革前

2008 年の税制改革前のドイツでは、利子所得と配当所得に関しては、他の所得と共に課税所得に算入されて総合課税方式がとられる一方で、株式売却益は原則として非課税とされてきた（図表 7）[84]。株式売却益が非課税であったのは、株式持ち合いの解消や売却の把握の困難性などが背景であった[85]。しかしながら、財政再建に向けた一連の税制改革の中で、これら金融資産所得に対する課税方式も改正されることになった。

---

[82] 黒川（2017）は、EDIS に対する銀行業界、連邦政府、Bundesbank の見解を整理している。
[83] ドイツの個人所得税については、特に断りの無い限り、デロイトトーマツ税理士法人（2017）を参考にした。
[84] 向井（2008）が参考になる。なお、配当所得については、その 50%が課税所得に算入され、株式譲渡益に関しては、投機的売買（保有期間が 12 カ月以下）の場合に限り、その 50%が課税所得に算入されていた。
[85] 野村総合研究所（2014）、伊田（2009）

(2) 2008 年の税制改革後

税制改革後、2009 年 1 月以降、金融資産所得に対する新しい課税方式が適用されている。金融資産所得は分離課税とされ、独身者の場合は 801 ユーロまで、夫婦合算の場合には 1,602 ユーロまでを非課税とした上、利子所得、配当所得、株式売却益がいずれも 25%の税率で源泉徴収されている。別途、連帯付加税として、これら金融資産所得税の 5.5%（即ち、金融資産所得の 1.375%）が徴収されており、税率は実質的には 26.375%となっている[86]。更に場合によっては、教会税として所得税の 8%或いは 9%（即ち、金融資産所得の 2%或いは 2.25%）が徴収されている[87]。

なお、金融資産所得を他の所得と共に課税所得に算入する総合課税方式で所得税率が 25%以下となる場合、個別申告により、総合課税の税率が適用される[88]。

図表 7: ドイツの金融資産所得に対する課税方式

【2008 年まで】

利子所得	配当所得	株式譲渡益
総合課税 15~47.475% 所得税：15~45% ＋ 連帯付加税：税額の 5.5%	総合課税 15~47.475% 所得税：15~45% ＋ 連帯付加税：税額の 5.5% ※配当所得の 50%が課税所得に算入される	非課税 ※投機的売買の場合、譲渡益の 50%を課税所得に算入の上、総合課税（15~47.475%）。この場合、512 ユーロの非課税枠がある

【2009 年以降】

利子所得	配当所得	株式譲渡益
源泉分離課税 26.375% 所得税：25% ＋ 連帯付加税：税額の 5.5%	源泉分離課税 26.375% 所得税：25% ＋ 連帯付加税：税額の 5.5%	源泉分離課税 26.375% 所得税：25% ＋ 連帯付加税：税額の 5.5%

（注）2008 年までの所得税率が 15～45%とされているが、2018 年 1 月時点で給与所得等にかかる所得税率は 14～45%である。
（出所）向井（2008）を基に作成

[86] 連帯付加税とは、東西ドイツ統一に際し、旧東ドイツ地域の支援を目的として導入された。当初は 1991 年 7 月から 1 年間の時限措置だったが、1995 年に 7.5%の税率で再導入され、1998 年に 5.5%の税率となった（詳細は尾崎（2011））。

[87] 教会税とは、教会がその構成員より徴収する税であり、教会の重要な収入源となっている（詳細は文化庁（2008））。共和国憲法にあたる基本法第 140 条により「公法上の社団たる宗教法人は…中略…租税を徴収する権利を有する」と定められている。教会税を徴収する団体は、通常、各自治体の税務当局に税徴収事務を委託する。国籍とは関係なく、教会の構成員となれば、教会税の納税義務が生じる。

[88] 重田（2013）

第 3 章　郵便貯金の概要

1.　設立経緯・沿革概要[89]

(1)　郵政改革とポストバンクの誕生

ドイツの郵政制度は、帝国憲法（1871 年）において帝国の立法事項と定められて以来、第 2 次世界大戦後も、共和国憲法にあたる基本法（1949 年）の中でも連邦が立法権限を有する、連邦固有行政とされてきた。こうした区分の下、連邦郵便電気通信省（Bundesamt für Post und Telekommunikation）の管轄下にある連邦郵便（Deutsche Bundespost）が、郵便、郵便貯金、電気通信の 3 事業を一括運営し、3 事業を独立採算させるのではなく、郵便及び郵便貯金事業の赤字を電気通信事業の黒字で補填するという内部補助を行ってきた。1980 年代以降、連邦郵便を取り巻く環境の変化や東西ドイツの統合等を背景に、ドイツでは第 1～第 3 次郵政改革が実施された。

（i）第 1 次郵政改革（1980 年代）：郵政 3 事業の公社化

世界的な電気通信自由化の流れを受けて、電気通信事業の競争力を高めるために事業の分割・民営化が求められるようになった。こうした中で設置された連邦政府通信制度委員会は、1987 年に、電気通信市場の競争促進、電気通信事業の規制主体と事業主体の分離、電気通信事業と郵便事業の分類を柱とする答申を提出した。この答申を踏まえて 1989 年に「郵便・電信制度とドイツ連邦郵便を新編成するための法律（Gesetz zur Neustrukturierung des Post- und Fernmeldewesens und der Deutschen Bundespost）」が制定され、連邦郵便の中ではあるが、従来の 3 事業一体経営が、それぞれ独立した郵便（Postdienst）、郵便貯金、（Postbank）、通信（Telekom）の 3 つの国営事業体（公社）に分割された。各公社は事業運営を担い、連邦郵便電気通信省は規制機能を担うこととなった。これは、従来の行政事務と企業経営とが混在していたものを改めるための措置であった。

（ii）第 2 次郵政改革（1990 年代前半）：3 公社の株式会社化

1990 年代には、高賃金と社会保障費が企業の重荷となり景気が悪化、失業率も 10%台まで上昇した。また、東西ドイツ統一に伴う公共部門の比重の増大も顕著となったことで構造改革がますます必要とされるようになった。更に、東西ドイツ統一と同時に郵便事業も統一された結果、元々悪かった収支構造が更に悪化した。こうした中、民営化による経営効率の向上を求める声が大きくなり、郵政改革を後押しすることとなった。1994 年に共和国基本法が改正され、郵政制度を連邦固有行政とする規定が削除され、それに関わる規制機能やユニバーサルサービスの保証等が連邦の権限とされた。そして、利用者本位の企業的経営、国際競争力の確保（特に、電気通信事業）のため、1995 年に発行株式の 100%を政府が保有する持株会社のもとで、3 公社はドイツポスト（Deutsche Post）、ドイツポストバンク（Deutsche Postbank）、ドイツテレコム（Deutshce Telekom）という株式会社に改組された。なお、株式会社後 5 年間は政府が株式の過半数を保有するが、それ以外の株式は民間に放出することとされた。

（iii）第 3 次郵政改革（1990 年代後半）：連邦郵便電気通信省の廃止

1997 年末には、連邦郵便電気通信省が廃止され、政策立案機能が連邦経済省（Bundesministerium für Wirtschaft）に、監督・規制機能が新たに発足した電気通信・郵便規制庁（Regulierungsbehörde für Telekommunikation und Post）に移管された。

[89] ドイツの郵政改革に関しては、特に断りのない限り、橋本・河内（2002）に基づく。

(2) ポストバンクの株式公開と業容拡大

3 社は株式会社化によって独立採算性が徹底されるようになり、郵便貯金事業体であるポストバンクに関しては、銀行法による免許を受けた金融機関となった。しかし、ポストバンクが独立した金融機関として収益を生み出すことが出来なかったことから、1999 年にドイツポストが政府保有のポストバンク株式を 100%買い取り、ポストバンクを子会社化した。これには、ドイツポストの店舗網を活用して事業を改善させようという狙いがあったとされる[90]。その後、ポストバンクの業績は改善し、親会社であるドイツポストは、2000 年に自社の株式を公開したこともあり、2004 年には保有しているポストバンクの株式の 33.2%を民間、機関投資家に売却した[91]。

株式会社化したポストバンクは、複数の金融機関の買収や決済業務代行を引き受けることを通じて、事業拡大を遂げてきた。

- 2000 年 1 月 1 日に公的金融機関で不動産金融を専門とする DSL 銀行の株式を 100%取得（1999 年 10 月に 80%超の株式を保有していたが残存の連邦財務省持分を取得）[92]。
- 2002 年にクレディ・スイス（ドイツ）から子会社 2 社を買収し、新たな会社 2 社を設立。渉外員（アドバイザー）による中間層所得者へのサービスを提供[93]。
- 2001 年に物流金融会社 BHF（USA）を買収し、PB（USA）と改称。米国において仕組金融、不動産金融を提供[94]。
- 2006 年 1 月 1 日、ドイツポストから 850 の郵便局店舗及び約 9,600 人の従業員を 9 億 9300 万ユーロ（取引手数料 700 万ユーロ含む）で買収。それまでポストバンクは、ドイツポストの店舗を利用することの対価として、ドイツポストに金融業務取扱手数料を 5 億 1,300 万ユーロ（2005 年）、4 億 9,600 万ユーロ（2004 年）を支払っていた。買収後にポストバンクが支払うのは、ドイツポスト支配下の郵便局の金融業務取扱手数料のみとなり、買収した郵便局での郵便取扱手数料は収益となる[95]。
- 2006 年 1 月 2 日に建築貸付組合 BHW の持株会社 BHW ホールディングス株式会社（BHW Bausparkasse AG（建築貸付組合）の持株会社）を買収。住宅貸付残高は 2005 年 12 月末の 290 億ユーロから 2006 年 12 月末の 623 億ユーロに拡大し、ドイツ最大に[96]。
- 2007 年 1 月 1 日にヒポ・フェラインス銀行（HypoVereinsbank）の決済業務子会社（HVB Payment & Service GmbH）を買収。決済業務でのマーケットシェ

---

90 林（2006）

91 ドイツ・ポスト（Deutsche Post）は、2000 年 11 月 20 日に株式公開（IPO）を実施した。これは、同年におけるドイツでの最大の IPO であり、世界的に見ても第 3 位の規模であったと言われる。IPO の実施後 5 年を経て、2005 年 7 月 18 日には、連邦政府の機関であるドイツ復興金融公庫 KfW グループが所有していた株式の一部を売却した結果、上場株が 55%を超えることとなり、ドイツ・ポストは、国が株式の過半数を保有する企業ではなくなった。なお、2017 年 12 月末時点で、ドイツポスト DHL（2009 年 3 月にブランド名変更）の株主は、ドイツ復興金融公庫 KfW グループが 20.7%、機関投資家が 68.2%、個人投資家が 11.1%という構成になっている。ドイツポスト・ウェブサイト（閲覧日：2018 年 2 月 2 日）http;//www.dpdhl.com/en/investors/shares/shareholder_structure.html

92 Postbank, “Postbank annual report 1999”, p.28

93 Postbank, “Posbank annual report 2002”, p.16, p.41

94 Postbank, “Postbank annual report 2001”, p.39

95 Postbank, “Postbank annual report 2006”, p.126

96 Postbank, “Postbank annual report 2006”, group structure, p.2, p.30

アが 16%から 20%超に上昇[97]

- 2009 年 2 月から HSH ノルトバンク（ドイツの州立銀行、HSH Nordbank）の決済業務代行を開始[98]。

(3) ドイツ銀行によるポストバンクの買収とその後の方針転換

(i) ドイツ銀行のポストバンク買収

2008 年にドイツ銀行はポストバンクの買収を決定した[99]。元々ドイツ銀行は投資銀行業務を重視していたが、金融危機による収益悪化を経験し、安定的な収益源としてリテール分野の強化を図る方針転換を行った。ドイツ銀行は、ポストバンクの大株主であるドイツポストから、2009 年にポストバンク株式の 29.75%を現金で購入すると共に、ポストバンク株式の残り全てを 3 年以内に購入する権利を得た。ドイツ銀行によるポストバンク株式の購入は予定通り進み、2012 年 2 月には、ドイツポストによるポストバンクの株式保有は無くなった 。この買収により、ドイツ銀行は、ポストバンクの個人顧客約 1,450 万人を獲得すると共に、ポストバンクの支店（850 店舗）とドイツポストの 5,000 以上の支店を活用することが可能となった。

2005 年のノリス銀行（Norisbank）とベルリン銀行（Berliner Bank）の買収に続いてポストバンクを買収したことで、ドイツ銀行は、ドイツ最大のリテール金融機関の顧客を傘下に収めただけにとどまらず、ポストバンクの保有する新勘定系システム[100]による業務効率化を図ることも可能になった。このシステムは業務プロセス数を大幅に削減し、バックオフィスの業務コストを引き下げる効果を持つ。

(ii) ドイツ銀行のポストバンク売却方針とその撤回

欧州中央銀行（European Central Bank）の低金利政策等、銀行業界を取り巻く環境が厳しくなる中、ドイツ銀行は 2015 年 4 月 27 日に「戦略 2020」（Strategy 2020）を発表し、2020 年までの戦略の一環として、ポストバンクを売却してリテール業務のうち同行が担ってきた一般個人向けリテール（所謂 mass retail）部門を縮小する方針を明らかにした[101]。

当時のドイツ銀行の共同 CEO であったユルゲン・フィッチェン氏（Jürgen Fitschen）とアンシュー・ジェイン氏（Anshu Jain）は、ポストバンクを売却する理由として、①ポストバンクのレバレッジ比率が低いこと、②両銀行間のクロスセルによる収益面でのシナジー効果が見込めないこと、③規制強化[102]によってポストバンクが調達した

---

97 Postbank, “Postbank annual report 2007”, p.34
98 Postbank, “Postbank annual report 2009”, p.20
99 ドイツ銀行によるポストバンクの買収については、藤澤（2013）に基づく。
100 SAP ジャパンウェブサイト「独ポストバンク、大容量勘定系システムを SAP の銀行向け新ソリューションで稼働」（2003 年 11 月 19 日）
https://news.sap.com/japan/2003/11/19/%E7%8B%AC%E3%83%9D%E3%82%B9%E3%83%88%E3%83%90%E3%83%B3%E3%82%AF%E3%80%81%E5%A4%A7%E5%AE%B9%E9%87%8F%E5%8B%98%E5%AE%9A%E7%B3%BB%E3%82%B7%E3%82%B9%E3%83%86%E3%83%A0%E3%82%92sap%E3%81%AE%E9%8A%80/
101 Deutsche Bank , “Strategy 2020: Delivering Value”, pp 8,9,15,16
https://www.db.com/ir/en/download/Deutsche_Bank_Strategy_2020_27April2015.pdf
102 BaFin, “Annual Report 2013”, p.75
https://www.bafin.de/SharedDocs/Downloads/EN/Jahresbericht/dl_jb_2013_en.html
2013 年に成立した通称「分離銀行法」では、金融グループのうち売却可能・売買目的の資産を 1,000 億ユーロ以上以上保有する金融機関を傘下に擁する場合、または、同様の資産が当該金融機関の総資産の 20%を超え、かつ報告日に当該金融機関の総資産が 900 億ユーロを超える場合、自己売買業務や、ヘッジファンド・同類のファンドへの貸出・保証、マーケットメーク目的ではない高速取引を、別会社に移して運営する必要がある。本規制の目的は、リテール金融業務か

資金のドイツ銀行での活用が制限されること 3 点を挙げた。①に関しては、ポストバンクの住宅ローンは高採算であるものの、バランスシートが膨らむ要因にもなっており、現在のレバレッジ比率 3%をドイツ銀行の戦略的かつ優先的な目標である 5%に引き上げるためには、30 億ユーロの資本増強が必要となる計算である、としている。②については、元々ドイツ銀行とポストバンク両行の顧客層が異なる上に、クロスセルが規制強化で費用が嵩み難しくなっており、③については、規制によってポストバンクの預金獲得力をドイツ銀行本体の資金ニーズに十分に活用できなくなった、と述べている[103]。

ドイツ銀行は、ポストバンク株式の売却に柔軟に対応するために、ポストバンクの少数株主に対しスクイーズ・アウト（squeeze out）[104]を実施し、持株比率を「戦略 2020」発表時点の 96.8%から、2015 年 12 月 21 日時点で 100%に引き上げた[105]。「戦略 2020」では、2016 年 12 月末までにポストバンクの新規株式公開（IPO）を実施する予定としていたが、2016 年に入って株式市況が軟調に推移したことから、IPO は実施されないままであった[106]。

ところが、2017 年 3 月 5 日にドイツ銀行のクライアン CEO（John Cryan）は新たな戦略と増資計画を発表し、ポストバンクの売却を取り止め、ポストバンクをドイツ銀行のリテール・法人顧客向け事業と統合する考えを明らかにした[107]。同年 10 月 26 日には、ポストバンクと、ドイツ銀行の別子会社（DB Privat- und Firmenkundenbank）が 2018 年 6 月末までに統合されると発表された[108]。統合後も両社のブランド名は維持される。統合の目的として、ドイツの国内市場での地位強化が挙げられており、低金利下で収益拡大を図るには規模のメリットが必要との判断に基づいている[109]。統合によるシナジー効果は、2022 年には年間 9 億ユーロになると見込まれている。

ドイツ銀行に対する見方は厳しく、金融危機後、ドイツ銀行の信用格付は相次いで引き下げられてきた。直近では 2018 年 6 月 1 日に、S&P 社がドイツ銀行の長期発行体格付を A－から BBB＋に引き下げた。

らリスクが高い投資銀行業務を分離して保護することにある。ドイツ銀行は、ドイツ最大の金融機関であり、投資銀行業務を展開していることから、この法律の適用対象である。

103 Deutsche Bank, Press Conference, Strategy 2020, Jürgen Fitschen and Anshu Jain Co-Chief Executive Offices, 27 April 2015,
https://www.db.com/newsroom_news/Rede_engl._27.04.2015(1).pdf

104 スクィーズ・アウトとは、強制的に少数株主から株式を買い取って 100%子会社化することで、ドイツ会社法により、支配株主は、少数株主の保有する株式を取得する際、相当な現金による代償と引換えに少数株主の株式の強制移転ができるとされる。

105 Postbank, " Daten & Fakten zur Aktie" （閲覧日：2018 年 6 月 11 日）
https://www.postbank.de/postbank/ir_aktie_daten.html

106 Reuters, "Deutsche Bank sale of Postbank faces delay -WirtschaftsWoche", January 5, 2016
https://www.reuters.com/article/deutsche-bank-postbank-idUSL8N14P2UF20160105
Wall Street Journal, "Deutsche Bank to Delay Postbank Float Until Market Conditions Improve, German bank had said it would sell or float its retail unit by the end of 2017",, March 2, 2016,
https://www.wsj.com/articles/deutsche-bank-to-delay-postbank-float-until-market-conditions-improve-1456920445

107 Deutsche Bank, "Raising capital, strengthening our German home base and repositioning for growth"
https://www.db.com/ir/en/download/Deutsche_Bank_Analyst_Event_6_Mar_2017.pdf

108 Deutshce Bank, " One bank, two brands: Deutsche Bank and Postbank are creating a new Private & Commercial Bank"
https://www.db.com/newsroom_news/2017/one-bank-two-brands-deutsche-bank-and-postbank-are-creating-a-new-private-and-commercial-bank-en-11688.htm

109 こうしたシナジー効果を得るために売却方針を撤回したというよりも、ドイツ銀行は、ポストバンクを売却したくとも出来なかったとの見方もある。神山（2017）によると、ポストバンクの企業価値がドイツ銀行による買収時（2008 年）から大幅に減少しているとみられる中、その評価損は国際会計基準では計上されるも、国内会計基準では計上されてこなかった。しかし、ポストバンクを売却して売却損が実現すると、ドイツ銀行は国内会計基準でも損失を計上しなければならなくなり、それは、ドイツ銀行が発行する一部劣後債のクーポン支払の障害となる可能性がある。即ち、劣後債への影響を避けるため、ドイツ銀行はポストバンクを売却出来なかった可能性があるということである。

図表 8: ドイツ銀行によるポストバンク買収への流れ

年	月	ドイツポスト	ポストバンク	ドイツ銀行
1989	7	三分割持株会社化 ドイツ郵政構造改革法の下、旧郵政省の現業部門が①郵便(ドイツポスト)②貯金(ポストバンク)③電信電話(ドイツテレコム)の 3 部門に分割		
1995	1	株式会社化(Deutsche Post AG)	株式会社化(Deutsche Postbank AG)	
1999	1		政府がポストバンク全株をドイツポストに売却	
2000	11	ドイツポスト IPO		
2004	6		ポストバンク株式の 33.2%を IPO	
2008	9			ポストバンク株式の 29.75%取得
2009	1		ドイツポストがポストバンク株式の 22.9%をドイツ銀行に売却	ドイツポストからポストバンク株式の 22.9%を取得
2010	10		ドイツポストによるポストバンク株式のドイツ銀行への売却プロセス	ポストバンク株式の公開買付を実施
2010	12			ポストバンク株式の 51.98%を保有 (うち 22.03%は 12 月 3 日の公開買付で取得)
2012	2			ポストバンクの転換社債の株式(27.4%)、ドイツポストによるポストバンク株式のプットオプション行使(12.1%)及び 2.2%の株式を追加買収により、ポストバンク株式を合計 93.7%を保有
2012	2	ドイツポスト株式プットオプション行使 (発行済株式数の 12.1%)		
2012	2	ドイツポストの株式構成 KfW グループ 25.5%上場株式 74.5% (機関投資家 63.7 個人投資家 10.8%)		株式市場での買付でポストバンク株式 94.1%保有
2015	4			2016 年末までを目標とする IPO によるポストバンクをスピンアウト(「戦略 2020」)して連結対象から外すことを発表、この時点のポストバンクの株式保有比率 96.8%
2015	12			ポストバンク少数株主に対してスクイーズ・アウトを実施してポストバンクを完全子会社化、IPO に備えた。
2017	3			ポストバンクをドイツ銀行のリテール・法人顧客向け事業と統合すると発表
2017	10			ポストバンクと、ドイツ銀行の別子会社(DB Privat- und Firmenkundenbank)が 2018 年 6 月末までに統合されると発表

(出所)各種資料[110]を基に作成

[110] ドイツ銀行「ドイツ銀行、独ポストバンクへの株式公開買付けを承認」(2010 年 9 月 12 日)
https://japan.db.com/jp/content/headlines_2010_2916.html
同「ドイツ銀行、独ポストバンク株式公開買付申込関連文書を公表」(2010 年 10 月 7 日)
https://japan.db.com/jp/content/headlines_2010_2912.html
同「ドイツ銀行、ポストバンクと支配関係及び損益譲渡に関する交渉を開始」(2012 年 1 月 10 日)
https://japan.db.com/jp/content/headlines_4202.html
同「ドイツ銀行、独ポストバンクの持分を 93.7%に引き上げる」(2012 年 2 月 28 日)
https://japan.db.com/jp/content/headlines_4367.html
同「ポストバンクとの支配及び損益移転に関する契約を裁判所が承認」(2012 年 9 月 14 日)
https://japan.db.com/jp/content/headlines_4706.html
Reuters, "Deutsche Bank, Post set new terms in Postbank sale", 13 January 2009
https://www.reuters.com/article/deutschebank-postbank-idUSLE15759720090114
Spiegel, "Deutsche Bank Pounces on Postbank", 11 September 2008
http://www.spiegel.de/international/business/more-banking-consolidation-in-germany-deutsche-bank-pounces-on-postbank-a-577615.html
林(2006)
総務省情報流通郵政局郵政行政部(2013)

2. 組織・経営形態

ポストバンクは、2015 年 12 月 21 日よりドイツ銀行の完全子会社となり、同日に上場廃止となった[111]。ドイツ銀行から派遣されたフランク・シュトラウス氏（Frank Strauss）がポストバンクの会長を務めている。

ポストバンクは約 1,300 万人の顧客、17,441 人の従業員、1,453 億ユーロの総資産を有し、ドイツの大銀行の一角を成す[112]。他の大銀行と異なり、ポストバンクは、個人顧客及び中小企業との取引に重点を置くリテール金融機関である。個人顧客に対しては、簡易で、日々の需要に合わせた低コストの金融商品を提供しており、その範囲は、預金、支払、貸付から債券、投資信託、保険、住宅貯蓄契約と幅広い。他方で約 30 万の顧客企業には、自営業者、フリーランサー、事業主、協会、アパート経営者協会等が含まれ、支払取引、融資、投資に関し、簡易かつ魅力のあるソリューションを提供している。また、会社経営者に対しては、支払取引、不動産金融、中小企業融資、ファクタリング、リース、投資管理に関するソリューションを提供している[113]。

(1) ポストバンクの強み

ポストバンクは、約 1,000 カ店の国内支店網[114]に加えて、約 4,300 カ店のドイツポストの郵便局ネットワークで金融商品を提供しているのが強みである[115]。拠点数だけをみると、ポストバンクは、ライバルである貯蓄銀行グループ（20,000 弱の拠点数）に及ばないが、ドイツで給与振込・決済に利用されている個人振替口座[116]数をみると、ポストバンクは長きにわたり国内最大の口座数（497 万口座、2017 年 9 月末時点）を有しているほか、ATM 数（3,590）でも国内の銀行で最大であり、資金調達面で大きな強みを有する[117]。提供する資産運用商品も、預金のほか、株式、債券、投資信託、保険、年金のクロスセルを行っている。

約 1,000 の支店では、幅広い金融サービス及び郵便サービスが提供され、約 4,300 のドイツポストの郵便局では、提供商品には制限があるものの金融サービスが提供されている。加えて、700 のポストバンク金融アドバイザーセンター（Beratungscentern der Postbank Finanzbe-ratung）や、3,000 の渉外員が顧客を支援している[118]。

ポストバンクは、ATM や電話、インターネットによる 24 時間体制でのサービス提供も実施するなど、「マルチチャネル戦略」[119]で総合的な金融サービスを提供している。顧客は、支店やオンライン、電話により容易にポストバンクにアクセスすることが出来、ドイツで最もきめ細かなネットワークを築いているとされる。オンラインバンキングの分野において、ポストバンクはドイツにおいて主導的立場にある。オンラ

---

111 2017 年末時点での国内支店数は 1,023 である（Deutsche Bank, ”Annual report 2017”, p.16）
112 Postbank, “Annual Report 2017”, p.19, Postbank, “ Postbank Porträt”（閲覧日：2018 年 6 月 11 日）
https://www.postbank.de/postbank/wu_profil_portraet.html
113 脚注 112（Postbank, “ Postbank Porträt”）に同じ。
114 同上。なお、店舗によって異なるが、窓口取扱い時間は、概ね 9:00 頃から 18：00 頃である。
115 同上。
116 振替口座の独名は Girokonto、英名は checking account である。これに対して、貯蓄を目的とした口座である貯蓄口座の独名は Sparkonto、英名は saving account である。振替口座はドイツでは給与振込口座として広く利用されており、金利はつかないケースが多いが、一部行は金利を付与するところもある。口座維持手数料は有料で毎月徴収されるが、毎月の口座への振込額（残高ではない）に応じて手数料を減額又は無料にするのが特徴である。
117 Postbank, “Postbank in Zahlen”（閲覧日：2018 年 6 月 11 日）
https://www.postbank.de/postbank/wu_profil_postbankinzahlen.html
118 注 115（Postbank, “ Postbank Porträt”）に同じ。
119 Postbank, “ Annual Report 2014”

インバンキングには 428 万の口座があり、電話バンキングには 447 万の口座がある（2017 年 9 月末時点）[120]。更には 2011 年 12 月からは、ショッピングセンター等の人通りの多い場所での商品サービスの提供といった新たな販売形態を試行している[121]。

(2) ポストバンクの業務内容

(i) 預金業務

ポストバンクは、個人・法人顧客向けに振替口座、貯蓄口座等を提供している。インターネットバンキングのチャネルも提供している。特に、オンラインバンキングサービスについては、国内で優秀なサービスに贈られる賞を受賞するなど、定評がある。

決済口座としては、Postbank Giro plus と呼ばれる振替口座が提供されており、ドイツ最大の口座数を誇っている。学生や軍隊、政府ボランティア、実習生等は、口座維持手数料が無料となっている。石油大手のシェル（Shell）と提携し、口座保有者に対してガソリン等石油製品の割引等も行なっている。更に、定期預金等の貯蓄口座も複数の商品がラインナップされており、大口定期預金に対する優遇や、株式市場の変動や金の価格変動によってプレミアムが付く商品等も提供している。

図表 9: ポストバンクの個人向け振替口座一覧

	特徴及び口座維持手数料等	クレジットカード優遇	その他の優遇
Giro plus	・最も基本的な口座 ・基本手数料€3.9/月 ・当座貸越金利は年利 10.55%	・ポストバンク Visa カードの年会費は€29（初年度は無料） ・ポストバンク Visa ゴールドカードの年会費は€59（初年度は無料）	・オンラインバンキング無料 ・約 1,300 のシェルガソリンスタンド支店、約 10,000 カ所の ATM の利用
Giro extra plus	・Giro plus より手厚いサービス ・基本手数料は、毎月の預金以外の入金（送金等、給与等を想定）額により以下のように設定 3,000€未満 9.9€/月 3,000€以上 無料 ・当座貸越金利は年利 8.68%	・ポストバンク Visa カード、同 Master カードの年会費は無料 ・ポストバンク Visa ゴールドカードの年会費は€30 ・ポストバンク Visa プラチナカードの年会費は€79	・オンラインバンキング無料 ・約 1,300 のシェルガソリンスタンド支店、約 10,000 カ所の ATM の利用
Giro start direkt	・若者向け口座 ・12～22 歳まで基本手数料は無料 ・当座貸越金利は年利 10.55%	・ポストバンク Visa カードの年会費は€5（初年度は無料、18 歳から作成可能）	・オンラインバンキング無料 ・約 1,300 のシェルガソリンスランド支店、約 10,000 か所の ATM 利用
Giro base	・当座貸越が出来ない振替口座 ・基本手数料€5.9/月	・ポストバンク Visa プリペイドカードの年会費は€29	・オンラインバンキング無料 ・約 9,000 か所の ATM の利用
Giro direkt	・オンライン口座 ・基本手数料は€1.90/月 ・学生・実習生等は基本手数料が無料 ・当座貸越金利は年利 10.55%	・ポストバンク Visa カードの年会費は€29	・オンラインバンキング無料 ・約 1,300 のシェルガソリンスタンド支店、約 10,000 カ所の ATM 利用
Fohlen-Konto	・サッカーチーム「Bourussia Mönchengladbach」のファン向け口座 ・基本手数料€3.9/月 ・当座貸越金利は年利 10.55%	・ポストバンク Visa カードの年会費は€29（初年度は無料） ・ポストバンク Visa ゴールドカードの年会費は€59（初年度は無料） ・カードは、Bourussia をモチーフとしたデザイン	・オンラインバンキング無料 ・約 1,300 のシェルガソリンスタンド支店、約 10,000 カ所の ATM 利用 ・Bourussia チームの服等、ファン向けのギフト有

（出所）ポストバンク・ウェブサイト（閲覧日：2018 年 6 月 19 日）https://www.postbank.de/privatkunden/girokonten.html

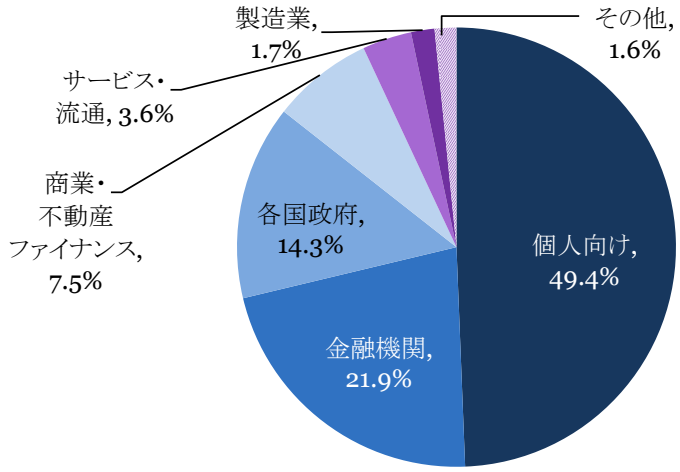
[120] 脚注 118 に同じ。
[121] Postbank, “Annual Report 2011”

（ii）貸付業務

ポストバンクは、3 ヵ月分の給与を上限とした無担保の当座貸越、個人ローン、自動車ローン、クレジットカードを子会社経由で提供している。住宅ローンについては、2005 年に買収した BHW 建築貸付組合（BHW Bausparkasse）のブランドで提供しているが、もともと Postbank 本体と 2000 年に買収した DSL でも扱っており、「不動産」向けに分類されている貸出の大半が住宅ローン関連とみられる。また、個人事業主を中心に事業用不動産物件向けや投資用不動産物件向けのローンも提供している。ポストバンクは、住宅、商業物件、投資用物件などの不動産物件の斡旋業務も行っており、斡旋した物件のファイナンスに繋げている。

2017 年の貸出をセクター別にみると、個人向け（49.4%）、金融機関（21.9%）、各国政府 14.3%となっている（図表 10）。個人向けは住宅ローンが中心である。

図表 10: ポストバンクのセクター別ローン・ポートフォリオ（2017 年 12 月末）



（出所）Postbank, Annual Financial Statements as of December 31. 2017, p32 を基に作成
https://www.postbank.de/postbank/docs/PB_HGB2017_E.pdf （閲覧日：2018 年 6 月 7 日）

（iii）資金運用

ポストバンクは、住宅金融や不動産金融にも力を入れており、BHW 建築貸付組合(BHW Bausparkasse)や不動産に強みを有する DSL 銀行(DSL Bank)の買収が功を奏している。不動産取得向けの貸出だけではなく、不動産売買の仲介をはじめ、不動産による資金運用商品の組成と提供を行っている。

ポストバンクの主な資金運用先は、住宅ローン等顧客貸付（Forderungen an Kunden、loans and advances to customer）（総資産の 73.6%）及びドイツ国債、欧州債等への証券投資（Anlagepapiere、investment securities）（総資産の 15.6%）である（2017 年 12 月末）[122]。

（iv）送金・決済業務

個人顧客には、デビットカードやクレジットカードを子会社経由で商品を提供している。クレジットカードは、MasterCard 及び VISA といった国際ブランドと提携している。法人顧客には、ドイツ銀行、ヒポ・フェラインス銀行（HypoVereinsbank）及

[122] Postbank, “ Annual Report 2017”

び HSH ノルトバンク（HSH Nordbank）の口座管理や信用管理のシステムを活用したトランザクション・バンキングなどのバックオフィス・サービスを提供している。

（v）付随業務

投資関連商品については、有価証券売買の仲介を行なっているほか、個人年金や投資信託の取扱いも行なっており、投資に係る助言や個人に対するコンサルテーションも行われている。保険商品については、提携している保険会社の生命保険や損害保険、年金保険等を販売しているが、それほど大きなシェアがある訳ではない。

(3) ポストバンクの業績

（i）営業実績

ポストバンクは、長きに亘りドイツ国内で最大の個人振替口座数を有しているが、2017 年 9 月末時点の口座数は 497 万口座で、前年比 8 万口座減（前年比－1.6%）となった（図表 11）。また、個人振替口座につながるオンラインバンキング口座数も前年比－0.2%と減少した。ただし個人振替口座残高は＋6.2%と前年に引き続き大幅に増加した。2017 年 9 月末時点の貯蓄口座に関しては、金利低下が影響して口座数（1,228 万口座、前年比－1.9%）、残高（前年比－3.4%）とも減少した。一方、証券取引口座は、金利低下による預金口座からのシフトもあり、口座数（60 万口座、前年比±0.0%）、残高（前年比＋6.7%）共に増加傾向となった。

主な運用資産を 2017 年 12 月末の貸借対照表で見ると、顧客向け貸出残高は 1,070 億ユーロ（前年比＋4.9%、うち住宅ローンを含む不動産貸出残高が 714 億ユーロ）、投資有価証券残高が 226 億ユーロ（前年比－15.5%）である[123]。ポストバンクは、2004

図表 11: ポストバンクの営業実績

			2015	2016	2017.9	前年比
口座数（単位：万口座）	個人振替口座	(private checking accounts, Privatfirokonten)	525	505	497	－1.6%
	法人振替口座	(corporate checking accounts, Konten von Unternehmen)	30	30	29	－3.3%
	オンラインバンキング口座	(online banking, Online-Banking)	438	429	428	－0.2%
	貯蓄口座	(saving accounts, Sparkonten)	1,289	1,252	1,228	－1.9%
	うち、オンライン貯蓄口座	(online)	157	149	144	－3.4%
	証券取引口座	(brokerage accounts, Wertpapierdepots)	57	60	60	±0.0%
	うち、オンライン証券口座	(online)	49	53	52	－1.9%
残高（単位：億ユーロ）	個人振替口座	(private checking acounts)	360	401	426	＋6.2%
	貯蓄口座	(savings volume)	469	437	422	－3.4%
	証券取引口座	(securities accounts)	133	150	160	＋6.7%
	不動産貸出	(mortgage lending, Baufinanzierung)*	677	680	699	＋2.8%
	中小企業向け貸出	(commercial finance, Gewerbliche Finanzierungen)	85	97	109	＋12.4%
	子会社 BHW による住宅ローン	(building society loans BHW, Bauspardarlehen BHW)	32	30	28	－6.7%

*DSL 及び Postbank ブランドの不動産貸出残高

（出所）Postbank, “Postbank in Zahlen”（閲覧日：2018 年 6 月 19 日）
https://www.postbank.de/postbank/wu_profil_postbankinzahlen.html

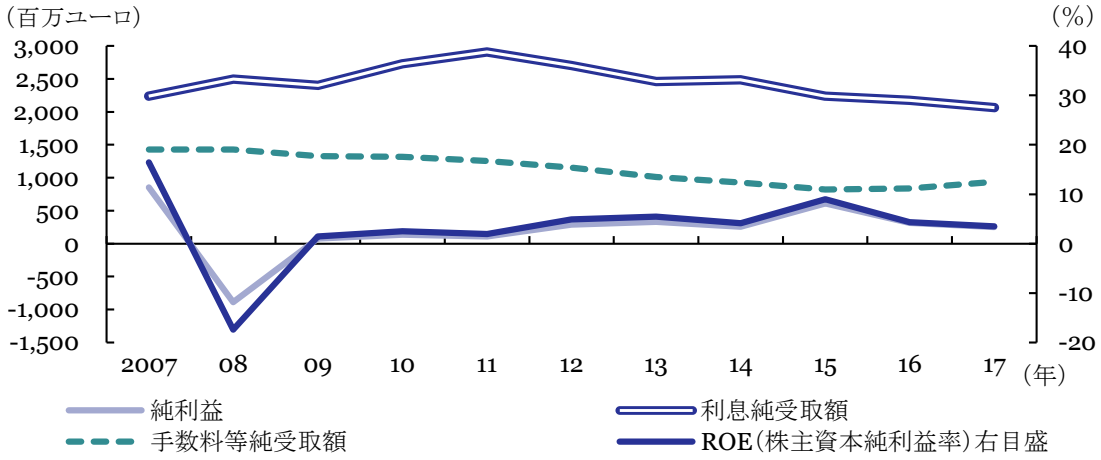
[123] Postbank, “Annual Report 2017”, page.76, 98

年に買収した子会社である BHW 建築貸付組合（BHW Bausparkasse）ブランドで住宅ローン（building society loans BHW）を提供しているほか、DSL 銀行（DSL Bank、2000 年に買収）ブランドで貸出（morgage lending）事業を行っている。DSL 銀行は元々国有の地方銀行で、法人向けの不動産貸出に強みを有していた。ポストバンクは、両社の買収により、アドバイザーが住居を訪問しセールスを行うといった販売チャネルである「Postbank Finanzberatung」や「DSL Sales」等のノウハウを吸収した。しかし、2017 年 9 月末の BHW による住宅ローン残高は 28 億ユーロで前年比－6.7%と減少した。不動産貸出残高（morgage lending 、DSL ブランドと Postbank ブランド）は 699 億ユーロで前年比＋2.8%となっている。

（ii）財務

ポストバンクは、金融危機が発生していた 2008 年に大幅な赤字を計上した後、黒字に転化したものの、利益額でみても利益率（ROE）でみても、危機直前（2007 年）の水準には達していない（図表 12）。利益の内訳をみると、利息の純受取額が減少傾向にあり、低金利を背景とした貸出利鞘の縮小が背景にあると考えられる。また、手数料の純受取額の趨勢的な落ち込みも、利益の重石となっている。

図表 12: ポストバンクの収益推移



（出所）Postbank, “Annual Report”各年版より作成

3. ポストバンクに対する顧客評価

2017 年 11 月にドイツ・サービス・クォリティ研究所（Deutsches Institut Für Service-Qualität, DISQ）がドイツの銀行の顧客およそ 2 万人に対して包括的な顧客満足度調査を実施した。同調査では各銀行のサービスや諸条件、安全性、金融商品の品揃え、安全性等、幅広い分野における満足度が調査された。

総合ランキングではポストバンクは 19 位となった。なお、トップとなった GLS 銀行は、信用協同組合の一つだが、金融活動を通じた社会貢献を目指す銀行である[124]。

図表 13：顧客満足度調査結果（総合ランキング）

ランク	銀 行 名	点数*
1	GLS Bank	89.1
2	Triodos Bank	88.7
3	Bank für Kirche und Caritas	87.9
4	Ethik-Bank	87.5
5	Targobank	87.4
6	PSD Bank München	84.8
7	Sparda-Bank Hessen	84.8
8	DKB Deutsche Kreditbank	84.5
9	Comdirect Bank	84.3
10	Sparda-Bank München	83.6

ランク	銀 行 名	点数*
11	PSD Bank Köln	83.4
12	ING-Diba	82.7
13	Sparda-Bank Baden-Württemberg	82.1
14	BBBank	81.8
15	1822direkt	79.2
16	Consorsbank	76.7
17	Commerzbank	73.0
18	Hypovereinsbank	69.3
19	Postbank	63.9
20	Deutsche Bank	60.7

（注）100 点満点。調査期間は 2017 年 8 月～10 月、調査対象は 20,509 人。
（出所）ドイツ・サービス・クオリティ研究所（DISQ）の調査結果を基に作成
https://disq.de/2017/20171115-Bank-des-Jahres.html#Haus-Service

[124] GLS 銀行については、杉本（2010）が詳しい。

第 4 章　金融セクターにおけるリテール金融機関の特徴

ドイツにおけるリテール金融機関としては貯蓄銀行、信用協同組合といった業態の他に、ポストバンクが挙げられる。貯蓄銀行や信用協同組合は、各行の規模は大きくないが、前者は公益性原則・地域原則に沿って地域振興のために、後者は組合員の利益最大化のために、主として個人や零細企業に対して金融サービスを提供してきた。ポストバンクは、現在は大銀行に含まれるが、その広範な支店網を強みとして、とりわけ個人に対して金融サービスを提供してきた。

1.　ドイツにおけるリテール金融機関

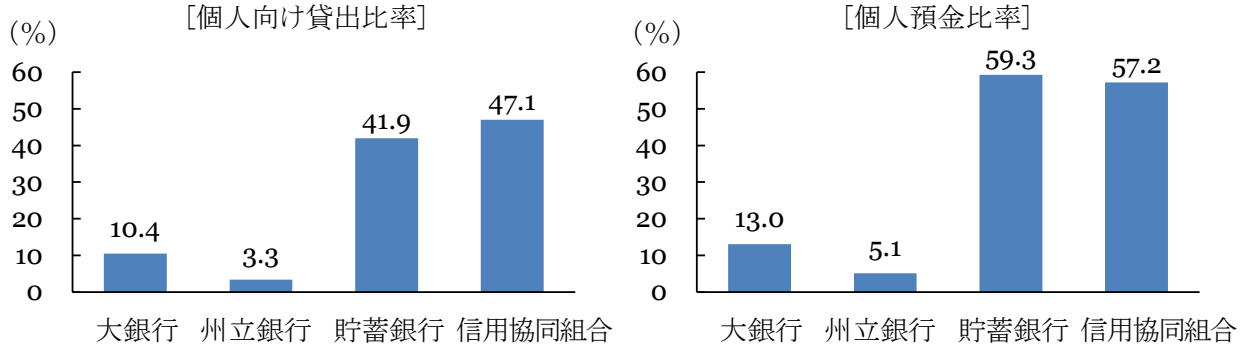
リテール金融機関とは、細かい定義は文脈等で異なるものの、一般に、個人向け事業や中堅・中小・零細企業向け事業の比重が高い金融機関と理解される。以下では、Deutsche Bundesbank の公表する統計の制約上、個人（含む自営業者）向け事業の比重が高い銀行をリテール金融機関として捉え、その動向を確認する。

図表 14 左は、銀行の業態毎に、個人（含む自営業者）向け貸出残高が総資産残高に占める割合（以下、個人向け貸出比率）をみたものである。個人向け貸出比率は、貯蓄銀行で 41.9%、信用協同組合で 47.1%と高い一方、大銀行で 15.0%、州立銀行で 3.3%と低い。ただし、大銀行に関しては注意が必要である。大銀行には、ドイツ銀行、コメルツ銀行、ウニクレディト銀行、ポストバンクの 4 行が含まれるが、ポストバンクの個人向け貸出比率は 36.4%と、大銀行の平均（15.0%）を上回ると試算される[125]。

図表 14 右は、銀行の業態毎に、個人（含む自営業者）からの預金残高が総負債残高（含む自己資本）に占める割合（以下、個人預金比率）をみたものだ。個人預金比率は、貯蓄銀行で 59.3%、信用協同組合で 57.3%と高い一方、大銀行で 13.0%、州立銀行で 5.1%と低い。ただし、ポストバンクの個人預金比率は高い可能性がある。

Deutsche Bundesbank の調査[126]では、どの銀行の振替口座を最も使用するかという問いに対し、調査対象者の約 50%が貯蓄銀行（含む州立銀行）、20%が信用協同組合と回答している。個人と貯蓄銀行・信用協同組合との結びつきの強さが示唆される。

図表 14: 個人向け貸出比率と個人預金比率（2018 年 3 月時点）



（出所）Deutsche Bundesbank 資料より作成（閲覧日：2018 年 6 月 8 日）

[125] 第 3 章で述べた通り、ポストバンクの顧客向け貸出残高は 1,070 億ユーロで、これは総資産残高（1,453 億ユーロ）の 73.6%となる。顧客向け貸出の 49.4%が個人向けであるため（前掲図表 10）、結局、ポストバンクの個人向け貸出比率は 36.4%と試算される。

[126] Deutsche Bundesbank(2018)

以上より、貯蓄銀行と信用協同組合はリテール金融機関と位置付けられる。また、大銀行全体ではリテール金融機関と位置付けられなくとも、ポストバンク単独ではリテール金融機関と捉えられる。

2. 金融セクターにおけるリテール金融機関の位置付け

ドイツのリテール金融機関の中核を成す貯蓄銀行や信用協同組合の特徴は 2 つある。第 1 に、個人や零細企業等を主な顧客とするリテール金融機関の事業モデル上、貯蓄銀行や信用協同組合の機関数や支店数が多い点である。第 2 に、貯蓄銀行や信用協同組合の収益性が高い点である。なお、ポストバンクに関しては第 3 章で詳述しているため、以下では貯蓄銀行と信用協同組合の特徴について述べる。

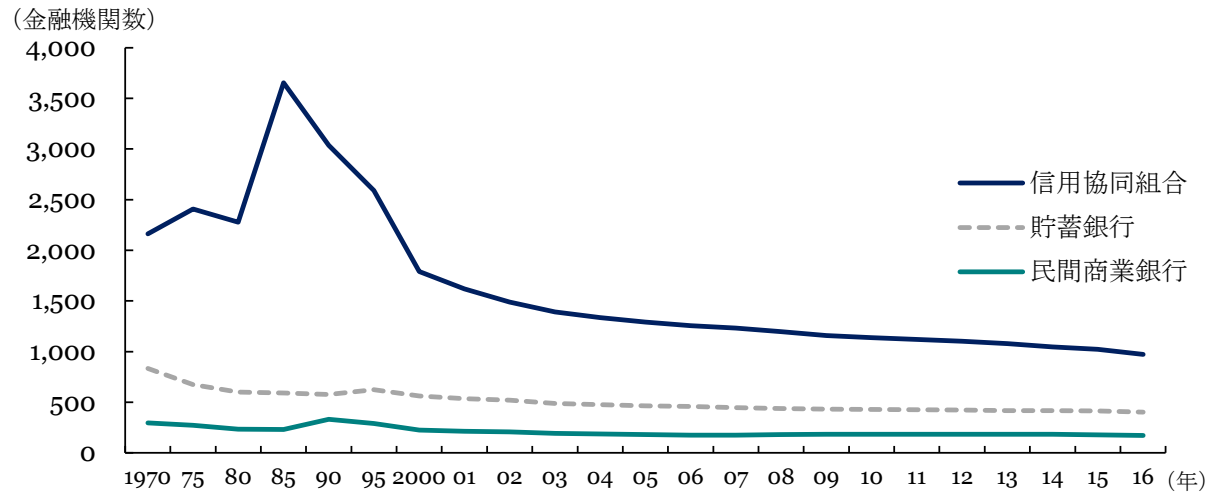
(1) 存在感

ドイツでは、貯蓄銀行が 386 行（2018 年 4 月時点、以下同）、信用協同組合が 915 行あり、両者の合計（1,301 行）はドイツの銀行全体（1,625 行）の約 80%を占める。

貯蓄銀行の数は、自治体の統廃合に伴う再編により減少傾向にあり、過去 30 年で約 30%減少した（図表 15）。もっとも、銀行数・支店数は多いままであり、こうした広範なサービス供給体制は、貯蓄銀行金融グループの中の「市場における最も重要な『センサー』」 として、顧客のニーズを吸い上げる機能を果たしている。

他方、信用協同組合の機関数は、貯蓄銀行以上に減少しており、過去 30 年で約 70%減少した。この背景として、業務の効率化や合理化を目指す動きがあったと指摘されている[127]。それでも、銀行数・支店数は多く、その組合員の数は約 1,850 万人に及び[128]、ポストバンクの顧客数（1,300 万人[129]）を凌ぐ。

図表 15: リテール金融機関の数



（出所）Deutsche Bundesbank "The Performance of Geman credit institutions."より作成（閲覧日：2018 年 6 月 8 日）

[127] 田渕（2010）
[128] Deutscher Genossenschafts- und Raiffeisenverband “Zahlen & Fakten”（閲覧日：2018 年 7 月 5 日）
https://www.dgrv.de/de/ueberuns/zahlenfakten.html
[129] Postbank, “ Postbank Porträt”（閲覧日：2018 年 6 月 11 日）
https://www.postbank.de/postbank/wu_profil_portraet.html

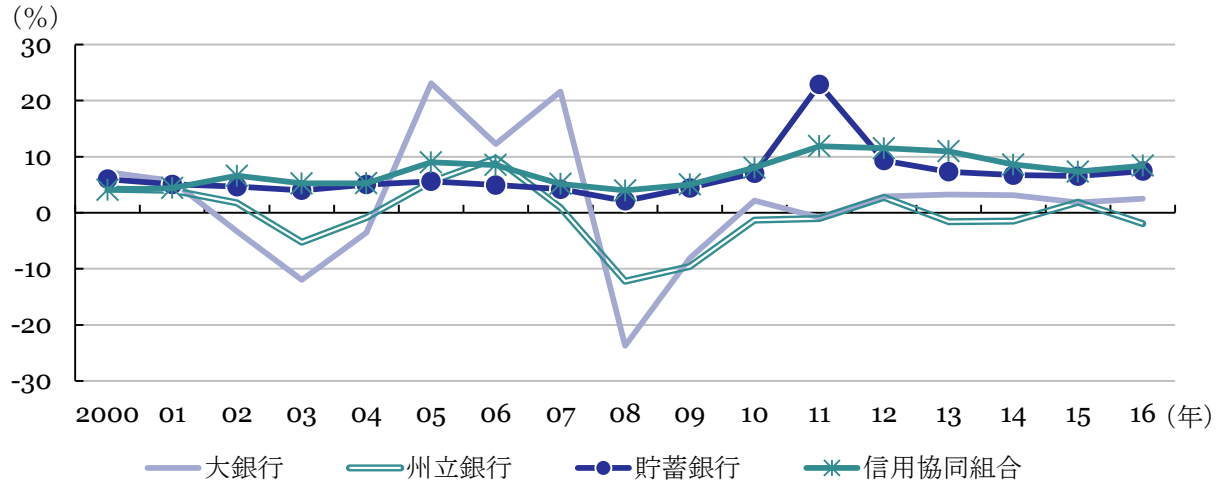
(2) ビジネスの特徴と収益性

ドイツの貯蓄銀行・信用協同組合の収益には、大銀行・州立銀行のそれと比較して2つの違いがある。第1に、収益の安定性だ。2000年～2016年のドイツの銀行の株主資本純利益率（Return on Equity, ROE）を業態別にみると、大銀行・州立銀行のROEが大幅な正値・負値となっているのに対し、貯蓄銀行・信用協同組合のROEは均せば7%前後で安定している。第1の理由として、貯蓄銀行・信用協同組合が公益性等の観点から利潤追求を追求せず、それ故、変動の激しいトレーディング収益への依存度が低い（金利収益への依存度が高い）点が挙げられる（図表16）[130]。第2の理由に、貯蓄銀行・信用協同組合が、資金調達を預金に依存していた点がある。金利変動が相対的に大きい銀行間市場からの借入への依存を強めていた大銀行・州立銀行と比べ、貯蓄銀行・信用協同組合の資金調達コストは安定的であった。

第2の違いは、金融危機後の動向だ。大銀行・州立銀行のROEは、金融危機後に落ち込み、2016年時点で各々2.50%、－1.95%と低水準にとどまっている。これに対して、貯蓄銀行・信用協同組合のROEは金融危機後も底堅く推移し、2016年時点では各々7.42%、8/39%と、金融危機前の平均を上回っている。この背景として、金融規制の厳格化等の影響から、金融危機後に大銀行・州立銀行はトレーディング収益を伸ばしにくくなった点が挙げられる。また、金融危機前に住宅バブルを経験しなかったドイツでは、金融危機後に住宅市場が活況を呈し、住宅ローン需要が盛り上がっており、個人向け貸出を得意とする貯蓄銀行・信用協同組合はその恩恵を受けたと考えられる。

もっとも、中長期的にみれば、貯蓄銀行・信用協同組合の収益基盤が金利収益にあることが、収益上のリスクとなる可能性がある（詳細は第5章）。

図表16: 業態別にみた銀行の収益率（ROE）



（出所）Deutsche Bundesbank "The Performance of Geman credit institutions."より作成（閲覧日：2018年6月8日）

[130] Deutsche Bundesbank(2015)によると、トレーディング勘定のデリバティブ等金融資産が資産全体に占める割合は、大銀行で約45%、州立銀行で約15%、貯蓄銀行で約10%、信用協同組合で約10%となり、貯蓄銀行や信用協同組合において低い（2015年末時点）。トレーディング収益への依存度が低いということは、端的には、金利収益への依存度が高いということである。ただし、一口に金利収益と言っても、大銀行・州立銀行と貯蓄銀行・信用協同組合とでは、金利収益の性質が異なっていたと推察される。大銀行・州立銀行に関しては、利回り（収益）重視の中でリスク性の高い金融商品（証券化商品等）から得られる金利収益の比重を高めたとみられる。一方で貯蓄銀行・信用協同組合については、リスク性の高い金融商品を避け、伝統的な貸出や国債等から得られる金利収益の比重が高かったと考えられる。

3. 家計金融資産・負債の動向

ここまで、リテール金融サービスの供給主体である貯蓄銀行・信用協同組合の特徴や収益性を概観してきた。以下では、リテール金融サービスの需要主体である家計の金融資産・負債が、金融取引の結果としてどのように変化してきたかを概観する。

(1) 家計金融資産

2017 年 12 月末時点でドイツ家計の金融資産の合計は約 5.9 兆ユーロである（次頁図表 17）。資産の各項目の比率をみると、現金・預金が 39.5%を占めており、次いで保険・年金準備金が 37.1%、株式・債券が合計で 13.1%、投資信託が 9.8%を占める。2000 年時点と比較すると、現金・預金の比率は 4.3%pt、保険・年金準備金の比率は 7.3%pt 上昇し、株式・債券、投資信託の比率は低下している。

（i）現金・預金

現金・預金は残高が約 2.3 兆ユーロで、金融資産全体の 39.5%を占める（2017 年 12 月末時点、特筆しない限り以下同様）。詳細をみると、現金が 1,916 億ユーロ（金融資産全体の 3.3%）、流動性預金が 12,877 億ユーロ（同 22.0%）、貯蓄性預金（定期預金等）を含むその他預金が 8,319 億ユーロ（同 14.2%）となっている。2000 年時点との比較において、現金と流動性預金の比率は各々1.2%pt、14.3%pt 上昇し、その他預金の比率は 11.2%pt 低下している。低金利等を背景に、家計の流動性選好が強まっているとみられる[131]。

（ii）株式・債券

株式は残高が約 6,421 億ユーロで、金融資産全体の 11.0%を占める。債券は残高が約 1,205 億ユーロで、金融資産全体の 2.1%を占める。ドイツでは、家計金融資産における株式・債券のプレゼンスが高くなく、金融危機後はその傾向が一層顕著となっている。2000 年時点との比較において、株式と債券の比率は各々5.9%pt、3.9%pt 低下している。危機によって家計のリスク許容度が低下したためと推察される。

（iii）投資信託

投資信託は残高が約 5,762 億ユーロで、金融資産全体の 9.8%を占める。2000 年時点との比較において、投資信託の比率は 1.1%pt 低下しており、株式・債券と同様、金融危機後に家計のリスク許容度が低下したことが影響したと考えられる。

（iv）保険・年金準備金

保険・年金準備金は残高が約 2.2 兆ユーロで、金融資産全体の 37.1%を占める。詳細をみると、損害保険が 3,512 億ユーロ（金融資産全体の 6.0%）と少ない一方、生命保険・年金保険が 9,789 億ユーロ（同 16.7%）、年金準備金等が 8,439 億ユーロ（同 14.4%）と多い。2000 年時点との比較において、保険・年金準備金の比率は 7.3%pt 上昇している。この一因として、「リースター年金制度（Riester-Rente）」が挙げられる。この制度は、2002 年に導入された任意加入の確定拠出年金で、運用時には非課税であるだけでなく、加入の拠出額に応じて助成金若しくは所得控除が受けられる[132]。

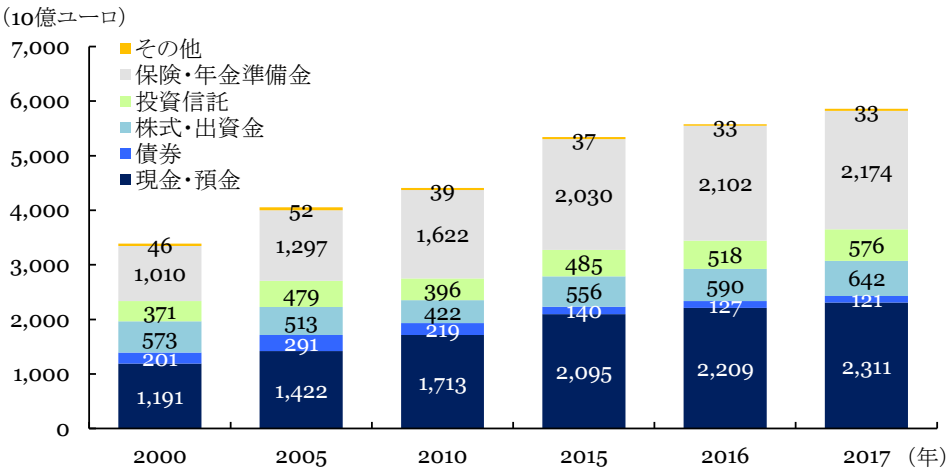
---

[131] 2014 年以降の ECB の低金利政策等が家計の貯蓄行動に変化をもたらした可能性がある。ドイツの家計へのアンケート調査（Marek(2017)）では、2016 年時点において、半数以上の家計が低金利の長期化を予想し、そうした家計の 40%程度が以前よりも貯蓄をしなくなったとされている。

[132] リースター年金は、齋田（2009）が詳しい。リースター年金は、2001 年の年金制度改革で、財政状況が逼迫する公的年金制度における給付削減を国民の自助努力により補完するとの方針に基づき、2002 年に導入された。加入者は、リース

リースター年金契約数は、開始年（2001 年）には 140 万件だったが、2017 年には 1,659 万件に達している[133]。

図表 17: ドイツにおける個人金融資産の内訳推移



		2000	2005	2010	2015	2016	2017
現金・預金	（10 億ユーロ）	1,191	1,422	1,713	2,095	2,209	2,311
	（構成比%）	35.1	35.1	38.8	39.2	39.6	39.5
現金	（10 億ユーロ）	72	105	106	153	175	192
	（構成比%）	2.1	2.6	2.4	2.9	3.1	3.3
譲渡性預金	（10 億ユーロ）	259	448	694	1,082	1,188	1,288
	（構成比%）	7.6	11.1	15.7	20.3	21.3	22.0
その他預金	（10 億ユーロ）	860	869	913	859	846	832
	（構成比%）	25.4	21.4	20.7	16.1	15.2	14.2
債券	（10 億ユーロ）	201	291	219	140	127	121
	（構成比%）	5.9	7.2	5.0	2.6	2.3	2.1
株式・出資金	（10 億ユーロ）	573	513	422	556	590	642
	（構成比%）	16.9	12.7	9.6	10.4	10.6	11.0
投資信託	（10 億ユーロ）	371	479	396	485	518	576
	（構成比%）	10.9	11.8	9.0	9.1	9.3	9.8
年金・保険準備金	（10 億ユーロ）	1,010	1,297	1,622	2,030	2,102	2,174
	（構成比%）	29.8	32.0	36.8	38.0	37.7	37.1
損害保険	（10 億ユーロ）	122	186	243	324	340	351
	（構成比%）	3.6	4.6	5.5	6.1	6.1	6.0
生保・年金等	（10 億ユーロ）	520	639	765	920	948	979
	（構成比%）	15.3	15.8	17.3	17.2	17.0	16.7
その他年金等	（10 億ユーロ）	369	471	614	787	814	844
	（構成比%）	10.9	11.6	13.9	14.7	14.6	14.4
その他	（10 億ユーロ）	46	52	39	37	33	33
	（構成比%）	1.3	1.3	0.9	0.7	0.6	0.6
合　計	（10 億ユーロ）	3,392	4,054	4,411	5,343	5,579	5,857
	（構成比%）	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

（出所）Deutsche Bundesbank,、Eurostat を基に作成
https://www.bundesbank.de/Navigation/EN/Statistics/Time_series_databases/Macroeconomic_accounting_systems/macroeconomic_accounting_systems_node.html （閲覧日：2018 年 6 月 19 日）

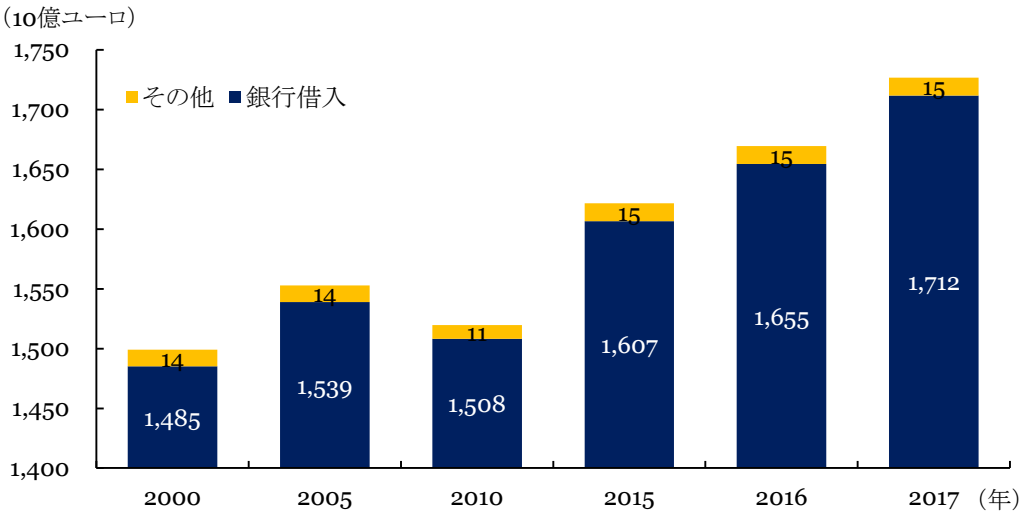
ター年金適格保険と呼ばれる、年金保険、銀行預金、投資信託、住宅貯蓄契約のいずれかを選択して契約する。特徴は、拠出時に政府による助成措置（助成金及び所得控除）があること、支給時には助成金を含む元本全額が確保されることである。

133 ドイツ連邦労働社会省（Bundesministerium für Arbeit und Soziales）, “ Statistik zur privaten Altersvorsorge (Riester-Rente)“（閲覧日：2018 年 6 月 19 日）
http://www.bmas.de/DE/Themen/Rente/Zusaetzliche-Altersvorsorge/statistik-zusaetzliche-altersvorsorge.html

(2) 家計金融負債

2017 年 12 月末時点で、ドイツ家計の金融負債の合計は約 1.7 兆ユーロである（図表 18）。負債の内訳では、銀行借入が 99.1%と金融負債の殆どを占めている。銀行借入の残高は、2010 年まで横ばい圏で推移していたが、2011 年以降に増加傾向に転じ、ここ数年は増勢が強まっている。

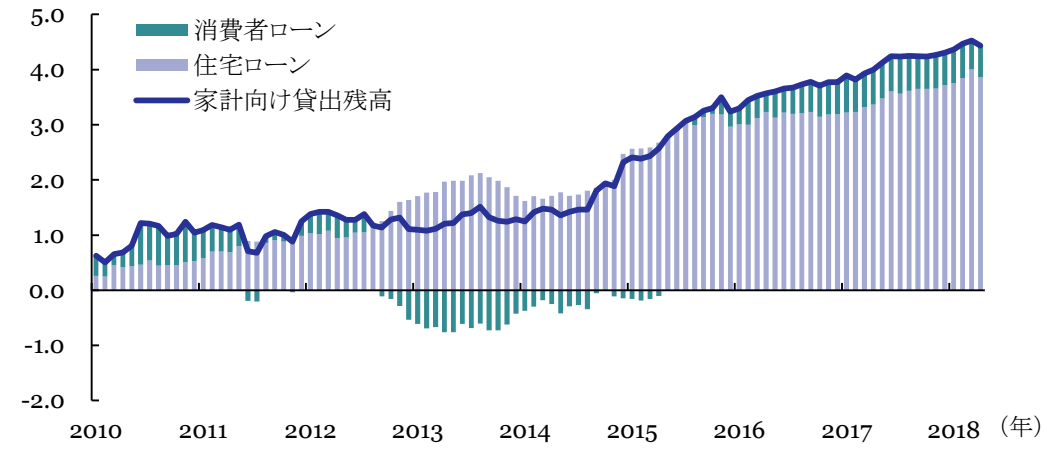
図表 18: ドイツにおける個人金融負債の内訳推移



（出所）Deutsche Bundesbank,、Eurostat を基に作成
https://www.bundesbank.de/Navigation/EN/Statistics/Time_series_databases/Macroeconomic_accounting_systems/macroeconomic_accounting_systems_node.html （閲覧日：2018 年 6 月 19 日）

別統計でドイツ家計の銀行借入（家計向け銀行貸出）の内訳をみると、増加を牽引しているのが住宅ローンであり、消費者ローンの寄与が限定的であることが分かる（図表 19）。金融危機前に住宅バブルを経験しなかったドイツでは、低金利環境も追い風となって、住宅需要が盛り上がり、住宅ローンの拡大に繋がっていると考えられる。

図表 19: ドイツの家計向け銀行貸出残高の推移



（出所）Deutsche Bundesbank を基に作成

第 5 章　最近の金融動向と今後の展望

1.　金融機関を取り巻く環境の変化

世界金融危機後、ドイツの金融機関を取り巻く環境は劇的に変化した。危機直後の個別金融機関の経営危機に対する対応等に加え、規制面では、EU の銀行同盟の一環でドイツの金融監督制度の姿が変わると共に（詳細は第 2 章）、EU の「リーカネン報告書」がドイツのユニバーサルバンク制度に一石を投じた。また、危機後の実体経済の足取りが重い中、ECB はマイナス金利政策や量的緩和政策を打ち出し、ドイツの金融機関の利鞘にとって重石となっている。他方、顧客情報の取り扱いに関する EU の規制を背景として、リテール金融機関のデジタル化が進んでいる。

(1)　危機直後の対応

2008 年のリーマンショック、それに続くドイツの不動産金融会社であるヒポ・レアル・エステートの救済で金融システムに対する信頼が大きく揺らいだことを受けてドイツ政府は、金融市場の安定化を目指し、個人預金の 100%保証に加えて、「金融市場安定化基金」（Sonderfonds Finanzmarktstabilisierung, Special Financial Market Stabilization Funds, SoFFin）を設立して、経営難に陥った銀行の資本増強、債務保証、資産購入を行った。SoFFin は、金融市場安定化機構（Bundesanstalt für Finanzmarktstabilisierung、Federal Agency for Financial Market Stabilization, FMSA）下に置かれ、連邦財務省の監督を受けた。また、金融市場安定化基金法は 2009 年 7 月に改正され、一部の銀行には不良資産をその受け皿となることだけを目的として設立された「バッドバンク（悪い銀行）」に移すことが認められた[134]。SoFFin は当初 2009 年 12 月末を期限としていたが 2010 年 12 月末まで存続した。その後、2011 年 12 月末に必要に応じ、SoFFin は再開されることとなった。

(2)　ユニバーサルバンクに対する規制強化

世界金融危機により、ドイツはユニバーサルバンクについての改革を求められることになった[135]。危機後、投資銀行業務への規制強化が必要との認識が世界レベルで共有される中、ドイツは、商業銀行業務と投資銀行業務との分離を提案した EU の「リーカネン報告書」への対応を求められることになった[136]。

ドイツでは、「分離銀行法」と通称される「金融機関と金融グループのリスクからの保護と清算・再建計画のための法（Gesetz zur Abschirmung von Risiken und zur Planung der Sanierung und Abwicklung con Kreditinstituten und Finazgruppen）」が 2013 年 2 月に連邦政府から連邦議会に提案され、同年 5 月に可決された。同法の目的は、金融機関やそのグループの清算と再建を容易に出来るようにするため、金融機関に万が一に備えた清算・再建計画の策定を求めることに加え、預金業務からリスクの高い業務分野を分離することであった。同法では、顧客預金を扱う金融機関とそのグループが、自己勘定業務を一定の上限額を超えて行う際には、それを法的・組織的に自立した子会社に組み込むことが求められている。上限額に関しては、リーカネン報告書のガイドラインに沿って、自己勘定での取引活動や高リスクの業務額が総資産額

---

134 渡辺（2011）
135 特に断りの無い限り、ドイツのユニバーサルバンク改革に関しては、藤澤（2013）に基づく。
136 リーカネン報告書は、小立（2012）が詳しい。

の 20%を超える、或いは、1,000 億ユーロを超える場合とされている[137]。

(3) ECB の非伝統的政策とその影響

金融危機やその後の欧州債務危機が深刻化するのに伴い、2012 年末にかけての ECB の対応は主に流動性供給や高債務国の国債購入による対応を行った。債務危機が峠を越え、景気が復調に向かった 2013 年以降に関しては、ECB は、ユーロ圏景気回復の緩慢さやデフレリスクの対応に追われることになり、非伝統的政策（マイナス金利政策や量的緩和政策）を導入した。こうした非伝統的政策は、短期的には金融機関の収益を押し上げるものの、中長期的には収益の重石となるとの見方がなされている。

（i）マイナス金利政策（2014 年）や量的緩和政策の導入（2015 年）

ユーロ圏では、債務危機が峠を越えた 2013 年以降、景気が復調した。しかしながら、その足取りは重く、低インフレの長期化リスクが警戒される中、ECB は 2014 年 6 月 5 日の定例理事会で、世界の主要な中央銀行で初めて「マイナス預金金利」の導入を決めた[138]。これにより、2014 年 6 月 11 日以降、ドイツの銀行も含めてユーロ圏の民間銀行が ECB の「預金ファシリティ（deposit facility）」を利用する際[139]、或いは、同民間銀行が ECB の当座預金に所要準備を上回って資金を預ける際、マイナス 0.1%の金利が付利される、即ち、民間銀行は ECB に 0.1%の手数料を支払うことになった[140]。その後 ECB のマイナス預金金利は引き下げが続き、2014 年 9 月にマイナス 0.2%[141]、2015 年 12 月にマイナス 0.3%[142]、2016 年 3 月にマイナス 0.4%[143]となった。民間銀行は、マイナス金利を避けるため、ECB への預金には準備預金制度で必要な最低限度（所要準備）だけを残し、残りは企業に対して積極的な貸し出しを行うことが期待された。

マイナス金利政策に加え、ECB は、4 年長期固定 TLTRO（Targeted Long Term Refinancing Operation）により 4,000 億ユーロという多額の資金を低金利で民間銀行に供給することを発表し、市場の資金を潤沢にすることによって、融資や経済活動を活発化させようとした[144]。4 年長期固定 TLTRO は、ECB から（金融機関以外の）ユ

---

137 BaFin, “Annual Report 2013”, p.75
https://www.bafin.de/SharedDocs/Downloads/EN/Jahresbericht/dl_jb_2013_en.html

138 ECB, “ECB introduces a negative deposit facility interest rate”, 5 June 2014
http://www.ecb.europa.eu/press/pr/date/2014/html/pr140605_3.en.html

139 預金ファシリティとは、ECB の金融政策オペレーションの 1 つであり、ユーロ圏の民間銀行に余剰資金を ECB に預け入れさせることで、市中に出回る流動性を吸収することが目的である。

140 即ち、当座預金のうち所要準備を上回る分（所謂、超過準備）に対して、マイナス金利が適用されることになった。。

141 ECB, “Monetary policy decisions”, 4 September 2014
http://www.ecb.europa.eu/press/pr/date/2014/html/pr140904.en.html

142 ECB, “Monetary policy decisions”, 3 December 2015
http://www.ecb.europa.eu/press/pr/date/2015/html/pr151203.en.html

143 ECB, “Monetary policy decisions”, 10 March 2016
http://www.ecb.europa.eu/press/pr/date/2016/html/pr160310.en.html

144 ECB, “ECB announces further details of the targeted longer-term refinancing operations”, 3 July 2014,
https://www.ecb.europa.eu/press/pr/date/2014/html/pr140703_2.en.html
なお、TLTRO で資金を借り入れる場合に適用される金利は、借入時点における MRO（main refinancing operations）金利＋10bps とされた（2015 年 1 月に 10bps の上乗せは撤廃）。MRO は、ECB の金融政策オペレーションの中で最も重要なものであり、民間銀行は ECB に対して適格担保と呼ばれる債券等を差し入れると共に MRO 金利を支払い、ECB より資金供給を受ける。7 日後、民間銀行は適格担保を ECB より買い戻すことにより、ECB から受けた資金供給額を返済し、MRO は終了する。
また、2016 年 3 月には TLTRO の第 2 弾が発表された。その目的は TLTRO と変わらないが、TLTRO2 を通じて貸出を一定額以上増加させた銀行に関して、TLTRO2 で資金を借り入れる場合に適用される金利がマイナスとなる、即ち、民間銀行が金利を受け取る仕組みとなっている点が TLTRO と大きく異なっている。
ECB, “ECB announces new series of targeted longer-term refinancing operations (TLTRO II)”, 10 March 2016
http://www.ecb.europa.eu/press/pr/date/2016/html/pr160310_1.en.html

ーロ圏の企業（特に中小企業）に対する融資額が目標未達と判断された場合は、2016年 9 月に強制的に償還される貸出条件が付随していた。マイナス預金金利とともにTLTRO による景気浮揚、国債金利の低下、株価上昇、ユーロ安等の効果が期待された。

その後も景気回復ペースは緩やかとなり、また、デフレリスクが強まったことを受け、ECB は 2015 年 1 月 22 日の定例理事会で、ユーロ圏各国の国債等を毎月 600 億ユーロ購入すること（同年 3 月から実施）、即ち、量的緩和政策を導入することを決定した[145]。2016 年 3 月 10 日の定例理事会では、購入規模が毎月 800 億ユーロに引き上げられた（同年 4 月から実施）[146]。ただし、量的緩和政策の弊害が懸念され、同年 12 月 8 日の定例理事会では、購入規模が毎月 600 億ユーロに縮小された（2017 年 4 月から実施）[147]。2017 年 10 月 26 日の定例理事会では、購入規模が毎月 300 億ユーロ（2018 年 1 月から実施）に縮小され[148]、2018 年 6 月 14 日の定例理事会では、条件付きながら、同年 12 月で資産購入を終了することが決定された[149]。

（ii） ドイツの金融機関に対する影響

ECB のマイナス金利政策に伴って、預金ファシリティの利用が多いドイツの民間銀行も預金金利の引下げに連動して、家計や企業向けの預金金利を引き下げる傾向にあり、家計貯蓄動向にも悪影響を及ぼす可能性があると思われる。預金金利がインフレ率を下回るため、時間とともに預金の実質価値は下がることになるからだ。ドイツの報道では「今後貯金のやりがいがあるのか」や「今後、貯蓄することは愚行に過ぎない」のようなヘッドラインが増えている。また、ドイツ家計の貯蓄行動に変化が生じているのは前述の通りである[150]。一部の銀行では、個人向けの預金金利がマイナスとなっている。基本的には高額預金への適用であり、それによる実体経済への影響は大きくないと思われるが、日本では考えにくい状況と言える[151]。

また、マイナス金利政策や量的緩和政策による低金利は、中長期的にみて、ドイツの民間銀行にとってリスクとなる可能性がある。そうしたリスクは、金利収益への依存度の高い貯蓄銀行や信用協同組合において相対的に大きいと考えられている。この点に関しては、第 5 章（4）節で詳述する。

---

145 ECB, “ ECB announces expanded asset purchase programme”, 22 January 2015
http://www.ecb.europa.eu/press/pr/date/2015/html/pr150122_1.en.html

146 ECB, “ ECB adds corporate sector purchase programme (CSPP) to the asset purchase programme (APP) and announces changes to APP”, 10 March 2016
http://www.ecb.europa.eu/press/pr/date/2016/html/pr160310_2.en.html

147 ECB, “Monetary policy decisions”, 8 December 2016
http://www.ecb.europa.eu/press/pr/date/2016/html/pr161208.en.html
この決定に先立ち、ECB の理事会メンバーからは量的緩和政策の弊害に対するコメントが聞かれた。例えば、当時のコンスタンシオ副総裁（Constâncio(2016)）は「ECB の政策は銀行の収益性に及ぼすプラスの影響は時間と共に弱まり、いずれ剥落する」と指摘したほか、プラート理事（Praet(2016)）は「ECB の政策は現時点で銀行の収益性に悪影響を与えていないが、低金利環境が続けば銀行の収益性に逆風となる」と発言していた。

148 ECB, “Monetary policy decisions”, 26 October 2017
http://www.ecb.europa.eu/press/pr/date/2017/html/ecb.mp171026.en.html

149 ECB, “Monetary policy decisions”, 14 June 2018
http://www.ecb.europa.eu/press/pr/date/2018/html/ecb.mp180614.en.html

150 脚注 138

151 個人預金に対するマイナス金利の適用状況は、代田（2018）が詳しい。

(4) 銀行のデジタル化

ドイツのリテール金融分野では、2 つの意味で銀行のデジタル化が進んでいる。第 1 に、従来なら主に対面等で行われていた金融取引が、インターネットを通じて行われるという「オンライン・バンキング」の普及である。第 2 に、新たな規制等を背景に、金融機関が FinTech 企業等と連携し、新しい金融サービスを提供するという「オープン・バンキング」の拡大である[152]。

(i) オンライン・バンキングの普及

ドイツでは、ポストバンクや貯蓄銀行協会等の伝統的なリテール金融機関が、デジタル化の推進を戦略として掲げてきた[153]。ここでのデジタル化とは、スマートフォンやタブレットの普及に伴うテジタル端末を使ったウェブサイト閲覧に始まり、顧客或いは会員専用サイトにおける残高・取引状況の閲覧、金融機関担当者とのコミュニケーション、金融商品取引等を含む、オンライン・サービスのことである。デジタル化を推進する中で、各機関はオンライン・サービスの強化を謳い、例えば、ポストバンクではビデオチャット等を利用したアドバイザリー機能の強化を、貯蓄銀行金融は専用アプリを使った個人間の送金を可能とする方針を打ち出している[154]。

リテール金融機関においては、オンライン・サービスを強化することが合理化を通じた競争力強化に繋がるとの見方が一般的になりつつある。実際、ポストバンクはデジタル化を推進する一方で、一部支店の廃止や統合を実施してきた[155]。

(ii) オープン・バンキングの拡大

銀行のデジタル化は、上述したオンライン・バンキングの普及に加え、金融機関の FinTech 企業等との連携によっても進んでいる。こうした動きはオープン・バンキングと呼ばれる。

オープン・バンキングの追い風となっているのが、EU の 2 つの規制である（詳細は第 5 章(3)節）[156]。1 つ目は、第 2 次決済サービス指令（PSD2, Directive 2015/2366/EU）である。PSD2 により「オープン API」が進むことで、非金融機関は、金融機関の決済システムや口座情報等を利用することが可能になる[157]。2 つ目は、一般データ保護規則（GDPR, Regulation 2016/679）である。GDPR により、金融を含む個人データの移管・消去が、そのデータが帰属する本人の意思に基づいて行われることになる。これらの EU 指令・規則により、金融機関は従前のように顧客の個人データを囲い込むことが困難となり、FinTech 企業等の非金融機関が様々な金融サービスを提供出来るようになっている。

---

152 例えば、日本銀行は、「FinTech とは、金融（Finance）と技術（Technology）を組み合わせた造語で、金融サービスと情報技術を結びつけた革新的な動き」と説明している。（閲覧日：2018 年 6 月 28 日）
https://www.boj.or.jp/announcements/education/oshiete/kess/i25.htm/

153 Postbank, “Annual Report 2015”, pp.7-15
https://www.postbank.de/postbank/docs/PBGB2015_E.pdf
Deutscher Sparkassen- und Giroverband, “ Zusammenfassung Statement Dr. Joachim Schmalzl” auf der Bilanzpressekonferenz des Deutschen Sparkassen- und Giroverbandes am 15. März 2016
https://www.dsgv.de/_download_gallery/Material/160315_Statement_Dr_Schmalzl_kurz.pdf

154 同上

155 ポストバンクの国内支店数は、2017 年末時点で 1,023 であり、3 年前（2014 年末）から 53 店舗減少した（Postbank, “Annual Report 2017”, p.16、”Annual Report 2014”, p.46）。

156 PSD2 及び GDPR に関する記述は、特に断りの無い限り、神山・富永（2017）に基づく。

157 API は、オペレーティング・システムやアプリケーションの機能を利用するための接続仕様であり、API を介することで、企業間の情報共有等の連携が容易となる。オープン API とは、API の仕様を公開することであり、それにより第 3 者企業が金融機関の決済口座等にアクセスし、新たな金融サービスを提供することが可能となる。

特にオープン API は、FinTech 企業が自らの流通経路の拡大のために求めてきたものである[158]。ドイツにおける金融機関と Fintech 企業との連携の例としては、Fidor の事例が挙げられる[159]。

Fidor は、2007 年にドイツで創業し、2009 年に銀行免許を取得した銀行であり[160]、支店を持たず、オンラインで金融サービスを提供する。同行が自ら開発・提供するのは、預金口座や決済機能、融資等の基本的な金融サービスのみであり、それ以外のサービスに関しては、FinTech 企業との連携により提供される。同行は独自の API を整備し、顧客が同行を通じて多くの FinTech 企業のサービスを利用出来る体制を構築し、顧客の多様な金融ニーズに対応している。また同行は、顧客同士が自由に意思疎通を行うためのオンライン・コミュニティを設置しており、顧客はこのコミュニティにおいて、サービスの利用方法等に関して相互に質問・助言したり、サービスを評価したり、新商品を提案したりする。

Fidor はこうした仕組みから 2 つの恩恵を受ける。第 1 に、投資額の抑制である。基本的な金融サービス以外は、連携先の FinTech 企業が提供するため、同行の IT コストは顧客一人当たり 15 ドルと、他行の 10 分の 1 以下の水準になっているという。第 2 に、低コストでのデータ収集・活用である。オンライン・コミュニティは、コールセンターの設置コストの削減に寄与するだけではなく、そこで交わされた発言等が、顧客の金融取引の情報と共に AI で分析され、対顧客マーケティングやサービス提供に活用される。

1. 最近の金融動向

(1) 金融包摂の状況

ドイツにおける金融包摂の水準は高い。ドイツでは、資金決済やデビットカード・クレジットカードの利用等において、振替口座の保有が前提となるが、Deutsche Bundesbank の調査では、18 歳以上の 97%が自己名義の振替口座を保有し、残る 3%に関してもパートナー等の振替口座を利用する権限を有している[161]。高い口座保有率の一つの背景として挙げられるのは、純然たる利潤追求よりも公益性等を重視する貯蓄銀行や信用協同組合の存在であろう。実際、Deutsche Bundesbank の同調査では、どの銀行の振替口座を最も利用するかという問いに対し、約 50%が貯蓄銀行（含む州立銀行）、20%が信用協同組合と回答している。

世界銀行の調査[162]から、10 万人当たりの銀行支店数や ATM 数をみると、銀行支店数は 13（2016 年時点）であり、EU の平均（24）や高所得国の平均（17）を下回っている。しかしながら、ATM 数は 121（2015 年時点）であり、EU の平均（71）や高所得国の平均（65）を大幅に上回っている。ドイツでは、銀行サービスに対するアクセスが十分に確保されていると評価される。

もっとも現実には、調査対象に含まれなった等の理由から、銀行口座を持たない人はドイツでも存在しており、政策対応が進められてきた。最近では、2016 年に「決済

---

158 神山・萩谷（2016）
159 Fidor のほか、N26 もドイツにおける金融機関と FinTech 企業との連携事例である。N26 については、神山・富永（2017）を参照されたい。
160 Fidor に関する記述は、特に断りの無い限り、神山・萩谷（2016）及び中野（2017）に基づく。
161 Deutsche Bundesbank(2018)
162 World Bank（閲覧日：2018 年 6 月 26 日）
https://data.worldbank.org/indicator

口座法（Zahlungskontengesetz，ZKG）」が施行された[163]。ZKG には、銀行手数料の透明性を高めたり、銀行間の競争を促進したりする目的と共に、これまでならば口座保有が困難だった人の口座開設を銀行に求めたりするという金融包摂的な目的がある[164]。例えば、庇護申請者のようにドイツ定住が認められていない人が銀行口座を開設するのは困難だったが、ZKG 施行後、銀行は彼らに対して「基本決済口座（basic payment account, Zahlungskonten mit grundlegenden Funktionen）」を開設する義務を課せられた。基本決済口座は、従来の振替口座と機能が類似しているが、銀行が自らの裁量で口座開設を拒否したり、口座を停止したりすることが認められていない点が振替口座と異なっている[165]。

(2) マイクロファイナンス等ソーシャルファイナンスの現況等

金融包摂に対する追い風として、マイクロファイナンスが挙げられる。EU では、マイクロファイナンスが活発であり、その経済的な利点（企業設立による雇用増）と社会的な利点（金融から排除されがちな移民や若者等の包摂）の両面で注目を集めている。2007 年に欧州委員会が「成長と雇用の支援におけるマイクロクレジット発展のための欧州イニシアティブ」（A European Initiative for the development of micro-credit in support of growth and employment[166]）を発表したことも、マイクロクレジット発展を後押ししている。

ドイツにおいても同様に、マイクロクレジットは活発である。ドイツでは銀行免許をもたない組織が貸出を行うことは認められていない。そのため基本的には、借入者に対して支援を行う組織と銀行が連携してマイクロクレジットの供与を行っている[167]。また、2004 年にベルリンで設立された DMI（Deutsches Mikrofinanz Institut e. V.）という登録社団が、マイクロファイナンス機関の認証を行っている。DMI はマイクロファイナンス機関に対して、認証を付与するのみならず各種トレーニングプログラムを提供する等している[168]。さらに政府からの支援としては、連邦経済技術省が欧州復興計画（European Recovery Program）と欧州社会基金（European Social Fund）から資金を得て発足させた、Mikro kredit funds Deutschland などの取り組みがある[169]。

---

163 元々、こうした対応は EU レベルで取り組みが進められ、2014 年に EU では「決済口座手数料の比較可能性、決済口座の変更、基本的機能を有する決済口座の利用に関する指令（Directive 2014/92/EU）」が制定された。ZKG は、この EU 指令を国内法化するために制定されたものである。

164 BaFin, “ Payment Accounts Act: New rights for consumers - basic payment account, account switching help and fee transparency”（閲覧日：2018 年 6 月 27 日）
https://www.bafin.de/SharedDocs/Veroeffentlichungen/EN/Fachartikel/2016/fa_bj_1606_zahlungskontengesetz_en.html

165 Bafin, “ Basic payment account”（閲覧日：2018 年 6 月 27 日）
https://www.bafin.de/EN/Verbraucher/Bank/Produkte/Basiskonto/basiskonto_node_en.html

166 http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2007:0708:FIN:en:PDF （閲覧日:2017 年 6 月 30 日）

167 農林中金総合研究所「EU におけるマイクロクレジットの動向」農林金融 2015 年 12 月号

168 http://www.mikrofinanz.net （閲覧日:2017 年 6 月 30 日）

169 https://www.mikromezzaninfonds-deutschland.de （閲覧日:2017 年 6 月 30 日）

2. 最近のリテール決済の動向

ドイツにおける決済手段として最もポピュラーなのは現金である。しかしながら、長期的にみると現金決済の比率は低下傾向にあり、デビットカード決済やオンライン決済等の非現金決済の比率が徐々に高まっている。

(1) 現金決済や非現金決済の動向

Deutshce Bundesbank の調査からドイツのリテール決済手段をみると、現金決済比率が 47.6%（2017 年）となり、これまでの調査と同様、最もポピュラーな決済手段となった（図表 20）[170]。同調査では、現金決済が選好される背景として、同決済によるプライバシーの確保、支出の透明化、決済の迅速さなどが挙げられている。

図表 20: 手段別にみたドイツの決済状況

	2008 (%)	2017 (%)	決済額(ユーロ)
現金決済	57.9	47.6	297,901
カード決済	29.9	39.6	247,933
うち、デビットカード	25.5	34.0	212,576
うち、クレジットカード	3.6	4.4	27,578
その他カード(非接触型等)	0.8	1.2	7,779
その他非現金決済	12.5	12.9	80,268
うち、振り込み	8.9	5.6	34,749
うち、引き落とし	1.9	2.4	15,181
うち、オンライン決済	0.3	3.7	23,258
うち、モバイル決済	0.0	0.02	124
その他	1.4	1.2	6,956
決済合計	100	100	626,102

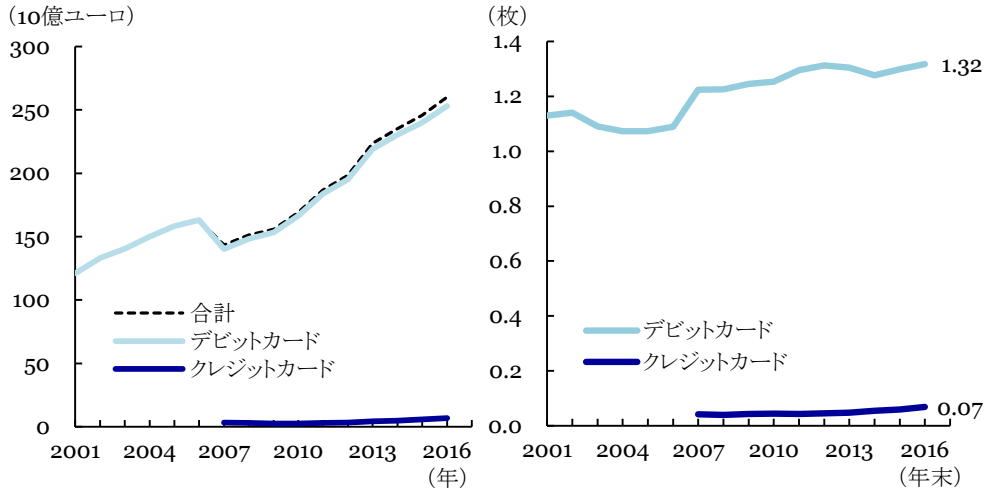
（注）決済額は 1 日当たりの金額。四捨五入の関係で、各項目の合計は必ずしも 100.0 とならない。
（出所）Deutsche Bundesbank(2018)より作成。

もっとも現金決済の比率は約 10 年前（2008 年）には 57.9%であり、長期的にみれば、同決済の比率は低下傾向にある。非現金決済手段の中で比率を高めているのがカード決済であり、デビットカード決済の比率は 34.0%（2008 年:25.5%）、クレジットカード決済の比率は 4.4%（同 3.6%）となった。デビットカード決済の方が、相対的に普及が進んでいると言える。

国際決済銀行（Bank for International Settlements, BIS）傘下の決済・市場インフラ委員会（Committee on Payments and Market Infrastructures, CPMI）が毎年取りまとめて発表している統計年報をみると、ドイツにおけるデビットカード機能を持つカードによる決済額は増加傾向にあり、2016 年に 2,530 億ユーロとなった（次頁図表 21 左）。一方、クレジットカード機能を持つカードによる決済額は 70 億ユーロと、デビットカード決済額の 3%程度にとどまった。

[170] Deutsche Bundesbank(2018)。なお、決済比率は決済額ベースである（決済回数ベースではない）。

図表 21: デビットカード、クレジットカードの普及状況（決済額の推移、保有枚数）



（出所）国際決済銀行（BIS）, “Statistics on payment, clearing and settlement systems in the CPMI countries”（各年版）を基に作成
https://www.bis.org/list/cpmi/sds_1/tid_57/page_1.htm （2018 年 6 月 5 日閲覧）

デビットカード機能付きカードの一人当たり発行枚数をみると、ドイツでは 2016 年時点で 1.32 枚であった（前掲図表 21 右）。これに対して、クレジットカード機能付きカードの一人当たり発行枚数は 0.07 枚にとどまっている。

このようにデビットカードがクレジットカードよりも好まれる理由として、ドイツ国民がクレジットカードに対して、決済から銀行引き落としまでに時間がかかり支出の透明化が図れないと認識していること、親しみが薄いと感じていること、利用可能な場所が限定的と捉えていること等が挙げられている[171]。また、多くの場合、銀行発行のキャッシュカードにデビットカードの機能が備わっていることも、デビットカードの普及に影響していると考えられる。

(2) 非現金決済におけるオンライン決済・モバイル決済の動向

上述の通り、ドイツの非現金決済手段はデビットカードやクレジットカードが中心であるが、近年、プレゼンスが高まりつつあるのがオンライン決済である。Deutsche Bundesbank の同調査によると、2017 年時点でオンライン決済の比率は 3.7%であり、約 10 年前（2008 年）の 0.3%から上昇した。ドイツにおいてオンライン決済は、クレジットカード決済（4.4%）並みのプレゼンスを有している。

他方、スマートフォン上のアプリ等を通じたモバイル決済に関しては、2017 年時点で 0.02%となっている。モバイル決済は、約 10 年前にゼロであったことから徐々に普及しているが、現状、オンライン決済ほどの存在感は無い。モバイル決済という手段に関しての認知は進んでいるものの、同調査によると、多くの人は、あえてモバイル決済を利用する必然性を感じていないほか、モバイル決済の安全性に疑問を持ったり、使い方が面倒と捉えたりしているとされている。

[171] 脚注 169 に同じ。

(3) リテール金融機関に関する法規制

リテール金融機関にとって重要なのが、前述した「オープン・バンキング」という新たな潮流であり、その追い風となっているのが EU の 2 つの規制である[172]。

1 つ目は、第 2 次決済サービス指令（Payment Service Directive 2, PSD2）である[173]。PSD2 は、FinTech 等の新たな決済サービスの担い手が台頭してきたことを受け、金融機関等の決済サービス提供者に係る規制であった決済サービス指令（2007 年）の後継として策定された。PSD2 により、金融機関は、「決済発動サービスプロバイダ（Payment Initiation Service Provider, PISP）」や「口座情報サービスプロバイダ（Account Information Service Provider, AISP）」に対し、標準化された「API（Application Programming Interface）」へのアクセスを提供することが求められる。PISP とは、オンラインショップと銀行口座を接続し、口座振替によりインターネット上で決済を発動するサービス等の提供者であり、AISP とは、複数の口座情報を一覧化出来るサービス等の提供者である。API は、オペレーティング・システムやアプリケーションの機能を利用するための接続仕様であり、API を介することで、企業間の情報共有等の連携が容易となる。API の仕様を公開することで（オープン API）、PISP や AISP が金融機関の決済口座等にアクセスし、金融サービスを提供することが可能となる。

第 2 は、一般データ保護規則（General Data Protection Regulation, GDPR）である[174]。GDPR は、EU における個人情報の保護を幅広く規定する規則であり、データ保護指令（1995 年）が改正されると共に、EU 規則へと格上げされたものだ。GDPR により、個人情報保護の強化が図られるが、金融機関にとって特に重要となるのが、情報移管の権利である。即ち、個人は、企業等に提供した自身の情報に関し、機械で読み取ることが可能な一般的に利用されるフォーマットで受領し、また、他企業等へ当該情報を移管する権利が認められる。金融機関にとっては、顧客が望めば、これまで自行内に囲い込んできた顧客の個人情報を、FinTech 企業等の第 3 者に移管しなければならなくなったのである。

以上の 2 つの EU 指令・規則により、金融機関と FinTech 企業等が顧客情報を共有し、従来よりも容易に連携が可能となった。ドイツでも前述した通り、Fidor のような事例が増えている。

---

172 PSD2 及び GDPR に関する記述は、特に断りの無い限り、神山・富永（2017）に基づく。

173 Directive (EU) 2015/2366 of the European Parliament and of the Council of 25 November 2015 on payment services in the internal market, amending Directives 2002/65/EC, 2009/110/EC and 2013/36/EU and Regulation (EU) No 1093/2010, and repealing Directive 2007/64/EC
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32015L2366
EU 指令である PSD2 をドイツの国内法化するために制定されたのが、決済サービスに関する監督法（Gesetz über die Beaufsichtigung von Zahlungsdiensten）である。
https://www.gesetze-im-internet.de/zag_2018/BJNR244610017.html

174 Regulation (EU) 2016/679 of the European Parliament and of the Council of 27 April 2016 on the protection of natural persons with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data, and repealing Directive 95/46/EC
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/en/ALL/?uri=CELEX:32016R0679
PSD2 と異なり、EU 規則である GDPR はドイツの国内法化が必要とならない。

3. 今後のリテール金融機関の動向

ECB の金融政策を一因として、ドイツの金融機関、特にリテール金融機関を取り巻く環境は厳しさを増している。貯蓄銀行や信用協同組合は、収益面でリスクを抱えていると思われる。他方でポストバンクは、デジタル化の加速を進め、他行との差別化を図ろうとしている。

(1) ECB 金融政策が貯蓄銀行・信用協同組合に及ぼす影響

ECB のマイナス金利政策や量的緩和政策による低金利は、中長期的にみて、ドイツの民間銀行にとってリスクとなる可能性がある[175]。そうしたリスクは、金利収益への依存度の高い貯蓄銀行や信用協同組合において相対的に大きいと考えられている。

現状、ドイツでは銀行の利鞘（貸出金利と預金金利との差）は縮小傾向となっているが、貸出の総量を増やすことによって貯蓄銀行・信用協同組合の収益は安定的である（詳細は第 4 章 1 節）。しかしながら、低金利が持続すれば、金利収益への依存度が高い貯蓄銀行・信用協同組合が悪影響を受け易いとの見方がある。また、貸出の総量を増やす中、貯蓄銀行・信用協同組合が従来以上に信用リスクを負っている可能性もあり、注意が必要である。

(2) ポストバンクの戦略

ポストバンクに関しても、低金利環境に対する警戒感は根強い。2017 年の年次報告書では、低金利環境がポストバンクの収益に悪影響を及ぼしていると言及されている[176]（財務状況は前掲図表 12）。その上で、金利収益以外の新たな収益（個人顧客向けサービスの向上を通じた手数料収入等）を稼ぐ能力を向上すると共に、事業の最適化・自動化を通じた費用削減を進めることを、自らの目標として挙げている。

デジタル化の加速は、上記の目標を達成するための一策として位置付けられ、そのために IT 投資が積極化されてきた。2015 年の年次報告書では、シュトラウス会長が、「我々の目標は、オンライン・サービスを拡充することで、各支店で提供するサービスとデジタルな世界とを繋げていくことである」と述べた[177]。この目標に向けて、ポストバンクは、個人顧客に対して同行の金融商品全てをその場で体験できる新型店舗（new Postbank sales centers）を 2017 年 12 月末までに 50 店舗開設する方針を打ち出した。また同年には、試行事業（pilot project）として、デジタル端末を利用した住宅ローン申込が開始された[178]。具体的には、まず基本的な条件（新築或いは既存・修繕であるか、頭金、土地価格、返済方法や金利等）をデジタル端末で顧客に入力してもらい、初回の相談を専門スタッフとオンライン上のビデオやチャットで済ませた後、融資成約に向けた面談を支店で行うよう誘導することで、融資成立までのプロセスの効率化が図られている。

2016 年の年次報告書では、2015 年に引き続きシュトラウス会長が”Digital and Personal”という標語を用いて、個人顧客向けサービスの向上とデジタル化は一体であることを強調している。デジタル化戦略の推進に向けて、経営陣直属のチーフ・デジ

175 Deutsche Bundesbank(2015)、O’Neill(2016)
176 Postbank, “Annual Report 2017”, p.31
177 Postbank, “Annual Report 2015”, p.15
178 同上、p.17

タル・オフィス（Chief Digital Office）が新設され、デジタル化による銀行の業務プロセス改善と顧客サービスの向上、新技術の導入、コーポレートカルチャーの進化を図られている。また同年 8 月からは、口座開設を完全にオンライン上で手続することが可能となった[179]。更に、試行事業として、「小規模支店（compact branches）」が開始された。この種の支店は、相対的に顧客数の少ない地域で展開される支店であり、効率化が目的と思われる。

2017 年の年次報告書では、デジタル化の成果として、顧客がオンラインで借入申請をし、数分後にはその結果を確認出来るようになったこと等が挙げられている[180]。その上で、2018 年に関しても、競争力向上に向けてデジタル化を進め、特に住宅ローンの分野に注力していくとされている[181]。また、効率化の観点から、小規模支店を更に拡充するほか、事務作業における自動化を進めるとの方針が示されている[182]。

現状では、ポストバンクの顧客 1,300 万人に対して、オンラインバンキング口座数は 428 万口座であり、全体の 3 割以下に留まっている。親会社であるドイツ銀行では個人・中小企業顧客 800 万のうち半数がオンライン取引・モバイルサービスを利用しており[183]、ポストバンクにとってはデジタル化を一段と進める余地がまだ残されていると言える。

[179] Postbank, “Annual Report 2016”, p.37
[180] Postbank, “Annual Report 2017”, p.5
[181] 同上、p.71
[182] 同上、p.72
[183] Deutsche Bank “ Deutsche Bank launches new banking app”, 16 April 2009 https://www.db.com/newsroom_news/2016/medien/deutsche-bank-launches-new-banking-app-en-11553.htm?kid=mobapp.inter-ghpen.ts

＜出所資料一覧＞

【参考文献（日本語）】

- 伊田賢司（2009）「ドイツ税制改革」（参議院『立法と調査』、293 号、pp.12-16）
- 尾崎乾介（2011）「ドイツの連帯付加税」（国立国会図書館調査及び立法考査局『レファレンス』、No.728、pp.109-115）
- 落合大輔（1997）「ドイツ第 2 位の銀行誕生へ」（野村資本市場研究所『資本市場クォータリー』、1997 年秋号）
- 神山哲也（2017）「最近のドイツ銀行を巡る課題～訴訟費用、コール条項付永久劣後債のクーポン払い、ビジネスモデルの問題～」（野村資本市場研究所『資本市場クォータリー』、2017 年冬号）
- 神山哲也、富永悠（2017）「欧州で進展するオープン・バンキング～オープン API と個人データ保護規制によるリテール金融改革」（野村資本市場研究所『資本市場クォータリー』、2017 年夏号、pp.118--130）
- 神山哲也、萩谷亜紀（2016）「欧州金融業界に新たな競争をもたらすオープン API」（野村資本市場研究所『資本市場クォータリー』、2016 年春号、pp.50-62）
- 鬼頭佐保子、澤井豊（2015）「ドイツにおける預金保険制度の最近の動向について」（預金保険機構『預金保険研究』、第 18 号、pp.93-111）
- 金融庁（2014）「ドイツにおける資本市場改革及び金融機関の対応等に係る調査」報告書（https://www.fsa.go.jp/common/about/research/20140627/01.pdf）
- 黒川洋行（2007）「ドイツの貯蓄金融機関の概要―貯蓄銀行グループ及びポストバンクに関する調査研究―」（（財）郵便貯金振興会『主要4か国の貯蓄金融機関』、pp.29-53）
- 黒川洋行（2008）「ドイツの銀行システムと貯蓄金融機関の動向」（一般財団法人ゆうちょ財団東京研究会（2018 年 1 月期）報告論文、https://www.yu-cho-f.jp/research/internet/pdf2/200801.kurokawa.pdf）
- 黒川洋行（2017）「EU の銀行同盟における欧州預金保険制度の動向～2015 年の欧州委員会による EDIS 規則案とドイツ銀行業界の反応～」（公益財団法人日本証券経済研究所『証券経済研究』、第 98 号、pp.59-76）
- 小立敬（2012）「銀行のトレーディング業務分離を求める EU の検討～リーカネン報告書の提言～」（野村資本市場研究所『資本市場クォータリー』、2012 年秋号）
- 齋田温子（2008）「ドイツ州立銀行再編の動き」（野村証券資本市場研究所『資本市場クォータリー』、2008 年冬号、pp.104-111）
- 齋田温子（2009）「ドイツの確定拠出型年金制度（リースター年金）の現状～金融危機下でも投資信託商品の契約件数は増加～」（野村資本市場研究所『資本市場クォータリー』、2009 年秋号、pp.1-10）
- 重田正美（2013）「金融所得税制の変遷と現状～日本版 ISA の導入を踏まえて～」（国立国会図書館『調査と情報-ISSUE IN BRIEF-』、No.808、11 月）
- 重頭ユカリ（2015）「EU におけるマイクロクレジットの動向～マイクロクレジットへの EU の支援策と新しい取組事例～」（農林中金総合研究所『農林金融』、12 月号、pp.2-16）
- 杉本章（2010）「金融危機後に存在感を増すドイツの GLS Bank」（財団法人国際通貨研究所『国際金融トピックス』、No.181）
- 総務省情報流通郵政局郵政行政部（2013）「郵政事業を取り巻く国際的な動向」（第 103 回郵政民営化委員会提出資料）
- 代田純（2018）「マイナス金利と銀行の再編成～ドイツの動向～」（公益財団法人日本証券経済研究所『証券レビュー』、第 58 巻第 6 号）
- 田渕進（2010）「ドイツ信用協同組合グループの構造変化」（大阪経済大学『大経大論集』、第 60 巻第 5 号、pp.139-156）

- 田渕進（2011）「貯蓄銀行と信用協同組合をめぐる政治的論争」（大阪経済大学『大経大論集』、第 61 巻第 5 号、pp.49-65）
- デロイトトーマツ税理士法人（2017）「欧州主要国の税法(第 3 版)」、株式会社中央経済社
- 中野悠理（2017）「FinTech 時代における金融機関の戦略」（みずほ銀行産業調査部『みずほ産業調査』、Vol.57, No.1, pp.216-223）
- 中山知己（2014）「ドイツにおけるカバード・ボンド～ファンドブリーフ（Pfandbrief）の基本的特質～」（明治大学『明治大学法科大学院論集』、第 14 巻、pp.321-369）
- 野村総合研究所（2014）「ドイツにおける資本市場改革及び金融機関の対応等に係る調査」（金融庁『ドイツにおける資本市場改革及び金融機関の対応等に係る調査』報告書）
- 橋本奈巳、河内明子（2002）「諸外国の郵政事業改革～郵便事業を中心に～」（国立国会図書館『調査と情報』ISSUE BRIEF NUMBER 386, pp.1-34、April 11）
- 羽森直子（1998）「ドイツの金融システムと金融政策」、株式会社中央経済社
- 羽森直子（2011）「ドイツの金融システムを構成しているものは何か？」（流通科学大学『論集－経済・情報・経営情報編－』、第 19 巻第 2 号、pp.35-55）
- 羽森直子（2012）「ドイツの銀行構造について」（流通科学大学『論集－経済・情報・経営情報編－』、第 20 巻第 2 号、pp.131-146）
- 林宏美（2006）「業容を拡大するドイツの郵便貯金銀行ポストバンク」（野村資本市場研究所『資本市場クォータリー』、2006 年冬号、pp.98-104）
- 藤澤利治（2013）「国際金融危機とドイツの銀行制度改革～金融危機再発防止の試み～」（公益財団法人日本証券経済研究所『証券経済研究』、第 82 号、pp.123-142
- 文化庁（2008）「海外の宗教事情に関する調査報告書」（http://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/shumu_kaigai/pdf/h20kaigai.pdf）
- 前原信夫（2011）「銀行破綻と監督当局の責任」（香川大学法学会『香川法学』第 30 巻第 3・4 号、pp.115-p144）
- 向井豪（2008）「欧米主要国における最近の税制改革の動向」（財務省財務総合政策研究所『財政金融統計月報』、第 672 号、pp.1-19）
- 渡辺富久子（2011）「ドイツにおける銀行再編基金法の制定―銀行税の導入―」（国立国会図書館調査及び立法考査局『外国の立法』、248 号）

【参考文献（英語・独語）】

- Behr, P. and S. Reinhard H.(2015) “The German banking system: Characteristics and challenges”, *White Paper Series*, No.32, SAFE
- Behr, P., D. Foos and L. Norden(2015) “Cyclicality of SME lending and government incolvment in banks”, *Deuteche Bundesbank Discussion Paper*, No.39/2015
- Constâncio, V. “ Challenges for future monetary policy frameworks: A European perspective”, Speech at the 19th Annual International Banking Conference, “Achieving Financial Stability: Challenges to Prudential Regulation”, 4 November 2016（http://www.ecb.europa.eu/press/key/date/2016/html/sp161104.en.html）
- Deutsche Bundesbank(2014) “Launch of the banking union: the Single Supervisory Mechanism in Europe”, *Monthly Report*, pp.43-64, October

- Deutshce Bundesbank(2015a) “Structural developments in the German banking sector”, *Monthly Report*, April, pp.35-60
- Deutsche Bundesbank(2015b) “Deposit protection in Germany”, *Monthly Report*, pp.47-60, December
- Deutshce Bundesbank(2016) “ The supervision of less significant institutions in the Single Supervisory Mechanism”, *Monthly Report*, January
- Deutsche Bundesbank(2018) “Payment behaviour in Germany in 2017: Fourth study of the utilisation of cash and cashless payment instruments”, February
- DZ Bank(2011) “Genossenschaften in Deutschland”, *Konjunkture und Kapitalmarkt*, Dezember
- European Central Bank(2014) *Guide to banking supervision*, November
- IMF(2011) “Germany: Techinical Note on Banking Sector Structure”, *IMF Country Report*, No.11/370
- Gropp, R., C. Gruendl and A. Guettler(2010) “The impact of public guarantees on bank risk taking: Evidence from a natural expertiment”, *ECB Working Paper Series*, No. 1272, December
- Engel, D. and M, Torge(2007) “Investment, Internal Funds and Public Banking in Germany”, *Ruhr economic papers*, No.7
- Marek, P.(2017) “Saving patterns in the low-interest-rate setting – results of the 2016 PHF summer survey”, *Deutshce Bundesbank Research Brief*, 12th, April
- O’Neill, D.(2016) “Rates put Germany’s financial ecosystem at risk”, *EUROMONEY*, Novermber 7
- Praet, P. “ Monetary policy and the euro area banking system”, Speech at ECMI Annual Conference, 9 November 2016（http://www.ecb.europa.eu/press/key/date/2016/html/sp161109.en.html）

XXII. フランス共和国
(French Republic)

＜目次　～フランス～＞

第 1 章　市場環境の特徴 2
第 2 章　金融制度概要 3
1. 金融機関の種類 3
(1) 金融機関の種類 3
(2) 商業銀行（banques） 4
(3) 相互･協同組合銀行（Banques mutualistes ou coopératives） 5
① クレディ・アグリコル・グループ 5
② BPCE グループ 8
③ クレディ・ミュチュエル・CM11・グループ（Crédit Mutuel CM11 Group) 11
(4) 市町村信用金庫（caisses de credit municipal） 13
(5) 公共投資銀行（Banque Publique d'Investissement, BPI） 13
2. 監督官庁と指導体制 13
3. フランスの金融制度の特徴 15
4. 預金保険制度の枠組み 15
5. 個人資産運用に関わる税制全体の中での預貯金税制 17
第 3 章　郵便貯金の概要 20
1. 設立目的・沿革概要 20
2. 組織・経営形態 21
(1) ラ・ポスト・グループの経営形態 21
(2) ラ･バンク・ポスタルの経営形態 23
(3) 金融サービス提供の形態 24
3. 主な業務内容 26
(1) 預金業務概要 26
(2) 貸付業務概要 27
(3) 国際業務概要 28
(4) 関連業務概要 28
(5) 窓口取扱時間 28
4. 会計基準と財務諸表 29
第 4 章　金融セクターにおけるリテール金融機関の特徴 30
1. 金融セクターにおけるリテール金融機関の位置付け 30
(1) ラ･バンク・ポスタル 30
① ラ･バンク・ポスタルの特徴 30
② 金融市場の中でのラ･バンク・ポスタルの競争力 30
(2) 相互･協同組合銀行（banques mutualistes ou coopératives） 31
① 相互･協同組合銀行の特徴 31
② 金融市場の中での相互･協同組合銀行の競争力 31
2. 家計の金融資産・負債の動向 32

(1) 預金残高 32
(2) 貸出残高 33
(3) 投資信託残高 34
(4) 保険・年金準備金等 34
第 5 章　最近の金融動向と今後の展望 35
1. 最近の金融動向等 35
(1) 金融包摂の現状 35
(2) マイクロファイナンスなどソーシャルファイナンスの現況等 36
2. 最近のリテール決済の動向 37
(1) キャッシュレス化の現状 37
(2) モバイル決済の動向 39
(3) リテール決済に関する法規制の現状 39
(4) オンライン銀行 40
(5) その他の動向 42
3. ラ･バンク・ポスタルの今後の動向 43
(1) 新たな個人金融サービスの提供の動向 43
(2) 2019 年春よりモバイル・バンクのサービスを開始 43
＜出所資料一覧＞ 45

＜略語集＞

略語	原語(フランス語、英語)	日本語訳
ACPR	Autorité de contrôle prudentiel et de résolution	健全性監督機構
AISP	Account Information Service Provider	口座情報サービスプロバイダ
AMF	Autorité des Marchés Financiers	金融市場庁
APC	Agences Postales Communales	地方郵便簡易局
API	Application Programming Interface	ｱﾌﾟﾘｹｰｼｮﾝ・ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾐﾝｸﾞ・ｲﾝﾀｰﾌｪｲｽ
BFCM	Banque Fédérative du Crédit Mutuel	クレディ・ミュチュエル連盟銀行
BPI	Banque Publique d'Investissement	公共投資銀行
CB	Groupement des Cartes Bancaires	銀行カード協会
CDC	Caisse des Dépôts et Consignations	預金供託公庫
CDGF	Conseil de Discipline de la Gestion Financière	金融経営規律委員会
CECEI	Comité des Etablissements de Crédit et des Entreprises d'Investissement	金融機関･投資会社委員会
CEL	Compte d'Epargne Logement	通帳式住宅預金
CIC	Crédit Industrial et Commercial	商工信用銀行
CM	Crédit Mutuel	クレディ・ミュチュエル
CMF	Conseil des Marchés Financier	金融市場理事会
CNCM	Confédération Nationale du Crédit Mutuel	クレディ・ミュチュエル全国協議会
CNE	La Caisse Nationale d'Épargne	国民貯蓄金庫
COB	Commission des Opérations de Bourse	証券取引委員会
ECB	European Central Bank	欧州中央銀行
EIB	European Investment Bank	欧州投資銀行
EU	European Union	欧州連合
FGD	Fonds de Garantie des Depôts	預金保険公社(1999 年～2013 年)
FGDR	Fonds de Garantie des Dépôts et de Résolution	預金保険公社(2013 年～)
FNCE	Fédération Nationale des Caisses d'Epargne	貯蓄銀行全国連盟
GDPR	General Data Protection Regulation	一般データ保護規制
ISA	Individual Savings Account	個人貯蓄口座
LDDS	Livret de Développement Durable et Solidaire	安定経済発展通帳預金
LEP	Livret d'Épargne Populaire	庶民通帳預金
LJS	Livret Jeune Swing	青少年通帳
OIB	l'Observatoire de l'Inclusion Bancaire	金融包摂研究所
OSEO	Au Service de l'entrepreneur	起業支援・イノベーション振興機構
PEA	Plan d'Épargne en Actions	株式積立口座
PEL	Plan Épargne Logement	積立式住宅預金
PSD2	Payment Service Directive 2	第二次決済サービス指令
RISP	Payment Initiation Service Provider	決済発動サービスプロバイダ
RP	Relais Poste	郵便取次所
SSM	Single Supervisory Mechanism	単一破綻処理メカニズム

第 1 章　市場環境の特徴

図表 1　：フランスの概要

分類	項目	
一般事情	面積	約 54 万 4,000 平方キロメートル（仏本土）
	人口	6,510 万人（2018 年、IMF 推計）
	首都	パリ
	民族	—
	言語	フランス語
	宗教	カトリック、イスラム教、 プロテスタント、ユダヤ教
	在留邦人数	41,641 人（2016 年 10 月、仏全土）
政治体制・内政	政体	共和制
	元首	エマニュエル・マクロン　大統領（2017 年 5 月 14 日就任、任期 5 年）
	議会	二院制 国民議会　　定数 577 議席（2018 年 5 月時点） 下院　　定数 348 議席（2018 年 5 月時点、欠員 1）
	首相	エドゥアール・フィリップ首相（第二次フィリップ内閣、2017 年 6 月 21 日成立）
経済	主要産業	化学、機械、食品、繊維、航空、原子力等 農業は西欧最大の規模。工業においては宇宙・航空産業、原子力産業などの先端産業が発達
	GDP	2 兆 7,947 億ドル　（2018 年、IMF 推計）
	1 人あたり GDP	4 万 2,931 ドル　（2018 年、IMF 推計）
	実質 GDP 成長率	1.6%　（2018 年、IMF 推計）
	通貨	ユーロ。1 ドル＝0.88 ユーロ、1 ユーロ＝1.13 ドル、1 ユーロ＝128.15 円　（2018/10/31）



（出所）IMF、外務省等を基に作成

図表 2　：フランスの主要経済指標

	単位	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
人口	万人	6,180	6,214	6,247	6,277	6,307	6,338	6,403	6,403	6,430	6,456	6,480	6,510
名目 GDP	億ドル	26,609	29,322	26,970	26,475	28,640	26,853	28,120	28,567	24,394	24,662	25,877	27,947
1 人あたり GDP（名目）	ドル	43,060	47,191	43,176	42,182	45,410	42,371	44,145	44,616	37,938	38,200	39,933	42,931
実質 GDP 成長率	%	2.4	0.3	-2.9	1.9	2.2	0.3	0.6	1.0	1.0	1.1	2.3	1.6
消費者物価上昇率	%	1.6	3.2	0.1	1.7	2.3	2.2	1.0	0.6	0.1	0.3	1.2	1.9
経常収支	GDP 比%	0.1	-0.7	-0.6	-0.6	-0.9	-1.0	-0.5	-1.0	-0.4	-0.8	-0.6	-0.9
財政収支	GDP 比%	-2.6	-3.3	-7.2	-6.9	-5.2	-5.0	-4.1	-3.9	-3.6	-3.6	-2.6	-2.6
政府債務	GDP 比%	64.5	68.8	83.0	85.3	87.8	90.6	93.4	94.9	95.6	96.6	96.8	96.7

（出所）IMF "World Economic Outlook October 2018"を基に作成

第 2 章　金融制度概要

1.　金融機関の種類

フランスでは、ユニバーサルバンキング制度が発達しており、銀行業務に加えて証券業務やリース、ファクタリング等のノンバンクサービスも銀行で提供されている。銀行における保険商品の販売（バンカシュアランス）も行われており、多くの銀行では保険子会社を保有し、保険子会社の商品を販売している。

このユニバーサルバンキング制度は、1984 年銀行法（1984 Banking Act）によって定められた。その後、2006 年に通貨金融法典（Monetary and Financial Code）が制定され、1984 年銀行法はこの中に含まれるようになった。

(1)　金融機関の種類

フランスの金融機関は、1984 年銀行法によると、①商業銀行（banques）、②相互・協同組合銀行（banques mutualistes ou coopératives）、③市町村信用金庫（caisses de crédit municipal）、④金融会社（sociétés financières）、⑤専門金融機関（institutions financières spécialisées）の 5 つに分類される。但し、すべての銀行業務を行えるのは、このうち商業銀行と相互・協同組合銀行、市町村信用金庫に限られる（同法上の銀行業務には、預貯金・信用供与・決済に加えて、国によっては必ずしも銀行業務と認められない外国為替、貴金属取引、証券業務、資産管理、財務相談、リース業者に対する動産・不動産の貸与が含まれる）。

フランスで営業免許を取得している金融機関数は 339 あり、このうち全ての銀行業務を行える金融機関数は 263 である（2017 年 12 月 31 日時点）。7 大銀行グループによる寡占市場となっている点が特色の一つである。7 大銀行グループは、①BNP パリバ（BNP Paribas Banque）、②クレディ・アグリコル・グループ（Groupe Crédit Agricole）、③ソシエテ・ジェネラル（Société Générale）、④BPCE グループ（Groupe BPCE）、⑤クレディ・ミュチュエル・グループ（Crédit Mutuel）、⑥ラ・バンク・ポスタル・グループ（Le Groupe La Banque Postale）、⑦HSBC フランス（HSBC France）である。

大手行による寡占化は進んでおり、銀行最大手の BNP パリバ（BNP Paribas Banque, 総資産 1.96 兆ユーロ）と第 3 位のソシエテ・ジェネラル（Société Générale、総資産 1.27 兆ユーロ）の 2 行だけでも大きな資産規模を有している他、相互・協同組合銀行で第 2 位のクレディ・アグリコル S.A.（Crédit Agricole S.A.、総資産 1.55 兆ユーロ）と同第 4 位の BPCE（総資産 1.25 兆ユーロ）の資産規模も大きいことから、上位行が銀行業界を寡占している（2017 年 12 月末時点）。

図表 3：フランスにおける銀行*の業態分類と機関数（2017 年 12 月 31 日時点）

業態	銀行数	根拠法	特徴
商業銀行 Banques	163	通貨金融法典	大企業、富裕層等に総合的な金融サービスを提供する。 上位 2 行の資産額はフランス全銀行の 4 割以上を占める。
相互･協同組合銀行 Banques mutualistes ou coopératives	82		協同組合員の出資により設立され、組合員等への融資を目的とする銀行。3 つの協同組合銀行グループが特に大きな存在となっている。
市町村信用金庫 Caisses de crédit municipal	18		主に地域住民や自治体職員向けに銀行業務を提供する。

（注 1）総合的な金融サービスが提供可能な銀行に限定。ラ・バンク・ポスタルを含む。専門金融機関（Specialized credit institutions）、EEA 銀行による支店、モナコ公国の信用機関は含まない。
（注 2）相互・協同組合銀行や市町村信用金庫は、銀行法により銀行業務を行うことができるが、それらを規定する法律の規定に従う必要がある。協同組合全体についての法律は、1947 年 9 月 10 日協同組合制度の地位を定める法律第 47-1775 号である。各種の協同組合については、種類別の協同組合法がある。なお、協同組合銀行については、銀行法等とともに通貨金融法典の第 5 巻の中に法典化されている。
（出所）健全性監督機構（ACPR）“Annual Report 2017”[1]、

図表 4：資産上位 7 銀行（2017 年 12 月末）

	銀行名	総資産 （百万ユーロ）	預金残高 （百万ユーロ）
1	BNP Paribas	1,960,252	766,890
2	Crédit Agricole Group	1,550,283	550,746
3	Société Générale	1,275,128	410,633
4	Groupe BPCE	1,259,850	569,879
5	Crédit Mutuel CM11 Group	619,199	288,532
6	La Banque Postale	231,477	185,564
7	HSBC France	167,544	38,277

（注）連結ベースの数値。
（出所）各行 2017 年度 Annual report より作成（2018 年 10 月 17 日閲覧）

(2) 商業銀行（banques）

大手商業銀行は、フルサービス（外為、証券、資産管理、リース、保険）を大企業や富裕層に対して提供している。2 大商業銀行以外では、外銀やメーカー系の金融機関があり、ニッチマーケットを築いている。特に、外銀はクレジットカードやプライベートバンキングに、自動車メーカー系の銀行はリースやファイナンスに特化している（例 プジョーシトロエン（PSA Peugeot Citroën）の子会社 PSA ファイナンス銀行（Banque PSA Finance, Renault）の子会社 RCI 銀行（RCI Banque））。

近年はこれに加えて、大手小売業の消費者向け販売信用サービス会社が銀行としてより広範な金融サービスを提供し始めている。例えば、スーパーマーケットチェーンを運営するカルフール（Carrefour）社はカルフール銀行（Carrefour Banque）を所有している。なお、カルフール銀行は、カルフールの顧客を対象に支払カード PASS カードの発行会社であるソシエテ・デ・ペイメン PASS（Société des Paiements PASS

[1] 健全性監督機構（ACPR）ウェブサイト（閲覧日：2018 年 12 月 3 日）
https://acpr.banque-france.fr/node/117338

（S2P））を 1981 年に創設し、同カードの発行を開始したのを嚆矢とする。それ以来、金融商品を拡大し、アセット・ファイナンス、個人ローン、貯蓄商品、銀行カード、取纏めローンを提供している。1984 年には、同会社の保険子会社であるカルマ（Carma）を通じ、自動車保険、住宅保険、支払保証保険、児童保険等のサービスの提供を開始した。2010 年には、ソシエテ・デ・ペイメン PASS とカルマは合併し、2011 年にカルフール銀行となった。カルフール銀行は、親会社であるカルフール社が株式の 60%を、BNP パリバの個人金融会社である BNP パーソナルファイナンス（BNP Personal Finance）が同 40%を保有している。カード発行は 224 万枚となっている（2017 年 12 月末）[2]。

(3) 相互･協同組合銀行（Banques mutualistes ou coopératives）

相互・協同組合銀行は、株式会社化を通じて、銀行同士の合併や専門機能を持った金融子会社の設立・強化を進めており、クレディ・アグリコル・グループ、BPCE グループ、クレディ・ミュチュエル・グループの 3 つのグループにほぼ集約された。相互・協同組合銀行は、個人、農業者、中小企業、地方公共団体を顧客として、預金・貸出・決済・投資商品・保険商品など総合的な金融サービスを提供しているが、出資者（個人企業・個人）向けの融資に強みがある。

① クレディ・アグリコル・グループ

i) グループの資本構成

クレディ・アグリコル・グループ（Crédit Agricole Group）は、ヨーロッパの最大のリテール・バンクの一つとなっている。グループの構成は、地域銀行（Local Banks）、地方銀行（Regional Banks）、Sacam Mutualisation（地方銀行が 100%出資している組織）、クレディ・アグリコル全国連盟（Fédération Nationale du Crédit Agricole、FNCA）、グループ統括会社でフランス国内および海外に事業展開をしているクレディ・アグリコル S.A.（Credit Agricole S.A.、CASA）から成っている[3]。

グループの事業規模は、2017 年 12 月末時点で地域銀行及び地方銀行に 13.9 万人の職員、3 万人以上の業務執行役（Directors of its local and regional bank）を擁し、グループ全体で顧客は 5,200 万人に及んでいる。出資者（mutual shareholders）は全国に 970 万人であり、これらの出資者によって全国に 2,447 行の地域銀行が設立されている。地域銀行は 39 行の地方銀行を形成し、これらの地方銀行が株式の 56.6%を出資してグループ統括会社であるクレディ・アグリコル S.A.（Credit Agricole S.A.）を運営している[4]。2016 年にクレディ・アグリコル・グループは中期戦略計画「Strategic Ambition 2020」[5]を発表し、グループの資本構成を簡素化し自己資本を強化する計画を明らかにした。同年、クレディ・アグリコル S.A.は、地方銀行の資本の 25%を保有する従来のスキームを廃止した[6]。

---

[2] Carrefour Banque, “2017 Financial Report” （閲覧日：2018 年 10 月 18 日）
https://www.carrefour-banque.fr/sites/default/files/_files/pourquoi/financial_report_2017_EN.pdf

[3] Credit Agricole S.A. “Annual Financial report Registration Document 2017” 27 March 2018, P.4-5
https://www.credit-agricole.com/en/content/download/148708/3284133/version/4/file/DDR%/202017%20CASA%20VA.pdf （閲覧日：2018 年 10 月 18 日）

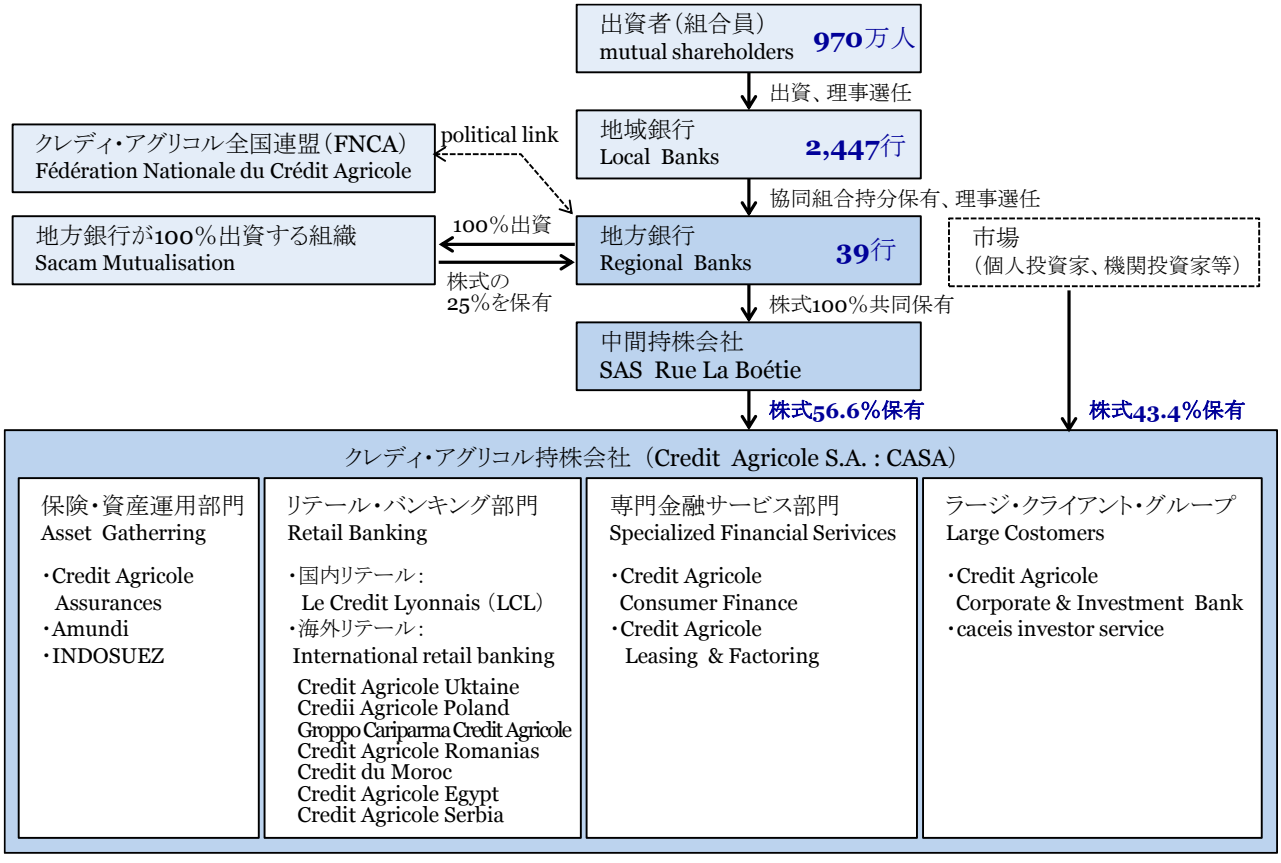
[4] 脚注 3 に同じ （閲覧日：2018 年 10 月 18 日）

[5] Credit Agricole Financial Press Release, “Straregic Ambition 2020” 9 March 2016 （閲覧日：2018 年 10 月 18 日）
https://www.credit-agricole.com/en/finance/finance/financial-press-releases?year=2016&page=3

[6] Credit Agricole S.A. “Annual Financial report Registration Document 2017” 27 March 2018, P.21
https://www.credit-agricole.com/en/finance/finance/financial-publications （閲覧日：2018 年 10 月 18 日）

グループの事業分野は、リテール・バンキング部門（retail banking）、保険・資産運用部門（asset gathering）、専門金融サービス部門（specialised financial services）、ラージ・クライアント・グループ（large customers）の 4 部門のもとに、各会社を配置している。リテール・バンキング部門では、フランス国内では地域銀行（支店数 7,000 以上）およびル・クレディ・リヨネ銀行（Le Credit Lyonnais、LCL）（顧客数 600 万、支店数約 1,700）を擁し、国際リテール・バンキング（international retail banking）では、ウクライナ、ポーランド、ルーマニアなどに 7 行（支店数 2,154）を展開している。国際リテール・バンキングの顧客数は約 610 万、そのうち農業・食品関連企業（agricultural and food processing industies）が 4.7 万社となっている（2017 年 12 月末）[7]。

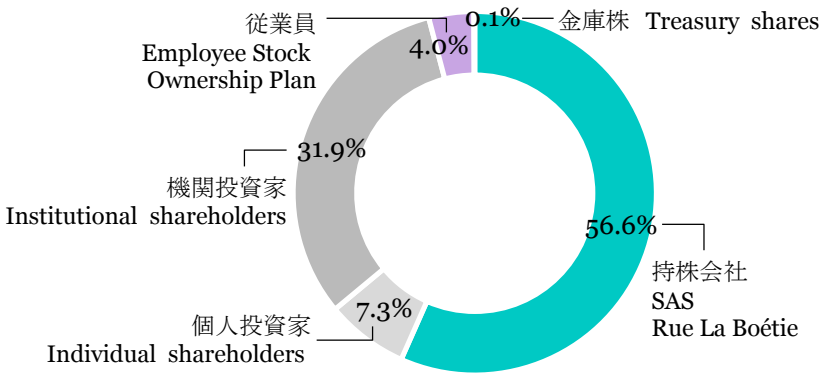
図表 5：クレディ・アグリコル・グループの構成（2017 年 12 月末）



（出所）Credit Agricole S.A. “Annual Financial report Registration Document 2017” 27 March 2018, P.4-5 （閲覧日：2018 年 10 月 18 日）
https://www.credit-agricole.com/en/content/download/148708/3284133/version/4/file/DDR%/202017%20CASA%20VA.pdf
神山哲也「フランスにみる協同組合金融機関改革―クレディ・アグリコルの事例―」
野村資本市場研究所 「野村資本市場クォータリー 2014 秋号 2014 Vol. 18-2 AUTUMN」
http://www.nicmr.com/nicmr/report/repo/2014/2014aut09.pdf （閲覧日：2018 年 10 月 19 日）
を基に作成

[7] Credit Agricole S.A. “Annual Financial report Registration Document 2017” 27 March 2018, P.21,22, 26, 28
https://www.credit-agricole.com/en/finance/finance/financial-publications （閲覧日：2018 年 10 月 18 日）

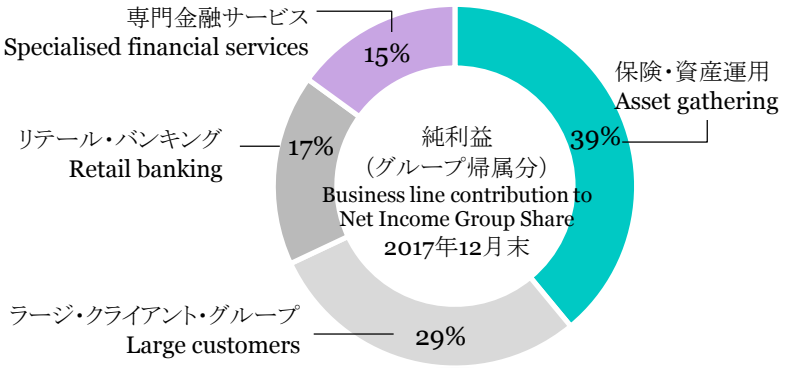
図表 6：クレディ･アグリコル S.A.の株主構成（2017 年 12 月末）



（出所）Credit Agricole S.A. “Annual Financial report Registration Document 2017” 27 March 2018, P.10
https://www.credit-agricole.com/en/content/download/148708/3284133/version/4/file/DDR%/202017%20CASA%20VA.pdf （閲覧日：2018 年 10 月 18 日）

クレディ・アグリコル S.A.の株主構成をみると、地方銀行が、中間持ち株会社である SAS Rue La Boétie を通じて、クレディ・アグリコル S.A.の株式の 56.6%を保有する筆頭株主となっている。持株会社以外の 43.4%の内訳は、機関投資家 31.9%、個人投資家 7.3%、従業員 4.0%、金庫株 0.1%となっている（2017 年 12 月末）[8]。

図表 7：クレディ･アグリコル S.A.の収益構成（2017 年 12 月末）



（注）コーポレートセンターおよび特定会計項目（ローンヘッジ、自己借入金、紛争引当金等）の影響を除く。
（出所）Credit Agricole S.A. “Annual Financial report Registration Document 2017” 27 March 2018, P.8
https://www.credit-agricole.com/en/content/download/148708/3284133/version/4/file/DDR%/202017%20CASA%20VA.pdf （閲覧日：2018 年 10 月 18 日）

クレディ・アグリコル S.A.の純利益（グループ帰属分）は、2017 年 12 月末で 36 億 4,900 万ユーロである[9]。事業分野別では、保険・資産運用部門が構成比 39%と最も大きい（コーポレートセンターおよび特定会計項目等の影響を除く。図表 7 の注参照）。

[8] Credit Agricole S.A. “Annual Financial report Registration Document 2017” 27 March 2018, P.10
https://www.credit-agricole.com/en/content/download/148708/3284133/version/4/file/DDR%/202017%20CASA%20VA.pdf （閲覧日：2018 年 10 月 18 日）

[9] Credit Agricole S.A. “Annual Financial report Registration Document 2017” 27 March 2018, P.8

ii) グループ設立の経緯

1894 年 11 月 5 日付けの法律の成立により、相互扶助の精神に基づき組合員により所有されるクレディ・アグリコル創設された。その後、1899 年には地域の銀行を地方銀行にグループ化する法律が成立し、1945 年にはクレディ・アグリコル全国連盟（Fédération Nationale du Crédit Agricole、FNCA）が創設されている。クレディ・アグリコル S.A.は 2001 年 12 月に上場した。また、1999 年からクレディ・リヨネ（Crédit Lyonnais）の株式を取得し始め、2003 年には完全に買収した。

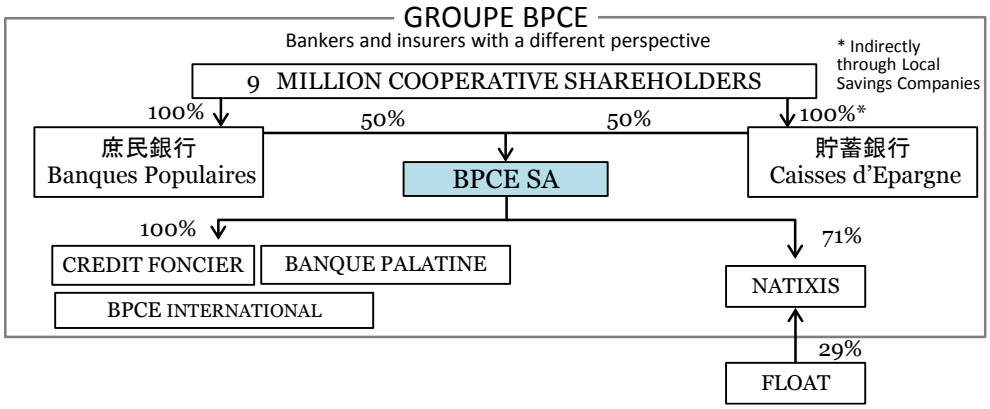
② BPCE グループ

i) BPCE

2009 年に庶民銀行（Banques Populaires[10]）と貯蓄銀行（Caisses d'Epargne）の統合により誕生した BPCE は、それぞれの銀行・支店をそのまま残し、競合関係を維持したまま BPCE グループとして統合した形になっている。BPCE グループ全体の総資産は 1 兆 2,599 億ユーロであり、フランス第 4 位の銀行グループである（2017 年 12 月末）。庶民銀行と貯蓄銀行がそれぞれ折半して設立した BPCE 中央機関（BPCE Central Institution）がグループ全体の戦略、規制、調整の業務を行っている。

なお、BPCE グループの中心を構成する両行を見ると、銀行数は庶民銀行が 14 行（Crédit Coopératif 等を含む）、貯蓄銀行は 16 行を傘下に擁する。支店数は庶民銀行 3,263 支店、貯蓄銀行 4,080 支店であり、従業員数はそれぞれ 31,400 人、36,100 人である。顧客数は庶民銀行の 920 万人に対して、貯蓄銀行が 2,020 万人とより大きい。貯蓄高（savings deposits）は庶民銀行 2,576 億ユーロ、貯蓄銀行 4,124 億ユーロである。また、出資者（cooperative shareholders）は、それぞれ 430 万人、480 万人となっている（2017 年 12 月末）[11]。

図表 8：BPCE グループの体制（2017 年 12 月末）



（注）ナティクシス（Natixis）は投資銀行と国際業務を担っている。庶民銀行、貯蓄銀行併せて 900 万人の出資者がいる。
（出所）Groupe BPCE" Registration Document and Full-Year Financial Report 2017"（2018 年 2 月）4 ページ
https://www.groupebpce.fr/en/Investors/Results/Registration-documents（閲覧日：2018 年 10 月 11 日）

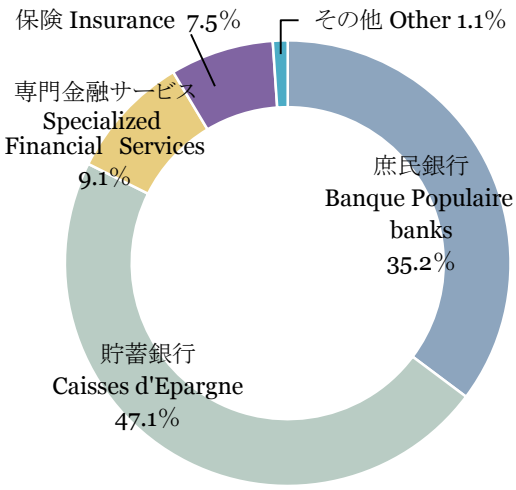
[10] 2002 年に協同信用金庫(Crédit Coopératives)を吸収合併した。
[11] Groupe BPCE " Registration Document and Full-Year Financial Report 2017"（2018 年 2 月）
https://www.groupebpce.fr/en/Investors/Results/Registration-documents （閲覧日：2018 年 10 月 11 日）
庶民銀行に関する情報は P.17、貯蓄銀行に関する情報は P.20 に記載

BPCE グループは、リテール・バンキング及び保険業務（Retail Banking and Insurance）、資産運用業務（Asset & Wealth Management）、法人投資銀行業務（Corporate & Investment Banking）、コーポレートセンター（Corporate Center）業務を展開している[12]。その中でも庶民銀行・貯蓄銀行が独自でできない業務については、BPCE 中央機関の下に設立した子会社が担当する。また、ホールセール・バンキングや投資業務、ファクタリング等についてはナティクシス（Natixis）、不動産貸付についてはクレディ・フォンシエ（Crédit Foncier）、法人・富裕層向けバンキング等についてはバンク・パラティン（Banque Palatine 元サンパウロ銀行、2003 年に買収）等が行っている。

2017 年の BPCE グループ全体の税引前利益は 55 億 1,600 万ユーロである。セクター別にみると、最も利益が大きいのはリテール・バンキング及び保険業務で、40 億 9,600 万ユーロとグループ全体の利益の 7 割を占め、前年比で 8.6%増となっている（2017 年 12 月末）[13]。資産運用業務は 9 億 500 万ユーロ（前年比 25.1%増）、法人投資銀行業務は 13 億ユーロ（同 24.7%増）と続く。

リテールバンキング・保険業務の税引前利益の内訳は、庶民銀行 14 億 4,300 万ユーロ、貯蓄銀行 19 億 3,000 万ユーロ、専門金融サービス（Specialized Financial Service）3 億 7,100 万ユーロ、保険（Insurance）3 億 8 万ユーロ、その他 4,400 万ユーロである。

図表 9：BPCE グループのリテールバンキング・保険部門の税引前利益内訳（2017 年）



（出所）Groupe BPCE“ Registration Document and Full-Year Financial Report 2017”（2018 年 2 月）
https://www.groupebpce.fr/en/Investors/Results/Registration-documents 220 ページ
（閲覧日：2018 年 10 月 11 日）

[12] BPCE SA group’s segment reporting for previous periods has been restated in line with the new sector breakdown and the restatements carried out by Natixis on the allocation of capital to the business lines and the rate of return on capital.
（2017年の BCPA SA グループ報告では、Natixis による資本配分と資本収益率に基づき事業セクターの内訳が刷新された）
Groupe BPCE“ Registration Document and Full-Year Financial Report 2017”（2018 年 2 月）P.219
https://www.groupebpce.fr/en/Investors/Results/Registration-documents （閲覧日：2018 年 10 月 11 日）

[13] Groupe BPCE“ Registration Document and Full-Year Financial Report 2017”（2018 年 2 月）P.219-220
https://www.groupebpce.fr/en/Investors/Results/Registration-documents （閲覧日：2018 年 10 月 11 日）

ii) 庶民銀行

庶民銀行は欧州大陸諸国において 19 世紀に誕生した。フランス初の庶民銀行は 1878 年にアンジェで事業家が事業家のための銀行として設立した。1917 年には、相互・協同組合組織となり、地域経済において急速に職人、小規模小売店、中小企業者への主要な貢献を果たすようになった。1962 年になり、庶民銀行は個人向けの金融サービスも開始した。2008 年には、HSBC フランスから地方の銀行 7 行を買収し、地方での存在感を高めている。

現在、庶民銀行のネットワークには、教育・研究・文化省の職員向け金融サービスを提供するカスデン庶民銀行（CASDEN Banque Populaire）と、地域支援において主要な役割を果たしているクレディ・コーペラティブの 2 行を含む地域銀行である庶民銀行 14 行がある。支店数は 3,263 支店で、預金残高は 2,576 億ユーロ、貸出残高 1,961 億ユーロ、出資者 430 万人である（2017 年 12 月末）[14]。

庶民銀行間の課題の検討や連絡、研修、庶民銀行・出資者の代表としての役割を果たす機関として、庶民銀行全国連合会（Fédération Nationale des Banques Populaires）がある。なお、庶民銀行は、連帯ファイナンス機関の一つである Adie[15]への支援を 1989 年の設立当初から行っている。2017 年においては、Adie への支援は必要とする資金額の 27%、優遇利子ローン残高 2,500 万ユーロとなる等、最大の支援機関となっている[16]。

iii) 貯蓄銀行

貯蓄銀行の歴史は古く、1818 年に設立されている。1960 年頃までは慈善的な側面が強く、労働者階級に対して貯蓄を促し、経済基盤を確立することを目的として事業が営まれてきた。社会保障制度や年金制度が未整備であった当時、重要な社会的インフラとしての役割を果たしてきた。1870 年からは預けられた資金は「預金供託公庫」（Caisse des Dépôts et Consignations, CDC）に預託されるようになり、公共事業の財源ともなった。長らく、貯蓄銀行の運営について、慈善事業的な側面を強調し、預金口座以外の商品を提供すべきではないとする勢力と、金融機関として商品ラインナップを拡充すべきであるとする勢力が対立してきたことから、1960 年代の銀行改革以前は預金口座のみを提供しており、このことがラ・バンク・ポスタルやクレディ・アグリコルが発展した要因の 1 つとなっているとの指摘もある。1960 年代以降は、段階的に取扱商品を増やした一方、統廃合が進んで各地に存在していた貯蓄銀行は大幅に減少した。さらに、1980 年代の第 2 次銀行改革に際して、1983 年に政治主導で 35 行まで統廃合されたあと、1992 年には現在の 17 行まで減少した。各貯蓄銀行は基本的に地域毎に営業しており、地域によって棲み分けがなされている。

現在、BPCE の傘下に 16 の貯蓄銀行、4,080 支店、2,020 万人の顧客基盤を有している（2017 年 12 月末）[17]。この 16 の貯蓄銀行における業界団体的な組織として貯蓄銀行全国連盟（Fédération Nationale des Caisses d'Epargne, FNCE）が設置されており、

---

[14] Groupe BPCE " Registration Document and Full-Year Financial Report 2017"（2018 年 2 月）P.17 https://www.groupebpce.fr/en/Investors/Results/Registration-documents （閲覧日：2018 年 10 月 11 日）

[15] Adie（https://www.adie.org/microfinance-in-france）フランス発祥のマイクロファイナンスで、1989 年に創設された。小企業や個人事業者、起業家向けの支援を行い、事業の発展に寄与している。

[16] http://www.fnbp.fr/actualite/favoriser-limplication-des-collaborateurs-des-banques-populaires-aupres-des-createurs-dentreprise-de-ladie/ （2018 年 3 月 29 日）（フランス語・仮訳）

[17] Group BPCE " Registration Document and Full-Year Financial Report 2017"（2018 年 2 月）P.20 https://www.groupebpce.fr/en/Investors/Results/Registration-documents （閲覧日：2018 年 10 月 11 日）

貯蓄銀行を代表して、貯蓄銀行の伝統的活動であるマイクロクレジット等の社会的責任に応える活動を実施している。

貯蓄銀行は、1989 年には法的に公益なミッションに従事することが義務化されたことを受け、マイクロクレジット業務を行ってきたが、2008 年の経済近代化法によってこの義務が撤廃された。ただ、これまでの経緯を踏まえ、CSR 活動としてマイクロクレジット等の公的活動を継続しているほか、貧困層への配慮から過疎地区である農村部や移民が多い大都市郊外の支店も維持し続けている。貯蓄銀行によっては、地方議員等を含む地域のステークホルダーからの要請が強いために採算の悪い店舗やサービスを維持せざるを得ないという事情もある。しかし、今後は公的活動を行う店舗を限定するなどコスト削減が検討される可能性がある。

貯蓄銀行では 100 万ユーロ以上の預金残高を有する富裕層向けサービスも提供している。例えば、首都のパリを含むイル・ド・フランス貯蓄銀行では、富裕層専門部署が設置され、富裕層に特化したサービス提供も行われている。但し、あくまで当該地域の顧客のみを対象としてサービスが提供されている。

iv) ナティクシス（Natixis）

BPCE における投資銀行であるナティクシスは、2006 年に貯蓄銀行及び庶民銀行の共同子会社として設立され、2011 年を目途にグループに統合する予定であったが、2007 年に顕在化したサブプライム・ローン問題、2008 年のリーマンショックの打撃を受けたことを機に、予定よりも早くグループに統合され、両行の投資銀行部門を担っている。ナティクシスは、資産運用部門（asset & wealth management）、法人投資銀行業務（corporate & investment banking）、専門金融サービス（specialized financial services）、保険業務（insurance）という 4 つの部門を柱としており、税引き前利益（income before tax）での構成比は、資産運用部門 32%、法人投資銀行業務 44%、専門金融サービス 13%、保険業務 11%（2017 年）[18]である。

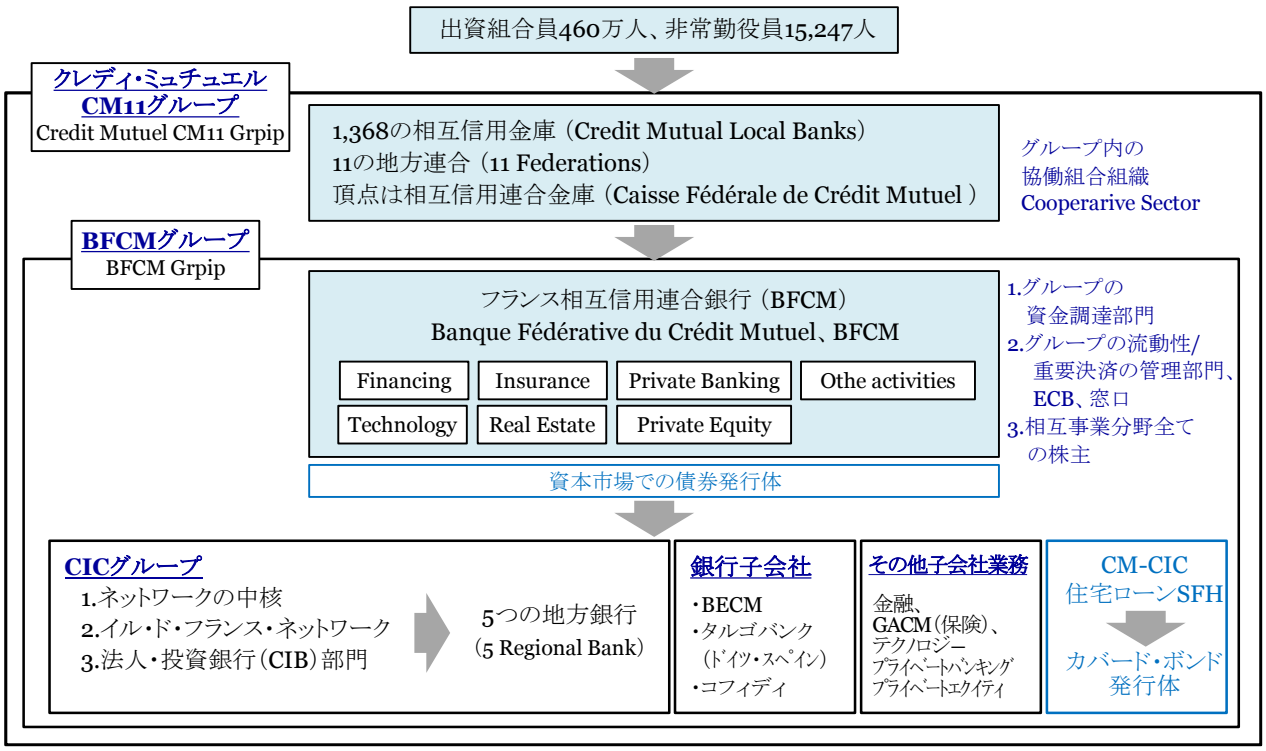
③ クレディ・ミュチュエル・CM11・グループ（Crédit Mutuel CM11 Group）

1882 年にアルザス地方において、ライファイゼン・モデルに基づき、最初の相互信用金庫（Crédit Mutuel、クレディ・ミュチュエル）が創設された。農村からの貯蓄を農業に貸し付けることにより、農民が責任をもって、貧困から脱却することを目的としたものである。1947 年 9 月 10 日の法律により、協同組織としての地位が確立した。その後、相互信用金庫は急速に拡大し、1958 年には、対外的に利益を代表するクレディ・ミュチュエル全国連合会（Confédération Nationale du Crédit Mutuel, CNCM）が設立された。

2017 年末時点でフランスでは、全国 2,092 の相互信用金庫が金融業務を行っている。各地の相互信用金庫は 18 の地方連合（18 groupes régionaux）に組織化されており、上記の通り、全国組織としてクレディ・ミュチュエル全国連合会（CNCM）がある。全国 18 の地方連合は、11 の地方連合からなる CM11 グループ（CM11 Group, 旧 CM11-CIC Group）と、3 つの地方連合からなるクレディ・ミュチュエル・アルケアグループ（Crédit Mutuel Arkéa Group）及び単独の 4 地方連合に分かれる。

[18] Groupe BPCE “ Registration Document and Full-Year Financial Report 2017”（2018 年 2 月）P.17
https://www.groupebpce.fr/en/Investors/Results/Registration-documents （閲覧日：2018 年 10 月 11 日）

図表 10：Credit Mutuel-CM11 Group の組織構成（2017 年 12 月末）



（出所）Credit Mutuel CM11 Group “2017 REGISTRATION DOCUMENT” （2018 年 2 月）
http://www.bfcm.creditmutuel.fr/en/bfcm/pdf/CM11_Group_2017_Registration_Document.pdf（閲覧日：2018 年 10 月 11 日）
Credit Mutuel CM11 Group “Investor Presentation” （2018 年 6 月）
www.bfcm.creditmutuel.fr/fr/bfcm/pdf/IP_BFCM_JAPANESE_DEC2017.pdf （閲覧日：2018 年 10 月 11 日）等を基に作成

上記のうち、2017 年 12 月末時点で、クレディ・ミュチュエル・CM11 グループは、顧客数 2,430 万人、組合員数は約 460 万人、支店数は約 4,500 という最大規模を有している。クレディ・ミュチュエル、商工信用銀行（CIC）、タルゴバンク、コフディという 4 つの主要ブランドがある。主に、クレディ・ミュチュエルの 1,981 支店と CIC の 1,941 支店で構成されるリテール・ネットワークを通じて顧客へのサービスを提供している[19]。

クレディ・ミュチュエル・CM11 グループは、グループ内の協同組合組織（cooperative sector）と資金調達部門である BFCM グループとが互いに補完、相互に関連しながら運営している。BFCM グループの核となるのは、フランス相互信用連合銀行（Banque Fédérative du Crédit Mutuel, BFCM）であり（図表 10）、傘下にアセットマネジメント、ファクタリング、保険、不動産等の子会社が有る[20]。2017 年 12 月末時点での預金残高は 5,613 億ユーロ（うち、銀行預金残高は 2,885 億ユーロ）、貸出残高は 3,449 億ユーロである（2017 年 12 月末）[21]。

[19] Crédit Mutuel CM11 Group、「投資家プレゼンテーション　2017 年」2018 年 6 月
http://www.bfcm.creditmutuel.fr/fr/bfcm/pdf/IP_BFCM_JAPANESE_DEC2017.pdf
[20] Crédit Mutuel CM11 Group, Registration Document 2014,
www.bfcm.creditmutuel.fr/en/bfcm/pdf/DOCREF_DEC2014_VENG.pdf
Investor Presentation – June 2013, Crédit Mutuel-CIC, Banque Fédérative du Crédit Mutuel
[21] “The Crédit Mutuel CM11 Group1 in 2017” 22 February 2018 P.1
http://www.bfcm.creditmutuel.fr/fr/bfcm/pdf/20180222_Communique_CM11_EN.pdf （閲覧日：2018 年 10 月 11 日）

BFCM の傘下に商工信用銀行（CIC）がある。CIC は、1859 年に設立されたイル・ド・フランス地域圏（旧パリ地域圏）の地方銀行である。一時国有化されたが、1998 年に民営化・上場した。BFCM は CIC 株式の 93.7%[22]を保有している。CIC は、パリ地域における支店網と全国の 5 つの地方銀行の持株会社を組織している。CIC のバンキングネットワークでは、フランス全土に 1,941 の支店があり、504 万人の顧客（対前年比 9 万人増）を有し、預金残高は 1,099 億ユーロ、貸出残高は 1,175 億ユーロであった（2017 年 12 月末）[23]。

(4) 市町村信用金庫（caisses de credit municipal）

市町村信用金庫とは、パリ市のパリ信用金庫（Crédit Municipal de Paris）のように、大都市の自治体が所有している信用金庫である。もっとも自治体による地域コミュニティ銀行としての機能だけでなく、公的な質屋や競売業者（破産者、無遺言死亡者等の所有物の処分者）としても機能している。主要な顧客は、地方自治体の職員や低所得層であり、我が国の信用金庫とは役割も異なっている。

(5) 公共投資銀行（Banque Publique d'Investissement, BPI）

フランスには国有の開発金融機関として、公共投資銀行（Banque Publique d'Investissement, BPI） がある。同行はフランス政府と預託供託公庫（CDC）がそれぞれ 50%出資する公的金融機関で、中小企業への融資（Business loan）を主な目的とするほか、信用保証（Guarantees）やイノベーション振興関連の融資（Soft loans for innovation）も行う。国内 48 支店に約 2,700 人の従業員を擁し、地域に特化した金融ソリューションを開発している。他行との協調融資では 6,400 社の中小企業を対象に 72 億ユーロ、信用保証では 61,370 社を対象に 89 億ユーロ、イノベーションでは 5,420 社を対象に 3 億ユーロの融資実績を有する（2017 末） 。

2. 監督官庁と指導体制

従来は、金融機関等の承認・認可と日々の監督機能を、銀行、証券、保険等業態別の監督等機関が担当していた。銀行等の承認・認可は、金融機関･投資会社委員会（Comité des Etablissements de Crédit et des Entreprises d'Investissement, CECEI）が担当し、日々の監督の機能は中央銀行であるフランス銀行（Bank of France, Banque de France）の事実上の執行機関である銀行委員会（Commission Bancaire, CB）が担当していた。

その後、エンロンやワールドコムによる不正会計事件などの金融への信頼低下を受け、震源地であったアメリカでは米国企業改革法（英名 Sarbanes-Oxley Act、2002 年 7 月）が成立した。これを受け、フランスにおいても金融規制監督機関の統合と再編、金融における投資家保護の強化、企業統治の改善を目的に、金融の安全に関する 2003 年 8 月 1 日付法律第 706 号（Loi n° 2003-706 du 1 août 2003 de sécurité financière、金融安全法[24]）が成立し、8 月 1 日に公布された。

---

[22] Credit Mutuel CM11 Group“2017 REGISTRATION DOCUMENT”P.15（閲覧日：2018 年 10 月 11 日）
http://www.bfcm.creditmutuel.fr/en/bfcm/pdf/CM11_Group_2017_Registration_Document.pdf

[23] “ The Crédit Mutuel CM11 Group1 in 2017” 22 February 2018 P.14
http://www.bfcm.creditmutuel.fr/fr/bfcm/pdf/20180222_Communique_CM11_EN.pdf （閲覧日：2018 年 10 月 11 日）

[24] Law No.2003-706 of August 1,2003, on Financial Security (as last amended by Ordinance No.2010-638 of June 10, 2010),

この法律は、監督機関の現代化、投資者及び被保険者の安全、財務諸表などの法定監査の現代化と透明性の 3 つを柱としており、第一部は金融監督機関の現代化（統合と再編）、第二部は投資家と保険契者の安全、第三部は会計監査制度を中心とする企業統治の現代化及び透明性となっている。

同法は、主に証券市場制度に関連する分野を改革するものであり、従前は証券取引委員会（Commission des Opérations de Bourse, COB）と金融市場理事会（Conseil des Marchés Financier, CMF）、金融経営規律委員会（Conseil de Discipline de la Gestion Financière, CDGF）に分化していた証券規制監督機関を全て統合し、金融市場庁（Autorité des Marchés Financiers, AMF）を誕生させた。

銀行等の与信機関については一元化が進まず、その後も「金融機関･投資会社委員会」（CECEI）が免許を与え、「銀行委員会」（CB）が業規制や健全性規制の遵守を監督する役割を担うという体制が継続することとなった。

その後、サブプライム・ローン問題に端を発した一連の金融危機やリーマン・ショックを経て、2010 年 3 月には金融・保険分野の承認・認可機能と日々の監督機能を併せ持つ健全性監督機構（The Autorité de contrôle prudentiel et de résolution, ACPR）が設立された。更に、保険会社委員会（Comité des Entreprises d'Assurance）及び保険・共済組合管理機関 （Autorité de Contrôle des Assurances et des Mutuelles）の 2 つの委員会が、健全性監督機構に統合された。2013 年 7 月には新たに銀行の危機回避・解決能力を監督する権限が付与された。

健全性監督機構は独立した組織だが、フランス銀行に属しており、フランス銀行総裁が主宰する理事会が意思決定の上位組織となっている。

1984 年銀行法は、2001 年より発効された通貨金融法典（Code Monétaire et Financier）に取り込まれており、健全性監督機構は、2008 年 8 月 4 日付経済の現代化に関する法律第 776 号（Loi n° 2008-776 du 4 août 2008 de modernisation de l'économie）により、委任された政令である「銀行・保険に係る承認・監督を担当する官庁の合併に関する 2010 年 1 月 21 日付政令第 76 号」（Ordonnance n° 2010-76 du 21 janvier 2010 portant fusion des autorités d'agrément et de contrôle de la banque et de l'assurance）に基づいて設立された。

健全性監督機構がカバーするのは、1）金融：銀行、金融ポートフォリオ管理会社を除く投資信託会社、規制金融市場運営会社、金融商品の安全性・管理活動に関し認可を受けた個人、決済サービス機関、金融会社及び複合活動を行う金融持株会社、両替商など、2）保険サービス：保険会社、再保険会社、相互保険会社及び相互組合、保険会社グループ及び保険会社混合グループなどで、金融・保険業務の全般である。

フランス政府法律データベース、www.wipo.int/wipolex/en/details.jsp?id=13917

3. フランスの金融制度の特徴

前述のとおり、フランスでは、ユニバーサルバンキング制度が導入されており、各金融機関は銀行業務に加えて証券業務やリース、ファクタリング等のノンバンクサービスも提供している。その他グループ傘下で保険サービス（バンカシュアランス）を銀行が提供している。

フランスの金融市場の特徴として、銀行の上位 7 グループによる寡占化が進んでいることが挙げられるが、生命保険市場を見ても、銀行系生命保険のシェアが目立ち、リテール市場で大きな地位を占めている。

4. 預金保険制度の枠組み

2012 年 6 月の EU 首脳会議では、2008 年以降欧州各国で発生してきた債務危機に対処するため、金融枠組みの統合を目的とする銀行同盟（Banking Union）の創設が決定した。銀行同盟では、①単一監督メカニズム（Single Supervisory Mechanism、SSM）、②単一破綻処理メカニズム（Single Resolution Mechanism）、③預金保険制度（Deposit Guarantee Scheme）を金融枠組み統合のための三本柱として位置づけている。このうち①単一監督メカニズムに関しては、2014 年 11 月、ユーロ圏各国当局が有していた銀行監督権限が、欧州中央銀行（European Central Bank, ECB）に集約された。

EU では、世界的な金融危機や欧州諸国のソブリン危機を踏まえ、金融機関の監督・破綻処理・預金保険制度について共通ルールを策定することとし、ユーロ圏については、欧州中央銀行（ECB）を中心とする単一監督メカニズム（Single Supervisory Mechanism：SSM）及び単一破綻処理理事会（Single Resolution Board：SRB）を中心とし、単一破綻処理メカニズム（Single ResolutionMechanism: SRM）による枠組みができた。実際の権限行使は、各国の NRA（破綻処理当局・フランスでは健全性監督破綻処理機構）と密接に協力して行うこととされている[25]。

銀行監督を担う SSM に関しては、2014 年 11 月、ユーロ圏各国当局が有していた銀行監督権限が ECB に集約された。SSM では、ECB が、ユーロ圏全ての国の銀行を直接的または間接的に監督する。ECB が直接監督するのは、（a）総資産が 300 億ユーロ以上、（b）特定の 1 ヵ国もしくは EU の経済において影響力が大きい、（c）総資産が 50 億ユーロ以上、かつ、2 国以上の EU 加盟国に対するクロスボーダー資産（或いは負債）の総資産（或いは総負債）に占める割合が 20%超、（d）公的支援を受け入れた機関、のいずれかを満たした銀行であり 、「重要度の高い銀行（significant institutions）」と呼ばれる。2018 年 1 月時点で、ユーロ圏に所在する 118 行が重要度の高い銀行に該当する[26]。118 行以外の「重要度の低い銀行（less significant institutions）」については、各国の金融監督当局（National Copetent Authority, NCA）による監督を通じて、ECB が間接的に監督する。

[25]「欧州の政治イベントが EU の金融システムに及ぼす影響について～Brexit や各国選挙と金融センター間競争や銀行・資本市場同盟の関係～」（2017 年 7 月）公益財団法人国際金融情報センターブラッセル事務所長金子寿太郎氏
http://www.jcif.or.jp/docs/GSS201706.pdf （2017 年 8 月 25 日閲覧）

[26] ECB, List of supervised entities（閲覧日：2018 年 12 月 7 日）
https://www.bankingsupervision.europa.eu/ecb/pub/pdf/ssm.list_of_supervised_entities_201802.en.pdf

図表 11：ECB の直接監督基準と該当するフランスの銀行(2018 年 9 月)

要件	概要	該当する銀行(グループ)
規模 Size	総資産が 300 億ユーロ以上	・ Barclays Bank plc ・ BNP Paribas S.A. ・ BPCE S.A. ・ Bpifrance S.A. (Banque Publique d'Investissement) ・ Confédération Nationale du Crédit Mutuel ・ C.R.H. – Caisse de Refinancement de l'Habitat ・ Crédit Agricole S.A. ・ HSBC France ・ La Banque Postale ・ RCI Banque SA ・ SFIL S.A. ・ Société Générale S.A.
経済的重要性 Economic importance	特定の 1 ヵ国もしくは EU の経済において影響力が大きい	
事業の越境性 Cross-border activities	総資産が 50 億ユーロ以上、かつ、2 国以上の EU 加盟国に対するクロスボーダー資産（或いは負債）の総資産（或いは総負債）に占める割合が 20%超	
直接公的金融支援 Direct public financial assistance	欧州安定メカニズム（European Stability Mechanis）または欧州金融安定ファシリティー（European Financial Stability Facility）からの公的支援を要求した、もしくは受け入れたことがある。	

（注）「経済的重要性」は、ECB が各国の経済にとっての各行の①重要性②相互接続性③代替性④複雑性を判断して決定する
（出所）ECB, "Banking Supervision" https://www.bankingsupervision.europa.eu/banking/list/criteria/html/index.en.html
https://www.bankingsupervision.europa.eu/ecb/pub/pdf/ssm.list_of_supervised_entities_201810.en.pdf を基に作成
（閲覧日：2018 年 10 月 26 日）

フランスでは、SSM の導入に際し、ECB と健全性監督機構の協力関係を規定した「単一監督メカニズムを信用機関に適用するための法規における各種条項に関する 2014 年 11 月 6 日付政令第 1332 号」（Ordinance No. 2014-1332 du 6 novembre portant diverses dispositions d'adaptation de la législation au mécanisme de surveillance unique des établissements de crédit）が制定されている[27]。

図表 12：フランスにおける個人金融関連の監督当局

金融機関の業態・種類	監督官庁	監督に関する法規
商業銀行	健全性監督機構 欧州中央銀行	政令第 2010–76 号 政令第 2014–1332 号
相互・協同組合銀行	同上	同上
市町村信用金庫	同上	同上

（出所）農林中金総合研究所、2010 年 10 月「欧州の協同組合銀行」及び EIU 「Country Finance, France 2011」、
Hogan Lovells, "French Legal and Regulatory Update – November 2014", p2
フランス政府法律データベース www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000029717034&categorieLien=id
を基に作成

預金保険公社（Fonds de Garantie des Dépôts et de Résolution, FGDR）[28]は、1999 年 6 月 25 日付貯蓄と金融保証に関する法律第 99-532 号（Loi n°99-532 du 25 juin relative à l'épargne et à la sécurité financière）に基づき、全金融機関をカバーする私法上の法人（民間）として設立された （預金保険制度は 1980 年に開始）。

同公社は欧州経済圏外の外国銀行支店を含めた銀行が強制加盟の対象となっており、加盟金融機関は 530、その多くは複数のスキームに参加している。個別に挙げると、

[27] フランス政府法律データベース www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000029717034&categorieLien=id
[28] 2013 年に前身の FGD（Fonds de Garantie des Depôts）から名称が変更

預金保証（Deposit guarantee）404 機関、投資家補償（Investor compensation）325 機関、契約履行保証（Guarantee of performance bonds）344 機関となっている（2016 年末）[29]。対象となる預金は①当座預金、②普通預金、③定期預金、④欧州経済圏の通貨建て外貨預金、⑤欧州経済圏内の海外支店の預金、⑥未決済債務であり、対象外となるのは①譲渡性預金、②債券、③信託商品、④中央政府の預金、⑤金融機関の預金、⑥破綻金融機関の経営者その他一定の関係のある個人預金、⑦無記名預金、⑧マネーロンダリングに関わる預金、⑨欧州経済圏外の通貨建預金となっている[30]。

欧州連合（European Union, EU）は 1994 年に預金保険システムに関する指令（英名 Directive 94/19/EC of the European Parliament and of the Council of 30 May 1994 on Deposit-Guarantee Schemes、欧州共同体指令 94/19）を公表し、預金保険システムを整備するとともに、欧州共同体加盟国に本店を有する銀行の他の加盟国内の支店については本国の預金保険システムがその責任を負うことを定めた。これを受け、フランスでは通貨金融法典を改正し、フランスにおいて免許を受けた金融機関は全ていずれかの預金保険システムに加盟すべきことを定めた。なお、付保限度額は 2010 年 12 月末に EU 預金保険指令の改正に伴い、1 金融機関、1 預金者につき、10 万ユーロ（利息は内数）となった。また、認可を受けた金融機関が保護預りする有価証券については 7 万ユーロ（8.5 百万円）までが保護の対象となる[31]。

欧州銀行同盟の創設に伴い、預金者保護の強化、預金保証制度の調査、金融の安定化を図るため、2014 年に改正預金保証制度指令（Directive 2014/49/EU）が制定された。改正指令は「最大限の調和の原則（principle of maximum harmonization）」の原則に基づき、預金の保証限度額を「一律」10 万ユーロ（預金者 1 人が 1 つの銀行に対して有する預金口座の合算に対しての限度額）としており、各国の裁量によって保証限度額を 10 万ユーロより引き上げることは認めていない。改正預金保証制度指令の制定に伴い、フランスでは 2015 年 10 月 27 日付省令[32]により、改正預金保証制度指令で定められた預金保証制度が、通貨金融法典へ組み入れられた。

5. 個人資産運用に関わる税制全体の中での預貯金税制

2013 年財政法（loi de finances pour 2013）により、2013 年 1 月以降発生する利子・配当に対する利子課税については、源泉分離課税の選択が廃止され、一般所得課税と同様、原則、総合課税となった。その課税方法については、預金利子については 24%、配当金については 21%の源泉徴収を行い、納税時にその他の収入と併せて調整することとされている。また、利子額が年間 2,000 ユーロ以下の場合は、総合課税又は 24%の源泉徴収を選択できる。源泉徴収を選択して、一定の条件を満たした場合は、口座を開設している銀行に申請すれば税の還付を受けることができる。なお、利子等所得に対する社会保障特別税については、2018 年から 17.2%（2017 年度は 15.5%）が別途課税されている[33]。

---

[29] FGDR ウェブサイト （閲覧日：2018 年 10 月 29 日）
https://www.garantiedesdepots.fr/en/fonds-de-garantie-des-depots-et-de-resolution/what-institutions-are-covered

[30] 日本預金保険機構、「主要国の預金保険制度」

[31] FGDR ウェブサイト
https://www.garantiedesdepots.fr/en/fonds-de-garantie-des-depots-et-de-resolution/what-institutions-are-covered

[32] フランス政府ウェブサイト”Arrêté du 27 octobre 2015 relatif à la mise en œuvre de la garantie des dépôts, au plafond d'indemnisation et aux modalités d'application de l'article L. 312-4-1 du code monétaire et financier”
https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000031396841&categorieLien=id

[33] ラ･バンク・ポスタル　ウェブサイト

預貯金の種類によっては所得税が非課税になるほか、A 通帳預金（Livret A[34]）など社会保障特別税も非課税になるものもある。また、株式投資のキャピタルゲインに対する優遇税制措置もある。

図表 13：フランスの非課税預貯金口座（2018 年）

商　品	口座開設資格	預入限度額（元本のみ、ユーロ）	所得税 à l'impôt sur le revenu (IR)	社会保障特別税 aux prélèvements sociaux (PS)
A 通帳預金（Livret A）（注 1） 安定経済発展通帳預金（LDDS） 庶民通帳預金（LEP） 青少年通帳（Livret jeune）	子供を含む全国民 子供を含む全国民 フランスでの納税者 12～25 歳の国内居住者	22,950 12,000 7,700 1,600	非課税	
通帳式住宅預金（CEL） 積立式住宅預金（PEL）	子供を含む全国民 子供を含む全国民	15,300 61,200	課税（注 2）	

（注 1）金融機関によってはクレディ・ミュチュエルのようにブルー通帳預金（Livret Bleu）と呼ぶ場合もある。
（注 2）CEL、PEL は 2018 年より課税（所得税 12.8%、社会保障特別税 17.2%）。
（出所）フランス政府行政サービスウェブサイト（閲覧日：2018 年 11 月 5 日）

Livret A　www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F2365
LDDS　www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F2368
LEP　www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F2367
LJS　www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F2904
CEL　www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F16136
PEL　www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F16140

フランスでは、図表 13 の通り 6 種類の非課税預貯金口座があり、このうち 4 種類が貯蓄のみを目的とした口座、2 種類が住宅取得を目的とした口座（通帳式住宅預金（CEL）と積立式住宅預金（PEL））である。但し、庶民通帳預金（LEP）には所得制限がある[35]。

独身者よりも結婚[36]して子供の数が多いほど世帯別で見た貯蓄目的の非課税口座の合計限度額が増える仕組みになっている。最も限度額が小さい年収 19,468 ユーロ超の独身者の場合、口座開設資格が A 通帳預金（LivretA、預入上限額 22,950 ユーロ）と安定経済発展通帳預金（LDDS、同 12,000 ユーロ）の 2 種類に限られるため、合計限度額は 34,950 ユーロである。一方、夫婦と 12 歳から 25 歳の子供が 2 人いる年収 40,258 ユーロ以下の家庭の場合、4 種類の口座を開設することが可能で、合計限度額は 161,600 ユーロである。限度額は子供一人当たり最低でも独身者と同じ 34,950 ユーロ増える。

最も限度額が大きい A 通帳預金の金利は、インフレーションや金融情勢等に応じて年 4 回まで変更できる。A 通帳預金金利は 2015 年 8 月より年 0.75%（2014 年 8 月~2015

www.labanquepostale.fr/particulier/produits/epargne/livrets/livrets_fiscalises/csl.fiscalite.html

34 フランスでは一般的に、口座の維持手数料が課されている。個人が持つ口座として代表的なものに「普通口座」（Compte de dépôt）と「リブレA貯蓄預金」(LivretA)がある。前者は「Compte de dépôt」は Compte courant とも呼ばれ、給与の振込や、各種料金の引き落とし、日常使用する小切手やデビットカードの引き落とし用口座として使用され、無利子である。「Livret A」は利子付きの貯蓄型預金。年齢に関係なく誰でも所有できるが、1 人につき 1 口座のみとされている。利率は変動制で、フランス政府により定められている。預入限度額があるが、利息に対し免税、常時引き出し可能。
http://www.parisettoi.fr/topics/73/

35 独身の場合年収 19,468 ユーロ、配偶者がいる場合は世帯で 29,863 ユーロ、子供一人当たり 5,198 ユーロが追加される。

36 事実婚の関係にある者についても、夫婦と同じ扱いを受ける。

年 7 月までは年 1.00%）と過去最低となった[37]。預入限度額は一人当たり、22,950 ユーロ（2013 年 1 月から適用、従前は 19,125 ユーロ）である。なお、利子に対しては、所得税だけでなく、社会保障特別税も非課税となる。小切手帳は与えられないが、ATM 用のカードを交付することができる。

2018 年 4 月に仏政府は、A 通帳預金の金利は、2020 年 1 月 31 日までは現行の 0.75%に据え置かれるとしたうえで、その後についても 0.5%は下回らない旨を発表した[38]。

図表 14：フランスの株式投資のキャピタルゲインに対する税制優遇措置

商品及び非課税対象	保有期間	税率	備考
株式 ［キャピタルゲイン（PEA 除く）］	2 年未満	課税	総合課税
	2 年以上～8 年未満	50%分を非課税	総合課税
	8 年以上	65%分を非課税	総合課税
株式積立口座 Plan d'Épargne en Actions, PEA （注）	2 年未満	22.5%	キャピタルゲインに対する分離課税
	2 年以上～5 年以内	19.0%	同上
	5 年以上	非課税	同上

（注）Classic PEA と中小企業へのファイナンス資金とするための PEA-PME があり、両方のプランに加入することができる。
ただし、限度額は前者が 150,000 ユーロ、後者は 75,000 ユーロで、合算して 225,000 ユーロ。
（出所）フランス政府行政サービスウェブサイト
PEA：https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F2385 （閲覧日：2018 年 3 月 28 日）

個人所得税は課税所得に応じ、累進課税方式で次の 5 段階に分かれる。

図表 15：個人所得税

課税所得（ユーロ）	所得税率
～9,807 以下	0%
9,807 超～27,086 以下	14%
27,086 超～72,617 以下	30%
72,617 超～153,783 以下	41%
153,783 超～	45%

（出所）フランス政府行政サービスウェブサイト www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F1419 （閲覧日：2018 年 10 月 26 日）
フランス租税一般法典（Code general des impost（CGI））第 197 条

37 www.connexionfrance.com/livret-a-interest-rate-drops-record-low-17138-view-article.html
38 フランス政府ウェブサイト（2018 年 12 月 3 日閲覧）
https://www.service-public.fr/particuliers/actualites/A12553

第 3 章　郵便貯金の概要

1.　設立目的・沿革概要

フランスにおいて、郵便局は地方に郵便サービスや金融サービスを提供する数少ない公共サービスの拠点として、重要な役割を担ってきた。フランスはドイツなどと比較すると、都市部を除けば人口密度が低く（2017 年：ドイツ 230 人/km²、フランス 122 人/km²）、民間銀行が拠点を置かない地域が多いことも、郵便局による金融サービス提供が重視される理由の一つである。

フランスの郵便貯金業務の歴史は長く、歴史は 19 世紀まで遡る。一般大衆の貯金を受け入れることを目的として、1818 年に最初の民営の貯蓄銀行であるパリ貯蓄金庫が設立された。貯蓄銀行は主に都市部で展開し、より人口の多い農村部では利用が困難であったため、1881 年 4 月に郵便局を貯蓄金庫として活用する法律によって、郵便電気通信大臣管轄下にある国家機関として郵便貯蓄金庫（la Caisse nationale d'épargne postale、CNE）が設立された。これが、フランスにおける郵便貯金の始まりであった[39]。

郵便貯蓄金庫はその後国民貯蓄金庫（la Caisse nationale d'épargne、CNE）に名称変更し、1918 年には預入限度額のある通帳貯金口座の取扱いを開始、これが現在の A 通帳預金（Livret A）の元となっている[40]。A 通帳預金は非課税扱いのフランスを代表する貯蓄商品であり、郵便局において提供される貯蓄商品の中心的な存在である。

現在の郵便局であるラ・ポスト（La Poste）は、フランス政府から独立した法人格を持つ公共事業体として 1991 年 1 月に誕生した。それまでフランスの郵便貯金業務は、郵便電気通信省が行っていたが、1990 年 7 月 2 日の法令第 90-568 号により、郵便事業及び郵政金融事業の経営は、ラ・ポストが担うこととなった。

フランスでは、2009 年までに郵便サービス市場を自由化することを目指した欧州連合（EU）指令（Directive 97/67/EC, Directive 2002/39/EC）を受け、2005 年 5 月に郵便サービスの規制に関する 2005 年 5 月 20 日付法律第 516 号（Loi n° 2005-516 du 20 mai 2005 relative à la régulation des activités postales）が成立した。これを受け、ラ・ポストは銀行業務の本格的な展開を目指し、郵便貯蓄銀行の設立を申請した。

2005 年 11 月 30 日に金融機関・投資会社委員会（Comité des Etablissements de Crédit et des Entreprises d'Investissement, CECEI）は銀行設立を認可、2006 年 1 月に民間銀行と同様の銀行免許を持つラ・バンク・ポスタル（La Banque Postale）が、ラ・ポストの 100%子会社として設立された[41]。なお、ラ・バンク・ポスタルは郵便小切手口座の資金運用会社エフィポスト（Efiposte）に銀行免許を付与する形で設立されている。

ラ・バンク・ポスタルは 2007 年 1 月に貸出業務を開始した。当初は住宅ローンと消費者ローンであった。他方、ラ・バンク・ポスタルの主力貯蓄商品である A 通帳預金[42]は、他に貯蓄銀行とクレディ・ミュチュエル（Crédit Mutuel）しか取り扱えなかったものが、2008 年 8 月 4 日に発出された経済の現代化に関する法律第 776 号（Loi n° 2008-776 du 4 août 2008 de modernisation de l'économie）によって通貨金融法典

---

[39] 財）郵便貯金振興会（2007）、「主要 4 カ国の貯蓄金融機関―イギリス・フランス・ドイツ・アメリカ―」より。
[40] ラ・ポスト, https://www.laposte.fr/chp/mediasPdf/anniv/anniv_19.pdf （フランス語・仮訳）
[41] Le Monde,　2005 年 12 月 1 日, http://www.lemonde.fr/economie/article/2005/12/01/la-creation-de-la-banque-postale-a-recu-le-feu-vert_716189_3234.html
[42] クレディ・ミュチュエルでは Livret Bleu という呼称。

が改訂されたことにより、2009 年 1 月 1 日以降、全ての銀行で取り扱うことができるようになった。これは、非課税貯蓄商品の発行を特権的に 3 機関のみに与えるのは自由競争に反しているとして、廃止を欧州委員会が求めていたものである。

2010 年 2 月 9 日に発出された公共法人ラ・ポスト及び郵便業務に関する法律第 123 号（LoiI n° 2010-123 du 9 février 2010 relative à l'entreprise publique La Poste et aux activités postales）では、第 1 条においてラ・ポストは株式会社に転換される旨が規定され、2010 年 3 月 1 日に株式会社化が実現した。ラ・ポストの株式は、2017 年 12 月時点で政府が 73.68%、預金供託公庫（Caisse des Dépôts et Consignations, CDC）が 26.32%を保有している[43]。

ラ・ポストは前記の法律第 123 号によって、2011 年 1 月から 15 年間に渡って郵便業務のユニバーサル・サービス義務を課されている。これに加えて、17,000 以上の郵便局ネットワークを保有することや、地方・低所得の地域（underprivileged area）・山間部に郵便局ネットワークを展開することが求められている。ラ・バンク・ポスタルについては、2008 年経済現代化法により、要望があればだれにでも A 通帳預金口座を開設すること、預金の引き出しを無料とするか、1.5 ユーロから預金受入を可能とすることを義務付けられている。

2010 年 8 月にはラ・バンク・ポスタルは経済産業雇用省（Ministère de l'Economie, de l'Industrie et de l'Emploi）の認可を得て、法人向け金融サービスが可能となり、企業向けや自治体向けの貸出を開始した。2011 年 9 月以降は、中小企業やマイクロビジネス、NPO、ハウジングアソシエーションなどへのファイナンス業務を開始した。こうしてラ・バンク・ポスタルはリテール金融機関としての活動を本格化させていった[44]。

2. 組織・経営形態

(1) ラ・ポスト・グループの経営形態

ラ・ポストはフランス政府が 76.68%、公的金融機関である預金供託公庫（CDC）が 26.32%の株式を保有する事実上の国有企業であり、法律上、4 つの公共サービスに関する責務を帯びている。第一は、ユニバーサル・サービスの提供で、例えばラ・ポストは週 6 日の集配頻度が保たれている。第二は地域発展への貢献、第三は報道資料等の地域への配布、第四は金融サービスへのアクセス確保、となっている[45]。

フランスには 2017 年 12 月末時点で 17,126（軍事郵便局と、アンドラやモナコ・海外県等にある局等の特別局 34 を含む）の郵便局がある[46]。郵便局のうち、直轄局（Post Offices）は 8,414 局あり、直轄局では郵便、小包、金融サービス等のあらゆるサービスを提供している。委託郵便局（Partnerships）は 8,686 局あるが、これらは、地方郵便簡易局（英名 Local Postal Agency, APC）6,160 局と、郵便取次所（Relais Poste outlet,

43 Le Groupe La Poste ,“ Registration Document and Annual Financial Report 2017 ”（2018 年 2 月）https://legroupe.laposte.fr/content/download/29417/223547/version/1/file/Le+Groupe+La+Poste+2017+Registration+Document.pdf P.14（閲覧日：2018 年 10 月 16 日）

44 La Poste Group, “ Registration Document 2011”

45 La Poste Group ウェブサイト、みずほ総合研究所（2016）「郵便局における金融事業のあり方について―海外事例を踏まえ、わが国へのインプリケーションを考察」（閲覧日：2018 年 12 月 3 日）
https://legroupe.laposte.fr/profil/les-missions-de-service-public/le-contrat-d-entreprise
https://www.mizuho-ri.co.jp/publication/research/pdf/report/report16-0328.pdf

46 La Banque Postale, “ Investors Presentation October 2018” P39.
https://www.labanquepostale.com/content/dam/groupe/investisseurs/pdf/dette/home-loan-sfh/pres-investisseurs/Investor%20Presentation%20October%202018.pdf （閲覧日：2018 年 10 月 16 日）

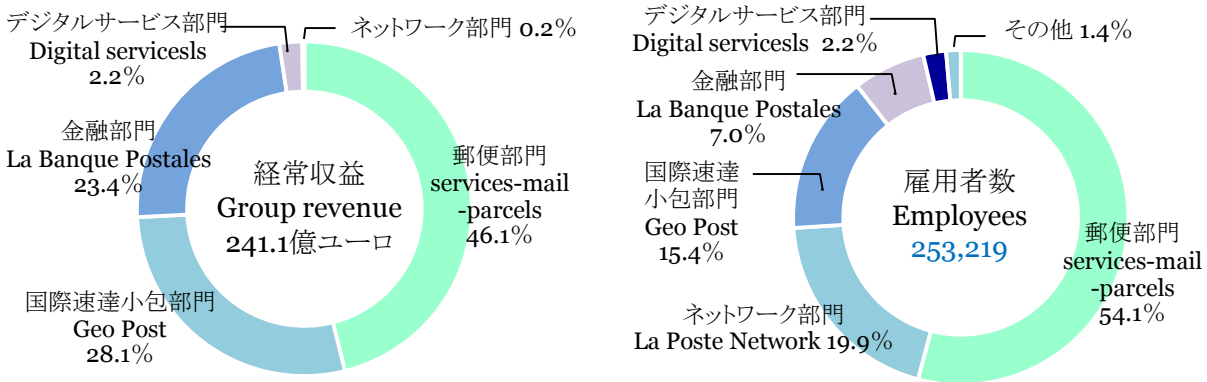
RP）2,525 所に分かれる[47]。

地方郵便簡易局（APC）は、ラ・ポストとフランス市長連合会（French Mayors Association, AMF）との包括枠組み協定に基づいて運営されている。同協定には、地方公共団体とその連合体は地方の郵便をカバーする公共サービスを引き受けると定められており、これにより地方郵便簡易局は、郵便（切手、記録郵便、郵便留置き等）、小包（包装用品の販売、引受、取り集め）及び金融サービス（ラ・バンク・ポスタル口座及び A 通帳預金口座から 1 週間当たり 350 ユーロまでの現金の払戻[48]）といった郵便局サービスの大半を提供している。地方郵便簡易局は、ラ・ポストと協定を締結した地方公共団体又はその連合体により雇用された地方の職員により管理されており、彼らは地方政府管理規定の管理下に入る。

郵便取次所（RP）は、ラ・ポストが商店主や事業者に対し、郵便サービスや金融サービス（ラ・バンク・ポスタルの振替口座、A 通帳預金口座保有者による 1 週間につき 150 ユーロまでの払戻）をラ・ポストに代わり提供することを委託し、それに対し、固定費、手数料を支払うことについて、商工会議所、タバコ販売連合会等と協定を締結しているものである。郵便取次所（RP）2,525 所のうち、1817 所が地方（rural areas）、708 所が都市部（urban areas）にある。

事業は、郵便部門（services-mail-parcels）、国際速達小包部門（GeoPost）、金融部門（La Banque Postale）、デジタルサービス部門（Digital services）の 4 つに分かれており、上記の 4 事業のうち中核を占めているのが郵便部門となっている。収益面では、2017 年のグループ全体の売上高（241.1 億ユーロ）のうち、郵便部門が 46.1%と最大のシェアを占めている（2017 年 12 月末）[49]。また、雇用面でも、約 25 万人の雇用者のうち、郵便部門が 54.1%を占めている。

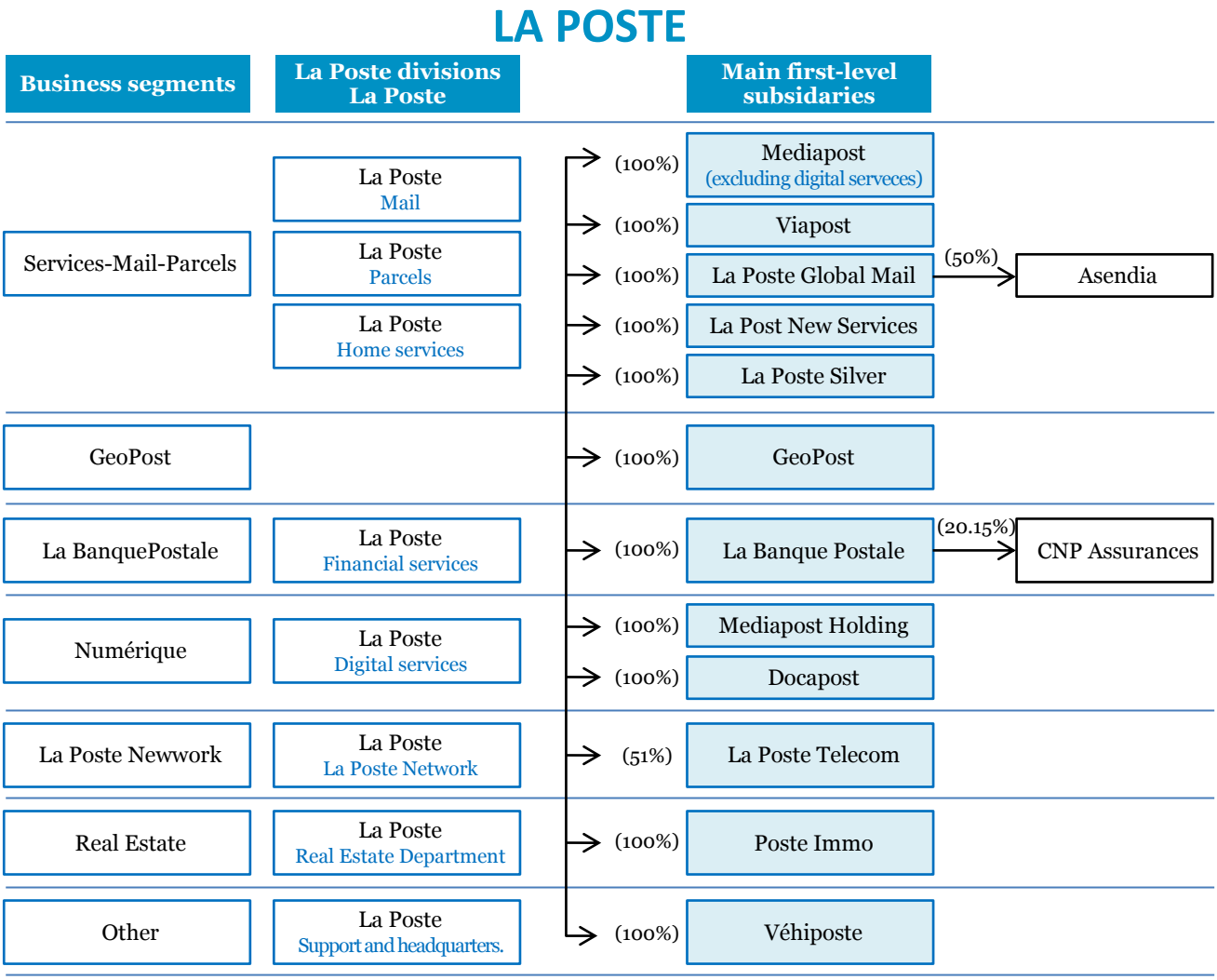
図表 16：ラ･ポストグループの経常収益および雇用者数内訳（2017 年 12 月末）



（出所）La Poste Group, “Key figures Le Groupe La Poste – 2017 results”
https://legroupe.laposte.fr/en/finance/key-figures （閲覧日：2018 年 10 月 16 日）

47 Le Groupe La Poste, “ Registration Document 2017” P.58-59（閲覧日：2018 年 10 月 16 日）
48 Le Groupe La Poste, “ Registration Document 2017” P.58（閲覧日：2018 年 10 月 16 日）
49 Le Groupe La Poste, “ Registration Document 2017” P.14（閲覧日：2018 年 10 月 16 日）
https://legroupe.laposte.fr/.../Le+Groupe+La+Poste+2017+Registration+Document.pdf

図表 17: ラ･ポストの組織構成



（出所）La Poste Group, “ Registration Document 2017”（2018 年 2 月）P.14 を基に作成
https://legroupe.laposte.fr/.../Le+Groupe+La+Poste+2017+Registration+Document.pdf （閲覧日：2018 年 10 月 16 日）

(2) ラ･バンク・ポスタルの経営形態

前述の通り、ラ･バンク・ポスタルはラ・ポストの 100%子会社として 2005 年に設立された。2017 年末時点で 10.5 百万の顧客、11.2 百万の預金口座を有している[50]。公共性の高い金融機関として、手頃な価格で、利用可能な商品とサービスの提供を通じ、持続的な金融取引を支援することを目標としている。

ラ･バンク・ポスタルの傘下には 100%子会社の SF2（holding des activités bancaires, 持株会社）があり、保険事業とアセットマネジメントを行う各社は SF2 の子会社という形になっている。事業は、リテール事業部門、保険事業部門、アセットマネジメント事業部門の 3 つに分かれている。事業の核となるリテール事業部門では、預金業務、

[50] ラ･バンク・ポスタル ウェブサイト “Key Financial figures and ratings” （閲覧日：2018 年 12 月 4 日）
https://www.labanquepostale.com/en/investors/key-figures.financial.html

小切手業務、住宅ローン業務、消費者ローン業務の他、地域公共セクターや企業向け融資を取り扱っている。資産規模では、住宅ローンがローン全体の約 7 割を占める[51]。

生命保険や損害保険、投資信託等の保険商品については、CNP（CNP Assurances）の保険商品を中心に販売しており、これら保険商品サービス提供のため、複数の子会社を有している。CNP は預金供託公庫（Caisse des Dépôts）が 40.8%、ソパシュール（Sopassure[52]）が 36.3%、フランス政府が 1.1%の株式を保有する保険会社で[53]、郵便局以外に貯蓄銀行にも保険商品を提供している。ソパシュールはラ・バンク・ポスタルと BPCE 庶民銀行（Banque Populaire）が CNP の株式を保有する目的で設立した企業である。その他、LBP Prévoyance はラ・バンク・ポスタルと CNP が折半出資で設立した保険会社で、郵便局で販売する CNP の保険商品を開発している。また、損保の 100%子会社として LBP Conseil en Assurance がある。

富裕層向けサービスを含むアセットマネジメント部門としては、ラ・バンク・ポスタル・アセットマネジメント（LBAPM）がある。LBAPM は、ラ・バンク・ポスタルが 70%、エイゴン・アセット・マネジメントが 25%、マラコフ・メデリックが 5%出資している。2017 年末の運用資産残高は 2160 億ユーロと、フランス第 5 位の規模となっている[54]。なお、海外業務は行っておらず、モナコに支店があるのみである。

(3) 金融サービス提供の形態

郵便局では、ほぼ全ての窓口において金融商品を提供しており、ラ・バンク・ポスタルは、ラ・ポストに委託手数料を支払う契約を締結している。このうち 4,000 店舗においては、銀行技術協会による教育を受けた資格（国家資格ではない）を有するファイナンシャルアドバイザーが金融アドバイスを提供している[55]。

ラ・バンク・ポスタルの業務には、14,413 人のラ・ポストの職員と 4,681 人のバンク・ポスタルの職員の計 19,094 人が従事している[56]。また、10,000 を超える郵便局においては、複数のサービスを提供している。9,426 人のアドバイザー及び顧客サービスマネジャーを配置しており、日常的に利用している 1,050 万人の個人顧客及び約 40 万社の法人顧客（企業、非営利団体）を擁し、預金口座数は 1,120 万口座となっている。さらに、銀行カードを 810 万枚発行し、ATM を 7,800 台配置している（いずれも 2017 年 12 月末）[57]。

---

51 ラ・バンク・ポスタル　投資家向け資料　P13（2018 年 11 月）
https://www.labanquepostale.com/content/dam/groupe/English/investors/debt/hlsfh/investors-presentation/201811_Investor_Presentation_LBP.pdf

52 ラ・バンク・ポスタルと BPCE 庶民銀行（Banque Populaire）により設立。

53 CNP Assurances, “Ownership structure” http://www.cnp.fr/en/The-Group/Governance/Ownership-structure

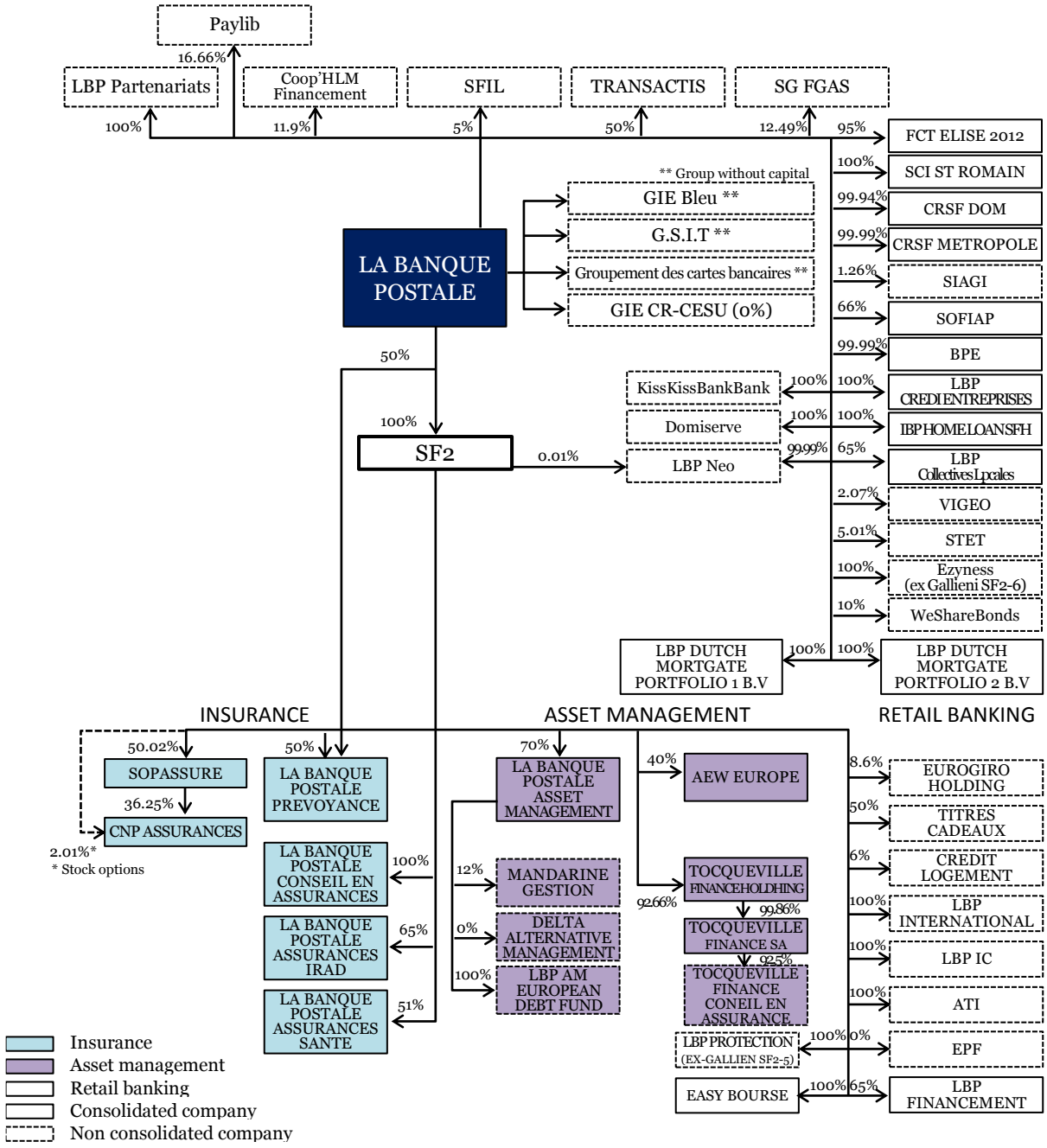
54 ラ・バンク・ポスタル・アセットマネジメント　ウェブサイト（閲覧日：2018 年 12 月 4 日）
https://www.labanquepostale-am.fr/english/introducing-lbpam/id/47

55 ファイナンシャルアドバイザーによるサービスを提供する店舗では、個室を設けて顧客のニーズに応じたアドバイスを行っている。

56 Le Groupe La Poste, “ Registration Document 2017”　P.46（閲覧日：2018 年 10 月 16 日）

57 Le Groupe La Poste, “ Registration Document 2017”　P.44, 48（閲覧日：2018 年 10 月 16 日）

図表 18：バンク･ポスタルの組織構成及び業務分類



（出所）La Banque Postale, " Registration document and annual financial report 2017" P.9
https://www.labanquepostale.com/content/dam/groupe/English/investors/regulated-information/2018/DDR_2017_LBP_EN.pdf （閲覧日：2018 年 10 月 16 日）

3. 主な業務内容

(1) 預金業務概要

非課税の通帳型の貯金口座として、A 通帳預金がある。これはフランスの伝統的な通帳型の貯金口座であり、集められた預金は預金供託公庫（CDC）に預託される。口座維持に係る手数料は徴求しておらず、EU の国家補助ルールに基づいた政府からの助成金（2018 年は 3 億 2,000 万ユーロ[58]）とラ・バンク・ポスタルのコスト負担によって運営がなされている（クレジットカード、プライベートバンキング等の収益性のあるサービスを提供することでコストの一部を吸収しているものと考えられる）。2017 年末時点での A 通帳預金の残高は 599 億ユーロであり、前年より 0.6%増加した[59]。

図表 19：ラ・バンク・ポスタルが取り扱う非課税預貯金口座一覧（2018 年）

種類	預入限度額	金利	課税	参考
A通帳預金 LivretA	・22,950 ユーロ（元金のみ） ・最低預入金額 1.5 ユーロ （ラ・バンク・ポスタル規定）	0.75%	非課税 （社会保障特別税も非課税）	・全国民（子供も含む）が 1 口座のみ開設可能、但し預金引出は 16 歳から可能 ・金利は毎月 1 日と 16 日に計算 ・最低引出金額 10 ユーロ（ラ・バンク・ポスタルのみ 1.5 ユーロ）
安定経済発展通帳預金（LDDS） Livret de développement durable	・12,000 ユーロ（元金のみ） ・最低預入金額 毎回 10 ユーロ （ラ・バンク・ポスタル規定）	0.75%	非課税 （社会保障特別税も非課税）	・全国民（子供も含む）が 1 口座のみ開設可能、但し預金引出は 16 歳から可能 ・金利は毎月 1 日と 16 日に計算 ・最低預金金額はほとんどの金融機関で 15 ユーロ
庶民通帳預金（LEP） Livret d'épargne populaire	・7,700 ユーロ（元金のみ） ・最低預入金額 毎回 30 ユーロ （仏政府規定、ラ・バンク・ポスタルは 10 ユーロ）	1.25%	非課税 （社会保障特別税も非課税）	・フランスでの納税者が 1 世帯 2 口座まで開設可能 ・所得制限があり、独身の場合年収 19,468 ユーロ、配偶者がある場合一家で 29,863 ユーロ、子供一人当たり 5,198 ユーロ追加 ・金利は毎月 1 日と 16 日に計算 ・最低預金金額はほとんどの金融機関で 30 ユーロ
青少年通帳預金（LJS） Livret jeune	・1,600 ユーロ（元金のみ） ・最低預入金額 毎回 10 ユーロ	1.5%	非課税 （社会保障特別税も非課税）	・12～25 歳の国内居住者が 1 人 1 口座を無料で開設可能 ・金利は 0.75%を下限として各行で決定 ・金利は毎月 1 日と 16 日に計算
通帳式住宅預金（CEL） Compte épargne logement	・15,300 ユーロ（元金のみ） ・最低預入金額 初回 300 ユーロ 以後 75 ユーロ	0.5% （州のプレミアムを除く）	課税 所得税 12.8% 社会保障特別税 17.2%	・1 人 1 口座開設可能、同一銀行であれば PEL も開設可能 ・CEL 積立開始より 18 ヵ月後から 23,000 ユーロを限度として政府補助金付住宅融資が可能、期間は 2～15 年 ・2018 年以降に開設された CEL は利息に対して 30%の源泉課税がなされる（所得税分が 12.8%、社会保障特別税分が 17.2%） ・それ以前に開設された CEL の利息は社会保障特別税のみ対象となる ・ラ・バンク・ポスタルの政府補助金付住宅ローン金利は 2%
積立式住宅預金（PEL） Plan épargne logement	・61,200 ユーロ（元金のみ） ・最低預入金額 初回 225 ユーロ 年間最低預入額 540 ユーロ	1.0%	課税 所得税 12.8% 社会保障特別税 17.2%	・1 人 1 口座開設可能、同一銀行であれば CEL も開設可能 ・CEL と PEL を併用した場合、最大ローン金額は 92,000 ユーロ。ローン期間は 2～15 年 ・最低預入期間は 4 年、最大預入期間は 10 年。

（出所）フランス政府行政サービスウェブサイト、ラ・バンク・ポスタルウェブサイト、Ebanq（金融機関情報サイト）を基に作成[60]

58 ラ・バンク・ポスタル “Registration Document 2017” https://legroupe.laposte.fr/content/download/29417/223547/version/1/file/Le+Groupe+La+Poste+2017+Registration+Document.pdf

59 ラ・バンク・ポスタル ウェブサイト “Key Financial figures and ratings” （閲覧日：2018 年 12 月 4 日） https://www.labanquepostale.com/en/investors/key-figures.financial.html

60 Livret A （閲覧日：2018 年 11 月 5 日） www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F2365 www.labanquepostale.fr/particulier/produits/epargne/livrets/livrets_defiscalises/livretA.avantages.html
LDDS （閲覧日：2018 年 11 月 5 日） www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F2368 www.labanquepostale.fr/particulier/produits/epargne/livrets/livrets_defiscalises/ldd.avantages.html
LEP （閲覧日：2018 年 11 月 5 日） www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F2367

ラ･バンク・ポスタルは全国に展開している店舗網という強みを有しているが、もともとラ･バンク・ポスタルと BPCE 傘下の貯蓄銀行（Caisses d'Epargne）並びにクレディ・ミュチュエル（Crédit Mutuel）の 3 行だけが非課税口座の中でも預金限度額が最も大きい A 通帳預金（クレディ・ミュチュエルではブルー通帳（Livret Bleu））を過去に独占的に販売してきたこともあり、3 行は競合関係に立っている。

また、ラ･バンク・ポスタルは、住宅購入、建築、増設、改築目的に限定した積立貯蓄である住宅貯金（Plan Epargne Logement, PEL）と通帳式の住宅貯金（Compte Epargne Logement , CEL）という 2 種類の住宅貯蓄商品を提供しており、これら PEL と CEL は原則として同じ銀行に口座を開設することを条件に 2 種類を保有することが可能となっている。利子収入に対する課税は、2017 年以前は所得税が非課税（社会保障特別税は課税）であったが、2018 年より所得税、社会保障特別税ともに課税となった。

なお、ラ･バンク・ポスタルが提供する A 通帳（Livret A）の最低預入額は 1.5 ユーロであり、他行の 10 ユーロと比して低く設定されている。これは、2008 年経済現代化法により、ラ･バンク・ポスタルは、全ての人に対し A 通帳口座の開設機会を提供するというユニバーサル・サービス提供義務を課せられていることを反映したものである。

A 通帳預金、安定経済発展通帳預金（LDDS）、庶民通帳預金（LEP）は預金供託公庫（CDC）に預託されるが、このうち、庶民通帳預金は半額が CDC へ預託される。2018 年 6 月末の時点で、上記の 3 預金残高は約 750 億ユーロあるのに対して、約 700 億ユーロが CDC に預託されている[61]。

(2) 貸付業務概要

2007 年から住宅ローン、消費者ローンの取扱いを開始し、固定金利、変動金利、返済回数や月額を変更できる商品、住宅買替えの繋ぎローンやリフォームローンなどを提供している。住宅ローンの貸出残高は 585 億ユーロに達している（2017 年 12 月末）[62]。その他、郵便振替、郵便小切手、デビットカード、クレジットカード、非接触 VISA カード、オンラインの（家賃）支払いシステム「Scellius Net」などを提供している。

2011 年から企業向け、2012 年 6 月からは自治体向けローンの取扱いも開始している。クレジットカードの発行も行っている。住宅ローンについては独自に審査や営業推進のノウハウを持っているが、消費者ローンについてはこうした独自のノウハウを持っていないため、ソシエテ・ジェネラルと提携して商品を提供している。また 2012 年 6 月に取扱いを開始した自治体向けローンについては、預金供託公庫（CDC）と連携して開発した融資スキームとなっている。さらに、法人向けに、インターネットバ

---

www.labanquepostale.fr/particulier/produits/epargne/livrets/livrets_defiscalises/lep.avantages.html
LJS （閲覧日：2018 年 11 月 5 日） www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F2904
http://www.cbanque.com/livret/swing-banque-postale www.taux-livret.com/livret-jeune.php
CEL （閲覧日：2018 年 11 月 5 日） www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F16136
www.labanquepostale.fr/particulier/produits/epargne/epargne_logement/cel.avantages.html
PEL （閲覧日：2018 年 11 月 5 日） https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F16140
政府補助金付住宅融資（閲覧日：2018 年 11 月 5 日）www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F16139
www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F16142

[61] ラ･バンク・ポスタル 投資家向け資料 P21（2018 年 11 月）
https://www.labanquepostale.com/content/dam/groupe/English/investors/debt/hlsfh/investors-presentation/201811_Investor_Presentation_LBP.pdf

[62] La Banque Postale,"Registration Document 2017" P.161（閲覧日：2018 年 10 月 16 日）

ンキング口座や（VISA）法人カード、ウェブベースの取引システム「Payment Flows」を提供している。

(3) 国際業務概要

ウェスタン・ユニオン社（Western Union）との提携で国際送金サービスを提供しているが、その他の国際業務は行っておらずモナコに支店があるのみとなっている。

(4) 関連業務概要

生命保険については、保険会社の CNP の大株主であり、CNP の生命保険を販売している。CNP はもともと国営生保であり、フランス国内の生保市場でトップシェアを有する生保会社である。住宅ローン、傷害保険、ファミリー向けの損保、年金など、幅広い商品を取り扱っているが、自主的に商品開発も行っている。また、2008 年から損害保険の販売も可能になり、子会社の損害保険ブローカー（Sogerco）経由で、Groupama 社の損害保険を販売している。資産運用サービスについては、資産運用子会社（La Banque Postale Asset Management, LBPAM、ラ･バンク・ポスタル 100%保有）が投資信託の組成・管理と販売、プライベート・エクィティ投資を行っている。

(5) 窓口取扱時間

郵便局の通常の営業時間は下記の通りである[63]。

・平日は、通常 8:00 または 9:00 ～ 18:30

・土曜日は、 8:00 または 9:00 ～正午

ただし、パリ中央郵便局は 24 時間営業、地方の小規模郵便局では上記より短い場合がある。

[63] http://www.paris-paris-paris.com/tourism/opening_times

4. 会計基準と財務諸表

海外業務や投資銀行業務を行っていないため、2009 年の金融危機やその後のユーロ危機においても大きな打撃を受けることなく健全な運営を維持している。2017 年の当期純利益（net income, group share）は 7.6 億ユーロ（前年比＋10.1%）と過去最高を更新した。なお、ラ･バンク・ポスタルは、通常の銀行と同じ検査を受けている。

2017 年の業務粗利益（net banking income）のうち 84%がリテール業務（retail banking）とほとんどを占め、保険業務（insurance）は 11%、資産運用業務（asset management）は 5%である[64]。

財務状況は、総じて安定的と見られる。2017 年末の不良債権比率は 1.6%となり、他の大手行を概ね下回る水準となっている。預貸比率は 81%、CET1 比率は 13.1%となっている（いずれも 2017 年末）。なお、IFRS9 の導入に伴う自己資本へのマイナスの影響は、1.4 億ユーロと限定的である[65]。

図表 20：ラ･バンク･ポスタルの連結損益計算書

(€ million)	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
Net banking income	5,215	5,231	5,241	5,574	5,673	5,745	5,602	5,687
Management fees	-4,436	-4,523	-4,486	-4,702	-4,672	-4,693	-4,587	-4,619
Gross Operating income	779	708	755	871	1,001	1,052	-1,015	1,068
Cost of risk	-60	-318	-152	-154	-163	-181	-181	-192
Operating income	719	390	603	717	838	871	834	876
Share in income of equity associates	195	160	176	200	199	207	191	263
Net gains and losses on other assets	2	-1	-2	2	-1	16	-2	-1
Changes in the value of goodwill	-	-5	14	8	0	0	-	-
Profit (Loss) before TAX	917	545	792	926	1,037	1,094	1,023	1,138
Income tax	-276	-135	-218	-330	-335	-350	-288	-340
NET income	641	410	574	596	702	744	734	798
Non-controlling interests	-10	-2	0	-20	-25	-37	-40	-34
NET INCOME, Group share	651	412	574	576	677	707	694	764

（注）Management fees = general operating expenses + net depreciation and impairments of tangible and intangible assets.
（出所）La Banque Postale, "Registration document and annual financial report 2017"
https://www.labanquepostale.com/content/dam/groupe/English/investors/regulated-information/2018/DDR_2017_LBP_EN.pdf P.4 および P.158 （閲覧日：2018 年 10 月 16 日）
La Banque Postale, "Registration document and annual financial report " 2010～2016 各年版より作成

64 La Banque Postale, "Registration document and annual financial report 2017"、数値は CNP の収益を含むベース。P.4
https://www.labanquepostale.com/content/dam/groupe/English/investors/regulated-information/2018/DDR_2017_LBP_EN.pdf

65 ラ･バンク・ポスタル　投資家向け資料　P18、23、25（2018 年 11 月）
https://www.labanquepostale.com/content/dam/groupe/English/investors/debt/hlsfh/investors-presentation/201811_Investor_Presentation_LBP.pdf

第 4 章　金融セクターにおけるリテール金融機関の特徴

1.　金融セクターにおけるリテール金融機関の位置付け

フランスにおけるリテール金融機関としては、ラ･バンク・ポスタル（La Banque Postale）と相互･協同組合銀行（banques mutualistes ou coopératives）が挙げられる。このうち、フランスにおける相互・協同組合銀行としては、クレディ・アグリコル・グループ、BPCE グループ、クレディ・ミュチュエル・グループの主要 3 グループにより構成されている。

第 2 章で述べたとおり、フランスの大手行は大きく 7 つのグループに分かれるが、このうち 4 つの金融機関がリテール金融機関となる。その点ではリテール金融機関のプレゼンスが他国と比較して大きい点が、フランスの特徴と言える。

(1)　ラ･バンク・ポスタル

①　ラ･バンク・ポスタルの特徴

他のリテール金融機関と比較した場合、ラ･バンク・ポスタルの特徴の一つは、その公共性の高さであろう。前述の通り、ラ・ポスタル・バンクの親会社であるラ・ポストにはユニバーサル・サービスの提供義務の一環として、金融サービスへのアクセス確保が法律上求められている[66]。このため、非課税の通帳型の貯金口座として、手数料なしで A 通帳預金を開設でき、このサービスの提供に関する補助金が政府より支給されている。

ラ･バンク･ポスタルは全ての人に対し A 通帳の預金口座の開設機会を無料で提供することが義務付けられている。同じく非課税口座である安定経済発展通帳（LDDS）と庶民通帳預金（LEP）を合せた口座数の国内シェアは 17.9％となっている[67]。これは、全国に広がる拠点網に加えて、非課税口座である A 通帳預金がもともとはラ･バンク・ポスタルと貯蓄銀行（Caisses d'Epargne）並びにクレディ･ミュチュエル（Crédit Mutuel）でしか開設できなかったこと、ラ･バンク・ポスタルの A 通帳預金の最低預入額が 1.5 ユーロと他行の 10 ユーロよりも低いことが理由である。

②　金融市場の中でのラ･バンク・ポスタルの競争力

ラ･バンク・ポスタルは、ラ・ポスト（La Poste）の 100％子会社として金融におけるユニバーサル・サービスの提供を義務付けられている。フランス全土で 17,126 カ所に展開している郵便局が身近な拠点となっているのが強みである。フランスの人口の 96.7%は自宅から 5km 以内に郵便局が存在する[68]。また、支店数はクレディ・アグリコル（約 11,000 店舗）を上回っている。

---

66 みずほ総合研究所（2016）「郵便局における金融事業のあり方について―海外事例を踏まえ、わが国へのインプリケーションを考察」
https://www.mizuho-ri.co.jp/publication/research/pdf/report/report16-0328.pdf

67 La Banque Postale, "Registration document and annual financial report 2017"、数値は CNP の収益を含むベース。
https://www.labanquepostale.com/content/dam/groupe/English/investors/regulated-information/2018/DDR_2017_LBP_EN.pdf　P13

68 La Banque Postale, " Investors Presentation October 2018"　P39.
https://www.labanquepostale.com/content/dam/groupe/investisseurs/pdf/dette/home-loan-sfh/pres-investisseurs/Investor%20Presentation%20October%202018.pdf （閲覧日：2018 年 10 月 16 日）

資産運用サービスについては、資産運用子会社（La Banque Postale Asset Management, LBPAM、ラ･バンク・ポスタル 100%保有）が組成した投資信託を販売しているほか、保険商品も、関連会社が組成した生命保険、傷害保険、医療保険を販売している。だだ、これらのサービスは提供開始から 10 年未満であり、顧客へのサービスの浸透度はまだ低い。今後の成長が期待される分野である。

(2) 相互･協同組合銀行（banques mutualistes ou coopératives）

① 相互･協同組合銀行の特徴

相互･協同組合銀行（banques mutualistes）は、もともと個人や中小企業などが出資者として地域毎に営業していたが、相次ぐ合併と株式会社化で規模が大きくなっており、英国の信用組合やドイツの信用協同組合とは異なり、零細な組織とは言い難い存在となっている。

例えば、主要協同組合銀行の最大手であるクレディ・アグリコル・グループは、本来は組合員である農業従事者に特化した公的性格の強い信用機関であったが、2000 年代初の株式会社化や上場、M&A を通じて民間のグローバル金融コングロマリットへの変貌を遂げてきた（神山（2014））[69]。

BPCE グループやクレディ・ミュチュエル・グループは、グループ内に分野別に金融商品子会社を有しており、ドイツの貯蓄銀行金融グループに構造が似ている。ただ、各地域金融機関が出資して持株会社を設立し、こうした金融商品子会社を傘下に収めている点で異なっている。

② 金融市場の中での相互･協同組合銀行の競争力

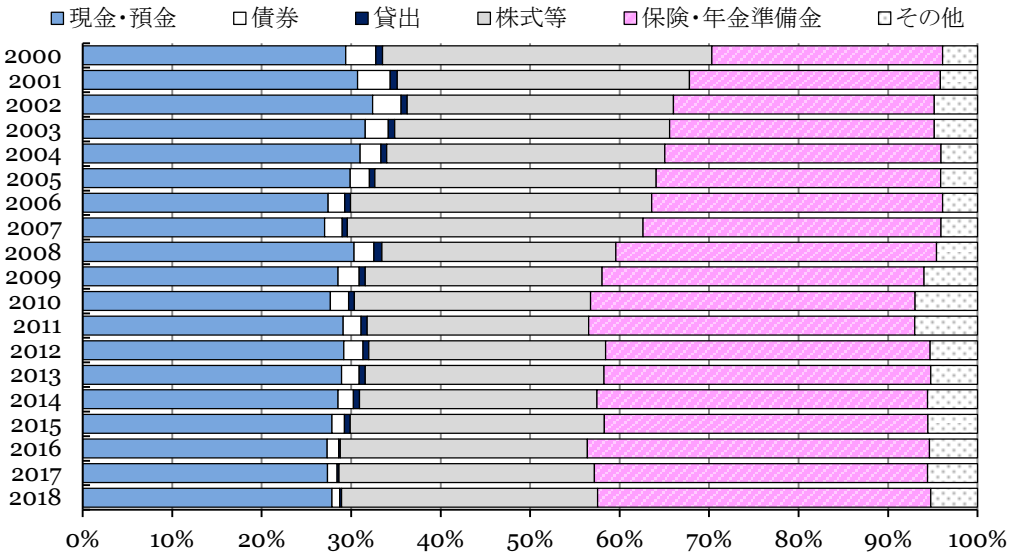
相互･協同組合銀行の最大のライバルは、最も拠点数が多いリテール金融機関であるラ･バンク・ポスタルであると言える。ラ･バンク・ポスタルは、最近になって法人分野に進出しているのに対し、相互･協同組合銀行では伝統的に中小企業オーナーが組合員として支えており、中小企業ローンや中小企業オーナー向けのプライベートバンキングではバンク・ポスタルよりも強みを有しているとみられる。また、提供している金融商品も多様で、大手銀行と比較してもほとんど遜色がない。

69 神山哲也（2014）「フランスに見る協同組合金融機関改革―クレディ・アグリコルの事例―」野村資本市場クォータリー 2014 Autumn http://www.nicmr.com/nicmr/report/repo/2014/2014aut09.pdf

2. 家計の金融資産・負債の動向

家計（Household and non profit institutions serving households）の金融資産は、5.5兆ユーロであった（2018年6月末）[70]。家計の金融資産の構成を見ると、現金・預金27.9%、債券0.9%、貸出0.2%、株式等28.6%、保険・年金準備金37.2%、その他5.2%となっている。また、構成の推移を見ると、現金・預金や債券、株式の比率が低下し、その分、保険･年金のシェアが年々増大している。

図表21：フランスにおける家計金融資産の内訳推移



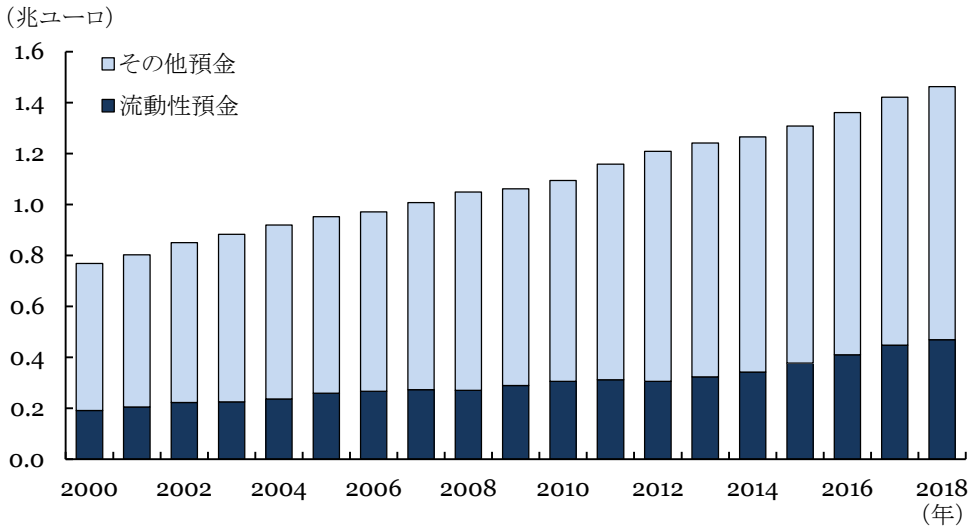
（注）2018年は6月末時点。
（出所）Banque de France, “Financial accounts and financial balance sheets”
https://www.banque-france.fr/en/statistics/savings/financial-accounts/financial-accounts-and-financial-balance-sheets （閲覧日：2018年10月19日）

(1) 預金残高

フランスの個人預金の残高は2018年6月末時点では、1.46兆ユーロ[71]となっており、金融危機後も増加を続けている。その大半は定期預金などを含む、流動性預金（transferable deposits）を除いた、「その他預金（other deposits）」である（2018年6月末）。BPCEとクレディ・ミュチュエルの預金残高はそれぞれ約5,699億ユーロ、2,885億ユーロである。リテール金融機関がフランスの金融セクターに占める存在は大きい様子が窺われる。他方、ラ･バンク・ポスタルの預金残高は約1,856億ユーロと相対的に小規模である（2017年12月末）。

[70] Banque de France, “Financial accounts and financial balance sheets” （閲覧日：2018年10月19日）
https://www.banque-france.fr/en/statistics/savings/financial-accounts/financial-accounts-and-financial-balance-sheets
[71] Banque de France, “Financial accounts and financial balance sheets” （閲覧日：2018年10月19日）
https://www.banque-france.fr/en/statistics/savings/financial-accounts/financial-accounts-and-financial-balance-sheets

図表 22：個人の預金残高の推移

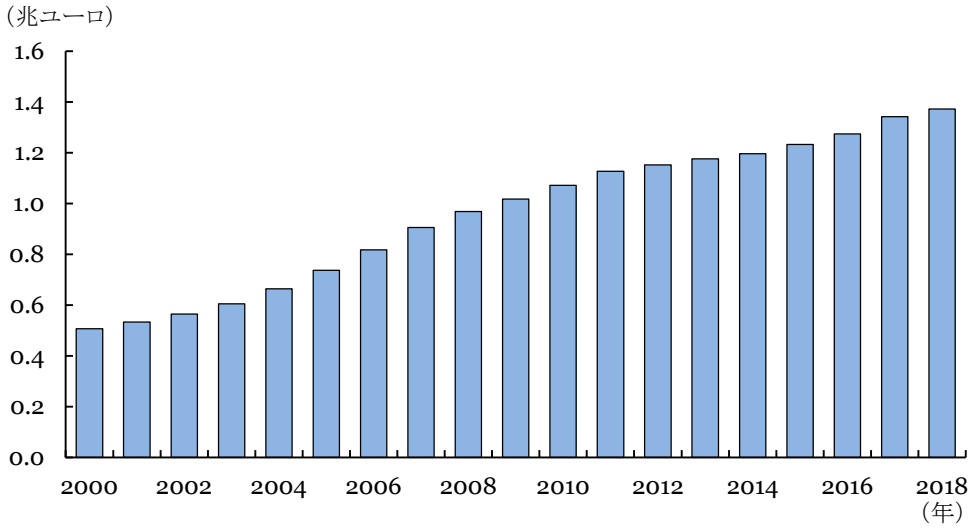


（注）2018 年は 6 月末時点。その他預金は流動性預金を含む全ての預金。外貨余韻や定期預金、未払預金に係る未払利息（Interest accrued but not yet due on deposits）等を含む。
（出所）Banque de France, “Financial accounts and financial balance sheets”
https://www.banque-france.fr/en/statistics/savings/financial-accounts/financial-accounts-and-financial-balance-sheets （閲覧日：2018 年 10 月 19 日）

(2) 貸出残高

個人向けの貸出残高は、2018 年 6 月末には 1 兆 3,730 億ユーロと、2000 年の 5,061 億ユーロに比べると約 2.7 倍に増加した。

図表 23：個人向けの貸出残高の動向

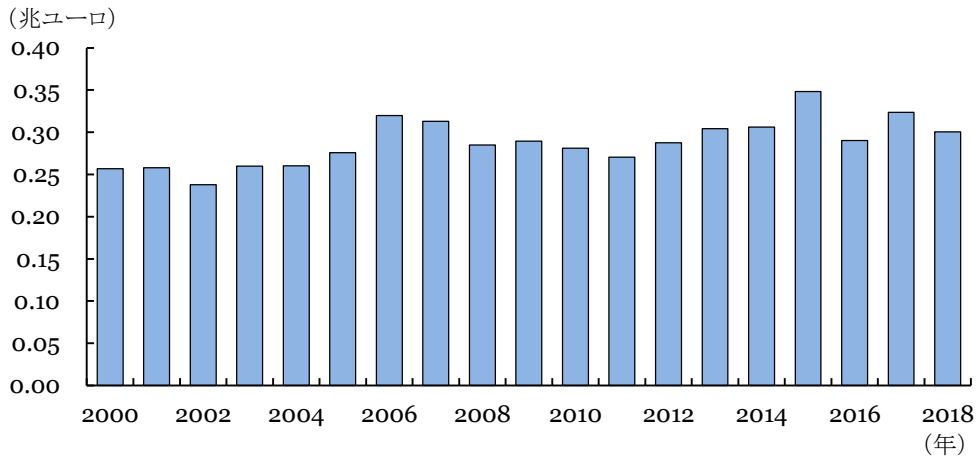


（注）2018 年は 6 月末時点。
（出所）Banque de France, “Financial accounts and financial balance sheets”
https://www.banque-france.fr/en/statistics/savings/financial-accounts/financial-accounts-and-financial-balance-sheets （閲覧日：2018 年 10 月 19 日）

(3) 投資信託残高

投資信託（Mutual fund shares）については、2018 年 6 月末時点で 3,073 億ユーロとなっており、近年は概ね 3,000 億ユーロ前後で推移している。

図表 24：個人の投資信託の残高推移

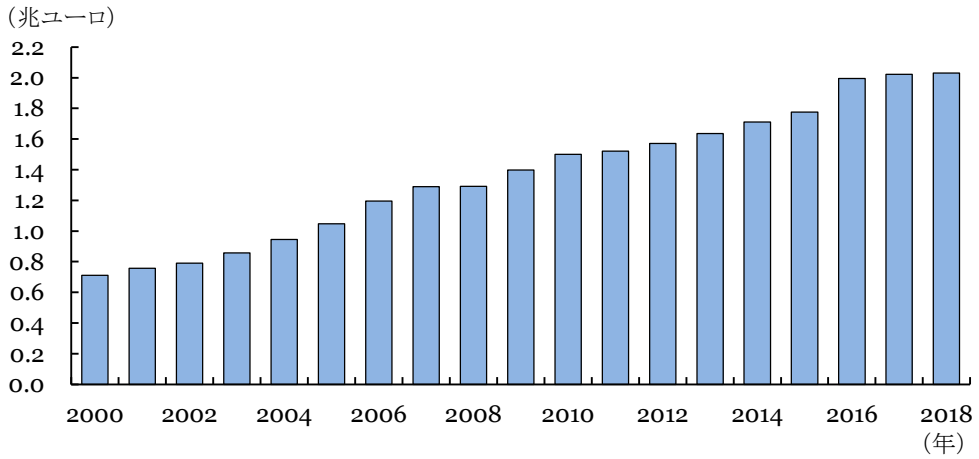


（注）2018 年は 6 月末時点。
（出所）Banque de France, “Financial accounts and financial balance sheets”
https://www.banque-france.fr/en/statistics/savings/financial-accounts/financial-accounts-and-financial-balance-sheets （閲覧日：2018 年 10 月 19 日）

(4) 保険・年金準備金等

家計の保険・年金準備金（Insurance, pension and standardized guarantee）は、2018 年 6 月末時点で 2 兆 492 億ユーロと、2000 年 12 月末の 7,114 億ユーロに比べ、約 2.9 倍に達している。

図表 25：個人の保険･年金準備金等



（注）2018 年は 6 月末時点。
（出所）Banque de France, “Financial accounts and financial balance sheets”
https://www.banque-france.fr/en/statistics/savings/financial-accounts/financial-accounts-and-financial-balance-sheets （閲覧日：2018 年 10 月 19 日）

第 5 章　最近の金融動向と今後の展望

1.　最近の金融動向等

(1)　金融包摂の現状

フランスでは、貧困問題を解決する社会包摂を達成するための施策の一つとして、金融包摂に対する取り組みが進んだ。2012 年 5 月に誕生した社会党のオランド政権は、「排除と戦うための閣僚横断委員会（le Comité interministériel de lutte contre l'exclusion（CILE））」の下で、2013 年 1 月に「貧困撲滅と社会包摂達成のための複数年プラン（Plan pluriannuel　contre la pauvreté　et pour l'inclusion sociale）」を採択した。[72]

同プランの中では、不平等を減らして社会的断絶を防ぐこと、社会的参入を助けてそれに付き添うこと、社会福祉を調整し関与者を評価することという 3 つの目標が掲げられ、その上で達成に向け対策が必要な 6 つの分野が挙げられた。6 分野の中には、金融サービスへのアクセスと過剰債務対策が含まれている。

2013 年 7 月 26 日に施行された銀行改革法[73]の中では、この長期プランに則り金融包摂への対応が盛り込まれ、同法に基づいて 2014 年 9 月にはフランス中銀を中心とした金融包摂研究所（l'Observatoire de l'Inclusion Bancaire、OIB）が立ち上げられることとなった。OIB の目的は、金融包摂に関する金融機関の取り組みをモニタリング、評価したうえで、金融機関に金融包摂を促していくことにある。

OIB は、2014 年以降、金融包摂に関する報告書を毎年発表している。2016 年の報告書によれば、フランスでは約 50 万人が銀行口座等にアクセスできない金融排除の状態にあると推計されている[74]。また、2016 年の時点で約 300 万人いるとされた「金融面で脆弱（fragilité financière）」な国民は、2017 年の報告書では 360 万人に増加した。

こうした状況を受け、2018 年 9 月にフランス政府は、金融に脆弱と目されている支払不能に陥る可能性のある国民を保護するため、小切手やカード支払いで残高不足が発生した場合の手数料の上限を月間 20 ユーロ、年間では 200 ユーロとすることで金融機関と合意した。OIB は、金融に脆弱な国民が平均で毎年 320 ユーロを支払っていると推計している[75]。OIB は、上記銀行改革法に基づいて、2019 年 6 月末には銀行のコミットメントの順守をモニタリングすることとされた[76]。

金融包摂の問題では、郵便局という国内最多となる約 17,000 の支店を有するラ・バンク・ポスタルも重要な役割を担っている。

---

72 貧困と社会的排除防止対策評議会（CNLE）ホームページ（2018 年 10 月 4 日閲覧）。
https://www.cnle.gouv.fr/le-cile-adopte-le-plan-pluriannuel.html

73 「銀行業務の分離および規則に関する法案」LOI n° 2013-672 du 26 juillet 2013 de séparation et de régulation des activités bancaires （2018 年 10 月 4 日閲覧）
https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000027754539&categorieLien=id#JORFSCTA000027754629

74 50 万人が金融排除の状況にあるという報告は、メディアでも大きく取り上げられた。例えば、2017 年 6 月 26 日付フィガロ“En France, 500.000 personnes n'ont pas de compte bancaire”（2018 年 10 月 4 日閲覧）
http://www.lefigaro.fr/argent/2017/06/26/05010-20170626ARTFIG00226-banque-l-offre-de-services-a-tarif-reduit-ne-decolle-pas.php

75 2018 年 9 月 2 日付けロイター報道“Le Maire attend plus des banques sur les frais des plus fragiles”
https://fr.reuters.com/article/topNews/idFRKCN1LI0FC-OFRTP （2018 年 12 月 12 日閲覧）

76 仏政府ホームページ（2018 年 12 月 11 日閲覧）。
https://www.gouvernement.fr/frais-bancaires-plafonnement-a-200-euros-pour-les-publics-fragiles

(2) マイクロファイナンスなどソーシャルファイナンスの現況等

フランスでは、ソーシャルファイナンスは「連帯ファイナンス（Les finances solidaires）」と呼ばれることが多い。連帯ファイナンス企業の団体である、フィナンソルには、2017 年 12 月時点で 78 の会員企業が所属しており、このうち 43 が連帯ファイナンスを専門に行う団体である。

リボルビング融資による個人の過剰債務が深刻化したことをうけ、2010 年にリボルビング融資に係る規制が導入された。この消費者保護策により、リボルビング融資が激減したものの、一方で貧困層が融資にアクセスできないという問題が生じた。このような状況への対策として、マイクロクレジットの導入が近年進んでおり、個人向けのマイクロクレジット残高が急増している。もっとも、金融機関はマイクロクレジット活動をアニュアルレポートに掲載する義務を有しているため、金融機関は広報的な意味合いからマイクロクレジット等の取組を行っているという側面もあることにも留意を要する。

フランスでは「口座を持つ権利」が法的に規定されていることから、金融排除の状態にあるのは貧困層、不法滞在者などと言われているが、それでも融資へのアクセス手段がない貧困層は数十万人いるとも言われており、これらの層がマイクロクレジットの対象となる。

連帯ファイナンスは、失業者の新規事業による雇用促進等の社会的な目的を持って活動する組織と、それを支援しようとする貯蓄者との間を仲介する役割を果たす。そのような専門的な連帯ファイナンス機関は多数存在するが、相互・協同組合銀行（banques mutualistes ou coopératives）は CSR 活動の一環として、連帯ファイナンス機関と連携している。

例えば、連帯ファイナンス機関の一つである Adie は、グラミン銀行を参考に、経済的に排除された人々にマイクロクレジットを供与することを目的に設立された機関である。特に、Adie は長期の失業により、銀行からの借入れが困難となっている、起業資金を必要としている人に、資金供給と経営のサポートをする目的で 1989 年に設立された。

相互・協同組合銀行のクレディ・ミュチュエル（Crédit Mutuel）は Adie の融資資金を提供する提携を 1994 年に行った。その内容は、Adie が審査し、融資決定すると、相互・協同組合銀行が市場金利で融資を行い、ローンの管理を行うが、起業した会社への経営アドバイスは Adie が行う。また、リスクは Adie が 3 割、相互・協同組合銀行が 7 割カバーし、返済が 3 回滞った場合は Adie がローンを銀行から買い取り、直接回収を行う。また、最近は、相互・協同組合銀行から一定額を Adie に貸し付け、その資金を Adie が直接融資する転貸方式も行われるようになった。

BPCE に属する庶民銀行（Banque Populaire）が Adie を支援していることについては既に触れたが、BPCE 誕生前に庶民銀行と経営統合した協同信用金庫（クレディ・コーペラティフ（Crédit Coopératif））は、以前から金利の一部を Adie に寄付する商品を作ってきた。同じく BPCE に属する貯蓄銀行（Caisses d'Epargne）も Adie に資金を供給することで間接的にマイクロクレジットを提供している。

また、個人向けマイクロクレジット事業（microcrédit personnel）は、2008 年にパリ信用金庫（Crédit Municipal de Paris）において、パリ市や預金供託公庫（Caisse des Dépôts et Consignations, CDC）との協力によって設立されており、2011 年 12 月末において、パリ信用金庫は、2008 年の創業資金融資に係る審査委員会（comité des crédits）

に提出された 1,680 通の書類（申し込み）のうち、1,429 件の契約を成立させた。

なお、フランスにおけるマイクロクレジットの審査は、対面ヒアリングによるリスク評価が採用されており、この面談の際に、個人の返済能力の有無などが判断される。貯蓄銀行の審査の例として、担当者は 1～2 時間をかけて 1 日のタバコ代など細かな事項にまでヒアリングを行い、借り入れ希望者の金融資産残高や返済能力を判断している。また、農村部であれば食料等を自給自足している例もあり、一概に資産と収入だけでは返済能力は分からず、当事者に返済の意思があるかどうかなど、信頼関係が築けるかどうかも重要な要素となっている。上記の地域振興活動の際に、銀行が資金以外の協力をすることもある。例えば、クレディ・アグリコル（Crédit Agricole）は銀行の職員や退職者が Adie などの活動にボランティアとして参加することを推奨したり、物流や情報システムの支援を行っている。

ラ・バンク・ポスタルにおいては、ソーシャルマイクロローン部門のパイオニアとして、主に三点の取組を行っている。一点目は「ビジネス専門のマイクロローン」である。146 か所の地域レベルの組織や団体との提携により、銀行からの資金調達ができなかった起業家たちへの支援を行っている。パートナーとなる組織には Secours catholique[77]、UDAF（Union Départementale des Associations Familiales）[78]、フランス赤十字社などが含まれる。ラ・バンク・ポスタルは Adie による支援を活用し、1,700 人以上のマイクロ起業家をサポートし、350 以上のプロジェクトを完結させた。二点目は「住宅の省エネ化、またはバリアフリーによる改修費用または住宅移転のためのマイクロ・ローン」である。本取組は限られた予算しかない顧客に住宅を提供するためのプログラムとなっている。三点目は「個人向けマイクロ・ローン」である。信用度が低くローンが利用できない個人に対するものである。

2. 最近のリテール決済の動向

(1) キャッシュレス化の現状

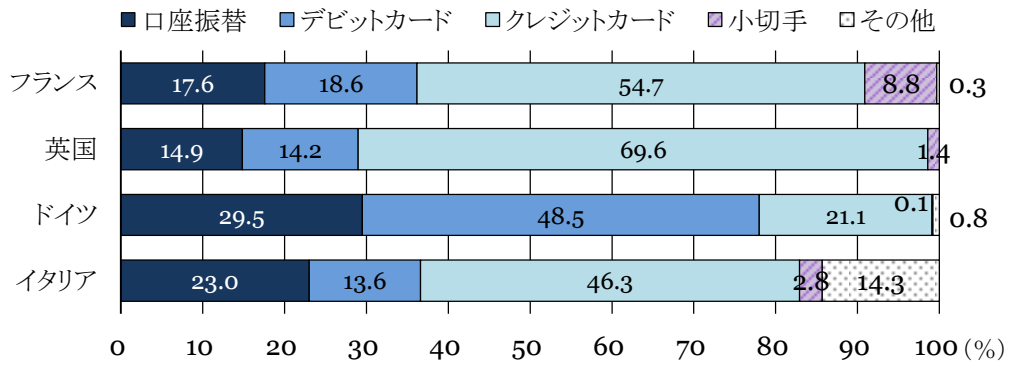
フランスは、他のユーロ圏諸国との比較ではキャッシュレス化が進んでいる。2016 年のユーロ圏全体でのキャッシュ取引比率は取引件数では 78.8%、取引金額では 53.8%となっている（ECB（2017））。これに対して 2016 年のフランスのキャッシュ取引比率は、取引件数では 68%、取引金額では 28%といずれもユーロ圏平均を下回っている。

フランスでキャッシュレス決済が進んだ歴史的な背景として、1940 年に制定された「小切手及び振替による支払いに関する法律」（Loi du 22 octobre 1940 relative aux règlements par chèques et virements）の第 1 条では、「5,000 フラン以上の支払いは、小切手、振替などによって行われなければならない」と規定されているとおり、古くから高額の支払いを現金で行うことが禁止されてきた。現在では、国内テロに対する抑止やマネーロンダリング防止の観点から 1000 ユーロ以上の取引は、現金支払いが禁じられている[79]。

77 貧困層を支援するためのキリスト教系の組織。
78 県家族協会連合。公的機関 UDAF の傘下にあり、家庭の権利や保護を支援する。
79 ロイター “France steps up monitoring of cash payments to fight ‘low-cost terrorism’”, 2017 年 3 月 18 日 http://www.reuters.com/article/us-france-security-financing-idUSKBN0ME14720150318

手段別にキャッシュレス決済の件数をみると、フランスではクレジットカードの利用が約半数となっており、ドイツやイタリアとの比較ではシェアが高い。取引件数も近年増加傾向が続いている。他方で、口座振替等は、金額でみれば最も大きく、一件当たりの振替額が高額なものとなっている。

図表 26：EU 及び英独仏におけるキャッシュレス決済件数の内訳（2017 年）



（出所）ECB, "Payments statistics:2017", "Annex - Relative importance of the main payment instruments in the EU (2017)"　（2018 年 9 月 14 日プレスリリース）（閲覧日：2018 年 10 月 17 日）
https://www.ecb.europa.eu/press/pr/stats/paysec/html/ecb.pis2017.en.html

フランスの小切手の決済シェアは他国との比較においては相対的に高い。フランスでは、金融機関にも小切手専用の ATM が設置されており、行政機関への支払いなどカードを持てない貧困層の支払手段として小切手を活用している（小切手を自動的に読み取り、現金化あるいは支払できる ATM がある）。また、バカンス期における現金入手が困難となるため、小切手の利用に対するニーズが強いという側面もある。

デビットカードも広く普及している。銀行カード協会[80]（Groupement des Cartes Bancaires, CB）が銀行の小切手処理の効率化を目的に、デビットカードのインフラ整備や加盟店開拓を進めてきたことが背景にある。IC カード導入によるカードの不正利用を抑制したことや、また加盟店店頭でオフライン処理を可能にしたことで運用コストの引下げに成功したことも普及の要因として挙げられる。

他方で、最近導入された電子マネーMoneo は、ターゲットとする小規模店舗（タバコ屋等）の加盟店手数料、通信費等の負担や利用者の使い勝手の悪さ（年会費負担等）から普及が進まなかった[81]。銀行カード協会は 2015 年 4 月には Moneo サービスの終了を発表した[82]。電子マネー機能の一部は BPCE の IZLY[83]に引き継がれた[84]。また、一部の特約飲食店の支払に使用できる「Moneo Resto」サービスの提供は Moneo を開発した Moneo Applicam により継続している。

---

80 1984 年設立の銀行カード協会（Groupement des Cartes Bancaires “CB”カルト・バンケール）が統一的にカード業務を推進。ラ・ポスト含む 130 機関が参加（2012 年 7 月末）

81 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング「経済産業省委託調査　平成 22 年度商取引適正化・製品安全に係る事業（我が国におけるキャッシュレス社会の今後の進展に関する調査分析）」（2012 年）。

82 http://www.usine-digitale.fr/article/fin-de-parcours-pour-le-porte-monnaie-electronique-moneo.N325787（フランス語）（閲覧日：2018 年 3 月 28 日）

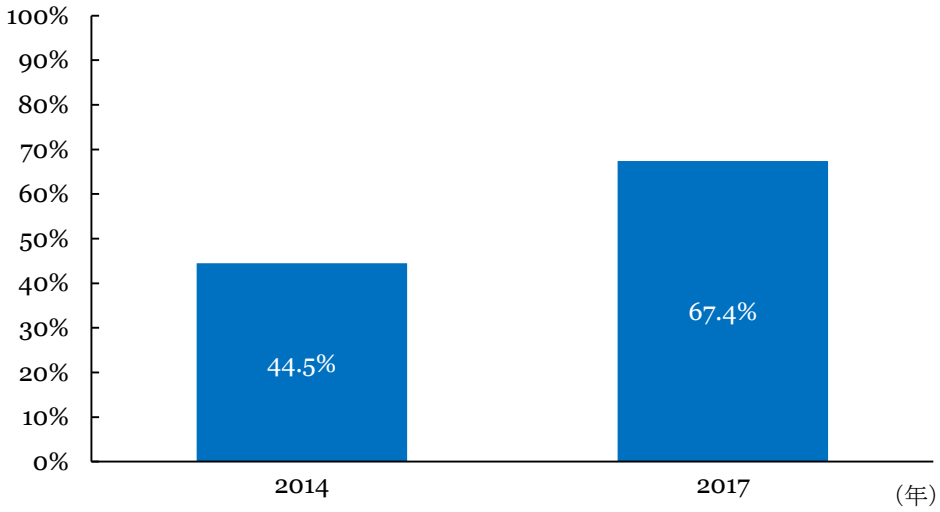
83 IZLY は Crous 社が提供する支払サービス。ユーザー間での支払も可能。

84 Banque　Populaire　（フランス語）（閲覧日：2018 年 3 月 22 日）
http://www.banquepopulaire.fr/portailinternet/Editorial/Lists/DocEditoList/20140710_IZLY.pdf

(2) モバイル決済の動向

モバイル決済についても近年は盛んである。グローバル・ファインデックスによるサーベイ調査では、フランスで過去に何らかの支払いや購入をオンラインで行ったことがあると答えた人の割合は、2014 年の 44.5%から 2017 年には 67.4%に大きく上昇している。

図表 27: モバイル決済状況



（出所）世界銀行, “ The Global Findex Database 2017”を基に作成
https://globalfindex.worldbank.org/（2018 年 11 月 22 日閲覧）

(3) リテール決済に関する法規制の現状

2013 年 7 月 27 日、フランスでは、銀行の業務分離を含む銀行改革法が成立した[85]。同法による業務分離は、銀行本体から投資業務を分離し、グループ内の子会社として分類するものである。通貨金融法典に新たな条項が加えられた[86]。その上で、この子会社に対しては、特別な規制、独立した資金を当て、投資会社或いは信用機関として許可を与えることとした。

この信用機関は、預金者から預金の受入れ等はできないことになっている。英国ではリテール業務を別会社化する「リングフェンス」を予定しているが、ドイツとフランスでは逆に投資銀行業務について「リングフェンス」を設けている。対象となる銀行は、2014 年 7 月 1 日までに、これらの子会社に移すべき業務を明確にし、2015 年 7 月 1 日までに法律に基づく活動の移転を完了している。報道によれば、同法は純粋な投機活動については、分離するよう求めているが、まだ、その他の活動で、預金活動と関係しているものが残っている等、当時オランド大統領が意図した水準からすると、後退したものであるとしている。

リテール金融機関にとり重要と考えられるもう一つの変化は、「オープン・バンキング」の流れであり、顧客同意の下、「API（アプリケーション・プログラミング・イ

[85] Law n°2013-672 dated 26 July 2013 on the separation and regulation of banking activities (J.O n°0173 dated 27 July 2013), Hogan Lovells, “ French Legal and Regulatory Update – July/August 2013”, p2

[86] 山口和幸（2014）、「銀行の投資業務の分離を巡る欧米の動向」、レファレンス平成 26 年 3 月号
http://dl.ndl.go.jp/view/prepareDownload?itemId=info%3Andljp%2Fpid%2F8436644&contentNo=1

ンターフェイス）」の公開・連携などを通じて、銀行が保有する顧客データへフィンテック企業などがアクセスし、利用することが可能となりつつある。

欧州では、EU の 2 つの規制がオープン・バンキングを促進している 。第一は、第 2 次決済サービス指令（Payment Service Directive 2, PSD2）である 。PSD2 は、FinTech 等の新たな決済サービスの担い手が台頭してきたことを受け、金融機関等の決済サービス提供者に係る規制であった決済サービス指令（2007 年）の後継として策定された。PSD2 により、金融機関は、「決済発動サービスプロバイダ（Payment Initiation Service Provider, PISP）」や「口座情報サービスプロバイダ（Account Information Service Provider, AISP）」に対し、標準化された API へのアクセスを提供することが求められる。PISP とは、オンラインショップと銀行口座を接続し、口座振替によりインターネット上で決済を発動するサービス等の提供者であり、AISP とは、複数の口座情報を一覧化出来るサービス等の提供者である。

API は、オペレーティング・システムやアプリケーションの機能を利用するための接続仕様であり、API を介することで、企業間の情報共有等の連携が容易となる。API の仕様を公開することで（オープン API）、PISP や AISP が金融機関の決済口座等にアクセスし、金融サービスを提供することが可能となる。PSD2 は、2018 年 1 月 13 日が国内法制化期限となっていた。

第 2 は、一般データ保護規則（General Data Protection Regulation, GDPR）である 。GDPR は、EU における個人情報の保護を幅広く規定する規則であり、データ保護指令（1995 年）が改正されると共に、EU 規則へと格上げされたものだ。GDPR により、個人情報保護の強化が図られるが、金融機関にとって特に重要となるのが、情報移管の権利である。即ち、個人は、企業等に提供した自身の情報に関し、機械で読み取ることが可能な一般的に利用されるフォーマットで受領し、また、他企業等へ当該情報を移管する権利が認められる。金融機関にとっては、顧客が望めば、これまで自行内に囲い込んできた顧客の個人情報を、FinTech 企業等の第 3 者に移管しなければならなくなった。GDPR は、2018 年 5 月 25 日に発効した。

フランス国内に目を転じると、2015 年 8 月に施行された「経済と成長と活性のための法律（通称マクロン法）」第 43 条、銀行取引の移管を円滑にするための条項が、2017 年 2 月に発効した。第 43 条の発効により、金融機関は顧客より取引移管の申し出があった場合、その支援を行わねばならないこととなった。

(4) オンライン銀行

上記のような法制面からの後押しもあり、近年、フランスではオンライン取引を中心とする銀行がシェアを拡大している。健全性監督機構（ACPR）によれば[87]、2017 年末の時点でオンライン銀行の顧客は 440 万人おり、総人口の約 6.5%にあたる。この約 3 分の 1 にあたる、130 万人が 2017 年に新たに顧客となった。口座数については、約 3.9%の普通預金がオンライン銀行を通じて開設されている。

フランスにおける、主要なオンライン銀行は図表 28 に示されるとおりである。ACPR の分析によれば[88]、オンライン銀行は 1990 年代末頃にインターネットの発展と共に生まれ、その後 2010 年代の金融機関の再編期を経て、2015 年以降に増加している。ネ

[87] ACPR（2018），“Analyses et Synthèse: Etude sur les modeles d’affaires des banques en ligne et des Neobanques” No.96, Octobre 2018 https://acpr.banque-france.fr/liste-chronologique/analyses-et-syntheses

[88] 78 に同じ。

オ・バンクと呼ばれる英国やドイツから最近進出した新銀行を除き、大手金融機関の傘下で有ることが多い。例えば、ソシエテ・ジェネラルはブルソラマ・バンク、クレディ・ミュチュエル・アルケアはフォルチュネオ、クレディ・アグリコルはビー・フォー・バンク、BNP パリバグループはハロー・バンク、蘭 ING グループは ING ダイレクトというネット専業の金融機関を擁している。後述するように、2019 年には、ラ・バンク・ポスタル傘下のネット専業銀行であるマ・フレンチ・バンクがこれに加わる。

図表 28: 主要なオンライン銀行

名 前	親 会 社	設 立 年
ING Direct	Groupe ING	2000
Boursorama	Groupe Société Générale	2002
Fortuneo	Groupe Crédit Mutuel Arkéa	2006
Monabanq	Groupe CM11-CIC	2006
BForBank	Groupe Crédit Agricole	2009
Compte Nickel	Groupe BNP Paribas	2013
Hello Bank	Groupe BNP Paribas	2013
Revolut	-	2015
C-Zam	Carrefour Banque	2017
Ma French Bank	Groupe La Banque Postale	2017
N26 Bank	-	2017
Orange Bank	Groupe Orange	2017

（出所）ACPR（2018），
"Analyses et Synthèse: Etude sur les modeles d'affaires des banques en ligne et des Neobanques" No.96, Octobre 2018 https://acpr.banque-france.fr/liste-chronologique/analyses-et-syntheses
（閲覧日：2018 年 11 月 22 日）

他業種からの参入例も見られる。例えば、欧州の大手通信事業会社オレンジ（Orange：旧フランステレコム）は、2017 年 11 月にネット専業銀行としてオレンジ銀行（Orange Bank）の営業開始を発表した。携帯電話に特化した口座で、専用アプリを通じて送金や残高確認、問い合わせなどのサービスが利用できる。口座はインターネットか特定のオレンジ銀行の店舗で開設でき、手数料は発生しない。アプリを通じた非接触型決済やテキストメッセージを使った送金に加え、デビットカードでの支払いも可能である。IBM との提携により開発した機械学習プラットフォーム「WATSON」をカスタマーサービスに導入することで、顧客に対し、24 時間・年中無休での一次対応を実現している。将来的には融資や保険といったサービスも視野に入れている。同社は 2018 年度のオレンジ銀行の売り上げ目標を 4 億ユーロに設定しており、10 年以内に 200 万件の顧客獲得を目指している。なお、オレンジ銀行は 2008 年にアフリカでモバイルバンキングサービス「オレンジ・マネー」を開始し、ポーランドでも「オレンジ・フィナンセ[89]」を展開している。その他、2016 年にフランスの大手保険会社であるグルパマ（Groupama）の銀行部門グルパマ・バンクを買収しており、金融事業拡大に取り組んでいる[90]。

89 オレンジ銀行がポーランドで提供するモバイルバンキングのサービス名。
https://www.orange.com/en/Group/Activities/Orange-Financial-Services/Folder/Orange-Finanse
90 https://www.finextra.com/pressarticle/71459/orange-bank-launches-in-france

今後もさらなる競争激化が予想される[91]。オンラインバンキング・モバイルバンキングはこのように参入企業が増加しており、手数料の引き下げ競争によって淘汰が進むとの見方もある[92]。

(5) その他の動向

フランスでは、FICP（Fichier National des Incidents de Remboursement des Credits aux Particuliers）と呼ばれる単一のデータベースに基づいて、融資返済に関するブラックリストをフランス銀行（Bank of France, Banque de France）が作成している。現在はネガティブリスト形式だが、融資可能な顧客をリスト化するポジティブリスト化に向けた議論がある。年々増加する過剰債務者への対策として、消費者法典（Code de la Consommation）第 L311-9 条により、金融機関は、融資の際にこのリストを参照する義務が課されているが、参照後の貸出し判断は金融機関に委ねられる。また、同リストに掲載された個人は一般的には融資から排除されるが、マイクロクレジットに関してはこの限りではない。

2013 年 2 月以降、欧州委員会の提案によって一部の EU 加盟国では金融取引税（Financial Transaction Tax, FTT）の導入が進められている[93]。これに先駆けてフランスでは 2012 年 8 月に時価総額 10 億ユーロ以上のフランス国内に籍を構える上場企業の株式取得に対し税率 0.2%の課税を行うなど金融取引税が適用されるようになった。その後、金融取引税は、2017 年 1 月 1 日より同税率が 0.3%に引き上げられた。

しかし、2017 年 12 月 21 日に、「2017 年度修正財政法（2017 Act）」と「2018 年度財政法（2018 Act）」が可決され、「2018 Act」第 39 条においては、2018 年 1 月 1 日以後の買収に係る日計り商い（intraday trading）に適用予定であった金融取引税（FTT）規定が廃止された[94]。

---

91 NNA「仏通信オレンジ、「オレンジ・バンク」開始へ」2017 年 4 月（閲覧日：2017 年 8 月 18 日）
https://www.nna.jp/news/show/1599522

92 ロイター, SocGen expects French online banking consolidation, 2017 年 1 月 26 日
http://www.reuters.com/article/socgen-online-banking-idUSL5N1FG502

93 欧州委員会の金融取引税導入に関する提案 “Taxation on the financial sector”
http://ec.europa.eu/taxation_customs/taxation-financial-sector_en

94 Pwc Japan「法人税改正とインセンティブの導入（フランス）」（2018-03-05）（閲覧日：2018 年 3 月 28 日）
https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/news/tax-international/europe/france-mar-2018.html

3. ラ･バンク・ポスタルの今後の動向

(1) 新たな個人金融サービスの提供の動向

2014 年 1 月にラ・ポスト・グループは、2014～2020 年までの中期戦略として、「ラ・ポスト 2020：未来の征服」を発表している。この中で、ラ・バンク・ポスタルは、2020 年までに年間収益を平均 3.3%上昇させ、業務粗利益（net banking income）で 70 億ユーロを目指すという野心的な目標が掲げられた。但し、2017 年の NBI が約 57 億ユーロであったことを考えると、必ずしも目標通りに進んでいるとは言えない。

ラ・バンク・ポスタルもラ・ポストの中期戦略に沿った形で、2014～2020 年の開発プランを策定している。開発プランの中では、①経営構造の変革、②IT 技術を用いた決済方法の高度化、③デジタル化の推進、④エキスパート職員の育成、⑤富裕層向けサービスの強化、⑥アセットマネジメント業務の発展、⑦健康保険業務の強化、⑧環境に配慮した責任のある発展、といった項目が掲げられている。

リテール金融機関としての成長戦略としては、①消費者ローン・住宅ローンの一段の拡大、②損保商品のラインナップ拡充、③プライベートバンキングへの注力を掲げている。最近の取組としては、同行は非接触決済におけるオンラインにおける安全な支払を実現するために、2014 年より「My Payment」アプリケーションを開発している。2016 年 2 月には、音声により顧客が遠隔支払の操作ができる音声認証システムについて、フランスで初めて CNIL[95]の承認を得た。

また、同行は顧客サービス充実に向け、専門家を配置している。2015 年末現在、約 100 名のプロフェッショナルカスタマーマネージャーを配置し、顧客に対し不動産リース、与信等幅広いサービスについてアドバイスを行っている。2020 年までに 1,000 人に拡張し、郵便局ネットワークに配置することを予定している。また、富裕層向けのサービス強化を行っており、現在約 58.7 万人の富裕層に対し、ロイヤルティを維持し、この顧客基盤をさらに発展させるために、2015 年 11 月 30 日に、資産管理会社である La Banque Postale GestionPrivée と、資産管理銀行である BPE の合併により、新しい資産管理グループを設けた[96]。

また、2017 年 6 月にはクラウド・ファンディングを手掛ける KissKissBankBank を買収し、通常の金融ビジネスにとらわれない、新たな顧客層の獲得を進めている。通常の金融機関で融資できない少額の案件であっても、クラウド・ファンディングの手法を用いれば可能となる。公共性が高いユニバーサル・サービスの提供を目指すラ・バンク・ポスタルのビジネスモデルとは親和性が高い。

(2) 2019 年春よりモバイル専業のマ・フレンチ・バンクがサービスを開始

ラ･バンク・ポスタルは、2019 年春よりモバイル専業バンクである「マ・フレンチ・バンク（Ma French Bank）」のサービスを開始する予定である[97]。マ・フレンチ・バンクは 2018 年 1 月に ECB より銀行免許を得た。

---

[95]フランスの独立行政機関「情報処理および自由に関する全国委員会（Commission nationale de l'infromatique et des libertes）」の略称。

[96] La Banque Postale ウェブサイト（2018 年 3 月 28 日閲覧）
https://www.labanquepostale.com/en/about-us/strategy.highlights.html

[97] La Banque Postale ウェブサイト（2018 年 10 月 5 日閲覧）。
https://www.labanquepostale.com/legroupe/mafrenchbank.html

18～35 才未満の若い世代を主なターゲットに設定し、個人間決済や複数口座を一括で管理する口座アグリゲーター、提携先のフィンテック企業が開発するサービスなどを含む、最新の銀行サービスを提供することを目指している。新サービスは自前の情報処理システムにより運営され、10 分程度で口座開設が可能とされる。口座開設は、オンラインだけでなく、郵便局でも可能となっている。

リアルタイム決済にも対応し、低コストを実現するとしている。同行は 2018 年 1 月に銀行免許を取得しており、将来的には生命保険や住宅ローンなども提供する計画である。2025 年までに顧客数 100 万人の達成を目指している[98]。

[98] 2017 年 2 月 14 日付　パリ・エ・トワ「ラ･バンク･ポスタル、モバイルバンクのサービス開始を準備」、2018 年 6 月 19 日付　パリ・エ・トワ「ラ･バンク･ポスタル、モバイルバンクを開始へ」（2018 年 10 月 5 日閲覧）。
https://www.parisettoi.fr/realtime/81 、https://www.parisettoi.fr/realtime/1167/

＜出所資料一覧＞

【国際機関・外国機関文献・データベース】

- アメリカ合衆国中央情報局
- 欧州連合（EU）
- 欧州中央銀行（ECB）
- IMF

【政府・中央銀行・監督官庁・銀行協会等 HP】

- フランス政府
- 金融機関･投資会社委員会（CECEI）
- 預金保険公社（FGDR）
- 健全性監督機構（ACPR）
- 公的投資銀行（BPI）
- 預金保険機構
- フランス銀行

【論文・雑誌・業界紙】

- 農林中金総合研究所、「欧州の協同組合銀行」、2010 年 10 月
- 村岡ひとみ「フランスの金融改革」北海道武蔵女子短期大学紀要　35.177-204, 2003-03-15, p.180
- 「郵便貯金銀行を設立するフランス郵便局」野村資本市場研究所『資本市場クォータリー（2006 年冬号）』
- Hogan Lovells （Paris LLP）, “French Legal and Regulatory Update – November 2016”
- Ernst & Young, “French Parliament approves Finance Bill” , 2016 年 12 月 21 日

【郵政公社・郵貯等 HP】

- ラ･バンク・ポスタル
- ラ・ポスト・グループ

【民間金融機関 HP】

- BNP パリバ
- クレディ・アグリコル
- ソシエテ・ジェネラル
- BPCE グループ
- クレディ・ミュチュエルグループ
- カルフール銀行
- 貯蓄銀行
- ナティクシス
- 商工信用銀行（CIC）
- ダクシア・クレジット・ローカル
- Adie

【その他】

- Ebanque（金融機関情報サイト）

XXIII. ノルウェー王国
(Kingdom of Norway)

＜目次　～ノルウェー～＞

第 1 章　市場環境の特徴 2
第 2 章　金融制度概要 3
1.　金融機関の種類 3
(1)　商業銀行(commercial banks, forretningsbankenes) 5
(2)　貯蓄銀行(savings banks、sparebanker) 6
(3)　外国銀行支店(Norwegian branches of foreign banks and credit institutions) 7
2.　監督官庁と指導体制 8
3.　ノルウェーの金融制度の特徴 9
(1)　政府年金基金(Government Pension Fund) 9
(2)　ノルウェー地方金融公社(Kommunalbanken Norway, KBN) 11
4.　預金保険制度の枠組み 12
5.　個人資産運用に関わる税制全体の中での預貯金税制 12
第 3 章　郵便貯金の概要 13
1.　郵便貯金の設立目的・沿革概要 14
2.　組織・経営形態 15
(1)　経営形態 15
(2)　金融サービス提供の形態 17
(3)　窓口取扱時間 18
3.　主な業務内容 18
(1)　預金業務概要 18
(2)　資金運用方法 18
(3)　貸付業務概要 18
(4)　送金・決済業務概要 19
(5)　国際業務概要 19
4.　会計基準と財務諸表 19
第 4 章　ノルウェーにおけるリテール金融の特徴 22
1.　ノルウェー・ポスト 22
(1)　DNB 銀行のブランド名を用いた銀行サービスの提供 22
(2)　政府による費用負担 23
2.　貯蓄銀行 23
(1)　貯蓄銀行の特徴 23
(2)　主な貯蓄銀行 23
3.　リテール金融機関の位置づけ 24
4.　個人の金融資産・負債の動向 24
(1)　預金等の受け入れ 25
(2)　資金の貸し付け等 26
第 5 章　最近の金融動向と今後の展望 28

1. 最近の金融動向 28
(1) 国際的な金融規制枠組への参画 28
(2) 金融サービスの動向 29
(3) 郵便貯金の動向 31
(4) マイクロファイナンス、ソーシャルファイナンス等の現況 32
2. リテール決済の動向 34
(1) キャッシュレス化の状況 34
(2) モバイル決済アプリの利用動向 36
(3) リテール決済に関する規制 37
(4) 政府によるフィンテック対応 37
3. 今後のリテール金融機関の展望 38
(1) 業界をあげたリアルタイム決済のソリューション開発 38
(2) 国内外で進みつつある統合や連携の動き 38
＜出所資料一覧＞ 40

＜　略語集　＞

略語	原語	日本語訳
BIS	Bank for International Settlement	国際決済銀行
BRRD	Bank Recovery and Resolution Directive	銀行再建及び破綻処理に関する指令
CET1	Common Equity Tier1	普通株等 Tier1
CRD IV	Capital Requirements Directive IV	第四次資本要求指令
CRR	Capital Requirements Regulation	資本要求規則
DGSD	Deposit Guarantee Scheme Directive	預金保険スキーム指令
DSIBs	Domestic Systematically Important Banks	システム上重要な金融機関
ECs	Equity Certificates	出資証券
EEA	European Economic Area	欧州経済領域
EFTA	European Free Trade Association	欧州自由貿易連合
EU	European Union	欧州連合
FSB	Financial Stability Board	金融安定理事会
GPFG	Government Pension Fund Global	政府年金基金－グローバル
GPFN	Government Pension Fund Norway	政府年金基金－ノルウェー
IFRS	International Financial Reporting Standard	国際会計基準
KBN	Kommunalbanken Norway	ノルウェー地方金融公社
NMI	Nordic Microfinance Initiative	ノルディック・マイクロファイナンス・イニシアティブ
NOK	Norwegian Krone	ノルウェー・クローネ
Norfund	Norwegian Investment Fund for Developing Countries	ノルウェー途上国投資ファンド
OECD	Organisation for Economic Co-operation and Development	経済協力開発機構
PCCs	Primary Capital Certificates	出資証書

第 1 章　市場環境の特徴

図表 1: ノルウェーの概要

分類	項目	
一般事情	面積	38.6 万平方キロメートル （日本とほぼ同じ）
	人口	525 万 8,317 人 （2018 年 1 月：ノルウェー中央統計局）
	首都	オスロ
	民族	ノルウェー人 94.4%（2007 年推計）
	言語	ノルウェー語
	宗教	福音ルーテル派が大多数を占める
	在留邦人数	1,123 人（2016 年 10 月）
政治体制・内政	政体	立憲君主制
	元首	ハラルド 5 世国王（1991 年即位）
	議会	一院制（任期 4 年解散なし。議席数 169）
	首相	アーナ・ソールベルグ
経済	主要産業	石油・ガス生産業、電力多消費産業(アルミニウム、シリコン、化学肥料等加工産業)、水産業
	GDP	4,414 億ドル　（2018 年、IMF）
	1 人あたり GDP	82,372 ドル　（2018 年、IMF）
	実質 GDP 成長率	2.1%　（2018 年、IMF 推計）
	通貨	ノルウェー・クローネ(NOK)。1 ドル＝8.44NOK、1NOK＝13.46 円(2018/10/31)



(出所)　IMF、外務省、ノルウェー中央統計局、みずほ銀行公示相場等をもとに作成

図表 2: ノルウェーの主要経済指標

	単位	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
人口	万人	479	484	491	497	504	510	516	521	525	529	536
名目GDP	億ドル	4,626	3,866	4,291	4,988	5,102	5,235	4,993	3,867	3,711	3,988	4,414
1人あたりGDP(名目)	ドル	96,626	79,836	87,432	100,307	101,273	102,722	96,838	74,652	70,652	75,389	82,372
実質GDP成長率	%	0.5	-1.7	0.7	1.0	2.7	1.0	2.0	2.0	1.1	1.9	2.1
消費者物価上昇率	%	3.8	2.2	2.4	1.3	0.7	2.1	2.0	2.2	3.6	1.9	1.9
経常収支	GDP比%	15.7	10.7	10.9	12.4	12.5	10.3	10.5	7.9	3.8	5.5	7.8
財政収支	GDP比%	18.7	10.3	11.0	13.4	13.8	10.8	8.7	6.1	4.0	4.4	5.7
政府債務	GDP比%	47.2	41.9	42.3	28.8	30.2	30.4	28.2	33.0	36.4	36.5	36.4

(出所)　IMF "World Economic Outlook October 2018"をもとに作成

第 2 章　金融制度概要

ノルウェーにおける金融機関(financial institutions, finansieringsvirksomhet)は、金融活動、金融機関等といった金融機関全般に適用される 1988 年 6 月 10 日付け「金融活動と金融機関に係る法律」(Act on Financing Activity and Financial Institutions (Financial Institutions Act), Lov om finansieringsvirksomhet og finansinstitusjoner (finansieringsvirksomhetsloven), 金融機関法)及び 1961 年 5 月 24 日付け貯蓄銀行法(Act on Savings banks, Sparebankloven)、1961 年 5 月 24 日付け商業銀行法(Act on Commercial Banks, Forretningsbankloven)及び 1988 年 6 月 10 日付け保険法(Act on Insurance Activity, Forsikringsvirksomhetsloven)、更に預金保険法(Act on Guarantee Schemes for banks, insurance companies and public administration etc. of financial institutions, Banksikringsloven)といった法律が適用されてきたが、金融サービス分野での変革、EU 法制の実施と国内法制への包含等といった課題への対応に従来の法体系では困難となってきた。そこで、各法律の内容をほぼ踏襲しつつ、金融法制の理解を容易にし、金融機関及び規制当局にとって使い勝手の良い内容とした「金融企業法」(Law on Financial Institutions and Financial Services (Financial Undertakings Act), lov om finansforetak og finanskonsern (finansforetaksloven)、2015 年 4 月 10 日成立)を従来の法律に代え、2016 年 1 月 1 日から施行している。この新たな法律において、EU 自己資本規制の資本要求の規定、金融機関(financial institutions)の定義を包括的な金融企業(financial undertakings or enterprises)とする規定等が含まれている。

1.　金融機関の種類

金融企業法では、金融活動を行うことができる金融企業として、以下の 6 種の業態を規定している (図表 3) [1]。

① 銀行(bank, bank)

② モーゲージ会社(mortgage companies, kredittforetak)

③ 金融機関(financial institutions, finansieringsforetak)

④ 保険会社(insurance undertakings, forsikringsforetak)

⑤ 年金会社(pension companies, pensjonsforetak)

⑥ 金融グループの持株会社(holding companies in financial groups)

上記に加え、支払機関(payment institutions, betalingsforetak)及び電子マネー機関(e-money institutions, e-pengeforetak)として許可を得た企業等も金融企業に含まれる。

[1] 金融企業法 Chapter1 Section1－3

図表 3: ノルウェーにおける金融機関の業態別分類(2017 年 12 月末)

業態		機関数	根拠法	特徴
銀行 (Banks)	商業銀行 (Commercial banks)	25	金融企業法	伝統的に企業貸付を中心に行ってきたが、近年リテールにも注力
	貯蓄銀行 (Savings Banks)	99		貯蓄を奨励するため預金者から預金を受け入れる機関。個人・中小企業へのリテール金融を主要業務とする
	外国銀行支店 (Norwegian Branches of Foreign Banks and Credit Institutions)	39		北欧系銀行の支店が資産額・預金残高の面で存在感が高い
ファイナンス会社・モーゲージ会社 (Finance Companies and Mortgage Companies)		57		商業銀行・貯蓄銀行のいずれでもなく、かつ保険法の適用も受けず、ローンの仲介を行う
金融機関 (Financial Institutions)		n/a		
保険会社 (Insurance Companies)	生命保険会社 (Life Insurers)	12		従来は保険法(Insurance Act)が規定
	損害保険会社含ローカル火災保険組合 (Non-life Insurers,incl. local fire insurance associations)	58		
	その他の保険会社	6		
	外国保険会社支店 (Foreign insurers' branches)	29		
年金基金 (Pension Companies)	民間年金基金 (Private Pension Funds)	47		
	公的年金基金 (Municipal Pension Funds)	37		
	年金スキーム (Pension Scheme)	1		
持株会社 (Holding Companies)		13		
支払機関 (Payment Institutions)		19		クレジットカード・デビットカード決済・送金サービスなどを行う
電子マネー機関 (E-money Institutions)		7		電子貨幣決済等を行う、銀行や他の金融機関に該当しない機関

(注) 「外国銀行支店に関する法令」については、本報告書第 2 章 1.(3)を参照。
その他の保険会社:Local marine Insurance associations, Local fire Insurance associations, Insurance intermediaries
年金基金:Private pension funds, Municipal pension funds, Pension schemes
銀行と保険会社について、ノルウェー資本の在外支店は記載していない。

(出所) ノルウェー金融監督庁 "ANNUAL REPORT 2017"、「ファイナンス・ノルウェー(Finance Norway)」(ノルウェーの貯蓄銀行協会及び金融サービス協会が設立した業界団体による金融統計) [2]をもとに作成

[2] https://www.finansnorge.no/en/index/ (2018 年 10 月 31 日閲覧)

金融機関のうち、銀行には(1)商業銀行と貯蓄銀行、(2)本店を他国に有する与信機関の支店(Norwegian branches of foreign banks and credit institutions、外国銀行支店)がある。各都市で設立された貯蓄銀行が古くから発達しており、機関数において商業銀行を大きく上回っている(図表 4)。銀行業免許申請はノルウェー金融監督庁に提出され、審査および銀行業免許付与はノルウェー財務省が行う。

図表 4: ノルウェーにおける銀行の概要(2017 年 12 月末)

	機関数	本支店数	総資産 (億NOK)	預金残高 (億NOK)
商業銀行	25	315	24,882	12,163
貯蓄銀行	99	676	13,820	8,542
外国銀行支店	39	n/a	n/a	n/a
合計	163	991	38,702	20,705

(注) 合計の欄は商業銀行と貯蓄銀行の合計値。
本支店数は 2015 年時点での数字。
(出所) ノルウェー金融監督庁 “ANNUAL REPORT 2017”、「ファイナンス・ノルウェー」をもとに作成

(1) 商業銀行(commercial banks, forretningsbankenes)

商業銀行は、金融企業法施行前の商業銀行法(Act on Commercial Banks in Norway (Commercial Banks Act), Lov om forretningsbanker)を根拠法として設立された銀行で、「預金者から預金を受け入れることを業務とする全ての機関のうち、ノルウェー中央銀行(Norges Bank)と貯蓄銀行、特定の法令に基づき設立された銀行その他の機関を除くもの」とされていた[3]。現在は金融企業法を根拠とする銀行に含まれる。

商業銀行は伝統的に企業向け貸付に焦点を当ててきたが、近年はリテール金融の強化を図っている[4]。

総資産額等が公開されている商業銀行 22 行のうち最大のものは DNB 銀行(DNB Bank ASA)である(図表 5)。同行は、国内最大の金融グループである DNB グループ(DNB ASA)の中核をなし、総資産が 2 兆 0,538 億 NOK と、グループ総資産の 64.3%を占める(2017 年 12 月末)。DNB 銀行は 2014 年まで貯蓄銀行として分類されていたが、その根拠とされた DNB 貯蓄銀行財団(The Savings Bank Foundation DNB)の保有比率が 10%を下回ったことから、2015 年以降、商業銀行とみなされている[5]。

3 商業銀行法 Section 1
4 報道資料 “Norwegian banks and bank accounts”
https://www.justlanded.com/english/Norway/Norway-Guide/Money/Banking (2018 年 10 月 31 日閲覧)
5 ファイナンス・ノルウェー “Annual Accounts for Commercial Banks 2017”
https://www.finansnorge.no/en/statistics/banking-sector/Key-figures-for-Norwegian-banks/Norwegian-Commercial-Banks---Key-figures/ (2018 年 10 月 31 日閲覧)

図表 5: 商業銀行の総資産・預金・貸出(2017 年 12 月末)

(億NOK)

	総資産額 Total assets	預金残高 Deposits from customers	貸出残高 Total loans
DNB Bank ASA	20,538	95,653	7,394
Santander Consumer Bank AS	1,411	5,062	1,189
Sbanken ASA	584	4,719	4,381
Bank Norwegian AS	430	3,368	3,359
Gjensidige Bank ASA	353	2,407	2,495
BNbank ASA	261	1,364	1,420
OBOSBanken AS	236	1,532	1,626
Landkreditt Bank AS	229	1,633	1,864
Storebrand Bank ASA	208	1,463	1,278
KLP Banken AS	133	967	939
Pareto Bank ASA	131	708	953
YA Bank AS	71	532	599
Komplett Bank ASA	64	433	560
Eika Kredittbank AS	56	433	408
Voss Veksel-og Landmandsbank ASA	46	293	421
Bank 2 ASA	38	319	292
Monobank ASA	33	265	240
Easybank ASA	24	197	178
Instabank ASA	21	180	134
BB Bank ASA	10	74	85
MyBank ASA	5	27	23
DeBank ASA	1	n/a	3
合 計	24,882	121,630	29,843

(出所)「ファイナンス・ノルウェー」をもとに作成

(2) 貯蓄銀行(savings banks、sparebanker)

貯蓄銀行は、金融企業法施行前の貯蓄銀行法(Savings Banks Act, Lov om sparebanker)により、「貯蓄を奨励するため預金者から預金を受け入れる機関であって、集めた資金を自由に管理するが、創業者その他の者が「出資証書」(Primary Capital Certificates, PCCs)の出資額以上の利益(profit of the business beyond interest, if any, on primary capital certificates)配分に対する権利を持たない機関[6]」として設立された銀行である。

貯蓄銀行は 20 人以上、あるいは 1 以上の自治体により設立可能である。設立時の最低資本金については商業銀行と同様の規定[7]が課せられているように、

6 貯蓄銀行法 Section 1
7 同法 Section 2

貯蓄銀行は競争上、商業銀行と同等に扱われ、リテール金融のほか中小企業金融等を行う。

ノルウェーでは、貯蓄銀行が機関数において商業銀行を大きく上回っている。2017 年 12 月末で、99 行の貯蓄銀行が営業を行っている[8]。貯蓄銀行は 1822 年に初めて設立されたが、1840 年代から既に商業目的を強固に追求していたと言われている[9]。

貯蓄銀行のうち最大のものは Spare Bank 1 SR –Bank ASA であり、総資産は 1,790 億 NOK である(2017 年 12 月末) [10]。

国内全ての貯蓄銀行は業界団体のノルウェー貯蓄銀行協会(Norwegian Savings Banks Association, Sparebankforeningen)に加盟しているほか、貯蓄銀行の多くは貯蓄銀行連合を組織している。代表的な連合である “Eika”には 69 行、 “Alliansefrie”には 17 行、 “SpareBank 1”には 15 行が加盟している[11]。

貯蓄銀行は、もともと会員個人により設立・保有される形態をとっていたが、1988 年には、Equity Certificates(ECs)[12]の発行により外部資本を受け入れることができるようになり、これまで 38 行が ECs を発行している[13]。

貯蓄銀行の一部では、財団(foundations)が主要株主の一角を占めている。ノルウェーの貯蓄銀行財団・金融財団は、2001 年に制定された財団法(Foundation Act of June 15th 2001)によって規定されており、財団を管轄する政府機関は、ノルウェー宝くじ・財団庁(Norwegian Gaming and Foundation Authority)である。

(3) 外国銀行支店(Norwegian branches of foreign banks and credit institutions)

外国銀行支店に関する主要な法令には、「欧州経済領域[14](European Economic Area, EEA)等に本店を有する銀行及び他の与信機関の支店に関する規則第 326 号(Regulation no 326 on branches of banks and other credit institutions having their head offices in another state in the European Economic area, etc.)」や、「外国に本店を有する銀行支店の行政管理に関する規則第 1102 号(Regulation no 1102 on Public Administration of Branches of Banks with their Head Offices in Foreign Countries)」等がある。

ノルウェーに拠点網を有する主な外国銀行としては、スウェーデンのノルデア銀行(Nordea Bank)やハンデルスバンケン(Handelsbanken)、デンマークの

8 ノルウェー金融監督庁“ANNUAL REPORT 2017”
9 今井譲『福祉国家の金融システム改革』中央経済社(2007)
10 ファイナンス・ノルウェー “Annual Accounts for Saving Banks 2017” https://www.finansnorge.no/en/statistics/banking-sector/Key-figures-for-Norwegian-banks/Norwegian-Savings-Banks---Key-figures/ (2018 年 10 月 31 日閲覧)
11 ノルウェー貯蓄銀行協会 “Medlemmer” http://www.sparebankforeningen.no/en/members/medlemmer/ (2018 年 10 月 31 日閲覧)
12 発行当初、EC は出資証書(Primary Capital Certificates, PCCs)と呼ばれていたが、2009 年に現在の名称に変更された。
13 ノルウェー貯蓄銀行協会 “Banker med egenkapitalbevis” http://www.sparebankforeningen.no/en/egenkapitalbevis/banker-med-egenkapitalbevis/ (2018 年 10 月 31 日閲覧)
14 欧州経済領域とは、EU と、EU 非加盟で欧州自由貿易連合(European Free Trade Association, EFTA)に加盟するノルウェー・アイスランド・リヒテンシュタイン・スイスのうち、スイスを除いた 3 か国を地域統合させる枠組みであり、1992 年に EU と EFTA6 か国が設立協定を締結した。

ダンスケ銀行(Danske Bank)が挙げられる。

2. 監督官庁と指導体制

ノルウェーの金融監督においては、ノルウェー金融監督庁(Financial Supervisory Authority of Norway, Finanstilsynet)とノルウェー中央銀行(Norges Bank)が中心的役割を果たしている。

ノルウェー金融監督庁は、金融市場の監督と規制のために設立された公的機関であり、法律や国際基準、財務省が定める要件などに基づき銀行、住宅金融専門会社、保険会社、年金基金、投資会社等に対する規則等の策定と監督を行っている。

同庁は、金融機関等監督法(Act on the Supervision of Financial Institutions etc. (Financial Supervision Act), Lov om tilsynet med finansinstitusjoner mv. (finanstilsynsloven))に基づき監督権限を付与され[15]、監督対象となる金融機関への課金により運営されている。組織構造として、5 名からなる委員会(board)が運営を行う[16]。

もともと貯蓄銀行の力が強かったノルウェーにおいては、1880 年代、国内で銀行危機が生じた際に銀行監督機関の必要性が議論されていたものの、地方選出の国会議員等の反対にあい、1900 年に財務省所管による貯蓄銀行検査官が任命された。その後、1980 年代の金融の自由化に伴い、1983 年に銀行検査官と証券ブローカー監督局が合併した。その後、広範な金融機関の監督を目的に、1986 年にノルウェー金融監督庁の前身である銀行・保険・証券委員会(Kredittilsynet)が設立された。2009 年 12 月 21 日に銀行・保険・証券委員会はノルウェー金融監督庁に名称を変更している。

ノルウェー金融監督庁は 4 年ごとに金融規制監督に関する中期戦略を策定しており、2014 年 12 月に 2015-18 年の戦略 “Strategy 2015-2018”を発表した。同戦略では欧州連合(European Union, EU)及び欧州経済領域(European Economic Area, EEA)による域内金融統合、欧州債務危機の影響は軽微であったものの依然として油価の変動に対し脆弱なノルウェー経済、金融サービスに関する技術的進展と業務上のリスクの増大といった今般のトレンドに鑑み、①銀行と年金機関(pension institutions)に対する健全性監督、②マクロ健全性監督、③決済システムその他の金融インフラの監督、④年金貯蓄・ミューチュアルファンドその他の金融商品のアドバイザリーや販売に対する監督の 4 項目を優先度の高い監督活動(supervisory activities)として位置づけた[17]。

ノルウェー中央銀行は 1816 年 6 月に設立された。経済と物価の安定を任務とし、インフレ率目標値に基づく金融政策の実施、銀行間決済システムの提供、ノルウェー政府の年金基金の運用などを行っている。金融監督庁の運営委員会(board)に対し、同行からオブザーバーが派遣される[18]。

15 国王はノルウェー金融監督庁の権限に規制を加えることが可能である。
16 金融監督法 Section 2
17 ノルウェー金融監督庁 “Strategy 2015-2018”(2014 年 12 月)
18 金融監督法 Section 2

3. ノルウェーの金融制度の特徴

ノルウェー特有の金融制度の特徴として、公的年金基金の政府年金基金(Government Pension Fund)や、ノルウェー地方金融公社(Kommunalbanken Norway, KBN)といった公的金融機関の存在が挙げられる。

(1) 政府年金基金(Government Pension Fund)

政府年金基金は「政府年金基金法(Government Pension Fund Act、Lov om Statens Pensjonsfond)」に基づき、財務省(Ministry of Finance)の規制の下で運用されるソブリンファンド(sovereign wealth fund)である。

同基金は国内資産を主な投資対象とする「政府年金基金－ノルウェー」(Government Pension Fund Norway, GPFN)と、海外資産にも積極的に投資する「政府年金基金－グローバル」(Government Pension Fund Global, GPFG)からなる。

いずれも財務省の委託を受けて、前者については財務省傘下の投資マネジメント機関である国民保険基金(Folketrygdfondet)[19]が、後者はノルウェー中央銀行の投資部門であるノルウェー中央銀行投資マネジメント(Norges Bank Investment Management)が運用を行っている[20]。

GPFN の運用資産総額は、2,402 億 NOK であり、2017 年のリターンは 13.2%であった(2017 年 12 月末)。運用対象の株式・債券の内 85%をノルウェー企業、残り 15%を北欧諸国企業に分散している。オスロ証券取引所(Oslo Stock Exchange)の上場株式のうち 5.1%を保有する(2017 年 12 月末)[21]。

GPFG は石油収入を原資としており、将来的な石油資源の枯渇やノルウェー経済の縮小、高齢化に伴う年金資産の先細りなどに対応することを目的に運用されている。準備基金としての性格を明確にするため、2006 年に前身である石油基金(Petroleum Fund、1990 年設立)から現在の名称に変更された。

2017 年 12 月末の GPFG の運用資産は 8 兆 4880 億 NOK であり(図表 6)、ソブリンファンドとしては世界最大規模である。従来は株主総会翌日に議決権行使結果を開示していたが、2014 年 8 月には一部の会社について議決権行使内容について事前開示する方針を公表するなど、ガバナンス活動の強化を図っている。

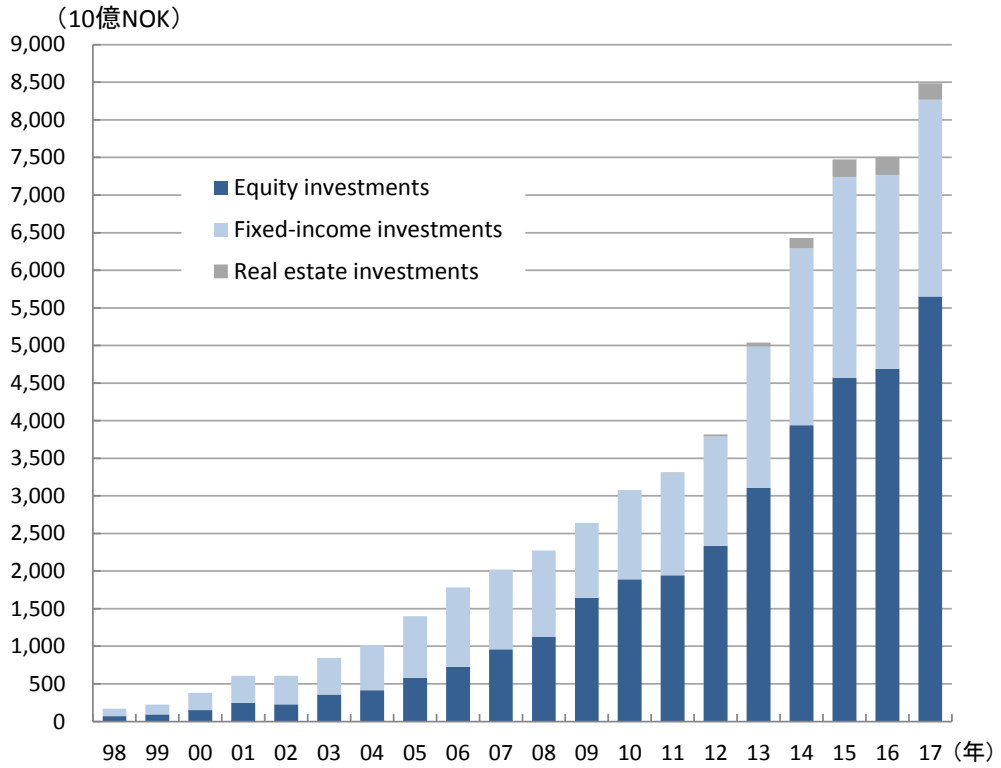
---

19 政府保険基金(National Insurance Scheme Fund, Folketrygdfondet)は 1967 年に設立されたが、2006 年に政府年金基金－ノルウェー(GPFN)と政府年金基金－グローバル(GPFG)を併せた上位機関として政府年金基金が設立されたことから、GPFN を管理する組織となった。

20 政府年金基金法 Section 2

21 国民保険基金(Folketrygdfondet) " Årsrapport og eierrapport 2017"

図表 6: GPFG の運用資産推移



(注) 各年 12 月末。
(出所) 政府年金基金グローバル“Annual Report 2017”より作成

同基金は日本の株式や債券へも投資しており、日本の株式・債券へのアロケーションは 8.3%で、これは米国・英国に次ぐ割合である。そのうち日本株への投資残高は、全体の 6.0%で、これも米国・英国に次ぐ投資先となっている。また債券の投資残高については、日本国債を 1,910 億 NOK 保有しており、債券投資の中では米国、英国に次いで多い(2017 年 12 月末)[22]。

2015 年 10 月にノルウェー中央銀行投資マネジメントは日本の不動産投資を目的とする拠点を東京に開設した[23]。不動産投資チームである「ノルウェー中央銀行不動産マネジメント」(Norges Bank Real Estate Management)が業務を担当する。

GPFN・GPFG はいずれも責任ある投資(responsible investment)や社会的責任投資の観点から、積極的株主行動(Active Ownership)を重視している[24]。

GPFN の運用を受託している国民保険基金(the National Insurance Scheme fund, Folketrygdfondet)は「持分に応じた議決権の行使は株主価値の最大化と機能的な金融市場の双方にとって重要である」との立場を明確にしている[25]。

22 ノルウェー中央銀行投資マネジメント “Government Pension Fund Global Annual Report 2017”
23 ノルウェー中央銀行投資マネジメント “FUND OPENS OFFICE IN TOKYO”(2015)
http://www.nbim.no/en/transparency/news-list/2015/fund-opens-office-in-tokyo/ (2018 年 11 月 2 日閲覧)
24 ノルウェー政府 (Government No.) “Active ownership Responsible Ownership”
https://www.regjeringen.no/en/topics/the-economy/the-government-pension-fund/responsible-investments/corporate-governance/id447008/ (2018 年 11 月 2 日閲覧)
25 国民保険基金(Folketrygdfondet) “Ownership report”
http://www.folketrygdfondet.no/ownership-report/category388.html (2018 年 11 月 2 日閲覧)

財務省から下された同基金の運用に関する指令(Management Mandate for the Government Pension Fund Norway)の中でも、国民保険基金(Folketrygdfondet)は国連・グローバル・コンパクト(UN Global Compact)やOECDのコーポレートガバナンスに関するガイドライン(OECD Guidelines on Corporate Governance)や多国籍企業に関するガイドライン(OECD Guidelines for Multinational Enterprises)に基づく積極的株主行動や責任ある投資のための国家標準の策定に貢献すべきとされている[26]。

GPFGについては、社会的責任投資を重視した株主行動の一環として、投資引上げ「ダイベストメント」(divestment)の流れが顕著である。たとえば2013年に財務省が5つの企業について、その企業活動による深刻な環境被害や児童労働の助長等を理由に、GPFGの投資対象から外す決定を行い[27]、2015年6月にはノルウェー議会(Storting)がGPFGの石炭関連投資からの引上げを全会一致で可決した[28]。

2016年には、環境、社会、ガバナンスといった評価基準に則り、合計76社を投資対象から外したり、監視下に置いたりしたが、その内70社は新製品における石炭基準(収入の一定額以上が石炭使用から得られる場合、それらの企業を投資対象から外す)によるものであった[29]。

(2) ノルウェー地方金融公社(Kommunalbanken Norway, KBN)

ノルウェー地方金融公社(KBN)は、ノルウェー中央政府が持株の100%を保有する政府系金融機関であり、高い信用格付(スタンダード&プアーズとムーディーズから最高の格付を獲得)を裏付けとして好条件で資金を調達し、ノルウェーの地方自治体に対して低金利による資金貸付を行っている。ノルウェーの地方自治体のうち100%がKBNの顧客であった(2017年12月末)[30]。

総資産は4,129億NOKである。預金を受け入れない金融機関のため、資金調達は債券発行によって行っている。海外での起債が中心であり、債券発行残高3,695億NOKである。貸出は2,834億NOKで、1,074億NOKは債券に投資している(2017年12月末)。

なお、保有する債券と利付証券の大部分は外国債券であり、海外の政府機関や中央銀行、地方自治体、多国間開発銀行が発行したものや、海外の政府機関の保証付き債券である。

---

26 ノルウェー財務省 “Management Mandate for the Government Pension Fund Norway”(2010)
https://www.folketrygdfondet.no/getfile.php/13956-1395747871/Dokumenter/Engelske%20dokumenter/Management%20mandate%20for%20the%20Government%20Pension%20Fund%20Norway%202011.pdf
(2018年11月2日閲覧)

27 ノルウェー政府 “Decisions about active ownership and divestment”(2013年10月14日)
https://www.regjeringen.no/en/aktuelt/decisions-about-active-ownership-and-div/id742311/
(2018年11月2日閲覧)

28 ノルウェー議会 (Strotinget) “The Storting has made the unanimous decision to pull the Government Pension Fund Global (GPFG) out of coal.”(2015年5月28日)
https://www.stortinget.no/en/In-English/About-the-Storting/News-archive/Front-page-news/2014-2015/hj9/
(2018年11月2日閲覧)

29 ノルウェー中央銀行投資マネジメント “Government Pension Fund Global Annual Report 2016”

30 ノルウェー地方金融公社「2017年年次報告書」

4. 預金保険制度の枠組み

ノルウェー預金保証基金(Norwegian Banks' Guarantee Fund, Bankenes sikringsfond)により、200 万 NOK(利息を含む)までの預金が保護される[31]。ノルウェー預金保証基金は、2004 年 7 月 1 日より施行された保証スキーム法(Guarantee Schemes Act)に基づき、商業銀行の保証基金と貯蓄銀行の保証基金が統合する形で設立されたものであり、ノルウェーに本社を持つ全ての商業銀行及び貯蓄銀行は加入が義務付けられている。2018 年 6 月時点のメンバー機関数は 135(うちノルウェーに本店を持つ機関 128、外国金融機関支店 7) [32]である。

ノルウェー預金保証基金の総資本は 339 億 NOK であり、これは保証対象となっている預金総額の 2.7%に相当する。また、総資本の 95.8%にあたる 331 億 NOK を債券や手形(bonds and bills)で運用している(2017 年 12 月末) [33]。同基金は 2014 年に成立した EU の預金保険スキーム指令(Deposit Guarantee Scheme Directive, DGSD)とも共同歩調を採っている。

5. 個人資産運用に関わる税制全体の中での預貯金税制

預貯金に対する利子収入、キャピタルゲイン等に対しては原則 23%が課税される(2018 年) [34]。

個人の所得に関する税制度は、まず賃金・給与所得を合算して個人所得(personal income)を計算し、そこから各種控除を差し引いた課税対象額(ordinary income)に対して、一律の税率が課される。加えて、個人所得に一定の累進課税(bracket tax)や社会保障費用(social security)が課される。

31 保証スキーム法(Guarantee Schemes Act)Section 2-5 および 2-10
32 ノルウェー預金保証基金“List of Members”
https://www.bankenessikringsfond.no/list-of-members/category957.html (2018 年 11 月 2 日閲覧)
33 ノルウェー預金保証基金 “Annual Report 2017”
34 Deloitte “International Tax – Norway Highlights 2018”
https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/global/Documents/Tax/dttl-tax-norwayhighlights-2018.pdf
(2018 年 10 月 31 日閲覧)

第 3 章　郵便貯金の概要

現在、ノルウェーの郵便貯金は、DNB 銀行(DNB Bank ASA,　Dnb NOR ASA)からノルウェー・ポスト(Norway Post,　Posten Norge)が業務を受託し、郵便局を通じて銀行サービス(banking services)を提供している。

なお、ノルウェー・ポストによる国民への銀行サービスの提供義務は、2012 年に郵便局や店舗内郵便局(post in shop)が配置されていない地方の郵便業務(rural postal service)の範囲内でのサービス提供に限定され、このサービス提供のための費用は政府から支出される。

郵便局及び店舗内郵便局での銀行サービスの提供については、ノルウェー・ポストは、DNB 銀行との間で金融サービスの提供に関する契約を締結している(本契約は 2013 年 6 月 1 日に更新され、契約期限は 2019 年 12 月 31 日)[35]。また、ノルウェー・ポストが銀行サービスの提供義務を負っている地域への銀行サービスの提供についても、同様に DNB 銀行との契約が 2014 年 1 月 1 日に発効している(契約期限は、同様に 2019 年 12 月 31 日)[36]。

ノルウェー・ポストは経費削減のため郵便局から店舗内郵便局への転換を進めており、ネットワークは、郵便局(Post offices)30 局、店舗内郵便局(in-store post offices)1,320 ヵ所、ビジネスセンター(business centres)21 ヵ所、地方の移動郵便局(rural post routes)約 1,460 ヵ所となっている(2017 年 12 月末)[37]。

2016 年 1 月 1 日より 2015 年 9 月 4 日の郵便サービス法(Act No. 91 of 4. September 2015 Relating to the Provision of Universal Postal Services (The Postal Services Act),　Lov om posttjenester (postloven))が施行され、国内郵便市場は完全自由化された。これにより、2015 年 12 月 31 日をもってノルウェー・ポストに認められていた 50 グラム以下の封書取扱いについての独占権が廃止された。また、ノルウェー・ポストは 2016 年 3 月 5 日をもって、土曜日の郵便配達業務を廃止した[38]。

土曜日の新聞配達業務については、同法施行後も一時的措置としてノルウェー・ポストが担ってきたが、交通・通信省(Ministry of Transport and Communication)は公開入札にて Kvikkas 社を選定し、2016 年 11 月以降の土曜日の新聞配達業務は同社が担うことが決定した[39]。

また近年の引受郵便物数の減少に伴い、ノルウェー・ポストは 2018 年 1 月から、速達(priority)と通常(non-priority)の 2 種類の郵便種別を統合し、送達日数を 2 日とする新しい郵便サービスの提供を開始した[40]。同社はかねてから、これによって飛行機輸送の削減や鉄道輸送の拡大が可能になると説明しており[41]、コスト削減効果を期待している。

35　DNB グループ“Annual report 2013”
36　ノルウェー・ポスト“Quarterly report, 4th quarter 2013, Annual and sustainability report 2014”
37　同上“Financial Report 2017”
38　同上“Sustainability Report 2016”
39　同上“Results as of 1st half-year 2016”
　なお、Kivikkas 社は、オールセンに本拠地を置く物流事業者である。
40　同上“Sustainability Report 2017”
41　同上“Financial Report 2016”

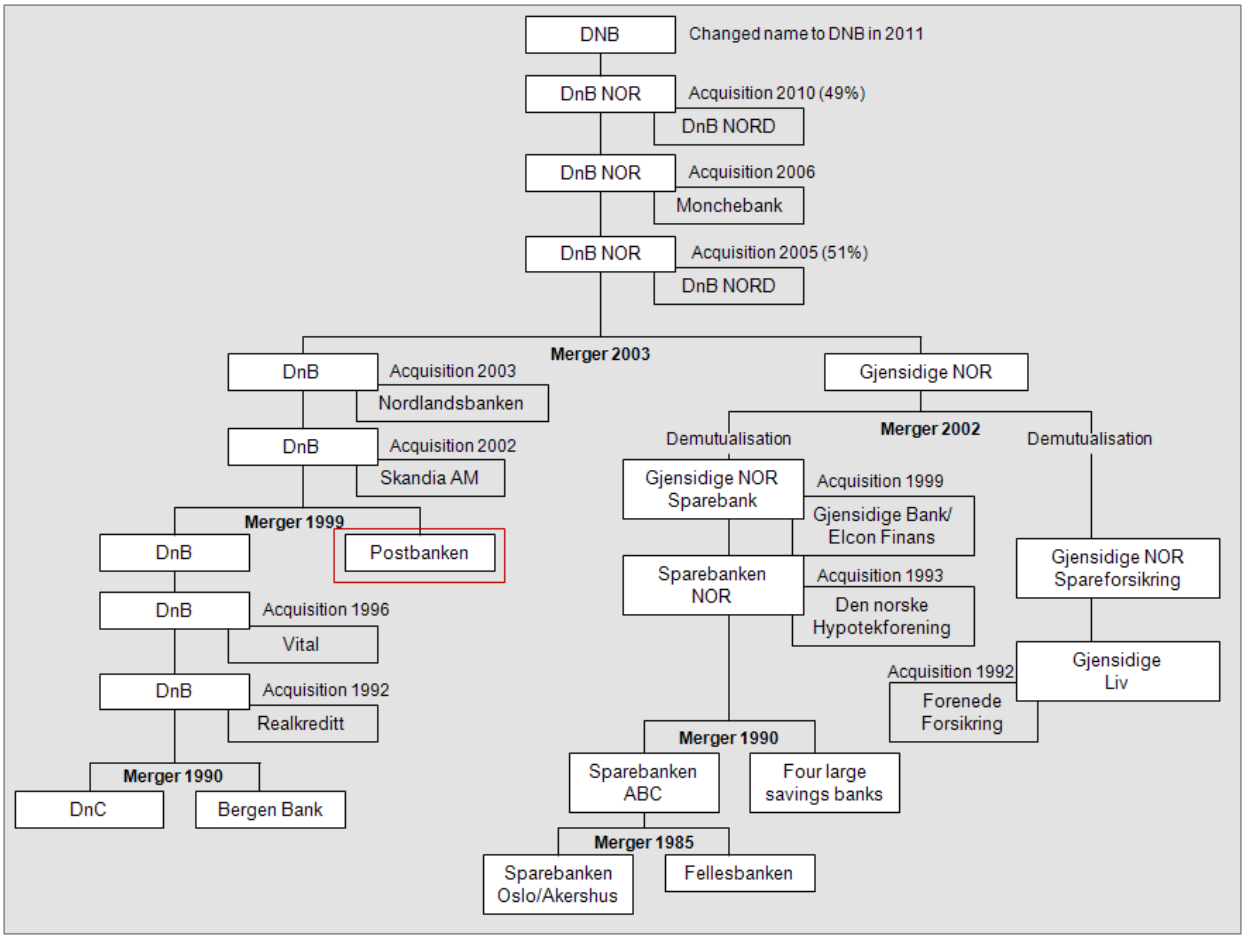
1. 郵便貯金の設立目的･沿革概要

ノルウェーの郵便局は 1647 年、民間企業に営業独占権を与えることにより創設された。1719 年には国営事業化、1888 年には郵便サービス法施行により営業独占権が強化され、1969 年には、事業決定権が郵便総局に移行された。

郵便貯金は、1860 年頃より、イギリスで郵便貯金が設立されたことを皮切りに、1884 年にスウェーデン、1886 年にフィンランドで設立された流れを受けたものである。しかし、ノルウェーでは、当時から大きな勢力であった貯蓄銀行(savings banks, Sparebankenes)を中心として反対が多く、1888 年の郵便サービス法施行時には、今後、郵便貯蓄銀行の設立議案審議を行わないことが下院で決定された。その後、1939 年にも郵便貯蓄銀行設立草案が作成されたが、審議は延期された。ドイツ占領下の 1945 年 2 月にも郵便貯金法が制定されたものの、占領解放後には再び見直された。その後、消費抑制と貯蓄奨励によりインフレーションを抑制する必要性が高まり、1948 年にノルウェー郵便貯蓄法が上下院で可決された。

郵便貯蓄銀行は 1995 年に公社化され、その後、1999 年に当時最大規模であったデン・ノルスケ銀行(Den norske Bank、現 DNB 銀行)と合併した。デン・ノルスケ銀行は 2003 年に銀行・保険会社である Gjensidige NOR と合併して DnB NOR グループと改め、2011 年に名称を DNB グループとした(図表 7)。

図表 7: DNB 銀行の沿革



(出所) DNB グループウェブサイトをもとに作成

2. 組織･経営形態

(1) 経営形態

ノルウェー・ポストの郵便貯金事業は、1995 年、財政支出抑制の流れを受けて政府が全株式を所有する郵便貯金公社に転換し、その後 1999 年にデン・ノルスケ銀行(現 DNB 銀行)と合併した。現在、ノルウェー・ポストは DNB 銀行から業務を受託する形で、郵便局や店舗内郵便局での銀行サービスを提供している。

ノルウェー･ポストは 1996 年制定(1997 年施行)の「郵便サービス法」(Act No. 73 of 29. November 1996 Relating to the Provision of Universal Postal Services (The Postal Services Act), Lov om posttjenester (postloven))により、政府から銀行サービスを含むユニバーサル提供義務を課され、郵便サービスに関する排他的な権限を与えられている[42]。

ノルウェー・ポストは政府保有の有限責任会社(limited liability)であり、交通・通信省(Ministry of Transport and Communication)により管轄されていたが、2017 年 1 月より、運用の責任は産業貿易水産省(Ministry of Trade, Industry and Fisheries)に移った。ただし、ユニバーサル・サービス業務を含む郵便法上の責任は、引き続き交通・通信省が負うこととなっている[43]。

ノルウェー・ポストは、郵便 (Mail)・E-コマース＆ロジスティクス(E-commerce & Logistics)・国際物流(International Logistics)・速達(Express)の 4 事業部門によって構成されている(図表 8)。

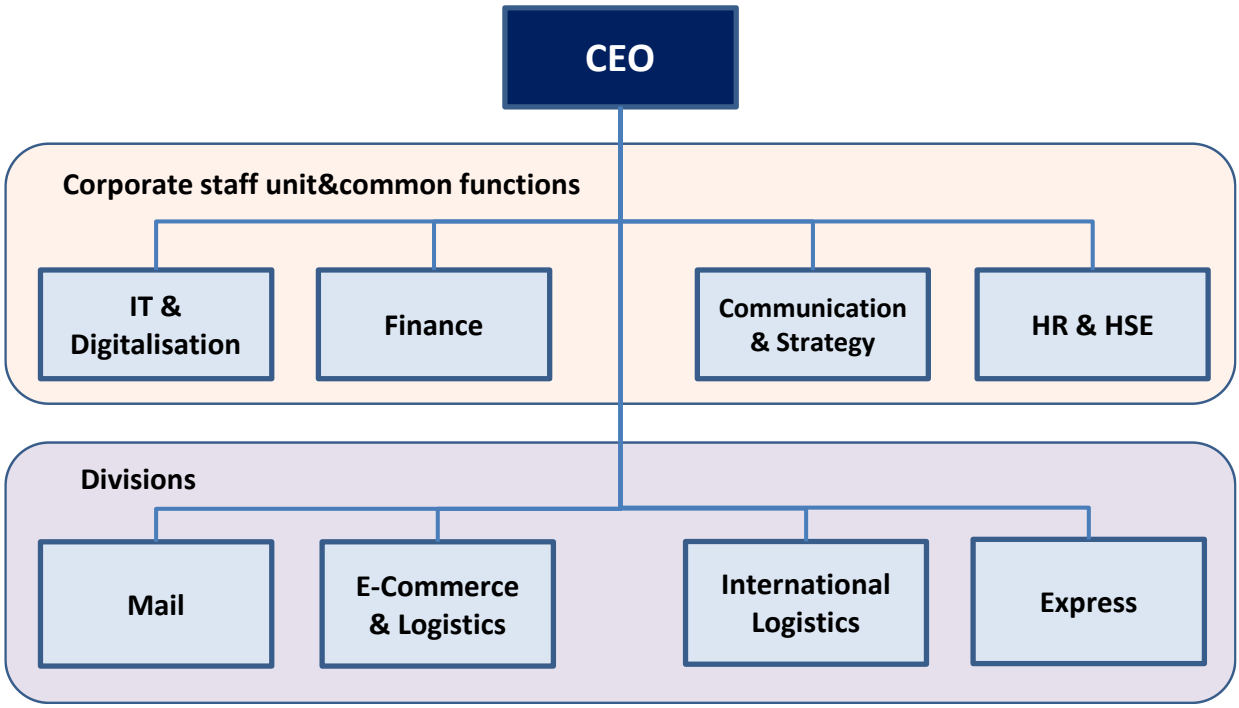
なお、個人向けサービスと法人向けサービスとでブランドを分けており、個人向けサービスは“Posten”、法人向けサービスは“Bring”というブランドを用いている。

---

42 同法を改正し、新しい郵便サービス法が 2015 年 9 月 4 日に成立し、2016 年 1 月 1 日より施行された(Act No. 91 of 4. September 2015)。https://lovdata.no/dokument/NL/lov/2015-09-04-91?q=posten%20norge (2018 年 11 月 13 日閲覧)

43 ノルウェー・ポスト“ Sustainability Report 2016”

図表 8:ノルウェー・ポストの組織図



(出所) ノルウェー・ポスト“Financial Report 2017”をもとに作成

ノルウェー・ポストの収益内訳を見ると、39.3%を郵便事業が、残りをロジスティクス事業等が占めた (図表 9)。また、収入内訳の推移を見ると、郵便事業の売り上げは近年、やや減少傾向にある(図表 10)。なお、金融サービスにかかる収入は、郵便事業セグメントに含まれている。

2017 年は、郵便局を通じて金融サービスを提供している DNB 銀行からノルウェー・ポストに対して「(金融サービス提供にかかる)ノルウェー・ポストの取扱手数料(Reimbursement to Norway Post for transaction executed)」として 2.04 億 NOK(2016 年:1.98 億 NOK)が支払われた[44]。また、政府により地方部での基本的な銀行サービスの提供が義務付けられてきた(ユニバーサル・サービス提供義務)ため、かかるサービス提供に要する追加的な費用は政府が負担してきた[45]。非営利の郵便事業と銀行サービスに対する 2017 年の政府からノルウェー・ポストへの支払額は 3.57 億 NOK であった[46]。尚、前述した通り、DNB 銀行からノルウェー・ポストが委託されている金融サービス提供にかかる契約は、2019 年 12 月 31 日までとなっている[47]。

44 DNB 銀行“Annual Report 2017”
45 ノルウェー・ポスト“ Sustainability Report 2016”
46 同上“Financial Report 2017”
47 DNB 銀行“Annual report 2013”

図表 9: ノルウェー・ポストの損益計算書(2017 年)

(mil NOK)	郵便 Mail	ロジスティクス Logistics	その他/内部相殺 Other/eliminations	グループ合計 Group
総営業収益 Total operating revenues	9,694	16,553	▲ 1,549	24,678
外部収益 Extrnal revenues	8,952	15,726		24,678
総営業費用 Operating expenses	8,852	16,460	▲ 1,278	24,034
外部費用(固定資産除却損含) External expenses including depreciation	7,542	14,916	1,517	23,975
税引前純利益 Earnings before interest and taxes	819	162	▲ 290	178
税引後当期純利益 Net income for the year	-	-	-	388

(出所) ノルウェー・ポスト "Financial Report 2017" をもとに作成

図表 10: ノルウェー・ポストの収入内訳の推移(2009-2017 年)

(億NOK)

	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
郵便事業 Post	106	101	97	97	95	96	94	93	91	90
その他事業*	133	126	127	132	134	139	150	158	157	157

(注) その他事業＝Logistics + Others/eliminations
(出所) ノルウェー・ポスト "Financial Report 2017" をもとに作成

(2) 金融サービス提供の形態

国内の郵便サービス窓口(2017 年 12 月末時点で 30 の郵便局、1,320 ヵ所の店舗内郵便局、21 ヵ所のビジネスセンター、約 1,460 ヵ所の地方の移動郵便局)を通じて、各種請求書の支払い受付、口座開設、現金の預入・引出、郵便為替業務といった金融サービスが提供されている[48]。2009 年には店内郵便局は郵便局のほぼ 7 倍の拠点数があったが、銀行業務に係る取引件数は郵便局の方が多かった(図表 11)。

図表 11: ノルウェー・ポストの銀行業務に係る取引数(2009 年)

(百万件)	口座開設	現金引出	預金預入	受取	支払	合計
郵便局 Post office	N/A	2.9	1	0.3	1.5	5.7
店内郵便局 Post-in-shop	N/A	2.6	0.6	0.3	1.4	4.9
移動郵便局 Rural delivery	N/A	0.2	0.1	0.1	0.1	0.5

(出所) PhD Henrik Ballebye Okholm, project manager, PhD Claus Kastberg Nielsen
"BANK SERVICES IN THE POSTAL NETWORK" (2011 年 1 月 25 日) [49]

48 ノルウェー・ポスト "Financial Report 2017"
49 https://www.regjeringen.no/globalassets/upload/SD/Vedlegg/Post/rapport_bankplikt_copenhagen_economics.pdf (2018 年 10 月 31 日閲覧)

(3) 窓口取扱時間

郵便局は、平日及び土曜日に営業している。営業時間は店舗により異なるが、オスロ周辺の常設郵便局(8 局)では、平日の開始時間は 7 時～9 時、終了時間は 17～18 時、土曜日の開始時間は 8 時～10 時、終了時間は 15 時が多くなっている(図表 12)。

図表 12: オスロ周辺の郵便局の営業時間 (参考)

郵便局	平日		土曜日	
	開局	閉局	開局	閉局
St. Hanshaugen Post i Butikk, Rema 1000 Ila	7:00	23:00	8:00	21:00
Sofinenberg Post i Butikk, Coop Extra Trondheimsveien	7:00	23:00	7:00	23:00
Vaterland Post i Butikk, Rema 1000 Christian Kroghsgate	7:00	23:00	8:00	22:00
Vika Postkontor	7:30	18:00	10:00	15:00
St. Olavs plass Postkontor	7:30	18:00	10:00	15:00
Oslo Sentrum Bedriftssenter	8:00	17:00	-	-
Bogstadveien Postkntor	9:00	18:00	10:00	15:00
Grønland Postkontor	9:00	18:00	10:00	15:00

(注) 移動郵便局は除く。
(出所) ノルウェー・ポストウェブサイトをもとに作成 (2018 年 10 月 31 日閲覧)

3. 主な業務内容

(1) 預金業務概要

合併前の独自に郵便貯金業務を行っていた際には、貯金商品として、通常貯金、減税付貯金、高金利口座、給与口座、年金口座などが存在した。減税付貯金は年間預入額の 25%に関して租税控除する貯金であり、また、高金利口座は取扱商品の中で最も大きなシェアを占めていた。

(2) 資金運用方法

合併前の独自の郵便貯金事業では、資金運用方法に制限が課せられていた。具体的には、調達資金の 60%は国債・政府保証債運用と国庫貸付にあてることが定められており、自主運用は残りの 40%に制限されていた。

例えば、1988 年 12 月末の運用構成比率は、国債・政府保証債運用 61%、国庫貸付 10%、金融機関債購入が 1%、一般貸出が約 30%となっていた。

(3) 貸付業務概要

合併前の独自の郵便貯金事業においては、資金運用のうち約 30%が一般貸出にあてられており、その大部分は住宅ローンとして提供されていた。

(4) 送金・決済業務概要

各種請求書の支払い受付、郵便為替業務を提供している。

(5) 国際業務概要

ノルウェー・ポストや DNB 銀行は海外への業務展開を行っている。

4. 会計基準と財務諸表

DNB 銀行では、国際会計基準(International Financial Reporting Standards, IFRS)に準拠した会計基準を採用している(図表 13、14)。2017 年の当期純利益は 189 億 NOK であった。

図表 13: DNB 銀行の連結損益計算書

(NOK million)

	2016	2017
Total interest income	35,163	37,126
Total interest expenses	▲ 11,555	▲ 12,709
Net interest income	**23,608**	**24,416**
Commission and fee income etc.	6,739	7,340
Commission and fee expenses etc.	▲ 2,924	▲ 3,296
Net gains on financial instruments at fair value	8,834	5,942
Profit from investments accounted for by the equity method	0	0
Net gains on investment property	0	0
Other income	5,837	6,325
Net other operating income	**18,486**	**16,312**
Total income	**42,094**	**40,728**
Salaries and other personal expenses	▲ 9,248	▲ 9,639
Other expenses	▲ 6,118	▲ 6,904
Depreciation and impairment of fixed and intangible assets	▲ 2,050	▲ 2,318
Total operating expenses	▲17,417	▲ 18,860
Pre-tax operating profit before impairment	24,677	21,867
Net gains on fixed and intangible aseets	14	2,047
Impairment of loans and guarantees	▲ 4,679	▲ 1,937
Pre-tax operating profit	20,012	21,978
Tax expenses	▲ 5,223	▲ 3,068
Profit from operations held for sale, after taxes	0	0
Profit for the year	14,789	18,910

(注)ノルウェー・ポストの業務代行手数料(Reimbursement to Norway Post for transaction executed) は上の表中の “Other expenses”に含まれる。

(出所) DNB 銀行“Annual report 2017” をもとに作成

図表 14: DNB 銀行の連結貸借対照表

(NOK million)

	2016	2017
Assets		
Cash and deposits with central banks	207,934	151,147
Due from credit institutions	549,093	580,973
Loans to customers	690,060	730,782
Commercial paper and bonds at fair value	223,360	261,994
Shareholdings	5,178	6,310
Financial derivatives	170,317	146,953
Commercial paper and bonds, held to maturity	12,760	9,613
Investment property	0	0
Investment in associated companies	995	9,007
Investment in subsidiaries	118,223	115,142
Intangible assets	3,598	3,515
Deferred tax assets	1,882	8,415
Fixed assets	7,034	7,842
Assets held for sale	0	0
Other assets	13,462	22,092
Total assets	**2,003,906**	**2,053,787**
Liabilities and equity		
Due to credit institutions	338,731	332,798
Deposit from customers	920,664	956,525
Financial derivatives	181,794	179,534
Debt securities issued	336,941	326,171
Payable taxes	4	3,765
Deferred taxes	56	74
Other liabilities	23,893	51,103
Liabilities held for sale	0	0
Provisions	1,916	1,652
Pension commitments	2,454	2,906
Subordinated loan capital	29,347	29,538
Total liabilities	**1,835,802**	**1,884,067**
Share capital	18,314	18,256
Share premium	19,895	19,895
Additional Tier 1 capital	15,952	16,159
Other equity	113,942	115,411
Total equity	**168,104**	**169,720**
Total liabilities and equity	**2,003,906**	**2,053,787**

(出所) DNB 銀行 “Annual report 2017” をもとに作成

第 4 章　ノルウェーにおけるリテール金融の特徴

ノルウェーのリテール金融においては、ノルウェー・ポスト(Norway Post, Posten Norge)が独特な役割を果たしている点や、貯蓄銀行(savings banks, Sparebankenes)の存在感が強い点が注目される。

1.　ノルウェー・ポスト

(1)　DNB 銀行のブランド名を用いた銀行サービスの提供

ノルウェー・ポストは郵便局ネットワークを通じて、ノルウェーの最大手の商業銀行である DNB 銀行(DNB Bank ASA, Dnb NOR ASA)の銀行サービスをおいて提供している。このサービスは従来、ポストバンク(Postbanken)のブランド名で提供されていたが、2011 年に DNB 銀行のブランド名に変更された[50]。ノルウェー・ポストはユニバーサル・サービスの提供を義務付けられており、ノルウェー国民の金融サービスへのアクセスを担保する役割を担っている。

法律上は「ノルウェー・ポストを通じた銀行サービスに関する法律(Law on banking through Posten Norway, Lov om banktjenester gjennom Posten Norge AS[51])」により、ノルウェー・ポストは郵便局ネットワークを通じて銀行サービスを提供することが義務付けられている(図表 15)。なお、2012 年に提供義務は、地方の郵便局及び店舗内郵便局がない地域[52]に限定された。

図表 15: ノルウェー・ポストを通じた銀行サービスに関する法律(抜粋)

「ノルウェーポストを通じた銀行サービスに関する法律（ノルウェー名：Lov om banktjenester gjennom Posten Norge AS, LOV-2002-06-21-44, 英名：Law on banking through Posten Norway）」
第2条
ノルウェーポストは、地方部も含めた郵便局ネットワークにおいて基礎的な金融サービスを提供する金融機関としての役割を果たさなければならない。基礎的な金融サービスとは各種料金の支払い、預金及び引き出しを言う（抜粋）。

(出所) LOVDATA “Lov om tilbud av grunnleggende banktjenester gjennom Posten Norge AS' ekspedisjonsnett” をもとに作成

ノルウェー・ポストは所管官庁の交通・通信省(Ministry of Transport and Communication)により営業免許を交付されており、これに伴い地方郵便サービスにおける基本的な銀行サービス (basic services in the rural postal services) を提供する社会的義務(social obligations)が課されている[53]。ただし、郵便サービスに関する各種規制の見直しに向けた検討が進められているなかで、ノルウェー・ポストが 2018 年 1 月 1 日に交付された現行の営業免許は暫定扱い(temporary)とされた[54]。

50　DNB 銀行 “Annual Report 2011”

51　正式なノルウェー語名称は “Lov om tilbud av grunnleggende banktjenester gjennom Posten Norge AS' ekspedisjonsnett”である(LOVDATA：https://lovdata.no/dokument/NL/lov/2002-06-21-44)（2018 年 11 月 1 日閲覧）

52　これらの地域に対しては、移動郵便局を通じて銀行サービスが提供されているものと推測される。

53　ノルウェー・ポスト “Annual and Sustainability Report 2014”。なお、提供が義務付けられているのは地方部における銀行サービスのみであるが、ノルウェー・ポストはそれ以外のサービスもカバーしている。

54　ノルウェー・ポスト “Financial statements 2017” (Note 23 Regulatory issues)。

(2) 政府による費用負担

ノルウェー・ポストが提供する銀行サービスは、上述の通り公的な金融サービスの性格が強い。このサービスにかかる費用は政府が負担することになっている。非営利の郵便事業と銀行サービスに対する 2017 年の政府からノルウェー・ポストへの支払額は 3.57 億 NOK であった[55]。

2. 貯蓄銀行

(1) 貯蓄銀行の特徴

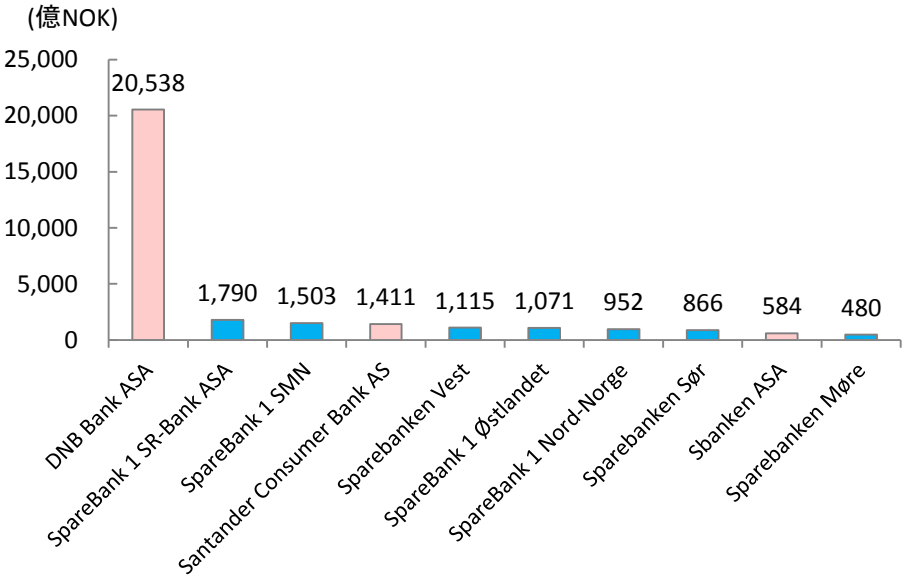
貯蓄銀行は、商業銀行と法律上同等の競争環境で業務を行っている。業務内容はリテールや中小企業金融に加えて、保険・投資商品の取り扱いなど幅広い。

(2) 主な貯蓄銀行

総資産額の多い貯蓄銀行には、SpareBank 1 SR-Bank ASA、SpareBank 1 SMN、Sparebanken Vest、SpareBank 1 Østlandet、SpareBank 1 Nord-Norge 等がある。銀行総資産額のランキングをみると、10 行中 7 行が貯蓄銀行であった(図表 16)。

なお、総資産額トップの DNB 銀行も、以前は貯蓄銀行に分類されていたが、第 2 章 1. (1)で述べた通り、主要株主である DNB 貯蓄銀行財団(The Savings Bank Foundation DNB)の株式保有比率が 10%を下回ったことから、2015 年以降、商業銀行とみなされるようになった。

図表 16: ノルウェーにおける総資産額の上位 10 行(2017 年 12 月末)



(注) 外国銀行支店は含まない。淡紅色は商業銀行、青色は貯蓄銀行のデータ。
(出所) 「ファイナンス・ノルウェー」をもとに作成

55 同上 “Financial Report 2017”

3. リテール金融機関の位置づけ

ノルウェー・ポストは、郵便局(Post offices)30 局、店舗内郵便局(in-store post offices)1,320 ヵ所、ビジネスセンター(business centres)21 ヵ所、地方の移動郵便局(rural post routes)約 1,460 ヵ所を擁しており(2017 年 12 月末)、これら拠点を活用して、DNB 銀行のサービスを提供している[56]。このサービス提供に対し、DNB 銀行からノルウェー・ポストには「(金融サービス提供にかかる)ノルウェー・ポストの取扱手数料(Reimbursement to Norway Post for transaction executed)」が支払われており、2017 年の支払額は 2.04 億 NOK(2016 年:1.98 億 NOK)であったことが DNB 銀行の決算資料に明記されている[57]。ただし、ノルウェー・ポスト、DNB 銀行ともに郵便局ネットワークを活用した銀行サービスの事業規模については公表していない。

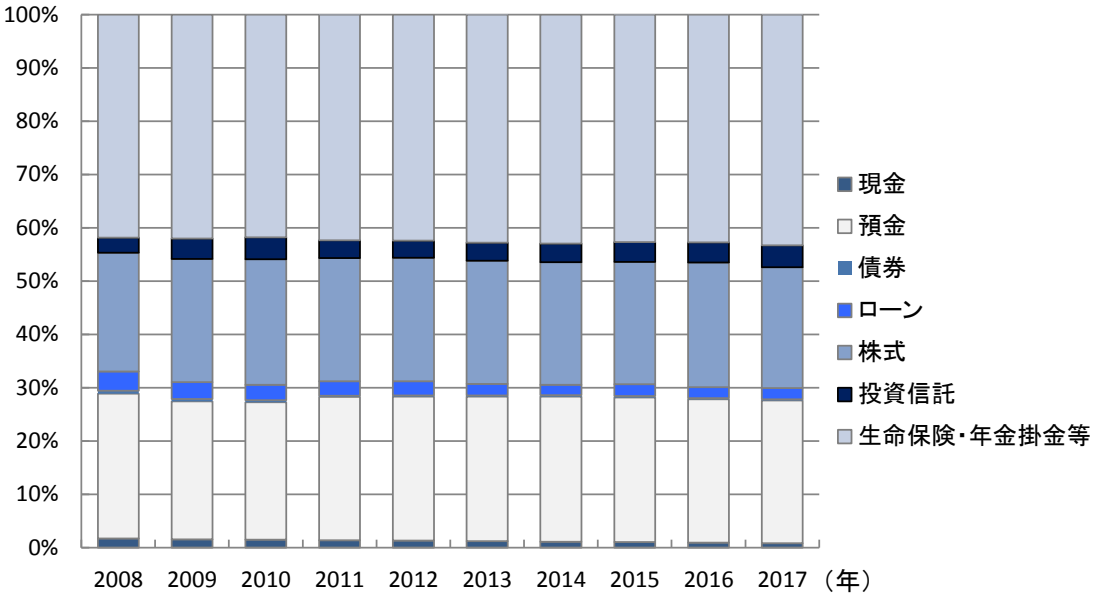
貯蓄銀行は、ノルウェー全体で、銀行数の 60.7%(99 行)、総資産では 35.7%(1 兆 3,820 億 NOK)、預金残高の 41.3%(8,542 億 NOK)を占めている(2017 年 12 月末) [58]。貯蓄銀行は、歴史的にノルウェーの銀行業界において大きなプレゼンスを発揮してきたが、第 2 章 1.(1)で述べた通り国内最大手の DNB 銀行の分類が貯蓄銀行から商業銀行に変更されたことで、2015 年以降はプレゼンスがやや低下した形となっている。

4. 個人の金融資産・負債の動向

個人金融資産の合計は 4 兆 5,080 億 NOK、国民一人当たりでは 85.1 万 NOK である[59]。個人金融資産の構成(図表 17)を見ると、現金(cash and currency)が 0.8%、預金(deposits)が 26.8%、債券(debt securities)が 0.2%、ローン(loans)が 2.1%、株式(equity)が 22.7%、投資信託(investment fund shares or units)が 4.1%、生命保険・年金掛金等 (insurance and pension entitlements, other accounts receivable, etc.)が 43.3%となっている(2017 年 12 月末)。

56 同上 “Financial Report 2017”
57 DNB 銀行 “Annual Report 2017”
58 総資産と預金残高については、外国銀行支店分(非公開データ)を除いたシェアを算出(図表 4 参照)。
59 2017 年 12 月末の個人金融資産総額を 2018 年 1 月 1 日の人口で除して算出。

図表 17: 個人金融資産の内訳推移（2017 年 12 月末）

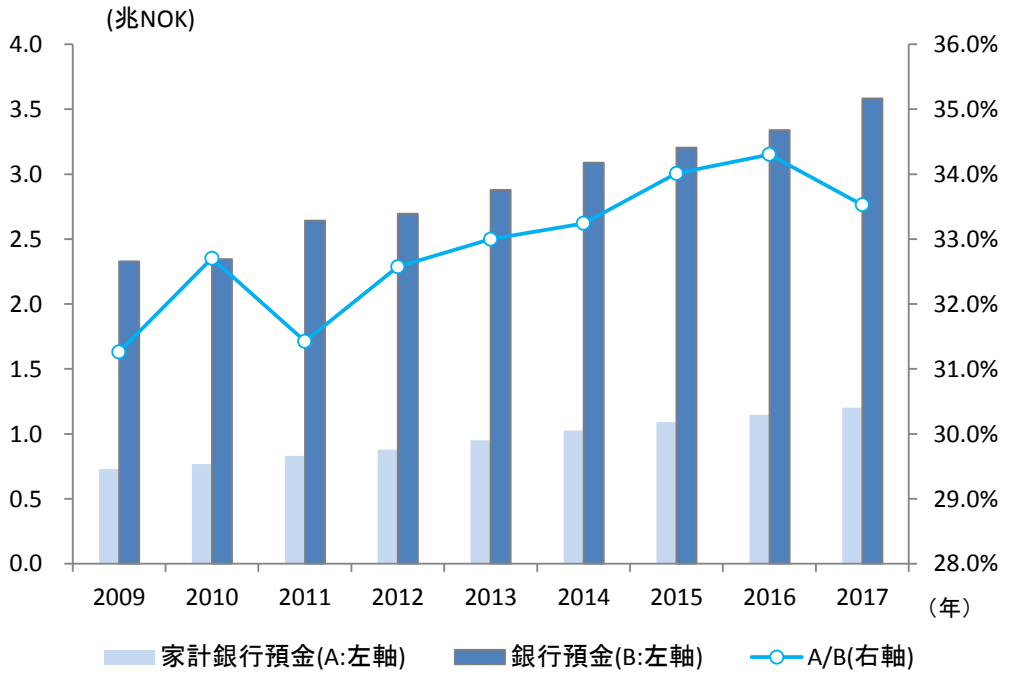


(出所) ノルウェー政府統計(Statistics Norway)をもとに作成

(1) 預金等の受け入れ

家計の金融資産における預金は 1 兆 2,014 億 NOK(2017 年 12 月末)で、銀行預金に占める家計の預金の割合は 33.5%であった (図表 18)。

図表 18：家計の預金残高の推移と銀行預金に占める割合（2017 年 12 月末）



(出所) ノルウェー政府統計(Statistics Norway)をもとに作成

(2) 資金の貸し付け等

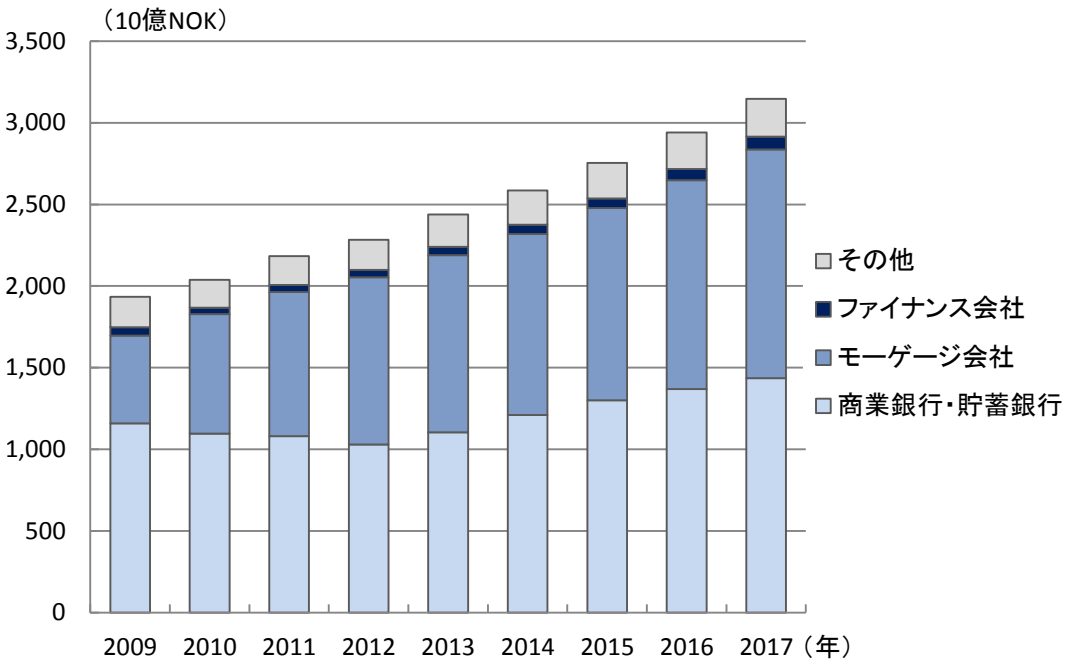
近年、家計部門のローン残高は拡大傾向にあり、2017 年 12 月末には 3 兆 1,463NOK に達した。機関別ローン残高は、商業銀行・貯蓄銀行が 1 兆 4,359 億 NOK(シェア 45.6%)、モーゲージ会社が 1 兆 4,017 億 NOK(同 44.6%)、ファイナンス会社が 767 億 NOK(同 2.4%)、その他が 2,320 億 NOK(同 7.4%)であった（図表 19)。

2015 年の家計負債の負担増や住宅価格の高騰を受けて、財務省(Ministry of Finance)は同年 6 月、住宅ローンに対する新規制を導入した[60]。具体的には、不動産価格に対する借入金額の割合(loan-to-value ratio)が上限 85%に制限されたほか、貸し手は借主の支払い能力に応じて金利を 5%引き上げることが可能になった。この規制は当初、2016 年 12 月末までの暫定的な措置であったが、後に 2019 年 12 月末まで期限が延長された[61]。

60 ノルウェー政府 “Regulation on requirements for residential mortgage loans” (2015 年 6 月 15 日) https://www.regjeringen.no/en/aktuelt/regulation-on-requirements-for-residential-mortgage-loans/id2417372/ (2018 年 11 月 2 日閲覧)

61 同上 “New regulation on requirements for residential mortgage loans” (2018 年 6 月 19 日) https://www.regjeringen.no/en/aktuelt/new-regulation-on-requirements-for-residential-mortgage-loans/id2604844/ (2018 年 11 月 2 日閲覧)

図表 19: 家計向けローンの機関別残高（2017 年 12 月末）



(出所) ノルウェー政府統計(Statistics Norway)をもとに作成

第 5 章　最近の金融動向と今後の展望

1.　最近の金融動向

(1)　国際的な金融規制枠組への参画

近年ノルウェーは、欧州連合(European Union, EU)及び欧州経済領域(European Economic Area, EEA)など、地域レベル・国際レベルの金融規制に対し積極的な協調姿勢を採っている[62]。①バーゼルⅢ、②預金保険制度と銀行破綻処理、の 2 分野が代表的である。

2013 年 7 月、EU では金融危機の再発を防ぎ、国際金融システムのリスク耐性を高めることを目的とした新たな国際決済銀行(Bank for International Settlement, BIS)規制であるバーゼルⅢ[63]の内容を欧州の資本規制に適用するため、第四次資本要求指令(Capital Requirements Directive IV, CRD IV)及び資本要求規則(Capital Requirements Regulation, CRR)が発効された。同指令及び規則では、自己資本の質・量の向上や、資本バッファー要件、流動性比率規制、レバレッジ比率規制の導入などが盛り込まれ、2014 年 1 月 1 日に施行された。

また、国際金融の規制監督を目的とした国際機関である金融安定理事会(Financial Stability Board, FSB)が主導するグローバルな金融規制改革の下、破綻すると国際金融システムに危機をもたらす可能性がある金融機関を特定し、普通株等 Tier1(Common Equity Tier1, CET1)[64]資本の積み増しを課すこととなっている。積増し資本比率は各金融機関の状況により 1.0～3.5%となっており、バーゼル銀行監督委員会(Basel Committee on Banking Supervision, BCBS)による査定要件に従い決定される。また、各国ベースでもシステム上重要な銀行(Domestic Systematically Important Banks, D-SIBs)を選定し、より高い損失吸収力を求めることとなっている。

ノルウェーでは、総資産が GDP の 10%以上、融資におけるシェア 5%以上といった要件の下、2017 年末時点で DNB 銀行(DNB Bank ASA, Dnb NOR ASA)とノルウェー地方金融公社(Kommunalbanken Norway) が D-SIBs に指定されている[65]。なお、ノルデア・ノルウェー銀行(Nordea Bank Norge ASA) が属するスウェーデンのノルデア・グループは、グローバルなシステム上重要な銀行(Global Systemically Important Financial Institutions, G-SIBs)に指定されている。

また、2017 年末時点のノルウェーにおける最低 CET1 資本比率は 4.5%で、このほかに資本保全バッファー(capital conservation buffer) 2.5%、システミック・リスク・バッファー(systemic risk buffer)3%、G-SIBs・D-SIBs のみを対象とするバッファー(buffer for systemically important financial institutions)2.0%、カウンターシクリカル資本バッファー(countercyclical capital buffer)2.0%を積み増す自己資本規制が設けられている。

EU では、預金保険制度について、2014 年に預金保険の支払にかかる日数を

62　ノルウェーは自国産業への影響への懸念等から EU に加盟していない。ただし EEA の枠組みを通じて、EU 単一市場へ参加したり、EU 指令の国内適用を行ったりしている。

63　日本語訳については、菅谷幸一「バーゼルⅢ最終規則とジョイント・フォーラム報告書「リスク合算モデルの発展」の概要」(『大和総研調査季報』2011 年春季号 vol.2)に拠った。

64　普通株等 Tier1 は普通株・内部留保・優先株等で構成される Tier1 資本のうち、普通株・内部留保分をさす。

65　ノルウェー中央銀行 “Norway’s Financial System 2018”

段階的に短縮し、預金者の預金を一行当たり 10 万ユーロ(約 1,300 万円)[66] を一律に保証するよう参加国に要求する EU 預金保険スキーム指令(Deposit Guarantee Scheme Directive, DGSD)が成立した。

ノルウェーは同指令を国内制度に適合的に採用することを目指しているが、預金保険制度であるノルウェー預金保証基金(Bankenes sikringsfond, The Norwegian Banks' Guarantee Fund)が、1 預金者につき 1 銀行の預金を 200 万 NOK(約 2,800 万円) [67]まで認めているため、同指令をそのまま運用すると、保証金額が大幅に下落することになる。

そこで一時的な措置として、ノルウェー政府は同指令の定める移行経過措置を活用している。この措置は、10 万-30 万ユーロ(1,300-3,600 万円)の範囲で保証金額を定めている国に限り、2018 年 12 月末までに欧州委員会のレビューを受けることを前提に、EU 基準以上の保証額を認めるものである[68]。

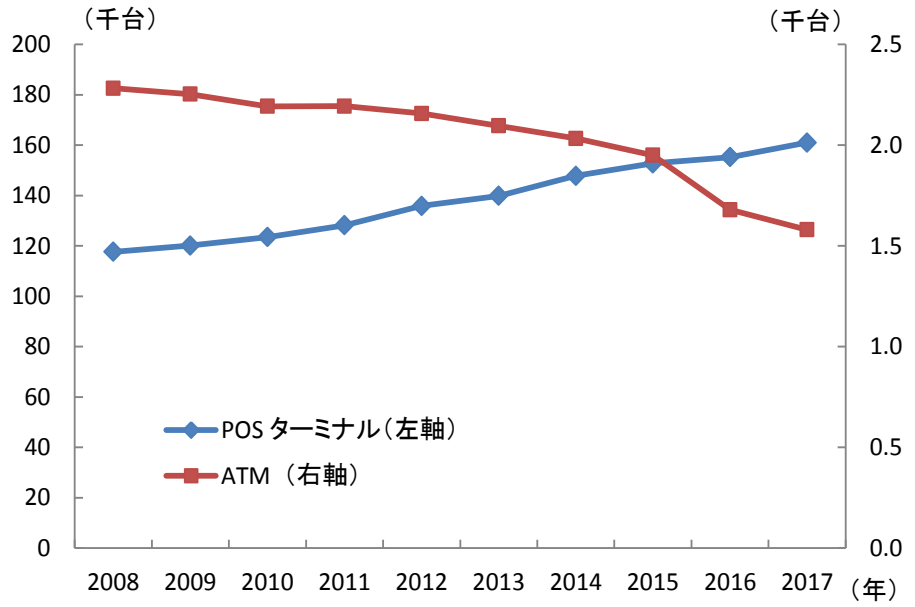
同じく 2014 年、欧州で統一的な銀行の破綻処理制度の構築をめざす EU の指令である銀行再建及び破綻処理に関する指令(Bank Recovery and Resolution Directive, BRRD)が成立した。ノルウェーも 2017 年に同指令を国内適用し、銀行破綻処理に関する諸制度を整備した[69]。

(2) 金融サービスの動向

ノルウェーでは、本章 2. (1) で詳しく述べるようにキャッシュレス化が進んでおり、これを受けて 1987 年に 2,166 店あった商業銀行・貯蓄銀行の本支店数が 2015 年には 991 店にまで減少している[70]。ATM 台数についても減少傾向にあり、2017 年には前年比 5.9%減の 1,580 台まで落ち込んだ。一方で、POS ターミナルの台数は順調に増加しており、2017 年には前年比 3.7%増の 16 万 1,005 台に達した(図表 20)。

66 便宜的に 1 ユーロ=130 円として概算。
67 便宜的に 1NOK=14 円として概算。
68 EUR-Lew “DIRECTIVE 2014/49/EU OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL”内 Whereas 条項(23)
http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32014L0049 (2018 年 10 月 31 日閲覧)
69 ノルウェー政府 “New rules on deposit guarantee schemes and bank recovery resolution” (2017 年 6 月 21 日)
https://www.regjeringen.no/en/aktuelt/new-rules-on-deposit-guarantee-schemes-and-bank-recovery-and-resolution/id2558196/ (2018 年 11 月 2 日閲覧)
70 ファイナンス・ノルウェー “Number of bank offices”
https://www.finansnorge.no/en/statistics/banking-sector/number-of-bank-offices/ (2018 年 10 月 30 日閲覧)

図表 20: POS ターミナル及び ATM 台数の推移

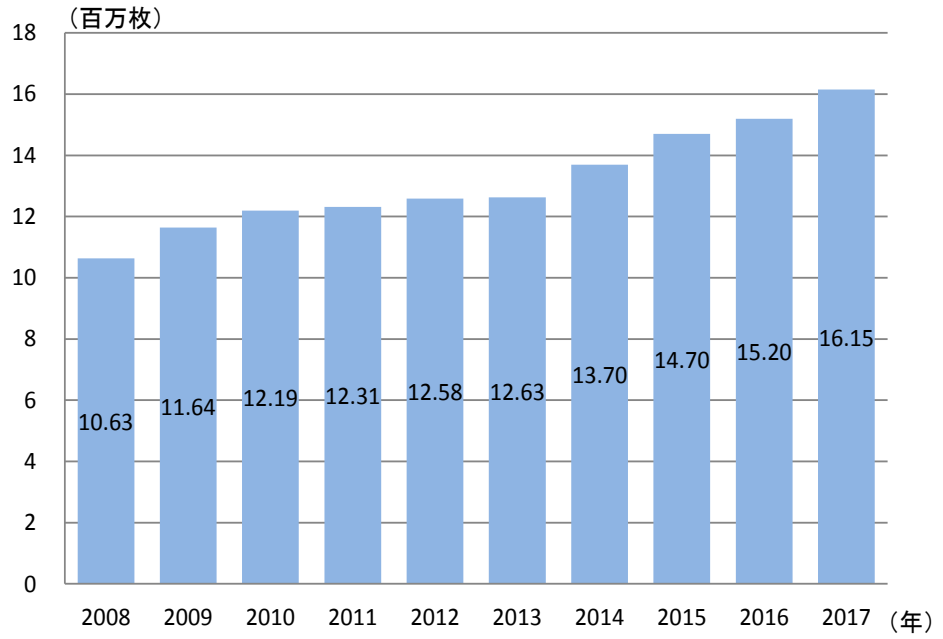


(出所) ノルウェー中央銀行 “ Retail payment services 2017” をもとに作成

ノルウェーにおけるカードの普及率は高く、15 歳以上による 2017 年のデビットカード所有率は 98.1%(cf.日本は 87.0%)、クレジットカードの所有率は 70.5%(cf.同 68.4%)であった[71]。また、2017 年のカード発行枚数は 1,615 万枚(前年比 6.3%増)であった(図表 21)[72]。発行されているカードの半数強を占めるのが、銀行業界の共通デビットカード・システム BankAxept が利用可能な国際デビットカード(一般的に Visa や Mastercard)で、この次に多いのが 1/3 強を占める国際クレジットカードである。

71 世界銀行(World Bank), “The Global Findex Database 2017”
72 ノルウェー中央銀行 “Retail payment services 2017”

図表 21：ノルウェー国内でのカード発行枚数推移



(出所) ノルウェー中央銀行“Retail payment services 2017”をもとに作成

(3) 郵便貯金の動向

ノルウェー・ポストは 2011 年、“Digipost”と呼ばれるデジタルチャネルサービスの提供を開始した。これはオンライン上にメールボックスを設置する取り組みで、登録することで重要書類を含む手紙郵便の受取、国内の複数の銀行のオンラインサービスを通じた料金の支払・決済が可能である[73]。このサービスは国内に 161 万人の顧客を有する(2017 年 12 月末)[74]。

近年、郵便ネットワークを通じた金融サービスの提供義務について、金融アクセシビリティの担保及び維持コストの観点から見直し是非についての検討が行われた。ノルウェー交通・通信省(Ministry of Transport and Communication)の 2011 年のレポート[75]では、ノルウェー・ポストに対する金融ユニバーサル・サービス提供義務は、部分的ないしは全面的に見直すことが可能であると結論づけられている。この結論は、2 つの側面から導出されたものであり、一つ目は、このユニバーサル・サービスを頼りにしている人々は限定的と見られており、15,000-25,000 人程度と推計された点である。二つ目は、これらの人々は、代替手段により銀行サービスを享受できる点である。代替手段としては、政府主導により何らかの地域的な活動を立ち上げるか、地方部に制限してサービス提供義務を継続する方法が挙げられている。

ユニバーサル・サービス提供義務を完全に放棄した場合、政府予算として 1

73 郵便貯金サービスを提供する DNB 銀行のオンライン・バンキングとも接続されている。
(Digipost “Senders that use Digipost digital mail services” https://www.digipost.no/privat/avsendere-alle)
(2018 年 11 月 2 日閲覧)

74 ノルウェー・ポスト “Financial Report 2017”

75 PhD Henrik Ballebye Okholm, project manager, PhD Claus Kastberg Nielsen “BANK SERVICES IN THE POSTAL NETWORK”(2011 年 1 月 25 日)
https://www.regjeringen.no/globalassets/upload/SD/Vedlegg/Post/rapport_bankplikt_copenhagen_economics.pdf
(2018 年 10 月 31 日閲覧)

億 6,600 万 NOK を削減することができると試算されている。また、地方部に限定してサービス提供を継続する場合においては、1 億 1,500 万～1 億 3,500 万 NOK の予算が削減されると見込まれている。

(4) マイクロファイナンス、ソーシャルファイナンス等の現況

ノルウェーは15歳以上の銀行口座保有率が99.7%(2017年)[76]と金融包摂が進展しているため、国内においてマイクロファイナンスやソーシャルファイナンスが政策課題となることは稀であるが、一方でマイクロファイナンスに関する国際協力を官民協働で行っている。

代表的な組織が 2008 年に設立されたノルウェー・マイクロファイナンス・イニシアティブ(Norwegian Microfinance Initiative, 旧 NMI)で、同組織のミッションは途上国のマイクロファイナンス機関(Microfinance Institutions, MFIs)への援助を通じて、貧困層のエンパワーメントや雇用創出をめざすことである。特に発展途上国における貧しい女性を対象としたマイクロファイナンス機関への投資や貧困層を支援する機関を構築することでミッションを遂行してきた。

旧 NMI は官民双方が参加する機関であり、国有企業のノルウェー途上国投資ファンド(Norwegian Investment Fund for Developing Countries, Norfund)と、商業銀行の DNB 子会社の DNB 生命保険(DNB Livsforsikring ASA)、生命保険会社大手 Kommunal Landspensjonskasse(KLP)、ノルウェーの大手投資会社 Ferd、長期貯蓄や保険をノルウェーとスウェーデンで取り扱う Storebrand といった民間の機関投資家により設立された。設立時の投資資本金は 6 億 NOK であり、この資本金の約半分は Norfund を通じてノルウェー政府から出資された。

2016 年 5 月、旧 NMI は拡大発展する形でノルディック・マイクロファイナンス・イニシアティブ(Nordic Microfinance Initiative, NMI)を立ち上げた。NMI には旧 NMI メンバーに加え、デンマークの自治的投資ファンドである IFU(Danish Investment Fund for Developing Countries)や、社会的投資を手掛けるノルウェー企業の TD Veen も参画している(図表 22)。この北欧での協力、特に、IFU の参加は、旧 NMI を強化するだけでなく、マイクロファイナンス投資のための北欧のプラットフォームを確立し、さらに発展することを可能とするとしている。そして、開発途上国において、貧しい人々の雇用、富、社会的持続可能性の創出に大きく貢献できると期待されている[77]。出資金は、Norfund と IFU がそれぞれ約 1/3、民間企業が合計で約 1/3 の比率で拠出している[78]。

NMI はジェネラルパートナーの NMI AS の下で 3 つのファンドを運用する[79]。

---

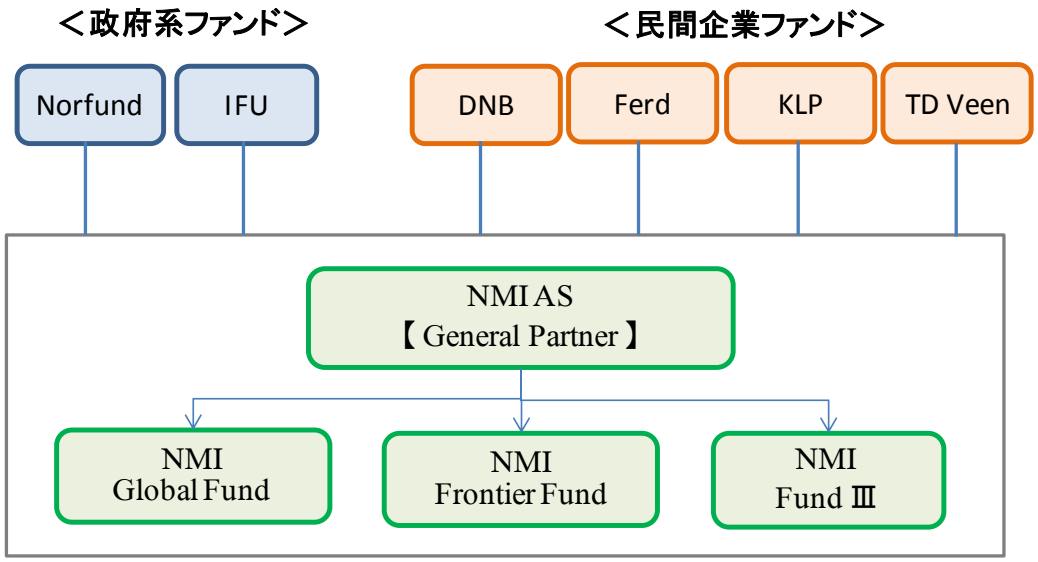
76 世界銀行 “Global Findex Database”

77 ノルディック・マイクロファイナンス・イニシアティブ“ New Nordic fund secures over NOK 700 million to microfinance” http://nmimicro.no/en/news/nmi-ifu (2018 年 10 月 31 日閲覧)

78 同上 “ NMI Fact Sheet” https://nmimicro.no/en/nmi-fact-sheet (2018 年 10 月 31 日閲覧)

79 同上 “WHO ARE WE” https://nmimicro.no/en/who-are-we (2018 年 10 月 31 日閲覧)

図表 22: ノルディック・マイクロファイナンス・イニシアティブの組織図



(出所) NMI ウェブサイトをもとに作成

NMI Global Fund は主にマイクロファイナンス投資ビークル(Microfinance Investment Vehicles, MIVs)によって率いられるマイクロファイナンスファンドへの投資を行う。特に強化している地域としては、アフリカ、ラテンアメリカ、アジアが挙げられる。

NMI Frontier Fund は主に新興マイクロファイナンス機関に直接、またはマイクロファイナンス投資ビークルを通じて投資する。新興マイクロファイナンス機関は一般的に見て小さくかつ新しい、成長の著しい機関であり、特に挑戦的で困難な地域にサービスと製品を提供している機関である。NMI Frontier Fund が注力しているのはカメルーン、ガーナ、マリといったサブサハラアフリカの地域と、インド、パキスタンといった南アジアである。

NMI Fund III は、財政的な成長と社会的な目標達成を目指す新興マイクロファイナンス機関に投資している。NMI Fund III は最も効果的な方法で新興マイクロファイナンス機関が開発を行い、また社会的な目標を達成することに貢献するため、特定の国(カメルーン、ガーナ、ケニア、マダガスカル、モザンビーク、セネガル、タンザニア、ウガンダ、ザンビア、インド、インドネシア)に注力した投資を行っている[80]。

また、NMI は NMI TA[81]ファシリティ(NMI TA Facility)を通じて専門的かつ技術的なサポートを行うとしている。同機関はノルウェー開発協力局(Norwegian Agency for Development Cooperation, NORAD)を通じて政府より資金提供され、運営される。NORAD はノルウェー外務省の管轄下にある[82]。

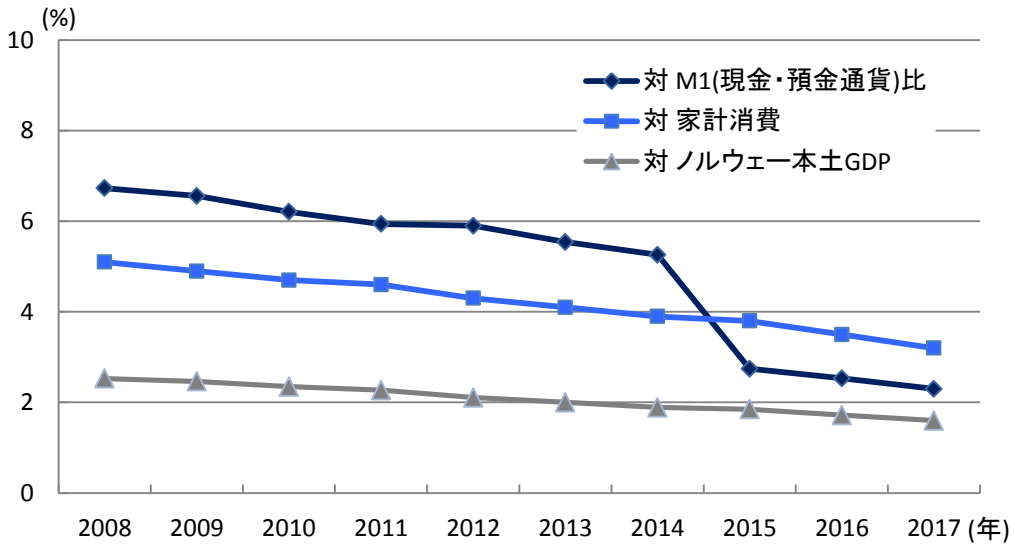
80 ノルディック・マイクロファイナンス・イニシアティブ
https://nmimicro.no/en/funds/fund-iii (2018 年 10 月 31 日閲覧)
81 ここでいう TA とは技術援助(technical assistance)を指す。
82 ノルウェー開発協力局 “About Norad”
https://www.norad.no/en/front/about-norad/ (2018 年 10 月 31 日閲覧)

2. リテール決済の動向

(1) キャッシュレス化の状況

ノルウェーにおけるリテール金融のトレンドとして、決済手段の電子化の進展が挙げられる。2017 年末の貨幣流通高は 449 億 NOK で、銀行預金の増加によって対 M1 比率が 2.3%まで低下した(図表 23) [83]。家計消費および GDP に占める貨幣流通高の割合も同様に低下している。

図表 23: M1、家計消費、GDP に占める貨幣流通高の割合(2001-2017 年)



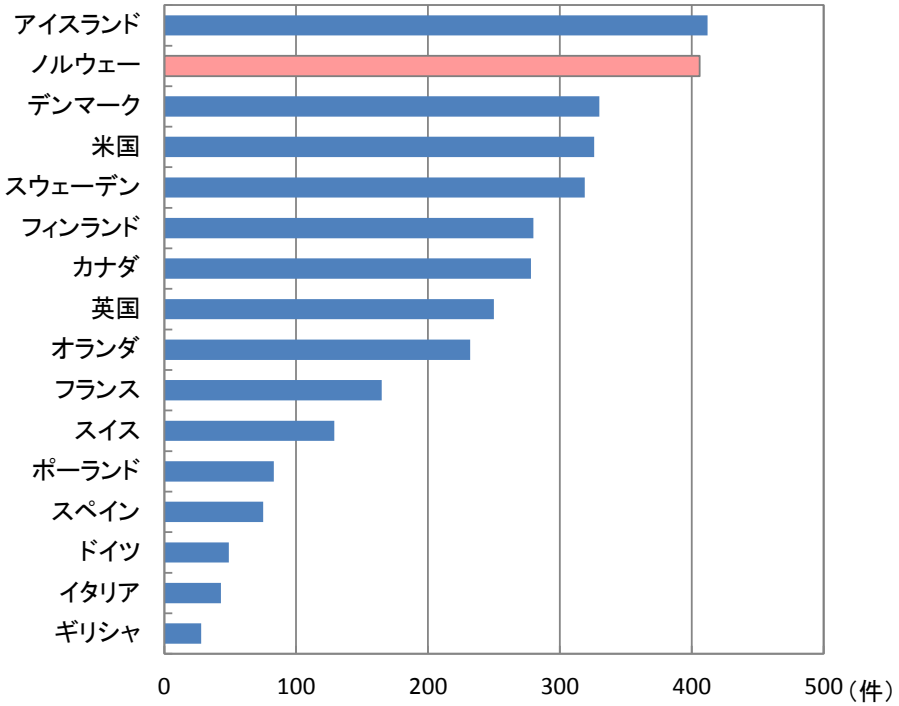
(出所) ノルウェー中央銀行資料より引用

ノルウェーは、2016 年における 1 人当たり年間カード利用件数が約 400 件と世界でトップクラスの水準にあり(図表 24)、キャッシュレス化の最先進国といえる。ノルウェーにおける 2017 年のカード取引件数は 22 億 8,420 万件(前年比 7.7%)、カード取引額は 8,231 億 NOK(同 6.5%増)であった[84]。

また、リテール顧客による口座振替の形態別支払件数についてみると、郵便振替(Postal giro)や電信振替(Telegiro)は減少傾向にある一方、オンラインバンキング(Online banking) 、自動引き落とし(Direct debit)、モバイルバンキング(Mobile banking)は増加している(図表 25)。

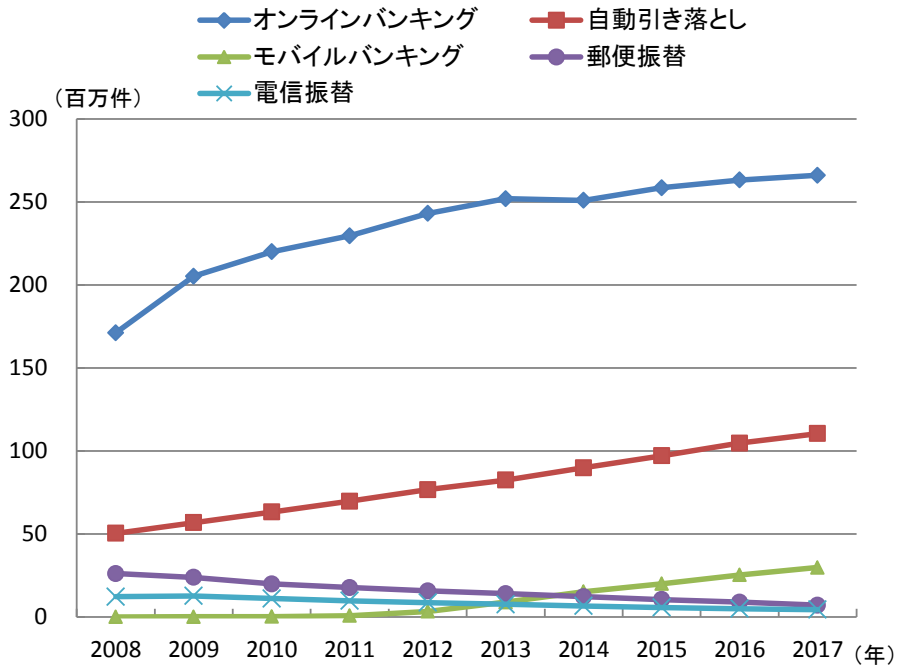
83 ノルウェー中央銀行 “Retail payment services 2017”
84 同上

図表 24：国別にみたカード支払い件数（年間 1 人当たり、2016 年）



(出所)　ノルウェー中央銀行“Retail payment services 2017”をもとに作成

図表 25：リテール顧客による口座振替の形態別支払件数



(出所)　ノルウェー中央銀行“Retail payment services 2017”をもとに作成

(2) モバイル決済アプリの利用動向

2017 年のモバイル決済(Mobile payments)アプリの利用件数は約 8,950 万件、決済金額は約 400 億 NOK で、決済件数のうち、約 2/3 がクレジットカードやデビットカードによる支払い、約 1/3 が銀行口座からの直接支払いであった(図表 26) [85]。1 件当たり平均決済金額は 450NOK 弱である。また、モバイル決済アプリの利用件数の約 8 割を個人間(P2P)決済が占めた。

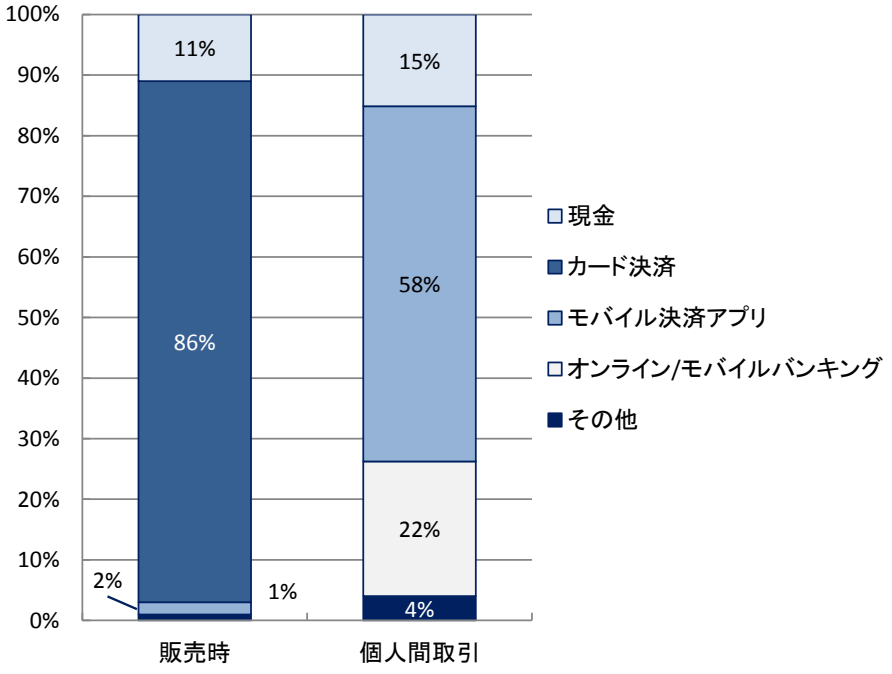
図表 26:モバイル決済アプリの利用（2017 年）

	件数（百万件）	金額（10億NOK）
カード支払い	59.1	26
銀行口座からの支払い	30.4	14
合　計	89.5	40

(出所)　ノルウェー中央銀行 “ Retail payment services 2017”をもとに作成

また、ノルウェー中央銀行が実施した家計調査の結果によれば、販売時の支払いにモバイル決済アプリが利用された割合はわずか 2%であったのに対し、個人間の支払いにモバイル決済アプリが利用された比率は 58%にものぼった(図表 27)。

図表 27: 決済手段の選択に関する家計調査(2017-2018 年)



(注) 1. 2017 年 5 月、11 月、2018 年 4 月の 3 回にわたり、サンプル調査を実施。
2.販売時とは、小売店・飲食店・自動販売機・美容院・公共交通機関等における取引時点を指す。
3.モバイル決済アプリは携帯電話番号を認証手段として利用する決済手段であるのに対し、モバイルバンキングは携帯電話から銀行ホームページにアクセスしたうえで口座番号やパスワードを入力する決済手段として認識されているものと推測される。

(出所) ノルウェー中央銀行 “ Retail payment services 2017”をもとに作成

85 ノルウェー中央銀行“Retail payment services 2017”

2017 年にノルウェーで利用されているモバイル決済アプリには、DNB 銀行が 2015 年 5 月に提供を開始した Vipps、デンマーク系の Danske 銀行が提供する MobilePay、地元のスタートアップ企業が提供する mCash の 3 種類があったが、mCash は 2017 年 9 月、MobilePay は 2018 年 1 月にサービスが終了した[86]。これによって、ノルウェー国内でのモバイル決済アプリは Vipps に一本化された。

2017 年時点で Vipps を利用する個人ユーザーは 215 万人以上、企業・団体等の利用も 3 万機関に達していたが、DNB 銀行は同サービスのさらなる利用拡大に向け、2017 年にノルウェー国内の 100 以上の銀行との連携を組んだ。具体的には、これら提携銀行と共同出資の新会社を設立し、この会社に Vipps 事業を移管することで、他行の顧客に Vipps を提供できるようにした。なお、新会社の設立当初における最大の出資者は DNB 銀行(出資比率 52%)で、SpareBannk1 連合(同 25%)や、Eika 連合(同 10%)がこれに続いた[87]。

(3) リテール決済に関する規制

ノルウェーでは、2007 年に欧州経済領域(EEA)内で成立した第 1 次決済サービス指令(Payment Services Directive:PSD1)[88]が 2010 年から完全施行されている。この指令では、決済サービス提供者が消費者に提供すべき情報や、決済サービスの利用に関する権利と義務が規定されている。また、2018 年初めには、オンライン決済サービス利用の容易性・安全性や詐欺・不正利用・障害に対する消費者保護を向上させること等を目的とする第 2 次決済サービス指令(Revised Payment Services Directive:PSD2)[89]が EU 内で成立しており、早ければ 2018 年内にノルウェーでも施行されるとみられている。

(4) 政府によるフィンテック対応

ノルウェーでは、デジタル認証が幅広く活用されており、安全で使いやすいデジタル金融サービスを消費者が容易に利用できる環境にある。消費者がデジタルサービスを早い段階から活用する傾向にあること、信頼感の高い社会が形成されていること、伝統的に競争と協調がうまく活用されてきたこと等は、ノルウェーにおけるフィンテックのさらなる発展に利するとみられている[90]。

民間レベルでフィンテックへの取り組みが活発化するなか、政府は以下の対

---

86 ノルウェー中央銀行 “Retail payment services 2017”

87 DNB 銀行 “Building the digital bank of the future” (2017 年 4 月 28 日)
http://feed.ne.cision.com/wpyfs/00/00/00/00/00/3E/2B/B3/release.html (2018 年 11 月 1 日閲覧)
DNB 銀行 “More than 100 banks join forces over Vipps” (2017 年 2 月 13 日)
http://feed.ne.cision.com/wpyfs/00/00/00/00/00/3C/01/94/release.html (2018 年 11 月 1 日閲覧)

88 DIRECTIVE 2007/64/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 13 November 2007 on payment services in the internal market amending Directives 97/7/EC, 2002/65/EC, 2005/60/EC and 2006/48/EC and repealing Directive 97/5/EC

89 DIRECTIVE (EU) 2015/2366 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 25 November 2015 on payment services in the internal market, amending Directives 2002/65/EC, 2009/110/EC and 2013/36/EU and Regulation (EU) No 1093/2010, and repealing Directive 2007/64/EC

90 報道資料“The current state of fintech in Norway” (2018 年 2 月 13 日)
https://hernaes.com/?s=The+current+state+of+fintech+in+Norway (2018 年 11 月 9 日閲覧)

応を行っている[91]。

第 1 は、サイバーセキュリティの強化である。国家安全保障局(National Security Authority)は、司法公安省(Ministry of Justice and Public Security)や国防省(Ministry of Defence)の意向を受け、様々な公的機関が監督権限を行使するために利用できる ICT セキュリティの中核組織を設立する準備を進めている。同組織の設立が実現すれば、ノルウェー金融監督庁による金融システムの監視能力の向上にもつながると期待される。

第 2 は、暗号資産(crypto-assets, いわゆる「仮想通貨」)に対する規制の検討である。これまでにノルウェーを含む多くの国で、暗号資産への投資に対する警告が監督当局から発せられており、暗号資産の取引に対する規制の導入が検討されている。ノルウェーにおいては、ノルウェー中央銀行が暗号資産に対する規制を検討中であり、この検討に役立てるべく、金融安定理事会(Financial Stability Board) が暗号資産のシステミックリスクの評価に取り組んでいる。

第 3 は、中央銀行が発行するデジタル通貨(central bank digital currency, CBDC)の導入に向けた検討である。ノルウェー中央銀行が 2018 年 5 月に公表した報告書[92]によれば、検討の背景には現金利用の減少があり、CBDC は①民間銀行における新たな預金手段、②通常の電子決済システムのバックアップ、③現金を補助するにふさわしい法定通貨、として機能しうる、とのことである。ただし、同報告書には、ノルウェー中央銀行が CBDC の導入を決定するには時期尚早であり、目的や費用対効果についてのさらなる検討が必要であるとも記された。

3. 今後のリテール金融機関の展望

(1) 業界をあげたリアルタイム決済のソリューション開発

現在、ノルウェー中央銀行と 2016 年 4 月にファイナンス・ノルウェーによって設立された銀行業界の共通インフラ企業(Bits AS)は、銀行にクレジットリスクを伴わない形でのリアルタイム決済のソリューション開発に取り組んでいる。この取り組みは“Betalinger med Raskere Oppgjør” (BRO、「より迅速な決済に向けたイニシアティブ」という意味)と呼ばれており、2019 年末までにソリューションの稼働が計画されている[93]。

(2) 国内外で進みつつある統合や連携の動き

ノルウェーのリテール金融に今後大きな影響を及ぼしうる動きとしては、国内の 3 つの決済関連サービスの統合や、北欧圏での共通決済インフラ構築に向けた検討が挙げられる。

最大の商業銀行であり、郵便局内で提供されている銀行サービスの委託元でもある DNB 銀行は、前述した通り 2017 年に他行と共同で Vipps を提供する

91 ノルウェー中央銀行 “Financial Infrastructure Report 2018”
92 ノルウェー中央銀行 “Central bank digital currencies” https://www.norges-bank.no/en/Published/Publications/Norges-Bank-Papers/2018/norges-bank-papers-12018/ (2018 年 11 月 9 日閲覧)
93 ノルウェー中央銀行 “Financial Infrastructure Report 2018”

体制へと移行した。これに加えて 2018 年 7 月には、ノルウェー競争庁(Norwegian Competition Authority)や財務省(Ministry of Finance)からの事前許可を得たうえで、Vipps と BankAxept(ノルウェー国内で多くの加盟店を有する銀行業界の共通デビットカード・システム)、BankID(個人や公的機関等に利用されている銀行業界の共通デジタル ID サービス)の統合も実現した[94]。統合によって設立された新会社は、北欧圏で最大級の電子決済・認証事業者として、顧客にコスト効率の優れたサービスを提供していくことを目指している。今後、第 2 次決済サービス指令(Revised Payment Services Directive:PSD2)の施行がオンライン決済サービスに新たなビジネスチャンスを創出すると同時に、欧州地域における国際競争を激化させるとみられるなかで、新会社がどのように統合の効果を発揮していくか注目される。

また、2018 年 2 月には DNB 銀行を含むノルウェー、スウェーデン、デンマーク、フィンランドの 4 ヵ国の主要 7 銀行が北欧圏で複数通貨[95]の共通決済インフラの構築を検討すると発表した[96]。各行の共同発表資料によれば、同インフラの構築は、北欧圏の貿易促進、雇用拡大、デジタル先進国としての競争力維持、等に資すると見込まれている。

94 BANK ID “Information to suppliers regarding the merger between BankID Norge, Vipps and BankAxept” https://www.bankid.no/en/about-us/information-to-suppliers-regarding-the-merger-between-bankid-norge-vipps-and-bankaxept/ (2018 年 11 月 1 日閲覧)

95 ノルウェー・クローネ、スウェーデン・クローナ、デンマーク・クローネ、ユーロの 4 通貨。

96 DNB 銀行 “Nordic banking sector to explore common payment infrastructure” http://feed.ne.cision.com/wpyfs/00/00/00/00/00/45/3D/39/release.html (2018 年 11 月 1 日閲覧)

＜出所資料一覧＞

【国際機関・外国機関文献・データベース】

- Bloomberg
- CEIC Global Database
- IMF ”World Economic Outlook October 2018”
- IMF ” FINANCIAL SYSTEM STABILITY ASSESSMENT”(2015 年 9 月)
- World Bank
- 日本国外務省
- みずほ銀行

【中央銀行・監督官庁・銀行協会等 HP】

- ノルウェー預金保証基金(Bankenes sikringsfond)
- ファイナンス・ノルウェー(Finance Norway)
- ノルウェー金融監督庁(Finanstilsynet)
- 国民保険基金(Folketrygdfondet)
- ノルウェー政府 (Government No.)
- ノルウェー地方金融公社(Kommunalbanken Norway)
- 交通・通信省(Ministry of Transport and Communication)
- ノルウェー中央銀行 (Norges Bank)
- ノルウェー中央銀行投資マネジメント(Norges Bank Investment Management)
- ノルウェー・マイクロファイナンス・イニシアティブ(Norwegian Microfinance Initiative)
- ノルウェー貯蓄銀行協会(Sparebankforeningen)
- ノルウェー政府統計(Statistics Norway)

【論文・雑誌・業界紙】

- 今井譲『福祉国家の金融システム改革』中央経済社(2007)
- 菅谷幸一「バーゼルⅢ最終規則とジョイント・フォーラム報告書「リスク合算モデルの発展」の概要」(大和総研調査季報　2011 年春季号 vol.2)

【郵政公社・郵貯等】

- ノルウェー・ポスト(Posten Norge)

【民間金融機関等 HP】

- DNB 銀行(Dnb NOR ASA)

XXIV. ロシア連邦
(Russian Federation)

＜目次　～ロシア～＞

第 1 章　市場環境の特徴 2
第 2 章　金融制度概要 3
1.　金融機関の種類 4
2.　監督官庁と指導体制 6
3.　預金保険制度の枠組み 9
4.　個人資産運用に関わる税制全体の中での預貯金税制 9
第 3 章　郵便貯金の概要 10
1.　ポストバンクの沿革概要 10
2.　組織形態 10
(1)　経営形態 10
(2)　金融サービス提供の形態 11
(3)　窓口取扱時間 11
3.　主要なリテール業務内容 12
(1)　預金業務概要 12
(2)　資金運用業務 12
(3)　送金・決済業務概要 14
(4)　クレジット商品取扱業務概要 15
4.　会計基準と財務諸表 17
第 4 章　金融セクターにおけるリテール金融機関の特徴 18
1.　金融セクターにおけるリテール金融機関の位置付け 18
(1)　預金等の受け入れ 18
(2)　資金の貸出等 20
2.　主要リテール銀行の特徴 21
(1)　ポストバンク 21
(2)　Sberbank(ズベルバンク) 21
(3)　VTB Bank(VTB 銀行) 22
(4)　Alfa Bank(アルファ銀行) 23
(5)　Gazprombank(ガスプロム銀行) 23
(6)　Russian Agricultural Bank(ロシア農業銀行) 24
3.　家計の金融資産・負債の動向 25
第 5 章　最近の金融動向と今後の展望 27
1.　最近の金融動向 27
(1)　金融サービスの利用状況 27
(2)　マイクロファイナンスなどソーシャルファイナンスの現況等 27
2.　最近のリテール決済の動向 28
(1)　モバイル決済等の動向 28
(2)　フィンテックの動向 29
3.　今後のリテール金融機関の動向 29
＜出所資料一覧＞ 31

＜略語集＞

略語	英語	日本語訳
BOR (ЦБРФ)	Central Bank of the Russian Federation (Центральный Банк Российской Федерации)	ロシア連邦中央銀行
BSCF (ФКБС)	Banking Sector Consolidation Fund (Фонд Консолидации Банковского Сектора)	銀行部門健全化基金
BSD (ДБН)	Banking Supervision Department (Департамент Банковского Надзора)	銀行監督部
SOBS (СТБН)	Service for Ongoing Banking Supervision (Служба Текущего Банковского Надзора)	継続的銀行監督部
SIBSD (ДНСЗКО)	Systematically Important Banks Supervision Department (Департамент Надзора за Системно Значимыми Кредитными Организациями)	システム上重要な 銀行監督部
DIA (АСВ)	Deposit Insurance Agency of Russia (Агентство по Страхованию Вкладов)	ロシア預金保険公社

第1章　市場環境の特徴

図表 1: ロシアの概要

分類	項目	
一般事情	面積	約 1,710 万平方キロメートル （日本の 45 倍，米国の 2 倍近く） （出所：ロシア国家統計庁）
	人口	1 億 4,397 万人（2018 年、IMF 推計）
	首都	モスクワ
	民族	スラヴ民族　82.7%　テュルク系　8.7% コーカサス系　3.7%　ウラル系　1.6%　他 （2010 年国勢調査より、言語による分類）
	言語	公用語：ロシア語 各共和国の公用語：タタール語、 チェチェン語など 26 言語
	宗教	ロシア正教，イスラム教，仏教，ユダヤ教等
	在留邦人数	2,696 人（2017 年 10 月 1 日時点）
政治体制・内政	政体	共和制，連邦制：共和国や州等 83 (2014 年クリミア編入前)の連邦構成主体からなる連邦国家
	元首	プーチン，ウラジーミル・ウラジーミロヴィチ　大統領（2012 年 5 月就任）
	議会	ロシア連邦議会：連邦院（上院）と国家院（下院）の二院制 (1) 連邦院　定数：各連邦構成主体から 2 名ずつ 任期：連邦構成主体首長及び議会ごとに異なるが概ね 4～5 年 (2) 国家院　定数：450 任期 5 年（小選挙区比例代表並立制）
	首相	メドヴェージェフ，ドミトリー・アナトリエヴィチ
経済	主要産業	鉱業（石油，天然ガス，石炭，金，ダイヤモンド等），鉄鋼業，機械工業，化学工業，繊維工業
	GDP	1 兆 7,199 億ドル　（2018 年、IMF 推計）
	1 人あたり GDP	11,947ドル　（2018 年、IMF 推計）
	実質 GDP 成長率	1.7%　（2018 年、IMF 推計）
	通貨	ルーブル。1ドル＝68.08 ルーブル、1 ルーブル＝1.63 円　（2018/8/31）



（出所）IMF、外務省等を基に作成

図表 2: ロシアの主要経済指標

	単位	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
人口	万人	14,315	14,308	14,309	14,315	14,326	14,342	14,360	14,376	14,389	14,397	14,399	14,397
名目 GDP	億ドル	13,965	17,845	13,137	16,385	20,517	22,103	22,971	20,637	13,684	12,813	15,275	17,199
1 人あたり GDP（名目）	ドル	9,755	12,472	9,181	11,445	14,321	15,411	15,997	14,355	9,510	8,900	10,608	11,947
実質 GDP 成長率	%	8.5	5.2	-7.8	4.5	5.1	3.7	1.8	0.7	-2.5	-0.2	1.5	1.7
消費者物価上昇率	%	9.0	14.1	11.7	6.9	8.4	5.1	6.8	7.8	15.5	7.1	3.7	2.8
経常収支	GDP 比%	5.2	5.8	3.8	4.1	4.7	3.2	1.5	2.8	5.0	2.0	2.6	4.5
財政収支	GDP 比%	5.6	4.5	-5.9	-3.2	1.4	0.4	-1.2	-1.1	-3.4	-3.7	-1.5	0.0
政府債務	GDP 比%	8.0	7.4	9.9	10.6	10.8	11.5	12.7	15.6	15.9	15.7	17.4	18.7

（注）2018 年は、実質 GDP 成長率のみ 2018 年 7 月時点予想。他は 2018 年 4 月時点予想。
（出所）IMF "World Economic Outlook April 2018", "World Economic Outlook Update July 2018"を基に作成

第 2 章　金融制度概要

ロシア連邦が誕生する以前のソビエト連邦では「モノバンク制度」のもと、中央銀行としての機能と決済および短期信用供与業務はすべてソ連ゴスバンク(ソ連国家銀行)が担っていたが、1987 年、ゴスバンクは企業への信用供与業務を停止し、以降は中央銀行としての役割に特化するようになった。替わって工業、農業、建設等の分野別に与信業務を行なう Promstroi Bank (工業建設銀行)、Agroprom Bank (農工銀行)、Zhilsots Bank (住宅・社会建設銀行)と、家計からの預貯金の受け入れを行う Sberbank (住民貯蓄銀行)、外国勘定と決済機能・外国為替取引に関する信用供与などの対外的な業務を行う Vneshekonombank (対外経済銀行)の 5 つの国営銀行が設立されると同時に、1988 年の「協同組合法」によって民間金融機関の設立が認められた。

1990 年のゴスバンクの改組による「ロシア連邦中央銀行」(以下『ロシア中銀』)の設立と「銀行および銀行業務法」の制定、1991 年のソ連解体による市場経済導入を経て、従来のモノバンク制度から中央銀行と商業銀行を分離した二層式銀行制度への移行が行われ、複数の国有の商業銀行が誕生するとともに民間銀行や外資系銀行が金融市場に参加するようになった。

ソ連崩壊後の 1990 年代、ロシアでは全面的な価格自由化の実施や中央政府の生産指令の停止、コメコン体制の崩壊による物資不足、ルーブルの下落などによって経済が混乱し、ハイパーインフレが起きた。このハイパーインフレを背景に、商業銀行はルーブルに対する為替投機的な取引と高利回りの短期国債への投資で利益をあげることに注力し、貯蓄受入れ、金融仲介や信用創造といった銀行の業務はほとんど行っていなかった。このような資金運用の脆弱性が災いし、1998 年に通貨危機が起こると経営不振から零細銀行のみならず金融産業グループをバックとする主要銀行の 20%以上が倒産した。

1998 年の通貨危機後、ロシア政府およびロシア中銀は、預金の保護や商業銀行への貸し出しを行うとともに、銀行間の合併推進や問題銀行の免許取り消しによる銀行セクターのリストラによって、金融システムの維持・強化を図った。また、金融機関再建機構 Agency for the Restructuring of Credit Organisations (ARCO)を設立して銀行制度の安定化を図る動きも見られた。

1. 金融機関の種類

ロシアでは、前述の中央銀行と商業銀行を分離した二層式銀行システムを採用しており、第 1 層はロシア連邦中央銀行、その他の全ての信用機関ならびに外国資本銀行の現地法人、支店は第 2 層に分類されるということが「ロシア連邦中央銀行法」と「銀行及び銀行業務法(Federal Law No.395-1, dated December 2, 1990, "On Banks and Banking Activities")」によって規定されている[1]。ロシア中銀については、通貨ルーブルの安定を守ることが第一の目的であること、また、行政府から独立した機関であることが「ロシア連邦中央銀行法」によって定められている。信用機関については、「銀行および銀行業務法」によって、「利益を得ることを主要目的とし、本法で定められた銀行業務をロシア連邦中央銀行の許可に基づいて行う権利を有する法人」と定義され、預金業務および預金を原資とする融資業務を行うことができる「銀行」と、その他の特定の銀行業務のみを行う「非銀行信用機関」に分類されている。

「銀行」については、「銀行及び銀行業務法」によって、さらに、自己資本金が 9 億ルーブル以上であることを条件として海外での現地法人や支店の開設が認められる「ジェネラルライセンス保有銀行(general licence holder bank)」とその他の銀行（最低自己資本金は 3 億ルーブル）の 2 種類に分類されていたが、2017 年 5 月 1 日付同法改正により、同年 6 月 1 日以降、「ユニバーサルライセンス保有銀行(Universal licence holder bank」と「基本ライセンス保有銀行(basic licence holder bank)」という、新たな分類が導入された。

「ユニバーサルライセンス保有銀行」は、自己資本金が 10 億ルーブル以上であることを条件として、全ての銀行業務、および海外での現地法人や支店の開設が認められる。「基本ライセンス保有銀行」は、最低自己資本金が 3 億ルーブルとされ、海外での現地法人や支店の開設が認められないのに加え、海外の個人・法人顧客との取引も認められない等、主に国際業務において制限を受ける。他方、預金準備率や情報開示義務、リスク管理システムの評価等に関して、「基本ライセンス保有銀行」には「ユニバーサルライセンス保有銀行」よりも緩やかな基準が適用される[2]。

この新しい分類への移行は、次の 2 つの段階によって進められ、2018 年末までに完了する予定である。第 1 段階では、2017 年 6 月 1 日をもって、全ての銀行が資本金額に関係なくユニバーサルライセンス保有銀行となる(実施済み)。第 2 段階では、各銀行が、2018 年初時点の自己資本金額に基づいて、2019 年以降も「ユニバーサルライセンス保有銀行」のステータスを継続するか、「基本ライセンス保有銀行」もしくは、非銀行信用機関に切り替えるかを選択し、その手続きを 2018 年末までに完了させる。具体的には、2018 年初時点の自己資本金が 3 億ルーブル以上、10 億ルーブル未満の「ユニバーサルライセンス保有銀行」は、2018 年末までに「基本ライセンス保有銀行」への切り替え手続きを完了させなければならず、切り替え手続きを行わなければ、2019 年以降、銀行業務を行うことができなくなる。

投資ファンドや非国家年金基金、信用組合、保険会社等の計 18 業種は、「ロシア連邦中央銀行法」の第 10-1 章 76-1 条によって、「非信用金融機関」に分類される。

---

[1] 「ロシア連邦中央銀行法」：Federal Law No.86-FZ, dated July 10, 2002, "On the Central Bank of the Russian Federation (Bank of Russia)" http://www.cbr.ru/Content/Document/File/37343/law_cb_e.pdf
「銀行及び銀行業務法」：Federal Law No.395-1, dated December 2, 1990, "On Banks and Banking Activities" http://www.cbr.ru/Content/Document/File/37344/law_banks_e.pdf

[2] Bank of Russia, " Развитие пропорционального регулирования банковского сектора в Российской Федерации – Федеральный закон от 01.05.2017 № 92-ФЗ «О внесении изменений в отдельные законодательные акты Российской Федерации»" http://www.cbr.ru/Press/press_centre/events/02062017.pdf (閲覧日：2018 年 8 月 21 日)

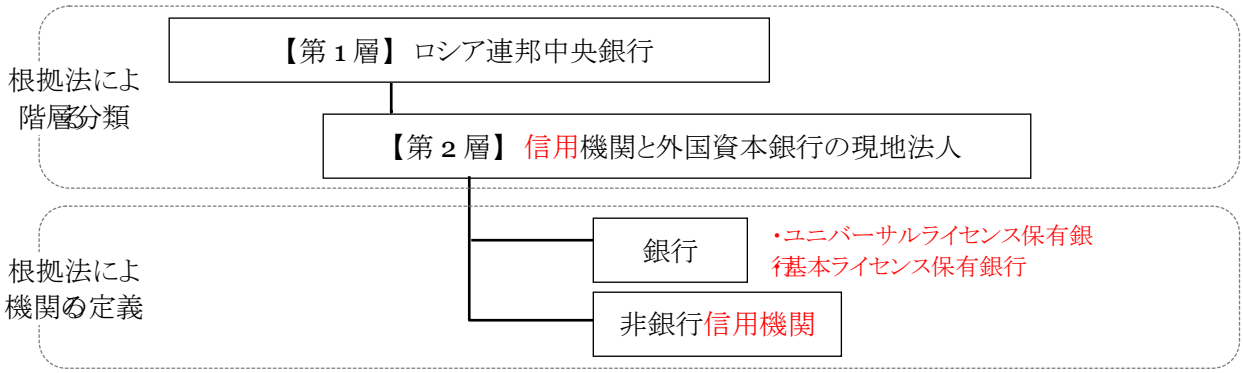
図表 3：ロシアにおける信用機関の業態分類

階層	業態		数	総資産 （10 億ルーブル）	根拠法	特徴
第 1 層	ロシア連邦中央銀行		1	-	ロシア連邦中央銀行法 （2002 年）	ロシア・ソビエト連邦社会主義共和国の中央銀行として 1990 年に設立。ロシアの通貨と金融機関の監督を行う。
第 2 層	信用機関 （計 524）	銀行	482	85,192	銀行及び銀行業務法 （1990 年）	根拠法の 5 条で規定される銀行業務を行う。 「ユニバーサルライセンス保有銀行」と「基本ライセンス所有銀行」の二種類が存在。
		ユニバーサルライセンス保有銀行	476			
		基本ライセンス保有銀行	6			
		非銀行	42			
	外国資本銀行		160			

(注) 外国資本銀行数は、2018 年 3 月末時点（2018a, p. 107）、その他の信用機関数は 2018 年 6 月末時点（2018a, p. 104）。
総資産は 2017 年末時点（2018b, Table 1）。

(資料) ロシア中央銀行（2018a）“Statistical Bulletin”, No. 7　http://www.cbr.ru/eng/publ/default.aspx?PrtId=bbs
ロシア中央銀行（2018b）“Review of the Banking Sector of the Russian Federation”, № 190 August
http://www.cbr.ru/eng/analytics/Default.aspx?PrtId=bnksyst　（閲覧日：2018 年 8 月 14 日）

図表 4：ロシア信用機関の構成



(出所) ロシア連邦中央銀行法（2002 年）、銀行及び銀行業務法（1990 年）を基に作成。

2. 監督官庁と指導体制

ソビエト連邦ではゴスバンクが中央銀行の役割を担っていたが、1990 年にロシア中銀が設立されてからは、「ロシア連邦中央銀行法」に基づき、このロシア中銀が中央銀行として銀行および非銀行信用機関の設立許可や支店開設等の免許交付、監督業務を行うとともに、非信用金融機関の監督業務、預金者の権利保護も行っている。

連邦法に規定された基準に基づく決算情報の開示の要求、金融機関の自己資本金が特定の銀行業務を行うのに充分であるかどうかのチェックといった銀行に対する監督業務は全てロシア中銀の“BSD (Banking Supervision Department)”が行っていたが、リテール銀行の監督・指導体制の強化のため、2017 年 3 月にはロシア中銀における新たな監督部署として“SOBS (Service for Ongoing Banking Supervision)”が設立され、ロシア中銀の地方拠点が担っていたリテール銀行の監督業務の役割を引き継ぐこととなった[3]。リテール銀行の監督業務を中央集約化し、その高効率化と質の向上を図るとともに、リテール銀行に対する監督基準を全国で統一し、監督責任者の結果に対する責任を明確にするのが SOBS 設立の狙いである。

現在、リテール銀行の監督・指導は SOBS と、“SIBSD (Systematically Important Banks Supervision Department)”、そして前述の“BSD (Banking Supervision Department)”の 3 つの機関によって行われている。このうち、SIBSD はロシア中銀がシステム上重要であると指定した銀行、SOBS はそれ以外のリテール銀行の監督・指導業務をそれぞれ担当し、BSD は SOBS と SIBSD に対し、両機関が行う監督業務に関する指導と管理を行っている(図表 7)。また、SOBS や SIBSD が監督業務を行うにあたり、詳細な調査によって得られた情報なくしてその実行が困難であると判断された場合には、“BSD (Banking Supervision Department)”が両機関からの依頼のもとに、該当するリテール銀行に対する調査を行う。

個人からの預金の受け入れは、ロシア中銀より預金受け入れを許可するライセンスが与えられ、銀行として登録されてから 2 年以上が経過した銀行のみが可能であると「銀行及び銀行業務法」の第 11 章 36 条に規定されている。ただし、自己資本金が 36 億ルーブル以上の「ユニバーサルライセンス保有銀行」で、かつロシア中銀が定める銀行の実質的な管理者に関する情報開示義務を順守する銀行については、登録後の経過期間が 2 年未満であっても個人からの預金の受け入れが可能である。

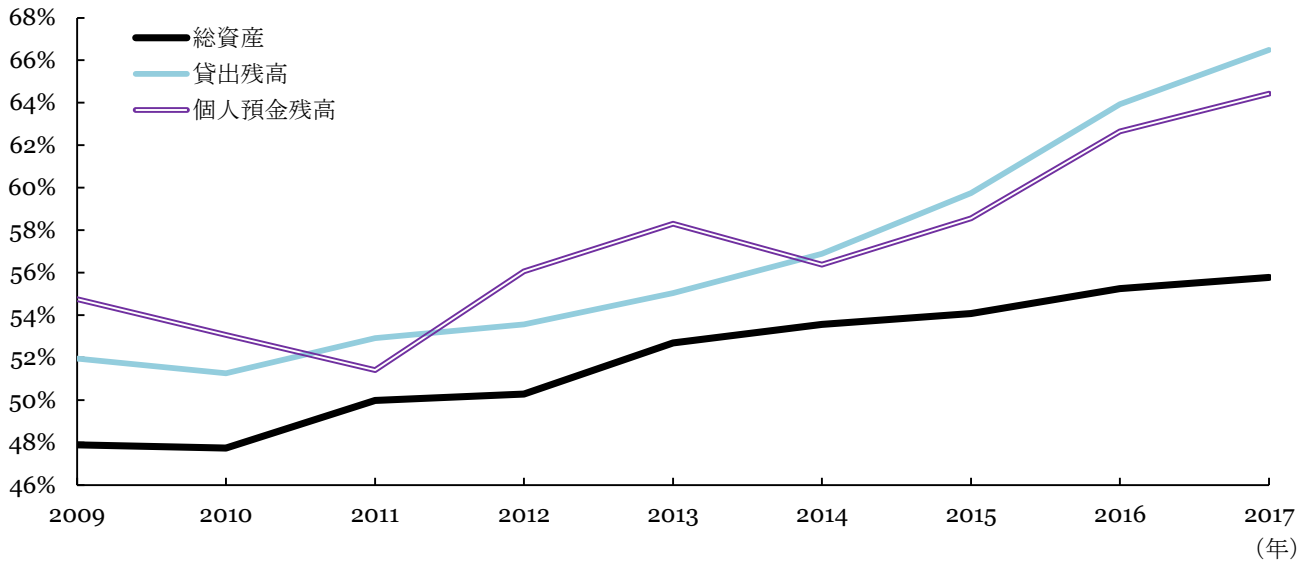
[3] ロシア中央銀行ウェブサイト “Banking Supervision Report 2017” p. 66
http://www.cbr.ru/Eng/publ/?PrtId=nadzor (閲覧日：2018 年 9 月 11 日)

図表 5: 上位 10 行の総資産、貸出残高、預金残高(2017 年 12 月 31 日時点)

(単位：10 億ルーブル)	総資産		貸出残高		預金残高		リテール預金残高	
	金額	シェア	金額	シェア	金額	シェア	金額	シェア
Сбербанк России ズベルバンク	27,112	31.8%	19,891	34.2%	19,814	36.9%	13,420	51.6%
VTB BANK VTB 銀行	13,009	15.3%	9,773	16.8%	9,145	17.0%	3,622	13.9%
Газпромбанк ガスプロム銀行	5,534	6.5%	3,773	6.5%	3,915	7.3%	843	3.2%
Россельхозбанк ロシア農業銀行	2,889	3.4%	1,969	3.4%	2,204	4.1%	858	3.3%
Альфа-Банк アルファ銀行	2,549	3.0%	1,670	2.9%	1,760	3.3%	878	3.4%
Банк «ФК Открытие» オトクリティエ FC 銀行	2,515	3.0%	1,065	1.8%	870	1.6%	622	2.4%
Московский Кредитный Банк モスクワ信用銀行	1,888	2.2%	819	1.4%	942	1.8%	291	1.1%
ЮниКредит Банк ウニクレディト銀行	1,186	1.4%	711	1.2%	827	1.5%	264	1.0%
Бинбанк B&N 銀行	1,091	1.3%	210	0.4%	586	1.1%	519	2.0%
Росбанк ロス銀行	1,041	1.2%	701	1.2%	648	1.2%	252	1.0%
その他銀行	26,377	31.0%	17,540	30.2%	12,992	24.2%	4,419	17.0%
合　　計	85,192	100.0%	58,122	100.0%	53,703	100.0%	25,987	100.0%

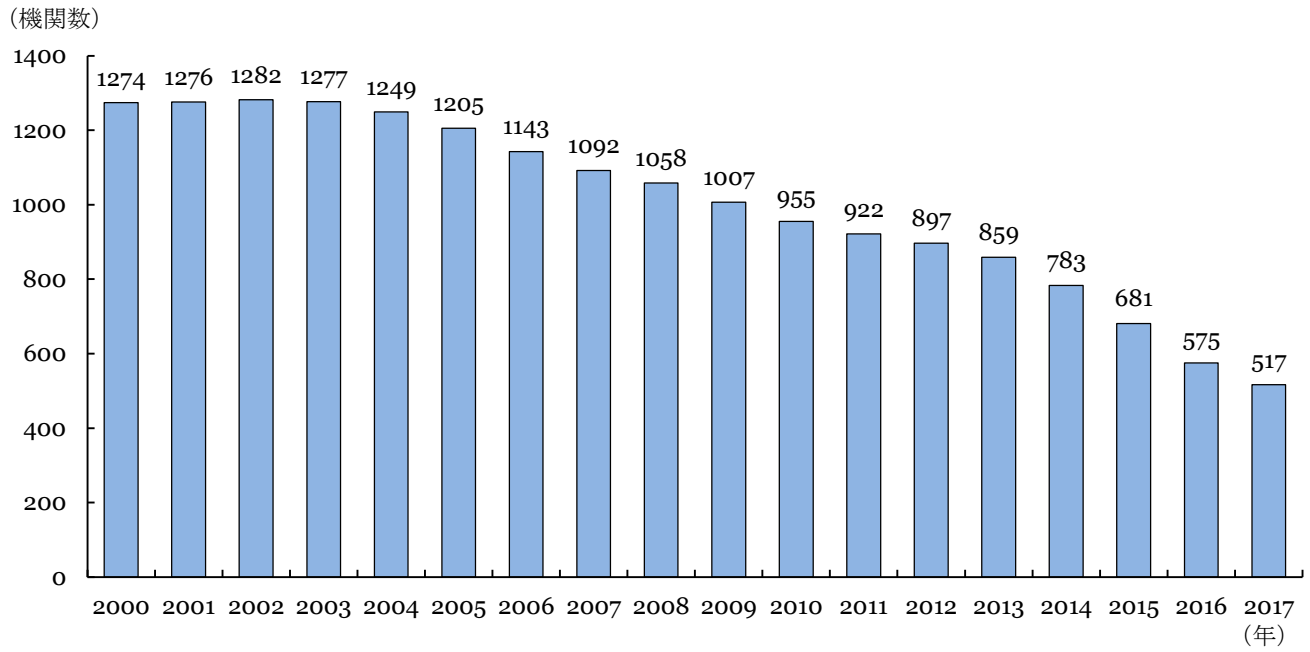
(注) 合計額は、銀行以外の信用機関を含む。各銀行のデータは、いずれも連結ベース。
(出所) 1. 総資産上位 10 銀行の選定は、banki ru, “Рейтинги банков: РЭНКИНГ БАНКОВ ПО МСФО 2016” http://www.banki.ru/banks/ratings/ による。
2. 各銀行のデータは、各銀行の Financial Statements による。
3. 合計額は、ロシア中央銀行 (2018) “Review of the Banking Sector of the Russian Federation”, № 190 August http://www.cbr.ru/eng/analytics/Default.aspx?PrtId=bnksyst による。(閲覧日：2018 年 9 月 5 日)

図表 6: 総資産上位 5 行の総資産、貸出、預金シェアの推移(各年 12 月末)



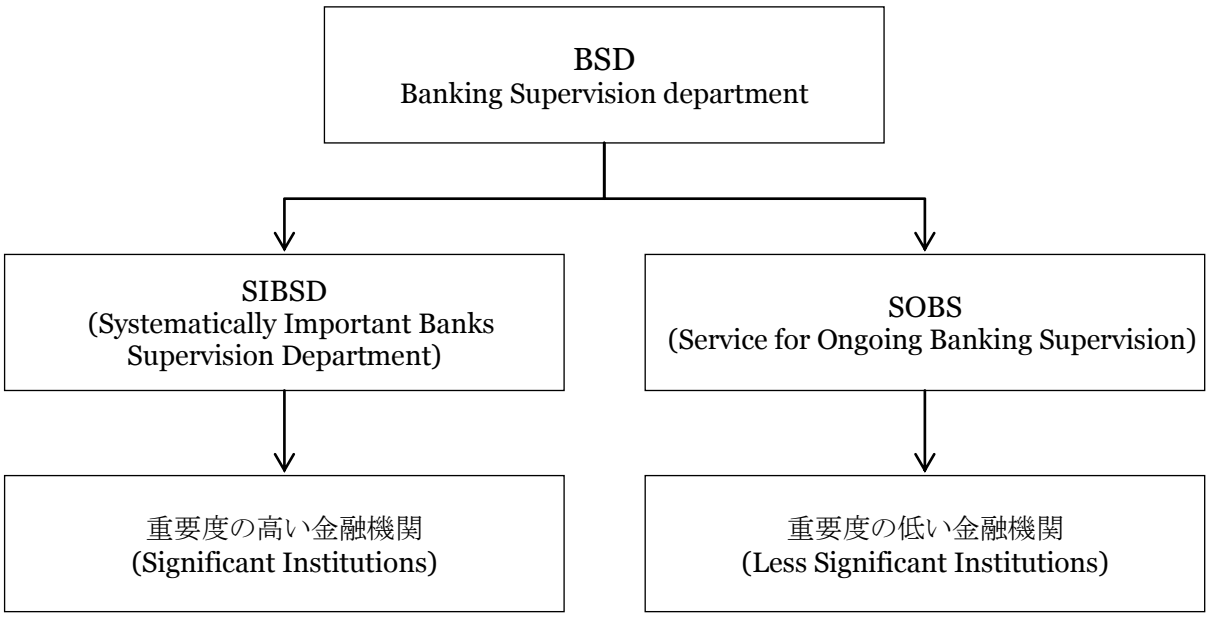
(注) 貸出残高は、非金融機関および個人向けの貸出残高。
(出所) ロシア中央銀行 “Selected Performance Indicators of Credit Institutions (Credit Institutions Ranked by Size of Assets)” http://www.cbr.ru/eng/statistics/Default.aspx?PrtId=pdko_sub (閲覧日：2018 年 9 月 6 日)

図表 7: 銀行数の推移（各年 12 月末時点）



(出所) ロシア中央銀行, “Statistical Bulletin” http://www.cbr.ru/eng/publ/default.aspx?PrtId=bbs 各号より作成
(閲覧日:2018 年 9 月 5 日)

図表 8：監督官庁の組織図



(出所)ロシア中央銀行発表の資料を基に作成

3. 預金保険制度の枠組み

個人から預金の受け入れを行う銀行は全て、預金者への預金の返還を保証し、損失を防止することを目的に、ロシアの預金保険制度(“The System of the Mandatory Insurance of Household Deposits with Banks”)への加入が「ロシア連邦中央銀行法」の 6 章 38 条によって義務づけられている。この強制加盟の預金保険制度は、2003 年 12 月に制定された「個人預金保険法」によって構築されており、同法に基づき 2004 年 1 月に設立されたロシア預金保険公社 (“Deposit Insurance Agency of Russia”)が保険事故の際の預金者への預金の返還や、銀行からの保険料徴収による預金保険基金の管理といった業務を担当し、制度の運営を行っている。保険事故の発生時に補償される預金の最大額は、2004 年に預金保険制度が導入された当初は一人当たり 10 万ルーブルであったが、その後段階的に引き上げられ、2014 年 12 月 29 日以降は 140 万ルーブルとなっている。なお、「ロシア連邦中央銀行法」の 6 章 39 条によって、強制加盟の預金保険制度と並行して、銀行が任意に預金保険基金を設立することも認められている。

預金保険制度が導入されるまでは、政府系銀行のズベルバンクのみが政府によって預金が保障されているという共通認識のもと、個人預金が同行に集中する状態が長く続いており、銀行間のより公正な競争を狙いとして預金保険制度が導入されたと考えられる[4]

4. 個人資産運用に関わる税制全体の中での預貯金税制

現行の税法によると、ロシア中銀の政策金利である中銀キーレート(“Key Rate”)[5]を 5%以上超えるルーブル預金金利及び 9%を超える外貨預金金利に対しては 35%の高率が課せられる。それ以外の預金金利に対しては、ロシア税法上の居住者(年間国内滞在日数 183 日以上)は 13%、非居住者は 30%が課せられる。

配当課税は居住者 13%、非居住者 15%、キャピタルゲイン課税は居住者 13%、非居住者 30%となっている。

図表 9: 預貯金税制

		税率	
		ロシア居住者	非居住者
預金金利	下記以外の預金	13.0%	30.0%
	中銀キーレート+5%を超えるルーブル預金金利及び 9%を超える外貨預金金利	35.0%	35.0%
配当		13.0%	15.0%
キャピタルゲイン		13.0%	30.0%

(注) 税法上のロシア居住者の定義は、年間国内滞在日数が 183 日以上である者。
(出所) 「ロシア租税基本法」第 2 部第 23 章：個人所得税
http://base.garant.ru/10900200/12625b5ff8431ca71b30b3e3ab382831/
(閲覧日：2018 年 9 月 11 日)

4 「個人預金保険法」: Federal Law No. 177, dated December 23, 2004, “On the Insurance of Household Deposits in Banks of the Russian Federation” http://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_45769/

5 中銀キーレートとはロシア中央銀行が商業銀行を対象に行う 1 週間物の入札レポレートを指す。2018 年 3 月 26 日以降 7.25%p.a.

第 3 章　郵便貯金の概要

1.　ポストバンクの沿革概要[6]

1990 月 9 月 28 日、ポストバンクの前身となるベジツァ銀行(Bezhitsa Bank OJSC)がブリャンスクで設立された[7]。ベジツァ銀行は 2012 月 2 月に VTB 銀行によって買収され[8]、同年 9 月にレト銀行(Leto Bank OJSC)と改称されて所在地がモスクワに移された[9]。2014 年 8 月、VTB 銀行の子会社である VTB24 が同行の唯一の株主となった。

VTB24 は 2016 年 1 月、レト銀行の発行済株式の 50%マイナス 1 株をロシア郵便の子会社であるポストファイナンス(Post Finance LLC)に売却し、レト銀行はポストバンク（PJSC 郵便銀行）に改称された。ポストバンクは 2016 年 3 月運営を開始した。

ポストバンクはロシアでのリテール銀行の大手である VTB 銀行の高度な高い金融サービスを、ロシア郵便が有するロシア国内の郵便局の支店による広大なネットワークを通してロシア国民に提供すべく設立された合弁会社である。

2017 年に同行は大幅な成長を示した。単体決算ベースでみると、2017 年末時点で同行の総資産は約 2,441 億ルーブルに達し、2016 年末時点の約 1,094 億ルーブルから 123%増加した。同行の自己資本は 2017 年末時点で約 254 億ルーブルであり、2016 年末時点の約 136 億ルーブルから 86.7%増加した。情報ポータル「Banki.ru」が公表している、ロシアの金融機関の純資産規模ランキングにおける同行の順位は、2016 年の 55 位から 2017 年には 38 位に上昇した。同行の純利益は、2016 年の 842 万ルーブルに対して、2017 年には約 37.2 億ルーブルとなった。

2.　組織形態

(1)　経営形態

2017 年 12 月には、VTB24 がポストバンクの株式 2 株をポストバンクの CEO（Rudenko Dmitrii Vasil'evich）に売却した。その結果、2017 年末時点で VTB24 とポストファイナンスがそれぞれ 50%マイナス 1 株ずつを保有しているが、株主間の合意によって、VTB24 のポストバンクに対する IFRS の定義に基づく支配権が認められている[10]。2017 年には 2 度の株式の追加発行が行われ、同年末時点のポストバンクの株式資本は 4 億 2,169 万 1,300 ルーブルに達した(2016 年末時点では 3 億 1,014 万 6,000 ルーブル) [11]。

2018 年 1 月に VTB 銀行が VTB24 銀行を吸収合併したのに伴い、VTB 銀行が、ポストファイナンス（ロシア郵便の 100%子会社）と並ぶポストバンクの筆頭株主となった。2018 年 7 月 9 日時点のポストバンクに対する持株比率は、VTB 銀行とポストファイナンスがそれぞれ 49.999990%ずつとなっている[12]。

---

[6] 経済企画庁 「平成 9 年 年次世界経済報告　金融制度改革が促進する世界経済の活性化」 (1997 年 11 月 28 日)
http://www5.cao.go.jp/keizai3/sekaikeizaiwp/wp-we97/wp-we97-00304.html

[7] ポストバンク 「アニュアルレポート 2016」 p. 2　https://www.pochtabank.ru/about/data

[8] VTB BANK 「連結財務諸表 30 June 2012」 p. 7　http://www.vtb.com/ir/statements/ifrs/

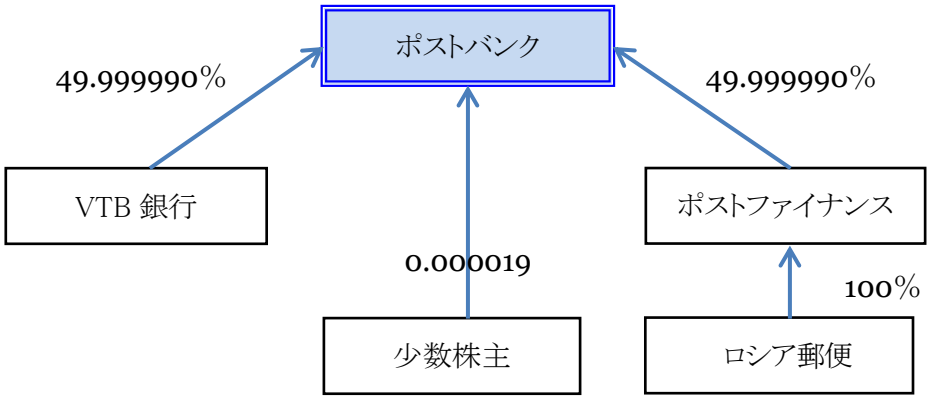
[9] Bloomberg ウェブサイト Company Overview of Leto Bank OJSC
https://www.bloomberg.com/research/stocks/private/snapshot.asp?privcapid=23135447 (閲覧日：2017 年 9 月 29 日)。

[10] ポストバンク 「アニュアルレポート 2017」 pp. 2-3　https://www.pochtabank.ru/about/data

[11] ポストバンク 「アニュアルレポート 2017」 p. 4　https://www.pochtabank.ru/about/data

[12] ポストバンク "Список лиц, под контролем либо значительным влиянием которых находится ПАО «Почта Банк»"。
https://www.pochtabank.ru/upload/images/documents/data/RB0650_20180709.pdf　(閲覧日：2018 年 9 月 5 日)

図表 10：ポストバンクの主要株主の持株比率



(出所)ポストバンク “Список лиц, под контролем либо значительным влиянием которых находится ПАО «Почта Банк»”。https://www.pochtabank.ru/upload/images/documents/data/RB0650_20180709.pdf (閲覧日：2018 年 9 月 5 日)

(2) 金融サービス提供の形態

ポストバンクは、預金・貯蓄口座、クレジットカード、個人・法人顧客へのローンの貸付、給与支払いサービス、決済や送金サービスを提供している。預金・貯畜口座の他、決済や送金サービスはインターネットバンクおよび ATM を通じて利用可能である[13]。ポストバンクの 2018 年第 1 四半期の公表資料によると、2017 年 3 月末時点でポストバンクはロシアの 82 の連邦構成主体に 13,000 か所を超える拠点を有し、ロシアの金融市場において第 2 位の規模の大きさのリテールネットワークを持つ。ポストバンクの全拠点のうち、80%以上は農村部および人口が 3 万人未満の小規模な都市に位置しており、その顧客数は 630 万人（うち、個人の顧客が 500 万人超）に達している[14]。拠点としては、ポストバンクの支店 79 店、カスタマーセンター349 か所、商業施設内の小型営業窓口 211 か所と郵便局内に設置された営業窓口 12,592 か所が存在し、郵便局内営業窓口の数はロシア国内に約 42,000 か所存在する郵便局のおおよそ 30%にのぼる。また、ポストバンクの POS システム(ATM 等)を利用した取引も可能となっており、その数は 60,000 以上である。2017 年には消費者ローンの申込などが可能な 24 時間営業のコールセンターが新たにオムスクに開設されるなど、シベリア地域や極東地域といった支店数が少ない遠隔地域へのサービス提供の効率化が進められている[15]。

(3) 窓口取扱時間

ポストバンクの窓口業務は主に郵便局にて行われている。郵便局内のポストバンク営業窓口の取扱時間は、基本的には平日は 8:00-20:00、土曜日は 9:00-18:00 であるが、場所により異なる。

[13] ポストバンク ウェブサイト https://www.pochtabank.ru/service (閲覧日：2018 年 9 月 5 日)
[14] ポストバンク ウェブサイト https://www.pochtabank.ru/about 、および、ポストバンク四半期決算(2018 年 Q1) p. 19 https://www.pochtabank.ru/upload/images/documents/data/Promezhutochnaia_bukhgalterskaya_fin_otchetnost_2018_q1.pdf (閲覧日：2018 年 9 月 5 日)
[15] https://www.pochtabank.ru/news/458032 (閲覧日：2018 年 9 月 5 日)

図表 11：ポストバンク等の取扱時間

取扱場所	取扱時間
郵便局内の営業窓口	平日:8:00～20:00 土:9:00～18:00 (場所により時間が異なる)
ポストバンクのカスタマーセンター	平日:9:00～21:00 土: 10:00～17:00 日:休 (場所により時間が異なる)
VTB 系列銀行 ATM	(場所により時間が異なる)

(出所) ポストバンクウェブサイト (閲覧日：2018 年 9 月 5 日)

3. 主要なリテール業務内容

(1) 預金業務概要

ポストバンクの預金は、現在すべてルーブル建てとなっている点が特徴である。個人向けには普通預金と定期預金の二種類のサービスを提供している。顧客の持つ口座にある預金のうち、定期預金、普通預金の総額は、2017 年末時点でそれぞれ約 1,329 億ルーブル、約 381 億ルーブルとなっている[16]。口座開設の申し込みは、郵便局内のポストバンクの窓口およびポストバンクのカスタマーセンター、またはオンラインを通して行うことが可能である。

- 普通預金

ポストバンクは、普通預金として「基本プラン」と「年金受給者向けプラン」を提供している。預金額は 1 ルーブル以上であれば自由に設定可能である。開設した口座はポストバンクが発行するデビッドカードと連動しており、このカードを利用して支払いや現金の引き出しを行うことができる。

顧客の口座預金残高に対しは、図表 12 に示されている金利(年利)が月割りで支払われる。下記の付帯サービス料は無料となっている。

- 普通預金口座の開設と利用
- デビットカードの発行と利用
- モバイル・インターネットバンキングの利用
- 普通預金口座からの他のポストバンク口座への振込手数料
- モバイル・インターネットバンキングを利用した、他銀行からのポストバンク口座への振込手数料(振込額 3,000 ルーブル以上)
- ポストバンクや VTB 銀行グループの ATM、郵便局におけるポストバンクの営業所での現金引き出し / 預け入れ手数料

(2) 資金運用業務

2017 年の決算報告書によると、ポストバンクの資産運用は個人や法人へのローンなどのクレジット商品の提供による受取利息が主要な収益源となっており、有価証券や外貨為替による資金運用はされていない[17]。

[16] ポストバンク 「2017 年決算報告」 p. 29
https://www.pochtabank.ru/upload/images/documents/data/Pochta_bank_2017.pdf（閲覧日：2018 年 9 月 6 日）
[17] ポストバンク 「2017 年決算報告」 p. 10
https://www.pochtabank.ru/upload/images/documents/data/Pochta_bank_2017.pdf（閲覧日：2018 年 9 月 6 日）

- 定期預金

ポストバンクは消費者の利用用途に合わせ、図表 13 に示す 3 つの定期預金プランを用意している。

図表 12：ポストバンクの個人向け普通預金口座

口座預金額（ルーブル）	金利	
	基本プラン	年金受給者向けプラン
0,01 – 999,99	0%	0%
1,000 – 49,999.99	3%	4%
50,000 以上	5%	6%

(出所) ポストバンクウェブサイト https://www.pochtabank.ru/service/sberschet （閲覧日： 2018 年 9 月 5 日）

図表 13：ポストバンクの個人向け定期預金：3 つの定期預金プラン

プラン型	金利・条件等	預金残高（ルーブル）	金利		
			6 カ月	12 カ月	18 カ月
プラン 1 Kapitalnyi 収益重視型	[追加受取可能な利子の金利とその条件] ＋0.25% ・年金受給者 ・モバイル・インターネットバンク（オンライン）で口座を開設した者 上記利子の加算：満了時のみ（満了前引き出し可） 追加預金可能期間；口座開設から 10 日以内	50,000 – 499,999.99	6.40%	6.50%	6.50%
		500,000 – 4999,999,99	6.40%	6.50%	6.50%
		5000,000 以上	6.15%	6.05%	6.05%
プラン 2 Dohodnyi 予算管理重視型	[追加受取可能な利子の金利とその条件] ＋0.25% ・年金受給者 ・モバイル・インターネットバンク（オンライン）で口座を開設した者 上記利子の加算：毎月 追加預金可能期間；口座開設から 10 日以内	500,000 – 1499,999.99	—	6.0%	—
		1500,000 以上	—	6.1%	—
プラン 3 Nakopitelnyi 貯蓄重視型	3 か月ごとに金利が複利として預金に加算されるシステム [追加受取可能な利子の金利とその条件] ＋0.25% ・年金受給者 ・モバイル・インターネットバンク（オンライン）で口座を開設した者 上記利子の加算：3 か月ごと 追加預金可能期間；制限なし	5,000 – 499,999.99	—	年利 5.8%（複利：5.92%）	—
		500,000 – 1,499,999.99	—	年利 5.8%（複利：5.92%）	—
		1,500,000 以上	—	年利 5.9%（複利：6.03%）	—

(出所) ポストバンクウェブサイト （閲覧日：2018 年 9 月 5 日）
https://www.pochtabank.ru/service/deposits/capital
https://www.pochtabank.ru/service/deposits/dohodny
https://www.pochtabank.ru/service/deposits/nakopitelny
https://www.pochtabank.ru/service/deposits

(3) 送金・決済業務概要[18]

- 国内送金

ポストバンクは普通預金口座からの送金サービスを提供している。送金の際にかかる手数料は図表 14 のようになっている。

- 海外送金

ポストバンクに普通預金口座を持つ個人は、ウェスタンユニオンの決済システムを通じて海外への送金を行うことができる。送金先口座の所在国に応じた手数料が設定されており、送金はルーブル建てで行われる。海外送金に対する手数料や諸条件の詳細は図表 15 のとおりである。

- 決済業務

ポストバンクでは現金または同行のカード、他銀行のカードを利用した携帯電話の通話料やテレビの受信料、インターネット利用料、公共料金などの支払いを支援するサービスを提供している。公共料金、テレビの受信料、インターネット利用料、携帯電話の通話料、その他有料サービスの支払いにおいては、ポストバンクのカードを利用することにより手数料が優遇される特典を用意し、同行の顧客を優遇するサービスを行っている。ただし、このようなサービスは銀行と契約を結んだ業者に対する決済に対してのみ適応される。それぞれの料金の支払いの際の手数料は、図表 16 のとおりである。

図表 14：ポストバンクの国内送金手数料

送金の種類		手数料
ポストバンクの口座への送金		無料
他銀行に口座を持つ個人・法人の口座への送金	ポストバンクの窓口・ATM 利用	0.5% （最低 15/最高 1,000 ルーブル）
	インターネットバンキング利用	0.7% （最低 20/最高 1,000 ルーブル）
国家予算・非国家予算基金（年金基金など）への送金		無料

(出所)ポストバンクウェブサイト(閲覧日：2018 年 9 月 6 日)
https://www.pochtabank.ru/upload/images/documents/dbo/transfer_rates_atms_terminals_20180322.pdf
https://www.pochtabank.ru/upload/images/documents/dbo/transfer_rates_pochtabank-online_20180322.pdf

[18] ポストバンクウェブサイト https://www.pochtabank.ru/service/transfers (閲覧日：2018 年 9 月 6 日)

図表 15：ポストバンクの海外送金手数料及び制限事項

送金先口座の所在国と送金に対する手数料			
送金先口座の所在国		送金額（ルーブル）	手数料（ルーブル）
近隣国	アゼルバイジャン・ベラルーシ・ジョージア・カザフスタン・キルギス・モルドバ・タジキスタン・トルクメニスタン・ウズベキスタン・ウクライナ・ラトビア・リトアニア・エストニア・チェコ・イスラエル・トルコ	100 – 10,000	150
		10,000 以上	送金額の 1.5%
遠方国	近隣国と中華人民共和国（香港/マカオ含む）・台湾・モンゴル・ベトナムを除くすべての対象国・地域	100 – 5,000	125
		5,000 以上	送金額の 2.5%
中華人民共和国（香港/マカオ含む）・台湾・モンゴル・ベトナム		100 – 25,000	250
		25,000.01– 50,000	500
		50,000.01 – 75,000	800
		75,000.01 – 150,000	1,000
海外送金受取手数料		無料	

送金に関する制限事項		
1 回あたり送金額	最小 100 / 最大 150,000	
一定期間内の送金最大額	1 日あたり	5,000 ドル相当額
	1 週あたり	7,500 ドル相当額
	1 カ月あたり	10,000 ドル相当額
1 カ月あたり最大送金回数	10 回	
一定期間内の送金受取最大額	1 カ月あたり	15,000 ドル相当額
一定期間内の送金受取最大回数	1 カ月あたり	10 回

備考：
送金の受け取りはルーブル建てで行われる。ドルからルーブルへの換算レートには、送金実施日のロシア中銀発表の公定レートが用いられる。

(出所) ポストバンクウェブサイト (閲覧日：2018 年 9 月 7 日)
https://www.pochtabank.ru/upload/images/documents/dbo/transfer_rates_westernunion_20850215.pdf

図表 16：ポストバンクの決済手数料

支払い対象	支払方法別手数料（%）			
	ポストバンクカード	現金	インターネットバンキング	他銀行カード
公共料金、テレビの受信料、インターネット利用料、携帯電話通話料、その他有料サービス	*	*	*	支払額の 3% （ただし、20 ルーブル以上）

*手数料は、支払方法別および支払先別にポストバンクが設定し、決済前に顧客に通知される。
(出所) ポストバンクウェブサイト (閲覧日：2018 年 9 月 5 日)

(4) クレジット商品取扱業務概要

ポストバンクはクレジットカードやローン業務においては、幅広い顧客層をターゲットとした商品を取り扱っている。なお、2017 年末時点の顧客向け貸し出し業務の残高は

2,002 億 2,900 万ルーブルであり、うち現金貸出が 82.1%を占めている（図表 17）[19]。

- クレジットカード

ポストバンクは顧客に対し、利用金額の多いユーザー向けの Visa Platinum カード 1 種類、及び無利息で少額を借り入れることのできる Visa カード 3 種類、計 4 種類のクレジットカードを提供している[20]。

- 現金ローン

ポストバンクの提供する現金ローンは、滞納なく返済を行った顧客が通常よりも低い利率の金利が適用される「Гарантированная ставка (無滞納還付サービス)」があるのが特徴であり、顧客はローン完済時に通常の利率で支払った利息との差額を還付される（図表 18）。審査期間は 1 営業日のみ、収入証明不要でパスポートによる身分証明のみで借り入れが可能である。

図表 17：ポストバンクの顧客向け貸出状況(2017 年末)

顧客向け貸出残高	2017 年 百万ルーブル	比率
現金貸出 Cash loans / Кредиты наличными	164,319	82.1%
小売店での消費ローン利用 Credits in retail outlets / Кредиты в торговых точках	25,201	12.6%
クレジットカード利用 Credit cards / Кредитные карты	10,709	5.3%
顧客向けローン合計 Total loans to customers / Итого кредиты клиентам	200,229	100.0%
貸倒引当金差引 Less provision for impairment / За вычетом резерва под обесценение	-22,578	
顧客向けローン(ネット)合計 Loans to customers / Кредиты клиентам	177,651	

(出所) ポストバンク「2017 年決算報告」 p. 25
https://www.pochtabank.ru/upload/images/documents/data/Pochta_bank_2017.pdf
（閲覧日：2018 年 9 月 6 日）p. 25

図表 18：ポストバンクの現金ローン

“Первый почтовый”（第一郵便ローン）		
借入可能額(ルーブル)		50,000 – 500,000
金利 （年率）	通　常	19.9% , 21.9%, 24.9%
	無滞納還付サービス適用時	10.9%
無滞納還付サービス手数料 （借入時支払い）		通常金利: 19.9% / 借入額の 5.9% 通常金利: 21.9% / 借入額の 5.9% 通常金利: 22.9% / 借入額の 6.9%
返済期間		1 – 5 年
ローン審査期間		1 営業日

(出所) ポストバンクウェブサイト (閲覧日：2018 年 9 月 6 日)
https://www.pochtabank.ru/upload/images/documents/collection/rates_collection_vi_24_24082018.xlsx

[19] ポストバンク 「2017 年決算報告」p. 25
https://www.pochtabank.ru/upload/images/documents/data/Pochta_bank_2017.pdf （閲覧日：2018 年 9 月 6 日）
[20] ポストバンクウェブサイト https://www.pochtabank.ru/service/cards （閲覧日：2018 年 9 月 6 日）

4. 会計基準と財務諸表

ポストバンク(2016 年設立)、およびその前身のレト銀行(2012 年設立)の財務諸表は以下の通りである。いずれも IFRS に基づく連結ベースの財務諸表となっている。

図表 19：ポストバンクの連結損益計算書(各年 12 月期、100 万ルーブル)

	2012	2013	2014	2015	2016	2017
受取利息	28	4,036	10,701	11,904	1,7204	32,802
支払利息	-2	-901	-3,019	-5,046	-6,583	-12,740
正味受取利息	26	3,135	7,682	6,858	10,621	20,062
貸倒引当金	-12	-2,348	-9,195	-9,780	-5,364	-7,721
貸倒引当金控除後の正味受取利息	14	787	-1,513	-2,922	5,257	12,341
手数料収入	4	47	3,000	6,775	10,187	16,301
手数料費用	-11	-198	-501	-497	-895	-1,917
その他の費用				-43	-26	-29
非利息収入	31	-72	2,626	6,235	9,266	14,355
人件費	-565	-2,850	-3,785	-4,622	-7,040	-12,308
減価償却費	-15	-190	-510	-644	-781	-2,298
その他管理費				-3,388	-5,192	-10,215
非利息費用	-812	-5,117	-7,676	-8,654	-13,013	-24,821
税引前利益	-766	-4,402	-6,563	-5,341	1,510	1,875
法人税等	140	925	1,313	1,068	-302	-375
包括的利益合計	-627	-3,477	-5,250	-4,273	1,208	1,500

(注) 2012～2016 年はレト銀行、2017 年はポストバンク。
(出所) ポストバンクウェブサイト https://www.pochtabank.ru/about/data
2017 年は https://www.pochtabank.ru/upload/images/documents/data/Pochta_bank_2017.pdf P10 (閲覧日：2018 年 8 月 14 日)

図表 20：ポストバンクの連結貸借対照表(各年 12 月期、100 万ルーブル)

	2012	2013	2014	2015	2016	2017
資　産	2,005	34,173	53,100	64,074	114,205	247,864
現金及び現金同等物	313	2,975	2,660	2,744	10,006	31,299
ロシア中銀への準備金	0	5	25	79	1,119	1,074
信用機関への貸付	1	1	45	82	173	23,026
顧客への貸付	686	26,788	43,950	53,4330	90,870	177,651
有形固定資産および無形固定資産	583	1,791	2,407	2,449	6,741	8,122
繰延税金資産	128	1,243	2,471	3,448	3,148	2,774
その他資産	291	1,369	1,543	1,849	2,148	3,918
負　債	656	27,835	43,449	50,521	94,683	220,293
信用機関からの借入	381	26,623	41,470	45,717	53,381	38,352
顧客口座	5	7	33	2,976	36,622	170,157
繰延税金負債	2	177	92	-	-	-
極東・バイカル地域発展基金からの借入						3,001
その他負債	266	10,27	1,853	1,828	2,680	5,083
劣後債	-	-	-	-	2,000	3,700
資　本	1,349	6,339	9,652	13,554	19,522	27,571
株式資本	325	325	325	325	420	531
資本余剰金	213	213	213	213	4,998	11,596
利益剰余金(累積欠損金)	-415	-3,955	-9,205	-13,479	-12,271	-10,811
その他資産	1,227	9,757	18,320	26,495	26,375	26,255

(注) 2012～2016 年はレト銀行、2017 年はポストバンク。
(出所) ポストバンクウェブサイト https://www.pochtabank.ru/about/data
2017 年は https://www.pochtabank.ru/upload/images/documents/data/Pochta_bank_2017.pdf P. 9 (閲覧日：2018 年 8 月 14 日)

第 4 章　金融セクターにおけるリテール金融機関の特徴

1.　金融セクターにおけるリテール金融機関の位置付け

ロシア中銀は 2015 年以降、総資産規模や個人預金の受け入れ額などの指標に基づいて、リテール銀行の一部を「金融システム上重要な信用機関」に指定しており、現在は下記の表に示す 11 の銀行が指定されている(図表 22)[21]。ロシア中銀によれば、「金融システム上重要な信用機関」に指定されたリテール銀行の総資産の合計は、ロシアの全信用機関の総資産合計の 60%超を占めている。なお、ロシア中銀は公式には表明していないが、「金融システム上重要な信用機関」に指定されたリテール銀行が債務不履行に陥った際には、公的資金による救済が行われる可能性がきわめて高いとみられている。

図表 21：金融システム上重要な信用機関

1	UniCredit Bank　(ウニクレディト銀行)
2	GAZPROMBANK　(ガスプロム銀行)
3	VTB Bank　(VTB 銀行)
4	ALFA-BANK　(アルファ銀行)
5	Sberbank　(ズベルバンク)
6	CREDIT BANK OF MOSCOW　(モスクワ信用銀行)
7	Bank FC Otkritie　(オトクリティエ FC 銀行)
8	ROSBANK　(ロス銀行)
9	Promsvyazbank　(プロムスバージ銀行)
10	Raiffeisenbank　(ライファイゼン銀行)
11	Russian Agricultural Bank　(ロシア農業銀行)

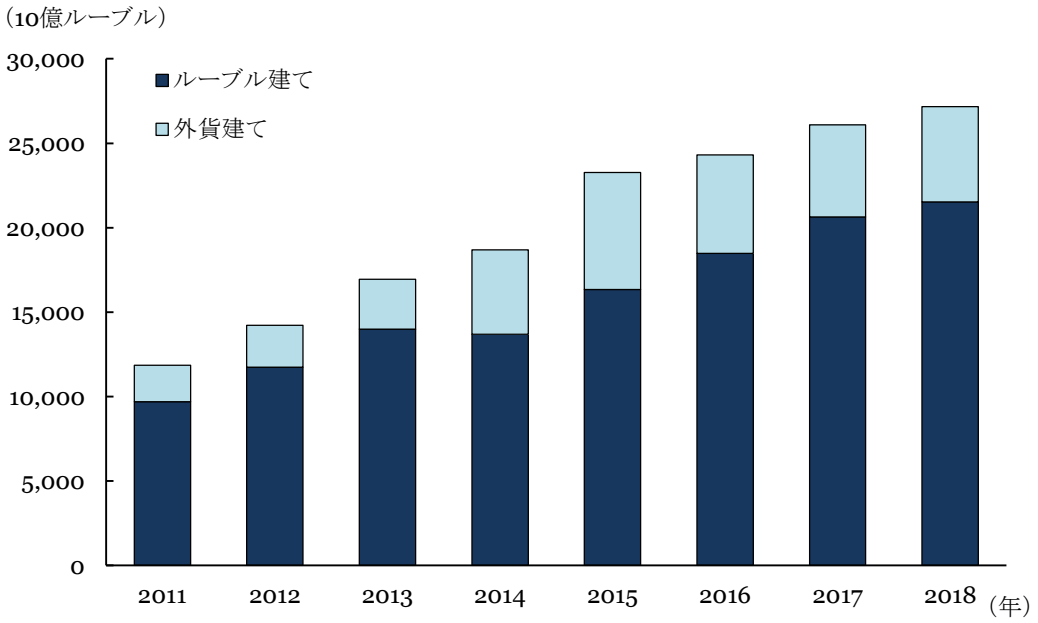
(出所) ロシア中央銀行 Press Service "On Approved List of Systemically Important Credit Institutions"
https://www.cbr.ru/eng/press/PR/?file=14092017_142710eng2017-09-14T14_26_24.htm

(1)　預金等の受け入れ

ロシアにおける個人預金残高は、右肩上がりに増加している(図表 23)。個人預金残高に占める外貨建て預金の割合は、2011～2013 年には約 20%で推移していたが、2014～2015 年には急上昇した(図表 24)。この 2014～2015 年の外貨預金の割合の急上昇は、原油価格の急落に伴うルーブルの暴落によって、外貨建て預金残高のルーブル評価額が急増したことによるとみられる(図表 25)。2016～2017 年には、原油価格の持ち直しに伴いルーブル・レートも上昇し、外貨建て預金の割合は再び 20%台前半にまで低下した。

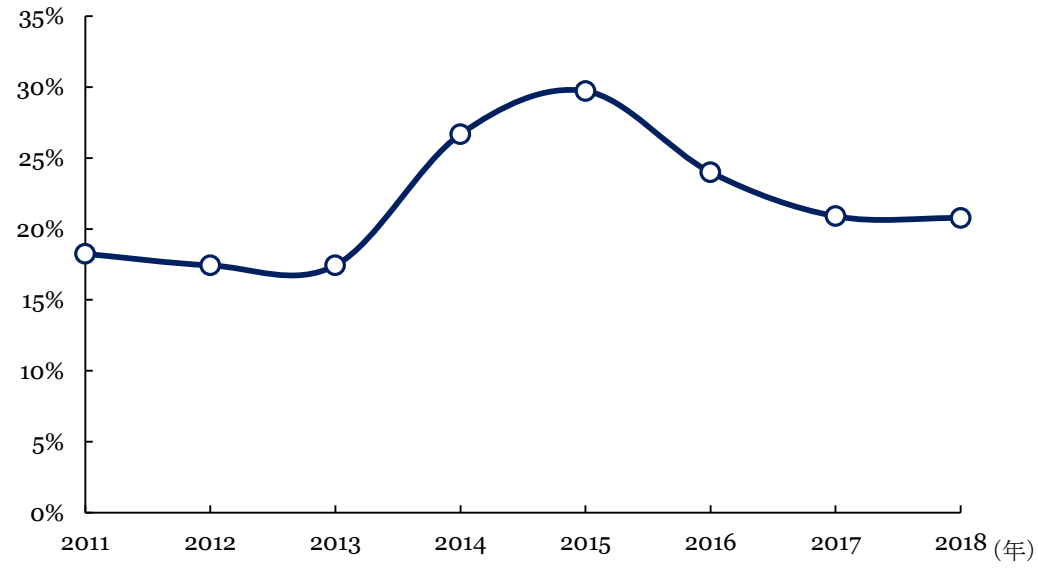
[21] 現在、「金融システム上重要な信用機関」のリストに含まれる 11 行のうち、CREDIT BANK OF MOSCOW を除く 10 行は、当初から同リストに含まれていた(CREDIT BANK OF MOSCOW のみ 2017 年に新たにリスト入り)。なお、「金融システム上重要な銀行」の選定基準については、2015 年 7 月 22 日付ロシア中央銀行指令 No.3737 http://docs.cntd.ru/document/420294323 (閲覧日：2018 年 9 月 7 日)で規定されている。

図表 22：個人預金残高の推移



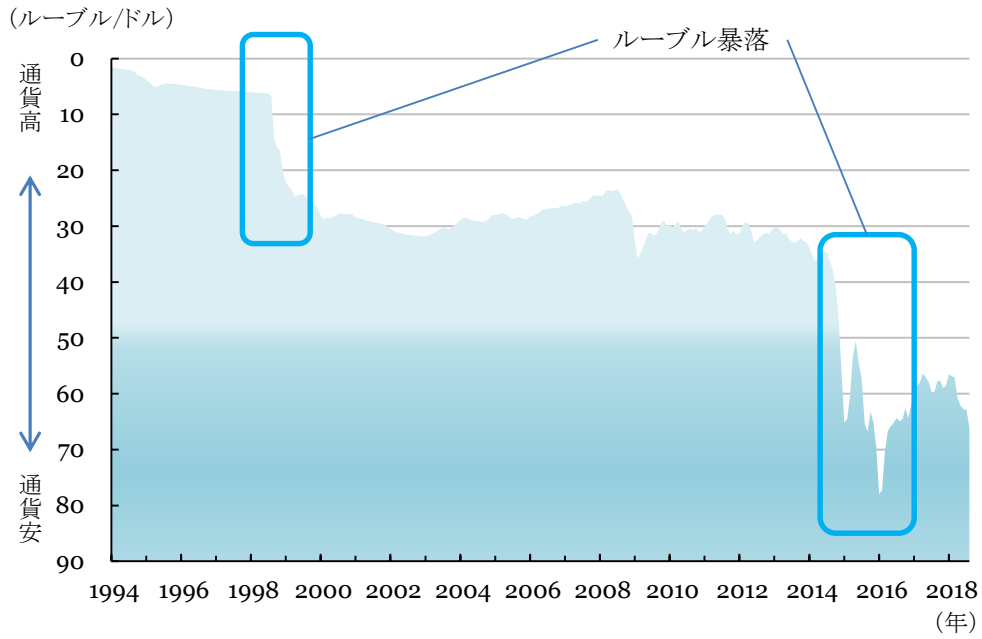
（注）各年末残高。2018 年は 7 月末の残高。
（資料）ロシア中央銀行 “Funds of Organizations, Deposits and Other Funds of Legal Entities and Individuals (total for the Russian Federation)”
https://www.cbr.ru/Eng/statistics/?PrtId=sors （閲覧日：2018 年 9 月 10 日）

図表 23：個人預金残高に占める外貨建て預金の割合



（注）各年末時点。2018 年は 7 月末。
（資料）ロシア中央銀行 “Funds of Organizations, Deposits and Other Funds of Legal Entities and Individuals (total for the Russian Federation)”
https://www.cbr.ru/Eng/statistics/?PrtId=sors （閲覧日：2018 年 9 月 10 日）

図表 24：ルーブル/ドルレートの推移



(出所)　ロシア中央銀行　(閲覧日：2018 年 9 月 6 日)

(2)　資金の貸出等

2014 年初めのウクライナ情勢緊迫化により資本流出が進み、ロシアの景気は停滞していたが、7 月の欧米諸国の制裁強化、原油価格や資源価格の低迷、ルーブル安の進行等により、景気は大幅に悪化した。この影響を受け、2015、16 年は銀行の自動車ローンなど消費関連ローンも前年比マイナスとなった(図表 26)。これに対し住宅ローンは、政府によるローン金利の補助が行われたことや、母親資本(少子化対策として第 2 子以上を生んだ場合に国から支給される補助金)が利用できることなどから、堅調な動きを示した。2017 年からは、原油価格の持ち直しを背景に景気が緩やかに回復したのに伴い、消費関連ローンも増加基調に転じている。

図表 25：個人向け貸出残高の推移

		2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
住宅ローン	残高(10 億ルーブル)	2,094	2,718	3,593	3,690	4,436	5,180	5,756
	前年比増加率%	34.9%	29.8%	32.2%	10.2%	12.0%	16.8%	23.7%
自動車ローン	残高(10 億ルーブル)	749	915	891	688	596	685	717
	前年比増加率%	22.0%	22.3%	-2.6%	-22.8%	-13.4%	14.9%	16.9%
その他消費者ローン	残高(10 億ルーブル)	4,472	5,872	6,393	5,598	5,425	6,021	6,568
	前年比増加率%	53.0%	31.3%	8.9%	-12.4%	-3.1%	11.0%	17.0%
個人向けローン全体	残高(10 億ルーブル)	7,315	9,505	10,877	10,247	10,458	11,886	13,040
	前年比増加率%	43.7%	29.9%	14.4%	-5.8%	2.1%	13.7%	19.9%

(注) 各年末時点。2018 年は 6 月末時点。
(出所)ロシア中央銀行資料 “Review of the Banking Sector of the Russian Federation” http://www.cbr.ru/eng/analytics/?PrtId=bnksyst
(閲覧日：2018 年 9 月 10 日)

2. 主要リテール銀行の特徴

以下では、主要リテール銀行の概況をまとめる。

(1) ポストバンク

1) ポストバンクの特徴

前述のとおり 2017 年にポストバンクは大幅な成長を示した。2017 年末時点の顧客数は、630 万人を超える。2017 年末時点における顧客の預金残高は約 1,702 億ルーブルであり、これは 2016 年末時点の顧客の預金残高(366 億ルーブル)の 4.6 倍であった[22]。

ポストバンクはロシアにおけるリテール大手である VTB 銀行の高度な金融サービスをロシアポストが有する豊富な拠点を通して行きわたらせる役目を担っている。特に、ポストバンクの全拠点数(約 13,000)のうち、80%以上は農村部および人口が 3 万人未満の小規模な都市に位置することから、これまでアクセスが悪く金融サービスから疎外・排除されていた地域の住民や企業に対しても、都市部とそん色ないサービスを提供することが期待されている。

2) 金融市場の中でのポストバンクの競争力

ポストバンクの競争力は、その非常に広範なリテールネットワークにある。同行は、ロシア郵便の郵便局内に持つ営業窓口を中心に、国内の 82 の連邦構成主体に約 13,000 の拠点を有しており、このリテールネットワークの大きさは、ズベルバンクに次いで国内第 2 位である。同行は、広範なリテールネットワークを活かした個人向けサービスを強化しており、公共料金、テレビの受信料、インターネット利用料、携帯電話通話料、その他有料サービスの支払時における同行のカード利用による手数料の優遇や、クレジット関連商品での支払が順調な顧客に対する低利率ローンの提供、年金受給者への特典(貸出金利や貸出手数料の優遇)等、ニーズに適したサービスを提供している。

(2) Sberbank(ズベルバンク)

1) Sberbank(ズベルバンク)の特徴

ズベルバンクは、1987 年に設立されたロシアの商業銀行である。国営の住民貯蓄銀行として設立されたが、現在はリテール、ホールセールのいずれも取扱い、国際業務にも注力している。同行の 2017 年末時点の貸出残高の内訳は、企業向けが 71.2%、個人向けが 28.8%となっており、貸出業務においてはリテールよりもホールセールに注力している[23]。ロシアを含む 22 カ国に拠点を持ち、国際事業の総資産は、同行の総資産の 14%を占める[24]。日本との関わりとしては、みずほ銀行、北海道銀行と業務協力協定を締結している。また、JCB とも提携し、2018 年より順次、ロシア国内の同行のカード加盟店で JCB カードの取り扱いが開始されている。

---

[22] ポストバンク 「2017 年決算報告」p. 29
https://www.pochtabank.ru/upload/images/documents/data/Pochta_bank_2017.pdf (閲覧日：2018 年 9 月 10 日)

[23] Sberbank, " Sberbank Annual Report 2017", p. 266 (閲覧日：2018 年 9 月 10 日)
http://www.sberbank.com/investor-relations/financial-results-and-presentations/annual-reports

[24] Sberbank, " Sberbank Annual Report 2017", pp. 4, 7 (閲覧日：2018 年 9 月 10 日)
http://www.sberbank.com/investor-relations/financial-results-and-presentations/annual-reports

ズベルバンクは 1996 年にロシア株式市場に上場し、モスクワ証券取引所第 1 部リストに含まれている[25]。2017 年末時点において、普通株の米国預託証券(ADR)がロンドン証券取引所およびフランクフルト証券取引所に上場されており、米国の OTC マーケットでの取引も認められている[26]。2018 年 5 月 14 日時点の主要株主はロシア中銀(50.0%+1 株)であり、唯一 50%以上の株式を保有している。その他は海外法人が 45.64%、国内法人が 1.52%、個人投資家が 2.84%の株式を所有しており、株主の総数は 21 万 3,000 を超える[27]。

2) 金融市場の中での Sberbank(ズベルバンク)の競争力

ズベルバンクはロシア最大の商業銀行である。同行の国内ネットワークはロシア最大であり、国内の 83 の連邦構成主体に 14,000 を超える支店を持つ[28]。2018 年 3 月末時点の同行の総資産は、ロシアの銀行部門全体の総資産の 29.3%を占め、ロシアの個人預金残高の 45.8%は同行に集中している。ロシアの消費者ローンおよび法人向け貸出に占める同行の割合は、それぞれ 40.9%、32.4%である。個人の顧客数は 8600 万人に達し、法人顧客数は 200 万を超える。このように Sberbank は、貸出・預金残高の規模においてロシア国内第 2 位の VTB 銀行を大きく引き離し、国内随一の規模を誇る。

(3) VTB Bank(VTB 銀行)

1) VTB Bank(VTB 銀行)の特徴

1990 年 10 月、VTB 銀行は、ロシアの対外経済取引を行い、また国の国際経済への統合を促進することを目的に、ロシア・ソビエト連邦社会主義共和国国立中央銀行および財務省によって設立された。2002 年には、ロシア連邦政府が中央銀行の VTB 株式を買収し、VTB 銀行の最大株主となった。2004 年には VTB 銀行は Guta Bank を買収し、2005 年には同行を VTB24 銀行というリテール銀行に再生させた。2007 年にはロシアの銀行としては初の IPO を行い、80 億ドルの資金調達を行った。その後、2011 年にロシア連邦政府が 10%株式を民間に売却して部分的民営化を実施し、2013 年に VTB 銀行が 2 度目の株式追加発行を実施した結果、ロシア連邦政府の持株比率(議決権を伴う普通株)は 85.5% から 60.93%に低下した[29]。

2016 年 10 月に発表された 2017 年から 2019 年までの 3 か年計画[30]に基づき、2018 年 1 月に VTB 銀行と VTB24 銀行は合併した。3 カ年計画では、この合併により VTB グループの業績が大きく向上することが目指されている。

なお、VTB 銀行は、独立国家共同体(CIS)ではアルメニア、ウクライナ、ベラルーシ、カザフスタン、アゼルバイジャンに、CIS 以外ではオーストリアとドイツにネットワークを持つ[31]。

---

[25] Sberbank ウェブサイト “About Us: Shareholders” http://www.sberbank.com/about (閲覧日：2018 年 9 月 10 日)
[26] Sberbank, “Sberbank Annual Report 2017”, p. 211 (閲覧日：2018 年 9 月 10 日)
http://www.sberbank.com/investor-relations/financial-results-and-presentations/annual-reports
[27] Sberbank ウェブサイト “Shareholder Structure”
http://www.sberbank.com/investor-relations/share-profile/shareholder-structure (閲覧日：2018 年 9 月 10 日)
[28] Sberbank ウェブサイト “About Us” https://www.sberbank.com/ru/about (閲覧日：2018 年 9 月 10 日)
[29] VTB 銀行ウェブサイト “History” https://www.vtb.com/group/history/ (閲覧日：2018 年 9 月 10 日)
[30] VTB 銀行ウェブサイト “VTB Group's development strategy for 2017-2019”
https://www.vtb.com/group/strategy/ (閲覧日：2018 年 9 月 10 日)
[31] VTB 銀行ウェブサイト “About VTB Group”
https://www.vtb.com/o-banke/gruppa-vtb/skhema-gruppy/ (閲覧日：2018 年 9 月 10 日)

2018 年 6 月 1 日時点で、VTB 銀行はモスクワ証券取引所に上場しているほか、普通株のグローバル預託証券(GDR)がロンドン市場(LSE)に上場されている[32]。同行の株式資本（議決権を伴わない優先株を含む）の 92.2%は国が所有しており、その内訳はロシア連邦政府が 45.01%（うち、ロシア連邦国家資産管理局が 12.13%、ロシア連邦財務省が 32.88%)、預金保険公社が 47.22%となっている[33]。

2) 金融市場の中での VTB Bank(VTB 銀行)の競争力

2018 年 6 月末時点の VTB 銀行の総資産は 13 兆 6,833 億ルーブルであった。貸出残高は 9 兆 8,644 億ルーブルで、このうち個人向け貸出残高が 2 兆 7,486 億ルーブル(同行の貸出残高の 27.9%)であった。預金残高は 9 兆 8,392 億ルーブルで、このうち個人預金残高は 4 兆 629 億ルーブル（同行の預金残高の 41.3%）であった[34]。

(4) Alfa Bank(アルファ銀行)

1) Alfa Bank(アルファ銀行)の特徴

アルファ銀行は 1990 年に創設された、法人、リテール、貸付、預金、決済サービスを扱う総合銀行であり、民間資本の銀行としてはロシア最大である。アルファ銀行グループの本店はモスクワにあり、内外支店数は 744 に上る。うち海外はオランダに子銀行、英国とキプロスに金融子会社を有する。従業員数は 2 万 4,000 人を超え、顧客数は法人が 50 万社、個人が 1,580 万人を超える。なお、2014 年に同行は再建中の Baltiyskiy Bank を公募入札により買収した[35]。

2) 金融市場の中での Alfa Bank(アルファ銀行)の競争力

2018 年 6 月末時点のアルファ銀行の総資産は 2 兆 8,804 億ルーブル、貸出残高は 1 兆 8,947 億ルーブル、預金残高は 1 兆 9,269 億ルーブルであった。個人向け貸出残高は 3,272 億ルーブル(同行の貸出残高の 17.3%)、リテール預金残高は 9,673 億ルーブル(同行の預金残高の 50.2%)であった[36]。

(5) Gazprombank(ガスプロム銀行)

1) Gazprombank(ガスプロム銀行)の特徴

ガスプロム銀行は 1990 年、ガス産業企業への金融サービスの提供を目的として、世界最大のガス生産・輸出企業であるガスプロム(Gazprom)によって設立された[37]。現在、約 45,000 の法人顧客と約 400 万人の個人顧客に幅広い金融・投資サービス

---

[32] VTB 銀行ウェブサイト “ VTB in indices” https://www.vtb.com/akcionery-i-investory/akcii-i-dividendy/vtb-v-indeksah/ (閲覧日：2018 年 9 月 10 日)
[33] VTB 銀行ウェブサイト “ Shareholder capital structure” https://www.vtb.com/ir/disclosure/structure/ (閲覧日：2018 年 9 月 10 日)
[34] VTB 銀行ウェブサイト “ Interim Condenced Cosolidated Financial Statements and Report on Review of Interium Financial Information, 30 June 2018” pp. 7, 38, 45 https://www.vtb.com/akcionery-i-investory/finansovaya-informaciya/raskrytie-finansovoj-otchetnosti-po-msfo/ (閲覧日：2018 年 9 月 11 日)
[35] アルファ銀行ウェブサイト “ About Alfa Banking Group” https://alfabank.com/corporate-profile/about-us/about-us/ (閲覧日：2018 年 9 月 11 日)
[36] アルファ銀行ウェブサイト “Промежуточная консолидированная финансовая отчетность по МСФО за шесть месяцев 2018 года” pp. 4, 21, 25 https://alfabank.ru/about/annual_report/msfo/ (閲覧日：2018 年 9 月 11 日)
[37] ガスプロム銀行ウェブサイト “ About Us” http://old.gazprombank.ru/eng/about/ (閲覧日：2018 年 9 月 11 日)

を提供しており、ホールセール、リテールの双方において成長を遂げている。石油・ガス産業やメディア産業への戦略的投資の他、資本市場における取引、コーポレートファイナンスアドバイザリー、およびプロジェクトファイナンスをけん引する立ち位置にある。ロシア国内で 20 支店と 350 を超える営業事務所を展開しているほか、海外ではベラルーシ、スイス、ルクセンブルグの銀行に資本参加しており、カザフスタン、中国、モンゴル、インドに代表事務所を持つ[38]。

2) 金融市場の中での Gazprombank(ガスプロム銀行)の競争力

2018 年 6 月末時点のガスプロム銀行の総資産は 6 兆 0874 億ルーブル、貸出残高は 3 兆 7,148 億ルーブル、預金残高は 4 兆 3,202 億ルーブルであった。個人向け貸出残高は 4,511 億ルーブル(同行の貸出残高の 12.1%)、リテール預金残高は 9,148 億ルーブル(同行の預金残高の 21.1%)であった[39]。

(6) Russian Agricultural Bank(ロシア農業銀行)

1) Russian Agricultural Bank(ロシア農業銀行)の特徴

ロシア農業銀行は、ロシアの国営銀行である。株式の 100%を国が所有する準政府銀行と位置づけられている[40]。ロシアの農業関連産業への融資を提供し、国家の農業振興に係る施策導入において金融機関として重要な役割を果たす、ロシアの主要金融機関の 1 つである。70 の支店と約 1,200 の事務所を有し、顧客数は約 61 万に達する。農業関連産業に係る連邦プログラム(State Program on Agribusiness Development 2013-2020)には唯一の金融機関として参画し、2013 年から 2017 年 7 月末までに合計 23 万件、総額 3.3 兆ルーブルの貸付を実施している[41]。

日本との関わりとしては、ズベルバンクと同様、JCB と提携し、ロシアにおいて JCB カードの発行及び同行の加盟店・ATM における JCB カードの取扱を行う。海外では、ベラルーシ、カザフスタン、アゼルバイジャン、アルメニア、中国に代表事務所を持つ[42]。

2) 金融市場の中での Russian Agricultural Bank(ロシア農業銀行)の競争力

2018 年 6 月末時点のロシア農業銀行の総資産は 2 兆 9,413 億ルーブル、貸出残高は 2 兆 1,980 億ルーブル、預金残高は 2 兆 3,729 億ルーブルであった。個人向け貸出残高は 4,115 億ルーブル(同行の貸出残高の 18.7%)、リテール預金残高は 9,224 億ルーブル(同行の預金残高の 38.9%)であった[43]。

同行はホールセールもリテールも扱っており、顧客ポートフォリオは、39%がリテールである。リテールでは、農民や農村地域の住民への貸付に特徴を持つ。例

---

[38] ガスプロム銀行ウェブサイト “О Банке” https://www.gazprombank.ru/about/index.php (閲覧日：2018 年 9 月 11 日)
[39] ガスプロム銀行ウェブサイト “Condensed Consolidated Interim Financial Information (Unaudited) Six months ended 30 June 2018” pp. 8, 45, 49 https://www.gazprombank.ru/documents_and_tariffs/?fs=411&ss=1290#394 (閲覧日：2018 年 9 月 11 日)
[40] ロシア農業銀行ウェブサイト “Key Investment Highlights” https://www.rshb.ru/en/investor_relations/highlights/ (閲覧日：2018 年 9 月 11 日)
[41] ロシア農業銀行ウェブサイト “State Program on Agribusiness Development 2013-2020” https://www.rshb.ru/en/development/program/ (閲覧日：2018 年 9 月 11 日)
[42] ロシア農業銀行ウェブサイト “Branch Network” https://www.rshb.ru/en/about/region/ (閲覧日：2018 年 9 月 11 日)
[43] ロシア農業銀行ウェブサイト “Report on Review of Interim Financial Information: Joint stock company Russian Agricultural Bank and its subsidiaries for the six-month period ended 30 June 2018” https://www.rshb.ru/en/investor_relations/reports/ (閲覧日：2018 年 9 月 11 日)

えば、給水・排水システム、電力等のエンジニア部門に係る貸付、農機を担保にした貸付等がある。

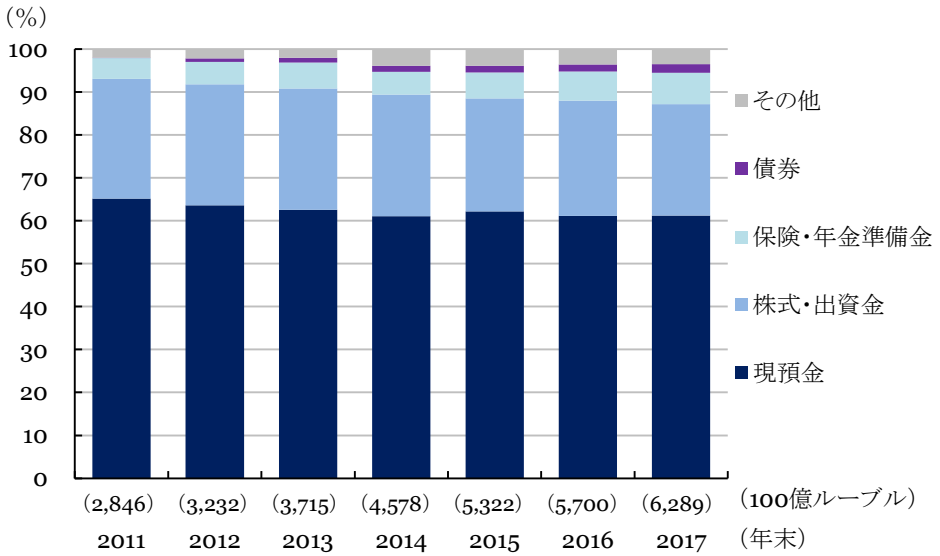
なお、2017 年末時点の総資産(2 兆 5153 億ルーブル)がロシア国内第 6 位のオトクリティエ銀行は、格付会社の格下げを受けて 2017 年 6-7 月に 74 億ドル預金残高が減少したと伝えられた。これを受け、ロシア中銀は同年 8 月、システム上重要な銀行のうちの一行である同行の救済を決定[44]、新たに設立した銀行救済ファンド[45]を通じて同行の株式の 99.9%超を取得、経営にも介入することとした[46]。従来は、銀行が破たんした際は、ロシア中銀によるライセンス取消、業務停止、預金保険公社への移管、預金者への預金払い戻しという手続きが取られていたが、同行についてロシアで初めてロシア中銀によるベイルアウトが行われた。

3. 家計の金融資産・負債の動向

ロシア国家統計庁が公表している金融資産・負債残高統計によると、2017 年末時点のロシアにおける現預金残高は約 94.7 兆ルーブルである[47]。保有部門別の内訳をみると、家計部門(対家計民間非営利団体を含む)が 38.5 兆ルーブルと、全体の 40.7%を占めており、これに金融機関の 27.3 兆ルーブル(28.8%)、非金融企業の 19.8 兆ルーブル(20.9%)が続いている。

2017 年末時点で家計部門が保有する金融資産(62.9 兆ルーブル)の商品別構成は、現預金(38.5 兆ルーブル)が最大シェアの 61.2%を占め、続いて株式・出資金が 25.9%、保険・年金準備金が 7.3%、債券が 2.0%、その他が 5.5%となっている。

図表 26: 家計部門の金融資産の商品別構成の推移

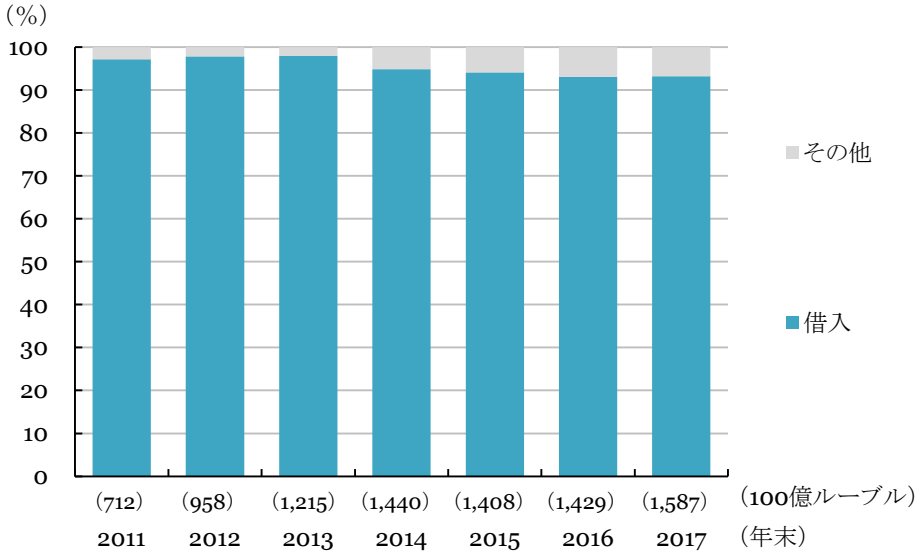


(出所) ロシア国家統計庁ウェブサイト http://www.gks.ru/free_doc/new_site/vvp/bap_fin.htm (閲覧日：2018 年 9 月 7 日)

44 ロシア中央銀行ウェブサイト https://www.cbr.ru/press/PR/?file=29082017_190359eng2017-08-29T19_03_27.htm (閲覧日：2018 年 9 月 11 日)
45 銀行部門健全化基金管理会社ウェブサイト http://www.amfbc.ru/index.html (閲覧日：2018 年 9 月 11 日)
46 ロシア中央銀行ウェブサイト "Banking Supervision Report 2017" pp. 72-73 http://www.cbr.ru/Eng/publ/?PrtId=nadzor (閲覧日：2018 年 9 月 11 日)
47 ロシア国家統計庁ウェブサイト http://www.gks.ru/free_doc/new_site/vvp/bap_fin.htm (閲覧日：2018 年 9 月 7 日)

一方、2017 年末時点の家計部門の金融負債(15.9 兆ルーブル)の商品別構成は、借入(14.8 兆ルーブル)が最大シェアの 93.2%を占め、その他が 6.8%となっている。

図表 27: 家計部門の金融負債の商品別構成の推移



（出所）ロシア国家統計庁ウェブサイト　http://www.gks.ru/free_doc/new_site/vvp/bap_fin.htm
(閲覧日：2018 年 9 月 7 日)

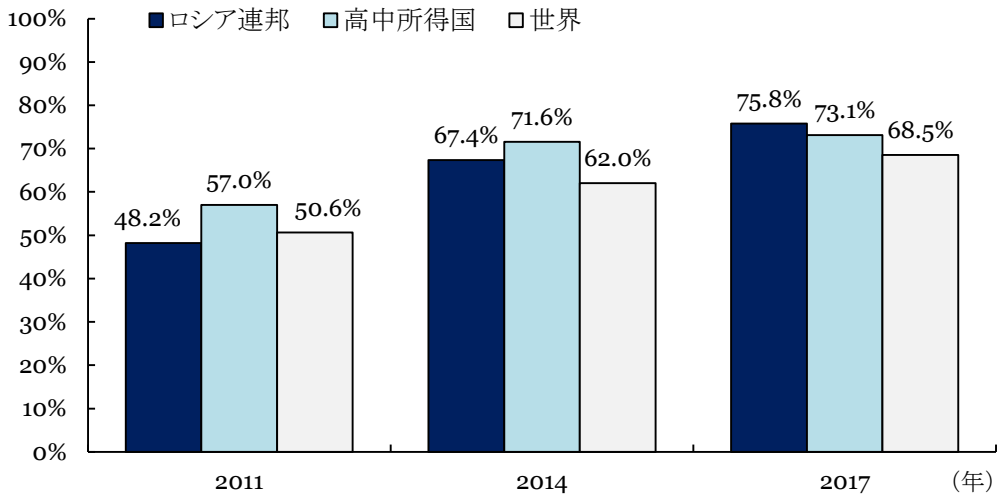
第 5 章　最近の金融動向と今後の展望

1.　最近の金融動向

(1)　金融サービスの利用状況

世界銀行の調査によれば、ロシアにおける口座保有率(15 歳以上人口に占める、銀行またはその他金融機関に口座を保有する者の割合)は、2011 年には 48.2%と、ロシアと同じ高中所得国(Upper middle economies)の平均のみならず、全世界の平均をも下回っていたが、その後、2014 年に 67.4%、2017 年には 75.8%と急上昇し、2017 年の口座保有率は、高中所得国の平均を上回るようになった。

図表 28：15 歳以上人口に占める口座保有率



（注）世界銀行による高中所得国(Upper middle economies)の定義は 1 人あたり GNI（国民総所得）が 3,955 米ドル以上 12,235 米ドル未満の国・地域。
（資料）世界銀行 “Global Findex Database 2017”

(2)　マイクロファイナンスなどソーシャルファイナンスの現況等

マイクロファイナンスを実施する機関については、2010 年 7 月 2 日に施行された「マイクロファイナンス・マイクロファイナンス機関に関する法」(Federal Law No.151-FZ of July 2, 2010 on Microfinance and Microfinance Organization)に示されている。マイクロファイナンス機関として認められるのは、基金、独立非営利団体、機関(一般政府予算によって設立された機関を除く)、非営利パートナーシップ、会社またはパートナーシップの形式で登録された法人で、かつ同法で規定された手続きによってマイクロファイナンス機関として認定された法人である[48]。

2018 年 1 月 1 日時点で、マイクロファイナンス機関の数は 2,271 となっており、前年比 12.2%減少した。マイクロファイナンス機関数の減少の主な理由は、ロシア中銀が不正かつ活動的でない団体を市場から取り除いたことと関連している。

[48] “Federal Law No.151-FZ of July 2, 2010 on Microfinance and Microfinance Organization” http://www.bu.edu/bucflp-fig/files/2012/01/Federal-Law-No.-151-FZ-of-2010-on-Microfinance-and-Microfinance-Organisations-English.pdf （閲覧日：2018 年 9 月 11 日）

しかし、マイクロファイナンス機関が提供するローン(マイクロローン)に対する需要は増えている。2017 年中に締結されたマイクロローンの契約数は前年比 23.6%増の 2,350 万件となり、同年中に供与されたマイクロローンの総額は同 31.2%増の 2,561 億ルーブルとなった。また、2017 年 12 月 31 日時点のマイクロローン残高は 1,128 億ルーブルとなり、2016 年末と比較して 28%の増加となった[49]。

2. 最近のリテール決済の動向

(1) モバイル決済等の動向

ロシアでは近年、リモート・バンキングサービスの普及により、キャッシュレス決済が拡大している。2016 年に信用機関の顧客により取引されたキャッシュレス決済の全件数のうち、95%は電子テクノロジーを用いたものであり、その取引件数は前年比約 30%増の 187 億件に達し、取引金額は同 0.8%増の 536.6 兆ルーブルであった[50]。この傾向は 2017 年も続き、同年の電子決済件数は 254 億件、取引金額は 592.6 兆ルーブルへと増加した[51]。

電子テクノロジーを用いたキャッシュレス決済の拡大をけん引しているのは個人である。個人による同取引は、2016 年に件数・金額とも 40%近く増加し、2017 年には件数は 38.3%、金額は 45.8%増加した。また、全取引件数の 4 分の 1 にあたる取引はインターネットやモバイル通信デバイスを利用した個人によるものであり、電子決済総額に占める割合は 2016 年に 20%を超えた。

また、近年、スマートフォンを使用したモバイルバンキングが普及しており、各銀行がスマートフォン用のアプリを提供している。

例えば、ロシア最大の銀行である Sberbank でもアプリを提供しており、スマートフォンを通して支払や送金をすることが可能であり、これにより、Sberbank に行かずとも作業ができるという利点がある。同銀行のアプリはセキュリティや取引スピードにおいて他銀行と比較し優れているという[52]。

キャッシュレス決済において、もう 1 つの主要な支払い手段となっているのがクレジットカードである。2017 年 1 月 1 日時点でロシア国民が所有するクレジットカードの合計枚数は、前年比 4.5%増の 2,548 万枚となった。国民 1 人当たりのカード保有枚数は 1.7 枚となり、これは先進国と同等レベルである。

---

49 ロシア中央銀行 “Годовой отчет Банка России 2017” p. 55
https://www.cbr.ru/publ/God/ar_2017.pdf (閲覧日：2018 年 9 月 11 日)

50 ロシア中央銀行 “Bank of Russia: Annual Report For 2016”, p. 124
https://www.cbr.ru/Eng/publ/God/ar_2016_e.pdf (閲覧日：2018 年 9 月 12 日)

51 ロシア中央銀行 “Годовой отчет Банка России 2017” p. 58
https://www.cbr.ru/publ/God/ar_2017.pdf (閲覧日：2018 年 9 月 11 日)

52 Deloitte, “Mobile Banking on Smartphones Review of Russian banks’ mobile applications”
https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/ru/Documents/financial-services/Mobile-banking.pdf
(閲覧日：2018 年 9 月 12 日)

(2) フィンテックの動向

2018 年 2 月 7 日、ロシア中銀は「2018～2020 年の金融テクノロジー発展の基本的方向性」と題する政策文書を採択した[53]。

同文書では、金融テクノロジーの発展に関するロシア中銀の目的として、①金融市場における競争環境の発展、②金融サービスの質とアクセス性の向上、③金融分野におけるリスクとコストの低減、④ロシアの技術的競争力の向上、の 4 つが掲げられている。これらの目的の実現に向けて、ロシア中銀は今後、①ロシア金融市場への新しい金融テクノロジーの導入に関する分析・研究・提言の策定、②デジタル金融インフラの創設と発展、③金融テクノロジーの発展に必要な法制の整備、④規制の柔軟性と順応性の向上、⑤革新的な金融テクノロジーに関するロシア中銀の規制プラットフォームの創設、等を進めていくとしている[54]。同文書の実現に向けてロシア中銀が講じていく具体的な措置の一覧は、「『2018～2020 年の金融テクノロジー発展の基本的方向性』の実現に関する措置計画」[55]にまとめられている。

3. 今後のリテール金融機関の動向

今後のリテール金融機関の動向に関して、ポストバンクについてみると、以下の通りである。

2016 年 8 月、ポストバンクは 2023 年までの事業戦略を策定した。同戦略によれば、ポストバンクは実店舗によるサービス提供の拡充に加え、決済の非現金化の推進や業務時間の短縮も事業戦略として挙げており、そのためにインターネットバンキングや ATM、POS (point of sale)ターミナルの整備に力を入れていくとしている。

同戦略によると、ポストバンクは 2023 年までにロシア全土の拠点を 26,000 以上に拡大し、拠点数においてロシア国内でリーダー的存在になることを計画している。これらにはアクセスの悪い地域が含まれる。また、そのうちの 90%以上は、郵便局を利用したコンパクトな拠点とすることも述べている。また、個人顧客と法人顧客のそれぞれについて、図表 29 の取り組みを進めていくとしている。

さらに、金融商品以外では、ロシア郵便の物流ネットワークを利用した e コマース事業への参入が検討されている。ポストバンクに取引用の口座をもつインターネット販売業者にはポストバンクの e コマースのプラットフォームへの商品の出品にあたり、出品手数料や商品配送料の割引などの特典が付与されると考えられる。なお、報道情報によると、ロシアポストは東芝と郵便・物流システム事業における戦略的協業に関する覚書を締結しており、物流システムの一部には、同社の製品を採用している[56]。

---

53 ロシア中央銀行プレスリリース http://www.cbr.ru/Press/event/?id=1623 (閲覧日：2018 年 9 月 12 日)

54 ロシア中央銀行 “Основные направления развития финансовых технологий на период 2018-2020 годов”, pp. 1-19 (閲覧日：2018 年 9 月 12 日)

55 ロシア中央銀行 “План мероприятий («дорожная карта») по реализации «Основные направления развития финансовых технологий на период 2018-2020 годов»” https://www.cbr.ru/Content/Document/File/35817/roadmap_18_20.pdf (閲覧日：2018 年 9 月 12 日)

56 東芝プレスリリース http://www.toshiba.co.jp/about/press/2016_12/pr_j1602.htm (2016 年 12 月)、https://www.toshiba.co.jp/cs/topics/back-number9/20170907.htm (2017 年 9 月 7 日) (閲覧日：2018 年 9 月 12 日)

図表 29：ポストバンクの今後の主な事業戦略

顧客対象	主な事業戦略
個人	・「ロシア連邦年金基金」との関係強化や地方支店の開設 ・預金および貯蓄勘定、現金預金、商品ローン（POS ローン）、クレジットカードおよびデビットカード、インターネットバンキング、バーチャルカードなど、国民の大半に向けたシンプルな商品とサービス ・給与払い口座としての利用や、過去に取引履歴を持つ低リスクな顧客へのローン業務の提供 ・手数料ビジネスとして、パッケージ型保険商品、法的サービスの提供、環境保護活動への参加支援等
法人	・個々の事業者向けに特化したサービスの提供 （住宅や共同サービスの分野の企業、インターネットコマース等） ・標準パッケージ及び追加サービスの提供 ・質の高いローンポートフォリオ（取引履歴を持つ顧客への貸出）を通じた収入確保 ・創造と開発、技術を強化し、IT システムを活用したユニークな製品の提供、効果的な販売システムの構築と高度なリスク管理 ・ビジネスの開放性と透明性を維持し、高品質且つ手頃な金融サービス提供

(出所) ポストバンク 「アニュアルレポート 2016」 pp. 4-6 を基に作成
https://www.pochtabank.ru/about/data (閲覧日：2018 年 9 月 12 日)

＜出所資料一覧＞

【国際機関・外国機関文献・データベース】

- IMF” World Economic Outlook”
- World Bank “Global Findex Database”

【中央銀行・監督官庁・銀行協会等 HP】

- ロシア中央銀行
- ロシア預金保険公社
- ロシア国家統計庁
- Banki.ru「銀行の格付け」(ロシア語)

【論文・雑誌・業界紙】

- 黒坂 昭一　「ロシアの金融とリスク管理」
  （内閣府経済社会総合研究所、2001 年 3 月）
  www.esri.go.jp/jp/tie/russia/russia3.pdf

- 今井 雅和　「ロシアの銀行セクターと個人向けローンビジネス」
  （早稲田大学 消費者金融サービス研究所『Working Paper』IRCFS04-001、2004 年 5 月）
  www.waseda.jp/prj-ircfs/pdf/ircfs04-001.pdf

- 中村 靖　「帝政ロシア・ソ連・現代ロシアの金融統計の発展」
  （一橋大学経済研究所 ロシア研究センター『RRC Working Paper Series』No.57、2016 年 4 月）
  www.ier.hit-u.ac.jp/rrc/Japanese/pdf/RRC_WP_No57.pdf

【郵政公社・郵貯等】

- ロシアポスト
- ポストバンク

【民間金融機関等 HP】

- ズベルバンク
- VTB 銀行
- ガスプロム銀行
- オクトリティエ FC 銀行
- ロシア農業銀行
- アルファ銀行
- モスクワ信用銀行
- ブロムスバージバンク
- ロシア・ウニクレディト銀行
- ライファイゼン銀行
- ロス銀行
- B&N 銀行

XXV. EU（欧州連合）
(European Union)

＜目次　～EU～＞

第 1 章　金融監督機関の概要 2
1.　欧州中央銀行（ECB） 2
(1)　目的 2
(2)　業務 3
(3)　組織 3
2.　欧州システミックリスク理事会（ESRB） 5
(1)　目的 5
(2)　業務 5
(3)　組織 6
3.　欧州銀行監督機構（EBA） 9
(1)　目的 9
(2)　業務 9
(3)　組織 9
第 2 章　金融規制・監督に関する EU 規則・指令等の概要 11
1.　EU の法体系と立法過程 11
(1)　法体系 11
(2)　立法過程 11
2.　銀行の健全性に関する規制（CRR・CRDⅣ） 12
(1)　自己資本比率（CRR 第 92 条） 13
(2)　流動性規制（CRR 第 460 条） 13
(3)　レバレッジ比率（CRR 第 429 条） 13
(4)　資本バッファー 14
3.　銀行の破綻処理に関する規制（BRRD） 15
(1)　破綻の準備と回避（BRRD 第 2 編） 16
(2)　早期介入（BRRD 第 3 編） 16
(3)　破綻処理の手段と権限（BRRD 第 4 編第 4 章～第 6 章） 16
(4)　各国当局間の協力（BRRD 第 5 編） 17
(5)　破綻処理基金（BRRD 第 7 編） 17
4.　預金保険制度に関する規制（DGSD） 17
(1)　保護される預金の額（DGSD 第 6 条） 17
(2)　対象となる預金・預金者（DGSD 第 2 条・第 5 条・第 7 条） 17
(3)　預金者への払い戻し（DGSD 第 8 条） 18
(4)　積み立て（DGSD 第 10 条・第 12 条・第 13 条） 18
(5)　基金の使用（DGSD 第 11 条） 18
5.　金融商品の取引に関する規制（MiFIDⅡ・MiFIR） 18
(1)　市場構造の枠組みの導入 19
(2)　透明性の向上 19

(3)　投資家保護の強化 20
(4)　第三国企業のアクセスに係る統一的な枠組みの導入 20
第 3 章　金融機関に対する許認可・監督の枠組み 21
1.　銀行免許の付与 21
(1)　銀行免許（CRDIV第 8 条） 21
(2)　経営計画と組織構造（CRDIV第 10 条） 21
(3)　経済的必要性（CRDIV第 11 条） 21
(4)　当初資本金（CRDIV第 12 条） 21
(5)　実効的な管理と本社の所在（CRDIV第 13 条） 21
(6)　株主と構成員（CRDIV第 14 条） 21
2.　検査・監督 22
(1)　母国当局と現地国当局の管轄（CRDIV第 49 条） 22
(2)　行政処分とその他の行政措置（CRDIV第 65 条） 22
(3)　当局による審査・評価（CRDIV第 97 条） 22
(4)　当局による検査の計画（CRDIV第 99 条） 22
第 4 章　最近の動向 24
1.　銀行同盟の状況 24
(1)　単一監督メカニズム（SSM） 25
(2)　単一破綻処理メカニズム（SRM） 27
(3)　預金保険制度の統一（EDIS） 29
2.　リテール決済システムの動向 30
(1)　決済サービスに関する規制 31
(2)　決済サービスに関する EU 法の見直し 31
(3)　単一ユーロ決済圏（SEPA） 32
(4)　フィンテックに関する欧州委員会の取り組み 33
＜出所資料一覧＞ 35

＜略語集＞

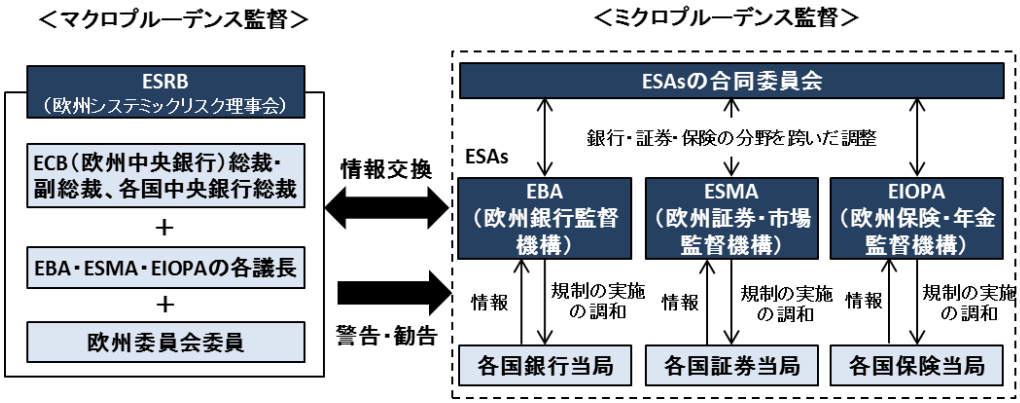
略語	原語（英語）	日本語訳
AISP	Account Information Service Provider	口座情報サービス提供者
APA	Approved Publication Arrangement	認定公表機構
ARM	Approved Reporting Mechanism	認定報告機関
BRRD	Bank Recovery and Resolution Directive	銀行再建・破綻処理指令
BTS	Binding Technical Standards	法的拘束力のある技術的基準
CEBS	Committee European Banking Supervisors	欧州銀行監督当局委員会
CET1	Common Equity Tier 1	普通株式等 Tier 1
CRDⅣ	Capital Requirements Directive Ⅳ	第 4 次自己資本要件指令
CRR	Capital Requirements Regulation	自己資本要件規則
DGS	Deposit Guarantee Schemes	預金保証スキーム
DGSD	Deposit Guarantee Schemes Directive	預金保証スキーム指令
EBA	European Banking Authority	欧州銀行監督機構
ECB	European Central Bank	欧州中央銀行
EDIS	European Deposit Insurance Shemes	欧州預金保険スキーム
EEA	European Economic Area	欧州経済領域
EFC	Economic and Financial Committee	経済・財政委員会
EIOPA	European Insurance and Occupational Pensions Authority	欧州保険・年金監督機構
EMI	European Monetary Institute	欧州通貨機構
EMU	Economic and Monetary Union	経済通貨同盟
ESAs	European Supervisory Authorities	欧州監督機構
ESCB	European System of Central Banks	欧州中央銀行制度
ESFS	European System of Financial Supervison	欧州金融監督制度
ESMA	European Securities and Markets Authority	欧州証券・市場監督機構
ESRB	European Systemic Risk Board	欧州システミックリスク理事会
G-SIIs	Global Systemically Important Institutions	グローバルなシステム上重要な機関
MiFID	Markets in Financial Instruments Directive	金融商品市場指令
MiFIDⅡ	Revised Markets in Financial Instruments Directive	第 2 次金融商品市場指令
MiFIR	Markets in Financial Instruments Regulation	金融商品市場規則
MREL	Minimum Requirement for own funds and Eligible Liabilities	自己資本と適格負債に関する最低所要水準
MTF	Multirateral Trading Facility	多角的取引施設
O-SIIs	Other Systemically Important Institutions	その他のシステム上重要な機関
OTF	Organaised Trading Facility	組織化された取引施設
PISP	Payment Institution Service Provider	決済指図伝達サービス提供者
PSD1	Payment Services Directive	第 1 次決済サービス指令
PSD2	Revised Payment Services Directive	第 2 次決済サービス指令
SCT	SEPA Credit Transfer scheme	SEPA の送金スキーム
SCT Inst	SEPA Instant Credit Transfer scheme	SEPA の即時送金スキーム
SEPA	Single Euro Payments Area	単一ユーロ決済圏
SRB	Single Resolution Board	単一破綻処理委員会
SRF	Single Resolution Fund	単一破綻処理基金
SRM	Single Resolution Mechanism	単一破綻処理メカニズム
SSM	Single Supervisory Mechanism	単一監督メカニズム

第 1 章　金融監督機関の概要

欧州金融監督制度（European System of Financial Supervison: ESFS）は、EU における金融監督のネットワークであり、①欧州監督機構（European Supervisory Authorities: ESAs）の 3 機関、②ESAs の合同委員会、③欧州システミックリスク理事会（European Systemic Risk Board: ESRB）、④欧州中央銀行（European Central Bank: ECB）、⑤各国監督当局、から構成される。このうち ESAs とは、①欧州銀行監督機構（European Banking Authority: EBA）、②欧州証券・市場監督機構（European Securities and Markets Authority: ESMA）、③欧州保険・年金監督機構（European Insurance and Occupational Pensions Authority: EIOPA）、の 3 機関のことをいう。

ESFS は、世界金融危機を受けて、「EU における金融監督に関するハイレベルグループ」（議長：ド・ラロジェール）の提言をもとに 2010 年 11 月に創設された。金融監督の強化、EU 市民の保護、EU 金融システムの信頼回復を目的としており、各国監督当局は引き続きそれぞれの法域において個別金融機関を監督する責任を負う一方、ESAs は EU 全域向けの規制の提供や EU における監督慣行の調和を通じて域内市場の機能を改善する役割を担う。

図表 1: ESFS（欧州金融監督制度）



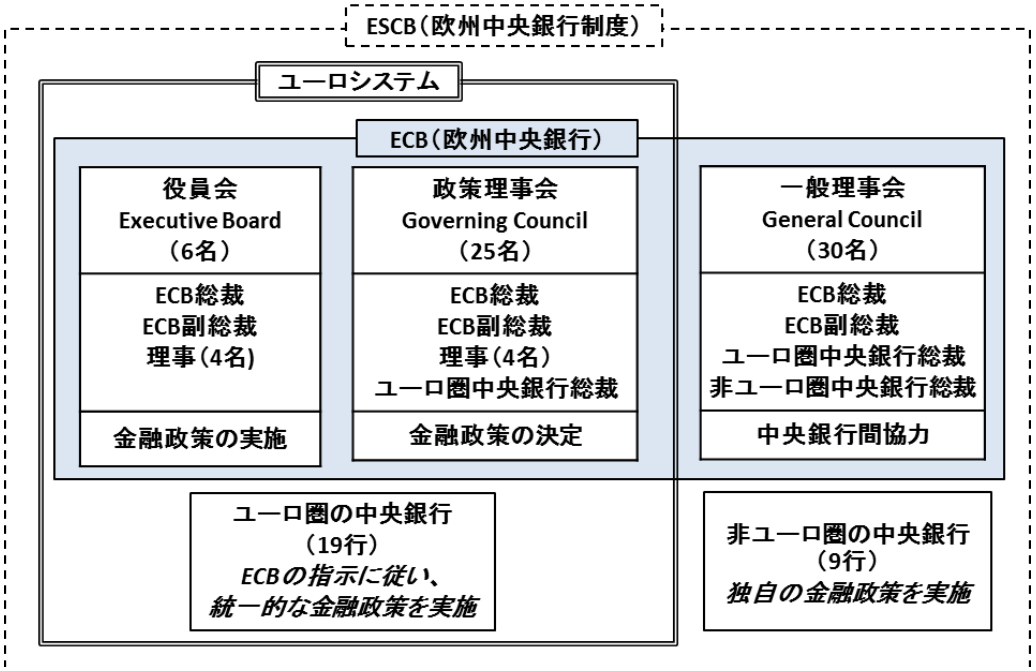
（出所）　ESMA ウェブサイトを基に作成（閲覧日：2018 年 8 月 13 日）
https://www.esma.europa.eu/about-esma/governance/european-supervisory-framework

1.　欧州中央銀行（ECB）

(1)　目的

ECB はユーロ圏の金融政策を実施する機関として 1998 年 6 月に設立された。各国中央銀行とともに欧州中央銀行制度（European System of Central Banks: ESCB）を形成しているほか、ユーロ圏の各国中央銀行とともにユーロシステムを形成している。ECB は、ユーロ圏の金融政策のほか、単一監督メカニズムの下、銀行同盟参加国の銀行に対する健全性監督の責任を負っている。

図表 2: ESCB（欧州中央銀行制度）の概念図



（出所） 外務省ウェブサイトを基に作成（閲覧日：2018 年 8 月 13 日）
https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eu/ecb_gaiyou.html

(2) 業務

ECB の主な業務は以下の通りである。

- 政策金利（ユーロ圏の市中銀行に貸し出す際の金利）の設定を通じた通貨供給量・インフレーションの制御
- ユーロ圏の外貨準備の管理
- 通貨の売買による為替レートのバランスの確保
- 各国当局による金融市場・金融機関に対する十分な監督の確保
- 決済システムの十分な機能の確保
- 欧州銀行システムの安全性・健全性の確保
- ユーロ圏諸国によるユーロ紙幣製造の認可
- 物価動向の監視と物価の安定に対するリスクの評価

(3) 組織

① 役員会（Executive Board）

役員会は、政策理事会の指示に沿って金融政策を実施するとともに、ユーロ圏の各国中央銀行に対して必要な指示を与える。具体的な役割は以下の通りである。

- 政策理事会会合の準備
- 政策理事会が決定した方針に基づくユーロ圏における金融政策の実施
- ECB の日常業務の管理

- 政策理事会から委任された権限の行使

メンバーは、総裁、副総裁、他 4 名の計 6 名であり、欧州理事会がその特定多数（qualified majority）をもって指名する。特定多数とは、欧州理事会で最も広く利用されている採決の方法であり、EU 加盟国の 55%（つまり 28 カ国中 16 カ国）以上が賛成し、かつ、賛成する加盟国の人口が EU の全人口の 65%以上を占めている場合に成立とするものである。

② 政策理事会（Governing Council）

政策理事会は、金融政策を決定する権限を有する最高意思決定機関であり、役員会メンバー6 人とユーロ圏の各国中央銀行総裁 19 名から構成される。具体的な役割は以下の通りである。

- ECB・ユーロシステムに課せられた任務の遂行に必要な指針の採択と決定
- ユーロ圏の金融政策の策定（ユーロシステムにおける金融政策目標・主要金利・準備金供給に関する決定や、これらの決定の実行に関する指針の制定を含む）
- 銀行監督に係る全般的な意思決定の枠組みに関する決定の採択、同意手続における銀行監督委員会が提案した決定案の採択

③ 一般理事会（General Council）

一般理事会は、ユーロ圏の中央銀行と非ユーロ圏の中央銀行との協力の場である。ECB 総裁・副総裁、ユーロ圏・非ユーロ圏の各国中央銀行総裁 28 名の計 30 名から構成される。現在、全ての EU 加盟国がユーロを採用する段階には至っていないことから、経済通貨同盟（Economic and Monetary Union: EMU）の第 3 段階として欧州通貨機構（European Monetary Institute: EMI）から引き継いだ業務を遂行するほか、以下の役割も果たしている。

- ECB の顧問
- 統計に必要な情報の収集
- ECB の年次報告書の準備
- 各国中央銀行によるオペレーションに関する会計・報告を標準化するためのルールの策定
- 条約に規定されているもの以外の ECB への出資の手段の確立
- ECB のスタッフの雇用条件の規定
- ユーロ採用の条件を満たさない EU 加盟国の通貨に係る為替レートの調整の準備

全ての EU 加盟国が単一通貨を導入した場合、ESCB と ECB の規則に基づき、一般理事会は解散する。

④ 銀行監督委員会（Supervisory Board）

銀行監督委員会は、2014 年 11 月に導入された SSM（単一監督メカニズム）の一環で、ECB の銀行監督業務を計画・遂行するために特別に設置された委員会である。以

下のメンバーから構成され、2 カ月に 1 回会合をもつ。

- 委員長
- 副委員長
- ECB の代表者 4 名
- 銀行同盟参加国の監督当局の代表者各国 1 名ずつ

銀行監督委員会が策定した決定案は、同意手続の下、政策理事会が採択する。

2. 欧州システミックリスク理事会（ESRB）

(1) 目的

ESRB は、EU 域内の金融システムのマクロプルーデンス監督とシステミックリスクの回避・軽減を担う機関であり、2011 年 1 月に ESFS の一部として設立された。銀行、保険会社、資産運用会社、シャドーバンク、金融市場インフラ、その他の金融機関・市場をカバーする幅広い権限を有している。

(2) 業務

ESRB は、金融市場に直接干渉することができないほか、金融機関や金融の安定に責任を負っている他の機関に指示を出すこともできない。ESRB の役割は、システミックリスクの抑制に必要な立法や当局による対応を実現するために、EU レベル・国レベルの他の機関に影響を及ぼすことである。影響力を行使するための ESRB の手段や権限は以下の通りである。

① 警告・勧告

ESRB は、重要なリスクを認識した場合、EU 全体・加盟国・ESAs・各国監督当局に対して、警告や対処に関する勧告を出すことができる。また、欧州委員会に対しても関係する EU の立法について勧告を出すことができる。

警告・勧告には法的拘束力がないものの、ESRB は、遵守に対するインセンティブを向上させるための手段として、警告・勧告を公表することができる。また、勧告については、勧告を受けた者は、講じた対応について期限までに ESRB に報告しなければならず、また対応を講じなかった場合には ESRB と EU 理事会に対してその理由を説明しなければならない。ESRB は、対象者の対応が不十分であると判断した場合には、EU 理事会および関係する ESAs に報告することとされており、ESAs は ESRB の警告・勧告を遵守させるために権限を行使することとされている。

② 非常事態

ESRB は、EU 金融システムの全体または一部について、機能、信頼または安定が著しく損なわれるおそれのある事態が発生している可能性があると決定することができる。そのような事態を認識した際には、EU 理事会に対して内密の警告を出すとともに状況の所見を提供しなければならない。EU 理事会は、ESRB・欧州委員会と協議の上、

ESAs 向けの決定を採択することにより、ESAs に非常時の幅広い権限を付与することができる。

③ その他の連絡の枠組み

ESRB は、ESRB のウェブサイトでの公告、決定や通知の EU 官報への掲載、メディアを通じたコミュニケーション、年次報告書の発刊等により影響力を行使することができる。

④ 情報の収集・交換

ESRB は関係する当局に個別金融機関に関するデータの提供を要請することができる。ただし、要請を正当かつバランスのとれたものとするため、事前に関係する ESAs と協議しなければならない。ESAs が異議を申し立てない限り、要請を受けた当局は、正当に入手できる範囲でデータを提供しなければならない。

(3) 組織

① 理事総会（General Board）

理事総会は、ESRB の任務遂行にあたって必要な決定を行う責任を負う。広範かつ多数のメンバーから構成されるが、議決権を持つメンバーは以下の通りである。

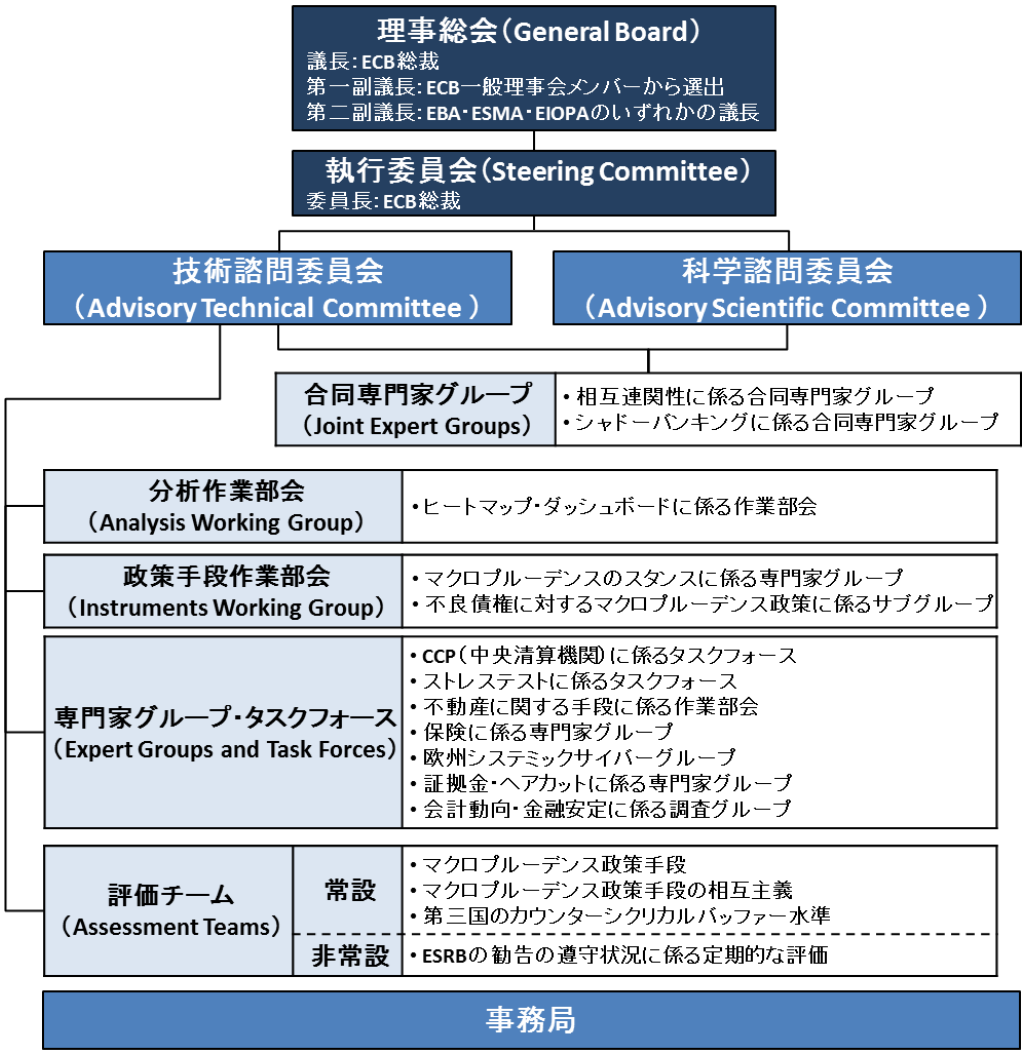
- ECB 総裁・副総裁
- 各加盟国の中央銀行総裁
- ESAs の各議長
- 欧州委員会委員 1 名
- 技術諮問委員会（Advisory Technical Committee）委員長
- 科学諮問委員会（Advisory Scientific Committee）の委員長と 2 名の副委員長

一方、議決権を持たないメンバーは、以下の通りである。

- 各加盟国の監督当局の高官 1 名
- EU 経済・財政委員会（Economic and Financial Committee）委員長
- アイスランド・ノルウェーの中央銀行の総裁
- リヒテンシュタインの財務省の高官
- アイスランド・ノルウェー・リヒテンシュタインの監督当局の高官

このほか、欧州自由貿易連合（European Free Trade Association: EFTA）監視機関の運営メンバー1 名も、その任務と関係する場合、理事総会の会合に議決権を持たずに参加することができる。

図表 3: ESRB（欧州システミックリスク理事会）の組織



（出所） ESRB ウェブサイトを基に作成（閲覧日：2018 年 8 月 13 日）
https://www.esrb.europa.eu/shared/pdf/Organisational-Chart.pdf

② 執行委員会（Steering Committee）

執行委員会は、ESRB の意思決定プロセスを支援する機関であり、以下の通り、理事総会の一部のメンバーから構成される。

- ESRB 議長・第一副議長
- ECB 副総裁
- その他の加盟国の中央銀行総裁 4 名
- ESAs の各議長
- 欧州委員会委員 1 名
- 技術諮問委員会・科学諮問委員会の各委員長
- EU 経済・財政委員会委員長

執行委員会の業務は以下の通りである。

- 理事総会の会合の準備

- 議論される文書の確認
- ESRB の作業の進捗のモニタリング

③ 技術諮問委員会（Advisory Technical Committee）

技術諮問委員会は、理事総会メンバーの所属機関の専門家から構成される機関である。ESRB の作業に関する問題について ESRB に助言や支援を行うことが主な業務であり、具体的には以下の通りである。

- EU の金融安定の状況の定期的なレビュー
- 理事総会や執行委員会による警告・勧告に関する議論への分析的なサポート
- 各国レベルで実施されるマクロプルーデンス政策手段のレビュー・開発
- 各国当局によるマクロプルーデンス政策に関する決定のモニタリング
- EU における立法に対する意見書の準備をはじめとする立法に関する業務

④ 科学諮問委員会（Advisory Scientific Committee）

科学諮問委員会は、学者を中心とする 15 人の専門家から構成される ESRB 内部の独立機関である。ESRB 議長の求めに応じて ESRB に助言・支援を提供することが主な業務であり、具体的には以下の通りである。

- システミックリスクの把握・評価のための新たな方法やマクロプルーデンス政策手段の設計・調整に関する分析
- マクロプルーデンスの戦略や運営の枠組みに関するオープンで独立した調査
- ESRB とそのメンバー機関の能力の発揮状況に関する臨時の分析

⑤ 事務局（Secretariat）

事務局は ECB が維持することとされており、ECB や各国の中央銀行・監督当局からの出向者で構成されている。事務局長は ECB が理事総会と協議の上指名する。事務局は ESRB の日常業務に責任を負っており、ESRB を分析面・統計面・運営面で支援する。具体的な業務は以下の通りである。

- ESRB を構成する機関の会合の議事録の原稿作成、準備の支援
- ①ESRB を構成する機関、②ESCB、③その他の ESFS の機関、④その他の国・EU・国際レベルの関係機関、の間の連絡
- ESRB の目標、政策手段、運営要素の確立の支援
- システミックリスクの分析、ESRB が検討すべき課題の特定の支援
- マクロプルーデンス監督の手段に関する専門知識の確立に向けた ESRB メンバーとの協力、ESRB の政策提言の土台となるマクロプルーデンス手段の評価
- 警告・勧告の準備の支援

- 警告・勧告の遵守状況のモニタリング
- 記録の保存、ESRB のウェブサイトの維持、ESRB の通信の管理
- ECB が ESRB に割り当てる金銭的・物的・人的な資源の管理

3. 欧州銀行監督機構（EBA）

(1) 目的

EBA は、EU における銀行監督の慣行の調和を目的とする専門的な EU 機関であり、2011 年 1 月に ESFS の一部として設立された。前身の欧州銀行監督当局委員会（Committee of European Banking Supervisors: CEBS）が担っていた責務を全て受け継いでいる。

(2) 業務

EBA の主な業務は、法的拘束力のある技術的基準（Binding Technical Standards: BTS）やガイドラインの策定を通じて、銀行向けの欧州単一ルールブックの確立に貢献することである。単一ルールブックの目的は、EU 全域の金融機関に対して調和された単一の健全性規制を提供することにより、公平な競争環境の確保と預金者・投資家・消費者の保護に貢献することである。

このほか、EBA の業務には以下が含まれる。

- 定期的なリスク評価報告書や EU 全域ストレステストを通じた EU 銀行セクターのリスクと脆弱性の評価
- 各国当局による EU 法の実施が不適切・不十分であることが疑われる場合の調査
- 非常時における各国当局または個別金融機関に対する決定
- 複数の国が関わる事態における各国当局間の意見の相違を解消するための仲裁
- 欧州議会・EU 理事会・欧州委員会の独立した諮問機関としての対応
- 消費者向け金融商品・サービスに係る市場の透明性・容易性・公平性の向上における主導的な役割の発揮

なお、BTS は、EU 規則・指令の詳細を規定する法令であり、特定の分野における規制の実施の一貫性の向上を図るものである。EBA がドラフトを策定し、最終的には欧州委員会が承認・採択する。ガイドラインや勧告といったその他の文書と異なり、法的拘束力があり、全 EU 加盟国に直接適用される。

(3) 組織

① 監督当局理事会（Board of Supervisors）

監督当局理事会は EBA の主たる意思決定機関である。EBA の議長と各国監督当局の長官（必要に応じ、各国中央銀行の代表者が同伴する）から構成される。主な役割は、BTS のドラフト、ガイドライン、意見書、報告書の採択といった EBA の全ての政策的

な決定を行うことである。このほか、EBA の予算の最終的な決定も行う。

② 管理理事会（Management Board）

管理理事会は、EBA 議長、監督当局理事会から選出された 6 人のメンバー、欧州委員会の代表者から構成される。EBA に課されている業務の遂行を確保する役割を担っており、主な権限は以下の通りである。

- 単年・複数年の作業計画の提案
- 予算権限の行使
- EBA のスタッフに関する計画の採択
- 文書へのアクセス権に関する特別な規定の採択
- 年次報告書の提案

③ 破綻処理委員会（Resolution Committee）

破綻処理委員会は、BRRD（銀行再建・破綻処理指令）に基づき設立された機関である。議長、各国破綻処理当局の長官、オブザーバーから構成される。監督当局理事会から委任された金融機関の破綻処理に関する事項について決定を行う。

第 2 章　金融規制・監督に関する EU 規則・指令等の概要

1.　EU の法体系と立法過程

(1)　法体系

EU による全ての行動は EU 加盟国間で締結された EU の基本条約に基づいている。基本条約には、EU の目的、EU 機関のルール、意思決定方法、EU と加盟国の関係が規定されている。

基本条約は EU 法の土台であり一次法と呼ばれる。これに対して基本条約に規定されている原則や目的を具体化した法律は二次法と呼ばれ、二次法には、以下の通り、規則、指令、決定、勧告、意見が含まれる。

① 規則（Regulations）

発効と同時に全ての加盟国に自動的かつ一様に適用される。各国の国内法への置き換えを必要とせず、その全体が全ての加盟国に対して法的拘束力を有する。

② 指令（Directives）

加盟国に対して一定の結果の達成を求めるものの、その方法は各国に委ねられている。加盟国は、指令に規定された目的を達成するために、指令の内容を国内法に組み込むための措置を講じなければならない。

各国は、指令の採択の際に示される期限（通常 2 年以内）までに国内法への置き換えを完了させなければならない。適切な法整備を行わない国に対しては、欧州委員会は、違反手続（infringement procedure）を開始する場合があり、それでも問題が解消されなければ欧州司法裁判所に送致する場合がある。

③ 決定（Decisions）

単独または複数の加盟国、法人、個人に対して適用され、法的拘束力を有する。各国の国内法への置き換えを必要としないものの、適用対象に対して通知がなされる必要があり、当該通知をもって発効する。

④ 勧告（Recommendations）

EU 機関の見解を示し、一定の行為を提案するための手段であり、法的拘束力はない。

⑤ 意見（Opinions）

EU 機関が声明を出すための手段であり、法的拘束力はない。

(2)　立法過程

EU には様々な立法手続が存在し、どの立法手続がとられるかは提案の種類によって

決まるが、ほとんどの EU 法は、欧州委員会が法案を提出し、欧州議会と EU 理事会が共同で採択するという立法手続がとられる。こうした通常の立法手続の流れは以下の通りであり、欧州議会と EU 理事会は平等の発言権を持つ。

i. 欧州委員会が法案を起案し、欧州議会と EU 理事会に提出する。

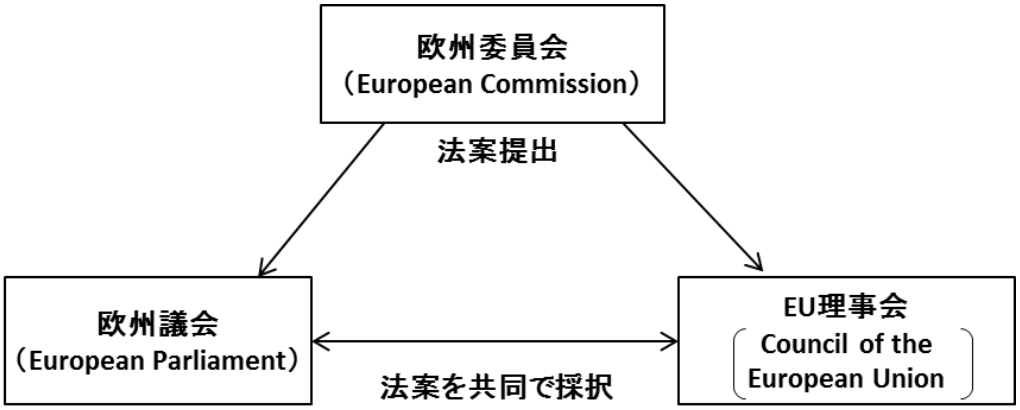
ii. 欧州議会と EU 理事会はそれぞれ検討を行い、法案の修正を提案する。合意に達しない場合は 2 度目の検討が行われる。

iii. それでもなお合意に達しない場合には、欧州議会と EU 理事会、欧州委員会の代表者から組成される調停委員会（conciliation committee）で審議される。

iv. 調停委員会での合意をもって、欧州議会と EU 理事会における 3 度目の検討が行われ、法案が成立する。

まれに EU 理事会や欧州議会が単独で採択するケースがあるほか、全ての EU 法の土台である EU の基本条約の変更には全 EU 加盟国の同意が必要となる。

図表 4: 通常の立法手続



（出所） 欧州議会ウェブサイトを基に作成（閲覧日：2018 年 8 月 13 日）
http://www.europarl.europa.eu/unitedstates/en/eu-us-relations/the-eu-institutions

2. 銀行の健全性に関する規制（CRR・CRDⅣ）

EU では、銀行に対する健全性規制としてバーゼル銀行監督委員会が策定したバーゼルⅢが国際的に合意されたことを受け、2013 年 6 月に自己資本要件規則[1]（Capital Requirements Regulation: CRR）・第 4 次自己資本要件指令[2]（Capital Requirements Directive Ⅳ: CRDⅣ）が成立した。それまでは指令のみの枠組みであったものの、指令に加えて規則を設け、定量的な部分を中心に規則に切り替えることにより、各国間の規制内容のばらつきの削減を図っている。

[1] REGULATION (EU) No 575/2013 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 26 June 2013 on prudential requirements for credit institutions and investment firms and amending Regulation (EU) No 648/2012

[2] DIRECTIVE 2013/36/EU OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 26 June 2013 on access to the activity of credit institutions and the prudential supervision of credit institutions and investment firms, amending Directive 2002/87/EC and repealing Directives 2006/48/EC and 2006/49/EC

図表 5: CRR（自己資本要件規則）と CRDⅣ（第 4 次自己資本要件指令）の分担

CRR （単一ルールブックを形成する詳細な規定）	CRDⅣ （各国の国内法に委ねられている部分が大きい）
自己資本比率	事業の開始･拡大の促進
資金流動性	「開業の自由」と「サービスの自由な移動」の実施
レバレッジ比率	健全性監督
カウンターパーティー信用リスク	資本バッファー
大口エクスポージャー	コーポレートガバナンス
開示	制裁

（出所） 欧州委員会“Capital Requirements - CRD IV/CRR – Frequently Asked Questions”（2013 年 7 月 16 日）を基に作成
http://europa.eu/rapid/press-release_MEMO-13-690_en.htm

(1) 自己資本比率（CRR 第 92 条）

CRR は、銀行に対して、非期待損失に対応する自己資本を十分に確保し、危機においても支払い能力を維持するよう求めている。

具体的には、銀行は、リスクアセットに対する自己資本の比率である自己資本比率について一定の水準を確保するよう求められる。リスクアセットは、資産の額をリスクの大きさに応じて調整したものであり、安全な資産であればリスクアセットは少額、リスクの高い資産であればリスクアセットは多額となる。自己資本は Tier 1 資本と Tier 2 資本に分類され、Tier 1 資本には銀行が業務を継続し支払い能力を維持するための資本、Tier 2 資本には支払い不能に陥った場合に債権者に返済するための資本が該当する。Tier 1 資本のうち最も品質が高いものを普通株式等 Tier 1（Common Equity Tier 1: CET1）という。

リスクアセットに対する自己資本全体（Tier 1 資本＋Tier 2 資本）の比率の最低所要水準は 8%、CET1 の比率の最低所要水準は 4.5%である。

(2) 流動性規制（CRR 第 460 条）

銀行はストレス時の資金流出に対応するための十分な流動資産を確保しなければならない。具体的には、30 日間のストレス期間における純資金流出額（資金流出額から資金流入額を控除した額）に対する適格流動資産の額の比率について 100%を確保しなければならない。また、少なくとも資金流出額の 25%相当の適格流動資産を確保しなければならない。

(3) レバレッジ比率（CRR 第 429 条）

過度なレバレッジ（総資産が自己資本を大きく上回ること）は銀行の支払い能力を損なうおそれがあることから、これを抑制するためにレバレッジ比率が導入された。レバレッジ比率は銀行の連結総資産に対する Tier 1 資本の比率であり、銀行は 2015 年 1 月よりレバレッジ比率を開示しなければならない。

(4) 資本バッファー

バーゼルⅢに基づき以下の各種資本バッファーが導入される。充足できない銀行は配当や賞与の支払いが制限される場合がある。

① 資本保全バッファー（CRDⅣ第 129 条）

全ての銀行は、資本保全バッファーとして、追加的にリスクアセットの 2.5%相当の CET1 を確保しなければならない。

② カウンターシクリカルバッファー（CRDⅣ第 130 条）

カウンターシクリカルバッファーは、景気循環が銀行の貸出業務に及ぼす悪影響を抑制するためのものである。貸出が伸びている好況時には CET1 の上乗せを求めることにより景気の過熱を抑える一方、景気後退時には上乗せを解除することにより貸出を維持する。

③ G-SIIs バッファー・O-SIIs バッファー（CRDⅣ第 131 条）

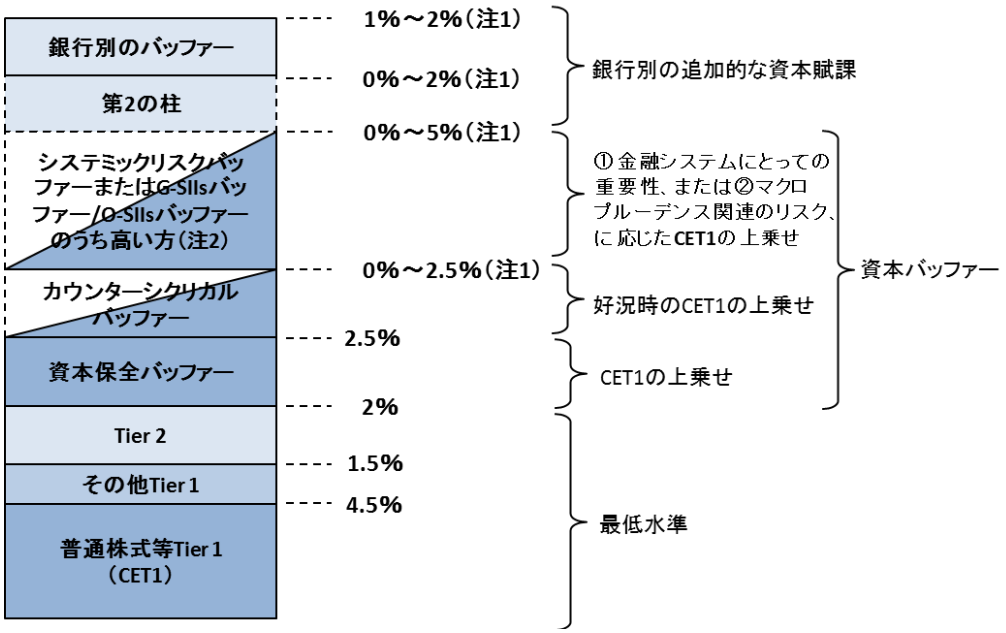
グローバルなシステム上重要な機関（Global Systemically Important Institutions: G-SIIs）に該当する銀行は、金融システムにとってのリスクが大きいことから、G-SIIs バッファーとして、追加的にリスクアセットの 1%～3.5%相当の CET 1 を確保しなければならない。G-SIIs に該当する銀行と各 G-SII に対する上乗せ幅は、銀行の規模・複雑性・国際性・相互連関性・代替可能性を考慮して決定される。

また、その他のシステム上重要な機関（Other Systemically Important Institutions: O-SIIs）に該当する銀行は、O-SIIs バッファーとして、最大でリスクアセットの 2%相当の CET 1 を追加的に確保しなければならない。

④ システミックリスクバッファー（CRDⅣ第 133 条）

各国は、銀行に対して、システミックリスクバッファーとして CET1 を追加的に確保するよう求めることができる。システミックリスクバッファーは、実体経済や金融システムに深刻な悪影響を及ぼす可能性のある金融システムやマクロプルーデンスに対するリスク（景気循環に関するものを除く）を回避・軽減するためのバッファーである。各国は、リスクアセットに対する CET1 の所要水準の上乗せ幅を 1%～3%（国内のエクスポージャー、EU 域外の第三国のエクスポージャーに対して設定する場合には最大 5%）の範囲で設定できる。

図表 6: 所要自己資本の構成



（注 1）想定される上限。
（注 2）両者の合計になるケースがある。
（出所） 欧州委員会“Capital Requirements - CRD IV/CRR – Frequently Asked Questions”（2013 年 7 月 16 日）を基に作成
http://europa.eu/rapid/press-release_MEMO-13-690_en.htm

3. 銀行の破綻処理に関する規制（BRRD）

先般の世界金融危機では、多くの銀行が「大き過ぎて潰せない」（too big to fail）と判断され公的資金による救済を受けた。こうした救済は金融市場と実体経済への混乱の拡大を回避するために必要であった一方、銀行救済への公的資金の利用は望ましくないとの見方もあった。また、大手銀行の破綻を通じて、金融システムにとって重要な銀行の破綻を回避する、または実際に破綻へ対処するために利用できる当局の手段が大幅に不足していることが明らかになった。こうした中、長期にわたる金融と経済の安定を確保し、将来の金融危機における納税者負担を軽減するため、2014 年 5 月に銀行再建・破綻処理指令[3]（Bank Recovery and Resolution Directive: BRRD）が成立した。BRRD の目的は以下の通りである。

- 危機に対する銀行と当局の十分な備え
- 財務状況の悪化した銀行に対して十分に早い段階で介入するための手段を各国当局が有すること
- 銀行の破綻が避けられない局面における迅速で効果的な対処のための統一的な破綻処理の手段・権限を各国当局が有すること
- 複数の国で活動する銀行の破綻への対処における各国当局間の効果的な協

[3] DIRECTIVE 2014/59/EU OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 15 May 2014 establishing a framework for the recovery and resolution of credit institutions and investment firms and amending Council Directive 82/891/EEC, and Directives 2001/24/EC, 2002/47/EC, 2004/25/EC, 2005/56/EC, 2007/36/EC, 2011/35/EU, 2012/30/EU and 2013/36/EU, and Regulations (EU) No 1093/2010 and (EU) No 648/2012, of the European Parliament and of the Council

力

- 銀行による破綻処理基金への資金の拠出

(1) 破綻の準備と回避（BRRD 第 2 編）

銀行は、財務状況の悪化に対応するための措置を定めた再建計画を策定し、当局に提出しなければならない。一方、破綻処理当局は、銀行の再建が難しく破綻処理が必要な場合に備えて、破綻処理手段の適用の詳細や重要な業務の継続を確保するための方法を定めた破綻処理計画を策定しなければならない。再建計画・破綻処理計画は、グループレベルと個別行レベルの両方で用意しなければならない。

破綻処理当局は、計画策定の過程において銀行の破綻処理に対する障害を認識した場合、金融システムの不安定化や納税者負担を伴わない破綻処理を実現するため、銀行に対して組織構造の変更を含む適切な措置を講ずるよう求めることができる。

また、銀行グループは、監督当局と各エンティティの株主から承諾を得られた場合、グループ内のエンティティ間でグループ内支援協定（intra-group support agreement）を締結することができる。この協定を締結したグループ内のエンティティは、財務状況が悪化したグループ内の他のエンティティに対して、貸出、保証、担保用資産の提供等の金融支援を行うことができる。

(2) 早期介入（BRRD 第 3 編）

監督当局は、問題が深刻化し銀行の財務状況が回復不能なまでに悪化する前に、銀行が自己資本規制への抵触といった財務上の困難に直面した段階で介入するための幅広い権限が付与された。これらの権限には以下のものが含まれる。

- 経営陣の解任
- 一時的な管理者の任命
- 緊急の改革を採択させるための株主総会の招集
- 銀行と債権者による債務の返済計画の策定の要求

(3) 破綻処理の手段と権限（BRRD 第 4 編第 4 章～第 6 章）

公的資金による救済を伴わない形で重要な業務の継続や株主と債権者による適切な損失の負担を可能とするため、BRRD は破綻処理当局に様々な破綻処理手段を提供している。これらの手段には以下のものが含まれる。

- 他の銀行への事業の売却
- 重要な業務を継続するためのブリッジ金融機関の設立
- 不良資産からの優良資産の分離
- ベイルイン（負債の元本削減・株式転換）

(4) 各国当局間の協力（BRRD 第 5 編）

BRRD は、複数の国で活動する銀行グループの破綻処理局面において、関係国の当局が各国における金融安定の維持と当該銀行グループ全体にとっての最適な結果の確保に向けて破綻処理手段を調整できるように、各国当局間の協力のレベルを引き上げる枠組みを導入した。

(5) 破綻処理基金（BRRD 第 7 編）

各国は、破綻処理費用を銀行に事前に積み立てさせるため、銀行が負債の額やリスクの状況に応じた負担金を年に 1 回拠出する破綻処理基金を設立しなければならない。積み立ては 10 年かけて預金保険対象預金の少なくとも 1%相当に達するように行われる。

銀行の破綻処理を行う上で事前の積み立てが不十分である場合、銀行は事後的に資金を追加拠出することとなる。また、各国の破綻処理基金は、必要に応じて、他国の破綻処理基金から借り入れることが可能である。

4. 預金保険制度に関する規制（DGSD）

最初の預金保証スキーム指令[4]（Deposit Guarantee Schemes Directive: DGSD）は 1994 年に成立した。しかし、最低限の調和を図る内容であったため、①保護される預金の額、②対象となる預金者・商品の範囲、③払い戻しの延期、④積み立て方法、といった点で、各国間の預金保証スキーム（Deposit Guarantee Schemes: DGS）の乖離が残存していた。このことは、2008 年の世界金融危機を受けて、金融の安定や域内市場の適切な機能を損なうものであると問題視されるようになり、2009 年には応急的な措置として保証限度額を引上げる DGSD の改正が行われた。その後、預金保護の改善、預金者からの信頼の維持、セーフティネットの強化を目的とする包括的な見直しが行われ、2014 年に再度 DGSD の改正が行われた。改正後の DGSD の内容は以下の通りである。

(1) 保護される預金の額（DGSD 第 6 条）

保護される預金の額の上限は銀行ごとに預金者 1 人あたり 10 万ユーロである。なお、不動産取引（家の売却等）や一定のライフイベント（結婚、離婚、退職等）により一時的に預金残高が増えた場合には、一定期間、10 万ユーロを超えて保護される。また、複数の預金者による共同口座については、預金者ごとに 10 万ユーロまで保護される。

(2) 対象となる預金・預金者（DGSD 第 2 条・第 5 条・第 7 条）

個人の預金に加え、規模にかかわらず企業の預金も保護される。ただし、金融機関や官庁の預金は保護されない（小規模な地方官庁の預金を除く）。なお、EU 域外の通貨による預金であっても保護の対象となる。

[4] DIRECTIVE 2014/49/EU OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 16 April 2014 on deposit guarantee schemes

(3) 預金者への払い戻し（DGSD 第 8 条）

現状では預金者への払い戻しの期限は銀行の破綻から 20 営業日以内であるが、以下の通り、段階的に 20 営業日から 7 営業日まで短縮される予定である。

- 2019 年 1 月～2020 年 12 月：15 営業日
- 2021 年 1 月～2023 年 12 月：10 営業日
- 2024 年 1 月以降：7 営業日

各国 DGS は基本的に自国の銀行を対象とするものの、他の加盟国の銀行が自国内に設置した支店の預金者からの払い戻し請求についても、母国 DGS の代わりに対応する。

(4) 積み立て（DGSD 第 10 条・第 12 条・第 13 条）

各国 DGS は銀行からの拠出により必要な資金を事前に積み立てる。原則として、対象預金の 0.8%相当を 2024 年 7 月までに積み立てなければならない。各国において 0.8%以外の水準に目標を設定することも可能だが、0.8%より低い目標を設定する場合には欧州委員会の承認が必要であり 0.5%を下回る目標を設定することはできない。

銀行は、事前の積み立てのほか、必要な場合には、事後的にも資金を拠出しなければならない。それでもなお資金が不足している場合には、他国の DGS から借り入れることも認められている。

各銀行が負担する拠出金は、その銀行が受け入れている対象預金の額と当該銀行が負うリスクの程度に基づき算出される。対象預金の額が同じであればリスクが高い銀行ほど拠出額も高くなる。

(5) 基金の使用（DGSD 第 11 条）

各国 DGS が積み立てた資金は、原則として銀行破綻時の預金者への払い戻しのために使用される。ただし、厳しい条件を満たした場合に限り、銀行の破綻を回避するための支援（資本増強、流動性供給等）や銀行の破綻処理のために使用することも認められている。

5. 金融商品の取引に関する規制（MiFID Ⅱ・MiFIR）

EU では、投資サービスと投資活動に関する市場の統一による金融市場の競争力の向上と、株式・債券・デリバティブをはじめとする金融商品に関する高いレベルの投資家保護のため、以下の業務に対する規制として 2004 年に金融商品市場指令[5]（Markets in Financial Instruments Directive: MiFID）が採択された。

- 投資サービス会社（投資サービスを提供する銀行を含む）による金融商品への投資に関するサービスの提供
- 伝統的な証券取引所と代替的な取引施設の運営

[5] DIRECTIVE 2004/39/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 21 April 2004 on markets in financial instruments amending Council Directives 85/611/EEC and 93/6/EEC and Directive 2000/12/EC of the European Parliament and of the Council and repealing Council Directive 93/22/EEC

その後、世界金融危機や技術革新等に伴う市場の変化により MiFID の問題が明らかになったことを受け、これらの問題に対処し当初の目的を達成するため、2014 年に第 2 次金融商品市場指令[6]（MiFID Ⅱ）・金融商品市場規則[7]（Markets in Financial Instruments Regulation: MiFIR）が採択された。主な改正内容は以下の通りである。

(1) 市場構造の枠組みの導入

MiFID の適用を受けない取引施設を通じた取引が増加するなど、規制回避の動きが拡大していたことから、規制の適用対象となる取引施設を通じた取引を促進するため、MiFID Ⅱ・MiFIR では次のような措置がとられている。

- MiFID の適用対象である規制市場（regulated market）と多角的取引施設（Multirateral Trading Facility: MTF）に加えて、取引施設の新たな類型として、非エクイティ商品（債券、デリバティブ等）の取引を扱う組織化された取引施設（Organaised Trading Facility: OTF）を導入し、MTF と同等の規制を適用
- 株式について、規制市場、MTF、システマティック・インターナライザー（Systematic Internaliser。組織化され、頻繁かつシステマティックに相当量の顧客注文を自己勘定にて執行する投資サービス会社）、または、同等性の認められた第三国の取引施設を通じた取引を義務付け
- 標準化されたデリバティブ取引について、規制市場、MTF、OTF、同等性の認められた第三国の取引施設を通じた取引を義務付け

(2) 透明性の向上

① 透明性要件の適用対象の拡大

取引前・取引後透明性要件の適用対象は、MiFID では株式のみであったが、MiFID Ⅱ・MiFIR ではエクイティ商品（株式、ETF 等）および非エクイティ商品に拡大された。また、取引報告義務の対象となる金融商品も、MiFID では規制市場での取引が認められる金融商品であったが、MiFID Ⅱ・MiFIR では取引施設での取引が認められる金融商品やそれらをベースとする金融商品に拡大された。

取引前透明性要件については、取引施設に対して、原則、気配値や当該気配値での取引意思の程度を営業時間中継続して公表することを求めているほか、システマティック・インターナライザーに対しても、流動性市場がある取引については原則確定気配値を公表することを求めている。

取引後透明性要件については、取引施設やシステマティック・インターナライザーを含む投資サービス会社に対して、原則、可能な限りリアルタイムで取引価格・取引高・取引時刻を認定公表機構（Approved Publication Arrangement: APA）を通じて公表することを求めている。

取引報告義務については、投資サービス会社に対して、完全かつ正確な取引の詳細

6 DIRECTIVE 2014/65/EU OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 15 May 2014 on markets in financial instruments and amending Directive 2002/92/EC and Directive 2011/61/EU

7 REGULATION (EU) No 600/2014 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 15 May 2014 on markets in financial instruments and amending Regulation (EU) No 648/2012

を翌営業日終了時までに当局に報告するよう求めている。具体的な報告内容は、①金融商品の名称・銘柄コード、②取引数、③約定日時、④取引価格、⑤顧客識別情報、⑥投資サービス会社の担当者、⑦アルゴリズム取引を行うコンピューターの識別情報、⑧関与する投資サービス会社を識別する手段、等である。認定報告機関（Approved Reporting Mechanism: ARM）を通じて、または投資サービス会社が直接当局に報告しなければならない。

② ダークプール規制の導入

エクイティ商品については、価格形成プロセスへ悪影響が及ぶことを防ぎ、規制の適用対象となる透明性の高い取引施設において取引が最大限行われることを目的として、取引前透明性要件の適用除外となる取引の量に一定の制限を課した。

(3) 投資家保護の強化

① 最良執行義務

投資サービス会社は、取引価格、費用、スピード等について、顧客にとって最良の結果を得るための十分な措置を講じなければならない。具体的には、金融商品のクラスごとに、顧客取引を執行する取引施設に関する情報や取引施設の選択に影響を与える要素に関する情報を含む取引執行方針を策定するほか、取引執行や取引執行方針の有効性について定期的なモニタリングを実施しなければならない。

② プロダクト・ガバナンス

金融商品の組成者に対して、投資家のニーズに合った金融商品を設計すること、ターゲット市場に適合する販売戦略が策定されるようにすること、金融商品がターゲット市場で販売されるための合理的な手段を講じること、を義務付けている。

一方、金融商品の販売者に対しては、投資家のニーズと金融商品との適合性の評価を実施することや、顧客の利益となる場合にのみ金融商品を提供することを義務付けている。

③ コミッション・アンバンドリング

投資サービス会社が顧客に対して、独立した投資アドバイスまたはポートフォリオマネジメントサービスを提供する場合、第三者から金銭的・非金銭的な便益を受領することは原則禁止されている。ただし、少額の非金銭的便益については、顧客サービスの向上に資するものでありその規模や性質が最良執行義務に反しないものであるならば、顧客への開示を条件に受領することが認められている。

(4) 第三国企業のアクセスに係る統一的な枠組みの導入

第三国企業が EU 域内で投資サービスを提供する場合、原則として支店を開設しなければならない。ただし、プロ顧客や適格カウンターパーティとの取引については、欧州委員会による同等性の決定があるなど一定の要件を充足すれば、支店を開設することなく投資サービスを提供できる。

第 3 章　金融機関に対する許認可・監督の枠組み

銀行免許の付与や検査・監督に関する要件は、EU レベルでは主に CRDⅣに規定されている。以下では、CRDⅣに規定されている EU 全域に適用される要件について整理する。なお、CRDⅣは加盟国の国内法について最低限の調和を図るものであり、各国は追加の要件を設けることができる。

1.　銀行免許の付与

(1)　銀行免許（CRDⅣ第 8 条）

加盟国は、参入予定者に対して、業務開始前に銀行免許を取得するよう求めなければならない。加盟国は銀行免許付与に係る要件を定め EBA に報告しなければならない。

(2)　経営計画と組織構造（CRDⅣ第 10 条）

加盟国は、参入予定者に対して、銀行免許の申請の際に、従事する業務の種類を含む経営計画と設立する銀行の組織構造を添付するよう求めなければならない。

(3)　経済的必要性（CRDⅣ第 11 条）

加盟国は、銀行免許の申請について、市場の経済的必要性の観点から審査するよう求めてはならない。

(4)　当初資本金（CRDⅣ第 12 条）

加盟国当局は、当初資本金が 500 万ユーロ未満の業者に対して銀行免許を付与してはならない。

(5)　実効的な管理と本社の所在（CRDⅣ第 13 条）

加盟国当局は、2 名以上の者によって実効的にビジネスが管理される場合にのみ、銀行免許を付与するようにしなければならない。また、登記された事務所を持つ法人の参入予定者に対しては当該事務所の所在国に、それ以外の参入予定者に対しては実際に営業する国に本社を設置するよう求めなければならない。

(6)　株主と構成員（CRDⅣ第 14 条）

加盟国当局は、参入予定者より、大量保有（qualifying holding、銀行の株式・議決権の 10%以上の保有）者に該当する株主・構成員の身元とその保有量（大量保有がない場合には上位 20 名の株主・構成員）について報告を受けない限り、銀行免許を付与してはならない。

加盟国当局は、参入予定者の健全な経営を確保する必要性も考慮に入れた上で、株式・構成員が適切であると判断できない限り、銀行免許を付与してはならない。

加盟国当局は、参入予定者と他者との間の緊密な関係、または、第三国の法令や行

政規則の執行が、加盟国当局による監督手段の実効的な行使を妨げる場合、銀行免許を付与してはならない。

2. 検査・監督

(1) 母国当局と現地国当局の管轄（CRDIV第 49 条）

銀行に対する健全性監督は母国当局の責務である。ただし、この規定は、EU 域内の現地国当局に責務を課している CRDIVの他の規定に影響を及ぼすものではない。

EU 域内の現地国当局が銀行に対して講じる措置は、差別的であってはならず、また、他の加盟国において銀行免許が付与された銀行であるということを理由として不必要に厳しい内容となってはならない。

(2) 行政処分とその他の行政措置（CRDIV第 65 条）

加盟国は、CRDIVの国内法と CRR の違反に対する行政処分とその他の行政措置を規定するとともに、それらの実施を確保するために必要な措置を全て講じなければならない。加盟国は、国内の刑法の対象となる違反について行政処分のルールを規定しない場合、関連する刑法の規定を欧州委員会に報告しなければならない。行政処分とその他の行政措置は、実効的で、バランスがよく、かつ抑止力のあるものでなければならない。

(3) 当局による審査・評価（CRDIV第 97 条）

加盟国当局は、銀行が CRR・CRDIVを遵守するために実施した態勢整備・戦略を審査し、以下を評価する。

- 銀行が負っているリスク
- 銀行が金融システムに及ぼしているリスク
- ストレステストによって明らかになったリスク

この審査・評価に基づき、加盟国当局は、銀行が実施した態勢整備・戦略および銀行が有する自己資本・資金流動性によって、健全な経営とリスクへの備えが確保されているかを判断しなければならない。

加盟国当局は、銀行の活動規模や金融システムに対する重要性を考慮して、上記の審査・評価の頻度と強度を設定しなければならない。この審査・評価は、当局による検査の計画（CRDIV第 99 条）の対象となっている銀行については、最低でも年に 1 回は更新されなければならない。

加盟国当局は、審査の結果、銀行が金融システムにリスクを及ぼす可能性があると判明した場合には、当該審査の結果を EBA に遅滞なく報告しなければならない。

(4) 当局による検査の計画（CRDIV第 99 条）

加盟国当局は、監督している銀行に対する当局による検査の計画を少なくとも 1 年に 1 回以上採択しなければならない。この計画は、当局による審査・評価（CRDIV第

97 条）のプロセスを考慮に入れるとともに、以下の内容を含む必要がある。

- 加盟国当局による業務遂行・リソース配分に係る方針
- 頻度の高い実地検査や加盟国当局の常駐といった厳格な監督の対象となる銀行の特定
- 実地検査（他の加盟国に所在する支店・子会社を含む）の計画

当局による検査の計画の対象には以下の銀行を含めなければならない。

- ストレステストの結果や当局による審査・評価の結果において、財務上の大きなリスクや CRDⅣの国内法や CRR の違反の可能性が示されている銀行
- 金融システムにリスクを及ぼしている銀行
- 加盟国当局が検査の計画が必要であると判断するその他の銀行

銀行の状況によっては以下の措置がとられる。

- 銀行に対する実地検査の頻度の引き上げ
- 加盟国当局の銀行への常駐
- 銀行による追加的な（またはより頻度の高い）報告
- 銀行の経営や戦略、ビジネスに関する計画の追加的な（またはより頻度の高い）審査
- 具体化する可能性の高い特定のリスクを確認するテーマ別検査

母国当局による検査計画の採択は、EU 域内の現地国当局による現地の支店の業務に対する実地検査を妨げてはならない。

第 4 章　最近の動向

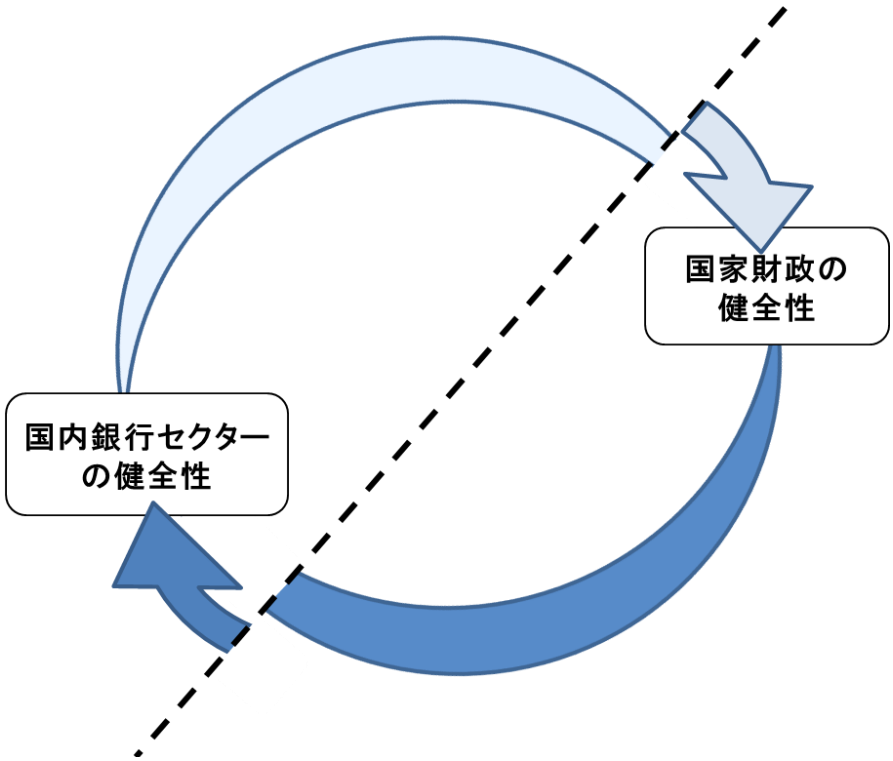
1.　銀行同盟の状況

世界金融危機とそれに続く欧州債務危機では、ユーロ圏を中心に、銀行と国家財政の負の連鎖（doom loop）が、簡単に国境を越えて他の EU 加盟国の財政難を引き起こすという問題が明らかになった。これを受けて、EU は、経済通貨同盟（Economic and Monetary Union）の深化に向けた取り組みの一環として、銀行同盟（Banking Union）の完成に取り組んでいる。

銀行同盟は、参加国における銀行規制の一貫した実施を実現するための枠組みであり、目的は以下の通りである。

- 銀行の健全性を高め将来の金融危機に耐えられるようにすること
- 公的資金が銀行救済に利用される事態を回避すること
- 金融セクターのルールの調和によって市場の分断を解消すること
- ユーロ圏および EU 全体の金融安定性を向上させること

図表 7: 銀行と国家財政の負の連鎖（doom loop）の切断



（出所）　欧州委員会“COMPLETING THE BANKING UNION”（2017 年 10 月）を基に作成
https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/171011-banking-union-factsheet_en.pdf

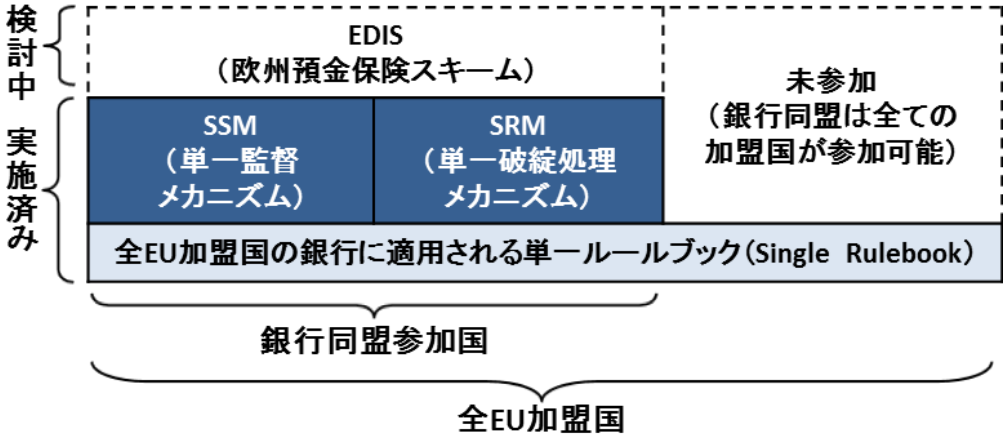
銀行同盟の参加国は以下の通りである。

- ユーロ圏の全ての国
- 銀行同盟に参加することを選択した非ユーロ圏の国

銀行同盟には、全 EU 加盟国に適用される単一ルールブック（Single Rulebook）を土台として以下の 2 つの柱がある。

- 単一監督メカニズム（Single Supervisory Mechanism: SSM）
- 単一破綻処理メカニズム（Single Resolution Mechanism: SRM）

図表 8: 銀行同盟の状況



（出所） 欧州委員会“COMPLETING THE BANKING UNION”（2017 年 10 月）を基に作成
https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/171011-banking-union-factsheet_en.pdf

(1) 単一監督メカニズム（SSM）

SSM は、2014 年 11 月に導入された欧州の銀行監督の枠組みであり、ECB と銀行同盟参加国の監督当局から構成される。

① 目的

SSM の目的は以下の通りである。

- 欧州の銀行システムの安全性・健全性の確保
- 金融の統合深化と金融安定性の向上
- 一貫した監督の実現

SSM の役割は以下の通りである。

- 銀行による健全性要件の遵守の監督
- 脆弱性の早期発見
- 明らかになった脆弱性を是正するための措置が確実に講じられるようにすること

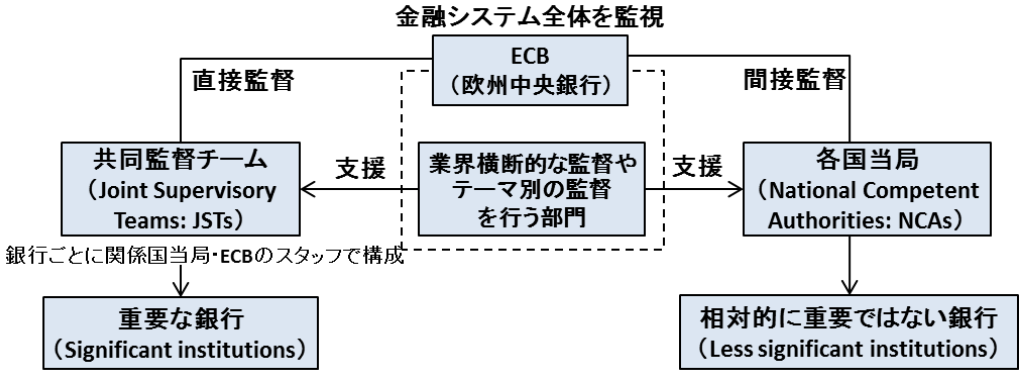
② ECB の役割

ECB は、ユーロ圏の重要な銀行を各国当局と緊密に協力しながら直接監督する。直接監督の対象となる銀行は、（a）総資産が 300 億ユーロ超、（b）特定の 1 ヵ国もし

くは EU の経済において影響力が大きい、（c）総資産が 50 億ユーロ超、かつ、2 国以上の EU 加盟国に対するクロスボーダー資産（或いは負債）の総資産（或いは総負債）に占める割合が 20%超、（d）公的支援を申請したか受け入れた機関、のいずれかに該当する銀行であり、その数は約 120 行となっている。

一方、相対的に重要ではない銀行については、引き続き各国当局が ECB と緊密に協力しながら監督する。ただし、ECB は各国当局による監督をモニタリングしており、必要に応じて直接監督に切り替えることができる。

図表 9: SSM（単一監督メカニズム）における役割分担



（出所） ECB“SSM Supervisory Manual”（2018 年 3 月）を基に作成
https://www.bankingsupervision.europa.eu/ecb/pub/pdf/ssm.supervisorymanual201803.en.pdf

ECB は銀行監督に関して以下の権限を有している。

- 審査・実地検査の実施
- 銀行免許の付与・剥奪
- 銀行への一定以上の出資や出資の処分に対する審査
- 銀行による EU 健全性規制の遵守の確保
- 銀行に対する所要自己資本の上乗せ

なお、ECB の銀行監督業務は、ECB に特別に設置された銀行監督委員会が計画・遂行する。

③ 各国監督当局の役割

各国の監督当局は相対的に重要ではない銀行を監督する責任があり、消費者保護、マネーローンダリング、決済サービス、第三国の銀行の支店、に関する日常の監督業務を遂行している。

④ EU 理事会の役割

EU 理事会は ECB の銀行監督委員会の委員長・副委員長を指名する。また、欧州議会と EU 理事会は銀行監督委員会の委員長の解任手続を開始する権限を有している。

⑤ EBA の役割

EBA は、銀行セクターにおける単一ルールブックの一貫した実施について責任を有する。その一環で、各国当局によって実施される EU 全域ストレステストの調整を担っており、ECB によるストレステストの実施の準備作業に参加する。

(2) 単一破綻処理メカニズム（SRM）

SRM は、銀行同盟参加国の銀行を対象とする実効的な破綻処理のための枠組みであり、EU レベルの破綻処理当局である単一破綻処理委員会（Single Resolution Board: SRB）と銀行セクターから資金の拠出を受ける単一破綻処理基金（Single Resolution Fund: SRF）から構成される。2015 年 1 月に破綻処理計画の準備、情報収集、各国破綻処理当局との協力に関する規定が施行され、2016 年 1 月に破綻処理計画、早期介入、ベイルイン（破綻処理における債権者への負担賦課）を含む破綻処理手段に関する規定が施行された。

① 目的

SRM の主な目的は以下の通りである。

- 銀行セクターの信頼回復
- 取り付け騒ぎや危機の伝播の回避
- 銀行と国家財政の負の連鎖の極小化
- 域内金融サービス市場の分断の解消

② 単一破綻処理委員会（SRB）

SRB は SRM における主たる意思決定主体であり、業務は以下の通りである。

- 直接的に責任を負っている銀行の破綻処理計画の作成（これらの銀行には、ECB の直接監督の対象となっている銀行と複数国で活動する銀行が含まれる）
- 銀行の破綻処理可能性（resolvability）の評価と破綻処理計画の採択
- 破綻処理の障害への対処と解消に向けた協力
- 自己資本と適格負債に関する最低所要水準（Minimum Requirement for own funds and Eligible Liabilities: MREL）の設定
- 早期介入措置のフォローアップ
- 破綻処理の開始の決定（ECB とともに）
- 破綻処理スキーム（破綻処理手段の適用や SRF の利用に関する内容を含む）の採択
- 各国破綻処理当局との緊密な協力、各国破綻処理当局への指示

SRB の会議には役員会（Executive Session）と総会（Plenary Session）の 2 種類が

あり、このうち役員会は、破綻処理に関する決定を行う。一方、総会は、手続き・予算・投資・スタッフ等のより一般的な事項に関する決定や、一定水準以上の SRF の利用に関する決定を行うほか、SRF による借り入れや事後の特別な拠出金の徴収を認可する。

役員会と総会に共通する参加者は以下の通りである。

- SRB 委員長（議決権あり）
- SRB 副委員長（議長が欠席でない限り議決権なし）
- SRB の 4 人の常勤メンバー（議決権あり）
- ECB の代表者 1 名（オブザーバー）
- 欧州委員会の代表者 1 名（オブザーバー）
- 臨時のオブザーバー（必要に応じて）

上記のメンバーに加え、会議の種類に応じて以下の者が議決権のあるメンバーとして参加する。

- 特定の銀行について審議する役員会の場合、関係する国の破綻処理当局の代表者
- 総会の場合、銀行同盟参加国の破綻処理当局の代表者（各国 1 名ずつ）

③ 単一破綻処理基金（SRF）

SRF は超国家的なレベルで設立される基金である。銀行からの拠出金を原資としており、銀行の破綻処理において、ベイルイン等のその他の選択肢を使い果たした後に利用される。銀行同盟参加国の全ての銀行の預金保険対象預金額の 1%（550 億ユーロ前後と推計されている）を目標として、8 年かけて積み立てが行われる。

個別銀行の拠出額は、銀行同盟参加国の全ての銀行の負債（自己資本と預金保険対象預金を除く）の額に占める当該銀行の負債（自己資本と預金保険対象預金を除く）の割合と当該銀行のリスクの大きさによって決まる。

④ 破綻処理の流れ

SRM における破綻処理の流れは以下の通りである。

i. ECB が SRB に「銀行が破綻しているか破綻しそうであること」を通知する。こうした判断は、ECB が情報の提供を受けてから 3 日以内に対応しなかった場合、SRB の役員会が行うことができる。

ii. 役員会は、民間部門での解決が可能か、公益の観点から破綻処理が必要か、を決定する。

iii. 破綻処理が不要であると判断された場合、銀行は各国の法令に基づいて清算される。

iv. 破綻処理が必要であると判断した場合、SRB は破綻処理スキームを採択する。

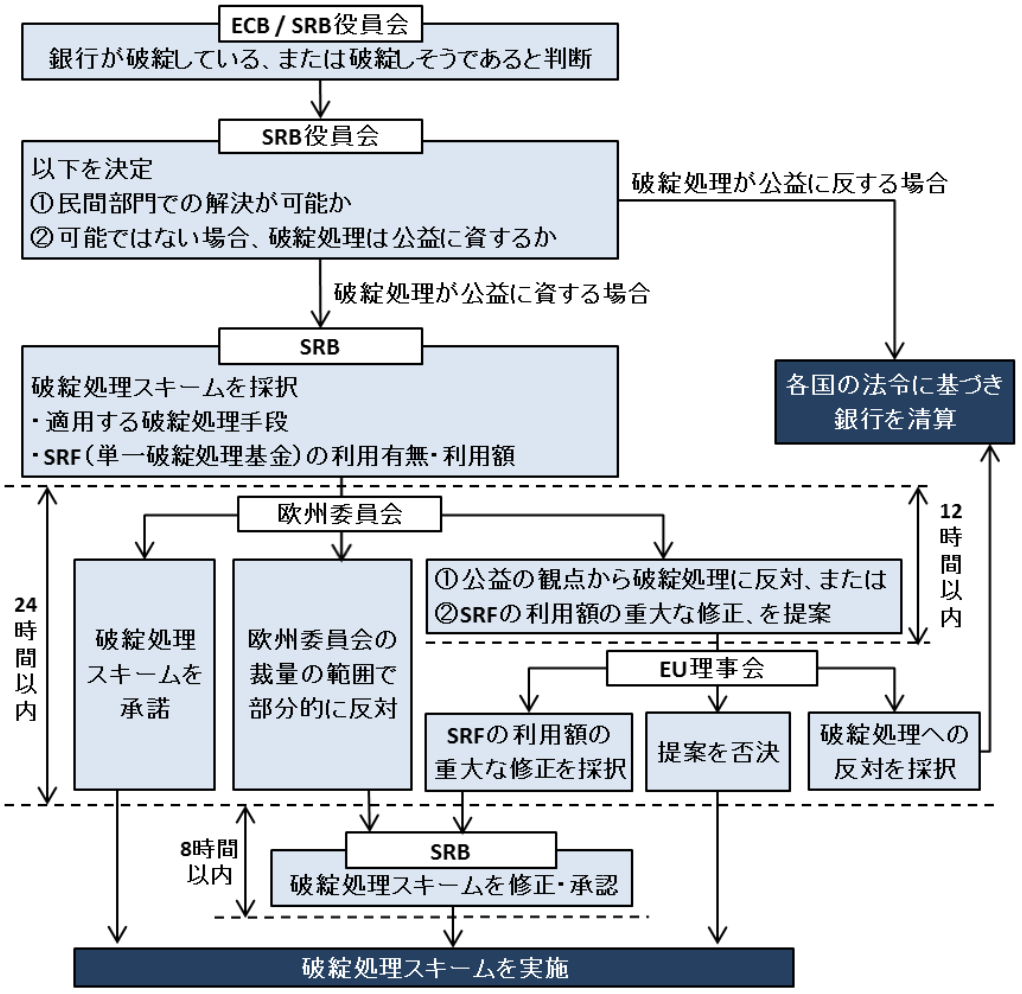
v. 破綻処理スキームは SRB の採択後 24 時間以内に発効する。この間に欧州委員会は、当該破綻処理スキームについて、以下のいずれかの対応をとる。

- 承諾
- 欧州委員会の裁量の範囲内で部分的に反対
- ①公益の観点から破綻処理に反対すること、または②SRF の利用額に重大な修正を加えること、を EU 理事会に提案

  欧州委員会が EU 理事会に対して公益の観点から破綻処理に反対することや SRF の利用額に重大な修正を加えることを提案する場合、欧州委員会は、EU 理事会に 12 時間の猶予を与えるため、SRB による破綻処理スキームの採択後 12 時間以内に当該提案を行わなければならない。EU 理事会が破綻処理に反対した場合、その銀行は適用される各国の法令に基づき清算される。

vi. SRB は、関係国の破綻処理当局によって破綻処理に関する必要な措置が確実に実施されるようにする。

図表 10: SRM（単一破綻処理メカニズム）における破綻処理の流れ



（出所） EU 理事会ウェブサイトを基に作成（閲覧日：2018 年 8 月 13 日）
http://www.consilium.europa.eu/en/infographics/infographics-srm/

(3) 預金保険制度の統一（EDIS）

現行でも各国の DGS（預金保証スキーム）により銀行ごとに預金者 1 人あたり 10

万ユーロまでの預金が保護されているものの、特定の地域における危機に対して脆弱であり、銀行と国家財政の負の連鎖を助長している。このため、銀行預金への信頼を確保することにより、銀行への取り付けを防ぎ、金融の安定を維持することを目的として、預金保険制度の統一が検討されている。

欧州委員会は、2015 年 11 月に、ユーロ圏の銀行預金を対象とする欧州預金保険スキーム（European Deposit Insurance Schemes: EDIS）を導入するための法案を提出した。EDIS は、銀行同盟の第 3 の柱であり、各国の DGS を土台として、ユーロ圏においてより強力かつ統一的な預金保険を提供するものである。当初、欧州委員会は、以下の通り、EDIS を 2017 年から 2024 年にかけて段階的に実施することを提案した。

i. 再保険（reinsurance）の段階（2020 年までの 3 年間）：ペイアウトや破綻処理の局面において、EDIS は、一定額の流動性を供給するとともに、各国の DGS に生じた損失の一定額を負担する。

ii. 共同保険（co-insurance）の段階（2024 年までの 4 年間）：各国 DGS は自身の資金を使い果たす前であっても EDIS を利用することができる。この 4 年間、各国 DGS に生じた損失を EDIS が負担する割合は徐々に大きくなる。

iii. 完全保険（full insurance）の段階（2024 年以降）：EDIS が完全に預金保険を担う。ペイアウトや破綻処理の局面における全ての流動性不足や損失に対応する。

しかしながら、銀行の不良債権の問題や各国による損失負担のあり方等を巡って、欧州議会・EU 理事会における審議は停滞しており、法案は成立していない。これを受けて、欧州委員会は、2017 年 10 月、事態打開のために声明を公表し、以下の事項を提案している。

- EDIS の導入をより漸進的なものにする。
- 再保険の段階においては、EDIS は、流動性を供給するのみで、各国 DGS に生じた損失は負担しない。
- 再保険の段階から共同保険の段階への移行は、銀行の不良債権の処理が十分に進展した後とする。

2. リテール決済システムの動向

EU は、決済サービス市場の効率化・統合に取り組んでおり、以下を実現する方針である。

- EU 域内の規制の統一
- 決済に関する明確な情報
- 決済スピードの向上
- 消費者の保護
- 幅広い決済サービス

この一環で、EU は、クロスボーダー決済を国内決済と同じように簡便・安全かつ低コストで行うことが可能な単一決済圏の創設を目指している。

(1) 決済サービスに関する規制

2007 年、決済サービスに関する欧州経済領域[8]（European Economic Area: EEA）共通の規制として、第 1 次決済サービス指令[9]（Payment Services Directive: PSD1）が成立した。PSD1 は、以下をはじめとするあらゆる種類の電子的な決済を対象としている。

- 送金
- デビットカード
- クレジットカード
- オンライン決済

PSD1 では、決済サービス提供者（Payment Service Provider）が消費者に提供すべき情報や、決済サービスの利用に関する権利と義務が規定された。また、決済サービス提供者間の競争を促進するとともに消費者の選択肢を増やすため、決済サービスを提供できる業者の類型として、それまでの銀行・電子マネー事業者（Electronic Money Institution）に加え、新たに決済サービス事業者（Payment Institution）が導入された。

図表 11: PSD1（第 1 次決済サービス指令）の概要

	決済サービス提供者（Payment Service Provider）		
	銀行	電子マネー事業者	決済サービス事業者
免許・登録	免許制（Authorisation）（注1）（注2）		
業務内容	決済口座サービス 資金移動サービス（立替払いを含む） 支払手段の発行・管理（クレジットカード等） 電子マネー・プリペイドカードの発行 預金・融資（注1）		等
自己資本規制	• 資本金500万ユーロ以上 • 自己資本比率規制（バーゼル Ⅲ） （注1）	• 資本金35万ユーロ以上 • 資本金が未決済電子マネー平均額の2% 超等 （注2）	• 資本金2～12.5万ユーロ以上等
資産保全	預金保険（注1）	他の財産から隔離、優先弁済（注3）	

（注 1） CRDIVによる。
（注 2） 第 2 次電子マネー指令（Payment Money Institution Directive 2）による。
（注 3） 電子マネー事業者については、第 2 次電子マネー指令による。
（出所） 金融庁「決済に関する中間的業者に係る欧米における制度面での対応等」（2016 年 10 月 28 日、第 3 回金融制度ワーキング・グループ事務局説明資料）を基に作成
https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/financial_system/siryou/20161028/01.pdf

(2) 決済サービスに関する EU 法の見直し

EU は、情報通信技術の革新により、決済サービスを担う新たなプレーヤーが登場し

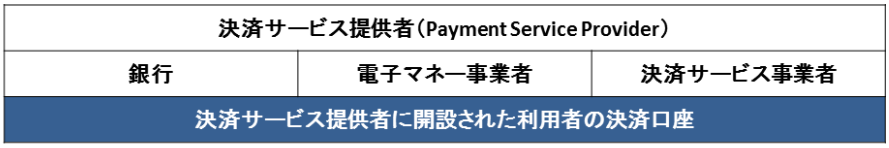
[8] EU、アイスランド、ノルウェー、リヒテンシュタイン
[9] DIRECTIVE 2007/64/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 13 November 2007 on payment services in the internal market amending Directives 97/7/EC, 2002/65/EC, 2005/60/EC and 2006/48/EC and repealing Directive 97/5/EC

たことを踏まえ、2015 年に以下を目的とする第 2 次決済サービス指令[10]（Revised Payment Services Directive: PSD2）を採択し、2018 年 1 月に施行した。

- オンライン決済サービス利用の容易性・安全性の向上
- 詐欺・不正利用・障害に対する消費者保護の向上
- 革新的なモバイル決済サービス・オンライン決済サービスの促進
- 消費者の権利の強化
- 各国監督当局の調整と技術的基準策定に係る EBA の役割の強化

これらの目的を達成するため、PSD2 は、決済指図伝達サービス提供者（Payment Institution Service Provider: PISP）と口座情報サービス提供者（Account Information Service Provider: AISP）の業者区分を導入した。

図表 12: PSD2（第 2 次決済サービス指令）の概要



	決済指図伝達サービス提供者（PISP）	口座情報サービス提供者（AISP）
業務内容	利用者の依頼による決済指図の伝達	利用者への口座情報の提供等
免許・登録	免許制（Authorisation）	登録制（Registration）
財務要件	資本金5万ユーロ以上	なし
資産保全	なし ※利用者から資金預り禁止 ※責任保険への加入義務あり	なし ※責任保険への加入義務あり

（出所） 金融庁「決済に関する中間的業者に係る欧米における制度面での対応等」（2016 年 10 月 28 日、第 3 回金融制度ワーキング・グループ事務局説明資料）を基に作成
https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/financial_system/siryou/20161028/01.pdf

また、PSD2 は、多国間交換手数料規則（Regulation on Multilateral Interchange Fees）を含む立法パッケージの一部であり、当該規則と共に、消費者によるデビットカード・クレジットカードを利用した取引に係る手数料に制限を設けるとともに、小売業者に対してこれらのカードを利用する消費者への追加料金の賦課を禁止した。

(3) 単一ユーロ決済圏（SEPA）

EU は、消費者・企業・公的機関によるクロスボーダー決済を国内決済と同じように簡便・安全かつ低コストで行えるようにするための取り組みとして、単一ユーロ決済圏（Single Euro Payments Area: SEPA）を推進している。2014 年 8 月を期限としてユーロ圏の国ごとの送金・自動引き落としのスキームがそれぞれ SEPA の送金スキーム（SEPA Credit Transfer scheme: SCT）・自動引き落としスキーム（SEPA Direct Debit

[10] DIRECTIVE (EU) 2015/2366 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 25 November 2015 on payment services in the internal market, amending Directives 2002/65/EC, 2009/110/EC and 2013/36/EU and Regulation (EU) No 1093/2010, and repealing Directive 2007/64/EC

scheme: SDD）に移行・統一されたほか、2017 年 11 月には SCT を土台として、以下の特徴を持つ即時送金スキーム（SEPA Instant Credit Transfer scheme: SCT Inst）が導入された。

- 導入国の決済サービス提供者が任意で参加
- 導入国は 2017 年 11 月の時点でユーロ圏の 8 カ国（オーストリア、エストニア、ドイツ、イタリア、ラトビア、リトアニア、オランダ、スペイン）であり、段階的に他の SEPA 構成国[11]に拡大する予定
- 送金の依頼者・受取人として利用できるのは、SCT Inst に参加している決済サービス提供者と取引がある個人・企業・政府機関
- ユーロ建て送金のスキームであり、1 件あたりの送金金額の上限は当初 15,000 ユーロ
- 送金は 10 秒以内に完了。つまり、送金の受取人側の決済サービス提供者は、送金の依頼人側の決済サービス提供者に対して、送金開始から 10 秒以内に①受取人の口座に入金したこと、または②SCT Inst による送金に失敗したこと、を通知しなければならない
- スキーム参加者は、例えば特定の国において、二者間または多者間で、送金時間の上限を 10 秒よりも短く設定することや送金金額の上限を 15,000 ユーロよりも高く設定することに合意できる
- スキーム参加者は、SCT Inst による送金を 1 日 24 時間、年 365 日処理できる能力を備えていなければならない

(4) フィンテックに関する欧州委員会の取り組み

欧州委員会は、2018 年 3 月、フィンテック行動計画（FinTech Action Plan）を採択した。目的は以下の通りである。

- 革新的なビジネスモデルの EU レベルへのスケールアップ
- 金融セクターにおけるブロックチェーン・AI・クラウドサービスをはじめとする新たな技術の取り込みの支援
- サイバーセキュリティの強化と金融システムに対する信頼の向上

行動計画には、以下を含む 19 のステップが示されている。

- EU 当局・加盟国当局が技術提供者と交流することのできる中立的・非営利的な場所を提供する EU フィンテック研究所（EU FinTech Laboratory）の主催
- 欧州の上場企業が公開した情報のデジタル化を促進する最適な方法（各国データベースを相互に連結する革新的な技術の活用を含む）の検討
- サイバーセキュリティの観点から情報共有のあり方を改善するための研修会の開催
- ESAs のガイダンスに基づくレギュラトリー・サンドボックスに関するベス

[11] EU 加盟国 28 カ国、アイスランド、ノルウェー、リヒテンシュタイン、スイス、モナコ、サンマリノ、アンドラ

トプラクティスの紹介

- 分散型台帳技術（distributed ledger technology）やブロックチェーンに関する包括的な戦略の策定

＜出所資料一覧＞

【国際機関・外国機関文献・データベース】

- 欧州連合（EU） https://europa.eu/european-union/index_en
- 欧州議会 http://www.europarl.europa.eu/portal/en
  “Review of the New European System of Financial Supervision (ESFS) - Part 2: The Work of the European Systemic Risk Board (ESRB)”（2013 年 10 月）
- 欧州理事会・EU 理事会 http://www.consilium.europa.eu/en/
- 欧州委員会 https://ec.europa.eu/commission/index_en
  “New crisis management measures to avoid future bank bail-outs”（2012 年 6 月 6 日）
  “Capital Requirements - CRD IV/CRR – Frequently Asked Questions”（2013 年 7 月 16 日）
  “EU Bank Recovery and Resolution Directive (BRRD): Frequently Asked Questions”（2014 年 4 月 15 日）
  “Deposit Guarantee Schemes – Frequently Asked Questions”（2014 年 4 月 15 日）
  “Markets in Financial Instruments Directive (MiFID II): Frequently Asked Questions”（2014 年 4 月 15 日）
  “A European Deposit Insurance Scheme (EDIS) - Frequently Asked Questions”（2015 年 11 月 24 日）
  “Capital Markets Union: Creating a stronger and more integrated European financial supervision"（2017 年 9 月 20 日）
  “COMPLETING THE BANKING UNION”（2017 年 10 月）
  “Frequently asked questions: Financial Technology (FinTech) Action Plan”（2018 年 3 月 8 日）
- 外務省（日本） https://www.mofa.go.jp/mofaj/index.html

【中央銀行・監督官庁・銀行協会等 HP】

- 欧州システミックリスク理事会（ESRB） https://www.esrb.europa.eu/home/html/index.en.html
- 欧州銀行監督機構（EBA） http://www.eba.europa.eu/
  “THE EUROPEAN BANKIN AUTHORITY AT A GLANCE”（2016 年）
- 欧州中央銀行（ECB） https://www.ecb.europa.eu/home/html/index.en.html
  “Guide to on-site inspections and internal model investigations”（2017 年 7 月）
  “Guide to assessments of licence applications”（2017 年 9 月）
  “SSM Supervisory Manual”（2018 年 3 月）
  “Completing the Banking Union with a European Deposit Insurance Scheme: who is afraid of cross-subsidisation?”（2018 年 4 月）
- 単一破綻処理委員会（SRB） https://srb.europa.eu/
- 欧州決済委員会（EPC） https://www.europeanpaymentscouncil.eu
  “QUESTIONS & ANSWERS ON THE SEPA INSTANT CREDIT TRANSFER SCHEME”（2017 年 11 月）
- 金融庁（日本） https://www.fsa.go.jp/
  決済業務等の高度化に関するスタディ・グループ（第 11 回）事務局説明資料「欧米の決済サービスに関する法制度及びインフラ等について」（2015 年 3 月 24 日）
  金融制度ワーキング・グループ（第 3 回）事務局説明資料「決済に関する中間的業者に係る欧米における制度面での対応等」（2016 年 10 月 28 日）

XXVI. 南アフリカ共和国
(Republic of South Africa)

＜目次　～南アフリカ～＞

第 1 章　市場環境の特徴 2
第 2 章　金融制度概要 3
1.　金融機関の種類 3
(1)　銀行の業態 3
(2)　商業銀行(commercial banks) 4
(3)　相互銀行(mutual banks) 7
(4)　公的銀行(public banks) 8
(5)　協同組合銀行(co-operative banks) 8
2.　監督官庁と指導体制 11
3.　南アフリカの金融制度の特徴 12
4.　預金保険制度の枠組み 14
5.　個人資産運用に関わる税制全体の中での預貯金税制 14
第 3 章　郵便貯金の概要 15
1.　設立目的・沿革概要 15
2.　組織形態 16
(1)　経営形態 16
(2)　金融サービス提供の形態 17
(3)　窓口取扱時間 17
3.　主な業務内容 18
(1)　預金業務概要(提供商品) 18
(2)　資金運用方法 18
(3)　貸付業務概要 18
(4)　送金・決済業務概要 19
(5)　国際業務概要 19
(6)　付随業務概要 19
4.　会計基準と財務諸表 20
第 4 章　金融セクターにおけるリテール金融機関の特徴 21
1.　ポストバンク 21
2.　相互銀行・協同組合銀行 22
3.　金融システム全体におけるリテール金融機関の位置付け 22
第 5 章　最近の金融動向と今後の展望 25
1.　最近の金融動向等 25
(1)　マイクロファイナンス等ソーシャルファイナンスの現況等 25
2.　最近のリテール決済の動向 26
(1)　モバイルバンキングの普及状況 26
(2)　南アフリカの EC 市場 28
(3)　南アフリカのフィンテック動向 28
3.　今後のポストバンクの動向 29
＜出所資料一覧＞ 31

＜略語集＞

略語	原語(英語)	日本語訳
CBDA	Cooperative Banks Development Agency	協同組合銀行開発庁
FSB	Financial Services Board	金融サービス庁
FSC	Financial Services Co-operative	金融サービス協同組合
FSC	the Financial Sector Charter	金融セクター憲章
GSMA	Global System for Mobile communications Association	ＧＳＭ通信事業者協会
IFRS	International Financial Reporting Standards	国際会計基準
MFRC	Micro Finance Regulatory Council	マイクロファイナンス規制委員会
SACCO	Savings and Credit Co-operative	貯蓄信用協同組合
SAPO	South Africa Post Office	南アフリカ郵政事業会社
SARB	South African Reserve Bank	南アフリカ準備銀行
SARS	South African Revenue Service	南アフリカ歳入庁
SEF	The Small Enterprise Foundation	小企業基金

第 1 章　市場環境の特徴

図表 1: 南アフリカの概要

分類	項目	
一般事情	面積	約 122 万平方キロメートル
	人口	5,742 万人(2018 年、IMF 推計)
	首都	プレトリア
	民族	黒人(79%)、白人(9.6%)、カラード(混血)(8.9%)、アジア系(2.5%)
	言語	英語、アフリカーンス語、バンツー語(ズールー語、ソト語ほか)の合計 11 が公用語
	宗教	キリスト教約 80%、ヒンズー教、イスラム教等
	在留邦人数	1,505 人(2017 年 10 月)
政治体制・内政	政体	共和制
	元首	シリル・ラマポーザ大統領
	議会	二院制(全国州評議会 90 名、国民議会 400 名)
	首相	シリル・ラマポーザ
経済	主要産業	農業、鉱業、工業
	GDP	3,709 億ドル(2018 年、IMF 推計)
	1 人あたり GDP	6,459 米ドル(2018 年、IMF 推計)
	実質 GDP 成長率	1.5%(2018 年、IMF 推計)
	通貨	ランド。1 米ドル=13.16 ランド、1 ランド=8.44 円 (2018/7/31)



(出所)　IMF、外務省、日本貿易振興機構、中央銀行、みずほ公示相場等を基に作成

図表 2: 南アフリカの主要経済指標

	単位	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
人口	万人	4,948	5,015	5,085	5,157	5,233	5,310	5,391	5,475	5,562	5,652	5,742
名目 GDP	億米ドル	2,871	2,972	3,753	4,169	3,963	3,668	3,509	3,177	2,957	3,493	3,709
1 人あたり GDP(名目)	米ドル	5,802	5,926	7,381	8,083	7,574	6,908	6,509	5,803	5,316	6,180	6,459
実質 GDP 成長率	%	3.2	-1.5	3.0	3.3	2.2	2.5	1.8	1.3	0.6	1.3	1.5
消費者物価上昇率	%	11.0	7.1	4.3	5.0	5.6	5.8	6.1	4.6	6.3	5.3	5.3
経常収支	GDP 比%	-5.5	-2.7	-1.5	-2.2	-5.1	-5.9	-5.3	-4.4	-3.3	-2.3	-2.9
財政収支	GDP 比%	-0.5	-5.2	-5.0	-4.1	-4.4	-4.3	-4.3	-4.8	-4.1	-4.5	-4.2
政府債務	GDP 比%	26.5	30.1	34.7	38.2	41.0	44.1	47.0	49.3	51.6	52.7	54.9

(出所)　IMF "World Economic Outlook April 2018"を基に作成（閲覧日：2018 年 7 月 31 日）

第 2 章　金融制度概要

1.　金融機関の種類

南アフリカの金融機関(銀行)は種類によってその根拠法が異なる。商業銀行は、銀行法(Banks Act, 1990)を、相互銀行(mutual banks)は相互銀行法(Mutual Banks Act, 1993)および相互銀行改正法(Mutual Banks Amendment Act, 1999)を、土地農業開発銀行は土地銀行法(Land Bank Act, 1912)を根拠法とする。

協同組合銀行と南アフリカポストバンク会社法の根拠法は比較的新しく制定されたもので、協同組合銀行法(Co-operative Banks Act, 2007)は、2007 年に、南アフリカポストバンク会社法(South African Postbank Limited Act)は 2010 年に制定された。

(1)　銀行の業態

南アフリカの金融機関は、銀行(banks)とノンバンク金融機関(non-bank financial institutions、銀行以外の金融機関のこと)に大別される。銀行には商業銀行(commercial banks)と相互銀行(mutual banks)、公的銀行(public banks)、協同組合金融機関(co-operative financial institutions)がある。このうち商業銀行が総資産で銀行全体の 99%を占める。

図表 3：南アフリカにおける銀行の業態分類(10 億ランド、%) (2017 年 12 月末)

業態			機関数	根拠法	総資産	シェア
銀行	商業銀行 (Commercial Banks)	国内銀行	18	銀行法 (Bank Act, 1990)	4,852	93.01%
		外国銀行	15		303	5.80%
	相互銀行 (Mutual Banks)	-	3	相互銀行法(Mutual Banks Act, 1993) 相互銀行改正法 (Mutual Banks Amendment Act, 1999)	5	0.10%
	公的銀行 (Public Banks)	ポストバンク (Post Bank)	1	南アフリカポストバンク法 (South Africa Postbank Limited Act)	13	0.25%
		土地農業開発銀行 (Land and Agricultural Development Bank)	1	土地銀行法 (Land Bank Act, 1912)	43	0.82%
	協同組合 (Co-operatives) ※1	協同組合金融機関 (Co-operative Financial Institusions)	28	協同組合法(co-operatives Act, 2005) 銀行法免除通告 (Banks Act examption notice 620 of 2014)	0.2	0.004%
		その他※2	2		0.1	0.002%
		協同組合銀行 (Co-operative Banks)	3	協同組合法(co-operatives Act, 2005) 共同組合銀行法 (co-operatives Act, 2007)	0.1	0.002%
銀行計					5,216	100.00%
ノンバンク	保険会社 (Insurance Companies)		180	-	2,537	
	退職基金 (Retirement Funds)		5000	-	3,677	
	投資信託 (Unit Trusts)	国内投資信託会社	48	-	1,953	
		外国投資信託会社	62	-	318	
	その他の金融機関		n.a	-	n.a	
ノンバンク計					4,927	

※1： 協同組合金融機関数は 2014 年から 2017 年にかけて、12 から 28 へ急増している。
※2： 協同組合銀行の「その他」とは 3,000 万ランド以上の預金がある協同組合金融機関のことである。
出所： South African Reserve Bank[1]、Land Bank[2]、South African Post Office[3]、Financial Services Board

(2) 商業銀行(commercial banks)

南アフリカには計 33 の商業銀行(commercial banks)が存在している。商業銀行は、銀行法(Banks Act, 1990)を根拠法に設立・登録され、免許が発行される。このうち国内銀行が 18 行、外国銀行の支店が 15 支店ある。シティバンク(Citibank)、JP モルガン・チェース(JP Morgan Chase)、ドイツ銀行(Deutsche Bank)といった欧米の大手銀行グループに加え、HSBC や中国建設銀行、インドステイト銀行(State Bank of India)

1 South African Reserve Bank ,“Bank Supervision Annual Report 2017”、https://www.resbank.co.za/Research/Statistics/Pages/MonthlyReleaseOfSelectedData.aspx
2 Land Bank,“Annual Integrated Report 2017”、http://www.landbank.co.za/annual-reports
3 South African Post Office, “Integrated Report 2017,” https://www.postoffice.co.za/About/annualreport/index.html

といった銀行も進出しており、南アフリカはアフリカ大陸における金融センターとして位置づけられている。

図表 4：南アフリカの商業銀行リスト(100 万ランド) (2017 年 12 月末)

順位	銀行名		総資産
1	The Standard Bank of South Africa Limited	登録銀行	1,254,849
2	FirstRand Bank Limited	登録銀行	1,120,747
3	Absa Bank Limited	登録銀行	983,378
4	Nedbank Limited	登録銀行	892,006
5	Investec Bank Limited	登録銀行	415,285
6	Capitec Bank Limited	登録銀行	87,033
7	Citibank NA	登録外国銀行支店	58,756
8	HSBC Bank plc - Johannesburg Branch	登録外国銀行支店	47,717
9	Bank of China Limted Johannesvurg Branch	登録外国銀行支店	44,341
10	China Construction Bank Corporation - Johannesburg Branch	登録外国銀行支店	36,098
11	JPMorgan Chase Bank	登録外国銀行支店	33,939
12	Standard Chartered Bank (Johannesburg Branch)	登録外国銀行支店	33,493
13	African Bank Limited	登録銀行	31,356
14	Grindrod Bank Limited	登録銀行	16,696
15	BNP Paribas South Africa	登録外国銀行支店	13,748
16	Mercantile Bank Limited	登録銀行	12,892
17	Deutsche Bank AG	登録外国銀行支店	10,450
18	Société Générale Johannesburg Branch	登録外国銀行支店	8,935
19	State Bank of India	登録外国銀行支店	8,602
20	Bidvest Bank Limted	登録銀行	8,508
21	Sasfin Bank Limited	登録銀行	7,778
22	Albaraka Bank Limited	登録銀行	5,930
23	Ubank Limited	登録銀行	5,224
24	HBZ Bank Limted	登録銀行	4,856
25	Bank of Baroda	登録外国銀行支店	2,779
26	Bank of Taiwan South Africa Branch	登録外国銀行支店	2,365
27	The South African Bank of Athens Limited	登録銀行	2,355
28	Commonwealth Bank of South Africa Limited, trading as TymeDigital by CommonwealthBank SA	登録銀行	1,403
29	Habib Overseas Baml Limited	登録銀行	1,186
30	Discovery Bank Limited	登録銀行	622
31	ICICI Bank Limited	登録外国銀行支店	584
32	Canara Bank	登録外国銀行支店	488
33	Bank of India	登録外国銀行支店	472
総資産合計			5,154,871

(出所)　南アフリカ準備銀行（SARB），“Bank Supervision Annual Report 2017.”[4]

[4] South African Reserve Bank ,“Bank Supervision Annual Report 2017”、
https://www.resbank.co.za/PrudentialAuthority/AboutUs/AnnualReports/Pages/Bank-Supervision-Department-Annual-Reports.aspx

図表 4 は、南アフリカ国内で事業を展開する内外商業銀行のリスト(資産額順)である。ここでは、4 大銀行(Standard、FirstRand、Absa、Nedbank)が圧倒的な地位を占めている(4 行で 2017 年 12 月末商業銀行資産額合計の 82.4%)。次いで中位行として投資銀行である Investec がある(この上位 5 行で 90.5%)。以下は下位行となり、低所得者向けの無担保貸出を専門とする Capitec Bank Limited、外国銀行の Citibank が続く。なお、総資産額第 1 位の Standard、第 2 位の FirstRand の支店はヨハネスブルグに集中しているが、第 3 位の Absa はヨハネスブルグ以外にも、ケープタウン、ブレトリア、ダーバンに位置している。

銀行の資金調達は、国内からの預金が 95%を占め、そのうち 65.7%がノンバンクや企業からの預金（大半が当座預金）で、家計からの安定的な預金は少ない。預貸率は 103%でややオーバーローンの状態にある(2017 年 12 月)[5]。

SARB が発行している“Bank Supervision Annual Report”の 2017 年版では、重点トピックとして、①リスク関連データの集約と報告に関する原則と、②第 4 次キング委員会レポートの 2 テーマに言及している。前者は、2013 年 1 月にバーゼル銀行監督委員会によって導入された通達で、リスクに関するデータ集約や報告プロセスの改善を通じて、リスク管理体制の強化を図ることを目的としたものである。後者は、元最高裁判事マービン・E・キングを委員長とする有識者会議（通称：キング委員会）がとりまとめたコーポレート・ガバナンスに関するレポートである。

キング委員会は、南アフリカの民主化を機に、自由主義経済の一員として不可欠な行動規範を周知させる目的で 1993 年に設置された。その後、1994 年、2002 年、2009 年と 3 度にわたって、時代に則した企業統治のあり方に関するガイドラインを作成。2009 年の第 3 次レポートを置き換える形で 2016 年 11 月に作成されたのが、今回の第 4 次キング委員会レポートである。同レポートでは、企業統治の評価に関する軸足を従来の意識重視（principle-based）から、結果重視（outcomes-based）にシフトした点が特徴として挙げられる。結果を重視することで、企業統治の考え方をより実践的に行動に結び付ける狙いがある。2017 年 4 月の適用開始を受けて、各銀行では、銀行監査部(BSD)の指導のもと、レポートの内容を反映した企業統治の実現に向けて具体的な取り組みが行われている[6]。

図表 5：南アフリカの商業銀行上位三行が存在する都市(2017 年 12 月末)



(出所) 外務省海外安全ホームページ

5 South African Reserve Bank, https://www.resbank.co.za/Research/Statistics/Pages/MonthlyReleaseOfSelectedData.aspx

6 South African Reserve Bank ,“Bank Supervision Annual Report 2017”、https://www.resbank.co.za/Lists/News%20and%20Publications/Attachments/7813/01%20BankSupAR2016.pdf

(3) 相互銀行(mutual banks)

相互銀行(mutual banks)(相互銀行法(Mutual Banks Act, 1993)、相互銀行改正法(Mutual Banks Amendment Act, 1999)によって設立・登録され、免許が発行される)は、2017 年の銀行の資産額の 0.1%ほどである。相互銀行は、別名相互貯蓄銀行(mutual saving banks)とも呼ばれる。相互銀行に預金すると、基本的に預金者は当該銀行の株式を購入することとなり、株主総会等での投票権を得る。相互銀行は、安心して預金を行える環境をつくり、預金利子や相互銀行の株式配当を提供することにより預金者の貯蓄を促進すること、また、利益を生む保守的な投資を行うことを目的として設立されている[7]。相互銀行には、Finbond Mutual Bank、GBS Mutual Bank、VBS Mutual Bank の 3 行がある。

図表 6：南アフリカの相互銀行リスト(100 万ランド) (2017 年 12 月末)

順位	相互銀行	総資産
1	VBS Mutual Bank	2,401
2	Finbond Mutual Bank	1,603
3	GBS Mutual Bank	1,376
総資産合計		5,380

(出所) 南アフリカ準備銀行（SARB）, “Bank Supervision Department Annual Report 2017”[8]

このうち、Finbond Mutual Bank は、2003 年に設立され、2012 年 7 月に相互銀行の免許を得た新しい銀行で、投資、貯蓄、クレジットの各サービスを有する。2017 年 12 月末時点で、預金総額は 10 億ランドである。貯蓄商品では、最低預入金額が 100,000 ランドで、利率は年 5.50%～8.65%である[9]。投資では最低投資額が 100,000 ランド、最高投資額は 15,000,000 ランドとなっている。同行は 252 のマイクロクレジット支店と 1,159 名の従業員を有しており[10]、これまで高所得者層へのサービスに集中していた銀行サービスでは対象外となっていた人々に対し、金融サービスを提供している。その規模は飛躍的に増加しており、2016 年 2 月期におよそ 16 万件（貸出総額 4 億 4,799 万ランド）だったマイクロクレジットの件数は、2017 年 2 月期には 30 万件を超え、貸出総額も 10 億 9,121 万ランドに達した。なお、2017 年 2 月期は 40 億 609 万ランドの貸出を行い、54 億 532 万ランドを回収している。

2007 年 6 月、ヨハネスブルグ取引所の新興企業が上場する ALTX に上場、2014 年 3 月にメインボードに鞍替えをしている[11]。

また、VBS Mutual Bank に関しても、2013 年より中小企業支援を目的とした金融サービスを新たに展開している[12]。ただ同行は、監査を担当していた KPMG 南アフリカの不祥事をきっかけに不正会計疑惑が発覚、経営危機に直面したことから、2018 年 3

7 Finbond Mutual Bank, http://www.finbondmutualbank.co.za/MutualBank.html (閲覧日：2018 年 7 月 31 日)
8 South African Reserve Bank, “Bank Supervision Department Annual Report2017” https://www.resbank.co.za/PrudentialAuthority/AboutUs/AnnualReports/Pages/Bank-Supervision-Department-Annual-Reports.aspx
9 Finbond Mutual Bank, https://www.finbondmutualbank.co.za/page7.html (閲覧日：2018 年 8 月 29 日)
10 Fin bond Mutual Bank, “Annual Report 2018” https://www.finbondmutualbank.co.za/page15.html
11 Finbond Mutual Bank, https://www.finbondmutualbank.co.za/page12.html (閲覧日：2018 年 7 月 31 日)
12 VBS Mutual Bank, ”Annual Report 2016” https://www.vbsmutualbank.co.za/documents/VBS-2016-Annual-Report.pdf

月より南アフリカ連銀の管理下にある[13]。4 月には発表済みであった 2017 年の年次報告書も取り下げられた[14]。

GBS Mutual Bank は南アフリカにおける最も古い銀行の一つで 1877 年に設立された[15]。貯蓄口座や送金口座、住宅ローンや投資ローン等のサービスを展開している。預金額は前年比 9.7%増の 11 億 4,106 万ランド、総資産額は前年比 9.8%増の 12 億 6,485 万ランドとなっている。(2017 年 3 月末)[16]。

(4) 公的銀行(public banks)

公的銀行には、土地農業開発銀行(Land and Agricultural Development Bank)とポストバンク(Postbank)の 2 行があるが、2017 年の銀行の資産額に占める割合は前者が 0.82%、後者が 0.25%と小さく、南アフリカでは公的銀行の規模は非常に小さいものとなっている。

土地農業開発銀行は土地銀行法(Land Bank Act, 1912)によって 1912 年に設立された農業金融機関で、政府が 100%所有している。だが、同行は政府からの補助金は受けておらず、金融市場で資金調達を行っている。ただし、同行は政府に対し税も配当も払う必要がない[17]。

ポストバンクについては、後述する。

(5) 協同組合銀行(co-operative banks)

協同組合銀行は、2007 年にその根拠法、協同組合銀行法(Co-operative Banks Act, 2007)が制定され、2011 年に最初の協同組合銀行が設立された、南アフリカでは新しい形態の銀行である。2018 年 3 月で協同組合銀行は、Ditsobotla Primary Savings and Credit Co-operative Bank、OSK Koöperatiewe Bank Beperk、Ziphakamise savings and credit cooperative bank の 3 行がある。

協同組合銀行は、①類似した職業・同一の雇用者に雇用された者／同じビジネス分野で雇用された者、②ビジネスや宗教グループ、協同組合等、同一の組織に属する者、そして③コミュニティや地域に住む者で構成される協同組合で、協同組合銀行として登録された組織を指し[18]、下記の 7 つの協同組合原則(7 co-operative principles)に則って組合員によって運営される[19]。

---

13 Mail＆Guardian, SARB: VBS Mutual Bank is not being punished because it's black-owned（2018 年 5 月 11 日）
https://mg.co.za/article/2018-03-11-sarb-vbs-mutual-bank-is-not-being-punished-because-its-black-owned

14 Destinyman.com, VBS Mutual Bank’s 2017 annual financial statements withdrawn（2018 年 4 月 17 日）
http://www.destinyman.com/2018/04/17/vbs-mutual-banks-2017-annual-financial-statements-withdrawn/

15 GBS Mutual Bank, https://www.gbsbank.co.za/about-history.php

16 GBS Mutual Bank, ”Annual Report (2016 年～2017 年)” https://www.gbsbank.co.za/about-results.php
預金額はアニュアルレポート上のバランスシートに記載されている Share deposits と Other deposits の金額を合計している。

17 土地農業開発銀行ウェブサイト, http://www.landbank.co.za/ (閲覧日：2018 年 7 月 31 日)

18 Co-operative Financial Institute of South Africa (閲覧日：2018 年 7 月 31 日)
http://www.cofisa.co.za/co-operative-banks.html

19 南アフリカ準備銀行(SARB), “Co-operative Banks” (閲覧日：2018 年 7 月 31 日)
https://www.resbank.co.za/PrudentialAuthority/Deposit-takers/Co-operativeBanks/Pages/default.aspx

図表 7：協同組合原則

1. 自主的かつオープンなメンバーシップ （Voluntary and open membership）
2. 民主的な運営 （Democratic member control）
3. 組合員の経済的参加 （Members' economic participation）
4. 自治と独立性 （Autonomy and independence）
5. 教育、情報、訓練 （Education, information and training）
6. 協同組合間における協力 （Co-operation between co-operatives）
7. コミュニティへの配慮 （Concern for community）

(出所) 南アフリカ準備銀行(SARB)

監督官庁は南アフリカ準備銀行(SARB)であり、協同組合銀行として認められる要件「組合員数 200 名以上かつ預金額 100 万以上」を維持しているかを監視する役割を担っている。

上記の用件を満たさないものの、金融機関としての機能を持つ、協同組合金融機関(Co-operative Financial Institutions)(協同組合銀行法によって設立される)がある。協同組合金融機関は 100 万ランド以上の預金かつ 200 人以上の組合員を満たせば、協同組合銀行に転換することができる。

協同組合金融機関も協同組合銀行と同じく協同組合銀行法が根拠法であるが、監督官庁は協同組合銀行開発庁(Cooperative Banks Development Agency、CBDA)である。CBDA は協同組合金融機関の監督を行うほか、協同組合金融機関の協同組合銀行への発展を促し、インターンの受入や、業務効率改善・報告義務遵守・財務の安定性維持等に関する支援プログラムの実施など、協同組合機関への訓練を提供する役目も担っている[20]。

図表 8：協同組合銀行の組合員数・預金額(1 万ランド)(2016/2017 会計年度末)

	協同組合銀行	組合員数	預金額
1	Ditsobotla Primary Saving and Credit Co-operative Bank	1,310	770.0
2	OSK Coöperatieve Bank Beperk	1,082	9700.0
3	Ziphakamise savings and credit cooperative bank	618	400.0
合計		3,010	10,870.0

(出所) 南アフリカ準備銀行(SARB)[21]

[20] South African Reserve Bank, (閲覧日：2018 年 7 月 31 日)
"Combined Annual Report of the Supervisors of the Co-operative Banks Development Agency and the South African Reserve Bank 2013/2014"
https://www.resbank.co.za/Lists/News%20and%20Publications/Attachments/6384/Cooperative%20Banks%202014.pdf

[21] South African Reserve Bank, (閲覧日：2018 年 9 月 9 日)
https://www.resbank.co.za/PrudentialAuthority/Deposit-takers/Co-operativeBanks/Pages/Licensing.aspx

図表 9：協同組合金融機関の組合員数・資産額(1 万ランド)(2017 年 2 月末)

	協同組合金融機関	組合員数	資産額
1	Oranjekas Spaaren Krediet Kooperatief	997	4,832.3
2	KleinfonteinSpaar en Krediet Kooperatief	484	3,627.7
3	NEHAWU SACCO	10,777	2,447.8
4	Webbers SACCO	855	902.8
5	Young Women in Business Network (YWBN) CFI	454	819.9
6	SAMWU SACCO	1,679	791.1
7	Boikago SACCO	987	594.3
8	Ziphakamise SACCO	618	587.8
9	Generational Inheritance Group CFI	445	460.5
10	Kwa Zulu Ladies Empowerment FSC	1,706	423.6
11	Bakenburg FSC	1,356	309.1
12	Nagrik SA CFI	299	290.9
13	Medical Primary Financial Cooperative	271	250.2
14	Kuvhanganyani FSC	424	200.3
15	Mathabatha FSC	1,945	142.8
16	Mutapa FSC	393	121.8
17	KwaMachi FSC	769	104.9
18	Kings Grange FSC	237	78.3
19	SAWBCC	229	60.4
20	Imvelo Agricultural Co-operative	360	42.0
21	Worcester Community SACCO	360	40.2
22	Thari Entsho FSV	216	22.3
23	Eyakwethu	397	20.2
24	Mzansi Rural Arts and Crafts	632	17.2
25	Sekhukhune CFI primary Co-operative	327	13.7
26	Nnathele FSC	329	12.9
27	Greater Tzaneen	273	11.2
28	Umbambiswano	-	-

(注) Umbambiswano については数値が掲載されていない。
(出所) 協同組合銀行開発庁（CBDA） Annual Report 2017[22]

[22] Cooperative Banks Development Agency (CBDA)
http://www.treasury.gov.za/coopbank/publications/CBDA%20annual%20report%202016%2017.pdf
(閲覧日：2018 年 7 月 31 日)

協同組合金融機関は、金融協同組合(Financial Co-operative)、金融サービス協同組合(Financial Services Co-operative, FSC)、クレジット・ユニオン(Credit Union)、貯蓄信用協同組合(Savings and Credit Co-operative, SACCO)のいずれかの連合に区分される[23]。

協同組合銀行のセクターは、協同組合銀行と協同組合金融機関を全部合わせても2017年の銀行の資産額合計のわずか0.004%と非常に小さい。

セクター全体の総資産は伸びており、2017年2月末においては、前年比12.9%増の12,124万ランドとなっている。また、預金は前年比約10.1%増の10,399万ランド、ローン残高は前年比18.6%増の8,455万ランドと、それぞれ伸びている[24]。

2. 監督官庁と指導体制

南アフリカでは、南アフリカ準備銀行(South African Reserve Bank, SARB)と金融サービス庁(Financial Services Board、FSB)による金融市場監督システム、Twin Peaks Modelが採用されている。Twin Peaks Modelの中で、SARBはPrudential Authorityとして位置づけられ、管轄下の金融機関の安全性と健全性を促進・強化する役割を負っている[25]。商業銀行・相互銀行の監督はかねてSARBが行っていたが、協同組合銀行発展庁(Cooperative Banks Development Agency)が担当していた協同組合銀行の監督権限もTwin Peaks Modelの導入によりSARBに移行している[26]。

FSBはTwin Peaks Modelにおいて Financial Sector Conduct Authorityとして位置づけられ、市場監督を通じて消費者の保護を行うことを期待されている。ノンバンクの監督は金融サービス庁(Financial Services Board)が行う[27]。

商業銀行・相互銀行の設立に際しては、銀行法(Banks Act,1990)を根拠法としてSARBが免許を発行する。銀行設立の認可の他に、銀行法を根拠に、銀行が行える業務の拡大を許可する権限も有する。また、協同組合銀行の設立に際しても、協同組合銀行法(Co-operative Banks Act, 2007)を根拠法として同じくSARBが免許を発行する。

---

23 South African Reserve Bank (SARB), "Combined Annual Report of the Supervisors of the Co-operative Banks Development Agency and the South African Reserve Bank 2013/2014" (閲覧日：2018年7月31日)
https://www.resbank.co.za/Lists/News%20and%20Publications/Attachments/6384/Cooperative%20Banks%202014.pdf

24 South African Reserve Bank(SARB), Coooperative Banks Annual Report 2016/2017 P.4、
https://www.resbank.co.za/Publications/Reports/Pages/default.aspx (閲覧日：2018年7月31日)

25 Financial Services Board(FSB), "What is Twin Peaks?" (閲覧日：2018年7月31日)
https://www.fsb.co.za/Departments/twinpeaks/Pages/What-is-Twin-Peaks.aspx

26 South African Reserve Bank(SARB), "Combined Annual Report of the Supervisors of the Co-operative Banks Development Agency and the South African Reserve Bank 2013/14"
http://www.resbank.co.za/Publications/Detail-Item-View/Pages/Publications.aspx?sarbweb=3b6aa07d-92ab-441f-b7bf-bb7dfb1bedb4&sarblist=21b5222e-7125-4e55-bb65-56fd3333371e&sarbitem=6384 (閲覧日：2018年7月31日)

27 Financial Services Board(FSB), "Twin Peaks FAQ's.pdf Twin Peaks legislation nears its final stages"、
https://www.fsb.co.za/Departments/twinpeaks/Pages/Twin%20Peaks.aspx (閲覧日：2018年7月31日)

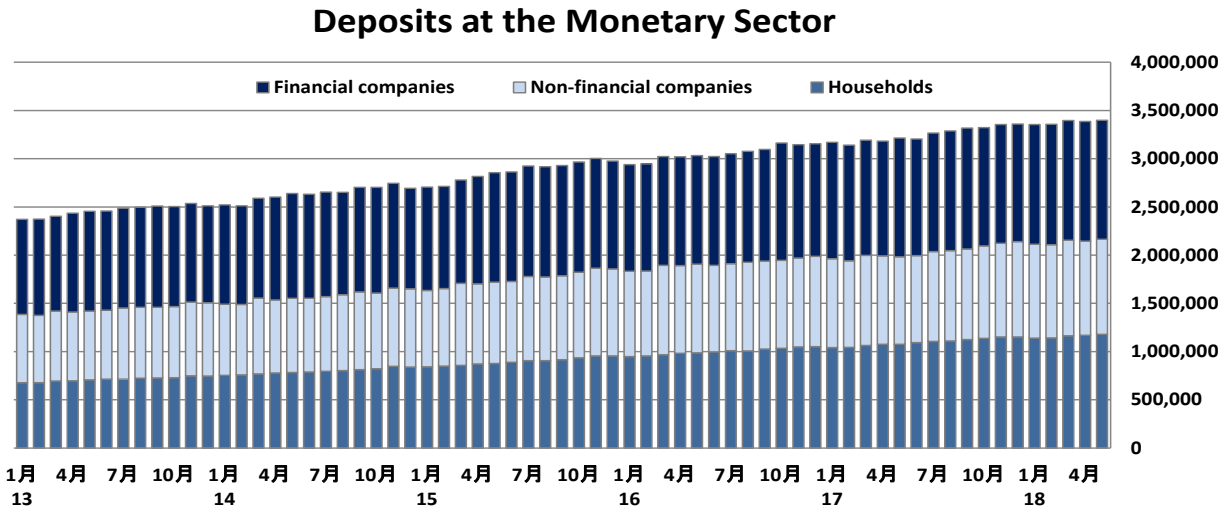
3. 南アフリカの金融制度の特徴

南アフリカの金融制度の特徴の一つは、第 2 章 1 節「金融機関の種類」でも述べたように、少数の金融機関に資金や機能が集中していることである。4 大商業銀行(Standard, FirstRand, Absa, Nedbank)に、投資銀行である Investec を加えた 5 行で銀行全体の総資産の 90.5%を占めている。これら大手銀行は保険会社や投資顧問会社をグループ内に持ち、大規模なグループ内取引を行っている。このような集中構造によって、大手が金融セクターにおいて強い価格決定力を持つ形になっているといわれている[28]。

4 大銀行はアフリカ各国に多くの子会社を持っており、海外進出が進んでいることも特徴である。やや古いデータになるが、4 大銀行グループが相手国の銀行資産に占める割合(2013 年 12 月末)は、ランド地域のレソトで 96.9%、ナミビアで 66.8%、スワジーランドで 64.8%である。非ランド地域でも、ボツワナで 45.9%、セイシェルで 41.5%を占めている[29]。

金融機関(銀行、外国銀行の支店、相互銀行、協同組合金融機関)全体の預金残高の構成をみると、法人からの預金が全体の 65.7%(金融法人 36.3%、非金融法人が 29.4%)を占め、個人からの預金は全体の 34.3%と少ないことが特徴である(2017 年 12 月末)。長年、低所得層の取り込みが課題とされてきたが、南アフリカの銀行は、概して、中高所得者層の個人や、既存の法人顧客を相手にしてきたと指摘されており[30]、それが数字にも表れた格好といえる。ただし最近では、商業銀行を中心に、低所得者、若年層、地方に住む人々を意識した金融サービスを展開する動きもみられ、徐々にではあるが個人の存在感が高まりつつある。

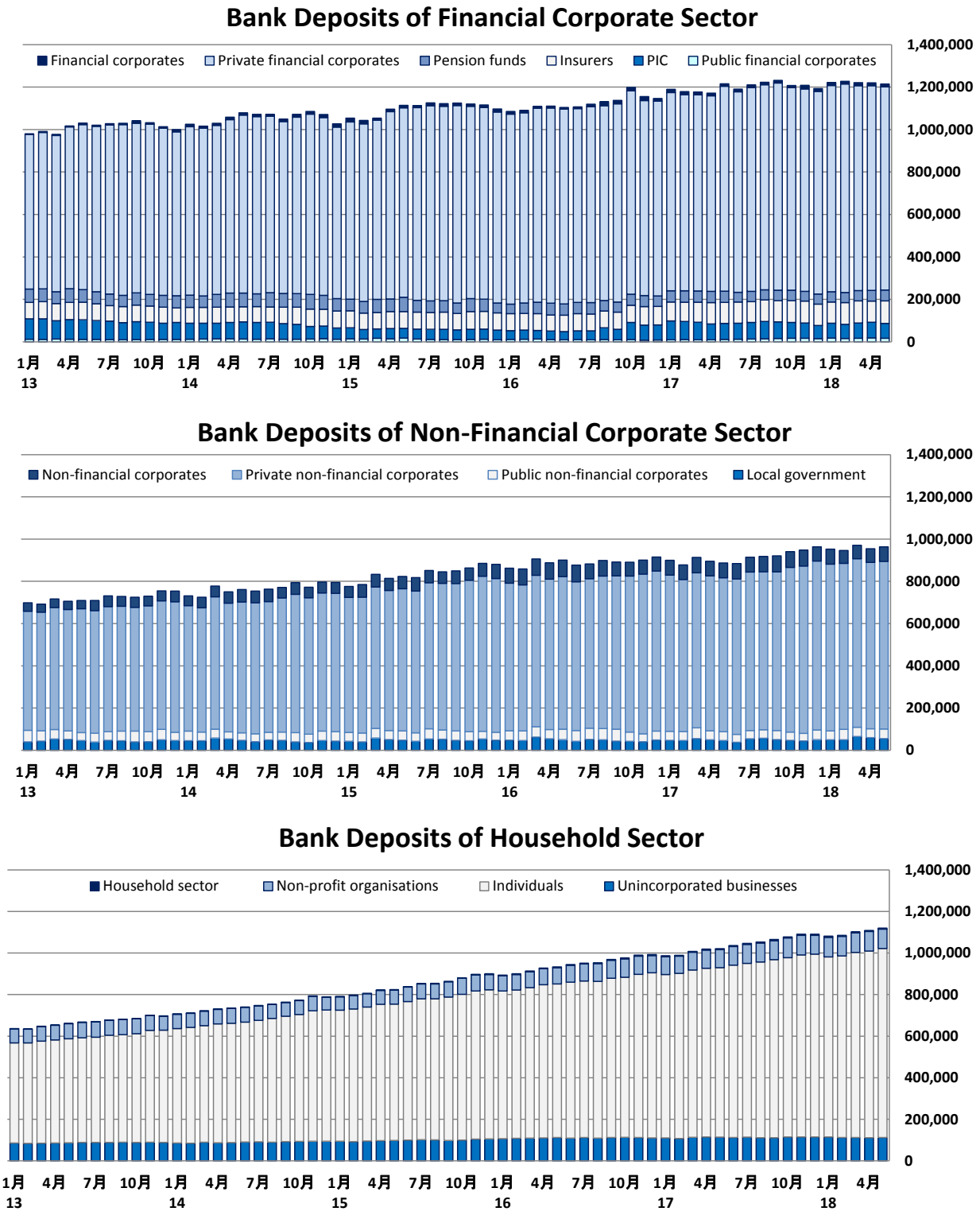
図表 10：金融機関の預金の内訳(100 万ランド)(2018 年 5 月)



(出所) 南アフリカ準備銀行[31]

[28] IMF, South Africa: Financial System Stability Assessment, December 2014. http://www.imf.org/external/pubs/ft/scr/2014/cr14340.pdf (閲覧日：2018 年 7 月 31 日)
[29] IMF, South Africa: Financial System Stability Assessment, December 2014. http://www.imf.org/external/pubs/ft/scr/2014/cr14340.pdf (閲覧日：2018 年 7 月 31 日)
[30] The National Treasury, South Africa and the AFI, "The Mzansi Story and Beyond," January 2014. https://www.gpfi.org/publications/use-financial-inclusion-data-country-case-study-south-africa (閲覧日：2018 年 9 月 9 日)
[31] South African Reserve Bank (SARB) (閲覧日：2018 年 7 月 31 日)

図表 11：金融機関の預金の内訳詳細(上グラフの詳細内訳)(100 万ランド)(2018 年 5 月)



（出所）　南アフリカ準備銀行[32]

[32] South African Reserve Bank (SARB) (閲覧日：2018 年 7 月 31 日)
https://www.resbank.co.za/Research/Statistics/Pages/MonthlyReleaseOfSelectedData.aspx

4. 預金保険制度の枠組み

南アフリカでは、2018 年 9 月時点で、預金保険制度は導入されていない。2014 年に IMF の金融システム安定評価が行われ、同報告書(IMF, South Africa: Financial System Stability Assessment, December 2014)では、勧告の一つとして「預金保険を導入してシステミックな流動性リスクを削減すること」(reduce systemic liquidity risk by introducing deposit insurance)を挙げている[33]。そこで、南アフリカ準備銀行(SARB)と財務省は預金保険制度の導入に向けた検討を進めている[34]。2017 年 5 月 31 日には「南アフリカの預金保険制度設計」というタイトルのディスカッション・ペーパーを発刊し、制度の概要について公表した[35]。それによると、預金保険機構は南アフリカ準備銀行の子会社として設立し、預金保険の基金は銀行の拠出によって全額賄われる方針であることが示された。また保護される預金上限は、預金者一人当たり 10 万ランド（日本円にしておよそ 75 万円：2018 年 9 月時点のレート）で、個人預金の 98%がカバーされる計算となる。一方で、統合口座の取り扱いや中小金融機関への適用方法など、世界標準の預金保険制度とするにはさらなる検討が必要とも述べており、導入にはまだ時間がかかるとの見方を示している。

協同組合銀行に関しては、協同組合銀行法(Co-operative Banks Act, 2007)に預金保険基金を設立する趣旨の条文が記されており、基金は協同組合銀行開発庁(Cooperative Banks Development Agency, CBDA)の傘下に設立される予定であった。しかしながら、金融システム監督制度における Twin Peaks System の導入に伴い、銀行の監督機能が南アフリカ準備銀行(South African Reserve Bank, SARB)に集約されていく過程で、分類を問わず全ての銀行を加盟対象とする単一預金保険基金を SARB の下に創設する構想が進められている。この結果、協同組合銀行単独の預金保険基金の設立は正式に撤回されている。

5. 個人資産運用に関わる税制全体の中での預貯金税制

利子所得・キャピタルゲインは総合課税であるが、配当は 15%の分離課税である。配当金については、原則、源泉分離課税されるが、非課税投資(tax-free investment)として、ユニットトラスト等への投資(年間一人当たり払込金利 30,000 ランド、死亡の年は 500,000 ランドが限度となる)に係る配当金については非課税である。また、キャピタルゲイン税は、30,000 ランドを超えた分に対し 33.3%が総合課税の対象となっていたが、2016 年 3 月 1 日から 40%に引き上げられた[36]。利子所得については、65 歳未満の場合は最大 23,800 ランドまで、65 歳以上の場合は最大 34,500 ランドまで、非課税となる(2016/17 年)[37]。なお、個人所得税は累進課税制であり 18%～最高 41%が課される[38]。

---

33 IMF, South Africa: Financial System Stability Assessment, December 2014. (閲覧日：2018 年 7 月 31 日)
http://www.imf.org/external/pubs/ft/scr/2014/cr14340.pdf

34 Business Tech, SARB’s new plan to keep your money safe if your bank and the economy tanks (閲覧日：2018 年 7 月 31 日)
https://businesstech.co.za/news/banking/210003/sarbs-new-plan-to-keep-your-money-safe-if-your-bank-and-the-economy-tanks/

35 South African Reserve Bank (SARB) “SARB)African Reserve Bankcheme-for-sa-proposed/arbs (閲覧日：2018 年 7 月 31 日)
https://www.resbank.co.za/Lists/.../Attachments/.../DIS%20paper.pdf

36 South African revenue Service(SARS), “TAXATION IN SOUTH AFRICA 2016/17”、(閲覧日：2018 年 7 月 31 日)
http://www.sars.gov.za/AllDocs/OpsDocs/Guides/LAPD-Gen-G01%20-%20Taxation%20in%20South%20Africa.pdf

37 South African revenue Service(SARS), “TAXATION IN SOUTH AFRICA2016/17”、(閲覧日：2018 年 7 月 31 日)
http://www.sars.gov.za/AllDocs/OpsDocs/Guides/LAPD-Gen-G01%20-%20Taxation%20in%20South%20Africa.pdf

38 South African revenue Service(SARS), “TAXATION IN SOUTH AFRICA 2016/17”、(閲覧日：2018 年 7 月 31 日)

第 3 章　郵便貯金の概要

1.　設立目的・沿革概要

ポストバンク(Postbank)の歴史は 1875 年に当時の国庫庁(The Treasury)に創設された政府の貯蓄銀行(government bank)の業績が芳しくなくなったため、当時の郵政庁(the Post Office)に業務委託されたときにさかのぼるとされる。1884 年 1 月に、郵政庁による最初の貯蓄銀行がケープタウンに創設され、当該年 12 月末までには、125 の郵便貯蓄銀行(Post Office Savings Banks)が営業を開始している。その後 90 年を経て、1974 年には、国庫庁からの受託業務ではなく、郵政庁が独自業務として郵便貯金銀行業務と国家貯蓄証券(National Savings Certificates)業務を行うことになった。そして、同年 10 月には郵便貯蓄銀行業務の最初のコンピュータ化が完了した。

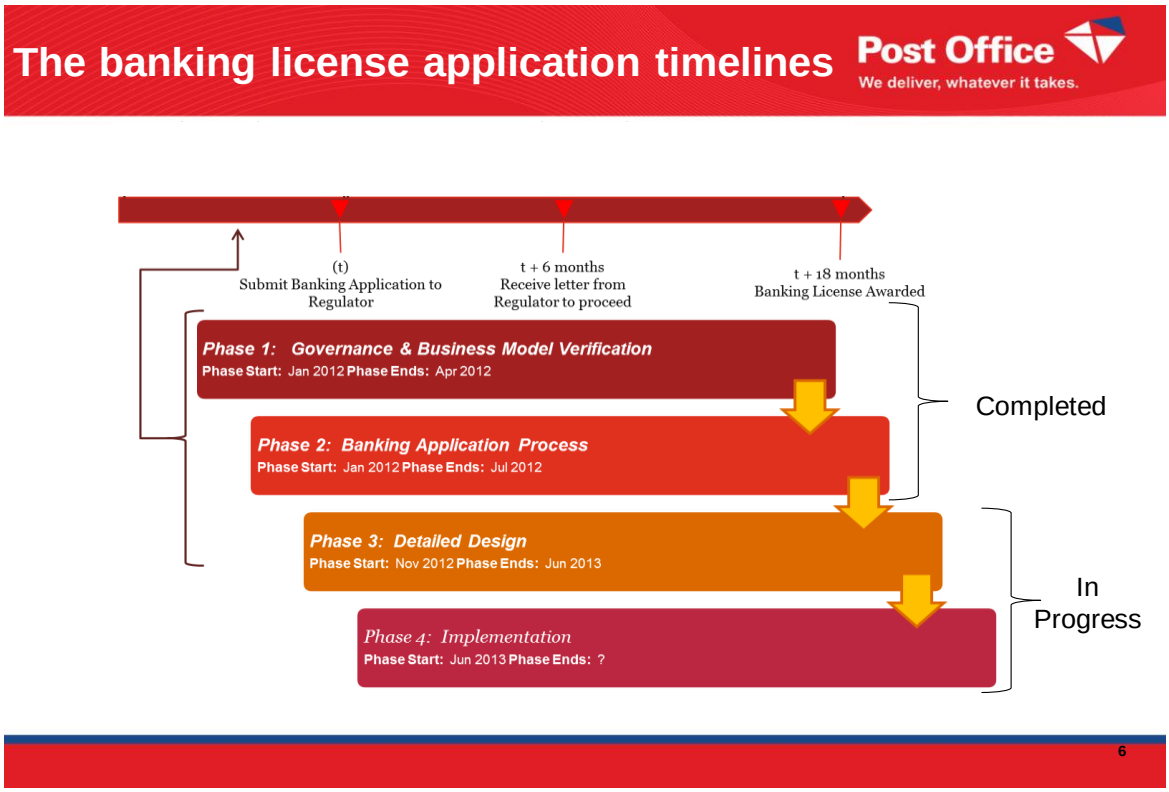
2003 年、南アフリカ郵政事業会社(South Africa Post Office、SAPO)は、すべての国民が、銀行口座を持つことができ、社会保障費を、ポストバンク口座を通じて受け取ることができる国家プロジェクト Paymaster を導入した。

2004 年 10 月には、金融包摂を目的に低所得者で、今までに銀行にアクセスできていない国民が開設できるように設計された銀行口座であるムザンジ(Mzansi)口座を 4 大銀行とポストバンクが提供を開始した。その商品内容は、南アフリカ競争法(South African Competitions Act)に基づき、各行ごとに異なるため共通のものはない。だが、ムザンジブランドを使用すること、デビット機能を伴うこと、通常の口座では課される他行の ATM 利用費用を Mzansi 口座では徴収しないこと、口座管理料を徴収しないことといった共通原則が定められた。ポストバンクは、全国 2,000 以上の郵便局を通じてサービスを提供している。

2010 年には南アフリカポストバンク会社法(South African Postbank Limited Act)が発布され、これにより、ポストバンクは SAPO の一部門から、独立した法人になることが規定された。2013 年 9 月には南アフリカ準備銀行(SARB)に銀行設立のための申請書を提出した。その後、SAPO が 2013 年 3 月期以降、赤字が続いたことや、過去の不適切な支出が明らかになったことなどが問題視され、銀行ライセンス付与の審査は長期化。2016 年 7 月にようやく本審査申請に向けた準備期間（最大 12 カ月）入りが認められ、2017 年 7 月に最終審査のための申請書を提出した。その後、1 年以上が経過したものの、いまだに銀行ライセンスの承認には至っていない。財務省によると、審査は順調に進んでおり、2019 年 3 月までには承認され、ポストバンクの商業銀行への移行が完了する見通しとのことである[39]。

[39] Business Day,　No decision yet on granting a banking licence to Postbank　(閲覧日：2018 年 7 月 31 日)
https://www.businesslive.co.za/bd/national/2018-04-24-no-decision-yet-on-granting-a-banking-licence-to-postbank/

図表 12：銀行免許申請にかかるスケジュール(当初予定)



(出所) Post Office, "Progress Report to the Select Committee on Labour and Public Enterprises May 2013"[40]

ポストバンクは、南アフリカポストバンク会社法(South African Postbank Limited Act, 2010)及び南アフリカポストバンク会社法改正法(South African Postbank Limited Amendment Act, 2013)を設置根拠法令としている。金融に関する助言及び仲介サービス法(Financial Advisory and Intermediary Services Act)に基づく金融サービス提供者としての許可を取得済みである。その後、前述の通り銀行法に基づくライセンスを申請中である[41]。

2. 組織形態

(1) 経営形態

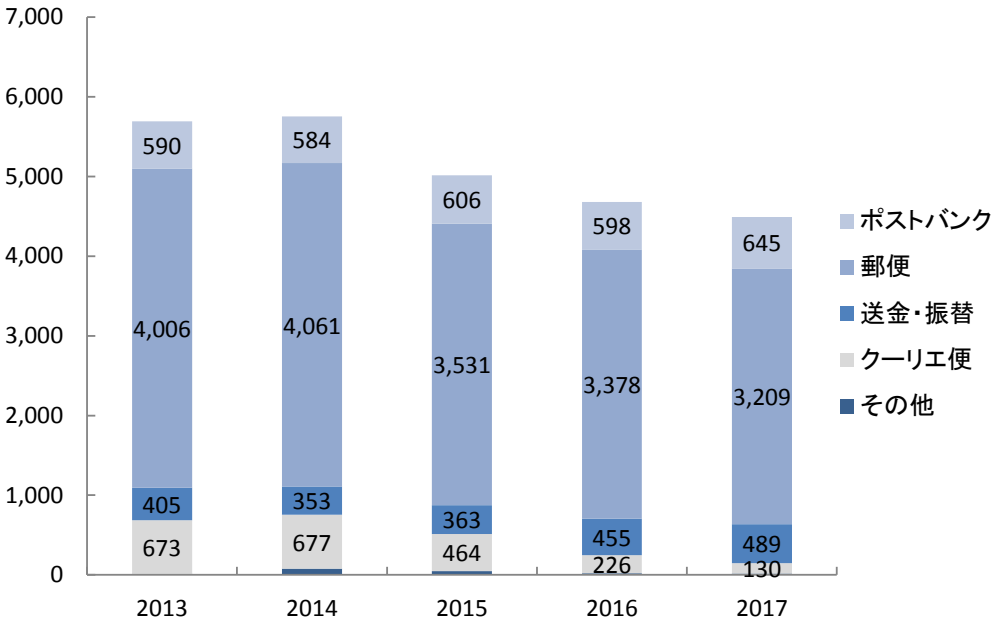
2018 年 3 月時点では、ポストバンクは政府が 100%保有する南アフリカ郵政事業会社の一部である。SAPO の内部機関の一つとして設置されているポストバンク委員会(Postbank Committee)は、取締役会に、ポストバンクの財政状況、法的適合性、戦略、業務監査、リスク等について報告する機関である。

ポストバンクが銀行免許を取得し、銀行としての業務を開始する際には、南アフリカポストバンク会社法に基づき、ポストバンクの取締役会を設立することになる。

なお、ポストバンクの収入は、グループ全体の 10%強となっており、残りの 90%は郵便事業などその他の事業から得ている。

[40] https://pmg.org.za/files/130522postbank.ppt
[41] South African Post Office, "Integrated Report 2017"（閲覧日：2018 年 7 月 31 日）
https://www.postoffice.co.za/About/annualreport/index.html

図表 13：南アフリカポストグループの収入（100 万ランド)(2017 年 3 月末)



(出所) South African Post Office, “Integrated Report 2013~2017,”[42]を基に作成

(2) 金融サービス提供の形態

すべての郵便局で金融サービスを提供しており、幅広い国民に金融サービスを提供している。全国の郵便局数は南アフリカ全土で 2,222 局(2017 年 3 月末)であり、その内訳は 1520 局の郵便局と 702 局の簡易局に分けられる[43]。この 1 年間で 15 の郵便局が統合され、1 つの郵便局が簡易郵便局に変更された。また 7 つの簡易郵便局が閉鎖されている。これは顧客のデジタル機器への移行、郵便市場の縮小、非効率的なビジネスモデルが原因で SAPO の財務状況が悪化したためであり、2017 年 3 月末に発表された財務諸表でも、978 百万ランドの損失と引き続き巨額の赤字を計上している。

金融ユニバーサルサービスの提供義務については、2010 年の南アフリカポストバンク会社法(South African Postbank Limited Act, 2010)において、銀行サービスのユニバーサルかつ容易なアクセスを促進することが規定されている[44]。

(3) 窓口取扱時間

窓口の受付時間は個々の郵便局により設定されている[45]。

ほとんどの郵便局は、平日は 8：00～8：30 に受付を開始し、16：30～18：00 に受付を終了する。土曜日は 8：00～12：00 頃まで受付しているところが大半である。日曜日・祝日はほとんどの郵便局が窓口を閉めており、一部の店舗のみが営業を行っている。

42 South African Post Office, “Integrated Report 2013~2017” (閲覧日：2018 年 7 月 31 日)
https://www.postoffice.co.za/About/annualreport/index.html
43 South African Post Office, “Integrated Report 2017” (閲覧日：2018 年 7 月 31 日)
https://www.postoffice.co.za/About/annualreport/index.html
44 PostBank, “South African Postbank Limited Act, 2010” (閲覧日：2018 年 7 月 31 日)
http://www.postbank.co.za/PostbankAct
45 Post Office, “Post Office Locations”, (閲覧日：2018 年 7 月 31 日)
https://www.postoffice.co.za/ContactUs/postofficelocations.html

3. 主な業務内容

(1) 預金業務概要(提供商品)

ポストバンクの提供する商品には、大きく分けて定期貯金(Term Deposit)と貯蓄貯金(Saving Account)の 2 つがある。定期貯金(Term Deposit)には Bonus Save と Term Save、Term Save Plus、そして後者の貯蓄貯金(Saving Account)には Bakgotsi Account、Smart Save、Smart Save for Minors というそれぞれ 3 つのサービスがあり、預入期間や金額に合わせて利子が設定されている。

図表 14：ポストバンクのサービスとその詳細 (2018 年 4 月)[46]

サービス区分	口座名	最低口座開設預金額(ランド)	預入期間(ヶ月)	金利	特徴
Term Deposit	Bonus Save	30	12-60	3.85-5.15% (預入期間によって異なる、最大満期まで保有の場合、0.50%プラス)	現在使う予定のない、ある程度まとまったお金がある人向け
	Term Save	1,000	1-12	4.35-6.25% (預入期間によって異なる)	
	Term Save Plus	1,000	24	6.0-6.50% (預入金額・期間によって異なる)	
Saving Account	Bakgotsi	50	-	2.95-4.65% (預入金額によって異なる)	クラブ等グループで貯蓄をしたい人々向けの、通帳をベースにした特別口座。開設には 3 名以上の署名が必要
	Smart Save	50	-	0.15-3.35% (預入金額によって異なる)	短期貯蓄向け口座のため利率は低いが、現金が必要なとき、すぐに入手できる口座
	Smart Save for Minors	10	-	0.15-3.35% (預入金額によって異なる)	16 歳以下の子供、学生向け。短期貯蓄向け口座のため利率は低いが、現金が必要なとき、すぐに入手できる口座

(出所) ポストバンク・ウェブサイトより作成

(2) 資金運用方法

不明である。

(3) 貸付業務概要

貸付業務は行っていない。南アフリカ準備銀行(SARB)から銀行設立の認可により、ポストバンクは貸付業務を含む包括的な銀行業務を行うことができるようになる。

---

[46] South Africa Government Service ウェブサイト、2018 年 4 月 3 日からの金利 (閲覧日：2018 年 7 月 31 日)
http://www.postbank.co.za/Products/Savings/bakgotsi.html

(4) 送金・決済業務概要

ポストバンクは Flexi Debit Card、Mzansi Card、Aspire Youth Debit Card という 3 種類のデビットカードを提供している。このうち、Flexi Debit Card は、ポストバンクの多くの口座から引き落とし可能である。ポストバンク店舗や ATM でいつでも現金を引き出すことが可能であり、VISA や Master を扱う店舗で買い物が可能である。ポストバンクのウェブサイトによれば、現金を持ち歩く代わりに、「Flexi のようなアカウントを給与等の安全で便利な保管場所」として利用することを勧めている。最低預金残高は 40 ランドで、現金の引出し手数料は引出し金額が 100 ランド未満の場合 8.15 ランド、ATM における海外でのデビットカードとしての使用手数料が 18.0 ランド＋送金額の 2%等々、細かく定められている。Flexi Debit Account は日常の使用を前提としているため、金利は 0.00-0.15%となっている[47]。

Mzansi Card は、ポストバンク店舗や ATM、4 大銀行の ATM[48]で利用可能なデビットカードであり、口座残高は 25,000 ランドを超えてはならず、一日の利用可能限度額は 5,000 ランド、1 ヶ月の利用可能限度額は 25,000 ランドとなっている。Mzansi Card の最低預金残高は 20 ランドで、Mzansi カードは南アフリカ国民であれば誰でも簡単につくることができるが、外国人は本カードを作成することはできない。Mzansi Card は南アフリカに加え、レソト、スワジーランド、ナミビアといった通貨ランドが利用可能な国やボツワナにおいても使用することができる。金利は 0.00-0.25%となっている[49]。

Aspire Youth Debit Card は 2013 年 12 月にサービスをスタートさせたデビットカードで、16 歳から 24 歳の若年層が保有することができる。最低預金残高の条件がなく、毎月の残高手数料もかからないカードである。金利は 0.10-0.90%となっている[50]。

また、サービスラインナップとして、オンラインバンキングや電子決済サービスも提供している。

(5) 国際業務概要

ポストバンクの提供する Mzansi Card は南アフリカに加え、レソト、スワジーランド、ナミビアといった通貨ランドが利用可能な国やボツワナにおいても使用することができる。

(6) 付随業務概要

保険商品は扱っていない。

47 Post bank, (閲覧日：2018 年 7 月 31 日)
https://www.postbank.co.za/Ratesfees/Transactional/flexicardfees.html
48 ABSA, First Nation Bank (FirstRand Bank のグループ銀行)、Nedbank, Standard Bank の 4 行を指す。
49 Post bank, (閲覧日：2018 年 7 月 31 日)
https://www.postbank.co.za/Ratesfees/Transactional/mzansifees.html
50 Post bank, (閲覧日：2018 年 7 月 31 日)
https://www.postbank.co.za/Ratesfees/Transactional/aspirefees.html

4. 会計基準と財務諸表

会計基準は国際会計基準(International Financial Reporting Standards, IFRS)を採用している。

財務諸表については、ポストバンク事業の資産負債額は掲載されていない。損益計算書については、年次報告書の付表で、ポストバンク事業での収入、会社化準備費用、ファイナンス・コストの項目が掲載されているが、人件費(employee costs)等は一括であり、ポストバンク事業単独の損益は不明である。

図表 15：SAPO の貸借対照表(1000 ランド) (2017 年 3 月末)

	2016 年 3 月	2017 年 3 月
Non-Current Assets	1,837,950	3,708,326
Current Assets	8,231,739	9,674,809
Total Assets	10,069,689	13,383,135
Equity	-241,932	1,028,959
Non-Current Liabilities	1,688,412	5,391,431
Current Liabilities	8,623,209	6,962,745
Total Liabilities	10,311,621	12,354,176
Total Equity and Liabilities	10,069,689	13,383,135

(出所) South African Post Office, “South African Post Office 2017 Annual Report”[51] (閲覧日：2018 年 7 月 31 日)

図表 16：SAPO の損益計算書(1000 ランド) (2017 年 3 月末)

	2016 年 3 月	2017 年 3 月
Operating loss	-972,787	-806,560
Loss before taxation	-1,111,738	-958,616
Loss for the year	-1,111,604	-978,213
Total items that will not be reclassified to profit or loss	-449	1,584,108
Total items that may be reclassified to profit or loss	4,272	10,795
Other comprehensive income (loss) for the year net of taxation	3,823	1,594,903
Total comprehensive income (loss) for the year	-1,107,781	616,690

(出所) South African Post Office, “South African Post Office 2017 Annual Report” [52] (閲覧日：2018 年 7 月 31 日)

[51] South African Post Office, “South African Post Office 2017 Annual Report” https://www.ipc.be/en/reports-library/publications/member-publications/sapo_2017_ar

[52] South African Post Office, “South African Post Office 2017 Annual Report” https://www.ipc.be/en/reports-library/publications/member-publications/sapo_2017_ar

第 4 章　金融セクターにおけるリテール金融機関の特徴

南アフリカにおけるリテール金融機関としては、ポストバンク(Postbank)、相互銀行(mutual banks)、協同組合金融機関(co-operative financial institutions)が挙げられる。

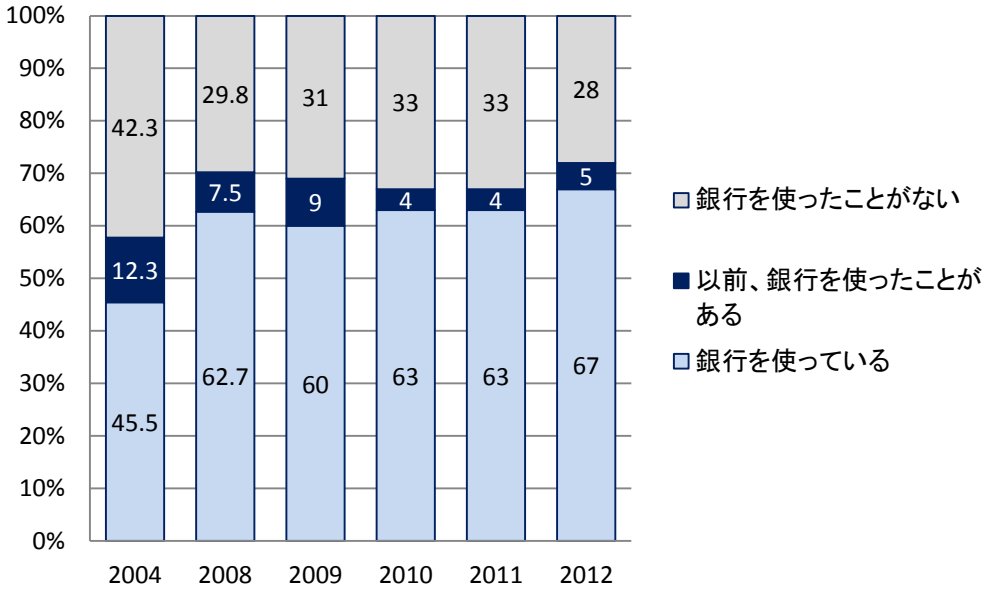
1.　ポストバンク

ポストバンクの資産額は銀行全体のわずか 0.25%に過ぎない。だが、南アフリカ全土に展開する 1,520 の郵便局と 702 の簡易局(2017 年 3 月末)を通じて、金融サービスを提供している。

また、前述のように、2004 年からポストバンクは 4 大銀行とともに低所得者向けの銀行口座(Mzansi Account)を提供している。加えて、郵政事業会社は、4 大銀行の口座も含めた全ての Mzansi 口座所有者が郵便局で預金の引き出しを行えるよう、ネットワークを提供している。

なお、南アフリカで銀行を使っている者の割合は、2004 年には 45.5%と半数に満たなかったが、2008 年には 62.7%と急増している。この増加は Mzansi 口座の展開が、低中所得者の金融包摂に寄与したものと考えられている 。一方、2008 年以降、成人の銀行口座保有率は伸び悩んでいる。詳細は後述するが、金融包摂を目的に Mzansi 口座開設を促した金融セクター憲章の終了が背景にあるとみられる。南アフリカ準備銀行の調査によると、低所得層の銀行口座保有率は大きく改善しているものの、高所得層に比べて依然 20%ポイント以上の差がある。

図表 17：銀行口座を保有している割合(%)



(出所)　The National Treasury, South Africa and the AFI Financial Inclusion Data Working Group, "The Mzansi Story and Beyond," January 2014.[53]

[53] http://www.afi-global.org/sites/default/files/publications/the_use_of_financial_inclusion_data_country_case_study_south_africa.pdf　(閲覧日：2018 年 7 月 31 日)

図表 18：階層別銀行口座を保有している割合(%)

口座保有率(15 歳以上)	2011	2014
平均	53.65	68.77
口座保有率(richest 60%)	63.64	77.32
口座保有率(poorest 40%)	38.79	56.47

(出所) South African Reserve Bank

2. 相互銀行・協同組合銀行

相互銀行(3 行)の銀行全体の総資産額に占める割合はわずか 0.1%である。協同組合銀行と協同組合金融機関を合わせた総資産額はさらに小さく 0.008%であり、リテール金融機関としては非常に小さい。

3. 金融システム全体におけるリテール金融機関の位置付け

世界銀行の調査によると[54]、南アフリカで金融機関に口座を持つ成人の割合は 69.2%である。サハラ砂漠以南のアフリカ各国では、ケニア（81.6%）、ナミビア（80.6%）に次いで高い。

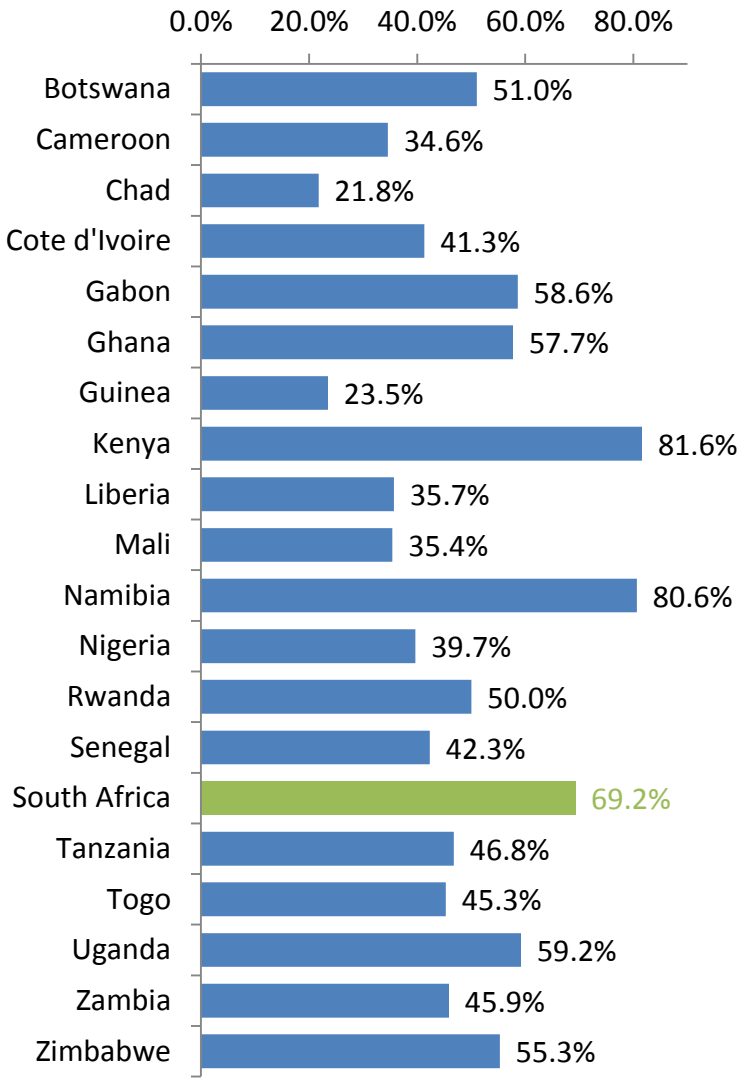
ケニアはモバイルマネー口座が過半だが、南アフリカは実際に金融機関に持つ口座が過半を占める。だが、南アフリカで 2011 年から 2014 年の間に伸びた分は、ほとんどモバイルマネーが使える口座であった。また、南アフリカで金融包摂が高まった要因としては、前節の Mzansi Account の展開のほかに、社会保険庁(Social Security Agency)が金融機関の口座に給付金を支給するようにしたことがあると言われる。

かつての南アフリカでは、銀行は中高所得者層が利用するものであり、国民の過半は銀行口座も保有していなかった。しかし、2004 年に「金融セクター憲章」(the Financial Sector Charter, FSC)という一種の社会協約が、政府・労働界・市民団体・金融サービス業界の間で結ばれ(有効期間は 2004～2008 年)、こういった金融包摂の問題にも対処していくこととなった[55]。そこで、銀行業界は共同歩調を取って、低所得者向けの基本的な銀行口座(Mzansi)を創設した。Mzansi に参加したのは 4 大銀行とポストバンクである(他の全ての銀行にも参加を招請されたが、結局、どの中小銀行も参加しなかった)。この Mzansi 口座により、これまで銀行口座を持っていなかった人々の口座開設が急増し、2010 年 12 月末で 4 大銀行における Mzansi 口座は約 450 万となった。なお、ポストバンクは口座数を発表していないが、ポストバンクも合わせた 5 銀行の総口座数は最低 600 万と見られている。

54 "The Little Data Book on Financial Inclusion" World Bank 2018 (閲覧日：2018 年 7 月 31 日) https://globalfindex.worldbank.org/#data_sec_focus

55 The National Treasury, South Africa and the AFI Financial Inclusion Data Working Group (閲覧日：2018 年 7 月 31 日) "The Mzansi Story and Beyond," January 2014 による。 http://www.afi-global.org/sites/default/files/publications/the_use_of_financial_inclusion_data_country_case_study_south_africa.pdf

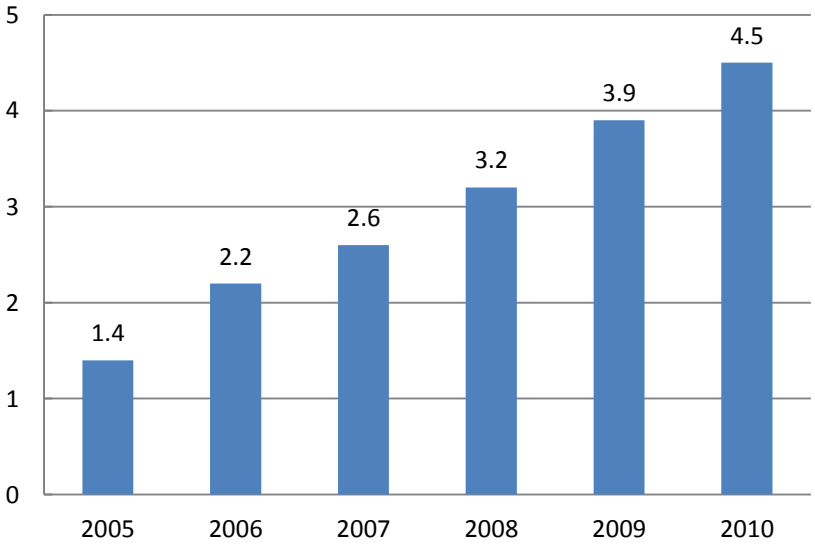
図表 19：アフリカ各国で銀行口座を保有している割合(%)



(出所) "The Global Findex Database 2017" World Bank, April 2018 [56]

[56] The World Bank, (閲覧日：2018 年 7 月 31 日)
http://www.worldbank.org/

図表 20：4 大銀行に置ける Mzansi (ムザンジ)口座数(百万)



(出所) The National Treasury, South Africa and the AFI Financial Inclusion Data Working Group, "The Mzansi Story and Beyond," January 2014.

ただし報道によると、2010 年時点で既に大手銀行が保有する Mzansi 口座の 42%が休眠状態にあり、その半数近くが別の銀行口座に移行したとされる[57]。Mzansi 口座では金融商品の併売が禁止されているほか、金融取引が月数回にとどまる口座が多く、コストに見合わないと判断した大手銀行が、自社の銀行口座へのシフトを促したことが背景にある。事実、大手銀行は、低所得者や若年者を対象としたエントリー・レベルの口座開設商品を積極的に展開している[58]。なお、こうした事情から、4 大銀行の Mzansi 口座数は 2011 年以降公表されなくなった。

57 Fin24 archives, Mzansi accounts flop (閲覧日：2018 年 7 月 31 日)
https://www.fin24.com/Money/Money-Clinic/Mzansi-accounts-flop-20100609
58 Mail&Guardian, Mzansi accounts reach dead end (閲覧日：2018 年 7 月 31 日)
https://mg.co.za/article/2012-02-17-mzansi-accounts-reach-dead-end

第 5 章　最近の金融動向と今後の展望

1.　最近の金融動向等

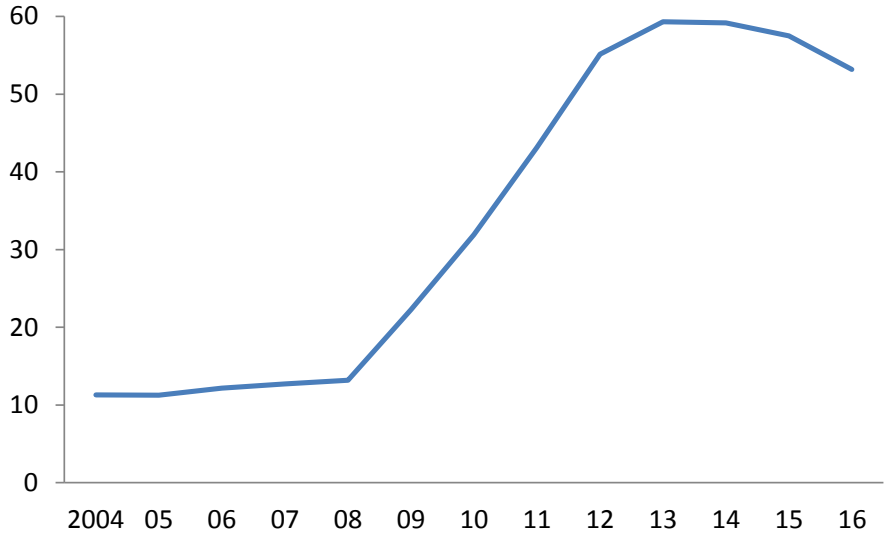
(1)　マイクロファイナンス等ソーシャルファイナンスの現況等

2010 年時点の調査になるが、南アフリカにおけるマイクロファイナンスの借り手はおよそ 300 万人を数え、南アフリカの 9 つの州全域に 1,400 の登録事業者が 7,000 にも及ぶ支店を構えているとされる[59]。

登録業者による総与信額は、2016 年時点で 530 億ランドと、銀行の個人向け貸出（1 兆 5800 億ランド）の 3%程度となっている。2008 年から急速に伸びたマイクロファイナンスだが、2013 年以降、景気減速による失業率の上昇などもあり、その残高は漸減傾向にある。IMF スタッフの推計によると、低所得世帯（所得下位 30%）の 4 割がマイクロファイナンスを利用している[60]。

そうした中、南アフリカでは、現在、過剰債務に苦しむ低所得者の負担を軽減するため、政府主導で債務の減免や金利引き下げを行う法案が審議されている[61]。報道によると、月収 7500 ランド以下で、無担保ローンの残高が 5 万ランドを超える人を対象に、元利払いが最大 2 年間滞った場合、債務が免除されるとのことである。同法案に対しては、高金利を課す貸し手から低所得者を守るとの好意的な意見がある一方、低所得者に対する金融機関の貸出姿勢を慎重化させかねないと懸念する見方もある[62]。なお、南アフリカのマイクロファイナンスの規制当局としては、マイクロファイナンス規制委員会(Micro Finance Regulatory Council, MFRC)がある。

図表 21：マイクロファイナンス登録業者の与信残高（19 億ランド）



(出所) Federal Reserve Bank of St. Louis　(https://fred.stlouisfed.org/series/ZAFFCSMMFXDC)

59　野村資本市場研究所『アフリカ金融・資本市場の現状と課題』資本市場研究選書 No,5（2010）
60　IMF, “IMF Country Report No. 18/247 South Africa Selected Issues” July 2018 https://www.imf.org/en/Publications/CR/Issues/2018/07/30/South-Africa-Selected-Issues-46133
61　Fin24 archives, New credit bill to bring relief to over-indebted consumers (閲覧日：2018 年 9 月 18 日) https://www.fin24.com/Money/new-credit-bill-to-bring-relief-to-over-indebted-consumers-20180907
62　Business Tech, New ‘debt relief’ bill will make it harder to get a loan in South Africa: expert (閲覧日：2018 年 9 月 18 日) https://businesstech.co.za/news/finance/267443/new-debt-relief-bill-will-make-it-harder-to-get-a-loan-in-south-africa-expert/

ポストバンクの主要な取引先のひとつとして、政府機関によって設立され、農村部の女性グループの起業に対し融資を行っているマイクロファイナンス機関の小企業基金(The Small Enterprise Foundation, SEF)がある。小企業基金(SEF)は、約 21,000 のグループを支援しているが、ポストバンクの Bakgotsi 口座が、それらのグループの預金口座として利用されている。ポストバンクと小企業基金(SEF)とのつながりが、農村部の女性たちの起業家精神を発展させているともいえる。

2. 最近のリテール決済の動向

(1) モバイルバンキングの普及状況

携帯電話は、いまや低所得者が多いアフリカ（サブサハラ地域）でも幅広く普及している。2017 年のサブサハラ地域の携帯電話加入数は、4 億 4370 万件と世界全体の 9%を占めるに至っている。人口普及率は 44%と未だ世界平均（66%）を下回るが、今後 5 年間で年率 4.8%と世界平均の 2 倍以上のペースで拡大することが見込まれるなど、成長性の高さに変わりはない[63]。

そうした中、南アフリカにおける携帯電話の浸透ぶりは際立っている。GSMA（Global System for Mobile communications Association: GSM 方式を採用している移動体通信事業者等の業界団体）の発表によると、2017 年末の携帯電話契約数は 8940 万件と人口を大きく上回り、一人当たり 1.6 回線を保有している計算となる[64]。Oxford Business Group は、南アフリカの携帯普及率をアメリカとほぼ同水準の 89%と試算している[65]。

携帯電話の普及によって、アフリカでは携帯電話を用いた多数のサービスが生まれた。その一つがモバイルネットワークを利用した金融サービス、いわゆるモバイルバンキングであり、現在世界で携帯利用者のおよそ 3 割が利用していると言われている[66]。アフリカでは、2007 年にケニア最大のモバイルネットワーク事業者である Safaricom が M-PESA というモバイルマネーを導入し、非接触型決済、送金、マイクロファイナンスなどのサービスを提供開始した。2010 年には南アフリカの大手通信事業者 Vodacom が、ローカル金融グループである Nedbank と提携してモバイルバンキング事業に参入[67]。2015 年に、デジタルセキュリティベンダーの Gemalto が、Vodacom の M-PESA モバイルウォレットサービスを補完する目的で、プリペイド EMV カードを導入している[68]。モバイルバンキングの開始で先行したケニアには劣るものの、携帯電話の普及と相まって、南アフリカでもモバイルバンキングの存在感が増しつつある。実際、世界銀行の調査によると、携帯電話を通じて送金のやり取りをした人の割合は、

63 GSMA Mobile Economy 2018, “The Mobile Economy Sub-Saharan Africa 2018” GSMA2018 (閲覧日:2018 年 7 月 31 日) https://www.gsma.com/mobileeconomy/sub-saharan-africa/

64 Business Tech, SA mobile share in 2018: Vodacom vs MTN vs Cell C vs Telkom (閲覧日：2018 年 7 月 31 日) https://businesstech.co.za/news/mobile/232795/sa-mobile-share-in-2018-vodacom-vs-mtn-vs-cell-c-vs-telkom/

65 http://www.oxfordbusinessgroup.com/analysis/final-20-reaching-unbanked-population-complex-task (閲覧日：2018 年 7 月 31 日)

66 The Statistics Portal, Share of mobile banking users worldwide from 2010 to 2015 (閲覧日：2018 年 7 月 31 日) https://www.statista.com/statistics/779037/share-of-mobile-banking-users/

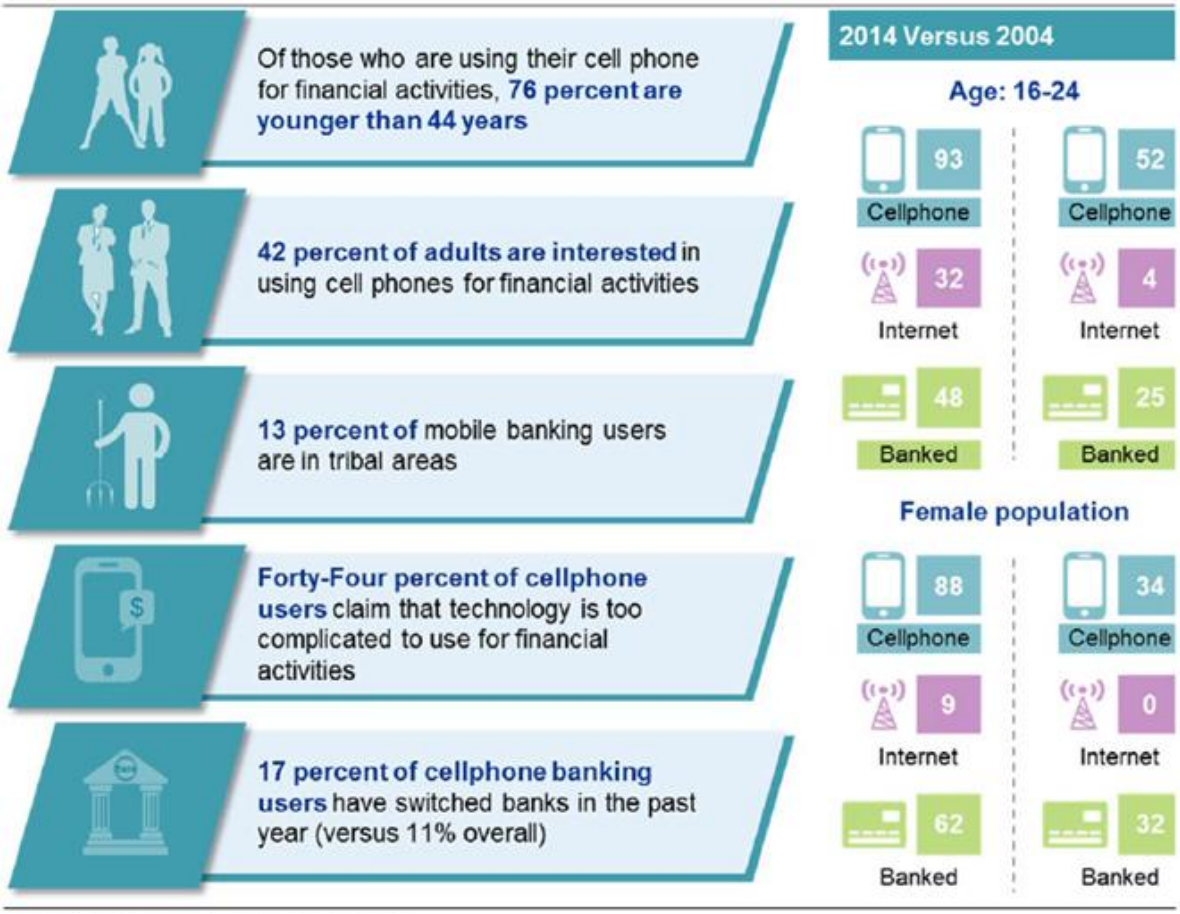
67 MyADSL,” M-PESA money transfer service launched”, https://mybroadband.co.za/news/business/14824-m-pesa-money-transfer-service-launched.html (閲覧日：2018 年 9 月 9 日)

68 Gemalto,"Gemalto prepaid EMV banking cards extend reach of Vodacom m-pesa mobile wallet in South Africa" http://www.gemalto.com/press/Pages/Gemalto-prepaid-EMV-banking-cards-extend-reach-of-Vodacom-m-pesa-mobile-wallet-in-South-Africa.aspx (閲覧日：2018 年 7 月 31 日)

2017 年に全人口のおよそ 2 割に達している。なお、モバイルバンキング利用者の 4 分の 3 が、44 歳未満の若い層とされている[69]。

モバイルバンキングの長所は、物理的制約に捉われることなくサービスを普及でき、口座開設料を徴収しないことで経済的制約を取り除くことが可能となることである。また、ブランチレスバンキングは、伝統的な銀行サービスを受けにくい人々に基礎的なサービスを提供することで、国連の持続可能な開発目標(SDGs)や地域の持続的な発展にも寄与している。

図表 22：南アフリカのモバイルバンキング利用状況



(出所)　KPMG, “Mobile Banking 2015,” July 2015.

大手銀行もモバイルバンキングサービスの展開を事業戦略の中心に据えている。Standard Bank では、2017 年度の携帯電話を通じた取引が前年比 32%増加し、初めて 15 億件の大台にのせた。一方、デジタル取引の拡大に伴い、ATM を通じた取引は 3.3%、支店を通じた取引は 14.4%減少している[70]。また First Rand 銀行では、銀行の専用アプリを利用した取引が前年の 5900 万件から 9900 万件に急増、携帯電話と合わせた利用件数は前年比 5 割増の 1 億 4300 万件に達した。同銀行では個人向け電子決済サー

[69] https://www.kpmg.com/UK/en/IssuesAndInsights/ArticlesPublications/Documents/PDF/mobile-banking-report-2015.pdf （閲覧日：2018 年 7 月 31 日）

[70] Standard Bank Group, Annual Integrated Report 2017
http://reporting.standardbank.com/resultsreports.php （閲覧日：2018 年 9 月 18 日）

ビス eWallet にも力を入れており、利用者は 430 万件を数えるが、その 74%が手数料なしでサービスを利用している[71]。

しかし、モバイルバンキングによる口座数の増加、取引額の増加が低所得層の貯蓄に必ずしもつながっていないという指摘もある。Standard Bank の行った調査によると、年収 86,000 ランド(約 60 万円)以下の人々には経済的に貯蓄をする余力がなく、この所得水準には国民の 94.6%が該当するということが明らかにされている[72]。

(2) 南アフリカの EC 市場

アマゾン・エフェクトという言葉にみられるように、世界の EC 市場は急速に拡大している。2017 年の世界の EC 市場は、1.9 兆ドル、小売売上高のおよそ 8%に達した。そうした中、南アフリカでも EC 市場への関心が高まっている。

南アフリカの EC 市場は、2017 年時点で 23 億ドルと世界に占める割合は 0.12%に過ぎない。国民の 3 割にあたる 1700 万人が利用している一方、一人あたりの年間利用額は 136 ドルにとどまる[73]。ある調査によると、半数近くの消費者が、「決済手段を信頼できるならもっと買い物をする」と回答しており、ネットを通じた決済への懸念が一因となっているようだ。実際、南アフリカでは、伝統的なデビットカードやクレジットカードでの決済が主流となっており、先進国で導入が進む eWallet などの電子決済への移行が遅れている[74]。南アフリカでは、消費者の 45%がオンラインストアのサイトを訪れるが、実際に購入するのは 28%にとどまっており、決済システムへの信頼を構築することで一人当たり利用額はもとより、利用者のすそ野を拡大させる余地も大きいと考えられる。

なお、携帯電話の普及率が高い南アフリカだが、EC 利用者の 75%はデスクトップパソコンから注文しており、携帯電話を通じた注文（50%）を上回る。南アフリカの消費者は、EC 市場での購入に際して、詳細な情報を重視する傾向があるためだ。EC 市場のさらなる拡大には、SNS などを通じたサイトへの誘導に加え、消費者の求める情報を的確に伝えるウェブデザインが課題と言える。

(3) 南アフリカのフィンテック動向

南アフリカのフィンテック産業は、規模こそ小さいが、多くのフィンテック企業が育ちつつある[75]。

フィンテック企業は、その活動領域によって大きく①決済、②貸出、③資本調達、④資産管理、⑤仮想通貨市場の 5 分野に分類される。決済では、キャッシュレス化やブロックチェーン技術を活用した P2P 送金サービスなどを手掛ける企業がしのぎを削っている。オンライン貸出では、個人間で小口融資を行うソーシャルレンディングが

---

71 FirstRand Bank, Annual Integrated Report 2017
http://www.firstrand.co.za/InvestorCentre/Pages/annual-reports.aspx (閲覧日：2018 年 9 月 18 日)

72 BusinessTech、Here is the reason why you aren't saving any money (閲覧日：2018 年 7 月 31 日)
http://businesstech.co.za/news/banking/125233/here-is-the-reason-why-you-arent-saving-any-money/

73 "注追加⑬ews/banking/125233/here-is-the-reason-w QWERTY DEGITAL 2017 (閲覧日：2018 年 7 月 31 日)
https://qwertydigital.co.za/wp-content/uploads/2017/08/Digital-Statistics-in-South-Africa-2017-Report.pdf

74 "注追加⑭://qwertydigital.co.za/ Capgemini and BNP Paribas (閲覧日：2018 年 7 月 31 日)
https://www.worldpaymentsreport.com/

75 Fintech news Switzerland May 2, 2018, Fintech In South Africa: A Quick Overview (閲覧日：2018 年 7 月 31 日)
http://fintechnews.ch/fintech/fintech-in-south-africa-overview/18114/

1380 万ドルまで拡大。その他、ロボアドバイザーや AI 技術を活用した資産運用サービスが 2017 年から実用化されたほか、ビットコインなど仮想通貨に関連する企業も存在感を増している。

図表 23：南アフリカのフィンテック企業



(出所)　fintechnews.ch/fintech/fintech-in-south-africa-overview/18114/.

こうした状況のもと、南アフリカ準備銀行は、2018 年 1 月にフィンテック室を新設し、フィンテックが伝統的な銀行業務に与える影響を見極めるとともに、フィンテックに係る政策的枠組みの構築に向け検討を開始した。

現在のところ、仮想通貨は法定通貨とみなされていないため、銀行監督の対象外となっているが、規制当局はその影響に強い関心を示している。実際、南アフリカ準備銀行は、ブロックチェーン技術に詳しいフィンテック企業 Bankymoon と協同で、仮想通貨事業者に対する新規制の試案を作成。2018 年 1 月には、その第一弾として仮想通貨のキャピタルゲインに対する課税方針を公表した。

なお 2018 年には、Discovery Bank や Tyme Degital (登録名は Commonwealth Bank of South Africa)、Bank Zero といった他業態の金融サービス会社によるデジタル銀行が相次いで設立される予定である。いずれもアプリを通じた、決済や貸出など金融サービスの提供を主業務としている[76]。

3.　今後のポストバンクの動向

南アフリカ郵政事業会社(South Africa Post Office、SAPO)では、その長期戦略目標の一つに「機能の統合整理(Consolidation of Functions)」を掲げており、その一環としてポストバンク(Postbank)の法人化を目指している。

[76] Business Tech, 6 new banks launching in South Africa soon　(閲覧日：2018 年 7 月 31 日)
https://businesstech.co.za/news/banking/260077/6-new-banks-launching-in-south-africa-soon/

SAPO からポストバンク会社を分離・設立するため、2010 年にポストバンク会社法(South African Postbank Limited Act no 9 of 2010)が制定された。同法に従い、ポストバンク会社(The South African Postbank Limited)に現在のポストバンク部門から資産等が移行される予定である。

前述の通り、2013 年 9 月には南アフリカ準備銀行(SARB)に銀行設立のための申請書を提出したが、その後、SAPO が 2013 年 3 月期以降、赤字が続いたことや、過去の不適切な支出が明らかになったことなどが問題視され、銀行ライセンス付与の審査は長期化している。2015 年 5 月には、電信・郵便サービス大臣が「農村地域では人々が郵便局に列を作っている。切手を買うためではなく、預金するためだ」と述べるなど、政治的な圧力も強まった[77]。

そうした中、2016 年 7 月にようやく本審査申請に向けた準備間（最大 12 カ月）入りが認められ、2017 年 7 月に最終審査のための申請書を提出した。しかし、その後 1 年以上が経過したものの、いまだに銀行ライセンスの承認には至っていない。財務省によると、審査は順調に進んでおり、2019 年 3 月までには承認され、ポストバンクの商業銀行への移行が完了する見通しとのことである。[78]。

77 Andisiwe Makinana, “Postbank on its way to corporatization,” City Press, 24 May 2015. http://www.fin24.com/Tech/Companies/Postbank-on-its-way-to-corporatisation-20150522

78 https://www.businesslive.co.za/bd/national/2018-04-24-no-decision-yet-on-granting-a-banking-licence-to-postbank/

＜出所資料一覧＞

【中央銀行・監督官庁・協会等ウェブサイト】

- 南アフリカ準備銀行ウェブサイト、https://www.resbank.co.za/Pages/default.aspx
- 南アフリカ政府ウェブサイト、http://www.gov.za/
- 南アフリカ金融庁、https://www.fsb.co.za/Pages/Home.aspx
- 南アフリカ歳入庁ウェブサイト(South African Revenue Service)、http://www.sars.gov.za/Pages/default.aspx
- Department of National Treasury ウェブサイト、http://www.treasury.gov.za/coopbank/FAQs.aspx
- 貯蓄信用協同組合連盟(SACCOL)ウェブサイト、http://www.saccol.org.za/
- C o-operative Financial Institute of South Africa ウェブサイト http://www.cofisa.co.za/

【郵便公社・郵貯等ウェブサイト】

- 南アフリカポストバンクウェブサイト、http://www.postbank.co.za/
- 南アフリカポストオフィスウェブサイト、http://www.postoffice.co.za/

【国際機関・外国機関文献・データベース】

- I MF, “South Africa : Financial System Stability Assessment,” December 2014. http://www.imf.org/external/pubs/ft/scr/2014/cr14340.pdf

【金融機関等ウェブサイト】

- Standard Bank ウェブサイト、http://reporting.standardbank.com/
- Absa Bank ウェブサイト、http://www.absa.co.za/Absacoza
- VBS Mutual Bank ウェブサイト、http://www.vbsmutualbank.co.za/loans-profile.php
- Finbond Mutual Bank ウェブサイト、http://www.finbondmutualbank.co.za/index.html
- GBS Mutual bank ウェブサイト、http://www.gbsbank.co.za/
- 土地農業開発銀行ウェブサイト、http://www.landbank.co.za/

【論文・雑誌・業界紙】

- Andisiwe Makinana, “Postbank on its way to corporatization,” City Press, 24 May 2015.
- http://www.fin24.com/Tech/Companies/Postbank-on-its-way-to-corporatisation-20150522
- Asli Demirguc-Kunt, Leora Klapper, Dorothe Singer, and Peter Van Oudheusden, “The Global Findex Database 2014: Measuring Financial Inclusion around the World,” World Bank, April 2015. https://openknowledge.worldbank.org/bitstream/handle/10986/21865/WPS7255.pdf?sequence=2
- KPMG, “Mobile Banking 2015,” July 2015. https://www.kpmg.com/UK/en/IssuesAndInsights/ArticlesPublications/Documents/PDF/mobile-banking-report-2015.pdf
- The National Treasury, South Africa and the AFI Financial Inclusion Data Working Group, “The Mzansi Story and Beyond,” January 2014. http://www.afi-global.org/sites/default/files/publications/the_use_of_financial_inclusion_data_country_case_study_south_africa.pdf
- 日本貿易振興機構(JETRO)ウェブサイト、http://www.jetro.go.jp/world/africa/za/invest_04/
- 野村資本市場研究所『アフリカ金融・資本市場の現状と課題』資本